Japanese Bible

Meiji 21

After Jesus 1888

Old Testament

Yokohama

American Bible Society

耶穌降生千八百八十八年　米國聖書會社

OLD TESTAMENT.

舊約全書

明治二十一年　日本横濱印行

舊約全書目錄


西亞細亞諸國之圖
黒海
カスピアン海
大海
小アジア
アララテ山
ゴザン
アッスリヤ
メデア
エラム
クタ
ハルシ
カルデア
スリヤ
モアブ
エドム
エジプト
シナイ山
パダンアラム メソポタミヤ
ユウフラテス
ヒデケル
タデモル



創世記

第一章

一 元始に神天地を創造たまへり 二 地は定形なく曠空くして黒暗淵の面にあり神の靈水の面を覆たりき 三 神光あれと言たまひければ光ありき 四 神光を善と觀たまへり神光と暗を分ちたまへり 五 神光を晝と名け暗を夜と名けたまへり夕あり朝ありき是首の日なり 六 神言たまひけるは水の中に穹蒼ありて水と水とを分つべし 七 神穹蒼を作りて穹蒼の下の水と穹蒼の上の水とを判ちたまへり即ち斯なりぬ 八 神穹蒼を天と名けたまへり夕あり朝ありき是二日なり 九 神言たまひけるは天の下の水は一處に集りて乾ける土顯べしと即ち斯なりぬ 十 神乾ける土を地と名け水の集合るを海と名けたまへり神これを善と觀たまへり 十一 神言たまひけるは地は青草と實蓏を生ずる蔬草と其類に從ひみづから核をもつ所の樹を地に發出すべしと即ち斯なりぬ 十二 地青草と其類に從ひ果をむすびて自ら核をもつ所の樹を發出せり神之を善と觀たまへり 十三 夕あり朝ありき是三日なり 十四 神言たまひけるは天の穹蒼に光明ありて晝と夜とを分ち又天象のため時節のため日のため年のために成べし 十五 又天の穹蒼にありて地を照す光となるべしと即ち斯なりぬ 十六 神二の巨なる光をつくり大なる光に晝を司どらしめ小き光に夜を司どらしめたまふ又星を造りたまへり 十七 神之を天の穹蒼に置て地を照さしめ 十八 晝と夜を司どらしめ光と暗を分たしめたまふ神之を善と觀たまへり 十九 夕あり朝ありき是四日なり 二十 神いひたまひけるは水には生物饒に生じ鳥は天の穹蒼の面に地の上に飛べしと 二一 神巨なる魚と水に饒に生じてうごく諸の生物を其類に從ひて創造り又羽翼ある諸の鳥を其類に從ひて創造たまへり神之を善と觀たまへり 二二 神之を祝て曰く生よ繁息よ海の水に充牣よ又禽鳥は地に蕃息よと 二三 夕あり朝ありき是五日なり 二四 神言たまひけるは地は生物を其類に從て出し家畜と昆蟲と地の獸を其類に從て出すべしと即ち斯なりぬ 二五 神地の獸を其類に從て造り家畜を其類に從て造り地の諸の昆蟲を其類に從ひて造りたまへり神

二六神言ひたまひけるは我儕に象りて我等の像のごとくに我等人を造り之に海の魚と天空の鳥と家畜と全地と地に匍ふ所の諸の昆蟲を治しめんと 二七神其像のごとくに人を創造たまへり即ち神の像の如くに之を創造之を男と女に創造り給へり 二八神彼等を祝し神彼等に言たまひけるは生よ繁殖よ地に滿盈よ之を服從せよ又海の魚と天空の鳥と地に動く所の諸の生物を治めよ 二九神言たまひけるは視よ我全地の面にある實蓏のなる諸の草蔬と核ある木菓の結る諸の樹とを汝等に與ふこれは汝らの糧となるべし 三十又地の諸の獸と天空の諸の鳥および地に匍ふ諸の物等凡そ生命ある者には我食物として諸の青き草を與ふと即ち斯なりぬ 三一神其造りたる諸の物を視たまひけるに甚だ善りき夕あり朝ありき是六日なり

第二章

一斯天地および其衆群悉く成ぬ 二第七日に神其造りたる工を竣たまへり即ち其造りたる工を竣て七日に安息たまへり 三神七日を祝して之を神聖めたまへり其は神其創造爲たまへる工を盡く竣て是日に安息みたまひたればなり 四エホバ神地と天を造りたまへる日に天地の創造られたる其由來は是なり 五野の諸の灌木は未だ地にあらず野の諸の草蔬は未だ生ぜざりき其はエホバ神雨を地に降せたまはず亦土地を耕す人なかりければなり 六霧地より上りて土地の面を遍く潤したり 七エホバ神土の塵を以て人を造り生氣を其鼻に嘘入たまへり人即ち生靈となりぬ 八エホバ神エデンの東の方に園を設て其造りし人を其處に置たまへり 九エホバ神觀に美麗く食ふに善き各種の樹を土地より生ぜしめ又園の中に生命の樹および善惡を知の樹を生ぜしめ給へり 十河エデンより出て園を潤し彼處より分れて四の源となれり 十一其第一の名はピソンといふ是は金あるハビラの全地を繞る者なり 十二其地の金は善し又ブドラクと碧玉彼處にあり 十三第二の河の名はギホンといふ是はクシの全地を繞る者なり 十四第三の河の名はヒデケルといふ是はアッスリヤの東に流るゝものなり第四の河はユフラテなり 十五ヱホバ神其人を挈て彼をエデンの園に置き之を理め之を守らしめ給へり

樹は汝その果を食ふべからず汝之を食ふ日には必ず死べければなり 十八 エホバ神言たまひけるは人獨なるは善らず我彼に適ふ助者を彼のために造らんと 十九 エホバ神土を以て野の諸の獸と天空の諸の鳥を造りたまひてアダムの之を何と名るかを見んとて之を彼の所に率ゐいたりたまへりアダムが生物に名けたる所は皆其名となりぬ 二十 アダム諸の家畜と天空の鳥と野の諸の獸に名を與へたり然どアダムには之に適ふ助者みえざりき 二一 是に於てエホバ神アダムを熟く睡らしめ睡りし時其肋骨の一を取り肉をもて其處を塡塞たまへり 二二 エホバ神アダムより取たる肋骨を以て女を成り之をアダムの所に攜きたりたまへり 二三 アダム言けるは此こそわが骨の骨わが肉の肉なれ此は男より取たる者なれば之を女と名くべしと 二四 是故に人は其父母を離れて其妻に好合ひ二人一体となるべし アダムと其妻は二人倶に裸体にして愧ざりき

第三章

一 エホバ神の造りたまひし野の生物の中に蛇最狡猾し蛇婦に言けるは神眞に汝等園の諸の樹の果は食ふべからずと言たまひしや 二 婦蛇に言けるは我等園の樹の果を食ふことを得 三 然ど園の中央にある樹の果實をば神汝等之を食ふべからず又之に捫るべからず恐くは汝等死んと言たまへり 四 蛇婦に言けるは汝等必ず死ることあらじ 五 神汝等が之を食ふ日には汝等の目開け汝等神のごとくなりて善惡を知るに至るを知りたまふなりと 六 婦樹を見ば食ふに善く目に美麗しく且智慧からんが爲に慕はしき樹なるによりて遂に其果實を取て食ひ亦之を己と偕なる夫に與へければ彼食へり 七 是において彼等の目倶に開て彼等其裸體なるを知り乃ち無花果樹の葉を綴て裳を作れり 八 彼等園の中の日に清涼き時分歩みたまふエホバ神の聲を聞しかばアダムと其妻即ちエホバ神の面を避て園の樹の間に身を匿せり 九 エホバ神アダムを召て之に言たまひけるは汝は何處にをるや 十 彼いひけるは我園の中に汝の聲を聞き裸体なるにより懼れて身を匿せりと 十一

エホバ言たまひけるは誰が汝の裸なるを汝に告しや汝は我が汝に食ふなかれと命じたる樹の果を食ひたり
しや　十二アダム言けるは汝が與て我と偕ならしめたまひし婦彼其樹の果實を我にあたへたれば我食へりと　十三
エホバ神婦に言たまひけるは汝がなしたる此事は何ぞや婦言けるは蛇我を誘惑して我食へりと　十四エホバ神
蛇に言たまひけるは汝是を爲たるに因て汝は諸の家畜と野の諸の獸よりも勝りて詛はる汝は腹行て一生の
間塵を食ふべし　十五又我汝と婦の間および汝の苗裔と婦の苗裔の間に怨恨を置ん彼は汝の頭を碎き汝は彼の
踵を碎かん　十六又婦に言たまひけるは我大に汝の懷姙の劬勞を增すべし汝は苦みて子を產ん又汝は夫をした
ひ彼は汝を治めん　十七又アダムに言たまひけるは汝その妻の言を聽て我が汝に命じて食ふべからずと言たる
樹の果を食ひしに縁て土は汝のために詛はる汝は一生のあひだ勞苦て其より食を得ん　十八土は荊棘と薊とを
汝のために生ずべしまた汝は野の草蔬を食ふべし　十九汝は面に汗して食物を食ひ終に土に歸らん其は其中よ
り汝は取れたればなり汝は塵なれば塵に皈るべきなりと　二十アダム其妻の名をエバと名けたり其は彼は群の
生の母なればなり　二一エホバ神アダムと其妻のために皮衣を作りて彼等に衣せたまへり　二二エホバ神曰たまひ
けるは視よ夫人我等の一の如くなりて善惡を知る然ば恐くは彼其手を舒べ生命の樹の果實をも取りて食ひ
無限生んと　二三エホバ神彼をエデンの園よりいだし其取て造られたるところの土を耕さしめたまへり　二四斯神
其人を逐出しエデンの園の東にケルビムと自から旋轉る焰の劍を置て生命の樹の途を保守りたまふ

第四章

一アダム其妻エバを知る彼孕みてカインを生みて言けるは我エホバによりて一箇の人を得たりと　二
彼また其弟アベルを生りアベルは羊を牧ふ者カインは土を耕す者なりき　三日を經て後カイン土より出る
果を携來りてエホバに供物となせり　四アベルもまた其羊の初生と其肥たる者を携來れりエホバ、アベルと其
供物を眷顧みたまひしかども　五カインと其供物をば眷みたまはざりしかばカイン甚く怒り且其面をふせき

六 ヱホバカインに言たまひけるは汝何ぞ怒るや何ぞ面をふするや 七 汝若善を行はゞ擧ることをえざらん
や若善を行はずば罪門戸に伏す彼は汝を慕ひ汝は彼を治めん 八 カイン其弟アベルに語りぬ彼等野にをり
ける時カイン其弟アベルに起かゝりて之を殺せり 九 ヱホバカインに言たまひけるは汝の弟アベルは何
處にをるや彼言ふ我知らず我あに我弟の守者ならんやと 十 ヱホバ言たまひけるは汝何をなしたるや汝の弟
の血の聲地より我に叫べり 十一 されば汝は詛れて此地を離るべし此地其口を啓きて汝の弟の血を汝の手より
受たればなり 十二 汝地を耕すとも地は再其力を汝に效さじ汝は地に吟行ふ流離子となるべしと 十三 カインヱ
ホバに言けるは我が罪は大にして負ふこと能はず 十四 視よ汝今日斯地の面より我を逐出したまふ我汝の面を
見ることなきにいたらん我地に吟行ふ流離子とならん凡そ我に遇ふ者我を殺さん 十五 ヱホバ彼に言たまひけ
るは然らず凡そカインを殺す者は七倍の罰を受んとヱホバカインに遇ふ者の彼を撃ざるため印誌を彼に與
へたまへり 十六 カインヱホバの前を離て出でエデンの東なるノドの地に住り 十七 カイン其妻を知る彼孕みエノ
クを生りカイン邑を建て其邑の名を其子の名に循ひてエノクと名けたり 十八 エノクにイラデ生れたりイラデ
メホヤエルを生みメホヤエルはメトサエルを生みメトサエルはレメクを生り 十九 レメク二人の妻を娶れり一の名
はアダと曰ひ一の名はチラと曰り 二十 アダヤバルを生めり彼は天幕に住て家畜を牧ふ所の者の先祖なり 二十一 其
弟の名はユバルと云ふ彼は琴と笛とをとる者の先祖なり 二十二 又チラトバルカインを生り彼は銅と鐵の諸の刃
物を鍛ふ者なりトバルカインの妹をナアマといふ 二十三 レメク其妻等に言けるはアダとチラよ我聲を聽けレメ
クの妻等よわが言を容よ我わが創傷のために人を殺すわが痍のために少年を殺す 二十四 カインのためには七倍
の罰ありレメクのためには七十七倍の罰あらん 二十五 アダム復其妻を知て彼男子を生み其名をセツと名けたり
其は彼神我にカインの殺したるアベルのかはりに他の子を與へたまへりといひたればなり 二十六 セツにもまた

男子生れたりかれ其名をエノスと名けたり此時人々エホバの名を呼ことをはじめたり

第五章

一 アダムの傳の書は是なり神人を創造りたまひし日に神に象て之を造りたまひ 二 彼等を男女に造りたまへり彼等の創造られし日み神彼等を祝してかれらの名をアダムと名けたまへり 三 アダム百三十歳に及びて其像に循ひ己に象て子を生み其名をセツと名けたり 四 アダムのセツを生し後の齢は八百歳にして男子女子を生り 五 アダムの生存へたる齢は都合九百三十歳なりき而して死り 六 セツ百五歳に及びてエノスを生り 七 セツエノスを生し後八百七年生存へて男子女子を生り 八 セツの齢は都合九百十二歳なりき而して死り 九 エノス九十歳におよびてカイナンを生り 十 エノスカイナンを生し後八百十五年生存らへて男子女子を生り 十一 エノスの齢は都合九百五歳なりき而して死り 十二 カイナン七十歳におよびてマハラレルを生り 十三 カイナンマハラレルを生し後八百四十年生存へて男子女子を生り 十四 カイナンの齢は都合九百十歳なりきかくして死り 十五 マハラレル六十五歳に及びてヤレドを生り 十六 マハラレルヤレドを生し後八百三十年生存へて男子女子を生り 十七 マハラレルの齢は都合八百九十五歳なりき而して死り 十八 ヤレド百六十二歳に及びてエノクを生り 十九 ヤレドエノクを生し後八百年生存へて男子女子を生り 二十 ヤレドの齢は都合九百六十二歳なりき而して死り 二一 エノク六十五歳に及びてメトセラを生り 二二 エノクメトセラを生し後三百年神とともに歩み男子女子を生り 二三 エノクの齢は都合三百六十五歳なりき 二四 エノク神と偕に歩みしが神かれを取りたまひければをらずなりき 二五 メトセラ百八十七歳におよびてレメクを生り 二六 メトセラレメクを生しのち七百八十二年生存へて男子女子を生り 二七 メトセラの齢は都合九百六十九歳なりき而して死り 二八 レメク百八十二歳に及びて男子を生み 二九 其名をノアと名けて言けるは此子はエホバの詛ひたまひしに由りて來れり我等の操作と我等の手の勞苦に就て我らを慰めん 三十 レメクノアを生し後五百九十五年生存へて男子女子を生り 三一 レメクの齢は

都合七百七十七歳なりき而して死り 三二 ノア五百歳なりきノアセムハムヤペテを生り

第六章

一 人地の面に繁衍はじまりて女子之に生るゝに及べる時 二 神の子等人の女子の美しきを見て其好む
所の者を取て妻となせり 三 ヱホバいひたまひけるは我靈永く人と爭はじ其は彼も肉なればなり然ど彼の日
は百二十年なるべし 四 當時地にネピリムありき亦其後神の子輩人の女の所に入りて子女を生しめたりしが
其等も勇士にして古昔の名聲ある人なりき 五 ヱホバ人の惡の地に大なると其心の思念の都て圖維る所の恒
に惟惡きのみなるを見たまへり 六 是に於てヱホバ地の上に人を造りしことを悔いて心に憂へたまへり 七 ヱ
ホバ言たまひけるは我が創造りし人を我地の面より拭去ん人より獸昆蟲天空の鳥にいたるまでほろぼさん
其は我之を造りしことを悔ればなりと 八 されどノアはヱホバの目のまへに恩を得たり 九 ノアの傳は是なり
ノアは義人にして其世の完全き者なりきノア神と偕に歩めり 十 ノアはセムハムヤペテの三人の子を生り 十一
時に世ヱホバのまへに亂れて暴虐世に滿盈ちたりき 十二 神世を視たまひけるに視よ亂れたり其は世の人皆其
道をみだしたればなり 十三 神ノアに言たまひけるは諸の人の末期わが前に近づけり其は彼等のために暴虐世
にみつればなり視よ我彼等を世とゝもに剪滅さん 十四 汝松木をもて汝のために方舟を造り方舟の中に房を
作り瀝青をもて其內外を塗るべし 十五 汝かく之を作るべし即ち其方舟の長は三百キユビト其濶は五十キユビ
ト其高は三十キユビト 十六 又方舟に導光牖を作り上一キユビトに之を作り終ふべし又方舟の戶は其傍に設くべ
し下牀と二階と三階とに之を作るべし 十七 視よ我洪水を地に起して凡て生命の息氣ある肉なる者を天下より
剪滅し絕ん地にをる者は皆死ぬべし 十八 然ど汝とは我わが契約をたてん汝は汝の子等と汝の妻および汝の子
等の妻とともに其方舟に入るべし 十九 又諸の生物總て肉なる者をば汝各其二を方舟に挈へいりて汝と
ともに其生命を保たしむべし其等は牝牡なるべし 二十 鳥其類に從ひ獸其類に從ひ地の諸の昆蟲其類に從ひて

各二汝の所に至りて其生命を保つべし 二一汝食へる諸の食品を汝の許に取て之を汝の所に集むべし是
則ち汝と是等の物の食品となるべし 二二ノア是爲し都て神の己に命じたまひしごとく然爲せり

第七章

一 ヱホバ ノアに言たまひけるは汝と汝の家皆方舟に入べし我汝がこの世の人の中にてわが前に義を
視たればなり 二諸の潔き獸を牝牡七宛汝の許に取り潔らぬ獸を牝牡二 三亦天空の鳥を雌雄七宛取て種を
全地の面に生のこらしむべし 四今七日ありて我四十日四十夜地に雨ふらしめ我造りたる萬有を地の面よ
り拭去ん 五ノア ヱホバの凡て己に命じたまひし如くなせり 六地に洪水ありける時にノア六百歲なりき 七ノ
ア其子等と其妻および其子等の妻と倶に洪水を避て方舟にいりぬ 八潔き獸と潔らざる獸と鳥および地に匍
ふ諸の物 九牝牡二宛ノアに來りて方舟にいりぬ神のノアに命じたまへるが如し 十かくて七日の後洪水地
に臨めり 十一ノアの齡の六百歲の二月即ち其月の十七日に當り此日に大淵の源皆潰れ天の戸開けて 十二雨四
十日四十夜地に注げり 十三是日にノアとノアの子セム、ハム、ヤペテおよびノアの妻と其子等の三人の妻諸倶に
方舟にいりぬ 十四彼等および諸の獸其類に從ひ諸の家畜其類に從ひ都て地に匍ふ昆蟲其類に從ひ諸の禽即ち
各樣の鳥皆其類に從ひて入りぬ 十五即ち生命の氣息ある諸の肉なる者二宛ノアに來りて方舟にいりぬ
十六入たる者は諸の肉なる者の牝牡にして皆いりぬ神の彼に命じたまへるが如しヱホバ乃ち彼を閉置たまへ
り 十七洪水四十日地にありき是において水增し方舟を浮めて方舟地の上に高くあがれり 十八而して水瀰漫りて
大に地に增しぬ方舟は水の面に漂へり 十九水甚だ大に地に瀰漫りければ天下の高山皆おほはれたり 二十水は
びこりて十五キユビトに上りければ山々おほはれたり 二一凡そ地に動く肉なる者鳥家畜獸地に匍ふ諸の昆蟲
および人皆死り 二二即ち凡そ其鼻に生命の氣息のかよふ者都て乾土にある者は死り 二三斯地の表面にある萬有
を人より家畜昆蟲天空の鳥にいたるまで盡く拭去たまへり是等は地より拭去れたり唯ノアおよび彼とゝも

に方舟にありし者のみ存れり　二四 水百五十日のあひだ地にはびこりぬ

第八章

一 神ノアおよび彼とゝもに方舟にある諸の生物と諸の家畜を眷念ひたまひて神乃ち風を地の上に吹
しめたまひければ水減りたり　二 亦淵の源と天の戸閉塞りて天よりの雨止ぬ　三 是に於て水次第に地より退き
百五十日を經てのち水減り　四 方舟は七月に至り其月の十七日にアララテの山に止りぬ　五 水次第に減て十月
に至りしが十月の月朔に山々の巓現れたり　六 四十日を經てのちノア其方舟に作りし窓を啓て　七 鴉を放出
ちけるが水の地に涸るまで往來しをれり　八 彼地の面より水の減少しかを見んとて亦鴿を放出いだしけるが
九 鴿其足の蹠を止むべき處を得ずして彼に還りて方舟に至れり其は水全地の面にありたればなり彼乃ち其
手を舒て之を執へ方舟の中におのれの所に接入たり　十 尚又七日待て再び鴿を方舟より放出ちけるが　十一 鴿暮
におよびて彼に還れり視よ其口に橄欖の新葉ありき是に於てノア地より水の減少しをしれり　十二 尚又七日ま
ちて鴿を放出ちけるが再び彼の所に歸らざりき　十三 六百一年の一月の月朔に水地に涸たりノア乃ち方舟の蓋
を撤きて視しに視よ土の面は燥てありぬ　十四 二月の二十七日に至りて地乾きたり　十五 爰に神ノアに語りて言た
まはく　十六 汝および汝の妻と汝の子等と汝の子等の妻ともに方舟を出べし　十七 汝とゝもにある諸の肉なる諸の
生物諸の肉なる者則ち鳥家畜および地に匍ふ諸の昆蟲を率ゐいでよ此等は地に饒く生育ち地の上に生み
且殖增すべし　十八 ノアと其子等と其妻および其子等の妻ともに出たり　十九 諸の獸諸の昆蟲および諸の鳥等凡
り地に動く者種類に從ひて方舟より出たり　二十 ノアヱホバのために壇を築き諸の潔き獸と諸の潔き鳥を取て
燔祭を壇の上に献げたり　二一 ヱホバ其馨き香を聞ぎたまひてヱホバ其意に謂たまひけるは我再び人の故に
因て地を詛ふことをせじ其は人の心の圖維るところ其幼少時よりして惡かればなり又我曾て爲たる如く再
び諸の生る物を擊ち滅さじ　二二 地のあらん限りは播種時、收穫時、寒熱夏冬および日と夜息ことあらじ

第九章 一 神ノアと其子等を祝して之に曰たまひけるハ生よ増殖よ地に滿よ 二 地の諸の獸畜天空の諸の鳥地
に匍ふ諸の物海の諸の魚汝等を畏れ汝等に懾かん是我ハ汝等の手に與へらる 三 凡そ生る動物ハ汝等の食と
なるべし菜蔬のごとく我之を皆汝等に與ふ 四 然ど肉を其生命なる其血のまゝに食ふべからず 五 汝等の生命
の血を流すをバ我必ず討さん獸之をなすも人これを爲すも我討さん凡そ人の兄弟人の生命を取バ我討すべ
し 六 凡そ人の血を流す者ハ人其血を流さん其ハ神の像のごとくに人を造りたまひたればなり 七 汝等生よ增
殖よ地に饒くなりて其中に增殖よ 八 神ノアおよび彼と偕にある其子等に告て言たまひけるハ 九 見よ我汝等
と汝等の後の子孫 十 および汝等と偕なる諸の生物即ち汝等とともなる鳥家畜および地の諸の獸と契約を立
ん總て方舟より出たる者より地の諸の獸にまで至らん 十一 我汝等と契約を立ん總て肉なる者ハ再び洪水に絕
るゝ事あらじ又地を滅す洪水再びあらざるべし 十二 神言たまひけるハ我が我と汝等および汝等と偕なる諸の
生物の間に世々限りなく爲す所の契約の徵ハ是あり 十三 我わが虹を雲の中に起さん是我と世との間の契約の
徵なるべし 十四 即ち我雲を地の上に起す時虹雲の中に現るべし 十五 我乃ち我と汝等および總て肉なる諸の生物
の間のわが契約を記念へん水再び諸の肉なる者を滅す洪水とならじ 十六 虹雲の中にあらん我之を觀て神と地
にある都て肉なる諸の生物との間なる永遠の契約を記念えん 十七 神ノアに言たまひけるハ是ハ我が我と地に
ある諸の肉なる者との間に立たる契約の徵なり 十八 ノアの子等の方舟より出たる者ハセムハムヤペテなりき
ハムハカナンの父なり 十九 是等ハノアの三人の子なり全地の民ハ是等より出て蔓延れり 二十 爰にノア農夫とな
りて葡萄園を植ることを始しが 二一 葡萄酒を飮て醉天幕の中にありて裸にあれり 二二 カナンの父ハム其父のか
くし所を見て外にありし二人の兄弟に告たり 二三 セムとヤペテ乃ち衣を取て倶に其肩に負け後向に歩みゆき
て其父の裸體を覆へり彼等面を背にして其父の裸體を見ざりき 二四 ノア酒さめて其若き子の己に爲たる事を

知れり 二五 是に於て彼言けるはカナン詛はれよ彼は僕輩の僕となりて其兄弟に事へん 二六 又いひけるはセムの神エホバは讃べきかなカナン彼の僕となるべし 二七 神ヤペテを大ならしめたまはん彼はセムの天幕に居住はんカナン其僕となるべし 二八 ノア洪水の後三百五十年生存へたりノアの齢は都て九百五十年なりき而して死り

第十章

一 ノアの子セム、ハム、ヤペテの傳は是なり洪水の後彼等に子等生れたり 二 ヤペテの子はゴメル、マゴグ、マデア、ヤワン、トバル、メセク、テラスなり 三 ゴメルの子はアシケナズ、リパテ、トガルマなり 四 ヤワンの子はエリシヤ、タルシシ、キツテムおよびドダニムなり 五 是等より諸國の洲島の民は派分れ出て各其方言と其宗族と其邦國とに循ひて其地に住り 六 ハムの子はクシ、ミツライム、フテ及びカナンなり 七 クシの子はセバ、ハビラ、サブタ、ラアマ、サブテカなりラアマの子はシバおよびデダンなり 八 クシ、ニムロデを生り彼始めて世の權力ある者となれり 九 彼はエホバの前にありて權力ある獵夫なりき是故にエホバの前にある夫權力ある獵夫ニムロデの如しといふ諺あり 十 彼の國の起初はシナルの地のバベル、エレク、アツカデおよびカルネなりき 十一 其地より彼アツスリヤに出でニネベ、レホボテイリ、カラ 十二 およびニネベとカラの間なるレセンを建たり是は大なる城邑なり 十三 ミツライム、ルデ族アナミ族レハビ族ナフト族 十四 パテロス族カスル族およびカフトリ族を生りカスル族よりペリシテ族出たり 十五 カナン其冢子シドンおよびヘテ 十六 エブス族アモリ族ギルガシ族 十七 ヒビ族アルキ族セニ族 十八 アルワデ族ゼマリ族ハマテ族を生り後にいたりてカナン人の宗族蔓延りぬ 十九 カナン人の境はシドンよりゲラルを經てガザに至りソドム、ゴモラ、アデマ、ゼボイムに沿てレシヤにまで及べり 二十 是等はハムの子孫にして其宗族と其方言と其土地と其邦國に隨ひて居りぬ 二一 セムはエベルの全の子孫の先祖にしてヤペテの兄なり彼にも子女生れたり 二二 セムの子はエラム、アシユル、アルパクサデ、ルデ、アラムなり 二三 アラムの子は

ウヅホルゲテルマシあり 二四 アルパクサデシラを生みシラエベルを生り 二五 エベルに二人の子生れたり一人の名をペレグ(分れ)といふ其ハ彼の代に邦國分れたればなり其弟の名をヨクタンと曰ふ 二六 ヨクタンアルモダデシヤレフハザルマウテエラ 二七 ハドラムウザルデクラ 二八 オバルアビマエルシバ 二九 オフルハビラおよびヨバブを生り是等ハ皆ヨクタンの子なり 三十 彼等の居住所ハメシヤよりして東方の山セパルまで至れり 三一 是等ハセムの子孫にして其宗族と其方言と其土地と其國邦とに隨ひて居りぬ 三二 是等ハノアの子の宗族にして其血統と其邦國に隨ひて居りぬ洪水の後是等より地の邦國の民ハ派分れ出たり

第十一章

一 全地ハ一の言語一の音のみなりき 二 茲に人衆東に移りてシナルの地に平野を得て其處に居住り 三 彼等互に言けるハ去來甎石を作り之を善く熱んと遂に石の代に甎石を獲灰沙の代に石漆を獲たり 四 又曰けるハ去來邑と塔とを建て其塔の頂を天にいたらしめん斯して我等名を揚て全地の表面に散ることを免れんと 五 エホバ降臨りて彼人衆の建る邑と塔とを觀たまへり 六 エホバ言たまひけるハ視よ民ハ一にして皆一の言語を用ふ今既に此を爲し始めたり然バ凡て其爲んと圖維る事ハ禁止め得られざるべし 七 去來我等降り彼處にて彼等の言語を淆し互に言語を通ずることを得ざらしめんと 八 エホバ遂に彼等を彼處より全地の表面に散したまひければ彼等邑を建ることを罷たり 九 是故に其名ハバベル(淆亂)と呼る是ハエホバ彼處に全地の言語を淆したまひしに由てなり彼處よりエホバ彼等を全地の表に散したまへり 十 セムの傳ハ是なりセム百歳にして洪水の後の二年にアルパクサデを生り 十一 セムアルパクサデを生し後五百年生存へて男子女子を生り 十二 アルパクサデ三十五歳に及びてシラを生り 十三 アルパクサデシラを生し後四百三年生存へて男子女子を生り 十四 シラ三十歳におよびてエベルを生り 十五 シラエベルを生し後四百三年生存へて男子女子を生り 十六 エベル三十四歳におよびてペレグを生り 十七 エベルペレグを生し後四百三十年生存へて男子女子を生り 十八 ペレ

グ三十歳におよびてリウを生り 十九 ペレグリウを生し後二百九年生存へて男子女子を生り 二十 リウ三十二歳におよびてセルグを生り 二一 リウセルグを生し後二百七年生存へて男子女子を生り 二二 セルグ三十年におよびてナホルを生り 二三 セルグナホルを生しのち二百年生存へて男子女子を生り 二四 ナホル二十九歳に及びてテラを生り 二五 ナホルテラを生し後百十九年生存へて男子女子を生り 二六 テラ七十歳に及びてアブラムナホルおよびハランを生り 二七 テラの傳は是なりテラアブラム、ナホルおよびハランを生みハラン、ロトを生り 二八 ハランは其父テラに先だちて其生處なるカルデアのウルにて死たり 二九 アブラムとナホルと妻を娶りアブラムの妻の名をサライといひナホルの妻の名をミルカといひてハランの女なりハランはミルカの父にして亦イスカの父なりき 三十 サライは石女にして子なかりき 三一 テラカナンの地に往んとて其子アブラムとハランの子なる其孫ロトおよび其子アブラムの妻なる其媳サライをひき挈て倶にカルデアのウルを出たりしがハランに至りて其處に住り 三二 テラの齢は二百五歳なりきテラはハランにて死り

第十二章

一 爰にヱホバアブラムに言たまひけるは汝の國を出で汝の親族に別れ汝の父の家を離れて我が汝に示さんその地に至れ 二 我汝を大なる國民と成し汝を祝み汝の名を大ならしめん汝は祉福の基となるべし 三 我は汝を祝する者を祝し汝を詛ふ者を詛はん天下の諸の宗族汝によりて福祉を獲んと 四 アブラム乃ちヱホバの自己に言たまひし言にしたがひて出たりロト彼と共に行りアブラムはハランを出たる時七十五歳なりき 五 アブラム其妻サライと其弟の子ロトおよび其集めたる總の所有とハランにて獲たる人衆を携へてカナンの地に往んとて出で遂にカナンの地に至れり 六 アブラム其地を經過てシケムの處に及びモレの橡樹に至れり其時にカナン人其地に住り 七 爰にヱホバアブラムに顯現れて我汝の苗裔に此地を與へんといひたまへり彼處にて彼己に顯現れたまひしヱホバに壇を築けり 八 彼其處よりベテルの東の山に移りて其天幕を張

り西にベテル東にアイありき彼處にて彼エホバに壇を築きエホバの名を籲り　九 アブラム尚進て南に遷れり
十 茲に饑饉其地にありければアブラムエジプトに寄寓らんとて彼處に下れり其は饑饉其地に甚しかりければ
なり　十一 彼近く來りてエジプトに入んとする時其妻サライに言けるは視よ我汝を觀て美麗き婦人なるを知る
十二 是故にエジプト人汝を見る時是は彼の妻なりと言て我を殺さん然ど汝をば生存ん　十三 請ふ汝わが妹なりと
言へ然ば我汝の故によりて安にしてわが命汝のために生存ん　十四 アブラムエジプトに至りし時エジプト人
此婦を見て甚だ美麗となせり　十五 またパロの大臣等彼を視て彼をパロの前に譽めければ婦遂にパロの家に召
入られたり　十六 是に於てパロ彼のために厚くアブラムを待ひてアブラム遂に羊牛僕婢牝牡の驢馬および駱
駝を多く獲るに至れり　十七 時にエホバアブラムの妻サライの故によりて大なる災を以てパロと其家を惱し
たまへり　十八 パロアブラムを召て言けるは汝が我になしたる此事は何ぞや汝何故に彼が汝の妻なるを我に告
ざりしや　十九 汝何故に彼はわが妹なりといひしや我幾彼をわが妻にめとらんとせり然ば汝の妻は此にあり
挈去るべしと　二十 パロ即ち彼の事を人々に命じければ彼と其妻および其有る諸の物を送りさらしめたり

第十三章

一 アブラム其妻および其有る諸の物と倶にエジプトを出て南の地に上れりロト彼と共にありき　二 ア
ブラム甚だ家畜と金銀に富り　三 彼南の地より其旅路に進てベテルに至りベテルとアイの間なる其以前に天
幕を張たる處に至れり　四 即ち彼が初に其處に築きたる壇のある處なり彼處にアブラムエホバの名を籲り　五
アブラムと偕に行しロトも羊牛および天幕を有り　六 其地は彼等を載て倶に居しむること能はざりき彼等は
其所有多かりしに緣て倶に居ることを得ざりしなり　七 斯有かばアブラムの家畜の牧者とロトの家畜の牧者
の間に競爭ありき且カナン人とペリジ人此時其地に居住り　八 アブラム、ロトに言けるは我等は兄弟の人なれば
請ふ我と汝の間および我が牧者と汝の牧者の間に競爭あらしむる勿れ　九 地は皆爾の前にあるにあらずや請

ふ我を離れよ爾若左にゆかば我右にゆかん又爾右にゆかば我左にゆかんと 十 是に於てロト目を擧てヨ
ルダンの低地を瞻望みけるにヱホバソドムとゴモラとを滅したまはざりし前なりければゾアルに至るまで
あまねく善く潤澤ひてヱホバの園の如くエジプトの地の如くなりき 十一 ロト即ちヨルダンの低地を盡く撰み
とりて東に徙れり斯彼等彼此に別れたり 十二 アブラムはカナンの地に住り又ロトは低地の諸邑に住み其天幕
を遷してソドムに至れり 十三 ソドムの人は惡くしてヱホバの前に大なる罪人なりき 十四 ロトのアブラムに別れ
し後ヱホバ、アブラムに言たまひけるは爾の目を擧て爾の居る處より西東北南を瞻望め 十五 凡そ汝が觀る所
の地は我之を永く爾と爾の裔に與ふべし 十六 我爾の後裔を地の塵沙の如くなさん若人地の塵沙を數ふることをせ
得ば爾の後裔も數へらるべし 十七 爾起て縱横に其地を行き巡るべし我之を爾に與へんと 十八 アブラム遂に天幕
を遷して來りヘブロンのマムレの橡林に住み彼處にてヱホバに壇を築けり

第十四章

一 當時シナルの王アムラペル、エラサルの王アリオク、エラムの王ケダラオメルおよびゴイムの王テダ
ル等 二 ソドムの王ベラ、ゴモラの王ビルシヤ、アデマの王シナブ、ゼボイムの王セメベルおよびベラ(即ち今のゾ
アル)の王と戰ひをなせり 三 是等の五人の王皆結合てシデムの谷に至れり其處は今の鹽海なり 四 彼等は十二
年ケダラオメルに事へ第十三年に叛けり 五 第十四年にケダラオメルおよび彼と偕なる王等來りてアシタロ
テカルナイムのレパイム人、ハムのズジ人、シヤベキリアタイムのエミ人 六 およびセイル山のホリ人を擊て曠
野の傍なるエルパランに至れり 七 彼等歸りてエンミシパテ(即ち今のカデシ)に至りアマレク人の國を盡く擊
ち又ハザゾンタマルに住るアモリ人を擊り 八 爰にソドムの王ゴモラの王アデマの王ゼボイムの王およびベ
ラ(即ち今のゾアル)の王いでゝシデムの谷にて彼等と戰を接へたり 九 即ち彼五人の王等エラムの王ケダラオ
メル、ゴイムの王テダル、シナルの王アムラペル、エラサルの王アリオクの四人と戰へり 十 シデムの谷には地瀝

青の坑多りしがソドムとゴモラの王等遁て其處に陷りぬ其餘の者ハ山ふ遁逃れたり 十一 是に於て彼等ソドムとゴモラの諸の物と其諸の食料を取て去れり 十二 彼等アブラムの姪ロトと其物を取て去り其ハ彼ソドムに住たればなり 十三 茲に遁逃者來りてヘブル人アブラムに之を告たり時にアブラムハアモリ人マムレの橡林ふ住りマムレハエシコルの兄弟又アネルの兄弟なり是等ハアブラムと契約を結べる者なりき 十四 アブラム其兄弟の擄ふせられしを聞しかば其熟練したる家の子三百十八人を率ゐてダンまで追いたり 十五 其家臣を分ちて夜に乘じて彼等を攻め彼等を撃破りてダマスコの左なるホバまで彼等を追ゆけり 十六 アブラム斯諸の物を奪回し亦其兄弟ロトと其物および婦女と人民を取回せり 十七 アブラムケダラオメルおよび彼と偕なる王等を撃破りて歸れる時ソドムの王シヤベの谷(即ち今の王の谷)にて彼を迎へたり 十八 時にサレムの王メルキゼデクパンと酒を携出せり彼ハ至高き神の祭司なりき 十九 彼アブラムを祝して言けるハ願くハ天地の主なる至高神アブラムを祝福みたまへ 二十 願くハ汝の敵を汝の手に付したまひし至高神ハ稱讚あれとアブラム乃ち彼に其諸の物の什分の一を饋れり 二一 茲にソドムの王アブラムに言けるハ人を我に與へ物を汝に取れと 二二 アブラムソドムの王に言けるハ我天地の主なる至高き神エホバを指て言ふ 二三 一本の絲にても鞋帶にても凡て汝の所屬ハ我取ざるべし恐くハ汝我アブラムを富しめたりと言ん 二四 但少者の既に食ひたる者および我と偕に行し人アネル、エシコルおよびマムレの分を除くべし彼等にハ彼等の分を取しめよ

第十五章

一 是等の事の後エホバの言異象の中にアブラムに臨て曰くアブラムよ懼るなかれ我ハ汝の干楯なり汝の賞ハ甚大なるべし 二 アブラム言けるハ主エホバよ何を我に與んとしたまふや我ハ子なくして居り此ダマスコのエリエゼル我が家の相續人なり 三 アブラム又言けるハ觀よ爾子を我にたまハず我の家の子わが嗣子とならんとすと 四 エホバの言彼ふのぞみて曰く此者ハ爾の嗣子となるべからず汝の身より出る者爾

の嗣子となるべしと 五 斯てヱホバ彼を外に携へ出して言たまひけるは天を望みて星を數へ得るかを見よと又彼に言たまひけるは汝の子孫は是のごとくなるべしと 六 アブラムヱホバを信ずヱホバこれを彼の義となしたまへり 七 又彼に言たまひけるは我は此地を汝に與へて之を有たしめんとて汝をカルデアのウルより導き出せるヱホバなり 八 彼言けるは主ヱホバよ我いかにして我之を有つことを知るべきや 九 ヱホバ彼に言たまひけるは三歳の牝牛と三歳の牝山羊と三歳の牡羊と山鳩および雛き鴿を我ために取れと 十 彼乃ち是等を皆取て之を中より剖き其剖たる者を各相對はしめて置り但鳥は剖ざりき 十一 鷙鳥其死體の上に下る時はアブラム之を驅はらへり 十二 斯て日の沒る頃アブラム酣く睡りしが其大に暗きを覺えて懼れたり 十三 時にヱホバアブラムに言たまひけるは爾確に知るべし爾の子孫他人の國に旅人となりて其人々に服事へん彼等四百年のあひだ之を惱さん 十四 又其服事たる國民は我之を鞫かん其後彼等は大なる財貨を携へて出ん 十五 爾は安然に爾の父祖の所にゆかん爾は遐齡に逹りて葬らるべし 十六 四代に及びて彼等此に返りきたらん其はアモリ人の惡未だ貫盈ざればなりと 十七 斯て日の沒て黑暗となりし時烟と火焰の出る爐其切剖たる物の中を通過り 十八 是日にヱホバアブラムと契約をなして言たまひけるは我此地をヱジプトの河より彼大河即ちユフラテ河まで爾の子孫に與ふ 十九 即ちケナズ人ケニ人カデモニ人 二十 ヘテ人ペリジ人レパイム人 二一 アモリ人カナン人ギルガシ人ヱブス人の地是なり

第十六章

一 アブラムの妻サライ子女を生ざりき彼に一人の侍女ありしがヱジプト人にして其名をハガルと曰り 二 サライアブラムに言けるは視よヱホバわが子を生むことを禁めたまひたれば請ふ我が侍女の所に入れ我彼よりして子女を得ることあらんとアブラムサライの言を聽いれたり 三 アブラムの妻サライ其侍女なるヱジプト人ハガルを取て之を其夫アブラムに與へて妻となさしめたり是はアブラムがカナンの地に十年住

みたる後なりき 四是においてアブラムハガルの所に入るハガル遂に孕みけれバ己の孕めるを見て其女主を
藐視たり 五サライアブラムに言けるハわが蒙れる害ハ汝に歸すべし我わが侍女を汝の懐に與へたるに彼己
の孕るを見て我を藐視ぐ願ハエホバ我と汝の間の事を鞫きたまへ 六アブラム、サライに言けるハ視よ汝の侍
女ハ汝の手の中にあり汝の目に善と見ゆる所を彼に爲すべしサライ乃ち彼を苦めければ彼サライの面を避
て逃たり 七エホバの使者曠野の泉の旁即ちシユルの路にある泉の旁にて彼に遭ひて 八言けるハサライの
侍女ハガルよ汝何處より來れるや又何處に往や彼言けるハ我ハ女主サライの面をさけて逃るなり 九エホバ
の使者彼に言けるハ汝の女主の許に返り身を其手に任すべし 十エホバの使者又彼に言けるハ我大に汝の子
孫を增し其數を衆多して數ふることあたハざらしめん 十一エホバの使者又彼に言けるハ汝孕めり男子を生ん
其名をイシマエル(神聽知)と名くべしエホバ汝の艱難を聽知したまへバなり 十二彼ハ野驢馬の如き人とならん
其手ハ諸の人に敵し諸の人の手ハ之に敵すべし彼ハ其諸の兄弟の東に住んと 十三ハガル己に諭したまへるエ
ホバの名をアタエルロイ(汝ハ見たまふ神なり)と呼り彼いふ我視たる後尚生るやと 十四是をもて其井ハベエル
ラハイロイ(我を見る活る者の井)と呼ばる是ハカデシとベレデの間にあり 十五ハガル、アブラムの男子を生りアブ
ラム、ハガルの生める其子の名をイシマエルと名けたり 十六ハガル、イシマエルをアブラムに生る時アブラム
ハ八十六歲なりき

第十七章

一アブラム九十九歲の時エホバ、アブラムに顯れて之に言たまひけるハ我ハ全能の神なり汝我前に行
みて完全かれよ 二我わが契約を我と汝の間に立て大に汝の子孫を增さん 三アブラム乃ち俯伏たり神又彼に告
て言たまひけるハ 四我汝とわが契約を立つ汝ハ衆多の國民の父となるべし 五汝の名を此後アブラムと呼ぶ
べからず汝の名をアブラハム(衆多の人の父)とよぶべし其ハ我汝を衆多の國民の父と爲バなり 六我汝をして

衆多の子孫を得せしめ國々の民を汝より起さん王等汝より出べし 七我わが契約を我と汝および汝の後の世
々の子孫との間に立て永久の契約となし汝および汝の後の子孫の神となるべし 八我汝と汝の後の子孫に此
汝が寄寓る地即ちカナンの全地を與へて永久の產業となさん而して我彼等の神となるべし 九神またアブラ
ハムに言たまひけるは然ば汝と汝の後の世々の子孫わが契約を守るべし 十汝等の中の男子は咸割禮を受べ
し是は我と汝等および汝の後の子孫の間の我が契約にして汝等の守るべき者なり 十一汝等其陽の皮を割べし
是我と汝等の間の契約の徵なり 十二汝等の代々の男子は家に生れたる者も異邦人より金にて買たる汝の子孫
ならざる者も皆生れて八日に至らば割禮を受べし 十三汝の家に生れたる者も汝の金にて買たる者も割禮を受
ざるべからず斯我契約汝等の身にありて永久の契約となるべし 十四割禮を受ざる男兒即ち其陽の皮を割ざる
者は我契約を破るによりて其人其民の中より絕るべし 十五神又アブラハムに言たまひけるは汝の妻サライは
其名をサライと稱ぶべからず其名をサラと爲べし 十六我彼を祝み彼よりして亦汝に一人の男子を授けん我彼
を祝み彼をして諸邦の民の母とならしむべし諸の民の王等彼より出べし 十七アブラハム俯伏て哂ひ其心に謂
けるは百歲の人に豈で子の生ることあらんや又サラは九十歲なれば豈で產ことをなさんやと 十八アブラハ
ム遂に神にむかひて願くはイシマエルの汝のまへに生存へんことをと曰ふ 十九神言たまひけるは汝の妻サラ
必ず子を生ん汝其名をイサクと名くべし我彼および其後の子孫と契約を立て永久の契約をなさん 二十又イシ
マエルの事に關ては我汝の願を聽たり視よ我彼を祝みて多衆の子孫を得さしめ大に彼の子孫を增すべし彼
十二の君王を生ん我彼を大なる國民となすべし 二十一然どわが契約は我翌年の今頃サラが汝に生ん所のイサク
と之を立べし 二十二神アブラハムと言ことを竟へ彼を離れて昇りたまへり 二十三是に於てアブラハム神の己に言た
まへる如く此日其子イシマエルと凡て其家に生れたる者および凡て其金にて買たる者即ちアブラハムの家

の人の中なる諸の男を將きたりて其陽の皮を割たり　二四 アブラハムは其陽の皮を割れたる時九十九歳　二五 其子イシマエルは其陽の皮を割れたる時十三歳なりき　二六 是日アブラハムと其子イシマエル割禮を受たり　二七 又其家の人家に生れたる者も金にて異邦人より買たる者も皆彼とともに割禮を受たり

第十八章

一 エホバマムレの橡林にてアブラハムに顯現たまへり彼は日の熱き時刻天幕の入口に坐しゐたりしが　二 目を擧て見たるに視よ三人の人其前に立り彼見て天幕の入口より趨りゆきて之を迎へ　三 身を地に鞠めて言けるは我が主よ我若し汝の目のまへに恩を得たるならむ請ふ僕を通り過すなかれ　四 請ふ少許の水を取きたらしめ汝等の足を濯ひて樹の下に休憩たまへ　五 我一口のパンを取り來らん汝等心を慰めて然る後過ゆくべし汝等僕の所に來ればなり彼等言ふ汝が言るごとく爲せ　六 是においてアブラハム天幕に急ぎいりてサラの許に至りて言けるは速に細麪三セヤを取り揑てパンを作るべしと　七 而してアブラハム牛の群に趨ゆき犢の柔にして善き者を取りきたりて少者に付しければ急ぎて之を調理ふ　八 かくてアブラハム牛酪と牛乳および其調理へたる犢を取て彼等のまへに供へ樹の下にて其側に立り彼等乃ち食へり　九 彼等アブラハムに言けるは爾の妻サラは何處にあるや彼言ふ天幕にあり　十 其一人言ふ明年の今頃我必ず爾に返るべし汝の妻サラに男子あらんサラ其後なる天幕の入口にありて聞ゐたり　十一 抑アブラハムとサラは年邁み老いたる者にしてサラには婦人の常の經已に息たり　十二 是故にサラ心に哂ひて言けるは我は老衰へ吾が主も亦老たる後なれば我に樂あるべけんや　十三 エホバアブラハムに言たまひけるは何故にサラは哂ひて我老たれば果して子を生ことあらんやと言ふや　十四 エホバに豈爲し難き事あらんや時至らば我定めたる期に爾に歸るべしサラに男子あらんと　十五 サラ懼れたれば承ずして我哂はずと言へりエホバ言たまひけるは否汝哂へるなり　十六 斯て其人々彼處より起てソドムの方を望みければアブラハム彼等を送らんとて倶に行り　十七 エホバ言たまひける

は我が爲んとする事をアブラハムに隱すべけんや 十八アブラハムは必ず大いなる强き國民となりて天下の民皆彼に由て福を獲るに至るべきにあらずや 十九其は我彼をして其後の兒孫と家族とに命じヱホバの道を守りて公義と公道を行はしめんために彼をしれり是ヱホバアブラハムに其曾て彼に就て言し事を行はん爲なり 二十ヱホバ又言たまふソドムとゴモラの號呼大いなるに因り又其罪甚だ重に因りて 二一我下りて其號呼の我に達れる如くかれら全く行ひたりしやを見んとす若しからずば我知るに至らんと 二二其人々其處より身を旋してソドムに赴けりアブラハムは尚ほヱホバのまへに立り 二三アブラハム近よりて言けるは爾は義き者をも惡き者と倶に滅ぼしたまふや 二四若し邑の中に五十人の義き者あるも汝尚ほ其處を滅ぼし其中の五十人の義き者のために之を恕したまはざるや 二五爾斯の如く爲て義き者を惡者と倶に殺すが如きは是あるまじき事なり又義き者と惡者を均等するがごときもあるまじき事なり天下を鞫く者は公義を行ふべきにあらずや 二六ヱホバ言たまひけるは我若ソドムに於て邑の中に五十人の義き者を看ば其人々のために其處を悉く恕さん 二七アブラハム應へていひけるは我は塵と灰なれども敢てわが主に言上す 二八若五十人の義き者の中五人缺たらんに爾五人の缺たるために邑を盡く滅ぼしたまふやヱホバ言たまひけるは我若彼處に四十五人を看ば滅さざるべし 二九アブラハム又重てヱホバに言上して曰けるは若彼處に四十人看えなば如何ヱホバ言たまふ我四十人のために之をなさじ 三十アブラハム曰ひけるは請ふわが主よ怒らずして言しめたまへ若彼處に三十人看えなば如何ヱホバいひたまふ我三十人を彼處に看ば之を爲じ 三一アブラハム言ふ我あへてわが主に言上す若彼處に二十人看えなば如何ヱホバ言たまふ我二十人のためにほろぼさじ 三二アブラハム言ふ請ふわが主怒らずして今一度言しめたまへ若かしこに十人看えなば若何ヱホバ言たまふ我十人のためにほろぼさじ 三三ヱホバアブラハムと言ふことを終てゆきたまへりアブラハムはおのれの所にかへりぬ

第十九章

一 其二個の天使黄昏にソドムに至るロト時にソドムの門に坐し居たりしが之を視起て迎へ首を地
にさげて 二 言けるハ我主よ請ふ僕の家に臨み足を濯ひて宿りつとに起て途に進征たまへ彼等言ふ否我等ハ
街衢に宿らんと 三 然ど固く強ければ遂に彼の所に臨みて其家に入るロト乃ち彼等のために筵を設け酵いれ
ぬパンを炊て食へしめたり 四 斯て未だ寝ざる前に邑の人々即ちソドムの人老たるも若きも諸共に四方八方
より來れる民皆其家を環み 五 ロトを呼て之に言けるハ今夕爾に就たる人ハ何處にをるや彼等を我等の所
に携へ出せ我等之を知らん 六 ロト入口に出て其後の戸を閉ち彼等の所に至りて 七 言けるハ請ふ兄弟よ惡き
事を爲すなかれ 八 我に未だ男知ぬ二人の女あり請ふ我之を携へ出ん爾等の目に善と見ゆる如く之をなせよ
惟此人等ハ既に我家の蔭に入たれバ何をも之になすなかれ 九 彼等曰ふ爾退け又言けるハ此人ハ來り寓れる
身なるに恒に士師とならんとす然バ我等彼等に加ふるよりも多くの害を爾に加へんと遂に彼等酷しく其人
ロトに逼り前よりて其戸を破んとせしに 十 彼二人其手を舒しロトを家の内に援いれて其戸を閉ち 十一 家の入
口にをる人衆をして大なるも小も倶に目を眩しめければ彼等遂に入口を索ぬるに困憊たり 十二 斯て二人ロト
に言けるハ外に爾に屬する者ありや汝の婿子女および凡て邑にをりて爾に屬する者を此所より携へ出べ
し 十三 此處の號呼ヱホバの前に大になりたるに因て我等之を滅さんとすヱホバ我等を遣ハして之を滅さしめ
たまふ 十四 ロト出て其女を娶る婿等に告て言けるハヱホバ邑を滅したまふべければ爾等起て此處を出よと然
ど婿等ハ之を戯言と視爲り 十五 曉に及て天使ロトを促して言けるハ起て此なる爾の妻と二人の女を携へ
よ恐くハ爾邑の惡とゝもに滅されん 十六 然るに彼遲延ひしかバ二人其手と其妻の手と其二人の女の手を執て
之を導き出し邑の外に置りヱホバ斯彼に仁慈を加へたまふ 十七 既に之を導き出して其一人曰けるハ逃遁て汝
の生命を救へ後を回顧るなかれ低地の中に止るなかれ山に遁れよ否ずバ爾滅されん 十八 ロト彼等に言けるハ

わがまよ請ふ斯したまふなかれ 十九 視よ僕　爾の目のまへに恩を得たり爾　大なる仁慈を吾に施してわが生
命を救たまふ吾山に逃る能ず恐くハ災害身に及びて死るにいたらん 二十 視よ此邑ハ逃ゆくに近くして且小し
我をして彼處に逃れしめよ然らバ吾生命全からん是ハ小き邑なるにあらずや 二一 天の使之にいひけるハ視
よ我此事に關ても亦爾の願を容たれバ爾が言ふところの邑を滅さじ 二二 急ぎて彼處に逃れよ爾が彼處に至る
までハ我何事をも爲を得ずと是に因て其邑の名ハゾアル(小し)と稱る 二三 ロトゾアルに至れる時日地の上に昇
れり 二四 ヱホバ硫黄と火をヱホバの所より即ち天よりソドムとゴモラに雨しめ 二五 其邑と低地と其邑の居民お
よび地に生るところの物を盡く滅したまへり 二六 ロトの妻ハ後を回顧たれバ鹽の柱となりぬ 二七 アブラハム
其朝夙に興て其嘗てヱホバの前に立たる處に至り 二八 ソドム、ゴモラおよび低地の全面を望み見るに其地の烟
烟窨の烟のごとくに騰上れり 二九 神低地の邑を滅したまふ時即ちロトの住る邑を滅したまふ時に當り神アブ
ラハムを眷念て斯其滅亡の中よりロトを出したまへり 三十 斯てロトゾアルに居ることを懼れたれバ其二人の
女と偕にゾアルを出て上りて山に居り其二人の女子とともに巖穴に住り 三一 爰に長女季女にいひけるハ我等
の父ハ老いたり又此地にハ我等に偶て世の道を成す人あらず 三二 然バ我等父に酒を飲せて與に寢ね父に由て
子を得んと 三三 遂に其夜父に酒を飲せ長女入て其父と與に寢たり然るにロトハ女の起臥を知ざりき 三四 翌日長
女季女に言けるハ我昨夜わが父と寢たり我等此夜又父に酒をのません爾入て與に寢よわれらの父に由て
子を得ることをえんと 三五 乃ち其夜も亦父に酒をのませ季女起て父と與に寢たりロトまた女の起臥を知ざり
き 三六 斯ロトの二人の女其父によりて孕みたり 三七 長女子を生み其名をモアブと名く即ち今のモアブ人の先祖
なり 三八 季女も亦子を生み其名をベニアンミと名く即ち今のアンモニ人の先祖なり

第二十章

一 アブラハム彼處より徙りて南の地に至りカデシとシュルの間に居りゲラルに寄留り 二 アブラハム

其妻サラを我妹なりと言しかバゲラルの王アビメレク人を遣してサラを召入たり　三　然るに神夜の夢にア
ビメレクに臨みて之に言たまひけるは汝は其召入たる婦人のために死るなるべし彼は夫ある者なれバなり
四　アビメレク未だ彼に近づかざりしかバ言ふ主よ汝は義き民をも殺したまふや　五　彼は我に是はわが妹なり
と言しにあらずや又婦も自ら彼はわが兄なりと言たり我全き心と潔き手をもて此をなせり　六　神又夢に之に
言たまひけるは然り我汝が全き心をもて之をなせるを知りたれバ我も汝を阻めて罪を我に犯さしめざりき
彼に觸るを容ざりしは是がためなり　七　然バ彼の妻を歸せ彼は預言者なれバ汝のために祈り汝をして生命を
保えめん汝若歸ずバ汝と汝に屬する者皆必死るべきを知るべし　八　是に於てアビメレク其朝夙に興て臣僕
を悉く召し此事を皆語り聞せければ人々甚く懼れたり　九　斯てアビメレクアブラハムを召て之に言けるは爾
我等に何を爲すや我何の惡き事を爾になしたればか爾大なる罪を我とわが國に蒙らしめんとせしか爾爲べ
からざる所爲を我に爲したり　十　アビメレク又アブラハムに言けるは爾何を見て此事を爲たるや　十一　アブラハ
ム言けるは我此處はかならず神を畏れざるべければ吾妻のために人我を殺さんと思ひたるなり　十二　又彼は誠
にわが妹なり彼はわが父の子にしてわが母の子にあらざるが遂に我妻となりたるなり　十三　神我をして吾父の
家を離れて周遊しめたまへる時に當て我彼に爾我等が至る處にて我を爾の兄なりと言へ是は爾が我に施す
恩なりと言たり　十四　アビメレク乃ち羊牛僕婢を將てアブラハムに與へ其妻サラを之に歸せり　十五　而してア
ビメレク言けるは視よ我地は爾のまへにあり爾の好むところに住め　十六　又サラに言けるは視よ我爾の兄に銀
千枚を與へたり是は爾および爾の人にありし事等につきて爾の目を蔽ふ者なり斯爾償贖を得たり　十七　是に於
てアブラハム神に祈りければ神アビメレクと其妻および婢を醫したまひて彼等子を產むにいたる　十八　エホバ
さきにはアブラハムの妻サラの故をもてアビメレクの家の者の胎をことごとく閉たまへり

第二十一章　一 エホバ其言し如くサラを眷顧みたまふ即ちエホバ其語しごとくサラに行ひたまひしかバ 二 サラ
遂に孕み神のアブラハムに語たまひし期日に及びて年老たるアブラハムに男子を生り 三 アブラハム其生れ
たる子即ちサラが己に生る子の名をイサクと名けたり 四 アブラハム神の命じたまひし如く八日に其子イサ
クに割禮を行へり 五 アブラハムは其子イサクの生れたる時百歳なりき 六 サラ言けるハ神我を笑ハしめたまふ
聞く者皆我とともに笑はん 七 又曰けるハ誰かアブラハムにサラ子女に乳を飲しむるにいたらんと言しも
のあらん然に彼が年老るに及びて男子を生たりと 八 偖其子長育ちて遂に乳を斷るイサクの乳を斷る日に
アブラハム大なる饗宴を設けたり 九 時にサラ、エジプト人ハガルがアブラハムに生たる子の笑ふを見て 十 ア
ブラハムに言けるハ此婢と其子を逐出せ此婢の子ハ吾子イサクと共に嗣子となるべからざるなりと 十一 アブ
ラハム其子のために甚く此事を憂たり 十二 神アブラハムに言たまひけるハ童兒のため又汝の婢のために之を
憂るなかれサラが汝に言ところの言ハ悉く之を聽け其ハイサクより出る者汝の裔と稱らるべければなり 十三
又婢の子も汝の胤なれば我之を一の國となさん 十四 アブラハム朝夙に興てパンと水の革嚢とを取りハガルに
與へて之を其肩に負せ其子を携へて去しめけれバ彼往てベエルシバの曠野に躑躅しが 十五 革嚢の水遂に罄き
れバ其子を灌木の下に置き 十六 我子の死るを見るに忍ずといひて遙かに行き箭達を隔てゝ之に對ひ坐し斯相
對ひて坐し聲をあげて泣く 十七 神其童兒の聲を聞たまふ神の使即ち天よりハガルを呼で之に言けるハハガ
ルよ何かや懼るゝなかれ神彼處にをる童兒の聲を聞たまへり 十八 起て童兒を興し之を汝の手に抱くべし我之
を大なる國となさんと 十九 神ハガルの目を開きたまひければ水の井あるを見ゆきて革嚢に水を充し童兒に飲
しめたり 二十 神童兒と偕に在す彼遂に成長り曠野に居りて射者となり 二十一 パランの曠野に住り其母彼のため
にエジプトの國より妻を迎へたり 二十二 當時アビメレクと其軍勢の長ピコル、アブラハムに語て言けるハ汝何事

を爲にも神汝とゝもに在す　二三然ば汝が我とわが子とわが孫に僞をなさゞらんことを今此に神をさして我に
誓へ我が厚情をもて汝をあつかふごとく汝我と此汝が寄留る地とに爲べし　二四アブラハム言ふ我誓はん　二五
アブラハムアビメレクの臣僕等が水の井を奪ひたる事につきてアビメレクを責ければ　二六アビメレク言ふ我
誰が此事を爲しを知ず汝我に告しこと無く又我今日まで聞しことなし　二七アブラハム乃ち羊と牛を取て之を
アビメレクに與ふ斯て二人契約を結べり　二八アブラハム牝の羔七を分ち置ければ　二九アビメレクアブラハム
に言ふ汝此七の牝の羔を分ちおくは何のためなるや　三十アブラハム言けるは汝わが手より此七の牝の羔を
取りて我が此井を掘たる證據とならしめよと彼等二人彼處に誓ひしによりて　三一其處をベエルシバ(盟約の井)
と名けたり　三二斯彼等ベエルシバにて契約を結びアビメレクと其軍勢の長ピコルは起てペリシテ人の國に歸
りぬ　三三アブラハムベエルシバに柳を植ゑ永遠に在す神エホバの名を彼處に龥り　三四斯してアブラハム久くペ
リシテ人の地に留寄りぬ

第二十二章

一是等の事の後神アブラハムを試みんとて之をアブラハムよと呼たまふ彼言ふ我此にあり　二エホ
バ言たまひけるは爾が愛する爾の獨子を携てモリアの地に到りわが爾に示さんとする彼所の山に於て彼を
燔祭として獻ぐべし　三アブラハム朝夙に興て其驢馬に鞍おき二人の少者と其子イサクを携へ且燔祭の柴薪
を劈りて起て神の己に示したまへる處におもむきけるが　四三日におよびてアブラハム目を擧て遙に其處を
見たり　五是に於てアブラハム其少者に言けるは爾等は驢馬とともに此に止れ我と童子は彼處にゆきて崇拜
を爲し復爾等に歸らん　六アブラハム乃ち燔祭の柴薪を取て其子イサクに負せ手に火と刀を執て二人ともに往
り　七イサク父アブラハムに語て父よと曰ふ彼答て子よ我此にありといひければイサク即ち言ふ火と柴薪は
有り然ど燔祭の羔は何處にあるや　八アブラハム言けるは子よ神自ら燔祭の羔を備へたまはんと二人偕に進

みゆきて 九 遂に神の彼に示したまへる處に到れり是においてアブラハム彼處に壇を築き柴薪を臚列べ其子
イサクを縛りて之を壇の柴薪の上に置せたり 十 斯してアブラハム手を舒べ刀を執りて其子を宰んとす 十一 時
にエホバの使者天より彼を呼てアブラハムよアブラハムよと言へり彼言ふ我此にあり 十二 使者言けるは汝の
手を童子に按るなかれ亦何をも彼に爲べからず汝其獨子をも我ために惜まざれば我今汝が神を畏るを知
ると 十三 玆にアブラハム目を擧て視れば後に牡綿羊ありて其角林叢に繋りたりアブラハム即ち往て其牡綿羊
を執へ之を其子の代に燔祭として献げたり 十四 アブラハム其處をエホバエレ(エホバ預備たまはん)と名く是に
縁て今日もなほ人々山にエホバ預備たまはんといふ 十五 エホバの使者再天よりアブラハムを呼て 十六 言ける
はエホバ諭したまふ我己を指て誓ふ汝是事を爲し汝の獨子を惜まざりしに因て 十七 我大に汝を祝み又大に汝
の子孫を増して天の星の如く濱の沙の如くならしむべし汝の子孫は其敵の門を獲ん 十八 又汝の子孫によりて
天下の民皆福祉を得べし汝わが言に遵ひたるによりてなりと 十九 斯てアブラハム其少者の所に歸り皆たちて
偕にベエルシバにいたれりアブラハムはベエルシバに住り 二十 是等の事の後アブラハムに告る者ありて言ふ
ミルカ亦汝の兄弟ナホルにしたがひて子を生り 二一 長子はウヅ其弟はブズ其次はケムエル是はアラムの父な
り 二二 其次はケセデハゾピルダシエデラフベトエル 二三 ベトエルはリベカを生り是八人はミルカがアブラハム
の兄弟ナホルに生たる者なり 二四 ナホルの妾名はルマといふ者も亦テバガハムタハシおよびマアカを生り

第二十三章

一 サラ百二十七歲なりき是即ちサラの齡の年なり 二 サラキリアテアルバにて死り是はカナンの地
のヘブロンなりアブラハム至りてサラのために哀み且哭り 三 斯てアブラハム死人の前より起ち出てヘテの
子孫に語りて言けるは 四 我は汝等の中の賓旅なり寄居者なり請ふ汝等の中にて我に墓地を與へて吾が所有
となし我をして吾が死人を出し葬ることを得せしめよ 五 ヘテの子孫アブラハムに應て之に言ふ 六 我主よ我

等に聴たまへ我等の中にありて汝は神の如き君なり我等の墓地の佳者を擇みて汝の死人を葬れ我等の中一
人も其墓地を汝にをしみて汝をしてその死人を葬らしめざる者なかるべし　七 是に於てアブラハム起ち其地
の民へテの子孫に對て躬を鞠む　八 而して彼等と語ひて言けるは若我をしてわが死人を出し葬るを得せしむ
る事汝等の意ならば請ふ我に聴て吾ためにゾハルの子エフロンに求め　九 彼をして其野の樹端に有るマクペ
ラの洞穴を我に與へしめよ彼其十分の値を取て之を我に與へ汝等の中にてわが所有なる墓地となさば善し
十 時にエフロンへテの子孫の中に坐しゐたりへテ人エフロンへテの子孫即ち凡て其邑の門に入る者の聴る
前にてアブラハムに應へて言けるは　十一 吾主よ我に聴たまへ其野は我汝に與ふ又其中の洞穴も我之を汝に與
ふ我吾民なる衆人の前にて之を汝にあたふ汝の死人を葬れ　十二 是に於てアブラハム其地の民の前に躬を鞠め
たり　十三 而して彼其地の民の聴る前にてエフロンに語りて言けるは汝若之を肯はゞ請ふ吾に聴け我其野の値
を汝に償はん汝之を吾より取れ我わが死人を彼處に葬らん　十四 エフロン　アブラハムに答て曰けるは　十五 わが主
よ我に聴たまへ彼地は銀四百シケルに當る是は我と汝の間に豈道に足んや然ば汝の死人を葬れ　十六 アブラハ
ムエフロンの言に從ひエフロンがヘテの子孫の聴る前にて言たる所の銀を秤り商賈の中の通用銀四百シケ
ルを之に與へたり　十七 マムレの前なるマクペラに在るエフロンの野は野も其中の洞穴も野の中と其四周の堺
にある樹も皆　十八 へテの子孫の前即ち凡て其邑に入る者の前にてアブラハムの所有と定りぬ　十九 其後アブラハ
ム其妻サラをマムレの前なるマクペラの野の洞穴に葬れり是即ちカナンの地のヘブロンなり　二十 斯く其野と
其中の洞穴はヘテの子孫之をアブラハムの所有なる墓地と定めたり

第二十四章

一 アブラハム年進て老たりエホバ萬の事に於てアブラハムを祝みたまへり　二 爰にアブラハム其凡
の所有を宰る其家の年邁なる僕に言けるは請ふ爾の手を吾髀の下に置よ　三 我爾をして天の神地の神エホバ

を指て誓むしめん即ち汝わが偕に居むカナン人の女の中より吾子に妻を娶るなかれ　四 汝わが故國に往き吾
親族に到りて吾子イサクのために妻を娶れ　五 僕彼に言けるハ倘女我に從ひて此地に來ることを好まざる事
あらん時ハ我爾の子を彼汝が出來りし地に導き歸るべきか　六 アブラハム彼にいひけるハ汝愼みて吾子を彼
處に携かへるなかれ　七 天の神ヱホバ我を導きて吾父の家とわが親族の地を離れしめ我に語り我に誓ひて汝
の子孫に此地を與へんと言たまひし者其使を遣して汝に先たゝしめたまハん汝彼處より我子に妻を娶るべし
八 若女汝に從ひ來ることを好まざる時ハ汝吾此誓を解るべし唯わが子を彼處に携へかへるなかれ　九 是に
於て僕手を其主人アブラハムの髀の下に置て此事について彼に誓へり　十 斯て僕其主人の駱駝の中より十頭
の駱駝を取りて出たてり即ち其主人の諸の佳物を手にとりて起てメソポタミアに往きナホルの邑に至り　十一
其駱駝を邑の外にて井の傍に跪伏しめたり其時は黃昏にて婦女等の水汲みいづる時なりき　十二 斯て彼言ける
ハ吾主人アブラハムの神ヱホバよ願くハ今日我にその者を逢しめわが主人アブラハムに恩惠を施したまへ
十三 我この水井の傍に立ち邑の人の女等水を汲に出づ　十四 我童女に向ひて請ふ汝の瓶をかたむけて我にのましめ
めよと言んに彼答へて飲め我また汝の駱駝にも飲しめんと言バ彼ハ汝が僕イサクのために定めたまひし者
なるべし然れバ我汝の吾主人に恩惠を施したまふを知らん　十五 彼語ふことを終るまへに視よリベカ瓶を肩に
のせて出きたる彼ハアブラハムの兄弟ナホルの妻ミルカの子ベトエルに生れたる者なり　十六 其童女ハ觀に甚
だ美しく且處女にして未だ人に適しことあらず彼井に下り其瓶に水を盈て上りしかば　十七 僕はせゆきて之に
あひ請ふ我をして汝の瓶より少許の水を飲しめよといひけるに　十八 彼主よ飲たまへといひて乃ち急ぎ其瓶を
手におろして之にのましめたりしが　十九 飲せをはりて言ふ汝の駱駝のためにも其飲をはるまで水を汲て飽しめん
めん　二十 急ぎて其瓶を水鉢にあけ又汲んとて井にはせゆき其諸の駱駝のために汲みたり　二十一 其人之を見つめ

ホバが其途に幸福をくだしたまふや否をしらんとして默し居たり　二二 玆に駱駝飲をはりしかば其人重半シケル金の鼻環一箇と重十シケルの金の手鐲二箇をとりて　二三 言けるは汝は誰の女なるや請ふ我に告よ汝の父の家に我等が宿る隙地ありや　二四 女彼にいひけるは我はミルカがナホルに生たる子ベトエルの女なり　二五 又彼にいひけるは家には藁も飼草も多くあり且宿る隙地もあり　二六 是に於て其人伏てエホバを拜み　二七 言けるは吾主人アブラハムの神エホバは讃美べきかなわが主人に慈惠と眞實とを缺きたまはず我途にありしにエホバ我を吾主人の兄弟の家にみちびきたまへり　二八 爰に童女走行て其母の家に此等の事を告たり　二九 リベカに一人の兄あり其名をラバンといふラバンはせいで井にゆきて其人の許につく　三十 すなはち彼鼻環および其妹の手の手鐲を見又其妹リベカが其人斯我に語りといふを聞て其人の所に到り見るに井の側にて駱駝の傍にたちゐたれば　三一 之に言けるは汝エホバに祝るゝ者よ請ふ入れ奚ぞ外にたつや我家を備へ且駱駝のために所をそなへたり　三二 是に於て其人家にいりぬラバン乃ち其駱駝の負を釋き藁と飼草を駱駝にあたへ又水をあたへて其人の足と其從者の足をあらはしめ　三三 斯して彼の前に食をそなへたるに彼言ふ我はわが事をのぶるまでは食はじとラバン語れといひければ　三四 彼言ふわれはアブラハムの僕なり　三五 エホバ大にわが主人をめぐみたまひて大なる者とならしめ又羊牛金銀僕婢駱駝驢馬をこれにたまへり　三六 わが主人の妻サラ年老てのちわが主人に男子をうみければ主人其所有を悉く之に與ふ　三七 わが主人我を誓せて言ふ吾すめるカナンの地の人の女子の中よりわが子に妻を娶るなかれ　三八 汝わが父の家にゆきわが親族にいたりわが子のために妻をめとれと　三九 我わが主人にいひけるは倘女我にしたがひて來ずば如何　四十 彼我にいひけるは吾事ふるところのエホバ其使者を汝とともに遣はして汝の途に幸福を降したまはん爾わが親族わが父の家より吾子に妻をめとるべし　四一 汝わが親族に到れる時はわが誓を解さるべし若彼等汝にあたへずば汝はわが誓をゆるさるべしと　四二 我

今日井に至りて謂けらくわが主人アブラハムの神ヱホバねがはくはわがゆく途に幸福を降したまへ 四三我は
この井水の傍に立つ水を汲にいづる處女あらん時我彼にむかひて請ふ汝の瓶より少許の水を我にのましめ
よと言んに 四四若我に答へて汝飲め我亦汝の駱駝のためにも汲んと言ば是ヱホバがわが主人の子のために定
たまひし女なるべし 四五我心の中に語ふことを終るまへにリベカ其瓶を肩にのせて出來り井にくだりて水を
汲みたるゑより我彼に請ふ我にのましめよと言ければ 四六彼急ぎ其瓶を肩よりおろしていひけるは飲めまた
汝の駱駝にものましめんと是に於て我飲しが彼また駱駝にものましめたり 四七我彼に問て汝は誰の女なるや
といひければミルカがナホルに生たる子ベトエルの女なりといふ是に於て我其鼻に環をつけ其手に手釧を
つけたり 四八而して我伏てヱホバを拜み吾主人アブラハムの神ヱホバを頌美たりヱホバ我を正き途に導きて
わが主人の兄弟の女を其子のために娶しめんとしたまへばなり 四九されば汝等若わが主人にむかひて慈惠と
眞誠をもて事をなさんと思はゞ我に告よ然ざるも亦我に告よ然ば我右か左におもむくをえん 五十ラバンとベ
トエル答て言けるは此事はヱホバより出づ我等汝に善惡を言ふあたはず 五一視よリベカ汝の前にをる携へて
ゆき彼をして汝の主人の子の妻とならしめよ 五二アブラハムの僕彼等の言を聞て地
に伏てヱホバを拜めり 五三是に於て僕銀の飾品金の飾品および衣服をとりいだしてリベカに與へ亦其兄と母
に寶物をあたへたり 五四是に於て彼および其從者等食飲して宿りしが朝興たる時彼言ふ我をして吾主人に還
らしめよ 五五リベカの兄と母言けるは童女を數日の間少くも十日我等と偕にをらしめよしかるのち彼ゆくべ
し 五六彼人之に言ふヱホバ吾途に祉福をくだしたまひたるなれば我を阻むるなかれ我を歸してわが主人に往
しめよ 五七彼等いひけるは童女をよびて其言を問んと 五八即ちリベカを呼て之に言けるは汝此人とともに往や
彼言ふ往ん 五九是に於て彼等妹リベカと其乳媼およびアブラハムの僕と其從者を遣り去しめたり 六十即ち彼

等りベカを祝して之にいひけるハわれらの妹よ汝千萬の人の母となれ汝の子孫をして其仇の門を獲しめよ
六一 是に於てりベカ起て其童女等とともに駱駝にのりて其人にしたがひ往く僕乃ちりベカを導きてさりぬ
六二 茲にイサクラハイロイの井の路より來れり南の國に住居たれバなり 六三 イサク黄昏に野に出て默
想をなしたりしが目を擧て見しに駱駝の來るあり 六四 りベカ目をあげてイサクを見駱駝をおりて 六五 僕にいひ
けるハ野をあゆみて我等にむかひ來る者ハ何人なるか僕わが主人なりといひければりベカ覆衣をとりて身
をおほへり 六六 茲に僕其凡てなしたる事をイサクに告ぐ 六七 イサクりベカを其母サラの天幕に携至りりベカを
娶りて其妻となして之を愛したりイサクハ母にわかれて後茲に慰藉を得たり

第二十五章

一 アブラハム再妻を娶る其名をケトラといふ 二 彼ジユランヨクシヤンメダンミデアンイシバク
シユワを生り 三 ヨクシヤンシバとデダンを生むデダンの子ハアッシユリ族レトシ族リウミ族なり 四 ミデアン
の子ハエパエペルヘノクアビダエルダアなり是等ハ皆ケトラの子孫なり 五 アブラハム其所有を盡くイサク
に與へたり 六 アブラハムの妾等の子にハアブラハム其生る間に物をあたへて之をして其子イサクを離れて
東にさりて東の國に至らしむ 七 アブラハムの生存へたる齢の日ハ即ち百七十五年なりき 八 アブラハム遐齢
に及び老人となり年滿て氣たえ死て其民に加る 九 其子イサクとイシマエル之をヘテ人ゾハルの子エフロン
の野なるマクペラの洞穴に葬れり是ハマムレの前にあり 十 即ちアブラハムがヘテの子孫より買たる野なり
彼處にアブラハムと其妻サラ葬らる 十一 アブラハムの死たる後神其子イサクを祝みたまふイサクハベエルラ
ハイロイの邊に住り 十二 サラの侍婢なるエジプト人ハガルハアブラハムに生たる子イシマエルの傳ハ左のご
とし 十三 イシマエルの子の名ハ其名氏と其世代に循ひて言バ是のごとしイシマエルの長子ハ子バヨテなり其
次ハケダルアデビエルミブサム 十四 ミシマドママツサ 十五 ハダデテマエトル子フシケデマ 十六 是等ハイシマエル

の子なり是等は其郷黨と其營にしたがひて言る者にして其國に循ひていへば十二の牧伯なり　十七 イシマエルの齢は百三十七歳なりき彼氣たえ死て其民にくははる　十八 イシマエルの子等はハビラよりエジプトの前なるシユルまでの間に居住てアッスリヤまでにおよべりイシマエルは其すべての兄弟等のまへにすめり　十九 アブラハムの子イサクの傳は左のごとしアブラハムイサクを生り　二十 イサク四十歳にしてリベカを妻に娶れりリベカはパダンアラムのスリア人ベトエルの女にしてスリア人ラバンの妹なり　二一 イサク其妻の子なきに因て之がためにヱホバに祈願をたてければヱホバ其ねがひを聽たまへり遂に其妻リベカ孕みしが　二二 其子胎の内に爭ひければ然らば我いかで斯てあるべきと言て往てヱホバに問に　二三 ヱホバ彼に言たまひけるは二の國民汝の胎にあり二の民汝の腹よりいでゝ別れん一の民は一の民よりも强かるべし大は小に事へんと　二四 かくて臨月みちて見しに胎に雙子ありき　二五 先に出たる者は赤くして躰中裘のごとし其名をエサウと名けたり

二六 其後に弟出たるが其手にエサウの踵を持り其名をヤコブとなづけたりリベカが彼等を生し時イサクは六十歳なりき　二七 爰に童子人となりしがエサウは巧なる獵人にして野の人となりヤコブは質樸なる人にして天幕に居ものとなれり　二八 イサクは鹿を嗜むによりてエサウを愛したりしがリベカはヤコブを愛したり　二九 爰にヤコブ羹を煮たり時にエサウ野より來りて憊れ居り　三十 エサウヤコブにむかひ我憊れたれば請ふ其紅羹其處にある紅羹を我にのませよといふ是をもて彼の名はエドム(紅)と稱らる　三一 ヤコブ言けるは今日汝の家督の權を我に鬻れ　三二 エサウいふ我は死んとして居る此家督の權我に何の益をなさんや　三三 ヤコブまた言けるは今日我に誓へと彼すなはち誓ひて其家督の權をヤコブに鬻ぬ　三四 是に於てヤコブパンと扁豆の羹とをエサウに與へければ食ひ且飲みて起て去り斯エサウ家督の權を藐視じたり

第二十六章

一 アブラハムの時にありし最初の饑饉の外に又其國に饑饉ありければイサクゲラルに往てペリシ

テ人の王アビメレクの許にいたれり　二 時にヱホバ彼にあらはれて言たまひけるはエジプトに下るなかれ吾
汝に示すところの地にをれ　三 汝此地にとゞまれ我汝と共にありて汝を祝まん我是等の國を盡く汝および汝
の子孫に與へ汝の父アブラハムに誓ひたる誓言を行ふべし　四 我汝の子孫を增て天の星のごとくなし汝の子
孫に是等の國を與へん汝の子孫によりて天下の國民皆福祉を獲べし　五 是はアブラハムわが言に順ひわが職
守とわが誡命とわが憲法とわが律法を守りしに因てなり　六 イサク乃ちゲラルに居しが　七 處の人其妻の事を
とへば我妹なりと言ふリベカは觀に美麗かりければ其處の人リベカの故をもて我を殺さんと謂て彼をわが
妻と言をおそれたるなり　八 イサク久く彼處にをりし後一日ペリシテ人の王アビメレク牖より望みてイサク
が其妻リベカと嬉戲るを見たり　九 是に於てアビメレクイサクを召て言けるは彼は必ず汝の妻なり汝なんぞ
吾妹といひしやイサク彼に言けるは恐くは我彼のために死るならんと思たればなり　十 アビメレクいひけ
るは汝なんぞ此事を我等になすや民の一人もし輕々しく汝の妻と寢ることあらんその時は汝罪を我等に蒙ら
しめんと　十一 アビメレク乃ちすべて民に皆命じて此人と其妻にさはるものは必ず死すべしと言り　十二 イサク彼
地に種播て其年に百倍を獲たりヱホバ彼を祝みたまふ　十三 其人大になりゆきて進て盛になり遂に甚だ大なる
者となれり　十四 即ち羊と牛と僕從を多く有しかばペリシテ人彼を嫉みたり　十五 其父アブラハムの世に其父の僕
從が掘たる諸の井はペリシテ人之をふさぎて土を之にみてたり　十六 爰にアビメレクイサクに言けるは汝は大い
に我等よりも强大ければ我等をはなれて去れと　十七 イサク乃ち彼處をさりてゲラルの谷に天幕を張て其處に
住り　十八 其父アブラハムの世に掘たる水井をイサク茲に復び鑿り其はアブラハムの死たる後ペリシテ人之を
塞ぎたればなり斯してイサク其父が之に名けたる名をもて其名となせり　十九 イサクの僕谷に掘て其處に泉の
湧出る井を得たり　二十 ゲラルの牧者此水は我等の所屬なりといひてイサクの僕と爭ひければイサク其井の名

きエセク(競爭)と名けたり彼等が已と之をあらそひたるによりてなり 二一 是に於て又他の井を鑿しが彼等是をも爭ひければ其名をシテナ(敵)となづけたり 二二 イサク乃ち其處より遷りて他の井を鑿けるが彼等之をあらそはざりければ其名をレホボテ(廣塲)と名けて言けるは今エホバ我等の處所を廣くしたまへり我等斯地に繁衍ん 二三 斯て彼其處よりベエルシバにのぼりしが 二四 其夜エホバ彼にあらはれて言たまひけるは我は汝の父アブラハムの神なり懼るゝなかれ我汝と偕にありて汝を祝み我僕アブラハムのために汝の子孫を增んと 二五 是に於て彼處に壇を築きてエホバの名を龥び天幕を彼處に張り彼處にてイサクの僕井を鑿り 二六 爰にアビメレク其友アホザテ及び其軍勢の長ピコルと共にゲラルよりイサクの許に來りければ 二七 イサク彼等に言ふ汝等は我を惡み我をして汝等をはなれて去しめたるなるに何ぞ我許に來るや 二八 彼等いひけるは我等確然にエホバが汝と偕にあるを見されば我等の間即ち我等と汝の間に誓詞を立て汝と契約を結ばんと謂へり 二九 汝我等に惡事をなすなかれ其は我等は汝を害せず只善事のみを汝になし且汝を安然に去しめたればなり汝はエホバの祝みたまふ者なり 三十 イサク乃ち彼等のために酒宴を設けされば彼等食ひ且飮り 三一 斯て朝夙に起て互に相誓へり而してイサク彼等を去しめたれば彼等イサクをはなれて安然にかへりぬ 三二 其日イサクの僕來りて其ほりたる井につきて之に告て我等水を得たりといへり 三三 即ち之をシバとなづく此故に其邑の名は今日までベエルシバ(誓詞の井)といふ 三四 エサウ四十歳の時ヘテ人ベエリの女ユデテとヘテ人エロンの女バスマテを妻に娶り 三五 彼等はイサクとリベカの心の愁煩となれり

第二十七章

一 イサク老て目くもりて見るあたはざるに及びて其長子エサウを召て之に吾子よといひければ答へて我此にありといふ 二 イサクいひけるは視よ我は今老て何時死るやを知ず 三 然ば請ふ汝の器 汝の弓矢を執て野に出でわがために鹿を獵て 四 わが好む美味を作り我にもちきたりて食はしめよ我死るまへに心ふ

汝を祝せん 五 イサクが其子エサウに語る時にリベカ聞ゐたりエサウは麞を獵て携きたらんとて野にゆけり
六 是に於てリベカ其子ヤコブに語りていひけるは我聞ゐたるに汝の父汝の兄エサウに語りて言けらく 七 吾
ために麞をとりきたり美味を製りて我にくはせよ死るまへに我エホバの前にて汝を祝せんと 八 然ば吾子よ
吾言にしたがひわが汝に命ずるごとくせよ 九 汝群畜の所にゆきて彼處より山羊の二箇の善き羔を我にとり
きたれ我之をもて汝の父の爲に其好む美味を製らん 十 汝之を父にもちゆきて食しめ其死る前に汝を祝せし
めよ 十一 ヤコブ其母リベカに言けるは兄エサウは毛深き人にして我は滑澤なる人なり 十二 恐くは父我に捫るこ
とあらん然らば我は欺く者と父に見えんされば祝をえずして反て呪詛をまねかん 十三 其母彼にいひけるは我
子よ汝の詛はるゝ所は我に歸せん只わが言にしたがひ往て取來れと 十四 是において彼往て取り母の所にもち
きたりければ母すなはち父の好むところの美味を製れり 十五 而してリベカ家の中に己の所にある長子エサウ
の美服をとりて之を季子ヤコブに衣せ 十六 又山羊の羔の皮をもて其手と其頸の滑澤なる處とを掩ひ 十七 其製り
たる美味とパンを子ヤコブの手にわたせり 十八 彼乃ち父の許にいたりて我父よといひければ我此にありわが
子よ汝は誰なると曰ふ 十九 ヤコブ父にいひけるは我は汝の長子エサウなり我汝が我に命じたるごとくなせり
請ふ起て坐しわが麞の肉をくらひて汝の心に我を祝せよ 二十 イサク其子に言けるは吾子よ汝いかにして斯速
に獲たるや彼言ふ汝の神エホバ之を我にあはせたまひしが故なり 二一 イサクヤコブにいひけるはわが子よ請
ふ近くよれ我汝に捫て汝がまことに吾子エサウなるや否やをしらん 二二 ヤコブ父イサクに近よりければイサ
ク之にさはりていひけるは聲はヤコブの聲なれども手はエサウの手なりと 二三 彼の手其兄エサウの手のごと
く毛深ゝりしに因て之を辨別へずして遂に之を祝したり 二四 即ちイサクいひけるは汝はまことに吾子エサウ
なるや彼然りといひければ 二五 イサクいひけるは我に持きたれ吾子の麞を食ひてわが心に汝を祝せんと是に

於てヤコブ彼の許にもちきたりければ食へり又酒をもちきたりければ飲り 二六 かくて父イサク彼にいひける
は吾子よ近くよりて我に接吻せよと 二七 彼すなはち近よりて之に接吻しければ其衣の馨香をかぎて彼を祝し
ていひけるは嗚呼吾子の香はヱホバの祝たまへる野の馨香のごとし 二八 ねがはくは神天の露と地の腴および
饒多の穀と酒を汝にたまへ 二九 諸の民汝につかへ諸の邦汝に躬を鞠ん汝兄弟等の主となり汝の母の子
等汝に身をかゞめん汝を詛ふ者はのろはれ汝を祝する者は祝せらるべし 三十 イサクヤコブを祝することを終
てヤコブ父イサクの前より出さりし時にあたりて兄エサウ獵より歸り來り 三一 己も亦美味をつくりて之を其
父の許にもちゆき父にいひけるは父よ起て其子の獵を食ひて心に我を祝せよ 三二 父イサク彼にいひけるは汝
は誰なるや彼いふ我は汝の子汝の長子エサウなり 三三 イサク甚だ大いに戰競ていひけるは然ば彼獵を獵て之
を我にもちきたりし者は誰ぞや我汝がきたるまへに諸の物を食ひて彼を祝したれば彼まことに祝福をうべ
し 三四 エサウ父の言を聞て大に哭き痛く泣て父にいひけるは父よ我を祝せよ我をも祝せよ 三五 イサク言けるは
汝の弟僞りて來り汝の祝を奪ひたり 三六 エサウいひけるは彼をヤコブ(推除者)となづくるは宜ならずや彼が
我をおしのくる事此にて二次なり昔にはわが家督の權を奪ひ今はわが祝を奪ひさり又言ふ汝は祝をわがため
に殘しおかざりしや 三七 イサク對てエサウにいひけるは我彼を汝の主となし其兄弟を悉く僕として彼にあさ
へたり又穀と酒とを彼に授けたり然ば吾子よ我何を汝になすをえん 三八 エサウ父に言けるは父よ父の祝唯一
あらんや父よ我を祝せよ我をも祝せよとエサウ聲をあげて哭ぬ 三九 父イサク答てかれにいひけるは汝の住所
は地の腴にはなれ上よりの天の露にはなるべし 四十 汝は劍をもて世をわたり汝の弟に事ん然ど汝繋を離
るゝ時は其軛を汝の頸より振ひおとすを得ん 四一 エサウ父のヤコブを祝したる其祝のためにヤコブを惡めり
即ちエサウ心に謂けるは父の喪の日近ければ其時我弟ヤコブを殺さんと 四二 長子エサウの此言リベカに聞

えければ季子ヤコブを呼よせて之にいひけるは汝の兄エサウ汝を殺さんとおもひて自ら慰む 四三 されば吾子
よわが言にしたがひ起てハランにゆきわが兄ラバンの許にのがれ 四四 汝の兄の怒の釋るまで暫く彼とともに
居れ 四五 汝の兄の憤釋て汝をはなれ汝が彼になしたる事を忘るゝにいたらば我人をやりて汝を彼處よりむ
かへん我何か一日のうちに汝等二人を喪ふべけんや 四六 リベカイサクに言けるは我はヘテの女等のために世
を厭ふにいたるヤコブ若此地の彼女等の如きヘテの女の中より妻を娶らば我身生るも何の利益あらんや

第二十八章

一 イサクヤコブを呼て之を祝し之に命じて言けるは汝カナンの女の中より妻をめとるなかれ 二 起
てパダンアラムに往き汝の母の父ベトエルの家にいたり彼處にて汝の母の兄ラバンの女の中より妻を娶れ
三 ねがはくは全能の神汝を祝み汝をして子女を多く得せしめ且汝の子孫を増て汝をして多衆の民とならし
め 四 又アブラハムに賜んと約束せし祝を汝および汝とともに汝の子孫に賜ひ汝をして神がアブラハムにあ
たへたまひし此汝が寄寓る地を持たしめたまはんことを 五 斯てイサクヤコブを遣しければパダンアラムに
ゆきてラバンの所にいたれりラバンはスリア人ベトエルの子にしてヤコブとエサウの母なるリベカの兄な
り 六 エサウはイサクがヤコブを祝して之をパダンアラムにつかはし彼處より妻を娶しめんとしたるを見又
之を祝し汝はカナンの女の中より妻をめとるなかれといひて之に命じたることを見 七 又ヤコブが其父母の
言に順ひてパダンアラムに往しを見たり 八 エサウまたカナンの女の其父イサクの心にかなはぬを見たり 九
是においてエサウイシマエルの所にゆきて其有る妻の外に又アブラハムの子イシマエルの女子バヨテの妹
マハラテを妻にめとれり 十 爰にヤコブベエルシバより出たちてハランの方におもむきけるが 十一 一處にいた
れる時日暮たれば即ち其處に宿り其處の石をとり枕となして其處に臥て寝たり 十二 時に彼夢て梯の地にたち
ゐて其巓の天に達れるを見又神の使者の其にのぼりくだりするを見たり 十三 エホバ其上に立て言たまはく我

は汝の祖父アブラハムの神イサクの神ヱホバなり汝が偃臥ところの地を我之を汝と汝の子孫に與へん 十四 汝
の子孫は地の塵沙のごとくなりて西東北南に蔓るべし又天下の諸の族汝と汝の子孫によりて福祉をえ
ん 十五 また我汝とともにありて凡て汝が往ところにて汝をまもり汝を此地に率返るべし我はわが汝にかたり
し事を行ふまで汝をはなれざるなり 十六 ヤコブ目をさまして言けるは誠にヱホバ此處にいますに我しらざりき
と 十七 乃ち惺懼ていひけるは畏るべき哉此處是即ち神の殿の外ならず是天の門なり 十八 かくてヤコブ朝夙に
興き其枕となしたる石を取り之を立て柱となし膏を其上に沃ぎ 十九 其處の名をベテル（神殿）と名けたり其邑の
名は初はルズといへり 二十 ヤコブ乃ち誓をたてゝいひけるは若神我とともにいまし此わがゆく途にて我をま
もり食ふパンと衣る衣を我にあたへ 二一 我をしてわが父の家に安然に歸ることを得せしめたまはゞヱホバを
わが神となさん 二二 又わが柱にたてたる此石を神の家となさん又汝がわれにたまふ者は皆必ず其十分の一を
汝にさゝげん

第二十九章

一 斯てヤコブ其途にすゝみて東の民の地にいたりて 二 見るに野に井ありて羊の群三其傍に臥ゐ
たり此井より群に飲へばなり大なる石井の口にあり 三 羊の群皆其處に集る時に井の口より石をまろばして
羊に水飼ひ復故のごとく井の口に石をのせおくあり 四 ヤコブ人々に言けるは兄弟よ奚よりきたれるや彼等
いふ我等はハランより來る 五 ヤコブ彼等にいひけるは汝等ナホルの子ラバンをしるや彼等識といふ 六 ヤコ
ブ又かれらにいひけるは彼は安きや彼等いふ安し視よ彼の女ラケル羊と偕に來ると 七 ヤコブ言ふ視よ日尚
高し家畜を聚むべき時にあらず羊に飲ひて往て牧せよ 八 彼等いふ我等しかする能ず群の皆聚るに及て井の
口より石をまろばして羊に飲ふべきなり 九 ヤコブ尚彼等と語る時にラケル父の羊とゝもに來る其は之を牧
居たればなり 十 ヤコブ其母の兄ラバンの女ラケルおよび其母の兄ラバンの羊を見しかばヤコブ進みよりて

井の口より石をまろばし母の兄ラバンの羊に飲ひたり 十一 而してヤコブラケルに接吻し聲をあげて啼哭ぬ 十二
即ちヤコブラケルに己はその父の兄弟にしてリベカの子なることを告ければ彼はしりゆきて父に告たり 十三
ラバン其妹の子ヤコブの事を聞しかバ趨ゆきて之を迎へ之を抱きて接吻し之を家に導きいたれりヤコブ
すなはち此等の事を悉くラバンに述たり 十四 ラバン彼にいひけるハ汝ハ誠にわが骨肉なりとヤコブ一月の間
彼とともに居る 十五 爰にラバンヤコブにいひけるハ汝ハわが兄弟なれバとて空く我に役事べけんや何の報酬
を望むや我に告よ 十六 ラバン二人の女子を有り姉の名ハレアといひ妹の名ハラケルといふ 十七 レアハ目弱かり
しがラケルハ美くして娃し 十八 ヤコブラケルを愛したれバ言ふ我汝の季女ラケルのために七年汝に事ん 十九 ラ
バンいひけるハ彼を他の人にあたふるよりも汝にあたふるハ善し我と偕に居れ 二十 ヤコブ七年の間ラケルの
ために勤たりしが彼を愛するが爲に之を數日の如く見做り 二十一 爰にヤコブラバンに言けるハわが期滿たれバ
わが妻をあたへて我をしてかれの處にいることを得せしめよ 二十二 是に於てラバン處の人を盡く集めて酒宴を
設けたりしが 二十三 晩に及びて其女レアを攜へて之をヤコブにつれ來れりヤコブ即ち彼の處にいりぬ 二十四 ラバン
また其侍婢ジルパを娘レアに與へて侍婢となさしめたり 二十五 朝にいたりて見るにレアなりしかバヤコブラバ
ンに言けるハ汝なんぞ此事を我になしたるや我ラケルのために汝に役事しにあらずや汝なんぞ我を欺くや
二十六 ラバンいひけるハ姉より先に妹を嫁しむる事ハ我國にて爲ざるところなり 二十七 其七日を過せ我等是をも汝
に與へん然バ汝是がために尚七年我に事へて勤むべし 二十八 ヤコブ即ち斯なして其七日をすごせしかバラバン
其女ラケルをも之にあたへて妻となさしむ 二十九 またラバン其侍婢ビルハを女ラケルにあたへて侍婢となさし
む 三十 ヤコブまたラケルの所にいりぬ彼レアよりもラケルを愛し尚七年ラバンに事たり 三十一 エホバレアの嫌る
ゝを見て其胎をひらきたまへり然どラケルハ妊なきものなりき 三十二 レア孕みて子を生み其名をルベンと名け

ていひけるはヱホバ誠にわが艱苦を顧みたまへりされば今夫我を愛せんと 三三 彼ふたゝび孕みて子を產みヱ
ホバわが嫌るゝを聞たまひしによりて我に是をもたまへりと言て其名をシメオンと名けたり 三四 彼また孕み
て子を生み我三人の子を生たれば夫今よりは我に膠漆んといへり是によりて其名をレビと名けたり 三五 彼復
孕みて子を生み我今ヱホバを讚美んといへり是によりて其名をユダと名けたり是にいたりて產ことやみぬ

第三十章

一 ラケル己がヤコブに子を生ざるを見て其姉を妬みヤコブに言けるは我に子を與へよ然らずば我
死んと 二 ヤコブ ラケルにむかひて怒を發して言ふ汝の胎に子をやどらしめざる者は神なり我神に代るをえ
んや 三 ラケルいふ吾婢ビルハを視よ彼の處に入れ彼子を生てわが膝に置ん然ば我もまた彼によりて子をう
るにいたらんと 四 其仕女ビルハを彼にあたへて妻となさしめたりヤコブ即ち彼の處にいる 五 ビルハ遂には
らみてヤコブに子を生ければ 六 ラケルいひけるは神我を鑒み亦わが聲を聽いれて吾に子をたまへりと是に
よりて其名をダンと名けたり 七 ラケルの仕女ビルハ再び姙みて次の子をヤコブに生ければ 八 ラケル我神の
爭をもて姉と爭ひて勝ぬといひて其名をナフタリと名けたり 九 爰にレア產ことの止たるを見しかば其仕女
ジルパをとりて之をヤコブにあたへて妻となさしむ 十 レアの仕女ジルパ ヤコブに子を產ければ 十一 レア福來
れりといひて其名をガドと名けたり 十二 レアの仕女ジルパ次子をヤコブに生ければ 十三 レアいふ我は幸なり女
等我を幸なる者となさんと其名をアセルとなづけたり 十四 爰に麥刈の日にルベン出ゆきて野にて戀茄を獲て
これを母レアの許にもちきたりければラケル レアにいひけるは請ふ我に汝の子の戀茄をあたへよ 十五 レア彼に
いひけるは汝のわが夫を奪しは微き事ならんや然るに汝またわが子の戀茄をも奪んとするやラケルいふ然
ば汝の子の戀茄のために夫是夜汝と寢べし 十六 晩におよびてヤコブ野より來りければレア之をいでむかへ
て言けるは我誠にわが子の戀茄をもて汝を雇ひたれば汝我の所にいらざるべからずヤコブ即ち其夜彼と

ひねたり 十七神レアに聽たまひければ彼姙みて第五の子をヤコブに生り 十八レアいひけるハ我わが仕女を夫に
與へたれば神我に其値をたまへりと其名をイッサカルと名けたり 十九レア復姙みて第六の子をヤコブに生り
二十レアいひけるハ神我に嘉賚を賜ふ我六人の男子を生たれば夫今より我と偕にすまんと其名をゼブルン
となづけたり 二一其後彼女子を生み其名をデナと名けたり 二二爰に神ラケルを念ひ神彼に聽て其胎を開きた
まひければ 二三彼姙みて男子を生て曰ふ神わが恥辱を洒ぎたまへりと 二四即ち其名をヨセフと名けて言ふエホ
バ又他の子を我に加へたまはん 二五ラケルのヨセフを生むに及びてヤコブラバンに言けるハ我を歸らして
故郷に我國に往しめよ 二六わが汝に事て得たる所の妻子を我に與へて我を去しめよわが汝になしたる役事ハ
汝之を知るなり 二七ラバン彼にいひけるハ若なんぢの意にかなハゞねがはくハ留れ我エホバが汝のために我
を惠みしをトひ得たり 二八又言ふ汝の望む値をのべよ我之を與ふべし 二九ヤコブ彼にいひけるハ汝ハ如何にわ
が汝に事しか如何に汝の家畜を牧しかを知る 三十わが來れる前に汝の有たる者ハ鮮少なりしが増て遂に群を
なすに至る吾來りてよりエホバ汝を祝みたまへり然ども我ハ何時吾家を成にいたらんや 三一彼言ふ我何を汝
に與へんかヤコブいひけるハ汝何物をも我に與ふるに及ばず汝若此事を我になさバ我復汝の群を牧守ん 三二
即ち我今日徧く汝の群をゆきめぐりて其中より凡て斑なる者駁なる者を移し綿羊の中の凡て黒き者を移し
山羊の中の駁なる者と斑なる者を移さん是わが値なるべし 三三後に汝來りてわが傭値をしらぶる時わが義我
にかはりて應をなすべし若わが所に山羊の斑ならざる者駁ならざる者あり綿羊の黒からざる者あらバ皆盜
る者となすべし 三四ラバンいふ汝の言の如くなさんことを願ふ 三五是に於て彼其日牡山羊の斑入なる者斑駁な
る者を移し凡て牝山羊の斑駁なる者斑駁なる者都て身に白色なる者を移し又綿羊の中の凡て黒き者を移し
て其子等の手に付せり 三六而して彼己とヤコブの間に三日路の隔をたてたりヤコブハラバンの餘の群を牧ふ

三七 爰にヤコブ楊柳と楓と桑の青枝を執り皮を剝て白紋理を成り枝の白き所をあらはし 三八 其皮はぎたる枝を群の來りて飲むところの水槽と水鉢に立て群に向はしめ群をして水のみに來る時に孕ましむ 三九 群すなはち枝の前に孕みて斑入の者斑駮なる者斑點なる者を產しかば 四十 ヤコブ其羔羊を區分ちラバンの群の面を其群の斑入なる者と黑き者に對はしめたりしが己の群をば一所に置てラバンの群の中にいれざりき 四一 又家畜の壯健き者孕みたる時はヤコブ水槽の中にて其家畜の目の前に彼枝を置き枝の傍において孕ましむ 四二 然ど家畜の羸弱かる時は之を置ず是に因て羸弱者はラバンのとなり壯健者はヤコブのとなれり 四三 是に於て其人大に富饒になりて多の家畜と婢僕および駱駝驢馬を有にいたれり

第三十一章

一 爰にヤコブラバンの子等がヤコブわが父の所有を盡く奪ひ吾父の所有によりて此凡の榮光を獲たりといふを聞り 二 亦ヤコブラバンの面を見るに己に對すること疇昔の如くならず 三 時にエホバヤコブに言たまひけるは汝の父の國にかへり汝の親族に至れ我汝と偕にをらんと 四 是に於てヤコブ人をやりてラケルとレアを野に招きて群の所に至らしめ 五 之にいひけるは我汝等の父の面を見るに其我に對すること疇昔の如くならず然どわが父の神は我と偕にいますなり 六 汝等がしるごとく我力を竭して汝らの父に事へたるに 七 汝等の父我を欺きて十次もわが値を易たり然ども神彼の我を害するを容したまはず 八 彼斑駮なる者は汝の價値なるべしといへば群の生ところ皆斑駮なり斑入の者は汝の値なるべしといへば群の生ところ皆斑入なり 九 斯神汝らの父の家畜を奪て我に與へたまへり 十 群の孕む時に當りて我夢に目をあげて見しに群の上に乘る牡羊は皆斑入の者斑駮なる者白點なる者なりき 十一 時に神の使者夢の中に我に言ふヤコブよと我此にありと對へければ 十二 乃ち言ふ汝の目をあげて見よ群の上に乘る牡羊は皆斑入の者斑駮なる者白點なる者なり我ラバンが凡て汝に爲すところを鑒みる 十三 我はベテルの神なり汝彼處にて柱に膏を沃ぎ彼處にて我に

誓を立たり今起て斯地を出て汝の親族の國に歸れと 十四 ラケルとレア答て彼にいひけるは我等の父の家に尚われらの分あらんや我等の產業あらんや 十五 我等は父に他人のごとくせらるゝにあらずや其は父我等を賣り亦我等の金を蝕減したればなり 十六 神がわが父より取たまひし財寶は我等とわれらの子女の所屬なり然ば都て神の汝に言たまひし事を爲せ 十七 是に於てヤコブ起て子等と妻等を駱駝に乘せ 十八 其獲たる凡の家畜と凡の所有物即ちパダン、アラムにてみづから獲たるところの家畜を携へ去てカナンの地に居所の其父イサクの所におもむけり 十九 時にラバンは羊の毛を剪んとて往てありラケル其父のもてるテラピムを竊めり 二十 ヤコブは其去ことをスリア人ラバンに告ずして潛に忍びいでたり 二一 即ち彼その凡の所有を挈へて逃去り起て河を濟りギレアデの山にむかふ 二二 ヤコブの逃去しこと三日におよびてラバンに聞えければ 二三 彼兄弟を率てその後を追ひしが七日路をへてギレアデの山にて之に追及ぬ 二四 神夜の夢にスリア人ラバンに臨みて汝愼みて善も惡もヤコブに道なかれと之に告たまへり 二五 ラバン遂にヤコブに追及しがヤコブは山に天幕を張ゐたればラバンもその兄弟と共にギレアデの山に天幕をはれり 二六 而してラバン、ヤコブに言けるは汝我に知さずして忍びいで吾女等を劍をもて執たる者のごとくにひきゆけり何ぞかゝる事をなすや 二七 何故に汝潛に逃さり我をはなれて忍びいで我につげざりしや我歡喜と歌謠と鼗と琴をもて汝を送りしあらんを 二八 何ぞ我をしてわが孫と女に接吻するを得ざらしめしや汝愚妄なる事をなせり 二九 汝等に害をくはふるの能わが手にあり然ど汝等の父の神昨夜我に告て汝つゝしみて善も惡もヤコブに語べからずといへり 三十 汝今父の家を甚く戀て歸んと願ふは善れども何ぞわが神を竊みたるや 三一 ヤコブ答へてラバンにいひけるは恐くは汝強て女を我より奪ならんと思ひて懼れたればなり 三二 汝の神を持る者を見ば之を生しおくなかれ我等の兄弟等の前にて汝の何物我の許にあるかをみわけて之を汝に取れと其はヤコブ、ラケルが之を竊しを知ざればなり 三三 是に於

てラバンヤコブの天幕に入りレアの天幕に入りまた二人の婢の天幕にいりしが覓いださゞれバレアの天幕
を出てラケルの天幕にいる 三四 ラケル已にテラピムを執て之を駱駝の鞍の下にいれて其上に坐しけれバラバ
ン遍く天幕の中をさぐりたれども見いださゞりき 三五 時にラケル父にいひけるハ婦女の經の習例の事わが身
にあれバ父の前に起あたへず願くハ主これを怒りたまふなかれと是をもて彼さがしたれども遂にテラピム
を見いださゞりき 三六 是に於てヤコブ怒てラバンを譴む即ちヤコブ應てラバンに言けるハ我何の愆あり何の
罪ありてか汝火急く我をおふや 三七 汝わが物を盡く索たるが汝の家の何物を見いだしたるや此にわが兄弟と
汝の兄弟の前に其を置て我等二人の間をさばかしめよ 三八 我この二十年汝とゝもにありしが汝の牝綿羊と牝
山羊其胎を殞ねしことなし又汝の群の牡綿羊ハ我食ハざりき 三九 又嚙裂れたる者ハ我これを汝の所に持きた
らずして自ら之を補へり又晝竊るゝも夜竊るゝも汝わが手より之を要めたり 四十 我ハ是ありつ晝ハ暑に夜ハ
寒に犯されて目も睡るの遑なく 四一 この二十年汝の家にありたり汝の二人の女のために十四年汝の群のため
に六年汝に事たり然に汝ハ十次もわが値を易たり 四二 若わが父の神アブラハムの神イサクの畏む者我とゝも
にいますにあらざれバ汝今必ず我を空手にて去しめしならん神わが苦難とわが手の勞苦をかへりみて昨
夜汝を責たまへるなり 四三 ラバン應てヤコブに言けるハ女等ハわが女子等ハわが子群ハわが群汝が見る者ハ
皆わが所屬なり我今日此わが女等とその生たる子等に何をなすをえんや 四四 然バ來れ我と汝二人契約をむす
び之を我と汝の間の證憑となすべし 四五 是に於てヤコブ石を執りこれを建て柱となせり 四六 ヤコブ又その兄弟
等に石をあつめよといひければ則ち石をとりて垤を成れり斯て彼等彼處にて垤の上に食す 四七 ラバン之をヱ
ガルサハドタ(證憑の垤)と名けヤコブ之をギレアデ(證憑の垤)と名けたり 四八 ラバン此垤今日われとなんちの
間の證憑たりといひしによりて其名ハギレアデと稱らる 四九 又ミツパ(觀望樓)と稱らる其ハ彼我等が互にわか

るゝに及べる時ねがはくはヱホバ我と汝の間を鑑みたまへといひたればなり 五十 彼又いふ汝もしわが女をな
やましめ或はわが女のほかに妻をめとらば人の我らと偕なる者なきも神我と汝のあひだにいまして証をなし
たまふ 五一 ラバン又ヤコブにいふ我われとなんぢの間にたてたる此堆を觀よ柱をみよ 五二 此堆証とならん柱証
とならん我この堆を越て汝を害せじ汝この堆この柱を越て我を害せざれ 五三 アブラハムの神ナホルの神彼等
の父の神われらの間を鞫きたまへとヤコブ乃ちその父イサクの畏む者をさして誓へり 五四 斯てヤコブ山にて
犠牲をさゝげその兄弟を招きてパンを食しむ彼等パンを食て山に宿れり 五五 ラバン朝蚤に起て其孫と女に接
吻して之を祝せり去かしてラバンゆきて其所にかへりぬ

第三十二章

一 爰にヤコブその途に進みしが神の使者これにあふ 二 ヤコブこれを見て是は神の陣營なりといひ
てその處の名をマハナイム(二營)となづけたり 三 かくてヤコブ己より前に使者をつかはしてセイルの地エド
ムの野にをる其兄エサウの所にいたらしむ 四 即ち之に命じて言ふ汝等かくわが主エサウにいふべし汝の僕
ヤコブ斯いふ我ラバンの所に寄寓て今までとゞまれり 五 我牛驢馬羊僕婢あり人をつかはしてわが主に告
ぐ汝の前に恩をえんことを願ふなりと 六 使者ヤコブにかへりて言けるは我等汝の兄エサウの許に至れり彼
四百人をしたがへて汝をむかへんとて來ると 七 是によりヤコブ大におそれ且くるしみ己とともにある人衆
および羊と牛と駱駝を二隊にわかちて 八 言けるはエサウもし一の隊に來りて之をうたば遺れるところの一
隊逃るべし 九 ヤコブまた言けるはわが父アブラハムの神わが父イサクの神ヱホバよ汝嘗て我につげて汝の
國にかへり汝の親族に到れ我なんぢを善せんといひたまへり 十 我はなんぢが僕にほどこしたまひし恩惠と
眞實を一も受るにたらざるなり我わが杖のみを持てこのヨルダンを濟りしが今は二隊とも成にいたれり 十一
願くはわが兄の手よりエサウの手より我をすくひいだしたまへ我彼をおそる恐くは彼きたりて我をうち母

と子とに及ばん 十二 汝は嘗て我かならず汝を惠み汝の子孫を濱の沙の多くして數ふべからざるが如くなさんと
いひたまへりと 十三 彼その夜彼處に宿りその手にいりし物の中より兄エサウへの禮物をえらべり 十四 即ち牝山
羊二百牡山羊二十牝羊二百牡羊二十 十五 乳駱駝と其子三十牝牛四十牡牛十牝の驢馬二十驢馬の子十 十六 而して
其群と群とをわかちて之を僕の手に授し僕にいひけるは吾に先ちて進み群と群との間を隔おくべし 十七 又そ
の前者に命じて言けるはわが兄エサウ汝にあひ汝に問て汝は誰の人にして何處にゆくや是汝のまへなる者
は誰の所有なるやといはゞ 十八 汝の僕ヤコブの所有にしてわが主エサウにたてまつる禮物なり視よ彼もわれ
らの後にをるといふべしと 十九 彼かく第二の者第三の者および凡て群々にしたがひゆく者に命じていふ汝等
エサウにあふ時はかくのごとく之にいふべし 二十 且汝等いへ視よ汝の僕ヤコブわれらの後にをるとヤコブお
もへらく我わが前におくる禮物をもて彼を和めて然るのち其面を觀ん然ば彼われを接遇ることあらん
二十一 是によりて禮物かれに先ちて行く彼は其夜陣營の中に宿りしが 二十二 其夜おきいでゝ二人の妻と二人の仕
女および十一人の子を導きてヤボクの渡をわたれり 二十三 即ち彼等をみちびきて川を渉らしめ又その有る物を
渡せり 二十四 而してヤコブ一人遺りしが人ありて夜の明るまで之と角力す 二十五 其人己のヤコブに勝ざるを見て
ヤコブの髀の樞骨に觸しかばヤコブの髀の樞骨其人と角力する時挫離たり 二十六 其人夜明んとすれば我をさ
らしめよといひければヤコブいふ汝われを祝せずばさらしめずと 二十七 是に於て其人かれにいふ汝の名は何な
るや彼いふヤコブなり 二十八 其人いひけるは汝の名は重てヤコブととなふべからずイスラエルととなふべし其
は汝神と人とに力をあらそひて勝たればなりと 二十九 ヤコブ問て請ふ汝の名を告よといひければ其人何故にわ
が名をとふやといひて乃ち其處にて之を祝せり 三十 是を以てヤコブその處の名をペニエル(神の面)となづけて
曰ふ我面と面をあはせて神とあひ見てわが生命なほ存るなりと 三十一 斯て彼日のいづる時にペニエルを過たり

しが其髀のためふ歩行むかどらざりき 三二是故にイスラエルの子孫ハ今日にいたるまで髀の樞の巨筋を食ハ
ず是彼人がヤコブの髀の巨筋に觸たるによりてなり

第三十三章

一 爰にヤコブ目をあげて視にエサウ四百人をひきゐて來しかバ則ち子等を分ちてレアとラケルと
二人の仕女とに付し 二 仕女とその子等を前におきレアとその子等を次におきラケルとヨセフを後におきて
三 自彼等の前に進み七度身を地にかゞめて遂に兄に近づきけるに 四 エサウ趨てこれを迎へ抱きてその頸を
かゝへて之に接吻すしかして二人ともに啼泣り 五 エサウ目をあげて婦人と子等を見ていひけるハ是等の汝
とゝもなる者ハ誰なるやヤコブいひけるハ神が僕に授たまひし子なりと 六 時に仕女等その子とゝもに近よ
りて拜し 七 レアも亦その子とゝもに近よりて拜す其後にヨセフとラケルちかよりて拜す 八 エサウ又いひけ
るハ我あへる此諸々の群ハ何のためなるやヤコブいふ主の目の前に恩を獲んがためなり 九 エサウいひける
ハ弟よわが有ところの者ハ足り汝の所有ハ汝自ら之を有てよ 十 ヤコブいひけるハ否我もし汝の目の前に
恩をえたらんにハ請ふわが手よりこの禮物を受よ我汝の面をみるに神の面をみるがごとくなり汝また我を
よろこぶ 十一 神我をめぐみたまひて我が有ところの者足りされバ請ふわが汝にたてまつる禮物を受よと彼に
强ければ終に受たり 十二 エサウいひけるハ我等いでたちてゆかん我汝にさきだつべし 十三 ヤコブ彼にいひける
ハ主のしりたまふごとく子等ハ幼弱し又子を持る羊と牛と我にしたがふ若一日これを驅すごさバ群みな死
ん 十四 請ふわが主僕にさきだちて進みたまへ我ハわが前にゆくところの家畜と子女の足にまかせて徐に導き
すゝみセイルにてわが主に詣らん 十五 エサウいひけるハ然バ我わがひきゐる人數人を汝の所にのこさんヤコ
ブいひけるハ何ぞ此を須んや我をして主の目のまへに恩を得せしめよ 十六 是に於てエサウハ此日その途にし
たがひてセイルに還りぬ 十七 斯てヤコブスコテに進みて己のために家を建て又家畜のために廬を作れり是に

よりて其處の名をスコテ(廬)といふ 十八 ヤコブパダンアラムより來りて恙なくカナンの地にあるシケムの邑に至り邑の前にその天幕を張り 十九 遂にその天幕をはりしところの野をシケムの父ハモルの子等の手より金百枚にて購とり 二十 彼處に壇をきづきて之をエル、エロヘ、イスラエル(イスラエルの神なる神)となづけたり

第三十四章

一 レアのヤコブに生たる女デナその國の婦女を見んとていでゆきしが 二 その國の君主なるヒビ人ハモルの子シケムこれを見て之をひきいれこれと寢てこれを辱しむ 三 而してその心ふかくヤコブの女デナを戀ひて彼此女を愛してこの女の心をいひなだむ 四 斯てシケムその父ハモルに語り此少き女をわが妻に獲よといへり 五 ヤコブ彼がその女子デナを汚したることを聞しかどもその子等家畜を牧て野にをりしによりて其かへるまでヤコブ默しぬ 六 シケムの父ハモルヤコブの許にいできたりて之と語らふ 七 爰にヤコブの子等野より來りしが之を聞しかば其人々憂へかつ甚く怒れり是はシケムがヤコブの女と寢てイスラエルに愚なる事をなしたるに因り是のごとき事はなすべからざる者なればなり 八 ハモル彼等に語りていひけるはわが子シケム心になんぢの女を戀ふねがはくは彼をシケムにあたへて妻となさしめよ 九 汝ら我らと婚姻をなし汝らの女を我らにあたへ我らの女を汝らに娶れ 十 かくして汝等われらとともに居るべし地は汝等の前にあり此に住て貿易をなし此にて產業を獲よ 十一 シケム又デナの父と兄弟等にいひけるは我をして汝等の目のまへに恩を獲せしめよ汝らが我にいふところの者は我あたへん 十二 いかに大なる聘物と禮物を要るも汝らがわれに言ふごとくあたへん唯この女を我にあたへて妻となさしめよ 十三 ヤコブの子等シケムとその父ハモルに詭りて答へたり即ちシケムがその妹デナを汚したるによりて 十四 彼等これに語りていひけるは我等ての事を爲あたはず割禮をうけざる者にわれらの妹をあたふるあたはず是われらの恥辱なればなり 十五 然ど斯せば我等汝らに允さん若し汝らの中の男子みな割禮をうけてわれらの如くならば 十六 我等の女子を汝等にあ

たへ汝らの女子をわれらに娶り汝らと偕にをりて一の民とならん　十七汝等もし我等に聽ずして割禮をうけず
バ我等女子をとりて去べしと　十八彼等の言ハモルとハモルの子シケムの心にかなへり　十九此若き人ヤコブの女
を愛するによりて其事をなすを遲せざりき彼ハその父の家の中にて最も貴れたる者なり　二十ハモルとその
子シケム乃ちその邑の門にいたり邑の人々に語りていひけるハ　二一是人々ハ我等と睦し彼等をして此地に住
て此に貿易をなさしめよ地ハ廣くして彼らを容るにたるなり我ら彼らの女を妻にめとり我らの女をかれら
に與へん　二二若唯われらの中の男子みな彼らが割禮をうくるごとく割禮を受なバ此人々われらに聽てわれら
と偕にをり一の民となるべし　二三然ばかれらの家畜と財產と其諸の畜ハ我等が所有となるにあらずや只か
れらに聽んしからバ彼らわれらとともにをるべしと　二四邑の門に出入する者みなハモルとその子シケムに聽
したがひ邑の門に出入する男子皆割禮を受たり　二五斯て三日におよび彼等その痛をおぼゆる時ヤコブの子二
人即ちデナの兄弟なるシメオンとレビ各々劍をとり往て思よらざる時に邑を襲ひ男子を悉く殺し　二六利刃
をもてハモルとその子シケムをころしシケムの家よりデナを携へいでたり　二七而してヤコブの子等ゆきて其
殺されし者を剝ぎ其邑をかすめたり是彼等がその妹を汚したるによりてなり　二八またその羊と牛と驢馬お
よびその邑にある者と野にある者　二九並にその諸の貨財を奪ひ其子女と妻等を悉く擄にし家の中の物を悉く
掠めたり　三十ヤコブシメオンとレビに言けるハ汝等我を累ハし我をして此國の人即ちカナン人とペリジ人の
中に避嫌れしむ我ハ數すくなければ彼ら集りて我をせめ我をころさん然バ我とわが家滅さるべし　三一彼等い
ふ彼豈われらの妹を娼妓のごとくしてよからんや

第三十五章

一茲に神ヤコブに言たまひけるハ起てベテルにのぼりて彼處に居り汝が昔に兄エサウの面をさけ
て逃る時に汝にあらハれし神に彼處にて壇をきづけと　二ヤコブ乃ちその家人および凡て己とともなる者に

いふ汝等の中にある異神を棄て身を潔めて衣服を易よ 三 我等起てベテルにのぼらん彼處にて我わが苦患
の日に我に應へわが往ところの途にて我とともに在せし神に壇をきづくべし 四 是に於て彼等その手にある
異神およびその耳にある耳環を盡くヤコブに與へたればヤコブこれをシケムの邊なる樫樹の下に埋たり 五
斯て彼等いでたちしが神其四周の邑々をして懼れしめたまひければヤコブの子の後を追ふ者なかりき 六 ヤ
コブ及び之とともなる諸の人遂にカナンの地にあるルズに至る是即ちベテルなり 七 彼かしこに壇をきづき
其處をエルベテルと名けたり是は兄の面をさけて逃る時に神此にておのれにあらはれたまひしによりてな
り 八 時にリベカの乳媼デボラ死たれば之をベテルの下にて樫樹の下に葬れり是によりてその樹の名をアロ
ンバクテ(哀哭の樫)といふ 九 ヤコブパダンアラムより歸りし時神復これにあらはれて之を祝したまふ 十 神か
れに言たまはく汝の名はヤコブといふ汝の名は重てヤコブとよぶべからずイスラエルを汝の名とすべしと
その名をイスラエルと稱たまふ 十一 神また彼にいひたまふ我は全能の神なり生よ殖よ國民および多の國民汝
よりいで又王等なんぢの腰よりいでん 十二 わがアブラハムおよびイサクに與し地は我これを汝にあたへん我
なんぢの後の子孫にその地をあたふべしと 十三 神かれと言たまひし處より彼をはなれて昇りたまふ 十四 是に於
てヤコブ神の己と言たまひし處に柱すなはち石の柱を立て其上に酒を灌ぎまたその上に膏を沃げり 十五 而て
ヤコブ神の己とものいひたまひし處の名をベテルとなづけたり 十六 斯てヤコブ等ベテルよりいでたちしがエ
フラタに至るまでは尙路の隔ある處にてラケル產にのぞみその產おもかりき 十七 彼難產にのぞめる時產婆
之にいひけるは懼るなかれ汝また此男の子を得たりと 十八 彼死にのぞみてその魂さらんとする時その子の名を
ベノニ(吾苦痛の子)と呼たり然ど其父これをベニヤミン(右手の子)となづけたり 十九 ラケル死てエフラタの途に
葬らる是即ちベツレヘムなり 二十 ヤコブその墓に柱を立たり是はラケルの墓の柱といひて今日まで在り 二十一 イ

スラエル復いでたちてエダルの塔の外にその天幕を張り 二二 イスラエルかの地に住る時にルベン往て父の妾
ビルハと寝たりイスラエルこれを聞く夫ヤコブの子は十二人なり 二三 即ちレアの子はヤコブの長子ルベンお
よびシメオン、レビ、ユダ、イッサカル、ゼブルンなり 二四 ラケルの子はヨセフとベニヤミンなり 二五 ラケルの仕女ビル
ハの子はダンとナフタリなり 二六 レアの仕女ジルパの子はガドとアセルなり是等はヤコブの子にしてパダン
アラムにて彼に生れたる者なり 二七 ヤコブキリアテアルバのマムレにゆきてその父イサクに至れり是すなは
ちヘブロンなり彼處はアブラハムとイサクの寄寓しところなり 二八 イサクの齢は百八十歳なりき 二九 イサク老
て年滿ち氣息たえ死にて其民にくはゝれりその子エサウとヤコブ之をはうむる

第三十六章

一 エサウの傳はかくのごとしエサウはすなはちエドムなり 二 エサウカナンの女の中より妻をめと
れり即ちヘテ人エロンの女アダおよびヒビ人ヂベオンの女なるアナの女アホリバマ是なり 三 又イシマエル
の女ネバヨテの妹バスマテをめとれり 四 アダはエリパズをエサウに生みバスマテはリウエルを生み 五 アホ
リバマはエウシヤラムおよびコラを生り是等はエサウの子にしてカナンの地に於て彼に生れたる者なり 六
エサウその妻と子女およびその家の諸の人並に家畜と諸の畜類およびそのカナンの地にて獲たる諸の物を
挈へて弟ヤコブをはなれて他の地にゆけり 七 其は二人の富有多くして倶にをるあたはざればなり彼らが寄
寓しところの地はかれらの家畜のためにかれらを容るをえざりき 八 是に於てエサウセイル山に住りエサウ
はすなはちエドムなり 九 セイル山にをりしエドミ人の先祖エサウの傳はかくのごとし 十 エサウの子の名は
左のごとしエサウの妻アダの子はエリパズエサウの妻バスマテの子はリウエル 十一 エリパズの子はテマンオ
マルゼポガタムおよびケナズなり 十二 テムナはエサウの子エリパズの妾にしてアマレクをエリパズに生り是
等はエサウの妻アダの子なり 十三 リウエルの子は左のごとしナハテゼラシヤンマおよびミザ是等はエサウの

妻バスマテの子なり 十四 ヂベオンの女なるアナの女にしてエサウの妻なるアホリバマの子は左のごとし彼エウシ ヤラム および コラをエサウに生り 十五 エサウの子孫の侯たる者は左のごとしエサウの冢子エリパズの子にはテマン侯オマル侯ゼポ侯ケナズ侯 十六 コラ侯ガタム侯アマレク侯是等はエリパズよりいでたる侯にしてエドムの地にありき是等はアダの子なり 十七 エサウの子リウエルの子は左のごとしナハテ侯ゼラ侯シヤンマ侯ミザ侯是等はリウエルよりいでたる侯にしてエドムの地にありき是等はエサウの妻バスマテの子なり 十八 エサウの妻アホリバマの子は左のごとしエウシ侯ヤラム侯コラ侯是等はアナの女にしてエサウの妻なるアホリバマよりいでたる侯なり 十九 是等はエサウすなはちエドムの子孫にしてその侯たる者なり 二十 素より此地に住しホリ人セイルの子は左のごとしロタン ショバル ヂベオン アナ 二一 デシヨン エゼル デシヤン是等はセイルの子ホリ人の中の侯にしてエドムの地にあり 二二 ロタンの子はホリ ヘマムなりロタンの妹はテムナ 二三 シヨバルの子は左のごとしアルワン マナハテ エバル シボ オナム 二四 ヂベオンの子は左のごとし即ちアヤとアナ此アナはその父ヂベオンの驢馬を牧をりし時曠野にて温泉を發見り 二五 アナの子は左のごとしデシヨンおよびアホリバマはアナの女なり 二六 デシヨンの子は左のごとしヘムダン エシバン イテラン ケラン 二七 エゼルの子は左のごとしビルハン ザワン ヤカン 二八 デシヤンの子は左のごとしウヅ アラン 二九 ホリ人の侯たる者は左のごとしロタン侯シヨバル侯ヂベオン侯アナ侯 三十 デシヨン侯エゼル侯デシヤン侯是等はホリ人の侯にしてその所領にしたがひてセイルの地にあり 三一 イスラエルの人孫を治むる王いまだあらざる前にエドムの地を治めたる王は左のごとし 三二 ベオルの子ベラ エドムに王たりその都の名はデナバといふ 三三 ベラ薨てボヅラのゼラの子ヨバブこれにかはりて王となる 三四 ヨバブ薨てテマン人の地のホシヤムこれにかはりて王となる 三五 ホシヤム薨てベダデの子ハダデこれに代て王となる彼モアブの野にてミデアン人を撃しことあり其邑の名は

アビテといふ 三六 ハダデ薨てマスレカのサムラこれにかはりて王となる 三七 サウラ薨て河の旁なるレホボテのサウル之にかはりて王となる 三八 サウル薨てアクボルの子バアルハナンこれに代りて王となる 三九 アクボルの子バアルハナン薨てハダル之にかはりて王となる其都の名はパウといふその妻の名はメヘタベルといひてマテレデの女なりマテレデはメザハブの女なり 四十 エサウよりいでたる侯の名はその宗族と居處と名に循ひていへば左のごとしテムナ侯アルワ侯エテテ侯 四一 アホリバマ侯エラ侯ピノン侯 四二 ケナズ侯テマン侯ミブザル侯 四三 マグデエル侯イラム侯是等はエドムの侯にして其領地の居處によりて言る者なりエドミ人の先祖はエサウ是なり

第三十七章

一 ヤコブはカナンの地に住り即ちその父が寄寓し地なり 二 ヤコブの傳は左のごとしヨセフ十七歳にしてその兄弟と偕に羊を牧ふヨセフは童子にしてその父の妻ビルハの子およびジルパの子と偕たりしが彼等の惡き事を父につぐ 三 ヨセフは老年子なるが故にイスラエルその諸の兄弟よりも深くこれを愛してこれがために綵る衣を製れり 四 その兄弟等父がその諸の兄弟よりも深く彼を愛するを見て彼を惡み穏和に彼にものいふことを得せざりき 五 爰にヨセフ夢をみてその兄弟に告ければ彼等愈これを惡めり 六 ヨセフ彼等にいひけるは請ふわが夢たる此夢を聽け 七 我等田の中に禾束をむすび居たるにわが禾束起且立り而して汝等の禾束環りたちてわが禾束を拜せり 八 その兄弟等之にいひけるは汝眞にわれらの君となるや眞に我等ををさむるにいたるやとその夢とその言のために益これを惡めり 九 ヨセフ又一の夢をみて之をその兄弟に述ていひけるは我また夢をみたるに日と月と十一の星われを拜せりと 十 則ちこれをその父と兄弟に述ければ父かれを戒めて彼にいふ汝が夢しこの夢は何ぞや我と汝の母となんぢの兄弟と實にゆきて地に鞠て汝を拜するにいたらんやと 十一 斯てかれの兄弟かれを嫉めり然どその父はこの言をおぼえたり 十二 爰にその兄弟等

十三 イスラエルヨセフにいひけるは汝の兄弟はシケムにて羊を牧を
るにあらずや來れ汝を彼等につかはさんヨセフ父にいふ我こゝにあり 十四 父かれにいひけるは請ふ往て汝の
兄弟と群の恙なきや否を見てかへりて我につげよと彼をヘブロンの谷より遣はしければ遂にシケムに至る
十五 或人かれに遇ふに彼野にさまよひをりしかば其人かれに問て汝何をたづぬるやといひければ 十六 彼いふ我
はわが兄弟等をたづぬ請ふかれらが羊をかひをる所をわれに告よ 十七 その人いひけるは彼等は此をされり我
かれらがドタンにゆかんといふを聞たりと是に於てヨセフその兄弟の後をおひゆきドタンにて之に遇ふ 十八
ヨセフの彼等に近かざる前に彼ら之を遥に見てこれを殺さんと謀り 十九 互にいひけるは視よ作夢者きたる 二十
去來彼をころして阱に投いれ或惡き獸これを食たりと言ん而して彼の夢の如何になるかを觀るべし 二一 ルベ
ン聞てヨセフを彼等の手より拯ひいださんとして言けるは我等これを殺すべからず 二二 ルベンまた彼らにい
ひけるは血をながすなかれ之を曠野の此阱に投いれて手をこれにつくるなかれと是は之を彼等の手よりす
くひいだして父に歸さんとてなりき 二三 爰にヨセフ兄弟の許に到りければ彼等ヨセフの衣即ちその着たる綵る
衣を褫ぎ 二四 彼を執て阱に投いれたり阱は空にしてその中に水あらざりき 二五 斯して彼等坐てパンを食ひ目を
あげて見しに一群のイシマエル人駱駝に香物と乳香と沒藥をおはせてエジプトにくだりゆかんとてギレア
デより來る 二六 ユダその兄弟にいひけるは我等弟をころしてその血を匿すも何の益かあらん 二七 去來彼をイシ
マエル人に賣ん彼は我等の兄弟われらの肉なればわれらの手をかれにつくべからずと兄弟等これを善とす
二八 時にミデアンの商旅經過ければヨセフを阱よりひきあげ銀二十枚にてヨセフをイシマエル人に賣り彼等
すなはちヨセフをエジプトにたづさへゆきぬ、 二九 爰にルベンかへりて阱にいたり見しにヨセフ阱にをらざり
しかばその衣を裂き 三十 兄弟の許にかへりて言ふ童子はをらず嗚呼我何處にゆくべきや 三一 斯てかれらヨセフ

の衣をとり牡山羊の羔をころしてその衣を血に濡し 三二 その綵る衣を父におくり遣していひけるは我等これ
を得たりなんぢの子の衣なるや否を知れと 三三 父これを知りていふわが子の衣なり悪き獣彼をくらへりヨセ
フはかならずさかれしならんと 三四 ヤコブその衣を裂き麻布を腰にまとひ久くその子のためになげけり 三五 そ
の子女みな起てかれを慰むれどもその慰藉をうけずして我は哀きつゝ陰府にくだりて我子のもとにゆか
んといふ斯その父かれのために哭ぬ 三六 偖ミデアン人はエジプトにてパロの侍衛の長ポテパルにヨセフを賣
り

第三十八章

一 當時ユダ兄弟をはなれて下りアドラム人名はヒラといふ者の近邊に天幕をはりしが 二 ユダかし
こにてカナン人名はシユアといふ者の女子を見これを娶りてその所にゐる 三 彼はらみて男子を生みければ
ユダその名をエルとなづく 四 彼ふたゝび孕みて男子を生みその名をオナンとなづけ 五 またかさねて孕みて
男子を生みてその名をシラとなづく此子をうみける時ユダはクジブにありき 六 ユダその長子エルのために
妻をむかふその名をタマルといふ 七 ユダの長子エルエホバの前に悪をなしたればエホバこれを死しめたま
ふ 八 爰にユダオナンにいひけるは汝の兄の妻の所にいりて之をめとり汝の兄をして子をえせしめよ 九 オナ
ンその子の己のものとならざるを知たれば兄の妻の所にいりし時兄に子をえせしめざらんために地に洩し
たり 十 斯なせし事エホバの目に悪かりければエホバ彼をも死しめたまふ 十一 ユダその嫁タマルにいひけるは
寡婦となりて汝の父の家にをりわが子シラの人となるを待てと恐らくはシラも亦その兄弟のごとく死るな
らんとおもひたればなりタマルすなはち往てその父の家にをる 十二 日かさなりて後シユアの女ユダの妻死た
りユダ慰をいれてその友アドラム人ヒラとともにテムナにのぼりその羊毛を剪る者の所にいたる 十三 爰にタ
マルにつげて視よなんぢの舅はその羊の毛を剪んとてテムナにのぼるといふ者ありしかば 十四 彼その寡の服

を脫すて被衣をもて身をおほひつゝみテムナの途の側にあるエナイムの入口に坐す其はシラ人となりたれども己これが妻にせられざるを見たればなり 十五 彼その面を蔽ひゐたりしかばユダこれを見て娼妓ならんとおもひ 十六 途の側にて彼に就き請ふ來りて我をして汝の所にいらしめよといふ其はその子の妻なるをしらざればなり彼いひけるは汝何を我にあたへてわが所にいらんとするや 十七 ユダいひけるは我群より山羊の羔をおくらん彼いふ汝其をおくるまで質をあたへんか 十八 ユダ何の質をなんぢに與ふべきやといふに彼汝の印と綬と汝の手の杖をといひければ則ちこれを與へて彼の所にいりぬ彼ユダに由て姙めり 十九 彼起て去りその被衣をぬぎすて嫠婦の服をまとふ 二十 かくてユダ婦の手より質をとらんとてその友アドラム人の手に托して山羊の羔をおくりけるが彼婦を見ざれば 二一 その處の人に問て途の傍なるエナイムの娼妓は何處にをるやといふに此には娼妓なしといひければ 二二 ユダの許にかへりていふ我彼を見いださず亦その處の人此には娼妓あらずといへりと 二三 ユダいひけるは彼にとらせおけ恐くはわれら笑柄とならん我この山羊の羔をおくりたるに汝かれを見ざるなりと 二四 三月ばかりありて後ユダに告る者ありていふ汝の媳タマル姦淫をなせり亦その姦淫によりて姙めりとユダいひけるは彼を曳いだして焚べし 二五 彼ひきいだされし時その舅にいひつかはしけるは是をもてる人によりて我は姙りと彼すなはち請ふこの印と綬と杖は誰の所屬なるかを辨別よといふ 二六 ユダこれを見識ていひけるは彼は我よりも正しわれ彼をわが子シラにあたへざりしによりてなりと再びこれを知らざりき 二七 かくて產の時にいたりて見るにその胎に雙あり 二八 その產時手出しかば產婆是を首にいづきいひて絳き線をとりてその手にしばりしが 二九 手を引こむるにあたりて兄弟いでたれば汝なんぞ坼いづるやその坼汝に歸せんといへり故にその名はペレツ(坼)と稱る 三十 その兄弟手に絳線のある者後にいづその名はゼラとよばる

第三十九章

一ヨセフ挈へられてエジプトにくだりしがエジプト人ポテパルパロの臣侍衛の長なる者彼を其處にたづさへくだれるイシマエル人の手よりこれを買ふ 二エホバヨセフとともに在す彼亨通者となりてその主人なるエジプト人の家にをる 三その主人エホバの彼とともにいますを見またエホバがかれの手の凡てなすところを亨通しめたまふを見たり 四是によりてヨセフかれの心にかなひて其近侍となる彼ヨセフにその家を宰どらしめその所有を盡くその手に委たり 五彼ヨセフにその家とその有る凡の物をつかさどらせし時よりしてエホバヨセフのために其エジプト人の家を祝みたまふ即ちエホバの祝福かれが家と田ふ有る凡の物におよぶ 六彼その有る物をことごとくヨセフの手にゆだねその食ふパンの外は何をもかへりみざりき夫ヨセフは容貌麗しくして顔美しかりき 七これらの事の後その主人の妻ヨセフに目をつけて我と寝よといふ 八ヨセフ拒みて主人の妻にいひけるは視よわが主人家の中の物をかへりみずその有るものをことごとくわが手に委ぬ 九この家には我より大なるものなし又主人何をも我に禁ぜず只汝を除くのみ汝はその妻なればなり然ば我いかで此おほいなる惡をなして神に罪ををかすをえんや 十彼日々にヨセフに言よりたれどもヨセフきかずして之といねず亦與にをらざりき 十一當時ヨセフその職をなさんとて家にいりしが家の人一箇もその内にをらざりき 十二時に彼婦その衣を執て我といねよといひければヨセフ衣を彼の手に棄をきて外に遁いでたり 十三彼ヨセフがその衣を己の手に棄おきて遁いでしを見て 十四その家の人々を呼てこれにいふ視よヘブル人を我等の所につれきたりて我等にたはむれしむ彼我といねんとて我の所にいりきたりしかば我大聲によばはれり 十五彼わが聲をあげてよばはるを聞しかばその衣をわが許にすておきて外に遁いでたりと 十六其衣を傍に置て主人の家に歸るを待つ 十七かくて彼是言のごとく主人につげていふ汝が我らに携へきたりしヘブルの僕われにたはむれんとて我許にいりきたりしが 十八我聲をあげてよばはりしかばその衣を我許にすておきて遁いで

たり 十九 主人その妻が己につげて汝の僕斯のごとく我になせりといふ言を聞て怒を發せり 二十 是に於てヨセフ
の主人彼を執へて獄にいる其獄は王の囚徒を繋ぐ所なりヨセフ彼處にて獄にをりしが 二一 ヱホバヨセフと
もに在して之に仁慈を加へ典獄の恩顧をこれにえさせたまひければ 二二 典獄獄にある囚人をことごとくヨ
セフの手に付せたり其處になす所の事は皆ヨセフこれをなすなり 二三 典獄そのまかせたる所の事は何をも
かへりみざりき其はヱホバヨセフとともにいませばなりヱホバかれのなすところをさかえさせたまふ

第四十章 一 これらの事の後エジプト王の酒人と膳夫その主エジプト王に罪ををかす 二 パロその二人の臣すな
はち酒人の長と膳夫の長を怒りて 三 之を侍衛の長の家の中なる獄に幽囚ふヨセフが繋がれをる所なり 四 侍
衛の長ヨセフをして彼等の側に侍らしめたればヨセフ之につかふ彼等幽囚れて日を經たり 五 爰に獄に繋れた
るエジプト王の酒人と膳夫の二人ともに一夜の中に各夢を見たりその夢はおの〳〵その解明にかなふ 六
ヨセフ朝におよびて彼等の所にいりて視るに彼等物憂に見ゆ 七 是に於てヨセフその主人の家に己とともに
幽囚をるパロの臣に問て汝等なにゆゑに今日は顔色あしきやといふに 八 彼等これにいふ我等夢を見たれど
之を解く者なしとヨセフ彼等にいひけるは解く事は神によるにあらずや請ふ我に述よ 九 酒人の長その夢を
ヨセフに述て之にいふ我夢の中に見しにわが前に一の葡萄樹あり 十 その樹に三の枝あり芽いで花ひらきて
葡萄なり球をなして熟たるがごとくなりき 十一 時にパロの爵わが手にあり我葡萄を摘てこれをパロの爵に搾
りその爵をパロの手に奉たり 十二 ヨセフかれにいひけるはその解明は是のごとし三の枝は三日なり 十三 今より
三日の中にパロなんぢの首を擧げ汝を故の所にかへさん汝は曩に酒人たりし時になせし如くパロの爵をそ
の手に奉ぐるにいたらん 十四 然ば請ふ汝善ならん時に我をおもひて我に恩惠をほどこし吾事をパロにのべて
この家よりわれを出せ 十五 我はまことにヘブル人の地より掠れ來しものなればなりまた此にても我は牢にいれ

らるゝがごとき事はなさゞりしなり 十六 爰に膳夫の長その解明の善りしを見てヨセフにいふ我も夢を得て見
たるに白きパン三筐わが首にありて 十七 その上の筐にはパロのために作りたる各種の饌ありしが鳥わ
が首の筐の中より之をくらへり 十八 ヨセフこたへていひけるはその解明はかくのごとし三の筐は三日なり 十九
今より三日の中にパロ汝の首を擧て之をはなして汝を木に懸ん而して鳥汝の肉をくらひとるべしと 二十 第
三日はパロの誕辰なればパロその諸の臣僕に筵席をなし酒人の長と膳夫の長をして首をその臣僕の中に擧
しむ 二一 即ちパロ酒人の長をその職にかへしければ彼爵をパロの手に奉たり 二二 されど膳夫の長は木に懸ら
るヨセフの彼等に解明せるがごとし 二三 然るに酒人の長ヨセフをおぼえずして之を忘れたり

第四十一章

一 二年の後パロ夢みたるにとあり即ち河の濱にたちて 二 視るに七の美しき肥たる牝牛河よりのぼりて
葦を食ふ 三 その後また七の醜き瘠たる牛河よりのぼり河の畔にて彼牛の側にたちしが 四 その醜き瘠たる牛
かの美き肥たる七の牛を食ひつくせりパロ是にいたりて寤む 五 彼また寐て再び夢みるに一の莖に七の肥たる
佳き穂いできたる 六 其のちに又しなびて東風に燒たる七の穂いできたりしが 七 その七のしなびたる穂かの
七の肥實りたる穂を呑盡せりパロ寤て見に夢なりき 八 パロ朝におよびてその心安からず人をつかはしてエ
ジプトの法術士とその博士を皆ことごとく召し之にその夢を述たり然ど之をパロに解うる者なかりき 九 時
に酒人の長パロに告ていふ我今日わが過をおもひいづ 十 嘗てパロその僕を怒て我と膳夫の長を侍衞の長の
家に幽囚ひたまひし時 十一 我と彼とも一夜のうちに夢み各その解明にかなふ夢をみたりしが 十二 彼處に侍衞
の長の僕なる若きヘブル人我らと偕にあり我等これにのべたれば彼われらの夢を解その夢にしたがひて各
人に解明をなせり 十三 而して其事かれが解たるごとくなりて我はわが職にかへり彼は木に懸らる 十四 是に於
てパロ人をやりてヨセフを召しければ急ぎてこれを獄より出せりヨセフすなはち鬚を薙り衣をかへてパロ

の許にいり來る 十五 パロヨセフにいひけるハ我夢をみたれど之をとく者なし聞に汝ハ夢をきゝて之を解くこ
とをうると云ふ 十六 ヨセフパロにこたへていひけるハ我によるにあらず神パロの平安を告たまハん 十七 パロヨ
セフにいふ我夢に河の岸にたちて見るに 十八 河より七の肥たる美しき牝牛のぼりて葦を食ふ 十九 後また弱く甚
だ醜き瘠たる七の牝牛のぼりきたる其惡き事エジプト全國にわが未だ見ざるほどなり 二十 その瘠たる醜き牛
初の七の肥たる牛を食ひつくしたりしが 二一 已に腹にいりても其腹にいりし事しれず尙前のごとく醜かりき
我是にいたりて寤めたり 二二 我また夢に見るに七の實たる佳き穗一の莖にいできたる 二三 その後にまたいぢけ
萎びて東風にやけたる七の穗生じたりしが 二四 その萎びたる穗かの七の佳穗を呑つくせり我これを法術士
に告たれどもわれにこれをしめすものなし 二五 ヨセフパロにいひけるハパロの夢ハ一なり神その爲んとする
所をパロに示したまへるなり 二六 七の美牝牛ハ七年七の佳穗も七年にして夢ハ一なり 二七 其後にのぼりし七の
瘠たる醜き牛ハ七年にしてその東風にやけたる七の空穗ハ七年の饑饉なり 二八 是ハわがパロに申すところな
り神そのなさんとするところをパロにしめしたまふ 二九 エジプトの全地に七年の大なる豐年あるべし 三十 その
後に七年の凶年おこらん而してエジプトの地にありし豐作を皆忘るにいたるべし饑饉國を滅さん 三一 後にい
たるその饑饉はなはだはげしきにより前の豐作國の中に知れざるにいたらん 三二 パロのふたゝび夢をかさね
見たまひしハ神がこの事をさだめて速に之をなさんとしたまふなり 三三 されバパロ慧く賢き人をえらみて之
にエジプトの國を治めしめたまふべし 三四 パロこれをなし國中に官吏を置てその七年の豐年の中にエジプト
の國の五分の一を取たまふべし 三五 而して其官吏をして來らんとするその善き年の諸の糧食を斂めてその
穀物をパロの手に蓄へしめ糧食を邑々にかてハしめたまふべし 三六 その糧食を國のために蓄藏へおきて
エジプトの國にのぞむ七年の饑饉に備へ國をして饑饉のために滅ざらしむべし 三七 パロとその諸の臣僕此事

を善とす 三八 是に於てパロその臣僕にいふ我等神の靈のやどれる是のごとき人を看いだすをえんやと 三九 しか
してパロヨセフにいひけるは神是を盡く汝にしめしたまひたれば汝のごとく慧く賢き者なかるべし 四十 汝わ
が家を宰るべしわが民みな汝の口にしたがはん唯位においてのみ我は汝より大なるべし 四一 パロヨセフにい
ひけるは視よ我汝をエジプト全國の家宰となすと 四二 パロすなはち指環をその手より脫して之をヨセフの手
にはめ之に白布を衣せ金の索をその項にかけ 四三 之をして己のもてる次の輅に乘しめ下にゐよと其前に呼し
む是彼をエジプト全國の家宰となせり 四四 パロヨセフにいひけるは我はパロなりエジプト全國に汝の允准を
えずして手足をあぐる者なかるべしと 四五 パロヨセフの名をザフナテパネアと名けまたオンの祭司ポテパル
の女アセナテを之にあたへて妻となさしむヨセフいでゝエジプトの地をめぐる 四六 ヨセフはエジプトの王パロ
のまへに立し時三十歳なりきヨセフパロのまへを出て遍くエジプトの地を巡れり 四七 七年の豊年の中に地山
なして物を生ず 四八 ヨセフすなはちエジプトの地にありしその七年の糧食を歛てその糧食を邑々に藏む
即ち邑の周圍の田圃の糧食を其邑の中に藏む 四九 ヨセフ海隅の沙のごとく甚だ多く穀物を儲へ遂に數ふる
ことをやむるに至る其は數かぎり無ればなり 五十 饑饉の歳のいたらざる前にヨセフに二人の子うまる是はオ
ンの祭司ポテパルの女アセナテの生たる者なり 五一 ヨセフその冢子の名をマナセ(忘)となづけて言ふ神我をし
てわが諸の苦難とわが父の家の凡の事をわすれしめたまふと 五二 又次の子の名をエフライム(多く生る)となづ
けていふ神われをしてわが艱難の地にて多くの子をはせしめたまふと 五三 爰にエジプトの國の七年の豊年を
はり 五四 ヨセフの言しごとく七年の凶年きたりはじむその饑饉は諸の國にあり然どエジプト全國には食物あ
りき 五五 エジプト全國饑し時民さけびてパロに食物を乞ふパロエジプトの諸の人にいひけるはヨセフに往け
彼が汝等にいふところをなせと 五六 饑饉全地の面にありヨセフすなはち諸の倉庫をひらきてエジプト人に賣

わたせり饑饉ます〱エジプトの國にはげしくなる 五七 饑饉諸の國にはげしくなりしかば諸國の人エジプ
トにきたりヨセフにいたりて穀物買ふ

第四十二章

一 ヤコブエジプトに穀物あるを見しかばその子等にいひけるは汝等なんぞたがひに面を見あはす
るや 二 ヤコブまたいふ我エジプトに穀物ありと聞り彼處にくだりて彼處より我等のために買きたれ然らば
われら生るを得て死をまぬかれんと 三 ヨセフの十人の兄弟エジプトにて穀物をかはんとて下りゆけり 四 さ
れどヨセフの弟ベニヤミンはヤコブこれをその兄弟とゝもに遣さゞりきおそらくは災難かれの身にのぞ
むことあらんと思たればなり 五 イスラエルの子等穀物を買んとて來る者とゝもに來る其はカナンの地に饑
饉ありたればなり 六 時にヨセフは國の總督にして國の凡の人に賣ことをなせりヨセフの兄弟等來りてその
前に地に伏て拜す 七 ヨセフその兄弟を見てこれを知たれども知ざる者のごとくして荒々しく之にものいふ
即ち彼等に汝等は何處より來れるやといへば彼等いふ糧食を買んためにカナンの地より來れりと 八 ヨセ
フはその兄弟をしりたれども彼等はヨセフをしらざりき 九 ヨセフその昔に彼等の事を夢たる夢を憶いだし
彼等にいひけるは汝等は間者にして此國の隙を窺んとて來れるなり 十 彼等之にいひけるはわが主よ然らず
唯糧食をかはんとて僕等は來れるなり 十一 我等みな一箇の人の子にして篤實なる者なり僕等は間者にあ
らず 十二 ヨセフ彼等にいひけるは否汝等は此地の隙を窺んとて來れるなり 十三 彼等いひけるは僕等は十二人の
兄弟にしてカナンの地の一箇の人の子なり季子は今日父とゝもにをる又一人はをらずなりぬ 十四 ヨセフかれ
らにいひけるはわが汝等にいひて汝等は間者なりといひしはこの事なり 十五 汝等斯してその眞實をあかすべ
しパロの生命をさして誓ふ汝等の末弟こゝに來るにあらざれば汝等は此をいづるをえじ 十六 汝等の一人を
やりて汝等の弟をつれきたらしめよ汝等をば繫ぎおきて汝等の言をためし汝らの中に眞實あるや否をみん

パロの生命をさして誓ふ汝等かならず間者なりと 十七 彼等を皆ともに三日のあひだ幽囚おけり 十八 三日にお
よびてヨセフかれらにいひけるハ我神を畏る汝等是なして生命をえよ 十九 汝等もし篤實なる者ならバ汝らの
兄弟の一人をしてこの獄に繋れしめ汝等ハ穀物をたづさへゆきてなんぢらの家々の饑をすくへ 二十 但し汝ら
の末弟を我につれきたるべしさすれバなんぢらの言の眞實あらハれて汝等死をまぬかるべし彼等すなハ
ち斯なせり 二一 茲に彼らたがひに言けるハ我等ハ弟の事によりて信に罪あり我等ハ彼が我らに只管にねがひ
し時にその心の苦を見ながら之を聽ざりき故にこの苦われらにのぞめるなり 二二 ルベンかれらに對ていひけ
るハ我なんぢらにいひて童子に罪ををかすなかれといひしにあらずや然るに汝等きかざりき是故に視よ亦
彼の血をながせし罪をたゞさると 二三 彼等ハヨセフが之を解するをしらざりき其ハ互に通辯をもちひたれバ
なり 二四 ヨセフ彼等を離れゆきて哭き復かれらにかへりて之とかたり遂にシメオンを彼らの中より取りその
目のまへにて之を縛れり 二五 而してヨセフ命じてその器に穀物をみたしめ其人々の金を嚢に返さしめ又途の
食を之にあたへしむヨセフ斯かれらになせり 二六 彼等すなハち穀物を驢馬におハせて其處をさりしが 二七 其一
人旅邸にて驢馬に糧を與んとて嚢をひらき其金を見たり其ハ嚢の口にありければなり 二八 彼その兄弟にいひ
けるハ吾金ハ返してあり視よ嚢の中にありと是において彼等膽を消し懼れてたがひに神の我らになしたま
ふ此事ハ何ぞやといへり 二九 かくて彼等カナンの地にかへりて父ヤコブの所にいたり其身にありし事等を悉
く之につげていひけるハ 三十 彼國の主荒々しく我等にものいひ我らをもて國を偵ふ者となせり 三一 我ら彼にい
ふ我等ハ篤實なる者なり間者にあらず 三二 我らハ十二人の兄弟にして同じ父の子なり一人ハをらずなり季の
ハ今日父とともにカナンの地にありと 三三 國の主なるその人われらにいひけるハ我かくして汝等の篤實なる
をしらん汝等の兄弟の一人を吾もとにのこし糧食をたづさへゆきて汝らの家々の饑をすくへ 三四 しかして汝

らの季の弟をわが許につれきたれ然れば我なんぢらが間者にあらずして誠實なる者たるをしらん我なんぢらの兄弟を汝等に返し汝等をしてこの國にて交易をなさしむべしと 三五 爰に彼等その嚢を傾たるに視よ各人の金包その嚢のなかにあり彼等とその父金包を見ておそれたり 三六 その父ヤコブ彼等にいひけるは汝等は我をして子を喪はしむヨセフはをらずなりシメオンもをらずなりたるにまたベニヤミンを取んとす是みなわが身にかゝるなり 三七 ルベン父に告ていふ我もし彼を汝につれかへらずば吾ふたりの子を殺せ彼をわが手にわたせ我之をなんぢにつれかへらん 三八 ヤコブいひけるはわが子はなんぢらとゝもに下るべからず彼の兄は死て彼ひとり遺たればなり若なんぢらが行ところの途にて災難かれの身におよばゞ汝等はわが白髮をもて悲みて墓にくだらしむるにいたらん

第四十三章

一 饑饉その地にはげしかりき 二 爰に彼等エジプトよりもちきたりし穀物を食つくせし時父かれらに再びゆきて少許の糧食を買きたれといひければ 三 ユダ父にかたりていひけるは彼人かたく我等をいましめていふ汝らの弟汝らとゝもにあるにあらざれば汝らはわが面をみるべからずと 四 汝もし弟をわれらとともに遣さば我等下て汝のために糧食を買ふべし 五 されど汝もし彼をつかはさずば我等くだらざるべし其はかの人われらにむかひ汝等の弟なんぢらとゝもにあるにあらざれば汝ら吾面をみるべからずといひたればなりと 六 イスラエルいひけるは汝等なにゆゑに汝等に尚弟のあることを彼人につげて我を惡くなすや 七 彼等いふ其人われらの模樣とわれらの親族を問きゝて汝らの父は尚生存へをるや汝等は弟あるやといひしにより其言の條々にしたがひて彼につげたるなり我等いかでか彼が汝等の弟をつれくだれといふならんとしるをえん 八 ユダ父イスラエルにいひけるは童子をわれとゝもに遣はせ我等たちて往ん然らば我等と汝および我らの子女生ることを得て死をまぬかるべし 九 我彼の身を保はん汝わが手にかれを問へ我

もし彼を汝につれかへりて汝のまへに置ずば我永遠に罪をおはん 十 我等もし濡滯ことなかりしならば必ず
すでにゆきて再びかへりしならん 十一 父イスラエル彼等にいひけるは然ば斯なせ汝等國の名物を器にいれ携
へくだりて彼人に禮物とせよ乳香少許、蜜少許、香物、沒藥、胡桃および巴旦杏 十二 又手に一倍の金を取ゆけ汝等
の嚢の口に返してありし彼金を再び手にとりさへゆくべし恐くは差謬にてありしならん 十三 且また汝らの弟
を挈へ起てふたゝび其人の所にゆけ 十四 ねがはくは全能の神その人のまへにて汝等を矜恤みその人をして汝等の
他の兄弟とベニヤミンを放ちかへさしめたまはんことを若われ子に別るべくあらば別れんと 十五 是に於てか
その人々その禮物を執り一倍の金を手に執りベニヤミンを携へて起てエジプトにくだりヨセフの前に立つ 十六
ヨセフベニヤミンの彼らと偕なるを見てその家宰にいひけるはこの人々を家に導き畜を屠て備へよこの人
々卓午に我とともに食をなすべければなり 十七 其人ヨセフのいひしごとくなし其人この人々をヨセフの家に
導けり 十八 人々ヨセフの家に導かれたるによりて懼れいひけるは初めにわれらの嚢にかへりてありし金の事
のために我等はひきいれらる是われらを抑留へて我等にせまり執へて奴隷となし且われらの驢馬を取んと
するなりと 十九 彼等すなはちヨセフの家宰に進みよりて家の入口にて之にかたりて 二十 いひけるは主よ我等實
に最初くだりて糧食を買たり 二一 しかるに我等旅邸に至りて嚢を啓き見るに各人の金その嚢の口にありて其
金の量全かりしかば我等これを手にもちかへれり 二二 又糧食を買ふ他の金をも手にもちくだる我等の金
を嚢にいれたる者は誰なるかわれらは知ざるなり 二三 彼いひけるは汝ら安せよ懼るなかれ汝らの神汝らの父
の神財寶を汝等の嚢におきて汝らに賜ひしなり汝らの金は我にとゞけりと遂にシメオンを彼等の所にたづ
さへいだせり 二四 かくて其人この人々をヨセフの家に導き水をあたへてその足を濯はしめ又その驢馬に飼草
をあたふ 二五 彼等其處にて食をなすなりと聞しかば禮物を調へてヨセフの日午に來るをまつ 二六 ヨセフ家

にかへりしかバ彼等その手の禮物を家にもちきたりてヨセフの許にいたり地に伏てこれを拜す 二七 ヨセフか
れらの安否をとふていふ汝等の父汝らが初にかたりしその老人ハ恙なきや尚いきながらへをるや 二八 彼等こ
たへてわれらの父汝の僕ハ恙なくして尚ほ生ながらへをるといひ身をかゞめ禮をなす 二九 ヨセフ目をあげて
その母の子なる己の弟ベニヤミンを見ていひけるハ是ハ汝らが初に我にかたりし汝らの若き兄弟なるや
又いふわが子よ願くハ神汝をめぐみたまハんことをと 三十 ヨセフその弟のために心焚がごとくなりしかバ
急ぎてその泣べきところを尋ね室にいりて其處に泣り 三一 而して面をあらひて出で自ら抑へて食をそなへよ
といふ 三二 すなハちヨセフハヨセフ彼等ハ彼等陪食するエジプト人ハエジプト人と別々に之を供ふ是ハエジ
プト人ヘブル人と共に食することをえざるによる其事エジプト人の穢とするところなれバなり 三三 かく
て彼等ヨセフの前に坐るに長子をバその長たるにしたがひて坐らせ若き者をバその幼少にしたがひてすわ
らせけれバその人々駭きあへり 三四 ヨセフ己のまへより皿を彼等に供ふベニヤミンの皿ハ他の人のよりも五
倍むほかりきかれら飲てヨセフとともに樂めり

第四十四章

一 爰にヨセフその家宰に命じていふ其の人々の嚢にその負うるほど糧食を充せ各人の金をその嚢
の口に置れ 二 またわが杯すなハち銀の杯を彼の少き者の嚢の口に置てその穀物の金子とともにあらしめよ
と彼ヨセフがいひし言のごとくなせり 三 かくて夜のあくるにおよびてその人々と驢馬をかへしけるが 四 か
れら城邑をいでゝなほ程とほからぬにヨセフ家宰にいひけるハ起てかの人々の後を追ひおひつきし時之に
いふべし汝らなんぞ惡をもて善にむくゆるや 五 其ハわが主がもちひて飲み又用ひて常に卜ふ者にあらずや
汝らかくなすハ惡しと 六 是に於て家宰かれらにおひつきてこの言をかれらにいひけれバ 七 かれら之にいふ
主なにゆゑに是事をいひたまふや僕等きハめてこの事をなさず 八 視よ我らの嚢の口にありし金はカナンの

地より汝の所にもちかへれり然ば我等いかで汝の主の家より金銀をぬすまんや　僕等の中誰の手に見あた
るも其者は死べし我等またわが主の奴隷となるべし　十　彼いひけるは然らば汝らの言のごとくせん其の見あ
たりし者はわが奴隷となるべし汝等は咎なしと　十一　是において彼等急ぎて各々の嚢を地におろし各々の嚢を
ひらきしかば　十二　彼すなはち索し長者よりはじめて少者にをはるに杯はベニヤミンの嚢にありき　十三　斯有しか
ば彼等その衣を裂きおのおのその驢馬に荷を負せて邑にかへる　十四　しかしてユダとその兄弟等ヨセフの家に
いたるにヨセフなほ其處にをりしかば彼の前に地に伏す　十五　ヨセフかれらにいひけるは汝等がなしたるこの
事は何ぞや我のごとき人は善くトひうる者なるをしらざるや　十六　ユダいひけるは我等主に何をいはんや何を
のべんや如何にしてわれらの正直をあらはさんや神僕等の罪を摘發したまへり然ば我等およびこの杯の見
あたりし者倶に主の奴隷となるべし　十七　ヨセフいひけるはきはめて然せじ杯の手に見あたりし人はわが奴隷
となるべし汝等は安然に父にかへりのぼるべし　十八　時にユダかれに近よりていひけるはわが主よ請ふ僕をし
て主の耳に一言いふをえせしめよ僕にむかひて怒を發したまふなかれ汝はパロのごとくにいますなり　十九　昔
にわが主僕等に問て汝等は父あるや弟あるやといひたまひしかば　二十　我等主にいへり我等にはわが父あり老人
なり又その老年子なる少者ありその兄は死てその母の遺せるは只是のみ故に父これを愛すと　二一　汝また僕等
にいひたまへるは彼を我許につれくだり我をして之に目をつくることをえせしめよと　二二　われら主にいへり童
子父を離るをえず若父をはなるゝならば父死べしと　二三　汝また僕等にいひたまへるは汝らの季の弟　汝等とゝ
もに下るにあらざれば汝等ふたゝびわが面を見るべからずと　二四　我等すなはちなんぢの僕わが父の所にかへ
りのぼりて主の言をこれに告たり　二五　我らの父再びゆきて小許の糧食を買きたれといひければ　二六　我らいふ我
らくだりゆくことをえずわれらの季の弟われらと共にあらば下りゆくべし其は季の弟われらと共にあるに

あらざれば彼人の面をみるをえざればなりと 二七 なんぢの僕わが父われらにいふ汝らのしるごとく吾妻われに二人を生しが 二八 その一人出てわれをはなれたれば必ず裂ころされしならんと思へり我今にいたるまで彼を見ず 二九 なんぢら是をも我側より取ゆかんに若災害是の身におよぶあらば遂にわが白髪をして悲みて墓にくだらしむるにいたらんと 三十 抑父の生命と童子の生命とは相結びてあれば我なんぢの僕わが父に歸りいたらん時に童子もしわれらと共に在ずば如何ぞや 三一 父童子の在ざるを見ば死るにいたらん然れば僕等なんぢの僕われらの父の白髪をして悲みて墓にくだらしむるなり 三二 僕わが父に童子の事を保ひて我もし是を汝につれかへらずば永久に罪を父に負んといへり 三三 されば請ふ僕をして童子にかはりて主の奴隷とならしめ童子をしてその兄弟とゝもに歸りのぼらしめたまへ 三四 我いかでか童子を伴はずして父の許に上りゆくべけん恐くは災害の父におよぶを見ん

第四十五章

一 爰にヨセフその側にたてる人々のまへにて自ら禁ぶあたはざるに至りければ人皆われを離ていでよと呼はれり是をもてヨセフが己を兄弟にあかしたる時一人も之とともにたつものなかりき 二 ヨセフ聲をあげて泣りエジプト人これを聞きパロの家またこれを聞く 三 ヨセフすなはちその兄弟にいひけるは我はヨセフなりわが父はなほ生ながらへをるやと兄弟等その前に愕き懼れて之にこたふるをえざりき 四 ヨセフ兄弟にいひけるは請ふ我にちかよれとかれらすなはち近よりければ言ふ我はなんぢらの弟ヨセフなんぢらがエジプトにうりたる者なり 五 されど汝等我をこゝに賣しをもて憂ふるなかれ身を恨るなかれ神生命をすくはしめんとて我を汝等の前につかはしたまへるなり 六 この二年のあひだ饑饉國の中にありしが尚五年の間耕すことも穫こともなかるべし 七 神汝等の後を地につたへんため又大なる救をもて汝らの生命を救はんために我を汝等の前に遣したまへり 八 然ば我を此につかはしたる者は汝等にはあらず神なり神われを

もてパロの父となしその全家の主となしエジプト全國の宰となしたまへり　九汝等いそぎ父の許にのぼりゆ
きて之にいへ汝の子ヨセフかく言ふ神われをエジプト全國の主となしたまへりわが所にくだれ遲疑なかれ
十汝ゴセンの地に住べし斯汝と汝の子と汝の子の子および汝の羊と牛並に汝のすべて有ところの者わ
れの近方にあるべし　十一なほ五年の饑饉あるにより我其處にてなんぢを養はん恐くは汝となんぢの家族およ
びなんぢの凡て有ところの者匱乏ならん　十二汝等の目とわが弟ベニヤミンの目の觀るごとく汝等にこれをい
ふ者はわが口なり　十三汝等わがエジプトにて享る顯榮となんぢらが見たる所とを皆悉く父につげよ汝ら急ぎ
て父を此にみちびき下るべし　十四而してヨセフその弟ベニヤミンの頸を抱へて哭にベニヤミンもヨセフの
頸をかゝへて哭く　十五ヨセフ亦その諸の兄弟に接吻し之をいだきて哭く是のち兄弟等ヨセフと言ふ　十六茲にヨ
セフの兄弟等きたれりといふ聲パロの家にきこえければパロとその臣僕これを悅ぶ　十七パロすなはちヨセフに
いひけるは汝の兄弟に言べし汝等かく爲せ汝等の畜に物を負せ往てカナンの地に至り　十八なんぢらの父とな
んぢらの家族を携へて我にきたれ我なんぢらにエジプトの地の嘉物をあたへん汝等國の膏腴を食ふことを
うべしと　十九今汝命をうく汝等かく爲せ汝等エジプトの地より車を取ゆきてなんぢらの子女と妻等を載せ
汝等の父を導きて來れ　二十また汝等の器を惜み視るなかれエジプト全國の嘉物は汝らの所屬なればなり　二十一イ
スラエルの子等すなはち斯なせりヨセフパロの命にしたがひて彼等に車をあたへかつ途の餱糧をかれらに
あたへたり　二十二又かれらに皆おの〳〵衣一襲を與へたりしがベニヤミンには銀三百と衣五襲をあたへた
り　二十三彼また斯のごとく父に餽れり卽ち驢馬十疋にエジプトの嘉物をおはせ牝の驢馬十疋に父の途の用に供
ふる穀物と糧と肉をおはせて餽れり　二十四斯して兄弟をかへして去しめ之にいふ汝等途にて相あらそふなかれ
と　二十五かれらエジプトより上りてカナンの地にゆきその父ヤコブにいたり　二十六之につげてヨセフは尚いきてを

りエジプト全國の宰となりをるといふ然るにヤコブの心は寒冷なりき其はこれを信ぜざればなり 二七 彼
等またヨセフの己にいひたる言をことごとく之につげたりその父ヤコブ ヨセフがおのれを載んとておくり
し車をみるにおよびて其氣おのれにかへれり 二八 イスラエルすなはちいふ足りわが子ヨセフは生をるわれ
死ざるまへに往て之を觀ん

第四十六章 一 ヤコブその己につける諸の者とともに出たちベエルシバにいたりてその父イサクの神に犧牲を
さゝぐ 二 神夜の異象にイスラエルにかたりてヤコブよヤコブよといひたまふ 三 ヤコブわれ此にありといひ
ければ神いひたまふ我は神なり汝の父の神なりエジプトにくだることを懼るなかれわれ彼處にて汝を大な
る國民となさん 四 我汝とともにエジプトに下るべし亦かならず汝を導のぼるべしヨセフ手をなんぢの目の
上におかんと 五 かくてヤコブ ベエルシバをたちいでたりイスラエルの子等すなはちパロの載んとておくり
たる車に父ヤコブと己の子女と妻等を載せ 六 その家畜とカナンの地にてえたる貨財をたづさへ斯してヤコ
ブとその子孫皆ともにエジプトにいたれり 七 ヤコブかくその子と子の子およびその女と子の女すなはちその
の子孫を皆ともなひてエジプトにつれゆけり 八 イスラエルの子のエジプトにくだれる者の名は左のごとし
ヤコブとその子等ヤコブの長子はルベン 九 ルベンの子はヘノク パル ヘヅロン カルミ 十 シメオンの子はエム
エル ヤミン オハデ ヤキン ゾハルおよびカナンの婦のうめる子シヤウル 十一 レビの子はゲルシヨン コハテ メラ
リ 十二 ユダの子はエル オナン シラ ペレヅ ゼラ但しエルとオナンはカナンの地に死たりペレヅの子はヘヅロン
およびハムルなり 十三 イツサカルの子はトラ プワ ヨブ シムロン 十四 ゼブルンの子はセレデ エロン ヤリエルなり
十五 是等および女子デナはレアがパダンアラムにてヤコブにうみたる者なりその男子女子あはせて三十三人
なりき 十六 ガドの子はゼボン ハギ シユニ エヅボン エリ アロデ アレリ 十七 アセルの子はエムナ イシワ イスイ ベリ

アおよびその妹サラ並にベリアの子ヘベルとマルキエルなり 十八 是等はラバンがその女レアにあたへたるジルパの子なり彼是等をヤコブにうめり都合十六人 十九 ヤコブの妻ラケルの子はヨセフとベニヤミンなり 二十 エジプトの國にてヨセフにマナセとエフライムうまれたり是はオンの祭司ポテパルの女アセナテが生たる者なり 二一 ベニヤミンの子はベラ ベケル アシベル ゲラ ナアマン エヒ ロシ ムツピム ホパム アルデ 二二 是等はラケルの子にしてヤコブにうまれたる者なり都合十四人 二三 ダンの子はホシム 二四 ナフタリの子はヤジエル グニ エゼル シレム 二五 是等はラバンがその女ラケルにあたへたるビルハの子なり彼これらをヤコブにうめり都合七人 二六 ヤコブとともにエジプトにいたりし者はヤコブの子の妻をのぞきて六十六人なりき是皆ヤコブの身よりいでたる者なり 二七 エジプトにてヨセフにうまれたる子二人ありヤコブの家の人のエジプトにいたりし者はあはせて七十人なりき 二八 ヤコブ預じめユダをヨセフにつかはしおのれをゴセンにみちびかしめ而して皆ゴセンの地にいたる 二九 ヨセフその車を整へゴセンにのぼりて父イスラエルを迎へ之にまみえてその頸を抱き頸をかゝへて久く哭く 三十 イスラエル ヨセフにいふ汝なほ生てをり我汝の面を見ることをえたれば今は死るも可しと 三一 ヨセフその兄弟等と父の家族とにいひけるは我のぼりてパロにつげて之にいふべしわが兄弟等とわが父の家族カナンの地にをりし者我のところに來れり 三二 その人々は牧者にして牧畜の人なり彼等その羊と牛およびその有る諸の物をたづさへ來れりと 三三 パロも汝等を召て汝等の業は何なるやと問ことあらば 三四 汝等いふべし僕等は幼少より今にいたるまで牧畜の人なり我等も先祖等もともにしかりといへしからばなんぢらゴセンの地にすむことをえん牧者は皆エジプト人の穢はしとするものなればなり

第四十七章

一 爰にヨセフゆきてパロにつげていひけるはわが父と兄弟およびその羊と牛と諸の所有物カナンの地よりいたれり彼らはゴセンの地にをると 二 その兄弟の中より五人をとりてこれをパロにまみえしむ 三

パロヨセフの兄弟等にいひけるは汝らの業は何なるか彼等パロにいふ僕等は牧者なりわれらも先祖等もと
もみしかりき 四 かれら又パロにいひけるは此國に寓らんとて我等はきたる其はカナンの地は饑饉はげしく
して僕等の群をやしなふ牧場なければなりされば請ふ僕等をしてゴセンの地にすましめたまへ 五 パロヨセ
フにかたりていふ汝の父と兄弟汝の所にきたれり 六 エジプトの地は汝の前にあり地の善き處に汝の
父と兄弟をすましめよすなはちゴセンの地にかれらをすまはしめよ汝もし彼等の中に才能ある者あるをしら
ば其人々をしてわが家畜をつかさどらしめよ 七 ヨセフまた父ヤコブを引ていりパロの前にたゝしむヤコブ
パロを祝す 八 パロヤコブにいふ汝の齢の日は幾何なるか 九 ヤコブパロにいひけるはわが旅路の年月は百三
十年にいたる我が齢の日は僅少にして且悪かり未だわが先祖等の齢の日と旅路の日にはおよばざるなり 十
ヤコブパロを祝しパロのまへよりいでさりぬ 十一 ヨセフパロの命ぜしごとくその父と兄弟に居所を與へエジ
プトの國の中の善き地即ちラメセスの地をかれらにあたへて所有となさしむ 十二 ヨセフその父と兄弟と父の
全家にその子の數にしたがひて食物をあたへて養へり 十三 邦説饑饉はなはだはげしくして全國に食物なくエ
ジプトの國とカナンの國は饑饉のために弱れり 十四 ヨセフ穀物を賣あたへてエジプトの地とカナンの地にあり
し金をことごとく斂む而してヨセフその金をパロの家にもちきたる 十五 エジプトの國とカナンの國に金つき
たればエジプト人みなヨセフにいたりていふ我等に食物をあたへよ如何ぞなんぢの前に死べけんや金すで
にたえたり 十六 ヨセフいひけるは汝等の家畜をいだせ金もしたえたらば我なんぢらの家畜にかへて與ふべし
と 十七 かれら乃ちその家畜をヨセフにひきたりければヨセフその馬と羊の群と牛の群および驢馬にかへて
食物をかれらにあたへそのすべての家畜のために其年のあひだ食物をあたへてこれをやしなふ 十八 かくてそ
の年暮けるが明年にいたりて人衆またヨセフにきたりて之にいふ我等主に隱すところなしわれらの金は竭

たりまたわれらの畜の群ハ主に皈す主のまへにいだすべき者ハ何ものこりをらず唯われらの身体と田地あ
るのみ 十九 われらいかんぞわれらの田地とゝもに汝の目のまへに死亡ぶべけんや我等とわれらの田地を食物
に易て買とれ我等田地とゝもにパロの僕とならんまた我等に種をあたへよ然バわれら生るをえて死るにい
たらず田地も荒蕪にいたらじ 二十 是に於てヨセフエジプトの田地をことごとく購とりてパロに納る其ハエジ
プト人饑饉にせまりて各人その田圃を賣たればなり是によりて地ハパロの所有となれり 二一 また民ハエジプ
トのこの境の極よりかの境の極の者までヨセフこれを邑々にうつせり 二二 但祭司の田地ハ購とらざりき祭司
ハパロより祿をたまはりをればパロの與ふる祿を食たるによりてその田地を賣ざればなり 二三 爰にヨセフ民
にいひけるハ視よ我今日汝等となんぢらの田地をかひてパロに納る視よこの種子を汝らにあたふ地に播べ
し 二四 しかして收穫の五分の一をパロに輸し四分をなんぢらに取て田圃の種となしなんぢらの食としなんぢら
の家族と子女の食とせよ 二五 人衆いひけるハ汝われらの生命を拯ひたまへりわれら主のまへに恩をえんことを
ねがふ我等パロの僕となるべしと 二六 ヨセフエジプトの田地に法をたてその五分の一をパロにをさめしむ
その事今日にいたる唯祭司の田地のみパロの有とならざりき 二七 イスラエルエジプトの國に於てゴセンの地
にすみ彼處に產業を獲その數增て大に殖たり 二八 ヤコブエジプトの國に十七年いきながらへたりヤコブの年
齡の日ハ合て百四十七年なりき 二九 イスラエル死る日ちかよりければその子ヨセフをよびて之にいひけるハ
我もし汝のまへに恩を得るならバ請ふなんぢの手をわが髀の下にいれ懇に眞實をもて我をあつかへ我をエ
ジプトに葬るなかれ 三十 我ハ先祖等とゝもに偃んことをねがふ汝われをエジプトより舁いだして先祖等の墓
塲にはうむれヨセフいふ我なんぢが言るごとくなすべしと 三一 ヤコブまた我に誓へといひければすなハち誓
へりイスラエル床の頭にて拜をなせり

第四十八章

一 是等の事の後汝の父病にかゝるとヨセフに告る者ありければヨセフ二人の子マナセとエフライムをともなひて至る 二 人ヤコブに告て汝の子ヨセフなんぢの許にきたるといひければイスラエル強て床に坐す 三 しかしてヤコブヨセフにいひけるは昔に全能の神カナンの地のルズにて我にあらはれて我を祝し 四 我にいひたまひけらく我なんぢをして多く子をえせしめ汝をふやし汝を衆多の民となさん我この地を汝の後の子孫にあたへて永久の所有となさしめんと 五 わがエジプトにきたりて汝に就まへにエジプトにて汝に生れたる二人の子エフライムとマナセ是等はわが子とあるべしルベンとシメオンのごとく是等はわが子とならん 六 是等の後になんぢが得たる子は汝のものとすべし又その産業はその兄弟の名をもて稱らるべし 七 我事をいはんに我昔パダンより來れる時ラケル我にしたがひをりて途にてカナンの地に死り其處はエフラタまで尚途の隔あるところなりわれ彼處にてかれをエフラタの途にはうむれり（エフラタはすなはちベツレヘムなり） 八 斯てイスラエルヨセフの子等を見て是等は誰なるやといひければ 九 ヨセフ父にいふ是は神の此にて我にたまひし子等なりと父すなはちいふ請ふ彼らを我所につれきたれ我これを祝せんと 十 イスラエルの目は年壽のために朦て見るをえざりしがヨセフかれらをその許につれきたりければ之に接吻してこれを抱けり 十一 しかしてイスラエルヨセフにいひけるは我なんぢの面を見るあらんとは思はざりしに視よ神なんぢの子をもわれにしめしたまふと 十二 ヨセフかれらをその膝の間よりいだし地に俯て拜せり 十三 しかしてヨセフエフライムを右の手に執てヤコブの左の手にむかはしめマナセを左の手に執てヤコブの右の手にむかはしめ二人をみちびきてかれに就ければ 十四 イスラエル右の手をのべて季子エフライムの頭に按き左の手をのべてマナセの頭におけりマナセは長子なれども故にかくその手をおけるなり 十五 斯してヨセフを祝していふわが父アブラハムイサクの事へし神わが生れてより今日まで我をやしなひたまひし神 十六 我をして諸の災禍

を贖はしめたまひし天使ねがはくは是童子等を祝たまへねがはくは是等の者わが名とわが父アブラハムイサクの名をもて稱られんことをねがはくは是等地の中に繁殖るにいたれ　十七　ヨセフ父が右の手をエフライムの頭に按るを見てよろこばず父の手をあげてこれをエフライムの頭よりマナセの頭にうつさんとす　十八　ヨセフすなはち父にいひけるは然にあらず父よ是長子なれば右の手をその頭に按たまへ　十九　父こばみていひけるは我知る我が子よわれしる彼も一の民となり彼も大なる者とならん然どもその弟は彼よりも大なる者となりてその子孫は多衆の國民となるべしと　二十　此日彼等を祝していふイスラエル汝を指て人を祝し願くは神汝をしてエフライムのごとくマナセのごとくならしめたまへといふにいたらんとすなはちエフライムをマナセの先にたてたり　二十一　イスラエルまたヨセフにいひけるは視よわれは死んされど神なんぢらとともにいまして汝等を先祖等の國にみちびきかへりたまふべし　二十二　且われ一の分をなんぢの兄弟よりもおほく汝にあたふ是わが刀と弓を以てアモリ人の手より取たる者なり

第四十九章

一　ヤコブその子等を呼ていひけるは汝らあつまれ我後の日に汝らが遇んところの事を汝等につげん　二　汝等つどひて聽けヤコブの子等よ汝らの父イスラエルに聽け　三　ルベン汝はわが家子わが勢わが力の始威光の卓越たる者權威の卓越たる者なり　四　汝は水の沸あがるがごとき者なれば卓越を得ざるべし汝父の床にのぼりて汚したればなり嗚呼彼はわが寢牀にのぼれり　五　シメオンとレビは兄弟なりその劍は暴逆の器なり　六　我魂よかれらの席にのぞむなかれ我寶よかれらの集會につらなるなかれ其は彼等その怒にまかせて人をころしその意にまかせて牛を筋截たればなり　七　その怒は烈かれば詛ふべしその憤は暴ければ詛ふべし我彼らをヤコブの中に分ちイスラエルの中に散さん　八　ユダよ汝は兄弟の讃る者なり汝の手はなんぢの敵の頸を抑へんなんぢの父の子等なんぢの前に拜ん　九　ユダは獅子の子の如しわが子よ汝は所掠物をさきてかへり

のぼる彼は牡獅子のごとく伏し牝獅子のごとく蹲まる誰か之をおこすことをせん　十 杖ユダを離れず法を立る
者その足の間をはなるゝことなくしてシロの來る時にまでおよばん彼に諸の民したがふべし　十一 彼その驢馬
を葡萄の樹に繋ぎその牝驢馬の子を葡萄の蔓に繋がん又その衣を酒にあらひ其服を葡萄の汁にあらふべし
十二 その目は酒によりて紅くその歯は乳によりて白し　十三 ゼブルンは海邊にすみ舟の泊る海邊に住はんその界
はシドンにおよぶべし　十四 イツサカルは羊の牢の間に伏す健き驢馬のごとし　十五 彼みて安處を善としその國を
樂とし肩をさげて負ひ租税をいだして僕となるべし　十六 ダンはイスラエルの他の支派のごとく其民を鞫かん
十七 ダンは路の旁の蛇のごとく途邊にある蝮のごとし馬の踵を嚙てその騎者をして後に落しむ　十八 ヱホバよわ
れ汝の拯救を待り　十九 ガドは軍勢これにせまらんされど彼反てその後にせまらん　二十 アセルよりいづる食物は
美かるべし彼王の食ふ美味をいださん　二一 ナフタリは釋れたる麀のごとし彼美言をいだすなり　二二 ヨセフは實を
結ぶ樹の芽のごとし即ち泉の傍にある實をむすぶ樹の芽のごとしその枝つひに垣を踰ゆ　二三 射者彼をなやま
し彼を射かれを惡めり　二四 然どかれの弓はなほ勁くあり彼の手の臂は力あり是ヤコブの全能者の手によりて
なり其よりイスラエルの磐なる牧者いづ　二五 汝の父の神による彼なんぢを助けん全能者による彼なんぢを祝
まん上なる天の福、下によこたはる淵の福、乳哺の福、胎の福汝にきたるべし　二六 汝の父の汝を祝する祝はわが父祖
の祝したる所に勝て恒久の山の限極にまでおよばん是等の祝福はヨセフの首に歸しその兄弟と別になり
たる者の頭頂に歸すべし　二七 ベニヤミンは物を嚙む狼なり朝にその所掠物を啖ひ夕にその所攫物をわかたん
二八 是等はイスラエルの十二の支派なり斯その父彼らに語り彼等を祝せりすなはちおのその祝すべき所にしたが
ひて彼等諸人を祝せり　二九 ヤコブまた彼等に命じて之にいひけるは我はわが民にくはゝらんとすヘテ人エフ
ロンの田にある洞穴にわが先祖等とともに我をはうむれ　三十 その洞穴はカナンの地にてマムレのまへなるマ

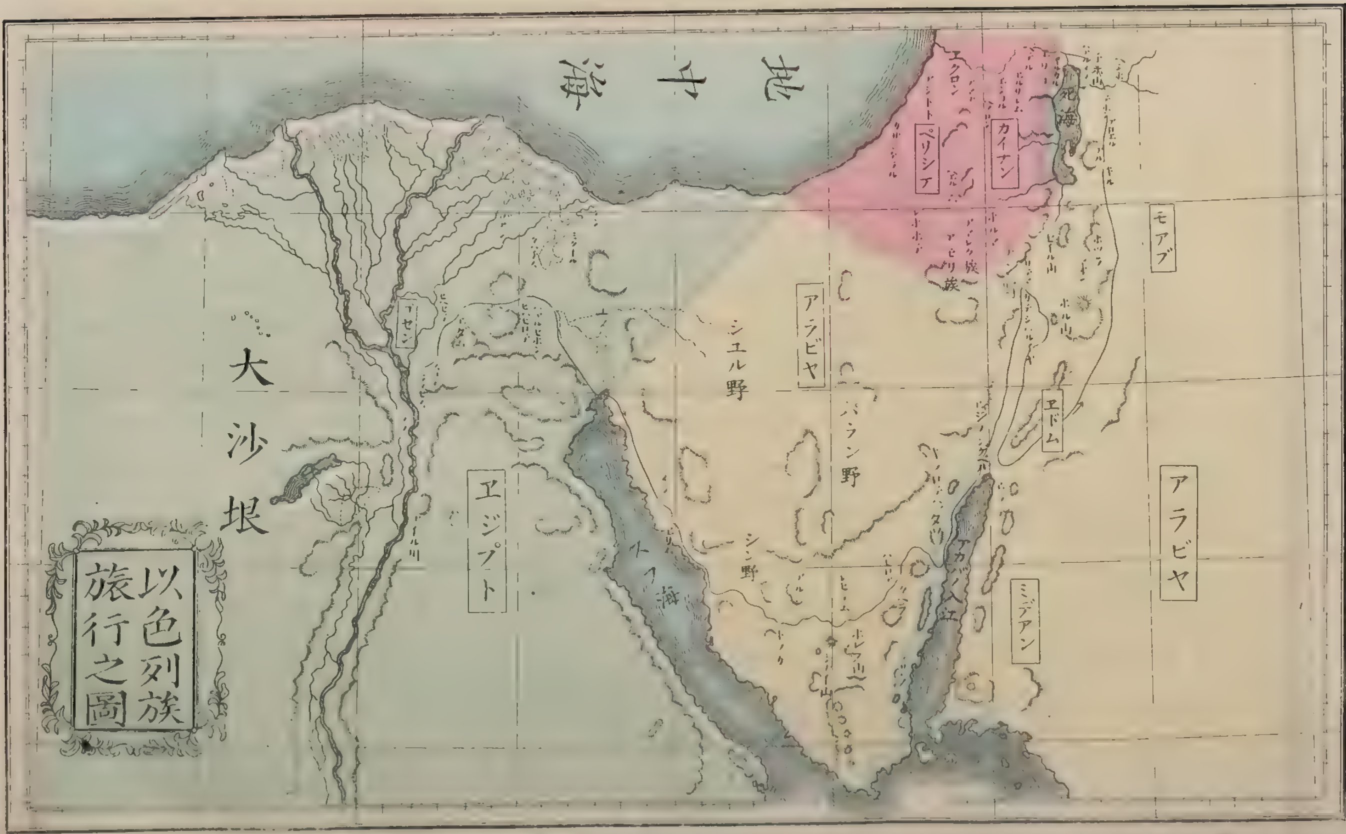
クペラの田にあり是はアブラハムがヘテ人エフロンより田とゝもに購て所有の墓所となせし者なり 三一 アブ
ラハムとその妻サラ彼處にはうむられイサクとその妻リベカ彼處に葬られたり我またかしこにレアを葬れ
り 三二 かの田とその中の洞穴はヘテの子孫より購たる者なり 三三 ヤコブその子に命ずることを終し時足を床に斂
めて氣たえてその民にくはゝる

第五十章

一 ヨセフ父の面に俯し之をいだきて哭き之に接吻す 二 而してヨセフその僕なる醫者に命じてその父
に藥らしむ醫者イスラエルに藥れり 三 すなはち之がために四十日を用ふ其は尸に藥るにはこの日數を用
ふべければなりエジプト人七十日の間之がために哭けり 四 哀哭の日すぎし時ヨセフパロの家にかたりてい
ひけるは我もし汝等の前に恩惠を得るならば請ふパロの耳にまうして言へ 五 わが父我死ばカナンの地にわ
が掘おきたる墓に我をさうむれといひて我を誓はしめたり然ば請ふわれをして上りて父を葬らしめたまへ
また歸りきたらんと 六 パロいひけるは汝の父汝をちかはせしごとくのぼりて之を葬るべし 七 是に於てヨセ
フ父を葬らんとて上るパロの諸の臣パロの家の長老等エジプトの地の長老等 八 およびヨセフの全家とその
兄弟等およびその父の家之とゝもに上る只その子女と羊と牛はゴセンの地にのこせり 九 また車と騎兵ヨセ
フにしたがひてのぼり其隊はなはだ大なりき 十 彼等つひにヨルダンの外なるアタデの禾塲に到り彼にて大
に泣き痛く哀しむヨセフすなはち七日父のために哭きぬ 十一 その國の居人なるカナン人等アタデの禾塲の哀
哭を見て是はエジプト人の痛くなげくありといへり是によりて其處の名をアベルミツライム(エジプト人哀
哭)と稱ふヨルダンの外にあり 十二 ヤコブの子等その命ぜられたるごとく之になせり 十三 すなはちヤコブの子等
彼をカナンの地に舁ゆきて之をマクペラの田の洞穴にはうむれり是はアブラハムがヘテ人エフロンより田
とゝもに購とりて所有の墓所となせし者にてマムレの前にあり 十四 ヨセフ父を葬りてのち其兄弟および凡て

己とともにのぼりて父をはうむれる者とともにエジプトにかへりぬ 十五 ヨセフの兄弟等その父の死たるを見
ていひけるはヨセフあるひはわれらを恨むることあらん又かならずわれらが彼になしたる諸の惡にむくゆ
るならんと 十六 すなはちヨセフにいひおくりけるは汝の父死るまへに命じて言けらく 十七 汝ら斯ヨセフに
いふべし汝の兄弟汝に惡をなしたれども願はくはその罪咎をゆるせと然ば請ふ汝の父の神の僕等の咎を
ゆるせとヨセフその言を聞て啼泣り 十八 兄弟等もまた自らきたりヨセフの面のまへに俯し我等は汝の僕とな
らんといふ 十九 ヨセフかれらにいひけるは懼るなかれ我あに神にかはらんや 二十 汝等は我を害せんとおもひたれ
ども神はこれを善にかはらせ今日のごとく多の民の生命を救ふにいたらしめんとおもひたまへり 二一 故に汝
らおそるゝなかれ我なんぢらと汝らの子女をやしなはんと彼等をなぐさめ懇に之にかたれり 二二 ヨセフ父の
家族とともにエジプトにすめりヨセフは百十歳いきながらへたり 二三 ヨセフエフライムの三世の子女をみる
にいたれりマナセの子マキルの子女もうまれてヨセフの膝にありき 二四 ヨセフその兄弟等にいひけるは我死
ん神かならず汝等を眷顧みなんぢらを此地よりいだしてそのアブラハムイサクヤコブにちかひし地にいた
らしめたまはんと 二五 ヨセフ神かならず汝等をかへりみたまはん汝らわが骨をこゝよりたづさへのぼるべし
といひてイスラエルの子孫を誓はしむ 二六 ヨセフ百十歳にして死たれば之に藥りて櫃にをさめてエジプトに
おけり

創世記終


以色列族旅行之圖
地中海
大沙堠
エジプト
アラビヤ
アラビヤ
モアブ
エドム
ミデアン
カイナン
ペリシテ
死海
シエル野
パラン野
シン野
アカバ入江
ゴセン
アマレク族
アモリ族

出埃及記

第一章

一 イスラエルの子孫のエジプトに至りし者の名は左のごとし衆人各々の家族をたづさへてヤコブと
ともに至れり 二 すなはちルベン、シメオン、レビ、ユダ、 三 イツサカル、ゼブルン、ベニヤミン、 四 ダン、ナフタリ、ガド、
アセルなり 五 ヤコブの腰より出たる者は都合七十人ヨセフはすでにエジプトにありき 六 ヨセフとその諸の
兄弟および當世の人みな死たり 七 イスラエルの子孫饒く子を生み彌增殖え甚だしく大に強くなりて國に滿
るにいたれり 八 玆にヨセフの事をしらざる新き王エジプトに起りしが 九 彼その民にいひけるは視よ此民イ
スラエルの子孫はわれらよりも多く且強し 十 來れわれら機巧く彼等に事をなさん恐くは彼等多ならん又戰爭
の起ることある時は彼等敵にくみして我等と戰ひ遂に國よりいでさらんと 十一 すなはち督者をかれらの上に
立て彼らに重荷をおはせて之を苦む彼等パロのために府庫の邑ピトムとラメセスを建たり 十二 然るにイスラ
エルの子孫は苦むるに隨ひて增し殖たれば皆これを懼れたり 十三 エジプト人イスラエルの子孫を嚴く動作か
しめ 十四 辛き力役をもて彼等をして苦みて生を度らしむ即ち和泥、作甎、および田圃の諸の工にはたらかしめけ
るが其働かしめし工作は皆嚴かりき 十五 エジプトの王又ヘブルの產婆シフラと名くる者とプワと名くる者
の二人に諭して 十六 いひけるは汝等ヘブルの婦女のために收生をなす時は床の上を見てその子若男子ならば
これを殺せ女子ならば生しおくべしと 十七 然ど產婆神を畏れエジプト王の命ぜしごとく爲ずして男子をも
生しおけり 十八 エジプト王產婆を召て之にいひけるは汝等なんぞ此事をなし男子を生しおくや 十九 產婆パ
ロに言けるはヘブルの婦はエジプトの婦のごとくならず彼等は健して產婆のかれらに至らぬ前に產をは
るなりと 二十 是によりて神その產婆等に恩をほどこしたまへり是において民增ゆきて甚だ強くなりぬ 二十一 產
婆神を畏れたるによりて神かれらのために家を成たまへり 二十二 斯在しかばパロその凡の民に命じていふ男

子の生るあらば汝等これを悉く河に投いれよ女子は皆生しおくべし

第二章

一 爰にレビの家の一箇の人往てレビの女を娶れり 二 女孕みて男子を生みその美きを見て三月のあひだこれを匿せしが 三 すでに匿すあたはざるにいたりければ葦の箱舟を之がために取て之に瀝青と樹脂を塗り子をその中に納てこれを河邊の葦の中に置り 四 その姉遠に立てその如何になるかを窺ふ 五 茲にパロの女身を洗んとて河にくだりその婢等河の傍にあゆむ彼葦の中に箱舟あるを見て使女をつかはしてこれを取きたらしめ 六 これを啓きてその子のあるを見る嬰兒すなはち啼く彼これを憐みていひけるは是はヘブル人の子なりと 七 時にその姉パロの女にいひけるは我ゆきてヘブルの女の中より此子をなんぢのために養ふべき乳母を呼きたらんか 八 パロの女往よと之にいひければ女子すなはち往てその子の母を呼きたる 九 パロの女かれにいひけるは此子をつれゆきてわがために之を養へ我その値をなんぢにとらせんと婦すなはちその子を取てこれを養ふ 十 斯てその子の長ずるにおよびて之をパロの女の所にたづさへゆきければすなはちこれが子となる彼その名をモーセ(援出)と名けて言ふ我これを水より援いだせしに因ると 十一 茲にモーセ生長におよびて一時いでゝその兄弟等の所にいたりその重荷を負ふを見しが會一箇のエジプト人が一箇のイスラエル人即ちおのれの兄弟を撃つを見たれば 十二 右左を觀まはして人のをらざるを見てそのエジプト人を撃ころし之を沙の中に埋め匿せり 十三 次の日また出て二人のヘブル人の相爭ふを見たればその曲き者にむかひ汝なんぞ汝の隣人を撃つやといふに 十四 彼いひけるは誰が汝を立てわれらの君とし判官としたるや汝かのエジプト人をころせしごとく我をも殺さんとするやと是においてモーセ懼れてその事かならず知れたるならんとおもへり 十五 パロ此事を聞てモーセを殺さんともとめければモーセすなはちパロの面をさけて逃げのびミデアンの地に住り彼井の傍に坐せり 十六 ミデアンの祭司に七人の女子ありしが彼等來りて水を汲み水鉢

に盈て父の羊群に飲はんとしけるに 十七 牧羊者等きたりて彼らを逐はらひければモーセ起あがりて彼等をた
すけその羊群に飲ふ 十八 彼等その父リウエルに至れる時父言けるは今日はなんぢら何かく速にかへりしや
十九 かれらいひけるは一箇のエジプト人我らを牧羊者等の手より救いだし亦われらのために水を多く汲て羊
群に飲しめたり 二十 父女等にいひけるは彼は何處にをるや汝等なんぞその人を遺てきたりしや彼をよびて物
を食しめよと 二一 モーセこの人とともに居ることを好めり彼すなはちその女子チッポラをモーセに與ふ 二二 彼
男子を生みければモーセその名をゲルショム(客)と名けて言ふ我異邦に客となりをればなりと 二三 斯て時をふ
る程にエジプトの王死りイスラエルの子孫その勞役の故によりて歎き號ぶにその勞役の故によりて號ぶと
ころの聲神に達りければ 二四 神その長呻を聞き神そのアブラハム、イサク、ヤコブになしたる契約を憶え 二五 神イ
スラエルの子孫を眷み神知しめしたまへり

第三章

一 モーセその妻の父なるミデアンの祭司エテロの群を牧ひをりしがその群を曠野の奥にみちびきて
神の山ホレブに至るに 二 エホバの使者棘の裏の火燄の中にて彼にあらはる彼見るに棘火に燃れどもその棘
燬ず 三 モーセいひけるは我ゆきてこの大なる觀を見何故に棘の燃たえざるかを見ん 四 エホバ彼がきたり觀
んとするを見たまふ即ち神棘の中よりモーセよモーセよと彼をよびたまひければ我こゝにありといふに 五
神いひたまひけるは此に近よるなかれ汝の足より履を脱ぐべし汝が立つ處は聖き地なればなり 六 又いひた
まひけるは我はなんぢの父の神アブラハムの神イサクの神ヤコブの神なりとモーセ神を見ることを畏れて
その面を蔽せり 七 エホバ言たまひけるは我まことにエジプトにをるわが民の苦患を觀また彼等がその驅使
者の故をもて號ぶところの聲を聞り我かれらの憂苦を知るなり 八 われ降りてかれらをエジプト人の手より
救ひいだし之を彼地より導きのぼりて善き廣き地乳と蜜との流るゝ地すなはちカナン人、ヘテ人、アモリ人、ペ

リジ人、ヒビ人、エブス人のをる處にいたらしめんとす　九今イスラエルの子孫の號呼われに達る我またエジプ
ト人が彼らを苦むるその暴虐を見たり　十然ば來れ我なんぢをパロにつかはし汝をしてわが民イスラエルの
子孫をエジプトより導きいださしめん　十一モーセ神にいひけるは我は何如なる者ぞや我豈パロの許に往きイ
スラエルの子孫をエジプトより導きいだすべき者ならんや　十二神いひたまひけるは我かならず汝とともにあ
るべし是はわが汝をつかはせる證據なり汝民をエジプトより導きいだしたる時汝等この山にて神に事へん
十三モーセ神にいひけるは我イスラエルの子孫の所にゆきて汝らの先祖等の神我をなんぢらに遣はしたまふ
と言んに彼等もし其名は何と我に言ば何とかれらに言べきや　十四神モーセにいひたまひけるは我は有て在る
者なり又いひたまひけるは汝かくイスラエルの子孫にいふべし我有といふ者我をなんぢらに遣したまふと
十五神またモーセにいひたまひけるは汝かくイスラエルの子孫にいふべしなんぢらの先祖等の神アブラハム
の神イサクの神ヤコブの神エホバわれを汝らにつかはしたまふと是は永遠にわが名となり世々にわが誌と
なるべし　十六汝往てイスラエルの長老等をあつめて之にいふべし汝らの先祖等の神アブラハム、イサク、ヤコブ
の神エホバ我にあらはれて言たまひけらく我誠になんぢらを眷み汝らがエジプトにて蒙るところの事を見
たり　十七我なすなはち言り我汝らをエジプトの苦患の中より導き出してカナン人、ヘテ人、アモリ人、ペリジ人、ヒビ
人、エブス人の地すなはち乳と蜜の流るゝ地にのぼり至らしめんと　十八彼等なんぢの言に聽したがふべし汝と
イスラエルの長老等エジプトの王の許にいたりて之に言へヘブル人の神エホバ我らに臨めり然ば請ふわれ
らをして三日程ほど曠野に入しめわれらの神エホバに犧牲をさゝぐることを得せしめよと　十九我しるエジプ
トの王は假令能力ある手をくはふるも汝等の往をゆるさゞるべし　二十我すなはちわが手を伸べエジプトの中
に諸の奇跡を行ひてエジプトを撃ん其後かれ汝等を去しむべし　二十一我エジプト人をしてこの民をめぐましめ

ん汝ら去る時手を空うして去るべからず 二二 婦女皆その隣人とおのれの家に寓る者とに金の飾品、銀の飾品および衣服を乞べし而して汝らこれを汝らの子女に妝戴せよ汝等かくエジプト人の物を取べし

第四章

一 モーセ對へていひけるは然ながら彼等我を信ぜず又わが言に聽したがはずして言んエホバ汝にあらはれたまはずと 二 エホバかれにいひたまひけるは汝の手にある者は何なるや彼いふ杖なり 三 エホバいひたまひけるは其を地に擲よとすなはち之を地になぐるに蛇となりければモーセその前を避たり 四 エホバモーセにいひたまひけるは汝の手をのべて其尾を執れとすなはち手をのべて之を執ば手にいりて杖となる 五 エホバいひたまふ是は彼らの先祖等の神、アブラハムの神、イサクの神、ヤコブの神、エホバの汝にあらはれたることを彼らに信ぜしめんためなり 六 エホバまたかれに言たまひけるは汝の手を懷に納よとすなはち手を懷にいれて之を出し見るにその手癩病を生じて雪のごとくなれり 七 エホバまた言たまひけるは汝の手をふたゝび懷にいれよと彼すなはちふたゝび其手を懷にいれて之を懷より出し見るに變りて他處の肌膚のごとくになる 八 エホバいひたまふ彼等もし汝を信ぜずまたその最初の徵の聲に聽從はざるならば後の徵の聲を信ぜん 九 彼らもし是ふたつの徵をも信ぜずして汝の言に聽從はざるならば汝河の水をとりて之を陸地にそゝげ汝が河より取る水陸地にて血となるべし 十 モーセエホバにいひたまひけるはわが主よ我は素言辭に敏き人にあらず汝が僕に語りたまへるに及びても猶しかり我は口重く舌重き者なり 十一 エホバかれにいひたまひけるは人の口を造る者は誰なるや啞者、聾者、目明者、瞽者などを造る者は誰なるや我エホバなるにあらずや 十二 然ば往け我なんぢの口にありて汝の言ふべきことを敎へん 十三 モーセいひけるはわが主よ願くは遣すべき者をつかはしたまへ 十四 是においてエホバ、モーセにむかひ怒を發していひたまひけるはレビ人アロンは汝の兄弟なるにあらずや我かれが言を善するを知るまた彼なんぢに遇んとていで來る彼汝を見る時心に喜ばん

十五 汝かれに語りて言をその口に授くべし我なんぢの口と彼の口にありて汝らの爲べき事を教へん 十六 彼なん
ぢに代て民に語らん彼は汝の口に代らん汝は彼のために神に代るべし 十七 なんぢこの杖を手に執り之をもて
奇蹟をおこなふべし 十八 是においてモーセゆきてその妻の父エテロの許にかへりて之にいふ請ふ我をして往
てわがエジプトにある兄弟等の所にかへらしめ彼等のなほ生ながらへをるや否を見さしめよエテロ、モーセ
に安然に往くべしといふ 十九 爰にエホバ、ミデアンにてモーセにいひたまひけるは往てエジプトにかへれ汝の
生命をもとめし人は皆死たりと 二十 モーセすなはちその妻と子等をとり之を驢馬に乘てエジプトの地にかへ
るモーセは神の杖を手に執り 二一 エホバ、モーセにいひたまひけるは汝エジプトにかへりゆける時はかならず
我がなんぢの手に授けたるところの奇跡を悉くパロのまへにおこなふべし但し我かれの心を剛愎にすれば
彼民を去しめざるべし 二二 汝パロに言べしエホバかく言ふイスラエルはわが子わが冢子なり 二三 我なんぢにい
ふ我が子を去らしめて我に事ふることをえせしめよ汝もし彼をさらしむることを拒ば我なんぢの子なんぢ
の冢子を殺すべしと 二四 モーセ途にある時エホバかれの宿所にて彼に遇てころさんとしたまひければ 二五 チッ
ポラ利き石をとりてその男子の陽の皮を割りモーセの足下になげうちて言ふ汝はまことにわがためには血
の夫なりと 二六 是においてエホバ、モーセをゆるしたまふ此時チッポラが血の夫といひしは割禮の故によりて
なり 二七 爰にエホバ、アロンにいひたまひけるは曠野にゆきてモーセを迎へよと彼すなはちゆきて神の山にて
モーセに遇ひ之に接吻す 二八 モーセ、エホバがおのれに言ふくめて遣したまへる諸の言とエホバのおのれに命じ
たまひし諸の奇跡とをアロンにつげたり 二九 斯てモーセとアロン往てイスラエルの子孫の長老を悉く集む 三十
而してアロン、エホバのモーセにかたりたまひし言を盡くつげ又彼民の目のまへにて奇蹟をなしければ 三一 民
すなはち信ず彼等エホバがイスラエルの民をかへりみその苦患をおもひたまふと聞て身をかゞめて拜をな

せり
第五章 一 その後モーセとアロン入てパロにいふイスラエルの神エホバ斯いひたまふ我民を去しめ彼等をし
て曠野に於て我を祭ることをえせしめよと 二 パロいひけるはエホバは誰なればか我その聲にしたがひてイ
スラエルを去しむべき我エホバを識ず亦イスラエルを去しめじ 三 彼ら言けるはヘブル人の神我らに顯れた
まへり請ふ我等をして三日程ほど曠野にいりてわれらの神エホバに犧牲をさゝぐることをえせしめよ恐く
はエホバ疫病か又は刀兵をもて我らをなやましたまはん 四 エジプト王かれらに言けるは汝等モーセ、アロン
なんぞ民の操作を妨ぐるや往てなんぢらの荷を負へ 五 パロまたいふ土民今は多かり然るに汝等かれらをし
て荷をおふことを止しめんとす 六 パロ此日民を驅使ふ者等および民の有司等に命じていふ 七 汝等再び前の
ごとく民に磚瓦を造る禾稈を與ふべからず彼等をして往てみづから禾稈をあつめしめよ 八 また彼等が前に
造りし磚瓦の數のごとくに仍かれらに之をつくらしめよ其を減すなかれ彼等は懶惰が故に我等をして往て
われらの神に犧牲をさゝげしめよと呼はり言ふなり 九 人々の工作を重くして之に勞かしめよ然ば僞の言を
聽ことあらじと 十 民を驅使ふ者等および有司等出ゆきて民にいひけるはパロかく言たまふ我なんぢら
に禾稈をあたへじ 十一 汝等往て禾稈のある處にて之をとれ但しなんぢらの工作は分毫も減さざるべしと 十二 是
において民遍くエジプトの地に散て草藁をあつめて禾稈となす 十三 驅使者かれらを促たてゝ言ふ禾稈のあ
りし時のごとく汝らの工作汝らの日々の業をなしをふべしと 十四 パロの驅使者等がイスラエルの子孫の上
に立さるところの有司等撻れなんぢら何ぞ昨日も今日も磚瓦を作るところの汝らの業を前のごとくに爲し
をへざるやと言る 十五 是に於てイスラエルの子孫の有司等來りてパロに呼はりて言ふ汝なんぞ斯僕等になす
や 十六 僕等に禾稈を與へずしてわれらに磚瓦を作れといふ視よ僕等は撻る是なんぢの民の過なりと 十七 然るに

パロいふ汝等は懶惰し懶惰し故に汝らは我らをして往てエホバに犧牲をさゝげしめよと言ふなり 十八 然ば汝
ら往て操作けよ禾稈はなんぢらに與ふることあかるべけれどなんぢら常數のごとくに磚瓦を交納むべしと
十九 イスラエルの子孫の有司等汝等その日々につくる磚瓦を減すべからずと言るを聞て災害の身におよぶを
知り 二十 彼らパロをはなれて出たる時モーセとアロンの對面にたてるを見たれば 二一 之にいひけるはエ
ホバ汝等を鑒みて鞫きたまへ汝等はわれらの臭をパロの目と彼の僕の目に忌嫌はれしめ刀を彼等の手にわ
たして我等を殺さしめんとするなりと 二二 モーセ、エホバに返りて言ふわが主よ何て此民をあしくしたまふや
何のために我をつかはしたまひしや 二三 わがパロの許に來りて汝の名をもて語りしよりして彼この民をあし
くす汝また絶てなんぢの民をすくひたまはざるなり

第六章

一 エホバ、モーセに言たまひけるは今汝わがパロに爲んところの事を見るべし能ある手の加はるによ
りてパロ彼らをさらしめん能ある手の加はるによりてパロ彼らを其國より逐いだすべし 二 神モーセに語り
て之にいひたまひけるは我はエホバなり 三 我全能の神といひてアブラハム、イサク、ヤコブに顯れたり然ど我が
名のエホバの事は彼等しらざりき 四 我また彼らとわが契約を立て彼等が旅して寄居たる國カナンの地をか
れらに與ふ 五 我またエジプト人が奴隷となせるイスラエルの子孫の呻吟を聞き且我が契約を憶ひ出づ 六 故
にイスラエルの子孫に言へ我はエホバなり我汝らをエジプト人の重負の下より携出し其使役をまぬかれし
め又腕をのべ大なる罰をほどこして汝等を贖はん 七 我汝等を取て吾民となし汝等の神となるべし汝等はわ
がエジプト人の重擔の下より汝らを携出したるなんぢらの神エホバなることを知ん 八 我わが手をあげてア
ブラハム、イサク、ヤコブに與へんと誓ひし地に汝等を導きいたり之を汝等に與へて産業となさしめん我はエ
ホバなり 九 モーセかくイスラエルの子孫に語けれども彼等は心の傷ると役事の苦きとの爲にモーセに聽ざ

十エホバ モーセに告ていひたまひけるは 十一入てエジプトの王パロに語りイスラエルの子孫を其の國よ
り去しめよ 十二モーセ エホバの前に申していふイスラエルの子孫既に我に聽ず我は口に割禮をうけざる者な
ればパロいかで我にきかんや 十三エホバ モーセとアロンに語り彼等に命じてイスラエルの子孫とエジプト
の王パロの所に往しめイスラエルの子孫をエジプトの地より導きいださしめたまふ 十四かれらの父の家々の
長は左のごとしイスラエルの家子ルベンの子はハノク、パル、ヘヅロン、カルミ是等はルベンの家族なり 十五シメオ
ンの子はエムエル、ヤミン、オハデ、ヤキン、ゾハル、およびカナンの女の生しシヤウル是らはシメオンの家族なり 十六
レビの子の名はその世代にしたがひて言ば左のごとしゲルション、コハテ、メラリ是なりレビの齢の年は百三
十七年なりき 十七ゲルションの子はその家族にしたがひて言ばリブニおよびシメイなり 十八コハテの子はアム
ラム、イヅハル、ヘブロン、ウジエルなりコハテの齢の年は百三十三年なりき 十九メラリの子はマヘリおよびムシ
なり是等はレビの家族にしてその世代にしたがひて言る者なり 二十アムラムその伯母ヨケベデを妻にめとれり
彼アロンとモーセを生むアムラムの齢の年は百三十七年なりき 二一イヅハルの子はコラ、ネベグ、ジクリなり 二二
ウジエルの子はミサエル、エルザパン、シテリなり 二三アロン ナシヨンの姉アミナダブの女エリセバを妻にめと
れり彼ナダブ、アビウ、エレアザル、イタマルを生む 二四コラの子はアツシル、エルカナ、アビアサフ、是等はコラ人の
族なり 二五アロンの子エレアザル、フテエルの女の中より妻をめとれり彼ピネハスを生む是等はレビ人の父の
家々の長にしてその家族に循ひて言る者なり 二六エホバがイスラエルの子孫を其軍隊にしたがひてエジプト
の地より導きいだせよといひたまひしは此アロンとモーセなり 二七彼等はイスラエルの子孫をエジプトより
導きいださんとしてエジプトの王パロに語りし者にして即ち此モーセとアロンなり 二八エホバ エジプトの地
にてモーセに語りたまへる日に 二九エホバ モーセに語りて言たまひけるは我はエホバなり汝わが汝にいふ所

を悉皆くエジプトの王パロに語るべし　三十 モーセエホバの前に言けるは我は口に割禮を受ざる者なればパロ
いかで我に聽んや

第七章

一 エホバモーセに言たまひけるは視よ我汝をしてパロにおけること神のごとくならしむ汝の兄弟
アロンは汝の預言者となるべし　二 汝はわが汝に命ずる所を悉く宣べし汝の兄弟アロンはパロに告ることを
爲べし彼イスラエルの子孫をその國より出すに至らん　三 我パロの心を剛愎にして吾徴と奇跡をエジプトの
國に多くせん　四 然どパロ汝に聽ざるべし我すなはち吾手をエジプトに加へ大なる罰をほどこして吾軍隊わ
が民イスラエルの子孫をエジプトの國より出さん　五 我わが手をエジプトの上に伸てイスラエルの子孫をエ
ジプト人の中より出す時には彼等我のエホバなるを知ん　六 モーセとアロン斯おこなひエホバの命じたまへ
る如くに然なしぬ　七 そのパロと談論ける時モーセは八十歳アロンは八十三歳なりき　八 エホバモーセとアロ
ンに告て言たまひけるは　九 パロ汝等に語りて汝ら自ら奇蹟を行へと言時には汝アロンに言べし汝の杖をと
りてパロの前に擲てよと其は蛇とならん　十 是に於てモーセとアロンはパロの許にいたりエホバの命じたま
ひしごとくに行へり即ちアロンその杖をパロとその臣下の前に擲しに蛇となりぬ　十一 斯在しかばパロもまた
博士と魔術士を召よせたるにエジプトの法術士等もその秘術をもてかくおこなへり　十二 即ち彼ら各人その杖
を投たれば蛇となりけるがアロンの杖かれらの杖を呑つくせり　十三 然るにパロの心剛愎になりて彼らに聽こ
とをせざりきエホバの言たまひし如し　十四 エホバモーセに言たまひけるはパロは心頑にして民を去しむる
ことを拒むなり　十五 朝におよびて汝パロの許にいたれ視よ彼は水に臨む汝河の邊にたちて彼を逆ふべし汝か
の蛇に化し杖を手にとりて居り　十六 彼に言ふべしヘブル人の神エホバ我を汝につかはして言しむ吾民を去し
めて曠野にて我に事ふることを得せしめよ視よ今まで汝は聽入ざりしなり　十七 エホバかく言ふ汝これにより

て我がヱホバなるを知ん視よ我わが手の杖をもて河の水を擊ん是血に變ずべし 十八 而して河の魚は死に河は
臭くならんヱジプト人は河の水を飮ことを厭ふにいたるべし 十九 ヱホバまたモーセに言たまはく汝アロンに
言へ汝の杖をとりて汝の手をヱジプトの上に伸べ流水の上河々の上池塘の上一切の湖水の上に伸て血とな
らしめよ。ヱジプト全國に於て木石の器の中ふ凡て血あるにいたらん 二十 モーセ、アロンすなはちヱホバの命じ
たまへるごとくふ爲り即ち彼パロとその臣下の前にて杖をあげて河の水を擊しに河の水みな血に變じたり
二一 是において河の魚死て河臭くなりヱジプト人河の水を飮ことを得ざりき斯ヱジプト全國に血ありき 二二 ヱ
ジプトの法術士等もその祕術をもて斯のごとく行へりパロは心頑固にして彼等ふ聽ことをせざりきヱホバ
の言たまひし如し 二三 パロすなはち身をめぐらしてその家に入り此事にも心をとめざりき 二四 ヱジプト人河の
水を飮ことを得ざりしかば皆飮水を得んとて河のまはりを掘たりヱホバ河を擊たまひてより後七日たちぬ

第八章

一 ヱホバ、モーセに言たまひけるは汝パロに詣りて彼に言へヱホバかく言たまふ吾民を去しめて我に
事ふることを得せしめよ 二 汝もし去しむることを拒まば我蛙をもて汝の四方の境を惱さん 三 河に蛙むらが
り上りきたりて汝の家にいり汝の寢室にいり汝の牀にのぼり汝の臣下の家にいり汝の民の所にいたり汝の
竈におよび汝の捏鉢にいらん 四 蛙なんぢの身にのぼり汝の民と汝の臣下の上にのぼるべし 五 ヱホバ、モーセ
に言たまはく汝アロンに言へ汝杖をとりて手を流水の上に伸べ河々の上と池塘の上に伸て蛙をヱジプトの
地に上らしめよ 六 アロン手をヱジプトの水のうへに伸されば蛙のぼりきたりてヱジプトの地を蔽ふ 七 法術
士等もその祕術をもて斯おこなひ蛙をヱジプトの地に上らしめたり 八 パロ、モーセとアロンを召て言けるは
ヱホバに願ひてこの蛙を我とわが民の所より取さらしめよ我この民を去しめてヱホバに犧牲をさゝぐるこ
とを得せしめん 九 モーセ、パロに言けるは我なんぢと汝の臣下と汝の民のために願ひて何時此蛙を汝と汝の

家より絶さりて河にのみ止らしむべきや我に示せと 十 彼明日といひければモーセ言ふ汝の言のごとくに爲し汝をして我らの神ヱホバのごとき者なきことを知しめん 十一 蛙汝と汝の家を離れ汝の臣下と汝の民を離れて河にのみ止るべしと 十二 モーセとアロンすなはちパロを離れて出でモーセそのパロに至らしめたまひし蛙のためにヱホバに呼はりしに 十三 ヱホバモーセの言のごとくなしたまひて蛙家より村より田野より死亡たり 十四 茲にこれを攢むるに山をなし地臭くなりぬ 十五 然るにパロは噓氣時あるを見てその心を頑固にして彼等に聽ことをせざりきヱホバの言たまひし如し 十六 ヱホバ、モーセに言たまひけるは汝アロンに言へ汝の杖を伸べ地の塵を打てエジプト全國に蚤とならしめよと 十七 彼等斯なせり即ちアロン杖をとりて手を伸べ地の塵を撃けるに蚤となりて人と畜につけりエジプト全國において地の塵みな蚤となりぬ 十八 法術士等その秘術をもて斯おこなひて蚤を出さんとしたりしが能はざりき蚤は人と畜に着く 十九 是において法術士等パロに言ふ是は神の指なりと然るにパロは心剛愎にして彼等に聽ざりきヱホバの言たまひし如し 二十 ヱホバ、モーセに言たまはく汝朝早く起てパロの前に立て視よ彼は水に臨む汝彼に言へヱホバかく言たまふわが民を去しめて我に事ふることを得せしめよ 二一 汝もしわが民を去しめずば視よ我汝と汝の臣下と汝の民と汝の家とに蚋をおくらんエジプト人の家々には蚋充べし彼らの居るところの地も然らん 二二 その日に我わが民の居るゴセンの地を區別おきて其處に蚋あらしめじ是地の中にありて我のヱホバなることを汝が知んためなり 二三 我わが民と汝の民の間に區別をたてん明日この徵あるべし 二四 ヱホバかく爲たまひければ蚋おびたゞしく出來りてパロの家にいりその臣下の家にいりエジプト全國にいたり蚋のために地害せる 二五 是においてパロ、モーセとアロンを召ていひけるは汝等往て國の中にて汝らの神に犧牲を獻げよ 二六 モーセ言ふ然するは宜からず我等はエジプト人の崇拜む者を犧牲としてわれらの神ヱホバに獻ぐべければなり我等もしエジプト人の崇拜む者をそ

の目の前にて犠牲を献げなば彼等石にて我等を撃ざらんや　二七我等は三日路ほど曠野にいりて我らの神ヱホ
バに犠牲を献げその命じたまひしごとくせんとす　二八パロ言けるは我汝らを去しめて汝らの神ヱホバを曠野
にて犠牲を獻ぐることを得せしめん但餘に遠くは行べからず我ために祈れよ　二九モーセ言けるそれ視よ我汝を
はなれて出づ我ヱホバに祈ん明日蚋パロとその臣下とその民を離れん第パロ再び僞をおこなひ民を去しめ
てヱホバに犠牲をささぐるを得せしめざるが如きことを爲ざれ　三十かくてモーセ、パロをはなれて出でヱホバ
に祈りたれば　三一ヱホバ、モーセの言のごとく爲したまへり即ちその蚋をパロとその臣下とその民よりはなれ
しめたまふ一ものこらざりき　三二然るにパロ此時にもまたその心を頑固にして民を去しめざりき

第九章

一爰にヱホバ、モーセにいひたまひけるはパロの所にいりてかれに告よヘブル人の神ヱホバ斯いひた
まふ吾民を去しめて我につかふることをえせしめよ　二汝もし彼等をさらしむることを拒みて尚かれらを拘
留へなば　三ヱホバの手野にをる汝の家畜馬、驢馬、駱駝、牛および羊に加はらん即ち甚だ惡き疾あるべし　四ヱホ
バ、イスラエルの家畜とエジプトの家畜とを別ちたまはんイスラエルの子孫に屬する者は死る者あらざるべ
しと　五ヱホバまた期をさだめて言たまふ明日ヱホバこの事を國になさんと　六明日ヱホバこの事をなしたま
ひければエジプトの家畜みな死り然どイスラエルの子孫の家畜は一も死ざりき　七パロ人をつかはして見さ
しめたるにイスラエルの家畜は一頭だにも死ざりき然どもパロは心剛愎にして民をさらしめざりき　八また
ヱホバ、モーセとアロンにいひたまひけるは汝等竈爐の灰を一握とれ而してモーセパロの目の前にて天にむ
かひて之をまきちらすべし　九其灰エジプト全國に塵となりてエジプト全國の人と畜獸につき膿をもちて脹
るゝ腫物とならんと　十彼等すなはち竈爐の灰をとりてパロの前に立ちモーセ天にむかひて之をまきちらし
ければ人と獸畜につき膿をもちて脹るゝ腫物となれり　十一法術士等はその腫物のためにモーセの前に立つて

とを得ざりき腫物は法術士等よりして諸のエジプト人にまで生じたり　十二 然どエホバパロの心を剛愎にした
まひたれば彼らに聽ざりきエホバのモーセに言給ひし如し　十三 エホバモーセにいひたまひけるは朝早く
おきてパロの前にたちて彼に言へヘブル人の神エホバ斯いひたまふ吾民を去しめて我に事ふるをえせしめ
よ　十四 我此度わが諸の災害を汝の心となんぢの臣下およびなんぢの民に降し全地に我ごとき者なきことを汝
に知しめん　十五 我もしわが手を伸べ疫病をもて汝となんぢの民を擊たらば汝は地より絕れしならん　十六 抑わが
汝をたてたるは即ちなんぢをしてわが權能を見さしめわが名を全地に傳へんためなり　十七 汝なほ吾民の前に
立ふさがりて之をさらしめざるや　十八 視よ明日の今頃我はなはだ大なる雹を降すべし是はエジプトの開國よ
り今までに嘗てあらざりし者なり　十九 然ば人をやりて汝の家畜および凡て汝が野に有る物を集めよ人も獸畜
も凡て野にありて家に歸らざる者は雹その上にふりくだりて死るにいたらん　二十 パロの臣下の中エホバの言
を畏る者はその僕と家畜を家に逃いらしめしが　二一 エホバの言を意にとめざる者はその僕と家畜を野に置り
二二 エホバモーセにいひたまひけるは汝の手を天に舒てエジプト全國に雹あらしめエジプトの國中の人と獸
畜と田圃の諸の蔬にふりくだらしめよと　二三 モーセ天にむかひて杖を舒たればエホバ雷と雹を遣りたまふ又
火いでゝ地に馳すエホバ雹をエジプトの地に降せたまふ　二四 斯雹ふり又火の塊雹に雜りて降る甚だ厲しエジ
プト全國には其國を成てよりこのかた未だ斯る者あらざりしなり　二五 雹エジプト全國に於て人と獸畜とをい
はず凡て田圃にをる者を擊り雹また田圃の諸の蔬を擊ち野の諸の樹を折り　二六 唯イスラエルの子孫のをるゴ
センの地には雹あらざりき　二七 是に於てパロ人をつかはしてモーセとアロンを召てこれに言けるは我此度罪
をおかしたりエホバは義く我とわが民は惡し　二八 エホバに願ひてこの神鳴と雹を最早これにて足しめよ我な
んぢらを去しめん汝等今は留るにおよばず　二九 モーセかれにいひけるは我邑より出て我手をエホバに舒ひろ

げん然ば雷やみて雹かさねてあらざるべし斯して地はエホバの所屬なるを汝にしらしめん 三十 然ど我しる汝となんぢの臣下等はなほエホバ神を畏れざるならんと 三一 さて麻と大麥は擊れたり大麥は穂いで麻は花さきかたればなり 三二 然ど小麥と裸麥は未だ長ざりしによりて擊れざりき 三三 モーセ パロをはなれて邑より出でエホバにむかひて手をのべひろげたれば雷と雹やみて雨地にふらずなりぬ 三四 然るにパロ雨と雹と雷鳴のやみたるを見て復も罪を犯し其心を剛硬にす彼もその臣下も然り 三五 即ちパロは心剛愎にしてイスラエルの子孫を去しめざりきエホバのモーセによりて言たまひしごとし

第十章

一 爰にエホバ モーセにいひたまひけるはパロの所に入れ我かれの心とその臣下の心を剛硬にせり是はわが此等の徵を彼等の中に示さんため 二 又なんぢをして吾がエジプトにて行ひし事等すなはち吾がエジプトの中にてなしたる徵をなんぢの子となんぢの子の子の耳に語らしめんためなり斯して汝等わがエホバなるを知べし 三 モーセとアロン、パロの所にいりて彼にいひけるはヘブル人の神エホバかく言たまふ何時まで汝は我に降ることを拒むや我民をさらしめて我に事ふることをえせしめよ 四 汝もしわが民を去しむることを拒まば明日我蝗をなんぢの境に入しめん 五 蝗地の面を蔽て人地を見るあたはざるべし蝗かの免かれてなんぢに遺れる者すなはち雹に打のこされたる者を食ひ野に汝らのために生る諸の樹をくらはん 六 又なんぢの家となんぢの臣下の家々および凡のエジプト人の家に滿べし是はなんぢの父となんぢの父の父が世にいでしより今日にいたるまで未だ嘗て見ざるものなりと斯て彼身をめぐらしてパロの所よりいでたり 七 時にパロの臣下パロにいひけるは何時まで此人われらの羂となるや人々をさらしめてその神エホバに事ふることをなせしめよ汝なほエジプトの滅ぶるを知ざるやと 八 是をもてモーセとアロンふたゝび召れてパロの許にいたるにパロかれらにいふ往てなんぢの神エホバに事へよ但し往く者は誰と誰なるや 九 モーセいひけ

るは我等は幼者をも老者をも子息をも息女をも挈へて往き羊をも牛をもたづさへて往くべし其は我らエホバの祭禮をなさんとすればなり　十 パロかれらにいひけるは我汝等となんぢらの子等を去しむる時はエホバなんぢらと偕に在れ愼めよ惡き事なんぢらの面のまへにあり　十一 そは宜からず汝ら男子のみ往てエホバに事よ是なんぢらが求むるところなりと彼等つひにパロの前より逐いださる　十二 爰にエホバ、モーセにいひたまひけるは汝の手をエジプトの地のうへに舒て蝗をエジプトの國にのぞませて彼の雹が打殘したる地の諸の蔬を悉く食しめよ　十三 モーセすなはちエジプトの地の上にその杖をのべければエホバ東風をおこしてその一日一夜地にふかしめたまひしが東風朝におよびて蝗を吹きたりて　十四 蝗エジプト全國にのぞみエジプトの四方の境に居て害をなすこと大甚し是より先には斯のごとき蝗なかりし是より後にもあらざるべし　十五 蝗全國の上を蔽ひければ國暗くありぬ而して蝗地の諸の蔬および雹の打殘せし樹の菓を食ひたればエジプト全國に於て樹にも田圃の蔬にも靑き者とてはのこらざりき　十六 是をもてパロ急ぎモーセとアロンを召て言ふ我なんぢらの神エホバと汝等とにむかひて罪ををかせり　十七 然ば請ふ今一次のみ吾罪を宥してなんぢらの神エホバに願ひ唯此死を我より取はなさしめよと　十八 彼すなはちパロの所より出てエホバにねがひければ　十九 エホバはなはだ強き西風を吹めぐらせて蝗を吹はらはしめ之を紅海に驅いれたまひてエジプトの四方の境に蝗ひとつも遺らざるにいたれり　二十 然れどもエホバ、パロの心を剛愎にしたまひたればイスラエルの子孫をさらしめざりき　二十一 エホバ、またモーセにいひたまひけるは天にむかひて汝の手を舒べエジプトの國に黒暗を起すべし其黒暗は摸るべきなりと　二十二 モーセすなはち天にむかひて手を舒ければ稠密黒暗三日のあひだエジプト全國にありて　二十三 三日の間は人々たがひに相見るあたはず又おのれの處より起ものなかりき然どイスラエルの子孫の居處には皆光ありき　二十四 是に於てパロモーセを呼ていひけるは汝等ゆきてエホバに事よ唯なんぢらの

羊と牛を留めおくべし汝らの子女もまたなんぢらとともに往べし　二五　モーセいひけるは汝また我等の神ヱホバに獻ぐべき犠牲と燔祭の物をも我等に與ふべきなり　二六　われらの家畜もわれらとともに往べし一蹄も後にのこすべからず其は我等その中を取てわれらの神ヱホバに事ふべきが故なりまたわれら彼處にいたるまでは何をもてヱホバに事ふべきかを知ざればなりと　二七　然れどもヱホバ、パロの心を剛愎にしたまひたればパロかれらをさらしむることを肯ぜざりき　二八　すなはちパロ、モーセに言ふ我をはなれて去よ自ら愼め重てわが面を見るなかれ汝わが面を見る日には死べし　二九　モーセいひけるは汝の言ふところは善し我重て復なんぢの面を見ざるべし

第十一章　一　ヱホバ、モーセにいひたまひけるは我今一箇の災をパロおよびエジプトに降さん然後かれ汝等を此處より去しむべし彼なんぢらを全く去しむるには必ず汝らを此より逐はらはん　二　然ば汝民の耳にかたり男女をしておのおのその隣々に銀の飾品、金の飾具を乞もとめよと　三　ヱホバつひに民をしてエジプト人の恩を蒙らしめたまふ又その人モーセはエジプトの國にてパロの臣下の目と民の目に甚だ大なる者と見えたり　四　モーセいひけるはヱホバかく言たまふ夜半頃われ出てエジプトの中に至らん　五　エジプトの國の中の長子たる者は位に坐するパロの長子より磨の後にをる婢の長子まで悉く死べし又畜の首出もしかり　六　而してエジプト全國に大なる號哭あるべし是まで是のごとき事はあらずまた再び斯ることも有ざるべし　七　然どイスラエルの子孫にむかひては犬もその舌をうごかさじ人にむかひても獸畜にむかひても然り汝等これによりてヱホバがエジプト人とイスラエルのあひだに區別をなしたまふを知べし　八　汝の此臣等みなわが許に下り來てわれを拜し汝となんぢに從がふ民みな出よと言ん然る後われ出べしと烈しく怒りてパロの所より出たりヱホバ、モーセにいひたまひけるはパロ汝に聽ざるべし是をもて吾がエジプトの國に奇蹟をおこなふこと增

べし 十 モーセとアロンこの諸の奇蹟をことごとくパロの前に行ひたれどもヱホバパロの心を剛愎になしたまひければ彼イスラエルの子孫をその國より去しめざりき

第十二章

一 ヱホバエジプトの國にてモーセとアロンに告ていひたまひけるは 二 此月を汝らの月の首となせ汝ら是を年の正月となすべし 三 汝等イスラエルの全會衆に告て言べし此月の十日に家の父たる者おのおの羔羊を取べし即ち家ごとに一箇の羔羊を取べし 四 もし家族少くして其羔羊を盡すことあたはずばその家の鄰なる人とともに人の數にしたがひて之を取べし各人の食ふ所にしたがひて汝等羔羊を計るべし 五 汝らの羔羊は疵なき當歳の牡なるべし汝等綿羊あるひは山羊の中よりこれを取べし 六 而して此月の十四日まで之を守りおきイスラエルの會衆みな薄暮に之を屠り 七 その血をとりて其之を食ふ家の門口の兩旁の柱と鴨居に塗べし 八 而して此夜その肉を火に炙て食ひ又酵いれぬパンに苦菜をそへて食ふべし 九 其を生にても水に煮ても食ふなかれ火に炙べし其頭と脛と臓腑とを皆くらへ 十 其を明朝まで殘しおくなかれ其明朝まで殘れる者は火にて燒つくすべし 十一 なんぢら斯之を食ふべし即ち腰をひきからげ足に鞋を穿き手に杖をとりて急て之を食ふべし是ヱホバの逾越節なり 十二 是夜われエジプトの國を巡りて人と畜とを論ずエジプトの國の中の長子たる者を盡く撃殺し又エジプトの諸の神に罰をかうむらせん我はヱホバなり 十三 その血なんぢらが居るところの家にありて汝等のために記號とならん我血を見る時なんぢらを逾越すべし又わがエジプトの國を撃つ時災なんぢらに降りて滅ぼすことなかるべし 十四 汝ら是日を記念にてヱホバの節期となし世々これを祝ふべし汝等之を常例となして祝ふべし 十五 七日の間酵いれぬパンを食ふべしその首の日にパン酵を汝らの家より除け凡て首の日より七日までに酵入たるパンを食ふ人はイスラエルより絕るべきなり 十六 且首の日に聖會をひらくべし又第七日に聖會を汝らの中に開け是ふたつの日には何の業をもなすべからず只各人の食

ふ者のみ汝等作ることを得べし 十七汝ら酵いれぬパンの節期を守るべし其ハ此日に我なんぢらの軍隊をエジ
プトの國より導きいだせばなり故に汝ら常例となして世々是日をまもるべし 十八正月に於てその月の十四
日の晩より同月の二十一日の晩まで汝ら酵いれぬパンを食へ 十九七日の間なんぢらの家にパン酵をおくべか
らず凡て酵いれたる物を食ふ人は其異邦人たると本國に生れし者たるとを問ず皆イスラエルの聖會より絶
るべし 二十汝ら酵いれたる者ハ何をも食ふべからず凡て汝らの居處に於てハ酵いれぬパンを食ふべし 二一是に
於てモーセ、イスラエルの長老を悉くまねきて之にいふ汝等その家族を循ひて一頭の羔羊を撿み取り之を屠
りて逾越節のために備へよ 二二又牛膝草一束を取て盂の血に濡し盂の血を門口の鴨居および二旁の柱にそゝ
ぐべし明朝にいたるまで汝等一人も家の戸をいづるなかれ 二三其ハエホバエジプトを撃に巡りたまふ時鴨居
と兩旁の柱に血のあるを見ばエホバ其門を逾越し殺滅者をして汝等の家に入て撃ざらしめたまふべければな
り 二四汝ら是事を例となして汝となんぢの子孫永くこれを守るべし 二五汝等エホバがその言たまひしごとくに
なんぢらに與へたまはんところの地に至る時ハこの禮式をまもるべし 二六若なんぢらの子女この禮式ハ何の
意なるやと汝らに問ば 二七汝ら言ふべし是ハエホバの逾越節の祭祀なりエホバエジプト人を撃たまひし時エ
ジプトにをるイスラエルの子孫の家を逾越てわれらの家を救ひたまへりと民すなはち鞠て拜せり 二八イスラ
エルの子孫去てエホバのモーセとアロンに命じたまひしごとくなし斯おこなへり 二九爰にエホバ夜半にエジ
プトの國の中の長子たる者を位に坐するパロの長子より牢獄にある俘虜の長子まで盡く撃たまふ亦家畜の
首生もしかり 三十斯有しかばパロとその諸の臣下およびエジプト人みな夜の中に起あがりエジプトに大なる
號哭ありき死人あらざる家なかりければなり 三一パロすなはち夜の中にモーセとアロンを召ていひけるハ汝
らとイスラエルの子孫起てわが民の中より出さり汝らがいへる如くに往てエホバに事へよ 三二亦なんぢらが

言るごとく汝らの羊と牛をひきて去れ、汝らまた我を祝せよと 三三 是においてエジプト人我等みな死ると言て
民を催逼て速かに國を去しめんとせしかば 三四 民捏粉の未だ酵いれざるを執り捏盤を衣服に包みて肩に負ふ
三五 而してイスラエルの子孫モーセの言のごとく爲しエジプト人に銀の飾物、金の飾物および衣服を乞たるに
三六 エホバエジプト人をして民をめぐましめ彼等にこれを與へしめたまふ斯かれらエジプト人の物を取り 三七
斯てイスラエルの子孫ラメセスよりスコテに進みしが子女の外に徒にて步める男六十萬人ありき 三八 又衆多
の寄集人および羊牛等はなはだ多の家畜彼等とともに上れり 三九 爰に彼等エジプトより携へいでたる捏粉
をもて酵いれぬパンを燒り未だ酵をいれざりければなり是かれらエジプトより逐いだされて濡滯るを得ざ
りしに由り又何の餱糧をも備へざりしに因る 四十 偖イスラエルの子孫のエジプトに住居しその住居の間は四
百三十年なりき 四一 四百三十年の終にいたり即ち其日にエホバの軍隊みなエジプトの國より出たり 四二 是はエ
ホバが彼等をエジプトの國より導きいだしたまひし事のためにエホバの前に守るべき夜なり是はエホバの
夜にしてイスラエルの子孫が皆世々まもるべき者なり 四三 エホバ、モーセとアロンに言たまひけるは逾越節の
例は是のごとし異邦人はこれを食ふべからず 四四 但し各人の金にて買たる僕は割禮を施して然る後是を食しむ
べし 四五 外國の客および傭人は之を食ふべからず 四六 一の家にてこれを食ふべしその肉を少も家の外に持い
づるなかれ又其骨を折べからず 四七 イスラエルの會衆みな之を守るべし 四八 異邦人なんぢとともに寄居てエホ
バの逾越節を守らんとせば其男悉く割禮を受て然る後に近りて守るべし即ち彼は國に生れたる者のごとく
なるべし割禮をうけざる人はこれを食ふべからざるなり 四九 國に生れたる者にもまた汝らの中に寄居る異邦
人にも此法は同一なり 五十 イスラエルの子孫みな斯おこなひエホバのモーセとアロンに命じたまひしごとく
爲たり 五一 その同じ日にエホバイスラエルの子孫をその軍隊にしたがひてエジプトの國より導きいだしたま

へり

第十三章

一 爰にヱホバ、モーセに告ていひたまひけるハ 二 人と畜とを論ず凡てイスラエルの子孫の中の始て生れたる首生をバ皆聖別て我に歸せしむべし是わが所屬なればなり 三 モーセ民にいひけるハ汝等エジプトを出で奴隷たる家を出るこの日を記えよヱホバ能ある手をもて汝等を此より導きいだしたまへばなり酵いれたるパンを食ふべからず 四 アビブの月の此日なんぢら出づ 五 ヱホバ汝を導きてカナン人、ヘテ人、アモリ人、ヒビ人、エブス人の地すなはちその汝にあたへんと汝の先祖たちに誓ひたまひし彼乳と蜜の流るゝ地に至らしめたまはん時なんぢ此月に是禮式を守るべし 六 七日の間なんぢ酵いれぬパンを食ひ第七日にヱホバの節筵をなすべし 七 酵いれぬパンを七日くらふべし酵いれたるパンを汝の所におくなかれ又汝の境の中にて汝の許にパン酵をおくなかれ 八 汝その日に汝の子に示して言べし是ハ吾がエジプトより出る時にヱホバの我に爲したまひし事のためなりと 九 斯是をなんぢの手におきて記號となし汝の目の間におきて記號となしてヱホバの法律を汝の口に在しむべし其ハヱホバ能ある手をもて汝をエジプトより導きいだしたまへばなり 十 是故に年々その期にいたりてこの例をまもるべし 十一 ヱホバ汝となんぢの先祖等に誓ひたまひしごとく汝をカナン人の地にみちびきて之を汝に與へたまはん時 十二 汝凡て始て生れたる者および汝の有る畜の初生を悉く分ちてヱホバに歸せしむべし男牡ハヱホバの所屬なるべし 十三 又驢馬の初子ハ皆羔羊をもて贖ふべしもし贖ハずバその頸を折るべし汝の子等の中の長子なる人ハみな贖ふべし 十四 後に汝の子汝に問て是ハ何なると言バこれに言べしヱホバ能ある手をもて我等をエジプトより出し奴隷たりし家より出したまへり 十五 當時パロ剛愎にして我等を去しめざりしかバヱホバ、エジプトの國の中の長子たる者を人の長子より畜の初生まで盡く殺したまへり是故に始めて生れし牡を盡くヱホバに犧牲に獻ぐ但しわが子等の中の長子ハ之を贖ふな

り　十六是をなんぢの手におきて號となし汝の目の間におきて誌となすべしヱホバ能ある手をもて我等をエジ
プトより導きいだしたまひたればなりと　十七偖パロ民をさらしめし時ペリシテ人の地ハ近かりけれども神彼
等をみちびきて其地を通りたまハざりき其ハ民戰爭を見バ悔てエジプトに歸るならんと神おもひたまひた
ればなり　十八神紅海の曠野の道より民を導きたまふイスラエルの子孫行伍をたてゝエジプトの國より出づ　十九
其時モーセハヨセフの骨を携ふ是ハヨセフ神かならず汝らを眷みたまふべければ汝らわが骨を此より携へ
出づべしといひてイスラエルの子孫を固く誓せたればなり　二十斯てかれらスコテより進みて曠野の端なるエ
タムに幕張す　二十一ヱホバかれらの前に往たまひ晝ハ雲の柱をもてかれらを導き夜ハ火の柱をもて彼らを照し
て晝夜往すゝましめたまふ　二十二民の前に晝ハ雲の柱を除きたまハず夜ハ火の柱をのぞきたまハず

第十四章

一茲にヱホバ、モーセに告ていひたまひけるハ　二イスラエルの子孫に言て轉回てミグドルと海の間な
るピハヒロテの前にあたりてバアルゼボンの前に幕を張しめよ其にむかひて海の傍に幕を張るべし　三パロ、
イスラエルの子孫の事をかたりて彼等ハその地に迷ひをりて曠野に閉こめられたるならんといふべければ
なり　四我パロの心を剛愎にすべければパロ彼等の後を追はん我パロとその凡の軍勢に由て譽を得エジプト
人をして吾ヱホバなるを知しめんと彼等すなはち斯なせり　五茲に民の逃さりたることエジプト王に聞えけ
ればパロとその臣下等民の事につきて心を變じて言ふ我等何て斯イスラエルを去しめて我に事ざらしむるが
ごとき事をなしたるやと　六パロすなはちその車を備へ民を將て己にしたがへしめ　七選抜の戰車六百輛にエジ
プトの諸の戰車および其の諸の軍長等を率ゐたり　八ヱホバ、エジプト王パロの心を剛愎にしたまひたれば彼
イスラエルの子孫の後を追ふイスラエルの子孫ハ高らかなる手によりて出しなり　九エジプト人等パロの馬、
車およびその騎兵と軍勢彼等の後を追てそのバアルゼボンの前なるピハヒロテの邊にて海の傍に幕を張る

に追つけり 十 パロの近よりし時イスラエルの子孫目をあげて視しにエジプト人己の後に進みきたりしかば痛く懼れたり是に於てイスラエルの子孫エホバに呼號り 十一 且モーセに言けるはエジプトに墓のあらざるがために汝われらをたづさへいだして曠野に死しむるや何故に汝われらをエジプトより導きいだして斯われらに爲や 十二 我等がエジプトにて汝に告て我等を棄おき我らをしてエジプト人に事しめよと言し言は是ならずや其は曠野にて死るよりもエジプト人に事るは善ればなり 十三 モーセ民にいひけるは汝ら懼るゝなかれ立てエホバが今日汝等のために爲たまはんところの救を見よ汝らが今日見たるエジプト人をば汝らかさねて復これを見ること絶てなかるべきなり 十四 エホバ汝等のために戰ひたまはん汝等は靜りて居るべし 十五 時にエホバ、モーセにいひたまひけるは汝なんぞ我に呼はるやイスラエルの子孫に言て進みゆかしめよ 十六 汝杖を擧げ手を海の上に伸て之を分ちイスラエルの子孫をして海の中に乾ける所を往しめよ 十七 我エジプト人の心を剛愎にすべければ彼等その後にしたがひて入るべし我かくしてパロとその諸の軍勢およびその戰車と騎兵に因て榮譽を得ん 十八 我がパロとその戰車と騎兵とによりて榮譽をえん時エジプト人は我のエホバなるを知ん 十九 爰にイスラエルの陣營の前に行る神の使者移りてその後に行けり即ち雲の柱その前面をはなれて後に立ち 二十 エジプト人の陣營とイスラエル人の陣營の間に至りけるが彼がためには雲となり暗となり是がためには夜を照せり是をもて彼と是と夜の中に相近づかざりき 二十一 モーセ手を海の上に伸ければエホバ終夜強き東風をもて海を退かしめ海を陸地となしたまひて水遂に分れたり 二十二 イスラエルの子孫海の中の乾ける所を行くに水は彼等の右左に墻となれり 二十三 エジプト人等パロの馬、車、騎兵みなその後にしたがひて海の中に入る 二十四 曉にエホバ火と雲との柱の中よりエジプト人の軍勢を望みエジプト人の軍勢を惱まし 二十五 其車の輪を脱して行に重くならしめたまひければエジプト人言ふ我等イスラエルを離れて逃ん其はエホバかれらのために

エジプト人ト戰へばなりと 二六 時にエホバ モーセに言たまひけるは汝の手を海の上に伸て水をエジプト人と
その戰車と騎兵の上に流れ反らしめよと 二七 モーセすなはち手を海の上に伸けるに夜明におよびて海本の勢
力にかへりたればエジプト人之に逆ひて逃たりしがエホバ エジプト人を海の中に擲ちたまへり 二八 即ち水流
反りて戰車と騎兵を覆ひイスラエルの後にしたがひて海にいりしパロの軍勢を悉く覆へり一人も遺れる者
あらざりき 二九 然どイスラエルの子孫は海の中の乾ける所を歩みしが水はその右左に墻となれり 三十 斯エホバ
この日イスラエルをエジプト人の手より救ひたまへりイスラエルはエジプト人が海邊に死をるを見たり 三一
イスラエルまたエホバがエジプト人に爲たまひし大なる事を見たり是に於て民エホバを畏れエホバとその
僕モーセを信ぜり

第十五章

一 是に於てモーセおよびイスラエルの子孫この歌をエホバに謠ふて云く我エホバを讃ひ頌ん彼は高ら
かに高くいますなり彼は馬とその乘者を海になげうちたまへり 二 わが力わが歌はエホバなり彼はわが救拯
となりたまへり彼はわが神なり我これを頌美ん彼はわが父の神なり我これを崇めん 三 エホバは軍人にして
其名はエホバなり 四 彼パロの戰車とその軍勢を海に投すてたまふパロの勝れたる軍長等は紅海に沈めり 五
大水かれらを掩ひて彼等石のごとくに淵の底に下る 六 エホバよ汝の右の手は力をもて榮光をあらはすエホ
バよ汝の右の手は敵を碎く 七 汝の大なる榮光をもて汝は汝にたち逆ふ者を滅したまふ汝怒を發すれば彼
等は藁のごとくに焚つくさる 八 汝の鼻の息によりて水積かさなり浪堅く立て岸のごとくに成り大水海の中に凝
る 九 敵は言ふ我追て追つき掠取物を分たん我かれらに因てわが心を飽しめん我劍を拔んわが手かれらを亡
さんと 十 汝氣を吹たまへば海かれらを覆ひて彼等は猛烈き水に鉛のごとくに沈めり 十一 エホバよ神の中に誰
か汝に如ものあらん誰か汝のごとく聖して榮あり讃べくして威ありて奇事を行なふ者あらんや 十二 汝その右

の手を伸さまへば地かれらを呑む 十三 汝はその贖ひし民を恩惠をもて導き汝の力をもて彼等を汝の聖き居所
に引たまふ 十四 國々の民聞て懼へペリシテに住む者畏懼を懐く 十五 エドムの君等驚きモアブの剛者戰慄くカナ
ンに住る者みな消うせん 十六 畏懼と戰慄かれらに及ぶ汝の腕の大なるがために彼らは石のごとくに默然たり
エホバよ汝の民の通り過るまで汝の買たまひし民の通過るまで然るべし 十七 汝民を導きてこれを汝の産業
の山に植たまはん エホバよ是すなはち汝の居所とせんとて汝の設けたまひし者なり主よ是汝の手の建たる
聖所なり 十八 エホバは世々限なく王たるべし 十九 斯パロの馬その車および騎兵とともに海にいりしにエホバ
海の水を彼等の上に流れ還らしめたまひしがイスラエルの子孫は海の中にありて旱地を通れり 二十 時にアロ
ンの姉なる預言者ミリアム鼓を手にとるに婦等みな彼にしたがひて出で鼓をとり且踊る 二一 ミリアムすなは
ち彼等に和へて言ふ汝等エホバを歌ひ頌よ彼は高らかに高くいますなり彼は馬とその乗者を海に擲ちたま
へりと 二二 斯てモーセ紅海よりイスラエルを導きてシユルの曠野にいり曠野に三日歩みたりしが水を得ざり
き 二三 彼ら遂にメラにいたりしがメラの水苦くして飲ことを得ざりき是をもて其名はメラ(苦)と呼る 二四 是に
於て民モーセにむかひて呟き我等何を飲んかと言ければ 二五 モーセエホバに呼はりしにエホバこれに一本の
木を示したまひたれば則ちこれを水に投いれしに水甘くなれり彼處にてエホバ民のために法度と法律をた
てたまひ彼處にてこれを試みて 二六 言たまはく汝もし善く汝の神エホバの聲に聽したがひエホバの目に善と
見ることを爲しその誡命に耳を傾けその諸の法度を守らば我わがエジプト人に加へしところのその疾病を一
も汝に加へざるべし其は我はエホバにして汝を醫す者なればなりと 二七 斯て彼等エリムに至れり其處に水の
井十二棕櫚七十本あり彼處にて彼等水の傍に營張す

第十六章

一 斯てエリムを出たちてイスラエルの子孫の會衆みなエジプトの地を出しより二箇月の十五日に皆

エリムとシナイの間なるシンの曠野にいたりけるが 二 其曠野においてイスラエルの子孫の全會衆モーセとアロ
ンに向ひて呟けり 三 即ちイスラエルの子孫かれらに言けるは我等エジプトの地に於て肉の鍋の側に坐り飽
までにパンを食ひし時にヱホバの手によりて死たらば善りし者を汝等はこの曠野に我等を導きいだしてこ
の全會を飢に死しめんとするなり 四 時にヱホバ、モーセに言たまひけるは視よ我パンを汝らのために天より
降さん民いでゝ日用の分を毎日斂むべし斯して我かれらが吾の法律にしたがふや否を試みん 五 第六日には
彼等その取いれたる者を調理ふべし其は日々に斂る者の二倍なるべし 六 モーセとアロン、イスラエルの全の
子孫に言けるは夕にいたらば汝等はヱホバが汝らをエジプトの地より導きいだしたまひしなるを知にいた
らん 七 又朝にいたらば汝等ヱホバの榮光を見ん其はヱホバなんぢらがヱホバに向ひて呟くを聞たまへばな
り我等を誰となして汝等は我等にむかひて呟くや 八 モーセまた言けるはヱホバ夕には汝等に肉を與へて食
はしめ朝にはパンをあたへて飽しめたまはん其はヱホバ己にむかひて汝等が呟くところの怨言を聞給へばな
り我等を誰と爲や汝等の怨言は我等にむかひてするに非ずヱホバにむかひてするなり 九 モーセアロンに
言けるはイスラエルの子孫の全衆會に言へ汝等ヱホバの前に近よれヱホバなんぢらの怨言を聞給へりと
十 アロンすなはちイスラエルの子孫の全衆會に語しかば彼等曠野を望むにヱホバの榮光雲の中に顯はる
十一 ヱホバ、モーセに告て言たまひけるは 十二 我イスラエルの子孫の怨言を聞り彼等に告て言へ汝等夕には肉を
食ひ朝にはパンに飽べし而して我のヱホバにして汝等の神なることを知にいたらんと 十三 即ち夕におよびて
鶉きたりて營を覆ふ又朝におよびて露營の四圍におきしが 十四 その置ける露乾くにあたりて曠野の表に霜の
ごとき小き圓き者地にあり 十五 イスラエルの子孫これを見て此は何ぞやと互に言ふ其はその何たるを知ざれ
ばなりモーセかれらに言けるは是はヱホバが汝等の食にあたへたまふパンなり 十六 ヱホバの命じたまふとこ

ろの事は是なり即ち各その食ふところに循ひて之を歛め汝等の人數にしたがひて一人に一オメルを取れ各人その天幕にをる者等のためにこれを取べし 十七 イスラエルの子孫かくなせしに其歛るところに多きと少きとありしが 十八 オメルをもてこれを量るに多く歛めし者にも餘るところ無く少く歛めし者にも足ぬところ無りき皆その食ふところに循ひてこれを歛めたり 十九 モーセ彼等に誰も朝までこれを殘しおく可らずと言り 二十 然るに彼等モーセに聽したがはずして或者はこれを朝まで殘したりしが蟲たかりて臭なりぬモーセこれを怒る 二一 人々各その食ふところに循ひて毎朝に之を歛めしが日熱なれば消ゆ 二二 第六日にいたりて人々二倍のパンを歛めたり即ち一人に二オメルを歛むるに會衆の長皆きたりて之をモーセに告ぐ 二三 モーセかれらに言ふエホバの言たまふところ是のごとし明日はエホバの聖安息日にして休息なり今日汝等烤んとする者を烤き煑んとする者を煑よ其殘れる者は皆明朝まで藏めおくべし 二四 彼等モーセの命ぜしごとくに翌朝まで藏めおきしが臭くなることも無く又蟲もその中に生ぜざりき 二五 モーセ言ふ汝等今日其を食へ今日はエホバの安息日なれば今日は汝等これを野に獲ざるべし 二六 六日の間汝等これを歛むべし第七日は安息日なればその日には有ざるべし 二七 然るに民の中に七日に出て歛めんとせし者ありしが得ところ無りき 二八 是においてエホバ、モーセに言たまひけるは何時まで汝等は吾が誡命とわが律法をまもることをせざるや 二九 汝等視よエホバなんぢらに安息日を賜へり故に第六日に二日の食物を汝等にあたへたまふなり汝等おのおのその處に休みをれ第七日にはその處より出る者あるべからず 三十 かく民第七日に休息り 三一 イスラエルの家その物の名をマナと稱り是は芫の實のごとくにして白く其味は蜜をいれたる菓子のごとし 三二 モーセ言ふエホバの命じたまふところ是のごとし是を一オメル盛て汝等の代々の子孫のためにたくはへおくべし是はわが汝等をエジプトの地より導きいだせし時に曠野にて汝等を養ひしところのパンを之に見さしめんためなり 三三 而してモーセ、アロ

ンに言けるハ壷を取てこの中にマナ一オメルを盛てこれをヱホバの前におき汝等の代々の子孫のためにた
くはふべし 三四 ヱホバのモーセに命じたまひし如くにアロンこれを律法の前におきてたくはふ 三五 イスラエル
の子孫ハ人の住る地に至るまで四十年が間マナを食へり即ちカナンの地の境にいたるまでマナを食へり 三六
オメルハヱパの十分の一なり

第十七章

一 イスラエルの子孫の會衆ヱホバの命にしたがひて皆シンの曠野を立出で旅路をかさねてレピデム
に幕張せしが民の飲む水あらざりき 二 是をもて民モーセと爭ひて言ふ我等に水をあたへて飲しめよモーセ
かれらに言けるハ汝ら何ぞ我とあらそふや何ぞヱホバを試むるや 三 彼處にて民水に渴き民モーセにむかひ
て呟き言ふ汝などて我等をエジプトより導きいだして我等とわれらの子女とわれらの家畜を渴き死しめん
とするや 四 是に於てモーセ、ヱホバに呼はりて言ふ我この民に何をなすべきや彼等ハ殆ど我を石にて撃んと
するなり 五 ヱホバモーセに言たまひけるハ汝民の前に進み民の中の或長老等を伴ひかの汝が河を撃し杖を
手に執て往よ 六 視よ我そこにて汝の前にあたりてホレブの磐の上に立ん汝磐を撃べし然せバ其より水出ん
民これを飲べしモーセすなはちイスラエルの長老等の前にて斯おこなへり 七 かくて彼その處の名をマッサ
と呼び又メリバと呼り是ハイスラエルの子孫の爭ひしに由り又そのヱホバハわれらの中に在すや否と言て
ヱホバを試みしに由るなり 八 時にアマレクきたりてイスラエルとレピデムに戰ふ 九 モーセヨシュアに言ける
ハ我等のために人を擇み出てアマレクと戰へ明日我神の杖を手にとりて岡の巓に立ん 十 ヨシュアすなはち
モーセの己に言しごとくに爲しアマレクと戰ふモーセ、アロンおよびホルハ岡の巓に登りしが 十一 モーセ手を
擧たれバイスラエル勝ち手を垂れバアマレク勝り 十二 然るにモーセの手重くなりたれバアロンとホル石をと
りてモーセの下におきてその上に坐せしめ一人ハ此方一人ハ彼方にありてモーセの手を支へたりしかバそ

の手日の沒まで垂下ざりき 十三 是においてヨシユア刃をもてアマレクとその民を敗れり 十四 ヱホバ、モーセに言
たまひけるは之を書に錄して記念となしヨシユアの耳にこれをいれよ我必ずアマレクの名を塗抹て天下に
これを記ゆることなからしめんと 十五 斯てモーセ一座の壇を築きその名をヱホバニシ(ヱホバ吾旗)と稱ふ 十六 モー
セ云けらくヱホバの寶位にむかひて手を擧ることありヱホバ世々アマレクと戰ひたまはん

第十八章

一 玆にモーセの外舅なるミデアンの祭司ヱテロ神が凡てモーセのため又その民イスラエルのために
爲したまひし事ヱホバがイスラエルをエジプトより導き出したまひし事を聞り 二 是に於てモーセの外舅ヱ
テロかの遣り還されてありしモーセの妻チツポラとその二人の子を挈へ來る 三 その子の一人の名はゲルシ
ヨムと云ふ是はモーセ我他國に客となりをると言たればなり 四 今一人の名はエリエゼルと曰ふ是はかれ吾
父の神われを助け我を救ひてパロの劍を免かれしめたまふと言たればなり 五 斯モーセの外舅ヱテロ、モーセ
の子等と妻をつれて曠野に來りモーセが神の山に幕を張る處にいたる 六 彼すなはちモーセに言けるは汝の
外舅なる我ヱテロ汝の妻および之を供なるその二人の子をたづさへて汝に詣ると 七 モーセ出てその外舅を
迎へ禮をなして之に接吻し互にその安否を問て共に天幕に入る 八 而してモーセ、ヱホバがイスラエルのため
にパロとエジプト人とに爲たまひし諸の事と途にて遭し諸の艱難およびヱホバの己等を救ひたまひし事を
その外舅に語りければ 九 ヱテロ、ヱホバがイスラエルをエジプト人の手より救ひいだして之に諸の恩典をたま
ひし事を喜べり 十 ヱテロすなはち言けるはヱホバは頌べき哉汝等をエジプト人の手とパロの手より救ひ
いだし民をエジプト人の手の下より救ひいだせり 十一 今我知るヱホバは諸の神よりも大なり彼等傲慢を逞し
うして事をなせしがヱホバかれらに勝りと 十二 而してモーセの外舅ヱテロ燔祭と犧牲をヱホバに持きたれり
アロンおよびイスラエルの長老等皆きたりてモーセの外舅とともに神の前に食をなす 十三 次の日にいたりて

モーセ坐して民を審判きして民は朝より夕までモーセの傍に立り 十四 モーセの外舅モーセの凡て民に爲とこ
ろを見て言けるは汝が民になす此事は何なるや何故に汝え一人坐しをりて民朝より夕まで汝の傍にたつや
十五 モーセその外舅に言けるは民神に問んとて我に來るなり 十六 彼等事ある時は我に來れば我此と彼とを審判
きて神の法度と律法を知しむ 十七 モーセの外舅これに言けるは汝のなすところ善らず 十八 汝かならず氣力おと
ろへん汝も汝とともなる民も然らん此事汝には重に過ぐ汝一人にては之を爲ことあたはざるべし 十九 今吾言
を聽け我なんぢに策を授けん願くは神なんぢとともに在せ汝民のために神の前に居り訴訟を神に陳よ 二十 汝
かれらに法度と律法を教へ彼等の歩むべき道と爲べき事とを彼等に示せ 二一 又汝全躰の民の中より賢して神
を畏れ眞實を重んじ利を惡むところの人を選み之を民の上に立て千人の司となし百人の司となし五十人の
司となし十人の司となすべし 二二 而して彼等をして常に民を鞫かしめ大事は凡てこれを汝に陳しめ小事は凡
て彼等にみづからこれを判かしむべし斯汝の身の煩瑣を省き彼らをして汝とその任を共にせしめよ 二三 汝も
し此事を爲し神また斯汝に命じなば汝はこれに勝ん此民もまた安然にその所に到ることを得べし 二四 モーセ
その外舅の言にしたがひてその凡て言しごとく成り 二五 モーセすなはちイスラエルの中より遍く賢き人を擇
みてこれを民の長となし千人の司となし百人の司となし五十人の司となし十人の司となせり 二六 彼等常に民
を鞫き難事はこれをモーセに陳べ小事は凡て自らこれを判けり 二七 斯てモーセその外舅を還したればその國
に往ぬ

第十九章

一 イスラエルの子孫エジプトの地を出て後第三月にいたりて其日にシナイの曠野に至る 二 即ちかれ
らレピデムを出たちてシナイの曠野にいたり曠野に幕を張り彼處にてイスラエルは山の前に營を設けたり
三 爰にモーセ登りて神に詣るにエホバ山より彼を呼て言たまはく汝かくヤコブの家に言ひイスラエルの子

孫に告べし 四 汝らはエジプト人に我がなしたるところの事を見我が鷲の翼をのべて汝らを負て我にいたら
しめしを見たり 五 然ば汝等もし善く我が言を聽きわが契約を守らば汝等も諸の民に愈りてわが寳となるべ
し全地はわが所有なればなり 六 汝等は我に對して祭司の國となり聖き民となるべし是等の言語を汝イスラ
エルの子孫に告べし 七 是においてモーセ來りて民の長老等を呼びエホバの己に命じたまひし言を盡くその
前に陳たれば 八 民皆等く應へて言けるはエホバの言たまひし所は皆われら之を爲べしとモーセすなはち民
の言をエホバに告ぐ 九 エホバ、モーセに言たまひけるは視よ我密雲の中にをりて汝に臨む是民をして我が汝
と語るを聞しめて汝を永く信ぜしめんがためなりとモーセ民の言をエホバに告たり 十 エホバ、モーセに言た
まひけるは汝民の所に往て今日明日これを聖め之にその衣服を濯せ 十一 準備をなして三日を待て其は第三日
にエホバ全体の民の目の前にてシナイ山に降ればなり 十二 汝民のために四周に境界を設けて言べし汝等愼ん
で山に登るなかれその境界に摑るべからず山に摑る者はかならず殺さるべし 十三 手を之に觸べからず其者は
かならず石にて撃ころされ或は射ころさるべし獸と人とを言ず生ることを得じ喇叭を長く吹鳴さば人々山
に上るべしと 十四 モーセすなはち山を下り民にいたりて民を聖め民その衣服を濯ふ 十五 モーセ民に言けるは準
備をなして三日を待て婦人に近づくべからず 十六 かくて三日の朝にいたりて雷と電および密雲山の上にあり
又喇叭の聲ありて甚だ高かり營にある民みな震ふ 十七 モーセ營より民を引いで神に會んとす民山の麓に立に
十八 シナイ山都て煙を出せりエホバ火の中にありてその上に下りたまへばなりその煙竈の煙のごとく立の
ぼり山すべて震ふ 十九 喇叭の聲彌高くなりゆきてはげしくなりける時モーセ言を出すに神聲をもて應へた
まふ 二十 エホバ、シナイ山に下りその山の項上にいまし而してエホバ山の項上にモーセを召たまひければモー
セ上れり 二十一 エホバ、モーセに言たまひけるは下りて民を警めよ恐らくは民推破りてエホバに來りて見んとし

多の者死るにいたらん　二二 又エホバに近くところの祭司等にその身を潔めしめよ恐くはエホバかれらを撃ん
二三 モーセ、エホバに言けるは民はシナイ山に得のぼらじ其は汝われらを警めて山の四周に境界をたて山を聖
めよと言たまひたればなり　二四 エホバかれに言たまひけるは往け下れ而して汝とアロンともに上り來るべし
但祭司等と民には推破りて我にのぼりきたらしめざれ恐らくは我かれらを撃ん　二五 モーセ民にくだりゆきて
これに告たり

第二十章　一 神この一切の言を宣て言たまはく　二 我は汝の神エホバ汝をエジプトの地その奴隸たる家より導き
出せし者なり　三 汝我面の前に我の外何物をも神とすべからず　四 汝自己のために何の偶像をも彫むべからず
又上は天にある者下は地にある者ならびに地の下の水の中にある者の何の形狀をも作るべからず　五 之を拜
むべからずこれに事ふべからず我エホバ汝の神は嫉む神なれば我を惡む者にむかひては父の罪を子にむく
いて三四代におよぼし　六 我を愛しわが誡命を守る者には恩惠をほどこして千代にいたるなり　七 汝の神エホ
バの名を妄に口にあぐべからずエホバはおのれの名を妄に口にあぐる者を罰せではおかざるべし　八 安息日
を憶えてこれを聖潔すべし　九 六日の間勞きて汝の一切の業を爲べし　十 七日は汝の神エホバの安息なれば
何の業務をも爲べからず汝も汝の息子、息女も汝の僕婢も汝の家畜も汝の門の中にをる他國の人も然り　十一
其はエホバ六日の中に天と地と海と其等の中の一切の物を作りて第七日に息みたればなり是をもてエホバ
安息日を祝ひて聖日となしたまふ　十二 汝の父母を敬へ是は汝の神エホバの汝にたまふ所の地に汝の生命の長か
らんためなり　十三 汝殺すなかれ　十四 汝姦淫するなかれ　十五 汝盗むなかれ　十六 汝その隣人に對して虛妄の證據をたつ
るなかれ　十七 汝その隣人の家を貪るなかれ又汝の隣人の妻およびその僕、婢、牛、驢馬ならびに凡て汝の隣人の
所有を貪るなかれ　十八 民みな雷と電と喇叭の音と山の烟るとを見たり民これを見て懼れをののきて遠く立

十九 モーセにいひけるハ汝われらに語れ我等聽ん唯神の我らに語りたまふことあらざらしめよ恐くハ我等死ん 二十 モーセ民に言けるハ畏るゝなかれ神汝らを試みんため又その畏怖を汝らの面の前におきて汝らに罪を犯さゞらしめんために臨みたまへるなり 二一 是において民ハ遠くに立ちしがモーセハ神の在すところの濃雲に進みいたる 二二 ヱホバ、モーセに言たまひけるハ汝イスラエルの子孫に斯いふべし汝等ハ天よりわが汝等に語ふを見たり 二三 汝等何をも我にならべて造るべからず銀の神をも金の神をも汝らのために造るべからず 二四 汝土の壇を我に築きてその上に汝の燔祭と酬恩祭汝の羊と牛をそなふべし我ハ凡てわが名を憶えしむる處にて汝に臨みて汝を祝まん 二五 汝もし石の壇を我につくるならば琢石をもてこれを築くべからず其ハ汝もし鑿をこれに當なば之を汚すべければなり 二六 汝階よりわが壇に升るべからず是汝の恥る處のその上に露るゝことなからんためなり

第二十一章 一 是ハ汝が民の前に立べき律例なり 二 汝ヘブルの僕を買ふ時ハ六年の間之に職務を爲しめ第七年にハ贖を索ずしてこれを縱つべし 三 彼もし獨身にて來らば獨身にて去べし若妻あらばその妻これとゝもに去べし 四 もしその主人これに妻をあたへて男子又ハ女子これに生れたらバ妻とその子等ハ主人に屬すべし彼ハ獨身にて去べし 五 僕もし我わが主人とわが妻子を愛す我釋たるゝを好まずと明白に言ば 六 その主人これを士師の所に携ゆき又戸あるひハ戸柱の所につれゆくべし而して主人錐をもてかれの耳を刺とほすべし彼ハ何時までもこれに事ふべきなり 七 人若その娘を賣て婢となす時ハ僕のごとくに去べからず 八 彼もしその約せし主人の心に適ざる時ハその主人これを贖はしむることを得べし然ど之に眞實ならずして亦これを異邦人に賣ことをなすを得べからず 九 又もし之を己の子に與へんと約しなばこれを女子のごとくに待ふべし 十 父もしその子のために別に娶ることあるとも彼に食物と衣服を與ふる事とその交接の道とハこれを間

断しむべからず　十一其人かれに此三を行はずば彼は金をつくのはずして出さることを得べし　十二人を撃て死しめたる者は必ず殺さるべし　十三若人みずから畫策ことなきに神人をその手にかゝらしめたまふことある時は我汝のために一箇の處を設くればその人其處に逃るべし　十四人もし故にその隣人を謀りて殺す時は汝これをわが壇よりも執へゆきて殺すべし　十五その父あるひは母を撃ものは必ず殺さるべし　十六人を拐帶したる者は之を賣たるも尚その手にあるも必ず殺さるべし　十七その父あるひは母を罵る者は殺さるべし　十八人相爭ふ時に一人石または拳をもてその對手を撃ちしに死にいたらずして床につくことあらんに　十九若起あがりて杖によりて歩むにいたらば之を撃たる者は赦さるべし但しその業を休める賠償をなして之を全く愈しむべきなり　二十人もし杖をもてその僕あるひは婢を撃んにその手の下に死ば必ず罰せらるべし　二十一然ど彼もし一日二日生のびなば其人は罰せられざるべし彼はその人の金子なればなり　二十二人もし相爭ひて娠める婦を撃ちその子を墮させんに別に害なき時は必ずその婦人の夫の要むる所にしたがひて刑られ法官の定むる所を爲べし　二十三若害ある時は生命にて生命を償ひ　二十四目にて目を償ひ歯にて歯を償ひ手にて手を償ひ足にて足を償ひ　二十五烙にて烙を償ひ傷にて傷を償ひ打傷にて打傷を償ふべし　二十六人もしその僕の一の目あるひは婢の一の目を撃てこれを喪さばその目のために之を釋つべし　二十七又もしその僕の一箇の歯か婢の一箇の歯を打落ばその歯のために之を釋つべし　二十八牛もし男あるひは女を衝て死しめなばその牛をば必ず石にて撃殺すべしその肉は食ふべからず但しその牛の主は罪なし　二十九然ど牛もし素より衝くことをなす者にしてその主これがために忠告をうけし事あるに之を守りおかずして遂に男あるひは女を殺すに至らしめなばその牛は石にて撃れその主もまた殺さるべし　三十若彼贖罪金を命ぜられなば凡てその命ぜられし者を生命の償に出すべし　三十一男子を衝も女子を衝もこの例にしたがひてなすべし　三十二牛もし僕あるひは婢を衝ばその主人に銀三十シケルを與ふべし又その牛

ハ石にて撃ころすべし 三三 人もし坑を啓くか又ハ人もし穴を堀ことをなしこれを覆ハずして牛あるひハ驢馬これに陥ば 三四 穴の主これを償ひ金をその所有主に與ふべし但しその死たる畜ハ己の者となるべし 三五 此人の牛もし彼人の牛を衝殺さバ二人その生る牛を賣てその價をわかつべし又その死たるものをも分つべし 三六 然どその牛素より衝ことをなす者なること知をるにその主これを守りおかざりしならばその人かならず牛をもて牛を償ふべし但しその死たる者ハ己の有となるべし

第二十二章

一 人もし牛あるひハ羊を竊みてこれを殺し又ハ賣る時ハ五の牛をもて一の牛を賠ひ四の羊をもて一の羊を賠ふべし 二 もし盗賊の壞り入るを見てこれを撃て死しむる時ハこれがために血をながすに及バず 三 然ど若日いでゝよりあらば之がために血をながすべし盗賊ハ全く償をなすべし若物あらざる時ハ身をうりてその竊める物を償ふべし 四 若その竊める物質に生てその手にあらバその牛驢馬羊たるにかゝはらず倍してこれを償ふべし 五 人もし田圃あるひハ葡萄園の物を食ハせその家畜をはなちて人の田圃の物を食ふにいたらしむる時ハ自己の田圃の嘉物と自己の葡萄園の嘉物をもてその償をなすべし 六 火もし逸て荊棘にうつりその積あげたる穀物あるひハ未だ刈ざる穀物あるひハ田野を燬ばその火を焚たる者かならずこれを償ふべし 七 人もし金あるひハ物を人に預るにその人の家より竊みとられたる時ハその盗者あらはれなばこれを倍して償はしむべし 八 盗者もしあらはれずば家の主人を法官につれゆきて彼がその人の物に手をかけたるや否を見るべし 九 何の過愆を論ず牛にもあれ驢馬にもあれ羊にもあれ衣服にもあれ又ハ何の失物にもあれ凡て人の見て是其なりと言ふ者ある時ハ法官その兩造の言を聽べし而して法官の罪ありとする者これを倍してその對手に償ふべし 十 人もし驢馬か牛か羊か又ハその他の家畜をその隣人にあづけんに死か傷けらるゝか又ハ搶ひさらるゝことありて誰もこれを見し者なき時ハ 十一 二人の間にその隣人の物に手をかけずと

十一 ヱホバを指て誓ふことあるべし然る時その持主これを承諾べし彼人は償をなすに及ばず 十二然ど若自己の許より竊まれたる時はその所有主にこれを償ふべし 十三若またその裂ころされし時は其を証據のために持きたるべしその裂ころされし者は償ふにおよばず 十四人もしその隣人より借たる者あらんにその物傷けられ又は死ることありてその所有主それとともにをらざる時は必ずこれを償ふべし 十五その所有主それと共にをらばこれを償ふにおよばず雇し者なる時もしかり其は雇れて來りしなればなり 十六人もし聘定あらざる處女を誘ひてこれと寢たらば必ずこれに聘禮して妻となすべし 十七その父[illegible]してこれをその人に與ふることを固く拒まば處女にする聘禮にてらして金をはらふべし 十八魔術をつかふ女を生しおくべからず 十九凡て畜を犯す者をば必ず殺すべし 二十ヱホバをおきて別の神に犧牲を献る者をば殺すべし 二一汝他國の人を惱すべからず又これを虐ぐべからず汝らもエジプトの國にをる時は他國の人たりしなり 二二汝凡て寡婦あるひは孤子を惱すべからず 二三汝もし彼等を惱まして彼等われに呼らば我かならずその號呼を聽べし 二四わが怒烈しくなり我劍をもて汝らを殺さん汝らの妻は寡婦となり汝らの子女は孤子とならん 二五汝もし汝とともにあるわが民の貧き者に金を貸す時は金貸のごとくなすべからず又これより利足をとるべからず 二六汝もし人の衣服を質にとらば日の入る時までにこれを歸すべし 二七其はその身を蔽ふ者は是のみにして是はその膚の衣なればなり彼何の中に寢んや彼われに籲はらば我きかん我は慈悲ある者なればなり 二八汝神を罵るべからず民の主長を詛ふべからず 二九汝の豐滿なる物と汝の搾りたる物とを献ぐることを怠るなかれ汝の長子を我に與ふべし 三十汝また汝の牛と羊をも斯なすべし即ち七日母とともにをらしめて八日にこれを我に與ふべし 三一汝等は我の聖民となるべし汝らは野にて獸に裂れし者の肉を食ふべからず汝らこれを犬に投與ふべし

第二十三章

一 汝虚妄の風説を言ふらすべからず惡き人と手をあはせて人を誣る證人となるべからず 二汝衆の

人にしたがひて惡をなすべからず訴訟において答をなすに方りて衆の人にしたがひて道を曲べからず 三 汝
また貧き人の訴訟を曲て庇くべからず 四 汝もし汝の敵の牛あるひは驢馬の迷ひ去に遭ばかならずこれを牽
てその人に歸すべし 五 汝もし汝を惡む者の驢馬のその負の下に仆れ臥すを見ば愼みてこれを遺さるべから
ず必ずこれを助けてその負を釋べし 六 汝貧き者の訴訟ある時にその判決を曲べからず 七 虚假の事に遠かれ
無辜者と義者とはこれを殺すなかれ我は惡き者を義とすることあらざるなり 八 汝賄賂を受べからず賄賂は
人の目を瞎まし義しき者の言を曲しむるなり 九 他國の人を虐ぐべからず汝等はエジプトの國にをる時は他國
の人にてありたれば他國の人の心を知なり 十 汝六年の間汝の地に種播きその實を穫いるべし 十一 但し第七年
にはこれを息ませて耕さずにおくべし而して汝の民の貧き者に食ふことを得せしめよ其餘れる者は野の獸
これを食はん汝の葡萄園も橄欖園も斯のごとくなすべし 十二 汝六日の間汝の業をなし七日に息むべし斯汝の
牛および驢馬を息ませ汝の婢の子および他國の人をして息をつかしめよ 十三 わが汝に言し事に凡て心を用ひ
よ他の神々の名を稱ふべからずまた之を汝の口より聞えしめざれ 十四 汝年に三度わがために節筵を守るべし
十五 汝無酵パンの節禮をまもるべし即ちわが汝に命ぜしごとくアビブの月の定の時において七日の間酵いれ
ぬパンを食ふべし其はその月に汝エジプトより出たればなり徒手にてわが前に出る者あるべからず 十六 また
穡時の節筵を守るべし是すなはち汝が勞苦て田野に播る者の初の實を祝ふなり又收藏の節筵を守るべし
是すなはち汝の勞苦みよりて成る者を年の終に田野より收藏る者なり 十七 汝の男たる者は皆年に三次主ヱホ
バの前に出べし 十八 汝わが犧牲の血を酵いれしパンとともに献ぐべからず又わが節筵の脂を翌朝まで遺しお
くべからず 十九 汝の地に初み結べる實の初を汝の神ヱホバの室に持きたるべし汝山羊羔をその母の乳にて煮
べからず 二十 視よ我天の使をつかはして汝に先たせ途にて汝を守らせ汝をわが備へし處に導かしめん 二一 汝等

ろの前に謹みをりその言にしたがへ之を怒らするなかれ彼なんぢらの咎を赦さゞるべしわが名かれの中に
あればなり　二二　汝もし彼が言にしたがひ凡てわが言ところを爲ば我なんぢの敵の敵となり汝の仇の仇となる
べし　二三　わが使汝にさきだちゆきて汝をアモリ人、ヘテ人、ペリジ人、カナン人、ヒビ人およびエブス人に導きいた
らん我かれらを絶べし　二四　汝かれらの神を拜むべからずこれに奉事べからず彼らの作にならふなかれ汝其等
を悉く毀ちその偶像を打摧くべし　二五　汝等の神エホバに事へよ然ばエホバ汝らのパンと水を祝し汝らの中よ
り疾病を除きたまへん　二六　汝の國の中には流産する者なく姙ざる者なかるべし我汝の日の數を盈さん　二七　我わ
が畏懼をなんぢの前に遣し汝が至るところの民をことごとく敗り汝の諸の敵をして汝に後を見せしめん　二八
我黄蜂を汝の先につかはさん是ヒビ人、カナン人およびヘテ人を汝の前より逐はらふべし　二九　我かれらを一年
の中には汝の前より逐はらはじ恐くは土地荒れ野の獸増て汝を害せん　三十　我漸々にかれらを汝の前より逐は
らへん汝らは遂に増てその地を獲にいたらん　三一　我なんぢの境をさだめて紅海よりペリシテ人の海にいたら
せ曠野より河にいたらしめん我この地に住る者を汝の手に付さん汝かれらを汝の前より逐はらふべし　三二　汝
かれらおよび彼らの神と何の契約をもなすべからず　三三　彼らは汝の國に住べきにあらず恐くは彼ら汝をして
我に罪を犯さしめん汝もし彼等の神に事なばかならず汝の機檻となるべきなり

第二十四章

一　又モーセに言たまひけるは汝アロン、ナダブ、アビウおよびイスラエルの七十人の長老とともにエ
ホバの許に上りきたれ而して汝等遙にたちて拜むべし　二　モーセ一人エホバに近づくべし彼等は近るべから
ず又民もかれとともに上るべからず　三　モーセ來りてエホバの諸の言およびその諸の典例を民に告しに民み
な同音に應て云ふエホバの宣ひし言は皆われらこれを爲べしと　四　モーセ、エホバの言をことごとく書記し朝夙
に興いでゝ山の麓に壇を築きイスラエルの十二の支派にしたがひて十二の柱を建て　五　而してイスラエルの

子孫の中の少き人等を遣はしてエホバに燔祭を獻げしめ牛をもて酬恩祭を供へしむ　六　モーセ時にその血の半をとりて鉢に盛れ又その血の半を壇の上に灌げり　七　而して契約の書をとりて民に讀きかせたるに彼ら應へて言ふエホバの宣ふ所は皆われらこれを爲て遵ふべしと　八　モーセすなはちその血をとりて民に灑ぎて言ふ是すなはちエホバが此諸の言につきて汝と結びたまへる契約の血なり　九　斯てモーセ、アロン、ナダブ、アビウおよびイスラエルの七十人の長老のぼりゆきて　十　イスラエルの神を見るにその足の下には透明る青玉をもて作れるごとき物ありて耀ける天空にさも似たり　十一　神はイスラエルの此頭人等にその手をかけたまはざりき彼等は神を見又食飲をなせり　十二　茲にエホバ、モーセに言たまひけるは山に上りて我に來り其處にをれ我わが彼等を教へんために書しるせる法律と誡命を載るところの石の板を汝に與へん　十三　モーセその從者ヨシュアとともに起あがりモーセの神の山に至る　十四　時に彼長老等に言けるは我等の汝等に歸るまで汝等は此に待ちをれ視よアロンとホルは汝等とともに在り凡て事ある者は彼等にいたるべし　十五　而してモーセ山にのぼりしが雲山を蔽ひをる　十六　すなはちエホバの榮光シナイ山の上に駐りて雲山を蔽ふこと六日なりしが七日にいたりてエホバ雲の中よりモーセを呼たまふ　十七　エホバの榮光山の嶺に燃る火のごとくにイスラエルの子孫の目に見えたり　十八　モーセ雲の中に入り山に登れりモーセ四十日四十夜山に居る

第二十五章

一　エホバ、モーセに告て言たまひけるは　二　イスラエルの子孫に告て我に禮物を持きたれと言へ凡てその心に好んで出す者よりは汝等の我に獻ぐるところの物を取べし　三　汝等がかれらより取べきその獻物は是なり即ち金、銀、銅　四　青、紫、紅の線、麻、山羊の毛　五　赤染の牡羊の皮、貛の皮、合歡木　六　燈油、灌膏と馨しき香を調ふところの香料　七　葱珩およびエポデと胸牌に嵌る玉　八　彼等わがために聖所を作るべし我かれらの中に住ん　九　凡てわが汝らに示すところに循ひ幕屋の式樣およびその器具の式樣にしたがひてこれを作る

べし　十 彼等合歡木をもて櫃を作るべしその長は二キユビト半その濶は一キユビト半その高は一キユビト半なるべし　十一 汝純金をもて之を蔽ふべし即ち内外ともにこれを蔽ひその上の周圍に金の緣を造るべし　十二 汝金の環四箇を鑄てその四の足につくべし即ち此旁に二箇の輪彼旁に二箇の輪をつくべし　十三 汝また合歡木をもて杠を作りてこれに金を着すべし　十四 而してその杠を櫃の兩旁の環にさしいれてこれをもて櫃を舁べし　十五 杠は櫃の環に差いれおくべし其より脫はなすべからず　十六 汝わが汝に與ふる律法をその櫃に藏むべし　十七 汝純金をもて贖罪所を造るべしその長は二キユビト半その濶は一キユビト半なるべし　十八 汝金をもて二箇のケルビムを作るべし即ち槌もて打てこれを作り贖罪所の兩傍に置べし　十九 一のケルビムを此旁に一のケルビムを彼旁に造れ即ちケルビムを贖罪所の兩旁に造るべし　二十 ケルビムは翼を高く展べその翼をもて贖罪所を掩ひその面を互に相向くべしすなはちケルビムの面は贖罪所に向ふべし　二一 汝贖罪所を櫃の上に置るまた我が汝に與ふる法律を櫃の中に藏むべし　二二 其處にて我なんぢに會ひ贖罪所の上より、律法の櫃の上なる二箇のケルビムの間よりして我イスラエルの子孫のためにわが汝に命ぜんとする諸の事を汝に語ん　二三 汝また合歡木をもて案を作るべしその長は二キユビトその濶は一キユビトその高は一キユビト半なるべし　二四 而して汝純金をこれに着せその周圍に金の緣をつくるべし　二五 汝その四圍に掌寛の邊をつくりその邊の周圍に金の小緣を作るべし　二六 またそれがために金の環四箇を作りその足の四隅にその環をつくべし　二七 環は邊の傍に附べし是は案を舁ところの杠をいるる處なり　二八 また合歡木をもてその杠をつくりてこれに金を着すべし案はこれに因て舁るべきなり　二九 汝また其に用ふる皿、匙、杓および酒を灌ぐところの爵を作るべし即ち純金をもてこれを造るべし　三十 汝案の上に供前のパンを置て常にわが前にあらしむべし　三一 汝純金をもて一箇の燈臺を造るべし燈臺は槌をもてうちて之を作るべしその臺座、軸、萼、節、花は其に聯らしむべし　三二 又六の枝をその旁より

出しむべし即ち燈臺の三の枝は此旁より出で燈臺の三の枝は彼旁より出しむべし 三三 巴旦杏の花の形せる三の萼、節および花ともに此枝にあり又巴旦杏の花の形せる三の萼、節および花ともに彼枝にあるべし燈臺より出る六の枝を皆斯のごとくにすべし 三四 燈臺には巴旦杏の花の形せる四の萼その節および花ともにあるべし 三五 兩箇の枝の下に一箇の節あらしめ又その兩個の枝の下に一個の節あらしめ又その兩個の枝の下に一個の節あらしむべし燈臺より出る六の枝みな是のごとくなるべし 三六 その節と枝とは其に連ならしめ皆槌にて打て純金をもて造るべし 三七 又それがために七個の燈盞を造りその燈盞を上に置てその對向を照さしむべし 三八 その燈鉗と剪燼盤をも純金ならしむべし 三九 燈臺と此の諸の器具を造るには純金一タラントを用ふべし 四十 汝山にて示されし式樣にしたがひて之を作ることに心を用ひよ

第二十六章

一 汝また幕屋のために十の幕を造るべしその幕は即ち麻の撚絲、靑、紫および紅の絲をもて之を造り精巧にケルビムをその上に織出すべし 二 一の幕の長は二十八キユビト一の幕の濶は四キユビトなるべし幕は皆その寸尺を同うすべし 三 その幕五個を互に連ねあはせ又その他の幕五個をも互に連ねあはすべし 四 而してその一聯の幕の邊においてその聯絡處の端に靑色の襻を付べし又他の一聯の幕の聯絡處の邊にも斯なすべし 五 汝一聯の幕に襻五十をつけ又他の一聯の幕の聯絡處の邊にも襻五十をつけ斯その襻をして彼と此と相對せしむべし 六 而して金の鐶五十を造りその鐶をもて幕を連ねあはせて一の幕屋となすべし 七 汝また山羊の毛をもて幕をつくりて幕屋の上の蓋となすべし即ち幕十一をつくるべし 八 その一個の幕の長は三十キユビトその一個の幕の濶は四キユビトなるべし即ちその十一の幕は寸尺を一にすべし 九 而してその幕五を一に聯ねまたその幕六を一に聯ねその第六の幕を幕屋の前に摺むべし 十 又その一聯の幕の邊すなはちその聯絡處の端に襻五十を付け又他の一聯の幕の聯絡處にも襻五十を付べし 十一 而して銅の鐶五十を作りそ

の縁を端にかけてその幕を聯ねあはせて一となすべし 十二 その天幕の幕の餘れる遺餘すなはちその餘れる半幕をば幕屋の後に垂しむべし 十三 天幕の幕の餘れる者ハ此旁に一キユビト彼旁に一キユビトあり之を幕屋の兩傍此方彼方に垂てこれを蓋ふべし 十四 汝赤く染たる牡山羊の皮をもて幕屋の蓋をつくりその上に貛の皮の蓋をほどこすべし 十五 汝合歡木をもて幕屋のために竪板を造るべし 十六 一枚の板の長ハ十キユビト一枚の板の濶ハ一キユビト半なるべし 十七 板ごとに二の榫をつくりて彼と此と交指あはしめよ幕屋の板にハ皆斯のごとく爲べし 十八 汝幕屋のために板を造るべし即ち南向の方のために板二十枚を作るべし 十九 而してその二十枚の板の下に銀の座四十を造るべし即ち此板の下にもその二の榫のために二の座あらしめ彼板の下にもその二の榫のために二の座あらしむべし 二十 幕屋の他の方すなはちその北の方のためにも板二十枚を作るべし 二一 而してこれに銀の座四十を作り此板の下にも二の座彼板の下にも二の座あらしむべし 二二 幕屋の後すなはちその西の方のために板六枚を造るべし 二三 又幕屋の後の兩の隅のために板二枚を作るべし 二四 その二枚ハ下にて相合せしめその頂まで一に連ならしむべし一個の環に於て然りその二枚ともに是の如くなるべし其等ハ二の隅のために設くる者なり 二五 その板ハ合て八枚その銀の座ハ十六座此板にも二の座、彼板にも二の座あらしむべし 二六 汝合歡木をもて横木を作り幕屋の此方の板のために五本を設くべし 二七 また幕屋の彼方の板のために横木五本を設け幕屋の後すなはちその西の方の板のために横木五本を設くべし 二八 板の眞中にある中間の横木をば端より端まで通らしむべし 二九 而してその板に金を着せ金をもて之がために環を作りて横木をこれに貫き又その横木に金を着すべし 三十 汝山にて示されしところのその模範にしたがひて幕屋を建べし 三一 汝また靑、紫、紅の線および麻の撚糸をもて幕を作り巧にケルビムをその上に織いだすべし 三二 而して金を着たる四本の合歡木の柱の上に之を掛べしその鈎ハ金にしその柱ハ四の銀の座の上に置べし 三三 汝その幕を鐶の下に掛

け其處にその幕の中に律法の櫃を藏むべしその幕すなはち汝らのために聖所と至聖所を分たん 三十四 汝至聖所にある律法の櫃の上に贖罪所を置べし 三十五 而してその幕の外に案を置ゑ幕屋の南の方に燈臺を置て案に對はしむべし案は北の方に置べし 三十六 又青、紫、紅の線および麻の撚糸をもて幔を織なして幕屋の入口に掛べし 三十七 又その幔のために合歡木をもて柱五本を造りてこれに金を着せその鈎を金にすべし又その柱のために銅をもて五個の座を鑄べし

第二十七章

一 汝合歡木をもて長五キユビト濶五キユビトの壇を作るべしその壇は四角その高は三キユビトなるべし 二 その四隅の上に其の角を作りてその角を其より出しめその壇には銅を着すべし 三 又灰を受る壺と火鏟と鉢と肉叉と火鼎を作るべし壇の器は皆銅をもて是を作るべし 四 汝壇のために銅をもて金網を作りその網の上にその四隅に銅の鐶を四個作るべし 五 而してその網を壇の中程の邊の下に置て之を壇の半に達せしむべし 六 又壇のために杠を作るべし即ち合歡木をもて杠を造り銅をこれに着すべし 七 その杠を鐶に貫きその杠を壇の兩傍にあらしめて之を舁べし 八 壇は汝板をもて之を空に造り汝が山にて示されしごとくにこれを造るべし 九 汝また幕屋の庭をつくるべし南に向ひては庭のために南の方に長百キユビトの細布の幕を設けてその一方に當べし 十 その二十の柱およびその二十の座は銅にし其柱の鈎およびその桁は銀にすべし 十一 又北の方にあたりて長百キユビトの幕をその縦に設くべしその二十の柱とその柱の二十の座は銅にし柱の鈎とその桁は銀にすべし 十二 庭の横すなはちその西の方には五十キユビトの幕を設くべしその柱は十その座も十 十三 また東に向ひては庭の東の方の濶は五十キユビトにすべし 十四 而して此一旁に十五キユビトの幕を設くべしその柱は三その座も三 十五 又彼一旁にも十五キユビトの幕を設くべしその柱は三その座も三 十六 庭の門のために青、紫、紅の線および麻の撚糸をもて織なしたる二十キユビトの幔を設くべしその柱は四つ

の座も四 十七 庭の四周の柱ハ皆銀の桁をもて續けその鉤を銀にしその座を銅にすべし 十八 庭の縱ハ百キユビトその横ハ五十キユビト宛りの高ハ五キユビト麻の撚糸をもてつくりなしその座を銅にすべし 十九 凡て幕屋に用ふるところの諸の器具並にその釘および庭の釘ハ銅をもて作るべし 二十 汝又イスラエルの子孫に命じ橄欖を搗て取たる淸き油を燈火のために汝に持きたらしめて絕ず燈火をともすべし 二十一 集會の幕屋に於て律法の前なる幕の外にアロンとその子等晚より朝までエホバの前にその燈火を整ふべし是ハイスラエルの子孫が世々たえず守るべき定例なり

第二十八章

一 汝イスラエルの子孫の中より汝の兄弟アロンとその子等すなはちアロンとその子ナダブ、アビウ、エレアザル、イタマルを汝に至らしめて彼をして我にむかひて祭司の職をなさしむべし 二 汝また汝の兄弟アロンのために聖衣を製りて彼の身に譽と榮光あらしむべし 三 汝凡て心に智慧ある者すなはち我が智慧の靈を充しおきたる者等に語りてアロンの衣服を製しめ之を用てアロンを聖別て我に祭司の職をなさしむべし 四 彼等が製るべき衣服ハ是なり即ち胸牌、エポテ明衣、闇格の裏衣、頭帽および、帶、彼等汝の兄弟アロンとその子等のために聖衣をつくりて彼をして祭司の職を我にむかひてなすことをはせしむべし 五 即ち彼等金、靑紫、紅の糸および麻糸をとりて用ふべし 六 又金、靑、紫、紅の線および麻の撚糸をもて巧にエポデを織なすべし 七 エポデにハ二の肩帶をほどこしその兩の端を連ねて之を合すべし 八 エポデの上にありてこれを束ぬるところの帶ハその物同うしてエポデの製のごとくにすべし即ち金、靑、紫、紅、の糸および麻の撚糸をもてこれを作るべし 九 汝二個の葱珩をとりてその上にイスラエルの子等の名を鐫つくべし 十 即ち彼等の誕生にしたがひてその名六を一の玉に鐫りその遺餘の名六を外の玉に鐫べし 十一 玉に雕刻する人の印を刻がごとくに汝イスラエルの子等の名をその二の玉に鐫つけその玉を金の槽に嵌べし 十二 この二の玉をエポデの肩

帶の上につけてイスラエルの子等の記念の玉とならしむべし即ちアロン、ヱホバの前において彼等の名をその兩の肩に負て記念とならしむべし 十三 汝金の槽を作るべし 十四 而して純金を紐て紐のごとき二個の鏈を作りその組る鏈をかの槽につくべし 十五 汝また審判の胸牌を巧み織なしエポデの製のごとくに之をつくるべし即ち金、靑、紫、紅の線および麻の撚糸をもてこれを製るべし 十六 是は四角にして二重なるべく其長は半キユビトその濶も半キユビトなるべし 十七 汝またその中に玉を嵌て玉を四行にすべし即ち赤玉、黄玉、瑪瑙の一行を第一行とすべし 十八 第二行は紅玉、靑玉、金剛石 十九 第三行は深紅玉、白瑪瑙、紫玉 二十 第四行は黄綠玉、葱珩、碧玉、凡て金の槽の中にこれを嵌べし 二一 その玉はイスラエルの子等の名に循ひその名のごとくにこれを十二にすべし而してその十二の支派の各々の名は印を刻むごとくにこれを鐫つくべし 二二 汝純金を紐のごとくに組たる鏈を胸牌の上につくべし 二三 また胸牌の上に金の環二個を作り胸牌の兩の端にその二個の環をつけ 二四 かの金の紐二條を胸牌の端の二個の環につくべし 二五 而してその二條の紐の兩の端を二個の槽に結ひエポデの肩帶の上につけてその前にあらしむべし 二六 又二個の金の環をつくりて之を胸牌の兩の端につくべし即ちそのエポデに對ふところの內の邊にこれをつくべし 二七 汝また金の環二個を造りてこれをエポデの兩傍の下の方につけその前の方にてその聯接る處に對ひてエポデの帶の上にあらしむべし 二八 胸牌は靑紐をもてその環によりて之をエポデの環に結ひつけエポデの帶の上にあらしむべし然せば胸牌エポデを離るること無るべし 二九 アロン聖所に入る時はその胸にある審判の胸牌にイスラエルの子等の名を帶てこれをその心の上に置きヱホバの前に恒に記念とならしむべし 三十 汝審判の胸牌にウリムとトンミムをいれアロンをしてそのヱホバの前に入る時にこれをその心の上に置しむべしアロンはヱホバの前に恒にイスラエルの子孫の審判を帶てその心の上に置べし 三一 エポデに屬する明衣は凡てこれを靑く作るべし 三二 頭をいるる孔はその眞中

に設くべし又その孔の周圍には織物の縁をつけて鎧の領盤のごとくになして之を綻びざらしむべし 三三 その
裾には靑、紫、紅の絲をもて石榴をつくりてその裾の周圍につけ又四周に金の鈴をその間々につくべし 三四
即ち明衣の裾には金の鈴に石榴又金の鈴に石榴とその周圍につくべし 三五 アロン奉事をなす時にこれを着べ
し彼が聖所にいりてヱホバの前に至る時また出きたる時にはその鈴の音聞ゆべし斯せば彼死ることあら
じ 三六 汝純金をもて一枚の前板を作り印を刻がごとくにその上にヱホバに聖と鐫つけ 三七 之を靑紐につけて頭
帽の上にあらしむべし即ち頭帽の前の方にこれをつくべし 三八 是はアロンの額にあるべしアロンはイスラ
エルの子孫が獻ぐるところの聖物すなはちその獻ぐる諸の聖き供物の上にあるところの罪を負べしこの板
を常にアロンの額にあらしむべし是ヱホバの前に其等の受納られんためなり 三九 汝麻絲をもて裏衣を階格
に織り麻絲をもて頭帽を製りまた帶を繡工に織なすべし 四十 汝またアロンの子等のために裏衣を製り彼ら
のために帶を製り彼らのために頭巾を製りてその身に顯榮と榮光あらしむべし 四一 而して汝これを汝の兄弟
アロンおよび彼とともなるその子等に着せ膏を彼等に灌ぎこれを立てこれを聖別てこれをして祭司の職を
我になさしむべし 四二 又かれらのためにその陰所を蔽ふ麻の褌を製り腰より髀に達らしむべし 四三 アロンと
その子等は集會の幕屋に入る時又は祭壇に近づきて聖所に職事をなす時はこれを着べし斯せば愆をかう
むりて死ることあらざらん是は彼および彼の後の子孫の永く守るべき例なり

第二十九章

一 汝かれらを聖別て我にむかひて祭司の職をなさしむるには斯これに爲べし即ち若き
牡牛と二の全き牡山羊を取り 二 無酵パン、油を和たる無酵菓子および油を塗たる無酵煎餅を取べし是等は麥
粉をもて製るべし 三 而してこれを一個の筐にいれ牡牛および二の牡山羊とともにこれをその筐のままに持
きたるべし 四 汝またアロンとその子等を集會の幕屋の口に携きたりて水をもてかれらを洗ひ潔め 五 衣服を

とりて裏衣、エポデに屬する明衣、エポデおよび胸牌をアロンに着せエポデの帶を之に帶しむべし 六 而してか
れの首に頭帽をかむらせその頭帽の上にかの聖金板を戴しめ 七 灌油を取てこれを彼の首に傾け灌ぐべ
し 八 又かれの子等を携來りて之に裏衣を着せ 九 之に帶を帶しめ頭巾をこれにかむらすべし即ちアロンとそ
の子等に斯なすべし祭司の職はかれらに歸す永くこれを例となすべし汝斯アロンとその子等を立べし 十 汝
集會の幕屋の前に牡牛をひき來らしむべし而してアロンとその子等その牡牛の頭に手を按べし 十一 かくして
汝集會の幕屋の口にてエホバの前にその牡牛を宰すべし 十二 汝その牡牛の血をとり汝の指をもてこれを壇の
角に塗りその血をばことごとく壇の下に灌ぐべし 十三 汝またその臟腑を裹むところの諸の脂、肝の上の網膜お
よび二の腎とその上の脂を取てこれを壇の上に燔べし 十四 但しその牡牛の肉とその皮および糞は營の外にて
火に燒べし是は罪祭なり 十五 汝かの牡山羊一頭を取るべし而してアロンとその子等その牡山羊の上に手を按
べし 十六 汝その牡山羊を宰しその血をとりてこれを壇の上の周圍に灌ぐべし 十七 汝その牡山羊を切割きその臟
腑とその足を洗ひて之をその肉の塊とその頭の上におくべし 十八 汝その牡山羊を壇の上に悉く燒べし是エホ
バにたてまつる燔祭なり是は馨しき香にしてエホバにたてまつる火祭なり 十九 汝また今一の牡山羊をとるべ
し而してアロンとその子等その牡山羊の頭の上に手を按べし 二十 汝すなはちその牡山羊を殺しその血をとり
てこれをアロンの右の耳の端およびその子等の右の耳の端につけ又その右の手の大指と右の足の拇指につけそ
の血を壇の周圍に灌ぐべし 二十一 又壇の上の血をとり灌油をとりて之をアロンとその衣服およびその子等と
その子等の衣服に灌ぐべし斯彼とその衣服およびその子等とその子等の衣服清淨なるべし 二十二 汝その牡山羊
の脂と脂の尾およびその臟腑を裹る脂、肝の上の網膜、二個の腎とその上の脂および右の腿を取べし是は任職
の牡山羊なり 二十三 汝またエホバの前にある無酵パンの筐の中よりパン一個と油ぬりたる菓子一個と煎餅一個

を取べし 二四 汝これらを悉くアロンの手とその子等の手に授けこれを搖てヱホバに搖祭となすべし 二五 而して
汝これらを彼等の手より取て壇の上にて燔祭にくはへて燒くべし是ヱホバの前に馨しき香となるべし是す
なはちヱホバにたてまつる火祭なり 二六 汝またアロンの任職の牡山羊の胸を取でこれをヱホバの前に搖て搖
祭となすべし是汝の受るところの分なり 二七 汝その搖ところの搖祭の物の胸およびその擧るところの擧祭の
物の腿すなはちアロンとその子等の任職の牡山羊の胸と腿を聖別つべし 二八 是はアロンとその子等に歸すべ
しイスラエルの子孫永くこの例を守るべきなり是はイスラエルの子孫が酬恩祭の犠牲の中よりとるところ
の擧祭にしてヱホバになすところの擧祭なり 二九 アロンの聖衣は其後の子孫に歸すべし子孫これを着て膏を
そゝがれ職に任ぜらるべきなり 三〇 アロンの子孫の中彼にかはりて祭司となり集會の幕屋にいりて聖所に
職をなす者は先七日の間これを着べし 三一 汝任職の牡山羊を取り聖所にてその肉を煮べし 三二 アロンとそ
の子等は集會の幕屋の戸口においてその牡山羊の肉と籠の中のパンを食ふべし 三三 罪を贖ふ物すなはち彼ら
を立て彼らを聖別るに用るところの物を彼らは食ふべし餘の人は食ふべからず其は聖物なればなり 三四 もし
任職の肉あるひはパン旦まで遺りあらばその遺者は火をもてこれを燒べし是は聖ければ食ふべからず 三五 汝
わが凡て汝に命ずるごとくにアロンとその子等に斯なすべし即ちかれらのために七日のあひだ任職の禮を
おこなふべし 三六 汝日々に罪祭の牡牛一頭をさゝげて贖をなすべし又壇のために贖罪をなしてこれを清めこ
れに膏を灌ぎてこれを聖別べし 三七 汝七日のあひだ壇のために贖をなして之を聖別め至聖き壇とならしむべし
凡て壇に捫る者は聖なるべし 三八 汝が壇の上にさゝぐべき者は是なり即ち一歳の羔二を日々絕ず獻ぐべし 三九
一の羔は朝にこれを獻げ一の羔は夕にこれを獻ぐべし 四十 一の羔に麥粉十分の一に搗たる油一ヒンの四分の
一を和たるを添へ又灌祭として酒一ヒンの四分の一を添ふべし 四一 今一の羔羊は夕にこれを獻げ朝とおなじき

素祭と灌祭をこれと共にささげ馨しき香とならしめヱホバに火祭たらしむべし 四二 是すなはち汝らが代々絶
ず集會の幕屋の門口にてヱホバの前に獻ぐべき燔祭なり我其處にて汝等に會ひ汝と語ふべし 四三 其處にて我
イスラエルの子孫に會ん幕屋はわが榮光によりて聖なるべし 四四 我集會の幕屋と祭壇を聖めん亦アロンとそ
の子等を聖めて我に祭司の職をなさしむべし 四五 我イスラエルの子孫の中に居て彼らの神とならん 四六 彼等は
我が彼らの神ヱホバにして彼等の中に住んとて彼等をエジプトの地より導き出せし者なることを知ん我は
かれらの神ヱホバなり

第三十章 一 汝香を焚く壇を造るべし即ち合歡木をもてこれを造るべし 二 その長は一キュビトその寛も一キュ
ビトにして四角ならしめ其高は三キュビトにし其角は其より出しむべし 三 而してその上その四傍その角と
もに純金を着せその周圍に金の緣を作るべし 四 汝またその兩面に金の緣の下に金の環二個を之がために作
るべし即ちその兩傍にこれを作るべし是すなはちこれを舁ところの杠を貫く所なり 五 その杠は合歡木をも
てこれを作りて之に金を着すべし 六 汝これを律法の櫃の傍なる幕の前に置て律法の上なる贖罪所に對はし
むべし其處はわが汝に會ふ處なり 七 アロン朝ごとにその上に馨しき香を焚べし彼燈火を整ふる時はその上
に香を焚べきなり 八 アロン夕に燈火を燃す時はその上に香を焚べし是香はヱホバの前に汝等が代々絶すべ
からざる者なり 九 汝等その上に異る香を焚べからず燔祭をも素祭をも獻ぐべからず又その上に灌祭の酒を
灌ぐべからず 十 アロン年に一回贖罪の罪祭の血をもてその壇の角のために贖をなすべし汝等代々年に一
度是がために贖をなすべし是はヱホバに最も聖き者たるなり 十一 ヱホバ、モーセに告て言たまはく 十二 汝がイス
ラエルの子孫の數を數へしらぶるにあたりて彼等は各人その數へらるる時にその生命の贖をヱホバにたて
まつるべし是はその數ふる時にあたりて彼等の中に災害のあらざらんためなり 十三 凡て數へらるる者の中に

入る者は聖所のシケルに遵ひて半シケルを出すべし一シケルは二十ゲラなり即ち半シケルをヱホバにたて
まつるべし 十四 凡て數へらるゝ者の中に入る者即ち二十歳以上の者はヱホバに獻納物をなすべし 十五 汝らの生
命を贖ふためにヱホバに獻納物をなすにあたりては富者も半シケルより多く出すべからず貧き者も其より
少く出すべからず 十六 汝イスラエルの子孫より贖の金を取てこれを幕屋の用に供ふべし是はヱホバの前にイ
スラエルの子孫の記念となりて汝らの生命を贖ふべし 十七 ヱホバ、モーセに告て言たまはく 十八 汝また銅をもて
洗盤をつくりその臺をも銅になして洗ふことのために供へ之を集會の幕屋と壇との間に置てその中に水を
いれおくべし 十九 アロンとその子等はこれに就て手と足を洗ふべし 二十 彼等は集會の幕屋に入る時に水をもて
洗ふことを爲て死をまぬかるべし亦壇にちかづきてその職をなし火祭をヱホバの前に焚く時も然すべし 二一
即ち斯その手足を洗ひて死を免かるべし是は彼とその子孫の代々常に守るべき例なり 二二 ヱホバまたモーセ
に言たまひけるは 二三 汝また重立たる香物を取れ即ち淨沒藥五百シケル香しき肉桂その半二百五十シケル香
しき菖蒲二百五十シケル 二四 桂枝五百シケルを聖所のシケルに遵ひて取り又橄欖の油一ヒンを取べし 二五 汝こ
れをもて聖灌膏を製べしすなはち薰物を製る法にしたがひて香膏を製るべし是は聖灌膏たるなり 二六 汝
これを集會の幕屋と律法の櫃に塗り 二七 案とそのもろもろの器具、燈臺とそのもろもろの器具および香壇 二八 竝
に燔祭の壇とそのもろもろの器具および洗盤とその臺とに塗べし 二九 汝是等を聖めて至聖らしむべし凡てこ
れに捫る者は聖くならん 三十 汝アロンとその子等に膏をそゝぎて之を立て彼らをして我に祭司の職をなさし
むべし 三一 汝イスラエルの子孫に告ていふべし是は汝らが代々我のために用ふべき聖灌膏なり 三二 是は人の
身に灌ぐべからず汝等また此量をもて是に等き物を製るべからず是は聖し汝等これを聖物となすべし 三三 凡
て之に等き物を製る者凡てこれを餘人につくる者はその民の中より絕るべし 三四 ヱホバ、モーセに言たまはく

汝ナタフ、シケレテ、ヘルベナの香物を取りこの香物を淨き乳香に和あはすべしこの量は各等からしむべきな
り　三五 汝これを以て香を製るべし即ち薰物を製る法にしたがひてこれをもて薰物を製り鹽をこれにくはへ潔
く且聖らしむべし　三六 汝まさこの幾分を細に搗て我が汝に會ふところなる集會の幕屋の中にある律法の前に
これを供ふべし是は汝等において最も聖き者なり　三七 汝が製るところの香は汝等この量をもてこれを自己の
ために製るべからず是は汝においてエホバのために聖き者たるなり　三八 凡て是に均き者を製りてこれを嗅ぐ
者はその民の中より絶るべし

第三十一章

一 エホバ、モーセに告て言たまひけるは　二 我ユダの支派のホルの子なるウリの子ベザレルを名指て
召し　三 神の靈をこれに充して智慧と了知と智識と諸の類の工に長しめ　四 奇巧を盡して金、銀および銅の作を
なすことを得せしめ　五 玉を切り嵌め木に彫刻みて諸の類の工をなすことを得せしむ　六 視よ我まさダンの支
派のアヒサマクの子アホリアブを與へて彼とともならしむ凡て心に智ある者に我智慧を授け彼等をして我
が汝に命ずる所の事を盡くなさしむべし　七 即ち集會の幕屋、律法の櫃、その上の贖罪所、幕屋の諸の器具、　八 案
ならびにその器具、純金の燈臺とその諸の器具、および香壇、　九 燔祭の壇とその諸の器具、洗盤とその臺、　十 供職の
衣服、祭司の職をなす時に用ふるアロンの聖衣およびその子等の衣服　十一 および灌膏、ならびに聖所の馨
しき香是等を我が凡て汝に命ぜしごとくに彼等製造べきなり　十二 エホバ、モーセに告て言たまひけるは　十三 汝イ
スラエルの子孫に告て言ふべし汝等かならず吾安息日を守るべし是は我と汝等の間の代々の徵にして汝等に
我の汝等を聖からしむるエホバなるを知しむる爲の者なればなり　十四 即ち汝等安息日を守るべし是は汝等に
聖日なればなり凡て之を瀆す者は必ず殺さるべし凡てその日に動作をなす人はその民の中より絶るべし　十五
六日の間業をなすべし第七日は大安息にしてエホバに聖なり凡て安息日に動作をなす者は必ず殺さるべし

十六かく斯イスラエルの子孫ハ安息日を守り代々安息日を祝ふべし是永遠の契約なり 十七是ハ永久に我とイスラエルの子孫の間の徴たるなり其ハヱホバ六日の中に天地をつくりて七日に休みて安息に入たまひたればなり 十八ヱホバシナイ山にてモーセに語ることを終たまひし時律法の板二枚をモーセに賜ふ是ハ石の板にして神が手をもて書したまひし者なり

第三十二章

一茲に民モーセが山を下ることの遲きを見民集りてアロンの許に至り之に言けるハ起よ汝われらを導く神を我等のために作れ其ハ我らをエジプトの國より導き上りし彼モーセ其人ハ如何になりしか知ざればなり 二アロンかれらに言けるハ汝等の妻と息子息女等の耳にある金の環をとりはづして我に持きたれと 三是において民みなその耳にある金の環をとりはづしてアロンの許に持來りければ 四アロンこれを彼等の手より取り鐫鑿をもて之が形を造りて犢を鑄なしたるに人々言ふイスラエルよ是ハ汝をエジプトの國より導きのぼりし汝の神なりと 五アロンこれを見てその前に壇を築き而してアロン宣告て明日ハヱホバの祭禮なりと言ふ 六是において人衆明朝早く起いでゝ燔祭を獻げ酬恩祭を供ふ民坐して飲食し起て戯るゝ 七ヱホバ、モーセに言たまひけるハ汝往て下れよ汝がエジプトの地より導き出せし汝の民ハ惡き事を行ふなり 八彼等ハ早くも我が彼等に命ぜし道を離れ己のために犢を鑄なしてこれを拜み其に犧牲を獻げて言ふイスラエルよ是は汝をエジプトの地より導きのぼりし汝の神なりと 九ヱホバまたモーセに言たまひけるハ我この民を觀たり視よ是ハ項の强き民なり 十然バ我を阻るなかれ我かれらに向ひて怒を發して彼等を滅し盡さん而して汝をして大なる國をなさしむべし 十一モーセその神ヱホバの面を和めて言けるハヱホバよ汝などて彼の大なる權能と强き手をもてエジプトの國より導きいだしたまひし汝の民にむかひて怒を發したまふや 十二何かエジプト人をして斯言しむべけんや曰く彼ハ禍をくだして彼等を山に殺し地の面より滅し盡さんとて彼

等を導き出せしなりと然ば汝の烈き怒を息め汝の民にこの禍を下さんとせしを思ひ直したまへ 十三 汝の僕ア
ブラハム、イサク、イスラエルを憶ひたまへ汝は自己さして彼等に誓ひて我天の星のごとくに汝等の子孫を増
し又わが言ふところの此地をこと〴〵く汝等の子孫にあたへて永くこれを有たしめんと彼等に言たまへり
十四 ヱホバ是においてその民に禍を降んとせしを思ひ直したまへり 十五 モーセすなはち身を轉して山より下
れりかの律法の二枚の板その手にあり此板はその兩面に文字あり即ち此面にも彼面にも文字あり 十六 此板は
神の作なりまた文字は神の書にして板に彫つけてあり 十七 ヨシュア民の呼はる聲を聞てモーセにむかひ營中
に戰爭の聲すと言ければ 十八 モーセ言ふ是は勝鬨の聲にあらず又敗北の號呼聲にもあらず我が聞ところのも
のは歌唱ふ聲なりと 十九 斯てモーセ營に近づくに及びて犢と舞跳を見たれば怒を發してその手よりかの板を
擲ちこれを山の下に碎けり 二十 而して彼等が作りし犢をとりてこれを火に燒き碎きて粉となしてこれを水に
撒きイスラエルの子孫に之をのましむ 二一 モーセ、アロンに言けるは此民汝に何をなしてか汝かれらに大なる
罪を犯させしや 二二 アロン言けるは吾主よ怒を發したまふ勿れ此民の惡なるは汝の知ところなり 二三 彼等われ
に言けらく我らを導く神をわれらのために作れ其は我らをエジプトの國より導き上りし彼モーセ其人は如
何になりしか知ざればなりと 二四 是において我凡て金をもつ者はこれをとりはづせと彼等に言ければ則ちこ
れを我に與へたり我これを火に投たれば此犢出きたれりと 二五 モーセ民を視るに縱肆に事をなす、アロン彼等
をして縱肆に事をなさしめたれば彼等はその敵の中に嘲笑となれるなり 二六 茲にモーセ營の門に立ち凡てヱ
ホバに歸する者は我に來れと言ければレビの子孫みな集りてかれに至る 二七 モーセすなはち彼等に言けるは
イスラエルの神ヱホバ斯言たまふ汝等おの〳〵劍を横たへて門より門と營の中を彼處此處に行めぐりて各
人その兄弟を殺し各人その伴侶を殺し各人その鄰人を殺すべしと 二八 レビの子孫すなはちモーセの言のごと

くに爲たればなりの日民凡三千人殺されたり　二九是に於てモーセ言ふ汝等おの〳〵その子をもその兄弟をも顧
ずして今日エホバに身を獻げ聊して今日福祉を得よ　三十明日モーセ民に言けるは汝等は大なる罪を犯せり今
我エホバの許に上りゆかんとす我なんぢらの罪を贖ふを得ることもあらん　三一モーセすなはちエホバに歸り
て言けるは嗚呼この民の罪は大なる罪なり彼等は自己のために金の神を作れり　三二然どかなはゞ彼等の罪を
赦したまへ然ずば願くは汝の書しるしたまへる書の中より吾名を抹さりたまへ　三三エホバ、モーセに言たまひ
けるは凡てわれに罪を犯す者をば我これをわが書より抹さらん　三四然ど今往て民を我が汝につげたる所に導
けよ吾使者汝に先だちて往ん但しわが罰をおこなふ日には我かれらの罪を罰せん　三五エホバすなはち民を撃
たまへり是はかれら犢を造りたるに因る即ちアロンこれを造りしなり

第三十三章

一茲にエホバ、モーセに言たまひけるは汝と汝がエジプトの國より導き上りし民此を起いでゝ我が
アブラハム、イサク、ヤコブに誓ひて之を汝の子孫に與へんと言しその地に上るべし　二我一の使を遣して汝に
先だゝしめん我カナン人、アモリ人、ヘテ人、ペリジ人、ヒビ人、エブス人を逐はらひ　三なんぢらを乳と蜜の
流るゝ地にいたらしむべし我は汝の中にをりては共に上らじ汝は項の強き民なれば恐くは我途にて汝を滅
すにいたらん　四民この惡き告を聞て憂へ一人もその妝飾を身につくる者なし　五エホバ、モーセに言たまひけ
るはイスラエルの子孫に言へ汝等は項の強き民なり我もし一刻も汝の中にありて往ば汝を滅すにいたらん
然ば今汝らの妝飾を身より取すてよ然せば我汝に爲べきことを知んと　六是をもてイスラエルの子孫ホレブ
山より以來はその妝飾を取すてゝ居ぬ　七モーセ幕屋をとりてこれを營の外に張て營と遙に離れしめ之を集
會の幕屋と名けたり凡てエホバに求むることのある者は出ゆきて營の外なるその集會の幕屋にいたる　八モ
ーセの出て幕屋にいたる時には民みな起あがりてモーセが幕屋にいるまでおの〳〵その天幕の門口

に立てかれを見る　九モーセ幕屋にいれば雲の柱くだりて幕屋の門口に立つ而してヱホバ、モーセともの いひたまふ　十民みな幕屋の門口に雲の柱の立つを見れば民みな起て各人その天幕の門口にて拜をなす　十一人がその友と言談ふごとくにヱホバ、モーセと面をあはせてものいひたまふ　モーセはその天幕に歸りしがその僕なる少者ヌンの子ヨシュアは幕屋を離れざりき　十二茲にモーセ、ヱホバに言けるは視たまへ汝はこの民を導き上れと我に言たまひながら誰を我とともに遣したまふかを我にしらしめたまはず汝かつて言たまひけらく我名をもて汝を知る汝はまた我前に恩を得たりと　十三然ば我もし誠に汝の目の前に恩を得たらば願くは汝の道を我に示して我に汝を知しめ我をして汝の目の前に恩を得せしめたまへ又汝この民の汝の有なるを念たまへ　十四ヱホバ言たまひけるは我親汝と共にゆくべし我汝をして安泰ならしめん　十五モーセ、ヱホバに言けるは汝もしみづから行たまはずば我等を此より上らしめたまふ勿れ　十六我と汝の民とが汝の目の前に恩を得ることも如何にして知るべきや是汝が我等とともに往たまひて我と汝の民とが地の諸の民に異る者となるによるにあらずや　十七ヱホバ、モーセに言たまひけるは汝が言るこの事をも我爲ん汝はわが目の前に恩を得たればなり我名をもて汝を知ばなり　十八モーセ願くは汝の榮光を我に示したまへと言ければ　十九ヱホバ言たまはく我わが諸の善を汝の前に通らしめヱホバの名を汝の前に宣ん我は惠んとする者を惠み憐まんとする者を憐むなり　二十又言たまはく汝はわが面を見ることあたはず我を見て生る人あらざればなり　二一ヱホバ言たまひけるは視よ我が傍に一の處あり汝磐の上に立べし　二二吾榮光其處を過る時に我なんぢを磐の穴にいれ我が過る時にわが手をもて汝を蔽はん　二三而してわが手を除る時に汝わが背後を見るべし吾面は見るべきにあらず

第三十四章

一茲にヱホバ、モーセに言たまひけるは汝石の板二枚を前のごとくに斫て作れ汝が碎きし彼の前の板にありし言を我その板に書さん　二詰朝までに準備をなし朝の中にシナイ山に上り山の嶺に於て吾前に立

て　三 誰も汝とともに上るべからず又誰も山の中に居べからず又その山の前にて羊や牛を牧ふべからず　四 モ
ーセすなはち石の板二枚を前のごとくに斫て造り朝早く起て手に二枚の石の板をとりヱホバの命じたまひ
しごとくにシナイ山にのぼりゆけり　五 ヱホバ雲の中にありて降り彼とともに其處に立ちてヱホバの名を宣
たまふ　六 ヱホバすなはち彼の前を過て宣たまはくヱホバ、ヱホバ、憐憫あり恩惠あり怒ることの遲く恩惠と眞
實の大なる神　七 恩惠を千代までも施し惡と過と罪とを赦す者又罰すべき者をば必ず赦すことをせず父の罪
を子に報い子の子に報いて三四代におよぼす者　八 モーセ急ぎ地に躬を鞠めて拜し　九 言けるはヱホバよ我もし
し汝の目の前に恩を得たらば願くは主我等の中にいまして行たまへ是は項の强き民なればなり我等の惡と
罪を赦し我等を汝の所有となしたまへ　十 ヱホバ言たまふ視よ我契約をなす我未だ全地に行はれし事あらず
何の國民の中にも行はれし事あらざるところの奇跡を汝の總躰の民の前に行ふべし汝が住ところの國の民
みなヱホバの所行を見ん我が汝をもて爲ところの事は怖るべき者なればなり　十一 汝わが今日汝に命ずるとこ
ろの事を守れ視よ我アモリ人、カナン人、ヘテ人、ペリジ人、ヒビ人、ヱブス人を汝の前より逐はらふ　十二 汝みづから
愼め汝が往ところの國の居民と契約をむすぶべからず恐くは汝の中において機檻となることあらん　十三 汝か
へつて彼等の祭壇を崩しその偶像を毀ちそのアシラ像を斫たふすべし　十四 汝は他の神を拜むべからず其はヱ
ホバはその名を嫉妬と言て嫉妬神なればなり　十五 然ば汝その地の居民と契約を結ぶべからず恐くは彼等がそ
の神々を慕ひて其と姦淫をおこなひその神々に犧牲をさゝぐる時に汝を招きてその犧牲に就て食はしむる
者あらん　十六 又恐くは汝かれらの女子等を汝の息子等に妻すことありて彼等の女子等その神々を慕ひて姦淫
を行ひ汝の息子等をして彼等の神々を慕て姦淫をおこなはしむるにいたらん　十七 汝おのれのために神々を鑄
なすべからず○　十八 汝無酵パンの節筵を守るべし即ち我が汝に命ぜしごとくアビブの月のその期におよびて

七日の間無酵パンを食ふべし其は汝アビブの月にエジプトより出たればなり　十九 首生たる者は皆吾の所有
なり亦汝の家畜の首出の牡なる者も牛羊ともに皆しかり　二十 但し驢馬の首出は羔羊をもて贖ふべし若し贖は
ずば其頸を折べし汝の息子の中の初子は皆贖ふべし我前に空手にて出るものあるべからず　二一 六日の間汝
働作をなし第七日に休むべし耕耘時にも收割時にも休むべし　二二 汝七週の節筵すなはち麥秋の初穗の節筵を
爲し又年の終に收藏の節筵をなすべし　二三 年に三回汝の男子みな主ヱホバイスラエルの神の前に出べし　二四 我國
々の民を汝の前より逐はらひて汝の境を廣くせん汝が年に三回のぼりて汝の神ヱホバのまへに出る時には
誰も汝の國を取んとする者あらじ　二五 汝わが犧牲の血を有酵パンとともに供ふべからず又逾越の節の犧牲は
明朝まで存しおくべからざるなり　二六 汝の土地の初穗の初を汝の神ヱホバの家に携ふべし汝山羊羔を其の母
の乳にて煮べからず　二七 斯てヱホバ、モーセに言たまひけるは汝是等の言語を書とるせ我是等の言語をもて汝
およびイスラエルと契約をむすべばなり　二八 彼はヱホバとともに四十日四十夜其處に居しが食物をも食ず水
をも飲ざりきヱホバ其の契約の詞なる十誡をかの板の上に書したまへり○　二九 モーセ其の律法の板二枚を己
の手に執てシナイ山より下りしが其の山より下りし時にモーセは其の面の己がヱホバと言ひしによりて光
を發つを知ざりき　三十 アロンおよびイスラエルの子孫モーセを見て其の面の皮の光を發つを視て懼れて彼に近
づかざりしかば　三一 モーセかれらを呼りアロンおよび會衆の長等すなはちモーセの所に歸りたればモーセ彼
等と言ふ　三二 斯ありて後イスラエルの子孫みな近よりければモーセ、ヱホバがシナイ山にて己に告たまひし事
等を盡くこれに諭せり　三三 モーセかれらと語ふことを終て覆面帕を其の面にあてたり　三四 但しモーセはヱホバ
の前にいりてともに語ることある時は其の出るまで覆面帕を除きてをりまた出きたりて其の命せられし事
をイスラエルの子孫に告ぐ　三五 イスラエルの子孫モーセの面を見るにモーセの面の皮光を發つモーセは入て

エホバと言ふまでまたその覆面帕を面にあてをる

第三十五章

一 モーセ、イスラエルの子孫の會衆を盡く集てこれに言ふ是はエホバが爲せと命じたまへる言なり 二 即ち六日の間は働作を爲べし第七日は汝等の聖日エホバの大安息日なり凡てこの日に働作をなす者は殺さるべし 三 安息日には汝等の一切の住處に火をたく可らず○ 四 モーセ、イスラエルの子孫の會衆に偏く告て言ふ是はエホバの命じたまへるところの事なり 五 曰く汝等が有る物の中より汝等エホバに獻ぐる者を取べし凡て心より願ふ者は其を携へきたりてエホバに獻ぐべし即ち金銀銅、 六 青、紫、紅の線、麻糸、山羊の毛 七 赤染の牡羊の皮、貛の皮、合歡木、 八 燈油、灌膏と馨しき香をつくる香物 九 葱珩、エポデと胸牌に嵌る玉 十 凡て汝等の中の心に智慧ある者來りてエホバの命じたまひし者を悉く造るべし 十一 即ち幕屋その天幕その頂蓋その鈎その版その横木その柱その座 十二 かの櫃とその杠、贖罪所、障蔽の幕、 十三 案子とその杠およびその諸の器具、供前のパン 十四 燈明の臺その器具とその盞および燈火の油 十五 香壇とその杠、灌油、馨しき香、幕屋の入口の幔 十六 燔祭の壇およびその銅の網その杠その諸の器具洗盤とその臺 十七 庭の幕その柱その座、庭の口の幔 十八 幕屋の釘、庭の釘およびその紲 十九 聖所にて職をなすところの供職の衣、即ち祭司の職をなす時に用ふる者なる祭司アロンの聖衣および其子等の衣服 二十 斯てイスラエルの子孫の會衆みなモーセの前を離れて去しが 二一 凡て心に感じたる者凡て心より願ふ者は來りてエホバへの獻納物を携へいたり集會の幕屋とその諸の用に供へ又聖衣のために供へたり 二二 即ち凡て心より願ふ者は男女ともに環釧、耳環、指環、頸玉、諸の金の物を携へいたれり又凡て金の獻納物をエホバに爲す者も然せり 二三 凡て青、紫、紅の線および麻絲、山羊の毛、赤染の牡牛の皮貛の皮ある者は是を携へいたり 二四 凡て銀および銅の獻納物をなす者はこれを携へきたりてエホバに獻げ又物を造るに用ふべき合歡木ある者は其を携へいたれり 二五 また凡て心に智慧ある婦女等はその

の手をもて紡ぐことをなしその紡ぎたる者なる靑、紫、紅の線および麻絲を携へきたり 二六 凡て智慧ありて
心に感じたる婦人ハ山羊の毛を紡げり 二七 又長たる者等ハ葱珩およびエポデと胸牌に嵌べき玉を携へいた
り 二八 燈火と灌膏と馨しき香とに用ふる香物と油を携へいたれり 二九 斯イスラエルの子孫悦んでヱホバに獻
納物をなせり即ちヱホバがモーセに藉て爲せと命じたまひし諸の工事をなさしむるために物を携へきたら
んと心より願ふところの男女ハ皆是のごとくになしたり○ 三〇 モーセ、イスラエルの子孫に言ふ視よヱホバ、ユ
ダの支派のホルの子なるウリの子ベザレルを名指て召たまひ 三一 神の靈をこれに充して智慧と了知と知識と
諸の類の工事に長しめ 三二 奇巧を運して金銀および銅の作をなすことを得せしめ 三三 玉を切り嵌め木に彫刻み
て諸の類の工をなすことを得せしめ 三四 彼の心を明かにして教ふることを得せしめたまふ彼とダンの支派の
アヒサマクの子アホリアブ倶に然り 三五 斯智慧の心を彼等に充して諸の類の工事をなすことを得せしめたま
ふ即ち彫刻、文織、および靑、紫、紅の線と麻絲の刺繍竝に機織等凡て諸の類の工をなすことを得せしめ奇巧
をこれに盡さしめたまふなり

第三十六章

一 偖ベザレルとアホリアブおよび凡て心の頴敏き人即ちヱホバが智慧と了知をあたへて聖所の
用に供ふるところの諸の工をなすことを知得せしめたまへる者等もヱホバの凡て命じたまひし如くに事を
なすべかりし 二 モーセすなハちベザレルとアホリアブおよび凡て心の頴敏き人すなハちその心にヱホバが
智慧をさづけたまひし者凡て來りてその工をなさんと心に望むところの者を召よせたり 三 彼等ハ聖所の
用になすところの工事をなさしむるためにイスラエルの子孫が携へきたりし諸の獻納物をモーセの手
より受とりしが民ハ尙また朝ごとに自意の獻納物をモーセに持きたる 四 是に於て聖所の諸の工をなすと
ころの智き人等みな各々その爲ところの工をやめて來り 五 モーセに告て言けるハ民餘りに多く持きたれバ

エホバが爲せと命じたまひし工事をなすに用ふるに餘ありと 六 モーセすなはち命を傳へて營中に宣布しめて云く男女ともに今よりは聖所に獻納物をなすに及ばずと是をもて民は携へきたることを止たり 七 其はその有ところの物すでに一切の工をなすに足て且餘あれバなり 八 偖彼等の中心に智慧ありてその工を爲ところの者十の幕をもて幕屋を造れりその幕は麻の撚絲と青、紫、紅の絲をもて巧にケルビムを織なして作れる者なり 九 その幕は各々長二十八キユビトその幕は各々寛四キユビトその幕はみな寸尺一なり 十 而してその幕五箇を互に連ねあはせ又その幕五箇をたがひに連ねあはせ 十一 一聯の幕の邊においてその連絡處の端に青色の襻を造り又他の一聯の幕の邊においてその連絡處にもこれを造れり 十二 一聯の幕に襻五十をつくりまた他の一聯の幕の連絡處の邊にも襻五十をつくれりその襻は彼と此と相對す 十三 而して金の鈎五十をつくりその鈎をもてその幕を彼と此と相連ねたれバ一箇の幕屋となる 十四 又山羊の毛をもて幕をつくりて幕屋の上の天幕となせりその造れる幕は十一なり 十五 その幕は各々長三十キユビト、その幕はおの〳〵寛四キユビトにして十一の幕は寸尺同一なり 十六 その幕五を一幅に連ねまたその幕六を一幅に連ね 十七 その幕の邊において連絡處に襻五十をつくり又次の一連の幕の邊にも襻五十をつくれり 十八 又銅の鈎五十をつくりてその天幕をつらねあはせて一とならしめ 十九 赤染の牡羊の皮をもてその天幕の頂蓋をつくりてその上に獾の皮の蓋を設けたり ○ 二十 又合歡木をもて幕屋の竪板をつくれり 二一 板の長は十キユビト板の寛は一キユビト半 二二 一の板に二の榫ありて彼と此と交指ふ、幕屋の板には皆かくのごとく造りなせり 二三 又幕屋のために板を作れり即ち南に於ては南の方に板二十枚 二四 その二十枚の板の下に銀の座四十をつくれり即ち此板の下にも二の座ありてその二の榫を承け彼板の下にも二の座ありてその二の榫を承く 二五 幕屋の他の方すなはち北の方のためにも板二十枚を作り 二六 又その銀の座四十をつくれり即ち此板の下にも二の座あり彼板の下にも二の座あり

二七 又幕屋の後面すなはち其の西のために板六枚をつくり 二八 幕屋の後の兩隅のために板二枚宛をつくれり 二九
其の二枚は下にて相合し其の頂まで一に連なれり一箇の環に於て然り其の二枚ともに是のごとし是等は二
隅のために設けたる者なり 三十 其の板は八枚あり其の座は銀の座十六座あり各々の板の下に二の座あり 三一 又
合歓木をもて横木を作れり即ち幕屋の此方の板のために五本を設け 三二 幕屋の彼方の板のために横木五本を
設け幕屋の後すなはち其の西の板のために横木五本を設けたり 三三 又中間の横木をつくりて板の眞中におい
て端より端まで通らしめ 三四 而して其の板に金を着せ金をもて之がために環をつくりて横木をこれに貫き又
其の横木に金を着せたり 三五 又青、紫、紅の絲および麻の撚絲をもて幕をつくり巧にケルビムを其の上に織い
だし 三六 其れがために合歓木をもて四本の柱をつくりてこれに金を着せたり其の鈎は金なり又銀をもてこれ
がために座四を鑄たり 三七 又青、紫、紅の絲および麻の撚絲をもて幕屋の入口に掛る幔を織なし 三八 其の五本
の柱と其の鈎とを造り其の柱の頭と桁に金を着せたり但し其の五の座は銅なりき

第三十七章

一 ベザレル合歓木をもて櫃をつくれり其の長は二キュビト半、其の寛は一キュビト半、其の高は一キ
ュビト半、二 而して純金をもて其の内外を蔽ひ其の上の周圍に金の縁を造れり 三 又金の環四箇を鑄て其の
四の足につけたり即ち此旁に二箇の輪、彼旁に二箇の輪を付く 四 又合歓木をもて杠を作りてこれに金を着せ 五
其の杠を櫃の旁の環にさしいれて之をもて櫃をかくべからしむ 六 又純金をもて贖罪所を造れり其の長は二
キュビト半、其の寛は一キュビト半なり 七 又金をもて二箇のケルビムを作れり即ち槌にて打て之を贖罪所の
兩傍に作り 八 一箇のケルビムを此方の末に一箇のケルビムを彼方の末に置り即ち贖罪所の兩傍にケルビム
を作れり 九 ケルビムは翼を高く展べ其翼をもて贖罪所を掩ひ其面をたがひに相向く即ちケルビムの面は贖
罪所に向ふ 十 又合歓木をもて案を作り其長は二キュビト其寛は一キュビト其高は一キュビト半 十一 而て純金

を之に着せ其周圍に金の縁をつけ　十二又其四圍に掌寛の邊を作り其邊の周圍に金の小縁を作り　十三而て之が爲に金の環四箇を鑄其足の四隅に其環を付たり　十四即ち環は邊の側に在て案を舁く杠を入る處あり　十五而て合歡木をもて案を舁く杠を作て之に金を着せたり　十六又案の上の器具即ち皿、匙、杓及び灌を灌ぐ斝を純金にて作り　十七又純金をもて一箇の燈臺を造り即ち槌をもて打て其燈臺を作り其臺幹、莖、節、及び花は其に連る　十八六の枝その旁より出づ即ち燈臺の三の枝は此旁より出で燈臺の三の枝は彼旁より出づ　十九巴旦杏の花の形せる三の蕚、節および花ともに此枝にあり又巴旦杏の花の形せる三の蕚、節および花ともに彼枝にあり燈臺より出る六の枝みな斯のごとし　二十巴旦杏の花の形せる四の蕚その節および花ともに燈臺にあり　二一兩箇の枝の下に一箇の節あり又兩箇の枝の下に一箇の節あり又兩箇の枝の下に一箇の節あり燈臺より出る六の枝みな是のごとし　二二その節と枝とは其に連れり皆槌にて打て純金をもて造れり　二三又純金をもて七箇の燈盞と燈鉗と剪燈盤を造れり　二四燈臺とその諸の器具は純金一タラントをもて作れり　二五又合歡木をもて香壇を造れりその長一キユビト、その寛一キユビトにして四角なりその高は二キユビトにしてその角は其より出づ　二六その上その四傍その角ともに純金を着せその周圍に金の縁を作れり　二七又その兩面に金の縁の下に金の環二箇をこれがために作れり即ちその兩傍にこれを作る是すなはち之を舁ところの杠を貫くところなり　二八又合歡木をもてその杠をつくりて之に金を着せたり　二九又薰物をつくる法にしたがひて聖灌膏と香物の清き香とを製れり

第三十八章

一又合歡木をもて燔祭の壇を築けりその長は五キユビト其寛は五キユビトにして四角その高は三キユビト　二而してその四隅の上に其の角を作りその角を其より出しめその壇に銅を着せたり　三又その壇の諸の器具すなはち壺と火鏟と鉢と肉叉と火鼎を作れり壇の器はみな銅にて造る　四又壇のために銅の網

をつくりこれを壇の中程の縁の下に置て壇の半に達せしめ 五 その銅の網の四隅に四箇の環を鑄て杠を貫く處となし 六 合歡木をもてその杠をつくりて之に銅を着せ 七 壇の兩傍の環にその杠をつらぬきて之を舁べからしむその壇は板をもてこれを空につくれり 八 また銅をもて洗盤をつくりその臺をもて銅にす即ち集會の幕屋の門にて役事をなすところの婦人等の鏡をもて之を作れり 九 又庭を作れり南に於ては庭の南の方に百キユビトの細布の幕を設く 十 その柱は二十その座は二十にして共に銅なりその柱の鈎および桁は銀なり 十一 北の方には百キユビトの幕を設くその柱は二十その座は二十にして共に銅なりその柱の鈎と桁は銀なり 十二 西の方には五十キユビトの幕を設くその柱は十その座は十その柱の鈎と桁は銀なり 十三 東においては東の方に五十キユビトの幕を設く 十四 而してこの一傍に十五キユビトの幕を設くその柱は三その座は三 十五 又かの一傍にも十五キユビトの幕を設くその柱は三その座も三、即ち庭の門の此傍彼傍ともに然り 十六 庭の周圍の幕はみな細布なり 十七 柱の座は銅、柱の鈎と桁は銀、柱の頭の包は銀なり庭の柱はみな銀の桁にて連る 十八 庭の門の幔は青、紫、紅の絲および麻の撚絲をもて織なしたる者なりその長は二十キユビトその寬における高は五キユビトにして庭の幕と等し 十九 その柱は四、その座は四にして共に銅その鈎は銀、その頭の包と桁は銀なり 二十 幕屋およびその周圍の庭の釘はみな銅なり 二一 幕屋につける物すなはち律法の幕屋につける物を量るに左のごとし祭司アロンの子イタマル、モーセの命にしたがひてレビ人を率ゐ用ひてこれを量れるなり 二二 ユダの支派のホルの子なるウリの子ベザレル凡てヱホバのモーセに命じたまひし事等をなせり 二三 ダンの支派のアヒサマクの子アホリアブ彼とともにありて雕刻、織文をなし青、紫、紅の絲および麻絲をもて文繡をなせり 二四 聖所の諸の工作をなすに用たる金は聖所のシケルにしたがひて言ば都合二十九タラント七百三十シケルなり是すなはち獻納たるところの金なり 二五 會衆の中の核數られし者の獻げし銀は聖所のシケルにし

たがひて言ば百タラント千七百七十五シケルなり　二六凡て數らるゝ者の中に入し者即ち二十歳以上の者六十萬
三千五百五十人ありたれば聖所のシケルにしたがひて言ば一人に一べかとなる是すなはち半シケルなり
二七百タラントの銀をもて聖所の座と幕の座を鑄たり百タラントをもて百座をつくれば一座すなはち一タ
ラントなり　二八又千七百七十五シケルをもて柱の鈎をつくり柱の頭を包み又柱を連ねあはせたり　二九又献納た
るところの銅は七十タラント二千四百シケルなり　三十是をもちひて集會の幕屋の門の座をつくり銅の壇と
の銅の網および壇の諸の器具をつくり　三一庭の周圍の座と庭の門の座および幕屋の諸の釘と庭の周圍の諸の
釘を作れり

第三十九章

一青、紫、紅の絲をもて聖所にて職をなすところの供職の衣服を製り亦アロンのために聖衣
を製りヱホバのモーセに命じたまひしごとくせり　二又金青、紫、紅の絲および麻の撚糸をもてエポデを製
り　三金を薄片に打展べ剪て線となしこれを青、紫、紅の絲および麻絲に和てこれを織なし　四又これがため
ふ肩帶をつくりて之を連ね其の兩の端において之を連ぬ　五エポデの上にありて之を束ぬるところの帶は其
の物同じうして其の製のごとし即ち金青、紫、紅の絲および麻の撚絲をもて製る者なりヱホバのモーセに
命じたまひしごとくなり　六又葱珩を琢て金の槽に嵌め印を刻がごとくにイスラエルの子等の名をこれに鐫
つけ　七これをエポデの肩帶の上につけてイスラエルの子孫の記念の玉とならしむヱホバのモーセに命じた
まひしごとし　八また胸牌を巧み織なしエポデの製のごとくに金青、紫、紅の絲および麻の撚絲をもてこれを
製れり　九胸牌は四角にして之を二重につくりたれば二重にして其の長半キュビト其の濶半キュビトなり　十
其の中に玉四行を嵌む即ち赤玉、黄玉、瑪瑙の一行を第一行とす　十一第二行は紅玉、青玉、金剛石　十二第三行は深
紅玉、白瑪瑙、紫玉、十三第四行は黄緑玉、葱珩、碧玉、凡て金の槽の中にこれを嵌たり　十四其の玉はイスラ

エルの子等の名にしたがひ其名のごとくに之を十二になし而して印を刻がごとくにうの十二の支派の各々の名をこれに鐫つけたり 十五 又純金を紐のごとくに組たる鏈を胸牌の上につけたり 十六 又金をもて二箇の槽をつくり二の金の環をつくりうの二の環を胸牌の兩の端につけ 十七 かの金の紐二條を胸牌の端の二箇の環につけたり 十八 而してうの二條の紐の兩の端を二箇の槽に結ひエポデの肩帶の上につけてうの前にあらしむ 十九 又二箇の金の環をつくりて之を胸牌の兩の端につけさり即ちうのエポデに對ふところの內の邊にこれを付く 二十 また金の環二箇を造りてこれをエポデの兩傍の下の方につけてうの前の方にてうの聯接る處に對てエポデの帶の上にあらしむ 二一 胸牌へ青紐をもてうの環によりて之にエポデの環に結つけエポデの帶の上にあらしめ胸牌をしてエポデに離ることなからしむ 二二 又エポデに屬する明衣へ凡てこれを青く織あせり 二三 明衣の孔へうの眞中にありて鎧の領盤のごとしうの孔の周圍に縁ありて綻びざらしむ 二四 而して明表の裾に青、紫、紅、の撚絲をもて石榴を作りつけ 二五 又純金をもて鈴をつくりうの鈴を明衣の裾の石榴の間につけ周圍において石榴の間々にこれをつけたり 二六 即ち鈴に石榴鈴に石榴と供職の明衣の裾の周圍につけたりエホバのモーセに命じたまひしごとし 二七 又アロンとうの子等のために織布をもて裏衣を製り 二八 細布をもて頭帽を製り紅布をもて美しき頭巾をつくり麻の撚絲をもて褌をつくり 二九 麻の撚絲および青、紫、紅、の絲をもて帶を織なせりエホバのモーセに命じさまひしごとし 三十 又純金をもて聖冠の前板をつくり印を刻がごとくにうの上にエホバに聖といふ文字を書つけ 三一 之に青紐をつけて之を頭帽の上に結つけたりエホバのモーセに命じたまひし如し○ 三二 斯集會の天幕なる幕屋の諸の工事成ぬイスラエルの子孫エホバの凡てモーセに命じたまひしごとくに爲て斯おこなへり 三三 人衆幕屋と天幕とうの諸の器具をモーセの許に携へいたる即ちうの鈎うの板うの横木うの柱うの座 三四 赤染の牡羊の皮の蓋、獾の皮の蓋、障蔽の幕 三五 律法の櫃とうの杠、贖罪所

三十六 案とその諸の器具供前のパン 三十七 純金の燈臺とその盞すなはち陳列る燈盞とその諸の器具ならびにその燈
火の油 三十八 金の壇、灌膏、香、幕屋の門の幔子 三十九 銅の壇、その銅の網とその杠およびその諸の器具洗盤とその臺
四十 庭の幕、その柱とその座、庭の門の幔子その紐とその釘ならびに幕屋に用ふる諸の器具集會の天幕のために
用ふる者 四十一 聖所にて供職なすところの供職の衣服即ち祭司の職をなす時に用ふる者なる祭司アロンの聖
衣およびその子等の衣服 四十二 斯エホバの凡てモーセに命じたまひしごとくにイスラエルの子孫その諸の工事
をなせり 四十三 モーセその一切の工作を見るにエホバの命じたまひしごとくに造りてあり即ち是のごとくに作
りてあればモーセ人衆を祝せり

第四十章

一 茲にエホバ、モーセに告て言たまひけるは 二 正月の元日に汝集會の天幕の幕屋を建べし 三 而し
て汝その中に律法の櫃を置え幕をもてその櫃を障蔽し 四 又案を携へいり陳設の物を陳設け且燈臺を携へ
いりてその燈盞を置うべし 五 汝また金の香壇を律法の櫃の前に置え幔子を幕屋の門に掛け 六 燔祭の壇を
集會の天幕の幕屋の門の前に置え 七 洗盤を集會の天幕とその壇の間に置えて之に水をいれ 八 庭の周圍に藩
籬をたて庭の門に幔子を垂れ 九 而して灌膏をとりて幕屋とその中の一切の物に灌ぎて其とその諸の器具
を聖別べし是聖物とならん 十 汝また燔祭の壇とその一切の器具に膏をそそぎてその壇を聖別べし壇は至聖
物とならん 十一 又洗盤とその臺に膏をそそぎて之を聖別め 十二 アロンとその子等を集會の幕屋の門につれきた
りて水をもて彼等を洗ひ 十三 アロンに聖衣を着せ彼に膏をそそぎてこれを聖別め彼をして祭司の職を我にな
さしむべし 十四 又かれの子等をつれきたりて之に明衣を着せ 十五 その父になせるごとくに之に膏を灌ぎて祭司
の職を我になさしむべし彼等の膏そそがれて祭司たることは代々變らざるべきなり 十六 モーセかく行へり即
ちエホバの己に命じたまひし如くに爲せり 十七 第二年の正月にいたりてその月の元日に幕屋建ぬ 十八 乃ちモー

セ幕屋を建てその座を置ゑその板をたてその横木をさしこみその柱を立て 十九幕屋の上に天幕を張り天幕の
蓋をその上にほどこせりヱホバのモーセに命じ給ひし如し 二十而してかれ律法をとりて櫃に藏め杠を櫃につ
け贖罪所を櫃の上に置ゑ 二一櫃を幕屋に携へいり障蔽の幕を垂て律法の櫃を隱せりヱホバのモーセに命じた
まひしごとし 二二彼また集會の幕屋において幕屋の北の方にてかの幕の外に案を置ゑ 二三供前のパンをその上
にヱホバの前に陳設たりヱホバのモーセに命じたまひし如し 二四又集會の幕屋において幕屋の南の方に燈臺
をおきて案にむかはしめ 二五燈盞をヱホバの前にかゝげたりヱホバのモーセに命じたまひしごとし 二六又集
會の幕屋においてかの幕の前に金の壇を居ゑ 二七その上に馨しき香を焚りヱホバのモーセに命じたまひしご
とし 二八又幕屋の門に幔子を垂れ 二九集會の天幕の幕屋の門に燔祭の壇を置ゑその上に燔祭と素祭をさゝげた
りヱホバのモーセに命じたまひし如し 三十又集會の天幕とその壇の間に洗盤をおき其に水をいれて洗ふこと
の爲にす 三一モーセ、アロンおよびその子等其につきて手足を洗ふ 三二即ち集會の幕屋に入る時または壇に近づ
く時に洗ふことをせりヱホバのモーセに命じたまひしごとし 三三また幕屋と壇の周圍の庭に藩籬をたて庭
の門に幔子を垂ぬ是モーセその工事を竣たり 三四斯て雲集會の天幕を蓋てヱホバの榮光幕屋に充たり 三五モ
ーセは集會の幕屋にいることを得ざりき是雲その上に止り且ヱホバの榮光幕屋に盈たればなり 三六雲幕屋の
上より昇る時にはイスラエルの子孫途に進めり其途々凡て然り 三七されど雲の昇らざる時にはその昇る日まで
途に進むことをせざりき 三八即ち晝は幕屋の上にヱホバの雲あり夜はその中に火ありイスラエルの家の者皆
これを見るその途々すべて然り

出埃及記　終

利未記

第一章

ヱホバ集會の幕屋よりモーセを呼びこれに告て言たまはく 二 イスラエルの子孫に告てこれに言へ汝等の中の人もし家畜の禮物をヱホバに供んとせば牛あるひは羊をとりてその禮物となすべし 三 もし牛の燔祭をもてその禮物になさんとせば全き牡牛を供ふべしすなはち集會の幕屋の門にてこれをヱホバの前にその受納たまふやうに供ふべし 四 彼その燔祭とする者の首に手を按べし然ば受納られて彼のために贖罪とならん 五 彼ヱホバの前にその犢を宰るべし又アロンの子等なる祭司等はその血を携へきたりて集會の幕屋の門なる壇の四圍にその血を灑ぐべし 六 彼またその燔祭の牲の皮を剝ぎこれを切わかつべし 七 祭司アロンの子等壇の上に火を置きその火の上に薪柴を陳べ 八 而してアロンの子等なる祭司等その切わかてる者の首およびその脂を壇の上なる火の上にある薪の上に陳ぶべし 九 その臟腑と足はこれを水に洗ふべし斯て祭司は一切を壇の上に焼て燔祭となすべし是すなはち火祭にしてヱホバに馨しき香たるなり 十 またその禮物もし群の羊あるひは山羊の燔祭たらば全き牡を供ふべし 十一 彼壇の北の方においてヱホバの前にこれを宰るべしアロンの子等なる祭司等はその血を壇の四圍に灑ぐべし 十二 彼また之を切わかちその首とその脂を截とるべし而して祭司これを皆壇の上なる火の上にある薪柴の上に陳ぶべし 十三 またその臟腑と足はこれを水に洗ひ祭司一切を携へきたりて壇の上に焼べし是を燔祭となす是即ち火祭にしてヱホバに馨しき香たるなり 十四 若また禽を燔祭となしてヱホバに献るならば鳩鴿または雛き鴿を携へ來りて禮物となすべし 十五 祭司はこれを壇にたづさへゆきてその首を切やぶりてこれを壇の上に焼べしまたその血はこれをしぼりいだして壇の一方にぬるべし 十六 またその嗉囊とその汚の物はこれを除きて壇の東の方なる灰棄處にこれを棄べし 十七 またその翼は切はなすことなしにこれを割べし而して祭司これを壇の上にて火の上なる薪柴の上に焼

べし是を燔祭となす是すなはち火祭にしてヱホバに馨しき香たるなり

第二章

一 人素祭の禮物をヱホバに供ふる時は麥粉をもてその禮物となしその上に油をそそぎ又その上に乳香を加へ 二 これをアロンの子等なる祭司等の許に携へゆくべし斯てまた祭司はその麥粉と油一握をその一切の乳香とともに取り之を記念の分となして壇の上に焼べし是すなはち火祭にしてヱホバに馨しき香たるなり 三 素祭の餘はアロンとその子等に歸すべし是はヱホバに献る火祭の一にして至聖物たるなり 四 汝もし爐に焼たる物をもて素祭の禮物となさんとせば麥粉に油を和て作れる無酵菓子および油を抹たる無酵煎餅を用ふべし 五 汝の素祭とする禮物もし鍋に焼たる物ならば麥粉に油を和て酵いれずに作れる者を用ふべし 六 汝これを細に劈てその上に油をそそぐべし是を素祭となす 七 汝の素祭とする禮物もし釜に煮たる物ならば麥粉と油をもて作れる者を用ふべし 八 汝これ等の物をもて作れる素祭の物をヱホバに携へいたるべし是を祭司に授さば祭司はこれを壇にたづさへ往き 九 その素祭の中より記念の分をとりて壇の上に焚べし是すなはち火祭にしてヱホバに馨しき香たるなり 十 素祭の餘はアロンとその子等に歸すべし是はヱホバにささぐる火祭の一にして至聖物たるなり 十一 凡そ汝等がヱホバにたづさへいたる素祭は都て酵いれて作るべからず汝等はヱホバに献る火祭の中に酵または蜜を入て焚べからず 十二 但し初熟の禮物をそなふる時には汝等これをヱホバにそなふべし然ど馨しき香のためにこれを壇にそなふる事はなすべからず 十三 汝素祭を献るには凡て鹽をもて之に味くべし汝の神の契約の鹽を汝の素祭に缺こと勿れ汝禮物をなすには都て鹽をそなふべし 十四 汝初穂の素祭をヱホバにそなへんとせば穂を火にやきて殻をさりたる者をもて汝の初穂の禮物にそなふべし 十五 汝また油をその上にほどこし乳香をその上に加ふべし是を素祭となす 十六 祭司はその殻を去たる穀物の中および油の中よりその記念の分を取りその一切の乳香とともにこれを焚べし是すなはちヱホバにささぐ

ぐる火祭なり

第三章

一 人もし酬恩祭の犧牲を献るに當りて牛をとりて之を献るならば牝牡にかゝはらず全き者をヱホバの前に供ふべし 二 すなはちその禮物の首に手を按き集會の幕屋の門にこれを宰るべし而してアロンの子等なる祭司等その血を壇の周圍に灌ぐべし 三 彼はまたその酬恩祭の犧牲の中よりして火祭をヱホバに献ぐべし即ち臓腑を裹むところの脂と臓腑の上の一切の脂 四 および二箇の腎とその上の脂の腰の兩傍にある者ならびに肝の上の網膜の腎の上に達る者を取べし 五 而してアロンの子等壇の上において火の上なる薪の上の燔祭の上にこれを焚べし是すなはち火祭にしてヱホバに馨しき香たるなり 六 もしまたヱホバに酬恩祭の犧牲を献るにあたりて羊をその禮物となすならば牝牡にかゝはらず其全き者を供ふべし 七 若また羔羊をその禮物となすならば之をヱホバの前に牽來り 八 その禮物の首に手を按きこれを集會の幕屋の前に宰るべし而してアロンの子等その血を壇の四圍にそゝぐべし 九 彼その酬恩祭の犧牲の中よりして火祭をヱホバに献ぐべし即ちその脂をとりその尾を脊骨より全く斷きりまた臓腑を裹ところの脂と臓腑の上の一切の脂 十 および兩箇の腎とその上の脂の腰の兩傍にある者ならびに肝の上の網膜の腎の上に達る者をとるべし 十一 祭司はこれを壇の上に焚べし是は火祭にしてヱホバにたてまつる食物なり 十二 もし山羊を禮物となすならばこれをヱホバの前に牽來り 十三 其の首に手を按きこれを集會の幕屋の前に宰るべし而してアロンの子等その血を壇の四圍に灌ぐべし 十四 彼またその中よりして禮物をとりヱホバに火祭をささぐべしすなはち臓腑を裹むところの脂と臓腑の上のすべての脂 十五 および兩箇の腎とその上の脂と腰の兩傍にある者ならびに肝の上の網膜の腎の上に達る者をとるべし 十六 祭司はこれを壇の上に焚べし是は火祭として奉つる食物にして馨しき香たるなり脂はみなヱホバに歸すべし 十七 汝等は脂と血を食ふべからず是は汝らがその一切の住處において代々永

く守るべき例あり
第四章 一 ヱホバまたモーセに告て言たまはく 二 イスラエルの子孫に告ていふべし人もし誤りてヱホバの誡命
に違ひて罪を犯しその爲べからざる事の一を行ふことあり 三 また若膏そゝがれし祭司罪を犯して民を罪に
陷いるゝごとき事あらばその犯せし罪のために全き犢の若き者を罪祭としてヱホバに獻べし 四 即ちその牡
犢を集會の幕屋の門に牽きたりてヱホバの前にいたりその牡犢の首に手を按きその牡犢をヱホバの前に宰
るべし 五 かくて膏そゝがれし祭司その牡牛の血をとりてこれを集會の幕屋にたづさへ入り 六 而して祭司指
をその血にひたしてヱホバの前聖所の障蔽の幕の前にその血を七次そゝぐべし 七 祭司またその血をとり
てヱホバの前にて集會の幕屋にある馨香の壇の角にこれを塗べしその牡犢の血は凡てこれを集會の幕屋の
門にある燔祭の壇の底下に灌べし 八 またその牡犢の脂をことごとく取て罪祭に用ふべし即ち臟腑を裹むと
ころの脂と臟腑の上の一切の脂 九 および兩箇の腎とその上の脂の腰の兩旁にある者ならびに肝の上の網膜
の腎の上に達る者を取べし 十 之を取には酬恩祭の犧牲の牛より取がごとくすべし而して祭司これを燔祭の
壇の上に焚べし 十一 その牡犢の皮とその一切の肉およびその首と脚と臟腑と糞 十二 凡てその牡犢はこれを營
の外に携へいだして灰を棄る場なる清淨處にいたり火をもてこれを薪柴の上に焚べし即ち是は灰棄處に焚
べきなり 十三 またイスラエルの全會衆過失をなしたるにその事會衆の目にあらはれずして彼等つひにヱホバ
の誡命の爲べからざる者を爲し罪を獲ることあらんに 十四 もしその犯せし罪あらはれなば會衆の者若き犢を
罪祭に獻ぐべし即ちこれを集會の幕屋の前に牽いたり 十五 會衆の長老等ヱホバの前にてその牡犢の首に手を
按きその一人牡犢をヱホバの前に宰るべし 十六 而して膏そゝがれし祭司その牡犢の血を集會の幕屋に携へい
り 十七 祭司指をその血にひたしてヱホバの前障蔽の幕の前にこれを七次そゝぐべし 十八 祭司またその血をとり

ヱホバの前にて集會の幕屋にある壇の角にこれを塗べしその血ハ凡てこれを集會の幕屋の門にある燔祭の
壇の底下に灌べし 十九 またその脂をことごとく取て壇の上に焚べし 二十 すなはち罪祭の牡犢になしたるごとく
にこの牡犢にもなし祭司これをもて彼等のために贖罪をなすべし然せバ彼等赦されん 二一 かくして彼その牡
犢を營の外にたづさへ出し初次の牡犢を焚しごとくにこれを焚べし是すなはち會衆の罪祭なり 二二 また牧伯
たる者罪を犯しその神ヱホバの誡命の爲べからざる者を誤り爲て罪を獲ことあらんに 二三 若その罪を犯せし
ことを覺らバ牡山羊の全き者を禮物に持きたり 二四 その山羊の首に手を按き燔祭の牲を宰る塲にてヱホバの
前にこれを宰るべし是すなはち罪祭なり 二五 祭司ハ指をもてその罪祭の牲の血をとり燔祭の壇の角にこれを
抹り燔祭の壇の底下にその血を灌ぎ 二六 酬恩祭の犧牲の脂のごとくにその脂を壇の上に焚べし斯祭司かれの
罪のために贖事をなすべし然せバ彼ハ赦されん 二七 また國の民の中に誤りて罪を犯しヱホバの誡命の爲べか
らざる者の一を爲て罪を獲る者あらんに 二八 若その罪を犯せしことを覺らば牝山羊の全き者を牽きたりその
犯せし罪のためにこれを禮物になすべし 二九 即ちその罪祭の牲の首に手を按き燔祭の牲の塲にてその罪祭の
牲を宰るべし 三十 而して祭司ハ指をもてその血を取り燔祭の壇の角にこれを抹りその血をことごとくその壇
の底下に灌べし 三一 祭司また酬恩祭の牲より脂をとるごとくにその脂をことごとく取りこれを壇の上に焚て
ヱホバに馨しき香をたてまつるべし斯祭司かれのために贖罪をなすべし然せば彼ハ赦されん 三二 彼もし羔羊
を罪祭の禮物に持きたらんとせバ牝の全き者を携へきたり 三三 その罪祭の牲の首に手を按き燔祭の牲を宰る
塲にてこれを宰りて罪祭となすべし 三四 かくて祭司指をもてその罪祭の牲の血を取り燔祭の壇の角にこれを
抹りその血をことごとくその壇の底下に灌ぎ 三五 羔羊の脂を酬恩祭の犧牲より取るごとくにその脂をことご
とく取べし而して祭司ハヱホバに献ぐる火祭のごとくにこれを壇の上に焚べし斯祭司彼の犯せる罪のため

に贖をなすべし然せば彼は赦されん

第五章

一 人もし證人として出たる時に誓の聲を聽ながらその見たる事またはその知る事を陳ずして罪を犯さばその咎は己の身に歸すべし 二 人もし汚穢たる獸の死體汚穢たる家畜の死体汚穢たる昆蟲の死体など凡て汚穢たる物に捫ることあらばその事に心づかざるもその身は汚れて愆あり 三 もし又心づかずして人の汚穢にふるゝ事あらばその人の汚穢は如何なる汚穢にもあれその之を知るにいたる時は愆あり 四 人もし心づかずして誓を發し妄に口をもて惡をなさんと言ひ善をなさんと言ばその人の誓を發して妄に言ふところは如何なる事にもあれその之を知るにいたる時は此等の一において愆あり 五 若これらの一において愆ある時は某の事において罪を犯せりと言あらはし 六 その愆のためにその犯せし罪のために羊の牝なる者すなはち羔羊あるひは牝山羊をエホバにたづさへ來りて罪祭となすべし斯て祭司は彼の罪のために贖罪をなすべし 七 もし羔羊にまで手のとゞかざる時は鳴鳩二羽か雛鴿二羽をその犯せし愆のためにエホバに持きたり一を罪祭にもちひ一を燔祭に用ふべし 八 即ちこれを祭司にたづさへ往べし祭司はその罪祭の者を先にさゝぐべし即ちその首を頸の根より切やぶるべし但しこれを切はなすべからず 九 而してその罪祭の者の血を壇の一方にそゝぎその餘の血をば壇の底下にしぼり出すべし是を罪祭となす 十 またその次のは慣例のごとくに燔祭にさゝぐべし斯祭司彼が犯せし罪のために贖をなすべし然せば彼は赦されん 十一 もし二羽の鳴鳩か二羽の雛き鴿までに手のとゞかざる時はその罪ある者麥粉一エパの十分一を禮物にもちきたりてこれを罪祭となすべしその上に膏をかくべからず又その上に乳香を加ふべからず是も罪祭なればなり 十二 彼祭司の許にこれを攜へゆくべし祭司はこれを一握とりて記念の分となし壇の上にてエホバの火祭の上にこれを焚べし是を罪祭となす 十三 斯祭司は彼が是等の一を犯して獲たる罪のために贖をなすべし然せば彼は赦されんその殘

餘は素祭とひとしく祭司に歸すべし(一) 十四 ヱホバ モーセに告て言たまはく 十五 人もし過失を爲し知ずしてヱホバの聖物を干して罪を獲ことあらば汝の估價に依り聖所のシケルの銀にあたる全き牡羊を群の中よりとりその愆のためにこれをヱホバに携へきたりて愆祭となすべし 十六 而して其の聖物を干して獲たる罪のために償をなしまた之に五分の一をくはへて祭司に付すべし祭司はその愆祭の牡羊をもて彼のために贖罪をなすべし然せば彼は赦されん 十七 人もし罪を犯しヱホバの誡命の爲べからざる者の一を爲すことあらば假令これを知ざるも尚罪ありその罪を任べきなり 十八 即ち汝の估價にしたがひて群の中より全き牡羊をとり愆祭となしてこれを祭司にたづさへいたるべし祭司は彼が知ずして誤りし誤謬のために贖罪をなすべし然せば彼は赦されん 十九 是を愆祭となす其の人は誠にヱホバに罪を獲たり

第六章 ヱホバまたモーセに告て言たまはく 二 人もしヱホバにむかひて不信をなして罪を獲ことあり即ち人の物をあづかり又は質にとり又は奪ひおきて然る事あらずと言ひ或は人を虐る事を爲し 三 或は人の落せし物を拾ひおきて然る事なしと言ひ僞りて誓ふことを爲す等凡て人の爲て罪を獲るところの事を一にても行はゞ 四 是罪を犯して身に罪ある者なれば其の奪し物其の虐げて取たる物其の預りし物其の拾ひとりし物 五 および凡てその僞り誓し物を還すべし即ちその原物を還しその上に五分の一をこれに加へその愆祭をさゝぐる日にこれをその本主に付すべし 六 彼その愆祭をヱホバに携へきたるべし即ち汝の估價にしたがひ其の愆のために群の中より全き牡羊をとりて祭司にいたるべし 七 祭司はヱホバの前において彼のために贖罪をなすべし然せば彼はその中のいづれを行ひて愆を獲るもゆるさるべし 八 ヱホバまたモーセに告て言たまはく 九 アロンとその子等に命じて言へ燔祭の例は是のごとし燔祭は壇の上なる爐の上に旦まで終夜あらしむべし即ち壇の火をしてこれと共に燃つゝあらしむべきなり 十 祭司は麻の衣服を着て麻の褌をその肉に纏

ひ壇の上にて火にやけたる燔祭の灰を取て壇の旁に置き 十一 而してその衣服を脱ぎ他の衣服をつけてその灰
を營の外に携へいだし清淨地にもちゆくべし 十二 壇の上の火をもたえず燃しむべし熄しむべからず祭司は朝
ごとに薪柴をその上に燃し燔祭の物をその上に陳べまた酬恩祭の脂をその上に焚べし 十三 火はつねに壇の上
にたえず燃しむべし熄しむべからず〇 十四 素祭の例は是のごとしアロンの子等これをヱホバの前すなはち壇
の前にさゝぐべし 十五 即ち素祭の麥粉とその膏を一握とりまた素祭の上の乳香をことごとく取て之を壇の上
に焚き馨しき香となし記念の分となしてヱホバにたてまつるべし 十六 その遺餘はアロンとその子等これを食
ふべし即ち酵をいれずして之を聖所に食ふべし集會の幕屋の庭にて之を食ふべきなり 十七 之を酵いれて燒
べからずわが火祭の中より我これを彼等にあたへてその分となさしむ是は罪祭と愆祭のごとくに至聖し 十八
アロンの子等の男たる者はみな之を食ふことを得べし是はヱホバにたてまつる火祭の例にして汝等が代々
永くまもるべき者なり凡てこれに觸る者は聖なるべし〇 十九 ヱホバ、モーセに告て言たまはく 二十 アロンとその
子等が膏そゝがるゝ日にヱホバにさゝぐべき禮物は是のごとし麥粉一エパの十分の一を素祭となして恒に
獻ぐべし即ちその半を朝にその半を夕にさゝぐべし 二一 是は鍋の内に油をもて作りその燒たる時に汝これを
携へきたるべし即ちこれを幾個にも劈て素祭となしヱホバに獻げて馨しき香とならしむべし 二二 アロンの子
等の中膏をそゝがれて彼に繼て祭司となる者はこれを獻ぐべし斯はヱホバに對して永く守るべき例なり是
は全く焚つくすべし 二三 凡て祭司の素祭はみな全く焚つくすべし食ふべからざるなり〇 二四 ヱホバまたモーセ
に告て言たまはく 二五 アロンとその子等に告ていふべし罪祭の例は是のごとし燔祭の牲を宰る場にて罪祭の
牲をヱホバの前に宰るべし是は至聖物なり 二六 罪のために之をさゝぐるところの祭司これを食ふべし即ち集
會の幕屋の庭において聖所に之を食ふべし 二七 凡てその肉に觸る者は聖なるべしその血もし衣服に濺ぎかゝ

ることあらばその濺ぎかられる者を聖所に洗ふべし 二十八 またこれを煑たる土瓦の器皿は碎くべし若これを煑たる者銅の鍋ならば水をもてこれを磨き洗ふべし 二十九 祭司等の中の男たる者は皆これを食ふことを得べし是は至聖し 三十 然どその血を集會の幕屋にたづさへいりて聖所にて贖罪をなしたる罪祭はこれを食ふべからず火をもてこれを焚べし

第七章

一 また愆祭の例は是のごとし是は至聖者なり 二 燔祭を宰る場にて愆祭を宰るべし而して祭司その血を壇の四周にそゝぎ 三 その脂をことごとく獻ぐべし即ちその脂の尾その臟腑を裹むところの諸の脂 四 兩個の腎とその上の脂の腰の兩傍にある者および肝の上の網膜の腎の上におよべる者を取り 五 祭司これを壇の上に焚てヱホバに火祭とすべし之を愆祭となす 六 祭司等の中の男たる者はみな之を食ふことを得是は聖所に食ふべし至聖者なり 七 罪祭も愆祭もその例は一にして異らずされば贖罪をなすところの祭司に歸すべし 八 人の燔祭を獻るところの祭司はその獻ぐる燔祭の牲の皮を自己に得べし 九 凡て爐に燒たる素祭の物および凡て釜と鍋にて製へたる者はこれを獻るところの祭司に歸すべし 十 およそ素祭は油を和たる者も乾たる者もみなアロンの諸の子等に均く歸すべし○ 十一 ヱホバに獻ぐべき酬恩祭の犧牲の例は是のごとし 十二 若これを感謝のために獻るならば油を和たる無酵菓子と油をぬりたる無酵煎餅および麥粉に油をまぜて燒たる菓子をその感謝の犧牲にあはせて獻べし 十三 その菓子の外にまた有酵パンを酬恩祭なる感謝の犧牲にあはせこの禮物に供ふべし 十四 即ちこの全体の禮物の中より一箇宛を取りヱホバにさゝげて擧祭となすべし是は酬恩祭の血を灑ぐところの祭司に歸すべきなり 十五 感謝のために獻ぐる酬恩祭の犧牲の肉はこれを獻しその日の中に食ふべし少にても翌朝まで存しおくまじきなり 十六 その犧牲の禮物もし願還かまたは自意の禮物ならばその犧牲をさゝげし日にこれを食ふべしその殘餘はまた明日これを食ふことを得るなり 十七 但その犧

牲の肉の殘餘は第三日にいたらば火に焚べし 十八 若その酬恩祭の犧牲の肉を第三日に少にても食ふことあ
らば其は受納られずまた禮物と算らるゝことなくして反て憎むべき者とならん是を食ふ者その罪を任べし
十九 その肉もし汚穢たる物にふるゝ事あらば食ふべからず火に焚べしその肉は潔き者みな之を食ふことを得
るなり 二十 若その身に汚穢ある人ヱホバに屬する酬恩祭の犧牲の肉を食はゞその人はその民の中より絶るべ
し 二一 また人もし人の汚穢あるひは汚たる獸畜あるひは忌しき汚たる物等都て汚穢に觸ることありながらヱ
ホバに屬する酬恩祭の犧牲の肉を食はゞその人はその民の中より絶るべし〇 二二 ヱホバまたモーセに告て言
たまはく 二三 イスラエルの子孫に告て言べし牛羊山羊の脂は都て汝等これを食ふべからず 二四 自ら死たる獸畜
の脂および裂ころされし獸畜の脂は諸般の事に用ふるを得れどもこれを食ふことは絶てなすべからず 二五 人
のヱホバに火祭として獻るところの牲畜の脂は誰もこれを食ふべからず之を食ふ人はその民の中より絶る
べし 二六 また汝等はその一切の住處において鳥獸の血を決して食ふべからず 二七 何の血によらずこれを食ふ人
あればその人は皆民の中より絶るべし〇 二八 ヱホバ モーセに告て言たまはく 二九 イスラエルの子孫に告て言べ
し酬恩祭の犧牲をヱホバに獻ぐる者はその酬恩祭の犧牲の中よりその禮物を取てヱホバにたづさへ來るべ
し 三十 ヱホバの火祭はその人手づからこれを携へきたるべし即ちその脂と胸とをたづさへ來りその胸をヱホ
バの前に搖て搖祭となすべし 三一 而して祭司その脂を壇の上に焚べしその胸はアロンとその子等に歸すべし
三二 汝等はその酬恩祭の犧牲の右の腿を擧祭となして祭司に與ふべし 三三 アロンの子等の中酬恩祭の血と脂と
を獻る者その右の腿を得て自己の分となすべし 三四 我イスラエルの子孫の酬恩祭の犧牲の中よりその搖る胸
と擧たる腿をとりてこれを祭司アロンとその子等に與ふ是はイスラエルの子孫の中に永く行はるべき例典
なり 三五 是はヱホバの火祭の中よりアロンに歸する分またその子等に歸する分なり彼等を立てヱホバに祭司

の職をなさしむる日に斷定めらる　三六 すなはち是は彼等に膏そゝぐ日にエホバが命をくだしてイスラエル
の子孫の中より彼等に歸せしめたまふ者にて代々永くまもるべき例典たるなり　三七 是すなはち燔祭素祭罪祭
愆祭任職祭酬恩祭の犧牲の法なり　三八 エホバシナイの野においてイスラエルの子孫にその禮物をエホバに
供ふることを命じたまひし日に是をシナイ山にてモーセに命じたまひしなり

第八章

一 エホバ、モーセに告て言たまはく　二 汝アロンとその子等およびその衣服と灌膏と罪祭の牡牛と二頭の
牡羊と無酵パン一筐を携へきたり　三 また會衆をことごとく集會の幕屋の門に集めよ　四 モーセすなはちエホ
バの己に命じたまひし如くなしたれば會衆へ集會の幕屋の門に集りぬ　五 モーセ會衆にむかひて言ふエホバ
の爲せと命じたまへる事は斯のごとしと　六 而してモーセ、アロンとその子等を携きたり水をもて彼等を洗ひ
清め　七 アロンに裏衣を着せ帶をおびしめ明衣を纒はせエポデを着しめエポデの帶を之に帶しめてこれをもて
エポデをその身に結つけ　八 また胸牌をこれに着させその胸牌にウリムとトンミムをつけ　九 その首に頭帽
をかむらしめその頭帽の上すなはちその額に金の板の聖前板をつけたりエホバのモーセに命じたまひし
如し　十 モーセまた灌膏をとり幕屋とその中の一切の物に灌ぎてこれを聖別め　十一 且これを七度壇にそゝぎ
壇とその諸の器具および洗盤とその臺に膏そゝぎてこれを聖別め　十二 また灌膏をアロンの首にそゝぎ之に
膏そゝぎて聖別たり　十三 モーセまたアロンの子等をつれきたりて裏衣をこれに着せ帶をこれに帶しめ頭巾を
これに冠らせたりエホバのモーセに命じたまひし如くなり　十四 また罪祭の牡牛を牽きたりてアロンとその子
等その罪祭の牡牛の頭に手を按り　十五 斯てこれを殺してモーセその血をとり指をもてその血を壇の四周の角
につけて壇を潔淨しまた壇の底下にその血を灌ぎて之を聖別め之がために贖をなせり　十六 モーセまたその臟
腑の上の一切の脂肝の上の網膜および兩箇の腎とその脂をとりて之を壇の上に焚り　十七 但しその牡牛とその皮

その肉および其の糞ハ營の外にて火に焚りヱホバのモーセに命じたまひし如し 十八 また燔祭の牡羊を牽きたりてアロンとその子等その牡羊の頭に手を按たり 十九 斯てこれを宰してモーセその血を壇の周圍に灑げり 二十 而してモーセその牡羊を切さきその頭と肉塊と脂とを焚り 二一 また水をもてその臟腑と脛を洗ひてモーセその牡羊をこと〴〵く壇の上に焚り是ハ馨しき香のためにさゝぐる燔祭にしてヱホバにたてまつる火祭たるなりヱホバのモーセに命じたまひし如し 二二 また他の牡羊すなハち任職の牡羊を牽きたりてアロンとその子らその牡羊の頭に手を按り 二三 斯てこれを殺してモーセその血をとりこれをアロンの右の耳の端とその右の手の大指と右の足の拇指につけ 二四 またアロンの子等をつれきたりてその右の耳の端と右の手の大指と右の足の拇指にその血をつけたり而してモーセその血を壇の周圍に灑げり 二五 彼またその脂と脂の尾および臟腑の上の一切の脂と肝の上の網膜ならびに兩箇の腎とその脂とその右の腿とを取り 二六 またヱホバの前なる無酵パンの筐の中より無酵菓子一箇と油ぬりたるパンの菓子一箇と煎餅一箇を取り是等をその脂の上とその右の腿の上に載せ 二七 是を凡てアロンの手とその子等の手に授け之をヱホバの前に搖て搖祭となさしめたり 二八 而してモーセまた之を彼等の手より取り壇の上にて燔祭の上にこれを焚り是ハ馨しき香のためにたてまつる任職祭にしてヱホバにさゝぐる火祭なり 二九 斯てモーセその胸をとりヱホバの前にこれを搖て搖祭となせり任職の牡羊の中是ハモーセの分に歸する者なりヱホバのモーセに命じたまひし如し 三十 而してモーセ灌膏と壇の上の血とをとりて之をアロンとその衣服に灑ぎまたその子等とその子等の衣服にそゝぎアロンとその衣服およびその子等とその子等の衣服を聖別たり 三一 斯てモーセまたアロンとその子等に言けるハ集會の幕屋の門にて汝等その肉を煮よ而して任職祭の筐の内なるパンと偕にこれを其處に食へ是ハアロンとその子等これを食ふべしと我に命ありしにしたがふなり 三二 その肉とパンの餘れる者ハ汝等これを火に焚べし

三三 汝等はその任職祭の竟る日まで七日が間は集會の幕屋の門口より出べからず其は汝等の任職は七日にわ
たればなり 三四 今日行ひて汝等のために罪をあがなふが如くにヱホバ斯せよと命じたまふなり 三五 汝等は集會
の幕屋の門口に七日の間日夜居てヱホバの命令を守れ然せば汝等死る事なからん我かく命ぜられたるなり
三六 すなはちアロンとその子等はヱホバのモーセによりて命じたまひし事等を盡く爲り

第九章

一 斯て第八日にいたりてモーセアロンとその子等およびイスラエルの長老等を呼 二 而してアロンに言
けるは汝若き牡犢の全き者を罪祭のために取りまた牡羊の全き者を燔祭のために取りてこれをヱホバの前
に獻ぐべし 三 汝イスラエルの子孫に告て言べし汝等牡山羊を罪祭のために取りまた犢牛と羔羊の當歳にし
て全き者を燔祭のために取きたれ 四 また酬恩祭のためにヱホバの前に供ふる牡牛と牡羊を取り且油を和た
る素祭をとりきたるべしヱホバ今日汝等に顯れたまふべければなり 五 是に於てモーセの命ぜし物を集會の
幕屋の前に携へ來り會衆みな進よりてヱホバの前に立ければ 六 モーセ言ふヱホバの汝等に爲と命じたまへ
る者はすなはち是なり斯せばヱホバの榮光汝等にあらはれん 七 モーセすなはちアロンに言けるは汝壇に往
き汝の罪祭と汝の燔祭を獻げて己のためと民のために贖罪を爲しまた民の禮物を獻げて之がために贖罪を
なし凡てヱホバの命じたまひし如くせよ 八 是に於てアロン壇に往き自己のためにする罪祭の犢を宰れり 九
しかしてアロンの子等その血をアロンの許にたづさへ來りければアロン指をその血にひたして之を壇の角
につけその血を壇の底下にそそぎ 十 また罪祭の牲の脂と腎と肝の上の網膜を壇の上に燒り凡てヱホバのモー
セに命じたまひし如し 十一 またその肉と皮は營の外にて火に焚り 十二 アロンまた燔祭の牲を宰りしがその子等
これが血を自己の許に携へきたりければ之を壇の周圍に灌げり 十三 彼等また燔祭の牲すなはちその肉塊と頭
をかれに持きたりければ彼壇の上にこれを焚き 十四 またその臟腑と脛を洗ひ壇の上にて之を燔祭の上に焚り

十五 彼また民の禮物を携へきたれり即ち民のためにする罪祭の山羊を取て之を宰り前のごとくに之を獻げて
罪祭となし 十六 また燔祭の牲を牽きたりて定例のごとくに之をさゝげたり 十七 また素祭を携へきたりてその中
より一握をとり朝の燔祭にくはへてこれを壇の上に焚り 十八 アロンまた民のためにする酬恩祭の犠牲なる牡
牛と牡羊を宰りしがその子等これが血を己にもちきたりければ之を壇の周圍に灑げり 十九 彼等また牡牛
と牡羊の脂およびその脂の尾と臟腑を裹む者と腎と肝の上の網膜とを携へきたれり 二十 即ち彼等その脂をそ
の胸の上に載きたりけるにアロンその脂を壇の上に焚り 二一 その胸と右の腿はアロンこれをヱホバの前に搖
て搖祭となせり凡てモーセの命じたる如し 二二 アロン民にむかひて手を擧てこれを祝し罪祭燔祭酬恩祭を獻
ることを畢て下れり 二三 モーセとアロン集會の幕屋にいり出きたりて民を祝せり斯てヱホバの榮光總體の民
に顯れ 二四 火ヱホバの前より出て壇の上の燔祭と脂を燬つくせり民これを見て聲をあげ俯伏ぬ

第十章

一 茲にアロンの子等なるナダブとアビウともにその火盤をとりて火をこれにいれ香をその上に盛て異
火をヱホバの前に獻げたり是はヱホバの命じたまひし者にあらざりしかば 二 火ヱホバより出て彼等を燬ほ
ろぼせりすなはち彼等はヱホバの前に死うせぬ 三 モーセアロンに言けるはヱホバの宣ふところは是のごと
し云く我は我に近づく者等の中に我の聖ことを顯はし又全躰の民の前に榮光を示さんアロンは默然たりき
四 モーセかくてアロンの叔父ウジエルの子等なるミサエルとエルザバンを呼び汝等進みよりて聖所の前
より汝等の兄弟等を營の外に携へ出せと之にいひければ 五 すなはち進みよりて彼等をその裏衣のまゝに營
の外に携へ出しモーセの言るごとくせり 六 モーセまたアロンおよびその子エレアザルとイタマルにいひけ
るは汝らの頭を露すなかれまた汝らの衣を裂なかれ恐くは汝等死んまた震怒全躰の民におよぶあらん但汝
等の兄弟たるイスラエルの全家ヱホバのかく火をもて燬ほろぼしたまひし事を哀くべし 七 汝等はまた集會

の幕屋の門より出べからず恐くは汝等死ん其はエホバの灌膏汝らの上にあればなりと彼等モーセの言
のごとくに爲り○八茲にエホバ アロンに告て言たまはく 九汝も汝の子等も集會の幕屋にいる時には葡萄酒
と濃酒を飲なかれ恐くは汝等死ん是は汝らが代々永く守るべき例たるべし 十斯するは汝等が物の聖と世間
なるとを分ち汚たると潔淨とを分つことを得んため 十一又エホバのモーセによりて告たまひし一切の法度を
イスラエルの子孫に教ふることを得んがためなり○十二モーセまたアロンおよびその遺れる子エレアザルと
イタマルに言けるは汝等エホバの火祭の中より素祭の遺餘を取り酵をいれずして之を壇の側に食へ是は至
聖物なり 十三是はエホバの火祭の中より汝に歸する者また汝の子等に歸する者なれば汝等これを聖所にて
食ふべし我かく命ぜられたるなり 十四また搖る胸と擧たる腿は汝および汝の男子と女子これを淨き處にて食
ふべし是はイスラエルの子孫の酬恩祭の中より汝の分と汝の子等の分に與へらるる者なればなり 十五彼等その
の擧るところの腿と搖ところの胸を火祭の脂とともに持きたりてこれをエホバの前に搖て搖祭となすべし其
は汝と汝の子等に歸すべし是は永く守るべき例にしてエホバの命じたまふ者なり 十六斯てモーセ罪祭の山羊
を尋ね索めけるに既にこれを燬たりしかばアロンの遺れる子等エレアザルとイタマルにむかひてモーセ怒
を發し言けるは 十七罪祭の牲は至聖かるに汝等なんぞ之を聖所にて食ざりしや是は汝等をして會衆の罪を
任て彼等のためにエホバのまへに贖をなさしめんとて汝等に賜ふ者たるなり 十八視よその血はまたこれを聖
所に携へいることをせざりきかの物は我が命ぜしごとくに汝等これを聖所にて食ふべかりしなり 十九アロ
ンモーセに言けるは今日彼等その罪祭と燔祭をエホバの前に献げしが斯る事我身に臨めり今日もし我罪祭
の牲を食はばエホバこれを善と視たまふや 二十モーセこれを聽て善とせり

第十一章

一エホバ モーセとアロンに告てこれに言たまはく 二イスラエルの子孫に告て言へ地の諸の獸畜の中

汝らが食ふべき四足は是なり 三凡て獸畜の中蹄の分たる者すなはち蹄の全く分たる反芻者は汝等これを食ふべし 四但し反芻者と蹄の分たる者の中汝等の食ふべからざる者は是なり即ち駱駝是は反芻ども蹄わかれざれば汝等には汚たる者なり 五山鼠是は反芻ども蹄わかれざれば汝等には汚たる者なり 六兎是は反芻ども蹄わかれざれば汝等には汚たる者なり 七猪是は蹄あひ分れ蹄まつたく分るれども反芻ことをせざれば汝等には汚たる者なり 八汝等是等の者の肉を食ふべからずまたその死骸にさはるべからず是等は汝等には汚たる者なり○ 九水にある諸の族の中汝等の食ふべき者は是なり凡て水の中にをり海河に居る者にして翅と鱗のある者は汝等これを食ふべし 十凡て水に動く者凡て水に生る者即ち凡て海河にある者にして翅と鱗なき者は是汝等には忌はしき者なり 十一是等は汝等には忌はしき者なり汝等その肉を食ふべからずまたその死骸を忌はしき者となすべし 十二凡て水にありて翅も鱗もなき者は汝等には忌はしき者たるべし○ 十三鳥の中に汝等が忌しとすべき者は是なり是を食ふべからず是は忌しき者なり即ち鷲、黃鷹、鳶、 十四鸇、鷹の類 十五諸の鴉の類 十六駝鳥、梟、鷗、雀鷹の類 十七鸛、鸕、鷺、 十八白鳥、鵜鶘、大鷹、 十九鶴、鸚鵡の類、戴鵀および蝙蝠○ 二十また凡て羽翼のありて四爬にあるくところの昆蟲は汝等には忌はしき者なり 二一但し羽翼のありて四爬にあるく諸の昆蟲の中その足に飛腿のありて地に飛ぶものは汝等これを食ふことを得べし 二二即ちその中蝗蟲の類大蝗の類小蝗の類蟋蟀の類を汝等食ふことを得べし 二三凡て羽翼ありて四爬にあるくところの昆蟲はみな汝等には忌はしき者たるなり 二四これ等はなんぢらを汚すなり凡て是等の者の死體に捫る者は晩まで汚るべし 二五凡てその死體を身に携ふる者はその衣服を洗ふべしその身は晩まで汚るるなり 二六凡てその蹄の分れたる獸畜の中その蹄の全く分れざる者あるひは反芻ことをせざる者の死體は汝等には汚穢たるべし凡てこれに捫る者は汚るべし 二七また四足にてあるく諸の獸畜の中その掌底にて步む者は皆汝等には汚穢たるべしその死骸に捫る者は晩まで

汚るべし 二八 その死體を身に携ふる者はその衣服を洗ふべしその身は晩まで汚るゝなり是等は汝等には汚たる者なり〇 二九 地に匍ところの匍行者の中汝等に汚穢となる者は是なり即ち鼬鼠、鼫鼠、大蜥蜴の類 三十 蛤蚧、龍子、守宮、蛇醫、蝘蜓 三一 諸の匍者の中是等は汝等には汚穢なるなり凡てその死たるに捫る者は晩まで汚るべし 三二 是等の者の死て上に墜たる物は何にもあれ汚るべし木の器具にもあれ衣服にもあれ皮革にもあれ嚢にもあれ凡そ事に用ふる器は皆これを水にいるべし是は晩まで汚穢ん斯せば是は清まるべし 三三 また是等の中の者瓦の器におつればその内にある者みな汚るべし汝らその器を毀つべきなり 三四 また水の入たる食ふべき食物も是等によりて汚るべく諸般の器にある飲べき飲物も是等に由て汚るべし 三五 是等の者の死體物の上に墜ればその物都て汚るべし爐にもあれ土鍋にもあれ之を毀つべきなり是は汚れて汝等には汚れたる者となればなり 三六 然ど泉水あるひは瀦池水の瀦は汚るゝこと無し唯その死體に觸る者汚るべし 三七 是等の者の死體は播べき種の上に墜るも其は汚るゝことなし 三八 然ど種の上に水のかゝれる時にその死體上に墜なば其は汝等には汚たるべし 三九 汝等が食ふところの獸畜の死たる時はその死體に捫る者は晩まで汚るべし 四十 その死體を食ふ者はその衣服を濯ふべし其身は晩まで汚るゝなりその死體を携ふる者もその衣服を洗ふべしその身は晩まで汚るゝなり 四一 地の上に匍ところの諸の匍行物は忌べき者なり食ふべからず 四二 即ち地に匍ところの諸の匍行物の中凡て腹ばひ行く者四足にて歩く者ならびに多の足を有つ者是等をば汝等食ふべからず是等は忌べき者たるなり 四三 汝等は匍ところの匍行物のためにその身を忌しき者とするなかれ是等をもてその身を汚すなかれ又是等に汚さるゝなかれ 四四 我は汝等の神ヱホバなれば汝等その身を聖潔せよ然ば汝等聖者とならん我聖ければなり汝等は必ず地に匍ところの匍行者をもてその身を汚すことをせざれ 四五 我は汝等の神とならんとて汝等をエジプトの國より導きいだせしヱホバなり我聖ければ汝等聖潔なるべし 四六 是すなはち獸

畜と鳥と水に動く諸の生物と地に匍ふ諸の匍行物にかゝはるところの例にして 四七 汚たる者と潔き者とを分ち食るゝ生物と食れざる生物とを分つ者なり

第十二章 一 エホバまたモーセに告て曰たまはく 二 イスラエルの子孫に告て言へ婦女もし種をやどして男子を生ば七日汚るべし即ちその月の穢の日數ほど汚るゝなり 三 また第八日に至らばその嬰の前の皮を割べし 四 その婦女は尚その成潔の血に三十三日を歷べしその成潔の日の滿るまでは聖物にさはるべからず聖所にいるべからず 五 若女子を生ば二七日汚るべし月の穢におけるがごとしまたその成潔の血に六十六日を經べきなり 六 而してその男子あるひは女子ふつきての成潔の日滿なば燔祭の爲に當歲の羔羊を取り罪祭のために雛き鴿あるひは鴉鳩を取てこれを集會の幕屋の門に携へきたり祭司にいたるべし 七 祭司は之をエホバの前にさゝげてその婦女のために贖罪をなすべし然せばその出血の穢潔まるべし是すなはち男子または女子を生る婦女にかゝはるところの例なり 八 その婦女もし羔羊にまで手の屆かざる時は鴉鳩二羽か又は雛き鴿二羽を携へきたるべし是一は燔祭のため一は罪祭のためなり祭司これがために贖罪をなすべし然せば婦人は潔まるべし

第十三章 一 エホバ モーセとアロンに告て言たまはく 二 人その身の皮に腫あるひは癬あるひは光る處あらんにもし之がその身の皮にあること癩病の患處のごとくならばその人を祭司アロンまたは祭司たるアロンの子等に携へいたるべし 三 また祭司は肉の皮のその患處を觀べしその患處の毛もし白くなり且その患處身の皮よりも深く見えなば是癩病の患處なり祭司かれを見て汚たる者となすべし 四 もし又その身の皮の光る處白くありて皮よりも深く見えずまたその毛も白くならずば祭司その患處ある人を七日の間禁錮おき 五 第七日にまた祭司之を觀べし若その患處變るところ無くまたその患處皮に蔓延ること無ば祭司またその人を七日

の間禁錮おき　六　第七日にいたりて祭司ふたゝびその人を觀べしその患處もし薄らぎまたその患處皮に蔓延
らずば祭司これを潔者となすべし是は癬なりその人は衣服を洗ふべし然せば潔くならん　七　然どその人祭司
に見られて潔き者となりたる後ふたゝびその癬皮に廣く蔓延らば再び祭司にその身を見すべし　八　祭司こ
れを觀てその癬皮に蔓延るを見ば祭司その人を汚たる者となすべし是は癩病なり○　九　人もしその身に癩病
の患處あらば祭司にこれを携ゆくべし　十　祭司これを觀にその皮の腫白くしてその毛も白くなり且その腫に
爛肉の見ゆるあらば　十一　是舊き癩病のその身の皮にあるなれば祭司これを汚たる者となすべしその人は汚た
る者なればこれを禁錮るにおよばず　十二　若また癩病大にその皮に發しその患處ある者の皮に遍く滿て首よ
り足まで凡て祭司の見るところにおよばゞ　十三　祭司これを視若その身に遍く癩病の滿たるを見ばその患處あ
る者を潔き者となすべし其人は全く白くなりたれば潔きなり　十四　然ども爛肉その人に顯れなば汚たる者な
り　十五　祭司爛肉を視ばその人を汚たる者となすべし爛肉は汚たる者なり是すなはち癩病たり　十六　若またその爛
肉變て白くならばその人は祭司に詣るべし　十七　祭司これを視るにその患處もし白くなりをらば祭司その患處
ある者を潔き者となすべしその人は潔きなり○　十八　また肉の皮に瘍瘡ありしに愈て　十九　その瘍瘡の地方に白き
腫起り又は白くして微紅き光る處おこるありて之を祭司に見するあらんに　二十　祭司これを視るに皮よ
りも卑く見てその毛白くなりをらば祭司その人を汚たる者となすべし其は瘍瘡より起りし癩病の患處たる
なり　二一　然ど祭司これを觀に其處に白き毛あらずまた皮よりも卑からずして却て薄らぎをらば祭司その人を
七日の間禁錮おくべし　二二　而してもし大に皮に蔓延ば祭司その人を汚たる者となすべし是その患處なり　二三　然
どその光る處もしその所に止りて蔓延ずば是は瘍瘡の痕跡なり祭司その人を潔き者となすべし　二四　また肉の
皮に火傷あらんにその火傷の跡もし微紅くして白く又は只白くして光る處とあらば　二五　祭司これを視べし若

その光る處の毛白くなりてその處皮よりも深く見なば是火傷より起りし癩病なれば祭司その人を汚たる者となすべし是は癩病の患處たるなり　二六 然ど祭司これを視にその光る處に白き毛あらずまたその處皮よりも卑からずして却て薄らぎをらば祭司その人を七日の間禁鎖おき　二七 第七日に祭司これを視べしもし大に皮ふ蔓延りをらば祭司その人を汚たる者となすべし是は癩病の患處なり　二八 もしその光る處その所に止り皮に蔓延らずして却て薄らぎをらば是火傷の腫なり祭司その人を潔き者となすべし其は是火傷の痕迹なればなり

○二九 男あるひは女もし頭または鬚に患處あらば　三十 祭司その患處を觀べし若皮よりも深く見えまた其處に黄き細き毛あらば祭司その人を汚れたる者となすべし其は疥にして頭または鬚にある癩病なり　三一 若また祭司その疥の患處を視に皮より深からずしてまた其處に黒き毛あること無ば祭司その疥の患處ある者を七日の間禁鎖おき　三二 第七日に祭司その患處を觀べしその疥もし蔓延ずまた其處に黄なる毛あらずして皮よりもその疥深く見ずば　三三 その人は剃ことをなすべし但しその疥の上を剃べからず祭司其疥ある者をなほまた七日の間禁鎖おき　三四 第七日に祭司またその疥を觀べし若その疥皮に蔓延ずまた皮よりも深く見ずば祭司その人を潔き者となすべしその人はまたその衣服をあらふべし然せば潔くならん　三五 若その潔き者となりし後にいたりてその疥大に皮ふ蔓延りなば　三六 祭司その人を視べし若その疥皮に蔓延らば祭司は黄なる毛を尋るにおよばずその人は汚たる者なり　三七 然ど若その疥止たるごとくに見えて黒き毛の其處に生ずるあらばその疥痊たる者にてその人は潔し祭司その人を潔き者となすべし○三八 また男あるひは女その身の皮に光る處すなはち白き光る處あらば　三九 祭司これを視べし若その身の皮の光る處薄白からば是白斑のその皮に生じたるなればその人も潔し　四十 人もしその髪毛頭より脱おつるあるも禿なれば潔し　四一 人もしその面に近き處の頭の毛脱おつるあるも額の禿たるなれば潔し　四二 然ども若その禿頭または禿額に白く微紅き患處あらば是その禿頭

またそ禿額に癩病の發したるなり 四三 祭司これを視べし若その禿頭あるひは禿額の患處の腫白くして帶紅くあり身の肉に癩病のあらはるゝごとくならば 四四 是癩病人にして汚たる者なり祭司その人をもて全く汚たる者となすべしその患處その頭にあるなり 四五 癩病の患處ある者はその衣服を裂きその頭を露しその口に蓋をあてゝ居り汚たる者汚たる者とみづから稱ふべし 四六 その患處の身にある日の間は恒に汚たる者たるべしその人は汚たる者なれば人に離れて居るべし即ち營の外に住居をなすべきなり○ 四七 若また衣服に癩病の患處起るあらん時は毛の衣にもあれ麻の衣にもあれ 四八 又麻あるひは毛の經線にあるにもせよ緯線にあるにもせよ皮革にあるにもあれ又凡て皮革にて造れる物にあるにもあれ 四九 若その衣服あるひは皮革あるひは經線あるひは緯線あるひは凡て皮革にて造れる物に有ところの患處靑くあるか又は赤くあらば是癩病の患處なり之を祭司に見すべし 五〇 祭司はその患處を視その患處ある物を七日の間禁錮おき 五一 第七日にその患處を視べし若その衣服あるひは經線あるひは緯線あるひは毛あるひは皮革あるひは凡て皮革にて造れる物にあるところの患處蔓延をらば是惡き癩病にしてその物は汚たる者なり 五二 彼その患處あるところの衣服毛または麻の經線緯線あるひは凡て皮革にて造れる物を燬べし是は惡き癩病なりその物を火に燒べし 五三 然ど祭司これを視に患處もしその衣服あるひは經線あるひは緯線あるひは凡て皮革にて造れる物に蔓延ずば 五四 祭司命じてその患處ある物を濯はせ尙七日の間これを禁錮おき 五五 而して祭司その濯ひし患處を視べし患處もし色の變ることなくば患處の蔓延ことあらざるも是は汚たる者なり汝これを火に燬べし是は表面にあるも裏面にあるも共に腐蝕の陷なり 五六 然ど濯たる後に祭司これを視るにその患處薄らぎたらばその衣服あるひは皮革あるひは經線あるひは緯線よりその患處を切とるべし 五七 然るに尙またその衣服あるひは經線あるひは緯線あるひも凡て皮革にて造れる物に患處のあらはるゝあらば是再發なり汝その患處ある物を火に燒べし 五八 また汝

が濯ふところの衣服あるひハ經線あるひハ緯線あるひハ凡て皮革にて造れる物よりして若その患處脱さらば再びこれを濯ふべし然せバ潔し 五十九 是すなハち毛または麻の衣服および經線緯線ならびに凡て皮革にて造りたる物に起れる癩病の患處を去らへて潔と汚たるとを定むるところの條例なり

第十四章 エホバ モーセに告て言たまはく 二 癩病人の潔めらるゝ日の定例ハ是のごとし即ちその人を祭司の許に携へゆくべし 三 先祭司營より出ゆきて觀祭司もし癩病人の身にありし癩病の患處の痊たるを見バ 四 祭司その潔めらるゝ者のために命じて生る潔き鳥二羽に檜木と紅の線と牛膝草を取きたらしめ 五 祭司また命じてその鳥一羽を瓦の器の内にて活水の上の殺さしめ 六 而してその生る鳥を取り檜木と紅の線と牛膝草をも取て之を夫活水の上に殺したる鳥の血の中にその生る鳥ともに濡し 七 癩病より潔められんとする者にこれを七回灑ぎてこれを潔き者となしその生る鳥をバ野に放つべし 八 潔めらるゝ者ハその衣服を濯ひその毛髮をことごとく剃おとし水に身を滌ぎて潔くなり然る後ふ營に入きたるべし但し七日が間ハ自己の天幕の外に居るべし 九 而して第七日にその身の毛髮をことごとく剃べし即ちその頭の髮と鬚と眉とをことごとく剃りまたその衣服を濯ひ且その身を水に滌ぎて潔くなるべし 十 第八日にいたりてその人二匹の全き羔羊の牡と當歳なる一匹の全き羔羊の牝を取りまた麥粉十分の三に油を和たる素祭と油一ログを取べし 十一 潔禮をなす所の祭司その潔めらるべき人と是等の物とを集會の幕屋の門にてエホバの前に置き 十二 而して祭司かの羔羊の牡一匹を取り一ログの油とともに之を愆祭に獻げまた之をエホバの前に搖て搖祭となすべし 十三 この羔羊の牡ハ罪祭燔祭の牲を宰る處すなはち聖所ふてこれを宰るべし罪祭の物の祭司に歸するごとく愆祭の物も然るなり是ハ至聖物たり 十四 而して祭司その愆祭の牲の血を取りその潔めらるべき者の右の耳の端と右の手の大指と右の足の拇指ふ祭司これをつくべし 十五 祭司またその一ログの油をとりて之を自身の左

の手の掌に傾ぎ 十六 而して祭司その右の指を左の手の油にひたしその指をもて之を七回ヱホバの前に濺ぐべし
十七 その手の殘餘の油は祭司その潔めらるべき者の右の耳の端と右の手の大指と右の足の拇指においてその愆
祭の牲の血の上に之をつくべし 十八 而して尚その手に殘れる油は祭司これをその潔めらるべき者の首につけ
ヱホバの前にて祭司その人のために贖罪をなすべし 十九 斯してまた祭司罪祭を獻げその汚穢を潔めらるべき
者のために贖罪を爲て然る後に燔祭の牲を宰るべし 二十 而して祭司燔祭と素祭を壇の上に獻げその人のた
めに祭司贖罪を爲すべし然せばその人は潔くならん 二一 その人もし貧くして之にまで手の屆かざる時は搖て
自己の贖罪をなさしむべき愆祭のために羔羊の牲一匹をとり又素祭のために麥粉十分の一に油を和たるを
取りまた油一ログを取り 二二 且その手のとゞくところに循ひて斑鳩二羽かまたは雛き鴿二羽を取べし其一は
罪祭のための者一は燔祭のための者なり 二三 而してその潔禮の第八日に之を祭司に攜へ集會の幕屋の門に
きたりてヱホバの前にいたるべし 二四 かくて祭司はその愆祭の牲羊と一ログの油を取り祭司これをヱホバの
前に搖て搖祭となすべし 二五 而して愆祭の羔羊を宰りて祭司その愆祭の牲の血を取りこれをその潔めらるべ
き者の右の耳の端と右の手の大指と右の足の拇指につけ 二六 また祭司その油の中を己の左の手の掌に傾ぎ 二七
而して祭司その右の指をもて左の手の油を七回ヱホバの前に灑ぎ 二八 亦祭司その潔めらるべき者の右の耳と
右の手の大指と右の足の拇指において愆祭の牲の血をつけし處にその手の油をつくべし 二九 またその手に殘
れる油をば祭司その潔めらるべき者の首に之をつけヱホバの前にてその人のために贖罪をなすべし 三十 その
人はその手のおよぶところの斑鳩または雛き鴿一羽を獻ぐべし 三一 即ちその手のおよぶところの者一を罪祭
に一を燔祭に爲べし祭司はその潔めらるべき者のためにヱホバの前に贖罪をなすべし 三二 癩病の患處ありし
人にてその潔禮に用ふべき物に手の屆ざる者は之をその條例とすべし 三三 ヱホバ モーセとアロンに告て言さ

まはく 三四 我が汝らの產業に與ふるカナンの地に汝等の至らん時に我汝らの產業の地の或家に癩病の患處を生せしむることあらば 三五 その家の主來り祭司に告て患處のごとき者家に現はると言べし 三六 然る時は祭司命じて祭司のその患處を視に行く前にその家を空しむべし是は家にある物の凡て汚れざらんためなり而して後に祭司いりてその家を觀べし 三七 その患處を觀ふもしその家の壁に靑くまたは赤き窪の患處ありて壁よりも卑く見えなば 三八 祭司その家を出て家の門にいたり七日の間家を閉おき 三九 祭司第七日にまた來りて視るべしその患處もし家の壁に蔓延をらば 四〇 祭司命じてその患處ある石を取のぞきて邑の外の汚穢所にこれを棄しめ 四一 またその家の內の四周を剝らしむべしその剝りし灰沙は之を邑の外の汚穢所に傾け 四二 他の石を取て處の石の所に入かふべし而して彼他の灰沙をとりて家を塗べきなり 四三 斯石を取のぞき家を剝りてこれを塗かへし後にその患處もし再びおこりて家に發しなば 四四 祭司また來りて觀べし患處もし家に蔓延たらば是家にある惡しき癩病なれば其は汚るゝなり 四五 彼その家を毀ちその石その木およびその家の灰沙をこと〴〵く邑の外の汚穢所に搬びいだすべし 四六 その家を閉おける日の間にこれに入る者は晩まで汚るべし 四七 その家に臥す者はその衣服を洗ふべしその家に食する者もその衣服を洗ふべし 四八 然ど祭司いりて視にその患處家を塗かへし後に家に蔓延ずば是患處の痊たる者なれば祭司その家を潔き者となすべし 四九 彼すなはちその家を潔むるために鳥二羽に檜木と紅の線と牛膝草を取り 五十 その鳥一羽を瓦の器の內にて活る水の上に殺し 五一 檜木と牛膝草と紅の線と生鳥を取てこれをその殺せし鳥の血なる活る水に浸し七回家に灑ぐべし 五二 斯祭司鳥の血と活る水と生る鳥と檜木と牛膝草と紅の線をもて家を潔め 五三 その生る鳥を邑の外の野に縱ちその家のために贖罪をなすべし然せば其は潔くならん 五四 是すなはち癩病の諸患處疥 五五 および衣服と家屋の癩病 五六 および腫と癬と光る處とに關る條例にして 五七 何の日潔きか何の日汚たるかを教ふる者なり癩病の條例は是のごとし

その流出に由て汚るること是のごとし即ちその肉の流出ゐたるもその肉の流出滯ほるも共にその汚穢となるなり 四 流出ある者の臥さる床は凡て汚るまたその人の坐したる物は凡て汚るべし 五 その床に觸る人は衣服をあらひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るゝなり 六 流出ある人の坐したる物の上に坐する人は衣服を洗ひ水に身をそゝぐべしその身は晩まで汚るゝなり 七 流出ある者の身に觸る人は衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るゝなり 八 もし流出ある者の唾潔き者にかゝらばその人衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るゝなり 九 流出ある者の乘たる物は凡て汚るべし 十 またその下になりし物に觸る人は皆晩まで汚るゝまた其等の物を携ふる者は衣服を洗ひ水に身をそゝぐべしその身は晩まで汚るゝなり 十一 流出ある者手を水に洗はずして人にさはらばその人は衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るゝなり 十二 流出ある者の攪りし瓦の器は凡て碎くべし木の器は凡て水に洗ふべし 十三 流出ある者その流出やみて潔くならば己の成潔のために七日を數へその衣服を洗ひ活る水にその體を滌ぐべし然せば潔くなるべし 十四 而して第八日に鳩鵠二羽または雛き鴿二羽を自己のために取り集會の幕屋の門にきたりてヱホバの前にゆき之を祭司に付すべし 十五 祭司はその一を罪祭に一を燔祭に献げ而して祭司その人の流出のためにヱホバの前に贖罪をなすべし 十六 人もし精の洩ることあらばその全身を水にあらふべしその身は晩まで汚るゝなり 十七 凡て精の粘着たる衣服皮革などは皆水に洗ふべし是は晩まで汚るゝなり 十八 男もし女と寢て精を洩さば二人ともに水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るゝなり○ 十九 また婦女流出あらんにその肉の流出もし血ならば七日の間不潔なり凡て彼に捫る者は晩まで汚るべし 二十 その不潔の間に彼が臥たるところの物は凡て汚るべし又彼がその上に坐れる物も皆汚れん 二一 その床に捫る者は皆衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその身は晩ま

で汚るゝなり　二二彼が凡て坐りし物に捫る者ハ皆衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその身ハ晩まで汚るゝなり　二三
彼の床の上またハその凡て坐りし物の上にある血に捫らバその人ハ晩まで汚るゝなり　二四人もし婦女と寢て
その不潔を身に得バ七日汚るべしその人の臥たる床も凡て汚れん　二五婦女もしその血の流出不潔の期の外に
ありて多くの日に渉ることあり又ハその流出する事不潔の期に逾るあらバその汚穢の流出する日の間ハ凡
てその不潔の時の如くにしてその身汚る　二六凡てその流出ある日の間彼が臥ところの床ハ彼における事と不
潔の床のごとし凡て彼が坐れる物ハその汚るゝことと不潔の汚穢のごとし　二七是等の物に捫る人ハ凡て汚るゝ
その衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその身ハ晩まで汚るゝなり　二八彼もしその流出やみて淨まらバ七日を算ふべ
し而して後潔くならん　二九彼第八日に鴫鳩二羽または雛き鴿二羽を自己のために取りこれを祭司に携さへ來
り集會の幕屋の門にいたるべし　三十祭司その一を罪祭に一を燔祭に獻げ而して祭司かれが汚穢の流出のため
にエホバの前に贖を爲べし　三一斯汝等イスラエルの子孫をその汚穢に離れしむべし是ハ彼等その中間にある
吾が幕屋を汚してその汚穢に死ることなからん爲なり　三二是すなはち流出ある者その精を洩してこれに身を
汚せし者　三三その不潔を患ふ婦女或ハ男あるひハ女の流出ある者汚たる婦女と寢たる者等に關るところの條
例なり

第十六章

一アロンの子等二人がエホバの前に獻ぐることを爲て死たる後にエホバモーセに斯告たまへり　二すなは
ちエホバモーセに言たまひけるは汝の兄弟アロンに告よ時をわかたずして障蔽の幕の內なる聖所にいり櫃
の上なる贖罪所の前にいたるべからず是死ることなからんためなり其ハ我雲のうちにありて贖罪所の上に
あらはるべければなり　三アロン聖所にいるには斯すべしすなはち犢の牡を罪祭のために取り牡羊を燔祭
のために取り　四聖き麻の裏衣を着麻の褌をその肉にまとひ麻の帶をもて身に帶し麻の頭帽を冠るべし是

は聖衣なりその身を水にあらひてこれを着べし 五 またイスラエルの子孫の會衆の中より牡山羊二匹を罪
祭のために取り牡羊一匹を燔祭のために取べし 六 アロンは自己のためなるその罪祭の牡牛を牽きたりて自
己とその家族のために贖罪をなすべし 七 アロンまたその兩隻の山羊を取り集會の幕屋の門にてヱホバの前
にこれを置き 八 その兩隻の山羊のために籤を掣べし即ち一の籤をアザゼルのためにすべし 九 而してアロン
そのヱホバの籤にあたりし山羊を獻げて罪祭となすべし 十 又アザゼルの籤にあたりし山羊はこれをヱホバ
の前に生しおきこれをもて贖罪をなしこれを野におくりてアザゼルにいたらすべし 十一 即ちアロン己のため
なるその罪祭の牡牛を牽きたりて自己とその家族のために贖罪をなし自己のためなる其罪祭の牡牛を宰り
十二 而して火鼎をとりヱホバの前の壇よりして熱れる火を之に盈てまた兩手に細末の馨しき香を盈て之を障
蔽の幕の中に携へいり 十三 ヱホバの前に於て香をその火に放べ香の烟の雲をして律法の上なる贖罪所を蔽は
しむべし然せば彼死ることあらじ 十四 彼またその牡牛の血をとり指をもて之を贖罪所の東面に灑ぎまた指
をもてその血を贖罪所の前に七回灑ぐべし 十五 斯してまた民のためなるその罪祭の山羊を宰りその血を障蔽
の幕の內に携へいりかの牡牛の血をもて爲しごとくその血をもて爲しこれを贖罪所の上と贖罪所の前に灑
ぎ 十六 イスラエルの子孫の汚穢とその諸の悖れる罪とに緣て聖所のために贖罪を爲べし即ち彼等の汚穢の
中間にある集會の幕屋のために斯なすべきなり 十七 彼が聖所において贖罪をなさんとて入る時はその自
己と己の家族とイスラエルの全會衆のために贖罪をなして出るまでは何人も集會の幕屋の內に居べからず
十八 斯て彼ヱホバの前の壇に出きたり之がために贖罪をなすべし即ちその牡牛の血と山羊の血を取て壇の四
周の角につけ 十九 また指をもて七回その血を其の上に灑ぎイスラエルの子孫の汚穢をのぞきて其を潔ようし
且聖別べし 二十 斯かれ聖所と集會の幕屋と壇のために贖罪をなしてかの生る山羊を牽きたるべし 二十一 然る時

アロンその生る山羊の頭に兩手を按きイスラエルの子孫の諸の惡事とその諸の悖反る罪とをことごとくその上に承認してこれを山羊の頭に載せ選びおける人の手をもてこれを野に還るべし
二二 その山羊彼等の諸惡を人なき地に任ゆくべきなり即ちその山羊を野に還るべし
二三 斯してアロン集會の幕屋にいりその聖所にいりし時に穿たる麻の衣を脱て其處に置き
二四 聖所においてその身を水にそそぎ衣服をつけて出で自己の燔祭と民の燔祭とを獻げて自己と民とのために贖罪をなすべし
二五 また罪祭の牲の脂を壇の上に焚べきなり
二六 かの山羊をアザゼルに遣りし者は衣服を濯ひ水に身を滌ぎて然る後營にいるべし
二七 聖所において贖罪をなさんためにその血を携へ入たる罪祭の牡牛と罪祭の山羊とはこれを營の外に携へいだしその皮と肉と糞を火に燒べし
二八 之を燒たる者は衣服を濯ひ水に身を滌ぎて然る後營にいるべし
二九 汝等永く此例を守るべし即ち七月にいたらばその月の十日に汝等その身をなやまし何の工をも爲べからず自己の國の人もまた汝等の中に寄寓る外國の人も共に然すべし
三十 其は此日に祭司汝らのために贖罪をなして汝らを淨むればなり是汝らがエホバの前にその諸の罪を淸められんためになす者なり
三一 是は汝らの大安息日なり汝ら身をなやますべし是永く守るべき例なり
三二 膏をそそがれて任ぜられその父に代りて祭司の職をなすところの祭司贖罪をなすべし彼は麻の衣すなはち聖衣を衣べし
三三 彼すなはち至聖所のために贖罪をなしまた集會の幕屋のためと壇のために贖罪をなしまた祭司等のためと民の會衆のために贖罪をなすべし
三四 是汝等が永く守るべき例にしてイスラエルの子孫の諸の罪のために年に一度贖をなす者なり彼すなはちエホバのモーセに命じたまひしごとく爲ぬ

第十七章

一 エホバ、モーセに告て言たまはく
二 アロンとその子等およびイスラエルの總の子孫に告てこれに言べしエホバの命ずるところ斯のごとし云く
三 凡そイスラエルの家の人の中牛羊または山羊を營の内に宰り

あるひハ營の外に宰ることを爲し 四 之を集會の幕屋の門に牽きたりて宰りヱホバの幕屋の前において之を
ヱホバに禮物として獻ぐることを爲ざる者ハ血を流せる者と算らるべし彼ハ血を流したるなれバその民の
中より絕るべきなり 五 是ハイスラエルの子孫をしてその野の表に犧牲とするところの犧牲をヱホバに牽き
たらしめんがためなり即ち彼等ハ之を牽きたり集會の幕屋の門にいたりて祭司に就きこれを酬恩祭として
ヱホバに獻ぐべきなり 六 然る時ハ祭司その血を集會の幕屋の門なるヱホバの壇にそゝぎまたその脂を馨し
き香のために焚てヱホバに奉つるべし 七 彼等ハその慕ひて淫せし鬼魅に重て犧牲をさゝぐ可らず是ハ彼等
が代々永くまもるべき例なり 八 汝また彼等に言べし凡そイスラエルの家の人または汝らの中に寄寓る他國
の人燔祭あるひハ犧牲を獻ぐることをせんに 九 之を集會の幕屋の門に携へきたりてヱホバにこれを獻ぐる
にあらずバその人ハその民の中より絕るべし 十 凡そイスラエルの家の人または汝らの中に寄寓る他國の人
の中何の血によらず血を食ふ者あれば我その血を食ふ人にわが面をむけて攻めその民の中より之を斷さる
べし 十一 其ハ肉の生命ハ血にあれバなり我汝等がこれを以て汝等の靈魂のために壇の上にて贖罪をなさんた
めに是を汝等に與ふ血ハその中に生命のある故によりて贖罪をなす者なれバなり 十二 是をもて我イスラエル
の子孫にいへり汝らの中何人も血をくらふべからずまた汝らの中に寄寓る他國の人も血を食ふべからずと
十三 凡そイスラエルの子孫の中または汝らの中に寄寓る他國の人の中もし食はるべき獸あるひハ鳥を獵獲た
る者あらバその血を灌ぎいだし土にて之を掩ふべし 十四 凡の肉の生命ハその血にして是ハすなはちその魂た
るなり故に我イスラエルの子孫にいへりなんぢらハ何の肉の血をもくらふべからず其ハ一切の肉の生命ハ
その血なればなり凡て血をくらふものハ絕るべし 十五 およそ自ら死たる物または裂ころされし物をくらふ人
ハなんぢらの國の者にもあれ他國の者にもあれその衣服をあらひ水に身をそゝぐべしその身ハ晩までけが

るゝなりその後は潔し　十六 その人もし洗ふことをせずまたその身を水に滌がずばその罪を任べし

第十八章

エホバまたモーセに告て言たまはく　二 イスラエルの子孫に告て之に言へ我は汝らの神エホバなり
三 汝らその住をりしエジプトの國に行はるゝ所の事等を傚ひ行ふべからずまた我が汝等を導きいたるカナ
ンの國におこなはるゝ所の事等を傚ひおこなふべからずまたその例に歩行べからず　四 汝等は我が法を行ひ
我が例をまもりてその中にあゆむべし我は汝等の神エホバなり　五 汝等わが例とわが法をまもるべし人もし
是を行はゞ之によりて生べし我はエホバなり○　六 汝等凡てその骨肉の親に近づきて之と淫するなかれ我は
エホバなり　七 汝の母と淫するなかれ是汝の父を辱かしむるなればなり彼は汝の母なれば汝これと淫するなか
れ　八 汝の父の妻と淫するなかれ是汝の父を辱かしむるなればなり　九 汝の姉妹すなはち汝の父の女子と汝の母
の女子は家に生れたると家外に生れたるとによらず凡てこれと淫するなかれ　十 汝の男子の女子または汝の
女子の女子と淫する事なかれ是自己を辱かしむるなればなり　十一 汝の父の妻が汝の父によりて産たる女子は汝
の姉妹なれば之と淫する勿れ　十二 汝の父の姉妹と淫するなかれ是は汝の父の骨肉の親なればなり　十三 また汝の
母の姉妹と淫する勿れ是は汝の母の骨肉の親なり　十四 汝の父の兄弟の妻に親づきて之と淫する勿れ是は汝の
叔伯母なり　十五 汝の媳と淫するなかれ是は汝の息子の妻なれば汝これと淫する勿れ　十六 汝の兄弟の妻と淫する
勿れ是汝の兄弟を辱かしむるなればなり　十七 汝婦人とその婦の女子とに淫する勿れまたその婦人の子息の女子
またはその女子の女子を取て之に淫する勿れ是等は汝の骨肉の親なれば然するは惡し　十八 汝妻の在生る間に
彼の姉妹を取て彼とおなじく妻となして之に淫する勿れ　十九 婦のその行經の汚穢にある間はこれに近づきて
淫するなかれ　二十 汝の隣の妻と交合して彼によりて己が身を汚すなかれ　二十一 汝その子女に火の中を通らしめて
これをモロクにさゝぐることを絕て爲さゞれ亦汝の神エホバの名を汚すことなかれ我はエホバなり　二十二 汝女と

寢るごとくに男と寢るなかれ是は惡むべき事なり 二三 汝獸畜と交合して之によりて己が身を汚すこと勿れま
た女たる者は獸畜の前に立て之と接ること勿れ是は惡むべき事なり 二四 汝等はこの諸の事をもて身を汚すなか
れ我が汝等の前より逐はらふ國々の人はこの諸の事によりて汚れ 二五 その地もまた汚る是をもて我その惡のた
めに之を罰するの地も亦自らそこに住る民を吐いだすなり 二六 然ば汝等はわが例と法を守りこの諸の惡むべ
き事を一も爲べからず汝らの國の人も汝らの中間に寄寓る他國の人も然るべし 二七 汝等の先にありし此地の
人々はこの諸の惡むべき事を行へりその地もまた汚る 二八 汝等は是のごとくするなかれ恐くはこの地汝らの
先にありし國人を吐いだす如くに汝らをも吐いださん 二九 凡そこの惡むべき事等を一にても行ふ者あれば之
を行ふ人はその民の中より絕るべし 三十 然ば汝等はわが例規を守り汝等の先におこなはれし是等の惡むべき
習俗を一も行ふなかれまた之によりて汝等身を汚す勿れ我は汝等の神ヱホバなり

第十九章 ヱホバまたモーセに告て言たまはく 二 汝イスラエルの子孫の全會衆に告て之に言へ汝等宜く聖
あるべし其は我ヱホバ汝らの神聖あればなり 三 汝等おのおのその母とその父を畏れまた吾が安息日を守る
べし我は汝らの神ヱホバなり 四 汝等虛き物を恃むなかれまた汝らのために神々を鑄造ることなかれ我は汝
らの神ヱホバなり 五 汝等酬恩祭の犧牲をヱホバにささぐる時はその受納らるるやうに献ぐべし 六 之を食ふ
ことは之を献ぐる日とその翌日に於てすべし若殘りて三日にいたらばこれを火に燒べし 七 もし第三日に少
にても之を食ふことあらば是は惡むべき物となりて受納られざるべし 八 之を食ふ者はヱホバの聖物を汚す
によりてその罰を蒙むるべし即ちその人は民の中より絕されん 九 汝らの地の穀物を穫ときには汝等その
田野の隅々までを悉く穫べからず亦汝の穀物の遺穗を拾ふべからず 十 また汝の葡萄園の葡萄を取つくすべから
ずまた汝の葡萄園に落たる葡萄を斂むべからず貧者と旅客のためにこれを遺しおくべし我は汝らの神ヱホバ

なり　十一　汝等竊むべからず偽べからず互に欺くべからず　十二　汝等わが名を指て偽り誓ふべからずまた汝の神の名を汚すべからず我はヱホバなり　十三　汝の隣人を虐ぐべからずまたその物を奪ふべからず傭人の値を明朝まで汝の許に留めおくべからず　十四　汝聾者を詛ふべからずまた瞽者の前に礙物をおくべからず汝の神を畏るべし我はヱホバなり　十五　汝審判をなすに方りて不義をおこなふべからず貧窮者を偏り護べからず權ある者を曲て庇くべからず但公義をもて汝の鄰を審判べし　十六　汝の民の間に往めぐりて人を讒るべからず汝の鄰人の血をながすべからず我はヱホバなり　十七　汝心に汝の兄弟を惡むべからず必ず汝の鄰人を勸戒むべし彼の故によりて罪を身にうくる勿れ　十八　汝仇をかへすべからず汝の民の子孫に對ひて怨を懷くべからず己のごとく汝の鄰を愛すべし我はヱホバなり　十九　汝らわが條例を守るべし汝の家畜をして異類と交らしむべからず異類の種をまぜて汝の田野に播べからず麻と毛をまじへたる衣服を身につくべからず　二十　凡そ未だ贖ひ出されず未だ解放れざる奴隷の女にして夫に適く約束をなせし者あらんに人もしこれと交合しならばその二人を譴責むべし然ど之を殺すに及ばず是その婦いまだ解放れざるが故なり　二一　その男は愆祭をヱホバに携へきたるべし即ち愆祭の牡羊を集會の幕屋の門に牽きたるべきなり　二二　而して祭司その人の犯せる罪のためにその愆祭の牡羊をもてヱホバの前にこれがために贖罪をなすべし斯せばその人の犯せし罪赦されん○　二三　汝等かの地にいたりて諸の果實の樹を植ん時はその果實をもて未だ割禮を受ざる者と見傚べし即ち三年の間汝等これをもて割禮を受ざる者となすべし是は食はれざるなり　二四　第四年にはそのもろもろの果實を聖物となしてこれをもてヱホバに感謝の祭を爲べし　二五　第五年に汝等その果實を食ふべし然せば汝らのために多く實を結ばん我は汝らの神ヱホバなり　二六　汝等何をも血のまゝに食ふべからずまた魔術を行ふべからず卜筮をなすべからず　二七　汝等頭の鬢を圓く剪べからず汝鬚の兩方を損ずべからず　二八　汝等死る人のために己が身に傷くべから

ずまたその身に刺文をなすべからず我はヱホバなり 二九 汝の女子を汚して娼妓の業をなさしむべからず恐く
は淫事國におこなはれ罪惡國に滿ん 三十 汝等わが安息日を守りわが聖所を敬ふべし我はヱホバなり 三一 汝等憑
鬼者を恃むなかれト筮師に問ことを爲て之に身を汚さるゝなかれ我は汝らの神ヱホバなり 三二 白髪の人の前
には起あがるべしまた老人の身を敬ひ汝の神を畏るべし我はヱホバなり 三三 他國の人汝らの國に寄留て汝と
ゝもに在ばこれを虐ぐるなかれ 三四 汝等とゝもに居る他國の人をば汝らの中間に生れたる者のごとくし己の
ごとくに之を愛すべし汝等もエジプトの國に客たりし事あり我は汝らの神ヱホバなり 三五 汝等審判に於ても尺
度に於ても秤子に於ても升斗に於ても不義をなすべからず 三六 汝等公平き秤公平き錘公平きエパ公平きヒ
ンをもちふべし我は汝らの神ヱホバ汝らをエジプトの國より導き出せし者なり 三七 汝等わが一切の條例とわ
が一切の律法を守りてこれを行なふべし我はヱホバなり

第二十章

一 ヱホバまたモーセに告て言たまはく 二 汝イスラエルの子孫に言べし凡そイスラエルの子孫の中ま
たはイスラエルに寄寓る他國の人の中その子をモロクに獻ぐる者は必ず誅さるべし國の民石をもて之を撃
べし 三 我またわが面をその人にむけて之を攻めてこれをその民の中より絕ん其は彼その子をモロクに獻げて
吾が聖所を汚しまたわが聖名を褻せばなり 四 その人がモロクにその子を獻ぐる時に國の民もし目を掩ひ
て見ざるがごとくし之を殺すことをせずば 五 我わが面をその人とその家族にむけ彼および凡て彼に傚ひて
モロクと淫をおこなふところの者等をその民の中より絕ん 六 憑鬼者またはト筮師を恃みこれに從がふ人あ
らば我わが面をその人にむけ之をその民の中に絕べし 七 然ば汝等宜く自ら聖潔して聖あるべし我は汝らの
神ヱホバたるなり 八 汝等わが條例を守りこれを行ふべし我は汝らを聖別るヱホバなり 九 凡てその父または
その母を詛ふ者はかならず誅さるべし彼その父またはその母を詛ひたればその血は自身に歸すべきなり 十

人の妻と姦淫する人すなはちその隣の妻と姦淫する者あればその姦夫淫婦ともにかならず誅さるべし 十一 その父の妻と寝る人は父を辱しむるなり兩人ともにかならず誅さるべしその血は自己に歸せん 十二 人もしその子の妻と寝る時は二人ともにかならず誅さるべし是惡むべき事を行へばなりその血は自己に歸せん 十三 人もし婦人と寝るごとく男子と寝ることをせば是その二人憎むべき事をおこなふなり二人ともにかならず誅さるべしその血は自己に歸せん 十四 人妻を娶る時にその母をともに娶らば是惡き事なり彼も彼等もともに火に燒るべし是汝らの中に惡き事の無らんためなり 十五 男子もし獸畜と交合しなばかならず誅さるべし汝らまたその獸畜を殺すべし 十六 婦人もし獸畜に近づきこれと交らばその婦人と獸畜を殺すべし是等はともに必ず誅さるべしその血は自己に歸せん 十七 人もしその姊妹すなはちその父の女子あるひは母の女子を取りて此は彼の陰所を見彼は此の陰所を見なば是恥べき事をなすなりその民の子孫の前にてその二人を絶べし彼その姊妹と淫したればその罪を任べきなり 十八 人もし經水ある婦人と寝て彼の陰所を露はすことあり即ち男子その婦人の源を露し婦人また己の血の源を露すあらば二人ともにその民の中より絶るべし 十九 汝の母の姊妹または汝の父の姊妹の陰所を露はすべからず斯する時はその骨肉の親たる者の陰所をあらはすなれば二人ともにその罪を任べきなり 二十 人もしその伯叔の妻と寝る時は是その伯叔の陰所を露はすなれば二人ともにその罪を任ひ子なくして死ん 二一 人もしその兄弟の妻を取ば是汚はしき事なり彼その兄弟の陰所を露はしたるなればその二人は子なかるべし 二二 汝等は我が一切の條例と一切の律法を守りて之を行ふべし然せば我が汝らを住せんとて導き行ところの地汝らを吐いだすことを為じ 二三 汝らの前より我が逐はらふところの國人の例に汝ら歩行べからず彼等はこの諸の事をなしたれば我かれらを惡むなり 二四 我さきに汝等に言へり汝等その地を獲ん我これを汝らに與へて獲さすべし是は乳と蜜の流るゝ地なり我は汝らの神ヱホバ

ふして汝らを他の民より區別たり　二五汝等ハ獸畜の潔と汚たると鳥の潔と汚たるとを區別べし汝等ハ我が汚
たる者として汝らのために區別たる獸畜または鳥または地に匍ふ諸の物をもて汝らの身を汚すべからず　二六
汝等ハ我の聖者となるべし其ハ我エホバ聖ければなり我また汝等をして我の所有とならしめんがために汝
らを他の民より區別たるなり　二七男または女の憑鬼者をなし或ハ卜筮をなす者ハかならず誅さるべし即ち石
をもてこれを擊べし彼等の血ハ彼らに歸せん

第二十一章

エホバ モーセに告て言たまはくアロンの子等なる祭司等に告てこれに言へ民の中の死人のため
に身を汚す者あるべからず　二但しその骨肉の親のためすなはちその母のため父のため男子のため女子のた
め兄弟のため　三またその姊妹の處女にして未だ夫あらざる者のためには身を汚すも宜し　四祭司ハその民の
中の長者なれバ身を汚して褻たる者となるべからず　五彼等ハ髮をそりて頭に毛なき所をつくるべからずそ
の鬚の兩傍を損ずべからずまたその身に傷つくべからず　六その神に對て聖あるべくまたその神の名をけが
すべからず彼等はエホバの火祭すなはち其神の食物を獻ぐる者なれバ聖あるべきなり　七彼等ハ妓女または
汚れたる女を妻に娶るべからずまた夫に出されたる女を娶るべからず其ハその身エホバにむかひて聖けれ
バなり　八汝ハこれをもて聖者とすべし彼ハ汝の神エホバの食物を獻ぐる者なればなり汝すなはちこれをもて
聖者となすべし其ハ我エホバ汝らを聖別る者聖ければなり　九祭司の女たる者淫行をなしてその身を汚さバ
是その父を汚すなり火をもてこれを燒べし　十その兄弟の中灌膏を首にそゝがれ職に任ぜられて祭司の長
となれる者ハその頭をあらはすべからずまたその衣服を裂べからず　十一死人の所に往べからずまたその父の
ためにも母のためにも身を汚すべからず　十二また聖所より出べからずその神の聖所を褻すべからず其ハ
その神の任職の灌膏首にあればなり我ハエホバなり　十三彼妻にハ處女を娶るべし　十四寡婦休れたる婦また

ハ汚れたる婦妓女等ハ娶るべからず惟自己の中の民の處女を妻にめとるべし 十五 その民の中に自己の子孫を汚すべからずエホバこれを聖別ればなり○ 十六 エホバ、モーセに告て言たまハく 十七 アロンに告て言へ凡そ汝の歴代の子孫の中身に疵ある物ハ進みよりてその神エホバの食物を獻ぐる事を爲べからず 十八 凡て疵ある人ハ進みよるべからずすなハち瞽者跛者および鼻の缺たる者成餘るところ身にある者 十九 脚の折たる者手の折たる者 二十 傴僂者、侏儒、目に雲膜ある者、疥ある者、癬ある者、外腎の壞れたる者等ハ進みよるべからず 二十一 凡そ祭司アロンの子孫の中身に疵ある者ハ進みよりてエホバの火祭を獻ぐべからず彼ハ身に疵あればバ進みよりてエホバの食物を獻ぐべからざるなり 二十二 神の食物の至聖者も聖者も彼ハ食ふことを得 二十三 然ど障敵の幕に至べからずまた祭壇に近よるべからず其ハ身に疵あればなり斯かれわが聖所を汚すべからず其ハ我エホバこれを聖別ればなり 二十四 モーセすなハちアロンとその子等およびイスラエルの一切の子孫にこれを告たり

第二十二章

エホバ、モーセに告て言たまハく 二 汝アロンとその子等に告て彼等をしてイスラエルの子孫の聖物をみだりに享用ざらしめまたその聖別て我にささげたる物についてわが名を汚すこと無らしむべし我ハエホバなり 三 彼等に言へ凡そ汝らの歴代の子孫の中都てイスラエルの子孫の聖別て我にささげし聖物に汚たる身をもて近く者あればその人はわが前より絶るべし我ハエホバなり 四 アロンの子孫の中癩病ある者または流出ある者は凡てその潔くなるまで聖物を食ふべからずまた死骸に汚れたる物に捫れる者または精をもらせる者 五 または凡て人を汚すところの匍行物に捫れる者または何の汚穢を論ハず人をして汚れしむるところの人に捫れる者 六 此のごとき物に捫る者ハ晩まで汚るべしまたその身を水にて洗ふにあらざれば聖物を食ふべからず 七 日の入たる時ハ潔くなるべければその後に聖物を食ふべし是その食物なればなり 八

自ら死たる物または裂ころされし者を食ひて之をもて身を汚すべからず我はエホバなり 九 彼等これを褻し
てこれが爲に罪を獲て死るにいたらざるやう我が例規をまもるべし我エホバ是等を聖せり 十 外國の人も聖
物を食ふ可らず祭司の客あるひは傭人は聖物を食ふべからざるなり 十一 然ど祭司金をもて人を買たる時はその
者はこれを食ふことを得またその家に生れし者も然り彼等も祭司の食物を食ふことを得べし 十二 祭司の女子
もし外國の人に嫁ぎなば禮物なる聖物を食ふべからず 十三 祭司の女子寡婦となるありまたは出さるゝありて
子なくしてその父の家にかへり幼時のごとくにてあらばその父の食物を食ふことを得べし但し外國の人は
これを食ふべからず 十四 人もし誤りて聖物を食はゞその聖物にこれが五分一を加へて祭司に付すべし 十五 イス
ラエルの子孫がエホバに獻ぐるところの聖物を彼等褻すべからず 十六 その聖物を食ふ者にはその愆の罰をか
うむらしむべし其は我エホバこれを聖すればなり○ 十七 エホバまたモーセに告て言たまはく 十八 アロンとその子
等およびイスラエルの一切の子孫に告てこれに言へ凡そイスラエルにをる外國の人の中願還の禮物また
は自意の禮物をエホバに獻げて燔祭となさんとする者は 十九 その受納らるゝやうに牛羊あるひは山羊の牡の
全き者を獻ぐべし 二十 凡て疵ある者は汝ら獻ぐべからず是はその物なんぢらのために受納られざるべければ
なり 二十一 凡て願を還さんとしまたは自意の禮物をなさんとして牛あるひは羊をもて酬恩祭の犠牲を獻上る者
はその受納らるゝやうに全き者を取べし其物には何の疵もあらしむべからざるなり 二十二 即ち盲なる者折たる
所ある者切斷たる處ある者腫物ある者疥ある者癬ある者是の如き者は汝等これをエホバに獻ぐべからずま
た壇の上に火祭となしてエホバにたてまつるべからず 二十三 牛あるひは羊の成餘れる所または成足ざる所ある
者は汝らこれを自意の禮物には用ふるも宜し然ど願還においては是は受納らるゝことなかるべし 二十四 汝等外
腎を打壞りまたは壓つぶしまたは劃きまたは斬りたる者をエホバに獻ぐべからずまた汝らの國の中に斯る

事を行ふべからず 二五 汝らまた異邦人の手よりも是等の物を受て神の食に供ふることを爲べからず其は是等は缺あり疵ある者なるに因て汝らのために受納らるゝことあらざればなり○ 二六 ヱホバ モーセに告て言たまはく 二七 牛羊または山羊生れなば之を七日その母につけ置べし八日より後は是はヱホバに火祭とすれば受納らるべし 二八 牝牛にもあれ牝羊にもあれ汝らその母と子とを同日に殺すべからず 二九 汝ら感謝の犧牲をヱホバに獻ぐる時は汝らの受納らるゝやうに獻ぐべし 三十 是はその日の內に食つくすべし明日まで遺しおくべからず我はヱホバなり 三一 汝らわが誡命を守り且これを行ふべし我はヱホバなり 三二 汝等わが名を瀆すべからず我はかへつてイスラエルの子孫の中に聖者とあらはるべきなり我はヱホバにして汝らを聖くする者 三三 汝らの神とならんとて汝らをエジプトの國より導きいだせし者なり我はヱホバなり

第二十三章

一 ヱホバ モーセに告て言たまはく 二 イスラエルの子孫につげて之に言へ汝らが宣告て聖會となすべきヱホバの節期は是のごとし我が節期はすなはち是なり 三 六日の間業務をなすべし第七日は休むべき安息日にして聖會なり汝ら何の業をもなすべからず是は汝らがその一切の住所において守るべきヱホバの安息日なり○ 四 その期々に汝らが宣告べきヱホバの節期たる聖會は是なり 五 すなはち正月の十四日の晩はヱホバの踰越節なり 六 またその月の十五日はヱホバの酵いれぬパンの節なり七日の間汝等酵いれぬパンを食ふべし 七 その首の日には汝ら聖會をなすべし何の職業をも爲すべからず 八 汝ら七日のあひだヱホバに火祭を獻ぐべし第七日にはまた聖會をなし何の職業をもなすべからず○ 九 ヱホバまたモーセにつげて言たまはく 十 イスラエルの子孫につげて之に言へ汝らわが汝らにたまふところの地に至るにおよびて汝らの穀物を穫ときは先なんぢらの穀物の初穗一束を祭司にもちきたるべし 十一 彼その束の受いれらるゝやうに之をヱホバの前に搖べし即ちその安息日の翌日に祭司これを搖べし 十二 また汝らその束を搖る日に當歲の牡羊の全

き者を燔祭となしてヱホバに獻ぐべし 十三 その素祭には油を和たる麥粉十分の二をもちひ之をヱホバに獻げて火祭となし馨しき香たらしむべし又その灌祭には酒一ヒンの四分の一をもちふべし 十四 汝らはその神ヱホバに禮物をたづさへ來るその日まではパンをも烘麥をも靑穗をも食ふべからず是は汝らがその一切の住居において代々永く守るべき例なり○ 十五 汝ら安息日の翌日より即ち汝らが搖祭の束を携へきたりし日より數へて安息日七次をもてその數を盈すべし 十六 すなはち第七の安息日の翌日までに日數五十を數へをはり新素祭をヱホバに獻ぐべし 十七 また汝らの居所より十分の二をもてつくりたるパン二箇を携へきたりて搖べし是は麥粉にてつくり酵をいれて燒べし是初穗をヱホバにささぐる者なり 十八 汝らまた當歳の全き羔羊七匹と少き牡牛一匹と牡山羊二匹をそのパンとともに獻ぐべしすなはち是等をその素祭およびその灌祭とともにヱホバにたてまつりて燔祭となすべし是は火祭にしてヱホバに馨しき香となる者なり 十九 斯て又牡山羊一匹を罪祭にささげ當歳の羔羊二匹を酬恩祭の犧牲にささぐべし 二十 而して祭司その初穗のパンとともにこの二匹の羔羊をヱホバの前に搖て搖祭となすべし是等はヱホバにたてまつる聖物にして祭司に歸すべし 二一 汝らその日に汝らの中に聖會を宣告いだすべし何の職業をも爲べからず是は汝らがその一切の住所において永く守るべき條例なり 二二 汝らの地の穀物を穫ときは汝その穫るにのぞみて汝の田野の隅々までをことごとく穫つくすべからず又汝の穀物の遺穗を拾ふべからずこれを貧き者と客旅とに遺しおくべし我は汝らの神ヱホバなり○ 二三 ヱホバまたモーセに告て言たまはく 二四 イスラエルの子孫に告て言へ七月においては汝らその月の一日をもて安息の日となすべし是は喇叭を吹て記念するの日にして即ち聖會なり 二五 汝ら何の職業をもなすべからず惟ヱホバに火祭を獻ぐべし 二六 ヱホバまたモーセに告て言たまはく 二七 殊にまたその七月の十日も贖罪の日にして汝らにおいて聖會たり汝等身をなやましまた火祭をヱホバに獻ぐべし 二八 その日には汝ら何

の工をもなすべからず其ハ汝らのために汝らの神エホバの前に贖罪をなすべき贖罪の日なればなり 二九凡て
その日に身をなやますことをせざる者ハその民の中より絶れん 三十また其日に何の工にても爲ものあれば
我その人をその民の中より滅しさらん 三一汝等何の工をもなすべからず是ハ汝らがその一切の住所において
代々永く守るべき條例なり 三二是ハ汝らの休むべき安息日なり汝らその身をなやますべしまたその月の九日
の晩すなハちその晩より翌晩まで汝等その安息をまもるべし○ 三三エホバまたモーセに告て言たまハく 三四イ
スラエルの子孫に告て言へその七月の十五日ハ結茅節なり七日のあいだエホバの前にこれを守るべし 三五
首の日にハ聖會を開くべし何の職業をもなすべからず 三六汝等また七日のあいだ火祭をエホバに獻ぐべし而
して第八日に汝等の中に聖會を開きまた火祭をエホバに獻ぐべし是ハ會の終結なり汝ら何の職業をもなす
べからず 三七是等ハエホバの節期にして汝らが宣告て聖會となし火祭をエホバに獻ぐべき者あり即ち燔祭、
素祭、犠牲、および灌祭等をその獻ぐべき日にしたがひて獻ぐべし 三八この外にエホバの諸安息日ありまた外
に汝らの獻物ありまた外に汝らの諸の願還の禮物ありまた外に汝らの自意の禮物あり是みな汝らがエホ
バに獻る者なり 三九汝らその地の作物を斂めし時ハ七月の十五日よりして七日の間エホバの節筵をまもるべ
し即ち初の日にも安息をなし第八日にも安息をなすべし 四十その首の日にハ汝等佳樹の枝を取べしすなハち
棕櫚の枝と茂れる樹の條と水楊の枝とを取りて七日の間汝らの神エホバの前に樂むべし 四一汝ら歳に七日エ
ホバに此節筵をまもるべし汝ら代々ながくこの條例を守り七月にこれを祝ふべし 四二汝ら七日のあいだ茅廬
に居りイスラエルに生れたる人ハみな茅廬に居べし 四三斯するは我がイスラエルの子孫をエジプトの地より導
き出せし時にこれを茅廬に住しめし事を汝らの代々の子孫に知しめんためなり我ハ汝らの神エホバなり
モーセすなハちエホバの節期をイスラエルの子孫に告たり

第二十四章
一 エホバまたモーセに告て言たまはく　二 イスラエルの子孫に命じ橄欖を搗て取たる清き油を燈火
のために汝に持きたらしめて絶ず燈火をともすべし　三 またアロンは集會の幕屋において律法の前なる幕の
外にて絶ずエホバの前にその燈火を整ふべし是は汝らが代々ながく守るべき定例なり　四 彼すなはちエホバ
の前にて純精の燈臺の上にその燈火を絶ず整ふべきなり　五 汝麥粉を取りこれをもて菓子十二を燒べし菓子
一箇には其の十分の二をもちふべし　六 而してこれをエホバの前なる純精の案の上に二累に積み一累に六宛
あらしむべし　七 汝また潔き乳香をその累の上に置きこれをしてそのパンの上にありて記念とならしめエホ
バにたてまつりて火祭となすべし　八 安息日ごとに絶ずこれをエホバの前に供ふべし是はイスラエルの子孫
の獻ぐべき者にして永遠の契約たるなり　九 これはアロンとその子等に歸す彼等これを聖き所に食ふべし是
はエホバの火祭の一にして彼に歸する物にて至聖し是をもて永遠の條例となすべし○　十 茲にその父はエジ
プト人母はイスラエル人なる者ありてイスラエルの子孫の中にいで來れるしとありしがそのイスラエルの
婦の生たる者イスラエルの人と營の中に爭論をなせり　十一 時にそのイスラエルの婦の生たる者エホバの名を
瀆して詛ふことをなしければ人々これをモーセの許にひき來れり(その母はダンの支派のデブリの女子にし
て名をシロミテと曰ふ)　十二 人々かれを閉こめおきてエホバの示諭をかうむるを俟り　十三 時にエホバモーセにつ
げて言たまはく　十四 かの詛ふことをなせし者を營の外に曳いだし之を聞たる者に皆その手を彼の首に按しめ
全會衆をして彼を石にて擊しめよ　十五 汝またイスラエルの子孫に告て言べし凡てその神を詛ふ者はその罰を
蒙るべし　十六 エホバの名を瀆す者はかならず誅されん全會衆かならず石をもて之を擊べし外國の人にても自
己の國の人にてもエホバの名を瀆すにおいては誅さるべし　十七 人を殺す者はかならず誅さるべし　十八 獸畜を殺
す者はまた獸畜をもて獸畜を償ふべし　十九 人もしその隣人に傷損をつけなばそのなせし如く自己もせらるべ

し　二十 即ち挫は挫目は目齒は齒をもて償ふべし人に毀損をつけしごとく自己も然せらるべきなり　二一 獸畜を殺す者は是を償ふべく人を殺す者は誅さるべきなり　二二 外國の人にも自己の國の人にもこの法は同一なり我は汝らの神ヱホバなり　二三 モーセすなはちイスラエルの子孫にむかひかの營の外にて詛ふことをなせし者を曳いだして石にて擊てと言ければイスラエルの子孫ヱホバのモーセに命じたまひしごとく爲ぬ

第二十五章

一 ヱホバ、シナイ山にてモーセに告て言たまはく　二 イスラエルの子孫につげて之に言ふべし我が汝らに與ふる地に汝ら至らん時はその地にもヱホバにむかひて安息を守らしむべし　三 六年のあひだ汝その田野に種播きまた六年のあひだ汝その葡萄園の物を剪伐てその果を斂むべし　四 然ど第七年には地に安息をなさしむべし是ヱホバにむかひてする安息なり汝その田野に種播べからずまたその葡萄園の物を剪伐べからず　五 汝の穀物の自然生たる者は穫べからずまた汝の葡萄樹の修理なしに結べる葡萄は斂むべからず是地の安息の年なればなり　六 安息の年の產物は汝らの食となるべしすなはち汝と汝の僕と汝の婢と汝の傭人と汝の所に寄寓る他國の人　七 ならびに汝の家畜と汝の國の中の獸みなその產物をもて食となすべし　八 汝安息の年を七次かぞふべし是すなはち七年を七回かぞふるなり安息の年七次の間はすなはち四十九年なり　九 七月の十日になんぢら喇叭の聲を鳴わたらしむべし即ち贖罪の日になんぢら國の中にあまねく喇叭を吹ならさしめ　十 かくしてその第五十年を聖め國中の一切の人民に自由を宣しめすべしこの年はなんぢらにはヨベルの年なりなんぢらおの〳〵その產業に歸りおの〳〵その家にかへるべし　十一 その五十年はなんぢらにはヨベルなりなんぢら種播べからずまた自然生る物を穫べからず修理なしになりたる葡萄を斂むべからず　十二 この年はヨベルにしてなんぢらに聖ければなりなんぢらは田野の產物をくらふべし　十三 このヨベルの年にはなんぢらおの〳〵その產業にかへるべし　十四 なんぢの鄰に物を賣りまたは汝の鄰の手より物を買ふ時はなんぢらた

がひに相欺むくべからず 十五 ヨベルの後の年の數にしたがひてなんぢの隣より買ことをなすべし彼もまたりの果を得べき年の數にしたがひてなんぢに賣ことをなすべきなり 十六 年の數多ときはなんぢその値を增し年の數少なきときはなんぢその値を減すべし即ち彼その果の多少にしたがひてこれを汝に賣るべきなり 十七 汝らたがひに相欺むくべからず汝の神を畏るべし我は汝らの神ヱホバなり 十八 汝等わが法度を行ひまたわが律法を守りてこれを行ふべし然せば汝ら安泰にその地に住ことを得ん 十九 地はその產物を出さん汝等は飽までに食ひて安泰に其處に住ことを得べし 二十 汝等は我等もし第七年に種をまかずまたその產物を歛めずば何を食はんやと言か 二一 我命じて第六年に恩澤を汝等に降し三年だけの果を結ばしむべし 二二 汝等第八年にも種を播ん然ど第九年までその舊き果を食ふことを得んすなはちその果のいできたるまで汝ら舊き者を食ふことを得べし 二三 地を賣には限りなく賣べからず地は我の有なればなり汝らは客旅また寄寓者にして我とゝもに在るなり 二四 汝らの產業の地に於ては凡てその地を贖ふことを許すべし 二五 汝の兄弟もし零落てその產業を賣しことあらばその贖業人たる親戚きたりてその兄弟の賣たる者を贖ふべし 二六 若また人の之を贖ふ者あらずして己みづから之を贖ふことを得にいたらば 二七 その賣てよりの年を數へて之が餘の分をその買主に償ふべし然せばその產業にかへることを得ん 二八 然ど之をその人に償ふことを得ずばその賣たる者は買主の手にヨベルの年まで在てヨベルに及びてもどさるべし彼すなはちその產業にかへることを得ん 二九 人石垣ある城邑の內の住宅を賣ことあらんに賣てより全一年の間はこれを贖ふことを得べし即ち期定の日の內にその贖をなすべきなり 三十 もし全一年の內に贖ふことなくばその石垣ある城邑の內の家は買主の者に確定りて代々ながくこれに屬しヨベルにもどされざるべし 三一 然ど周圍に石垣あらざる村落の家はその國の田畝の附屬物と見做べし是は贖はるべくまたヨベルにいたりてもどさるべきなり 三二 レビ人の邑々すなはちレビ

人の產業の邑々の家ハレビ人何時にても贖ふことを得べし 三三 人もしレビ人の產業の邑においてレビ人より
家を買ことあらバ彼の賣たる家ハヨベルにおよびて返さるべし其ハレビ人の邑々の家ハイスラエルの子孫
の中に是がもてる產業なればなり 三四 但しその邑々の郊地の田畝ハ賣べからず是その永久の產業なればなり
三五 汝の兄弟零落かつ手慄ひて汝の傍にあらば之を扶助け之をして客旅または寄寓者のごとくに汝とともに
ありて生命を保たしむべし 三六 汝の兄弟より利をも息をも取べからず神を畏るべしまた汝の兄弟をして汝と
ともにありて生命を保たしむべし 三七 汝かれに利をとりて金を貸べからずまた益を得んとて食物を貸べから
ず 三八 我ハ汝等の神ヱホバにしてカナンの地を汝らに與へ且なんぢらの神とならんとて汝らをエジプトの國
より導きいだせし者なり 三九 汝の兄弟零落て汝に身を賣ことあらバ汝これを奴隸のごとくに使役べからず 四十
彼をして傭人または寄寓者のごとくにして汝とともに在しめヨベルの年まで汝に仕へしむべし 四一 其時にハ
彼らの子女とともに汝の所より出去りその一族にかへりその父祖等の產業に歸るべし 四二 彼らハエジプトの
國より我が導き出せし我の僕なれバ身を賣て奴隸となる可らず 四三 汝嚴く彼を使ふべからず汝の神を畏るべ
し 四四 汝の有つ奴隸ハ男女ともに汝の四周の異邦人の中より取べし男女の奴隸ハ是る者の中より買べきなり
四五 また汝らの中に寓寄る異邦人の子女の中よりも汝ら買ことを得また彼等の中汝らの國に生れて汝らと偕
に居る人々の家よりも然り彼等ハ汝らの所有となるべし 四六 汝ら彼らを獲て汝らの後の子孫の所有に遺し之
に彼等を有ちてその所有となさしむることを得べし彼等ハ永く汝らの奴隸とならん然ど汝らの兄弟なるイ
スラエルの子孫をバ汝等たがひに嚴しく相使ふべからず 四七 汝の中なる客旅又ハ寓寄者にして富を致しその
傍に住る汝の兄弟零落て汝の中なるその客旅あるひハ寄寓者あるひハ客旅の家の分支などに身を賣ること
あらバ 四八 その身を賣たる後に贖はるることを得その兄弟の一人これを贖ふべし 四九 その伯叔または伯叔の子

これを贖ふべくその家の骨肉の親たる者これを贖ふべしまた若能せば自ら贖ふべし 五十 然る時は彼己が身を
賣たる年よりヨベルの年までをその買主とともに數へその年の數にしたがひてその身の代の金を定むべし
またその人に仕へし日は人を傭ひし日のごとくに數ふべきなり 五一 若なほ遺れる年多からばその數にしたが
ひてその買れし金に照して贖の金をその人に償ふべし 五二 若またヨベルの年までに遺れる年少からばその
人とともに計算をなしその年數にてらして贖の金を之に償ふべし 五三 彼のその人に仕ふる事は歳雇の傭人の
ごとくなるべし汝の目の前において彼を嚴く使はしむべからず 五四 彼もし斯く贖はれずばヨベルの年にいた
りてその子女とともに出べし 五五 是イスラエルの子孫は我の僕なるに因る彼等はわが僕にして我がエジプト
の地より導き出せし者なり我は汝らの神ヱホバなり

第二十六章

一 汝ら己のために偶像を作り木像を雕刻べからず柱の像を竪べからずまた汝らの地に石像を立て
之を拜むべからず其は我は汝らの神ヱホバなればなり 二 汝等わが安息日を守りわが聖所を敬ふべし我はヱ
ホバなり 三 汝等もしわが法令にあゆみ吾が誡命を守りてこれを行はゞ 四 我その時候に雨を汝らに與ふべし
地はその產物を出し田野の樹木はその實を結ばん 五 是をもて汝らの麥打は葡萄を歛る時にまで及び汝らが
葡萄を歛る事は播種時にまでおよばん汝等は飽までに食物を食ひ汝等の地に安泰に住ことを得べし 六 我平
和を國に賜ふべければ汝等は安じて寢ることを得ん汝等を懼れしむる者なかるべし我また猛き獸を國の中
より除き去ん劍なんぢらの國を行めぐることも有じ 七 汝等はその敵を逐ん彼等は汝等の前に劍に殞るべし
八 汝らの五人は百人を逐ひ汝らの百人は萬人を逐あらん汝らの敵は皆汝らの前に劍に殞れん 九 我なんぢら
を眷み汝らに子を生こと多からしめて汝等を增汝らとむすびしわが契約を堅ふせん 十 汝等は舊き穀物を食
ふ間にまた新しき者を獲てその舊き者を出すに至らん 十一 我わが幕屋を汝らの中に立ん我心汝らを忌きらは

じ　十二我なんぢらの中に歩みまた汝らの神とならん汝らハまたわが民となるべし　十三我ハ汝らの神エホバ汝ら
をエジプトの國より導き出してその奴隷たることを免れしめし者なり我ハ汝らの軛の横木を碎き汝らをし
て眞直に立て歩く事を得せしめたり　十四然ど汝等もし我に聽したがふ事をなさず此の諸の誡命を守らず　十五わ
が法度を蔑如にしまた心にわが律法を忌きらひて吾が諸の誡命をおこなハず却てわが契約を破ることをな
さば　十六我もかく汝らになさんすなはち我なんぢらに驚恐を蒙らしむべし癆瘵と熱病ありて目を壞し靈魂を
憊果しめん汝らの種播ことハ徒然なり汝らの敵これを食はん　十七我わが面をなんぢらに向て攻ん汝らハその
敵に殺されんまた汝らの惡む者汝らを治めん汝らハまた追ものなきに逃ん　十八汝ら若かくのごとくなるも猶
我に聽したがはずば我汝らの罪を罰する事を七倍重すべし　十九我なんぢらが勢力として誇るところの者をほ
ろぼし汝らの天を鐵のごとくに爲し汝らの地を銅のごとくに爲ん　二十汝等が力を用ふる事ハ徒然なるべし即
ち地ハその産物を出さず國の中の樹ハその實を結ばざらん　二一汝らもし我に敵して事をなし我に聽したがふ
ことをせずバ我なんぢらの罪にしたがいて七倍の災を汝らに降さん　二二我また野獸を汝らの中に遣るべし是
等の者汝らの子女を攫くらひ汝らの家畜を噬ころしまた汝らの數を寡くせん汝らの大路ハ通る人なきに至
らん　二三我これらの事をもて懲すも汝ら改めずなほ我に敵して事をなさバ　二四我も汝らに敵して事をなし汝ら
の罪を罰することをまた七倍おもくすべし　二五我劍を汝らの上にもちきたりて汝らの背約の怨を報さんまた
汝らがその邑々に集る時ハ汝らの中に我疫病を遣らん汝らハその敵の手に付されん　二六我なんぢらが杖とす
るパンを打くだかん時婦人十人一箇の爐にて汝らのパンを燒き之を稱りて汝らに付さん汝等ハ食ふも飽ざ
るべし　二七汝らもし是のごとくあるも猶我に聽したがふことをせず我に敵して事をなさバ　二八我も汝らに敵し
怒りて事をなすべし我すなはち汝らの罪をいましむることを七倍おもくせん　二九汝らハその男子の肉を食ひ

またその女子の肉を食ふにいたらん 三十 我なんぢらの崇邱を毀ち汝らの柱の像を斫たふし汝らの偶像の尸の
上に汝らの死體を投すて吾心に汝らを忌きらはん 三一 またなんぢらの邑々を滅し汝らの聖所を荒さんまた汝
らの祭物の馨しき香を聞じ 三二 我その地を荒すべければ汝らの敵の其處に住る者これを奇しまん 三三 我なんぢ
らを國々に散し劍をぬきて汝らの後を追ん汝らの地は荒れ汝らの邑々は亡びん 三四 斯その地荒はてゝ汝らが
敵の國に居んその間地は安息を樂まん即ち斯る時はその地やすみて安息を樂むべし 三五 是はその荒てをる日
の間息まん汝らが其處に住たる間は汝らの安息に此休息を得ざりしなり 三六 また汝らの中の遺れる者にはそ
の敵の地において我これに恐懼を懷かしめん彼等は木葉の搖く聲にもおどろきて逃げその逃る事は劍をさ
けて逃るがごとくまた追ものもなきに顚沛ばん 三七 彼等は追ものも無に劍の前にあるが如くたがひに相つま
づきて倒れん汝等はその敵の前に立ことを得じ 三八 なんぢ等はもろ／＼の國の中にありて滅うせんなんぢら
の敵の地なんぢらを呑つくすべし 三九 なんぢらの中の遺れる者はなんぢらの敵の地においてその罪の中に瘠
衰へまた己の身につけるその先祖等の罪の中に瘦衰へん 四十 かくて後彼らその罪とその先祖等の罪および己
が我に悖りし咎と我に敵して事をなせし事を懺悔せん 四一 我も彼等に敵して事をなし彼らをその敵の地に曳
いたりしが彼らの割禮を受ざる心をれて卑くなり甘んじてその罪の罰を受るに至るべければ 四二 我またヤコ
ブとむすびし吾が契約およびイサクとむすびし吾が契約を追憶しまたアブラハムとむすびしわが契約を追
憶し且その地を眷顧ん 四三 彼等その地を離るべければ地は彼等の之に居る者なくして荒てをる間その安息を
たのしまん彼等はまた甘じてその罪の罰を受ん是は彼等わが律法を蔑如にしその心にわが法度を忌きらひ
たればなり 四四 かれ等斯のごときに至るもなほ我彼らが敵の國にをる時にこれを棄ずまたこれを忌きらはじ
斯我かれらを滅ぼし盡してわがかれらと結びし契約をやぶることを爲ざるべし我は彼らの神ヱホバなり 四五

我かれらの先祖等とむすびし契約をかれらのために追憶さん彼らハ前に我がその神とならんとて國々の人
の目の前にてエジプトの地より導き出せし者なり我ハエホバなり 四六 是等ハすなハちエホバがシナイ山にお
いて己とイスラエルの子孫の間にモーセによりて立たまひし法度と條規と律法なり

第二十七章

一 エホバ モーセに告て言たまハく 二 イスラエルの子孫につげてこれに言へ人もし誓願をかけなば
なんぢの估價にしたがひてエホバに獻納物をなすべし 三 なんぢの估價ハかくすべしすなハち二十歳より六
十歳まではハ男にハ其價を聖所のシケルに循ひて五十シケルに估り 四 女にハその價を三十シケルに估るべし
五 また五歳より二十歳まではハ男にハその價を二十シケルに估り女にハ十シケルに估るべし 六 また一箇月よ
り五歳まではハ男にハその價を銀五シケルに估り女にハその價を銀三シケルに估るべし 七 また六十歳より上
ハ男にハその價を十五シケルに估り女にハ十シケルに估るべし 八 その人もし貧くして汝の估價に勝ざる時
ハ祭司の前にいたり祭司の估價をうくべきなり祭司ハその誓願者の力にしたがひて估價をなすべし 九 人も
しそのエホバに禮物として獻ることを爲すところの牲畜の中を取り誓願の物となしてエホバに獻る時ハ其
物ハ都て聖し 十 之を更むべからずまた佳を惡に惡を佳に易べからず若し牲畜をもて牲畜に易ることをせバ
其と其に易たる者ともに聖なるべし 十一 もし人のエホバに禮物として獻ぐることを爲ざるところの汚たる畜
の中ならバその畜を祭司の前に牽いたるべし 十二 祭司ハまたその佳惡にしたがひて之が估價をなすべし即ち
その價ハ祭司の估るところによりて定むべきなり 十三 その人若これを贖ハんとせバその估る價にまた之が五
分の一を加ふべし 十四 また人もしその家をエホバに聖別さゝげたる時ハ祭司その佳惡にしたがひて之が估價
を爲べし即ちその價ハ祭司の估るところによりて定むべきなり 十五 その人もし家を贖ハんとせバその估價の
金にまた之が五分の一を加ふべし然せバ是ハ自分の有とならん 十六 人もしその遺業の田野の中をエホバに獻

たる時は其處に撒るゝ種の多少にしたがひてこれが估價をなすべし即ち大麥の種一ホメルを五十シケルに算ふべきなり 十七 もしその田野をヨベルの年より献たる時はその價は汝の估れる所によりて定むべし 十八 もし又その田野をヨベルの後に献たる時は祭司そのヨベルの年までに遺れる年の數にしたがひてその金を算へこれに準じてその估價を減すべし 十九 その田野を献たる者若これを贖はんとせばその估價の金の五分の一をこれに加ふべし然せばこれはその人に歸せん 二十 然ど若その田野を贖ふことをせず又はこれを他の人に賣ことをなさば再び贖ふことを得じ 二一 その田野はヨベルにおよびて出きたる時は永く奉納たる田野のごとくエホバに歸して聖き者となり祭司の產業とならん 二二 若また自己が買たる田野にしてその遺業にあらざる者をエホバに献たる時は 二三 祭司その人のために估價してヨベルの年までの金を推算べし彼は汝の估れる金高をその日エホバにたてまつりて聖物となすべし 二四 ヨベルの年にいたればその田野は賣主なるその本來の所有主に歸るべし 二五 汝の估價はみな聖所のシケルにしたがひて爲べし二十ゲラを一シケルとなす 二六 但し牲畜の初子はエホバに歸すべき初子なれば何人もこれを献べからず牛にもあれ羊にもあれ是はエホバの所屬なり 二七 若し汚たる畜ならば汝の估價にしたがひてこれにその五分の一を加へてその人これを贖ふべし若これを贖ふことをせずば汝の估價にしたがひて之を賣べし但し人がその凡て有る物の中より取て永くエホバに納めたる奉納物は人にもあれ畜にもあれその遺業の田野にもあれ一切賣べからずまた贖ふべからず奉納物はみなエホバに至聖物たるなり 二九 また人の中永く奉納られて奉納物となれる者も贖ふべからず必ず殺すべし 三十 地の十分の一は地の產物にもあれ樹の菓にもあれ皆エホバの所屬にしてエホバに聖きなり 三一 人もしその献ぐる十分の一を贖はんとせばこれにまたその五分の一を加ふべし 三二 牛または羊の十分の一については凡て杖の下を通る者の第十番にあたる者はエホバに聖き者なるべし 三三 その佳惡をたづぬべからずまた之を易べか

らず若これを易る時ハ其とりの易たる者ともに聖き者となるべしこれを贖ふことを得ず
三四 是等はヱホバがシナイ山においてイスラエルの子孫のためにモーセに命じたまひし誡命なり

利未記終

民數紀略

第一章

一 エジプトの國を出さる次の年の二月の一日にエホバシナイの野に於て集會の幕屋の中にてモーセに告て言たまはく 二 汝等イスラエルの子孫の全會衆の惣數をその宗族に依りその父祖の家に循ひて核へその諸の男丁の名の數と頭數とを得よ 三 すなはちイスラエルの中凡て二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る者を汝とアロンその軍旅にしたがひて數ふべし 四 また諸の支派おの〳〵その父祖の家の長たる者一人を出して汝等とともならしむべし 五 汝らとともに立べき人々の名は是なり即ちルベンよりはシデウルの子エリヅル 六 シメオンよりはツリシヤダイの子シルミエル 七 ユダよりはアミナダブの子ナシヨン 八 イツサカルよりはツアルの子ネタニエル 九 ゼブルンよりはヘロンの子エリアブ 十 ヨセフの子等の中にてはエフライムよりはアミホデの子エリシヤマ マナセよりはパダヅルの子ガマリエル 十一 ベニヤミンよりはギデオニの子アビダン 十二 ダンよりはアミシヤダイの子アヒエゼル 十三 アセルよりはオクランの子パギエル 十四 ガドよりはデウエルの子エリアサフ 十五 ナフタリよりはエナンの子アヒラ 十六 是等は會衆の中より選み出されし者にてその父祖の支派の牧伯またイスラエルの千人の長なり 十七 かくてモーセとアロンここに名を擧さる人々を率領て 十八 二月の一日に會衆をこと〴〵く集めければ彼等その宗族に循ひその父祖の家にしたがひその名の數にしたがひて自分の出生を述たり斯二十歳以上の者こと〴〵く核へらる 十九 エホバの命じたまひしごとくモーセシナイの野にて彼等を核數たり 二十 すなはちイスラエルの長子ルベンの子等より生れたる者その宗族によりその父祖の家にしたがひて核へ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるその名の數に依りその頭數によれば 二一 ルベンの支派の中にその核數られし者四萬六千五百人ありき 二二 またシメオンの子等より生れたる者等その宗族に依りその父祖の家にしたがひて核へ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を

數へたるにその名の數に依りその頭數に依ば 二三 シメオンの支派の中にその核數られし者五萬九千三百人あ
りき 二四 またガドの子等より生れたる者をその宗族に依りその父祖の家にしたがひて核へ二十歲以上にして
戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數に依れば 二五 ガドの支派の中にその核數られし者四萬五千
六百五十人ありき 二六 ユダの子等より生れたる者をその宗族に依りその父祖の家に循ひて核へ二十歲以上に
して戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數に依れば 二七 ユダの支派の中にその核數られし者七萬
四千六百人ありき 二八 イッサカルの子等より生れたる者をその宗族に依りその父祖の家にしたがひて核へ二
十歲以上にして戰爭に出るに勝る男丁を數へたるにその名の數に依ば 二九 イッサカルの支派の中にその核數
られし者五萬四千四百人ありき 三十 ゼブルンの子等より生れたる者をその宗數によりその父祖の家にしたが
ひて核へ二十歲以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數によれば 三一 ゼブルンの支派の
中にその核數られし者五萬七千四百人ありき 三二 ヨセフの子等の中エフライムの子等より生れたる者をその
宗族によりその父祖の家にしたがひて核へ二十歲以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにその名
の數に依ば 三三 エフライムの支派の中にその核數られし者四萬五百人ありき 三四 又マナセの子等より生れたる
者をその宗族に依りその父祖の家に循ひて核へ二十歲以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにそ
の名の數に依ば 三五 マナセの支派の中にその核數られし者三萬二千二百人ありき 三六 ベニヤミンの子等より生
れたる者をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核へ二十歲以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數
へたるにその名の數によれば 三七 ベニヤミンの支派の中にその數へられし者三萬五千四百人ありき 三八 ダンの
子等より生れたる者をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核へ二十歲以上にして戰爭にいづるに勝
る男丁を數へたるにその名の數によれば 三九 ダンの支派の中にその核數られし者六萬二千七百人ありき 四十 ア

セルの子等より出さる者をその宗族にしたがひて核へ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數によれば　四一アセルの支派の中にその核數られし者四萬一千五百人ありき　四二ナフタリの子等より生れたる者をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核へ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數によれば　四三ナフタリの支派の中にその數へられし者五萬三千四百人ありき　四四是すなはちその核數られし者にしてモーセとアロンとイスラエルの牧伯等の數ふる所是のごとしその牧伯等は十二人にして各々その父祖の家のために出たるなり　四五斯イスラエルの子孫をその父祖の家にしたがひて核へ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁をイスラエルの中に數へたるに　四六其核數られし者都合六十萬三千五百五十人ありき　四七但しレビの支派の人はその父祖にしたがひて核數らるゝこと無りき　四八即ちエホバモーセに告て言たまひけらく　四九惟レビの支派のみは汝これを核數ふべからずまたその總數をイスラエルの子孫とともに計ふべからざるなり　五十なんぢレビ人をして律法の幕屋とその諸の器具と其に屬する諸の物を管理らしむべし彼等はその幕屋とその諸の器具を運搬ぶことを爲しまたこれが役事を爲し幕屋の四圍にその營を張べし　五一幕屋を移す時はレビ人これを折卸し幕屋を立る時はレビ人これを組たつべし外人のこれに近く者は殺さるべし　五二イスラエルの子孫その軍旅に循ひて各々自己の營にその天幕を張り各人その隊の纛の下に天幕を張べし　五三然どレビ人は律法の幕屋の四圍に營を張べし是イスラエルの子孫の全會衆の上に震怒のおよぶことなからん爲なりレビ人は律法の幕屋をあづかり守るべし　五四是においてイスラエルの子孫エホバのモーセに命じたまひしごとくに凡て爲し斯おこなへり

第二章

一エホバモーセとアロンに告て言たまはく　二イスラエルの子孫は各々その隊の纛の下に營を張てその父祖の旗號の下に居るべくまた集會の幕屋の四圍において之にむかひて營を張べし　三即ち日の出る方東

に於てはユダの營の纛の下につく者その軍旅にしたがひて營を張りアミナダブの子ナションユダの子孫の
牧伯となるべし 四 その軍旅すなはちその核數られし者は七萬四千六百人 五 その傍に營を張る者はイッサカ
ルの支派なるべし而してツアルの子ネタニエルイッサカルの子孫の牧伯となるべし 六 その軍旅すなはちその
の核數られし者は五萬四千四百人 七 またゼブルンの支派これと偕にありてヘロンの子エリアブゼブルンの
子孫の牧伯となるべし 八 その軍旅すなはちその核數られし者は五萬七千四百人 九 ユダの營の軍旅すなはち
核數られし者は都合十八萬六千四百人是等の者首先に進むべし 十 また南の方に於てはルベンの營の纛の下
につく者その軍旅にしたがひて居りシデウルの子エリヅルルベンの子孫の牧伯となるべし 十一 その軍旅すな
はちその核數られし者は四萬六千五百人 十二 その傍に營を張る者はシメオンの支派なるべし而してツリシヤ
ダイの子シルミエルシメオンの子孫の牧伯となるべし 十三 その軍旅すなはちその核數られし者は五萬九千三
百人 十四 ガドの支派これに次ぎデウエルの子エリアサフガドの子孫の牧伯となるべし 十五 その軍旅すなはちその
の核數られし者は四萬五千六百五十人 十六 ルベンの營の軍旅すなはちその核數られし者は都合十五萬一千四
百五十人是等の者第二番に進むべし 十七 その次に律法の幕屋レビ人の營とともに諸營の眞中にありて進むべ
し彼等はその營を張がごとくに各々その隊にしたがひその纛にしたがひて進むべきなり 十八 また西の方にお
いてはエフライムの營の纛の下につく者その軍旅にしたがひて居りアミホデの子エリシヤマエフライムの
子孫の牧伯となるべし 十九 その軍旅すなはちその核數られし者は四萬五百人 二十 マナセの支派その傍にありて
パダヅルの子ガマリエルマナセの子孫の牧伯となるべし 二一 その軍旅すなはちその核數られし者は三萬二千
二百人 二二 ベニヤミンの支派これに次ぎギデオニの子アビダンベニヤミンの子孫の牧伯となるべし 二三 その軍
旅すなはちその核數られし者は三萬五千四百人 二四 エフライムの營の軍旅すなはちその核數られし者は都合

十萬八千一百人是等の者第三番に進むべし 二五 また北の方に於はダンの營の纛の下につく者その軍旅に循ひて居りアミシヤダイの子アヒエゼルダンの子孫の牧伯となるべし 二六 その軍旅すなはちその核數られし者は六萬二千七百人 二七 その傍に營を張る者はアセルの支派なるべし而してオクランの子パギエルアセルの子孫の牧伯となるべし 二八 その軍旅すなはちその核數られし者は四萬一千五百人 二九 ナフタリの支派これに次ぎエナンの子アヒラナフタリの子孫の牧伯となるべし 三十 その軍旅すなはちその核數られし者は五萬三千四百人 三一 ダンの營の核數られし者は都合十五萬七千六百人是等の者その旗號にしたがひて最後に進むべし 三二 イスラエルの子孫のその父祖の家にしたがひて核數られし者は是のごとし諸營の軍旅すなはちその核數られし者は都合六十萬三千五百五十人なりき 三三 但しレビ人はイスラエルの子孫とともに計へらるゝこと無りき すなはちエホバのモーセに命じたまへる如し 三四 是においてイスラエルの子孫エホバの凡てモーセに命じたまひしごとくに行ひ各々その宗族に依りその父祖の家に依りその隊の纛にしたがひて營を張りまた進むことを爲せり

第三章

一 エホバシナイ山に於てモーセと語ひたまへる日にはアロンとモーセの一族左のごとくにてありき 二 アロンの子等は是のごとし長子はナダブ次はアビウエレアザルイタマル 三 是すなはちアロンの子等の名なり彼等は皆膏そゝがれ祭司の職に任ぜられて祭司となれり 四 ナダブとアビウはシナイの野にて異火をエホバの前に獻たる時にエホバの前に死り子なしエレアザルとイタマルはその父アロンの目の前にて祭司の職を爲り○ 五 エホバまたモーセに告て言たまはく 六 レビの支派を召よせ祭司アロンの前に侍りてこれに事へしめよ 七 彼らは集會の幕屋の前にありてアロンの職と全會衆の職に替り幕屋の役事をなすべきなり 八 すなはち彼等は集會の幕屋の諸の器具を看守イスラエルの子孫の職に替りて幕屋の役事をなすべし 九 汝レ

ビ人をアロンとその子等に與ふべしイスラエルの子孫の中より彼等は全くアロンに與へられたる者なり 十
汝アロンとその子等を立て祭司の職を行はしむべし外人の近づく者は殺されん 十一 ヱホバすなはちモーセに
告て言たまはく 十二 視よ我イスラエルの子孫の中なる始に生れたる者すなはち首出の代にレビ人をイスラエ
ルの子孫の中より取り 十三 首出はすべて吾が有なり我エジプトの國の中の首出をことごとく撃ころせる時イ
スラエルの首出を人も畜もことごとく聖別て我に歸せしめたり是はわが有となるべし我はヱホバなり 十四 ヱ
ホバシナイの野にてモーセに告て言たまはく 十五 汝レビの子孫をその父祖の家に依りその宗族にしたがひて
核數よ即ちその一箇月以上の者を核數べし 十六 是においてモーセヱホバの言に循ひてその命ぜられしごとく
に之を核數たり 十七 レビの子等の名は左のごとしゲルションコハテメラリ 十八 ゲルションの子等の名はその宗族によ
れば左の如しリブニシメイ 十九 コハテの子等の名はその宗族に依ば左のごとしアムラムイヅハルヘブロンウジエル
二十 メラリの子等の名はその宗族によればマヘリムシなりレビ人の宗族はその父祖の家に依ば是のごとくな
り 二一 ゲルションよりリブニ人の族とシメイ人の族出たり是すなはちゲルションの族なり 二二 その核數られし
者の數すなはち一箇月以上の男子の數は都合七千五百人 二三 ゲルション人の族は凡て幕屋の後すなはち西の
方に營を張べし 二四 而してラエルの子エリアサフゲルション人の牧伯となるべし 二五 集會の幕屋におけるゲルショ
ンの子孫の職守は幕屋と天幕とその頂蓋および集會の幕屋の入口の幔と 二六 庭の幕および幕屋と壇の周圍な
る庭の入口の幔ならびにその繩等凡て之に用ふる物を守るべき事なり 二七 またコハテよりアムラミ人の族イヅハリ
人の族ヘブロン人の族ウジエリ人の族出たり是すなはちコハテ人の族なり 二八 一箇月以上の男子の數は都合八千
六百人是みな聖所の職守を守るべき者なり 二九 コハテの子孫の族は凡て幕屋の南の方に營を張べし 三十 而して
ウジエルの子エリザパンコハテ人の族の牧伯となるべし 三一 彼等の職守は律法の櫃、案、燈臺、諸壇、および聖所

の役事に用ふる器具ならびに幔等凡て其處に用ふる物を守るべき事なり 三二 祭司アロンの子エレアザルレビ
人の牧伯の長となり且聖所の職を守る者を統轄るべし 三三 又メラリよりマヘリ人の族とムシ人の族出たり
是すなはちメラリの族なり 三四 その核數られし者すなはち一箇月以上の男子の數は六千二百人 三五 アビハイル
の子ツリエルメラリの族の牧伯となり此族幕屋の北の方に營を張べし 三六 メラリの子孫の管理るべき者職守
とすべき者は幕屋の板とその横木とその柱とその座とその諸の器具および其に用ふる一切の物 三七 ならびに庭の周
圍の柱とその座とその釘およびその繩なり 三八 また幕屋の前その東の方すなはち集會の幕屋の東の方にはモー
セとアロンおよびアロンの子等營を張りイスラエルの子孫の職守に代て聖所の職守を守るべし外人の近づ
く者は殺されん 三九 モーセとアロンがエホバの言に依りレビ人を悉く核數たるに一箇月以上の男子の數二萬二
千ありき○ 四十 エホバまたモーセに言たまはく汝イスラエルの子孫の中の首出たる男子の一箇月以上なる者
を盡く數へてその名の數を計れ 四一 我はエホバなり我ために汝レビ人を取りてイスラエルの子孫の中なる諸
の首出子に代へまたレビ人の家畜を取てイスラエルの子孫の家畜の中なる諸の首出に代べし 四二 モーセすな
はちエホバの己に命じたまへるごとくにイスラエルの子孫の中なる首出子を盡く數へたり 四三 その數へられ
し首出なる男子の一箇月以上なる者はその名の數に依て都合二萬二千二百七十三人ありき 四四 すなはちエホ
バモーセに告て言たまはく 四五 汝レビ人を取てイスラエルの子孫の中なる諸の首出子に代へまたレビ人の家
畜を取て彼等の家畜に代よレビ人は我が所有とならん我はエホバなり 四六 またイスラエルの子孫の首出子は
レビ人より多きこと二百七十三人なれば是等をば贖ふべき者となし 四七 その頭數に依て一人ごとに五シケル
を取べし即ち聖所のシケルに循ひて之を取べきなり一シケルは二十ゲラなり 四八 汝その餘れる者の贖の金を
アロンとその子等に付すべし 四九 是においてモーセ レビ人をもて贖ひ餘せるところの者の贖の金を取り 五十 即

ちモーセイスラエルの子孫の首出子の中より聖所のシケルにしたがひて金千三百六十五シケルを取り 五一 そ
の贖へるそ者の金をエホバの言にしたがひてアロンとその子等に付せりエホバのモーセに命じたまひし如
し

第四章 一 エホバまたモーセとアロンに告て言たまはく 二 レビの子孫の中よりコハテの子孫の總數をその宗
族に依りその父祖の家にしたがひて計へ 三 三十歳以上五十歳までにして能く軍團に入り集會の幕屋に働作
をなすことを得る者をことごとく數へよ 四 コハテの子孫が集會の幕屋においてなすべき勤務は至聖物に關
る者にして是のごとし 五 即ち營を進むる時もアロンとその子等まづ往て障蔽の幕を取おろし之をもて律法
の櫃を覆ひ 六 その上に獾の皮の蓋をほどこしまたその上に總青の布を打かけその杠を差いるべし 七 また供
前のパンの案の上にも青き布を打かけその上に皿、匙、杓、および酒を灌ぐ斝を置きまた常供のパンをその上に
あらしめ 八 紅の布をその上に打かけ獾の皮の蓋をもてこれを覆ひ而してその杠を差いるべし 九 また青き布
を取て燈臺とその盞その燈鉗その剪燈盤および其に用ふる諸の油の器を覆ひ 十 獾の皮の蓋の內に燈臺とそ
の諸の器をいれてこれを棹にかくべし 十一 また金の壇の上に青き布を打かけ獾の皮の蓋をもて之を蓋ひその
杠を差いるべし 十二 また聖所の役事に用ふる役事の器をことごとく取青き布に裹み獾の皮の蓋をもてこれ
を蓋ひて棹にかくべし 十三 また壇の灰を取さりて紫の布をその壇に打かけ 十四 その上に役事をなすに用ふる諸
の器具すなはち火鼎肉叉火鏟鉢および壇の一切の器具をこれに載せ獾の皮の蓋をその上に打かけ而してその
の杠を差とほすべし 十五 營を進むるにあたりてアロンとその子等聖所と聖所の一切の器具を蓋ふことを
畢りたらば即ちコハテの子孫いり來りてこれを舁べし然ながら彼等ハ聖物に捫るべからず恐くは死ん集會
の幕屋の中なる是等の物もコハテの子孫の擔ふべき者なり 十六 祭司アロンの子エレアザルは燈火の油、馨しき

香、常供の素祭および灌油を司どりまた幕屋の全體とその中なる一切の聖物および其處の諸の器具を司どるべし 十七 エホバまたモーセとアロンに告て言たまはく 十八 汝等コハテ人の宗族の者をしてレビ人の中より絕るゝに至らしむる勿れ 十九 彼等が至聖物に近く時に生命を保ちて死ることなからん爲に汝等かく之を爲べし即ちアロンとその子等まづ入り彼等をして各箇その役事に就しめその擔ふべき物を取しむべし 二十 彼等は入て須臾も聖物を觀るべからず恐らくは死ん○ 二一 エホバまたモーセに告て言たまはく 二二 汝ゲルションの子孫の總數をその父祖の家に依りその宗族に循ひてしらべ 二三 三十歲以上五十歲までにして能く軍團に入り集會の幕屋に働作をなすことを得る者をことごとく數へよ 二四 ゲルション人の働く事と擔ふ物は是のごとし 二五 即ち彼等は幕屋の幕と集會の天幕およびその頂蓋とその上なる獾の皮の蓋ならびに集會の天幕の入口の幔を擔ひ 二六 庭の幕および幕屋と壇の周圍なる庭の門の入口の幔とその繩ならびにそれに用ふる諸の器具と其がために造る一切の物を擔ふべし斯働作べきなり 二七 ゲルションの子孫の一切の役事すなはちその擔ふところと働くところはアロンとその子等の命に循ふべきなり汝等は彼等にその擔ふべき物を割渡してこれを守らしむべし 二八 ゲルションの子孫の宗族が集會の幕屋において爲べき働作は是のごとし彼等の守る所は祭司アロンの子イタマルこれを監督るべし○ 二九 メラリの子孫もまた汝これをその宗族に依りその父祖の家に循ひて計べ 三十 三十歲以上五十歲までにして能く軍團に入り集會の幕屋において勤務をなすことを得る者を盡く數へよ 三一 彼等が集會の幕屋において爲べき一切の役事すなはちその擔ひ守るべき物は是のごとし幕屋の板その橫木その柱その座 三二 庭の四周の柱その座その釘その繩およびこれがために用ふる一切の器具なり彼等が擔ひ守るべき器具は汝等その名を按へて之を數ふべし 三三 是すなはちメラリの子孫の族がなすべき役事にして彼等は祭司アロンの子イタマルの監督をうけて集會の幕屋において此すべての役事を爲べきなり 三四 是

においてモーセとアロンおよび會衆の牧伯等コハテの子孫をその宗族に依りその父祖の家にしたがひてか
ぞへ 三五 三十歳以上五十歳までにして能く軍團に入り集會の幕屋において勤務をなすことを得る者を盡く數
へたるに 三六 その宗族にしたがひて數へられし者二千七百五十人ありき 三七 是すなはちコハテ人の族の數へら
れし者にして皆集會の幕屋において役事をなすことを得る者なりモーセとアロンエホバがモーセによりて
命じたまひし所にしたがひて之を數へたり 三八 またゲルションの子孫をその宗族に依りその父祖の家に循ひ
て計へ 三九 三十歳以上五十歳までにして能く軍團に入り集會の幕屋において勤務をなすことを得る者を數へ
たるに 四十 その宗族に依りその父祖の家に循ひて數へられし者二千六百三十人ありき 四一 是すなはちゲルショ
ンの子孫の族の數へられし者にして皆集會の幕屋において勤務をなすことを得る者なりモーセとアロンエ
ホバの命にしたがひて之を數へたり 四二 またメラリの子孫の族をその宗族に依りその父祖の家に循ひて計へ
四三 三十歳以上五十歳までにして能く軍團に入り集會の幕屋において勤務をなすことを得る者を數へたるに
四四 その宗族にしたがひて數へられし者三千二百人ありき 四五 是すなはちメラリの子孫の族の數へられし者な
りモーセとアロンエホバのモーセによりて命じたまひし所にしたがひて之を數へたり 四六 モーセとアロンお
よびイスラエルの牧伯等レビ人をその宗族に依りその父祖の家にしたがひてかぞへ 四七 三十歳以上五十歳ま
でにして能く來りて集會の幕屋の役事を爲し且これを擔ふ業を爲す者を數へたるに 四八 その數へられしもの
は數都合八千五百八十人なりき 四九 エホバの命にしたがひてモーセかれらを數へ彼等をして各人その役事に
就しめかつその擔ふ所をうけもたしめたりエホバの命にしたがひて數へたるところ是のごとし

第五章 一 エホバモーセに告て言たまはく 二 イスラエルの子孫に命じて癩病人と流出ある者と死骸に汚され
たる者とを盡く營の外に出さしめよ 三 男女をわかたず汝等これを出して營の外に居しめ彼等をしてその營

を汚さしむべからず我らの諸営の中に住なり 四 イスラエルの子孫かく為して之を営の外に出せりすなはちエホバのモーセに告たまひし如くにイスラエルの子孫然なしぬ○ 五 エホバまたモーセに告て言たまはく 六 イスラエルの子孫に告よ男または女もし人の犯す罪を犯してエホバに悖りその身罪ある者とならば 七 その犯せし罪は言あらはしその物の代価にその五分の一を加へてこれを己が罪を犯せる者に付してその償を為べし 八 然ど若その罪の償を受べき親戚の人にあらざる時はその罪の償をエホバになして之を祭司に帰せしむべしまた彼のために用ひて贖をなすところの贖罪の牡羊も祭司に帰す 九 イスラエルの子孫の擧祭となして祭司に携へ来る所の聖物は皆祭司に帰す 十 諸の人の聖別て献る物は祭司に帰し凡て人の祭司に付す物は祭司に帰するなり○ 十一 エホバ モーセに告て言たまはく 十二 イスラエルの子孫に告てこれに言へ人の妻道ならぬ事を為てその夫に罪を犯すあり 十三 人かれと交合したるにその事夫の目にかくれて露顕ず彼その身を汚したれどこれが証人となる者なく彼またその時に執へられもせざるあり 十四 すなはち妻その身を汚したる事ありて夫猜疑の心を起してその妻を疑ふことあり又は妻その身を汚したる事なきに夫猜疑の心を起してその妻を疑ふことある時は 十五 夫その妻を祭司の許に携へきたり大麦の粉一エパの十分の一をこれがために禮物として持きたるべしその上に油を灌べからずまた乳香を加ふべからず是は猜疑の禮物記念の禮物にして罪を誌えしむる者なればなり 十六 祭司はまたその婦人を近く進ませてエホバの前に立しめ 十七 瓦の器に聖水を入れ幕屋の下の地の土を取てその水に放ち 十八 其婦人をエホバの前に立せ婦人にその頭を露さしめて記念の禮物すなはち猜疑の禮物をその手に持すべし而して祭司は詛を来らするところの苦き水を手に執り 十九 婦を誓せてこれに言べし人もし汝と寝たる事あらず汝また汝の夫を措て道ならぬ事を為て汚穢に染しこと無ば詛を来する此苦水より害を受ることを有ざれ 二十 然ど汝もし汝の夫を措て道ならぬ事を為てその身を汚し汝の

夫あらざる人と寢たる事あらば 二一 (祭司その婦人をして詛を來らする誓をなさしめて祭司その婦人に言べし)ヱホバ汝の腿を痩しめ汝の腹を脹れしめ汝を衆て汝の民の指て詛ふ者指て誓ふ者とならしめたまへ 二二 また詛を來らするこの水汝の腸にいりて汝の腹を脹れさせ汝の腿を痩させんとその時婦人はアーメンアーメンと言べし 二三 而して祭司この詛を書に筆記しその苦水にて之を洗おとし 二四 婦人をしてその詛を來らする水を飮ましむべしその詛を來らする水かれの中にいりて苦くならん 二五 祭司まづその婦人の手より猜疑の禮物を取りその禮物をヱホバの前に搖てこれを壇に持來り 二六 而して祭司其禮物の中より記念の分一握をとりて之を壇の上に焚き然る後婦人にその水を飮ましむべし 二七 その水を之に飮しめたる時もしかれその身を汚し夫に罪を犯したる事あるに於てもその詛を來らする水かれの中に入て苦くなりその腹脹れその腿痩て自己はその民の指て詛ふ者とならん 二八 然ど彼もしその身を汚しゝ事あらずして潔からば害を受ずして能く子を生ん 二九 是すなはち猜疑の律法なり妻たる者その夫を措き道ならぬ事を爲て身を汚しゝ時 三〇 また夫たる者猜疑の心を起してその妻を疑ふ時はその婦人をヱホバの前におきて祭司その律法のごとく之に行ふべきなり 三一 斯せば夫は罪なく妻はその罪を任ん

第六章

一 ヱホバ、モーセに告て言たまはく 二 イスラエルの子孫に告て之に言へ男または女俗を離れてナザレ人の誓願を立て俗を離れてその身をヱホバに歸せしむる時は 三 葡萄酒と濃酒を斷ち葡萄酒の醋となれる者と濃酒の醋となれる者を飮ずまた葡萄の汁を飮ず葡萄の鮮なる者をも乾たる者をも食ざるべし 四 その俗を離れをる日の間は都て葡萄の樹より取たる者はその核より皮まで一切食ふべからざるなり 五 その誓願を立て俗を離れをる日の間は都て薙刀をその頭にあつべからずその俗を離れて身をヱホバに歸せしめたる日の滿るまで彼は聖ければその頭髮を長しおくべし 六 その俗を離れて身をヱホバに歸せしむる日の間は凡て

死骸に近づくべからず 七其父母兄弟姉妹の死たる時にもこれがために身を汚すべからず其もその俗を離れて神に歸したる記號その首にあればなり 八彼はその俗を離れをる日の間は凡てエホバの聖者なり 九若し人計ずも彼の傍に死てそのナザレの頭を汚すことあらばその身を潔る日に頭を剃べしすなはち第七日にこれを剃べきなり 十而して第八日に鴿鳩二羽かまたは雛き鴿二羽を祭司に携へきたり集會の幕屋の門にいたるべし 十一斯て祭司はその一を罪祭に一を燔祭に献げ彼が屍に由て獲たる罪を贖ひまたその日にかれの首を聖潔すべし 十二彼またその俗を離れてエホバに歸するの日を新にし當歳の羔羊を携へきたりて愆祭となすべし彼その俗を離れをる時に身を汚したれば是より前の日は其の中に算ふべからざるなり 十三ナザレ人の律法は是のごとしその俗を離るゝの日滿たる時はその人を集會の幕屋の門に携へいたるべし 十四斯てその人は禮物をエホバにさゝぐべし即ち當歳の羔羊の牡の全き者一匹を燔祭となし當歳の羔羊の牝の全き者一匹を罪祭となし牡羊の全き者一匹を酬恩祭となし 十五また無酵パン一筐麥粉に油を和て作れる菓子油を塗たる酵いれぬ煎餅およびその素祭と灌祭の物を持きたるべし 十六斯て祭司これをエホバの前に携へきたりその罪祭と酬恩祭を献げ 十七またその牡羊を筐の中なる酵いれぬパンとあはせてこれを酬恩祭の犠牲としてエホバに献ぐべし祭司またその素祭と灌祭をも献べきなり 十八ナザレ人は集會の幕屋の門に於てそのナザレの頭を剃りそのナザレの頭の髪を取てこれを酬恩祭の犠牲の下の火に放つべし 十九祭司その牡羊の煮たる肩と筐の中の酵いれぬ菓子一箇と酵いれぬ煎餅一箇をとりてこれをそのナザレ人がそのナザレの頭を剃におよびてこれをその手に授け 二十而して祭司エホバの前にて之を搖て搖祭となすべし是は聖物にしてその搖る胸と擧たる腿とともに祭司に歸すべし斯て後ナザレ人は酒を飲ことを得 二十一是すなはち誓願を立たるナザレ人がその俗を離れ居し事によりてエホバに禮物を献ぐるの律法なり此外にまたその能力の及ぶところの物を献ぐることを得べし即

ちその立たる誓願のごとくその俗を離るゝの律法にしたがひて爲べきなり○ 二二 エホバまたモーセに告て言ひ
たまはく 二三 アロンとその子等に告て言へ汝等斯のごとくイスラエルの子孫を祝して言べし 二四 願くはエホバ
汝を惠み汝を守りたまへ 二五 願くはエホバその面をもて汝を照し汝を憐みたまへ 二六 願くはエホバその面を擧
て汝を眷み汝に平安を賜へと 二七 かくして彼等吾名をイスラエルの子孫に蒙らすべし然ば我かれらを惠まん

第七章

一 モーセ幕屋を建をはり之に膏を灌ぎてこれを聖別めまたその一切の器具およびその壇とその一切
の器具に膏を灌ぎて之を聖別たる日に 二 イスラエルの牧伯等すなはちその諸宗族の長諸支派の牧伯にして
その核數られし者を監督る者等獻納を爲り 三 彼等その禮物をエホバに持きたるに蓋ある車六輛と牛十二匹
あり牧伯二人に車一輛一人に牛一匹なり即ちこれを幕屋の前にひき至れり 四 時にエホバ モーセに告て言ひ
たまはく 五 汝これを彼等より取て集會の幕屋の用に供へレビ人にその職分職分にしたがひて之を授すべし
六 是においてモーセその車と牛を取て之をレビ人に授せり 七 即ちゲルションの子孫にはその職分を按へて
車二輛と牛四匹を授し 八 メラリの子孫にはその職分を按へて車四輛と牛八匹を授し祭司アロンの子イタマ
ルをしてこれを監督らしめたり 九 然どコハテの子孫には何をも授さゞりき是は彼等が聖所になすべき職分
はその肩をもて擔ふの事なるが故なり○ 十 壇に膏を灌ぐ日に牧伯等壇奉納の禮物を携へ來り牧伯等その禮
物を壇の上に獻げたり 十一 エホバ モーセに言たまひけるは牧伯等は一日に一人宛その壇奉納の禮物を獻
ぐべし 十二 第一日に禮物を獻し者はユダの支派のアミナダブの子ナションなり 十三 その禮物は銀の皿一箇その
重さ百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品
を充す 十四 また金の匙の十シケルある者一箇是にも香を充す 十五 また燔祭に用ふる若き牡牛一匹牡羊一匹當歲
の羔羊一匹 十六 罪祭に用ふる牡山羊一匹 十七 酬恩祭の犧牲に用ふる牛二匹牡羊五匹牡山羊五匹當歲の羔羊五匹

アミナダブの子ナシヨンの禮物ハ是の如し○ 十八 第二日にハイツサカルの牧伯ツアルの子ネタニエル獻納を爲
り 十九 その獻げし禮物ハ銀の皿一箇その重ハ百三十シケル銀の鉢一箇是ハ七十シケル皆聖所のシケルに循が
ふ此二者にも麥粉に油を和たる、素祭の品を充す 二十 また金の匙の十シケルなる者一箇是にハ香を充す 二一 また
燔祭に用ふる若き牡牛一匹牡羊一匹當歳の羔羊一匹 二二 罪祭に用ふる牡山羊一匹 二三 酬恩祭の犧牲に用ふる牛
二匹牡羊五匹牡山羊五匹當歳の羔羊五匹ツアルの子ネタニエルの禮物ハ是のごとし○ 二四 第三日にハゼブル
ンの子孫の牧伯ヘロンの子エリアブ獻納を爲り 二五 その禮物ハ銀の皿一箇その重ハ百三十シケル銀の鉢一箇
是ハ七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者にも麥粉に油を和たる素祭の品を充す 二六 また金の匙の十シケ
ルなる者一箇是にハ香を充す 二七 また燔祭に用ふる若き牡牛一匹牡羊一匹當歳の羔羊一匹 二八 罪祭に用ふる牡
山羊一匹 二九 酬恩祭の犧牲に用ふる牛二匹牡羊五匹牡山羊五匹當歳の羔羊五匹ヘロンの子エリアブの禮物ハ
是のごとし○ 三十 第四日にハルベンの子孫の牧伯シデウルの子エリヅル獻納を爲り 三一 その禮物ハ銀の皿一箇
その重は百三十シケル銀の鉢一箇是ハ七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者にハ麥粉に油を和たる素祭
の品を充す 三二 また金の匙の十シケルなる者一箇是にハ香を充す 三三 また燔祭に用ふる若き牡牛一匹牡羊一匹
當歳の羔羊一匹 三四 罪祭に用ふる牡山羊一匹 三五 酬恩祭の犧牲に用ふる牛二匹牡羊五匹牡山羊五匹當歳の羔羊
五匹シデウルの子エリヅルの禮物ハ是のごとし○ 三六 第五日にハシメオンの子孫の牧伯ツリシヤダイの子シ
ルミエル獻物を爲り 三七 その禮物ハ銀の皿一箇その重は百三十シケル銀の鉢一箇是ハ七十シケル皆聖所のシ
ケルに循ふ此二者にハ麥粉に油を和たる素祭の品を充す 三八 また金の匙の十シケルなる者一箇是にハ香を充
す 三九 また燔祭に用ふる若き牡牛一匹牡羊一匹當歳の羔羊一匹 四十 罪祭に用ふる牡山羊一匹 四一 酬恩祭の犧牲に
用ふる牛二匹牡羊五匹牡山羊五匹當歳の羔羊五匹ツリシヤダイの子シルミエルの禮物ハ是のごとし○ 四二 第

六日にはガドの子孫の牧伯デウエルの子エリアサフ獻納をなせり 四三 その禮物は銀の皿一箇その重は百三十
シケル銀の鉢一個是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふこの二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す 四四
また金の匙の十シケルなる者一箇是にも香を充す 四五 また燔祭に用ふる若き牡牛一匹牡羊一匹當歳の羔羊一
匹 四六 罪祭に用ふる牡山羊一匹 四七 酬恩祭の犧牲に用ふる牛二匹牡羊五匹牡山羊五匹當歳の羔羊五匹デウエル
の子エリアサフの禮物はかくのごとし○ 四八 第七日にはエフライムの子孫の牧伯アミホデの子エリシヤマ獻
納をなせり 四九 その禮物は銀の皿一箇その重は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循
ふ此二者みな麥粉に油を和たる素祭の品を充す 五十 また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す 五一 また
燔祭に用ふる若き牡牛一匹牡羊一匹當歳の羔羊一匹 五二 罪祭に用ふる牡山羊一匹 五三 酬恩祭の犧牲に用ふる牛
二匹牡羊五匹牡山羊五匹當歳の羔羊五匹アミホデの子エリシヤマの禮物は是のごとし○ 五四 第八日にはマナ
セの子孫の牧伯パダヅルの子ガマリエル獻納をなせり 五五 その禮物は銀の皿一箇その重は百三十シケル銀の
鉢一箇是は七十シケルみな聖所のシケルに循ふこの二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す 五六 また金の
匙の十シケルなる者一箇是には香を充す 五七 また燔祭に用ふる若き牡牛一匹牡羊一匹當歳の羔羊一匹 五八 罪祭
に用ふる牡山羊一匹 五九 酬恩祭の犧牲に用ふる牛二匹牡羊五匹牡山羊五匹當歳の羔羊五匹パダヅルの子ガマ
リエルの禮物は是のごとし○ 六十 第九日にはベニヤミンの子孫の牧伯ギデオニの子アビダン獻納をなせり 六一
その禮物は銀の皿一箇その重も百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケルみな聖所のシケルに循ふこの二者
には麥粉に油を和たる素祭の品を充す 六二 また金の匙の十シケルなる者一個是には香を充す 六三 また燔祭に用
ふる若き牡牛一匹牡羊一匹當歳の羔羊一匹 六四 罪祭に用ふる牡山羊一匹 六五 酬恩祭の犧牲ふ用ふる牛二匹牡羊
五匹牡山羊五匹當歳の羔羊五匹ギデオニの子アビダンの禮物は是のごとし○ 六六 第十日にはダンの子孫の牧

伯アミシヤダイの子アヒエゼル獻納をなせり 六七 その禮物は銀の皿一個その重は百三十シケル銀の鉢一個是も七十シケル皆聖所のシケルに循がふこの二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す 六八 また金の匙の十シケルなる者一個是には香を充す 六九 また燔祭に用ふる若き牡牛一匹牡羊一匹當歳の羔羊一匹 七十 罪祭に用ふる牡山羊一匹 七一 酬恩祭の犧牲に用ふる牛二匹牡羊五匹牡山羊五匹當歳の羔羊五匹アミシヤダイの子アヒエゼルの禮物は是のごとし○ 七二 第十一日にはアセルの子孫の牧伯オクランの子パギエル獻納を爲せり 七三 その禮物は銀の皿一個その重は百三十シケル銀の鉢一個是も七十シケルみな聖所のシケルに循がふこの二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す 七四 亦金の匙の十シケルなる者一個是には香を充す 七五 亦燔祭に用ふる若き牡牛一匹牡羊一匹當歳の羔羊一匹 七六 罪祭に用ふる牡山羊一匹 七七 酬恩祭の犧牲に用ふる牛二匹牡羊五匹牡山羊五匹當歳の羔羊五匹オクランの子パギエルの禮物は是のごとし○ 七八 第十二日にはナフタリの子孫の牧伯エナンの子アヒラ獻物をなせり 七九 その禮物は銀の皿一個その重は百三十シケル銀の鉢一個是は七十シケルみな聖所のシケルに循ふこの二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す 八十 また金の匙の十シケルなる者一個是には香を充す 八一 また燔祭に用ふる若き牡牛一匹牡羊一匹當歳の羔羊一匹 八二 罪祭に用ふる牡山羊一匹 八三 酬恩祭の犧牲に用ふる牛二匹牡羊五匹牡山羊五匹當歳の羔羊五匹エナンの子アヒラの禮物は是のごとし○ 八四 是すなはち壇に膏を灌げる日にイスラエルの牧伯等が獻げたる壇奉納の禮物なり即ち銀の皿十二銀の鉢十二金の匙十二 八五 銀の皿は各々百三十シケル鉢は各々七十シケル聖所のシケルに依ばこの諸の銀の器はその重都合二千四百シケルなりき 八六 また香を充せる金の匙十二ありその重は聖所のシケルに依ば各々十シケルその匙の金は都合百二十シケルなりき 八七 また燔祭に用ふる者は牡牛十二牡羊十二當歳の羔羊十二ありき之にその素祭の物を加ふまた罪祭の牡山羊十二あり 八八 また酬恩祭の犧牲に用ふる者は牡牛二十四牡羊六十牡山

羊六十當歳の羔羊六十あり壇に膏を灑ぎて後に獻たる壇奉納の禮物は是のごとし　八十九 斯てモーセはエホバと
語はんとて集會の幕屋に入けるに律法の櫃の上なる贖罪所の上兩個のケルビムの間より聲いでゝ己に語ふを
聽り即ち彼と語へり

第八章

一 エホバまたモーセに告て言たまはく　二 アロンに告て之に言へ汝燈火を燃す時は七の燈盞をして
均く燈臺の前を照さしむべし　三 アロンすなはち然なし燈火を燈臺の前の方にむけて燃せりエホバのモーセ
に命じたまへる如し　四 燈臺の作法は是のごとし是は槌にて椎て作れる者即ちその臺座よりその花まで槌に
て椎て作れる者なりモーセエホバの己に示したまへる式樣にてらしてこの燈臺を作れり○　五 エホバモーセ
に告て言たまはく　六 レビ人をイスラエルの子孫の中より取てこれを潔めよ　七 汝かく彼らに爲て之を潔むべ
し即ち罪を潔むる水を彼等に灑ぎかけ彼等にその身をことごとく剃しめその衣服を洗はしめて之を潔め　八
而して彼等に若き牡牛一匹と麥粉に油を和たる者を取しめよ汝また別に若き牡牛を罪祭のために取べし　九
斯て汝レビ人を集會の幕屋の前に携きたりてイスラエルの子孫の全會を集め　十 而してレビ人をエホバの前
に進ましめてイスラエルの子孫に其手をレビ人の上に按しむべし　十一 而してイスラエルの子孫のためにレビ
人を搖祭となしてエホバの前に獻ぐべし是彼らをしてエホバの勤務を爲しめんためなり　十二 斯て汝レビ人に
その手をかの牛の頭に按しめその一を燔祭となしてエホバに獻げ之をもてレビ人のために贖罪をなすべし
十三 即ちレビ人をアロンとその子等の前に立しめ之を搖祭となしてエホバに獻べし　十四 汝レビ人をイスラエル
の子孫の中より區別ちレビ人をしてわが所屬とならしむべし　十五 斯て後レビ人は入て集會の幕屋の役事をな
すべし汝かれらを潔め之を獻げて搖祭となすべし　十六 彼らはイスラエルの子孫の中よりして我に獻げらるゝ
者なりイスラエルの子孫の中なる始に生れたる者すなはちすべての首出子の代に我かれらを取なり　十七 イスラエ

ルの子孫の中の首出子は人たるも獸たるも凡てわが所屬となるべし其は我エジプトの地において首出子を
盡く撃ころしたる時に彼等を聖者となして我に屬せしめたればなり 十八 是をもて我イスラエルの子孫の中の
一切の首出子の代にレビ人を取なり 十九 我イスラエルの子孫の中よりレビ人を取て之をアロンとその子等に
與へ之をして集會の幕屋においてイスラエルの子孫に代てその役事を爲しめまたイスラエルの子孫のため
に贖罪をなさしめん是イスラエルの子孫が聖所に近く時にイスラエルの子孫の中に災害の起ざらんため
なり 二十 モーセとアロンおよびイスラエルの子孫の全會衆エホバがレビ人の事につきてモーセに命じた
まへる所に悉くしたがひてレビ人におこなへり即ちイスラエルの子孫かくの如く彼等に行ひたり 二一 レビ人
是に於てその身を潔め衣服を洗ひたればアロンかれらをエホバの前に獻て搖祭となしアロンまた彼らのた
めに贖罪をなして之を潔めたり 二二 斯て後レビ人は集會の幕屋に入てアロンとその子等の前にてその役事を
爲り彼等はレビ人の事につきてエホバのモーセに命じたまへる所に循ひて斯のごとく之を行ひたり 二三 エホ
バまたモーセに告て言たまはく 二四 レビ人は斯なすべし即ち二十五歳以上の者は軍團に入て集會の幕屋の役
事をなすべし 二五 然ど五十歳よりは軍團を退きて休み重て役事をなすべからず 二六 唯集會の幕屋においてそ
の兄弟等をつかさどり且伺ひ守ることを勤むべし役事を爲すべからず汝レビ人をしてその職務をなさしむ
ることは斯のごとくなすべし

第九章

一 エジプトの國を出たる次の年の正月エホバシナイの野にてモーセに告て言たまはく 二 イスラエ
ルの子孫をして逾越節をその期におよびて行はしめよ 三 その期即ち此月の十四日の晩にいたりて汝等こ
れを行ふべし汝等これをおこなふにはその諸の條例とその諸の式法に循ふべきなり 四 是においてモーセイ
スラエルの子孫に逾越節を行ふべき事を告たれば 五 彼等正月の十四日の晩にシナイの野にて逾越節

を行へり即ちイスラエルの子孫はエホバのモーセに命じたまへる所に盡く循ひてこれを爲ぬ 六 時に人の死
骸に身を汚して逾越節を行ふこと能ざる人々ありてその日にモーセとアロンの前にいたれり 七 その人々
すなはち彼に言ふ我等は人の死骸に身を汚したり然ど我らはその期におよびてイスラエルの子孫と偕にエ
ホバに禮物を獻ることを得ざるべき乎 八 モーセかれらに言けるは姑く待てエホバ汝らの事を如何に宣ふか
を聽ん 九 エホバ、モーセに告て言たまはく 十 イスラエルの子孫に告て言へ汝等または汝等の子孫の中死屍に
身を汚したる人も遠き途にある人も皆逾越節をエホバにむかひて行ふべきなり 十一 即ち二月の十四日の晩
に之をおこなひ酵いれぬパンと苦菜をそへて之を食ふべし 十二 朝までこれを少許も遺しおくべからず又その
骨を一本も折べからず逾越節の諸の條例にしたがひて之を行ふべし 十三 然ど人その身潔くありまた征途に
もあらずして逾越節を行ふことをせざる時はその人民の中より斷れん斯る人はその期におよびてエホバ
の禮物を持きたらざるが故にその罪を任べきなり 十四 他國の人もし汝らの中に寄寓をりて逾越節をエホバ
におこなはんとせば逾越節の條例に依りその法式にしたがひて之をおこなふべし他國の人にも自國の
人にもその條例は同一なるべし○ 十五 幕屋を建たる日に雲幕屋を蔽へり之すなはち律法の幕屋あり而して夕
にいたれば幕屋の上に火のごとき者あらはれて朝におよべり 十六 即ち常に是のごとくにして晝は雲これを蔽
ひ夜は火のごとき者ありき 十七 雲幕屋を離れて上る時はイスラエルの子孫直に途に進みまた雲の止まる所に
イスラエルの子孫營を張り 十八 即ちイスラエルの子孫はエホバの命によりて途に進みまたエホバの命により
て營を張り幕屋の上に雲の止まれる間は營を張をれり 十九 幕屋の上に雲の止ること日久しき時はイスラエル
の子孫エホバの職守をまもりて途に進まざりき 二十 また幕屋の上に雲の止まる事日少き時も然り彼等は只エ
ホバの命にしたがひて營を張りエホバの命にしたがひて途に進めり 二十一 また雲夕より朝まで止り朝におよび

てその雲昇る時ハ彼等途に進めり夜にもあれ晝にもあれ雲の昇る時ハ則ち途に進めり 二二 二日にもあれ一月
にもあれまたハ其よりも多くの日にもあれ幕屋の上に雲の止り居る間ハイスラエルの子孫營を張居て途に
進まずその昇るにおよびて途に進めり 二三 即ち彼等ハヱホバの命にしたがひて營を張りヱホバの命にしたが
ひて途に進み且モーセによりて傳へりしヱホバの命にしたがひてヱホバの職守を守れり

第十章

一 ヱホバ モーセに告て言たまハく 二 汝銀の喇叭二本を製れ即ち槌にて椎て之を製り之を用ひて人を
呼集めまた營を進ますべし 三 この二者を吹くときハ全會衆集會の幕屋の門に集りて汝に就べし 四 もし只そ
の一を吹く時ハイスラエルの千人の長たるその牧伯等集りて汝に就べし 五 汝等これを吹鳴す時ハ東の方に
營を張る者途に進むべし 六 また二次これを吹ならす時ハ南の方に營を張る者途に進むべし凡て途に進まん
とする時ハ音長く喇叭を吹ならすべし 七 また會衆を集むる時にも喇叭をふくべし但し音長くこれを吹なら
すべからず 八 アロンの子等の祭司たる者どもその喇叭を吹くべし是すなハち汝らが代々ながく守るべき例た
るなり 九 また汝らの國において汝等その己を攻るところの敵と戰はんとて出る時は喇叭を吹ならすべし然
せば汝等の神ヱホバ汝らを記憶て汝らをその敵の手より救ひたまハん 十 また汝らの喜樂の日汝らの節期お
よび月々の朔日にハ燔祭の上と酬恩祭の犠牲の上に喇叭を吹ならすべし然せバ汝らの神これに由りて汝ら
を記憶たまハん我ハ汝らの神ヱホバ也○ 十一 斯て第二年の二月の二十日に雲律法の幕屋を離れて昇りければ
十二 イスラエルの子孫シナイの野より出て途に進みたりしがパランの野にいたりて雲止れり 十三 斯かれらハヱ
ホバのモーセによりて命じたまへるところに遵ひて途に進むことを始めたり 十四 首先にハユダの子孫の營の
纛の下につく者その軍旅にしたがひて進めりユダの軍旅の長ハアミナダブの子ナシヨン 十五 イッサカルの子
孫の支派の軍旅の長ハツアルの子ネタニエル 十六 ゼブルンの子孫の支派の軍旅の長ハヘロンの子エリアブな

十七 乃ち幕屋を取くづしゲルションの子孫およびメラリの子孫幕屋を擔ひて進めり○ 十八 次にルベンの營の纛の下につく者その軍旅にしたがひて進めりルベンの軍旅の長はシデウルの子エリヅル 十九 シメオンの子孫の支派の軍旅の長はツリシヤダイの子シルミエル 二十 ガドの子孫の支派の軍旅の長はデウエルの子エリアサフなりき 二一 コハテ人聖所を擔ひて進めり是が至るまでに彼らの幕屋を建をはる○ 二二 次にエフライムの子孫の營の纛の下につく者その軍旅にしたがひて進めりエフライムの軍旅の長はアミホデの子エリシヤマ 二三 マナセの子孫の支派の軍旅の長はパダヅルの子ガマリエル 二四 ベニヤミンの子孫の支派の軍旅の長はギデオニの子アビダンなりき○ 二五 次にダンの子孫の營の纛の下につく者その軍旅にしたがひて進めりこの軍旅は諸營の後驅なりきダンの軍旅の長はアミシヤダイの子アヒエゼル 二六 アセルの子孫の支派の軍旅の長はオクランの子パギエル 二七 ナフタリの子孫の支派の軍旅の長はエナンの子アヒラなりき 二八 イスラエルの子孫はその途に進む時は是のごとくその軍旅にしたがひて進みたり○ 二九 茲にモーセその外舅なるミデアン人リウエルの子ホバブに言けるは我等はヱホバが嘗て我これを汝等に與へんと言たまひし處に進み行なり汝も我等とゝもに來れ我等汝をして幸福あらしめん其はヱホバイスラエルに福祉を降さんと言たまひされバなり 三十 彼モーセに言ふ我は往じ我はわが國に還りわが親族に至らん 三一 モーセまた言けるは請ふ我等を棄去なかれ汝は我等が曠野に營を張るを知ば願くは我等の目となれ 三二 汝もし我等とゝもに往ばヱホバの我等に降したまふところの福祉を我等また汝にもおよぼさん○ 三三 斯て彼等ヱホバの山をたち出て三日路ほど進み行りヱホバの契約の櫃その三日路の間かれらに先だち行て彼等の休息所を尋ね覓めたり 三四 彼等營を出て途に進むに當りて晝はヱホバの雲かれらの上にありき 三五 契約の櫃の進まんとする時にはモーセ言りヱホバよ起あがりたまへ然ば汝の敵は打散され汝を惡む者等は汝の前より逃さらんと 三六 またその止まる時は言りヱホバ

よ千歳のイスラエル人に歸りたまへ

第十一章 一 玆に民災難に罹れる者のごとくにエホバの耳に呟きぬエホバこの怨言を聞て震怒を發したまひけ
ればエホバの火かれらに向ひて燃いでこの營の極端を燒り 二 是に於て民モーセに呼はりしがモーセエホバ
に祈ければその火鎭りぬ 三 エホバの火かれらに向ひて燃出たるに因てその處の名をタベラ(燃)と稱ぶ○ 四 玆
に彼等の中なる衆多の寄集人等慾心を起すイスラエルの子孫もまた再び哭て言ふ誰か我らに肉を與へて
食しめんか 五 憶ひ出るに我等エジプトにありし時は魚、黄瓜、水瓜、韮、葱、靑蒜、等を心のまゝに食へり 六 然る
に今は我等の精神枯衰ふ我らの目の前にはこのマナの外何も有ざるなりと 七 マナは芫荽の實のごとくにし
てその色はブドラクの色のごとし 八 民行巡りてこれを歛め石磨にひき或は臼に搗てこれを釜の中に煮て餅
となせりその味は油菓子の味のごとし 九 夜にいりて露營に降る時にマナその上に降れり 十 モーセ聞に民の
家々の者おのおのその天幕の門口に哭く是においてエホバ烈しく怒を發したまふこの事またモーセの目に
も惡く見ゆ 十一 モーセすなはちエホバに言けるは汝なんぞ僕を惡くしたまふ乎いかなれば我汝の前に恩を獲
ずして汝かく此すべての民を我が任となして我に負せたまふや 十二 この總体の民は我が姙みし者ならんや我
が生し者ならんや然るに汝なんぞ我に慈父が乳哺子を抱くがごとくに彼らを懷に抱きて汝が昔日かれらの
先祖等に誓ひたまひし地に至れと言たまふや 十三 我何處より肉を得てこの總躰の民に與へんや彼等は我にむ
かひて哭き我等に肉を與へて食しめよと言なり 十四 我は壹人にてはこの總躰の民をわが任として負ことあた
はず是は我には重きに過ればなり 十五 我もし汝の前に恩を獲ば請ふ斯我を爲んよりは寧ろ直に我を殺したま
へ我をしてわが困苦を見せしめたまふ勿れ 十六 是においてエホバモーセに言たまはくイスラエルの老人の中
民の長老たり有司たるを汝が知るところの者七十人を我前に集め集會の幕屋に携きたりて其處に汝とゝも

ふ立しめよ　十七我降りて其處にて汝と言はん又われ汝の上にあるところの靈を彼等にも分ち與へん彼等汝と
ともに民の任を負ひ汝をして只一人ふて之を負ふこと無らしむべし　十八汝また民に告て言へ汝等身を潔めて
明日を待て必ず肉を食ふことを得ん汝等エホバの耳に哭て誰か我等に肉を與へて食しめん我らエジプトに
ありし時は却て善りしと言たればエホバなんぢらに肉を與へて食しめたまふべし　十九汝等がこれを食ふは一
日や二日や五日や十日や二十日にはあらずして　二十一月におよび遂に汝らの鼻より出るにいたらん汝等これ
に饜むつべし是なんぢら己等の中にいますエホバを輕んじてその前に哭て我等何とてエジプトより出しや
と言たればなり　二一モーセ言けるは我が偕にをる民は歩卒のみにても六十萬あり然るに汝は我かれらに肉を
與へて一月の間食しめんと言たまふ　二二羊と牛の群を宰るとも彼等を飽しむることを得んや海の魚をことご
とく集むるとも彼等を飽しむることを得んや　二三エホバ モーセに言たまはくエホバの手短からんや吾言の成
と然らざるとは汝今これを見るあらん　二四是に於てモーセ出きたりてエホバの言を民に告げ民の長老七十人
を集めて幕屋の四圍に立しめけるに　二五エホバ雲の中にありて降りモーセと言ひモーセのうへにある靈をも
てその長老七十人にも分ち與へたまひしがその靈かれらの上にやどりしかば彼等豫言せり但し此後はかさ
ねて爲ざりき　二六時に彼等の中なる二人の者營に止まり居るその一人の名はエルダデといひ一人の名はメダ
デと曰ふ、靈またかれらの上にもやどれり彼らはその名を錄されたる者なりしが幕屋に往ざりければ營の中
にて豫言をなせり　二七時に一人の少者奔りきたりモーセに告てエルダデ・メダデ營の中にて豫言すと言けれ
ば　二八その少時よりしてモーセの從者たりしヌンの子ヨシュアこたへて曰けるは吾主モーセこれを禁めたま
へ　二九モーセこれに言けるは汝わがために媢嫉を起すやエホバの民の皆預言者とならんことまたエホバのそ
の靈を之に降したまはんことこそ願しけれ　三十斯てモーセ イスラエルの長老等とともに營に返れり　三一茲にエ

ホバの許より風おこり出て海の方より鶉を吹きたりこれをして營の周圍に墮しめたりその墮ひろがれるこ
と營の四周此旁も大約一日路彼旁も大約一日路地の表より高きこと大約二キユビトなりき　三二 民すなはち起
あがりてその日終日その夜終夜またその次の日終日鶉を拾ひ斂めけるが拾ひ斂むることの至て寡き者も十
ホメルほど拾ひ斂めたり皆これを營の周圍に陳べおけり　三三 肉なほ齒のあひだにありていまだ食つくさゞる
にエホバ民にむかひて怒を發しこれを撃ておほいに滅ぼしたまへり　三四 是をもてその處の名をキブロテハッ
タワ(慾心の墓)とよべり其は慾心をおこせる人々を其處に埋たればなり斯て民キブロテハッタワよりハゼ
ロテに進みゆきてハゼロテに居ぬ

第十二章

一 モーセはエテオピアの女を娶りたりしがそのエテオピアの女を娶りしをもてミリアムとアロンモ
ーセを誹れり　二 彼等すなはち言けるはエホバたゞモーセによりてのみ語りたまはんやまた我等によりても
語りたまふにあらずやとエホバこれを聞たまへり　三 (モーセその人と爲温柔なること世の中の諸の人に勝
れり)　四 是に於てエホバ遽にモーセアロンおよびミリアムに言たまはく汝等三人集會の幕屋に出きたれと三
人すなはち出きたりければ　五 エホバ雲の柱の中にありて降り幕屋の門に立てアロンとミリアムを呼たまひ
しがかれら二人進みたれば　六 之に言たまはく汝等わが言を聽け汝らの中にもし預言者あらば我エホバ異象
において我をこれに知しめまた夢において之と語らん　七 わが僕モーセに於ては然らず彼はわが家に忠義な
る者なり　八 彼とは我口をもて相語り明かに言ひて隱語を用ひず彼はまたエホバの形を見るなり然るを汝等
なんぞわが僕モーセを誹ることを畏れざるや　九 エホバかれらに向ひ忿怒を發して去たまへり　十 雲すなは
ち幕屋をはなれて去ぬその時ミリアムは癩病生じてその身雪のごとく爲りアロン、ミリアムを見かへるに
既に癩病生じをる　十一 アロン是においてモーセに言けるは嗚呼わが主よ我等愚なる事をなして罪を犯したれ

ど願くハその罪を我等に蒙らしむる勿れ 十二 彼をして母の胎より肉半分腐れて死て生れいづる者のごとくな
らしむる勿れ 十三 モーセすなハちエホバに呼ハりて言ふ嗚呼神よ願くハ彼を醫したまへ 十四 エホバ モーセに言ひ
たまひけるは彼の父その面に唾する事ありてすら彼ハ七日の間羞をるべきに非ずや然ば七日の間かれを營
の外に禁鎖おきて然る後に歸り入しむべしと 十五 ミリアムはすなハち七日の間營の外に禁鎖られぬ民ハミリ
アムの歸り入るまで途に進まざりき 十六 その後民ハゼロテより進みてパランの曠野に營を張り

第十三章

一 茲にエホバ モーセに告て言たまはく 二 汝人を遣して我がイスラエルの子孫に與ふるカナンの地を
窺ハしめよ即ち支派ごとに一人を取て之を遣すべし其人々ハ皆かれらの中の牧伯たる者なるべし 三 モーセ
すなハちエホバの命にしたがひてパランの曠野よりこれを遣はせりその人等ハ皆イスラエルの子孫の領袖
たる者なり 四 その名ハ是のごとしルベンの支派にてハザックルの子シヤンマ 五 シメオンの支派にてハホリの
子シヤパテ 六 ユダの支派にてハエフン子の子カルブ 七 イッサカルの支派にてハヨセフの子イガル 八 エフライ
ムの支派にてハヌンの子ホセア 九 ベニヤミンの支派にてハラフの子パルテ 十 ゼブルンの支派にてハソデの
子ガデエル 十一 ヨセフの支派すなはちマナセの支派にてハスシの子ガデ 十二 ダンの支派にてハゲマリの子アン
ミエル 十三 アセルの支派にてハミカエルの子セトル 十四 ナフタリの支派にてハワフシの子ナヘビ 十五 ガドの支派
にてハマキの子ギウエル 十六 是すなハちモーセがその地を窺ハしめんとて遣したる人々の名なり時にモーセ
ヌンの子ホセアをヨシユアと名けたり 十七 モーセかれらを遣ハしてカナンの地を窺ハしめんとして之に言け
るハ汝等その南の方に赴きて山に登り 十八 その地の若何と其處に住む民の強か弱か多か寡かを觀 十九 またその
住ところの地ハ善か惡か其住ところの邑々ハ如何なるの者なるか彼等ハ天幕に住をるか城の邑に住をるか
を觀 二十 またその地ハ腴あるか瘠たるか其中に樹あるや否を觀よ汝等勇しかれその地の菓物を携へきたれよ

とこの時は葡萄の熟し始むる時なりき 二一 是において彼等上りゆきてその地を窺ひチンの曠野よりレホブに
およべり是はハマテに近し 二二 彼等すなはち南の方に上りゆきてヘブロンにいたれり此にはアナクの子アヒ
マンセシャイおよびタルマイあり(ヘブロンはエジプトのゾアンよりも七年前に建たる者なり) 二三 彼らつひに
エシコルの谷にいたり其處より一球の葡萄のなれる枝を砍とりてこれを杠に貫き二人してこれを擔へりま
た石榴と無花果を取り 二四 イスラエルの子孫其處より葡萄一球を砍とりしが故にその處をエシコル(一球の葡
萄)の谷と稱ふ 二五 彼ら四十日を經てその地を窺ふことを竟て歸り 二六 パランの曠野なるカデシに至りてモーセと
アロンおよびイスラエルの子孫の全會衆に就きかれらと全會衆にその復命を申しその地の菓物をこれ
に見せり 二七 彼等すなはちモーセに語りて言ふ我等は汝が遣しゝ地にいたれり誠に其處は乳と蜜とながる是
その果物なり 二八 然ながらその地に住む民は猛くその邑々は堅固にして甚だ大なり我等またアナクの子孫の
其處にをるを見たり 二九 またアマレキ人その南の地に住みヘテ人エブス人およびアモリ人その山々に住みカ
ナン人その海邊とヨルダンの邊に住をると 三十 時にカルブモーセの前に民を靜めて言けるは我等直に上りゆ
きて之を攻取ん我等は必ずこれに勝ことを得ん 三一 然ど彼とともに往たる人々は言ふ我等はかの民の所に攻
上ることを得ず彼らは我らよりも強ければなりと 三二 彼等すなはちその窺ひたりし地の事をイスラエルの子
孫の中に惡く言ふらして云く我等が行巡りて窺ひたる地は其中に住む者を呑ほろぼす地なり且またその中
に我等が見し民はみな身幹たかき人なりし 三三 我等またアナクの子ネピリムを彼處に見たり是ネピリムより
出たる者なり我等は自ら見るに蝗のごとくまた彼らにも然見なされたり

第十四章

一 是において會衆みな聲をあげて叫び民その夜哭あかせり 二 すなはちイスラエルの子孫みなモー
セとアロンに對ひて呟き全會衆かれらに言けるは嗚呼我等はエジプトの國に死たらば善りしものを又はこ

の曠野に死ば善らんものを　三　何とてエホバ我等をこの地に導きいりて劍に斃れしめんとし我らの妻子をし
て掠められしめんとするやエジプトに歸ること反て好らずやと　四　互に相語り我等一人の長を立てエジプト
に歸らんと云り　五　是をもてモーセとアロンはイスラエルの子孫の全會衆の前において俯伏たり　六　時にかの
地を窺ひたりし者の中なるヌンの子ヨシュアとエフンネの子カルブその衣服を裂き　七　イスラエルの子孫の
全會衆に語りて言ふ我等が行巡りて窺ひたりし地は甚だ善き地なり　八　エホバもし我等を悦びたまはゞ我ら
をその地に導きいりて之を我等に賜はん是は乳と蜜との流るる地なるぞかし　九　唯エホバに逆ふ勿れまたそ
の地の民を懼るるなかれ彼等は我等の食物とならん彼等の蔭となる者は既に去りかつエホバわれらと共に
いますなり彼等を懼るる勿れ　十　然るに會衆みな石をもて之を撃んとせり時にエホバの榮光集會の幕屋の中
よりイスラエルの全體の子孫に顯れたり　十一　エホバすなはちモーセに言たまはく此民は何時まで我を藐視る
や我諸の休徴をかれらの中間に行ひたるに彼等何時まで我を賴むことを爲ざるや　十二　我疫病をもてかれらを
撃ち滅し汝をして彼等よりも大なる強き民とならしめん　十三　モーセエホバに言けるは汝がその權能をもてこ
の民をエジプトより導き出したまひし事はエジプト人唯これを聞し而已ならず　十四　また之をこの地に住る民
に告たりまた彼等は汝エホバがこの民の中に在し汝エホバが明かにこれに顯れたまふことを聞きまたその
上に汝の雲をりて汝が晝は雲の柱の中にあり夜は火の柱の中にありて之が前に行たまふを聞り　十五　然ば汝も
しこの民を一人のごとくに殺したまはゞ汝の名聞を聞る國人等言ん　十六　エホバこの民を導きてその之に誓ひ
たりし地に至ること能はざるが故に之を曠野に殺せりと　十七　吾主ねがはくは今汝の權能を大ならしめて汝の
言たまへる如くしたまへ　十八　汝曾言たまひけらくエホバは怒ること遲く恩惠深く惡と過とを赦す者また罰すべ
き者をば必ず赦すことをせず父の罪を子に報いて三四代に及ぼす者と　十九　願くは汝の大なる恩惠をもち汝が

エジプトより今にいたるまでこの民を赦しゝ如くこの民の惡を赦したまへ 二十 ヱホバ言たまはく我汝の言
にしたがひて之を赦す 二一 然ながら我の活るごとくまたヱホバの榮光の全世界に充わたらん如く 二二 かのわが
榮光および我がエジプトと曠野において行ひし休徴を見ながら斯十度も我を試みて我聲に聽したがはざる
人々も 二三 皆かならず我がその先祖等に誓ひし地を見ざるべしまた我を藐視る人々も之を見ざるべし 二四 但し
わが僕カルブはその心異にして我に全く從ひきたれば彼の往たりし地に我かれを導きいらんその子孫これを
有つに至るべし 二五 アマレキ人とカナン人谷にをれば明日汝等身を轉して紅海の路より曠野に退くべし○ 二六
ヱホバモーセとアロンに告て言たまはく 二七 我にむかひて呟くところの惡き會衆を何時まで赦しおか
んや我イスラエルの子孫が我にむかひて呟くところの怨言を聞り 二八 彼等に言へヱホバ曰ふ我は活く汝等が
我耳に言しごとく我汝等になすべし 二九 汝らの屍はこの曠野に横はらん即ち汝ら核數られたる二十歳以上の
者の中我に對ひて呟ける者は皆ことごとく此に斃るべし 三十 ヱフンネの子カルブとヌンの子ヨシュアを除く
の外汝等も我が汝らを住しめんと手をあげて誓ひさりし地に至ることを得ず 三一 汝等が掠められんと言たり
し汝等の子女等を我導きて入ん彼等は汝らが願みざるところの地を知に至るべし 三二 汝らの屍はかならずこ
の曠野に横はらん 三三 汝らの子女等は汝らが屍となりて曠野に朽るまで四十年の間曠野に流蕩て汝らの悖逆
の罪にあたらん 三四 汝らはかの地を窺ふに日數四十日を經たればその一日を一年として汝等四十年の間その
罪を任ひ我が汝らを離たるを知べし 三五 我ヱホバこれを言り必ずこれをかの集りて我に敵する惡き會衆に
盡く行なふべし彼らはこの曠野に朽ち此に死うせん 三六 モーセに遣されてかの地を窺ひに往き還り來りてその
地を誘り全會衆をしてモーセに對ひて呟かしめたる人々 三七 即ちその地を惡く言なしたるかの人々も罰を
うけてヱホバの前に死り 三八 但しその地を窺ひに往きたる人々の中ヌンの子ヨシュアとヱフンネの子カルブ

とは生のこれり 三九 モーセこれらの事をイスラエルの子孫に告ければ民痛く哀み 四十 朝蚤く起いでゝ山の嶺に
登りて言ふ視よ我等此にあり率エホバの約束したまひし地に上りゆかん我等罪を犯したればなり 四一 モーセ
言けるは汝等なんぞ斯エホバの命に背くやこの事成就せざるべし 四二 汝ら上り行く勿れエホバ汝らの中に在
さゞれば恐くは汝らその敵の前に撃破られん 四三 アマレキ人とカナン人其處に汝らの前にあれば汝等は劍に
斃るゝならん汝らエホバに遵はざりし故にエホバ汝等と偕に在さゞるべしと 四四 然るに彼等自擅に山の嶺に
登れり但しエホバの契約の櫃およびモーセは營を出ざりき 四五 斯りしかばその山に住るアマレキ人とカナン
人下り來てこれを打敗りホルマまで追いたれり

第十五章

一 茲にエホバモーセに告て言たまはく 二 イスラエルの子孫に告て之に言へ我が汝等に與へて住しむ
る地に汝等到り 三 エホバに火祭を獻る時すなはち願を還す時期又は自意の禮物を爲の時期または汝等の節
期にあたりて牛あるひは羊をもて燔祭または犧牲を獻げてエホバに馨しき香を奉つる時は 四 その禮物をエ
ホバに獻る者もし羔羊をもて燔祭あるひは犧牲となすならば麥粉十分の一に油一ヒンの四分の一を混和た
るをその素祭として供へ酒一ヒンの四分の一をその灌祭として供ふべし 六 若また牡羊を之に用ふるならば
麥粉十分の二に油一ヒンの三分の一を混和たるをその素祭として供へ 七 また酒一ヒンの三分の一をその灌
祭として獻げエホバに馨しき香をたてまつるべし 八 汝また願還あるひは酬恩祭をエホバになすに當りて牡
牛をもて燔祭あるひは犧牲となすならば 九 麥粉十分の三に油一ヒンの半を混和たるを素祭となしてその牡
牛とともに獻げ 十 また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香を
たてまつる者なり 十一 牡牛あるひは牡羊あるひは羔山羊は一匹ごとに斯爲べきなり 十二 即ち汝ら
が獻るところの數にてらしその數にしたがひて一匹ごとに斯なすべし 十三 本國に生れたる者火祭を獻げてエ

ホバに馨しき香をたてまつる時には凡て斯のごとく是等の事を行ふべし 十四 また汝等の中に寄寓る他國の人
あるひは汝らの中に代々住ふところの人火祭をさゝげてエホバに馨しき香をたてまつらんとする時は汝等
の爲がごとくにその人もなすべきなり 十五 汝ら會衆および汝らの中に寄寓る他國の人は同一の例にしたがふ
べし是は汝らが代々永く守るべき例なり他國の人のエホバの前に侍ることは汝等と異るところ無るべきな
り 十六 汝らと汝らの中に寄寓る他國の人とは同一の法同一の禮式にしたがふべし○ 十七 エホバまたモーセに告
て言たまはく 十八 イスラエルの子孫に告てこれに言へ我が汝等を導き往ところの地に汝等いたらん時は 十九 そ
の地の食物を食ふにあたりて汝ら擧祭をエホバにさゝぐべし 二十 即ち汝らはその麥粉の初をもてパンを作り
てこれを擧祭にそなふべし是は禾場より擧祭をそなふるが如くに擧てそなふべきなり 二一 汝ら代々その麥粉
の初をもて擧祭をエホバにたてまつるべし○ 二二 汝等もし誤りてエホバのモーセに告たまへるこの諸の命令
を行はず 二三 エホバがモーセをもて命じたまひし事等並にその命ずることを始めたまひし日より以來汝らの
代々にも命じたまはんところの事等を行はざる事有ん時 二四 すなはち會衆誤りて犯す所ありて之を知ざる
ことあらん時は全會衆少き牡牛一匹を燔祭にさゝげてエホバに馨しき香とならしめ之にその素祭と灌祭
を禮式のごとくに加へまた牡山羊一匹を罪祭にさゝぐべし 二五 而して祭司イスラエルの子孫の全會衆のため
に贖罪を爲べし斯せば是は赦されん是は過誤なればなり彼等はその禮物として火祭をエホバにさゝげまた
その過誤のために罪祭をエホバの前にさゝぐべし 二六 然せばイスラエルの子孫の會衆みな赦されんまた彼等
の中に寄寓る他國の人も然るべし其は民みな誤り犯せるなればなり 二七 人もし誤りて罪を犯さば當歳の牝山
羊一匹を罪祭に獻ぐべし 二八 祭司はまたその誤りて罪を犯せる人が誤りてエホバの前に罪を獲たるが爲に贖
罪をなしてその罪を贖ふべし然せば是は赦されん 二九 イスラエルの子孫の國の者にもあれまた其中に寄寓る

他國の人ふもあれ凡ろ誤りて罪を犯す者には汝らろの法を同じからしむべし 三十 本國の人にもあれ他國の人にもあれ凡ろ擅横に罪を犯す者は是エホバを瀆すなれバろの人ハろの民の中より絕るべし 三一 斯る人はエホバの言を輕んじろの誡命を破るなるが故に必ず絕れろの罪を身に承ん○ 三二 イスラエルの子孫曠野に居る時安息日に一個の人の柴を拾ひあつむるを見たり 三三 是においてろの柴を拾ひあつむるを見たる者等これをモーセとアロンおよび會衆の許に曳きたりけるが 三四 之を如何に爲べきか未だ示諭を蒙らざるが故に之を禁錮おけり 三五 時にエホバ モーセに言たまひけるハろの人ハ必らず殺さるべきなり全會衆營の外にて石をもて之を擊べしと 三六 全會衆すなハち之を營の外に曳いだし石をもてこれを擊ころしエホバのモーセに命じたまへるごとくせり○ 三七 エホバまたモーセに告て言たまひく 三八 汝イスラエルの子孫に告げ代々ろの衣服の裾に綫をつけろの裾の綫の上ふ靑き紐をほどこすべしと之ふ命ぜよ 三九 此綫は汝らふ之を見てエホバの諸の誡命を記憶して其をおこなハしめ汝らをしてろの放縱にする自己の心と目の欲に從がふこと無らしむるための者なり 四十 斯して汝等吾もろ〳〵の誡命を記憶して之を行ひ汝らの神の前に聖あるべし 四一 我ハ汝らの神エホバにして汝らの神とならんとて汝らをエジプトの地より導きいだせし者なり我ハ汝らの神エホバなるぞかし

第十六章

一 茲にレビの子コハテの子イツハルの子なるコラおよびルベンの子等なるエリアブの子ダタンとアビラム並にペレテの子オン等相結び 二 イスラエルの子孫の會衆の中に選まれて牧伯となれるところの名ある人々二百五十人とろもに起てモーセに逆らふ 三 すなハち彼等集りてモーセとアロンふ逆ひ之に言けるハ汝らハろの分を超ゆ會衆みな盡く聖者となりてエホバろの中に在するに汝ら何ぞエホバの會衆の上ふ立つや 四 モーセこれを聞て俯伏たりしが 五 やがてコラとろの一切の黨類に言けるハ明日エホバ己の所

屬ハ誰聖者ハ誰なるかを示してその者を己に近かせたまへん即ちその選びたまへる者を己に近かせたま
ふべし 六 汝等かく爲よコラとその黨類よ汝等みな火盤を取り 七 その中に火をいれその中に香を盛て明日エ
ホバの前に至れその時エホバの選みたまふ人ハ聖者たるべしレビの人々よ汝等ハその分を超るなり 八 モー
セまたコラに言けるハ汝等レビの子等よ請ふ聽け 九 イスラエルの神汝らをイスラエルの會衆の中より分
ち己に近かせてエホバの幕屋の役事を爲しめ會衆の前に立て之にかはりて勤務をなさしめたまふ是あに
汝らにとりて小き事ならんや 十 神すでに汝と汝の兄弟なるレビの兒孫等を己に近かせたまふに汝らまた祭
司とならんことをも求むるや 十一 汝と汝の黨類ハ皆これがために集りてエホバに敵するなりアロンを如何な
る者として汝等これに對ひて呟くや 十二 かくてモーセエリアブの子ダタンとアビラムを呼に遣ハしけるに彼
等いひけるハ我等ハ上り往じ 十三 汝ハ乳と蜜との流る地より我らを導き出して曠野に我らを殺さんとす是
あに小き事ならんや然るに汝また我等の上に君たらんとす 十四 且また汝は我らを乳と蜜との流る地にも導
きゆかずまた田畝をも葡萄園をも我らに與へて有としめず汝この人々の目を抉りさらんとするや我等ハ上
りゆかじ 十五 是においてモーセおほいに怒りエホバに申しけるハ汝かれらの禮物を顧みたまふ勿れ我ハかれ
らより驢馬一匹をも取しことなくまた彼等を一人も害せしことも無し 十六 斯てモーセコラに言けるは汝と汝の
黨類みなアロンと偕に明日エホバの前に至れ 十七 即ち汝らおの〳〵火盤を執てその中に香を盛り各人その火
盤をエホバの前に携へいたれその火盤ハ都合二百五十汝とアロンも各々その火盤を携へいたるべしと 十八 彼
等すなはち各々火盤を執り火をその中にいれて香をその上に盛りモーセおよびアロンとともに集會の幕
屋の門に立り 十九 コラ會衆をことごとく集會の幕屋の門に集めおきてかれら二人に敵せしめんとせしにエ
ホバの榮光全會衆に顯れ 二十 エホバモーセとアロンに告て言たまひけるハ 二十一 汝等この會衆を離れよ我

これを直に滅さんとすと　二二是においてかれら二人俯伏て言ふ神よ一切の血肉ある者の生命の神よこの一人
の者罪を犯したればとて汝全會衆にむかひて怒を發したまふや　二三エホバモーセに告て言たまはく　二四汝會
衆にむかひてコラとダタンとアビラムの居所の周圍を去れと言へと　二五モーセすなはち起あがりてダタンと
アビラムの所に往けるがイスラエルの長老等これに從がひいたれり　二六而してモーセ會衆に告て言けるは
汝らこの惡き人々の天幕を離れて去れ彼等の物には何にも觸る勿れ恐くは彼らの諸の罪のために汝らも滅
ぼされん　二七是において人々はコラとダタンとアビラムの居所を離れて四方に去ゆけりまたダタンとアビラ
ムはその妻子ならびに幼兒とともに出てその天幕の門に立り　二八モーセやがて言けるは汝等エホバがこの諸
の事をなさせんとて我を遣したまへる事また我がこれを自分の心にしたがひて行ふにあらざる事を是によ
りて知べし　二九すなはちこの人々もし一般の人の死るごとくに死に一般の人の罰せらるる如くに罰せられな
ばエホバわれを遣したまはざるなり　三十然どエホバもし新しき事を爲たまひ地その口を開きてこの人々と之
に屬する者を呑つくして生ながら陰府に下らしめなばこの人々はエホバを瀆しなりと汝ら知るべし　三一モ
ーセこの一切の言をのべ終れる時かれらの下なる土裂け　三二地その口を開きてかれらとその家族の者ならび
にコラに屬する一切の男等と一切の所有品を呑つくせり　三三すなはち彼等とかれらに屬する者はみな生なが
ら陰府に下りて地その上に閉ふさがりぬ彼等かく會衆の中より滅ぼされたりしが　三四その周圍に居たるイ
スラエル人は皆かれらの叫喊を聞て逃はしり恐くは地われらをも呑つくさんと言り　三五且またエホバの許よ
り火いでてかの香をそなへたる者二百五十人を燒つくせり　三六時にエホバモーセに告て言たまはく　三七汝祭司
アロンの子エレアザルに告てその燃る火の中より彼の火盤を取いださしめその中の火を遠方に傾すてよ
その火盤は聖なりたればなり　三八而してその罪を犯して生命を喪へる者等の火盤は之を潤き展版となして祭

壇を包むに用ひよ彼等ヱホバの前にそなへしに因て是ハ聖なりたればなり斯是ハイスラエルの子孫に徴と爲べし 三九 是において祭司エレアザル彼の燒死されし者等が用ひてそなへたる銅の火盤を取いだしければ之を濶く打展し之をもて祭壇を包み 四十 之をイスラエルの子孫の記念の物と爲り是ハアロンの子孫たらざる外人が近りてヱホバの前に香を焚こと無らんため亦かのコラとその黨類のごとくにならざらん爲なり是みなヱホバがモーセをもて彼にのたまひし所に依るなり 四一 その翌日イスラエルの子孫の會衆みなモーセとアロンにむかひて呟き汝等ハヱホバの民を殺せりと言り 四二 會衆集りてモーセとアロンに敵する時集會の幕屋を望み觀に雲ありてこれを覆ひヱホバの榮光顯れをる 四三 時にモーセとアロン集會の幕屋の前にいたりけるに 四四 ヱホバモーセに言たまひけるハ 四五 汝らこの會衆をはなれて去れ我直にこれをほろぼさんとすと是において彼等二人は俯伏ぬ 四六 斯てモーセアロンに言けるハ汝火盤を執り壇の火を之にいれ香をその上に盛て速かにこれを會衆の中に持ゆき之がために贖罪を爲せ其ハヱホバ震怒を發したまひて疫病すでに始りたればなりと 四七 アロンすなはちモーセの命ぜしごとくに之を執て會衆の中に奔ゆきけるに疫病すでに民の中に始まり居たれば香を焚て民のために贖罪を爲し 四八 既に死る者と尚生る者との間に立ければ疫病止まれり 四九 コラの事によりて死たる者の外この疫病に死たる者ハ一萬四千七百人なりき 五十 而してアロンハモーセの許にかへり集會の幕屋の門にいたれり疫病は斯やみぬ

第十七章

一 ヱホバモーセに告て言給はく 二 汝イスラエルの子孫に語り之が中よりその各箇の父祖の家にしたがひて杖一本づゝを取れ即ちその一切の牧伯等よりその父祖の家に循ひて杖都合十二本を取りその人等の名を各々その杖に書せ 三 レビの杖にハ汝アロンの名を書せ其ハその父祖の家の長たる者各箇杖一本を出すべければなり 四 而して集會の幕屋の中我が汝等に會ふ處なる律法の櫃の前に汝之を置べし 五 我が選める人

の杖は芽さん我かくイスラエルの子孫が汝等にむかひて呟くところの怨言をわが前に止むべし　六モーセか
くイスラエルの子孫に語りければその牧伯等おの〳〵杖一本づゝを之に付せり即ち牧伯等おの〳〵その父
祖の家にしたがひて一本づゝを出しだれバその杖あハせて十二本アロンの杖もその杖の中にあり　七モーセ
その杖を皆律法の幕屋の中にてエホバの前に置り　八斯てその翌日モーセ律法の幕屋にいりて視るにレビの
家のために出せるアロンの杖芽をふき蕾をなし花咲て巴旦杏の果を結べり　九モーセその杖をことごとくエ
ホバの前よりイスラエルの子孫の所に取いだしければ彼ら見ておの〳〵自分の杖を取り　十時にエホバまた
モーセに言たまはく汝アロンの杖を律法の櫃の前に携へかへり其處にたくはへ置てこの背反者等のために
徴となさしめよ斯して汝かれらの怨言を全く取のぞきかれらをして死ざらしむべし　十一モーセすなはち然な
しエホバの己に命じたまへる如くせり　十二イスラエルの子孫モーセに語りて曰ふ嗚呼我等は死ん我等は滅び
ん我等はみな滅びん　十三凡てエホバの幕屋に微にても近く者はみな死るなり我等はみな死斷べき歟

第十八章　一斯てエホバアロンに告て言たまはく汝と汝の子等および汝の父祖の家の者は聖所に關れる罪を
その身に擔當べしまた汝と汝の子等も汝らがその祭司の職について獲ところの罪をその身に擔當べし　二汝ま
た汝の兄弟たるレビの支派の者すなはち汝の父祖の支派の者等をも率て汝に合せしめ汝に事しむべし但し
汝と汝の子等は律法の幕屋の前に侍るべきなり　三彼らは汝の職守と聖所の職守とを守るべし只聖所の器
具と壇とに近づくべからず恐くは彼等も汝等も死るならん　四彼等は汝に合して集會の幕屋の職守を守り幕
屋の諸の役事をなすべきなり外人は汝らに近づく可らず　五斯なんぢらは聖所の職守と祭壇の職守を守る
べし然せバエホバの震怒かさねてイスラエルの子孫に及ぶことあらじ　六視よ我なんぢらの兄弟たるレビ人を
イスラエルの子孫の中より取りエホバのために之を賜物として汝らに賜ふて集會の幕屋の役事を爲しむ　七

汝と汝の子等は祭司の職を守りて祭壇の上に障蔽の幕の內の一切の事を執おこなひ斯ともに勤むべし我祭
司の職の勤務を賜物として汝らに賜ふ外人の近く者は殺されん○ 八 エホバ又アロンに言たまはく我イスラ
エルの子孫の諸の聖禮物の中我に擧祭とするところの者をもて汝に賜ひて得さす即ち我これを汝と汝の
子等にあたへてその分となさしめ是を永く例となす 九 斯のごとく至聖禮物の中火にて燒ざる者も汝に歸
すべし即ちその我に獻る諸の禮物素祭罪祭愆祭等みな至聖くして汝と汝らの子等に歸すべし 十 至聖所に
て汝これを食ふべし男子等はみなこれを食ふことを得是は汝に歸すべき聖物たるなり 十一 汝に歸すべき物は
是なり即ちイスラエルの子孫の獻る擧祭と搖祭の物我これを汝と汝の男子と女子に與へ是を永く例となす
汝の家の者の中潔き者はみな之を食ふことを得るなり 十二 油の嘉者酒の嘉者穀物の嘉者および凡てエホバに獻
るその初の物を我なんぢに與ふ 十三 最初に成る國の產物の中エホバに攜へたる者は皆なんぢに歸すべし汝の
家の者の中潔き者もみな之を食ふことを得るなり 十四 イスラエルの人の獻納る物は皆汝に歸すべし 十五 凡そ血
肉ある者の首出子にしてエホバに獻らるる者は人にもあれ畜にもあれ皆なんぢに歸すべし但し人の首出子
も必ず贖ふべくまた汚れたる畜類の首出子も贖ふべきなり 十六 之を贖ふにはその人の生れて一箇月に至れる
後に汝その估價に依り聖所のシケルに循ひて銀五シケルに之を贖ふべし一シケルはすなはち二十ゲラな
り 十七 然ど牛の首出子羊の首出子山羊の首出子は贖ふべからず是等は聖しその血を壇の上に灑ぎまたその脂
を焚て火祭となしてエホバに馨しき香をたてまつるべし 十八 その肉は汝に歸すべし搖る胸と右の腿とおなじ
く是は汝に歸するなり 十九 イスラエルの子孫がエホバに獻て擧祭とする所の聖物はみな我これを汝と汝の男
子女子に與へこれを永く例となす是はエホバの前において汝と汝の子孫に對する鹽の契約にして變らざる
者なり 二十 エホバまたアロンに告たまはく汝はイスラエルの子孫の地の中に產業を有べからずまた彼等の中

に何の分をも有べからず彼らの中において我は汝の分汝の產業たるなり　二一　またレビの子孫たる者には我イ
スラエルの中において物の十分の一を與へて之が產業となし其なすところの役事すなはち集會の幕屋の役
事に報ゆ　二二　イスラエルの子孫はかさねて集會の幕屋に近づくべからず恐くは罪を負て死ん　二三　たゞレビ人集會
の幕屋の役事をなすべしまた彼らはその罪を自己の身に負べし彼等はイスラエルの子孫の中に產業の地を
有ざる事をもてその例となして汝らの世代の子孫の中に永く之を守るべきなり　二四　イスラエルの子孫が十に
一を取り擧祭としてエホバに獻るところの物を我レビ人に與へてその產業となさしむるが故に我かれらに
つきて言り彼等はイスラエルの子孫の中に產業の地を得べからずと○　二五　エホバモーセに告て言たまはく　二六
汝かくレビ人に告て之に言べし我がイスラエルの子孫より取て汝等に與へて產業となさしむるその什一の
物を汝ら之より受る時はその什一の物の十分の一を獻てエホバの擧祭となすべし　二七　汝等の擧祭の物品は禾
塲よりたてまつる穀物の如く酒醡の內よりたてまつる酒のごとくに見做れん　二八　此のごとく汝等もまたイス
ラエルの子孫より受る一切の什一の物の中よりエホバに擧祭を獻げそのエホバの擧祭を祭司アロンに與ふ
べし　二九　汝らの受る一切の禮物の中より汝らはその嘉ところ即ちその聖き分を取てエホバの擧祭を獻べし　三十
汝かく彼等に言べし汝らその中より嘉ところを取て獻ぐるに於てはその殘餘の物は汝等レビ人におけるこ
と禾塲より取る物のごとく酒醡より取る物のごとくならん　三一　汝等と汝らの眷屬何處にても之を食ふことを
得べし是は汝らが集會の幕屋に於て爲す役事の報酬たればなり　三二　汝らその嘉ところを獻ぐるに於ては之が
ために罪を負ことあらじ汝らはイスラエルの子孫の聖別て獻る物を汚すべからず恐くは汝ら死ん

第十九章　一　エホバモーセとアロンに告て言たまはく　二　エホバが命ずるところの律の例は是のごとしと云くイス
ラエルの子孫に告て赤牝牛の全くして疵なく未だ軛を負しことあらざる者を汝の許に牽きたらしめ　三　汝ら之

を祭司エレアザルに交すべし彼はまたこれを營の外に牽いだして自己の眼の前にこれを宰らしむべし 四 而
して祭司エレアザルこれが血をその指につけ集會の幕屋の表にむかひてその血を七次灑ぎ 五 やがてその牝
牛を自己の眼の前に燒しむべしその皮その肉その血およびその糞をみな燒べし 六 その時祭司檜木と牛膝草
と紅の絲をとりて之をその燒る牝牛の中に投いるべし 七 かくて祭司はその衣服を洗ひ水にてその身を滌ぎ
て然る後營に入べし祭司の身は晩まで汚るゝなり 八 また之を燒たる者も水にその衣服を洗ひ水にその身を
滌ぐべし彼も晩まで汚るゝなり 九 斯て身の潔き人一人その牝牛の灰をかき歛めてこれを營の外の清淨處に
蓄へ置べし是イスラエルの子孫の會衆のために備へおきて汚穢を潔る水を作るべき者にして罪を潔むる物
に當るなり 十 その牝牛の灰をかき歛めたる者はその衣服を洗ふべしその身は晩まで汚るゝなりイスラエル
の子孫とその中に寄寓る他國の人とは永くこれを例とすべきなり 十一 人の死屍に捫る者は七日の間汚る 十二 第
三日と第七日にこの灰水を以て身を潔むべし然せば潔くならん然ど若し第三日と第七日に身を潔むること
を爲ざれば潔くならじ 十三 凡そ死人の屍に捫りて身を潔むることを爲ざる者はエホバの幕屋を汚すなればイ
スラエルより斷るべし汚穢を潔むる水をその身に灑ざるによりて潔くならずその汚穢なほ身にあるなり 十四
天幕に人の死ることある時に應用ふる律は是なり即ち凡てその天幕に入る者凡てその天幕にある物は七日
の間汚るべし 十五 凡て蓋を取はなして蓋はざりし所の器皿はみな汚る 十六 凡そ刀劍にて殺されたる者または死
屍または人の骨または墓等に野の表にて捫る者はみな七日の間汚るべし 十七 汚れたる者ある時はかの罪を潔
むる者たる燒る牝牛の灰をとりて器に入れ活水を之に加ふべし 十八 而して身の潔き人一人牛膝草を執てその
水にひたし之をその天幕と諸の器皿および其處に居あはせたる人々に灑ぐべくまたは骨あるひは殺されし
者あるひは死たる者あるひは墓などに捫れる者に灑ぐべし 十九 即ち身の潔き人第三日と第七日にその汚れた

る者に之を灑ぐべし而して第七日にはその人みづから身を潔むることを爲しその衣服をあらひ水に身を滌ぐべし然せば晩におよびて潔くなるべし 二十然ど汚れて身を潔ることを爲ざる人はエホバの聖所を汚すが故にその身は會衆の中より絕るべし汚穢を潔むる水を身に灑がざるによりてその人は潔くならざるなり 二十一彼等また永くこれを例とすべし即ち汚穢を潔むる水を人に灑げる者はその衣服を洗ふべしまた汚穢を潔むる水に捫れる者も晩まで汚るべし 二十二凡て汚れたる人の捫れる者は汚るべしまた之に捫る人も晩まで汚るべし

第二十章

一斯てイスラエルの子孫の全會衆正月におよびてチンの曠野にいたれり而して民みなカデシに止りけるがミリアム其處にて死たれば之を其處に葬りぬ 二その處に會衆水を得ざるによりて相集りてモーセとアロンに迫れり 三すなはち民モーセと爭ひ言けるは嚮に我らの兄弟等がエホバの前に死たる時に我等も死たらば善りしものを 四汝等何とてエホバの會衆をこの曠野に導き上りて我等とわれらの家畜を此に死しめんとするや 五汝らなんぞ我らをエジプトより上らしめてこの惡き處に導きいりしや此には種を播べき處なく無花果もなく葡萄もなく石榴も無くまた飮べき水も無し 六是においてモーセとアロンは會衆の前を去り集會の幕屋の門にいたりて俯伏けるにエホバの榮光かれらに顯れ 七エホバ、モーセに告て言たまはく 八汝杖を執りて汝の兄弟アロンとともに會衆を集めその眼の前にて汝ら磐に命ぜよ磐その中より水を出さん汝かく磐より水を出して會衆とその獸畜に飮あたふべしと 九モーセすなはちその命ぜられしごとくエホバの前より杖を取り 十アロンとともに會衆を磐の前に集めて之に言けるは汝ら背反者等よ聽け我等水をしてこの磐より汝らのために出しめん歟と 十一モーセその手を擧げ杖をもて磐を二度擊けるに水多く湧出たれば會衆とその獸畜ともに飮り 十二時にエホバ、モーセとアロンに言たまひけるは汝等は我を信ぜずしてイ

スラエルの子孫の目の前に我の聖を顯さゞりしによりてこの會衆をわが之に與へし地に導きいることを
得じと 十三 是をメリバ(爭論)の水とよべりイスラエルの子孫是がためにヱホバにむかひて爭ひたりしがヱホ
バつひにその聖ことを顯したまへり○ 十四 茲にモーセカデシより使者をエドムの王に遣して言けるは汝の兄
弟イスラエルかく言ふ汝もわれらが遭し諸の艱難を知る 十五 そも〳〵我らの先祖等エジプトに下りゆきて我
ら年ひさしくエジプトに住をりしがエジプト人われらと我らの先祖等をなやましたれば 十六 我らヱホバに籲
へりけるにヱホバわれらの聲を聽たまひ一個の天の使を遣して我らをエジプトより導きいだしたまへり視
よ我ら今は汝の邊境の邊端にあるカデシの邑に居るなり 十七 願くは我らをして汝の國を通過しめよ我等は田
畝をも葡萄園をも通過じまた井の水をも飲じ我らは大王の路を通過り汝の境をいづるまでは右にも左にも
まがらじ 十八 エドム、モーセに言けるは汝我の中を通過べからず恐くは我いでゝ劍をもて汝にむかはん 十九 イズ
ラエルの子孫エドムに言ふ我らは大道を通過ん若われらと我らの獸畜なんぢの水を飲ことあらばその値を
償ふべし我は徒行にて通過のみなれば何事にもあらざるなりと 二十 然るにエドムは汝通過べからずといひて
許多の群衆を率ゐて出で大なる力をもて之にむかへり 二一 エドムかくイスラエルにその境の中を通過ことを
容さゞりければイスラエルは他にむかひて去り○ 二二 かくてイスラエルの子孫の會衆みなカデシより進み
てホル山にいたれり 二三 ヱホバエドムの國の境なるホル山にてモーセとアロンに告て言たまはく 二四 アロンそ
の死たる民に列らんイスラエルの子孫に我が與へし地に彼は入ことを得ざるべし是メリバの水のある處
にて汝等わが言に背きたればなり 二五 汝アロンとその子エレアザルをひきつれてホル山に登り 二六 アロンにそ
の衣服を脱せてこれをその子エレアザルに衣せよアロンは其處に死てその民に列るべしと 二七 モーセすなは
ちヱホバの命じたまへるごとく爲し相つれだちて全會衆の目の前にてホル山に登れり 二八 而してモーセはアロ

アロンにその衣服をぬがせて之をその子エレアザルに衣せたりアロンは其處にて山の嶺に死り斯てモーセ
とエレアザル山よりくだりけるが會衆みなアロンの死たるを見て三十日のあひだ哀哭をなせりイスラ
エルの家みな然せり

第二十一章

一 玆に南の方に住るカナン人アラデ王といふ者イスラエルが間者の道よりして來るといふを聞
きイスラエルを攻うちてその中の數人を擄にせり 二 是においてイスラエル誓願をエホバに立て言ふ汝もし
この民をわが手に付したまはゞ我その城邑を盡く滅さんと 三 エホバすなはちイスラエルの言を聽いれてカ
ナン人を付したまひければ之とその城邑をことごとく滅せり是をもてその處の名をホルマ(殲滅)と呼なした
り○ 四 民はホル山より進みゆき紅海の途よりしてエドムを繞り過らんとせしがその途のために民心を苦め
たり 五 すなはち民神とモーセにむかひて呟きけるは汝等なんぞ我らをエジプトより導きのぼりて曠野に死
しめんとするや此には食物も無くまた水も無し我等はこの粗き食物を心に厭ふなりと 六 是をもてエホバ火
の蛇を民の中に遣して民を咬しめたまひければイスラエルの民の中死る者多かりき 七 是によりて民モーセ
にいたりて言けるは我らエホバと汝にむかひて呟きて罪を獲たり請ふ汝エホバに祈りて蛇を我等より取は
なさしめよとモーセすなはち民のために祈ければ 八 エホバ モーセに言たまひけるは汝蛇を作りてこれを杆
の上に載おくへし凡て咬れたる者も之を仰ぎ觀なば生へし 九 モーセすなはち銅をもて一條の蛇をつくり之
を杆の上に載おけり凡て蛇に咬れたる者その銅の蛇を仰ぎ觀れば生たり○ 十 イスラエルの子孫途に進みてオ
ボテに營を張り 十一 またオボテより進み往きモアブの東の方に亘るところの曠野においてイエアバリムに營
を張り 十二 また其處より進みゆきてゼレデの谷に營を張り 十三 其處より進みゆきてアルノンの彼旁に營を張り
アルノンはアモリの境より出て曠野に流るゝ者にてモアブとアモリの間にありてモアブの界をなす者なり 十四

故にヱホバの戰爭の記に言るあり云くスパのワヘブアルノンの河 十五 河の流即ちアルの邑に落下りモアブの
界に倚る者と 十六 かれら其處よりベエル(井)にいたれりヱホバがモーセにむかひて汝民を集めよ我これに水を
與へんと言たまひしはこの井なりき 十七 時にイスラエルこの歌を歌へり云く井の水よ湧あがれ汝等これがた
めに歌へよ 十八 此井を笏と杖とをもて牧伯等これを掘り民の君長等之を掘りき斯て曠野よりマッタナにいた
り 十九 マッタナよりナハリエルにいたりナハリエルよりバモテにいたり 二十 バモテよりモアブの野にある谷に
往き曠野に對するピスガの嶺にいたれり○ 二一 かくてイスラエル使者をアモリ人の王シホンに遣して言しめ
けるは 二二 我をして汝の國を通過しめよ我等は田畝にも葡萄園にも入じまた井の水をも飲じ我らは汝の境を出
るまでは唯王の道を通りて行んのみと 二三 然るにシホンはイスラエルに自己の境の中を通る事を容さざりき
而してシホンその民をことごとく集め曠野にいでゝイスラエルを攻んとしヤハヅに來りてイスラエルと戰
ひけるが 二四 イスラエル刃をもて之を擊やぶりその地をアルノンよりヤボクまで奪ひ取りアンモンの子孫に
まで至れりアンモンの子孫の境界は堅固なりき 二五 イスラエルかくその城邑を盡く取り而してイスラエルは
アモリ人の諸の城邑に住みヘシボンとそれに附る諸の村々に居る 二六 ヘシボンはアモリ人の王シホンの都城
なりシホンは曾てモアブの前の王と戰ひてかれの地をアルノンまで盡くその手より奪ひ取しなり 二七 故に歌
をもて云るあり曰く汝らヘシボンに來れシホンの城邑を築き建よ 二八 ヘシボンより火出でシホンの都城より
燄いでゝモアブのアルを焚つくしアルノンの邊の高處を占る君王等を滅せり 二九 モアブよ汝は禍なる哉ケモ
シの民よ汝は滅ぼさるその男子は逃奔りその女子はアモリ人の王シホンに擄らるゝなり 三十 我等は彼らを擊
たふしヘシボンを滅ぼしてデボンに及び之を荒してまたノパに及びメデバにいたる 三一 斯イスラエルの子孫
はアモリ人の地に住たりしが 三二 モーセまた人を遣はしてヤゼルを窺はしめ遂にその村々を取て其處にをり

しアモリ人を逐出し 三三 轉てバシヤンの路に上り往きけるにバシヤンの王オグその民を盡く率ゐて出で之を
迎へてエデレイに戰はんとす 三四 ヱホバ、モーセに言たまひけるは彼を懼るゝ勿れ我かれとその民とその地を
盡く汝の手に付す汝ヘシボンに住をりしアモリ人の王シホンに爲たるごとくに彼にも爲べしと 三五 是におい
て彼とその子とその民をことごとく撃ころし一人も生存る者なきに至らしめて之が地を奪ひたり

第二十二章 一 かくてイスラエルの子孫また途に進みてモアブの平野に營を張り此はヨルダンの此旁にしてヱ
リコに對ふ 二 チツポルの子バラクはイスラエルが凡てアモリ人に爲たる所を見たり 三 是においてモアブ人
大いにイスラエルの民を懼る是その數多きに因てなりモアブ人かくイスラエルの子孫のために心をなやま
したれば 四 すなはちミデアンの長老等に言ふこの群衆は牛が野の草を餂食ふごとくに我等の四圍の物をこ
とごとく餂食はんとすとこの時にはチツポルの子バラク、モアブ人の王たり 五 彼すなはち使者をペトルに遣
してベオルの子バラムを招かしめんとすペトルはバラムの本國にありて河の邊に在りその之を招かしむる
言に云く茲にエジプトより出來し民あり地の面を蓋ふて我の前に居る 六 然ば請ふ汝今來りて我ためにこの
民を詛へ彼等は我よりも强ければなり然せば我これを擊やぶりて我國よりこれを逐はらふを得ることもあ
らん其は汝が祝する者は福祉を得汝が詛ふ者は禍を受くと我しればなりと 七 モアブの長老等とミデアンの
長老等すなはち占卜の禮物を手にとりて出たちバラムにいたりてバラクの言をこれに告たれば 八 バラムか
れらに言ふ今晩は此に宿れヱホバの我に告るところに循ひて汝らに返答をなすべしと是をもてモアブの牧
伯等バラムの許に居る 九 時に神バラムに臨みて言たまはく汝の許にをる此人々は何者なるや 十 バラム神に
言けるはモアブの王チツポルの子バラク我に言つかはしけらく 十一 茲にエジプトより出きたりし民ありて地
の面を蓋ふ請ふ今來りてわがために之を詛へ然せば我これに戰ひ勝てこれを逐はらふを得ることもあらん

と 十二 神バラムに言たまひけるは汝かれらとともに往べからず亦この民を詛ふべからず是は祝福る者たる
なり 十三 是においてバラム朝起てバラクの牧伯等に言けるは汝ら國に歸れよエホバ我が汝らとともに往く事
をゆるさゞるなりと 十四 モアブの牧伯たちすなはち起あがりてバラクの許にいたりバラムは我らとともに來
ることを肯ぜずと告たれば 十五 バラクまた前の者よりも尊き牧伯等を前よりも多く遣せり 十六 彼らバラムに詣
りて之に言けるはチッポルの子バラクかく言ふ願くは汝何の障礙をも顧みずして我に來れ 十七 我汝をして甚
だ大なる尊榮を得させん汝が我に言ところは凡て我これを爲べし然ば願くは來りて我ためにこの民を詛へ
十八 バラム答へてバラクの臣僕等に言けるは假令バラクその家に盈るほどの金銀を我に與ふるとも我は事の
大小を論ずわが神エホバの言を踰ては何をも爲ことを得ず 十九 然ば請ふ汝らも今晩此に宿り我をしてエホバ
の再び我に何と言たまふかを知しめよと 二十 夜にいりて神バラムにのぞみて之に言たまひけるはこの人々汝
を招きに來りたれば起あがりて之とともに往け但し汝は我が汝につぐる言のみを行ふべし 二一 バラム朝
起あがりてその驢馬に鞍おきてモアブの牧伯等とともに往り 二二 然るにエホバかれの往たるに縁て怒を發した
まひければエホバの使者かれに敵せんとて途に立り彼は驢馬に乘りその僕二人はこれとともに在しが 二三 驢馬
エホバの使者が劍を手に拔持て途に立るを見驢馬途より身を轉して田圃に入ければバラム驢馬を打て途に
かへさんとせしに 二四 エホバの使者また葡萄園の途に立り其處には此旁にも石垣あり彼旁にも石垣あり 二五 驢
馬エホバの使者を見石垣に貼依てバラムの足を石垣に貼依たればバラムまた之を打り 二六 エホバの使
者また進みよりて狹き處に立けるが其處には右にも左にもまがる道あらざりしかば 二七 驢馬エホバの使者を
見てバラムの下に臥たり是においてバラム怒を發し杖をもて驢馬を打けるに 二八 エホバ驢馬の口を啓きたま
ひたれば驢馬バラムにむかひて言ふ我なんぢに何を爲せばか汝かく三次我を打や 二九 バラム驢馬に言ふ汝わ

れを侮るが故なり我手に劍あらば今汝を殺さんものを 三十 驢馬またバラムに言けるは我は汝の所有となりてより今日にいたるまで汝が常に乘ところの驢馬ならずや我つねに斯のごとく汝になしさるやとバラムこたへて否と言ふ 三一 時にヱホバ、バラムの目を啓きたまひければ彼ヱホバの使者の途に立て劍を手に拔持るを見身を鞠めて俯付たるに 三二 ヱホバの使者これに言ふ汝なにとて斯三度なんぢの驢馬を打や我汝の道の直に滅亡にいたる者なるを見て汝に敵せんとて出きたれり 三三 驢馬はわれを見て斯みたび身を轉して我を避たるなり是もし身を轉らして我を避ずば我すでに汝を殺して是を生しおきしならん 三四 バラム、ヱホバの使者に言けるは我罪を獲たり我は汝が我に敵せんとて途に立るを知ざりしなり汝もし之を惡しとせば我は歸るべし 三五 ヱホバの使者バラムに言けるはその人々とともに往け但し汝は我が汝に告る言詞のみを宣べしとバラムすなはちバラクの牧伯等とともに往り 三六 さてまたバラクはバラムの來るを聞てモアブの境の極處に流るアルノンの旁の邑まで出ゆきて之を迎ふ 三七 バラクすなはちバラムに言けるは我ことさらに人を遣はして汝を招きしにあらずや汝なにゆゑ我許に來らざりしや我あに汝に尊榮を得さすることを得ざらんや 三八 バラム、バラクに言けるは視よ我つひに汝の許に來れり然ど今は我何事をも自ら言を得んや我はたゞ神の我口に授る言語を宣んのみと 三九 斯てバラムはバラクとともに往てキリアテホゾテに至りしが 四十 バラク牛と羊を宰りてバラムおよび之と偕なる牧伯等に餽れり 四一 而してその翌朝にいたりバラクはバラムを伴ひこれを携へてバアルの崇邱に登りイスラエルの民の極端を望ましむ

第二十三章

一 バラム、バラクに言けるは我ために此に七個の壇を築き此に七匹の牡牛と七匹の牡羊を備へよと 二 バラクすなはちバラムの言るごとく爲しバラクとバラムその壇ごとに牡牛一匹と牡羊一匹を獻げたり 三 而してバラムはバラクにむかひ汝は燔祭の傍に立をれ我は往んとすヱホバあるひは我に來りのぞみたま

ハんろの我に示したまふところの事ハ凡てこれを汝に告んと言て一の高處に登りたるに 四 神バラムに臨み
たまひければバラムこれに言けるは我ハ七個の壇を設けその壇ごとに牡牛一匹と牡羊一匹を献げたりと 五
エホバ、バラムの口に言を授けて言たまハく汝バラクの許に歸りて斯いふべしと 六 彼すなはちバラクの許に
至るにバラクハモアブの諸の牧伯等とゝもに燔祭の傍に立をる 七 バラムすなハちこの歌をのべて云くモア
ブの王バラクスリアより我を招き寄せ東の邦の山より我を招き寄て云ふ來りて我ためにヤコブを詛へ來り
てわがためにイスラエルを呪れと 八 神の詛ハざる者を我いかで詛ふことを得んやエホバの呪らざる者を我
いかで呪ることを得んや 九 磐の頂より我これを觀岡の上より我これを望むこの民ハ獨り離れて居ん萬の民
の中に列ぶことなからん 十 誰かヤコブの塵を計へ得んやイスラエルの四分一を數ふることを能せんや願く
ハ義人のごとくに我死ん願くハわが終これが終にひとしかれ 十一 是においてバラクバラムに言けるは汝我
に何を爲や我ハわが敵を詛はしめんとて汝を携きたりしなるに汝はかへつて全くこれを祝せり 十二 バラムこ
たへて言けるハ我ハ愼みてエホバの我口に授る事のみを宣べきにあらずや 十三 バラクこれに言けるハ請ふ汝
われとゝもに他の處に來りて其處より彼らを觀よ汝たゞ彼らの極端のみを觀ん彼らを全くハ觀ことを得ざ
るべし請ふ其處にて我ために彼らを詛へと 十四 やがて之を導きてピスガの巓なる斥候の原に至り七個の壇を
築きて壇ごとに牡牛一匹と牡羊一匹を献たり 十五 時にバラムバラクに言けるハ汝此にて燔祭の傍に立をれ我
まさも往て會見ゆることをせんと 十六 エホバまたバラムに臨みて言をその口に授け汝バラクの許に歸りてか
く言へとのたまひければ 十七 彼バラクの許にかへりけるにバラクハ燔祭の傍に立をりモアブの牧伯等これと
ゝもに居りしがバラクすなハちバラムにむかひエホバ何と言しやと問ければ 十八 バラムまたこの歌を宣たり
云くバラクよ起て聴けチッポルの子よ我に耳を傾けよ 十九 神ハ人のごとく誑ること无しまた人の子のごとく悔

ることを有ずその言ところを之を行はざらんやその語るところは之を成就ざらんや 二十我はこれがために祝福をいのれとの命令を受く既に之に祝福をたまへり我これを變るあたはざるなり 二一エホバはヤコブの中に惡を見ずイスラエルの中に憂患あるを見ずその神エホバこれとともに在し王を喜びて呼ぶる聲その中にあり 二二神かれらをエジプトより導き出したまふイスラエルは強きこと兕のごとし 二三ヤコブには魔術なしイスラエルには占卜あらず神はその爲ところをその時にヤコブに告げイスラエルにしめしたまふなり 二四視よこの民は牝獅子のごとくに起あがり牡獅子のごとくに身を興さん是はその攫得たる物を食ひその殺しゝ物の血を飲でも臥ことを爲じ 二五是においてバラクはバラムに向ひ汝かれらを詛ふことをも祝することをも爲なかれと言けるに 二六バラムこたへてバラクに言ふ我はエホバの宣まふ事は凡てこれを爲ざるを得ずと汝に告おきしにあらずやと 二七バラクまたバラムに言けるは請ふ來れ我なんぢを他の處に導き往ん神あるひは汝が其處より彼らを我ために詛ふことを善とせんと 二八バラクすなはちバラムを導きて曠野に對するペオルの巓に至るに 二九バラムバラクに言けるは我ために七個の壇を此に築き牡牛七匹牡羊七匹を此に備へよと 三十バラクすなはちバラムの言るごとく爲しその壇ごとに牡牛一匹と牡羊一匹を獻たり

第二十四章

一バラムはイスラエルを祝することのエホバの心に適ふを視たれば此度は前の時のごとくに往て法術を求むる事を爲ずその面を曠野に向て居り 二バラム目を擧てイスラエルのその支派にしたがひて居るを觀たり時に神の靈かれに臨みければ 三彼すなはちこの歌をのべて云くベオルの子バラム言ふ目の啓きたる人言ふ 四神の言詞を聞し者能はざる無き者をまぼろしに觀し者倒れ臥てその目の啓けたる者言ふ 五ヤコブよ汝の天幕は美しき哉イスラエルよ汝の住所は美しき哉 六是は谷々のごとくに布列ね河邊の園のごとくエホバの栽し沈香樹のごとく水の濱の檜樹のごとし 七その桶よりは水溢れんその種は水の邊に發育んその

王ハアガグよりも高なりその國ハ振ひ興らん 八神これをエジプトより導き出せり是ハ強きこと兕のごとく
その敵なる國々の民を呑つくしその骨を摧き矢をもて之を衝とほさん 九是は牡獅子のごとくに身をかゞめ
牝獅子のごとくに臥す誰か敢てこれを起さんやなんぢを祝するものハ福祉を得なんぢをのろふものハ災禍
をかうむるべし 十ここにおいてバラクハバラムにむかひて怒を發しその手を拍ならせり而してバラクバラ
ムにいひけるハ我もなんぢをして我が敵を詛はしめんとてなんぢを招きたるに汝ハ却て斯三度までも彼ら
を大に祝したり 十一然ば汝今汝の處に奔り往け我ハ汝に大なる尊榮を得させんと思ひされどエホバ汝を阻め
て尊榮を得るに至らざらしむ 十二バラムバラクに言けるハ我ハ汝が我に遣はし使者等に告て言ざりしや 十三假
令バラクその家に盈るほどの金銀を我に與ふるとも我ハエホバの言を踰て自己の心のまゝに善も惡も爲
ことを得ず我ハエホバの宣まふ事のみを言べしと 十四今われハ吾民にかへる然ば來れ我この民が後の日に汝
の民に爲んところの事を汝に告しらせんと 十五すなハちこの歌をのべて云くベオルの子バラム言ふ目の啓き
たる人言ふ 十六神の言を聞るあり至高者を知の知識あり能ざる無き者をまぼろしに觀倒れ臥て其目の啓け
たる者言ふ 十七我これを見ん然ど今にあらず我これを望まん然ど近くそあらずヤコブより一箇の星いでんイ
スラエルより一條の杖おこりモアブを此旁より彼旁に至まで撃破りまた鬧譟者どもを盡く滅すべし 十八其敵
なるエドムも是が產業となりセイルは之が產業とならんイスラエルは盛になるべし 十九權を秉る者ヤコブよ
り出で遺れる者等を城より滅し絕ん 二十バラム又アマレクを望みこの歌をのべて云くアマレクは國々の中の
最初なる者なり其終にハ滅び絕るに至らん 二十一又ケニ人を望みこの歌をのべて云く汝の住所ハ堅固なり汝ハ
磐に巢をつくる 二十二然どカインハ亡て終にアッスリアの爲に擄へ移されん 二十三彼またこの歌をのべて云く噫神こ
れを爲たまハん時ハ誰か生ることを得ん 二十四キッテムの方より船來てアッスリアを攻なやましエベルを攻なや

ますべし而して是もまた終に亡失ん　二五斯てバラムは起あがりて自己の處に歸り往きぬバラクも亦去ゆけり

第二十五章

一イスラエルはシッテムに止まり居けるがその民モアブの婦女等と婬をおこなふことを始めたり
二その婦女等其神々に犧牲を獻る時に民を招ければ民も往て食ふことを爲しかつその神々を拜めり　三イスラ
エルかくバアルペオルに附ければイスラエルにむかひてエホバ怒を發したまへり　四エホバすなはちモーセ
に告て言たまはく民の首をことごとく携きたりエホバのためにかの者等を日に曝せ然せばエホバの烈しき
怒イスラエルを離るゝあらんと　五是においてモーセイスラエルの士師等にむかひ汝らおのおのその配下の
人々のバアルペオルに附る者を殺せと言り　六モーセとイスラエルの子孫の全會衆集會の幕屋の門にて哭
をる時一箇のイスラエル人ミデアンの婦人一箇を携きたり彼らの目の前にてその兄弟等の中に至れり　七祭
司アロンの子なるエレアザルの子ピネハスこれを見會衆の中より起あがりて槍を手に執り　八そのイスラ
エルの人の後を追て之が寢室に入りイスラエルの人を衝きまたその婦人の腹を衝とほして二人を殺せり是
において疫病のイスラエルの子孫におよぶことを止れり　九その疫病にて死たる者は二萬四千人なりき　十エホ
バモーセに告て言たまはく　十一祭司アロンの子なるエレアザルの子ピネハスはわが熱心をイスラエルの子孫
の中にあらはして吾怒をその中より取去り我をして熱心をもてイスラエルの子孫を滅し盡すにいたらざら
しめたり　十二故に汝言へ我これに平和のわが契約をさづく　十三即ち彼とその後の子孫永く祭司の職を得べし是
は彼らの神のために熱心にしてイスラエルの子孫のために贖をなしたればなり　十四その殺されしイスラエル
人すなはちミデアンの婦人とともに殺されし者はその名をジムリと言てサルの子にしてシメオン人の宗族
の牧伯の一人なり　十五またその殺されしミデアンの婦人は名をコズビと曰てツルの女子なりツルはミデアン
の民の宗族の首なり　十六エホバモーセに告て言たまはく　十七ミデアン人に逼りてこれを擊て　十八其は彼ら謀計を

もて汝に遍りペオルの事とその姉妹なるミデアンの牧伯の女すなはちペオルのために疫病の起れる日に殺されしコズビの事において汝らを惑したればなり

第二十六章

一 疫病の後エホバモーセと祭司アロンの子エレアザルに告て言たまはく 二 イスラエルの全會衆の總數をその父祖の家にしたがひて核べイスラエルの中凡そ二十歳以上にして戰爭に出るに勝る者を數へよと 三 モーセ及び祭司エレアザルすなはちエリコに對してヨルダンの邊にあるモアブの平野に於てかれらに告て言けるは 四 エジプトの地より出きたれるモーセとイスラエルの子孫にエホバの命じ給へる如く汝ら其中の廿歳以上の者を計へよ 五 イスラエルの長子はルベンルベンの子孫はヘノクよりヘノク人の族出でパルよりパル人の族出で 六 ヘヅロンよりヘヅロン人の族出でカルミよりカルミ人の族出づ 七 ルベンの宗族は是のごとくにしてその核數られし者は四萬三千七百三十人 八 またパルの子はエリアブ 九 エリアブの子はネムエルダタンアビラムこのダタンとアビラムは會衆の中に名ある者にてコラの黨類とゝもにモーセとアロンに逆らひてエホバに悖りし事ありしが 十 地その口を開きて彼らとコラとを呑みその黨類二百五十人は火に燒れて死うせ人の鑑戒となれり 十一 但しコラの子等は死ざりき○ 十二 シメオンの子孫はその宗族に依ば左のごとし子ネムエルよりはネムエル人の族出でヤミンよりはヤミン人の族出でヤキンよりはヤキン人の族出で 十三 ゼラよりはゼラ人の族出でシヤウルよりはシヤウル人の族出づ 十四 シメオン人の宗族は是の如くにして其數られし者は二萬二千二百人○ 十五 ガドの子孫は其宗族に依ば左の如しゼポンよりはゼポン人の族出でハギよりはハギ人の族出でシユニよりはシユニ人の族出で 十六 オズニよりはオズニ人の族出でエリよりはエリ人の族出で 十七 アロドよりはアロド人の族出でアレリよりはアレリ人の族出づ 十八 ガドの宗族は是のごとくにしてその核數られし者は四萬五百人○ 十九 ユダの子等はエルとオナンエルとオナンはカナンの地に死たり 二十 ユダの

子孫ハその宗族によれバ左のごとしシラよりはシラ人の族出でペレツよりはペレツ人の族出でゼラよりはゼラ人の族出づ　二一　ペレツの子孫ハ左のごとしヘヅロンよりはヘヅロン人の族出でハムルよりはハムル人の族出づ　二二　ユダの宗族ハ是のごとくにしてその核數られし者は七萬六千五百人○　二三　イツサカルの子孫ハその宗族によれば左のごとしトラよりはトラ人の族出でプワよりハプワ人の族出で　二四　ヤシユブよりハヤシユブ人の族出でシムロンよりハシムロン人の族出づ　二五　イツサカルの宗族ハ是のごとくにしてその數へられし者も六萬四千三百人○　二六　ゼブルンの子孫ハその宗族によれば左の如しセレデよりハセレデ人の族出でエロンよりハエロン人の族出でヤリエルよりハヤリエル人の族出づ　二七　ゼブルン人の宗族ハ是のごとくにしてその核數られし者は六萬五百人○　二八　ヨセフの子等その宗族に依ばマナセとエフライム　二九　マナセの子等の中マキルよりマキル人の族出づマキルギレアデを生りギレアデよりギレアデ人の族出づ　三十　ギレアデの子孫ハ左のごとしイエゼルよりハイエゼル人の族出でヘレクよりはヘレク人の族出で　三一　アスリエルよりハアスリエル人の族出でシケムよりハシケム人の族出で　三二　セミダよりハセミダ人の族出でヘペルよりハヘペル人の族出づ　三三　ヘペルの子ゼロペハデには男子なく惟女子ありしのみその名はマアラノアホグラミルカテルザと曰ふ　三四　マナセの宗族は是のごとくにしてその核數られし者ハ五萬二千七百人　三五　エフライムの子孫はその宗族によれバ左のごとしシユテラよりハシユテラ人の族出でベケルよりハベケル人の族出でタハンよりはタハン人の族出づ　三六　シユテラの子孫ハ左のごとしエランよりエラン人の族出づ　三七　エフライムの子孫の宗族も是のごとくにしてその核數られし者ハ三萬二千五百人ヨセフの子孫ハその宗族に依バ是のごとし○　三八　ベニヤミンの子孫ハその宗族によれば左のごとしベラよりはベラ人の族出でアシベルよりはアシベル人の族出でアヒラムよりハアヒラム人の族出で　三九　シユパムよりハシユパム人の族出でホパムよりハホパム人の族出づ

四〇ベラの子等はアルデとナアマン　アルデよりはアルデ人の族出でナアマンよりはナアマン人の族出づ　四一ベニヤミンの子孫はその宗族に依ば是のごとくにしてその核数られし者は四萬五千六百人〇　四二ダンの子孫はその宗族に依ば左のごとしシユハムよりシユハム人の族出づダンの宗族はその宗族によれば是の如し　四三シユハム人の諸の族の中核数られし者は六萬四千四百人〇　四四アセルの子孫はその宗族によれば左のごとしエムナよりはエムナ人の族出でエスイよりはエスイ人の族出でベリアよりはベリア人の族出づ　四五ベリアの子孫の中へベルよりはヘベル人の族出でマルキエルよりはマルキエル人の族出づ　四六アセルの女子の名はサラと曰ふ　四七アセルの子孫の宗族は是のごとくにしてその核数られし者五萬三千四百人〇　四八ナフタリの子孫はその宗族によれば左のごとしヤジエルよりヤジエル人の族出でグニよりグニ人の族出で　四九エゼルよりエゼル人の族出でシレムよりシレム人の族出づ　五〇ナフタリの宗族はその宗族によればかくのごとくにしてその核数られしものは四萬五千四百人　五一すなはちイスラエルの子孫の核数られし者は六十萬一千七百三十人なりき〇　五二エホバモーセに告て言たまはく　五三この人々にその名の数にしたがひて地を分ち與へてこれが産業となさしむべし　五四人衆には汝多くの産業を與へ人寡きには少の産業を與ふべし即ちその核数られし数にしたがひておの〳〵産業を受べきなり　五五但しその地は鬮をもて之を分ちその父祖の支派の名にしたがひて之を獲べし　五六即ち鬮をもてその産業を人衆き者と寡き者とに分つべきなり〇　五七レビ人のその宗族にしたがひて数へられし者は左のごとしゲルシヨンよりはゲルシヨン人の族出でコハテよりはコハテ人の族出でメラリよりはメラリ人の族出づ　五八レビの族は左のごとしリブニ人の族ヘブロン人の族マヘリ人の族ムシ人の族コラ人の族コハテアムラムを生り　五九アムラムの妻の名はヨケベデといひてレビの女子あり是はエジプトにてレビに生れし者なりしがアムラムにそひてアロンとモーセおよびその姉妹ミリアムを生り　六〇アロンにはナダ

ブアビウエレアザルおよびイタマル生る 六一 ナダブとアビウは異火をヱホバの前にさゝげし時死り 六二 その核
數られし一箇月以上の男子は都合二萬三千人レビ人はイスラエルの子孫の中に產業を與へられざるが故に
イスラエルの子孫の中に核數られざるなり○ 六三 是すなはちモーセと祭司エレアザルがヨルダンの邊なるヱ
リコに對するモアブの平野にて數へたるイスラエルの子孫の數なり 六四 但しその中にはモーセとアロンがシ
ナイの曠野においてイスラエルの子孫をかぞへし時に數へたる者は一人もあらざりき 六五 其はヱホバ曾て彼
らの事を宣て是はかならず曠野に死んといひたまひたればなり是をもてヱフンネの子カルブとヌンの子ヨ
シユアの外は一人も遺れる者あらざりき

第二十七章

一 茲にヨセフの子マナセの族の中なるヘペルの子ゼロペハデの女子等きたれりヘペルはギレアデの
子ギレアデはマキルの子マキルはマナセの子なりその女子等の名はマアラ、ノア、ホグラ、ミルカ、テルザといふ
二 彼ら集會の幕屋の門にてモーセと祭司エレアザルと牧伯等と全會集の前に立ち言けるは 三 我等の父は
曠野に死り彼はかのコラに與して集りてヱホバに逆ひし者等の中に加はらず自己の罪に死り然るに男子な
し 四 我らの父の名なんぞその男子あらざるがためにその族の中より削らることある可んや我らの父の兄
弟の中において我らにも產業を與へよと 五 モーセすなはちその事をヱホバの前に陳けるに 六 ヱホバモーセ
に告て言たまはく 七 ゼロペハデの女子等の言ところは道理なり汝かならず彼らの父の兄弟の中において彼
らに產業を與へて獲さすべし即ちその父の產業をこれに歸せしむべし 八 汝イスラエルの子孫に告て言べし
人もし男子なくして死なばその產業をこれが女子に歸せしむべし 九 もしまた女子もあらざる時はその產業を
その兄弟に與ふべし 十 もし兄弟あらざる時はその產業をその父の兄弟に與ふべし 十一 もしまたその父に兄弟
あらざる時はその親戚の最も近き者にその產業を與へて獲さすべしヱホバのモーセに命ぜしごとくイスラ

エルの子孫に永くこれをもて律法の例とすべし○ 十二 茲にエホバ モーセに言たまはく汝このアバリム山にの
ぼり我イスラエルの子孫に與へし地を觀よ 十三 汝これを觀ばアロンの既に加はりしごとく汝もその民に加
はるべし 十四 是ツンの曠野において會衆の爭論をなせる時に汝らわが命に悖りかの水の側にて我の聖を事を
かれらの目のまへに顯すことを爲ざりし故なり是すなはちチンの曠野のカデシにあるメリバの水なり 十五
モーセ エホバに申して言けるは 十六 エホバ一切の血肉ある者の生命の神よ願くはこの會衆の上に一人を立て
十七 之をして彼等の前に出かれらの前に入り彼らを導き出し彼らを導き入る者とならしめエホバの會衆をし
て牧者なき羊のごとくならざらしめたまへ 十八 エホバ モーセに言たまはくヌンの子ヨシュアといふ靈のやど
れる人を取り汝の手をその上に按き 十九 これを祭司エレアザルと全會衆の前に立せて彼らの前にて之に命
ずる事をなすべし 二十 汝これに自己の尊榮を分ち與へイスラエルの子孫の全會衆をしてこれに順がはしむ
べし 二十一 彼は祭司エレアザルの前に立べしエレアザルはウリムをもて彼のためにエホバの前に問ことを爲べ
しヨシュアとイスラエルの子孫すなはちその全會衆はエレアザルの言にしたがひて出でエレアザルの言
にしたがひて入べし 二十二 是においてモーセはエホバの己に命じたまへるごとく爲しヨシュアを取て之を祭司
エレアザルと全會衆の前に立せ 二十三 その手をこれが上に按き之に命ずることを爲しエホバのモーセをもて
命じたまへる如くなせり

第二十八章

一 エホバ モーセに告て言たまはく 二 イスラエルの子孫に命じて之に言へわが禮物わが食物なる火
祭わが馨しき香の物は汝らこれをその期にいたりて我に獻ぐることを怠るべからず 三 汝かれらに言べし汝ら
がエホバに獻ぐる火祭は是なり即ち當歳の全き羔羊二匹を日々に獻げて常燔祭となすべし 四 即ち一匹の
羔羊を朝に獻げ一匹の羔羊を夕に獻べし 五 また麥粉一エパの十分の一に搗て取たる油一ヒンの四分の一を

混同て素祭となすべし 六 是すなはちシナイ山において定めたる常燔祭にしてヱホバに馨しき香としてたてまつる火祭なり 七 またその灌祭は羔羊一匹に一ヒンの四分の一を用ふべし即ち聖所において濃酒をヱホバのために灌ぎて灌祭となすべし 八 夕にはまた今一の羔羊を献ぐべしその素祭と灌祭とは朝のごとくになし之を献げて火祭となしてヱホバに馨しき香をたてまつるべし 九 また安息日には當歳の羔羊の全き者二匹と麥粉十分の二に油をまじへたるその素祭とその灌祭を献ぐべし 十 是すなはち安息日ごとの燔祭にして常燔祭とその灌祭の外なる者なり 十一 また汝ら月々の朔日には燔祭をヱホバに献ぐべし即ち少き牡牛二匹牡羊一匹當歳の羔羊の全き者七匹を献げ 十二 牡牛一匹には麥粉十分の三に油を和たるをもてその素祭となし牡羊一匹には麥粉十分の二に油をまじへたるをもてその素祭となし 十三 羔羊一匹には麥粉十分の一に油を混和たるをもてその素祭となし之を馨しき香の燔祭としてヱホバに火祭をたてまつるべし 十四 またその灌祭は牡牛一匹に酒一ヒンの半牡羊一匹に一ヒンの三分の一羔羊一匹に一ヒンの四分の一を用ふべし是すなはち年の月々の中月ごとに献ぐべき燔祭なり 十五 また常燔祭とその灌祭の外に牡山羊一匹を罪祭としてヱホバに献ぐべし○

十六 正月の十四日はヱホバの逾越節なり 十七 またその月の十五日は節日なり七日の間酵いれぬパンを食ふべし 十八 その首の日には聖會をひらくべし汝等何の職業をも為べからず 十九 汝ら火祭を献げてヱホバに燔祭たらしむるには少き牡牛二匹牡羊一匹當歳の羔羊七匹をもてすべし是等も皆全き者なるべし 二十 その素祭にも麥粉に油を和たるを用ふべし即ち牡牛一匹には麥粉十分の三を献げ牡羊一匹には十分の二を献げ 二十一 また羔羊は七匹ともその羔羊一匹ごとに十分の一を献ぐべし 二十二 また牡山羊一匹を罪祭に献げて汝らのために贖罪をなすべし 二十三 朝に献ぐる常燔祭なる燔祭の外に汝ら是らを献ぐべし 二十四 是のごとく汝ら七日の間日ごとに火祭の食物を献げてヱホバに馨しき香をたてまつるべし是は常燔祭とその灌祭の外に献ぐべき者なり 二十五 而して第七

日には汝ら聖會を開くべし何の職業をも爲べからず○ 二六 七七日の後すなはち汝らが新しき素祭をヱホバに携へきたる初穗の日にも汝ら聖會を開くべし何の職業をも爲べからず 二七 汝ら燔祭を献げてヱホバに馨しき香をたてまつるべし即ち少き牡牛二匹牡羊一匹當歳の羔羊七匹を献ぐべし 二八 その素祭には麥粉に油を混和たるを用ふべし即ち牡牛一匹に十分の三牡羊一匹に十分の二を用ひ 二九 また羔羊には七匹ともに羔羊一匹に十分の一を用ふべし 三十 また牡山羊一匹をささげて汝らのために贖罪をなすべし汝ら常燔祭とその素祭とその灌祭の外に是等を献ぐべし是みな全き者なるべし

第二十九章

一 七月にいたりその月の朔日に汝ら聖會を開くべし何の職業をも爲べからず是は汝らが喇叭を吹べき日なり 二 汝ら燔祭をささげてヱホバに馨しき香をたてまつるべし即ち少き牡牛一匹牡羊一匹當歳の羔羊の全き者七匹を献ぐべし 三 その素祭には麥粉に油を混和たるを用ふべし即ち牡牛一匹に十分の三牡羊一匹に十分の二をもちひ 四 また羔羊には七匹とも羔羊一匹に十分の一を用ふべし 五 また牡山羊一匹を罪祭に献げて汝らのために贖罪をなすべし 六 是は月々の朔日の燔祭とその素祭および日々の燔祭とその素祭と灌祭の外なる者なり是らの物の例にしたがひて之をヱホバにたてまつりて馨しき香の火祭となすべし 七 またその七月の十日に汝ら聖會を開きかつ汝らの身をなやますべし何の職業をも爲べからず 八 汝らヱホバに燔祭を献げて馨しき香をたてまつるべし即ち少き牡牛一匹牡羊一匹當歳の羔羊七匹是みな全き者なるべし 九 その素祭には麥粉に油を混和たるを用ふべし即ち牡牛一匹に十分の三牡羊一匹に十分の二を用ひ 十 また羔羊には七匹とも羔羊一匹に十分の一を用ふべし 十一 また牡山羊一匹を罪祭に献ぐべし是等は贖罪の罪祭と常燔祭とその素祭と灌祭の外なる者なり 十二 七月の十五日に汝ら聖會を開くべし何の職業をも爲べからず汝ら七日の間ヱホバに向て節筵を守るべし 十三 汝ら燔祭を献てヱホバに馨しき香の火祭をたてまつるべし即ち少き牡牛

十三牡羊二匹當歳の羔羊十四是みな全き者なるべし 十四 その素祭には麥粉に油を混和たるを用ふべし即ちその十三の牡牛には各箇十分の三その二匹の羔羊には各個十分の二を用ひ 十五 その十四の羔羊には各個十分の一を用ふべし 十六 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是等は常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり 十七 第二日には少き牡牛十二牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし 十八 その牡牛と牡羊と羔羊のために用ふる素祭と灌祭はその數に循ひて例のごとくすべし 十九 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是らは常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり 二十 第三日には少き牡牛十一牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし 二一 その牡牛と牡山羊と羔羊のために用ふる素祭と灌祭はその數に循ひて例のごとくすべし 二二 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是らは常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり 二三 第四日には少き牡牛十匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし 二四 その牡牛と牡山羊と羔羊のために用ふる素祭と灌祭はその數に循ひて例のごとくすべし 二五 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是等は常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり 二六 第五日にも少き牡牛九匹牡羊二匹當祭の羔羊の全き者十四を獻ぐべし 二七 その牡牛と牡羊と羔羊のために用ふる素祭と灌祭はその數にしたがひて例のごとくすべし 二八 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是らは常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり 二九 第六日には少き牡牛八匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし 三十 その牡牛と牡羊と羔羊のために用ふる素祭と灌祭はその數にしたがひて例のごとくすべし 三一 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是等は常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり 三二 第七日には少き牡牛七匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし 三三 その牡牛と牡羊と羔羊のために用ふる素祭と灌祭はその數にしたがひて例のごとくすべし 三四 また牡山羊を罪祭に獻ぐべし是等は常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり 三五 第八日にもまた汝ら會をひらくべし何の職業をも爲べからず 三六 燔祭を獻げてヱホバに馨しき香の火祭をたてまつるべし即ち牡牛一匹牡羊一

匹當歳の羔羊の全き者七匹を獻ぐべし 三七 その牡牛と牡羊と羔羊のために用ふる素祭と灌祭その數にしたがひて例のごとくすべし 三八 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是らは常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり 三九 汝らその節期にはヱホバに斯なすべし是らは皆汝らが願還のために獻げまたは自意の禮物として獻ぐる所の燔祭素祭灌祭および酬恩祭の外なり 四十 モーセはヱホバのモーセに命じたまへる事をことごとくイスラエルの子孫に告たり

第三十章

一 モーセイスラエルの子孫の支派の長等に告て云ふヱホバの命じたまふ事は是のごとし 二 人もしヱホバに誓願をかけ又はその身に斷物をなさんと誓ひなばその言詞を破るべからずその口より出しごとく凡て爲べし 三 また女もし若くしてその父の家に居る時ヱホバに誓願をかけ又はその身に斷物を爲さんとあらんに 四 その父これが誓願またはその身に斷し斷物を聞て之にむかひて言ふこと無ばそのかけたる誓願を行ひまたその身に斷し斷物を守るべし 五 然どその父これを聞る日に之を允さゞるあらばその誓願およびその身に斷し斷物を凡て止ることを得べしその父の允さゞるなればヱホバこれを赦したまふなり 六 もしまた夫に適く身にして自ら誓願をかけまたはその身に斷物せんと輕々しく口より言いだすことあらんに 七 その夫これを聞もその之を聞る日にこれに向ひて言ふこと無ばその誓願を行ひその身に斷し斷物を守るべし 八 されど夫もし之を聞る日にこれを允さゞるならば之がかけし誓願または之がその身に斷物せんと輕々しく口より出しところの事を空うすることを得べしヱホバはその女を赦したまふなり 九 また寡婦あるひは去れたる婦人の誓願など凡てその身になしゝ斷物はこれを守るべし 十 婦女もしその夫の家において誓願をかけ又はその身に斷物せんと誓ふことあらんに 十一 夫これを聞てこれに對ひて言ふことなく之を允さゞることも無ばその誓願は凡てこれを行ふべくその身に斷し斷物は凡てこれを守るべし 十二 然どその夫もしこれを聞る日に全く

これを空うせバその誓願またハその斷物につきて口より出しゝ事ハ凡て守るに及バず其の夫これを空くなしたるなれバヱホバその婦女を赦したまふなり 十三 凡の誓願および凡て其の身をなやますところの誓約ハ夫これを堅うする事を得夫これを空うする事を得べし 十四 其の夫もし之にむかいて言ふことなくして日をおくらば之が誓願またハこれが斷物を凡て堅うするなり彼これを聞る日に妻にむかひて言ふことを爲ざるに因て之を堅うせるなり 十五 然ど其の夫もしこれを聞たる後にいたりてこれを空うする事あらばその妻の罪を任べし 十六 是すなはちヱホバがモーセに命じたまへる法令にして夫と妻および父とその女子の少くして父の家にある者とにかゝはる者なり

第三十一章

一 爰にヱホバ、モーセに告て言たまはく 二 汝イスラエルの子孫の仇をミデアン人に報ゆべし其後汝はその民に加はらん 三 モーセすなはち民に告て言けるハ汝らの中より人を選みて戰爭にいづる準備をなさしめ之をしてミデアン人に攻ゆかしめてヱホバの仇をミデアン人に報ゆべし 四 即ちイスラエルの諸の支派につきて各々の支派より千人づゝを取りこれを戰爭につかはすべしと 五 是において各々の支派より千人づゝを選みイスラエルの衆軍の中より一萬二千人を得て戰爭にいづる準備をなさしむ 六 モーセすなはち各々の支派より千人宛を戰爭に遣しまた祭司エレアザルの子ピネハスに聖器と吹鳴す喇叭を執しめて之とゝもに戰爭に遣せり 七 彼らヱホバのモーセに命じたまへるごとくミデアン人を攻撃ち遂にその中の男子をことごとく殺せり 八 その殺しゝ者の外にまたミデアンの王五人を殺せりそのミデアンの王等ハヱビ、レケム、ツル、ホル、レバといふまたベオルの子バラムをも劍にかけて殺せり 九 イスラエルの子孫すなはちミデアンの婦女等とその子女を生擒りその家畜と羊の群とその貨財をことごとく奪ひ取り 十 その住居の邑々とその村々とを盡く火にて焼り 十一 かくて彼等ハその奪ひし物と掠めし物を人と畜ともに取り 十二 エリコに對するヨルダン

の迦なるモアブの平野の營にいりの生擒し者と掠めし物と奪ひし物とを携へきたりてモーセと祭司エレアザ
ルとイスラエルの子孫の會衆に詣れり 十三 時にモーセと祭司エレアザルおよび會衆の牧伯等みな營の外に出
て之を迎へたりしが 十四 モーセはその軍勢の領袖等すなはち戰爭より歸りきたれる千人の長等と百人の長等
のなせる所を怒れり 十五 モーセすなはち彼等に言けるは汝らは婦女等をことごとく生し存しや 十六 視よ是等の
者はバラムの謀計によりイスラエルの子孫をしてペオルの事においてエホバに罪を犯さしめ遂にエホバの
會衆の中に疫病おこるにいたらしめたり 十七 然ばこの子等の中の男の子を盡く殺しまた男と寢て男しれる
婦人を盡く殺せ 十八 但し未だ男と寢て男しれる事あらざる女の子はこれを汝らのために生し存べし 十九 而して
汝らは七日の間營の外に居れ汝らの中凡て人を殺せし者または殺されし者に捫りたる者は第三日と第七日
にその身を潔め且その俘囚を潔むべし 二十 また一切の衣服と一切の皮の器具および凡て山羊の毛にて作れる
物と凡て木にて造れる者を潔むべしと 二一 祭司エレアザル戰にいでし軍人等に言けるはエホバのモーセに
命じたまへる律法の例は是のごとし 二二 金銀銅鐵錫鉛など 二三 凡て火に勝る物は火の中を過すべし然せば潔
くならん然ながら尚また潔淨の水をもてこれを潔むべしまた凡て火に勝ざる者は水の中を通すべし 二四 汝等
は第七日にその衣服を洗ひて潔くなり然る後營にいるべし 二五 その時エホバ、モーセに告て言たまはく 二六 汝と
祭司エレアザルおよび會衆の族長等この取獲たる人と畜の總數をしらべ 二七 その獲物を二分に分てその一
を戰爭にいでし戰ひし者に予へその一を全會衆に予へよ 二八 而して戰ひに出し軍人をして人または牛また
は驢馬または羊おのおの五百ごとに一をとりてエホバに貢として奉つらしめよ 二九 即ち彼らの一半より之を
とりエホバの擧祭として祭司エレアザルに與へよ 三十 またイスラエルの子孫の一半よりはその獲たる人また
は牛または驢馬または羊または種々の獸畜五十ごとに一を取りエホバの幕屋の職守を守るところのレビ人

にこれを與へよと 三一 モーセと祭司エレアザルすなはちエホバのモーセに命じたまへるごとく爲り 三二 その分
取物すなはち軍人等が奪ひ獲たる物の殘餘は羊六十七萬五千 三三 牛七萬二千 三四 驢馬六萬一千 三五 人三萬二千是
みな未だ男と寢て男しれる事あらざる女なり 三六 その一半すなはち戰爭にいでし者の分は羊三十三萬七千五
百 三七 エホバに貢として奉つれる羊は六百七十五 三八 牛三萬六千その中よりエホバに貢とせし者は七十二 三九 驢
馬三萬五百その中よりエホバに貢とせし者は六十一 四十 人一萬六千その中よりエホバに貢とせし者は三十二
人 四一 モーセその貢すなはちエホバの擧祭なる者を祭司エレアザルに與へたりエホバのモーセに命じたまへ
る如し 四二 モーセが戰爭に出しものより分ちとりてイスラエルの子孫に予へし一半 四三 すなはち會衆に屬する
一半は羊三十三萬七千五百 四四 牛三萬六千 四五 驢馬三萬五百 四六 人一萬六千 四七 すなはちイスラエルの子孫のその一
半よりモーセ人と畜とともに各箇五十ごとに一を取りエホバの幕屋の職守をまもるレビ人に之を與へたりエ
ホバのモーセに命じたまへるごとし 四八 時に其軍勢の師士たりし者等すなはち千人の長百人の長等モーセに
きたり 四九 モーセに言けるは僕等我らの手に屬する軍人を數へたるにわれらの中一人も缺たる者なし 五十 是を
もて我ら各人その獲たる金の飾品すなはち鏈子釧指環耳環頸玉等をエホバに携へきたりて禮物となし之を
もて我らの生命のためにエホバの前に贖罪をなさんとすと 五一 モーセと祭司エレアザルすなはち彼らよりそ
の金を受たり是みな製り成る飾品なりき 五二 千人の長と百人の長たちがエホバに獻げて擧祭となせしその金
は都合一萬六千七百五十シケル 五三 軍人は各箇その掠取物をもて自分の有となせり 五四 モーセと祭司エレアザ
ルは千人の長と百人の長等よりその金を受て集會の幕屋に携へいりエホバの前におきてイスラエルの子孫
の記念とならしむ

第三十二章

一 ルベンの子孫とガドの子孫は甚だ多くの家畜の群を有り彼等ヤゼルの地とギレアデの地を觀る

にりの處は家畜に適き所なりければ 二 ガドの子孫とルベンの子孫來りてモーセと祭司エレアザルと會衆の
牧伯等に言けるは 三 アタロテ、デボン、ヤゼル、ニムラ、ヘシボン、エレアレ、シバム、ネボ、ベオン 四 即ちエホバがイス
ラエルの會衆の前に撃ほろぼしたまひし國は家畜に適き所なるが我らは家畜あり 五 また曰ふ然ば我らもし
汝の目の前に恩を獲たらば請ふこの地を僕等に與へて產業となさしめ我らをしてヨルダンを濟ること無ら
しめよと斯いへり 六 モーセ、ガドの子孫とルベンの子孫に言けるは汝らの兄弟たちは戰ひに往に汝らは此に
坐しをらんとするや 七 汝ら何がイスラエルの子孫の心を挫きてエホバのこれに賜ひし地に濟ることを得ざ
らしめんとするや 八 汝らの先祖等も我がカデシバルネアより其地を觀に遣せし時に然なせり 九 即ち彼らエ
シコルの谷に至りて其地を觀し時イスラエルの子孫の心を挫きて之をしてエホバの賜ひし地に往ことを得
ざらしめたり 十 その時エホバ怒を發し誓ひて言たまひけらく 十一 エジプトより出きたれる人々の二十歲以上
なる者は一人も我がアブラハム、イサク、ヤコブに誓ひたる地を見ざるべし其は彼ら我に全くは從がはざれ
ばなり 十二 第ケナズ人エフンネの子カルブとヌンの子ヨシユアとを除く此二人はエホバに全く從ひたればな
り 十三 エホバかくイスラエルにむかひて怒を發し之をして四十年のあひだ曠野にさまよはしめたまひければ
エホバの前に惡をなしたりし其代の人みな終に亡ぶるに至れり 十四 抑汝らはその父に代りて起れる者即ち罪
人の種にしてエホバのイスラエルにむかひて懷たまふ烈しき怒を更に增んとするなり 十五 汝ら若反きてエホ
バに從はずばエホバまたこの民を曠野に遺おきたまはん然せば汝等すなはちこの民を滅ぼすにいたるべし
十六 彼らモーセの側に進みよりて言けるは我らは此に我らの群のために羊の圈を建我らの少者のために邑を
建んとす 十七 然ど我らはイスラエルの子孫をその處に導きゆくまでは身をよろひて之が前に奮ひ進まん第わ
れらの少者はこの國に住る者等のために堅固なる邑に居ざるを得ず 十八 我らはイスラエルの子孫が皆おのお

のその産業を獲までハ我らの家に歸らじ 十九 我らハヨルダンの彼旁において彼らと偕に産業を獲ことを爲じ
我らハヨルダンの此旁すなハち東の方に産業を獲ればなり 二十 モーセかれらに言けるハ汝らもしこの事を爲
し汝らみな身をよろひてエホバの前に往て戰ひ 二一 汝ら皆身をよろひエホバの前にゆきてヨルダンを濟りエ
ホバのその敵を己の前より逐はらひたまひて 二二 この國のエホバに服ふにおよびて後汝ら歸らばエホバの前に
もイスラエルの前にも汝ら罪なかるべし然せばこの地ハエホバの前において汝らの産業とならん 二三 然ど汝
らもし然せずバ是エホバにむかひて罪を犯すなれバ必ずその罪汝らの身におよぶと知べし 二四 汝らその少者
のために邑を建てその羊のために圈を造よ而して汝らの口より出せるところを爲せ 二五 ガドの子孫とルベン
の子孫モーセにこたへて言けるハわが主の命じたまふごとく僕等行ふべし 二六 我らの少者と妻と羊と諸の家
畜ハ此にギレアデの邑々に居べし 二七 然ど僕等ハおの〳〵戰爭のために身をよろひてわが主の言たまふ如く
エホバの前に濟りゆきて戰ふべし 二八 是においてモーセかれらの爲に祭司アレアザルとヌンの子ヨシユアと
イスラエルの支派の族長等に命ずる事ありき 二九 すなハちモーセかれらに言けるハガドの子孫とルベンの子
孫もし汝らとともにヨルダンを濟りゆき各個身をよろひてエホバの前に戰ひてこの地汝らに服ふにいたら
ば汝らギレアデの地をかれらに與へて産業となさしむべし 三十 然ど彼らもし汝らとともに身をよろひて濟り
ゆかずば彼らハカナンの地に於て汝らの中に産業を獲ざる可らず 三一 ガドの子孫とルベンの子孫こたへて言
ふエホバが僕等に言たまふごとく我ら爲べし 三二 我らハ身をよろひてエホバの前にカナンの地に濟りゆきヨ
ルダンの此旁なる我らの産業を保つことを爲べし 三三 是においてモーセはアモリ人の王シホンの國とバシヤ
ンの王オグの國をもてガドの子孫とルベンの子孫とヨセフの子マナセの支派の半とに與へたり即ちその國
およびその境の内の邑々とその邑々の周圍の地とを之に與ふ 三四 ガドの子孫ハデボンアタロテアロエル 三五 ア

デロテシコパンヤゼルヨクベハ 三六 ベテニムラ ベテハラン などの堅固なる邑を建て羊のための圏を建たり 三七
またルベンの子孫はヘシボン エレアレ キリヤタイム 三八 ネボ バアルメオン等の邑を建てその名を更めまたシ
ブマの邑を建たりその建たる邑々には新しき名をつけたり 三九 またマナセの子マキルの子孫はギレアデに至
りてこれを取り其處にをりしアモリ人を逐はらひければ 四十 モーセギレアデをマナセの子マキルに與へて其
處に住しむ 四一 またマナセの子ヤイルは往てその村々を取りこれをハヲテヤイル(ヤイル村)と名けたり 四二 ま
たノバは往てケナテとその村々を取り自己の名にしたがひて之をノバと名けたり

第三十三章

一 イスラエルの子孫がモーセとアロンに導かれ其軍旅にしたがひてエジプトの國より出きたり
て經たる旅路は左のごとし 二 モーセエホバの命に依りその旅路にしたがひてこれが發程を記せりその發程
によれるその旅路は左のごとくなり 三 彼らは正月の十五日にラメセスより出立り即ち踰越の翌日にイスラ
エルの子孫は一切のエジプト人の目の前にて高らかなる手によりて出たり 四 時にエジプト人はエホバに撃
ころされし其長子を葬りて居りエホバはまた彼らの神々にも罰をかうむらせたまへり 五 イスラエルの子孫
ラメセスより出立てスコテに營を張り 六 スコテより出立て曠野の極端なるエタムに營を張り 七 エタムより
出立てバアルゼボンの前なるピハヒロテに轉りゆきてミグドルに營を張り 八 ピハヒロテの前より出立ち海
の中を通りて曠野にいりエタムの曠野に三日路ほど入てメラに營を張り 九 メラより出立てエリムに至れり
エリムには泉十二棕櫚七十本あり乃ち此に營を張り 十 かくてエリムより出たちて紅海の邊に營を張り 十一 紅
海より出たちてシンの曠野に營を張り 十二 シンの曠野より出たちてドフカに營を張り 十三 ドフカより出たちて
アルシに營を張り 十四 アルシより出たちてレピデムに營を張り此には民の飲む水あらざりき 十五 かくてレピデ
ムより出たちてシナイの曠野に營を張り 十六 シナイの曠野より出たちてキブロテハッタワに營を張り 十七 キブロ

テハツタワより出たちてハゼロテに營を張り 十八 ハゼロテより出たちてリテマに營を張り 十九 リテマより出た
ちてリンモンパレツに營を張り 二十 リンモンパレツより出たちてリブナに營を張り 二一 リブナより出たちてリ
ツサに營を張り 二二 リツサより出たちてケヘラタに營を張り 二三 ケヘラタより出たちてシヤペル山に營を張り 二四
シヤペル山より出たちてハラダに營を張り 二五 ハラダより出たちてマケロテに營を張り 二六 マケロテより出た
ちてタハテに營を張り 二七 タハテより出たちてテラに營を張り 二八 テラより出たちてミテカに營を張り 二九 ミテ
カより出たちてハシモナに營を張り 三十 ハシモナより出たちてモセラに營を張り 三一 モセラより出たちてベ子
ヤカンに營を張り 三二 ベ子ヤカンより出たちてホルハギデガデに營を張り 三三 ホルハギデガデより出たちてヨ
テバタに營を張り 三四 ヨテバタより出たちてアブロナに營を張り 三五 アブロナより出たちてエジオンゲベルに
營を張り 三六 エジオンゲベルより出たちてカデシのチンの曠野に營を張り 三七 カデシより出たちてエドムの國
の界なるホル山に營を張り 三八 イスラエルの子孫がエジプトの國を出てより四十年の五月の朔日に祭司アロ
ンヱホバの命によりてホル山に登りて其處に死り 三九 アロンはホル山に死たる時ハ百二十三歲なりき 四十 カ
ナンの地の南に住るカナン人アラデ王といふ者イスラエルの子孫の來るを聞り 四一 かくてホル山より出たち
てザルモナに營を張り 四二 ザルモナより出立てブノンに營を張り 四三 ブノンより出たちてオボテに營を張り 四四
オボテより出たちてモアブの界なるイエアバリムに營を張り 四五 イヰムより出たちてデボンガドに營を張り
四六 デボンガドより出たちてアルモンデブラタイムに營を張り 四七 アルモンデブラタイムより出たちて子ボの
前なるアバリムの山々に營を張り 四八 アバリムの山々より出たちてヱリコに對するヨルダンの邊なるモアブ
の平野に營を張り 四九 すなハちモアブの平野においてヨルダンの邊に營を張りベテエシモテよりアベルシツ
テムにいたる〇 五十 エリコに對するヨルダンの邊なるモアブの平野においてヱホバモーセに告て言たまハく

五一 イスラエルの子孫に告てこれに言へ汝らヨルダンを濟りてカナンの地に入る時ハ 五二 その地に住る民をこ
とごとく汝らの前より逐はらひその石の像をことごとく毀ちその鑄たる像を毀ちその崇邱をことごとく毀
ちつくすべし 五三 汝らその地の民を逐はらひて其處に住べし其ハ我その地を汝らの產業として汝らに與へた
ればなり 五四 汝らの族にしたがひ鬮をもてその地を分ちて產業となし人多きには多くの產業を與へ人少きに
ハ少しの產業を與ふべし各人の分ハその鬮にあたれる處にあるべきなり汝らその先祖の支派にしたがひて
之を獲べし 五五 然ど汝らもしその地に住る民を汝らの前より逐はらはずば汝らが存しおくところの者汝らの
目に刺となり汝の脇に棘となり汝らの住む國において汝らを惱さん 五六 且また我ハ彼らに爲んと思ひし事を
汝らに爲ん

第三十四章

一 エホバ モーセに告て言たまハく 二 イスラエルの子孫に告てこれに言へ汝らがカナンの地にいる
時に汝らに歸して產業となる地ハ是なり即ち是カナンの地その境に循へる者 三 汝らの南の方ハエドムに接
するチンの曠野より起り南の界ハ鹽海の極端より東の方にいたるべし 四 また汝らの界ハ南より繞りてアク
ラビムの坂にいたりてチンに赴き南よりカデシバルネアに亘りハザルアダルに進みアズモンに赴くべし 五
その界ハまたアズモンより繞りてエジプトの河にいたり海におよびて盡べし 六 西の界においてハ大海をも
てその界とすべし是を汝らの西の界とす 七 汝らの北の界ハ是のごとし即ち大海よりホル山までを畫り 八 ホ
ル山よりハマテの入口までを畫りその界をしてゼダデまで亘らしむべし 九 またその界ハジフロンに進みハ
ザルエノンにいたりて盡べし是を汝らの北の界とす 十 汝らの東の界ハハザルエノンよりシバマまでを畫る
べし 十一 またその界ハアインの東の方においてシパムよりリブラに下りゆくべし斯その界ハ下りてキンネレ
テの海の東の傍に抵り 十二 その界ヨルダンに下りゆきて鹽海におよびて盡べし汝らの國ハその周圍の界に依

是のごとくなるべし 十三 モーセ イスラエルの子孫に命じて言けるは是すなはち汝らが鬮をもて獲べき地な
りエホバこれを九の支派と半支派とに與へよと命じたまふ 十四 そはルベンの子孫の支派とガドの子孫の支派
はその宗族にしたがひてその產業を受けまたマナセの半支派もその產業を受たればなり 十五 この二の
支派と半支派とはエリコに對するヨルダンの彼旁すなはち東日の出る方においてその產業を受たり 十六
エホバまたモーセに告て言たまはく 十七 汝らに地を分つ人々の名は是なり即ち祭司エレアザルとヌンの子ヨ
シュア 十八 汝らまた各箇の支派より牧伯一人づゝを簡びて地を分つことを爲しむべし 十九 その人々の名は是の
ごとしユダの支派にてはエフンネの子カルブ 二十 シメオンの子孫の支派にてはアミホデの子サムエル 二一 ベニ
ヤミンの支派にてはキスロンの子エリダデ 二二 ダンの子孫の支派の牧伯はヨグリの子ブツキ 二三 ヨセフの子孫
すなはちマナセの子孫の支派の牧伯はエポデの子ハニエル 二四 エフライムの子孫の支派の牧伯はシフタンの
子ケムエル 二五 ゼブルンの子孫の支派の牧伯はパルナクの子エリザパン 二六 イツサカルの子孫の支派の牧伯はア
ザンの子パルテエル 二七 アセルの子孫の支派の牧伯はシロミの子アヒウデ 二八 ナフタリの子孫の支派の牧伯は
アミホデの子パダヘル 二九 カナンの地においてイスラエルの子孫に產業を分つことをエホバの命じたまへる
人は是のごとし

第三十五章

一 ヱリコに對するヨルダンの邊なるモアブの平野においてエホバ モーセに告て言たまはく 二 イス
ラエルの子孫に命じてその獲たる產業の中よりレビ人に住べき邑々を與へしめよ汝らまたその邑々の周圍
に郊地をつけてレビ人に與ふべし 三 その邑々は彼らの住べき所その郊地は彼らの家畜貨財および諸の獸を
おくところたるべし 四 汝らがレビ人に與ふる邑々の郊地は邑の石垣より外四周一千キユビトあるべし 五 す
なはち邑の外に於て東の方に二千キユビト南の方に二千キユビト西の方に二千キユビト北の方に二千キユ

ビトを量り邑をその中にあらしむべし彼らの邑の郊地は是のごとくなるべし 六 汝らがレビ人に與ふる邑々
は是のごとくなるべし即ち逃遁邑六を與ふべし是は人を殺せる者の其處に逃るべきための者なり此外にま
た邑四十二を與ふべし 七 汝らがレビ人に與ふる邑は都合四十八邑これをその郊地とともに與ふべし 八 汝ら
イスラエルの子孫の產業の中よりレビ人に邑を與ふるには多く有る者は多く與へ少く有る者は少く與へ各
〳〵人その獲たる產業にしたがひてその邑々を之に與ふべし 九 エホバまたモーセに告て言たまはく 十 イスラエ
ルの子孫に告てこれに言へ汝らヨルダンを濟りてカナンの地に入ば 十一 汝らのために邑を設けて逃遁邑と爲
し誤りて人を殺せる者をして其處に逃るべからしむべし 十二 其は汝らが仇打する者を避て逃るべき邑なり是
あるは人を殺せる者が未だ會衆の前にたちて審判をうけざる先に殺さるゝことを無らんためなり 十三 汝らが予
ふる邑々の中六をもて逃遁邑とすべし 十四 すなはち汝らヨルダンの此旁において三の邑を予へカナンの地に
おいて三の邑を予へて逃遁邑となすべし 十五 この六の邑はイスラエルの子孫と他國人およびその中に寄寓る
者の逃遁場たるべし凡て誤りて人を殺せる者は其處に逃るゝことを得べし 十六 もし鐵の器をもて人を擊て死
しめなば是故殺なり故殺人はかならず殺さるべし 十七 もし人を殺すほどの石を執て人を擊て死しめなば是故
殺なり故殺人はかならず殺さるべし 十八 また人を殺すほどの木の器をとりて人を擊て死しめなば是故殺なり
故殺人はかならず殺さるべし 十九 仇を打つ者みづからその故殺人を殺すことを得すなはち是に遭ふところにて之を殺
すことを得るなり 二十 もしまた怨恨のために人を推しまたは意ありて人に物を投うちて死しめ 二十一 または敵の
心を挾さみ手をもて人を擊て死しめなばその人を擊たる者は必ず殺さるべし是故殺なればなり仇を打つ者
これに遭ふところにて之を殺すことを得べし 二十二 然どももし敵の心なくして思はず人を推しまたは意なくして
人に物を擲ち 二十三 またはその人あるを見ずして人を殺すほどの石を之に投つけて死しむること有んにその人これ

が敵にもあらずまた之を害せんとせしにもあらざる時は 二四 會衆この律法によりてかの人を殺せる者と仇打する者とに審判を言わたすべし 二五 即ち會衆はかの人を殺せる者を仇打する者の手より救ひ出してこれをかの逃れゆきたる逃遁邑に還すべしかの者は聖膏を灌れたる祭司の長の死るまで其處に居べし 二六 然ど人を殺しゝ者かの逃れし逃遁邑の境を出でたらんに 二七 仇打する者かの逃遁邑の境の外にてこれに遭ことありて仇打する者すなはちかの人を殺しゝ者を殺すことあるとも血をながせる罪あらじ 二八 其は彼は祭司の長の死るまでかの逃遁邑に居べき者なればなり祭司の長の死たる後はかの人を殺せし者おのれの產業の地にかへることを得べし 二九 汝ら代々かの住所において是を審判の法度とすべし 三十 凡て人を殺せる者すなはち故殺人は證人の口にしたがひて殺さるべし然ど只一人の證人の言にしたがひて人を殺すことを爲べからず 三一 汝ら死に當る故殺人の生命を贖はしむべからず必ずこれを殺すべし 三二 また逃遁邑に逃れたる者の贖を容て祭司の死ざる前にこれを自己の地に歸り住しむる勿れ 三三 汝らかの居ところの地を汚すべからず血は地を汚すなり地の上に流せる血は之を流せる者の血をもてするに非れば贖ふことを得ざるなり 三四 汝らかの住ところの地すなはち我が居ところの地を汚すなかれ其は我ヱホバイスラエルの子孫の中に居ばなり

第三十六章

一 ヨセフの子等の族の中マナセの子マキルの子なるギレアデの子等の族の族長等進みよりてモーセの前とイスラエルの子孫の族長たる牧伯等の前に語り 二 言けるはイスラエルの子孫にかの產業の地を鬮によりて與ふることをヱホバわが主に命じたまへり吾主またわれらの兄弟ゼロペハデの產業をかの女子等に與ふべしとヱホバに命ぜられたまふ 三 彼らもしイスラエルの子孫の中他の支派の人々に嫁なば彼らの產業はわれらの父祖の產業の中より除去れてかの適る支派の產業に加はるべし斯是は我らの產業の分の中より除去れん 四 而して彼らの產業はイスラエルの子孫のヨベルに至りてかの適る支派の產業に加はるべし

斯かれらの產業ハ我らの父祖の支派の產業の中より除去れん 五 モーセ、エホバの言にしたがひてイスラエルの子孫に命じて言ふヨセフの子等の支派の言ところハ善し 六 ゼロペハデの女子等の事につきてエホバの命じたまふところハ是のごとし云く彼らはその心に適ふ者に嫁ぐべけれど惟その父祖の支派の家にのみ嫁ぐべし 七 然せバイスラエルの子孫の產業この支派よりかの支派に移ることあらじイスラエルの子孫ハみな各〱個その父祖の支派の產業に止まるべきなり 八 イスラエルの子孫の支派の中凡そ產業を有る女ハ皆おのれの父の支派の家に嫁ぐべし然せばイスラエルの子孫おの〱その父祖の產業を保つことを得ん 九 產業をしてこの支派よりかの支派に移らしむべからずイスラエルの子孫の支派の者ハ皆おの〱自己の產業にとゞまるべし 十 是においてゼロペハデの女子等ハエホバのモーセに命じたまへる如くせり 十一 即ちゼロペハデの女子等マアラテルザホグラミルカおよびノアハその父の兄弟の子等に嫁げり 十二 彼らハヨセフの子マナセの子等の家に嫁ぎたれバその產業ハその父の族の支派に止まれり 十三 是等ハエリコに對するヨルダンの邊なるモアブの平野においてエホバがモーセによりてイスラエルの子孫に命じたまひし命令と律法なり

民數紀略 終

第一章 一 是はモーセがヨルダンの此旁の曠野紅海に對する平野に在てパラン、トペル、ラバン、ハゼロテ、デザハブの間にてイスラエルの一切の人に告たる言語なり 二 ホレブよりセイル山の路を經てカデシバルネアに至るには十一日路あり 三 第四十年の十一月にいたりその月の一日にモーセ、イスラエルの子孫にむかひてエホバが彼等のために自己に授けたまひし命令を悉く告たり 四 是はモーセがヘシボンに住るアモリ人の王シホンおよびエデレイのアシタロテに住るバシヤンの王オグを殺しさる後なりき 五 即ちモーセ、ヨルダンの此旁なるモアブの地においてこの律法を解明すことを爲し始めたり曰く 六 我らの神エホバ、ホレブにて我らに告て言たまへり汝らはこの山に居ことは日すでに久し 七 汝ら身を轉らして途に進みアモリ人の山に往き其に鄰れる處々に往き平野、山地、窪地、南の地、海邊、カナン人の地レバノンおよび大河ユフラテ河に到れ 八 我この地を汝らの前に置り入てこの地を獲よ是はエホバが汝らの先祖アブラハム、イサク、ヤコブに誓ひて之を彼らと彼らの後の子孫に與へんと言たまひし者なりと 九 彼時我なんぢらに語りて言り我は一人にては汝らをわが任として負ことあたはず 十 汝らの神エホバ汝らを衆多ならしめたまひたれば汝ら今日は天空の星のごとくに衆し 十一 願くは汝らの先祖の神エホバ汝らをして今あるよりは千倍も多くならしめ又なんぢらに約束せしごとく汝らを祝福たまはんことを 十二 我一人にて爭で汝らを吾任となしまた汝らの重負と汝らの爭競に當ることを得んや 十三 汝らの支派の中より智慧あり知識ありて人に識れたる人々を簡べ我これを汝らの首長となさん 十四 時に汝ら答へて言り汝が言ところの事を爲は善しと 十五 是をもて我汝らの支派の首長なる智慧ありて人に知れたる者等を取て汝らの首長となせり即ち之をもて千人の長百人の長五十人の長十人の長となしまた汝らの支派の中の官吏となせり 十六 また彼時に我汝らの士師等に命じて言り汝らの兄弟の中の訴訟を聽き

き此人と彼人の間を正く審判くべし他國の人におひても然り 十七 汝ら人を視て審判すべからず小き者にも大
なる者にも聽べし人の面を懼るべからず審判は神の事なればなり汝らにおいて斷定がたき事は我に持きた
れ我これを聽ん 十八 我かの時に汝らの爲べき事をことごとく汝らに命じたりき○ 十九 我等の神エホバの我等に
命じたまひしごとくに我等はホレブより出たち汝らが見知るかの大なる畏しき曠野を通りアモリ人の山を
指てカデシバルネアに至れり 二十 時に我なんぢらに言り汝らは我らの神エホバの我らに與へたまへるアモリ
人の山に至れり 二一 視よ汝の神エホバこの地を汝の前に置きたまふ汝の先祖の神エホバの汝に言たまふごとく
上り往てこれを獲よ懼るゝなかれ猶豫なかれと 二二 汝らみな我に近りて言り我等人を我らの先に遣してその
地を伺察しめ彼らをして返て何の途より上るべきか何の邑々に入べきかを我らに告しめんと 二三 この言わが
目に善と見ければ我汝らの中より十二人の者を取り即ち一の支派より一人宛なりき 二四 彼等前みゆきて山に
登りエシコルの谷にいたり之を伺ひ 二五 その地の菓物を手に取てわれらの許に持くだり我らに復命して言り
我等の神エホバの我等に與へたまへる地は善地なりと 二六 然るに汝等は上り往ことを好まずして汝らの神エホ
バの命令に背けり 二七 すなはち汝らその天幕にて呟きて言りエホバわれらを惡むが故に我らをアモリ人の手
に付して滅ぼさんとてエジプトの國より我らを導き出せり 二八 我等は何方に往べきや我らの兄弟等は言ふ其
の民は我らよりも大にして身長たかく邑々は大にしてその石垣は天に達る我らまたアナクの子孫を其處に
見たりと斯いひて我らの氣を挫けりと 二九 時に我なんぢらに言り怖る勿れ懼るゝなかれ 三十 汝らに先ち行たまふ
汝らの神エホバエジプトにおいて汝らの爲に汝らの目の前にて諸の事をなしたまひし如く今また汝らのた
めに戰ひたまはん 三一 また曠野においては汝また汝の神エホバが人のその子を抱くが如くに汝を抱きたまひしを
見たり汝らが此處にいたるまでその路すがら常に然ありしなりと 三二 この言をなせども汝らはなほその神エ

ホバを信ぜざりき 三三 ヱホバは途にありて汝らに先ちゆきて汝らが營を張べき處を尋ね夜は火の中にあり晝は雲の中にありて汝らの行べき途を示したまへる者なり 三四 ヱホバ汝らの言語の聲を聞て怒り誓て言たまひけらく 三五 この惡き代の人々の中にも我が汝らの先祖等に與へんと誓ひしかの善地を見る者一人も有ざるべし 三六 只ヱフンネの子カルブのみ之を見ることを得ん彼が踐たりし地をもて我かれとかれの子孫に與ふべし其は彼まつたくヱホバに從ひたればなり 三七 ヱホバまた汝らの故をもて我をも怒て言たまへり汝もまた彼處に入ことを得ず 三八 汝の前に侍るヌンの子ヨシユアかしこに入べし彼に力をつけよ彼イスラエルをして之を獲しむべし 三九 また汝等が掠められんと言たりしその汝らの子女および當日になほ善惡を辨へざりし汝らの幼兒等彼ら即ちかしこに入べし我これを彼らに與へて獲さすべし 四十 汝らは身をめぐらし紅海の途より曠野に進みいるべしと 四一 然るに汝ら對て我にいへり我等はヱホバにむかひて罪を犯せり然ばわれらの神ヱホバの凡て我らに命じたまへるがごとく我ら上りゆきて戰はんと汝らおのおの武器を身に帶て輕々しく山に登らんとせり 四二 時にヱホバこれに言たまひけるは汝かれらに言へ汝ら上りゆくなかれ又戰ふなかれ我なんぢらの中間に居ざればなり汝ら恐らくはその敵に打敗られんと 四三 われかく汝らに告たるに汝ら聽ずしてヱホバの命令に背き自擅に山に登りたりしが 四四 その山に住るアモリ人汝等にむかひて出きたり蜂の驅がごとくに汝らを驅ちらしなんぢらをセイルに打敗りてホルマにおよべり 四五 斯りしかばなんぢら還りきたりてヱホバの前に哭きたりしがヱホバなんぢらの聲を聽たまはず汝らに耳を傾むけたまはざりき 四六 是をもてなんぢらは日久しくカデシに居りなんぢらが其處に居たる日數のごとし

第二章

一 斯て我らは身を轉らしヱホバの我に命じたまへる如く紅海の途より曠野に進みいりて日久しくセイル山を行めぐりたりしが 二 ヱホバつひに我に告て言たまはく 三 汝等はこの山を行めぐること既に久し今

よりは北に轉りて進め 四 汝また民に命じて言へ汝らはセイルに住るエサウの子孫なる汝らの兄弟の境界を
通らんとす彼らは汝らを懼れん汝ら深く自ら謹むべし 五 彼らを攻る勿れ彼らの地は足の蹠に踐ほどを
も汝らに與へじ其は我セイル山をエサウにあたへて產業となさしめたればなり 六 汝ら金をもて彼らより食
物を買て食ひまた金をもて彼らより水をもとめて飲め 七 汝の神エホバ汝が手に作ところの諸の事において
汝をめぐみ汝がこの大なる曠野を過るを知りたまへり汝の神エホバこの四十年のあひだ汝とともに
在したれば汝は乏しき所あらざりしなり 八 我らつひにセイルに住るエサウの子孫なる我らの兄弟を離れ
てアラバの路を通りエラテとエジオンゲベルを經て轉りてモアブの曠野の路に進みいれり 九 時にエホバわ
れに言たまひけるはモアブ人をなやますなかれまた之を攻て戰かふなかれ彼らの地は我なんぢらの產業
に與へじ其は我ロトの子孫にアルをあたへて產業となさしめたればなりと 十 (昔エミ人ここに住り是民は大
にして數多くアナク人のごとくに身長高かり 十一 アナク人とおなじくレパイムと呼なされたりしがモアブ人
はこれをエミ人とよべり 十二 ホリ人もまた昔セイルに住をりしがエサウの子孫これを逐拂ひ之にかはりて其
處に住りイスラエルがエホバに賜はりし所の產業の地になせるが如し) 十三 茲に汝等今たちあがりゼレデ川を
濟れとありければ我らすなはちゼレデ川を濟れり 十四 カデシバルネアを出てよりゼレデ川を濟るまでの間の
日は三十八年にしてその代の軍人はみな亡果て營中にあらずなりぬエホバのかれらに誓ひたまひし如し 十五
誠にエホバ手をもて之を攻めこれを營中より滅ぼしたまひければ終にみな亡はてたり 十六 かく軍人みな亡て
民の中より死亡たる時にあたりて 十七 エホバ我に告て言たまひけらく 十八 汝は今日モアブの境なるアルを通ら
んとす 十九 汝アンモンの子孫に近く時に之をなやます勿れ之を攻るなかれアンモンの子孫の地は我これを汝
らの產業に與へじ其は我これをロトの子孫にあたへて產業となさしめたればなり 二十 (是もまたレパイムの國

とよびなされたり昔しパイムまろに住ぬたれバなりアンモン人ハかれらをザムズミ人とよべり 二一 この民ハ
大にして數多くアナク人のごとくに身長たかゝりしがエホバアンモン人の前に之を滅ぼしたまひたれバア
ンモン人これを逐はらひて之にかはりて住り 二二 かの事ハセイルに住るエサウの子孫の前にホリ人を滅ぼし
たまひしが如し彼らハホリ人を逐はらひ之にかハりて今日まで其處に住をるなり 二三 またカフトルより出たるカ
フトリ人はまたかの村々に住ひてガザにまで到るところのアビ人を滅ぼし之にかハりて其處に居る) 二四 汝ら
起あがり進みてアルノン河を濟れ我ハシホンの王アモリ人シホンとこれが國を汝らの手に付す進んで之を
獲よ彼を攻て戰かへ 二五 今日我一天下の國人に汝を畏ぢ汝を懼れしめん彼らは汝の名聲を聞て慄び汝の爲に
心を苦めんと 二六 玆に我ケデモテの曠野よりヘシボンの王シホンに使者をおくり和好の言を述しめたり云く
二七 我に汝の國を通らしめよ我は大路を通りて行ん右にも左にも轉らじ 二八 汝金をとりて食物を我に賣て食へ
せ金をとりて水を我にあたへて飲せよ我ハたゞ徒歩にて通らんのみ 二九 セイルに住るエサウの子孫とアルに
住るモアブ人とが我になしたる如くせよ然せバ我ヨルダンを濟りて我らの神エホバの我らに賜ひし地に
いたらんと 三十 然るにヘシボンの王シホンハ我らの通ることを容さゞりき是は汝の神エホバ彼を汝の手に付
さんとてその氣を頑梗しその心を剛愎にしたまひたれバなり今日見るが如し 三一 時にエホバ我に言たまひけ
るハ視よ我いまシホンとこれが地を汝に與へんとす進んでその地を獲て汝の產業とせよと 三二 玆にシホンそ
の民をこと〴〵く率ゐて出きたりヤハヅに於て戰ひけるが 三三 我らの神エホバ彼をわれらに付したまひたれ
バ我らかれとその子等とその一切の民を擊殺せり 三四 その時に我らハ彼の邑々を盡く取りその一切の邑の男
女および兒童を滅して一人をも遺さゞりき 三五 只その家畜およびその邑々より取たる擄取物ハ我らこれを獲て自
分の物となせり 三六 アルノンの河邊のアロエルおよび河の傍なる邑よりギレアテにいたるまで我らの攻取が

たき邑とては一もあらざりき我らの神エホバこれを盡くわれらに付したまへり　三七　但アンモンの子孫の地ヤ
ボク川の全岸山地の邑々など凡てわれらの神エホバが我らの往を禁じたまへる處には汝いたらざりき

第三章

一　斯てわれら身をめぐらしてバシヤンの路に上り行けるにバシヤンの王オグその民をことごとく率
ゐ出てエデレイに戰はんとせり　二　時にエホバわれに言たまひけらく彼を懼るゝなかれ我かれとその一切の
民とその地とを汝の手に付さん汝かのヘシボンに住たるアモリ人の王シホンになせし如く彼に爲べしと　三
我らの神エホバすなはちバシヤンの王オグとその一切の民を我らの手に付したまひしかば我ら之を撃ころ
して一人をも遺さゞりき　四　その時に我らこれが邑々をことごとく取り取ざる邑は一も有ざりきその取る邑
は六十是すなはちアルゴブの地にしてバシヤンにおけるオグの國なり　五　この邑々はみな高き石垣あり門あ
り關ありて堅固なりき外にまた石垣あらざる邑甚だ多くありき　六　我らはヘシボンの王シホンになせし如く
之を滅ぼしその一切の邑の男女および兒童をことごとく滅せり　七　惟その一切の家畜とその邑々よりの掠取物
とはこれを獲てわれらの物となせり　八　その時我らヨルダンの此旁の地をアルノン河よりヘルモン山までア
モリ人の王二人の手より取り　九　（ヘルモンはシドン人これをシリオンと呼びアモリ人これをセニルと呼ぶ）　十
すなはち平野の一切の邑ギレアデの全地バシヤンの全地サルカおよびエデレイなどバシヤンに於るオグの
國をことごとく取り　十一　彼レパイムの遺れる者はバシヤンの王オグ只一人なりき彼の寢臺は鐵の寢臺なりき
是は今なほアンモンの子孫のラバにあるに非ずや人の肘によれば是はその長九キユビトその寬四キユビト
あり　十二　その時に我らこの地を獲たりしがアルノン河の邊なるアロエルよりの地とギレアデの山地の半とその
中の邑々とは我これをルベン人とガド人に與へたり　十三　またオグの國なりしギレアデの殘餘の地とバシヤ
ンの全地とは我これをマナセの半支派に與へたりアルゴブの全地すなはちバシヤンの全體はレパイムの國

と稱へらる 十四マナセの子ヤイルはアルゴブの全地を取てゲシユルの境界とマアカの境界まで至り自分の
名にしたがひてバシヤンをハヲテヤイルと名けたりその名今日にいたる 十五またマキルに我ギレアデを與
へ 十六ルベン人とガド人にはギレアデよりアルノン河までを與へその河の眞中をもて界となしまたアンモン
の子孫の地の界なるヤボク河にまで至り 十七またアラバおよびヨルダンとその邊の地をキンネレテよりアラ
バの海すなはち鹽海まで之にあたへて東の方ピスガの麓にいたる 十八その時我なんぢらに命じて言り汝らの
神ヱホバこの地を汝らに與へて產業となさしめたまへば汝ら軍人は身をよろひて汝らの兄弟なるイスラエ
ルの子孫に先だちて渉りゆくべし 十九但し汝らの妻と子女と家畜は我が汝らに與へし邑に止るべし我なんぢ
らが衆多の家畜を有を知なり 二十ヱホバなんぢらに賜ひしごとく汝らの兄弟にも安息を賜ひて彼らもまたヨ
ルダンの彼旁にて汝らの神ヱホバにたまはるところの地を獲て產業となすに至らば汝らおのおの我がなん
ぢらに與へし產業に歸るべし 二一かの時に我ヨシユアに命じて言り汝はこの二人の王に汝らの神ヱホバのお
こなひたまふ所の事を目に視たりヱホバまた汝が往ところの諸の國にも斯のごとく行ひたまはん 二二汝これ
を懼るゝ勿れ汝らの神ヱホバ汝らのために戰ひたまはんと○ 二三その時われヱホバに求めて言り 二四主ヱホバよ
汝は汝の大なる事と汝の强き手を僕に見すことを始めたまへり天にても地にても何の神か能なんぢの如き
事業を爲し汝のごとき能力を有んや 二五願くは我をして渉りゆかしめヨルダンの彼旁なる美地美山およびレ
バノンを見ことを得させたまへと 二六然るにヱホバなんぢらの故をもて我を怒り我に聽ことを爲たまはずヱ
ホバすなはち我に言たまひけるは旣に足りこの事を重て我に言なかれ 二七汝ピスガの嶺にのぼり目を擧て西
北南東を望み汝の目をもて其地を觀よ汝はヨルダンを濟ることを得ざるべければなり 二八汝ヨシユアに命
じ之に力をつけ之を堅うせよ其はこの民を率ゐて渉りゆき之に汝が見るところの地を獲さする者は彼なれ

むなりと 二九 かくて我らはベテペオルに對する谷に居る

第四章

一 今イスラエルよ我が汝らに敎ふる法度と律法を聽てこれを行へ然せば汝らは生ることを得汝らの
先祖の神エホバの汝らに賜ふ地にいりて之を產業となすことを得べし 二 我が汝らに命ずる言は汝らこれを增し
または減すべからず我が汝らに命ずる汝らの神エホバの命令を守るべし 三 汝らはエホバがバアルペオルの
事によりて行ひたまひし所を目に觀たり即ちバアルペオルに從がひたる人々は汝の神エホバことごとく之
を汝らの中間より滅し去たまひしが 四 汝らの神エホバに附て離れざりし汝等はみな今日までも生ながらへ
居るなり 五 我はわが神エホバの我に命じたまひし如く法度と律法を汝らに敎へ汝らをしてその往て獲と
ころの地において之を行はしめんとせり 六 然ば汝ら之を守り行ふべし然する事は國々の民の目の前におい
て汝らの智慧たり汝らの知識たるなり彼らこの諸の法度を聞て言んこの大なる國人は必ず智慧あり知識あ
る民なりと 七 われらの神エホバは我らがこれに籲もとむるに常に我らに近く在すなり何の國人か斯のごと
く大ふして神これに近く在すや 八 また何の國人か斯のごとく大ふして今日我が汝らの前に立るこの一切の
律法の如き正しき法度と律法とを有るや 九 汝深く自ら愼み汝の心を善く守れ恐くは汝その目に觀たる事を
忘れん恐くは汝らの生存らふる日の中に其等の事汝の心を離れん汝それらの事を汝の子汝の子の孫に敎へよ 十
汝がホレブにおいて汝の神エホバの前に立る日にエホバわれに言たまひけらく我ために民を集めよ我これ
に吾言を聽しめ之をしてその世に存らふる日の間我を畏るることを學ばせまたその子女を敎ふることを爲
しめんとすと 十一 是において汝らは前みよりて山の麓に立ちけるが山は火にて燒てその燄は中天に冲り暗く
して雲あり黒雲深かりき 十二 時にエホバ火の中より汝らに言ひたまひしが汝らは言詞の聲を聞る而已にて聲
の外は何の像をも見ざりし 十三 エホバすなはち其契約を汝らに述て汝らに之を守れと命じたまへり是すなはち

ち十誡にしてエホバこれを二枚の石の板に書したまふ 十四 かの時にエホバ我に命じて汝らに法度と律法を敎へしめたまへり是汝らにその往て獲ところの地にて之を爲しめんとてなりき 十五 ホレブにおいてエホバ火の中より汝らに言ひたまひし日には汝ら何の像をも見ざりしなり然ば汝ら深く自ら愼み 十六 道をあやまりて自己のために偶像を刻む勿れ物の像は男の形にもあれ女の形にもあれ凡て造るなかれ 十七 即ち地の上にをる諸の獸の像空に飛ぶ諸の鳥の像 十八 地に匍ふもろもろの物の像地の下の水の中に居る諸の魚の像など凡て造る勿れ 十九 汝目をあげて天を望み日月星辰など凡て天の衆群を觀誘はれてこれを拜み之に事ふる勿れ是は汝の神エホバが一天下の萬國の人々に分ちたまひし者なり 二十 エホバ汝らを取り汝らを鐵の爐の中すなはちエジプトより導きいだして自己の産業の民となしたまへること今日のごとし 二十一 然るにエホバなんぢらの故によりて我を怒り我はヨルダンを濟りゆくことを得ずまた汝の神エホバが汝の産業に賜ひしその美地に入ことを得ずと誓ひたまへり 二十二 我はこの地に死ざるを得ず我はヨルダンを濟りゆくことあたはずなんぢらは濟りゆきて之を獲て産業となすことを得ん 二十三 汝ら自ら愼み汝らの神エホバが汝らに立たまひし契約を忘れて汝の神エホバの禁じたまふ偶像など凡て物の像を刻むことを爲なかれ 二十四 汝の神エホバは燬盡す火嫉妬神なり

○ 二十五 汝ら子を擧け孫を得てその地に長く居におよびて若し道をあやまりて偶像など凡て物の像を刻み汝の神エホバの惡と觀たまふ事をなしてその震怒を惹おこすことあらば 二十六 我今日天と地を呼て證となす汝らはかならずそのヨルダンを濟りゆきて獲たる地より速かに滅亡うせん汝らはその上に汝らの日を永うする能はず必ず滅びうせん 二十七 エホバなんぢらを國々に散したまふべしエホバの汝らを逐やりたまふ國々の中に汝らの遺る者はその數寡なからん 二十八 其處にて汝らは人の手の作なる見ことも聞ことも食ふことも嗅こともなき木や石の神々に事へん 二十九 但しまた其處にて汝その神エホバを求むるあらんに若し心をつくし精神を盡し

てこれを求めなば之に遇ん 三十 後の日にいたりて汝艱難にあひて此もろ〳〵の事の汝に臨まん時に汝もしそ
の神ヱホバにたち歸りてその言にしたがはゞ 三一 汝の神ヱホバは慈悲ある神なれば汝を棄ず汝を滅さずまた
汝の先祖に誓ひたりし契約を忘れたまはざるべし 三二 試に問へ汝の前に過さりし日神が地の上に人を造り
たまひし日より已來天の此極より彼極までに曾て斯のごとき大なる事ありしや是のごとき事の聞えたる事
ありしや 三三 曾て人神が火の中より言ふ聲を汝らが聞るごとくに聞て尚生る者ありしや 三四 汝らの神ヱホバが
エジプトにおいて汝らの目の前にて汝らの爲に諸の事を爲たまひし如く曾て試探と徵證と奇蹟と戰爭と强
き手と伸たる腕と大なる恐嚇をもて來りこの民をかの民の中より領いださんとせし神ありしや 三五 汝にこの
事を示ししはヱホバはすなはち神にしてその外には有ことなしと汝に知しめんがためなりき 三六 汝を敎へん
ためにヱホバ天より汝に聲を聞しめ地に於てはまたその大なる火を汝に示したまへり即ち汝はその言の火
の中より出るを聞り 三七 ヱホバ汝の先祖等を愛したまひしが故にその後の子孫を選び大なる能力をもて親ら
汝をエジプトより導き出したまひ 三八 汝よりも大にして强き國々の民を汝の前より逐はらひ汝をその地に導
きいりて之を汝の産業に與へんとしたまふこと今日のごとくなり 三九 然ば汝今日知て心に思念べし上は天下
は地においてヱホバは神にいましその外には神有こと無し 四十 今日わが汝に命ずるヱホバの法度と命令を守
るべし然せば汝と汝の後の子孫祥を得汝の神ヱホバの汝にたまふ地において汝の日を永うすることを得
て彌あからん○ 四一 斯てモーセヨルダンの此旁日の出る方において邑三を別てり 四二 是素より怨なきに誤りて
人を殺せる者をして其處に逃れしむる爲なり其邑の一に逃るゝ時はその人生命を全うするを得べし 四三 即ち
一は曠野の内の平野にあるベゼル是はルベン人のためなり一はギレアデのラモテ是はガド人のためなり一
はバシヤンのゴラン是はマナセ人のためなり○ 四四 モーセがイスラエルの子孫の前に示しし律法は是なり 四五

イスラエルの子孫のエジプトより出たる後モーセこの誡命と法度と律法を之に述たり　四六　即ちヨルダンの此
旁なるアモリ人の王シホンの地にありベテペオルに對する谷に於て之を述たりシホンはヘシボンに住をり
しがモーセとイスラエルの子孫エジプトより出きたりし後これを擊ほろぼして　四七　之が地を獲また、バシヤン
の王オグの地を獲たり彼ら二人はアモリ人の王にしてヨルダンの此旁日の出る方に居り　四八　その獲たる地は
アルノン河の邊なるアロエルよりヘルモンといふシオン山にいたり　四九　ヨルダンの此旁すなはちその東の方
なるアラバの全部を括てアラバの鹽海に達しピスガの麓におよべり

第五章

一　茲にモーセイスラエルをことごとく召て之に言ふイスラエルよ今日我がなんぢらの耳に語るとこ
ろの法度と律法とを聽きこれを學びこれを守りて行へよ　二　我らの神ヱホバ、ホレブに於て我らと契約を結び
たまへり　三　この契約はヱホバわれらの先祖等とは結ばずして我ら今日此に生存へをる者と結びたまへり　四
ヱホバ山において火の中より汝らと面をあはせて言ひたまひしが　五　その時我はヱホバと汝らの間にたちて
ヱホバの言を汝らに傳へたり汝ら火に懼れて山にのぼり得ざりければなり　六　ヱホバすなはち言たまひけら
く我は汝の神ヱホバ汝をエジプトの地その奴隷たる家より導き出せし者なり　七　汝わが面の前に我の外何物
をも神とすべからず　八　汝自己のために何の偶像をも彫むべからず又上は天にある者下は地にある者ならび
に地の下の水の中にある者の何の形狀をも作るべからず　九　之を拜むべからず之に事ふべからず我ヱホバ汝
の神は嫉む神なれば我を惡む者にむかひては父の罪を子に報いて三四代におよぼし　十　我を愛しわが誡命を
守る者には恩惠を施して千代にいたるなり　十一　汝の神ヱホバの名を妄に口にあぐべからずヱホバは己の名を
妄に口にあぐる者を罰せではおかざるべし　十二　安息日を守りて之を聖潔することを汝の神ヱホバの汝に命ぜし
ごとくすべし　十三　六日のあひだ勞きて汝の一切の業を爲べし　十四　七日は汝の神ヱホバの安息なれば何の業務を

も爲べからず汝も汝の男子女子も汝の僕婢も汝の牛驢馬も汝の諸の家畜も汝の門の中にをる他國の人も然
り斯なんぢ僕婢をして汝とおなじく息ましむべし 十五 汝記ゆべし汝かつてエジプトの地に奴隸たりしに汝の
神エホバ強き手と伸べたる腕とをもて其處より汝を導き出したまへり是をもて汝の神エホバなんぢに安息
日を守れと命じたまふなり 十六 汝の神エホバの汝に命じたまふごとく汝の父母を敬へ是汝の神エホバの汝に賜
ふ地において汝の日の長からんため汝に福祉のあらんためなり 十七 汝殺す勿れ 十八 汝姦淫する勿れ 十九 汝盗むなか
れ 二十 汝その隣に對して虛妄の證據をたつる勿れ 二一 汝その隣人の妻を貪るなかれまた隣人の家田野、僕婢、牛、
驢馬ならびに凡て汝の隣人の所有を貪るなかれ 二二 是等の言をエホバ山において火の中雲の中黑雲の中より
大なる聲をもて汝らの全會衆に告たまひしが此外には言ことを爲ず之を二枚の石の版に書して我に授けた
まへり 二三 時にその山は火にて燒をりしが汝ら黑暗の中よりその聲の出るを聞におよびて汝らの支派の長お
よび長老等我に進みよりて 二四 言けるは視よ我らの神エホバその光榮とその大なる事を我らに示したまひて
我らその聲の火の中より出るを聞り我ら今日エホバ人と言ひたまふてその人の尙生るを見る 二五 我らなんぞ
死にいたるべけんや此大なる火われらを燒ほろぼさんとするなり我らもし此上になほ我らの神エホバの聲
を聞ば死べし 二六 凡そ肉身の者の中誰か能く活神の火の中より言ひたまふ聲を我らのごとくに聞てなほ生る
者あらんや 二七 請ふ汝進みゆきて我らの神エホバの言たまふところを都て聽き我らの神エホバの汝に告給ふ
ところを都て我らに告よ我ら聽て行はんと 二八 エホバなんぢらが我に語れる言の聲を聞てエホバ我に言たま
ひけるは我この民が汝に語れる言の聲を聞り彼らの言ところは皆善し 二九 只願しきは彼等が斯のごとき心を
懷いて恒に我を畏れ吾が誡命を守りてその身もその子孫も永く福祉を得にいたらん事なり 三十 汝ゆきて彼ら
に言へ汝らおの〱その天幕にかへるべしと 三一 然ど汝は此にて我傍に立て我なんぢに諸の誡命と法度と律

法とを告しめさん汝これを彼らに敎へ我が彼らに與へて產業となさしむる地において彼らにこれを行はし
むべしと 三二 然ば汝らの神エホバの汝等に命じたまふごとくに汝ら謹みて行ふべし右にも左にも曲るべから
ず 三三 汝らの神エホバの汝らに命じたまふ一切の道に步め然せば汝らは生ることを得かつ福祉を得て汝らの
產業とする地に汝らの日を長うすることを得ん

第六章

一 是すなはち汝等の神エホバが汝らに敎へよと命じたまふところの誡命と法度と律法とにして汝ら
がその濟りゆきて獲ところの地にて行ふべき者なり 二 是は汝と汝の子および汝の孫をしてその生命なが
らふる日の間つねに汝の神エホバを畏れしめて我が汝らに命ずるその諸の法度と誡命とを守らしめんため又
なんぢの日を永からしめんための者なり 三 然ばイスラエルよ聽て謹んでこれを行へ然せば汝は福祉を獲汝
の先祖の神エホバの汝に言たまひしごとく乳と蜜の流るる國にて汝の數おほいに增ん 四 イスラエルよ聽け
我らの神エホバは惟一のエホバなり 五 汝心を盡し精神を盡し力を盡して汝の神エホバを愛すべし 六 今日わ
が汝に命ずる是らの言は汝これをその心にあらしめ 七 勤て汝の子等に敎へ家に坐する時も路を步む時も寢
る時も興る時もこれを語るべし 八 汝またこれを汝の手に結びて號となし汝の目の間におきて誌となし 九 ま
た汝の家の柱と汝の門に書記すべし 十 汝の神エホバその汝の先祖アブラハム、イサク、ヤコブにむかひて汝に
與んと誓ひたりし地に汝を入しめん時は汝をして汝が建たる者にあらざる大なる美しき邑々を得させ 十一 汝
が盈せるに非る諸の佳物を盈せる家を得させ汝が掘たる者にあらざる掘井を得させたまふべし汝も食ひて
飽ん 十二 然る時は汝謹め汝をエジプトの地奴隸たる家より導き出ししエホバを忘るる勿れ 十三 汝の神エホバを
畏れてこれに事へその名を指て誓ふことをすべし 十四 汝ら他の神々すなはち汝の四周なる民の神々に從がふ
べからず 十五 汝らの中にいます汝の神エホバは嫉妬神なれば恐くは汝の神エホバ汝にむかひて怒を發し汝を

地の面より滅し去たまはん　十六　汝マッサにおいて試みしごとく汝の神エホバを試むるなかれ　十七　汝らの神エホ
バの汝らに命じたまへる誡命と律法と法度とを汝ら謹みて守るべし　十八　汝エホバの義と視善と視たまふ事を
行ふべし然せば汝福祉を獲かつエホバの汝の先祖に誓ひたまひしかの美地に入てこれを産業となすことを
得ん　十九　エホバまたその言たまひし如く汝の敵をことごとく汝の前より逐はらひたまはん　二十　後の日にいたり
て汝の子なんぢに問てこの汝らの神エホバが汝等に命じたまひし誡命と法度と律法とは何のためなるやと
言ば　二一　汝その子に告て言べし我らは昔エジプトにありてパロの奴隷たりしがエホバ強き手をもて我らをエ
ジプトより導き出したまへり　二二　即ちエホバわれらの目の前において大なる畏るべき徴と奇跡をエジプトと
パロとその全家とに示したまひ　二三　我らを其處より導き出してその曾てわれらの先祖に誓ひし地に我らを入
せて之を我らに與へたまへり　二四　而してエホバ我らにこの諸の法度を守れと命じたまふ是われらをして我ら
の神エホバを畏れて常に幸ならしめんため又エホバ今日のごとく我らを守りて生命を保たしめんとてあり
き　二五　我らもしその命ぜられたるごとく此一切の誡命を我らの神エホバの前に謹んで守らば是われらの義と
なるべしと

第七章

一　汝の神エホバ汝が往て獲べきところの地に汝を導きいり多の國々の民ヘテ人ギルガシ人アモリ人
カナン人ペリジ人ヒビ人エブス人など汝よりも數多くして力ある七の民を汝の前より逐はらひたまはん時
二　すなはち汝の神エホバかれらを汝に付して汝にこれを擊せたまはん時は汝かれらをことごとく滅すべし
彼らと何の契約をもなすべからず彼らを憫むべからず　三　また彼らと婚姻をなすべからず汝の女子を彼の男
子に與ふべからず彼の女子を汝の男子に娶るべからず　四　其は彼ら汝の男子を惑はして我を離れしめ之をし
て他の神々に事へしむるありてエホバこれがために汝らにむかひて怒を發し俄然に汝を滅したまふにいた

るべければなり　五 汝らハ反て斯かれらに行ふべし即ちかれらの壇を毀ちその偶像を打摧きそのアシラ像を
斫たふし火をもてその雕像を焚べし　六 其は汝は汝の神ヱホバの聖民なればなり汝の神ヱホバハ地の面の諸
の民の中より汝を擇びて己の寶の民となしたまへり　七 ヱホバの汝らを愛し汝らを擇びたまひしは汝らが萬
の民よりも數多かりしに因にあらず汝らハ萬の民の中にて最も小き者なれバなり　八 但ヱホバ汝らを愛する
に因りまた汝らの先祖等に誓し誓を保たんとするに因てヱホバ強き手をもて汝らを導きいだし汝らをその
奴隷たりし家よりエジプトの王パロの手より贖ひいだしたまへるなり　九 汝知べし汝の神ヱホバハ神にまし
まし眞實の神にましまして之を愛しその誡命を守る者には契約を保ち恩惠を施して千代にいたり　十 また之
を惡む者にハ覿面にその報をなしてこれを滅ぼしたまふヱホバハ己を惡む者にハ緩ならず覿面にこれに報
いたまふなり　十一 然バ汝わが今日汝に命ずるところの誡命と法度と律法とを守りてこれを行ふべし　十二 汝らも
し是らの律法を聽きこれを守り行はば汝の神ヱホバ汝の先祖等に誓ひし契約を保ちて汝に恩惠をほどこし
たまはん　十三 即ち汝を愛し汝を惠み汝の數を增したまひその昔なんぢに與へんと汝らの先祖等に誓たりし地
において汝の兒女をめぐみ汝の地の產物、穀物、酒、油等を殖し汝の牛の產汝の羊の產を增たまふべし　十四 汝は
惠まるゝこと萬の民に愈らん汝らの中および汝らの家畜の中にハ男も女も子なき者無るべし　十五 ヱホバま
た諸の疾病を汝の身より除きたまひ汝らが知る彼のエジプトの惡き病を汝の身に臨ましめず但汝を惡む者
に之を臨ませたまふべし　十六 汝ハ汝の神ヱホバの汝に付したまはんところの民をことごとく滅しつくすべし
彼らを憫み見べからずまた彼らの神に事ふべからずその事汝の罟となれバなり　十七 汝是らの民ハ我よりも衆
けれバ我いかでか之を逐はらふことを得んと心に謂ふか　十八 汝かれらを懼るゝなかれ汝の神ヱホバがパロと
エジプトに爲たまひしところの事を善く憶えよ　十九 即ち汝が眼に見たる大なる試煉と徵證と奇蹟と強き手と

伸たる腕とを憶えよ汝の神ヱホバこれをもて汝を導き出したまへり是のごとく汝の神ヱホバまた汝が懼るる一切の民に爲たまふべし 二〇 即ち汝の神ヱホバ黄蜂を彼らの中に遣りて終に彼らの遺れる者と汝の面を避て匿れたる者とを滅したまはん 二一 汝かれらを懼るゝ勿れ其は汝の神ヱホバ能力ある畏るべき神汝らの中にいませばなり 二二 汝の神ヱホバ是等の國人を漸々に汝の前より逐はらひたまはん汝これを速に滅しつくす可らず恐くは野の獸殖て汝に逼らん 二三 汝の神ヱホバかれらを汝に付し大にこれを惶れ惑はしめて終にこれを滅し盡し 二四 彼らの王等を汝の手に付したまはん汝かれらの名を天が下より削るべし汝には當ることを得る者なくして汝つひに之を滅ぼし盡すに至らん 二五 汝かれらの神の雕像を火にて焚べし之に着せたる銀あるひは金を貪るべからず之を己に取べからず恐くは汝これに因て罟にかゝらん是は汝の神ヱホバの惡みたまふ者なればなり 二六 惡むべき物を汝の家に携へいるべからず恐くは汝も其ごとくに詛はるゝ者とならん汝これを大に忌み痛く嫌ふべし是は詛ふべき者なればなり

第八章

一 我が今日なんぢに命ずるところの諸の誡命を汝ら謹んで行ふべし然せば汝ら生ることを得かつ殖増しヱホバの汝の先祖等に誓たまひし地に入てこれを產業となすことを得ん 二 汝記念べし汝の神ヱホバこの四十年の間汝をして曠野の路に歩ましめたまへり是汝を苦しめて汝を試験み汝の心の如何なるか汝がその誡命を守るや否やを知んためなりき 三 即ち汝を苦しめ汝を飢しめまた汝も知ず汝の先祖等も知ざるところのマナを汝らに食はせたまへり是人はパン而已にて生る者にあらず人はヱホバの口より出る言にりて生る者なりと汝に知しめんが爲なり 四 この四十年のあひだ汝の衣服は古びて朽ず汝の足は腫ざりし 五 汝また心に念ふべし人のその子を懲戒るごとく汝の神ヱホバも汝を懲戒たまふなり 六 汝の神ヱホバの誡命を守りその道にあゆみてこれを畏るべし 七 汝の神ヱホバ汝をして美地に到らしめたまふ是は谷にも山にも水の

流あり泉あり瀦水ある地 八 小麥、大麥、葡萄、無花果、および石榴ある地油橄欖および蜜のある地 九 汝の食ふ食
物に缺るところなく汝に何も乏しきところあらざる地ありその地の石ハすなハち鐵その山よりハ銅を掘と
るべし 十 汝ハ食ひて飽き汝の神エホバにその美地を已にたまひし事を謝すべし 十一 汝己が今日なんぢに命ず
るエホバの誡命と律法と法度とを守らずして汝の神エホバを忘るゝにいたらざるやう愼めよ 十二 汝食ひて飽
き美しき家を建て住ふに至り 十三 また汝の牛羊殖增し汝の金銀殖增し汝の所有みな殖增にいたらん時に 十四 恐
くハ汝心に驕りて汝の神エホバを忘れんエホバは汝をエジプトの地奴隸たる家より導き出し 十五 汝をみちび
きて彼の大にして畏るべき曠野すなはち蛇、火の蛇、蠍などありて水あらざる乾ける地を通り汝らのために堅
き磐の中より水を出し 十六 汝の先祖等の知ざるマナを曠野にて汝に食せたまへり是みな汝を苦しめ汝を試み
て終に福祉を汝にたまはんとてなりき 十七 汝我力とわが手の働作によりて我この資財を得たりと心に謂なか
れ 十八 汝の神エホバを憶えよ其ハエホバ汝に資財を得の力をたまふなればなり斯したまふハ汝の先祖等に誓
し契約を今日の如く行はんとてなり 十九 汝もし汝の神エホバを忘れ果て他の神々に從がひ之に事へこれを拜
むことを爲さば我今日汝らに證をなす汝らハかならず滅亡ん 二十 エホバの汝らの前に滅ぼしたまひし國々の民
のごとく汝らも滅亡べし是なんぢらの神エホバの聲に汝らしたがはざればなり

第九章

一 イスラエルよ聽け汝ハ今日ヨルダンを濟りゆき汝よりも大にして强き國々に入てこれを取んとす、
その邑々は大にして石垣ハ天に達り 二 その民ハ汝が知ところのアナクの子孫にして大くかつ身長たかし汝
また人の言るを聞り云く誰かアナクの子孫の前に立ことを得んと 三 汝今日知る汝の神エホバハ燬つくす火
ふましまして汝の前に進みたまふとエホバかならず彼らを滅ぼし彼らを汝の前に攻伏たまハんエホバの汝
に言たまひし如く汝かれらを逐はらひ速かに彼らを滅ぼすべし 四 汝の神エホバ汝の前より彼らを逐はらひ

たまはん後に汝心に言なかれ云く我の義がためにヱホバ我をこの地に導きいりてこれを獲させたまへりと、
ろはこの國々の民の惡きがためにヱホバこれを汝の前より逐はらひたまふなり 五 汝の往てその地を獲は汝
の義きによるにあらず又なんぢの心の直によるに非ずこの國々の民惡きが故に汝の神ヱホバこれを汝の前
より逐はらひたまふなりヱホバの斯したまふはまた汝の先祖アブラハム イサク ヤコブに誓たりし言を行はん
とてなり 六 汝知る汝の神ヱホバの汝に此美地を與へて獲させたまふは汝の義きによるに非ず汝は項の強
き民なればなり 七 汝曠野に於て汝の神ヱホバを怒せし事を憶えて忘るゝ勿れ汝らはエジプトの地を出し日
より此處にいたる日まで常にヱホバに悖れり 八 ホレブにおいて汝らヱホバを怒せたればヱホバ汝らを怒り
て汝らを滅ぼさんとしたまへり 九 かの時われ石の板すなはちヱホバの汝らに立たまへる契約を載る石の板
を受んとて山に上り四十日四十夜山に居りパンも食ず水も飮ざりき 十 ヱホバ我に神の指をもて書しるした
る文字ある石の板二枚を授けたまへりその上には集會の日にヱホバが山において火の中より汝らに告たま
ひし言をことごとく載す 十一 すなはち四十日四十夜過し時ヱホバ我にその契約を載る板なる石の板二枚を授
け 十二 而してヱホバ我に言たまひけるは汝起あがりて速かに此より下れ汝がエジプトより導き出せし民は惡
き事を行ふなり彼らは早くもわが彼らに命ぜし道を離れて自己のために偶像を鑄造れりと 十三 ヱホバまた我
に言たまひけるは我この民を觀たり觀よ是は項の強き民なり 十四 我を阻むるなかれ我かれらを滅ぼしその名
を天が下より抹さり汝をして彼らよりも強くまた大なる民とならしむべし 十五 是に於て我身をめぐらして山
を下りけるが山は火にて燒をる又その契約の板二枚はわが兩の手にありき 十六 斯て我觀しに汝らはその神ヱホ
バにむかひて罪を犯し自己のために犢を鑄造りて早くもヱホバの汝らに命じたまひし道を離れたりしかば
十七 我その二枚の板をとりてわが兩の手よりこれを擲ち汝らの目の前にこれを碎り 十八 而して我は前のごとく

四十日四十夜エホバの前に伏て居りパンも食ず水も飲ざりき是は汝らエホバの目の前に惡き事をおこなひ之を怒せて大に罪を獲されしなり　十九　エホバ忿怒を發し憤恚をおこし汝らを怒りて滅ぼさんとしたまひしかば我懼れたりしが此度もまたエホバ我に聽たまへり　二十　エホバまた痛くアロンを怒りてこれを滅さんとしたまひしかば我その時またアロンのために祈れり　二一　斯て我なんぢらが作りて罪を犯せし犢を取り火をもて之を燒きこれを搗きこれを善く打碎きて細き塵となしその塵を山より流れ下るところの溪流に投棄たり　二二　汝らはタベラ、マッサおよびキブロテハッタワにおいてもまたエホバを怒らせたり　二三　またエホバカデシバルネアより汝らを遣さんとせし時言たまひけるは汝ら上りゆきて我がなんぢらに與ふる地を獲て產業とせよと然るに汝らはその神エホバの命に悖り之を信ぜずまたその言を聽ざりき　二四　我が汝らを識し日より以來汝らは常にエホバに悖りしなり　二五　かの時エホバ汝らを滅さんと言たまひしに因て我最初に伏たる如く四十日四十夜エホバの前に伏し　二六　エホバに祈りて言けるは主エホバよ汝の大なる權能をもて贖ひ強き手をもてエジプトより導き出せし汝の民汝の產業を滅したまふ勿れ　二七　汝の僕アブラハム、イサク、ヤコブを念たまへ此民の剛愎と惡と罪とを鑒みたまふ勿れ　二八　恐くは汝が我らを導き出したまひし國の人言んエホバその約せし地に彼らを導きいることを能はざるに因りまた彼らを惡むに因て彼らを導き出して曠野に殺せりと　二九　抑かれらは汝の民汝の產業にして汝が強き能力をもち腕を伸て導き出したまひし者なり

第十章

一　かの時エホバ我に言たまひけるは汝石の板二枚を前のごとくに斫て作りまた木の匱一箇を作りて山に登り來れ　二　汝が碎きしかの前の板に載たる言を我その板に書さん汝これをその匱に藏むべし　三　我すなはち合歡木をもて匱一箇を作りまた石の板二枚を前のごとくに斫て作りその板二枚を手に執て山に登りしが　四　エホバかの集會の日に山において火の中より汝らに告たるその十誡を前に書したるごとくその板に書

し而してヱホバこれを我に授けたまへり　五是に於て我身を轉らして山より下りその板を我が造りしかの匱
に藏めたり今なほその中にありヱホバの我に命じたまへる如し　六斯てイスラエルの子孫はヤカン人の井よ
り出たちてモセラにいたれりアロン其處に死て其處に葬られその子エレアザルこれに代りて祭司となれり
七また其處より出たちてグデゴダにいたりグデゴダより出たちてヨテバにいたれりこの地には水の流多か
りき　八かの時ヱホバ、レビの支派を區分てヱホバの契約の匱を舁しめヱホバの前に立てこれに事へしめ又ヱ
ホバの名をもて祝することを爲せたまへり其事今日にいたる　九是をもてレビはその兄弟等の中に分なくま
た產業なし惟ヱホバその產業たり汝の神ヱホバの彼に言たまへる如し　十我は前の日數のごとく四十日四十
夜山に居しがヱホバこの時にもまた我に聽たまへりヱホバ汝を滅すことを好みたまはざりき　十一斯てヱホバ
我に言たまひけるは汝起あがり民に先だちて進み行き彼らをして我が之に與へんとその先祖に誓ひたる地
に入てこれを獲せしめよ　十二イスラエルよ今汝の神ヱホバの汝に要めたまふ事は何ぞや惟是のみ即ち汝がそ
の神ヱホバを畏れその一切の道に歩み之を愛し心を盡し精神を盡して汝の神ヱホバに事へ　十三又我が今日汝
らに命ずるヱホバの誡命と法度とを守りて身に福祉を得るの事のみ　十四夫天と諸天の天および地とその中に
ある者は皆汝の神ヱホバに屬す　十五然るにヱホバたゞ汝の先祖等を悅こびて之を愛しその後の子孫たる汝ら
を萬の民の中より選びたまへり今日のごとし　十六然ば汝ら心に割禮を行へ重て項を強くする勿れ　十七汝の神ヱ
ホバは神の神主の主大にしてかつ能力ある畏るべき神にましまし人を偏り視ずまた賄賂を受ず　十八孤兒と寡
婦のために審判を行ひまた旅客を愛してこれに食物と衣服を與へたまふ　十九汝ら旅客を愛すべし其は汝らも
エジプトの國に旅客たりし事あればなり　二十汝の神ヱホバを畏れ之に事へこれに附從がひその名を指て誓ふ
ことをすべし　二一彼は汝の讃べき者また汝の神にして汝が目に見る此等の大なる畏るべき事業をなしたま

へり 二十二 汝の先祖等は僅か七十人にてエジプトに下りたりしに今汝の神ヱホバ汝をして天空の星のごとくに
多くならしめたまへり

第十一章

一 然ば汝の神ヱホバを愛し常にその職守と法度と律法と誡命とを守るべし 二 汝らの子女は知ずまた見ざれば我これに言ず惟汝らに言ふ汝らは今日すでに汝らの神ヱホバの懲戒とその大なる事とその強き手とその伸たる腕とを知り 三 またそのエジプトの中においてエジプト王パロとその全國にむかひておこなひたまひし徴證と行爲とを知り 四 またヱホバがエジプトの軍勢とその馬とその車とに爲たまひし事すなはち彼らが汝らの後を追きたれる時に紅海の水を彼らの上に覆ひかからしめ之を滅ぼして今日までその跡方なからしめし事を知り 五 また此處にいたるまで曠野に於て汝らに爲たまひし事等を知り 六 またルベンの子孫なるエリアブの子等ダタンとアビラムに爲たまひし事すなはちイスラエルの全家の眞中において地その口を啓きて彼らとその家族とその天幕とその足下に立つ者とを呑つくしし事を知なり 七 即ち汝らはヱホバの行ひたまひし此諸の大なる作爲を目に覩たり 八 然ば汝ら我今日汝らに命ずる誡命を盡く守るべし然せば汝らは強くなり汝らが濟りゆきて獲んとする地にいりて之を獲ことを得 九 またヱホバが汝らと汝らの後の子孫にあたへんと汝らの先祖等に誓たまひし地乳と蜜との流るゝ國において汝らの日を長うすることを得ん 十 汝らが進みいりて獲んとする地は汝らが出來りしエジプトの地のごとくならず彼處にては汝ら種を播き足をもて之に灌漑げりその状蔬菜園におけるが如し 十一 然ど汝らが濟りゆきて獲ところの地は山と谷の多き地にして天よりの雨水を吸ふなり 十二 その地は汝の神ヱホバの顧みたまふ者にして年の始より年の終まで汝の神ヱホバの目常にその上に在り 十三 汝らもし我今日なんぢらに命ずる吾命令を善守りて汝らの神ヱホバを愛し心を盡し精神を盡して之に事へなば 十四 我なんぢらの地の雨を秋の雨春の雨ともに時に隨ひて降し汝ら

をしてその穀物を収入しめ且酒と油を獲せしめ 十五 また汝の家畜のために野に草を生ぜしむべし汝は食ひて
飽ん 十六 汝ら自ら慎むべし心迷ひ翻へりて他の神々に事へこれを拝む勿れ 十七 恐くはヱホバ汝らにむかひて怒
を發して天を閉たまひ雨ふらず地物を生ぜずなりて汝らそのヱホバに賜れる美地より速かに滅亡るに至ら
ん 十八 汝ら是等の我言を汝らの心と魂との中に蔵めまた之を汝らの手に結びて徴となし汝らの目の間におき
て誌となし 十九 之をなんぢらの子等に教へ家に坐する時も路を歩む時も寝る時も興る時もこれを語り 二十 また
汝の家の柱と汝の門に之を書記べし 二十一 然せばヱホバが汝らの先祖等に與へんと誓ひたまひし地に汝らのを
る日および汝らの子等のをる日は數多くして天の地を覆ふ日の久きが如くならん 二十二 汝らもし我が汝らに命
ずる此一切の誡命を善く守りてこれを行ひ汝等の神ヱホバを愛しその一切の道に歩み之に附從がはゞ 二十三 ヱ
ホバこの國々の民をことごとく汝らの前より逐はらひたまはん而して汝らは己よりも大にして能力ある國
々を獲にいたるべし 二十四 凡そ汝らが足の蹠にて蹈む處は皆汝らの有とならん即ち汝らの境界は曠野よりレバ
ノンに亘りまたユフラテ河といふ河より西の海に亘るべし 二十五 汝らの前に立ことを得る人あらじ汝らの神ヱ
ホバ汝らが蹈いるところの地の人々をして汝らを懼ち汝らを畏れしめたまふこと其嘗て汝らに言たまひし
如くならん 二十六 視よ我今日汝らの前に祝福と呪詛とを置く 二十七 汝らもし我が今日なんぢらに命ずる汝らの神ヱ
ホバの誡命に遵はゞ祝福を得ん 二十八 汝らもし汝らの神ヱホバの誡命に遵はず翻へりて我が今日なんぢらに命
ずる道を離れ素知ざりし他の神々に從がひなば呪詛を蒙らん 二十九 汝の神ヱホバ汝が往て獲んとする地に汝を
導きいりたまふ時は汝ゲリジム山に祝福を置きエバル山に呪詛をおくべし 三十 この二山はヨルダンの彼旁ア
ラバに住るカナン人の地において日の出る方の道の後にありギルガルに對ひてモレの橡樹と相去こと遠ら
ざるにあらずや 三十一 汝らはヨルダンを濟り汝らの神ヱホバの汝らに賜ふ地に進みいりて之を獲んとす必ずこ

れを獲て其處に住ことを得ん 三十二然ば我が今日なんぢらに授くるところの法度と律法を汝らことごとく守り
て行ふべし

第十二章

一是は汝の先祖等の神ヱホバの汝に與へて獲させたまふところの地において汝らが世に生存ふる日
の間常に守り行ふべき法度と律法となり 二汝らが逐はらふ國々の民がその神々に事へし處は山にある者も
岡にある者も靑樹の下にある者もみな之を盡く毀ち 三その壇を毀ちその柱を碎きそのアシラ像を火にて燒
きまたその神々の雕像を斫倒して之が名をその處より絶去べし 四但し汝らの神ヱホバには汝ら是のごとく
爲べからず 五汝らの神ヱホバがその名を置んとて汝らの支派の中より擇びたまふ處なるヱホバの住居を汝
ら尋ね求めて其處にいたり 六汝らの燔祭と犧牲汝らの什一と汝らの手の擧祭汝らの願還と自意の禮物お
よび汝らの牛羊の首出等を汝ら其處に携へ詣り 七其處にて汝らの神ヱホバの前に食をなし又汝らと汝らの
家族皆その手を勞して獲たる物をもて快樂を取べし是なんぢの神ヱホバの祝福によりて獲たるものなれば
なり 八汝ら彼處にては我らが今日此に爲ごとく各々その目に善と見ところを爲べからず 九汝らは尚いまだ
汝らの神ヱホバの賜ふ安息と產業にいたらざるなり 十然ど汝らヨルダンを渡り汝らの神ヱホバの汝らに與
へて獲させたまふ地に住にいたらん時またヱホバ汝らの周圍の敵を除き汝らに安息を賜ひて汝等安泰に住
ふにいたらん時も 十一汝らの神ヱホバその名を置んために一の處を擇びたまはん汝ら其處に我が命ずる物を
都て携へゆくべし即ち汝らの燔祭と犧牲と汝らの什一と汝らの手の擧祭および汝らがヱホバに誓願をたて
ゝ献んと誓ひし一切の佳物とを携へいたるべし 十二汝らは汝らの男子女子僕婢とともに汝らの神ヱホバの前
に樂むべしまた汝らの門の內にをるレビ人とも然すべし其は是は汝らの中間に分なく產業なき者なればな
り 十三汝愼め凡て汝が自ら擇ぶ處にて燔祭を献ることをする勿れ 十四唯汝らの支派の一の中にヱホバの選びた

まはんその處に於て汝燔祭を獻げまた我が汝に命ずる一切の事を爲べし 十五 彼處にては汝の神ヱホバの汝にたまふ祝福に循ひて汝その心に好む獸畜を汝の門の内に殺してその肉を食ふことを得即ち汚れたる人も潔き人もこれを食ふを得ること羚羊と牡鹿に於るが如し 十六 但しその血は食ふべからず水のごとくにこれを地に灌ぐべし 十七 汝の穀物と酒と油の什一および汝の牛羊の首出ならびに汝が立し誓願を還すための禮物と汝の自意の禮物および汝の手の擧祭の品は汝これを汝の門の内に食ふべからず 十八 汝の神ヱホバの選びたまふ處において汝の神ヱホバの前に汝これを食ふべし即ち汝の男子女子僕婢および汝の門の内にをるレビ人とともに之を食ひ汝の手を勞して獲たる一切の物をもて汝の神ヱホバの前に快樂を取べし 十九 汝愼め汝が世に生存ふる日の間レビ人を棄る勿れ 二十 汝の神ヱホバ汝に言しごとくに汝の境界を廣くしたまふに及び汝心に肉を食ふことを欲して言ん我肉を食はんと然る時は汝すべてその心に好む肉を食ふことを得べし 二一 もし汝の神ヱホバのその名を置んとて擇びたまへる處汝と離るること遠からば我が汝に命ぜし如く汝そのヱホバに賜はれる牛羊を宰り汝の門の内にて凡てその心に好む者を食ふべし 二二 牡鹿と羚羊を食ふがごとく汝これを食ふことを得汚れたる者も潔き者も均くこれを食ふことを得るなり 二三 唯堅く愼みてその血を食はざれ血はこれが生命なればなり汝その生命を肉とともに食ふべからず 二四 汝これを食ふ勿れ水のごとくにこれを地に灌ぐべし 二五 汝血を食はざれ汝もし斯ヱホバの善と觀たまふ事を爲ば汝の身と汝の後の子孫とに福祉あらん 二六 唯汝の獻げたる聖物と誓願の物とをもてこれをヱホバの擇びたまふ處に携へゆくべし 二七 汝燔祭を獻る時はその肉と血を汝の神ヱホバの壇に供ふべくまた犧牲を獻る時はその血を汝の神ヱホバの壇の上に灌ぎその肉を食ふべし 二八 わが汝に命ずる是等の言を汝聽て守れ汝かく汝の神ヱホバの善と觀正と觀たまふ事を爲ば汝と汝の後の子孫に永く福祉あらん 二九 汝の神ヱホバ汝が往て逐はらはんとする國々の民を汝の前より絶去

さまひて汝つひにその國々を獲てその地に住にいたらん時は 三十 汝みづから愼め彼らが汝の前に亡びたる後
汝かれらに傚ひて罟にかゝる勿れまた彼らの神を尋求めこの國々の民は如何なる樣にてその神々に事へた
るか我もその如くにせんと言ことなかれ 三一 汝の神ヱホバに向ひては汝然す可らず彼らはヱホバの忌かつ憎
みたまふ諸々の事をその神にむかひて爲しその男子女子をさへ火にて焚てその神々に獻げたり 三二 我が汝らに
命ずるこの一切の言をなんぢら守りて行ふべし汝これを增なかれまた之を減すなかれ

第十三章

一 汝らの中に預言者あるひは夢者興りて徵證と奇蹟を汝に見し 二 汝に告て我らは今より汝と我とが
是まで識ざりし他の神々に從がひて之に事へんと言ことあらんにその徵證または奇蹟これが言ごとく成と
も 三 汝その預言者または夢者の言に聽したがふ勿れ其は汝等の神ヱホバ汝らが心を盡し精神を盡して汝ら
の神ヱホバを愛するや否やを知んとて斯なんぢらを試みたまふなればなり 四 汝らは汝らの神ヱホバに從ひ
て步み之を畏れその誡命を守りその言に遵ひ之に事へこれに附從がふべし 五 その預言者または夢者をば殺
すべし是は彼汝らをしてエジプトの國より導き出し奴隸の家より贖ひ取さる汝らの神ヱホバに背か
せんとし汝の神ヱホバの汝に步めと命ぜし道より汝を誘ひ出さんとして語るに因てなり汝斯して汝の中よ
り惡を除き去べし 六 汝の母の生る汝の兄弟または汝の男子女子または汝の懷の妻または汝と身命を共にす
る汝の友潜に汝を誘ひて言あらん汝も汝の先祖等も識ざりし他の神々に我ら往て事へんと 七 即はち汝の周圍
にある國々の神の或は汝に近く或は汝に遠くして地の此極より地の彼極まで汝に鄰り坐る者に我ら事へんと
斯言ことあるとも 八 汝これに從ふ勿れ之に聽なかれ之を惜み視る勿れ之を憐むなかれ之を庇ひ匿す勿れ 九
汝かならず之を殺すべし之を殺すには汝まづ之に手を下し然る後に民みな手を下すべし 十 彼はエジプトの
國奴隸の家より汝を導き出したまひし汝の神ヱホバより汝を誘ひ離さんと求めたれば汝石をもて之を擊殺

すべし 十一 然せばイスラエルみな聞て懼れ重ねて斯る惡き事を汝らの中に行はざらん 十二 汝聞に汝の神エホバ
の汝に與へて住しめたまへる汝の邑の一に 十三 邪僻なる人々興り我らは今まで識ざりし他の神々に往て事へ
んと言てその邑に住む人を誘ひ惑はしたりと言あらば 十四 汝これを尋ね探り善問べし若その事眞にその言確
にして斯る憎むべき事汝らの中に行はれたらば 十五 汝かならずその邑に住む者を刃にかけて撃ころしその邑
とその中に居る一切の者およびその家畜を刃にかけて盡く撃ころすべし 十六 またその中より獲たる掠取物は
凡てこれをその衢に集め火をもてその邑とその一切の掠取物をことごとく焚て汝の神エホバに供ふべし是
は永く荒邱となりて再び建なほさるゝこと無るべきなり 十七 斯汝この詛はれし物を少許も汝の手に附おく勿
れ然せばエホバその烈しき怒を靜め汝に慈悲を加へて汝を憐れみ汝の先祖等に誓ひしごとく汝の數を衆く
したまはん 十八 汝もし汝の神エホバの言を聽き我が今日なんぢに命ずるその一切の誡命を守り汝の神エホバ
の善と觀たまふ事を行はゞ是のごとくなるべし

第十四章

一 汝らは汝等の神エホバの子等なり汝ら死る者のために己が身に傷くべからずまた己が目の間にあ
たる頂の髮を剃べからず 二 其は汝は汝の神エホバの聖民なればなりエホバは地の面の諸々の民の中より汝を
擇びて己の寶の民となし給へり 三 汝穢はしき物は何をも食ふ勿れ 四 汝らが食ふべき獸畜は是なり即ち牛、羊
山羊、五 牡鹿、羚羊、小鹿、麕、麞、麢など 六 凡て獸畜の中蹄の分れ離て二つの蹄を成る反芻獸は汝ら之
を食ふべし 七 但し反芻者と蹄の分れたる者の中汝らの食ふべからざる者は是なり即ち駱駝兎および山鼠是
らは反芻ども蹄わかれざれば汝らには汚れたる者なり 八 また豚是は蹄わかるれども反芻ことをせざれば汝
らには汚れたる者なり汝ら是等の物の肉を食ふべからずまたその死體に捫るべからず 九 水にをる諸々の物の中
是のごとき者を汝ら食ふべし即ち凡て翅と鱗のある者は皆汝ら之を食ふべし 十 凡て翅と鱗のあらざる者は汝

らこれを食ふべからず是も汝らには汚たる者なり 十一 また凡て潔き鳥は皆汝らこれを食ふべし 十二 但し是等は
食ふべからず即ち鷲、黃鷹、鳶 十三 鸇、小鷹、鷂の類 十四 各種の鴉の類 十五 駝鳥、梟鳥、鴎、雀鷹の類 十六 鸚、鷺、白鳥 十七
鵜、大鷹、鸕 十八 鸛、鷺鷥の類戴勝および蝙蝠 十九 また凡て羽翼ありて匍ところの者は汝らには汚たる者なり汝らこ
れを食ふべからず 二十 凡て羽翼をもて飛ところの潔き物は汝らこれを食ふべし 二一 凡そ自ら死たる者は汝ら食
ふべからず汝の門の內にをる他國の人に之を與へて食しむべし又これを異邦人に賣も可し汝は汝の神ヱホ
バの聖民なればなり汝山羊羔をその母の乳にて煮べからず 二二 汝かならず年々に田畝に種蒔て獲ところの產
物の什一を取べし 二三 而して汝の神ヱホバの前すなはちヱホバのその名を置んとて擇びたまはん處において
汝の穀物と酒と油の什一を食ひまた汝の牛羊の首出を食ひ斯して汝の神ヱホバを常に畏ることを學ぶべ
し 二四 但しその路行に勝がたくして之を携へいたること能はざる時または汝の神ヱホバのその名を置んとて
擇びたまへる處汝を離ること餘りに遠き時は汝もし汝の神ヱホバの恩惠に潤ふ身ならば 二五 その物を金に
易へその金を包みて手に執り汝の神ヱホバの擇びたまへる處に往き 二六 凡て汝の心の好む物をその金に易べ
し即ち牛羊葡萄酒濃酒など凡て汝が心に欲する物をもとめ其處にて汝の神ヱホバの前にこれを食ひ汝と汝
の家族ともに樂むべし 二七 汝の門の內にをるレビ人を棄る勿れ是は汝の中間に分なく產業なき者なればなり
二八 三年の末に到る每にその年の產物の十分の一を盡く持出してこれを汝の門の內に儲蓄ふべし 二九 然る時は
汝の中間に分なく產業なきレビ人および汝の門の內にをる他國の人と孤子と寡婦など來りてこれを食ひて
飽ん斯せば汝の神ヱホバ汝が手をもて爲ところの諸の事において汝に福祉を賜ふべし

第十五章

一 七年の終に至るごとに汝放釋を行ふべし 二 その放釋の例は是のごとし凡てその鄰に貸ことを爲し
その債主は之を放釋べしその鄰またはその兄弟にこれを督促べからず是はヱホバの放釋と稱へらるればな

り　三 異國の人には汝これを督促ことを得されど汝の兄弟に貸たる物は汝の手よりこれを放釋べし　四 斯せば
汝らの中間に貧者なからん其は汝の神ヱホバその汝に與へて產業となさしめたまふ地において大に汝を祝
福たまふべければなり　五 只汝もし謹みて汝の神ヱホバの言に聽したがひ我が今日なんぢに命ずるこの誡命
を盡く守り行ふに於ては是のごとくなるべし　六 汝の神ヱホバ汝に言しごとく汝を祝福たまふべければ汝は
衆多の國人に貸ことを得べし然ど借ことあらじまた汝は衆多の國人を治めん然ど彼らは汝を治むることあら
じ　七 汝の神ヱホバの汝に賜ふ地において若汝の兄弟の貧き人汝の門の中にをらばその貧しき兄弟にむかひ
て汝の心を剛愎にする勿れまた汝の手を閉る勿れ　八 かならず汝の手をこれに開き必ずその要むる物をこれ
に貸あたへてこれが乏しきを補ふべし　九 汝愼め心に惡き念を起し第七年放釋の年近づけりと言て汝の貧き
兄弟に目をかけざる勿れ汝もし斯之に何をも與へずしてその人これがために汝をヱホバに訴へなば汝罪を
獲ん　十 汝かならず之に與ふることを爲べしまた之に與ふる時は心に惜むこと勿れ其は此事のために汝の神
ヱホバ汝の諸の事業と汝の手の諸の働作とに於て汝を祝福たまふべければなり　十一 貧き者は何時までも國に
たゆること無るべければ我汝に命じて言ふ汝かならず汝の國の中なる汝の兄弟の困難者と貧乏者とに汝の
手を開くべし　十二 汝の兄弟たるヘブルの男またはヘブルの女汝の許に賣れきたらんに若六年なんぢに事へたら
ば第七年に汝これを放ちて去しむべし　十三 汝これを放ちて去しむる時は空手にて去しむべからず　十四 汝の群と
禾場と酒醡の中より贈物を取てこれが肩に負すべし即ち汝の神ヱホバの汝を祝福て賜ふところの物をこれに
與ふべし　十五 汝記憶べし汝はエジプトの國に奴隸たりしが汝の神ヱホバ汝を贖ひ出したまへり是故に我今日
この事を汝に命ず　十六 その人もし汝と汝の家を愛し汝と偕にをるを善として汝にむかひ我汝を離れて去を好
まずと言ば　十七 汝錐を取て彼の耳を戶に刺とほすべし然せば彼は永く汝の僕たるべし汝の婢にもまた是ので

とくすべし 十八 汝これを放ちて去しむるを難き事と見るべからず其は彼が六年汝に事へて働きしは工價を取る傭人の二倍に當ればなり汝斯なさば汝の神ヱホバ汝が凡て爲ところの事に於て汝をめぐみたまふべし ○ 十九 汝の牛羊の產る初子は皆これを聖別て汝の神ヱホバに歸せしむべし汝の牛の初子をもちゐて何の工作をも爲べからず又汝の羊の初子の毛を剪べからず 二十 汝の神ヱホバの選びたまへる處にてヱホバの前に汝と汝の家族年々にこれを食ふべし 二十一 然どその畜もし疵ある者すなはち跛足瞽目なるなど凡て惡き疵ある者なる時は汝の神ヱホバにこれを宰りて獻べからず 二十二 汝の門の內にこれを食ふべし汚れたる者も潔き者も均くこれを食ふを得ること牡鹿と羚羊のごとし 二十三 但しその血はこれを食ふべからず水のごとくにこれを地に灌ぐべし

第十六章 一 汝アビブの月を守り汝の神ヱホバに對ひて逾越節を行なへ其はアビブの月に於て汝の神ヱホバ夜の間に汝をエジプトより導き出したまひたればなり 二 汝すなはちヱホバのその名を置んとて擇びたまふ處にて羊および牛を宰り汝の神ヱホバの前に逾越節をなすべし 三 酵いれたるパンを之とともに食ふべからず七日の間酵いれぬパン即ち憂患のパンを之とともに食ふべし其は汝エジプトの國より出る時は急ぎて出たればなり斯おこなひて汝その世に生存ふる日の間恒に汝がエジプトの國より出來し日を誌ゆべし 四 その七日の間は汝の四方の境の內にパン酵の見ることを有しむべからず又なんぢが初の日の薄暮に宰りたる者の肉を翌朝まで存しおくべからず 五 汝の神ヱホバの汝に賜ふ汝の門の內にて逾越の牲畜を宰ることを爲べからず 六 惟汝の神ヱホバのその名を置んとて選びたまふ處にて汝薄暮の日の入る頃汝がエジプトより出たる時刻に逾越の牲畜を宰るべし 七 而して汝の神ヱホバの選びたまふ處にて汝これを燔て食ひ朝におよびて汝の天幕に歸り往くべし 八 汝六日の間酵いれぬパンを食ひ第七日に汝の神ヱホバの前に會を開くべし何の職業

九 汝まさに七七日を計ふべし即ち穀物に鎌をいれ初る時よりしてその七七日を計へ始むべきなり 十 而して汝の神ヱホバの前に七週の節筵を行なひ汝の神ヱホバの汝を祝福たまふ所にしたがひ汝の力に應じてその心に願ふ禮物を献ぐべし 十一 斯して汝と汝の男子女子僕婢および汝の門の内に居るレビ人ならびに汝らの中間にをる賓旅と孤子と寡婦みなともに汝の神ヱホバのその名を置んとて選びたまふ處にて汝の神ヱホバの前に樂むべし 十二 汝その昔エジプトに奴隷たりしことを記て是等の法度を守り行ふべし○ 十三 汝禾場と酒醡の物を收藏たる時七日の間結茅節をおこなふべし 十四 節筵をなす時には汝と汝の男子女子僕婢および汝の門の内なるレビ人賓旅孤子寡婦など皆ともに樂むべし 十五 ヱホバの選びたまふ處にて汝七日の間なんぢの神ヱホバの前に節筵をなすべし汝の神ヱホバ汝の諸の產物と汝が手の諸の工作とについて汝を祝福たまふべければ汝かならず樂むことを爲べし○ 十六 汝の中間の男は皆なんぢの神ヱホバの擇びたまふ處にて一年に三次即ち酵いれぬパンの節と七週の節と結茅の節とに於てヱホバの前に出べし但し空手にてヱホバの前に出べからず 十七 各人汝の神ヱホバに賜へる恩惠にしたがひて其力におよぶ程の物を獻ぐべし○ 十八 汝の神ヱホバの汝に賜ふ一切の邑々に汝の支派に循がひて士師と官人を立べし彼らは義き審判をもて民を審判べし 十九 汝審判を枉べからず人を偏視るべからずまた賄賂を取べからず賄賂は智者の目を暗まし義者の言を枉ればなり 二十 汝たゞ公義をのみ求むべし然せば汝生存へて汝の神ヱホバの汝に賜ふ地を獲にいたらん 二十一 汝の神ヱホバのために築くところの壇の傍にアシラの木像を立べからず 二十二 また汝の神ヱホバの惡みたまふ偶像を己のために造るべからず

第十七章

一 凡て疵あり惡き處ある牛羊は汝これを汝の神ヱホバに獻ぐべからず斯る者は汝の神ヱホバの忌嫌ひたまふ者なればなり 二 汝の神ヱホバの汝に賜ふ邑々の中にて汝らの中間に若し或男または女汝の神ヱホ

バの目の前に惡事を行ひてその契約に悖り 三往て他の神々に事へてこれを拜み我が命ぜざる日や月や天の
衆群などを拜むあらんに 四その事を汝に告る者ありて汝これを聞き細かにこれを査べ見るにその事眞にその
言確にしてイスラエルの中に斯る憎むべき事行はれ居らば 五汝その惡き事を行へる男または女を汝の
門に曳いだし石をもてその男または女を撃殺すべし 六殺すべき者は二人の證人または三人の證人の口に依
てこれを殺すべし惟一人の證人の口のみをもて之を殺すことは爲べからず 七斯る者を殺すには證人まづその
の手を之に加へ然る後に民みなその手を加ふべし汝かく惡事を汝らの中より除くべし〇 八汝の門の内に訟
へ爭ふ事おこるに當りその事件もし血を相流す事または權理を相爭ふ事または互に相擊たる事などにして
汝に裁判かぬる者ならば汝起あがりて汝の神ヱホバの選びたまふ處に上り往き 九祭司なるレビ人と當時の
士師とに詣りて問べし彼ら裁判の言詞を汝に示さん 十ヱホバの選びたまふ處にて彼らが汝に示す命令の言
のごとくに汝行ひ凡て彼らが汝に教ふるごとくに愼みて爲べし 十一即ち彼らが汝に敎ふる律法の命令に循が
ひ彼らが汝に告る裁判に依て行ふべし彼らが汝に示す言に違ふて右にも左にも偏るべからず 十二人もし自ら
擅斷にしその汝の神ヱホバの前に立て事ふる祭司またはその士師に聽したがはざる有ばその人を殺しイス
ラエルの中より惡を除くべし 十三然せば民みな聞て畏れ重て擅斷に事をなさゞらん〇 十四汝の神ヱホバの汝に
賜ふ地に汝いたり之を獲て其處に住におよべる時汝もし我周圍の一切の國人のごとくに我も王をわが上に
立んと言あらば 十五只なんぢの神ヱホバの選びたまふ人を汝の上にたてゝ王となすべしまた汝の上に王を立
るには汝の兄弟の中の人をもてすべし汝の兄弟ならざる他國の人を汝の上に立べからず 十六但し王となれる
者は馬を多く得んとすべからず又馬を多く得んために民を率てヱジプトに還るべからず其はヱホバなんぢ
らに向ひて汝らはこの後かさねて此路に歸るべからずと宣ひたればなり 十七また妻を多くその身に有て心を

迷すべからずまた金銀を己のために多く蓄積べからず　十八 彼その國の位に坐するにいたらば祭司なるレビ人
の前にある書よりしてこの律法を一の書に書寫さしめ　十九 世に生存ふる日の間つねにこれを己の許に置て讀
み斯してその神エホバを畏るゝことを學びこの律法の一切の言と是等の法度を守りて行ふべし　二十 然せば彼
の心その兄弟の上に高ぶること無くまたこの誡命を離れて右にも左にもまがること無してその子女とゝも
にその國においてイスラエルの中にその日を永うすることを得ん

第十八章　一 祭司たるレビ人およびレビの支派は都てイスラエルの中に分なく産業なし彼らはエホバの火祭の
品とその産業の物を食ふべし　二 彼らはその兄弟の中間に産業を有じエホバこれが産業たるなり即ちその曾
て之に言たまひしが如し　三 祭司が民より受べき分は是なり即ち凡て犧牲を献ぐる者は牛にもあれ羊にもあ
れその肩と兩方の頬と胃とを祭司に與ふべし　四 また汝の穀物と酒と油の初および羊の毛の初をも之にあた
ふべし　五 其は汝の神エホバ汝の諸の支派の中より彼を選び出し彼とその子孫をして永くエホバの名をもて
立て奉事をなさしめたまへばなり　六 レビ人はイスラエルの全地の中何の處に居る者にもあれその寄寓たる
汝の邑を出てエホバの選びたまふ處に到るあらば　七 その人はエホバの前に侍るその諸兄弟のレビ人とおな
じくその神エホバの名をもて奉事をなすことを得べし　八 その人の得て食ふ分は彼らと同じ但しその父の遺
業を賣て獲たる物はこの外に彼に屬す○　九 汝の神エホバの汝に賜ふ地にいたるに及びて汝その國々の民の
憎むべき行爲を倣ひ行ふなかれ　十 汝らの中間にその男子女子をして火の中を通らしむる者あるべからずま
た卜筮する者邪法を行なふ者禁厭する者魔術を使ふ者　十一 法印を結ぶ者憑鬼する者巫覡の業をなす者死人に
詢ことをする者あるべからず　十二 凡て是等の事を爲す者はエホバこれを憎みたまふ汝の神エホバが彼らを汝
の前より逐はらひたまひしも是等の憎むべき事のありしに因てなり　十三 汝の神エホバの前に汝完き者たれ　十四

汝が逐はらふ彼の國々の民ハ邪法師卜筮師などに聽ことをなせり然ど汝の神ヱホバ然する事を許したまハず 十五 汝の神ヱホバ汝の中汝の兄弟の中より我のごとき一個の預言者を汝のために興したまハん汝ら之に聽ことをすべし 十六 是まつたく汝が集會の日にホレブにおいて汝の神ヱホバに求めたる所なり即ち汝言けらく我をして重てこの我神ヱホバの聲を聞しむる勿れまた重てこの大なる火を見さする勿れ恐くハ我死んと 十七 是においてヱホバ我に言たまひけるは彼らの言る所ハ善し 十八 我かれら兄弟の中より汝のごとき一個の預言者を彼らのために興し我言をその口に授けん彼は我が彼に命ずる言をことごとく彼らに告べし 十九 凡て彼が吾名をもて語るところの吾言を聽したがはざる者は我これを罰せん 二十 但し預言者もし我が語れと命ぜざる言を吾名をもて縦肆に語りまたハ他の神々の名をもて語ることを爲すならバその預言者ハ殺さるべし 二一 汝あるひハ心に謂ん我ら如何にしてその言のヱホバの言たまふ者にあらざるを知んと 二二 然バ若し預言者ありてヱホバの名をもて語ることをなすにその言就ずまた效あらざる時ハ是ヱホバの語りたまふ言にあらずしてその預言者が縦肆に語るところなり汝その預言者を畏るゝに及ばず

第十九章 一 汝の神ヱホバこの國々の民を滅し絶ち汝の神ヱホバこれが地を汝に賜ふて汝つひにこれを獲その邑々とその家々に住にいたる時ハ 二 汝の神ヱホバの汝に與へて產業となさしめたまふ地の中に三の邑を汝のために區別べし 三 而して汝これに道路を闢きまた汝の神ヱホバの汝に與へて產業となさしめたまふ地の全體を三の區に分ち凡て人を殺せる者をして其處に逃れしむべし 四 人を殺せる者の彼處に逃れて生命を全うすべきその事も是のごとし即ち凡て素より惡むこともなく知ずしてその隣人を殺せる者 五 たとへば人木を伐んとてその鄰人とともに林に入り手に斧を執て木を斫んと擧おろす時にその頭の鉄柄より脱てその隣人ふあたりて之を死しめたるが如き是なり斯る人ハ是等の邑の一に逃れて生命を全うすべし 六 恐くハ復仇する

者心熱してその殺人者を追かけ道路長きにおいては追及しきて之を殺さん然るにこの人は素より之を惡みたる者にあらざれば殺さるべき理あらざるなり　七 是をもて我なんぢに命じて三の邑を汝のために區別べしと言り　八 汝の神ヱホバ汝の先祖等に誓ひしごとく汝の境界を廣め汝の先祖等に與へんと言し地を盡く汝に賜ふにいたらん時　九 即ち汝我が今日なんぢに命ずるこの一切の誡命を守りてこれを行ひ汝の神ヱホバを愛し恒にその道に歩まん時はこの三の外にまた三の邑を增加ふべし　十 是汝の神ヱホバの汝に與へて產業となさしめたまふ地に辜なき者の血を流すこと無らんためなり斯せずばその血汝に歸せん　十一 然ども人その隣人を惡みて之を附覘ひ起かゝり擊てその生命を傷ひて之を死しめ而してこの邑の一に逃れたる事あらば　十二 その邑の長老等人を遣て之を其處より曳きたらしめ復仇者の手にこれを付して殺さしむべし　十三 汝かれを憫み視るべからず辜なき者の血を流せる咎をイスラエルより除くべし然せば汝に福祉あらん○　十四 汝の神ヱホバの汝に與へて獲させたまふ地の中において汝が嗣ぐところの產業に汝の先人の定めたる汝の鄰の地界を侵すべからず　十五 何の惡にもあれ凡てその犯すところの罪は只一人の證人によりて定むべからず二人の證人の口によりまたは三人の證人の口によりてその事を定むべし　十六 もし僞妄の證人起りて某の人は惡事をなせりと言たつることを有ば　十七 その相爭ふ二人の者ヱホバの前に至り當時の祭司と士師の前に立べし　十八 然る時士師詳細にこれを査べ視るにその證人もし僞妄の證人にしてその兄弟にむかひて虛妄の證をなしたる者なる時は　十九 汝兄弟に彼が蒙らさんと謀れる所を彼に蒙らし斯して汝らの中より惡事を除くべし　二十 然せばその遺れる者等聞て畏れその後かさねて斯る惡き事を汝らの中におこなはじ　二十一 汝憫み視ることをすべからず生命は生命眼は眼齒は齒手は手足は足をもて償はしむべし

第二十章

一 汝その敵と戰はんとて出るに當り馬と車を見また汝よりも數多き民を見るもこれに懼るゝ勿れ

其は汝をエジプトより導き上りし汝の神ヱホバなんぢとともに在せばなり 二 汝ら戰門に臨む時は祭司進みいで民に告て 三 之に言べしイスラエルよ聽け汝らは今日なんぢらの敵と戰はんとて進み來れり心に臆する勿れ懼るゝなかれ倉皇なかれ彼らに怖るゝなかれ 四 其は汝らの神ヱホバ汝らとともに行き汝らのために汝らの敵と戰ひて汝らを救ひたまふべければなりと 五 斯てまた有司等民に告て言べし誰か新しき家を建て之に移らざる者あるかその人は家に歸りゆくべし恐くは自己戰門に死て他の人これに移らん 六 誰か葡萄園を作りてその果を食ざる者あるかその人は家に歸りゆくべし恐くは自己戰門に死て他の人これを食はん 七 誰か女と契りて之を娶らざる者あるかその人は家に歸りゆくべし恐くは自己戰門に死て他の人これを娶らんと 八 有司等なほまた民に告て言べし誰か懼れて心に臆する者あるかその人は家に歸りゆくべし恐くはその兄弟たちの心これが心のごとく挫けんと 九 有司等かく民に告ることを終たらば軍勢の長等を立て民を率しむべし 十 汝ある邑に進みゆきて之を攻んとする時は先これに平穩に降ることを勸むべし 十一 その邑もし平穩に降らんと答へてその門を汝に開かば其處なる民をして都て汝に貢を納しめ汝に事へしむべし 十二 其もし平穩に汝に降ることを肯んぜずして汝と戰かはんとせば汝これを攻べし 十三 而して汝の神ヱホバこれを汝の手に付したまふに至らば刃をもてその中の男を盡く擊殺すべし 十四 惟その婦女嬰孩家畜および凡てその邑の中にて汝が奪ひ獲たる物は盡く己に取べし抑汝がその敵より奪ひ獲たる物は汝の神ヱホバの汝に賜ふ者なれば汝これをもて樂むべし 十五 汝を離るゝことの遠き邑々すなはち是等の國々に屬せざるところの邑々には凡てかくのごとく行なふべし 十六 但し汝の神ヱホバの汝に與へて產業となさしめたまふこの國々の邑々においても呼吸する者を一人も生し存べからず 十七 即ちヘテ人アモリ人カナン人ペリジ人ヒビ人ヱブス人などを汝かならずこれを滅ぼし盡して汝の神ヱホバの汝に命じたまへる如くすべし 十八 斯するは彼らがその神々にむか

ひて行ふところの憎むべき事を汝らに教へて之を傚ひおこなへしめ汝らをして汝らの神エホバに罪を獲せしむる事のなからんためなり 十九 汝久しく邑を圍みて之を攻取んとする時においても斧を振ふて其處の樹を砍枯すべからず是は汝の食となるべき者なり且その城攻において田野の樹あに人のごとく汝の前に立ふさがらんや 二十 但し果を結ばざる樹と知る樹はこれを砍り枯し汝と戰ふ邑にむかひて之をもて雲梯を築きその降るまで之を攻るも宜し

第二十一章 一 汝の神エホバの汝に與へて獲させたまふ地において若し人殺されて野に仆れをるあらんに之を殺せる者の誰なるかを知ざる時は 二 汝の長老等と士師等出きたりその人の殺されをる處よりその四周の邑々までを度るべし 三 而してその人の殺されをる處に最も近き邑すなはちその邑の長老等は未だ使へず未だ軛を負せて牽ざるところの少き牝牛を取り 四 邑の長老等その牝牛を耕すことも種蒔こともせざる流つきせぬ谷に牽ゆきその谷において牝牛の頸を折べし 五 その時は祭司たるレビの子孫等其處に進み來るべし彼らも汝の神エホバが選びて己に事へしめまたエホバの名をもて祝することを爲しめたまふ者にて一切の詞訟と一切の爭競も彼らの口によりて決定るべきが故なり 六 而してその人の殺されをりし處に最も近き邑の長老者その谷にて頸を折たる牝牛の上において手を洗ひ 七 答へて言べし我らの手はこの血を流さず我らの目もこれを見ざりしなり 八 エホバよ汝が贖ひし汝の民イスラエルを赦したまへこの辜なき者の血を流せる罰を汝の民イスラエルの中に降したまふ勿れと斯せば彼らその血の罪を赦されん 汝かくエホバの善と觀みたまふ事をおこなひその辜なき者の血を流せる咎を汝らの中より除くべし○ 十 汝出て汝の敵と戰ふにあたり汝の神エホバこれを汝の手に付したまひて汝これを俘虜となしたる時 十一 汝もしその俘虜の中に貌美しき女あるを見てこれを悦び娶て妻となさんとせば 十二 汝の家の中にこれを携へゆくべし而して彼はその髮を剃

り爪を截り　十三 また俘虜の衣服を脱すてゝ汝の家に居りその父母のために一月のあひだ哀哭べし然る後なん
ぢ彼の處に入りてこれが夫となりこれを汝の妻とすべし　十四 その後汝もし彼を好まずなりなば彼の心のまゝ
に去ゆかしむべし決して金のためにこれを賣べからず汝すでにこれを犯したれば之を嚴く待遇べからざる
なり○　十五 人二人の妻ありてその一人は愛する者一人は惡む者ならんにその愛する者と惡む者の二人ともに
男の子を生ありてその長子もし惡む婦の產る者なる時は　十六 その子等に己の所有を繼しむる日にその惡む婦
の產る長子を措てその愛する婦の產る子を長子となすべからず　十七 必ずその惡む者の產る子を長子となし己
の所有を分つ時にこれには二倍を與ふべし是は己の力の始にして長子の權これに屬すればなり○　十八 人も
し放肆にして背悖る子ありその父の言にも母の言にも順はず父母これを責るも聽ことをせざる時は　十九 その
父母これを執へてその處の門にいたり邑の長老等に就き　二十 邑の長老たちに言べし我らの此子は放肆にして
背悖る者我らの言にしたがはざる者放蕩にして酒に耽る者なりと　二十一 然る時は邑の人みな石をもてこれを擊
殺すべし汝かく汝らの中より惡事を除き去べし然せばイスラエルみな聞て懼れん○　二十二 人もし死にあたる罪
を犯して死刑に遇ことありて汝これを木に懸て曝す時は　二十三 翌朝までその體を木の上に留おくべからず必ず
これをその日の中に埋むべし其は木に懸らるゝ者はエホバに詛るゝ者なればなり斯するは汝の神エホバ
の汝に賜ふて產業となさしめたまふ地の汚れざらんためなり

第二十二章

一 汝の兄弟の牛または羊の迷ひをるを見てこれを見すて置べからず必ずこれを汝の兄弟に牽ゆ
きて歸すべし　二 汝の兄弟もし汝に近からざるか又は汝かれを知ざる時はこれを汝の家に牽ゆきて汝の許に
おき汝の兄弟の尋ねきたるにおよびて之を彼に還すべし　三 汝の兄弟の驢馬におけるも是のごとく爲しまた
その衣服におけるも斯なすべし凡て汝の兄弟の失ひたる遺失物を得たる時も汝かく爲べし之を見すておく

べからず 四 また汝の兄弟の驢馬または牛の途に踣れをるを見て見すておくべからず必ずこれを助け起すべ
し○ 五 女は男の衣服を纏ふべからずまた男は女の衣裳を着べからず凡て斯する者は汝の神エホバこれを惡
みたまふなり○ 六 汝鳥の巣の路の頭または樹の上または土の上にあるを見んに雛または卵その中にありて
母鳥その雛または卵の上に伏をらばその母鳥を雛とともに取べからず 七 かならずその母鳥を去しめ唯その
雛のみをとるべし然せば汝福祉を獲かつ汝の日を永うすることを得ん○ 八 汝新しき家を建る時はその屋蓋
の周圍に欄杆を設くべし是は人その上より隕てこれが血の汝の家に歸することを無らんためなり○ 九 汝葡萄
園に異類の種を混て播べからず然せば汝が播たる種より產する物および汝の葡萄園より出る葡萄みな聖物
とならん○ 十 汝牛と驢馬とを耦せて耕すことを爲べからず○ 十一 汝毛と麻とをまじへたる衣服を着べからず
十二 汝が上に纏ふ衣服の裾の四方に縫をつくべし○ 十三 人もし妻を娶り之とともに寢て後これを嫌ひ 十四 我この
婦人を娶りしが之と寢たる時にその處女なるを見ざりしと言て誹謗の辭柄を設けこれに惡き名を負せなば
十五 その女の父と母その女の處女ある證跡を取り門にをる邑の長老等にこれを差出し 十六 而してその女の父長
老等に言べし我この人にわが女子を與へて妻となさしめしにこの人これを嫌ひ 十七 誹謗の辭柄を設けて言ふ
我なんぢの女子の處女なるを見ざりしと然るに吾女子の處女なりし證跡は此にありと斯いひてその父母か
の布を邑の長老等の前に展べし 十八 然る時は邑の長老等その人を執へてこれを鞭ち 十九 又これに銀百シケルを
罰してその女の父に償はしむべし其はイスラエルの處女に惡き名を負せたればなり斯てその人はこれを妻
とすべし一生これを去ことを得ず 二十 然どこの事もし眞にしてその女の處女なる證跡あらざる時は 二十一 その女
をこれが父の家の門に曳いだしその邑の人々石をもてこれを擊ころすべし其は彼その父の家にて淫なる事
をなしてイスラエルの中に惡をおこなひたればなり汝かく惡事を汝らの中より除くべし○ 二十二 もし夫に適し

婦と寝る男あるを見ば其婦と寝たる男と其婦とをともに殺し斯して惡事をイスラエルの中より除くべ
し 二三處女なる婦人すでに夫に適の約をなせる後ある男これに邑の内に遇てこれを犯さば 二四汝ら其二人を
邑の門に曳いだし石をもてこれを撃ころすべし是其女は邑の内にありながら叫ぶことをせざるに因りま
た其男は其隣の妻を辱しめたるに因てなり汝かく惡事を汝らの中より除くべし 二五然ど男もし人に適の
約をなせし女に野にて遇ひこれを強て犯すあらば之を犯せし男のみを殺すべし 二六其女には何をも爲べか
らず女には死にあたる罪なし人其隣人に起むかひてこれを殺せると其事おなじ 二七其は男野にてこれに
遇たるが故に其人に適の約をなせし女叫びたれども拯ふ者なかりしなり 二八男もし未だ人に適の約をなさ
ざる處女なる婦に遇ひこれを執へて犯すありて其二人見あらはされなば 二九これを犯せる男其女の父に
銀五十シケルを與へて之を己の妻とすべし彼その女を辱しめたれば一生これを去べからざるなり 三十人その
父の妻を娶るべからずその父の裾を掀開べからず

第二十三章

一外腎を傷なひたる者または玉莖を切りたる者はヱホバの會に入べからず 二私子はヱホバの會に
いるべからず是は十代までもヱホバの會にいるべからざるなり 三アンモン人およびモアブ人はヱホバの會
にいる可らず彼らは十代までも何時までもヱホバの會にいるべからざるなり 四是汝らがエジプトより出きた
りし時に彼らはパンと水とをもて汝らを途に迎へずメソポタミアのペオル人ベオルの子バラムを傭ひて汝
を詛はせんと爲されしなり 五然れども汝の神ヱホバ、バラムに聽ことを爲給はずして汝の神ヱホバその呪詛
を變て汝のために祝福となしたまへり是汝の神ヱホバ汝を愛したまふが故なり 六汝一生いつまでも彼らの
ために平安をもまた福祿をも求むべからず○ 七汝エドム人を惡むべからず是は汝の兄弟なればなりまたエ
ジプト人を惡むべからず汝もこれが國に客たりしことあればなり 八彼等の生たる子等は三代におよばゞヱホ

バの會にいることを得べし○ 汝軍旅を出して汝の敵を攻る時は諸の惡き事を自ら謹むべし 十 汝らの中間に
もし夜中計ずも汚穢にふれて身の潔からざる人あらば陣營の外にいづべし陣營の内に入べからず 十一 而して
薄暮に水をもて身を洗ひ日の入て後陣營に入べし 十二 汝陣營の外に一箇の處を設けおき便する時は其處に往
べし 十三 また器具の中に小鍬を備へおき外に出て便する時はこれをもて土を掘り身を返してその汝より出た
る物を蓋ふべし 十四 其は汝の神エホバ汝を救ひ汝の敵を汝に付さんとて汝の陣營の中を歩きたまへばなり是
をもて汝の陣營を聖潔すべし然せば汝の中に汚穢物あるを見て汝を離れたまふこと有ざるべし○ 十五 その主
人を避て汝の許に逃きたる僕をその主人に交すべからず 十六 その者をして汝らの中に汝とともに居しめ汝の
一の邑の中にて之が善と見て擇ぶ處に住しむべし之を虐遇べからず○ 十七 イスラエルの女子の中に娼妓ある
べからずイスラエルの男子の中に男娼あるべからず 十八 娼妓の得たる價および狗の價を汝の神エホバの家に
携へいりて何の誓願にも用ゐるべからず是等はともに汝の神エホバの憎みたまふ者なればなり○ 十九 汝の兄
弟より利息を取べからず即ち金の利息食物の利息など凡て利息を生ずべき物の利息を取べからず 二十 他國の
人よりは汝利息を取も宜し惟汝の兄弟よりは利息を取べからず然ば汝が往て獲ところの地において汝の神
エホバ凡て汝が手に爲ところの事に福祉をくだしたまふべし○ 二一 汝の神エホバに誓願をかけなば之を還す
ことを怠るべからず汝の神エホバかならずこれを汝に要めたまふべし怠る時は汝罪あり 二二 汝誓願をかけざ
るも罪を獲ることは有じ 二三 汝が口より出し事は守りて行ふべし凡て自意の禮物は汝の神エホバに汝が誓願
し口をもて約せしごとくに行なふべし○ 二四 汝の鄰の葡萄園に至る時汝意にまかせてその葡萄を飽まで食ふ
も宜し然ど器の中に取いるべからず 二五 また汝の鄰の麥圃にいたる時汝手にてその穗を摘食ふも宜し然ど汝
の鄰の麥圃に鎌をいるべからず

第二十四章

一 人妻を娶てこれを娶れる後恥べき所のこれにあるを見てこれを好まずなりたらば離縁状を書てこれが手に交してこれをその家より出すべし 二 その婦これが家より出たる後往て他の人に嫁ぐことをせんに 三 後の夫もこれを嫌ひ離縁状を書てその手にわたしてこれを家より出し又はこれを妻にめとれるその後の夫死るあるも 四 是は已に身を汚玷したるに因てこれを出したるその先の夫ふたゝびこれを妻にめとるべからず是ヱホバの悪みたまふ事なればなり汝の神ヱホバの汝に與へて産業となさしめたまふ地に汝罪を負すなかれ 五 人あらたに妻を娶りたる時は之を軍に出すべからずまた何の職務をもこれに任すべからずその人は一年家に閒居してその娶れる妻を慰むべし○ 六 人その磨礱を質におくべからず是その生命をつなぐ物を質におくなればなり○ 七 イスラエルの子孫の中なるその兄弟を拐帯してこれを使ひまたはこれを賣る人あるを見ばその拐帯者を殺し然して汝らの中より悪を除くべし○ 八 汝癩病を愼み凡て祭司たるレビ人が汝らに教ふる所を善く守りて行ふべし即ち我が彼らに命ぜしごとくに汝ら守りて行ふべし 九 汝らがエジプトより出きたれる路にて汝の神ヱホバがミリアムに爲たまひしところの事を誌えよ○ 十 凡て汝の鄰に物を貸あたふる時は汝みづからこれが家にいりてその質物を取べからず 十一 汝は外に立をり汝が貸たる人その質物を外に持いだして汝に付すべし 十二 その人もし困苦者ならば之が質物を留おきて睡眠に就べからず 十三 かならず日の入る頃その質物を之に還すべし然せばその人おのれの上衣をまとふて睡眠につくことを得て汝を祝せん是汝の神ヱホバの前において汝の義となるべし○ 十四 困苦る貧き傭人は汝の兄弟にもあれ又は汝の地にてなんぢの門の内に寄寓る他國の人にもあれ之を虐ぐべからず 十五 當日にこれが値をはらふべし日の入るまで延すべからず其は貧き者にてその心にこれを慕へばなり恐らくは彼ヱホバに汝を訴ふるありて汝罪を獲ん○ 十六 父はその子等の故によりて殺さるべからず子等はその父の故によりて殺さるべからず各人おのれの罪によ

りて殺さるべきなり〇 十七 汝他國の人または孤子の審判を曲べからずまた寡婦の衣服を質に取べからず 十八 汝記ゆべし汝はエジプトに奴隷たりしが汝の神エホバ汝を其處より贖ひいだしたまへり是をもて我この事をなせと汝に命ずるなり〇 十九 汝田野にて穀物を刈る時もしその一束を田野に忘れおきたらば返りてこれを取べからず他國の人と孤子と寡婦とにこれを取すべし然せば汝の神エホバ凡て汝が手に作ところの事に祝福を降したまはん 二十 汝橄欖を打落す時は再びその枝をさがすべからずその遺れる者を他國の人と孤子と寡婦とに取すべし 二十一 また葡萄園の葡萄を摘とる時もその遺れる者を再びさがすべからず他國の人と孤子と寡婦とにこれを取すべし 二十二 汝記ゆべし汝もエジプトの國に奴隷たりしなり是をもて我この事を爲せと汝に命ず

第二十五章

一 人と人との間に爭論ありて來りて審判を求むる時は士師これを鞫きその義き者を義とし惡き者を惡とすべし 二 その惡き者もし鞭つべき者ならば士師これを伏せその罪にしたがひて數のごとく自己の前にてこれを扑すべし 三 これを扑ことは四十を逾べからず若これに逾て是よりも多く扑ときは汝の兄弟を賤め視にいたらん〇 四 穀物を碾す牛に口籠をかく可らず〇 五 兄弟ともに居んにその中の一人死て子を遺さゞる時はその死たる者の妻いでゝ他人に嫁ぐべからず其夫の兄弟これの所に入りこれを娶りて妻となし斯してその夫の兄弟たる道をこれに盡べし 六 而してその婦の生ところの初子をもてその死たる兄弟の後を嗣しめその名をイスラエルの中に絶ざらしむべし 七 然どその人もしその兄弟の妻をめとることを肯ぜずばその兄弟の妻門にいたりて長老等に言べし吾夫の兄弟はその兄弟の名をイスラエルの中に興ることを肯ぜず吾夫の兄弟たる道を盡すことをせずと 八 然る時はその邑の長老等かれを呼よせて諭すべし然るも彼固く執て我はこれを娶ることを好まずと言ば 九 その兄弟の妻長老等の前にて彼の側にいたりかれが鞋をその足より脱せその面に唾して答て言べしその兄弟の家を興ることをせざる者には斯のごとくすべきなりと 十

またその人の名は鞋を脱たる者の家とイスラエルの中に稱へらるべし○ 十一 人二人あひ爭ふ時に一人の者の妻その夫を撃つ者の手より夫を救はんとて進みより手を伸てその人の陰所を執ふるあらば 十二 汝その婦の手を切おとすべし之を憫れみ視るべからず○ 十三 汝の嚢の中に一箇は大く一箇は小き二種の權衡石をいれおくべからず 十四 汝の家に一箇は大く一箇は小き二種の升斗をおくべからず 十五 唯十分なる公正き權衡を有べくまた十分なる公正き升斗を有べし然せば汝の神ヱホバの汝にたまふ地に汝の日永からん 十六 凡て斯る事をなす者凡て正しからざる事をなす者は汝の神ヱホバこれを憎みたまふなり○ 十七 汝らがエジプトより出きたりし時その路においてアマレクが汝に爲たりし事を記憶よ 十八 即ち彼らは汝を途に逆へ汝の疲れ倦たるに乘じて汝の後なる弱き者等を攻撃り斯かれらは神を畏れざりき 十九 然ば汝の神ヱホバの汝に與へて產業となさしめたまふ地において汝の神ヱホバ汝にその周圍の敵を盡く攻ふせて安泰ならしめたまふに至らば汝アマレクの名を天が下より塗抹て之をおぼゆる者なからしむべし

第二十六章

一 汝の神ヱホバの汝に與へて產業となさしめたまふ地にいりこれを獲てそこに住にいたらば 二 汝の神ヱホバの汝に與へたまへる地の諸の土產の初を取て筐にいれ汝の神ヱホバのその名を置んとて選びたまふ處にこれを携へゆくべし 三 而して汝當時の祭司に詣り之にいふべし我は今日なんぢの神ヱホバに申さん我もヱホバが我らに與へんと我らの先祖等に誓ひたまひし地に至れりと 四 然る時は祭司汝の手よりその筐をとりて汝の神ヱホバの壇のまへに之を置べし 五 汝また汝の神ヱホバの前に陳て言べし我先祖は瀕然なる一人のスリア人なりしが僅少の人を將てエジプトに下りゆきて其處に寄寓をりそこにて終に大にして強く人口おほき民となれり 六 然るにエジプト人我らに害を加へ我らを惱まし辛き力役を我らに負せたりしに因て 七 我等先祖等の神ヱホバに向ひて呼はりければヱホバわれらの聲を聽き我らの艱難と勞苦と虐遇を

顧みたまひ　八而してエホバ強き手を出し腕を伸べ大なる威嚇と徴證と奇跡とをもてエジプトより我らを導
きいだし　九この處に我らを携へいりてこの地すなはち乳と蜜との流るる地を我らに賜へり　十エホバよ今我
なんぢが我に賜ひし地の産物の初を持きたれりと斯いひて汝その籠を汝の神エホバの前にそなへ汝の神エ
ホバの前に拜禮をなすべし　十一而して汝は汝の神エホバの汝と汝の家に降したまへる諸の善事のためにレビ
人および汝の中間なる客旅とともに樂むべし　十二第三年すなはち十に一を取の年に汝の諸の産物の什一を取
りレビ人と客旅と孤子と寡婦とにこれを與へて汝の門の内に食ひ飽しめたる時は　十三汝の神エホバの前に言
べし我は聖物を家より執いだしまたレビ人と客旅と孤子と寡婦とにこれを與へ全く汝が我に命じたまひし
命令のごとくせり我は汝の命令に背かずまたこれを忘れざるなり　十四我はこの聖物を喪の中に食ひし事なく
また汚穢たる身をもて之を携へ出せし事なくまた死人のためにこれを贈りし事なきなり我はわが神エホバ
の言に聽したがひて凡て汝が我に命じたまへるごとく行へり　十五願くは汝の聖住所なる天より臨み觀汝の民
イスラエルと汝の我らに與へし地とに福祉をくだしたまへ是は汝がわれらの先祖等に誓ひたまひし乳と蜜
との流るる地なり○　十六今日汝の神エホバこれらの法度と律法とを行ふことを汝に命じたまふ然ば汝心を盡
し精心を盡してこれを守りおこなふべし　十七今日なんぢエホバを認めて汝の神となし且その道に歩みその法
度と誡命と律法とを守りその聲に聽したがはんと言り　十八今日エホバまたその言しごとく汝を認めてその寶
の民となし且汝にその諸の誡命を守れと言たまへり　十九エホバ汝の名譽と聲聞と榮耀とをしてその造れる諸
の國の人にまさらしめたまはん汝はその神エホバの聖民となることその言たまひしごとくならん

第二十七章

一モーセイスラエルの長老等とともにありて民に命じて曰ふ我が今日なんぢらに命ずるこの誡命
を汝ら全く守るべし　二汝らヨルダンを濟り汝の神エホバが汝に與へたまふ地にいる時は大なる石數箇を立

て石灰をその上に塗り 三既に濟りて後この律法の諸の言語をその上に書すべし然すれバ汝の神エホバの汝
にたまふ地なる乳と蜜の流るゝ國に汝いるを得ること汝の先祖等の神エホバの汝に言たまひしごとくなら
ん 四即ち汝らヨルダンを濟るにおよばゞ我が今日なんぢらに命ずるその石をエバル山に立て石灰をその上
に塗べし 五また其處に汝の神エホバのために石の壇一座を築くべし但し之を築くに鐵の器を用ゐるべか
らず 六汝新石をもて汝の神エホバのその壇を築きその上にて汝の神エホバに燔祭を獻ぐべし 七汝また彼處に
て酬恩祭を獻げその物を食ひて汝の神エホバの前に樂むべし 八汝この律法の諸の言語をその石の上に明白
に書すべし○ 九モーセまた祭司たるレビ人とゝもにイスラエルの全家に告て曰ふイスラエルよ謹みて聽け
汝ハ今日汝の神エホバの民となれり 十然バ汝の神エホバの聲に聽したがひ我が今日汝に命ずる之が誡命と
法度をおこなふべし○ 十一その日にモーセまた民に命じて言ふ 十二汝らがヨルダンを渡りし後是らの者ゲリジ
ム山にたちて民を祝すべし即ちシメオン、レビ、ユダ、イッサカル、ヨセフおよびベニヤミン 十三また是らの者ハエ
バル山にたちて呪詛ことをすべし即ちルベン、ガド、アセル、ゼブルン、ダン、およびナフタリ 十四レビ人大聲にて
イスラエルの人々に告て言べし 十五偶像ハ工人の手の作にしてエホバの憎みたまふ者なれバ凡てこれを刻み
またそれを鑄造りて密に安置く人ハ詛はるべしと民みな對へてアーメンといふべし 十六その父母を輕んずる者ハ
詛ハるべし民みな對へてアーメンといふべし 十七その鄰の地界を侵す者ハ詛ハるべし民みな對へてアーメンと
いふべし 十八盲者をして路に迷ハしむる者ハ詛ハるべし民みな對へてアーメンといふべし 十九客旅孤子および
寡婦の審判を枉る者ハ詛ハるべし民みな對へてアーメンといふべし 二十その父の妻と寢る者はその父を辱し
むるなれバ詛ハるべし民みな對へてアーメンといふべし 二十一凡て獸畜と交る者も詛ハるべし民みな對へてア
ーメンといふべし 二十二その父の女子またその母の女子たる己の姉妹と寢る者ハ詛はるべし民みな對へてア

ーメンといふべし 二三 その妻の母と寢る者は詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし 二四 暗の中にその鄰
を擊つ者は詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし 二五 報酬をうけて無辜者を殺してその血を流す者は
詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし 二六 この律法の言を守りて行はざる者は詛はるべし民みな對へ
てアーメンといふべし

第二十八章

一 汝もし善く汝の神エホバの言に聽したがひ我が今日なんぢに命ずるその一切の誡命を守りて行
はば汝の神エホバ汝をして地の諸の國人の上に立しめたまふべし 二 汝もし汝の神エホバの言に聽したがふ
時はこの諸の福祉汝に臨み汝におよばん 三 汝は邑の內にても福祉を得田野にても福祉を得ん 四 また汝の胎
の產汝の地の產汝の家畜の產汝の牛の產汝の羊の產に福祉あらん 五 また汝の飮籃と汝の捏盤に福祉あらん
六 汝は入にも福祉を得出るにも福祉を得べし 七 汝の敵起て汝を攻るあればエホバ汝をして之を打敗らしめ
たまふべし彼らは一條の路より攻きたり汝の前にて七條の路より逃はしらん 八 エホバ命じて福祉を汝の倉
庫に降しまた汝が手にて爲ところの事に降し汝の神エホバの汝に與ふる地において汝を祝福たまふ
べし 九 汝もし汝の神エホバの誡命を守りてその道に步まばエホバ汝に誓ひしごとく汝を立て己の聖民とな
したまふべし 十 然る時は地の民みな汝がエホバの名をもて稱へらるゝを視て汝を畏れん 十一 エホバが汝に與
へんと汝の先祖等に誓ひたまひし地においてエホバ汝の倍物すなはち汝の身の產と汝の家畜の產と汝の地
の產とを饒にしたまふべし 十二 エホバその寶の藏なる天を啓き雨をその時にしたがひて汝の地に降し汝の手
の諸の行爲に祝福をたまはん汝は許多の國々の民に貸ことをなすに至らん借ことなかるべし 十三 エホバ汝を
して首とならしめたまはん尾とはならしめたまはじ汝は只上にをらん下には居じ汝もし我が今日汝に命ず
る汝の神エホバの誡命に聽したがひてこれを守りおこなへばかならず斯のごとくなるべし 十四 汝わが今日汝

ふ命ずるこの言語を離れ右または左にまがりて他の神々にしたがひ事ふることをすべからず 十五 汝もし汝の
神エホバの言ふ聽したがはず我が今日なんぢに命ずるその一切の誡命と法度とを守りおこなはずば此もろ
〳〵の呪詛汝に臨み汝におよぶべし 十六 汝は邑の內にても詛はれ田野にても詛はれん 十七 また汝の飯籃も汝の
捏盤も詛はれん 十八 汝の胎の產汝の地の產汝の牛の產汝の羊の產も詛はれん 十九 汝は入にも詛はれ出るにも詛
はれん 二十 エホバ汝をして凡て手をもて爲ところにおいて呪詛と恐惶と譴責を蒙らしめたまふべければ
汝は滅びて速かに亡せてん是は汝惡き事をおこなひて我を棄るによりてなり 二一 エホバ疫病を汝の身に着せ
て遂に汝をその往て得るところの地より滅ぼし絕たまはん 二二 エホバまた癆瘵と熱病と傷寒と瘧疾と刀劍と
枯死と汚腐とをもて汝を擊なやましたまふべし是らの物汝を追ひ汝をして滅びうせしめん 二三 汝の頭の上な
る天は銅のごとくになり汝の下なる地は鐵のごとくになるべし 二四 エホバまた雨のかはりに沙と灰とを汝の
地に降せたまはん是らの物天より汝の上に下りて遂に汝を滅ぼさん 二五 エホバまた汝をして汝の敵に打敗ら
れしめたまふべし汝は彼らにむかひて一條の路より進み彼らの前にて七條の路より逃はしらん而して汝は
また地の諸の國に虐遇にあはん 二六 汝の死屍は空の諸の鳥と地の獸の食とならん然るもこれを逐はらふ者
あらじ 二七 エホバまたエジプトの瘍瘡と痔と癰と癬とをもて汝を擊たまはん汝はこれより愈ることあらじ 二八
エホバまた汝を擊ち汝をして狂ひ且目くらみて心に驚き悸れしめたまはん 二九 汝は瞽者が暗にたどるごとく
眞晝においても尙たどらん汝その途によりて福祉を得ることあらじ汝は只つねに虐げられ掠められんのみ
汝を救ふ者なかるべし 三十 汝妻を娶る時は他の人これと寢ん汝家を建るもその中に住ことを得ず葡萄園を作
るもその葡萄を摘とることを得じ 三一 汝の牛汝の目の前に宰らるゝも汝はこれを食ふことを得ず汝の驢馬は
汝の目の前にて奪ひさられん再び汝にかへることあらじ又なんぢの羊は汝の敵の有とならん然ど汝にはこ

れを救ふ道あらじ 三二 汝の男子と汝の女子は他邦の民の有とならん汝は終日これを慕ひ望みて目を喪ふに至
らん汝の手には何の力もあらじ 三三 汝の地の產物および汝の勞苦て得たる物は汝の識ざる民これを食はん汝
は只つねに虐げられ窘められん而已 三四 汝はその目に見るところの事によりて心狂ふに至らん 三五 ヱホバ汝の
膝と脛とに惡く腫て愈ざる瘍瘡を生ぜしめて終に足の蹠より頭の頂にまでおよぼしたまはん 三六 ヱホバ汝と
汝が立たる王とを携へて汝も汝の先祖等も知ざりし國々に移し給はん汝は其處にて木または石なる他の神
々に事ふるあらん 三七 汝はヱホバの汝を遣はしたまふ國々にて人の詫異む者となり諺語となり諷刺とならん
三八 汝は多分の種を田野に携へ出すもその刈とるところは少かるべし蝗これを食ふべければなり 三九 汝葡萄園
を作りてこれに培ふもその酒を飲ことを得ずまたその果を斂むることを得じ蟲これを食ふべければなり 四十
汝の國には遍く橄欖の樹あらん然ど汝はその油を身に膏ことを得じ其果みな墮べければなり 四一 汝男子女子
を擧くるもこれを汝の有とすることを得じ皆擄へゆかるべければなり 四二 汝の諸の樹および汝の地の產物は
みな蝗これを取て食ふべし 四三 汝の中間にある他國の人はますます高くなりゆきて汝の上に出で汝はますま
す卑くなりゆかん 四四 彼は汝に貸ことをせん汝は彼に貸ことを得じ彼は首となり汝は尾とならん 四五 この諸の
災禍汝に臨み汝を追ひ汝に及びてつひに汝を滅ぼさん是は汝その神ヱホバの言に聽したがはず其なんぢに
命じたまへる誡命と法度とを守らざるによるなり 四六 是等の事は恆になんぢと汝の子孫の上にありて徵證と
なり人を駭かす者となるべし 四七 なんぢ萬の物の豐饒なる中にて心に歡び樂みて汝の神ヱホバに事へざるに
因り 四八 飢ゑ渴きかつ裸になり萬の物に乏しくしてヱホバの汝に攻きたらせたまふところの敵に事ふるに至
らん彼鐵の軛をなんぢの頸につけて遂に汝をほろぼさん 四九 即ちヱホバ遠方より地の極所より一の民を鵰
の飛がごとくに汝に攻きたらしめたまはん是は汝がその言語を知ざる民 五十 その面の猛惡なる民にして老た

る者の身を顧みず幼稚者を憐まず 五一 汝の家畜の産と汝の地の産を食ひて汝をほろぼし穀物をも酒をも油を
も牛の産をも羊の産をも汝のために遺さずして終に全く汝を滅ぼさん 五二 その民は汝の全國において汝の一
切の邑々を攻圍み遂にその汝が賴む堅固なる高き石垣をことごとく打圮し汝の神ヱホバの汝にたまへる國
の中なる一切の邑々をことごとく攻圍むべし 五三 汝は敵に圍まれ烈しく攻なやまさるゝによりて終にその汝
の神ヱホバに賜はれる汝の胎の産なる男子女子の肉を食ふにいたらん 五四 汝らの中の柔生育にして軟弱なる
男すらもその兄弟とその懷の妻とその遺れる子女とを疾視 五五 自己の食ふその子等の肉をこの中の誰にも與
ふることを好まざらん是は汝の敵汝の一切の邑々を圍み烈しく汝を攻なやまして何物をも其人に遺さゞれ
ばなり 五六 又汝らの中の柔生育にして纖弱ある婦女すなはちその柔生育にして纖弱なるがために足の蹠を土
につくることをも敢てせざる者すらもその懷の夫とその男子とその女子とを疾視 五七 己の足の間より出る胞
衣と己の産ところの子を取て密にこれを食はん是は汝の敵なんぢの邑々を圍み烈しくこれを攻なやますに
よりて何物をも得ざればなり 五八 汝もしこの書に記したるこの律法の一切の言を守りて行はず汝の神ヱホバ
といふ榮ある畏るべき名を畏れずば 五九 ヱホバ汝の災禍と汝の子孫の災禍を烈しくしたまはん其災禍は大に
して久しくその疾病は重くして久しかるべし 六十 ヱホバまた汝が懼れしエジプトの諸の疾病を持き
たりて汝の身に纏ひ附しめたまはん 六一 また此律法の書に載ざる諸の疾病と諸の災害を汝の滅ぶるまでヱホ
バ汝に降したまはん 六二 汝らは空の星のごとくに衆多かりしも汝の神ヱホバの言に聽したがはざるによりて
殘り寡に打なさるべし 六三 ヱホバさきに汝らを善して汝等を衆くすることを喜びしごとく今はヱホバ汝らを
滅ぼし絕すことを喜びたまはん汝らは其往て獲ところの地より拔さらるべし 六四 ヱホバ地のこの極よりかの
極までの國々の中に汝を散したまはん汝は其處にて汝も汝の先祖等も知ざりし木または石なる他の神々に

事へん 六五 その國々の中にありて汝は安寧を得ずまた汝の足の跡を休むる所を得じ其處にてエホバ汝をして
心慄き目昏み精神亂れしめたまはん 六六 汝の生命は細き糸に懸るが如く汝に見ゆ汝は夜晝となく恐怖をい
だき汝の生命おぼつかなしと思はん 六七 汝心に懼るる所によりまた目に見る所によりて朝においては言ん嗚
呼夕ならば善らんとまた夕においては言ん嗚呼朝ならば善らんと 六八 エホバなんぢらを舟にのせ往昔わが
汝に告て汝は再びこれを見ることあらじと言たるその路より汝をエジプトに曳ゆきたまはん彼處にて人汝
らを賣て汝らの敵の奴婢となさん汝らを買ふ人もあらじ

第二十九章 一 エホバ、モーセに命じてモアブの地にてイスラエルの子孫と契約を結ばしめたまふその言は斯のご
とし是はホレブにてかれらと結びし契約の外なる者なり 二 モーセ、イスラエルの全家を呼あつめて之に言け
るは汝らはエホバがエジプトの地において汝らの目の前にてパロとその臣下とその全地とに爲たまひし一
切の事を觀たり 三 即ち其大なる試煉と徵證と大なる奇跡とを汝目に觀たるなり 四 然るにエホバ今日にいた
るまで汝らの心をして悟ることなく目をして見ることなく耳をして聞ことなからしめたまへり 五 四十年の
間われ汝らを導きて曠野を通りしが汝らの身の衣服は古びず汝の足の鞋は古びざりき 六 汝らもまたパンを
も食はず葡萄酒をも濃酒をも飲ざりき斯ありて汝らは我が汝らの神エホバなることを知り 七 我らこの處に
來りし時ヘシボンの王シホンおよびバシヤンの王オグ我らを逆へて戰ひしが我らこれを打敗りて 八 その地
を取りてこれをルベン人とガド人とマナセの半支派とに與へて產業となさしめたり 九 然ば汝らこの契約の言
を守りてこれを行ふべし然れば汝らの凡て爲ところに祥あらん 十 汝らはみな今日なんぢらの神エホバの前
に立つ即ち汝らの首領等なんぢらの支派なんぢらの長老等および汝らの牧伯等などイスラエルの一切の人
十一 汝らの小き者等汝らの妻ならびに汝らの營の中にをる客旅など凡て汝らのために薪を割る者より水を汲く

む者にいたるまで皆ヱホバの前に立て
十二 汝の神ヱホバの契約に入んとし又汝の神ヱホバの汝にむかひて今日なしたまふところの誓に入んとす
十三 然ばヱホバさきに汝に言しごとくまた汝の先祖アブラハム イサク ヤコブに誓ひしごとく今日なんぢを立て己の民となし己みづから汝の神となりたまはん
十四 我はただ汝らと而已此契約と誓とを結ぶにあらず
十五 今日此にてわれらの神ヱホバの前に我らとともにたちをる者ならびに今日われらとともに此にたち居ざる者ともこれを結ぶなり
十六 我らは如何にエジプトの地に住をりしか如何に國々を通り來りしか汝らこれを知り
十七 汝らはまた木石金銀にて造れる憎むべき物および偶像のその國々にあるを見たり
十八 然ば汝らの中に今日その心に我らの神ヱホバを離れて其等の國々の神に往て事ふる男 女 宗族 支派などあるべからず又なんぢらの中に苦蓬または茵蔯を生ずる根あるべからず
十九 斯る人はこの呪詛の言を聞もその心に自ら幸福なりと思ひて言ん我はわが心を剛愎にして事をなすも尚平安なり終には醉飽る者をもて渴ける者を除くにいたらんと
二十 是のごときの人はヱホバかならず之を赦したまはじ還てヱホバの忿怒と嫉妬の火これが上に燃えまたこの書にしるしたる災禍みなその身に加はらんヱホバつひにその人の名を天が下より抹さりたまふべし
二一 ヱホバすなはちイスラエルの諸の支派の中よりその人を分ちてこれに災禍を下しこの律法の書にしるしたる契約中の諸の呪詛のごとくしたまはん
二二 汝等の後に起る汝らの子孫の代の人および遠き國より來る客旅この地の災禍を見またヱホバがこの地に流行せたまふ疾病を見て言ところあらん
二三 即ち彼ら見るにその全地は硫黃となり鹽となり且燒土となりて種も蒔れず產する所もなく何の草もその上に生ぜずして彼の昔ヱホバがその震怒と忿恨とをもて毀ちたまひしソドム ゴモラ アデマ ゼボイムの毀たれたると同じかるべければ
二四 彼らも國々の人もみな言んヱホバ何とて斯この地になしたるや斯の烈しき大いなる震怒は何事ぞやと
二五 その時人應へて曰ん彼らはその先祖たちの神ヱホバがエジプトの地

より彼らを導きいだして彼らと結びたるその契約を棄て　二六往て己の識ずまた授らざる他の神々に事へてこ
れを拜みたるが故なり　二七是をもてヱホバこの地にむかひて震怒を發しこの書にしるされたる諸の災禍をこれ
に下し　二八而してヱホバ震怒と忿恨と大なる憤怒をもて彼らをこの地より拔とりてこれを他の國に投やれり
その狀今日のごとし　二九隱微たる事は我らの神ヱホバに屬する者なりまた顯露されたる事は我らと我らの子
孫に屬し我らをしてこの律法の諸の言を行はしむる者なり

第三十章

一我が汝らの前に陳たるこの諸の祝福と呪詛の事すでに汝に臨み汝がその神ヱホバに逐やられたる諸
の國々において此事を心に考ふるにいたり　二汝と汝の子等ともに汝の神ヱホバに起かへり我が今日なんぢ
に命ずる所に全たく循がひて心をつくし精神をつくしてヱホバの言に聽したがはゞ　三汝の神ヱホバ汝の俘
擄を解て汝を憐れみ汝の神ヱホバ汝を顧みその汝を散らし國々より汝を集めたまはん　四汝たとひ天涯に逐
やらるゝとも汝の神ヱホバ其處より汝を集め其處より汝を携へかへりたまはん　五汝の神ヱホバ汝をその
先祖の有ちし地に歸らしめたまふて汝またこれを有つにいたらんヱホバまた汝を善し汝を增て汝の先祖
よりも衆からしめたまはん　六而して汝の神ヱホバ汝の心と汝の子等の心に割禮を施こし汝をして心を盡し
精神をつくして汝の神ヱホバを愛せしめ斯して汝に生命を得させたまふべし　七汝の神ヱホバまた汝の敵と
汝を惡み攻る者とにこの諸の災禍をかうむらせたまはん　八然ど汝らは再びヱホバの言に聽したがひ我が今
日なんぢらに命ずるその一切の誡命を行ふにいたらん　九然る時は汝の神ヱホバ汝をして汝が手をかくる諸
の物と汝の胎の產と汝の家畜の產と汝の地の產に富しめて汝を善したまはん即ちヱホバ汝の先祖たちを悅
こびしごとく再び汝を悅こびて汝を善したまはん　十是は汝その神ヱホバの言に聽したがひ此律法の書にし
るされたる誡命と法度を守り心をつくし精神を盡して汝の神ヱホバに歸するによりてなり　十一我が今日なん

ちに命ずる誡命は汝が理會がたき者にあらずまた汝に遠き者にあらず 十二 是は天に在ならねば汝て誰か我ら
のために天にのぼりてこれを我らに持くだり我らにこれを聞せて行はせんかと曰ふにおよばず 十三 また是は
海の外にあるならねば汝は誰か我らのために海をわたりゆきてこれを我らに持きたり我らにこれを聞せて
行はせんかと曰におよばず 十四 是言は甚だ汝に近くして汝の口にあり汝の心にあれば汝これを行ふことを得
べし 十五 視よ我今日生命と福徳および死と災禍を汝の前に置り 十六 即ち我今日汝にむかひて汝の神ヱホバを愛
しその道に歩みその誡命と法度と律法とを守ることを命ずるなり然なさば汝生ながらへてその數衆くなら
んまた汝の神ヱホバ汝が往て獲るところの地にて汝を祝福たまふべし 十七 然ど汝もし心をひるがへして聽從
がはず誘惑れて他の神々を拜みまたこれに事へなば 十八 我今日汝らに告ぐ汝らは必ず滅びん汝らはヨルダン
を渡りゆきて獲るところの地にて汝らの日を永うすることを得ざらん 十九 我今日天と地を呼て證となす我は
生命と死および祝福と呪詛を汝らの前に置り汝生命をえらぶべし然せば汝と汝の子孫生存らふることを得
ん 二十 即ち汝の神ヱホバを愛してその言を聽き且これに附從がふべし斯する時は汝生命を得かつその日を永
うすることを得ヱホバが汝の先祖アブラハムイサクヤコブに與へんと誓ひたまひし地に住ことを得ん

第三十一章

一 茲にモーセ往てイスラエルの一切の人にこの言をのべたり 二 即ちこれに言けるは我は今日すで
に百二十歳なれば最早出入をすること能はず且またヱホバ我にむかひて汝はこのヨルダンを濟ることを得
ずと宣へり 三 汝の神ヱホバみづから汝に先だちて渡りゆき汝の前よりこの國々の人を滅ぼしさりて汝にこ
れを獲させたまふべしまたヱホバのかつて宣まひしごとくヨシユア汝を率ゐて濟るべし 四 ヱホバさきにア
モリ人の王シホンとオグおよび之が地になしたる如くまた彼らにも爲てこれを滅ぼしたまはん 五 ヱホバか
れらを汝らの前に付したまふべければ汝らは我が汝らに命せし一切の命令のごとくこれに爲べし 六 汝ら心

を強くしかつ勇め彼らを懼るゝ勿れ彼らの前に慄くなかれ其は汝の神エホバみづから汝とゝもに往きたま
へばなり必ず汝を離れず汝を棄たまはじ 七 斯てモーセ、ヨシュアを呼びイスラエルの一切の人の目の前にて
これに言ふ汝はこの民とゝもに往き在昔エホバがかれらの先祖たちに與へんと誓ひたまひし地に入るべき
が故に心を強くしかつ勇め汝彼らにこれを獲さすることを得べし 八 エホバみづから汝に先だちて往きたま
はん又汝とゝもに居り汝を離れず汝を棄たまはじ懼るゝ勿れ驚くなかれ○ 九 モーセこの律法を書きエホ
バの契約の櫃を舁ところのレビの子孫たる祭司およびイスラエルの諸の長老等に授けたり 十 而してモーセ
彼らに命じて言けるは七年の末年すなはち放釋の年の期節にいたり結茅の節において 十一 イスラエルの人皆
なんぢの神エホバの前に出んとてエホバの選びたまふ處に來らんその時に汝イスラエルの一切の人の前に
この律法を誦てこれに聞すべし 十二 即ち男女子等および汝の門の內なる他國の人など一切の民を集め彼らを
してこれを聽かつ學ばしむべし然すれば彼等汝の神エホバを畏れてこの律法の言を守り行はん 十三 また彼ら
の子等のこれを知ざる者も之を聞て汝の神エホバを畏るゝことを學ばん汝らがヨルダンを濟りゆきて獲
ところの地に存ふる日の間つねに斯すべし○ 十四 エホバまたモーセに言たまひけるは視よ汝の死る日近しヨ
シュアを召てともに集會の幕屋に立て我かれに命ずるところあらんとモーセとヨシュアすなはち往て集會
の幕屋に立けるに 十五 エホバ幕屋において雲の柱の中に現はれたまへりその雲の柱は幕屋の門口の上に駐ま
れり 十六 エホバ、モーセに言たまひけるは汝は先祖たちとゝもに寢らん此民は起あがりその往ところの他國
の神々を慕ひて之と姦淫を行ひかつ我を棄て我が彼らとむすびし契約を破らん 十七 その日には我かれらにむ
かひて怒を發し彼らを棄て吾面をかれらに隱すべければ彼らは呑ほろぼされ許多の災害と艱難かれらに臨
まん是をもてその日に彼ら言ん是等の災禍の我らにのぞむは我らの神エホバわれらとゝもに在さゞるによ

るならずやと 十八 然るも彼ら諸の惡をおこなひて他の神々に歸するによりて我その日にはかならず吾面をか
れらに隱さん 十九 然ば汝ら今この歌を書きイスラエルの子孫にこれを敎へてその口に念ぜしめ此歌をしてイ
スラエルの子孫にむかひて我の證とならしめよ 二十 我かれらの先祖たちに誓ひし乳と蜜の流るゝ地にかれら
を導きいらんに彼らは食ひて飽き肥太るにおよばゞ翻へりて他の神々に歸してこれに事へ我を輕んじ吾契
約を破らん 二一 而して許多の災禍と艱難彼らに臨むにいたる時この歌かれらに對ひて證をなす者とならん
其はこの歌かれらの口にありて忘るゝことなかるべければなり我いまだわが誓ひし地に彼らを導きいらざ
るに彼らは早く已に思ひ量る所あり我これを知ると 二二 モーセすなはちその日にこの歌を書てこれをイスラ
エルの子孫に敎へたり 二三 エホバまたヌンの子ヨシュアに命じて曰たまはく汝はイスラエルの子孫を我が其
に誓ひし地に導きいるべきが故に心を强くしかつ勇め我なんぢとともに在べしと 二四 モーセこの律法の言を
ことごとく書に書しるすことを終たる時 二五 モーセ エホバの契約の櫃を舁ところのレビ人に命じて言けるは
二六 この律法の書をとりて汝らの神エホバの契約の櫃の傍にこれを置き之をして汝にむかひて證をなす者た
らしめよ 二七 我なんぢの悖る事と頑梗なるとを知る視よ今日わが生存へて汝らとともにある間すら汝らはエ
ホバに悖れり況てわが死たる後においてをや 二八 汝らの諸支流の長老等および牧伯たちを吾許に集めよ我こ
れらの言をかれらに語り聞せ天と地とを呼てかれらに證をなさしめん 二九 我しる我が死たる後には汝ら必ら
ず惡き事を行ひ我が汝らに命ぜし道を離れん而して後の日に災禍なんぢらに臨まん是なんぢらエホバの惡
と觀たまふ事をおこなひ汝らの手の行爲をもてエホバを怒らするによりてなり 三十 かくてモーセ イスラエル
の全會衆にこの歌の言をことごとく語り聞せたり

第三十二章

一 天よ耳を傾むけよ我語らん地よ吾口の言を聽け 二 わが敎は雨の降るがごとし吾言は露のおくが

ごとく霖の若艸の上にふるごとく細雨の青艸の上にくだるが如し 三 我はエホバの御名を頌揚ん我らの神に汝ら榮光を歸せよ 四 エホバは磐にましましてその御行爲は完くその道はみな正しまた眞實ある神にましまして惡きところ無し只正くして直くいます 五 彼らはエホバにむかひて惡き事をおこなふ者にてその子にはあらず只これが玷となるのみ其人と爲え邪僻にして曲れり 六 愚にして智慧なき民よ汝らがエホバに報ゆること是のごとくなるかエホバは汝の父にして汝を贖ひまた汝を造り汝を建たまはずや 七 昔の日を憶え過にし世代の年を念へよ汝の父に問へし彼汝に示さん汝の中の年老に問へし彼ら汝に語らん 八 至高者人の子を四方に散して萬の民にその產業を分ちイスラエルの子孫の數に照して諸の民の境界を定めたまへり 九 エホバの分はその民なりヤコブはその產業たり 十 エホバこれを荒野の地に見これに獸の吼る曠野に遇ひ環りかこみて之をいたはり眼の珠のごとくにこれを護りたまへり 十一 鷲のその巢雛を喚起しその子の上に翱翔ごとくエホバその羽を展て彼らを載せその翼をもてこれを負たまへり 十二 エホバは只獨にてかれを導きたまへり別神はこれとともならざりき 十三 エホバかれに地の高處を乘とほらせ田圃の產物を食はせ石の中より蜜を吸しめ磐の中より油を吸しめ 十四 牛の乳羊の乳羔羊の脂バシヤンより出る牡羊牡山羊および小麥の最も佳き者をこれに食はせたまひき汝はまた葡萄の汁の紅き酒を飮り 十五 然るにエシユルンは肥て踢ことを爲す汝は肥太りて大きくなり己を造りし神を棄て己が救拯の磐を輕んず 十六 彼らは別神をもて之が嫉妬をおこし憎むべき者をもて之が震怒を惹く 十七 彼らが犧牲をささぐる者は鬼にして神にあらず彼らが識ざりし鬼神近頃新に出たる者汝らの遠つ親の畏まざりし者なり 十八 汝を生し磐をば汝これを棄て汝を造りし神をも汝これを忘る 十九 エホバこれを見その男子女子を怒りてこれを棄たまふ 二十 すなはち日たまはく我わが面をかれらに隱さん我かれらの終を觀ん彼らはみな背き悖る類の者眞實あらざる子等なり 二十一 彼らは神ならぬ者をもて我に嫉妬

を起させ虚き者をもて我を怒らせたれば我も民ならぬ者をもて彼らに嫉妬を起させ愚なる民をもて彼らを怒らせん 二二 即ちわが震怒によりて火燃いで深き陰府に燃いたりまた地とその產物とを燒つくし山々の基をもやさん 二三 我禍災をかれらの上に積かさね吾矢をかれらにむかひて射つくさん 二四 彼らは饑て痩おとろへ熱の病患と惡き疫とによりて滅びん我またかれらをして獸の齒にかゝらしめ地に匍ふ者の毒にあたらしめん 二五 外には劍內には恐惶ありて少き男をも少き女をも幼兒をも白髮の人をも滅ぼさん 二六 我は曰ふ我彼等を吹拂ひ彼らの事をして世の中に記憶らるゝこと無らしめんと 二七 然れども我は敵人の怒を恐る即ち敵人これを見あやまりて言ん我らの手能くこれを爲り是はすべてヱホバの爲るにあらずと 二八 彼らはまつたく智慧なき民なりその中には知識ある者なし 二九 嗚呼彼らもし智慧あらば之を了りてその身の終を思慮らんものを 三十 彼らの磐これを賣ずヱホバこれを付さずば爭か一人にて千人を逐ひ二人にて萬人を敗ることを得ん 三一 彼らの磐は我らの磐にしかず我らの敵たる者等も然認めたり 三二 彼らの葡萄の樹はソドムの葡萄の樹またゴモラの野より出たる者その葡萄は毒葡萄その球は苦し 三三 その葡萄酒は蛇の毒のごとく蝮の惡き毒のごとし 三四 是は我の許に蓄へあり我の庫に封じこめ有にあらずや 三五 彼らの足の蹉かん時に我仇をかへし應報をなさんその災禍の日は近く其がために備へられたる事は迅速にいたる 三六 ヱホバつひにその民を鞫きまたその僕に憐憫をくはへたまはん其は彼らの力のすでに去うせて繫がれたる者も繫がれざる者もあらずなれるを見たまへばなり 三七 ヱホバ言たまはん彼らの神々は何處にをるや彼らが賴める磐は何處ぞや 三八 即ちその犧牲の膏油を食ひその灌祭の酒を飮たる者は何處にをるや其等をして起て汝を助けしめ汝を護らしめよ 三九 汝ら今觀よ我こそは彼なり我の外には神なし殺すことと活すことと擊ことと愈すことは凡て我これを爲す我手より救ひ出すことを得る者あらず 四十 我天にむかひて手をあげて言ふ我は永遠に活く 四一 我わが閃爍く刃を磨ぎ審判をわが手

に握る時はかならず仇をわが敵にかへし我を悪む者に返報をなさん 四二 我わが箭をして血に醉しめ吾劍をし
て肉を食しめん即ち殺るゝ者と擄らるゝ者の血を之に飲せ敵の髪おほき首の肉をこれに食はせん 四三 國々の
民よ汝らエホバの民のために歡悦をなせ其はエホバその僕の血のために返報をなしその敵に仇をかへしその
の地とその民の汚穢をのぞきたまへばなり○ 四四 モーセヌンの子ヨシユアとともに到りて此歌の言をことご
とく民に誦きかせたり 四五 モーセこの言語をことごとくイスラエルの一切の人に告をはりて 四六 これに言ける
は我が今日なんぢらに對ひて證するこの一切の言語を汝ら心に蔵め汝らの子等にこの律法の一切の言語を
守りおこなふことを命ずべし 四七 抑この言は汝らには虚しき言にあらず是は汝らの生命なりこの言によりて
汝らはそのヨルダンを濟りゆきて獲ところの地にて汝らの生命を永うすることを得るなり○ 四八 この日にエ
ホバ モーセに告て言たまはく 四九 汝エリコに對するモアブの地のアバリム山に登りてネボ山にいたり我がイ
スラエルの子孫にあたへて產業となさしむるカナンの地を觀わたせよ 五十 汝はその登れる山に死て汝の民に
列ならん是なほアロンがホル山に死てその民に列りしごとくなるべし 五一 是は汝らチンの曠野なるカデシの
メリバの水の邊においてイスラエルの子孫の中間にて我に悖りイスラエルの子孫の中に我の聖きことを顯
さゞりしが故なり 五二 然ども汝は我がイスラエルの子孫に與ふる地を汝の前に觀わたすことを得ん但しその
地には汝いることを得じ

第三十三章

一 神の人モーセその死る前にイスラエルの子孫を祝せりその祝せし言は是のごとし云く 二 エホバ
シナイより來りセイルより彼らにむかひて昇りパランの山より光明を發ちて出で千萬の聖者の中間よりし
て格りたまへりその右の手には輝やける火ありき 三 エホバは民を愛したまふ其聖者は皆その手にあり皆そ
の足下に坐りその言によりて起あがる 四 モーセわれらに律法を命ぜり是はヤコブの會衆の產業たり 五 民の

首領等イスラエルの諸の支派あひ集れる時に彼はエシユルンの中に王たりき　六 ルベンは生ん死はせじ然ど
その人數は寡少ならん　七 ユダにつきては斯いふエホバよユダの聲を聽きてこれをその民に引かへしたまへ彼
はその手をもて己のために戰はん願くは汝これを助けてその敵にあたらしめたまへ　八 レビについては言ふ
汝のトンミムとウリムは汝の聖人に歸す汝かつてマツサにて彼を試みメリバの水の邊にてかれと爭そへり
九 彼はその父またその母につきて言り我はこれを見ずと又彼は自己の兄弟を認ずまた自己の子等を顧み
ざりき是はなんぢの言に遵がひ汝の契約を守りてあり　十 彼らは汝の式例をヤコブに敎へ汝の律法をイスラ
エルに敎へ又香を汝の鼻の前にそなへ燔祭を汝の壇の上にさゝぐ　十一 エホバよ彼の所有を祝し彼が手の作爲
を悦こびて納れたまへ又起てこれに逆らふ者とこれを惡む者との腰を摧きて復起あがることあたはざらし
めたまへ　十二 ベニヤミンについては言ふエホバの愛する者安然にエホバとともにあり日々にその庇護をかう
むりてその肩の間に居ん　十三 ヨセフについては言ふ願くはその地エホバの祝福をかうむらんことを即ち天の
寶物なる露淵の底なる水　十四 日によりて產する寶物月によりて生ずる寶物　十五 古山の嶺の寶物老嶽の寶物
十六 地の寶物地の中の產物および柴の中に居たまひし者の恩惠などヨセフの首に臨みその兄弟と別になりた
る者の頂に降らん　十七 彼の牛の首出はその身に榮光ありてその角は兕の角のごとく之をもて國々の民を衝た
ふして直に地の四方の極にまで至る是はエフライムの萬萬是はマナセの千千なり　十八 ゼブルンについては言
ふゼブルンよ汝は外に出て快樂を得よイツサカルよ汝は家に居て快樂を得よ　十九 彼らは國々の民を山に招き
其處にて義の犧牲を獻げん又海の中に盈る物を得て食ひ沙の中に藏れたる物を得て食はん　二十 ガドについて
は言ふガドを大ならしむる者は讚べき哉ガドは獅子のごとくに伏し腕と首の頂とを搖裂ん　二十一 彼は初穗
の地を自己のために選べり其處には大將の分もたもれり彼そ民の首領等とともに至りイスラエルとともに

エホバの公義と審判とをおこなへり　二二　ダンについては言ふダンは小獅子のごとくバシヤンより跳り出づ　二三
ナフタリについては言ふナフタリよ汝は大に福祉をかうむりエホバの恩惠にうるほふて西と南の部を獲ん
二四　アセルについては言ふアセルは他の子等よりも幸福なりまた其兄弟等にこえて惠まれその足を膏の中に
浸さん　二五　汝の門閂は鐵のごとく銅のごとし汝の能力は汝が日々に需むるところに循はん　二六　エシユルンよ全
能の神のごとき者は外に無し是は天に乘て汝を助け雲に駕てその威光をあらはしたまふ　二七　永久に在す神は
住所なり下には永遠の腕あり敵人を汝の前より驅はらひて言たまふ滅ぼせよと　二八　イスラエルは安然に住を
りヤコブの泉は穀と酒との多き地に獨り在んその天はまた露をこれに降すべし　二九　イスラエルよ汝は幸福な
り誰か汝のごとくエホバに救はれし民たらんエホバは汝を護る楯汝の榮光の劍なり汝の敵は汝に諂ひ服せ
ん汝はかれらの高處を踐ん

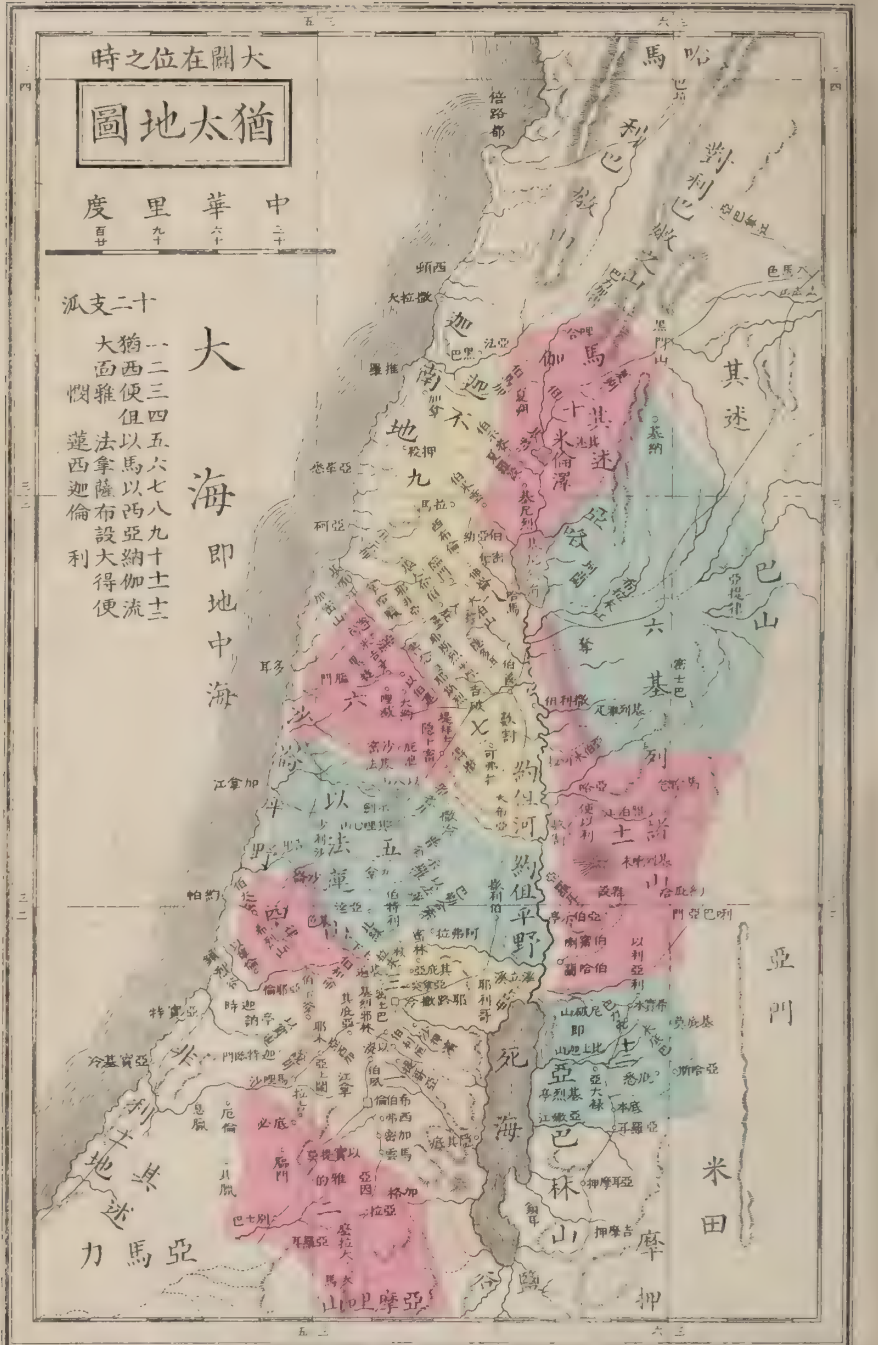
第三十四章

一　斯てモーセモアブの平野よりネボ山にのぼりエリコに對するピスガの巓にいたりければエホバ
之にギレアデの全地をダンまで見し　二　ナフタリの全部エフライムとマナセの地およびユダの全地を西の海
まで見し　三　南の地と棕櫚の邑なるエリコの谷の原をゾアンまで見したまへり　四　而してエホバかれに言たま
ひけるは我がアブラハムイサクヤコブにむかひ之を汝の子孫にあたへんと言て誓ひたりし地は是なり我な
んぢをして之を汝の目に觀ことを得せしむ然ど汝は彼處に濟りゆくことを得ずと　五　斯のごとくエホバの僕
モーセはエホバの言のごとくモアブの地に死り　六　エホバベテペオルに對するモアブの地の谷にこれを葬り
給へり今日までその墓を知る人なし　七　モーセはその死たる時百二十歳なりしがその目は朦まずその氣力は
衰へざりき　八　イスラエルの子孫モアブの地において三十日のあひだモーセのために哭泣をなしけるがモー
セのために哭き哀しむ日つひに滿り　九　ヌンの子ヨシユアは心に智慧の充る者なりモーセその手をこれが上

に按たるによりて然るなりイスラエルの子孫は之に聽したがひエホバのモーセに命じたまひし如くおこな
へり 十 イスラエルの中にはこの後モーセのごとき預言者おこらざりきモーセはエホバが面を對せて知たま
へる者なりき 十一 即ちエホバエジプトの地においてかれをパロとその臣下とその全地とにつかはして諸の徴
證と奇蹟を行はせたまへり 十二 またイスラエルの一切の人の目の前にてモーセの大なる能力をあらはし大
なる畏るべき事を行へり

申命記 終

[illegible]



大闢在位之時
猶太地圖
中華里度
二十 六十 九十 百廿
十二支派
一猶大
二西面
三便雅憫
四但
五以法蓮
六馬拿西
七以薩迦
八西布倫
九亞設
十納大利
十一伽得
十二流便
大海
即地中海
死海
約但河
約但平野
哈馬
利巴嫩山
對利巴嫩之山
其述
巴山
基列
亞門
摩押
米田
巴珊

第一章

一 ヱホバの僕モーセの死し後ヱホバ モーセの從者ヌンの子ヨシユアに語りて言たまはく 二 わが僕モーセは已に死り然ば汝いま此すべての民とゝもに起てかのヨルダンを濟り我がイスラエルの子孫に與ふる地にゆけ 三 凡そ汝らが足の蹠にて踏む所は我これを盡く汝らに與ふ我が前にモーセに語し如し 四 汝らの疆界は荒野および此レバノンより大河ユフラテ河に至りてヘテ人の全地を包ね日の没る方の大海に及ぶべし 五 汝が生ながらふる日の間なんぢに當る事を得る人なかるべし我モーセと偕に在しごとく汝と偕にあらん、我なんぢを離れず汝を棄じ 六 心を强くしかつ勇め汝はこの民をして我が之に與ふることをその先祖等に誓ひたりし地を獲しむべき者なり 七 惟心を强くし勇み勵んで我僕モーセが汝に命せし律法をことごとく守りて行なへ之を離れて右にも左にも曲るなかれ然ば汝いづくに往ても利を得べし 八 この律法の書を汝の口より離すべからず夜も晝もこれを念ひて其中に錄したる所をことごとく守りて行へ然ば汝の途福利を得汝かならず勝利を得べし 九 我なんぢに命せしにあらずや、心を强くしかつ勇め、汝の凡て往く處にて汝の神ヱホバ偕に在せば懼るゝ勿れ戰慄なかれ○ 十 茲にヨシユア民の有司等に命じて言ふ 十一 陣營の中を行めぐり民に命じて言へ汝等糧食を備へよ三日の內に汝らは此ヨルダンを濟り汝らの神ヱホバが汝らに與へて獲させんとしたまふ地を獲んために進みゆくべければなりと○ 十二 ヨシユアまたルベン人ガド人およびマナセの支派の半に告て言ふ 十三 ヱホバの僕モーセ前に汝らに命じて言り汝らの神ヱホバ今なんぢらに安息を賜へり亦この地を汝らに與へたまふべしと汝らこの言詞を記念よ 十四 汝らの妻子および家畜はモーセが汝らに與へしヨルダンの此旁の地に止まるべし然ど汝ら勇者は皆身をよろひて兄弟等の先にたち進濟りて之を助けよ 十五 而してヱホバが汝らに賜ひし如くなんぢらの兄弟等にも安息を賜ふにおよぶ又かれらもなんぢらの神ヱホバ

の與へたまふ地を獲るにおよぶ汝らエホバの僕モーセより與へられしヨルダンの此旁の日の出る方なる己
が所有の地ふ還りてこれを保つべしと 十六 彼らヨシュアに應て言ふ汝が我等に命せし所は我等盡く爲べし、
凡て汝が我らを遣す處には我ら往べし 十七 我らは一切の事モーセに聽したがひし如く亦なんぢに聽したがは
ん、唯ねがはくは汝の神エホバモーセと偕にいましゝごとく汝と偕に在さんことを 十八 誰にもあれ汝が命令に
背き凡て汝が命ずるところの言に聽したがはざる者あらば之を殺すべし、唯なんぢ心を強くしかつ勇め

第二章

一 茲にヌンの子ヨシュアシッテムより潜かに二人の間者を發し之にいひけるは往てかの地およびエ
リコを窺ひ探れ乃ち彼ら往て妓婦ラハブと名づくる者の家に入て其處に寢けるが 二 或人エリコの王に告て
觀よイスラエルの子孫の者この地を探らんとて今宵こゝに入きたれりといふ 三 是に於てエリコの王ラハブ
に言つかはしけるは汝にきたりて汝の家に入し人を曳いだせ、彼らは此全國を探らんとて來れるなり 四 婦
人かのふたりの人を將て之を匿し而して言ふ實にその人々はわが許に來れり然れども我その何處よりか知ら
ざりしが 五 黄昏どき門を閉るころに出され我その人々の何處へ往しかを知ず急ぎその後を追へ然ば之に
追及んと 六 その實は婦すでにかれらを領て屋蓋に升り屋蓋の上に列べおきたる麻のなかに之をかくしゝな
り 七 かくてその人々彼らの後を追ひヨルダンの路をゆきて渡場に赴むけり、かれらの後を追ふ者出るや直に
門を閉しぬ 八 二人のもの未だ寢ずラハブ屋背に上りて彼らのもとに來り 九 これに言けるはエホバこの地を
汝らに賜へり我らは甚く汝らを懼る此地の民盡く汝らの前に消亡ん我この事を知る 十 其は汝らがエジプト
より出來し時エホバなんぢらの前にて紅海の水を乾たまひし事および汝らがヨルダンの彼旁にありしアモ
リ人の二箇の王シホンとオグとになしゝこと即ちこと〴〵く之を滅ぼしたりしことを我ら聞たればなり 十一
我ら之を聞や心怯けなんぢらの故によりて人の魂きえうせたり汝らの神エホバは上の天にも下の地にも神

たるなり 十二 然ば請ふ我すでに汝らに恩を施したれば汝らも今エホバを指て我父の家に恩をほどこさんこと
を誓ひて我に眞實の記號を與へよ 十三 又わが父母兄弟姉妹および凡て彼らに屬る者をながらへしめ我らの生
命を拯ひて死を免がれしめんことを誓へよ 十四 二人のもの之れに言けるは汝ら若しわれらの此事を洩すこと
なくば我らの生命汝らに代りて死ん又エホバわれらに此地を與へたまふ時には我らなんぢに恩を施し眞實
を盡さん 十五 是においてラハブ繩をもて彼らを窓より縋おろせり是は其家邑の石垣の上にありてかれ石垣の
上に住しによる 十六 ラハブかれらに言けるは恐らくは追者なんぢに遇ん汝ら山に往て三日が間そこに隱れを
り追者の還るを待て後去ゆくべし 十七 二人のものかれに言けるは汝が我らに誓せし此誓につきては我ら罪を
獲じ 十八 我らが此地に打いらん時は汝我らを縋おろしたりし窓に此一條の赤き紐を結つけ且つ汝の父母兄弟
および汝の父の家の眷族を悉く汝の家に聚むべし 十九 凡て汝の家の門を出て街衢に來る者はその血自身の首
に歸すべし我らは罪なし然ども汝とともに家にをる者に手をくはふることをせばその血は我らの首に歸
すべし 二十 將た汝もし我らのこの事を洩さば汝が我らに誓せたる誓ひは我らあづかることなし 二一 ラハブいひけ
るはなんぢらの言のごとくすべしと斯てかれらを出し去しめて赤き紐を窓に結べり 二二 かれら往て山にいり
追來るもののかへるを待て三日が間そこに居れり追ひ來れるもの徧ねく彼らを途に尋ねしかども終に獲ざ
りき 二三 而してかの二箇の人は山を下り河を濟りて歸りヌンの子ヨシユアに詣りて其有し事等をつぶさに陳ぶ
二四 またヨシユアにいふ誠にエホバこの國をことごとく我らの手に付したまへりこの國の民は皆我らの前に
消うせんと

第三章 一 ヨシユア朝はやく起いでイスラエルの人々とともにシッテムを打發てヨルダンにゆき之を濟ら
ずして其處に宿りぬ 二 かくて三日の後有司ら陣營の中をめぐり 三 民に命じて曰ふ汝ら祭司等レビ人がなん

ぢらの神エホバの契約の櫃を舁出すを見ば其處を發出てその後に從がへ 四 されど汝らとその櫃との間には
量りて凡そ二千キユビト許の隔離あるべし之に近づく勿れなんぢらの行べき途を知んためなり汝らは未
だこの途を經しことなかりき 五 ヨシユアまた民に言ふ汝ら身を潔めよエホバ明日なんぢらの中に妙なる事
を行ひたまふべしと 六 ヨシユア祭司等に告ていふ契約の櫃を舁き民に先だちて濟れと則ち契約の櫃を舁き
民に先だちて進めり 七 エホバ、ヨシユアに言たまひけるは今日よりして我イスラエルの衆の目の前に汝を尊
くし我がモーセと偕にありしごとく汝と偕にあることを之に知せん 八 なんぢ契約の櫃を舁ところの祭司等
に命じて言へ汝らヨルダンの水際にゆかばヨルダンにいりて立べしと 九 ヨシユアイスラエルの人々にむか
ひて汝ら此に近づき汝らの神エホバの言を聽けと 十 而してヨシユア語りけらく活神なんぢらの中に在して
カナン人ヘテ人ヒビ人ペリジ人ギルガシ人アモリ人エブス人を汝らの前より必ず逐はらひたまふべきを左
の事によりてなんぢら知るべし 十一 視よ全地の主の契約の櫃なんぢらに先だちてヨルダンにすゝみ入る 十二 然
ば今イスラエルの支派の中より支派ごとに一人づゝ合せて十二人を擧よ 十三 全地の主エホバの櫃を舁ところ
の祭司等の足の蹠ヨルダンの水の中に踏とゞまらばヨルダンの水上より流れくだる水きれとゞまり立てう
づだかくならん 十四 かくて民はヨルダンを濟らんとてその幕屋を立出祭司等は契約の櫃を舁て之に先だちゆ
く 十五 抑ヨルダンは收穫の頃には絶ずその岸にことごとく溢るゝなれど櫃を舁く者等ヨルダンに到り櫃を
舁ける祭司等の足水際に浸ると齊しく 十六 上より流れくだる水止まりて遙に遠き處まで涸れザレタンに近き
アダム邑の邊にて積り起て堆かくなりアラバの海すなはち鹽海の方に流れくだる水まつたく截止りたれば
民エリコにむかひて直に濟れり 十七 即ちエホバの契約の櫃を舁る祭司等ヨルダンの中の乾ける地に堅く立を
りてイスラエル人みな乾ける地を涉りゆき遂に民ことごとくヨルダンを濟りつくせり

第四章
一 民ことごとくヨルダンを濟りつくしたる時エホバヨシユアに語りて言たまはく 二 汝ら民の中より
支派ごとに一人づゝ合せて十二人を擧げ 三 これに命じて言へ汝らヨルダンの中祭司等の足を踏とめし其の
處より石十二を取あげてこれを負ひ濟り此夜なんぢらが宿る宿場に居ゑよと 四 ヨシユアすなはちイスラエ
ルの人々の中より支派ごとに預て一人づゝを取て備へおきぬ、其の十二人の者を召よせ 五 而してヨシユアこ
れに言けるは汝らの神エホバの契約の櫃の前に當りて汝らヨルダンの中にすゝみ入りイスラエルの人々の
支派の數に循ひて各々石ひとつを取あげて肩に負きされ 六 是は汝らの中に徵となるべしのちの日にいたり
て汝らの子輩是等の石は何のこゝろなりやと問て言ば 七 之にいへ往昔ヨルダンの水エホバの契約の櫃の前
にて截斷りたる事を表はすなり即ち其のヨルダンを濟れる時にヨルダンの水きれ止まれりこの故にこれら
の石を永くイスラエルの人々の記念となるべしと 八 イスラエルのひとびとヨシユアの命ぜしごとく然なし
エホバのヨシユアに告たまひし如くイスラエルの人々の支派の數にしたがひてヨルダンの中より石十二を
取あげ之を負わたりて其の宿る處にいたり之を其處にすゑたり 九 ヨシユアまたヨルダンの中において契約
の櫃を舁る祭司等の足を踏立し處に石十二を立たりしが今日までも尚は彼處にあり 十 櫃を舁る祭司等はエ
ホバのヨシユアに命じて民に告しめたまひし事の悉く成るまでヨルダンの中に立をれり凡てモーセのヨシ
ユアに命ぜし所に適へり民は急ぎて濟りぬ 十一 民の悉く濟りつくせるときエホバの櫃および祭司等は民の觀
る前にて濟りたり 十二 ルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの支派の半モーセの之に言たりし如く身をよろ
ひてイスラエルの人々に先だちて濟りゆき 十三 凡そ四萬人ばかりの者軍の裝に身を堅め攻戰はんとてエホバ
に先だち濟りてエリコの平野に至れり 十四 エホバこの日イスラエルの衆人の目の前にてヨシユアを尊くした
まひければ皆モーセを畏れしごとくに彼を畏る其一生の間常に然り○ 十五 エホバヨシユアに語りて言たまひ

けるハ 十六 なんぢ證詞の櫃を舁る祭司等にヨルダンを出きたれと命ぜよ 十七 ヨシュアすなハち祭司等に命じヨ
ルダンを出きたれと言ければ 十八 ヱホバの契約の櫃を舁る祭司等ヨルダンの中より出きたる、祭司等足の蹠を
陸地に擧ると齊くヨルダンの水故の處に流れかへりて初のごとくその岸にことごとく溢れぬ 十九 正月の十
日に民ヨルダンを出きたりエリコの東の境界なるギルガルに營を張り 二十 時にヨシュアそのヨルダンより取
きたらせし十二の石をギルガルにたて 二一 イスラエルの人々に語りて言ふ後の日にいたりて汝らの子輩その
父に問て是らの石ハ何の意なりやと言ば 二二 その子輩に告しらせて言へ在昔イスラエルこのヨルダンを陸地
となして濟りすぎし事あり 二三 即ハち汝らの神ヱホバヨルダンの水を汝らの前に乾涸して汝らを濟らせたま
へり其事ハ汝らの神ヱホバの我らの前に紅海を乾涸して我らを渡らせたまひし狀況の如くなりき 二四 斯なし
たまひしハ地の諸々の民をしてヱホバの手の力あるを知しめ汝らの神ヱホバを恒に畏れしめんためなり

第五章

一 ヨルダンの彼旁に居るアモリ人の諸々の王および海邊に居るカナン人の諸々の王ハヱホバヨルダンの
水をイスラエルの人々の前に乾涸して我らを渡らせたまひしと聞きイスラエルの人々の事によりて神魂消
へ心も心ならざりき○ 二 その時ヱホバヨシュアに言たまひけるハ汝石の小刀を作り重て復イスラエルの人
々に割禮を行なへと 三 ヨシュアすなハち石の小刀を作り陽皮山にてイスラエルの人々に割禮を行へり 四 ヨ
シュアが割禮を行ひし所以ハ是なりエジプトより出きたりし民の中の一切の男すなハち軍人ハ皆エジプト
を出し後途にて荒野に死たりしが 五 その出來し民ハみな割禮を受たる者なりき然どエジプトを出し後途に
て荒野に生れし民にハ皆割禮を施こさざりき 六 そもそもイスラエルの人々ハ四十年の間荒野を歩みをりて
終にそのエジプトより出來し民すなハち軍人等ことごとく亡はてたり是ヱホバの聲に聽したがはざりしに
因てなり是をもてヱホバかれらの先祖等に誓ひて我等に與へんと宣まひし地なる乳と蜜との流るゝ地を之

に見せじと誓たまへり 七 かれらに繼て興らしめたまひしその子輩にはヨシュア割禮を行へりかれらは途に
て割禮を施さゞりしによりて割禮なきものなりければなり 八 一切の民に割禮を行ふこと畢りぬれば民は隨
營に其儘居てその痊るを待り 九 時にヱホバ ヨシュアにむかひて我今日エジプトの羞辱を汝らの上より轉ば
し去りと宣まへり是をもてその處の名を今日までギルガル(轉)と稱ふ 十 イスラエルの人々ギルガルに營を張
りその月の十四日の晩エリコの平野にて逾越節を行へり 十一 而して逾越節の翌日その地の穀物酵いれぬパン
および烘麥をその日に食ひけるが 十二 その地の穀物を食ひし翌日よりしてマナの降ること止みてイスラエル
の人々かさねてマナを獲ざりき其年はカナンの地の產物を食へり○ 十三 ヨシュア エリコの邊にありける時
目を擧て觀しに一箇の人劍を手に拔持て己にむかひて立ぬければヨシュアすなはちその許にゆきて之に言
ふ汝は我等を助くるか將われらの敵を助くるか 十四 かれいひけるは否われはヱホバの軍旅の將として今來れ
るなりとヨシュア地に俯伏て拜し我主なにを僕に告んとしたまふやと之に言り 十五 ヱホバの軍旅の將ヨシュ
アに言けるは汝の履を足より脫され汝が立をる處は聖きなりとヨシュア然なしぬ

第六章

一 (イスラエルの人々の故によりてエリコは堅く閉して出入する者なし) 二 ヱホバ ヨシュアに言ひたま
ひけるは視よわれエリコおよびその王と大勇士とを汝の手に付さん 三 汝ら軍人みな邑を繞りて邑の周圍を
一次まはるべし汝六日が間かく爲よ 四 祭司等七人おの〳〵ヨベルの喇叭をたづさへて櫃に先だつべし而し
て第七日には汝ら七次邑をめぐり祭司等喇叭を吹ならすべし 五 然して祭司等ヨベルの角を音ながくふきな
らして喇叭の聲なんぢらに聞ゆる時は民みな大に呼はり喊ぶべし然せばその邑の石垣崩れおちん民みな直
に進て攻のぼるべしと 六 ヌンの子ヨシュアやがて祭司等を召て之に言ふ汝ら契約の櫃を舁き祭司等七人ヨ
ベルの喇叭七をたづさへてヱホバの櫃に先だつべしと 七 而して民に言ふ汝ら進みゆきて邑を繞れ甲冑のも

のどもエホバの櫃に先だちて進むべしと　八 ヨシュアかく民に語りしかば七人の祭司等おの〳〵ヨベルの喇
叭をたづさへエホバに先だちすゝみて喇叭を吹きエホバの契約の櫃これにしたがふ　即ち甲冑のものども
は喇叭を吹くところの祭司等にさきだちて行き後軍も櫃の後に行く祭司たちは喇叭を吹きつゝすゝめり　十
ヨシュア民に命じて言ふ汝ら呼はる勿れ汝らの聲を聞えしむるなかれまた汝らの口より言を出すなかれわ
が汝らに呼はれと命ずる日におよびて呼はるべしと　十一 而してエホバの櫃をもち邑を繞りて一周し陣營に來
りて營中に宿れり　十二 又あくる朝ヨシュアはやく興いで祭司等エホバの櫃を舁き　十三 七人の祭司等おの〳〵ヨ
ベルの喇叭をたづさへエホバの櫃に先だちて行き喇叭を吹きつゝすゝみ甲冑の者等これに先だちて行き後
軍はエホバの櫃の後に行く祭司等喇叭をふきつゝ進めり　十四 その次の日にも一次邑を繞りて陣營に歸り六日
が間然なせり　十五 第七日には夜明に早く興いで前のごとくして七次邑を繞れり唯この日のみ七次邑を繞りた
り　十六 七次目にいたりて祭司等喇叭を吹くときにヨシュア民に言ふ汝ら呼はれエホバこの邑を汝らに賜へり
十七 この邑およびその中の一切の物をば詛はれしものとしてエホバに獻ぐべし唯妓婦ラハブおよび凡て彼と
ともに家に在るものは生し存べしわれらが遣しゝ使者を匿したればなり　十八 唯汝ら詛はれし物を愼め恐らく
は汝ら其を詛はれしものとして獻ぐるに方りその詛はれし物を自ら取りてイスラエルの陣營をも詛はるゝ
ものとならしめ之をして惱ましむるに至らん　十九 但し銀金銅器鐵器などは凡てエホバに聖別て奉まつるべき
ものなればエホバの府庫にこれを携へいるべしと　二十 是において民よばはり祭司喇叭を吹ならしけるが民喇
叭の聲をきくと齊しくみな大聲を擧て呼はりしかば石垣崩れおちぬ斯りしかば民おの〳〵直に邑に上りい
りて邑を攻取り　二十一 邑にある者は男女少きもの老たるものゝ區別なく盡くこれを刀にかけて滅ぼし且つ
牛羊驢馬にまで及ぼせり　二十二 時にヨシュアこの地を窺ひたりし二箇の人にむかひ汝らかの妓婦の家に入りか

の婦人およびかれに屬る一切のものを携へいだしかれに誓ひし如くせよと言ければ　二三 間者たりし少き人等
すなはち入てラハブおよびその父母兄弟ならびに彼につけるすべてのものを携へ出しまたその親戚をも携
へ出しイスラエルの陣營の外にかれらを置り　二四 斯て火をもて邑とその中の一切のものを焚ぬ但し銀金銅器
鐵器などはヱホバの室の府庫に納めたり　二五 妓婦ラハブおよびその父の家の一族と彼に屬る一切の者とはヨ
シュアこれを生し存ければラハブは今日までイスラエルの中に住をる是はヨシュアがヱリコを窺せんと
て遣せし使者を匿したるに因てなり　二六 ヨシュアその時人衆に誓ひて命じ言けるは凡そ起てこのヱリコの
邑を建る者はヱホバの前に詛はるべし其石礎をすゑなば長子を失ひその門を建なば季子を失はんと　二七 ヱホ
バ ヨシュアとともに在してヨシュアの名あまねく此地に聞ゆ

第七章

一 時にイスラエルの人々その詛はれし物につきて罪を犯せり即ちユダの支派の中なるゼラの子ザブ
デの子なるカルミの子アカン詛はれし物を取り是をもてヱホバ イスラエルの人々にむかひて震怒を發ちた
まへり　二 ヨシュア ヱリコより人を遣はしベテルの東に當りてベテアベンの邊にあるアイに到らしめんとし
之に語りて言ふ汝ら上りゆきてかの地を窺へとその人々上りゆきてアイを窺ひけるが　三 ヨシュアの許に歸
りて之に言ふ民を盡くは上り往しめざれ唯二三千人を上らせてアイを撃しめよかれらは寡ければ一切の民
を彼處に遣て勞せしむるなかれと　四 是において民およそ三千人ばかり彼處に上りゆきけるが遂にアイの人
の前より遁そしれり　五 アイの人彼らを門の前より追てシバリムにいたり下坂にてその三十六人ばかりを撃
り民は魂神消て水のごとくになりぬ　六 斯りしかばヨシュア衣を裂きイスラエルの長老等とともにヱホバの
櫃の前にて暮まで地に俯伏をり首に塵を蒙れり　七 ヨシュア言けらく噫主ヱホバよ何とて此民を導きてヨル
ダンを濟らせ我らをアモリ人の手に付して滅亡せんとしたまふや我等ヨルダンの彼旁に安んじ居しならば

善りしものを　八 嗟主よイスラエルすでに敵に背を見せたれば我また何をか言ん　九 カナン人およびこの地の
一切の民これを聞きわれらを攻かこみてわれらの名をこの世より絶ん然らば汝の大なる御名を如何にせん
や　十 エホバヨシュアに言たまひけるは立よなんぢ何とて斯は俯伏や　十一 イスラエルすでに罪を犯しわが彼ら
に命じおける契約を破れり即ち彼らは詛はれし物を取り竊みかつ詐りてこれを己の所有物の中にいれたり
十二 是をもてイスラエルの人々は敵に當ること能はず敵に背を見す是は彼らも詛はるる者となりたればなり
汝ら其詛はれし物を汝らの中より絶にあらざれば我ふたゝび汝らと偕にをらじ　十三 たてよ民を潔めて言へ汝
ら身を潔めて明日を待てイスラエルの神エホバかく言たまふイスラエルよ汝の中に詛はれしものあり汝ら
の詛はれし物を汝らの中より除き去るまでは汝の敵に當ること能はず　十四 然ば翌朝汝らの支派にしたがひ
て進みいづべし而してエホバの掣たまふ支派はその宗族にしたがひて進み出でエホバの掣たまふ宗族はそ
の家にしたがひて進み出でエホバの掣たまふ家は男ひとり〴〵に従がひて進みいづべし　十五 凡て掣れて詛は
れし物を有りと定まるものはその一切の所有物とともに火に焚るべし是はエホバの契約を破りイスラエル
の中に愚なる事を行ひたるが故なりと○　十六 ヨシュア是において朝はやく興いでイスラエルをその支派に
したがひて進出しめけるにユダの支派掣れたれば　十七 ユダのもろ〳〵の宗族を進み出しめけるにゼラの宗
族掣れゼラの宗族の人々を進み出しめけるにザブデ掣れ　十八 ザブデの家の人々を進み出しめけるにアカン掣
れぬ彼はユダの支派なるゼラの子ザブデの子なるカルミの子なり　十九 ヨシュアアカンに言けるは我子よ請ふ
イスラエルの神エホバに稱讃を歸し之にむかひて懺悔し汝の爲たる事を我に告よ其事を我に隠すなかれ　二十
アカンヨシュアに答へて言けるは實にわれはイスラエルの神エホバに對ひて罪ををかし如此々々行へり　二十一
即ちわれ擄取物の中にバビロンの美しき衣服一枚と銀二百シケルと重量五十シケルの金の棒あるを見欲く

思ひて其を取り其はわが天幕の中に地に埋め匿してあり銀も下にありと 二二 爰にヨシユア使者を遣しけれ
ば則ち彼の天幕に奔りゆきて視しに其は彼の天幕の中に匿しありて銀も下にありき 二三 彼ら其を天幕の中
より取出してヨシユアとイスラエルの一切の人々の所に携へきたりければ則ち其をヱホバの前に置り 二四
ヨシユアやがてイスラエルの一切の人とともにゼラの子アカンを執へかの銀と衣服と金の棒およびその男
子女子牛驢馬羊天幕など凡て彼の有る物をことごとく取てアコルの谷にこれを曳ゆけり 二五 而してヨシユア
言けらく汝なんぞ我らを惱ましゝやヱホバ今日汝を惱ましたまふべしと頓てイスラエル人みな石をもて彼
を撃ころし又その家族等をも石にて撃ころし火をもて之を焚けり而してアカンの上に大いなる石堆を積あ
げたりしが今日まで存る、かくてヱホバその烈しき忿怒を息たまへり是によりてその處の名を今日までアコ
ル（惱）の谷と呼ぶ

第八章

一 茲にヱホバ、ヨシユアに言たまひけるは懼るゝ勿れ戰慄なかれ軍人をことごとく率ゐ起てアイに攻
のぼれ視よ我アイの王およびその民その邑その地を都て汝の手に授く 二 汝さきにヱリコとその王とに爲し
如くアイとその王とに爲べし今回は其貨財およびその家畜を奪ひて自ら取べし汝まづ邑の後に伏兵を設く
べしと 三 ヨシユアすなはち起あがり軍人をことごとく將てアイに攻のぼらんとしまづ大勇士三萬人を選び
て夜の中にこれを遣せり 四 ヨシユアこれに命じて言く汝らは邑に對ひて邑の後に伏すべし邑に遠く離れ
をる勿れ皆準備をなして待をれ 五 我と我に從がふ民みな共に邑に攻よせん而して彼らが初のごとく我らに
むかひて打出んとき我らは彼らの前より逃はしらん 六 然せば彼ら我らを追て出來べければ我等つひに之を
邑より誘き出すことを得ん其は彼等いはんこの人衆は初めのごとくまた我等の前より逃ぐと斯てわれらそ
の前より逃はしらん 七 汝らその伏をる處より起りて邑を取べし汝らの神ヱホバ之を汝らの手に付したまふ

べし 八 汝ら邑を乗取たらば邑に火を放ちヱホバの言詞の如く爲べし我これを汝らに命ず努よやと 九 かくて
ヨシユアかれらを遣しければ即ち往てアイの西の方にてベテルとアイとの間に身を伏せたりヨシユア
はその夜民の中に宿れり○ 十 ヨシユア朝はやく興いでゝ民をあつめイスラエルの長老等とゝもに民に先だ
ちてアイにのぼりゆけり 十一 彼に從がふ軍人こぞりて上りゆきて攻寄せ邑の前に至りてアイの北に陣をと
れり我とアイの間には一の谷ありき 十二 ヨシユア五千人許を擧て邑の西の方にてベテルとアイとの間にこれ
を伏せおけり 十三 かく民の全軍を邑の北に置きその伏兵を邑の西に置てヨシユアその夜谷の中にいりぬ 十四 ア
イの王これを觀しかばその邑の人々みな急ぎて蚤に起き進み出てイスラエルと戰ひけるが預て謀しあはせ
置る頃には王とその一切の民アラバの前に進み來れり王は邑の後に伏兵ありて己を伺ふを知らざりき 十五 時
にヨシユアイスラエルの一切の人とゝもに彼らに打負し狀して荒野の路を指て逃はしりしかば 十六 その邑の
民みな之を追擊んとて呼はり集まりヨシユアの後を追て邑を出離れ 十七 アイにもベテルにもイスラエルを追
ゆかずして遺りをる者は一人もなく皆邑を開き放してイスラエルの後を追り 十八 時にヱホバヨシユアに言た
まはく汝の手にある矛をアイの方に指伸よ我これを汝の手に授くべしとヨシユアすなはち己の手にある矛
をアイの方に指伸るに 十九 伏兵たちまち其處より起りヨシユアが手を伸ると齊しく奔きたりて邑に打いり之
を取りて直に邑に火をかけたり 二十 アイの人々背をふりかへりて觀しに邑の焚る煙天に立騰りゐたれば
此へも彼へも逃るに術なかりき斯る機しも荒野に逃ゆける民も身をかへして其追きたる者等に逼れり 二十一 ヨ
シユアおよび一切のイスラエル人伏兵の邑を取て邑の焚る煙の立騰るを見身を還してアイの人々を殺しけ
るが 二十二 かの兵また邑より出きたりて彼らに向ひければ彼方にも此方にもイスラエル人ありて彼らはその中
間に挾まれぬイスラエル人かくして彼らを攻擊て一人をも餘さず逃さず 二十三 つひにアイの王を生擒てヨシユ

アの許に曳きたれり 二四 イスラエル人己を荒野に追きたりしアイの民をことごとく野に殺し刃をもてこれを
仆し盡すにおよびて皆アイに歸り刃をもてこれを撃ほろぼせり 二五 その日アイの人々ことごとく斃れたりそ
の數男女あはせて一萬二千人 二六 ヨシュアはアイの民をことごとく滅ぼし絶までその矛を指伸たる手を垂
ざりき 二七 但しその邑の家畜および貨財はイスラエル人これを奪ひて自ら取り是はヱホバのヨシュアに命じ
たまひし言に依なり 二八 ヨシュアアイを燬て永くこれを墟垤とならしむ是は今日まで荒地となりをる ヨシ
ュアまたアイの王を薄暮まで木に掛てさらし日の沒におよびて命じてその死骸を木より取おろさしめ邑の
門の入口にこれを投すて其上に石の大垤を積おこせり其は今日まで存る○ 三十 かくてヨシュアエバル山にて
イスラエルの神ヱホバに一の壇を築けり 三一 是はヱホバの僕モーセがイスラエルの子孫に命ぜしことに本づ
きモーセの律法の書に記されたる所に循がひて新石をもて作れる壇にて何人も鉄器をその上に振あげず人
々その上にてヱホバに燔祭を献げ酬恩祭を供ふ 三二 彼處にてヨシュアモーセの書しるしし律法をイスラエル
の子孫の前にて石に書うつせり 三三 かくてイスラエルの一切の人およびその長老官吏裁判人など他國の者も
本國の者も打まじりてヱホバの契約の櫃を舁る祭司等レビ人の前にあたりて櫃の此旁と彼旁に分れ半はゲ
リジム山の前に半はエバル山の前に立り是はヱホバの僕モーセの命ぜし所にしたがひて最初に先イスラエル
の民を祝せんとてなり 三四 然る後ヨシュア律法の書に凡てしるされたる所に循ひて祝福と呪詛とにかゝはる
律法の言をことごとく誦り 三五 モーセの命じたる一切の言の中にヨシュアがイスラエルの全會衆および婦人
子等ならびにイスラエルの中にをる他國の人の前にて誦ざるは無りき

第九章

一 茲にヨルダンの彼旁において山地平地レバノンに對へる大海の濱邊に居る諸の王すなはちヘテ人
アモリ人カナン人ペリジ人ヒビ人ヱブス人たる者等これを聞て 二 心を同じうし相集まりてヨシュアおよび

イスラエルと戰んとす○ 三 然るにギベオンの民ヨシュアがエリコとアイとに爲たりし事を聞しかバ 四 己
も詭計をめぐらして使者の狀にいでたち古き袋および古び破れたる結びとめたる酒の革嚢を驢馬に負せ
五 補ひたる古履を足にはき古衣を身にまとひ來れり其糧のパンハ凡て乾きかつ黴てありき 六 彼等ギルガル
の陣營に來りてヨシュアの許にいたり彼とイスラエルの人々に言ふ我らハ遠き國より來れり然バ今われら
と契約を結べと 七 イスラエルの人々ヒビ人に言けるハ汝らハ我等の中に住をるならんも計られねバ我ら爭
か汝らと契約を結ぶことを得んと 八 彼ら又ヨシュアにむかひて我らハ汝の僕なりと言けれバヨシュアかれ
らに汝らハ何人にして何處より來りしやと問しに 九 彼らヨシュアに言けるハ僕等ハ汝の神エホバの名の故
によりて遙に遠き國より來れり其ハ我ら彼の聲譽および彼がエジプトにて行ひたりし一切の事を聞き 十 ま
た彼がヨルダンの彼旁にをりしアモリ人の二個の王すなはちヘシボンの王シホンおよびアシタロテにをり
しバシヤンの王オグに爲たりし一切の事を聞たれバなり 十一 是をもて我らの長老および我らの國に住をるも
のみなわれらに告て言り汝ら旅路の糧を手に携さへ往てかれらを迎へて彼らに言へ我らハ汝らの僕なり請
ふ我らと契約を結べと 十二 我らの此パンハ汝らの所に來らんとて出たちし日に我ら家々より其なほ温煖なる
をとり備へしものなるが視よ今ハ已に乾きて黴たり 十三 また酒をみたせるこれらの革嚢も新かりしが破るゝに至
り我らのこの衣服も履も旅路の甚だ長きによりて古びぬと 十四 然るに人々ハ彼らの糧を取りエホバの口を問
ことをせざりき 十五 ヨシュアすなはち彼らと好を爲し彼らを生しおかんといふ契約を結び會中の長等かれらに
誓ひたりしが 十六 その彼らと契約を結びてより三日を經て後かれらハ己に近き人にして己の中に住をる者な
りと聞り 十七 イスラエルの子孫やがて進みて第三日に彼らの邑々に至れり其邑ハギベオン、ケピラ、ベエロテお
よびキリアテヤリムなり 十八 然れども會中の長等イスラエルの神エホバを指て彼らに誓ひたりしをもてイス

ラエルの子孫これを攻撃ざりき是をもて會衆みな長等にむかひて呟けり 十九 然ど長等は凡て全會衆に言ふ我
らイスラエルの神ヱホバを指て彼らに誓へり然ば今彼らに觸べからず 二十 我ら斯かれらに爲て彼らを生しお
かん、然すれば彼らに誓ひし誓によりて震怒の我らに及ぶことあらざらんと 二一 長等また人衆にむかひて彼らを生
しおくべしと言ければ彼らは遂に全會衆のために薪を斬り水を汲ことをする者となれり長等の彼等に言た
るが如し 二二 ヨシュアすなはち彼らを召よせて彼らに語りて言けるは汝らは我らの中に住をりながら何とて
我らは汝らに甚だ遠しと言て我らを誑かしゝや 二三 然ば汝らは詛はる、汝らは永く奴隷となり皆わが神の室の
ために薪を斬り水を汲ことをする者となるべしと 二四 彼らヨシュアに應へて言けるは僕等はなんぢの神ヱホ
バの僕モーセに此地をことごとく汝らに與へ此地の民をことごとく汝らの前より滅ぼし去ことを命ぜし
と明白に傳へ聞たれば汝らのために生命の危からんことを太く懼れて斯は爲けるなり 二五 視よ我らは今汝の
手の中にあり汝の我らに爲を善とし正當とする所を爲たまへと 二六 ヨシュアすなはち其ごとく彼らに爲し彼
らをイスラエルの子孫の手より救ひて殺さしめざりき 二七 ヨシュアその日かれらをして會衆のためおよびヱ
ホバの壇の爲に其えらびたまふ處において薪を斬り水を汲ことをする者とならしめたりしが今日まで然り、

第十章

一 茲にヱルサレムの王アドニゼデクはヨシュアがアイを攻取てこれを全く滅ぼし曩にヱリコとその
王とに爲しごとくにアイとその王とにも爲たる事およびギベオンの民がイスラエルと好を爲て之が中にを
る事を聞て 二 大に懼る、是ギベオンは大なる邑にして都府に等しきに因りまたアイよりも大きくしてその内
の人々凡て强きに因てなり 三 エルサレムの王アドニゼデク是においてヘブロンの王ホハム、ヤルムテの王ピ
ラム、ラキシの王ヤピアおよびエグロンの王デビルに人を遣へして云ふ 四 我の處に上りきたりて我を助けよ、
我らギベオンを攻撃ん其はヨシュアおよびイスラエルの子孫と好を結びたればなりと 五 而してかのアモリ

人の王五人すなはちエルサレムの王ヘブロンの王ヤルムテの王ラキシの王およびエグロンの王あひ集まり
その諸軍勢を率て上りきたりギベオンに對ひて陣を取り之を攻て戰ふ
六 ギベオンの人々ギルガルの陣營に
人を遣そしヨシュアに言しめけるは僕等を助くることを緩うする勿れ迅速に我らの所に上り來りて我らを
救ひ助けよ山地に住をるアモリ人の王みな相集りて我らを攻るなりと
七 ヨシュアすなはち一切の軍人およ
び一切の大勇士を率ゐてギルガルより進みのぼれり
八 時にエホバ、ヨシュアに言たまひけるは彼らを懼る
ゝ勿れ我かれらを汝の手に付す、彼らの中には汝に當ることを得る者一人もあらじと
九 この故にヨシュアギ
ルガルより終夜進みのぼりて猝然にかれらに攻よせしに
十 エホバかれらをイスラエルの前に敗りたまひけ
ればヨシュアギベオンにおいて彼らを夥多く撃殺しベテホロンの昇阪の路よりしてアゼカおよびマッケダま
で彼らを逐撃り
十一 彼らイスラエルの前より逃はしりてベテホロンの降阪にありける時エホバ天より大石を
降しそのアゼカに到るまで然したまひければ多く死りイスラエルの子孫が劍をもて殺しゝ者よりも雹石に
て死し者の方衆かりき○
十二 エホバイスラエルの子孫の前にアモリ人を付したまひし日にヨシュアエホバに
むかひて申せしことあり即ちイスラエルの目の前にて言けらく日よギベオンの上に止まれ、月よアヤロンの
谷にやすらへ
十三 民その敵を撃やぶるまで日は止まり月はやすらひぬ是はヤシャルの書に記さるゝにあらず
や即ち日空の中にやすらひて急ぎ没ざりしこと凡そ一日なりき
十四 是より先にも後にもエホバ是のごとく人
の言を聽いれたまひし日は有ず是時はエホバイスラエルのために戰ひたまへり
十五 かくてヨシュア一切の
イスラエル人とゝもにギルガルの陣營に歸りぬ○
十六 かの五人の王は逃ゆきてマッケダの洞穴に隱れたりしが
十七 五人の王はマッケダの洞穴に隱れをるとヨシュアに告て言ふ者ありければ
十八 ヨシュアいひけるは汝ら洞穴
の口に大石を轉ばしその傍に人を置てこれを守らせよ
十九 但し汝らは止まる勿れ汝らの敵の後を追てその殿軍

を撃て彼らをその邑々に入しむる勿れ汝らの神エホバかれらを汝らの手に付したまへるぞかしと 二十 ヨシユ
アおよびイスラエルの子孫おびたゞしく彼らを撃殺して遂に殺し盡しその撃もらされて遺れる者等城々に
逃いるにおよびて 二一 民みな安然にマッケダの陣營にかへりてヨシュアの許にいたりけるがイスラエルの子孫
にむかひて舌を鳴すもの一人もなかりき 二二 時にヨシュア言ふ洞穴の口を開きて洞穴よりかの五人の王を我
前に曳いだせと 二三 やがて然なしてかの五人の王なすはちエルサレムの王ヘブロンの王ヤルムテの王ラキシ
の王およびエグロンの王を洞穴より彼の前に曳いだせり 二四 かの王等をヨシュアの前に曳いだしゝ時ヨシュ
アイスラエルの一切の人々を呼よせ己とともに往し軍人の長等に言けるは汝ら近よりて此王等の頸に足を
かけよと乃はち近よりてその王等の頸に足をかけゝれば 二五 ヨシュアこれに言ふ汝ら懼るゝ勿れ慄く勿れ心
を強くしかつ勇めよ汝らが攻て戰ふ諸の敵にはエホバすべて斯のごとく爲たまふべしと 二六 かくて後ヨシュ
ア彼らを撃て死しめ五個の木にかけて晩暮まで木の上にこれを曝しおきしが 二七 日の没る時におよびてヨシ
ュア命を下しければ之を木より取おろしその隠れたりし洞穴に投いれて洞穴の口に大石を置り是は今日が
日までも存す○ 二八 ヨシュアかの日マッケダを取り刃をもて之とその王とを撃ち之とその中なる一切の人をこ
とごとく滅ぼして一人をも遺さずエリコの王になしたるごとくにマッケダの王にも爲ぬ○ 二九 かくてヨシュア
一切のイスラエル人を率ゐてマッケダよりリブナに進みてリブナを攻て戰ひけるに 三十 エホバまた之とその王
をもイスラエルの手に付したまひしかば刃をもて之とその中なる一切の人を撃ほろぼし一人をもその中に
遺さずエリコの王に爲たるごとくにその王にも爲ぬ○ 三一 ヨシュアまた一切のイスラエル人を率ゐてリブナ
よりラキシに進み之にむかひて陣をとり之を攻めて戰ひけるに 三二 エホバ、ラキシをイスラエルの手に付した
まひければ第二日にこれを取り刃をもて之とその中ある一切の人々を撃ちほろぼせり凡てリブナに爲たる

がごとし〇 三三 時にゲゼルの王ホラムラキシを援けんとて上りきたりければヨシュアかれとその民とを撃ほ
ろして終に一人をも遺さゞりき〇 三四 斯てヨシュア一切のイスラエル人を率ゐてラキシよりエグロンに進み
之に對ひて陣を取りこれを攻て戰ひ 三五 その日にこれを取り刃をもて之を撃その中なる一切の人をことゞ
くその日に滅ぼせり凡てラキシに爲たるが如し〇 三六 ヨシュアまた一切のイスラエル人をひきゐてエグロン
よりヘブロンに進みのぼり之を攻て戰ひ 三七 やがてこれを取り之とその王およびその一切の邑々とその中な
る一切の人を刃にかけて撃ころして一人をも遺さゞりき凡てエグロンに爲たるが如し即ち之とその中なる
一切の人をことゞく滅ぼせり〇 三八 かくてヨシュア一切のイスラエル人を率ゐ歸りてデビルに至り之を攻て
戰ひ 三九 之とその王およびその一切の邑を取り刃をもて之を撃てその中なる一切の人をことゞく滅ぼし一
人をも遺さゞりき其デビルとその王に爲たる所をヘブロンに爲たるが如くリブナとその王に爲たるがご
とくなりき〇 四十 ヨシュアかく此全地すなはち山地、南の地、平地および山腹の地ならびに其すべての王等を撃
ほろぼして一箇をも遺さず凡て氣息する者も盡くこれを滅ぼせりイスラエルの神エホバの命じたまひし
ごとし 四一 ヨシュアカデシバル子アよりガザまでの國々およびゴセンの全地を撃ほろぼしてギベオンにまで
及ぼせり 四二 イスラエルの神エホバイスラエルのために戰ひたまひしに因てヨシュアこれらの諸王およびそ
の地を一時に取り 四三 かくてヨシュア一切のイスラエル人を率ゐてギルガルの陣營にかへりぬ

第十一章

一 ハゾルの王ヤビン之を聞およびマドンの王ヨバブ、シムロンの王、アクサフの王 二 および北の地、山地、
キン子ロテの南のアラバ、平地、西の方なるドルの高處などに居る王等 三 すなはち東西のカナン人、アモリ人、ヘ
テ人、ペリジ人、山地のエブス人ミヅパの地なるヘルモンの麓のヒビ人などに人を遣はせり 四 爰に彼らの諸
軍勢を率ゐて出きたれり其民の衆多ことぞ濱の砂の多きがごとくにして馬と車もまた甚だ多かりき 五 これ

らの王たち皆あひ會して進みきたり共にメロムの水の邊に陣をとりてイスラエルと戰はんとす 六 時にヱホ
バ ヨシュアに言たまひけるは彼らの故によりて懼るゝ勿れ明日の今頃われ彼らをイスラエルの前に付して
盡く殺さしめん汝かれらの馬の足の筋を截り火をもて彼らの車を焚べしと 七 ヨシュアすなはち一切の軍人
を率ゐて俄然にメロムの水の邊に押寄て之を襲ひけるに 八 ヱホバこれをイスラエルの手に付したまひしか
ば即ち之を撃やぶりて大シドンおよびミスレポテマイムまで之を追ゆき東の方にてはミヅパの谷までこ
れを追ゆき遂に一人をも遺さず撃とれり 九 ヨシュアすなはちヱホバの己に命じたまひしごとくにおこなひて
彼らの馬の足の筋を截り火をもてその車を焚り○ 十 その時ヨシュア歸りきたりてハゾルを取り刃をもてその
王を撃り在昔ハゾルは是らの諸國の盟主たりき 十一 即ち刃をもてその中なる一切の人を撃てことごとく之
を滅ぼし氣息する者は一人だに遺さゞりき又火をもてハゾルを焚り 十二 ヨシュアこれらの王の一切の邑々お
よびその諸王を取り刃をもてこれを撃て盡く滅ぼせりヱホバの僕モーセの命じたるがごとし 十三 但しその岡
の上にたちたる邑々はイスラエルこれを焚ず唯ハゾルのみをヨシュア焚り 十四 是らの邑の諸の貨財および家
畜はイスラエル人々奪ひて自ら之を取り人はみな刃をもて撃て滅ぼし盡し氣息する者は一人だに遺さゞり
き 十五 ヱホバその僕モーセに命じたまひし所をモーセまたヨシュアに命じ置たりしがヨシュアその如くに行
へり凡てヱホバのモーセに命じたまひし所はヨシュア一だに爲で置し事なし○ 十六 ヨシュア斯その全地すな
はち山地南の全地ゴセンの全地平地アラバイスラエルの山地およびその平地を取り 十七 セイルに上りゆ
くハラク山よりヘルモン山の麓なるレバノン谷のバアルガデまでを獲その王等をことごとく執へて之を撃
て死しめたり 十八 ヨシュア此すべての王等と戰爭をなすこと日ひさし 十九 ギベオンの民ヒビ人を除くの外はイ
スラエルの子孫と好をなしゝ邑なかりき皆戰爭をなしてこれを攻とりしなり 二十 そもそも彼らが心を剛愎に

してイスラエルに攻よせしはエホバの然らしめたまひし者なり彼らは詛はれし者となり憐憫を乞ふことを
せず滅ぼされんがためなりき是全くエホバのモーセに命じたまひしが如し○ 二一 その時ヨシュアまた往て山
地ヘブロン、デビル、アナブ、ユダの一切の山地、イスラエルの一切の山地などよりしてアナク人を絶ち而してヨ
シュア彼らの邑々をも與に滅ぼせり 二二 然からにイスラエルの子孫の地の內にはアナク人一人も遺りをらず
只ガザ、ガテ、アシドドに少く遺りをる而已 二三 ヨシュアかく此地を盡く取り全くエホバのモーセに告たまひし
如し而してヨシュアイスラエルの支派の區別にしたがひ之を與へて產業となさしめたり遂に此地に戰爭や
みぬ

第十二章

一 偖ヨルダンの彼旁日の出る方に於てアルノンの谷よりヘルモン山および東アラバの全土までの間
にてイスラエルの子孫が擊ほろぼして地を取たりし其國の王等は左のごとし 二 先アモリ人の王シホン、彼は
ヘシボンに住をれり其治めたる地はアルノンの谷の端なるアロエルより谷の中の邑およびギレアデの半を
括てアンモンの子孫の境界なるヤボク河にいたり 三 アラバをキンネレテの海の東まで括またアラバの海す
なはち鹽海の東におよびてベテエシモテの路にいたり南の方ピスガの山腹にまで達す 四 次にレバイムの殘
餘なりしバシヤンの王オグの國境を言んに彼はアシタロテとエデレイに住をり 五 ヘルモン山、サレカ、および
バシヤンの全土よりしてゲシユリ人マアカ人およびギレアデの半を治めてヘシボンの王シホンと境を接ふ
六 エホバの僕モーセイスラエルの子孫とともに彼らを擊ほろぼせり而してエホバの僕モーセ之が地をルベ
ン人、ガド人およびマナセの支派の半に與へて產業となさしむ○ 七 またヨルダンの此旁西の方に於てレバノ
ンの谷のバアルガデよりセイル山の上途なるハラク山までの間にてヨシュアとイスラエルの子孫が擊ほろ
ぼしたりし其國の王等は左のごとしヨシュアイスラエルの支派の區別にしたがひその地をあたへて產業と

あさしむ 八 是ハ山地、平地、アラバ、山腹、荒野、南の地などにしてヘテ人、アモリ人、カナン人、ペリジ人、ヒビ人、エブス
人等が有ちたりし者なり 九 エリコの王一人、ベテルの邊なるアイの王一人、十 エルサレムの王一人、ヘブロンの
王一人、十一 ヤルムテの王一人、ラキシの王一人、十二 エグロンの王一人、ゲゼルの王一人、十三 デビルの王一人、ゲデルの
王一人、十四 ホルマの王一人、アラデの王一人、十五 リブナの王一人、アドラムの王一人、十六 マッケダの王一人、ベテルの
王一人、十七 タップアの王一人、ヘペルの王一人、十八 アペクの王一人、ラシヤロンの王一人、十九 マドンの王一人、ハゾル
の王一人、二十 シムロンメロンの王一人、アクサフの王一人、二十一 タアナクの王一人、メギドンの王一人、二十二 ケデシの王
一人、カルメルのヨクネアムの王一人、二十三 ドルの高處なるドルの王一人、ギルガルのゴイイムの王一人、テルザの
王一人、合せて三十一王

第十三章

一 ヨシユアすでに年邁みて老たりしがエホバかれに言たまひけらく汝は年邁みて老たるが尚取るべ
き地の殘れる者甚だおほし 二 その尚のこれる地は是なりペリシテ人の全州ケシユル人の全土 三 エジプトの
前なるシホルより北の方カナン人に屬すると人のいふエクロンの境界までの部ペリシテ人の五人の主の地
すなはちガザ人、アシドド人、アシケロン人、ガテ人、エクロン人の地 四 南のアビ人カナン人の全地シドン人に屬
するメアラおよびアモリ人の境界なるアペクまでの部 五 またヘルモン山の麓なるバアルガデよりハマテの
入口までに亘るゲバル人の地およびレバノンの東の全土 六 レバノンよりミスレポテマイムまでの山地の一
切の民すなはちシドン人の全土我かれらをイスラエルの子孫の前より逐はらふべし汝は我が命じたりしごと
くその地をイスラエルに分ち與へて產業となさしめよ 七 即ちその地を九の支派とマナセの支派の半とに分
ちて產業となさしむべし 八 マナセとともにルベン人およびガド人はヨルダンの彼旁東の方にてその產業を
モーセより賜はり獲たりエホバの僕モーセの彼らに與へし者は即ち是のごとし 九 アルノンの谷の端にある

アロエルより此方の地、谷の中にある邑デボンまでに亘るメデバの一切の平地 十 ヘシボンにて世を治めしア
モリ人の王シホンの一切の邑々よりしてアンモンの子孫の境界までの地 十一 ギレアデ、ゲシユル人及びマアカ
人の境界に沿る地ヘルモン山の全土サルカまでバシヤン一圓 十二 アシタロテおよびエデレイにて世を治めし
バシヤンの王オグの全國オグはレパイムの餘民の遺れる者なりモーセこれらを擊て逐はらへり 十三 但しゲシ
ユル人およびマアカ人はイスラエルの子孫これを逐はらざりき、ゲシユル人とマアカ人は今日までイスラ
エルの中に住をる 十四 唯レビの支派にはヨシユア何の產業をも與へざりき、是イスラエルの神エホバの火祭こ
れが產業たればなり其かれに言たまひしが如し○ 十五 モーセ、ルベンの子孫の支派にその宗族にしたがひて與
ふる所ありしが 十六 その境界の內はアルノンの谷の端なるアロエルよりこなたの地、谷の中なる邑、メデバの邊
の一切の平地 十七 ヘシボンおよびその平地の一切の邑々、デボン、バモテバアル、ベテバアルメオン 十八 ヤハヅ、ケデ
モテ、メパアテ、 十九 キリアタイム、シブマ、谷中の山のゼレテシヤハル 二十 ベテペオル、ピスガの山腹、ベテエシモテ 二十一
平地の一切の邑々、ヘシボンにて世を治めしアモリ人の王シホンの全國、モーセ、シホンをミデアンの貴族エビ、
レケム、ツル、ホルおよびレバとあはせて擊ころせり、是みなシホンの大臣にしてその地に住をりし者なり 二十二 イ
スラエルの子孫またベオルの子卜筮師バラムをも刃にかけてその外に殺せし者等とともに殺せり 二十三 ルベン
の子孫はヨルダンおよびその河岸をもて己の境界とせり、ルベンの子孫がその宗族に循がひて獲たる產業は
是のごとくにして邑も村もこれに准らふ○ 二十四 モーセまたガドの子孫たるガドの支派にもその宗族にしたが
ひて與ふる所ありしが 二十五 その境界の內はヤゼル、ギレアデの一切の邑々、アンモンの子孫の地の半、ラバの前な
るアロエルまでの地、 二十六 ヘシボンよりラマテミツパまでの地およびベトニム、マハナイムよりデビルの境界ま
での地、 二十七 谷においてはベテハラム、ベテニムラ、スコテ、ザボンなどヘシボンの王シホンの國の殘れる部分ヨル

ダンおよびその河岸よりしてヨルダンの東の方キン子レテの海の岸までの地、二八ガドの子孫がその宗族にし
たがひて獲たる產業は是のごとくにして邑も村も之に准らふ○二九モーセまたマナセの支派の半にも與ふる
所ありき是すなはちマナセの支派の半にその宗族にしたがひて與へしなり三十その境界の內はマハナイムよ
り此方の地バシャンの全土、バシャンの王オグの全國、バシャンにあるヤイルの一切の邑すなはち其六十の邑、
三一ギレアデの半、バシャンにおけるオグの國の邑々、アシタロテおよびエデレイ、是等はマナセの子マキルの子
孫に歸せり、即ちマキルの子孫の半その宗族にしたがひて之を獲たり○三二ヨルダンの東の方に於てエリコに
對ひをるモアブの野にてモーセが分ち與へし產業は是のごとし三三但しレビの支派にはモーセ何の產業をも
與へざりき、イスラエルの神エホバこれが產業たればなり其かれらに言たまひし如し

第十四章

一イスラエルの子孫がカナンの地にて取しその產業の地は左のごとし、即ち祭司エレアザル、ヌンの子
ヨシュア及びイスラエルの子孫の支派の族長等これを彼らに分ち　二エホバがモーセによりて命じたまひ
しごとく產業の籤によりて之を九の支派および半の支派に與ふ　三其はヨルダンの彼旁にてモーセ已にかの
二の支派と半の支派とに產業を與へたればなり但しレビ人には之が中に產業を與へざりき　四是はヨセフの
子孫マナセ、エフライムの二の支派と成たるに因て然り、レビ人には此地において何の分をも與へず唯その住
べき邑々およびその家畜と貨財を置べき郊地を與へしのみ　五イスラエルの子孫エホバのモーセに命じたま
ひしごとく行ひてその地を分てり○六茲にユダの子孫ギルガルにてヨシュアの許に至りケニズ人エフン子
の子カレブ、ヨシュアに言けるはエホバカデシバル子アにて我と汝との事につきて神の人モーセに告たまひ
し事あり汝これを知る　七エホバの僕モーセが此地を窺はせんとて我をカデシバル子アより遣はしゝ時に我
は四十歲なりきその時我は心に思ふまにまに彼に復命したり　八我とともに上り往しわが兄弟等は民の心を

挫くことを爲たりしが我は全く我神ヱホバに從へり　九 その日モーセ誓ひて言けらく汝の足の踏たる地は必
ず永く汝と汝の子孫の產業となるべし汝まつたく我神ヱホバに從がひたればなりと　十 ヱホバこの言をモー
セに語りたまひし時より已來イスラエルが荒野に步みたる此四十五年の間かく其のたまひし如く我を生存
らへさせたまへり視よ我は今日すでに八十五歲なるが　十一 今日もなほモーセの我を遣はしたりし日のごとく
健剛なり我が今の力はかの時の力のごとくにして出入し戰鬪をなすに堪ふ　十二 然ば彼日ヱホバの語りたまひ
し此山を我に與へよ汝も彼日聞たる如く彼處にはアナキ人をりその邑々は大にして堅固なり然ながらヱホ
バわれとともに在して我つひにヱホバの宣ひしごとく彼らを逐はらふことを得んと　十三 ヨシュアエフンネの
子カレブを祝しヘブロンをこれに與へて產業となさしむ　十四 是をもてヘブロンは今日までケニズ人エフンネ
の子カレブの產業となりをる是は彼まつたくイスラエルの神ヱホバに從がひたればなり　十五 ヘブロンの名は
元はキリアテアルバの日ふアルバはアナキ人の中の最も大なる人なりき茲にいたりてその地に戰爭やみぬ

第十五章

一 ユダの子孫の支派がその宗族にしたがひて鬮にて獲たる地はエドムの境界に達し南の方ヂンの荒
野にわたりて南の極端に及ぶ　二 その南の境界は鹽海の極端なる南に向へる入海より起り　三 アクラビムの坂
の南にわたりてヂンに進みカデシバルネアの南より上りてヘヅロンに沿て進みアダルに上りゆきてカルカ
に環り　四 アズモンに進みてエジプトの河にまで達しその境界海にいたりて盡く汝らの南の境界は是のごと
くなるべし　五 その東の境界は鹽海にしてヨルダンの河口に達す北の方の境界はヨルダンの河口なる入海よ
り起り　六 上りてベテホグラにいたりベテアラバの北をすぎ上りてルベン人ボハンの石に達し　七 またアコル
の谷よりデビルに上りて北におもむき河の南にあるアドミムの坂に對するギルガルに向ひすゝみてエンシ
メシの水に達しエンロゲルにいたりて盡く　八 又その境界はベニヒンノムの谷に沿てエブス人の地すなはち

エルサレムの南の脇に上りゆきヒンノムの谷の西面に横へる山の嶺に上る是はレパイムの谷の北の極處に
あり 九而してその境界この山の嶺より延て子フトアの水の泉源にいたりエフロン山の邑々にわたりその境
界延てバアラにいたる、是すなはちキリアテヤリムなり 十その境界バアラより西の方セイル山に環りヤリム
山(すなはちケサロン)の北の脇をへてベテシメシに下りテムナに沿て進み 十一エクロンの北の脇にわたり延て
シツケロンに至りバアラ山に進みヤブ子ルに達し海にいたりて盡く 十二また西の境界は大海にいたりその濱
をもて限とすユダの子孫がその宗族にしたがひて獲たる地の四方の境界は是のごとし○ 十三ヨシュアそのエ
ホバに命ぜられしごとくエフン子の子カレブにユダの子孫の中にてキリアテアルバすなはちヘブロンを與
へてその分となさしむ、アルバはアナクの父なり 十四カレブかしこよりアナクの子三人を逐はらへり是すなは
ちアナクより出たるセシヤイ、アヒマン、およびタルマイなり 十五而して彼かしこよりデビルの民の所に攻上れ
りデビルの名は元はキリアテセペルといふ 十六カレブ言けらくキリアテセペルを撃てこれを取る者には我女
子アクサを妻に與へんと 十七ケナズの子にしてカレブの弟なるオテニエルといふ者これを取ければカレブそ
の女子アクサを之が妻に與へたり 十八アクサ適く時田野をその父に求むべきことをオテニエルに勸め遂にみ
づから驢馬より下ればカレブこれに何を望むやと言ければ 十九答へて言ふ我に粧奩を與へよ汝われを南の地
に遣なれば水泉をも我に與へよと乃ち上の泉と下の泉とをこれに與ふ 二十ユダの子孫の支派がその宗族にし
たがひて獲たる産業は是のごとし 二十一ユダの子孫の支派が南においてエドムの境界の方に有るその遠き邑々
は左のごとし、カブジエル、エデル、ヤグル 二十二キナ、デモナ、アダダ 二十三ケデシ、ハゾル、イテナン 二十四ジフ、テレム、ベアロテ、
二十五ハゾルハダツタ、ケリオテヘヅロン、すなはちハゾル、二十六アマム、シマ、モラダ 二十七ハザルガダ、ヘシモン、ベテパレテ
二十八ハザルシユアル、ベエルシバ、ビジヨテヤ、二十九バアラ、イヰム、エゼム、三十エルトラデ、ケシル、ホルマ、三十一ヂクラグ、マデ

マンナ、サンサンナ、三二レバオテ、シルヒム、アイン、リンモン、この邑あはせて二十九ならびに之に屬る村々なり 三三
平野にてはエシタオル、ゾラ、アシナ、三四ザノア、エンガンニム、タップア、エナム、三五ヤルムテ、アドラム、ショコ、アゼカ、
三六シャアライム、アデタイム、ゲデラ、ゲデロタイム、合せて十四邑ならびに之に屬る村々なり 三七ゼナン、ハダシヤ、
ミグダルガデ、三八デラン、ミヅパ、ヨクテル、三九ラキシ、ボヅカテ、エグロン、四十カボン、ラマム、キリテシ、四一ゲデロテ、ベテ
ダゴン、ナアマ、マッケダ、合せて十六邑ならびに之に屬る村々なり 四二またリブナ、エテル、アシヤン、四三イフタ、アシ
ナ、子ジブ、四四ケイラ、アクジブ、マレシヤ、合せて九邑ならびに之に屬る村々なり 四五エクロンならびにその郷里お
よび村々なり 四六エクロンより海まで凡てアシドドの邊にある處々ならびに之につける村々なり 四七アシドド
ならびにその郷里および村々ガザならびにその郷里および村々、エジプトの河および大海の濱にいたるまで
の處々なり 四八山地にてはシャミル、ヤッテル、ショコ、四九ダンナ、キリアテサンナすなはちデビル、五十アナブ、エシテ
モ、アニム、五一ゴセン、ホロン、ギロ、合せて十一邑ならびに之に屬る村々なり 五二アラブ、ドマ、エシヤン、五三ヤニム、ベテ
タップア、アペカ、五四ホムタ、キリアテアルバすなはちヘブロン、ヂオル、あはせて九邑ならびに之につける村々なり
五五マオン、カルメル、ジフ、ユダ、五六エズレル、ヨグデアム、ザノア、五七カイン、ギベア、テムナ、あはせて十邑ならびに之に
屬る村々なり 五八ハルホル、ベテズル、ゲドル、五九マアラテ、ベテアノテ、エルテコン、あはせて六邑ならびに之に屬る
村々なり 六十キリアテバアルすなはちキリアテヤリムおよびラバ、あはせて二邑ならびに之につける村々なり
六一荒野にてはベテアラバ、ミデン、セカカ、六二ニブシヤン、鹽邑エンゲデ、あはせて六邑ならびに之につける村々な
り○ 六三エルサレムの民エブス人はユダの子孫これを逐はらふことを得ざりき是をもてエブス人は今日まで
ユダの子孫とともにエルサレムに住ぬ

第十六章

一ヨセフの子孫が籤によりて獲たる地の境界はエリコの邊なるヨルダンすなはちエリコの東の水の

邊より起りてヱリコにかゝり更に上りて山地を過ぎベテルにいたりて荒野に沿ひ行き 二 ベテルよりルズに
おもむきアルキ人の境界なるアタロテに進み 三 また西の方ヤフレテ人の境界に下り下ベテホロンの境界に
及びゲゼルにまで達し海にいたりて盡く 四 かくヨセフの子孫マナセ及びエフライムその產業を受たり 五 エ
フライムの子孫がその宗族にしたがひて獲たる地の境界は是のごとしその產業の境界東はアタロテアダル
にて上ベテホロンに達し 六 ミクメタの北より西におもむき東にをれてタアナテシロにいたり之に沿てヤ
ノアの東を過ぎ 七 ヤノアより下りてアタロテおよびナアラにいたりヱリコに達しヨルダンにいたりて盡き
八 タップアよりして西に進みカナの河にまで達し海にいたりて盡く、エフライムの子孫の支派がその宗族に
したがひて獲たる產業は是のごとし 九 この外にマナセの子孫の產業の中にてエフライムの子孫に別ち與へ
し邑々あり、エフライムの一切の邑およびその村々を得たり 十 但しゲゼルに住るカナン人をば逐はらはざり
き、是をもてカナン人は今日までエフライムの中に住み僕となりて之に使役せらる

第十七章

一 マナセの支派が籤によりて獲さる地は左のごとしマナセはヨセフの長子なりき、マナセの長子にし
てギレアデの父なるマキルは軍人なるが故にギレアデとバシヤンを獲たり 二 此餘のマナセの子孫即ちアビ
エゼルの子孫ヘレクの子孫アスリエルの子孫シケムの子孫ヘペルの子孫セミダの子孫などもその宗族にし
たがひて獲る所ありき是等はヨセフの子マナセが男の子にしてその宗族に循がひて言るなり 三 マナセの子
マキルその子ギレアデその子ヘペルその子なるゼロペハデといふ者は女の子のみありて男の子あらざりき、
その女の子の名はマヘラ、ノア、ホグラ、ミルカ、テルザといふ 四 彼等祭司エレアザル、ヌンの子ヨシユアおよび長
等の前に進み出て言けらく我らの兄弟の中にて我らにも產業を與へよとヱホバモーセに命じおきたまへり、
ヨシユアすなはちヱホバの命にしたがひて彼らの父の兄弟の中にて彼らにも產業を與ふ 五 マナセはヨルダ

ンの彼旁にてギレアデおよびバシヤンの地の外になほ十部の地を獲たり 六 是はマナセの女の子等もその男
の子等の中にて產業を獲たればなり、ギレアデの地はマナセのその餘の子等に屬す 七 マナセの境界はアセル
よりシケムの前なるミクメタテに及び右におもむきてエンタツプアの民に達す 八 タツプアの地はマナセに
屬す、但しマナセの境界にあるタツプアはエフライムの子孫に屬す 九 またその境界カナの河に下りてその河
の南に至る、是等の邑はマナセの邑々の中にありてエフライムに屬す、マナセの境界はその河の北にあり海に
いたりて盡く 十 その南の方はエフライムに屬し北の方はマナセに屬し海これらの境界を成すマナセは北は
アセルに達し東はイツサカルに達す 十一 イツサカルおよびアセルの中にてマナセはベテシヤンとその鄕里、イ
ブレアムとその鄕里ドルの民とその鄕里およびエンドルの民とその鄕里、タアナクの民とその鄕里、メギドン
の民とその鄕里など合せて三の高處を有り 十二 但しマナセの子孫は是らの邑の民を逐はらふことを得ざりけ
ればカナン人この地に固く住ひをりしが 十三 イスラエルの子孫強くなるに及びてカナン人を使役し之を盡く
逐ことはせざりき○ 十四 茲にヨセフの子孫ヨシユアに語りて言けるはヱホバ今まで我を祝福たまひて我は大
なる民となりけるに汝わが產業にとて只一の鬮一の分のみを我に與へしは何ぞや 十五 ヨシユアかれらに言け
るは汝もし大なる民となりしあらば林に上りゆきて彼處なるペリジ人およびレパイム人の地を自ら斬ひら
くべし、エフライムの山地は汝に狹しと言ばなり 十六 ヨセフの子孫言けるは山地は我らに足ずかつ又谷の
地にをるカナン人はベテシヤンとその鄕里にをる者もヱズレルの谷にをる者も凡て鐵の戰車を有り 十七 ヨ
シユアかさねてヨセフの家すなはちエフライムとマナセに語りて言ふ汝は大なる民にして大なる力あり然
れば只一鬮のみを取てをる可らず 十八 山地をも汝の有とすべし是は林なれども汝これを斬ひらきてその極處
を獲べしカナン人は鐵の戰車を有をりかつ強くあれども汝これを逐はらふことを得ん

第十八章

一 かくてイスラエルの子孫の會衆こと〴〵くシロに集り集會の幕屋をかしこに立つ その地すでに彼らに歸服ぬ 二 この時なほイスラエルの子孫の中に未だその産業を分ち取ざる支派七のこりゐければ 三 ヨシュアイスラエルの子孫に言けるは汝らの先祖の神ヱホバの汝らに與へたまひし地を取に往くことを何時まで怠りをるや 四 汝ら支派ごとに三人づつを擧よ我これを遣さん彼らは起てその地を歩きめぐりその産業にしたがひて之を描寫して我に歸るべし 五 彼らその地を分ちて七分となすべしユダは南にてその境界の内にをりヨセフの家は北にてその境界の内にをるべし 六 汝らその地を描寫して七分となし此にわが許に持きたれ我こゝにて我等の神ヱホバの前になんぢらの爲に鬮を掣ん 七 レビ人は汝らの中に何の分をも有ず ヱホバの祭司となることをもて其産業とす又ガド、ルベンおよびマナセの支派の半はヨルダンの彼旁東の方にて已にその産業を受たり是ヱホバの僕モーセの之に與へし者なりと 八 その人々起て往り其地を描寫さんとて出ゆける此者等にヨシュア命じて云ふ汝等ゆきてその地を歩きめぐり之を描寫して我に歸りきたれ我シロにて此にヱホバの前にて汝らのために鬮を掣んと 九 その人々ゆきてその地を經めぐり邑にしたがひて之を七分となして書に描寫しシロの營に歸りてヨシュアに詣りければ 十 ヨシュア シロにて彼らのためにヱホバの前に鬮を掣り而してヨシュア彼所にてイスラエルの子孫の區分にしたがひて其地を分ち與へたり○ 十一 まづベニヤミンの子孫の支派のためにその宗族にしたがひて鬮を掣り その鬮によりて獲たる地の境界はユダの子孫とヨセフの子孫の間にわたる 十二 即ちその北の方の境界はヨルダンよりしてヱリコの北の脇に上り西の山地を逾てまた上りベテアベンの荒野にいたりて盡く 十三 彼處よりその境界ルズに進みルズの南の脇にいたる、ルズはベテルなり、而してその境界下ベテホロンの南に横たはる山に沿てアタロテアダルに下り 十四 延て西の方にて南に曲りベテホロンの南面に横はるところの山より進みユダの子孫の

邑キリアテバアル即ちキリアテヤリムにいたりて盡く、その西の境界ハ是のごとし 十五 またその南の方ハキリアテヤリムの極處よりして西におもむきて子フトアの水の源にいたり 十六 レパイムの谷の中の北の方にてベニヒンノムの谷の前に横たハる所の山の極處に下り其處よりしてヒンノムの谷に下りてエブス人の南の脇にいたりエンロゲルに下り 十七 北に延てエンシメシにおもむきアドミムの阪に對へるゲリロテにおもむきルベン人ロハンの石まで下り 十八 北の方にてアラバに對する處をわたりてアラバに下り 十九 ベテホグラの北の脇にわたりヨルダンの南の極にて鹽海の北の入海にいたりて盡く、その南の境界ハ是のごとし 二十 東の方にてハヨルダンその境界となる是すなハちベニヤミンの子孫がその宗族にしたがひて獲たる邑々ハその周圍の境界なり 二一 ベニヤミンの子孫の支派がその宗族にしたがひて獲たる邑々ハエリコ、ベテホグラ、エメクケジツ、二二 ベテアラバ、ゼマライム、ベテル、二三 アビム、パラ、オフラ、二四 ケパルアンモン、オフニ、ゲバの十二邑ならびに之に屬る村々なり 二五 ギベオン、ラマ、ベエロテ、二六 ミヅパ、ケピラ、モザ、二七 レケム、イルピエル、タララ、二八 ゼラ、エレフ、エブスすなハちエルサレム、ギベアテ、キリアテの十四邑ならびに之につける村々是あり、ベニヤミンの子孫がその宗族にしたがひて獲たる産業ハ是のごとし

第十九章 一 次にシメオンのため即ちシメオンの子孫の支派のためにその宗族にしたがひて籤を掣りその産業ハユダの子孫の産業の中にあり 二 その有る産業ハベエルシバ、即ちシバ、モラダ、三 ハザルシユアル、バラ、エゼム、四 エルトラデ、ベトル、ホルマ 五 ヂクラグ、ベテマルカボテ、ハザルスサ、六 ベテレバオテ、シヤルヘンの十三邑ならびに之につける村々 七 アイン、リンモン、エテル、アシヤンの四邑ならびに之につける村々 八 および此邑々の周圍にありてバアラテベエルすなハち南のラマまでに至るところの一切の村々等なり、シメオンの子孫の支派がその宗族にしたがひて獲たる産業ハ是のごとし 九 シメオンの子孫の産業ハユダの子孫の分の中よ

り出づ是ユダの子孫の分自分のためには多かりしに因てシメオンの子孫おのれの産業を彼らの産業の中に獲たるなり○ 十 第三にゼブルンの子孫のために其宗族にしたがひて䰗を掣り其産業の境界はサリデに及び 十一 また西に上りてマララに至りダバセテに達しヨク子アムの前なる河に達し 十二 サリデより東の方日のいづる方にまがりてキスロテタボルの境界にいたりダベラに出でヤピアに上り 十三 彼處より東の方ガテヘペルにわたりてイツタカジンにいたり子アまで廣がるところのリンモンに至りて盡き 十四 また北にまはりてハンナトンにいたりエフタエルの谷にいたりて盡く 十五 カツタテ、ナハラル、シムロン、イダラ、ベテレヘムなどの十二邑ならびに之につける村々あり 十六 ゼブルンの子孫がその宗族にしたがひて獲たる産業およびその邑と村とは是のごとし○ 十七 第四にイツサカルすなはちイツサカルの子孫のためにその宗族にしたがひて䰗を掣り 十八 その境界の包括る處はエズレル、ケスロテ、シユ子ム、十九 ハパライム、シオン、アナハラテ、二十 ラビテ、キシオン、エベツ、二一 レメテ、エンガンニム、エンハダ、ベテパツセツなどなり 二二 その境界タボル、シヤハヂマおよびベテシメシに達しその境界ヨルダンにいたりて盡く其邑あはせて十六また之につける村々あり 二三 イツサカルの子孫の支派がその宗族にしたがひて獲たる産業およびその邑々村々は是のごとし○ 二四 第五にアセルの子孫の支派のためにその宗族にしたがひて䰗を掣り、二五 その境界の内はヘルカテ、ハリ、ベテン、アクサフ、二六 アランメレク、アマデ、ミシヤルなり其境界西の方カルメルに達しまたシホルリブナテに達し 二七 日の出る方に折てベテダゴンにいたりゼブルンに達し北の方イプタヘルの谷のベテエメクおよび子イエルに達し左してカブルに出で 二八 エブロン、レホブ、ハンモン、カナをわたりて大シドンにまでいたり 二九 ラマに旋りツロの城に及びまたホサに旋りアクジブの邊にて海にいたりて盡く 三十 またウンマ、アペクおよびレホブありその邑あはせて二十二また之につける村々あり 三一 アセルの子孫の支派がその宗族にしたがひて獲たる産業およびその邑々村々は是のごとし

○三二 第六にナフタリの子孫のためにナフタリの子孫の宗族にしたがひて鬮を掣り 三三 その境界はヘレフより
即ちザアナヘムの樫の樹より起りアダミネケブおよびヤブニエルを經てラクムにいたりヨルダンにいたり
て盡く 三四 而してその境界西に旋りてアズノテタボルにいたり彼處よりホッコクに出で南はゼブルンに達し
西はアセルに達し日の出る方はヨルダンの邊にてユダに達す 三五 その堅固なる邑々はチデム、ゼル、ハンマテ、ラ
ッカテ、キンネレテ、三六 アダマ、ラマ、ハゾル、三七 ケデシ、エデレイ、エンハゾル、三八 イロン、ミグダルエル、ホレム、ベテアナ
テ、ベテシメシなど合せて十九邑之これにつける村々あり 三九 ナフタリの子孫の支派がその宗族にしたがひて
獲たる産業およびその邑々村々は是のごとし○四十 第七にダンの子孫の支派のためにその宗族にしたがひて
鬮を掣り 四一 その産業の境界の内はゾラ、エシタオル、イルシメシ、四二 シヤラビム、アヤロン、イテラ、四三 エロン、テムナ、
エクロン、四四 エルテケ、ギベトン、バアラテ、四五 エホデ、ベネベラク、ガテリンモン、四六 メヤルコン、ラッコン、ヨッパと相
對ふ地などなり 四七 但しダンの子孫の境界は初よりは廣くなれり其はダンの子孫上りゆきてライシを攻取り
刃をもちてこれを撃ほろぼし之を獲て其處に住たればなり而してその先祖ダンの名にしたがひてライシを
ダンと名けたり 四八 ダンの子孫の支派がその宗族にしたがひて獲たる産業およびその邑々村々は是のごとし
○四九 かく境界を畫りて産業の地を與ふることを終ぬ而してイスラエルの子孫おのれの中にてヌンの子ヨシ
ユアに産業を與へたり 五十 すなはちエホバの命にしたがひて彼にその求むる邑を與ふエフライムの山地なる
テムナテセラ是なり彼その邑を建なほして其處に住む○五一 祭司エレアザル、ヌンの子ヨシユアおよびイスラ
エルの子孫の支派の族長等がシロにおいて集會の幕屋の門にてエホバの前に鬮をもて分與へし産業は是の
ごとし斯地を分つことを終たり

第二十章

一 茲にエホバヨシユアに告て言たまひけるは 二 汝イスラエルの子孫に告て言へ汝等モーセによりて

我が汝らに語りおきし逃遁の邑を擇び定め 三 誤りて知ずに人を殺せる者を其處に逃れしめよ是ハ汝らが仇
打する者を避て逃るべき處なり 四 斯る者ハ是等の邑の一に逃れゆき邑の門の入口に立てその邑の長老等の
耳にその事情を述べし然る時ハ彼ら之をその邑に受いれ處を與へて己の中に住しむべし 五 假令仇打する者
追ゆくとも彼らその人を殺せる者を之が手に交すべからず其ハ彼知ずして人を殺せるにて素より之を惡み
をりしに非ればなり 六 その人ハ會衆の前に立て審判を受るまで其時の祭司の長の死る迄その邑に住をるべ
し然る後その人を殺せる者己の邑に歸り往てその家にいたり己が逃いでし邑に住べし 七 爰にナフタリの山
地なるガリラヤのケデシ、エフライムの山地なるシケムおよびユダの山地なるキリアテアルバ(すなはちヘブ
ロン)を之がために分ち 八 またヨルダンの彼旁エリコの東の方にてハルベンの支派の中より平地なる荒野の
ベゼルを擇び定めガドの支派の中よりギレアデのラモテを擇び定めマナセの支派の中よりバシヤンのゴラ
ンを擇び定めたり 九 是すなはちイスラエルの一切の子孫およびこれが中に寄寓る他國人のために設けたる
邑々にして凡て人を誤まり殺せる者を茲に逃れしめ其會衆の前に立ざる中に仇打の手に死るがごときこと
なからしめんためなり

第二十一章

一 玆にレビの族長等來りて祭司エレアザル、ヌンの子ヨシユアおよびイスラエルの子孫の支派の族
長等の許にいたり 二 カナンの地シロにおいて之に語りて言ふエホバかつて我らに住べき邑々を與ふること
およびその郊地を我らの家畜のために與ふる事をモーセによりて命じおきたまへりと 三 イスラエルの子孫
すなはちエホバの命にしたがひて自己の產業の中より左の邑々とその郊地とをレビ人に與ふ 四 先コハテ人
の宗族のために籤を掣り祭司アロンの子孫たるレビ人籤によりてユダの支派の中シメオンの支派の中およ
びベニヤミンの支派の中より十三の邑を獲 五 その餘のコハテの子孫ハ籤によりてエフライムの支派の宗族

の中ダンの支派の中マナセの支派の半の中より十の邑を獲たり 六 またゲルションの子孫は鬮によりてイッサカルの支派の宗族の中アセルの支派の中ナフタリの支派の中およびバシヤンにあるマナセの支派の半の中より十三の邑を獲たり 七 またメラリの子孫はその宗族にしたがひてルベンの支派の中ガドの支派の中およびゼブルンの支派の中より十二の邑を獲たり 八 イスラエルの子孫エホバのモーセによりて命じたまひし所にしたがひて此の邑々とその郊地とを鬮によりてレビ人に與ふ 九 即ち先ユダの子孫の支派の中およびシメオンの子孫の支派の中より左に名を擧たる邑々を與ふ 十 是はレビの子孫コハテ人の宗族なるアロンの子孫に歸する其は彼ら第一の鬮にあたりたればなり 十一 即ちコダの山地なるキリアテアルバ即ちヘブロンおよびその周圍の郊地をこれに與ふ此アルバはアナクの父なりき 十二 その邑の田野およびその村々はこれをエフンネの子カレブに與へて所有となさしむ 十三 祭司アロンの子孫に與へし者は即ち人を殺し者の逃るべき邑なるヘブロンとその郊地リブナとその郊地 十四 ヤッテルとその郊地エシテモアとその郊地 十五 ホロンとその郊地デビルとその郊地 十六 アインとその郊地ユッタとその郊地ベテシメシとその郊地此九の邑は此ふたつの支派の中より分ちしものなり 十七 またベニヤミンの支派の中よりギベオンとその郊地ゲバとその郊地 十八 アナトテとその郊地アルモンとその郊地など四の邑をあたへたり 十九 アロンの子孫たる祭司等の邑は合て十三邑又之につける郊地あり 二十 この他のコハテの子孫なるレビ人の宗族鬮によりてエフライムの支派の中より邑を獲たり 二十一 即ち之に與へし者は人を殺せる者の逃るべき邑なるエフライムの山地のシケムとその郊地およびゲゼルとその郊地 二十二 キブザイムとその郊地ベテホロンとその郊地など四の邑なり 二十三 又ダンの支派の中より分ちて與へし者はエルテクとその郊地ギベトンとその郊地 二十四 アヤロンとその郊地ガテリンモンとその郊地など四の邑なり 二十五 又マナセの支派の半の中より分ちて與へし者はタアナクとその郊地ガテリンモンとその郊

地など二の邑なり 二六外のコハテの子孫の宗族の邑は合せて十また之につける郊地あり 二七ゲルションの子孫
たるレビ人の宗族に與へし者はマナセの支派の半の中よりは人を殺せる者の逃るべき邑なるバシヤンのゴ
ランとその郊地およびベエシテラとその郊地など二の邑なり 二八イッサカルの支派の中よりはキシオンとそ
の郊地、ダベラとその郊地 二九ヤルムテとその郊地、エンガンニムとその郊地など四の邑なり 三十アセルの支派の
中よりはミシヤルとその郊地、アブドンとその郊地、三一ヘルカテとその郊地レホブとその郊地など四の邑なり
三二ナフタリの支派の中よりは人を殺せる者の逃るべき邑なるガリラヤのケデシとその郊地およびハンモテ
ドルとその郊地カルタンとその郊地など三の邑なり 三三ゲルション人がその宗族にしたがひて獲たる邑は合
せて十三邑にして又これに屬る郊地あり 三四この餘のレビ人なるメラリの子孫の宗族に與へし者はゼブルン
の支族の中よりはヨクネアムとその郊地、カルタとその郊地、三五デムナとその郊地ナハラルとその郊地など四
の邑なり 三六ルベンの支派の中よりはベゼルとその郊地ヤハヅとその郊地、三七ケデモテとその郊地、メバアテと
その郊地など四の邑なり 三八ガドの支派の中よりは人を殺せる者の逃るべき邑なるギレアデのラモテとその
郊地およびマハナイムとその郊地、三九ヘシボンとその郊地、ヤゼルとその郊地など合せて四の邑、四十是みな外の
レビ人なるメラリの子孫がその宗族にしたがひて獲たる邑々なり其籤によりて獲たる邑は合せて十二 四一イ
スラエルの子孫の所有の中にレビ人が有る邑々は合せて四十八邑また之につける郊地あり 四二この邑々は各
各その周圍に郊地あり此邑々みな然り○ 四三かくヱホバはイスラエルに與へんとその先祖等に誓ひたまひし地
をことごとく與へたまひければ彼ら之を獲て其處に住り 四四ヱホバ凡てその先祖等に誓ひたまひし如く四方
において彼らに安息を賜へり其すべての敵の中に一人も之に當ることを得る者なかりき、ヱホバかれらの敵
をことごとくその手に付したまへり 四五ヱホバがイスラエルの家に語りたまひし善事は一だに缺ずして悉く

みな來りぬ

第二十二章

一 玆にヨシユアルベン人、ガド人およびマナセの支派の半を召て 二 これに言けるは汝らはエホバの
僕モーセが汝らに命ぜし所をことごとく守り又わが汝らに命ぜし一切の事において我言に聽したがへり 三
汝らは今日まで日ひさしく汝らの兄弟を離れずして汝らの神エホバの命令の言を守り來り 四 今は已に汝ら
の神エホバなんぢらの兄弟に向に宣まひし如く安息を賜ふに至れり、然れば汝ら身を轉らしエホバの僕モーセ
が汝らに與へしヨルダンの彼方なる汝等の產業の地に歸りて自己の天幕にゆけ 五 只エホバの僕モーセが汝
らに命じおきし誡命と律法とを善く謹しみて行ひ汝らの神エホバを愛しその一切の途に歩みその命令を守
りて之に附したがひ心を盡し精神を盡して之に事ふべしと 六 かくてヨシユア彼らを祝して去しめければ彼
らはその天幕に往り 七 マナセの支派の半にはモーセバシヤンにて產業を與へおけり、その他の半にはヨシユ
アヨルダンの旁此西の方にてその兄弟等の中に產業を與ふ、ヨシユア彼らをその天幕に歸し遣るに當りて之
を祝し 八 之に告て言けるは汝ら衆多の貨財夥多しき家畜金銀銅鐵及び夥多しき衣服をもちて汝らの天幕に
歸り汝らの敵より獲たるその物を汝らの兄弟の中に分つべしと○ 九 爰にルベンの子孫ガドの子孫およびマ
ナセの支派の半はエホバのモーセによりて命じたまひし所に循ひて己の所有の地すなはち已に獲たるギレ
アデの地に往んとてカナンの地のシロよりしてイスラエルの子孫に別れて歸りけるが 十 ルベンの子孫ガド
の子孫およびマナセの支派の半カナンの地のヨルダンの岸邊にいたるにおよびて彼處にてヨルダンの傍に
一の壇を築けりその壇は大にして遙に見えわたる 十一 イスラエルの子孫はルベンの子孫ガドの子孫およびマ
ナセの支派の半カナンの地の前の部にてヨルダンの岸邊イスラエルの子孫に屬する方にて一の壇を築けり
と言ふを聞り 十二 イスラエルの子孫これを聞と齊しくイスラエルの子孫の會衆ことごとくシロに集まりて彼

らの所に攻のぼらんとす 十三 イスラエルの子孫すなはち祭司エレアザルの子ピ子ハスをギレアデの地に遣はし
してルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの支派の半の所に至らしめ 十四 イスラエルの各々の支派の中より
父祖の家の牧伯一人づつを擧て偕せて十人の牧伯を之に伴なはしむ是みなイスラエルの宗族の中にて父祖
の家の長たる者なりき 十五 彼らギレアデの地に往きルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの支派の半にいた
りて之に語りて言けらく 十六 エホバの全會衆かく言ふ汝らイスラエルの神にむかひて愆を犯し今日すでに翻
へりてエホバに從がはざらんとし即ち己のために一の壇を築きて今日エホバに叛かんとするは何事ぞや 十七
ペオルの罪われらに足ざらんや之がためにエホバの會衆に災禍くだりたりしかども我ら今日までも尙身を
潔めてその罪を棄ざるなり 十八 然るに汝らは今日ひるがへせりエホバに從がはざらんとするや汝ら今日エホ
バに叛けば明日はエホバイスラエルの全會衆を怒りたまふべし 十九 然ながら汝らの所有の地もし潔からずば
エホバの幕屋のたてるエホバの產業の地に濟り來て我らの中にて所有を獲よ惟われらの神エホバの壇の外
に壇を築きてエホバに叛く勿れまた我らに悖るなかれ 二十 ゼラの子アカン詛はれし物につきて愆を犯しつひ
にイスラエルの全會衆に震怒臨みしにあらずや且また其罪にて滅亡し者は彼人ひとりのみにはあらざりき 二一
ルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの支派の半答へてイスラエルの宗族の長等に言けるは 二二 諸々の神の神
エホバ諸の神の神エホバ知しめす、イスラエルも亦知んもし叛く事あるひはエホバに罪を犯す事ならば汝今
日我らを救ふなかれ 二三 我らが壇を築きし事もし翻がへりてエホバに從がはざらんが爲なるか又は其上に燔
祭素祭を獻げんが爲なるか又はその上に酬恩祭の犧牲を獻げんがためならばエホバみづからその罪を問討
したまへ 二四 我等は虞る處をもて故に斯なしたるなり即ち思ひけらく後の日にいたりて汝らの子孫われら
の子孫に語りて言ならん汝らはイスラエルの神エホバと何の關係あらんや 二五 ルベンの子孫およびガドの子

孫よヱホバ我らと汝らの間にヨルダンを界となしたまへり、汝らはヱホバの中に分なしと、斯いひてなんぢら
の子孫われらの子孫をしてヱホバを畏ることを息しめんと
二六是故に我ら言けらく我らいま一の壇を我ら
のために築かんと是燔祭のために非ずまた犠牲のために非ず
二七惟し之をして我らと汝らの間および我らの
後の子孫の間に証とならしめて我ら燔祭犠牲および酬恩祭をもてヱホバの前にその職務をなさんがためな
り、然せば汝らの子孫後の日にいたりて我らの子孫に汝らはヱホバの中に分なしと言こと無らん
二八是をもて
我ら言り彼らが我らまたは後の日に我らの子孫に然いはんその時我ら言ん我らの父祖の築きたりしヱホバ
の壇の模形を見よ是は燔祭のためにも非ずまた犠牲のためにもあらず我らと汝らとの間の証なり
二九ヱホバ
に叛き翻へりて今日ヱホバに従がふことを息め我らの神ヱホバの幕屋の前にあるその祭壇の外に燔祭素祭
犠牲などのために壇を築くことは我らの絶て為ざる所なり○
三十祭司ピネハスおよび會衆の長等即ち彼とゝ
もなるイスラエルの宗族の首等はルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの子孫が述たる語を聞て善とせり
三一祭司エレアザルの子ピネハスすなはちルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの子孫に言けるは我ら今日
ヱホバの我らの中に在すを知る、其は汝らヱホバにむかひて此愆を犯さゞればなり今なんぢらはイスラエル
の子孫をヱホバの手より救ひいだせりと
三二祭司エレアザルの子ピネハスおよび牧伯等すなはちルベンの子
孫およびガドの子孫に別れてギレアデの地よりカナンの地に歸りイスラエルの子孫にいたりて復命しける
に
三三イスラエルの子孫これを善とせり而してイスラエルの子孫神を讃めルベンの子孫およびガドの子孫の
住をる國を滅ぼしに攻上らんと重ねて言ざりき
三四ルベンの子孫およびガドの子孫その壇をヱド(證)と名けて
云ふ是は我らの間にありてヱホバは神にいますとの証をなす者なりと

第二十三章

一ヱホバイスラエルの四方の敵をことごとく除きて安息をイスラエルに賜ひてより久しき後すな

はちヨシュア年邁みて老たる後 二 ヨシュア一切のイスラエル人すなはち其長老首領審判人官吏などを招き
よせて之に言けるは 三 我は年すゝみて老ゆ汝らは已に汝らの神ヱホバが汝らのために此もろ〳〵の國人に
行ひたまひし事を盡く見たり即ち汝らの神ヱホバみづから汝らのために戰ひたまへり 四 視よ我ヨルダンよ
り日の入る方大海までの此もろ〳〵の遺のこれる國々および已に滅ぼしたる一切の國々を鬮にて汝らに分
ちて汝らの支派の產業となさしめたり 五 汝らの神ヱホバみづから汝らの前よりその國民を打攘ひ汝らの目
の前よりこれを逐はらひたまはん而して汝らは汝らの神ヱホバの汝らに宣まひしごとく之が地を獲にいた
るべし 六 然ば汝ら勵みてモーセの律法の書に記されたる所を盡く守り行なへ之を離れて右にも左にも曲る
なかれ 七 汝らの中間に遺りをる是等の國人の中に往なかれ彼らの神の名を唱ふるなかれ之を指て誓はしむ
る勿れ又これに事へこれを拜むなかれ 八 惟今日まで爲たるごとく汝らの神ヱホバに附したがへ 九 そはヱホ
バは大にして且強き國民を汝らの前より逐はらひたまへり汝らには今日まで當ることを得る人一箇もあら
ざりき 十 汝らの一人は千人を逐ことを得ん其は汝らの神ヱホバ汝らに宣まひしごとく自ら汝らのために戰
ひたまへばなり 十一 然ば汝ら自ら善く愼しみて汝らの神ヱホバを愛せよ 十二 然らずして汝ら若後もどりしつゝ
是等の國人の遺のこりて汝らの中間に止まる者等と親しくなり之と婚姻をなして互に相往來しなば 十三 汝ら
確く知れ汝らの神ヱホバかさねて是等の國人を汝らの目の前より逐はらひたまはじ彼ら反て汝らの羂とな
り罟となり汝らの脇に鞭となり汝らの目に荊となりて汝ら遂に汝らの神ヱホバ汝らに賜ひしこの美地より
亡び絕ん 十四 視よ今日我は世人の皆ゆく途を行んとす汝らは一心一念によく知ならん汝らの神ヱホバの汝ら
につきて宣まひし諸の善事は一も缺る所なかりき皆なんぢらに臨みてその中一も缺たる者なきなり 十五 汝ら
の神ヱホバの汝らに宣まひし諸の善事の汝らに臨みしごとくヱホバまた諸の惡き事を汝らに降して汝らの

神ヱホバの汝らに與へしこの美地より終に汝らを滅し絕たまはん 十六 汝ら若なんぢらの神ヱホバの汝らに命じたまひしその契約を犯し往て他神に事へてこれに身を鞠むるに於てはヱホバの震怒なんぢらに向ひて燃いでゝなんぢらヱホバに與へられし善地より迅速に亡びうせん

第二十四章

一 茲にヨシユアイスラエルの一切の支派をシケムに集めイスラエルの長老首領裁判人官吏などを招きよせて諸共に神の前に進みいで 二 而してヨシユアすべての民に言けるはイスラエルの神ヱホバかく言たまふ汝らの遠祖すなはちアブラハムの父たりナホルの父たりしテラのごときは在昔河の彼旁に住て皆他神に事へたりしが 三 我なんぢらの先祖アブラハムを河の彼旁より携へ出してカナンの全地を導きてすぎその子孫を增んとして之にイサクを與へたり 四 而してイサクにヤコブとエサウを與へエサウにセイル山を與へて獲させたりまたヤコブとその子等はエジプトに下れり 五 我モーセおよびアロンを遣しまた災禍をエジプトに降せり我がその中に爲たる所の事のごとし而して後われ汝らを導き出せり 六 我なんぢらの父をエジプトより導き出し汝ら海に至りしにエジプト人戰車と騎兵とをもて汝らの後を追て紅海に來りけるが 七 汝らの父等ヱホバに呼はりければヱホバ黑暗を汝らとエジプト人との間に置き海を彼らの上に傾むけて彼らを淹へり汝らは我がエジプトにて爲たる事を目に觀たり斯て汝らは日ひさしく曠野に住をれり 八 我またヨルダンの彼旁にすめるアモリ人の地に汝らを携さへいれたり彼ら汝らと戰ひければ我かれらを汝らの手に付しかれらの地をなんぢらに獲しめ彼らを汝らの前より滅ぼし去り 九 時にモアブの王チッポルの子バラク起てイスラエルに敵し人を遣はしてベオルの子バラムを招きて汝らを詛はせんとしたりしが 十 我バラムに聽ことを爲ざりければ彼かへつて汝らを祝せり斯われ汝らを彼の手より救出せり 十一 而して汝らヨルダンを濟りてヱリコに至りしにヱリコの人々すなはちアモリ人ペリジ人カナン人ヘテ人ギルガシ人ヒビ人ヱ

ブス人等なんぢらに敵したりしが我かれらを汝らの手に付せり 十二 われ黄蜂を汝らの前に遣はして彼のアモ
リ人の王二人を汝らの前より逐はらへり汝らの劍また汝らの弓を用ゐて斯せしに非ず 十三 而して我なんぢ
らが勞せしに非ざる地を汝らに與へ汝らが建たるに非ざる邑を汝らに與へたり汝らは今その中に住をる汝
らは亦己が作りたるに非ざる葡萄園と橄欖園とにつきて食ふ 十四 然ば汝らヱホバを畏れ赤心と眞實とをもて
之に事へ汝らの先祖が河の彼邊およびエジプトにて事へたる神を除きてヱホバに事へよ 十五 汝ら若ヱホバに
事ふることを惡とせば汝らの先祖が河の彼邊にて事へし神々にもあれ又は汝らが今をる地のアモリ人の神
々にもあれ汝らの事ふべき者を今日選べ但し我と我家とはともにヱホバに事へん 十六 民こたへて言けるはヱホ
バを棄て他神に事ふることは我等きはめて爲じ 十七 其は我らの神ヱホバみづから我等と我らの先祖とをエジ
プトの地奴隷の家より導き上りかつ我らの目の前にかの大なる徵を行なひ我らが往し一切の路にて我らを
守りまた我らが其中間を通りし一切の民の中にて我らを守りたまひければなり 十八 而してヱホバ此地に住を
りしアモリ人などいふ一切の民を我らの前より逐はらひたまへり然ば我らもヱホバに事へん彼は我らの神
なればなり 十九 ヨシユア民に言けるは汝らはヱホバに事ふること能はざらん其は彼は聖神また妬みたまふ神
にして汝らの罪愆を赦したまはざればなり 二十 汝ら若ヱホバを棄て他神に事へなば汝らに福祉を降したまへ
る後にも亦ひるがへりて汝らに災禍を降して汝らを滅ぼしたまはん 二一 民ヨシユアに言けるは否我ら必らず
ヱホバに事ふべしと 二二 ヨシユア民に向ひて汝らはヱホバを選びて之に事へんといへりなんぢら自らその證
人たりと言ければ皆我らは證人なりと答ふ 二三 ヨシユアまた言り然ば汝らの中にある異なる神を除きてイス
ラエルの神ヱホバに汝らの心を傾むけよ 二四 民ヨシユアに言けるは我らの神ヱホバに我らは事へ其聲に我ら
は聽したがふべしと 二五 ヨシユアすなはち其日民と契約を結びシケムにおいて法度と定規とを彼らのために

設けたり　二六ヨシュアこれらの言を神の律法の書に書しるし大なる石をとり彼處にてエホバの聖所の傍なる
樫の樹の下に之を立て　二七而してヨシュア一切の民に言けるは視よ此石われらの證となるべし是はエホバの
我らに語りたまひし言をことごとく聞たればあり然ば汝らが己の神を棄ること無らんために此石なんぢら
の證となるべしと　二八かくてヨシュア民を各々その産業に歸しさらしめたりき○　二九是らの事の後エホバの僕
ヌンの子ヨシュア百十歳にして死り　三十人衆これをその産業の地の内にてテムナテセラに葬むれりテムナテ
セラはエフライムの山地にてガアシ山の北にあり　三一イスラエルはヨシュアの世にある日の間またエホバが
イスラエルのために行ひたまひし諸の事を識ゐてヨシュアの後に生存れる長老等の世にある日の間つね
にエホバに事へたり　三二イスラエルの子孫のエジプトより携さへ上りしヨセフの骨を昔ヤコブが銀百枚をも
てシケムの父ハモルの子等より買たりしシケムの中なる一の地に葬れり是はヨセフの子孫の産業となりぬ
三三アロンの子エレアザルもまた死り人衆これを其子ピネハスがエフライムの山地にて受たりし岡に葬れり

約書亞記　終

第一章

一 ヨシユアの死にたるのちイスラエルの子孫ヱホバに問ひていひけるはわれらの中孰か先に攻め登りてカナン人と戰ふべきや 二 ヱホバいひたまひけるはユダ上るべし視よ我此國を其の手に付すと 三 ユダその兄弟シメオンに言けるは我と共にわが領地にのぼりてカナン人と戰へわれもまた偕に汝の領地に往べしとこゝにおいてシメオンかれとともにゆけり 四 ユダすなはち上りゆきけるにヱホバカナン人とペリジ人とを付したまひたればベゼクにて彼ら一萬人を殺し 五 またベゼクにおいてアドニベゼクにゆき逢ひこれと戰ひてカナン人とペリジ人を殺せり 六 しかるにアドニベゼク逃れ去りしかばそのあとを追ひてこれを執へその手足の巨擘を斫りはなちたれば 七 アドニベゼクいひけるは七十人の王たちかつてその手足の巨擘を斫られて我が食几のしたに屑を拾へり神わが曾て行ひしところをもてわれに報いたまへるなりと衆之を曳てヱルサレムに至りしが其處にしねり 八 ユダの子孫ヱルサレムを攻めてこれを取り刃をもてこれを撃ち邑に火をかけたり 九 かくてのちユダの子孫山と南方の方および平地に住めるカナン人と戰はんとて下りしが 十 ユダまづヘブロンに住るカナン人を攻めてセシヤイアヒマンおよびタルマイを殺せり(ヘブロンの舊の名はキリアテアルバなり) 十一 またそこより進みてデビルに住るものを攻む(デビルの舊の名はキリアテセペルなり) 十二 時にカレブいひけるはキリアテセペルをうちてこれを取るものにはわが女アクサをあたへて妻となさんと 十三 カレブの舍弟ケナズの子オテニエルこれを取ければすなはちその女アクサをこれが妻にあたふ 十四 アクサ往くときおのれの父に田圃を求めんことを夫にすゝめたりしがつひにアクサ驢馬より下りければカレブこれに何事ぞやといふに 十五 答へけるはわれに恵賜をあたへよなんぢ南の地をわれにあたへたればねがはくは源泉をもわれにあたへよとこゝにおいてカレブ上の源泉と下の源泉とをこれにあたふ 十六 モーセの

外舅ケニの子孫ユダの子孫と偕に棕櫚の邑よりアラドの南なるユダの野にのぼり來りて民のうちに住居せ
り 十七 玆にユダその兄弟シメオンとともに往きてゼパテに住るカナン人を撃ちて盡くこれを滅ぼせり是をも
てその邑の名をホルマと呼ぶ 十八 ユダまたガザと其の境アシケロンとその境およびエクロンとその境を取り
十九 エホバユダとともに在したれどかれつひに山地を手に入れたりしが谷に住る民は鐵の戰車をもちたるが
ゆゑにこれを逐出すことを能はざりき 二十 衆モーセのかつていひし如くヘブロンをカレブに與ふカレブその
ところよりアナクの三人の子をおひ出せり 二一 ベニヤミンの子孫はエルサレムに住るエブス人を逐出さざり
しかばエブス人は今日に至るまでベニヤミンの子孫とともにエルサレムに住ふ 二二 玆にヨセフの族またベテ
ルをさして攻め上るエホバこれと偕に在しき 二三 ヨセフの族すなはちベテルを窺察しむ(此邑の舊の名はルズ
なり) 二四 その間者邑より人の出來るを見てこれにいひけるは請ふわれらに邑の入口を示せさらば汝に恩慈を
施さんと 二五 彼邑の入口を示したれば即ち刃をもて邑を撃てり然ど彼の人と其家族をばみな縱ち遣りぬ
二六 その人ヘテ人の地にゆき邑を建てルズと名けたり今日にいたるまでこれを其名となす 二七 マナセはベテシ
ヤンとその村里の民タアナクとその村里の民ドルとその村里の民イブレアムとその村里の民メギドンとその
の村里の民を逐ひ出さざりきカナン人はなほその地に住ひ居る 二八 イスラエルはその強くなりしときカナン
人をして貢を納れしめたりしがこれを全く逐ひいだすことは爲ざりき 二九 エフライムはゲゼルに住るカナン
人を逐ひいださざりきカナン人はゲゼルにおいてかれらのうちに住み居たり 三十 ゼブルンもまたキテロンの
民およびナハラルの民を逐ひいださざりきカナン人かれらのうちに住みて貢をさむるものとなりぬ 三一 ア
セルはアッコの民およびシドンアヘラブアクジブヘルバアピクレホブの民を逐ひ出さざりき 三二 アセル人は
其地の民なるカナン人のうちに住み居たりそはこれを逐ひ出さざりしゆゑなり 三三 ナフタリはベテシメシの

民およびベテアナテの民を逐ひ出さずその地の民なるカナン人のうちに住み居たりベテシメシとベテアナテの民はつひにかれらに貢を納むるものとなりぬ
三四 アモリ人ダンの子孫を山におひこみ谷に下ることを得させざりき
三五 アモリ人はなほヘレス山アヤロンシヤラビムに住ひ居りしがヨセフの家の手力勝りたれば終に貢を納むるものとなりぬ
三六 アモリ人の界はアクラビムの阪よりセラを經て上に至れり

第二章

一 エホバの使者ギルガルよりボキムに上りていひけるは我汝等をエジプトより上らしめわが汝らの先祖に誓ひたる地に携へ來れりまた我いひけらくわれ汝らと締べる契約を絶てやぶることあらじ
二 汝らはこの國の民と契約を締ぶべからずかれらの祭壇を毀つべしとしかるに汝らはわが聲に從はざりき汝ら如何なれば斯ることをなせしや
三 我またいひけらくわれ汝らの前より彼らを逐ふべからずかれら反て汝等の肋を刺す荊棘とならんまた彼らの神々は汝らの罟となるべし
四 エホバの使これらの言をイスラエルのすべての子孫に語しかば民聲をあげて哭ぬ
五 故に其所の名をボキム(哭者)と呼ぶかれら彼所にてエホバに祭物を獻げたり
六 ヨシュア民を去しめたればイスラエルの子孫おのおのその領地におもむきて地を獲たり
七 ヨシュアの世にありし間またヨシュアより後に生きのこりたる長老等の世にありしあひだ民はエホバに事へたりこの長老等はエホバのかつてイスラエルのために成したまひし諸の大いなる行爲を見しものなり
八 エホバの僕ヌンの子ヨシュア百十歳にて死り衆人エフライムの山のテムナテヘレスにあるかれの產業の地におい
てガアシ山の北にこれを葬れり
十 かくてまたその時代のものことごとくその先祖のもとにあつめられその後に至りて他の時代おこりしが是はエホバを識ずまたそのイスラエルのために爲したまひし行爲をも識らざりき
十一 イスラエルの子孫エホバのまへに惡きことを作してバアリムにつかへ
十二 かつてエジプトの地よりかれらを出したまひしその先祖の神エホバを棄てゝ他の神すなはちその四周なる國民の神にしたがひ之に

跪づきてヱホバの怒を惹起ぜり 十三 即ちかれらヱホバをすてゝバアルとアシタロテに事へたれば 十四 ヱホバはげしくイスラエルを怒りたまひ掠むるものゝ手にわたして之を掠めしめかつ四周なるもろもろの敵の手にかれを賣たまひしかばかれらふたゝびその敵の前に立つことを得ざりき 十五 かれらいづこに往くもヱホバの手これに災をなしぬ是はヱホバのいひたまひしごとくヱホバのこれに誓ひたまひしごとし、こゝにおいてかれら悩むこと甚だしかりしが 十六 ヱホバ士師を立てたまひたればかれらこれを掠むるものゝ手よりすくひ出したり 十七 然るにかれらその士師にもしたがはず反りて他の神を慕て之と淫をおこなひ之に跪き先祖がヱホバの命令に從がひて歩みたるところの道を頓に離れ去りてその如くには行はざりき 十八 かれらのためにヱホバ士師を立てたまひし時に方りてはヱホバつねにその士師とともに在しその士師の世に在る間はヱホバかれらを敵の手よりすくひ出したまへり此はかれらおのれを虐げくるしむるものありしを呻きうなしめるによりてヱホバ之を哀れみたまひたればなり 十九 されどその士師の死しのちまた反きて先祖よりも甚だしく邪曲を行ひ他の神にしたがひてこれに事へ之に跪きておのれの所為を息めずその頑固なる路を離れざりき 二十 是をもてヱホバはげしくイスラエルをいかりていひたまはく此民はわがかつてその列祖に命じたる契約を犯し吾聲に從がはざるがゆゑに 二一 我もまたいまよりはヨシユアがその死しときに存しおけるいづれの國民をもかれらのまへより逐ひはらはざるべし 二二 此は我イスラエルがその先祖の守りしごとくヱホバの道を守りてこれに歩むやいなやを試みんがためなりと 二三 ヱホバはこれらの國民を逐はらふことを速にせずして之を遺しおきてヨシユアの手に付したまはざりしなり

第三章

一 ヱホバが凡てカナンの諸の戰爭を知ざるイスラエルのものどもをこゝろみんとて遺しおきたまへる國民は左のごとし 二 （これはたゞイスラエルの代々の子孫特にいまだ戰爭を知ざるものにこれををしへ知ら

しめんがためなり 三 即ちペリシテ人の五人の伯すべてのカナン人シドン人およびレバノン山に住みてバア
ルヘルモンの山よりハマデに入るところまでを占めたるヒビ人是なり 四 これらをもてイスラエルをこゝろ
みかれらがエホバのモーセによりてその先祖に命じたまひし命令に遵ふや否を知可りしなり 五 イスラエル
の子孫はカナン人ヘテ人アモリ人 六 ペリジ人ヒビ人エブス人のうちに住みかれらの女を妻に娶りまたおの
れの女をかれらの子に與へかつかれらの神に事へたり 斯てイスラエルの子孫エホバのまへに惡をおこな
ひ己れの神なるエホバをわすれてバアリムおよびアシラに事へたり 八 是においてエホバはげしくイスラエ
ルを怒りてこれをメソポタミヤの王クシヤンリシヤタイムの手に賣り付したまひしかばイスラエルの子孫
はおよそ八年のあひだクシヤンリシヤタイムにつかへたり 九 玆にイスラエルの子孫エホバによばはりしか
ばエホバはイスラエルの子孫の爲にひとりの救者を起して之を救せしめ給ふすなはちカレブの舍弟ケナズ
の子オテニエル是なり 十 エホバの靈オテニエルにのぞみたれば彼イスラエルを治め戰ひに出づエホバメソ
ポタミヤの王クシヤンリシヤタイムをその手に付したまひたればオテニエルの手クシヤンリシヤタイムに
勝ことを得たり 十一 かくて國は四十年のあひだ太平なりきケナズの子オテニエルつひに死り 十二 イスラエルの
子孫復エホバの眼のまへに惡をおこなふエホバかれらがエホバのまへに惡をおこなふによりてモアブの王
エグロンをつよくなしてイスラエルに敵せしめたまへり 十三 エグロンすなはちアンモンおよびアマレクの子
孫を招き聚め往きてイスラエルを擊ち棕櫚の邑を取り 十四 こゝにおいてイスラエルの子孫は十八年のあひだ
モアブの王エグロンに事へたりしが 十五 イスラエルの子孫エホバに呼はりけるときエホバかれらの爲に一個
の救者を起したまふすなはちベニヤミン人ゲラの子なる左手利捷のエホデ是なりイスラエルの子孫かれを
以てモアブの王エグロンに餽物せり 十六 エホデ長一キユビトなる兩刃の劍を作らせこれを衣のしたに右の股

のあたりにおび 十七 餽物を齎してモアブの王エグロンのもとに詣るエグロンは甚だ肥たる人なりき 十八 さて餽
物を献ぐることをそりしかば彼餽物を負ひ來りしものをかへし去らしめ 十九 自らはギルガルの傍なる石像の
在る所より引き回していひけるは王よ我爾に告ぐべき密事ありと王人拂を命じたればその傍に立つもの皆
な出で去りぬ 二十 エホデすなはち王のところに入來れり時に王はひとり上なる涼殿に坐し居たりしがエホデ
我神の命に由りて爾に傳ふべきことありといひければ王すなはち坐より起たつ 二一 エホデ左の手を出し右の股
より劍を取りてその腹を刺せり 二二 柄もまた刃とともに入りたりしが脂肉刃を塞ぎて之を腹より拔き出すこ
とあたはずその鋒鋩うしろに出づ 二三 エホデすなはち廊をとほりてその後に樓の戸を閉てこれを鎖せり 二四 そ
の出でしのち王の僕來りて樓の戸の鎖したるを見いひけるは王はかならず涼殿の間に足を蔽ひ居るならん
と 二五 僕ども恥るまでに俟居たれど王樓の戸をひらかざれば鑰をとりて之を開き見るにその君は地に仆れて
死をる 二六 エホデは彼等の猶豫ふ間に逃れて石像の在るところを過りセイラテに逃げゆけり 二七 かれ既に至り
エフライムの山に喇叭を吹きければイスラエルの子孫これとともに山より下るエホデまれを導けり 二八 かれ人々
衆にいひけるは我に續て來れエホバ汝等の敵モアブ人を汝等の手に付したまふなりとこゝにおいてかれら工
ホデにしたがひて下りモアブにおもむくところのヨルダンの津を取りて一人も渡ることを允さゞりき 二九 そ
のとき彼らモアブ人およそ一萬人を殺せり是皆肥太たる勇士なりしがそのうち一人も脱れたるものなし 三十 モア
ブはその日イスラエルの手に服せり而して國は八十年の間太平なりき 三一 エホデの後にアナテの子シヤムガ
ルといふものあり牛の策を以てペリシテ人六百人を殺せり此人もまたイスラエルを救へり

第四章 一 エホデの死たるのちイスラエルの子孫復エホバの目前に惡を行しかば 二 エホバカナンにて世を治
むるカナンの王ヤビンの手に之を賣りたまふヤビンの軍勢の長はシセラといふ彼異邦人のハロセテに住居

り　三 鐵の戰車九百輛を有居て二十年の間イスラエルの子孫を甚だしく虐げしかばイスラエルの子孫ヱホ
バに呼されり　四 當時ラピドテの妻なる預言者デボライスラエルの士師なりき　五 彼エフライムの山のラマ
とベテルの間に在るデボラの棕櫚の樹の下に坐せりイスラエルの子孫ハその許に上りて審判を受く　六 デボ
ラ人をつかはしてケデシナフタリよりアビノアムの子バラクを招きこれにいひけるハイスラエルの神ヱホ
バ汝に斯く命じたまふにあらずやいハく汝ナフタリの子孫とゼブルンの子孫とを一萬人ひきゐゆきてタボ
ル山におもむけ　七 我ヤビンの軍勢の長シセラおよびその戰車とその群衆とをキシオン河に引き寄せて汝
のもとに至らせ之を汝の手に付すべし　八 バラク之にいひけるハ汝もし我とともにゆかば我往べし然ど汝も
し我とともに行ずバ我行ざるべし　九 デボラいひけるハ我かならず汝とともに往くべし然ど汝は今往くとこ
ろの途にては榮譽を得ることなからんヱホバ婦人の手にシセラを賣りたまふべければなりとデボラすなハ
ち起ちてバラクとともにケデシに往けり　十 バラクゼブルンとナフタリをケデシに招き一萬人を從へて上る
デボラもまた之とともに上れり　十一 こゝにケニ人ヘベルといふ者あり彼ハモーセの外舅ホバブの裔なるがケ
ニを離れてケデシの邊なるザアナイムの橡の樹のかたはらにその天幕を張り居たり　十二 衆アビノアムの子
バラクがタボル山に上れるよしをシセラに告げたりければ　十三 シセラそのすべての戰車すなハち鐵の戰車
九百輛およびおのれとともに在るすべての民を異邦人のハロセテよりキシオン河に招き集へたり　十四 デボラ
バラクにいひけるハ起よ是ヱホバがシセラを汝の手に付したまふ日なりヱホバ汝に先き立ちて出でたまひし
にあらずやとバラクすなハち一萬人をしたがへてタボル山より下る　十五 ヱホバ刃をもてシセラとその諸の戰
車およびその全軍をバラクの前に打敗りたまひたればシセラ戰車より飛び下り徒歩になりて遁れ走れり
十六 バラク戰車と軍勢とを追ひ撃て異邦人のハロセテに至れりシセラの軍勢ハ悉く刃にたふれて殘れるも

の一人もなかりしが 十七 シセラは徒歩にて奔りケニ人へベルの妻ヤエルの天幕に來れり是はハゾルの王ヤビ
ンとケニ人へベルの家とは互ひに睦しかりしゆゑなり 十八 ヤエル出來りてシセラを迎へ之にいひけるは來れ
わが主よ入り來れ怖るゝなかれとシセラその天幕に入たればヤエル被をもてこれを覆へり 十九 シセラ之にい
ひけるはねがはくは少しの水をわれに飮ませよ我渴けりとヤエルすなはち乳嚢を啓きて之を飮ませまた之
を覆へり 二十 シセラまた之にいひけるは天幕の門邊に立て居れもし人來り汝にとふて誰かこゝに居るやとい
はゞ否と答ふべしと 二一 彼疲れて熟睡せしかばへベルの婦ヤエル天幕の釘子を取り手に鎚を携へてそのかた
はらに忍び寄り鬢のあたりに釘子をうちこみて地に刺し通したればシセラすなはち死たり 二二 バラクシセラ
を追ひ來りしときヤエル之を出むかへていひけるは來れ我汝の索るところの人を示さんとかれそのところ
に入て見にシセラ鬢のあたりに釘子うたれて死たふれをる 二三 その日に神カナンの王ヤビンをイスラエルの
子孫のまへに打敗りたまへり 二四 かくてイスラエルの子孫の手ます〳〵強くなりてカナンの王ヤビンに勝ち
つひにカナンの王ヤビンを亡ぼすに至れり

第五章

一 その日デボラとアビノアムの子バラク謳ひていへく 二 イスラエルの首長みちびきをなし民また好
んで出でたればヱホバを頌美よ 三 もろ〳〵の王よ聽けもろ〳〵の伯よ耳をかたふけよ我はそもヱホバに謳
はん我はイスラエルの神ヱホバを讚へん 四 あゝヱホバよ汝セイルより出でエドムの野より進みたまひしと
き地震ひ天また滴りて雲水を滴らせたり 五 もろ〳〵の山はヱホバのまへに撼動ぎ彼のシナイもイスラエル
の神ヱホバのまへに撼動けり 六 アナテの子シヤムガルのときまたヤエルの時には大路は通行る者なく途行
く人は徑を歩み 七 イスラエルの村莊には住者なく住む者あらずなりけるがつひに我デボラ起れり我起りて
イスラエルに母となる 八 人々新しき神を選みければ戰鬪門におよべりイスラエルの四萬人のうちに盾或は

鎗の見しことあらんや　九　吾が心は民のうちに好んでいでたるイスラエルの有司等に傾けり汝らエホバを頌美よ　十　しろき驢馬に乗るもの毛氈に坐するものおよび路歩む人よ汝ら謳ふべし　十一　矢叫の聲に遠かり水汲むところにおいてエホバの義しき所爲をとなへイスラエルを治理めたまふ義しき所爲を唱へよその時エホバの民は門に下れり　十二　興よ起よデボラ興よ起よ歌を謳ふべし起てよバラク汝の俘虜を携きたれアビノアムの子よ　十三　其時民の首長等の殘餘者くだり來るエホバ勇士の中にいまして我にくだりたまふ　十四　エフライムより出る者ありその根アマレクにありベニヤミン汝のあとにつきて汝の民の中にありマキルよりは牧伯下りゼブルンよりは釆配を執るものいたる　十五　イッサカルの伯たちはデボラとともに居るイッサカルはバラクとおなじく足の進みて平地に至るルベンの河邊にて大いに心にはかる事あり　十六　何故に汝は圏のうちに止まりて羊の群に笛吹くを聽くやルベンの河邊にて大いに心に考ふることあり　十七　ギレアデはヨルダンの彼方に臥し居る何故にダンは舟のかたはらに止まりしやアセルは濱邊に坐してその港に臥し居る　十八　ゼブルンは生命を捐て死を冐せる民なり野の高きところに居るナフタリまた是の如し　十九　もろ〳〵の王來りて戰へる時にカナンのもろ〳〵の王メギドンの水の邊においてタアナクに戰へり彼ら一片の貨幣をも獲ざりき　二十　天よりこれを攻るものありもろ〳〵の星其の道を離れてシセラを攻む　二一　キシオンの河之を押し流しぬ是彼の古への河キシオンの河なりわが靈魂よ汝ます〳〵勇みて進め　二二　その時馬の蹄は強きものゝ馳に馳るに由りて地を踏鳴せり　二三　エホバの使いひけるはメロズを詛ふべし汝ら重ね重ねその民を詛ふべきなり彼等來りてエホバを助けずエホバを助けて猛者を攻めざればなり　二四　ケニ人ヘベルの妻ヤエルは婦女のうちの最も頌むべき者なり彼は天幕に居る婦女のうち最も頌むべきものなり　二五　シセラ水を乞ふにヤエル乳を與ふすなはち貴き盤に乳の油を盛てさゝぐ　二六　ヤエル釘子に手をかけ右の手に重き椎をとりてシセラを打ちその頭を碎きその

鬢のあたりをうちて貫ぬく 二七 シセラヤエルの足の間に屈みて仆れ偃しその足のあひだに屈みて仆れその屈
みたるところにて仆れ亡ぬ 二八 シセラの母窓より望み格子のうちより叫びて言ふ彼が車のきたること何て遲
きや彼が馬の歩何てはかどらざるやと 二九 その賢き侍女こたへをなす(母また獨語して斯いへり) 三十 かれら獲も
のをえてこれを分たざらんや人ごとに一人二人の女子を獲んシセラの獲るものは彩る衣ならんその獲る者は
彩る衣にして文繡を施せる者ならん即ち彩りて兩面に文繡をほどこせる衣をえてその頸にまとはんと 三一 エ
ホバよ汝の敵みな是のごとく亡びよかしまたエホバを愛するものは日の眞盛に昇るが如くなれよかしと
かくて後國は四十年のあひだ太平なりき

第六章 一 イスラエルの子孫またエホバの目のまへに惡を行ひたればエホバ七年の間之をミデアン人の手に
付したまふ 二 ミデアン人の手イスラエルにかてりイスラエルの子孫はミデアン人の故をもて山にある窟と
洞穴と要害とをおのれのために造れり 三 イスラエル人蒔種してありける時しもミデアン人アマレキ人及び
東方の民上り來りて押寄せ 四 イスラエル人に向ひて陣を取り地の產物を荒してガザにまで至りイスラエル
のうちに生命を維ぐべき物を遺さず羊も牛も驢馬も遺さざりき 五 夫この衆人は家畜と天幕を携へ上り蝗蟲の
如くに數多く來れりその人と駱駝は數ふるに勝ず彼ら國を荒さんとて入きたる 六 かくありしかばイスラエル
はミデアン人のために大いに衰へイスラエルの子孫エホバに呼はれり 七 イスラエルの子孫ミデアン人の故を
もてエホバに呼はりしかば 八 エホバひとりの預言者をイスラエルの子孫に遣りて言しめたまひけるはイス
ラエルの神エホバ斯くいひたまふ我かつて汝らをエジプトより上らせ汝らを奴隸たるの家より出し 九 エジ
プト人の手およびすべて汝らを虐ぐるものの手より汝らを拯ひいだし汝らの前より彼らを逐ひはらひてその
邦土を汝らに與へたり 十 我また汝らに言り我は汝らの神エホバなり汝らが住ひ居るアモリ人の國の神を

懼るゝなかれとしかるに汝らハ我が聲に從ハざりき 十一 茲にエホバの使者來りてアビエゼル人ヨアシの所有
なるオフラの橡の樹のしたに坐す時にヨアシの子ギデオン ミデアン人に奪ハれざらんために酒搾のなかに
麥を打ち居たりしが 十二 エホバの使之に現れて剛勇丈夫よエホバ汝とともに在すといひたれバ 十三 ギデオン之
にいひけるハあゝ吾が主よエホバ我らと偕にいまさバなどてこれらのことわれらの上に及びたるやわれら
の先祖がエホバハ我らをエジプトより上らしめたまひしにあらずやといひて我らに告たりしその諸々の不思
議なる行爲ハ何處にあるや今ハエホバわれらを棄てミデアン人の手に付したまへり 十四 エホバ之を顧みてい
ひたまひけるハ汝此汝の力をもて行きミデアン人の手よりイスラエルを拯ひいだすべし我汝を遣すにあら
ずや 十五 ギデオン之にいひけるハあゝ主よ我何をもてかイスラエルを拯ふべき視よわが家ハマナセのうちの
最も弱きもの我ハまた父の家の最も卑賤きものなり 十六 エホバ之にいひたまひけるハ我かならず汝とともに
在ん汝ハ一人を撃がごとくにミデアン人を撃つことを得ん 十七 ギデオン之にいひけるハ我もし汝のまへに恩
を蒙るならバ請ふ我と語る者の汝なる證據を見せたまへ 十八 ねがはくハ我復び汝に來りわが祭物をたづさへ
て之を汝のまへに供ふるまでこゝを去たまふなかれ彼いひたまひけるハ我汝の還るまで待つべし 十九 ギデオ
ンすなはち往て山羊の羔を調へ粉一エパをもて無酵パンをつくり肉を筐にいれ羹を壺に盛り橡樹の下にも
ち出て之を供へたれバ 二十 神の使之にいひたまひけるハ肉と無酵パンをとりて此磐のうへに置き之に羹を斟
げとすなはちそのごとくに行ふ 二一 エホバの使手にもてる杖の末端を出して肉と無酵パンに觸れたりしかバ
巖より火燃あがり肉と無酵パンを燒き盡せりかくてエホバの使去てその目に見ずなりぬ 二二 ギデオン是にお
いて彼がエホバの使者なりしを覺りギデオンいひけるハあゝ神エホバよ我面を合せてエホバの使者を見た
れバ將如何せん 二三 エホバ之にいひたまひけるハ心安かれ怖るゝ勿れ汝死ぬることあらじ 二四 こゝにおいてギ

デオン彼所にエホバのために祭壇を築き之をエホバシヤロムと名けたり是は今日に至るまでアビエゼル人
のオフラに存る　二五 其夜エホバ、ギデオンにいひ給ひけるは汝の父の少き牡牛および七歳なる第二の牛を取り
汝の父のもてるバアルの祭壇を毀ち其上なるアシラの像を斫り仆し　二六 汝の神エホバのためにこの堡砦の頂
において次序をたゞしくし祭壇を築き第二の牛を取りて汝が斫り倒せるアシラの木をもて燔祭を供ぐべし
二七 ギデオンすなはちその僕十人を携へてエホバのいひたまひしごとくに行へりされど父の家のものどもお
よび邑の人を怖れたれば晝之をなすことを得ず夜に入りて之を爲り　二八 邑の衆朝興出て視にバアルの祭壇は
摧け其の上なるアシラの像は斫仆されて居り新に築る祭壇に第二の牛の供へてありしかば　二九 たがひに此は
誰が所爲ぞやと言ひつゝ尋ね問ひけるに此はヨアシの子ギデオンの所爲なりといふものありたれば　三十 邑の
人々ヨアシにむかひ汝の子を曳き出して死なしめよ彼はバアルの祭壇を摧き其上に在しアシラの像を斫
仆したればなりといふ　三一 ヨアシおのれの周圍に立るすべてのものにいひけるは汝らはバアルの爲に爭論ふ
や汝らは之を救んとするや之が爲に爭論ふ者は朝の中に死べしバアルもし神ならば人其祭壇を摧きたれば
自ら爭論ふ可なりと　三二 是をもて人衆ギデオンの祭壇を摧きたればバアル自ら之といひあらそへんといひ
て此日かれをエルバアル(バアルいひあらそへん)と呼なせり　三三 茲にミデアン人アマレク人および東方の民相
集まりて河を濟りエズレルの谷に陣を取しが　三四 エホバの靈ギデオンに臨みてギデオン號を吹たればアビエ
ゼル人集りて之に從ふ　三五 ギデオン偏くマナセに使者を遣りしかばマナセ人また集りて之に從ふ彼またアセ
ルゼブルン及びナフタリに使者を遣りしにその人々も上りて之を迎ふ　三六 ギデオン神にいひけるは汝かつて
いひたまひしごとくわが手をもてイスラエルを救はんとしたまはゞ　三七 視よ我一箇の羊の毛を禾場におかん
露もし羊毛にのみおきて地はすべて燥きをらば我之によりて汝がかつていひたまひし如く吾が手をもてイ

スラエルを救ひたまふを知んと 三八 すなはち斯ありぬ彼明る朝早く興きいで羊毛をかき寄てその毛より露を搾りしに鉢に滿つるほどの水いできたる 三九 ギデオン神にいひけるは我にむかひて怒を發したまふなかれ我をしていま一回いはしめたまへねがはくは我をして羊の毛をもていま一回試さしめたまへねがはくは羊毛のみを燥えて地には悉く露あらしめたまへと 四十 その夜神かくの如くに爲したまふすなはち羊毛のみ燥きて地には凡て露ありき

第七章

一 斯てヱルバアルと呼るゝギデオンおよび之とゝもにあるすべての民朝夙に興きいでてハロデの井のほとりに陣を取る、ミデアン人の陣はかれらの北の方にあたりモレの山に沿ひ谷のうちにありき 二 ヱホバギデオンにいひたまひけるは汝とゝもに在る民は餘りに多ければ我かれらの手にミデアン人を付さじおそらくはイスラエル我に向ひ自ら誇りていはん我わが手をもて己を救へりと 三 されば民の耳に告示していふべし誰にても懼れ慄くものはギレアデ山より歸り去るべしとこゝにおいて民のかへりしもの二萬二千人あり殘しものは一萬人なりき 四 ヱホバまたギデオンにいひたまひけるは民なほ多し之を導きて水際に下れ我かしこにて汝のために彼らを試みんおほよそ我が汝に告て此人は汝とゝもに行くべしといはんものはすなはち汝とゝもに行くべしまたおほよそ我汝に告て此人は汝とゝもに行くべからずといはんものはすなはち行くべからざるなり 五 ギデオン民をみちびきて水際に下りしにヱホバ之にいひたまひけるはおほよそ犬の餂るがごとくその舌をもて水を餂るものは汝之を別けおくべしまたおほよそその膝を折り屈みて水を飮むものをも然すべしと 六 手を口にあてゝ水を餂しものゝ數は三百人なり餘の民は盡くその膝を折り屈みて水を飮り 七 ヱホバギデオンにいひたまひけるは我水を餂たる三百人の者をもて汝らを救ひミデアン人を汝の手に付さん餘の民はおのおの其所に歸るべしと 八 こゝにおいて彼ら民の兵粮とその箛を手にうけとれりギデオ

ンすなはちすべてのイスラエル人を各自の天幕に歸らせ彼の三百人を留めおけり時にミデアン人の陣は
その下の谷のなかにありき 九 その夜ヱホバ、ギデオンにいひたまはく起よ下りて敵陣に入るべし我之を汝の
手に付すなり 十 されど汝もし下ることを怖れなば汝の僕フラを伴ひ陣所に下りて 十一 彼らのいふ所を聞べし
然せば汝の手強くなりて汝敵陣にくだることを得んとギデオンすなはち僕フラとともに下りて陣中にある
隊伍のほとりに至るに 十二 ミデアン人アマレク人およびすべて東方の民は蝗蟲のごとくに數衆く谷のうちに
偃しをりその駱駝は濱の砂の多きがごとくにして數ふるに勝ず 十三 ギデオン其處に至りしに或人その伴侶に
夢を語りて居りすなはちいふ我夢を見たりしが夢に大麥のパンひとつミデアンの陣中に轉びいりて天幕に
至り之をうち仆し覆したれば天幕倒れ臥り 十四 其の伴侶答へていふ是イスラエルの人ヨアシの子ギデオンの
劍に外ならず神ミデアンとすべての陣營を之が手に付したまふなりと 十五 ギデオン夢の説話とその解釋を聞
しかば拜をなしてイスラエルの陣所にかへりいひけるは起よヱホバ汝らの手にミデアンの陣をわたしたま
ふと 十六 かくて三百人を三隊にわかち手に手に角および空瓶を取せその瓶のなかに燈火をおかしめ 十七 これに
いひけるは我を視てわが爲すところにならへ我が敵陣の邊に至らんときに爲すごとく汝らも爲すべし 十八 我
およびわれとともに在るものすべて角を吹ば汝らもまたすべて陣營の四方にて角を吹き此ヱホバのためな
りギデオンのためなりといへと 十九 而してギデオンおよび之とともなる百人中更の初に陣營の邊に至るにを
りしも番兵を更代たるときなりければ角を吹き手に携へたる瓶をうちくだけり 二十 すなはち三隊の兵隊角を吹き
瓶をうちくだき左の手には燈火を執り右の手には角をもちて之を吹きヱホバの劍ギデオンの劍なるぞと叫
べり 二一 かくておのおのその持場に立ち陣營を取り圍みたれば敵軍みな走り叫びてにげゆけり 二二 三百人の者
の角を吹くにあたりヱホバ敵軍をしてみなたがひに同士撃せしめたまひければ敵軍にげはしりてゼレラの

ベテシッタアベルメホラの堺およびタバテに至る 二三 イスラエルの人々すなはちナフタリアセルおよびマナ
セ中より集ひ來りてミデアン人を追撃り 二四 ギデオン使者をあまねくエフライムの山に遣していはせけるそ
下りてミデアン人を攻めベタバラにいたる渡口およびヨルダンを遮斷るべしと是においてエフライムの人
盡く集ひ來りてベタバラにいたる渡口およびヨルダンを取り 二五 ミデアン人の君主オレブとセエブの二人を
俘へてオレブをばオレブ磐の上に殺しセエブをばセエブの酒搾のほとりに殺しまたミデアン人を追撃ちオ
レブとセエブの首を携へてヨルダンの彼方よりギデオンの許にいたる

第八章

一 エフライムの人々ギデオンにむかひ汝ミデアン人と戰はんとて往る時われらを召ざりしが斯るこ
とを我らになすは何故ぞといひていたく之を詰りたり 二 ギデオンこれにいひけるは今吾が成るところは汝
らのなせる所に比ぶべけんやエフライムの拾ひ得し遺餘の葡萄はアビエゼルの收穫し葡萄にも勝れるなら
ずや 三 神はミデアンの群伯オレブとゼエブを汝等の手に付したまへりわが成えたるところは汝らの成ると
ころに比ぶべけんやとギデオン此の語をのべしかば彼らの憤恚解たり 四 ギデオン自己に從がへる三百人と
ともにヨルダンに至りて之を濟り疲れながらも仍追撃しけるが 五 遂ふスコテの人々に言けるは願くは我に
したがへる民に食を與へよ彼等疲れをるに我ミデアンの王ゼバとザルムンナを追行なりと 六 スコテの群伯
等いひけるはゼバとザルムンナの手すでに汝の手のうちに在るや我らなんぞ汝の軍勢に食を與ふべけんや
七 ギデオンいひけるは然らばヱホバの吾が手にゼバとザルムンナを付したまふときに我野の荊と棘とをも
て汝の肉を打つべしと 八 かくて其所よりペヌエルにのぼりおなじことを彼らにのべたるにペヌエルの人も
スコテの人の答へしごとくに答へしかば 九 またペヌエルの人につげていひけるは我平康に歸るときに此の
城樓を毀つべしと 十 さてゼバとザルムンナはその軍勢およそ一萬五千人をひきゐてカルコルに居る是皆東

方の人の全軍の中の生殘れるものなり戰死せし者は劍を拔ところのもの十二萬人ありき　十一 ギデオンすなは
ちノバとヨグベバの東にて天幕にすめるものゝ路より上りて敵軍の慮りなく居るを擊り　十二 ところにおいて
ゼバとザルムンナにげ走りたればギデオン之を追擊ちミデアンの二人の王ゼバとザルムンナを生捕て悉く
その軍勢を敗れり　十三 斯てヨアシの子ギデオンヘレスの阪よりして戰陣よりかへり　十四 スコテの人の少壯者一
人を執へて之に尋ねたれば則ちスコテの群伯およびその長老等七十七人をこれがために書き錄せり　十五 ギデ
オンスコテの人の所に詣りていひけるは汝らが嘗て我を罵りゼバとザルムンナの手すでに汝の手のうちに
あるや我ら何ぞ汝の疲れたる人に食をあたふべけんやと言たりしそのゼバとザルムンナを見よと　十六 すなは
ちその邑の長老等を執へ野の荊と棘を取り之をもちてスコテの人を懲し　十七 またペヌエルの城樓を毀ちて邑
の人を殺せり　十八 かくてギデオンゼバとザルムンナにいひけるは汝らがタボルにて殺せしものは如何なるも
のなりしや答へていふ彼らは汝に似てみな王子の如くに見えたり　十九 ギデオンいひけるは彼らは我が兄弟我
が母の子ありエホバは活く汝らもし彼らを生し置たらば我汝らを殺すまじきをと　二十 すなはちその長子エテ
ルに起て彼らを殺せといひたりしが彼の少者は年尚わかゝりしかば懼れて劍を拔ざりき　二一 ここにおいてゼ
バとザルムンナいひけるは汝みづから起て我らを擊よ人の如何によりてその力量異る者なりとギデオンす
なはち起てゼバとザルムンナを殺しその駱駝の頸にかけたる半月の飾を取り　二二 茲にイスラエルの衆ギデオ
ンにいひけるは汝ミデアンの手より我らを救ひたれば汝と汝の子及び汝の孫我らを治めよ　二三 ギデオン之に
いひけるは我汝らを治むることをせじまた我が子も汝らを治むべからずエホバ汝らを治めたまふべし　二四 ギ
デオンまた之にいひけるは我汝らにひとつの願ふべきことあり汝らおのおの掠取の環を我にあたへよと是
は彼らイシマエル人なるをもて金の環を着けたるに由る　二五 衆答へけるは我ら悅んで之を與へんとて衣を

布きおの〱掠取の環を其うちに投げ入たり　二六 ギデオンが求め得たる金の環の重量は金一千七百シケルなり外に半月の飾および耳環とミデアンの王たちの着たる紫のころもおよび駱駝の頸にかけたる鏈などもありき　二七 ギデオン之をもて一箇のエポデを造り之をおのれの郷里オフラに藏むイスラエルみなこれを慕ひてこれと淫をおこなふこの物ギデオンと其家を陥るゝ罟となりぬ　二八 ミデアン人は是の如くイスラエルの子孫に攻ふせられてふたゝびその頭を擡ることを得ざりきかくて國はギデオンの世にある中四十年の間平穏にてありき　二九 ヨアシの子エルバアル往ておのれの家に住り　三十 ギデオンは妻を多く有ちたれば其身より出たる子七十人ありき　三一 シケムに居しその妾またひとりの子を產たれば之をアビメレクと名けたり　三二 ヨアシの子ギデオン高齢に進みて死にアビエゼル人のオフラに在るその父ヨアシの墓に葬られたり　三三 ギデオンの死るに及びてイスラエルの子孫復ひるがへりてバアルを慕ひてこれと淫をおこなひバアルベリテをおのれの神と爲り　三四 イスラエルの子孫その四周のもろ〱の敵の手よりおのれを救ひ出したまひし神エホバを記憶えず　三五 またエルバアルといふギデオンがイスラエルになせし諸の善行にしたがひて彼の家を厚く待ふことをせざりき

第九章

一 エルバアルの子アビメレクシケムに往きその母の兄弟のもとに至りて彼らおよびすべて其母の父の家の一族に語りて云ひけるは　二 ねがはくはシケムのすべての民の耳に斯く告よエルバアルのすべての子七十人して汝らを治むると一人して汝らを治むると孰れか汝らのためによきや又我は汝らの骨肉なるを記えよと　三 その母の兄弟アビメレクのことにつきて此等の言をこと〲くシケムの人々の耳に語りしに是はわれらの兄弟なりといひて心をアビメレクに傾むけ　四 バアルベリテの社より銀七十をとりて之に與ふアビメレクこれをもて遊蕩ふして輕躁なる者等を傭ひておのれに從はせ　五 オフラに在る父の家に往きてエル

バアルの子なる其の兄弟七十人を一つの石の上に殺せり但しエルバアルの季の子ヨタムハ身を潜めたるに由て遺されたり 六 こゝにおいてシケムのすべての民およびミロの諸の人集り往てシケムの碑の旁なる橡樹の邊にてアビメレクを立て王となしけるが 七 ヨタムにかくと告るものありければヨタム往てゲリジム山の巓に立ち聲を揚て號びかれらにいひけるハシケムの民よ我に聽よ神また汝らに聽たまハん 八 樹木出ておのれのうへに王を立んとし橄欖の樹に汝われらの王となれよといひけるに 九 橄欖の樹之にいふ我いかで人の我に取て神と人とを崇むるところのわが油を棄て往て樹木の上に戰ぐべけんやと 十 樹木また無花果樹に汝來りて我らの王となれといひけるに 十一 無花果樹之にいひけらく我いかでわが甜美とわが善き果を棄て往きて樹木のうへに戰ぐべけんやと 十二 樹木また葡萄の樹に汝來りて我らの王となれよといふに 十三 葡萄の樹之にいひけるハ我いかで神と人を悦こバしむるわが葡萄酒を棄て往て樹木のうへに戰ぐべけんやと 十四 こゝにおいてすべての樹木荊に汝來りて我らの王となれよといひければ 十五 荊樹木にいふ汝らまことに我を立て汝らの王と爲さバ來りて我が庇蔭に托れ然せずバ荊より火出てレバノンの檜樹を燒き彈すべしと 十六 抑汝らがアビメレクを立て王となせるは眞實と誠意をもて爲しことなるや汝等ハエルバアルと其家を善く待ひかれの手のなせし所に循ひて之にむくひしや 十七 夫わが父ハ汝らのために戰ひ生命を惜まずして汝らをミデアンの手より救ひ出したるに 十八 汝ら今日おこりてわが父の家を攻め其の子七十人を一つの石の上に殺し其の侍婢の子アビメレクハ汝らの兄弟なるをもて之を立てシケムの民の王となせり 十九 汝らが今日エルバアルと其の家になせしこと眞實と誠意をもてなせし者ならバ汝らアビメレクのために悦べ彼も汝らのために悦ぶべし 二十 若し然らずバアビメレクより火いでゝシケムの民とミロの家を燬つくさんまたシケムの民とミロの家よりも火いでゝアビメレクを燬つくすべしと 二十一 かくてヨタム走り逃れてベエルに往き其の兄弟アビメレ

クの面を避て彼所に住めり 二二 アビメレク三年の間イスラエルを治めたりしが 二三 神アビメレクとシケムの民
のあひだに惡鬼をおくりたまひされバシケムの民アビメレクを欺くにいたる 二四 是エルバアルの七十人の子
が受たる殘忍と彼らの血のこれを殺せしその兄弟アビメレクおよび彼の手に力をそへてその兄弟を殺さし
めたるシケムの人々に報い來るなり 二五 シケムの人伏兵を山の巓に置て彼を窺はしめ其途を經て傍を過る者
を凡て褫しめたり或人之をアビメレクに告ぐ 二六 こゝにエベデの子ガアル其の兄弟とともにシケムに越ゆき
たりしかバシケムの民かれを恃めり 二七 民田野に出て葡萄を収穫これを蹈み絞りて祭禮をなしその神の祉
に入り食ひかつ飮みてアビメレクを詛ふ 二八 エベデの子ガアルいひけるハアビメレクハ如何なるものシケム
ハ如何なるものなれバか我ら彼に從ふべき彼ハエルバアルの子に非ずやゼブルハその輔佐なるにあらずやむ
しろシケムの父ハモルの一族に事ふべし我らなんぞ彼に事ふべけんや 二九 嗚呼此の民を吾が手に屬しむるも
のもがな然バ我アビメレクを除かんと而してエベデアビメレクに汝の軍勢を益て出きたれよと言り 三十 邑の
宰ゼブルエベデの子ガアルの言をきゝて怒を發し 三一 私かに使者をアビメレクに遣りていひけるハエベデの
子ガアル及びその兄弟シケムに來り邑をさわがして汝に敵せしめんとす 三二 然バ汝及び汝と共なる民夜の中に
興て野に身を伏よ 三三 而て朝に至り日の昇る時汝夙く興出て邑に攻かゝれエベデ及び之とともなる民出て汝
に當らん汝機を見てこれに事をなすべし 三四 アビメレクおよび之とともなるすべての民夜の中に興出て四隊
に分れ身を伏てシケムを伺ふ 三五 エベデの子ガアル出て邑の門の口に立るにアビメレク及び之とともなる民
その伏たるところより起りしかバ 三六 ガアル民を見てゼブルにいひけるハ視よ民山の峰々より下るとゼブル
之に答へて汝山の影を見て人と做すのみといふ 三七 ガアルふたゝび語りていひけるハ視よ民地の高處より下
りまた一隊ハ法術士の橡樹の途より來ると 三八 ゼブル之にいひけるハ汝がかつてアビメレクハ何者なれバか

我ら之に事ふべきといひしその汝の口今いづこに在るや是汝が侮りたる民にあらずや今乞ふ出て之と戰へ
よと 三九 こゝにおいてガアルシケムの人を率ゐ往てアビメレクと戰ひしが 四十 アビメレク之を追くづしたればガ
アル其まへより逃走れりかくて殺されて斃るゝもの多くして邑の門の口までに及ぶ 四一 かくてアビメレクは
アルマに居しがゼブルはガアルおよびその兄弟等を逐いだしてシケムに居ることを得ざらしむ 四二 あくる日
民田野に出しに人之をアビメレクに告げしかば 四三 アビメレクおのれの民を率ゐてこれを三隊に分ち野に埋
伏して伺ふに民邑より出來りたればすなはち起りて之を撃り 四四 アビメレクおよび之とともに在る隊の者は
襲ひゆきて邑の門の入口に立ち餘の二隊は野に在るすべてのものをおそふて之を殺せり 四五 アビメレク其日
終日邑を攻めつひに邑を取りてそのうちの民を殺し邑を破却ちて鹽を撒布ぬ 四六 シケムの櫓の人みな之を聞き
てベリテ神の廟の塔に入たりしが 四七 シケムの櫓の人のことごとく集れるよしアビメレクに聞えければ 四八 ア
ビメレク己とともなる民をことごとく率ゐてザルモン山に上りアビメレク手に斧を取り木の枝を斫落し之
をおのれの肩に載せ偕に居る民にむかひて汝ら吾が爲ところを見る急ぎてわがごとく爲せよといひしかば
四九 民もまた皆おのおのその枝を斫りおとしアビメレクに從ひて枝を塔に倚せかけ塔に火をかけて彼等を攻
むこゝにおいてシケムの櫓の人もまた悉く死り男女およそ一千人なりき 五十 玆にアビメレクテベツに赴きテ
ベツに對て陣を張て之を取しが 五一 邑のなかに一の堅固なる櫓ありてすべての男女および邑の民みな其所に
遁れ往き後を鎖して櫓の頂に上りたれば 五二 アビメレクすなはち櫓のもとに押寄て之を攻め櫓の口に近きて
火をもて之を焚んとせしに 五三 一人の婦アビメレクの頭に磨石の上層石を投げてその腦骨を碎けり 五四 アビメ
レクおのれの武器を執る少者を急ぎ召て之にいひけるは汝の劍を拔て我を殺せおそらくは人吾をさして婦
に殺されたりといはんと其少者之を刺し通したればすなはち死り 五五 イスラエルの人々はアビメレクの死た

るを見ておの〳〵おのれの處に歸り去りぬ 五十六 神はアビメレクがその七十人の兄弟を殺しておのれの父にな
したる惡に斯く報いたまへり 五十七 またシケムの民のすべての惡き事をも神は彼等の頭に報いたまへりすなは
ちエルバアルの子ヨタムの詛彼らの上に及べるなり

第十章

一 アビメレクの後イッサカルの人にてドドの子なるプワの子トラ起りてイスラエルを救ふ彼エフライ
ムの山のシヤミルに住み 二 二十三年の間イスラエルを審判しがつひに死てシヤミルに葬らる彼の後にギレ
アデ人ヤイル起りて二十三年の間イスラエルを審判きたり 四 彼に子三十人ありて三十の驢馬に乗る彼等三
十の邑を有りギレアデの地において今日までヤイルの村ととなふるものすなはち是なり 五 ヤイル死てカモ
ンに葬らる 六 イスラエルの子孫ふたゝびエホバの目のまへに惡を爲しバアルとアシタロテ及びスリヤの神
シドンの神モアブの神アンモンの子孫の神ペリシテ人の神に事へエホバを棄て之に事へざりき 七 エホバ烈
しくイスラエルを怒りて之をペリシテ人及びアンモンの子孫の手に賣付したまへり 八 其年に彼らイスラエ
ルの子孫を虐げ難せりヨルダンの彼方においてギレアデにあるところのアモリ人の地に居るイスラエルの
子孫十八年の間斯せられたりき 九 アンモンの子孫またユダとベニヤミンとエフライムの族とを攻んとてヨ
ルダンを渡りしかばイスラエル太く苦めり 十 こゝにおいてイスラエルの子孫エホバに呼りていひけるは我
らおのれの神を棄てバアルに事へて汝に罪を犯したりと 十一 エホバ イスラエルの子孫にいひたまひけるは我
かつてエジプト人アモリ人アンモンの子孫ペリシテ人より汝らを救ひ出せしにあらずや 十二 又シドン人アマ
レク人及びマオン人の汝らを困しめしとき汝ら我に呼りしかば彼らの手より救ひ出せり 十三 然るに汝ら我を
棄て他の神に事ふれば我かさねて汝らを救はざるべし 十四 汝らが擇める神々に往て呼れ汝らの艱難のときに
之をして汝らを救はしめよ 十五 イスラエルの子孫エホバにいひけるは我ら罪を犯せりすべて汝の目に善と見

るところを我らみなしたまへねがはくハ唯今日我らを救ひたまへと 十六 而して民おのれの中より異なる神々
を取除きてヱホバに事へたりヱホバの心イスラエルの艱難を見るに忍びずなりぬ 十七 玆にアンモンの子孫集
てギレアデに陣を取りしがイスラエルの子孫ハ聚りてミツパに陣を取り 十八 時に民ギレアデの群伯たがひに
いひけるハ誰かアンモンの子孫に打ちむかひて戰を始むべき人ぞ其人をギレアデのすべての民の首となす
べしと

第十一章 一 ギレアデ人ヱフタハたけき勇士にして妓婦の子なりギレアデヱフタをうませしなり 二 ギレアデ
の妻子等をうみしが妻の子等成長におよびてヱフタをおひいだしてこれにいひけるハ汝ハ他の婦の子なれ
ばわれらが父の家を嗣べきにあらずと 三 ヱフタ其の兄弟の許より逃さりてトブの地に住けるに遊蕩者ヱフ
タのもとに集ひ來りて之とともに出ることをなせり 四 程經てのちアンモンの子孫イスラエルとたゝかふに
至りしが 五 アンモンの子孫のイスラエルとたゝかへるときにギレアデの長老等ゆきてヱフタをトブの地よ
り携來らんとし 六 ヱフタにいひけるハ汝來りて吾らの大將となれ我らアンモンの子孫とたゝかはん 七 ヱフ
タギレアデの長老等にいひけるハ汝らハ我を惡みてわが父の家より逐いだしたるにあらずやしかるに今汝
らが窘める時に至りて何ぞ我に來るや 八 ギレアデの長老等ヱフタにこたへけるハ其がために我ら今汝にか
へる汝われらとともにゆきてアンモンの子孫とたゝかひすべて我等ギレアデにすめるものゝ首領となす
べしと 九 ヱフタギレアデの長老等にいひけるハ汝らもし我をたづさへかへりてアンモンの子孫とたゝかハ
しめんにヱホバ之を我に付したまハゞ我ハ汝らの首となるべし 十 ギレアデの長老等ヱフタにいひけるハヱ
ホバ汝と我との間の證者たり我ら誓つて汝の言のごとくになすべし 十一 是に於てヱフタギレアデの長老等と
ともに往くに民之を立ておのれの首領となし大將となせりヱフタすなハちミツパにおいてヱホバのまへにて

の言をことごとく陳たり 十二 かくてヱフタアンモンの子孫の王に使者をつかはしていひけるは汝と我の間に
何事ありてか汝われに攻めきたりてわが地に戰はんとする 十三 アンモンの子孫の王ヱフタの使者に答へける
はむかしイスラエルエジプトより上りきたりし時にアルノンよりヤボクにいたりヨルダンに至るまで吾が
土地を奪ひしが故なり然ば今穩便に之を復すべし 十四 ヱフタまた使者をアンモンの子孫の王に遣りて之にい
はせけるは 十五 ヱフタ斯いへりイスラエルはモアブの地を取ずまたアンモンの子孫の地をも取ざりしなり 十六
夫イスラエルはエジプトより上りきたれるときに曠野を經て紅海に到りカデシに來れり 十七 而してイスラエ
ル使者をエドムの王に遣て言けるはねがはくは我をして汝の土地を經過しめよと然るにエドムの王之をう
けがはずまたおなじく人をモアブの王に遣したれども是もうべなはざりしかばイスラエルはカデシに留ま
りしが 十八 遂にイスラエル曠野を經てエドムの地およびモアブの地を繞りモアブの地の東の方に出てアルノ
ンの彼方に陣を取り然どモアブの界には入らざりきアルノンはモアブの界なればなり 十九 かくてイスラエ
ルはヘシボンに王たりしアモリ人の王シホンに使者を遣せりすなはちイスラエル之にいひけらくねがはくは
我らをして汝の土地を經過てわがところにいたらしめよと 二十 然るにシホンイスラエルを信ぜずしてその界
をとほらしめずかへつてそのすべての民を集めてヤハヅに陣しイスラエルとたゝかひしが 二一 イスラエルの
神ヱホバシホンとそのすべての民をイスラエルの手に付したまひたればイスラエル之を擊敗りてその土地
にすめるアモリ人の地を悉く手に入れ 二二 アルノンよりヤボクに至るまでまた曠野よりヨルダンに至るまで
すべてアモリ人の土地を手に入たり 二三 斯のごとくイスラエルの神ヱホバは其の民イスラエルのまへよりア
モリ人を逐しりぞけたまひしに汝なほ之を取んとする乎 二四 汝は汝の神ケモシが汝に取しむるものを取ざら
んやわれらは我らの神ヱホバが我らに取しむる物を取ん 二五 汝はまことにモアブの王チッポルの子バラクに

まされるところありとするかバラクかつてイスラエルとあらそひしことありや曾て之とたゝかひしことあ
りや 二六 イスラエルがヘシボンとその村里アロエルとその村里およびアルノンの岸に沿ひたるすべての邑々
に住ること三百年なりしに汝なぞてその間に之を回復さゞりしや 二七 我は汝に罪を犯せしことなきに汝は
われとたゝかひて我に害をくはへんとす願くはヱホバ今日イスラエルの子孫とアンモン
の子孫との間を鞫きたまへと 二八 しかれどもアンモンの子孫の王はヱフタのいひつかはせる言を聽いれざり
き 二九 こゝにヱホバの靈ヱフタに臨みしかばヱフタすなはちギレアデおよびマナセを經過りギレアデのミヅパ
にいたりギレアデのミヅパよりすゝみてアンモンの子孫に向ふ 三十 ヱフタヱホバに誓願を立ていひけるは汝
誠にアンモンの子孫をわが手に付したまはゞ 三一 我がアンモンの子孫の所より安然かに歸らんときに我家の
戸より出きたりて我を迎ふるものは必ずヱホバの所有となるべし我之を燔祭となしてさゝげんと 三二 ヱフタす
なはちアンモンの子孫の所に進みゆきて之と戰ひしにヱホバかれらをその手に付したまひしかば 三三 アロエ
ルよりミンニテにまで至りこれが二十の邑を打敗りてアベルケラミムにいたり甚だ多の人をころせりかく
アンモンの子孫はイスラエルの子孫に攻伏られたり 三四 かくてヱフタミヅパに來りておのが家にいたるに其
女鼓を執り舞ひ踊りて之を出で迎ふ是彼が獨子にて其のほかには男子もなくまた女子も有ざりき 三五 ヱフ
タ之を視てその衣を裂ていひけるはあゝ吾が女よ汝實に我を傷しむ汝は我を惱すものなり其は我ヱホバ
にむかひて口を開きたるによりて改むることあたはざればなり 三六 女之にいひけるはわが父よ汝ヱホバにむか
ひて口をひらきたれば汝の口より言出せしごとく我になせよ其はヱホバ汝のために汝の敵なるアンモンの
子孫に仇を復したまひたればなり 三七 女またその父にいひけるはねがはくは此事をわれに允せすなはち二月
の間我をゆるし我をしてわが友等とゝもに往て山にくだりてわが處女たることを歎かしめよと 三八 ヱフタす

なはち往きいひて之を二月のあひだ出し遣ぬ女子の友等とゝもに往き山の上にておのれの處女たるを歎
きしが 三十九 二月滿てその父に歸り來りたれば父その誓ひし誓願のごとくに之に行へり女は終に男を知ことな
かりき 四十 是よりして年々にイスラエルの女子等往て年に四日ほどギレアデ人エフタの女のために哀哭こと
をなす是イスラエルの規矩となれり

第十二章

一 エフライムの人々つどひて北にゆきエフタにいひけるは汝何故に往きてアンモンの子孫と戰ひな
がらわれらをまねきて汝とゝもに行せざりしやわれら火をもて汝の家を汝とゝもに焚くべしと 二 エフタ之
にいひけるは我とわが民の曾てアンモンの子孫と大に爭ひしときに我汝らをよびしに汝らかれらの手より
我を救ふことをせざりき 三 我汝らが我を救はざるを見たればわが命をかけてアンモンの子孫の所に攻ゆき
しにヱホバかれらを我が手に付したまへり然ば汝らなんぞ今日我が許に上り來りて我とたゝかはんとする
やと 四 エフタこゝにおいてギレアデの人をことごとくつどへてエフライムとたゝかひしがギレアデの人々
エフライムを擊破れり是はエフライム汝らギレアデ人はエフライムの逃亡者にしてエフライムとマナセの
中にをるなりと言しに由る 五 而してギレアデ人エフライムにおもむくところのヨルダンの津をとりきりし
がエフライム人の逃れ來る者ありて我を渡らせよといへばギレアデの人之に汝はエフライム人なるかと問
ひ彼もし然らずと言ときは 六 また之に請ふシボレテといへといふに彼その音を正しくいひ得ずしてセボレ
テと言ばすなはち之を引捕へてヨルダンの津に屠せりその時にエフライム人のたふれし者四萬二千人なり
き 七 エフタ六年のあひだイスラエルを審きたりギレアデ人エフタつひに死てギレアデのある邑に葬むらる
八 彼の後にベツレヘムのイブザンイスラエルを審きたり 九 彼に三十人の男子ありまた三十人の女子ありし
がこれをば外に嫁がしめてその子息等のために三十人の女を外より娶れり彼七年のあひだイスラエルを審

きたり　十　イブザンつひに死てベツレヘムに葬むらる　十一　彼の後にゼブルン人エロンイスラエルを審きたりゼブルン人エロン十年のあひだイスラエルを審きたり　十二　ゼブルン人エロンつひに死てゼブルンの地のアヤロンに葬むらる　十三　彼の後にピラトン人ヒレルの子アブドンイスラエルを審きたり　十四　彼に四十人の男子および三十人の孫ありて七十の驢馬に乘る彼八年のあひだイスラエルを審けり　十五　ピラトン人ヒレルの子アブドンつひに死てエフライムの地のピラトンに葬むらる是はアマレク人の山にあり

第十三章

一　イスラエルの子孫またヱホバのまへにて惡を行ひしかばヱホバこれを四十年の間ペリシテ人の手にわたしたまへり　二　こゝにダン人の族にて名をマノアとよべるゾラ人あり其の妻は石婦にして子を生みしことなし　三　ヱホバの使者の女に現れて之にいひけるは汝は石婦にして子を生しことあらず然ど汝孕みて子をうまん　四　されば汝つゝしみて葡萄酒および濃き酒を飲むことなかれまたすべて穢たるものを食ふなかれ　五　視よ汝孕みて子を產ん其の頭には剃刀をあつべからずその兒は胎を出るよりして神のナザレ人(神に身を獻げし者)たるべし彼ペリシテ人の手よりイスラエルを拯ひ始めんと　六　その婦人來りて夫に告て曰けるは神の人我にのぞめりその容貌は神の使の容貌のごとくにして甚おそろしかりしが我其のいづれより來れるやを問ず彼また其の名を我に告ざりき　七　彼我にいひけるは視よ汝孕みて子を產ん然ば葡萄酒および濃き酒を飮むなかれまたすべてけがれたるものを食ふなかれその兒は胎を出るより其の死る日まで神のナザレ人たるべしと　八　マノアヱホバにこひ求めていひけるはあゝわが主よ汝がさきに遣はしたまひし神の人をふたゝび我らにのぞませ之をして我らがその產るゝ兒になすべき事を敎へしめたまへ　九　神マノアの聲をきゝいれたまひて神の使者婦人の田野に坐しをる時に復之にのぞめり時に夫マノアは共にをらざりき　十　是において婦いそぎ走りて夫に告て之にいひけるは先頃我にのぞみし人また我に現はれたりと　十一　マノアすなはち起て

妻のあとに付て行き其人のもとに至りて之に汝はかつて此婦に語言し人なるかといふに然りとこたふ 十二 マ
ノアいひけるは汝の言のごとく成ん時は其兒の養育方および之になすべき事は如何 十三 エホバの使者マノア
にいひけるはわがさきに婦に言しところのことどもは婦之をつゝしむべきなり 十四 すなはち葡萄樹よりいづ
る者は凡て食ふべからず葡萄酒と濃き酒を飲ずまたすべて穢たるものを食ふべからずすべてわが彼に命じ
たることどもを彼守るべきなり 十五 マノアエホバの使者にいひけるは請我らをして汝を款留しめ汝のまへに
山羊羔を備へしめよ 十六 エホバの使者マノアにいひけるは汝我を款留るも我は汝の食物をくらはじまた汝燔
祭をそなへんとならばエホバにこれをそなふべしとマノアは彼がエホバの使者なるを知ざりしなり 十七 マノ
アエホバの使者にいひけるは汝の名はなにぞ汝の言の效驗あらんときは我ら汝を崇ん 十八 エホバの使者之に
いひけるは我が名は不思議なり汝何故に之をたづぬるやと 十九 マノア山羊羔と素祭物とをとり磐のうへにて
之をエホバにさゝぐ使者すなはち不思議なる事をなせりマノアとその妻之を視る 二十 すなはち火燄壇より天に
あがれるときエホバの使者壇の火燄のうちにありて昇れりマノアと其の妻これを視て地にひれふせり
二一 エホバの使者そのゝち重ねてマノアと其の妻に現れざりきマノアつひに彼がエホバの使者たりしを曉
れり 二二 マノアその妻にむかひ我ら神を視たれば必ず死ぬるならんといふに 二三 其の妻之にいひけるはエ
ホバもし我らを殺さんとおもひたまはゞわれらの手より燔祭及び素祭をうけたまはざりしならんまたこれ
らの諸のことを我らに示すことをなしこたびのごとく我らに斯ることを告たまはざりしなるべしと 二四 かく
て婦子を産てその名をサムソンと呼べりその子育ち行くエホバこれを恵みたまふ 二五 エホバの靈ソラとエシ
タオルのあひだなるマハ子ダンにて始て感動す

第十四章

一 サムソンテムナテに下りペリシテ人の女にてテムナテに住るひとりの婦を見 二 歸り上りておのが

父母に語ていひけるハ我ペリシテ人の女にてテムナテに住るひとりの婦を見たりされバ今之をめとりてわが妻とせよと 三 その父母之にいひけるハ汝ゆきて割禮を受けざるペリシテ人のうちより妻を迎んとするハ汝が兄弟等の女のうちもしくハわがすべての民のうちに婦女無が故なるかとしかるにサムソン父にむかひ彼婦わがこゝろに適へバ之をわがために娶れと言り 四 その父母ハこの事のヱホバより出しなるを知ざりきサムソンハペリシテ人を攻んと釁をうかゞひしなりそハ其のころペリシテ人イスラヱルを轄め居たればなり 五 サムソン父母とゝもにテムナテに下りてテムナテの葡萄園にいたるに稚き獅子咆哮りて彼に向ひしが 六 ヱホバの靈彼にのぞみたれば山羊羔を裂がごとくに之を裂たりしが手にハ何の武器も持ざりきされどサムソンハその爲せしことを父にも母にも告ずしてありぬ 七 サムソンつひに下りて婦とうちかたらひしが婦その心にかなへり 八 かくて日を經て後サムソンかれを娶らんとて立かへりしが身を轉して彼の獅子の屍を見るに獅子の体に蜂の群と蜜とありければ 九 すなハちその蜜を手にとりて歩みつゝ食ひ父母の許にいたりて之を與へけるに彼ら之を食へりされど獅子の体よりその蜜を取來れることをバ彼らにかたらざりき 十 かくて其の父下りて婦のもとに至りしかバサムソン少年の習例にしたがひてそこに饗宴をまうけたるに 十一 サムソンを見て三十人の者をつれ來りて之が伴侶とならしむ 十二 サムソンかれらにいひけるハ我汝らにひとつの隱語をかけん汝ら七日の筵宴の内に之を解てあきらかに之を我に告なバ我汝らに裏衣三十と衣三十襲をあたふべし 十三 然どもし之をわれに告得ずバ汝ら我に裏衣三十と衣三十襲を與ふべしと彼等之にいひけるハ汝の隱語をかけて我らに聽しめよ 十四 サムソン之にいひけるハ食ふ者より食物出で强き者より甘き物出でたりと彼ら三日の中に之を解ことあたハざりしかば 十五 第七日にいたりてサムソンの妻にいひけるハ汝の夫を說すゝめて隱語を我らに明さしめよ然せずば火をもて汝と汝の父の家を焚ん汝らハわれらの物をとらんと

てわれらを招けるなるか然るにあらずやと　十六　是においてサムソンの妻サムソンのまへに泣ていひけるは汝はわれを惡む而已われを愛せざるなり汝わが民の子孫に隱語をかけて之をわれに說あかさずとサムソン之にいふ我これをわが父や母にも說あかさゞれバいかで汝に說あかすべけんやと　十七　婦七日の筵宴のあひだ彼のまへに泣き居りしが第七日に至りてサムソンつひに之を彼に說あかせり其は太く強たればなり婦すなはち隱語をおのが民の子孫に明せり　十八　是において第七日に及びて日の沒るまへに邑の人々サムソンにいひけるは何ものか蜜よりあまからん何ものか獅子より强からんとサムソン之にいひけるは汝らわが牝犢をもて耕さゞりせバ汝らわが隱語を解得ざるなりと　十九　茲にヱホバの靈サムソンに臨みしかバサムソンアシケロンに下りてかしこの者三十人を殺しその物を奪ひ彼の隱語を解し者等にその衣服を與へはげしく怒りて其父の家にかへり上れり　二十　サムソンの妻はサムソンの友となり居たるその伴侶の妻となりぬ

第十五章

一　日を經てのち麥秋の時にサムソン山羊羔をたづさへて妻のもとを訪ていひけるは我室に入てわが妻に會んと然るに妻の父其の入ことをゆるさず　二　其父すなはちいひけるはわれまことに汝は彼の婦を嫌ひたりと意ひしがゆゑに彼を汝の伴侶たりし者に與へたり彼が妹は彼よりも善にあらずやねがはくは彼に代て之を汝のものとせよ　三　サムソン彼らにいひけるは今回はわれペリシテ人に害を加ふるとも彼らに對して罪なかるべしと　四　サムソンすなはち往て山犬三百をとらへ火炬をとり尾と尾をあはせてその二つの尾の間に一つの火炬を結ひつけ　五　火炬に火をつけてペリシテ人のいまだ刈ざる麥のなかにこれを放ち入れその束ね積たるものといまだ刈ざるものを焚き橄欖の園にまで及ぼせり　六　ペリシテ人いひけるは是は誰の行爲なるや、こたへて言ふテムナテ人の壻サムソンなりそは彼サムソンの妻をとりて其伴侶なりし者に與へたればなりとこゝにおいてペリシテ人上りきたりて彼の婦とその父とを火にて燒きうしなへり　七　サムソン彼ら

に言ふ汝ら斯おこなへバ我汝らに仇をむくいでハ止じと 八 すなハち脛ふ腿に彼らを撃て大いに之を殺せり
かくてサムソンハ下りてエタムの巖間に居る 九 ここにおいてペリシテ人上り來りてユダに陣を取りレヒに
布き備へたれば 十 ユダの人々いひけるハ汝ら何の故にわれらに攻めのぼりたるやとかれらこたへけるハサ
ムソンをしばりて彼がわれらに爲しごとくかれに爲んとてのぼれるなりと 十一 是をもてユダの人三千人エタ
ムの巖間にくだりてサムソンにいふ汝ペリシテ人ハわれらを轄るものなるを知らざるや汝などてかわれら
に斯る事をなせしやサムソンかれらにいひけるハ我ハ彼らが我に爲しごとく彼らに爲しなりと 十二 かれらま
たサムソンにいひけるハ我らハ汝をしばりてペリシテ人の手にわたさんとて下りきたれりサムソンかれら
にいひけるハ汝らの自われを害すまじきことを我に誓へ 十三 彼ら之にかたりていふいなわれらハただ汝を縛
りいましめてペリシテ人の手にわたさんのみわれらハ必ず汝を殺さざるべしとすなはち二條の新しき索
をもてかれをいましめて巖より之を携かへれり 十四 サムソンレヒにいたれるときペリシテ人聲を揚てかれに
近づきしが時しもエホバの靈彼にのぞみたればその腕にかかれる索ハ火に焚たる麻のごとくになりて手の
いましめ解はなれたり 十五 サムソンすなはち驢馬のあたらしき腮骨ひとつを見出し手をのべて之を取り其を
もて一千人を殺せり 十六 而して言ふ驢馬の腮骨をもて山をきづき山をつくる、驢馬の腮骨をもて我一千人を撃殺
せりと 十七 かく言終りてその手より腮骨をすてて其處をラマテレヒと名けたり 十八 時に彼渇をおぼゆることと
甚だしかりしかばエホバによばはりていふ汝の僕の手をもて汝この大なる救をほどこしたまへるにわ
れ今渇きて死に割禮を受けざるものの手におちいらんとすと 十九 ここにおいて神レヒに在るくぼめる所を裂
きたまひしかバ水そこよりながれいでしがサムソン之を飲たれば精神舊に返りてふたたび爽になりぬ故に
其名をエンハッコレ(呼はれるものの泉)と呼ぶ是今日にいたるまでレヒに在り 二十 サムソンハペリシテ人の治

世の時に二十年イスラエルをさばけり

第十六章

一 サムソンガザに往きかしこにてひとりの妓を見てかれの處に入しに 二 サムソンこゝに來れりとガザ人につぐるものありければすなはち之を取り圍みよもすがら邑の門に埋伏し詰朝におよび夜の明たる時に之をころすべしといひてよもすがら靜まりかへりて居る 三 サムソン夜半までいね夜半にいたりて興き邑の門の扉とふたつの柱に手をかけて楗もろともに之をひきぬき肩に載てヘブロンの向ひなる山の巓に負のぼれり 四 このゝちサムソンソレクの谷に居る名はデリラと言ふ婦人を愛す 五 ペリシテ人の群伯かの婦のもとに上り來て之にいひけるは汝サムソンを說すゝめてかのおほいなる力は何に在るかまたわれら如何にせば之に勝て之を縛りくるしむるを得べきかを見出せ然すればわれらおのおの銀千百枚づつをなんぢに與ふべし 六 こゝにおいてデリラサムソンにいひけるは汝の大なる力は何にあるかまた如何せば汝を縛りて苦むることを得るや請之をわれにつげよ 七 サムソン之にいひけるは人もし乾きしことなき七條の新しき繩をもてわれを縛るときはわれ弱くなりて別の人のごとくならんと 八 こゝに於てペリシテ人の群伯乾きしことなき七條の新しき繩を婦にもち來りければ婦之を以てサムソンをしばりしが 九 かねて室のうちに人しのび居て己とゝもにありたれば斯してサムソンにむかひサムソンよペリシテ人汝に及ぶと言にサムソンすなはちその索を絶りあたかも麻絲の火にあひて斷るゝがごとし斯其の力の原由知れざりき 十 デリラサムソンにいひけるは視よ汝われを欺きてわれに謊を告たり請ふ何をもてせば汝を縛ることをうるや今我に告よ 十一 彼之にいひけるはもし人用ひたることなき新しき索をもてわれを縛りいましめなばわれ弱くなりて別の人のごとくならんと 十二 是をもてデリラあたらしき索をとり其をもて彼を縛りしかして彼にいふサムソンよペリシテ人汝におよぶと時に室のうちに人しのび居たりしがサムソン絲のごとくにその索を腕より絶れとせり 十三

デリラサムソンにいひけるハ今までハ汝われを欺きて我に謊をつげたるが何をもてせバ汝をしばることを
うるやわれに告よと彼之にいひけるハ汝もしわが髪毛七繚を機の緯線とゝもに織バすなハち可しと　十四婦す
なはち釘をもて之をとめおきて彼にいひけるハサムソンよペリシテ人汝におよぶとサムソンすなはちその
寢をさまし織機の釘と緯線とを曳拔り　十五婦こゝにおいてサムソンにいひけるハ汝の心われに居ざるに汝い
かでわれを愛すといふや汝すでに三次われをあざむきて汝が大なる力の何にあるかをわれに告ず　十六日々
にその言をもて之にせまりうながして彼の心を死るバかりに苦ませたれバ　十七彼つひにその心をことごとく
打明して之にいひけるハわが頭にハいまだかつて剃刀を當しことあらずそハわれ母の胎を出るよりして神の
ナザレ人たれバなりもしわれ髪をそりおとされなバわが力われをはなれわれハ弱くなりて別の人のごとく
ならんと　十八デリラサムソンがことごとくその心をわれに明したるを見人をつかはしてペリシテ人の群伯を召
ていひけるハサムソンことごとくその心をわれに明したれバいまひとたび上り來るべしとこゝにおいてペリ
シテ人の群伯かの銀を攜へて婦のもとにいたる　十九婦おのが膝のうへにサムソンをねむらせ人をよびてその
頭髪七繚をそりおとさしめ之を苦めはじめたるにその力すでにうせさりてあり　二十婦こゝにおいてサムソン
よペリシテ人汝におよぶといひけれバ彼睡眠をさましていひけるハわれ毎のごとく出て身を振はさんと彼
ハエホバのおのれをはなれたまひしを覺らざりき　二十一ペリシテ人すなはち彼を執へ眼を抉りて之をガザにひ
き下り銅の鏈をもて之を繋げりかくてサムソンハ囚獄のうちに磨を挽居たりしが　二十二その髪の毛剃おとさ
れてのち復長はじめたり　二十三茲にペリシテ人の群伯共にあつまりてその神ダゴンにおほいなる祭物をさゝげ
て祝をなさんとすなはち言ふわれらの神ハわれらの敵サムソンをわれらの手に付したりと　二十四民サムソン
を見ておのれの神をほめたゝへて言ふわれらの神ハわれらの敵たる者われらの地を荒せしものわれらを數

多殺せしものをわれらの手に付したりと 二五 その心に喜びていひけるはサムソンを召てわれらのため戯技をなさしめよとて囚獄よりサムソンを召いだせしかばサムソン之がために戯技をなせり彼等サムソンを柱の間に立しめしに 二六 サムソンおのが手をひきをる少者にいひけるはわれをそなして此家の倚て立ところの柱をさぐりて之に倚しめよと 二七 その家には男女充ちペリシテ人の群伯もまたみな其處に居る又屋蓋のうへには三千ばかりの男女ありてサムソンの戯技をなすを觀てありき 二八 時にサムソンヱホバに呼はりいひけるはあゝ主ヱホバよねがはくは我を記念にたまへ嗚呼神よねがはくは唯今一度我を强くしてわがふたつの眼のひとつのためにもペリシテ人に仇をむくいしめたまへと 二九 サムソンすなはちその家の倚てたつところの兩箇の中柱のひとつを右の手ひとつを左の手にかゝへて身をこれによせたりしが 三十 サムソン我はペリシテ人とともに死なんといひて力をきはめて身をかがめたれば家はそのなかに居る群伯とすべての民のうへに倒れたりかくサムソンが死るときに殺せしものは生けるときに殺せし者よりもおほかりき 三一 このちサムソンの兄弟およびその父の家族ことごとく下りて之を取り携へのぼりてゾラとエシタオルのあひだなる其の父マノアの墓にはうむれりサムソンがイスラエルをさばきしは二十年なりき

第十七章

一 こゝにエフライムの山の人にて名をミカとよべるものありしが 二 その母に言けるは汝かつてその千百枚の銀を取れしことを吾が聞ところにて詛ひて語りしが視よその銀はわが手に在り我之を取るなりと母すなはちわが子よねがはくはヱホバ汝に祝福をたまへと言り 三 彼千百枚の銀をその母にかへせしかば母いひけらくわれわが子のためにひとつの像を雕みひとつの像を鑄んためにその銀をわが手よりヱホバに納む然ばわれ今之を汝にかへすべしと 四 ミカその銀を母にかへせしかば母その銀二百枚をとりて之を鑄物師にあたへてひとつの像をきざませひとつの像を鑄させたり其像はミカの家に在り 五 このミカといふ人神の

殿をもちをりエポデおよびテラピムを造りひとりの子を立ておのが祭司となせり
六 此ときにハイスラエルに王なかりければ人々おのれの目に是とみゆることをおこなへり
七 こゝにひとりの少者ありてベツレヘムユダに於てユダの族の中にをる彼ハレビ人にしてかしこに寓居るなり
八 この人居べきところをたづねてその邑ベツレヘムユダを去しが遂に旅してエフライムの山にゆきてミカの家にいたりしに
九 ミカ之にいひけるハ汝いづこより來れるやと彼之にいふ我ハベツレヘムユダのレビ人なるが居べきところをたづねに往くものなり
十 ミカ之に言けるハ汝われと偕に居りわがために父とも祭司ともなれよ然バわれ年に銀十枚および衣服食物を汝にあたへんとレビ人すなハち入しが
十一 レビ人つひにその人と偕に居んことを肯ふ是においてその少者ハかれの子の一人のごとくなりぬ
十二 ミカレビ人なるこの少者をたてゝ祭司となしたればすなハちミカの家に居る
十三 ミカ是において言ふ今われ知るエホバわれに恩惠をたまはんそハこのレビ人われの祭司となれバなり

第十八章

一 當時イスラエルにハ王なかりしがダン人の支派其頃住むべき地を求めたり是ハ彼らイスラエルの支派の中にありて其日まで未だ產業の地を得ざりしが故なり
二 ダンの子孫すなハちゾラとエシタオルよりして自己の族の勇者五人を遣ししその境を出て土地を窺ひ探らしむ即ち彼等に言ふ往て土地を探れと彼等エフライムの山にいたりミカの家につきて其處に宿れり
三 かれらミカの家の傍にある時レビ人なる少者の聲を聞認たれバ身をめぐらして其處にいりて之に言ふ誰が汝を此に携きたりしや汝此處にて何をなすや此に何の用あるや
四 其人かれらに言けるハミカ斯々我を待ひ我を雇ひて我その祭司となれりと
五 彼等これに言ふ請ふ神に問ひ我等が往ところの途に利達あるや否を我等にしらしめよ
六 その祭司かれらに言けるハ安じて往よ汝らが往ところの途ハエホバの前にあるなりと
七 是に於て五人の者往てライシにいたり其處に住

る人民を視るに顧慮なく住ひをり其安穩にして安固なることシドン人のごとし此國には政權を握りて人を煩はす者絶てあらず其シドン人と隔たること遠くまた他の人民と交ることなし　八斯て彼等ゾラとエシタオルに返りてその兄弟等にいたるに兄弟等何如なりしやと彼等に問ければ　九答て言ふ起よ彼等の所に攻のぼらん我等その地を見るに甚だ善し汝等は安んじをるなり進みいたりてその地を取ることを怠るなかれ　十汝等往ば安固なる人民の所に至らんその地は竪横ともに廣し神これを汝らの手に與へたまふなり此處には世にある物一箇も缺ることあらず　十一是に於てダン人の族の者六百人武器を帶てゾラとエシタオルより出ゆき　十二上りてユダのキリヤテヤリムに陣を張り是をもてその處をマハネダンと名けしがその名今日に存る是はキリヤテヤリムの後にあり　十三彼等其處よりエフライム山に進みミカの家に至りけるに　十四夫のライシの國を窺ひに往たりし五人の者その兄弟等に告て言けるは是等の家にはエポデ、テラピム、および雕める像と鑄たる像あるを汝等知や然ば汝ら今その爲べきことを考よと　十五乃ち其方に身をめぐらして夫のレビ人の少者の家なるミカの家に至りてその安否を問けるが　十六武器を帶たる六百人のダンの子孫は門の入口に立り　十七夫の土地を窺ひに往たりし五人の者上りて其處にいりその雕める像とエポデとテラピムおよび鑄たる像を取けるが祭司は武器を帶たる六百人の者とゝもに門の入口に立ゐたり　十八此人々ミカの家にいりてその雕める像とエポデとテラピムと鑄たる像とを取ゑかば祭司かれらに汝ら何をなすやと言ふに　十九彼等これに言けるは汝默せよ汝手を口にあてゝ我らとゝもに來り我らの父とも祭司ともなれよかし一人の家の祭司たるとイスラエルの一の支派一の族の祭司たるとは何か好や　二十祭司すなはち心に悦びてエポデとテラピムと雕める像とを取て民の中に入る　二十一斯てかれら身をめぐらしてその子女と家畜と財寶を前にたてゝ進みしが　二十二ミカの家を遙かに離れし時ミカの家に近きところの家の人々呼はり集てダンの子孫に追ひつき　二十三ダンの子孫を呼たれ

ば彼等回顧てミカに言ふ汝何事ありて集しや　二四かれら言けるは汝らはわが造れる神々および祭司を奪ひさ
りたれぞ我尙何かあらん然るに汝等何ぞ我にむかひて何事ぞやと言や　二五ダンの子孫かれに言けるは汝の聲
を我らの中に聞えしむるなかれ恐くは心の荒き人々汝に擊かゝるありて汝おのれの生命と家族の生命とを
失ふにいたらんと　二六而してダンの子孫進みゆきけるがミカは彼らが己よりも强きを見て身をめぐらして家
に返れり　二七彼等ミカが造りし者とその有し祭司をとりてライシにおもむき平穩にして安樂なる民の所にい
たり刃をもて之を擊ち火をもてその邑を燒たりしが　二八其シドンと隔たること遠きが上に他の人民と交際ざ
りしによりて之を救ふ者なかりきその邑はベテレホブの邊の谷にあり彼ら邑を建なほして其處に住み　二九イ
スラエルの生たるその先祖ダンの名にしたがひて其邑の名をダンと名けたりその邑の名は本はライシなり
き　三十斯てダンの子孫その雕める像を安置りモーセの子なるゲルシヨムの子ヨナタンとその子孫ダンの支派
の祭司となりて國の擄へるゝ時にまでおよべり　三一神の家のシロにありし間恒に彼等はミカが造りしかの雕
める像を安置おきぬ

第十九章

一其頃イスラエルに王なかりし時にあたりてエフライムの山の奥に一人のレビ人客寓をりベツレヘ
ムユダより一人の婦人をとりて妾となしたるに　二その妾彼に背きて姦淫を爲し去てベツレヘムユダなるそ
の父の家にかへり其所に四月といふ日をおくれり　三是に於てその夫彼をなだめて携かへらんとてその僕と
二頭の驢馬をしたがへ起てかれの後をしたひゆきければその父の家に之を導きいたりしに女の父これを見
て之に遇ことを悅こべり　四而してその女の父なる外舅彼をひきとめたれば則ち三日かれと共に居り皆食飲
して其所に宿りしが　五四日におよびて朝早く起あがり彼たちて去んとしければ女の父その婿に言ふ少許の
食物をもて汝の心を强くして然る後に去れよと　六二人すなはち坐りて共に食飲しけるが女の父その人にい

ひけるハ請ふ幸に今一夜を明し汝の心を樂ましめよと 七 其人起て去んとしけるに外舅これを强たれバ遂に
復其所に宿り 八 五日におよびて朝はやく起いでゝ去んとしたるに女の父これに言けるハ請ふ汝の心を强く
せよと是をもて日の昃るまでとゞまりて共に食をなしけるが 九 其人つひに妾および僕とゝもに去んとて起
あがりければ女の父彼に言ふ視よ今ハ日暮なんとす請ふ今一夜を明されよ視よ日昃たり汝此にやどりて汝
の心をたのしませ明日蚤く起て出たち汝の家にいたれよと 十 然るに其人止宿ることを肯ずして起て去りエ
ブスの對面にいたれり是ハエルサレムなり鞍おける二の驢馬彼とゝもにあり妾も彼とゝもなりき 十一 彼らエ
ブスの近傍にをる時日はや没んとしければ僕その主人にいひけるハ請ふ來れ我等身をめぐらしてエブス人
の此邑にいりて其所に宿らんと 十二 その主人これに言けるハ我等ハ彼所に身をめぐらしてイスラエルの子孫
の邑ならざる外國の人の邑にいるべからずギベアに進みゆかんと 十三 すなハちその僕にいひけるハ來れ我ら
ギベアかラマか是等の處の一に就て止宿んと 十四 皆すゝみ往きけるがベニヤミンのギベアの近邊にて日暮た
れバ 十五 ギベアにゆきて宿らんとて其所に身をめぐらし入て邑の衢に坐しけるに誰も彼を家に接て宿らしむ
る者なかりき 十六 時に一人の老人日暮に田野の働作をやめて歸りきたる此人ハエフライム山の者にしてギベ
アに寄寓れるなり但しこの處の人ハベニヤミン人なり 十七 彼目をあげて旅人の邑の衢にをるを見たり老人す
なハちいひけるハ汝ハ何所にゆくなるや何所よりきたれるやと 十八 その人これにいひけるハ我らハベツレヘ
ムユダよりエフライム山の奥におもむく者なり我ハ彼所の者にて既にベツレヘムユダにゆき今エホバの室
に詣らんとするなるが誰もわれを家に接ものあらず 十九 然ど驢馬の藁も飼蒭もあり又我と汝の婢および僕等
とゝもなる少者の用ふべき食物も酒もありて何も事缺るところなし 二十 老人いひけるハ願くハ汝安かれ汝が
需むる者ハ我そなへん唯衢に宿るなかれと 二一 これをその家に携れ驢馬に飼ふ彼らすなハち足をあらひて食

飲せしが　二二　その心を樂ませをる時にあたりて邑の人々の邪なる者その家をとりかこみ戸を打たゝきて家の主人なる老人に言ふ汝の家にきたれる人をひき出せ我らこれを犯さんと　二三　是に於て家の主人なる人かれらの所にいでゆきてこれに言けるハ否わが兄弟よ惡をなす勿れ此人すでにわが家にいりきたればこの愚なる事をなすなかれ　二四　我が處女なる女と此人の妾とあるにより我これを今つれいだすべければ汝らかれらを辱しめ汝等の好むところをこれに爲せ唯この人にハ斯る愚なる事を爲すなかれと　二五　然るにその人々これを聽いれざるにより其人その妾をとりてこれを彼らの所にいだしやりければすなはちこれを犯して朝にいたるまで終夜これを辱しめ日のいづる頃にいたりて釋てり　二六　是をもて婦黎明にきたりてその夫のをる彼人の家の門に仆れ夜のあくるまで其處に臥をる　二七　その主朝におよびておきいで家の戸をひらきて出去んとせしがその妾の婦の家の門にたふれをりて手を閾の上におくを見ければ　二八　これにむかひ起よ我ら出往んと言たれども何の答もあらざりき是によりてその人これを驢馬にのせたちて己の所におもむきしが　二九　家にいたるにおよびて刀をとり其妾を執へて骨ぐるみこれを十二分にたちわりて之をイスラエルの四方の境におくりければ　三十　之を見る者皆いふイスラエルの子孫がエジプトの地より出のぼりし日より今日にいたるまで斯のごとき事ハ行ハれしことなく見えしことなし思をめぐらし相議りて言ふことをせよ

第二十章

一　是に於てイスラエルの子孫ダンよりベエルシバにいたりギレアデの地にいたるまで皆出きたり其會衆一人のごとくにしてミヅパに於てエホバの前に集り　二　衆民の長たる者すなはちイスラエルの諸の支派の長等みづから神の民の集會に出づ劍をぬくところの歩兵四十萬人ありき　三　ベニヤミンの子孫ハイスラエルの子孫がミヅパにのぼれることを聞り斯てイスラエルの子孫此惡事の樣を語れと言ければ　四　彼殺されし婦の夫なるレビの人こたへていふ我わが妾とともにベニヤミンのギベアに宿らんとて往たるに　五　ギベアの

人起りたちて我をせめ夜の間に我がをる家をとりかこみて我を殺さんと企て遂にわが妾を辱しめてこれを
死しめたれば 六 我わが妾をとらへてこれをたちわりこれをイスラエルの產業なる全地に遣れり是は彼らイ
スラエルにおいて淫事をなし愚なる事をなしたればなり 七 汝等は皆イスラエルの子孫なり今汝らの意見と
思考をのべよ 八 民みな一人のごとくに起ていひけるは我らは誰もおのれの天幕にゆかずまた誰もおのれの
家におもむかじ 九 我らがギベアになさんところの事は是なりすなはち鬮にしたがひて之を攻ん 十 我らイス
ラエルの諸の支派の中に於て百人より十人、千人より百人、萬人より千人、を取りて民の糧食を執せ之をして
ベニヤミンのギベアにいたり彼らがイスラエルにおこなひたるその愚なる事にしたがひて事をなさしむべ
し 十一 斯イスラエルの人々皆あつまりて此邑を攻んとせしが其相結べること一人のごとくありき 十二 イスラ
エルの諸の支派遍く人をベニヤミンの支派の中に遣はして言しめけるは汝らの中に此惡事のおこなはれし
は何事ぞや 十三 然ばギベアにをるかの邪なる人々をわたせ我らこれを誅して惡をイスラエルに絶べしと然る
にベニヤミンの子孫はその兄弟なるイスラエルの子孫の言を聽いれざりき 十四 却てベニヤミンの子孫は邑々
よりギベアにあつまりて出てイスラエルの子孫と戰はんとす 十五 その時邑々より出たるベニヤミンの子孫を
數ふるに劍をぬくところの人二萬六千あり外にまたギベアの居民ありて之をかぞふるに精兵七百人ありき
十六 この諸の民の中に左手利の精兵七百人あり皆能く投石器をもて石を投るに毫末もたがふことなし 十七 イス
ラエルの人をかぞふるにベニヤミンを除きて劍をぬくところの者四十萬人ありき是みな軍人なり 十八 爰にイス
ラエルの子孫起あがりてベテルにのぼり神に問て我等の中孰か最初にのぼりてベニヤミンの子孫と戰ふべ
きやと言ふにエホバ ユダ最初にと言たまふ 十九 イスラエルの子孫すなはち朝おきてギベアにむかひて陣をと
りけるが 二十 イスラエルの人々ベニヤミンと戰はんとて出でゆきイスラエルの人々行伍をたてゝギベアにて

彼らと戰はんとせければ 二一 ベニヤミンの子孫ギベアより進みいでゝ其日イスラエル人二萬二千を地に擊仆
せり。二二 然るにイスラエルの民の人々みづから奮ひその初の日に行伍をたてし所にまた行伍をたてたり 二三 而
してイスラエルの子孫上りゆきてヱホバの前に夕暮まで哭きヱホバに問て言ふ我復進みよりて我兄弟なる
ベニヤミンの子孫とたゝかふべきやとヱホバ彼に攻のぼれと言たまへり 二四 是に於てイスラエルの子孫次の
日またベニヤミンの子孫の所に攻よするに 二五 ベニヤミンまた次の日ギベアより進みて之にいであひ再びイ
スラエルの子孫一萬八千人を地に擊仆せり是みな劍をぬくところの者なりき 二六 斯在しかばイスラエルの子
孫と民みな上りてベテルにいたりて哭き其處にてヱホバの前に坐りその日の夕暮まで食を斷ち燔祭と酬恩
祭をヱホバの前に獻げ 二七 而してイスラエルの子孫ヱホバに問り(その頃は神の契約の櫃彼處にありて 二八 アロ
ンの子エレアザルの子なるピネハス當時これに事へたり)即ち言けるは我またも出てわが兄弟なるベニヤミ
ンの子孫とたゝかふべきや或は息べきやヱホバ言たまふ上れよ明日はわれ汝の手にかれらを付すべしと 二九
イスラエル是に於てギベアの周圍に伏兵を置き 三十 而してイスラエルの子孫三日目にまたベニヤミンの子孫
の所に攻のぼり前のごとくにギベアにむかひて行伍をたてたれば 三一 ベニヤミンの子孫民に出あひしが遂に
邑より誘出されたり彼等始は民を擊ち大路にて前のごとくイスラエルの人三千人許を殺せりその大路は一
筋はベテルにいたり一筋は野のギベアに至る 三二 ベニヤミンの子孫すなはち言ふ彼らは初のごとく我らに擊
破らるゝと然るにイスラエルの人は云ふ我等逃て彼らを邑より大路に誘き出さんと 三三 イスラエルの人々みな
その所を起て去りバアルタマルに行伍をたてたり而して伏兵その處より即ちギベアの野原より起れり 三四 イ
スラエルの全軍の中より選拔たる兵一萬來りてギベアを襲ひ其戰鬪はげしかりしがベニヤミン人は禍害
の己にのぞむを知ざりき 三五 ヱホバイスラエルのまへにベニヤミンを擊敗りたまひしかばイスラエルの子孫

りの日ベニヤミン人二萬五千一百人を殺せり是みな劍をぬくところの者なり 三六 ベニヤミンの子孫すなは
ち己の撃敗らるゝを見たり偖イスラエルの人々そのギベアにむかひて設たるところの伏兵を恃てベニヤミ
ン人を避て退きけるが 三七 伏兵急ぎてギベアに突いり伏兵進みて刃をもて邑を盡く撃り 三八 イスラエルの人々
とその伏兵との間に定めたる合圖は邑より大なる黒烟をあげんとの事なりき 三九 イスラエルの人々戰陣より
引き退ぞく、ベニヤミン初ハイスラエルの人々を撃て三千人ばかりを殺し乃ち言ふ彼等ハまことに最初
の戰のごとく我等に撃やぶらると 四十 然るに火焔烟の柱なして邑より上りはじめしかバベニヤミン人後を見
かへりしに邑ハ皆烟となりて空にのぼる 四一 時にイスラエルの人々ふりかへりしかばベニヤミンの人々菑害
のおのれに迫るを見て狼狽へ 四二 イスラエルの人々の前より身をめぐらして野の途におもむきけるが戰鬪こ
れに追せまりて遂にその邑々よりいできたる者どもその中に戰死す 四三 イスラエルの人すなはちベニヤミン人
をとりまきて之を追うち容易くこれを踏たふして東の方ギベアの對面にまでおよべり 四四 ベニヤミンの仆る
ゝ者一萬八千人是みな勇士なり 四五 玆に彼等身をめぐらして野の方ににげリンモンの盤にいたれりイスラエ
ルの人大路にて彼等五千人を伐とり尚もこれを追うちてギドムにいたりその二千人を殺せり 四六 是をもて其
日ベニヤミンの仆れし者ハ劍をぬくところの人あはせて二萬五千人ありき是みな勇士なり 四七 但六百人の者
身をめぐらして野の方にのがれリンモンの磐にいたりて四月があひだリンモンの磐にをる 四八 是に於てイス
ラエルの人々また身をかへしてベニヤミンの子孫をせめ刃をもて邑の人より畜にいたるまで凡て目にあた
る者を撃ち亦その至るところの邑々に火をかけたり

第二十一章

一 イスラエルの人々嘗てミヅパにて誓ひ言けるハ我等の中一人もその女をベニヤミンの妻にあた
ふる者あるべからずと 二 玆に民ベテルにいたり彼處にて夕暮まで神の前に坐り聲を放ちて痛く哭き 三 言け

るはイスラエルの神ヱホバよなんぞイスラエルに斯ることの起り今日イスラエルに一の支派の缺るにいたり
しやと 四 而して翌日民蚤に起て其處に壇を築き燔祭と酬恩祭をさゝげたり 五 玆にイスラエルの子孫いひけ
るはイスラエルの支派の中に誰か會衆とともに上りてヱホバにいたらざる者あらんと其はかれらミツパに
來りてヱホバにいたらざる者の事につきて大なる誓をたてゝ其人をばかならず死しむべしと言たればなり
六 イスラエルの子孫すなはち其兄弟ベニヤミンの事を憫然におもひて言ふ今日イスラエルに一の支派絶ゆ
七 我等ヱホバをさして我らの女をかれらの妻にあたふべしと誓ひたれば彼の遺る者等に妻をめとらしめん
には如何にすべきや 八 又言ふイスラエルの支派の中孰の者かミツパにのぼりてヱホバにいたらざると而し
て視るにヤベシギレアデより一人も陣營にきたり集會に臨める者なし 九 即ち民をかぞふるにヤベシギレ
アデの居民は一人も其處にをらざりき 十 是に於て會衆勇士一萬二千を彼處に遣し之に命じて言ふ往て刃を
もてヤベシギレアデの居民を撃て婦女兒女をも餘すなかれ 十一 汝ら斯おこなふべし即ち汝等男人および男と
寢たる婦人をば悉く滅し盡すべしと 十二 彼等ヤベシギレアデの居民の中にて四百人の若き處女を獲たり是は
未だ男と寢て男をしりしことあらざる者なり彼らすなはち之をシロの陣營に曳きさる是はカナンの地にあ
り 十三 斯て全會衆人をやりてリンモンの磐にをるベニヤミン人と語はしめ和睦をこれに宣しめされば 十四 ベニ
ヤミンすなはち其時に歸りきたれり是において彼らヤベシギレアデの婦人の中より生しおきたるところの
女子を之にあたへけるが尚足ざりき 十五 ヱホバイスラエルの支派の中に缺を生せしめたまひしに因て民ベニ
ヤミンの事を憫然におもへり 十六 會衆の長老等いひけるはベニヤミンの婦女絶たれば彼の遺れる者等に妻を
めとらせんには如何すべきや 十七 又言けるはベニヤミンの中の逃れたる者等に產業あらしめん然らばイスラ
エルに一の支派の消ることなかるべし 十八 然ながら我等は我等の女子をかれらの妻にあたふべからず其はイ

スラエルの子孫誓をなしベニヤミンに妻を與ふる者は詛はれんと言たればなりと　十九而して言ふ歳々シロに
エホバの祭ありと其處はベテルの北にあたりてベテルよりシケムにのぼるところの大路の東レバナの南に
あり　二十是に於てかれらベニヤミンの子孫に命じて言ふ汝らゆきて葡萄園に伏して窺ひ　二一若シロの女等舞を
どらんと出きたらば葡萄園より出でシロの女の中より各人妻を執てベニヤミンの地に往け　二二若その父ある
ひは兄弟來りてわれらに愬へなば我らこれに言ふべし請ふ幸にかれらを我らに取せよ我等戰爭の時に皆て
とごとくの妻をとりしにあらざればなり汝等今かれらに與へしにあらざれば汝等は罪なしと　二三ベニヤミ
ンの子孫すなはちかく行なひその踊れる者等を執へてその中より己の數にしたがひて妻を取り往てその地
にかへり邑々を建なほして其處に住り　二四斯てイスラエルの子孫その時其處を去て各人その支派に往きその
の族にいたれり即ち其處より出ておのおのその地にいたりぬ　二五當時はイスラエルに王なかりしが各人その
の目に善と見るところを爲り

士師記　終

路得記

第一章

一 士師の世ををさむる時にあたりて國に饑饉ありければ一箇の人その妻と二人の男子をひきつれてベツレヘムユダを去りモアブの地にゆきて寄寓る 二 その人の名はエリメレク、その妻の名はナオミ、その二人の男子の名はマロンおよびキリオンといふ、ベツレヘムユダのエフラテ人なり彼等モアブの地にいたりて其處にをりしが 三 ナオミの夫エリメレク死てナオミとその二人の男子のこさる 四 彼等おのおのモアブの婦人を妻にめとるその一人の名はオルバといひ一人の名はルツといふ彼處にすむこと十年許にして 五 マロンとキリオンの二人もまた死り斯ナオミは二人の男子と夫に後れしが 六 モアブの地にて彼エホバその民を眷みて食物を之にたまふと聞ければその媳とともに起てモアブの地より歸んとし 七 その在ところを出たりその二人の媳これとともにあり彼等ユダの地にかへらんと途にすゝむ 八 爰にナオミその二人の媳にいひけるは汝らはゆきておのおの母の家にかへれ汝らがかの死たる者と我とを善く待ひしごとくにねがはくはエホバまたなんぢらを善くあつかひたまへ 九 ねがはくはエホバなんぢらをして各々その夫の家にて安身處をえせしめたまへと乃ちかれらに接吻しければ彼等聲をあげて哭き 十 之にいひけるは我ら汝とともに汝の民にかへらんと 十一 ナオミいひけるは女子よ返れ汝らなんぞ我とともにゆくべけんや汝らの夫となるべき子猶わが胎にあらんや 十二 女子よかへりゆけ我は老たれば夫をもつをえざるなり假設われ指望ありといふとも今夜夫を有つとも而してまた子を生むとも 十三 汝等これがために其子の生長までまちをるべけんや之がために夫をもたずしてひきこもりをるべけんや女子よ然すべきにあらず我はエホバの手ののぞみてわれを攻しことを汝らのために痛くうれふるなり 十四 彼等また聲をあげて哭く而してオルパはその姑に接吻せしがルツは之を離れず 十五 是によりてナオミまたいひけるは視よ汝の娌はその民とその神にかへり往く汝も娌にし

たがひてかへるべし 十六 ルツいひけるハ汝を棄て汝をはなれて歸ることを我に催すなかれ我ハ汝のゆくとこ
ろに往き汝の宿るところにやどらん汝の民ハわが民汝の神ハわが神なり 十七 汝の死るところに我ハ死て其處
に葬らるべし若死別にあらずして我なんぢとわかれなばエホバわれにかくなし又かさねてかくなしたまへ
十八 彼媳が固く心をさだめて己とともに來らんとするを見しかば之に言ふことを止たり 十九 かくて彼等二人ゆ
きて終にベツレヘムにいたりしがベツレヘムにいたれる時邑こぞりて之がためにさわぎたち婦女等是ハナ
オミなるやといふ 二十 ナオミかれらにいひけるハ我をナオミ(樂し)と呼なかれマラ(苦し)とよぶべしエホバ痛く
我を苦めたまひたればなり 二一 我盈足て出たるにエホバ我をして空くなりて歸らしめたまふエホバ我を攻め全
能者われをなやましたまふに汝等なんぞ我をナオミと呼や 二二 斯ナオミその媳モアブ
の女ルツとともに歸り來れり即ち彼ら大麥刈の初にベツレヘムにいたる

第二章 一 ナオミにその夫の知己あり即ちエリメレクの族にして大なる力の人なりその名をボアズといふ 二
茲にモアブの女ルツナオミにいひけるハ請ふわれをして田にゆかしめよ我何人かの目のまへに恩をうるこ
とあらばその人の後にしたがひて穗を拾へんとナオミ彼に女子よ往べしといひければ 三 乃ち往き遂に至り
て刈者の後にしたがひ田にて穗を拾ふ彼意ハずもエリメレクの族なるボアズの田の中にいたれり 四 時にボ
アズベツレヘムより來りその刈者等に言ふねがはくハエホバ汝等とともに在せと彼等すなハち答てねがは
くハエホバ汝を祝たまへといふ 五 ボアズその刈者を督る僕にいひけるハ此ハ誰の女なるや 六 刈者を督る人
こたへて言ふ是ハモアブの女にしてモアブの地よりナオミとともに還りし者なるが 七 いふ請ふ我をして刈
者の後にしたがひて禾束の間に穗をひろひあつめしめよと而して來りて朝より今にいたるまで此にあり其
家にやすみし間ハ暫時のみ 八 ボアズルツにいひけるハ女子よ聽け他の田に穗をひろひにゆくなかれ又此よ

りいづるなかれわが婢等に離ずして此にをるべし　九人々の刈ところの田ふ目をとめてその後にしたがひゆ
け我少者等に汝ふさへるなかれと命ぜしにあらずや汝渇く時ハ器の所にゆきて少者の汲るを飲めと　十彼す
なハち伏て地に拜し之にいひけるハ我如何して汝の目の前に恩惠を得たるかなんぢ異邦人なる我を顧みる
と　十一ボアズこたへて彼にいひけるハ汝が夫の死たるより已來姑に盡したる事汝がその父母および生れたる
國を離れて見ず識ずの民に來りし事皆われに聞えたり　十二ねがハくハヱホバ汝の行爲に報いたまへねがハく
ハイスラエルの神ヱホバ即ち汝がその翼の下に身を寄んとて來れる者汝に十分の報施をたまハんことを　十三
彼いひけるハ主よ我をして汝の目の前に恩をえせしめたまへ我ハ汝の仕女の一人にも及ざるに汝かく我を
慰め斯仕女に懇切に語りたまふ　十四ボアズかれにいひけるハ食事の時ハ此にきたりてこのパンを食ひ且汝の
食物をこの醋に濡せよと彼すなハち刈者の傍に坐しければボアズ烘麥をかれに與ふ彼くらひて飽き其餘を
懷む　十五かくて彼また穗をひろハんとて起あがりければボアズその少者に命じていふ彼をして禾束の間にて
も穗をひろはしめよかれを羞しむるなかれ　十六且手の穗を故に彼がために抽落しおきて彼に拾ハしめよ叱る
なかれ　十七彼かく薄暮まで田に穗をひろひてその拾ひし者を撲しに大麥一斗許ありき　十八彼すなハち之を携へ
て邑にいり姑にその拾ひし者を看せ且その飽たる後ふ懷めおきたる者を取出して之にあたふ　十九姑かれにい
ひけるハ汝今日何處にて穗をひろひしや何の處ふて工作しや願ハ汝を眷顧たる者に福祉あれ彼すなハち姑
にその誰の所に工作しかを告ていふ今日われに工作をなさしめたる人の名ハボアズといふ　二十ナオミ媳にい
ひけるハ願ハヱホバの恩かれにいたれ彼ハ生る者と死る者とを棄ずして恩をほどこすナオミまた彼にいひ
けるハ其人ハ我等に緣ある者にして我等の贖業者の一人なり　二十一モアブの女ルツいひけるハ彼また我にかた
りて汝わが穫刈の盡く終るまでわが少者の傍をはなるゝなかれといへりと　二十二ナオミその媳ルツにいひける

ハ女子よ汝かれの婢等とともに出るハ善し然れバ他の田にて人に見らるゝことを免かれん 二三 是によりて彼
ボアズの婢等の傍を離れずして穗をひろひ大麥刈と小麥刈の終にまでおよぶ彼その姑とともにをる

第三章

一 爰に姑ナオミ彼にいひけるハ女子よ我汝の安身所を求めて汝を幸ならしむべきにあらずや 二 夫汝
が偕にありし婢等を有る彼ボアズハ我等の知己なるにあらずや視よ彼ハ今夜禾場にて大麥を簸る 三 然バ汝
の身を洗て膏をぬり衣服をまとひて禾場に下り汝をその人にしらせずしてその食飲を終るを待て 四 而て彼
が臥す時に汝その臥す所を見とめおき入てその脚を撤開りて其處に臥よ彼なんぢの爲べきことを汝につげ
ん 五 ルツ姑にいひけるハ汝がわれに言ところハ我皆なすべしと 六 すなはち禾場に下り凡てその姑の命ぜ
しごとくなせり 七 偖ボアズハ食飲をなしてその心をたのしませ往て麥を積る所の傍に臥す是に於て彼潜に
ゆきその足を撤開て其處に臥す 八 夜半におよびて其人畏懼をおこし起かへりて見るに一人の婦その足の方
に臥ゐたれバ 九 汝ハ誰なるやといふに婦こたへて我ハ汝の婢ルツなり汝の裾をもて婢を覆ひたまへ汝ハ贖
業者なればなり 十 ボアズいひけるハ女子よねがハくハエホバの恩典なんぢにいたれ汝の後の誠實ハ前のよ
りも勝る其ハ汝貧きと富とを論ず少き人に從ふことをせざればなり 十一 されバ女子よ懼るなかれ汝が言ふ
ところの事ハ皆われ汝のためになすべし其ハわが邑の人皆なんぢの賢き女なるをしればなり 十二 我ハまこと
に贖業者なりと雖も我よりも近き贖業者あり 十三 今夜ハ此に住宿れ朝におよびて彼もし汝のために贖ふなら
バ善し彼に贖はしめよ然ど彼もし汝のために贖ふことを好まずバエホバハ活く我汝のために贖ん朝まで此
に臥せよと 十四 ルツ朝までその足の方に臥て誰彼の辨がたき頃に起あがる、ボアズ此女の禾場に來りしことを
人にしらしむべからずといへり 十五 而していひけるハ汝の着る袪衣を將きたりて其を開げよと即ち開げゝれ
バ大麥六舛を量りて之に負せたり斯して彼邑にいたりぬ 十六 爰にルツその姑の許に至るに姑いふ女子よ如何

ありしやと彼すなはち其人の己になしたる事をことごとく之につげて　十七而していひけるは彼空手にて汝の
姑の許に往くなかれといひて此六舛の大麥を我にあたへたり　十八姑いひけるは女子よ坐して待ち事の如何
になりゆくかを見よ彼人今日その事を爲終ずば安んぜざるべければなり

第四章

一爰にボアズ門の所にのぼり往て其處に坐しけるに前にボアズの言たる贖業人過りければ之に言ふ
某よ來りて此に坐せよと即ち來りて坐す　二ボアズまた邑の長老十人を招き汝等此に坐せよといひければ則
ち坐す　三時に彼その贖業人にいひけるはモアブの地より還りしナオミ我等の兄弟エリメレクの地を賣る　四
我汝につげしらせて此に坐する人々の前わが民の長老の前にて之を買へと言んと想へり汝もし之を贖はん
とおもはゞ贖ふべし然どもし之を贖はずば吾に告てしらしめよ汝の外に贖ふ者なければなり我はなんぢの
次なりと彼我これを贖はんといひければ　五ボアズいふ汝ナオミの手よりその地を買ふ日には死る者の妻な
りしモアブの女ルツをも買て死る者の名をその產業に存すべきなり　六贖業人いひけるは我はみづから贖ふ
あたはず恐くはわが產業を壞はん汝みづから我にかはりてあがなへ我あがなふことあたはざればなりと　七
昔イスラエルにて物を贖ひ或は交易んとする事につきて萬事を定めたる慣例は斯のごとし即ち此人鞋を脫
て彼人にわたせり是イスラエルの中の證なりき　八是によりてその贖業人ボアズにむかひ汝みづから買ふべ
しといひてその鞋を脫たり　九ボアズ長老および諸の民にいひけるは汝等今日見證をなす我エリメレクの凡
の所有およびキリオンとマロンの凡の所有をナオミの手より買たり　十我またマロンの妻なりしモアブの女
ルツを買て妻となし彼死る者の名をその產業に存すべし是かの死る者の名をその兄弟の中とその處の門に
絕ざらしめんためなり汝等今日證をなす　十一門にをる人々および長老等いひけるはわれら證をなす願くはエ
ホバ汝の家にいるところの婦人をして彼イスラエルの家を造りなしたるラケルとレアの二人のごとくなら

しめたまはんことを願くは汝エフラタにて能を得ベツレヘムにて名をあげよ　十二　ねがはくはエホバが此若き
婦よりして汝にたまはんところの子に由て汝の家かのタマルがユダに生たるペレツの家のごとくなるにい
たれ　十三　斯てボアズルツを娶りて妻となし彼の所にいりけれバエホバ彼を孕ましめたまひて彼男子を生り　十四　婦
女等ナオミにいひけるはエホバは讃べきかな汝を遺ずして今日汝に贖業人あらしめたまふその名イスラエ
ルに揚れ　十五　彼は汝の心をなぐさむる者汝の老を養ふ者とならん汝を愛する汝の媳即ち七人の子よりも汝に
善もの之をうみたり　十六　ナオミその子をとりて之を懐に置き之が養育者となる　十七　その隣人なる婦女等これに
名をつけて云ふナオミに男子うまれたりとその名をオベデと稱り彼はダビデの父なるエサイの父なり　十八　偖
ペレヅの系圖は左のごとしペレツ、ヘヅロンを生み　十九　ヘヅロン、ラムを生みラム、アミナダブを生み　二十　アミナダ
ブ、ナシヨンを生みナシヨン、サルモンを生み　二一　サルモン、ボアズを生みボアズ、オベデを生み　二二　オベデ、エサイを
生みエサイ、ダビデを生り

路得記終

第一章

一 エフライムの山地のラマタイムゾピムにエルカナと名くる人ありエフライテ人にしてエロハムの子なりエロハムはエリウの子エリウはトフの子トフはツフの子なり 二 エルカナに二人の妻ありてひとりの名をハンナといひひとりの名をペニンナといふペニンナには子ありたれどもハンナには子あらざりき 三 是人毎歳に其邑をいで上りてシロにおいて萬軍のエホバを拜み之に祭物をささぐ其處にエリの二人の子ホフニとピネハスをりてエホバに祭司たり 四 エルカナ祭物をささぐる時其妻ペニンナと其すべての息子女子にわかちあたへしが 五 ハンナには其倍をあたふ是はハンナを愛するが故なりされどエホバ其孕みをとどめたまふ 六 其敵もまた痛くこれをなやましてエホバが其はらみをとどめしを怒らせんとす 七 歳々ハンナエホバの家にのぼるごとにエルカナかくなせしかばペニンナかくのごとく之をなやます是故にハンナないてものくはざりき 八 其夫エルカナ之にいひけるはハンナよ何故になくや何故にものくはざるや何故に心かなしむや我は汝のために十人の子よりもまさるにあらずや 九 かくてシロにて食飲せしのちハンナたちあがれり時に祭司エリはエホバの宮の柱の傍にある壇に坐す 十 ハンナ心にくるしみエホバにいのりて甚く哭き 十一 誓をなしていひけるは萬軍のエホバよ若し誠に婢の惱をかへりみ我を憶ひ婢を忘れずして婢に男子をあたへたまはば我これを一生のあいだエホバにささげ剃髮刀を其首にあつまじ 十二 ハンナエホバのまへに長くいのりければエリ其口に目をとめたり 十三 ハンナ心の中にものいへば只唇うごくのみにて聲きこえず是故にエリこれを醉たる者と思ひ 十四 之にいひけるは何時まで醉ひをるか爾の酒をされよ 十五 ハンナこたへていひけるは主よ然るにあらず我は氣のわづらふ婦人にして葡萄酒をも濃き酒をものまず惟わが心をエホバのまへに明せるなり 十六 婢を邪なる女となすなかれ我はわが憂と悲みの多きよりして今までかたれり 十七 エリ答へていひける

ハ安んじて去れ願くハイスラエルの神汝の求むる願ひを許したまハんことを 十八 ハンナいひけるハねがハくハ仕女の汝のまへに恩をえんことをと斯てこの婦さりて食ひ其顔ふたゝび哀しげならざりき 十九 是に於て彼等朝はやくおきてエホバのまへに拜をしかへりてラマの家にいたる而してエルカナ其つまハンナとまじハるエホバ之をかへりみたまふ 二十 ハンナ孕みてのち月みちて男子をうみ我これをエホバに求めし故なりとて其名をサムエル（エホバに聽る）となづく 二一 爰に其人エルカナ及び其家族みな上りて年々の祭物及び其誓ひし物をさゝぐ 二二 然どもハンナハ上らず其夫にいひけるハ我ハこの子の乳をなれするに及びてのち之をたづさへゆきエホバのまへにあらハれしめ恒にかしこに居らしめん 二三 其夫エルカナ之にいひけるハ汝の善と思ふところを爲し此子を乳ばなすまでとゞまるべし只エホバの其言を確實ならしめ賜んことをねがふと斯くこの婦止まりて其子に乳をのませ其ちばなれするをまちしが 二四 乳ばなせしとき牛三頭、粉壹斗、酒壹嚢を取り其子をたづさへてシロにあるエホバの家にいたる其子なほ幼稚し 二五 是に於て牛をころしその子をエリの許に携へゆきぬ 二六 ハンナいひけるハ主よ汝のたましひハ活くわれハかつてこゝにてなんぢの傍にたちエホバにいのりし婦なり 二七 われ此子のためにいのりしにエホバわが求めしものをあたへたまへり 二八 此故にわれまたこれをエホバにさゝげん其一生のあひだ之をエホバにさゝぐ斯てかしこにてエホバををがめり

第二章

一 ハンナ禱りて言けるハ我心ハエホバによりて喜び我角はエホバによりて高し我口ハわが敵の上にはりひらく是ハ我汝の救拯によりて樂むが故なり 二 エホバのごとく聖き者ハあらず其ハ汝の外に有る者なければなり又われらの神のごとき磐はあることなし 三 汝等重ねて甚く誇りて語るなかれ汝等の口より慢言を出すなかれエホバハ全知の神にして行爲を裁度りたまふなり 四 勇者の弓ハ折れ倒るゝ者ハ勢力を帶ぶ 五 飽足る者ハ食のために身を傭ハせ飢たる者ハ憩へり石女ハ七人を生み多くの子を有る者ハ衰ふるにいたる 六

ヱホバは殺し又生したまひ陰府に下しまた上らしめたまふ 七 ヱホバは貧からしめ又富しめたまひ卑くしま
た高くしたまふ 八 荏弱者を塵の中より擧げ窮乏者を埃の中より升せて王公の中に坐せしめ榮光の位をつが
しめたまふ地の柱はヱホバの所屬なりヱホバ其上に世界を置きたまへり 九 ヱホバ其聖徒の足を守りたまは
ん惡き者は黑暗にありて默すべし其は人力をもて勝つべからざればなり 十 ヱホバは悖逆者を破碎き天より
雷を彼等の上にくだしたまひ其王に力を與へ其膏そゝぎし者の角を高くしたまはん 十一 エルカナ、ラマに往て
其家にいたりしが稚子は祭司エリのまへにありてヱホバにつかふ 十二 さてエリの子は邪なるものにしてヱホ
バをしらざりき 十三 祭司の民における習慣は斯のごとし人祭物をさゝぐる時肉を煮るあひだに祭司の僕三の
齒ある肉叉を手にとりて來り 十四 之を釜あるひは鍋あるひは鼎に突きいれ肉叉の引きあぐるところの肉は祭
司みなこれを己にとる是くシロに於て凡てそこに來るイスラエル人になせり 十五 脂をやく前にも亦祭司のし
もべ來り祭物をさゝぐる人にいふ祭司のために燒くべき肉をあたへよ祭司は汝より煮たる肉を受けず生腥
の肉をこのむと 十六 もし其人これにむかひ直ちに脂をやくべければ後心のこのむまゝに取れといはば僕之に
いふ否今あたへよ然らずば我強て取んと 十七 故に其壯者の罪ヱホバのまへに甚だ大なりそは人々ヱホバに祭
物をさゝぐることをいとひたればなり 十八 サムエルなほ幼して布のエポデを着てヱホバのまへにつかふ 十九 ま
た其母これがために小き明衣をつくり歳每にその夫とともに年の祭物をさゝげにのぼる時これをもちきた
る 二十 エリ、エルカナとその妻を祝していひけるは汝がヱホバにさゝげたる者のためにヱホバ此婦よりして子
を汝にあたへたまはんことをねがふと斯てかれら其鄕にかへる 二十一 ヱホバ、ハンナをかへりみたまひ
ければハンナ孕みて三人の男子と二人の女子をうめり童子サムエルはヱホバのまへにありて生育てり 二十二 ま
ことにエリ甚だ老て其子等がイスラエルの人々になせし諸の事を聞きまた其集會の幕屋の門にいづる婦人た

ちと寢たるを聞て　二三 これにいひけるハ何が斯る事をなすや我ゑのすべての民より汝らのあしき行をきく　二四
わが子よ然すべからずわがきくところの風聞よからず汝らヱホバの民をしてあやまたしむ　二五 人もし人にむ
かひて罪ををかさバ神之をさばかんされど人もしヱホバにむかひて罪ををかさバ誰かこれがためにとりな
しをなさんやとゑかれども其子父のことバを聽ざりきこハヱホバかれらをころさんと思ひたまへバなり　二六
童子サムエル生長ゆきてヱホバと人とに愛せらる　二七 兹に神の人エリの許に來りこれにいひけるハヱホバ斯
くいひたまふ爾の父祖の家エジプトにおいてパロの家にありしとき我明かに之にあらはれゑにあらずや　二八
我これをイスラエルの諸の支派のうちより選みてわが祭司となしわが壇の上に祭物をさゝげ香をたかゑめ
我前にエポデを衣ゑめまたイスラエルの人の火祭を悉く汝の父の家にあたへたり　二九 なんぢわが命ぜし犧牲
と禮物を汝の家にてふみつくるや何が我よりもなんぢの子をたふとみわが民イスラエルの諸の祭物の最もよ
嘉きところをもて己を肥すや　三十 是ゆゑにイスラエルの神ヱホバいひたまハく我誠に曾ていへり汝の家およ
びなんぢの父祖の家永くわがまへにあゆまんと然ども今ヱホバいひたまふ決めてしからず我をたふとむ者
ハ我もこれをたふとむ我を賤しむる者ハかろんぜらるべし　三一 視よ時いたらん我汝の腕と汝の父祖の家の腕
を絶ち汝の家に老たるもの无らしめん　三二 我大いにイスラエルを善すべけれど汝の家内にハ災見えん汝の家
にハこのゝち永く老るもののなかるべし　三三 またわが壇より絶ざる汝の族の者ハ汝の目をうしなひ汝の心をい
たましめん又汝の家にうまれいづるものハ壯年にして死なん　三四 汝のふたりの子ホフニとピネハスの過とこ
ろの事を其徴とせよ即ち二人ともに同じ日に死なん　三五 我ハわがために忠信なる祭司をおこさん其人わが心
とわが意にしたがひておこなはんわれうの家をかたうせんかれわが膏そゝぎし者のまへに恒にあゆむべし
三六 しかして汝の家にのこれる者ハ皆きたりてこれに屈み一厘の金と一片のパンを乞ひ且いハんねがハくハ

我を祭司の職の一ッに任じて些少のパンみても食ふことをえせしめよと

第三章

一 童子サムエルエリのまへにありてエホバにつかふ當時ハエホバの言まれにして默示あること恒ならざりき 二 偖エリ目漸くくもりて見ることをえず此時其室に寢たり 三 神の燈なほきえずサムエル神の櫃あるエホバの宮に寢ね 四 時にエホバサムエルをよびたまふ彼我ここにありと 五 いひてエリの許に趨ゆきいひけるハ汝われをよぶ我ここにありエリいひけるハ我よばず反りて臥よと乃ハちゆきていぬ 六 エホバまたかさねてサムエルよとよびたまへバサムエルおきてエリのもとにいたりいひけるハ汝われをよぶ我ここにありエリこたへけるハ我よばずわが子よ反りていねよ 七 サムエルいまだエホバをしらずまたエホバのことバいまだかれにあらハれず 八 エホバ三たびめに又サムエルをよびたまへバサムエルおきてエリの許にいたりいひけるハ汝われをよぶ我ここにありとエリ乃ちエホバの童子をよびたまひしをさとる 九 故にエリサムエルにいひけるハゆきて寢ねよ彼若し汝をよばバ僕聽くエホバ語りたまへといへとサムエルゆきて其室にいねし 十 エホバ來りて立ちまへの如くサムエルサムエルとよびたまへばサムエル僕きく語りたまへといふ 十一 エホバサムエルにいひ賜ひけるハ視よ我イスラエルのうちに一の事をなさんこれをきくものハ皆其耳ふたつながら鳴ん 十二 其日にハわれ嘗てエリの家について言しことを始より終までことごとくエリになすべし 十三 われかつてエリに其惡事のために永くその家をさばかんとしめせりそハ其子の詛ふべきことをなすをしりて之をとどめざれバなり 十四 是故にわれエリのいへに誓ひてエリの家の惡ハ犧牲あるひハ禮物をもて永くあがなふ能ハずといへり 十五 サムエル朝までいねてエホバの家の戸を開きしが其異象をエリにしめすことをおそる
十六 エリサムエルをよびていひけるハわが子サムエルよ答へけるハわれここにあり 十七 エリいひけるハ何事を汝につげたまひしや請ふ我にかくすなかれ汝もし其汝に告げたまひしところを一にてもかくすときハ神汝

にかくなし又かさねてかくなしたまへ　十八　サムエル其事をこと〴〵くしめして彼に隱すことなかりきエリい
ひけるは是はエホバなり其よしと見たまふことをなしたまへと　十九　サムエルそだちぬエホバこれとともにい
ましてそのことばをして一も地におちざらしめたまふ　二十　ダンよりベエルシバにいたるまでイスラエルの人
みなサムエルがエホバの預言者とさだまれるをしれり　二一　エホバふたゝびシロにてあらはれたまふエホバシ
ロにおいてエホバの言によりてサムエルにおのれをしめしたまふなりサムエルの言あまねくイスラエル人
におよぶ

第四章

一　イスラエル人ペリシテ人にいでゝあひて戰はんとしエベ子ゼルの邊に陣をとりペリシテ人はアペク
に陣をとる　二　ペリシテ人イスラエル人に向て陣列をなせり戰ふに及びてイスラエル人ペリシテ人の前にや
ぶるペリシテ人戰場において其軍四千人ばかりを殺せり　三　民陣營にいたるにイスラエルの長老曰けるはエ
ホバ何故に今日我等をペリシテ人のまへにやぶりたまひしやエホバの契約の櫃をシロより此にたづさへ來
らん其櫃われらのうちに來らば我らを敵の手よりすくひいだすことあらんと　四　かくて民人をシロにつかは
してケルビムの上に坐したまふ萬軍のエホバの契約の櫃を其處よりたづさへきたらしむ時にエリの二人の
子ホフニとピ子ハス神の契約のはことともに彼處にありき　五　エホバの契約の匱陣營にいたりしときイスラ
エル人皆大によばゝりさけびければ地なりひゞけり　六　ペリシテ人喊呼の聲を聞ていひけるはヘブル人の陣
營に起れる此大なるさけびの聲は何ぞやと遂にエホバの櫃の其陣營にいたれるを知る　七　ペリシテ人おそれ
ていひけるは神陣營にいたる又いひけるは嗚呼われら禍なるかな今にいたるまで斯ることなかりき　八　あゝ
我等禍なるかな誰かわれらを是らの強き神の手よりすくひいださんや此等の神は昔し諸の災を以てエジ
プト人を曠野に擊し者なり　九　ペリシテ人よ強くなり豪傑のごとく爲せヘブル人がかつて汝らに事しごとく

汝らこれに事ふるなかれ豪傑のごとく爲して戰へよ　十かくてペリシテ人戰ひしかバイスラエル人やぶれて
各其天幕に逃かへる戰死はなはだ多くイスラエルの步兵の仆れし者三萬人なりき　十一又神の匱ハ奪それエ
リの二人の子ホフニとピ子ハス殺さる　十二是日ベニヤミンの一人軍中より走きたり其衣を裂き土をかむりて
シロにいきる　十三其いたれる時エリ道の傍に壇に坐して觀望居たり其心に神の匱のことを思ひ煩らひたれば
なり其人いたり邑にて人々に告ければ邑こぞりてさけびたり　十四エリ此呼號の聲をきゝていひけるハ是喧嘩
の聲ハ何あるやと其人いそぎきたりてエリにつぐ　十五時にエリ九十八歲にして其目かたまりて見ることあた
ハず　十六其人エリにいひけるハ我ハ軍中より來れるものわれ今日軍中より逃れきたりエリいひけるハ吾子よ事
いかん　十七使人答へていひけるハイスラエル人ペリシテ人の前に逃げ且民の中に大なる戰死ありまた汝の二
人の子ホフニとピ子ハスハ殺され神の匱ハ奪それさり　十八神の匱のことを演しときエリ其壇より仰けに門の
傍におち頸をれて死ねり是ハかれ老て身重かりければなり其イスラエルを鞫しハ四十年なりき　十九エリの媳
ピ子ハスの妻孕みて子產ん時ちかゝりしが神の匱の奪それしと舅と夫の死にしとの傳言を聞しかば其痛み
おこりきたり身をかゞめて子を產めり　二十其死なんとする時傍にたてる婦人これにいひけるハ懼るゝなかれ
汝男子を生りと然ども答へず又かへりみず　二一只榮光イスラエルをさりぬといひて其子をイカボデ(榮なし)と
名く是ハ神の匱奪はれしによりまた舅と夫の故に因るなり　二二またいひけるハ榮光イスラエルをさりぬ神の
匱うばはれたればなり

第五章

一ペリシテ人神の匱をとりて之をエベ子ゼルよりアシドドにもちきたる　二即ちペリシテ人神の匱を
とりて之をダゴンの家にもちきたりダゴンの傍に置ぬ　三アシドド人次の日夙く起きエホバの匱のまへにダ
ゴンの俯伏に地にたふれをるをみ乃はちダゴンをとりて再びこれを本の處におく　四また翌朝夙く興きエホ

バの匱のまへにダゴン俯伏に地にたふれをるを見るダゴンの頭と其兩手門閾のうへに斷ち切れをり只ダゴンの體のみのこれり 五 是をもてダゴンの祭司およびダゴンの家にいるもの今日にいたるまでアシドヽにあるダゴンの閾をふまず 六 かくてヱホバの手おもくアシドド人にくはゝりヱホバこれをほろぼし腫物をもてアシドドおよび其四周の人をくるしめたまふ 七 アシドド人ゝの斯るを見ていひけるはイスラエルの神の匱を我らのうちにとゞむべからず其は其手いたくわれらおよび我らの神ダゴンにくはゝればなり 八 是故に人をつかはしてペリシテ人の諸君主を集めていひけるはイスラエルの神の匱をいかにすべきや彼らいひけるはイスラエルの神のはこはガテに移さんと遂にイスラエルの神のはこをうつす 九 之をうつせるのち神の手其邑にくはゝりて滅亡るもの甚だおほし即ち老たると幼きをいはず邑の人をうちたまひて腫物人々におこり 十 是において神のはこをエクロンにおくりたるに神の匱エクロンにいたりしときエクロン人さけびていひけるは我とわが民をころさんとてイスラエルの神のはこを我にうつすと 十一 かくて人を遣はしてペリシテ人の諸君主をあつめていひけるはイスラエルの神の匱をおくりて本のところにかへさん然らば我とわが民をころすことなからん蓋は邑中に恐ろしき滅亡おこり神の手甚だおもく其處にくはゝればなり 十二 死なざる者は腫物にくるしめられ邑の呼號天に達せり

第六章

一 ヱホバの匱七月のあいだペリシテ人の國にあり 二 ペリシテ人祭司と卜筮師をよびていひけるは我らヱホバの櫃をいかにせんや如何にして之をもとの所にかへすべきか我らにつげよ 三 答へけるはイスラエルの神の櫃をかへすときはこれを空しくかへすなかれ必らず彼に過祭をなすべし然なさば汝ら愈ことをえ且彼の手の汝らをはなれざる故を知にいたらん 四 人々いひけるは如何なる過祭をかれになすべきや答へけるはペリシテ人の諸君主の數にしたがひて五の金の腫物と五の金の鼠をつくれ是は汝ら皆と汝らの諸伯に

およべる災は一なるによる　五 汝らの腫物の像および地をあらす鼠の像をつくりイスラエルの神に榮光を皈すべし庶幾は其手を汝等および汝等の神と汝等の地にくはふることを輕くせん　六 汝らなんぞエジプト人とパロの其心を頑にせしごとくおのれの心をかたくなにするや神かれらの中に數度其力をあらはせしのち彼ら民をゆかしめ民つひにさりしにあらずや　七 されば今あたらしき車一輛をつくり乳牛のいまだ軛をつけざるもの二頭をとり其牛を車に繋ぎ其犢をはなして家につれゆき　八 エホバの櫃をとりて之を其車に載せ汝らが過祭として彼になす金の製作物を櫃にをさめて其傍におき之をおくりて去らしめ　九 しかして見よ若し其境のみちよりベテシメシにのぼらばこの大なる災を我らになせるものは彼なり若ししかせずは我儕をうちしは彼の手にあらずしてそのことの偶然なりしをしるべし　十 人々つひに斯なし二つの乳牛をとりて之を車につなぎその犢を室にとぢこめ　十一 エホバの櫃および金の鼠と其腫物の像ををさめたる櫃を車に載す　十二 牝牛直にあゆみてベテシメシの路をゆき鳴つゝ大路をすゝみゆきて右左にまがらずペリシテ人の君主ベテシメシの境まで其うしろにしたがひゆけり　十三 時にベテシメシ人谷に麥を刈り居たりしが目をあげて其櫃をみ之を見るをよろこべり　十四 車ベテシメシ人ヨシユアの田にいりて其處にとゞまる此に大なる石あり人々車の木を劈り其牝牛を燔祭としてエホバにさゝげたり　十五 レビの人エホバの櫃とこれとゝもなる櫃の金の製作物ををさめたる者をとりおろし之を其大石のうへにおくしかしてベテシメシ人此日エホバに燔祭をそなへ犧牲をさゝげたり　十六 ペリシテ人の五人の君主これを見て同じ日にエクロンにかへれり　十七 さてペリシテ人が過祭としてエホバになせし金の腫物はこれなり即ちアシドドのために一ガザのために一アシケロンのために一ガテのために一エクロンのために一なりき　十八 また金の鼠は城邑と郷里をいはず凡て五人の君主に屬するペリシテ人の邑の數にしたがひて造れりエホバの櫃をおろせし大石今日にいたるまでベテシメシ人ヨシユア

の田にあり 十九 ベテシメシの人々エホバの櫃をうかゞひしによりエホバこれをうちたまふ即ち民の中七十人をうてりエホバ民をうちて大にこれをほろぼしたまひしかば民なきさけべり 二十 ベテシメシ人いひけるは誰かこの聖き神なるエホバのまへに立つことをえんエホバ我らをはなれて何人のところにのぼりゆきたまふべきや
二一 かくて使者をキリアテヤリムの人々に遣はしていひけるはペリシテ人エホバの櫃をかへしたれば汝らくだりて之を汝らの所に携へのぼるべし

第七章

一 キリアテヤリムの人來りエホバの櫃を携へのぼりこれを山のうへなるアビナダブの家にもちきたり其子エレアザルを聖てエホバの櫃をまもらしむ 二 其櫃キリアテヤリムにとゞまる日久しくして二十年をへたりイスラエルの全家エホバをしたひて歎けり 三 時にサムエルイスラエルの全家に告ていひけるは汝らもし一心を以てエホバにかへり異る神とアシタロテを汝らの中より棄て汝らの心をエホバに定め之にのみ事へなばエホバ汝らをペリシテ人の手より救ひいださん 四 こゝにおいてイスラエルの人々バアルとアシタロテをすててエホバにのみ事ふ 五 サムエルいひけるはイスラエル人をことごとくミズパにあつめよ我汝らのためにエホバにいのらん 六 かれらミズパに集まり水を汲て之をエホバのまへに注ぎ其日斷食して彼處にいひけるは我等エホバに罪ををかしたりとサムエル、ミズパに於てイスラエルの人を鞫く 七 ペリシテ人イスラエルの人々のミズパに集れるを聞しかばペリシテ人の諸君主イスラエルにせめのぼれりイスラエル人これを聞てペリシテ人をおそれたり 八 イスラエルの人々サムエルにいひけるは我らのために我らの神エホバに祈ることをやむるなかれ然らばエホバ我らをペリシテ人の手よりすくひいださん 九 サムエル哺乳羊をとり燔祭となしてこれをまつたくエホバにさゝぐまたサムエルイスラエルのためにエホバにいのりければエホバこれにこたへたまふ 十 サムエル燔祭をさゝげ居し時ペリシテ人イスラエル人と戰はんとて近づきぬ

是日エホバ大なる雷をくだしペリシテ人をうちて之を亂し賜ければペリシテ人イスラエル人のまへに敗れ
たり 十一 イスラエル人ミズパをいでゝペリシテ人をおひ之をうちてベテカルの下にいたる 十二 サムエル一の石
をとりてミズパとセンの間におきエホバ是まで我らを助けたまへりといひて其名をエベネゼル(助けの石)と
呼ぶ 十三 ペリシテ人攻伏られて再びイスラエルの境にいらずサムエルの一生のあひだエホバの手ペリシテ人
をふせげり 十四 ペリシテ人のイスラエル人より取たる邑々はエクロンよりガテまでイスラエルにかへりぬまた
其周圍の地はイスラエル人これをペリシテ人の手よりとりかへせりまたイスラエル人とアモリ人と好をむ
すべり 十五 サムエル一生のあひだイスラエルをさばき 十六 歳々ベテルとギルガルおよびミズパをめぐりて其處々
にてイスラエル人をさばきまたラマにかへれり此處に其家あり此にてイスラエルをさばき又此にてエホバ
に壇をきづけり

第八章

一 サムエル年老て其子をイスラエルの士師となす 二 兄の名をヨエルといひ弟の名をアビヤといふ
ベエルシバにありて士師たり 三 其子父の道をあゆまずして利にむかひ賄賂をとりて審判を曲ぐ 四 是にお
いてイスラエルの長老みなあつまりてラマにゆきサムエルの許に至りて 五 これにいひけるは視よ汝は老い
汝の子は汝の道をあゆまずされば今われらに王をたてゝわれらを鞫かしめ他の國々のごとくならしめよと 六
りの我らに王をあたへて我らを鞫かしめよといふを聞てサムエルよろこばず而してサムエル、エホバにいの
りしかばエホバ、サムエルにいひたまひけるは民のすべて汝にいふところのことばを聽け其は汝を棄るにあ
らず我を棄て我をして其王とならざらしめんとするなり 八 かれらはわがエジプトより救ひいだせし日より
今日にいたるまで我をすてゝ他の神につかへて種々の所行をなせしごとく汝にもまた然す 九 然どもいま其
言をきけ但し深くいさめて其治むべき王の常例をしめすべし 十 サムエル王を求むる民にエホバのことばを

ことごとく告て 十一 いひけるハ汝等ををさむる王の常例ハ斯のごとし汝らの男子をとり己れのために之をたてゝ車の御者となし騎兵となしまた其車の前驅となさん 十二 また之をおのれの爲に千夫長、五十夫長となしまた其地をたがへし其作物を刈らしめまた武器と車器とを造らしめん 十三 また汝らの女子をとりて製香者となし厨婢となし炙麵者となさん 十四 又汝らの田畝と葡萄園と橄欖園の最も善きところを取て其臣僕にあたへ 十五 汝らの穀物と汝らの葡萄の什分一をとりて其官吏と臣僕にあたへ 十六 また汝らの僕 婢および汝らの最も善き牛と汝らの驢馬を取ておのれのためにはたらかしめ 十七 又汝らの羊の十分一をとり又汝らを其僕となさん 十八 其日において汝等己のために擇みし王のことによりて呼號らんされどヱホバ其日ふ汝らに聽たまはざるべし 十九 然ふ民サムエルの言にしたがふことをせずしていひけるハ否われらに王なかるべからず 二十 我らも他の國々の如くになり我らの王われらを鞫きわれらを率て我らの戰にさうかハん 二十一 サムエル民のことばを盡くきゝて之をヱホバの耳に告ぐ 二十二 ヱホバサムエルにいひたまひけるハかれらのことばを聽きかれらのために王をたてよサムエルイスラエルの人々にいひけるハ汝らおのおの其邑にかへるべし

第九章

一 玆にベニヤミンの人にてキシと名くる力の大なるものありキシハアビエルの子アビエルハゼロンの子ゼロンハベコラテの子ベコラテハアビヤの子アビヤハベニヤミンの子なり 二 キシにサウロと名くる子あり壯にして美ハしイスラエルの子孫の中に彼より美はしき者なく肩より上民のいづれの人よりも高し 三 サウルの父キシの驢馬失ぬキシ其子サウルにいひけるハ一人の僕をともなひ起ちてゆき驢馬を尋ねよ 四 サウロエフライムの山地を通り過ぎシヤリシヤの地を通りすぐれども見あたらずベニヤミンの地をとほりすぐれども見あたらず 五 かれらツフの地にいたれる時サウル其ともなへる僕にいひけるハいざ還らん恐らくハわが父驢馬の事を措て我等の事を思ひ煩へん 六 僕これにいひける

は此邑に神の人あり尊き人にして其言ふところは皆必らず成る我らかしこにいたらんかれ我らがゆくべき
路をわれらにしめすことあらん　七　サウル僕にいひけるは我らもしゆかば何を其人におくらんか器のパンも
既に罄て神の人におくるべき禮物あらず何かあるや　八　僕またサウルにこたへていひけるは視よ我が手に銀一
シケルの四分の一あり我これを神の人にあたへてわれらに路をしめさしめんと　九　昔しイスラエルにおいて
も人神にとはんとてゆくときはいざ先見者にゆかんといへり其は今の預言者は昔しは先見者とよばれたれ
ばなり　十　サウル僕にいひけるは善くいへりいざゆかんとて神の人のをる邑におもむけり　十一　かれら邑にいる
坂をのぼれる時童女數人の水くみにいづるにあひ之にいひけるは先見者は此にをるや答ていひけるはを
る視よ汝のまへにをる急ぎゆけ今日民崇邱にて祭をなすにより彼けふ邑にきたれり　十三　汝ら邑にいる時かれ
が崇邱にのぼりて食に就くまへに直ちにかれにあはん其は彼まづ祭品を祝してしかるのち招かれたる者食
ふべきに因りかれが來るまでは民食はざるなり故に汝らのぼれ今かれにあはんと　十四　かれら邑にのぼりて邑
のなかにいるとき視よサムエル崇邱にのぼらんとてかれらにむかひて出きたりぬ　十五　エホバサウルのきたる
一日まへにサムエルの耳につげていひたまひけるは　十六　明日いまごろ我ベニヤミンの地より一箇の人を汝に
つかはさん汝かれに膏を注ぎてわが民イスラエルの長となせかれわが民をペリシテ人の手より救ひいださ
んわが民のさけび我に達せしにより我これをかへりみるなり　十七　サムエルサウルを見るときエホバこれにい
ひたまひけるは視よわが爾につげしは此人なり是人わが民ををさむべし　十八　サウル門の中にてサムエルにち
かづきいひけるは先見者の家はいづくにあるや請ふ我につげよ　十九　サムエルサウルにこたへていひけるは我
はすなはち先見者なり爾わがまへにゆきて崇邱にのぼれ爾ら今日我とともに食す可し明日われ汝をさらし
め汝の心にあることを悉く汝にしめさん　二十　三日まへに失たる汝の驢馬は既に見あたりたれば之をおもふな

かれ抑もイスラエルの總ての寳は誰の者なるや即ち汝と汝の父の家のものならずや 二一 サウルこたへていひけるは我はイスラエルの支派の最も小き支派なるベニヤミンの人にしてわが族はベニヤミンの支派の諸の族の最も小き者に非やなんぞ斯ることを我にかたるや 二二 サムエルサウルと其僕をみちびきて堂にいり招かれたる三十人ばかりの者の中の最も上に坐せしむ 二三 サムエル庖人にいひけるはわが汝にわたして汝の許におけといひし分をもちきたれ 二四 庖人肩と肩に屬る者をとりあげて之をサウルのまへに置くサムエルいひけるは視よ是は存へおきたる物なり汝のまへにおきて食へ其はわれ民をまねきし時よりこれを汝の爲にたくはへおきたればなりかくてサウル此日サムエルとゝもに食せり 二五 崇邱をくだりて邑にいりし時サムエルサウルとゝもに屋背の上にてものがたる 二六 かれら早くおく即ちサムエル曙に屋背の上なるサウルをよびていひけるは起よわれ汝をかへさんとサウルすなはちおきあがるサウルとサムエルとゝもに外にいで 二七 邑の極處にくだれるときサムエルサウルにいひけるは僕に命じて我等の先にゆかしめよ(僕先にゆく)しかして汝暫くとゞまれ我汝に神の言をしめさん

第十章

一 サムエルすなはち膏の瓶をとりてサウルの頭に沃ぎ口接していひけるはエホバ汝をたてゝ其産業の長となしたまふにあらずや 二 汝今日我をはなれて去りゆく時ベニヤミンの境のゼルザにあるラケルの墓のかたはらにて二人の人にあふべしかれら汝にいはん汝がたづねにゆきし驢馬は見あたりぬ汝の父驢馬のことをすてゝ汝らのことをおもひわづらひわが子のことをいかにすべきやといへりと 三 其處より汝猶すゝみてタボルの樫の樹のところにいたらんに彼處にてベテルにのぼり神にまうでんとする三人の者汝にあはん一人は三頭の山羊羔を携へ一人は三圓のパンをたづさへ一人は一嚢の酒をたづさふ 四 かれら汝に安否をとひ二圓のパンを汝にあたへん汝之を其手よりうくべし 五 其の後汝神のギベアにいたらん其處にペリシテ人

の代官あり汝其處にゆきて邑にいるとき一群の預言者の瑟と鼓と笛と琴を前に執らせて預言しつゝ崇邱を
くだるにあはん　六其の時神のみたま汝にのぞみて汝かれらとともに預言し變りて新しき人とならん　七是ら
の徴汝の身におこらば手のあたるにまかせて事を爲すべし神汝とともにいませばなり　八汝我にさきだち
てギルガルにくだるべし我汝の許にくだりて燔祭を供へ酬恩祭を獻げんわが汝のもとに至り汝の爲すべき
ことを示すまで汝七日のあひだ待つべし　九サウル背をかへしてサムエルを離れし時神之に新しき心をあた
へたまふしかして此しるし皆其日におこれり　十ふたり彼處にゆきてギベアにいたれるときみよ一群の預言
者これにあふしかして神の靈サウルにのぞみてサウルかれらの中にありて預言せり　十一素よりサウルを識る
人々サウルの預言者と偕に預言するを見て互ひにいひけるはキシの子サウル今何事にあふやサウルも預言
者の中にあるやと　十二其處の人ひとり答へて彼等の父は誰ぞやといふ是故にサウルも預言者の中にあるやと
いふは諺となれり　十三サウル預言を終て崇邱にいたるに　十四サウルの叔父サウルと僕にいひけるは汝ら何處に
ゆきしやサウルいひけるは驢馬を尋ねに出しが何處にもをらざるを見てサムエルの許にいたれり　十五サウル
の叔父いひけるはサムエルは汝に何をいひしか請ふ我につげよ　十六サウル叔父にいひけるは明かに驢馬の見
あたりしを告げたりと然どもサムエルが言る國王の事はこれにつげざりき　十七サムエル民をミヅパにてヱホ
バのまへに集め　十八イスラエルの子孫にいひけるはイスラエルの神ヱホバ斯くいひたまふ我イスラエルをみ
ちびきてエジプトより出し汝らをエジプト人の手および凡て汝らを虐遇る國人の手より救ひいだせり　十九然
るに汝らはおのれを患難と艱苦のうちより救ひいだしたる汝らの神を棄て且否われらに王をたてよといへり
是故にいま汝等の支派と群にしたがひてヱホバのまへに出よ　二十サムエルイスラエルの諸の支派を呼よせし
時ベニヤミンの支派籤にあたりぬ　二十一またベニヤミンの支派を其族のかずにしたがひて呼よせしときマテリ

の族籤にあたりキシの子サウル籤にあたれり人々かれを尋ねしかども見出ざれば 二二 またヱホバに其人は
此に來るや否やを問しにヱホバ答たまはく視よ彼は行李のあひだにかくると 二三 人々はせゆきて彼を其處よ
りつれきたれり彼民の中にたつに肩より以上民の何の人よりも高かりき 二四 サムエル民にいひけるは汝らヱ
ホバの擇みたまひし人を見るか民のうちに是人の如き者なし民みなよばはりいひけるは願くは王いのちな
がかれ 二五 時にサムエル王國の典章を民にしめして之を書にしるし之をヱホバのまへに藏めたりしかしてサ
ムエル民をことごとく其家にかへらしむ 二六 サウルもまたギベアの家にかへるに神に心を感ぜられたる勇士
等これとともにゆけり 二七 然ども邪なる人々は彼人いかで我らを救はんやといひて之を藐視り之に禮物をお
くらざりしかどサウルは瘂のごとくせり

第十一章 一 アンモニ人ナハシギレアデのヤベシにのぼりて之を圍むヤベシの人々ナハシにいひけるは我らと
約をなせ然らば汝につかへん 二 アンモニ人ナハシこれに答へけるは我かくして汝らと約をなさん即ち我汝
らの右の目を抉りてイスラエルの全地に恥辱をあたへん 三 ヤベシの長老これにいひけるは我らに七日の猶
豫をあたへて使をイスラエルの四方の境におくることを得させしめよ而して若し我らを救ふ者なくば我ら汝
にくだらん 四 斯て使サウルのギベアにいたり此事を民の耳に告しかば民皆聲をあげて哭ぬ 五 爰にサウル田
より牛にしたがひて來るサウルいひけるは民何によりて哭くやと人々これにヤベシ人の事を告ぐ 六 サウル
之を聞るとき神の靈これに臨みてその怒甚だしく燃えたち 七 一軛の牛をころしてこれを切り割き使の手
にもてこれをイスラエルの四方の境にあまねくおくりていはしめけるは誰にてもサウルとサムエルにした
がひて出ざる者は其牛かくのごとくせらるべしと民ヱホバを畏み一人のごとく均くいでたり 八 サウルベゼ
クにてこれを數ふるにイスラエルの子孫三十萬ユダの人三萬ありき 九 斯て人々來れる使にいひけるはギレ

アデのヤベシの人にかくいへ明日日の熱き時汝ら助を得んと使かへりてヤベシ人に告げゝれば皆よろこび
ぬ　十是をもてヤベシの人いひけるは明日汝らに降らん汝らの善と思ふところを爲せ　十一明日サウル民を三隊
にわかち曉更に敵の軍の中にいりて日の熱くなる時までアンモニ人をころしけれ殘れる者は皆ちり〴〵
になりて二人倶にあるものなかりき　十二民サムエルにいひけるはサウル豈我らの王となるべけんやと言し者は
誰ぞや其人を引き來れ我ら之をころさん　十三サウルいひけるは今日エホバ救をイスラエルに施したまひたれ
ば今日は人をころすべからず　十四玆にサムエル民にいひけるはいざギルガルに往て彼處にて王國を新にせん
と　十五民みなギルガルにゆきて彼處にてエホバのまへにサウルを王となし彼處にて酬恩祭をエホバのまへに
獻げサウルとイスラエルの人々皆かしこにて大に祝へり

第十二章

一サムエルイスラエルの人々にいひけるは視よ我汝らが我にいひし言をこと〴〵く聽て汝らに王を
立たり　二視よ今王汝らのまへにあゆむ我は老て髮しろし視よわが子ども汝らと共にあり我幼稚時より今日
にいたるまで汝等のまへにあゆめり　三視よ我こゝにありエホバのまへと其膏そゝぎし者のまへに我を訴へ
よ我誰の牛を取りしや誰の驢馬をとりしや誰を掠めしや誰を虐遇しや誰の手より賄賂をとりてわが目を矇
せしや有ば我これを汝らにかへさん　四彼らいひけるは汝は我らをかすめずくるしめず又何をも人の手より
取りしことなし　五サムエルかれらにいひけるは汝らが我手のうちに何をも見いださゞるをエホバ汝らに證
したまふ其膏そゝぎし者も今日證す彼ら答へけるは證したまふ　六サムエル民にいひけるはエホバはモーセ
とアロンをたてし者汝らの先祖をエジプトの地より導いだせしものなり　七立ちあがれエホバが汝らおよび
汝らの先祖になしたまひし諸の義しき行爲につきて我エホバのまへに汝らと論ぜん　八ヤコブのエジプトに
いたるにおよびて汝らの先祖のエホバに呼はりし時エホバモーセとアロンを遣はしたまひて此二人汝らの

先祖をエジプトより導きいだして此處にすまはしめたり 九 しかるに彼ら其神ヱホバを忘れしかばヱホバこれ
をハゾルの軍の長シセラの手とペリシテ人の手およびモアブ王の手にわたしたまへり斯て彼らこれを攻け
れば 十 民ヱホバに呼はりていひけるは我らヱホバを棄てバアルとアシタロテに事へてヱホバに罪を犯した
りされど今我らを敵の手より救ひいだしたまへ我ら汝につかへんと 十一 是においてヱホバヱルバアルとバラ
クとエフタとサムソンを遣はして汝らを四方の敵の手より救ひいだしたまひて汝ら安らかに住めり 十二 しか
るに汝らアンモンの子孫の王ナハシの汝らを攻んとて來るを見て汝らの神ヱホバ汝らの王なるに汝ら我に
いふ否我らををさむる王なかるべからずと 十三 今汝らが選みし王汝らがねがひし王を見よ視よヱホバ汝らに
王をたてたまへり 十四 汝らもしヱホバを畏みて之につかへ其言にしたがひてヱホバの命にそむかずまた汝ら
と汝らををさむる王恒に汝らの神ヱホバに從はゞ善し 十五 しかれども汝らもしヱホバの言にしたがはずして
ヱホバの命にそむかばヱホバの手汝らの先祖をせめしごとく汝らをせむべし 十六 汝ら今たちてヱホバが汝ら
の目のまへになしたまふ此大なる事を見よ 十七 今日は麥刈時にあらずや我ヱホバを呼んヱホバ雷と雨をくだ
して汝らが王をもとめてヱホバのまへに爲したる罪の大なるを見しらしめたまはん 十八 かくてサムエルヱホ
バをよびければヱホバ其日雷と雨をくだしたまへり民みな大にヱホバとサムエルを恐る 十九 民みなサムエル
にいひけるは僕らのために汝の神ヱホバにいのりて我らを死ならしめよ我ら諸の罪にまた王を求むるの
惡をくはへたればなり 二十 サムエル民にいひけるは懼るなかれ汝らこの總ての惡をなしたりされどヱホバに
從ふことを息ず心をつくしてヱホバに事へ 二一 虚しき物に迷ひゆくなかれ是は虚しき物なれば汝らを助くる
ことも救ふことも得ざるなり 二二 ヱホバ其大なる名のために此民をすてたまはざるべし其はヱホバ汝らをお
のれの民となすことを善としたまへばなり 二三 また我は汝らのために祈ることをやめてヱホバに罪ををかす

ことを決てせざるべし且われ善き正しき道をもて汝らををしへん 二四 汝ら只ヱホバをかしこみ心をつくして誠にこれにつかへよ而して如何に大なることをヱホバ汝らになしたまひしかを思ふ可し 二五 しかれども汝らもしなほ惡をなさば汝らと汝らの王ともにほろぼさるべし

第十三章

一 サウル　歳にて王の位に即き　二年イスラエルををさめたり 二 爰にサウル イスラエル人三千を擇む其二千はサウルとともにミクマシおよびベテルの山地にあり其一千はヨナタンとともにベニヤミンのギベアにあり其餘の民はサウルおのおの其幕屋にかへらしむ 三 ヨナタン ゲバにあるペリシテ人の代官をころせりペリシテ人之れをきく是においてサウル國中にあまねくラッパを吹ていはしめけるはヘブル人よ聞くべし 四 イスラエル人皆聞けるに云くサウル ペリシテ人の代官を擊りしかしてイスラエル ペリシテ人の中に惡まると斯て民めされてサウルにしたがひギルガルにいたる 五 ペリシテ人イスラエルと戰はんとて集りけるが兵車三百騎兵六千にして民は濱の沙の多きがごとくなりき彼らのぼりてベテアベンにむかへるミクマシに陣をとれり 六 イスラエルの人苦められ其危きを見て皆巖穴に林叢に崗巒に高塔に坎阱にかくれたり 七 また或るヘブル人はヨルダンを涉りてガドとギレアデの地にいたる然るにサウルは尚ギルガルにあり民皆戰慄て之にしたがふ 八 サウル サムエルの定めし期にしたがひて七日とゞまりしがサムエル ギルガルに來らず民はなれて散ければ 九 サウルいひけるは燔祭と酬恩祭を我にもちきたれと遂に燔祭をさゝげたり 十 燔祭をさゝぐることを終しときに視よサムエルいたるサウル安否を問んとてこれをいで迎ふに 十一 サムエルいひけるは汝何をなせしやサウルいひけるは我民の我をはなれてちりまた汝の定まれる日のうちに來らずしてペリシテ人のミクマシにあつまれるを見しかば 十二 ペリシテ人ギルガルに下りて我をおそはん我いまだヱホバをなごめずといひて勉めて燔祭をさゝげたり 十三 サムエル サウルにいひけるは汝おろかなる

ことをなせり汝の神エホバのなんぢに命じたまひし命令を守らざりしなり若し守りしならばエホバイスラエルをさむる位を永く汝にさだめたまひしならん 十四 然どもいま汝の位たもたざるべしエホバ其心に適ふ人を求めてエホバ之に其民の長を命じたまへり汝がエホバの命ぜしことを守らざるによる 十五 かくてサムエルたちてギルガルよりベニヤミンのギベアにのぼりいたるサウルおのれとともにある民をかぞふるに凡そ六百人ありき 十六 サウルおよび其子ヨナタン並にこれとともにある民はベニヤミンのゲバに居りペリシテ人はミクマシに陣を張る 十七 劫掠人三隊にわかれてペリシテ人の陣よりいで一隊はオフラの路にむかひてシユアルの地にいたり 十八 一隊はベテホロンの道にむかひ一隊は曠野の方にあるゼボイムの谷をのぞむ境の路にむかふ 十九 時にイスラエルの地のうち何處にも鐵工なかりき是はペリシテ人ヘブル人の劍あるひは槍を作ることを恐れたればなり 二十 イスラエル人皆其耜鋤斧耒即ち耒鋤三歯鍬斧の鋒に欠ありてこれを鍛ひ改さんとする時又は鞭を尖らさんとする時は常にペリシテ人の所にくだれり 二一 是をもて戰の日にサウルおよびヨナタンとともにある民の手には劍も槍も見えず只サウルと其子ヨナタンのみ持り茲にペリシテ人の先陣ミクマシの渡口に進む

第十四章

一 其時サウルの子ヨナタン武器を執る若者にいひけるはいざ對面にあるペリシテ人の先陣に渉りゆかんと然ど其父には告げざりき 二 サウルギベアの極においてミグロンにある石榴の樹の下に住まりしが倶にある民はおよそ六百人なりき 三 又アヒヤ・エポデを衣てともにをるアヒヤはアヒトブの子アヒトブはイカボデの兄弟イカボデはピ子ハスの子ピ子ハスはシロにありてエホバの祭司たりしエリの子なり民ヨナタンの行けるを知らざりき 四 ヨナタンの渉りてペリシテ人の先陣にいたらんとする渡口の間に此傍に巖險あり彼傍にも巖嶺あり一の名をボゼツといひ一の名をセ子といふ 五 其一は北に向ひてミクマシに對し一は南に

なかひてゲバに對す 六 ヨナタン武器を執る少者にいふいざ我ら此割禮なき者どもの先陣にわたらんエホバ
我らのためにはたらきたまふあらん多くの人をもて救ふも少き人をもてすくふもエホバにおいては妨
げなし 七 武器をとるもの之にいひけるは總て汝の心にあるところをなせ進めよ我汝の心にしたがひて汝と
ともにあり 八 ヨナタンいひけるは見よ我らかの人々のところにわたり身をかれらにあらはさん 九 かれら若
し我らが汝らにいたるまでとゞまれと斯く我らにいはゞ我らそこのまゝとゞまりてかれらの所にのぼらじ
十 されど若し我らのところにのぼれとかくいはゞ我らのぼらんエホバかれらを我らの手にわたしたまふな
り是を徵となさんと 十一 斯て二人其身をペリシテ人の先陣にあらはしければペリシテ人いひけるは視よヘブ
ル人其かくれたる穴よりいで來ると 十二 すなはち先陣の人ヨナタンと其武器を執る者にこたへて我等の所に
上りきたれ目に物見せんといひしかばヨナタン武器を執る者にいひけるは我にしたがひてのぼれエホバ彼
らをイスラエルの手にわたしたまふなり 十三 ヨナタン攀のぼり其武器を執るもの之にしたがふペリシテ人ヨ
ナタンのまへに仆る武器をとる者も後にしたがひて之をころす 十四 ヨナタンと其武器を取るものの手はじめに
殺せし者およそ二十人此事田畑半段の內になれり 十五 しかして野にある陣のものおよび凡ての民の中に戰慄
おこり先陣の人および劫掠人もまたをのゝき地ふるひ動けり是は神よりの戰慄なりき 十六 ベニヤミンのギベ
アにあるサウルの戍卒望見しに視よペリシテ人の群衆くづれて彼此にちらばる 十七 時にサウルおのれとともに
なる民にいひけるは汝ら點驗て誰が我らの中よりゆきしかを見よとすなはちしらべたるにヨナタンとその
武器を執るもの居らざりき 十八 サウルアヒヤにエポデを持きたれといふ其はかれ此時イスラエルのまへにエ
ポデを着たれば也 十九 サウル祭司にかたれる時ペリシテ人の軍の騷いよ〱ましたりければサウル祭司にい
ふ姑く汝の手を措けと 二十 かくてサウルおよびサウルと共にある民皆呼はりて戰ひに至にペリシテ人おのお

の剣を以て互に相撃ちけれバ其敗績ハなはだ大なりき 二一 また此時よりまへにペリシテ人とともにありてペリシテ人と共に上りて陣に來るところのヘブル人もまた翻へりてサウルおよびヨナタンと共にあるイスラエル人に合せり 二二 又エフライムの山地にかくれたるイスラエル人皆ペリシテ人の逃るを聞てまた戰ひに出これを追撃り 二三 是の如くエホバ此日イスラエルをすくひたまふ而して戰ハベテアベンにうつれり 二四 されど此日イスラエル人苦めり其ハサウル民を誓ハせて夕まで即ちわが敵に仇をむくゆるまでに食物を食ふ者ハ呪詛れんと言たれバなり是故に民の中に食物を味ひし者なし 二五 爰に民みな林森に至に地の表に蜜あり 二六 即ち民森にいたりて蜜のながるゝをみる然ども民誓を畏るれバ誰も手を口につくる者なし 二七 然にヨナタンハ其父が民をちかハせしを聞ざりけれバ手にある杖の末をのばして蜜にひたし手を口につけたり是に由て其目あきらかになりぬ 二八 時に民のひとり答て言けるハ汝の父かたく民をちかハせて今日食物をくらふ人ハ呪詛れんと言り是に由て民つかれたり 二九 ヨナタンいひけるハわが父國を煩せり請ふ我この蜜をすこしく嘗しによりて如何にわが目の明かになりしかを見よ 三十 ましてや民今日敵よりうばひし物を十分に食しならバペリシテ人をころすこと更におほかるべきにあらずや 三一 イスラエル人かの日ペリシテ人を撃てミクマシよりアヤロンにいたるしかして民ははなはだ疲たり 三二 是において民掠物に走かかり羊と牛と犢とを取りて之を地のうへにころし血のまゝに之をくらふ 三三 人々サウルにつげていひけるハ民肉を血のまゝに食ひて罪をエホバにをかすとサウルいひけるハ汝ら背けり直ちにわがもとに大石をまろばしきたれ 三四 サウルまたいひけるハ汝らわかれて民のうちにいりていへ人各其牛と各其羊をわがもとに引ききたり此處にてころしくらへ血のまゝにくらひて罪をエホバに犯すなかれと此において民おの〳〵この夜其牛を手にひききたりて之をかしこにころせり 三五 しかしてサウルエホバに一つの壇をきづく是ハサウルのエホバに壇を築ける始

なり 三六 かくてサウルいひけるは我ら夜のうちにペリシテ人を追くだり夜明までかれらを掠めて一人をも殘
すまじ皆いひけるは凡て汝の目に善とみゆる所をなせと時に祭司いひけるは我ら此にちかより神にもとめ
んと 三七 サウル神に我ペリシテ人をおひくだるべきか汝かれらをイスラエルの手にわたしたまふやと問けれ
ど此日はこたへたまはざりき 三八 是においてサウルいひけるは民の長たちよ皆此にちかよれ汝らみて今日の
この罪のいづくにあるを知れ 三九 イスラエルを救ひたまへるエホバはいく假令わが子ヨナタンにもあれ必ず
死なざるべからずとされど民のうち一人もこれにこたへざりき 四十 サウルイスラエルの人々にいひけるはな
んぢらは彼處にをれ我とわが子ヨナタンは此處にをらんと民いひけるは汝ぢの目によしとみゆるところ
をなせ 四一 サウルイスラエルの神エホバにいひけるはねがはくは眞實をしめしたまへとかくてヨナタンとサ
ウル籤にあたり民はのがれたり 四二 サウルいひけるは我とわが子のあひだの籤を掣けと即ちヨナタンこれに
あたれり 四三 サウルヨナタンにいひけるは汝がなせしところを我につげよヨナタンつげていひけるは我は只
わが手の杖の末をもて小許の蜜をなめしのみなるが我しなざるをえず 四四 サウルこたへけるは神かくなしま
たかさねてかくなしたまへヨナタンよ汝しなざるべからず 四五 民サウルにいひけるはイスラエルの中に此大
いなるすくひをなせるヨナタン死ぬべけんや決めてしからずエホバは生くヨナタンの髪の毛ひとすぢも地
におつべからず其はかれ神とともに今日はたらきたればなりとかく民ヨナタンをすくひて死なざらしむ 四六
サウルペリシテ人を追ことを息てのぼりぬペリシテ人其國にかへれり 四七 かくてサウルイスラエルの王の位
につきて四方の敵を攻む即ちモアブアンモンの子孫エドムゾバの王たちおよびペリシテ人をせめけるに凡
てむかふところにて勝利を得たり 四八 サウル力をはアマレク人をうちてイスラエルを其劫掠人の手よりすく
ひいだせり 四九 サウルの男子はヨナタンエスイおよびマルキシユアなり其二人の女子の名は姉はメラブとい

ひ妹ハミカルといふ 五十 サウルの妻の名ハアヒノアムといひてアヒマアズの女子なり其軍の長の名ハアブ子
ルといひてサウルの叔父なる子ルの子なり 五一 サウルの父キシとアブ子ルの父子ルハアビエルの子なり 五二 サ
ウルの一生のあひだ恒にペリシテ人と烈しき戰ありサウルハ力ある人または勇ある人を見るときにこれを
かゝへたり

第十五章

一 茲にサムエルサウルにいひけるハエホバ我をつかハし汝に膏を沃ぎて其民イスラエルの王となさ
しめたりされバエホバの言の聲をきけ 二 萬軍のエホバかくいひたまふ我アマレクがイスラエルになせし事
すなハちエジプトよりのぼれる時其途を遮りしをかへりみる 三 今ゆきてアマレクを撃ち其有る物をことご
とく滅しつくし彼らを憐むなかれ男女童稚哺乳兒牛羊駱駝驢馬を皆ころせ 四 サウル民をよびあつめてこれ
をテライムに核ふ歩兵二十万ユダの人一万あり 五 しかしてサウルアマレクの邑にいたりて谷に兵を伏たり
六 サウルケニ人にいひけるハ汝らゆきてさりアマレク人をはなれくだるべし恐らくハかれらとともに汝ら
をほろぼすにいたらんイスラエルの子孫のエジプトよりのぼれる時汝らこれに恵みをほどこしたりと即ち
ケニ人アマレク人をはなれてさりぬ 七 サウルアマレク人をうちてハビラよりエジプトの東面なるシユルに
いたる 八 サウルアマレク人の王アガグを生擒り刃をもて其民をことごとくほろぼせり 九 然どもサウルと民
アガグをゆるしまた羊と牛の最も嘉きもの及び肥たる物並に羔と凡て善き物を殘して之をほろぼしつくす
をこのまず但惡き弱き物をほろぼしつくせり 十 時にエホバの言サムエルにのぞみていはく 十一 我サウルを王
となせしを悔ゆ其ハ彼背きて我にしたがハずわが命をおこなハざれバなりとサムエル憂て終夜エホバによ
ばゝれり 十二 かくてサムエルサウルにあハんとて夙く起きけるにサムエルにつぐるものありていふサウルカ
ルメルにいたり勝利の表を立て轉り進みてギルガルにくだれりと 十三 サムエルサウルの許に至りけれバサウ

ルこれにいひけるは汝がエホバより福祉を得んことをねがふ我エホバの命を行へりと 十四 サムエルいひける
は然らばわが耳にいる此羊の聲およびわがきく牛のこゑは何ぞや 十五 サウルいひけるは人々これをアマレク
人のところより引きたれり其は民汝の神エホバにさゝげんために羊と牛の最も嘉きものをのこせばなり
其ほかは我らほろぼしつくせり 十六 サムエルサウルにいひけるは止まれ昨夜エホバの我にかたりたまひしこ
とを汝につげんサウルいひけるはいへ 十七 サムエルいひけるはさきに汝が微き者とみづから憶へるときに汝
イスラエルの支派の長となりしにあらずや即ちエホバ汝に膏を注いでイスラエルの王となせり 十八 エホバ汝
を途に遣はしていひたまはく往て惡人なるアマレク人をほろぼし其盡るまで戰へよと 十九 何故に汝エホバの
言をきかずして敵の所有物にはせかゝりエホバの目のまへに惡をなせしや 二十 サウルサムエルにいひけるは
我誠にエホバの言にしたがひてエホバのつかはしたまふ途にゆきアマレクの王アガグを執きたりアマレク
をほろぼしつくせり 二一 たゞ民其ほろぼしつくすべき物の最初としてギルガルにて汝の神エホバにさゝげん
とて敵の物の中より羊と牛をとれり 二二 サムエルいひけるはエホバはその言にしたがふ事を善したまふごと
く燔祭と犧牲を善したまふや夫れ順ふ事は犧牲にまさり聽く事は牡羔の脂にまさるなり 二三 其は違逆は魔術
の罪のごとく抗戻は虚しき物につかふる如く偶像につかふるがごとし汝エホバの言を棄たるによりエホバ
もまた汝をすてゝ王たらざらしめたまふ 二四 サウルサムエルにいひけるは我エホバの命と汝の言をやぶりて
罪ををかしたり是は民をおそれて其言にしたがひたるによりてなり 二五 されば今ねがはくはわがつみをゆる
し我とともにかへりて我をしてエホバを拜することをえさしめよ 二六 サムエルサウルにいひけるは我汝と
もにかへらじ汝エホバの言を棄たるによりエホバ汝をすてゝイスラエルに王たらしめたまはざればなり 二七
サムエル去らんとて振還しときサウルその明衣の裾を捉へしかば裂たり 二八 サムエルかれにいひけるは今日

エホバイスラエルの國を裂て汝よりはなし汝の隣なる汝より善きものにこれをあたへたまふ 二九 またイスラ
エルの能力たる者は誣らず悔ず其はかれは人にあらざればくゆることなし 三十 サウルいひけるは我罪ををか
したれどねがはくはわが民の長老のまへおよびイスラエルのまへにて我をたふとみて我とともにかへり我
をして汝の神エホバを拝むことをえさしめよ 三一 こゝにおいてサムエルサウルにしたがひてかへるしかして
サウルエホバを拝む 三二 時にサムエルいひけるは汝らわが許にアマレクの王アガグをひききたれとアガグ喜
ばしげにサムエルの許にきたりアガグいひけるは死の苦みは必ず過さりぬ 三三 サムエルいひけるは汝の劍は
おほくの婦人を子なき者となせりかくのごとく汝の母は婦人の中の最も子なき者となるべしとサムエルギ
ルガルにてエホバのまへにおいてアガグを斬り 三四 かくてサムエルはラマにゆきサウルはサウルのギベアに
のぼりてその家にいたる 三五 サムエル其死ぬる日までふたゝびきたりてサウルをみざりきしかれどもサムエ
ルサウルのためにかなしめりまたエホバはサウルをイスラエルの王となせしを悔たまへり

第十六章

一 爰にエホバサムエルにいひたまひけるは我すでにサウルを棄てイスラエルに王たらしめざるに汝
いつまでかれのために歎くや汝の角に膏油を滿してゆけ我汝をベツレヘム人エサイの許につかはさん其は
我其子の中にひとりの王を尋ねえたればなり 二 サムエルいひけるは我いかで往くことをえんサウル聞て我
をころさんエホバいひたまひけるは汝一犢を携へゆきて言へエホバに犧牲をさゝげんために來ると 三 しか
して エサイを犧牲の場によべ我汝が爲すべき事をしめさんわが汝に告るところの人に膏をそゝぐ可し 四 サ
ムエルエホバの語たまひしごとくなしてベツレヘムにいたる邑の長老おそれて之をむかへいひけるは汝平
康なる事のためにきたるや 五 サムエルいひけるは平康なることのためなり我はエホバに犧牲をさゝげんと
てきたる汝ら身をきよめて我とともに犧牲の場にきたれと斯てエサイと其諸子を潔めて犧牲の場によびき

たる　六　かれらが至れる時サムエル　エリアブを見ておもへらくエホバの膏そゝぐものは必ず此人ならんと　七
しかるにエホバ　サムエルにいひたまひけるは其容貌と身長を觀るなかれ我すでにかれをすてたりわが觀る
ところは人に異なり人は外の貌を見エホバは心をみるなり　八　エサイ　アビナダブをよびてサムエルのまへ
を過しむサムエルいひけるは此人もまたエホバ擇みたまへず　九　エサイ　シヤンマを過ぎしむサムエルいひけ
るは此人もまたエホバえらみたまへず　十　エサイ其七人の子をしてサムエルのまへをすぎしむサムエル　エサ
イにいふエホバ是等をえらみたまへず　十一　サムエル　エサイにいひけるは汝の男子は皆此にをるやエサイいひ
けるは尚季子のこれり彼は羊を牧をるなりとサムエル　エサイにいひけるは彼を迎へきたらしめよかれが此
にいたるまでは我ら食に就かざるべし　十二　是において人をつかはしてかれをつれきたらしむ其人色赤く目美
しくして其貌麗しエホバいひたまひけるは起てこれにあぶらを沃げ是其人なり　十三　サムエル膏の角をとりて
其兄弟の中にてこれに膏をそゝげり此日よりのちエホバの靈ダビデにのぞむサムエルはたちてラマにゆけ
り　十四　かくてエホバの靈サウルをはなれエホバより來る惡鬼これを惱せり　十五　サウルの臣僕これにいひけるは
視よ神より來れる惡鬼汝をなやます　十六　ねがはくはわれらの主汝のまへにつかふる臣僕に命じて善く琴を鼓
く者一人を求めしめよ神よりきたれる惡鬼汝に臨む時彼手をもて琴を鼓て汝いゆることをえん　十七　サウル臣
僕にいひけるはわがために巧に鼓琴者をたづねてわがもとにつれきたれ　十八　時に一人の少者こたへていひけ
るは我ベツレヘム人エサイの子を見しが琴に巧にしてまた豪氣して善くたゝかふ辯舌さはやかなる美しき
人なりかつエホバこれとともにいます　十九　サウルすなはち使者をエサイにつかはしていひけるは汝
の子ダビデをわがもとに遣はせと　二十　エサイすなはち驢馬にパンを負せ一囊の酒と山羊の羔を執りてこれを其
子ダビデの手によりてサウルにおくれり　二一　ダビデ　サウルの許にいたりて其まへに事ふサウル大にこれを愛

し其武器を執る者となす 二二 サウル人をエサイにつかはしていひけるはねがはくはダビデをしてわが前に事
へしめよ彼はわが心にかなへりと 二三 神より出たる惡鬼サウルに臨めるときダビデ琴を執り手をもてこれを
彈にサウル慰さみて愈え惡鬼かれをはなる

第十七章 一 爰にペリシテ人其軍を集めて戰はんとしユダに屬するシヨコにあつまりシヨコとアゼカの間なる
パスダミムに陣をとる 二 サウルとイスラエルの人々集まりてエラの谷に陣をとりペリシテ人にむかひて軍
の陣列をたつ 三 ペリシテ人は此方の山にたちイスラエルは彼方の山にたつ谷は其あひだにあり 四 時にペリ
シテ人の陣よりガテのゴリアテと名くる挑戰者いできたる其身の長六キユビト半 五 首に銅の盔を戴
き身に鱗綴の鎧甲を着たり其よろひの銅のおもさは五千シケルなり 六 また脛には銅の脛當を着け肩の間に
銅の矛戟を負ふ 七 其槍の柄は機の梁のごとく槍の鋒刃の鐵は六百シケルなり楯を執る者其前にゆく 八 ゴリア
テ立てイスラエルの諸行伍によばはりいひけるは汝らはなんぞ陣列をなしていできたるや我はペリシテ人
にして汝らはサウルの臣下にあらずや汝ら一人をえらみて我ところにくだせ 九 其人もし我とたゝかひて我
をころすことをえば我ら汝らの臣僕とならんされど若し我かちてこれを殺さば汝ら我らの僕となりて我ら
に事ふ可し 十 かくて此ペリシテ人いひけるは我今日イスラエルの諸行伍を挑む一人をいだして我と戰はし
めよと 十一 サウルおよびイスラエルみなペリシテ人のこの言を聞き驚きて大いに懼れたり 十二 抑〻ダビデはか
のベツレヘムユダのエフラタ人エサイとなづくる者の子なり此人八人の子ありしがサウルの世には年邁み
てすでに老たり 十三 エサイの長子三人ゆきてサウルにしたがひて戰爭にいづ其戰にいでし三人の子の名は長
をエリアブといひ次をアビナダブといひ第三をシヤンマといふ 十四 ダビデは季子にして其兄三人はサウルに
したがへり 十五 ダビデはサウルに往來してベツレヘムにて其父の羊を牧ふ 十六 彼ペリシテ人四十日のあひだ朝

夕近づきて前にたてり　十七 時にエサイ其子ダビデにいひけるハ今汝の兄のために此烘麥一斗と此十のパンを
取りて陣營にをる兄のところにいそぎゆけ　十八 また此十の乾酪をとりて其千夫の長におくり兄の安否を視て
其返事をもちきたれと　十九 サウルと彼等およびイスラエルの人ハ皆ペリシテ人とたゝかひてエラの谷にあり
き　二十 ダビデ朝夙くおきて羊をひとりの牧者にあづけエサイの命ぜしごとく携へゆきて車營にいたるに軍
勢いでゝ行伍をなし鯨波をあげたり　二一 しかしてイスラエルとペリシテ人陣列をたてゝ行伍を行伍に相むか
はせたり　二二 ダビデ其荷をおろして荷をまもる者の手にわたし行伍の中にはせゆきて兄の安否を問ふ　二三 ダ
ビデ彼等と倶に語れる時視よペリシテ人の行伍よりガテのペリシテのゴリアテとなづくる彼の挑戰者
のぼりきたり前のことそのごとく言しかばダビデ之を聞けり　二四 イスラエルの人其人を見て皆逃て之をはな
れ痛く懼れたり　二五 イスラエルの人いひけるハ汝らこののぼり來る人を見しや誠にイスラエルを挑んとて上
りきたるなり彼をころす人ハ王大なる富を以てこれをとまし其女子をこれにあたへて其父の家にハイスラ
エルの中にて租税をまぬかれしめん　二六 ダビデ其傍にたてる人々にかたりていひけるハ此ペリシテ人をこ
ろしイスラエルの恥辱を雪ぐ人には如何なることをなすや此割禮なきペリシテ人ハ誰なれば活る神の軍
を挑む　二七 民まへのごとく答へていひけるハかれを殺す人にハ斯のごとくせらるべしと　二八 兄エリアブダビデ
が人々とかたるを聞しかバエリアブダビデにむかひて怒りを發しいひけるハ汝なにのために此に下りしや
彼の野にあるわづかの羊を誰にあづけしや我汝の傲慢と惡き心を知る其ハ汝戰爭を見んとて下れバなり　二九
ダビデいひけるハ我今なにをなしたるや只一言にあらずやと　三十 又ふりむきて他の人にむかひ前のごとく語
れるに民まへのごとく答たり　三一 人々ダビデが語れる言をきゝてこれをサウルのまへにつげゝれバサウルか
れを召す　三二 ダビデサウルにいひけるハ人々かれがために氣をおとすべからず僕ゆきてかのペリシテ人とた

三三 サウル ダビデにいひけるは汝はかのペリシテ人をむかへてたゝかふに勝ず其は汝は少年なるに
かれは若き時よりの戰士なればなり 三四 ダビデサウルにいひけるは僕さきに父の羊を牧るに獅子と熊と來り
て其群の羔を取たれば 三五 其後をおひて之を搏ち羔を其口より援ひいだせりしかして其獸我に猛りかゝりた
れば其鬚をとらへてこれを撃ちころせり 三六 僕は既に獅子と熊とを殺せり此割禮なきペリシテ人活る神の軍
をいどみたれば亦かの獸の一のごとくなるべし 三七 ダビデまたいひけるはヱホバ我を獅子の爪と熊の爪より
援ひいだしたまひたれば此ペリシテ人の手よりも援ひいだしたまはんとサウル ダビデにいふ往けねがはく
はヱホバ汝とともにいませ 三八 是においてサウルおのれの戎衣をダビデに衣せ銅の盔を其首にかむらせ亦
鎖綴の鎧をこれにきせたり 三九 ダビデ戎衣のうへに劍を佩て往かんことを試む未だ驗せしことなければな
りしかしてダビデサウルにいひけるは我いまだ驗せしことなければ是を衣ては往くあたはずと 四十 ダビデこ
れを脱ぎすて手に杖をとり谿間より五の光滑なる石を拾ひて之を其持てる牧羊者の具なる袋に容れ手に投
石索を執りて彼ペリシテ人にちかづく 四一 ペリシテ人進みきてダビデに近づけり楯を執るもの其まへにあり
四二 ペリシテ人環視てダビデを見て之を藐視る其は少くして赤くまた美しき貌なればなり 四三 ペリシテ人ダビ
デにいひけるは汝杖を持てきたる我豈犬ならんやとペリシテ人其神の名をもてダビデを呪詛ふ 四四 しかして
ペリシテ人ダビデにいひけるは我がもとに來れ汝の肉を空の鳥と野の獸にあたへんと 四五 ダビデペリシテ
人にいひけるは汝は劍と槍と矛戟をもて我にきたる然ど我は萬軍のヱホバの名すなはち汝が搦みたるイス
ラエルの軍の神の名をもて汝にゆく 四六 今日ヱホバ汝をわが手に付したまはんわれ汝をうちて汝の首級を取
りペリシテ人の軍勢の尸體を今日空の鳥と地の野獸にあたへて全地をしてイスラエルに神あることをしら
しめん 四七 且又この群衆みなヱホバは救ふに劍と槍を用ひたまはざることをしるにいたらん其は戰はヱホバ

によれば汝らを我らの手にわたしたまはんと 四八 ペリシテ人すなはち立あがり進みちかづきてダビデをむか
へしかバダビデいそぎ陣にはせゆきてペリシテ人をむかふ 四九 ダビデ手を嚢にいれて其中より一つの石をと
り投てペリシテ人の額を撃ければ石其額に突いりて俯伏に地にたふれたり 五十 かくダビデ投石索と石をも
てペリシテ人にかちペリシテ人をうちて之をころせり然どダビデの手にハ劍なかりしかバ 五一 ダビデはしり
てペリシテ人の上にのり其劍を取て之を鞘より拔はなしこれをもてかれをころし其首級を斬りたり爰に
ペリシテの人々其勇士の死るを見てにげしかバ 五二 イスラエルとユダの人おこり鯨呼をあげてペリシテ人を
おひガテの入口およびエクロンの門にいたるペリシテ人の負傷人シヤライムの路に仆れてガテおよびエク
ロンにおよぶ 五三 イスラエルの子孫ペリシテ人をおふてかへり其陣を掠む 五四 ダビデかのペリシテ人の首を取
りて之をエルサレムにたづさへきたりしが其甲冑はおのれの天幕におけり 五五 サウル、ダビデがペリシテ人に
むかひて出るを見て軍長アブ子ルにいひけるハアブ子ル此少者はたれの子なるやアブ子ルいひけるハ王
汝の靈魂ハ生くわれしらざるなり 五六 王いひけるハこの少年はたれの子なるかを尋ねよ 五七 ダビデかのペリシ
テ人を殺してかへれる時アブ子ルこれをひきて其ペリシテ人の首級を手にもてるままサウルのまへにつれ
ゆきければ 五八 サウルかれにいひけるハ若き人よ汝はたれの子なるやダビデこたへけるハ汝の僕ベツレヘム
人エサイの子なり

第十八章 一 ダビデサウルにかたることを終しときヨナタンの心ダビデの心にむすびつきてヨナタンおのれの
命のごとくダビデを愛せり 二 此日サウル、ダビデをかゝへて父の家にかへらしめず 三 ヨナタンおのれの命の
ごとくダビデを愛せしかバヨナタンとダビデ契約をむすべり 四 ヨナタンおのれの衣たる明衣を脱てダビデ
にあたふ其戎衣および其刀も弓も帶もまたしかせり 五 ダビデは凡てサウルが遣はすところにいでゆきて

功をあらはしければサウルかれを兵隊の長となせりしかしてダビデ民の心にかなひ又サウルの僕の心にも
かなふ 六 衆人かへりきたれる時すなはちダビデペリシテ人をころして還れる時婦女イスラエルの邑々より
いできたり鼓と祝歌と磬をもちて歌ひまひつゝサウル王を迎ふ 七 婦人蹈躍つゝ相こたへて歌ひけるはサウ
ルは千をうち殺しダビデは萬をうちころすと 八 サウル甚だ怒りこの言をよろこばずしていひけるは萬をダ
ビデに歸し千をわれに歸す此上かれにあたふべき者は唯國のみと 九 サウルこの日より後ダビデを目がけた
り 十 次の日神より出たる惡鬼サウルにのぞみてサウル家のなかにて預言したりしがダビデ故のごとく手
をもつて琴をひけり時にサウルの手に投槍ありければ 十一 サウル我ダビデを壁に刺とほさんといひて其投槍
をさしあげしがダビデ二度身をかはしてサウルをさけたり 十二 ヱホバサウルをはなれてダビデと共にいます
によりてサウル彼をおそれたり 十三 是故にサウル彼を遠ざけて千夫長となせりダビデすなはち民のまへに
出入す 十四 またダビデすべて其ゆくところにて功をあらはし且ヱホバかれとともにいませり 十五 サウルダビデ
が大に功をあらはすをみてこれを恐れたり 十六 しかれどもイスラエルとユダの人はみなダビデを愛せり彼が
其前に出入するによりてなり 十七 サウルダビデにいひけるはわれわが長女メラブを汝に妻さん汝ただわがた
めに勇みヱホバの軍に戰ふべしと其はサウルわが手にてかれを殺さでペリシテ人の手にてころさんとおも
ひたればなり 十八 ダビデサウルにいひけるは我は誰ぞわが命はなんぞわが父の家はイスラエルにおいて何な
る者ぞや我いかでか王の婿となるべけんと 十九 然るにサウルの女子メラブはダビデに嫁ぐべき時におよびて
メホラ人アデリエルに妻されたり 二十 サウルの女ミカルダビデを愛す人これを王に告ればサウル其事を善し
とせり 二十一 サウルいひけるは我ミカルをかれにあたへて彼を謀る手段となしペリシテ人の手にてかれを殺さ
んといひてサウルダビデにいひけるは汝今日ふたゝびわが婿となるべし 二十二 かくてサウル其僕に命じけるは

汝ら密にダビデにかたりて言へ視よ王汝を悦び王の僕みな汝を愛すされば汝王の婿となるべしと
二三 サウルの僕此言をダビデの耳に語りしがダビデいひけるは王の婿となること汝らの目には易き事とみゆるや
且われは貧しく賤しき者なりと
二四 サウルの僕サウルにつげてダビデ是の如くかたれりといへり
二五 サウルいひけるはなんぢらかくダビデにいへ王は聘禮を望まずたゞペリシテ人の陽皮一百をもて王の仇をむくいん
ことを望むと是はサウルダビデをペリシテ人の手に殞没しめんとおもへるなり
二六 サウルの僕此言をダビデにつげしかばダビデは王の婿となることを善とせり斯て其時いまだ満ざるあひだに
二七 ダビデ起て其従者とともにゆきペリシテ人二百人をころして其陽皮をたづさへきたり之を悉く王にさゝげて王の婿とならん
とすサウル乃ち其女ミカルをダビデに妻せたり
二八 サウル見てエホバのダビデとともにいますを知りぬまたサウルの女ミカルはダビデを愛せり
二九 サウルさらにますますダビデを恐れサウル一生のあひだダビデの敵となれり
三十 ペリシテ人の諸伯攻きたりしがダビデかれらが攻めきたるごとにサウルの諸の臣僕よりは多の功をたてしかば其名はなはだ尊まる

第十九章

一 サウル其子ヨナタンおよび諸の臣僕にダビデをころさんとすることを語れり
二 されどサウルの子ヨナタン深くダビデを愛せしかばヨナタンダビデにつげていひけるはわが父サウル汝をころさんことを求むこのゆゑに今ねがはくは汝翌朝謹恪で潜みをりて身を隠せ
三 我いでゆきて汝がをる野にてわが父の傍にたちわが父とともに汝の事を談はんかくして我其事の如何なるを見て汝に告ぐべし
四 ヨナタン其父サウルにむかひダビデを誉揚ていひけるは願くは王其僕ダビデにむかひて罪ををかすなかれ彼は汝に罪ををかさずまたかれが汝になす行為ははなはだ善し
五 またかれ生命をかけてかのペリシテ人をころしたりしかしてエホバイスラエルの人々のためにおほいなる救をほどこしたまふ汝見てよろこべりしかるに何ぞゆ

ゑなくしてダビデをころし無辜者の血をながして罪ををかさんとするや 六 サウル ヨナタンの言を聽いれサ
ウル誓ひけるはヱホバはいくわれかならずかれをころさじ 七 ヨナタン ダビデをよびてヨナタン其事をみな
ダビデにつげ遂にダビデをサウルの許につれきたりければダビデさきのごとくサウルの前にをる 八 爰に再
び戰爭おこりぬダビデすなはちいでゝペリシテ人とたゝかひ大いにかれらを殺せしかばかれら其まへを逃
げされり 九 サウル手に投槍を執て室に坐する時ヱホバより出たる惡鬼これにのりうつれり其時ダビデ乃ち
手をもて琴を彈く 十 サウル投槍をもてダビデを壁に刺とほさんとせしがダビデサウルのまへを避けれ
ば投槍を壁に衝たてたりダビデ其夜逃さりぬ 十一 サウル使者をダビデの家につかはしてかれを守らしめ朝に
およびてかれをころさしめんとすダビデの妻ミカル ダビデにつげていひけるは若し今夜爾の命を援ずば明
朝汝は殺されんと 十二 ミカル即ち牖よりダビデを縋おろしければ往て逃されり 十三 斯てミカル像をとりて其牀
に置き山羊の毛の編物を其頭におき衣服をもて之をおほへり 十四 サウル ダビデを執ふる使者をつかはしければ
ばミカルいふかれは疾ありと 十五 サウル使者をつかはしダビデを見させんとていひけるはかれを牀のまゝ我
にたづさへきたれ我これをころさんと 十六 使者いりて見たるに牀には像ありて其頭に山羊の毛の編物ありき 十七
サウル ミカルにいひけるはなんぞかく我をあざむきてわが敵を逃しやりしや ミカル サウルにこたへけるは彼
我にいへり我をはなちてさらしめよ然らずば我汝をころさんと 十八 ダビデにげさりてラマにゆきサムエルの
許にいたりてサウルがおのれになせしことをこと〴〵くつげたりしかしてダビデとサムエルはゆきてナヨ
テにすめり 十九 サウルに告る者ありていふ視よダビデはラマのナヨテにをると 二十 サウル乃ちダビデを執ふる
使者をつかはせしが彼等預言者の一群の預言しをりてサムエルが其中の長となりて立てるを見るにおよび
神の靈サウルの使者にのぞみて彼等もまた預言せり 二一 人々これを告ければサウル他の使者を遣しけるにか

れらも亦預言せしかバサウルまた三度使者を遣しけるが彼等もまた預言せり 二二是においてサウルもまた
ラマにゆきけるがセクの大井にいたれる時問ていひけるハサムエルとダビデハ何處にをるや答へていふラ
マのナヨテにをる 二三サウルかしこにゆきてラマのナヨテにいたりけるに神の靈また彼にのぞみて彼ラマの
ナヨテにいたるまで歩きつゝ預言せり 二四彼もまた其衣服をぬぎすて同くサムエルのまへに預言し其一日一
夜裸体にて仆臥たり是故に人々サウルもまた預言者のうちにあるかといふ

第二十章

一ダビデラマのナヨテより逃きたりてヨナタンにいひけるハ我何をなし何のあしき事あり汝の父の
まへに何の罪を得てか彼わが命を求むる 二ヨナタンかれにいひけるハ汝 決て殺さるゝことあらじ視よわ
が父ハ事の大いなるも小なるも我につげずしてなすことなしわが父なんぞこの事を我にかくさんやこの事
しからず 三ダビデまた誓ひていひけるハ汝の父必ずわが汝のまへに恩惠をうるを知る是をもてかれ思へら
く恐らくハヨナタン悲むべければこの事をかれにしらしむべからずとしかれどもエホバハいくまたなんぢの
靈魂ハいくわれハ死をさること只一歩のみ 四ヨナタンダビデにいひけるハなんぢの心なにをねがふか我汝
のために之をなさんと 五ダビデヨナタンにいひけるハ明日ハ月朔なれバ我王とともに食につかざるべから
ず然ども我をゆるして去らしめ三日の晩まで野に隱るゝことをえさしめよ 六若汝の父まことに我をもとめあ
バ其時言へダビデ切に其邑ベツレヘムにはせゆかんことを我に請り其ハ彼處に全家の歳祭あれバなりと 七
彼もし善しといはゞ僕やすからんされど彼もし甚しく怒らバ彼の害をくはへんと決しを知れ 八汝エホバの
まへに僕と契約をむすびたれバ願くハ僕に恩をほどこせ然ど若我に惡き事あらバ汝 自ら我をころせ何ぞ
我を汝の父に引ゆくべけんや 九ヨナタンいひけるハ斯る事かならず汝にあらざれ我わが父の害を汝にくは
へんと決るをしらバ必ず之を汝につげん 十ダビデヨナタンにいひけるハ若し汝の父荒々しく汝にこたふる

時は誰か其事を我に告ぐべきや 十一 ヨナタン ダビデにいひけるは來れ我ら野にいでゆかんと倶に野にいでゆ
けり 十二 かくしてヨナタン ダビデにいひけるはイスラエルの神エホバよ明日か明後日の今ごろ我わが父を窺
ひて事のダビデのために善きを見ながら人を汝に遣はして告しらさずばエホバ ヨナタンに斯なしまた重て
斯くなしたまへ 十三 されど若しわが父汝に害をくはへんと欲せば我これを告げしらせて汝をにがし汝を安ら
かにさらしめん願くはエホバわが父とともに坐せしごとく汝とともにいませ 十四 汝只わが生るあひだエホバ
の恩を我にしめして死ざらしむるのみならず 十五 エホバがダビデの敵を悉く地の表より絶ちさりたまふ時に
もまた汝わが家を永く汝の恩にはなれしむるなかれ 十六 かくヨナタン ダビデの家と契約をむすぶエホバ之に
關てダビデの敵を討したまへり 十七 かくしてヨナタンふたゝびダビデに誓はしむかれを愛すればなり即ちお
のれの生命を愛するごとく彼を愛せり 十八 またヨナタン ダビデにいひけるは明日は月朔なるが汝の座空かる
べければ汝求めらるべし 十九 汝三日とゞまりて速かに下り嘗てかの事の日に隱れたるところに至りてエゼル
の石の傍に居るべし 二十 我的を射るごとくして其石の側に三本の矢をはなたん 二一 かくしてゆきて矢をたづね
よといひて僮子をつかはすべし我もし故に僮子に視よ矢は汝の此旁にあり其を取と曰ばなんぢきたるべし
エホバは生く汝安くして何もなかるべければなり 二二 されど若し我少年に視よ矢は汝の彼旁にありといはゞ
汝さるべしエホバ汝をさらしめたまふなり 二三 汝と我とかたれることについては願はくはエホバ恒に汝と我
との間にいませと 二四 ダビデ即ち野にかくれぬ偖月朔になりければ王坐して食に就く 二五 即ち王は常のごとく
壁によりて座を占むヨナタン立ちあがりアブネルサウルの側に坐すダビデの座はむなし 二六 されど其日には
サウル何をも曰ざりき其は何事か彼におこりしならん彼きよからず定て潔からずと思ひたればなり 二七 明日
すなはち月の二日におよびてダビデの座なほ虚しサウル其子ヨナタンにいひけるは何ゆゑにエサイの子は

昨日も今日も食に來らざるや 二八 ヨナタンサウルにこたへけるはダビデ切にベテレヘムにゆかんことを我にこ
ひて曰けるは 二九 ねがはくは我をゆるしてゆかしめよわが家邑みて祭をなすによりわが兄我にきたることを
命ぜり故に我もし汝のまへにめぐみをえたるならそねがはくは我をゆるして去しめ兄弟をみることを得さ
しめよと是故にかれは王の席に來らざるなり 三十 サウルヨナタンにむかひて怒りを發しかれにいひけるは汝
は曲り且悖れる婦の子なり我あに汝がエサイの子を選みて汝の身をはづかしめまた汝の母の膚を辱しむる
ことを知ざらんや 三一 エサイの子の此世にながらふるあひだは汝と汝の位固くたつを得ず是故に今人をつか
はして彼をわが許に引きたれ彼は死ぬべき者なり 三二 ヨナタン父サウルに對へていひけるは彼なによりて
殺さるべきか何をなしたるやと 三三 ここにおいてサウルヨナタンを撃んとて投槍をさしあげたりヨナタンす
なはち其父のダビデを殺さんと決しをしれり 三四 かくてヨナタン烈しく怒りて席を立ち月の二日には食をな
さざりき其は其父のダビデをはづかしめしによりてダビデのために憂へたればなり 三五 翌朝ヨナタン一小童
子を從がへダビデと約せし時刻に野にいでゆき 三六 童にいひけるは走りて我はなつ矢をたづねよと童子はし
る時ヨナタン矢を彼のさきに發てり 三七 童子がヨナタンの發ちたる矢のところにいたれる時ヨナタン童子の
うしろに呼はりていふ矢は汝のさきにあるにあらずや 三八 ヨナタンまた童子のうしろによばはりていひける
は速かにせよ急げ止まるなかれとヨナタンの童子矢をひろひあつめて其主人のもとにかへる 三九 されど童子
は何をも知ざりき只ヨナタンとダビデ其事をしりたるのみ 四十 かくてヨナタン其武器を童子に授ていひける
そ往けまれを邑に携へよと 四一 童子すなはち往けり時にダビデ石の傍より立ちあがり地にふして三たび拜せ
りしかしてふたり互に接吻してさがひに哭くダビデ殊にはなはだし 四二 ヨナタンダビデにいひけるは安じて
往け我ら二人ともにエホバの名に誓ひて願くはエホバ恆に我と汝のあひだに坐し我が子孫と汝の子孫のあ

ひだにいませといへりとダビデすなはちたちて去るヨナタン邑にいりぬ

第二十一章

一 ダビデノブにゆきて祭司アヒメレクにいたるアヒメレク懼れてダビデを迎へこれにいひけるは汝なんぞ獨にして誰も汝とともならざるや 二 ダビデ祭司アヒメレクにいふ王我に一の事を命じて我にいふ我が汝を遣はすところの事および我が汝に命じたる所については何をも人にしらするなかれと我某の處に我少者を出おけり 三 いま何か汝の手にあるや我手に五のパンか或はなにかてもある所を與よ 四 祭司ダビデに對へていひけるは常のパンはわが手になしされど若し少者婦女をだに愼みてありしならば聖きパンあるなりと 五 ダビデ祭司に對へていひけるは實にわがいでしより此三日は婦女われらにちかづかず且少者等の器は潔し又パンは常の物のごとし今日器に潔きパンあれば殊に然と 六 祭司かれに聖きパンを與たり其はかしこに供前のパンの外はパン无りければなり即ち其パンは下る日に熱きパンをささげんとて之をエホバのまへより取されるなり 七 其日かしこにサウルの僕一人留められてエホバのまへにあり其名をドエグといふエドミ人にしてサウルの牧者の長なり 八 ダビデまたアヒメレクにいふ此に汝の手に槍か劍あらぬか王の事急なるによりて我は刀も武器も携へざりしと 九 祭司いひけるは汝がエラの谷にて殺したるペリシテ人ゴリアテの劍布に裹みてエポデの後にあり汝もし之をとらんとおもはば取れ此にはかの劍なしとダビデいひけるはこれにまさるものなし我にあたへよと 十 ダビデ其日サウルをおそれて立てガテの王アキシのところに逃げゆきぬ 十一 アキシの臣僕アキシに曰けるは此は其地の王ダビデにあらずや人々舞蹈のうちにこの人のことを歌ひあひてサウルは千をうちころしダビデは萬をうちころすといひしにあらずや 十二 ダビデこの言を心に藏め深くガテの王アキシをおそれ 十三 人々のまへにて佯て其氣を變じ執へられて狂人のさまをなし門の扉に畫き其涎沫を鬚にながれくだらしむ 十四 アキシ僕にいひけるは汝らの見るごとく此人は狂人なり何ぞかれを

我にひききたるや 十五 我なんぞ狂人を須ひんや汝ら此者を引きたりてわがまへに狂しめんとするや此者なん
ぞ吾が家にいるべけんや

第二十二章

一 是故にダビデ其處をいでたちてアドラムの洞穴にのがる其兄弟および父の家みな聞きおよびて
彼處にくだり彼の許にいたる 二 また艱める人負債者心に嫌ぬ者皆かれの許にあつまりて彼其長となれり
かれとともにある者はおよそ四百人なり 三 ダビデ其處よりモアブのミツパにいたりモアブの王にいひける
は神の我をいかがなしたまふかを知るまでねがはくはわが父母をして出て汝らとともにをらしめよと 四 つ
ひに彼らをモアブの王のまへにつれきたるかれらはダビデが要害にをる間王とともにありき 五 預言者ガデ
ダビデにいひけるは要害に住るなかれゆきてユダの地にいたれとダビデゆきてハレテの叢林にいたる 六 爰に
サウルダビデおよびかれとともなる人々の見露されしを聞けり時にサウルはギベアにあり手に槍を執て岡
岊の柳の樹の下にをり臣僕ども皆其傍にたてり 七 サウル側にたてる僕にいひけるは汝らベニヤミン人聞
けよエサイの子汝らおのおのに田と葡萄園をあたへ汝らおのおのを千夫長百夫長となすことあらん
や 八 汝ら皆我に敵して謀り一人もわが子のエサイの子と契約をむすびしを我につげしらする者なしまた汝
ら一人もわがために憂へずわが子が今日のごとくわが僕をはげまして道に伏て我をおそはしめんとするを
我につげしらす者なし　時にエドミ人ドエグサウルの僕の中にたち居りしが答へていひけるは我エサイの
子のノブにゆきてアヒトブの子アヒメレクにいたるを見しが 十 アヒメレクかれのためにエホバに問ひまた
かれに食物をあたへペリシテ人ゴリアテの劍をあたへたりと 十一 王すなはち人をつかはしてアヒトブの子祭
司アヒメレクおよびその父の家すなはちノブの祭司たる人々を召したればみな王の許にきたる 十二 サウルい
ひけるは汝アヒトブの子聽よ答へけるは主よ我ここにあり 十三 サウルかれにいふ汝なんぞエサイの子とども

に我に敵して謀り汝かれにパンと劍をあたへ彼が爲に神に問ひかれをして今日のごとく道に伏て我をねら
ハしめんとするや 十四アヒメレク王にこたへていひけるハ汝の臣僕のうち誰かダビデのごとく忠義なる彼ハ
王の婿にして親しく汝に見ゆるもの汝の家に尊まるゝ者にあらずや 十五我其時かれのために神に問ことを始
めしや決てしからずねがハくハ王僕および我が父の全家に何をも歸するなかれ僕ハ此事について多少
をいハず何をもしらざれバなり 十六王いひけるハアヒメレク汝必ず死ぬべし汝の父の全家もしかりと 十七王
傍にたてる前驅の人々にいひけるハ身をひるがへしてエホバの祭司を殺せかれらもダビデと力を合するが
故またかれらダビデの逃たるをしりて我に告ざりし故なりと然ど王の僕手をいだしてエホバの祭司を撃
ことを好まざれバ 十八王ドエグにいふ汝身をひるがへして祭司をころせとエドミ人ドエグ乃ち身をひるがへし
て祭司をうち其日布のエポデを衣たる者八十五人をころせり 十九かれまた刃を以て祭司の邑ノブを撃ち刃を
もて男女童稚嬰孩牛驢馬羊を殺せり 二十アヒトブの子アヒメレクの一人の子アビヤタルとなづくる者逃れ
てダビデにはしりしたがふ 二十一アビヤタルサウルがエホバの祭司を殺したることをダビデに告しかバ 二十二ダビ
デアビヤタルにいふかの日エドミ人ドエグ彼處にをりしかバ我かれが必らずサウルにつげんことを知れり
我汝の父の家の人々の生命を喪へる源由となれり 二十三汝我とともに居れ懼るゝなかれわが生命を求むる者汝
の生命をも求むるなり汝我とともにあらバ安全なるべし

第二十三章

一人々ダビデにつげていひけるハ視よペリシテ人ケイラを攻め穀場を掠むと 二ダビデエホバに問
ていひけるハ我ゆきて是のペリシテ人を撃つべきかとエホバダビデにいひたまひけるハ往てペリシテ人を
うちてケイラを救へ 三ダビデの從者かれにいひけるハ視よわれら此にユダにあるすら尚ほおそるゝ況やケイ
ラにゆきてペリシテ人の軍にあたるをやと 四ダビデふたゝびエホバに問ひけるにエホバ答へていひたまひけ

るハ起てケイラにくだれ我ペリシテ人を汝の手にわたすべし　五　ダビデとその從者ケイラにゆきてペリシテ
人とたゝかひ彼らの家畜を奪ひとり大にかれらをうちころせりかくダビデケイラの居民をすくふ　六　アヒメ
レクの子アビヤタルケイラにのがれてダビデにいたれる時其手にエポデを執てくだれり　七　爰にダビデのケ
イラにいたれる事サウルに聞えければサウルいふ神かれを我手にわたしたまへり其はかれ門あり關ある邑
にいりたれバ閉こめらるれバなり　八　サウルすなはち民をこと〴〵く軍によびあつめてケイラにくだりてダ
ビデと其從者を圍んとす　九　ダビデハサウルのおのれを害せんと謀るを知りて祭司アビヤタルにいひけるハ
エポデを持ちきたれと　十　かくしてダビデいひけるハイスラエルの神エホバよ僕たしかにサウルがケイラに
きたりてわがために此邑をほろぼさんと求むるを聞り　十一　ケイラの人々我をかれの手にわたすならんか僕の
きけるごとくサウル下るならんかイスラエルの神エホバよ請ふ僕につげたまへとエホバいひたまひけるハ
彼下るべしと　十二　ダビデいひけるハケイラの人々われとわが從者をサウルの手にわたさすならんかエホバいひ
たまひけるハ彼らわたすべし　十三　是においてダビデと其六百人ばかりの從者起てケイラをいで其ゆきうる
所にゆけりダビデのケイラをにげはなれしことサウルに聞えければサウルいづることを止たり　十四　ダビデハ
曠野にをり要害の地にをりまたジフの野にある山に居るサウル恒にかれを尋ねたれども神かれを其手にわ
たしたまはざりき　十五　ダビデサウルがおのれの生命を求めんために出たるを見る時にダビデハジフの野の叢
林にをりしが　十六　サウルの子ヨナタンたちて叢林にいりてダビデにいたり神によりて其力を强うせしめたり
十七　即ちヨナタンかれにいひけるハ懼るゝなかれわが父サウルの手汝にとゞくことあらじ汝ハイスラエルの
王となるべし我も汝の次なるべし此事ハわが父サウルもしれり　十八　かくて彼ら二人エホバのまへに契約をむ
すびダビデハ叢林にとゞまりヨナタンハ其家にかへれり　十九　時にジフ人ギベアにのぼりサウルの許にいたり

ていひけるはダビデは曠野の南にあるハキラの山の叢林の中なる要害に隠れて我らとともにをるにあらず
や　二十今王汝のくだらんとする望のごとく下りたまへ我らはかれを王の手にわたさんと　二一サウルいひけるは
汝ら我をあはれめよ願くは汝等ヱホバより福祉をえよ　二二請ふゆきて尙ほ心を用ひ彼の踪跡ある處と誰がか
れを見たるかを見きはめよ其は人我にかれが甚だ機巧く事を爲すを告たればなり　二三されば汝ら彼が隱るゝ迯
衆處を皆たしかに見きはめて再び我にきたれ我汝らとともにゆかん彼もし其地にあれば我ユダの郡中をあ
まねく尋ねて彼を獲んと　二四かれらたちてサウルに先てジフにゆけりダビデと其從者は曠野の南のアラバに
あるマオンの野にをる　二五斯てサウルと其從者ゆきて彼を尋ぬ人々これをダビデに告ければダビデ巖を下て
マオンの野にをるサウル之を聞てマオンの野に至てダビデを追ふ　二六サウルは山の此旁に行ダビデと其從者
は山の彼旁に行ダビデは周章てサウルの前を避んとしサウルと其從者はダビデと其從者を圍んで之を取ん
とす　二七時に使者サウルに來て言けるはペリシテ人國ををかす急ぎきたりたまへと　二八故にサウルダビデを追
ことを止てかへり往てペリシテ人にあたることゝをもて人々その處をセラマレコテ(迯岩)となづく　二九ダビ
デ其處よりのぼりてエンゲデの要害にをる

第二十四章

一サウルペリシテ人を追ふことをやめて還りし時人々かれにつげていひけるは視よダビデはエン
ゲデの野にありと　二サウルイスラエルの中より選みたる三千の人を率ゐゆきて野羊の巖にダビデと其從者
を尋ぬ　三途にて羊の欄にいたるに其處に洞穴ありサウル其足を掩んとていりぬ時にダビデと其從者洞の隅
に居たり　四ダビデの從者これにいひけるはヱホバが汝に告て視よ我汝の敵を汝の手にわたし汝をして善と
見るところを彼になさしめんといひたまひし日は今なりとダビデすなはち起てひそかにサウルの衣の裾を
きれり　五ダビデサウルの衣の裾をきりしによりて後ち其心みづから責む　六ダビデ其從者にいひけるはヱホ

バの膏そゝぎし者なるわが主にわが此事をなすをエホバ禁じたまふかれはエホバの膏そゝぎし者なればかれ
に敵してわが手をのぶるは善らず　七ダビデ此ことばをもつて其從者を止めサウルに撃ちかゝる事を容さず
サウルたちて洞を出て其道にゆく　八ダビデもまた後よりたちて洞をいでサウルのうしろに呼はりて我主王
よといふサウル後をかへりみる時ダビデ地にふして拜す　九ダビデサウルにいひけるは汝なんぞダビデ汝を
害せんことを求むといふ人の言を聽くや　十視よ今日汝の目エホバの汝を洞のうちにて今日わが手にわたし
たまひしことを見たり人々我に汝をころさんことを勸めたれども我汝を惜めり我いひけらくわが主はエホ
バの膏そゝぎし者なればこれに敵してわが手をのぶべからずと　十一わが父よ視よわが手にある汝の衣の裾を
見よわが汝の衣の裾をきりて汝を殺さゞるを見ばわが手には惡も罪過もなきことを汝見て知るべし我汝に
罪ををかせしことなし然るに汝わが生命をとらんとねらふ　十二エホバ我と汝の間を審きたまはんエホバわが
ために汝に報いたまふべし然どわが手は汝に加へざるべし　十三古への諺にいふごとく惡は惡人よりいづされ
どわが手は汝にくはへざるべし　十四イスラエルの王は誰を逐んとて出たるや汝たれを追ふや死たる犬をおひ
一の蚤をおふなり　十五ねがはくはエホバ審判者となりて我と汝のあひだをさばきかつ見てわが訟を理し我を
汝の手よりすくひいだしたまはんことを　十六ダビデこれらの言をサウルに語りをへしときサウルいひけるは
わが子ダビデよ是は汝の聲なるかとサウル聲をあげて哭きぬ　十七かくしてダビデにいひけるは汝は我よりも
正し我は汝に惡をむくゆるに汝は我に善をむくゆ　十八汝今日いかに汝が我に善くなすかを明かにせりエホバ
我を爾の手にわたしたまひしに爾我をころさゞりしなり　十九人もし其敵にあはゞこれを安らかに去しむべけ
んや爾が今日我になしたる事のためにエホバ爾に善をむくいたまふべし　二十視よ我爾が必ず王とならんこと
を知りまたイスラエルの王國の爾の手によりて堅くたゝんことをしる　二十一今爾エホバをさして我にわが後に

てわが子孫を斷ずわが名をわが父の家に滅せざらんことを誓へと　二二 ダビデすなはちサウルにちかふ是においてサウルは家にかへりダビデと其從者は要害にのぼれり

第二十五章

一 爰にサムエル死しかばイスラエル人皆あつまりて之をかなしみラマにある其の家にてこれを葬むれりダビデたちてパランの野にくだる　二 マオンに一箇の人あり其所有はカルメルにあり其人甚だ大いなる者にして三千の羊と一千の山羊をもちしがカルメルにて羊の毛を剪り居たり　三 其人の名はナバルといひ其妻の名はアビガルといふアビガルは賢く顏美き婦なりされど其夫は剛愎にして其爲すところ惡かりきかれはカレブの人なり　四 ダビデ野にありてナバルが其羊の毛を剪りをるを聞き　五 ダビデ十人の少者を遣はすダビデ其少者にいひけるはカルメルにのぼりナバルにいたりわが名をもてかれに安否をとひ　六 かくのごとくいへ願くは壽ながかれ爾平安なれ爾の家やすらかなれ爾が有ところの物みなやすらかなれ　七 我爾が羊毛を剪せをるを聞り爾の牧羊者は我らとともにありしが我らこれを害せざりきまたかれらがカルメルにありしあひだかれらの物何も失たることなし　八 爾の少者に問へかれら爾につげん願くは少者をして爾のまへに恩をえせしめよ我ら吉日に來る請ふ爾の手にあるところの物を爾の僕らおよび爾の子ダビデにあたへよ　九 ダビデの少者いたりダビデの名をもつて是らのことをその如くナバルに語りてやめり　十 ナバルダビデの僕にこたへていひけるはダビデは誰なるエサイの子は誰なる此頃は主人をすてゝ逃るゝ僕おほし　十一 我あにわがパンと水およびわが羊毛をきる者のために殺したる肉をとりて何處よりか知れざるところの人々にあたふべけんや　十二 ダビデの少者ふりかへりて其道に就き歸りきたりて此等の言のごとくダビデに告ぐ　十三 是においてダビデ其從者に爾らおの／＼劍を帶よと言ければ各劍をおぶダビデもまた劍をおぶ而して四百人ばかりダビデにしたがひて上り二百人は輜重のところに止れり　十四 時にひとりの少者ナバルの妻アビガルに

つげていひけるは視よダビデ野より使者をおくりて我らの主人を祝したるに主人かれらを詈れり 十五 されどかの人々はわれらに甚だ善くなし我らは害をかうむらずまたわれら野にありし時かれらとともにをるあひだはなにをも失なはざりき 十六 我らが羊をかひて彼らとともにありしあひだ彼らは日夜われらの墻となれり 十七 されば爾今志りてなにをなさんかを考ふべし其はわれらの主人および主人の全家に定めて害きたるべければなり主人は邪魔なる者にして語ることをえずと 十八 アビガルいそぎパン二百酒の革嚢二既に調へたる羊五烘麥五セア乾葡萄百球乾無花果の團塊二百を取て驢馬にのせ 十九 其少者にいひけるはわが先に進め視よ我爾らの後にゆくと然ど其夫ナバルには告げざりき 二十 アビガル驢馬にのりて山の僻處にくだれる時視よダビデと其從者かれにむかひてくだりければかれ其人々にあふ 二一 ダビデかつていひけるは誠にわれ徒に此人の野にて有る物をみなまもりてその物をして何もうせざらしめたりかれは惡をもてわが善にむくゆ 二二 ねがはくは神ダビデの敵にかくなしまた重ねてかくなしたまへ明晨までに我はナバルに屬する總ての物の中ひとりの男をものこさゞるべし 二三 アビガルダビデを視しとき急ぎ驢馬よりおりダビデのまへに地に俯して拜し 二四 其足もとにふしていひけるはわが主よ此咎を我に歸したまへ但し婢をして爾の耳にいふことを得さしめ婢のことばを聽たまへ 二五 ねがはくはわが主この邪なる人ナバル愚の毒を意に介むなかれ其はかれは其名のごとくなればなりかれの名はナバルにしてかれは愚なりわれなんぢの婢はわが主のつかはせし少ものを見ざりき 二六 さればわが主よヱホバはいくまたなんぢのたましひはいくヱホバなんぢのきたりて血をながしまた爾がみづから仇をむくゆるを阻めたまへりねがはくは爾の敵たるものおよびわが主に害をくはへんとする者はナバルのごとくなれ 二七 さて仕女がわが主にもちきたりしこの禮物をねがはくはわが主の足迹にあゆむ少者にたてまつらしめたまへ 二八 請ふ婢の過をゆるしたまへヱホバ必らずわが主のために堅き家を

立たまへん是はわが主エホバの軍に戰ふにより又世にいでゝよりこのかた爾の身に惡きと見えざるにより
てあり二九人たちて爾を追ひ爾の生命を求むれどもわが主の生命は爾の神エホバとともに生命の包裹の中に
包みあり爾の敵の生命は投石器のうちより投すつるごとくエホバこれをなげすてたまはん三十エホバ其の爾
につきて語りたまひし諸の善き事をわが主になして爾をイスラエルの主宰と命じたまはん時にいたりて三一
爾の故なくして血をながしたることも又わが主のみづから其仇をむくひし事も爾の憂となることなくまた
わが主の心の責となることなかるべし但しエホバのわが主に善くなしたまふ時にいたらばねがはくは婢を
憶たまへ三二ダビデアビガルにいふ今日汝をつかはして我をむかへしめたまふイスラエルの神エホバは頌美
べきかな三三また汝の智慧はほむべきかな又汝はほむべきかな汝今日わがきたりて血をながし自ら仇をむく
ゆるを止めたり三四わが汝を害するを阻めたまひしイスラエルの神エホバは生く誠にもし汝いそぎて我を
來り迎ずば必ず翌朝までにナバルの所にひとりの男ものこらざりしならんと三五ダビデアビガルの携へきた
りし物を其手より受てかれにいひけるは安かに汝の家にかへりのぼれ視よわれ汝の言をきゝいれて汝の顔
を立たり三六かくてアビガルナバルにいたりて視にかれは家に酒宴を設け居たり王の酒宴のごとしナバルの心
これがために樂みて甚だしく醉たればアビガル多少をいはず何をも翌朝までかれにつげざりき三七朝にいた
りナバルの酒のさめたる時妻かれに是等の事をつげたるに彼の心そのうちに死て其身石のごとくなりぬ三八十
日ばかりありてエホバナバルを撃ちたまひければ死り三九ダビデナバルの死るを聞ていひけるはエホバは
頌美べきかなエホバわが蒙むりたる恥辱の訟を理してナバルにむくい僕を阻めて惡をおこなはざらしめた
まふ其はエホバナバルの惡を其首に歸し賜へばなりと爰にダビデアビガルを妻にめとらんとて人を遣はし
てこれとかたらはしむ四十ダビデの僕カルメルにをるアビガルの許にいたりてこれにかたりいひけるはダビ

デ汝を妻にめとらんとて我らを汝に遣へすと 四一 アビガルたちて地にふして拜しいひけるは視よ婢はわが主
の僕等の足をあらふ仕女なりと 四二 アビガルいそぎたちて驢馬に乘り五人の侍女とともにダビデの使者にし
たがひゆきてダビデの妻となる 四三 ダビデまたエズレルのアヒノアムを娶れりかれら二人ダビデの妻となる
四四 但しサウルはダビデの妻なりし其女ミカルをガリムの人なるライシの子パルテにあたへたり

第二十六章

一 ジフ人ギベアにきたりサウルの許にいたりていひけるはダビデは曠野のまへなるハキラの山に
かくれをるにあらずやと 二 サウルすなはち起ちジフの野にダビデを尋ねんとイスラエルの中より選みたる
三千の人をたがへてジフの野にくだる 三 サウルは曠野のまへなるハキラの山において路のほとりに陣を
取るダビデは曠野に居てサウルのおのれをおふて曠野にきたるをさとりければ 四 ダビデ斥候を出してサウ
ルの誠に來しをしれり 五 ここにおいてダビデたちてサウルの陣をとれるところにいたりサウルおよび其軍
の長子ルの子アブ子ルの寢たるところを見たりすなはちサウルは車營の中に寢ぬ民其まはりに陣をはれ
り 六 ダビデ答へてヘテ人アヒメレクおよびゼルヤの子にてヨアブの兄弟なるアビシヤイにいひけるは誰
か我とともにサウルの陣にくだらんかとアビシヤイいふ我汝とともに下らん 七 ダビデとアビシヤイすなは
ち夜にいりて民の所にいたるに視よサウルは車營のうちに寢臥し其槍地にさして枕邊にありアブ子ルと
民は其まはりに寢さり 八 アビシヤイダビデにいひけるは神今日爾の敵を爾の手にわたしたまふ請ふいま我
に槍をもてかれを一度地にさしとほさしめよ再びするにおよばじ 九 ダビデアビシヤイにいふ彼をころすな
かれ誰かエホバの膏そゝぎし者に敵して其手をのべて罪なからんや 十 ダビデまたいひけるはエホバは生く
エホバかれを擊たまはんあるひはその死ぬる日來らんあるひは戰ひにくだりて死うせん 十一 わがエホバのあ
ぶらそゝぎしものに敵して手をのぶることはきはめて善らずエホバ禁じたまふされどいま請ふ爾そのまく

らもとの槍と水の瓶をとれしかして我らさりゆかんと 十二 ダビデサウルの枕邊より槍と水の瓶を取りてかれ
らさりゆきしが誰も見ず誰もしらず誰も目を醒さゞりき其はかれら皆眠り居たればなり即ちヱホバかれら
をふかく睡らしめたまふ 十三 かくてダビデは彼方にわたりて遙に山の頂にたてり彼と此とのへだゝり大いな
り 十四 ダビデ民とネルの子アブネルによばゝりいひけるはアブネルよ爾こたへざるかアブネルこたへてい
ふ王をよぶ爾はたれなるや 十五 ダビデアブネルにいひけるは爾は勇士ならずやイスラエルの中にて誰か爾に
如ものあらんしかるに爾なんぞ爾の主なる王をまもらざるや民のひとり爾の主なる王を殺さんとていり來
十六 爾がなせる此事よからずヱホバは生くなんぢらの罪死にあたれり爾らヱホバの膏そゝぎし爾らの主をま
もらざればなり今王の槍と王の枕邊にありし水の瓶はいづくにあるかを見よ 十七 サウルダビデの聲をしりて
いひけるはわが子ダビデよ是は爾の聲なるかダビデいひけるは王わが主よわが聲なり 十八 ダビデまたいひけ
るはわが主なにゆゑに斯くその僕をおふや我なにをなせしや何の惡き事わが手にあるや 十九 王わが主よ請ふ
いま僕の言を聽きたまへ若しヱホバ爾を我に敵せしめたまふならばねがはくはヱホバ禮物をうけたまへさ
れど若し人ならばねがはくは其人々ヱホバのまへにのろはれよ其は彼等爾ゆきて他の神につかへよといひ
て今日我を追ひヱホバの產業に連なることをえざらしむるが故なり 二十 ねがはくはわが血をしてヱホバのま
へをはなれて地におちしむるなかれそは人の山にて鷓鴣をおふがごとくイスラエルの王一の蚤をたづねに
いでたればなり 二十一 サウルいひけるは我罪ををかせりわが子ダビデよ歸れわが生命今日爾の目に寶と見なさ
れたる故により我かさねて爾に害を加へざるべし嗚呼われ愚なることをなして甚だしく過てり 二十二 ダビデこ
たへていひけるは王よ槍を視よ請ふひとりの少者をしてわたりてこれを取しめよ 二十三 ねがはくはヱホバおの
〳〵に其義と眞實としたがひて報いたまへ其はヱホバ今日爾をわが手にわたしたまひしに我ヱホバの受膏

者に敵してわが手をのぶることをせざればあり 二四 爾の生命を今日わがおもんぜしごとくねがはくはヱホバ
わが生命をおもんじて諸の艱難のうちより我をすくひいだしたまへ 二五 サウルダビデにいひけるはわが子ダ
ビデよ爾はほむべきかな爾大なる事を爲さん亦かならず勝をえんとかくしてダビデは其道にさりサウルは
おのれの所にかへれり

第二十七章

一 ダビデ心の中にいひけるは斯のごとくば我早晩サウルの手にほろびん速にペリシテ人の地にの
がるゝにまさることあらず然らばサウルかさねて我をイスラエルの四方の境にたづぬることをやめて我か
れの手をのがれんと 二 ダビデたちておのれとともなる六百人のものとともにわたりてガテの王マオクの子
アキシにいたる 三 ダビデと其從者ガテにてアキシとともに住ておのおの其家族とともにをるダビデはその
二人の妻すなはちヱズレル人アヒノアムとカルメル人ナバルの妻なりしアビガルとともにあり 四 ダビデの
ガテににげしことサウルにきこえければサウルかさねてかれをたづねざりき 五 ここにダビデアキシにいひけ
るは我もし爾のまへに恩を得たるならばねがはくは郷里にある邑のうちに一のところを我にあたへて其處
にすむことを得さしめよ僕なんぞ爾とゝもに王城にすむべけんやと 六 アキシ其日チクラグをかれにあたへ
たり是故にチクラグは今日にいたるまでユダの王に屬す 七 ダビデのペリシテ人の國にをりし日數は一年と
四箇月なりき 八 ダビデ其從者と共にのぼりゲシュル人ゲゼリ人アマレク人を襲ふたり昔より是等はシュル
にいたる地にすみてエジプトの地にまでおよべり 九 ダビデ其地をうちて男をも女をも生し存さず羊と牛と
駱駝と衣服をとりて還りてアキシに至る 十 アキシいひけるは爾ら今日何地を襲ひしやダビデいひけるはユ
ダの南とエラメルの南とケニ人の南をおかせりと 十一 ダビデ男も女も生存らしめずして一人をもガテにひき
ゆかざりき其はダビデ恐くはかれらダビデがかくなせりといひて我等の事を告んといひたればなりダビデペ

りシテ人の地にすめるあひだハ其なすところ常にかくのごとくなりき 十二 アキシダビデを信じていひけるハ
彼ハ其民イスラエルをして全くおのれを惡ましむされば永くわが僕となるべし

第二十八章 一 其頃ペリシテ人イスラエルと戰はんとて軍のために軍勢を集めたればアキシダビデにいひける
ハ爾明かにこれを志れ爾と爾の從者我とともに出て軍にくハゝるべし 二 ダビデアキシにいひけるハされば
爾 僕のなさんところを志るべしとアキシダビデにさらバ我爾を永くわが身をまもる者となさんといへり
三 サムエルすでに死たれバイスラエルみなこれをかなしみてこれをそのまちラマにはうむれりまたサウル
ハ口寄者とト筮師を其地よりおひいだせり 四 ペリシテ人あつまりきたりてシユ子ムに陣をとりけれバサウ
ルイスラエルを悉くあつめてギルボアに陣をとれり 五 サウルペリシテ人の軍を見しときおそれて其心大い
にふるへたり 六 サウルヱホバに問ひけるにヱホバ對たまハず夢によりてもウリムによりても預言者により
てもこたへたまハず 七 サウル僕等にいひけるハ口寄の婦を求めよわれ其のところにゆきてこれに尋ねんと
僕等かれにいひけるハ視よエンドルに口寄の婦あり 八 サウル形を變へて他の衣服を着二人の人をともなひ
てゆき彼等夜の間に其婦の所にいたるサウルいひけるハ請ふわがために口寄の術をおこなひてわが爾に言
ふ人をわれに呼おこせ 九 婦かれにいひけるハなんぢサウルのなしたる事すなはち如何にかれが口寄者とト
筮師を國より斷さりたるを知る爾なんぞ我を死しめんとてわが生命を亡す謀計をなすや 十 サウルヱホバを
指てかれに誓ひいひけるハヱホバは生く此事のためになんぢ罪にあふことあらじ 十一 婦いひけるハ誰を我な
んぢに呼起すべきかサウルいふサムエルをよびおこせ 十二 婦サムエルを見て大なる聲にてさけびいだせりし
かして婦サウルにいひけるハ爾なにゆゑに我を欺きしや爾ハすなはちサウルなり 十三 王かれにいひけるハ恐
るゝなかれ爾なにを見しや婦サウルにいひけるハ我神の地よりのぼるを見たり 十四 サウルかれにいひけるハ

其形容は如何彼いひけるは一人の老翁のぼる其人明衣を衣たりサウル其人のサムエルなるを知りて地にふ
して拜せり 十五 サムエル サウルにいひけるは爾なんぞ我をよびおこして我をわづらはすやサウルこたへける
は我いたく惱むペリシテ人我にむかひて軍をおこし又神我をはなれて預言者によりても又夢によりてもふ
たゝび我にこたへたまはずこのゆゑに我なすべき事を爾にまなばんとて爾を呼り 十六 サムエルいひけるはエ
ホバ爾をはなれて爾の敵となりたまふに爾なんぞ我にとふや 十七 エホバわれをもて語りたまひしことをみづ
から行てエホバ國を爾の手より割きて爾の隣人ダビデにあたへたまふ 十八 爾エホバの言にしたがはず其
烈しき怒をアマレクにもらさゞりしによりてエホバ此事を今日爾になしたまふ 十九 エホバイスラエルをも爾
とともにペリシテ人の手にわたしたまふべし明日爾と爾の子等我とともなるべしまたイスラエルの陣營を
もエホバペリシテ人の手にわたしたまはんと 二十 サウル直ちに地に伸びたふれサムエルの言のために甚くお
それ又其力を失へり其はかれ其一日一夜物食ざりければなり 二一 かの婦サウルにいたり其痛く悸くを見てこ
れにいひけるは視よ仕女爾の言をきゝわが生命をかけて爾が我にいひし言にしたがへり 二二 されば請ふ爾も
仕女の言を聽て我をして一口のパンを爾のまへにそなへしめよ爾くらひて途に就く時に力を得よ
二三 されどサウル否みて我は食はじといひしを其僕および婦强ければ其言をきゝいれて地よりたちあがり床
のうへに坐せり 二四 婦の家に肥たる犢ありしかば急ぎて之を殺しまた粉をとり摶て酵いれぬパンを炊き 二五 サ
ウルのまへと其僕等のまへに持きたりければ彼等くらひて立ちあがり其夜のうちにされり

第二十九章

一 爰にペリシテ人其軍をことごとくアペクにあつむイスラエルはエズレルにある泉水の傍に陣を
とる 二 ペリシテ人の君等あるひは百人或は千人をひきゐて進みダビデと其從者はアキシとともに其後にす
ゝむ 三 ペリシテ人の諸伯いひけるは是等のヘブル人は何なるやアキシペリシテ人の諸伯にいひけるは此は

イスラエルの王サウルの僕ダビデにあらずやかれ此日ごろ此年ごろ我とともにをりしが逃げおちし日
より今日にいたるまで我かれの身に咎あるを見ずと　四　ペリシテ人の諸伯これを怒る即ちペリシテ人の諸伯
彼にいひけるは此人をかへらしめて爾が之をおきし其所にふたゝびいたらしめよ彼は我らとともに戰ひに
くだるべからず然ば彼戰爭においてわれらの敵とならざるべしかれ其主と和がんとせば何をもてすべきや
この人々の首級をもてすべきにあらずや　五　是はかつて人々が舞蹈の中にて歌ひあひサウルは千をうちころ
しダビデは萬をうちころすといひたるダビデにあらずや　六　アキシダビデをよびてこれにいひけるはヱホバ
は生くまことになんぢは正し爾の我とともに陣營に出入するはわが目には善と見ゆ其は爾が我に來りし日
より今日にいたるまで我爾の身に惡き事あるを見ざればなり然ど諸伯の目には爾よからず　七　されば今かへ
りて安かにゆきペリシテ人の諸伯の目に惡く見ゆることをなすなかれ　八　ダビデアキシにいひけるは我何を
なせしやわが爾のまへに出し日より今日までに爾何を僕の身に見たれば我ゆきてわが主なるわうの敵と
たゝかふことをえざるや　九　アキシこたへてダビデにいひけるは我爾のわが目には神の使のごとく善きを知
るされどペリシテ人の諸伯かれは我らとともに戰ひにのぼるべからずといへり　十　されば爾および爾の主の
僕の爾とともにきたれる者明朝夙く起よ爾ら朝はやくおきて夜のあくるに及ばゞさるべし　十一　是をもてダビ
デと其從者ペリシテ人の地にかへらんとて朝はやく起てされりかくしてペリシテ人はヱズレルにのぼれり

第三十章

一　ダビデと其從者第三日にチクラグにいたるにアマレク人すでに南の地とチクラグを侵したりかれ
らチクラグを擊ち火をもて之を燬き　二　其中に居りし婦女を擒にし老たるをも若きをも一人も殺さずして之
をひきて其途におもむけり　三　ダビデと其從者邑にいたりて視に邑は火に燬けその妻と男子女子は擒にせら
れたり　四　ダビデおよびこれとともにある民聲をあげて哭き終に哭く力もなきにいたれり　五　ダビデのふたり

の妻すなはちヱズレル人アヒノアムとカルメル人ナバルの妻ありしアビガルも擄にせられたり 六 時にダビデ大いに心を苦めたり其は民おのおの其男子女子のために氣をいらだてダビデを石にて撃んといひたれぞなりされどダビデ其神ヱホバによりておのれをはげませり 七 ダビデアヒメレクの子祭司アビヤタルにいひけるは請ふエボデを我にもちきたれとアビヤタルエボデをダビデにもちきたる 八 ダビデヱホバに問ていひけるは我此軍の後を追ふべきや我これに追つくことをえんかとヱホバかれにこたへたまはく追ふべし爾かならず追つきてたしかに取もどすことをえん 九 ダビデおよびこれとともなる六百人の者ゆきてベソル川にいたれり後にのこれる者はとゞまる 十 即ちダビデ四百人をひきゐて追ゆきしが憊れてベソル川をわたることあたはざる者二百人はとゞまれり 十一 衆人野にて一人のエジプト人を見これをダビデにひきゐたり又これに食物をあたへければ食へりまたこれに水をのませたり 十二 すなはち一段の乾無花果と二球の乾葡萄をこれにあたへたり彼くらひて其氣ふたゝび爽かになれりかれは三日三夜物をもくはず水をものまざりしあり 十三 ダビデかれにいひけるは爾は誰の人なる爾はいづくの者なるやかれいひけるは我はエジプトの少者にて一人のアマレク人の僕なり三日まへに我疾にかゝりしゆゑにわが主人我をすてさり 十四 我らケレテ人の南とユダの地とカレブの南ををかしまた火をもてチクラグをやけり 十五 ダビデかれにいひけるは爾我を此軍にみちびきくだるやかれいひけるは爾我をころさずまた我をわが主人の手にわたさゞるを神をさして我に誓へ我爾を此軍にみちびきくだらん 十六 かれダビデをみちびきくだりしが視よ彼等はペリシテ人の地とユダの地より奪ひたる諸の大いなる掠取物のゆゑによろこびて飲食し踊りつゝ地にあまねく散りひろがりて居る 十七 ダビデ暮あひより次日の晩にいたるまでかれらを撃しかば駱駝にのりて逃げたる四百人の少者の外は一人ものがれたるもの无りき 十八 ダビデはすべてアマレク人の奪ひたる物を取りもどせり其二人の妻もダビデ

とりもどせり 十九 小きも大なるも男子も女子も掠取物もすべてアマレク人の奪さりし物は一も失はずダビデことごとく取かへせり 二十 ダビデまた凡の羊と牛をとれり人々この家畜をそのまへに驅きたり是はダビデの掠取物なりといへり 二一 かくてダビデかの憊れてダビデにしたがひ得ずしてベソル川のほとりに止まりし二百人の者のところにいたるに彼らダビデをいでむかへまたダビデとともなる民をいでむかふダビデかの民にちかづきてその安否をたづぬ 二二 ダビデとともにゆきし人々の中の惡く邪なる者みなこたへていひけるは彼等は我らとともにゆかざりければ我らこれが取りもどしたる掠取物をわけあたふべからず唯おのおのにその妻子をあたへてこれをみちびきさらしめん 二三 ダビデ言けるはわが兄弟よヱホバ我らをまもり我らにせめきたりし軍を我らの手にわたしたまひたれば爾らヱホバのわれらにたまひし物をしかするは宜からず 二四 誰か爾らにかゝることをゆるさんや戰ひにくだりし者の取る分のごとく輜重のかたはらに止まりし者の取る分もまた然あるべし共にひとしく取るべし 二五 この日よりのちダビデこれをイスラエルの法となし例となせり其事今日にいたる 二六 ダビデチクラグにいたりて其掠取物をユダの長老なる其朋友にわかちおくりて曰しめけるは是はヱホバの敵よりとりて爾らにおくる饋物なり 二七 ベテルにをるものの南のラモテにをるものヤツテルにをる者 二八 アロエルにをる者シフモテにをるものエシテモにをるもの 二九 ラカルにをるものエラメル人の邑にをるものケニ人の邑にをるもの 三十 ホルマにをるものコラシヤンにをるものアタクにをるもの 三一 ヘブロンにをるものおよびすべてダビデが其從者とともに毎にゆきし所にこれをわかちおくれり

第三十一章

一 ペリシテ人イスラエルと戰ふイスラエルの人々ペリシテ人のまへより逃げ負傷者ギルボア山に斃れたり 二 ペリシテ人サウルと其子等に攻よりペリシテ人サウルの子ヨナタンアビナダブおよびマルキシユアを殺したり 三 戰はげしくサウルにせまりて射手の者サウルを射とめければ彼痛く射手の者のために苦

しめり 四 サウル武器を執る者にいひけるハ爾の劍を拔き其をもて我を刺とほせ恐らくハ是等の割禮なき者きたりて我を刺し我をはづかしめんと然ども武器をとるもの痛くおそれて肯ざれバサウル劍をとりて其上に伏したり 五 武器を執るものサウルの死たるを見ておのれも劍の上にふしてかれとともに死り 六 かくサウルと其三人の子およびサウルの武器をとるもの並ふ其從者みな此日倶に死り 七 イスラエルの人々の谷の對向にをるもの及びヨルダンの對面にをるものイスラエルの人々の逃るを見サウルと其子等の死るをみて諸邑を棄て逃ければペリシテ人きたりて其中にをる 八 明日ペリシテ人戰没せる者を剝んとてきたりサウルと其三人の子のギルボア山にたふれをるを見たり 九 彼等すなハちサウルの首を斬り其鎧甲をへぎとりペリシテ人の地の四方につかハして此好報を其偶像の家および民の中につげしむ 十 またかれら其鎧甲をアシタロテの家におき其體をベテシヤンの城垣に釘けたり 十一 ヤベシギレアデの人々ペリシテ人のサウルになしたる事を聞きしかバ 十二 勇士みなおこり終夜ゆきてサウルの體と其子等の體をベテシヤンの城垣よりとりおろしヤベシにいたりて之を其處に焚き 十三 其骨をとりてヤベシの柳樹の下ふはうむり七日のあひだ断食せり

撒母耳前書 終

撒母耳後書

第一章

一 サウルの死し後ダビデ、アマレク人を撃てかへりチクラグに二日とゞまりけるが 二 第三日におよび
て一個の人其衣を裂き頭に土をかむりて陣營より即ちサウルの所より來りダビデの許にいたり地にふして
拜せり 三 ダビデかれにいひけるは汝いづくより來れるやかれダビデにいひけるはイスラエルの陣營より逃
れきたれり 四 ダビデかれにいひけるは事いかん請ふ我につげよかれこたへけるは民戰に敗れて逃げ民おほ
く仆れて死りまたサウルと其子ヨナタンも死り 五 ダビデ其おのれにつぐる少者にいひけるは汝いかにして
サウルと其子ヨナタンの死たるを知るや 六 ダビデにつぐる少者いひけるは我はからずもギルボア山にのぼ
り見しにサウル其槍に倚かゝりをりて戰車と騎兵かれにせまらんとせり 七 かれうしろにふりむきて我
を見我をよびたれば我こたへて我こゝにありといふ 八 かれ我に汝は誰なるといひければ我かれにこたへて
我はアマレク人なりといふ 九 かれまた我にいひけるはわが身いたく攣ば請ふ我うへにのりて我をころせわ
が生命なほわれの中にまつたければなりと 十 我すなはちかれの上にのりてかれを殺したり其は我かれが既
に仆て生ることをえざるをしりたればなりしかして我その首にありし冠とその腕にありし釧を取りてこれ
をわが主に携へきたれり 十一 是においてダビデおのれの衣を執てこれを裂けりまた彼とゝもにある者も皆し
かせり 十二 彼等サウルのためまた其子ヨナタンのためまたヱホバの民のためイスラエルの家のために哭きか
なしみて晩まで食を斷り其は彼ら劍にたふれたればなり 十三 ダビデおのれに告し少者にいひけるは汝は何處
の者なるやかれこたへけるは我は他國の人すなはちアマレク人なりと 十四 ダビデかれにいひけるは汝なんぞ
手をのばしてヱホバの膏そゝぎし者をころすことを畏ざりしや 十五 ダビデ一人の少者をよびていひけるは
近よりてかれをころせとすなはちかれをうちければ死り 十六 ダビデかれにいひけるは汝の血は汝の首に歸せ

よ其は汝口づから我エホバのあぶらそゝぎし者をころせりといひて己にむかひて證をたつればなり 十七 ダビ
デ悲歌をもてサウルと其子ヨナタンを弔ふ 十八 ダビデ命じてこれをユダの族にをしへしむ即ち弓の歌是な
り是はヤシル書に記さる 十九 イスラエルよ汝の榮耀は汝の崇邱に殺さる嗚呼勇士も仆れたるかな 二十 此事を
ガテに告るなかれアシケロンの邑に傳るなかれ恐くはペリシテ人の女等喜ん恐くは割禮を受ざる者の女
等樂み祝はん 二一 ギルボアの山よ願は汝の上に雨露降ることあらざれ亦供物の田圃もあらざれ其は彼處に勇
士の干棄らるればなり即ちサウルの干膏を沃がずして彼處に棄らる 二二 殺せし者の血をのまずしてヨナタン
の弓は退かず勇士の脂を食ずしてサウルの劍は空く歸らず 二三 サウルとヨナタンは愛らしく樂げみして生死
ともに離れず二人は鷲よりも捷く獅子よりも强かりき 二四 イスラエルの女等よサウルのために哀けサウルは
緋き衣をもて汝等を華麗に粧ひ金の飾を汝等の衣に著たり 二五 嗚呼勇士は戰の中に仆たるかなヨナタン汝の
崇邱に殺されぬ 二六 兄弟ヨナタンよ我汝のために悲慟む汝は大に我に樂き者なりき汝の我をいつくしめる
愛は尋常ならず婦の愛にも勝りたり 二七 嗚呼勇士は仆たるかな戰の具は失たるかな

第二章

一 此のちダビデエホバに問ていひけるは我ユダのひとつの邑にのぼるべきやエホバかれにいひたま
ひけるはのぼれ、ダビデいひけるは何處にのぼるべきやエホバいひたまひけるはヘブロンにのぼるべしと 二
ダビデすなはち彼處にのぼれりその二人の妻エズレル人アヒノアムおよびカルメル人ナバルの妻なりしア
ビガルもともにのぼれり 三 ダビデ其おのれとともにありし從者と其家族をことごとく將のぼりければ皆ヘ
ブロンの諸邑にすめり 四 時にユダの人々きたり彼處にてダビデに膏をそゝぎてユダの家の王となせり人々
ダビデにつげてサウルを葬りしはヤベシギレアデの人なりといひければ 五 ダビデ使者をヤベシギレアデの
人におくりてこれにいひけるは汝らこの厚意を汝らの主サウルにあらはしてかれを葬りたればねがはく

は汝らヱホバより福祉をえよ　六 ねがはくはヱホバ恩寵と眞實を汝等にしめしたまへ汝らこの事をなしたる
により我亦汝らに此恩惠をしめすなり　七 されば汝ら手をつよくして勇ましくなれ汝らの主サウルは死たり
又ユダの家我に膏をそゝぎて我をかれらの王となしたればなりと　八 爰にサウルの軍の長子ルの子アブ子ル
サウルの子イシボセテを取りてこれをマハナイムにみちびきわたり　九 ギレアデとアシユリ人とヱズレルと
エフライムとベニヤミンとイスラエルの衆の王となせり　十 サウルの子イシボセテはイスラエルの王となり
し時四十歳にして二年のあひだ位にありしがユダの家はダビデにしたがへり　十一 ダビデがヘブロンにありて
イスラエルの家の王たりし日數は七年と六ヶ月なりき　十二 子ルの子アブ子ルおよびサウルの子なるイシボセ
テの臣僕等マハナイムを出てギベオンに至れり　十三 ゼルヤの子ヨアブとダビデの臣僕もいでゆけり彼らギベ
オンの池の傍にて出會一方は池の此畔に一方は池の彼畔に坐す　十四 アブ子ルヨアブにいひけるはいざ少者を
して起て我らのまへに戯れしめんヨアブいひけるは起しめんと　十五 サウルの子イシボセテに屬するベニヤミ
ンの人其數十二人およびダビデの臣僕十二人起て前み　十六 おの〳〵其敵手の首を執へて劍を其敵手の脅に刺
し斯して彼等倶に斃れたり是故に其處はヘルカテハツリム(利劍の地)と稱らる卽ちギベオンにあり　十七 此日戰
甚だ烈しくしてアブ子ルとイスラエルの人々ダビデの臣僕のまへに敗る　十八 其處にゼルヤの三人の子ヨアブ、
アビシヤイ、アサヘル居りしがアサヘルは疾足なること野にをる麞のごとくなりき　十九 アサヘルアブ子ルの
後を追ひけるが行に右左にまがらずアブ子ルの後をしたふ　二十 アブ子ル後を顧みていふ汝はアサヘルなるか
彼しかりと答ふ　二一 アブ子ルかれにいひけるは汝の右か左に轉向て少者の一人を擒へて其戎服を取れと然ど
アサヘルアブ子ルをおふことを罷て外に向ふを肯ぜず　二二 アブ子ルふたゝびアサヘルにいふ汝我を追ことを
やめて外に向へ我なんぞ汝を地に擊ち仆すべけんや然せば我いかでかわが面を汝の兄ヨアブにむくべけんと

二三 然どもかれ外にむかふことをいなむによりアブ子ル槍の後鐏をもてかれの腹を刺しければ槍その背後にいでたりかれ其處にたふれて立時に死り斯しかばアサヘルの仆れて死るところに來る者は皆たちどまれり 二四 されどヨアブとアビシヤイはアブ子ルの後を追きたりしがギベオンの野の道傍にギアの前にあるアンマの山にいたれる時日暮ぬ 二五 ベニヤミンの子孫アブ子ルにしたがひて集まり一隊となりてひとつの山の頂にたてり 二六 爰にアブ子ルヨアブをよびていひけるは刀劍豈永久にほろぼさんや汝其終りには怨恨を結ぶにいたるをしらざるや汝何時まで民に其兄弟を追ふことをやめてかへることを命ぜざるや 二七 ヨアブいひけるは神は活く若し汝が言出さざりしならば民はおのおの其兄弟を追はずして今晨のうちにさりゆきしならんと 二八 かくてヨアブ喇叭を吹きければ民皆たちどまりて再びイスラエルの後を追はずまたかさねて戰はざりき 二九 アブ子ルと其從者終夜アラバを經ゆきてヨルダンを濟りビテロンを通りてマハナイムにいたれり 三十 ヨアブアブ子ルを追ふことをやめて歸り民をことごとく集めたるにダビデの臣僕十九人とアサヘル缺てをらざりき 三一 されどダビデの臣僕はベニヤミンとアブ子ルの從者三百六十人を撃ち殺せり 三二 人々アサヘルを取りあげてベツレヘムにある其父の墓に葬るヨアブと其從者は終夜ゆきて黎明にヘブロンにいたれり

第三章

一 サウルの家とダビデの家の間の戰爭久しかりしがダビデは益々強くなりサウルの家はますます弱くなれり 二 ヘブロンにてダビデに男子等生る其首出の子はアムノンといひてヱズレル人アヒノアムより生る 三 其次はキレアブといひてカルメル人ナバルの妻なりしアビガルより生る第三はアブサロムといひてゲシユルの王タルマイの女子マアカの子なり 四 第四はアドニヤといひてハギテの子なり第五はシパテヤといひてアビタルの子なり 五 第六はイテレヤムといひてダビデの妻エグラの子なり是等の子ヘブロンにてダビデに生る 六 サウルの家とダビデの家の間に戰爭ありし間アブ子ルは堅くサウルの家に荷擔り 七 爰にサウル

一人の妾を有り其名をリツパといふアヤの女なり爰にイシボセテアブネルにいひけるハ汝何ぞわが父の妾
に通じたるや　八アブネル甚しくイシボセテの言を怒りていひけるハ我今日汝の父サウルの家とその兄弟と
その朋友に厚意をあらはし汝をダビデの手にわたさゞるに汝今日婦人の過を擧て我を責む我あに犬の首な
らんやユダにくみする者ならんや　九神アブネルに斯なしまたかさねて斯なしたまへエホバのダビデに誓ひ
たまひしごとく我かれに然なすべし　十即ち國をサウルの家より移しダビデの位をダンよりベエルシバにい
たるまでイスラエルとユダの上にたてん　十一イシボセテアブネルを恐れたればかさねて一言も之にこたふる
をえざりき　十二アブネルおのれの代に使者をダビデにつかハしていひけるハ此地ハ誰の所有なるや又いひけ
るハ汝我と契約を爲せ我力を汝に添へてイスラエルを悉く汝に歸せしめん　十三ダビデいひけるハ善し我汝と
契約をなさん但し我一の事を汝に求む即ち汝來りてわが面を覩る時先づサウルの女ミカルを携きたらざれ
バ我面を覩るを得じと　十四ダビデ使者をサウルの子イシボセテに遣ハしていひけるハわがペリシテ人の陽皮
一百を以て聘たるわが妻ミカルを我に交すべし　十五イシボセテ人をつかハしてかれを其夫ライシの子パルテ
より取しかバ　十六其夫哭つゝ歩みて其後にしたがひて倶にバホリムにいたりしがアブネルかれに歸り往けと
いひければすなハち歸りぬ　十七アブネルイスラエルの長老等と語りていひけるハ汝ら前よりダビデを汝らの
王となさんことを求め居たり　十八されバ今これをなすべし其ハエホバダビデに付て語りて我わが僕ダビデの
手を以てわが民イスラエルをペリシテ人の手よりまたその諸の敵の手より救ひいださんといひたまひたれ
バなりと　十九アブネル亦ベニヤミンの耳に語れりしかしてアブネル自らイスラエルおよびベニヤミンの全家
の善と思ふ所をヘブロンにてダビデの耳に告げんとて往り　二十すなハちアブネル二十人をしたがへてヘブロ
ンにゆきてダビデの許にいたりければダビデアブネルと其したがへる從者のために酒宴を設けたり　二十一アブ

子ルダビデにいひけるハ我起てゆきイスラエルをことごとくわが主王の所に集めて彼等に汝と契約を立しめ汝をして心の望む所の者をことごとく治むるにいたらしめんと是においてダビデアブ子ルを歸してかれ安然に去り 二二時にダビデの臣僕およびヨアブ人の國を侵して歸り大ある掠取物を携へきたれり然どアブ子ルハダビデとゝもにヘブロンにハをらざりき其ハダビデかれを歸してかれ安然に去りたればなり 二三ヨアブおよびともにありし軍兵皆かへりきたりしとき人々ヨアブに告ていひけるハ子ルの子アブ子ル王の所にきたりしが王かれを返してかれ安然にされりと 二四ヨアブ王に詣りていひけるハ汝何を爲したるやアブ子ル汝の所にきたりしに汝何故にかれを返して去ゆかしめしや 二五汝子ルの子アブ子ルが汝を誑かさんとてきたり汝の出入を知りまた汝のすべて爲す所を知んために來りしを知ると 二六かくてヨアブダビデの所より出來り使者をつかはしてアブ子ルを追しめたれバ使者シラの井よりかれを將返れりされどダビデハ知ざりき 二七アブ子ルヘブロンに返りしかバヨアブ彼と密に語らんとてかれを門の内に引きゆき其處にてその腹を刺てこれを殺し己の兄弟アサヘルの血をむくひたり 二八其後ダビデ聞ていひけるハ我と我國ハ子ルの子アブ子ルの血につきてエホバのまへに永く罪あることなし 二九其罪ハヨアブの首と其父の全家に歸せよねがはくハヨアブの家にハ白濁を疾ものか癩病人か杖に倚ものか劍に仆るものか食物に乏しき者か絶ゆることあらざれと 三十ヨアブとその弟アビシヤイのアブ子ルを殺しさるハかれがギベオンにて戰陣のうちにおのれの兄弟アサヘルをころせしによれり 三一ダビデヨアブおよびおのれとゝもにある民にいひけるハ汝らの衣服を裂き麻の衣を着てアブ子ルのために哀哭くべしとダビデ王其棺にしたがふ 三二人衆アブ子ルをヘブロンに葬れり王聲をあげてアブ子ルの墓に哭き又民みな哭けり 三三王アブ子ルの爲に悲の歌を作りて云くアブ子ル如何にして愚なる人の如くに死けん 三四汝の手ハ縛もあらず汝の足ハ鏈にも繫れざりしものを嗚呼汝ハ惡人のために仆る

る人のごとくにたふれたり斯て民皆再びかれのために哭けり 三五 民みな日のあるうちにダビデにパンを食れ
しめんとて來りしにダビデ誓ひていひけるハ若し日の沒まへに我パンにても何にても味ひなバ神我にかく
なし又重ねて斯なしたまへと 三六 民皆見て之を其目に善しとせり凡て王の爲すところの事ハ皆民の目に善と
見えたり 三七 其日民すなハちイスラエル皆子ルの子アブ子ルを殺たるハ王の所爲にあらざるを知れり 三八 王ハ
の臣僕にいひけるハ今日一人の大將大人イスラエルに斃る汝らこれをしらざるや 三九 我ハ膏そゝがれし王な
れども今日尙弱しゼルヤの子等なる此等の人我にハ制しがたしエホバ惡をおこなふ者に其惡に隨ひて報い
たまハん

第四章

一 サウルの子ハアブ子ルのヘブロンにて死たるを聞きしかバ其手弱くなりてイスラエルみな憂へた
り 二 サウルの子隊長二人を有てり其一人をバアナといひ一人をレカブといふベニヤミンの支派なるベロ
テ人リンモンの子等なり其ハベロテも亦ベニヤミンの中に數へらるればなり 三 昔にベロテ人ギッタイムに
逃遁れて今日にいたるまで彼處に旅人となりて止まる 四 サウルの子ヨナタンに跛足の子一人ありエズレルよ
りサウルとヨナタンの事の報いたりし時にハ五歳なりき其乳媼かれを抱きて逃れたりしが急ぎ逃る時其子
墜て跛者となれり其名をメピボセテといふ 五 ベロテ人リンモンの子レカブとバアナゆきて日の熱き頃イシ
ボセテの家にいたるにイシボセテ午睡し居たり 六 かれら麥を取らんといひて家の中にいりきたりかれの腹
を刺りしかしてレカブと其兄弟バアナ逃げさりぬ 七 彼等が家にいりしときイシボセテハ其寢室にありて
床の上に寢たりかれら即ちこれをうちころしてこれを馘りて其首級をとり終夜アラバの道をゆきて 八 イシ
ボセテの首級をヘブロンにダビデの許に携へいたりて王にいひけるハ汝の生命を求めたる汝の敵サウルの
子イシボセテの首を觀よエホバ今日我主なる王の仇をサウルと其裔に報いたまへりと 九 ダビデベロテ人リ

ンモンの子レカブと其兄弟バアナに答へていひけるはわが生命を諸の艱難の中に救ひたまひしヱホバは
生く　十 我は嘗て人の我に告て視よサウルは死りと言ひて自ら我に善き事を傳ふる者と思ひをりしを執てこ
れをチクラグに殺し其消息に報いたり　十一 況や惡人の義人を其家の床の上に殺したるをやされば我彼の
血をながせる罪を汝らに報い汝らをこの地より絶ざるべけんやと　十二 ダビデ少者に命じければ少者かれらを
殺して其手足を切離しヘブロンの池の上に懸たり又イシボセテの首を取りてヘブロンにあるアブネルの墓
に葬れり

第五章

一 爰にイスラエルの支派咸くヘブロンにきたりダビデにいたりていひけるは視よ我等は汝の骨肉なり
二 前にサウルが我等の王たりし時にも汝はイスラエルを率ゐて出入する者なりきしかしてヱホバ汝に汝わ
が民イスラエルを牧養はん汝イスラエルの君長とならんといひたまへりと　三 斯くイスラエルの長老皆ヘブ
ロンにきたり王に詣りければダビデ王ヘブロンにてヱホバのまへにかれらと契約をたてたり彼らすなはち
ダビデに膏を灌でイスラエルの王となす　四 ダビデは王となりし時三十歳にして四十年の間位に在き　五 即ち
ヘブロンにてユダを治むること七年と六箇月またエルサレムにてイスラエルとユダを全く治むること三十
三年なり　六 茲に王其從者とともにエルサレムに往き其地の居民エブス人を攻んとすエブス人ダビデにかた
りていひけるは汝此に入ること能はざるべし反て盲者跛者汝を追はらはんと是彼らダビデ此に入るあたは
ずと思へるなり　七 然るにダビデシオンの要害を取り是即ちダビデの城邑なり　八 ダビデ其の日いひけるは誰
にても水道にいたりてエブス人を撃ちまたダビデの心の惡める跛者と盲者を撃つ者は(首となし長となさん)
と是によりて人々盲者と跛者は家に入るべからずといひならはせり　九 ダビデ其要害に住て之をダビデの城邑と
名けたりまたダビデミロ(城塞)より内の四方に建築をなせり　十 かくてダビデはます〳〵大いに成りゆき且萬

軍の神ヱホバこれと共にいませり 十一 ツロの王ヒラム使者をダビデに遣はして檜および木匠と石工をおくれり彼らダビデのために家を建つ 十二 ダビデ、ヱホバのかたく己をたてゝイスラエルの王となしたまへるを曉りまたヱホバの其民イスラエルのために其國を興したまひしを曉れり 十三 ダビデヘブロンより來りし後エルサレムの中よりまた妾と妻を納たれば男子女子またダビデに生る 十四 エルサレムにて彼に生れたる者の名はかくのごとしシヤンマ、シヨバブ、ナタン、ソロモン、十五 イブハル、エリシユア、ネペグ、ヤピア、十六 エリシヤマ、エリアダ、エリパレテ 十七 爰に膏を沃いでダビデをイスラエルの王と爲し事ペリシテ人に聞えければペリシテ人皆ダビデを獲んとて上るダビデ聞て要害に下れり 十八 ペリシテ人至りてレパイムの谷に布き備へたり 十九 ダビデヱホバに問ていひけるは我ペリシテ人にむかひて上るべきや汝かれらをわが手に付したまふやヱホバダビデにいひたまひけるは上れ我必らずペリシテ人を汝の手にわたさん 二十 ダビデバアルペラジムに至りかれらを其所に擊ていひけるはヱホバ水の破壞り出るごとく我敵をわが前に破壞りたまへりと是故に其所の名をバアルペラジム(破壞の處)と呼ぶ 二一 彼處に彼等其偶像を遺たればダビデと其從者これを取あげたり 二二 ペリシテ人再び上りてレパイムの谷に布き備へたれば 二三 ダビデヱホバに問ふにヱホバいひたまひけるは上るべからず彼等の後にまはりペカの樹の方より彼等を襲へ 二四 汝ペカの樹の上に進行の音を聞ばすなはち突出づべし其時にはヱホバ汝のまへにいでゝペリシテ人の軍を擊たまふべければなりと 二五 ダビデヱホバのおのれに命じたまひしごとくなしペリシテ人を擊てゲバよりガゼルにいたる

第六章

一 ダビデ再びイスラエルの選拔の兵士三萬人を悉く集む 二 ダビデ起ておのれと共にをる民とともにバアレユダに往て神の匱を其處より舁上らんとす其匱はケルビムの上に坐したまふ萬軍のヱホバの名をもて呼る 三 すなはち神の匱を新しき車に載せて山にあるアビナダブの家より舁いだせり 四 アビナダブの子ウ

ザとアヒオ神の匱を載たる其新車を御しアヒオは匱のまへにゆけり　五ダビデおよびイスラエルの全家琴
と瑟と鼓と鈴と鐃鈸をもちて力を極め謠を歌ひてエホバのまへに躍踴れり　六彼等がナコンの禾場にいたれ
る時ウザ手を神の匱に伸してこれを扶へたり其は牛振たればなり　七エホバウザにむかひて怒りを發し其誤
謬のために彼を其處に撃ちたまひければ彼處にて神の匱の傍に死ねり　八エホバウザを撃ちたまひしにより
てダビデ怒り其處をベレヅウザ(ウザ撃)と呼り其名今日にいたる　九其日ダビデエホバを畏れていひけるは
エホバの匱いかで我所にいたるべけんやと　十ダビデエホバの匱を己に移してダビデの城邑にいらしむるを
好まず之を轉してガテ人オベデエドムの家にいたらしむ　十一エホバの匱ガテ人オベデエドムの家に在ること
三月なりきエホバオベデエドムと其全家を惠みたまふ　十二エホバ神の匱のためにオベデエドムの家と其所有
を皆惠みたまふといふ事ダビデ王に聞えければダビデゆきて喜樂をもて神の匱をオベデエドムの家よりダ
ビデの城邑に昇上れり　十三エホバの匱を昇者六歩行たる時ダビデ牛と肥たる者を獻たり　十四ダビデ力を極めて
エホバの前に踊躍れり時にダビデ布のエポデを着け居たり　十五ダビデおよびイスラエルの全家歡呼と喇叭の
聲をもてエホバの匱を昇のぼれり　十六神の匱ダビデの城邑にいりし時サウルの女ミカル窗より窺ひてダビデ
王のエホバのまへに舞躍るを見其心にダビデを藐視む　十七人々エホバの匱を昇入てこれをダビデが其爲に張
たる天幕の中なる其所に置りしかしてダビデ燔祭と酬恩祭をエホバのまへに獻たり　十八ダビデ燔祭と酬恩
祭を獻ぐることを終し時萬軍のエホバの名を以て民を祝せり　十九また民の中即ちイスラエルの衆庶の中に男
にも女にも倶にパン一箇肉一斤乾葡萄一塊を分ちあたへたり斯て民皆おの〳〵其家にかへりぬ　二十こゝにダ
ビデ其家族を祝せんとて歸りしかばサウルの女ミカルダビデを出でむかへていひけるはイスラエルの王今
日如何に威光ありしや自ら遊蕩者の其身を露すがごとく今日其臣僕の婢女のまへに其身を露したまへりと

二十一 ダビデミカルにいふ我はヱホバのまへに即ち汝の父よりもまたその全家よりも我を選みて我をヱホバの
民イスラエルの首長に命じたまへるヱホバのまへに躍れり 二十二 我は此よりも尙輕からんまたみづから賤しと
思はん汝が語る婢女等とゝもにありて我は尊榮をえんと 二十三 是故にサウルの女ミカルは死ぬる日まで子あ
らざりき

第七章

一 王其家に住にいたり且ヱホバ其四方の敵を壞てかれを安かならしめたまひし時 二 王預言者ナタン
にいひけるは視よ我は檜の家に住む然ども神の匱は幔幕の中にあり 三 ナタン王にいひけるはヱホバ汝と共
に在せば往て凡て汝の心にあるところを爲せ 四 其夜ヱホバの言ナタンに臨みていはく 五 往てわが僕ダビデ
に言へヱホバ斯く言ふ汝わがためにわが住むべき家を建んとするや 六 我はイスラエルの子孫をエジプトよ
り導き出せし時より今日にいたるまで家に住しことなくして但天幕と幕屋の中に歩み居たり 七 我イスラエ
ルの子孫と共に凡て歩める處にて汝ら何故に我に檜の家を建ざるやとわが命じてわが民イスラエルを牧養
しめしイスラエルの士師の一人に一言も語りしことあるや 八 然ば汝わが僕ダビデに斯く言ふべし萬軍のヱ
ホバ斯く言ふ我汝を牧場より取り羊に隨ふ所より取りてわが民イスラエルの首長となし 九 汝がすべて往く
ところにて汝と共にあり汝の諸の敵を汝の前より斷さりて地の上の大なる者の名のごとく汝に大なる名を
得さしめたり 十 又我わが民イスラエルのために處を定めてかれらを植つけかれらをして自己の處に住て重
て動くことなからしめたり 十一 また惡人昔のごとくまたわが民イスラエルの上に士師を立てたる時よりの如
くふたゝび之を惱ますことなかるべし我汝の諸の敵をやぶりて汝を安かならしめたり又ヱホバ汝に告くヱ
ホバ汝のために家をたてん 十二 汝の日の滿て汝が汝の父祖等と共に寢らん時に我汝の身より出る汝の種子を
汝の後にたてゝ其國を堅うせん 十三 彼わが名のために家を建ん我永く其國の位を堅うせん 十四 我はかれの父と

なり彼はわが子となるべし彼もし迷はゞ我人の杖と人の子の鞭を以て之を懲さん 十五 されど我の恩恵をわが
汝のまへより除きしサウルより離れたるごとくに彼よりは離るゝことあらじ 十六 汝の家と汝の國は汝のまへ
に永く保つべし汝の位は永く堅うせらるべし 十七 ナタン凡て是等の言のごとくまたすべてこの異象のごとく
ダビデに語りければ 十八 ダビデ王入りてヱホバの前に坐していけひるは主ヱホバよ我は誰わが家は何なれば
爾此まで我を導きたまひしや 十九 主ヱホバよ此はなほ汝の目には少き事なり汝また僕の家の遥か後の事を
語りたまへり主ヱホバよ是は人の法なり 二十 ダビデ此上何を汝に言ふを得ん其は主ヱホバ汝僕を知たまへば
なり 二一 汝の言のためまた汝の心に隨ひて汝此諸の大なることを爲し僕に之をしらしめたまふ 二二 故に神ヱホ
バよ爾は大いなり其は我らが凡て耳に聞る所に依ば汝の如き者なくまた汝の外に神なければなり 二三 地の何
れの國か汝の民イスラエルの如くなる其は神ゆきてかれらを贖ひ己の民となして大なる名を得たまひまた
彼らの爲に大なる畏るべき事を爲したまへばなり即ち汝がエジプトより贖ひ取たまひし民の前より國々の
人と其諸神を逐拂ひたまへり 二四 汝は汝の民イスラエルをかぎりなく汝の民として汝に定めたまへりヱホバ
よ汝はかれの神となりたまふ 二五 されば神ヱホバよ汝が僕と其家につきて語りたまひし言を永く堅うして汝
のいひしごとく爲たまへ 二六 ねがはくは永久に汝の名を崇めて萬軍のヱホバはイスラエルの神なりと曰しめ
たまへねがはくは僕ダビデの家をして汝のまへに堅く立しめたまへ 二七 其は萬軍のヱホバイスラエルの神よ
汝僕の耳に示して我汝に家をたてんと言たまひたればなり是故に僕此祈禱を汝に爲す道を心の中に得た
り 二八 主ヱホバよ汝は神なり汝の言は眞なり汝この恵を僕に語りたまへり 二九 願くは僕の家を祝福て汝のまへ
に永く續くことを得さしめたまへ其は主ヱホバ汝これを語りたまへばなりねがはくは汝の祝福によりて僕
の家に永く祝福を蒙らしめたまへ

第八章

一 此後ダビデ ペリシテ人を撃てこれを服すダビデまたペリシテ人の手よりメテグアンマをとれり 二 ダビデまたモアブを撃ち彼らをして地に伏しめ繩をもてかれらを度れり即ち二條の繩をもて死す者を度り一條の繩をもて生しおく者を量度るモアブ人ハ貢物を納てダビデの臣僕となれり 三 ダビデまたレホブの子なるゾバの王ハダデゼルがユフラテ河の邊ニて其勢を新にせんとて往るを撃り 四 しかしてダビデ彼より騎兵千七百人歩兵二萬人を取りまたダビデ一百の車の馬を存して其餘の車馬ハ皆其筋を切斷り 五 ダマスコのスリア人ゾバの王ハダデゼルを援んとて來りければダビデ スリア人二萬二千を殺せり 六 しかしてダビデ ダマスコのスリアに代官を置きぬスリア人ハ貢物を納てダビデの臣僕となれりヱホバ ダビデを凡て其往く所にて助けたまへり 七 ダビデ ハダデゼルの臣僕等の持る金の楯を奪ひてこれをヱルサレムに携きたる 八 ダビデ王又ハダデゼルの邑ベタとベロタより甚だ多くの銅を取り 九 時にハマテの王トイ ダビデがハダデゼルの總の軍を撃破りしを聞て 十 トイ其子ヨラムをダビデ王につかはし安否を問ひかつ祝を宣しむ其ハハダデゼル嘗てトイと戰を爲したるにダビデ ハダデゼルとたゝかひてこれを撃やぶりたればなりヨラム銀の器と金の器と銅の器を携へ來りければ 十一 ダビデ王其攻め伏せたる諸の國民の中より取りて納めたる金銀と共に是等をもヱホバに納めたり 十二 即ちエドムよりモアブよりアンモンの子孫よりペリシテ人よりアマレクよりえたる物およびゾバの王レホブの子ハダデゼルより得たる掠取物とゝもにこれを納めたり 十三 ダビデ鹽谷にてエドム人一萬八千を撃て歸て名聲を得たり 十四 ダビデ エドムに代官を置り即ちエドムの全地に徧く代官を置てエドム人ハ皆ダビデの臣僕となれりヱホバ ダビデを凡て其往くところにて助けたまへり 十五 ダビデ イスラエルの全地を治め其民に公道と正義を行ふ 十六 ゼルヤの子ヨアブハ軍の長アヒルデの子ヨシヤパテハ史官 十七 アヒトブの子ザドクとアビヤタルの子アヒメレクハ祭司セラヤハ書記官 十八 ヱホヤダの子ベナヤハケレテ人

およびペレテ人の長ダビデの子等は大臣なりき

第九章

一 爰にダビデいひけるはサウルの家の遺存れる者尚あるや我ヨナタンの爲に其人に恩惠をほどこさんと 二 サウルの家の僕なるヂバと名くる者ありければかれをダビデの許に召きたるに王かれにいひけるは汝はヂバなるか彼いふ僕是なり 三 王いひけるは尚サウルの家の者あるか我其人に神の恩惠をほどこさんとすヂバ王にいひけるはヨナタンの子尚あり跛者なり 四 王かれにいひけるは其人は何處にをるやヂバ王にいひけるはロデバルにてアンミエルの子マキルの家にをる 五 ダビデ王人を遣はしてロデバルより即ちアンミエルの子マキルの家よりかれを携來らしむ 六 サウルの子ヨナタンの子なるメピボセテダビデの所に來り伏て拜せりダビデ、メピボセテよといひければ答て僕此にありと曰ふ 七 ダビデかれにいひけるは恐るゝなかれ我必ず汝の父ヨナタンの爲に恩惠を汝にしめさん我汝の父サウルの地を悉く汝に復すべし又汝は恒に我席において食ふべしと 八 かれ拜して言けるは僕何なれば汝死たる犬のごとき我を眷顧たまふや 九 王サウルの僕ヂバを呼てこれにいひけるは凡てサウルとその家の物は我皆汝の主人の子にあたへたり 十 汝と汝の子等と汝の僕かれのために地を耕へして汝の主人の子に食ふべき食物を取りきたるべし但し汝の主人の子メピボセテは恒に我席において食ふべしとヂバは十五人の子と二十人の僕あり 十一 ヂバ王にいひけるは總て王わが主の僕に命じたまひしごとく僕なすべしとメピボセテは王の子の一人のごとくダビデの席にて食へり 十二 メピボセテに一人の若き子あり其名をミカといふヂバの家に住る者は皆メピボセテの僕なりき 十三 メピボセテはエルサレムに住みたり其はかれ恒に王の席にて食ひたればなりかれは兩の足ともに跛たる者なり

第十章

一 此後アンモンの子孫の王死て其子ハヌン之に代りて位に即く 二 ダビデ我ナハシの子ハヌンにその父の我に恩惠を示せしごとく恩惠を示さんといひてダビデかれを其父の故によりて慰めんとて其僕を遣は

せりダビデの僕アンモンの子孫の地にいたるに 三 アンモンの子孫の諸伯其主ハヌンにいひけるはダビデ慰
者を汝に遣はしたるによりて彼汝の父を崇むと汝の目に見ゆるやダビデ此城邑を窺ひこれを探りて陷いれ
んために其僕を汝に遣はせるにあらずや 四 是においてハヌンダビデの僕を執へ其鬚の半を剃り落し其衣服
を中より斷て股までにしてこれを歸せり 五 人々これをダビデに告ければダビデ人を遣はしてかれらを迎へ
しむ其人々大に恥たればなり即ち王いふ汝ら鬚の長るまでエリコに止まりて然るのち歸るべしと 六 アンモ
ンの子孫自己のダビデに惡まるゝを見しかばアンモンの子孫人を遣はしてベテレホブのスリア人とゾバの
スリア人の步兵二萬人およびマアカの王より一千人トブの人より一萬二千人を雇いれたり 七 ダビデ聞てヨ
アブと勇士の惣軍を遣はせり 八 アンモンの子孫出て門の入口に軍の陣列をなしたりゾバとレホブのスリア
人およびトブの人とマアカの人は別に野に居り 九 ヨアブ戰の前後より己に向ふを見てイスラエルの選拔の
兵の中を選みてこれをスリア人に對ひて備へしめ 十 其餘の民をば其兄弟アビシャイの手に交してアンモン
の子孫に向て備へしめて 十一 いひけるは若スリア人我に手强からば汝我を助けよ若アンモンの子孫汝に手剛
からば我ゆきて汝をたすけん 十二 汝勇ましくなれよ我ら民のためとわれらの神の諸邑のために勇しく爲んね
がはくはエホバ其目によしと見ゆるところをなしたまへ 十三 ヨアブ己と共に在る民と共にスリア人にむかひ
て戰んとて近づきければスリア人彼のまへより逃たり 十四 アンモンの子孫スリア人の逃たるを見て亦自己等
もアビシャイのまへより逃て城邑にいりぬヨアブすなはちアンモンの子孫の所より還りてエルサレムにい
たる 十五 スリア人其イスラエルのまへに敗れたるを見て倶にあつまれり 十六 ハダデゼル人をやりて河の前岸に
をるスリア人を將ゐ出して皆ヘラムにきたらしむハダデゼルの軍の長ショバクかれらを率ゐたり 十七 其事ダ
ビデに聞えければ彼イスラエルを悉く集めてヨルダンを渉りてヘラムに來れりスリア人ダビデに向ひて備

へ之と戰ふ　十八　スリア人イスラエルのまへより逃げれバダビデスリアの兵車の人七百騎兵四萬を殺し又其軍
の長ショバクを撃てこれを其所に死しめたり　十九　ハダデゼルの臣なる王等其イスラエルのまへに壞れたるを
見てイスラエルと平和をなして之に事へたり斯スリア人ハ恐れて再びアンモンの子孫を助くることをせざ
りき

第十一章

一　年歸りて王等の戰に出る時におよびてダビデヨアブおよび自己の臣僕並にイスラエルの全軍を遣
ハせり彼等アンモンの子孫を滅ぼしてラバを圍めりされどダビデハエルサレムに止りぬ　二　爰に夕暮にダビ
デ其床より興きいでゝ王の家の屋蓋のうへに歩みしが屋蓋より一人の婦人の体をあらふを見たり其婦ハ觀
るに甚だ美し　三　ダビデ人を遣して婦人を探らしめしに或人いふ此ハエリアムの女バテシバにてヘテ人ウリ
ヤの妻なるにあらずやと　四　ダビデ乃ち使者を遣ハして其婦を取る婦彼に來りて彼婦と寢たりしかして婦其
不潔を清めて家に歸りぬ　五　かくて婦孕みければ人をつかハしてダビデに告ていひけるハ我子を孕めりと　六
是においてダビデ人をヨアブにつかハしてヘテ人ウリヤを我に遣ハせといひければヨアブウリヤをダビデ
に遣ハせり　七　ウリヤダビデにいたりしかバダビデこれにヨアブの如何なると民の如何なると戰爭の如何な
るを問ふ　八　しかしてダビデウリヤにいひけるハ汝の家に下りて足を洗へとウリヤ王の家を出るに王の贈物
其後に從ひてきたる　九　然どウリヤハ王の家の門に其主の僕等とともに寢ておのれの家にくだりいたらず　十
人々ダビデに告てウリヤ其家にくだり至らずといひければダビデウリヤにいひけるハ汝ハ旅路をなして來
れるにあらずや何故に自己の家にくだらざるや　十一　ウリヤダビデにいひけるハ匱とイスラエルとユダハ小屋
の中に住まりわが主ヨアブとわが主の僕ハ野の表に陣を取るに我いかでわが家にゆきて食ひ飲しまた妻と
寢ぬけんや汝ハ生また汝の靈魂ハ活く我此事をなさじ　十二　ダビデウリヤにいふ今日も此にとゞまれ明日我汝

を去らしめんとウリヤ其日と次の日エルサレムにとゞまりしが 十三 ダビデかれを召て其まへに食ひ飲せしめダ
ビデかれを醉しめたり晩にいたりて彼出て其床に其主の僕と共に寢たりされどおのれの家にはくだりゆか
ざりき 十四 朝におよびてダビデヨアブへの書を認めて之をウリヤの手によりて遣れり 十五 ダビデ其書に書てい
はく汝らウリヤを烈しき戰の先鋒にいだしてかれの後より退きて彼をして戰死せしめよ 十六 是においてヨア
ブ城邑を窺ひてウリヤをば其勇士の居ると知る所に置り 十七 城邑の人出てヨアブと戰ひしかばダビデの僕の
中の數人仆れヘテ人ウリヤも死り 十八 ヨアブ人をつかはして軍の事を悉くダビデに告げしむ 十九 ヨアブ其使者
に命じていひけるは汝が軍の事を皆王に語り終しとき 二十 王もし怒りを發して汝に汝らなんぞ戰はんとて城
邑に近づきしや汝らは彼らが石墻の上より射ることを知らざりしや 二一 エルベセテの子アビメレクを撃し者
は誰なるや一人の婦が石垣の上より磨の上石を投て彼をテベツに殺せしにあらずや何ぞ汝ら城垣に近づき
しやと言はゞ汝言べし汝の僕ヘテ人ウリヤもまた死りと 二二 使者ゆきてダビデにいたりヨアブが遣はしたる
ところのことをことごとく告げたり 二三 使者ダビデにいひけるは敵我等に手強かりしが城外にいでゝ我等に
いたりしかば我等これに迫りて門の入口にまでいたれり 二四 時に射手の者城垣の上より汝の僕を射たりけれ
ば王の僕の或者死に亦汝の僕ヘテ人ウリヤも死りと 二五 ダビデ使者にいひけるは斯汝ヨアブに言べし此事を
憂ふるなかれ刀劍は此をも彼をも同じく殺すなり强く城邑を攻て戰ひ之を陷いるべしと汝かくヨアブを勵
ますべし 二六 ウリヤの妻其夫ウリヤの死たるを聞て主のために悲哀り 二七 其喪の過し時ダビデ人を遣はしてか
れをおのれの家に召いる彼すなはちその妻となりて男子を生り但しダビデの爲たる此事はエホバの目に惡
かりき

第十二章

一 エホバ、ナタンをダビデに遣はしたまへり彼ダビデに至りてこれにいひけるは一の邑に二箇の人あ

り一ハ貧し　二 其富者ハ甚だ多くの羊と牛を有り　三 されど貧者ハ唯自己の買て育てたる一の小き牝羔の外
ハ何をも有ざりき其牝羔彼およびかれの子女とともに生長ちかれの食物を食ひかれの椀に飲みまた彼の懐
に寝て彼にハ女子のごとくなりき　四 時に一人の旅人其富る人の許に来りけるが彼おのれの羊と牛の中を取
りてそのおのれに来れる旅人のために烹を惜みてかの貧き人の牝羔を取りて之をおのれに来れる人のため
に烹たり　五 ダビデ其人の事を大に怒りてナタンにいひけるハエホバハ生く誠に此をなしたる人ハ死べきな
り　六 且彼此事をなしたるに因りまた憐憫まざりしによりて其牝羔を四倍になして償ふべし　七 ナタンダビデ
にいひけるハ汝ハ其人なりイスラエルの神エホバ斯いひたまふ我汝に膏を沃いてイスラエルの王となし我
汝をサウルの手より救ひいだし　八 汝に汝の主人の家をあたへ汝の主人の諸妻を汝の懐に与へまたイスラエ
ルとユダの家を汝に与へたり若し少からば我汝に種々の物を増くはへしならん　九 何ぞ汝エホバの言を藐視
して其目のまへに悪をなせしや汝刃剣をもてヘテ人ウリヤを殺し其妻をとりて汝の妻となせり即ちアンモ
ンの子孫の剣をもて彼を斬殺せり　十 汝我を軽んじてヘテ人ウリヤの妻をとり汝の妻となしたるに因て剣何
時までも汝の家を離るゝことなかるべし　十一 エホバ斯いひたまふ視よ我汝の家の中より汝の上に禍を起すべ
し我汝の諸妻を汝の目のまへに取て汝の隣人に与へん其人此日のまへにて汝の諸妻とともに寝ん　十二 其ハ汝
ハ密に事をなしたれど我ハイスラエルの衆のまへと日のまへに此事をなすべければなりと　十三 ダビデナタン
にいふ我エホバに罪を犯したりナタンダビデにいひけるハエホバまた汝の罪を除きたまへり汝死ざるべし
十四 されど汝此所行によりてエホバの敵に大なる罵る機會を与へたれバ汝に生れし其子必ず死べしと　十五 かく
てナタン其家にかへれり爰にエホバウリヤの妻がダビデに生る子を撃たまひければ痛く疾めり　十六 ダビデ其
子のために神に乞求む即ちダビデ断食して入り終夜地に臥したり　十七 ダビデの家の年寄等彼の傍に立ちてか

れを地より起さしめんとせしかども彼肯せず又かれらとともに食を爲ざりき 十八 第七日に其子死りダビデの僕其子の死たることをダビデに告ることを恐れたりかれらいひけるは子の尚生る間に我等彼に語たりしに彼我等の言を聽いれざりき如何か彼に其子の死たるを告ぐべけんや彼害を爲んと 十九 然にダビデ其僕の私語くを見てダビデ其子の死たるを曉れりダビデ乃ち其僕に子は死たるやといひければかれら死りといふ 二十 是においてダビデ地よりおきあがり身を洗ひ膏をぬり其衣服を更てエホバの家にいりて拜し自己の家に至り求めておのれのために食を備へしめて食へり 二一 僕等彼にいひけるは此の汝がなせる所は何事なるや汝子の生るあひだはこれがために斷食して哭きながら子の死る時に汝は起て食を爲すと 二二 ダビデいひけるは嬰孩の尚生るあひだにわが斷食して哭きたるは我誰かエホバの我を憐れみて此子を生しめたまふを知んと思ひたればなり 二三 されど今死たれば我なんぞ斷食すべけんや我再びかれをかへらしむるを得んや我かれの所に往べけれど彼は我の所にかへらざるべし 二四 ダビデ其妻バテシバを慰めかれの所にいりてかれとともに寢たりければ彼男子を生りダビデ其名をソロモンと呼ぶエホバこれを愛したまひて 二五 預言者ナタンを遣はし其名をエホバの故によりてエデデア(エホバの愛する者)と名けしめたまふ 二六 茲にヨアブアンモンの子孫のラバを攻めて王城を取れり 二七 ヨアブ使者をダビデにつかはしていひけるは我ラバを攻て水城を取れり 二八 されば汝今餘の民を集め斯城に向て陣どりて之を取れ恐らくは我此城を取て人我名をもて之を呼にいたらんと 二九 是においてダビデ民を悉くあつめてラバにゆき攻て之を取り 三十 しかしてダビデアンモン王の冕を其首より取はなしたり其金の重は一タラントなりまた寶石を嵌たりしれをダビデの首に置ダビデ其邑の掠取物を甚だ多く持出せり 三一 かくてダビデ其中の民を將いだしてこれを鋸と鐵の千齒と鐵の斧にて斬りまた瓦陶の中を通行しめたり彼斯のごとくアンモンの子孫の凡ての城邑になせりしかしてダビデと民は皆エルサレムに

還りぬ

第十三章

一 此後ダビデの子アブサロムにタマルと名くる美しき妹ありしがダビデの子アムノンこれを戀ひた
り 二 アムノン心を苦しめて遂に其姉妹タマルのためにわづらへり其はタマルは處女なりければアムノンか
れに何事をも爲しがたしと思ひたればなり 三 然るにアムノンに一人の朋友ありダビデの兄弟シメアの子に
して其名をヨナダブといふヨナダブは甚だ有智き人なり 四 彼アムノンにいひけるは汝王の子なんぞ日に日
に斯く瘠ゆくや汝我に告ざるやアムノン彼にいひけるは我わが兄弟アブサロムの妹タマルを戀ふ 五 ヨナダ
ブかれにいひけるは床に臥て病と佯り汝の父の來りて汝を見る時これにいへ請ふわが妹タマルをして來り
て我に食を予へしめわが見て彼の手より食ふことをうる樣にわが目のまへにて食物を調理へしめよと 六 アム
ノンすなはち臥して病と佯りしが王の來りておのれを見る時アムノン王にいひけるは請ふ吾妹タマルを
して來りてわが目のまへにて二の菓子を作へしめて我にかれの手より食ふことを得さしめよと 七 是におい
てダビデタマルの家にいひつかはしけるは汝の兄アムノンの家にゆきてかれのために食物を調理よと 八 タ
マル其兄アムノンの家にいたるにアムノンは臥し居たりタマル乃ち粉をとりて之を搏てかれの目のまへに
て菓子を作へ其菓子を燒き 九 鍋を取て彼のまへに傾出たりしかれども彼食ふことを否めりしかしてアムノ
ンいひけるは汝ら皆我を離れていでよと皆かれをはなれていでたり 十 アムノンタマルにいひけるは食物を
寢室に持きたれ我汝の手より食はんとタマル乃ち己の作りたる菓子を取りて寢室に持ゆきて其兄アムノン
にいたる 十一 タマル彼に食しめんとて近く持いたれる時彼タマルを執へて之にいひけるは妹よ來りて我と寢
よ 十二 タマルかれにいひけるは否兄上よ我を辱しむるなかれ是のごとき事はイスラエルに行はれず汝此愚な
る事をなすべからず 十三 我は何處にわが恥辱を棄んか汝はイスラエルの愚人の一人となるべしされば請ふ王

に語れ彼我を汝に予ざることなかるべしと 十四 然どもアムノン其言を聽ずしてタマルよりも力ありければ
タマルを辱しめてこれと偕に寢たりしが 十五 遂にアムノン甚だ深くタマルを惡むにいたる其かれを惡む所の惡
みはかれを戀ひたるところの戀よりも大なり即ちアムノンかれにいひけるは起て往けよ 十六 かれアムノンに
いひけるは我を返して此惡を作るなかれ是は汝がさきに我になしたる所の惡よりも大なりとしかれども聽
いれず 十七 其側に仕ふる少者を呼ていひけるは汝此女をわが許より遣りいだして其後に戸を楗せよと 十八 タマル
振袖を着ゐたり王の女等の處女なるものは斯のごとき衣服をもて粧ひたりアムノンの侍者かれを外にいだ
して其後に戸を楗せり 十九 タマル灰を其首に蒙り着たる振袖を裂き手を首にのせて呼はりつゝ去ゆけり 二十 其
兄アブサロムかれにいひけるは汝の兄アムノン汝と偕に在しや然ど妹よ默せよ彼は汝の兄なり此事を心に
留るなかれとかくてタマルは其兄アブサロムの家に寂しく住み居れり 二一 ダビデ王是等の事を悉く聞て甚だ
怒れり 二二 アブサロムはアムノンにむかひて善も惡きも語ざりき其はアブサロム アムノンを惡みたればなり
是はかれがおのれの妹タマルを辱しめたるに由り 二三 全二年の後アブサロム エフライムの邊なるバアルハゾ
ルにて羊の毛を剪しめ居て王の諸子を悉く招けり 二四 アブサロム王の所にいりていひけるは視よ僕羊の毛を
剪しめをるねがはくは王と王の僕等僕とともに來りたまへ 二五 王アブサロムにいひけるは否わが子よ我等を
皆いたらしむるなかれおそらくは汝の費を多くせんアブサロム ダビデを強ふしかれどもダビデ往ことを肯
せずしてかれを祝せり 二六 アブサロムいひけるは若しからずば請ふわが兄アムノンをして我らとともに來ら
しめよ王かれにいひけるは彼なんぞ汝とともにゆくべけんやと 二七 されどアブサロムかれを強ければアムノ
ンと王の諸子を皆アブサロムとともにゆかしめたり 二八 爰にアブサロム其少者等に命じていひけるは請ふ汝
らアムノンの心の酒によりて樂む時を視すましてわが汝等にアムノンを撃てと言ふ時は彼を殺せ懼るゝな

かれ汝等に之を命じたるハ我にあらずや汝ら勇しく武くなれと 二九 アブサロムの少者等アブサロムの命ぜしごとくアムノンになしければ王の諸子皆起て各其騾馬に乗て逃たり 三十 彼等が路にある時風聞ダビデにいたりていハくアブサロム王の諸子を悉く殺して一人も遺るものなしと 三一 王乃ち起ち其衣を裂きて地に臥す其臣僕皆衣を裂て其傍にたてり 三二 ダビデの兄弟シメアの子ヨナダブ答へていひけるハ吾主よ王の御子等なる少年を皆殺したりと思ふなかれアムノン獨り死るのみ彼がアブサロムの妹タマルを辱かしめたる日よりアブサロム此事をさだめおきたるなり 三三 されバ吾主王よ王の御子等皆死りといひて此事をおもひ煩ひたまふなかれアムノン獨死たるなればなりと 三四 斯てアブサロムハ逃れたり爰に守望ゐたる少者目をあげて視たるに視よ山の傍よりして己の後の道より多くの人來れり 三五 ヨナダブ王にいひけるハ視よ王の御子等來る僕のいへるがごとくしかりと 三六 彼語ることを終し時視よ王の子等來り聲をあげて哭り王と其僕等も皆大に甚く哭り 三七 偖アブサロムハ逃てゲシユルの王アミホデの子タルマイにいたるダビデハ日々其子のために悲めり 三八 アブサロム逃てゲシユルにゆき三年彼處に居たり 三九 ダビデ王アブサロムに逢んと思ひ煩らふ其ハアムノンハ死たるによりてダビデかれの事ハあきらめたればなり

第十四章

一 ゼルヤの子ヨアブ王の心のアブサロムに趣くを知れり 二 ヨアブ乃ちテコアに人を遣りて彼處より一人の哲婦を呼きたらしめて其婦にいひけるハ請ふ汝喪にある眞似して喪の服を着油を身にぬらず死者のために久しく哀しめる婦のごとく爲りて 三 王の所にいたり是のごとくかれに語るべしとヨアブ其語言をかれの口に授けたり 四 テコアの婦王にいたり地に伏て拜し王にいひけるハ王よ助けたまへ 五 王婦にいひけるハ何事なるや婦いひけるハ我ハ實に嫠婦にしてわが夫ハ死り 六 仕女に二人の子あり倶に野に爭ひしが誰もかれらを排解ものなきにより此遂に彼を撃て殺せり 七 是において視よ全家仕女に逼りていふ其兄弟を撃

殺したる者を付せ我らかれをその殺したる兄弟の生命のために殺さんと斯く嗣子をも滅ぼし存れるわが炭
火を熄てわが夫の名をも遺存をも地の面に無らしめんとす　八王婦にいひけるは汝の家に往け我汝の事につ
きて命令を下さん　九テコアの婦王にいひけるは王わが主よねがはくは其罪は我とわが父の家に歸して王と
王の位には罪あらざれ　十王いひけるは誰にても爾に語る者をば我に將來れしかせば彼かさねて爾に觸るこ
と无るべし　十一婦いひけるは願くは王爾の神ヱホバを憶えてかの仇を報ゆる者をして重て滅すことを爲しめ
ずわが子を斷ことなからしめたまへと王いひけるはヱホバは生く爾の子の髮毛一すぢも地に隕ることなか
るべし　十二婦いひけるは請ふ仕女をして一言わが主王に言しめたまへダビデいひけるは言ふべし　十三婦いひけ
るは爾なんぞ斯る事を神の民にむかひて思ひたるや王此言を言ふにより王は罪ある者のごとし其は王その
放れたる者を歸らしめざればなり　十四抑我等は死ざるべからず我等は地に瀉れたる水の再び聚る能はざる
がごとし神は生命を取りたまはず方法を設けて其放れたる者をして己の所より放たれをることなからしむ
十五我が此事を王我主に言んとて來れるは民我を恐れしめたればなり故に仕女謂らく王に言ん王婢の言を行ひ
たまふならんと　十六其は王聞て我とわが子を共に滅して神の產業に離れしめんとする人の手より婢を救ひい
だしたまふべければなり　十七仕女また思り王わが主の言は慰となるべしと其は神の使のごとく王わが主は善
も惡も聽たまへばなりねがはくは爾の神ヱホバ爾と共に在せと　十八王こたへて婦にいひけるは請ふわが爾に
問んところの事を我に隱すなかれ婦いふ請ふ王わが主言たまへ　十九王いひけるは此すべての事においてはヨ
アブの手爾とともにあるや婦答へていひけるは爾の靈魂は活く王わが主よ凡て王わが主の言たまひしとこ
ろは右にも左にもまがらず實に爾の僕ヨアブ我に命じ是等の言を悉く仕女の口に授けたり　二十其事の見ゆる
ところを變んとて爾の僕ヨアブ此事をなしたるなり然どわが主は神の使の智慧のごとく智慧ありて地にあ

る事を悉く知たまふと 二一 是において王ヨアブにいひけるハ視よ我此事を爲すされバ往て少年アブサロムを
携歸るべし 二二 ヨアブ地に伏し拜し王を祝せりしかしてヨアブいひけるハ王わが主よ王僕の言を行ひたまへ
ば今日僕わが爾に惠るゝを知ると 二三 ヨアブ乃ち起てゲシユルに往きアブサロムをエルサレムに携きたれり
二四 王いひけるハ彼ハ其家に退くべしわが面を見るべからずと故にアブサロム己の家に退きて王の面を覿ざ
りき 二五 偖イスラエルの中にアブサロムのごとく其美貌のために讚られたる人ハなかりき其足の跖より頭の
頂にいたるまで彼にハ瑕疵あることなし 二六 アブサロム其頭を剪る時其頭の髮を衡るに王の權衡の二百シケ
ルあり毎年の終にアブサロム其頭を剪り是ハ己の重によりて剪たるなり 二七 アブサロムに三人の男子と一人
のタマルといふ女子生れたりタマルハ美女なり 二八 アブサロム二年のあひだエルサレムにをりたれども王の
顏を見ざりき 二九 是によりてアブサロム王に遣さんとてヨアブを呼に遣へしけるが彼來ることを肯せず再び
遣せしかども來ることを肯ぜざりき 三十 アブサロム其僕にいひけるハ視よヨアブの田地ハ我の近くにありて其
處に大麥あり往て其に火を放てとアブサロムの僕等田地に火を放てり 三一 ヨアブ起てアブサロムの家に來り
てこれにいひけるハ何故に爾の僕等田地に火を放たるや 三二 アブサロムヨアブにいひけるハ我人を爾に遣へ
して此に來れ我爾を王につかはさんと言り即ち爾をして王に我何のためにゲシユルよりきたりしや彼處
に尚あらバ我ためにハ反て善しと言しめんとせり然バ我今王の面を見ん若し我に罪あらバ王我を殺すべし
三三 ヨアブ王にいたりてこれに告たれバ王アブサロムを召す彼王にいたりて王のまへに地に伏て拜せり王ア
ブサロムに接吻す

第十五章

一 此後アブサロム己のために戰車と馬ならびに己のまへに驅る者五十人を備たり 二 アブサロム夙く
興きて門の途の傍にたち人の訴訟ありて王に裁判を求めんとて來る時ハアブサロム其人を呼ていふ爾ハ何

の邑の者なるやと其人僕はイスラエルの某の支派の者なりといへば 三 アブサロム其人にいふ見よ爾の事は
善くまた正し然ど爾に聴くべき人は王いまだ立ずと 四 アブサロム又嗚呼我を此地の士師となす者もがな然
れば凡て訴訟と公事ある者は我に來りて我之に公義を爲しあたへんといふ 五 また人彼を拜せんとて近づく
時は彼手をのべして其人を扶け之に接吻す 六 アブサロム凡て王に裁判を求めんとて來るイスラエル人に是
のごとくなせり斯アブサロムはイスラエルの人々の心を取り 七 斯て四年の後アブサロム王にいひけるは請
ふ我をして往てヘブロンにてエホバに我嘗て立し願を果さしめよ 八 其は僕スリアのゲシュルに居し時願を
立て若しエホバ誠に我をエルサレムに携歸りたまはゞ我エホバに事へんと言たればなりと 九 王かれにいひ
けるは安然に往けと彼すなはち起てヘブロンに往り 十 しかしてアブサロム窺ふ者をイスラエルの支派の中
に偏く遣はして言せけるは爾等喇叭の音を聞ばアブサロムヘブロンにて王となれりと思ふべしと 十一 二百人
の招かれたる者エルサレムよりアブサロムとゝもにゆけり彼らは何心なくゆきて何事をもしらざりき 十二 ア
ブサロム犠牲をさゝぐる時にダビデの議官ギロ人アヒトペルを其邑ギロより呼よせたり徒黨強くして民次
第にアブサロムに加はりぬ 十三 爰に使者ダビデに來りてイスラエルの人の心アブサロムにしたがふといふ 十四
ダビデおのれと共にエルサレムに居る凡ての僕にいひけるは起てよ我ら逃ん然らずば我らアブサロムより
逃るゝことあたはざるべし急ぎ往け恐らくは彼急ぎて我らに追ひつき我等に害を蒙らせ刃をもて邑を撃ん 十五 王
の僕等王にいひけるは視よ僕等王わが主の選むところを凡て爲ん 十六 王いでゆき其全家これにしたがふ王十
人の妾なる婦を遣して家をまもらしむ 十七 王いでゆき民みな之にしたがふ彼等遠の家に息めり 十八 かれの僕等
みな其傍に進みケレデ人およびペレテ人および彼にしたがひてガテよりきたれる六百人のガテ人みな王のま
へに進めり 十九 時に王ガテ人イツタイにいひけるは何ゆゑに爾もまた我らとゝもにゆくや爾かへりて王とゝ

もにきれ爾ハ外國人にして移住て處をもとむる者なり 二十 爾ハ昨日來れり我ハ今日わが得るところに往くな
れバ豈 爾をして我らとともにさまよはしむべけんや爾歸り爾の兄弟をも携歸るべしねがハくハ恩と眞實
爾とともにあれ 二一 イッタイ王にこたへていひけるハエホバハ活王わが主ハ活く誠に王わが主いかなる處に
坐すとも生死ともに僕もまた其處に居るべし 二二 ダビデイッタイにいひけるハ進みゆけガテ人イッタイ乃ち
進みかれのすべての從者およびかれとともにある妻子皆進めり 二三 國中皆大聲をあげて哭き民皆進む王もま
たキデロン川を渡りて進み民皆進みて野の道にむけり 二四 視よザドクおよび倶にあるレビ人もまた皆神
の契約の匱を舁ていたり神の匱をおろして民の悉く邑よりいづるをまてりアビヤタルもまたのぼれり 二五 こ
こに王ザドクにいひけるハ神の匱を邑に舁もどせ若し我エホバのまへに恩をうるならバエホバ我を携かへ
りて我にこれを見し其住處を見したまハん 二六 されどエホバもし我汝を悦バずと斯いひたまハヾ視よ我ハ此
にあり其目に善と見ゆるところを我になしたまへ 二七 王また祭司ザドクにいひけるハ汝先見者汝らの二人の
子即ち汝の子アヒマアズとアビヤタルの子ヨナタンを伴ひて安然に城邑に歸れ 二八 見よ我ハ汝より言のきた
りて我に告るまで野の渡場に留まらんと 二九 ザドクとアビヤタルすなハち神の匱をエルサレムに舁もどりて
彼處に止まれり 三十 ここにダビデ橄欖山の路を陟りしが陟るときに哭き其首を蒙みて跣足にて行りかれと倶
にある民皆各其首を蒙みてのぼり哭つゝのぼれり 三一 時にアヒトペルがアブサロムに與せる者の中にある
ことダビデに聞えけれバダビデいふエホバねがハくハアヒトペルの計策を愚ならしめたまへと 三二 ダビデ嶺
にある神を拜する處に至れる時視よアルキ人ホシヤイ衣を裂き土を頭にかむりてきたりてダビデを迎ふ 三三
ダビデかれにいひけるハ爾若し我とともに進まバ我の負となるべし 三四 されど汝もし城邑にかへりアブサロ
ムにむかひ王よ我爾の僕となるべし此まで爾の父の僕たりしごとく今また汝の僕となるべしといはゞ爾ハ

わがためにアヒトペルの計策を敗るにいたらん 三五 祭司ザドクとアビヤタル爾とゝもに彼處にあるにあらず
や是故に爾が王の家より聞たる事はこと〲く祭司ザドクとアビヤタルに告べし 三六 視よかれらとゝもに彼
處ふへりの二人の子即ちザドクの子アヒマアズとアビヤタルの子ヨナタンをるなり爾ら其聞たる事をこと
〲く彼等の手によりて我ふ通ずべし 三七 ダビデの友ホシヤイすなはち城邑にいたりぬ時にアブサロムはエ
ルサレムに入居たり

第十六章 一 ダビデ少しく嶺を過ゆける時視よメピボセテの僕ヂバ鞍おける二頭の驢馬を引き其上にパン二百
乾葡萄一百球乾棗の團塊一百酒一嚢を載きたりてダビデを迎ふ 二 王ヂバにいひけるは此等は何なるかヂ
バいひけるは驢馬は王の家族の乗るためパンと乾棗は少者の食ふため酒は野に困憊たる者の飲むためなり
三 王いひけるは爾の主人の子は何處にあるやヂバ王にいひけるはかれはエルサレムに止まる其は彼イスラ
エルの家今日我父の國を我にかへさんと言をればなり 四 王ヂバにいひけるは視よメピボセテの所有は悉く
爾の所有となるべしヂバいひけるは我拜す王わが主よ我をして爾のまへに恩を蒙むらしめたまへ 五 斯てダ
ビデ王バホリムにいたるに視よ彼處よりサウルの家の族の者一人出きたる其名をシメイといふゲラの子な
り彼出きたりて來りつゝ詛へり 六 又彼ダビデとダビデ王の諸の臣僕にむかひて石を投たり時に民と勇士皆
王の左右にあり 七 シメイ詛の中に斯いへり汝血を流す人よ爾邪なる人よ出され出され 八 爾が代りて位ふ
登りしサウルの家の血を凡てエホバ爾に歸したまへりエホバ國を爾の子アブサロムの手に付したまへり視
よ爾は血を流す人なるによりて禍患の中にあるなり 九 ゼルヤの子アビシヤイ王にいひけるは此死たる犬な
んぞ王わが主を詛ふべけんや請ふ我をして渉りゆきてかれの首を取しめよ 十 王いひけるはゼルヤの子等よ
爾らの與るところにあらず彼の詛ふはエホバ彼にダビデを詛へと言たまひたるふよるなれば誰か爾なんぞ

然するやと言へけんや 十一 ダビデ又アビシヤイおよび己の諸の臣僕にいひけるハ視よわが身より出たるわが
子わが生命を求む況や此ベニヤミン人をや彼を聽して詛ハしめよヱホバ彼に命じたまへるなり 十二 ヱホバわ
が艱難を俯視みたまふことあらん又ヱホバ今日彼の詛のために我に善を報いたまふことあらんと 十三 斯てダ
ビデと其從者途を行けるにシメイハダビデに對へる山の傍に行て行つゝ詛ひまた彼にむかひて石を投げ塵
を揚たり 十四 王および倶にある民皆アエピムに來りて彼處に息をつげり 十五 偕アブサロムと總ての民イスラエ
ルの人々エルサレムに至れりアヒトペルもアブサロムとゝもにいたる 十六 ダビデの友なるアルキ人ホシヤイ
アブサロムの許に來りし時アブサロムにいふ願くハ王壽かれ願くハ王壽かれ 十七 アブサロムホシヤ
イにいひけるハ此ハ爾が其友に示す厚意なるや爾なんぞ爾の友と往ざるやと 十八 ホシヤイアブサロムにい
ひけるハ然らずヱホバと此民とイスラエルの總の人々の選む者に我ハ屬し且其人とともに居るべし 十九 且又
我誰に事ふべきか其子の前に事ふべきにあらずや我ハ爾の父のまへに事しごとく爾のまへに事へし 二十 爰に
アブサロムアヒトペルにいひけるハ我等如何に爲べきか爾等計を爲すべしと 二一 アヒトペルアブサロムにい
ひけるハ爾の父が遺して家を守らしむる妾等の處に入れ然バイスラエル皆爾が其父に惡まるゝを聞ん而して
爾とゝもにをる總の者の手强くなるべしと 二二 是においで屋脊にアブサロムのために天幕を張ければアブサ
ロムイスラエルの目のまへにて其父の妾等の處に入りぬ 二三 當時アヒトペルが謀れる謀計ハ神の言に問たる
ごとくなりきアヒトペルの謀計ハ皆ダビデとアブサロムとに倶に是のごとく見えたりき

第十七章 一 時にアヒトペルアブサロムにいひけるハ請ふ我に一萬二千の人を擇み出さしめよ我起て今夜ダビ
デの後を追ひ 二 彼が憊れて手弱なりし所を襲ふて彼をおびえしめん而して彼とゝもにをる民の逃ん時に我
王一人を擊とり 三 總の民を爾に歸せしむべし夫衆の歸するハ爾が求むる此人に依なれバ民みな平穩になる

べし　四此言アブサロムの目とイスラエルの總の長老の目に的當と見えたり　五アブサロムいひけるはアルキ
人ホシヤイをも召きたれ我等かれが言ふ所をも聞んと　六ホシヤイ乃ちアブサロムに至るにアブサロムかれ
にかたりていひけるはアヒトペル是のごとく言り我等其言を爲べきか若し可ずば爾言ふべし　七ホシヤイア
ブサロムにいひけるは此時にあたりてアヒトペルが授けし計略は善らず　八ホシヤイまたいひけるは爾の知
るごとく爾の父と其從者は勇士なり且彼等は野にて其子を奪れたる熊の如く其氣激怒をれり又爾の父は戰
士なれば民と共に宿らざるべし　九彼は今何の穴にか何の處にか匿れをる若し數人の者手始に仆なば其を聞
く者は皆アブサロムに從ふ者の中に敗ありと言はん　十しからば獅子の心のごとき心ある勇猛き人といふと
も全く挫碎ん其はイスラエル皆爾の父の勇士にして彼とゝもにある者の勇猛き人なるをしればなり　十一我は
計議るイスラエルをダンよりベエルシバにいたるまで海濱の沙の多きが如くに悉く爾の處につどへ集めて
爾親ら戰陣に臨むべし　十二我等彼の見出さるゝ處にて彼を襲ひ露の地に下るがごとく彼のうへに降らんしか
して彼および彼とゝもにあるすべての人々を一人も遺さゞるべし　十三若し彼何かの城邑に集らばイスラエル
皆繩を其城邑にかけ我等これを河に曳きたふして其處に一の小石も見えざらしむべしと　十四アブサロムとイ
スラエルの人々皆アルキ人ホシヤイの謀計はアヒトペルの謀計よりも善しといふ其はエホバアブサロムに
禍を降さんとてエホバアヒトペルの善き謀計を破ることを定めたまひたればなり　十五爰にホシヤイ祭司ザド
クとアビヤタルにいひけるはアヒトペルアブサロムとイスラエルの長老等のために斯々に謀れりまた我は
斯々に謀れり　十六されば爾ら速に人を遣してダビデに告て今夜野の渡場に宿ることなく速かに渡りゆけとい
へおそらくは王および俱にある民皆呑つくされん　十七時にヨナタンとアヒマアズはエンロゲルに侯居たり是
は城邑にいるを見られざらんとてなり爰に一人の仕女ゆきて彼等に告げゝれば彼らダビデ王に告んとて往

十八 しかるに一人の少者かれらを見てアブサロムにつげたりされど彼等二人は急ぎさりてバホリムの或人
の家にいたる其人の庭に井ありてかれら其處にくだりければ 十九 婦 蓋をとりて井の口のうへに掩け其上
に擣たる麥をひろげたり故に事知れざりき 二十 時にアブサロムの僕等其婦の家に來りていひけるはアヒマア
ズとヨナタンは何處にをるや婦かれらに彼人々は小川を濟れりといふかれら尋ねたれども見當ざればエル
サレムに歸れり 二一 彼等がさりし時かの二人は井よりのぼりて往てダビデ王に告げたり即ちダビデに言けるは
起て速かに水を濟れ其はアヒトペル斯汝等について謀計を爲したればなりと 二二 ダビデ起て己とともにある
凡ての民とともにヨルダンを濟れり曙には一人もヨルダンを濟らざる者はなかりき 二三 アヒトペルは其謀計
の行れざるを見て其驢馬に鞍おき起て其邑に往て其家にいたり家の人に遺言して自ら縊れ死て其父の墓に
葬らる 二四 爰にダビデマハナイムに至る又アブサロムは己とともにあるイスラエルの凡の人々とともにヨル
ダンを濟れり 二五 アブサロムアマサをヨアブの代りに軍の長と爲りアマサは夫のナハシの女にてヨアブの母
ゼルヤの妹なるアビガルに通じたるイシマイル人名はエテルといふ人の子なり 二六 かくてイスラエルとアブ
サロムはギレアデの地に陣どれり 二七 ダビデマハナイムにいたれる時アンモンの子孫の中なるラバのナハシ
の子シヨビとロデバルのアレミエルの子マキルおよびロゲリムのギレアデ人バルジライ 二八 臥床と鍋釜と陶
器と小麥と大麥と粉と烘麥と豆と小豆の烘たる者と 二九 蜜と牛酪と羊と犢をダビデおよび倶にある民の食ふ
ために持來れり其は彼等民は野にて飢憊れ渇くならんと謂たればなり

第十八章

一 爰にダビデ己とともにある民を核へて其上に千夫の長百夫の長を立たり 二 而してダビデ民を
三に分ちて其一をヨアブの手に託け一をゼルヤの子ヨアブの兄弟アビシヤイの手に託け一をガテ人イツタ
イの手に託けたりかくして王民にいひけるは我もまた必ず汝らとともに出んと 三 されど民いふ汝は出べか

らず我等如何に逃るとも彼等ハ我等に心をとめじ又我等半死とも我等に心をとめざるべしされど汝ハ我等
の一萬に等し故に汝ハ城邑の中より我等を助けなバ善し
四 王かれらにいひけるハ汝等の目に善と見ゆると
ころを爲すべしとかくて王門の傍に立ち民皆或ハ百人或ハ千人となりて出づ
五 王ヨアブアビシャイおよびイッタイに命じてわがために少年アブサロムを寛に待へよといふ王のアブサロムの事について諸の將官に命を下せる時民皆聞り
六 爰に民イスラエルにむかひて野に出でエフライムの叢林に戰ひしが
七 イスラエルの民其處にてダビデの臣僕のまへに敗る其日彼處の戰死大にして二萬にいたれり
八 かくして戰偏く其地の表に廣がりぬ是日叢林の滅ぼせる者ハ刀劍の滅ぼせる者よりも多かりき
九 爰にアブサロムダビデの臣僕に行き遭り時にアブサロム騾馬に乘居たりしが騾馬大なる橡樹の繁き枝の下を過ければアブサロムの頭其橡に繫りて彼天地のあひだにあがれり騾馬ハかれの下より行過たり
十 一箇の人見てヨアブに告ていひけるハ我アブサロムが橡樹に懸りをるを見たりと
十一 ヨアブ其告たる人にいひけるハさらバ爾見て何故に彼を其處にて地に撃落さゞりしや我爾に銀十枚と一本の帶を與へんものを
十二 其人ヨアブにいひけるハ假令我わが手に銀千枚を受べきも我ハ手をいだして王の子に敵せじ其ハ王我等の聞るまへにて爾とアビシャイとイッタイに命じて爾ら各少年アブサロムを害するなかれといひたまひたれバなり
十三 我若し反いてかれの生命を戕賊はゞ何事も王に隱るゝ所なければ爾自ら立て我を責んと
十四 時にヨアブ我かく爾とともに滯るべからずといひて手に三本の槍を携へゆきて彼の橡樹の中に尙生きるアブサロムの胸に之を衝通せり
十五 ヨアブの武器を執る十人の少者繞きてアブサロムを擊ち之を死しめたり
十六 かくてヨアブ喇叭を吹ければ民イスラエルの後を追ふことを息てかへれりヨアブ民を止めたればなり
十七 衆アブサロムを將て叢林の中なる大なる穴に投げいれ其上に甚だ大きく石を壘あげたり是においてイスラエル皆おの〳〵其天幕に逃かへれり
十八 ア

ブサロム我はわが名を傳ふべき子なしと言て其生る間に己のために一の表柱を建たり王の谷にあり彼おの
れの名を其表柱に與たり其表柱今日にいたるまでアブサロムの碑と稱る　十九　爰にザドクの子アヒマアズいひ
けるは請ふ我をして趨りて王にヱホバの王をまもりて其敵の手を免かれしめたまひし音信を傳へしめよと
二十　ヨアブかれにいひけるは汝は今日音信を傳ふる者となるべからず他日に音信を傳ふべし今日は王の子死
たれば汝音信を傳ふべからず　二一　ヨアブクシ人にいひけるは往て爾が見たる所を王に告よクシ人ヨアブに禮
をなして走り　二二　ザドクの子アヒマアズ再びヨアブにいひけるは請ふ何にもあれ我をも亦クシ人の後より走
ゆかしめよヨアブいひけるは我子よ爾は充分の音信を持ざるに何故に走りゆかんとするや　二三　かれいふ何れ
にもあれ我をして走りゆかしめよとヨアブかれにいふ走るべし是においてアヒマアズ低地の路をはしりて
クシ人を走越たり　二四　時にダビデは二の門の間に坐しゐたり爰に守望者門の蓋上にのぼり石墻にのぼりて其
目を擧て見るに視よ獨一人にて走きたる者あり　二五　守望者呼はりて王に告ければ王いふ若し獨ならば口に音
信を持つならんと其人進み來りて近づけり　二六　守望者復一人の走りきたるを見しかば守望者守門者に呼はり
て言ふ獨一人にて走きたる者あり王いふ其人もまた音信を持ものなり　二七　守望者言ふ我先者の走を見るに
ザドクの子アヒマアズの走るが如しと王いひけるは彼は善人なり善き音信を持來るならん　二八　アヒマアズ呼
はりて王にいひけるはねがはくは平安なれとかくて王のまへに地に伏していふ爾の神ヱホバは讃べきかな
ヱホバかの手をあげて王わが主に敵したる人々を付したまへり　二九　王いひけるは少年アブサロムは平安なる
やアヒマアズこたへけるは王の僕ヨアブ僕を遣はせし時我大なる譟を見たれども何をも知らざるなり　三十　王
いひけるは側にいたりて其處に立よと乃ち側にいたりて立つ　三一　時に視よクシ人來れりクシ人いひけるはね
がはくは王音信を受たまへヱホバ今日爾をまもりて凡て爾にたち逆ふ者の手を免かれしめたまへり　三二　王ク

し人にいひけるハ少年アブサロムハ平安なるやクシ人いひけるハねがハくハ王わが主の敵および凡て汝に
起ち逆ひて害をなさんとする者ハ彼少年のごとくあれと
三三 王大に感み門の樓にのぼりて哭り彼行ながらか
くいへりわが子アブサロムよわが子わが子アブサロムよ嗚呼われ汝に代りて死たらん者をアブサロムわが
子よわが子よ

第十九章

一 時にヨアブに告る者ありていふ視よ王ハアブサロムの爲に哭き悲しむと
二 其日の勝利ハ凡の民の
悲哀となれり其ハ民其日王ハ其子のために憂ふと言ふを聞たればなり
三 其日民ハ戰爭に逃て羞たる民の竊
て去がごとく竊て城邑にいりぬ
四 王ハ其面を掩へり王大聲に叫てわが子アブサロムよアブサロムわが子よ
わが子よといふ
五 ヨアブ家にいり王の許にいたりていひけるハ汝今日汝の生命と汝の男子汝の女子
の生命および汝の妻等の生命と汝の妾等の生命を救ひたる汝の凡の臣僕の顏を羞させたり
六 是ハ汝おのれ
を惡む者を愛しおのれを愛する者を惡むなり汝今日汝が諸侯伯をも諸僕をも顧みざるを示せり今日我さと
る若しアブサロム生をりて我等皆死たらバ汝の目に適ひしならん
七 されど今立て出で汝の諸僕を慰めてか
たるべし我エホバを指て誓ふ汝若し出ずバ今夜一人も汝とゝもに止るものなかるべし是ハ汝が若き時より
今にいたるまでに蒙りたる諸の災禍よりも汝に惡かるべし
八 是に於て王たちて門に坐す人々凡の民に告て
視よ王ハ門に坐し居るといひければ民皆王のまへにいたる然どイスラエルハおの／＼其天幕に逃かへれり
九 イスラエルの諸の支派の中に民皆爭ひていひけるハ王ハ我等を敵の手より救ひいだしまた我等をペリシ
テ人の手より助けいだせりされど今ハアブサロムのために國を逃いでたり
十 また我等が膏そゝぎて我等の
上におきしアブサロムハ戰爭に死りされバ爾ら何ぞ王を導きかへらんことを言ざるや
十一 ダビデ王祭司ザ
ドクとアビヤタルに言つかハしけるハユダの長老等に告て言へイスラエルの全家の言語王の家に達せしに

爾ら何ぞ王を其家に導きかへる最後となるや 十二 汝等ハわが兄弟爾らハわが骨肉なりしかるになんぞ爾等王
を導き歸る最後となるやと 十三 又アマサに言へし爾ハわが骨肉にあらずや爾ヨアブにかハりて常にわがまへ
にて軍長たるべし若しからずバ神我に斯なし又重てかくなしたまへと 十四 かくダビデユダの凡の人をして其
心を傾けて一人のごとくにならしめければかれら王にねがハくハ爾および爾の諸の臣僕歸りたまへといひ
おくれり 十五 是において王歸りてヨルダンにいたるにユダの人々王を迎へんとて來りてギルガルにいたり王
を送りてヨルダンを濟らんとす 十六 時にバホリムのベニヤミン人ゲラの子シメイ急ぎてユダの人々とともに下
りダビデ王を迎ふ 十七 一千のベニヤミン人彼とともにあり亦サウルの家の僕チバも其十五人の男子と二十人
の僕をしたがへて偕に居たりしが皆王のまへにむかひてヨルダンをこぎ渡れり 十八 時に王の家族を濟しまた
王の目に善と見ゆるところを爲んとて濟舟を濟せり爰にゲラの子シメイヨルダンを濟れる時王のまへに伏
して 十九 王にいひけるハわが主よねがハくハ罪を我に歸するなかれまた王わが主のエルサレムより出たまへ
る日に僕が爲たる惡き事を記憶えたまふなかれねがハくハ王これを心に置たまふなかれ 二十 其ハ僕我罪を犯
したるを知ればなり故に視よ我今日ヨセフの全家の最初に下り來りて王わが主を迎ふと 二十一 然にゼルヤの子
アビシヤイ答へていひけるハシメイハエホバの膏そゝぎし者を詛たるに因て其がために誅さるべきにあら
ずやと 二十二 ダビデいひけるハ爾らゼルヤの子よ爾らのあづかるところにあらず爾等今日我に敵となる今日豈
イスラエルの中にて人を誅すべけんや我豈わが今日イスラエルの王となりたるをしらざらんやと 二十三 是をも
て王ハシメイに爾ハ誅されじといひて王かれに誓へり 二十四 爰にサウルの子メピボセテ下りて王をむかふ彼ハ
王の去し日より安かに歸れる日まで其足を飾らず其鬚を飾らず又其衣を濯ざりき 二十五 彼エルサレムよりきた
りて王を迎ふる時王かれにいひけるハメピボセテ爾なんぞ我とともに往ざりしや 二十六 彼こたへけるハわが主

王よわが僕我を欺けり僕ハわれ驢馬に鞍おきて其に乘て王の處にゆかんといへり僕跛者なればなり 二七 しかるに彼僕を王わが主に讒言せり然ども王わが主ハ神の使のごとし故に爾の目に善と見るところを爲たまへ 二八 わが父の全家の王わが主のまへにハ死人なるのみなるに爾僕を爾の席にて食ふ者の中に置たまへりされバ我何の理ありてか重ねて王に哀訴ることをえん 二九 王かれにいひけるハ爾なんぞ重ねて爾の事を言や我いふ爾とチバ其地を分つべし 三十 メピボセテ王にいひけるハ王わが主安然に其家に歸りたまひたればかれに之を悉くとらしめたまへと 三一 爰にギレアデ人バルジライロゲリムより下り王を送りてヨルダンを渡らんとて王とゝもにヨルダンを濟れり 三二 バルジライハ甚だ老たる人にて八十歳なりきかれハ甚だ大なる人なれバ王のマハナイムに留る間王を養へり 三三 王バルジライにいひけるハ爾我とゝもに濟り來れ我エルサレムにて爾を我とゝもに養はん 三四 バルジライ王にいひけるハわが生命の年の日幾何ありてか我王とゝもにエルサレムに上らんや 三五 我ハ今日八十歳なり善きと惡きとを辨へるをえんや僕其食ふところと飲ところを味ふをえんや我再び謳歌之男と謳歌之女の聲を聽えんや僕なんぞ尙王わが主の累となるべけんや 三六 僕ハ王とゝもにヨルダンを濟りて只少しくゆかん王なんぞこの報賞を我に報ゆるに及ばんや 三七 請ふ僕を歸らしめよ我自己の邑にてわが父母の墓の側に死ん但し僕キムハムを視たまへかれを王わが主とゝもに濟り往しめたまへ又爾の目に善と見る所を彼になしたまへ 三八 王いひけるハキムハム我とゝもに濟り往くべし我爾の目に善と見ゆる所をかれに爲ん又爾が望みて我に求むる所ハ皆我爾のために爲すべしと 三九 民皆ヨルダンを濟れり王濟りし時王バルジライに接吻してこれを祝す彼遂に己の所に歸れり 四十 かくて王ギルガルに進むにキムハムかれとゝもに進めりユダの民皆王を送れりイスラエルの民の半も亦しかり 四一 爰にイスラエルの人々皆王の所にいたりて王にいひけるハ我等の兄弟なるユダの人々何故に爾を竊みさり王と其家族およびダビデとゝも

四二 ユダの人々皆イスラエルの人々に對へていふ王ハ我に近きが故なり爾なんぞ此事について怒るや我等王の物を食ひしことあるや王我等に賜物を與へたることあるや 四三 イスラエルの人ユダの人に對ていひけるハ我ハ王のうちに十の分を有ち亦ダビデのうちにも我ハ爾よりも多を有つなりしかるに爾なんぞ我らを輕じたるやわが王を導きかへらんと言しハ我最初なるにあらずやとされどユダの人々の言ハイスラエルの人々の言よりも厲しかりき

第二十章

一 爰に一人の邪なる人あり其名をシバといふビクリの子にしてベニヤミン人なり彼喇叭を吹ていひけるハ我等ハダビデの中に分なし又エサイの子のうちに産業なしイスラエルよ各人其天幕に歸れよと 二 是によりてイスラエルの人皆ダビデに隨ふことを止てのぼりビクリの子シバにしたがへり然どユダの人々ハ其王に附てヨルダンよりエルサレムにいたれり 三 ダビデエルサレムにある己の家にいたり王其遺して家を守らせたる妾なる十人の婦をとりてこれを一の室に守り置て養へりされどかれらの處にハ入ざりき斯かれらハ死ぬ日まで閉こめられて生涯孀婦にてすごせり 四 爰に王アマサにいひけるハ我ために三日のうちにユダの人々を召きたれしかして爾此處にをれ 五 アマサ乃ちユダを召あつめんとて往たりしが彼ダビデが定めたる期よりも長く留れり 六 是においてダビデアビシヤイにいひけるハビクリの子シバ今我等にアブサロムよりもおほくの害をなさんとす爾の主の臣僕を率ゐて彼の後を追へ恐らくハ彼堅固なる城邑を獲て我等の目を逃れんと 七 是によりてヨアブの從者とケレテ人とペレテ人および都の勇士彼にしたがひて出たり即ち彼等エルサレムより出てビクリの子シバの後を追ふ 八 彼等がギベオンにある大石の傍に居りし時アマサかれらにむかひ來れり時にヨアブ戎衣に帶を結て衣服となし其上に刀を鞘にをさめ腰に結びて帶び居たりしが其劍脱け墜たり 九 ヨアブアマサにわが兄弟よ爾ハ平康なるやといひて右の手をもてアマサの鬚を捋へ

て彼に接吻せんとせしが 十 アマサはヨアブの手にある劍に意を留ざりければヨアブ其をもてアマサの腹を
刺して其腸を地に流しいだし重て擊に及ばざらしめてこれをころせりかくてヨアブと其兄弟アビシヤイビ
クリの子シバの後を追り 十一 時にヨアブの少者の一人アマサの側にたちていふヨアブを助くる者とダビデに
附從ものはヨアブの後に隨へと 十二 アマサは血に染て大路の中に轉び居たり斯人民の皆立どまるを見てアマ
サを大路より田に移したるが其側にいたれる者皆見て立ちとまりければ衣を其上にかけたり 十三 アマサ大
路より移されければ人皆ヨアブにしたがひ進みてビクリの子シバの後を追ふ 十四 彼イスラエルの凡の支派の
中を行てアベルとベテマアカに至るに少年皆集りて亦かれにしたがひゆけり 十五 かくて彼等來りて彼をアベ
ルベテマアカに圍み城邑にむかひて壘を築けり是は隍の中にたてりかくしてヨアブとともにある民皆石垣
を崩さんとてこれを擊居りしが 十六 一箇の哲き婦城邑より呼はりていふ爾ら聽よ爾ら聽よ請ふ爾らヨアブに
此に近よれ我爾に言んと言へと 十七 かれ其婦にちかよるに婦いひけるは爾はヨアブなるやかれ然りといひけ
れば婦彼にいふ婢の言を聽けかれ我聽くといふ 十八 婦即ち語りていひけるは昔人々誠に語りて人必ずアベ
ルにおいて索問べしといひて事を終ふ 十九 我はイスラエルの中の平和なる忠義なる者なりしかるに爾はイス
ラエルの中にて母ともいふべき城邑を滅さんことを求む何ゆゑに爾ヱホバの產業を呑み盡さんとするや 二十
ヨアブ答へていひけるは決めてしからず決めてしからずわれ呑み盡し或は滅ぼさんとすることなし 二十一 其事
しからずエフライムの山地の人ビクリの子名をシバといふ者手を擧て王ダビデに敵せり爾ら只彼一人を付
せ然らば我此邑をさらんと婦ヨアブにいひけるは視よ彼の首級は石垣の上より爾に投いだすべし 二十二 かくて
婦其智慧をもて凡の民の所にいたりければかれらビクリの子シバの首級を刎てヨアブの所に投出せり是に
おいてヨアブ喇叭を吹ならしければ人々散て邑より退きておの〳〵其天幕に還りぬヨアブはヱルサレムに

かへりて王の處にいたれり 二三 ヨアブはイスラエルの全軍の長なりエホヤダの子ベナヤはケレテ人とペレテ
人の長なり 二四 アドラムは徵募長なりアヒルデの子ヨシヤパテは史官なり 二五 シヤは書記官なりザドクとアビ
ヤタルは祭司なり 二六 また ヤイル人イラはダビデの大臣なり

第二十一章

一 ダビデの世に年復年と三年饑饉ありければダビデエホバに問にエホバ言たまひけるは是はサウ
ルと血を流せる其家のためなり其は彼嘗てギベオン人を殺したればなりと 二 是において王ギベオン人を召
てかれらにいへりギベオン人はイスラエルの子孫にあらずアモリ人の殘餘なりしがイスラエルの子孫昔彼
等に誓をなしたり然るにサウルイスラエルとユダの子孫に熱心なるよりして彼等を殺さんと求めたり 三 即
ちダビデギベオン人にいひけるは我爾等のために何を爲すべきか我何の贖償を爲さば爾等エホバの產業を
祝するや 四 ギベオン人彼にいひけるは我等はサウルと其家の金銀を取じ又汝は我らのためにイスラエルの
中の人一人をも殺すなかれダビデいひけるは汝等が言ふ所は我汝らのために爲ん 五 彼等王にいひけるは我
等を滅したる人我等を殲してイスラエルの境の中に居留ざらしめんとて我等にむかひて謀を設けし人 六 請
ふ其人の子孫七人を我等に與へよ我等エホバの選みたるサウルのギベアにて彼等をエホバのまへに懸ん王
いふ我與ふべしと 七 されど王サウルの子ヨナタンの子なるメピボセテを惜めり是は彼等のあひだ即ちダビ
デとサウルの子ヨナタンとの間にエホバを指して爲る誓あるに因り 八 されど王アヤの女リヅパがサウルに
生し二人の子アルモニとメピボセテおよびサウルの女メラブがメホラ人バルジライの子アデリエルに產し
五人の子を取りて 九 かれらをギベオン人の手に與へければギベオン人かれらを山の上にてエホバの前に懸
たり彼等七人俱に斃れて刈穫の初日即ち大麥刈の初時に死り 十 アヤの女リツパ麻布を取りて刈穫の初時よ
り其屍の上に天より雨ふるまでこれをおのれのために磐の上に布きおきて晝は空の鳥を屍の上に止らしめ

ず夜は野の獸をちかよらせざりき 十一 爰にアヤの女サウルの妾リヅパの爲しことダビデに聞えければ 十二 ダ
ビデ往てサウルの骨と其子ヨナタンの骨をヤベシギレアデの人々の所より取り是はペリシテ人がサウルを
ギルボアに殺してベテシヤンの衢に懸たるをかれらが竊みさりたるものなり 十三 ダビデ其處よりサウルの骨
と其子ヨナタンの骨を携へ上れりまた人々其懸られたる者等の骨を斂たり 十四 かくてサウルと其子ヨナタン
の骨をベニヤミンの地のゼラにて其父キシの墓に葬り都て王の命じたる所を爲り此より後神其地のために
祈禱を聽たまへり 十五 ペリシテ人復イスラエルと戰爭を爲すダビデ其臣僕とともに下りてペリシテ人と戰ひ
けるがダビデ困憊居りければ 十六 イシビベノブダビデを殺さんと思へり（イシビベノブは巨人の子等の一人に
て其槍の銅の重は三百シケルあり彼新しき劍を帶たり） 十七 しかれどもゼルヤの子アビシヤイダビデを助けて
其ペリシテ人を擊ち殺せり是においてダビデの從者かれに誓ひていひけるは汝は再び我等とともに戰爭に
出べからず恐らくは爾イスラエルの燈光を消さんと 十八 此後再びゴブにおいてペリシテ人と戰あり時にホシ
ヤ人シベカイ巨人の子等の一人なるサフを殺せり 十九 爰に復ゴブにてペリシテ人と戰あり其處にてベツレヘ
ム人ヤレオレギムの子エルハナンガテのゴリアテの兄弟ラミを殺せり其槍の柄は機の梁の如くなりき 二十 又
ガテに戰ありしが其處に一人の身長き人あり手には各六の指あり足には各六の指ありて其數合せて二十
四なり彼もまた巨人の生る者なり 二十一 彼イスラエルを挑みしかばダビデの兄弟シメアの子ヨナタンかれを殺
せり 二十二 是らの四人はガテにて巨人の生るものなりしがダビデの手と其臣僕の手に斃れたり

第二十二章

一 ダビデヱホバが己を諸の敵の手とサウルの手より救ひいだしたまへる日に此歌の言をヱホバに
陳たり曰く 二 ヱホバはわが巖わが要害我を救ふ者 三 わが磐の神なりわれ彼に倚賴むヱホバはわが干わが救
の角わが高櫓わが逃遁處わが救主なり爾我をすくひて暴き事を免れしめたまふ 四 我ほめまつるべきヱホバ

に呼へりてわが敵より救はる 五 死の波濤われを繞み邪曲ある者の河われをおそれしむ 六 冥府の縄われをとりまき死の機檻われにのぞめり 七 われ艱難のうちにエホバをよびまたわが神に籲れりエホバ其殿よりわが聲をきゝたまひわが喊呼其耳にいりぬ 八 爰に地震ひ撼き天の基動き震へりそは彼怒りたまへばなり 九 烟其鼻より出てのぼり火其の口より出て燒きつくしおこれる炭かれより燃いづ 十 彼天を傾けて下りたまふ黒雲其の足の下にあり 十一 ケルブに乘て飛び風の翼の上にあらはれ 十二 其周圍に黒暗をおき集まれる水密雲を幕としたまふ 十三 其のまへの光より炭火燃いづ 十四 エホバ天より雷をくだし最高者聲をいだし 十五 又箭をはなちて彼等をちらし電をはなちて彼等をうちやぶりたまへり 十六 エホバの叱咤と其の鼻の氣吹の風とよりて海の底あらはれいで地の基あらはになりぬ 十七 エホバ上より手をたれて我をとり洪水の中より我を引あげ 十八 またわが勁き敵および我をにくむ者より我をすくひたまへり彼等は我よりも強かりければなり 十九 彼等はわが菑災の日にわれに臨めりされどエホバわが支柱となり 二十 我を廣き處にひきいだしわれを喜ぶがゆゑに我をすくひたまへり 二一 エホバわが義にしたがひて我に報い吾手の清潔にしたがひて我に酬したまへり 二二 其はわれエホバの道をまもり惡をなしてわが神に離しことあければなり 二三 其の律例は皆わがまへにあり其法憲は我これを離れざるなり 二四 われ神にむかひて完全かり又身を守りて惡を避たり 二五 故にエホバわが義にしたがひ其目のまへにわが潔白あるに循てわれに報いたまへり 二六 矜恤者には爾矜恤ある者のごとくし完全人には爾完全者のごとくし 二七 潔白者には爾潔白ものゝごとくし邪曲者には爾嚴刻者のごとくしたまふ 二八 難る民を爾これを救ひたまふ然ど矜高者は爾の目見て之を卑したまふ 二九 エホバ爾はわが燈火なりエホバわが暗をてらしたまふ 三十 われ爾によりて軍隊の中を驅とほりわが神に由て石垣を飛こゆ 三一 神は其の道まつたしエホバの言は純粹し彼は都て己に倚頼む者の干となりたまふ 三二 夫エホバのほか誰か神たらん我等の神のほか孰か磐たらん

三三 神ハわが強き堅寨にてわが道を全うし 三四 わが足を麀の如くなし我をわが崇邱に立しめたまふ 三五 神わが手
に戰を教へたまへばわが腕ハ銅の弓をも挽を得 三六 爾我に爾の救の干を與へ爾の慈悲われを大ならしめたま
ふ 三七 爾わが身の下の歩を恢廓しめたまへば我踝ふるへず 三八 われわが敵を追て之をほろぼし之を絶すまでハ
かへらず 三九 われ彼等を絶し彼等を破碎ば彼等たちえずわが足の下にたふる 四十 汝戰のために力をもて我に帶
しめ又われに逆ふ者をわが下に拜跪しめたまふ 四一 爾わが敵をして我に後を見せしめたまふ我を惡む者ハわ
れ之をほろぼさん 四二 彼等環視せど救ふ者なしエホバを仰視ど彼等に應たまハず 四三 地の塵の如くわれ彼等を
うちくだき又衢間の泥のごとくわれ彼等をふみにぢる 四四 爾われをわが民の爭鬪より救ひ又われをまもりて
異邦人等の首長となしたまふわが知ざる民我につかふ 四五 異國人等ハ我に媚び耳に聞と均しく我にしたがふ
四六 異邦人等ハ衰へ其衛所より戰慄て出づ 四七 エホバは活る者なりわが盤ハ讚べきかなわが救の盤の神ハあが
めまつるべし 四八 此神われに仇を報いしめ國々の民をわが下にくだらしめたまひ 四九 又わが敵の中よりわれを
出し我にさからふ者の上に我をあげまた強暴人の許よりわれを救ひいだしたまふ 五十 是故にエホバよわれ異
邦人等のうちに爾をほめ爾の名を稱へん 五一 エホバその王の救をおほいにしその受膏者なるダビデと其裔
に永久に恩を施したまふなり

第二十三章

一 ダビデの最後の言ハ是なりエサイの子ダビデの詔言即ち高く擧られし人ヤコブの神に膏をそゝ
がれし者イスラエルの善き歌人の詔言 二 エホバの靈わが中にありて言たまふ其諭言わが舌にあり 三 イスラ
エルの神いひたまふイスラエルの磐われに語たまふ人を正く治むる者神を畏れて治むる者ハ 四 日の出の朝
の光のごとく雲なき朝のごとく又雨の後の日の光明によりて地に茁いづる新草のごとし 五 わが家かく神と
ともにあるにあらずや神萬具備りて鞏固なる永久の契約を我になしたまへり吾が救と喜を皆いかで生せし

めたまはざらんや　六 しかれども邪なる者ハ荊棘のごとくにして手をもて取がたければ皆ともにすてられん
七 之にふるる人ハ鐵と槍の柄とを其身に備ふべし是ハ火にやけて燒たゆるにいたらん　八 是等ハダビデの勇
士の名なりタクモニ人ヤショベアムハ三人衆の長なりしが一時八百人にむかひて槍を揮ひて之を殺せり　九
彼の次ハアホア人ドドの子エルアザルにして三勇士の中の者なり彼其處に戰ハんとて集まれるペリシテ人
にむかひて戰を挑みイスラエルの人々の進みのぼれる時にダビデとともに居たりしが　十 たちてペリシテ人
を撃ち終に其手疲て其手劍に固着て離れざるにいたれり此日エホバ大なる救拯を行ひたまふ民ハ彼の跡に
したがひゆきて只掠取而已なりき　十一 彼の次ハハラリ人アゲの子シャンマなり一時ペリシテ人一隊となりて
集まれり彼處に扁豆の滿たる地の處あり民ペリシテ人のまへより逃たるに　十二 彼其地の中に立て禦ぎペリシ
テ人を殺せりしかしてエホバ大なる救拯を行ひたまふ　十三 刈穫の時に三十人衆の首長なる三人下りてアドラ
ムの洞穴に往てダビデに詣れり時にペリシテ人の隊レパイムの谷に陣どれり　十四 其時ダビデハ要害に居りペ
リシテ人の先陣ハベツレヘムにあり　十五 ダビデ慕ひていひけるハ誰かベツレヘムの門にある井の水を我にの
ましめんかと　十六 三勇士乃ちペリシテ人の陣を衝き通てベツレヘムの門にある井の水を汲取てダビデの許に
携へ來れり然どダビデ之をのむことをせずこれをエホバのまへに灌ぎて　十七 いひけるハエホバよ我決てこれ
を爲じ是ハ生命をかけて往し人の血なりと彼これを飲ことを好まざりき三勇士ハ是等の事を爲り　十八 ゼルヤ
の子ヨアブの兄弟アビシャイハ三十人衆の首たり彼三百人にむかひて槍を揮ひて殺せり彼其三十人衆の中
に名を得たり　十九 彼ハ三十人衆の中の最も尊き者にして彼等の長となれり然ども三人衆にハ及ざりき　二十 エ
ホヤダの子カブジエルのベナヤハ勇氣あり多くの功績ありし者なり彼モアブの人の獅子の如きもの二人を
撃殺せり彼ハ亦雪の時に下りて穴の中にて獅子を撃殺せり　二十一 彼また容貌魁偉たるエジプト人を撃殺せり其

エジプト人は手に槍を持るに彼は杖を執て下りエジプト人の手より槍を捩とりて其槍をもてこれを殺せ
り 二二エホヤダの子ベナヤ是等の事を爲し三十勇士の中に名を得たり 二三彼は三十人衆の中に尊かりしかども
三人衆には及ばざりきダビデかれを參議の中に列しむ 二四三十人衆の中にはヨアブの兄弟アサヘルベツレヘ
ムのドドの子エルハナン 二五ハロデ人シヤンマハロデ人エリカ 二六パルデ人ヘレツテコア人イツケシの子イラ
二七アナトテ人アビエゼルホシヤ人メブンナイ 二八アホア人ザルモンネトパ人マハライ 二九ネトパ人バアナの子
ヘレブベニヤミンの子孫のギベアより出たるリバイの子イツタイ 三十ピラトン人ベナヤガアシの谷のヒダイ
三一アルバテ人アビアルボンバホリム人アズマウテ 三二シヤルボニ人エリヤバキゾニ人ヤセン 三三ハラリ人シヤ
ンマの子ヨナタンアラリ人シヤラルの子アヒアム 三四ウルの子エリパレテマアカ人ヘペルギロ人アヒトペル
の子エリアム 三五カルメル人ヘツライアルバ人パアライ 三六ゾバのナタンの子イガルガド人バニ 三七アンモニ人
ゼレクゼルヤの子ヨアブの武器を執る者ベエロテ人ナハライ 三八エテリ人イラエテリ人ガレブ 三九ヘテ人ウリ
ヤあり都三十七人

第二十四章

一エホバ復イスラエルにむかひて怒を發しダビデを感動して彼等に敵對しめ往てイスラエルとユ
ダを數へよと言しめたまふ 二王乃ちヨアブおよびヨアブとともにある軍長等にいひけるは請ふイスラエ
ルの諸の支派の中をダンよりベエルシバに至るまで行めぐりて民を核へ我をして民の數を知しめよ 三ヨア
ブ王にいひけるは幾何あるとも汝の神エホバ民を百倍に增さまへ而して王わが主の目これを視
るにいたれ然りといへども王わが主の此事を悅びたまふは何故ぞやと 四されど王の言ヨアブと軍長等に
勝ければヨアブと軍長等王の前を退きてイスラエルの民を核へに往り 五彼らヨルダンを濟りアロエル
より即ち河の中の邑より始めてガドにいたりヤゼルにいたり 六ギレアデにいたりタテムホデシの地にいた

り又ダニヤンにいたりてシドンに旋り 七 またツロの城にいたりヒビ人とカナン人の諸の邑にいたりユダの
南に出てベエルシバにいたれり 八 彼等國を徧く行めぐり九月と廿日を經てエルサレムに至りぬ 九 ヨアブ人
口の數を王に告たり即ちイスラエルに劍を拔く壯士八十萬ありき又ユダの人は五十萬ありき 十 ダビデ民の
數を書し後其心自ら責む是においてダビデエホバにいふ我これを爲して大に罪を犯したりねがはくはエ
ホバよ僕の罪を除きたまへ我甚だ愚なる事を爲りと 十一 ダビデ朝興し時エホバの言ダビデの先見者なる預言
者ガデに臨みて曰く 十二 往てダビデに言へエホバ斯いふ我汝に三を示す汝其一を擇べ我其を汝に爲んと 十三 ガ
デダビデの許にいたりこれに告てこれにいひけるは汝の地に三年の饑饉いたらんか或は汝敵に追れて三月
其前に逃んか或は爾の地に三日の疫病あらんか爾考へてわが如何なる答を我を遣はせし者に爲べきかを決
めよ 十四 ダビデガデにいひけるは我大に苦しむ請ふ我等をしてエホバの手に陷らしめよ其憐憫大なればなり
我をして人の手に陷らしむるなかれ 十五 是においてエホバ朝より集會の時まで疫病をイスラエルに降したま
ふダンよりベエルシバまでに民の死る者七萬人なり 十六 天の使其手をエルサレムに伸てこれを滅さんとした
りしがエホバ此害惡を悔て民を滅す天の使にいひたまひけるは足り今汝の手を住めよと時にエホバの使は
エブス人アラウナの禾場の傍にあり 十七 ダビデ民を擊つ天の使を見し時エホバに申していひけるは嗚呼我は
罪を犯したり我は惡き事を爲たり然ども是等の羊群は何を爲たるや請ふ爾の手を我とわが父の家に對たま
へと 十八 此日ガデダビデの所にいたりてかれにいひけるは上りてエブス人アラウナの禾場にてエホバに壇を
建よ 十九 ダビデガデの言に隨ひエホバの命じたまひしごとくのぼれり 二十 アラウナ觀望て王と其臣僕の己の方
に進み來るを見アラウナ出て王のまへに地に伏て拜せり 二一 かくてアラウナいひけるは何に因てか王わが主
僕の所にきませるやダビデいひけるは汝より禾場を買ひとりエホバに壇を築きて民に降る災をとゞめん

とてなりアラウナダビデにいひけるハねがハくハ王わが主其目に善と見ゆるものを取て獻たまへ燔祭にハ
牛あり薪にハ打禾車と牛の器ありと
二三 アラウナこれを悉く王に奉呈ぐアラウナ又王にねがはくハ爾の神エホバ爾を受納たまハんことをといふ
二四 王アラウナにいひけるハ斯すべからず我必ず値をはらひて爾より買とらん我費なしに燔祭をわが神エホバに獻ぐることをせじとダビデ銀五十シケルにて禾場と牛を買とれり
二五 ダビデ其處にてエホバに壇を築き燔祭と酬恩祭を獻げたり是においてエホバ其地のために祈禱を聽たまひて災のイスラエルに降ること止りぬ

撒母耳後書　終

第一章

一 爰にダビデ王年邁みて老い寢衣を衣するも温らざりければ 二 其臣僕等彼にいひけるは王わが主
のために一人の若き處女を求めしめて之をして王のまへにたちて王の左右となり汝の懷に臥て王わが主
を暖めしめんと 三 彼等乃ちイスラエルの四方の境に美き童女を求めてシユナミ人アビシヤグを得て之を
王に携きたれり 四 此童女甚だ美くして王の左右となり王に事たり然ど王之と交はらざりき 五 時にハギテ
の子アドニヤ自ら高くし我は王とならんと言て己のために戰車と騎兵および自己のまへに驅る者五十人
を備へたり 六 其父は彼が生れてより已來汝何故に然するやと言てかれを痛しめし事あらざりきアドニヤも亦
容貌の甚だ美き者にてアブサロムの次に生れたり 七 彼ゼルヤの子ヨアブおよび祭司アビヤタルと商議ひし
かば彼等之に從ひゆきて助けたり 八 されど祭司ザドクとエホヤダの子ベナヤと預言者ナタンおよびシメイ
とレイならびにダビデに屬したる勇士はアドニヤに與せざりき 九 アドニヤエンロゲルの近邊なるゾヘレテ
の石の傍にて羊と牛と肥畜を宰りて王の子なる己の兄弟および王の臣僕なるユダの人を盡く請けり 十
されども預言者ナタンとベナヤと勇士とおのれの兄弟ソロモンとをば招かざりき 十一 爰にナタンソロモンの
母バテシバに語りていひけるは汝ハギテの子アドニヤが王となれるを聞ざるかしかるにわれらの主ダビデ
はこれを知ざるなり 十二 されば請ふ來れ我汝に計を授て汝をして己の生命と汝の子ソロモンの生命を救はし
めん 十三 汝往てダビデ王の所に入り之にいへ王わが主よ汝は婢に誓ひて汝の子ソロモンは我に繼で王となり
わが位に坐せんといひたまひしにあらずや然るにアドニヤ何故に王となれるやと 十四 われまた汝が尙其處にて
王と語ふ時に汝に次て入り汝の言を證すべしと 十五 是においてバテシバ寢室に入りて王の所にいたるに王は
甚だ老てシユナミ人アビシヤグ王に事へ居たり 十六 バテシバ躬を鞠め王を拜す王いふ何なるや 十七 かれ王にい

ひけるそわが主汝ハ汝の神エホバを指て婢に汝の子ソロモンハ我に繼で王となりわが位に坐せんと誓ひた
まへり 十八 しかるに視よ今アドニヤ王となれり而て王わが主汝ハ知たまハず 十九 彼ハ牛と肥畜と羊を饒く宰
りて王の諸子および祭司アビヤタルと軍の長ヨアブを招けりされど汝の僕ソロモンをバ招かざりき 二十 汝王
わが主よイスラエルの目皆汝に注ぐ汝が彼等に誰が汝ふ繼で王わが主の位に坐すべきを告るを望む 二一 王わ
が主の其父祖と共に寢たまハん時に我とわが子ソロモンは罪人と見做さるゝにいたらんと 二二 バテシバ尚王
と語ふうちに視よ預言者ナタンも亦入きたりければ 二三 人々王に告て預言者ナタン此にありと曰ふ彼王のま
へに入り地に伏て王を拜せり 二四 しかしてナタンいひけるは王わが主汝ハアドニヤ我に繼で王となりわが位
に坐すべしといひたまひしや 二五 彼ハ今日下りて牛と肥畜と羊を饒く宰りて王の諸子と軍の長等と祭司アー
ビヤタルを招けりしかして彼等はアドニヤのまへに飲食してアドニヤ王壽かれと言ふ 二六 されど汝の僕な
る我と祭司ザドクとエホヤダの子ベナヤと汝の僕ソロモンとハ彼請かざるなり 二七 此事ハ王わが主の爲たま
ふ所なるかしかるに汝誰が汝に繼で王わが主の位に坐すべきを僕に知せたまハざるなりと 二八 ダビデ王答て
いふバテシバをわが許に召せと彼乃ち王のまへに入て王のまへにたつ 二九 王誓ひていひけるハわが生命を
諸の艱難の中に救ひたまひしエホバは活く 三十 我イスラエルの神エホバを指て誓ひて汝の子ソロモン我に繼
で王となり我に代りてわが位に坐すべしといひしごとくに我今日爲すべしと 三一 是においてバテシバ躬を鞠
め地に伏て王を拜し願くハわが主ダビデ王長久に生ながらへたまへといふ 三二 ダビデ王いひけるハわが許
に祭司ザドクと預言者ナタンおよびエホヤダの子ベナヤを召と彼等乃ち王のまへに來る 三三 王彼等にいひけ
るハ汝等の主の臣僕を伴ひわが子ソロモンをわが身の騾に乘せ彼をギホンに導き下り 三四 彼處にて祭司ザド
クと預言者ナタンそ彼ふ膏をそゝぎてイスラエルの上に王と爲すべししかして汝ら喇叭を吹てソロモン王

壽かれと言へ 三五 かくして汝ら彼に隨ひて上り來るべし彼は來りてわが位に坐し我に代りて王となるべし我彼を立てイスラエルとユダの上に主君となせりと 三六 エホヤダの子ベナヤ王に答へていひけるはアメンねがはくは王わが主の神エホバ然言たまはんことを 三七 ねがはくはエホバ王わが主とともに在せしごとくソロモンとともに在してその位をわが主ダビデ王の位よりも大いならしめたまはんことを 三八 斯て祭司ザドクと預言者ナタンおよびエホヤダの子ベナヤ並にケレテ人とペレテ人下りソロモンをダビデ王の騾に乘せて之をギホンに導きいたれり 三九 しかして祭司ザドク幕屋の中より膏の角を取てソロモンに膏そゝげりかくて喇叭を吹きならし民みなソロモン王壽かれといへり 四〇 民みなかれに隨ひ上りて笛を吹き大いに喜び祝ひ地はかれらの聲にて裂たり 四一 アドニヤおよび彼とともに居たる賓客其食を終たる時に皆これを聞りヨアブ喇叭の聲を聞ていひけるは城邑の中の聲音何ぞ諠譁しきやと 四二 彼が言をる間に視よ祭司アビヤタルの子ヨナタン來るアドニヤ彼にいひけるは入よ汝は勇ある人なり嘉音を持きたれるならん 四三 ヨナタン答へてアドニヤにいひけるは誠にわが主ダビデ王ソロモンを王となしたまへり 四四 王祭司ザドクと預言者ナタンおよびエホヤダの子ベナヤ並にケレテ人とペレテ人をソロモンとともに遣したまふ即ち彼等はソロモンを王の騾に乘せてゆき 四五 祭司ザドクと預言者ナタンギホンにて彼に膏をそゝぎて王となせり而して彼等其處より歡て上るが故に城邑は諠譁し汝らが聞る聲音は是なり 四六 又ソロモン國の位に坐し 四七 且王の臣僕來りてわれらの主ダビデ王に祝を陳て願くは汝の神ソロモンの名を汝の名よりも美し其位を汝の位よりも大ならしめたまへと言りしかして王は牀の上にて拜せり 四八 王また斯いへりイスラエルの神エホバはほむべきかなエホバ今日わが位に坐する者を與たまひてわが目亦これを見るありと 四九 アドニヤとともにある賓客皆驚愕き起て各其途に去りゆけり 五〇 茲にアドニヤソロモンの面を恐れ起て往き壇の角を執へたり 五一 或人ソロモンに告ていふ

アドニヤソロモン王を畏る彼壇の角を執て願くハソロモン王今日我に劍をもて僕を殺じと誓ひたまへと言
たりと 五二 ソロモンいひけるハ彼もし善人となるならバ其髮の毛一すぢも地におちざるべし然ど彼の中に惡
の見るあらば死ぬべしと 五三 ソロモン王乃ち人を遣て彼を壇より携下らしむ彼來りてソロモン王を拜し
ければソロモン彼に汝の家に往といへり

第二章

一 ダビデ死ぬる日近よりければ其子ソロモンに命じていふ 二 我は世人の皆往く途に往んとす汝強
く丈夫のごとく爲れ 三 汝の神ヱホバの職守を守り其道に歩行み其法憲と其誡命と其律例と其証言とをモー
セの律法に錄されたるごとく守るべし然らバ汝凡て汝の爲ところと凡て汝の向ふところにて榮ゆべし 四 又
ヱホバハ其嘗に我の事に付て語りて若汝の子等其道を愼み心を盡し精神を盡して眞實をもて吾前に歩バイ
スラエルの位に上る人汝に缺ることなかるべしと言たまひし言を堅したまはん 五 又汝はゼルヤの子ヨアブ
が我に爲たる事即ち彼がイスラエルの二人の軍の長ネルの子アブネルとヱテルの子アマサに爲たる事を知し
る彼此二人を切殺し太平の時に戰の血を流し戰の血を己の腰の周圍の帶と其足の履に染たり 六 故に汝の智
惠にしたがひて事を爲し其白髮を安然に墓に下らしむるなかれ 七 但しギレアデ人バルジライの子等にハ恩
惠を施こし彼等をして汝の席にて食ふ者の中にあらしめよ彼等ハわが汝の兄弟アブサロムの面を避て逃し
時我に就たるなり 八 視よ又バホリムのベニヤミン人ゲラの子シメイ汝とともに在り彼ハわがマハナイムに
往し時厲しき詛言をもて我を詛へり然ども彼ヨルダンに下りて我を迎へたれバ我ヱホバを指て誓ひて我劍
をもて汝を殺さじといへり 九 然りといへども彼を辜なき者とする勿れ汝ハ智慧ある人なれバ彼に爲べき事
を知るなり血を流して其白髮を墓に下すべしと 十 斯てダビデハ其父祖と偕に寢りてダビデの城に葬らる 十一
ダビデのイスラエルに王たりし日ハ四十年なりき即ちヘブロンにて王たりし事七年ヱルサレムにて王たり

し事三十三年 十二 ソロモン其父ダビデの位に坐し其國は堅固く定まりぬ 十三 爰にハギテの子アドニヤ、ソロモン
の母バテシバの所に來りければバテシバいひけるは汝は平穩なる事のために來るや彼いふ平穩なる事のた
めなり 十四 彼又いふ我は汝に言さんとする事ありとバテシバいふ言されよ 十五 かれいひけるは汝の知ごとく國
は我の有にしてイスラエル皆其面を我に向て王となさんと爲りしかるに國は轉てわが兄弟の有となれり其
彼の有となれるはヱホバより出たるなり 十六 今我一の願を汝に求む請ふわが面を黜くるなかれバテシバかれ
にいひけるは言されよ 十七 彼いひけるは請ふソロモン王に言て彼をしてシュナミ人アビシヤグを我に與て妻
となさしめよ彼は汝の面を黜けざるべければなり 十八 バテシバいふ善し我汝のために王に言んと 十九 かくてバ
テシバ、アドニヤのために言とてソロモン王の許に至りければ王起てかれを迎へ彼を拜して其位に坐あはり
王母のために座を設けしむ乃ち其右に坐せり 二十 しかしてバテシバいひけるは我一の細小き願を汝に求むわ
が面を黜くるなかれ王かれにいひけるは母上よ求めたまへ我汝の面を黜けざるあり 二一 彼いひけるは請ふシ
ユナミ人アビシヤグをアドニヤに與て妻となさしめよ 二二 ソロモン王答て其母にいひけるは何ぞアドニヤの
ためにシユナミ人アビシヤグを求めらるゝや彼のために國をも求められよ彼は我の兄なればなり彼と祭司
アビヤタルとゼルヤの子ヨアブのために求められよと 二三 ソロモン王乃ちヱホバを指て誓ていふ神我に斯
なし又重斯なしたまへアドニヤは其身の生命を喪はんとて此言を言いだせり 二四 我を立てわが父ダビデの位
に上しめ其約せしごとく我に家を建たまひしヱホバは生くアドニヤは今日戮さるべしと 二五 ソロモン王ヱホ
ヤダの子ベナヤを遣はしければ彼アドニヤを撃て死しめたり 二六 王また祭司アビヤタルにいひけるは汝の故
田アナトテにいたれ汝は死に當る者なれども嚮にわが父ダビデのまへに神ヱホバの匱を舁き又凡てわが父
の艱難を受たる所にて汝も艱難を受たれば我今日は汝を戮さじと 二七 ソロモン、アビヤタルを逐いだしてヱホ

バの祭司たらしめざりき斯エホバがシロにてエリの家につきて言たまひし言應たり　二八爰に其風聞ヨアブに
達りければヨアブはエホバの幕屋に遁れて壇の角を執たり其はヨアブは轉てアブサロムには隨へざりしかど
もアドニヤに隨ひたればなり　二九ヨアブがエホバの幕屋に遁れて壇の傍に居ることソロモンに聞えければソ
ロモンエホヤダの子ベナヤを遣はしいひけるは往て彼を撃てと　三十ベナヤ乃ちエホバの幕屋にいたり彼にい
ひけるは王斯言ふ出來れ彼いひけるは否我は此に死んとベナヤ反て王に告てヨアブ斯言ひ斯我に答へたり
と言ふ　三一王ベナヤにいひけるは彼が言ふごとく爲し彼を撃て葬りヨアブが故なくして流したる血を我とわ
が父の家より除去べし　三二又エホバはヨアブの血を其身の首に歸したまふべし其は彼は己よりも義く且善り
し二の人を撃ち劍をもてこれを殺したればなり即ちイスラエルの軍の長ネルの子アブネルとユダの軍の長
ヱテルの子アマサを殺せり然るに吾父ダビデは與り知ざりき　三三されば彼等の血は長久にヨアブの首と其苗
裔の首に皈すべし然どダビデと其苗裔と其家と其位にはエホバよりの平安永久にあるべし　三四エホヤダの子
ベナヤすなはち上りて彼を撃ち彼を殺せり彼は野にある己の家に葬らる　三五王乃ちエホヤダの子ベナヤをヨ
アブに代て軍の長となせり王また祭司ザドクをしてアビヤタルに代しめたり　三六又王人を遣てシメイを召て
之に曰けるはエルサレムに於て汝の爲に家を建て其處に住み其處より此にも彼にも出るなかれ　三七汝が出て
キデロン川を濟る日には汝確に知れ汝必ず戮さるべし汝の血は汝の首に歸せん　三八シメイ王にいひけるは此
言は善し王わが主の言たまへるごとく僕然なすべしと斯シメイ日久しくエルサレムに住り　三九三年の後シメ
イの二人の僕ガテの王マアカの子アキシの所に逃されり人々シメイに告ていふ視よ汝の僕はガテにありと
四十シメイ乃ち起て其驢馬に鞍置きガテに往てアキシに至り其僕を尋ねたり即ちシメイ往て其僕をガテより
携來りしが　四一シメイのエルサレムよりガテにゆきて歸しことソロモンに聞えければ　四二王人を遣てシメイを

召て之にいひけるハ我汝をしてヱホバを指て誓しめ且汝を戒めて汝確に知れ汝が出て此彼に歩く日にハ汝
必ず殺さるべしと言しにあらずや又汝ハ我に我聞る言葉ハ善しといへり 四三 しかるに汝なんぞヱホバの誓と
わが汝に命じたる命令を守ざりしや 四四 王又シメイにいひけるハ汝ハ凡て汝の心の知る諸の惡即ち汝がわが
父ダビデに爲たる所を知るヱホバ汝の惡を汝の首に歸したまふ 四五 されどソロモン王ハ福祉を蒙らんまたダ
ビデの位ハ永久にヱホバのまへに固く立べしと 四六 王ヱホヤダの子ベナヤに命じければ彼出てシメイを撃ち
て死しめたりしかして國ハソロモンの手に固く立り

第三章

一 ソロモンエジプトの王パロと緣を結びパロの女を娶て之を携來り自己の家とヱホバの家とヱルサ
レムの周圍の石垣を建築ことを終るまでダビデの城に置り 二 當時までヱホバの名のために建たる家なかり
ければ民ハ崇邱にて祭を爲り 三 ソロモンヱホバを愛し其父ダビデの法憲に歩めり但し彼ハ崇邱にて祭
を爲し香を焚り 四 爰に王ギベオンに往て其處に祭を爲んとせり其ハ彼處ハ大いなる崇邱なればなり即ち
ソロモン一千の燔祭を其壇に献たり 五 ギベオンにてヱホバ夜の夢にソロモンに顯れたまへり神いひたまひ
けるハ我何を汝に與ふべきか汝求めよ 六 ソロモンいひけるハ汝ハ汝の僕わが父ダビデが誠實と公義と正心
を以て汝と共に汝の前に歩みしに因て大なる恩惠を彼に示したまへり又汝彼のために此大なる恩惠を存
て今日のごとくかれの位に坐する子を彼に賜へり 七 わが神ヱホバ汝ハ僕をして我父ダビデに代て王となら
しめたまへり而るに我ハ小き子にして出入することを知ず 八 且僕ハ汝の選みたまひし汝の民の中にあり即
ち大なる民にて其數衆くして數ふることも書すことも能ハざる者なり 九 是故に聽き別る心を僕に與へて汝
の民を鞫しめ我をして善惡を辨別ることを得さしめたまへ誰か汝の此夥多き民を鞫くことを得んと 十 ソロ
モン此事を求めければ其言主の心にかなへり 十一 是において神かれにいひたまひけるハ汝此事を求めて己の

爲み長壽を求めず又己のために富有をも求めず又己の敵の生命をも求めずして惟訟を聽き別る才智を求めたるに因て 十二 視よ我汝の言ふ循ひて爲り我汝に賢明く聰慧き心を與ふれバ汝の先にハ汝の如き者なく汝の後にも汝の如き者興らざるべし 十三 我亦汝の求めざる者即ち富と貴とをも汝に與ふれバ汝の生の涯王等の中に汝の如き者あらざるべし 十四 又汝若汝の父ダビデの歩し如く吾道に歩みてわが法憲と命令を守らバ我汝の日を長うせんと 十五 ソロモン目寤て視るに夢なりき斯てソロモンエルサレムふ至りエホバの契約の匱の前に立ち燔祭を獻げ酬恩祭を爲して其諸の臣僕ふ饗宴を爲り 十六 爰に娼妓なる二人の婦王の所に來りて其前に立ちしが 十七 一人の婦いひけるハわが主よ我と此婦ハ一の家に住む我此婦と偕ふ家にありて子を生りしかるにわが生し後第三日に此婦もまた生りしかして我等偕にありき家にハ他人の我らと偕に居りし者なし家にハ只我等二人のみ 十九 然るふ此婦其子の上に臥たるふよりて夜の中に其子死たれバ 二十 中夜に起て婢の眠れる間ふわが子をわれの側より取りて之を己の懷に臥しめ己の死たる子をわが懷に臥しめたり 二一 朝に及びて我わが子に乳を飮せんとて興て見るに死ゐたり我朝にいたりて其を熟く視たるに其ハわが生るわが子にハあらざりしと 二二 今一人の婦いふ否活るハわが子死るハ汝の子なりと此婦いふ否死るハ汝の子活るハわが子なりと彼等斯王のまへに論り 二三 時に王いひけるハ一人ハ此活るハわが子死るハ汝の子なりと言ひ又一人ハ否死るハ汝の子活るハわが子なりといふと 二四 王乃ち劍を我に持來れといひけれバ劍を王の前に持來れり 二五 王いひけるハ活る子を二に分て其半を此に半を彼に與へよと 二六 時に其活子の母なる婦人心其子のために焚がごとくなりて王に言していひけるハ請ふわが主よ活る子を彼に與へたまへ必ず殺したまふなかれと然ども他の一人ハ是を我のにも汝のにもならしめず判たせよと言り 二七 王答ていひけるハ活子を彼に與よ必ず殺すなかれ彼ハ其母なるなりと 二八 イスラエル皆王の審理し所の判決を聞て王を畏れたり其ハ神の智

慧の彼の中にありて審理を爲しむるを見たればなり

第四章 ソロモン王はイスラエルの全地に王たり 二 其有る群卿は左の如しザドクの子アザリヤは相國、三 シ
シヤの子エリホレフとアヒヤは書記官、アヒルデの子ヨシヤパテは史官、四 エホヤダの子ベナヤは軍の長、ザド
クとアビヤタルは祭司 五 ナタンの子アザリヤは代官の長ナタンの子ザブデは大臣にして王の友たり 六 アヒ
シヤルは宮内卿アブダの子アドニラムは徴募長なり 七 ソロモン又イスラエルの全地に十二の代官を置り其
人々王と其家のために食物を備へたり即ち各一年に一月宛食物を備へたり 八 其名左のごとしエフライムの
山地にはベンホル、九 マカヅとシヤラビムとベテシメシとエロンベテハナンにはベンデケル、十 アルボテには
ベンヘセデありシヨコとヘベルの全地とは彼擔任り 十一 ドルの高地の全部にはベンアビナダブあり彼はソロ
モンの女タパテを妻とせり 十二 アルヒデの子バアナはタアナクとメギドとエズレルの下にザルタナの邊にあ
るベテシヤンの全地とを擔任てベテシヤンよりアベルメホラにいたりヨクネアムの外にまで及ぶ 十三 ギレア
デのラモテにはベンゲベルあり彼はギレアデにあるマナセの子ヤイルの諸村を擔任ち又バシヤンなるアル
ゴブの地にある石垣と銅の關を有る大いなる城六十を擔任り 十四 イドの子アヒナダブはマハナイムを擔任り
十五 ナフタリにはアヒマアズあり彼もソロモンの女バスマテを妻に娶れり 十六 アセルとアロテにはホシヤイの
子バアナあり 十七 イサカルにはパルアの子ヨシヤパテあり 十八 ベニヤミンにはエラの子シメイあり 十九 アモリ人
の王シホンの地およびバシヤンの王オグの地なるギレアデの地にはウリの子ゲベルあり其地にありし代官
は唯彼一人のみ 二十 ユダとイスラエルの人は多くして濱の沙の多きがごとくなりしが飲食して樂めり 二一 ソロ
モンは河よりペリシテ人の地にいたるまでとエジプトの境に及ぶまでの諸國を治めたれば皆禮物を餽りて
ソロモンの一生の間事へたり 二二 偖ソロモンの一日の食物は細麪三十石粗麪六十石 二三 肥牛十牧場

の牛二十羊一百其外に牝鹿、羚羊、小鹿および肥たる禽あり 二四 其はソロモン河の此方をテフサよりガザまで盡
く治めたればなり即ち河の此方の諸王を悉く統御たり彼は四方の臣僕より平安を得たり 二五 ソロモンの一
生の間ユダとイスラエルはダンよりベエルシバに至るまで安然に各其葡萄樹の下と無花果樹の下に住り 二六
ソロモン戰車の馬の厩四千騎兵壹萬二千を有り 二七 彼代官等各其月にソロモン王のためおよび總てソロモ
ン王の席に來る者の爲に食を備へて缺るところなからしめたり 二八 又彼等各其職に循ひて馬および疾足の
馬に食する大麥と蒭藁を其馬の在る處に携へ來れり 二九 神ソロモンに智慧と聰明を甚だ多く賜ひ又廣大き心
を賜ふ海濱の沙のごとし 三十 ソロモンの智慧は東洋の人々の智慧とエジプトの諸の智慧よりも大なりき 三一 彼
は凡の人よりも賢くエズラ人エタンよりも又マホルの子なるヘマンとカルコルおよびダルダよりも賢くし
て其名四方の諸國に聞えたり 三二 彼箴言三千を說り又其詩歌は一千五首あり 三三 彼又草木の事を論じてレバノ
ンの檜より墻に生る苔に迄及べり彼亦獸と鳥と匍行物と魚の事を論じたり 三四 諸の國の人々ソロモンの智慧
を聽んとて來り天下の諸の王ソロモンの智慧を聞及びて人を遣はせり

第五章

一 ツロの王ヒラムはソロモンの膏そゝがれて其父にかはりて王となりしを聞て其臣僕をソロモンに遣は
せりヒラムは恒にダビデを愛したる者なりければなり 二 是に於てソロモン、ヒラムに言遣はしけるは 三 汝の
知ごとく我父ダビデは其周圍にありし戰爭に因て其神ヱホバの名のために家を建ること能はずしてヱホバ
が彼等を其足の跖の下に置たまふを待り 四 然るに今わが神ヱホバ我に四方の太平を賜ひて敵もなく殃も
なければ 五 我はヱホバのわが父ダビデに語てわが汝の代に汝の位に上らしむる汝の子其人はわが名のために家
を建べしと言たまひしに從ひてわが神ヱホバの名のために家を建んとす 六 されば汝命じてわがためにレバ
ノンより檜を砍出さしめよわが僕汝の僕と共にあるべし又我は凡て汝の言ふごとく汝の僕の賃銀を汝に

付すべし其は汝の知ごとく我等の中にはシドン人の如く木を砍に巧みなる人なければなりと 七 ヒラムソロ
モンの言を聞て大に喜び言けるは今日エホバに稱譽あれエホバダビデに此夥多しき民を治むる賢き子を與
たまへりと 八 かくてヒラムソロモンに言遣りけるは我汝が言ひ遣したる所の事を聽り我檜の材木と松樹の
材木とに付ては凡て汝の望むごとく爲すべし 九 わが僕レバノンより海に持下らんしかして我これを海より
桴にくみて汝が我に言ひ遣す處におくり其處にて之をくづすべし汝之を受よ又汝はわが家のために食物を
與へてわが望を成せと 十 斯てヒラムはソロモンに其凡て望むごとく檜の材木と松の材木を與へたり 十一 又ソ
ロモンはヒラムに其家の食物として小麥二萬石を與へまた清油二十石をあたへたり斯ソロモン年々ヒラム
に與へたり 十二 エホバ其言たまひしごとくソロモンに智慧を賜へりまたヒラムとソロモンの間睦しくして
二人偕に契約を結べり 十三 爰にソロモン王イスラエルの全地に徵募人を興せり其徵募人の數は三萬人なり 十四
ソロモンかれらを一月交代に一萬人づゝレバノンに遣せり即ち彼等は一月レバノンに二月家にありアドニ
ラムは徵募人の督者なりき 十五 ソロモン負載者七萬人山に於て石を砍る者八萬人あり 十六 外に又其工事の長な
る官吏三千三百人ありて工事に作く民を統たり 十七 かくて王命じて大いなる石貴き石を鑿出さしめ琢石を以
て家の基礎を築かしむ 十八 ソロモンの建築者とヒラムの建築者およびゲバル人之を砍り斯彼等材木と石を家
を建るに備へたり

第六章 一 イスラエルの子孫のエジプトの地を出たる後四百八十年ソロモンのイスラエルに王たる第四年ジ
フの月即ち二月にソロモン、エホバのために家を建ることを始めたり 二 ソロモン王のエホバの爲に建たる家
は長六十キユビト濶二十キユビト高三十キユビトなり 三 家の拜殿の廊は家の濶に准ひて長二十キユビト家
の前の其濶十キユビトなり 四 彼家に造り附の格子ある窓を施たり 五 又家の墻壁に附て四周に連接屋を建て

家の墻壁即ち拜殿と神殿の墻壁の周圍に環らせり又四周に旁房を造れり　六 下層の連接屋ハ濶五キユビト中
層のハ濶六キユビト第三層のハ濶七キユビトなり即ち家の外に階級を造り環らして何物をも家の墻壁に挿
入ざらしむ　七 家ハ建る時に鑿石所にて鑿り預備さる石にて造りたれバ造れる間に家の中にハ鎚も鑿も其外
の鐵器も聞えざりき　八 中層の旁房の戸ハ家の右の方にあり螺旋梯より中層の房にのぼり中層の房より第三
層の房にいたるべし　九 斯彼家を建終り檜の椽と板をもて家を葺り　十 又家に附て五キユビトの高なる連接屋
を建環し檜をもて家に交接たり　十一 爰にエホバの言ソロモンに臨みて曰く　十二 汝今此家を建つ若し汝わが法憲
に歩みわが律例を行ひわが諸の誡命を守りて之にしたがひて歩まバわれハわが汝の父ダビデに言し語を汝
に固うすべし　十三 我イスラエルの子孫の中に住わが民イスラエルを棄ざるべし　十四 斯ソロモン家を建終れり　十五
彼檜の板を以て家の墻壁の裏面を作れり即ち家の牀板より頂格の墻壁まで木をもて其裏面をはりまた松の
板をもつて家の牀板をはれり　十六 又家の奥に二十キユビトの室を牀板より墻壁まで檜をもて造れり即ち家の
内に至聖所なる神殿を造れり　十七 家即ち前にある拜殿ハ四十キユビトなり　十八 家の内の檜ハ瓢と咲る花を雕刻
める者なり皆檜にして石ハ見えざりき　十九 神殿ハ彼其處にエホバの契約の匱を置んとて家の内の中に設けた
り　二十 神殿の内ハ長二十キユビト濶二十キユビト高二十キユビトなり純金をもて之を蔽ひ又檜の壇を蔽へり
二一 又ソロモン純金をもて家の内を蔽ひ神殿の前に金の鏈をもて間隔を造り金をもて之を蔽へり　二二 又金をも
て殘ところなく家を蔽ひ遂に家を飾ることを悉く終たりまた神殿の傍にある壇ハ皆金をもて蔽へり　二三
神殿の内に橄欖の木をもて二のケルビムを造れり其高十キユビト　二四 其ケルブの一の翼ハ五キユビト又其ケ
ルブの他の翼も五キユビトなり一の翼の末より他の翼の末までハ十キユビトあり　二五 他のケルブも十キユビ
トなり其ケルビムハ皆に同量同形なり　二六 此ケルブの高十キユビト彼ケルブも亦しかり　二七 ソロモン家の

内の中にケルビムを置ゑケルビムの翼を展ゑければ此ケルブの翼は此墻壁に及び彼ケルブの翼は彼の墻壁
に及びて其兩翼家の中にて相接れり 二八 彼金をもてケルビムを蔽へり 二九 家の周圍の墻壁には皆内外とも
ケルビムと棕櫚と咲る花の形を雕み 三十 家の牀板には内外ともに金を蔽へり 三一 神殿の入口には橄欖の木の戸
を造れり其木匡の門柱は五分の一なり 三二 其二の扉も亦橄欖の木なりソロモン其上にケルビムと棕櫚と咲
る花の形を雕刻み金をもて蔽へり即ちケルビムと棕櫚の上に金を鍍たり 三三 斯ソロモン亦拜殿の戸のために
橄欖の木の門柱を造れり即ち四分の一なり 三四 其二の戸は松の木にして此戸の兩扉は摺むべく彼戸の兩扉
も摺むべし 三五 ソロモン其上にケルビムと棕櫚と咲る花を雕刻み金をもてこれを蔽ひて善く其雕工に適へし
む 三六 また鑿石三層と檜の厚板一層をもて内庭を造れり 三七 第四年のジフの月にエホバの家の基礎を築き 三八 第
十一年のブルの月即ち八月に凡て其箇條のごとく其定例のごとくに家成りぬ斯ソロモン之を建るに七年を
渉れり

第七章

一 ソロモン己の家を建しが十三年を經て全く其家を建終たり 二 彼レバノン森の家を建たり其長は百
キユビト其濶は五十キユビト其高は三十キユビトなり檜の柱四行ありて柱の上に檜の梁あり 三 四十五本の
柱の上なる梁の上は檜にて蓋へり柱は一行に十五本あり 四 また窓三行ありて牖と牖と三段に相對ふ 五 戸と
戸柱は皆大木をもて角に造り牖と牖と三段に相對へり 六 又柱の廊を造れり其長五十キユビト其濶三十キユ
ビトなり柱のまへに一の廊ありまた其柱のまへに柱と階あり 七 又ソロモン審判を爲すために位の廊即ち審
判の廊を造り牀板より牀板まで檜をもて蔽へり 八 ソロモンの居住る家は其廊の後の他の庭にありて其工作
同じかりきソロモン亦其娶りたるパロの女のために家を建しが此廊に同じかりき 九 是等は内外とも基礎よ
り檐にいたるまで又外面にては大庭にいたるまで皆鑿石の量にしたがひて鋸にて剖たる貴き石をもて造れ

るものなり 十 又基礎ハ貴き石大なる石即ち十キュビトの石八キュビトの石なり 十一 其上にハ鑿石の量に循ひて貴き石と檜あり 十二 又大庭の周圍にハ三層の鑿石と一層の檜の厚板ありエホバの家の內庭と家の廊におけるが如し 十三 爰にソロモン人を遣はしてヒラムをツロより召び來れり 十四 彼ハナフタリの支派なる嫠婦の子にして其父はツロの人にて銅の細工人なりヒラムハ銅の諸の細工を爲すの智慧と慧悟と知識の充ちたる者なりしがソロモン王の所に來りて其諸の細工を爲り 十五 彼・銅の柱二を鑄たり其高各十八キュビトにして各十二キュビトの繩を環らすべし 十六 又銅を鎔して柱頭を鑄て柱の頭に置ゆ此の頭の高も五キュビト彼の頭の高も五キュビトなり 十七 柱の上にある頭の爲に組物の網と鏈條の縒物を造れり此頭に七つ彼頭に七つあり 十八 又二行の石榴を一の網工の上の四周に造りて柱の上にある頭を蓋ふ他の頭をも亦然せり 十九 柱の上にある頭ハ四キュビトの百合花の形にして廊におけるがごとし 二十 二の柱の頭の上にハ亦網工の外なる腹の所に接きて石榴あり他の柱の四周にも石榴二百ありて相列べり 二一 此柱を拜殿の廊に竪つ即ち右の柱を立て其名をヤキンと名け左の柱を竪て其名をボアズと名く 二二 其柱の上に百合花の形あり斯其柱の作成り 二三 又海を鑄なせり此邊より彼邊まで十キュビトにして其四周圓く其高五キュビトなり其四周ハ三十キュビトの繩を環らすべし 二四 其邊の下にハ四周に匏瓜ありて之を環れり即ち一キュビトに十づゝありて海の周圍を圍り其匏瓜ハ海を鑄たる時に二行に鑄たるなり 二五 其海ハ十二の牛の上に立り其三ハ北に向ひ三ハ西に向ひ三ハ南に向ひ三ハ東に向ふ海其上にありて牛の後ハ皆內に向ふ 二六 海の厚ハ手寛にして其邊ハ百合花にて杯の邊の如くに作れり海ハ二千斗を容たり 二七 又銅の臺十を造れり一の臺の長四キュビト其濶四キュビト其高三キュビトなり 二八 其臺の製作ハ左のごとし臺にハ挾板あり挾板ハ邊の中にあり 二九 邊の中にある挾板の上に獅子と牛とケルビムあり又邊の上に座あり獅子と牛の下に花飾の垂下物あり 三十 其臺にハ各四の銅の輪と銅の

軸あり其四の足には肩のごとき者あり其肩のごとき者は洗盤の下にありて凡の花飾の旁に鑄つけたり　三一 其
口は頭の內より上は一キユビトあり其口は圓く一キユビト半にして座の作の如し又其口には雕工あり其鏡
板は四角にして圓からず　三二 四の輪は鏡板の下にあり輪の手は臺の中にあり輪は各高一キユビト半　三三 輪の
工作は戰車の輪の工作の如し其手と緣と輻と轂とは皆鑄物なり　三四 臺の四隅に四の肩の如き者あり其肩の
ごとき者は臺より出づ　三五 臺の上の所の高半キユビトは其周圍圓し又臺の上の所の手と鏡板も臺より出づ　三六
其手の板も鏡板には其各の隙處に循ひてケルビムと獅子と棕櫚を雕刻み又其四周に花飾を造れり　三七 是のご
とく十の臺を造れり其鑄法と量と形は皆同じ　三八 又銅の洗盤十を造れり洗盤は各四十斗を容れ洗盤は各四
キユビトなり十の臺の上に各一の洗盤あり　三九 其臺五を家の右の旁に五を家の左の旁に置り家の右の東
南に其海を置り　四十 ヒラム又鍋と火鏟と鉢とを造れり斯ヒラムはヱホバの家の爲にソロモン王の爲る諸の細工
を成終たり　四一 即ち二の柱と其柱の上なる頭の二の毬と柱の上なる其頭の二の毬を蓋ふ二の網工と　四二 其二の
網工の爲の石榴四百是は一の網工に石榴二行ありて柱の上なる二の毬を蓋ふ　四三 又十の臺と其臺の上の十の
洗盤と　四四 一の海と其海の下の十二の牛　四五 および鍋と火鏟と鉢是なりヒラムがソロモン王にヱホバの家のた
めに造りし此等の器は皆光明ある銅なりき　四六 王ヨルダンの低地に於てスコテとザルタンの間の黏土の地に
て之を鑄たり　四七 ソロモン其器甚だ多かりければ皆權ずに措り其銅の重量れざりき　四八 又ソロモンヱ
ホバの家の諸の器を造れり即ち金の壇と供前のパンを載る金の案　四九 および純金の燈臺是は神殿のまへに五
は右に五は左にあり又金の花と燈盞と燈鉗と　五十 純金の盃と剪刀と鉢と皿と剪燈器と至聖所なる內の家
の戶のためおよび拜殿なる家の戶のためなる金の肘鈕是なり斯ソロモン王のヱホバの家のために爲る諸の
細工終れり是においてソロモン其父ダビデが奉納めたる物即ち金銀および器を携へいりてヱホバの家の寳

物の中に置り

第八章

一 爰にソロモン エホバの契約の匱をダビデの城即ちシオンより舁上らんとてイスラエルの長老と諸
の支派の首イスラエルの子孫の家の長等をエルサレムにてソロモン王の所に召集む　二 イスラエルの人皆エ
タニムの月即ち七月の節筵に當てソロモン王の所に集まれり　三 イスラエルの長老皆至り祭司匱を執りあげ
て　四 エホバの匱と集會の幕屋と幕屋にありし諸の聖き器を舁上れり即ち祭司とレビの人之を舁のぼれり　五
ソロモン王および其許に集れるイスラエルの會衆皆彼と偕に匱の前にありて羊と牛を献げたりしが其數多
くして書すことも數ふることも能はざりき　六 祭司エホバの契約の匱を其處に舁いれたり即ち家の神殿なる
至聖所の中のケルビムの翼の下に置めたり　七 ケルビムは翼を匱の所に舒べ且ケルビム上より匱と其杠を掩
へり　八 杠長かりければ杠の末は神殿の前の聖所より見えたり然ども外には見えざりき其杠は今日まで彼處
にあり　九 匱の内には二の石牌の外何もあらざりき是はイスラエルの子孫のエジプトの地より出たる時エホ
バの彼等と契約を結たまへる時にモーセがホレブにて其處に置めたる者なり　十 斯て祭司聖所より出けるに
雲エホバの家に盈たれば　十一 祭司は雲のために立て供事ること能はざりき其はエホバの榮光エホバの家に盈
たればなり　十二 是においてソロモンいひけるはエホバは濃き雲の中に居んといひたまへり　十三 我誠に汝のため
に住むべき家永久に居べき所を建たりと　十四 王其面を轉てイスラエルの凡の會衆を祝せり時にイスラエルの
會衆は皆立ゐたり　十五 彼言けるはイスラエルの神エホバは讃べきかなエホバは其口をもて吾父ダビデに言ひ
其手をもて之を成し遂げたまへり　十六 即ち我は吾民イスラエルをエジプトより導き出せし日より我名を置べ
き家を建んためにイスラエルの諸の支派の中より何れの城邑をも選みしことなし但ダビデを選みてわ
が民イスラエルの上に立しめたりと言たまへり　十七 夫イスラエルの神エホバの名のために家を建ることはわ

が父ダビデの心にありき　十八しかるにヱホバわが父ダビデにいひたまひけるはわが名のために家を建ること
汝の心にあり汝の心に此事あるは善し　十九然ども汝は其家を建べからず汝の腰より出る汝の子其人吾名のた
めに家を建べしと　二十而してヱホバ其言たまひし言を行ひたまへり即ち我わが父ダビデに代りて立ちヱホバ
の言たまひし如くイスラエルの位に坐しイスラエルの神ヱホバの名のために家を建たり　二一我又其處にヱホ
バの契約を藏めたる匱のために一の所を設けたり即ち我等の父祖をエジプトの地より導き出したまひし時
に彼等に爲したまひし者なりと　二二ソロモンイスラエルの凡の會衆の前にてヱホバの壇のまへに立ち其手を
天に舒て　二三言けるはイスラエルの神ヱホバよ上の天にも下の地にも汝の如き神なし汝は契約を持ちたまひ
心を全うして汝のまへに歩むところの汝の僕等に恩惠を施したまふ　二四汝は汝の僕わが父ダビデに語たまへ
る所を持ちたまへり汝は口をもて語ひ手をもて成し遂たまへること今日のごとし　二五イスラエルの神ヱホバ
よ然ば汝が僕わが父ダビデに語りて若し汝の子孫其道を愼みて汝がわが前に歩めるごとくわが前に歩まば
イスラエルの位に坐する人わがまへにて汝に缺ること無るべしといひたまひし事をダビデのために持ちた
まへ　二六然ばイスラエルの神よ爾が僕わが父ダビデに言たまへる爾の言に效驗あらしめたまへ　二七神果して地
の上に住たまふや視よ天も諸の天の天も爾を容るに足ず況て我が建たる此家をや　二八然どもわが神ヱホバよ
僕の祈禱と懇願を顧みて其號呼と僕が今日爾のまへに祈る祈禱を聽たまへ　二九願くは爾の目を晝夜此家に即
ち爾が我名は彼處に在べしといひたまへる處に向ひて開きたまへ願くは僕の此處に向ひて祈らん祈禱を聽
たまへ　三十願くは僕と爾の民イスラエルが此處に向ひて祈る時に爾其懇願を聽たまへ爾は爾の居處なる天に
おいて聽き聽て赦したまへ　三一若し人其隣人に對ひて犯せる事ありて其人誓をもて誓ふことを要られんに
來りて此家において爾の壇のまへに誓ひなば　三二爾天において聽て行ひ爾の僕等を鞫き惡き者を罪して其道

を其首に歸し義き者を義として其義に循ひて之に報いたまへ 三三 若爾の民イスラエル爾に罪を犯したるがた
めに敵の前に敗られんに爾に歸りて爾の名を崇め此家にて爾に祈り願ひなば 三四 爾天において聽き爾の民イ
スラエルの罪を赦して彼等を爾が其父祖に與へし地に歸らしめたまへ 三五 若彼等が爾に罪を犯したるが爲に
天閉て雨无らんに彼等若此處にむかひて祈り爾の名を崇め爾が彼等を苦めたまふときに其罪を離れなば 三六
爾天において聽き爾の僕等爾の民イスラエルの罪を赦したまへ爾彼等に其歩むべき善道を教へたまふ時ハ
爾が爾の民に與へて產業となさしめたまひし爾の地に雨を降したまへ 三七 若國に饑饉あるか若くハ疫病枯死
枯腐蝗蟲あるか若くハ其敵國にいりて彼等を其門に圍むか如何なる災害如何なる病疾あるも 三八 若
一人か或ハ爾の民イスラエル皆各己の心の災を知りて此家に向ひて手を舒なば其人如何なる祈禱如何な
る懇願を爲とも 三九 爾の居處なる天に於て聽て赦し行ひ各の人に其心を知たまふ如く其道々にしたがひて報
いたまへ其ハ爾のみ凡の人の心を知りたまへばなり 四十 爾かく彼等をして爾が彼等の父祖に與へたまへる地
に居る日ハ常に爾を畏れしめたまへ 四一 且又爾の民イスラエルの者にあらずして爾の名のために遠き國より
來る異邦人ハ 四二 (其ハ彼等爾の大なる名と強き手と伸たる腕を聞およぶべければなり)若來りて此家にむかひ
て祈らば 四三 爾の居處なる天に於て聽き凡て異邦人の爾に龥求むる如く爲たまへ爾かく地の諸の民をして爾
の名をしらしめ爾の民イスラエルのごとく爾を畏れしめ又我が建たる此家ハ爾の名をもて稱呼るゝといふ
ことを知しめたまへ 四四 爾の民其敵と戰ハんとて爾の遣ハしたまふ所に出たる時彼等若爾が選みたまへる城
とわが爾の名のために建たる家の方に向ひてエホバに祈らば 四五 爾天において彼等の祈禱と懇願を聽て彼等
を助けたまへ 四六 人ハ罪を犯さゞる者なければ彼等爾に罪を犯すことありて爾彼等を怒り彼等を其敵に付し
敵かれらを虜として遠近を論ず敵の地に引ゆかん時ハ 四七 若彼等擄れゆきし地において自ら顧みて悔い己

を虜へゆきし者の地にて爾に願ひて我等罪を犯し悖れる事を爲り我等惡を行ひたりと言ひ 四八 己を虜ゆき
し敵の地にて一心一念に爾に歸り爾が其父祖に與へたまへる地爾が選みたまへる城とわが爾の名のために
建たる家の方に向ひて爾に祈らば 四九 爾の居處なる天において爾彼等の祈禱と懇願を聽てかれらを助け 五十 爾
の民の爾に對て犯したる事と爾に對て愆てる其凡の罪愆を赦し彼等を虜ゆける者のまへにて彼等に憐を得
させ其人々をして彼等を憐ましめたまへ 五一 其は彼等は爾がエジプトより即ち鉄の鑪の中よりいだしたまひ
し爾の民爾の產業なればなり 五二 願くは僕の祈願と爾の民イスラエルの祈願に爾の目を開きて凡て其爾に呼
求むる所を聽たまへ 五三 其は爾彼等を地の凡の民の中より別ちて爾の產業となしたまへばなり神エホバ爾が
我等の父祖をエジプトより導き出せし時モーセによりて言たまひし如し 五四 ソロモン此祈禱と祈願を悉くエ
ホバに祈り終りし時其天にむかひて手を舒べ膝を屈居たるを止てエホバの壇のまへより起あがり 五五 立て大
いなる聲にてイスラエルの凡の會衆を祝して言けるは 五六 エホバは譽べきかなエホバは凡て其言たまひし如
く其民イスラエルに太平を與へたまへり其僕モーセによりて言たまひし其善言は皆一も違はざりき 五七 願く
は我等の神エホバ我等の父祖と偕に在せしごとく我等とともに在せ我等を離れたまふなかれ我等を棄たま
ふなかれ 五八 願くは我等の心を己に傾けたまひて其凡の道に步ましめ其我等の父祖に命じたまひし誡命と法
憲と律例を守らしめたまへ 五九 願くはエホバの前にわが願し是等の言日夜われらの神エホバに近くあれ而し
てエホバ日々の事に僕を助け其民イスラエルを助けたまへ 六十 斯して地の諸の民にエホバの神なることと他
に神なきことを知しめたまへ 六一 されば爾等我等の神エホバとともにありて今日の如く爾らの心を完全しエ
ホバの法憲に步み其誡命を守るべしと 六二 斯て王および王と偕にありしイスラエル皆エホバのまへに犧牲を
獻たり 六三 ソロモン酬恩祭の犧牲を獻げたり即ち之をエホバに獻ぐ其牛二萬二千羊十二萬なりき斯王とイス

ラエルの子孫皆エホバの家を開けり 六四 其日に王エホバの家の前なる庭の中を聖別め其處にて燔祭と禴祭と酬恩祭の脂とを献げたり是はエホバの前なる銅の壇小くして燔祭と禴祭と酬恩祭の脂とを受るにたらざりしが故なり 六五 其時ソロモン七日と七日合て十四日我等の神エホバのまへに節筵を爲りイスラエルの大なる會衆ハマテの入處よりエジプトの河にいたるまで悉く彼と偕にありき 六六 第八日にソロモン民を歸せり民は王を祝しエホバが其僕ダビデと其民イスラエルに施したまひし諸の恩惠のために喜び且心に樂みて其天幕に往り

第九章

一 ソロモンエホバの家と王の家を建る事を終へ且凡てソロモンが爲んと欲し望を遂し時 二 エホバ再びソロモンに嘗てギベオンにて顯現たまひし如くあらはれたまひて 三 彼に言たまひけるは我は爾が我まへに願し祈禱と祈願を聽たり我爾が建たる此家を聖別てわが名を永く其處に置べし且わが目とわが心は恒に其處にあるべし 四 爾若爾の父ダビデの歩みし如く心を完うして正しく我前に歩みわが爾に命じたる如く凡て行ひてわが憲法と律例を守らば 五 我は爾の父ダビデに告てイスラエルの位に上る人爾に缺ること無るべしと言しごとく爾のイスラエルに王たる位を固うすべし 六 若爾等又は爾等の子孫全く轉きて我にしたがはずわが爾等のまへに置たるわが誡命と法憲を守らずして往て他の神に事へ之を拜まば 七 我イスラエルをわが與へたる地の面より絶ん又わが名のために我が聖別たる此家をば我わがまへより投げ棄んしかしてイスラエルは諸の民の中に諺語となり嘲笑となるべし 八 且又此家は高くあれども其傍を過る者は皆之に驚き嘶きて言んエホバ何故に此地に此家に斯爲たまひしやと 九 人答へて彼等は己の父祖をエジプトの地より導き出せし其神エホバを棄て他の神に附從ひ之を拜み之に事へしに因てエホバ此の凡の害惡を其上に降せるなりと言ん 十 ソロモン二十年を經て二の家即ちエホバの家と王の家を建をはりヒラムにガリラヤの地の城

邑二十を與へたり 十一其はツロの王ヒラムはソロモンに凡て其望に循ひて檜と松の木と金を供給たればなり
十二ヒラム ツロより出てソロモンが己に與へたる諸邑を見しに其目に善らざりければ 十三我兄弟よ爾が我に與
へたる此等の城邑は何なるやといひて之をカブルの地となづけたり其名今日までのこる 十四嘗てヒラムは金
百二十タラントを王に遣れり 十五ソロモン王の徵募人を與せし事は是なり即ちヱホバの家と自己の家とミロ
とヱルサレムの石垣とハゾルとメギドンとゲゼルを建んが爲なりき 十六エジプトの王パロ嘗て上りてゲゼル
を取り火を以て之を燬き其邑に住るカナン人を殺し之をソロモンの妻なる其女に與へて粧奩と爲り 十七ソロ
モンゲゼルと下ベテホロンと 十八バアラと國の野にあるタデモルと 十九及びソロモンの有てる府庫の諸邑其戰車
の諸邑其騎兵の諸邑並にソロモンがヱルサレムとレバノンおよび其凡の領地に於て建んと欲し者を盡く建た
り 二十凡てイスラエルの子孫に非るアモリ人ヘテ人ペリジ人ヒビ人ヱブス人の遺存る者 二十一其地に在て彼等の
後に遺存る子孫即ちイスラエルの子孫の滅し盡すことを得ざりし者にソロモン奴隸の徵募を行ひて今日に
至る 二十二然どもイスラエルの子孫をばソロモン一人も奴隸と爲ざりき其は彼等は軍人彼の臣僕牧伯大將たり
戰車と騎兵の長たればなり 二十三ソロモンの工事を管理る首なる官吏は五百五十人にして工事に働く民を
治めたり 二十四爰にパロの女ダビデの城より上りてソロモンが彼のために建たる家に至る其時にソロモンミロ
を建たり 二十五ソロモン ヱホバに築きたる壇の上に年に三次燔祭と酬恩祭を獻げ又ヱホバの前なる壇に香を焚
りソロモン斯家を全うせり 二十六ソロモン王ヱドムの地紅海の濱に於てエラテの邊なるエジオンゲベルにて船
數隻を造れり 二十七ヒラム海の事を知れる舟人なる其僕をソロモンの僕と偕に其舩にて遣せり 二十八彼等オフルに
至り其處より金四百二十タラントを取てこれをソロモン王の所に携來る

第十章

一シバの女王ヱホバの名に關るソロモンの風聞を聞き及び難問を以てソロモンを試みんとて來れり

二 彼甚だ多くの部從香物と甚だ多くの金と寶石を負ふ駱駝を從へてエルサレムに至る彼ソロモンの許に來り其心にある所を悉く之に言たるに 三 ソロモン彼に其凡の事を告たり王の知ずして彼に告ざる事なかりき 四 シバの女王ソロモンの諸の智慧と其建たる家と 五 其席の食物と其臣僕の列坐る事と其侍臣の伺候および彼等の衣服と其酒人と其エホバの家に上る階級とを見て全く其氣を奪はれたり 六 彼王にいひけるは我が自己の國にて爾の行爲と爾の智慧に付て聞たる言は眞實なりき 七 然ど我來りて目に見るまでは其言を信せざりしが今視るに其半も我に聞えざりしなり爾の智慧と昌盛はわが聞たる風聞に越ゆ 八 常に爾の前に立て爾の智慧を聽く是等の人爾の臣僕は幸福なるかな 九 爾の神エホバは讚べきかなエホバ爾を悅び爾をイスラエルの位に上らせたまへりエホバ永久にイスラエルを愛したまふに因て爾を王となして公道と義を行はしめたまふなりと 十 彼乃ち金百二十タラント及び甚だ多くの香物と寶石とを王に饋れりシバの女王のソロモン王に饋りたるが如き多くの香物は重て至ざりき 十一 オフルより金を載來りたるヒラムの舩は亦オフルより多くの白檀木と寶石とを運び來りければ 十二 王白檀木を以てエホバの家と王の家とに欄干を造り歌謠者のために琴と瑟を造れり是の如き白檀木は至らざりき亦今日までも見たることなし 十三 ソロモン王王の例に循ひてシバの女王に物を饋りたる外に又彼が望に任せて凡て其求むる物を饋れり斯て彼其臣僕等とともに歸りて其國に往り 十四 偖一年にソロモンの所に至れる金の重量は六百六十六タラントなり 十五 外に又商賈および商旅の交易並にアラビヤの王等と國の知事等よりも至れり 十六 ソロモン王展金の大楯二百を造れり其大楯には各六百シケルの金を用ひたり 十七 又展金の干三百を造れり一の干に三斤の金を用ひたり王是等をレバノン森林の家に置り 十八 王又象牙をもて大なる寶座を造り純金を以て之を蔽へり 十九 其寶座に六の階級あり寶座の後に圓き頭あり坐する處の兩旁に扶手ありて扶手の側に二の獅子立てり 二十 又其六の階級に十二の獅子此

旁彼旁に立り是の如き者を作れる國はあらざりき 二一 ソロモン王の用ひて飲る器は皆金なり又レバノン森林
の家の器も皆純金にして銀の物無りき銀はソロモンの世には貴まざりしなり 二二 其は王海にタルシシの舩を
有てヒラムの船と供にあらしめタルシシの舩をして三年に一度金銀象牙猿猴および孔雀を載て來らしめた
ればなり 二三 抑ソロモン王は富有と智慧に於て天下の諸の王よりも大なりければ 二四 天下皆神がソロモンの
心に授けたまへる智慧を聽んとてソロモンの面を見んことを求めたり 二五 人々各其禮物を携へ來る即ち銀
の器金の器衣服甲冑香物馬騾毎歳定分ありき 二六 ソロモン戰車と騎兵を集めたるに戰車千四百輛騎兵壹
萬二千ありきソロモン之を戰車の城邑に置き或はエルサレムにて王の所に置り 二七 王エルサレムに於て銀
を石の如くに爲し檜を平地の桑樹の如くに爲して多く用ひたり 二八 ソロモンの馬を獲たるはエジプトとコア
よりなり即ち王の商賈コアより價値を以て取り 二九 エジプトより上り出る戰車一輛は銀六百にして馬は
百五十なりき斯のごとくヘテ人の凡の王等およびスリアの王等のために其手をもて取出せり

第十一章

一 ソロモン王パロの女の外に多の外國の婦を寵愛せり即ちモアブ人、アンモニ人、エドミ人、シドン人、ヘ
テ人の婦を寵愛せり 二 エホバ曾て是等の國民についてイスラエルの子孫に言たまひけらく爾等は彼等と交
るべからず彼等も亦爾等と交るべからず彼等必ず爾等の心を轉して彼等の神々に從はしめんとしかるにソ
ロモン彼等を愛して離れざりき 三 彼妃公主七百人嬪三百人あり其妃等彼の心を轉せり 四 ソロモンの年老
たる時妃等其心を轉移して他の神に從はしめければ彼の心其父ダビデの心の如く其神エホバに全から
ざりき 五 其はソロモンシドン人の神アシタロテに從ひアンモニ人の惡むべき者なるモロクに從ひたればな
り 六 ソロモン斯エホバの目のまへに惡を行ひ其父ダビデの如く全くはエホバに從はざりき 七 爰にソロモン
モアブの悟むべき者なるケモシの爲又アンモンの子孫の憎むべき者なるモロクのためにエルサレムの前な

る山に崇邱を築けり 八 彼又其異邦の凡の妃の爲にも然せしかバ彼等ハ香を焚て己々の神を祭れり 九 ソロ
モンの心轉りてイスラエルの神エホバを離れしによりてエホバ彼を怒りたまふエホバ嘗て兩次彼に顯れ 十
此事に付て彼に他の神に從ふべからずと命じたまひけるに彼エホバの命じたまひし事を守らざりしなり 十一
エホバ、ソロモンに言たまひけるハ此事爾にありしに因り又汝わが契約とわが爾に命じたる法憲を守らざり
しに因て我必ず爾より國を裂きはなして之を爾の臣僕に與ふべし 十二 然ど爾の父ダビデの爲に爾の世には之
を爲ざるべし我爾の子の手より之を裂きはなさん 十三 但し我ハ國を盡くハ裂きはなさずしてわが僕ダビデ
のために又わが選みたるエルサレムのために一の支派を爾の子に與へんと 十四 是に於てエホバ、エドミ人ハダ
デを興してソロモンの敵と爲したまふ彼ハエドム王の裔なり 十五 曩にダビデ、エドムに事ありし時軍の長ヨア
ブ上りて其戰死せし者を葬りエドムの男を盡く撃殺しける時に方りて 十六 （ヨアブハエドムの男を盡く絕
までイスラエルの群衆と偕に六月其處に止れり） 十七 ハダデ其父の僕なる數人のエドミ人と共に逃てエシプト
に往んとせり時にハダデは尙小童子なりき 十八 彼等ミデアンを起出てバランに至りパランより人を伴ひてエ
ジプトに往きエジプトの王パロに詣るにパロ彼に家を與へ食糧を定め且土地を與へたり 十九 ハダデ大にパ
ロの心にかなひしかバパロ己の妻の妹即ち王妃タペ子スの妹を彼に妻せり 二十 タペ子スの妹彼に男子
ゲヌバテを生ければタペ子ス之をパロの家の中にて乳離せしむゲヌバテパロの家にてパロの子の中にあり
き 二十一 ハダデエジプトに在てダビデの其先祖と偕に寢りたると軍の長ヨアブの死たるを聞しかバハダデパロ
に言けるハ我を去しめてわが國に往しめよと 二十二 パロ彼にいひけるは爾我とともにありて何の缺たる處あり
てか爾の國に往ん事を求むる彼言ふ何も無し然どもねがはくハ我を去しめよ去しめよ 二十三 神又エリアダの子
レゾンを興してソロモンの敵となせり彼ハ其主人ゾバの王ハダデゼルの許を逃さりたる者なり 二十四 ダビデが

ゾバの人を殺したる時に彼人を自己に集めて一隊の首領となりしが彼等ダマスコに往て彼處に住みダマス
コを治めたり 二五 ハダデが爲たる害の外にレゾン ソロモンの一生の間イスラエルの敵となれり彼イスラエル
を惡みてスリアに王たりき 二六 ゼレダのエフラタ人ネバテの子ヤラベアムはソロモンの僕なりしが其母の名
はゼルヤと曰て嫠婦なりき彼も亦其手を擧て王に敵す 二七 彼が手を擧て王に敵せし故は此なりソロモン ミ
ロを築き其父ダビデの城の損缺を塞ぎ居たり 二八 其人ヤラベアムは大なる能力ある者なりしかばソロモン此
少者が事に勤むるを見て之を立てヨセフの家の凡の役を督どらしむ 二九 其頃ヤラベアム エルサレムを出し時
シロ人なる預言者アヒヤ路にて彼に遭へり彼は新き衣服を着ゐたりしが彼等二人のみ野にありき 三十 アヒ
ヤ其着たる新き衣服を執へて之を十二片に裂き 三一 ヤラベアムに言けるは爾自ら十片を取れイスラエル
の神エホバ斯言たまふ視よ我國をソロモンの手より裂きはなして爾に十の支派を與へん 三二 (但し彼はわが僕
ダビデの故に因り又わがイスラエルの凡の支派の中より選みたる城エルサレムの故に因りて一の支派を有
つべし) 三三 其は彼等我を棄てシドン人の神アシタロテとモアブの神ケモシとアンモンの子孫の神モロクを拜
其父ダビデの如くわが道に歩てわが目に適ふ事わが法憲とわが律例を行はざればなり 三四 然ども我は國を盡
く彼の手より取ざるべし我が選みたるわが僕ダビデわが命令とわが法憲を守りたるに因に我彼が爲にソ
ロモンを一生の間主たらしむべし 三五 然ど我其子の手より國を取て其十の支派を爾に與へん 三六 其子には我一
の支派を與へてわが僕ダビデをしてわが己の名を置んとてわがために擇みたる城エルサレムにてわが前に
常に一の光明を有しめん 三七 我爾を取ん爾は凡て爾の心の望む所を治めイスラエルの上に王となるべし 三八 爾
若わが爾に命ずる凡の事を聽て吾が道に歩みわが目に適ふ事を爲しわが僕ダビデが爲し如く我が法憲と誡
命を守らば我爾と偕にありてわがダビデのために建しごとく爾のために鞏固き家を建てイスラエルを爾に

與ふべし 三九 我之がためにダビデの裔を苦めん然れど永遠には非じと 四十 ソロモン、ヤラベアムを殺さんと求め
ければヤラベアム起てエジプトに逃れエジプトの王シシヤクに至りてソロモンの死ぬるまでエジプトに
居たり 四一 ソロモンの其餘の行爲と凡て彼が爲たる事および其智慧はソロモンの行爲の書に記さるゝにあら
ずや 四二 ソロモンのエルサレムにてイスラエルの全地を治めたる日は四十年なりき 四三 ソロモン其父祖と偕に
寢りて其父ダビデの城に葬らる其子レハベアム之に代て王となれり

第十二章

一 爰にレハベアム、シケムに往り其はイスラエル皆彼を王と爲んとてシケムに至りたればなり 二 ナバ
テの子ヤラベアム尙エジプトに在て聞りヤラベアムはソロモン王の面をさけて逃さりエジプトに住居たる
なり 三 時に人衆人を遣はして彼を招けり斯てヤラベアムとイスラエルの會衆皆來りてレハベアムに告て言
けるは 四 汝の父我等の軛を難くせり然ども爾今爾の父の難き役と爾の父の我等に蒙らせたる重き軛を輕く
せよ然ば我等爾に事へん 五 レハベアム彼等に言けるは去て三日を經て再び我に來れと民乃ち去り 六 レハベ
アム王其父ソロモンの生る間其前に立たる老人等と計りていひけるは爾等如何に敎へて此民に答へしむる
や 七 彼等レハベアムに告て言けるは爾若今日此民の僕となり之に事へて之に答へ善き言を之に語らば彼等
永く爾の僕となるべしと 八 然に彼老人の敎へし敎を棄て自己と倶に生長て己のまへに立つ少年等と計れり 九
即ち彼等に言けるは爾等何を敎へて我等をして此我に告て爾の父の我等に蒙らせし軛を輕くせよと言ふ
民に答へしむるやと 十 彼と偕に生長たる少年彼に告ていひけるは爾に告て爾の父我等の軛を重くしたれど
爾これを我等のために輕くせよと言たる此民に爾斯言べし我が小指はわが父の腰よりも大し 十一 またわが父
爾等に重き軛を負せたりしが我は更に爾等の軛を重くせん我父は鞭にて爾等を懲したれども我は蠍をもて
爾等を懲さんと爾斯彼等に告べしと 十二 ヤラベアムと民皆王の告て第三日に再び我に來れと言しごとく第三

目にレハベアムに詣りしに 十三王荒々しく民に答へ老人の教へし教を棄て 十四少年の教の如く彼等に告て言け
るは我父は爾等の軛を重くしたりしが我は更に爾等の軛を重くせん我父は鞭を以て爾等を懲したれども我
は蠍をもて爾等を懲さんと 十五王斯民に聽ざりき此事はエホバより出たる者なり是はエホバ曾てシロ人
アヒヤに由てネバテの子ヤラベアムに告し言をおこなはんとて爲たまへるなり 十六斯イスラエル皆王の己に
聽ざるを見たり是において民王に答へて言けるは我等ダビデの中に何の分あらんやエサイの子の中に産業
なしイスラエルよ爾等の天幕に歸れダビデよ今爾の家を視よと而してイスラエルは其天幕に去りゆけり 十七
然どもユダの諸邑に住るイスラエルの子孫の上にはレハベアム其王となれり 十八レハベアム王徴募頭なるア
ドラムを遣はしけるにイスラエル皆石にて彼を撃て死しめたればレハベアム王急ぎて其車に登りエルサレ
ムに逃たり 十九斯イスラエルはダビデの家に背きて今日にいたる 二十爰にイスラエル皆ヤラベアムの歸りしを聞
て人を遣して彼を集會に招き彼をイスラエルの全家の上に王と爲りユダの支派の外はダビデの家に從ふ者
なし 二一ソロモンの子レハベアムエルサレムに至りてユダの全家とベニヤミンの支派の者即ち壯年の武夫十
八萬を集む斯してレハベアム國を己に皈さんがためにイスラエルの家と戰はんとせしが 二二神の言神の人シ
マヤに臨みて曰く 二三ソロモンの子ユダの王レハベアムおよびユダとベニヤミンの全家並に其餘の民に告て
言べし 二四エホバ斯言ふ爾等上るべからず爾等の兄弟なるイスラエルの子孫と戰ふべからず各人其家に歸れ
此事は我より出たるなりと彼等エホバの言を聽きエホバの言に循ひて歸り去りぬ 二五ヤラベアムはエフライ
ムの山地にシケムを建て其處に住み又其所より出てペヌエルを建たり 二六爰にヤラベアム其心に謂けるは國
は今ダビデの家に歸らん 二七若此民エルサレムにあるエホバの家に禮物を獻げんとて上らば此民の心ユダの
王なる其主レハベアムに歸りて我を殺しユダの王レハベアムに歸らんと 二八是に於て王計議て二の金の犢を

造り人々に言けるは汝らのエルサレムに上ること既に足りイスラエルよ汝をエジプトの地より導き上りし
汝の神を視よと 二九 而して彼一をベテルに安ゑ一をダンに置り 三十 此事罪となれりそは民ダンに迄往て其一の
前に詣たればなり 三一 彼又崇邱の家を建てレビの子孫にあらざる凡の民を祭司となせり 三二 ヤラベアム八月
に節期を定めたり即ち其月の十五日なりユダにある節期に等しく而して壇の上に上りたりベテルにて彼斯爲
し其作りたる犢に禮物を獻たり又彼其造りたる崇邱の祭司をベテルに立たり 三三 かく彼其ベテルに造れる
壇の上に八月の十五日に上れり是は彼が己の心より造り出したる月なり而してイスラエルの人々のために
節期を定め壇の上にのぼりて香を焚り

第十三章

一 視よ爰に神の人ユダよりベテルに來れり時にヤラベアムは壇の上に立て香を焚
ゐたり 二 神の人乃ちヱホバの言を以て壇に向ひて呼はり言けるは壇よ壇よヱホバ斯言たまふ視よダビデの
家にヨシアと名くる一人の子生るべし彼爾の上に香を焚く所の崇邱の祭司を爾の上に獻げん且人の骨爾
の上に燒れんと 三 是日彼異蹟を示して言けるは是はヱホバの言たまへる事の異蹟なり視よ壇は裂け其上に
ある灰は傾出んと 四 ヤラベアム王神の人がベテルにある壇に向ひて呼はりたる言を聞る時其手を壇より伸
し彼を執へよと言けるが其彼に向ひて伸したる手枯て再び屈縮ることを得ざりき 五 而して神の人がヱホ
バの言を以て示したる異蹟の如く壇は裂け灰は壇より傾出たり 六 王答て神の人に言けるは請ふ爾の神ヱホ
バの面を和めわが爲に祈りてわが手を本に復さしめよ神の人乃ちヱホバの面を和めければ王の手本に復りて
前のごとくに成り 七 是において王神の人に言けるは我と與に家に來りて身を息めよ我爾に禮物を與へんと
八 神の人王に言けるは爾假令爾の家の半を我に與ふるも我は爾とともに入じ又此所にてパンを食ず水を飲
ざるべし 九 其はヱホバの言我にパンを食ふなかれ水を飲なかれ又汝が往る途より歸るなかれと命じたれば

なりと 十 斯彼他途を往き自己がベテルに來れる途よりは歸らざりき 十一 爰にベテルに一人の老たる預言者住
ゐたりしが其子等來りて是日神の人がベテルにて爲たる諸事を彼に宣たり亦神の人の王に言たる言をも其
父に宣たり 十二 其父彼等に彼は何の途を往しやといふ其子等ユダより來りし神の人の往たる途を見たればな
り 十三 彼其子等に言けるは我ために驢馬に鞍おけと彼等驢馬に鞍おきければ彼之に乘り 十四 神の人の後に往き
て橡の樹の下に坐するを見之にいひけるは汝はユダより來れる神の人なるか其人然りと言ふ 十五 彼其人にい
ひけるは我と偕に家に往てパンを食へ 十六 其人いふ我は汝と偕に歸る能はず汝と偕に入あたはず又我は此處に
て汝と偕にパンを食ず水を飲じ 十七 其はヱホバの言我に汝彼處にてパンを食ふなかれ水を飲なかれ又汝が至
れる所の途より歸り往なかれと言たればなりと 十八 彼其人にいひけるは我も亦汝の如く預言者なるが天の使
ヱホバの言を以て我に告て彼を汝と偕に汝の家に携かへり彼にパンを食はしめ水を飲しめよといへりと是
其人を謊けるなり 十九 是において其人彼と偕に歸り其家にてパンを食ひ水を飲り 二十 彼等が席に坐せし時ヱホ
バの言其人を携歸し預言者に臨みければ 二一 彼ユダより來れる神の人に向ひて呼はり言けるはヱホバ斯言た
まふ汝ヱホバの口に違きて汝の神ヱホバの汝に命じたまひし命令を守らずして歸り 二二 ヱホバの汝にパンを食
ふなかれ水を飲なかれと言たまひし處にてパンを食ひ水を飲たれば汝の屍は汝の父祖の墓に至らざるべし
と 二三 其人のパンを食ひ水を飲し後彼其人のため即ち己が携歸りたる預言者のために驢馬に鞍おけり 二四 斯て
其人往けるが獅子途にて之に遇ひて之を殺せり而して其屍は途に棄られ驢馬は其傍に立ち獅子も亦其屍
の側に立り 二五 人々經過て途に棄られたる屍と其屍の側に立る獅子を見て來り彼老たる預言者の住る邑に
て語れり 二六 彼人を途より携歸りたる預言者聞て言けるは其はヱホバの口に違きたる神の人なりヱホバの彼
に言たまひし言の如くヱホバ彼を獅子に付したまひて獅子彼を裂き殺せりと 二七 而して其子等に語りて言

けるハ我ために驢馬に鞍おけと彼等鞍おきければ 二八彼往て其屍の途に棄られ驢馬と獅子の其屍の傍に立るを見たり獅子ハ屍を食はず驢馬をも裂ざりき 二九預言者乃ち神の人の屍を取あげて之を驢馬に載せて携歸れりしかして其老たる預言者邑に入り哀哭みて之を葬れり 三十即ち其屍を自己の墓に置め皆之がために嗚呼わが兄弟よといひて哀哭り 三一彼人を葬りし後彼其子等に語りて言けるハ我が死たる時ハ神の人を葬りたる墓に我を葬りわが骨を彼の骨の側に置めよ 三二其ハ彼がヱホバの言を以てベテルにある壇にむかひ又サマリアの諸邑に在る崇邱の凡の家に向ひて呼はりたる言ハ必ず成べければなり 三三斯事の後ヤラベアム其惡き途を離れ歸ずして復凡の民を崇邱の祭司と爲り即ち誰にても好む者は之を立てければ其人ハ崇邱の祭司と爲り 三四此事ヤラベアムの家の罪戻となりて遂に之をして地の表面より消失せ滅亡に至らしむ

第十四章

一當時ヤラベアムの子アビヤ疾ゐたり 二ヤラベアム其妻に言けるハ請ふ起て裝を改へ人をして汝がヤラベアムの妻なるを知しめずしてシロに往け彼處にわが此民の王となるべきを我に告たる預言者アヒヤをる 三汝の手に十のパン及び菓子と一瓶の蜜を取て彼の所に往け彼汝に此子の如何になるかを示すべしと 四ヤラベアムの妻是爲し起てシロに往きアヒヤの家に至りしがアヒヤハ年齢のために其目凝て見ることを得ざりき 五ヱホバアヒヤにいひたまひけるハ視よヤラベアムの妻其子疾るに因て其に付て汝に一の事を諮んとて來る汝斯彼に言べし其ハ彼入り來る時其身を他の人とすべければなり 六彼が戸の所に入來れる時アヒヤ其履聲を聞て言けるハヤラベアムの妻入よ汝何ぞ其身を他の人とするや我汝に嚴酷き事を告るを命ぜらる 七往てヤラベアムに告へしイスラエルの神ヱホバ斯言たまふ我汝を民の中より擧げ我民イスラエルの上に汝を君となし 八國をダビデの家より裂き離して之を汝に與へたるに汝ハ我僕ダビデの我が命令を守りて一心に我に從ひ唯わが目に適ふ事のみを爲しが如くならずして 九汝の前に在し凡の者よりも惡を爲し往

て汝のために他の神と鑄たる像を造り我が怒を激し我を汝の背後に棄たり 十是故に視よ我ヤラベアムの家に災害を下しヤラベアムに屬する男はイスラエルにありて繋がれたる者も繋がれざる者も盡く絶ち人の塵埃を殘りなく除くがごとくヤラベアムの家の後を除くべし 十一ヤラベアムに屬する者の邑に死るをば犬之を食ひ野に死ぬるをば天空の鳥之を食はんヱホバ之を語たまへばなり 十二汝起て爾の家に往け爾の足の邑に入る時子は死ぬべし 十三而してイスラエル皆彼のために哀みて彼を葬らんヤラベアムに屬する者は唯是のみ墓に入るべし其はヤラベアムの家の中にて彼はイスラエルの神ヱホバに向ひて善き意を懐けばなり 十四ヱホバイスラエルの上に一人の王を興さん彼其日にヤラベアムの家を斷絶べし但し何れの時なるか今即ち是なり 十五又ヱホバイスラエルを擊て水に搖撼ぐ蘆の如くになしたまひイスラエルを其父祖に賜ひし此善地より拔き去りて之を河の外に散したまはん彼等其アシラ像を造りてヱホバの怒を激したればなり 十六ヱホバヤラベアムの罪の爲にイスラエルを棄たまふべし彼は罪を犯し又イスラエルに罪を犯さしめたりと 十七ヤラベアムの妻起て去テルザに至りて家の閾に臻れる時子は死り 十八イスラエル皆彼を葬り彼の爲に哀めりヱホバの其僕預言者アヒヤによりて言たまへる言の如し 十九ヤラベアムの其餘の行爲彼が如何に戰ひしか如何に世を治めしかは視よイスラエルの王の歷代志の書に記載る 二十ヤラベアムの王たりし日は二十二年なりき彼其父祖と偕に寢りて其子ナダブ之に代りて王となれり 二一ソロモンの子レハベアムはユダに王たりきレハベアムは王と成る時四十一歳なりしがヱホバの其名を置んとてイスラエルの諸の支派の中より選みたまひし邑なるエルサレムにて拾七年王たりき其母の名はナアマといひてアンモニ人なり 二二ユダ其父祖の爲たる諸の事に超てヱホバの目の前に惡を爲し其犯したる罪に由てヱホバの震怒を激せり 二三其は彼等も諸の高山の上と諸の青木の下に崇邱と碑とアシラ像を建たればなり 二四其國には亦男色を行ふ者ありき彼等はヱホバがイス

ラエルの子孫の前より逐攘ひたまひし國民の中にありし諸の憎むべき事を倣ひ行へり 二五 レハベアム王の第五年にエジプトの王シシヤクエルサレムに攻上り 二六 エホバの家の寶物と王の家の寶物を奪ひたり即ち悉く之を奪ひ亦ソロモンの造りたる金の楯を皆奪ひたり 二七 レハベアム王其代に銅の楯を造りて王の家の門を守る侍衛の長の手に付せり 二八 王のエホバの家に入る毎に侍衛之を負ひ復之を侍衛の房に携歸れり 二九 レハベアムの其餘の行爲と其凡て爲たる事はユダの王の歷代志の書に記さるゝに非ずや 三十 レハベアムとヤラベアムの間に戰爭ありき 三一 レハベアム其父祖と偕に寢りて其父祖と共にダビデの城に葬らる其母の名はナアマといひてアンモニ人なり其子アビヤ之に代りて王と爲り

第十五章

一 子バテの子ヤラベアム王の第十八年にアビヤムユダの王となり 二 エルサレムにて三年世を治めたり其母の名はマアカといひてアブサロムの女なり 三 彼は其父が己のさきに爲たる諸の罪を行ひ其心其父ダビデの心の如く其神エホバに完全からざりき 四 然に其神エホバダビデの爲にエルサレムに於て彼に一の燈明を與へ其子を其後に興しエルサレムを固く立しめ賜へり 五 其はダビデはヘテ人ウリヤの事の外は一生の間エホバの目に適ふ事を爲て其己に命じたまへる諸の事に背かざりければなり 六 レハベアムとヤラベアムの間には其一生の間戰爭ありき 七 アビヤムの其餘の行爲と凡て其爲たる事はユダの王の歷代志の書に記載さるゝにあらずやアビヤムとヤラベアムの間に戰爭ありき 八 アビヤム其先祖と倶に寢りしかば之をダビデの城に葬りぬ其子アサ之に代りて王と爲り 九 イスラエルの王ヤラベアムの第二十年にアサユダの王となり 十 エルサレムにて四十一年世を治めたり其母の名はマアカといひてアブサロムの女なり 十一 アサは其父ダビデの如くエホバの目に適ふ事を爲し 十二 男色を行ふ者を國より逐ひ出し其父祖等の造りたる諸の偶像を除けり 十三 彼は亦其母マアカのアシラの像を造りしがために之を貶して太后たらしめざりき而してアサ其像を毀

ちてキデロンの谷に焚棄たり 十四 但し崇邱は除かざりき然どアサの心は一生之間エホバに完全かりき 十五 彼其
父の獻納めたる物と己のをさめたる物金銀器をエホバの家に携へいりぬ 十六 アサとイスラエルの王バアシヤ
の間に一生の間戰爭ありき 十七 イスラエルの王バアシヤユダに攻上りユダの王アサの所に誰をも往來せざら
しめんためにラマを築けり 十八 是に於てアサ王エホバの家の府庫と王の家の府庫に殘れる所の金銀を盡く將
て之を其臣僕の手に付し之をダマスコに住るスリアの王ヘジヨンの子タブリモンの子なるベ子ハダデに遣
はして言けるは 十九 わが父と爾の父の間の如く我と爾の間に約を立ん觀よ我爾に金銀の禮物を餽れり往て爾
がイスラエルの王バアシヤとの約を破り彼をして我を離れて上らしめよ 二十 ベ子ハダデアサ王に聽きて自己
の軍勢の長等を遣はしてイスラエルの諸邑を攻めイヨンとダンとアベルベテマアカおよびキン子レテの全
地とナフタリの全地とを擊り 二一 バアシヤ聞及びラマを築くことを罷てテルザに止り 二二 是に於てアサ王令を
ユダ全國に降したり一人も免かれし者なし斯して即ちバアシヤが用ひてラマを築きたる石と材木を取きた
らしめアサ王之を用てベニヤミンのゲバとミヅパを築けり 二三 アサの其餘の行爲と其諸の功業と凡て其爲た
る事および其建たる城邑はユダの王の歷代志の書に記載さるゝにあらずや但し彼は年老るに及びて其足を
病たり 二四 アサ其父祖と偕に寢りて其父ダビデの城に其父祖と偕に葬らる其子ヨシヤパテ之に代りて王と爲
り 二五 ユダの王アサの第二年にヤラベアムの子ナダブイスラエルの王と爲り二年イスラエルを治めたり 二六 彼
エホバの目のまへに惡を爲其父の道に步行み其イスラエルに犯させたる罪を行へり 二七 爰にイツサカルの家
のアヒヤの子バアシヤ彼に敵して黨を結びペリシテ人に屬するギベトンにて彼を擊り其はナダブとイスラ
エル皆ギベトンを圍み居たればなり 二八 ユダの王アサの第三年にバアシヤ彼を殺し彼に代りて王となれり 二九
バアシヤ王となれる時ヤラベアムの全家を擊ち氣息ある者は一人もヤラベアムに殘さずして盡く之を滅せ

りヱホバの其僕シロ人アヒヤに由て言たまへる言の如し　三十　是はヤラベアムが犯し又イスラエルに犯させた
る罪の爲め又彼がイスラエルの神ヱホバの怒を惹き起したる事に因るなり　三一　ナダブの其餘の行爲と凡て其
爲たる事はイスラエルの王の歴代志の書に記載さるゝにあらずや　三二　アサとイスラエルの王バアシヤの間に
一生のあひだ戰爭ありき　三三　ユダの王アサの第三年にアヒヤの子バアシヤテルザに於てイスラエルの全地の
王となりて二十四年を經たり　三四　彼ヱホバの目のまへに惡を爲しヤラベアムの道にあゆみ其イスラエルに犯
させたる罪を行へり

第十六章

一　爰にヱホバの言ハナニの子ヱヒウに臨みバアシヤを責て曰く　二　我爾を塵の中より擧て我民イスラ
エルの上み君となしたるに爾はヤラベアムの道に歩行みわが民イスラエルに罪を犯させて其罪をもてわが
怒を激したり　三　されば我バアシヤの後と其家の後を除き爾の家をして子バテの子ヤラベアムの家の如くな
らしむべし　四　バアシヤに屬する者の城邑に死るをば犬之を食ひ彼に屬する者の野に死るをば天空の鳥これ
を食はんと　五　バアシヤの其餘の行爲と其爲さる事と其功績はイスラエルの王の歴代志の書に記載さるゝに
あらずや　六　バアシヤ其父祖と倶に寢りてテルザに葬らる其子エラ之に代りて王となれり　七　ヱホバの言亦ハ
ナニの子ヱヒウに由て臨みバアシヤと其家を責む是は彼がヱホバの目のまへに諸の惡事を行ひ其手の所爲
を以てヱホバの怒を激してヤラベアムの家に倣たるに縁り又其ナダブを殺したるに縁てなり　八　ユダの王ア
サの第二十六年にバアシヤの子エラテルザに於てイスラエルの王となりて二年を經たり　九　彼がテルザにあ
りてテルザの宮殿の宰アルザの家においで飲み醉たる時其僕ジムリ戰車の半を督ぐる者之に敵して黨を
結べり　十　即ちユダの王アサの第二十七年にジムリ入て彼を擊ち彼を殺し彼にかはりて王となれり　十一　彼王と
なりて其位に上れる時バアシヤの全家を殺し男子は其親族にもあれ朋友にもあれ一人も之に遺さざりき　十二

ジムリ斯バアシヤの全家を滅ぼせりエホバが預言者エヒウに由てバアシヤを責て言たまへる言の如し 十三 是
はバアシヤの諸の罪と其子エラの罪のためなり彼等は罪を犯し又イスラエルをして罪を犯し其虚物を以
てイスラエルの神エホバの怒を激さしめたり 十四 エラの其餘の行為と凡て其為たる事はイスラエルの王の歴
代志の書に記載さるゝにあらずや 十五 ユダの王アサの第二十七年にジムリテルザにて七日の間王たりき民は
ペリシテ人に属するギベトンに向ひて陣どり居たりしが 十六 陣どれる民ジムリは黨を結び又王を殺したりと
言を聞り是に於てイスラエル皆其日陣營にて軍の長オムリをイスラエルの王となせり 十七 オムリ乃ちイスラ
エルの衆と偕にギベトンより上りてテルザを圍り 十八 ジムリ其邑の陥るを見て王の家の天守に入り王の家に
火をかけて其中に死り 十九 是は其犯したる罪によりてなり彼エホバの目のまへに惡を為しヤラベアムの道に
あゆみヤラベアムがイスラエルに罪を犯させて為したるところの罪を行ひたり 二十 ジムリの其餘の行為と其
なしたる徒黨はイスラエルの王の歴代志の書に記載るゝにあらずや 二一 其時にイスラエルの民二に分れ民の
半はギナテの子テブニに從ひて之を王となさんとし半はオムリに從へり 二二 オムリに從へる民ギナテの子テ
ブニに從へる民に勝てテブニは死てオムリ王となれり 二三 ユダの王アサの第三十一年にオムリイスラエルの
王となりて十二年を經たり彼テルザにて六年王たりき 二四 彼銀二タラントを以てセメルよりサマリア山を買
ひ其上に邑を建て其建たる邑の名を其山の故主なりしセメルの名に循ひてサマリアと稱り 二五 オムリエホバ
の目のまへに惡を為し其先に在し凡の者よりも惡き事を行へり 二六 彼はネバテの子ヤラベアムの凡の道にあ
ゆみヤラベアムがイスラエルをして罪を犯し其虚物を以てイスラエルの神エホバの怒を起さしめたる
其罪を行へり 二七 オムリの為たる其餘の行為と其なしたる功績はイスラエルの王の歴代志の書に記載るゝにあ
らずや 二八 オムリ其父祖と偕に寢りてサマリアに葬らる其子アハブ之に代りて王となれり 二九 ユダの王アサの

第三十八年にオムリの子アハブイスラエルの王となれりオムリの子アハブサマリアに於て二十二年イスラ
エルに王たりき 三十 オムリの子アハブは其先に在し凡の者よりも多くエホバの目のまへに惡を爲り 三一 彼はネ
バテの子ヤラベアムの罪を行ふ事を輕き事となせしかシドン人の王エテバアルの女イゼベルを妻に娶り往
てバアルに事へ之を拜めり 三二 彼其サマリアに建たるバアルの家の中にバアルのために壇を築けり 三三 アハブ
又アシラ像を作れりアハブは其先にありしイスラエルの諸の王よりも甚だしくイスラエルの神エホバの怒
を激すことを爲り 三四 其代にベテル人ヒエルエリコを建たり彼其基を置る時に長子を喪ひ其門を立る時に季
子を喪へりヌンの子ヨシユアによりてエホバの言たまへるごとし

第十七章

一 ギレアデに居住れるテシベ人エリヤアハブに言ふ吾事ふるイスラエルの神エホバは活くわが言な
き時は數年雨露あらざるべしと 二 エホバの言彼に臨みて曰く 三 汝此より往て東に赴きヨルダンの前にある
ケリテ川に身を匿せ 四 汝其川の水を飲べし我鵶に命じて彼處にて汝を養はしむと 五 彼往てエホバの言の如
く爲り即ち往てヨルダンの前にあるケリテ川に住り 六 彼の所に鵶朝にパンと肉を運び夕にパンと肉を運べり
彼は川に飲り 七 然るに國に雨なかりければ數日の後其川涸ぬ 八 エホバの言彼に臨みて曰く 九 起てシドンに
屬するザレパタに往て其處に住め視よ我彼處の寡婦に命じて汝を養はしむと 十 彼起てザレパタに往ける
が邑の門に至れる時一人の寡婦の其處に薪を拾ふを見たり乃ち之を呼て曰けるは請ふ器に少許の水を我
に携來りて我に飲せよと 十一 彼之を攜きたらんとて往る時エリヤ彼を呼て言けるは請ふ爾の手に一口のパン
を我に取きたれと 十二 彼いひけるは爾の神エホバは活く我はパン無し只桶に一握の粉と瓶に少許の油あるの
み視よ我は二の薪を拾ふ我いりてわれとわが子のために調理て之をくらひて死んとす 十三 エリヤ彼に言ふ懼
るゝなかれ往て汝がいへる如くせよ但し先其をもてわが爲に小きパン一を作りて我に攜きたり其後爾のた

めと爾の子のために作るべし 十四 其はヱホバの雨を地の面に降したまふ日までは其桶の粉は竭ず其瓶の油は
絶ずとイスラエルの神ヱホバ言たまへばなりと 十五 彼ゆきてエリヤの言るごとくなし彼と其家及びエリヤ久
く食へり 十六 ヱホバのエリヤに由て言たまひし言のごとく桶の粉は竭ず瓶の油は絶ざりき 十七 是等の事の後其
家の主母なる婦の子疾に罹しが其病甚だ劇くして氣息其中に絶て無きに至れり 十八 婦エリヤに言けるは神
の人よ汝なんぞ吾事に關渉るべけんや汝はわが罪を憶ひ出さしめんため又わが子を死しめんために我に來
れるか 十九 エリヤ彼に爾の子を我に授せと言て之を其懷より取り之を己の居る樓に抱のぼりて己の牀に臥し
め 二十 ヱホバに呼はりていひけるは吾神ヱホバよ爾は亦吾とともに宿る嫠に菑をくだして其子を死しめたま
ふやと 二一 而して三度身を伸して其子の上に伏しヱホバに呼はりて言ふわが神ヱホバ願くは此子の魂を中
に歸らしめたまへと 二二 ヱホバエリヤの聲を聽いれたまひしかば其子の魂中にかへりて生きり 二三 エリヤ乃ち
其子を取て之を樓より家に携くだり其母に與していひけるは視よ爾の子は生くと 二四 婦エリヤにいひけるは
此に縁て我は爾が神の人にして爾の口にあるヱホバの言は眞實なるを知ると

第十八章 一 衆多の日を經たるのち第三年にヱホバの言エリヤに臨みて曰く往て爾の身をアハブに示せ我雨を
地の面に降さんと 二 エリヤ其身をアハブに示さんとて往り時に饑饉サマリアに甚しかりき 三 茲にアハブ
家宰なるオバデヤを召たり 四 （オバデヤは大にヱホバを畏みたる者にてイゼベルがヱホバの預言者を絶たる
時にオバデヤ百人の預言者を取て之を五十人づつ洞穴に匿しパンと水をもて之を養へり） 五 アハブオバデヤ
にいひけるは國中の水の諸の源と諸の川に往け馬と騾を生活むる草を得ることあらん然ば我等牲畜を盡
くは失なふに至らじと 六 彼等巡るべき地を二人に分ちアハブは獨にて此途に往きオバデヤは獨にて彼途に
往けり 七 オバデヤ途にありし時視よエリヤ彼に遭り彼エリヤを識て伏て言けるは我主エリヤ汝は此に居た

まふや
八 エリヤ彼に言けるは然り往て汝の主にエリヤは此にありと告よ
九 彼言けるは我何の罪を犯したれば汝僕をアハブの手に付して我を殺さしめんとする
十 汝の神ヱホバは生くわが主の人を遣はして汝を尋ねざる民はなく國はなし若しエリヤは在ずといふ時は其國其民をして汝を見ずといふ誓を爲しめたり
十一 汝今言ふ往て汝の主にエリヤは此にありと告よと
十二 然ど我汝をはなれて往ときヱホバの靈我のしらざる處に汝を携へゆかん我至りてアハブに告て彼汝を尋獲ざる時は彼我を殺さん然ながら僕はわが幼少よりヱホバを畏むなり
十三 イゼベルがヱホバの預言者を殺したる時に吾なしたる事即ち我がヱホバの預言者の中百人を五十人づゝ洞穴に匿してパンと水を以て之を養ひし事は吾主に聞えざりしや
十四 しかるに今汝言ふ往て汝の主にエリヤは此にありと告よと然らば彼我を殺すならん
十五 エリヤいひけるは我が事ふる萬軍のヱホバは活く我は必ず今日わが身を彼に示すべしと
十六 オバデヤ乃ち往てアハブに會ひ之に告ければアハブはエリヤに會んとて往きけるが
十七 アハブエリヤを見し時アハブエリヤに言けるは汝イスラエルを惱ます者此にをるか
十八 彼答へけるは我はイスラエルを惱さず但汝と汝の父の家之を惱すなり即ち汝等はヱホバの命令を棄て且汝はバアルに從ひたり
十九 されど人を遣てイスラエルの諸の人およびバアルの預言者四百五十人並にアシラ像の預言者四百人イゼベルの席に食ふ者をカルメル山に集めて我に詣らしめよと
二十 是においてアハブイスラエルの都の子孫の中に人を遣り預言者をカルメル山に集めたり
二十一 時にエリヤ總の民に近づきて言けるは汝等何時まで二の物の間にまよふやヱホバ若し神ならば之に從へされどバアル若し神ならば之に從へと民は一言も彼に答ざりき
二二 エリヤ民に言けるは惟我一人存りてヱホバの預言者たり然どバアルの預言者は四百五十人あり
二三 然ば二の犢を我等に與へよ彼等は其一の犢を選みて之を截り剖き薪の上に載せて火を縱たずに置べし我も其一の犢を調理へ薪の上に載せて火を縱ずに置べし
二四 斯して汝等は汝等の神の名を龥へ我はヱ

ホバの名を龥ん而して火をもて應る神を神と爲べしと民皆答て斯言ハ善と言り 二五 エリヤ バアルの預言者に
言けるハ汝等ハ多ければ一の犢を選みて最初に調理へ汝等の神の名を呼ぶべし但し火を縦るかれと 二六 彼等
乃ち其與られたる犢を取て調理へ朝より午みいたるまでバアルの名を龥てバアルよ我等に應へたまへと言
り然ど何の聲もなく又何の應る者もなかりければ彼等ハ其造りたる壇のまハりに踊れり 二七 日中におよびて
エリヤ彼等を嘲りていひけるハ大聲をあげて呼べ彼ハ神なればなり彼ハ默想をるか他處に行しか又ハ旅に
あるか或ハ假寐て醒さるべきかと 二八 是において彼等ハ大聲に呼はり其例に循ひて刀劍と槍を以て其身を傷
つけ血を其身に流すに至れり 二九 斯して午時すぐるに至りしが彼等なほ預言を言ひて晩の祭物を獻ぐる時に
まで及べり然ども何の聲もなく又何の應ふる者も無く又何の顧る者もなかりき 三十 時にエリヤ都の民にむ
かひて我に近よれと言ければ民皆彼に近よれり彼乃ち破壞たるエホバの壇を修理へり 三一 エリヤ ヤコブの子
等の支派の數に循ひて十二の石を取れり(エホバの言 昔ヤコブに臨みてイスラエルを汝の名とすべしと言へ
り) 三二 彼其石にてエホバの名を以て壇を築き壇の周圍に種子二セヤを容べき溝を作れり 三三 又薪を陳列べ犢を
截剖て薪の上に載せて言けるハ四の桶に水を滿て燔祭と薪の上に沃げ 三四 又いひけるハ再び之を爲せと再び
これをなせしかバ又言ふ三次これを爲せと三次これをなせり 三五 水ハ壇の周廻に流るまた溝にも水をみたし
たり 三六 晩の祭物を獻る時に及びて預言者エリヤ近よりて言けるハアブラハム、イサク、イスラエルの神エホバ
よ汝のイスラエルにおいて神なることおよび我が汝の僕にして汝の言に循ひて是等の諸の事を爲せることと
を今日知しめたまへ 三七 ○エホバよ我に應へたまへ我に應へたまへ此民をして汝エホバは神なることおよび汝
ハ彼等の心を翻へしたまふといふことを知しめたまへと 三八 時にエホバの火降りて燔祭と薪と石と塵とを焚
つくせり亦溝の水を餂涸せり 三九 民皆見て伏ていひけるハエホバハ神なりエホバハ神なり 四十 エリヤ彼等に言

けるはバアルの預言者を執へよ其一人をも逃遁えしむる勿れと即ち之を執へたればエリヤ之をキション川に
曳下りて彼處に之を殺せり 四一 斯てエリヤ、アハブにいひけるは大雨の響あれば汝上りて食飲すべしと 四二 アハ
ブ乃ち食飲せんとて上れり然どエリヤはカルメルの嶺に登り地に伏て其面を膝の間に容ゐたりしが 四三 其
少者にいひけるは請ふ上りて海の方を望めと彼上り望みて何もなしといひければ再び往けといひて遂に七
次に及べり 四四 第七次に及びて彼いひけるは視よ海より人の手のごとく微の雲起るとエリヤいふ上りてアハ
ブに雨に阻められざるやう車を備へて下りたまへと言ふべしと 四五 暫時に雲と風おこり霄漢黒くなりて大雨あ
りきアハブはエズレルに乗り往り 四六 エホバの能力エリヤに臨みて彼其腰を束帯びエズレルの入口までア
ブの前に趨りゆけり

第十九章

一 アハブ、イゼベルにエリヤの凡て爲たる事および其如何に諸の預言者を刀劍にて殺したるかを告し
かば 二 イゼベル使をエリヤに遣はして言けるは神等斯なし復重て斯なしたまへ我必ず明日の今時分汝の命
を彼人々の一人の生命のごとくせんと 三 かれ恐れて起ち其生命のために逃げ往てユダに屬するベエルシバ
に至り少者を其處に遺して 四 自ら一日程ほど曠野に入り往て金雀花の下に坐し其身の死んことを求めてい
ふエホバよ足り今わが生命を取たまへ我はわが父祖よりも善にはあらざるなりと 五 彼金雀花の下に伏して
眠りしが天の使彼に捫り興て食へと言ければ 六 彼見しに其頭の側に炭に燒きたるパンと一瓶の水ありき乃
ち食ひ飲て復偃臥たり 七 エホバの使復者再び來りて彼に捫りていひけるは興て食へ其は途長くして汝勝べ
からざればなりと 八 彼興て食ひ且飲み其食の力に仗て四十日四十夜行て神の山ホレブに至る 九 彼處にて彼
洞穴に入りて其處に宿りしが主の言彼に臨みて彼に言けるはエリヤよ汝此にて何を爲や 十 彼いふ我は万軍
の神エホバのために甚だ熱心なり其はイスラエルの子孫汝の契約を棄て汝の壇を毀ち刀劍を以て汝の預言

者を殺したればなり惟我一人存るに彼等我生命を取んことを求むと　十一　エホバ言たまひけるは出てエホバの
前に山の上に立てと茲にエホバ過ゆきたまふにエホバのまへに當りて大なる強き風山を裂き岩石を碎きしが
風の中にはエホバ在さゞりき風の後に地震ありしが地震の中にはエホバ在さゞりき　十二　又地震の後に火あり
しが火の中にはエホバ在さゞりき火の後に靜なる細微き聲ありき　十三　エリヤ聞て面を外套に裹み出て洞穴の
口に立ちけるに聲ありて彼に臨みエリヤよ汝此にて何をなすやといふ　十四　かれいふ我は萬軍の神エホバの爲
に甚だ熱心なり其はイスラエルの子孫汝の契約を棄て汝の壇を毀ち刀劍を以て汝の預言者を殺したればな
り惟我一人存れるに彼等我が生命を取んとて求むと　十五　エホバかれに言たまひけるは往て汝の途に返りダ
マスコの曠野に至り往てハザエルに膏を沃ぎてスリアの王となせ　十六　又汝ニムシの子エヒウに膏を注ぎてイ
スラエルの王となすべし又アベルメホラのシヤパテの子エリシヤに膏をそゝぎ爾に代りて預言者とならし
むべし　十七　ハザエルの刀劍を逃るゝ者をばエヒウ殺さんエヒウの刀劍を逃るゝ者をばエリシヤ殺さん　十八　又我
イスラエルの中に七千人を遺さん皆其膝をバアルに跪めず其口を之に接ざる者なりと　十九　エリヤ彼處よりゆ
きてシヤパテの子エリシヤに遭ふ彼は十二耦の牛を其前に行しめて己は其第十二の牛と偕にありて耕し居
たりエリヤ彼の所にわたりゆきて外套を其上にかけたれば　二十　牛を棄てエリヤの後に趨ゆきて言けるは請ふ
我をしてわが父母に接吻せしめよしかるのち我爾にしたがはんとエリヤかれに言けるは行け還れ我爾に何
をなしたるやと　二一　エリシヤ彼をはなれて還り一耦の牛をとりて之をころし牛の器具を焚て其肉を煮て民に
あたへて食はしめ起て往きエリヤに從ひて之に事へたり

第二十章

一　スリヤの王ベネハダデ其軍勢を悉く集む王三十二人彼と偕にあり又馬と戰車とあり乃ち上りて
サマリアを圍み之を攻む　二　彼使をイスラエルの王アハブに遣し邑に至りて彼に言しめけるはベネハダデ斯く

言ふ 三 爾の金銀ハ我の所有なり亦爾の妻等と爾の子等の美秀者ハ我の所有なり 四 イスラエルの王答へて言
けるハ王わが主よ爾の言の如く我と我が有つ者ハ皆爾の所有なり 五 使者再び來りて言けるハ○ベネハダデ斯
語て言ふ我爾に爾我に爾の金銀妻子を付すべしと言遣れり 六 然ど明日今頃我が僕を爾に遣さん彼等爾の家
と爾の臣僕の家を探索りて凡て爾の目に好ましく見ゆる者を其手に置て取り去るべしと 七 是においてイス
ラエルの王國の長老を皆召て言けるハ請ふ爾等見て此人の害をなさんと求るを知れ彼人を我に遣りて我が
妻子とわが金銀を索めたり而るに我之を言絶ざりしと 八 諸の長老および民皆彼に言けるハ爾聽なかれ許す
なかれと 九 是故に彼ベネハダデの使者に言けるハ王わが主に告よ爾が最初に僕に言つかはしたる事ハ皆我
爲べし然ど此事ハ我爲あたハずと使者往て反命をなせり 十 ベネハダデ彼に言つかハしけるハ神等我に斯な
し亦重て斯なしたまへサマリアの塵ハ我に從ふ諸の民の手に滿るに足ざるべしと 十一 イスラエルの王答へて
帶る者ハ解く者の如く誇るべからずと告よと言り 十二 ベネハダデ天幕にありて王等と飮ゐたりしが此事を聞
て其臣僕に言けるハ爾等陣列を爲せと即ち邑に向ひて陣列をなせり 十三 時に一人の預言者イスラエルの王ア
ハブの許に至りて言けるハエホバ斯言たまふ爾此諸の大軍を見るや視よ我今日之を爾の手に付さん爾ハ我
がエホバなるを知にいたらんと 十四 アハブ言けるハ誰を以てせんか彼いひけるハエホバ斯いひたまふ諸省の
牧伯の少者を以てすべしアハブ言ふ誰か戰爭を始むべき彼答けるハ爾なりと 十五 アハブ乃ち諸省の牧伯の少
者を核るに二百三十二人あり次に凡の民即ちイスラエルの凡の子孫を核るに七千人あり 十六 彼等日中出たち
たりしがベネハダデハ天幕にて王等即ち己を助る三十二人の王等とともに飮て酩居たり ○ 十七 諸省の牧伯の少
者等先に出たりベネハダデ人を出すにサマリアより人衆出來ると彼に告ければ 十八 彼言けるハ和睦のためふ
出來るも之を生擒べし又戰爭のために出來るも之を生擒べしと 十九 諸省の牧伯の是等の少者および之に從ふ

軍勢邑より出きたり　二十　各々其敵手を撃ち殺しければスリア人逃たりイスラエル之を追ふスリアの王ベネハ
ダデは馬に乗り騎兵を從へて逃遁たり　二一　イスラエルの王出て馬と戰車を撃ち又大にスリア人を撃殺せり
二二　茲に彼預言者イスラエルの王の許に詣て彼に言けるは往て爾の力を養ひ爾の爲すべき事を知り辨ふべし
年歸らばスリアの王爾に攻上るべければなりと　二三　スリアの王の臣僕王に言けるは彼等の神等は山嶽の神な
るが故に彼等は我等よりも強かりしなり然ど我等若平地に於て彼等と戰はゞ必ず彼等よりも強かるべし　二四
但し此事を爲せ即ち王等を除きて各々其處を離れしめ方伯を置て之に代べし　二五　又爾の失ひたる軍勢に均き軍
勢を爾のために備へ馬は馬、戰車は戰車をもて補ふべし斯して我等平地において彼等と戰はゞ必ず彼等
よりも強かるべしと彼其言を聽いれて然なせり　二六　年かへるに及びてベネハダデスリア人を點めてアペクに
上りイスラエルと戰はんとす　二七　イスラエルの子孫も點められ兵粮を受て彼等に出會んとて往けりイスラエル
の子孫は山羊の二の小群の如く彼等の前に陣どりしがスリア人は其地に充滿たり　二八　時に神の人至りてイス
ラエルの王に告ていひけるはエホバ斯言たまふスリア人エホバは山嶽の神にして谿谷の神にあらずと言ふ
によりて我此諸の大軍を爾の手に付すべし爾等は我がエホバなるを知に至らんと　二九　彼等七日互に相對て陣
どり第七日におよびて戰爭を交接しがイスラエルの子孫一日にスリア人の歩兵拾萬人を殺しければ　三十　其餘
の者はアペクに逃て邑に入ぬ然るに其石垣崩れて其存れる二萬七千人の上にたふれたりベネハダデは逃て
邑にいたり奥の間に入ぬ　三一　其臣僕彼にいひけるは我等イスラエルの家の王等は仁慈ある王なりと聞り請ふ
我等粗麻布を腰につけ縄を頭につけてイスラエルの王の所にいたらん彼爾の命を生すことあらんと　三二　斯
彼等粗麻布を腰にまき縄を頭にまきてイスラエルの王の所にいたりていひけるは爾の僕ベネハダデ請ふ我
が生命を生しめたまへと言ふとアハブいひけるは彼は尚生るや彼はわが兄弟なりと　三三　其人々これを吉兆

と爲し速に彼の言を承て爾の兄弟ベネハダデといへり彼言けるは爾等ゆきて彼を導ききたるべしと是にお
いて○ベネハダデ彼の所に出來りしかば彼之を車に登しめたり 三四 ベネハダデ彼に言けるは我父の爾の父より
取たる諸邑は我返すべし又我が父のサマリアに造りたる如く爾ダマスコに於て爾のために街衢を作るべし
アハブ言ふ我此契約を以て爾を歸さんと斯彼と契約を爲て彼を歸せり 三五 爰に預言者の徒の一人エホバの
言によりて其同儕に請我を撃てといひけるが其人彼を撃つことを肯せざりしかば 三六 彼其人に言ふ汝エホバ
の言を聽ざりしによりて視よ汝の我をはなれて往く時獅子汝をころさんと其人彼の側を離れて往けるに
獅子之に遇て之を殺せり 三七 彼また他の人に遭て請ふ我を撃といひければ其人之を擊ち撃て傷けたり 三八 預言
者往て王を途に待ち其目に掩巾をあてゝ儀容を變ゐたりしが 三九 王の經過る時王に呼はりていひけるは僕戰
爭の中に出しに人轉りて一箇の人を我の所に曳きたりて言けるは此人を守れ若彼失ゆく事あらば汝の生
命を彼の生命に代べし或ひは銀一タラントを出すべしと 四十 而るに僕此彼に事をなしゐたれば彼遂に失
たりとイスラエルの王彼にいひけるは爾の擬定は然なるべし爾之を決めたり 四一 彼急ぎて其目の掩巾を取除
けたればイスラエルの王彼が預言者の一人なるを識り 四二 彼王に言けるはエホバ斯言たまふ爾はわが殲滅ん
と定めたる人を爾の手より放ちたれば爾の命は彼の生命に代り爾の民は彼の民に代るべしと 四三 イスラエル
の王愁へ且怒て其家に赴きサマリアに至れり

第二十一章

一 是等の事の後エズレル人ナボテエズレルに葡萄園を有ちゐたりしがサマリアの王アハブの殿の
側に在りければ 二 アハブナボテに語て言けるは爾の葡萄園は近くわが家の側にあれば我に與へて蔬菜の園
となさしめよ我之がために其よりも美き葡萄園を爾に與へん若し爾の心にかなはば其價を銀にて爾に予へ
んと 三 ナボテアハブに言けるはわが父祖の產業を爾に與ふる事は決て爲べからずエホバ禁じたまふとアハ

ブルエズレル人ナボテの己に言し言のために憂へ且怒りて其家に入ぬ其ハ彼わが父祖の産業を爾に與へじ
と言たればなりアハブ床に臥て其面を轉けて食をなさゞりき 五 其妻イゼベル彼の處にいりて彼に言けるハ
爾の心何を憂へて爾食を爲ざるや 六 彼之に言けるハ我エズレル人ナボテに語りて爾の葡萄園を銀に易て我
に與へよ若また爾好バ我其に易て葡萄園を爾に與へんと彼に言たるに彼答へて我が葡萄園を爾に與へじと
言たればなりと 七 其妻イゼベル彼に言けるハ爾今イスラエルの國を治むることを爲すや興て食を爲し爾の
心を樂ましめよ我エズレル人ナボテの葡萄園を爾に與へんと 八 彼アハブの名をもて書を書き彼の印を捺し
其邑にナボテとともに住る長老と貴き人に其書をおくれり 九 彼其書にしるして曰ふ斷食を宣傳てナボテを
民の中に高く坐せしめよ 十 又邪なる人二人を彼のまへに坐せしめ彼に對ひて證を爲して爾神と王を詛ひ
なりと言しめよ斯して彼を曳出し石にて撃て死しめよと 十一 其邑の人即ち其邑に住る長老および貴き人等イ
ゼベルが己に言つかはしたる如く即ち彼が己に遣りたる書に書したる如く爲り 十二 彼等斷食を宣達てナボテ
を民の中に高く坐せしめたり 十三 時に二人の邪なる人入來りて其前に坐し其邪なる人民のまへにてナボテに
對て證をなして言ふナボテ神と王を詛ひたりと人衆彼を邑の外に曳出し石にて之を撃て死しめたり 十四 斯て
イゼベルにナボテ撃れて死たりと言おくれり 十五 イゼベルナボテの撃れて死たるを聞しかばイゼベルアハブ
に言けるハ起て彼エズレル人ナボテが銀に易て爾に與ることを拒みし葡萄園を取べし其ハナボテハ生をら
ず死たればなりと 十六 アハブナボテの死たるを聞しかばアハブ起ちエズレル人ナボテの葡萄園を取んとて之
に下れり 十七 時にエホバの言テシベ人エリヤに臨みて曰ふ 十八 起て下りサマリアにあるイスラエルの王アハブ
に會ふべし彼ハナボテの葡萄園を取んとて彼處に下りをるなり 十九 爾彼に告て言べしエホバ斯言ふ爾ハ殺し
亦取たるやと又爾彼に告て言ふべしエホバ斯言ふ犬ナボテの血を舐し處にて犬爾の身の血を舐べしと 二十 ア

ハブエリヤに言けるは我敵よ爾我に遇や彼言ふ我遇ふ爾エホバの目の前に惡を爲す事に身を委しに緣り
二一我災害を爾に降し爾の後裔を除きアハブに屬する男はイスラエルにありて繫がれたる者も繫がれざる者も
悉く絕ん 二二又爾の家をナバテの子ヤラベアムの家の如くなしアヒヤの子バアシヤの家のごとくなすべし是
は爾我の怒を惹起しイスラエルをして罪を犯させたるに因てなり 二三イゼベルに關てエホバ亦語て言たまふ
犬エズレルの濠にてイゼベルを食はん 二四アハブに屬する者の邑に死る者は犬之を食ひ野に死るは天空の鳥之
を食はんと ○二五誠にアハブの如くエホバの目のまへに惡をなす事に身をゆだねし者はあらざりき其妻イゼベ
ル之を慫慂たるなり 二六彼はエホバがイスラエルの子孫のまへより逐退けたまひしアモリ人の凡てなせし如
く偶像に從ひて甚だ惡むべき事を爲り 二七アハブ此等の言を聞ける時其衣を裂き粗麻布を膚にまとひ食を斷
ち粗麻布に臥し遲々に步行り 二八茲にエホバの言テシベ人エリヤに臨みて言ふ 二九爾アハブの我前に卑下るを見
るや彼わがまへに卑下るに緣て我災害を彼の世に降さずして其子の世に災害を彼の家に降すべし

第二十二章

一スリアとイスラエルの間に戰爭なくして三年を經たり 二第三年にユダの王ヨシヤパテイスラエ
ルの王の所に降れり 三イスラエルの王其臣僕に言けるはギレアデのラモテは我等の所有なるを汝等知や然
るに我等はスリアの王の手より之を取ることをせずして默しをるなり 四彼ヨシヤパテに言けるは爾我と共
にギレアデのラモテに戰ひにゆくやヨシヤパテイスラエルの王にいひけるは我は爾のごとくわが民は爾の
民の如くわが馬は爾の馬の如しと 五ヨシヤパテイスラエルの王に言けるは請ふ今日エホバの言を問へ 六是
においてイスラエルの王預言者四百人許を集めて之に言けるは我ギレアデのラモテに戰ひにゆくべきや又
は罷べきや彼等曰けるは上るべし主之を王の手に付したもふべしと 七ヨシヤパテ曰けるは外に我等の由て
問べきエホバの預言者此にあらざるや 八イスラエルの王ヨシヤパテに言けるは外にイムラの子ミカヤ一人

あり之に由てヱホバに問ふことを得ん然ど彼ハ我に關て善事を預言せず唯惡事のみを預言すれバ我彼を惡
むなりとヨシヤパテ曰けるハ王然言たまふなかれと　九是によりてイスラエルの王一箇の官吏を呼てイムラ
の子ミカヤを急ぎ來らしめよと言り　十イスラエルの王およびユダの王ヨシヤパテ朝衣を着てサマリアの
門の入口の廣場に各其位に坐しゐたり預言者ハ皆其前に預言せり　十一ケナアナの子ゼデキヤ鐵の角を造りて
言けるハヱホバ斯言たまふ爾是等を以てスリア人を抵觸て之を盡すべしと　十二預言者皆斯預言して言ふギレ
アデのラモテに上りて勝利を獲たまへヱホバ之を王の手に付したまふべしと　十三ミカヤを召んとて往た
る使者之に語りて言けるハ預言者等の言一の口の如くにして王に善し請ふ汝の言を彼等の一人の言の如
くならしめて善事を言へと　十四ミカヤ曰けるハヱホバハ生くヱホバの我に言たまふ事ハ我之を言んと　十五かく
て彼王に至るに王彼に言けるハミカヤよ我等ギレアデのラモテに戰ひに往くべきや又ハ罷べきや彼王に言
けるハ上りて勝利を得たまへヱホバ之を王の手に付したまふべしと　十六王彼に言けるハ我幾度汝を誓ハせた
らバ汝ヱホバの名を以て唯眞實のみを我に告るや　十七彼言けるハ我イスラエルの皆牧者なき羊のごとく山に
散をるを見たるにヱホバ是等の者ハ主なし各安然に其家に歸るべしと言たまへりと　十八イスラエルの王ヨ
シヤパテに言けるハ我汝に彼ハ我について善き事を預言せず唯惡き事のみを預言すと告たるにあらずやと
十九ミカヤ言けるハ然バ汝ヱホバの言を聽け我ヱホバの其位に坐しゐたまひて天の萬軍の其傍に右左に
立つを見たるに　二十ヱホバ言たまひけるハ誰かアハブを誘ひて彼をしてギレアデのラモテに上りて斃れしめ
んかと則ち一ハ此の如くせんと言ひ一ハ彼の如くせんといへり　二一遂に一の靈進み出てヱホバの前に立ち我
彼を誘へんと言ければ　二二ヱホバ彼に何を以てするかと言たまふに我出て虛言を言ふ靈となりて其諸の預言
者の口にあらんと言りヱホバ言たまひけるハ汝は誘ひ亦之を成し遂ん出て然なすべしと　二三故に視よヱホバ

虚言を言ふ靈を爾の此諸の預言者の口に入たまへり又ヱホバ爾に關て災禍あらんことを言たまへりと 二四 ケ
ナアナの子ゼデキヤ近よりてミカヤの頰を批て言けるはヱホバの靈何途より我を離れゆきて爾に語ふや 二五
ミカヤいひけるは爾奥の間に入て身を匿す日に見るにいたらん 二六 イスラエルの王言けるはミカヤを取て之
を邑の宰アモンと王の子ヨアシに曳かへりて言ふべし 二七 王斯言ふ此を牢に置れて苦惱のパンと苦惱の水を
以て之を養ひ我が平安に歸るを待てと 二八 ミカヤ言けるは爾若真に平安に歸るならばヱホバ我によりて言た
まはざりしならん又曰けるは爾等民よ皆聽べし 二九 かくてイスラエルの王とユダの王ヨシヤパテギレアデの
ラモテに上れり 三十 イスラエルの王ヨシヤパテに言けるは我裝を改て戰陣の中に入らん然ど爾は王衣を衣
るべしとイスラエルの王裝を改て戰陣の中にいりぬ 三一 スリアの王其戰車の長三十二人に命じて言けるは
爾等小者とも大者とも戰ふなかれ惟イスラエルの王とのみ戰へと 三二 戰車の長等ヨシヤパテを見て是
必ずイスラエルの王ならんと言ひ身をめぐらして之と戰はんとせければヨシヤパテ號呼れり 三三 戰車の長
彼がイスラエルの王にあらざるを見しかば之を追ふことをやめて返れり 三四 茲に一箇の人偶然弓を挽てイ
スラエルの王の胸當と鉀搭の間を射たりければ彼其御者に言けるは我傷を受たれば爾の手を旋して我を軍
中より出すべしと 三五 是日戰爭劇くなりぬ王は車の中に扶持られて立ちスリア人に對ひをりしが晩景にいた
りて死たり創の血車の中に流る 三六 日の沒る頃軍中に呼はりて曰ふあり各其邑に各其鄉に歸るべしと 三七 王死
て攜へられてサマリアに至りたれば衆人王をサマリアに葬れり 三八 又其車をサマリアの池に濯ひけるに犬其
血を舐たり又遊女其所に身をあらへりヱホバの言たまへる言の如し 三九 アハブの其餘の行爲と凡て其爲たる
事と其建たる象牙の家と其建たる諸の邑はイスラエルの王の歷代志の書に記載るにあらずや 四十 アハブ其父
祖と共に寢りて其子アハジア之にかはりて王となれり 四一 アサの子ヨシヤパテイスラエルの王アハブの第四

年にユダの王となれり 四二 ヨシヤパテ王となりし時三十五歳なりしがエルサレムにおいて二十五年王たりき
其母の名ハアズバといひてシルヒの女なり 四三 ヨシヤパテ其父アサの諸の道に歩行み轉て之を離れずエホバ
の目に適ふ事をなせり但し崇邱ハ除かざりき民尙崇邱に犠牲を献げ香を焚り 四四 ヨシヤパテイスラエル
の王と和好を結べり 四五 ヨシヤパテの其餘の行爲と其なせる功績および如何に戰爭をなせしかハユダの王の
歴代志の書に記載るにあらずや 四六 彼其父アサの世に尙はありし彼の男色を行ふ者の殘餘を國の中より逐は
らへり 四七 當時エドムにハ王なくして代官王たりき 四八 ヨシヤパテタルシヽの船を造りて金を取ためにオフル
に往しめんとしたりしが其船エジオングベルに壞れたれバ遂に往に至らざりき 四九 是においてアハブの子ア
ハジアヨシヤパテに言けるハわが僕をして爾の僕と偕に船にて往しめよと然どヨシヤパテ聽ざりき 五十 ヨシ
ヤパテ其父祖とともに寢りて其父ダビテの城邑に其父祖と共に葬らる其子ヨラム之に代て王となれり 五一 ア
ハジアユダの王ヨシヤパテの第十七年にサマリアにてイスラエルの王となり二年イスラエルを
治めたり 五二 彼はエホバの目のまへに惡をなし其父の道と其母の道および彼のイスラエルに罪を犯させたる
子バテの子ヤラベアムの道に歩行み 五三 バアルに事へて之を拜みイスラエルの神エホバの怒を激せり其父の
凡て行へるがごとし

列王紀略上　終

列王紀略下

第一章 一アハブの死しのちモアブイスラエルにそむけり 二アハジヤサマリアにあるその樓の欄杆よりおち
て病をおこせしかば使を遣さんとして之にいひけるハ往てエクロンの神バアルゼブブにわが此の病の愈る
や否を問べしと 三時にヱホバの使テシベ人エリヤにいひけるハ起てサマリア王の使にあひて之に言べし汝
等がエクロンの神バアルゼブブに問んとてゆくハイスラエルに神なきがゆゑなるか 四是によりてヱホバか
くいふ汝ハその登りし牀より下ることなかるべし汝かならず死んとエリヤ乃ち往り○ 五使者たちアハジア
に返りければアハジア彼等に何故に返りしやといふに 六かれら之にいひけるハ一箇の人上りきたりて我ら
に會ひわれらにいひけるハ往てなんぢらを遣はせし王の所にかへり之にいふべしヱホバ斯いひたまふなん
ぢエクロンの神バアルゼブブに問んとて人を遣すハイスラエルに神なきがゆゑなるか然ば汝その登りし牀
より下ることなかるべし汝かならず死んと 七アハジア彼等にいひけるハそののぼりきたりて汝等に會ひ此
等の言を汝らに告たる人の形狀は如何なりしや 八かれら對へていひけるはそれハ毛深き人にして腰に革の
帶をむすび居たり彼いひけるハその人はテシベ人エリヤなりと 是に於て王五十人の長とその五十人をエ
リヤの所に遣はせり彼エリヤの所に上りゆくに視よエリヤは山の巓に坐し居たりかれエリヤにいひけるハ
神の人よ王いひたまふ下るべし 十エリヤこたへて五十人の長にいひけるハわれもし神の人たらバ火天より
降りて汝と汝の五十人とを燒盡べしと火すなハち天より降りてかれとその五十人とを燒盡せり 十一アハジア
また他の五十人の長とその五十人をエリヤに遣せりかれ上りてエリヤにいひけるハ神の人よ王かく言たま
ふ速かに下るべし 十二エリヤ答て彼にいひけるハわれもし神の人たらバ火天より降りて爾となんぢの五十人
を燒盡すべしと神の火すなはち天より降りてかれとその五十人を焚盡せり 十三かれまた第三の五十人の長と

りの五十人を遣せり第三の五十人の長のぼりいたりてエリヤのまへに跪きこれに願ひていひけるは神の人
よ願くはわが生命となんぢの僕なるこの五十人の生命をなんぢの目に貴重き者と見なしたまへ　十四 視よ火天
より降りて前の五十人の長二人とその五十人を燒盡せり然どわが生命をば汝の目に貴重き者となしたまへ
十五 時にエホバの使エリヤにいひけるはかれとともに下れかれをおそるゝことなかれとエリヤすなはち起てか
れとともに下り王の許に至り　十六 之にいひけるはエホバかくいひたまふ汝エクロンの神バアルゼブブに問ん
とて使者を遣るはイスラエルにその言を問ふべき神なきがゆゑなるか是によりて汝はその登りし牀より下
るとなかるべし汝かならず死んと　十七 かれエリヤの言たるエホバの言の如く死けるが彼に子なかりしかばヨ
ラムこれに代りて王となれり是はユダの王ヨシアパテの子ヨラムの二年にあたる　十八 アハジヤのなしたる其
餘の事業はイスラエルの王の歴代志の書に記載さるゝにあらずや

第二章

一 エホバ大風をもてエリヤを天に昇らしめんとしたまふ時エリヤはエリシヤとともにギルガルより
出往り　二 エリヤエリシヤにいひけるは請ふこゝに止まれエホバわれをベテルに遣はしたまふなりとエリシ
ヤいひけるはエホバは活く汝の靈魂は活く我なんぢをはなれじと彼等つひにベテルに下れり　三 ベテルに在
る預言者の徒エリシヤの許に出きたりて之にいひけるはエホバの今日なんぢの主をなんぢの首の上よりと
らんとしたまふを汝知やかれいふ然りわれ知り汝等默すべし　四 エリヤかれにいひけるはエリシヤよ請ふ汝
こゝに止れエホバわれをエリコに遣したまふなりとエリシヤいふエホバは活く汝の靈魂は活く我なん
ぢを離じとかれらエリコにいたる　五 エリコに在る預言者の徒エリシヤに詣りて彼にいひけるはエホバの今
日なんぢの主をなんぢの首の上よりとらんとしたまふを汝知るやエリシヤ言ふ然り知り汝ら默すべしと　六
エリヤまたかれにいひけるは請ふこゝに止れエホバわれをヨルダンにつかはしたまふなりとかれいふエホ

バハ活くなんぢの靈魂ハ活くわれ汝をはなれじと二人進ゆくに 七 預言者の徒五十人ゆきて遙に立て望めり
彼ら二人ハヨルダンの濱に立けるが 八 エリヤその外套をとりて之を卷き水をうちけるに此旁と彼旁にわか
れたれバ二人ハ乾ける土の上をわたれり 九 渉りける時エリヤ エリシヤにいひけるハ我が取れてなんぢを離
るゝ前に汝わが汝になすべきことを求めよ エリシヤいひけるハなんぢの靈の二の分の我にあらんことを願
ふ 十 エリヤいひけるハ汝難き事を求む汝もしわが取れてなんぢを離るゝを見バこの事なんぢにならんしか
らずバ此事なんぢにならじ 十一 彼ら進みながら語れる時火の車と火の馬あらはれて二人を隔てたりエリヤハ
大風にのりて天に昇れり 十二 エリシヤ見てわが父わが父イスラエルの兵車よその騎兵よと叫びしが再びかれ
を見ざりき是においてエリシヤその衣をとらへて之を二片に裂き 十三 エリヤの身よりおちたるその外套をと
りあげ返りてヨルダンの岸に立ち 十四 エリヤの身よりおちたる外套をとりて水をうちエリヤの神ヱホバハい
づくにいますやと言ひ而して己も水をうちけるに水此旁と彼旁に分れたれバエリシヤすなはち渡れり 十五 エ
リコにある預言者の徒對岸にありて彼を見て言けるハエリヤの靈エリシヤの上にとゞまるとかれら來りて
かれを迎へその前に地に伏て 十六 かれにいひけるハ僕等に勇力者五十人あり請ふかれらをして往てなんぢの
主を尋ねしめよ恐くハヱホバの靈かれを曳あげてこれを或山か或谷に放ちしならんとエリシヤ遣すなかれ
と言けれども 十七 かれら彼の愧るまでに强ければすなはち遣せといへり是に於てかれら五十人の者を遣しけ
るが三日の間たづねたれども彼を看いださゞりしかば 十八 エリシヤの尙エリコに止れる時かれら返りてかれ
の許にいたりしにエリシヤかれらに言けるハわれ往ことなかれと汝らにいひしにあらずやと ◯ 十九 邑の人々
エリシヤにいひけるハ視よ吾主の見たまふごとく此邑の建る處ハ善しされど水あしくしてこの地流產をお
こす 二十 かれ言けるハ新しき皿に鹽を盛て我に持ち來れよと乃ちもちきたりければ 二一 彼いでゝ水の源に至り

鹽を其處になげ入ていひけるはエホバかくいひたまふわれこの水を愈す是處よりして重て死あるひは流産
おこらじと 二二 その水すなはちエリシヤのいひし如くに愈て今日にいたる○ 二三 かれ其處よりベテルに上りしが
上りて途にありけるとき小童等邑よりいでゝ彼を嘲り彼にむかひて禿首よのぼれ禿首よのぼれといひければ
二四 かれ回轉りてかれらをみエホバの名をもてかれらを呪詛ひければ林の中より二頭の牝熊出てその兒子
等の中四十二人を裂きたり 二五 かれ彼處よりカルメル山にゆき其處よりサマリアにかへれり

第三章

一 ユダの王ヨシヤパテの十八年にアハブの子ヨラムサマリアにありてイスラエルを治め十二年位に
ありき 二 かれはエホバの目のまへに惡をなせしかどもその父母の如くはあらざりきそは彼その父の造りし
バアルの像を除きたればなり 三 されど彼はかのイスラエルに罪を犯させたるネバテの子ヤラベアムの罪を
行ひつづけて之をはなれざりき○ 四 モアブの王メシヤは羊を有つ者にして十萬の羔と十萬の牡羊の毛と
をイスラエルの王に納めをりしが 五 アハブの死しのちモアブの王はイスラエルの王にそむけり 六 是に於て
ヨラム王其時サマリアを出てイスラエル人をこと〴〵く集め 七 また往て人をユダの王ヨシヤパテに遣して
いはしむモアブの王われに背けり汝われとともにモアブに攻ゆくやと彼いひけるは我上らん我は汝の如く
わが民は汝の民のごとくまたわが馬は汝の馬の如しと 八 ヨラムいひけるは我等いづれの路より上らん
かれいふエドムの曠野の途よりせんと 九 イスラエルの王すなはちユダの王およびエドムの王と共に出ゆ
きけるが行めぐること七日路にして軍勢とこれにしたがふ家畜の飲むべき水なかりしかば 十 イスラエルの
王いひけるは嗚呼エホバこの三人の王をモアブの手にわたさんと召し集めたまへりと 十一 ヨシヤパテいひけ
るは我らが由てエホバに問ふべきエホバの預言者此にあらざるやとイスラエルの王の臣僕の一人答へてい
ふエリヤの手に水をそゝぎたるシヤパテの子エリシヤ此にあり 十二 ヨシヤパテいひけるはエホバの言彼にあ

りとかくてイスラエルの王およびヨシヤパテとエドムの王かれの許に下りゆきけるに 十三 エリシヤイスラエ
ルの王に言けるはわれ汝と何の干與あらんや汝の父の預言者と汝の母の預言者の所にゆくべしとイスラエ
ルの王かれにいひけるは然ずエホバこの三人の王をモアブの手に付さんとて召集めたまへるなり 十四 エ
リシヤ言けるはわが事ふる萬軍のエホバは活く我ユダの王ヨシヤパテのためにするにあらずば必ず汝
を顧みず汝を見ざらんものを 十五 今樂人をわれにつれ來れと而して樂人の樂をなすにおよびてエホバの手な
れに臨みて 十六 彼いひけるはエホバかくいひたまふ此谷に許多の溝を設けよ 十七 それエホバかく言ひたまふ汝
ら風を見ず雨をも見ざるに此谷に水盈て汝等と汝等の家畜および汝らの獸飮ことを得ん 十八 然るも是はエホ
バの目には細き事なりエホバ、モアブ人をも汝らの手にわたしたまへん 十九 汝等は保障ある諸の邑と諸の美
しき邑とを擊ち諸の佳樹を斫倒し諸の水の井を塞ぎ石をもて諸の善地を壞ふにいたらん 二十 かくて朝におよ
びて供物を獻ぐる時に水エドムの途より流れきたりて水國に充つ 二一 さてまたモアブ人は王等の己に攻の
ぼれるを聞しかば甲を着ることを得る以上の者を悉く集めてその境に備へしが 二二 朝はやく興いでしに水
の上に日昇りゐて對面の水血の如くに赤かりければ 二三 モアブ人これを見ていひけるはこれ乃はち血なり王
たち戰ひて死たるならん互に相擊たるなるべし然ばモアブよ掠取に行けと 二四 而してモアブ人イスラエルの
陣營に至るにイスラエル人起てこれを擊たればすなはちその前より逃はしれり是においてイスラエル人進
みてモアブ人を擊てその國にいり 二五 その邑々を擊毀し各々石を諸の善地に投てこれに塡し水の井をことご
く塞ぎ佳樹をことごとく斫たふし唯キルハラセテにその石をのこせしのみなるに至る但し石を投るもの周
りあるきてこれを擊り 二六 モアブ王戰鬪の手いたくして當りがたきを見て劍を拔く者七百人をひきゐてエド
ム王の所にまで衝きいたらんとせしが遂に果さゞりしかば 二七 己の位を繼べきその長子をとりてこれを石垣

の上にさゝげて燔祭となしたり是に於てイスラエルに大なる憤怒おこりぬ彼等すなはちかれをすてゝその
國に歸れり

第四章 一 預言者の徒の妻の中なる一人の婦人エリシヤに呼はりていひけるは汝の僕なるわが夫死りなんぢ
の僕のヱホバを畏れしことはなんぢの知るところなり今債主きたりてわが二人の子をとりて奴僕となさん
とす 二 エリシヤ之にいひけるはわれなんぢの爲に何をなすべきや汝の家に如何なる物あるかわれに告よ
彼いひけるは僅少の油のほかは汝の婢の家に有ものなし 三 彼いひけるは往て外より隣の人々より器を借よ
空たる器を借るべし少許を借るなかれ 四 而してなんぢ入て汝の子等とともに戸の内に閉こもりそのすべて
の器に油をつぎてその盈るところの者をとりのけおくべし 五 婦人すなはち彼を離れて去りその子等とともに
ふ戸の内に閉こもり子等のもちきたる器に油をつぎたりしが 六 器のみな盈たるときその子にむかひ猶われ
に器をもちきたれといひけるに器はもはやあらずといひたればその油すなはち止る 七 是においてその婦神
の人にいたりてかくと告ければかれいふ往て油をうりてその負債をつくのひその餘分をもて汝と汝の子等
生計をなすべしと○ 八 一日エリシヤシユ子ムにゆきしに其所に一人の大なる婦人ありてしきりにこれに食
をすゝめたれば彼かしこを過る每にそこに入て食をなせり 九 茲にその婦人夫にいひけるは視よ此つねにわ
れらを過る人は我これを見るに神の聖き人なり 十 請ふ小き室を石垣の上につくりそこに臥床と案と椅と燭
臺をかれのために備へん彼われらに至る時はそこに入るべしと 十一 かくてのちある日エリシヤそこに至りそ
の室に入てそこに臥たりしが 十二 その僕ゲハジにむかひ彼のシユナミ人を召きたれといへり彼かの婦人を召
たれぞその前にきたりて立つに 十三 エリシヤゲハジにいひけるは彼にかく言へ汝かく懇に我らのために意を
用ふ汝のために何をなすべきや王または軍勢の長に汝のことを告られんことを望むかと彼答へてわれはわ

が氏の中にをるなりといふ 十四 エリシヤいひけるは然ばかれのために何をなすべきやゲハジ答へけるは誠に
かれは子なく又その夫は老たりと 十五 是においてエリシヤかれを召といひければこれを呼に來りて戸口に立た
れば 十六 エリシヤいふ明る年の今頃汝子を抱くあらん彼いひけるはいなわが主神の人よなんぢの婢をあざむ
きたまふなかれと 十七 かくて婦つひに孕て明る年にいたりてエリシヤのいへる其の頃に子を生り 十八 その子育
ちてある日刈穫人の所にいでゆきてその父にいたりしが 十九 父にわが首わが首といひたれば父少者に彼を母
のもとに負ゆけと言り 二十 すなはちこれを負て母にいたりしに午まで母の膝に坐り居て遂に死たれば 二一 母の
ぼりゆきてこれを神の人の臥床の上に置きこれをとぢこめて出で 二二 その夫をよびていひけるは請ふ一人の
僕と一頭の驢馬を我につかはせ我神の人の許にはせゆきて歸らんと 二三 夫いふ何故に汝は今日かれにいたら
んとするや今日は朔日にもあらず安息日にもあらざるなり彼いひけるは宜しと 二四 婦すなはち驢馬に鞍おき
てその僕にいひけるは驅て進め吾が命ずることなくば我が騎すゝむることに緩漫あらしめざれと 二五 つひに
カルメル山にゆきて神のひとにいたるに神の人遙にかれの來るを見て僕ゲハジにいひけるは視よかしこに
かのシユナミ人をる 二六 請ふ汝はしりゆきて彼をむかへて言へなんぢは平安なるやなんぢの夫はやすらか
なるやなんぢの子はやすらかなるやと彼こたへて平安なりといひ 二七 遂に山にきたりて神の人にいたりその
足を抱きたれはゲハジこれを逐ひはらはんとて近よりしに神の人いひけるは容しおけ彼は心の中に苦ある
なりまたエホバその事を我にかくしていまだわれに告たまはざるなり 二八 婦いひけるはわれわが主に子を求
めしやわれをあざむきたまふなかれとわれは言ざりしや 二九 エリシヤすなはちゲハジにいひけるはなんぢ腰
をひきからげわが杖を手にもちて行け誰に逢も禮をなすべからず又なんぢに禮をなす者あるともこれに答
ふることなかれわが杖をかの子の面の上におけよと 三十 その子の母いひけるはエホバは活くなんぢの靈魂は

生く我は汝を離れじと是をもてエリシヤつひに起て婦に從ひ行ぬ 三一 ゲハジはかれらに先だちゆきて杖をか
の子の面の上に置たるが聲もなく聞もせざりしかばかへりきたりてエリシヤに逢てこれに子いまだ目をさ
まさずと言ふ 三二 エリシヤこゝにおいて家に入て視に子は死ておのれの臥床の上に臥てあれば 三三 すなはち入
り戸をとぢて二人內にをりてヱホバに祈り 三四 而してエリシヤ上りて子の上に伏し己が口をその口におのが
目をその目に己が手をその手の上にあて身をもてその子を掩しに子の身體やうやく溫まり來る 三五 かくして
エリシヤかへり來て家の內に其處此處とあゆみをり又のぼりて身をもて子をおほひしに子七度嚏して目を
ひらきしかば 三六 ゲハジを呼てかのシユナミ人をよべと言ければすなはちこれを呼り 三七 彼入來りしかばエリ
シヤなんぢの子を取ゆけと言りかれすなはち入りてエリシヤの足下に伏し地に身をかゞめて其子を取あげ
て出づ○ 三八 斯てエリシヤまたギルガルにいたりしがその地に饑饉あり預言者の徒その前に坐しをる是にお
いて彼その僕にいひけるは大なる釜をすゑて預言者の徒のために羹を煑よと 三九 時に一人田野にゆきて菜蔬
を採しが野籐のあるを見て其より野瓜を一風呂鋪採きたりて羹の釜の中に截こみたり其は皆これをしらざ
ればなり 四十 斯てこれを盛て人々に食はせんとせしに彼等その羹を食はんとするにあたりて叫びて嗚呼神の人よ
釜の中に死をきたらする者ありといひて得食はざりしかば 四一 エリシヤさらば粉をもちきたれといひてこれ
を釜になげ入れ盛て人々に食しめよと言り釜の中にはすなはち害物あらずなりぬ○ 四二 茲にバアルシヤリシ
ヤより人來り初穗のパンと大麥のパン二十と圃の初物一袋とを神の人の許にもちいたりたればエリシヤ衆
人にあたへて食はしめよと言ふに 四三 その奴僕いひけるは如何にや我これを百人の前にそなふべきかと然
るに彼また言ふ衆人にあたへて食しめよ夫ヱホバかくいひたまふかれら食ふて倘あます所あらんと 四四 すな
はち之をその前にそなへたればみな食ふてなほ餘せりヱホバの言のごとし

第五章　一　スリア王の軍勢の長ナアマンは其の主君のまへにありて大なる者にしてまた貴き者なりき是はヱ
ホバ曾て彼をもてスリアに拯救をほどこしたまひしが故なり彼は大勇士なりしが癩病をわづらひ居る　二　昔
にスリア人隊を組ていでたりし時にイスラエルの地より一人の小女を執へゆけり彼ナアマンの妻に事たり
しが　三　其の女主にむかひわが主サマリアに居る預言者の前にいまさば善らん者をかれ其の癩病を痊すなら
んと言たれば　四　ナアマン入りて其の主君に告てイスラエルの地よりきたれる女子斯々語たりと言ふに　五
スリア王いひけるは往よ往よ我イスラエルの王に書をおくるべしと是において彼いでゆき銀十タラントと
金六千および衣服十襲をたづさへ　六　イスラエルの王に其の書をもちゆけり其の文に曰くこの書汝にいたら
ば視よ我わが臣ナアマンをなんぢに遣はせるなりこれ汝其の癩病を痊されんがためなり　七　イスラエルの
王其の書を讀み衣を裂ていふ我神ならんや爭か殺すことをなし生すことをなしえんに然るに此人なんぞ癩病
の人を我につかはしてこれを痊さしめんとするや然ば請ふ汝等彼が如何に我に爭を求むるかを見て知れ
と　八　玆に神の人エリシヤ イスラエルの王が其の衣を裂たることをきゝ王に言遣しけるは汝何とて汝の衣を
さきしや彼をわがもとにいたらしめよ然ば彼イスラエルに預言者のあるを知にいたるべし　九　是において
ナアマン其の馬と車とをしたがへ來りてエリシヤの家の門に立けるに　十　エリシヤ使をこれに遣して言ふ汝
ゆきて身をヨルダンに七たび洗へ然ば汝の肉本にかへりて汝は清く爲べしと　十一　ナアマン怒りて去り言ける
は我は彼かならず我もとにいできたりて立ち其の神ヱホバの名を呼て其の所の上に手を動して癩病を痊す
ならんと思へり　十二　ダマスコの河アバナとパルパルはイスラエルのすべての河水にまさるにあらずや我これ
らに身を洗ふて清まることを得ざらんやと乃ち身をめぐらし怒りて去る　十三　時に其の僕等近よりてこれにい
ひけるは我父よ預言者なんぢに大なる事をなせと命ずるとも汝これを爲ざらんや況て彼なんぢに身を洗

ひて潔くなれといふをやと 十四 是においてナアマン下りゆきて神の人の言のごとくに七たびヨルダンに身を
洗ひしにその肉本にかへり嬰兒の肉の如くになりて清くなりぬ 十五 かれすなはちその從者とともに神の人の
許にかへりきたりてその前に立ていふ我いまイスラエルのほかは全地に神なしと知る然ば請ふ僕より禮物
をうけよ 十六 エリシヤいひけるはわが事ふまつるヱホバは活く肯て禮物をうけじとかれ強て之を受しめんと
したれども遂にこれを辭したり 十七 ナアマンいひけるは然ば請ふ驢馬に二駄の土を僕にとらせよ僕は今より
のち他の神には燔祭をも祭品をもささげずして只ヱホバにのみ獻げんとす 十八 ねがはくは主この事につきて
僕をゆるしたまへ即ちわが主君リンモンの宮にいりそこにて崇拜をなしてわが手に倚ることありまた我リ
ンモンの宮にありて身をかがむることあらんわがリンモンの宮において身をかがむる時に願くはヱホバこ
の事につきて僕をゆるしたまへと 十九 エリシヤ彼になんぢ安じて去れといひければ彼エリシヤをはなれて少
しく進みゆきけるに 二十 神の人エリシヤの僕ゲハジいひけるは吾が主人は此スリア人ナアマンをいたはりて
彼が手に携へきたれるものを受ざりしがヱホバは活くわれ彼のあとを追かけて彼より少く物をとらんと 二一
ゲハジすなはちナアマンのあとをおひ行くにナアマンはおのれのあとに走り來る者あるを見て車より下り
これを迎へて皆平安やと言ふに 二二 かれ言けるは皆平安しわが主我を遣していはしむ只今エフライムの山よ
り預言者の徒なる二人の少者わが許に來れり請ふ汝かれらに銀一タラントと衣二襲をあたへよと 二三 ナ
アマンいひけるは望むらくは二タラントを取れとてかれを強ひ銀二タラントを二の袋にいれ衣二襲を添
て二人の僕に負せたれば彼等これをゲハジの前に負きたりしが 二四 彼岡に至りしとき之をかれらの手より取
て家のうちにをさめかれらを放ちて去しめ 二五 而して入てその主人のまへに立つにエリシヤこれにいひける
はゲハジよ何處より來りしや答へていふ僕は何處にもゆかず 二六 エリシヤいひけるはその人が車をはなれ來

りてなんぢを迎へし時にわが心其處にあらざりしや今は金をうけ衣をうけ橄欖園葡萄園羊牛僕婢をう
くべき時ならんや 二七 然ばナアマンの癩病はなんぢにつき汝の子孫におよびて限なからんと彼その前より退
ぞくに癩病發して雪のごとくになりぬ

第六章

一 茲に預言者の徒エリシヤに言けるは視よ我等が汝とともに住ふ所はわれらのために隘し 二 請ふ我
等をしてヨルダンに往しめよ我等おの〳〵彼處より一の材木を取て其處に我等の住べき處を設けん エリシ
ヤ往よと言ふ 三 時にその一人 希くは汝も僕等と共に往けと言ければエリシヤ答へて我ゆかんと言ふ 四 エリ
シヤかく彼等とともに往り彼等すなはちヨルダンにいたりて樹を砍りたふしけるが 五 一人の材木を砍たふ
すに方りてその斧水におちいりしかば叫びて嗚呼主よ是は乞得たる者なりと言ふ 六 神の人其は何處におち
いりしやと言ふにその處をしらせしかば則ち杖を切おとして其處に投いれてその斧を浮ましめ 七 汝これを
取れと言ければその人手を伸てこれを取り○ 八 茲にスリアの王イスラエルと戰ひをりその臣僕と評議して
斯々の處に我陣を張んと言たれば 九 神の人イスラエルの王に言おくりけるは汝愼んで某の處を過るなか
れ其はスリア人其處に下ればなりと 十 イスラエルの王是において神の人が己に告げ己に敎たる處に人を遣
して其處に自ら防しこと一二回に止まらざりき 十一 是をもてスリアの王是事のために心をなやましその臣僕
を召て我等の中誰がイスラエルの王と通じをるかを我に告ざるやと言ふに 十二 その臣僕の一人言ふ王わが主
よ然るにあらず但イスラエルの預言者エリシヤ汝が寢室にて語る所の言語をもイスラエルの王に告るなり
十三 王いひけるは往て彼が安に居るを見よ我人をやりてこれを執へんと茲に彼はドタンに居ると王に告ていひ
ふ者ありければ 十四 王そこに馬と車および大軍をつかはせり彼等すなはち夜の中に來りてその邑を取かこみ
けるが 十五 神の人の從屬夙に興て出て見に軍勢馬と車をもて邑を取かこみ居ればその少者エリシヤに言ける

は嗚呼わが主よ我等如何にすべきや 十六 エリシヤ答へけるは懼るなかれ我等とともにある者は彼らとともに
ある者よりも多しと 十七 エリシヤ祈りて願くはエホバかれの目を開きて見させたまへと言ければエホバその
少者の眼を開きたまへり彼すなはち見るに火の馬と火の車山に盈てエリシヤの四面に在り 十八 スリア人エリ
シヤの所に下りいたれる時エリシヤ、エホバに祈りて言ふ願くは此人々をして目昏しめたまへと即ちエリシ
ヤの言のごとくにその目を昏ましめたまへり 十九 是においてエリシヤ彼らに言けるは是はその途にあらず是
はその城にもあらず我に従ひて来れ我汝らを汝らが尋ぬる人の所に携ゆかんとて彼等をサマリアにひき至
れり 二十 彼等がサマリアに至りし時エリシヤ言けるはエホバよ此人々の目をひらきて見させたまへと即ちエ
ホバかれらの目を開きたまひたれば彼等見るにその身はサマリアの中にあり 二一 イスラエルの王かれらを見
てエリシヤに言けるはわが父よ我撃殺すべきや撃殺すべきや 二二 エリシヤ答けるは撃殺すべからず汝剣と弓
をもて擒にせる者等を撃殺すことを為んやパンと水を彼らの前にそなへて食飲せしめてその主君に往しむ
べきなり 二三 王すなはちかれらの為に大なる饗宴をまうけ其食飲ををえるに及びてこれを去しめたれば即
はち其主君に帰れり是をもてスリアの兵ふたゝびイスラエルの地に入ざりき○ 二四 此後スリアの王ベ子ハダ
デその全軍を集めて上りきたりてサマリアを攻囲みければ 二五 サマリア大に糧食乏しくなれり即ちかれ
ら之を攻かこみたれば遂に驢馬の頭一箇は銀八十枚にいたり鳩の糞一カブの四分の一は銀五枚にいたる 二六
茲にイスラエルの王石垣の上を通りをる時一人の婦人かれに呼はりて我主王よ助けたまへと言ければ 二七 彼
言ふエホバもし汝を助けたまはずば我何をもてか汝を助くることを得ん禾場の物をもてせんか酒醡の中の
物をもてせんか 二八 王すなはち婦に何事なるやと言ば答へて言ふ此婦人我にむかひ汝の子を与へよ我等今日
これを食ひて明日わが子を食ふべしと言り 二九 斯われら吾子を煮てこれを食ひけるが我次の日にいたりて彼

にむかひ汝の子を與へよ我等これを食はんと言しに彼その子を隠したり　三十 王その婦人の言を聞て衣を裂き而して石垣の上を通りをりしが民これを見るにその膚に麻布を着居たり　三一 王言けるは今日シヤパテの子エリシヤの首その身の上にすわりをらば神われに斯なしまた重ねてかく成たまへ　三二 時にエリシヤはその家に坐しをり長老等これと共に坐し居る王すなはち己の所より人を遣しけるがエリシヤはその使者の未だ己にいたらざる前に長老等に言に汝等この人を殺す者の子が我の首をとらんとて人を遣はすを見るや汝等觀てその使者至らば戸を閉てこれを戸の内にいるるなかれ彼の主君の足音その後にするにあらずやと　三三 斯彼等と語をる間にその使者かれの許に來りしが王もつゞいて來り言けるは此災はエホバより出たるなり我なんぞ此上エホバを待べけんや

第七章

一 エリシヤ言けるは汝らエホバの言を聽けエホバかく言たまふ明日の今頃サマリアの門にて麥粉一セアを一シケルに賣り大麥二セアを一シケルに賣にいたらん　二 時に一人の大將すなはち王のその手に依る者神の人に答へて言けるは由やエホバ天に窓をひらきたまふも此事あるべけんやエリシヤいひけるは汝は汝の目をもて之を見ん然どこれを食ふことあらじ　三 玆に城邑の門の入口に四人の癩病人をりしが互に言けるは我等なんぞ此に坐して死るを待べけんや　四 我ら若邑にいらんと言ば邑には食物竭てあれば我ら其處に死んもし又此に坐しをらば同く死ん然ば我等ゆきてスリアの軍勢の所にいたらん彼ら我らを生しおかば我等生ん若われらを殺すも死るのみなりと　五 すなはちスリア人の陣營にいたらんとて黄昏に起あがりしがスリアの陣營の邊にいたりて視に一人も其處にをる者なし　六 是より先に主スリアの軍勢をして車の聲馬の聲大軍の聲を聞えしめたまひしかば彼ら互に言けるは視よイスラエルの王われらに敵せんとてヘテ人の王等およびエジプトの王等を傭ひきたりて我らを襲はんとすと　七 すなはち黄昏に起て逃げその天幕と馬と驢馬

とを棄て陣營をその儘になしおき生命を全うせんとて逃たり 八 かの癩病人等陣營の邊に至りしが遂に一の天幕にいりて食飲し其處より金銀衣服を持さりて往てこれを隱し又きたりて他の天幕にいり其處よりも持さりて往てこれを隱せり 九 かくて彼等互に言けるは我等のなすところ善らず今日は好消息ある日なるに我等は默し居る若夜明まで待ば禍害身におよばん然ば來れ往て王の家屬に告んと 十 すなはち來りて邑の門を守る者を呼びこれに告て言けるは我等スリア人の陣營にいたりて視に其處には一人も居る者なく亦人の聲もせず但馬のみ繫ぎてあり驢馬のみ繫ぎてあり天幕は其儘ありと 十一 是において門を守る者呼はりてこれを王の家の中に報せたれば 十二 王夜の中に興いでゝその臣下に言けるは我スリア人が我等になせる所の如何を汝等に示さん彼等はわれらの飢たるを知が故に陣營を去て野に隱る是はイスラエル人邑を出なば生擒て邑に推いらんと言て然せるなり 十三 その臣下の一人對へて言けるは請ふ尙遺されて邑に存れる馬の中五匹を取しめよ我等人を遣て窺はしめん視よ是等は邑の中に遺れるイスラエルの全群衆のごとし視よ是等は滅び亡たるイスラエルの全群衆のごとくなりと 十四 是において二輛の戰車とその馬を取り王すなはち往て見よといひて人を遣はしてスリアの軍勢の跡を尾しめたれば 十五 彼らその跡を尾てヨルダンにいたりしが途には凡てスリア人が狼狽逃る時に棄たる衣服と器具盈りその使者かへりてこれを王に告ければ 十六 民いでゝスリア人の陣營を掠めたり斯在しかば麥粉一セアは一シケルとなり大麥二セアは一シケルと成るエホバの言のごとし 十七 爰に王その手に依るところの彼大將を立て門を司らしめたるに民門にて彼を踐たれば死り即ち神の人が王のおのれに下り來し時に言たる言のごとし 十八 又神の人が王につげて明日の今頃サマリアの門にて大麥二セアを一シケルに賣り麥粉一セアを一シケルに賣るにいたらんと言しごとくに成ぬ 十九 彼大將その時に神の人にこたへてエホバ天に窓をひらきたまふも此事あるべけんやと言たりしかば答へて汝目をもてこれを見

さはれどもこれを食ふことはあらじと言たりしが 二十 そのごとくになりぬ即ち民門にてかれを蹈て死しめけ
り

第八章

一 エリシヤ甞てその子を甦へらせて與へし婦に言しことあり曰く汝起て汝の家族とともに往き汝の寄寓んとおもふ處に寄寓れ其はヱホバ饑饉を呼てだしたまひたれど七年の間この地にのぞむべければなりと 二 是をもて婦起て神の人の言のごとくに爲しその家族とともに往てペリシテ人の地に七年寄寓ぬ 三 かくて七年を經て後婦人ペリシテ人の地より歸りしが自己の家と田畝のために王に呼もとめんとて往り 四 時に王は神の人の僕ゲハジにむかひ請ふエリシヤが爲し諸の大なる事等を我に告よと言てこれと談話をる 五 即ち彼エリシヤが死人を甦らせしことを王にものがたりをる時にその子を彼が甦らせし婦自己の家と田畝のために王に呼もとめければゲハジ言ふわが主王よ是すなはちその婦人なり是すなはちエリシヤが甦らせしその子なり 六 王すなはちその婦に尋ね問けるにこれを陳たれば王彼のために一人の官吏を派出して言ふ凡て彼に屬する物並に彼がこの地を去し日より今にいたるまでの其田畝の產出物を悉く彼に還せよと ○ 七 エリシヤ ダマスコに至れる事あり時にスリアの王ベ子ハダデ病にかゝりをりしがこれにつげて神の人此にきたると言ふ者ありければ 八 王ハザエルに言ふ汝手に禮物をとり往て神の人を迎へ彼によりてヱホバに吾この病は愈るやと言て問へ 九 是においてハザエルかれを迎へんとて出往きダマスコのもろもろの佳物駱駝に四拾駄を禮物に携へて到りて彼の前に立ち曰けるは汝の子スリアの王ベ子ハダデ我を汝につかはして吾この病は愈るやと言しむ 十 エリシヤかれに言けるは往てかれに汝はかならず愈べしと告よ但しヱホバかれはかならず死んと我にしめしたまふなり 十一 而して神の人瞳子をさだめて彼の羞るまでに見つめ乃て哭いでたれば 十二 ハザエルわが主よ何て哭たまふやと言ふにエリシヤ答へけるは我汝がイスラエルの子孫になさんとて

ろの害惡を知ばなり即ち汝は彼等の城に火をかけ壯年の人を劍にころし子等を撃き孕女を剖ん 十三 ハザエ
ル言けるハ汝の僕ハ犬なるか何ぞ斯る大なる事をなさんエリシヤ答へけるハエホバ我にしめしたまふ汝は
スリアの王となるにいたらん 十四 斯て彼エリシヤを離れて去てその主君にいたるにエリシヤは汝に何と言し
やと尋ければ答へて彼汝ハかならず愈るあらんと我に告たりと言ふ 十五 翌日にいたりてハザエル粗き布をと
りて水に浸しこれをもて王の面を覆ひたれば死りハザエルすなハち之にかハりて王となる○ 十六 イスラエル
の王アハブの子ヨラムの五年にハヨシヤパテ尚ユダの王たりき此年にユダの王ヨシヤパテの子ヨラム位に
即り 十七 彼ハ位に即し時三十二歳にして八年の間エルサレムにて世を治めたり 十八 彼はアハブの家のなせるが
ごとくにイスラエルの王等の道を行へりアハブの女かれの妻なりければなり斯彼ハエホバの目の前に惡を
なせしかども 十九 エホバその僕ダビデのためにユダを滅すことを好みたまはざりき即ち彼にその子孫により
て恒に光明を與んと言たまひしがごとし 二十 ヨラムの代にエドム叛きてユダの手に服せず自ら王を立たれば
二一 ヨラムその一切の戰車をしたがへてザイルに渉りしが遂に夜の中に起あがりて自己を圍めるエドム人
を撃ちその戰車の長等を撃り斯して民ハその天幕に逃ゆきぬ 二二 エドムハ斯叛きてユダの手に服せずなり
しが今日まで然り此時にあたりてリブナもまた叛けり 二三 ヨラムのその餘の行爲およびその凡て爲たる事等
ハユダの王の歷代志の書に記さるゝにあらずや 二四 ヨラムその先祖等とゝもに寢りてダビデの邑にその先祖
たちと同じく葬られその子アハジアこれに代りて王となれり 二五 イスラエルの王アハブの子ヨラムの十二年
にユダの王ヨラムの子アハジア位に即り 二六 アハジアハ位に即し時二十二歳にして一年エルサレムにて世を
治めたりその母ハイスラエルの王オムリの孫女にしてその名をアタリヤといふ 二七 アハジアハアハブの家の道に
あゆみアハブの家のごとくにエホバの目の前に惡をなせり是かれハアハブの家の婿なりければなり 二八 茲に

アハブの子ヨラム自身ゆきてスリアの王ハザエルとギレアデのラモテに戰ひけるがスリア人等ヨラムに傷
を負せたり 二九 是に於てヨラム王はかのスリアの王アザエルと戰ふにあたりてラマに於てスリア人に負せら
れたるところの傷を療さんとてヱズレルに歸れりユダの王ヨラムの子アハジアはアハブの子ヨラムが病を
るをもてヱズレルに下りて之を訪ふ

第九章

一 茲に預言者エリシヤ預言者の徒一人を呼てこれに言ふ汝腰をひきからげ此膏の瓶を手にとりて
ギレアデのラモテに往け 二 而して汝かしこに到らばニムシの子なるヨシヤパテの子エヒウを其處に尋獲て
内に入り彼をその兄弟の中より起しめて奥の間につれゆき 三 膏の瓶をとりその首に灌て言へヱホバかく言
たまふ我汝に膏をそゝぎてイスラエルの王となすと而して戸を開きて逃されよ止ること勿れ 四 是において
預言者の僕なるその少者ギレアデのラモテに往けるが 五 到りて見るに軍勢の長等坐しをりければ將軍よ
我汝に告べき事ありと言ふにエヒウこたへて我等諸人の中の誰にかと言たれば將軍よ汝にと言ふ 六 エヒウ
すなはち起て家にいりければ彼その首に膏をそゝぎて之に言ふイスラエルの神ヱホバかく言たまふ我汝に
膏をそゝぎてヱホバの民イスラエルの王となす 七 汝はその主アハブの家を撃ほろぼすべし其によりて我わ
が僕なる預言者等の血とヱホバの諸の僕等の血をイゼベルの身に報いん 八 アハブの家は全く滅亡べしアハ
ブに屬する男はイスラエルにありて繫がれたる者も繫がれざる者もともに之を絶べし 九 我アハブの家をネ
バテの子ヤラベアムの家のごとくに爲しアヒヤの子バアシヤの家のごとくになさん 十 ヱズレルの地におい
て犬イゼベルを食ふべし亦これを葬るものあらじと而して戸を啓きて逃されり 十一 かくてエヒウその主の臣
僕等の許にいできたりたれば一人之に言ふ平安なるやこの狂る者何のために汝にきたりしやエヒウこたへ
て汝等はかの人を知りまたその言ところを知なりと言ふに 十二 彼等言けらく謊なり其を我等に告よと是にお

いてエヒウ言けるハ彼斯々我につげて言りエホバかく言たまふ我汝に膏をそゝぎてイスラエルの王となすと
十三 彼等すなハち急ぎて各人その衣服をとりこれを階の上エヒウの下に布き喇叭を吹てエヒウハ王たりと言り
十四 ニムシの子なるヨシヤパテの子エヒウ斯ヨラムに叛けり(ヨラムハイスラエルを盡くひきゐてギレアデのラモテに於てスリアの王ハザエルを禦ぎたりしが
十五 ヨラム王ハそのスリアの王ハザエルと戰ふ時にスリア人に負せられたるところの傷を痊さんとてヱズレルに歸りてをる)エヒウ言けるハ若なんぢらの心にかなはゞ一人もこの邑より走いでゝこれをヱズレルに言ふ者なからしめよと
十六 エヒウすなハちヱズレルにさして乘往りヨラムかしこに臥をれバなりまたユダの王アハジアハヨラムを訪ふ下りてをる
十七 ヱズレルの戍樓に一箇の守望者立をりしがエヒウの群衆のきたるを見て我群衆を見るといひければヨラム言ふ一人を馬に乘て遣し其に會しめて平安なるやと言しめよと
十八 是において一人馬にて行てこれに會ひ王かく宣まふ平安なるやと言ふにエヒウ言けるハ平安ハ汝の與るところならんや吾後にまハれと守望者また告て言ふ使者かれらの許に往たるが歸り來ずと
十九 是をもて再び人を馬にて遣したればその人かれらに到りて王かく宣まふ何か變事あるやと言ふにエヒウ答て平安ハ汝の與るところならんや吾後にまハれと言ふ
二十 守望者また告て言ふ彼も彼等の所にまで到りしが歸り來ずその車を趨するはニムシの子エヒウが趨するに似狂ふて趨らせ來る
二十一 是においてヨラム車を整へよと言ひけるが車整ひたればイスラエルの王ヨラムとユダの王アハジヤおの〳〵その車にて出たり即ちかれらエヒウにむかひて出きたりヱズレル人ナボテの地にて之に會けるが
二十二 ヨラム、エヒウを見てエヒウよ平安なるやといひたれバエヒウこたへて汝の母イゼベルの姦淫と魔術斯多かれバ何の平安あらんやと云り
二十三 ヨラムすなハち手をめぐらして逃げアハジアにむかひ反逆なりアハジアよと言ふに
二十四 エヒウ手に弓をひきしぼりてヨラムの肩の間を射たれバその矢かれの心をいぬきて出

で彼は車の中に僵ししづめり 二五 エヒウその將ビデカルに言けるは彼をとりてエズレル人ナボテの地の中に投すてよ其は汝憶ふべし嘗て我と汝と二人ともに乘て彼の父アハブに從へる時にエホバ斯かれの事を預言したまへり（ 二六 曰くエホバ言ふ誠に我昨日ナボテの血とその子等の血を見たりエホバ言ふ我この地において汝にむくゆることあらんと然ば彼をとりてその地になげすてゝエホバの言のごとくにせよ） 二七 ユダの王アハジアはこれを視て園の家の途より逃ゆきけるがエヒウその後を追ひ彼をも車の中に撃ころせと言しかばイブレアムの邊なるグルの坂にてこれを撃たればメギドンまで逃ゆきて其處に死り 二八 その臣僕等すなはち之を車にのせてエルサレムにたづさへゆきダビデの邑においてかれの墓にその先祖等とおなじくこれを葬れり 二九 アハブの子ヨラムの十一年にアハジアはユダの王となりしなり 三十 斯てエヒウ、エズレルにきたりしかばイゼベル聞てその目を塗り髪をかざりて窓より望みけるが 三一 エヒウ門に入きたりたればその主を弑せしジムリよ平安なるやと言り 三二 エヒウすなはち面をあげて窓にむかひ誰か我に與ものあるや誰かあるやと言けるに二三の寺人エヒウを望みたれば 三三 彼を投おとせと言りすなはち之を投おとしたればその血、牆と馬とにほとばしりつけりエヒウこれを踏とほれり 三四 斯て彼内にいりて食飲をなし而して言けるは往てかの詛はれし婦を見てこれを葬れ彼は王の女子なればなりと 三五 是をもて彼を葬らんとて往て見るにその頭骨と足と掌とありしのみなりければ 三六 歸りて彼につぐるに彼言ふ是すなはちエホバがその僕なるテシベ人エリヤをもて告たまひし言なり云くエズレルの地において犬イゼベルの肉を食はん 三七 イゼベルの屍骸はエズレルの地に於て糞土のごとくに野の表にあるべし是をもて是はイゼベルなりと指て言ふこと能ざらん

第十章

一 アハブサマリアに七十人の子あり茲にエヒウ書をしたゝめてサマリアにおくり邑の牧伯等と長老等とアハブの子等の師傅等とに傳へて云ふ 二 汝らの主の子等汝らとともにあり又汝等は車も馬も城もあり

且武器もあれば此書汝らの許にいたらば　三　汝らの主の子等の中より最も優れる方正き者を選み出してその
父の位に置ゑ汝等の主の家のために戰へよ　四　彼ら大に恐れて言ふ二人の王等すでに彼に當ることを得ざり
しなれば我等いかでか當ることを得んと　五　乃ち家宰、邑宰、長老、師傅等エヒウに言おくりけるは我等は汝
の僕なり凡て汝が我等に命ずる事を爲ん我等は王を立るを好まず汝の目に善と見ゆる所を爲せ　六　是におい
てエヒウ再度かれらに書をおくりて云ふ汝らもし我に與し我言にしたがふならば汝らの主の子なる人々の
首をとりて明日の今頃エズレルにきたりて吾許にいたれと當時王の子七十人はその師傅なる邑の貴人等と
ともに居る　七　その書かれらに至りしかば彼等王の子等をとらへてその七十人をことごとく殺しその首を籃
につめてこれをエズレルのエヒウの許につかはせり　八　すなはち使者いたりてエヒウに告て人衆王の首をた
づさへ來れりと言ければ明朝までこれを門の入口に二山に積おけと言り　九　朝におよび彼出て立ちすべての
民に言ふ汝等は義し我はわが主にそむきて之を弑したり然ど此すべての者等を殺せしは誰なるぞや　十　然ば
汝等知れエホバがアハブの家につきて告たまひしエホバの言は一も地に隕ず即ちエホバはその僕エリヤに
よりて告し事を成たまへりと　十一　斯てエヒウはアハブの家に屬する者のエズレルに遺れるを盡く殺しまた
その一切の重立たる者、その親き者、およびその祭司等を殺して彼に屬する者を一人も遺さざりき　十二　エヒウす
なはち起て往てサマリアに至りしがエヒウ途にある時牧者の集會所において　十三　ユダの王アハジアの兄弟等
に遭ひ汝等は何人なるやと言けるに我等はアハジアの兄弟なるが王の子等と王母の子等の安否を問んとて
下るなりと答へされば　十四　彼等を生擒れと言り即ちかれらを生擒りその集會所の穴の側にて彼等四十二人を
盡く殺し一人をも遺さざりき　十五　斯てエヒウ其處より進みゆきしがレカブの子ヨナダブの己を迎にきたるに遭
ければその安否をとふてこれに汝の心はわが心の汝の心と同一なるがごとくに眞實なるやと言けるにヨナ

ダブ答へて眞實なりと言たればば然ば汝の手を我に伸よと言ひその手を伸ければ彼を挽て己の車に登らしめ
て十六言ふ我とともに來りて我がヱホバに熱心なるを見よと斯かれを己の車に乘しめ十七サマリアにいたりて
アハブに屬する者のサマリアに遺れるを盡く殺して遂にその一族を滅せりヱホバのエリヤに告たまひ
し言語のごとし十八茲にヱヒウ民をことごとく集てこれに言けるはアハブは少くバアルに事たるがヱヒウは大
いにこれに事へんとす十九然ば今バアルの諸の預言者諸の臣僕諸の祭司等を我許に召せ一人も來らざる者な
からしめよ我大なる祭祀をバアルのためになさんとするなり凡て來らざる者は生しおかじと但しヱヒウはバ
アルの僕等を滅さんとて僞りて斯なせるなり二十ヱヒウすなはちバアルの祭禮を設よと言ければ之を宣たり
二一是てヱヒウあまねくイスラエルに人をつかはしたればバアルの僕たる者皆きたれり一人も來らずして遺
れるものはあらざりき彼等バアルの家にいたりたればバアルの家は末より末まで充わたれり二二時にヱヒウ
衣裳を掌る者にむかひ禮服をとりいだしてバアルの凡の僕等にあたへよといひければすなはち禮服をと
りいだせり二三斯ありてヱヒウはレカブの子ヨナダブとともにバアルの家にいりしがバアルの僕等に言ふ汝
等尋ね見て此には只バアルの僕のみあらしめヱホバの僕を一人も汝らの中にあらしめざれと二四彼等犧牲と
燔祭を獻んとて入し時ヱヒウは八十人の者を外に置て言ふ凡てわがその手にわたすところの人を一人にても
逃れしむる者は己の生命をもてその人の生命に代べしと二五斯て燔祭を獻ることの終りし時ヱヒウその士卒
と諸將に言ふ入てかれらを殺せ一人をも出すなかれとすなはち刃をもて彼等を撃ころせり而して士卒と諸
將これを投いだしてバアルの家の內殿に入り二六諸の像をバアルの家よりとりいだしてこれを燒り二七即ちか
れらバアルの像をこぼちバアルの家をこぼち其をもて廁を造りしが今日までのこる二八ヱヒウかくイスラエ
ルの中よりバアルを絕さりたりしかども二九ヱヒウは偖かのイスラエルに罪を犯させたるネバテの子ヤラベ

アムの罪に離ることをせざりき即ち彼なはベテルとダンにあるところの金の犢に事たり 三十 エホバ、エヒウ
に言たまひけらく汝わが義と視るところの事を行ふにあたりて善く事をなしまたわが心にある諸の事をア
ハブの家になしたれバ汝の子孫ハ四代までイスラエルの位に坐せんと 三一 然るにエヒウハ心を盡してイスラ
エルの神エホバの律法をおこなはんとハせず尚かのイスラエルに罪を犯させたるヤラベアムの罪に離れざ
りき 三二 是時にあたりてエホバイスラエルを割くことを始めたまへりハザエルすなハちイスラエルの一切の
邊境を侵し 三三 ヨルダンの東においてギレアデの全地ガド人、ルベン人、マナセ人の地を侵しアルノン河の邊な
るアロエルよりギレアデにいたりバシヤンにおよべり 三四 エヒウのその餘の行爲とその凡て爲たる事および
その大なる能ハイスラエルの王の歴代志の書に記さるゝにあらずや 三五 エヒウその先祖等とともに寢りたれ
バこれをサマリアに葬りぬその子エホアハズこれに代て王となれり 三六 エヒウがサマリアにおいてイスラエ
ルに王たりし間ハ二十八年なりき

第十一章

一 茲にアハジアの母アタリアその子の死たるを見て起て王の種をことごとく滅したりしが 二 ヨラム
王の女にしてアハジアの姉妹なるエホシバといふ者アハジアの子ヨアシを王の子等の殺さるゝ者の中より
竊みとり彼とその乳母を夜着の室にいれて彼をアタリアに匿したれバ終にころされざりき 三 ヨアシは彼と
ともに六年エホバの家に隱れてをりアタリア國を治めたり 四 第七年にいたりエホヤダ人を遣して近衛兵の
大將等を招きよせエホバの家にきたりて己に就しめ彼等と契約を結び彼らにエホバの家にて誓をなさしめ
て王の子を見し 五 かれらに命じて言ふ汝等がなすべき事は是なり汝等安息日に入きたる者は三分の一ハ王
の家をまもり 六 三分の一はスル門にをり三分の一は近衛兵の後の門にをるべし斯なんぢら宮殿をまもりて
人をいるべからず 七 また凡て汝等安息日に出ゆく者ハその二手ともにエホバの家において王をまもるべし

八すなはち汝らおの／＼武器を手にとりて王を環て立べし凡てその列を侵す者をば殺すべし汝等又王の出る時にも入る時にも王とともにをるべし　九是においてその將官等祭司エホヤダが凡て命ぜしごとくにおこなへり即ちかれらおの／＼其手の人の安息日に入べき者と安息日に出ゆくべき者とを率て祭司エホヤダに至りしかば　十祭司はエホバの殿にあるダビデ王の槍と楯を大將等にわたせり　十一近衛兵はおの／＼手に武器をとりて王の四周にをり殿の右の端より左の端におよびて壇と殿にそひて立つ　十二エホヤダすなはち王子を進ませて之に冠冕をいたゞかせ律法をわたし之を王となして之に膏をそゝぎければ人衆手を拍て王長壽かれと言り　十三爰にアタリヤ近衛兵と民の聲を聞きエホバの殿にいりて民の所にいたり　十四見るに王は常例のごとくに高座の上に立ち其傍に大將等と喇叭手立をり又國の民みな喜びて喇叭を吹をりしかばアタリヤその衣を裂て反逆なり反逆なりと叫べり　十五時に祭司エホヤダ大將等と軍勢の士官等に命じてこれに言ふ彼をして列の間をとほりて出しめよ彼に從がふ者をば劍をもて殺せと前にも祭司は彼をエホバの家に殺すべからずと言おけり　十六是をもて彼のために路をひらきければ彼王の家の馬道をとほりゆきしが遂に其處に殺されぬ　十七斯てエホヤダはエホバと王と民の間にその皆エホバの民とならんといふ契約を立しめたり又王と民の間にもこれを建しめたり　十八是をもて國の民みなバアルの家にいりてこれを毀ちその壇とその像を全く打碎きバアルの祭司マツタンをその壇の前に殺せり而して祭司エホバの家に監督者を設けたり　十九エホヤダすなはち大將等と近衛兵と國の諸の民を率てエホバの家より王をみちびき下り近衛兵の門の途よりして王の家にいたり王の位に坐せしめたり　二十斯有しかば國の民はみな喜びて邑は平穩なりきアタリヤは王の家に殺されぬ　二十一ヨアシは位に即し時七歳なりき

第十二章

一ヨアシはエヒウの七年に位に即きエルサレムにおいて四十年世を治めたりその母はベエルシバよ

り出たるものにて名をヂビアといへり　二 ヨアシは祭司エホヤダの己を誨ふる間は恒にエホバの善と視たまふ事をおこなへり　三 然ど崇邱は除かずしてあり民は尙ほ崇邱において犧牲をささげ香を焚り　四 爰にヨアシ祭司等に言けるは凡てエホバの家に聖別て献納るところの金即ち核數らるる人の金估價にしたがひて出ところの身の代の金および人々が心より願てエホバの家に持きたるところの金　五 これを祭司等おのおのの知人より受をさめ何處にても殿に破壞の見る時はこれをもてその破壞を修繕ふべしと　六 然るにヨアシ王の二十三年におよぶまで祭司等殿の破壞を修繕ふにいたらざりしかば　七 ヨアシ王祭司エホヤダおよびその他の祭司等を召てこれに言ふ爾等などて殿の破壞を修繕はざるや然ば今よりは汝等の知人より金を受て自己のためにすべからず唯殿の破壞の修理に其を供ふべしと　八 祭司等は重て民より自己のために金を受ず又殿の破壞を修理ふことをせじと約せり　九 斯て後祭司エホヤダ一箇の匱をとりその蓋に孔を穿ちてこれをエホバの家の入口の右において壇の傍に置り門守の祭司等すなはちエホバの家に入きたるところの金をことごとくその中に入たり　十 爰にその匱の中に金の多くあることを見たれば王の書記と祭司の長と上り來りてそのエホバの家に積りし金を包みてこれを數へ　十一 その數へし金をこの工事をなす者に付せり即ちエホバの家の監督者にこれを付しければ彼等またエホバの家を修理ふところの木匠と建築師にこれを與へ　十二 石工および琢石者に與へまたこれをもてエホバの家の破壞を修繕ふ材木と琢石を買ひ殿を修理ふために用ふる諸の物のためにこれを費せり　十三 但しエホバの家にいり來れるその金をもてエホバの家のために銀の盂燈剪、鉢、喇叭、金の器、銀の器等を造ることはせざりき　十四 唯これをその工事をなす者にわたして之をもてエホバの家を修理はしめたり　十五 またその金を手わたして工人にはらはしめたる人々と計算をなすことをせざりき是は彼等忠厚に事をなしたればなり　十六 愆金と罪金はエホバの家にいらずして祭司に歸せり○　十七 當時スリ

アの王ハザエルのぼり來りてガテを攻てこれを取り而してハザエル、エルサレムに攻のぼらんとてその面をこれに向たり 十八 是をもてユダの王ヨアシその先祖たるユダの王ヨシヤパテ、ヨラム、アハジア等が聖別て獻げたる一切の物および自己が聖別て獻げたる物ならびにヱホバの家の庫と王の家とにあるところの金を悉く取てこれをスリアの王ハザエルにおくりければ彼すなはちヱルサレムを離れて去ぬ 十九 ヨアシのその餘の行爲およびその凡て爲たる事はユダの王の歴代志の書に記さるゝにあらずや 二十 爰にヨアシの臣僕等おこりて黨をむすびシラにくだるところのミロの家にてヨアシを弑せり 二十一 即ちその僕シメアテの子ヨザカルとショメルの子ヨザバデかれを弑して死しめたればその先祖とおなじくこれをダビデの邑に葬れりその子アマジヤこれに代りて王となる

第十三章

一 ユダの王アハジアの子ヨアシの二十三年にヱヒウの子ヨアハズサマリアにおいてイスラエルの王となり十七年位にありき 二 彼はヱホバの目の前に惡をなし夫のイスラエルに罪を犯させたるネバテの子ヤラベアムの罪を行ひつゞけて之に離れざりき 三 是においてヱホバ、イスラエルにむかひて怒を發しこれをその代のあひだ恒にスリアの王ハザエルの手にわたしおき又ハザエルの子ベネハダデの手に付し置たまひしが 四 ヨアハズ、ヱホバに請求めたればヱホバつひにこれを聽いれたまへり其はイスラエルの苦難を見たまへばなり即ちスリアの王これをなやませるなり 五 ヱホバつひに救者をイスラエルにたまひたればイスラエルの子孫はスリア人の手を脱れて曩昔のごとくに己己の天幕に住にいたれり 六 但し彼等はイスラエルに罪を犯さしめたるヤラベアムの家の罪をはなれずして之をおこなひつゞけたりサマリアにも亦アシタロテの像たちをりぬ 七 嚮にスリアの王は民を滅し蹈くだく塵のごとくに是をなして只騎兵五十人車十輛歩兵壹萬人而已をヨアハズに遺せり 八 ヨアハズのその餘の行爲とその凡て爲たる事およびその能はイスラ

エルの王の歴代志の書にしるさるゝに非ずや　九 ヨアハズその先祖等とともに寝りたれバこれをサマリアに
葬れりその子ヨアシこれに代て王となる○　十 ユダの王ヨアシの三十七年にヨアハズの子ヨアシ、サマリアに
おいてイスラエルの王となり十六年位にありき　十一 彼エホバの目の前に惡をなし夫のイスラエルに罪を犯さ
せたる子バテの子ヤラベアムの諸の罪にはなれずしてこれを行ひつゞけたり　十二 ヨアシのその餘の行爲とそ
の凡て爲たる事およびそのユダの王アマジヤと戰ひし能はイスラエルの王の歴代志の書に記さるゝに非ず
や　十三 ヨアシその先祖等とともに寝りてヤラベアム位にのぼれりヨアシはイスラエルの王等とおなじくサマ
リアに葬らる○　十四 こゝにエリシヤ死病にかゝりて疾をりしかバイスラエルの王ヨアシ彼の許にくだり來てそ
の面の上に涙をおとし吾父吾父イスラエルの兵車よりの騎兵よと言り　十五 エリシヤかれにむかひ弓矢をとれ
と言ければすなはち弓矢をとれり　十六 エリシヤまたイスラエルの王に汝の手を弓にかけよと言ければすなは
ちその手をかけたり是においてエリシヤその手を王の手の上に按て　十七 東向の窓を開けと言たれバ之を開きけ
るにエリシヤまた射よと言り彼すなはち射たれバエリシヤ言ふエホバよりの拯救の矢スリアに對する拯救
の矢汝かならずアベクにおいてスリア人を撃やぶりてこれを滅しつくすにいたらん　十八 エリシヤまた矢を取
れと言ければ取りエリシヤまたイスラエルの王に地を射よといひけるに三次射て止たれバ　十九 神の人怒て言
ふ汝は五回も六回も射るべかりしなり然せしならバ汝スリアを撃やぶりて之を滅しつくすことを得ん然ど
今然せざれバ汝がスリアを撃やぶることは三次のみなるべしと　二十 エリシヤ終に死たればこれを葬りしが年
の立かへるにおよびてモアブの賊黨國にいりきたれり　二十一 時に一箇の人を葬らんとする者ありしが賊黨を見たれ
バその人をエリシヤの墓におろしいれけるにその人いりてエリシヤの骨にふるゝや生かへりて起あがれり○
二十二 スリアの王ハザエルはヨアハズの一生の間イスラエルをなやましたりしが　二十三 エホバはそのアブラハムイサ

ク、ヤコブと契約をむすびしがためにイスラエルをめぐみ之を憐みこれを眷みたまひ之を滅すことを好まず
尚これをその前より棄はなちさまはざりき 二四 スリアの王ハザエルつひに死てその子ベネハダデこれに代り
て王となれり 二五 是においてヨアハズの子ヨアシはその父ヨアハズがハザエルに攻取れたる邑々をハザエル
の子ベネハダデの手より取かへせり即ちヨアシは三次かれを敗りてイスラエルの邑々を取かへしぬ

第十四章

一 イスラエルの王ヨアハズの子ヨアシの二年にユダの王ヨアシの子アマジヤ王となれり 二 彼は王と
なれる時二十五歳にして二十九年の間エルサレムにて世を治めたりその母はエルサレムの者にして名をエ
ホアダンと云り 三 アマジヤはエホバの善と見たまふ事をなしたりしがその先祖ダビデのごとくにはあらざり
き彼は萬の事において其父ヨアシがなせしごとくに事をなせり 四 惟崇邱はのぞかずして有り民はなほそ
の崇邱において犠牲をささげ香を焚り 五 彼は國のその手に堅くたつにおよびてその父王を弑せし臣僕等
を殺したりしが 六 その弑殺人の子女等は殺さざりき是はモーセの律法の書に記されたる所にしたがへるな
り即ちエホバ命じて言たまはく子女の故によりて父を殺すべからず父の故によりて子女を殺すべからず人
はみなその身の罪によりて死べき者なりと 七 アマジヤまた鹽谷においてエドム人一萬を殺せり亦セラを攻
とりてその名をヨクテルとなづけしが今日まで然り 八 かくてアマジヤ使者をエヒウの子ヨアハズの子なる
イスラエルの王ヨアシにおくりて來れ我等たがひに面をあはせんと言しめければ 九 イスラエルの王ヨアシ
ユダの王アマジヤに言おくりけるはレバノンの荊棘かつてレバノンの栢樹に汝の女子をわが子の妻にあた
へよと言おくりたることありしにレバノンの野獸とほりてその荊棘を踏たふせり 十 汝は大にエドムに勝た
れば心に誇るその榮譽にやすんじて家に居れなんぞ禍を惹おこして自己もユダもともに亡んとするやと 十一
然るにアマジヤ聽ことをせざりしかばイスラエルの王ヨアシのぼり來れり是において彼とユダの王アマジ

ヤハユダのベテシメシにてたがひに面をあはせたりしが
十二 ユダイスラエルに敗られて各人その天幕に逃か
へりぬ
十三 是においてイスラエルの王ヨアシはアハジアの子ヨアシの子なるユダの王アマジヤをベテシメシ
に擒へ而してエルサレムにいたりてエルサレムの石垣をエフライムの門より隅の門まで凡そ四百キユビト
を毀ち
十四 またエホバの家と王の家の庫とにあるところの金銀および諸の器をとりかつ人質をとりてサマリ
アにかへれり
十五 ヨアシがなしたるその餘の行爲とその能およびそのイスラエルの王アマジヤと戰ひし事は
イスラエルの王の歷代志の書にしるさるゝにあらずや
十六 ヨアシその先祖等とともに寢りてイスラエルの王
等とともにサマリアに葬られその子ヤラベアムこれに代りて王となれり
十七 ヨアシの子なるユダの王アマジ
ヤはヨアハズの子なるイスラエルの王ヨアシの死てより後なほ十五年生存へたり
十八 アマジヤのその餘の行
爲はユダの王の歷代志の書にしるさるゝにあらずや
十九 茲にエルサレムにおいて黨をむすびて彼に敵する者
ありければ彼ラキシに逃ゆきけるにその人々ラキシに人をやりて彼を彼處に殺さしめたり
二十 人衆かれを馬
に負せてもちきたりエルサレムにおいてこれをその先祖等とともにダビデの邑に葬りぬ
二一 ユダの民みなア
ザリヤをとりて王となしてその父アマジヤに代しめたり時に年十六なりき
二二 彼エラテの邑を建てこれを再
びユダに歸せしめたり是はかの王がその先祖等とともに寢りし後なりき○
二三 ユダの王ヨアシの子アマジヤ
の十五年にイスラエルの王ヨアシの子ヤラベアムサマリアにおいて王となり四十一年位にありき
二四 彼はエ
ホバの目の前に惡をなし夫のイスラエルに罪を犯さしめたるネバテの子ヤラベアムの罪に離れざりき
二五 彼
ハマテの入處よりアラバの海までイスラエルの邊境を恢復せりイスラエルの神エホバがガテヘペルのアミ
ツタイの子なるその僕預言者ヨナによりて言たまひし言のごとし
二六 エホバ イスラエルの艱難を見たまふに
其は甚だ苦かり即ち繫れたる者もあらず繫れざる者もあらず又イスラエルを助る者もあらず
二七 エホバは我

イスラエルの名を天下に塗抹んとすと言たまひしこと無し反てヨアシの子ヤラベアムの手をもてこれを拯
ひたまへり 二八 ヤラベアムのその餘の行爲とその凡てなしたる事およびその戰爭をなせし能力の昔にユダに
屬し居たることありしダマスコとハマテを再びイスラエルに歸せしめたる事はイスラエルの王の歴代志の
書に記るゝにあらずや 二九 ヤラベアムその先祖たるイスラエルの王等とゝもに寢りその子ザカリヤこれに代
りて王となれり

第十五章 一 イスラエルの王ヤラベアムの二十七年にユダの王アマジヤの子アザリヤ王となれり 二 彼は王とな
れる時に十六歳なりしが五十二年の間エルサレムにおいて世を治めたりその母はエルサレムの者にして名
をヱコリアと言ふ 三 彼はヱホバの善と見たまふ事をなし萬の事においてその父アマジヤがなしたるごとく
行へり 四 惟崇邱は除かずしてあり民は尚その崇邱の上に犧牲をさゝげ香をたけり 五 ヱホバ王を撃たまひ
しかばその死る日まで癩病人となり別殿に居ぬその子ヨタムは家の事を管理て國の民を審判り 六 アザリヤの
その餘の行爲とその凡てなしたる事はユダの王の歴代志の書にしるさるゝにあらずや 七 アザリヤその先祖
等とゝもに寢りたればこれをダビデの邑にその先祖等とゝもに葬れりその子ヨタムこれに代りて王となる
○ 八 ユダの王アザリヤの三十八年にヤラベアムの子ザカリヤサマリアにおいてイスラエルの王となれりそ
の間は六月 九 彼その先祖等のなせしごとくヱホバの目の前に惡を爲し夫のイスラエルに罪を犯させたる子
バテの子ヤラベアムの罪を離れざりき 十 爰にヤベシの子シヤルムは黨をむすびて之に敵し民の前にてこれを
撃て弑しこれに代りて王となれり 十一 ザカリヤのその餘の行爲はイスラエルの王の歴代志の書に記さる 十二 ヱ
ホバのヱヒウに告たまひし言は是なり云く汝の子孫は四代までイスラエルの位に坐せんと果して然り 十三 ヤ
ベシの子シヤルムはユダの王ウジヤの三十九年に王となりサマリアにおいて一月の間王たりき 十四 時にガデ

の子メナヘム、テルザより上りてサマリアに來りヤベシの子シヤルムをサマリアに撃てこれを殺し之にかへ
りて王となれり 十五 シヤルムのその餘の行爲とその徒黨をむすびし事はイスラエルの王の歴代志の書にしる
さる 十六 その後メナヘムテルザよりいたりてテフサとその中にあるところの者およびその四周の地を撃り即
ちかれら己がために開くことをせざりしかばこれを撃てその中の孕婦をことごとく剖たり 十七 ユダの
王アザリヤの三十九年にガデの子メナヘムイスラヘルの王となりサマリアにおいて十年の間世を治めたり
十八 彼エホバの目の前に惡をなし彼のイスラエルに罪を犯させたるネバテの子ヤラベアムの罪に生涯離れざ
りき 十九 茲にアッスリアの王プルその地に攻きたりければメナヘム銀一千タラントをプルにあたへたり是は
彼をして己を助けしめ是によりて國を己の手に堅く立しめんとてなりき 二十 即ちメナヘムその銀をイスラエ
ルの諸の大富者に課しその人々に各々銀五十シケルを出さしめてこれをアッスリアの王にあたへたり是
をもてアッスリアの王は歸りゆきて國に止ることをせざりき 二一 メナヘムのその餘の行爲とその凡てなした
る事はイスラエルの王の歴代志の書にしるさるるにあらずや 二二 メナヘムその先祖等とともに寢りその子ペ
カヒヤこれに代て王となれり 二三 メナヘムの子ペカヒヤはユダの王アザリヤの五十年にサマリアにおいてイ
スラエルの王となり二年のあひだ位にありき 二四 彼エホバの目の前に惡をなし彼のイスラエルに罪を犯させ
たるネバテの子ヤラベアムの罪に離ざりき 二五 茲にその將官なるレマリヤの子ペカ黨をむすびて彼に敵し
サマリアにおいて王の家の奥の室にてこれを撃ころしアルゴブとアリエをもてこれとともに殺せり時にギレア
デ人五十人ペカとともにありきペカすなはち彼をころしかれに代て王となれり 二六 ペカヒヤのその餘の行爲
とその凡て爲たる事はイスラエルの王の歴代志の書にしるさる 二七 レマリヤの子ペカはユダの王アザリヤの
五十二年にサマリアに於てイスラエルの王となり二十年位にありき 二八 彼エホバの目の前に惡をなし彼のイ

イスラエルに罪ををかさせたるネバテの子ヤラベアムの罪にはなれざりき 二九 イスラエルの王ペカの代にアッスリアの王テグラテピレセル來りてイヨン、アベル、ベテマアカ、ヤノア、ケデシ、ハゾルおよびギレアデならびにナフタリの全地ガリラヤを取りその人々をアッスリアに擄へうつせり 三十 茲にエラの子ホセア黨をむすびてレマリヤの子ペカに敵しこれを擊て殺しこれに代て王となれり是はウジヤの子ヨタムの二十年にあたれり 三一 ペカのその餘の行爲とその凡てなしたる事はイスラエルの王の歴代志の書にしるさる○ 三二 レマリヤの子イスラエルの王ペカの二年にウジヤの子ユダの王ヨタム王となれり 三三 彼は王となれる時二十五歳なりしがエルサレムにて十六年世を治めたり母はザドクの女にして名をエルシヤといへり 三四 彼はエホバの目にかなふ事をなし凡てその父ウジヤのなしたるごとくにおこなへり 三五 惟崇邱は除かずありて民なほその崇邱の上に犧牲をささげ香を焚り彼エホバの家の上の門を建たり 三六 ヨタムのその餘の行爲とその凡てなしたる事はユダの王の歴代志の書にしるさるるにあらずや 三七 當時エホバ、スリアの王レヂンとレマリヤの子ペカをユダにせめきたらせたまへり 三八 ヨタムその先祖等とともに寢りてその父ダビデの邑にその先祖等とともに葬られその子アハズこれに代りて王となれり

第十六章

一 レマリヤの子ペカの十七年にユダの王ヨタムの子アハズ王となれり 二 アハズは王となれる時二十歳にしてエルサレムにおいて十六年世を治めたりしがその神エホバの善と見たまふ事をその父ダビデのごとくは行はざりき 三 彼はイスラエルの王等の道にあゆみまたその子に火の中を通らしめたり是はエホバがイスラエルの子孫の前より逐はらひたまひし異邦人のおこなふところの憎むべき事にえたがへるなり 四 彼は崇邱の上丘の上一切の青木の下に犧牲をささげ香をたけり 五 この頃スリヤの王レヂンおよびレマリヤの子なるイスラエルの王ピカエルサレムにせめのぼりてアハズを圍みけるが勝ことを得ざりき 六 この時に

あたりてスリアの王レヂン復エラテをスリアに歸せしめユダヤ人をエラテより逐いだせり而してスリア人
エラテにきたりて其處に住み今日にいたる
七 是においてアハズ使者をアッスリアの王テグラテピレセルに
つかはして言しめけるは我は汝の臣僕汝の子なりスリアの王とイスラエルの王と我に攻かゝりをれば請ふ
上りきたりてかれらの手より我を救ひいだしたまへと
八 アハズすなはちヱホバの家と王の家の庫とにある
ところの銀と金をとりこれを禮物としてアッスリアの王におくりしかば
九 アッスリアの王かれの請を容た
りアッスリアの王すなはちダマスコに攻のぼりて之をとりその民をキルに擄うつしまたレヂンを殺せり
十 かくてアハズはアッスリアの王テグラテピレセルに會んとてダマスコにゆきけるがダマスコにおいて一箇
の祭壇を見たればアハズ王その祭壇の工作にしたがひて委くこれが圖と式樣を剞へて祭司ウリヤにこれを
おくれり
十一 是において祭司ウリヤはアハズ王がダマスコよりおくりたる所にてらして一箇の祭壇をつくり
アハズ王がダマスコより來るまでにこれを作りおけり
十二 玆に王ダマスコより歸りてその祭壇を見壇にちか
よりてこれに上り
十三 壇の上に燔祭と素祭を焚き灌祭をそゝぎ酬恩祭の血を灑げり
十四 彼またヱホバの前なる
銅の壇を家の前より移せり即ちこれをかの新き壇とヱホバの家の間より移してかの壇の北の方に置たり
十五 而してアハズ王祭司ウリヤに命じて言ふ朝の燔祭夕の素祭および王の燔祭とその素祭ならびに國中の民
の燔祭とその素祭および灌祭はこの大なる壇の上に焚べし又この上に燔祭の牲の血と犧牲の物の血をすべ
て灑ぐべし彼の銅の壇の事はなほ考ふるあらん
十六 祭司ウリヤすなはちアハズ王のすべて命じたるごとく
に然なせり
十七 またアハズ王臺の邊を削りて洗盤をその上よりうつしまた海をその下なる銅の牛の上よりお
ろして石の座の上に置ゑ
十八 また家に造りたる安息日用の遊廊および王の外の入口をアッスリヤの王のため
にヱホバの家の中に變たり
十九 アハズのなしたるその餘の行爲はユダの王の歴代志の書にしるさるゝにあ

ちずや 二十 アハズその先祖等とともに寢りてダビデの邑にその先祖等とともに葬られその子ヒゼキヤこれに
かはりて王となれり

第十七章

一 ユダの王アハズの十二年にエラの子ホセア王となりサマリアにおいて九年イスラエルを治めたり
二 彼エホバの目の前に惡をなせしがその前にありしイスラエルの王等のごとくはあらざりき 三 アッスリア
の王シャルマネセル攻のぼりたればホセアこれに臣服して貢を納たりしが 四 アッスリアの王つひにホセア
の己に叛けるを見たり其は彼使者をエジプトの王ソにおくり且前の歳々なせしごとくに貢をアッスリア王
に納ざりければなり是においてアッスリアの王かれを禁錮て獄におけり 五 すなはちアッスリアの王せめ上
りて國中を遍くゆきめぐりサマリアにのぼりゆきて三年が間これをせめ圍みたりしが 六 ホセヤの九年にお
よびてアッスリアの王つひにサマリアを取りイスラエルをアッスリアに擄へゆきてこれをハラとハボルと
ゴザン河の邊とメデアの邑々とにおきぬ 七 此事ありしはイスラエルの子孫已をエジプトの地より導きのぼ
りてエジプトの王パロの手を脱しめたるその神エホバに對て罪を犯し他の神々を敬ひ 八 エホバがイスラエ
ルの子孫の前より逐はらひたまひし異邦人の法度にあゆみ又イスラエルの王等の設けし法度にあゆみたる
に因てなり 九 イスラエルの子孫義からぬ事をもてその神エホバを掩ひかくしその邑々に崇邱をたてたり看
守臺より城にいたるまで然り 十 彼等一切の高丘の上一切の青樹の下に偶像とアシラ像を立て 十一 エホバがか
れらの前より移したまひし異邦人のなせしごとくみその崇邱に香を焚き又惡を行ひてエホバを怒らせたり
十二 エホバかれらに汝等これらの事を爲べからずと言おきたまひしに彼等偶像に事ふることを爲るなり 十三 エ
ホバ諸の預言者諸の先見者によりてイスラエルとユダに見證をたて汝等翻へりて汝らの惡き道を離れわ
が誡命わが法度をまもり我が汝等の先祖等に命じまたわが僕なる預言者等によりて汝等に傳へし法に率由

ぶやうにせよと言たまへり　十四然るに彼ら聽ことをせずしてその項を強くせり彼らの先祖等がその神エホバ
を信ぜずしてその項を強くしたるが如し　十五彼等はエホバの法度を棄てエホバがその先祖等と結びたまひし
契約を棄てまたその彼等に見證したまひし證言を棄て且虚妄物にしたがひて虚浮なりまたその周圍なる異
邦人の跡をふめり是はエホバが是のごとくに事をなすべからずと彼らに命じ給ひし者なり　十六彼等その神エ
ホバの諸の誡命を遺て己のために二の牛の像を鑄なし又アシラ像を造り天の衆群を拜み且バアルに事へ　十七
またその子息息女に火の中を通らしめ卜筮および禁厭をなしエホバの目の前に惡を爲ことに身を委ねそ
の怒を惹起せり　十八是をもてエホバ大にイスラエルを怒りこれをその前より除きたまひたればユダの支派の
ほかは遺れる者なし　十九然るにユダもまたその神エホバの誡命を守ずしてイスラエルの立たる法度にあゆみ
たれば　二十エホバイスラエルの苗裔をことごとく棄てこれを苦しめこれをその掠むる者の手に付して遂にこれ
をその前より打すてたまへり　二一すなはちイスラエルをダビデの家より裂はなしたまひしかばイスラエルネ
バテの子ヤラベアムを王となせしにヤラベアムイスラエルをしてエホバにしたがふことを止しめてこれに
大なる罪を犯さしめたりしが　二二イスラエルの子孫はヤラベアムのなせし諸の罪をおこなひつゞけてこれに
離ることをなかりければ　二三遂にエホバその僕なる諸の預言者をもて言たまひしごとくにイスラエルをその
前より除きたまへりイスラエルはすなはちその國よりアッスリアにうつされて今日にいたる　二四斯てアッス
リアの王バビロン、クタ、アワ、ハマテおよびセパルワイムより人をおくりてこれをイスラエルの子孫の代にサ
マリアの邑々に置ければその人々サマリアを有ちてその邑々に住しが　二五その彼處に始て住る時には彼等エ
ホバを敬ふことをせざりしかばエホバ獅子をかれらの中に送りたまひてその獅子かれら若干を殺せり　二六是
によりてアッスリアの王に告て言ふ汝が移てサマリアの邑々におきたまひしかの國々の民はこの地の神の

道を知ざるが故にかの神獅子をかれらの中におくりて獅子かれらを殺せり是は彼等かの國の神の道を知ざるに因てなり 二七 アッスリアの王すなはち命を下して言ふ汝等が彼處より曳きたりし祭司一人を彼處に携ゆけ即ち彼をして彼處にいたりて住しめかの國の神の道をかの人々に敎へしめよと 二八 是に於てサマリアより移れし祭司一人きたりてベテルに住みエホバの敬ふべき事をかれらに敎へたり 二九 かの民はまた各々自分自分の神々を造りてこれをかのサマリア人が造りたる諸の崇邱に安置せり民みなかの住る邑々において然なしぬ 三十 即ちバビロンの人々はスコテベノテを作りクタの人々はネルガルを作りハマテの人々はアシマを作り 三一 アビ人はニブハズとタルタクを作りセパルワイム人はかの子女を火に焚てセパルワイムの神アデランメレクおよびアナンメレクに奉げたり 三二 かれら又エホバを敬ひ凡俗の民をもて崇邱の祭司となしたれば其人これがために崇邱の家々にて職務をなせり 三三 斯かの人々エホバを敬ひたりしが亦かの携へ出されし國々の風俗にしたがひて自己自己の神々に事へたり 三四 今日にいたるまで彼等さきの習俗にしたがひて事をなしエホバをも敬はず彼らの法度をも例典をも行はず又エホバがイスラエルと名けたまひしヤコブの子孫に命じたまひし律法をも誡命をも行はざるなり 三五 昔エホバこれと契約をたててこれに命じて言たまひけらく汝等は他の神を敬ふべからずまたこれを拜みこれに事へこれに犠牲をささぐべからず 三六 只大なる能をもて腕を伸て汝等をエジプトの地より導き上りしエホバをのみ汝等敬ひこれを拜みこれに犠牲をささぐべし 三七 またその汝等のために錄したまへる法度と例典と律法と誡命を汝等謹みて恒に守るべし他の神々を敬ふべからず 三八 我が汝等とむすびし契約を汝等忘るべからず又他の神々を敬ふべからず 三九 只汝らの神エホバを敬ふべし彼なんぢらをその諸の敵の手より救ひいださん 四十 然るに彼等は聽ことをせずしてなほ前の俗前にしたがひて事を行へり 四一 斯この國々の民はエホバを敬ひまたかの雕める像に事たりしがかの子も孫も共に然り

りその先祖のなせしごとくに今日までも然なすなり

第十八章

一 イスラエルの王エラの子ホセアの三年にユダの王アハズの子ヒゼキヤ王となれり
二 彼は王となれる時二十五歳にしてエルサレムにて二十九年世をさめたりその母はザカリヤの女にして名をアビといへり
三 ヒゼキヤはその父ダビデの凡てなせしごとくエホバの善と見たまふ事をなし
四 崇邱を除き偶像を毀ちアシラ像を砍たふしモーセの造りし銅の蛇を打砕けりこの時までイスラエルの子孫その蛇にむかひて香を焚たればなり人々これをネホシタン(銅物)と稱なせり
五 ヒゼキヤはイスラエルの神エホバを頼り是をもて彼の後にも彼の先にもユダの諸の王等の中に彼に如ものなかりき
六 即ち彼は固くエホバに身をよせてこれに從ふことをやめずエホバがモーセに命じたまひしその誡命を守れり
七 エホバ彼とともに在したれば彼はその往ところにて凡て利達を得たり彼はアッスリアの王に叛きてこれに事へざりき
八 彼ペリシテ人を撃敗りてガザにいたりその境に達し看守臺より城にまで及べり
九 ヒゼキヤ王の四年すなはちイスラエルの王エラの子ホセアの七年にアッスリアの王シャルマネセルサマリアに攻のぼりてこれを圍みけるが
十 三年の後つひに之を取りサマリアの取れしはヒゼキヤの六年にしてイスラエルの王ホセアの九年にあたる
十一 アッスリアの王イスラエルをアッスリアに擄へゆきてこれをハラとゴザン河の邊とメデアの邑々におきぬ
十二 是は彼等その神エホバの言に遵はずその契約を破りエホバの僕モーセが凡て命じたる事をやぶりこれを聽ことも行ふこともせざるによりてなり
十三 ヒゼキヤ王の十四年にアッスリアの王セナケリブ攻のぼりてユダの諸の堅き邑を取ければ
十四 ユダの王ヒゼキヤ人をラキシにつかはしてアッスリアの王にいたらしめて言ふ我過てり我を離れて歸りたまへ汝が我に課しむる者は我これを負べしとアッスリアの王すなはち銀三百タラント金三十タラントをユダの王ヒゼキヤに課したり
十五 是においてヒゼキヤ、エホバの家と王の家の庫とにある

ところの銀をことごとく彼に與へたり 十六此時ユダの王ヒゼキヤまた己が金を着たりしヱホバの宮の戸および
び柱を剝てこれをアッスリアの王に與へたり 十七アッスリアの王またタルタン、ラブサリスおよびラブシヤケ
をしてラキシより大軍をひきゐてヱルサレムにむかひてヒゼキヤ王の所にいたらしめたれば即ち上り
てヱルサレムにきたれり彼等則ち上り來り漂布場の大路に沿る上の池塘の水道の邊にいたりて立り 十八而し
て彼等王を呼たればヒルキヤの子なる宮内卿エリアキム書記官セブナおよびアサフの子なる史官ヨア出き
たりて彼等に詣りけるに 十九ラブシヤケこれに言けるは汝等ヒゼキヤに言べし大王アッスリアの王かく言た
まふ此汝が賴むところの者は何ぞや 二十汝戰爭をなすの謀計と勇力とを言も只これ口の先の言語たるのみ誰
を恃みて我に叛くことをせしや 二一視よ汝は折かゝれる葦の杖なるエジプトを賴む其は人の其に倚るあれば
すなはちその手を刺とほすなりエジプトの王パロは凡てこれを賴む者に斯あるなり 二二汝等あるひは我はわ
れらの神ヱホバを賴むと我に言んか彼はヒゼキヤがその崇邱と祭壇とを除きたる者にあらずやまた彼はユ
ダとヱルサレムに告て汝等はヱルサレムに於てこの壇の前に禮拜をなすべしと言しにあらずや 二三然ば請ふ
わが主君アッスリアの王に約をなせ汝もし人を乗えむることを得ば我馬二千匹を汝にあたへん 二四汝いかに
してか吾主君の諸臣の中の最も微き一將にも退くることを得ん汝なんぞエジプトを賴みて兵車と騎兵を
これに仰がんとするや 二五また我とても今ヱホバの旨によらずして此處を滅しに上れるならんやヱホバ我に
此處に攻のぼりてこれを滅せと言たり 二六時にヒルキヤの子エリアキムおよびセブナとヨア、ラブシヤケにい
ひけるは請ふスリアの語をもて僕等に語りたまへ我等これを識なり石垣の上にをる民の聞るところにてユ
ダヤ語をもて我等に言談たまふなかれ 二七ラブシヤケかれらに言ふわが君唯我を汝の主と汝とにつかはして
此言をのべしめたまふならんや亦石垣の上に坐する人々にも我を遣して彼等をして汝等とゝもに自己の便

溺を食ひ且飲にいたらしめんとしたまふにあらずやと 二八 而してラブシヤケ起あがりユダヤ語をもて大聲に呼はり言をいだして曰けるは汝等大王アッスリアの王の言を聽け 二九 王かく言たまふ汝等ヒゼキヤに欺かるゝなかれ彼は汝等をわが手より救ひいだすことをえざるなり 三十 ヒゼキヤがヱホバかならず我らを救ひたまはん此邑はアッスリアの王の手に陷らじと言て汝らにヱホバを頼ましめんとするとも 三一 汝等ヒゼキヤの言を聽なかれアッスリアの王かく言たまふ汝等約をなして我に降れ而して各人おのれの葡萄の樹の果を食ひ各人おのれの無花果樹の果をくらひ各人おのれの井水を飲めよ 三二 我來りて汝等を一の國に携ゆかん其は汝等の國のごとき國穀と酒のある地パンと葡萄園のある地油の出る橄欖と蜜とのある地なり汝等は生ることを得ん死ることあらじヒゼキヤ ヱホバ我等を救ひたまはんと言て汝らを勸るともこれを聽なかれ 三三 國々の神の中孰かその國をアッスリアの王の手より救ひたりしや 三四 ハマテおよびアルパデの神々は何處にあるセパルワイム、ヘナおよびアワの神々は何處にあるやサマリアをわが手より救ひ出せし神々あるや 三五 國々の神の中にその國をわが手より救ひいだせし者ありしや然ばヱホバいかでかヱルサレムをわが手より救ひいだすことを得んと 三六 然ども民は默して一言もこれに應へざりき其は王命じてこれに應ふるなかれと言おきたればなり 三七 かくてヒルキヤの子なる宮內卿エリアキムと書記官セブナおよびアサの子なる史官ヨアその衣をさきてヒゼキヤの許にいたりラブシヤケの言をこれに告たり

第十九章

一 ヒゼキヤ王これを聞てその衣を裂き麻布を身にまとひてヱホバの家に入り 二 宮內卿エリアキムと書記官セブナと祭司の中の長老等とに麻布を衣せてこれをアモツの子預言者イザヤに遣せり 三 彼等イザヤに言けるはヒゼキヤかく言ふ今日は艱難の日懲罰の日打棄らるゝ日なり嬰孩すでに產門にいたりて之を產いだす力なきなり 四 ラブシヤケの主君なるアッスリアの王に差遣れて來り活る神を謗る、汝の神ヱホバある

ひハ彼の言を聞たまはん而して汝の神エホバその聞る言語を責罰たまふこともあらん然ば汝この遺る者の
ために祈禱をたてまつれと 五 ヒゼキヤ王の僕等すなはちイザヤの許にいたりければ 六 イザヤかれらに言け
るハ汝等の主君にかく言べしエホバかく言たまふアッスリアの王の臣僕等が我を謗るところの言を汝聞て
懼るゝなかれ 七 我かれの氣をうつして風聲を聞て己の國にかへるにいたらしめん我また彼をして自己の國に
於て劍に斃れしむべしと 八 偖またラブシヤケハ歸りゆきてアッスリアの王がリブナに戰爭をなしをるとこ
ろに至れり其ハ彼そのラキシを離れしを聞たればなり 九 茲にアッスリアの王ハエテオピアの王テルハカ汝
を攻きたると言ふを聞てまた使者をヒゼキヤにつかはして言しむ 十 汝等ユダの王ヒゼキヤに告て言べし汝
エルサレムハアッスリアの王の手に陷らじと言て汝が賴むところの神に欺かるゝなかれ 十一 汝ハアッスリア
の王等が萬の國々になしたるところの事を知る即ちこれを滅しつくせしなり然ば汝いかで救らんや 十二 吾父
等がゴザン、ハラン、レゼフおよびテラサルのエデンの人々等を滅ぼせしがその國々の神これを救ひたりしや
十三 ハマテの王アルパデの王セパルワイムの邑およびヘナとアワの王等ハ何處にあるや 十四 ヒゼキヤ使者の手
より書を受てこれを讀みエホバの家にのぼりゆきてエホバの前にこれを展開げ 十五 而してヒゼキヤ、エホバの
前に祈りて言けるハケルビムの間にいますイスラエルの神エホバよ世の國々の中において只汝のみ神にいま
すなり汝ハ天地を造りたまひし者にいます 十六 エホバよ耳を傾けて聞たまへエホバよ目を開きて見たまへセ
ナケリブが活る神を謗りにおくれる言語を聞たまへ 十七 エホバよ誠にアッスリアの王等ハ諸の民とその國々
を滅し 十八 又その神々を火になげいれたり其等ハ神にあらず人の手の作れる者にして木石たればこれを滅せ
しなり 十九 今われらの神エホバよ願くハ我らをかれの手より拯ひいだしたまへ然ば世の國々皆汝エホバのみ
神にいますことを知にいたらん 二十 茲にアモツの子イザヤ、ヒゼキヤに言つかはしけるハイスラエルの神エホ

ばかく言たまふ汝がセナケリブの事につきて我に祈るところの事は我これを聽り 二一 ヱホバがかれの事につきて言ふところの言語は是のごとし云く處女なる女子シオンは汝を藐視じ汝を嘲る女子ヱルサレムは汝にむかひて頭を搖る 二二 汝誰を謗りかつ罵詈しや汝誰にむかひて聲をあげしや汝はイスラエルの聖者にむかひて汝の目を高く擧たるなり 二三 汝使者をもて主を謗て言ふ我夥多き兵車をひきゐて山々の巓にのぼりレバノンの奧にいたり長高き檜樹と美しき松樹を斫たふす我はその境の休息所にいたりその園の林にいたる 二四 我は外國の地をほりて水を飮む我は足の蹠をもてエジプトの河々をことごとくふみ涸すなり 二五 汝聞ずや昔われ之を作し古時よりわれ之を定めたり今われ之ををこなふ即ち堅き邑々は汝のために圮壞となるなり 二六 是をもてそれらの中にすむ民は力弱かり懼れかつ驚くなり彼等は野の草のごとく靑菜のごとく屋蓋の草のごとく枯る苗のごとし 二七 汝の止ると汝の出ると汝の入と汝の我にむかひて怒くるふとは我の知ところなり 二八 汝の怒くるふ事と汝の傲慢ところの事上りてわが耳にいりたれば我圏を汝の鼻につけ轡を汝の唇にほどこして汝を元來し道へひきかへすべし 二九 是は汝にあたふる徵なり即ち一年は穭を食ひ第二年には又その穭を食ふあらん第三年には汝ら稼ことをし穡ことをし又葡萄園をつくりてその果を食ふべし 三十 ユダの家の逃れて遺れる者は復根を下に張り實を上に結ばん 三一 即ち殘餘者ヱルサレムより出で逃避たる者シオン山より出きたらんヱホバの熱心これを爲べし 三二 故にヱホバ、アッスリアの王の事をかく言たまふ彼は此邑に入じ亦これに矢を發つことあらず楯を之にむかひて竪ることあらず亦壘をきづきてこれを攻ることあらじ 三三 彼はその來し路より歸らん此邑にいることあらじヱホバこれを言ふ 三四 我わが身のため又わが僕ダビデのためにこの邑を守りてこれを救ふべし〇 三五 その夜ヱホバの使者いでゝアッスリア人の陳營の者十八萬五千人を撃ころせり朝早く起いでゝ見るに皆死て屍となりをる 三六 アッスリアの王セナケリブすなはち起いで

歸りゆきてニネベに居しが 三七 その神ニスロクの家にありて禮拜をなしをる時にその子アデランメレクとシ
ヤレゼル劍をもてこれを殺せり而して彼等はアララテの地に逃ゆけり是においてその子エサルハドンこれ
に代りて王となれり

第二十章 一 當時ヒゼキヤ病て死なんとせしことありアモツの子預言者イザヤ彼の許にいたりて之にいひける
はヱホバかく言たまふ汝家の人に遺命をなせ汝は死ん生ることを得じと 二 是においてヒゼキヤその面を壁
にむけてヱホバに祈り 三 嗚呼ヱホバよ願くは我が眞實と一心をもて汝の前にあゆみ汝の目に適ふことを行
ひしを記憶たまへと言て痛く泣り 四 かくてイザヤ未だ中の邑を出はなれざる間にヱホバの言これに臨みて
言ふ 五 汝還りてわが民の君ヒゼキヤに告よ汝の父ダビデの神ヱホバかく言ふ我汝の祈禱を聽り汝の涙を看
たり然ば汝を愈すべし第三日には汝ヱホバの家に入ん 六 我汝の齢を十五年増べし我汝とこの邑とをアッス
リアの王の手より救ひ我名のため又わが僕ダビデのためにこの邑を守らんと 七 是に於てイザヤ乾無花果の
團塊壹箇を持きたれと言ければすなはち之を持きたりてその腫物に貼たればヒゼキヤ愈ぬ 八 ヒゼキヤ、イザ
ヤに言けるはヱホバが我を愈したまふ事と第三日に我がヱホバの家にのぼりゆく事とにつきては何の徴あ
るや 九 イザヤ言けるはヱホバがその言しところを爲たまはん事につきては汝ヱホバよりこの徴を得ん日影
進めること十度あり若日影十度退かば如何 十 ヒゼキヤ答へけるは日影の十度進むは易き事なり然せざれ日
影を十度しりぞかしめよ○ 十一 是において預言者イザヤ、ヱホバに願もとめければアハズの日晷の上に進みし日影
を十度しりぞかしめたまへり○ 十二 その頃バラダンの子なるバビロンの王メロダクバラダン書および禮物を
ヒゼキヤにおくれり是はヒゼキヤの疾をるを聞たればなり 十三 ヒゼキヤこれがために喜びその寶物の庫金銀
香物貴き膏および武器庫ならびにその府庫にあるところの一切の物を之に見せたりその家にある物もそ

の國の中にある物も何一箇としてヒゼキヤが彼等に見せざる者もなかりき 十四 爰に預言者イザヤ、ヒゼキヤ王
のもとに來りてこれに言けるは夫の人々は何を言しや何處より來りしやヒゼキヤ言けるは彼等は遠き國よ
り即ちバビロンより來れり 十五 イザヤ言ふ彼等は汝の家にて何を見しやヒゼキヤ答へて云ふ吾家にある物は
皆かれら之を見たり我庫の中にハ我がかれに見せざる者なきなり 十六 イザヤすなハちヒゼキヤに言けるは汝
エホバの言を聞け 十七 エホバ言たまふ視よ日いたる凡て汝の家にある物および汝の先祖等が今日までに積蓄
へたる物はバビロンに携ゆかれん遺る者なかるべし 十八 汝の身より出る汝の生んところの子等の中を彼等携
へさらん其等はバビロンの王の殿において官吏となるべし 十九 ヒゼキヤ、イザヤに言ふ汝が語れるエホバの言は
善し又いふ若わが世にある間に太平と眞實とあらバ善にあらずや 二十 ヒゼキヤの其餘の行爲と其の能力および
其の池塘と水道を作りて水を邑にひきし事ハユダの王の歴代志の書にしるさるゝにあらずや 二一 ヒゼキヤ其
の先祖等とゝもに寢りて其の子マナセこれに代りて王となれり

第二十一章

一 マナセ十二歳にして王となり五十五年の間エルサレムにて世を治めたり其の母の名はヘフジバ
といふ 二 マナセヘエホバの目の前に惡をなしエホバがイスラエルの子孫の前より逐はらひたまひし國々の
人がなすところの憎むべき事に傚へり 三 彼は其の父ヒゼキヤが毀ちたる崇邱を改め築き又イスラエルの
王アハブのなせしごとくバアルのために祭壇を築きアシラ像を作り且天の衆群を拜みてこれに事へ 四 また
エホバの家の中に數箇の祭壇を築けり是はエホバがこれをさして我わが名をエルサレムにおかんと言たま
ひし家なり 五 彼エホバの家の二の庭に祭壇を築き 六 また其の子に火の中を逕らしめ占卜をなし魔術をおこ
なひ口寄者と卜筮師を取もちひエホバの目の前に衆多の惡を爲て其の震怒を惹おこせり 七 彼は其の作りし
アシラの鑄像を殿にたてたりエホバこの殿につきてダビデと其の子ソロモンに言たまひしことあり云く我

との家と我がイスラエルの諸の支派の中より選みたるエルサレムとに吾名を永久におかん 八 彼等もし我が
凡てこれに命ぜし事わが僕モーセがこれに命ぜし一切の律法を謹みて行はゞ我これが足をしてわがその先
祖等に與へし地より重てさまよひ出ることなからしむべしと 九 然るに彼等は聽ことをせざりきマナセ彼人
々を誘ひて惡をなせしことはエホバがイスラエルの子孫の前に滅したまひし國々の人よりも甚だしかりき
十 是においてエホバその僕なる預言者等をもて語て言給はく 十一 ユダの王マナセこれらの惛むべき事を行ひ
その前にありしアモリ人の凡て爲しところにも踰たる惡をなし亦ユダをしてその偶像をもて罪を犯させた
れば 十二 イスラエルの神エホバかく言ふ視よ我エルサレムとユダに災害をくだす是を聞く者はその耳ふたつ
ながら鳴ん 十三 我サマリアを量りし繩とアハブの家にもちひし準縄をエルサレムにほどこし人が皿を拭ひこれ
を拭ひて反覆がごとくにエルサレムを拭ひさらん 十四 我わが產業の民の殘餘を棄てこれをその敵の手に付さ
ん彼等はその諸の敵の擄掠にあひ掠奪にあふべし 十五 是は彼等の先祖等がエジプトより出し日より今日に
いたるまで吾目の前に惡をおこなひて我を怒らするが故なり 十六 マナセはエホバの目の前に惡をおこなひて
ユダに罪を犯させたる上にまた無辜者の血を多く流してエルサレムのこの極よりかの極にまで盈せり 十七 マ
ナセのその餘の行爲とその凡て爲たる事およびその犯したる罪はユダの王の歴代志の書にしるさるゝにあ
らずや 十八 マナセその先祖等とともに寢りてその家の園すなはちウザの園に葬られその子アモンこれに代り
て王となれり○ 十九 アモンは王となれる時二十二歳にしてエルサレムにおいて二年世を治めたりその母はヨ
テバのハルツの女にしてその名をメシュレメテと云ふ 二十 アモンはその父マナセのなせしごとくエホバの目
の前に惡をなせり 二一 すなはち彼は凡てその父のあゆみし道にあゆみその父の事へし偶像に事へてこれを拜
み 二二 その先祖等の神エホバを棄てエホバの道にあゆまざりき 二三 茲にアモンの臣僕等黨をむすびて王をその

家を弑したりしが 二四 國の民アモン王に敵して黨をむすびし者をことごとく撃ころせり而して國の民ア
モンの子ヨシアを王となしてこれに代らしむ 二五 アモンのなしたるその餘の行爲はユダの王の歴代志の書に
しるさるゝにあらずや 二六 アモンはウザの園にてその墓に葬られその子ヨシアこれに代りて王となれり

第二十二章

一 ヨシアは八歳にして王となりエルサレムにおいて三十一年世を治めたり其母はボヅカテのアダ
ヤの女にして名をエデダと曰ふ 二 ヨシアはエホバの目に適ふ事をなしその父ダビデの道にあゆみて右にも
左にも轉らざりき 三 ヨシア王の十八年に王メシユラムの子アザリヤの子なる書記官シヤパンをエホバの家
に遣せり即ちこれに言けらく 四 汝祭司の長ヒルキヤの許にのぼり行てエホバの家にいりし銀すなはち門守が
民よりあつめし者を彼に計算しめ 五 工事を司どるエホバの家の監督者の手にこれを付さしめ而してまた彼
らをしてエホバの家にありて工事をなすところの者にこれを付さしめ殿の破壞を修理はしめよ 六 即ち工匠
と建築者と石工にこれを付さしめ又これをもて殿を修理ふ材木と砍石を買しむべし 七 但し彼らは誠實に事
をなせば彼らの手にわたすところの銀の計算をかれらとするには及ばざるなり 八 時に祭司の長ヒルキヤ書
記官シヤパンに言けるは我エホバの家において法律の書を見いだせりとヒルキヤすなはちその書をシヤパ
ンにわたしたれば彼これを讀り 九 かくて書記官シヤパン王の許にいたり王に返事まうして言ふ僕等殿にあ
りし金を打あけてこれを工事を司どるエホバの家の監督者の手に付せりと 十 書記官シヤパンまた王につげ
て祭司ヒルキヤ我に一箇の書をわたせりと言ひシヤパン其を王の前に讀けるに 十一 王その法律の書の言を聞やそ
の衣を裂り 十二 而して王祭司ヒルキヤとシヤパンの子アヒカムとミカヤの子アクボルと書記官シヤパンと王
の内臣アサヤとに命じて言ふ 十三 汝等往てこの見當し書の言につきて我のため民のためユダ全國のためにエ
ホバに問へ其は我等の先祖等はこの書の言に聽したがひてその凡て我等のために記されたるところを行ふ

ことをせざりしに因てヱホバの我等にむかひて怒を發したまふこと甚たしかるべければなり　十四 是において
祭司ヒルキヤ、アヒカム、アクボル、シヤパンおよびアサヤ等シヤルムの妻なる女預言者ホルダの許にいたれり
シヤルムはハルハスの子なるテクワの子にして衣裳の室を守る者なり時にホルダはヱルサレムの下邑に住
をる彼等すなはちホルダに物語せしかば　十五 ホルダかれらに言けるはイスラエルの神ヱホバかく言たまふ汝
等を我につかはせる人に告よ　十六 ヱホバかく言ふ我ユダの王が讀たるかの書の一切の言にしたがひて災害を
この處と此にすめる民に降さんとす　十七 彼等はわれを棄て他の神に香を焚きその手に作れる諸の物をもて我
を怒らするなり是故に我この處にむかひて怒の火を發す是は滅ざるべし　十八 但し汝等をつかはして我に問し
むるユダの王には汝等かく言べし汝が聞る言につきてイスラエルの神ヱホバかく言たまふ　十九 汝はわが此處
と此にすめる民にむかひて是は荒地となり呪詛とならんと言しを聞たる時に心柔にしてヱホバの前に身
を卑し衣を裂て吾前に泣たれば我もまた聴ことをなすなりヱホバこれを言ふ　二十 然ば視よ我なんぢを汝の先
祖等に歸せしめん汝は安然に墓に歸することをうべし汝はわが此處にくだす諸の災害を目に見ることあら
じと彼等すなはち王に返事まうしぬ

第二十三章

一 是において王人をつかはしてユダとヱルサレムの長老をことごとく集め　二 而して王ヱホバの家
にのぼれりユダの諸の人々ヱルサレムの一切の民および祭司預言者ならびに大小の民みな之にしたがふ王
すなはちヱホバの家に見あたりし契約の書の言をことごとくかれらの耳に讀きかせ　三 而して王高座の上に
立てヱホバの前に契約をなしヱホバにしたがひて歩み心をつくし精神をつくしてその誡命と律法と法度を
守り此書にしるされたる此契約の言をおこなはんと言り民みなその契約に加はりぬ　四 かくして王祭司の長
ヒルキヤとその下にたつところの祭司等および門守等に命じてヱホバの家よりしてバアルとアシラと天の

衆群とのために作りたる諸の器を執いださしめエルサレムの外にてキデロンの野にこれを焼きその灰を
ベテルに持ゆかしめ　五　又ユダの王等が立てユダの邑々とエルサレムの四圍なる崇邱に香をたかしめたる
祭司等を廢しまたバアルと日月星宿と天の衆群とに香を焚く者等をも廢せり　六　彼またエホバの家よりアシ
ラ像をとりいだしエルサレムの外に持ゆきてキデロン川にいたりキデロン川においてこれを焼きこれを打
碎きて粉となしその粉を民の墓に散し　七　またエホバの家の旁にある男娼の家を毀てり其處は又婦人がア
シラのために天幕を織ところなりき　八　彼またユダの邑々より祭司をことごとく召よせまた祭司が香をたき
たる崇邱をゲバよりベエルシバまでこれを汚しまた門にある崇邱を毀てり是等の崇邱は一の邑の
宰ヨシユアの門の入口にあり一の邑の門にありて之に入る人の左にあたる　九　崇邱の祭司等はエルサレム
においてエホバの壇にのぼることをせざりき但し彼等はその兄弟の中にありて無酵パンを食へり　十　王また
人がその子息女に火の中を通らしめて之をモロクにささぐることとなからんためにベンヒンノムの谷にあ
るトペテを汚し　十一　またユダの王等が日のためにささげてエホバの家の門における馬をうつせりその馬はパ
ルリムにある侍從ナタンメレクの室にをりしなり彼また日の車を皆火に焚り　十二　またユダの王等がアハズの
樓の屋背につくりたる祭壇とマナセがエホバの家の兩の庭につくりたる祭壇とは王これを毀ちこれを其處
より取くづしてその碎片をキデロン川になげ捨たり　十三　またイスラエルの王ソロモンが昔シドン人の惡むべ
き者なるアシタロテとモアブ人の惡むべき者なるケモシとアンモンの子孫の惡むべき者なるモロクのため
にエルサレムの前において壞滅山の右に築きたる崇邱も王これを汚し　十四　また諸の像をうち碎きアシラ像
をきりたふし人の骨をもてその處々に充せり　十五　またベテルにある壇かのイスラエルに罪を犯させたるネバ
テの子ヤラベアムが造りし崇邱すなはちその壇もその崇邱も彼これを毀ちその崇邱を焚てこれを粉

にうち砕きかつアシラ像を焚り 十六 茲にヨシア身をめぐらして山に墓のあるを見人をやりてその墓より骨を
とりきたらしめ之をその壇の上に焚てこれを汚せり即ち神の人が宣たるヱホバの言のごとし昔神の人この
言語を宣しことありしなり 十七 ヨシアまた其處に見ゆる碑は何なるやと言しに邑の人々これに告て其ハ汝が
ベテルの壇にむかひて爲るこの事等をユダより來りて宣たる神の人の墓なりと言ければ 十八 すなハち其にハ
手をつくるなかれ誰もその骨を移すなかれと言り是をもてその骨とサマリアより來りし預言者の骨にハ手
をつけざりき 十九 またイスラエルの王等がサマリアの邑々に造りてヱホバを怒せし崇邱の家も皆ヨシアこ
れを取のぞき凡てそのベテルになせしごとくに之に事をなせり 二十 彼また其處にある崇邱の祭司等を壇の
上にころし人の骨を壇の上に焚てヱルサレムに歸りぬ 二一 而して王一切の民に命じて言ふ汝らこの契約の書
に記されたるごとくに汝らの神ヱホバに逾越の節を執行ふべしと 二二 士師のイスラエルを治めし日より已
來もまたユダの王等とイスラエルの王等の代にも斯のごとき逾越の節を守りしことハあらざりしが 二三 ヨシア
王の十八年にいたりてヱルサレムにて斯逾越節をヱホバに守りしなり 二四 ヨシアまた祭司ヒルキヤがヱホ
バの家にて見いだせし書に記されたる律法の言を世におこなハんために口寄者と卜筮師とテラピムと偶像
およびユダの地とヱルサレムに見ゆる諸の憎むべき者を取のぞけり 二五 ヨシアのごとくに心をつくし精神を
つくし力をつくしてモーセの法に全くしたがひてヱホバに歸向せし王ハヨシアの先にハあらざりきまたか
れの後にも彼のごとき者ハあらじ 二六 斯有しかどもヱホバハユダにむかひて怒を發したるその大いなる燃たつ
震怒を息ることをしたまハざりき是ハマナセ諸の憤らしき事をもてヱホバを怒らせしによるなり 二七 ヱホ
バすなハち言たまハく我イスラエルを移せし如くにユダをもわが目の前より拂ひ移し我が選みし此ヱルサレ
ムの邑と吾名をここに置んといひしこの殿とを棄べしと 二八 ヨシアのその餘の行爲とその凡て爲たる事ハユ

ダの王の歷代志の書にしるさるゝにあらずや 二九 ヨシアの代にエジプトの王パロ子コアッスリアの王と戰はんとてユフラテ河をさして上り來しがヨシア王これを防がんとて進みゆきければ彼これに出あひてメギドンにこれを殺せり 三十 その僕等すなはちこれが死骸を車にのせてメギドンよりエルサレムに持ゆきこれをその墓に葬れり國の民こゝに於てヨシアの子エホアハズを取りこれに膏をそゝぎて王となしてその父にかはらしめたり 三一 エホアハズは王となれる時二十三歲にしてエルサレムにて三月世を治めたりその母はリブナのエレミヤの女にして名をハムタルと云ふ 三二 エホアハズはその先祖等が凡てなしたるごとくエホバの目の前に惡をなせしが 三三 パロ子コ彼をハマテの地のリブラに繫ぎおきてエルサレムにおいて王となりをることを得ざらしめ且銀百タラント金一タラントの罰金を國に課したり 三四 而してパロ子コはヨシアの子エリアキムをしてその父ヨシアにかはりて王とならしめ彼の名をエホヤキムと改めエホアハズを曳て去ぬエホアハズはエジプトにいたりて其處に死り 三五 エホヤキムは金銀をパロにおくれり即ち彼國に課してパロの命のまゝに金を出さしめ國の民各人に割つけて金銀を征取りてこれをパロ子コにおくれり 三六 エホヤキムは二十五歲にして王となりエルサレムにおいて十一年世を治めたりその母はルマのペダヤの女にして名をゼブダと云ふ 三七 エホヤキムはその先祖等が凡てなしたるごとくにエホバの目の前に惡をなせり

第二十四章 一 エホヤキムの代にバビロンの王ネブカデ子ザル上り來りければエホヤキムこれに臣服して三年をへたりしが遂にひるがへりて之に叛けり 二 エホバ、カルデアの軍兵スリアの軍兵モアブの軍兵アンモンの軍兵をしてエホヤキムの所に攻きたらしめたまへり即ちユダを滅さんがためにこれをユダに遣はしたまふエホバがその僕なる預言者等をもて言たまひし言語のごとし 三 この事は全くエホバの命によりてユダにのぞみし者にてユダをエホバの目の前より拂ひ除かんがためなりき是はマナセがその凡てなす所において

罪を犯したるにより、四 また無辜人の血をながし無辜人の血をエルサレムに充したるによりてなりエホバは
その罪を赦すことをなしたまはざりき 五 エホヤキムのその餘の行爲とその凡て爲たる事はユダの王の歷代
志の書に記さるるにあらずや 六 エホヤキムその先祖等とともに寢りその子エコニヤこれに代りて王とな
れり 七 却說またエジプトの王は重てその國より出きたらざりき其はバビロンの王エジプトの河よりユフラ
テ河まで凡てエジプトの王に屬する者を悉く取たればなり 八 エコニヤは王となれる時十八歲にしてエルサ
レムにて三月世を治めたりその母はエルサレムのエルナタンの女にして名をネホシタと云ふ 九 エコニヤは
その父の凡てなしたるごとくにエホバの目の前に惡をなせり 十 その頃バビロンの王ネブカデネザルの臣エ
ルサレムに攻のぼりて邑を圍めり 十一 即ちバビロンの王ネブカデネザル邑に攻來りてその臣にこれを攻惱さ
しめたれば 十二 ユダの王エコニヤその母その臣その牧伯等およびその侍從等とともに出てバビロンの王に降
れりバビロンの王すなはち彼を執ふ是はその代の八年にあたれり 十三 而して彼エホバの家の諸の寶物および
王の家の寶物を其處より携へ去りイスラエルの王ソロモンがエホバの宮に造りたる諸の金の器を切はがせ
りエホバの言たまひしごとし 十四 彼またエルサレムの一切の民および一切の牧伯等と一切の大なる能力ある
者ならびに工匠と鍛冶とを一萬人擄へゆけり遺れる者は國の民の賤き者のみなりき 十五 彼すなはちエコニヤ
をバビロンに擄ゆきまた王の母王の妻等および侍從と國の中の能力ある者をもエルサレムよりバビロンに
擄へうつせり 十六 凡て能力ある者七千人工匠と鍛冶一千人ならびに強壯して善戰ふ者是等をバビロンの王擄
へてバビロンにうつせり 十七 而してバビロンの王またエコニヤの父の兄弟マツタニヤを王となしてエコニヤ
に代へ其が名をゼデキヤと改めたり 十八 ゼデキヤは二十一歲にして王となりエルサレムにて十一年世を治め
たりその母はリブナのエレミヤの女にして名をハムタルと曰ふ 十九 ゼデキヤはエホヤキムが凡てなしたるご

ぞくにエホバの目の前に惡をなせり 二十 エルサレムとユダに斯る事ありしはエホバの震怒による者にしてエ
ホバつひにその人々を自己の前よりはらひ棄たまへり偖またゼデキヤはバビロンの王に叛けり

第二十五章

一 爰にゼデキヤの代の九年の十月十日にバビロンの王ネブカデネザルその諸軍勢を率てエルサレム
に攻きたりこれにむかひて陣を張り周圍に雲梯を建てこれを攻たり 二 かくこの邑攻かこまれてゼデキヤ王
の十一年にまでおよびしが 三 その四月九日にいたりて城邑の中饑こと甚だしくなりその地の民食物を得ざ
りき 四 是をもて城邑つひに打破られければ兵卒はみな王の園の邊なる二箇の石垣の間の途より夜の中に逃
いで皆平地の途にしたがひておちゆけり時にカルデヤ人は城邑を圍みをる 五 玆にカルデヤ人の軍勢王を追
ゆきエリコの平地にてこれに追つきけるにその軍勢みな彼を離れて散じかば 六 カルデヤ人王を執へてこれ
をリブラにをるバビロンの王の許に曳ゆきてその罪をさだめ 七 ゼデキヤの子等をゼデキヤの目の前に殺し
ゼデキヤの目を抉しこれを銅索につなぎてバビロンにたづさへゆけり 八 バビロンの王ネブカデネザルの代
の十九年の五月七日にバビロンの王の臣侍衛の長ネブザラダンエルサレムにきたり 九 エホバの室と王の室
を燒き火をもてエルサレムのすべての室と一切の大なる室を燒り 十 また侍衛の長とともにありしカルデヤ
人の軍勢エルサレムの四周の石垣を毀てり 十一 侍衛の長ネブザラダンすなはち邑に遺されし殘餘の民および
バビロンの王に降りし降人と群衆の殘餘者を擄へうつせり 十二 但し侍衛の長その地の或貧者をのこして葡萄
をつくる者となし農夫となせり 十三 カルデヤ人またエホバの家の銅の柱と洗盤の臺と銅の海をくだきて
その銅をバビロンに運び 十四 また鍋と火鏟と燭剪と匙および凡て役事に用ふる銅の器を取り 十五 侍衛の長
また火盤と鉢など金銀にて作れる物を取り 十六 またソロモンがエホバの室に造りしところの二の柱と一の海
と臺とを取り此もろ〳〵の銅の重は量るべからず 十七 この柱は高さ十八キユビトにしてその上に銅の頂

あり其の頂の高は三キュビトその頂の四周に網子と石榴とありて皆銅なり他の柱とその網子もこれに同
じ 十八 侍衛の長は祭司の長セラヤと第二の祭司ゼパニヤと三人の門守を執へ 十九 また兵卒を督どる一人の寺人
と王の前にはべる者の中邑にて遇しところの者五人とその地の民を募る軍勢の長なる書記官と城邑の中に
て遇しところの六十人の者を邑より擄へされり 二十 侍衛の長ネブザラダンこれらを執へてリブラにをるバビ
ロンの王の許にいたりければ 二一 バビロンの王ハマテの地のリブラにてこれらを撃殺せりかくユダはおのれ
の地よりとらへ移されたり 二二 かくてバビロンの王ネブカデネザルは自己が遺してユダの地に止らしめし民
の上にシヤパンの子なるアヒカムの子ゲダリヤをたててこれをその督者となせり 二三 玆に軍勢の長等および
これに屬する人々みなバビロンの王がゲダリヤを督者となせしことを聞しかばすなはちネタニヤの子イシ
マエル、カレヤの子ヨハナン、ネトパ人ダンホメテの子セラヤおよび或マアカ人の子ヤザニヤならびに彼らに
屬する人々ミツパにきたりてゲダリヤの許にいたれり 二四 ゲダリヤすなはち彼等とかれらに屬する人々に誓
ひてこれに言けるは汝等カルデヤ人の僕となることを恐るゝなかれこの地に住てバビロンの王につかへな
ば汝等幸福ならんと 二五 然るに七月に王の血統なるエリシヤマの子ネタニヤの子なるイシマエル十人の者と
ともに來りてゲダリヤを撃ころし又彼とともにミツパにをりしユダヤ人とカルデヤ人を殺せり 二六 是において
て大小の民および軍勢の長等みな起てエジプトにおもむけり是はカルデヤ人をおそれたればなり 二七 ユダの
王エホヤキムがとらへ移れたる後三十七年の十二月二十七日バビロンの王エビルメロダクその代の一年に
ユダの王エホヤキムを獄より出してその首をあげしめ 二八 善言をもて彼をなぐさめその位をバビロンにとも
に居るところの王等の位よりも高くし 二九 その獄の衣服を易しめたりエホヤキムは一生のあひだつねに王の
前に食をなせり 三十 かれ一生のあひだたえず日々の分を王よりたまはりてその食物となせり

列王紀略下　終

歴代志略上

第一章

一 アダム、セツ、エノス、二 ケナン、マハラレル、ヤレド、三 エノク、メトセラ、ラメク、四 ノア、セム、ハム、ヤペテ、○ 五 ヤ
ペテの子等はゴメル、マゴグ、マデア、ヤワン、トバル、メセク、テラス、六 ゴメルの子等はアシケナズ、リパテ、トガルマ、
七 ヤワンの子等はエリシヤ、タルシシ、キツテム、ドダニム、○ 八 ハムの子等はクシ、ミツライム、プテ、カナン、九 クシ
の子等はセバ、ハビラ、サブタ、ラアマ、サブテカ、ラアマの子等はセバとデダン、十 クシ、ニムロデを生り、彼はじめて
世の権力ある者となれり、十一 ミツライムはルデ族、アナミ族、レハビ族、ナフト族、十二 パテロス族、カスル族、カフトリ
族を生り、カスル族よりペリシテ族出たり、十三 カナンはその家子シドンおよびヘテを生み、十四 またエブス族、アモリ
族、ギルガシ族、十五 ヒビ族、アルキ族、セニ族、十六 アルワデ族、ゼマリ族、ハマテ族を生り○ 十七 セムの子等はエラム、アシ
ユル、アルパクサデ、ルデ、アラム、ウズ、ホル、ゲテル、メセク、十八 アルパクサデ、シラを生みシラ、エベルを生り 十九 エベル
に二人の子生れたり、その一人の名をペレグ(分)と曰ふ、其は彼の代に地の人散り分れたればなり、その弟の名を
ヨクタンと曰ふ 二十 ヨクタンはアルモダデ、シヤレフ、ハザルマウテ、エラ、二一 ハドラム、ウザル、デクラ、二二 エバル、アビ
マエル、シバ、二三 オフル、ハビラおよびヨバブを生り、是等はみなヨクタンの子なり、○ 二四 セム、アルパクサデ、シラ、
二五 エベル、ペレグ、リウ 二六 セルグ、ナホル、テラ、二七 アブラム是すなはちアブラハムなり 二八 アブラハムの子等はイサ
クおよびイシマエル、二九 彼らの子孫は左のごとしイシマエルの家子は子バヨテ、次はケダル、アデビエル、ミブサ
ム、三十 ミシマ、ドマ、マツサ、ハダデ、テマ、三一 エトル、子フシ、ケデマ、イシマエルの子孫は是の如し 三二 アブラハムの妾ケト
ラの生る子は左のごとし彼ジムラン、ヨクシヤン、メダン、ミデアン、イシバク、シユワを生り、ヨクシヤンの子等は
シバおよびデダン、三三 ミデアンの子等はエパ、エペル、ヘノク、アビダ、エルダア、是等はみなケトラの生る子なり 三四
アブラハム、イサクを生り、イサクの子等はエサウとイスラエル、○ 三五 エサウの子等はエリパズ、リウエル、エウシ、

ヤラエ、コラ、三六エリパズの子等はテマン、オマル、ゼピ、ガタム、ケナズ、テムナ、アマレク、三七リウエルの子等はナハテ、ゼラ、シヤンマ、ミツザ、三八セイルの子等はロタン、ショバル、ヂベオン、アナ、デション、エゼル、デシヤン、三九ロタンの子等はホリとホマム、ロタンの妹はテムナ、四十ショバルの子等はアルヤン、マナハテ、エバル、シピ、オナム、ヂベオンの子等はアヤとアナ、四一アナの子等はデション、デションの子等はハムラム、エシバン、イテラン、ケラン、四二エゼルの子等はビルハン、ザワン、ヤカン、デシヤンの子等はウズおよびアラン、○四三イスラエルの子孫を治むる王いまだ有ざる前にエドムの地を治めたる王等は左のごとし、ペオルの子ベラ、其の都城の名はデナバといふ、四四ベラ薨てボザラのゼラの子ヨバブこれに代りて王となり　四五ヨバブ薨てテマン人の地のホシヤムこれにかはりて王となり　四六ホシヤム薨てベダデの子ハダデこれにかはりて王となれり、彼モアブの野にてミデアン人を撃り、其の都城の名はアビテといふ　四七ハダデ薨てマスレカのサムラこれに代りて王となり　四八サムラ薨て河の旁なるレホボテのサウルこれに代りて王となり　四九サウル薨てアクボルの子バアルハナンこれに代りて王となり　五十バアルハナン薨てハダデこれにかはりて王となれり、其の都城の名はパイといふ、其の妻はマテレデの女子にして名をメヘタベルといへりマテレデはメザハブの女なり　五一ハダデも薨たり、エドムの諸侯は左のごとし、テムナ侯、アルヤ侯、エテテ侯、五二アホリバマ侯、エラ侯、ピノン侯　五三ケナズ侯、テマン侯、ミブザル侯　五四マグデエル侯、イラム侯、エドムの諸侯は是のごとし

第二章

一イスラエルの子等は左のごとし、ルベン、シメオン、レビ、ユダ、イッサカル、ゼブルン、二ダン、ヨセフ、ベニヤミン、ナフタリ、ガド、アセル、三ユダの子等はエル、オナン、シラなりこの三人はカナンの女バテシユアがユダによりて生たるなり、ユダの長子エルはエホバの前に惡き事をなしたれば之を殺したまへり　四ユダの媳タマルはユダによりてペレヅとゼラとを生り、ユダの子等は都合五人なりき　五ペレヅの子等はヘヅロンおよびハムル、

六ゼラの子等はジムリ、エタン、ヘマン、カルコル、ダラ都合五人 七カルミの子はアカル、アカルは詛されし物につきて罪を犯してイスラエルを惱ませし者なり、八エタンの子はアザリヤ、九ヘヅロンに生れたる子等はエラメル、ラム、ケルバイ、十ラムアミナダブを生み、アミナダブナションを生り、ナションはユダの子孫の牧伯なり 十一ナシヨンサルマを生み、サルマボアズを生み 十二ボアズオベデを生みオベデエツサイを生り 十三エツサイの生る者は長子はエリアブその次はアミナダブその三はシヤンマ 十四その四はネタンエル その五はラダイ 十五その六はオゼムその七はダビデ 十六かれらの姉妹はゼルヤとアビガル、ゼルヤの產る子はアビシヤイ、ヨアブ、アサヘルあはせて三人 十七アビガルはアマサを產り、アマサの父はイシマエル人エテルといふ者なり○十八ヘヅロンの子カレブはその妻アズバによりまたエリオテによりて子を擧けたり、その產る子等は左のごとしエシル、シヨバブおよびアルドン 十九アズバ死たればカレブまたエフラタを娶れり、エフラタカレブによりてホルを產り 二十ホルウリを生みウリベザレルを生り 二一その後ヘヅロンはギレアデの父マキルの女の所にいれり、その之を娶れる時は六十歳なりき、彼ヘヅロンによりてセグブを產り 二二セグブヤイルを生り、ヤイルはギレアデの地に邑二十三を有り 二三然るにゲシユルおよびアラム彼等よりヤイルの邑々およびケナテとその鄉里など都合六十の邑を取り、是皆ギレアデの父マキルの子等なりき、二四ヘヅロンカレブエフラタに死て後ヘヅロンの妻アビヤその子アシユルを生り、アシユルはテコアの父なり○二五ヘヅロンの長子エラメルの子等は長子はラム次はブナ、オレン、オゼム、アヒヤ、二六エラメルはまた他の妻をもてりその名をアタラといふ、彼はオナムの母なり、二七エラメルの長子ラムの子等はマアツ、ヤミン、エケル、二八オナムの子等はシヤンマイ、ヤダ、シヤンマイの子等はナダブおよびアビシユル、二九アビシユルの妻の名はアビハイルといふ彼アバンおよびモリデを生り、三十ナダブの子等はセレデおよびアツパイム、セレデは子なくして死り、三一アツパイムの子はイシ、イシの子はセシヤン、セシヤンの子

ハアヘライ、三二シャンマイの兄弟ヤダの子ハエテルおよびヨナタン、エテルハ子なくして死り三三ヨナタンの子等ハペレテおよびザザ、エラメルの子孫ハ斯のごとし、三四セシャンハ男子なくして惟女子ありしのみなるがセシャンにヤルハと名くるエジプトの僕ありければ三五セシャンその女をこの僕ヤルハに與へて妻となさしめたり彼ヤルハによりてアッタイを生り三六アッタイナタンを生み、ナタンザバデを生み三七ザバデエフラルを生みエフラルオベデを生み三八オベデエヒウを生み、エヒウアザリヤを生み、三九アザリヤヘレデを生み、ヘレデエレアサを生み四十エレアサシスマイを生みシスマイシャルムを生み、四一シャルムエカミヤを生み、エカミヤエリシヤマを生り四二エラメルの兄弟カレブの子等ハその長子をメシャといふ是ハジフの父なり、ジフの子ハマレシヤ、マレシヤハヘブロンの父なり四三ヘブロンの子等ハコラ、タップア、レケム、シマ、四四シマハラハムを生り、ラハムハヨルカムの父なり、レケムハシャンマイを生り、四五シャンマイの子ハマオン、マオンハベテスルの父なり四六カレブの妾エパハハラン、モザおよびガゼズを産り、ハランハガゼズを生り、四七エダイの子等ハレゲム、ヨタム、ゲシヤン、ペレテ、エパ、シャフ、四八カレブの妾マアカハシベルおよびテルハナを生み、四九またマデマンナの父シャフおよびマクベナとギベアの父シワを生り、カレブの女子ハアクサといふ五十カレブの子孫ハ左のごとしエフラタの長子ホルの子ハキリアテヤリムの父ショバル五一ベテレヘムの父サルマおよびベテカデルの父ハレフ、五二キリアテヤリムの父ショバルの子等ハハロエにメヌコテ人の半、五三またキリアテヤリムの宗族ハイテリ族、プヒ族、シュマ族、ミシラ族、是等よりザレア族およびエシタオル族出たり五四サルマの子孫ハベテレヘム、子トパ族、アタロテベテヨアブ、マナハテ族の半およびゾリ族、五五ならびにヤベツに住る諸士の宗族すなはちテラテ族、シメアテ族、スカテ族是等ハケニ人にしてレカブの家の先祖ハマテより出たる者なり

第三章

一 ヘブロンにて生れたるダビデの子等ハ左のごとし、長子ハアムノンといひてエズレル人アヒノアム

より生れ其次はダニエルといひてカルメル人アビガルより生る 二 その三はアブサロムといひてゲシユルの王タルマイの女マアカの生る子其四はアドニヤといひてハギテの生る子なり 三 その五はシパテヤといひてアビタルより生れ其六はイテレアムといひて妻エグラより生る 四 この六人ヘブロンにてかれに生れたりダビデ彼處にて王たりし事七年と六箇月また エルサレムにて王たりし事三十三年 五 エルサレムにて生れたるその子等は左のごとしシメア、ショバブ、ナタン、ソロモン、この四人はアンミエルの女バテシユアより生る 六 またイブハル、エリシヤマ、エリペレテ、七 ノガ、ネペグ、ヤピア、八 エリシヤマ、エリアダ、エリペレテの九人 九 是みなダビデの子なり此外にまた妾等の生る子等あり彼らの姉妹にタマルといふ者あり 十 ソロモンの子はレハベアム、その子はアビヤ、その子はアサ、その子はヨシヤパテ、十一 その子はヨラム、その子はアハジア、その子はヨアシ、十二 その子はアマジヤ、その子はアザリヤ、その子はヨタム、十三 その子はアハズ、その子はヒゼキヤ、その子はマナセ、十四 その子はアモン、その子はヨシア、十五 ヨシアの子等は長子はヨハナン、その次はエホヤキム、その三はゼデキヤ、その四はシヤルム、十六 エホヤキムの子等はその子はエコニア、その子はゼデキヤ 十七 俘擄人エコニアの子等はその子シヤルテル、十八 マルキラム、ペダヤ、セナザル、エカミア、ホシヤマ、ネダビヤ、十九 ペダヤの子等はゼルバベルおよびシメイ、ゼルバベルの子等はメシユラムおよびハナニヤ、その姉妹にシロミテといふ者あり 二十 またハシユバ、オヘル、ベレキヤ、ハサデヤ、ユサブヘセデの五人あり 二 ハナニヤの子等はペラテヤおよびエサヤ、またレパヤの子等アルナンの子等オバデヤの子等シカニヤの子等あり 三 シカニヤの子はシマヤ、シマヤの子等はハットシ、イガル、バリア、ネアリア、シヤパテの六人、二三 ネアリアの子等はエリヨエナイ、ヒゼキヤ、アズリカムの三人 二四 エリヨエナイの子等はホダヤ、エリアシブ、ペラヤ、アックブ、ヨハナン、デラヤ、アナニの七人

第四章

一 ユダの子等はペレヅ、ヘヅロン、カルミ、ホル、ショバル 二 ショバルの子レアヤヤハテを生み、ヤハテアホ

マイおよびラハデを生り、是等はザレア人の宗族なり　三　エタムの父の生る者は左のごとしエズレル、イシマお
よびイデバシ、その姉妹の名はハゼレルポニといふ　四　ゲドルの父ペヌエル、ホシヤの父エゼル、是等はベテレヘ
ムの父エフラタの長子ホルの子等なり、　五　テコアの父アシユルは二人の妻を有り即ちヘラとナアラ　六　ナアラ
アシユルによりてアホザムヘペルテメニおよびアハシタリを産り、是等はナアラの産る子なり、　七　ヘラの産る
子はゼレテ、エゾアル、エテナン、　八　ハツコヅはアヌブおよびゾベバを生り、ハルムの子アハルヘルの宗族も彼よ
り出づ　九　ヤベヅはその兄弟の中にて最も尊まれたる者なりき、その母我くるしみてこれを産たればといひて
その名をヤベヅ(くるしみ)と名けたり　十　ヤベヅイスラエルの神に籲はり我を祝福に祝福て我境を擴め御手を
もて我を助け、我をして災難に罹りてくるしむこと無らしめたまへと言り、神その求むる所を允したまふ○　十一
シユワの兄弟ケルブはメヒルを生り、メヒルはエシトンの父なり、　十二　エシトンはベテラパ、パセアおよびイルナ
ハシの父テヒンナを生り、是等はレカの人なり、　十三　ケナズの子等はオテニエルおよびセラヤ、オテニエルの子は
ハタテ　十四　メオノタイはオフラを生み、セラヤはヨアブを生り、ヨアブはカラシム(工匠)谷の人々の父なり、彼處の
ものは工匠なればかくいふ　十五　エフンネの子カレブの子等はイル、エラおよびナアム、エラの子等およびケナズ
十六　エハレレルの子等はジフ、ジパ、テリア、アサレル　十七　エズラの子等はエテル、メレデ、エペル、ヤロン、メレデの妻は
ミリアム、シヤンマイおよびイシバを産り、イシバはエシテモアの父なり、　十八　そのユダヤ人なる妻はゲドルの父
エレデとシヨコの父ヘベルとザノアの父エクテエルを産り、是等はメレデが娶りたるパロの女ビテヤの生る
子なり　十九　ナハムの姉妹なるホデヤの妻の生める子等はガルミ人ケイラの父およびマアカ人エシテモアなり、
二十　シモンの子等はアムノン、リンナ、ベネハナン、デロン、イシの子等はゾヘテおよびベネゾヘテ○　二十一　ユダの子シ
ラの子等はレカの父エル、マレシヤの父ラダおよび織布者の家の宗族すなはちアシベアの家の者等　二十二　ならび

にモアブに主たりしヨキムコゼバの人々ヨアシおよびサラフ等なり、またヤシユブレハムといふ者ありその記録は古し 二三 是等の者は陶工にしてネタイムおよびゲデラに住み王の地に居りてその用をなせり○ 二四 シメオンの子等はネムエル、ヤミン、ヤリブ、ゼラ、シヤウル、二五 シヤウルの子はシヤルム、その子はミブサム、その子はミシマ、二六 ミシマの子はハムエル、その子はザツクル、その子はシメイ、二七 シメイには男子十六人女子六人ありしがその兄弟等には多の子あらざりき、またその宗族の者は凡てユダの子孫ほどには殖増ざりき 二八 彼らの住る處はベエルシバ、モラダ、ハザルシユアル、二九 ビルハ、エゼム、トラデ、三十 ベトエル、ホルマ、チクラグ、三一 ベテマルカボテ、ハザルスシム、ベテビリ、シヤライム、是等の邑はダビデの世にいたるまで彼等の有たりき、三二 その村郷はエタム、アイン、リンモン、トケン、アシヤンの五の邑なり 三三 またこの邑々の周圍に衆多の村ありてバアルにまでおよべり、彼らの住處は是のごとくにして彼ら各々系譜あり 三四 メシヨバブ、ヤムレク、アマジヤの子ヨシヤ 三五 ヨエル、アシエルの曾孫セラヤの孫ヨシビアの子エヒウ、三六 エリオエナイ、ヤコバ、エシヨハヤ、アサヤ、アデエル、エシミエル、ベナヤ 三七 およびシピの子ジザ、シピはアロンの子アロンはエダヤの子エダヤはシムリの子シムリはシマヤの子なり、三八 此に名を擧げたる者等はその宗族の中の長たる者にしてその宗家は大に蔓延り 三九 彼等はその群のために牧場を求めんとてゲドルの西におもむき谷の東の方にいたり 四十 つひに膏腴なる善き牧場を見いだせしがその地は廣く靜穩にして安寧なりき、其は昔より其處に住たりし者はハム人なればなり、四一 即ち上にその名を記したる者等ユダの王ヒゼキヤの代に往て彼らの幕屋を擊やぶり彼らと其處に居しメウニ人を盡く滅ぼし之に代りて其處に住て今日にいたる、是はその群を牧べき牧場其處にありたればなり 四二 またシメオンの子孫の者五百人許イシの子等ペラテア、ネアリア、レパヤ、ウジエルを長としてセイル山に攻ゆき 四三 アマレキ人の逃れて遺れる者を擊ほろぼして今日まで其處に住り

第五章

一 イスラエルの長子ルベンの子等は左のごとし、ルベンは長子なりしがその父の床を涜しによりて
その長子の權はイスラエルの子ヨセフの子等に與へらる、然れども系譜は長子の權にしたがひて記すべきに
非ず 二 そはユダその諸兄弟に勝る者となりて君たる者その中より出れどなり、但し長子の權はヨセフに屬す、
三 即ちイスラエルの長子ルベンの子等はハノク、パル、ヘヅロン、カルミ、四 ヨエルの子はシマヤ、その子はゴグ、その
の子はシメイ、五 その子はミカ、その子はレアヤ、その子はバアル、六 その子はベエラ、このベエラはアッスリヤの
王テルガテピルネセルに擄へられてゆけり、彼はルベン人の中に牧伯たる者なりき、七 彼の兄弟等はその宗族
に依りその歴代の系譜によれば左のごとし、長エイエルおよびゼカリヤ 八 ベラ等なり、ベラはアザズの子シマ
の孫ヨエルの曾孫なりかれアロエルに住みて地をネボ、バアルメオンにまでおよぼしゝが 九 ギレアデの地に
てその家畜蕃殖ければまた地を東の方ユフラテ河の此方なる荒野の極端にまでおよぼせり 十 またサウルの
時にハガリ人と戰爭してこれを打破りギレアデの東の全部なる彼らの幕屋に住たり○ 十一 ガドの子孫はこれ
と相對ひてバシヤンの地にすみて地をサルカにまで及ぼせり 十二 長はヨエル次はシヤバム、ヤアナイ、シヤパテ、
共にバシヤンに居り、十三 彼らの兄弟等はその宗家によればミカエル、メシユラム、シバ、ヨライ、ヤカン、ジア、ヘベル
都合七人 十四 是等はホリの子アビハイルの子等なり、ホリはヤロアの子、ヤロアはギレアデの子、ギレアデはミカ
エルの子、ミカエルはエシサイの子、エシサイはヤドの子、ヤドはブズの子 十五 アヒはアブデルの子アブデルはグ
ニの子グニはその宗家の長たり 十六 彼らはギレアデとバシヤンとその郷里とシヤロンの諸郊地に住て地をそ
の四方の境におよぼせり 十七 是等はみなユダの王ヨタムの世とイスラエルの王ヤラベアムの世に系譜に載た
るなり○ 十八 ルベンの子孫とガド人とマナセの半支派には出て戰ふべき者四萬四千七百六十人あり皆勇士に
して能く楯と矛とを執り善く弓を彎きかつ善戰ふ者なり 十九 彼等はハガリ人およびエトル、ネフシ、ノダブ等と戰

爭しけるが 二十 助力をかふむりて攻擊たればハガリ人および之と偕なりし者等みな彼らの手におちいれり、是
ハ彼ら陣中にて神を呼びこれを賴みしによりて神これを聽いれたまひしが故なり 二一 かくて彼らその家畜を
奪ひとりしに駱駝五萬、羊二十五萬、驢馬二千あり、人十萬ありき 二二 またころされて倒れたる者衆しその戰爭神
其出るがゆゑなり而して彼らハこれが地に代りて住その擄移さるゝ時におよべり○ 二三 マナセの半支派の人
々ハこの地に住み殖蔓りてつひにバシヤンよりバアルヘルモン、セニルおよびヘルモン山まで地をおよばせ
り 二四 その宗家の長ハ左のごとし即ちエペル、イシ、エリエル、アズリエル、エレミヤ、ホダヤ、ヤデエル、是みなその
宗家の長にして名ある大勇士なりき○ 二五 彼等その先祖等の神にそむかひて罪を犯し曾て彼等の前に神の滅ぼ
したまひし國の民等の神を慕ひてこれと姦淫したれば 二六 イスラエルの神アッスリアの王プルの心を振興し
またアッスリアの王テグラテピレセルの心を振興したまへり彼つひにルベン人とガド人とマナセの半支派
とを擄へゆき、これをハウラとハボルとハラとゴザンの河の邊とに移せり、彼等ハ今日まで其處にあり

第六章

一 レビの子等ハゲルシヨン、コハテ、メラリ、二 コハテの子等ハアムラム、イヅハル、ヘブロン、ウジエル、三 ア
ムラムの子等ハアロン、モーセ、ミリアム、アロンの子等ハナダブ、アビウ、エレアザル、イタマル、四 エレアザルピ子
ハスを生み、ピ子ハスアビシユアを生み、五 アビシユアブッキを生み、ブッキウジを生み、六 ウジゼラヒヤを生み、
ゼラヒヤメラヨテを生み、七 メラヨテアマリヤを生み、アマリヤアヒトブを生み、八 アヒトブザドクを生み、ザド
クアヒマアズを生み、九 アヒマアズアザリヤを生み、アザリヤヨハナンを生み、十 ヨハナンアザリヤを生り、此ア
ザリヤハエルサレムなるソロモンの建たる宮にて祭司の職をなせし者なり 十一 アザリヤアマリヤを生み、アマ
リヤアヒトブを生み、十二 アヒトブザドクを生み、ザドクシヤルムを生み、十三 シヤルムヒルキヤを生み、ヒルキヤア
ザリヤを生み、十四 アザリヤセラヤを生み、セラヤヨザダクを生む、十五 ヨザダクハエホバ子ブカデ子ザルの手をも

てユダおよびエルサレムの人を擄へうつしたまひし時に擄へられて往り〇
十六 レビの子等はゲルション、コハテおよびメラリ、
十七 ゲルションの子等の名は左のごとしリブニおよびシメイ、
十八 コハテの子等はアムラム、イヅハル、ヘブロン、ウジエル、
十九 メラリの子等はマヘリおよびムシ、レビ人の宗族はその宗家によれば是のごとし、
二十 ゲルションの子はリブニ、その子はヤハテ、その子はジンマ、
二一 その子はヨア、その子はイド、その子はゼラ、その子はヤテライ
二二 コハテの子はアミナダブ、その子はコラ、その子はアシル、
二三 その子はエルカナ、その子はエビアサフ、その子はアシル、
二四 その子はタハテ、その子はウリエル、その子はウジヤ、その子はシヤウル、
二五 エルカナ、の子等はアマサイおよびアヒモテ、
二六 エルカナについてはエルカナの子はゾパイ、その子はナハテ、
二七 その子はエリアブ、その子はエロハム、その子はエルカナ、
二八 サムエルの子等は長子はヨエル、次はアビヤ、
二九 メラリの子はマヘリ、その子はリブニ、その子はシメイ、その子はウザ、
三十 その子はシメア、その子はハギヤ、その子はアサヤなり、
三一 契約の櫃を安置せし後ダビデ左の人々を立てエホバの家にて謳歌事を司どらせたり
三二 彼等は集會の幕屋の住所の前にて謳歌事をおこなひ來りしがソロモンエルサレムにエホバの室を建るにおよびてその次序に循ひてその職をつとめたり
三三 立て奉事をなせるものおよびその子等は左のごとし、コハテの子等の中ヘマンは謳歌師長たり、ヘマンはヨエルの子、ヨエルはサムエルの子、
三四 サムエルはエルカナの子、エルカナはエロハムの子、エロハムはエリエルの子、エリエルはトアの子、
三五 トアはヅフの子、ヅフはエルカナの子、エルカナはマハテの子、マハテはアマサイの子、
三六 アマサイはエルカナの子、エルカナはヨエルの子、ヨエルはアザリヤの子、アザリヤはゼパニヤの子、
三七 ゼパニヤはタハテの子、タハテはアシルの子、アシルはエビアサフの子、エビアサフはコラの子、
三八 コラはイツハルの子、イツハルはコハテの子、コハテはレビの子、レビはイスラエルの子なり、
三九 ヘマンの兄弟アサフはヘマンの右に立り、アサフはベレキヤの子、ベレキヤはシメアの子、
四十 シメアはミカエルの子、ミカエルはバア

セヤの子、バアセヤはマルキヤの子、四一マルキヤはエテニの子、エテニはゼラの子、ゼラはアダヤの子、四二アダヤは
エタンの子、エタンはジンマの子、ジンマはシメイの子、四三シメイはヤハテの子、ヤハテはゲルションの子、ゲルシ
ヨンはレビの子なり、四四また彼らの兄弟なるメラリ人等その左に立り、其中のエタンはキシの子、キシはア
ブデの子、アブデはマルクの子、四五マルクはハシヤビヤの子、ハシヤビヤはアマジヤの子、アマジヤはヒルキヤの
子、四六ヒルキヤはアムジの子、アムジはバニの子、バニはセメルの子、四七セメルはマヘリの子、マヘリはムシの子、ム
シはメラリの子、メラリはレビの子なり、四八彼らの兄弟なるレビ人等は神の家の幕屋の諸の職に任せられたり
四九○アロンおよびその子等は燔祭の壇と香壇の上に物を獻ぐることを司どり、また至聖所の諸の工をなし、
且イスラエルのために贖をなすことを司どれり、凡て神の僕モーセの命じたるごとし五十アロンの子孫は左の
ごとし、アロンの子はエレアザル、その子はピネハス、その子はアビシュア、五一その子はブッキ、その子はウジ、その
子はゼラヒヤ、五二その子はメラヨテ、その子はアマリヤ、その子はアヒトブ、五三その子はザドク、その子はアヒマア
ズ○五四アロンの子孫の住處は四方の境の内にあり、その閭里に循ひていはゞ左のごとし、先コハテ人の宗族が
鬮によりて得たるところは是なり五五すなはちユダの地の中よりはヘブロンとその周圍の郊地を得たり五六但
しその邑の田野と村々はエフンネの子カレブに歸せり五七すなはちアロンの子孫の得たる邑は逃遁邑なるヘ
ブロン、リブナとその郊地、ヤッテルおよびエシテモアとこれらの郊地、五八ホロンとその郊地、デビルとその郊
地、五九アシヤンとその郊地、ベテシメシとその郊地なり、六十またベニヤミンの支派の中よりはゲバとその郊地、ア
レメテとその郊地、アナトテとその郊地を得たり、彼らの邑はその宗族の中に都合十三ありき、六一またコハテの
子孫の支派の中此他ある者はかの半支派の中即ちマナセの半支派の中より鬮によりて十の邑を得たり、六二ま
たゲルションの子孫の宗族はイッサカルの支派、アセルの支派、ナフタリの支派、およびバシヤンなるマナセの

支派の中より十三の邑を得たり、六三 またメラリの子孫の宗族はルベンの支派、ガドの支派およびゼブルンの支派の中より籤によりて十二の邑を得たり、六四 イスラエルの子孫は邑とその郊地とをレビ人に與へたり 六五 即ちユダの子孫の支派とシメオンの子孫の支派とベニヤミンの子孫の支派の中よりして此に名を擧たる是等の邑を籤によりて之に與へたり、六六 コハテの子孫の宗族はまたエフライムの支派の中よりも邑を得てその領地となせり 六七 即ちその得たる逃遁邑はエフライム山のシケムとその郊地およびゲゼルとその郊地、六八 ヨクメアムとその郊地、ベテホロンとその郊地 六九 アヤロンとその郊地、ガテリンモンとその郊地なり、七十 またマナセの半支派の中よりはアネルとその郊地、ビレアムとその郊地、是みなコハテの子孫の遺れる宗族に歸せり 七一 ゲルションの子孫に歸せし者はマナセの半支派の宗族の中よりはバシヤンのゴランとその郊地、アシタロテとその郊地、七二 イッサカルの支派の中よりケデシとその郊地、ダベラテとその郊地、七三 ラモテとその郊地、アネムとその郊地、七四 アセルの支派の中よりはミシアルとその郊地、アブドンとその郊地、七五 ホコクとその郊地、レホブとその郊地、七六 ナフタリの支派の中よりはガリラヤのゲデシとその郊地、ハンモンとその郊地、キリアタイムとその郊地、七七 この他の者すなはちメラリの子孫に歸せし者はゼブルンの支派の中よりはリンモンとその郊地、タボルとその郊地、七八 エリコに對するヨルダンの彼旁すなはちヨルダンの東においてルベンの支派の中よりは曠野のベゼルとその郊地、ヤザとその郊地、七九 ケデモテとその郊地、メパアテとその郊地、八十 ガドの支派の中よりはギレアデのラモテとその郊地、マハナイムとその郊地、八一 ヘシボンとその郊地、ヤゼルとその郊地

第七章

一 イッサカルの子等はトラ、プワ、ヤシユブ、シムロムの四人 二 トラの子等はウジ、レパヤ、エリエル、ヤマイ、エブサム、サムエル、是みなトラの子にして宗家の長なり、其子孫の大勇士たる者はダビデの世にはその數二萬二千六百人なりき 三 ウジの子はイズラヒヤ、イズラヒヤの子等はミカエル、オバデヤ、ヨエル、イッシヤの五人、是

みな長たる者なりき　四　その宗家によればその子孫の中に軍旅の士卒三萬六千人ありき是は彼等妻子を衆く
有たればなり、五　イッサカルの諸の宗族の中なるその兄弟等すなはち名簿に記載たる大勇士は都合八萬七千
人○　六　ベニヤミンの子等はベラ、ベケル、エデアエルの三人、七　ベラの子等はエツボン、ウジ、ウジエル、エレモテ、イ
リの五人皆その宗家の長なり、その名簿に記載たる大勇士は二萬二千三十四人、八　ベケルの子等はセミラ、ヨア
シ、エリエゼル、エリオエナイ、オムリ、エレモテ、アビヤ、アナトテ、アラメテ是みなベケルの子等にして宗家の長な
り　九　その子孫の中名簿に記載たる大勇士は二萬二百人なりき　十　またエデアエルの子はビルハン、ビルハンの
子等はエウシ、ベニヤミン、エホデ、ケナアナ、ゼタン、タルシシ、アビシヤハル、十一　是みなエデアエルの子にして宗家
の長たりき、その子孫の中に能く陣にのぞみて戦ふ大勇士一萬七千二百人ありき　十二　またイリの子等はシユパ
ムおよびホパム、またアヘラの子はホシム○　十三　ナフタリの子等はヤジエル、グニ、エゼル、シヤルム、是みなビルハ
の産る子なり○　十四　マナセの子等はその妻の産る者はアシリエル、その妾なるスリアの女の産る者はギレアデ
の父マキル、十五　マキルはホパムとシユパムの妹名はマアカといふ者を妻に娶れり、その次の者はゼロペハデと
いふ、ゼロペハデには女子ありしのみ　十六　マキルの妻マアカ男子を産てその名をペレシとよべり、その弟の名は
シヤレシ、シヤレシの子等はウラムおよびラケム、十七　ウラムの子もベダン、是等はマナセの子マキルの子なるギ
レアデの子等なり、十八　その妹ハンモレケテはイシホデ、アビエゼル、マヘラを産り　十九　セミダの子等はアヒアン、シ
ケム、リキ、アニヤム○　二十　エフライムの子はシユテラ、その子はベレデ、その子はタハテ、その子はエラダ、その子は
タハテ、二一　その子はザバデ、その子はシユテラ、エゼルとエレアデはガテの土人等これを殺せり、其は彼ら下りゆ
きてこれが家畜を奪むとしたればなり、二二　その父エフライムこれがために哀むこと日久しかりければその
兄弟等きたりてこれを慰さめたり　二三　かくて後エフライムその妻の所にいりけるに胎みて男子を生たればその

の名をベリア(災難)となづけたり、その家に災難ありたればなり 二四 エフライムの女子セラハ上下のベテホロンおよびウゼンセラを建たり 二五 ベリアの子ハレバおよびレセフ、その子ハテラ、その子ハタハン、二六 その子ハラダン、その子ハアミホデ、その子ハエリシヤマ、二七 その子ハヌン、その子ハヨシユア 二八 エフライムの子孫の産業と住處ハベテルとその郷里、また東の方にてハナアラン、西の方にてハゲゼルとその郷里、またシケムとその郷里およびアワとその郷里、二九 またマナセの子孫の國境に沿てハベテシヤンとその郷里、タアナクとその郷里、メギドンとその郷里、ドルとその郷里なり、イスラエルの子ヨセフの子孫ハ是等の處に住り ○ 三十 アセルの子等ハイムナ、イシワ、エスイ、ベリアおよびその姉妹セラ 三一 ベリアの子等ハヘベルおよびマルキエル、マルキエルハビルザヒテの父なり 三二 ヘベルハヤフレテ、シヨメル、ホタムおよびその姉妹シユワを生り、三三 ヤフレテの子等ハパサク、ビムハル、アシワテ、ヤフレテの子等ハ是のごとし 三四 シヨメルの子等ハアヒ、ロガ、ホバおよびアラム、三五 シヨメルの兄弟ヘレムの子等ハゾパ、イムナ、シレン、アマル、三六 ゾパの子等ハスア、ハルネペル、シユアル、ベリ、イムラ、三七 ベゼル、ホド、シヤンマ、シルシヤ、イテラン、ベエラ 三八 エテルの子等はエフンネ、ビスパおよびアラ、三九 ウラの子等はアラ、ハニエルおよびリヂア、四十 是みなアセルの子孫にして宗家の長たり挺出たる大勇士たり將官の長たりき、その名簿に記載たる能く陣にのぞみて戰ふ者二萬六千人あり

第八章

一 ベニヤミンの生る者ハ長子はベラ、その次ハアシベル、その三はアハラ、二 その四ハノハ、その五ハラパ、三 ベラの子等ハアダル、ゲラ、アビウデ、四 アビシユア、ナアマン、アホア、五 ゲラ、シフパム、ヒラム、六 エホデの子等ハ左のごとし、是等ハゲバの民の宗家の長なり是はマナハテに移されたり 七 すなはちナアマンおよびアヒヤとともにゲラこれを移せるなり、エホデの子等ハすなはちウザとアヒウデ是なり 八 シヤハライムはその妻ホシムとバアラを去し後モアブの國においてまた子等を擧けたり 九 彼がその妻ホデシによりて擧けたる子等は

ヨバブ、チビア、メシヤ、マルカム、十エウツ、シヤキヤおよびミルマ、是等の子等にして宗家の長なり　十一彼またホシ
ムによりてアビトブとエルパアルを擧けたり　十二エルパアルの子等はエベル、ミシヤムおよびシヤメル、彼はオ
ノとロドとその郷里を建たる者なり　十三またベリア、シマあり是等はアヤロンの民の宗家の長たる者にしてガ
デの民を逐はらへり、十四またアヒオ、シヤシヤク、エレモテ　十五ゼバデヤ、アラデ、アデル　十六ミカエル、イシパ、ヨハ是等
はベリアの子等なり、十七ゼバデヤ、メシユラム、ヘゼキ、ヘベル　十八イシメライ、エズリア、ヨバブ、是等はエルパアルの
子等なり、十九ヤキン、ジクリ、ザベデ　二十エリエナイ、チルタイ、エリエル、二一アダヤ、ベラヤ、シムラテ、是等はシマの子等
なり、二二イシパン、ヘベル、エリエル、二三アブドン、ヂグリ、ハナン、二四ハナニヤ、エラム、アントテヤ　二五オベデヤ、ベヌエル
是等はシヤシヤクの子等なり、二六シヤムセライ、シハリア、アタリヤ　二七ヤレシア、エリヤ、ヂクリ、是等もエロハムの
子等なり、二八是等は歴代の宗家の長にして首たるものあり是らはエルサレムに住たり、二九ギベオンの祖はギベ
オンに住り、その妻の名はマアカといふ、三十その長子はアブドン、次はツル、キシ、バアル、ナダブ、三一ゲドル、アヒオ、ザ
ケル、三二ミクロテはシメアを生り、是等も又その兄弟等とともにエルサレムに住てこれに對ひ居り○三三ネル、キ
シを生み、キシサウルを生み、サウルはヨナタン、マルキシユア、アビナダブ、エシバアルを生り、三四ヨナタンの子は
メリバアル、メリバアルミカを生り、三五ミカの子等はピトン、メレク、タレア、アハズ、三六アハズはエホアダを生みエ
ホアダはアレメテ、アズマウテおよびジムリを生み、ジムリはモザを生み、三七モザはビネアを生り、その子はラパ
その子はエレアサその子はアゼル、三八アゼルには六人の子あり其名は左のごとし、アズリカム、ボケル、イシマエ
ル、シヤリヤ、オバデヤ、ハナン、是みなアゼルの子なり、三九その兄弟エセクの子等は長子はウラム、その次はエウシ、
その三はエリペレテ、四十ウラムの子等は大勇士にして善く弓を射る者なりき、彼は孫子多くして百五十人もあ
りき、是みなベニヤミンの子孫なり

第九章 一 イスラエルの人は皆名簿に記載られたり、視よ是は皆イスラエルの列王紀に録さる、ユダはその罪の
ためにバビロンに擄へられてゆけり 二 その産業の邑々に最初に住ひし者はイスラエル人祭司等レビ人およ
びネテニ人等なり 三 またエルサレムにはユダの子孫ベニヤミンの子孫およびエフライムとマナセの子孫等
住り 四 即ちユダの子ペレツの子孫の中にてはアミホデの子ウタイ、アミホデはオムリの子、オムリはイムリの
子イムリはバニの子なり 五 シロ族の中にてはシロの長子アサヤおよびその他の子等 六 ゼラの子孫の中にて
はユエルおよびその兄弟六百九十人 七 ベニヤミンの子孫の中にてはハセヌアの子ハダヤの子なるメシュラ
ムの子サル、八 エロハムの子イブニヤ、ミクリの子なるウジの子エラおよびイブニヤの子リウエルの子なるシ
パテヤの子メシュラム 九 並に彼らの兄弟等その世系によれば合せて九百五十六人是みなその宗家の長たる
人々なり 十 また祭司の中にてはエダヤ、ヨアリブ、ヤキン 十一 およびヒルキヤの子アザリヤ、ヒルキヤはメシュラ
ムの子メシュラムはザドクの子ザドクはメラヨテの子メラヨテはアヒトブの子なりアザリヤは神の室の宰
たり 十二 またエロハムの子アダヤ、エロハムはパシュルの子パシュルはマルキヤの子なり、またアデエルの子マ
アセヤ、アデエルはヤゼラの子ヤゼラはメシュラムの子メシュラムはメシレモテの子メシレモテはインメル
の子なり 十三 また彼らの兄弟等是等は宗家の長たる者にして合せて一千七百六十人あり皆神の室の役事をな
すの力あるものなり 十四 レビ人の中にてはハシュブの子シマヤ、ハシュブはアズリカムの子アズリカムはハシ
ヤビヤの子是はメラリの子孫なり 十五 またバクバツカル、ヘレシ、ガラルおよびアサフの子ヂクリの子なるミカ
の子マツタニヤ 十六 ならびにエドトンの子ガラルの子なるシマヤの子オバデヤ、およびエルカナの子なるアサ
の子ベレキヤ、エルカナはネトパ人の郷里に住たる者なり 十七 門を守る者はシヤルム、アックブ、タルモン、アヒマン
およびその兄弟等にしてシヤルムその長たり 十八 彼は今日まで東の方なる王の門を守りをる、是等はレビの子孫の営

の門を守る者なり 十九 コラの子エビアサフの子なるコレの子シヤルムおよびその父の家の兄弟等なるコラ
人は幕屋の門門を守る職務を主どれりその先祖等もエホバの營の傍にありてその入口を守れり 二十 エレアザ
ルの子ピネハス昔彼らの主宰たりきエホバかれとともに在せり 二一 メシレミヤの子ゼカリヤは集會の幕屋の
門を守る者なりき 二二 是みな選まれて門を守る者にて合せて二百十二人ありき皆その村々の名簿に記載たる
者なりしがダビデと先見者サムエルこれをその職に任じたり 二三 彼等とその子孫は順番にエホバの室すな
はち幕屋の門を司どれり 二四 門を守る者は西東北南の四方に居り 二五 またその村々に居る兄弟等も七日ごとに
逐り來りて彼らを助けたり 二六 門を守る者の長たるこの四人のレビ人もその職にをりて神の室の諸の室と府
庫とを司どれり 二七 彼らは番守をなす身なるに因て神の室の四周に舍れり而して朝ごとにこれを開くことを
せり 二八 その中に奉事の器皿を司どる者あり是もその數を按へて携へいりその數を按へて携へいだすべき者
なり 二九 またその他の器皿すなはち聖所の一切の器皿および麥粉酒油乳香香料を司どる者あり 三十 また祭司
の徒の中に香料をもて香膏を製る者あり 三一 コラ人シヤルムの長子なるマツタテヤといふレビ人は鍋にて
製るところの物を司どれり 三二 またコハテ人の子孫たるその兄弟等の中に供前のパンを司どりて安息日ごとに
これを調ふる者等あり 三三 レビ人の宗家の長たる是等の者は謳歌師にして殿の諸の室に居て他の職を爲ざり
き其は日夜その職務にかゝりをればなり 三四 是等はレビ人の歴代の宗家の長にして首長たる者なり是等はエ
ルサレムに住り〇 三五 ギベオンの祖エヒエルはギベオンに住りその妻の名はマアカといふ 三六 その長子はアブ
ドン次はツル、キシ、バアル、ネル、ナダブ 三七 ゲドル、アヒオ、ゼカリヤ、ミクロテ、 三八 ミクロテ、シメアムを生り彼等もその兄弟等
とともにエルサレムに住てその兄弟等と相對ひ居り 三九 ネルはキシを生みキシはサウルを生みサウルはヨナ
タン、マルキシユア、アビナダブおよびエシバアルを生り 四十 ヨナタンの子はメリバアル、メリバアルはミカを生り

四一ミカの子等はピトン、メレク、タレアおよびアハズ、四二アハズはヤラを生み、ヤラはアレメテ、アズマウテおよびジムリを生みジムリはモザを生み、四三モザはビネアを生り、ビネアの子はレパヤその子はエレアサその子はアゼル、四四アゼルは六人の子ありき、その名は左のごとしアズリカム、ボケル、イシマエル、シヤリヤ、オバデヤ、ハナン是等はアゼルの子なり

第十章

一茲にペリシテ人イスラエルと戰ひけるがイスラエルの人々はペリシテ人の前より逃げギルボア山に殺されて仆れたり　二ペリシテ人はサウルとその子等を追撃しかしてペリシテ人サウルの子ヨナタン、アビナダブおよびマルキシュアを殺せり　三斯その戰鬪烈しうしてサウルにおし迫り射手の者等つひにサウルに追つきければサウルは射手の者等のために悩めり　四サウル是においてその武器を執る者に言けるは汝の剣をぬき其をもて我を刺せ恐らくはこの割禮なき者等きたりて我を辱しめんと、然るにその武器を執る者痛くおそれて肯はざりければサウルすなはちその劍をとりてその上に伏たり　五武器を執る者サウルの死たるを見て己もまた劍の上に伏て死り　六斯サウルとその三人の子等およびその家族みな共に死り　七谷に居るイスラエルの人々みな彼らの逃るを見またサウルとその子等の死るを見てその邑々を棄て逃ければペリシテ人來りてその中に住り○　八明る日ペリシテ人殺されたる者を剝んとて來りサウルとその子等のギルボア山にたふれをるを見　九すなはちサウルを剝てその首とその鎧甲を取りペリシテの國の四方に人を遣はしてこの事をその偶像と民に告しめ　十しかしてかれが鎧甲をその神の室に藏め彼が首をダゴンの宮に釘けたり　十一茲にペリシテ人がサウルになしたる事ことごとくヤベシギレアデ中に聞えければ　十二勇士等みな起りサウルの體とその子等の體とを奪ひ取てこれをヤベシに持きたりヤベシの橡樹の下にその骨を葬りて七日のあひだ斷食せり　十三斯サウルはエホバにむかひて犯せし罪のために死たり即ち彼はエホバの言を守らずまた憑鬼者

に問ことを爲して 十四 ヱホバに問ことをせざりしゆゑなり是をもてヱホバかれを殺して其國を移してヱッサイの子ダビデに與へたまへり

第十一章

一 茲にイスラエルの人みなヘブロンに集まりてダビデの許に詣り言けるは我らは汝の骨肉なり 二 前にサウルが王たりし時にも汝はイスラエルを率ゐて出入する者なりき又なんぢの神ヱホバ汝にむかひて汝はわが民イスラエルを牧養ふ者となり我民イスラエルの君とならんと言たまへりと 三 斯イスラエルの長老みなヘブロンにきたりて王の許にいたりければダビデヘブロンにてヱホバの前に彼らと契約をたてたり彼らすなはちダビデに膏をそゝぎてイスラエルの王となしサムエルによりて傳はりしヱホバの言のごとくせり 四 かくてダビデはイスラエルの人々を率ゐてエルサレムに往りエルサレムは即ちエブスなりその國の土人エブス人其處に居り 五 是においてエブスの民ダビデに言けるは汝は此に入べからずと然るにダビデはシオンの城を取り是すなはちダビデの邑なり 六 この時ダビデいひけるは誰にもあれ第一にエブス人を撃やぶる者を首となし將となさんと斯てゼルヤの子ヨアブ先登して首となれり 七 ダビデその城に住たればこれをダビデの邑と稱へたり 八 ダビデまたその邑の四方すなはちミロ(城塞)より內の四方に建築をなせり邑の中のその餘の處はヨアブこれを修理へり 九 斯てダビデはますます大になりゆけり萬軍のヱホバこれとともに在したればなり○ 十 ダビデが有る勇士の重なる者は左のごとし是等はイスラエルの一切の人とともにダビデに力をそへて國を得させ終にこれを王となしてヱホバがイスラエルにつきて宣ひし言を果せり 十一 ダビデの有る勇士の數は是のごとし第一は三十人の長たるハクモニ人の子ヤショベアム彼は槍を揮ひて一時に三百人を衝殺せし事あり 十二 彼の次はアホア人ドドの子エレアザルにして三勇士の中なり 十三 彼ダビデとともにパスダミムに在けるにペリシテ人其處に集りきて戰へり其處に大麥の滿たる地一箇所あり時に民ペリシテ人

の前より逃たりしが 十四 彼らの地所の中に蹊とゞまり之を護りてペリシテ人を殺せり而してヱホバ大なる拯救をほどこして之を救ひたまへり 十五 三十人の長なる三人の者アドラムの洞穴に下り磐の處に往てダビデに詣りし事あり、時にペリシテ人の軍兵はレパイムの谷に陣どれり 十六 その時ダビデは砦に居りペリシテ人の鎭臺兵もベテレヘムにありけるが 十七 ダビデ慕ひ望みて言けるは誰かベテレヘムの門にある井の水を持來りて我に飲せよかしと 十八 この三人すなはちペリシテ人の軍兵の中を衝とほりてベテレヘムの門にある井の水を汲取てダビデの許に携へきたれり、然どダビデこれを飲ことをせず、之をヱホバの前に灌ぎて 十九 言けるは我神よ我決てこれを爲じ、我いかで命をかけし此三人の血を飲べけんやと彼らその命をかけて之を携へきたりたればなり故にダビデこれを飲ことを爲ざりき、此三勇士は是らの事を爲り 二十 ヨアブの兄弟アビシヤイは三人の長たり彼は槍を揮ひて三百人を衝ころし三人の中に名を得たり 二十一 彼は第二の三人の中にて尤も貴くしてその首にせらる然ど第一の三人には及ばざりき 二十二 ヱホヤダの子カブジエルのベナヤは勇氣あり衆多の功績ありし者なり彼はモアブのアリエルの二人の子を撃殺せりまた雪の日に下りゆきて穴の中にて獅子一匹を撃殺せし事ありき 二十三 彼はまた長身五キユピト程なるエジプト人を殺せりそのエジプト人は機織の膝のごとき槍を手に執をりしに彼は杖をとりて之が許に下りゆきエジプト人の手よりその槍を摂とりてその槍をもて之を殺せり 二十四 ヱホヤダの子ベナヤ是等の事を爲し三勇士の中に名を得たり 二十五 彼も三十人の中にて尊かりしかども第一の三人には及ばざりき、ダビデかれを親兵の長となせり○ 二十六 軍兵の中の勇士はヨアブの兄弟アサヘル、ベテレヘムのドドの子エルハナン、二十七 ハロデ人シヤンマ、ペロニ人ヘレツ 二十八 テコア人イツケシの子イラ、アナトテ人アビエゼル、二十九 ホシヤ人シベカイ、アホア人イライ 三十 ネトパ人マハライ、ネトパ人バアナの子ヘレデ 三十一 ベニヤミンの子孫のギベアより出たるリバイの子イツタイ、ピラトン人ベナヤ、三十二 ガアシの谷のホライ、アルバ

テ人アビエル、三三バハルム人アズマウテ、シヤルボニ人エリヤバ、三四ギゾニ人ハセム、ハラリ人シヤゲの子ヨナタン、三五ハラリ人サカルの子アヒアム、ウルの子エリパル、三六メケラ人ヘペル、ペロニ人アヒヤ、三七カルメル人ヘヅライ、エズバイの子ナアライ、三八ナタンの兄弟ヨエル、ハグリの子ミブハル、三九アンモニ人ゼレク、ゼルヤの子ヨアブの武器を執る者なるベエロテ人ナハライ、四十エリテ人イラ、エテリ人ガレブ、四一ヘテ人ウリヤ、アヘライの子ザバデ、四二ルベン人シザの子アデナ是はルベン人の軍長の一人にして従者三十人を率ゐたり、四三マアカの子ハナン、ミテニ人ヨシヤパテ、四四アシテラ人ウジヤ、アロエル人ホタンの子等シヤマとエイエル、四五デジ人シユリの子エデアエルおよびその兄弟ヨハ、四六マハウ人エリエル、エルナアムの子等エリバイおよびヨシヤワヤ、モアブ人イテマ、四七エリエル、オベデ、ソメバ人ヤシエル

第十二章

一 ダビデがキシの子サウルの故によりて尚チクラグに閉こもり居ける時に彼處にゆきてダビデに就し者ハ左のごとし其人々は勇士の中にしてダビデを助けて戰ひたる者 二 能く弓を彎き右左の手を用ゐて善く石を投げ弓矢を發つ者なりしが倶にベニヤミン人にしてサウルの宗族たり 三 首はアヒエゼル次はヨアシ是らハギベア人シマアの子等なり又エジエルおよびペレテ是らハアズマウテの子等なり又ベラカおよびアナトテ人エヒウ、四 またギベオン人イシマヤ彼ハ三十人の中の勇士にして三十人の首たり又エレミヤ、ヤハジエル、ヨハナン、ゲデラ人ヨザバデ、五 エルザイ、エリモテ、ベアリヤ、シマリヤ、ハリフ人シパテヤ、六 エルカナ、エシヤ、アザリエル、ヨエゼル、ヤシヨベアム是等ハコラ人なり 七 またゲドルのエロハムの子等なるヨエラおよびゼバデヤ 八 ガド人の中より曠野の砦に脱きたりてダビデに歸せし者あり是みな大勇士にして善戰かふ軍人能く楯と戈とをつかふ者にてその面ハ獅子の面のごとくその捷きことハ山にをる鹿のごとくなりき 九 その首ハエゼルその二はオバデヤその三ハエリアブ 十 その四ハミシマンナその五ハエレミヤ 十一 その六ハアッタイ

十二 その七はエリエル その八はヨハナン その九はエルザバデ 十三 その十はエレミヤ その十一はマクバナイ 十四 是
等はガドの人々にして軍旅の長たり その最も小き者は百人に當り その最も大なる者は千人に當れり 十五 正
月ヨルダンの全岸に溢れたる時に是らの者渉りゆきて谷々に居る者をことごとく東西に打奔らせたり 十六
茲にベニヤミンとユダの子孫の中の人々砦に來りてダビデに就きけるに 十七 ダビデこれを出むかへ應へて之
に言けるは汝ら厚き志をもて我を助けんとて來れるならば我心なんぢらと相結ばん、然ど汝らもし我手に
惡きまど有ざるに我を欺きて敵に付さんとせば我らの先祖の神ねがはくは之を鑒みて責たまへと 十八 時に聖
靈三十人の長アマサイに臨みて彼すなはち言けるはダビデよ我らは汝に屬す、エッサイの子よ我らは汝を助
けん、願くは平安あれ、汝にも平安あれ、汝を助くる者にも平安あれ、汝の神汝を助けたまふなりと、是においてダ
ビデ彼らを接いれて軍旅の長となせり 十九 前にダビデペリシテ人とともにサウルと戰はんとて攻きたれる時
マナセ人數人ダビデに屬り、但しダビデ等は遂にペリシテ人を助けざりき、其はペリシテ人の君等あひ謀り彼
は我らの首級をもてその主君サウルに歸らんと言て彼を去しめたればなり 二十 斯てダビデチクラグに往る時
マナセ人アデナ、ヨザバデ、エデアエル、ミカエル、ヨザバデ、エリウ、チルタイこれに歸せり皆マナセ人の千人の長
たる者なりき 二一 彼等ダビデを助けて敵軍に當れり彼らは皆大勇士にして軍旅の長となれり 二二 當時ダビデに
歸して之を助くる者日日に加はりて終に大軍となり神の軍旅のごとくなれり 二三 戰爭のために身をよろひへ
ブロンに來りてダビデに就きエホバの言のごとくサウルの國をダビデに歸せしめんとしたる武士の數は左
のごとし 二四 ユダの子孫にして楯と戈とを執り戰爭のために身をよろへる者は六千八百人 二五 シメオンの子孫
にして善戰かふ大勇士は七千一百人 二六 レビの子孫たる者は四千六百人 二七 エホヤダアロン人を率ゐたり之に
屬する者は三千七百人 二八 またザドクといふ年若き勇士ありき、その宗家の長たる者二十二人ありたり 二九 サウ

ルの宗族ベニヤミンの子孫たる者は三千人、是ベニヤミン人は多くサウルの家に尚も忠義を盡しゐたればなり 三十 エフライムの子孫たる者は二萬八百人皆大勇士にしてその宗家の名ある人々たり、 三一 マナセの半支派の者は一萬八千人皆名を錄されたる者なるが來りてダビデを王にたてんとす 三二 イッサカルの子孫たる者の中より善く時勢に通じイスラエルの爲べきことを知る者きたれりその首二百人ありその兄弟等は皆これが指揮にしたがへり 三三 ゼブルンの者は五萬人皆よく身をよろひ各種の武器をもて善く戰鬪をなし一心に行伍を守る者なりき 三四 ナフタリの者は將たる者千人、楯と戈とを執てこれに從ふ者三萬七千人 三五 ダン人は二萬八千六百人にして皆そなへを守る者なりき 三六 アセルの者は四萬人にして皆よく陣にのぞみ且行伍を守る者なりき 三七 またヨルダンの彼旁なるルベン人とガド人とマナセの半支派の者は十二萬人みな各種の武器を執て戰爭にいづるに勝る者なりき 三八 是等の行伍を守る軍人等眞實の心を懷きてヘブロンに來りダビデをもてイスラエル全國の王となさんとせり其餘のイスラエル人もまた心を一にしてダビデを王となさんとせり 三九 彼ら彼處に三日をりてダビデとともに食ひかつ飮り其はその兄弟等これがために備をなしたればなり 四十 また近き處の者よりイッサカル、ゼブルンおよびナフタリの者に至るまでパンと麥粉の食物と乾無花果と乾葡萄と酒と油等を驢馬、駱駝、牛、馬に載きたりかつ牛羊を多く攜へいたれり、是イスラエルみな喜びたればなり

第十三章

一 玆にダビデ千人の長百人の長などの諸將とあひ議り 二 而してダビデイスラエルの全會衆に言けるは汝らもし之を善とし、我らの神ヱホバこれを允したまはゞ我ら偏く人を遣してイスラエルの各地に留まれる我らの兄弟ならびにその諸郊地の邑々にをる祭司とレビ人とに至らせ、之をして我らの所に集まらしめん 三 而して我らまた我らの神の契約の匱を我らの所に移さんサウルの世には我ら之に就て詢ことをせざりしなりと 四 會衆みな然すべしと言り、其は民みな此事を善と觀たればなり 五 是においてダビデはキリアテヤリ

ムより神の契約の匱を舁きたらんとてエジプトのシホルよりハマテの入口までのイスラエル人をことごとく召あつめ 六 而してダビデイスラエルの一切の人とともにバアラといふユダのキリアテヤリムに上り往きケルビムの上に坐したまふエホバ神の名をもて稱らるゝ契約の匱を其處より舁のぼらんとし 七 乃ち神の契約の匱を新しき車に載てアビナダブの家より牽いだし、ウザとアヒオその車を御せり 八 ダビデおよびイスラエルの人々みな歌と琴と瑟と鼗鼓と鐃鈸と喇叭などを以て力をきはめ歌をうたひて神の前に踊れり 九 かくてキドンの禾場に至れる時ウザ手を神の契約の匱に伸してこれを扶へたり其は牛これを振たればなり 十 ウザその手を伸て契約の匱につけたるによりてエホバこれに向ひて忿怒を發してこれを撃たまひければ其處にて神の前に死り 十一 エホバウザを撃たまひしに因てダビデ怒れり其處は今日までペレヅウザ(ウザ撃)と稱へらる 十二 その日ダビデ神を畏れて言り我なんぞ神の契約の匱を我所に舁ゆくべけんやと 十三 ダビデその契約の匱を己のところダビデの城邑にうつさず之を轉らしてガテ人オベデエドムの家に舁いらしめたり 十四 かくて神の契約の匱オベデエドムの家にありて其家族とともにおかるること三月なりきエホバオベデエドムの家とその一切の所有を祝福たまへり

第十四章

一 茲にツロの王ヒラム使者をダビデに遣はし之がために家を建させんとて檜樹および木匠と石工をおくれり 二 ダビデはエホバの固く己をたててイスラエルの王となしたまへるを曉れり、其はその民イスラエルの故によりてその國振ひ興りたればなり 三 ダビデエルサレムにおいてまた妻妾を納たり○而してダビデまた男子、女子を得たり 四 そのエルサレムにて得たる子等の名は左のごとしシヤンマ、シヨバブ、ナタン、ソロモン、 五 イブハル、エリシユア、エルパレテ 六 ノガ、ネペグ、ヤピア 七 エリシヤマ、ベエリアダ、エリパレテ○ 八 茲にダビデの膏そゝがれてイスラエル全國の王となれる事ペリシテ人に聞えければペリシテ人みなダビデを獲んとて

上れり、ダビデは聞て之に當らんとて出たりしが　九　ペリシテ人すでに來りてレパイムの谷を侵したりき　十　時にダビデ神に問て言けるハ我ペリシテ人にむかひて攻上るべきや、汝かれらを吾手に付したまふや、エホバダビデに言たまひけるは攻上れ、我かれらを汝の手に付さんと　十一　是において皆バアルペラジムに上りゆきけるがダビデつひに彼處にて彼らを打敗り而してダビデ言り神水の破壞り出るごとくに我手をもてわが敵を敗りたまへりと是をもてその處の名をバアルペラジム(破壞の處)と呼ぶなり　十二　彼ら其處にその神々を遺ゆきたれバダビデ命じて火をもてこれを焚せたり　十三　斯て後ペリシテ人復谷を侵しけれバ　十四　ダビデまた神に問に神これに言たまひけるハ彼らを追て上るべからず、彼らを離れて回りベカの樹の方よりこれを襲へ　十五　汝ベカの樹の上に進行の音あるを聞バ則ち進んで戰ふべし、神汝のまへに進みいでペリシテ人の軍勢を撃たまふべけれバなりと　十六　ダビデすなはち神の己に命じたまひし如くしてペリシテ人の軍勢を撃やぶりつゝギベオンよりガゼルにまでいたれり　十七　是においてダビデの名諸の國々に聞えわたり、エホバ諸の國人に彼を懼れしめたまへり

第十五章　一　ダビデハダビデの邑の中に自己のために家を建て、又神の契約の匱のために處を備へてこれがために幕屋を張り　二　而してダビデ言けるハ神の契約の匱を舁べき者ハ只レビ人のみ、其ハエホバ神の契約の匱を舁しめまた己に永く事しめんとてレビ人を擇びたまひたれバなりと　三　ダビデすなはちエホバの契約の匱をその之がために備へたる處に舁のぼらんとてイスラエルをことごとくエルサレムに召集めたり　四　ダビデまたアロンの子孫とレビ人を集めたり　五　即ちコハテの子孫の中よりはウリエルを長としてその兄弟百二十人　六　メラリの子孫の中よりはアサヤを長としてその兄弟二百二十人　七　ゲルシヨンの子孫の中よりハヨエルを長としてその兄弟百三十人　八　エリザパンの子孫の中よりハシヤマを長としてその兄弟二百人　九　ヘブロンの

子孫の中よりはエリエルを長としてその兄弟八十人 十 ウジエルの子孫の中よりはアミナダブを長としてそ
の兄弟百十二人 十一 ダビデ祭司ザドクとアビヤタルおよびレビ人ウリエル、アサヤ、ヨエル、シマヤ、エリエル、アミ
ナダブを召し 十二 これに言けるは汝らはレビ人の宗家の長たり汝らと汝らの兄弟ともに身を潔めイスラエル
の神エホバの契約の匱を我が其のために備へたる處に舁のぼれよ 十三 前には之をかきしもの汝らにあらざり
しに縁て我らの神エホバわれらを撃たまへり是は我らそのさだめにしたがひて之に求めざりしが故なりと
十四 是において祭司等とレビ人等イスラエルの神エホバの契約の匱を舁のぼらんと身を潔め 十五 レビの子孫た
る人々すなはちモーセがエホバの言にしたがひて命じたるごとく神の契約の匱をその貫ける杠によりて肩
に負り 十六 ダビデまたレビ人の長等に告げその兄弟等を選びて謳歌者となし瑟と琴と鐃鈸などの樂器をもち
て打はやして歡喜の聲を擧しめよと言たれば 十七 レビ人すなはちヨエルの子ヘマンとその兄弟ベレキヤの子
アサフおよびメラリの子孫たる彼らの兄弟クシャヤの子エタンを選べり 十八 また之に次るその兄弟等これと
偕にあり即ちゼカリヤ、ベン、ヤジエル、セミラモテ、エイエル、ウンニ、エリアブ、ベナヤ、マアセヤ、マツタテヤ、エリペ
レホ、ミクネヤおよび門を守る者なるオベデエドムとエイエル 十九 謳歌者ヘマン、アサフおよびエタンは銅の
鐃鈸をもて打はやす者となり 二十 ゼカリヤ、アジエル、セミラモテ、エイエル、ウンニ、エリアブ、マアセヤ、ベナヤは瑟
をもて細き音を出し 二十一 マツタテヤ、エリペレテ、ミクネヤ、オベデエドム、エイエル、アザジヤは琴をもて太き音を
出して拍子をとれり 二十二 ケナニヤはレビ人の長にして負舁事に通じをるによりて負舁事を指揮せり 二十三 またベ
レキヤとエルカナは契約の匱の門を守り 二十四 祭司シバニヤ、ヨシヤパテ、ネタネル、アマサイ、ゼカリヤ、ベナヤ、エリ
エセル等は神の契約の匱の前に進みて喇叭を吹き、オベデエドムとエヒアは契約の匱の門を守れり 二十五 斯ダビ
デとイスラエルの長老および千人の長等は往てオベデエドムの家よりエホバの契約の匱を歡び勇みて舁の

ぼれり 二六 神エホバの契約の匱を舁ところのレビ人を助けたまひければ牡牛七匹牡羊七匹を献げたり 二七 ダビ
デの細布の衣をまとへり又契約の匱を舁ところの一切のレビ人と謳歌者および負舁事を主どれるケナニ
ヤも然り、ダビデはまた白布のエポデを着居たり 二八 斯てイスラエルみな聲を擧げ角を吹ならし喇叭と鐃鈸と
瑟と琴とをもて打ならしてエホバの契約の匱を舁のぼれり 二九 エホバの契約の匱ダビデの邑にいりし時サウ
ルの女ミカル窓より窺ひてダビデ王の舞躍るを見その心にこれを藐視めり

第十六章

一 人々神の契約の匱を舁いりて之をダビデがその爲に張たる幕屋の中に置ゑ而して燔祭と酬恩祭を
神の前に獻げたり 二 ダビデ燔祭と酬恩祭を獻ぐることを終しかばエホバの名をもて民を祝し 三 イスラエル
の衆庶に男にも女にも都てパン一個肉一片乾葡萄一塊を分ち與へたり○ 四 ダビデまたレビ人を立てエホ
バの契約の匱の前にて職事をなさしめ又イスラエルの神エホバを崇め讃めかつ頌へしめたり 五 伶長はアサ
フその次はゼカリヤ、エイエル、セミラモテ、エヒエル、マツタテヤ、エリアブ、ベナヤ、オベデエドム、エイエルこれは
瑟と琴とを彈じアサフは鐃鈸を打鳴し 六 また祭司ベナヤとヤハジエルは喇叭をとりて恒に神の契約の匱の
前に侍れり 七 當日ダビデ始めてアサフとその兄弟等を立てエホバを感謝しめたり其言に云く 八 エホバに感
謝しその名をよびその作たまへることをもろもろの民の中にあらしめよ 九 エホバにむかひてうたへエホバ
を讃うたへそのもろもろの奇しき跡をかたれ 十 そのきよき名をほこれエホバをたづぬるものの心はよろこ
ぶべし 十一 エホバとその能力とをたづねよ恒にその聖顔をたづねよ 十二十三 その僕イスラエルの裔よヤコブの子輩
よそのえらびたまひし所のものよそのなしたまへる奇しき跡とその異事とその口のさばきとを心にとむ
れ 十四 彼はわれらの神エホバなりそのおほくの審判は全地にあり 十五 なんぢらたえずその契約をおぼろに記よ
此はよろづ代に命じたまひし聖言なり 十六 アブラハムとむすびたまひし契約イサクに與へたまひし誓なり 十七

之をかたくしヤコブのために律法となし、イスラエルのためにとこしへの契約となして　十八 言たまひけるハ我
なんぢにカナンの地をたまひてなんぢらの嗣業の分となさん　十九 この時なんぢらの數おほからず甚すくなく
してかしこにて旅人となり　二十 この國よりかの國にゆき、この國よりほかの民にゆけり　二一 人のかれらを虐ぐる
をゆるしたまハず、かれらの故によりて王たちを懲しめて　二二 宣給くわが受膏者たちにふるゝなかれ、わが預言
者たちをそこなふなかれ　二三 全地よエホバにむかひて謳へ日ごとにその拯救をのべつたへよ　二四 もろ〱の國
のなかにその榮光をあらハし、もろ〱の民のなかにその奇しきみわざを顯すべし　二五 そハエホバハおほいな
り、大にほめたゝふべきものなり、またもろ〱の神にまさりて畏るべきものなり　二六 もろ〱の民のすべての
神ハこと〲く虚し、されどエホバハもろ〱の天をつくりたまへり　二七 尊貴と稜威とハその前にあり、能とよ
ろこびとハその聖所にあり　二八 もろ〱のたみの諸族よ、榮光とちからとをエホバにあたへよエホバにあたへ
よ　二九 その聖名にかなふ榮光をもてエホバにあたへ獻物をたづさへて其前にきたれきよき美はしき物をもて
エホバを拝め　三十 全地よその前にをのゝけ世界もかたくたちて動かさるゝことなし　三一 天ハよろこび地はたの
しむべしもろ〱の國のなかにいへ、エホバは統御たまふ　三二 海とそのなかに盈るものとはなりどよみ、田畑は
その中のすべての物とハよろこぶべし　三三 かくて林のもろ〱の樹もまたエホバの前によろこびうたはんエ
ホバ地をさばかんとて來りたまふ　三四 エホバに感謝せよ、そのめぐみハふかく、その憐憫ハかぎりなし　三五 汝ら言
へ我らの拯救の神よ我らを救ひ我らを取り集め列邦のなかより救ひいだしたまへ我らハ聖名に謝しなんぢ
のはむべき事をほこらん　三六 イスラエルの神エホバハ窮なきより窮なきまではむべきかな、すべての民ハアー
メンとゝなへてエホバを讃稱へたり○　三七 ダビデハアサフとその兄弟等をエホバの契約の匱の前に留めおき
て契約の匱の前に常に侍りて日日の事を執行なハせたり　三八 オベデエドムとその兄弟等ハ合せて六拾八人ま

たエドトンの子なるオベデエドムおよびホサは門司たり 三九 祭司ザドクおよびその兄弟たる祭司等はギベオンなる崇邱においてエホバの天幕の前に侍り 四十 燔祭の壇の上にて朝夕斷ず燔祭をエホバに獻げ且エホバがイスラエルに命じたまひし律法に記されたる諸の事を行へり 四一 またヘマン、エドトンおよびその餘の選ばれて名を記されたる者等彼らとともにありてエホバの恩寵の世々限なきを讃まつれり 四二 即ちヘマンおよびエドトンかれらとともに居て喇叭鐃鈸など神の樂器を操て樂を奏せり又エドトンの子等は門を守れり 四三 かくて民みな各各その家にかへれり、又ダビデはその家族を祝せんとて還りゆけり

第十七章

一 ダビデその家に住にいたりてダビデ預言者ナタンに言けるは視よ我は檜樹の家に住む然れどもエホバの契約の匱は幕の下にありと 二 ナタンダビデに言けるは神なんぢとともに在せば凡て汝の心にある所を爲せ 三 その夜神の言ナタンに臨みて曰く 四 往てわが僕ダビデに言へエホバかく言ふ汝は我ために我の住べき家を建べからず 五 我はイスラエルを導びき上りし日より今日にいたるまで家に住しこと無して但幕屋より幕屋に移り天幕より天幕に遷れり 六 我イスラエルの人々と共に歩みたる處々にて我・わが民を牧養ふことを命じたるイスラエルの士師の一人にもなんぢ何故に檜樹の家を我ために建ざるやと一言にても言し事ありや 七 然ば汝わが僕ダビデに斯言べし、萬軍のエホバかく言ふ我なんぢを牧場より取り羊に隨がふ處より取て我民イスラエルの君長と爲し 八 汝が凡て往る處にて汝と偕にあり、汝の諸の敵を汝の前より斷されり我また世の中の大なる人の名のごとき名を汝に得させん 九 かつ我わが民イスラエルのために處を定めて彼らを植つけ彼らをして自己の處に住て重て動くこと無らしめん 十 又惡人昔のごとく即ち我民イスラエルの上に士師を立たる時より已來のごとく重ねて彼らを荒すこと無るべし我汝の諸の敵を壓服ん且今我汝に告ぐエホバまた汝のために家を建ん 十一 汝の日の滿汝ゆきて先祖等と偕になる時は我汝の生る汝の子を汝の

且その國を堅うせん 十二 彼わが爲に家を建ん我ながく彼の位を堅うせん 十三 我ハ彼の父となり彼ハわ
が子となるべし我ハ汝の先にありし者より取たるごとくに彼よりハ我恩惠を取さらじ 十四 却て我かれを永く
我家に我國に居置ん、彼の位ハ何時までも堅く立べし 十五 ナタン凡て是等の言のごとく凡てこの異象のごとく
ダビデに語りければ○ 十六 ダビデ王入てエホバの前に坐して言けるハエホバ神よ我ハ誰わが家ハ何なれば汝
此まで我を導きたまひしや 十七 神よ是ハなほ汝の目にハ小き事たりエホバ神よ汝ハまた僕の家の遥後の事を
語り、高き者のごとくに我を見做たまへり 十八 僕の名譽についてハダビデこの上何をか汝に望むべけん汝ハ僕
を知たまふなり 十九 エホバよ汝ハ僕のため又なんぢの心に循ひて此もろ〳〵の大なる事を爲し此すべての大
なる事を示たまへり 二十 エホバよ我らが凡て耳に聽る所に依バ汝のごとき者ハ無く、また汝の外に神ハ無し 二
地の何の國か汝の民イスラエルに如ん、是ハ在昔神の往て贖ひて己の民となして大なる畏るべき事を行なひ
て名を得たまひし者なり汝ハ汝のエジプトより贖ひいだせし汝の民の前より國々の人を逐はらひたまへり
二二 而して汝ハ汝の民イスラエルを永く汝の民となしたまふ、エホバよ汝ハ彼らの神となりたまへり 二三 然バエ
ホバよ汝が僕とその家につきて宣まひし言を永く堅うして汝の言し如く爲たまへ 二四 願くハ汝の名の堅く立
ち、永久に崇められて萬軍のエホバイスラエルの神ハイスラエルに神たりと曰れんことを、願くハ僕ダビデの
家の汝の前に堅く立んことを 二五 我神よ汝ハ僕の耳に示して之が爲に家を建んと宣へり、是によりて僕なんち
の前に禱る道を得たり 二六 エホバよ汝ハ即ち神にまします、此恩典を僕に傳たまへり 二七 願くハ今僕の家を祝福
て汝の前に永く在しめたまへ、其ハエホバよ汝の祝福たまへる者ハ永く祝福を蒙ればなり

第十八章

一 此後ダビデペリシテ人を撃てこれを服し、又ペリシテ人の手よりガテとその郷里を取り 二 彼またモ
アブを撃ければモアブ人ハダビデの臣となりて貢を納たり 三 ダビデまたハマテの邊にてゾバの王ハダレゼ

ルを擧り是は彼がユフラテ河の邊にてその權勢を振はんとて往る時なりき 四 而してダビデ彼より車千輛騎
兵七千步兵二萬を取り、ダビデまた一百の車の馬を存してその餘の車馬は皆その足の筋を切り 五 その時ダマ
スコのスリア人、ゾバの王ハダレゼルを援けんとて來りければダビデそのスリア人二萬二千を殺せり 六 而し
てダビデダマスコのスリアに鎭臺を置ぬスリア人は貢を納てダビデの臣となれりエホバダビデを凡てその
往く處にて助たまへり 七 ダビデハダレゼルの臣僕等の持る金の楯を奪ひて之をエルサレムに持きたり 八 ま
たハダレゼルの邑テブハテとクンより甚だ衆多の銅を取きたれり、ソロモンこれを用て銅の海と柱と銅の器
具を造れり 九 時にハマテの王トイ、ダビデがゾバの王ハダレゼルの總の軍勢を擊破りしを聞て 十 その子ハド
ラムをダビデ王に遣し安否を問ひかつこれを賀せしむ、其はハダレゼル曾てトイと戰鬪をなしたるにダビデ
ハダレゼルと戰ひて之を擊やぶりたればなり、ハドラム金銀および銅の種々の器を携へきたりければ 十一 ダビ
デ王その エドム、モアブ、アンモンの子孫、ペリシテ人、アマレクなどの諸の國民の中より取きたりし金銀とも
に是等をもエホバに奉納たり 十二 ゼルヤの子アビシヤイ鹽谷にてエドム人一万八千を殺せり 十三 斯てダビデエ
ドムに鎭臺を置エドム人は皆ダビデの臣となりぬ、エホバかくダビデを凡その往處にて助けたまへり○ 十四 ダ
ビデはイスラエルの全地を治めてその諸の民に公平と正義を行へり 十五 ゼルヤの子ヨアブは軍旅の長、アヒル
デの子ヨシヤパテは史官 十六 アヒトブの子ザドクとアビヤタルの子アビメレクは祭司、シヤウシヤは書記官 十七
エホヤダの子ベナヤはケレテ人とペレテ人の長、ダビデの子等は王の座側に侍る大臣なりき

第十九章 一 此後アンモンの子孫の王ナハシ死ければその子これに代りて王となりたり 二 ダビデ言けるは我ナ
ハシの子ハヌンをねんごろに遇らはんかれが父われをねんごろにあしらひたればなりと、ダビデすなはち彼
をその父の故によりて慰めんとて使者を遣はせりダビデの臣僕等アンモンの子孫の地に往きハヌンに詣り

てこれを慰めけるに　三アンモンの子孫の牧伯等ハヌンに言けるハダビデ慰藉者を汝につかハしたるに因て
彼なんぢの父を尊ぶと汝の目に見ゆるや、彼の臣僕等ハ此國を窺ひ探りて滅ばさんとて來れるならずやと　四
是においてハヌン、ダビデの臣僕等を執へてその鬚を剃おとしその衣服を中より斷て臀までにして之を歸し
たりしが　五或人きたりて此人々の爲られし事をダビデに告ければダビデ人をつかはして之を迎へしめたり、
その人々おほいに愧たればなり、即ち王いひけるハ汝ら鬚の長るまでエリコに止まりて然る後かへるべしと
六アンモンの子孫自己のダビデに惡まるゝ樣になれるを見しかばハヌンおよびアンモンの子孫すなハち銀
一千タラントをおくりてメソポタミヤとスリアマアカおよびゾバより戰車と騎兵とを雇ひいれたり　七即
ち戰車三萬二千乘にマアカの王とその兵士を雇ひければ彼ら來りてメデバの前に陣を張り、是においてア
ンモンの子孫その邑々より寄あつまりて戰ハんとて來れり　八ダビデ聞てヨアブと勇士の惣軍を遣しけるに
九アンモンの子孫ハ出て邑の門の前に戰爭の陣列をなせり、又援助に來れる王等ハ別に野に居り　十時にヨア
ブ前後より敵の攻寄るを見てイスラエルの倔強の兵士の中を拔擢て之をしてスリア人にむかひて陣列しめ
十一その餘の民をその兄弟アビシヤイの手に交してアンモンの子孫にむかひて陣列しめ　十二而して言けるハ
スリア人もし我に手强からば汝我を助けよ、アンモンの子孫もし汝に手强からば我なんぢを助けん　十三汝勇し
くなれよ、我等の民のためと我らの神の諸邑のために我ら勇しく爲ん、願くハエホバその目に善と見ゆる所を
なしたまへと　十四ヨアブ己に從へる民とともに進みよりてスリア人を攻擊けるにスリア人かれの前より潰奔
れり　十五アンモンの子孫ハスリア人の潰奔れるを見て自己等もまたその兄弟アビシヤイの前より逃奔りて城
邑にいりぬ、是においてヨアブハエルサレムに歸れり　十六スリア人ハそのイスラエルに擊やぶられたるを見て
使者を遣ハして河の彼旁なるスリア人を將ゐ出せり、ハダレゼルの軍旅の長ショパクこれを率ゆ　十七その事ダ

ビデに聞えければ彼イスラエルを悉く集めヨルダンを渡りて彼らの所に來り之にむかひて戰爭の陣列を立たり、ダビデかく彼らにむかひて戰爭の陣列を立たれば彼らこれと戰へり 十八 然るにスリア人イスラエルの前に潰たればダビデスリアの兵車の人七千歩兵四萬を殺し、また軍旅の長ショパクを殺せり 十九 ハダレゼルの臣たる者等そのイスラエルに撃やぶられたるを見てダビデと和睦をなしてこれが臣となれり、スリア人は此後ふたゝびアンモンの子孫を助くることを爲ざりき

第二十章

一 年かへりて王等の戰爭に出る時におよびてヨアブ軍勢を率ゐて出で、アンモン人の地を打荒し往てラバを攻圍りされどダビデはエルサレムに止まりたりヨアブつひにラバを撃壞りてこれを滅ぼせり 二 ダビデ彼らの王の冠冕をその首より取はなしたりしが、その金の重を量り見るに一タラントあり、またその中に寶石を嵌たるありき、之をダビデの首に冠らせたり、彼また甚だ衆多の掠取物をその邑より取り 三 而して彼またその中の民を曳いだし鋸と鐵の打車と斧とをもてこれを斬り、ダビデアンモンの子孫の一切の邑に斯く爲り、而してダビデとその民はみなエルサレムに歸りぬ〇 四 この後ゲゼルにおいてペリシテ人と戰爭おこりたりしがその時にホシヤ人シベカイ巨人の子孫の一人なるシパイを殺せり、彼等つひに攻伏られき 五 復ペリシテ人と戰爭ありしがヤイルの子エルハナンガテのゴリアデの兄弟ラミを殺せり、ラミの槍の柄は機の腂の如くなりき 六 またガテに戰爭ありしが其處に一人の身長き人あり、その手の指と足の趾は六宛にして合せて二十四あり彼も巨人の生る者なりき 七 彼イスラエルを挑みしかばダビデの兄弟シメアの子ヨナタンこれを殺せり 八 是等はガテにて巨人の生る者なりしがダビデの手とその臣僕の手に斃れたり

第二十一章

一 茲にサタン起りてイスラエルに敵しダビデを感動してイスラエルを核數しめんとせり 二 ダビデすなはちヨアブと民の牧伯等に言けるは汝等ゆきてベエルシバよりダンまでのイスラエル人を數へ、その數

をとりきたりて我に知せよ 三 ヨアブ答へけるは幾何あるとも願くはヱホバ汝の民を百倍に増たまへ、然なが
ら王わが主よ是もみな我主の僕ならずや、然に何とて我主この事を為んと要めたまふや、何ぞイスラエルをし
て之によりて罪を獲せしむべけんやと 四 されど王つひにヨアブに言勝たればヨアブすなはち出ゆきイスラ
エルを徧く行めぐりてヱルサレムに還れり 五 而してヨアブ民の總數をダビデに告たり即ちイスラエルの中
に劍を帯る者一百十萬人ありユダの中には劍を帯る者四十七萬人ありき 六 但しレビとベニヤミンとをそ
の中に數へざりき其はヨアブ王の言を惡みたればなり 七 この事神の目に惡かりければイスラエルを撃なや
ましたまへり 八 ダビデ是において神に申しけるは我この事をなして大に罪を獲たり、然ども今ねがはくは僕
の罪を除きたまへ我はなはだ愚なる事をなせりと 九 時にヱホバ、ダビデの先見者ガデに告て言たまひけるは
十 往てダビデに告て言へ、ヱホバかく言ふ我なんぢに三のものを示す、汝その一を撰べ我それを汝に為んと 十一
ガデすなはちダビデの許に至り之に言けるはヱホバかく言たまふ汝擇べよ 十二 即ち三年の饑饉か、又は汝三月
の間汝の敵の前に敗れて汝の仇の劍に追しかれんか、又は三日の間ヱホバの劍すなはち疫病この國にありて
ヱホバの使者イスラエルの四方の境の中にて撃滅ぼすことをせんか、我が如何なる答を我を遣はせし者に為
べきかを汝決めよ 十三 ダビデ、ガデに言けるは我おほいに苦む、請ふ我はヱホバの手に陥らん、其憐憫甚だおほい
なればなり、人の手には陥らじと 十四 是においてヱホバ、イスラエルに疫病を降したまひければイスラエルの人
七萬人斃れたり 十五 神また使者をヱルサレムに遣してこれを滅ぼさんとしたまひしが、其これを滅ぼすにあた
りてヱホバ視てこの禍害をなせしを悔ひ、其ほろぼす使者に言たまひけるは足り今なんぢの手を住めよと、時
にヱホバの使者はヱブス人オルナンの打場の傍に立をる 十六 ダビデ目をあげて視るにヱホバの使者地と天の
間に立て拔身の劍を手にとりてヱルサレムの方にこれを伸をりければダビデと長老等麻布を衣て俯伏り 十七

而してダビデ神に申しけるは民を數へよと命ぜし者は我ならずや罪を犯し惡き事をなしたる者は我なり然れども是等の羊は何をなせしや我神エホバよ請ふ汝の手を我とわが父の家に加へたまへ惟汝の民に加へて之を疾めたまふ勿れと 十八 時にエホバの使者ガデに命じ汝ダビデに告てダビデをして上りゆきてエブス人オルナンの打場にてエホバのために一箇の壇を築しめよと言り 十九 是においてダビデはガデがエホバの名をもて告たる言にしたがひて上りゆけり 二十 オルナンは麥を打ぬけるが回顧て天の使の居るを視その四人の子等とともに匿れたり 二一 やがてダビデもオルナンの方に來りけるがオルナン望みてダビデを見すなはち打場より出ゆきて面を地につけてダビデを拜せり 二二 ダビデオルナンに言けるは此打場の處を我に與へよ我そこにてエホバに一箇の壇を築かん汝その十分の値をとりて之を我にあたへ災害の民におよぶことを止めしめよ 二三 オルナンダビデに言けるは請ふ之を取り王わが主の目に善と視るところを爲たまへ我なんぢに獻げて牛を燔祭の料とし打禾車を柴薪とし麥を素祭とせん我みなこれを奉呈ると 二四 ダビデ王オルナンに言けるは然るべからず我かならず十分の値をはらひて之を買ん我は汝の物を取てエホバに奉まつらじ又費なしに燔祭を獻ることをせじと 二五 ダビデすなはち其處のために金六百シケルを衡りてオルナンに與へたり 二六 而してダビデ其處にてエホバに一箇の祭壇を築き燔祭と酬恩祭を獻げてエホバを龥けるに天より燔祭の壇の上に火を降して之に應へたまへり 二七 エホバすなはちその使者に命じたまひければ彼その劍を鞘に藏めたり 二八 その時ダビデはエホバがエブス人オルナンの打場において己に應へたまふを見たれば其處にて犧牲を獻ぐることを爲り 二九 モーセが荒野にて造りたるエホバの幕屋と燔祭の壇とは當時ギベオンの崇邱にありけるが 三十 ダビデはその前に進みゆきて神に求むることを得せざりき是は彼エホバの使者の劍のために懼れたるに因てなり

一ダビデ言けるハエホバ神の室ハ此なり、イスラエルの燔祭の壇ハ此なりと　二ダビデすなはち命じ
てイスラエルの地に居る異邦人を集めしめ又神の室を建るに用ふる石を琢ために石工を設けたり　三ダビデ
また門の扉の釘および鎹に用ふる鐵を夥しく備へたり又銅を數しれぬほどに夥しく備へたり　四また檜樹を
備ふること數しれず是ハシドン人およびツロの者夥多く檜樹をダビデの所に運びきたりたればなり　五ダビ
デ言けるハ我子ソロモンハ少くして弱し、又エホバのために建る室ハ極めて高大にして萬國に名を得榮を得
る者たらざる可らず、今我其がために準備をなさんと、ダビデの死る前に大に之が準備をなせり〇　六而して
彼の子ソロモンを召てイスラエルの神エホバのために家を建ることを之に命ぜり　七即ちダビデソロモン
に言けるハ我子よ我も我神エホバの名のために家を建る志ありき　八然るにエホバの言われに臨みて言り
汝は多くの血を流し大なる戰爭を爲したり、汝我前にて多の血を地に流したれバ我名の爲に家を建べからず
九視よ男子汝に生れん、是ハ平安の人なるべし、我これに平安を賜ひてその四周の諸の敵に煩ハさるゝこと無
らしめん、故に彼の名ハソロモン(平安)といふべし、彼の世に我平安と靜謐をイスラエルに賜はん　十彼わが名の
ために家を建ん彼はわが子となり、我ハ彼の父とならん、我かれの國の祚を固うして永くイスラエルの上に立
しめん　十一然バ我子よ願くハエホバ汝とともに在し汝を盛ならしめ汝の神エホバの室を建させて其あんちに
つぎて言たる如くしたまはんことを　十二惟ねがはくハエホバ汝に智慧と穎悟を賜ひ汝をイスラエルの上に立
て汝の神エホバの律法を汝に守らせたまはんことを　十三汝もしエホバがイスラエルにつきてモーセに命じた
まひし法度と例規を謹みて行はゞ汝旺盛になるべし、心を强くしかつ勇め、懼るゝ勿れ、慄くなかれ　十四視よ我患
難の中にてエホバの室のために金十萬タラント銀百萬タラントを備へ、また銅と鐵とを數しれぬほど夥多く
備たり、又材木と石をも備へたり、汝また之に加ふべし　十五かつまた工人夥多しく汝の手にあり、即ち石や木を琢

刻む者および諸の工作を爲すところの工匠など都てあり 十六 夫金銀銅鐵も數限りなし、汝起て爲せ、願くはエホバ汝とともに在せと 十七 ダビデまたイスラエルの一切の牧伯等にその子ソロモンを助くることを命じて云く 十八 汝らの神エホバなんぢらと偕に在すならずや、四方において泰平を汝らに賜へるならずや、即ちこの地の民を我手に付したまひてこの地はエホバの前とその民の前に服せり 十九 然ば汝ら心をこめ精神をこめて汝らの神エホバを求めよ、汝ら起てエホバ神の聖所を建てエホバの名のために建るその室にエホバの契約の匱と神の聖器を携さへいるべし

第二十三章

一 ダビデ老てその日滿ければその子ソロモンをイスラエルの王となせり 二 ダビデ イスラエルの一切の牧伯および祭司とレビ人をあつめたり 三 レビ人の三十歳以上なる者を數へたるにその人々の頭數は三萬八千 四 その中二萬四千はエホバの室の幹事を掌どり、六千は有司および裁判人たり 五 四千は門を守る者たり、また四千はダビデが造れる讚美の樂器をとりてエホバを頌ることをせり 六 ダビデ レビの子孫を分ちて班列を立たり、即ちゲルシヨン、コハテおよびメラリ、 七 ゲルション人たる者はラダンおよびシメイ、 八 ラダンの子等は長エヒエルにゼダムとヨエル合て三人 九 シメイの子等はシロミテ、ハジエル、ハランの三人、是等はラダンの宗家の長たり、 十 シメイの子等はヤハテ、ジナ、エウシ、ベリアこの四人はシメイの子なり、 十一 ヤハテは長ジナはその次、エウシ、ベリアは子多からざるが故に之をともに數へて一つの宗家となせり○ 十二 コハテの子等はアムラム、イヅハル、ヘブロン、ウジエルの四人○ 十三 アムラムの子等はアロンとモーセ、アロンはその子等とともに永く區別れてその身を潔めて至聖者となり、エホバの前に香を焚き之に事へ恒にかれが名をもて祝することを爲り、 十四 神の人モーセの子等はレビの支派の中に數へいれらる 十五 モーセの子等はゲルションおよびエリエザル、 十六 ゲルションの子等は長はシブエル 十七 エリエゼルの子等は長はレハビヤ、エリエゼルは此外に男子あらざ

りき、但しレハビヤの子等は甚だ多かりき 十八 イヅハルの子等は長はシロミテ 十九 ヘブロンの子等は長子はエリ
ヤ其次はアマリヤ其三はヤハジエル其四はエカメアム 二十 ウジエルの子等は長子はミカ次はエシヤ○
二一 メラリの子等はマヘリおよびムシ、マヘリの子等はエレアザルおよびキシ 二二 エレアザルは男子なくして死
り、惟女子ありし而已、其の女子等はキシの子たる其の兄弟等これを娶れり 二三 ムシの子等はマヘリ、エデル、エレ
モテの三人 二四 レビの子孫を其の宗家に循ひて言ば是のごとし是皆かの頭數を數へられ其の名を錄されてエ
ホバの家の役事をなせる二十歳以上の者の宗家の長なり 二五 ダビデ言けらくイスラエルの神エホバ其の民を
安んじて永くエルサレムに住たまふ、二六 レビ人はまた重ねて幕屋およびその奉事の器具を舁ことあらずと 二七
ダビデの最後の詞にしたがひてレビ人は二十歳以上よりして數へられたり 二八 彼らの職はアロンの子孫等の
手に屬して神の家の役事を爲し庭と諸の室の用を爲し一切の聖物を潔むるなど凡て神の家の役事を勤むる
の事なりき 二九 また供前のパン、素祭の麥粉、酵いれぬ菓子、鍋にて製る者、燒て製る者などを掌どりまた凡て容積
と長短を量度ることを掌どり 三十 また朝ごとに立てエホバを頌へ讃ることを掌どれり、夕もまた然り 三一 又安息
日と朔日と節會においてエホバに諸の燔祭を獻げ其命ぜられたる所に循ひて數のごとくに斷ずこれをエホ
バの前にたてまつる事を掌どれり 三二 是のごとく彼らは集會の幕屋の職守と聖所の職守とアロンの子孫た
る其の兄弟等の職守とを守りてエホバの家の役事をおこなふ可りしなり

第二十四章

一 アロンの子孫の班列は左のごとしアロンの子等はナダブ、アビウ、エレアザル、イタマル 二 ナダブと
アビウは其の父に先だちて死て子なかりければエレアザルとイタマル祭司となれり 三 ダビデエレアザルの
子孫ザドクおよびイタマルの子孫アヒメレクとともに彼らを分ちて各々其の職と務に任じたり 四 エレアザ
ルの子孫の中にはイタマルの子孫の中よりも長たる人多かりき、是をもて其の分たれし班列はエレアザルの

子孫たる宗家の長には十六あり、イタマルの子孫たる宗家の長には八あり 五 斯彼らは籤によりて分たる彼と
此と相等し、其は聖所の督者および神の督者はエレアザルの子孫の中よりも出でイタマルの子孫の中より
も出ればなり 六 レビ人ネタネルの子シマヤといふ書記王と牧伯等と祭司ザドクとアビヤタルの子アヒメレ
クと祭司およびレビ人の宗家の長の前にて之を書しるせり、即ちエレアザルのために宗家一を取ばまたイタ
マルのためにも宗家一を取り 七 第一の籤はヨアリブに當り第二はヱダヤに當り 八 第三はハリムに當り第四は
セオリムに當り 九 第五はマルキアに當り第六はミヤミンに當り 十 第七はハッコヅに當り第八はアビアに當
り 十一 第九はヱシュアに當り第十はシカニヤに當り 十二 第十一はエリアシブに當り第十二はヤキンに當り 十三 第
十三はホッパに當り第十四はエシバブに當り 十四 第十五はビルガに當り第十六はインメルに當り 十五 第十七は
ヘジルに當り第十八はハピセツに當り 十六 第十九はペタヒヤに當り第二十はエゼキエルに當り 十七 第二十一は
ヤキンに當り第二十二はガムルに當り 十八 第二十三はデラヤに當り第二十四はマアジアに當れり 十九 是等の職
務の順序なり、彼らは之にしたがひてヱホバの家にいりその先祖アロンより傳はりし例規によりて勤むべか
りしなり、即ちイスラエルの神ヱホバの彼に命じたまひしごとし○ 二十 その餘のレビの子孫は左のごとしアム
ラムの子等の中にてはシユバエル、シユバエルの子等の中にてはヱデヤ、 二一 レハビヤについてはレハビヤの子
等の中にては長子イッシヤ、 二二 イヅハリ人の中にてはシロミテ、シロミテの子等の中にてはヤハテ、 二三 ヘブロン
の子等の中にては長子エリヤ、二子アマリヤ、三子ヤハジエル、四子ヱカメアム、 二四 ウジエルの子等の中にてはミ
カミカの子等の中にてはシヤミル、 二五 ミカの兄弟をイッシアといふ、イッシアの子等の中にてはゼカリヤ○ 二六 メラ
リの子等はマヘリおよびムシ、ヤジアの子等はベノ、 二七 メラリの子孫のヤジアより出たる者はベノ、ショハム、ザ
ツクル、イブリ、 二八 マヘリよりエレアザル出たり、エレアザルは子等なかりき、 二九 キシについてはキシの子はエラ

メル、三十ムシの子等ハマヘリ、エデル、エリモテ、是等ハレビの子孫にして其の宗家にしたがひて言る者なり　三一是
らの者もまたダビデ王とザドクとアヒメレクと祭司およびレビ人の宗家の長たる者等の前にてアロンの子
孫たる其の兄弟等のごとく籤を掣り、兄の宗家も弟の宗家も異なること無りき

第二十五章

一ダビデと軍旅の牧伯等またアサフ、ヘマンおよびエドトンの子等を選びて職に任じ之をして琴と
瑟と鐃鈸を執て預言せしむ、其の職によれバ伶人の數左のごとし　二アサフの子等ハザックル、ヨセフ、ネタニヤ
アサレラ、皆アサフの子等にしてアサフの手に屬す、アサフハ王の手につきて預言す　三エドトンについてハ、エ
ドトンの子等ハゲダリア、ゼリ、エサヤ、ハシヤビヤ、マッタテヤの六人、皆琴を操て其の父エドトンの手に屬す、エ
ドトンハエホバを讃めかつ頌へて預言す　四ヘマンについてはヘマンの子等たる者ハブッキヤ、マッタニヤ、ウ
ジエル、シブエル、エレモテ、ハナニヤ、ハナニ、エリアタ、ギダルテ、ロマムテエゼル、ヨシベカシヤ、マロテ、ホテル、マハ
ジオテ、五是みな神の言をつたふる王の先見者ヘマンの子等にして角を擧ぐ、神ヘマンに男子十四人女子三人
を賜へり　六是等の者は皆其の父の手に屬しエホバの家において歌を謡ひ鐃鈸と瑟と琴をもて神の家の率事
をなせり、アサフ、エドトンおよびヘマンハ王の手につけり　七彼等およびエホバに歌を謡ふことを習へる其の
兄弟等即ち巧なる者の數ハ二百八十八人　八彼ら大も小も巧なる者も習ふ者も皆ともに其の職務の籤を掣
けるが　九第一の籤ハアサフの家のヨセフに當り第二はゲダリアに當り彼も其の兄弟等および子等十二人
十第三ハザックルに當れり其の子等と其の兄弟等十二人　十一第四はイヅリに當れり其の子等と其の兄弟等十
二人　十二第五はネタニヤに當れり其の子等と其の兄弟等十二人　十三第六はブッキアに當れり其の子等と其の兄
弟等十二人　十四第七ハアサレラに當れり其の子等と其の兄弟等十二人　十五第八ハエサヤに當れり其の子等と其
の兄弟等十二人　十六第九はマッタニヤに當れり其の子等と其の兄弟等十二人　十七第十ハシメイに當れり其の子

等とその兄弟等十二人　十八　第十一はアザリエルに當れりその子等とその兄弟等十二人　十九　第十二はハシャビアに當れりその子等とその兄弟等十二人　二十　第十三はシュバエルに當れりその子等とその兄弟等十二人　二十一　第十四はマッタテヤに當れりその子等とその兄弟等十二人　二十二　第十五はエレモテに當れりその子等とその兄弟等十二人　二十三　第十六はハナニヤに當れりその子等とその兄弟等十二人　二十四　第十七はヨシベカシヤに當れりその子等とその兄弟等十二人　二十五　第十八はハナニに當れりその子等とその兄弟等十二人　二十六　第十九はマロテに當れりその子等とその兄弟等十二人　二十七　第二十はエリアタに當れりその子等とその兄弟等十二人　二十八　第二十一はホテルに當れりその子等とその兄弟等十二人　二十九　第二十二はギダルテに當れりその子等とその兄弟等十二人　三十　第二十三はマアジオテに當れりその子等とその兄弟等十二人　三十一　第二十四はロマムテエゼルに當れりその子等とその兄弟等十二人

第二十六章

一　門を守る者の班列は左のごとしコラ人の中にてはアサフの子コレの子なるメシレミヤ　二　メシレミヤの子等は長子はゼカリヤその次はエデアエルその三はゼバデヤその四はヤデニエル　三　その五はエラムその六はヨハナンその七はエリヨエナイ　四　またオベデエドムの子等は長子はシマヤその次はヨザバデその三はヨアその四はサカルその五はネタネル　五　その六はアミエルその七はイッサカルその八はピウレタイ是は神かれを祝福たまひしなり　六　また彼の子シマヤにも數人の子生れたりしがその子等は大勇士にしてその父の家の主たる者なりき　七　すなはちシマヤの子等はオテニ、レパエル、オベデ、エルザバデ、エルザバデの兄弟エリウとセマキヤは力ある人なりき　八　是みなオベデエドムの孫子なり彼らとその子等および其兄弟等は合せて六十二人皆力ある者にしてその職に堪ふ是みなオベデエドムに屬する者なり　九　メシレミヤも子等と兄弟等合せて十八人あり皆力ある者ありき　十　メラリの子孫ホサもまた子等ありき其長はシムリ是は長子なら

ざりしかどもその父これを長となせしなり 十一 その次はヒルキヤその三はテバリヤその四はゼカリヤ、ホサの
子等と兄弟等は合て十三人、十二 門を守るところの班列此長等の中より出でみなその兄弟と等く勤務をなして
エホバの家に仕ふ 十三 彼ら門々を分つために小も大もともにその宗家に循ひて籤を掣たりしが 十四 東の方の籤
はシレミヤに當れり又その子ゼカリヤのために籤を掣けるに北の方の籤これに當れりゼカリヤは智慧ある
議士なりき 十五 オベデエドムは南の方の籤に當りその子等は倉の籤に當れり 十六 シュパムおよびホサは西の方
の籤にあたり坂の大路にあるシャレケテの門の傍に居り守者はみな相對ふ 十七 東の方にはレビ人六人北の方
には日日に四人南の方にも日日に四人倉のかたそらには二人に二人、十八 西の方パルバルにおいては大路に四
人、パルバルに二人、十九 門を守る者の班列は是のごとし皆コラの子孫とメラリの子孫なり 二十 また神の府庫およ
び聖物の府庫を司どれる彼らの兄弟なるレビ人は左のごとし 二一 ラダンの子孫すなはちラダンより出たるゲ
ルション人にしてゲルション人ラダンの宗家の長たる者の中にてはエヒエリ 二二 およびエヒエリの子等なら
びにその兄弟ゼタムとヨエル、是らはエホバの家の府庫を司どれり 二三 アムラミ人、イヅハリ人、ヘブロン人、ウジ
エリ人の中においては左のごとし 二四 モーセの子ゲルショムの子なるシブエルは府庫の宰たり 二五 その兄弟に
してエリエゼルより出たる者は即ちエリエゼルの子レハビヤその子エサヤその子ヨラムその子ジクリその
子シロミテ 二六 此シロミテとその兄弟等はすべての聖物の府庫を掌どれりその聖物はすなはちダビデ王、宗家
の長千人の長、百人の長、軍旅の長等などが奉納さる者あり 二七 即ち戰爭において獲たる物および掠取物を奉納
て、エホバの家の修繕に供へたるなり 二八 凡て先見者サムエル、キシの子サウル、ネルの子アブネル、ゼルヤの子ヨ
アブ等が奉献たる物および其他の奉納物は皆シロミテとその兄弟等の手の下にありき○ 二九 イヅハリ人の中
にて、ハクナニヤとその子等イスラエルの外事を理め有司となり裁判人となれり 三十 ヘブロン人の中にてはハ

シヤビアおよびその兄弟などの勇士一千七百人ありてヨルダンの此旁すなはち西の方にてイスラエルの監督者となりヱホバの一切の事を行ひ王の用を爲り 三一 ヘブロン人の中にてはその系譜と宗家とに依ばヱリヤといふ者ヘブロン人の長なり、ダビデの治世の四十年に彼らを尋ね求めギレアデのヤゼルにおいて彼らの中より大勇士を得たり 三二 ヱリヤの兄弟たる勇士は二千七百人にして皆宗家の長たり、ダビデ王かれらをしてルベン人ガド人およびマナセの半支派を監督せしめ神につける事と王につける事とを宰どらせたり

第二十七章

一 イスラエルの子孫すなはち宗家の長、千人の長、百人の長およびその司有等は年の惣の月のあひだ月ごとに更り入り更り出で、其班列の諸の事をつとめて王に事たるが、其數を按ふるに一班列に二萬四千人ありき 二 先第一の班列すなはち正月の分はザブデエルの子ヤショベアムこれを率ゆ、其班列は二萬四千人 三 彼は正月の軍團の長等の首たる者にしてペレツの子孫なり 四 二月の班列はアホア人ドダイその班列の者とともにこれを率ゆ、ミクロテといふ宰あり其班列は二萬四千人 五 三月の軍團を統る第三の將は祭司の長ヱホヤダの子ベナヤ、その班列は二萬四千人 六 このベナヤはかの三十人の中の勇士にして三十人の上にたてり彼の子アミザバデその班列にあり 七 四月の分を統る第四の將はヨアブの弟アサヘルにしてその子ゼバデヤこれに次り、其班列は二萬四千人 八 五月の分を統る第五の將はイズラヒ人シヤンモテ、その班列は二萬四千人 九 六月の分を統る第六の將はテコア人イッケシの子イラ、その班列は二萬四千人 十 七月の分を統る第七の將はエフライムの子孫たるペロニ人ヘレヅ、その班列は二萬四千人 十一 八月の分を統る第八の將はゼラの子孫たるホシヤ人シベカイ、その班列は二萬四千人 十二 九月の分をすぶる第九の將はベニヤミンの子孫たるアナトテ人アビエゼル、その班列は二萬四千人 十三 十月の分をすぶる第十の將はゼラの子孫たるネトパ人マハライ、その班列は二萬四千人 十四 十一月の分をすぶる第十一の將はエフライムの子孫たるピラトン人ベナヤ、その班列は二

萬四千人 十五 十二月の分を統る第十二の將はオテニエルの子孫たるネトパ人ヘルダイ乃の班列は二萬四千人

○十六 イスラエルの支派を治むる者は左のごとし、ルベン人の牧伯はヂクリの子エリエゼル、シメオンの牧伯はマアカの子シパテヤ、十七 レビ人の牧伯はケムエルの子ハシャビヤ、アロン人の牧伯はザドク、十八 ユダの牧伯はダビデの兄弟エリウ、イッサカルの牧伯はミカエルの子オムリ、十九 ゼブルンの牧伯はオバデヤの子イシマヤ、ナフタリの牧伯はアズリエルの子エレモテ、二十 エフライムの子孫の牧伯はアザジヤの子ホセア、マナセの半支派の牧伯はペダヤの子ヨエル、二一 ギレアデなるマナセの半支派の牧伯はゼカリヤの子イド、ベニヤミンの牧伯はアブネルの子ヤシエル、二二 ダンの牧伯はエロハムの子アザリエル、イスラエルの支派の牧伯等は是のごとし○二三 二十歳以下なる者はダビデこれを數へざりき、其はエホバかつてイスラエルを增て天空の星のごとくにせんと言たまひしことあればなり 二四 ゼルヤの子ヨアブ數ふることを始めたりしがこれを爲をへざりき、乃のかぞふることによりて震怒イスラエルにおよべり、乃の數はまたダビデ王の記錄の籍に載ざりき○二五 アデエルの子アズマウテは王の府庫を掌どり、ウジヤの子ヨナタンは田野、邑々村々、城などにある府庫を掌どり 二六 ケルブの子エズリは地を耕す農業の人を掌どり、二七 ラマテ人シメイは葡萄園を掌どり、シフミ人ザブデは乃の葡萄園より取る葡萄酒の藏を掌どり 二八 ゲデラ人バアルハナンは平野なる橄欖樹と桑樹を掌どり、ヨアシは油の藏を掌どり、二九 シャロン人シテライはシャロンにて牧ふ牛の群を掌どり、アデライの子シャパテは谷々にある牛の群を掌どり、三十 イシマエル人ヲビルは駱駝を掌どり、メロノテ人エデヤは驢馬を掌どり 三一 ハガリ人ヤジズは羊の群を掌どれり、是みなダビデ王の所有を掌どれる者なり○三二 またダビデの叔父ヨナタンは議官たり、彼は智慧あり學識ある者なり、又ハクモニの子エヒエルは王の子等の補佐たり 三三 アヒトペルは王の議官たりアルキ人ホシヤイは王の伴侶たり、三四 アヒトペルに次ぐ者はベナヤの子エホヤダおよびアビヤタル、王の軍旅の長は

ヨアブ
第二十八章 一 茲にダビデイスラエルの一切の長、支派の長、王に事ふる班列の長、千人の長、百人の長、王とその子等
の所有および家畜を掌どる者、閹官、有力者、諸の勇士などを悉くエルサレムに召集め 二 而してダビデ王その足
にて起て言けるは我兄弟等我民よ我に聽け、我はエホバの契約の匱のため我らの神の足臺のために安居の
家を建んとの志ありて已にこれを建る準備をなせり 三 然るに神我に言たまへり汝は我名のために家を建べか
らず汝は軍人にして許多の血を流したればなりと 四 然りと雖もイスラエルの神エホバ我父の全家の中よ
り我を選びて永くイスラエルに王たらしめたまふ即ちユダを選びて長となしユダの全家の中より我父の家
を選び我父の子等の中にて我を悦びイスラエルの王とならしめたまふ 五 而してエホバ我に衆多の子をた
まひて其わが諸の子等の中より我子ソロモンを選び之をエホバの國の位に坐せしめてイスラエルを治めし
めんとしたまふ 六 エホバまた我に言たまひけるは汝の子ソロモンはわが家および我庭を作らん、我かれを選
びて吾子となせり、我かれの父となるべし、七 彼もし今日のごとく我誡命と律法を堅く守り行はゞ我その國を
永く堅うせんと 八 然ば今エホバの會衆たるイスラエルの全家の目の前および我らの神の聞しめす所にて
汝らに勸む、汝らその神エホバの一切の誡命を守りかつ之を追もとむべし、然せば汝等この美地を保ちてこれ
を汝らの後の子孫に永く傳ふることを得ん 九 我子ソロモンよ汝の父の神を知り完全心をもて喜び勇んで之
に事へよ、エホバは一切の心を探り一切の思想を曉りたまふなり、汝もし之を求めなば之に遇ん然ど汝もし之
を棄なば永く汝を棄たまはん 十 然ば汝謹めよ、エホバ汝を選びて聖所とすべき家を建させんと爲たまへば
心を强してこれを爲べしと○ 十一 而してダビデは殿の廊およびその家その府庫その上の室その內の室贖罪所
の室などの式樣をその子ソロモンに授け 十二 また其心に思ひはかれる一切の物すなはちエホバの家の庭、四周

の諸の室、神の家の府庫、聖物の府庫などの式樣を授け 十三 また祭司およびレビ人の班列とヱホバの家の諸の奉事の工とヱホバの家の諸の奉事の器皿とにつきて諭すところあり 十四 また諸の奉事に用ふる金の器皿を作る金の重量を定め又諸の奉事の器に用ふる諸の銀の器皿の銀の重量を定む 十五 即ち金の燈臺とその金の燈盞の重量を宣て一切の燈臺とその燈盞の重量を定め又銀の燈臺につきても各々の燈臺の用法にしたがひて燈臺とその燈盞の重量を定め 十六 また供前のパンの案につきてはその各々の案のために金の重量を定め又銀の案のためにも銀を定め 十七 又肉叉、盂杓のために用ふる純金の重量を定め金の大斝につきてもまた各々の大斝のために重量を定め銀の一切の大斝につきてもまた各々の大斝のために重量を定め銀の一切の大斝のためにも重量を定め 十八 また香壇のために用ひる精金の重量を定めかつ車なるケルビムの式樣の金を定む、此ケルビムはその翼を展てヱホバの契約の匱を覆ふ 十九 而してダビデ言けらく此工事の式樣は皆ことごとくヱホバのその手を我上にくだして我を教へて書せたまひし者なりと 二十 かくてダビデその子ソロモンに言けるは汝心を強くし勇みてこれを爲せ懼るゝ勿れ慄くなかれヱホバ神我神汝とともに在さん彼かならず汝を離れず汝を棄ずして汝をしてヱホバの家の奉事の諸の工を成終しめたまふべし 二一 視よ神の家の諸の役事をなすためには祭司とレビ人の班列あり又諸の工と從事を悦こびて爲ところの諸の技巧者汝とともに在り且また牧伯等および一切の民汝の命ずるところを悉く行はん

第二十九章

一 ダビデ王また全會衆に言けるは我子ソロモンは神の惟獨選びたまへる者なるが少くして弱く此工事は大なり此殿は人のために非ずヱホバ神のためにする者なればなり 二 是をもて我力を盡して我神の家のために物を備へたり即ち金の物を作る金、銀の物の銀、銅の物の銅、鐵の物の鐵、木の物の木を備へたり、又葱珩、嵌石、黒石、火齊諸の寶石、蠟石など夥多し 三 かつまた我わが神の家を悦ぶが故に聖所のために備

へたる一切の物の外にまた自己の所有なる金銀をわが神の家に獻ぐ
四即ちオフルの金三千タラント精銀七千タラントを獻げてその家々の壁を蔽ふに供ふ
五金は金の物に銀は銀の物に凡て工人の手にて作るものに用ふべし誰か今日自ら進んでヱホバのためにその手に物を盈さんかと
六是において宗家の長イスラエルの支派の牧伯等千人の長百人の長および王の工事を掌どる者等誠意より獻物をなせり
七その神の家の奉事のために獻げたる者は金五千タラント一萬ダリク銀一萬タラント銅一萬八千タラント鐵十萬タラント
八また寶石ある者はゲルション人ヱヒエルの手に託て之を神の家の府庫に納めたり
九彼ら斯誠意よりみづから進んでヱホバに獻げたれば民その獻ぐるを喜こべりダビデ王もまた大に喜びぬ
十茲にダビデ全會衆の前にてヱホバを頌へたりダビデの曰く我らの先祖イスラエルの神ヱホバよ汝は世々限なく頌へまつるべきなり
十一ヱホバよ權勢と能力と榮光と光輝と威光とは汝に屬す凡て天にある者地にある者はみな汝に屬すヱホバよ國もまた汝に屬す汝は萬有の首と崇られたまふ
十二富と貴とは共に汝より出づ汝は萬有を主宰たまふ汝の手には權勢と能力あり汝の手は能く一切をして大ならしめ又强くならしむるなり
十三然ば我等の神よ我等今なんぢに感謝し汝の榮名を讃美す
十四但し我ら斯のごとく自ら進んで獻ぐることを得たるも我は何ならんやまた我民は何ならんや萬の物は汝より出づ我らは只汝の手より受て汝に獻げたるなり
十五汝の前にありては我らは先祖等のごとく客旅たり寄寓者たり我らの世にある日は影のごとし望む所ある無し
十六我らの神ヱホバよ汝の聖名のために汝に家を建んとて我らが備へたる此衆多の物は凡て汝の手より出づまた皆なんぢの所有なり
十七我神よ我また知る汝は心を鑒みたまひ又正直を悅びたまふ我は正き心をもて眞實より此一切の物を獻げたり今我また此にある汝の民が眞實より獻物をするを見て喜悅にたへざるなり
十八我らの先祖アブラハム、イサク、イスラエルの神ヱホバよ汝の民をして此精神を何時までもその心の思念に保たしめその心

を固く汝に歸せしめたまへ 十九 又わが子ソロモンに完全心を與へ汝の誡命と汝の證言と汝の法度を守らせて
之をことごとく行はせ我が備をなせるその殿を建させたまへ 二十 ダビデまた全會衆にむかひて汝ら今なん
ぢらの神エホバを頌へよと言ければ全會衆その先祖等の神エホバを頌へ俯てエホバと王とを拜せり 二一 而
して其翌日に至りてイスラエルの一切の人のためにエホバに犧牲を獻げエホバに燔祭を獻げたり其牡牛一
千牡羊一千羔羊一千またその灌祭と祭物夥多しかりき 二二 その日彼ら大に喜びてエホバの前に食ひかつ飲み、
さらに改めてダビデの子ソロモンを王となしエホバの前にてこれに膏をそゝぎて主君となし又ザドクを祭
司となせり 二三 かくてソロモンはエホバの位に坐しその父ダビデに代りて王となりその繁榮を極む、イスラエ
ルみな之に從がふ 二四 また一切の牧伯等勇士等およびダビデ王の諸の子等みなソロモン王に服事す 二五 エホバ
イスラエルの目の前にてソロモンを甚だ大ならしめ彼より前のイスラエルの王の未だ得たることを有ざる王
威を之に賜へり○ 二六 夫エッサイの子ダビデはイスラエルの全地を治めたり 二七 そのイスラエルを治めし間は
四十年なり即ちヘブロンにて七年世ををさめ、エルサレムにて三十三年世を治めたりき 二八 遐齡にいたり年も
富も尊貴も滿足て死り其子ソロモンこれに代りて王となる 二九 ダビデ王が始より終まで爲たる事等は先見者
サムエルの書預言者ナタンの書および先見者ガドの書に記さる 三十 其中にはまた彼の政治とその能力および
彼とイスラエルと國々の諸の民に臨みしところの事等を載す

第一章

一 ダビデの子ソロモン堅くその國にたてり、その神エホバこれとともに在して之を甚だ大ならしめたまひき 二 玆にソロモンイスラエルの一切の人々すなはち千人の長、百人の長、裁判人ならびにイスラエルの全地の諸の牧伯等宗家の長などに告る所あり 三 而してソロモンおよび全會衆ともにギベオンなる崇邱に往り、エホバの僕モーセが荒野にて作りたる神の集會の幕屋かしこにあればなり 四 されど神の契約の匱をダビデすでにキリアテヤリムよりこれが爲に備へたる處に携へ上りダビデ曩にエルサレムにて之が爲に幕屋を張まふけたりき 五 またホルの子ウリの子なるベザレルが作りたる銅の壇彼處においてエホバの幕屋の前にあり、ソロモンおよび會衆これに就きて求む 六 即ちソロモン彼處に上りゆき集會の幕屋の中にあるエホバの前なる銅の壇に就き燔祭一千を其上に献げたり 七 その夜神ソロモンに顯れてこれに言たまひけるは我なんぢに何を與ふべきか求めよ 八 ソロモン神に申しけるは汝は我父ダビデに大なる恩惠をほどこし又我をして彼に代りて王とならしめたまへり 九 今エホバ神よ願くは我父ダビデに宣ひし事を堅うしたまへ其は汝地の塵のごとき衆多の民の上に我を王となしたまへばなり 十 我が此民の前に出入することを得んために今我に智慧と智識とを與へたまへ斯のごとき大なる汝の民を誰か鞫きえんや 十一 神ソロモンに言たまひけるは此事なんぢの心にあり汝は富有をも財寳をも尊貴をも汝を惡む者の生命をも求めずまた壽長からんことをも求めず惟智慧と智識とを己のためにもとめて我が汝を王となしたる我民を鞫かんとすれば 十二 智慧と智識は已に汝に授かれり、我また汝の前の王等の未だ得たること有ざる程の富有と財寳と尊貴とを汝に與へん、汝の後の者もまた是のごときを得ざるべし 十三 斯てソロモンはギベオンの崇邱を去り集會の幕屋の前を去りてエルサレムに歸りイスラエルを治めたり○ 十四 ソロモン戰車と騎兵とを集めしに戰車一千四百騎兵

一萬二千人ありき、ソロモンこれを戰車の邑々に置き又エルサレムにて王の所に置り　十五王銀と金とを石のごとくエルサレムに多からしめまた檜樹を平野の桑樹のごとく多からしめたり　十六ソロモンの有る馬は皆エジプトよりひきゝたれり王の商賈一群一群となして之を取いだし群ごとに價金をはらへり　十七エジプトより取いだして携へ上る戰車一輛は銀六百、馬一匹は百五十なりき是のごとくヘテ人の諸の王等およびスリアの王等のためにもその手をもて取いだせり

第二章

一茲にソロモンエホバの名のために一の家を建て、また己の國のために一の家を建んとし　二ソロモンすなはち荷を負べき者七萬人、山において木や石を砍べき者八萬人、是等を監督すべき者三千六百人を數へ出せり　三ソロモンまづツロの王ヒラムに人を遣して言しめけるは汝はわが父ダビデにその住むべき家を建るための檜樹をおくれり、請ふ彼になせしごとく亦我にもせよ　四今我わが神エホバの名のために一の家を建て之を聖別て彼に奉つり彼の前に馨しき香を焚き常に供前のパンを供へ燔祭を朝夕に獻げまた安息日月朔ならびに我らの神エホバの節期などに獻げんとす、是はイスラエルの永く行ふべき事なればなり　五我建る家は大なり、其は我らの神は諸の神よりも大なればなり　六然ながら天も諸天の天も彼を容るゝこと能はざれば誰か彼のために家を建ることを得んや、我は何人ぞや、争か彼のために家を建ることを得ん、唯彼の前に香を焚くためのみ　七然ば請ふ今金銀銅鐵の細工および紫赤青の製造に精しく雕刻の術に巧なる工人一箇を我に遣り、我父ダビデが備へおきたるユダとエルサレムのわが工人とともに操作しめよ　八請ふ汝また檜樹松木および白檀をレバノンより我におくれ、我なんぢの僕等がレバノンにて木を斫ることを善するを知るなり、我僕また汝の僕と共に操作べし　九是のごとくして我ために材木を多く備へしめよ、其は我が建んとする家は高大を極むる者なるべければなり　十我は木を斫る汝の僕に擣麥二萬石、大麥二萬石、酒二萬バテ、油二萬バテを與ふべしと　十一是

においてツロの王ヒラム書をソロモンにおくりて之に答へて云ふヱホバその民を愛するが故に汝をもて之が王となせりと 十二 ヒラムまた言けるはイスラエルの神ヱホバは讃べきかな彼はダビデ王に賢き子を與へて之に分別と才智とを賦け之をしてヱホバのために家を建てまた己の國のために家を建ることを得せしむ 十三 今我わが達人ヒラムといふ才智ある工人一人汝におくる 十四 彼はダンの子孫たる婦の産る者にて其父はツロの人なるが金銀銅鐵木石の細工および紫布青布細布赤布の織法に精しく又能く各種の雕刻を爲し奇巧を凝して諸の工をなすなり然ば彼を用ひてなんぢの工人および汝の父わが主ダビデの工人とともに操作かしめよ 十五 是について我主の宣まへる小麥大麥油および酒をその僕等に遣りたまへ 十六 汝の凡て需むるごとく我らレバノンより木を斫いだしこれを筏にくみて海よりヨッパにおくるべければ汝これをヱルサレムに運びのぼりたまへと 十七 ここにおいてソロモンその父ダビデが核數しごとくイスラエルの國にをる異邦人をことごとく核數みるに合せて十五萬三千六百人ありければ 十八 その七萬人をもて荷を負ふ者となし八萬人をもて山にて木や石を斫る者となし三千六百人をもて民を操作かしむる監督者となせり

第三章

一 ソロモン ヱルサレムのモリア山にヱホバの家を建ることを始む彼處はその父ダビデにヱホバの顯れたまひし所にて即ちヱブス人オルナンの打場の中にダビデが備へし處なり 二 之を建ることを始めたるはその治世の四年の二月二日なり 三 神の家を建るためにソロモンの置たる基は是のごとし長六十キユビト濶二十キユビト皆古の尺に循がふ 四 家の前の廊は家の濶にしたがひてその長二十キユビトまたその高さ百二十キユビトその內は純金をもて蔽ふ 五 またその大殿は松の木をもて張つめ美金をもて之を蔽ひその上に棕櫚と鏈索の形を施こし 六 また寶石をもてその家を美しく飾るその金はパルワイムの金なり 七 彼また金をもてその家その梁その閾その壁およびその戸を蔽ひ壁の上にケルビムを刻つく 八 また至聖所の家を造

りしがその長は家の濶にしたがひて二十キユビト、その濶も二十キユビト、美金をもてこれを蔽ふ、その金六百タラント 九 その釘の金は重五十シケル、また上の室も金にて覆ふ 十 また至聖所の家の内に刻鏤めたる二のケルビムを造り金をこれに覆ふ 十一 そのケルビムの翼も長二十キユビト、此ケルビムの一の翼は五キユビトにして家の壁に達し、その他の翼も五キユビトにして彼のケルビムの翼に達す 十二 また彼ケルビムの一の翼は五キユビトにして家の壁に達しその他の翼も五キユビトにして此ケルビムの翼と相接はる 十三 是等のケルビムの翼はその舒ひろがること二十キユビト、共にその足にて立ち、その面を家に向く 十四 彼また青、紫、赤の布および細布をもて障蔽の幕を作り、ケルビムをその上に繍ふ 十五 また家の前に柱二本を作る、その高は三十五キユビト、その頂の頭は五キユビト 十六 また環飾を造り、鏈索を之に繞らしてこれを柱の頂に施こし、石榴一百をつくりてその鏈索の上に施こす 十七 この柱を拝殿の前に竪て一本を右に一本を左に置ゑ、右なる者をヤキンと名け、左なる者をボアズと名く

第四章

一 ソロモンまた銅の壇を作れり、その長二十キユビト、濶二十キユビト、その高十キユビト、 二 また海を鑄造れり、此邊より彼邊まで十キユビトにしてその周圍も圓くその高は五キユビトその周圍には三十キユビトの縄をめぐらすべし 三 その下には牛の像ありてその周圍を繞る、即ち一キユビトに十宛ありて海の周圍を繞れり、此牛は二行にして海を鑄る時に鑄付たるなり 四 その海は十二の牛の上に立り、その三は北にむかひ、三は西にむかひ、三は南にむかひ、三は東にむかふ、海はその上にありて牛の後はみな内にむかふ 五 その厚は手寛その邊は百合花形にして杯の邊の如くに作れり、是は三千バテを受容る 六 彼また洗盤十箇を作りて五箇を右に五箇を左に置たり是は物を洗ふ所にして、燔祭の品をその中にて濯ぐ、海は祭司が其身を洗ふ處なり 七 また金の燈臺十をその例規に從ひて作り、拝殿の中に五を右に五を左に置き 八 また案十を作りて拝殿の中に五を右に五を

左に据ゆ、又金の鉢一百を作れり　九　彼また祭司の庭と大庭および庭の戸を作り、銅をもてその扉を覆ふ　十　海ハ東のかた右の方に置て南に向せおむ　十一　ヒラムまた鍋と火鏟と鉢とを作れり、斯ヒラムハソロモン王のためになせる神の家の諸の工事を終たり　十二　即ち二の柱と毬とその二の柱の頂の頭およびその柱の頂なる頭の二の毬を包む二の網工ならびに其ふたつの網工の上にほどこす石榴四百、この石榴ハ各々の網工の上に二行づゝありて柱の頂なる頭の二の毬を包む　十四　また臺を作り臺の上の洗盤を作れり　十五　また一の海とその下なる十二の牛　十六　および鍋、火鏟、肉叉などエホバの家の諸の器具を達人ヒラムソロモン王の爲に作りたり、是みな磨銅なり　十七　王ヨルダンの窪地に於てスコテとゼレダタの間の黏土の地にて是等を鑄させたり　十八　是の如くソロモン是らの諸の器皿を甚だ多く造りたれバその銅の重ハ測られざりき　十九　ソロモン神の家の一切の器皿を造れり、即ち金の壇、供前のパンを載る案　二十　また定規のごとく神殿の前にて火をともすべき純金の燈臺およびその燈盞　二十一　その花その燈盞その燈鉗、是等ハ金の純精なる者なり　二十二　また剪刀、鉢、匙、火盤、是等も純金なり、又家の内の戸すなハち至聖所の戸および拜殿の戸の肘鉗、是も金なり

第五章　一　斯ソロモンがエホバの家のために爲る一切の工事をへれり、是においてソロモンその父ダビデが奉納たる物なる金銀および諸の器皿を携へいりて神の家の府庫の中に置り○　二　茲にソロモンエホバの契約の匱をダビデの邑シオンより舁のぼらんとてイスラエルの長老者と諸の支派の長等イスラエルの子孫の宗家の長をエルサレムに召集めければ　三　イスラエルの人みな七月の節筵に當りし王の所ろに集まり　四　イスラエルの長老等みな至りレビ人契約の匱を執あげ　五　その契約の匱と集會の幕屋と幕屋にありし諸の聖器を舁のぼれり、即ち祭司レビ人これを舁のぼりぬ　六　時にソロモン王および彼の許ふ集まれるイスラエルの會衆契約の匱の前にありて羊と牛を獻げたりしがその數多くして書すことも數ふることも能ハざりき　七　かくて祭

司等ヱホバの契約の匱をその處に舁いれたり即ち室の神殿なる至聖所の中のケルビムの翼の下に舁いりぬ 八 ケルビムは翼を契約の匱の所の上に舒べ、ケルビム上より契約の匱とその杠を掩ふ 九 杠長かりければ杠の末は神殿の前の契約の匱より見えたり、然れども外には見えざりき、其は今日まで彼處にあり 十 契約の匱の内には二枚の板の外何もあらず、是はイスラエルの子孫のエジプトより出たる時ヱホバが彼らと契約を結びたまへる時にモーセがホレブにて藏めたる者なり 十一 斯て祭司等は聖所より出たり此にありし祭司はみな身を潔めその班列によらずして職務をなせり 十二 またレビ人より謳歌者すなはちアサフ、ヘマン、エドトンおよび彼らの子等と兄弟等はみな細布を纏ひ鐃鈸と瑟と琴とを操て壇の東に立り、また祭司百二十人彼らとともにありて喇叭を吹り 十三 喇叭を吹く者と謳歌者とは一人のごとくに聲を齊うしてヱホバを讃かつ頌へたりしが彼ら喇叭鐃鈸等の樂器をもちて聲をふりたて善かなヱホバその矜憫は世々限なしと言てヱホバを讃ける時に雲その室すなはちヱホバの室に充り 十四 祭司は雲の故をもて立て奉事をなすことを得ざりき、ヱホバの榮光神の室に充たればなり

第六章 一 是においてソロモン言けるはヱホバは濃き雲の中に居んと言たまひしが 二 我汝のために住むべき家、永久に居べき所を建たりと 三 而して王その面をふりむけてイスラエルの全會衆を祝せり、時にイスラエルの會衆は皆立をれり 四 彼いひけるはイスラエルの神ヱホバは讃べき哉、ヱホバはその口をもて吾父ダビデに言ひ、その手をもて之を成とげたまへり 五 即ち言たまひけらく我はわが民をエジプトの地より導き出せし日より我名を置べき家を建しめんためにイスラエルの諸の支派の中より何の邑をも選みしこと無く又何人をも選みて我民イスラエルの君となせしこと無し 六 只我はわが名を置くためにヱルサレムを選みまた我民イスラエルを治めしむるためにダビデを選めり 七 夫イスラエルの神ヱホバの名のために家を建ることは

我父ダビデの心にありき 八 然るにヱホバわが父ダビデに言たまひけるは我名のために家を建ること汝の心にあり、汝の心にこの事あるは善し 九 然れども汝はその家を建べからず、汝の腰より出る汝の子その人わが名のために家を建べしと 十 而してヱホバその言たまひし言をおこなひたまへり、即ち我わが父ダビデに代りて立ち、ヱホバの言たまひしごとくイスラエルの位に坐し、イスラエルの神ヱホバの名のために家を建て 十一 その中にヱホバがイスラエルの子孫になしたまひし契約を容る匱をさめたりぞ○ 十二 ソロモン イスラエルの全會衆の前にてヱホバの壇の前に立てその手を舒ぶ 十三 ソロモンさきに長五キユビト濶五キユビト高三キユビトの銅の臺を造りてこれを庭の眞中に据おきたりしが乃ちその上に立ちイスラエルの全會衆の前にて膝をかゞめ其手を天に舒て 十四 言けるはイスラエルの神ヱホバよ天にも地にも汝のごとき神なし、汝は契約を保ちたまひ心を全うして汝の前に歩むところの汝の僕等に恩惠を施こしたまふ 十五 汝は汝の僕わが父ダビデにのたまひし所を保ちたまへり、汝は口をもて言ひ手をもて成就たまへること今日のごとし 十六 イスラエルの神ヱホバよ、然ば汝が僕わが父ダビデに語りて若し汝の子孫その道を愼みて汝がわが前に歩めるごとくに我律法にあゆまばイスラエルの位に坐する人わが前にて汝に缺ることと無るべしと言たまひし事をダビデのために保ちたまへ 十七 然ばイスラエルの神ヱホバよ汝が僕ダビデに言たまへるなんぢの言に效驗あらしめたまへ 十八 但し神果して地の上に人とともに居たまふや、夫天も諸天の天も汝を容るに足ず、况て我が建たる此家をや 十九 然れども我神ヱホバよ僕の祈禱と懇願をかへりみて僕が今汝の前に祈るその號呼と祈禱を聽たまへ 二十 願くは汝の目を夜晝この家の上即ち汝がその名を置んと言たまへる所の上に開きたまへ、願くは僕がこの處にむかひて祈らん祈禱を聽たまへ 二十一 願くは僕と汝の民イスラエルがこの處にむかひて祈る時にその懇願を聽たまへ、請ふ汝の住處なる天より聽き、聽て赦したまへ 二十二 人その隣人にむかひて罪を犯せることありてその

人誓をもて誓ふことを要められんに若し來りてこの家において汝の壇の前に誓ひなバ　二三 汝天より聽て行ひ
汝の僕等を鞫き惡き者に返報をなしてその道をその首に歸し義き者を義としてその義にしたがひて之を待
ひたまへ　二四 汝の民イスラエルなんぢに罪を犯したるがために敵の前に敗れんに若なんぢに歸りて汝の名を
崇め此家にて汝の前に祈り願ひなバ　二五 汝天より聽て汝の民イスラエルの罪を赦し、汝が彼等とその先祖に與
へし地に彼等を歸らしめたまへ　二六 彼らが汝に罪を犯したるがために天閉て雨なからんに彼ら若この處にむ
かひて祈り汝の名を崇め汝が彼らを苦しめたまふ時にその罪を離れなバ　二七 汝天より聽きて汝の僕等なんぢ
の民イスラエルの罪を赦したまへ、汝既にかれらにその歩むべき善道を敎へたまへり汝の民に與へて產業と
なさしめたまひし汝の地に雨を降したまへ　二八 若くも國に饑饉あるか、若くハ疫病、枯死、朽腐、蝗蟲、稻蟲あるか、若
くハ其敵かれらをその國の邑に圍む等如何なる災禍如何なる疾病あるとも　二九 もし一人或ハ汝の民イスラエ
ルみな各々おのれの災禍と憂患を知てこの家にむかひて手を舒あぐ如何なる祈禱如何なる懇願をなすとも
三十 汝の住處なる天より聽て赦し、各々の人にその心を知たまふごとくその道々にしたがひて報いたまへ其ハ
汝のみ人々の心を知たまへバなり　三一 汝かく彼らをして汝が彼らの先祖に與へたまへる地に居る日の間つね
に汝を畏れしめ汝の道に歩ましめたまへ　三二 且汝の民イスラエルの者にあらずして汝の大なる名と強き手と
伸たる腕とのために遠き國より來れる異邦人においてもまた若來りてこの家にむかひて祈らバ　三三 汝の住處
なる天より聽き凡て異邦人の汝に龥もとむるごとく成たまへ、汝かく地の諸の民をして汝の名を知らしめ汝
の民イスラエルの爲ごとくに汝を畏れしめ、又わが建さる此家は汝の名をもて稱らるゝといふことを知しめ
たまへ　三四 汝の民その敵と戰んとて汝の遣しまふ道に進める時もし汝が選びたまへるこの邑およびわ
が汝の名のために建たる家にむかひて汝に祈らば　三五 汝天より彼らの祈禱と懇願を聽て彼らを助けたまへ　三六

人は罪を犯さゞる者なけれど彼ら汝に罪を犯すことありて汝かれらを怒り彼らをその敵に付したまひて敵かれらを擄として遠き地または近き地に曳ゆかん時 三七 彼らその擄れゆきし地において自ら心に了るところあり其俘擄の地において翻へりて汝に祈り我らは罪を犯し悖れる事を爲し惡き事を行ひたりと言ひ 三八 その擄へゆかれし俘擄の地にて一心一念に汝に立歸り汝がその先祖に與へたまへる地にむかひ汝が選びたまへる邑と我が汝の名のために建たる家にむかひて祈らば 三九 汝の住處なる天より彼らの祈禱と懇願を聽て彼らを助け汝の民が汝にむかひて罪を犯したるを赦したまへ 四十 されば我神よ願くは此處にて爲す祈禱に汝の目を開き耳を傾むけたまへ 四一 エホバ神よ今汝および汝の力ある契約の匱起て汝の安居の所にいりたまへ、エホバ神よ願くは汝の祭司等に拯救の衣を纏はせ汝の聖徒等に恩惠を喜こばせたまへ 四二 エホバ神よ汝の膏そゝぎし者の面を黜ぞけたまふ勿れ汝の僕ダビデの德行を記念たまへ

第七章

一 ソロモン祈ることを終し時天より火くだりて燔祭と犧牲とを焚き、エホバの榮光その家に充り 二 エホバの榮光エホバの家に充しに因て祭司はエホバの家に入ことを得ざりき 三 イスラエルの子孫は皆火の降れるを見またエホバの榮光のその家にのぞめるを見て敷石の上にて地に俯伏て拜しエホバを讚て云り善かなエホバその恩惠は世々限なしと 四 斯て王および民みなエホバの前に犧牲を獻ぐ 五 ソロモン王の獻げたる犧牲は牛二萬二千羊十二萬、斯王と民みな神の家を開けり 六 祭司は立てその職をなし、レビ人はエホバの樂器を執て立つ其樂器はダビデ王彼らの手によりて讚美をなすに當り自ら作りてエホバの恩惠も世々限なしと頌へしめし者あり、祭司は彼らの前にありて喇叭を吹きイスラエルの人は皆立をる 七 ソロモンまたエホバの家の前なる庭の中を聖め其處にて燔祭と酬恩祭の脂とを獻げたり、是はソロモンの造れる銅の壇その燔祭と素祭と脂とを受るに足ざりしが故なり 八 その時ソロモン七日の間節筵をなしけるがイスラエル全國の人々

すなはちハマテの入口よりエジプトの河までの人々あつまりて彼とゝもにあり其會ははなはだ大なりき 九 か
くて第八日に聖會を開けり彼らは七日のあひだ壇奉納の禮をおこなひまた七日のあひだ節筵を守りけるが
十 七月の二十三日にいたりてソロモン民をその天幕に歸せり皆エホバがダビデ、ソロモンおよびその民イス
ラエルに施こしたまひし恩惠のために喜こび且心に樂しみて去り○ 十一 ソロモンエホバの家と王の家とを造
り了へエホバの家と己の家とにつきて爲んと心に思ひし事を盡く成就たり 十二 時にエホバ夜ソロモンに顯れて
之に言たまひけるぞ我すでに汝の祈禱を聽きまた此處をわがために選びて犠牲を獻ぐる家となす 十三 我天を
閉て雨なからしめ又は蝗蟲に命じて地の物を食えしめ又は疫病を我民の中におくらんに 十四 我名をもて稱ら
るゝ我民もし自ら卑くし祈りてわが面を求めその惡き道を離れなば我天より聽てその罪を赦しその地を醫
さん 十五 今より我この處の祈禱に目を啓き耳を傾むけん 十六 今我すでに此家を選びかつ聖別む我名は永く此に
あるべし又我目もわが心も恒に此にあるべし 十七 汝もし汝の父ダビデの歩みしごとく我前に歩み我が汝に
命じたるごとく凡て行ひてわが法度と律例を守らば 十八 我は汝の父ダビデに契約してイスラエルを治むる人
汝に缺ること無るべしと言しごとく汝の國の祚を堅うすべし 十九 然ど汝ら若ひるがへり我が汝らの前に置た
る法度と誡命を棄て往て他の神々に事へかつ之を拜まば 二十 我かれらを我が與へたる地より拔さるべし又我
名のために我が聖別たる此家は我これを我前より投棄て萬國の中に諺語となり嘲笑とならえめん 二十一 且又こ
の家は高くあれども終にその傍を過る者は皆これに驚きて言んエホバ何故に此地に此家に斯なしたるや
と 二十二 人これに答へて言ん彼ら己の先祖をエジプトの地より導き出しゝその神エホバを棄て他の神々に附從
がひ之を拜み之に事へしによりてなりエホバ之がためにこの諸の災禍を彼らに降せりと

第八章 一 ソロモン二十年を經てエホバの家と己の家を建をはりけるが 二 ヒラム邑幾何をソロモンに歸しけ

れバソロモンまた之を建なほしイスラエルの子孫をしてその中に住ましむ○三 ソロモンまたハマテゾバに往て之に勝り 四 彼また曠野のタデモルを建てハマテの諸の府庫邑を建つ 五 また上ベテホロンおよび下ベテホロンを建つ是ハ堅固の邑にして石垣あり門あり關木あり 六 ソロモンまたバアラテとおのが有る府庫の邑々と戰車の諸の邑々と騎兵の邑々ならびにそのエルサレム、レバノンおよび己が治むるところの全地に建んと望みし者を盡く建つ 七 凡てイスラエルの子孫にあらざるヘテ人、アモリ人、ペリジ人、ヒビ人、エブス人の遺れる者 八 その地にありて彼らの後に遺れるその子孫即ちイスラエルの子孫の滅ぼし盡さざりし民ハソロモンこれを使役して今日にいたる 九 然れどもイスラエルの子孫をばソロモン一人も奴隷となして其工事に使ふことをせざりき彼らハ軍人となり軍旅の長となり戰車と騎兵の長となれり 十 ソロモン王の有司の首ハ二百五十人ありて民を統ぶ 十一 ソロモンパロの女をダビデの邑より携へのぼりて曩にこれがために建おきたる家にいたる彼すなはち言り我妻ハイスラエルの王ダビデの家に居べからず、エホバの契約の匱のいたれる處ハ皆聖ければなりと○十二 玆にソロモン曩に廊の前に築きおきたるエホバの壇の上にてエホバに燔祭を獻ぐることをせり 十三 即ちモーセの命令にしたがひて毎日例のごとくに之を獻げ安息日、月朔および年に三次の節會すなはち酵いれぬパンの節と七週の節と結茅の節ごとに之を獻ぐ 十四 ソロモンその父ダビデの定めたる所にしたがひて祭司の班列を定めてその職に任じ又レビ人をその勤務に任じて日々例のごとく祭司の前にて頌讃をなし擧事をなさしめ、又門を守る者をしてその班列にしたがひて諸門を守らしむ、神の人ダビデの命ぜしところ是の如くなりければなり 十五 祭司とレビ人ハ諸の事につきまた府庫の事につきて王に命ぜられたる所に違ざりき 十六 ソロモンハエホバの家の基を置る日までにその工事の準備をことごとく爲しおきて遂に之を成をへたればエホバの家ハ全備せり○十七 玆にソロモンエドムの地の海邊にあるエジオンゲベルおよびエ

ロテに往り 十八 時にヒラムその僕等の手に託て船を彼に遣りまた海の事を知る僕等を遣りけるが彼等すなハちソロモンの僕とともにオフルに往て彼處より金四百五十タラントを取てソロモン王の許に携へ來れり

第九章

一 茲にシバの女王ソロモンの風聞を聞および難問をもてソロモンを試みんとて甚だ衆多の部從をしたがへ香物と夥多き金と寶石とを駱駝に負せてエルサレムに來りソロモンの許にいたりてその心にある所をことごとく之に陳けるに 二 ソロモンこれが問に盡く答へたりソロモンの知ずして答へざる事ハ無りき 三 シバの女王ソロモンの智慧とその建たる家を觀 四 またその席の食物とその諸臣の列坐る狀とその侍臣の伺候狀と彼らの衣服およびその酒人とその衣服ならびに彼がエホバの家に上りゆく昇道を觀におよびて全くその氣を奪ハれたり 五 是において彼王に言けるハ我が自己の國にて汝の行爲と汝の智慧とにつきて聞およびたる言ハ眞實なりき 六 然るに我ハ來りて目に親るまでその言を信ぜざりしが今觀バ汝の智慧の大なる事我が聞たるハその半分にも及バざりき、汝ハ我が聞たる風聞ふ愈れり 七 汝の人々ハ幸福あるかな汝の前に常に立て汝の智慧を聽る此なんぢの臣僕等ハ幸福なるかな 八 汝の神エホバハ讚べき哉彼なんぢを悅こびてその位に上らせ汝の神エホバの爲に汝を王となしたまへり、汝の神イスラエルを愛して永く之を堅うせんとするが故に汝を之が王となして公平と公義を行せたまふなりと 九 すなはち金百二十タラントおよび莫大の香物と寶石とを王に饋れり、シバの女王がソロモン王に饋りたるが如き香物ハ未だ曾て有ざりしなり 十 （かのオフルより金を取きたりしヒラムの臣僕とソロモンの臣僕等また白檀木と寶石とをも携さへいたりければ 十一 王その白檀木をもてエホバの家と王の宮とに段階を作り、また謳歌者のために琴と瑟とを作れり、是より前にハ是のごとき者ユダの地に見しこと無りき） 十二 ソロモン王シバの女王に物を饋りてその携へきたれる所ふ報いたるが上にまた之が望にまかせて凡てその求むる者を與へたり、斯て彼ハその臣僕とともに去てその國

に還りぬ○十三一年にソロモンの所に來れる金の重量ハ六百六十六タラントなり十四この外にまた商賈および商旅の携へきたる者あり、アラビアの一切の王等および國の知事等もまた金銀をソロモンに携へ至れり十五ソロモン王展金の大楯二百を作れりその大楯一枚にハ展金六百シケルを用ふ十六また展金の小干三百を作れり其小干一枚にハ金三百シケルを用ふ、王これらをレバノン森の家に置り十七王また象牙をもて大なる寶座一を造り純金をもて之を蔽へり十八その寶座にハ六の階級あり又金の足臺ありて共にその寶座に連なり、その坐する處の此旁彼旁に扶手ありて扶手の側に二頭の獅子立をり十九その六の階級に十二の獅子ありて此旁彼旁に立り、是のごとき者を作れる國ハ未だ曾て有ざりしなり二十ソロモン王の用ゐる飲料の器ハ皆金なり、またレバノン森の家の器もことごとく精金なり、銀ハソロモンの世にハ何とも算ざりしなり二一其ハ王の舟ヒラムの僕を乘てタルシシに往き三年毎に一回その舟タルシシより金、銀、象牙、猿および孔雀を載て來りたればなり二二ソロモン王ハ天下の諸王に勝りて富有と智慧とをもちたれば二三天下の諸王みな神がソロモンの心に授けたまへる智慧を聽んとてソロモンの面を見んことを求め二四各々その禮物を携さへ來る即ち銀の器、金の器、衣服、甲胄、香物、馬、騾など年々定分ありき○二五ソロモン戰車の馬四千厩、騎兵一萬二千あり、王これを戰車の邑々に置きまたエルサレムにて自己の所に置り二六彼ハ河よりペリシテの地とエジプトの界までの諸王を統治めたり二七王ハ銀を石のごとくエルサレムに多からしめ、また檜樹を平野の桑木のごとく多からしめさり二八また人衆エジプトなどの諸國より馬をソロモンに率いたれり○二九ソロモンのその餘の始終の行爲ハ預言者ナタンの書とシロ人アヒヤの預言と先見者イドがネバテの子ヤラベアムにつきて述たる默旨の中に記さるゝにあらずや三十ソロモンハエルサレムにて四十年の間イスラエルの全地を治めたり三一ソロモンその先祖等と倶に寢りてその父ダビデの邑に葬られ其子レハベアムこれに代りて王となれり

第十章

一 レハベアムシクムに往り、其ハイスラエルみな彼を王となさんとてシクムに到りたれバなり 二 ネバテの子ヤラベアムハさきにソロモン王の面を避てエジプトに逃れ居しがこのことを聞てエジプトより歸れり 三 人衆人を遣ハして之を招きたるなり斯てヤラベアムとイスラエルの人みな來りてレハベアムに語りて言けるハ 四 汝の父我らの軛を苦しくせり、然バ汝今汝の父の苦き役とその我らに蒙むらせたる重き軛を輕くしたまへ、然れバ我等なんぢに事へん 五 レハベアムかれらに言けるハ汝ら三日を經て再び我に來れと民すなハち去り 六 是においてレハベアム王その父ソロモンの生る間これが前に立たる老人等に計りて言けるハ汝ら如何に敎へて此民に答へしむるや 七 彼らレハベアムに語りて言けるハ汝もし此民を厚く待ひ之を悦こむせ善言を之に語らバ永く汝の僕たらんと 八 然るに彼その老人等の敎へし敎を棄て自己とともに生長て己の前に立ところの少年等と計れり 九 即ち彼らに言けるハ汝ら如何に敎へて我らをして此我に語りて汝の父の我らに蒙むらせし軛を輕くせよと言ふ民に答へしむるやと 十 彼とともに生長たる少年等かれに語りて言けるハ汝に語りて汝の父我らの軛を重くしたれバ汝これを我らのために輕くせよと言たる此民に汝かく答へ斯これに言べし吾小指ハ我父の腰よりも太し 十一 我父ハ汝らに重き軛を負せたりしが我ハ更に汝らの軛を重くせん、我父ハ鞭をもて汝らを懲せしが我ハ蠍をもて汝らを懲さんと 十二 偖またヤラベアムと民等ハ皆王の告て第三日に再び我にきたれと言しごとく第三日にレハベアムに詣りしに 十三 王荒々しく彼らに答へたり、即ちレハベアム王老人の敎を棄て 十四 少年の敎のごとく彼らに告て言けるハ我父ハ汝らの軛を重くしたりしが我ハ更に之を重くせん、我父ハ鞭をもて汝らを懲せしが我ハ蠍をもて汝らを懲さんと 十五 王かく民に聽ことをせざりき、此事ハ神より出たる者にしてその然るハヱホバかつてシロ人アヒヤによりてネバテの子ヤラベアムに告たる言を成就んがためなり 十六 イスラヱルの民みな王の己に聽ざるを見しかバ王に答へて言ける

ハ我らダビデの中に何の分あらんや、エッサイの子の中にハ所有なし、イスラエルよ汝ら各々その天幕に歸れ、
ダビデ族よ今おのれの家を顧みよと、斯イスラエルハ皆その天幕に歸れり 十七 但しユダの邑々に住るイスラエ
ルの子孫の上にハレハベアムなほ王たりき 十八 レハベアム王役夫の頭なるアドラムを遣はしけるにイスラエ
ルの子孫石をもてこれを撃て死しめたればレハベアム王急ぎてその車に登りてエルサレムに逃かへれり 十九
是のごとくイスラエルハダビデの家に背きて今日にいたる

第十一章

一 玆にレハベアム、エルサレムに至りてユダとベニヤミンの家より倔强の武者十八萬を集め、而してレ
ハベアム國を己に歸さんためにイスラエルと戰んとせしに 二 エホバの言詞の人シマヤに臨みて云ふ 三 ソ
ロモンの子ユダの王レハベアムおよびユダとベニヤミンにあるイスラエルの人々に告て言べし 四 エホバか
く言ふ汝ら攻上るべからず、又なんぢらの兄弟と戰ふべからず、各々その家に歸れ、此事ハ我より出たる者なり
と、彼ら乃ちエホバの言にしたがひヤラベアムに攻ゆくことを止て歸れり 五 斯てレハベアムエルサレムに
居りユダに守衛の邑々を建たり 六 即ちその建たる者ハベテレヘム、エタム、テコア、七 ベテズル、シヨコ、アドラム、
八 ガテ、マレシヤ、ジフ、九 アドライム、ラキシ、アゼカ、十 ゾラ、アヤロン、ヘブロン、是等ハユダとベニヤミンにありて
守衛の邑なり 十一 彼その守衛の邑々を堅固にし之に軍長を置き糧食と油と酒とを貯へ 十二 またその一切の
邑に盾と矛とを備へて之を甚だ强からしむ、ユダとベニヤミンこれに附り 十三 イスラエルの全地の祭司とレビ
人ハ四方の境より來りてレハベアムに投ず 十四 即ちレビ人ハその郊地と產業とを離れてユダとエルサレムに
至れり、是ハヤラベアムとその子等かれらを廢して祭司の職をエホバの前に爲しめざりし故なり 十五 ヤラベア
ムハ崇邱と牡山羊と己が作れる犢とのために自ら祭司を立つ 十六 またイスラエルの一切の支派の中凡てそ
の心を傾むけてイスラエルの神エホバを求むる者ハその先祖の神エホバに禮物を献げんとてレビ人にしたた

がひてエルサレムに至れり 十七 是のごとく彼等ユダの國を堅うしソロモンの子レハベアムをして三年の間强
からしめたり、即ち民も三年の間ダビデとソロモンの道に歩めり ○ 十八 レハベアムもダビデの子エレモテの女
マハラテを妻に娶れり、マハラテはエッサイの子エリアブの女アビハイルの產し者なり 十九 彼エウシ、シヤマリ
ヤおよびザハムの三子を產む 二十 また之が後にアブサロムの女マアカを娶れり、彼アビヤ、アッタイ、ジサおよび
シロミテを產む 二一 レハベアムもアブサロムの女マアカをその一切の妻と妾とにまさりて愛せり、彼も妻十八
人妾六十人を取り、男子二十八人女子六十人を擧く 二二 レハベアムマアカの子アビヤを王となさんと思ふが故
に之を立て首となし、その兄弟の長となせり 二三 かれ斯るが故に慧く取行ひ其男子等を盡くユダとベニヤミンの地
なる守衛の邑々に散し置き之に糧食を多く與へかつ衆多の妻を求得させたり

第十二章

一 レハベアムその國を固くしその身を强くするに及びてエホバの律法を棄たり、イスラエルみな之に
傚ふ 二 彼ら斯エホバにむかひて罪を犯すによりてレハベアムの五年にエジプトの王シシヤクエルサレムに
攻のぼれり 三 その戰車も一千二百、騎兵は六萬、また彼に從がひてエジプトより來れる民ルビ人、スキ人、エテ
オピア人等も數しれず 四 彼すなはちユダの守衛の邑々を取り進てエルサレムに至る 五 是においてレハベア
ムおよびユダの牧伯等シシヤクの故によりてエルサレムに集まり居けるに預言者シマヤこれが許にいたり
て之に言けるはエホバかく言たまふ汝等は我を棄たれば我も汝らをシシヤクの手に遺おけりと 六 是をもて
イスラエルの牧伯等および王は自ら卑くしてエホバは義と言り 七 エホバかれらが自ら卑くするを見たまひ
ければエホバの言シマヤに臨みて言ふ彼等は自ら卑くしたれば我かれらを滅ぼさず、少く拯救を彼らに施こ
さん、我シシヤクの手をもて我忿怒をエルサレムに灑さじ 八 然ながら彼等も之が臣とならん、是彼らが我に事
ふる事と國々の王等に事ふる事との別をしらん爲なりと 九 エジプトの王シシヤクすなはちエルサレムに攻

のぼりエホバの家の寶物と王の家の寶物とを奪ひて盡くこれを取り又ソロモンの作りたる金の楯を奪ひさ
れり 十 是をもてレハベアム王その代に銅の楯を作り王の家の門を守る侍衛の長等の手にこれを交し置ける
が 十一 王エホバの家に入る時にも侍衛きたりて之を負ひまた侍衛の房にこれを持かへれり 十二 レハベアム自ら
卑くしたればエホバの忿怒かれを離れこれを盡く滅ぼさんとは爲たまはず又ユダにも善事ありき○ 十三 レハ
ベアム王はエルサレムにありてその力を強くし世を治めたり即ちレハベアムは四十一歳のとき位に即き十
七年の間エルサレムにて世を治む是すなはちエホバがその名を置んとてイスラエルの一切の支派の中より
選びたまへる邑なり彼の母はアンモニ人にしてその名をナアマといふ 十四 レハベアムはエホバを求むる事に
心を傾けずして惡き事を行なへり 十五 レハベアムの始終の行爲も預言者シマヤの書および先見者イドの書
の中に系圖の形に記さるゝに非ずや、レハベアムとヤラベアムの間には絶ず戰爭ありき 十六 レハベアムその先
祖等とゝもに寢りてダビデの邑に葬られ其子アビヤ之にかはりて王となれり

第十三章

一 ヤラベアム王の十八年にアビヤユダの王となり、二 エルサレムにて三年の間世を治めたり其母はギ
ベアのウリエルの女にして名をミカヤといふ、茲にアビヤとヤラベアムの間に戰爭あり 三 アビヤは四十萬の
軍勢をもて戰鬥に備ふ是みな倔強の猛き武夫なり、又ヤラベアムは倔強の人八十萬をもて之にむかひて戰爭
の行伍を立つ是また大勇士なり 四 時にアビヤエフライムの山地なるゼマライム山の上に立て言けるはヤラ
ベアムおよびイスラエルの人々皆聽よ 五 汝ら知ずやイスラエルの神エホバ鹽の契約をもてイスラエルの國
を永くダビデとその子孫に賜へり 六 然るにダビデの子ソロモンの臣たるネバテの子ヤラベアム興りてその
主君に叛き 七 邪曲なる放蕩者これに集り附き自ら強くしてソロモンの子レハベアムに敵せしがレハベアム
は少くまた心弱くして之に當る力なかりき 八 今またなんぢらはダビデの子孫の手にあるエホバの國に敵對

せんとす、汝らは大軍なり、又ヤラベアムが作りて汝らの神と爲たる金の犢なんぢらと偕にあり 九 汝らはアロ
ンの子孫たるエホバの祭司とレビ人とを逐放ち、國々の民の爲がごとくに祭司を立るにあらずや、即ち誰にも
あれ少き牡牛一匹牡羊七匹を携へきたりて手に充す者は皆かの神ならぬ者の祭司となることを得るなり 十
然ど我等に於てはエホバ我らの神にてましませり我等之を棄ず、またエホバに事ふる祭司はアロンの子孫に
して役事をなす者はレビ人なり 十一 彼ら朝ごと夕ごとにエホバに燔祭を獻げ香を焚くことを爲し又供前のパ
ンを純精の案の上に供へまた金の燈臺とその燈盞を整へて夕ごとに照すなり斯われらは我らの神エホバ
の職守を守れども汝らは却て彼を棄たり 十二 視よ神みづから我らとともに在して我らの大將となりたまふま
た其祭司等は喇叭を吹あらして汝らを攻む、イスラエルの子孫よ汝らの先祖の神エホバに敵して戰ふ勿れ、汝
ら利あらざるべければなりと 十三 ヤラベアム伏兵を彼らの後に回らせたれば、イスラエルはユダの前にあり伏
兵は其後にあり 十四 ユダ後を顧みるに敵前後にありければエホバにむかひて號呼り祭司等喇叭を吹り 十五 ユダ
の人々すなはち吶喊を擧けるがユダの人々吶喊を擧るにあたりて神ヤラベアムとイスラエルの人々をアビ
ヤとユダの前に打敗りたまひしかば 十六 イスラエルの子孫はユダの前より逃はしれり、神かく彼らを之が手に
付したまひければ 十七 アビヤとその民彼らを夥多く撃殺せり、イスラエルの殺されて仆れし者は五十萬人みな
倔強の人なりき 十八 是時にはイスラエルの子孫打負されユダの子孫勝を得たり、是は彼らがその先祖の神エホバ
を頼みしが故なり 十九 アビヤすなはちヤラベアムを追撃て邑數箇を彼より取り、即ちベテルとその郷里エシヤ
ナとその郷里エフロンとその郷里是なり 二十 ヤラベアムはアビヤの世に再び權勢を獲ふことを得ず、エホバに
撃れて死り 二十一 然どアビヤは權勢を得、妻十四人を娶り男子二十二人女子十六人を擧けたり 二十二 アビヤのその餘
の作爲とその行爲とその言は預言者イドの註釋に記さる

一 アビヤその先祖等とともに寝りてダビデの邑に葬られその子アサこれに代りて王となれり、アサの代になりて其国十年の間平穏なりき
二 アサはその神エホバの目に善と視正義と視たまふ事を行へり
三 即ち異なる祭壇を除き諸の崇邱を毀ち柱像を打碎きアシラ像を斫倒し
四 ユダに命じてその先祖等の神エホバを求めしめその律法と誡命を行はしめ
五 ユダの一切の邑々より崇邱と日の像とを取除けり、而して国は彼の前に平穏なりき
六 彼また守衛の邑数箇をユダに建たり、是はその国平安を得て此年頃戦争なかりしに因る、即ちエホバ彼に安息を賜ひしなり
七 彼すなはちユダに言けるは我等是等の邑を建てその四周に石垣を築き戍楼を起し門と門閂とを設けん我等の神エホバを我等求めしに因て此国なほ我等の前にあり、我ら彼を求めたれば四方において我らに平安を賜へりと、斯彼ら阻滞なく之を建了たり
八 アサの軍勢はユダより出たる者三十萬ありて楯と戈とを執りベニヤミンより出たる者二十八萬ありて小楯を執り弓を彎く是みな大勇士なり
九 茲にエテオピア人ゼラ軍勢百萬人戦車三百輛を率ゐて攻きたりマレシヤに至りければ
十 アサこれにむかひて進み出で共にマレシヤのゼパタの谷において戦争の陣列を立つ
十一 時にアサその神エホバにむかひて呼はりて言ふエホバよ力ある者を助くるも力なき者を助くるも汝においては異なること無し、我らの神エホバよ我らを助けたまへ、我らは汝に倚頼み汝の名に託りて往て此群集に敵る、エホバよ汝は我らの神にましませり、人をして汝に勝せたまふ勿れと
十二 エホバすなはちアサの前とユダの前においてエテオピア人を撃敗りたまひしかばエテオピア人逃はしりけるに
十三 アサと之に従がふ民かれらをゲラルまで追撃り、斯エテオピア人は倒れて再び振ふことを得ざりき、其は彼等エホバとその軍旅に打敗られたればなり、ユダの人々の得たる掠取物は甚だ多りき
十四 かれらはまたゲラルの四周の邑々を尽く撃やぶれり、是その邑々エホバを畏れたればなり、是において彼らその一切の邑より物を掠めたりしがその中より得たる掠取物は夥多かりき
十五 ま

た家畜のをる天幕を襲ふて羊と駱駝を多く奪ひ取り、而してエルサレムに歸りぬ

第十五章

一 玆に神の靈オデデの子アザリヤに臨みければ 二 彼出ゆきてアサを迎へ之に言けるはアサおよびユダとベニヤミンの人々よ我に聽け汝等がエホバと偕にをる間はエホバも汝らと偕に在すべし、汝ら若かれを求めなば彼に遇ん、然どかれを棄なば彼も汝らを棄たまはん 三 抑イスラエルには眞の神なく教訓を施こす祭司なく律法なきこと日久しかりしが 四 患難の時にイスラエルの神エホバに立かへりて之を求めたれば即ちこれに遇り 五 當時は出る者にも入る者にも平安なく惟大なる苦患くふ〲の民に臨めり 六 國は國に邑は邑に擊碎かる、其は神諸の患難をもて之を苦しみたまへばなり 七 然ば汝ら强かれよ、汝らの手を弱くする勿れ、汝らの行爲には賞賜あるべければなりと 八 アサこれらの言および預言者オデデの預言を聽て力を得、惜むべき者をユダとベニヤミンの全地より除きまた其エフライムの山地に得たる邑々より除き、エホバの廊の前なるエホバの壇を再築せり 九 彼またユダとベニヤミンの人々およびエフライムマナセシメオンより來りて寄寓る者を集めたり、イスラエルの人々の中エホバ神のアサと偕に在すを見てアサに降れる者夥多かりしなり 十 彼等すなはちアサの治世の十五年の三月にエルサレムに集り 十一 其たづさへ來れる掠取物の中より牛七百羊七千をその日エホバに獻げ 十二 皆契約を結びて曰く心を盡し精神を盡して先祖の神エホバを求めん 十三 凡てイスラエルの神エホバを求めざる者は大小男女の區別なく之を殺さんと 十四 而して大聲を擧げ號呼をなし喇叭を吹き角を鳴してエホバに誓を立て 十五 ユダみなその誓を喜べり、即ち彼ら一心をもて誓を立て一念にエホバを求めたればエホバこれに遇ひ四方において之に安息をたまへり 十六 偕またアサ王の母マアカアシラ像を作りしこと有ければアサこれを貶して太后たらしめず、その像を砍たふして粉々に碎きキデロン川にてこれを焚り 十七 但し崇邱は尙イスラエルより除かざりき、然どもアサの心は一生の間全かりしなり 十八 彼は

またりの父の納めたる物および已が納めたる物すなはち金銀ならびに器皿等をエホバの家に携へいれり　十九 アサの治世の三十五年までは再び戰爭あらざりき

第十六章

一 アサの治世の三十六年にイスラエルの王バアシヤユダに攻のぼりユダの王アサの所に誰をも往來せざらしめんとてラマを建たり　二 是においてアサ エホバの家と王の家との府庫より金銀を取いだしダマスコに住るスリアの王ベネハダデに餽りて言けるは　三 我父と汝の父の間の如く我と汝の間に約を立ん視よ我今汝に金銀を餽れり往て汝とイスラエルの王バアシヤとの約を破り彼をして我を離れて去しめよ　四 ベネハダデすなはちアサ王に聽き自己の軍勢の長等をイスラエルの邑々に攻遣ければ彼等イヨン、ダン、アベルマイムおよびナフタリの一切の府庫の邑々を撃たり　五 バアシヤ聞てラマを建ることを罷めその工事を廢せり　六 是においてアサ王ユダ全國の人を率ゐバアシヤがラマを建るに用ひたる石と材木を運びきたらしめ之をもてゲバとミズパを建たり○　七 その頃先見者ハナニユダの王アサの許にいたりて之に言けるは汝はスリアの王に倚頼みて汝の神エホバに倚頼まざりしに因てスリア王の軍勢は汝の手を脱せり　八 かのエテオピア人とルビ人は大軍にして戰車および騎兵はなはだ多かりしにあらずや然るも汝エホバに倚頼みたればエホバかれらを汝の手に付したまへり　九 エホバは全世界を徧く見そなはし己にむかひて心を全うする者のために力を顯したまふ この事において汝は愚なる事をなせり故に此後は汝に戰爭あるべしと　十 然るにアサその先見者を怒りて之を獄舍にいれたり其は烈しくこの事のために彼を怒りたればなり、アサまた其頃民を虐げたる事ありき○　十一 アサの始終の行爲はユダとイスラエルの列王の書に記さる　十二 アサはその治世の三十九年に足を病みその病患つひに劇しくなりしがその病患の時にもエホバを求めずして醫師を求めたり　十三 アサその先祖等と偕に寢りその治世の四十一年に死り　十四 人衆これをその己のためにダビデの邑に堀おける墓に葬り、

製香の術をもて製したる種々の香物を盈せる床の上に置き之がために夥多しく焚物をなせり

第十七章

一 アサの子ヨシヤパテアサに代りて王となりイスラエルにむかひて力を強くし 二 ユダの一切の堅固
なる邑々に兵を置きユダの地およびその父アサが取たるエフライムの邑々に鎮臺を置く 三 ヱホバヨシヤパ
テとともに在せり其は彼その父ダビデの最初の道に歩みてバアル等を求めず 四 その父の神を求めてその誡
命に歩みイスラエルの行爲に倣はざればなり 五 このゆゑにヱホバ國を彼の手に堅く立たまへり、またユダの
人衆みなヨシヤパテに禮物を餽れり彼は富と貴とを極めたり 六 是において彼ヱホバの道にその心を勵まし
遂に崇邱とアシラ像とをユダより除けり 七 彼またその治世の三年にその牧伯ベ子ハイル、オバデヤ、ゼカリ
ヤ、子タンエル、およびミカヤを遣はしてユダの邑々にて教誨をなさしめ 八 またレビ人の中よりシマヤ、子タニ
ヤ、ゼバデヤ、アサヘル、セミラモテ、ヨナタン、アドニヤ、トビヤ、トバドニヤなどいふレビ人を遣して之と偕ならし
め且祭司エリシヤマとヨラムをも之と偕に遣はしけるが 九 彼らはヱホバの律法の書を携へユダにおいて教
誨をなしユダの邑々を遍く行めぐりて民を教へたり 十 是においてユダの周圍の地の國々みなヱホバを懼れ
てヨシヤパテを攻ることをせざりき 十一 またペリシテ人の中に禮物および貢の銀をヨシヤパテに餽れる者な
り且又アラビヤ人は家畜をこれに餽れり即ち牡羊七千七百牡山羊七千七百 十二 ヨシヤパテは益々大になりゆ
きてユダに城および府庫邑を多く建て 十三 ユダの邑々に多くの工事を爲し大勇士たる軍人をヱルサレムに置
り 十四 彼等を數ふるにその宗家に從へば左のごとし、ユダより出たる千人の長の中にはアデナといふ軍長あり、
大勇士三十萬これに從がふ 十五 その次は軍長ヨハナン之に從ふ者は二十八萬人 十六 その次はジクリの子アマシ
ヤ彼は悦びてその身をヱホバに獻げたり大勇士二十萬これに從がふ 十七 ベニヤミンより出たる者の中にはエ
リアダといふ大勇士あり弓および楯を持もの二十萬これに從がふ 十八 その次はヨザバデ、戰鬪の準備をなせる

者十八萬これに從がふ 十九 是等ハ皆王に事ふる者等なり此外にまたユダ全國の堅固なる邑々に王の置る者あり

第十八章

一 ヨシヤパテハ富と貴とを極めアハブと縁を結べり 二 かれ數年の後サマリアに下りてアハブを訪ければアハブ彼およびその部從のために牛羊を多く宰りギレアデのラモテに倶に攻上らんことを彼に勸む 三 すなはちイスラエルの王アハブユダの王ヨシヤパテに言けるハ汝我とともにギレアデのラモテに攻ゆくや ヨシヤパテあれに答へけるハ我ハ汝のごとく我民ハ汝の民のごとし汝とともに戰門に臨まんと 四 ヨシヤパテまたイスラエルの王に言けるハ請ふ今日ヱホバの言を問たまへと 五 是においてイスラエルの王預言者四百人を集めて之に言けるハ我らギレアデのラモテに往て戰ふべきや又ハ罷べきや彼等いひけるハ攻上りたまへ神これを王の手に付したまふべしと 六 ヨシヤパテいひけるハ此外に我らの由て問べきヱホバの預言者此にあらざるや 七 イスラエルの王またヨシヤパテに言けるハ外になほ一人あり我ら之によりてヱホバに問ことを得ん然ど彼ハ今まで我につきて善事を預言せず恒に惡き事のみを預言すれば我彼を惡むなり其者ハ即ちイムラの子ミカヤなりと然るにヨシヤパテこたへて王しか宣まふ勿れと言ければ 八 イスラエルの王一人の官吏を呼てイムラの子ミカヤを急ぎ來らしめよと言り 九 イスラエルの王およびユダの王ヨシヤパテハ朝衣を纒ひサマリアの門の入口の廣場にて各々その位に坐し居り預言者ハ皆その前に預言せり 十 時にケナアナの子ゼデキヤ鐵の角を造りて言けるハヱホバかく言たまふ汝是等をもてスリア人を衝て滅ぼし盡すべしと 十一 預言者みな斯預言して云ふギレアデのラモテに攻上りて勝利を得たまへヱホバこれを王の手に付したまふべしと 十二 茲にミカヤを召んとて往たる使者これに語りて言けるハ預言者等の言ハ一の口より出るがごとくにして王に善し請ふ汝の言をも彼らの一人のごとくなして善事を言へ 十三 ミカヤ言けるハヱホバ

ハ活く我神の宣ふ所を我ハ陳んと 十四 かくて王ふ至る王かれふ言けるハミカヤよ我らギレアデのラモテに
往て戰かふべきや又ハ罷べきや、彼言けるハ上りゆきて利を得たまへ、彼らハ汝の手に付されんと 十五 王かれふ
言けるハ我幾度なんぢを誓ハせたらバ汝エホバの名をもて唯眞實のみを我に告るや 十六 彼言けるハ我イスラ
エルが皆牧者なき羊のごとく山に散をるを見たるがエホバ是等の者ハ主なし各々やすらかに其家に歸るべ
しと言たまへり 十七 イスラエルの王ヨシャパテふ言けるハ我なんぢふ告て彼ハ善事を我ふ預言せ
ず只惡き事のみを預言せんと言しに非ずやと 十八 ミカヤまた言けるハ然バ汝らエホバの言を聽べし我視しに
エホバ其の位に坐し居たまひて天の萬軍其の傍に右左に立をりしが 十九 エホバ言たまひけるハ誰かイスラエ
ルの王アハブを誘ひて彼をしてギレアデのラモテにのぼりゆきて彼處に斃れしめんかと、則ち一ハ此ごとく
せんと言ひ一ハ彼ごとくせんと言ければ 二十 遂に一の靈すゝみ出てエホバの前に立ち我かれを誘はんと言た
れバエホバ何をもてするかと之に問たまふに 二一 我いでゝ虛言を言ふ靈となりて其の諸の預言者の口にあら
んと言り、エホバ言たまひけるハ汝ハ誘ひ且これを成就ん、出て然すべしと 二二 故に視よエホバ虛言を言ふ靈
を汝のこの預言者等の口に入たまへり、而してエホバ汝に災禍を降さんと定めたまふと 二三 時にケナアナの子
ゼデキヤ近よりてミカヤの頰を批て言けるハエホバの靈何の途より我を離れゆきて汝と言ふや 二四 ミカヤ言
けるハ汝奧の室にいりて身を匿す日に見べし 二五 イスラエルの王いひけるハミカヤを取てこれを邑の宰アモ
ンおよび王の子ヨアシに曳かへりて言べし 二六 王かく言ふ我が安然に歸るまで、此者を牢にいれて苦惱のパン
を食せ苦惱の水を飮せよと 二七 ミカヤ言けるハ汝もし眞に平安に歸るならバエホバ我によりて斯宣まひし事
あらずと而してまた言り汝ら民よ皆聽べしと 二八 かくてイスラエルの王およびユダの王ヨシャパテハギレア
デのラモテに上りゆけり 二九 イスラエルの王時にヨシャパテに言けるハ我ハ服裝を變て戰陣の中にいらん、汝

へ朝衣を纏ひたまへとイスラエルの王すなはち服装を變へ二人倶に戰陣の中にいれり 三十 スリアの王その戰車の長等にかねて命じおけり云く汝ら小き者とも大なる者とも戰ふなかれ惟イスラエルの王とのみ戰へと 三一 戰車の長等ヨシヤパテを見て是はイスラエルの王ならんと言ひ身をめぐらして之と戰んとせしがヨシヤパテ號呼ければヱホバかれを助けたまへり、即ち神彼らを感動かして之を離れさしめたまふ 三二 戰車の長等彼がイスラエルの王にあらざるを見しかば之を追ことをやめて引返せり 三三 茲に一箇の人何心なく弓を彎てイスラエルの王の胸當と草摺の間に射あてたれば彼その御者に言けるは我傷を受たれば汝手を旋らして我を軍中より出せと 三四 此日戰爭烈しくなりぬ、イスラエルの王は車の中に自ら扶持て立ち薄暮までスリア人をさゝへをりしが日の沒る頃にいたりて死り

第十九章

一 ユダの王ヨシヤパテは恙なくヱルサレムに歸りてその家に至れり 二 時に先見者ハナニの子ヱヒウヨシヤパテ王を出むかへて之に言けるは汝惡き者を助けヱホバを惡む者を愛して可らんや之がためにヱホバの前より震怒なんぢの上に臨む 三 然ながら善事もまた汝の身に見ゆ即ち汝はアシラ像を國中より除きかつ心を傾けて神を求むるなりと○ 四 ヨシヤパテはヱルサレムに住をりしが復出てベエルシバよりエフライムの山地まで民の間を行めぐりその先祖の神ヱホバにこれを導き歸せり 五 彼またユダの一切の堅固なる邑に裁判人を立つ國中の邑々みな然り 六 而して裁判人に言けるは汝等その爲ところを愼め、汝らは人のために裁判するに非ずヱホバのために裁判するなり、裁判する時はヱホバ汝らと偕にいます 七 然ば汝らヱホバを畏れ愼みて事をなせ、我らの神ヱホバは惡き事なく人を偏視ことなく賄賂を取こと無ればなり 八 ヨシヤパテまたレビ人祭司およびイスラエルの族長を選びてヱルサレムに置きヱホバの事および訴訟を審判しむ、彼らはヱルサレムにかへれり 九 ヨシヤパテこれに命じて云く汝らヱホバを畏れ眞實と誠心をもて斯おこなふ

べし　十 凡てその邑々に住む汝らの兄弟血を相流せる事または律法と誡命法度と條例などの事につきて汝らに訴へ出ることを有ばこれを諭してエホバに罪を犯さゞらしめよ恐らくは震怒なんぢと汝らの兄弟にのぞまん、汝ら斯おこなはゞ愆なかるべし　十一 視よ祭司の長アマリヤ汝らの上にありてエホバの事を凡て司どり、ユダの家の宰イシマエルの子ゼバデヤ王の事を凡て司どる、亦レビ人汝らの前にありて官吏とならん、汝ら心を強くして事をなせ、エホバ善人を祐けたまふべし

第二十章

一 この後モアブの子孫アンモンの子孫およびマオニ人等ヨシヤパテと戰はんとて攻きたれり　二 時に或人きたりてヨシヤパテに告て云ふ海の彼旁スリアより大衆汝に攻きたる、視よ今ハザゾンタマルにありと、ハザゾンタマルはすなはちエンゲデなり　三 是においてヨシヤパテ懼れ面をエホバに向てその助を求めユダ全國に斷食を布令しめたれば　四 ユダ聚て集りエホバの助を求めたり即ちユダの一切の邑より人々きたりてエホバを求む　五 時にヨシヤパテエホバの室の新しき庭の前においてユダとエルサレムの會衆の中に立ち　六 言けるは我らの先祖の神エホバよ汝は天の神にましますに非ずや、異邦人の諸國を統たまふに非ずや汝の手には能力あり權勢ありて誰もなんぢを禦ぐこと能はざるに非ずや　七 我らの神よ汝は此國の民を汝の民イスラエルの前より逐はらひて汝の友アブラハムの子孫に之を永く與へたまひしに非ずや　八 彼らは此に住み汝の名のために此に聖所を建て言へり　九 刑罰の劍疫病、饑饉などの災禍われらに臨まん時は我らこの家の前に立て汝の前におりその苦難の中にて汝に呼號らん、しかして汝聽て助けたまはん、汝の名はこの家にあればなりと　十 今アンモン、モアブおよびセイル山の子孫を視たまへ、在昔イスラエル、エジプトの國より出きたれる時汝イスラエルに是等を侵さしめたまはざりしかば之を離れさりて滅ぼさゞりしなり　十一 かれらが我らに報ゆる所を視たまへ、彼らは汝がわれらに有たしめたまへる汝の産業より我らを逐はらはんとす　十二 我らの神よ

汝かれらを審きたまはざるや我らは此斯く攻よせたる此の大衆に當る能力なく又爲ところを知ず唯汝を仰
ぎ望むのみと 十三 ユダの人々は其の小者および妻子とゝもに皆ヱホバの前に立をれり 十四 時に會衆の中にて
ヱホバの靈アサフの子孫たるレビ人ヤハジエルに臨めり、ヤハジエルはゼカリヤの子ゼカリヤはベナヤの子
ベナヤはヱイエルの子ヱイエルはマツタニヤの子なり 十五 ヤハジエルすなはち言けるはユダの人衆およびヱ
ルサレムの居民ならびにヨシヤパテ王よ聽べし、ヱホバかく汝らに言たまふ此大衆のために懼るゝ勿れ慄く
なかれ、汝らの戰に非じヱホバの戰なればなり 十六 なんぢら明日彼らの所に攻くだれ、彼らはヂツの坂より上り
來る、汝らヱルエルの野の前なる谷の口にて之に遇ん 十七 この戰爭には汝ら戰ふにおよばず、ユダおよびヱルサ
レムよ汝ら惟進みいでゝ立ち汝らとゝもに在すヱホバの拯救を見よ、懼る勿れ慄くなかれ、明日彼らの所に攻
いでよヱホバ汝らとゝもに在せばなりと 十八 是においてヨシヤパテ首をさげて地に俯伏りユダの人衆および
ヱルサレムの民もヱホバの前に伏てヱホバを拜す 十九 時にコハテの子孫およびコラの子孫たるレビ人立あが
り聲を高くあげてイスラエルの神ヱホバを讃美せり 二十 かくて皆朝はやく起てテコアの野に出ゆけり、其いづ
るに當りてヨシヤパテ立て言けるはユダの人衆およびヱルサレムの民よ我に聽け、汝らの神ヱホバを信ぜよ
然ば汝ら堅くあらん、其の預言者を信ぜよ然ば汝ら利あらん 二十一 彼また民と議りて人々を選び之をして聖き飾
を着て軍勢の前に進ましめヱホバにむかひて歌をうたひ且これを讃美せしめヱホバに感謝せよ其恩惠は世
世かぎりなしと言しむ 二十二 其の歌を歌ひ讃美をなし始むるに當りてヱホバ伏兵を設けかのユダに攻きたれる
アンモン、モアブ、セイル山の子孫をなやましたまひければ彼ら打敗られたり 二十三 即ちアンモンとモアブの子孫
起てセイル山の民にむかひ、盡くこれを殺して滅しゝがセイルの民を殺し盡すに及びて彼らも亦力をいたし
て互に滅ぼしあへり 二十四 ユダの人々野の觀望所に至りてかの群衆を視たりければ唯地に仆れたる死屍のみに

して一人だに逃れし者なかりき 二五 是においてヨシヤパテおよびその民彼らの物を奪へんとて來り觀にその死屍の間に財寶衣服および珠玉などおびたゞしく在たれバ則ち各々これを剝とりけるが餘に多くして携さへ去ことを能ハざる程ありき、其物多かりしに因て之を取に三日を費しけるが 二六 第四日にベラカ(感謝)の谷に集り其處にてエホバに感謝せり是をもてその處の名を今日までベラカ(感謝)の谷と呼ぶ 二七 而してユダとエルサレムの人々みな各々歸りきたりヨシヤパテの後にしたがひ欲びてエルサレムに至れり、其ハエホバ彼等をしてその敵の故によりて歡喜を得させたまひたれバなり 二八 即ち彼ら瑟と琴および喇叭を合奏してエルサレムに往てエホバの室にいたる 二九 諸々の國の民エホバがイスラエルの敵を攻擊たまひしことを聞て神を畏れたれバ 三〇 ヨシヤパテの國ハ平穩なりき即ちその神四方において之に安息を賜へり○ 三一 ヨシヤパテハユダの王となり、三十五歲のときその位に即き二十五年の間エルサレムにて世を治めたり其母ハシルヒの女にして名をアズバといふ 三二 ヨシヤパテハその父アサの道にあゆみて之を離れずエホバの目に善と覩たまふ事を行へり 三三 然れども崇邱ハいまだ除かず、又民ハいまだその先祖の神に心を傾けざりき 三四 ヨシヤパテのその餘の始終の行爲ハハナニの子エヒウの書に記さる、エヒウの事ハイスラエルの列王の書に載す○ 三五 ユダの王ヨシヤパテ後にイスラエルの王アハジアと相結べりアハジアハ大に惡を行ふ者なりき 三六 ヨシヤパテタルシシに遣る舟を造らんとて彼と相結てエジオンゲベルにて共に舟數隻を造れり 三七 時にマレシヤのドダワの子エリエゼルヨシヤパテにむかひて預言して云ふ汝アハジアと相結びたれバエホバなんぢの作りし者を毀ちたまふと、即ちその舟ハ皆壞れてタルシシに往くことを得ざりき

第二十一章

一 ヨシヤパテその先祖等とともに寢りてダビデの邑にその先祖等とともに葬られその子ヨラムこれに代て王となる 二 ヨシヤパテの子たるその兄弟ハアザリヤ、エヒエル、ゼカリヤ、アザリヤ、ミカエルおよびシ

パテヤ是みなイスラエルの王ヨシヤパテの子なり　三　その父彼らに金銀寶物の賜物を多く與へまたユダの守
衛の邑々を與へけるが國はヨラムに與へたり、ヨラム長子なりければなり　四　ヨラムその父の位に登りて力つ
よくなりければその兄弟等をことごとく劍にかけて殺し又イスラエルの牧伯等數人を殺せり〇　五　ヨラムは
三十二歳の時位に即エルサレムにて八年の間世を治めたり　六　彼はアハブの家のなせるごとくイスラエルの
王等の道にあゆめり、アハブの女を妻となしたればなり、斯かれはエホバの目に惡と觀たまふ事をなせしかども
七　エホバ曩にダビデに契約をなし且彼とその子孫とに永遠に光明を與へんと言たまひし故によりてダビデ
の家を滅ぼすことを欲み給はざりき　八　ヨラムの世にエドム人叛きてユダの手に服せず自ら王を立たれば　九
ヨラムその牧伯等および一切の戰車をひきゐて渉りゆき夜の中に起いでゝ自己を圍めるエドム人を擊り
ちその戰車の長等を擊り　十　エドム人は斯叛きてユダの手に服せずなりしが今日まで然り、此時にあたりて
リブナもまた叛きてユダの手に服せずありぬ、是はヨラムその先祖の神エホバを棄たるに因てなり　十一　彼また
ユダの山々に崇邱を作りてエルサレムの民に姦淫をおこなはせユダを惑せり　十二　時に預言者エリヤの書
ヨラムの許に達せり、其言に云く汝の先祖ダビデの神エホバかく言たまふ汝はその父ヨシヤパテの道にあゆ
まずまたユダの王アサの道にあゆまずして　十三　イスラエルの王等の道にあゆみユダの人とエルサレムの民を
してアハブの家の姦淫をなせるごとくに姦淫を行はしめまた汝の父の家の者にて汝に愈れるところの汝の
兄弟等を殺せり　十四　故にエホバ大なる災禍をもて汝の民汝の子女汝の妻等および汝の一切の所有を擊たまふ
べし　十五　汝はまた臟腑の疾を得て大病になり、その疾日々に重りて臟腑つひに墜んと　十六　即ちエホバヨラムを攻
させんとてエテオピアに近きところのペリシテ人とアラビア人の心を振起したまひければ　十七　彼らユダに攻
のぼりて之を侵し王の家に在ところの貨財を盡く奪ひ取りまたヨラムの子等と妻等をも携へ去り、是をもて

その末子エホアハズの外には一人も遺れる者なかりき　十八此もろ／＼の事の後エホバ彼を擊て臟腑に愈ざる疾を生ぜしめたまひければ　十九月日を逐り二年を經るにおよびてその臟腑疾のために墜ち、重き病苦によりて死り民かれの先祖のために焚物をなせし如く彼のためには焚物をなさゞりき・二十彼は三十二歲の時位に即き八年の間エルサレムにて世を治めて終に罷去れり之を惜む者なかりき、人衆これをダビデの邑に葬れり但し王等の墓にはあらず

第二十二章

一エルサレムの民ヨラムの季子アハジアを王となして之に繼しむ、其は嘗てアラビア人とゝもに陣營に攻きたりし軍兵その長子をことごとく殺したればなり、是をもてユダの王ヨラムの子アハジア王となれり　二アハジアは四十二歲の時位に即きエルサレムにて一年の間世を治めたり、その母はユリオの女にして名をアタリヤといふ　三アハジアもまたアハブの家の道に步めり、其母かれを敎へて惡をなさしめたるなり　四即ち彼はアハブの家のごとくにエホバの目の前に惡をおこなへり、其父の死し後彼かくアハブの家の者の敎にしたがひたれば終に身を滅ぼすに至れり　五アハジアまた彼らの敎にしたがひイスラエルの王アハブの子ヨラムとゝもにギレアデのラモテにゆきてスリアの王ハザエルと戰ひけるにスリア人ヨラムに傷を負せたり　六是においてヨラムはそのスリアの王ハザエルと戰ふにあたりてラムにて負たる傷を療さんとてエズレルに歸れり、ユダの王ヨラムの子アザリヤはアハブの子ヨラムが病をるをもてエズレルに下りてこれを訪ふ　七アハジアがヨラムを訪ふて害に遇しは神の然らしめたまへるなり、即ちアハジアも來り居てヨラムとゝもに出てニムシの子エヒウを迓へたりエヒウはエホバが曩にアハブの家を絕去しめんとて膏を沃ぎたまひし者なり　八エヒウアハブの家を罰するに方りてユダの牧伯等およびアハジアの兄弟等の子等がアハジアに奉へをるに遇て之を殺せり　九アハジアはサマリアに匿れたりしがエヒウこれを探求めければ人々これを執へエ

ジウの許に曳きたりて之を殺せり但し彼は心を盡してエホバを求めたるヨシヤパテの子なればとてこれを葬れり、斯りしかばアハジアの家は國を統治むる力なくなりぬ〇　十 玆にアハジアの母アタリヤその子の死たるを見て起てユダの家の王子をこと〴〵く滅ぼしたりしが　十一 王の女エホシバアハジアの子ヨアシを王の子等の殺さるゝ者の中より竊み取り彼とその乳媼を夜衣の室におきて彼をアタリヤに匿したればアタリアかれを殺さゞりき、エホシバはヨラム王の女アハジアの妹にして祭司エホヤダの妻なり　十二 かくてヨアシはエホバの家に匿れて彼らとともにをること六年、アタリヤ國に王たりき

第二十三章

一 第七年にいたりエホヤダ力を强してエロハムの子アザリヤ、ヨハナンの子イシマエル、オベデの子アザリヤ、アダヤの子マアセヤ、ジクリの子エリシヤパテなどいふ百人の長等を招きて己と契約を結ばしむ　二 是において彼らユダを行めぐりてユダの一切の邑よりレビ人を集めまたイスラエルの族長を集めてエルサレムに歸り　三 而してその會衆みな神の家において王と契約を結べり、時にエホヤダかれらに言けるはダビデの子孫の事につきてエホバの宣まひしごとく王の子位に即べきなり　四 然ば汝ら斯なすべし汝ら祭司およびレビ人の安息日に入きたる者は三分の一は門を守り　五 三分の一は王の家に居り三分の一は基礎の門に居り民はみなエホバの室の庭に居べし　六 祭司と奉事をするレビ人の外は何人もエホバの家に入べからず、彼らは聖者なれば入ことを得るなり、民はみなエホバの殿を守るべし　七 レビ人はおの〳〵手に武器を執て王を繞りて立べし、家に入る者をば凡て殺すべし、汝らは王の出る時にも入る時にも王とともに居れ　八 是においてレビ人およびユダの人衆は祭司エホヤダが凡て命じたる如くに行ひ各々その手の人の安息日に入來べき者と安息日に出ゆくべき者とを率ゐ居り、祭司エホヤダ班列の者を去せざればなり　九 祭司エホヤダすなはち神の家にあるダビデ王の鎗および大楯小楯を百人の長等に交し　十 一切の民を立て各々武器を手に執て王の四周

み立ち殿の右の端より殿の左の端におよびて壇と殿にそふて居しむ 十一 斯て人衆王の子を携へ出し之に冠冕を戴かせ証詞をわたして王となし祭司エホヤダおよびその子等これに膏をそゝげり而して皆王長壽かれと言ふ 十二 玆にアタリヤ民と近衛兵と王を讃る者との聲を聞きエホバの室に入て民の所に至り 十三 視に王は入口にてその柱の傍に立ち王の側に軍長と喇叭手立をり亦國の民みな喜びて喇叭を吹き謳歌者樂を奏し先だちて讃美を歌ひをりしかばアタリヤその衣を裂き叛逆なり叛逆なりと言り 十四 時に祭司エホヤダ軍兵を統る百人の長等を呼出してこれに言ふ彼をして列の間を通りて出しめよ凡て彼に從がふ者をば劍をもて殺すべしと祭司は彼をエホバの室に殺すべからずとて斯いへるなり 十五 是をもて之がために路をひらき王の家の馬の門の入口まで往しめて其處にて之を殺せり○ 十六 斯てエホヤダ己と一切の民と王との間にわれらは皆エホバの民とならんことの契約を結べり 十七 是において民みなバアルの室にゆきて之を毀ちその壇とその像を打碎きバアルの祭司マタンを壇の前に殺せり 十八 エホヤダまたエホバの室の職事を祭司レビ人の手に委ね、昔ダビデレビ人を班列にわかちてエホバの室におき、モーセの律法に記されたる所にしたがひて歡喜と謳歌とをもてエホバの燔祭を献げしめたりき、今このダビデの例に倣ふ 十九 彼またエホバの室の門々に看守者を立せ置き身の汚れたる者には何によりて汚れたるにもあれ凡て入ことを得ざらしむ 二十 斯てエホヤダ百人の長等と貴族と民の牧伯等および國の一切の民を率ゐてエホバの家より王を導きくだり上の門よりして王の家にいり王を國の位に坐せしめたり 二十一 斯りしかば國の民みな喜こびて邑は平穩なりき、アタリヤは劍にて殺さる

第二十四章 一 ヨアシは七歳の時位に即きエルサレムにて四十年の間世を治めたりその母はベエルシバより出たる者にして名をヂビアといふ 二 ヨアシは祭司エホヤダの世にある日の間は恒にエホバの善と觀たまふこ

とを行へり 三 エホヤダ彼のために二人の妻を娶れり、男子女子生る 四 此後ヨアシ エホバの室を修繕んと志し
五 祭司とレビ人を集めて之に言けるは汝ら出てユダの邑々に往き汝らの神エホバの室を歳々修繕ふべき金
をイスラエルの人衆より聚むべし、其事を亟にせよと、然るにレビ人これを亟にせざりき 六 王エホヤダ長を
召てこれに言けるは汝なんぞレビ人に求めてエホバの僕モーセおよびイスラエルの會衆の古昔證詞の幕屋
のために集めたるが如き税をユダとエルサレムより取きたらせざるやと 七 かの惡き婦アタリヤの子等神の
家を壞りかつエホバの家の諸の奉納物をバアルに供へたり 八 是において王の命にしたがひて一箇の匱を作
りエホバの室の門の外にこれを置き 九 ユダとエルサレムに宣布て汝ら神の僕モーセが曠野にてイスラエル
に課したる如き税をエホバに携へきたれと言けるに 十 一切の牧伯等および一切の民みな喜びて携へきたり
その匱に投いれて遂に納めをへれり 十一 レビ人その匱に金の多くあるを見てこれを王の廳に携へゆく時は王
の書記と祭司の長の下役きたりてその匱を傾むけ復これを取て本の處に持ゆけり日々に斯のごとくして金
を聚むること夥多し 十二 而して王とエホヤダこれをエホバの家の工事を爲す者に付し石工および木匠を雇ひ
てエホバの室を修繕へせまた鐵工および銅工を雇ひてエホバの室を修復せしめけるが 十三 工人動作てその工
事を成をへ神の室を本の狀に復してこれを堅固にす 十四 その既に成るにおよびて餘れる金を王とエホヤダは
前に持いたりけれど其をもてエホバの室のために器皿を作れり即ち奉事の器、獻祭の器および匙ならびに
金銀の器を作れりエホヤダが世に在る日の間はエホバの室にて燔祭をさゝぐること絶ざりき 十五 エホヤダの
年進み日滿て死り、その死る時は百三十歲なりき 十六 人衆ダビデの邑にて王等の中間にこれを葬むる其は彼イ
スラエルの中において神とその殿とにむかひて善事をおこなひたればなり 十七 エホヤダの死たる後ユダの牧
伯者きたりて王を拜す、是において王これに聽したがふ 十八 彼らその先祖の神エホバの室を棄てアシラ像およ

び偶像に事へたれバその愆のために震怒ユダとエルサレムに臨めり
十九 エホバかれらを己にひきかへさんとて預言者等を遣そし之にむかひて證をたてさせたまひしかども聽ことをせざりき
二十 是において神の靈祭司エホヤダの子ゼカリヤに臨みければ彼民の前に高く起あがりて之に言けるハ神かく宣ふ汝らエホバの誡命を犯して災禍を招くハ何ぞや、汝らエホバを棄たればエホバも汝らを棄たまふと
二一 然るに人衆これを害せんと謀り王の命によりて石をもてこれをエホバの室の庭にて撃殺せり
二二 斯ヨアシ王ハゼカリヤの父エホヤダが己にほどこせし恩を念ずしてその子を殺せり、彼死る時にエホバこれを顧みこれを問討したまへと言り
二三 かくてその年の終るにおよびてスリアの軍勢かれにむかひて攻のぼりユダとエルサレムにいたりて民の牧伯等をことごとく民の中より滅ぼし絶ち、その掠取物を凡てダマスコの王に遣れり
二四 この時スリアの軍勢ハ小勢にて來りけるにエホバ大軍をこれが手に付したまへり、是ハその先祖の神エホバを棄たるが故なり、斯かれらヨアシを罰せり
二五 スリア人ヨアシに大傷をおはせて遺去けるがヨアシの臣僕等祭司エホヤダの子等の血のために黨をむすびて之に叛き之をその床の上に弑して死しめたり、人衆これをダビデの邑に葬れり、但し王の墓にハ葬らざりき
二六 黨をむすびて之に叛きし者ハアンモンの婦シメアテの子ザバテおよびモアブの婦シムリテの子ヨザバデなりき
二七 ヨアシの子等の事ヨアシの告られし預言および神の室を修繕し事などハ列王の書の註釋に記さる、ヨアシの子アマジヤこれに代りて王となれり

第二十五章

一 アマジヤハ二十五歳の時位に即きエルサレムにて二十九年の間世を治めたり、その母ハエルサレムの者にして名をエホアダンといふ
二 アマジヤハエホバの善と視たまふ事を行なひしかども心を全うしてこれを爲ざりき
三 彼國のおのが手に堅く立つにおよびてその父王を弑せし臣僕等を殺せり
四 然どその子女等をバ殺さずしてモーセの書の律法に記せるごとく爲り、即ちエホバ命じて言たまはく父ハその子女の故ふ

よりて殺さるべからず、子女はその父の故によりて殺さるべからず、各々おのれの罪によりて殺さるべきなり
と〇 五 アマジヤユダの人を集めその父祖の家にしたがひて或は千人の長に附屬せしめ或は百人の長に附屬
せしむユダとベニヤミンともに然り且二十歲以上の者を數へ戈と楯とを執て戰鬪に臨む倔強の士三十萬を
得 六 また銀百タラントをもてイスラエルより大勇士十萬を傭へり 七 時に神の人かれに詣りて言けるは王よ
イスラエルの軍勢をして汝とともに往しむる勿れ、エホバはイスラエル人すなはちエフライムの子孫とは偕
にいまさゞるなり 八 汝もし往む心を强くして戰鬪を爲せ、神なんぢをして敵の前に斃れしめたまはん、神は助
くる力ありまた倒す力あるなり 九 アマジヤ神の人にいひけるは然ば已にイスラエルの軍隊に與へたる百タラ
ントを如何にすべきや、神の人答へけるはエホバは其よりも多き者を汝に賜ふことを得るなりと 十 是におい
てアマジヤそのエフライムより來りて己に就る軍隊を分離してその處に歸らしめければ彼らユダにむかひ
て烈しく怒を發し火のごとくに怒りてその處に歸れり 十一 かくてアマジヤは力を强くしその民を率ゐて鹽の
谷に往きセイル人一萬を擊殺せり 十二 ユダの子孫またこの外に一萬人を生擒て磐の頂に曳ゆき磐の頂よりこ
れを投おとしければ皆微塵に碎けたり 十三 さきにアマジヤが己とともに戰鬪に往べからずとして歸し還たる軍
卒等サマリアよりベテホロンまでのユダの邑々を襲ひ人三千を擊ころし物を多く奪ふ〇 十四 アマジヤエドム
人を殺して歸る時にセイル人の神々を携さへ來り之を安置して己の神となしその前に禮拜をなし之に香を
焚り 十五 是をもてエホバ、アマジヤにむかひて怒を發し預言者をこれに遣はして言しめたまひけるは彼民の神
々は己の民を汝の手より救ふことを得ざりし者なるに汝なにとて之を求むるや 十六 彼かく王に語れる時王こ
れにむかひ我等汝を王の議官となせしや、止よ汝なんぞ擊殺されんとするやと言ければ預言者すなはち止て
言り我知る汝この事を行ひて吾諫を聽いれざるによりて神なんぢを滅ぼさんと決めたまふと〇 十七 斯てユダ

の王アマジヤ相謀りて人をエヒウの子エホアハズの子なるイスラエルの王ヨアシに遣もし來れ我等たがひに面をあはせんと言しめければ 十八 イスラエルの王ヨアシ ユダの王アマジヤに言おくりけるはレバノンの荊棘かつてレバノンの檜樹に汝の女子を我子の妻に與よと言おくりたることと有しにレバノンの野獸とほりてその荊棘を踏たふせり 十九 汝はエドム人を撃破れりと謂ひ心にたかぶりて誇る然ば汝家に安んじ居れ何ぞ禍を惹おこして自己もユダもともに亡びんとするやと 二十 然るにアマジヤ聽ことをせざりき此事は神より出たる者にて彼らをその敵の手に付さんがためなり是は彼らエドムの神々を求めし故なり 二一 是においてイスラエルの王ヨアシ上りきたりユダのベテシメシにてユダの王アマジヤと面をあはせたりしが 二二 ユダイスラエルに撃敗られて各々その天幕に逃かへりぬ 二三 時にイスラエルの王ヨアシはエホアハズの子ヨアシの子なるユダの王アマジヤをベテシメシに執へてエルサレムに携へゆきエルサレムの石垣をエフライムの門より隅の門まで四百キユビト程を毀ち 二四 また神の室の中にてオベデエドムが守り居る一切の金銀および諸の器皿ならびに王の家の財寳を取りかつ人質をとりてサマリアに歸れり ○ 二五 ユダの王ヨアシの子アマジヤはイスラエルの王エホアハズの子ヨアシの死てより後なほ十五年生存らへたり 二六 アマジヤのその餘の始終の行爲はユダとイスラエルの列王の書に記さるるにあらずや 二七 アマジヤ離へりてエホバに從がはずなりし後エルサレムにおいて黨を結びて彼に敵する者ありければ彼ラキシに逃ゆきけるにその人々ラキシに人をやりて彼を其處に殺さしめたり 二八 人衆これを馬に負せてきたりユダの邑にてその先祖等とともにこれを葬りぬ

第二十六章

一 是においてユダの民みなウジヤをとりて王となしてその父アマジヤに代らしめたり時に年十六なりき 二 彼エラテの邑を建てこれを再びユダに歸せしむ是はかの王がその先祖等とともに寢りし後なりき

三 ウジヤは十六歳の時位に即きエルサレムにて五十二年の間世を治めたりその母はエルサレムの者にして

名をエコリアといふ 四 ウジヤはその父アマジヤが凡てなしたる如くエホバの善と觀たまふ事を行ひ 五 神の默示に明なりしかのゼカリヤの世にある日の間心をこめてエホバを求めたり、そのエホバを求むる間は神これをして幸福ならしめたまへり 六 彼いでてペリシテ人と戰ひガテの石垣ヤブネの石垣およびアシドドの石垣を毀しアシドドの地ならびにペリシテ人の中間に邑を建つ 七 神かれを助けてペリシテ人グルバアルに住むアラビヤ人およびメウニ人を攻撃しめたまへり 八 アンモニ人はまたウジヤに貢を納る、ウジヤの名つひにエジプトの入口までも廣まれり、其は甚だ強くなりければなり 九 ウジヤエルサレムの隅の門、谷の門および角隅に戍樓を建てこれを堅固にし 十 また荒野に戍樓を建て許多の水溜を堀り、其は家畜を多く有されば なり、亦平野にも平地にも家畜を有り、又山々およびカルメルには農夫と葡萄を修る者を有り、農事を好みたればなり 十一 ウジヤ戰士一旅團あり、書記エイエルと牧伯マアセヤの點閲查によりて隊々にわかれて戰爭に出づ、皆王の軍長ハナニヤの手に屬す 十二 大勇士の族長の數は都合二千六百 十三 その手に屬する軍勢は三十萬七千五百人みな大なる力をもて戰ひ王を助けて敵に當る 十四 ウジヤその全軍のために楯戈兜、鎧、弓および投石器の石を備ふ 十五 彼またエルサレムにおいて工人に機械を案へ造らしめ之を戍樓および石垣に施こし之をもて矢ならびに大石を射出せり、是においてその名遠く廣まれり、其は非常の援助を蒙りて旺盛になりたればなり○ 十六 然るに彼旺盛になるにおよびその心に高ぶりて惡き事を行なへり即ち彼その神エホバにむかひて罪を犯しエホバの殿に入て香壇の上に香を焚んとせり 十七 時に祭司アザリヤエホバの祭司たる勇者八十人を率ゐて彼の後にしたがひ入り 十八 ウジヤ王を阻へてこれに言けるはウジヤよエホバに香を焚ことは汝のなすべき所にあらず、アロンの子孫にして香を焚ために潔められたる祭司等のなすべき所なり、聖所より出よ汝は罪を犯せり、エホバ神なんぢに榮を加へたまはじと 十九 是においてウジヤ怒を發し香爐を手にとりて香を焚んとせしが

の祭司ゑむかひて怒を發しをる間に癩病その額に起れり、時ゑ彼ハヱホバの室にて祭司等の前にあたりて香壇の側にをる 二十 祭司の長アザリヤおよび一切の祭司等彼を見ゑに已ゑその額に癩病生じゐたれバ彼を其處より遽にいだせり、彼もまたヱホバの己を撃たまへるを見て自ら急ぎて出去り 二一 ウジヤ王はその死る日まで癩病人となり居しがその癩病人となるにおよびてハ別殿に住りヱホバの室より斷れたればなり、其子ヨタム王の家を管理て國の民を審判り 二二 ウジヤのその餘の始終の行爲ハアモツの子預言者イザヤこれを書記したり 二三 ウジヤその先祖等とともに寢りたれバ彼ハ癩病人なりとて王等の墓に連接る地にこれを葬りてその先祖等とゝもならしむ、その子ヨタムこれに代りて王となれり

第二十七章

一 ヨタムハ二十五歳の時位に即きヱルサレムにて十六年の間世を治めたり、其母ハザドクの女にして名をヱルシヤといふ 二 ヨタムハその父ウジヤの凡て爲たるごとくヱホバの善と觀たまふ事をなせり、但しヱホバの殿にハ入ざりき、民ハ尙惡き事を爲り 三 彼ヱホバの家の上の門を建なほしオペルの石垣を多く築き増し 四 ユダの山地に數箇の邑を建て林の間に城および戍樓を築けり 五 彼アンモン人の王と戰ひこれに勝り、其年アンモンの子孫銀百タラント、小麥一萬石大麥一萬石を彼におくれり、アンモンの子孫ハ第二年にも第三年にも是のごとく彼に貢をいる 六 ヨタムその神ヱホバの前においてその行を堅うしたるに因て權能ある者となれり 七 ヨタムその餘の行爲その一切の戰門およびその行などハイスラエルとユダの列王の書に記さる 八 彼ハ二十五歳の時位に即きヱルサレムにて十六年の間世を治めたり 九 ヨタムその先祖等とゝもに寢りたれバダビデの邑にこれを葬れり、その子アハズこれに代りて王となる

第二十八章

一 アハズハ二十歳の時位に即きヱルサレムにて十六年の間世を治めたりしがその父ダビデと異にしてヱホバの善と觀たまふ所を行ハず 二 イスラエルの王等の道にあゆみ亦諸のバアルのために像を鑄造

り　三　ベンヒンノムの谷にて香を焚きその子を火に焼きなどしてヱホバがイスラエルの子孫の前より逐はら
ひたまひし異邦人の行ふところの惡むべき事に傚ひ　四　また崇邱の上、丘の上、一切の青木の下にて犠牲をさ
そげ香を焚り　五　是故にその神ヱホバかれをスリアの王の手に付したまひてスリア人つひに彼を撃破りその
人々を衆く虜囚としてダマスコに曳ゆけり、彼はまたイスラエルの王の手にも付されたればイスラエルの王
かれを撃て大にその人を殺せり　六　すなはちレマリヤの子ペカユダにおいて一日の中に十二萬人を殺せり、皆
勇士なりき、是は彼らその先祖の神ヱホバを棄しによるなり　七　その時にエフライムの勇士ジクリといふ者王
の子マアセヤ宮内卿アズリカムおよび王に亞ぐ人エリカナを殺せり　八　イスラエルの子孫つひにその兄弟の
中より婦人ならびに男子女子など合せて二十萬人を俘擄にしまた衆多の掠取物を爲しその掠取物をサマリ
アに携へゆけり　九　時に彼處にヱホバの預言者ありその名をオデデといふ彼サマリアに歸れる軍勢の前に進
みいでて之に言けるは汝らの先祖の神ヱホバユダを怒りてこれを汝らの手に付したまひしが汝らは天に達
するほどの忿怒をもて之を殺せり　十　然のみならず汝ら今ユダとエルサレムの子孫を壓つけて己の奴婢とな
さんと思ふ、然ども汝ら自身もまた汝らの神ヱホバに罪を獲たる身にあらずや　十一　然ば今我に聽き汝らがその
兄弟の中より擄へ來りし俘擄を放ち歸せ、ヱホバの烈しき怒なんぢらの上に臨まんとすればなりと　十二　是にお
いてエフライム人の長たる人々すなはちヨハナンの子アザリヤ、メシレモテの子ベレキヤ、シヤルムの子ヒゼ
キアハデライの子アマサ等戰爭より歸れる者等の前に立ふさがりて　十三　之にいひけるは汝ら俘擄を此に曳い
るべからず、汝らは我らをしてヱホバに愆を得せしめて更に我らの罪愆を增んとす、我らの愆は大にして烈し
き怒イスラエルにのぞまんとするなりと　十四　是において兵卒等その俘擄と掠取物を牧伯等と全會衆の前に
遺おきければ　十五　上に名を擧げたる人々たちて俘擄を受取り掠取物の中より衣服を取てその裸なる者に着せ

之に靴を穿せ食飲を為しめ膏油を沃ぎ等しその弱き者を凡て盡く驢馬に乗せ斯して之を棕櫚の邑エリコに導
きゆきてその兄弟に詣らしめ而してサマリアに歸れり○ 十六 當時アハズ王人をアッスリアの王等に遣はして
援助を乞しむ 十七 其はエドム人また來りてユダを攻撃ち民を擄へて去たればなり 十八 ペリシテ人もまた平野の
邑々およびユダの南の邑々を侵してベテシメシ、アヤロン、ゲデロテおよびシヨコとその郷里テムナとその郷
里ギムゾとその郷里を取て其處に住めり 十九 イスラエルの王アハズの故をもてヱホバかくユダを卑くしたま
ふ其は彼ユダの中に淫逸なる事を行ひかつヱホバにむかひて大に罪を犯したればなり 二十 アッスリアの王テ
グラテピレセルは彼の所に來りしかども彼に力をそへずして反てこれを煩はせり 二一 アハズヱホバの家と王
の家および牧伯等の家の物を取てアッスリアの王に與へけれどもアハズを援くることをせざりき 二二 このア
ハズ王はその困難の時に當りてますますヱホバに罪を犯せり 二三 即ち彼おのれを撃るダマスコの神々に犠牲
を獻げて言ふスリアの王等の神々はその王等を助くれば我もこれに犠牲を獻げん、然ば彼ら我を助けんと、然
れども彼等はかへつてアハズとイスラエルの全國を仆す者となれり 二四 アハズ神の室の器皿を取聚めて神の
室の器皿を切やぶりヱホバの室の戸を閉ぢヱルサレムの隅々に凡て祭壇を造り 二五 ユダの一切の邑々に崇邱
を造りて別神に香を焚き等してその先祖の神ヱホバの忿怒を惹おこせり 二六 アハズのその餘の始終の行爲お
よびその一切の行跡はユダとイスラエルの列王の書に記さる 二七 アハズその先祖等とともに寢りたればヱル
サレムの邑にこれを葬れり、然どイスラエルの王等の墓にはこれを持ゆかざりき、其子ヒゼキヤこれに代りて
王となる

第二十九章 一 ヒゼキヤは二十五歳の時位に即きヱルサレムにて二十九年の間世を治めたり、その母はゼカリヤ
の女にして名をアビヤといふ 二 ヒゼキヤその父ダビデの凡てなしたる如くヱホバの目に善と視たまふ事

をなせり　三 即ち彼その治世の第一年の一月にエホバの室の戸を開きかつ之を修繕ひ　四 祭司およびレビ人を携さへいりて東の廣場にこれを集め　五 而して之にいひけるはレビ人よ我に聽け汝等いまらを潔めて汝らの先祖の神エホバの室を潔め汚穢を聖所より除きされ　六 夫我らの先祖は罪を犯し我らの神エホバの目に惡しと見たまふことを行ひてエホバを棄てエホバの住所に面を背けて後をこれに向け　七 また廊の戸を閉ち燈火を消し聖所にてイスラエルの神に香を焚ず燔祭を獻げざりし　八 是をもてエホバの忿怒ユダとエルサレムに臨みエホバ彼等をして打たゞよはされしめ驚駭とならしめ嗤笑とならしめたまへり汝らが目に觀るごとし　九 即ち我等の父は劍に斃れ我らの男子女子および妻等はこれがために俘擄となれり　十 今我イスラエルの神エホバと契約を結ばんとする意志ありその烈しき怒我らを離るゝことあらん　十一 我子等よ今は怠たる勿れエホバ汝らを擇びて己の前に立て事へしめ己に事ふる者となし香を焚く者となしたまひたればなりと○　十二 是においてレビ人起り即ちコハテの子孫の中にてはアマサイの子マハテおよびアザリヤの子ヨエル、メラリの子孫の中にてはアブデの子キシおよびエハレレルの子アザリヤ、ゲルション人の中にてはジンマの子ヨアおよびヨアの子エデン　十三 エリザパンの子孫の中にてはシムリおよびエイエル、アサフの子孫の中にてはゼカリヤおよびマツタニヤ、　十四 ヘマンの子孫の中にてはエヒエルおよびシメイ、エドトンの子孫の中にてはシマヤおよびウジエル　十五 かれらその兄弟を集へて身を潔めエホバの言に依りて王の傳へし命令にしたがひてエホバの室を潔めんとて入きたり　十六 祭司等エホバの室の奧に入りてこれを潔めエホバの殿にありし汚穢をことごとくエホバの室の庭に擔へいだせるをレビ人うれを受て外にいだしキデロン河に持いたる　十七 彼ら正月の元日に潔むることを始めてその月の八日にエホバの廊におよびまたエホバの室を潔むるに八日を費し正月の十六日にいたりて之を終れり　十八 かくて彼らヒゼキヤ王の處に入て言ふ我らエホバの室をことごとく潔め

また燔祭の壇とその一切の器具および供前のパンの案とその一切の器皿とを潔めたり 十九 またアハズ王がそ
の治世に罪を犯して棄たりし一切の器皿をも整へてこれを潔めヱホバの壇の前にこれを据置りと 二十 是にお
いてヒゼキヤ王夙に起いで邑の牧伯等をあつめてヱホバの室にのぼり往き 二一 牡牛七匹、牡羊七匹、羔羊七匹、牡
山羊七匹を牽きたらしめ國と聖所とユダのためにこれを罪祭となしアロンの子孫たる祭司等に命じてこれ
をヱホバの壇の上に獻げしむ 二二 即ち牡牛を宰れば祭司等その血を受て壇に灑ぎまた牡羊を宰ればその血を
壇に灑ぎまた羔羊を宰ればその血を壇に灑げり 二三 かくて人々罪祭の牡山羊を王と會衆の前に牽きたりけれ
ば彼らその上に手を按り 二四 而して祭司これを宰りその血を罪祭として壇の上に獻げてイスラエル全國のた
めに贖罪をなせり、是も王イスラエル全國のために燔祭および罪祭を獻ぐることを命じさるに因る 二五 王レビ
人をヱホバの室に置きダビデおよび王の先見者ガドと預言者ナタンの命令にしたがひて之に鐃鈸、瑟および
琴を執らしむ是はヱホバがその預言者によりて命じたまひし所なり 二六 是においてレビ人もダビデの樂器をと
り祭司も喇叭をとりて立つ 二七 時にヒゼキヤ燔祭を壇の上に獻ぐることを命ぜり、燔祭をさゝげ始むるときヱ
ホバの歌をうたひ喇叭を吹きイスラエルの王ダビデの樂器をならしそめたり 二八 しかして會衆みな禮拜を
なし謳歌者歌をうたひ喇叭手喇叭を吹ならし燔祭の終るまで凡て斯ありしが 二九 獻ぐる事の終るにおよびて
王および之と偕に在る者みな身をかゞめて禮拜をなせり 三十 かくてまたヒゼキヤ王および牧伯等レビ人に命
じダビデと先見者アサフの詞をもてヱホバを讃美せしむ、彼等喜樂をもて讃美し首をさげて禮拜す 三一 時にヒ
ゼキヤこたへて言けるは汝らすでにヱホバに事へんために身を潔めたれば進みよりてヱホバの室に犧牲お
よび感謝祭を携へきたれと、會衆すなはち犧牲および感謝祭を携へきたる、又志ある者もみな燔祭を携ふ 三二 會
衆の携へきたりし燔祭の數は牡牛七十、牡羊一百、羔羊二百、是みなヱホバに燔祭として奉つる者なり 三三 また奉

納物も牛六百羊三千なりき 三四 然るに祭司寡くしてその燔祭の物の皮を剝つくすこと能はざりければその兄
弟たるレビ人これを助けてその工を終ふ斯る間に他の祭司等も身を潔む、レビ人は祭司よりも心正しくして
身を潔めたり 三五 燔祭夥多しくあり酬恩祭の脂およびすべての燔祭の灌も然り斯エホバの室の事奉備はれり
三六 この事俄なりしかども神かく民のために備をなしたまひしに因てヒゼキヤおよび一切の民喜こべり

第三十章

一 茲にヒゼキヤイスラエルとユダに遍ねく人を遣しまた書をエフライムとマナセに書おくりエル
サレムなるエホバの室に來りてイスラエルの神エホバに逾越節を行はんことを勸む 二 王すでにその牧伯
等およびエルサレムにある會衆と議り二月をもて逾越節を行はんと定めたり 三 其は祭司の身を潔めし者
足ず民またエルサレムに集らざりしに因て彼時にこれを行ふことを得ざればなり 四 王も會衆もこの事を見
て善となし 五 即ちこの事を定めてベエルシバよりダンまでイスラエルに遍ねく宣布しめしエルサレムに來
りてイスラエルの神エホバに逾越節を行はんことを勸む是その錄されたるごとくにこれを行ふ事久し
く無りしが故なり 六 飛脚すなはち王とその牧伯等が授けし書をもちてイスラエルとユダを遍ねく行めぐり
王の命を傳へて云ふ、イスラエルの子孫よ汝らアブラハム、イサク、イスラエルの神エホバに起歸れ然ばエホバ
アッスリアの王等の手より逃れて遺るところの汝らに歸りたまはん 七 汝らの父および兄弟の如くならざれ、
彼らはその先祖の神エホバにむかひて罪を犯したればこれを滅亡に就しめたまへり汝らが見るごとし 八 然ば
汝らの父のごとく汝ら項を強くせずしてエホバに歸服しその永久に聖別たまひし聖所に入り汝らの神エホ
バに事へよ然ればその烈しき怒なんぢらを離れん 九 汝ら若エホバに歸らば汝らの兄弟および子女その己を
擄へゆきし者の前に矜憫を得て遂にまた此國にかへらん、汝らの神エホバは恩惠あり憐憫ある者にましませ
ば汝らこれに起かへるにおいては面を汝らに背けたまはじと 十 かくのごとく飛脚エフライム、マナセの國に

いりて邑より邑に行めぐりて遂にゼブルンまで至りしが人衆これを嘲り笑へり 十一但しアセル、マナセおよび
ゼブルンの中より身を卑くしてエルサレムに來りし者もありき 十二またユダに於ては神の力をいだして人々
に心を一にせしめ王と牧伯等がエホバの言に依て傳へし命令を之に行はしむ 十三斯りしかば二月にいたりて
民酵いれぬパンの節をおこなはんとて多くエルサレムに來り集れり、その會はなはだ大なりき 十四彼等すなはち
ち起てエルサレムにある諸の壇を取のぞきまた一切の香壇を取のぞきてこれをキデロン川に投すて 十五二月
の十四日に逾越の物を宰れり、是において祭司等およびレビ人も自ら恥ぢ身を潔めてエホバの室に燔祭を携
へきたり 十六かつ神の人モーセの律法に循ひ例に依て各々その所に立ち而して祭司等レビ人の手より血を受て灑
げり 十七時に會衆の中に未だ身を潔めざる者多かりければレビ人その潔からざる一切の人々に代りて逾越の
物を宰りてエホバに潔め獻ぐ 十八また衆多の民すなはちエフライム、マナセ、イッサカル、ゼブルンより來りし衆
多の者未だ身を潔むる事をせずその書録されし所に違ひて逾越の物を食へり、是をもてヒゼキヤこれがため
に祈りて云ふ 十九恵ふかきエホバよ、凡その心を傾けて神を求めその先祖の神エホバを求むる者を假令聖所
の潔齋に循はざるとも願くは是を赦したまへと 二十エホバ、ヒゼキヤに聽て民を醫したまへり 二一エルサレムに
きたれるイスラエルの子孫も大なる喜悦をいだきて七日の間酵いれぬパンの節をおこなへり、又レビ人と祭
司は日々にエホバを讚美へ高聲の樂を奏してエホバを頌へたり 二二ヒゼキヤ、エホバの祭事に善通じたる一切
のレビ人を深く勞らふ、斯人衆酬恩祭を獻げその先祖の神エホバに感謝して七日のあひだ節の物を食へり 二三
かくて又全會あひ謀りて更に七日を守らんと決め喜悦をいだきてまた七日を守れり 二四時にユダの王ヒゼキ
ヤは牡牛一千、羊七千を會衆に餽れり、又牧伯等は牡牛一千、羊一萬を會衆に餽れり、祭司もまた衆く身を潔めたり
二五ユダの全會衆および祭司レビ人ならびにイスラエルより來れる全會衆およびイスラエルの地より來れる

異邦人とユダに住む異邦人みな喜べり 二六 かくエルサレムに大なる喜悦ありき、イスラエルの王ダビデの子ソ
ロモンの時より以來かくのごとき事エルサレムに在ざりしなり 二七 この時祭司レビ人起て民を祝しけるにそ
の言聽れその祈禱エホバの聖き住所なる天に達せり

第三十一章
一 この事すべて終りしかば其處に在しイスラエル人みなユダの邑々に出ゆき柱像を碎きアシラ像
を斫たふしユダとベニヤミンの全地より崇邱と祭壇を崩し絶ちエフライム、マナセにも及ぼして遂にまつ
たく之を毀ち而してイスラエルの子孫おのおのその邑々に還りて己の產業にいたれり○ 二 ヒゼキヤ祭司お
よびレビ人の班列を定めその班列にしたがひて各々にその職を行はしむ、即ち祭司とレビ人をして燔祭およ
び酬恩祭を獻げしめエホバの營の門において奉事をなし感謝をなし讚美をなさしめ 三 また己の財產の中よ
り王の分を出して燔祭のためにす、即ち朝夕の燔祭および安息日、月朔、節會などの燔祭のために之を出してエ
ホバの律法に記さるゝ如くす 四 彼またエルサレムに住む民に祭司とレビ人にその分を與へんことを命ず、是
かれらをしてエホバの律法に身を委ねしめんとてなり 五 其命令の傳はるや否やイスラエルの子孫穀物、酒、油
蜜ならびに田野の諸の產物の初を多く獻げまた一切の物の什一を夥多しく携さへきたる 六 ユダの邑々に住
るイスラエルとユダの子孫もまた牛羊の什一ならびにその神エホバに納むべき聖物の什一を携へきたりて
これを積疊ぬ 七 三月に之を積疊ぬることを始め七月にいたりて之を終れり 八 ヒゼキヤおよび牧伯等きたり
て其積疊ねたる物を見エホバとその民イスラエルを祝せり 九 ヒゼキヤその積疊ねたる物の事を祭司とレビ
人に問尋ねければ 十 ザドクの家より出し祭司の長アザリヤ彼に應へて言けるは民エホバの室に禮物を携さ
ふることを始めしより以來我等食ひしがその餘れる所はなはだ多しエホバその民をめぐみたまひ
たればなり、その餘れる所かくのごとく夥多しと 十一 ヒゼキヤエホバの家の內に室を設くることを命じければ

即ちこれを設け 十二 忠實にその禮物什一および奉納物を携へいれり、レビ人コナニヤこれを主どりその兄弟シメイこれに副ふ 十三 エヒエル、アザジヤ、ナハテ、アサヘル、エレモテ、ヨザバデ、エリエル、イスマキヤ、マハテ、ベナヤ等ヒゼキヤ王および神の室の宰アザリヤの命に依りコナヤおよびその兄弟シメイの手下につきてこれが監督者となる 十四 東の門を守る者レビ人エムナの子コレ神に獻ぐる誠意よりの禮物を司どりてエホバの獻納物および至聖物を頒つ 十五 その手につく者はエデン、ミニヤミン、エシュア、シマヤ、アマリヤおよびシカニヤみな祭司の邑々に居てその職を盡しその兄弟に班列に依て之を頒つ、大小ともに均し 十六 この外にまた凡て名簿に載たる男子三歳以上にしてエホバの室に入りその班列にしたがひて日々の職分を盡し擔任の勤務を爲すところの者に之を頒つ 十七 またその宗家にしたがひて名簿に載られその班列にしたがひて擔任の事を執行ふところの祭司および二十歳以上のレビ人 十八 ならびに名簿に載たるその小き者その妻その男子その女子などに盡く之を頒つ、會中すべて然り、即ち彼等は潔白忠實にその職を盡せり 十九 また邑々の郊地に居るアロンの子孫たる祭司等のためには邑ごとに人を名指し選び祭司の中の一切の男およびレビ人の中の名簿に載せたる一切の者にその分を予へしむ 二十 ヒゼキヤユダ全國に斯のごとく爲し善事正き事忠實なる事をその神エホバの前に行へり 二十一 凡てその神の室の職務につき律法につき誡命につきて行ひ始めてその神を求めし工は悉く心をつくして行ひてこれを成就たり

第三十二章

一 ヒゼキヤが此等の事を行なひ且つ忠實なりし後アッスリアの王セナケリブ來りてユダに入り堅固なる邑々にむかひて陣を張り之を攻取んとす 二 ヒゼキヤ セナケリブの既に來りエルサレムに攻むかはんとするを見 三 その牧伯等および勇士等と議りて邑の外なる一切の泉水を塞がんとす、彼等これを助く 四 是に多の民あつまりて一切の泉水および國の中を流れわたる溪河を塞ぎていひけるはアッスリアの王等來りて水

を多く得ば豈で可らんやと 五 ヒゼキヤまた力を強くし破れたる石垣をことごとく建なほして之を戍樓まで築き上げ又その外にまた石垣をめぐらしダビデの邑のミロを堅くし戈盾を多く造り 六 軍長を多く民の上に立て邑の門の廣場に民を集めてこれを勞ひて言ふ 七 汝ら心を強くし且勇め、アッスリアの王のためにも彼とゝもなる群衆のためにも懼るゝ勿れ、傑のく勿れ我らとゝもなる者は彼とゝもになる者よりも多きぞかし 八 彼とゝもなる者は肉の腕なり、然れども我らとゝもなる者は我らの神ヱホバにして我らを助け我らに代りて戰かひたまふべしと、民はユダの王ヒゼキヤの言に安んず○ 九 此後アッスリアの王セナケリブその全軍をもてラキシを攻圍み居りて臣僕をエルサレムに遣はしてユダの王ヒゼキヤおよびエルサレムにをる一切のユダ人に告しめて云く 十 アッスリアの王セナケリブかく言ふ、汝ら何を恃みてエルサレムに閉籠りをるや 十一 ヒゼキヤ我らの神ヱホバアッスリアの王の手より我らを救ひ出したまはんと言て汝らを誘かし汝らをして饑渇て死しめんとするに非ずや 十二 此ヒゼキヤはすなはちヱホバの諸の崇邱と祭壇を取のぞきユダとエルサレムとに命じて汝らは唯一の壇の前にて崇拜を爲し其上に香を焚べしと言し者にあらずや 十三 汝らは我およびわが先祖等が諸の國の民に爲したる所を知ざるか、其等の國々の民の神少許にてもその國をわが手より救ひ取ることを得しや 十四 わが先祖等の滅ぼし盡せし國民の諸の神の中誰か己の民をわが手より救ひ出すことを得し者あらんや、然ば汝らの神いかでか汝らをわが手より救ひいだすことを得ん 十五 然れば斯ヒゼキヤに欺かるゝ勿れ誘かさるゝ勿れまた彼を信ずる勿れ何の民何の國の神もその民を我手または我父祖の手より救ひ出すことを得ざりしなれば況て汝らの神いかでか我手より汝らを救ひ出すことを得んと 十六 セナケリブの臣僕等この外にも多くヱホバ神およびその僕ヒゼキヤを謗れり 十七 セナケリブまた書をかきおくりてイスラエルの神ヱホバを嘲りかつ誹り諸國の民の神々の民をわが手より救ひいださゞりし如くヒゼキヤの神も

りの民をわが手より救ひ出さじと云ふ。十八 彼ら遂に大聲を擧げユダヤ語をもて石垣の上なるエルサレムの民に語ひ之を威しかつ擾せり、是は邑を取んとてなり 十九 斯かれらはエルサレムの神を論ずること人の手の作なる地上の民の神々を論ずるがごとくせり 二十 是によりてヒゼキヤ王およびアモツの子預言者イザヤともに祈り禱て天に呼はりければ 二一 ヱホバ天の使一箇を遣はしてアッスリア王の陣營にある一切の大勇士および將官、軍長等を絶しめたまへり、斯りしかば王面を赧らめて己の國に還りけるがその神の家にいりし時其身より出たる者等劍をもて之を其處に弑せり 二二 是のごとくヱホバ、ヒゼキヤとエルサレムの民をアッスリアの王セナケリブの手および諸人の手より救ひいだし四方において之を守護たまへり 二三 是において衆多の人獻納物をエルサレムに携へきたりてヱホバに奉り、また財寳をユダの王ヒゼキヤに餽れり、此後ヒゼキヤは萬國の民に尊び見らる○ 二四 當時ヒゼキヤ病て死んとせしがヱホバに祈りければヱホバこれに告をなし之に休徵を賜へり 二五 然るにヒゼキヤその蒙むりし恩に酬ゆることをせずして心に高ぶりければ震怒これに臨まんとしまたユダとエルサレムに臨まんとせしが 二六 ヒゼキヤその心に高慢を悔て身を卑くしエルサレムの民も同じく然なしたるに因てヒゼキヤの世にはヱホバの震怒かれらに臨まざりき○ 二七 ヒゼキヤは富と貴を極め府庫を造りて金銀寳石香物楯および各種の寳貴き器物を蔵め 二八 また倉廩を造りて穀物、酒、油などの産物を蔵め圈を造りて種々の家畜を置き牢を造りて羊の群を置き 二九 また許多の邑を設けかつ牛羊を夥多しく有り是は神貨財を甚だ多くこれに賜ひしが故なり 三十 このヒゼキヤまたギホンの水の上の源を塞ぎてこれを下より眞直にダビデの邑の西の方に引り、斯ヒゼキヤはその一切の工を善なし就たり 三一 但しバビロンの君等が使者を遣はしてこの國にありし奇蹟を問しめたる時のみは神かれを棄おきたまへり、是その心に有ところの事を盡く知んがために之を試みたまへるなり○ 三二 ヒゼキヤのその餘の行爲およびその德行はユダとイスラエルの列王

紀の書の中なるアモツの子預言者イサヤの默示の中に記さる 三三 ヒゼキヤその先祖等と偕に寢りたればダビデの子孫の墓の中なる高き處にこれを葬りユダの人々およびエルサレムの民みな厚くその死を送れり其子マナセこれに代りて王となる

第三十三章

一 マナセは十二歳の時位に即きエルサレムにて五十五年の間世を治めたり 二 彼はエホバの目に惡と視たまふことを爲しイスラエルの子孫の前よりエホバの逐はらひたまひし國人の行ふところの憎むべき事に傚へり 三 即ちその父ヒゼキヤの毀ちたりし崇邱を改ため築き諸のバアルのために壇を設けアシラ像を作り天の衆群を拜みて之に事へ 四 またエホバが我名は永くエルサレムに在べしと宣まひしエホバの室の内に數箇の壇を築き 五 天の衆群のためにエホバの室の兩の庭に壇を築き 六 またベンヒンノムの谷にてその子女を火の中を通らせかつ占卜を行なひ魔術をつかひ禁厭を爲し還鬼者と卜筮師を取用ひなどしてエホバの目に惡と視たまふ事を多く行なひてその震怒を惹起せり 七 彼またその作りし偶像を神の室に安置せり神此室につきてダビデとその子ソロモンに言たまひし事あり云く我この室と我がイスラエルの諸の支派の中より選びたるエルサレムとに吾名を永く置ん 八 彼らもし我が凡て命せし事すなはちモーセが傳へし一切の律法と法度と例典を謹みて行なば我が汝らの先祖のために定めし地より我これが足を再てうつさじと 九 マナセかくユダとエルサレムの民とを迷はして惡を行はしめたり其状イスラエルの子孫の前にエホバの滅ぼしたまひし異邦人よりも甚だし 十 エホバ マナセおよびその民を諭したまひしかども聽ことをせざりき 十一 是をもてエホバ アッスリアの王の軍勢の諸將をこれに攻來らせたまひて彼等つひにマナセを鈎にて擄へ之を杻械に繫ぎてバビロンに曳ゆけり 十二 然るに彼患難に罹るにおよびてその神エホバを和めその先祖の神の前に大に身を卑くして 十三 神に祈りければその祈禱を容れその懇願を聽きこれをエルサレムに携へかへりて再び

國に莅ましめたまへり、是によりてマナセヱホバは誠に神にいますと知り○ 十四 この後かれダビデの邑の外にてギホンの西の方なる谷の内に石垣を築き魚門の入口までに及ぼし又オペルに石垣を環らして甚だ高く之を築き上げユダの一切の堅固なる邑に軍長を置き 十五 またヱホバの室より異邦の神々および偶像を取除きヱホバの室の山とヱルサレムとに自ら築きし一切の壇を取のぞきて邑の外に投すて 十六 ヱホバの壇を修復ひて酬恩祭および感謝祭をその上に獻げユダに命じてイスラエルの神ヱホバに事へしめたり 十七 然れども民は猶崇邱にて犧牲を獻ぐることを爲り但しその神ヱホバに而已なりき 十八 マナセのその餘の行爲その神になせし祈禱およびイスラエルの神ヱホバの名をもて彼を諭せし先見者等の言はイスラエルの列王の言行錄に見ゆ 十九 またその祈禱を爲たる事その聽れたる事その諸の罪愆その身を卑くする前に崇邱を築きてアシラ像および刻たる像を立たる處々などはホザイの言行錄の中に記さる 二十 マナセその先祖とともに寢りたれば之をその家に葬れり、其子アモンこれに代りて王となる○ 二一 アモンは二十二歳の時位に即きヱルサレムにて二年の間世を治めたり 二二 彼は其父マナセの爲しごとくヱホバの目に惡と觀たまふ事を爲り即ちアモンその父マナセが作りたる諸の刻たる像に犧牲を獻げてこれに事へ 二三 その父マナセが身を卑くせしごとくヱホバの前に身を卑くすることを爲ざりき斯このアモン愈その愆を增たりしが 二四 その臣僕黨を結びて之に叛きこれをその家の内に弑せり 二五 然るに國の民その黨を結びてアモン王に叛きし者等を盡く誅し而して國の民その子ヨシアを王となしてその後を嗣しむ

第三十四章

一 ヨシアは八歳の時位に即きヱルサレムにて三十一年の間世を治めたり 二 彼はヱホバの善と觀たまふ事を爲しその父ダビデの道にあゆみて右にも左にも曲らざりき 三 即ち尚若かりしかどもその治世の八年にその父ダビデの神を求むることを始めその十二年には崇邱、アシラ像刻たる像、鑄たる像などを除き

てユダとエルサレムを潔むることを始め 四 諸のバアルの壇を己の前にて毀たしめ其上に立る日の像を斫たふしアシラ像および雕像鑄像を打碎きて粉々にし是等に犧牲を献げし者等の墓の上に其を撒ちらし 五 祭司の骨をその諸の壇の上に焚き斯してユダとエルサレムを潔めたり 六 またマナセ、エフライム、シメオンおよびナフタリの荒たる邑々にも斯なし 七 諸壇を毀ちアシラ像および諸の雕像を微塵に打碎きイスラエル全國の日の像を盡く斫たふしてエルサレムに歸りぬ○ 八 ヨシアその治世の十八年にいたりて已に國と殿とを潔め了りその神エホバの室を修繕むしめんとてアザリヤの子シヤパン、邑の知事マアセヤおよびヨアハズの子史官ヨアを遣へせり 九 彼ら祭司の長ヒルキヤの許に至りてエホバの室に入し金を交せり是は門守のレビ人がマナセ、エフライムおよび其餘の一切のイスラエル人ならびにユダとベニヤミンの人およびエルサレムの民の手より斂めたる者なり 十 やがてエホバの室を監督するところの工師等の手にこれを交しければ彼等エホバの室にて操作ところの工人にこれを交して室を修ひ修めしむ 十一 即ち木匠および建築者に之を交しユダの王等が壞りたる家々のために琢石および骨木を買しめ梁木をとゝのへしむ 十二 その人々忠實に操作けり、その監督者はメラリの子孫たるヤハテ、オバデヤおよびコハテの子孫たるゼカリヤ、ヤシユラムなどのレビ人なりき、彼等すなはち之を主どる、又樂器を弄ぶに精巧なるレビ人凡て之に伴なふ 十三 彼等亦荷を負ものを監督し種々の工事に操作ところの諸の工人をつかさどれり、別のレビ人書記となり役人となり門守となれり 十四 エホバの室にいりし金を取いだすに當りて祭司ヒルキヤ、モーセの傳へしエホバの律法の書を見いだせり 十五 ヒルキヤ是において書記官シヤパンに告て言けるは我エホバの室にて律法の書を見いだせりと而してヒルキヤその書をシヤパンに付しければ 十六 シヤパンその書を王の所に持ゆき王に復命まうして言ふ僕等その手に委ねられし所を盡く爲し 十七 エホバの室にありし金を打あけて之を監督者の手および工人の手に交せりと

十八 書記官シャパン亦王に告て祭司ヒルキヤ我に一の書を交せりと言ひシャパンこれを王の前に讀けるに 十九
王その律法の言を聞て衣服を裂り 二十 而して王ヒルキヤとシャパンの子アヒカムとミカの子アブドンと書記
官シャパンと王の內臣アサヤとに命じて言ふ 二一 汝ら往てこの見當りし書の言につきて我のためまたイスラ
エルとユダに遺れる者等のためにエホバに問へ我らの先祖等はエホバの言を守らず凡て此書に記されたる
所を行ふことを爲ざりしに因てエホバ我等に大なる怒を斟ぎ給ふべければなりと 二二 是においてヒルキヤお
よび王の人々シャルムの妻なる女預言者ホルダの許に往り シャルムはハルハスの子なるテクワの子にして
衣裳を守る者なり 時にホルダはエルサレムの第二の邑に住をれり 彼等すなはちホルダに斯と語りしかば 二三
ホルダこれに答へけるはイスラエルの神エホバかく言たまふ汝らを我に遣はせる人に告よ 二四 エホバかく言
たまふユダの王の前に讀し書に記されたる諸の呪詛に循ひて我この處と此に住む者に災害を降さん 二五 其は
彼ら我を棄て他の神に香を焚きおのが手にて作れる諸の物をもて我怒を惹起さんとしたればなり この故に
わが震怒この處に斟ぎて滅ざるべし 二六 されど汝らを遣はしてエホバに問しむるユダの王には汝ら斯いふべ
しイスラエルの神エホバかく言たまふ汝が聞る言につきては 二七 汝此處と此にすむ者を責る神の言を聞し時
に心やさしくして神の前に於て身を卑くし我前に身を卑くし衣服を裂て我前に泣たれば我もなんぢに聽り
とエホバ宣まふ 二八 然ば我なんぢをして汝の先祖等に列ならしめん汝は安然に墓に歸することを得べし汝は
我が此處と此に住む者に降すところの諸の災害を目に見ることあらじと彼等すなはち王に復命まふしぬ ○
二九 是において王人を遣はしてユダとエルサレムの長老をことごとく集め 三十 而して王エホバの室に上りゆけ
りユダの人々エルサレムの民祭司レビ人および一切の民大より小にいたるまでことごとく之にともなふ王
すなはちエホバの室に見あたりし契約の書の言を盡く彼らの耳に讀聞せ 三一 而して王己の所に立ちてエホバ

の前に契約を立てヱホバにしたがひて歩み心を盡し精神を盡してこの誡命と証詞と法度を守り此書にしるされたる契約の言を行はんと言ひ 三二 ヱルサレムおよびベニヤミンの有ゆる人々をみな之に加はらしめたり、ヱルサレムの民すなはちその先祖の神にまします御神の契約にしたがひて行へり 三三 かくてヨシアイスラヱルの子孫に属する一切の地より憎むべき者を盡く取のぞきイスラヱルの有ゆる人をしてその神ヱホバに事へまつらしめたり、ヨシアの世にある日の間は彼らその先祖の神ヱホバに從がひて離れざりき

第三十五章

一 茲にヨシアヱルサレムにおいてヱホバに逾越節を行はんとし正月の十四日に逾越の物を宰らしめ 二 祭司をしてその職を執行なさせ之を勵してヱホバの室の務をなさしめ 三 またヱホバの聖者となりてイスラヱルの人衆を誨ふるレビ人に言ふ汝らイスラヱルの王ダビデの子ソロモンが建たる家に聖契約の匱を放け、再び肩に擔ふことを有ざるべし、然ば今汝らの神ヱホバおよびその民イスラヱルに事ふべし 四 汝らまたイスラヱルの王ダビデの書およびその子ソロモンの書に本づきて父祖の家に循がひその班列に依て自ら准備をなし 五 汝らの兄弟なる民の人々の宗家の區分に循ひて聖所に立ち之にレビ人の宗族の分缺ること無らしむべし 六 汝ら逾越の物を宰り身を潔め汝らの兄弟のために準備をなしモーセが傳へしヱホバの言のごとく行ふべしと 七 ヨシアすなはち羔羊および羔山羊を民の人々に餽る其數三萬また牡牛三千を餽る、是みな王の所有の中より出して其處に居る一切の人のために逾越の祭物となせるなり 八 その牧伯等も民と祭司とレビ人に誠意より與ふる所あり、また神の室の長等ヒルキヤ、ゼカリヤ、ヱヒヱルも綿羊二千六百、牛三百を祭司に與へて逾越の祭物と爲す 九 またレビ人の長たる人々すなはちコナニヤおよびその兄弟シマヤ、子タンヱル並にハシヤビヤ、ヱイヱル、ヨザバデなども綿羊五千、牛五百をレビ人に餽りて逾越の祭物となす 十 是のごとく獻祭の事備はりければ王の命にしたがひて祭司等はその擔任場に立ちレビ人はその班列に循がひ居り 十一 やが

て逾越の物を宰りければ祭司その血をこれが手より受て洒げり、レビ人その皮を剝り 十二 かくて燔祭の物を移して民の人々の父祖の家の區分に付してエホバに獻げしむ、モーセの書に記されたるが如し、其牛に行ふところも亦是のごとし 十三 而して例規のごとくに逾越の物を火にて炙りその他の聖物を鍋、釜、鼎などに烹て一切の民の人々に奔配れり 十四 かくて後かれら自身のためと祭司等のために備ふ、其はアロンの子孫たる祭司等は燔祭と脂を獻げて夜に入たればなり、是に因て斯レビ人自分のためとアロンの子孫たる祭司等のために備ふるなり 十五 アサフの子孫たる謳歌者等はダビデ、アサフ、ヘマンおよび王の先見者エドトンの命にしたがひてその持場に居り、門を守る者等は門々に居てその職務を離るゝに及ばざりき、其はその兄弟たるレビ人これがために備へたればなり 十六 斯のごとく其日エホバの獻祭の事ことごとく備はりければヨシア王の命にしたがひて逾越節を行ひエホバの壇に燔祭を獻げたり 十七 即ち其處に來れるイスラエルの子孫その時逾越節を行ひ七日の間酵いれぬパンの節を行へり 十八 預言者サムエルの日より以來イスラエルにて是のごとくに逾越節を行ひし事なし、又イスラエルの諸王の中にはヨシアが祭司レビ人ならびに來りあつまれるユダとイスラエルの諸人およびエルサレムの民とゝもに行ひし如き逾越節を行ひし者一人もあらず 十九 この逾越節はヨシアの治世の十八年に行ひしなり○ 二十 是のごとくヨシア殿をとゝのへし後エジプトの王ネコユフラテの邊なるカルケミシを攻擊んとて上り來りけるにヨシアこれを禦がんとて出往り 二十一 是においてネコ使者をかれに遣はして言ふユダの王よ是あに汝の與る所ならんや、今日は汝を攻んとには非ず我敵の家を攻んとするなり、神われに命じて急がしむ神われとゝもにあり汝神に逆ふことを罷よ、恐くは彼なんぢを滅ぼしたまはんと 二十二 然るにヨシア面を轉して去ことを肯ずして却てこれと戰かはんとて服裝を變へ神の口より出しネコの言を聽いれずしてメギドンの谷に到りて戰ひけるが 二十三 射手の者等ヨシア王に射中たれば王その臣僕にむかひて

我を扶け出せ我太痍を負ふと言り 二四 是において其の臣僕等かれを其の車より扶けおろし其引せたる次の車に乘てエルサレムにつれゆきけるが遂に死たれば其の先祖の墓にこれを葬りぬ、ユダとエルサレムみなヨシアのために哀しめり 二五 時にエレミヤヨシアのために哀歌を作れり謳歌男、謳歌女今日にいたるまで其の哀歌の中にヨシアの事を述べイスラエルの中ふ之を例となせり、其の詞ハ哀歌の中に書さる 二六 ヨシアの其の餘の行爲其のエホバの律法に記されたる所にしたがひて爲し德行 二七 および其の始終の行爲などハイスラエルとユダの列王の書ふ誌さる

第三十六章

一 是において國の民ヨシアの子エホアハズを取りエルサレムにて其の父にかはりて王とならしむ

二 エホアハズハ二十三歲の時位に即きエルサレムにて三月が間世を治めけるが 三 エジプトの王エルサレムにて彼を廢し且銀百タラント金一タラントの罰金を國ふ課せり 四 而してエジプトの王ネコ彼の兄弟エリアキムをもてユダとエルサレムの王となして之が名をエホヤキムと改めその兄弟エホアハズを執へてエジプトに曳ゆけり 五 エホヤキムハ二十五歲の時位に即きエルサレムにて十一年の間世を治め其の神エホバの惡と視たまふことを爲り 六 彼の所にバビロンの王ネブカデネザル攻のぼりバビロンに曳ゆかんとて之を桎梏に繫げり 七 ネブカデネザルまたエホバの家の器具をバビロンに携へゆきてバビロンにある其の宮ふこれを藏めたり 八 エホヤキムの其の餘の行爲其の行ひし憎むべき事等および其の心に畫みし事などハイスラエルとユダの列王の書に記さる、其子エホヤキンこれふ代りて王となる○ 九 エホヤキンハ八歲の時位に即きエルサレムにて三月と十日の間世を治めエホバの惡と視たまふ事を爲けるが 十 歲の歸るにおよびてネブカデネザル王人を遣ハして彼とエホバの室の貴き器皿とをバビロンに携へいたらしめ之が兄弟ゼデキヤをもてユダとエルサレムの王となせり○ 十一 ゼデキヤハ二十一歲の時位に即きエルサレムにて十一年の間世を治めた

り 十二 彼ハその神エホバの惡と視たまふ事を爲しエホバの言を傳ふる預言者エレミヤの前ニ身を卑くせざり
き 十三 ネブカデネザル彼をして神を指て誓ハしめたりしにまた之にも叛けり彼かくその項を強くしその心を
剛愎にしてイスラエルの神エホバに立かへらざりき 十四 祭司の長等および民もまた凡て異邦人の中にある諸
の憎むべき事に傚ひて太甚しく大に罪を犯しエホバのエルサレムに聖め置たまへるその室を汚せり 十五 其先
祖の神エホバその民とその住所とを恤むが故ニ頻りにその使者を遣ハして之を諭したまひしニ 十六 彼ら神の
使者等を嘲けり其御言を輕んじその預言者等を罵りたればエホバの怒りその民にむかひて起り遂に救ふべか
らざるに至れり 十七 即ちエホバカルデア人の王を之ニ攻きたらせたまひければ彼その聖所の室にて劍をもて
少者を殺し童男をも童女をも老人をも白髮の者をも憐まざりき皆ひとしく彼の手に付したまへり 十八 神の室
の諸の大小の器皿エホバの室の貨財王とその牧伯等の貨財など凡て之をバビロンに携へゆき 十九 神の室を焚
きエルサレムの石垣を崩しその中の殿宮を盡く火ニて焚きその中の貴き器を盡く壞なへり 二十 また劍をのが
れし者等ハバビロンに擄れゆきて彼處にて彼とその子等の臣僕となりペルシヤの國の興るまで斯てありき
二一 是エレミヤの口によりて傳わりしエホバの言の應ぜんがためなりき斯この地遂にその安息を享たり即ち
是ハその荒をる間安息して終に七十年滿ぬ○ 二二 ペルシヤ王クロスの元年に當りエホバ曩にエレミヤの口に
よりて傳へたまひしその聖言を成んとてペルシヤ王クロスの心を感動したまひければ王すなハち宣命をつ
たへ詔書を出して偏く國中に告示して云く 二三 ペルシヤ王クロスかく言ふ天の神エホバ地上の諸國を我に賜
へり、その家をユダのエルサレムに建ることを我に命ず凡そ汝らの中もしその民たる者あらバその神エホバ
の助を得て上りゆけ

歴代志略下　終

第一章　一 ペルシヤ王クロスの元年に當りヱホバ曩にヱレミヤの口によりて傳へたまひしその聖言を成んと
てペルシヤ王クロスの心を感動したまひければ王すなはち宣命をつたへ詔書を出して徧く國中に告示して
云く 二 ペルシヤ王クロスかく言ふ天の神ヱホバ地上の諸國を我に賜へりその家をユダのヱルサレムに建る
ことを我に命ず 三 凡そ汝らの中もしその民たる者あらばその神の助を得てユダのヱルサレムに上りゆきヱ
ルサレムなるイスラエルの神ヱホバの室を建ることをせよ彼は神にましませり 四 その民にして生存れる者
等の寓りをる處の人々は之に金、銀、貨財、家畜を予へて助くべしその外にまたヱルサレムなる神の室のため
に物を誠意よりさゝぐべしと 五 是にユダとベニヤミンの宗家の長、祭司レビ人など凡て神にその心を感動せ
られし者等ヱルサレムなるヱホバの室を建んとて起おこれり 六 その周圍の人々みな銀の器、黄金、貨財、家畜
および寶物を予へて之に力をそへこの外にまた各種の物を誠意より献げたり 七 クロス王また子ブカデ子ザ
ルが前にヱルサレムより携へ出して己の神の室に納めたりしヱホバの室の器皿を取いだせり 八 即ちペルシ
ヤ王クロス庫官ミテレダテの手をもて之を取いだしてユダの牧伯セシバザルに數へ交付せり 九 その數は是
のごとし金の盤三十、銀の盤一千、小刀二十九、 十 金の大爵三十、二等の銀の大爵四百十、その他の器具一千 十一 金
銀の器皿は合せて五千四百ありしがセシバザル俘擄人等をバビロンよりヱルサレムに將て上りし時に之を
ことごとく携さへ上れり

第二章　一 往昔バビロンの王子ブカデ子ザルに擄へられバビロンに遷されたる者のうち俘囚をゆるされてヱ
ルサレムおよびユダに上りおのおの己の邑に歸りし此州の者は左の如し 二 是皆ゼルバベル、ヱシユア、子ヘミ
ヤ、セラヤ、レエラヤ、モルデカイ、ビルシヤン、ミスパル、ビグワイ、レホム、バアナ等に隨ひ來れり、其イスラエルの

民の人數ハ是のごとし　三 パロシの子孫二千百七十二人　四 シパテヤの子孫三百七十二人　五 アラの子孫七百七
十五人　六 エシユアとヨアブの族たるパハテモアブの子孫二千八百十二人　七 エラムの子孫千二百五十四人　八
ザツトの子孫九百四十五人　九 ザツカイの子孫七百六十人　十 パニの子孫六百四十二人　十一 ベバイの子孫六百二
十三人　十二 アズガデの子孫千二百二十二人　十三 アドニカムの子孫六百六十六人　十四 ビグワイの子孫二千五十六人
十五 アデンの子孫四百五十四人　十六 ヒゼキヤの家のアテルの子孫九十八人　十七 ベザイの子孫三百二十三人　十八 ヨラ
の子孫百十二人　十九 ハシユムの子孫二百二十三人　二十 ギバルの子孫九十五人　二一 ベテレヘムの子孫百二十三人　二二
子トバの人五十六人　二三 アナトテの人百廿八人　二四 アズマウテの民四十二人　二五 キリアテヤリム、ケピラおよびベ
エロテの民七百四十三人　二六 ラマおよびゲバの民六百二十一人　二七 ミクマシの人百二十二人　二八 ベテルおよびア
イの人二百二十三人　二九 子ボの民五十二人　三十 マグビシの民白五十六人　三一 他のエラムの民千二百五十四人　三二 ハ
リムの民三百二十人　三三 ロド、ハデデおよびオノの民七百二十五人　三四 エリコの民三百四十五人　三五 セナアの民三
千六百三十人〇　三六 祭司ハエシユアの家のエダヤの子孫九百七十三人　三七 インメルの子孫千五十二人　三八 パシユ
ルの子孫千二百四十七人　三九 ハリムの子孫千十七人〇　四十 レビ人ハホダヤの子等エシユアとカデミエルの子孫
七十四人　四一 謳歌者ハアサフの子孫百二十八人　四二 門を守る者の子孫ハシヤルムの子孫、アテルの子孫、タルモン
の子孫アツクブの子孫ハデタの子孫シヨバイの子孫合せて百三十九人〇　四三 子テニ人ハヂハの子孫、ハスバの
子孫、タバオテの子孫　四四 ケロスの子孫、シアハの子孫、パドンの子孫　四五 レバナの子孫、ハガバの子孫、アツクブの子
孫　四六 ハガブの子孫、シヤルマイの子孫、ハナンの子孫　四七 ギデルの子孫、ガハルの子孫、レアヤの子孫　四八 レヂンの子
孫子コダの子孫、ガザムの子孫　四九 ウザの子孫、パセアの子孫、ベサイの子孫　五十 アスナの子孫、メウニムの子孫、子フ
シムの子孫　五一 バクブクの子孫、ハクパの子孫、ハルホルの子孫　五二 バヅリテの子孫、メヒダの子孫、ハルシヤの子孫、

五三バルコスの子孫、シセラの子孫、テマの子孫、五四ネヂアの子孫、ハテパの子孫等なり〇五五ソロモンの僕たりし者
等の子孫すなはちソタイの子孫、ハッソペレテの子孫、ペリダの子孫、五六ヤアラの子孫、ダルコンの子孫、ギデル
の子孫、五七シパテヤの子孫、ハッテルの子孫、ホケレテハツゼバイムの子孫、アミの子孫、五八ネテニ人とソロモンの
僕たりし者等の子孫とは合せて三百九十二人〇五九またテルメラ、テルハレサ、ケルブ、アダンおよびインメルよ
り上り來れる者ありしがその宗家の長とその血統とを示してイスラエルの者なるを明かにすることを得ざ
りき六〇是すなはちデラヤの子孫、トビヤの子孫、ネコダの子孫にして合せて六百五十二人〇六一祭司の子孫たる
者の中にハバヤの子孫、ハッコヅの子孫、バルジライの子孫あり、バルジライはギレアデ人バルジライの女を妻
に娶りてその名を名のりしなり六二是等の者譜系に載たる者等の中におのが名を尋ねたれども在ざりき、是の故
に汚れたる者として祭司の中より除かれたり六三テルシャタは之に告てウリムとトンミムを帶る祭司の興る
まではその至聖物を食ふべからずと言り〇六四會衆あはせて四萬二千三百六十人六五この外にその僕婢七千三百三
十七人、謳歌男女二百人あり六六その馬七百三十六匹、その騾二百四十五匹六七その駱駝四百三十五匹、驢馬六千
七百二十匹〇六八宗家の長數人エルサレムなるエホバの室にいたるにおよびてエホバの室をその本の處に建
んとて物を誠意より献げたり六九則ちその力にしたがひて工事のために庫に納めし者は金六萬一千ダリク、銀五
千斤、祭司の衣服百襲なりき七〇祭司、レビ人、民等、謳歌者、門を守る者、およびネテニ人等その邑々に住み一切
のイスラエル人その邑々に住り

第三章

一 イスラエルの子孫かくその邑々に住居しが七月に至りて民一人のごとくにエルサレムに集まれり
二 是に於てヨザダクの子エシユアとその兄弟なる祭司等およびシヤルテルの子ゼルバベルとその兄弟等立
おこりてイスラエルの神の壇を築けり、是神の人モーセの律法に記されたる所に循ひてその上に燔祭を獻げ

んとてなりき　三 彼等は壇をその本の處に設けたり、是國々の民を懼れしが故なり、而してその上にて燔祭をヱホバに獻げ朝夕にこれを獻ぐ　四 またその錄されたる所に循ひて結茅節を行ひ毎日の分を按へて例に照し數のごとくに日々の燔祭を獻げたり　五 是より後は常の燔祭および月朔とヱホバの一切のきよき節會とに用ゐる供物ならびに人の誠意よりヱホバにたてまつる供物を獻ぐることをす　六 即ち七月の一日よりして燔祭をヱホバに獻ぐることを始めけるがヱホバの殿の基礎は未だ置ざりき　七 是において石工と木工に金を交付しまたシドンとツロの者に食物、飲物および油を與へてペルシヤの王クロスの允准にしたがひてレバノンよりヨツパの海に檜を運ばしめたり○　八 斯てヱルサレムなる神の室に歸りたる次の年の二月にシヤルテルの子ゼルバベル、ヨザダクの子ヱシユアおよびその兄弟たる他の祭司レビ人など凡て俘囚をゆるされてヱルサレムに歸りし者等事を始め二十歳以上のレビ人を立てヱホバの室の工事を監督せしむ　九 是に於てユダの子等なるヱシユアとその子等および兄弟カデミエルとその子等齊しく立て神の家の工人を監督せり、ヘナダデの子等およびその子等と兄弟等のレビ人も然り　十 かくて建築者ヱホバの殿の基礎を置る時祭司等禮服を衣て喇叭を執りアサフの子孫たるレビ人鐃鈸を執り、イスラエルの王ダビデの例に循ひてヱホバを讚美す　十一 彼等班列にしたがひて諸共に歌を謠ひてヱホバを讚めかつ頌へヱホバは恩ふかく其矜恤は永遠にたゆることなければなりと言り。そのヱホバを讚美する時に民みな大聲をあげて呼はれり、ヱホバの室の基礎を据ればなり　十二 されど祭司レビ人宗家の長等の中に以前の室を見たりし老人ありけるが今この室の基礎をその目の前に置るを見て多く聲を放ちて泣り、また喜悅のために聲をあげて呼はる者も多かりき　十三 是をもて人衆民の歡こびて呼はる聲と民の泣く聲とを聞わくることを得ざりき、そは民大聲に呼はり叫びければその聲遠くまで聞えわたりたればなり

第四章

茲にユダとベニヤミンの敵たる者等夫俘囚より歸り來りし人々イスラエルの神ヱホバのために殿
を建ると聞き
二 乃ちゼルバベルと宗家の長等の許に至りて之に言けるは我等をして汝等と共に之を建しめ
よ我らは汝らと同じく汝らの神を求むアッスリヤの王エサルハドンが我等を此に携へのぼりし日より以來
我らは之に犧牲を献ぐるなりと
三 然るにゼルバベル、ヱシユアおよびその餘のイスラエルの宗家の長等こ
れに言ふ汝らは我らの神に室を建ることに與るべからず我等獨りみづからイスラエルの神ヱホバのために
建ることを爲べし是ペルシヤの王クロス王の我らに命ぜし所なりと
四 是においてその地の民ユダの民の手
を弱らせてその建築を妨げ
五 之が計る所を敗らんため議官に賄賂して之に敵せしむペルシヤ王クロスの
世にある日よりペルシヤ王ダリヨスの治世まで常に然り
六 アハシユエロスの治世すなはち其治世の初に彼
ら表を上りてユダとエルサレムの民を誣訟へたり
七 またアルタシヤスタの世にビシラム、ミテレダテ、タビエ
ルおよびその餘の同僚全く表をペルシヤの王アルタシヤスタに上つれり、その書の文はスリアの文字にて書
きスリア語にて陳述たる者なりき
八 方伯レホム、書記官シムシヤイ書をアルタシヤスタ王に書くりてエル
サレムを誣ゆ、左のごとし
九 即ち方伯レホム、書記官シムシヤイおよびその餘の同僚デナ人、アパルサテカイ人、
タルペライ人、アパルサイ人、アルクワイ人、バビロン人、シユシヤン人、デハウ人、エラマイ人
十 ならびに其他の民
すなはち大臣オスナパルが移してサマリアの邑および河外のその他の地に置し者等云々
十一 其アルタシヤ
スタ王に上つりし書の稿は是なり云く、河外の汝の僕等云々
十二 王知たまへ、汝の所より上り來りしユダヤ人
エルサレムに到りてわれらの中にいりかの背き悖る惡き邑を建なほし石垣を築きあげその基礎を固うせり
十三 然ば王いま知たまへ若この邑を建て石垣を築きあげなば彼ら必ず貢、税、租税などを納じ、然すれば終に
王等の不利とならん
十四 そもそも我らは王の鹽を食む者なれば王の輕んぜらるゝを見るに忍びず、茲に人を遣

れし王に奏聞す　十五 列祖の記錄の書を稽へたまへ必ずその記錄の書の中におゐて、此邑は背き悖る邑にして諸
王と諸州とに害を加へし者なるを見、その中に古來叛逆の事ありしを知たまふべし、此邑の滅ぼされしは此故
に緣るなり　十六 我ら王に奏聞す、若この邑を建て石垣を築きあげなばなんぢは之がために河外ふの領分をうし
なふなるべしと　十七 王すなはち方伯レホム、書記官シムシヤイこの餘サマリアおよび河外ふのほかの處に住る
同僚に答書をおくりて云く、平安あれ云々　十八 汝らが我等におくりし書をば我前に讀解しめたり　十九 我やがて詔
書を下して稽考しめしに此邑の古來起りて諸王に背きし事、その中ふ反亂謀叛のありし事など詳悉なり　二十 ま
たエルサレムには在昔大なる王等ありて河外ふをことごとく治め、貢賦、租稅、税金などを己に納しめたる事あ
り　二十一 然ば汝ら詔言を傳へて其人々を止め我が詔言を下すまで此邑を建ることを無らしめよ　二十二 汝ら慎め之を爲
ことを忽にする勿れ、何ぞ損害を增て王ふ害を及ぼすべけんやと　二十三 アルタシヤスタ王の書の稿をレホムおよ
び書記官シムシヤイとその同僚の前に讀あげければ彼等すなはちエルサレムに奔ゆきてユダヤ人に就て腕
力と權勢とをもて之を止めたり　二十四 此をもてエルサレムなる神の室の工事止ぬ、即ちペルシヤ王ダリヨスの治
世の二年まで止みたりき

第五章

一 爰に預言者ハガイおよびイドの子ゼカリヤの二人の預言者ユダとエルサレムに居るユダヤ人に向
ひてイスラエルの神の名をもて預言する所ありければ　二 シヤルテルの子ゼルバベルおよびヨザダクの子ヱ
シユア起あがりてエルサレムなる神の室を建ることを始む神の預言者等これとともに在て之を助く　三 その
時に河外の總督タテナイといふ者セタルボズナイおよびその同僚とともにその所に來り誰が汝らふ此室を
建て此石垣を築きあぐることを命ぜしやと斯言ひ　四 また此建物を建る人々の名は何といふやと斯これに問
り　五 然るにユダヤ人の長老等の上にはその神の目そゝぎゐたれば彼等これを止むることを能はずして遂にそ

の事をダリヨスに奏してその返答の來るを待り　河外の總督タテナイおよびセタルボズナイとその同僚
なる河外のアパルサカイ人がダリヨス王に上まつりし書の稿は左のごとし　即ちその上まつりし書の中
に書しるしたる所は是のごとし云く願くはダリヨス王に大なる平安あれ、八 王知たまへ我等ユダヤ州に往て
かの大神の室に至り視しに巨石をもて之を建て材木を組て壁を作り居り其工事おほいに捗どりてその手を
下すところ成ざる無し　九 是に於て我等その長老等に問てこれに斯いへり、誰が汝らに此室を建てこの石垣を
築きあぐることを命ぜしやと　十 我等またその首長たる人々の名を書しるして汝に奏聞せんがためにその名
を問り　十一 時に彼等かく我らに答へて言り、我等は天地の神の僕にして年久しき昔に建おかれし殿を再び建る
なり、是は素イスラエルの大なる王某の建築きたる者なりしが　十二 我らの父等天の神の震怒を惹起せしに縁て
つひに之をカルデヤ人バビロンの王ネブカデネザルの手に付したまひければ彼この殿を毀ち民をバビロン
に携へゆけり　十三 然るにバビロンの王クロスの元年にクロス王神のこの室を建べしとの詔言を下したまへり
十四 然のみならずエルサレムの殿よりネブカデネザルが取いだしてバビロンの殿に携へいれし神の室の金銀
の器皿もクロス王これをバビロンの殿より取いだし其立たる總督セシバザルと名くる者に之を付し　十五 而し
て彼に言けらく是等の器皿を取り往てこれをエルサレムの殿に携へいれ神の室をその本の處に建よと　十六 是
においてそのセシバザル來りてエルサレムなる神の室の石礎を置たりき、其時よりして今にいたるまで之を建
つゝありしが猶いまだ竣らざるなりと　十七 然ば今王もし善となされなば請ふ御膝下バビロンにある所の王の
寶藏を査べたまひて神のこの室を建べしとの詔言のクロス王より出しや否を稽へ而して王此事につきて御
旨を我らに諭したまへ

第六章

一 是に於てダリヨス王詔言を出しバビロンにて寶物を藏むる所の文庫に就て査べ稽えめしに　二 メデ

ア州の都城アクメタにて一の卷物を得たり、その內に書るせる記錄は是のごとし　三 クロス王の元年にクロス王詔言を出せり云くエルサレムなる神の室の事につきて諭す、その犧牲を獻ぐる所なる殿を建てその石礎を堅く置ゑ其室の高を六十キユビトにし其濶を六十キユビトとし　四 巨石三行、新木一行を以せよ其費用は王の家より授くべし　五 また子ブカデネザルがエルサレムの殿より取いだしてバビロンに携へきたりし神の室の金銀の器皿は之を還してエルサレムの殿に持ゆかしめ神の室に置てその故の所にあらしむべしと　六 然ば河外ふの總督タテナイおよびセタルボズナイとその同僚なる河外ふのアパルサカイ人汝等これに遠ざかるべし　七 神のこの室の工事を妨ぐる勿れ、ユダヤ人の牧伯とユダヤ人の長老等に神のこの家を故の處に建ゑしめよ　八 我また詔言を出し其神の家を建ることにつきて汝らが此ユダヤ人の長老等に爲べきことを示す、王の財寶の中すなはち河外ふの租税の中より迅速に費用をこの人々に與へよ、その工事を滯ほらしむる勿れ　九 又その需むる物即ち天の神にたてまつる燔祭の小牛、牡羊および羔羊ならびに麥、鹽、酒、油など凡てエルサレムにをる祭司の定むる所に循ひて日々に怠慢なく彼等に與へ　十 彼らをして馨しき香の犧牲を天の神に獻ぐることを得せしめ王とその子女の生命のために祈ることを得せしめよ　十一 かつ我詔言を出す、誰にもせよ此言を易る者あらばその家の梁を拔きとり彼を擧て之に釘ん、その家はまた之がために厠にせらるべし　十二 凡そ之を易へまたエルサレムなるその神の室を毀たんとて手を出す王あるひは民は彼處にその名を留め給ふ神ねがはくはこれを倒したまへ、我ダリヨス詔言を出せり迅速に之を行なへ　十三 ダリヨス王かく諭しければ河外ふの總督タテナイおよびセタルボズナイとその同僚迅速にこれを行なへり　十四 ユダヤ人の長老等すなはち之を建て預言者ハガイおよびイドの子ゼカリヤの預言に由てこれを成就たり、彼等イスラエルの神の命に循がひクロス、ダリヨスおよびペルシヤ王アルタシヤスタの詔言に依て之を建竣ぬ　十五 ダリヨス王の治世の六年アダルの月

の三日にこの室成り 十六 是においてイスラエルの子孫、祭司、レビ人およびその餘の俘擄人よろこびて神のこの室の落成禮を行なへり 十七 即ち神のこの室の落成禮において牡牛一百牡羊二百羔羊四百を獻げ、またイスラエルの支派の數にしたがひて牡山羊十二を獻げてイスラエル全體のために罪祭となし 十八 祭司をその分別にしたがひて立てレビ人をその班列にしたがひて立てエルサレムに於て神に事へしむ、凡てモーセの書に書しるしたるが如し 十九 斯て俘囚より歸り來りし人々正月の十四日に逾越節を行へり 二十 即ち祭司、レビ人共に身を潔めて皆潔くなり一切俘囚より歸り來りし人々のため、其兄弟たる祭司等のため、又自己のために逾越の物を宰れり 二一 擄れゆきて歸り來しイスラエルの子孫および其國の異邦人の汚穢を棄て是等に附てイスラエルの神エホバを求むる者等すべて之を食ひ 二二 喜びて七日の間酵いれぬパンの節を行へり、是はエホバかれらを喜ばせアッスリアの王の心を彼らに向はせ彼をしてイスラエルの神にまします神の家の工事を助けさせたまひしが故あり

第七章

一 是等の事の後ペルシヤ王アルタシヤスタの治世にエズラといふ者あり、エズラはセラヤの子、セラヤはアザリヤの子、アザリヤはヒルキヤの子 二 ヒルキヤはシヤルムの子、シヤルムはザドクの子、ザドクはアヒトブの子 三 アヒトブはアマリヤの子、アマリヤはアザリヤの子、アザリヤはメラヨテの子 四 メラヨテはゼラヒヤの子、ゼラヒヤはウジの子、ウジはブツキの子 五 ブツキはアビシユアの子、アビシユアはピ子ハスの子、ピ子ハスはエレアザルの子、エレアザルは祭司の長アロンの子なり 六 此エズラバビロンより上り來れり彼はイスラエルの神エホバの授けたまひしモーセの律法に精しき學士なりき、其神エホバの手これが上にありしに因てその求むる所を王こと〴〵く許せり 七 アルタシヤスタ王の七年にイスラエルの子孫および祭司、レビ人、謳歌者、門を守る者子テニ人など多くエルサレムに上れり 八 王の七年の五月にエズラエルサレムに到れり 九 即ち正

月の一日にバビロンを出たちて五月の一日にエルサレムに至る、其神のよき手これが上にありしに因てなり
十 エズラは心をこめてエホバの律法を求め之を行ひてイスラエルの中に法度と例規とを教へたりき○十一 エ
ホバの誡命の言に精しく且つイスラエルに賜ひし法度に明かなる學士にて祭司たるエズラにアルタシヤス
タ王の與へし書の言は是のごとし 十二 諸王の王アルタシヤスタ天の神の律法の學士なる祭司エズラに諭す、願
くは全云々 十三 我詔言を出す、我國の内にをるイスラエルの民およびその祭司レビ人の中凡てエルサレムに
往んと志す者は皆なんぢとともに往べし 十四 汝はおのが手にある汝の神の律法に照してユダとエルサレムの
模樣とを察せんために王および七人の議官に遣はされて往くなり 十五 且汝は王とその議官がエルサレムに宮
居するところのイスラエルの神のために誠意よりささぐる金銀を携へ 十六 またバビロン全州にて汝が獲る一
切の金銀および民と祭司とがエルサレムなる其神の室のために誠意よりする禮物を携さふ 十七 然ば汝その金
をもて牡牛、牡羊、羔羊およびその素祭と灌祭の品を速に買ひ、エルサレムにある汝らの神の室の壇の上にこれ
を獻ぐべし 十八 また汝と汝の兄弟等の餘れる金銀をもて爲んと欲する所あらば汝らの神の旨にしたがひて
之を爲せ 十九 また汝の神の室の奉事のために汝が賜はりし器皿は汝これをエルサレムの神の前に納めよ 二十 そ
の外汝の神の室のために需むる所あらば汝の用ひんとする所の者をことごとく王の府庫より取て用ふべし
二一 我や我アルタシヤスタ王河外の一切の庫官に詔言を下して云ふ、天の神の律法の學士祭司エズラが汝ら
に需むる所は凡てこれを迅速に爲べし 二二 即ち銀は百タラント、小麥は百石、酒は百バテ、油は百バテ、鹽は量なか
るべし 二三 天の神の室のために天の神の命ずる所は凡て謹んで之を行なへ、しからずば王とその子等との國に
恐くは震怒のぞまん 二四 かつ我等なんぢらに諭す、祭司レビ人謳歌者門を守る者ネテニ人および神のこの室の
役者などには貢賦、租税、稅金などを課すべからず 二五 汝エズラ汝の手にある汝の神の智慧にしたがひて有司お

よび裁判人を立て河外ふの一切の民すなはち汝の神の律法を知る者等を盡く審判しめよ、汝らまた之を知ざる者を教へよ 二六 凡そ汝の神の律法および王の律法を行はざる者をば迅速にその罪を定めて或は殺し或は追放ち或はその貨財を沒收し或は獄に繋ぐべし○ 二七 我らの先祖の神エホバは讃べき哉、斯王の心にヱルサレムにあるエホバの室を飾る意を起させ 二八 また王の前とその議官の前と王の大臣の前にて我に矜恤を得させたまへり、我神エホバの手わが上にありしに因て我は力を得、イスラエルの中より首領たる人々を集めて我とゝもに上らしむ

第八章

一 アルタシヤスタ王の治世に我とゝもにバビロンより上り來りし者等の宗家の長およびその系譜は左のごとし 二 ピネハスの子孫の中にてはゲルシヨム、イタマルの子孫の中にてはダニエル、ダビデの子孫の中にてはハットシ、三 シカニヤの子孫の中パロシの子孫の中にてはゼカリヤ彼と偕にありて名簿に載られたる男百五十人、四 パハテモアブの子孫の中にてはゼラヒヤの子エリヨエナイ、彼とゝもなる男二百人、五 シカニヤの子孫の中にてはヤハジエルの子彼とゝもなる男三百人、六 アデンの子孫の中にてはヨナタンの子エベデ彼とゝもなる男五十人、七 エラムの子孫の中にてはアタリヤの子エサヤ、彼と偕なる男七十人、八 シパテヤの子孫の中にてはミカエルの子ゼバデヤ、彼とゝもなる男八十人、九 ヨアブの子孫の中にてはエヒエルの子オバデヤ、彼とゝもなる男二百十八人、十 シロミテの子孫の中にてはヨシピアの子、彼とゝもなる男百六十人、十一 ベバイの子孫の中にてはベバイの子ゼカリヤ、彼と偕なる男二十八人、十二 アズガデの子孫の中にてはハッカタンの子ヨハナン、彼とゝもなる男百十人、十三 アドニカムの子孫の中の後なる者等あり、其名をエリペレテ、ユエル、シマヤといふ、彼らと偕なる男六十人、十四 ビグワイの子孫の中にてはウタイおよびザブデ、彼等とゝもなる男七十人○ 十五 我かれらをアハワに流るゝところの河の邊に集めて三日が間かしこに天幕を張居たりしが我民と祭司とを

閱せしにレビの子孫一人も其處に居ざりければ 十六すなはち人を遣てエリエゼル、アリエル、シマヤ、エルナタン、
ヤリブ、エルナタン、ナタン、ゼカリヤ、メシユラムなどいふ長たる人々を招き、また教諭を施こす所のヨヤリブ
およびエルナタンを招けり 十七而して我カシピアといふ處の長イドの許に彼らを出し遣せり即ち我カシピ
アといふ處にをるイドとその兄弟なる子テニ人に告べき言を之が口に授け、我等の神の室のために役者を我
等に携さへ來れと言けるが 十八我らの神よく我等を助けたまひて彼等つひにイスラエルの子レビの子マヘリ
の子孫イシセケルを我らに携さへ來り、又セレビヤといふ者およびその子等と兄弟十八人 十九ハシヤビヤなら
びにメラリの子孫のエサヤおよびその兄弟とその子等二十人を携へ 二十また子テニ人すなはちダビデとその
牧伯等がレビ人に事へしむるために設けたりし子テニ人二百二十人を携へ來れり、此等の者は皆その名を掲
げられたり 二一斯て我かしこなるアハワの河の邊にて斷食を宣傳へ、我等の神の前にて我等身を卑くし我らと我
らの小き者と我らの諸の所有のために正しき途を示されんことを之に求む 二二其は我等さきに王に告て、我ら
の神は己を求むる者を凡て善く助けまた己を棄る者にはその權能と震怒とをあらはしたまふと言しに因て
我道路の敵を防ぎて我等を護るべき步兵と騎兵とを王に請ふを恥たればなり 二三かくてこのことを我ら斷食
して我等の神に求めけるに其祈禱を容たまへり 二四時に我祭司の長十二人即ちセレビヤ、ハシヤビヤおよびその
の兄弟十人を之とともに擇び 二五金銀および器皿すなはち王とその議官とその牧伯と彼處の一切のイスラエ
ル人とが我らの神の室のために獻げたる奉納物を量りて彼らに付せり 二六その量りて彼らの手に付せし者は
銀六百五十タラント、銀の器百タラントなりき 二七また金の大盂二十あり、一千ダリクに當る、また
光り輝く精銀の器二箇ありその貴きこと金のごとし 二八而して我かれらに言り汝等はエホバの聖者なり、此器
皿もまた聖し、又この金銀は汝らの先祖の神エホバに奉まつりし誠意よりの禮物なり 二九汝等エルサレムに至

りてエホバの家の室に於て祭司レビ人の長等およびイスラエルの宗家の首等の前に量るまで之を伺ひ守るべしと 三十是に於て祭司およびレビ人等の金銀および器皿をエルサレムなる我らの神の室に携へゆかんとて其重にしたがひてこれを受取り〇 三一我ら正月の十二日にアハワの河邊を出たちてエルサレムに赴きけるが我らの神の手我らの上にあり我らを救ひて敵の手また路に伏て窺ふ者の手に陥らしめたまはざりき 三二我等すなはちエルサレムに至りて三日かしこに居しが 三三四日にいたりて我らの神の室において彼の金銀および器皿をウリヤの子祭司メレモテの手に量り付せり、ピネハスの子エレアザル彼に副ふ、又ヱシュアの子ヨザバデおよびビンヌイの子ノアデヤの二人のレビ人かれらに副ふ 三四即ちその一々の重と數を査へ其重をことごとく其時かきとめたり 三五俘囚の人々のうちの俘囚をゆるされて歸り來し者イスラエルの神に燔祭を獻げたり、即ちイスラエル全體にあたる牡牛十二を獻げ、また牡羊九十六、羔羊七十七罪祭の牡山羊十二を獻げたり是みなエホバにたてまつりし燔祭なり 三六彼等王の勅諭を王の代官と河外ふの總督等に示しければその人々民を助けて神の室を建しむ

第九章

一是等の事の成し後牧伯等我許にきたりて言ふイスラエルの民祭司およびレビ人は諸國の民とはなれずして、カナン人、ヘテ人、ペリジ人、エブス人、アンモニ人、モアブ人、エジプト人、アモリ人などの中なる悪むべき事を行へり 二即ち彼等の女子を自ら娶り、またその男子に娶れば聖種諸國の民と相雜れり、牧伯たる者長たる者さきだちてこの愆を犯せりと 三我この事を聞て我衣と袍を裂き頭髪と鬚を抜き驚き呆れて坐せり 四イスラエルの神の言を戰慄おそるゝ者はみな俘囚より歸り來し者等の愆の故をもて我許に集まりしが我は晩の供物の時まで驚きつゝ茫然として坐しぬ 五晩の供物の時にいたり我その苦行より起て衣と袍とを裂たるまゝ膝を屈めてわが神エホバにむかひ手を舒て 六言けるは我神よ我はわが神に向ひて面を擧るを差て赧らむ、

其は我らの罪積りて頭の上に出で我らの愆重りて天に達すればなり　七我らの先祖の日より今日にいたるま
で我らは大なる愆を身に負り、我らの罪の故によりて我等と我らの王等および祭司たちは國々の王等の手に
付され、劍にかけられ、擄へゆかれ、掠められ、面に恥をかうぶれり、今日のごとし　八然るに今われらの神エホバ暫
く恩典を施こして逃れ存すべき者を我らの中に殘し、我らをしてその聖所にうちし釘のごとくならしめ、斯し
て我らの神われらの目を明にし、我らをして奴隷の中にありて少く生る心地せしめたまへり　九それ我ら
は奴隷の身あるがその奴隷たる時にも我らの神われらを忘れず反てペルシヤの王等の目の前にて我らに憐
憫を施こして我らに活る心地せしめ我らの神の室を建しめ其破壞を修理はしめユダとエルサレムにて我ら
ふ石垣をたまふ　十我らの神よ已に是のごとくなれば我ら今何と言のべんや我等はやくも汝の命令を棄たれ
ばなり　十一汝かつて汝の僕なる預言者等によりて命じて宣まへり云く汝らが往て獲んとする地はその各地の
民の汚穢により其惛むべき事によりて汚れたる地にして此極より彼極までその汚穢盈わたるなり　十二然ば汝
らの女子を彼らの男子に與ふる勿れ彼らの女子をなんぢらの男子に娶る勿れ、又何時までもかれらの爲ふ平
安をも福祿をも求むべからず、然すれば汝ら旺盛にしてその地の佳物を食ふことを得永くこれを汝らの子孫
に傳へて産業となさしむることを得んと　十三我らの惡き行により我らの大なる愆によりて此事すべて我らに
臨みたりしが汝我らの神はわれらの罪よりも輕く我らを罰して我らの中に是のごとく人を遺したまひたれ
ば　十四我等再び汝の命令を破りて是等の惛むべき行ある民と縁を結ぶべけんや、汝我らを怒りて終に滅ぼし盡
し遺る者も逃るる者も無にいたらしめたまはざらんや　十五イスラエルの神エホバよ汝は義し、即ち我ら逃れて
遺ること今日のごとし、今我ら罪にまとはれて汝の前にあり、是がために一人として汝の前に立ことを得る者
なきなり

第十章

一 エズラ神の室の前に泣伏て禱りかつ懺悔しをる時に男女および兒女はなはだ多くイスラエルの中
より集ひて彼の許に聚り來れり、すべての民はいたく泣かなしめり 二 時にエラムの子エヒエルの子シカニヤ
答へてエズラに言ふ我らはわれらの神に對ひて罪を犯し此地の民なる異邦人の婦女を娶れり、然ながら此事
につきてはイスラエルに今なほ望あり 三 然ば我等わが主の教誨にしたがひ又我らの神の命令に戰慄く人々
の教誨にしたがひて斯る妻をことごとく出し之が產たる者を去んといふ契約を今われらの神に立ん、而して
律法にしたがひて之を爲べし 四 起よ是事は汝の主どる所なり、我ら汝を助くべし心を强くして之を爲せと 五
エズラやがて起あがり祭司の長等レビ人およびイスラエルの人衆をして此言のごとく爲んと誓はしめたり、
彼ら乃ち誓へり 六 かくてエズラ神の家の前より起いでゝエリアシブの子ヨハナンの室に入しが彼處に至り
てもパンを食ず水を飮ざりき、是は俘囚より歸り來りし者の愆を憂へたればなり 七 斯てユダおよびエルサレ
ムに遍ねく宣て俘囚の人々に盡く示して云ふ、汝ら皆エルサレムに集まるべし 八 凡そ牧伯等と長老等の諭言
にしたがひて三日の內に來らざる者は皆その一切の所有を取あげられ俘擄人の會より黜けらるべしと 九 是
においてユダとベニヤミンの人々みな三日の內にエルサレムに集まれり、是は九月にして恰もその月の廿日
なりき、民みな神の室の前なる廣場に坐して此事のためまた大雨のために震ひ慄けり 十 時に祭司エズラ起て
之に言けるは汝らは罪を犯し異邦の婦人を娶りてイスラエルの愆を增り 十一 然ば今なんぢらの先祖の神エホ
バに懺悔してその御旨を行へ、即ち汝等この地の民等および異邦の婦人とはなるべしと 十二 會衆みな聲をあげ
て答へて言ふ汝が我らに諭せるごとく我等かならず爲べし 十三 然ど民は衆し又今は大雨の候なれば我等外に
立こと能はず且これは一日二日の事業にあらず、其は我らこの事について大に罪を犯したればなり 十四 然ば我
らの牧伯等この全會衆のために立れよ、凡そ我等の邑の內にもし異邦の婦人を娶りし者あらば皆定むる時に

來るべし、又その各々の邑の長老および審判人これに伴ふべし、斯して此事を成ば我らの神の烈しき怒つひに
我らを離るゝあらんと 十五 その時立てこれに逆ひし者はアサヘルの子ヨナタンおよびテクワの子ヤハジア而
已、メシュラムおよびレビ人シヤベタイこれを賛く 十六 俘囚より歸り來りし者つひに然なし、祭司エズラおよび
宗家の長數人その宗家にしたがひて名指して撰ばれ、十月の一日より共に坐してこの事を査べ 十七 正月の一日
に至りてやうやく異邦の婦人を娶りし人々を盡く査べ畢れり 十八 祭司の徒の中にて異邦の婦人を娶りし者は
即ちヨザダクの子ヱシュアの子等およびその兄弟マアセヤ、エリエゼル、ヤリブ、ゲダリヤ 十九 彼らはその妻を出
さんといふ誓をなし已に愆を獲たればとて牡羊一匹をその愆のために獻げたり 二十 インメルの子孫ハナニお
よびゼバデヤ 二一 ハリムの子孫マアセヤ、エリヤ、シマヤ、エヒエル、ウジヤ 二二 パシュルの子孫エリオエナイ、マアセ
ヤ、イシマエル、ネタンエル、ヨザバデ、エラサ 二三 レビ人の中にてはヨザバデ、シメイ、ケラヤ(即ちケリタ)、ペタヒヤ、ユ
ダ、エリエゼル 二四 謳歌者の中にてはエリアシブ門を守る者の中にてはシヤルム、テレムおよびウリ 二五 イスラエ
ルの中にてはパロシの子孫ラミヤ、エジア、マルキヤ、ミヤミン、エレアザル、マルキヤ、ベナヤ 二六 エラムの子孫マッ
タニヤ、ゼカリヤ、エヒエル、アブデ、エレモテ、エリヤ 二七 ザットの子孫エリオエナイ、エリアシブ、マッタニヤ、エレモ
テ、ザバデ、アジザ 二八 ベバイの子孫ヨハナン、ハナニヤ、ザバイ、アテライ 二九 バニの子孫メシュラム、マルク、アダヤ、ヤ
シュブ、シヤル、エレモテ 三十 パハテモアブの子孫アデナ、ケラル、ベナヤ、マアセヤ、マッタニヤ、ベザレル、ビンヌイ、
マナセ 三一 ハリムの子孫エリエゼル、エシヤ、マルキヤ、シマヤ、シメオン 三二 ベニヤミン、マルク、シマリヤ 三三 ハシュム
の子孫マッテナイ、マッタタ、ザバデ、エリパレテ、エレマイ、マナセ、シメイ 三四 バニの子孫マアダイ、アムラム、ウエル、
三五 ベナヤ、ベデヤ、ケルヒ 三六 ワニア、メレモテ、エリアシブ 三七 マッタニ、マッテナイ、ヤアス 三八 バニ、ビンヌイ、シメイ、
三九 シレミヤ、ナタン、アダヤ 四十 マクナデバイ、シヤシヤイ、シヤライ 四一 アザリエル、シレミヤ、シマリヤ 四二 シヤルム、ア

マリヤ、ヨセフ、
四三 子ボの子孫エイエル、マッタテヤ、ザバテ、ゼビナ、イド、ヨエル、ベナヤ、
四四 是みな異邦の婦人を娶りし者なり、その婦人の中には子女を產し者もありき

以士喇書終

第一章 一 ハカリヤの子ネヘミヤの言詞。第二十年キスレウの月我シユシヤンの都にありける時 二 わが兄弟の一人なるハナニ數人の者とともにユダより來りしかバ我俘虜人の遺餘なる夫の逃れかへりしユダヤ人の事およびエルサレムの事を問たづねしに 三 彼ら我に言けるハ俘虜人の遺餘なる夫の州内の民ハ大なる患難に遭ひ凌辱に遭ふ。又エルサレムの石垣ハ打崩され其門ハ火に焚たりと 四 我この言を聞坐りて泣き數日の間哀しみ斷食し天の神に祈りて言ふ 五 天の神エホバ、大なる畏るべき神、己を愛し己の誡命を守る者にむかひて契約を保ち恩惠を施こしたまふ者よ 六 ねがハくハ耳を傾むけ目を開きて僕の祈禱を聽いれたまへ我いま汝の僕なるイスラエルの子孫のために日夜なんぢの前に祈り、我等イスラエルの子孫が汝にむかひて犯せし罪を懺悔す、誠に我も我父の家も罪を犯せり 七 我らハ汝にむかひて大に惡き事を行ひ汝の僕モーセに汝の命じたまひし誡命をも法度をも例規をも守らざりき 八 請ふ汝の僕モーセに命じたまひし言を憶ひたまへ、其言に云く汝ら若罪を犯さバ我汝らを國々に散さん 九 然れども汝らもし我にたちかへり我誡命を守りてこれを行なハゞ假令逐れゆきて天の涯にをるとも我そこより汝等をあつめ我名を住ハせんとて撰びし處にきたらしめんと 十 そも〳〵是等の者ハ汝が大なる能力と强き手をもて贖ひたまひし汝の僕なんぢの民なり 十一 主よ請ふ僕の祈禱および汝の名を畏むことを悅こぶ汝の僕等の祈禱に耳を傾けたまへ、願くハ今日僕を助けて此人の目の前に憐憫を得させたまへ、この時我ハ王の酒人なりき

第二章 一 茲にアルタシヤスタ王の二十年ニサンの月王の前に酒のいでし時我酒をつぎて王にたてまつれり、我ハ今まで王の前にて憂色を帶しことあらざりき 二 王われに言けるハ汝ハ疾病もあらざるに何とて面に憂色を帶るや、是他ならず心に憂ふる所あるなりと、是において我甚だ大に懼れたりしが 三 遂に王に奏して曰ふ願く

第一章

一 ハカリヤの子ネヘミヤの言詞。第二十年キスレウの月我シユシヤンの都にありける時 二 わが兄弟の一人なるハナニ數人の者とともにユダより來りしかば我俘虜人の遺餘なる夫の逃れかへりしユダヤ人の事およびエルサレムの事を問たづねしに 三 彼ら我に言けるは俘虜人の遺餘なる夫の州内の民は大なる患難に遭ひ凌辱に遭ふ。又エルサレムの石垣は打崩され其門は火に焚たりと 四 我この言を聞坐りて泣き數日の間哀しみ斷食し天の神に祈りて言ふ 五 天の神エホバ、大なる畏るべき神、己を愛し己の誡命を守る者にむかひて契約を保ち恩惠を施こしたまふ者よ 六 ねがはくは耳を傾むけ目を開きて僕の祈禱を聽いれたまへ我いま汝の僕なるイスラエルの子孫のために日夜なんぢの前に祈り、我等イスラエルの子孫が汝にむかひて犯せし罪を懺悔す、誠に我も我父の家も罪を犯せり 七 我らは汝にむかひて大に惡き事を行ひ汝の僕モーセに汝の命じたまひし誡命をも法度をも例規をも守らざりき 八 請ふ汝の僕モーセに命じたまひし言を憶ひたまへ、其言に云く汝ら若罪を犯さば我汝らを國々に散さん 九 然れども汝らもし我にたちかへり我誡命を守りてこれを行なはゞ假令逐れゆきて天の涯にをるとも我そこより汝等をあつめ我名を住はせんとて撰びし處にきたらしめんと 十 是等の者は汝が大なる能力と强き手をもて贖ひたまひし汝の僕なんぢの民なり 十一 主よ請ふ僕の祈禱および汝の名を畏むことを悅こぶ汝の僕等の祈禱に耳を傾けたまへ、願くは今日僕を助けて此人の目の前に憐憫を得させたまへ、この時我は王の酒人なりき

第二章

一 茲にアルタシヤスタ王の二十年ニサンの月王の前に酒のいでし時我酒をつぎて王にたてまつれり、我は今まで王の前にて憂色を帶しことは有ざりき 二 王われに言けるは汝は疾病も有ざるに何とて面に憂色を帶るや、是他ならず心に憂ふる所あるなりと、是において我甚だ大に懼れたりしが 三 遂に王に奏して曰ふ願く

は王長壽かれ、我が先祖の墓の地たるその邑は荒蕪その門は火にて焚たれば、我いかで顔に憂色を帶ざるを得
んやと　四 王われに向ひて然らば汝何をなさんと願ふやと言ければ我すなはち天の神に祈りて　五 王に言ける
は王もし之を善としたまひ、我もし汝の前に恩を得たる者ならば願くはユダにあるわが先祖の墓の邑に我
を遣はして我にこれを建起さしめたまへと　六 時に后妃も傍に坐しをりしが王われに言けるは汝が往てをる
間は何程なるべきや何時頃歸りきたるやと、王かく我を遣はすことを善としければ我期を定めて奏せり　七 而
して我また王に言けるは王もし善としたまはゞ請ふ河外の總督等に與ふる書を我に賜ひ彼らをして我を
ユダまで通さしめたまへ　八 また王の山林を守るアサフに與ふる書をも賜ひ彼をして殿に屬する城の門を作
り邑の石垣および我が入べき家に用ふる材木を我に授けしめたまへと。我神善く我を助けたまひしに因て王
これを我に允せり　九 是において我河外の總督等に詣りて王の書をこれに付せり、王は軍長數人に騎兵をそ
へて我に伴なはせたり　十 時にホロニ人サンバラテおよびアンモニ人奴隸トビヤこれを聞きイスラエルの子
孫の安寧を求むる人來れりとて大に憂ふ　十一 我つひにエルサレムに到りて彼處に三日居りける後　十二 夜中に起
いでたり、數人の者われに伴なふ、我はわが神がエルサレムのために爲せんとて我心に入たまひし所の事を何
人にも告しらせず亦我が乘る一匹の畜の外には畜を引つれざりき　十三 我すなはち夜中に立いで谷の門を通り
龍井の對面を經て糞門に至りてエルサレムの石垣を覧せしにその石垣は頽れをりその門は巳に火に焚てあり
き　十四 かくて又前みて泉の門にゆき王の池にいたりしに我が乘る畜の通るべき處なかりき　十五 我亦その夜の中
に溪川に沿て進みのぼりて石垣を觀めぐり頓て身を反して谷の門より歸りいりぬ　十六 然るに牧伯等は我が何
處に往しか何を爲しかを知ざりき、我また未だこれをユダヤ人にも祭司にも貴き人にも方伯等にも其他の役
人にも告しらせざりしが　十七 遂に彼らに言けるは汝らの見るごとく我等の境遇は惡くエルサレムは荒はて

その門は火に焚たり、來れ我等エルサレムの石垣を築きあげて再び世の凌辱をうくることなからんと 十八 而して我わが神の善われを助けたまひし事を彼らに告げまた王の我に語りし言詞をも告しらせければ云ふ來起て築かんと言ひ皆奮ひてこの美事を爲んとす 十九 時にホロニ人サンバラテ、アンモニ人奴隷トビヤおよびアラビヤ人ガシユムこれを聞て我らを嘲けり我等を侮りて言ふ汝ら何事をなすや王に叛かんとするなるかと 二十 我すなはち答へて彼らに言ふ、天の神われらをして志を得させたまはん、故に其僕たる我等起て築くべし、然ど汝らはエルサレムに何の分もなく權理もなく記念もなしと

第三章

一 爰に祭司の長エリアシブその兄弟の祭司等とともに起て羊の門を建て之を聖別てその扉を設け尙も之を聖別てハンメアの戍樓に及ぼし又ハナ子ルの戍樓に及ぼせり 二 その次にはエリコの人々築き建て、其次にはイムリの子ザツクル築き建たり 三 魚の門はハツセナアの子等これを建構へ、その扉を設けて之に鎖と閂を施こせり 四 その次にはハツコヅの子ウリヤの子メレモテ修繕をなし、其次にはメシザベルの子ベレキヤの子メシユラム修繕をなしその次にはバアナの子ザドク修繕をなし 五 その次にはテコア人等修繕をなせり、但しその貴き族はその主の工事に服せざりき 六 古門はパセアの子ヨイアダおよびベソデヤの子メシユラムこれを修繕ひ構へその扉を設けて之に鎖と閂を施せり 七 その次にはギベオン人メラテヤ、メロノテ人ヤドン河外の總督の管轄に屬するギベオンとミヅパの人々等修繕をなせり 八 その次にはハルハヤの子ウジエルなどの金工修繕をなし、其次には製香者ハナニヤなど修繕をなしエルサレムを堅うして石垣の廣き處にまで及べり 九 その次にはエルサレムの郡の半の知事ホルの子レパヤ修繕をなせり 十 その次にはハルマフの子エダヤ己の家と相對ふ處を修繕り、その次にはハシヤブニヤの子ハツトシ修繕をなせり 十一 ハリムの子マルキヤおよびバハテモアブの子ハシユブも一方を修繕ひまた爐戍樓を修繕へり 十二 その次にはエルサレムの郡の半

の知事ハロヘシの子シヤルムその女子等とゝもに修繕をなせり 十三 谷の門ハハヌンザノアの民と偕にこれを
修繕ひ之を建なほしその扉を設け之に鎖と閂を施しまた糞の門までの石垣一千キユビトを修繕り 十四 糞の
門はベテハケレムの郡の半の知事レカブの子マルキヤこれを修繕ひ之を建なほしその扉を設け之に鎖と
閂を施せり 十五 泉の門ハミツパの郡の知事コロホゼの子シヤルンこれを修繕ひ之を建なほして覆ひその扉
を設け之に鎖と閂を施こしまた王の園の邊なるシラの池に沿る石垣を修繕てダビデの邑より下るところの
階級にまで及ぼせり 十六 その後にハベテズルの郡の半の知事アズブクの子ネヘミヤ修繕をなしてダビデの墓
に對ふ處にまで及ぼし堀池に至り勇士宅に至れり 十七 その後にハバニの子レホムなどのレビ人修繕をなし其
次にハケイラの郡の半の知事ハシヤビヤその郡の爲に修繕をなせり 十八 その後にハケイラの郡の半の知事ヘ
ナダデの子バワイなどいふその兄弟修繕をなし 十九 その次にハエシユアの子ミツパの知事エゼル石垣の彎に
ある武器庫に上る所に對へる部分を修繕ひ 二十 その後にハザバイの子バルク力を竭して石垣の彎より祭司の
長エリアシブの家の門までの部分を修繕ひ 二一 その次にハハツコツの子ウリヤの子メレモテ、エリアシブの家
の門よりエリアシブの家の極までの部分を修繕ひ 二二 その次にハ窪地の人なる祭司等修繕をなし 二三 その次に
ハベニヤミンおよびハシユブ己の家と相對ふ處を修繕ひ其次にハアナニヤの子マアセヤの子アザリヤ己の
家に近き處を修繕ひ 二四 その次にハヘナダデの子ピンヌイアザリヤの家より石垣の彎角までの部分を修繕へ
り 二五 ウザイの子パラルハ石垣の彎に對ふ處および王の上の家より聳え出たる戍樓に對ふ處を修繕り是ハ侍
衛の廳に近し、其次にハパロシの子ペダヤ修繕をなせり 二六 時にネテニ人オペルに住をりて東の方水の門に對
ふ處および聳え出る戍樓に對ふ處まで及べり 二七 その次にハテコア人聳出たる大戍樓に對ふところの部分
を修繕てオペルの石垣に及ぼせり 二八 馬の門より上ハ祭司等おの〳〵その己の家と相對ふ處を修繕り 二九 その

次にはインメルの子ザドク己の家と相對ふ處を修繕ひ、其次にはシカニヤの子シマヤといふ東の門を守る者
修繕をなし 三十 その次にはシレミヤの子ハナニヤおよびザラフの第六の子ハヌン一方を修繕ひその後にはベ
レキヤの子メシユラム己の室と相對ふ處を修繕へり 三一 その次には金工の一人マルキヤといふ者ハンミフカ
デの門と相對ふ處を修繕ひて隅の昇口に至りネテニ人および商人の家に及ぼせり 三二 また隅の昇口と羊の門
の間は金工および商人等これを修繕へり

第四章

一 茲にサンバラテわれらが石垣を築くを聞て怒り大に憤ほりてユダヤ人を嘲れり 二 即ち彼その兄弟
等およびサマリアの軍兵の前に語りて言ふ此軟弱きユダヤ人何を爲や、自ら强くせんとするか、獻祭をなさ
んとするか、一日に事を終んとするか、塵堆の中の石は既に燬たるに之を取出して活さんとするかと 三 時にア
ンモニ人トビヤその傍にありてまた言ふ彼らの築く石垣は狐上るも圮るべしと 四 我らの神よ聽たまへ、我ら
は侮らる、願くは彼らの出す恥辱をその身の首に歸し、彼らを他國に擄はれしめ掠られしめたまへ 五 彼らの愆
を蔽ひたまふ勿れ、彼らの罪を汝の前より消去しめたまはざれ、其は彼ら築建る者の前にて汝の怒を惹起こし
たればなり 六 斯われら石垣を築きけるが石垣はみな已に相連なりてその高さの半にまで及べり、其は民心を
こめて操作たればなり 七 然るにサンバラテ、トビヤ、アラビヤ人、アンモニ人、アシドド人等エルサレムの石垣成
修れ其破壞も次第に塞がると聞て大に怒り 八 皆ともに相結びてエルサレムに攻來らんとしその中に擾亂を
おこさんとせり 九 是において我ら神に祈禱をなしかれらのために日夜守望者を置て之に備ふ 十 ユダ人は言
り荷を負ふ者の力衰へしが上に灰土おびただしくして我ら石垣を築くこと能はずと 十一 我らの敵は言り彼
ら等が知ずまた見ざる間に我ら其中に入り之を殺してその工事を止めんと 十二 又彼らの邊に住るユダヤ人來る
時は我らに告て言ふ汝ら我らの所に歸らざるべからずと、其事十次にも及べり 十三 是に因て我石垣の後の卑處

なる低き處に民を置き劍、鎗または弓を持せてその宗族にしたがひて之をそなふ 十四 我視めぐり起て貴き人々および牧伯等ならびにその餘の民に告て云ふ汝ら彼等のために懼るゝ勿れ主の大にして畏るべきを憶ひ汝らの兄弟のため男子女子のため妻および家のために戰かへよと 十五 我らの敵おのが事の我らに知れたるをきゝておのが謀計を神に破られたるを聞しによりて我ら皆石垣に歸り各々その工事をなせり 十六 其時より後わが僕半ハ工事に操作き半ハ鎗、楯、弓などを持て鎧を着たり牧伯等ハユダの全家の後にありき 十七 石垣を築く者および荷を負ひはこぶ者ハ各々片手をもて工事を爲し片手に武器を執り 十八 築建者ハおの〳〵その腰に劍を帶て築き建つ、又喇叭を吹く者ハ我傍にあり 十九 我貴き人々および牧伯等ならびにその餘の民に告て云ふ此工事ハ大にして廣ければ我等石垣にありて彼此に相離ること遠し 二十 何處にもあれ汝ら喇叭の音のきこゆるを聞バ其處に奔あつまりて我らに就け、我らの神われらのために戰ひたまふべしと 二一 我ら斯して工事をなしけるが半の者ハ東雲の出るより星の現ハるゝまで鎗を持をれり 二二 當時われ亦民に言らく皆おの〳〵その僕とゝもにエルサレムの中に宿り夜ハ我らの防守となり晝ハ工事をつとむべしと 二三 而して我もわが兄弟等もわが僕も我に從がふ防守の人々もその衣服を脱ず水を汲に出るにも皆武器を執れり

第五章

一 玆に民その妻とゝもにその兄弟なるユダヤ人にむかひて大いに叫べり 二 或人言ふ我等および我らの男子、女子ハ多し、我ら穀物を得食ふて生ざるべからず 三 或人ハ言ふ我らハ我らの田畑、葡萄園および家をも質となすなり、既に飢に迫れバ我らに穀物を獲させよ 四 或ハ言ふ我らハ我らの田畝および葡萄園をもて金を貸て王の租税を納む 五 然ど我らの肉も我らの兄弟の肉と同じく、我らの子女も彼らの子女と同じ、視よ我らハ男子、女子を人に伏從はせて奴隷となす、我らの女子の中すでに人に伏從せし者もあり、如何とも爲ん方法なし、其ハ我らの田畝および葡萄園ハ別の人の有となりたればなりと 六 我ハ彼らの叫および是等の言を聞て大に

怒れり 七 是において我心に思ひ計り、貴き人々および牧伯等を責てこれに言けるハ汝らハ各々その兄弟より利息を取るなりと、而して我かれらの事につきて大會を開き 八 彼らに言けるハ我らハ異邦人の手に賣れたる我らの兄弟ユダヤ人を我らの力にしたがひて贖へり、然るにまた汝等ハ己の兄弟を賣んとするや、いかで之をわれらの手に賣るべけんやと、彼らハ默して言なかりき 九 我また言けるハ汝らの爲すところ善らず、汝らハ我らの敵たる異邦人の誹謗をおもひて、我等の神を畏れつゝ事をなすべきに非ずや 十 我もわが兄弟および僕等も同じく金と穀物とを貸て利息を取ことをなす、願くハ我らこの利息を廢ん 十一 請ふ汝ら今日にも彼らの田畝、葡萄園、橄欖園および家を彼らに還し、また彼らに貸あたへて金穀物および酒油などの百分の一を取ることを廢よと、十二 彼ら即ち言けるハ我ら之を還すべし、彼らに何をも要めざらん、汝の言るごとく我ら然なすべしと、是に於て我祭司を呼び彼らをして此言のごとく行なふといふ誓を立しめたり 十三 而して我わが胸懷を打拂ひて言ふ此言を行はざる者をバ願くハ神是のごとく凡て打拂ひてその家およびその業を離れさせたまへ、即ちその人ハ斯打拂はれて空しくなれかしと、時に會衆みなアーメンと言てエホバを讃美せり、而して民ハこの言のごとくに行へり 十四 且また我がユダの地の總督に任ぜられし時より即ちアルタシヤスタ王の二十年より三十二年まで十二年の間ハ我もわが兄弟も總督の受べき祿を食ざりき 十五 わが以前にありし舊の總督等ハ民に重荷を負せてパンと酒とを是より取り其外にまた銀四十シケルを取れり、然のみならずその僕等も亦民を壓せり、然ども我ハ神を畏るゝに因て然せざりき 十六 我ハ反てこの石垣の工事に身を委ね、我等ハ何の田地をも買しこと無し、我僕ハ皆かしこに集りて工事をなせり、十七 且また我席にハユダヤ人および牧伯等百五十人あり、其外にまた我らの周圍の異邦人の中より我らに來れる者等もありき 十八 是をもて一日に牛一匹、肥たる羊六匹を備へ亦雞をも許多備へ十日に一回種々の酒を多く備へたり、是ありしかどもこの民の役おもきに因て我ハ總督

の受くべき祿を要めざりき　十九 わが神よ我が此民のために爲る一切の事を憶ひ仁慈をもて我をあしらひ給へ

第六章

一 サンバラテ、トビヤおよびアラビヤ人ガシム、ならびにその餘の我らの敵我が石垣を築き終りて一の破壞も遺らずと聞り(然どその時は未だ門に扉を設けざりしなり)　二 是においてサンバラテとガシム我に言つかはしけるは來れ我らオノの平野なる某の村にて相會せんと、その實は我を害せんと思ひしなり　三 我すなはち使者を彼らに遣はして言らく我は大なる工事をなし居ば下りゆくことを得ず、なんぞ工事を離れ汝らの所に下りゆきてその間工事を休ますべけんやと　四 彼ら四次まで是のごとく我に言遣はしけるが我は何時もかくのごとく之に答へたり　五 是においてサンバラテまた五次目にその僕を前のごとく我に遣はせり、其手には封ぜざる書を携さふ　六 その文に云く國々にて言傳ふ、ガシムもまた然いふ、汝はユダヤ人とともに叛かんとして之がために石垣を築けり、而して汝はその王とならんとすとその言ところ是のごとし　七 また汝は預言者を設けて汝の事をエルサレムに宣しめユダに王ありと言しむといひ傳ふ、恐くはこの事この言のごとく王に聞えん、然ば汝いま來れ我ら共に相議らんと　八 我すなはち彼に言つかはしけるは汝が言るごとき事を爲し事なし惟なんぢ之を己の心より作りいだせるなりと　九 彼らは皆われらを懼れしめんとせり、彼ら謂らく斯なさば彼ら手弱りて工事を息べければ工事成ざるべしと、今ねがはくは我手を強くしたまへ　十 かくて後我メヘタベルの子デラヤの子シマヤの家に往しに彼閉こもり居て言らく我ら神の室に到りて神殿の内に相會し神殿の戸を閉おかん、彼ら汝を殺さんとて來るべければなり、必ず夜のうちに汝を殺さんとて來るべしと　十一 我言けるは我ごとき人いかで逃べけんや、我ごとき身にして誰か神殿に入て生命を全うすることを爲んや、我は入じと　十二 我曉れるに神かれを遣はしたまひしに非ず、彼が我にむかひて此預言を説しはトビヤとサンバラテ彼に賄賂したればなり　十三 彼に賄賂せしは此事のためなり、即ち我をして懼れて然なして罪を犯さしめ惡き名を我に

負する種を得て我を辱しめんとてなりき　十四わが神よトビヤ、サンバラテおよび女預言者ノアデヤならびにそ
の他の預言者など凡て我を懼れしめんとする者等を憶えてその行爲に報をなしたまへ○　十五石垣は五十二日
を經てエルルの月の二十五日に成就せり　十六我らの敵皆これを聞ければ我らの周圍の異邦人は凡て怖れ大に
面目をうしなへり其は彼等この工事は我らの神の爲たまひし者なりと曉りたればなり　十七その頃ユダの貴き人
人おほく書をトビヤにおくれり、トビヤの書もまた彼らに來れり　十八トビヤはアラの子シカニヤの婿なるを
もてユダの中に彼と盟を結べる者多かりしが故なり、トビヤの子ヨハナンもまたベレキヤの子メシユラムの女
子を妻に娶りたり　十九彼らはトビヤの善行を我前に語り、また我言を彼に通ぜり、トビヤは常に書をおくりて我
を懼れしめんとせり

第七章

一石垣を築き扉を設け門を守る者、謳歌者およびレビ人を立るにおよびて　二我わが兄弟ハナニおよび
城の宰ハナニヤをしてエルサレムを治めしむ、彼は忠信なる人にして衆多の者に超りて神を畏るる者なり　三
我かれらに言ふ日の熱くなるまではエルサレムの門を啓くべからず、人々の立て守りをる間に門を閉させて
汝らこれを堅うせよ、汝らエルサレムの民を番兵に立て各々にその所を守らしめ、各々にその家と相對ふ處を
守らしめよと　四邑は廣くして大なりしかどもその內の民は寡くして家は未だ建ざりき○　五我神はわが心に
貴き人々、牧伯等および民を集めてその名簿をしらぶる思念を起さしめたまへり、我最先に上り來りし者等の
系圖の書を得て見にその中に書しるして曰く　六往昔バビロンの王ネブカデネザルに擄へられバビロンに遷
されたる者のうち俘囚をゆるされてエルサレムおよびユダに上りおのおの己の邑に歸りし此州の者は左の
如し　七是皆ゼルバベル、エシユア、ネヘミヤ、アザリヤ、ラアミヤ、ナハマニ、モルデカイ、ビルシヤン、ミスペレテ、ビ
グワイ、ネホム、バアナ等に隨ひ來れり、そのイスラエルの民の人數は是のごとし　八パロシの子孫二千百七十二

人 九 シパテヤの子孫三百七十二人 十 アラの子孫六百五十二人 十一 エシユアとヨアブの族たるパハテモアブの
子孫二千八百十八人 十二 エラムの子孫千二百五十四人 十三 ザツトの子孫八百四十五人 十四 ザツカイの子孫七百六
十人 十五 ビンヌイの子孫六百四十八人 十六 ベバイの子孫六百二十八人 十七 アズガデの子孫二千三百二十二人 十八 アド
ニカムの子孫六百六十七人 十九 ビグワイの子孫二千六十七人 二十 アデンの子孫六百五十五人 二一 ヒゼキヤの家
のアテルの子孫九十八人 二二 ハシユムの子孫三百二十八人 二三 ベザイの子孫三百二十四人 二四 ハリフの子孫百十
二人 二五 ギベオンの子孫九十五人 二六 ベテレヘムおよびネトパの人百八十八人 二七 アナトテの人百二十八人 二八 ベ
テアズマウテの人四十二人 二九 キリアテヤリム、ケピラおよびベエロテの人七百四十三人 三十 ラマおよびゲバの
人六百二十一人 三一 ミクマシの人百二十二人 三二 ベテルおよびアイの人百二十三人 三三 他のネボの人五十二人 三四
他のエラムの民千二百五十四人 三五 ハリムの民三百二十人 三六 エリコの民三百四十五人 三七 ロド、ハデデおよびオ
ノの民七百二十一人 三八 セナアの子孫三千九百三十人○ 三九 祭司はエシユアの家のエダヤの子孫九百七十三人
四十 インメルの子孫千五十二人 四一 パシユルの子孫一千二百四十七人 四二 ハリムの子孫一千十七人○ 四三 レビ人は
ホデワの子等エシユアとカデミエルの子孫七十四人○ 四四 謳歌者はアサフの子孫百四十八人○ 四五 門を守る者
はシヤルムの子孫、アテルの子孫、タルモンの子孫、アツクブの子孫、ハテタの子孫、シヨバイの子孫百三十八人○
四六 ネテニ人はジハの子孫、ハスパの子孫、タバオテの子孫、四七 ケロスの子孫、シアの子孫、パドンの子孫 四八 レバナの
子孫、ハガバの子孫、サルマイの子孫 四九 ハナンの子孫、ギデルの子孫、ガハルの子孫、五十 レアヤの子孫、レヂンの子孫、
ネコダの子孫 五一 ガザムの子孫、ウザの子孫、パセアの子孫、五二 ベサイの子孫、メウニムの子孫、ネフセシムの子孫、五三
バクブクの子孫、ハクパの子孫、ハルホルの子孫 五四 バヅリテの子孫、メヒダの子孫、ハルシヤの子孫 五五 バルコスの
子孫、シセラの子孫、テマの子孫、五六 ネヂアの子孫、ハテパの子孫等なり○ 五七 ソロモンの僕たりし者等の子孫は即

ちツタイの子孫、ソベレテの子孫、ペリダの子孫 五八 ヤアラの子孫、ダルコンの子孫、ギデルの子孫 五九 シパテヤの子孫、ハッテルの子孫、ポケレテハツゼバイムの子孫、アモンの子孫、 六十 ネテニ人とソロモンの僕たりし者等の子孫とは合せて三百九十二人○ 六一 またテルメラ、テルハレサ、ケルブ、アドンおよびインメルより上り來れる者ありしがその宗家とその血統とを示してイスラエルの者あるを明かにすることを得ざりき 六二 是すなはちテラヤの子孫、トビヤの子孫、ネコダの子孫にして合せて六百四十二人○ 六三 祭司の中にホバヤの子孫、ハッコヅの子孫、バルジライの子孫あり、バルジライはギレアデ人バルジライの女を妻に娶りてその名を名りしなり 六四 是等の者系圖に載る者等の中にその籍を尋ねたれども在ざりき、是故に汚れたる者として祭司の中より除かれたり 六五 テルシヤタ即はち之に告てウリムとトンミムを帶る祭司の興るまでは至聖物を食ふべからずと言り○ 六六 會衆あはせて四萬二千三百六十人 六七 この外にその僕婢七千三百三十七人、謳歌男女二百四十五人あり 六八 その馬七百三十六匹、その騾二百四十五匹 六九 駱駝四百三十五匹、驢馬六千七百二十匹○ 七十 宗家の長の中工事のために物を納めし人々あり、テルシヤタは金一千ダリク、鉢五十、祭司の衣服五百三十襲を施こして庫に納む 七一 また宗家の長數人は金二萬ダリク、銀二千二百斤を工事のために庫に納む 七二 その餘の民の納めし者は金二萬ダリク、銀二千斤、祭司の衣服六十七襲なりき 七三 かくて祭司、レビ人、門を守る者、謳歌者、民等ネテニ人およびイスラエル人すべてその邑々に住り、イスラエルの子孫かくてその邑々に住みをりて七月にいたりぬ

第八章

一 茲に民みな一人のごとくになりて水の門の前なる廣場に集り學士エズラに請てエホバのイスラエルに命じたまひしモーセの律法の書を携へきたらんことを求めたり 二 この日すなはち七月一日祭司エズラ律法を携へ來りてその集りをる男女および凡て聽て了ることを得るところの人々の前に至り 三 水の門の前なる廣場にて曙より日中まで男女および了り得る者等の前にこれを誦り、民みな律法の書に耳を傾く 四 學士

エズラこの事のために預て設けたる木の臺の上に立たりしがその傍には右の方にマッタテヤ、シマ、アナヤ、ウ
リヤヒルキヤおよびマアセヤ立をり、左の方にはペダヤ、ミサエル、マルキヤ、ハシュム、ハシバダナ、ゼカリヤおよび
メシユラム立をる
五 エズラ一切の民の目の前にその書を開けり(彼一切の民より高きところに立たり)かれが
開きたる時に民みな起あがれり
六 エズラすなはち大神エホバを祝しければ民みなその手を擧て應へてアー
メン、アーメンと言ひ、首を下げ地に俯伏てエホバを拜めり
七 エシュア、バニ、セレビヤ、ヤミン、アックブ、シャベタ
イ、ホデヤ、マアセヤ、ケリタ、アザリヤ、ヨザバデ、ハナン、ペラヤおよびレビ人等民に律法を了らしめたり、民はその
所に立をる
八 彼等その書に就て神の律法を朗かに誦み且その意を解あかしてその誦ところを之に了らしむ
九 時にテルシャタたるネヘミヤ祭司たる學士エズラおよび民を教ふるレビ人等一切の民にむかひて此日は
汝らの神エホバの聖日なり、哭くなかれ泣なかれと言り、其は民みな律法の言を聽て泣たればなり
十 而して彼
らに言けるは汝ら去て肥たる者を食ひ甘き者を飲め、而してその備をなし得ざる者に之を分ちおくれ、此日は
我らの主の聖日なり汝ら憂ふることをせざれ、エホバを喜ぶ事は汝らの力なるぞかしと
十一 レビ人も亦一切の
民を靜めて言ふ汝ら默せよ此日は聖きぞかし憂ふる勿れと
十二 一切の民すなはち去て食ひかつ飲み、又人に分
ちおくりて大なる喜樂をなせり、是はその誦きかされし言を了りしが故なり〇
十三 その翌日一切の民の族長等
祭司およびレビ人等律法の語を學ばんとて學士エズラの許に集り來り
十四 律法を視るにエホバのモーセによ
りて命じたまひし所を錄して云く、七月の節會にはイスラエルの子孫茅廬に居るべしと
十五 又云く一切の邑々
およびエルサレムに布傳へて言へよ汝ら山に出ゆき橄欖の枝、油木の枝、烏拈の枝、棕櫚の枝、および茂れる木の
枝を取きたりて錄されたるごとくに茅廬を造れと
十六 是において民出ゆきて之を取きたり、各々その家の屋背
の上あるひはその庭あるひは神の室の庭あるひは水の門の廣場あるひはエフライムの門の廣場に茅廬を造

れり 十七 擄へれゆきて歸り來りし會衆みな斯茅廬を造りて茅廬に居り、ヌンの子ヨシュアの日より彼日までに
イスラエルの子孫斯おこなひし事なし、是をもてその喜悦はなはだ大なりき 十八 初の日より終の日までエズラ
日日に神の律法の書を誦り人衆七日の間節筵をおこなひ第八日にいたり例にしたがひて聖會を開けり

第九章

一 その月の二十四日にイスラエルの子孫あつまりて斷食し麻布を纒ひ土を蒙れり 二 イスラエルの裔
たる者一切の異邦人とはなれ而して立て己の罪と先祖の愆とを懺悔し 三 皆おのおのがその處に立てその日
の四分の一をもてその神エホバの律法の書を誦み他の四分の一をもて懺悔をなしその神エホバを拜めり 四
時にエシュア、バニ、カデミエル、シバニヤ、ブンニ、セレビヤ、バニ、ケナニ等レビ人の臺に立ち大聲を擧てその神エ
ホバに呼れり 五 斯てまたエシュア、カデミエル、バニ、ハシヤブニヤ、セレビヤ、ホデヤ、セバニヤ、ペタヒヤなどの
レビ人言けらく汝ら起あがり永遠より永遠にわたりて在す汝らの神エホバを讃よ、汝の尊き御名は讃べきか
な、是は一切の讚にも崇にも遠く超るなり 六 汝は唯なんぢのみエホバにまします、汝は天と諸天の天およびそ
の萬象地とその上の一切の物ならびに海とその中の一切の物を造り之をことごとく保存せたまふなり、天軍
なんぢを拜す 七 汝はエホバ神にまします、汝は在昔アブラムを撰みてカルデアのウルより之を導きいだしアブ
ラハムといふ名をこれにつけ 八 その心の汝の前に忠信なるを觀そなはし之に契約を立てカナン人、ヘテ人
アモリ人ペリジ人、エブス人およびギルガシ人の地をこれに與へその子孫に授けんと宣まひて終に汝の言を
成たまへり、汝は實に義し 九 汝は我らの先祖がエジプトにて艱難を受るを鑒み、かの紅海の邊にて呼はり叫ぶ
を聽いれ 十 異兆と奇蹟とをあらはしてパロとその諸臣とその國の庶民とを攻たまへり、そはかれらは傲りて
我らの先祖等を攻しことを知たまへばなり、而して汝の名を揚たまへること尚今日のごとし 十一 汝はまた彼ら
の前にあたりて海を分ち彼らをして旱ける地を踏て海の中を通らしめ、彼らを追ふ者をば石を大水に投いる

るごとくに淵に投いれたまひ 十二 また晝ハ雲の柱をもて彼らを導き夜ハ火の柱をもて其往べき路を照したま
ひき 十三 汝ハまたシナイ山の上に降り天より彼らと語ひ正しき例規および眞の律法善き法度および誡命を之
に授け 十四 汝の聖安息日を之に示し汝の僕モーセの手によりて誡命と法度と律法を之に命じ 十五 天より食物を
之に與へてその饑をとゞめ磐より水を之がために出してその渇を濕し且この國をなんぢらに與へんと手を
擧て誓ひ給ひしその國に入てこれを獲べきことをかれらに命じたまへり 十六 然るに彼等すなはち我らの先祖み
づから傲りその項を強くして汝の誡命に聽したがはず 十七 聽從ふことを拒み亦なんぢが其中にて行ひたまひ
し奇蹟を憶はず還てその項を強くし悖りて自ら一人の首領を立てその奴隷たりし處に歸らんとせり然りと
雖も汝ハ罪を赦す神にして恩惠あり憐憫あり怒ることを遲く慈悲厚くましまして彼らを棄たまはざりき 十八 ま
た彼ら自ら一箇の犢を鑄造りて是ハ汝をエジプトより導き上りし汝の神なりと言て大に震怒をひきおこす
事を行ひし時にすら 十九 汝ハ重々も憐憫を垂て彼らを荒野に棄たまはず晝ハ雲の柱その上を離れずして之を
途み導き夜ハ火の柱離れずして之を照しその行べき路を示したりき 二十 汝ハまた汝の善靈を賜ひて彼らを訓
へ汝のマナを常に彼らの口にあたへまた水を彼らに與へてその渇をとゞめ 二一 四十年の間かれらを荒野に養
ひたまひたれば彼らハ何の缺る所もなくその衣服も古びずその足も腫ざりき 二二 而して汝諸國諸民を彼らに
あたへて之を各々に分ち取しめ給へりかれらハシホンの地へシボンの王の地およびバシヤンの王オグの地
を獲たり 二三 斯てまた汝ハ彼らの子孫を增て空の星のごとくならしめ前にその先祖等に入て獲よと宣まひた
る地に之を導きいりたまひしかば 二四 則ちその子孫入てこの地を獲たり斯て汝この地にすめるカナン人をか
れらの前に打伏せその王等およびその國の民をかれらの手に付して意のまゝに之を待はしめたまひき 二五 斯
りしかば彼ら堅固なる邑々および膏腴なる地を取り各種の美物の充る家鑿井葡萄園橄欖園および許多の菓

の樹を獲乃ハち食ひて飽き肥太り汝の大なる恩典に沾ひて樂みたりしが 二六尙も悖りて汝に叛き汝の律法を後に抛擲ち己を戒しめて汝に歸らせんとしたる預言者等を殺し大に震怒を惹おこす事を行なへり 二七是に因て汝かれらをその敵の手に付して窘しめさせたまひしが彼らその艱難の時に汝に呼はりければ汝天より之を聽て重々も憐憫を加へ彼らに救ふ者を多く與へて彼らをその敵の手より救ハせたまへり 二八然るに彼らハ安を獲の後復も汝の前に惡き事を行ひしかバ汝かれらをその敵の手に棄おきて敵にこれを治めしめたまひけるが彼ら復立歸りて汝に呼ハりたれバ汝天よりこれを聽き憐憫を加へてしば〳〵彼らを助け 二九彼らを汝の律法に引もどさんとして戒しめたまへり、然りと雖も彼らハ自ら傲りて汝の誡命に聽したがハず汝の例規(人のこれを行ハゞ之によりて生べしといふ者)を犯し、肩を聳かし項を強くして聽ことをせざりき 三十斯りしかども汝ハ年ひさしく彼らを容しおき汝の預言者等に由て汝の靈をもて彼らを戒めたまひしが彼等つひに耳を傾けざりしに因て彼らを國々の民等の手に付したまへり 三一されど汝ハ憐憫おほくして彼らを全くハ絶さず亦彼らを棄たまふことをも爲たまへざりき、汝ハ恩惠あり憐憫ある神にましませバなり 三二されば我らの神大にして力強く且畏るべくして契約を保ち恩惠を施こしたまふ御神ねがハくハアッスリアの王等の日より今日にいたるまで我らの王等、牧伯等、祭司、預言者、我らの先祖汝の一切の民等に臨みし諸の苦難を小き事と視たまへざれ 三三我らに臨みし諸の事につきてハ汝義く在せり、汝の爲たまひし所ハ誠實にして我らの爲しところハ惡かりしなり 三四我らの王等、牧伯等、祭司、父祖等ハ汝の律法を行ハず、汝が用ひて彼らを戒しめたまひしその誡命と證詞に聽從がハざりき 三五即ち彼らハ己の國に居り、汝の賜ふ大なる恩惠に沾ひ、汝が與へてその前に置たまひし廣き膏腴なる地にありける時に汝に事ふることを爲ず、又ひるがへりて自己の惡き業をやむる事もせざりしなり 三六嗚呼われらハ今日奴隷たり、汝が我らの先祖に與へてその中の產出物およびその中の佳物を

食はせんとしたまひし地にて我らは奴隷となりをる乞はかなけれ 三七 この地は汝が我らの罪の故によりて我
らの上に立たまひし王等のために衆多の産物を出すなり且また彼らは我らの身をも我らの家畜をも意のま
ゝに左右することを得れば我らは大難の中にあるなり 三八 此もろもろの事のために我ら今堅き契約を立て
これを書しるし我らの牧伯等我らのレビ人我らの祭司これに印す

第十章
一 印を捺る者はハカリヤの子テルシヤタ子ヘミヤおよびゼデキヤ 二 セラヤ、アザリヤ、エレミヤ、三 パシ
ュル、アマリヤ、マルキヤ、四 ハットシ、シバニヤ、マルク、五 ハリム、メレモテ、オバデヤ、六 ダニエル、ギン子トン、バルク、
七 メシュラム、アビヤ、ミヤミン、八 マアジア、ビルガ、シマヤ、是等は祭司なり。九 レビ人は即ちアザニヤの子ヱシュ
ア、ヘナダデの子ビンヌイ、カデミエル 十 ならびに其兄弟シバニヤ、ホデヤ、ケリタ、ペラヤ、ハナン、十一 ミカ、レホブ、ハ
シヤビヤ、十二 ザツクル、セレビヤ、シバニヤ、十三 ホデヤ、バニ、ベニヌ、十四 民の長たる者はパロシ、パハテモアブ、エラム、ザ
ツト、バニ、十五 ブンニ、アズガデ、ベバイ、十六 アドニヤ、ビグワイ、アデン、十七 アテル、ヒゼキヤ、アズル、十八 ホデヤ、ハシュム、ベ
ザイ、十九 ハリフ、アナトテ、ノバイ、二十 マグピアシ、メシュラム、ヘジル、二一 メシザベル、ザドク、ヤドア、二二 ペラテヤ、ハナン、
アナニヤ、二三 ホセア、ハナニヤ、ハシュブ、二四 ハロヘシ、ピルハ、シヨベク、二五 レホム、ハシヤブナ、マアセヤ、二六 アヒヤ、ハナン、
アナン、二七 マルク、ハリム、バアナ。二八 その餘の民、祭司、レビ人、門を守る者、謳歌者、子テニ人、ならびに都て國々の
民等と離れて神の律法に附る者およびその妻その男子、女子など凡そ事を知り辨まふる者は 二九 皆その兄弟た
る貴き人々に附したがひ呪詛に加り誓を立て云く我ら神の僕モーセによりて傳はりし神の律法に歩み我ら
の主ヱホバの一切の誡命およびその例規と法度を守り行はん 三十 我らは此地の民等に我らの女子を與へじ亦
われらの男子のために彼らの女子を娶らじ 三一 此地の民等たとひ貨物あるひは食物を安息日に携へ來りて賣
んとするとも安息日または聖日には我等これを取じ又七年ごとに耕作を廢め一切の負債を免さんと 三二 我ら

また自ら例を設けて年々にシケルの三分の一を出して我らの神の室の用となし 三三 供物のパン、常素祭、常燔祭
のため、安息日、月朔および節會の祭物のため、聖物のため、イスラエルの贖をなす罪祭および我らの神の家の諸
の工のためにこれを用ゐることを定む 三四 また我ら祭司、レビ人および民籤を掣き、律法に記されたるごとく我ら
の神ヱホバの壇の上に焚べき薪木の禮物を年々定まれる時にわれらの宗家にしたがひて我らの神の室に納
むる者を定め 三五 かつ誓ひて云ふ我らの産物の初および各種の樹の果の初を年々ヱホバの室に携へきたら
ん 三六 また我らの子等および我らの獸畜の首出および我らの牛羊の首出を律法に記されたるごとく我らの神
の室に携へ來りて我らの神の室に事ふる祭司に交し 三七 われらの麥粉の初、われらの擧祭の物、各種の樹の果およ
び酒、油を祭司の許に携へ到りて我らの神の家の室に納め我らの産物の什一をレビ人に與へん、レビ人は我
らの一切の農作の邑においてその什一を受べき者なればなり 三八 レビ人什一を受る時にはアロンの子孫たる
祭司一人そのレビ人と偕にあるべし、而してまたレビ人はその什一の十分の一を我らの神の家に携へ上りて
府庫の諸の室に納むべし 三九 即ちイスラエルの子孫およびレビの子孫は穀物および酒油の擧祭を携へいた
り聖所の器皿および奉事をする祭司、門を守る者、謳歌者などが在るところの室に之を納むべし、我らは我ら
の神の家を棄じ

第十一章

一 民の牧伯等はヱルサレムに住りその餘の民もまた籤を掣き十人の中より一人宛を聖邑ヱルサ
レムに來りて住しめ、その九人を他の邑々に住しめたり 二 又すべて自ら進でヱルサレムに住んと言ふ人々は
民これを祝せり 三 イスラエル、祭司、レビ人、ネテニ人およびソロモンの臣僕たりし者等の子孫すべてユダの邑
々にありておのおのその邑々なる自己の所有地に住をれり、此州の貴き人々のヱルサレムに住をりし者は左
のごとし 四 即ちユダの子孫およびベニヤミンの子孫のヱルサレムに住る者は是なり、ユダの子孫はウジヤの

子、アタヤ、ウジヤハゼカリヤの子、ゼカリヤハアマリヤの子、アマリヤハシパテヤの子、シパテヤハマハラレルの
子、是ハペレズの子孫なり　五　又バルクの子マアセヤといふ者あり、バルクハコロホゼの子、コロホゼハハザヤの
子、ハザヤハアダヤの子、アダヤハヨヤリブの子、ヨヤリブハゼカリヤの子、ゼカリヤハシロニ人の子なり　六　ペレ
ズの子孫のエルサレムに住る者ハ合せて四百六十八人にして皆勇士なり　七　ベニヤミンの子孫ハ左のごとし
メシユラムの子サル。メシユラムハヨエデの子、ヨエデハペダヤの子、ペダヤハコラヤの子、コラヤハマアセヤの
子、マアセヤハイテエルの子、イテエルハエサヤの子なり　八　その次ハガバイおよびサライなどにして合せて九
百二十八人　九　ジクリの子ヨエルかれらの監督たり、ハッセヌアの子ユダこれに副ふて邑を治む　十　祭司ハヨヤ
リブの子、エダヤ、ヤキン　十一　および神の室の宰セラヤ。セラヤハヒルキヤの子、ヒルキヤハメシユラムの子、メシユ
ラムハザドクの子、ザドクハメラヨテの子、メラヨテハアヒトブの子なり　十二　殿の職事をするその兄弟八百二十
二人あり、又アダヤといふ者あり、アダヤハエロハムの子、エロハムハペラリヤの子、ペラリヤハアムジの子、アム
ジハゼカリヤの子、ゼカリヤハパシホルの子、パシホルハマルキヤの子なり　十三　アダヤの兄弟たる宗家の長二百
四十二人あり、又アマシサイといふ者あり、アマシサイハアザリエルの子、アザリエルハアハザイの子、アハザイ
ハメシレモテの子、メシレモテハインメルの子なり、十四　その兄弟たる勇士百二十八人あり、ハッゲドリムの子ザ
ブデエル彼らの監督たり　十五　レビ人ハハシユブの子シマヤ、ハシユブハアズリカムの子、アズリカムハハシヤビ
ヤの子ハシヤビヤハブンニの子なり　十六　またシヤベタイおよびヨザバデあり是等ハレビ人の長にして神の室
の外の事を掌どれり　十七　またマッタニヤといふ者あり、マッタニヤハミカの子、ミカハザブデの子、ザブデハアサ
フの子なり。マッタニヤハ祈禱の時に感謝の詞を唱へはじむる者なり、彼の兄弟の中にてバクブキヤといふ者
かれに次り、又アブダといふ者あり。アブダハシヤンマの子、シヤンマハガラルの子、ガラルハエドトンの子なり

十八 聖邑にあるレビ人は合せて二百八十四人 十九 門を守る者アックブ、タルモンおよびその兄弟等合せて百七十
二人あり、皆門々にありて伺ひ守ることをせり 二十 その餘のイスラエル人、祭司およびレビ人は皆ユダの一切の
邑々にありて各々おのれの産業に居り 二一 但し子テニ人はオペルに居り、ヂハおよびギシパ子テニ人を統ぶ 二二
エルサレムにをるレビ人の監督はウジといふ者なり。ウジはバニの子、バニはハシヤビヤの子、ハシヤビヤはマ
ツタニヤの子、マッタニヤはミカの子なり、是は謳歌者なるアサフの子孫なり、その職務は神の室の事にかゝは
る 二三 王より命令ありて是らの事を定め、謳歌者に日々の定まれる分を與へしむ 二四 ユダの子ゼラの子孫メシザ
ベルの子ペタヒヤといふ者王の手に屬して民に關る一切の事を取あつかへり 二五 又村莊とその田圃につきて
はユダの子孫の者キリアテアルバとその郷里、デボンとその郷里およびエカブジエルとその村莊に住み 二六 エ
シユア、モラダおよびベテペレテに住み 二七 ハザルシユアルおよびベエルシバとその郷里に住み 二八 ヂクラグお
よびメコナとその郷里に住み 二九 エンリンモン、ザレア、ヤルムテに住み 三十 ザノア、アドラムおよび其等の村莊、ラ
キシとその田野およびアゼカとその郷里に住り、斯かれらはベエルシバよりヒンノムの谷までに天幕を張り
三一 ベニヤミンの子孫はまたゲバよりしてミクマシ、アヤおよびベテルとその郷里に住み 三二 アナトテ、ノブ、アナ
ニヤ、三三 ハゾル、ラマ、ギッタイム 三四 ハデデ、ゼボイム、子パラテ、三五 ロド、オノ、工匠谷に住り 三六 レビ人の班列のユダに
ある者の中ベニヤミンに合せし者もありき

第十二章

一 シヤルテルの子ゼルバベルおよびヱシユアと偕に上りきたりし祭司とレビ人は左のごとしセラヤ、
エレミヤ、エズラ、二 アマリヤ、マルク、ハットシ、三 シカニヤ、レホム、メレモテ、四 イド、ギン子トイ、アビヤ、五 ミヤミン、
マアデヤ、ビルガ、六 シマヤ、ヨヤリブ、エダヤ 七 サライ、アモク、ヒルキヤ、エダヤ、是等の者はヱシユアの世に祭司お
よびその兄弟等の長たりき 八 またレビ人はヱシユア、ビンヌイ、カデミエル、セレビヤ、ユダ、マッタニヤ マッタニ

ヤハウの兄弟とともに感謝の事を掌どれり　九　またその兄弟バクブキヤおよびウンノ之と相對ひて職務をな
せり　十　ヱシユアヨアキムを生みヨアキムエリアシブを生み、エリアシブ、ヨイアダを生み　十一　ヨイアダヨナタン
を生み、ヨナタン、ヤドアを生り　十二　ヨアキムの日に祭司等の宗家の長たりし者はセラヤの族にてはメラヤ、エレ
ミヤの族にてはハナニヤ、　十三　エズラの族にてはメシユラム、アマリヤの族にてはヨハナン、　十四　マルキの族にては
ヨナタン、シバニヤの族にてはヨセフ、　十五　ハリムの族にてはアデナ、メラヨテの族にてはヘルカイ、　十六　イドの族に
てはゼカリヤ、ギンネトンの族にてはメシユラム、　十七　アビヤの族にてはジクリ、ミニヤミンの族、モアデヤの族に
てはピルタイ、　十八　ビルガの族にてはシヤンマ、シマヤの族にてはヨナタン　十九　ヨヤリブの族にてはマツテナイ、エ
ダヤの族にてはウジ、　二十　サライの族にてはカライ、アモクの族にてはエベル、　二一　ヒルキヤの族にてはハシヤビヤ、
エダヤの族にてはネタンエル、　二二　エリアシブ、ヨイアダ、ヨハナンおよびヤドアの日にレビ人の宗家の長等册に
錄さる、亦ペルシヤ王ダリヨスの治世に祭司等も然せらる　二三　宗家の長たるレビ人はエリアシブの子ヨハナン
の日まで凡て歴代志の書に錄さる　二四　レビ人の長はハシヤビヤ、セレビヤおよびカデミエルの子ヱシユアなり
その兄弟等これと相對ひて居る、即ち彼らは班列と班列とあひむかひ居り神の人ダビデの命令に本づきて讚
美と感謝とをつとむ　二五　マツタニヤ、バクブキヤ、オバデヤ、メシユラム、タルモン、アツクブは門を守る者にして門
の內の府庫を伺ひ守れり　二六　是等はヨザダクの子ヱシユアの子ヨアキムの日に在り總督ネヘミヤおよび學士
たる祭司エズラの日に在りし者なり　○　二七　エルサレムの石垣の落成せし節會に當りてレビ人をその一切の處
より招きてエルサレムに來らせ感謝と歌と鐃鈸と瑟と琴とをもて歡喜をつくしてその落成の節會を行はんと
す　二八　是において謳歌ふ徒輩エルサレムの周圍の窪地およびネトパ人の村々より集り來り　二九　またベテギルガ
ルおよびゲバとアヅマウテとの野より集り來れり、この謳歌者等はエルサレムの周圍に己の村々を建たりき

三〇 玆に祭司およびレビ人身を潔めまた民および諸の門と石垣とを潔めければ 三一 我すなはちユダの牧伯等をして石垣の上に上らしめ、又二の大なる隊を作り設けて之に感謝の詞を唱へて並進ましむ、即ちその一ハ右の門を指て石垣の上を右に進めり 三二 その後につきて進める者ハホシヤヤおよびユダの牧伯の半 三三 ならびにアザリヤ、エズラ、メシユラム、三四 ユダ、ベニヤミン、シマヤ、エレミヤなりき 三五 又祭司の徒數人喇叭を吹て伴ふあり、即ちヨナタンの子ゼカリヤ。ヨナタンハシマヤの子、シマヤハマツタニヤの子マツタニヤハミカヤの子ミカヤハザツクルの子ザツクルハアサフの子なり 三六 またゼカリヤの兄弟シマヤ、アザリエル、ミラライ、ギラライ、マアイ、ネタンエル、ユダ、ハナニ等ありて神の人ダビデの樂器を執り學士エズラこれに先だつ 三七 而して彼ら泉の門を經てただちに進みて石垣の上口に於てダビデの城の段階より登りダビデの家の上を過て東の方水の門に至れり 三八 また今一隊の感謝する者ハ彼らに對ひて進み我ハ民の半とともにその後に從がへり、而して皆石垣の上を行き爐戍樓の上を過て石垣の廣き處にいたり 三九 エフライムの門の上を通り舊門を過ぎ魚の門およびハナニエルの戍樓とハンメアの戍樓を過て羊の門に至り牢の門に立とまれり 四十 かくて二隊の感謝する者神の家にいりて立り、我もそこにたち牧伯等の半われと偕にありき 四一 また祭司エリアキム、マアセヤ、ミニヤミン、ミカヤ、エリヨエナイ、ゼカリヤ、ハナニヤ等喇叭を執て居り 四二 マアセヤ、シマヤ、エレアザル、ウジ、ヨハナン、マルキヤ、エラム、エゼル之と偕にあり謳歌ふ者聲高くうたへりエズラヒヤハその監督なりき 四三 斯してその日みな大ある犧牲を献げて喜悅を盡せり、其ハ神彼れらをして大に喜こび樂ませたまひたればなり、婦女小兒までも喜悅り、是をもてエルサレムの喜悅の聲とほくまで聞えわたりぬ○ 四四 その日府庫のすべての室を掌どるべき人々を撰びて擧祭の品、初物および什一など律法に定むるところの祭司とレビ人との分を邑々の田圃に進ひて取あつめてすべての室にいることを掌どらしむ、是ハ祭司およびレビ人の立て奉ふるをユダ人喜こびたれ

むなり 四五 彼らハ神の職守および潔齋の職守を勤む、謳歌者および門を守る者も然り、皆ダビデとその子ソロモンの命令に依る 四六 在昔ダビデおよびアサフの日には謳歌者の長一人ありて神に讃美感謝をたてまつる事ありき 四七 まさゼルバベルの日およびネヘミヤの日にハイスラエル人みな謳歌者と門を守る者に日々の分を與へまたレビ人に物を聖別て與へレビ人またこれを聖別てアロンの子孫に與ふ

第十三章

一 その日モーセの書を讀て民に聽しめけるに其中に錄して云ふアンモニ人およびモアブ人ハ何時までも神の會に入べからず 二 是ハ彼らパンと水とをもてイスラエルの子孫を迎へずして還て之を詛はせんとてバラムを傭ひたりしが故なり、斯りしかども我らの神ハその呪詛を變て祝福となしたまへりと 三 衆人この律法を聞てのち雜りたる民を盡くイスラエルより分ち離てり 四 是より先我らの神の家の室を掌れる祭司エリアシブといふ者トビヤと近くなりたれバ 五 彼のために大なる室を備ふ。其室ハ元來素祭の物、乳香、器皿および例によりてレビ人謳歌者、門を守る者等に與ふる穀物、酒、油の什一ならびに祭司に與ふる擧祭の物を置し處なり 六 當時ハ我エルサレムに居ざりき、我ハバビロンの王アルタシヤスタの三十二年に王の所に往たりしが數日の後王に暇を乞て 七 エルサレムに來りエリアシブがトビヤのために爲たる惡事すなはちかれがために神の家の庭に一の室を備へし事を詳悉にせり 八 我はなはだこれを憂へてトビヤの家の器物をことごとくその室より投いだし 九 預て命じてすべての室を潔めさせ而して神の家の器皿および素祭乳香などを再び其處に携へいれたり 十 我また查べ觀しにレビ人その受べき分を與へられざりき、この故に其職務をなす所のレビ人および謳歌者等各々おのれの田に奔り歸りぬ 十一 是において我何故に神の室を棄させしやと言て牧伯等を詰り、頓てまたレビ人を招き集めてその故の所に立しめたり 十二 斯りしかバユダ人みな穀物、酒、油の什一を府庫に携へ來れり 十三 その時我祭司シレミヤ學士ザドクおよびレビ人ペダヤを府庫の有司とし之にマツタニヤ

の子ザックルの子ハナンを副て庫をつかさどらしむ、彼らは忠信なる者と思はれたればなり其職は兄弟等に
分配るの事なりき 十四 わが神よ此事のために我を記念たまへ、我神の室とその職事のために我が行ひし善事を
拭ひ去たまはざれ 十五 當時われ觀しにユダの中にて安息日に酒榨を踏む者あり麥束を持きたりて驢馬に負す
るあり亦酒、葡萄、無花果および各種の荷を安息日にエルサレムに携へいることあり、我かれらが食物を鬻ぎをる
日に彼らを戒しめたり 十六 彼處にまたツロの人々も住をりしが魚および各種の貨物を携へいりて安息日にユ
ダの人々に之を鬻ぎ、かつエルサレムにて商賣せり 十七 是において我ユダの貴き人々を詰りて之に言ふ汝ら何
ぞ此惡き事をなして安息日を瀆すや 十八 汝らの先祖等も斯おこなはざりしや、我らの神これが爲にこの一切の
災禍を我らとこの邑とに降したまひしにあらずや、然るに汝らは安息日を瀆して更に大なる震怒をイスラエ
ルに招くなりと 十九 而して安息日の前の日エルサレムの門々暗くならんとする頃ほひに我命じてその扉を閉
させ安息日の過さるまで之を開くべからずと命じ、我僕數人を門々に置て安息日に荷を携へいることなから
しめたり 二十 斯りしかば商賈および各種の品を賣る者等一二回エルサレムの外に宿れり 二一 我これを戒めてこ
れに言ふ汝ら石垣の前に宿るは何ぞや、汝等もし重ねて然なさば我なんぢらに手をかけんと、其時より後は彼
ら安息日には來らざりき 二二 我またレビ人に命じてその身を潔めさせ、來りて門を守らしめて安息日を聖す、我
神よ我ために此事を記念し汝の大なる仁慈をもて我を憫みたまへ○ 二三 當時われアシドド、アンモン、モアブな
どの婦女を娶りしユダヤ人を見しに 二四 その子女はアシドドの言語を半雜へて言ひユダヤの言語を言ことあ
たはず各國の言語を雜へ用ふ 二五 我彼等を詰りまた詬りその中の數人を撻ちその毛を抜き神を指て誓はしめ
て言ふ汝らは彼らの男子におのが女子を與ふべからず又なんぢらの男子あるひはおのれ自身のために彼ら
の女子を娶るべからず 二六 是らの事についてイスラエルの王ソロモンは罪を獲たるに非ずや彼がごとき王は

衆多の國民の中にもあらずして神に愛せられし者なり神かれをイスラエル全國の王となしたまへり、然るに
尙ほ異邦の婦女等はこれに罪を犯さしめたり
二七 然ば汝らが異邦の婦女を娶りてこの一切の大惡をなして我ら
の神に罪を犯すを我等聽し置べけんや
二八 祭司の長エリアシブの子ヨイアダの一人の子はホロニ人サンバラ
テの婿なりければ我これを逐出して我を離れしむ
二九 わが神よ彼らは祭司の職を汚し祭司およびレビ人の契
約に背きたり彼らのことを忘れたまふ勿れ
三十 我かく人衆を潔めて異邦の物を盡く棄しめ祭司およびレビ人
の班列を立て各々その職務に服せしめ
三一 また人衆をして薪柴の禮物をその定まる期に獻げしめかつ初物を
奉つらしむ我神よ我を憶ひ仁慈をもて我を待ひたまへ

尼希米亞記　終

以士帖記

第一章
一 アハシユエロスすなはち印度よりエテオピヤまで百七十二州を治めたるアハシユエロスの世 二 ア
ハシユエロス王シユシヤンの城にてその國の祚に坐しをりける當時 三 その治世の第三年にその牧伯等およ
び臣僕等のために酒宴を設けたり、ペルシアとメデアの武士および貴族と諸州の牧伯等その前にありき 四
時に王その盛なる國の富有とその大なる威光の榮を示して衆多の日をわたり百八十日に及びぬ 五 これらの
日のをはりし時王また王の宮の園の庭にてシユシヤンに居る大小のすべての民のために七日の間酒宴を設
けたり 六 白、緑、青の帳幔ありて細布と紫色の紐にて銀の環および蠟石の柱に繋がるまた牀榻は金銀にして赤、
白、黄、黑の蠟石の上に居らる 七 金の酒盃にて酒を賜ふ、その酒盃は此と彼おのおの異なり、王の用ゐる酒をたまふ
こと夥だし王の富有に適へり 八 その飲むことは法にかなひて誰も強ることを爲ず、其は王人をして各々おの
れの好むごとく爲しむべしとその宮内のすべての有司に命じたればなり 九 后ワシテもまたアハシユエロス
王に屬する王宮の内にて婦女のために酒宴をまふけたり 十 第七日にアハシユエロス王酒のために心樂み、
王の前に事ふる七人の侍從メホマン、ビスタ、ハルボナ、ビグタ、アバグタ、セタルおよびカルカスに命じ 十一 后ワ
シテをして后の冠冕をかぶりて王の前に來らしめよと言り、是は彼觀に美しければその美麗を民等と牧伯等
に見さんとてありき 十二 しかるに后ワシテ侍從が傳へし王の命に從がひて來ることを肯ざりしかば王おほい
に憤ほりて震怒その裏に燃ゆ 十三 是において王時を知る智者にむかひて言ふ（王はすべて法律と審理に明かな
る者にむかひて是の如くするを常とせり 十四 時に彼の次ふをりし者はペルシヤおよびメデアの七人の牧伯カ
ルシナ、セタル、アデマタ、タルシシ、メレス、マルセナ、メムカンなりき、是みな王の面を見る者にして國の第一に
位せり 十五 后ワシテアハシユエロス王が侍從をもて傳へし命を爲ざれば法律にしたがひて如何に彼になす

十六 メムカン王と牧伯たちの前に答へて曰ふ后ワシテは唯王にむかひて惡き事をなしたるのみならず
一切の牧伯たちおよびアハシユエロス王の各州のもろ／＼の民にむかひてもまた之を爲るなり 十七 后のこの
事あまねく一切の婦女に聞えて彼らつひにその夫を藐め視て言ん、アハシユエロス王后ワシテに己のまへに
來れと命じたりしに來らざりしと 十八 而して后の此所行を聞るペルシアとメデアの諸夫人もまた今日王のす
べての牧伯等に是のごとく言ん、然すれば必らず藐視と忿怒多く起るべし 十九 王もし之を善と志たまはゞワシ
テは此後ふたゝびアハシユエロス王の前に來るべからずといふ王命を下し之をペルシアとメデアの律法の
中に書いれて更ること無らしめ、而してその后の位を彼に勝れる他の者に與へたまへ 二十 王の下したまはん御
詔この大なる御國に徧ねく聞えわたる時は妻たる者ことごとくその夫を大小となく共に敬まふべしと 二一 王
と牧伯等この言を善としければ王メムカンの言のごとく爲たり 二二 かくて王の諸州に遍ねく書をおくりもろ
／＼の州にその文字にしたがひて書おくりもろ／＼の民にその言語にしたがひて書おくり、凡て男子たる者
はその家の主となるべくまたおのれの民の言を用ひてものいふべしと諭えぬ

第二章

一 これらの事の後アハシユエロス王の忿怒とけてワシテおよび彼が爲たる所またその彼にむかひて詔
定めしところの事を憶ひおこせり 二 ここに王の前に事ふる僕等いひけるは請ふ美しき少き處女等を王のた
めに尋ねもとめん 三 願はくは王御國の各州において官吏を任じ之をして美はしき處女をことごとくシユシ
ヤンの城に集めきため、婦人を管理る王の侍從ヘガイの手にわたして婦人の局に入らしめ、而して潔淨の物をこ
れに與へたまへ 四 斯して王の御意に適ふ女子を取りワシテに代りて后とならしめたまへと、王この事を善と
じて然なしぬ 五 茲にシユシヤンの城に一人のユダヤ人ありその名をモルデカイと曰ひ。キシの曾孫シメイの
孫ヤイルの子にしてベニヤミン人なり 六 かれはバビロンの王ネブカデネザルが擄へゆきしユダの王エコニ

ヤとゝもに擄はれ往る俘囚の中にありてエルサレムより移されたる者なり 七 かれその叔父の女ハダッサすなはちエステルを養ひ育てたり是は父も母もなかりければなり。この女子顔貌勝れてうるはしかりしがその父母の死たる後モルデカイこれを取ておのれの女となせるなり 八 王の命令と詔言の聞え傳はり衆多の女子シユシヤンの城にあつめられてヘガイの手にわたされし時エステルも亦王の家に携へられてゆき婦人を管理るヘガイの手に交されしが 九 この女子ヘガイの意にかなひて之が恩を受たり即はちヘガイすみやかに之に潔淨の物およびその分を與へまた王の家の中より七人の侍女を擧てこれに附そはしめ彼とその侍女等を婦人の局の中なる最も佳き處に移しぬ 十 エステルはおのれの民をもおのれの宗族をも顯はさざりき其はモルデカイこれを顯はすなかれと彼に言ふくめたればなり 十一 またモルデカイはエステルの模様およびその如何になれるかを知んため日々に婦人の局の庭の前をあゆめり 十二 女子はおのおの婦人の則にしたがひて十二ケ月を經しかる後順番にいりてアハシユエロス王にいたる是その潔淨の日を終るはかくのごとくなるが故なり即ち沒藥の油を用ふること六ケ月また各種の薫物および婦人の潔淨ごとにあつる物等を用ふること六ケ月 十三 女子の王にいたるは是のごとし、その婦人の局より出て王の家にゆく時には凡てその望む物をことごとく與へらる 十四 而して夕に往き朝におよびて婦人の第二の局に還り妃嬪をつかさどる王の侍從シヤシガズの手に屬す王これを喜こびて名をさして召すにあらざれば重ねて王にいたることなし 十五 こゝにモルデカイの叔父アビハイルの女すなはちモルデカイが取ておのれの女となしたるエステル入て王にいたるべき順番にあたりけるが彼は婦人をつかさどる王の侍從ヘガイが言きかせたる事の外には何をももとめざりきエステルは凡て彼を見る者によろこばれたり 十六 かくエステルは王の家に召いれられてアハシユエロス王にいたれり是その治世の第七年十月すなはちテベテの月なり 十七 王一切の婦人に超てエステルを愛しければエス

テルはすべての處女にまさりて王の前に恩寵と厚情を得たり、王つひに后の冕をかれの首に戴かせ、彼をしてワシテにかはりて后とならしむ 十八 こゝにおいて王おほいなる酒宴を設けてそのもろもろの牧伯と臣僕を饗す、これをエステルの酒宴と稱ふ、また諸州に租税をゆるし王の富有にかなひて物を賜ふ 十九 再度處女の集められし時モルデカイは王の門に坐しをりぬ 二十 エステルはモルデカイがかれに言ふくめたる如くして未だおのれの宗族をもおのれの民をも顯はさゞりき、エステルはモルデカイの言語にしたがふことその彼に養なひ育てられし時と異ならざりき 二十一 當時モルデカイ王の門に坐し居ける時王の侍從にて戸を守る者の中ビグタンおよびテレシの二人怨むる事ありてアハシユエロス王を弑せんともとめたりしが 二十二 その事モルデカイに知れければモルデカイこれを后エステルに告げ、エステルまたモルデカイの名をもてこれを王に告げたり 二十三 こゝにおいて此事を糺さしめしにその然ること顯はれければ彼ら二人は木にかけられその事は王の前なる日誌の書にかきしるさる

第三章

一 これらの事の後アハシユエロス王アガグ人ハンメダタの子ハマンを貴とびこれを高くして己とともにある一切の牧伯の上にその席を定めしむ 二 王の門にある王の諸臣みな跪きてハマンを拜せり、是は王斯かれになすことを命じたればなり、然れどもモルデカイは跪まづかず又これを拜せざりき 三 こゝをもて王の門にある王の諸臣モルデカイにむかひて言ふ汝いかなれば王の命に背くやと 四 かれら日々モルデカイにかく言ふといへども聽ざりければその事の爲をふさるべきか否を見んとてハマンにこれを告たり、其はモルデカイおのれのユダヤ人なることを語りたればなり 五 ハマンはモルデカイの跪づかずまた己を拜せざるを見たればハマン忿怒にたへざりしが、六 たゞモルデカイ一人を殺すは事小さしと思へり、彼らモルデカイの屬する民をハマンに顯はしければハマンはアハシユエロスの國の中にある一切のユダヤ人すなはちモルデカイ

の屬する民をこと〴〵く殺さんと謀れり　七 アハシュエロス王の十二年正月すなハちニサンの月にハマンの前にて十二月すなハちアダルの月まで一日一日のため一月一月のためにプルを投ぜしむ、プルハ即ち籤なり
八 ハマンかくてアハシュエロス王に言けるハ徧國の各州にある諸民の中に散されて別れ別れになりをる一の民あり、その律法ハ一切の民と異り、また王の律法を守らず、この故にこれを容しおくハ王の益にあらず　九 王もしこれを善としたまハゞ彼らを滅ぼせと書くだしたまへ、さらバ我王の事をつかさどる者等の手に銀一萬タラントを秤り交して王の府庫に入しめん　十 王すなハち指環をその手より取はづしアガグ人ハンメダタの子ハマンすなハちユダヤ人の敵たる者に交し　十一 しかして王ハマンに言けるハその銀ハなんぢに與ふ、その民もまた汝にあたふれバ汝に善と見ゆるごとく爲よ　十二 こゝにおいて正月の十三日に王の書記官を召あつめ、王に屬する州牧、各州の方伯およびもろもろの民の牧伯にハマンが命ぜんとする所をこと〴〵く書しるさしむ、即ちもろもろの州におくるものハその文字をもちひ、もろもろの民におくるものハその言語をもちひ、おの〳〵アハシュエロス王の名をもてこれを書き王の指環をもてこれに印したり　十三 しかして驛卒をもて書を王の諸州におくり十二月すなハちアダルの月の十三日において一日の內に一切のユダヤ人を若き者老たる者小兒婦人の差別なくこと〴〵く滅ぼし殺し絕しかつその所有物を奪ふべしと諭しぬ　十四 この諭旨を諸州に傳へてかの日のために準備をなさしめんとてその書る物の寫本を一切の民に開きて示せり　十五 驛卒王の命によりて急ぎて出ゆきぬ、この詔書ハシュシャンの城に於て出されたり、かくて王とハマンハ坐して酒飲ゐたりしがシュシャンの邑ハ惑ひわづらへり

第四章

一 モルデカイ凡て此の爲れたる事を知しかバモルデカイ衣服を裂き麻布を纏ひ灰をかぶり邑の中に行て大いに哭き、痛く號び　二 王の門の前までも斯して來れり、其ハ麻布をまとふてハ王の門の內に入ることを能

へざれバなり　三　すべて王の命とその詔書と到れる諸州にてハユダヤ人の中におほいなる哀みあり、斷食、哭泣、號呼おこれり、また麻布をまとふて灰の上に坐する者おほかりき　四　こゝにエステルの侍女およびその侍從等きたりてこれを告ければ后はなはだしく憂ひ、衣服をおくり之をモルデカイにきせてその麻布を脱しめんとしたりしがうけざりき　五　こゝをもてエステルハ王の侍從の一人すなハち王の命じて己に侍らしむるハタクといふ者を召しモルデカイの許に往てその何事あるか何故なるかを知きたれと命ぜり　六　ハタクいでゝ王の門の前なる邑の廣場にをるモルデカイにいたりしに　七　モルデカイおのれの遇たるところを具にこれに語り、かつハマンがユダヤ人を滅ぼす事のために王の府庫に秤りいれんと約したる銀の額を告げ　八　またその彼等をほろぼさしむるためにシユシヤンにおいて書て與へられし詔書の寫本を彼にわたし、之をエステルに見せかつ解あかしまた彼に王の許にゆきてその民のためにこれに矜憫を請ひその前に願ふことを爲べしと言つたへよと言り　九　ハタクかへり來りてモルデカイの言詞をエステルに告ければ　十　エステルハタクに命じモルデカイに言をつたへしむ、云く　十一　王の諸臣および王の諸州の民みな知る男にもあれ女にもあれ凡て召れずして內庭に入て王にいたる者ハ必らず殺さるべき一の法律あり、されど王これに金圭を伸れバ生るを得べし、かくて我此三十日ハ王にいたるべき召をかうむらざるなり　十二　エステルの言をモルデカイに告けるに　十三　モルデカイ命じてエステルに答へしめて曰く汝王の家にあれバ一切のユダヤ人の如くならずして免かるべしと心に思ふなかれ　十四　なんぢ若この時にあたりて默して言ずバ他の處よりして助援と拯救ユダヤ人に興らん、されど汝となんぢの父の家ハ亡ぶべし、汝が后の位を得たるハ此のごとき時のためなりしやも知るべからず　十五　エステルまたモルデカイに答へしめて曰く　十六　なんぢ往きシユシヤンにをるユダヤ人をことごとく集めてわがために斷食せよ、三日の間夜晝とも食ふことも飲むこともするなかれ、我とわが侍女等もおなじく斷食せん、

しかして我法律にそむく事なれども王にいたらん、我もし死べくば死べし 十七 こゝにおいてモルデカイ往てエステルが凡ておのれに命じたるごとく行なへり

第五章

一 三日にエステル后の服を着て王の家の内庭にいり、王の家にむかひて立つ、王は王宮の王座に坐して王宮の戸口にむかひをりしが 二 王后エステルが庭にたちをるを見てこれに恩をくはへ、其手にある金圭をエステルの方に伸しければエステルすゝみよりてその圭の頭にさはれり 三 王かれに言けるは后エステルなんぢ何をもとむるや、なんぢの願意は何なるや、國の半分にいたるとも汝にあたふべし 四 エステルいひけるは王もし善としたまはゞ願くは今日わが王のために設けたる酒宴に王とハマンと臨みたまへ 五 こゝに於て王ハマンを急がしめてエステルの言るごとくならしめよと命じ、王とハマンやがてエステルが設けたる酒宴に臨めり 六 酒宴の時王またエステルに言けるは汝の願求は何なるや、かならずゆるさるべし、なんぢの願意は何なるや、國の半分にいたるとも成就らるべし 七 エステル言けるは我が所求わが願意は是なり 八 われもし王の目の前に恩を得、王もしわが所求をゆるし、わが願意を成就しむることを善としたまはゞ願くは王とハマンまたわが設けんとする酒宴に臨みたまへ、われ明日王の言たまへる言にしたがはん 九 かくてハマンはその日よろこび心たのしみて出きたりけるがハマンモルデカイが王の門に居て己にむかひて起もあがらず身動もせざるを見しかば痛くモルデカイを怒れり 十 されどもハマン耐忍びて家にかへり、その朋友等および妻ゼレシをまねき來らしめ 十一 而してハマンその富の榮耀とその子の衆多ことゝ凡て王の己を貴とびし事また己をたかくして王の牧伯および臣僕の上にあらしむることを之に語れり 十二 しかしてハマンまた言けらく后エステル酒宴を設けたりしが我のほかは何人をも王とともに之に臨ましめず明日もまた我は王とともに后に招かれをるなり 十三 然れどもユダヤ人モルデカイが王の門に坐しをるを見る間は是らの事も快樂からず 十四 時にその妻ゼレ

レシとその一切の朋友かれに言けるは請ふ高五十キユビトの木を立しめ、明日の朝モルデカイをその上に懸んことを王に奏せ、而して王とともに樂しみてその酒宴におもむけと、ハマンこの事を善としてその木を立させめたり

第六章

一 その夜王ねむること能はざりければ命じて日日の事を記せる記錄の書を持きたらしめ王の前にこれを讀しめけるに 二 モルデカイ曾て王の侍從の二人戸を守る者なるビグタナとテレシがアハシユエロス王を殺さんと謀れるを告たりと記せるに遇ふ 三 王すなはち言けるは之がために何の榮譽と爵位をモルデカイにあたへしや、王に事ふる臣僕等こたへて何をも彼にあたへしことを無しといへり 四 ところにおいて王誰か庭にあるやと問ふこの時ハマンは己がモルデカイのために設けたる木にモルデカイを懸ることを王に奏せんとして已に王の家の外庭に來りて居る 五 王の臣僕等王につげてハマン庭に立をると言ければ王かれをして入來らしめよと言ふ 六 ハマンやがて入きたりしに王かれにいひけるは王の尊とばんと欲する人には如何になさば善らんかとハマン心におもひけるは王の尊とばんとする者は我にあらずして誰かやと 七 ハマンすなはち王にいひけるは王の尊ばんと欲する人のためには 八 王の着たまへる衣服を携さへ來らしめかつ王の乘たまへる馬即ちその頭に王の冠冕を戴ける馬をひき來らしめ 九 これを王の最も貴とき一人の牧伯の手にわたし王の尊とばんとする人に其衣服を衣せしめ、これを馬にのせて邑の街衢をみちびき通り王の尊とばんと欲する人には是のごとくなすべしと呼はらしむべし。 十 王ハマンに言けるは急ぎなんぢが言しごとくその衣服と馬とを取り王の門に坐するユダヤ人モルデカイに斯なせよ、なんぢが言しところを一も缺ことを無らしめよ 十一 ところにおいてハマン衣服と馬とを取りモルデカイにその衣服を着せ、彼をして邑の街衢を乘とほらしめ、その前に呼はりて云ふ、王の尊ばんと欲する人には是のごとくなすべしと 十二 かくてモルデカイは王の門にかへり

たりしがハマンは憂へなやみ首をおほふておのれの家にはしりゆき 十三 しかしてハマンおのが遇る事をことごとくその妻ゼレシとその朋友等に告けるにその智者等およびその妻ゼレシかれに言けるは彼のモルデカイすなはちなんぢがその前に敗れはじめたる者もしユダヤ人ならば汝これに勝ことを得じ、必らずその前にやぶれん 十四 かれら尚ハマンとものいひをる間に王の侍從きたりてハマンをうながし、エステルが設けたる酒宴にのぞましむ

第七章

一 王またハマンとともに后エステルと酒宴せんとて來れり 二 この第二の酒宴の日に王またエステルに言けるは后エステルよ、なんぢのもとめは何なるや、かならず許さるべし、汝のねがひは何なるや、國の半分にいたるとも成就らるべし 三 后エステルこたへて言けるは王よ我もし王の御目の前に恩を得王もし善と見たまはゞわがもとめにしたがひてわが生命をわれに賜へ、またわが願にしたがひてわが民を我に賜へ 四 われとわが民は賣れて滅ぼされ殺され絕されんとす、我らもし奴婢に賣れたるならんには我默してはべらん、敵人は王の損害を償なふこと能はざるなり 五 アハシユエロス王后エステルにこたへて言けるは之をなさんと心にたくめる者は誰また何處にをるや 六 エステルいひけるはその敵その仇人は即はちこの惡きハマンなりと、是によりてハマンは王と后の前にありて懼れたり 七 王怒り酒宴の席をたちて宮殿の園に往ければハマンたちあがりて后エステルに生命を乞り、其はかれ王のおのれに禍災をなさんと決めしを見たればなり 八 王宮殿の園より歸りて酒宴の場にいたりしにエステルのをる牀榻の上にハマン俯伏いたれば王いひけるは彼はまた家の內にてわが前に后を辱しめんとするかと、此ことば王の口より出るや人々ハマンの面をおほへり 九 時に王の前にある一人の侍從ハルボナいひけるは、王のために善き事を言たりしかのモルデカイを懸んとてハマンが作りたる五十キユビトの木はハマンの家に立をるなりと、王いひけるは彼をその上に懸よ 十 人々ハマン

を共モルデカイをかけんとて設けし木の上に懸たり、王の震怒つひに解く

第八章 一 その日アハシユエロス王ユダヤ人の敵ハマンの家を后エステルに賜ふ、モルデカイも亦王の前に來れり、是はエステル彼が己と何なる係りなるかを告たればなり 二 王ハマンより取かへせし己の指環をはづしてモルデカイに與ふ、而してエステル モルデカイをしてハマンの家をつかさどらしむ 三 エステルふたゝび王の前に奏してその足下にひれふしアガグ人ハマンがユダヤ人を害せんと謀りしその謀計を除かんことを涙ながらに乞求めたり 四 王エステルにむかひて金の笏を伸ければエステル起て王の前に立ち 五 言けるは王もし之を善としたまひ、我もし王の前に恩を得、この事もし王ふ正と見え、我もし御目にかなひたらばアガグ人ハメダタの子ハマンが王の諸州にあるユダヤ人をほろぼさんと謀りて書おくりたる書をとりけすべき旨を書くだしたまへ 六 われ豈わが民に臨まんとする災害を見るに忍びんや、豈わが宗族のほろぶるを見るに忍びんや 七 アハシユエロス王后エステルとユダヤ人モルデカイにいひけるはハマンユダヤ人を殺さんとしたれば我すでにハマンの家をエステルに與へまたハマンを木にかけたり 八 なんぢらも亦おのれの好むごとく王の名をもて書をつくり王の指環をもてこれに印してユダヤ人につたへよ、王の名をもて書き王の指環をもて印したる書は誰もとりけすこと能はざればなり 九 さるをもてその時また王の書記官を召あつむ、是三月すなはちシワンの月の二十三日なりき、しかして印度よりエテオピヤまでの百二十七州のユダヤ人、州牧、諸州の方伯、牧伯等にモルデカイが命ぜんとするところを盡く書しるさしむ、即ちもろもろの州におくるものはその文字をもちひ諸の民におくるものはその言語をもちひて書おくり、ユダヤ人におくるものはその文字と言語をもちふ 十 かれアハシユエロス王の名をもて書き王の指環をもてこれに印し、驛卒をして御厩にてうまれたる速き御用馬にのりてその書をおくりつたへしむ 十一 その中に云ふ、王すべての邑にあるユ

ダヤ人に許す彼らあひ集まり、立ておのれの生命を保護し、おのれを襲ふ諸國諸州の一切の兵民をその妻子もろともにほろぼし殺し絶し且その所有物を奪ふべし 十二 アハシユエロス王の諸州において十二月すなはちアダルの月の十三日一日の內かくのごとくするを許さる 十三 この詔旨を諸州につたへんがため、またユダヤ人をしてかの日のために準備してその敵に仇をかへさしめんがためにその書る物の寫本を一切の民に開きて示せり 十四 驛卒遞足の御用馬にのり王の命によりて急がせられ、せきたてられて出ゆけり、この詔書はシユシヤンの城において出されたり 十五 かくてモルデカイは藍と白の朝服を着大なる金の冠を戴き、紫色の細布の外衣をまとひて王の前よりいできたれりシユシヤンの邑中聲をあげて喜びぬ 十六 ユダヤ人には光輝あり、喜悅あり、快樂あり、尊榮ありき 十七 いづれの州にても何の邑にても凡て王の命令と詔書のいたるところにてはユダヤ人よろこび樂しみ酒宴をひらきて此日を吉日となせり、而して國の民おほくユダヤ人となれり、是はユダヤ人を畏るゝ心おこりたればなり

第九章

一 十二月すなはちアダルの月の十三日王の命令と詔書のおこなはるべき時いよいよ近づける時すなはちユダヤ人の敵ユダヤ人を打伏んとまちかまひたりしに却てユダヤ人おのれを惡む者を打ふする事となりけるその日に 二 ユダヤ人アハシユエロス王の各州にある己の邑々に相あつまり、おのれを害せんとする者どもを殺さんとせり、誰も彼らに敵ることを得る者なかりき、其は一切の民ユダヤ人を畏れたればなり 三 諸州の牧伯州牧方伯および凡て王の事を辦理ふ者は皆ユダヤ人をたすけたり、是モルデカイを畏るゝによりてなり 四 モルデカイは王の家にて大なる者となり、その名各州にきこえわたれり、斯その人モルデカイはますます大いになりゆきぬ 五 ユダヤ人すなはち刀劍をもてその一切の敵を撃て殺し滅ぼし、おのれを惡む者を意のまゝに爲したり 六 ユダヤ人またシユシヤンの城においても五百人を殺しほろぼせり、七 パルシヤンダタ、ダルポン、

アスパタ、八ポラタ、アダリヤ、アリダタ、九パルマシタ、アリサイ、アリダイ、ワエザタ、十これらの者すなはちハンメダタの子ユダヤ人の敵たるハマンの十人の子をも彼ら殺せり、されどその所有物には手をかけざりき　十一シユシャンの城の内にて殺されし者の數をその日王にまうしあげければ　十二　王きさきエステルにいひけるはユダヤ人シユシャンの城の内にて五百人を殺しまたハマンの十人の子をころせり、王のその餘の諸州においては幾何なりしぞや、汝また何か求むるところあるや、かならず許さるべし、尚何かねがふところあるや、必らず成就らるべし　十三　エステルいひけるは王もし之を善としたまはゞ願くはシユシャンにあるユダヤ人に允して明日も今日の詔旨のごとくなさしめ、且ハマンの十人の子を木に懸しめたまへ　十四　王かく爲せと命じシユシャンにおいて詔旨を出せり、ハマンの十人の子は木に懸らる　十五　アダルの月の十四日にシユシャンのユダヤ人また集まりシユシャンの内にて三百人をころせり然れどもその所有物には手をかけざりき　十六　王の諸州にあるその餘のユダヤ人もまた相あつまり、立ておのれの生命を保護しその敵に勝て安んじおのれの惡む者七萬五千人をころせり然れどもその所有物には手をかけざりき　十七　アダルの月の十三日にこの事をおこなひ十四日にやすみてその日に酒宴をなして喜こべり　十八　されどシユシャンにをるユダヤ人はその十三日と十四日とにあひ集まり、十五日にやすみてその日に酒宴をなして喜こべり　十九　これによりて村々のユダヤ人すなはち石垣なき邑々にすめる者はアダルの月の十四日をもて喜樂の日、酒宴の日、吉日となして互に物をやりとりす　二十　モルデカイこれらの事を書しるして、アハシユエロス王の諸州にをるユダヤ人に遠きにも近きにも書をおくり　二一　アダルの月の十四日と十五日を年々にいはふことを命じ　二二　この兩の日にユダヤ人その敵に勝て休み、この月は彼らのために憂愁より喜樂にかはり、悲哀より吉日にかはりたれば是らの日に酒宴をなして喜こび、たがひに物をやりとりし、貧しき者に施與をなすべしと諭しぬ　二三　ここをもてユダヤ人はその已にはじめたるごとくモ

ルデカイがかれらに書おくりしごとく行なひつゞけたり　二四 アガグ人ハンメダタの子ハマンすなはちすべてのユダヤ人の敵たる者ユダヤ人を滅ぼさんと謀り、プルすなはち籤を投てこれを滅ぼし絶さんとしたりしが　二五 その事王の前に明かになりし時王書をおくりて命じ、ハマンがユダヤ人を害せんとはかりしその惡き謀計をしてハマンのかうべに歸らしめ、彼とその子等を木に懸しめたり　二六 このゆゑに此兩の日をそのプルの名にしたがひてプリムとなづけたり斯りしかばこの書のすべての詞によりこの事につきて見たるところ己の遭たるところに依て　二七 ユダヤ人あひ定め年々その書るところにしたがひ、その定めたる時にしたがひてこの兩の日をまもり、己とおのれの子孫および凡て己につらなる者これを行ひつゞけて廢すること無く　二八 この兩の日をもて代々、家々、州々、邑々において必らず記念てまもるべき者となし、これらのプリムの日をしてユダヤ人の中に廢せらるゝこと無らしめ、またこの記念をしてその子孫の中に絶ること無らしむ　二九 かくてアビハイルの女なる后エステルとユダヤ人モルデカイおほいなる力をもて此プリムの第二の書を書おくりてこれを堅うす　三十 すなはちモルデカイアハシユエロスの國の百二十七州にある一切のユダヤ人に平和と眞實の言語をもて書をおくり　三一 斷食と悲哀のことにつきてプリムのこれらの日を堅うしてその定めたる時を守らしむ、すなはちユダヤ人モルデカイと后エステルが嘗てかれらに命じたるごとく、またユダヤ人等が嘗てみづから己のためおよびおのれの子孫のために定めたるがごとし　三二 エステルの言プリムにかゝはる是等の事をかたうせり、是は書にしるされたり

第十章

一 アハシユエロス王國土および海の島々に貢をたてまつらしむ　二 アハシユエロス王が權勢と能力をもて爲たる一切の事業および彼がモルデカイを高くして大いなる者となしめたる事の委き話はメデアとペルシアの列王の日誌の書に記さるゝにあらずや　三 ユダヤ人モルデカイはアハシユエロス王に次ぐ者とな

りユダヤ人の中にありて大なる者にしてその衆多の兄弟によろこばれたり彼はその民の福祉をもとめその一切の宗族に平和の言をのべたりき

以士帖記　終

第一章

一 ウヅの地にヨブと名くる人あり其人と爲完全かつ正くして神を畏れ惡に遠ざかる　二 その生る者は男の子七人、女の子三人　三 その所有物は羊七千、駱駝三千、牛五百軛、牝驢馬五百、僕も夥多しくあり、此人は東の人の中にて最も大なる者なり　四 その子等おの〳〵己の家にて己の日に宴筵を設くる事を爲し、その三人の姉妹をも招きて與に食飮せしむ　五 その宴筵の日はつる毎にヨブかならず彼らを召よせて潔む、即ち朝はやく興き彼ら一切の數にしたがひて燔祭を献ぐ、是はヨブ我子ら罪を犯し心に神を忘れたらんも知べからずと謂てなり、ヨブの爲ところ常に是のごとし○　六 或日神の子等きたりてエホバの前に立つ、サタンも來りてその中にあり　七 エホバ、サタンに言たまひけるは汝何處より來りしや、サタン、エホバに應へて言けるは地を行めぐり、此彼經あるきて來れり　八 エホバ、サタンに言たまひけるは汝心をもちひてわが僕ヨブを觀しや、彼のごとく完全かつ正くして神を畏れ惡に遠ざかる人世にあらざるなり　九 サタン、エホバに應へて言けるはヨブあにもとむることなくして神を畏れんや　十 汝彼とその家およびその一切の所有物の周圍に藩屏を設けたまふにあらずや、汝かれが手に爲ところを盡く成就せしむるがゆゑにその所有物地に遍ねし　十一 然ど汝の手を伸て彼の一切の所有物を擊たまへ、然ば必ず汝の面にむかひて汝を詛はん　十二 エホバ、サタンに言たまひけるは視よ彼の一切の所有物を汝の手に任す、唯かれの身に汝の手をつくる勿れ、サタンすなはちエホバの前よりいでゆけり○　十三 或日ヨブの子女等その第一の兄の家にて物食ひ酒飮ゐたる時　十四 使者ヨブの許に來りて言ふ牛耕しをり牝驢馬その傍に草食をりしに　十五 シバ人襲ひて之を奪ひ、刃をもて少者を打殺せり、我たゞ一人のがれて汝に告んとて來れりと　十六 彼なほ語ひをる中に又一人きたりて言ふ、神の火天より降りて羊および少者を焚て滅ぼせり、我たゞ一人のがれて汝に告んとて來れりと　十七 彼なほ語ひをる中に又一人きたりて言ふカルデア人三隊に分れ來て駱

駝を襲ひてこれを奪ひ刃をもて少者を打殺せり我たゞ一人のがれて汝に告んとて來れりと 十八 彼なほ語ひをる中に又一人きたりて言ふ汝の子女等その第一の兄の家にて物食ひ酒飲をりしに 十九 荒野の方より大風ふき來て家の四隅を撃ければ夫の若き人々の上に潰れおちて皆死ねり我これを汝に告んとて只一人のがれ來れりと 二十 是において ヨブ起あがり外衣を裂き髮を斬り地に伏て拜し 二十一 言ふ我裸にて母の胎を出たり又裸にて彼處に歸らん、エホバ與へエホバ取たまふなりエホバの御名は讚べきかな 二十二 この事においてヨブは全く罪を犯さず神にむかひて愚なることを言ざりき

第二章

一 或日神の子等きたりてエホバの前に立つサタンも來りその中にありてエホバの前に立つ 二 エホバ サタンに言たまひけるは汝何處より來りしやサタン エホバに應へて言けるは地を行めぐり此彼經あるきて來れり 三 エホバ サタンに言たまひけるは汝心をもちひて我僕ヨブを見しや彼のごとく完全かつ正くして神を畏れ惡に遠ざかる人世にあらざるなり汝われを勸めて故なきに彼を打惱さしめしかど彼なほ己を完うして自ら堅くす 四 サタン エホバに應へて言けるは皮をもて皮に換るなれば人はその一切の所有物をもて己の生命に換ふべし 五 然ど今なんぢの手を伸て彼の骨と肉とを撃たまへ然ば必らず汝の面にむかひて汝を詛はん 六 エホバ サタンに言たまひけるは彼を汝の手に任す只かれの生命を害ふ勿れと 七 サタンやがてエホバの前よりいでゆき、ヨブを撃てその足の跖より頂まで惡き腫物を生ぜしむ 八 ヨブ土瓦の碎片を取り其をもて身を搔き灰の中に坐りぬ 時にその妻かれに言けるは汝は尚も己を完たうして自ら堅くするや、神を詛ひて死るに如ずと 十 然るに彼はこれに言ふ汝の言ところは愚なる婦の言ところに似たり、我ら神より福祉を受るなれば災禍をも亦受ざるを得んやと此事においてはヨブまつたくその唇をもて罪を犯さざりき○ 十一 時にヨブの三人の友この一切の災禍の彼に臨めるを聞き、各々おのれの處よりして來れり、即ちテマン人エリパフ、シ

ユヒ人ビルダデ及びナアマ人ゾパル是なり、彼らヨブを弔りかつ慰めんとて互に約してきたりしが 十二 目を擧
て遙に觀しに其ヨブなるを見識がたき程なりければ齊く聲を擧て泣き、各々おのれの外衣を裂き天にむかひ
て塵を撒ておのれの頭の上にちらし 十三 乃ち七日七夜かれと偕に地に坐しゐて、一言も彼に言かくる者なか
りき、彼が苦惱の甚だ大なるを見たればなり

第三章

一 斯て後ヨブ口を啓きて自己の日を詛へり 二 ヨブすなはち言詞を出して云く 三 我が生れし日亡びう
せよ、男子胎にやどれりと言し夜も亦然あれ 四 その日は暗くなれ、神上よりこれを顧たまはざれ、光これを照す
勿れ、五 黑暗および死蔭これを取もどせ、雲これが上をおほへ、日を暗くする者これを懼れしめよ 六 その夜は黑
暗の執ふる所となれ、年の日の中に加へらざれ、月の數に入ざれ 七 その夜は孕むことあらざれ、歡喜の聲その中に
興らざれ 八 日を詛ふ者レビヤタンを激發すに巧なる者これを詛へ 九 その夜の晨星は暗かれ、その夜には光明
を望むも得ざらしめ、又東雲の眼蓋を見ざらしめよ 十 是は我母の胎の戸を閉ずまた我目に憂を見ることと無ら
しめざりしによる 十一 何とて我は胎より死て出ざりしや、何とて胎より出し時に氣息たえざりしや 十二 如何なれ
ば膝ありてわれを接しや、如何なれば乳房ありてわれを養ひしや 十三 否らずば今は我偃て安んじかつ眠らん然
ばこの身やすらひをり 十四 かの荒墟を自己のために築きたりし世の君等臣等と偕にあり 十五 かの黃金を有ち白
銀を家に充したりし牧伯等と偕にあらん 十六 又人しれず墮る胎兒のごとくにして世に出ず、また光を見ざる赤
子のごとくならん 十七 彼處にては惡き者虐遇を息め、倦憊たる者安息を得 十八 彼處にては俘囚人みな共に安然に
居りて驅使者の聲を聞ず 十九 小き者も大なる者も同じく彼處にあり僕も主の手を離る 二十 如何なれば煩難にを
る者に光を賜ひ、心苦む者に生命をたまひしや 二十一 斯る者は死を望むなれどもきたらず、これをもとむるは藏れ
たる寶を掘るよりも甚はだし 二十二 もし墳墓を尋ねて獲ば大に喜こび樂しむなり 二十三 その道かくれ神に取籠られ

をる人に如何なれば光明を賜ふや 二四 わが歎息はわが食物に代り我が呻吟は水の流るゝごとくに似たり 二五 我が戦慄を惶れし者我に臨み我が怖懼れたる者この身に及べり 二六 我は安然ならず穏ならず安息を得ず惟艱難のみきたる

第四章

一 時にテマン人エリパズ答へて曰く 二 人もし汝にむかひて言詞を出さば汝これを厭ふや 然ながら誰か言で忍ぶことを得んや 三 さきに汝は衆多の人を誨へ諭せり手の垂たる者をばこれを強くし 四 つまづく者をば言をもて扶けおこし膝の弱りたる者を強くせり 五 然るに今この事汝に臨めば汝悶え この事なんぢに加はれば汝おぢまどふ 六 汝は神を畏こめり是なんぢの依頼む所ならずや汝はその道を全ふせり是なんぢの望ならずや 七 請ふ思ひ見よ誰か罪なくして亡びし者あらん義き者の絶れし事いづくに在や 八 我の観る所によれば不義を耕へし悪を播く者はその穫る所も亦是のごとし 九 みな神の気吹によりて滅び その鼻の息によりて消うす 十 獅子の吼声猛き獅子の声ともに息み少き獅子の牙折れ 十一 大獅子獲物なくして亡び小獅子散失す 十二 前に言の密に我に臨めるありて我その細声を耳に聞得たり 十三 即ち人の熟睡する頃我夜の異象によりて想ひ煩ひをりける時 十四 身に恐懼をもよほして戦慄き骨節ことごとく振ふ 十五 時に霊ありて我の前を過ければ我は身の毛よだちたり 十六 その物立とまりしが我はその状を見わかつことを得ざりき唯一の物の象わが目の前にあり時に我しづかなる声を聞り云く 十七 人いかで神より正義からんや人いかでその造主より潔からんや 十八 彼はその僕をさへに恃みたまはず其使者をも足ぬ者と見做したまふ 十九 況んや土の家に住をりて塵を基とし蜉蝣のごとくに亡ぶる者をや 二十 是は朝より夕までの間に亡び かへりみる者もなくして永く失逝る 二一 その魂の緒あに絶ざらんや皆悟ることなくして死うす

第五章

一 請ふなんぢ呼びて看よ誰か汝に應ふる者ありや聖者の中にて誰に汝むかはんとするや 二 夫愚なる

者は憤恨のために身を殺し、痴き者は嫉妬のために己を死しむ 三 我みづから愚なる者のその根を張るを見たりしがすみやかにその家を詛へり 四 その子等は助援を獲ることなく、門にて惱まさる、之を救ふ者なし 五 その穡とれる物は飢たる人これを食ひ、荊棘の籬の中にありてもなほ之を奪ひいだし、羅その所有物にむかひて口を張る 六 災禍は塵より起らず、艱難は土より出ず 七 人の生れて艱難をうくるは火の子の上に飛がごとし 八 もし我ならんには我は必らず神に告求め、我事を神に任せん 九 神は大にして測りがたき事を行ひたまふ、其不思議なる事を爲たまふこと數しれず 十 雨を地の上に降し、水を野に遣り 十一 卑き者を高く擧げ、憂ふる者を引興して幸福ならしめたまふ 十二 神は狡しき者の謀計を敗り、之をして何事をもその手に成就ること能はざらしめ 十三 慧き者をその自分の詭計によりて執へ、邪なる者の謀計をして敗れしむ 十四 彼らは晝も暗黒に遇ひ、卓午にも夜の如くに摸り慼はん 十五 神は惱める者を救ひてかれらが口の劍を免かれしめ、強き者の手を免かれしめたまふ 十六 是をもて弱き者望あり、惡き者口を閉づ 十七 神の懲したまふ人は幸福なり、然ば汝全能者の儆責を輕んずる勿れ 十八 神は傷け又裹み、撃ていため又その手をもて善醫したまふ 十九 彼はなんぢを六の艱難の中にて救ひたまふ七の中にても災禍なんぢにのぞまじ 二十 饑饉の時にはなんぢを救ひて死を免かれしめ、戰爭の時には劍の手を免れしめたまふ 二一 汝は舌にて鞭たるゝ時にも隱るゝことを得、壞滅の來る時にも懼るゝことを有じ 二二 汝は壞滅と饑饉を笑ひ地の獸をも懼るゝこと無るべし 二三 田野の石なんぢと相結び野の獸なんぢと和がん 二四 汝はおのが幕屋の安然なるを知ん、汝の住處を見まはるに缺たる者なからん 二五 汝また汝の子等の多くなり、汝の裔の地の草の如くになるを知ん 二六 汝は遐齡におよびて墓にいらん、宛然麥束を時にいたりて運びあぐるごとくなるべし 二七 視よ我らが尋ね明めし所かくのごとし、汝これを聽て自ら知れよ

第六章

一 ヨブ應へて曰く 二 願はくは我憤恨の善く權られ、わが懊惱の之とむかひて天秤に懸られんことを 三 然

すれば是ハ海の沙よりも重からん、斯れバこそ我言躁妄なりけれ 四 それ全能者の箭わが身に入、わが魂神その毒を飲り神の畏怖我を襲ひ攻む 五 野驢馬あに青草あるに鳴んや、牛あに食物あるに吽らんや 六 淡き物あに鹽なくして食はれんや、蛋の白あに味あらんや 七 わが心の觸ることを嫌ふ物是ハ我が厭ふ所の食物のごとし 八 願はくハ我求むる所を得んことを、願はくハ神わが希ふ所の物を我に賜はらんことを、 九 願はくハ神われを滅ぼすを善とし、御手を伸て我を絶たまはんことを 十 然るとも我ハ尚みづから慰むる所あり、烈しき苦痛の中にありて喜ばん是ハ我聖者の言に悖りしことなければなり 十一 我何の氣力ありてか尚俟ん、我の終いかなればば我なほ耐へ忍ばんや 十二 わが氣力あに石の氣力のごとくならんや、我肉あに銅のごとくならんや 十三 わが助われの中に無にあらずや、救拯我より逐はなされしにあらずや 十四 憂患にしづむ者はその友これを憐れむべし、然らずバ全能者を畏ることを廢ん 十五 わが兄弟ハわが望を充さゞること溪川のごとく、溪川の流のごとくに過さる 十六 是ハ氷のために黒くなり、雪その中に藏るれども 十七 温暖になる時は消ゆき熱くなるに及てハその處に絶はつ 十八 隊客旅身をめぐらして去り、空曠處にいたりて亡ぶ 十九 テマの隊客旅これを望み シバの旅客これを待ふ 二十 彼等これを望みしによりて愧恥を取り、彼處に至りてその面を赧くす 二一 かく汝等も今ハ虚しき者なり、汝らハ怖ろしき事を見れバ則ハち懼る 二二 我あに汝等我に予へよと言しこと有んや、汝らの所有物の中より物を取て我ために饋れと言しこと有んや 二三 また敵人の手より我を救ひ出せと言しことあらんや虐ぐる者の手より我を贖へと言しことあらんや 二四 我を教へよ、然らバ我默せん、請ふ我の過てる所を知せよ 二五 正しき言ハ如何に力あるものぞ、然ながら汝らの規諫る所ハ何の規諫とならんや 二六 汝らハ言を規正んと想ふや、望の絶たる者の語る所ハ風のごときなり 二七 汝らハ孤子のために鬮を掣き、汝らの友をも商貨にするならん 二八 今ねがはくハ我に向へ、我は汝らの面の前に僞はらず 二九 請ふ再びせよ、不義あらしむる勿れ、請ふ再びせよ、此事においてハ我

正義し　三十 我舌に不義あらんや、我口惡き物を辨へざらんや
第七章　一 それ人の世にあるハ戰鬪にあるがごとくならずや、又其日ハ傭人の日のごとくなるにあらずや　二 奴
僕の暮を慕ふが如く傭人のその價を望むがごとく　三 我ハ苦しき月を得させられ、憂しき夜をあたへらる
四 我臥ば乃ハち言ふ、何時夜あけて我おきいでんかと、曉まで頻に輾轉ぶ　五 わが肉ハ蟲と土塊とを衣服となし、
我皮は愈てまた腐る　六 わが日は機の梭よりも迅速なり我望む所なくして之を送る　七 想ひ見よ、わが生命ハ氣
息なる而已、我目ハ再び福祉を見ること有じ　八 我を見し者の眼かさねて我を見ざらん、汝目を我にむくるも我
ハ已に在ざるべし　九 雲の消て逝がごとく、陰府に下れる者ハ重ねて上りきたらじ　十 彼ハ再びその家に歸らず
彼の郷里も最早かれを認めじ　十一 然ば我ハわが口を禁めず、我心の痛によりて語ひ、わが神魂の苦しきによりて
歎かん　十二 我あに海ならんや、鰐ならんや、汝なにとて我を守らせおきたまふか　十三 わが牀われを慰め、わが寢床わ
が愁を解んと思ひをる時に　十四 汝夢をもて我を驚かし、異象をもて我を懼れしめたまふ、十五 是をもて我心ハ氣
息の閉んことを願ひ、我この骨よりも死を願がふ　十六 われ生命を厭ふ、我は永く生ることを願ハず、我を捨おきた
まへ我日ハ氣息のごときなり　十七 人を如何なる者として汝これを大にし、之を心に留　十八 朝ごとに之を看そなハし、
時わかず之を試みたまふや　十九 何時まで汝われに目を離さず、我が津を咽む間も我を捨おきたまはざるや　二十 人
を鑒みたまふ者よ我罪を犯したりとて汝に何をか爲ん、何ぞ我を汝の的となして我にこの身を厭はしめたま
ふや　二十一 汝なんぞ我の愆を赦さず我罪を除きたまはざるや、我いま土の中に眠らん、汝我を尋ねたまふとも我は
在ざるべし
第八章　一 時にシユヒ人ビルダデ答へて曰く　二 何時まで汝かゝる事を言や、何時まで汝の口の言語を大風のご
とくするや　三 神あに審判を曲たまはんや、全能者あに公義を曲たまはんや　四 汝の子等かれに罪を獲たるにや

之をその愆の手に付したまへり　五　汝もし神に求め、全能者に祈り　六　清くかつ正しうしてあらば必ず今汝を顧
み汝の義き家を榮えしめたまはん　七　然らば汝の始は微小くあるとも汝の終は甚だ大ならん　八　請ふ汝過にし
代の人に問へ、彼らの父祖の尋究めしところの事を學べ　九　我らは昨日より有しのみにて何をも知ず、我らが世
にある日は影のごとし　十　彼等なんぢを敎へ汝を諭し、言をその心より出さゞらんや　十一　葦あに泥なくして長ん
や荻あに水なくしてそだゝんや　十二　是はその靑くして未だ刈ざる時にも他の一切の草よりは早く槁る　十三　神を
忘るゝ者の道は凡て是のごとく悖る者の望は空しくなる　十四　その恃む所は絶れ、その倚ところは蜘蛛網のごと
し　十五　その家に倚かゝらんとすれば家立ず、之に堅くとりすがるも保たじ　十六　彼日の前に靑緑を呈はし、その枝を
園に蔓延らせ　十七　その根を石堆に盤みて石の屋を瞰むれども　十八　若その處より取のぞかれなばその處これを認
めずして我は汝を見たる事なしと言ん　十九　視よその道の喜樂是のごとし、而してまた他の者地より生いでん　二十
それ神は完全人を棄たまはず、また惡き者の手を執りたまはず　二十一　遂に嘻笑をもて汝の口に充し歡喜を汝の唇
に置たまはん　二十二　汝を惡む者は羞恥を着せられ、惡き者の住所は無なるべし

第九章

一　ヨブこたへて言けるは　二　我まことに其事の然るを知り、人いかでか神の前に義かるべけん　三　よし人
は神と辯爭はんとするとも千の一も答ふること能はざるべし　四　神は心慧く力強くましますなり、誰か神に逆らひ
てその身安からんや　五　彼山を移したまふに山しらず、彼震怒をもて之を翻倒したまふ　六　彼地を震ひてその所
を離れしめたまへばその柱ゆるぐ　七　日に命じたまへば日いでず、又星辰を封じたまふ　八　唯かれ獨天を張り海
の濤を履たまふ　九　また北斗、參宿、昴宿および南方の密室を造りたまふ　十　大なる事を行なひたまふこと測られ
ず奇しき業を爲たまふこと數しれず　十一　視よ彼わが前を過たまふ、然るに我これを見ず彼すゝみゆき賜ふ然る
に我之を曉らず　十二　彼奪ひ去賜ふ、誰か能之を阻まん、誰か之に汝何を爲やと言ことを得爲ん　十三　神其震怒を息めず、

ラハブを助る者等之が下に屈む 十四然ば我爭か彼に回答を爲ことを得ん、爭われ言を選びて彼と論らふ事をえんや 十五假令われ義かるとも彼ふ回答をせじ、彼ハ我を審判く者なれバ我彼に哀ひ求ん 十六假令我彼を呼て彼われに答たまふともわが言を聽いれ賜ひしとは我信ぜざるなり 十七彼ハ大風をもて我を撃碎き、故なくして我に衆多の傷を負せ 十八我ふ息をつかしめず、苦き事をもて我身ふ充せ賜ふ 十九強き者の力量を言んか、視よ此にあり、審判の事ならんか、誰か我を喚出すことを得爲ん 二十假令われ義かるとも我口われを惡しと爲ん、假令われ完全かるとも偽われを罪ありとせん 二一我ハ全し、然ども我ハわが心を知ず、我生命を賤む 二二皆同一なり、故ふ我ハ言ふ神ハ完全者と惡者とを等しく滅したまふと 二三災禍の俄然ふ人を誅す如き事あれバ彼ハ辜なき者の苦難を笑ひ見たまふ 二四世ハ惡き者の手ふ交されてあり、彼また其の審判人の面を蔽ひたまふ、若彼ならずバ是誰の行爲なるや 二五わが日ハ驛使よりも迅く、徒に過さりて福祉を見ず 二六其はしること葦舟のごとく物を攫まんとて飛かける鷲のごとし 二七たとひ我わが歎を忘れ面色を改ためて笑ひをらんと思ふとも 二八尚もろもろの苦痛のために戰慄くあり、我思ふに汝われを釋し放ちたまハざらん 二九我ハ罪ありとせらるゝあればなんぞ徒然に勞すべけんや 三十われ雪水をもて身を洗ひ、灰汁をもて手を潔むるとも 三一汝われを汚ハしき穴の中に陷いれたまハん、而して我衣も我を厭ふにいたらん 三二神ハ我のごとく人にあらざれバ我かれに答ふべからず、我ら二個して共に審判に臨むべからず 三三また我らの間ふは我ら二個の上に手を置べき仲保あらず 三四願くハ彼その杖を我より取はなし、其の震怒をもて我を懼れしめたまはざれ 三五然らバ我言語て彼を畏れざらん、其は我みづから斯る者と思はざれバなり

第十章

一わが心生命を厭ふ、然ば我わが憂愁を包まず言あらハし、わが魂神の苦きふよりて語ハん 二われ神に申さん、我を罪ありとしたまふ勿れ、何故に我とあらそふかを我に示したまへ 三なんぢ虐遇を爲し、汝の手の作

を打棄て惡き者の謀計を照すことを善としたまふや　四 汝は肉眼を有たまふや、汝の觀たまふ所は人の觀るがごとくなるや　五 なんぢの日は人間の日のごとく、汝の年は人の日のごとくなるや　六 何とて汝わが愆を尋ねわが罪をしらべたまふや　七 されども汝はすでに我の罪なきを知たまふ、また汝の手より救ひいだし得る者あらじ　八 汝の手われをいとなみ我をことごとく作れり、然るに汝今われを滅ぼしたまふなり　九 請ふ記念たまへ、汝は土塊をもてするがごとくに我を作りたまへり、然るに復われを塵に歸さんとしたまふや　十 汝は我を乳のごとく斟ぎ牛酪のごとくに凝しめたまひしに非ずや　十一 汝は皮と肉とを我に着せ骨と筋とをもて我を編み　十二 生命と恩惠とをわれに授け我を眷顧てわが魂神を守りたまへり　十三 然はあれど汝これらの事を御心に藏しおきたまへり、我この事の汝の心にあるを知る　十四 我もし罪を犯さば汝われをみとめてわが罪を赦したまはじ　十五 我もし行狀あしからば禍あらん、假令われ義かるとも我頭を擧じ、其は我は衷に羞耻充ち、眼にわが患難を見ればなり　十六 もし頭を擧なば汝獅子のごとくに汝われを追打ち、我身の上に復なんぢの奇しき能力をあらはしたまはん　十七 汝はしばしば證する者を入かへて我を攻め、我にむかひて汝の震怒を增し新手に新手を加へて我を攻たまふ　十八 何とて汝われを胎より出したまひしや、然らずば我は氣絕て目に見らるること無く　十九 曾て有ざりし如くならん、卽ち我は胎より墓に持ゆかれん　二十 わが日は幾時も无きに非ずや、願くは彼姑らく息て我を離れ我をして少しく安んぜしめんことを　二十一 我が往て復返ることなきさきに斯あらしめよ、我は暗き地、死の蔭の地に往ん　二十二 この地は暗くして晦冥に等しく死の蔭にして區分なし彼處にては光明も黑暗のごとし

第十一章

一 是においてナアマ人ゾパルこたへて言けるは　二 言詞多からば豈答へざるを得んや、口おほき人あに義とせられんや　三 汝の空しき言あに人をして口を閉しめんや、汝嘲けらば人なんぢをして羞しめざらんや　四 汝は言ふ、我教は正し、我は汝の目の前に潔しと　五 願くは神言を出し、汝にむかひて口を開き　六 智慧の祕

密をなんぢに示してその知識の相倍するを顯はしたまはんことを、汝しれ神はなんぢの罪よりも輕くなんぢを處置したまふなり 七 なんぢ神の深事を窮むるを得んや、全能者を全く窮むることを得んや 八 その高きことは天のごとし、汝なにを爲し得んや、其深きことは陰府のごとし、汝なにを知えんや 九 その量は地よりも長く海よりも濶し 十 彼もし行めぐりて人を執へて召集めたまふ時は誰か能くこれを阻まんや 十一 彼ぞ僞る人を善く知りたまふ、又惡事は顧みることも無して見知たまふなり 十二 虚しき人は悟性なし、その生るゝよりして野驢馬の駒のごとし 十三 汝もし彼にむかひて汝の心を定め、汝の手を舒べ 十四 手に罪のあらんにこれを遠く去れ、惡をなんぢの幕屋に留むる勿れ 十五 然すれば汝面を擧て玷なかるべく、堅く立て懼るゝ事なかるべし 十六 すなはち汝憂愁を忘れん、汝のこれを憶ゆることは流れ去し水のごとくならん 十七 なんぢの生存らふる日は眞晝よりも輝やかん、假令暗き事あるとも是は平旦のごとくならん 十八 なんぢ望あるに因て安んじ、汝の周圍を見めぐりて安然に寢るにいたらん 十九 なんぢぞ何にも懼れさせらるゝこと無して偃やすまん、必ず衆多の者なんぢを悦こばせんと務むべし 二十 然ど惡き者は目曚み逃遁處を失なはん、其望は氣の斷ると等しかるべし

第十二章

一 ヨブこたへて言ふ 二 なんぢら而已まことに人なり、智慧は汝らとゝもに死ん 三 我もなんぢらと同じく心あり、我はなんぢらの下に立ず、誰か汝らの言しごとき事を知ざらんや 四 我は神に龥はりて聽るゝ者なるに今その友に嘲けらるゝ者となれり、嗚呼正しくかつ完たき人あざけらる 五 安逸なる者は思ふ、輕侮は不幸なる者に附そひ足のよろめく者を俟と 六 掠奪ふ者の天幕は繁榮え、神を怒らせ自己の手に神を携さふる者は安泰なり 七 今請ふ獸に問へ然ば汝に敎へん、天空の鳥に問へ然ばなんぢに語らん 八 地に言へ然ばなんぢに敎へん、海の魚もまた汝に述べし 九 誰かこの一切の者に依てヱホバの手のこれを作りしなるを知ざらんや 十 一切の生物の生氣および一切の人の靈魂ともに彼の手の中にあり 十一 耳は言語を辨へざらんや、その状あたかも

口の食物を味はふがごとし 十二 老たる者の中には智慧あり、壽長者の中には頴悟あり 十三 智慧と權能は神に在り、智謀と頴悟も彼に屬す 十四 視よ彼毀てば、再び建ること能はず、彼人を閉こむれば開き出すことを得ず 十五 視よ彼水を止むれば則はち涸れ、水を出せば則はち地を滅ぼす 十六 權能と頴悟は彼に在り、惑はさるゝ者も惑はす者も共に彼に屬す 十七 彼は議士を裸体にして擄へゆき、審判人をして愚なる者とならしめ 十八 王等の權威を解て反て之が腰に繩をかけ 十九 祭司等を裸体にして擄へゆき、權力ある者を滅ぼし 二十 言爽なる者の言語を取除き、老たる者の了知を奪ひ 二一 侯伯たる者等に恥辱を蒙らせ、強き者の帯を解き 二二 暗中より隱れたる事等を顯はし、死の蔭を光明に出し 二三 國々を大にしまた之を滅ぼし國々を廣くしまた之を舊に歸し 二四 地の民の長たる者等の了知を奪ひ、これを路なき荒野に吟行はしむ 二五 彼らは光明なき暗にたどる、彼また彼らを醉る人のごとくによろめかしむ

第十三章

一 視よわが目これを盡く觀、わが耳これを聞て通達れり 二 汝らが知るところは我もこれを知る、我は汝らに劣らず 三 然りと雖ども我は全能者に物言ん我は神と論ぜんことをのぞむ 四 汝らは只謊言を造り設くる者、汝らは皆無用の醫師なり 五 願はくは汝ら全く默せよ、然するは汝らの智慧なるべし 六 請ふわが論ずる所を聽き、我が唇にて辨爭ふ所を善く聽け 七 神のために汝ら惡き事を言や、又かれのために虛僞を述るや 八 汝ら神のために偏よるや、またかれのために爭はんとするや 九 神もし汝らを鑒察たまはゞ豈善らんや、汝等人を欺むくごとくに彼を欺むき得んや 十 汝等もし密に私しするあらば彼かならず汝らを責ん 十一 その威光なんぢらを懼れしめざらんや、彼を懼るゝ畏懼なんぢらに臨まざらんや 十二 なんぢらの諭言は灰に譬ふべし、なんぢらの城は土の城となる 十三 默して我にかゝはらざれ、我言語んとす、何事にもあれ我に來らば來れ 十四 我なんぞ我肉をわが齒の間に置き、わが生命をわが手に置かんや 十五 彼われを殺すとも我は彼に依頼まん、惟われは吾道を彼

の前に明かにせんとす　十六 彼また終に我援救とならん、邪曲なる者は彼の前にいたること能はざればなり　十七 なんぢら聴よ、我言を聴け我が述る所をなんぢらの耳に入しめよ　十八 視よ我すでに吾事を言並べたり、必らず義しとせられんと自ら知る　十九 誰か能われと辨論ふ者あらん、若あらば我は口を緘て死ん　二十 惟われに二の事を為たまへざれ、然ば我なんぢの面をさけて隠れじ　二一 なんぢの手を我より離したまへ、汝の威厳をもて我を懼れしめたまはざれ　二二 而して汝われを召たまへ、我こたへん、又われにも言はしめて汝われに答へたまへ　二三 我の愆われの罪いくばくなるや、我の背反と罪とを我に知しめたまへ　二四 何とて御面を隠し我をもて汝の敵となしたまふや　二五 なんぢは吹廻さるゝ木の葉を威し、干あがりたる粃糠を追たまふや　二六 汝は我につきて苦き事等を書しるし、我をして我が幼稚時の罪を身に負しめ　二七 わが足を足械にはめ、我すべての道を伺がひ我足の周圍に限界をつけたまふ　二八 我は腐れたる者のごとくに朽ゆき、蠹に食るゝ衣服に等し

第十四章

一 婦の産む人はその日少なくして艱難多し　二 その來ること花のごとくにして散り、其馳ること影のごとくにして止まらず　三 なんぢ是のごときものに汝の目を啓きたまふや、汝われを汝の前にひきて審判したまふや　四 誰か清き物を汚れたる物の中より出し得る者あらん、一人も無し　五 その日既に定まり、その月の數なんぢに由り、汝これが區域を立て越ざらしめたまふなれば　六 是に目を離して安息を得させ、之をして傭人のその日を樂しむがごとくならしめたまへ　七 それ木には望あり、假令砍るゝとも復芽を出してその枝絶ず　八 たとひ其根地の中に老い、幹土に枯るとも　九 水の潤霑にあへば即ち芽をふき枝を出して若樹に異ならず　十 然ど人は死れば消うす、人氣絶なば安に在んや　十一 水は海に竭き、河は涸てかわく　十二 是のごとく人も寢臥てまた興ず、天の盡るまで目覺ず睡眠を醒さゞるなり　十三 願はくは汝われを陰府に藏し、汝の震怒の息むまで我を掩ひ、我ために期を定め而して我を念ひたまへ　十四 人もし死ばまた生んや、我はわが征戰の諸日の間望みをりて我が變更の來

るを待ん　十五　なんぢ我を呼たまはん而して我こたへん、汝かならず汝の手の作を顧みたまはん　十六今なんぢは我
の步履を數へたまふ、我が罪を汝うかゞひたまはざらんや　十七わが愆は凡て嚢の中に封じてあり汝わが罪を縫て
めたまふ　十八それ山も倒れて終に崩れ巖石も移りてその處を離る　十九水は石を鑿ち、浪は地の塵を押流す、汝は人
の望を絕たまふ　二十なんぢは彼を永く攻なやまして去ゆかしめ、彼の面容を變らせて逐やりたまふ　二一その子等
貴なるも彼はこれを知ず、卑賤なるもまた之を曉らざるなり　二二只己みづからその肉に痛苦を覺え己みづから
その心に哀く而已

第十五章

一テマン人エリパズ答へて曰く　二智者あに虛しき知識をもて答へんや豈東風をその腹に充さんや
三あに裨なき談、益なき詞をもて辯論はんや　四まことに汝は神を畏るゝ事を棄て、その前に禱ることを止む　五な
んぢの罪なんぢの口を敎ふ汝はみづから擇びて狡猾人の舌を用ふ　六なんぢの口みづから汝の罪を定む、我に
は非ず汝の唇なんぢの惡きを證す　七汝あに最初に世に生れたる人ならんや、山よりも前に出來しならんや　八
神の御謀議を聞しならんや、智慧を獨にて藏めをらんや　九なんぢが知る所は我らも知ざらんや、汝が曉るとこ
ろは我らの心にも在ざらんや　十我らの中には白髮の人および老たる人ありて汝の父よりも年高し　十一神の慰
藉および夫の柔かき言詞を汝小しとするや　十二なんぢ何ぞかく心狂ふや、何ぞかく目をしばたゝくや　十三なんぢ
是のごとく神に對ひて氣をいらだて斯る言詞をなんぢの口よりいだすは如何ぞや　十四人は如何なる者ぞ、如何
してか潔からん婦の產し者は如何なる者ぞ、云何してか義からん　十五それ神はその聖者にすら信を置たまはず、
諸の天もその目の前には潔からざるなり　十六況んや罪を取ること水を飮がごとくする憎むべき穢れたる人を
や　十七我なんぢに語る所あらん聽よ我見たる所を述ん　十八是すなはち智者等が父祖より受て隱すところ無く傳
へ來しものなり　十九彼らに而已この地は授けられて外國人は彼等の中に往來せしこと無りき　二十惡き人はその生

る日の間つねに悶え苦しむ、強暴人の年は數へて定めおかる 二一 その耳には常に懼怖しき音きこえ平安の時
にも滅ぼす者これに臨む 二二 彼は幽暗を出得るとは信ぜず、目ざされて劍に付さる 二三 彼食物は何處にありやと
言つゝ尋ねありき、黑暗日の備へられて己の側にあるを知る 二四 患難と苦痛とはかれを懼れしめ、戰鬪の准備を
なせる王のごとくして彼に打勝ん 二五 彼は手を伸て神に敵し、傲りて全能者に悖り 二六 頸を強くし、厚き楯の面を
向て之に馳かゝり 二七 かれは面に肉を滿せ、腰に脂を凝し 二八 荒されたる邑々に住居を設けて人の住べからざる家、石堆
となるべき所に居る 二九 是故に彼は富ず、その貨物は永く保たず、その所有物は地に蔓延ず 三十 また自己は黑暗を
出づるに至らず、火焔その枝葉を枯さん、而してその身は神の口の氣吹によりて亡ゆかん 三一 彼は虛妄を恃みて
自ら欺むくべからず、其報は虛妄なるべければなり 三二 彼の日の來らざる先に其事成べし、彼の枝は綠ならじ
三三 彼は葡萄の樹のその熟せざる果を振落すがごとく、橄欖の樹のその花を落すがごとくなるべし 三四 邪曲なる
者の宗族は零落れ、賄賂の家は火に焚ん 三五 彼等は惡念を孕み、虛妄を生み、その胎にて詭計を調ふ

第十六章

一 ヨブ答へて曰く 二 斯る事は我おほく聞り汝らはみな人を慰さめんとして却つて人を煩はす者な
り 三 虛しき言語あに終極あらんや、汝なにに勵まされて應答をなすや 四 我もまた汝らの如くに言ことを得、も
し汝らの身わが身と處を換なば我は言語を練て汝らを攻め、汝らにむかひて首を搖ことを得 五 また口をもて
汝らを強くし唇の慰藉をもて汝らの憂愁を解ことを得るなり 六 たとひ我言を出すとも我憂愁は解ず、默する
とても何ぞ我身の安くあることを有んや 七 彼いま已に我を疲らしむ、汝わが宗族をことごとく荒せり 八 なんぢ
我をして皺らしめたり、是われに向ひて見證をなすなり、又わが瘦おとろへたる狀貌わが面の前に現われ立て
我を攻む 九 かれ怒てわれを撕裂きかつ窘しめ、我にむかひて齒を咬鳴し我敵となり目を鋭して我を看る 十 彼
ら我にむかひて口を張り、我を賤しめてわが頰を打ち、相集まりて我を攻む 十一 神われを邪曲なる者に交し、惡き

者の手に擲ちたまへり　十二 我は安穏なる身なりしに彼いたく我を打悩まし頸を執へて我をうちくだき遂に我を立て鵠となしたまひ　十三 その射手われを繞り圍めり、やがて情もなく我腰を射透し、わが膽を地に流れ出しめたまふ　十四 彼はわれを打敗りて破壊に破壊を加へ、勇士のごとく我に奔かゝりたまふ　十五 われ麻布をわが肌に縫つけ、我角を塵にて汚せり　十六 わが面は泣て赤くなり、我目縁には死の蔭あり　十七 然れども我手には不義あること無く、我が祈禱は清し　十八 地よ我血を掩ふなかれ、我號呼は休む處を得ざれ　十九 見よ今にても我證となる者天にあり、わが眞實を表明す者高き處にあり　二十 わが朋友は我を嘲けれども我目は神にむかひて涙を注ぐ　二十一 願くは彼人のために神と論辯し、人の子のために之が朋友と論辯せんことを　二十二 數年すぎさらば我は還らぬ旅路に往べし

第十七章

一 わが氣息は已にくさり、我日すでに盡なんとし、墳墓われを待つ　二 まことに嘲弄者等わが傍に在り、我目は彼らの辨爭ふを常に見ざるを得ず　三 願くは質を賜ふて汝みづから我の保證となりたまへ、誰か他にわが手をうつ者あらんや　四 汝彼らの心を閉て悟るところ無らしめたまへり、必らず彼らをして愈らしめたまはじ　五 朋友を交付して掠奪に遭しむる者は其子等の目潰るべし　六 彼われを世の民の笑柄とならしめたまふ、我は面に唾せらるべき者となれり　七 かつまた我目は憂愁によりて昏み、肢體は凡て影のごとし　八 義き者は之に驚き、無辜者は邪曲なる者を見て憤ほる　九 然ながら義しき者はその道を堅く持ち、手の潔淨き者はますます力を得るなり　十 請ふ汝ら皆ふたゝび來れ、我は汝らの中に一人も智き者あるを見ざるなり　十一 わが日は已に過ぎ、わが計る所わが心に冀ふ所は已に敗れたり　十二 彼らは夜を晝に變ふ、黒暗の前に光明ちかづく　十三 我もし俟ところ有も是わが家たるべき陰府なるのみ、我は黒暗にわが牀を展ぶ　十四 我朽腐に向ひて汝はわが父なりと言ひ、蛆に向ひては汝は我母わが姉妹なりと言ふ　十五 然ばわが望はいづくにかある、我望は誰かこれを見る者あらん　十六

是は下りて陰府の關に到らん、之と齊しく我身は塵の中に臥靜まるべし

第十八章 一 シユヒ人ビルダデこたへて曰く 二 汝等いつまで言語を獵求むることをするや、汝ら先曉るべし、然
る後われら談論はん 三 われら何ぞ獸畜とおもはるべけんや、何ぞ汝らの目に汚穢たる者と見らるべけんや 四
なんぢ怒りて身を裂く者よ、汝のために地は棄られんや、磐は其處より移されんや 五 惡き者の光明は滅
され、其火の焔は照じ 六 その天幕の内なる光明は暗くなり其が上の燈火は滅さるべし 七 またその強き步履は
狹まり、其計るところは自分を陷しいる 八 すなはち其足に逐れて網に到り、また陷阱の上を步むに 九 索その踵
に纏り、羂これを執ふ 十 索かれを執ふるために地に隱しあり、羂かれを陷しいるゝために路に設けあり 十一 怖ろ
しき事四方において彼を懼れしめ其足にしたがひて彼をおふ 十二 その力は饑ゑ、其傍には災禍そなへあり 十三 その
膚の肢も蝕壞らる、即はち死の初子これが肢を蝕壞るなり 十四 やがて彼はその恃める天幕より曳離されて懼怖
の王の許に驅やられん 十五 彼に屬せざる者かれの天幕に住み、硫磺かれの家の上に降ん 十六 下にてはその根枯れ、
上にてはその枝砍る 十七 彼の跡は地に絕え、彼の名は衢に傳はらじ 十八 彼は光明の中より黑暗に逐やられ、世の
中より驅出されん 十九 彼はその民の中に子も無く孫も有じ、また彼の住所には一人も遺る者なからん 二十 之が日
を見るにおいて後に來る者は駭ろき先に出し者は怖おそれん 二一 かならず惡き人の住所は是のごとく、神を知
ざる者の所は是のごとくなるべし

第十九章 一 ヨブこたへて曰く 二 なんぢら我心をなやまし、言語をもて我を打くだくこと何時までぞや 三 なん
ぢら已に十次も我を辱しめ我を惡く待らひてなほ愧るところ無し 四 假令われ眞に過ちたらんもその過は我
の身に止れり 五 なんぢら眞に我に向ひて誇り我身に羞べき行爲ありと證するならば 六 神われを虐げその網
羅をもて我を包みたまへりと知べし 七 我虐げらるゝと叫べども答なく、呼はり求むれども審理なし 八 彼わが

路の周圍に垣を結めぐらして逾る能はざらしめ、我が行く途に黒暗を蒙むらしめ　九 わが榮光を褫ぎわが冠冕を首より奪ひ　十 四方より我を毀ちて失させ、我望を樹のごとくに根より拔き　十一 我にむかひて震怒を燃し、我を敵の一人と見たまへり　十二 その軍旅ひとしく進み途を高くして我に攻寄せ、わが天幕の周圍に營を張り　十三 彼わが兄弟等をして遠くわれを離れしめたまへり、我を知る人々は全く我に疎くなりぬ　十四 わが親戚は往來を休め、わが朋友はわれを忘れ　十五 わが家に寄寓る者およびわが婢等は我を見て外人のごとくす、我かれらの前にては異國人のごとし　十六 われわが僕を喚どもこたへず、我口をもて彼に請はざるを得ざるなり　十七 わが氣息はわが妻に厭はれわが臭氣はわが同胞の子等に嫌はる　十八 童子等さへも我を侮どり、我起あがれば則はち我を嘲ける　十九 わが親しき友われを惡みわが愛したる人々ひるがへりてわが敵となれり　二十 わが骨はわが皮と肉とに貼り、我は僅に齒の皮を全うして逃れしのみ　二十一 わが友よ汝等われを憐れめ我を憐れめ、神の手われを撃り　二十二 汝らなにとて神のごとくして我を攻め、わが肉に飽ことなきや　二十三 望むらくは我言の書留られんことを、望むらくは我が言語に記されんことを　二十四 望むらくは鐵の筆と鉛とをもて之を永く磐石に鐫つけおかんことを　二十五 われ知る我を贖ふ者は活く、後の日に彼かならず地の上に立ん　二十六 わがこの皮この身の朽はてん後われ肉を離れて神を見ん　二十七 我みづから彼を見たてまつらん、我目かれを見んに識ぬ者のごとくならじ、我が心これを望みて焦る　二十八 なんぢら若われら如何にかれを攻んかと言ひ、また事の根われに在りと言ば　二十九 劍を懼れよ、忿怒は劍の罰をきたらす、斯なんぢら遂に審判のあるを知ん

第二十章

一 ナアマ人ゾパルこたへて曰く　二 これに因てわれ答をなすの思念を起し心しきりに之がために急る　三 われを辱かしむる譴語を我聞ざるを得ず、然しながらわが了知の靈われをして答ふることを得せしむ　四 なんぢ知ずや在昔より地に人の置れしより以來　五 惡き人の勝誇は暫時にして邪曲なる者の歡樂は時の間の

み　六 その高天に達しその首雲に及ぶとも　七 終には己の糞のごとくに永く亡絶べし、彼を見識る者は言ん彼は
何處にありやと　八 彼は夢の如く過さりて復見るべからず、夜の幻のごとく追はらはれん　九 彼を見たる目かさ
ねてかれを見ることあらず、彼の住たる處も再びかれを見ること無らん　十 その子等は貧しき者に寛待を求め
ん、彼もまたその取し貨財を手づから償さん　十一 その骨には少壯氣勢充り、然れどもその氣勢もまた塵の中に彼
とおなじく臥ん　十二 かれ惡を口に甘しとして舌の底に藏め　十三 惜みて捨ず之を口の中に含みをる　十四 然どその食
物腸の中にて變り、腹の内にて蝮の毒とならん　十五 かれ貨財を呑たれども復これを吐いださん、神これを彼の腹
より推いだしたまふべし　十六 かれは蝮の毒を吸ひ、蝮の舌に殺されん　十七 かれは蜂蜜と牛酪の涌て流るゝ河川を
觀ざらん　十八 その勞苦て獲たる物は之を償して自ら食はず、又その求めたる所有よりは快樂を得じ　十九 是は彼貧
しき者を虐遇てこれを棄たればなり、假令家を奪ひとるとも之を改め作ることを得ざらん　二十 かれはその腹に
飽ことを知ざるが故に自己の深く喜こぶ物をも保つこと能はじ　二一 かれが遺して食はざる物とては一も無し、
是によりてその福祉は永く保たじ　二二 その繁榮の眞盛において彼は艱難に迫られ、乏しき者すべて手をこれが
上に置ん　二三 かれ腹を充さんとすれば神烈しき震怒をその上に下し、その食する時にこれをその上に降したま
ふ　二四 かれ鐵の器を避れば銅の弓これを射透す　二五 是において之をその身より拔ば閃く鏃その膽より出きたり
て畏懼これに臨む　二六 各種の黑暗これが寶物をほろぼすために蓄へらる、又人の吹をこせしに非る火かれを
焚き、その天幕に遺りをる者をも焚ん　二七 天かれの罪を顯はし、地與りてかれを攻ん　二八 その家の儲蓄は亡て神の
震怒の日に流れ去ん　二九 是すなはち惡き人が神より受る分、神のこれに定めたまへる數なり

第二十一章

一 ヨブこたへて曰く　二 請ふ汝等わが言を謹んで聽き、之をもて汝らの慰藉に代よ　三 先われに容して
言しめよ、我が言る後なんぢ嘲るも可し　四 わが怨言は世の人の上につきて起れる者ならんや、我なんぞ氣をい

らだつ可らざらんや　五　なんぢら我を視て驚ろき、手を口にあてよ　六　われ思ひまはせば畏しくなりて身體しきりに戰慄く　七　惡き人何とて生ながらへ、老かつ勢力強くなるや　八　その子等はその周圍にありてその前に堅く立ち、その子孫もその目の前に堅く立べし　九　またその家は平安にして畏懼なく、神の杖その上に臨まじ　十　その牡牛は種を與へて過らず、その牝牛は子を產てそこなふ事なし　十一　彼等はその少き者等を外に出すこと群のごとし、その子等は舞をどる　十二　彼等は鼓と琴とをもて歌ひ、笛の音に由て樂み　十三　その日を幸福に暮し、まばたくまに陰府にくだる　十四　然はあれども彼等は神に言らく我らを離れ賜へ、我らは汝の道をしることを好まず　十五　全能者は何者なれば我らこれに事ふべき、我等これに祈るとも何の益を得んやと　十六　視よ彼らの福祿は彼らの力に由にあらざるなり、惡人の希圖は我の與する所にあらず　十七　惡人のその燈火を滅さるる事幾度ありしか、その滅亡のこれに臨む事、神の怒りて之に艱苦を蒙らせたまふ事幾度ありしか　十八　かれら風の前の藁の如く、暴風に吹さらるる粃糠の如くなること幾度ありしか　十九　神かれの愆を積たくはへてその子孫に報いたまふか、之を彼自己の身に報い知しむるに如ず　二十　かれをして自らその滅亡を目に視させかつ全能者の震怒を飲しめよ　二一　その月の數すでに盡るに於ては何ぞその後の家に關はる所あらん　二二　神は天にある者等をさへ審判たまふなれば誰か能てこれに知識を教へんや　二三　或人は繁榮を極め全く平穩にかつ安康にして死に　二四　その器には乳充ち、その骨の髓は潤ほへり　二五　また或人は心を苦しめて死し、終に福祉をあぢはふる事なし　二六　是等は俱に齊しく塵に臥して蛆におほはる　二七　我まことに汝らの思念を知り、汝らが我を攻擊んとするの詭謀を知る　二八　なんぢらは言ふ王侯の家は何に在る、惡人の住所は何にあるぞ　二九　汝らは路行く人々に詢ざりしや、彼等の證據を曉らざるや、三十　すなはち滅亡の日に惡人遺され、烈しき怒の日に惡人たづさへ出さる　三一　誰か能かれに打向ひて彼の行爲を指示さんや、誰か能彼の爲たる所を彼に報ゆることを爲ん　三二　彼は舁れて墓に到り、塚の上にて守護ることを爲す　三三　谷の土塊

も彼には快し、一切の人その後に從がふ、其前に行る者も數へがたし　三四既に是の如くなるに汝等なんぞ徒に我を慰さめんとするや、汝らの答ふる所はただ虛偽のみ

第二十二章

一是においてテマン人エリパズこたへて曰く　二人神を益する事をえんや智人も唯みづから益する而已なるぞかし　三なんぢ義かるとも全能者に何の歡喜かあらん、なんぢ行爲を全たふするとも彼に何の利益かあらん　四彼汝の畏懼の故によりて汝を責め汝を鞫きたまはんや　五なんぢの惡大なるにあらずや、汝の罪はきはまり無し　六即ち汝は故なくその兄弟の物を抑へて質となし、裸なる者の衣服を剝て取り　七渇く者に水を與へて飮しめず、饑る者に食物を施こさず　八力ある者土地を得、貴き者その中に住む　九なんぢは寡婦に手を空しうして去しむ、孤子の腕は折る　十是をもて網羅なんぢを環り、畏懼にはかに汝を擾す　十一なんぢ黑暗を見ずや、洪水のなんぢを覆ふを見ずや　十二神は天の高に在すならずや星辰の巓ある如何に高きぞや　十三是によりて汝は言ふ、神なにをか知しめさん豈よく黑雲の中より審判するを得たまはんや　十四濃雲かれを蔽へば彼は見たまふ所なし、惟天の穹蒼を歩みたまふ　十五なんぢ古昔の世の道を行なはんとするや、是あしき人の蹊たりし者ならずや　十六彼等は時いまだ至らざるに打絶れ、その根基は大水に押流されたり　十七彼ら神に言けらく我等を離れたまへ、全能者われらのために何を爲すことを得んと　十八然かるに彼は却て佳物を彼らの家に盈したまへり、但し惡人の計畫は我の與する所にあらず　十九義しき者は之を見て喜こび無辜者は彼らを笑ふ　二十曰く我らの仇は誠に滅ぼされ、其餘れる物は火にて焚つくさる　二一請ふ汝神と和らぎて平安を得よ然らば福祿なんぢに來らん　二二請ふかれの口より敎諭を受け、その言語をなんぢの心に藏めよ　二三なんぢもし全能者に歸向り且なんぢの家より惡を除き去ば汝の身再び興されん　二四なんぢの寶を土の上に置きオフルの黃金を谿河の石の中に置け　二五然れば全能者なんぢの寶となり汝のために白銀となりたまふべし　二六而してなんぢは又全能者を喜こび且神にむか

ひて面をあげん　二七なんぢ彼に祈らば彼なんぢに聽たまはん而して汝その誓願をつくのひ果さん　二八なんぢ事
を爲んと定めなばその事なんぢに成ん、汝の道には光照ん　二九其卑く降る時は汝いふ昇る哉と、彼は謙遜者を拯
ひたまふべし　三十かれは罪なきに非ざる者をも拯ひたまはん、汝の手の潔淨によりて斯る者も拯はるべし

第二十三章

一ヨブこたへて曰く　二我は今日にても尚つぶやきて服せずわが禍災はわが嘆息よりも重し　三ねが
はくは神をたづねて何處にか遇まつるを知り其御座に參いたらんことを　四我この愁訴をその御前に陳べ口
を極めて辯論はん　五我その我に答へたまふ言を知り、また其われに言たまふ所を了らん　六かれ大なる能をも
て我と爭ひたまはんや、然らじ反つて我を顧みたまふべし　七彼處にては正義人かれと辯爭ふことを得、斯
せば我を鞫く者の手を永く免かるべし　八しかるに我東に往くも彼いまさず、西に往くも亦見たてまつらず　九
北に工作きたまへども遇まつらず、南に隱れ居たまへば望むべからず　十わが平生の道は彼知たまふ、彼われを
試みたまはゞ我は金のごとくして出きたらん　十一わが足は彼の歩履に堅く隨がへり、我はかれの道を守りて離
れざりき　十二我はかれの唇の命令に違はず、我が法よりも彼の口の言語を重ぜり　十三かれは一に居る者にましま
す誰か能かれをして意を變しめん、彼はその心に欲する所をかならず爲たまふ　十四然ば我に向ひて定めし事を
必らず成就たまはん、是のごとき事を多く彼は爲たまふなり　十五是故に我かれの前に慄ふ、我考ふれば彼を懼る
十六神わが心を弱くならしめ、全能者われをして懼れしめたまふ　十七かく我は暗の來らぬ先わが面を黑暗の掩ふ
前に打絕れざりき

第二十四章

一なにゆゑに全能者時期を定めおきたまはざるや、何故に彼を知る者その日を見ざるや　二人ありて
地界を侵し群畜を奪ひて牧ひ　三孤子の驢馬を驅去り、寡婦の牛を取て質となし　四貧しき者を路より推退け、世
の受難者をして盡く身を匿さしむ　五視よ彼らは荒野にをる野驢馬のごとく出て業を爲て食を求め、野原より

その子等のために食物を得 六 圃にて惡き者の麥を刈り、またその葡萄の遺餘を摘む 七 かれらは衣服なく裸にして夜を明し、覆ふて寒氣を禦ぐべき物なし 八 山の暴雨に濡れ、庇はるゝところ無して岩を抱く 九 孤子を母の懐より奪ふ者あり、貧しき者の身につける物を取て質となす者あり 十 貧き者衣服なく裸にて歩き、飢つゝ麥束を擔ふ 十一 人の垣の内にて油を榨め、また渇きつゝ酒醡を踐む 十二 邑の中より人々の呻吟たちのぼり、傷けられたる者の叫喚おこる、然れども神はその怪事を省みたまはず 十三 また光明に背く者あり、光の道を知ず、光の路に止らず 十四 人を殺す者昧爽に興いで、受難者や貧しき者を殺し、夜は盜賊のごとくす 十五 姦淫する者は我を見る目はなからんと言てその目に昏暮をうかゞひ待ち而してその面に覆ふ物を當つ 十六 また夜分家を穿つ者あり、彼等は晝は閉こもり居て光明を知らず 十七 彼らには晨も死の蔭のごとし、是死の蔭の怖ろしきを知ばなり 十八 かれは水の面に疾ながるゝ物の如し、その產業は世の中に詛はる、その身重ねて葡萄園の路に向はず 十九 亢旱および炎熱は雪水を直に乾涸す、陰府が罪を犯せし者におけるも亦かくのごとし 二十 これを宿せし腹これを忘れ、蛆これを好みて食ふ、彼は最早世におぼえらるゝこと無く、その惡は樹の折るがごとくに折る 二十一 是すなはち孕まず產ざりし婦人をなやまし、寡婦を憐れまざる者なり 二十二 神はその權能をもて强き人々を保存へさせたまふ、彼らは生命あらじと思ふ時にも復興る 二十三 神かれらに安泰を賜へば彼らは安らかなり、而してその目をもて彼らの道を見そなはしたまふ 二十四 かれらは旺盛になり暫時が間に無なり、卑くなりて一切の人のごとくに沒し麥の穗のごとくに斷る 二十五 すでに是のごとくなれば誰か我の謬まれるを示してわが言語を空しくすることを得ん

第二十五章

一 時にシユヒ人ビルダデこたへて曰く 二 神は大權を握りたまふ者、畏るべき者にましまし、高き處に平和を施こしたまふ 三 その軍旅は數ふることを得んや、其光明なに物をか照さゞらん 四 然ば誰か神の前に正義かるべき、婦女の產し者いかでか清かるべき 五 視よ月も輝かず、星もその目には清明ならず 六 いはんや蛆のご

とき人、蟲のごとき人の子をや

第二十六章

一 ヨブこたへて曰く 二 なんぢ能力なき者を如何に助けしや、氣力なきものを如何に救ひしや 三 智慧なき者を如何に諭へしや、穎悟の道を如何に多く示ししや 四 なんぢ誰にむかひて言語を出ししや、なんぢより出しは誰が靈なるや 五 陰靈水またその中に居る者の下に慄ふ 六 かれの御前には陰府も顯露なり、滅亡の坑も蔽ひ匿す所なし 七 彼は北の天を虛空に張り、地を物なき所に懸けたまふ 八 水を濃雲の中に包みたまふてその下の雲裂ず 九 御寶座の面を隱して雲をその上に展へ 十 水の面に界を設けて光と暗とに限を立たまふ 十一 かれ叱咤たまへば天の柱震ひかつ怖る 十二 その權能をもて海を靜めその智慧をもてラハブを擊碎き 十三 その氣噓をもて天を輝かせ、其手をもて逃る蛇を衝とほしたまふ 十四 視よ是等はたゞ其御工作の端なるのみ、我らが聞ところの者は如何にも微細なる耳語ならずや然どその權能の雷霆に至りては誰かこれを曉らんや

第二十七章

一 ヨブまた語を繼ていはく 二 われに義しき審判を施こしたまはざる神、わが心魂をなやまし給ふ全能者此神は活く 三 (わが生命なほ全たくわれの裏にあり、神の氣息なほわが鼻にあり) 四 わが口は惡を言ず、わが舌は詭言を語らじ 五 我決めて汝等を是とせじ、我は死るまで我が罪なきを言ことを息じ 六 われ堅くわが正義を持ちて之を棄じ我は今まで一日も心に責られし事なし 七 我に敵する者は惡き者と成り我を攻る者は義からざる者と成るべし 八 邪曲なる者もし神に絕れその魂神を脫とらるゝに於ては何の望かあらん 九 かれ艱難に罹る時に神その呼號を聽いれたまはんや 十 かれ全能者を喜こばんや、常に神を龥んや 十一 われ神の御手を汝等に敎へん、全能者の道を汝等に隱さじ 十二 視よ汝等もみな自らこれを觀たり然るに何ぞ斯愚蒙をきはむるや 十三 惡き人の神に得る分、强暴の人の全能者より受る業は是なり 十四 その子等蕃れば劍に殺さる、その子孫は食物に飽ず 十五 その遺れる者は疫病に斃れて埋められ、その妻等は哀哭をなさず 十六 かれ銀を積こと塵のごとく衣服

を備ふることを土のごとくなるとも 十七 その備ふる者は義き人これを着ん、またその銀は無辜者これを分ち取ん 十八 その建る家は蟲の巣のごとく、また番人の造る茅屋のごとし 十九 かれは富る身にて寢臥し重ねて興ること無し、また目を開けば即ちその身きえ亡す 二十 懼ろしき事大水のごとく彼に追及き、夜の暴風かれを奪ひ去る 二一 東風かれを擧げて去り、彼をその處より吹はらふ 二二 神かれを射て恤まず、彼その手より逃れんともがく 二三 人かれに對ひて手を鳴し、嘲りわらひてその處をいでゆかしむ

第二十八章

一 白銀は堀いだす坑あり、煉るところの黄金は出處あり 二 鐵は土より取り、銅は石より鎔して獲るなり 三 人すなはち黒暗を破り極より極まで尋ね窮めて黒暗および死蔭の石を求む 四 その穴を穿つこと深くして上に住む人と遠く相離れ、その上を歩む者まつたく之を覺えず、是のごとく身を縋下げ、遙に人と隔たりて空に懸る 五 地はその上に食物を出し、其下は火に覆がへさるゝがごとく覆へる 六 その石の中には碧の玉のある處あり、黄金の沙またその內にあり 七 その逕は鷙鳥もこれを知ず、鷹の目もこれを看ず 八 鷙き獸も未だこれを踐ず、猛き獅子も未だこれを通らず 九 人堅き磐に手を加へまた山を根より倒し 十 岩に河を掘り各種の貴き物を目に見とめ 十一 水路を塞ぎて漏ざらしめ隱れたる寶物を光明に取いだすなり 十二 然ながら智慧は何處よりか覓め得ん、明哲の在る所は何處ぞや 十三 人その價を知ず人のすめる地に獲べからず 十四 淵は言ふ我の內に在ずと、海は言ふ我と偕ならずと 十五 精金も之に換るに足ず銀も秤りてその價となすを得ず 十六 オフルの金にてもその價を量るべからず、貴き靑玉も碧玉もまた然り 十七 黄金も玻璃もこれに並ぶ能はず、精金の器皿もこれに換るに足ず 十八 珊瑚も水晶も論にたらず、智慧を得るは眞珠を得るに勝る 十九 エテオピアより出る黄玉もこれに並ぶあたはず、純金をもてするもその價を量るべからず 二十 然ば智慧は何處より來るや、明哲の在る所は何處ぞや 二一 是は一切の生物の目に隱れ、天空の鳥にも見えず 二二 滅亡も死も言ふ我等はその風聲を耳に聞し而已 二三 神その道

を照りたまふ、彼その所を知りたまふ 二四 そは彼は地の極までも觀そなはし天が下を看きはめたまへばなり 二五
風にその重量を與へ水を度りてその量を定めたまひし時 二六 雨のために法を立て雷霆の光のために途を設け
たまひし時 二七 智慧を見て之を顯はし之を立て試みたまへり 二八 また人に言たまはく視よ主を畏るゝは是智慧
なり惡を離るゝは明哲なり

第二十九章

一 ヨブまた語をつぎて曰く 二 嗚呼過にし年月のごとくならまほし神の我を護りたまへる日のごと
くならまほし 三 かの時には彼の燈光わが首の上に耀やき彼の光明によりて我黑暗を歩めり 四 わが壯なりし
日のごとくならまほし彼時には神の恩惠わが幕屋の上にありき 五 かの時には全能者なほ我とともに在し、わ
が子女われの周圍にありき 六 乳ながれてわが足跡を洗ひ、我が傍なる磐油を灌ぎいだせり 七 かの時には我い
でゝ邑の門に上りゆきわが座を街衢に設けたり 八 少き者は我を見て隱れ、老たる者は起あがりて立ち 九 牧伯
たる者も言談ずしてその口に手を當て 十 貴き者も聲をさめてその舌を上齶に貼たりき 十一 我事を耳に聞る
者は我を幸福なりと呼び、我を目に見たる者はわがために證據をなしぬ 十二 是は我助力を求むる貧しき者を拯
ひ、孤子および助くる人なき者を拯ひたればなり 十三 亡びんとせし者われを祝せり、我また寡婦の心をして喜こ
び歌はしめたり 十四 われ正義を衣また正義の衣る所となれり、我が公義は袍のごとく冠冕のごとし 十五 われは盲
者の目となり跛者の足となり 十六 貧き者の父となり知ざる者の訴訟の由を究め 十七 惡き者の牙を折り、その齒の
間より獲物を取いだせり 十八 我すなはち言けらく、我はわが巣に死ん、我が日は砂のごとく多からん 十九 わが根は
水の邊に蔓り、露わが枝に終夜おかん 二十 わが榮光はわが身に新なるべくわが弓はわが手に何時も強からんと
二一 人々われに聽き默して我が教を俟ち 二二 わが言し後は彼等言を出さず、我說ところは彼等に甘露のごとく 二三
かれらは我を望み俟つこと雨のごとく、口を開きて仰ぐこと春の雨のごとくなりき 二四 われ彼等にむかひて笑

ふとも彼等は敢て眞實とおもはず我面の光を彼等は除くことをせざりき　二五 われは彼等のために道を擇び、うの首として座を占め、軍中の王のごとくして居り、また哀哭者を慰さむる人のごとくありき

第三十章

一 然るに今は我よりも年少き者等われを笑ふ、彼等の父は我が賤しめて群の犬と並べ置くことをもせざりし者なり　二 まさかれらの手の力もわれに何の用をかなさん、彼らは其氣力すでに衰へたる者なり　三 かれらは缺乏と饑とによりて痩おとろへ、荒かつ廢れたる暗き野にて乾ける地を咬む　四 すなはち灌木の中にて藜を摘み苕の根を食物となす　五 かれらは人の中より逐いださる、盜賊を追ふがごとくに人かれらを追て呼はる　六 彼等は懼ろしき谷に住み、土坑および磐穴に居り　七 灌木の中に嘶なき、荊棘の下に偃す　八 彼らは愚癡なる者の子、卑むべき者の子にして國より撃いださる　九 しかるに今は我かれらの歌謠に成り、彼らの嘲哢となれり　十 かれら我を厭ふて遠く我を離れまたわが面に唾することを辭まず　十一 神わが綱を解て我をなやましたまへば彼等もわが前にその韁を縱せり　十二 この輩わが右に起あがりわが足を推のけ我にむかひて滅亡の路を築く　十三 彼らは自ら便なき者なれども尙わが道を毀ち、わが滅亡を促す　十四 かれらは石垣の大なる崩口より入がごとくに進み來り、破壞の中にてわが上に乘かゝり　十五 懼ろしき事わが身に臨み、風のごとくに我が尊榮を吹はらふ、わが福祿は雲のごとくに消失す　十六 今はわが心われの裏に鎔て流れ、患難の日かたく我を執ふ　十七 夜にいれば我骨刺れて身を離る、わが身を噬む者つひに休むこと無し　十八 わが疾病の大なる能によりてわが衣服は醜き樣に變り、襦衣の襟のごとくに我身に固く附く　十九 神われを泥の中に投こみたまひて我は塵灰に等しくなれり　二十 われ汝にむかひて呼はるに汝答へたまはず、我立をるに汝只われをながめ居たまふ　二一 なんぢは我にむかひて無情なりたまひ、御手の能力をもて我を攻擊たまふ　二二 なんぢ我を擧げ風の上に乘て負去しめ、大風の音とゝもに消亡しめたまふ　二三 われ知る汝はわれを死に歸らしめ一切の生物の終に集まる家に歸らしめたまはん　二四 かれ

ハ必らず荒塚にむかひて手を舒たまふことを有じ、假令人滅亡に陷いるとも是等の事のために號呼ぶことをせん、二五 苦みて日を送る者のために我哭ざりしや、貧しき者のために我心うれへざりしや 二六 われ吉事を望みしに凶事きたり、光明を待しに黑暗きたれり 二七 わが腸沸かへりて安からず、患難の日われに追及ぬ 二八 われハ日の光を蒙らずして哀しみつゝ步き、公會の中に立て助を呼もとむ 二九 われハ山犬の兄弟となり、駝鳥の友となれり 三十 わが皮ハ黑くなりて剝落ち、わが骨ハ熱によりて焚け 三一 わが琴ハ哀の音となりて、わが笛ハ哭の聲となれり

第三十一章

一 我わが目と約を立たり、何ぞ小女を瞻んや 二 然せバ上より神の降したまふ分ハ如何なるべきぞ、高處より全能者の與へたまふ業は如何なるべきぞ 三 惡き人にハ滅亡きたらざらんや、善らぬ事を爲す者にハ常ならぬ災禍あらざらんや 四 彼わが道を見そなハし、わが步履をことごとく數へたまハざらんや 五 我虛假とつれだちて步みし事ありや、わが足詐僞に奔從がひし事ありや 六 請ふ公平き權衡をもて我を稱れ、然バ神われの正しきを知たまハん 七 わが步履もし道を離れ、わが心もしわが目に隨がひて步み、わが手にもし汚のつきてあらバ 八 我が播たるを人食ふも善し、わが產物を根より拔るゝも善し 九 われもし婦人のために心まよへる事あるか、又ハ我もしわが鄰の門にありて伺ひし事あらバ 十 わが妻ほかの人のために臼磨き、ほかの人々かれの上に寢るも善し 十一 其ハ是は重き罪にして裁判人に罰せらるべき惡事なればなり 十二 是ハすなハち滅亡ふまでも燬いたる火にしてわが一切の產をことごとく絕さん 十三 わが僕あるひハ婢の我と辯爭ひし時に我もし之が權理を輕んぜし事あらバ 十四 神の起あがりたまふ時にハ如何せんや、神の臨みたまふ時にハ何と答へまつらんや 十五 われを胎內に造りし者また彼をも造りたまひしならずや、われらを腹の內に形造りたまひし者ハ唯一の者ならずや 十六 我もし貧き者にその願ふところを獲しめず、寡婦をしてその目おとろへしめし事あるか 十七 またも我獨みづから食物を喫ひて孤子にこれを喫ましめざりしことあるか 十八 （却つて彼らハ我が若き時より我に

育てられしこと父みおけるが如し我は胎内を出てより以來寡を導びくことをせり）十九 われ衣服なくして死ん
とする者あるひは身を覆ふ物なくして居る人を見し時に 二十 その腰もし我を祝せず、また彼もしわが羊の毛に
て温まらざりし事あるか 二一 われを助くる者の門にをるを見て我みなしごに向ひて手を上し事あるか 二二 然あ
りしならば肩骨よりしてわが肩おち骨とはなれてわが腕折よ 二三 神より出る災禍は我これを懼る、その威光の
前には我能力なし 二四 我もし金をわが望となし、精金にむかひて汝わが所賴なりと言しこと有か 二五 我もしわが
富の大なるとわが手に物を多く獲たるとを喜こびしことあるか 二六 われ日の輝くを見または月の輝わたりて
歩むを見し時 二七 心竊かにまよひて手を口に接しことあるか 二八 是もまた裁判人に罪せらるべき惡事なり我もし
斯なせし事あらば上なる神に背しなり 二九 我もし我を惡む者の滅亡るを喜こび、又は其災禍に罹るによりて自
ら誇りし事あるか 三十（我は之が生命を呪ひ索めて我口に罪を犯さしめし如き事あらず）三一 わが天幕の人は言ず
や彼の肉に飽ざる者いづこにか在んと 三二 旅人は外に宿らず、わが門を我は街衢にむけて啓けり 三三 我もしアダ
ムのごとくわが罪を蔽ひ、わが惡事を胸に隱せしことあるか 三四 すなはち大衆を懼れ、宗族の輕蔑に怖ぢ口を閉
ぢ門を出ざりしごとき事あるか 三五 嗚呼われの言ところを聽わくる者あらまほし（我が花押ここに在り、願くは
全能者われに答へたまへ）我を訴ふる者みづから訴訟狀を書け 三六 われ必らず之を肩に負ひ、冠冕のごとくこれ
を首に結ばん 三七 我わが步履の數を彼に述ん、君王たる者のごとくして彼に近づかん 三八 わが田圃號呼りて我を
攻め、その阡陌ことごとく泣さけぶあるか 三九 若われ金を出さずしてその產物を食ひ、またはその所有主をして
生命を失はしめし事あらば 四十 小麥の代に蒺藜生いで、大麥のかはりに雜草おひ出るとも善し、ヨブの詞をはり

第三十二章

一 ヨブみづから見て己を正義とするに因て此三人の者之に答ふることを止む 二 時にラムの族ブジ

人バラケルの子エリフ怒を發せり、ヨブ神よりも己を正しとするに因て彼ヨブにむかひて怒を發せり　三　また
ヨブの三人の友答ふるに詞なくして猶ヨブを罪ありとせしによりて彼らにむかひても怒を發せり　四　エリフ
はヨブに言ふことをひかへて俟をりぬ、是は自己よりも彼等年老たればなり　五　茲にエリフこの三人の口に答
ふる詞の有ざるを見て怒を發せり　六　ブジ人バラケルの子エリフすなはち答へて曰く、我は年少く汝等は年老
たり是をもて我はゞかりて我意見をなんぢらに陳ることを敢てせざりき　七　われ意へらく日を重ぬる者宜
しく言を出すべし、年を積たる者宜しく智慧を教ふべしと　八　但し人の衷には靈あり、全能者の氣息人に聰明を
與ふ　九　大なる人すべて智慧あるに非ず、老たる者すべて道理に明白なるに非ず、　十　然ば我言ふ、我に聽け、我もわ
が意見を陳ん　十一　視よ我は汝らの言語を俟ち、なんぢらの辯論を聽き、なんぢらが言ふべき言語を尋ね盡すを待
り　十二　われ細になんぢらに聽しが汝らの中にヨブを駁折る者一人も無く、また彼の言詞に答ふる者も無し　十三　お
そらくは汝等いはん、我ら智慧を見得たり、彼に勝つ者は唯神のみ、人は能はずと　十四　彼そりの言語を我に向て發
さゞりき、我はまた汝らの言ふ所をもて彼に答へじ　十五　かれらは愕ろきて復答ふる所なく、言語かれらの衷に浮
ばず　十六　彼等ものいはず立とゞまりて重ねて答へざればとて我あに俟をるべけんや　十七　我も自らわが分を答へ
わが意見を吐露さん　十八　われには言滿ち、わが衷の心しきりに迫る　十九　わが腹は口を啓かざる酒のごとし、新しき
皮嚢のごとく今にも裂んとす　二十　われ說いだして胸を安んぜんとす、われ口を啓きて答へん　二一　かならず我は人
に偏らず、人に諂はじ、二二　我は諂ふことを知ず、もし諂らそば我の造化主たゞちに我を絶ちたまふべし

第三十三章

一　然ばヨブよ請ふ我が言ふ事を聽け、わが一切の言詞に耳を傾けよ　二　視よ我口を啓き、舌を口の中
に動かす　三　わが言ふ所は正義き心より出づ、わが唇あきらかにその知識を陳ん　四　神の靈われを造り、全能者の
氣息われを活かしむ　五　汝もし能せば我に答へよ、わが前に言をいひつらねて立て　六　われも汝とおなじく神の者

なり、我もまた土より取てつくられしなり 七 わが威嚴はなんぢを懼れしめず、わが勢はなんぢを壓せず 八 汝わが
聽くところにて言謂り、我なんぢの言語の聲を聞り云く 九 われは潔淨くして愆なし、我は罪なく惡き事わが身
にあらず 十 視よ彼われを攻る釁隙を尋ね、われをおのれの敵と算へ 十一 わが脚を桎に夾め、わが一切の舉動に目
を着たまふと 十二 視よ我なんぢに答へん、なんぢ此事において正義からず、神は人よりも大なる者にいませり 十三
彼その凡て行なふところの理由を示したまはずとて汝かれにむかひて辯爭ふは何ぞや 十四 まことに神は一
度二度と告示したまふなれど人これを曉らざるなり 十五 人熟睡する時または床に睡る時に夢あるひは夜の間
の異象の中にて 十六 かれ人の耳をひらき、その教ふるところを印して堅うし 十七 斯して人にその惡き業を離れし
め、傲慢を人の中より除き 十八 人の魂靈を護りて墓に至らしめず、人の生命を護りて劍にほろびざらしめたまふ
十九 人床にありて疼痛に攻られ、その骨の中に絕ず戰鬪のあるあり 二十 その氣食物を厭ひ、その魂靈うまき物をも
嫌ふ 二一 その肉は瘦おちて見えず、その骨も見えざりし者までも顯露になり 二二 その魂靈は墓に近より、その生命
は滅ぼす者に近づく 二三 しかる時にもし彼とともに一箇の使者あり、千の中の一箇にして中保となり、正しき道
を人に示さば 二四 神かれを憫れみて言たまはん彼を救ひて墓にくだることを無らしめよ、我すでに收贖の物を得
たりと 二五 その肉は小兒の肉よりも瑞々しくなり、その若き時の形狀に歸らん 二六 かれ若し神に禱らば神かれを
顧りみ、彼をしてその御面を喜こび見ることを得せしめたまはん、神は人の正義に報をなしたまふべし 二七 かれ
人の前に歌ひて言ふ、我は罪を犯し、正しきを枉たり、然ど報を蒙らず 二八 神わが魂靈を贖なひて墓に下らしめず、
わが生命光明を見ん 二九 そもそも神は是等のもろもろの事をしばしば人におこなひ 三十 その魂靈を墓より率か
へし生命の光明をもて彼を照したまふ 三一 ヨブよ耳を傾むけて我に聽け、請ふ默せよ、我かたらん 三二 なんぢもし
言ふべきことあらば我にこたへよ、請ふ語れ、我なんぢを義とせんと欲すればなり 三三 もし無ば我に聽け、請ふ

默せよ、我なんぢに智慧を敎へん

第三十四章

一 エリフまた答へて曰く 二 なんぢら智慧ある者よ我言を聽け、知識ある者よ我に耳を傾むけよ 三 口
の食物を味はふがごとく耳は言語を辨まふ 四 われら自ら是非を究め、われらもろともに善惡を明らかにせん
五 それヨブは言ふ我は義し、神われに正しき審判を施こしたまはず 六 われは義しかれども僞はる者とせらる、
我は愆なけれどもわが身の矢創愈がたしと 七 何人かヨブのごとくならん彼は嘲罵を水のごとくに飮み 八 惡
き事を爲す者等と交はり、惡人とともに歩むなり 九 すなはち彼いへらく、人は神と睦しむとも身に益なしと 十
然ばなんぢら心ある人々よ我に聽け、神は惡を爲すことを決めて無く、全能者は不義を行なふことを決めて無し 十一
卻つて人の所爲をその身に報い、人をしてその行爲にしたがひて獲るところあらしめたまふ 十二 かならず神は
惡き事をなしたまはず全能者は審判を枉たまはざるなり 十三 たれかこの地を彼に委ねし者あらん、誰か全世界
を定めし者あらん 十四 神もしその心を己にのみ用ひ、その靈と氣息とを己に收回したまはゞ 十五 もろもろの血肉
ことごとく亡び人も亦塵にかへるべし 十六 なんぢもし曉ることを得ば請ふ我に聽けわが言詞の聲に耳を側だ
てよ 十七 公義を惡む者あに世ををさむることを得んや、なんぢあに至義き者を惡しとすべけんや 十八 王たる者に
むかひて汝は邪曲なりと言ひ、牧伯たる者にむかひて汝らは惡しといふべけんや 十九 まして君王たる者をも偏
視ず貧しき者に超て富る者をかへりみることをせざる者にむかひてをや斯爲したまふは彼等みな同じく
その御手の作るところなればなり 二十 彼らは瞬く時間に死に、民は夜の間に滅びて消失せ、力ある者も人手によ
らずして除かる 二一 それ神の目は人の道の上にあり、神は人の一切の歩履を見そなはす 二二 惡を行なふ者の身を
匿すべき黒暗も無く死蔭も無し 二三 神は人をして審判を受しむるまでに長くその人を窺がふに及ばず 二四 權
勢ある者をも査ぶることを須ひずして打ほろぼし他の人々を立て之に替たまふ 二五 かくのごとく彼らの所爲

を知り、夜の間に彼等を覆がへしたまへば彼等は乃て滅ぶ　二六　人の觀るところにて彼等を惡人のごとく擊たま
ふ　二七　是は彼ら背きて之に從がはず、その道を全たく顧みざるに因る　二八　かれら是のごとくして遂に貧しき者の
號呼を彼の許に達らしめ患難者の號呼を彼に聽しむ　二九　かれ平安を賜ふ時には誰か惡しと言ふことをえんや、
彼面をかくしたまふ時には誰かこれを見るを得んや、一國におけるも一人におけるも凡て同じ、三十　かくのごと
く邪曲なる者をして世を治むること無らしめ、民の機檻となることなからしむ　三一　人は宜しく神に申すべし我
は已に懲しめられたり再度惡き事を爲じ　三二　わが見ざる所は請ふ我にをしへたまへ、我もし惡き事を爲たるな
らば重ねて之をなさじと　三三　かれ豈なんぢの好むごとくに應報をなしたまはんや然るに汝はこれを咎む、然ば
なんぢ自らこれを選ぶべし我は爲じ、汝の知るところを言へ　三四　心ある人々は我に言ん我に聽ところの智慧あ
る人々は言ん　三五　ヨブの言ふ所は弊知なし、その言語は明哲からずと　三六　ねがはくはヨブ終まで試みられんこと
を其は惡き人のごとくに應答をなせばなり　三七　まことに彼は自己の罪に愆を加へわれらの中間にありて手を
拍ちかつ言語を繁くして神に逆らふ

第三十五章

一　エリフまた答へて曰く　二　なんぢは言ふ我が義しきは神に愈れりと、なんぢ之を正しとおもふや　三
すなはち汝いへらく是は我に何の益あらんや、罪を犯すに較ぶれば何の愈るところか有んと　四　われ言語をも
て汝およびなんぢにをりへる汝の友等に答へん　五　天を仰ぎて見よ、汝の上なる高き空を望め　六　なんぢ罪を犯す
とも神に何の害か有ん、愆を熾んにするとも神に何を爲えんや　七　なんぢ正義かるとも神に何を與ふるを得ん
や、神なんぢの手より何をか受たまはん　八　なんぢの惡は只なんぢに同じき人を損ぜん而已、なんぢの善は只人
の子を益せんのみ　九　暴虐の甚はだしきに因て叫び、權勢ある者の腕に壓れて呼はる人々あり　十　然れども一人
として我を造れる神は何處にいますやといふ者なし、彼は人をして夜の中に歌を歌ふに至らしめ　十一　地の獸畜

よりも善くわれらを敎へ、空の鳥よりも我らを智からしめたまふ者なり　十二惡き者等の驕傲ぶるに因て斯のごとく人々叫べども應ふる者あらず　十三虚しき言語ハ神かならず之を聽たまハず、全能者これを顧みたまハじ　十四汝も我かれを見ずてまつらずと言といへども審判ハ神の前にあり、この故に汝かれを待べきなり　十五今かれ震怒をもて罰することを爲ず、罪愆を深く心に留たまハざる(が如くなる)に因て　十六ヨブ口を啓きて虚しき事を述べ無知の言語を繁くす

第三十六章

一エリフまた言詞を繼て曰く　二暫らく我に容せ我なんぢに示すこと有ん、尚神のために言ふべき事あれバなり　三われ廣くわが知識を取り我の造化主に正義を歸せんとす　四わが言語ハ眞實に虚僞ならず知識の完全き者なんぢの前にあり　五視よ神ハ權能ある者にましませども何をも藐視めたまハず、その了知の能力ハ大なり　六惡き者を生し存ず、艱難者のために審判を行ひたまふ　七義しき者に目を離さず、位にある王等とともに永遠に坐せしめて之を貴くしたまふ　八もし彼ら鏈索に繋がれ、艱難の繩にかゝる時ハ　九彼らの所行と愆尤とを示してその驕れるを知せ　十彼らの耳を開きて敎を容しめ、かつ惡を離れて歸れよと彼らに命じたまふ　十一もし彼ら聽したがひて之に事へなバ繁昌てその日を送り、樂しくその年を渉らん　十二若かれら聽したがハずバ刀劍にて亡び、知識を得ずして死なん　十三しかれども心の邪曲なる者等ハ忿怒を蓄へ、神に縛しめらるゝとも祈ることを爲ず　十四かれらハ年わかくして死亡せ、男娼とその生命をひとしうせん　十五神ハ艱難者を艱難によりて救ひ、之が耳を虐遇によりて開きたまふ　十六然バ神また汝を狹きところより出して狹からぬ廣き所に移したまふあらん、而して汝の席に陳ぬる物ハ凡て肥たる物ならん　十七今ハ惡人の鞫罰なんぢの身に充り、審判と公義となんぢを執ふ　十八なんぢ忿怒に誘はれて嘲笑に陷いらざるやう愼しめよ、收贖の大なるが爲に自ら誤まるなかれ　十九なんぢの號呼なんぢを艱難の中より出さんや、如何に力を竭すとも所益あらじ　二十世の人のその處よ

り絶るそ其夜を慕ふなかれ 二一 慎しみて悪に傾むくなかれ、汝は艱難よりも寧ろ之を取んとせり 二二 それ神はその權能をもて大いなる事を爲したまふ、誰か能く彼のごとくに教誨を垂んや 二三 たれか彼のためにその道を定めし者あらんや、誰かなんぢは悪き事をなせりと言ふことを得ん 二四 なんぢ神の御所爲を讃歎ふることを忘れざれ、これ世の人の歌ひ崇むる所なり 二五 人みな之を仰ぎ觀る、遠き方より人これを觀たてまつるなり 二六 神は大いなる者にいまして我等かれを知たてまつらず、その御年の數も計り知るべからず 二七 かれ水を細にして引あげたまへば霧の中に滴たり出て雨となるに 二八 雲これを降せて人々の上に沛然に灑ぐなり 二九 たれか能く雲の舒展る所以またその幕屋の響く所以を了知んや 三十 視よ彼その光明を自己の周圍に繞らし、また海の底をも蔽ひたまひ 三一 これらをもて民を鞫きまた是等をもて食物を豐饒に賜ひ 三二 電光をもてその兩手を包みその電光に命じて敵を撃しめたまふ 三三 その鳴聲かれを露はし、家畜すらも彼の來ますを知らすなり

第三十七章

一 之がためにわが心わなゝき、その處を動き離る 二 神の聲の響およびその口より出る轟聲を善く聽け 三 これを天が下に放ち、またその電光を地の極にまで至らせたまふ 四 その後聲ありて打響き、彼威光の聲を放ちて鳴わたりたまふ、その御聲を聞えしむるに當りては電光を押へおきたまはず 五 神奇しくも御聲を放ちて鳴わたり、我等の知ざる大なる事を行なひたまふ 六 かれ雪にむかひて地に降れと命じたまふ雨すなはちその權能の大雨にも亦しかり 七 斯かれ一切の人の手を封じたまふ、是すべての人にその御工事を知しめんがためなり 八 また獸も穴にいりてその洞に居る 九 南方の密室より暴風きたり、北より寒氣きたる 十 神の氣吹によりて氷いできたり、水の寬狹くせらる 十一 かれ水をもて雲に搭載せまた電光の雲を遠く散したまふ 十二 是は彼の導引によりて週る、是は彼の命ずるところを盡く世界の表面に爲んがためなり 十三 その之を來らせたまふは或は懲罰のため、あるひはその地のため、或は恩惠のためなり 十四――ヨブよ是を聽け、立て神の奇妙き工作を考がへよ

十五 神いかに是等に命を傳へその雲の光明をして輝やかせたまふか汝これを知るや　十六 なんぢ雲の平衡知識の
全たき者の奇妙き工作を知るや　十七 南風によりて地の穩かになる時なんぢの衣服は熱くなるなり　十八 なんぢ彼
とゝもに彼の堅くして鑄たる鏡のごとくなる蒼穹を張ることを能せんや　十九 われらが彼に言ふべき事を我ら
に教へよ、我らは暗昧して言詞を列ぬること能はざるなり　二十 われ語ることありと彼に告べけんや人あに滅ぼ
さるゝことを望まんや　二一 人いまは雲霄に輝やく光明を見ること能はず、然ど風きたりて之を吹淸む　二二 北より
黃金いできたる、神には畏るべき威光あり　二三 全能者はわれら測りきはむることを得ず、彼は能おほいなる者に
いまし審判をも公義をも枉たまはざるなり　二四 是の故に人々かれを畏る、彼はみづから心に有智とする者をか
へりみたまはざるなり

第三十八章

一 玆にヱホバ大風の中よりヨブに答へて宣まはく　二 無智の言詞をもて道を暗からしむる此者は誰
ぞや　三 なんぢ腰ひきからげて丈夫のごとくせよ、我なんぢに問ん、汝われに答へよ　四 地の基を我が置たりし時
なんぢは何處にありしや、汝もし頴悟あらば言へ　五 なんぢ若知んには誰が度量を定めたりしや、誰が準繩を地
の上に張たりしや、六 その基は何の上に奠れたりしや、その隅石は誰が置たりしや　七 かの時には晨星あひとも
に歌ひ、神の子等みな歡びて呼はりぬ　八 海の水ながれ出で、胎內より涌いでし時誰が戶をもて之を閉こめさ
りしや　九 かの時われ雲をもて之が衣服となし、黑暗をもてこれが襁褓となし　十 これに我法度を定め關および
門を設けて　十一 曰く此までは來るべし此を越べからず、汝の高浪こゝに止まるべしと　十二 なんぢ生れし日より以
來朝にむかひて命を下せし事ありや、また黎明にその所を知しめ　十三 これをして地の緣を取へて惡き者をその
上より振落さしめたりしや　十四 地は變りて土に印したるごとくに成り、諸の物は美はしき衣服のごとくに露は
る　十五 また惡人はその光明を奪はれ、高く擧たる手は折る　十六 なんぢ海の泉源にいたりしことありや、淵の底を步

みしことありや 死の門なんぢのために開けたりしや、汝死蔭の門を見たりしや 十八 なんぢ地の廣を看きはめしや、若これを盡く知ば言へ 十九 光明の在る所に往く路は孰ぞや、黑暗の在る處は何處ぞや 二十 なんぢ之をその境に導き得るや、その家の路を知をるや 二一 なんぢ之を知るならん汝はかの時すでに生れをり、また汝の經る日の數も多ければなり 二二 なんぢ雪の庫にいりしや、雹の庫を見しや 二三 これ我が艱難の時のために蓄へ、戰爭および鬪戰の日のために蓄へ置くものなり 二四 光明の發散る道、東風の地に吹わたる所の路は何處ぞや 二五 誰が大雨を灌ぐ水路を開き雷霆の光の過る道を開き 二六 人なき地にも人なき荒野にも雨を降し 二七 荒かつ廢れたる處々を潤ほし、かつ若菜蔬を生出しむるや 二八 雨に父ありや、露の珠は誰が生る者なるや 二九 氷は誰が胎より出るや、空の霜は誰が產むところなるや 三十 水かたまりて石のごとくに成り、淵の面こほる 三一 なんぢ昴宿の鏈索を結びうるや、參宿の繫繩を解うるや 三二 なんぢ十二宮をその時にしたがひて引いだし得るや、また北斗とその子星を導き得るや 三三 なんぢ天の常經を知るや、天をしてその權力を地に施こさしむるや 三四 なんぢ聲を雲に擧げ滂沛の水をして汝を掩はしむるを得るや 三五 なんぢ閃電を遣はして往しめ、なんぢに答へて我等は此にありと言しめ得るや 三六 胸の中の智慧は誰が與へし者ぞ、心の中の聰明は誰が授けし者ぞ 三七 たれか能く智慧をもて雲を數へんや、たれか能く天の瓶を傾むけ 三八 塵をして一塊に流れあはしめ土塊をしてあひかたまらしめんや

三九 なんぢ牝獅子のために食物を獵や、また少獅子の食氣を滿すや 四十 その洞穴に伏し、森の中に隱れ伺がふ時なんぢこの事を爲うるや 四一 また鴉の子神にむかひて呼はり、食物なくして徘徊る時鴉に餌を與ふる者は誰ぞや

第三十九章

一 なんぢ岩間の山羊が子を產む時をしるや、また牝鹿の產に臨むを見しや 二 なんぢ是等の在胎の月を數へうるや、また是等が產む時を知るや 三 これらは身を鞠めて子を產みその痛苦を出す 四 またその子は强くなりて野に育ち、出ゆきて再びその親にかへらず 五 誰が野驢馬を放ちて自由にせしや、誰が野驢馬の繫縛

を解しや 六われ野をその家となし、荒地をその住家となせり 七是は邑の喧閙を賤しめ、馭者の呼號を聽いれず 八山を走まはりて草を食ひ、各種の青き物を尋ぬ 九兕肯て汝に事へ、なんぢの飼草槽の傍にとゞまらんや 十なんぢ兕に綱附て阡陌をあるかせ得んや、是あに汝にしたがひて谷に馬鍬を牽んや 十一その力おほいなればとて汝かれに恃まんや、またなんぢの工事をこれに任せんや 十二なんぢかれにたよりて己が穀物を運びかへらせ之を打禾場にあつめしめんや 十三駝鳥は歡然にその翼を鼓ふ、然どもその羽と毛とはあに鶴にしかんや 十四是はその卵を土の中に棄おきこれを砂の中にて暖たまらしめ 十五足にてその潰さるべきと、野の獸のかれを踐むべきとを思はず 十六これはその子に情なくして宛然おのれの子ならざるが如くし、その劬勞の空しくなるも繋念ところ無し 十七是は神これに智慧を授けず穎悟を與へざるが故なり 十八その身をおこして走るにおいては馬をもその騎手をも嘲けるべし 十九なんぢ馬に力を與へしや、その頸に勇ましき鬣を粧はひしや 二十なんぢ之を蝗蟲のごとく飛しむるや、その嘶なく聲の響は畏るべし 二一谷を踋爬て力に誇り、身ら進みて兵士に向ふ 二二懼るゝことを笑ひて驚ろくところ無く、劍にむかふとも退かず 二三矢筒その上に鳴り、鎗に矛あひきらめく 二四猛りつ狂ひつ地を一呑にし、喇叭の聲鳴わたるも立どまる事なし 二五喇叭の鳴ごとにハーハーと言ひ遠方より戰鬪を嗅つけ、將帥の大聲および吶喊聲を聞しる 二六鷹の飛かけり、その羽翼を舒て南に向ふは豈なんぢの智慧によるならんや 二七鷲の翔のぼり、高き處に巣を營なむは豈なんぢの命令に依んや 二八これは岩の上に住所を構へ、岩の尖り所または峻險き所に居り 二九其處よりして攫むべき物をうかゞふ、その目のおよぶところ遠し 三十その子等もまた血を吸ふ、凡そ殺されし者のあるところには是そこに在り

第四十章

一ヱホバまたヨブに對へて言たまはく 二非難する者ヱホバと爭らはんとするや、神と論ずる者これに答ふべし 三ヨブ是においてヱホバに答へて曰く 四嗚呼われは賤しき者なり、何となんぢに答へまつらんや

唯手をわが口に當んのみ　五　われ已に一度言たり、復いはじ已に再度せり重ねて述じ　六　是においてヱホバまた大風の中よりヨブに應へて言たまはく　七　なんぢ腰ひきからげて丈夫のごとくせよ、我なんぢに問ん、なんぢ我にこたへよ　八　なんぢ我審判を廢んとするや　我を非として自身を是とせんとするや　九　なんぢ神のごとき腕ありや、神のごとき聲をもて轟きわたらんや　十　さればなんぢ威光と尊貴とをもて自ら飾り、榮光と華美とをもて身に纒へ　十一　なんぢの溢るゝ震怒を洩し、高ぶる者を視とめて之をこと〴〵く卑くせよ　十二　すなはち高ぶる者を見てこれを盡く鞠ませ、また惡人を立所に蹈つけ　十三　これを塵の中に埋め、これが面を隱れたる處に閉こめよ　十四　さらば我もなんぢを讃てなんぢの右の手なんぢを救ひ得ると爲ん　十五　今なんぢ我がなんぢとゝもに造りたりし河馬を視よ、是は牛のごとく草を食ふ　十六　觀よその力は腰にあり、その勢力は腹の筋にあり　十七　その尾の搖く樣は檜樹のごとく、その腿の筋は彼此に盤互ふ　十八　その骨は銅の管のごとく、その肋骨は鐵の棒のごとし　十九　これは神の工の第一なる者にして之を造りし者これに劍を賦けたり　二十　山もこれがために食物を産出し、もろもろの野獸そこに遊ぶ　二一　これは蓮の樹の下に臥し葦蘆の中または沼の裏に隱れをる　二二　蓮の樹その陰をもてこれを覆ひまた河の柳これを環りかこむ　二三　たとひ河荒くなるとも驚ろかず、ヨルダンその口に注ぎかゝるも惶てず　二四　その目の前にて誰か之を執ふるを得ん　誰か羂をその鼻に貫ぬくを得ん

第四十一章

一　なんぢ鈎をもて鰐を釣いだすことを得んや、その舌を糸にひきかくることを得んや　二　なんぢ葦の繩をその鼻に通し、また鈎をその齶に衝とほし得んや　三　是あに頻になんぢに願ふことをせんや、柔かになんぢに言談んや　四　あに汝と契約を爲んや、なんぢこれを執て永く僕と爲しおくを得んや　五　なんぢ鳥と戯むるゝ如くこれとたはむれ、また汝の婦女等のために之を繋ぎおくを得んや　六　また漁夫の社會これを商貨と爲して商賣人の中間に分たんや　七　なんぢ漁叉をもてその皮に滿し、魚矛をもてその頭を衝とほし得んや　八　手をこれに

下し見よ、然ば其の戰鬪をおぼえて再びこれを爲ざるべし 九視よ其の望は虚し、之を見てすら倒るゝに非ずや
十何人も之を激する勇氣あるなし、然ば誰かわが前に立うる者あらんや 十一誰か先に我に與へしところありて
我をして之に酬いしめんとする者あらん、普天の下にある者はことごとく我有なり 十二われまた彼者の肢體と
其の著るき力と其の美はしき身の構造とを言では措じ 十三誰か其の外甲を剝ん、誰か其の雙齶の間に入ん 十四誰
か其の面の戸を開きたんや其の周圍の齒は畏るべし 十五其の並列る鱗甲は之が誇るところ、其の相闔たる樣は
堅く封じたるがごとく 十六此と彼とあひ接きて風も其の中間にいるべからず 十七一一あひ連なり堅く膠て離す
ことを得ず、十八嚏すれば即ち光發す、其の目は曙光の眼瞼(を開く)に似たり 十九其の口よりは炬火いで火花發し
二十其の鼻の孔よりは煙いできたりて宛然葦を焚く釜のごとし 二一其の氣息は炭火を熾し、火焔其の口より出づ
二二力氣其の頸に宿る、懼るゝ者其の前に彷徨まよふ 二三其の肉の片は密に相連あり、堅く身に着て動かす可らず
二四其の心の堅硬きこと石のごとく、其の堅硬こと下磨のごとし 二五其の身を興す時は勇士も戰慄き、恐怖によりて
狼狽まどふ、二六劍をもて之を擊とも利ず、鎗も矢も漁叉も用ふるところ無し 二七是は鐵を見ること稾のごとくし
銅を見ること朽木のごとくす 二八弓箭もこれを逃しむること能はず、投石機の石も稾屑と見做る 二九棒も是には
稾屑と見ゆ、鎗の閃めくを是は笑ふ 三十其の下腹には瓦礫の碎片を連ね、泥の上に麥打車を引く 三一淵をして鼎の
如く沸かへらしめ、海をして香油の釜のごとくならしめ 三二己が後に光る道を遺せば淵は白髮をいたゞけるか
と疑がはる 三三地の上には是と並ぶ者なし、是は恐怖なき身に造られたり 三四是は一切の高大なる者を輕視ず、誠
に諸の誇り高ぶる者の王たるなり

第四十二章

一ヨブ是に於てヱホバに答へて曰く 二我知る汝は一切の事をなすを得たまふ、また如何なる意志に
ても成あたはざる無し 三無知をもて道を蔽ふ者は誰ぞや斯われは自ら了解ざる事を言ひ、自ら知ざる測り難

き事を述たり 四 請ふ聽たまへ、我言ふところあらん、我なんぢに問まつらん、我に答へたまへ 五 われ汝の事を耳にて聞ゐたりしが今ハ目をもて汝を見たてまつる 六 是をもて我みづから恨み、塵灰の中にて悔ゆ○ 七 エホバ是等の言語をヨブに語りたまひて後エホバテマン人エリパズに言たまひけるハ我なんぢと汝の二人の友を怒る其ハなんぢらが我に關て言述たるところもわが僕ヨブの言たることのごとく正當からざれバなり 八 然バ汝ら牡牛七頭、牡羊七頭を取てわが僕ヨブに至り、汝らの身のために燔祭を獻げよ、わが僕ヨブなんぢらのために祈らん、われかれを嘉納べけれバ之によりて汝らの愚を罰せざらん、汝らの我について言述たるところハ我僕ヨブの言たることのごとく正當からざれバなり 九 是においてテマン人エリパズ、シユヒ人ビルダデナアマ人ゾパル往てエホバの自己に宣まひしごとく爲ければエホバすなハちヨブを嘉納たまへり 十 ヨブその友のために祈れる時エホバヨブの艱難をときて舊に復しゑかしてエホバつひにヨブの所有物を二倍ふ增たまへり 十一 是において彼の諸の兄弟、諸の姉妹およびその舊相識る者等ことごとく來りて彼とともにその家にて飲食を爲しかつエホバの彼に降したまひし一切の災難ふつきて彼をいたハり慰さめ、また各々金一ケセタと金の環一箇を之に贈れり 十二 エホバかくのごとくヨブをめぐみてその終を初よりも善したまへり、即ハち彼は綿羊一萬四千匹、駱駝六千匹、牛一千耦、牝驢馬一千匹を有り 十三 また男子七人、女子三人ありき 十四 かれその第一の女をエミマと名け第二をケジアと名け、第三をケレンハツプクと名けたり 十五 全國の中にてヨブの女子等ほど美しき婦人ハ見えざりきその父之にその兄弟等とおなじく產業をあたへたり 十六 この後ヨブハ百四十年いきながらへてその子その孫と四代までを見たり 十七 かくヨブハ年老い日滿て死たりき

第一篇

一 惡きものの謀略にあゆまず、つみびとの途にたゝず嘲るものの座にすわらぬ者はさいはひなり 二 かゝる人はエホバの法をよろこびて日も夜もこれをおもふ 三 かゝる人は水流のほとりにうゑし樹の期にいたりて實をむすび葉もまた凋まざるごとく、その作ところ皆さかえん 四 あしき人はしからず風のふきさる粃糠のごとし 五 然ればあしきものは審判にたへず罪人は義きものの會にたつことを得ざるなり 六 そはエホバはたゞしきものの途をしりたまふ、されど惡きものの途はほろびん

第二篇

一 何なればもろ〳〵の國人はさわぎたち諸民はむなしきことを謀るや 二 地のもろ〳〵の王はたちかまへ群伯はともに議り、エホバとその受膏者とにさからひていふ 三 われらその械をこぼち、その縄をすてんと 四 天に坐するもの笑ひたまはん主かれらを嘲りたまふべし 五 かくて主は忿恚をもてものいひ大なる怒をもてかれらを怖まどはしめて宣給ふ 六 しかれども我わが王をわがきよきシオンの山にたてたりと 七 われ詔命をのべんエホバわれに宣まへり、なんぢはわが子なり今日われなんぢを生り 八 われに求めよ、さらば汝にもろ〳〵の國を嗣業としてあたへ地の極をなんぢの有としてあたへん 九 汝くろがねの杖をもて彼等をうちやぶり陶工のうつはもののごとくに打碎かんと 十 されば汝等もろ〳〵の王よ、さとかれ地の審士輩をしへをうけよ 十一 畏をもてエホバにつかへ戰慄をもてよろこべ 十二 子にくちつけせよ、おそらくはかれ怒をはなち、なんぢら途にはろびん、その忿恚はすみやかに燃べければなり、すべてかれに依頼むものは福ひなり

第三篇 ダビデその子アブサロムを避しときのうた

一 エホバよ我にあたする者のいかに蔓延れるや、我にさからひて起りたつもの多し 二 わが靈魂をあげつらひ
て、かれは神にすくはるゝことなしといふ者おほき、セラ 三 されどエホバよ、なんぢは我をかこめる盾わが榮
わが首をもたげ給ふものなり 四 われ聲をあげてエホバによばゝればその聖山より我にこたへたまふ、セラ 五
われ臥ていね、また目さめたり、エホバわれを支へたまへばなり 六 われをかこみて立かまへたる千萬の人をも
我はおそれじ 七 エホバよ、ねがはくは起たまへ、わが神よわれを救ひたまへ、なんぢ曩にわがすべての仇の頬骨
をうち惡きものゝ齒ををりたまへり 八 救はエホバにあり、ねがはくは恩惠なんぢの民のうへに在んことを、セ
ラ

第四篇　琴にあはせて伶長にうたはしめたるダビデの歌

一 わが義をまもりたまふ神よ、ねがはくはわが呼るときに答へたまへ、わがなやみたる時なんぢ我をくつろが
せたまへり、ねがはくは我をあはれみ、わが祈をきゝたまへ 二 人の子よ、なんぢらわが榮をはぢしめて幾何時を
へんとするか、なんぢらむなしき事をこのみ虚偽をしたひていくそのときを經んとするか、セラ 三 然どなんぢ
ら知れ、エホバは神をうやまふ人をわかちて己につかへしめたまひしことを、われエホバによばゝらば聽たま
はん 四 なんぢら愼みをのゝきて罪ををかすなかれ、臥床にておのが心にかたりて默せ、セラ 五 なんぢら義のす
なへものを獻てエホバに依頼め 六 おほくの人はいふ、たれか嘉事をわれらに見するものあらんやと、エホバよ
ねがはくは聖顏の光をわれらの上にのぼらせたまへ 七 なんぢのわが心にあたへたまひし歡喜はかれらの穀
物と酒との豐かなる時にまさりき 八 われ安然にして臥またねぶらん、エホバよわれを獨にて坦然におらしむ
るものは汝なり

第五篇　簫にあはせて伶長にうたはしめたるダビデのうた

一 エホバよねがはくは我がことばに耳をかたぶけ、わが思にみこゝろを注たまへ 二 わが王よわが神よ、わが號
呼のこゑをきゝたまへ、われ汝にいのればなり 三 エホバよ朝になんぢわが聲をきゝたまはん、我あしたになん
ぢの爲にそなへして俟望むべし 四 なんぢは惡きことをよろこびたまふ神にあらず、惡人はなんぢの賓客たる
を得ざるなり 五 たかぶる者はなんぢの目前にたつをえず、なんぢはすべて邪曲をおこなふものを憎みたまふ
六 なんぢは虚僞をいふ者をほろぼしたまふ、血をながすものと詭計をなすものとはエホバ憎みたまふなり
七 然どわれは豐かなる仁慈によりてなんぢの家にいらん、われ汝をおそれつゝ聖宮にむかひて拜まん 八 エ
ホバよ願くはわが仇のゆゑになんぢの義をもて我をみちびき、なんぢの途をわが前になほくしたまへ 九 かれ
らの口には眞實なく、その衷はよこしま、その喉はあばける墓、その舌はへつらひをいへばなり 十 神よねがはく
はかれらを刑なひ、その謀略によりてみづから仆れしめ、その愆のおほきによりて之をおひいだしたまへ、かれ
らは汝にそむきたればなり 十一 されど凡てなんぢに依頼むものをよろこばせ、永遠によろこびよばゝらせたま
へ、なんぢ斯る人をまもりたまふなり、名をいつくしむ者もなんぢによりて歡喜をえしめたまへ 十二 エホバよ
なんぢは義者にさいはひし盾のごとく恩惠をもて之をかこみたまはん

第六篇　八音ある琴にあはせて伶長にうたはしめたるダビデのうた

一 エホバよねがはくは忿恚をもて我をせめ烈しき怒をもて我をこらしめたまふなかれ 二 エホバよわれを憐
みたまへ、われ萎みおとろふるなり、エホバよわれを醫したまへ、わが骨わなゝきふるふ 三 わが靈魂さへも甚く
ふるひわなゝく、エホバよかくて幾何時をへたまふや 四 エホバよ歸りたまへ、わがたましひを救ひたまへ、なん
ぢの仁慈の故をもて我をたすけたまへ 五 そは死にありては汝をおもひいづることなし、陰府にありては誰か
なんぢに感謝せん 六 われ歎息にてつかれたり、我よなよな床をたゞよはせ涙をもてわが衾をひたせり 七 わが

目うれへによりておとろへ、もろ〳〵の仇ゆゑに老ぬ 八 なんぢら邪曲をおこなふ者ことごとく我をはなれよ、
ヱホバはわが泣こゑをきゝたまひたり 九 ヱホバわが懇求をきゝたまへり、ヱホバわが祈をうけたまはん 十 わ
がもろ〳〵の仇ははぢて大におぢまどひ、あわたゞしく恥てしりぞきぬ

第七篇　ベニヤミンの人クシの言につきダビデ　ヱホバに對ひてうたへるシガヨンの歌

一 わが神ヱホバよ、われ汝によりたのむ、願くはすべての逐せまるものより我をすくひ我をたすけたまへ 二 お
そらくはかれ獅のごとくわが靈魂をかきやぶり援るものなき間にさきてずた〳〵に爲ん 三 わが神ヱホバよ、
もしわれ此事をなしゝならんには、わが手によこしまの纏りをらんには 四 故なく仇するものをさへ助けしに
禍害をもてわが友にむくいしならんには 五 よし仇人わがたましひを逐とらへ、わが生命をつちにふみにじり、
わが榮を塵におくとも、その作にまかせよ、セラ 六 ヱホバよなんぢの怒をもて起わが仇のいきどほりにむかひて立
たまへ、わがために目をさましたまへ、なんぢは審判をおほせ出したまへり 七 もろ〳〵の國人の會をなんぢの
まはりに集はしめ、その上なる高座にかへりたまへ 八 ヱホバはもろ〳〵の民にさばきを行ひたまふ、ヱホバよ
わが正義とわが衷なる完全とにしたがひて我をさばきたまへ 九 ねがはくは惡きものゝ曲事をたちて義しき
ものを堅くしたまへ、たゞしき神は人のこゝろと腎とをさぐり知たまふ 十 わが盾をとるものは心のなほきも
のをすくふ神なり 十一 神はたゞしき審士ひごとに忿恚をおこしたまふ神なり 十二 人もしかへらずば神はその劍
をとぎ、その弓をはりてかまへ 十三 これに死の器をそなへ、その矢に火をそへたまはん 十四 視よその人はよこしま
を產んとてくるしむ、殘害をはらみ虛僞をうむなり 十五 また坑をほりてふかくし己がつくれるその溝におちい
れり 十六 その殘害はおのが首にかへり、その强暴はおのが頭上にくだらん 十七 われその義によりてヱホバに感謝
し、いとたかきヱホバの名をほめうたはん

第八篇　ギテトの琴にあはせて伶長にうたはしめたるダビデの歌

一　われらの主エホバよ、なんぢの名は地にあまねくして尊きかな、その榮光を天におきたまへり　二　なんぢは嬰兒ちのみごの口により力の基をおきて敵にそなへたまへり、こは仇人とうらみを報るものとを鎭靜めんがためなり　三　我なんぢの指のわざなる天を觀なんぢの設けたまへる月と星とをみるに　四　世人はいかなるものなればこれを聖念にとめたまふや、人の子はいかなるものなればこれを顧みたまふや　五　只すこしく人を神よりも卑つくりて榮と尊貴とをかうぶらせ　六　またこれに手のわざを治めしめ萬物をその足下におきたまへり　七　すべての羊、うし、また野の獸、そらの鳥、うみの魚、もろもろの海路をかよふものをまで皆しかなせり　八　われらの主エホバよ、なんぢの名は地にあまねくして尊きかな

第九篇　ムツラベン（調子の名）にあはせて伶長にうたはしめたるダビデのうた

一　われ心をつくしてエホバに感謝し、そのもろもろの奇しき事迹をのべつたへん　二　われ汝によりてたのしみ且よろこばん、至上者よなんぢの名をほめうたはん　三　わが仇しりぞくとき、躓きたふれて御前にほろぶ　四　なんぢわが義とわが訟とをまもりたまへばなり、なんぢはたゞしき審判をしつゝ寶座にすわりたまへり　五　またもろもろの國をせめ惡きものをほろぼし世々かぎりなくかれらが名をけしたまへり　六　仇はたえはてて世々あれすたれたり、汝のくつがへしたまへるもろもろの邑はうせてその跡だにもなし　七　エホバはとこしへに聖位にすわりたまふ、審判のためにその寶座をまうけたまひたり　八　エホバは公義をもて世をさばき直をもてもろもろの民に審判をおこなひたまはん　九　エホバは虐げらるるものの城また難みのときの城なり　十　聖名をしるものはなんぢに依頼ん、そはエホバよなんぢを尋るものの棄られしこと斷てなければなり　十一　シオンに住たまふエホバに對ひてほめうたへ、その事迹をもろもろの民のなかにのべつたへよ　十二　血を問糺したまふものは

苦しむものを心にとめてその號呼をわすれたまはず　十三 エホバよ我をあはれみたまへ、われを死の門よりすく
ひいだしたまへる者よ、ねがはくは仇人のわれを難むるを視たまへ　十四 さらば我なんぢのすべての頌美をのぶ
るを得またシオンのむすめの門にてなんぢの救をよろこばん　十五 もろもろの國民はおのがつくれる阱におち
いり、そのかくしまうけたる網におのが足をとらへらる　十六 エホバは己をしらしめ審判をおこなひたまへり、あ
しき人はおのが手のわざなる罠にかかれり、ヒガイオン、セラ　十七 あしき人は陰府にかへるべし、神をわするるも
ろもろの國民もまたしかるべし　十八 貧者はつねに忘らるるにあらず苦しむものの望はとこしへに滅ぶるにあ
らず　十九 エホバよ起たまへ、ねがはくは人をして勝をえしめたまふなかれ御前にてもろもろのくにびとに審判を
うけしめたまへ　二十 エホバよ願くはかれらに懼をおこさしめたまへ、もろもろの國民におのれ只人なることを
知しめたまへ、セラ

第十篇

一 あゝエホバよ何ぞはるかに立たまふや、なんぞ患難のときに匿れたまふや　二 あしき人はたかぶりて苦しむ
ものを甚だしくせむ、かれらをそのくはだての謀略にとらはれしめたまへ　三 あしきひとは己がこころの欲望
をほこり貪るものを祝して エホバをかろしむ　四 あしき人はほこりかにいふ、神はさぐりもとむることをせざ
るなりと、凡てそのおもひに神なしとせり　五 かれの途はつねに堅く、なんぢの審判はその眼よりはなれてたか
し、彼はそのもろもろの敵をくちさきらにて吹く　六 かくて己がこころの中にいふ、我うごかさるることなく世
々われに禍害なかるべしと　七 その口にはのろひと虚僞としへたげとみち、その舌のしたには殘害とよこしま
とあり　八 かれは村里のかくれたる處にをり隱やかなるところにて罪なきものをころす、その眼はひそかに倚
仗なきものをうかがひ　九 窟にをる獅のごとく潛みまちて苦しむものをとらへんために伏ねらひ貧しきものを

そのあみにひきいれてとらふ 十 また身をかゞめて蹲まる、その强勁よりて依仗なきものは仆る 十一 かれ心のう
ちにいふ、神はわすれたり神はその面をかくせり神はみることなかるべしと 十二 ヱホバよ起たまへ、神よ手をあ
げたまへ苦しむものを忘れたまふなかれ 十三 いかなれば惡きもの神をいやしめて心中になんぢ探求むるこ
とをせじといふや 十四 なんぢは鑒たまへり、その殘害と怨恨とを見てこれに手をくだしたまへり、倚仗なきもの
は身をなんぢに委ぬ、なんぢは昔しより孤子をたすけたまふ者なり 十五 ねがはくは惡きものゝ臂ををりたまへ、
あしきものゝ惡事を一つだにのこらぬまでに探究したまへ 十六 ヱホバはいやとほながに王なり、もろもろの國
民はほろびて神の國より跡をたちたり 十七 ヱホバよ汝はくるしむものゝ懇求をきゝたまへり、その心をかたく
したまはん、なんぢは耳をかたぶけてきゝ 十八 孤子と虐げらるゝ者とのために審判をなし地につける人にふた
ゝび恐嚇をもちゐざらしめ給はん

第十一篇　うたのかみに謳はしめたるダビデのうた

一 われヱホバに依賴めり、なんぢら何ぞわが靈魂にむかひて鳥のごとくなんぢの山にのがれよといふや 二 視
よあしきものは暗處にかくれ心なほきものを射んとて弓をはり絃に矢をつがふ 三 基みなやぶれたらんには
義者なにをなさんや 四 ヱホバはその聖宮にいます、ヱホバの寶座は天にあり、その目はひとのこを鑒その眼
瞼はかれらをこゝろみたまふ 五 ヱホバは義者をこゝろむ、そのみこゝろは惡きものと强暴をこのむ者とを
にくみ 六 蹄をあしきもののうへに降したまはん、火と硫磺ともゆる風とはかれらの酒杯にうくべきものなり
七 ヱホバはたゞしき者にして義きことを愛したまへばなり、直きものはその聖顏をあふぎみん

第十二篇　八音にあはせて伶長にうたはしめたるダビデのうた

一 あゝヱホバよ助けたまへ、そは神をうやまふ人はたえ誠あるものは人の子のなかより消失るなり 二 人はみ

な虚僞をもてその隣とあひかたり滑かなるくちびると貳心とをもてものいふ 三 エホバはすべての滑かなるく
ちびると大なる言をかたる舌とをほろぼし給はん 四 かれらはいふ、われら舌をもて勝をえん、この口唇はわが
ものなり誰かわれらに主たらんやと 五 エホバのたまはく、苦しむものの掠められ貧しきものの歎くがゆゑに我い
ま起てこれをその慕ひもとむる平安におかん 六 エホバの言はきよきことばなり、地にまうけたる爐にてねり
七次きよめたる白銀のごとし 七 エホバよ汝はかれらをまもり之をたすけてとこしへにこの類より脱れしめ
たまはん 八 人の子のなかに穢しきことの崇めらるゝときは惡者こゝやかしこにあるくなり

第十三篇　伶長にうたはしめたるダビデのうた

一 あゝエホバよ、かくて幾何時をへたまふや、汝とこしへに我をわすれたまふや、聖顏をかくしていくそのとき
を歷たまふや 二 われ心のうちに終日かなしみをいだき籌畧をたましひに用ゐて幾何時をふべきか、わが仇は
わがうへに崇められて幾何時をふべきか 三 わが神エホバよ我をかへりみて答をなしたまへ、わが目をあきら
かにしたまへ、恐らくはわれ死の睡につかん 四 おそらくはわが仇いはん、我かれに勝りと、おそらくはわが敵わ
がうごかさるゝによりて喜ばん 五 されど我はなんぢの憐憫によりたのみ、わが心はなんぢの救によりてよろ
こばん 六 エホバはゆたかに我をあしらひたまひたれば、われエホバに對ひてうたはん

第十四篇　うたのかみに謳はしめたるダビデのうた

一 愚かなるものは心のうちに神なしといへり、かれらは腐れたり、かれらは憎むべき事をなせり、善をおこなふ者
なし 二 エホバ天より人の子をのぞみて悟るもの神をたづぬる者ありやと見たまひしに 三 みな逆きいでゝ
ことごとく腐れたり、善をなすものなし一人だになし 四 不義をおこなふ者はみな智覺なきか、かれらは物くふ
ごとくわが民をくらひ、またエホバをよぶことをせざるなり 五 視よかゝる時かれらは大におそれたり、神はた

ゞしきものゝ類のなかに在せばなり 六 なんぢらは苦しめるものゝ計略をあなどり辱かしむ、されどヱホバは
その避所なり 七 ねがはくはシオンよりイスラエルの救のいでんことを、ヱホバその民のとらはれたるを返し
たまふときヤコブはよろこびイスラエルは樂まん

第十五篇　ダビデのうた

一 ヱホバよなんぢの帷幄のうちにやどらん者はたれぞ、なんぢの聖山にすまはんものは誰ぞ 二 直くあゆみ義
をおこなひその心にて眞實をいふものぞその人なる 三 かゝる人は舌をもてそしらず、その友をそこなはず、
またその隣をはぢしむる言をあげもちゐず 四 惡になづめるものを見ていとひかろしめ、ヱホバをおそるゝも
のをたふとび、誓ひしことはおのれに禍害となるも變ることなし 五 貨をかして過たる利をむさぼらず賄賂を
いれて無辜をそこなはざるなり、斯ることを行ふものは永遠にうごかさるゝことなかるべし

第十六篇　ダビデがミクタムの歌

一 神よねがはくはわれを護りたまへ、我なんぢに依頼む 二 われヱホバにいへらく、なんぢはわが主なり、なんぢ
のほかにわが福祉はあらじと 三 地にある聖徒はわが極めてよろこぶ勝れしものなり 四 ヱホバにかへて他神を
とるものゝ悲哀はいやまさん、我かれらがさゝぐる血の御酒をそゝがず、その名を口にとなふることをせじ 五
ヱホバはわが嗣業またわが酒杯にうくべき有なり、なんぢはわが所領をまもりたまはん 六 準縄はわがために
樂しき地におちたり、宜われよき嗣業をえたるかな 七 われは訓諭をさづけたまふヱホバをほめまつらん、夜は
わが心われををしふ 八 われ常にヱホバをわが前におけり、ヱホバわが右にいませばわれ動かさるゝことなか
るべし 九 このゆゑにわが心はたのしみ、わが榮はよろこぶ、わが身もまた平安にをらん 十 そは汝わがたましひ
を陰府にすておきたまはず、なんぢの聖者を墓のなかに朽しめたまはざる可ればなり 十一 なんぢ生命の道をわ

れに示したまはん、なんぢの前には充足るよろこびあり、なんぢの右にはもろ〳〵の快樂とこしへにあり

第十七篇　ダビデの祈禱

一 あゝエホバよ公義をきゝたまへ、わが哭聲にみこゝろをとめたまへ、いつはりある口唇よりいづる我がいの
りに耳をかたぶけたまへ 二 ねがはくはわが宣告みまへよりいでゝなんぢの目公平をみたまはんことを 三 な
んぢわが心をこゝろみ、また夜われにのぞみたまへり、斯てわれを糺したまへど我になにの惡念あるをも見
出たまはざりき、わが口はつみを犯すことなからん 四 人の行爲のことをいはゞ我なんぢのくちびるの言によ
りて暴るものゝ途をさけたり 五 わが歩はかたくなんぢの途にたち、わが足はよろめくことなかりき 六 神よな
んぢ我にこたへたまふ我なんぢをよべり、ねがはくは汝の耳をかたぶけてわが陳るところをきゝたまへ 七 な
んぢに依賴むものを右手をもて仇するものより救ひたまふ者よ、ねがはくはなんぢの妙なる仁慈をあらはし
たまへ 八 願くはわれを瞳のごとくにまもり汝のつばさの蔭にかくし 九 我をなやむるあしき者また我をかこ
みてわが命をうばはんとする仇よりのがれしめ給へ 十 かれらはおのが心をふさぎ、その口をもて誇かにも
のいへり 十一 いづこにまれ往ところにてわれらを打圍み、われらを地にたふさんと目をとむ 十二 かれは抓裂んと
いらだつ獅のごとく隱やかなるところに潜みまつ壯獅のごとし 十三 エホバよ起たまへ、ねがはくはかれに立對
ひてこれをたふし御劍をもて惡きものよりわが靈魂をすくひたまへ 十四 エホバよ手をもて人より我をたすけ
いだしたまへ、おのがうくべき有をこの世にてうけ、汝のたからにてその腹をみたさるゝ世人より我をたすけ
いだし給へ、かれらはおほくの子にあきたり、その富ををさなごに遺す 十五 されどわれは義にありて聖顏をみ目
さむるとき容光をもて飽足ることをえん

第十八篇　伶長にうたはしめたるエホバの僕ダビデの歌、このうたの詞はエホバもろ〳〵の仇お

[illegible]よびサウロの手より救れしときエホバに對ひてうたへるなり云く
一 ヱホバわれの力よ、われ切になんぢを愛しむ　二 ヱホバはわが巖、わが城、われをすくふ者、わがよりたのむ神、わ
が堅固なるいはほ、わが盾、わがすくひの角、わがたかき櫓なり　三 われ讃稱ふべきヱホバをよびて仇人よりすく
はるゝことをえん　四 死のつな我をめぐり惡のみなぎる流われをおそれしめたり　五 陰間のなは我をかこみ死の
わな我にたちむかへり　六 われ窮苦のうちにありてヱホバをよび又わが神にさけびたり、ヱホバはその宮より
わが聲をきゝたまふ、その前にてわがよびし聲はその耳にいれり　七 このときヱホバ怒りたまひたれば地はふ
るひうごき山の基はゆるぎうごきたり　八 烟その鼻よりたち火その口よりいでゝやきつくし炭はこれがため
に燃あがれり　九 ヱホバは天をたれて臨りたまふ、その足の下はくらきこと甚だし　十 かくてケルブに乗りてとび
風のつばさにて翔り　十一 闇をおほひとなし水のくらきとそらの密雲とをその周圍の幕となしたまへり　十二 そ
のみまへの光輝よりくろくもを經て雹ともえたる炭とふりきたれり　十三 ヱホバは天に雷鳴をとゞろかせたま
へり、至上者のこゑいでゝ雹ともえたる炭とふりきたり　十四 ヱホバ矢をとばせてかれらを打ちらし數しげき電
光をはなちてかれらをうち敗りたまへり　十五 ヱホバよ斯るときになんぢの叱咤となんぢの鼻のいぶきとによ
りて水の底みえ地の基あらはれいでたり　十六 ヱホバはたかきより手をのべ我をとりて大水よりひきあげ　十七 わ
がつよき仇とわれを憎むものとより我をたすけいだしたまへり、かれらは我にまさりて最强かりき　十八 かれら
はわが災害の日にせまりきたれり、然どヱホバはわが支柱となりたまひき　十九 ヱホバはわれを悅びたまふがゆ
ゑにわれをたづさへ廣處にいだして助けたまへり　二十 ヱホバはわが正義にしたがひて恩賜をたまひ、わが手
のきよきにしたがひて報賞をたまへり　二一 われヱホバの道をまもり惡をなしてわが神よりはなれしこと
なければなり　二二 そのすべての審判はわがまへにありて、われその律法をすてしことなければなり　二三 われ神に

二四 この故にエホバはわがたゞしきと、その目前にわ
が手のきよきとにしたがひて我にむくひをなし給へり 二五 なんぢ憐憫あるものには憐みあるものとなり完全
ものには全きものとなり 二六 きよきものには潔きものとなり僻むものにはひがむ者となりたまふ 二七 そは汝く
るしめる民をすくひたまへど高ぶる目をひくゝしたまふ可ればなり 二八 なんぢわが燈火をともし給ふべけれ
ばなり、わが神エホバわが暗をてらしたまはん 二九 我なんぢによりて軍の中をはせとほり、わが神によりて垣を
をどりこゆ 三十 神はしもその途またくエホバの言はきよし、エホバはすべて依頼むものゝ盾なり 三一 そはエホバ
のほかに神はたれぞや、われらの神のほかに巖はたれぞや 三二 神はちからをわれに帶しめ、わが途を全きものと
なしたまふ 三三 神はわが足を麀のあしのごとくし我をわが高處にたゝせたまふ 三四 神はわが手をたゝかひに
ならはせてわが臂に銅弓をひくことを得しめたまふ 三五 又なんぢの救の盾をわれにあたへたまへり、なんぢの
右手われをさゝへ、なんぢの謙卑われを大ならしめたまへり 三六 なんぢわが歩むところを寛濶ならしめたまひ
たればわが足ふるはざりき 三七 われ仇をおひてこれに追及かれらのほろぶるまでは歸ることをせじ 三八 われか
れらを擊てたつことを得ざらしめん、かれらはわが足の下にたふるべし 三九 そはなんぢ戰爭のために力をわれに
帶しめ、われにさからひておこりたつ者をわが下にかゞませたまひたればなり 四十 我をにくむ者をわが滅しえん
がためになんぢまたわが仇の背をわれにむけしめ給へり 四一 かれら叫びたれども救ふものなく、エホバに對ひてさ
けびたれども答へたまはざりき 四二 我かれらを風のまへの塵のごとくに搗碎き、ちまたの泥のごとくに打棄た
り 四三 なんぢわれを民のあらそひより助けいだし我をたてゝもろ〳〵の國の長となしたまへり、わがしらざる民
われにつかへん 四四 かれらわが事をきゝて立刻われにしたがひ異邦人はきたりて佞りつかへん 四五 ことくにび
とは衰へてその城よりをのゝきいでん 四六 エホバは活ていませり、わが磐はほむべきかな、わがすくひの神はあ

がむべきかな　四七 わがために讎をむくい異邦人をわれに服はせたまふはこの神なり　四八 神はわれを仇よりすく
ひたまふ實になんぢは我にさからひて起りたつ者のうへに我をあげ、あらぶる人より我をたすけいだし給ふ
四九 この故にヱホバよわれもろ〳〵の國人のなかにてなんぢに感謝し、なんぢの名をほめうたはん　五十 ヱホバは
おほいなる救をその王にあたへ、その受膏者ダビデとその裔とに世々かぎりなく憐憫をたれたまふ

第十九篇　うたのかみに謳はしめたるダビデのうた

一 もろ〳〵の天は神のえいくわうをあらはし穹蒼はその手のわざをしめす　二 この日ことばをかの日につた
へ、このよ知識をかの夜におくる　三 語らずいはずその聲きこえざるに　四 そのひゞきは全地にあまねくそのこ
とばは地のはてにまでおよぶ、神はかしこに帷幄を日のためにまふけたまへり　五 日は新郎がいはひの殿をい
づるごとく勇士がきそひはしるをよろこぶに似たり　六 そのいでたつや天の涯よりし、その運りゆくや天のは
てにいたる、物としてその和煦をかうぶらざるはなし　七 ヱホバの法はまたくして靈魂をいきかへらしめヱホ
バの證詞はかたくして愚なるものを智からしむ　八 ヱホバの訓諭はなほくして心をよろこばしめヱホバの誡
命はきよくして眼をあきらかならしむ　九 ヱホバを惶みおそるゝ道はきよくして世々にたゆることなく、ヱホ
バのさばきは眞實にしてことごとく正し　十 これを黄金にくらぶるも、おほくの純精金にくらぶるも彌增り
てしたふべくこれを蜜にくらぶるも蜂のすの滴瀝にくらぶるもいやまさりて甘し　十一 なんぢの僕はこれらに
よりて儆戒をうくこれらをまもらば大なる報賞あらん　十二 たれかおのれの遏失をしりえんや、ねがはくは我を
かくれたる愆より解放ちたまへ　十三 願くはなんぢの僕をひきとめて故意なる罪ををかさしめずそれをわが主
たらしめ給ふなかれ、されば われ玷なきものとなりて大なる愆をまぬかるゝをえん　十四 ヱホバわが磐わが贖
主よ、わがくちの言わがこゝろの思念なんぢのまへに悅ばるゝことを得しめたまへ

第二十篇　伶長にうたはしめたるダビデのうた

一 ねがはくはエホバなやみの日になんぢにこたへヤコブのかみの名なんぢを高にあげ　二 聖所より援助をな
んぢにおくりシオンより能力をなんぢにあたへ　三 汝のもろもろの献物をみこころにとめ、なんぢの燔祭をう
けたまはんことを。セラ　四 ねがはくはなんぢがこころの願望をゆるし、なんぢの謀略をことごとく遂しめたま
はんことを　五 我儕なんぢの救によりて歓びうたひ、われらの神の名によりて旗をたてん、ねがはくはエホバ汝
のもろもろの求をとげしめたまはんことを　六 われ今エホバその受膏者をすくひたまふを知る、エホバそのき
よき天より右手なるすくひの力にてかれに應たまはん　七 あるひは車をたのみ、あるひは馬をたのみとする者
あり、されどわれらはわが神エホバの名をとなへん　八 かれらは屈みまた仆る、われらは起てかたくたてり　九 エ
ホバよ王をすくひたまへ、われらがよぶとき應へたまへ

第二十一篇　伶長にうたはしめたるダビデのうた

一 エホバよ王はなんぢの力によりてたのしみ汝のすくひによりて奈何におほいなる歓喜をなさん　二 なんぢ
彼がこころの願望をゆるし、そのくちびるの求をいなみ給はざりき。セラ　三 そはよきたまもののめぐみをもてかれ
を迎へ、まじりなきこがねの冠冕をもてかれの首にいただかせ給ひたり　四 かれ生命をもとめしになんぢこれをあ
たへてその齢の日を世々かぎりなからしめ給へり　五 なんぢの救によりてその榮光おほいなり、なんぢは尊貴
と稜威とをかれに衣せたまふ　六 そは之をとこしへに福ひなるものとなし聖顔のまへの歓喜をもて樂しませ
たまへばなり　七 王はエホバに依頼み、いとたかき者のいつくしみを蒙るがゆゑに動かさるることなからん　八
なんぢの手はそのもろもろの仇をたづねいだし、汝のみぎの手はおのれを憎むものを探ねいだすべし　九 なん
ぢ怒るときは彼等をもゆる爐のごとくにせん、エホバはげしき怒によりてかれらを呑たまはん、火はかれらを

食びつくさん 十 汝かれらの裔を地よりほろぼし、かれらの種を人の子のなかよりほろぼさん 十一 かれらは汝に
むかひて惡事をくはだて遂がたき謀略をおもひまはせばなり 十二 汝かれらをして背をむけしめ、その面にむか
ひて弓絃をひかん 十三 エホバよ能力をあらはしてみづからを高くしたまへ、我儕はなんぢの稜威をうたひ且ほ
めたゝへん

第二十二篇　あけぼのゝ鹿の調にあはせて伶長にうたはしめたるダビデの歌

一 わが神わが神なんぞ我をすてたまふや、何なれば遠くはなれて我をすくはず、わが歎きのこゑをきゝ給はざ
るか 二 あゝわが神われ晝よばゝれども汝こたへたまはず、夜よばゝれどもわれ平安をえず 三 然はあれイスラ
エルの讃美のなかに住たまふものよ汝はきよし 四 われらの列祖はなんぢに依頼めり、かれら依頼みたればこ
れを助けたまへり 五 かれら汝をよびて援をえ汝によりたのみて恥をおへることなかりき 六 然はあれどわれ
は蟲にして人にあらず、世にそしられ民にいやしめらる 七 すべてわれを見るものはわれをあざみわらひ口唇
をそらし首をふりていふ 八 かれはエホバによりたのめりエホバ助くべし、エホバかれを悦びたまふが故にた
すくべしと 九 されど汝はわれを胎内よりいだし給へるものなり、わが母のふところにありしとき既になんぢ
に依頼ましめたまへり 十 我うまれいでしより汝にゆだねられたり、わが母われを生しときより汝はわが神な
り 十一 われに遠ざかりたまふなかれ、患難ちかづき又すくふものなければなり 十二 おほくの牡牛われをめぐりバ
サンの力つよき牡牛われをかこめり 十三 かれらは口をあけて我にむかひ物をかきさき吼うたぐ獅のごとし 十四
われ水のごとくそゝぎいだされ、わがもろ〳〵の骨ははづれ、わが心は蠟のごとくなりて腹のうちに鎔たり 十五
わが力はかわきて陶器のくだけのごとく、わが舌は齶にひたつけり、なんぢわれを死の塵にふさせたまへり 十六
そは犬われをめぐり惡きものゝ群われをかこみてわが手およびわが足をさしつらぬけり 十七 わが骨はことご

とく數ふるばかりになりぬ、惡きもの目をとめて我をみる　十八　かれらたがひにわが衣をわかち我がしたぎを
鬮にす　十九　エホバよ遠くはなれ居たまふなかれ、わが力よ、ねがはくは速きたりてわれを援けたまへ　二十　わがた
ましひを劍より助けいだし、わが生命を犬のたけきいきほひより脫れしめたまへ　二一　われを獅の口また野牛の
つのより救ひいだしたまへ、なんぢ我にこたへたまへり　二二　われなんぢの名をわが兄弟にのべつたへ、なんぢを
會のなかにて讃たゝへん　二三　エホバを懼るゝものよ、エホバをほめたゝへよ、ヤコブのもろ〱の裔よ、エホバ
をあがめよ、イスラエルのもろ〱のすゑよ、エホバを畏め　二四　エホバはなやむものゝ辛苦をかろしめ棄たま
はず、これに聖顏をおほふことなくしてその叫ぶときにきゝたまへばなり　二五　大なる會のなかにてわが汝をほ
めたゝふるは汝よりいづるなり、わが誓ひしことはエホバをおそるゝ者のまへにてこと〲く償はん　二六　謙遜る
者はくらひて飽ことをえ、エホバをたづねもとむるものはエホバをほめたゝへん、願くはなんぢらの心とこし
へに生んことを　二七　地のはては皆おもひいだしてエホバに歸り、もろ〱の國の族はみな前にふしをがむべし
二八　國はエホバのものなればなり、エホバはもろ〱の國人をすべをさめたまふ　二九　地のこえたるものは皆くら
ひてエホバををがみ塵にくだるものと己がたましひを存ふること能はざるものと皆そのみまへに拜跪かん
三十　たみの裔のうちにエホバにつかふる者あらん、主のことは代々にかたりつたへらるべし　三一　かれら來りて此
はエホバの行爲なりとてその義を後にうまるゝ民にのべつたへん

第二十三篇　ダビデのうた

一　エホバはわが牧者なり、われ乏しきことあらじ　二　エホバは我をみどりの野にふさせ、いこひの水濱にともな
ひたまふ　三　エホバはわが靈魂をいかし名のゆゑをもて我をたゞしき路にみちびき給ふ　四　たとひわれ死のか
げの谷をあゆむとも禍害をおそれじ、なんぢ我とともに在せばなり、なんぢの笞なんぢの杖われを慰む　五　なん

ちわが仇のまへに我がために筵をまふけ、わが首にあぶらをそゝぎたまふ、わが酒杯はあふるゝなり 六 わが世
にあらん限りはかならず恩恵と憐憫とわれにそひきたらん、我はとこしへにエホバの宮にすまん

第二十四篇　ダビデのうた

一 地とそれに充るものと世界とその中にすむものとは皆エホバのものなり 二 エホバはもとゐを大海のう
へに置これを大川のうへに定めたまへり 三 エホバの山にのぼるべきものは誰ぞ、その聖所にたつべき者はた
れぞ 四 手きよく心いさぎよき者そのたましひ虚きことを仰ぎのぞまず偽りの誓をせざるものぞ、その人なる
五 かゝる人はエホバより福祉をうけ、そのすくひの神より義をうけん 六 斯のごときものは神をたづぬるものゝ
族類なり、ヤコブの神よなんぢの聖顔をもとむる者なり、セラ 七 門よなんぢらの首をあげよ、とこしへの戸よあ
がれ、榮光の王いりたまはん 八 えいくわうの王はたれなるか、ちからをもちたまふ猛きエホバあり、戰鬪にたけ
きエホバなり 九 門よなんぢらの首をあげよ、とこしへの戸よあがれ、榮光の王いりたまはん 十 この榮光の王は
たれなるか、萬軍のエホバ是ぞえいくわうの王なる、セラ

第二十五篇　ダビデのうた

一 あゝエホバよ、わがたましひは汝をあふぎ望む 二 わが神よ、われなんぢに依頼めり、ねがはくはわれに愧をお
はしめたまふなかれ、わが仇のわれに勝誇ることなからしめたまへ 三 實になんぢを俟望むものははぢしめら
れず、故なくして信をうしなふものは愧をうけん 四 エホバよなんぢの大路をわれにしめし、なんぢの徑をわれ
にをしへたまへ 五 我をなんぢの眞理にみちびき我ををしへたまへ、汝はわがすくひの神なり、われ終日なんぢ
を俟望む 六 なんぢのあはれみと仁慈とはいにしへより絶ずあり、エホバよこれを思ひいだしたまへ 七 わがわ
かきときの罪とわが愆とはおもひいでたまふなかれ、エホバよ汝のめぐみの故になんぢの仁慈にしたがひて

我をおもひいでたまへ 八 ヱホバはめぐみ深くして直くましませり、斯るがゆゑに道をつみびとにをしへ 九 謙
だるものを正義にみちびきたまはん、その道をへりくだる者にをしへたまはん 十 ヱホバのもろもろの道はそ
のけいやくと證詞とをまもるものには仁慈なり眞理なり 十一 わが不義はおほいなり、ヱホバよ名のために之を
ゆるしたまへ 十二 ヱホバをおそるる者はたれなるか、之にそのえらぶべき道をしめしたまはん 十三 かかる人のた
ましひは平安にすまひ、その裔はくにをつぐべし 十四 ヱホバの親愛はヱホバをおそるる者とともにあり、ヱホバ
はその契約をかれらに示したまはん 十五 わが目はつねにヱホバにむかふ、ヱホバわがあしを網よりとりいだし
たまふ可ればなり 十六 ねがはくは歸りきたりて我をあはれみたまへ、われ獨わびしくまた苦しみをるなり 十七 願く
はわが心のうれへをゆるめ我をわざはひより脱かれしめたまへ 十八 わが患難わが辛苦をかへりみ、わがすべての
罪をゆるしたまへ 十九 わが仇をみたまへ、かれらの數はおほし情なき憾をもてわれをにくめり 二十 わがたましひ
をまもり我をたすけたまへ、われに愧をおぼえしめたまふなかれ、我なんぢに依頼めばなり 二十一 われなんぢを俟望
む、ねがはくは完全と正直とわれをまもれかし 二十二 神よすべての憂よりイスラエルを贖ひいだしたまへ

第二十六篇　ダビデの歌

一 ヱホバよ、ねがはくはわれを鞫きたまへ、われわが完全によりてあゆみたり、然のみならず我たゆたはずヱホ
バに依頼めり 二 ヱホバよわれを糺しまた試みたまへ、わが腎とこころとを錬きよめたまへ 三 そはなんぢのいつく
しみわが眼前にあり、我はなんぢの眞理によりてあゆめり 四 われは虚しき人とともに坐らざりき、惡をいつは
りかざる者とともにはゆかじ 五 惡をなすものの會をにくみ惡者とともにすわることをせじ 六 われ手をあらひ
て罪なきをあらはす、ヱホバよ斯てなんぢの祭壇をめぐり 七 感謝のこゑを聞えしめ、すべてなんぢの奇しき事
をのべつたへん 八 ヱホバよ我なんぢのましますいへとなんぢが榮光のとゞまる處とをいつくしむ 九 願くはわ

がたましひを罪人とともに、わが生命を血をながす者とともに取收めたまふなかれ　十かゝる人の手にはあし
きくはだてあり、その右の手は賄賂にてみつ　十一されどわれはわが完全によりてあゆまん、願くはわれをあがな
ひ我をあはれみたまへ　十二わがあしは平坦なるところにたつ、われもろもろの會のなかにてエホバを讃まつら
ん

第二十七篇　ダビデの歌

一エホバはわが光わが救なり、われ誰をかおそれん、エホバはわが生命のちからなり、わが懼るべきものはたれ
ぞや　二われの敵われの仇なるあしきものの襲ひきたりてわが肉をくらはんとせしが蹶きかつ仆れたり　三縱ひ
いくさびと營をつらねて我をせむるともわが心おそれじ、たとひ戰ひおこりて我をせむるとも我になほ恃あ
り　四われ一事をエホバにこへり我これをもとむ、われエホバの美しきを仰ぎその宮をみんがためにわが世
にあらん限りはエホバの家にすまんとこそ願ふなれ　五エホバはなやみの日にその行宮のうちに我をひそま
せ、その幕屋のおくにわれをかくし磐のうへに我をたかく置たまふべければなり　六今わが首はわれをめぐれ
る仇のうへに高くあげらるべし、この故にわれエホバのまくやにて歡喜のそなへものを獻ん、われうたひてエ
ホバをほめたゝへん　七わが聲をあげてさけぶときエホバよきゝ給へ、また憐みてわれに應へたまへ　八なんぢ
らわが面をたづねもとめよと(斯る聖言のありしとき)わが心なんぢにむかひてエホバよ我なんぢの聖顏をた
づねんといへり　九ねがはくは聖顏をかくしたまふなかれ、怒りてなんぢの僕をとほざけたまふなかれ、汝はわ
れの助なり、噫わがすくひの神よ、われをおひいだし我をすてたまふなかれ　十わが父母われをすつるともエホ
バわれを迎へたまはん　十一エホバよなんぢの途をわれにをしへ、わが仇のゆゑに我をたひらかなる途にみちび
きたまへ　十二いつはりの證をなすもの暴厲を吐もの我にさからひて起りたてり、願くはわれを仇にわたしてそ

の心のまゝに爲しめたまふなかれ　十三　われもしエホバの恩寵をいけるものゝ地にて見るの恃なからましかば
奈何ぞや　十四　エホバを俟望め雄々しかれ汝のこゝろを堅うせよ必ずやエホバをまちのぞめ

第二十八篇　ダビデの歌

一　あゝエホバよわれ汝をよばん、わが磐よねがはくは我にむかひて暗唖となりたまふなかれ、なんぢ默したま
はゞ恐らくはわれ墓にいるものとひとしからん　二　われ汝にむかひてさけび聖所の奥にむかひて手をあぐる
ときわが懇求のこゑをきゝたまへ　三　あしき人また邪曲をおこなふ者とゝもに我をとらへてひきゆき給ふな
かれ、かれらはその隣にやはらぎをかたれども心には殘害をいだけり　四　その事にしたがひその爲す惡にしたが
ひて彼等にあたへその手の行爲にしたがひて與へこれにその受べきものを報いたまへ　五　かれらはエホバ
のもろもろの事とその手のなしわざとをかへりみず、この故にエホバかれらを毀ちて建たまふことなからん　六
エホバは讃べきかな、わが祈のこゑをきゝたまひたり　七　エホバはわが力わが盾なり、わがこゝろこれに依頼み
たれば我たすけをえたり、然るゆゑにわが心いたくよろこぶ、われ歌をもてほめまつらん　八　エホバはその民の
ちからなり、その受膏者のすくひの城なり　九　なんぢの民をすくひ、なんぢの嗣業をさきはひ且これをやしなひ
之をとこしなへに懷きたすけたまへ

第二十九篇　ダビデの歌

一　なんぢら神の子らよ、エホバに獻げまつれ榮と能とをエホバにさゝげまつれ　二　その名にふさはしき榮光を
エホバにさゝげ奉れ、きよき衣をつけてエホバを拜みまつれ　三　エホバのみこゑは水のうへにあり、えいくわう
の神は雷をとゞろかせたまふ、エホバは大水のうへにいませり　四　エホバの聲はちからあり、エホバのみこゑは
稜威あり、五　エホバのみこゑは香柏をきりくだく、エホバレバノンのかうはくを折くだきたまふ　六　これを犢の

ごとくをどらせレバノンとシリオンとをわかき野牛のごとくをどらせたまふ 七 エホバのみこゑは火焔をわ
かつ 八 エホバのみこゑは野をふるはせエホバはカデシの野をふるはせたまふ 九 エホバのみこゑは鹿に子を
うませ、また林木をはだかにす、その宮にあるすべてのもの呼はりて榮光なるかなといふ 十 エホバは洪水のう
へに坐したまへり、エホバは寶座にざして永遠に王なり 十一 エホバはその民にちからをあたへたまふ、平安をも
てその民をさきはひたまはん

第三十篇　殿をさゝぐるときに謳へるダビデのうた

一 エホバよわれ汝をあがめん、なんぢ我をおこしてわが仇のわがことによりて喜ぶをゆるし給はざればなり
二 わが神エホバよ、われ汝によばはれば汝われをいやしたまへり 三 エホバよ汝わがたましひを陰府よりあげ
我をながらへしめて墓にくだらせたまはざりき 四 エホバの聖徒よ、エホバをほめうたへ、奉れ、きよき名に感謝
せよ 五 その怒はたゞしばしにてその惠はいのちとともにながし、夜はよもすがら泣かなしむとも朝にはよろ
こびうたはん 六 われ安けかりしときに謂く、とこしへに動かさるゝことなからんと 七 エホバよなんぢ惠をも
てわが山をかたく立せたまひき、然はあれどなんぢ面をかくしたまひたれば我おぢまどひたり 八 エホバよわ
れ汝によばゝれり、我ひたすらエホバにねがへり 九 われ墓にくだらばわが血なにの益あらん、塵はなんぢを讃
たゝへんや、なんぢの眞理をのべつたへんや 十 エホバよ聽たまへ、われを憐みたまへ、エホバよ願くはわが助と
なりたまへ 十一 なんぢ踴躍をもてわが哀哭にかへ、わが麁服をときて歡喜をもてわが帶となしたまへり 十二 われ榮を
もてほめうたひつゝ默すことなからんためなり、わが神エホバよ、われ永遠になんぢに感謝せん

第三十一篇　伶長にうたはしめたるダビデのうた

一 エホバよわれ汝によりたのむ、願くはいづれの日までも愧をおはしめたまふなかれ、なんぢの義をもてわれ

を助けたまへ　二　なんぢの耳をかたぶけて速かにわれをすくひたまへ、願くはわがためにかたき磐となり我を
すくふ保障の家となりたまへ　三　なんぢはわが磐わが城なり、されば名のゆゑをもてわれを引われを導きたま
へ　四　なんぢ我をかれらが密かにまうけたる網よりひきいだしたまへ、なんぢはわが保砦なり　五　われ靈魂をな
んぢの手にゆだぬ、ヱホバまことの神よ、なんぢはわれを贖ひたまへり　六　われはいつはりの虚きことに心をよ
する者をにくむ、われは獨ヱホバによりたのむなり　七　我はなんぢの憐憫をよろこびたのしまん、なんぢわが艱
難をかへりみ、わがたましひの禍害をしり　八　われを仇の手にとぢこめしめたまはず、わが足をひろきところに
立たまへばなり　九　われ迫りくるしめり、ヱホバよ我をあはれみたまへ、わが目はうれへによりておとろふ、靈魂
も身もまた衰へぬ　十　わが生命はかなしみによりて消えゆき、わが年華はなげきによりて消ゆけばなり、わが力
はわが不義によりておとろへ、わが骨はかれはてたり　十一　われもろもろの仇ゆゑにそしらる、わが隣にはわけて
甚だしく相識ものには忌憚られ衢にてわれを見るもの避てのがる　十二　われは死たるものゝごとく忘られて人の
こゝろに置れず、われはやぶれたる器ものゝごとくなれり　十三　そは我おほくの人のそしりをきゝ到るところに
懼あり、かれら我にさからひて互にはかりしが、わが生命をさへとらんと企てたり　十四　されどヱホバよわれ汝に
よりたのめり、また汝はわが神なりといへり　十五　わが時はすべてなんぢの手にあり、ねがはくはわれを仇の手よ
りたすけ、われに追迫るものより助けいだしたまへ　十六　なんぢの僕のうへに聖顔をかゞやかせ、なんぢの仁慈をも
て我をすくひたまへ　十七　ヱホバよわれに愧をおはしめ給ふなかれ、そは我なんぢをよべばなり、願くはあしきも
のに恥をうけしめ陰府にありて口をつぐましめ給へ　十八　傲慢と輕侮とをもて義きものにむかひ妄りにのゝし
るいつはりの口唇をつぐましめたまへ　十九　汝をおそるゝ者のためにたくはへ、なんぢに依頼むもののために人
の子のまへにてほどこしたまへる汝のいつくしみは大なるかな　二十　汝かれらを御前なるひそかなる所にかく

して人の謀略よりまぬかれしめ、また行宮のうちにひそませて舌のあらそひをさけしめたまはん　二一 讃べきかなヱホバは堅固なる城のなかにて奇しまるゝばかりの仁慈をわれに顯したまへり　二二 われ驚きあわてていへらく、なんぢの目のまへより絶れたりと、然どわれ汝によびもとめしとき汝わがねがひの聲をきゝたまへり　二三 なんぢらもろもろの聖徒よヱホバをいつくしめ、ヱホバは眞實あるものをまもり傲慢者におもく報をほどこしたまふ　二四 すべてヱホバを俟望むものよ雄々しかれ、なんぢら心をかたうせよ

第三十二篇　ダビデの訓諭のうた

一 その愆をゆるされ、その罪をおほはれしものは福ひなり　二 不義をヱホバに負せられざるもの心にいつはりなき者はさいはひなり　三 我いひあらはさざりしときは終日かなしみさけびたるが故にわが骨ふるびおとろへたり　四 なんぢの手はよるも晝もわがうへにありて重し、わが身の潤澤はかはりて夏の旱のごとくなれり、セラ
五 斯てわれなんぢの前にわが罪をあらはしわが不義をおほはざりき、我いへらくわが愆をヱホバにいひあらはさんと、斯るときしも汝わがつみの邪曲をゆるしたまへり、セラ　六 されば神をうやまふ者はなんぢに遇ことをうべき間になんぢに祈らん、大水あふれ流るゝともかならずその身におよばじ　七 汝はわがかくるべき所なり、なんぢ患難をふせぎて我をまもり救のうたをもて我をかこみたまはん、セラ　八 われ汝ををしへ汝をあゆむべき途にみちびき、わが目をなんぢに注てさとさん　九 汝等わきまへなき馬のごとく驢馬のごとくなるなかれ、かれらは鑣たづなのごとき具をもてひきとめずば近づききたることなし　十 惡者はかなしみ多かれどヱホバに依頼むものは憐憫にてかこまれん　十一 たゞしき者よヱホバを喜びたのしめ、凡てこゝろの直きものよ喜びよばふべし

第三十三篇

一 たゞしき者よヱホバによりてよろこべ、讃美はなほきものに適はしきなり　二 琴をもてヱホバに感謝せよ十
絃のことをもてヱホバをほめうたへ　三 あたらしき歌をヱホバにむかひてうたひ歡喜の聲をあげてたくみに
琴をかきならせ　四 ヱホバのみことばは直く、そのすべて行ひたまふところ眞實なればなり　五 ヱホバは義と公
平とをこのみたまふ、その仁慈はあまねく地にみつ　六 もろ〳〵の天はヱホバのみことばによりて成、てんの萬
軍はヱホバの口の氣によりてつくられたり　七 ヱホバはうみの水をあつめてうづだかくし深淵を庫にをさめ
たまふ　八 全地はヱホバをおそれ世にすめるもろ〳〵の人はヱホバをおぢかしこむべし　九 そはヱホバ言たま
へば成り、おほせたまへば立るがゆゑなり　十 ヱホバはもろ〳〵の國のはかりごとを虚くし、もろ〳〵の民のお
もひを徒勞にしたまふ　十一 ヱホバの謀略はとこしへに立ち、そのみこゝろのおもひは世ゝにたつ　十二 ヱホバをお
のが神とする國はさいはひなり　十三 ヱホバ嗣業にせんとて撰びたまへるその民はさいはひなり、ヱホバ天より
うかゞひてすべての人の子を見　十四 その在すところより地にすむもろ〳〵の人をみたまふ　十五 ヱホバはすべて
かれらの心をつくり、その作ところをことごとく鑒みたまふ　十六 王者いくさびと多をもて救をえず勇士ちか
ら大なるをもて助をえざるなり　十七 馬はすくひに益なく、その大なるちからも人をたすくることなからん　十八 視
よヱホバの目はヱホバをおそるゝもの並その憐憫をのぞむもののうへにあり　十九 此はかれらのたましひを死
よりすくひ饑饉たるときにも世にながらへしめんがためなり　二十 われらのたましひはヱホバを俟望めり、ヱホ
バはわれらの援われらの盾なり　二十一 われらはきよき名によりたのめり、斯てぞわれらの心はヱホバにありてよ
ろこばん　二十二 ヱホバよわれら汝をまちのぞめり、これに循ひて憐憫をわれらのうへに垂たまへ

第三十四篇

ダビデアビメレクのまへにて狂へる狀をなし逐れていでさりしときに作れ
るうた

われつねにエホバを祝ひまつらん、その頌詞はわが口にたえじ　二　わがたましひはエホバによりて誇らん、謙
だるものは之をききてよろこばん　三　われとともにエホバを崇めよ、われらともにその名をあげたたへん　四　わ
れエホバを尋ねたれば　エホバわれにこたへ我をもろもろの畏懼よりたすけいだしたまへり　五　かれらエホバ
を仰ぎのぞみて光をかうぶれり、かれらの面ははぢあからむことなし　六　この苦しむもの叫びたればエホバこ
れをきき、そのすべての患難よりすくひいだしたまへり　七　エホバの使者はエホバをおそるる者のまはりに營
をつらねてこれを援く　八　なんぢらエホバの恩恵ふかきを嘗ひしれ、エホバによりたのむ者はさいはひなり　九
エホバの聖徒よエホバをおそれよ　エホバをおそるるものには乏しきことなければなり　十　わかき獅はともしく
えて饑ることあり、されどエホバをたづぬるものは嘉物にかくることあらじ　十一　子よきたりて我にきけ、われエ
ホバを畏るべきことを汝等にをしへん　十二　福祉をみんがために生命をしたひ存へんことをこのむ者はたれぞ
十三　なんぢの舌をおさへて惡につかしめず、なんぢの口唇をおさへて虚偽をいはざらしめよ　十四　惡をはなれて
善をおこなひ和睦をもとめて切にこのことを勉めよ　十五　エホバの目はただしきものをかへりみ、その耳はかれ
らの號呼にかたぶく　十六　エホバの聖顔はあくをなす者にむかひてその跡を地より斷滅したまふ　十七　義者さけ
びたればエホバ之をききてそのすべての患難よりたすけいだしたまへり　十八　エホバは心のいたみかなしめる
者にちかく在して　たましひの悔頽れたるものをすくひたまふ　十九　ただしきものは患難おほし、されどエホバは
みなその中よりたすけいだしたまふ　二十　エホバはかれがすべての骨をまもりたまふ、その一つだに折るることな
し　二一　惡はあしきものをころさん、義人をにくむものは刑なはるべし　二二　エホバはその僕等のたましひを贖
ひたまふ、エホバに依頼むものは一人だにつみなはるることなからん

第三十五篇　ダビデのうた

一 エホバよねがはくハ我にあらそふ者とあらそひ我とたゝかふものと戰ひたまへ 二 干と大盾とをとりてわ
が援にたちいでたまへ 三 戟をぬきいだしたまひて我におひせまるものゝ途をふさぎ且わが靈魂にわれハな
んぢの救なりといひたまへ、 四 願くハわが靈魂をたづぬるものゝ恥をえていやしめられ、我をそこなハんと謀
るものゝ退けられて惶てふためかんことを 五 ねがハくハかれらが風のまへなる粃糠のごとくなりエホバの
使者におひやられんことを 六 ねがはくハかれらの途をくらくし滑らかにしエホバの使者にかれらを追ゆかしめ
たまハんことを 七 かれらハ故なく我をとらへんとて網をあなにふせ、故なくわが靈魂をそこなハんとて阱を
うがちたればなり 八 ねがはくハかれらが思ひよらぬ間にほろびきたり己がふせたる網にとらへられ自らその滅
におちいらんことを 九 然るときわが靈魂ハエホバによりてよろこび、その救をもて樂しまん 十 わがすべての骨
ハいはん、エホバよ汝ハくるしむものを之にまさりて力つよきものより並くるしむもの貧しきものを掠めう
ばふ者よりたすけいだしたまふ、誰かなんぢに比ふべき者あらんと 十一 こゝろあしき證人おこりてわが知ざる
ことを詰りとふ 十二 かれらハ惡をもてわが善にむくい我がたましひを依仗なきものとせり 十三 然どわれかれら
が病しときにハ麁服をつけ糧をたちてわが靈魂をくるしめたり、わが祈ハふところにかへれり 十四 わがかれに
作ることハわが友わが兄弟にことならず母の喪にありて痛哭がごとく哀しみうなたれたり 十五 然どかれらハ
わが倒れんとせしとき喜びつどひ、わが知ざりしとき匪類あつまりきたりて我をせめ、われを裂てやめざりき
十六 かれらハ酒宴にて穢きことをのぶる嘲笑者のごとく我にむかひて齒をかみならせり 十七 主よいたづらみ見
るのみにして幾何時をへたまふや、願くハわがたましひの彼等にほろぼさるゝを脱れしめ、わが生命をわかき
獅よりまぬかれしめたまへ 十八 われ大なる會にありてなんぢに感謝し、おほくの民のなかにて汝をほめたゝへ
ん 十九 虚僞をもてわれに仇するものゝわが故によろこぶことを容したまふなかれ、故なくして我をにくむ者の

たがひに眴せすることなからしめたまへ　二十 かれらは平安をかたらず、あざむきの言をつくりまうけて國内におだやかにすまふ者をうこなはんと謀る　二一 然のみならず我にむかひて口をあけひろげ、あゝ視よや視よやわれらの眼これをみたりといへり　二二 ヱホバよ汝すでにこれを觀たまへり、ねがはくは默したまふなかれ　主よわれに遠かりたまふなかれ　二三 わが神よわが主よ、おきたまへ醒たまへ、ねがはくはわがために審判をなし、わが訟をさばきたまへ　二四 わが神ヱホバよ、なんぢの義にしたがひて我をさばきたまへ、わが事によりてかれらに歡喜をえしめたまふなかれ　二五 かれらにその心裡にて、あゝこゝろよきかな視よこれわが願ひしところなりといはしめたまふなかれ、又われらかれを呑つくせりといはしめたまふなかれ　二六 願くはわが害なはるゝを喜ぶもの皆はぢて惶てふためき、我にむかひてほこりかに高ぶるものは愧とはづかしめとを衣んことを　二七 わが義をよみする者をばよろこび謳はしめ大なるかなヱホバ　その僕のさいはひを悅びたまふぞと恒にいはしめたまへ　二八 わが舌は終日なんぢの義となんぢの譽とをかたらん

第三十六篇

伶長にうたはしめたるヱホバの僕ダビデのうた

一 あしきものゝ愆はわが心のうちにかたりて、その目のまへに神をおそるゝの畏あることなしといふ　二 かれはおのが邪曲のあらはるゝことなく憎まるゝことなからんとて自からその目にて諂る　三 その口のことばは邪曲と虛偽となり、智をすさみ善をおこなふことを息たり　四 かれはその寢床にてよこしまなる事をはかり、よからぬ途にたちとまりて惡をきらはず　五 ヱホバよなんぢの仁慈は天にあり、なんぢの眞實は雲にまでおよぶ　六 汝のたゞしきは神の山のごとく、なんぢの審判はおほいなる淵なり、ヱホバよなんぢは人とけものとを護りたまふ　七 神よなんぢの仁慈はたふときかな、人の子はなんぢの翼の蔭にさけどころを得　八 なんぢの屋のゆたかなるものによりてことごとく飽ことをえん、なんぢはその歡樂のかはの水をかれらに飮しめたまはん　九 そはいの

ちの泉ハなんぢに在り、われらハなんぢの光によりて光をみん　十　ねがはくハなんぢを知るものにたえず憐憫
をほどこし心なほき者にたへず正義をほどこしたまへ　十一　たかぶるものゝ足われをふみ惡きものゝ手われを
逐去ふをゆるし給ふなかれ　十二　邪曲をおこなふ者ハかしこに仆れたり、かれら打伏られてまた起ことあたハざ
るべし

第三十七篇　ダビデのうた

一　惡をなすものゝ故をもて心をなやめ、不義をおこなふ者にむかひて嫉をおこすなかれ　二　かれらハやがて草
のごとくかりとられ青菜のごとく打萎るべければなり　三　エホバによりたのみて善をおこなへ、この國にとゞ
まり眞實をもて糧とせよ　四　エホバによりて歡喜をなせ、エホバハなんぢが心のねがひを汝にあたへたまはん
なんぢの途をエホバにゆだねよ、彼によりたのまバ之をなしとげ　六　光のごとくなんぢの義をあきらかにし午
日のごとくなんぢの訟をあきらかにしたまはん　七　なんぢエホバのまへに口をつぐみ忍びてこれを俟望め、お
のが途をあゆみて榮るものゝ故をもて、あしき謀略をとぐる人のゆゑをもて心をなやむるなかれ　八　怒をやめ
忿恚をすてよ、心をなやむるなかれ、これ惡をおこなふ方にうつらん　九　そハ惡をおこなふものハ斷滅され、エホ
バを俟望むものハ國をつぐべければなり　十　あしきものハ久しからずしてうせん、なんぢ細密にその處をおも
ひみるともあることなからん　十一　されど謙だるものハ國をつぎまた平安のゆたかなるを樂まん　十二　惡きものハ
義きものにさからひて謀略をめぐらし之にむかひて切齒す　十三　主ハあしきものを笑ひたまはん、かれが日の
きたるを見たまへバなり　十四　あしきものハ劍をぬき弓をはりて苦しむものと貧しきものとをたふし行ひな
ほきものを殺さんとせり　十五　されどその劍ハおのが胸をさしその弓ハをらるべし　十六　義人のもてるものすく
なきハ多くの惡きものゝ豐かなるにまされり　十七　そハ惡きものゝ臂ハをらるれどエホバハ義きものを扶持

たまへばなり　十八ヱホバは完全ものゝもろ〳〵の日をしりたまふ、かれらの嗣業はかぎりなく久しからん　十九か
れらは禍害にあふとき愧をおはず饑饉の日にもあくことを得ん　二十あしき者はほろびヱホバのあたは牧場の
さかえの枯るがごとくうせ烟のごとく消ゆかん　二一あしき者はものかりて償はず、義きものは恵ありて施しあ
たふ　二二神のことほぎたまふ人は國をつぎ神ののろひたまふ人は斷滅さるべし　二三人のあゆみはヱホバにより
て定めらる、そのゆく途をヱホバよろこびたまへり　二四縦ひその人たふるゝことありとも全くうちふせらるゝ
ことなし、ヱホバかれが手をたすけ支へたまへばなり　二五われむかし年わかくして今おいたれど義き者のすて
られ或はその裔の糧こひありくを見しことなし　二六たゞしきものは終日めぐみありて貸あたふ、その裔はさい
はひなり　二七惡をはなれて善をなせ、然ばなんぢの住居とこしへならん　二八ヱホバは公平をこのみ、その聖徒をす
てたまはざればなり、かれらは永遠にまもりたすけらるれど惡きものゝすゑは斷滅さるべし　二九たゞしきもの
は國をつぎ、その中にすまひてとこしへに及ばん　三十たゞしきものゝ口は智慧をかたり、その舌は公平をのぶ　三一
かれが神の法はそのこゝろにあり、そのあゆみは一歩だにすべることあらじ　三二あしきものは義き者をひそみ
うかゞひて之をころさんとはかる　三三ヱホバは義き者をあしきものゝ手にのこしおきたまはず、審判のときに
罰ひたまふことなし　三四ヱホバを俟望みてその途をまもれ、さらば汝をあげて國をつがせたまはん、なんぢ惡者
のたちほろぼさるゝ時にこれをみん　三五我あしきものゝ猛くしてはびこれるを見るに生立たる地にさかえし
げれる樹のごとし　三六然れどもかれは逝ゆけり、視よたちまちに無なりぬ、われ之をたづねしかど遇ことをえざ
りき　三七完人に目をそゝぎ直人をみよ、和平なる人には後あれど　三八罪ををかすものらは共にほろぼされ惡きも
のゝ後はかならず斷るべければなり　三九たゞしきものゝ救はヱホバよりいづ、ヱホバはかれらが辛苦のときの
保砦なり　四十ヱホバはかれらを助け、かれらを解脱ちたまふ、ヱホバはかれらを惡者よりときはなちて救ひたま

ふかれらはヱホバをその避所とすればなり

第三十八篇　記念のためにつくれるダビデのうた

一 ヱホバよねがはくは忿恚をもて我をせめ、はげしき忿をもて我をこらしめ給ふなかれ　二 なんぢの矢われに
あたり、なんぢの手わがうへを壓へたり　三 なんぢの怒によりてわが肉には全きところなく、わが罪によりてわが
骨には健かなるところなし　四 わが不義は首をすぎてたかく重荷のごとく負がたければなり　五 われ愚かなる
によりてわが傷あしき臭をはなちて腐れたゞれたり　六 われ折屈ていたくなげきうなだれたり、われ終日かな
しみありく　七 わが腰はことごとく燒るがごとく肉に全きところなければなり　八 我おとろへて甚くきずつ
けられ、わが心のやすからざるによりて欷歔さけべり　九 主よわがすべての願望はなんぢの前にあり、わが
歎息はなんぢに隱るゝことなし　十 わが胸をどりわが力おとろへ、わが眼のひかりも亦われをはなれたり　十一 わ
が友わが親めるものはわが痍をみて遙にたち、わが隣もまた遠かりてたてり　十二 わが生命をたづぬるものは羅
をまうけ我をそこなはんとするものはあしきことをいひ、また終日たばかりを謀る　十三 然はあれどわれは聾者のごと
くきかず、われは口をひらかぬ瘂者のごとし　十四 如此われはきかざる人のごとく口にことあげせぬ人のごとき
なり　十五 ヱホバよ我なんぢを俟望めり、主わが神よなんぢかならず答へたまふべければなり　十六 われ曩にいふ、お
そらくはかれらわが事によりて喜び、わが足のすべらんとき我にむかひて誇りかにたかぶらんと　十七 われ仆る
ゝばかりになりぬ、わが悲哀はたえずわが前にあり　十八 そは我みづから不義をいひあらはし、わが罪のためにか
なしめばなり　十九 わが仇はいきはたらきてたけく、故なくして我をうらむるものおほし　二十 惡をもて善にむくゆ
るものはわれ善事にしたがふが故にわが仇となれり　二十一 ヱホバよねがはくは我をすてたまふなかれ、わが神
よわれに遠かりたまふなかれ　二十二 主わがすくひよ速きたりて我をたすけたまへ

第三十九篇　伶長エドトンにうたはしめたるダビデのうた
一 われ曩にいへり、われ舌をもて罪ををかさゞらんために我すべての途をつゝしみ惡者のわがまへに在る
あひだはわが口に銜をかけんと　二 われ默して唖となり善言すらことばにいださず、わが憂なほおこれり　三 わ
が心わがうちに熱し、おもひつゞくるほどに火もえいでければ、われ舌をもていへらく　四 エホバよ願くはわが終と
わが日の數のいくばくなるとを知しめたまへ、わが無常をしらしめたまへ　五 視よなんぢわがすべての日を一
掌にすぎざらしめたまふ、わがいのち主前にてはなきにことならず、實にすべての人はみなその盛時だにも
むなしからざるはなし　セラ　六 人の世にあるは影にことならず、その思ひなやむことはむなしからざるなし、そ
の積蓄ふるものはたが手にをさまるをしらず　七 主よわれ今なにをかまたん、わが望はなんぢにあり　八 ねがはく
は我をすべての愆より助けいだしたまへ、愚かなるものに誹らるゝことなからしめたまへ　九 われは默して口
をひらかず、此はなんぢの成したまふ者なればなり　十 願くはなんぢの責をわれよりはなちたまへ　我なんぢの
手にうちてらさるゝによりて亡ぶるばかりになりぬ　十一 なんぢ罪をせめて人をこらし、その慕ひよろこぶとこ
ろのものを蠹のくらふがごとく消うせしめたまふ、實にもろもろの人はむなしからざるなし　セラ　十二 あゝエホ
バよねがはくはわが祈をきゝ、わが號呼に耳をかたぶけたまへ、わが涙をみて默したまふなかれ、われはなんぢ
に寄る旅客すべてわが列祖のごとく宿れるものなり　十三 われ去てうせざる先になんぢ面をそむけてわれ
を爽快ならしめたまへ

第四十篇　伶長にうたはしめたるダビデのうた

一 我たへしのびてエホバを俟望みたり、エホバ我にむかひてわが號呼をきゝたまへり　二 また我をほろびの阱
より泥のなかよりとりいだしてわが足を磐のうへにおきわが歩をかたくしたまへり　三 エホバはあたらしき

歌をわが口にいれたまへり此はわれらの神にさゝぐる讃美なり、おほくの人はこれを見ておそれ、かつヱホバ
によりたのまん　四　ヱホバをおのが頼となし高るものによらず虚僞にかたぶく者によらざる人はさいはひな
り　五　わが神ヱホバよなんぢの作たまへる奇しき迹と、われらにむかふ念とは甚おほくして汝のみまへにつら
ねいふことあたはず我これをいひのべんとすれどもその數かぞふることあたはず　六　なんぢ犧牲と祭物とをよ
ろこびたまはず汝わが耳をひらきたまへり、なんぢ燔祭と罪祭とをもとめたまはず　七　そのとき我いへらく、視
よわれきたらんわがことを書の卷にしるしたり　八　わが神よわれは聖意にしたがふことを樂む、なんぢの法は
わが心のうちにありと　九　われ大なる會にて義をつげしめせり、視よわれ口唇をとぢず、ヱホバよなんぢ之をし
りたまふ　十　われなんぢの義をわが心のうちにひめおかず、なんぢの眞實となんぢの救とをのべつたへたり、我
なんぢの仁慈となんぢの眞理とをおほいなる會にかくさゞりき　十一　ヱホバよなんぢ憐憫をわれにをしみたま
ふなかれ、仁慈と眞理とをもて恒にわれをまもりたまへ　十二　そはかぞへがたき禍害われをかこみ、わが不義われ
に追及てあふぎみることも能はぬまでになりぬ、その多きことわが首の髮にもまさり、わが心きえうするばかり
なればなり　十三　ヱホバよ願くはわれをすくひたまへ、ヱホバよ急ぎきたりて我をたすけたまへ　十四　願くはわが靈
魂をたづねほろぼさんとするものの皆はぢあわてんことを、わが害はるゝをよろこぶもののみな後にしりぞ
きて恥をおはんことを　十五　われにむかひて、あゝ視よや視よやといふ者おのが恥によりておどろきおそれんこ
とを　十六　願くはなんぢを尋もとむるものの皆なんぢによりて樂みよろこばんことを、なんぢの救をしたふものの
恒にヱホバは大なるかなととなへんことを　十七　われはくるしみ且ともし、主われをねんごろに念ひたまふ、なん
ぢはわが助なり、われをすくひたまふ者なり、あゝわが神よねがはくは、ためらひたまふなかれ

第四十一篇　うたのかみに謳はしめたるダビデのうた

一 よわき人をかへりみる者はさいはひなり、ヱホバ斯るものを禍ひの日にたすけたまはん 二 ヱホバ之をまも
り之をながらへしめたまはん、かれはこの地にありて福祉をえん、なんぢ彼をその仇ののぞみにまかせて付し
たまふなかれ 三 ヱホバは彼がわづらひの床にあるをたすけ給はん、なんぢかれが病るときその衾褥をしきか
へたまはん 四 我いへらく、ヱホバよわれを憐みわがたましひを醫したまへ、われ汝にむかひて罪ををかしたり
と 五 わが仇われをそしりていへり、彼いづれのときに死いづれのときにその名ほろびんと 六 かれ又われを見
んとてきたるときは虚偽をかたり邪曲をその心にあつめ外にいでゝはこれを述ぶ 七 すべてわれをにくむも
の互ひにさゝやき我をそこなはんとて相謀る 八 かつ云ふ、かれは一のわざはひつきまとひたれば仆れふして
ふたゝび起ることなからんと 九 わが恃みしところ、わが糧をくらひしところのわが親しき友さへも我にそむ
きてその踵をあげたり 十 然はあれどヱホバよ汝ねがはくは我をあはれみ我をたすけて起したまへ、されば我
かれらに報ることをえん 十一 わが仇われに打勝てよろこぶこと能はざるをもて汝がわれを愛いつくしみたま
ふを我しりぬ 十二 わが事をいはゞ、なんぢ我をわが完全うちにてたもち我をとこしへに面のまへに置たまふ 十三
イスラエルの神ヱホバはとこしへより永遠まではむべきかな、アーメン、アーメン

第四十二篇　伶長にうたはしめたるコラの子のをしへの歌

一 あゝ神よ、しかの溪水をしたひ喘ぐがごとく、わが靈魂もなんぢをしたひあへぐなり 二 わがたましひは渇け
るごとくに神をしたふ活神をぞしたふ、何れのときにか我ゆきて神のみまへにいでん 三 かれらが終日われに
むかひてなんぢの神はいづくにありやとのゝしる間はたゞわが涙のみ晝夜そゝぎてわが糧なりき 四 われむ
かし群をなして祭日をまもる衆人とともにゆき歡喜と讃美のこゑをあげてかれらを神の家にともなへり、
今これらのことを追想してわが衷よりたましひを注ぎいだすなり 五 あゝわが魂靈よ、なんぢ何ぞうなたるゝ

や、なんぞわが衷におもひみだるゝや、なんぢ神をまちのぞめ、われに聖顔のたすけありて我なほわが神をほめ
たゝふべければなり 六 わが神よわがたましひはわが衷にうなたる、然ばわれヨルダンの地よりヘルモンより
ミザルの山より汝をおもひいづ 七 なんぢの大瀑のひゞきにより淵々よびこたへ、なんぢの波なんぢの狂浪
ことごとくわが上をこえゆけり 八 然はあれど晝はエホバその憐憫をほどこしたまふ、夜はその歌われとともに
あり此うたはわがいのちの神にさゝぐる祈なり 九 われわが磐なる神にいはん、なんぞわれを忘れたまひし
や、なんぞわれは仇のしへたげによりて悲しみありくや 十 わが骨もくだくるばかりにわがてきはひねもす我
にむかひて、なんぢの神はいづくにありやといひのゝしりつゝ我をそしれり 十一 あゝわがたましひよ、汝なんぞ
うなたるゝや、何ぞわがうちに思ひみだるゝや、なんぢ神をまちのぞめ、われ尚わがかほの助なるわが神をほめ
たゝふべければなり

第四十三篇

一 神よねがはくは我をさばき情しらぬ民にむかひてわが訟をあげつらひ詭詐おほきよこしまなる人より我
をたすけいだし給へ 二 なんぢはわが力の神なり、なんぞ我をすてたまひしや、何ぞわれは仇の暴虐によりてか
なしみありくや 三 願くはなんぢの光となんぢの真理とをはなち我をみちびきてその聖山とその帷幄とにゆ
かしめたまへ 四 さらばわれ神の祭壇にゆき又わがよろこぶ神にゆかん、あゝ神よわが神よわれ琴をもてなん
ぢを讃たゝへん 五 あゝわが霊魂よなんぢなんぞうなたるゝや、なんぞわが衷におもひみだるゝや、なんぢ神に
よりて望をいだけ、我なほわが面のたすけなるわが神をほめたゝふべければなり

第四十四篇

伶長にうたはしめたるコラの子のをしへの歌

一 あゝ神よむかしわれらの列祖の日になんぢがなしたまひし事迹をわれら耳にきけり、列祖われらに語れり

二 なんぢ手をもてもろ〳〵の國人をおひしりぞけ、われらの列祖をうゑ並もろ〳〵の民をなやましてわれら
の列祖をはびこらせたまひき 三 かれらはおのが劍によりて國をえしにあらず、おのが臂によりて勝をえしに
あらず、只なんぢの右の手なんぢの臂なんぢの面のひかりによれり汝かれらを惠みたまひたればなり 四 神よ
なんぢはわが王なり、ねがはくはヤコブのために救をほどこしたまへ 五 われらは汝によりて敵をたふし、また
我儕にさからひて起りたつものをなんぢの名によりて蹂躙ふべし 六 そはわれわが弓によりたのまず、わが劍
もまた我をすくふことあたはざればなり 七 なんぢわれらを敵よりすくひ、またわれらを惡むものを辱かしめ
たまへり 八 われらはひねもす神によりてほこり、われらは永遠になんぢの名に感謝せん、セラ 九 しかるに今は
われらをすてゝ恥をおはせたまへり、われらの軍人とともに出ゆきたまはず 十 われらを敵のまへより退かし
めたまへり、われらを惡むものその任意にわれらを掠めうばへり 十一 なんぢわれらを食にそなへらるゝ羊のご
とくにあたへ斯てわれらをもろ〳〵の國人のなかにちらし 十二 得るところなくしてなんぢの民をうり、その價
によりてなんぢの富をましたまはざりき 十三 汝われらを鄰人にそしらしめ、われらを環るものにあなどらしめ、
嘲けらしめたまへり 十四 又もろ〳〵の國のなかにわれらを談柄となしもろ〳〵の民のなかにわれらを頭ふら
るゝ者となしたまへり 十五 わが凌辱ひねもす我がまへにあり、わがかほの恥われをおほへり 十六 こは我をそしり
我をのゝしるものゝ聲により我にあだし我にうらみを報るものゝ故によるなり 十七 これらのこと皆われらに
臨みきつれどわれらは汝をわすれず、なんぢの契約をいつはりまもらざりき 十八 われらの心しりぞかず、われ
らの歩履なんぢの道をはなれず 十九 然どなんぢは野犬のすみかにてわれらをきずつけ死蔭をもてわれらをお
ほひ給へり 二十 われらもしおのれの神の名をわすれ或はわれらの手を異神にのべしことあらんには 二一 神はこ
れを糺したまはざらんや、神はこゝろの隱れたることをも知たまふ 二二 われらは終日なんぢのために死にわた

されど屠られんとする羊のごとくせられたり 二三 主よさめたまへ何なればねぶりたまふや起たまへ、われらをとこしへに棄たまふなかれ 二四 いかなれば聖顔をかくしてわれらがうくる苦難と虐待とをわすれたまふや 二五 われらのたましひはかゞみて塵にふし、われらの腹は土につきたり 二六 ねがはくは起てわれらをたすけたまへ、なんぢの仁慈のゆゑをもてわれらを贖ひたまへ

第四十五篇　百合花のしらべにあはせて伶長にうたはしめたるコラの子のをしへのうた

愛のうた

一 わが心はうるはしき事にてあふる、われは王のために詠たるものをいひいでん、わが舌はすみやけく寫字人の筆なり 二 なんぢは人の子輩にまさりて美しく文雅そのくちびるにそゝがる、このゆゑに神はとこしへに汝をさいはひしたまへり 三 英雄よなんぢの劒をなんぢの榮えなんぢの威をこしに佩れ 四 なんぢ眞理と柔和とたゞしきとのために威をたくましくし勝をえて乘すゝめ、なんぢの右手なんぢに畏るべきことををしへん 五 なんぢの矢は鋭して王のあたの胸をつらぬき、もろもろの民はなんぢの下にたふる 六 神よなんぢの寶座はいやとほ永く、なんぢの國のつゑは公平のつゑなり 七 なんぢは義をいつくしみ惡をにくむ、このゆゑに神なんぢの神はよろこびの膏をなんぢの侶よりまさりて汝にそゝぎたまへり 八 なんぢの衣はみな沒藥、蘆薈、肉桂のかをりあり、琴瑟の音ざうげの諸殿よりいでゝ汝をよろこばしめたり 九 なんぢがたふとき婦のなかにはもろもろの王のむすめあり、后皇はオフルの金をかざりてなんぢの右にたつ 十 女よきけ目をそゝげ、なんぢの耳をかたぶけよ、なんぢの民となんぢが父の家とをわすれよ 十一 さらば王はなんぢの美麗をしたはん、王はなんぢの主なりこれを伏拜め 十二 ツロの女は贈物をもてきたり民間のとめるものも亦なんぢの恩をこひもとめん 十三 王のむすめは殿のうちにていと榮えかゞやき、そのころもは金をもて織なせり 十四 かれは鍼繍せる衣をきて王のもとにいざ

なへる之にともなへる處女もそのあとにしたがひて汝のもとにみちびかれゆかん 十五 かれらは歡喜と快樂とをもていざなはれ斯して王の殿にいらん 十六 なんぢの子らは列祖にかはりてたち、なんぢはこれを全地に君となさん 十七 我なんぢの名をよろづ代にしらしめん、この故にもろ／＼の民はいやとほ永くなんぢに感謝すべし

第四十六篇　女音のしらべにしたがひて伶長にうたはしめたるコラの子のうた

一 神はわれらの避所また力なり、なやめるときの最ちかき助なり 二 されば縱ひ地はかはり山はうみの中央にうつるとも我儕はおそれじ 三 よしその水はなりとゞろきてさわぐとも、その溢れきたるによりて山はゆるぐとも何かおそれん、セラ 四 河あり、その流れは神のみやこをよろこばしめ至上者のすみたまふ聖所をよろこばしむ 五 神そのなかにいませば都はうごかじ、神は朝つとにこれを助けたまはん 六 もろ／＼の民はさわぎたち、もろ／＼の國はうごきたり、神その聲をいだしたまへば地はやがてとけぬ 七 萬軍のエホバはわれらとゝもなり、ヤコブの神はわれらのたかき櫓なり、セラ 八 きたりてエホバの事跡をみよ、エホバはおほくの懼るべきことを地になしたまへり 九 エホバは地のはてまでも戰闘をやめしめ弓ををり戈をたち戰車を火にてやきたまふ 十 汝等しづまりて我の神たるをしれ、われはもろ／＼の國のうちに崇められ全地にあがめらるべし 十一 萬軍のエホバはわれらと偕なり、ヤコブの神はわれらのたかきやぐらなり、セラ

第四十七篇　伶長にうたはしめたるコラの子のうた

一 もろ／＼のたみよ手をうち歡喜のこゑをあげ神にむかひてさけべ 二 いとたかきエホバはおそるべく、また地をあまねく治しめす大なる王にてましませばなり 三 エホバはもろ／＼の民をわれらに服はせ、もろ／＼の國をわれらの足下にまつろはせたまふ 四 又そのいつくしみたまふヤコブが譽とする嗣業をわれらのために選びたまはん、セラ 五 神はよろこびさけぶ聲とともにのぼり、エホバはラッパの聲とともにのぼりたまへり 六

ほめうたへ神をほめうたへ、頌歌へわれらの王をほめうたへ　七　かみハ地にあまねく王なればなり、教訓のうた
をうたひてほめよ　八　神ハもろ〳〵の國をすべをさめたまふ、神ハそのきよき寶座にすわりたまふ　九　もろ〳〵
のたみの諸侯ハつどひきたりてアブラハムの神の民となれり、地のもろ〳〵の盾ハ神のものなり神ハいとた
ふとし

第四十八篇　コラの子のうたなり讃美なり

一　エホバハ大なり、われらの神の都そのきよき山のうへにて甚くほめたゝへられたまふべし　二　シオンの山ハ
きたの端たかくしてうるはしく喜悦を地にあまねくあたふ、こゝハ大なる王のみやこなり　三　そのもろ〳〵の
殿のうちに神ハおのれをたかき櫓としてあらはしたまへり　四　みよ王等ハつどひあつまりて偕にすぎゆきぬ
五　かれらハ都をみてあやしみ且おそれて忽ちのがれされり　六　戰慄ハかれらにのぞみ、その苦痛ハ子をうまん
とする婦のごとし　七　なんぢハ東風をおこしてタルシヽの舟をやぶりたまふ　八　曩にわれらが聞しごとく今わ
れらハ萬軍のエホバの都われらの神のみやこにて之をみることをえたり、神ハこの都をとこしへまで固くし
たまはん、セラ　九　神よわれらハなんぢの宮のうちにて仁慈をおもへり　十　神よなんぢの聲名ハその名のごとく
地の極までおよべり、なんぢの右手ハたゞしきにて充り　十一　なんぢのもろ〳〵の審判によりてシオンの山ハ
よろこびユダの女輩ハたのしむべし　十二　シオンの周圍をありき偏くめぐりてその櫓をかぞへよ　十三　その石垣に
目をとめよ、そのもろ〳〵の殿をみよ、なんぢらこれを後代にかたりつたへんが爲なり　十四　それこの神ハいや遠
長にわれらの神にましまして　われらを死るまでみちびきたまはん

第四十九篇　伶長にうたはしめたるコラの子のうた

一　もろ〳〵の民よきけ賤きも貴きも富るも貧きもすべて地にすめる者よ、なんぢらともに耳をそばだてよ　三

わが口はかしこきことをかたり、わが心はさときことを思はん 四 われ耳を喩言にかたぶけ琴をならしてわが幽玄なる語をときあらはさん 五 わが踵にちかゝる不義のわれを打圍むわざはひの日もいかで懼るゝことあらんや 六 おのが富をたのみ財おほきを誇るもの 七 たれ一人おのが兄弟をあがなふことあたはず之がために贖價を神にさゝげ 八 九 之をとこしへに生存へしめて朽ざらしむることあたはず（靈魂をあがなふには貴いとおほくして此事をとこしへに捨置ざるを得ざればなり） 十 そは智きものも死おろかものも獸心者もひとしくほろびてその富を他人にのこすことは常にみるところなり 十一 かれら竊におもふ、わが家はとこしへに存りわがすまひは世々におよばんと、かれらはその地におのが名をおはせたり 十二 されど人は譽のなかに永くとゞまらず亡びうする獸のごとし 十三 斯のごときは愚かなるものゝ途なり、然はあれど後人はその言をよしとせん、セラ 十四 かれらは羊のむれのごとく陰府のものと定めらる、死これが牧者とならん直きもの朝にかれらををさめん、その美容は陰府にほろぼされて宿るところなかるべし 十五 されど神われを接たまふべければわが靈魂をあがなひて陰府のちからより脱かれしめたまはん、セラ 十六 人のとみてその家のさかえくはゝらんとき汝おそるゝなかれ 十七 かれの死るときは何一つたづさへゆくことあたはず、その榮はこれにしたがひて下ることをせざればなり 十八 かゝる人はいきながらふるほどに己がたましひを祝するとも、みづからを厚うするがゆゑに人々なんぢをほむるとも 十九 なんぢ列祖の世にゆかん、かれらはたえて光をみざるべし 二十 尊貴なれどさとらざる人はほろびうする獸のごとし

第五十篇　アサフのうた

一 ぜんのうの神ヱホバ詔命して日のいづるところより日のいるところまであまねく地をよびたまへり 二 かみは美麗の極なるシオンより光をはなちたまへり 三 われらの神はきたりて黙したまはじ火その前にものを

やきつくし暴風その四周にふきあれん　四 神ハその民をさバかんとて上なる天および地をよびたまへり　五 いはく祭物をもて我とけいやくをたてしわが聖徒をわがもとに集めよと　六 もろ〳〵の天ハ神の義をあらはせり、神ハみづから審士たれバなり、セラ　七 わが民よきけ我ものいはん、イスラエルよきけ我なんぢにむかひて證をなさん、われハ神なんぢの神なり　八 わがなんぢを責るハ祭物のゆゑにあらず、なんぢの燔祭ハつねにわが前にあり　九 我ハなんぢの家より牡牛をとらず、なんぢの牢より牡山羊をとらず　十 林のもろ〳〵のけもの山のうへの千々の牲畜ハみなわが有なり　十一 われハ山のすべての鳥をしる、野のたけき獣ハみなわがものなり　十二 世界とそのなかに充るものとハわが有なれバ縦ひわれ飢るともなんぢに告じ　十三 われいかで牡牛の肉をくらひ牡山羊の血をのまんや　十四 感謝のそなへものを神にさゝげよ、なんぢのちかひを至上者につくのへ　十五 なやみの日にわれをよべ我なんぢを援けん而してなんぢ我をあがむべし　十六 然ハあれど神あしきものに言給く、なんぢハ教をにくみ、わが言をその後にすつるものなるに何のかゝはりありてわが律法をのべ、わがけいやくを口にとりえや　十八 なんぢ盗人をみれバ之をよしとし姦淫をおこなふものゝ伴侶となれり　十九 なんぢその口を悪にわたす、なんぢの舌ハ詭計をくみなせり　二十 なんぢ坐りて兄弟をそしり己がはゝの子を誣のゝしれり　二十一 汝これらの事をなしゝをわれ黙しぬれバ、なんぢ我をおのれに恰たるものとおもへり、されど我なんぢを責めてその罪をなんぢの目前につらぬべし　二十二 神をわするゝものよ今このことを念へ、おそらくハ我なんぢを抓さかんとき助るものあらじ　二十三 感謝のそなへものを献るものハ我をあがむ、おのれの行為をつゝしむ者にハわれ神の救をあらはさん

第五十一篇

ダビデがバテセバにかよひしのち預言者ナタンの來れるときよみて伶長にうたはしめたる歌

一 あゝ神よねがはくはなんぢの仁慈によりて我をあはれみ、なんぢの憐憫のおほきによりてわがもろくの
愆をけしたまへ 二 わが不義をことごとくあらひさり我をわが罪よりきよめたまへ 三 われはわが愆をし
る、わが罪はつねにわが前にあり 四 我はなんぢにむかひて獨なんぢに罪ををかし聖前にあしきことを行へり、
されば汝ものいふときは義とせられ、なんぢ鞫くときは咎めなしとせられ給ふ 五 視よわれ邪曲のなかにうま
れ罪にありてわが母われをはらみたりき 六 なんぢ眞實をこゝろの衷にまでのぞみ、わが隠れたるところに智
慧をしらしめ給はん 七 なんぢヒソプをもて我をきよめたまへ、さらばわれ淨まらん、我をあらひたまへ、さらば
われ雪よりも白からん 八 なんぢ我によろこびと快樂とをきかせ、なんぢが碎きし骨をよろこばせたまへ 九 ね
がはくは聖顔をわがすべての罪よりそむけ、わがすべての不義をけしたまへ 十 あゝ神よわがために淸き心を
つくり、わが衷になほき靈をあらたにおこしたまへ 十一 われを聖前より棄たまふなかれ、汝のきよき靈をわれ
より取たまふなかれ 十二 なんぢの救のよろこびを我にかへし自由の靈をあたへて我をたもちたまへ 十三 さらば
われ愆ををかせる者になんぢの途ををしへん罪人はなんぢに歸りきたるべし 十四 神よわが救のかみよ血をな
がしゝ罪より我をたすけいだしたまへ、わが舌は聲たからかになんぢの義をうたはん 十五 主よわが口唇をひら
きたまへ、然ばわが口なんぢの頌美をあらはさん 十六 なんぢは祭物をこのみたまはず、もし然らずば我これをさ
ゝげん、なんぢまた燔祭をも悦びたまはず 十七 神のもとめたまふ祭物はくだけたる靈魂なり、神よなんぢは碎け
たる悔しこゝろを藐しめたまふまじ 十八 ねがはくは聖意にしたがひてシオンにさいはひし、エルサレムの石垣
をきづきたまへ 十九 その時なんぢ義のそなへものと燔祭と全きはんさいとを悦びたまはん、かくて人々なんぢ
の祭壇に牡牛をさゝぐべし

第五十二篇　エドム人ドエグサウルにきたりてダビデはアビメレクの家にきぬと告しと

きダビデがよみて伶長にうたはしめたる教訓のうた
一 猛者よなんぢ何なればあしき企圖をもて自らほこるや神のあはれみは恒にたえざるなり 二 なんぢの舌は
あしきことをはかり利き剃刀のごとくいつはりをおこなふ 三 なんぢは善よりも惡をこのみ正義をいふより
も虚僞をいふをこのむ、セラ 四 たばかりの舌よなんぢはすべての物をくひほろぼす言をこのむ 五 されば神もと
こしへまでも汝をくだき、また汝をとらへてその幕屋よりぬきいだし生るものゝ地よりなんぢの根をたやし
たまはん、セラ 六 義者はこれを見ておそれ彼をわらひていはん 七 神をおのが力となさず、その富のゆたかな
るをたのみ、その惡をもて己をかたくせんとする人をみよと 八 然はあれどわれは神の家にある靑き橄欖の
樹のごとし、我はいやとほながに神のあはれみに依頼まん 九 なんぢこの事をおこなひ給ひしによりて我とこ
しへになんぢに感謝し、なんぢの聖徒のまへにて聖名をまちのぞまん、これ宜しきことなればなり

第五十三篇　マハラツ（樂器の名、あるひはいふ調べの名）にあはせて伶長にうたはしめたるダビデの教訓
のうた

一 愚かなるものは心のうちに神なしといへり、かれらは腐れたりかれらは憎むべき不義をおこなへり善をお
こなふものなし 二 神は天より人の子をのぞみて悟るものと神をたづぬる者とありしやなしやを見たまひし
に 三 みな退ぞきてことごとく汚れたり善をなすものなし一人だになし 四 不義をおこなふものは知覺なきか、
かれらは物くふごとくわが民をくらひ、また神をよびもとめざるなり 五 かれらは懼るべきことのなきと
きに大におそれたり、神はなんぢにむかひて營をつらぬるものゝ骨をちらしたまへばなり、神かれらを棄たま
ひしによりて汝かれらを恥かしめたり 六 願くはシオンよりイスラエルの救のいでんことを、神その民のとら
はれたるを返したまふときヤコブはよろこびイスラエルは樂まん

第五十四篇　ジフ人のサウルにきたりてダビデはわれらの處にかくれをるにあらずやと

いひたりしときダビデうたのかみふ琴にてうたはしめたる教訓のうた

一 神よねがはくは汝の名によりて我をすくひ、なんぢの力をもて我をさばきたまへ　二 神よわが祈をきゝたま
へ、わが口のことばに耳をかたぶけたまへ　三 そは外人はわれにさからひて起りたち强暴人はわがたましひを
索むるなり、かれらは神をおのが前におかざりき、セラ　四 みよ神はわれをたすくるものなり、主はわがたましひ
を保つものとともに在せり　五 主はわが仇にそのあしきことの報をなしたまはん、願くはなんぢの眞實により
て彼等をほろぼしたまへ　六 われよろこびて祭物をなんぢに獻ん、ヱホバよ我なんぢの名にむかひて感謝せん、こ
は宜しきことなればなり　七 そはヱホバはすべての患難より我をすくひたまへり、わが目はわが仇をみつきての
願望をみたり

第五十五篇　ダビデうたのかみふ琴にてうたはしめたる教訓のうた

一 神よねがはくは耳をわが祈にかたぶけたまへ、わが懇求をさけて身をかくしたまふなかれ　二 われに聖意を
とめ我にこたへたまへ、われ歎息によりてやすからず悲みうめくなり　三 これ仇のこゑと惡きものゝ暴虐との
ゆゑなり、そはかれら不義をわれに負せ、いきどほりて我におひせまるなり　四 わが心わがうちに憂へいたみ死の
もろ〳〵の恐懼わがうへにおちたり　五 おそれと戰慄とわれにのぞみ甚だしき恐懼われをおほへり　六 われ
云ねがはくは鴿のごとく羽翼のあらんことを、さらば我とびさりて平安をえん　七 みよ我はるかにのがれさり
て野にすまん、セラ　八 われ速かにのがれて暴風と狂風とをはなれん　九 われ都のうちに强暴とあらそひとをみ
たり、主よねがはくは彼等をほろぼしたまへ、かれらの舌をわかれしめたまへ　十 彼等はひるもよるも石垣のう
へをあるきて邑をめぐる、邑のうちには邪曲とあしき企圖とあり　十一 また惡きこと邑のうちにあり、しへたげと

欺詐とはその衢をはなるることなし 十二 われを誹れるものは仇たりしものにあらず、もし然りしならば尚しのばれしなるべし 我にむかひて己をたかくせし者はわれを恨みたりしものにあらず若しかかりしならば身をかくして彼をさけしなるべし 十三 されどこれ汝なり、われとおなじきもの、わが友われと親しきものなり 十四 われら互ひにしたしき語らひをなし、また會衆のなかに在てともに神の家にのぼりたりき 十五 死は忽然かれらにのぞみ、その生るまゝにて陰府にくだらんことを、そは惡事その住處にありその中にあればなり 十六 されど我はたゞ神をよばん エホバわれを救ひたまふべし 十七 夕にあしたに晝になげき且かなしみうめかん、エホバわが聲をきゝたまふべし 十八 エホバは我をせむる戰闘よりわが靈魂をあがなひいだして平安をえしめたまへり、そはわれを攻るもの多かりければなり 十九 太古よりいます者なる神はわが聲をきゝてかれらを惱めたまふべしセラ、かれらには變ることなく神をおそるゝことなし 二十 かの人はおのれと睦みをりしものに手をのべてその契約をけがしたり 二一 その口はなめらかにして乳酥のごとくなれどもその心はたゝかひなり、その言はあぶらに勝りやはらかなれどもぬきたる劍にことならず 二二 なんぢの荷をエホバにゆだねよ、さらば汝をさゝへたまはん、たゞしき人のうごかさるゝことを常にゆるしたまふまじ 二三 かくて神よなんぢはかれらを亡の坑におとしいれたまはん 血をながすものと詭計おほきものとは生てそのが日の半にもいたらざるべし、然はあれどもわれは汝によりたのまん

第五十六篇

ダビデがガテにてペリシテ人にとらへられしとき詠て「とほきところなる音をたてぬ鴿」のしらべにあはせて伶長にうたはしめたるミクタムの歌

一 あゝ神よねがはくは我をあはれみたまへ、人いきまきて我をのまんとし終日たゝかひて我をしへたぐ 二 わが仇ひねもす急喘てわれをのまんとす誇りたかぶりて我とたゝかふものおほし 三 われおそるゝときは汝に

よりたのまん　四　われ神によりてその聖言をほめまつらん、われ神に依頼みたれバおそるゝことあらじ肉體われになにをなし得んや　五　かれらハ終日わがことバを曲るなり、その思念ハこと〴〵く我にわざはひをなす　六　かれらハ群つどひて身をひそめ、わが歩に目をとめてわが靈魂をうかゞひもとむ　七　かれらハ不義をもてのがれんとおもへり、神よねがはくハ憤ほりてもろ〳〵の民をたふしたまへ　八　汝わがあまたゝびの流離をかぞへたまへりなんぢの革嚢にわが涙をたくはへたまへ、これ皆なんぢの册にしるしあるにあらずや　九　わがよびもとむる日にハわが仇しりぞかん、われ神のわれを守りたまふことを知る　十　われ神によりてその聖言をほめまつらん我ヱホバによりてそのみことバを讃まつらん　十一　われ神によりたのみたれバ懼るゝことあらじ、人ハわれに何をなしえんや　十二　神よわがなんぢにたてし誓ハわれをまとへり、われ感謝のさゝげものを汝にさゝげん
十三　汝わがたましひを死よりすくひたまへバなり、なんぢ我をたふさじとわが足をまもり生命の光のうちにて神のまへに我をあゆませ給ひしにあらずや

第五十七篇

ダビデが洞にいりてサウルの手をのがれしとき詠て「ほろぼすなかれ」といふ調にあはせて伶長にうたはしめたるミクタムのうた

一　我をあはれみたまへ神よわれをあはれみたまへ、わが靈魂ハなんぢを避所とす、われ禍害のすぎさるまでハなんぢの翼のかげを避所とせん　二　我ハいとたかき神によばゝん、わがために百事をなしをへたまふ神によばゝん　三　神ハたすけを天よりおくりて我をのまんとする者のそしるときに我をすくひたまハん　セラ　神ハその憐憫とその眞實をおくりたまハん　四　わがたましひハ群ゐる獅のなかにあり、火のごとくもゆる者、その齒ハ戈のごとく矢のごとくその舌ハときき劍のごとき人の子のなかに我ふしぬ　五　神よねがはくハみづからを天よりも高くしみさかえを全地のうへに擧たまへ　六　かれらハわが足をとらへんとて網をまうく、わが靈魂ハうな

たる、かれらはわがまへに阱をほりたり而してみづからその中におちいれり、セラ 七 わが心さだまれり神よわ
がこゝろ定まれり、われ謳ひまつらん頌まつらん 八 わが榮よさめよ、箏よ琴よさめよ、われ黎明をよびさまさん
九 主よわれもろ〳〵の民のなかにてなんぢに感謝し、もろ〳〵の國のなかにて汝をほめうたはん 十 そは汝の
あはれみは大にして天にまでいたり、なんぢの眞實は雲にまでいたる 十一 神よねがはくは自からを天よりも高
くし光榮をあまねく地のうへに擧たまへ

第五十八篇　ダビデがよみて「ほろぼすなかれ」といふ調にあはせて伶長にうたはしめたる

ミクタムのうた

一 なんぢら默しゐて義をのぶるか、人の子よなんぢらなほき審判をおこなふや 二 否なんぢらは心のうちに
惡事をおこなひ、その手の强暴をこの地にはかりいだすなり 三 あしきものは胎をはなるゝより背きとほざか
り生れいづるより迷ひていつはりをいふ 四 五 かれらの毒は蛇のどくのごとし、かれらは蠱術をおこなふものの
甚たくみにまじなふもの聲をだにきかざる耳ふさぐ聾ひの蝮のごとし 六 神よかれらの口の齒ををりたまへ、
エホバよ壯獅の牙をぬきくだきたまへ 七 願くはかれらを流れゆく水のごとくに消失しめ、その矢をはなつと
きは折れたるごとくなし給はんことを 八 また融てきえゆく蝸牛のごとく婦のときならず產たる日をみぬ嬰
のごとくならしめ給へ 九 なんぢらの釜いまだ荊棘の火をうけざるさきに青きも燃たるもともに狂風にて
吹さりたまはん 十 義者はかれらが讐かへさるゝを見てよろこび、その足をあしきものゝ血のなかにてあら
はん 十一 かくて人はいふべし實に義しきものに報賞あり實にさばきをほどこしたまふ神はましますなりと

第五十九篇　サウルダビデを殺さんとし人をおくりてその家をうかゞはしめし時ダビデ

がよみて「ほろぼすなかれ」といふ調にあはせて伶長にうたはしめたるミクタムの歌

一 わが神よねがはくハ我をわが仇よりたすけいだし、われを高處におきて我にさからひ起立つものより脫か
れしめたまへ 二 邪曲をおこなふものより我をたすけいだし血をながす人より我をすくひたまへ 三 視よかれ
らハ潜みかくれてわが靈魂をうかゞひ猛者むれつどひて我をせむ、ヱホバよ此ハわれに愆あるにあらず、われ
に罪あるにあらず 四 かれら趨りまはりて過失なき我をそこなはんとて備をなす、ねがはくハ我をたすくる
ために目をさまして見たまへ 五 なんぢヱホバ萬軍の神イスラエルの神よ、ねがはくハ目をさましてもろ〳〵の
國にのぞみたまへ、あしき罪人にあはれみを加へたまふなかれ、セラ 六 かれらハ夕にかへりきたり犬のごとく
ほえて邑をへありく 七 視よかれらハ口より惡をはく、そのくちびるに劍あり、かれらおもへらく誰ありてこの
言をきかんやと 八 されどヱホバよ汝ハかれらをわらひ、もろ〳〵の國をあざわらひたまはん 九 わが力よ、われ
汝をまちのぞまん、神ハわがたかき櫓なり 十 憐憫をたまふ神ハわれを迎へたまはん、神ハわが仇につきての願
望をわれに見させたまはん 十一 願くハかれらを殺したまふなかれ、わが民つひに忘れやハせん、主われらの盾よ、
大能をもてかれらを散し、また卑したまへ 十二 かれらがくちびるの言ハその口のつみなり、かれらハ詛と虛偽と
をいひいづるによりてその傲慢のためにとらへられしめたまへ 十三 忿恚をもてかれらをほろぼしたまへ、再
びながらふることなきまでに彼等をほろぼしたまへ、ヤコブのなかに神いまして統治めたまふことをかれら
に知しめて地の極にまでおよぼしたまへ、セラ 十四 かれらハ夕にかへりきたり犬のごとくほえて邑をへありく
べし 十五 かれらハゆきゝろして食物をあさり、もし飽ことなくバ終夜とゞまれり 十六 されど我ハなんぢの大能をうた
ひ清晨にこゑをあげてなんぢの憐憫をうたひまつらん、なんぢハわが迫りくるしみたる日にたかき櫓となり、
わが遁所となりたまひたればなり 十七 わがちからよ我なんぢにむかひて頌辭をうたひまつらん、神ハわがたか
き櫓われにあはれみをたまふ神なればなり

第六十篇

ダビデナハライムのアラムおよびゾバのアラムとたゝかひをりしがヨアブか
へりゆき鹽谷にてエドム人一萬二千をころしゝとき教訓をなさんとてダビデ
がよみて「證詞の百合花」といふ調にあはせて伶長にうたはしめたるミクタムの歌

一 神よなんぢわれらを棄われらをちらし給へり、なんぢは憤ほりたまへり、ねがはくは再びわれらを歸したま
へ 二 なんぢ國をふるはせてこれを裂たまへり、ねがはくはその多くの隙をおぎなひたまへ、そは國ゆりうごく
なり 三 なんぢはその民にたへがたきことをあらはし、人をよろめかする酒をわれらに飮しめたまへり 四 なんぢ
眞理のために擧しめんとて汝をおそるゝものに一つの旗をあたへたまへり、セラ 五 ねがはくは右の手をもて
救をほどこし、われらに答をなして愛しみたまふものに助をえしめたまへ 六 神はその聖をもていひたまへり、
われ甚くよろこばん、われシケムをわかちスコテの谷をはからん 七 ギレアデはわがもの マナセはわが有なり、
エフライムも亦わが首のまもりなり、ユダはわが杖 八 モアブはわが足盥なり、エドムにはわが履をなげん ペリ
シテよわが故によりて聲をあげよと 九 たれかわれを堅固なる邑にすゝましめんや誰かわれをみちびきてエ
ドムにゆきたるか 十 神よなんぢはわれらを棄たまひしにあらずや、神よなんぢはわれらの軍とゝもにいでゆ
きたまはず 十一 ねがはくは助をわれにあたへて敵にむかはしめたまへ、人のたすけは空しければなり 十二 われら
は神によりて勇しくはたらかん、われらの敵をふみたまふものは神なればなり

第六十一篇

琴にあはせて伶長にうたはしめたるダビデのうた

一 あゝ神よねがはくはわが哭聲をきゝたまへ、わが祈にみこゝろをとめたまへ 二 わが心くづほるゝとき地の
はてより汝をよばん、なんぢ我をみちびきてわが及びがたきほどの高き磐にのぼらせたまへ 三 なんぢはわが
避所われを仇よりのがれしむる堅固なる櫓なればなり 四 われ永遠になんぢの帷幄にすまん我なんぢの翼

の下にのがれん、セラ　五　神よなんぢはわがもろ〳〵の誓をきゝ名をおそるゝものにたまふ嗣業をわれにあた
へたまへり　六　なんぢは王の生命をのばし、その年を幾代にもいたらせたまはん　七　王はとこしへに神のみまへ
にとゞまらん、ねがはくは仁慈と眞實とをそなへて彼をまもりたまへ　八　さらば我とこしへに名をほめうたひ
て日ごとにわがもろ〳〵の誓をつくのひ果さん

第六十二篇　エドトンの體にしたがひて伶長にうたはしめたるダビデのうた

一　わがたましひは默してたゞ神をまつ、わがすくひは神よりいづるなり　二　神こそはわが磐わがすくひなれ、ま
たわが高き櫓にしあれば我いたくは動かされじ　三　なんぢらは何のときまで人におしせまるや、なんぢら相共
にかたぶける石垣のごとく搖ぎうごける籬のごとくに人をたふさんとするか　四　かれらは人をたふとき位よ
りおとさんとのみ謀り、いつはりをよろこび、またその口にてはいはひその心にてはのろふ、セラ　五　わがたまし
ひよ默してたゞ神をまて、そはわがのぞみは神よりいづ　六　神こそはわが磐わがすくひなれ、又わがたかき櫓に
しあれば我はうごかされじ　七　わが救とわが榮とは神にあり、わがちからの磐わがさけどころは神にあり　八　民
よいかなる時にも神によりたのめ、その前になんぢらの心をそゝぎいだせ、神はわれらの避所なり、セラ　九　實に
ひくき人はむなしくたかき人はいつはりなり、すべてかれらを權衡におかば上にあがりて虛しきものよりも
輕きなり　十　暴虐をもて恃とするなかれ掠奪ふをもてほこるなかれ、富のましくはゝる時はこれに心をかくる
なかれ　十一　ちからは神にあり神ひとたび之をのたまへり、われ二次これをきけり　十二　あゝ主よあはれみも亦なん
ぢにあり、なんぢは人おの〳〵の作にしたがひて報をなしたまへばなり

第六十三篇　ユダの野にありしときに詠るダビデのうた

一　あゝ神よなんぢはわが神なり、われ切になんぢをたづねもとむ水なき燥きおとろへたる地にあるごとくわ

が靈魂はかわきて汝をのぞみ、わが肉体はなんぢを戀したふ 二 曩にも我かくのごとく大權と榮光とをみんと
とをねがひ聖所にありて目をなんぢより離れしめざりき 三 なんぢの仁慈はいのちにも勝れるゆゑにわが口
唇はなんぢを讚まつらん 四 斯われはわが生るあひだ汝をいはひ名によりてわが手をあげん 五六 われ床にあり
て汝をおもひいで夜の更るまゝになんぢを深くおもはん時わがたましひは髓と脂とにて饗さるゝごとく飽
ことをえ、わが口はよろこびの口唇をもてなんぢを讚たゝへん 七 そはなんぢわが助となりたまひたれば我な
んぢの翼のかげに入てよろこびたのしまん 八 わがたましひはなんぢを慕追ふ、みぎの手はわれを支ふるなり
九 然どわがたましひを滅さんとて尋ねもとむるものは地のふかきところにゆき 十 又つるぎの刃にわたされ
野犬の獲ところとなるべし 十一 されども王は神をよろこばん、神によりて誓をたつるものはみな誇ることを
えん虛僞いふものゝ口はふさがるべければなり

第六十四篇　伶長にうたはしめたるダビデのうた

一 神よわがなげくときわが聲をきゝたまへ、わが生命をまもりて仇のおそれより脱かれしめたまへ 二 ねがは
くは汝われをかくして惡をなすものゝ陰かなる謀略よりまぬかれしめ不義をおこなふものゝ喧嘩よりま
ぬかれしめ給へ 三 かれらは劍のごとくおのが舌をとぎ、その弓をはり矢をつがへるごとく苦言をはなち 四
隠れたるところにて全者を射んとす俄かにこれを射ておそるゝことなし 五 また彼此にあしき企圖をはげまし
共に謀りてひそかに蹄をまうく、斯ていふ誰かわれらを見んと 六 かれらはさま〴〵の不義をたづねいだして
云われらは懇ろにたづね終れりと、おの〳〵の衷のおもひと心とはふかし 七 然はあれど神は矢にてかれらを
射たまふべし、かれらは俄かに傷をうけん 八 斯てかれらの舌はその身にさからふがゆゑに遂にかれらは躓か
ん、これを見るものみな逃れさるべし 九 もろ〳〵の人はおそれん而して神のみわざをのべつたへ、その作たま

へることを考ふべし 十 義者はヱホバをよろこびて之によりたのまん、すべて心のなほきものは皆ほこる
ことを得ん

第六十五篇　伶長にうたはしめたる歌ダビデの讃美なり

一 あゝ神よさんびはシオンにて汝をまつ、人はみまへにて誓をはたさん 二 祈をきゝたまふものよ諸人こぞり
て汝にきたらん 三 不義のことゞも我にかてり、なんぢ我儕のもろ〳〵の愆をきよめたまはん 四 汝にえらまれ汝
にちかづけられて大庭にすまふ者はさいはひなり、われらはなんぢの家なんぢの宮のきよき處のめぐみにて
飽ことをえん 五 われらが救のかみよ、地と海とのもろ〳〵の極なるきはめて遠きものゝ恃とするなんぢは公
義によりて畏るべきことをもて我儕にこたへたまはん 六 かみは大能をおび、その權力によりてもろ〳〵の山
をかたくたゝしめ 七 海のひゞき狂瀾のひゞき、もろ〳〵の民のかしがましきを鎭めたまへり 八 されば極遠に
すめる人々もなんぢのくさ〴〵の豫兆をみておそる、なんぢ朝夕のいづる處をよろこび謳はしめたまふ 九
なんぢ地にのぞみて漑そぎおほいに之をゆたかにしたまへり、神のかはに水みちたり、なんぢ如此そなへをな
して穀物をかれらにあたへたまへり 十 なんぢ畎をおほいにうるほし畝をたひらにし白雨にてこれをやはら
かにし、その萌芽るを祝し 十一 また恩惠をもて年の冕弁としたまへり、なんぢの途には脂したゝれり 十二 その恩澤
は野の牧場をうるほし小山はみな歡びにかこまる 十三 牧場はみな羊のむれを衣もろ〳〵の谷は穀物におほは
れたり、かれらは皆よろこびてよばはりまた謳ふ

第六十六篇　伶長にうたはしめたる讃美なり歌なり

一 全地よ神にむかひて歡びよばゝれ 二 その名の榮光をうたへ、その頌美をさかえしめよ 三 かみに告まつれ、汝
のもろ〳〵の功用はおそるべきかな、大なる力によりてなんぢの仇はなんぢに畏れしたがひ 四 全地はなんぢ

を拜みてうたひ名をほめうたはんと、セラ　五 來りて神のみわざをみよ、人の子輩にむかひて作たまふことは畏
るべきかな　六 神はうみをかへて乾ける地となしたまへり、ひと〴〵歩行にて河をわたりき、その處にてわれ
らは神をよろこべり　七 神はその大能をもてとこしへに統治め、その目は諸國をみたまふ、そむく者みづからを
崇むべからず、セラ　八 もろ〳〵の民よ、われらの神をほめまつれ、神をほめたたふる聲をきこえしめよ　九 神はわ
れらの靈魂をながらへしめ、われらの足のうごかさるることをゆるしたまはず　十 神よなんぢはわれらを試み
て白銀をねるごとくにわれらを錬たまひたればなり　十一 汝われらを網にひきいれ、われらの腰におもき荷をお
き　十二 人々をわれらの首のうへに騎こえしめたまひき、われらは火のなか水のなかをすぎゆけり、されど汝その
中よりわれらをひきいだし豐盛なる處にいたらしめたまへり　十三 十四 われ燔祭をもてなんぢの家にゆかん、迫りく
るしみたるときにわが口唇のいひいでわが口のべし誓をなんぢに償はん　十五 われ肥たるものを燔祭とし牡
羊を馨香として汝にささげ牡牛と牡山羊とをそなへまつらん、セラ　十六 神をおそるる人よ、みな來りてきけ、われ
神のわがたましひのために作たまへることをのべん　十七 われわが口をもて神によばはり、また舌をもてあがむ
十八 然るにわが心にしれる不義あらば主はわれにききたまふまじ　十九 されどまことに神はききたまへり聖意を
わがいのりの聲にとめたまへり　二十 神はほむべきかな、わが祈をしりぞけず、その憐憫をわれよりとりのぞきた
まはざりき

第六十七篇　琴にあはせて伶長にうたはしめたる歌なり讃美なり

一 ねがはくは神われらをあはれみ、われらをさきはひてその聖顔をわれらのうへに照したまはんことを、セラ
二 此はなんぢの途のあまねく地にしられ、なんぢの救のもろ〳〵の國のうちに知れんがためなり　三 かみよ庶
民はなんぢに感謝し、もろ〳〵の民はみな汝をほめたたふべし　四 もろ〳〵の國はたのしみ又よろこびうたふべ

し、なんぢハ直をもて庶民をさばき地のうへなる万の國ををさめたまふべければなり、セラ　五 神よたみらハな
んぢに感謝し、もろ〳〵の民ハみな汝をほめたゝへん　六 地ハ産物をいだせり、神わが神ハわれらを福ひたま
はん　七 神われらをさきはひたまふべし、かくて地のもろ〳〵の極ことごとく神をおそれん

第六十八篇　伶長にうたはしめたるダビデのうたなり讃美なり

一 ねがはくハ神おきたまへ、その仇ハことごとくちり神をにくむものハ前よりにげさらんことを　二 烟のおひ
やらるゝごとくかれらを驅逐たまへ惡きものハ火のまへに蠟のとくるごとく神のみまへにてほろぶべし　三
されど義きものにハ歡喜あり、かれら神の前にてよろこびをどらん寳にたのしみて喜ばん　四 神のみまへにう
たへ、その名をほめたゝへよ乘て野をすぐる者のために大道をきづけ、かれの名をヤハとよぶ、その前によろこ
びをどれ　五 きよき住居にまします神ハみなしごの父やもめの審士なり　六 神ハよるべなきものを家族の中に
をらしめ囚人をときて福祉にみちびきたまふ、されど悖逆者はうるほひなき地にすめり　七 神よなんぢハ民に
さきだちいでゝ野をすゝみゆきたまひき、セラ　八 そのとき地ふるひ天かみのみまへに漏る、シナイの山すら神
イスラエルの神の前にふるひうごけり　九 神よなんぢの嗣業の地のつかれおとろへたるとき豐かなる雨をふ
らせて之をかたくしたまへり　十 曩になんぢの公會ハその中にとゞまれり、神よなんぢハ惠をもて貧きものゝた
めに預備をなしたまひき　十一 主みことばを賜ふ、その佳音をのぶる婦女ハおほくして群をなせり　十二 もろ〳〵の
軍旅の王たちハにげさる、逃去りたれバ家なる婦女ハその掠物をわかつ　十三 なんぢら羊の牢のうちにふすとき
ハ鴿のつばさの白銀におほはれその毛の黄金におほはるゝがごとし　十四 全能者かしこにて列王をちらし給へ
るときハサルモンの山に雪ふりたるがごとくなりき　十五 バシャンのやまハ神の山なりバシャンのやまハ峰かさな
れる山なり　十六 峰かさなれるもろ〳〵の山よ、なんぢら何なればかみの住所にえらびたまへる山をねたみ見るや、

然れヱホバは永遠にこの山にすみたまはん 十七 神の戰車はよろづに萬をかさね千にちゞをくはふ主その中
にいませり聖所にいますがごとくシナイの山にいましゝがごとし 十八 なんぢ高處にのぼり虜者をとりこに
してひきゐ禮物を人のなかよりも叛逆者のなかよりも受たまへりヤハの神ここに住たまはんが爲なり 十九 日
ごとにわれらの荷をおひたまふ主われらのすくひの神はほむべきかなセラ 二十 神はしばしばわれらを助けたま
へる神なり死よりのがれうるは主ヱホバに由る 二一 神はその仇のかうべを撃やぶりたまはん愆のなかにあゆ
まるもののかみ髮おほき顱頂をうちやぶりたまはん 二二 主いへらく我バシャンよりかれらを携へかへり海のふかき所
よりたづさへ歸らん 二三 斯てなんぢの足をその仇の血にひたし之をなんぢの犬の舌になめしめん 二四 神よす
べての人はなんぢの進行をみたりわが神わが王の聖所にすゝみゆきたまふを見たり 二五 鼓うつ童女
のなかにありて謳ふものは前にゆき琴ひくものは後にしたがへり 二六 なんぢらすべての會にて神をほめよイ
スラエルのみなもとより出るなんぢらよ主をほめまつれ 二七 彼處にかれらを統るとしわかきベンヤミンあり
ユダの諸侯とその群衆とありまたセブルンのきみたちナフタリの諸侯あり 二八 なんぢの神はなんぢの力をた
てたまへり神よなんぢ我儕のためになしたまひし事をかたくしたまへ 二九 ヱルサレムなるなんぢの宮のため
に列王なんぢに禮物をさゝげん 三十 ねがはくは葦間の獸むらがれる牡犢のごときもろもろの民をいまし
めてかれらに白銀をたづさへきたりみづから服ふことを爲しめたまへ神はたゝかひを好むもろもろの民を
ちらしたまへり 三一 諸侯はエジプトよりきたりエテオピアはあわたゞしく神にむかひて手をのべん 三二 地のも
ろもろのくによ神のまへにうたへ主をほめうたへセラ 三三 上古よりの天の天にのりたまふ者にむかひてうた
へみよ主はみこゑを發したまふ勢力ある聲をいだしたまふ 三四 なんぢらちからを神に歸せよその稜威はイス
ラエルの上にとゞまりその大能は雲のなかにあり 三五 神のおそるべき狀はきよき所よりあらはるイスラエル

の神はその民にちからと勢力とをあたへたまふ、神はほむべきかな

第六十九篇　百合花にあはせて伶長にうたはしめたるダビデのうた

一 神よねがはくは我をすくひたまへ、大水ながれきたりて我がたましひにまでおよべり　二 われ立止なきふか
き泥の中にしづめり、われ深水におちいる、おほみづわが上をあふれすぐ　三 われ歎息によりてつかれたり、わが
喉はかわき、わが目はわが神をまちわびておとろへぬ　四 故なくしてわれをにくむ者わがかしらの髪よりもお
ほく謂なくしてわが仇となり我をほろぼさんとするものゝ勢力つよし、われ掠めざりしものをも償はせらる
五 神よなんぢはわが愚なるをしりたまふ、わがもろもろの罪はなんぢにかくれざるなり　六 万軍のヱホバ主よ、
ねがはくは汝をまちのぞむ者をわが故によりて辱かしめらるゝことなからしめたまへ、イスラエルの神よね
がはくはなんぢを求むる者をわが故によりて恥をおはしめらるゝことなからしめたまへ　七 我はなんぢのた
めに誹をおひ恥はわが面をおほひたればなり　八 われわが兄弟には旅人のごとく、わが母の子には外人のごと
くなれり　九 そはなんぢの家をおもふ熱心われをくらひ汝をそしるものゝ誹われにおよべり　十 われ涙をなが
して食をたち、わが霊魂をなげかすれば反てこれによりて誹をうく　十一 われ麁布をころもとなししにかれらが
諺語となりぬ　十二 門にすわる者はわがうへをかたる、われは酔狂たるものに謳ひはやされたり　十三 然はあれどヱ
ホバよ、われは恵のときに汝にいのる、ねがはくは神よなんぢの憐憫のおほきによりて汝のすくひの真實をも
て我にこたへたまへ　十四 ねがはくは泥のなかより我をたすけいだして沈まざらしめたまへ、我をにくむものよ
り深水よりたすけいだしたまへ　十五 大水われを淹ふことなく淵われをのむことなく坑その口をわがうへに閉
ることなからしめたまへ　十六 ヱホバよねがはくは我にこたへたまへ、なんぢの仁慈うるはしければなり、なんぢ
の憐憫はおほし、われに歸りきたりたまへ　十七 面をなんぢの僕にかくしたまふなかれ、われ迫りくるしめり、ねが

はくハ速かに我にこたへたまへ 十八 わがたましひに近くよりて之をあがなひわが仇のゆゑに我をすくひたま
へ 十九 汝ハわがうくる謗とはぢと侮辱とをしりたまへり、わが敵ハみな汝のみまへにあり 二十 譏謗わが心をくだ
きぬれバ我いたくわづらへり、われ憐憫をあたふる者をまちたれど一人だになく、慰むるものを俟たれど一人
をもみざりき 二一 かれらハ苦草をわがくひものにあたへ、わが渇けるときに醋をのませたり 二二 ねがはくハ彼等
のまへなる筵ハ網となり、そのたのむ安逸ハつひに罠となれ 二三 その目をくらくして見えしめず、その腰をつねに
ふるはしめたまへ 二四 ねがはくハなんぢの忿恚をかれらのうへにそゝぎ汝のいかりの猛烈をかれらに追及せたま
へ 二五 かれらの屋をむなしくせよ、その幕屋に人をすまはするなかれ 二六 かれらハなんぢが撃たまひたる者をせめ、
なんぢが傷けたまひたるものゝ痛をかたりふるればなり 二七 ねがはくハかれらの不義に不義をくはへてなん
ぢの義にあづからせ給ふなかれ 二八 かれらを生命の册よりけして義きものとゝもに記さるゝことなからしめ
たまへ 二九 斯てわれハくるしみ且うれひあり、神よねがはくハなんぢの救われを高處におかんことを 三十 われ
歌をもて神の名をほめたゝへ感謝をもて神をあがめまつらん 三一 此ハをうしまたハ角と蹄とある力つよき牡
牛にまさりてヱホバよろこびたまはん 三二 謙遜者ハこれを見てよろこべり、神をしたふ者よ、なんぢらの心ハ
いくべし 三三 ヱホバハ乏しきものゝ聲をきゝ、その俘囚をかろしめたまはざればなり 三四 天地ハヱホバをほめ
蒼海とその中にうごくあらゆるものどもハヱホバを讃まつるべし 三五 神ハシオンをすくひユダのもろもろの邑
を建たまふべければなり、かれらハ其處にすみ且これをおのが有とせん 三六 その僕のすゑも亦これを嗣その名
をいつくしむ者その中にすまん

第七十篇　伶長にうたはしめたるダビデが記念のうた

一 神よねがはくハ我をすくひたまへ、ヱホバよ速きたりて我をたすけたまへ 二 わが靈魂をたづぬるものゝ恥

あはてんことを、わが害はるゝをよろこぶものゝ後にしりぞきて恥をおはんことを 三 あゝ視よや視よやといふものはおのが恥によりて後にしりぞかんことを 四 すべて汝をたづねもとむる者のなんぢによりて樂みよろこばんことを、なんぢの救をしたふものはつねに神は大なるかなととなへんことを 五 われは苦しみ且ともし神よいそぎて我にきたりたまへ、汝はわが助けわれを救ふものなり、ヱホバよねがはくは猶豫たまふなかれ

第七十一篇

一 ヱホバよ我なんぢに依頼む、ねがはくは何の日までも恥うくることなからしめ給へ 二 なんぢの義をもて我をたすけ我をまぬかれしめたまへ、なんぢの耳をわれに傾けて我をすくひたまへ 三 ねがはくは汝わがすまひの磐となりたまへ、われ恒にそのところに往ことを得ん、なんぢ我をすくはんとて勅命をいだしたまへり、そは汝はわが磐わが城なり 四 わが神よあしきものゝ手より、不義殘忍なる人のてより我をまぬかれしめたまへ 五 主ヱホバよ、なんぢはわが望なり、わが幼少よりの恃なり 六 われ胎をはなるゝより汝にまもられ母の腹にありしときより汝にまもられたり、我つねに汝をほめたゝへん 七 我おほくの人にあやしまるゝごとき者となれり、然どなんぢはわが堅固なる避所なり 八 なんぢの頌辭となんぢの頌美とは終日わが口にみちん 九 わが年老ぬるとき我をすてたまふなかれ、わが力おとろふるとき我をはなれたまふなかれ 十 わが仇はわがことを論らひ、わが靈魂をうかゞふ者はたがひに議ていふ 十一 神かれを離れたり彼をたすくる者なし、かれを追てとらへよと 十二 神よわれに遠ざかりたまふなかれ、わが神よとく來りて我をたすけたまへ 十三 わがたましひの敵ははぢ且おとろへ我をそこなはんとするものは謗と辱とにおほはれよ 十四 されど我はたえず望をいだきていやます〱汝をほめたゝへん 十五 わが口はひねもす汝の義となんぢの救とをかたらん、われその數をしらざればなり 十六 われは主ヱホバの大能の事跡をたづさへゆかん、われは只なんぢの義のみをかたらん 十七 神よなんぢわれを幼少

より教へたまへりわれ今にいたるまで汝のくすしき事跡をのべつたへたり 十八 神よねがはくはわれ老て頭髪
しろくなるとも我がなんぢの力を次代にのべつたへ、なんぢの大能を世にうまれいづる凡のものに宣傳ふる
まで我をはなれ給ふなかれ 十九 神よなんぢの義もまた甚たかし、なんぢは大なることをなしたまへり、神よたれ
か汝にひとしき者あらんや 二十 汝われらを多のおもき苦難にあはせたまへり、なんぢ再びわれらを活し、われらを
地の深所よりあげたまはん 二一 ねがはくは我をいよ／＼大ならしめ歸りきたりて我をなぐさめ給へ 二二 わが
神よさらばわれ箏をもて汝をほめ、なんぢの真實をほめたたへん、イスラエルの聖者よわれ琴をもてなんぢを
讃うたはん 二三 われ聖前にうたふときわが口唇よろこびなんぢの贖ひたまへるわが靈魂おほいに喜ばん 二四 わ
が舌もまた終日なんぢの義をかたらん、われを害はんとするもの愧惶つればなり

第七十二篇　ソロモンのうた

一 神よねがはくは汝のもろ／＼の審判を王にあたへ、なんぢの義をわうの子にあたへたまへ 二 かれは義をも
てなんぢの民をさばき公平をもて苦しむものを鞫かん 三 義によりて山と岡とは民に平康をあたふべし 四 か
れは民のくるしむ者のために審判をなし乏しきものの子輩をすくひ虐ぐるものを壞きたまはん 五 かれらは
日と月とのあらんかぎり世々おしなべて汝をおそるべし 六 かれは苅とれる牧にふる雨のごとく地をうるほ
す白雨のごとくのぞまん 七 かれの世にただしき者はさかえ平和は月のうするまで豊かならん 八 またかれの政
治は海より海にいたり河より地のはてにおよぶべし 九 野にをる者はかれのまへに屈み、かれの仇は塵をなめん 十
タルシヽおよび島々の王たちは貢をさめ、シバとセバの王たちは禮物をささげん 十一 もろ／＼の王はかれのま
へに俯伏し、もろ／＼の國はかれにつかへん 十二 かれは乏しき者をその叫ぶときにすくひ助けなき苦しむ者を
たすけ 十三 弱きものと乏しき者とをあはれみ乏しきものの靈魂をすくひ 十四 かれらのたましひを暴虐と強暴と

よりあがなひたまふ、その血はみまへに貴かるべし 十五 かれらは存ふべし、人はシバの黄金をさゝげてかれのた
めに恒にいのり終日かれをいはふべし 十六 國のうち五穀ゆたかにしてその實はレバノンのごとく山のいたゞき
にうちそよぎ邑の人々は地の草のごとく榮ゆべし 十七 かれの名はつねにたえず、かれの名は日の久しきごとく絶
ることなし、人はかれによりて福祉をえん、もろもろの國はかれをさいはひある者ととなへん 十八 たゞイスラエ
ルの神のみ奇しき事跡をなしたまへり、神エホバはほむべきかな 十九 その榮光の名はよゝにほむべきかな全地
はその榮光にて滿べし、アーメン、アーメン 二十 エッサイの子ダビデの祈はをはりぬ

第七十三篇 アサフのうた

一 神はイスラエルにむかひ心のきよきものに對ひてまことに恩あり 二 然はあれどわれはわが足つまづくば
かり、わが歩すべるばかりにてありき 三 こはわれ惡きものゝ榮ゆるを見てその誇れる者をねたみしによる 四
かれらは死るに苦しみなく、そのちからは反てかたし 五 かれらは人のごとく憂にをらず人のごとく患難にあ
ふことなし 六 このゆゑに傲慢は妝飾のごとくその頸をめぐり强暴はころものごとく彼等をおほへり 七 かれ
ら肥ふとりてその目とびいで心の欲ひにまさりて物をうるなり 八 また嘲笑をなし惡をもて暴虐のことばを
いたし高ぶりてものいふ 九 その口を天におき、その舌を地にあまねく往しむ 十 このゆゑにかれの民はこゝに
かへり水のみちたる杯をしぼりいだして 十一 いへらく、神いかで知たまはんや、至上者に知識あらんやと 十二 視よ
これらは惡きものなるに常にやすらかにしてその富ましくはゝれり 十三 誠にわれはいたづらに心をきよめ罪
ををかさずして手をあらひたり 十四 そはわれ終日なやみにあひ朝ごとに責をうけしなり 十五 われもし斯ること
を述んといひしならば我なんぢが子輩の代をあやまらせしならん 十六 われこれらの道理をしらんとして思ひ
めぐらしゝにわが眼いたく痛たり 十七 われ神の聖所にゆきてかれらの結局をふかく思へるまでは然りき 十八 誠

になんぢはかれらを滑かなるところにおき、かれらを滅亡におとしいれたまふ　十九　かれらは瞬間にやぶれた
るかな、かれらは恐怖をもてことごとく滅びたり　二十　主よなんぢ目をさましてかれらが像をかろしめたまはん
ときは夢みし人の目さめたるがごとし　二一　わが心はうれへ、わが腎はさされたり　二二　われおろかにして知覺なし
聖前にありて獸にひとしかりき　二三　されど我つねになんぢとともにあり、汝わが右手をたもちたまへり　二四　なん
ぢその訓諭をもて我をみちびき後またわれをうけて榮光のうちに入たまはん　二五　汝のほかに我たれをか天に
もたん、地にはなんぢの他にわが慕ふものなし　二六　わが身とわが心とはおとろふ、されど神はわがこゝろの磐わ
がとこしへの嗣業なり　二七　視よなんぢに遠きものは滅びん、汝をはなれて姦淫をおこなふ者はみななんぢ之を
ほろぼしたまひたり　二八　神にちかづき奉るは我によきことなり、われは主エホバを避所としてそのもろもろの
事跡をのべつたへん

第七十四篇　アサフの教訓のうた

一　神よいかなれば汝われらをかぎりなく棄たまひしや、奈何なればなんぢの草苑の羊にみいかりの煙あがれるや
二　ねがはくは往昔なんぢが買求めたまへる公會ゆづりの支派となさんとて贖ひたまへるものを思ひいでたま
へ、又なんぢが住たまふシオンの山をおもひいで給へ　三　とこしへの滅亡の跡にみあしを向たまへ　仇は聖所に
てもろもろの惡きわざをおこなへり　四　なんぢの敵はなんぢの集のなかに吼たけびおのが旗をたてて誌とせ
り　五　かれらは林のしげみにて斧をあぐる人の状にみゆ　六　いま鉞と鎚とをもて聖所のなかなる彫刻めるものを
ことごとく毀ちおとせり　七　かれらはなんぢの聖所に火をかけ名の居所をけがして地におとしたり　八　かれら
心のうちにいふわれらことごとく之をこぼちあらさんと、かくて國内なる神のもろもろの會堂をやきつくせ
り　九　われらの誌はみえず預言者も今はなし斯ていくその時をかふべき、われらのうちに知るものなし　十　神よ

敵はいくその時をふるまでそしるや、仇はなんぢの名をとこしへに汚すならんか 十一 いかなれば汝その手みぎの手をひきたまふや、ねがはくは手をふところよりいだしてかれらを滅したまへ 十二 神はいにしへよりわが王なり、すくひを世の中におこなひたまへり 十三 なんぢはその力をもて海をわかち水のなかなる龍の首をくだき 十四 鰐のかうべをうちくだき野にすめる民にあたへて食となしたまへり 十五 なんぢは泉と水流とをひらき、又もろもろの大河をからしたまへり 十六 晝はなんぢのもの夜もまた汝のものなり、なんぢは光と日とをそなへ 十七 あまねく地のもろもろの界をたて夏と冬とをつくりたまへり 十八 エホバよ仇はなんぢをそしり愚かなる民はなんぢの名をけがせり、この事をおもひいでたまへ 十九 願くはなんぢの鴿のたましひを野のあらき獸にわたしたまふなかれ、苦しむものが命をとこしへに忘れたまふなかれ 二十 契約をかへりみたまへ、地のくらきところは強暴の宅にて充たればなり 二一 ねがはくは虐げらるるものを慚退かしめ給ふなかれ、惱めるものと苦しむものとに聖名をほめたたへしめたまへ 二二 神よおきてなんぢの訟をあげつらひ愚かなるものの終日なんぢを謗れるをみこころに記たまへ 二三 なんぢの敵の聲をわすれたまふなかれ、汝にさからひて起りたつ者のかしがましき聲はたえずあがれり

第七十五篇

「滅すなかれ」といふ調にあはせて伶長にうたはしめたる歌なり讃美なり

一 神よわれら汝にかんしやすわれら感謝す、なんぢの名はちかく坐せばなり、もろもろの人はなんぢの奇しき事跡をかたりあへり 二 定りたる期いたらば我なほき審判をなさん 三 地とすべての之にすむものと消去しとき我そのもろもろの柱をたてたり、セラ 四 われ誇れるものに誇りかにおこなふなかれといひ惡きものに角をあぐるなかれといへり 五 なんぢらの角をたかく擧るなかれ頸をかたくして高ぶりいふなかれ 六 擧ることは東よりにあらず西よりにあらず、また南よりにもあらざるなり 七 たゞ神のみ審士にましませば此をさげ彼をあ

げたまふ　八　ヱホバの手にさかづきありて酒あわだてり、その中にものまじりてみつ、神これをそゝぎいだせり、
誠にその滓は地のすべてのあしき者しぼりて飲むべし　九　されど我はヤコブの神をのべつたへん、とこしへに
讃うたはん　十　われ惡きものゝすべての角をきりたゝん、義きものゝ角はあげらるべし

第七十六篇　琴にあはせて伶長にうたはしめたるアサフの歌なり讃美なり

一　神はユダにしられたまへり、その名はイスラエルに大なり　二　またサレムの中にその幕屋あり、その居所はシ
オンにあり　三　彼にてかれは弓の火矢をおり盾と劍と戰陣とをやぶりたまひき、セラ　四　なんぢ榮光あり掠めうば
ふ山よりもたふとし　五　心のつよきものは掠めらる、かれらは睡にしづみ勇ましきものは皆その手を見うしな
へり　六　ヤコブの神よ、なんぢの叱咤によりて戰車と馬とともに深睡につけり　七　神よなんぢこそ懼るべ
きものなれ、一たび怒りたまふときは誰かみまへに立えんや　八　なんぢ天より宣告をのりたまへり、地のへりく
だる者をみなすくはんとて神のさばきに立たまへるとき地はおそれて默したり、セラ　十　實に人のいかりは汝
をほむべし、怒のあまりは汝おのれの帶としたまはん　十一　なんぢの神ヱホバにちかひをたてゝ償へ、そのまはり
にあるすべての者はおそるべきヱホバに禮物をさゝぐべし　十二　ヱホバはもろもろの諸侯のたましひを絶たまは
ん、ヱホバは地の王たちのおそるべき者なり

第七十七篇　ヱドトンの體にしたがひて伶長にうたはしめたるアサフのうた

一　我わがこゑをあげて神によばはん、われ聲を神にあげなばその耳をわれにかたぶけたまはん　二　わがなやみ
の日われ主をたづねまつれり、夜わが手をのべてゆるむるまとなかりき、わがたましひは慰めらるゝをいなみた
り　三　われ神をおもひいでゝ打なやむ、われ思ひなげきてわが靈魂おとろへぬ、セラ　四　なんぢはわが眼をさゝへ
て閉がしめたまはず我はものいふこと能はぬほどに惱みたり　五　われむかしの日いにしへの年をおもへり　六

われ夜わが歌をおもひいづ、われわが心にてふかくおもひ、わが靈魂はねもころに尋ねもとむ 七 主はとこしへ
に棄たまふや再びめぐみを垂たまはざるや 八 その憐憫はのこりなく永遠にさり、その約はよゝながく廢
れたるや 九 神は恩をほどこすことを忘れたまふや、怒をもてその憫をとぢたまふや、セラ 十 斯るときに我
いへらく此はたゞわが弱きがゆゑのみ、いで至上者のみぎの手のもろもろの年をおもひいでん 十一 われヤハの
作爲をのべとなへん、われ往古よりありし汝がくすしきみわざを思ひいださん 十二 また我なんぢのすべての作
爲をおもひいで汝のなしたまへることを深くおもはん 十三 神よなんぢの途はいときよし、神のごとく大なる神
はたれぞや 十四 なんぢは奇きみわざをなしたまへる神なり、もろもろの民のあひだにその大能をしめし 十五 その
臂をもてヤコブヨセフの子輩なんぢの民をあがなひたまへり、セラ 十六 かみよ大水なんぢを見たり、おほみづ汝
をみてをのゝき淵もまたふるへり 十七 雲はみづをそゝぎいだし空はひゞきをいだし、なんぢの矢ははしりいで
たり 十八 なんぢの雷鳴の聲は暴風のうちにありき、電光は世をてらし地はふるひうごけり 十九 なんぢの大道は
海のなかにあり、なんぢの徑はおほみづの中にあり、なんぢの蹤跡はたづねがたかりき 二十 なんぢその民をモー
セとアロンとの手によりて羊の群のごとくみちびきたまへり

第七十八篇　アサフの教訓のうた

一 わが民よわが教訓をきゝ、わが口のことばになんぢらの耳をかたぶけよ 二 われ口をひらきて譬喩をまうけ、
いにしへの玄幽なる語をかたりいでん 三 是われらがさきにきゝしところ知しところ又われらが列祖のかたり
つたへし所なり 四 われら之をその子孫にかくさずヱホバのもろもろの頌美と能力とそのなしたまへる奇し
き事跡とをきたらんとする世につげん 五 そはヱホバ證詞をヤコブのうちにたて律法をイスラエルのうちに
定めてその子孫にしらすべきことをわれらの列祖におほせたまひたればなり 六 これ來らんとする代のちに

生る子孫がこれを知みづから起りてそのまた子孫につたへ 七 かれらをして神によりたのみ神のみわざを
忘れずその誡命をまもらしめん爲なり 八 またその列祖のごとく頑固にしてそむくものゝ類となり、その心
ろ修まらず、そのたましひ神に忠ならざる類とあらざらん爲なり 九 エフライムのこらは武具をとゝのへ弓をた
づさへしに戰ひの日にうしろをそむけたり 十 かれら神のちかひをまもらず、そのおきてを履ことをいなみ 十一
エホバのなしたまへることゝかれらに示したまへる奇しき事跡とをわすれたり 十二 神はエジプトの國にてゾ
アンの野にて妙なる事をかれらの列祖のまへになしたまへり 十三 すなはち海をさきてかれらを過ぎしめ水を
つみて堆かくしたまへり 十四 ひるは雲をもてかれらをみちびき夜はよもすがら火の光をもてこれを導きたま
へり 十五 神はあれのにて磐をさき大なる淵よりくむがごとくにかれらに飲しめ 十六 また磐より流をひきて河のご
とくに水をながれしめたまへり 十七 然るにかれら尚たえまなく罪ををかして神にさからひ荒野にて至上者に
そむき 十八 またおのが慾のために食をもとめてその心のうちに神をこゝろみたり 十九 然のみならずかれらは神
にさからひていへり、神は荒野にて筵をまうけたまふを得んや 二十 みよ神いはを撃たまへば水ほとばしりいで
流あふれたり、糧をもあたへたまふを得んや、神はその民のために肉をそなへたまはんやと 二一 この故にエホバ
これを聞ていきどほりたまひき、火はヤコブにむかひてもえあがり怒はイスラエルにむかひて立騰れり 二二 こ
はかれら神を信ぜずその救にたのまざりし故なり 二三 されどなほ神はうへなる雲に命じて天の戸をひらき 二四
彼等のうへにマナをふらせて食はしめ天の穀物をあたへたまへり 二五 人みな勇士の糧をくらへり、神はかれらに
食物をおくりて飽足しめたまふ 二六 神は天に東風をふかせ大能もて南の風をみちびきたまへり 二七 神はかれら
のうへに塵のごとく肉をふらせ海の沙のごとく翼ある鳥をふらせて 二八 その營のなかその住所のまはりに落
したまへり 二九 斯てかれらは食ひて飽たりぬ、神はこれにその欲みしものを與へたまへり 三十 かれらが未たその

慾をはなれず食物のなほ口のうちにあるほどに 三一 神のいかり旣かれらに對ひてたちのぼり彼等のうちにて
最もこえたる者をころしイスラエルのわかき男をうちたふしたまへり 三二 これらの事ありしかど彼等はなほ
罪ををかしてその奇しきみわざを信ぜざりしかば 三三 神はかれらの日を空しくすぐさせ、その年をおそれつゝ
過させたまへり 三四 神かれらを殺したまへる時かれら神をたづね歸りきたりて懇ろに神をもとめたり 三五 かく
て神はおのれの磐いと高き神はおのれの贖主なることをおもひいでたり 三六 然はあれど彼等はたゞその口
をもて神にへつらひその舌をもて神にいつはりをいひたりしのみ 三七 そはかれらのこゝろは神にむかひて堅
からず、その契約をまもるに忠信ならざりき 三八 されど神はあはれみに充たまへばかれらの不義をゆるして亡
ぼしたまはず屢そのみいかりを轉じてことごとくは忿恚をふりおこし給はざりき 三九 又かれらはたゞ肉にし
て過去ればふたゝび歸りこぬ風なるをおもひいで給へり 四十 かれらは野にて神にそむき荒野にて神をうれへし
めしこと幾次ぞや 四一 かれらかへすがへす神をこゝろみイスラエルの聖者をむづかしめたり 四二 かれらは神の手
をも敵より贖ひたまひし日をもおもひいでざりき 四三 神はそのもろもろの豫兆をエジプトにあらはしその奇
しき事をゾアンの野にあらはし 四四 かれらの河を血にかはらせてその流を飲あたはざらしめ 四五 また蠅の群を
おくりてかれらをくはしめ蛙をおくりてかれらを亡ぼさせたまへり 四六 神はかれらの田產を蟊賊にわたし、
かれらの勤勞を蝗にあたへたまへり 四七 神は雹をもてかれらの葡萄の樹をからし、霜をもてかれらの桑の樹を
からし 四八 その家畜をへうにわたし、その群をもゆる閃電にわたし 四九 かれらの上にはげしき怒といきどほりと
怨恨となやみと禍害のつかひの群とをなげいだしたまへり 五十 神はその怒をもらす道をまうけ、かれらのたま
しひを死よりまぬかれしめず、そのいのちを疫癘にわたし 五一 エジプトにてすべての初子をうちハムの幕屋に
てかれらの力の始をうちたまへり 五二 されどおのれの民を羊のごとくに引いだし、かれらを曠野にてけだもの

の群のごとくにみちびき 五三 かれらをともなひておそれなく安けからしめ給へり、されど海ハかれらの仇をお
ほへり 五四 神ハその聖所のさかひ、その右の手にて贖たまへるこの山にかれらを携へたまへり 五五 又かれらの前
にてもろ〳〵の國人をおもひいだし準縄をもちゐ、その地をわかちて嗣業となしイスラエルの族をかれらの
幕屋にすまはせたまへり 五六 然ハあれど彼等ハいとたかき神をこゝろみ之にそむきてそのもろ〳〵の證詞を
まもらず 五七 叛きしりぞきてその列祖のごとく眞實をうしなひ、くるへる弓のごとくひるがへりて逸ゆけり 五八 それ
高處をまうけて神のいきどほりをひき刻める像にて神の嫉妬をおこしたり 五九 神きゝたまひて甚だしくい
かり大にイスラエルを憎みたまひしかバ 六十 人々の間におきたまひし幕屋なるシロのあげばりを棄さり 六一 その
の力をとりことならしめ、その榮光を敵の手にわたし 六二 その民を劍にあたへ、その嗣業にむかひて甚だしく怒
りたまへり 六三 火ハかれらのわかき男をやきつくし、かれらの處女ハその婚姻の歌によりて譽らるゝことなく
六四 かれらの祭司ハつるぎにて仆れ、かれらの寡婦ハ喪のなげきだにせざりき 六五 斯るときに主ハねぶりし者の
さめしごとく勇士の酒によりてさけぶがごとく目さめたまひて 六六 その敵をうちしりぞけ、とこしへの辱をか
れらに負せたまへり 六七 またヨセフの幕屋をいなみエフライムの族をえらばず 六八 ユダの族そのいつくしみた
まふシオンの山をえらびたまへり 六九 その聖所を山のごとく永遠にさだめたまへる地のごとくに立たまへり
七十 またその僕ダビデをえらみて羊の牢のなかよりとり 七一 乳をあたふる牝羊にしたがひゆく勤のうちより携
へきたりてその民ヤコブその嗣業イスラエルを牧はせたまへり 七二 斯てダビデハそのこゝろの完全にしたが
ひてかれらを牧ひ、その手のたくみをもて之をみちびけり

第七十九篇　アサフのうた

一 あゝ神よもろ〳〵の異邦人ハなんぢの嗣業の地ををかし、なんぢの聖宮をけがしヱルサレムをこぼちて礫

堆となし 二 なんぢの僕のしかばねをそらの鳥にあたへて餌となしなんぢの聖徒の肉を地のけものにあたへ 三 その血をエルサレムのめぐりに水のごとく流したり、されど之をさうむる人なし 四 われらは隣人にそしられ四周のひとびとに侮られ嘲けらるゝ者となれり 五 エホバよかくて幾何時をへたまふや、汝とこしへに怒たまふや、なんぢのねたみは火のごとく燃るか 六 願くはなんぢを識ざることくにびと聖名をよばざるもろもろの國のうへに烈怒をそゝぎたまへ 七 かれらはヤコブを呑その住處をあらしたればなり 八 われらにむかひて先祖のよこしまなるわざを記念したまふなかれ願くはなんぢの憐憫をもて速かにわれらを迎へたまへ、われらは卑されて甚だしく卑くなりたればなり 九 われらのすくひの神よ名のえいくわうのために我儕をたすけ名のためにわれらを救ひ、われらの罪をのぞきたまへ 十 いかなれば異邦人はいふ、かれらの神はいづくにありやと、願くはなんぢの僕等がながされし血の報をわれらの目前になして異邦人にしらしめたまへ 十一 ねがはくは汝のみまへにとらはれびとの嘆息のとゞかんことを、なんぢの大なる能力により死にさだめられし者をまもりて存へしめたまへ 十二 主よわれらの隣人のなんぢをそしりたる謗を七倍ましてその懐にむくいかへしたまへ 十三 然ばわれらなんぢの民なんぢの草苑のひつじは永遠になんぢに感謝しその頌辞を世々あらはさん

第八十篇　證詞の百合花といへる調にあはせて伶長にうたはしめたるアサフの歌

一 イスラエルの牧者よひつじの群のごとくヨセフを導きたまふものよ、耳をかたぶけたまへ、ケルビムのうへに坐したまふものよ光をはなちたまへ 二 エフライム、ベニヤミン、マナセの前になんぢの力をふりおこし來りてわれらを救ひたまへ 三 神よふたゝびわれらを復し、なんぢの聖顔のひかりをてらしたまへ、然ばわれら救をえん 四 ばんぐんの神エホバよなんぢその民の祈にむかひて何のときまで怒りたまふや 五 汝かれらになみだの糧をくらはせ涙を量器にみちみつるほどあたへて飲しめたまへり 六 汝われらを隣人のあひあらそふ種料

となしたまふ、われらの仇はたがひにあざわらへり 七萬軍の神よふたゝびわれらを復したまへ、汝のみかほの
光をてらしたまへ、さらばわれら救をえん 八なんぢ葡萄の樹をエジプトより携へいだしもろ〳〵の國人をお
ひしりぞけて之をうゑたまへり 九汝そのまへに地をまふけたまひしかば深く根して國にはびこれり 十その
影はもろ〳〵の山をおほひ、そのえだは神の香柏のごとくにてありき 十一その樹はえだを海にまでのべ、その若
枝を河にまでのべたり 十二汝いかなれぞその垣をくづして路ゆくすべての人に摘取せたまふや 十三はやしの猪
はこれをあらし野のあらき獸はこれをくらふ 十四ああ萬軍の神よねがはくは歸りたまへ、天より俯視てこの葡
萄の樹をかへりみ 十五なんぢが右の手にてうゑたまへるもの自己のために強くなしたまへる枝をまもりたま
へ 十六その樹は火にて燒れまた斫たふさる、かれらは聖顔のいかりにて亡ぶ 十七ねがはくはなんぢの手をその右
の手の人のうへにおき自己のためにつよくなしたまへる人の子のうへにおきたまへ 十八さらばわれら汝をはな
りぞき離ることなからん、願くはわれらを活したまへ、われら名をよばん 十九ああ萬軍の神エホバよふたゝび
我儕をかへしたまへ、なんぢの聖顔のひかりを照したまへ、然ばわれら救をえん

第八十一篇　ギテトの琴にあはせて伶長にうたはしめたるアサフのうた

一 われらの力なる神にむかひて高らかにうたひヤコブの神にむかひてよろこびの聲をあげよ 二歌をうたひ
鼓とよき音のことと箏とをもちきたれ 三新月と滿月とわれらの節會の日とにラッパをふきならせ 四これイス
ラエルの律法ヤコブのかみの格なり 五神さきにエジプトを攻たまひしときヨセフのなかに之をたてゝ證と
なしたまへり、我かしこにて未だしらざりし方言をきけり 六われかれらの肩より重荷をのぞき、かれの手を籃
よりまぬかれしめたり 七汝なやめるとき呼しかば我なんぢをすくへり、われ雷鳴のかくれたるところにて汝
にこたへメリバの水のほとりにて汝をこゝろみたり、セラ 八わが民よきけ我なんぢに證せん、イスラエルよ汝

がわれに從はんことをもとむ　九　汝のうちに他神あるべからず、なんぢ他神ををがむべからず　十　われはヱジプト
の國よりなんぢを携へいでたる汝の神ヱホバなり、なんぢの口をひろくあけよ、われ物をみたしめん　十一　されどわ
が民はわが聲にしたがはず、イスラエルは我をこのまず　十二　このゆゑに我かれらが心のかたくななるにまかせ彼
等がその任意にゆくにまかせたり　十三　われはわが民のわれに從ひイスラエルのわが道にあゆまんことを求む
十四　さらば我すみやかにかれらの仇をしたがへ、わが手をかれらの敵にむけん　十五　斯てヱホバをにくみし者もか
れらに從ひ、かれらの時はとこしへにつゞかん　十六　神はむぎの最嘉をもてかれらをやしなひ磐よりいでたる蜜
をもて汝をあかしむべし

第八十二篇　アサフのうた

一　かみは神のつどひの中にたちたまふ、神はもろ〳〵の神のなかに審判をなしたまふ　二　なんぢらは正からざ
る審判をなし、あしきものゝ身をかたよりみて幾何時をへんとするや、セラ　三　よはきものと孤子とのためにさ
ばき苦しむものと乏しきものとのために公平をほどこせ　四　弱きものと貧しきものとをすくひ彼等をあしき
ものゝ手よりたすけいだせ　五　かれらは知ることなく悟ることなくして暗中をゆきめぐり、地のもろ〳〵の
基はうごきたり　六　我いへらく、なんぢらは神なり、なんぢらはみな至上者の子なりと　七　然どなんぢらは人のご
とくに死もろ〳〵の侯のなかの一人のごとく仆れん　八　神よおきて全地をさばきたまへ、汝もろ〳〵の國を嗣
たまふべければなり

第八十三篇　アサフの歌なり讃美なり

一　神よもだしたまふなかれ、神よものいはで寂靜たまふなかれ　二　視よなんぢの仇はかしがましき聲をあげ汝を
にくむものは首をあげたり　三　かれらはたくみなる詭計をもてなんぢの民にむかひ相共にはかりて汝のかく

れたる者にむかふ 四 かれらいひたり率かれらを斷滅してふたゝび國をたつることを得ざらしめイスラエル
の名をふたゝび人に忘られざらしめんと 五 かれらは心を一つにしてともにはかり互にちかひをなしてなん
ぢに逆ふ 六 これはエドムの幕屋にすめる人、イシマエル人、モアブ人、ハガル人 七 ゲバル、アムモン、アマレク、ペリシテ
およびツロの民などなり 八 アッスリヤも亦われらにくみせり、斯てロトの子輩のたすけをなせり、セラ 九 なん
ぢ曩にミデアンになしたまへる如くキションの河にてシセラとヤビンとに作たまへるごとく彼等にもなした
まへ 十 かれらはエンドルにてほろび地のために肥料となれり 十一 かれらの貴人をヲレブとゼエブのごとく、かの
もろもろの侯をゼバザルムンナのごとくなしたまへ 十二 かれらはいへり、われら神の草苑をえてわが有とすべ
しと 十三 わが神よかれらをまきあげらるゝ塵のごとく風のまへの藁のごとくならしめたまへ 十四 林をやく火の
ごとく山をもやす焔のごとく 十五 なんぢの暴風をもて、かれらを追なんぢの旋風をもてかれらを怖れしめたま
へ 十六 かれらの面に恥をみたしめたまへ、エホバよ然ばかれらなんぢの名をもとめん 十七 かれらをとこしへに恥
おそれしめ惶てまどひて亡びうせしめたまへ 十八 然ばかれらはエホバてふ名をもちたまふ汝のみ全地をしろ
しめす至上者なることを知るべし

第八十四篇　ギテトの琴にあはせて伶長にうたはしめたるコラの子のうた

一 萬軍のエホバよなんぢの帷幄はいかに愛すべきかな 二 わが靈魂はたえいるばかりにエホバの大庭をした
ひ、わが心わが身はいける神にむかひて呼ふ 三 誠やすゞめは窩をえ燕子はその雛をいるゝ巣をえたり萬軍の
エホバわが王わが神よ、これなんぢの祭壇なり 四 なんぢの家にすむものは福ひなり、かゝる人はつねに汝をた
たへまつらん、セラ 五 その力なんぢにあり、その心シオンの大路にある者はさいはひなり 六 かれらは涙の谷を
すぐれども其處をおほくの泉あるところとなす、また前の雨はもろもろの惠をもて之をおほへり 七 かれらは

力より力にすゝみ遂におの〳〵シオンにいたりて神にまみゆ　八　ばんぐんの神エホバよわが祈をきゝたまへ、ヤコブの神よ耳をかたぶけたまへ、セラ　九　われらの盾なる神よ、みそなはしてなんぢの受膏者の顏をかへりみたまへ　十　なんぢの大庭にすまふ一日は千日にもまされり、われは惡の幕屋にをらんよりは寧ろわが神のいへの門守とならんことを欲ふなり　十一　そは神エホバは日なり盾なり、エホバは恩とえいくわうとをあたへ直くあゆむものに善物をこばみたまふことなし　十二　萬軍のエホバよなんぢに依賴むものはさいはひなり

第八十五篇　伶長にうたはしめたるコラの子のうた

一　エホバよなんぢは御國にめぐみをりふぎたまへり、なんぢヤコブの俘囚をかへしたまひき　二　なんぢはおのが民の不義をゆるし、そのもろ〳〵の罪をおほひたまひき、セラ　三　汝すべての怒をすてそのはげしきいきどほりを遠けたまへり　四　われらのすくひの神よかへりきたり我儕にむかひて恚怒をやめたまへ　五　なんぢ永遠にわれらをいかり萬世にみいかりをひきのべたまふや　六　汝によりてなんぢの民の喜悅をえんがために我儕を活したまはざるか　七　エホバよなんぢの憐憫をわれらにしめし汝のすくひを我儕にあたへたまへ　八　わが神エホバのかたりたまふ事をきかん、エホバはその民その聖徒にむかひて平和をかたりたまへばなり、然ばかれらは愚かなる行爲にふたゝび歸るなかれ　九　實にそのすくひは神をおそるゝ者にちかし、かくて榮光はわれらの國にとゞまらん　十　あはれみと眞實とともにあひ義と平和とたがひに接吻せり　十一　まことは地よりはえ義は天よりみおろせり　十二　エホバ善物をあたへたまへばわれらの國は物產をいださん　十三　義はエホバのまへにゆきエホバのあゆみたまふ跡をわれに踏しめん

第八十六篇　ダビデの祈禱

一　エホバよなんぢ耳をかたぶけて我にこたへたまへ我はくるしみかつ乏しければなり　二　ねがはくはわが靈

魂をまもりたまへ、われ神をうやまふ者なればなり、わが神よなんぢに依頼める汝のしもべを救ひたまへ 三 主
よわれを憐みたまへ、われ終日なんぢによばふ 四 なんぢの僕のたましひを悦ばせたまへ、主よわが靈魂はなん
ぢを仰ぎのぞむ 五 主よなんぢは惠みふかくまた赦をこのみたまふ、汝によばふ凡てのものを豐かにあはれみ
たまふ 六 エホバよわがいのりに耳をかたぶけ、わが懇求のこゑをきゝたまへ 七 われわが患難の日になんぢに
呼はん、なんぢは我にこたへたまふべし 八 主よもろもろの神のなかに汝にひとしきものはなく汝のみわざに
侔しきものはなし 九 主よなんぢの造れるもろもろの國はなんぢの前にきたりて伏拜まん、かれらは聖名をあ
がむべし 十 なんぢは大なり奇しき事跡をなしたまふ、唯なんぢのみ神にましませり 十一 エホバよなんぢの道を
われに教へたまへ我なんぢの眞理をあゆまん、ねがはくは我をして心ひとつに聖名をおそれしめたまへ 十二 主
わが神よわれ心をつくして汝をほめたゝへ、とこしへに聖名をあがめまつらん 十三 そはなんぢの憐憫はわれに
大なり、わがたましひを陰府のふかき處よりたすけいだしたまへり 十四 神よたかぶれるものは我にさからひて
起りたち、暴ぶる人の會はわがたましひをもとめ、斯てなんぢを己がまへに置ざりき 十五 されど主よなんぢは憐
憫とめぐみとにとみ怒をおそくし愛しみと眞實とにゆたかなる神にましませり 十六 我をかへりみ我をあはれ
みたまへ、ねがはくは汝のしもべに能力をあたへ汝のはしための子をすくひたまへ 十七 我にめぐみの憑據をあ
らはしたまへ然ばわれをにくむ者これをみて恥をいだかん、そはエホバよなんぢ我をたすけ我をなぐさめた
まへばなり

第八十七篇　コラの子のうたなり讃美なり

一 エホバの基はきよき山にあり 二 エホバはヤコブのすべての住居にまさりてシオンのもろもろの門を愛し
たまふ 三 神の都よなんぢにつきておほくの榮光のことを語りはやせり、セラ 四 われはラハブバビロンをも我

をゑるものゝ中にあげん、ペリシテツロエテオピヤを視よこの人はかしこに生れたりといはん　五　シオンにつ
きては如此いはん、此もの彼ものその中にうまれたり至上者みづからシオンを立たまはんと　六　エホバもろも
ろの民をゑるしたまふ時このものは彼處にうまれたりと算へあげたまはん、セラ　七　うたふもの蹈るものの皆い
はん、わがもろもろの泉はなんぢの中にありと

第八十八篇　マハラテ、レアノテの調にあはせて伶長にうたはしめたるコラの子のうたなり讃美なり、エズラ人ヘマンのをしへの歌なり

一　わがすくひの神エホバよわれ晝も夜もなんぢの前にさけべり　二　願くはわが祈をみまへにいたらせ汝のみ
みをわが號呼のこゑにかたぶけたまへ　三　わがたましひは患難にてみち我がいのちは陰府にちかづけり　四　わ
れは穴にいるものとともにかぞへられ依仗なき人のごとくなれり　五　われ墓のうちなる殺されしもののごと
く死者のうちにすてらる汝かれらを再びこゝろに記たまはず、かれらは御手より斷滅されしものなり　六　なん
ぢ我をいとふかき穴、くらき處ふかき淵におきたまひき　七　なんぢの怒はいたくわれにせまれり、なんぢのも
ろもろの浪をもて我をくるしめ給へり、セラ　八　わが相識ものを我よりとほざけ我をかれらに憎ませたまへり、
われは鎖閉されていづることあたはず　九　わが眼はなやみの故をもておとろへぬ、われ日ごとに汝をよべり、エ
ホバよなんぢに向ひてわが兩手をのべたり　十　なんぢ死者のためにくすしき事跡をあらはしたまはんや、亡にしもの
立てなんぢを讃たゝへんや、セラ　十一　汝のいつくしみは墓のうちに汝のまことは滅亡のなかに宣つたへられん
や　十二　汝のくすしきみわざは幽暗になんぢの義は忘失のくにゝ知るゝことあらんや　十三　されどエホバよ我なん
ぢに向ひてさけべり、わがいのりは朝にみまへに達らん　十四　エホバよなんぢ何なればわが靈魂をすてたまふや
何なればわれに面をかくしたまふや　十五　われ幼稚よりなやみて死るばかりなり我なんぢの恐嚇にあひてくる

しみまどへり 十六 汝のはげしき怒わがうへをすぐ汝のおびやかし我をほろぼせり 十七 これらの事ひねもす大水
のごとく我をめぐりことごとく來りて我をかこみふさげり 十八 なんぢ我をいつくしむ者とわが友とをとほざ
け、わが相識るものを幽暗にいれたまへり

第八十九篇　エズラ人エタンのをしへの歌

一 われヱホバの憐憫をとこしへにうたはん、われ口もてヱホバの眞實をよろづ代につげしらせん 二 われいふ、
あはれみは永遠にたてらる汝はその眞實をかたく天にさだめたまはんと 三 われわが撰びたるものと契約を
むすびわが僕ダビデにちかひたり 四 われなんぢの裔をとこしへに固うし、なんぢの座位をたてゝ代々におよ
ばしめん、セラ 五 ヱホバよもろもろの天はなんぢの奇しき事跡をほめん、なんぢの眞實もまた潔きものゝ會に
てほめらるべし 六 蒼天にてたれかヱホバに類ふものあらんや、神の子のなかに誰かヱホバのごとき者あらん
や 七 神はきよきものゝ會のなかにて畏むべきものなり、その四周にあるすべての者にまさりて懼るべきもの
なり 八 萬軍の神ヱホバよヤハよ汝のごとく大能あるものは誰ぞや、なんぢの眞實はなんぢをめぐりたり 九
なんぢ海のあるゝをさめその浪のたちあがらんとき之をしづめたまふなり 十 なんぢラハブを殺されし
もののごとくに擊碎きおのれの仇をもちからある腕をもて打散したまへり 十一 もろもろの天はなんぢのもの地も
また汝のものなり世界とその中にみつるものとはなんぢの基したまへるなり 十二 北と南はなんぢ造りたまへ
り、タボルとヘルモンはなんぢの名によりて歡びよばふ 十三 なんぢは大能のみうでをもちたまふ、なんぢの手はつ
よく汝のみぎの手はたかし 十四 義と公平はなんぢの寶座のもとゐなり、あはれみと眞實とはみかほのまへにあら
はれゆく 十五 よろこびの音をしる民はさいはひなり、ヱホバよかれらはみかほの光のなかをあゆめり 十六 かれら
は名によりて終日よろこび、なんぢの義によりて高くあげられたり 十七 かれらの力の榮光はなんぢなり、なんぢ

の惠によりてわれらの角はたかくあげられん 十八 そはわれらの盾はヱホバに屬われらの王はイスラエルの聖
者につけり 十九 そのとき異象をもてなんぢの聖徒につげたまはく、われ佑助をちからあるものに委ねたり、わが
民のなかより一人をえらびて高くあげたり 二十 われわが僕ダビデをえて之にわが聖膏をそゝげり 二一 わが手
はかれとゝもに堅くわが臂はかれを强くせん 二二 仇かれをしへたぐることなし惡の子かれを苦しむることな
からん 二三 われかれの前にそのもろ〳〵の敵をたふし彼をにくめるものを擊ん 二四 されどわが眞實とわが憐憫
とはダビデとゝもに居りわが名によりてその角はたかくあげられん 二五 われ亦かれの手を海のうへにおき、そ
のみぎの手を河のうへにをかん 二六 ダビデ我にむかひて汝はわが父わが神わがすくひの岩なりとよばん 二七 わ
れまた彼をわが初子となし地の王たちのうち最もたかき者となさん 二八 われとこしへに憐憫をかれがために
たもち之とたてし契約はかはることなかるべし 二九 われまたその裔をとこしへに存へそのくらゐを天の日數
のごとくながらへしめん 三十 もしその子わが法をはなれ、わが審判にしたがひて步まず 三一 わが律法をやぶりわ
が誡命をまもらずば 三二 われ杖をもてかれらの愆をたゞし鞭をもてその邪曲をたゞすべし 三三 されど彼よりわ
が憐憫をこと〴〵くはとりさらず、わが眞實をおとろへしむることなからん 三四 われおのれの契約をやぶらず
己のくちびるより出しことをかへじ 三五 われ曩にわが聖をさして誓へり、われダビデに虛僞をいはじ 三六 その裔
はとこしへにつゞき、その座位は日のごとく恒にわが前にあらん 三七 また月のごとく永遠にたてられん空にあ
る證人はまことなり、セラ 三八 されどその受膏者をとほざけて棄たまへり、なんぢ之をいきどほりたまへり 三九 な
んぢ己がしもべの契約をいみ其かんむりをけがして地にまでおとし給へり 四十 またその垣をこと〴〵く倒
しその保砦をあれすたれしめたまへり 四一 その道をすぐるすべての者にかすめられ隣人にのゝしらる 四二 なん
ぢかれが敵のみぎの手をたかく擧そのもろ〳〵の仇をよろこばしめたまへり 四三 なんぢかれの劍の刃をぶり

かへして戰鬪にたつに堪ざらしめたまひき 四四 またその光輝をけしその座位を地になげおとし 四五 その年若き
日をちゞめ恥をもてその上に覆たまへり、セラ 四六 ヱホバよかくて幾何時をへたまふや、自己をとこしへに隱した
まふや恐怒は火のもゆるごとくなるべきか 四七 ねがはくはわが時のいかに短かきかを思ひたまへ、汝いたづら
にすべての人の子をつくりたまはんや 四八 誰かいきて死をみず又おのがたましひを陰間より救ひうるものあ
らんや、セラ 四九 主よなんぢが眞實をもてダビデに誓ひたまへる昔日のあはれみはいづこにありや 五十 主よねが
はくはなんぢの僕のうくる謗をみこゝろにとめたまへ、ヱホバよ汝のもろ／＼の仇はわれをそしりなんぢの
受膏者のあしあとをそしれり、我もろ／＼の民のそしりをわが懷中にいだく 五二 ヱホバは永遠にほむべきかな
アーメン、アーメン。

第九十篇　神の人モーセの祈禱

一 主よなんぢは往古より世々われらの居所にてましませり 二 山いまだ生いでず汝いまだ地と世界とをつく
りたまはざりしとき永遠よりとこしへまでなんぢは神なり 三 なんぢ人を塵にかへらしめて宣はく、人の子よ
なんぢら歸れと 四 なんぢの目前には千年もすでにすぐる昨日のごとく、また夜間のひと時にひとし 五 なん
ぢこれらを大水のごとく流去らしめたまふ、かれらは一夜の寢のごとく朝にはえいづる青草のごとし 六 朝に
はえいでてさかえ夕にはかられて枯るなり 七 われらはなんぢの怒によりて消うせ汝のいきどほりによりて
怖まどふ 八 汝われらの不義をみまへに置われらの隱れたるつみを聖顏のひかりのなかにおきたまへり 九 わ
れらのもろ／＼の日はなんぢの怒によりて過去りわれらがすべての年はつくるは一息のごとし 十 われらが
年をふる日は七十歲にすぎず、あるひは壯やかにして八十歲にいたらん、されどその誇るところは勤勞と
かなしみとのみ、その去ゆくこと速かにしてわれらもまた飛去れり 十一 誰かなんぢの怒のちからを知んや、たれ

か汝をおそるゝ畏にたくらへて汝のいきどほりをしらんや 十二 願くはわれらにおのが日をかぞふることををしへて智慧のこゝろを得しめたまへ 十三 ヱホバよ歸りたまへ斯ていくそのときを歴たまふや、ねがはくは汝のしもべらに係れるみこゝろを變たまへ 十四 ねがはくは朝にわれらを汝のあはれみにてあきたらしめ世をはるまで喜びたのしませたまへ 十五 汝がわれらを苦しめたまへるもろ〳〵の日とわれらが禍害にかゝれるもろ〳〵の年とにたくらべて我儕をたのしませたまへ 十六 なんぢの作爲をなんぢの僕等になんぢの榮光をその子等にあらはしたまへ 十七 斯てわれらの神ヱホバの佳美をわれらのうへにのぞましめ、われらの手のわざを我等のうへに確からしめたまへ、願くはわれらの手のわざを確からしめたまへ

第九十一篇

一 至上者のもとなる隱れたるところにすまふその人は全能者の蔭にやどらん 二 われヱホバのことを宣てヱホバはわが避所わが城わがよりたのむ神なりといはん 三 そは神なんぢを獵人のわなと毒をなす疫癘よりたすけいだしたまふべければなり 四 かれその翮をもてなんぢを庇ひたまはん、なんぢその翼の下にかくれん、その眞實は盾なり干なり 五 夜はおどろくべきことあり晝はとびきたる矢あり 六 幽暗にはあゆむ疫癘あり日午にはそこなふ勵しき疾あり、されどなんぢ畏るゝことあらじ 七 千人はなんぢの左にたふれ萬人はなんぢの右にたふる、されどその災害はなんぢに近くことなからん 八 なんぢの眼はたゞこの事をみるのみ、なんぢ惡者のむくいを見ん 九 なんぢ曩にいへりヱホバはわが避所なりと、なんぢ至上者をその住居となしたれば 十 災害なんぢにいたらず苦難なんぢの幕屋にちかづかじ 十一 そは至上者なんぢのためにその使者輩におほせて汝があゆむもろ〳〵の道になんぢを守らせたまへばなり 十二 かれら手にてなんぢの足の石にふれざらんために汝をさゝへん 十三 なんぢは獅と蝮とをふみ壯獅と蛇とを足の下にふみにじらん 十四 かれその愛をわれにそゝげる

がゆゑに我これを助けん、かれわが名をしるがゆゑに我これを高處におかん 十五 かれ我をよばゞ我こたへん
我その苦難のときに偕にをりて之をたすけ之をあがめん 十六 われ長壽をもてかれを足はしめ且わが救をしめ
さん

第九十二篇　安息日にもちゐる歌なり讚美なり

一 いとたかき者よヱホバにかんしやし聖名をほめたゝふるは善かな 二 あしたに汝のいつくしみをあらはし
夜々なんぢの眞實をあらはすに 三 十絃のなりものと箏とをもちゐ琴の妙なる音をもちゐるはいと善かな 四
そはヱホバよなんぢその作爲をもて我をたのしませたまへり我なんぢの手のわざをよろこびほこらん 五 ヱ
ホバよ汝のみわざは大なるかな汝のもろ〳〵の思念はいとふかし 六 無知者はしることなく愚なるものは之
をさとらず 七 惡きものは草のごとくもえいで不義をおこなふ衆庶はさかゆるとも遂にはとこしへにほろび
ん 八 されどヱホバよ汝はとこしへに高處にましませり 九 ヱホバよ吁なんぢの仇あゝなんぢの仇はほろび
ん不義をおこなふ者はこと〴〵く散されん 十 されど汝わが角をたかくあげて野の牛のつのゝごとくならし
めたまへり我はあたらしき膏をそゝがれたり 十一 又わが目はわが仇につきて願へることを見わが耳はわれに
さからひておこりたつ惡をなすものにつきて願へることをきゝたり 十二 義しきものは棕櫚の樹のごとく榮え
レバノンの香柏のごとくそだつべし 十三 ヱホバの宮にうゑられしものはわれらの神の大庭にさかえん 十四 かれ
らは年老てなほ果をむすび豐かにうるほひ綠の色みちみちて 十五 ヱホバの直きものなることを示すべし、ヱホ
バはわが巖なりヱホバには不義なし

第九十三篇

一 ヱホバは統御たまふ、ヱホバは稜威をきたまへり、ヱホバは能力をころもとなし帶となしたまへり、されば世

た世界もかたくたちて動かさるゝことなし 二 なんぢの寶座はいにしへより堅くたちぬ、汝はとこしへより在せり 三 大水はこゑをあげたり、ヱホバよおほみづは聲をあげたり、おほみづは浪をあぐ 四 ヱホバは高處にいましてその威力はおほくの水のこゑ海のさかまくにまさりて盛んなり 五 なんぢの證詞はいとかたし、ヱホバよ聖潔はなんぢの家にとこしへまでも適應なり

第九十四篇

一 ヱホバよ仇をかへすは汝にあり神よあたを報すはなんぢにあり、ねがはくは光をはなちたまへ 二 世をさばきたまふものよ願くは起てたかぶる者にそのうくべき報をなしたまへ 三 ヱホバよ惡きもの幾何のときを經んとするや、あしきもの勝誇りていくそのとしを經るや 四 かれらはみだりに言をいだして誇りものいふ、すべて不義をおこなふ者はみづから高ぶれり 五 ヱホバよ彼等はなんぢの民をうちくだき、なんぢの業をそこなふ 六 かれらは嫠婦と旅人との生命をうしなひ孤子をころす 七 かれらはいふ、ヤハは見ずヤコブの神はさとらざるべしと 八 民のなかなる無知よ、なんぢらさとれ愚かなる者よいづれのときにか智からん 九 みゝを植るものきくことをせざらんや目をつくれるもの見ることをせざらんや 十 もろ〳〵の國ををしふる者たゞすことを爲ざらんや、人に知識をあたふる者なることなからんや 十一 ヱホバは人の思念のむなしきを知りたまふ 十二 ヤハよなんぢの懲しめたまふ人なんぢの法ををしへらるゝ人はさいはひなるかな 十三 かゝる人をわざはひの日よりのがれしめ惡きもののために坑のほらるゝまでこれに平安をあたへたまはん 十四 そはヱホバその民をすてたまはず、その嗣業をはなれたまはざるなり 十五 審判はたゞしきにかへり心のなほき者はみなその後にしたがはん 十六 誰かわがために起りたちて惡きものを責んや、たれか我がために立て不義をおこなふ者をせめんや 十七 もしヱホバ我をたすけたまはざりせばわが靈魂はとくに幽寂ところに住ひしならん 十八 されどわが足すべりぬ

とゐひしとき、エホバよなんぢの憐憫われをさゝへたまへり 十九 わがうちに憂慮のみつる時なんぢの安慰わが
たましひを喜ばせたまふ 二十 法律をもて害ふことをはかる惡の位はなんぢに親むことを得んや 二一 彼等はあひ
かたらひて義人のたましひをせめ罪なき血をつみに定む 二二 然はあれどエホバはわがたかき櫓わが神はわ
が避所の磐なりき 二三 神はかれらの邪曲をその身におはしめ、かれらをその惡き事のなかに滅したまはん われ
らの神エホバはこれを滅したまはん

第九十五篇

一 率われらエホバにむかひてうたひ、すくひの磐にむかひてよろこばしき聲をあげん 二 われら感謝をもてそ
の前にゆきエホバにむかひ歌をもて歓ばしきこゑをあげん 三 そはエホバは大なる神なり、もろ〳〵の神にま
される大なる王なり 四 地のふかき處みなその手にあり山のいたゞきもまた神のものなり 五 うみは神のもの
その造りたまふところ旱ける地もまたその手にて造りたまへり 六 いざわれら拜みひれふし我儕をつくれ
る主エホバのみまへに曲跪くべし 七 彼はわれらの神なり、われらはその草苑の民その手のひつじなり、今日な
んぢらがその聲をきかんことをのぞむ 八 なんぢらメリバに在しときのごとく野なるマサにありし日の如く
その心をかたくなにするなかれ 九 その時なんぢらの列祖われをこゝろみ我をためし又わがわざをみたり 十 わ
れその代のためにうれへて四十年を歴、われいへり、かれらは心あやまれる民わが道を知ざりきと 十一 このゆゑ
に我いきどほりて彼等はわが安息にいるべからずと誓ひたり

第九十六篇

一 あたらしき歌をエホバにむかひてうたへ、全地よエホバにむかひて謳ふべし 二 エホバに向ひてうたひその
名をほめよ、日ごとにその救をのべつたへよ 三 もろ〳〵の國のなかにその榮光をあらはし、もろ〳〵の民のな

かにその奇しきみわざを顯すべし　四 そはヱホバはおほいなり大にほめたゝふべきものなり、もろ〳〵の神に
まさりて畏るべきものなり　五 もろ〳〵の民のすべての神はことごとく虚し、されどヱホバはもろ〳〵の天を
つくりたまへり　六 尊貴と稜威とはその前にあり能と善美とはその聖所にあり　七 もろ〳〵の民のやからよ榮
光とちからとをヱホバにあたへよヱホバにあたへよ　八 その聖名にかなふ榮光をもてヱホバにあたへ獻物を
たづさへてその大庭にきたれ　九 きよき美しきものをもてヱホバををがめ全地よその前にをのゝけ　十 もろも
ろの國のなかにいへ、ヱホバは統御たまふ世界もかたくたちて動かさるゝことなし、ヱホバは正直をもてすべ
ての民をさばきたまはんと　十一 天はよろこび地はたのしみ海とそのなかに盈るものとはなりどよみ　十二 田畑と
その中のすべての物とはよろこぶべし、かくて林のもろ〳〵の樹もまたヱホバの前によろこびうたはん　十三 ヱ
ホバ來りたまふ地をさばかんとて來りたまふ、義をもて世界をさばきその眞實をもてもろ〳〵の民をさばき
たまはん

第九十七篇

一 ヱホバは統御たまふ、全地はたのしみ多くの島々はよろこぶべし　二 雲とくらきとはその周環にあり、義と公
平とはその寶座のもとゐなり　三 火ありそのみまへにすゝみ、その四周の敵をやきつくす　四 ヱホバのいなびか
りは世界をてらす、地これを見てふるへり　五 もろ〳〵の山はヱホバのみまへ全地の主のみまへにて蠟のごと
くとけぬ　六 もろ〳〵の天はその義をあらはし、よろづの民はその榮光をみたり　七 すべてきざめる像につかへ
虚しきものによりてみづから誇るものは恥辱をうくべし、もろ〳〵の神よみなヱホバをふしをがめ　八 ヱホバ
よなんぢの審判のゆゑによりシオンはきゝてよろこびユダの女輩はみな樂しめり　九 ヱホバよなんぢ全地の
うへにましまして至高く、なんぢもろ〳〵の神のうへにましまして至貴とし　十 ヱホバを愛しむものよ惡をにく

め、エホバはその聖徒のたましひをまもり之をあしきものゝ手より助けいだしたまふ 十一 光はたゞしき人のた
めにまかれ欣喜はこゝろ直きもののために播れたり 十二 義人よエホバによりて喜べ、そのきよき名に感謝せよ

第九十八篇

一 あたらしき歌をエホバにむかひてうたへ、そは妙なる事をおこなひその右の手そのきよき臂をもて己のた
めに救をなし畢たまへり 二 エホバはそのすくひを知しめ、その義をもろ〳〵の國人の目のまへにあらはし給へ
り 三 又その憐憫と眞實とをイスラエルの家にむかひて記念したまふ、地の極もことごとくわが神のすくひを
見たり 四 全地よエホバにむかひて歡ばしき聲をあげよ聲をはなちてよろこびうたへ讃うたへ 五 琴をもてエ
ホバをほめうたへ琴の音と歌のこゑとをもてせよ 六 ラッパと角笛をふきならし王エホバのみまへによろこば
しき聲をあげよ 七 海とそのなかに盈るもの世界とせかいにすむものと鳴響むべし 八 大水はその手をうち、も
ろもろの山はあひともにエホバの前によろこびうたふべし 九 エホバ地をさばかんために來りたまへばなり、
エホバ義をもて世界をさばき公平をもてもろもろの民をさばきたまはん

第九十九篇

一 エホバは統御たまふ、もろもろの民はをのゝくべし、エホバはケルビムの間にいます、地ふるはん 二 エホバは
シオンにましまして大なり、もろもろの民にすぐれてたふとし 三 かれらは汝のおほいなる畏るべき名をほめ
たゝふべし、エホバは聖なるかな 四 王のちからは審判をこのみたまふ、汝はかたく公平をたてヤコブのなかに
審判と公義とをおこなひたまふ 五 われらの神エホバをあがめ、その承足のもとにて拜みまつれ、エホバは聖な
るかな 六 その祭司のなかにモーセとアロンとあり、その名をよぶ者のなかにサムエルあり、かれらエホバをよ
びしに應へたまへり 七 エホバ雲の柱のうちにましましてかれらに語りたまへり、かれらはその證詞とその賜

りたる律法とを守りたりき 八 われらの神エホバよなんぢ彼等にこたへたまへりかれらのなしゝ事にむくい
たまひたれどまた赦免をあたへたまへる神にてましませり 九 われらの神エホバを崇めそのきよき山にてを
がみまつれ、そはわれらの神エホバは聖なるなり

第百篇　感謝のうた

一 全地よエホバにむかひて歡びの聲をあげよ 二 欣喜をいだきてエホバに事へうたひつゝその前にきたれ 三
知れエホバこそ神にますなれ、われらを造りたまへるものはエホバにましませば我儕はその屬なり、われらはそ
の民その草苑のひつじなり 四 感謝しつゝその門にいり、ほめたゝへつゝその大庭にいれ感謝してその名をほめ
たゝへよ 五 エホバはめぐみふかくその憐憫かぎりなくその眞實よろづ世におよぶべければなり

第百一篇　ダビデのうた

一 われ憐憫と審判とをうたはん、エホバよ我なんぢを讃うたはん 二 われ心をさとくして全き道をまもらん、な
んぢいづれの時われにきたりたまふや、我なほき心をもてわが家のうちをありかん 三 われわが眼前にいやしき
事をおかず、われ叛くもののわざを惡む、そのわざは我につかじ 四 僻める心はわれよりさられん、惡きもの
を知ることをこのまず 五 隱かにその友をそしるものは我これをほろぼさん、高ぶる眼また驕れる心のものは
我これを忍ばじ 六 わが眼は國のうちの忠なる者をみて之をわれとともに住はせん、全き道をあゆむ人はわ
れに事へん 七 欺くことをなす者はわが家のうちに住むことをえず虛僞をいふものはわが目前にたつことを
得じ 八 われ朝な〳〵この國のあしき者をことごとく滅しエホバの邑より不義をおこなふ者をことごとく絕
除かん

第百二篇　なやみたる者おもひくづほれてその歎息をエホバの前にそゝぎいだせると

その祈禱

一 ヱホバよわが祈をきゝたまへ願くはわが號呼のこゑの御前にいたらんことを 二 わが窮苦の日みかほを蔽
ひたまふなかれ、なんぢの耳をわれにかたぶけ我がよぶ日にすみやかに我にこたへたまへ 三 わがもろ〳〵の
日は煙のごとくきえ、わが骨はたきゞのごとく焚るゝなり 四 わがこゝろは草のごとく擊れて萎れたり、われ
糧をくらふを忘れしによる 五 わが歎息のこゑによりてわが骨はわが肉につく 六 われは野の鸅鸆のごとく荒
たる跡のふくろふのごとくになりぬ 七 われ醒てねぶらず、たゞ友なくして屋蓋にをる雀のごとくなれり 八 わ
が仇はひねもす我をそしる、猖狂ひて我をせむるもの我をさして誓ふ 九 われは糧をくらふごとくに灰をくら
ひわが飲ものには涙をまじへたり 十 これ皆なんぢの怒と忿恚とによりてなり、なんぢ我をもたげてなげすて
給へり 十一 わが齡はかたぶける日影のごとし、またわれは草のごとく萎れたり 十二 されどヱホバよなんぢは永遠
にながらへ、そのみ名はよろづ世にながらへん 十三 なんぢ起てシオンをあはれみたまはん、そはシオンに恩惠をほ
どこしたまふときなり、そのさだまれる期すでに來れり 十四 なんぢの僕はシオンの石をもよろこび、その塵をさ
へ愛しむ 十五 もろ〳〵の國はヱホバの名をおそれ地のもろ〳〵の王はその榮光をおそれん 十六 ヱホバはシオン
をきづき榮光をもてあらはれたまへり 十七 ヱホバは乏しきものゝ祈をかへりみ彼等のいのりを藐しめたまは
ざりき 十八 來らんとするのちの世のためにこの事をしるさん、新しくつくられたる民はヤハをほめたゝふ
べし 十九 ヱホバはその聖所のたかき所よりみおろし天より地をみたまへり 二十 これ俘囚のなげきをきゝ死にさ
だまれる者をときはなち 二十一 人々のシオンにてヱホバの名をあらはしヱルサレムにてその頌美をあらはさん
が爲なり 二十二 かゝる時にもろ〳〵の民もろ〳〵の國つどひあつまりてヱホバに事へまつらん 二十三 ヱホバはわがち
からを途にておとろへしめ、わが齡をみじかゝらしめ給へり 二十四 我いへり、ねがはくはわが神よわがすべての日

のなかばにて我をとりさりたまふなかれ、汝のよはひは世々かぎりなし 二五 汝いにしへ地の基をすゑたまへり、天
もまたなんぢの手の工なり 二六 これらは亡びん、されど汝はつねに存らへたまはん、これらはみな衣のごとくふ
るびん、汝これらを袍のごとく更たまはん、されば彼等はうつらん 二七 然れども汝はかはることなし、なんぢの齢
はをはらざるなり 二八 汝のしもべの子輩はながらへん、その裔はかたく前にたてらるべし

第百三篇　ダビデのうた

一 わが霊魂よヱホバをほめまつれ、わが衷なるすべてのものよそのきよき名をほめまつれ 二 わがたましひよ
ヱホバを讃まつれ、そのすべての恩恵をわするるなかれ 三 ヱホバはなんぢがすべての不義をゆるし汝のすべ
ての疾をいやし 四 なんぢの生命をほろびより贖ひいだし仁慈と憐憫とを汝にかうぶらせ 五 なんぢの口を嘉
物にてあかしめたまふ、斯てなんぢは壯ぎて鷲のごとく新になるなり 六 ヱホバはすべて虐げらるる者のため
に公義と審判とをおこなひたまふ 七 おのれの途をモーセにしらしめ、おのれの作爲をイスラエルの子輩にし
らしめたまへり 八 ヱホバはあはれみと恩恵にみちて怒たまふことおそく仁慈ゆたかにましませり 九 恒にせ
むることをせず永遠にいかりを懐きたまはざるなり 十 ヱホバはわれらの罪の量にしたがひて我儕をあしら
ひたまはず、われらの不義のかさにしたがひて報いたまはざりき 十一 ヱホバをおそるるものにヱホバの賜ふそ
のあはれみは大にして天の地よりも高きがごとし 十二 そのわれらより愆をとほざけたまふことは東の西より
遠きがごとし 十三 ヱホバの己をおそるる者をあはれみたまふことは父がその子をあはれむが如し 十四 ヱホバは
我儕のつくられし狀をしり、われらの塵なることを念ひたまへばなり 十五 人のよはひは草のごとく、その榮は
野の花のごとし 十六 風すぐれば失てあとなくその生いでし處にとへど尚しらざるなり 十七 然はあれど、ヱホバの
憐憫はとこしへより永遠までヱホバをおそるるものにいたり、その公義は子孫のまた子孫にいたらん 十八 その

契約をまもりその訓諭を心にとめて行ふものがその人なる 十九 エホバはその寶座をもろ〳〵の天にかたく置
たまへり、その政權はよろづのものゝうへにあり 二十 エホバにつかふる使者よ、エホバの聖言のこゑをきゝその
聖言をおこなふ勇士よ、エホバをほめまつれ 二一 その萬軍よ、その聖旨をおこなふ僕輩よ、エホバをほめまつれ 二二
その造りたまへる萬物よ、エホバの政權の下なるすべての處にてエホバをほめよ、わがたましひよエホバを
讃まつれ

第百四篇

一 わが靈魂よエホバをほめまつれ、わが神エホバよなんぢは至大にして尊貴と稜威とを衣たまへり 二 なんぢ
光をころものごとくにまとひ天を幕のごとくにはり 三 水のなかにおのれの殿の棟梁をおき雲をおのれの車
となし風の翼にのりあるき 四 かぜを使者となし熖のいづる火を僕となしたまふ 五 エホバは地を基のうへに
おきて永遠にうごくことなからしめたまふ 六 衣にておほふがごとく大水にて地をおほひたまへり、水たゝへ
て山のうへをこゆ 七 なんぢ叱咤すれば水しりぞき汝いかづちの聲をはなてば水たちまち去ぬ 八 あるひは山
にのぼり或ひは谷にくだりて汝のさだめたまへる所にゆけり 九 なんぢ界をたてゝ之をこえしめず、ふたゝび
地をおほふことなからしむ 十 エホバはいづみを谷にわきいだしたまふ、その流は山のあひだにながる 十一 かく
て野のもろ〳〵の獸にのましむ、野の驢馬もその渇をやむ 十二 空の鳥もそのほとりにすみ樹梢の間よりさえづ
りうたふ 十三 エホバはその殿よりもろ〳〵の山に灌漑たまふ地はなんぢのみわざの實によりて飽足ぬ 十四 エホ
バは草をはえしめて家畜にあたへ田產をはえしめて人の使用にそなへたまふ、かく地より食物をいだしたま
ふ 十五 人のこゝろを歡ばしむる葡萄酒、ひとの顏をつやゝかならしむるあぶら、人のこゝろを强からしむる糧ど
もなり 十六 エホバの樹とその植たまへるレバノンの香柏とは飽足ぬべし 十七 鳥はそのなかに巣をつくり鶴は松

をりの棲とせり 十八 たかき山は山羊のすまひ磐石は山鼠のかくるゝ所なり 十九 エホバは月をつくりて時をつか
さどらせたまへり日はその西にいることをしる 二十 なんぢ黒暗をつくりたまへば夜あり、そのとき林のけもの
は皆しのび〳〵に出きたる 二一 わかき獅ほえて餌をもとめ神にくひものをもとむ 二二 日いづれば退きてその穴
にふす 二三 人はいでゝ工をとりその勤勞はゆふべにまでいたる 二四 エホバよなんぢの事跡はいかに多なる、これ
らは皆なんぢの智慧にてつくりたまへり、汝のもろ〳〵の富は地にみつ 二五 かしこに大なるひろき海あり、その
なかに數しられぬ匍ふものの小なる大なる生るものあり 二六 舟そのうへをはしり汝のつくりたまへる鰐そのう
ちにあそびたはぶる 二七 かれら皆なんぢを俟望む、なんぢ宜時にくひものを之にあたへたまふ 二八 彼等はなんぢ
の予へたまふ物をひろふ、なんぢ手をひらきたまへばかれら嘉物にあきたりぬ 二九 なんぢ面をおほひたまへば
彼等はあわてふためく汝かれらの氣息をとりたまへばかれらは死て塵にかへる 三十 なんぢ靈をいだしたまへ
ば百物みな造らる、なんぢ地のおもてを新にしたまふ 三一 願くはエホバの榮光とこしへにあらんことを、エホバ
そのみわざを喜びたまはんことを 三二 エホバ地をみたまへば地ふるひ、山にふれたまへば山は煙をいだす 三三 生
るかぎりはエホバに向ひてうたひ我ながらふるほどはわが神をほめうたはん 三四 エホバをおもふわが思念は
たのしみ深からん、われエホバによりて喜ぶべし 三五 罪人は地より絶滅され、あしきものは復あらざるべし、わが
靈魂よエホバをほめまつれ　エホバを讃稱へよ

第百五篇

一 エホバに感謝しその名をよび、そのなしたまへる事をもろ〳〵の民衆のなかにしらしめよ 二 エホバにむか
ひてうたへエホバを讃うたへ、そのもろ〳〵の妙なる事跡をかたれ 三 そのきよき名をほこれ、エホバをたづね
もとむるものの心はよろこぶべし 四 エホバとその能力とをたづねもとめよ、つねにその聖顔をたづねよ 五 そ

の僕アブラハムの裔よ、ヤコブの子輩よ、そのえらびたまひし所のものよ、そのなしたまへる妙なるみわざと奇
しき事跡とその口のさばきとを心にとむれ　七 彼はわれらの神エホバなり、そのさばきは全地にあり　八 エホ
バはたえずその契約をみこころに記たまへり、此はよろづ代に命じたまひし聖言なり　九 アブラハムとむすび
たまひし契約イサクに與へたまひし誓なり　十 之をかたくしヤコブのために法律となしイスラエルのために
とこしへの契約となして　十一 言たまひけるは我なんぢにカナンの地をたまひてなんぢらの嗣業の分となさん
十二 この時かれらの數おほからず甚すくなくしてかしこにて旅人となり　十三 この國よりかの國にゆきこの國よ
りほかの民にゆけり　十四 人のかれらを虐ぐるをゆるしたまはず、かれらの故によりて王たちを懲しめて　十五 宣給
くわが受膏者たちにふるるなかれ、わが預言者たちをそこなふなかれ　十六 エホバは饑饉を地にまねき人の杖と
する糧をことごとく碎きたまへり　十七 又かれらの前にひとりを遣したまへり、ヨセフはうられて僕となりぬ　十八
かれら足械をもてヨセフの足をそこなひ、くろかねの鏈をもてその靈魂をつなげり　十九 斯てそのことばの驗を
うるまでに及ぶエホバのみことば彼をこころみたまへり　二十 王は人をつかはしてこれを解もろもろの民の長
はこれをゆるし　二一 之をその家司となしその財寶をことごとく司らせ　二二 その心のままにかの國のきみたち
を縛しめ長老たちに智慧ををしへしむ　二三 イスラエルも亦エジプトにゆきヤコブはハムの地にやどれり　二四 エ
ホバはその民を大にましくはへ之をその敵よりも強くしたまへり　二五 また敵のこころをかへておのれの民を
にくましめおのれの僕輩をあざむき待さしめたまへり　二六 又その僕モーセとその選びたまへるアロンと
を遣したまへり　二七 かれらはエホバの預兆をハムの地におこなひ、またその國にくすしき事をおこなへり　二八 エ
ホバは闇をつかはして暗くしたまへり、かれらはその聖言にそむくことをせざりき　二九 彼等のすべての水を血に
かへてその魚をころしたまへり　三十 その國は蛙むれいでて王の殿のうちにまでみちふさがりぬ　三一 エホバ

いひたまへば蠅むらがり蚤そのすべての境にいりきたりぬ 三二 また雨にかへて雹をかれらに與へ、もゆる火を
かれらの國にふらし 三三 かれらの葡萄の樹といちじくの樹とをうちその境のもろ〳〵の樹ををりくだきたま
へり 三四 エホバいひたまへば算しられぬ蝗と蝻ときたり 三五 かれらの國のすべての田產をはみつくし、その地の
すべての實を食つくせり 三六 エホバはかれらの國のすべての首出者をうち、かれらのすべての力の始をうちた
まへり 三七 しろかね黄金をたづさへて彼等をいでゆかしめたまへり、その家族のうちに一人のよわき者もなか
りき 三八 エジプトはかれらの出るをよろこべり、かれらをおそるゝの念そのうちにおこりたればなり 三九 エホバ
は雲をしきて蓋となし夜は火をもて照したまへり 四十 又かれらの求によりて鶉をきたらしめ天の餅にてかれ
らを飽しめたまへり 四一 磐をひらきたまへば水ほとばしりいで潤ひなきところに川をなして流れいでたり 四二
エホバそのきよき聖言とその僕アブラハムとをおもひいでたまひたればなり 四三 その民をみちびきて歡びつ
ついでしめ、その選へる民をみちびきて謳ひつゝいでしめたまへり 四四 もろ〳〵の國人の地をかれらに與へ
たまひしかば彼等もろ〳〵のたみの勤勞をおのが有とせり 四五 これ彼等がその律にしたがひその法をまもら
んが爲なりエホバをほめたゝへよ

第百六篇

一 エホバをほめたゝへエホバに感謝せよ、そのめぐみはふかくその憐憫はかぎりなし 二 たれかエホバの力あ
る事跡をかたり、その讃べきことを悉とくいひあらはし得んや 三 審判をまもる人々つねに正義をおこなふ者
はさいはひなり 四 エホバよなんぢの民にたまふ惠をもて我をおぼえ、なんぢの救をもてわれに臨みたまへ 五
さらば我なんぢの撰びたまへる者のさいはひを見なんぢの國の歡喜をよろこび、なんぢの產業とともに誇る
ことをせん 六 われら列祖とともに罪ををかせり我儕よこしまをなし惡をおこなへり 七 われらの列祖はなん

ちがエジプトにてなしたまへる奇しき事跡をさとらず汝のあはれみの豊かなるを心にとめず海のほとり即
ち紅海のほとりにて逆きたり　八　されどエホバはその名のゆゑをもて彼等をすくひたまへり、これ大なる能
力をしらしめんとてなり　九　また紅海を叱咤したまひたれば乾きたり、かくて民をみちびきて野をゆくがごと
くに淵をすぎしめ　十　恨むるものゝ手よりかれらをすくひ仇の手よりかれらを贖ひたまへり　十一　水その敵をお
ほひたればその一人だにのこりし者なかりき　十二　このとき彼等そのみことばを信じその頌美をうたへり　十三　彼
等しばしがほどにその事跡をわすれ、その訓誨をまたず　十四　野にていたくむさぼり荒野にて神をこゝろみたり
十五　エホバはかれらの願欲をかなへたまひしかどその靈魂をやせしめたまへり　十六　たみは營のうちにてモー
セを嫉みエホバの聖者アロンをねたみしかば　十七　地ひらけてダタンを呑みアビラムの黨類をおほひ　十八　火はこ
のともがらの中にもえおこり焔はあしき者をやきつくせり　十九　かれらはホレブの山にて犢をつくり鑄たる像
ををがみたり　二十　かくの如くおのが榮光をかへて草をくらふ牛のかたちに似ず　二十一　救主なる神はエジプトにて
大なるわざをなし　二十二　ハムの地にて奇しき事跡をなし紅海のほとりにて懼るべきことをなしたまへり、かれは
斯る神をわすれたり　二十三　この故にエホバかれらを亡さんと宣まへり、されど神のえらみたまへる者モーセやぶ
れの間隙にありてその前にたちてその烈怒をひきかへして滅亡をまぬかれしめたり　二十四　かれら美しき地を蔑
しそのみことばを信ぜず　二十五　剰さへその幕屋にてつぶやきエホバの聲をもきかざりき　二十六　この故に手をあげて
彼等にむかひたまへり、これ野にてかれらを殪れしめんとし　二十七　又もろ〳〵の國のうちにてその裔をたふれし
め、もろ〳〵の地にかれらを散さんとしたまへるなり　二十八　かれらはバアルペオルにつきて死るものゝ祭物をく
らひたり　二十九　斯のごとくその行爲をもてエホバの烈怒をひきいだしければはやみ侵しいりたり　三十　そのときピ
ネハスたちて審判をなせり、かくて疫癘はやみぬ　三十一　ピネハスは萬代までとこしへにこのことを義とせられた

三二 民メリバの水のほとりにてヱホバの烈怒をひきおこしゝかバかれらの故によりてモーセも禍害にあへ
り 三三 かれら神の靈にそむきしかバモーセその口唇にて妄にものいひたれバなり 三四 かれらハヱホバの命じた
まへる事にしたがはずしてもろ〳〵の民をほろぼさず 三五 反てもろ〳〵の國人とまじりをりてその行爲にな
らひ 三六 おのが罠となりしその偶像につかへたり 三七 かれらハその子女を鬼にさゝぐ 三八 罪なき血すなはちカ
ナンの偶像にさゝげたる己がむすこむすめの血をながしぬ、斯てくにハ血にてけがされたり 三九 またそのわざ
ハ自己をけがし、そのおこなふところハ姦淫なり 四十 このゆゑにヱホバの怒その民にむかひて起り、その嗣業を
にくみて 四一 かれらをもろ〳〵の國の手にわたしたまへり、彼等ハおのれを恨むるものに制へられ 四二 おのれの
仇にしへたげられ、その手の下にうちふせられたり 四三 ヱホバはしば〳〵助けたまひしかどかれらハ謀略をま
うけて逆き、そのよこしまに卑くせられたり 四四 されどヱホバはかれらの哭聲をきゝたまひしときその患難を
かへりみ 四五 その契約をかれらの爲におもひいだし、その憐憫のゆたかなるにより聖意をかへさせ給ひて 四六 か
れらを己がとりこにせられたる者どもに憐まるゝことを得しめたまへり 四七 われらの神ヱホバよ、われらをす
くひて列邦のなかより取集めたまへ、われらハ聖名に謝し、なんぢのほむべき事をほこらん 四八 イスラエルの神
ヱホバハとこしへより永遠までほむべきかな、すべての民ハアーメンととなふべし、ヱホバを讃稱へよ

第百七篇

一 ヱホバに感謝せよ、ヱホバハ惠ふかくましましてその憐憫かぎりなし 二 ヱホバの救贖をかうぶる者ハみな
然いふべきなり 三 ヱホバハ敵の手よりかれらを贖ひもろ〳〵の地より東西南北よりとりあつめたまへ
り 四 かれら野にてあれはてたる路にさまよひその住ふべき邑にあはざりき 五 かれら飢また渇きそのうちの
靈魂おとろへたり 六 斯てその困苦のうちにてヱホバをよばはりたれバヱホバこれを患難よりたすけいだし

七住ふべき邑にゆかしめんとて直き路にみちびきたまへり　八願くはすべての人はヱホバの恵により人の子
になしたまへる奇しき事跡によりてヱホバを讃稱んことを　九ヱホバは渇きしたふ靈魂をたらはせ飢たるた
ましひを嘉物にてあかしめたまへばなり　十くらきと死の蔭とに居るもの患難とくろがねとに縛しめらるゝ
もの　十一神の言にそむき至高者のをしへを蔑しめければ　十二勤勞をもてその心をひくゝしたまへり、かれら仆れ
たれど助くるものもなかりき　十三斯てその困苦のうちにてヱホバをよばゝりたればヱホバこれを患難よりすく
ひ　十四くらきと死のかげより彼等をみちびき出してその械をこぼちたまへり　十五願くはすべての人はヱホバ
の恵により人の子になしたまへる奇しき事跡によりてヱホバを讃稱へんことを　十六そはあかゞねの門をこぼ
ち、くろがねの關木をたちきりたまへり　十七愚かなる者はおのが愆の道により己がよこしまによりて惱めり　十八
かれらの靈魂はすべての食物をきらひて死の門にちかづく　十九かくてその困苦のうちにてヱホバをよばふ、ヱ
ホバこれを患難よりすくひたまふ　二十その聖言をつかはして之をいやし之をその滅亡よりたすけいだしたま
ふ　二一願くはすべての人はヱホバのめぐみにより人の子になしたまへる奇しき事跡によりてヱホバをほめたゝ
へんことを　二二かれらは感謝のそなへものをさゝげ喜びうたひてその事跡をいひあらはすべし　二三舟にて海に
うかび大洋にて事をいとなむ者は　二四ヱホバのみわざを見また淵にてその奇しき事跡をみる　二五ヱホバ命じた
まへばあらき風おこりてその浪をあぐ　二六かれら天にのぼりまた淵にくだり患難によりてその靈魂とけさり
二七左右にかたぶき醉たる者のごとく蹌踉てなす所をしらず　二八かくてその困苦のうちにてヱホバをよばゝ
ふ、ヱホバこれを患難よりたづさへいで　二九狂風をしづめて浪をおだやかになし給へり　三十かれらはおのが靜か
なるをよろこぶ、斯てヱホバはかれらをその望むところの湊にみちびきたまふ　三一願くはすべての人ヱホバの
恵により人の子になしたまへる奇しき事跡によりてヱホバをほめたゝへんことを　三二かれら民の會にてこれ

をあがめ長老の座にてこれを讚稱ふべし 三三 ヱホバは河を野にかはらせ泉をかわける地に變らせ 三四 また豐か
なる地にすめる民の惡によりてこゝを鹵の地にかはらせたまふ 三五 野を池にかはらせ乾ける地をいづみにか
はらせ 三六 こゝに餓たるものを住はせたまふ、されば彼らは己がすまひの邑をたて 三七 田にたねをまき葡萄園
をまうけてそのむすべる實をえたり 三八 ヱホバはかれらの甚くふゑひろごれるまでに惠をあたへその牲畜の
へることをも許したまはず 三九 されどまた虐待くるしみ悲哀によりて減ゆき且うなだれたり 四十 ヱホバもろも
ろの君に侮辱をそゝぎ道なき荒地にさまよはせたまふ 四一 然はあれど貧しきものを患難のうちより擧てその
家族をひつじの群のごとくならしめたまふ 四二 直きものは之をみて喜びもろもろの不義はその口をふさがん
四三 すべて慧者はこれらのことに心をよせヱホバの憐憫をさとるべし

第百八篇

ダビデの歌なり讚美なり

一 神よわが心はさだまれり我謳ひまつらん稱まつらん、我榮をもてたゝへまつらん 二 箏よ琴よさむべし、われ黎
明をよびさまさん 三 ヱホバよ我もろもろの民のなかにて汝に感謝し、もろもろの國のなかにてなんぢをほめ
うたはん 四 そは汝のあはれみは大にして天のうへにあがり、なんぢの眞實は雲にまでおよぶ 五 神よねがはく
はみづからを天よりもたかくし榮光を全地のうへに擧たまへ 六 ねがはくは右の手をもて救をほどこし、われ
らに答をなして愛しみたまふものに助をえしめたまへ 七 神はその聖をもていひたまへり、われ甚くよろこば
ん我シケムをわかちスコテの谷をはからん 八 ギレアデはわがものマナセはわが有なりエフライムも亦わが
首のまもりなりユダはわが杖 九 モアブはわが足盥なりエドムにはわが履をなげんペリシテよわが故により
て聲をあげよと 十 誰かわれを堅固なる邑にすゝましめんや誰かわれをみちびきてエドムにゆきしや 十一 神よ
なんぢはわれらを棄たまひしにあらずや、神よなんぢはわれらの軍とゝもに出ゆきたまはず 十二 ねがはくは助

をわれにあたへて敵にむかはしめたまへ、人のたすけは空しければなり 十三 われは神によりて勇ましくはたらか
ん、われらの敵をふみたまふものは神なればなり

第百九篇　伶長にうたはしめたるダビデのうた

一 わが讃たゝふる神よもだしたまふなかれ 二 かれらは惡の口とあざむきの口とをあけて我にむかひ、いつは
りの舌をもて我にかたり 三 うらみの言をもて我をかこみ、ゆゑなく我をせめて闘ふことあればなり 四 われ愛
するにかれら反りてわが敵となる、われたゞ祈るなり 五 かれらは惡をもてわが善にむくい恨をもてわが愛に
むくいたり 六 ねがはくは彼のうへに惡人をたてゝその右方に敵をたゝしめたまへ 七 かれが鞫かるゝときはう
の罪をあらはにせられ又そのいのりは罪となり 八 その日はすくなく、その職はほかの人にえられ 九 その子輩
はみなしごとなり、その妻はやもめとなり 十 その子輩はさすらひて乞丐そのあれたる處よりいできたりて食
をもとむべし 十一 彼のもてるすべてのものは債主にうばゝれ、かれの勤勞は外人にかすめらるべし 十二 かれに惠
をあたふる人ひとりだになく、かれの孤子をあはれむ者もなく 十三 その裔はたゝれその名はつぎの世にきえうす
べし 十四 その父等のよこしまはエホバのみこゝろに記され、その母のつみはきえざるべし 十五 かれらは恒にエホ
バの前におかれ、その名は地より斷るべし 十六 かゝる人はあはれみを施すことをおもはず反りて貧しきもの乏
しきもの心のいためる者をころさんとして攻たりき 十七 かゝる人は詛ふことをこのむ、この故にのろひ己にい
たる、惠むことをたのしまず、この故にめぐみ己にとほざかれり 十八 かゝる人はころものごとくに詛をきる、その
故にのろひ水のごとくにおのれの衷にいり油のごとくにおのれの骨にいれり 十九 ねがはくは詛をおのれのき
たる衣のごとく帶のごとくなして恒にみづから經はんことを 二十 これらの事はわが敵とわが靈魂にさからひ
て惡言をいふ者とにエホバのあたへたまふ報なり 二一 されど主エホバよなんぢの名のゆゑをもて我をかへり

みたまへ、なんぢの憐憫はいとふかし、ねがはくは我をたすけたまへ 二二 われは貧しくして乏し、わが心うちにて
傷をうく 二三 わがゆく狀はゆふ日の影のごとく、また蝗のごとく吹さらるゝなり 二四 わが膝は斷食によりてよろ
めき、わが肉はやせおとろふ 二五 われは彼等にそしらるゝ者となれり、かれら我をみるときは首をふる 二六 わが神
エホバよねがはくは我をたすけ、その憐憫にしたがひて我をすくひたまへ 二七 エホバよこれらは皆なんぢの手
よりいで汝のなしたまへることなるを彼等にしらしめたまへ 二八 かれらは詛へども汝はめぐみたまふ、かれら
の立ときは恥かしめらるれどもなんぢの僕はよろこばん 二九 わがもろもろの敵はあなどりを衣おのが恥を外
袍のごとくにまとふべし 三十 われはわが口をもて大にエホバに謝し、おほくの人のなかにて讚まつらむ 三一 エホ
バはまづしきものゝ右にたちてその靈魂を罪せんとする者より之をすくひたまへり

第百十篇

ダビデのうた

一 エホバわが主にのたまふ、我なんぢの仇をなんぢの承足とするまではわが右にざすべし 二 エホバはなんぢ
のちからの杖をシオンよりつきいださしめたまはん、汝はもろもろの仇のなかに王となるべし 三 なんぢのい
きほひの日になんぢの民は聖なるうるはしき衣をつけ心よりよろこびて己をさゝげん、なんぢは朝の胎よりい
づる壯きものゝ露をもてり 四 エホバ誓をたてゝ聖意をかへさせたまふことなし汝はメルキセデクの狀にひ
としくとこしへに祭司たり 五 主はなんぢの右にありてそのいかりの日に王等をうちたまへり 六 主はもろも
ろの國のなかにて審判をおこなひたまはん、此處にも彼處にも屍をみたしめ寛濶ある地をすぶる首領をうち
たまへり 七 かれ道のほとりの川より汲てのみ斯てかうべを擧ん

第百十一篇

一 エホバを讚たゝへよ我はなほきものゝ會あるひは公會にて心をつくしてエホバに感謝せん 二 エホバのみ

わざは大なり、すべてその事跡をしたふものは之をかんがへ究む 三 その行ひたまふところは榮光ありまた稜
威あり、その公義はとこしへに失することなし 四 ヱホバはその奇しきみわざを人のこゝろに記しめたまへり、
ヱホバはめぐみと憐憫とにて充たまふ 五 ヱホバは己をおそるゝものに糧をあたへたまへり、またその契約をと
こしへに心にとめたまはん 六 ヱホバはもろ〳〵の國の所領をおのれの民にあたへてその作爲のちからを之
にあらはしたまへり 七 その手のみわざは眞實なり公義なり、そのもろ〳〵の訓諭はかたし 八 これらは世々か
ぎりなく堅くたち眞實と正直とにてなれり 九 ヱホバはそのたみに救贖をほどこし、その契約をとこしへに立
たまへり、ヱホバの名は聖にしてあがむべきなり 十 ヱホバをおそるゝは智慧のはじめなり、これらを行ふもの
は皆あきらかなる聰ある人なり、ヱホバの頌美はとこしへに失ることなし

第百十二篇

一 ヱホバを讃まつれ、ヱホバを畏れてそのもろ〳〵の誡命をいたく喜ぶものはさいはひなり 二 かゝる人のすゑ
は地にてつよく直きものゝ類はさいはひを得ん 三 富と財とはその家にあり、その義はとこしへにうするこ
となし 四 直きもののためには暗なかにも光あらはる、かれは惠ゆたかに憐憫みつる義しきものなり 五 惠をほ
どこし貸ことをなす者はさいはひなり、かゝる人は審判をうくるときおのが訴をさゝへうべし 六 又とこしへ
まで動かさるゝことなからん義者はながく忘れらるゝことなかるべし 七 彼はあしき音信によりて畏れず、
その心ヱホバに依賴みてさだまれり 八 その心かたくたちて懼るゝことなく敵につきての願望をつひに見ん
九 彼はちらして貧者にあたふ、その正義はとこしへにうすることなし、その角はあがめをうけて擧られん 十
惡者はこれを見てうれへもだえ切齒しつゝ消さらん、また惡きものゝ願望はほろぶべし

第百十三篇

エホバをほめまつれ汝等エホバの僕よほめまつれエホバの名をほめまつれ 二 今より永遠にいたるまでエ
ホバの名はほむべきかな 三 日のいづる處より日のいる處までエホバの名はほめらるべし 四 エホバはもろも
ろの國の上にありてたかく、その榮光は天よりもたかし 五 われらの神エホバにたぐふべき者はたれぞや寶座
をその高處にすゑ己をひくゝして天と地とをかへりみたまふ 七 まづしきものを塵よりあげ乏しきものを糞
土よりあげて 八 もろ〳〵の諸侯とともにすわらせ、その民のきみたちと共にすわらせたまはん 九 又はらみな
き婦に家をまもらせおほくの子女のよろこばしき母たらしめたまふ エホバを讚まつれ

第百十四篇

一 イスラエルの民エジプトをいでヤコブのいへ異言の民をはなれしとき 二 ユダはエホバの聖所となりイ
スラエルはエホバの所領となれり 三 海はこれを見てにげヨルダンは後にしりぞき 四 山は牡羊のごとくをど
り小山はこひつじのごとく躍れり 五 海よなんぢ何とてにぐるやヨルダンよなんぢ何とて後にしりぞくや 六
山よなにとて牡羊のごとくをどるや小山よなにとて小羊のごとく躍るや 七 地よ主のみまへヤコブの神の前
にをのゝけ 八 主はいはを池にかはらせ石をいづみに變らせたまへり

第百十五篇

一 エホバよ榮光をわれらに歸するなかれ、われらに歸するなかれ、なんぢのあはれみと汝のまことの故によ
りてたゞ名にのみ歸したまへ 二 もろ〳〵の國人はいかなればいふ、今かれらの神はいづくにありやと 三 然ど
われらの神は天にいます神はみこゝろのまゝにすべての事をおこなひ給へり 四 かれらの偶像はしろかねと
金にして人の手のわざなり 五 その偶像は口あれどいはず目あれどみず 六 耳あれどきかず鼻あれどかがず 七
手あれどとらず脚あれどあゆまず喉より聲をいだすことなし 八 此をつくる者とこれに依賴むものとは皆こ

れにひとしからん　九　イスラエルなんぢエホバに依頼めエホバはかれらの助かれらの盾なり　十　アロンの家よな
んぢらエホバによりたのめエホバはかれらの助かれらの盾なり　十一　エホバを畏るるものよエホバに依頼めエ
ホバはかれらの助かれらの盾なり　十二　エホバは我儕をみこころに記たまへり、われらを恵みイスラエルの家を
めぐみアロンのいへをめぐみ　十三　また小なるも大なるもエホバをおそるる者をめぐみたまはん　十四　願くはエホ
バなんぢらを増加へなんぢらとなんぢらの子孫とをましくはへ給はんことを　十五　なんぢらは天地をつくりた
まへるエホバに恵まるる者なり　十六　天はエホバの天なり、されど地は人の子にあたへたまへり　十七　死人も幽寂と
ころに下れるものもヤハを讃稱ふることなし　十八　然どわれらは今より永遠にいたるまでエホバを讚まつらむ
汝等エホバをほめたたへよ

第百十六篇

一　われエホバを愛しむ、そはわが聲とわが願望とをききたまへばなり　二　エホバみみを我にかたぶけたまひし
が故にわれ世にあらんかぎりエホバを呼まつらむ　三　死の繩われをまとひ陰府のくるしみ我にのぞめり、われ
は患難とうれへとにあへり　四　その時われエホバの名をよべり、エホバよ願くはわが靈魂をすくひたまへと　五
エホバは恩惠ゆたかにして公義ましませり、われらの神はあはれみ深し　六　エホバは愚かなるものを護りたま
ふ、われ卑くせられしがエホバ我をすくひたまへり　七　わが靈魂よなんぢの平安にかへれ、エホバは豐かになん
ぢを待ひたまへばなり　八　汝はわがたましひを死より、わが目をなみだより、わが足を顚蹶より助いだし給ひき
九　われは活るものの國にてエホバの前にあゆまん　十　われ大になやめりといひつつもなほ信じたり　十一　われ惶
てしときに云らく、すべての人はいつはりなりと　十二　我いかにしてその賜へるもろもろの恩惠をエホバにむくい
んや　十三　われ救のさかづきをとりてエホバの名をよびまつらむ　十四　我すべての民のまへにてエホバにわが誓

をつくのはん 十五 ヱホバの聖徒の死はそのみまへにて貴とし 十六 ヱホバよ誠にわれはなんぢの僕なり、われはな
んぢの婢女の子にして汝のしもべなり、なんぢわが縲絏をときたまへり 十七 われ感謝をそなへものとして汝に
ささげん、われヱホバの名をよばん 十八 我すべての民のまへにてヱホバにわがちかひを償はん 十九 ヱルサレムよ
汝のなかにてヱホバのいへの大庭のなかにて此をつくのふべし、ヱホバを讃まつれ

第百十七篇

一 もろ〱の國よなんぢらヱホバを讃まつれ、もろ〱の民よなんぢらヱホバを稱へまつれ 二 そはわれらに
賜ふその憐憫はおほいなり、ヱホバの眞實はとこしへに絶ることなしヱホバをほめまつれ

第百十八篇

一 ヱホバに感謝せよヱホバは恩惠ふかくその憐憫はとこしへに絶ることなし 二 イスラエルは率いふべし、その
憐憫はとこしへにたゆることなしと 三 アロンの家はいざ言ふべし、そのあはれみは永遠にたゆることなしと
四 ヱホバを畏るるものは率いふべし、その憐憫はとこしへにたゆることなしと 五 われ患難のなかよりヱホバ
をよべばヱホバこたへて我をひろき處におきたまへり 六 ヱホバわが方にいませば我はおそれなし人われに
何をなしえんや 七 ヱホバはわれを助くるものとともに我がかたに坐す、この故にわれを憎むものにつきての
願望をわれ見ることをえん 八 ヱホバに依頼むは人にたよるよりも勝りてよし 九 ヱホバによりたのむはもろ
もろの侯にたよるよりも勝りてよし 十 もろ〱の國はわれを圍めり、われヱホバの名によりて彼等をほろぼ
さん 十一 かれらは我をかこめり我をかこめりヱホバの名によりて彼等をほろぼさん 十二 かれらは蜂のごとく我
をかこめり、かれらは荊の火のごとく消たり、われはヱホバの名によりてかれらを滅さん 十三 汝われを倒さんと
していたく剌つれどヱホバわれを助けたまへり 十四 ヱホバはわが力わが歌にしてわが救となりたまへり 十五 歡

喜とすくひとの聲はたゞしきものゝ幕屋にあり、エホバのみぎの手はいさましき動作をなしたまふ　十六　エホバ
のみぎの手はたかくあがりエホバの右の手はいさましき動作をなしたまふ　十七　われは死ることなからん存へ
てヤハの事跡をいひあらはさん　十八　ヤハはいたく我をこらしたまひしかど死には付したまはざりき　十九　わがた
めに義の門をひらけ我そのうちにいりてヤハに感謝せん　二十　これはエホバの門なり、たゞしきものはその内にい
るべし　二一　われなんぢに感謝せん、なんぢ我にこたへてわが救となりたまへばなり　二二　工師のすてたる石はすみ
の首石となれり　二三　これエホバの成たまへる事にしてわれらの目にあやしとする所なり　二四　これエホバの設け
たまへる日なり、われらはこの日によろこびたのしまん　二五　エホバよねがはくはわれらを今すくひたまへ、エホ
バよねがはくは我儕をいま榮えしめたまへ　二六　エホバの名によりて來るものは福ひなり、われらエホバの家よ
りなんぢを祝せり　二七　エホバは神なり、われらに光をあたへたまへり縄もて祭壇の角にいけにへをつなげ　二八　な
んぢはわが神なり我なんぢに感謝せん、なんぢはわが神なり我なんぢを崇めまつらん　二九　エホバにかんしやせ
よエホバは恩恵ふかくその憐憫とこしへに絶ることなし

第百十九篇　アレフ

一　おのが道をなはくしてエホバの律法をあゆむ者はさいはひなり　二　エホバのもろ〳〵の證詞をまもり心を
つくしてエホバを尋求むるものは福ひなり　三　かゝる人は不義をおこなはずしてエホバの道をあゆむなり　四
エホバよなんぢ訓諭をわれらに命じてねんごろに守らせたまふ　五　なんぢわが道をかたくたてゝその律法を
まもらせたまはんことを　六　われ汝のもろ〳〵の誡命にこゝろをとむるときは恥ることあらじ　七　われ汝のた
だしき審判をまなばゞ直き心をもてなんぢに感謝せん　八　われは律法をまもらん、われを棄はてたまふなかれ

○ベテ

九 わかき人はなにゝよりてか其道をきよめん 聖言にしたがひて慎むのほかぞなき 十 われ心をつくして汝を
たづねもとめたり願くはなんぢの誡命より迷ひいださしめ給ふなかれ 十一 われ汝にむかひて罪をおかすまじ
き爲になんぢの言をわが心のうちに藏へたり 十二 讃べきかなヱホバよねがはくは律法をわれに敎へたまへ 十三
われわが口唇をもてなんぢの口よりいでしもろ〳〵の審判をのべつたへたり 十四 我もろ〳〵の財貨をよろこ
ぶごとくに汝のあかしの道をよろこべり 十五 我なんぢの訓諭をおもひ汝のみちに心をとめん 十六 われは律法を
よろこび聖言をわするゝことなからん

○ギメル

十七 ねがはくは汝のしもべを豐にあしらひて存へしめたまへ さらばわれ聖言をまもらん 十八 なんぢわが眼をひ
らきなんぢの法のうちなる奇しきことを我にみせたまへ 十九 われは世にある旅客なり我になんぢの誡命をか
くしたまふなかれ 二十 斷るときなくなんぢの審判をしたふが故にわが靈魂はくだくるなり 二一 汝はたかぶる者
をせめたまへり なんぢの誡命よりまよひいづる者はのろはる 二二 我なんぢの證詞をまもりたり我より謗とあ
などりとを取去たまへ 二三 又もろ〳〵の侯は坐して相語りわれをそこなはんとせり然はあれど汝のしもべは
律法をふかく思へり 二四 汝のもろ〳〵の證詞はわれをよろこばせわれをさとす者なり

○ダレテ

二五 わが靈魂は塵につきぬ なんぢの言にしたがひて我をいかしたまへ 二六 我わがふめる道をあらはしゝかば汝
こたへを我になしたまへり なんぢの律法をわれに敎へたまへ 二七 なんぢの訓諭のみちを我にわきまへしめた
まへ われ汝のくすしき事跡をふかく思はん 二八 わがたましひ痛めるによりてとけゆく ねがはくは聖言にした
がひて我にちからを予へ給へ 二九 願くはいつはりの道をわれより遠ざけ なんぢの法をもて我をめぐみたまへ

三十 われは眞實のみちをえらび恒になんぢのもろ〳〵の審判をわが前におけり 三一 我なんぢの證詞をえたひて
離れずヱホバよねがはくは我をはづかしめ給ふなかれ 三二 われ汝のいましめの道をはしらん、その時なんぢわ
が心をひろく爲たまふべし

○ヘ

三三 ヱホバよ願くはなんぢの律法のみちを我にをしへたまへ、われ終にいたるまで之をまもらん 三四 われに智慧
をあたへたまへ、さらば我なんぢの法をまもり心をつくして之にしたがはん 三五 われに汝のいましめの道をふ
ましめたまへ、われその道をたのしめばなり 三六 わが心をなんぢの證詞にかたぶかしめて貪利にかたぶかしめ
給ふなかれ 三七 わが眼をほかにむけて虛しきことを見ざらしめ我をなんぢの途にて活したまへ 三八 ひたすらに
汝をおそるゝ汝のしもべに聖言をかたくしたまへ 三九 わがおそるゝ謗をのぞきたまへ、そはなんぢの審判はき
はめて善し 四十 我なんぢの訓詞をしたへり願くはなんぢの義をもて我をいかしたまへ

○ワウ

四一 ヱホバよ聖言にしたがひてなんぢの憐憫なんぢの拯救を我にのぞませたまへ 四二 さらば我われを謗るもの
に答ることをえん、われ聖言によりたのめばなり 四三 又わが口より眞理のことばをことごとく除きたまふなか
れ、われなんぢの審判をのぞみたればなり 四四 我たえずいや永久になんぢの法をまもらん 四五 われなんぢの訓諭
をもとめたるにより障なくしてあゆまん 四六 われまた王たちの前になんぢの證詞をかたりて恥ることあらじ
四七 われわが愛するなんぢの誡命をもて己をたのしましめん 四八 われ手をわがあいする汝のいましめに擧なん
ぢの律法をふかく思はん

○ザイン

四九 ねがはくは汝のしもべに宣ひたる聖言をおもひいだしたまへ、汝われに之をのぞましめ給へり 五十 なんぢの
聖言はわれを活しゝがゆゑに今もなほわが艱難のときの安慰なり 五一 高ぶる者おほいに我をあざわらへり、さ
れど我なんぢの法をはなれざりき 五二 エホバよわれ汝がふるき往昔よりの審判をおもひいだして自から慰め
たり 五三 なんぢの法をすつる惡者のゆゑによりて我はげしき怒をおこしたり 五四 なんぢの律法はわが旅の家に
てわが歌となれり 五五 エホバよわれ夜間になんぢの名をおもひいだしてなんぢの法をまもれり 五六 われ汝のさ
としを守りしによりてこの事をえたるなり

○ヘス

五七 エホバはわがうくべき有なり、われ汝のもろもろの言をまもらんといへり 五八 われ心をつくして汝のめぐみ
を請求めたり、ねがはくは聖言にしたがひて我をあはれみたまへ 五九 我わがすべての途をおもひ足をかへして
なんぢの證詞にむけたり 六十 我なんぢの誡命をまもるに速けくしてたゆたはざりき 六一 惡きものゝ繩われを纒
ひたれども我なんぢの法をわすれざりき 六二 我なんぢのたゞしき審判のゆゑに夜半におきてなんぢに感謝せ
ん 六三 われは汝をおそるゝ者またなんぢの訓諭をまもるものゝ侶なり 六四 エホバよ汝のあはれみは地にみちた
り願くはなんぢの律法をわれにをしへたまへ

○テス

六五 エホバよなんぢ聖言にしたがひ恵をもてその僕をあしらひたまへり 六六 われ汝のいましめを信ず、ねがはく
はわれに聰明と智識とをしへたまへ 六七 われ苦しまざる前にはまよひいでぬ、されど今はわれ聖言をまもる
六八 なんぢは善にして善をおこなひたまふ、ねがはくは汝のおきてを我にをしへたまへ 六九 高ぶるもの虚僞をく
はだてゝ我にさからへり、われ心をつくしてなんぢの訓諭をまもらん 七十 かれらの心はこえふとりて脂のごと

しされど我はなんぢの法をたのしむ　七一　困苦にあひたりしは我によきことなり此によりて我なんぢの律法を
まなびえたり　七二　なんぢの口の法はわがためには千々のこがね白銀にもまされり

○ヨーデ

七三　なんぢの手はわれを造りわれを形づくれり、ねがはくは智慧をあたへて我になんぢの誡命をまなばしめた
まへ　七四　なんぢを畏るるものは我をみて喜ばん、われ聖言によりて望をいだきたればなり　七五　ヱホバよ我はなん
ぢの審判のただしく又なんぢが眞實をもて我をくるしめたまひしを知る　七六　ねがはくは汝のしもべに宣ひた
る聖言にしたがひてなんぢの仁慈をわが安慰となしたまへ　七七　なんぢの憐憫をわれに臨せたまへ、さらばわれ
生ん、なんぢの法はわが樂めるところなり　七八　高ぶるものの恥をかうぶらせたまへ、かれらは虚僞をもて我をく
つがへしたればなり、されど我はなんぢの訓諭をふかくおもはん　七九　汝をおそるる者となんぢの證詞をしるもの
せを我にかへらしめたまへ　八十　わがこころを全くして汝のおきてを守らしめたまへ、さらばわれ恥をかうぶら
じ

○カフ

八一　わが靈魂はなんぢの救をしたひてたえいるばかりなり、然どわれなほ聖言によりて望をいだく　八二　なんぢ何
のとき我をなぐさむるやといひつつ我みことばを慕ふによりて眼おとろふ　八三　われは煙のなかの革嚢のごと
くなりぬれども尚なんぢの律法をわすれず　八四　汝のしもべの日は幾何ありや、汝いづれのとき我をせむるもの
に審判をおこなひたまふや　八五　たかぶる者われを害はんとて阱をほれり、かれらはなんぢの法にしたがはず　八六
なんぢの誡命はみな眞實なり、かれらは虚僞をもて我をせむ、ねがはくは我をたすけたまへ　八七　かれらは地にて
ほとんど我をほろぼせり、されど我はあんぢの訓諭をすてざりき　八八　願くはなんぢの仁慈にしたがひて我をい

かしたまへ然ばわれ御口よりいづる證詞をまもらん

○ラメデ

八九 ヱホバよみことばは天にてとこしへに定まり 九十 なんぢの眞實はよろづ世におよぶ、なんぢ地をかたく立た
まへば地はつねにあり 九一 これらのものはなんぢの命令にしたがひ恒にありて今日にいたる、萬のものは皆な
んぢの僕なればなり 九二 なんぢの法わがたのしみとならざりしならば我はつひに患難のうちに滅びたるなら
ん 九三 われ恒になんぢの訓諭をわすれじ、汝これをもて我をいかしたまへばなり 九四 我はなんぢの有なりねがは
くは我をすくひたまへ、われ汝のさとしを求めたり 九五 惡きものは我をほろぼさんとして窺ひぬ、われは唯なん
ぢのもろもろの證詞をおもはん 九六 我もろもろの純全に限あるをみたり、されど汝のいましめはいと廣し

○メム

九七 われなんぢの法をいつくしむこといかばかりぞや、われ終日これを深くおもふ 九八 なんぢの誡命はつねに我
とゝもにありてわれをわが仇にまさりて慧からしむ 九九 我はなんぢの證詞をふかくおもふが故にわがすべて
の師にまさりて智慧おほし 百 我はなんぢの訓諭をまもるがゆゑに老たる者にまさりて事をわきまふるなり
百一 われ聖言をまもらんためにわが足をとゞめてもろもろのあしき途にゆかしめず 百二 なんぢ我ををしへたま
ひしによりて我なんぢの審判をはなれざりき 百三 みことばの滋味はわが腭にあまきこといかばかりぞや蜜の
わが口に甘きにまされり 百四 我なんぢの訓諭によりて智慧をえたり、このゆゑに虚偽のすべての途をにくむ

○ヌン

百五 なんぢの聖言はわがあしの燈火わが路のひかりなり 百六 われなんぢのたゞしき審判をまもらんことをちか
ひ且かたくせり 百七 われ甚いたく苦しめりヱホバよねがはくは聖言にしたがひて我をいかしたまへ 百八 ヱホバ

よねがはくハ誠意よりするわが口の獻物をうけてなんぢの審判ををしへたまへ 百九 わが靈魂ハつねに危險を
をかす、されど我なんぢの法をわすれず 百十 あしき者わがために羂をまうけたり、されどわれ汝のさとしより迷
ひいでざりき 百十一 われ汝のもろ〳〵の證詞をとこしへにわが嗣業とせり、これらの證詞ハわが心をよろこばし
む 百十二 われ汝のおきてを終までとこしへに守らんとて之にこゝろを傾けたり

○サメク

百十三 われ二心のものをにくみ汝のおきてを愛しむ 百十四 なんぢハわが匿るべき所わが盾なり、われ聖言によりて望
をいだく 百十五 惡きをなすものよ我をはなれされ、われわが神のいましめを守らん 百十六 聖言にしたがひ我をさゝへ
て生存しめたまへ、わが望につきて恥なからしめたまへ 百十七 われを支へたまへ、さらバわれ安けゝるべし、われ恒
になんぢの律法にこゝろをそゝがん 百十八 すべて律法よりまよひいづるものを汝かろしめたまへり、かれらの欺
詐ハむなしければなり 百十九 なんぢハ地のすべての惡きものを渣滓のごとく除きさりたまふ、この故にわれ汝の
あかしを愛す 百二十 わが肉體なんぢを懼るゝによりてふるふ、我ハなんぢの審判をおそる

○アイン

百二一 われハ審判と公義とをおこなふ、我をすてゝ虐ぐるものに委ねたまふなかれ 百二二 汝のしもべの中保となりて
福祉をえしめたまへ高ぶるものゝ我をしへたぐるを容したまふなかれ 百二三 わが眼ハなんぢの救となんぢのた
だしき聖言とをしたふによりておとろふ 百二四 ねがはくハなんぢの憐憫にしたがひてなんぢの僕をあしらひ我
になんぢの律法ををしへたまへ 百二五 我ハなんぢの僕なり、われに智慧をあたへてなんぢの證詞をしらしめたま
へ 百二六 彼等ハなんぢの法をすてたり今ハエホバのはたらきたまふべき時なり 百二七 この故にわれ金よりもまじり
なき金よりもまさりて汝のいましめを愛す 百二八 この故にもろ〳〵のことに係るなんぢの一切のさとしを正と

おもふ、我すべてのいつはりの途をにくむ

○ペ

百二十九 汝のあかしは妙なり、かかるが故にわが靈魂これをまもる 百三十 聖言うちひらくれば光をはなちて愚かなるものをさとからしむ 百三十一 我なんぢの誡命をしたふが故にわが口をひろくあけて喘ぎもとめたり 百三十二 ねがはくは聖名を愛するものに恒になしたまふごとく身をかへして我をあはれみたまへ 百三十三 聖言をもてわが歩履をとゝのへ、もろもろの邪曲をわれに主たらしめたまふなかれ 百三十四 われを人のしへたげより贖ひたまへ、さらばわれ訓諭をまもらん 百三十五 ねがはくは聖顔をなんぢの僕のうへにてらし汝のおきてを我にをしへたまへ 百三十六 人なんぢの法をまもらざるによりてわが眼のなみだ河のごとくに流る

○ツァデー

百三十七 ヱホバよなんぢは義くなんぢの審判はなほし・ 百三十八 汝たゞしきと此上なき眞實とをもてその證詞を命じたまへり 百三十九 わが敵なんぢの聖言をわすれたるをもてわが熱心われをほろぼせり 百四十 なんぢの聖言はいときよし此故になんぢの僕はこれを愛す 百四十一 われは微なるものにて人にあなどらるれども汝のさとしを忘れず 百四十二 なんぢの義はとこしへの義なり汝ののりは眞理なり 百四十三 われ患難と憂とにかかられども汝のいましめはわが喜樂あり 百四十四 なんぢの證詞はとこしへに義し、ねがはくはわれに智慧をたまへ我ながらふることを得ん

○コフ

百四十五 われ心をつくしてよばはれり、ヱホバよ我にこたへたまへ我なんぢの律法をまもらん 百四十六 われ汝をよばはれり、ねがはくはわれを救ひたまへ我なんぢの證詞をまもらん 百四十七 われ詰朝おきいでゝ呼はれり、われ聖言によりて望をいだけり 百四十八 夜の更のきたらぬに先だちわが眼はさめて汝のみことばを深くおもふ 百四十九 ねがはくはなんぢ

の仁慈にしたがひてわが聲をきゝたまへ、ヱホバよなんぢの審判にしたがひて我をいかしたまへ　百五十　惡をおひ
もとむるものは我にちかづけり、彼等はなんぢの法にとほくそなる　百五一　ヱホバよ汝はわれに近くましませり、な
んぢのすべての誡命はまことなり　百五二　われ早くよりなんぢの證詞によりて汝がこれを永遠にたてたまへるこ
とを知れり

○レシ

百五三　ねがはくはわが患難をみて我をすくひたまへ、我なんぢの法をわすれざればなり　百五四　ねがはくはわが訟をあ
げつらひて我をあがなひ聖言にしたがひて我をいかしたまへ　百五五　すくひは惡きものより遠くそなる、かれらは
なんぢの律法をもとめざればなり　百五六　ヱホバよなんぢの憐憫はおほいなり願くはなんぢの審判にしたがひて
我をいかしたまへ　百五七　我をせむる者われに敵する者おほし我なんぢの證詞をそむくことなかりき　百五八　虚偽を
おこなふものの汝のみことばを守らざるにより我これらを見てうれへたり　百五九　ねがはくはわが汝のさとしを愛
することを幾何なるかへりみたまへ、ヱホバよなんぢの仁慈にしたがひて我をいかしたまへ　百六十　なんぢのみこ
とばの總計はまことなり汝のたゞしき審判はとこしへにいたるまで皆たゆることなし

○シン

百六一　もろもろの侯はゆゑなくして我をせむ然どわが心はたゞ汝のみことばを畏る　百六二　われ人のおほいなる掠物
をえたるごとくに汝のみことばをよろこぶ　百六三　われ虚偽をにくみ之をいみきらへども汝ののりを愛す　百六四　われ
汝のたゞしき審判のゆゑをもて一日に七次なんぢを讃稱ふ　百六五　なんぢの法をあいするものには大なる平安あ
り、彼らには蹟礙をあたふる者なし　百六六　ヱホバよ我なんぢの救をのぞみ汝のいましめをおこなへり　百六七　わが靈魂
はなんぢの證詞をまもれり我はいたく之をあいす　百六八　われなんぢの訓諭となんぢの證詞とをまもりぬ、わがす

べての道はみまへにあれバなり。

○タウ

百六十九 ヱホバよ願くハわがよぶ聲をみまへにちかづけ聖言にしたがひて我にちゑをあたへたまへ 百七十 わが願をみまへにいたらせ聖言にしたがひて我をたすけたまへ 百七一 わがくちびるハ讃美をいだすべし汝われに律法ををしへたまへばなり 百七二 わが舌ハみことばを謳ふべし なんぢの一切のいましめハ義なれバなり 百七三 なんぢの手をつねにわが助となしたまへ われなんぢの訓諭をえらび用ゐたれバなり 百七四 ヱホバよ我なんぢの救をしたへり なんぢの法ハわがたのしみなり 百七五 願くハわが靈魂をながらへしめたまへ さらバ汝をほめたゝへん 汝のさばきの我をたすけんことを 百七六 われハ亡はれたる羊のごとく迷ひいでぬ なんぢの僕をたづねたまへ われ汝のいましめを忘れざれバなり

第百二十篇　京詣のうた

一 われ困苦にあひてヱホバをよびしかバ我にこたへたまへり 二 ヱホバよねがはくハ虚僞のくちびる欺詐の舌よりわが靈魂をたすけいだしたまへ 三 あざむきの舌よなんぢに何をあたへられ何をくはへらるべきか 四 ますらをの利き箭と金雀花のあつき炭となり 五 わざはひなるかな我ハメセクにやどりケダルの幕屋のかたはらに住り 六 わがたましひハ平安をにくむものと偕にすめり 七 われハ平安をねがふ されど我ものいふときにかれら戰爭をこのむ

第百二十一篇　京まうでの歌

一 われ山にむかひて目をあぐ わが扶助いづこよりきたるや 二 吾たすけハ天地をつくりたまへるヱホバよりきたる 三 ヱホバハなんぢの足のうごかさるゝを容したまはず 汝をまもるものハ微睡たまふことなし 四 視

よイスラエルを守りたまふものは微睡こともなく寝ることもなからん　五　エホバは汝をまもる者なりエホバ
はなんぢの右手をおほふ蔭なり　六　ひるは日なんぢをうたず夜は月なんぢを傷じ　七　エホバはなんぢを守りて
もろ〳〵の禍害をまぬかれしめ並なんぢの霊魂をまもりたまはん　八　エホバは今よりとこしへにいたるまで
汝のいづると入るとをまもりたまはん

第百二十二篇　ダビデがよめる京まうでの歌

一　人われにむかひて率エホバのいへにゆかんといへるとき我よろこべり　二　エルサレムよわれらの足はあん
ぢの門のうちにたてり　三　エルサレムよなんぢは稠くつらなりたる邑のごとく固くたてり　四　もろ〳〵のやか
ら即ちヤハの支派かしこに上りきたりイスラエルにむかひて證詞をなし又エホバの名にかんしやをなす
五　彼處にさばきの寶座まうけらるこれダビデの家のみくらなり　六　エルサレムのために平安をいのれエルサ
レムを愛するものは榮ゆべし　七　ねがはくはなんぢの石垣のうちに平安ありなんぢの諸殿のうちに福祉あら
んことを　八　わが兄弟のためわが侶のためにわれ今なんぢのなかに平安あれといはん　九　われらの神エホバの
いへのために我なんぢの福祉をもとめん

第百二十三篇　京まうでの歌

一　天にいますものよ我なんぢにむかひて目をあぐ　二　みよ僕その主の手に目をそゝぎ婢女その主母の手に目
をそゝぐがごとくわれらはわが神エホバに目をそゝぎてそのわれを憐みたまはんことをまつ　三　ねがはくは
われらを憐みたまへエホバよわれらを憐みたまへそはわれらに軽侮はみちあふれぬ　四　おもひわづらひなきも
のゝ凌辱とたかぶるものゝ軽侮とはわれらの霊魂にみちあふれぬ

第百二十四篇　ダビデのよめる京まうでの歌

一 今イスラエルはいふべし、エホバもしわれらの方にいまさず 二 人々われらにさからひて起りたつときエホ
バもし我儕のかたに在さざりしならんには 三 かれらの怒のわれらにむかひておこりし時われらを生るまゝ
にて呑しならん 四 また水はわれらをおほひ流はわれらの靈魂をうちこえ 五 高ぶる水はわれらの靈魂をうち
こえしならん 六 エホバはほむべきかな我儕をかれらの齒にわたして噬くらはせたまはざりき 七 我儕のたま
しひは捕鳥者のわなをのがるゝ鳥のごとくにのがれたり羅はやぶれてわれらはのがれたり 八 われらの助は
天地をつくりたまへるエホバの名にあり

第百二十五篇　みやこ詣のうた

一 エホバに依頼むものはシオンの山のうごかさるゝことなくして永遠にあるがごとし 二 エルサレムを山の
かこめるごとくエホバも今よりとこしへにその民をかこみたまはん 三 惡の杖はたゞしきものゝ所領にとゞ
まることなかるべし斯てたゞしきものはその手を不義にのぶることあらじ 四 エホバよねがはくは善人とこ
ゝろ直きものとに福祉をほどこしたまへ 五 されどエホバは轉へりておのが曲れる道にいるものを惡きわざ
をなすものとゝもに去しめたまはん、平安はイスラエルのうへにあれ

第百二十六篇　京まうでの歌

一 エホバ、シオンの俘囚をかへしたまひし時われらは夢みるものゝごとくなりき 二 そのとき笑はわれらの口
にみち歌はわれらの舌にみてり、エホバかれらのために大なることを作たまへりといへる者もろ〳〵の國の
なかにありき 三 エホバわれらのために大なることをなしたまひたれば我儕はたのしめり 四 エホバよ願くは
われらの俘囚をみなみの川のごとくに歸したまへ 五 涙とともに播くものは歡喜とゝもに穫らん 六 その人は
種をたづさへ涙をながしていでゆけど禾束をたづさへ喜びてかへりきたらん

第百二十七篇　ソロモンがよめる京まうでのうた

一 ヱホバ家をたてたまふにあらずば建るものゝ勤勞はむなしくヱホバ城をまもりたまふにあらずば衛士の
さめをるは徒勞なり 二 なんぢら早くおき遲くいねて辛苦の糧をくらふはむなしきなり斯てヱホバその愛し
みたまふものに寢をあたへたまふ 三 みよ子輩はヱホバのあたへたまふ嗣業にして胎の實はその報のたまも
のなり 四 年壯きころほひの子はますらをの手にある矢のごとし 五 矢のみちたる箙をもつ人はさいはひなり、
かれら門にありて仇ともの いふとき恥ることあらじ

第百二十八篇　京まうでの歌

一 ヱホバをおそれその道をあゆむものは皆さいはひなり 二 そはなんぢおのが手の勤勞をくらふべければな
り、なんぢは福祉をえまた安處にをるべし 三 なんぢの妻はいへの奥にをりておほくの實をむすぶ葡萄の樹の
ごとく汝の子輩はなんぢの筵に圓居してかれらの若樹のごとし 四 視よヱホバをおそるゝ者はかく福祉をえ
ん 五 ヱホバはシオンより惠をなんぢに賜たまはん、なんぢ世にあらんかぎりヱルサレムの福祉をみん 六 なんぢお
のが子輩の子をみるべし平安はイスラエルの上にあり

第百二十九篇　京まうでのうた

一 今イスラエルはいふべし彼等はしば〳〵我をわかきときより惱めたり 二 かれらはしば〳〵我をわかきと
きより惱めたり、されどわれに勝ことを得ざりき 三 耕すものはわが背をたがへしてその畎をながくせり 四 ヱ
ホバは義し、あしきものゝ繩をたちたまへり 五 シオンをにくむ者はみな恥をおびてしりぞかせらるべし 六 か
れらは長ざるさきにかるゝ屋上の草のごとし 七 これを刈るものはその手にみたず之をつかぬるものはその
束ふところに盈ざるなり 八 かたはらを過るものはヱホバの惠なんぢの上にあれといはず、われらヱホバの名

によりてなんぢらを祝すといはず

第百三十篇　京まうでの歌

一　あゝヱホバよわれふかき淵より汝をよべり　二　主よねがはくはわが聲をきゝ汝のみゝをわが懇求のこゑに
かたぶけたまへ　三　ヤハよ主よなんぢ若もろ〳〵の不義に目をとめたまはゞ誰かよく立ことをえんや　四　され
どなんぢに赦あれば人におそれかしこまれ給ふべし　五　われヱホバを俟望むわが靈魂はまちのぞむ、われはそ
の聖言によりて望をいだく　六　わがたましひは衛士があしたを待にまさり誠にえじが旦をまつにまさりて主
をまてり　七　イスラエルよヱホバによりて望をいだけ、そはヱホバにあはれみあり、またゆたかなる救贖あり　八
ヱホバはイスラエルをそのもろ〳〵の邪曲よりあがなひたまはん

第百三十一篇　ダビデのよめる京まうでのうた

一　ヱホバよわが心おごらずわが目たかぶらず、われは大なることゝ我におよばぬ奇しき事とをつとめざりき
二　われはわが靈魂をもだしめまた安からしめたり、乳をたちし嬰兒のその母にたよるごとく我がたましひ
は乳をたちし嬰兒のごとくわれに恃れり　三　イスラエルよ今よりとこしへにヱホバにたよりて望をいだけ

第百三十二篇　京まうでの歌

一　ヱホバよねがはくはダビデの爲にそのもろ〳〵の憂をこゝろに記たまへ　二　ダビデヱホバにちかひヤコブ
の全能者にうけひていふ　三四五　われヱホバのために處をたづねいだしヤコブの全能者のために居所をもとめう
るまではわが家の幕屋にいらず、わが臥床にのぼらず、わが目をねぶらしめず、わが眼瞼をとぢしめざるべしと
六　われらエフラタにて之をきゝヤアルの野にて見とめたり　七　われらはその居所にゆきてその承足のまへに
俯伏さん　八　ヱホバよねがはくは起てなんぢの稜威の櫃とゝもになんぢの安居處にいりたまへ　九　なんぢの祭

司たちは義を衣なんぢの聖徒はみな歓びよばふべし 十 なんぢの僕ダビデのためになんぢの受膏者の面をそ
りぞけたまふなかれ 十一 ヱホバ眞實をもてダビデに誓ひたまひたれば之にたがふことあらじ曰く、われなんぢ
の身よりいでし者をなんぢの座位にざせしめん 十二 なんぢの子輩もしわがをしふる契約と證詞とをまもらば
かれらの子輩もまた永遠になんぢの座位にざすべしと 十三 ヱホバはシオンを擇びておのが居所にせんとのぞ
みたまへり 十四 曰くこれは永遠にわが安居處なり、われここに住ん、そはわれ之をのぞみたればなり 十五 われシオ
ンの糧をゆたかに祝し、くひものをもてその貧者をあかしめん 十六 われ救をもてその祭司たちに衣せん、その聖
徒はみな聲たからかによろこびよばふべし 十七 われダビデのためにかしこに一つの角をはえしめん、わが受膏
者のために燈火をそなへたり 十八 われかれの仇にはぢを衣せん、されどかれはその冠弁さかゆべし

第百三十三篇　ダビデがよめる京まうでの歌

一 視よはらから相睦てともにをるはいかに善いかに樂きかな 二 首にそゝがれたる貴きあぶら鬚にながれア
ロンの鬚にながれその衣のすそにまで流れえたるがごとく 三 またヘルモンの露くだりてシオンの山に
ながるゝがごとし、そはヱホバかしこに福祉をくだし窮なき生命をさへあたへたまへり

第百三十四篇　京まうでの歌

一 夜間ヱホバのいへにたちヱホバに事ふるもろもろの僕よヱホバをほめまつれ 二 なんぢら聖所にむかひ手
をあげてヱホバをほめまつれ 三 ねがはくはヱホバ天地をつくりたまへるもののシオンより汝をめぐみたまは
んことを

第百三十五篇

一 なんぢらヱホバを讃稱へよヱホバの名をほめたゝへよ、ヱホバの僕等ほめたゝへよ 二 ヱホバの家われらの

神のいへの大庭にたつものよ讃稱へよ　三 エホバは惠ふかし　なんぢらエホバをほめたゝへよその聖名はうる
はし讃うたへ　四 ヤハはおのがためにヤコブをえらみイスラエルをえらみてその珍寶となしたまへり　五 わ
れエホバの大なるとわれらの主のもろもろの神にまされるとをしれり　六 エホバその聖旨にかなふことを天
にも地にも海にも淵にもみなことごとく行ひたまふなり　七 エホバは地のはてより霧をのぼらせ雨のために
電光をつくりその庫より風をいだしたまふ　八 エホバは人より畜類にいたるまでエジプトの首出をうちたま
へり　九 エジプトよエホバはなんぢの中にあるしと奇しき事跡とをおくりてパロとその僕とに臨ませたまへ
り　十 エホバはおほくの國々をうち又いきほひある王等をころしたまへり　十一 アモリ人のわうシホンバシヤン
の王オグならびにカナンの國々なり　十二 かれらの地をゆづりとし　その民イスラエルの嗣業としてあたへたま
へり　十三 エホバよなんぢの名はとこしへに絶ることなし　エホバよなんぢの記念はよろづ世におよばん　十四 エホ
バはその民のために審判をなし　その僕等にかゝはれる聖意をかへたまふ可ればなり　十五 もろもろのくにの偶
像はしろかねと金にして人の手のわざなり　十六 そのぐうざうは口あれどもいはず　目あれども見ず　十七 耳あれどもきか
ず　またその口に氣息あることなし　十八 これを造るものと之によりたのむものとは皆これにひとしからん　十九 イ
スラエルの家よエホバをほめまつれ　アロンのいへよエホバをほめまつれ　二十 レビの家よエホバをほめまつれ
エホバを畏るゝものよエホバをほめまつれ　二一 エルサレムにすみたまふエホバはシオンにて讃まつるべきか
なエホバをほめたゝへよ

第百三十六篇

一 エホバに感謝せよエホバはめぐみふかし　その憐憫はとこしへに絶ることなければなり　二 もろもろの神の
神にかんしやせよ　その憐憫はとこしへにたゆることなければなり　三 もろもろの主の主にかんしやせよ　その

憐憫はとこしへにたゆることなければなり　四 たゞ獨りおほいある奇跡なしたまふものに感謝せよ、その憐憫
はとこしへにたゆることなければなり　五 智慧をもてもろ／＼の天をつくりたまへるものに感謝せよ、そのあ
はれみは永遠にたゆることなければなり　六 地を水のうへに布たまへるものに感謝せよ、そのあはれみは永遠
にたゆることなければなり　七 巨大なる光をつくりたまへる者に感謝せよ、その憐憫はとこしへに絶ることな
ければなり　八 晝をつかさどらするために日をつくりたまへる者にかんしやせよ、その憐憫はとこしへにたゆ
ることなければなり　九 夜をつかさどらするために月ともろ／＼の星とをつくりたまへる者にかんしやせよ、
その憐憫はとこしへにたゆることなければなり　十 もろ／＼の首出をうちてエジプトを責たまへるものに感
謝せよ、そのあはれみは永遠にたゆることなければなり　十一 イスラエルを率てエジプト人のなかより出したま
へる者にかんしやせよ、そのあはれみはとこしへに絶ることなければなり　十二 臂をのべしつよき手をもて之を
ひきいだしたまへる者にかんしやせよ、その憐憫はとこしへにたゆることなければなり　十三 紅海をふたつに分
たまへる者にかんしやせよ、その憐憫はとこしへにたゆることなければなり　十四 イスラエルをしてその中をわ
たらしめ給へるものに感謝せよ、そのあはれみは永遠にたゆることなければなり　十五 パロとその軍兵とを紅海
のうちに仆したまへるものに感謝せよ、そのあはれみは永遠にたゆることなければなり　十六 その民をみちびき
て野をすぎしめたまへる者にかんしやせよ、その憐憫はとこしへにたゆることなければなり　十七 大なる王たち
を撃たまへるものに感謝せよ、そのあはれみは永遠にたゆることなければなり　十八 名ある王等をころしたまへ
る者にかんしやせよ、その憐憫はとこしへに絶ることなければなり　十九 アモリ人のわうシホンをころしたまへ
る者にかんしやせよ、その憐憫はとこしへにたゆることなければなり　二十 バシヤンのわうオグを誅したまへる
ものに感謝せよ、そのあはれみは永遠にたゆることなければなり　二一 かれらの地を嗣業としてあたへたまへる

者にかんしやせよ、その憐憫はとこしへにたゆることなければなり　二二　その僕イスラエルにゆづりとして之を
あたへたまへるものに感謝せよ、その憐憫は永遠にたゆることなければなり　二三　われらが微賤かりしとき
に記念したまへる者にかんしやせよ、その憐憫はとこしへに絶ることなければなり　二四　わが敵よりわれらを助
けいだしたまへる者にかんしやせよ、その憐憫はとこしへに絶ることなければなり　二五　すべての生るものに食
物をあたへたまふものに感謝せよ、そのあはれみはとこしへに絶ることなければなり　二六　天の神にかんしやせ
よ、その憐憫はとこしへに絶ることなければなり

第百三十七篇

一　われらバビロンの河のほとりにすわりシオンをおもひいでて涙をながしぬ　二　われらそのあたりの柳にわ
が琴をかけたり　三　そはわれらを虜にせしものの我等に歌をもとめたり我儕をくるしむる者われらにおのれ
を歓ばせんとてシオンのうた一つうたへといへり　四　われら外邦にありていかでヱホバの歌をうたはんや　五
ヱルサレムよもし我なんぢをわすれなばわが右の手にその巧をわすれしめたまへ　六　もしわれ汝をおもひい
でずもしわれヱルサレムをわがすべての歓喜の極となさずばわが舌をわが腭につかしめたまへ　七　ヱホバよ
ねがはくはヱルサレムの日にエドムの子輩がこれを掃除けその基までもほらひのぞけといへるを聖意にとど
めたまへ　八　ほろぼさるべきバビロンの女よなんぢがわれらに作しごとく汝にむくゆる人はさいはひなるべ
し　九　なんぢの嬰児をとりて岩のうへになげうつものは福ひなるべし

第百三十八篇　ダビデのうた

一　われはわが心をつくしてなんぢに感謝し、もろもろの神のまへにて汝をほめうたはん　二　我なんぢのきよき
宮にむかひて伏拝み、なんぢの仁慈とまことの故によりて聖名にかんしやせん、そは汝そのみことばをもろ

もろの聖名にまさりて高くしたまひたればなり 三 汝わがよばゝりし日にわれにこたへ、わが靈魂にちからをあたへて雄々からしめたまへり 四 エホバよ地のすべての王はなんぢに感謝せん、かれらはなんぢの口のもろもろの言をきゝたればなり 五 かれらはエホバのもろ〳〵の途についてうたはん、エホバの榮光おほいなればなり 六 エホバは高くましませども卑きものを顧みたまふ、されど亦おごれるものを遠よりしりたまへり 七 縦ひわれ患難のなかを歩むとも汝われをふたゝび活し、その手をのばしてわが仇のいかりをふせぎ、その右の手われをすくひたまふべし 八 エホバはわれに係れることを全うしたまはん、エホバよなんぢの憐憫はとこしへにたゆることなし願くはなんぢの手のもろ〳〵の事跡をすてたまふなかれ

第百三十九篇

伶長にうたはしめたるダビデの歌

一 エホバよなんぢは我をさぐり我をしりたまへり 二 なんぢはわが坐るをも立をもしり又とほくよりわが念をわきまへたまふ 三 なんぢはわが歩むをもわが臥をもさぐりいだし、わがもろ〳〵の途をこと〴〵く知たまへり 四 そはわが舌に一言ありとも視よエホバよなんぢこと〴〵く知たまふ 五 なんぢは前より後よりわれをかこみわが上にその手をおきたまへり 六 かゝる知識はいとくすしくして我にすぐ、また高くして及ぶことあたはず 七 我いづこにゆきてなんぢの聖靈をはなれんや、われいづこに往てなんぢの前をのがれんや 八 われ天にのぼるとも汝かしこにいまし、われわが榻を陰府にまうくるとも視よなんぢ彼處にいます 九 我あけぼのゝ翼をかりて海のはてにすむとも 十 かしこにて尚なんぢの手われをみちびき汝のみぎの手われをたもちたまはん 十一 暗はかならず我をおほひ我をかこめる光は夜とならんと我いふとも 十二 汝のみまへには暗ものをかくすことなく夜もひるのごとく輝けり、なんぢにはくらきも光もことなることなし 十三 汝はわがはらわたをつくり又わがはゝの胎にわれを組成たまひたり 十四 われなんぢに感謝す、われは畏るべく奇しくつくられたり、な

んちの事跡はこと〴〵くくすし、わが靈魂はいとつばらに之をしれり 十五 われ隠れたるところにてつくられ地の底所にて妙につゞりあはされしとき吾骨なんぢにかくるゝことあらざりき 十六 わが體いまだ全からざるになんぢの目ははやくより之をみ日日かたちづくられしわが百體の一だにあらざりし時にこと〴〵くなんぢの冊にしるされたり 十七 神よなんぢのもろ〳〵の思念はわれに寶きこといかばかりぞや、そのみおもひの總計はいかに多きかな 十八 われこれを算へんとすれどもその數は沙よりもおほし、われ眼さむるときも尙なんぢとともにをる 十九 神よなんぢはかならず惡者をころしたまはん、されば血をながすものよ我をはなれされ 二十 かれらはあしき企圖をもて汝にさからひて言ふ、なんぢの仇はみだりに聖名をとなふるなり 二一 ヱホバよわれは汝をにくむ者をにくむにあらずや、なんぢに逆ひておこりたつものを厭ふにあらずや 二二 われ甚くかれらをにくみてわが仇とす 二三 神よねがはくは我をさぐりてわが心をしり我をこゝろみてわがもろ〳〵の思念をしりたまへ 二四 ねがはくは我によこしまなる途のありやなしやを見てわれを永遠のみちに導きたまへ

第百四十篇

伶長にうたはしめたるダビデのうた

一 ヱホバよねがはくは惡人よりわれを助けいだし我をまもりて强暴人よりのがれしめたまへ 二 かれらは心のうちに殘害をくはだてたえず戰鬪をおこす 三 かれらは蛇のごとくおのが舌を利す、そのくちびるのうちには蝮の毒あり、セラ 四 ヱホバよ願くはわれを保ちてあしきひとの手よりのがれしめ我をまもりてわが足をつまづかせんと謀るあらぶる人よりのがれしめ給へ 五 高ぶるものはわがために羂と索とをふせ路のほとりに網をはり機をまうけたり、セラ 六 われヱホバにいへらく汝はわが神なり、ヱホバよねがはくはわが祈のこゑをきゝたまへ 七 わが救のちからなる主の神よ、なんぢはたゝかひの日にわが首をおほひたまへり 八 ヱホバよあしきひとの欲ひのまゝにすることをゆるしたまふなかれ、そのあしき企圖をとげしめたまふなかれ、おそら

くは彼等みづから謗らん、セラ　九　われを圍むものゝ首はおのれのくちびるの殘害におほはるべし　十　もえたる炭はかれらのうへにおち、かれらは火になげいれられ、ふかき穴になげいれられて再びおきいづることあたはざるべし　十一　惡言をいふものは世にたてられず暴ぶるものはわざはひに追及れてたふさるべし　十二　われは苦しむものゝ訴とまづしきものゝ義とをヱホバの守りたまふを知る　十三　義者はかならず聖名にかんしやし直者はみまへに住ん

第百四十一篇　ダビデのうた

一　ヱホバよ我なんぢを呼ふ、ねがはくは速かにわれにきたりたまへ、われ汝をよぶときわが聲に耳をかたぶけたまへ　二　われは薰物のごとくにわが祈をみまへにさゝげ夕のそなへものゝ如くにわが手をあげて聖前にさゝげんことをねがふ　三　ヱホバよねがはくはわが口に門守をおきてわがくちびるの戸をまもりたまへ　四　惡事にわがこゝろを傾かしめて邪曲をおこなふ者とゝもに惡きわざにあづからしめ給ふなかれ、又かれらの珍饈をくらはしめたまふなかれ　五　義者われをうつとも我はこれを愛みとしその我をせむるを頭のあぶらとせん、わが頭はこれを辭まず、かれらが禍害にあふときもわが祈はたえじ　六　その審士はいはほの崖になげられんかれらわがことばの甘美によりて聽ことをすべし　七　人つちを耕しうがつがごとく我儕のほねははかの口にちらさる　八　されど主ヱホバよわが目はなほ汝にむかふ、我なんぢに依賴めり、ねがはくはわが靈魂をともしきまゝに捨おきたまふなかれ　九　我をまもりてかれらがわがためにまうくる蹄とよこしまを行ふものゝ機とをまぬかれしめたまへ　十　われは全くのがれん、あしきものをおのれの網におちいらしめたまへ

第百四十二篇　ダビデが洞にありしときよみたる敎へのうたなり祈なり

一　われ聲をいだしてヱホバによばゝり聲をいだしてヱホバにこひもとむ　二　われはその聖前にわが歎息をそゝ

そぎいだし、そのみまへにわが患難をあらはす　三　わが霊魂わがうちにきえうせんとするときも汝わがみちを
識たまへり、人われをとらへんとてわがゆくみちに蹄をかくせり　四　願くはわがみぎの手に目をそゝぎて見た
まへ一人だに我をしるものなし、われには避所なくまたわが霊魂をかへりみる人なし　五　ヱホバよわれ汝をよ
びて我いへらく汝はわがさけどころ有生の地にてわがうくべき分なりと　六　ねがはくはわが號呼にみこころを
とめたまへ、われいたく卑くせられたればなり、我をせむる者より助けいだしたまへ、彼等はわれにまさりて強
ければなり　七　願くはわがたましひを囹圄よりいだしわれに聖名を感謝せしめたまへ、なんぢ豊かにわれを待
ひたまふべければ義者われをめぐらん

第百四十三篇　ダビデのうた

一　ヱホバよねがはくはわが祈をきゝわが懇求にみゝをかたぶけ給へ、なんぢの眞實なんぢの公義をもて我に
こたへたまへ　二　汝のしもべの審判にかゝづらひたまふなかれ、そはいけるもの一人だにみまへに義とせらる
るはなし　三　仇はわがたましひを追めわが生命を地にうちすて死てひさしく世を經たるもののごとく我をく
らき所にすまはせたり　四　又わがたましひはわが衷にきえうせんとし、わが心はわがうちに曠さびれたり　五　わ
れいにしへの日をおもひいで汝のおこなひたまひし一切のことを考へなんぢの手のみわざをおもふ　六　わ
れ汝にむかひてわが手をのべわがたましひは燥きおとろへたる地のごとく汝をしたへり、セラ　七　ヱホバよ速
かにわれにこたへたまへ、わが霊魂はおとろふ、われに聖顔をかくしたまふなかれ、おそらくはわれ穴にくだる
もののごとくならん　八　朝になんぢの仁慈をきかしめたまへ、われ汝によりたのめなり、わが歩むべき途をし
らせたまへ、われわが霊魂をなんぢに擧ればなり　九　ヱホバよねがはくは我をわが仇よりたすけ出したまへ、わ
れ匿れんとして汝にはしりゆく　十　汝はわが神なり、われに聖旨をおこなふことををしへたまへ、惠ふかき聖靈

をもて我をたひらかなる國にみちびきたまへ　十一　エホバよねがはくは聖名のために我をいかしなんぢの義に
よりてわがたましひを患難よりいだしたまへ　十二　又なんぢの仁慈によりてわが仇をたち靈魂をくるしむる者
をことごとく滅したまへ　そは我なんぢの僕なり

第百四十四篇　ダビデのうた

一　戰することをわが手にをしへ闘ふことをわが指にをしへたまふ、わが磐エホバはほむべきかな　二　エホバは
わが仁慈わが城なり、わがたかき櫓われをすくひたまふ者なり、わが盾わが依頼むものなり、エホバはわが民を
われにしたがはせたまふ　三　エホバよ人はいかなる者なれば之をしり人の子はいかなる者なれば之をみこゝ
ろに記たまふや　四　人は氣息にことならず、その存ふる日はすぎゆく影にひとし　五　エホバよねがはくはなん
ぢの天をたれてくだり手を山につけて煙をたゝしめたまへ　六　電光をうちいだして彼等をちらしなんぢの
矢をはなちてかれらを敗りたまへ　七　上より手をのべ我をすくひて大水より外人の手よりたすけいだしたま
へ　八　かれらの口はむなしき言をいひ、その右の手はいつはりのみぎの手なり　九　神よわれ汝にむかひて新らし
き歌をうたひ十絃の琴にあはせて汝をほめうたはん　十　なんぢは王たちに救をあたへ僕ダビデをわざはひの
劍よりすくひたまふ神なり　十一　ねがはくは我をすくひて外人の手よりたすけいだしたまへ、かれらの口はむな
しき言をいひ、その右の手はいつはりのみぎの手なり　十二　われらの男子はとしわかきとき育ちたる草木のごと
く、われらの女子は宮のふりにならひて刻みいだしゝ隅の石のごとくならん　十三　われらの倉はみちさらひてさ
まざまのものをそなへ、われらの羊は野にて千万の子をうみ　十四　われらの牡牛はよく物をおひ、われらの衢には
せめいることなく亦おしいづることなく叫ぶこともなからん　十五　かゝる狀の民はさいはひなり、エホバをおの
が神とする民はさいはひなり

第百四十五篇　ダビデの讃美のうた

一 わがかみ王よわれ汝をあがめ世々かぎりなく聖名をほめまつらん 二 われ日ごとに汝をほめ世々かぎりな
く聖名をほめたゝへん 三 エホバは大にましませば最もほむべきかな、その大なることは尋ねえることかたし
四 この代はかの代にむかひてなんぢの事跡をほめたゝへ、なんぢの大能のはたらきを宣つたへん。五 われ汝の
ほまれの榮光ある稜威となんぢのくすしきみわざとを深くおもはん 六 人はなんぢのおそるべき動作のいき
ほひをかたり我はなんぢの大なることを宣つたへん 七 かれらはなんぢの大なる恵の跡をいひいで、なんぢの
義をほめうたはん 八 エホバは恵ふかく憐憫みちまた怒たまふことおそく憐憫おほいなり 九 エホバはよろづ
の者にめぐみあり、そのふかき憐憫はみわざの上にあまねし 十 エホバよ汝のすべての事跡はなんぢに感謝し、
なんぢの聖徒はなんぢをほめん 十一 かれらは御國のえいくわうをかたり汝のみちからを宣つたへて 十二 その大
能のはたらきとそのみくにの榮光あるみいづとを人の子輩にしらすべし 十三 なんぢの國はとこしへの國なり、
なんぢの政治はよろづ代にたゆることなし 十四 エホバはすべて倒んとする者をさゝへ、かゞむものを直くたゝ
しめたまふ 十五 よろづのものゝ目はなんぢを待なんぢは時にしたがひてかれらに糧をあたへたまふ 十六 なんぢ
手をひらきてもろ〳〵の生るものゝ願望をあかしめたまふ 十七 エホバはそのすべての途にたゞしく、そのすべ
ての作爲にめぐみふかし 十八 すべてエホバをよぶもの誠をもて之をよぶものにエホバは近くましますなり 十九
エホバは己をおそるゝものゝ願望をみちたらしめ、その號呼をきゝて之をすくひたまふ 二十 エホバはおのれを
愛しむものをすべて守りたまへど惡者をこと〴〵く滅したまはん 二一 わが口はエホバの頌美をかたり、よろづ
の民は世々かぎりなくそのきよき名をほめまつるべし

第百四十六篇

一 エホバを讃稱へよ、わがたましひよエホバをほめたゝへよ 二 われ生るかぎりはエホバをほめたゝへ、わがな
がらふるほどはわが神をほめうたはん 三 もろ〳〵の君によりたのむことなく人の子によりたのむなかれ、か
れらに助あることなし 四 その氣息いでゆけばかれ土にかへる、その日かれがもろ〳〵の企圖はほろびん 五 ヤ
コブの神をおのが助となし、その望をおのが神エホバにおくものは福ひなり 六 此はあめつちと海とそのなかな
るあらゆるものを造り、とこしへに眞實をまもり 七 虐げらるゝもののために審判をおこなひ饑たるものに食
物をあたへたまふ神なり、エホバはとらはれたる人をときはなちたまふ 八 エホバはめしひの目をひらきエホ
バは屈者をなほくたゝせエホバは義きものを愛しみたまふ 九 エホバは他邦人をまもり孤子と寡婦とをさ
さへたまふ、されど惡きものゝ徑はくつがへしたまふなり 十 エホバはとこしへに統御たまはん、シオンよなん
ぢの神はよろづ代まで統御たまはんエホバをほめたゝへよ

第百四十七篇

一 エホバをほめたゝへよ、われらの神をほめうたふは善ことなり樂しきことなり稱まつるはよろしきに適へ
り 二 エホバはエルサレムをきづきイスラエルのさすらへる者をあつめたまふ 三 エホバは心のくだけたるも
のを醫し、その傷をつゝみたまふ 四 エホバはもろ〳〵の星の數をかぞへてすべてこれに名をあたへたまふ 五
われらの主はおほいなり、その能力もまた大なり、その智慧はきはまりなし 六 エホバは柔和なるものをさゝへ
惡きものを地にひきおとしたまふ 七 エホバに感謝してうたへ琴にあはせてわれらの神をほめうたへ 八 エホ
バは雲をもて天をおほひ地のために雨をそなへもろ〳〵の山に草をはえしめ 九 くひものを獸にあたへ並な
く小鴉にあたへたまふ 十 エホバは馬のちからを喜びたまはず人の足をよみしたまはず 十一 エホバはおのれを
畏るゝものとおのれの憐憫をのぞむものとを好したまふ 十二 エルサレムよエホバをほめたゝへよ、シオンよな

んぢの神をほめたゝへよ 十三 ヱホバはなんぢの門の關木をかたうし汝のうちなる子輩をさきはひたまひたれ
ばなり 十四 ヱホバは汝のすべての境にやすらぎをあたへいと嘉麥をもて汝をあかしめたまふ 十五 ヱホバはその
いましめを地にくだしたまふその聖言はいとすみやかにはしる 十六 ヱホバは雪をひつじの毛のごとくふらせ
霜を灰のごとくにまきたまふ 十七 ヱホバは氷をつちくれのごとくに擲ちたまふたれかその寒冷にたふることと
をえんや 十八 ヱホバ聖言をくだしてこれを消しその風をふかしめたまへばもろもろの水はながる 十九 ヱホバは
そのみことばをヤコブに示しその律法とその審判とをイスラエルにしめしたまふ 二十 ヱホバはい
づれの國をも如此あしらひたまひしにあらず、ヱホバのもろもろの審判をかれらはしらざるなり、ヱホバをほ
めたゝへよ

第百四十八篇

一 ヱホバをほめたゝへよ、もろもろの天よりヱホバをほめたゝへよ、もろもろの高所にてヱホバをほめたゝ
へよ 二 その天使よみなヱホバをほめたゝへよ、その萬軍よみなヱホバをほめたゝへよ 三 日よ月よヱホバをほ
めたゝへよ、ひかりの星よみなヱホバをほめたゝへよ 四 もろもろの天のてんよ天のうへなる水よヱホバをほ
めたゝへよ 五 これらはみなヱホバの聖名をほめたゝふべし、そはヱホバ命じたまひたればかれらは造られた
り 六 ヱホバまた此等をいやとほながに立たまひたり又すぎうすまじき詔命をくだしたまへり 七 龍よすべて
の淵よ、地よりヱホバをほめたゝへよ 八 火よ霰よ雪よ霧よみことばにしたがふ狂風よ もろもろの山もろも
ろのをか、實をむすぶ樹すべての香柏よ 十 獸もろもろの牲畜はふもの翼ある鳥よ 十一 地の王たち、もろもろのた
み、地の諸侯よ、地のもろもろの審士よ 十二 少きをのこ、若きをみな、老たる人をさなきものよ 十三 みなヱホバの聖名
をほめたゝふべし、その聖名はたかくして類なくそのえいくわうは地よりも天よりもうへにあればなり 十四 ヱ

ホバはその民のために一つの角をあげたまへり、これはそのもろ〳〵の聖徒のほまれエホバにちかき民なるイ
スラエルの子輩のほまれなりエホバを讃稱へよ

第百四十九篇

一 エホバをほめたゝへよエホバに對ひてあたらしき歌をうたへ聖徒のつどひにてエホバの頌美をうたへ 二
イスラエルはおのれを造りたまひしものをよろこびシオンの子輩はおのが王のゆゑによりて樂しむべし 三
かれらをどりつゝその聖名をほめたゝへ琴鼓にてエホバをほめうたふべし 四 エホバはおのが民をよろこび
救にて柔和なるものを美しくしたまへばなり 五 聖徒はえいくわうの故によりてよろこびその寢牀にてよろ
こびうたふべし 六 その口に神をほむるうたあり、その手にはもろはの劍あり 七 これもろ〳〵の國に仇をかへし
もろ〳〵の民をつみなひ 八 かれらの王たちを鏈にて、かれらの貴人をくろかねの械にていましめ 九 錄したる
審判をかれらに行ふべきためなり、斯るほまれはそのもろ〳〵の聖徒にありエホバをほめたゝへよ

第百五十篇

一 エホバをほめたゝへよその聖所にて神をほめたゝへよ、その能力のあらはるゝ穹蒼にて神をほめたゝへよ
二 その大能のはたらきのゆゑをもて神をほめたゝへよ、その秀ておほいなることの故によりてエホバをほめ
たゝへよ 三 ラッパの聲をもて神をほめたゝへよ箏と琴とをもて神をほめたゝへよ 四 つゞみと蹈舞とをもて
神をほめたゝへよ、絃簫をもて神をほめたゝへよ 五 音のたかき鐃鈸をもて神をほめたゝへよ、なりひゞく鐃鈸
をもて神をほめたゝへよ 六 氣息あるものは皆ヤハをほめたゝふべし、なんぢらエホバをほめたゝへよ

詩篇 終

第一章

一 ダビデの子イスラエルの王ソロモンの箴言 二 これは人に智慧と訓諭とをしらしめ 哲言を曉らせ 三 さとき訓と公義と公平と正直とをえしめ 四 拙者にさとりを與へ少者に智識と謹愼とを得させん爲なり 五 智慧ある者は之を聞て學にすゝみ、哲者は智略をうべし 六 人これによりて箴言と譬喩と智慧ある者の言と其の隱語とを悟らん○ 七 ヱホバを畏るゝは知識の本なり、愚なる者は智慧と訓誨とを輕んず 八 我が子よ汝の父の教をきけ汝の母の法を棄るなかれ 九 これ汝の首の美しき冠となり汝の項の妝飾とならん○ 十 わが子よ惡者なんぢを誘ふとも從ふことなかれ 十一 彼等なんぢにむかひて請ふわれらと偕にきたれ我儕まちぶせして人の血を流し無辜ものを故なきに伏てねらひ 十二 陰府のごとく彼等を活たるまゝにて呑み、壯健なる者を墳に下る者のごとくになさん 十三 われら各樣のたふとき財寶を獲、奪ひ取たる物をもて我儕の家に盈さん 十四 汝われらと偕に籤をひけ我儕とともに一の金囊を持べしと云とも 十五 我が子よ彼等とともに途を歩むことなかれ汝の足を禁めてその路にゆくこと勿れ 十六 そは彼らの足は惡に趨り血を流さんとて急げばなり 十七 (すべて鳥の眼の前にて羅を張は徒勞なり) 十八 彼等はおのれの血のために埋伏し、おのれの命をふせてねらふ 十九 凡て利を貪る者の途はかくの如し是その持主の生命をうしなはしむるなり○ 二十 智慧外に呼はり衢に其聲をあげ 二一 熱鬧しき所にさけび城市の門の口邑の中にその言をのべていふ 二二 なんぢら拙者のつたなきを愛し嘲笑者はあざけりを樂み愚なる者は智識を惡むは幾時までぞや 二三 わが督斥にしたがひて心を改めよ、視よわれ我が靈を汝らにそゝぎ我が言をなんぢらに示さん○ 二四 われ呼たれども汝らこたへず、手を伸たれども顧る者なく 二五 かへつて我がすべての勸告をすて、我が督斥を受ざりしに由り 二六 われ汝らが禍災にあふとき之を笑ひ、汝らの恐懼きたらんとき嘲るべし 二七 これは汝らのおそれ暴風の如くきたり、汝らのほろび颶風の如くきたり、艱難と

かなしみと汝らにきたらん時なり 二八 そのとき彼等われを呼ばん然れどわれ應へじ只管に我を求めん、されど
我に遇じ 二九 かれら知識を惡み又エホバを畏るゝことを悦ばず 三十 わが勸に從はず凡て我が督斥をいやしめた
るによりて 三一 己の途の果を食ひおのれの策略に飽べし 三二 拙者の違逆はおのれを殺し愚なる者の幸福はおの
れを滅さん 三三 されど我に聞ものは平穩に住ひかつ禍害にあふ恐怖なくして安然ならん

第二章

一 我が子よ汝もし我が言をうけ我が誡命を汝のこゝろに藏め 二 斯て汝の耳を智慧に傾け汝の心をさ
とりにむけ 三 もし知識を呼求め聰明をえんと汝の聲をあげ 四 銀の如くこれを探り、秘れたる寶の如くこれを
尋ねば 五 汝エホバを畏るゝことを曉り神を知ることを得べし 六 そはエホバは智慧をあたへ、智識と聰明とその
口より出ればなり 七 かれは義人のために聰明をたくはへ直く行む者の盾となる 八 そは公平の途をたもち
その聖徒の途すぢを守りたまへばなり 九 斯て汝はつひに公義と公平と正直と一切の善道を曉らん 十 すなは
ち智慧なんぢの心にいり智識なんぢの靈魂に樂しからん 十一 謹愼なんぢを守り聰明なんぢをたもちて 十二 惡き
途よりすくひ虛僞をかたる者より救はん 十三 彼等は直き途をはなれて幽暗き路に行み 十四 惡を行ふを樂み、惡者
のいつはりを悦び 十五 その途はまがり其の行爲は邪曲なり 十六 聰明はまた汝を妓女より救ひ言をもて諂ふ婦よ
り救はん 十七 彼はわかき時の侶をすてその神に契約せしことを忘るゝなり 十八 その家は死に下りその途は陰府
に趣く 十九 凡てかれにゆく者は歸らずまた生命の途に達らざるなり 二十 聰明汝をたもちてよき途に行ませ義
人の途を守らしめん 二一 そは義人は地にながらへをり、完全者は地に止らん 二二 されど惡者は地より亡ぼされ、
悖逆者は地より拔さらるべし

第三章

一 我が子よわが法を忘るゝなかれ、汝の心にわが誡命をまもれ 二 さらば此事は汝の日をながくし生命
の年を延へ平康をなんぢに加ふべし 三 仁慈と眞實とを汝より離すことなかれ、之を汝の項にむすび、これを汝

の心の碑にしるせ 四 さらばなんぢかみと人との前に恩寵と好名とを得べし 五 汝こゝろを盡してエホバに倚
頼め、おのれの聰明に倚る事なかれ 六 汝すべての途にてエホバをみとめよ、さらばなんぢの途を直したまふべ
し 七 自から看て聰明とする勿れ エホバを畏れて惡を離れよ 八 これ汝の身に良藥となり汝の骨に滋潤となら
ん 九 汝の貨財と汝がすべての産物の初生をもてエホバをあがめよ 十 さらば汝の倉庫はみちて餘り汝の酒
醉は新き酒にて溢れん○ 十一 我子よなんぢエホバの懲治をかろんずる勿れ、その譴責を受るを厭ふ事勿れ 十二 そ
れエホバはその愛する者をいましめたまふ、あたかも父のその愛する子を譴むるが如し 十三 智慧を求め得る人
および聰明をうる人は福なり 十四 そは智慧を獲るは銀を獲るに愈り、その利は精金よりも善ければなり 十五 智慧
は眞珠よりも貴し汝の凡ての財寶も之と比ぶるに足らず 十六 其右の手には長壽あり、その左の手には富と尊
貴とあり 十七 その途は樂き途なり、その徑すぢは悉く平康し 十八 これは執る者には生命の樹なり、之を持ものは福
なり 十九 エホバ智慧をもて地をさだめ聰明をもて天を置たまへり 二十 その知識によりて海洋はわきいで、雲は露
をそゝぐなり 二一 我が子よこれらを汝の眼より離す勿れ、聰明と謹愼とを守れ 二二 然ばこれは汝の靈魂の生命と
なり、汝の項の妝飾とならん 二三 かくて汝やすらかに汝の途をゆかん、又なんぢの足つまづかじ 二四 なんぢ臥とき
怖るゝところあらず、臥ときは甘く睡らん 二五 なんぢ猝然なる恐懼をおそれず惡者の滅亡きたる時も之を怖る
まじ 二六 そはエホバは汝の倚頼むものにして汝の足を守りてとらへしめたまはざるべければなり 二七 汝の手
善をなす力あらば之を爲すべき者に爲さゞること勿れ 二八 もし汝に物あらば汝の隣に向ひ去て復來れ明日わ
れ汝に予へんといふなかれ 二九 汝の隣なんぢの傍に安らかに居らば之にむかひて惡を謀ること勿れ 三十 人もし
汝に惡を爲さずば故なく之と爭ふこと勿れ 三一 暴虐人を羨むことなく、そのすべての途を好とすることなかれ 三二
そは邪曲なる者はエホバに惡まるればなり、されど義者はその親き者とせらるべし 三三 エホバの呪詛は惡者

の家にありされど義者の室はかれにめぐまる　三四 彼は嘲笑者をあざけり謙る者に恩恵をあたへたまふ　三五 智
者は尊栄をえ愚なる者は羞辱之をとりさるべし

第四章

一 小子等よ父の訓をきけ聰明を知んために耳をかたむけよ　二 われ善教を汝らにさづくわが律を棄る
ことなかれ　三 われも我が父には子にして我が母の目には獨の愛子なりき　四 父われを教へていへらく我が言
を汝の心にとゞめ、わが誡命をまもれ、然らば生べし　五 智慧をえ聰明をえよこれを忘るゝなかれ、また我が口の
言に身をそむくるなかれ　六 智慧をすつることなかれ、彼なんぢを守らん、彼を愛せよ彼なんぢを保たん　七 智慧
は第一なるものなり、智慧をえよ、凡て汝の得たる物をもて聰明をえよ　八 彼を尊とべ、さらば彼なんぢを高く擧
げん、もし彼を懐かば彼汝を尊栄からしめん　九 かれ美き飾を汝の首に置き、榮の冠弁を汝に予ん○　十 我が子よ
きけ、我が言を納よ、さらば汝の生命の年おほからん　十一 われ智慧の道を汝に教へ、義き徑筋に汝を導けり　十二 歩く
とき汝の歩は艱まず趨るときも蹶かじ　十三 堅く訓誨を執て離すこと勿れ、これを守れ、これは汝の生命なり　十四 邪
曲なる者の途に入ることなかれ惡者の路をあゆむことなかれ　十五 これを避よ、過ることと勿れ離れて去れ　十六 そは
彼等は惡を爲さゞれば睡らず、人を蹶かせざればいねず　十七 不義のパンを食ひ暴虐の酒を飲めばなり　十八 義者
の途は旭光のごとし、いよいよ光輝をまして晝の正午にいたる　十九 惡者の途は幽冥のごとし、彼らはその蹶くも
のゝなになるを知ざるなり○　二十 わが子よ我が言をきけ、我が語るところに汝の耳を傾けよ　二一 これを汝の目よ
り離すこと勿れ汝の心のうちに守れ　二二 是は之を得るものゝ生命にしてまたその全体の良藥なり　二三 すべての
操守べき物よりもまさりて汝の心を守れ、そは生命の流これよりいづればなり　二四 虛僞の口を汝より棄さり惡
き口唇を汝より遠くはなせ　二五 汝の目は正く視、汝の眼瞼は汝の前を眞直に視るべし　二六 汝の足の徑をかんがへ
はかり、汝のすべての途を直くせよ　二七 右にも左にも偏ることと勿れ汝の足を惡より離れしめよ

第五章 一 我が子よ我が智慧をきけ、汝の耳をわが聰明に傾け 二 しかしてなんぢ謹愼を守り汝の口唇に知識を
保つべし 三 娼妓の口唇は蜜を滴らし其口は脂よりも滑なり 四 されど其終は茵蔯の如くに苦く兩刃の劍のご
とくに利し 五 その足は死に下り、その歩は陰府に趣く 六 彼は生命の途に入ず、其徑はさだかならねども自らこ
れを知ざるなり 七 小子等よいま我にきけ、我が口の言を棄る勿れ 八 汝の途を彼より遠く離れしめよ、其家の門
に近くことなかれ 九 恐くは汝の榮を他人にわたし汝の年を憐憫なき者にわたすにいたらん 十 恐くは他人な
んぢの資財によりて盈され、汝の勞苦は他人の家にあらん 十一 終にいたりて汝の身なんぢの体亡ぶる時なんぢ
泣悲ていはん 十二 われ教をいとひ、心に譴責をかろんじ 十三 我が師の聲をきかず我を教ふる者に耳を傾けず 十四
あつまりの中會衆のうちにてほとんど諸の惡に陷れりと○ 十五 汝おのれの水溜より水を飲み、おのれの泉より
流るゝ水をのめ 十六 汝の流をほかに溢れしめ、汝の河の水を衢に流れしむべけんや 十七 これを自己に歸せしめ、他
人をして汝と偕に之に與らしむること勿れ 十八 汝の泉に福祉を受しめ、汝の少き時の妻を樂め 十九 彼は愛くしき
麀のごとく、美しき麀の如し、その乳房をもて常にたれりとし、その愛をもて常によろこべ 二十 我子よ何なればあ
そびめをたのしみ淫婦の胸を懷くや 二一 それ人の途はヱホバの目の前にあり、彼はすべて其行爲を量りたまふ
二二 惡者はおのれの愆にとらへられ、その罪の繩に繫る 二三 彼は訓誨なきによりて死、その多の愚なることに由り
て亡ぶべし

第六章 一 我子よ汝もし朋友のために保証をなし、他人のために汝の手を拍ば 二 汝その口の言によりてわなに
かゝり、その口の言によりてとらへらるゝなり 三 我子よ汝友の手に陷りしならば斯して自ら救へ、すなはち往
て自ら謙だり只管なんぢの友に求め 四 汝の目をして睡らしむることなく汝の眼瞼をして閉しむること勿れ
五 かりうどの手より麀ののがるゝごとく鳥とる者の手より鳥ののがるゝ如くしてみづからを救へ○ 六 惰

者よ蟻にゆき其爲すところを觀て智慧をえよ　七　蟻は首領なく有司なく君王なけれども　八　夏のうちに食をそ
なへ収穫のときに糧を歛む　九　惰者よ汝いづれの時まで臥息むや、いづれの時まで睡りて起ざるや　十　しばら
く臥ししばらく睡り手を叉きてまた片時やすむ　十一　さらば汝の貧窮は盜人の如くきたり、汝の缺乏は兵士の如
くきたるべし○　十二　邪曲なる人あしき人は虛僞の言をもて事を行ふ　十三　彼は眼をもて眴せし、脚をもてしらせ、指
をもて示す　十四　その心に虛僞をたもち、常に惡をはかり、爭端を起す　十五　この故にその禍害にはかに來り、援助なく
して立刻に敗らるべし　十六　ヱホバの憎みたまふもの六あり否その心に嫌ひたまふもの七あり　十七　即ち驕る目、い
つはりをいふ舌、つみなき人の血を流す手　十八　惡き謀計をめぐらす心、すみやかに惡に趨る足　十九　詐僞をのぶる証
人および兄弟のうちに爭端をおこす者なり○　二十　我子よ汝の父の誡命を守り、汝の母の法を棄る勿れ　二一　常にこれ
を汝の心にむすび之をなんぢの頸に佩よ　二二　これは汝のゆくとき汝をみちびき、汝の寢るとき汝をまもり、汝の
寤るとき汝とかたらん　二三　それ誡命は燈火なり、法は光なり、敎訓の懲治は生命の道なり　二四　これは汝をまもりて
惡き婦よりてまぬかれしめ、汝をたもちて淫婦の舌の諂媚にまどはされざらしめん　二五　その艶美を心に戀ふこ
となかれその眼瞼に捕へらるゝこと勿れ　二六　それ娼妓のために人はたゞ僅に一撮の糧をのこすのみにいたる、
又淫婦は人の貴き生命を求むるなり　二七　人は火を懷に抱きてその衣を焚れざらんや　二八　人は熱火を踏てその足
を焚れざらんや　二九　その隣の妻と姦淫おこなふ者もかくあるべし凡てこれに捫る者は罪なしとせられず　三十　竊
む者もし飢しときに其飢を充さん爲にぬすめるならば人これを藐せじ　三一　もし捕へられなばその七倍を償ひ
其家の所有をこと〲く出さゞるべからず　三二　婦と姦淫をおこなふ者は智慧なきなり之を行ふ者はおのれの
靈魂を亡ぼし　三三　傷と陵辱とをうけて其恥を雪ぐこと能はず　三四　妬忌その夫をして忿怒をもやさしむればその
怨を報ゆるときかならず寬さじ　三五　いかなる贖物をも顧みず衆多の餽物をなすともやすらがざるべし

第七章　一 我子よわが言をまもり我が誡命を汝の心にたくはへよ 二 我が誡命をまもりて生命をえよ我法を守
ること汝の眸子を守るが如くせよ 三 これを汝の指にむすび、これを汝の心の碑に銘せ 四 なんぢ智慧にむかひ
て汝はわが姉妹なりといひ、明理にむかひて汝はわが友なりといへ 五 さらば汝をまもりて淫婦にまよはざら
しめ言をもて媚る娼妓にとほざからしめん 六 われ我室の牖により櫺子よりのぞきて 七 拙き者のうち、幼弱者
のうちに一人の智慧なき者あるを観たり 八 彼衢をすぎ婦の門にちかづき其家の路にゆき 九 黄昏に半宵に夜
半に黒暗の中にあるけり 十 時に娼妓の衣を着たる狡らなる婦かれにあふ 十一 この婦は譁しくしてつゝしみな
く其足は家に止らず 十二 あるときは衢にあり、或時はひろばにあり、すみ〴〵にたちて人をうかゞふ 十三 この婦か
れをひきて接吻し、恥しらぬ面をもていひけるは 十四 われ酬恩祭を献げ今日すでにわが誓願を償せり 十五 これに
よりて我なんぢを迎へんとていで汝の面をたづねて汝にあへり 十六 わが榻には美しき褥およびエジプトの文
枲をしき 十七 没薬蘆薈桂皮をもて我が榻にそゝげり 十八 来れ我ら詰朝まで情をつくし愛をかよはして相なぐ
さめん 十九 そは夫は家にあらず遠く旅立して 二十 手に金嚢をとれり、望月ならでは家に帰らじと 二一 多の婉言
をもて惑はし、口唇の諂媚をもて誘へば 二二 わかき人直ちにこれに随へり、あだかも牛の宰地にゆくが如く愚
かなる者の桎梏をかけらるゝ為にゆくが如し 二三 遂には矢その肝を刺さん、鳥の速かに羅にいりてその生命を
喪ふに至るを知ざるがごとし 二四 小子等よいま我にきけ、我が口の言に耳を傾けよ 二五 なんぢの心を淫婦の道に
かたむくること勿れ、またこれが徑に迷ふこと勿れ 二六 そは彼は多の人を傷つけて仆せり、彼に殺されたる者ぞ
多かる 二七 その家は陰府の途にして死の室に下りゆく

第八章　一 智慧は呼はらざるか聰明は聲を出さゞるか 二 彼は路のほとりの高処また街衢のなかに立ち 三 邑
のもろ〳〵の門邑の口および門々の入口にて呼はりいふ 四 人々よ、われ汝をよび、我が聲をもて人の子等をよ

ぶ　五拙き者よなんぢら聰明に明らかなれ、愚かなる者よ汝ら明らかなる心を得よ　六汝きけ、われ善事をかたら
ん、わが口唇をひらきて正しき事をいださん、七我が口は眞實を述べ、わが口唇はあしき事を憎むなり　八わが口の
言はみな義しく、そのうちに虛僞と奸邪とあることなし　九是みな智者の明かにするところ知識をうる者の正と
するところなり　十なんぢら銀をうくるよりは我が敎をうけよ、精金よりもむしろ知識をえよ　十一それ智慧は眞
珠に愈れり、凡の寶もこれに比ぶるに足らず　十二われ智慧は聰明をすみかとし、知識と謹愼にいたる　十三エホバを
畏るゝことは惡を憎むことなり、我は傲慢と驕奢、惡道と虛僞の口とを憎む　十四謀略と聰明は我にあり、我は了知な
り、我は能力あり　十五我に由て王者は政をなし君たる者は義き律をたて　十六我によりて主たる者および牧伯たち
など凡て地の審判人は世ををさむ　十七われを愛する者は我これを愛す、我を切にもとむるものは我に遇ん　十八
富と榮とは我にあり、貴き寶と公義とも亦然り　十九わが果は金よりも精金よりも愈り、わが利は精銀よりもよし
二十我は義き道にあゆみ公平なる路徑のなかを行む　二一これ我を愛する者に貨財をえさせ又その庫を充しめん
爲なり　二二エホバいにしへ其御わざをなしそめたまへる前にその道の始として我をつくりたまひき　二三永遠よ
り、元始より、地の有ざりし前より我は立られたり　二四いまだ海洋あらず、いまだ大なるみづの泉あらざりしとき我す
でに生れ　二五山いまださだめられず、陵いまだ有ざりし前に我すでに生れたり　二六即ち神いまだ地をも野をも地
の塵の根元をも造りたまはざりし時なり　二七かれ天をつくり、海の面に穹蒼を張たまひしとき我かしこに在き
二八彼うへに雲氣をかたく定め淵の泉をつよくならしめ　二九海にその限界をたて、水をしてその岸を踰ざらしめ、
また地の基を定めたまへるとき　三十われその傍らにありて創造者となり、日々に欣び恒にその前に樂み　三一その
地にて樂み又世の人を喜べり　三二されば小子等よいま我にきけ、わが道をまもる者は福ひなり　三三敎をきゝて智
慧をえよ、之を棄ることなかれ　三四凡そ我にきゝ、日々わが門の旁らにまち、わが戸口の柱のわきにたつ人は福ひ

なり 三五 そは我を得る者は生命をえヱホバより恩寵を獲ればなり 三六 我を失ふものは自己の生命を害ふすべて
我を惡むものは死を愛するなり

第九章

一 智慧はその家を建てその七の柱を斫成し 二 その畜を宰りその酒を混和せその筵をそなへ 三 その婢
女をつかはして邑の高處に呼はりいはしむ 四 拙者よこゝに來れと、また智慧なき者にいふ 五 汝等きたり
て我が糧を食ひ、わがまぜあはせたる酒をのみ 六 拙劣をすてゝ生命をえ、聰明のみちを行め〇 七 嘲笑者をいま
しむる者は恥を己にえ、惡人を責る者は疵を己にえん 八 嘲笑者を責ることなかれ、恐くは彼なんぢを惡まん、智
慧ある者をせめよ、彼なんぢを愛せん 九 智慧ある者に授けよ彼はますます智慧をえん、義者を教へよ彼は知識
に進まん 十 ヱホバを畏るることは智慧の根本なり聖者を知るは聰明なり 十一 我によりて汝の日は多くせられ、
汝のいのちの年は增べし 十二 汝もし智慧あらば自己のために智慧あるなり、汝もし嘲らば汝ひとり之を負ん〇
十三 愚なる婦は嘩しく且つたなくして何事をも知らず 十四 その家の門に坐し、邑のたかき處にある坐にすわり 十五
道をますぐに過る往來の人を招きていふ 十六 拙者よこゝに來れと、また智慧なき人にむかひては之にいふ 十七
竊たる水は甘く、密かに食ふ糧は美味ありと 十八 彼處にある者は死し者、その客は陰府のふかき處にあることを
是等の人は知らざるなり

第十章

一 ソロモンの箴言〇智慧ある子は父を欣ばず、愚なる子は母の憂なり、 二 不義の財は益なし、されど正義
は救ひて死を脱かれしむ 三 ヱホバは義者の靈魂を饑しめず、惡者にその欲するところを得ざらしむ 四 手をも
のうくして動くものは貧くなり、勤めはたらく者の手は富を得、 五 夏のうちに斂むる者は智き子なり、収穫の時
にねむる者は辱をきたす子なり、 六 義者の首には福祉きたり、惡者の口は強暴を掩ふ、 七 義者の名は讃られ、惡
者の名は腐る、 八 心の智き者は誡命を受く、されど口の頑愚なる者は滅さる、 九 直くあゆむ者はそのあゆむこと

安し、されど己の途を曲る者は知るべし。十 眼をもて眴せする者は憂をおこし、口の頑愚なる者は亡さる。 十一 義
者の口は生命の泉なり、惡者の口は強暴を掩ふ。 十二 怨恨は爭端をおこし、愛はすべての愆を掩ふ。 十三 哲者のくち
びるには智慧あり、智慧なき者の背のためには鞭あり。 十四 智慧ある者は知識をたくはふ、愚かなる者の口はいま
にも滅亡をきたらす。 十五 富者の資財はその堅き城なり、貧者のともしきはその滅びなり。 十六 義者の動作は生
命にいたり、惡者の利得は罪にいたる。 十七 敎をまもる者は生命の道にあり、懲戒をすつる者はあやまりに陷いる。
十八 怨をかくす者には虛僞のくちびるあり、誹謗をいだす者は愚かなる者なり。 十九 言おほければ罪なきことあた
はず、その口唇を禁むるものは智慧あり。 二十 義者の舌は精銀のごとし、惡者の心は價すくなし 二一 義者の口唇
はおほくの人をやしなひ、愚なる者は智慧なきに由て死ぬ。 二二 ヱホバの祝福は人を富す、人の勞苦はこれに加ふ
るところなし。 二三 愚かなる者は惡をなすを戲れごとのごとくす、智慧のさとかる人にとりても是のごとし。 二四 惡
者の怖るゝところは自己にきたり、義者のねがふところはあたへらる。 二五 狂風のすぐるとき惡者は無に歸せん、
義者は窮なくたもつ基のごとし。 二六 惰る者のこれを遣すものに於るは酢の齒に於るが如く煙の目に於るが
如し。 二七 ヱホバを畏るゝことは人の日を多くす、されど惡者の年はちゞめらる。 二八 義者の望は喜悅にいたり、惡
者の望は絕べし。 二九 ヱホバの途は直者の城となり、惡を行なふものゝ滅亡となる。 三十 義者は何時までも動かされ
ず惡者は地に住ことを得じ。 三一 義者の口は智慧をいだすなり、虛僞の舌は拔るべし 三二 義者のくちびるは喜
ばるべきことをわきまへ、惡者の口はいつはりを語る

第十一章

一 いつはりの權衡はヱホバに惡まれ義しき砝碼は彼に欣ばる 二 驕傲きたれば辱も亦きたる、謙だる者
には智慧あり。 三 直者の端莊は己を導びき、悖逆者の邪曲は己を亡ぼす 四 資は震怒の日に益なし、されど正義は
救ふて死をまぬかれしむ。 五 完全者はその正義によりてその途を直くせられ、惡者はその惡によりて跌るべし。

六直者はその正義によりて救はれ悖逆者は自己の惡によりて執へらる、七惡人は死るときにその望たえ不義なる者の望もまた絕ゆ、八義者は艱難より救はれ惡者これに代る、九邪曲なる者は口をもてその隣を亡ぼす、されど義しき者はその知識によりて救はる、十義しきもの幸福を受ればその城邑に歡喜あり惡きもの亡さるれば歡喜の聲おこる、十一城邑は直者の祝ふに倚て高く擧られ惡者の口によりて亡さる、十二その隣を侮る者は智慧なし聰明人はその口を噤む、十三往て人の是非をいふ者は密事を洩し心の忠信なる者は事を隱す、十四はかりごとなければ民たふれ議士多ければ平安なり、十五他人のために保証をなす者は苦難をうけ保證を嫌ふ者は平安あり、十六柔順なる婦は榮譽をえ強き男子は資財を得、十七慈悲ある者は己の靈魂に益をくはへ殘忍者はおのれの身を擾はす、十八惡者の獲る報はむなしく義を播ものの得る報賞は確し、十九堅く義をたもつ者は生命にいたり惡を追もとむる者はおのれの死をまねく、二十心の戾れる者はヱホバに憎まれ直く道を步む者は彼に悅ばる、二一手に手をあはするとも惡人は罪をまぬかれず義人の苗裔は救を得、二二美しき婦のつゝしみなきは金の環の豕の鼻にあるが如し、二三義人のねがふところは凡て福祉にいたり惡人ののぞむところは震怒にいたる、二四ほどこし散して反りて增ものあり與ふべきを吝みてかへりて貧しきにいたる者あり、二五施與を好むものは肥ん人を潤す者もまた利潤をうく、二六穀物を蔵めて糶ざる者は民に詛はる然ど售る者の首には祝福あり、二七善をもとむる者は恩惠をえん惡をもとむる者にも惡き事きたらん、二八おのれの富を恃むものは仆れん、されど義者は樹の靑葉のごとくさかえん、二九おのれの家をくるしむるものは風をえて所有とせん愚なる者は心の智きものの僕とならん、三十義人の果は生命の樹なり智慧ある者は人を捕ふ、三一みよ義人すらも世にありて報をうく、况て惡人と罪人とをや

第十二章

一訓誨を愛する者は知識を愛す懲戒を惡むものは畜のごとし、二善人はヱホバの恩寵をうけ惡き謀略

を設くる人はエホバに罰せらる、三人は惡をもて堅く立ことあたはず、義人の根は動くことなし、四賢き婦はその夫の冠弁なり、辱をきたらする婦は夫をしてその骨に腐あるが如くならしむ、五義者のおもひは直し、惡者の計るところは虚僞なり、六惡者の言は人の血を流さんとて伺ふ、されど直者の口は人を救ふなり、七惡者はたふされて無ものとならん、されど義者の家は立べし、八人はその聰明にしたがひて譽られ、心の悖れる者は藐めらる、九卑賤して僕をもてる者は自らたかぶりて食に乏き者に愈る、十義者はその畜の生命を顧みる、されど惡者は殘忍をもてその憐憫とす、十一おのれの田地を耕すものは食にあく、放蕩なる人にしたがふ者は智慧なし、十二惡者はあしき人の獲たる物をうらやみ、義者の根は芽をいだす、十三惡者はくちびるの愆によりて罟に陷る、されど義者は患難の中よりまぬかれいでん、十四人はその口の徳によりて福祉に飽ん、人の手の行爲はその人の身にかへるべし、十五愚なる者はみづからその道を見て正しとす、されど智慧ある者はすゝめを容る、十六愚なる者はたゞちに怒をあらはし智きものは恥をつゝむ、十七眞實をいふものは正義を述べ、いつはりの證人は虚僞をいふ、十八妄りに言をいだし劍をもて刺がごとくする者あり、されど智慧ある者の舌は人をいやす、十九眞理をいふ口唇は何時までも存つされど虚僞をいふ舌はたゞ瞬息のあひだのみなり、二十惡事をはかる者の心には欺詐あり、和平を謀る者には歡喜あり、二一義者には何の禍害も來らず惡者はわざはひをもて充さる、二二いつはりの口唇はエホバに憎まれ、眞實をおこなふ者は彼に悦ばる、二三賢人は知識をかくす、されど愚なる者のこゝろは愚かなる事を述ぶ、二四勤はたらく者の手は人ををさむるにいたり、惰る者は人に服ふるにいたる、二五うれひ人の心にあれば之を屈ます、されど善言はこれを樂します、二六義者はその友に道を示す、されど惡者は自ら途にまよふ、二七惰者はおのれの獵獲たる物をも燔ず勉めはたらくことは人の貴とき寶なり、二八義しき道には生命あり、その道すぢには死なし

第十三章

一 智慧ある子は父の教訓をきゝ、嘲笑者は懲治をきかず、二 人はその口の徳によりて福祉をくらひ、悖逆者の靈魂は強暴をくらふ、三 その口を守る者はその生命を守る、その口唇を大くひらく者には滅亡きたる、四 惰たる者はこゝろに慕へども得ることなし、勤めはたらく者の心は豐饒なり、五 義者は虚僞の言をにくみ惡者ははぢをかうむらせ面を赤くせしむ、六 義は道を直くあゆむ者をまもり、惡は罪人を倒す、七 自から富りといひあらはして些少の所有もなき者あり、自ら貧しと稱へて資財おほき者あり、八 人の資財はその生命を贖ふものとなるあり、然ど貧者は威嚇をきくことあらず、九 義者の光は輝き、惡者の燈火はけさる、十 驕傲はたゞ爭端を生ず、勸告をきく者は智慧あり、十一 詭詐をもて得たる資財は減る、されど手をもて聚めたくはふる者はこれを增すことを得、十二 望を得ること遲きときは心を疾ましめ、願ふ所既にとぐるときは生命の樹を得たるがごとし、十三 御言をかろんずる者は亡され、誡命をおそるゝ者は報賞を得、十四 智慧ある人の教訓はいのちの泉なり、能く人をして死の罟を脱れしむ、十五 善にして哲きものは恩を蒙る、されど悖逆者の途は艱難なり、十六 凡そ賢き者は知識に由りて事をおこなひ、愚なる者はおのれの痴を顯す、十七 惡き使者は災禍に陷る、されど忠信なる使者は良藥の如し十八 貧乏と恥辱とは教訓をすつる者にきたる、されど譴責を守る者は尊まる、十九 望を得れば心に甘し、愚なる者は惡を離るゝことを嫌ふ、二十 智慧ある者と偕にあゆむものは智慧をえ愚なる者の友となる者はあしくなる、二一 わざはひは罪人を追ひ、義者は善報をうく、二二 善人はその產業を子孫に遺す、されど罪人の資財は義者のために蓄へらる、二三 貧き者の新田にはおほくの糧あり、されど不義によりて亡ぶる者あり、二四 鞭をくはへざる者はその子を惜むなり子を愛する者はしきりに之をいましむ、二五 義しき者は食をえて飽く、されど惡者の腹は空し

第十四章

一 智慧ある婦はその家をたて、愚なる婦はおのれの手をもて之を毀つ、二 直くあゆむ者はエホバを畏れ曲りてあゆむ者はこれを侮どる、三 愚なる者の口にはその傲のために鞭笞あり、智者の口唇はおのれを守る

四牛なければ飼蒭倉むなし、牛の力によりて生産る物おほし、五忠信の證人はいつはらず、虚僞のあかしびとは謊言を吐く、六嘲笑者は智慧を求れどもえず、哲者は知識を得ること容易し、七汝おろかなる者の前を離れされ、つひに知識の彼にあるを見ざるべし、八賢者の智慧はおのれの道を曉るにあり、愚なる者の痴は欺くにあり、九おろかなる者は罪をかろんず、されど義者の中には恩恵あり　十心の苦みは心みづから知る、そのよろこびには他人あづからず、十一悪者の家は亡され、正直き者の幕屋はさかゆ、十二人のみづから見て正しとする途にしてその終はつひに死にいたる途となるものあり、十三笑ふ時にも心に悲あり、歡樂の終に憂あり、十四心の悖れる者はおのれの途に飽ん、善人もまた自己に飽ん、十五拙者はすべての言を信ず、賢者はその行を慎む、十六智慧ある者は惧れて惡をはなれ愚なる者はたかぶりて惧れず、十七怒り易き者は愚なることを行ひ、惡き謀計を設くる者は惡まる、十八拙者は愚なる事を得て所有となし、賢者は知識をもて冠弁となす、十九惡者は善者の前に俯伏し、罪ある者は義者の門に俯伏す　二十貧者はその隣にさへも惡まる、されど富者を愛する者はおほし、二一その隣を藐むる者は罪あり困苦者を憐むものは幸福あり、二二惡を謀る者は自己をあやまるにあらずや、善を謀る者には憐憫と眞實とあり　二三すべての勤勞にも利益あり、されど口唇のことばは貧乏をきたらするのみなり、二四智慧ある者の財寶はその冠弁となる、愚なる者のおろかはただ痴なり、二五眞實の證人は人のいのちを救ふ、謊言を吐く者は僞人なり、二六ヱホバを畏るることには堅き依頼なり、その兒輩は逃避場をうべし、二七ヱホバを畏るることは生命の泉なり、人を死の罟より脱れしむ、二八王の榮は民の多きにあり、牧伯の衰敗は民を失ふにあり、二九怒を遲くする者は大なる知識あり、氣の短き者は愚なることを顯す、三十心の安穩なるは身のいのちなり、媢嫉は骨の腐なり、三一貧者を虐ぐる者はその造主を侮るなり、彼をうやまふ者は貧者をあはれむ、三二惡者はその惡のうちにて亡され、義者はその死ぬる時にも望あり、三三智慧は哲者の心にとゞまり、愚なる者の衷にある事はあらはる、三四

義は國を高くし罪は民を辱しむ　三五 さとき僕は王の恩を蒙ぶり辱をきたらす者はその震怒にあふ

第十五章

一 柔和かなる答は憤恨をとゞめ厲しき言は怒を激す　二 智慧ある者の舌は知識を善きものとおもは
しめ愚なる者の口はおろかをはく　三 エホバの目は何處にありても惡人と善人とを鑒みる　四 溫柔き舌は生命の
樹なり悖れる舌は靈魂を傷ましむ　五 愚なる者はその父の訓をかろんず誡命をまもる者は賢き者なり　六 義
者の家には多くの資財あり惡者の利潤には擾累あり　七 智者のくちびるは知識をひろむ愚なる者の心は定り
なし　八 惡者の祭物はエホバに憎まれ直き人の祈は彼に悦ばる　九 惡者の道はエホバに憎まれ正義をもとむる
者は彼に愛せらる　十 道をすつる者には嚴しき懲治あり譴責を惡むものは死ぬべし　十一 陰府と沈淪とはエホ
バの目のまへにあり況て人の心をや　十二 嘲笑者は誡めらるゝことを好まず又智慧ある者に近づかず　十三 心に
喜樂あれば顏色よろこばし心に憂苦あれば氣ふさぐ　十四 哲者のこゝろは知識をたづね愚なる者の口は愚をく
らふ　十五 艱難者の日はことごとく惡く心の懽べる者は恒に酒宴にあり　十六 すこしの物を有てエホバを畏るゝは多
の寶をもちて擾煩あるに愈る　十七 蔬菜をくらひて互に愛するは肥たる牛を食ひて互に恨むるに愈る　十八 憤ほり
易きものは爭端をおこし怒をおそくする者は爭端をとゞむ　十九 惰者の道は棘の籬に似たり直者の途は平坦
なり　二十 智慧ある子は父をよろこばせ愚なる人はその母をかろんず　二一 無知なる者は愚なる事をよろこび哲者
はその途を直くす　二二 相議ることをあらざれば謀計やぶる議者おほければ謀計かならず成る　二三 人はその口の答
によりて喜樂をうる言語を出して時に適ふはいかに善らずや　二四 智人の途は生命の路にして上へ昇りゆく是
下にあるところの陰府を離れんが爲なり　二五 エホバはたかぶる者の家をほろぼし寡婦の地界をさだめたまふ
二六 惡しき謀計はエホバに憎まれ溫柔き言は潔白し　二七 不義の利をむさぼる者はその家をわづらはせ賄賂をに
くむ者は活ながらふべし　二八 義者の心は答ふべきことを考へ惡者の口は惡を吐く　二九 エホバは惡者に遠ざか

り、義者の祈禱をきゝたまふ、三十 目の光は心をよろこばせ、好音信は骨をうるほす、三一 生命の誡命をきくところの耳は智慧ある者の中間に駐まる、三二 教をすつる者は自己の生命をかろんずるなり、譴治をきく者は聰明を得、三三 エホバを畏るゝ事は智慧の訓なり、謙遜は尊貴に先だつ

第十六章

一 心に謀るところは人にあり、舌の答はエホバより出づ 二 人の途はおのれの目にことごとく潔しと見ゆ、惟エホバ靈魂をはかりたまふ 三 なんぢの作爲をエホバに託せよ、さらば汝の謀るところ必らず成べし、四 エホバはすべての物をおのおのその用のために造り、惡人をも惡き日のために造りたまへり、五 すべて心高ぶる者はエホバに惡まれ、手に手をあはするとも罪をまぬかれじ、六 憐憫と眞實とによりて愆は贖はる、エホバを畏るゝことによりて人惡を離る、七 エホバもし人の途を喜ばゞその人の敵をも之と和がしむべし 八 義によりて得たるところの僅少なる物は不義によりて得たる多の資財にまさる 九 人は心におのれの途を考へはかる、されどその歩履を導くものはエホバなり、十 王のくちびるには神のさばきあり、審判するときその口あやまる可らず、十一 公平の權衡と天秤とはエホバのものなり、嚢にある碰碼もことごとく彼の造りしものなり、十二 惡をおこなふことは王の惛むところなり、是その位は公義によりて堅く立ばなり、十三 義しき口唇は王によろこばる、彼等は正直をいふものを愛す、十四 王の怒は死の使者のごとし智慧ある人はこれをなだむ、十五 王の面の光には生命あり、その恩寵は春雨の雲のごとし 十六 智慧を得るは金をうるよりも更に善らずや、聰明をうるは銀を得るよりも望まし、十七 惡を離るゝは直き人の路なり、おのれの道を守るは靈魂を守るなり、十八 驕傲は滅亡にさきだち、誇る心は傾跌にさきだつ、十九 卑き者に交りて謙だるは驕ぶる者と偕にありて贓物をわかつに愈る、二十 愼みて御言をおこなふ者は益をうべし、エホバに倚賴むものは福ひなり、二一 心に智慧あれば哲者と稱へらる、くちびる甘ければ人の知識をます、二二 明哲はこれを持つものに生命の泉となる、愚なる者をいましむる者はおのれの痴是なり、

二三智慧ある者の心はおのれの口ををしへ、又おのれの口唇に知識をます、二四こころよき言は蜂蜜のごとくにして靈魂に甘く骨に良藥となる、二五人の自から見て正しとする途にして其の終はつひに死にいたる途となるものあり、二六勞をるものは飲食のために骨をる、是その口おのれに迫ればなり 二七邪曲なる人は惡を掘る、其の口唇には烈しき火のごときものあり、二八いつはる者はあらそひを起し、つげぐちする者は朋友を離れしむ、二九強暴人は其の隣をいざなひ之を善らざる途にみちびく、三十其の目を閉て惡を謀り、其の口唇を蹙めて惡事を成遂ぐ、三一白髮は榮の冠弁なり、義しき途にてこれを見ん、三二怒を遲くする者は勇士に愈り、おのれの心を治むる者は城を攻取る者に愈る 三三人は籤をひく、されど事をさだむるは全くエホバにあり。

第十七章

一睦じうして一塊の乾けるパンあるはあらそひありて宰れる畜の盈たる家に愈る、二かしこき僕は恥をきたらする子を治め、且その子の兄弟の中にありて產業を分ち取る、三銀を試むる者は坩堝、金を試る者は鑪、人の心をこころむる者はエホバなり、四惡を行ふものは虚僞のくちびるにきき、虚僞をいふ者はあしき舌に耳を傾ぶく、五貧人を嘲る者はその造主をあなどるなり、人の災禍を喜ぶものは罪をまぬかれず 六孫は老人の冠弁なり、父は子の榮なり、七勝れたる事をいふは愚なる人に適はず、況て虚僞をいふ口唇は君たる者に適はんや 八賄賂はこれを受る者の目には貴き珠のごとし、その向ふところにて凡て幸福を買ふ 九愛を追求むる者は人の過失をおほふ、人の事を言ふる者は朋友をあひ離れしむ、十一句の誡命の智人に徹るは百回扑つことの愚なる人に徹るよりも深し 十一叛きもとる者はただ惡きことのみをもとむ、此故に彼にむかひて殘忍なる使者遣さるる、十二愚なる者の愚妄をなすにあはんよりは寧ろ子をとられたる牝熊にあへ、十三惡をもて善に報ゆる者は惡その家を離れじ、十四爭端の起源は堤より水をもらすに似たり、この故にあらそひの起らざる先にこれを止むべし、十五惡者を義とし義者を惡しとするこの二の者はエホバに憎まる、十六愚なる者はすでに心なし、何

か智慧をかはんとて手にその價の金をもつや、十七朋友はいづれの時にも愛す兄弟は危難の時のために生る、十八
智慧なき人は手を拍てその友の前にて保證をなす、十九爭端をこのむ者は罪を好み、その門を高くする者は敗壞
を求む、二十邪曲なる心ある者はさいはひを得ず、その舌をみだりにする者はわざはひに陥る、二一愚なる者を産む
ものは自己の憂を生じ愚なる者の父は喜樂を得ず、二二心のたのしみは良藥なり靈魂のうれひは骨を枯す、二三惡
者は人の懐より賄賂をうけて審判の道をまぐ、二四智慧は哲者の面のまへにありされど愚なる者は目を地の極
にそゝぐ、二五愚なる子はその父の憂となり、亦これを生る母の煩勞となる　二六義者を罰するは善らず貴き者を
その義きがために扑は善らず、二七言を寡くする者は知識あり心の靜なる者は哲人なり。二八愚なる者も默すると
きは智慧ある者と思はれ、その口唇を閉るときは哲者とおもはるべし

第十八章

一自己を人と異にする者はおのれの欲するところのみを求めてすべての善き考察にもとる、二愚なる者
は明哲を喜ばず、惟おのれの心意を顯すことを喜ぶ、三惡者きたれば藐視もまたきたり、恥きたれば凌辱も
ともに來る、四人の口の言は深水の如し、湧てながるゝ川、智慧の泉なり　五惡者を偏視るは善らず、審判をなして
義者を惡しとするも亦善らず、六愚なる者の口唇はあらそひを起し、その口は打るゝことを招く、七愚なる者
の口はおのれの敗壞となりその口唇はおのれの靈魂の罟となる、八人の是非をいふものの言はたはぶれので
としといへども反つて腹の奥にいる、九その行爲をおこたる者は滅すものの兄弟なり、十ヱホバの名はかた
き櫓のごとし、義者は之に走りいりて救を得　十一富者の資財はその堅き城なり、これを高き石垣のごとくに思
ふ、十二人の心のたかぶりは滅亡に先だち、謙遜はたふとまるゝ事にさきだつ、十三いまだ事をきかざるさきに應ふ
る者は愚にして辱をかうぶる、十四人の心は尚其疾を忍ぶべし、されど心の傷める時は誰かこれに耐んや、十五哲者
の心は知識をえ智慧ある者の耳は知識を求む、十六人の贈物はその人のために道をひらきかつ貴きものの前に

これを導く、十七 先に訴訟の理由をのぶるものハ正義に似たれどもその隣人きたり詰問ひてその事を明かにす、
十八 くじハ爭端をとゞめ且つよきものの間にへだてとなる、十九 怒れる兄弟ハかたき城にもまさりて説き伏せがた
し兄弟のあらそひハ櫓の貫木のごとし、二十 人ハ口の徳によりて腹をあかし、その口唇の徳によりて自ら飽べし、
二一 死生ハ舌の權能にあたり、これを愛する者ハその果を食はん、二二 妻を得るものハ美物を得るなり、且エホバよ
り恩寵をあたへらる、二三 貧者ハ哀なる言をもて乞ひ、富人ハ厲しき答をなす、二四 多の友をまうくる人ハ遂にそ
の身を亡す、但し兄弟よりもたのもしき知己もまたあり

第十九章 一 たゞしく歩むまづしき者ハくちびるの悖れる愚なる者に愈る、二 心に思慮なければ善らず、足にて急
ぐものハ道にまよふ、三 人ハおのれの痴によりて道につまづき反て心にエホバを怨む、四 資財ハおほくの友を
あつむ、されど貧者ハその友に疎まる、五 虚僞の證人ハ罰をまぬかれず、謊言をはくものハ避るゝことをえず
六 君に媚る者ハおほし、凡そ人ハ贈物をあたふる者の友となるなり、七 貧者ハその兄弟すらも皆これをにく
む、況てその友これに遠ざからざらんや、言をはなちてこれを呼とも去てかへらざるなり、八 智慧を得る者ハお
のれの靈魂を愛す、聰明をたもつ者ハ善福を得ん、九 虚僞の證人ハ罰をまぬかれず、謊言をはく者ハほろぶべし、
十 愚なる者の驕奢に居るハ適當からず、況て僕にして上に在る者を治ることをや、十一 聰明ハ人に怒をしのばし
む、過失を宥すハ人の榮譽なり、十二 王の怒ハ獅の吼るが如くその恩典ハ草の上におく露のごとし、十三 愚なる子ハ
その父の災禍なり、妻の相爭ふハ雨漏のたへぬにひとし、十四 家と資財とハ先祖より承嗣ぐもの、賢き妻ハエホ
バより賜ふものなり、十五 懶惰ハ人を酣睡せしむ、懈怠人ハ飢べし、十六 誡命を守るものハ自己の靈魂を守るなり、そ
の道をかろむるものハ死ぬべし、十七 貧者をあはれむ者ハエホバに貸すなり、その施濟ハエホバ償ひたまはん、
十八 望ある間に汝の子を打て、これを殺すこゝろを起すなかれ、十九 怒ることの烈しき者ハ罰をうく、汝もしこれを

救ふとも去ばく然せざるを得じ、二十なんぢ勸をきゝ訓をうけよ然ばなんぢの終に智慧あらん、二一人の心には
多くの計畫あり、されど惟エホバの旨のみ立べし、二二人のよろこびは施濟をするにあり、貧者は謊人に愈る、二三
エホバを畏るゝことは人をして生命にいたらしめ、かつ恆に飽足て災禍に遇ざらしむ、二四惰者はその手を盤に
いるゝも之をその口に舉ることをだにせず　二五嘲笑者を打て、さらば拙者も愼まん、哲者を譴めよ、さらばかれ知
識を得ん、二六父を煩はし母を逐ふは羞恥をきたらし凌辱をまねく子なり、二七わが子よ哲言を離れしむる教を
聽くことを息よ、二八惡き證人は審判を嘲けり惡者の口は惡を吞む、二九審判は嘲笑者のために備へられ鞭は愚な
る者の背のために備へらる

第二十章

一酒は人をして嘲らせ、濃酒は人をして騷がしむ、之に迷はさるゝ者は無智なり、二王の震怒は獅の吼
るがごとし、彼を怒らする者は自己のいのちを害ふ　三爭をやめて退くは人の榮譽なり、すべて愚なる者
は怒り爭そふ、四惰者は寒ければとて耕さず、この故に收穫のときにおよびて求るとも得るところなし、五人
の心にある謀計は深き井の水のごとし然れど哲人はこれを汲出す、六凡そ人は各自おのれの善を誇る、されど
誰か忠信なる者に遇ん、七身を正くして步履む義人はその後の子孫に福祉あるなり、八審判の位に坐する
王はその目をもてすべての惡を散らす、九たれか我わが心をきよめ、わが罪を潔められたりといひ得るや、十二
種の權衡二種の斗量は等しくエホバに憎まる、十一幼子といへどもその動作によりておのれの根性の清きか義
しきかをあらはす、十二聽ところの耳と視るところの眼とはともにエホバの造りたまへるものなり、十三なんぢ
睡眠を愛することを勿れ、恐らくは貧窮にいたらん、汝の眼をひらけ、然らば糧に飽べし、十四買者はいふ惡し惡しと、
然れど去て後はみづから誇る、十五金もあり眞珠も多くあれど貴き器は知識のくちびるなり、十六人の保證をなす
者よりは先その衣をとれ、他人の保證をなす者をばかたくとらへよ、十七欺きとりし糧は人に甘し、されど後に

そうの口に沙を充されん、十八謀計は相議るによりて成る、戰せんとせば先よく議るべし、十九あるきめぐりて人の是非をいふ者は密事をもらす、口唇をひらきてあるくものと交ること勿れ、二十おのれの父母を罵るものはその燈火くらやみの中に消ゆべし、二一初に俄に得たる產業はその終さいはひならず、二二われ惡に報いんと言ふこと勿れ、エホバを待て、彼なんぢを救はん、二三二種の分銅はエホバに惡まる、虛僞の權衡は善らず、二四人の步履はエホバによる、人いかで自らその道を明かにせんや、二五漫に誓願をたつることは其人の罟となる、誓願をたてしのちに考ふることも亦然り、二六賢き王は惡人を散し、車輪をもて碾すごとく之を罰す、二七人の靈魂はエホバの燈火にして人の心の奧を窺ふ、二八王は仁慈と眞實をもて自らたもつ、その位もまた恩惠のおこなひによりて堅くなる、二九少者の榮はその力、老いたる者の美しきは白髮なり、三十傷つくまでに打たば惡きところきよまり、打る鞭は腹の底までもとほる

第二十一章

一王の心はエホバの手の中にありて恰かも水の流れのごとし、彼その聖旨のままに之を導きたまふ、二人の道はおのれの目に正しとみゆ、されどエホバは人の心をはかりたまふ、三正義と公平を行ふは犧牲よりも愈りてエホバに悅ばる、四高ぶる目と驕る心とは惡人の光にしてただ罪のみ、五勤めはたらく者の圖るところは遂にその身を豐裕ならしめ、凡てさわがしく急ぐ者は貧乏をいたす、六虛僞の舌をもて財を得るは吹はらはるゝ雲烟のごとし、之を求る者は死を求むるなり、七惡者の殘虐は自己を亡ぼす、これ義きを行ふことを好まざればなり、八罪人の道は曲り、潔者の行爲は直し、九相爭ふ婦と偕に室に居らんよりは屋蓋の隅にをるはよし、十惡者の靈魂は惡をねがふ、その隣も彼にあはれみ見られず、十一あざけるものの罰をうくれば拙き者は智慧を得、ちゑあるものの教をうくれば智識を得、十二義しき神は惡者の家をみとめて惡者を滅亡に投いれたまふ、十三耳を掩ひて貧者の呼ぶ聲をきかざる者はおのれ自ら呼ときもまた聽れざるべし、十四潜なる饋物は忿怒をなだめ、懷中の

賄賂は烈しき瞋恚をやはらぐ、十五公義を行ふことは義者の喜樂にして惡を行ふものゝ敗壞なり、十六さとりの
道を離るゝ人は死し者の集會の中にをらん、十七宴樂を好むものは貧人となり酒と膏とを好むものは富をい
たさじ、十八惡者は義者のあがなひとなり、悖れる者は直き者に代る、十九爭ひ怒る婦と偕にをらんよりは荒野に
居るはよし○二十智慧ある者の家には貴き寶と膏とあり、愚なる人は之を呑つくす、二一正義と憐憫とを追求むる
者は生命と正義と尊貴とを得べし、二二智慧ある者は強者の城にのぼりて、その堅く頼むところを倒す、二三口と舌
とを守る者はその靈魂を守りて患難に遇せじ、二四高ぶり驕る者を嘲笑者となづく、これ驕奢を逞しくして行ふ
ものなり、二五惰者の情慾はおのれの身を殺す、是はその手を肯て働かせざればなり、二六人は終日しきりに慾を
圖る、されど義者は與へて吝まず、二七惡者の獻物は憎まる況て惡き事のために獻ぐる者をや、二八虛僞の證人は
滅さる、然れど聽く人は恒にいふべし、二九惡人はその面を厚くし、義者はその道を謹む、三十エホバにむかひて
は智慧も明哲も謀略もなすところなし、三一戰鬪の日のために馬を備ふされど勝利はエホバによる

第二十二章

一嘉名は大なる富にまさり、恩寵は銀また金よりも佳し、二富者と貧者と偕に世にをる、凡て之を造
りし者はエホバなり、三賢者は災禍を見てみづから避け、拙者はすゝみて罰をうく、四謙遜とエホバを畏る
ゝ事との報は富と尊貴と生命となり、五悖れる者の途には荊棘と罟とあり、靈魂を守る者は遠くこれを離れん、
六子をその道に從ひて敎へよ、然ばその老たる時も之を離れじ、七富者は貧者を治め、借者は貸人の僕となる、
八惡を播くものは禍害を穡りその怒の杖は廢るべし、九人を見て恵む者はまた惠まる、此はその糧を貧者に
與ふればなり、十嘲笑者を逐ば爭論も亦さり且鬪諍も恥辱もやむ、十一心の潔きを愛する者はその口唇に憐憫を
もてり、王その友とならん、十二エホバの目は智識ある者を守る、彼は悖れる者の言を敗りたまふ、十三惰者はいふ
獅そとにあり、われ衢にて殺されんと、十四妓婦の口は深き坑なりエホバに惡まるゝ者これに陷らん、十五愚なるこ

と子の心の中に繋がる、懲治の鞭これを逐いだす、十六貧者を虐げて自らを富さんとする者と富者に與ふる者
とは遂にかならず貧くなる、十七汝の耳を傾ぶけて智慧ある者の言をきゝ且なんぢの心をわが知識に用ゐよ　十八
之を汝の腹にたもちて盡くなんぢの口唇にそなはらしめば樂しかるべし　十九汝をしてエホバに倚賴ましめん
が爲にわれ今日これを汝に敎ふ　二十われ勸言と知識とをふくみたる勝れし言を汝のために錄しゝにあらずや
二一これ汝をして眞の言の確實なることを曉らしめ且なんぢを遣はしゝ者に眞の言を持歸らしめん爲なり、二二弱
き者を弱がために掠むることなかれ、難儀者を門にて壓つくること勿れ　二三そはエホバその訴を糺し、且かれら
を害なふものゝ生命をそこなはん、二四怒る者と交ること勿れ、憤ほる人とゝもに往ことなかれ　二五恐らくは汝その
の道に效ひてみづから罟に陷いらん、二六なんぢ人と手をうつ者となることなかれ、人の負債の保證をなすこと
勿れ　二七汝もし償ふべきものあらずば人なんぢの下なる臥牀までも奪取ん、是豈よからんや　二八なんぢの先祖が
たてし古き地界を移すこと勿れ　二九汝その業に巧なる人を見るか、斯る人は王の前に立ん、かならず賤者の前
にたゝじ

第二十三章

一なんぢ侯たる者とともに坐して食ふときは愼みて汝の前にある者の誰なるかを思へ　二汝もし食
を嗜む者ならば汝の喉に刀をあてよ　三その珍饈を貪り食ふこと勿れ、これ迷惑の食物なればなり　四富を得ん
と思煩らふこと勿れ、自己の明哲を恃むこと勿れ　五なんぢ虚きに歸すべき者に目をとむるか、富はかならず自
ら翅を生じて鷲のごとく天に飛さらん　六惡目をする者の糧をくらふことなく、その珍饈をむさぼりねがふこ
となかれ　七そはその心に思ふごとくその人となりも亦しかればなり、彼なんぢに食へ飲めといへども
その心は汝に眞實ならず　八汝つひにその食へる物を吐出すにいたり且その出しゝ懇懃の言もむなしくなら
ん　九愚なる者の耳に語ること勿れ、彼なんぢが言の示す明哲を藐めん　十古き地界を移すことなかれ、孤子の畑

を侵すことなかれ　十一　そはかれが贖者は强し必ず汝に對らひて之が訴をのべん　十二　汝の心を敎に用ゐ汝の耳を
知識の言に傾けよ　十三　子を懲すことを爲ざるなかれ鞭をもて彼を打とも死ることあらじ　十四　もし鞭をもて彼を
うたばその靈魂を陰府より救ふことをえん　十五　わが子よもし汝のこころ智からば我が心もまた歡び　十六　もし汝
の口唇たゞしき事をいはゞ我が腎腸も喜ぶべし　十七　なんぢ心に罪人をうらやむ勿れ、たゞ終日ヱホバを畏れよ
十八　そは必ず應報ありて汝の望は廢らざればなり　十九　わが子よ汝きゝて智慧をえ、かつ汝の心を道にかたぶけよ
二十　酒にふけり、肉をたしむものと交ること勿れ　二一　そは酒にふける者と肉を嗜む者とは貧くなり、睡眠を貪ばる
者は敝れたる衣をきるにいたらん　二二　汝を生る父にきけ、汝の老たる母を輕んずる勿れ　二三　眞理を買これを售る
なかれ智慧と訓誨と知識とまた然あれ　二四　義き者の父は大によろこび、知慧ある子を生る者はこれがために樂
しまん　二五　汝の父母を樂ませ、汝を生る者を喜ばせよ　二六　わが子よ汝の心を我にあたへ、汝の目にわが途を樂しめ
二七　それ妓婦は深き坑のごとく、淫婦は狹き井のごとし　二八　彼は盜賊のごとく人を窺ひかつ世の人の中に悖れる
者を增なり　二九　禍害ある者は誰ぞ、憂愁ある者は誰ぞ、爭端をなす者は誰ぞ、煩慮ある者は誰ぞ、故なくして傷をう
くる者は誰ぞ、赤目ある者は誰ぞ　三十　是すなはち酒に夜をふかすもの、往て混和せたる酒を味ふる者なり　三一　酒は
あかく、盃の中に泡だち、滑かにくだる、汝これを見るなかれ　三二　是は終に蛇のごとく噬み、蝮の如く刺すべし　三三　ま
た汝の目は怪しきものを見なんぢの心は謬言をいはん　三四　汝は海のなかに偃すもののごとく帆檣の上に偃す
もののごとし　三五　汝いはん人われを擊ども我いたまず、我を撲ども我おぼえず、我さめなばまた酒を求めんと

第二十四章

一　なんぢ惡き人を羨むことなかれ、又これと偕に居んことを願ふなかれ　二　そはその心に暴虐をはか
りその口唇に人を害ふことをいへばなり　三　家は智慧によりて建られ、明哲によりて堅くせられ　四　また室は知
識によりて各種の貴く美しき寶にて充されん　五　智慧ある者は强し、知識ある人は力をます　六　汝よき謀計をも

て戰鬪をなせ、勝利は議者の多きによる 七 智慧は高くして愚なる者の及ぶところにあらず、愚なる者は門にて口を啓くことをえず 八 惡をなさんと謀る者を邪曲なる者と稱ふ 九 愚なる者の謀るところは罪なり、嘲笑者は人に憎まる 十 汝もし患難の日に氣を挫かば汝の力は弱し 十一 なんぢ死地に曳れゆく者を拯へ、滅亡によろめきゆく者をすくはざる勿れ 十二 汝われら之を知らずといふとも心をはかる者これを曉らざらんや、汝の靈魂をまもる者これを知ざらんや、彼はおの〱の行爲によりて人に報ゆべし 十三 わが子よ蜜を食へ、是は美ものなり、また蜂のすの滴瀝を食へ、是はなんぢの口に甘し 十 智慧の汝の靈魂におけるも是の如しと知れ、これを得ばかならず報いありて汝の望すたれじ 十五 惡者よ義者の家を窺ふことなかれ、その安居所を攻ること勿れ 十六 そは義者は七次たふるゝともまた起く、されど惡者は禍災によりて亡ぶ 十七 汝の仇たふるゝとき樂しむこと勿れ、彼の亡ぶるときこゝろに喜ぶことなかれ 十八 恐らくはエホバこれを見て惡しとしその震怒を彼より離れしめたまはん 十九 なんぢ惡者を怒ることなかれ、邪曲なる者を羨むなかれ 二十 それ惡者には後の善賚なし、邪曲なる者の燈火は滅されん 二一 わが子よエホバと王とを畏れよ、叛逆者に交ることなかれ 二二 斯るものらの災禍は速におこる、この兩者の滅亡はたれか知えんや 二三 是等もまた智慧ある者の箴言なり、偏りて鞫するは善らず 二四 罪人に告て汝は義しといふものをば衆人これを詛ひ諸民これを惡まん 二五 これを譴る者は恩をえん、また福祉これにきたるべし 二六 ほどよき應答をなす者は口唇に接吻するなり 二七 外にて汝の工をとゝのへ田圃にてこれを自己のためにそなへ然るのち汝の家を建よ 二八 故なく汝の隣に敵して證することなかれ、汝なんぞ口唇をもて欺くべけんや 二九 彼の我に爲しゝ如く我も亦かれになすべし、われ人の爲しところに循ひてこれに報いんといふ事勿れ 三十 われ曾て惰人の田圃と智慧なき人の葡萄園とをすぎて見しに 三一 荊棘あまねく生え、薊その地面を掩ひその石垣くづれいたり 三二 我これをみて心をとゞめ、これを觀て敎をえたり 三三 しばらく臥し暫らく睡り手を叉き

て又しばらく休む　三四 さらば汝の貧窮は盜人のごとく汝の缺乏は兵士の如くきたるべし

第二十五章

一 此等もまたソロモンの箴言なり、ユダの王ヒゼキヤに屬せる人々これを輯めたり、二 事を隱すは神
の榮譽なり、事を窮むるは王の榮譽なり　三 天の高さと地の深さと王たる者の心とは測るべからず、四 銀より渣
滓を除け、さらば銀工の用ゐべき器いでん　五 王の前より惡者をのぞけ、然ばその位義によりて堅く立ん、六 王の
前に自から高ぶることなかれ、貴き人の場に立つことなかれ、七 なんぢが目に見る王の前にて下にさげらるゝ
よりは此に上れといはるゝこと愈れり　八 汝かろがろしく出て爭ふことなかれ、恐くは終にいたりて汝の鄰
に辱しめられん、その時なんぢ如何になさんとするか、九 なんぢ鄰と爭ふことあらば只これを爭へ、人の密事を
洩すなかれ　十 恐らくは聞者なんぢを卑しめん汝そしられて止ざらん　十一 機にかなひて語る言は銀の彫刻物に
金の林檎を嵌たるが如し　十二 智慧をもて譴むる者の之をきく者の耳におけることは金の耳環と精金の飾のご
とし、十三 忠信なる使者は之を遣す者におけること穡收の日に冷かなる雲あるがごとし、能その主の心を喜ばし
む、十四 おくりものすと僞りて誇る人は雨なき雲風の如し、十五 怒を緩くすれば君も言を容る、柔かなる舌は骨を折
く、十六 なんぢ蜜を得るか、惟これを足る程に食へ、恐らくは食ひ過して之を吐出さん、十七 なんぢの足を鄰の家にし
げくするなかれ、恐らくは彼なんぢを厭ひ惡まん、十八 その鄰に敵して虛僞の證をたつる人は斧刃または利き箭
のごとし　十九 艱難に遇ふとき忠實ならぬ者を賴むは惡き齒また跛たる足を恃むがごとし、二十 心の傷める人の
前に歌をうたふは寒き日に衣をぬぐが如く、曹達のうへに酢を注ぐが如し、二一 なんぢの仇もし飢なば之に糧を
くらはせ、もし渇かば之に水を飲ませよ　二二 なんぢ斯するは火をこれが首に積むなり、ヱホバなんぢに報いたま
ふべし　二三 北風は雨をおこし、かげごとをいふ舌の人は顏をいからす、二四 爭ふ婦と偕に室に居らんより屋蓋の隅
にをるは宜し、二五 遠き國よりきたる好き消息は渇きたる人における冷かなる水のごとし、二六 義者の惡者の前

に服するは井の濁れるがごとく泉の汚れたるがごとし、二七 蜜をおほく食ふは善らず人おのれの榮譽をもとむるは榮譽にあらず 二八 おのれの心を制へざる人は石垣なき壞れたる城のごとし

第二十六章

一 榮譽の愚なる者に適はざるは夏の時に雪ふり、穡收の時に雨ふるがごとし、二 故なき詛は雀の翔り燕の飛ぶが如くにきたるものにあらず、三 馬の爲には策あり、驢馬の爲には銜あり、愚なる者の背のためには杖あり 四 愚なる者の痴にしたがひて答ふること勿れ、恐らくはおのれも是と同じからん、五 愚なる者の痴にしたがひて之に答へよ恐らくは彼おのれの目に自らを智者と見ん、六 愚なる者に托して事を言おくる者はおのれの足をきり身に害をうく、七 跛者の足は用なし、愚なる者の口の箴もかくのごとし、八 榮譽を愚なる者に與るは石を投石索に繫ぐが如し、九 愚なる者の口にたもつ箴言は醉るものゝ莿ある杖を手にて擧るがごとし 十 愚なる者を傭ひ、流浪者を傭ふ者はすべての人を傷くる射者の如し 十一 狗のかへり來りてその吐たる物を食ふがごとく愚なる者は重ねてその痴なる事をおこなふ 十二 汝おのれの目に自らを智慧ある者とする人を見るか、彼よりも却て愚なる人に望あり、十三 惰者は途に獅あり、衢に獅ありといふ、十四 戸の蝶鉸によりて轉るごとく惰者はその牀に輾轉す 十五 惰者はその手を盤にいるるも之をその口に擧ることを厭ふ、十六 惰者はおのれの目に自らを善く答ふる七人の者よりも智慧ありとなす、十七 路をよぎり自己に關りなき爭競にたづさはる者は狗の耳をとらふる者のごとし 十八十九 既にその鄰を欺くことをなして我はたゞ戯れしのみといふ者は火箭または鎗または死を擲つ狂人のごとし 二十 薪なければ火はきえ人の是非をいふ者なければ爭端はやむ、二一 煨火に炭をつぎ火に薪をくぶるがごとく爭論を好む人は爭論を起す、二二 人の是非をいふものゝ言はたはぶれのごとしと雖もかへつて腹の奥に入る 二三 温かき口唇をもちて惡き心あるは銀の滓をきせたる瓦片のごとし、二四 恨むる者は口唇をもて自ら飾れども心の裏には虚僞をいだく、二五 彼その聲を和らかにするとも之を信ずるなかれ、その心に七の

憎むべき者あればなり、二六 たとひ虚偽をもてその恨をかくすとも其の惡は會集の中に顯はる、二七 坑を掘るものは自ら之に陷らん、石を轉しあぐる者の上にはその石まろびかへらん、二八 虚偽の舌はおのれの害す者を憎み、諂ふ口は滅亡をきたらす

第二十七章

一 なんぢ明日のことを誇るなかれ、そは一日の生ずるところの如何なるを知ざればなり、二 汝おのれの口をもて自から讚ることなく、人をして己を讚めしめよ、自己の口唇をもてせず、他人をして己をほめしめよ、三 石は重く、沙は輕からず、然ど愚なる者の怒はこの二よりも重し、四 忿怒は猛く憤恨は烈し、されど嫉妬の前には誰か立ことをえん 五 明白に譴むるは秘に愛するに愈る 六 愛する者の傷つくるは眞實よりし、敵の接吻するは僞詐よりするなり 七 飽るものは蜂の蜜をも踐つくされど飢たる者には苦き物さへもすべて甘し、八 その家を離れてさまよふ人はその巣を離れてさまよふ鳥のごとし、九 膏と香とは人の心をよろこばすなり、心よりして勸言を與ふる友の美しきもまた斯のごとし 十 なんぢの友と汝の父の友とを棄るなかれ、なんぢ患難にあふ日に兄弟の家にいることなかれ、親しき鄰は疎き兄弟に愈れり、十一 わが子よ智慧を得てわが心を悦ばせよ、然ば我をそしる者に我こたふることを得ん、十二 賢者は禍害を見てみづから避け、拙者はすゝみて罰をうく、十三 人の保證をなす者よりは先その衣をとれ、他人の保證をなす者をば固くこらへよ、十四 晨はやく起て大聲にその鄰を祝すれば却て呪詛と見なさん、十五 相爭ふ婦は雨ふる日に絕ずある雨漏のごとし 十六 これを制ふるものは風をおさふるがごとく右の手に膏をつかむがごとし、十七 鐵は鐵をとぐ斯のごとくその友の面を研なり 十八 無花果の樹をまもる者はその果をくらふ主を貴ぶものは崇を得 十九 水に照せば面と面と相肖るがごとく人の心は人の心に似たり、二十 陰府と沈淪とは飽ことなし人の目もまた飽くことなし 二一 坩堝によりて銀をためし鑪によりて金をためし、その讚らるゝ所によりて人をためす、二二 なんぢ愚なる者を臼にいれ杵をもて麥と偕にこれを搗とう

の愚は去らざるなり、○ 二三なんぢの羊の情況をよく知り、なんぢの群に心を留めよ、二四富は永く保つものにあらずいかで位は世々にたもたん、二五草枯れ苗いで山の蔬菜あつめらる、二六羔羊はなんぢの衣服を出し牡羊は田圃を買ふ價となり 二七牝羊の乳はおほくして汝となんぢの家人の糧となり、汝の女をやしなふにたる

第二十八章

一惡者は逐ふ者なけれども逃げ 義者は獅子のごとくに勇まし、二國の罪によりて侯伯多くなり、智くして知識ある人によりて國は長く保つ、三弱者を虐ぐる貧人は糧をのこさゞる烈き雨のごとし、四律法を棄るものは惡者をほめ、律法を守る者はこれに敵す 五惡人は義きことを覺らず、ヱホバを求る者は凡の事をさとる、六義しくあゆむ貧者は曲れる路をあゆむ富者に愈る、七律法を守る者は哲子なり、放蕩なる者に交るものは父を辱かしむ、八利息と高利とをもて其の財產を增すものは貧人をめぐむ者のために之をたくはふるなり、九耳をそむけて律法を聞ざる者は其の祈すらも憎まる、十義者を惡き道に惑はす者はみづから自己の阱に陷らん、されど質直なる者は福祉をつぐべし、十一富者はおのれの目に自らを智慧ある者となす、されど聰明ある貧者は彼をさぐり知る、十二義者の喜ぶときは大なる榮あり、惡者の起るときは民身を匿す、十三其の罪を隱すものは榮ゆることなし、然ど認らはして之を離るゝ者は憐憫をうけん、十四恒に畏るゝ人は幸福なり、其の心を剛愎にする者は災禍に陷るべし、十五貧しき民を治むるあしき侯伯は吼る獅子あるひは飢たる熊のごとし、十六智からざる君もおほく暴虐をおこなふ、不義の利を惡む者は遐齡をうべし、十七人を殺して其の血を心に負ふ者は墓に奔るなり、人これを阻むること勿れ、十八義く行む者は救をえ、曲れる路に行む者は直に跌れん、十九おのれの田地を耕す者は糧にあき、放蕩なる者に從ふものは貧乏に飽く、二十忠信なる人はおほくの幸福をえ、速かに富を得んとする者は罪を免れず、二一人を偏視るはよからず、人はたゞ一片のパンのために愆を犯すなり、二二惡目をもつ者は財をえんとて急がはしく、却て貧窮のおのれに來るを知らず、二三人を譴むる者は舌をもて諂ふ者よりも大なる

感謝をうく、二四 父母の物を竊みて罪ならずといふ者は滅す者の友なり 二五 心に貪る者は爭端を起しヱホバに倚
頼むものは豐饒になるべし、二六 おのれの心を恃む者は愚なり、智慧をもて行む者は救をえん、二七 貧者に賜すも
のは乏しからず、その目を掩ふ者は詛を受ること多し、二八 惡者の起るときは人匿れ、その滅るときは義者ます

第二十九章

一 しば〳〵責られてもなほ強項なる者は救はるゝことなくして猝然に滅されん、二 義者ませば
民よろこび、惡きもの權を掌らば民かなしむ、三 智慧を愛する人はその父を悦ばせ妓婦に交る者はその財産を
費す、四 王は公義をもて國を堅うす、されど租税を征取る者はこれを滅ぼす、五 その隣に諂ふ者はかれの脚の
前に羅を張る、六 惡き人の罪の中には罟あり、然ど義者は歡び樂しむ、七 義きものは貧きものゝ訟をかへりみ
る、然ど惡人は之を知ることを願はず、八 嘲笑人は城邑を擾し、智慧ある者は怒をしづむ、九 智慧ある人おろかな
る人と爭へば或は怒り或は笑ひて休むことなし、十 血をながす人は直き人を惡む、されど義き者はその生命を
救はんことを求む、十一 愚なる者はその怒をこと〴〵く露はし、智慧ある者は之を心に蔵む、十二 君主もし虛僞の言
を聽ばその臣みな惡し、十三 貧者と背酷者と偕に世にをる、ヱホバは彼等の目に光をあたへたまふ、十四 眞實をも
て弱者を審判する王はその位つねに堅く立つべし、十五 鞭と譴責とは智慧をあたふ、任意になしおかれたる子は
その母を辱しむ、十六 惡きもの多ければ罪も亦おほし、義者は彼等の傾覆をみん○十七 なんぢの子を懲せ、さらば彼
なんぢを安からしめ、又なんぢの心に喜樂を與へん、十八 默示なければ民は放肆にす、律法を守るものは福ひなり、
十九 僕は言をもて譴むるとも改めず、彼は知ども從はざればなり、二十 なんぢ言を謹まざる人を見しや、彼よりも却
て愚なる者に望あり、二一 僕をその幼なき時より柔かに育てなば終には子の如くならしめん、二二 怒る人は爭端を
起し、憤る人は罪おほし、二三 人の傲慢はおのれを卑くし、心に謙だる者は榮譽を得、二四 盜人に黨する者はおのれ
の靈魂を惡むなり、彼は誓を聽けども說述ず、二五 人を畏るれば罟におちいる、ヱホバをたのむ者は護られん、二六 君

の慈悲を求る者はおほし、然れど人の事を定むるはエホバによる、二七不義をなす人は義しき者の惡むところ、義しく
あゆむ人は惡者の惡むところなり

第三十章

一ヤケの子アグルの語なる箴言、かれイテエルにむかひて之をいへり、即ちイテエルとウカルとにい
へる所のものなり、二我は人よりも愚なり、我には人の聰明あらず、三我いまだ智慧をならひ得ず、またいまだ至
聖ものを識ることをえず　四天に昇りまた降りし者は誰か、風をその掌の中に聚めし者は誰か、水を衣につゝみ
し者は誰か、地のすべての限界を定めし者は誰か、その名は何ぞ、その子の名は何ぞ、汝これを知るや○五神の言
はみな潔よし、神は彼を賴むものの盾なり、六汝その言に加ふること勿れ、恐くは彼なんぢをせめ、又なんぢを謊
る者となしたまはん○七われ二の事をなんぢに求めたり、我が死ざる先にこれをたまへ　八即ち虛假と謊言と
を我より離れしめ、我をして貧からしめずまた富しめず惟なくてならぬ糧をあたへ給へ　九その我あきて神を
知ずといひエホバは誰なりやといはんことを恐れ、また貧くして竊盜をなし我が神の名を汚さんことを恐る
ればなり○十なんぢ僕をその主に讒ることなかれ、恐くは彼なんぢを詛ひてなんぢ罪せられん○十一その父を
詛ひその母を祝せざる世類あり　十二おのれの目に自からを潔者となして尙その汚穢を滌はれざる世類あり　十三
また一の世類あり、嗚呼その眼はいかに高きぞや、その瞼は昂れり　十四その齒は劍のごとく、その牙は刃のごとき
世類あり、彼等は貧き者を地より呑み、窮乏者を人の中より食ふ○十五蛭に二人の女あり與へよ〳〵と呼はる、飽
ことを知ざるもの三あり、否な四あり皆たれりといはず　十六即ち陰府、姙まざる胎、水に滿されざる地、足りといは
ざる火これなり、○十七おのれの父を嘲り母に從ふことをいやしとする眼は谷の鴉これを拔いだし、鷹の雛これ
を食はん○十八わが奇とするもの三あり、否な四あり共にわが識ざる者なり　十九即ち空にとぶ鷲の路、磐の上には
ふ蛇の路、海にはしる舟の路、男の女にあふの路これなり　二十淫婦の途も亦しかり、彼は食ひてその口を拭ひ、われ

悪きことを為ざりきといふ○ 二一 地は三の者によりて震ふ、否な四の者によりて耐るあたはざるなり 二二 即ち僕たるもの王となるに因り、愚なるもの糧に飽るにより、二三 厭忌れたる婦の嫁ぐにより、婢女その主母に績に因りてなり○ 二四 地に四の物あり、微小といへども最智し 二五 蟻は力なき者なれどもその糧を夏のうちに備ふ 二六 山鼠は強からざれどもその室を磐につくる 二七 蝗は王なけれどもみな隊を立ていづ 二八 守宮は手をもてつかまり王の宮にをる○ 二九 善あゆむもの三あり、否な四あり皆よく歩く 三十 獣の中にて最も強くもろもろのものゝ前より退かざる獅子 三一 肚帯せし戦馬、牡野羊、および当ることを能はざる王これなり○ 三二 汝もし愚にして自から高ぶり或は悪きことを計らば汝の手を口に当べし 三三 それ乳を搾れば乾酪いで、鼻を搾れば血いで、怒を激ふれば争端おこる

第三十一章

一 レムエル王のことば即ちその母の彼に教へし箴言なり、二 わが子よ何を言んか、わが胎の子よ何をいはんか、我が願ひて得たる子よ何をいはんか、三 なんぢの力を女につひやすなかれ、王を滅すものに汝の途をまかする勿れ、四 レムエルよ酒を飲は王の為べき事にあらず、王の為べき事にあらず、醇醪を求るは牧伯の為すべき事にあらず、五 恐らくは酒を飲て律法をわすれ、且すべて悩まさるゝ者の審判を枉げん 六 醇醪を亡びんとする者にあたへ、酒を心の傷める者にあたへよ 七 かれ飲てその貧窮をわすれ、復その苦楚を憶はざるべし 八 なんぢ瘖者のため又すべての孤者の訟のために口をひらけ 九 なんぢ口をひらきて義き審判をなし、貧者と窮乏者の訟を糺せ○ 十 誰か賢き女を見出すことを得ん、その価は真珠よりも貴とし、十一 その夫の心はかれを恃み、その産業は乏しくならじ 十二 かれが存命ふる間はその夫に善事をなして悪き事をなさず 十三 彼は羊の毛と麻とを求め、喜びて手から操き 十四 商賈の舟のごとく遠き国よりその糧を運び 十五 夜のあけぬ先に起てその家人に糧をあたへ、その婢女に日用の分をあたふ 十六 田畝をはかりて之を買ひ、その手の操作をもて葡萄園を植ゑ 十七 力をも

て腰に帯し、その手を強くす 十八 彼はその利潤の益あるを知る、その燈火は終夜きえず 十九 かれ手を紡線車にのべ、その指に紡錘をとり 二十 手を貧者にのべ、手を困苦者に舒ぶ 二一 彼は家人の為に雪をおそれず、蓋その家人みな蕃紅の衣をきればなり 二二 彼はおのれの為に美しき褥子をつくり、細布と紫とをもてその衣とせり、二三 その夫はその地の長老とともに邑の門に坐するによりて人に知るるなり 二四 彼は細布の衣を製てこれをうり、帯をつくりて商賈にあたふ 二五 彼は筋力と尊貴とを衣とし且のちの日を笑ふ 二六 彼は口を啓きて智慧をのぶ、仁愛の教誨その舌にあり 二七 かれはその家の事を鑒み怠惰の糧を食はず、二八 その衆子は起て彼を祝す、その夫も彼を讃ていふ 二九 賢く事をなす女子は多けれども汝はすべての女子に愈れり 三十 艶麗はいつはりなり、美色は呼吸のごとし、惟エホバを畏るる女は誉られん 三一 その手の操作の果をこれにあたへ、その行為によりてこれを邑の門にはめよ

箴言終

傳道之書

第一章

一 ダビデの子エルサレムの王傳道者の言　二 傳道者言く空の空空の空なる哉都て空なり　三 日の下に人
の勞して爲ところの諸の動作はその身に何の益かあらん　四 世は去り世は來る地は永久に長存なり　五 日は出
で日は入りまたその出し處に喘ぎゆくなり　六 風は南に行き又轉りて北にむかひ旋轉に旋りて行き風復その
旋轉る處にかへる　七 河はみな海に流れ入る海は盈ること無し河はその出きたれる處に復還りゆくなり　八 萬
の物は勞苦す人これを言つくすことあたはず目は見に飽ことなく耳は聞に充ること無し　九 曩に有し者はま
た後にあるべし曩に成し事はまた後に成べし日の下には新しき者あらざるなり　十 見よ是は新しき者なりと
指て言べき物あるや其は我等の前にありし世々に既に久しくありたる者なり　十一 己前のものゝ事はこれを記憶
ることなし以後のものゝ事もまた後に出る者これをおぼゆることあらじ　十二 われ傳道者はエルサレムにあり
てイスラエルの王たりき　十三 我心を盡し智慧をもちひて天が下に行はるゝ諸の事を尋ねかつ考覈たり此苦しき
事件は神が世の人にさづけて之に身を勞せしめたまふ者なり　十四 我日の下に作ところの諸の行爲を見たり嗚
呼皆空にして風を捕ふるがごとし　十五 曲れる者は直からしむるあたはず缺たる者は數をあはするあたはず　十六
我心の中に語りて言ふ嗚呼我は大なる者となれり我より先にエルサレムにをりしすべての者よりも我は多
の智慧を得たり我心は智慧と知識を多く得たり　十七 我心を盡して智慧を知んとし狂妄と愚癡を知んとしたり
しが是も亦風を捕ふるがごとくなるを曉れり　十八 夫智慧多ければ憤激多し智識を増す者は憂患を増す

第二章

一 我わが心に言けらく來れ我試に汝をよろこばせんとす汝逸樂をきはめよと嗚呼是もまた空なり
二 我笑を論ふ是は狂なり快樂を論ふ是何の爲ところあらんやと　三 我心に智慧を懷きて居つゝ酒をもて肉
身を肥さんと試みたり又世の人は天が下において生涯如何なる事をなさば善らんかを知んために我は愚な

る事を行ふことをせり　四 我も大なる事業をなせり我はわが爲に家を建て葡萄園を設け　五 園をつくり圃をつくり又菓のなる諸の樹を其處に植ゑ　六 また水の塘池をつくりて樹木の生茂れる林に其より水を灌がしめたり　七 我は僕婢を買得たりまた家の子あり我はまた凡て我より前にエルサレムにをりし者よりも衆多の牛羊を有り　八 我は金銀を積み王等と國々の財寶を積あげたりまた歌詠之男女を得世の人の樂なる妻妾を多くえたり　九 斯我は大なる者となり我より前にエルサレムにをりし諸の人よりも大になりぬ吾智慧もまたわが身を離れざりき　十 凡そわが目の好む者は我これを禁ぜず凡そわが心の悦ぶ者は我これを禁ぜざりき即ち我はわが諸の勞苦によりて快樂を得たり是は我が諸の勞苦によりて得たるところの分なり　十一 我わが手にて爲たる諸の事業および我が勞して事を爲たる勞苦を顧みるに皆空にして風を捕ふるが如くなりき日の下には益となる者あらざるなり　十二 我また身を轉らして智慧と狂妄と愚癡とを觀たり抑王に嗣ぐところの人は如何なる事を爲うるやその既になせしところの事に過ざるべし　十三 光明の黒暗にまさるがごとく智慧は愚癡に勝るなり我これを曉れり　十四 智者の目はその頭にあり愚者は黒暗に歩む然ど我しる其みな遇ところの事は同一なり　十五 我心に謂けらく愚者の遇ふところの事に我もまた遇べければ我なんぞ智慧のまさる所あらんや我また心に謂り是も亦空なるのみと　十六 夫智者も愚者と均く永く世に記念らるゝことなし來らん世にいたれば皆早く既に忘らるゝなり嗚呼智者の愚者とおなじく死るは是如何なる事ぞや　十七 是に於て我世にながらふることを厭へり凡そ日の下に爲ところの事は我に惡く見ればなり即ち皆空にして風を捕ふるがごとし　十八 我は日の下にわが勞して諸の動作をなしたるを恨む其は我の後を嗣ぐ人にこれを遺さゞるを得ざればなり　十九 其人の智愚は誰かこれを知ん然るにその人は日の下に我が勞して爲し智慧をこめて爲たる諸の工作を管理るにいたらん是また空なり　二十 我身をめぐらし日の下にわが勞して爲たる諸の動作のために望を失へり　二一 今

茲に人あり智慧と知識と才能をもて勞して事をなさんに終にハ之がために勞せざる人に一切を遺してその所有となさしめざるを得ざるあり是また空にして大に惡し 二二 夫人はその日の下に勞して爲ところの諸の動作とその心勞によりて何の得ところ有るや 二三 その世にある日には常に憂患ありその勞苦は苦しその心ハ夜の間も安んずることあらず是また空なり 二四 人の食飮をなしその勞苦によりて心を樂ましむるは幸福なる事にあらず是もまた神の手より出るなり我これを見る 二五 誰かその食ふところその歡樂を極むるところに於て我にまさる者あらん 二六 神ハその心に適ふ人には智慧と知識と喜樂を賜ふ然れども罪を犯す人には勞苦を賜ひて斂めかつ積ことを爲しむ是は其を神の心に適ふ人に與へたまハんためなり是もまた空にして風を捕ふるがごとし

第三章

一 天が下の萬の事には期あり萬の事務にハ時あり 二 生るゝに時あり死るに時あり植るに時あり植たる者を抜に時あり 三 殺すに時あり醫すに時あり毀つに時あり建るに時あり 四 泣に時あり笑ふに時あり悲むに時あり躍るに時あり 五 石を擲つに時あり石を斂るに時あり懷くに時あり懷くことをせざるに時あり 六 得に時あり失ふに時あり保つに時あり棄るに時あり 七 裂に時あり縫に時あり默すに時あり語るに時あり 八 愛しむに時あり惡むに時あり戰ふに時あり和ぐに時あり 九 働く者ハその勞して爲ところよりして何の益を得んや 十 我神が世の人にさづけて身をこれに勞せしめたまふところの事件を視たり 十一 神の爲たまふところハ皆その時に適て美麗なり神ハまた人の心に永遠をおもふの思念を賦けたまへり然ば人ハ神のなしたまふ作爲を始より終まで知明むることを得ざるなり 十二 我知る人の中にハその世にある時に快樂をなし善をおこなふより外に善事ハあらず 十三 また人ハみな食飮をなしその勞苦によりて逸樂を得べきなり是すなはち神の賜物たり 十四 我知る凡て神のなしたまふ事ハ限なく存せん是は加ふべき所なく是ハ減すべきところ無し神の之

をなしたまふは人をしてその前に畏れしめんがためなり 十五 昔ありたる者は今もあり後にあらん者は旣にあ
りし者なり神はその逐やられし者を索めたまふ 十六 我また日の下を見るに審判をおこなふ所に邪曲なる事あ
り公義を行ふところに邪曲なる事あり 十七 我すなはち心に謂けらく神は義者と惡者とを鞫きたまはん彼處
においては萬の事と萬の所爲に時あるなり 十八 我また心に謂けらく是事あるは是世の人のためなり即ち神は
斯世の人を撿して之にその獸のごとくなることを自ら曉らしめたまふなり 十九 世の人に臨むところの事はま
た獸にも臨むこの二者に臨むところの事は同一にして是も死れば彼も死るなり皆同一の呼吸に依り人は獸に
まさる所なし皆空なり 二十 みな一の所に往く皆塵より出で皆塵にかへるなり 二一 誰か人の魂の上に昇り獸の魂
の地にくだることを知ん 二二 然ば人はその動作によりて逸樂をなすに如はなし是その分なればなり我これを
見るその身の後の事は誰かこれを携へゆきて見さしむる者あらんや

第四章

一 玆に我身を轉して日の下に行はるゝ諸の虐遇を觀たり嗚呼虐げらるゝ者の淚ながる之を慰むる
者あらざるなりまた虐ぐる者の手には權力あり彼等はこれを慰むる者あらざるなり 二 我は猶生る生者より
も旣に死たる死者をもて幸なりとす 三 またこの二者よりも幸なるは未だ世にあらずして日の下におこ
なはるゝ惡事を見ざる者なり 四 我また諸の勞苦と諸の工事の精功とを觀るに是は人のたがひに嫉みあ
ひて成る者たるなり是も空にして風を捕ふるが如し 五 愚なる者は手を束ねてその身の肉を食ふ 六 片手に物
を盈て平穩にあるは兩手に物を盈て勞苦て風を捕ふるに愈れり 七 我また身をめぐらし日の下に空なる事の
あるを見たり 八 玆に人あり只獨にして伴侶もなく子もなく兄弟もなし然にその勞苦は都て窮なくその目は
富に飽ことなし彼また言ず嗚呼我は誰がために勞するや何とて我は心を樂ませざるやと是もまた空にして
勞力の苦き者なり 九 二人は一人に愈る其はその勞苦のために善報を得ればなり 十 即ちその跌倒る時には一

箇の人其の伴侶を扶けおこすべし然ど孤身にして跌倒る者ハ憐なるかな之を扶けおこす者なきなり　十一又二人ともに寝れバ温煖なり一人ならば爭で温煖ならんや　十二人もし其の一人を攻撃ば二人してこれに當るべし三根の縄ハ容易く斷ざるなり　十三貧くして賢き童子は老て愚にして諫を納ざる王に愈る　十四かれハ牢獄より出て王となれり然ど其の國に生れし時ハ貧かりき　十五我日の下にあゆむところの群生が彼王に繼てこれに代りて立ところの童子とゝもにあるを觀たり　十六民ハすべて際限なし其の前にありし者みな然り後にきたる者また彼を悦ばざりき是も空にして風を捕ふるがごとし

第五章　一汝ヱホバの室にいたる時には其の足を愼め進みよりて聽聞ハ愚なる者の犠牲にまさる彼等ハ其の惡をおこなひをることを知ざるなり　二汝神の前にありてハ輕々しく口を開くなかれ心を攝めて妄に言をいだすなかれ其ハ神ハ天にいまし汝ハ地にをればなり然ば汝の言詞を少からしめよ　三夫夢ハ事の繁多によりて生じ愚なる者の聲ハ言の繁多によりて識るなり　四汝神に誓願をかけなバ之を還すことを怠るなかれ神ハ愚なる者を悦びたまハざるなり汝ハ其のかけし誓願を還すべし　五誓願をかけてこれを還さゞるよりハ寧ろ誓願をかけざるは汝に善し　六汝の口をもて汝の身に罪を犯さしむるなかれ亦使者の前に其は過誤なりといふべからず恐くハ神汝の言を怒り汝の手の所爲を滅したまはん　七夫夢多ければ空なる事多し言詞の多きもまた然り汝ヱホバを畏め　八汝國の中に貧き者を虐遇る事および公道と公義を枉ることあるを見るも其の事あるを怪むなかれ其ハ其の位高き人よりも高き者ありて其の人を伺へばなり又其等よりも高き者あるなり　九國の利益ハ全く是にあり即ち王者が農事に勤むるにあるなり　十銀を好む者ハ銀に飽こと無し豐富ならんことを好む者は得るところ有ず是また空なり　十一貨財増ばこれを食む者も増すなり其の所有主は唯目にこれを看るのみ其の外に何の益かあらん　十二勞する者は其の食ふところは多きも少きも快く睡るあり然れども富者ハ

りの貨財の多がために睡ることを得せず　十三我また日の下に患の大なる者あるを見たりすなはち財寶のこれを蓄ふる者の身ふ害をおよぼすことある是なり　十四その財寶はまた災難によりて失落ことあり然ばその人子を擧ることあらんもその手には何物もあることなし　十五人は母の胎より出て來りしごとくにまた裸體にして皈りゆくべしその勞苦によりて得たる者を毫厘も手ふとりて携へゆくことを得ざるなり　十六人は全くその來りしごとくにまた去ゆかざるを得ず是また患の大なる者なり抑風を追て勞する者何の益をうることと有んや　十七人は生命の涯黒暗の中に食ふことを爲すまた憂愁多かり疾病身にあり憤怒あり　十八視よ我は斯觀たり人の身にとりて善かつ美なる者は神にたまはるその生命の極食飲をなし且その日の下に勞して働ける勞苦によりて得るところの福祿を身に享るの事なり是その分なればなり　十九何人によらず神がこれに富と財を與へてこれに食ことを得せしめまたその分を取りその勞苦によりて快樂を得ることをせさせたまふあればその事は神の賜物たるなり　二十かゝる人はその年齒の日を憶ゆること深からず其は神これが心の喜ぶところにしたがひて應ることを爲したまへばなり

第六章

一我觀るに日の下に一件の患あり是は人の間に恒なる者なり　二すなはち神富と財と貴を人ふあたへてその心に慕ふ者を一件もこれに缺ることあからしめたまひながらも神またその人に之を食ふことを得せしめたまはずして他人のこれを食ふことあり是空あり惡き疾なり　三假令人百人の子を擧けまた長壽してその年齡の日多からんも若その心景福に滿足せざるか又は葬らるゝことを得ざるあれば我言ふ流産の子はその人にまさるなり　四夫流産の子はその來ることと空くして黑暗の中に去ゆきその名は黑暗の中ふかくるるなり　五又是は日を見ることなく物を知ることなければ彼よりも安泰なり　六人の壽命千年に倍するとも福祉を蒙れるにはあらず皆一所に往くにあらずや　七人の勞苦は皆その口のためなりその心はなほも飽ざる

ところ有り　八賢者なんぞ愚者に勝るところあらんやまた世人の前に歩行ことを知ところの貧者も何の勝るところ有んや　九目に観る事物は心のさまよひ歩くに愈るなり是また空にして風を捕ふるがごとし　十嘗て在し者は久き前にすでにその名を命られたり即ち是は人なりと知る然ば是はかの自己よりも力強き者と争ふことを得ざるなり　十一衆多の言論ありて虚浮き事を増す然ど人に何の益あらんや　十二人はその虚空き生命の日を影のごとくに送るなり誰かこの世において如何なる事か人のために善き者なるやを知ん誰かその身の後に日の下にあらんところの事を人に告うる者あらんや

第七章

一名は美膏に愈り死る日は生るゝ日に愈る　二哀傷の家に入は宴楽の家にいるに愈る其は一切の人の終かくのごとくなればなり生る者またこれをその心にとむるあらん　三悲哀は嬉笑に愈る其は面に憂色を帯るなれば心も善にむかへばなり　四賢き者の心は哀傷の家にあり愚なる者の心は喜楽の家にあり　五賢き者の勸責を聴は愚なる者の歌詠を聴に愈るなり　六愚なる者の笑は釜の下に焚る荊棘の聲のごとし是また空なり　七賢き人も虐待る事によりて狂するに至るあり賄賂は人の心を壊なふ　八事の終はその始よりも善し容忍心ある者は傲慢心ある者に勝る　九汝氣を急くして怒るなかれ怒は愚なる者の胸にやどるなり　十昔の今にまさるは何故ぞやと汝言なかれ汝の斯る問をなすは是智慧よりいづる者にあらざるなり　十一智慧の上に財産をかぬれば善し然れば日を見る者等に利益おほかるべし　十二智慧も身の護庇となり銀子も身の護庇となる然ど智慧はまたこれを有る者に生命を保しむ是知識の殊勝たるところなり　十三汝神の作爲を考ふべし神の曲たまひし者は誰かこれを直くすることを得ん　十四幸福ある日には樂め禍患ある日には考へよ神はこの二者をあひ交へ錯て降したまふ是は人をしてその後の事を知ることなからしめんためなり　十五我この空の世にありて各樣の事を見たり義人の義をおこなひて亡ぶるあり惡人の惡をおこなひて長壽あり　十六汝義に過るなかれま

た賢に過るなかれ汝なんぞ身を滅すべけんや　十七 汝惡に過るなかれまた愚なる勿れ汝なんぞ時いたらざるに死べけんや　十八 汝此を執へ善しまた彼にも手を放すなかれ神を畏む者はこの一切の者の中より逃れ出るなり　十九 智慧の智者を帮くるは邑の豪雄者十人にまさるなり　二十 正義して善をおこなひ罪を犯すことなき人は世にあることなし　二一 人の言出す言詞には凡て心をとむる勿れ恐くは汝の僕の汝を詛ふを聞ことあらん　二二 汝も屢人を詛ふことあるは汝の心に知ところなり　二三 我智慧をもてこの一切の事を試み我は智者とならんと謂たりしが遠くおよばざるなり　二四 事物の理は遠くして甚だ深し誰かこれを究むることを得ん　二五 我は身をめぐらし心をもちひて物を知り事を探り智慧と道理を索めんとし又惡の愚たると愚癡の狂妄たるを知んとせり　二六 我了れり婦人のその心羅と網のごとくその手縲絏のごとくなる者は是死よりも苦き者なり神の悦びたまふ者は之を避ることを得ん罪人は之に執らるべし　二七 傳道者言ふ視よ我その數を知んとて一々に算へてつひに此事を了る　二八 我がなほ尋て得ざる者は是なり我千人の中には一箇の男子を得たれどもその數の中には一箇の女子をも得ざるなり　二九 我了れるところは唯是のみ即ち神は人を正直者に造りたまひしに人衆多の計略を案じ出せしなり

第八章

一 誰か智者に如ん誰か事物の理を解ことを得ん人の智慧はその人の面に光輝あらしむ又その粗暴面も變改べし　二 我言ふ王の命を守るべし既に神をさして誓ひしことあれば然るべきなり　三 早まりて王の前を去ることなかれ惡き事につのること勿れ其は彼は凡てその好むところを爲ばなり　四 王の言語には權力あり然ば誰か之に汝何をなすやといふことを得ん　五 命令を守る者は禍患を受るに至らず智者の心は時期と判斷を知なり　六 萬の事務には時あり判斷あり是をもて人大なる禍患をうくるに至るあり　七 人は後にあらんところの事を知ずまた誰か如何なる事のあらんかを之に告る者あらん　八 靈魂を掌管て靈魂を留めうる人あらず

人はその死る日には權力あること無し此戰爭には釋放たるゝ者あらず又罪惡はこれを行ふ者を救ふことを得せざるなり 九我この一切の事を見また日の下になるゝ諸の事に心を用ひたり時として此人彼人を治めてこれに害を蒙らしむることあり 十我見しに惡人の葬られて安息にいるありまた善をなせる者の聖所を離れてその邑に忘らるゝに至るあり是また空なり 十一惡き事の報速にきたらざるが故に世人心を專にして惡をなす 十二罪を犯す者百次惡をなして猶長命あれども我知る神を畏みてその前に畏怖をいだく者には幸福あるべし 十三但し惡人には幸福あらずまたその生命も長からずして影のごとし其は神の前に畏怖をいだくことなければなり 十四我日の下に空なる事のおこなはるゝを觀たり即ち義人にして惡人の遭べき所に遭ふ者あり惡人にして義人の遭べきところに遭ふ者あり我謂り是もまた空なり 十五是に於て我喜樂を讚む其は食飲て樂むよりも好き事は日の下にあらざればなり人の勞して得る物の中是こそはその日の下にて神にたまはる生命の日の間その身に離れざる者なれ 十六玆に我心をつくして智慧を知んとし世に爲ところの事を究んとしたり人は夜も晝もその目をとぢて眠ることをせざるなり 十七我神の諸の作爲を見るが人は日の下におこなはるゝところの事を究むるあたはざるなり人これを究めんと勞するもこれを究むることを得ず且又智者ありてこれを知と思ふもこれを究ることあたはざるなり

第九章

一我はこの一切の事に心を用ひてこの一切の事を明めんとせり即ち義き者と賢き者およびかれらの爲ところは神の手にあるなるを明めんとせり愛むや惡むやは人これを知ことなし一切の事はその前にあるなり 二すべての人に臨む所は皆同じ義き者にも惡き者にも善者にも淨者にも穢たる者にも犧牲を獻る者にも犧牲を獻ぬ者にもその臨むところの事は同一なり善人も罪人に異ず誓をなす者も誓をなすことを畏るゝ者に異ず 三諸の人に臨むところの事の同一なるは是日の下におこなはるゝ事の中の惡き事たり抑人の心には惡き事充

をりその生る間ハ心に狂妄を懐くあり後にハ死者の中に往くなり　四凡活る者の中に列る者ハ望あり其ハ生る犬ハ死る獅子に愈れバなり　五生者はその死んことを知る然ど死る者ハ何事をも知ずまた應報をうくることも重てあらずその記憶らるゝ事も遂に忘らるゝに至る　六またその愛も惡も嫉も既に消うせて彼等ハ日の下におこなハるゝ事に最早何時までも關係ことあらざるなり　七汝往て喜悦をもて汝のパンを食ひ樂き心をもて汝の酒を飲め其ハ神久くなんぢの行爲を嘉納たまへばなり　八汝の衣服を常に白からしめよ汝の頭に膏を絶しむるなかれ　九日の下に汝が賜ハるこの汝の空なる生命の日の間汝その愛する妻とゝもに喜びて度生せ汝の空なる生命の日の間しかせよ是ハ汝が世にありて受る分汝が日の下に働ける勞苦によりて得る者なり　十凡て汝の手に堪ることハ力をつくしてこれを爲せ其ハ汝の往んところの陰府にハ工作も計謀も知識も智慧もあることなけれバなり　十一我また身をめぐらして日の下を觀るに迅速者走ることに勝にあらず強者戰爭に勝にあらず智慧者食物を獲にあらず明哲人財寶を得にあらず知識人恩顧を得にあらず凡て人に臨むところの事ハ時ある者偶然なる者なり　十二人ハまたその時を知ず魚の禍の網にかゝり鳥の鳥羅にかゝるが如くに世の人もまた禍患の時の計ざるに臨むに及びてその禍患にかゝるあり　十三我日の下に是事を觀て智慧となし大いなる事となせり　十四すなハち玆に一箇の小き邑ありてその中の人ハ鮮かりしが大なる王これに攻きたりてこれを圍みこれに向て大なる雲梯を建たり　十五時に邑の中に一人の智慧ある貧き人ありてその智慧をもて邑を救へり然るに誰ありてその貧き人を記念もの無りし　十六是において我言り智慧ハ勇力に愈る者なりと但しかの貧き人の智慧ハ藐視られその言詞ハ聽れざりしなり　十七靜に聽る智者の言ハ愚者の君長たる者の號呼に愈る　十八智慧ハ軍の器に勝れり一人の惡人は許多の善事を壞ふなり

第十章

一死し蠅は和香者の膏を臭くしこれを腐らす少許の愚癡は智慧と尊榮よりも重し　二智者の心ハその

右に愚者の心はその左に行くなり　三愚者は出て途を行にあたりてその心たらず自己の愚なることを一切の人に告ぐ　四君長たる者汝にむかひて腹たつとも汝の本處を離るゝ勿れ温順は大なる愆を生ぜしめざるなり　五我日の下に一の患事あるを見たり是は君長たる者よりいづる謬誤に似たり　六すなはち愚なる者高き位に置れ貴き者卑き處に坐る　七我また僕たる者が馬に乗り王侯たる者が僕のごとく地の上に歩むを觀たり　八坑を掘る者はみづから之におちいり石垣を毀つ者は蛇に咬れん　九石を打くだく者はそれがために傷を受け木を割る者はそれがために危難に遭ん　十鐵の鈍くなれるあらんにその刃を磨ざれば力を多く之にもちひざるを得ず智慧は功を成に益あるなり　十一蛇もし呪術を聽ずして咬ば呪術師は用なし　十二智者の口の言語は恩徳あり愚者の唇はその身を呑ほろぼす　十三愚者の口の言は始は愚なりまたその言は終は狂妄にして惡し　十四愚者は言詞を衆くす人は後に有ん事を知ず誰かその身の後にあらんところの事を述るを得ん　十五愚者の勞苦はその身を疲らす彼は邑にいることをも知ざるなり　十六その王は童子にしてその侯伯は朝に食をなす國よ汝は禍なるかな　十七その王は貴族の子またその侯伯は醉樂むためならず力を補ふために適宜き時に食をなす國よ汝は福なるかな　十八懶惰ところよりして屋背は落ち手を垂るところよりして家屋は漏る　十九食事をもて笑ひ喜ぶの物となし酒をもて快樂を取り銀子は何事にも應ずるなり　二十汝心の中にても王たる者を詛ふなかれまた寢室にても富者を詛ふなかれ天空の鳥その聲を傳へ羽翼ある者その事を布べければなり

第十一章　一汝の糧食を水の上に投よ多くの日の後に汝ふたゝび之を得ん　二汝一箇の分を七また八にわかて其は汝如何なる災害の地にあらんかを知ざればなり　三雲もし雨の充るあれば地に注ぐまた樹もし南か北に倒るゝあればその樹は倒れたる處にあるべし　四風を伺ふ者は種播ことを得ず雲を望む者は刈ことを得ず　五汝は風の道の如何なるを知ずまた孕める婦の胎にて骨の如何に生長つを知ず斯汝は萬事を爲たまふ神の作爲

を知ことなし　六汝朝に種を播け夕にも手を歇るなかれ其はその實る者は此なるか彼なるか又は二者ともに美なるや汝これを知ざればなり　七夫光明は快き者なり目に日を見るは樂し　八人多くの年生ながらへてその內凡て幸福なるもなほ幽暗の日を憶ふべきなり其はその數も多かるべければなり凡て來らんところの事は皆空なり　九少者よ汝の少き時に快樂をなせ汝の少き日に汝の心を悦ばしめ汝の心の道に步み汝の目に見るところを爲せよ但しその諸の行爲のために神汝を鞫きたまはんと知べし　十然ば汝の心より憂を去り汝の身より惡き者を除け少き時と壯なる時はともに空なればなり

第十二章

一汝の少き日に汝の造主を記えよ即ち惡き日の來り年のよりて我は早何も樂むところ無しと言にいたらざる先　二また日や光明や月や星の暗くならざる先雨の後に雲の返らざる中に汝然せよ　三その日いたる時は家を守る者は慄ひ力ある人は屈み磨碎者は寡きによりて息み窓より窺ふ者は目昏むなり　四磨こなす聲低くなれば衢の門は閉づその人は鳥の聲に起あがり歌の女子はみな身を卑くす　五かかる人々は高き者を恐る畏しき者多く途にあり巴旦杏は花咲くまた蝗もその身に重くその嗜欲は廢る人永遠の家にいたらんとすれば哭婦衢にゆきかふ　六然る時には銀の紐は解け金の盞は碎け吊瓶は泉の側に壞れ轆轤は井の傍に破ん　七而して塵は本のごとくに土に歸り靈魂はこれを賦けし神にかへるべし　八傳道者云ふ空の空なるかな皆空なり　九また傳道者は智慧あるが故に恒に知識を民に敎へたり彼は心をもちひて尋ね究め許多の箴言を作れり　十傳道者は務めて佳美き言詞を求めたりその書しるしたる者は正直して眞實の言語なり　十一智者の言語は刺鞭のごとく會衆の師の釘たる釘のごとくにして一人の牧者より出し者なり　十二わが子よ是等より訓誡をうけよ多く書をつくれば竟なし多く學べば體疲る　十三事の全體の歸する所を聽べし云く神を畏れその誡命を守れ是は諸の人の本分たり　十四神は一切の行爲ならびに一切の隱れたる事を善惡ともに審判たまふなり

傳道之書終

雅歌

第一章　一 これはソロモンの雅歌なり　二 ねがはくは彼その口の接吻をもて我にくちつけせんことなり、汝の愛は酒よりもまさりぬ　三 なんぢの香膏は其香味たへに馨しくなんぢの名はそゝがれたる香膏のごとし是をもて女子等なんぢを愛す　四 われを引たまへわれら汝にしたがひて走らん、王われをたづさへてその後宮にいれたまへり、我らは汝によりて歓こび楽しみ酒よりも勝りてなんぢの愛をほめたゝふ、彼らは直きこゝろをもて汝を愛す○　五 エルサレムの女子等よ、われは黒けれどもなほ美はし、ケダルの天幕のごとく、またソロモンの帷帳に似たり　六 われ色くろきが故に日のわれを焼たるが故に我を視るなかれ、わが母の子等われを怒りて我に葡萄園をまもらしめたり、我はおのが葡萄園をまもらざりき　七 わが心の愛する者よなんぢは何處にてなんぢの群を牧ひ午時いづこにて之を息ますや請ふわれに告よ、なんぢが面を覆へる者の如くしてなんぢが伴侶の群のかたはらにをるべけんや○　八 婦人の最も美はしき者よ、なんぢ若しらずば群の足跡にしたがひて出ゆき牧羊者の天幕のかたはらにて汝の羔山羊を牧へ○　九 わが佳耦よ我なんぢをパロの車の馬に譬ふ　十 なんぢの臉は鏈索を垂れ、なんぢの頸には珠玉を陳ねて至も美はし　十一 われら白銀の星をつけたる黄金の鏈索をなんぢのために造らん○　十二 王其席につきたまふ時、わがナルダ其香味をいだせり　十三 わが愛する者は我にとりてはわが胸のあひだにおきたる沒薬の袋のごとし　十四 わが愛する者は我にとりてはエンゲデの園にあるコペルの英華のごとし○　十五 あゝ美はしきかな、わが佳耦よ、あゝうるはしきかな、なんぢの目は鴿のごとし○　十六 わが愛する者よ、あゝなんぢは美はしくまた楽しきかな、われらの牀は青緑なり　十七 われらの家の棟梁は香柏その垂木は松の木なり

第二章　一 われはシャロンの野花谷の百合花なり○　二 女子等の中にわが佳耦のあるは荊棘の中に百合花のあ

るがごとし○ 三 わが愛する者の男子等の中にあるは林の樹の中に林檎のあるがごとし我ふかく喜びてその蔭にすわれりその實はわが口に甘かりき 四 彼われをたづさへて酒宴の室にいれたまへりその我上にひるがへしたる旗は愛なりき 五 請ふなんぢら乾葡萄をもてわが力をおぎなへ林檎をもて我に力をつけよ我は愛によりて疾わづらふ 六 かれが左の手はわが頭の下にありその右の手をもて我を抱く 七 エルサレムの女子等よ我なんぢらに獐と野の鹿とをさし誓ひて請ふ愛のおのづから起るときまでは殊更に喚起し且つ醒すなかれ○ 八 わが愛する者の聲きこゆ視よ山をとび岡を躍りこえて來る 九 わが愛する者は獐のごとくまた小鹿のごとし視よ彼われらの壁のうしろに立ち窓より覗き格子より窺ふ 十 わが愛する者われに語りて言ふわが佳耦よわが美しき者よ起ていできたれ 十一 視よ冬すでに過ぎ雨もやみてはやさりぬ 十二 もろ〳〵の花は地にあらはれ鳥のさへづる時すでに至り斑鳩の聲われらの地にきこゆ 十三 無花果樹はその青き果を赤らめ葡萄の樹は花さきてその馨はしき香氣をはなつわが佳耦よわが美しき者よ起て出きたれ 十四 磐間にをり斷崖の匿處にをるわが鴿よわれになんぢの面を見させよなんぢの聲をきかしめよなんぢの聲は愛らしくなんぢの面はうるはし 十五 われらのために狐をとらへよ彼の葡萄園をそこなふ小狐をとらへよ我等の葡萄園は花盛なればなり 十六 わが愛する者は我につき我はかれにつく彼は百合花の中にてその群を牧ふ 十七 わが愛する者よ日の涼しくなるまで影の消るまで身をかへして出ゆき荒き山々の上にありて獐のごとく小鹿のごとくせよ

第三章

一 夜われ床にありて我心の愛する者をたづねしが尋ねたれども得ず 二 我おもへらく今おきて邑をまはりありきわが心の愛する者を街衢あるひは大路にてたづねんと乃はちこれを尋ねたれども得ざりき 三 邑をまはりありく夜巡者らわれに遇ければ汝らわが心の愛する者を見しやと問ひ 四 これに別れて過ゆき間もなくわが心の愛する者に遇たれば之をひきとめて放さず遂にわが母の家にともなひゆき我を生し者の室に

いりエ 五 エルサレムの女子等よ我なんぢらに獐と野の鹿とをさし誓ひて請ふ、愛のおのづから起る時まで殊更に喚起し且つ醒すなかれ○ 六 この沒藥乳香など商人のもろ〳〵の薫物をもて身をかをらせ、煙の柱のごとくして荒野より來る者は誰ぞや 七 視よ是はソロモンの乘輿にして、勇士六十人その周圍にあり、イスラエルの勇士なり 八 みな刀劍を執り、戰鬪を善す、各人腰に刀劍を帶て夜の警誡に備ふ 九 ソロモン王レバノンの木をもて己のために輿をつくれり 十 その柱は白銀、その欄杆は黄金、その座は紫色にて作り、その内部にはイスラエルの女子等が愛をもて繡たる物を張つく 十一 シオンの女子等よ出きたりてソロモン王を見よ、かれは婚姻の日心の喜こべる日にその母の己にかうぶらせし冠冕を戴だけり

第四章

一 あゝなんぢ美はしきかな、わが佳耦よ、あゝなんぢうるはしきかな、なんぢの目は面帕のうしろにありて鴿のごとし、なんぢの髮はギレアデ山の腰に臥たる山羊の群に似たり 二 なんぢの齒は毛を剪たる牝羊の浴場より出たるがごとし、おの〳〵雙子をうみてひとつも子なきものはなし 三 なんぢの唇は紅色の線維のごとく、その口は美し、なんぢの頰は面帕のうしろにありて柘榴の半片に似たり 四 なんぢの頸項は武器庫にとて建たるダビデの戍樓のごとし、その上には一千の盾を懸つらぬ、みな勇士の大楯なり 五 なんぢの兩乳房は牝獐の雙子なる二箇の小鹿が百合花の中に草はみをるに似たり 六 日の涼しくなるまで、影の消るまでわれ沒藥の山また乳香の岡に行べし 七 わが佳耦よ、なんぢはことごとくうるはしくしてすこしのきずもなし○ 八 新婦よ、レバノンより我にともなへ、レバノンより我とともに來れ、アマナの巓セニルまたヘルモンの巓より望み、獅子の穴また豹の山より望め 九 わが妹わが新婦よ、なんぢはわが心を奪へり、なんぢは只一目をもてまた頸玉の一をもてわが心をうばへり 十 わが妹わが新婦よ、なんぢの愛は樂しきかな、なんぢの愛は酒よりも遙にすぐれ、なんぢの香膏の馨は一切の香物よりもすぐれたり 十一 新婦よ、なんぢの唇は蜜を滴らす、なんぢの舌の底には蜜

と乳とあり、なんぢの衣裳の香氣はレバノンの香氣のごとし 十二 わが妹わがはなよめよ、なんぢは閉たる園、閉たる水源、封じたる泉水のごとし 十三 なんぢの園の中に生いづる者は石榴およびもろもろの佳果またコペル及びナルダの草 十四 ナルダ、番紅花、菖蒲、桂枝さまざまの乳香の木および沒藥蘆薈一切の貴とき香物なり 十五 なんぢは園の泉水、活る水の井、レバノンよりいづる流水なり○ 十六 北風よ起れ、南風よ來れ、わが園を吹てその香氣を揚よねがはくはわが愛する者のおのが園にいりきたりてその佳き果を食はんことを

第五章

一 わが妹わがはなよめよ、我はわが園にいり、わが沒藥と薫物とを採り、わが蜜房と蜜とを食ひ、わが酒とわが乳とを飮り、わが伴侶等よ、請ふ食へ、わが愛する人々よ、請ふ飮あけよ○ 二 われは睡りたれどもわが心は醒ゐたり、時にわが愛する者の聲あり即はち門をたゝきていふ、わが妹わが佳耦、わが鴿わが完きものよ、われのために開け、わが首には露滿ち、わが髮の毛には夜の點滴みてりと 三 われすでにわが衣服を脱り、いかでまた着るべき已にわが足をあらへり、いかでまた汚すべき 四 わが愛する者戸の穴より手をさしいれしかばわが心かれのためにうごきたり 五 やがて起いでゝわが愛する者の爲に開かんとせしとき沒藥わが手より沒藥の汁わが指よりながれて關木の把柄のうへにおちたゝれり 六 我わが愛する者の爲に開きしにわが愛する者は已に退き去ぬ、さきにその物いひし時はわが心さわぎたり、我かれをたづねたれども遇ず、呼たれども答應なかりき 七 邑をまはりありく夜巡者等われを見てうちて傷つけ、石垣をまもる者らはわが上衣をはぎとれり 八 エルサレムの女子等よ我なんぢらにかたく請ふもしわが愛する者にあはゞ汝ら何とこれにつぐべきや、我愛によりて疾わづらふと告よ○ 九 なんぢの愛する者は別の人の愛する者に何の勝れるところありや、婦女の中のいと美はしき者よ、なんぢが愛する者は別の人の愛する者に何の勝れるところありて斯われらに固く請ふや○ 十 わが愛する者は白くかつ紅にして萬人の上に越ゆ 十一 その頭は純金のごとく、その髮はふさやかにして黒きこと烏

のごとし 十二 その目ハ谷川の水のほとりにをる鴿のごとく乳にて洗はれて美はしく嵌れり 十三 その頬ハ馨しき花の床のごとく、香草の壇のごとし、その唇ハ百合花のごとくにして没薬の汁をしたたらす 十四 その手ハきばみたる碧玉を嵌し黄金の釧のごとく、その身ハ青玉をもておほひたる象牙の彫刻物のごとし 十五 その脛ハ蝋石の柱を黄金の臺にたてたるがごとく、その相貌ハレバノンのごとく、その優れたるさまハ香柏のごとし 十六 その口ハはなはだ甘く誠に彼にハ一つだにうつくしからぬ所なし、エルサレムの女子等よ、これぞわが愛する者これぞわが伴侶なる

第六章

一 婦人のいと美はしきものよ、汝の愛する者ハ何處へゆきしや、なんぢの愛する者ハいづこへおもむきしや、われら汝とともにたづねん ○ 二 わが愛するものハ己の園にくだり、香しき花の床にゆき園の中にて群を牧ひまた百合花を採る 三 我ハわが愛する者につき、わが愛する者ハわれにつく、彼ハ百合花の中にてその群を牧ふ ○ 四 わが佳耦よ、なんぢハ美はしくしてテルザのごとく、華やかなることエルサレムのごとく畏るべきこと旗をあげたる軍旗のごとし 五 なんぢの目ハ我をおそれしむ、請ふ我よりはなれしめよ、なんぢの髪ハギレアデ山の腰に臥たる山羊の群に似たり 六 なんぢの歯ハ毛を剪たる牝羊の浴場より出たるがごとしおのおの雙子をうみてひとつも子なきものハなし 七 なんぢの頬ハ面帕の後にありて石榴の半片に似たり 八 后六十人妃嬪八十人、數しられぬ處女あり 九 わが鴿わが完き者ハただ一人のみ、彼ハその母の獨子にして産たる者の喜ぶところの者なり、女子等ハ彼を見て幸福なる者ととなへ后等妃嬪等ハ彼を見て讃む 十 この晨光のごとくに見えわたり、月のごとくに美はしく、日のごとくに輝やき、畏るべきこと旗をあげたる軍旗のごとき者ハ誰ぞや ○ 十一 われ胡桃の園にくだりゆき谷の青き草木を見葡萄や芽しし石榴の花や咲しと見まはりしに 十二 意ハず知ず我が心われをしてわが貴き民の車の中にあらしむ ○ 十三 歸れ歸れシユラミの婦よ、歸れ歸れ、われら汝

を観んとをねがふ○なんぢら何とてマハナイムの跳舞を観るごとくにシユラミの婦を観んとねがふや

第七章

一 君の女よ、なんぢの足は鞋の中にありて如何に美しきかな、汝の腿はまろらかにして玉のごとく巧匠の手にて作りたるがごとし 二 なんぢの臍は美酒の缺ることあらざる圓き杯盤のごとく、なんぢの腹は積かさねたる麥のまはりを百合花もてかこめるが如し 三 なんぢの兩乳房は牝鹿の雙子なる二の小鹿のごとし 四 なんぢの頸は象牙の戍樓の如く、汝の目はヘシボンにてバテラビムの門のほとりにある池のごとく、なんぢの鼻はダマスコに對へるレバノンの戍樓のごとし 五 なんぢの頭はカルメルのごとく、なんぢの頭の髮は紫色のごとし、王その垂たる髮につながれたり 六 あゝ愛よ、もろもろの快樂の中にありてなんぢは如何に美しく如何に悅ばしき者なるかな 七 なんぢの身の長は棕櫚の樹に等しく、なんぢの乳房は葡萄のふさのごとし 八 われ謂ふこの棕櫚の樹にのぼり、その枝に執つかんと、なんぢの乳房は葡萄のふさのごとく、なんぢの鼻の氣息は林檎のごとく匂はん 九 なんぢの口は美酒のごとし、わが愛する者のために滑かに流れくだり睡れる者の口をして動かしむ○ 十 われはわが愛する者につき、彼はわれを戀したふ 十一 わが愛する者よ、われら田舍にくだり、村里に宿らん 十二 われら夙におきて葡萄や芽しゝ蕾やいでし石榴の花やさしきいざ葡萄園にゆきて見ん、かしこにで我わが愛をなんぢにあたへん 十三 戀茄かぐはしき香氣を發ちもろもろの佳き果物古き新らしき共にわが戶の上にあり、わが愛する者よ我これをなんぢのためにたくはへたり

第八章

一 ねがはくは汝わが母の乳をのみしわが兄弟のごとくならんことを、われ戶外にてなんぢに遇ふとき接吻せん、然するとも誰ありてわれをいやしむるものあらじ 二 われ汝をひきてわが母の家にいたり汝より教誨をうけん、我かぐはしき酒石榴のあまき汁をなんぢに飮しめん 三 かれが左の手はわが頭の下にあり、その右の手をもて我を抱く 四 エルサレムの女子等よ、我なんぢ等に誓ひて請ふ愛のおのづから起る時まで殊更に喚起し

且つ醒すなかれ○ 五おのれの愛する者に倚かゝりて荒野より上りきたる者ハ誰ぞや○林檎の樹の下にてわ
れなんぢを喚さませり、なんぢの母かしこにて汝のために劬勞をなし、なんぢを產し者かしこにて劬勞をなし
ぬ○ 六われを汝の心におきて印のごとくしなんぢの腕におきて印のごとくせよ、其ハ愛ハ强くして死のごと
く、嫉妬ハ堅くして陰府にひとし、その熖ハ火のほのほのごとし、いともはげしき熖なり 七愛ハ大水も消こと
あたはず、洪水も溺らすことあたはず、人その家の一切の物をことごとく與へて愛に換んとするとも尙いやし
めらるべし○ 八われら小さき妹子あり、未だ乳房あらず、われらの妹子の問聘をうくる日にハ之に何をなして
あたへんや 九かれもし石垣ならんにハ我ら金銀の城をその上にたてん。彼もし戸ならんにハ香柏の板をもて
これを圍まん○ 十われハ石垣わが乳房ハ戍樓のごとし是をもてわれハ情をかうむれる者のごとく彼の目の
前にありき 十一バアルハモンにソロモンの葡萄園をもてり、これをその守る者等にあづけおき、彼等をしておのお
の銀一千をその果のために納めしむ 十二われ自らの有なる葡萄園われの手にありソロモンなんぢハ一千を獲
よ、その果をまもる者も二百を獲べし○ 十三なんぢ園の中に住む者よ伴侶等なんぢの聲に耳をかたむく請ふ我
にこれを聽しめよ○ 十四わが愛する者よ、請ふ急ぎはしれ、香はしき山々の上にありて獐のごとく、小鹿のごとく
あれ

雅歌終

以賽亞書

第一章

一 アモツの子イザヤがユダの王ウジヤ、ヨタム、アハズ、ヘゼキヤのときに示されたるユダとエルサレムとに係る異象 二 天よきけ地よ耳をかたぶけよ、エホバの語りたまふ言あり曰く、われ子をやしなひ育てしにかれらは我にそむけり 三 牛はその主をしり驢馬はその主の廐をしる、然どイスラエルは識ず、わが民はさとらず 四 あゝ罪ををかせる國人、よこしまを負ふたみ、惡をなす者のすゑ、壞りそこなふ種族、かれらはエホバをすてイスラエルの聖者をあなどり、之をうとみて退きたり 五 なんぢら何ぞかさねがさね悖りてなほ撻れんとするか、その頭はやまざる所なく、その心はつかれはてたり 六 足のうらより頭にいたるまで全きところなく、たゞ創痍と打傷と腫物とのみなり、而してこれを合すものなく包むものなく、亦あぶらにて軟らぐる者もなし 七 なんぢらの國はあれすたれ、なんぢらの諸邑は火にてやかれ、なんぢらの田畑はその前にて外人にのまれ、既にあだし人にくつがへされて荒廢れたり 八 シオンの女はぶだうぞのの廬のごとく瓜田の假舍のごとく、また圍をうけたる城のごとく唯ひとり遺れり 九 萬軍のエホバわれらに少しの遺をとゞめ給ふことなくば我儕はソドムのごとく又ゴモラに同じかりしならん○十 なんぢらソドムの有司よエホバの言をきけ、なんぢらゴモラの民よ、われらの神の律法に耳をかたぶけよ 十一 エホバ言たまはく、なんぢらが獻るおほくの犧牲はわれに何の益あらんや、我はをひつじの燔祭とこえたるけものの脂とにあけり、われは牡牛あるひは小羊あるひは牡山羊の血をよろこばず 十二 なんぢら我に見えんとてきたる、このことを誰がなんぢらに要めしや、徒らにわが庭をふむのみなり 十三 むなしき祭物をふたゝび携ふることなかれ、燻物はわがにくむところ、新月および安息日また會衆をよびあつむることも我がにくむところなり、なんぢらは聖會に惡を兼ぬ、われ容すにたへず 十四 わが心はなんぢらの新月と節會とをきらふ是わが重荷なり、われ負ふにうみたり 十五 我なんぢらが手をのぶるとき目をおほひ

汝等がおほくの祈禱をなすときも聞ことをせじ、なんぢらの手には血みちたり 十六 なんぢら己をあらひ己をきよくし、わが眼前よりその惡業をさり惡をおこなふことを止め 十七 善をおこなふことをならひ、公平をもとめ、虐げらるる者をたすけ、孤子に公平をおこなひ、寡婦の訟をあげつらへ○ 十八 エホバいひたまはく、率われらともに論らはん、なんぢらの罪は緋のごとくなるも雪のごとく白くなり、紅のごとく赤くとも羊の毛のごとくにならん 十九 若なんぢら肯ひしたがはば地の美產をくらふことを得べし 二十 もし汝等こばみそむかば劍にのまるべし、此はエホバその御口よりかたりたまへるなり 二一 忠信なりし邑いかにして妓女となれる、昔しは公平みちみち正義その中にやどりしに今は人をころす者ばかりとなりぬ 二二 なんぢの白銀は滓となり、なんぢの葡萄酒は水をまじへ 二三 なんぢの長輩はそむきて盗人の伴侶となり、おのおの賄賂をよろこび、贓財をおひもとめ、孤子に公平をおこなはず寡婦の訟はかれらの前にいづること能はず○ 二四 このゆゑに主萬軍のエホバイスラエルの全能者のたまはく、唉われ敵にむかひて念をはらし仇にむかひて報をすべし 二五 我また手をなんぢの上にそへ、なんぢの滓をことごとく淨くし、なんぢの鉛をすべて取去り 二六 なんぢの審士を始のごとく、なんぢの議官を始のごとくに復すべし、然るのちなんぢは正義の邑忠信の邑ととなへられん 二七 シオンは公平をもてあがなはれ、歸來るものも正義をもて贖はるべし 二八 されど愆ををかすものと罪人とはともに敗れ、エホバをすつる者もまた亡びうせん 二九 なんぢらはその喜びたる橡樹によりて恥をいだき、その擇びたる園によりて慚赧むべし
三十 なんぢらは葉のかるる橡樹のごとく、水なき園のごとくならん 三一 權勢あるものは麻のごとく、その工は火花のごとく、二つのもの一同もえてこれを撲滅すものなし

第二章

一 アモツの子イザヤが示されたるユダとエルサレムとにかかる言 二 すゑの日にエホバの家の山はもろもろの山のいただきに堅立ち、もろもろの嶺よりもたかく擧り、すべての國は流のごとく之につかん 三 おほ

くの民ゆきて相語いはん、率われらエホバの山にのぼりヤコブの神の家にゆかん、神われらにその道ををしへ
給はん、われらその路をあゆむべしと、そは法律はシオンよりいでエホバの言はエルサレムより出べければな
り　四　エホバはもろ〳〵の國のあひだを鞫き、おほくの民をせめたまはん、斯てかれらはその劍をうちかへて鋤
となし、その鎗をうちかへて鎌となし、國は國にむかひて劍をあげず、戰鬪のことを再びまなばざるべし○　五　ヤ
コブの家よ、きたれ我儕エホバの光にあゆまん　六　主よなんぢはその民ヤコブの家をすてたまへり、此はかれら
のなかに東のかたの風俗みち、皆ペリシテ人のごとく陰陽師となり、異邦人のともがらと手をうちて盟をなせ
しが故なり　七　かれらの國には黃金白銀みちて財寶のかぎりなし、かれらの國には馬みちて戰車のかず限
りなし　八　かれらの國には偶像みち、皆おのが手の工その指のつくれる者ををがめり　九　賤しきものは屈められ、
尊きものは卑せらる、かれらを容したまふなかれ　十　なんぢ岩間にいり、また土にかくれてエホバの畏るべき容
貌とその稜威の光輝とをさくべし　十一　この日には目をあげて高ぶるもの卑せられ、驕る人はかゞめられ、唯エホバ
のみ高くあげられ給はん　十二　そは萬軍のエホバの一の日あり、すべて高ぶる者おごる者みづからを崇るものゝ
上にのぞみて之をひくゝし　十三　またレバノンのたかく聳たるすべての香柏バシャンのすべての橿樹　十四　もろも
ろの高山もろ〳〵の聳えたる嶺　十五　すべてのたかき櫓すべての堅固なる石垣　十六　およびタルシヽのすべての舟
すべての慕ふべき美はしきものに臨むべし　十七　この日には高ぶる者はかゞめられ、驕る人はひくゝせられ、唯エ
ホバのみ高くあげられ給はん　十八　かくて偶像はことごとく亡びうすべし　十九　エホバたちて地を震動したまふ
とき人々そのおそるべき容貌とその稜威の光輝とをさけて巖の洞と地の穴とにいらん　二十　その日人々おのが
拜せんとて造れる白銀のぐうざうと黃金のぐうざうとを鼹鼠のあな蝙蝠の穴になげすて　二一　いはほの隙けはし
き山峽にいりエホバの起て地をふるひうごかしたまふその畏るべき容貌と稜威のかゞやきとを避ん　二二　なん

ちら鼻より息のいでいりする人に倚ることをやめよ、斯るものそ何がかぞふるに足らん

第三章

一 みよ主ばんぐんのエホバ　エルサレムおよびユダの賴むところ倚ところなる、凡てその賴むところの糧、すべてその賴むところの水 二 勇士、戰士、審士、預言者、卜筮者、長老 三 五十人の首、貴顯者、議官、藝に長たる者および言語たくみなるものを除去りたまはん 四 われ童子をもてかれらの君とし、嬰兒にかれらを治めしめん 五 民たがひに相虐げ、人おのおのその隣をしへたげ、童子は老たる者にむかひて高ぶり、賤しきものは貴きものに對ひてたかぶらん 六 そのとき人ちゝの家にて兄弟にすがりていはん、汝には衣あり、われらの有司となりてこの荒敗をその手にてをさめよと 七 その日かれ聲をあげていはん、我なんぢらを愈すものとなるを得じ、わが家に糧なくまた衣なし我をたてゝ民の有司とすることなかれと 八 是かれらの舌と行爲とはみなエホバにそむきてその榮光の目ををかしゝが故にエルサレムは敗れユダは仆れたればなり 九 かれらの面色はその惡きことの證をなし、ソドムのごとくその罪をあらはして隱すことをせざるなり、かれらの靈魂はわざはひなるかな自らその惡の報をとれり 十 なんぢら義人にいへ、かならず福祉をうけんと、彼等はそのおこなひの實をくらふべければなり 十一 惡者はわざはひなる哉かならず災禍をうけん、その手の報きたるべければなり○ 十二 わが民はおさなごに虐げられ婦女にをさめらる、唉わが民よ、なんぢを導くものは反てなんぢを迷はせ汝のゆくべき途を絕つ 十三 エホバ立いでゝ公理をのべ起てもろもろの民を審判したまふ 十四 エホバ來りておのが民の長老ともろもろの君とをさばきて言給はん、なんぢらは葡萄園をくひあらせり、貧しきものより掠めとりたる物はなんぢらの家にあり 十五 いかなれば汝等わが民をふみにじり貧しきものゝ面をすりくだくやと、これ主萬軍のエホバのみことばなり○ 十六 エホバまた言給はくシオンの女輩はたかぶり、項をのばしてあるき眼にて媚をおくり徐々としてあゆみゆくゆく、その足にはりんりんと音あり 十七 このゆゑに主シオンのむすめらの頭をかぶろにし、

エホバかれらの醜所をあらはし給はん 十八 その日主かれらが足にかざれる美はしき釧をとり瓔珞、半月飾 十九 耳環、手釧、面帕 二十 華冠、脛飾、紳、香盒、符嚢 二一 指環、鼻環 二二 公服、上衣、外帔、金嚢 二三 鏡、細布の衣、首帕、被衣などを取除きたまはん 二四 而して馨はしき香はかはりて臭穢となり、紳はかはりて縄となり、美はしく編たる髪はかぶろとなり華かなる衣はかはりて麁布のころもとなり、麗顔はかはりて烙鐵せられたる痕とならん 二五 なんぢの男はつるぎにたふれ、なんぢの勇士はたゝかひに仆るべし 二六 その門はなげきかなしみ、シオンは荒廢れて地にすはらん

第四章

一 その日七人のをんな一人の男にすがりていはん、我儕おのれの糧をくらひ己のころもを着るべし、たゞ我儕になんぢの名をとなふることを許してわれらの恥をとりのぞけと ○ 二 その日エホバの枝はさかえて輝かん、地よりなりいづるものゝ實はすぐれ並うるはしくして逃れのこれるイスラエルの益となるべし 三 而してシオンに遺れるもの、エルサレムにとゞまれる者、すべて此等のエルサレムに存ふる者のなかに錄されたるものは聖ととなへられん 四 そは主さばきするみたまと燒つくす靈とをもてシオンのむすめらの汚をあらひエルサレムの血をその中よりのぞきたまふ期きたるべければなり 五 爰にエホバはシオンの山のすべての住所ともろもろの聚會とのうへに晝は雲と煙とをつくり夜はほのほの光をつくりたまはん、あまねく榮のうへに覆庇あるべし 六 また一つの假廬ありて晝はあつさをふせぐ陰となり暴風と雨とをさけてかくるゝ所となるべし

第五章

一 われわが愛する者のために歌をつくり我があいするものゝ葡萄園のことをうたはん、わが愛するものは土肥たる山にひとつの葡萄園をもてり 二 彼その園をすきかへし石をのぞきて嘉ぶだうをうゑ、そのなかに望樓をたて酒榨をほりて嘉葡萄のむすぶを望みまてり、然るに結びたるものは野葡萄なりき 三 されぞエル

サレムに住るものとユダの人よ請なんぢら我とわがぶだうぞのとの間をさばけ　四　わが葡萄園にわれの作た
るほか何のなすべき事ありや、我はよきぶだうの結ぶをのぞみまちしに何なれば野葡萄をむすびしや　五　然ば
われわが葡萄園になさんとすることを汝等につげん、我はぶだうぞのゝ籬笆をとりさりてその食あらさるゝ
にまかせ、その垣をこぼちてその踐あらさるゝにまかせん　六　我これを荒してふたゝび剪ことをせず耕すこと
をせず棘と荊とをはえいでしめん、また雲に命せてそのうへに雨ふることなからしめん　七　それ萬軍のヱホバ
の葡萄園はイスラエルの家なり、その喜びたまふところの植物はユダの人なり、これに公平をのぞみたまひし
に反りて血をながし、これに正義をのぞみたまひしにかへりて號呼あり○　八　禍ひなるかな、かれらは家に家を
たてつらね田圃に田圃をましくはへて餘地をあまさず己ひとり國のうちに住んとす　九　萬軍のヱホバわが耳
につげて宣はく實におほくの家はあれすたれ大にして美しき家は人のすむことなきにいたらん　十　十段のぶ
だうぞの僅かに一バテをみのり一ホメルの穀種はわづかに一エパを實るべし○　十一　禍ひなるかな、かれらは朝
つとにおきて濃酒をおひもとめ夜のふくるまで止まりてのみ酒にその身をやかるゝなり　十二　かれらの酒宴に
は琴あり瑟あり鼓あり笛あり葡萄酒あり、されどヱホバの作爲をかへりみず、その手のなしたまふところに目
をとめず　十三　斯るが故にわが民は無知にして虜にせられ、その貴顯者はうゑ、そのもろもろの民は渇によりて疲
れはてん　十四　また陰府はその欲望をひろくし、その度られざる口をはる、かれらの榮華、かれらの群衆、かれらの饒
富、および喜びたのしめる人みなその中におつべし　十五　賤しき者はかゞめられ、貴きものは卑くせられ、目をあげ
て高ぶる者はひくゝせらるべし　十六　されど萬軍のヱホバは公平によりてあがめられ、聖なる神は正義によりて
聖とせられ給ふべし　十七　而して小羊おのが牧場にあるごとくに草をはみ豐かなるものゝ田はあれて旅客にく
らはれん○　十八　禍ひなるかな彼等はいつはりを繩となして惡をひき、索にて車をひくごとく罪をひけり　十九　かれ

らん云ふ其成んとする事をいそぎて速かになせ我儕これを見ん、イスラエルの聖者のさだむることを逼來らせよわれらこれを知んと 二十 禍ひなるかな、かれらは惡をよびて善とし善をよびて惡とし、暗をもて光とし光をもて暗とし、苦をもて甘とし甘をもて苦とする者なり ○ 二一 わざはひなる哉かれらは己をみて智しとし自らかへりみて聰とする者あり ○ 二二 禍ひなるかな、かれらは葡萄酒をのむに丈夫なり、濃酒を和するに勇者なり、 二三 かれらは賄賂によりて惡きものを義となし、義人よりその義をうばふ 二四 此によりて火舌の刈株をくらふがごとく、また枯草の火燄のなかにおつるがごとく、その根はくちはて、その花は塵のごとくに飛さらん、かれらは萬軍のヱホバの律法をすててイスラエルの聖者のことばを蔑したればなり 二五 この故にヱホバその民にむかひて怒をはなち手をのべてかれらを撃たまへり、山はふるひうごき、かれらの屍は衢のなかにて糞土のごとくなれり、然はあれどヱホバの怒やまずして尙その手を伸したまふ 二六 かくて旗をたてて遠き國々を招き彼等をよびて地の極より來らしめたまはん、視よかれら趨りて速かにきたるべし 二七 その中には疲れたふるるものなく眠りまたは寢るものなし、その腰の帶はとけず、その履の紐はきれず 二八 その矢は鋭くその弓はことごとく張り、その馬のひづめは石のごとく、その車の輪は疾風のごとしと稱へられん 二九 その嘷ること獅のごとく、また小獅のごとく嘷うなりつつ獲物をつかみて掠去れども之をすくふ者なし 三十 その日かれらが嘯響めくこと海のなりどよめくがごとし、もし地をのぞまば暗と難とありて光は黑雲のなかにくらくなりたるを見ん

第六章

一 ウジヤ王のしにたる年われ高くあがれる御座にヱホバの坐したまふを見しに、その衣裾は殿にみちたり 二 セラピムその上にたつ、おのおの六の翼あり、その二をもて面をおほひ、その二をもて足をおほひ、その二をもて飛翔り 三 たがひに呼いひけるは聖なるかな聖なるかな聖なるかな萬軍のヱホバ、その榮光は全地にみつ 四 斯よばはるものの聲によりて閾のもとゐ搖うごき家のうちに煙みちたり 五 このとき我いへり、禍ひなる

かな我ほろびなん我はけがれたる唇の民のなかにすみて穢たるくちびるの者なるにわが眼まんぐんのエホ
バにまします王を見まつれゝなりと　六　爰にかのセラピムのひとり鉗をもて壇の上よりとりたる熱炭を手に
たづさへて我にとびきたり　七　わが口に觸ていひけるは視よこの火なんぢの唇にふれたれば既になんぢの惡
はのぞかれ、なんぢの罪はきよめられたりと　八　我またエホバの聲をきく曰く、われ誰をつかはさん誰かわれら
のために往べきかと、そのとき我いひけるはわれ此にあり我をつかはしたまへ　九　エホバいひたまはく往て
の民にかくのごとく告よ、なんぢら聞てきけよ然どさとらざるべし見てみよ然どしらざるべしと　十　なんぢこ
の民のこゝろを鈍くし、その耳をものうくし、その眼をおほへ恐らくはかれらその眼にて見、その耳にてきゝ、そ
の心にてさとり、翻へりて醫さるゝことあらん　十一　こゝに我いひけるは主よいつまで如此あらんか主こたへた
まはく、邑はあれすたれて住むものなく家に人なく邦ことごとく荒土となり　十二　人々エホバに遠方までうつさ
れ廢りたるところ國中におほくならん時まで如此あるべし　十三　そのなかに十分の一のこる者あれども此もま
た呑つくされん、されど聖裔のこりてこの地の根となるべし、彼のテレビントまたは橿樹がきらるゝことあり
どもその根ののこるがごとし

第七章

一　ウジヤの子ヨタム、その子ユダヤ王アハズのとき、アラムの王レヂンとレマリヤの子イスラエル王ペ
カと上りきたりてエルサレムを攻しがつひに勝ことあたはざりき　二　こゝにアラムとエフライムと結合なり
たりとダビデの家につぐる者ありければ王のこゝろと民の心とは林木の風にうごかさるゝが如くに動けり
○三　その時エホバ、イザヤに言たまひけるは今なんぢと汝の子シヤルヤシユブと共にいでゝ布をさらす野の大
路のかたはらなる上池の樋口にゆきてアハズを迎へ　四　かれに告べし、なんぢ謹みて靜かなれ、アラムのレヂン
及びレマリヤの子はげしく怒るとも二の燃餘りたる煙れる片柴のごとし懼るゝなかれ心をよわくするなか

れ 五 アラムエフライム及びレマリヤの子なんぢにむかひて惡き謀ごとを企てゝいふ 六 われらユダに攻上りて之をおびやかし我儕のためにこれを破りとり、タビエルの子をその中にたてゝ王とせんと 七 されど主エホバいひたまはく、この事おこなはれずまた成ことなし 八 アラムの首はダマスコダマスコの首はレヂンなり、エプライムは六十五年のうちに敗れて國をなさゞるべし 九 またエフライムの首はサマリヤ、サマリヤの首はレマリヤの子なり、若なんぢら信ぜずばかならず立ことを得じと○ 十 エホバ再びアハズに告ていひたまはく 十一 なんぢの神エホバに一の豫兆をもとめよ、或はふかき處あるひは上のたかき處にもとめよ 十二 アハズいひけるは我これを求めじ我はエホバを試むることをせざるべし 十三 イザヤいひけるはダビデのいへよ請なんぢら聞なんぢら人をわづらはし、これを小事として亦わが神をも煩はさんとするか 十四 この故に主みづから一の豫兆をなんぢらに賜ふべし、視よをとめ孕みて子をうまん、その名をインマヌエルと稱ふべし 十五 かれ惡をすて善をえらぶことを知ころほひにいたりて乳酥と蜂蜜とをくらはん 十六 そはこの子いまだ惡をすて善をえらぶことを知ざるさきになんぢが忌きらふ兩の王の地はすてらるべし 十七 エホバはエフライムがユダを離れし時よりこのかた臨みしことなき日をなんぢとなんぢの民となんぢの父の家とにのぞませ給はん是アッスリヤの王なり○ 十八 その日エホバはエジプトなる河々のほとりの蠅をまねきアッスリヤの地の蜂をよびたまはん 十九 皆きたりて荒たるたに岩穴すべての荊棘すべての牧場のうへに止まるべし○ 二十 その日主はかはの外より雇へるアッスリヤの王を剃刀として首と足の毛とを剃たまはん、また鬚をも除きたまふべし○ 二一 その日人わかき牝牛ひとつと羊ふたつとを飼をらん 二二 その出すところの乳おほきによりて乳酥をくらふことを得ん、すべて國のうちに遺れるものは乳酥と蜂蜜とをくらふべし○ 二三 その日千株に銀一千の價をえたる葡萄ありし處もことごとく荊と棘はえいづべし 二四 荊とおどろと地にあまねきがゆゑに人々矢と弓とをもて彼處にゆくあり 二五

鋤をもて掘たがへしたる山々もいばらと蕀のために人おそれてその中にゆくことを得じ、その地はただ牛を
はなち羊にふましむる處とならん

第八章

一 エホバ我にいひたまひけるは一の大なる牌をとり、そのうへに平常の文字にてマヘル、シャラル、ハシ、バ
ズと録せ 二 われ信實の證者なる祭司ウリヤおよびエベレキヤの子ゼカリヤをもてその證をなさしむ 三 われ
預言者の妻にちかづきしとき彼はらみて子をうみければエホバ我にいひたまふ、その名をマヘル、シャラル、ハ
シバズと稱へよ 四 そはこの子いまだ我が父わが母とよぶことを知ざるうちにダマスコの富とサマリアの財
寳はうばはれてアッスリヤ王のまへに到るべければなり○ 五 エホバまた重ねて我につげたまへり云く 六 こ
の民はゆるやかに流るるシロアの水をすててレヂンとレマリヤの子とをよろこぶ 七 此によりて主はいきほ
ひ猛くみなぎりわたる大河の水をかれらのうへに堰入たまはん、是はアッスリヤ王とそのもろもろの威勢と
にして百の支流にはびこり、もろもろの岸をこえ 八 ユダにながれいり、溢れひろごりてその項にまで及ばん、イ
ンマヌエルよそののぶる翼はあまねくなんぢの地にみちわたらん○ 九 もろもろの民よさわめき騒げなんぢ
ら摧かるべし、遠きくにぐにの者よきけ、腰におびせよ汝等くだかるべし、腰に帶せよなんぢら摧かるべし 十 な
んぢら互にはかれ、つひに徒勞ならん、なんぢら言をいだせ遂におこなはれじ、そは神われらとともに在せばな
り 十一 エホバつよき手をもて此如われに示し、この民の路にあゆまざらんことを我にさとして言給く 十二 この民
のすべて叛逆ととなふるところの者をなんぢら叛逆ととなふるなかれ、彼等のおそるるところを汝等おそるる
ことなかれ懼くなかれ 十三 なんぢらはただ萬軍のエホバを聖としてこれを畏みこれを恐るべし 十四 然らばエホバ
はきよき避所となりたまはん、然どイスラエルの兩の家には蹟く石となり妨ぐる磐とならん、エルサレムの民に
は網羅となり機檻とならん 十五 おほくの人々これによりて蹶きかつ仆れやぶれ網せられ、また捕へらるべし○

十六 證詞をつかね法律をわが弟子のうちに封べし 十七 いま面をおほひてヤコブの家をかへりみ給はずといへど
も我そのヱホバを待そのヱホバを望みまつらん 十八 視よわれとヱホバが我にたまひたる子輩とはイスラエル
のうちの預兆なり奇しき標なり、此はシオンの山にいます萬軍のヱホバの與へたまふ所なり○ 十九 もし人なん
ぢらにつけて巫女および魔術者のさえづるがごとく細語がごとき者にもとめよといふとも民はおのれの神に
もとむべきにあらずや、いかで活者のために死者にもとむることを爲んといへ 二十 たゞ律法と證詞とを求むべ
し彼等のいふところ此言にかなはずば晨光あらじ 二一 かれら國をへあるきて苦みうゑん、その饑るとき怒をそ
なち己が王おのが神をさして詛ひかつその面をうへに向ん 二二 また地をみれば艱難と幽暗とくるしみの闇と
あり、かれらは昏黒におひやられん

第九章

一 今くるしみを受れども後には闇なかるべし、昔しはゼブルンの地ナフタリの地をあなどられしめ給
ひしかど後には海にそひたる地ヨルダンの外ふの地ことくに人のガリラヤに榮をうけしめ給へり 二 幽暗を
あゆめる民は大なる光をみ死陰の地にすめる者のうへに光てらせり 三 なんぢ民をまし、その歡喜を大にした
まひければ、かれらは收穫時によろこぶがごとく掠物をわかつときに樂むがごとく汝の前によろこべり 四 そは
汝かれらがおへる軛とその肩の笞と虐ぐるものゝ杖とを折これを折てミデアンの日のごとくなし給ひたれ
ばなり 五 すべて亂れたゝかふ兵士のよろひと血にまみれたる衣とはみな火のもえくさとなりて焚るべし 六
ひとりの嬰兒われらのために生れたり、我儕はひとりの子をあたへられたり、政事はその肩にあり、その名は奇
妙、また議士、また大能の神、とこしなへのちゝ、平和の君ととなへられん 七 その政事と平和とはましくはゝりて窮
りなし且ダビデの位にすわりてその國ををさめ、今よりのちとこしなへに公平と正義とをもてこれを立これを
保ちたまはん 萬軍のヱホバの熱心これを成たまふべし○ 八 主一言をヤコブにおくり之をイスラエルの上に

のぞませ給へり 九 すべてのこの民エフライムとサマリアに居るものとは知ならん、かれらは高ぶり誇る心をもていふ 十 瓦くづるゝともわれら斫石をもて建、くはの木きらるゝともわれら香柏をもて之にかへんと 十一 この故にエホバ、レヂンの敵をあげもちゐてイスラエルを攻しめ、その仇をたけび勇しめたまはん 十二 前にアラム人あり後にペリシテ人あり、口をはりてイスラエルを呑んとす、然はあれどエホバの怒やまずして尚その手をのべしたまふ 十三 然どこの民はおのれをうつものに歸らず萬軍のエホバを求めず 十四 斯るゆゑにエホバ一日のうちに首と尾と棕櫚のえだと葦とをイスラエルより斷切たまはん 十五 その首とは老たるもの尊きもの、その尾とは謊言をのぶる預言者をいふなり 十六 この民をみちびく者はこれを迷はせ、その引導をうくる者はほろぶるあり 十七 このゆゑに主はその少壯者をもよろこびたまはず、その孤兒と寡婦とをも憐みたまはざるべし、是その民はことごとく邪まなり惡をおこなふ者なり、おのおのの口は愚かなる言をかたればなり、然はあれどエホバの怒やまずして尚その手をのべしたまふ 十八 惡は火のごとくもえ棘と荊とを食つくし茂りあふ林をやくべければみな煙となりむらがりて上騰らん 十九 萬軍のエホバの怒によりて地はくろく燒その民は火のもえくさとなり人々たがひに相憐むことなし 二十 人みぎに攫めども尚飢ひだりに食へども尚あかず、おのおのその腕の肉をくらふべし 二十一 マナセはエフライムをエフライムはマナセをくらひ又かれら相合てユダを攻ん、然はあれどエホバの怒やまずして尚その手をのべしたまふ

第十章

一 不義のおきてをさだめ暴虐のことばを錄すものは禍ひなるかな 二 かれらは乏きものゝ訟をうけず、わが民のなかの貧しきものゝ權利をはぎ、寡婦の資產をうばひ、孤兒のものを掠む 三 なんぢら懲しめらるゝ日きたらば何をなさんとするか、敗壞とほきより來らんとき何をなさんとするか、なんぢら逃れゆきて誰にすくひを求めんとするか、また何處になんぢらの榮をのこさんとするか 四 たゞ縛められたるものゝ下にかゞみ、殺

されたるものゝしたに伏仆れんのみ、然はあれどエホバのいかり止ずして尚ほその手をのばしたまふ○五 嗚呼アッスリヤ人なんぢはわが怒の杖なりその手の笞はわが忿恚なり 六 われ彼をつかはして邪曲なる國をせめ我かれに命じて我がいかれる民をせめてその所有をかすめその財寶をうばはしめ、かれらを街の泥のごとくに蹂躪らしめん 七 されどアッスリヤ人のこゝろざしは斯のごとくならず、その心の念もまた斯のごとくならず、そのこゝろは敗壞をこのみ、あまたの國をほろぼし絶ん 八 かれ云わが諸侯はみな王にあらずや 九 カルノはカルケミシのごとく、ハマテはアルパデの如く、サマリアはダマスコの如きにあらずや 十 わが手は偶像をつかふる國々を得たり、その彫たる像はエルサレムおよびサマリアのものに勝れたり 十一 われ既にサマリアとその偶像とに行へるごとく亦エルサレムとその偶像とにおこなはざる可んやと○十二 このゆゑに主いひたまふ、我シオンの山とエルサレムとに爲んとする事をことごとく遂をはらんとき我アッスリヤ王のおごれる心の實とその高ぶり仰ぎたる眼とを罰すべし 十三 そは彼いへらく、われ手の力と智慧とによりて之をなせり我はかしこし國々の境をのぞき、その獲たるものをうばひ、又われは丈夫にして、かの位に坐するものを下したり 十四 わが手もろもろの民のたからを得たりしは巣をとるがごとく、また天が下を取收めたりしは遺しすてたる卵をとりあつむるが如くなりき、あるひは翼をうごかし、あるひは口をひらき、あるひは喃々する者もなかりしなりと 十五 斧はこれをもちゐて伐ものにむかひて己みづから誇ることをせんや、鋸はこれを動かす者にむかひて己みづから高ぶることをせんや、此はあたかも笞がおのれを擧るものを動かし、杖みづから木にあらざるものを擧んとするにひとし 十六 このゆゑに主萬軍のエホバは肥たるものを瘠しめ且その榮光のしたに火のもゆるがごとき火熖をおこし給はん 十七 イスラエルの光は火のごとく、その聖者はほのほの如くならん、斯て一日のうちに荊とおどろとを燒ほろぼし 十八 又かの林と土肥たる田圃の榮をうせしめ、靈魂をも身をもうせしめて病るものゝ

衰へたるが如くなさん　十九 かつ林のうちに殘れる木わづかにして童子も算へうるが如くになるべし○ 二十 その
日イスラエルの遺れる者とヤコブの家のゝがれたる者とは再びおのれを撃し者にたよらず誠意をもてイス
ラエルの聖者エホバにたよらん　二一 その遺れるものヤコブの遺れるものは大能の神にかへるべし　二二 あゝイス
ラエルよなんぢの民は海の沙のごとしといへども遺りて歸りきたる者はたゞ僅少ならん、その敗壞すでにさ
だまり義にて溢るべければなり　二三 主萬軍のエホバの定めたまへる敗壞はこれを偏く國内におこなひ給ふべ
し○ 二四 このゆゑに主萬軍のエホバいひたまはく、シオンに住るわが民よアッスリヤ人エジプトの例にならひ
笞をもて汝をうち杖をあげて汝をせむるとも懼るゝなかれ　二五 たゞ頃刻にして忿恚はやまん、我がいかりは彼
等をほろぼして息ん　二六 萬軍のエホバむかしミデアン人をオレブの磐のあたりにて撃たまひしごとくに禍害
をおこして之をせめ又その杖を海のうへに伸しエジプトの例にしたがひてこれを擧たまはん　二七 その日かれ
の重荷はなんぢの肩より下かれの軛はなんぢの頸よりはなれ、その軛はあぶらの故をもて壞れん　二八 かれアイ
にきたりミグロンを過ミクマシにてその輜重をとゞめ　二九 渡口をすぎてゲバに宿る、こゝに於てラマはをのゝ
きサウルのギベア人は逃はしれり　三十 ガリムの女よなんぢ聲をあげて叫べ、ライシよ耳をかたぶけて聽け、アナ
トテよなんぢも聲をあげよ　三一 マデメナはさすらひゲビムの民はのがれ去り　三二 この日かれノブに立とゞま
りシオンのむすめの山エルサレムの岡にむかひて手をふりたり○ 三三 主ばんぐんのエホバは雄々しくさけび
てその枝を斷たまはん丈高きものは伐おとされ聳えたる者はひくゝせらるべし　三四 また鐵をもて茂りあふ林
をきり給はん、レバノンは能力あるものに倒さるべし

第十一章

一 エッサイの株より一つの芽いで、その根より一つの枝はえて實をむすばん　二 その上にエホバの靈と
ゞまらん、これ智慧聰明の靈、謀略才能の靈、知識の靈エホバをおそるゝの靈なり　三 かれはエホバを畏るゝをも

て歡樂とし、また目みるところによりて審判をなさず、耳きくところによりて断定をなさず 四 正義をもて貧し
き者をさばき、公平をもて國のうちの卑しき者のために断定をなし、その口の杖をもて國をうち、その口唇の氣
息をもて惡人をころすべし 五 正義はその腰の帶となり忠信はその身のおびとならん 六 おほかみは小羊とゝ
もにやどり、豹は小山羊とゝもにふし犢をじゝ肥たる家畜とともに居てちひさき童子にみちびかれ 七 牝牛と熊
とはくひものを同にし、熊の子と牛の子とゝもにふし獅はうしのごとく藁をくらひ 八 乳兒は毒蛇のはらに
たはふれ、乳ばなれの兒は手をまむしの穴にいれん 九 斯てわが聖山のいづこにても害ふことなく傷ることな
からん、そは水の海をおほへるごとくエホバをしるの知識地にみつべければなり〇 十 その日エッサイの根た
ちてもろ〳〵の民の旗となり、もろ〳〵の邦人はこれに服ひきたり榮光はそのとゞまる所にあらん 十一 その日
主はまたふたゝび手をのべてその民ののこれる僅かのものをアッスリヤエジプトパテロスエテオピアエラ
ムシナルハマテおよび海のしま〴〵より贖ひたまふべし 十二 エホバは國々の爲に旗をたてゝイスラエルの逐
やられたる者をあつめ地の四極よりユダの散失たるものを集へたまはん 十三 またエフライムの猜はうせユダ
を惱ますものは斷れエフライムはユダをねたまずユダはエフライムを惱ますことなかるべし 十四 かれらは西
なるペリシテ人の境にとびゆき相共にひがしの子輩をかすめ、その手をエドムおよびモアブにのべアンモン
の子孫をおのれに服はしめん 十五 エホバはエジプトの海汊をからし河のうへに手をふりて熱風をふかせ、その河
をうちて七の小流となし、履をはきて渉らしめたまはん 十六 斯てその民ののこれる僅かのもののためにアッスリ
ヤより來るべき一つの大路あり昔しイスラエルがエジプトの地よりいでし時のごとくなるべし

第十二章
一 その日なんぢ言んエホバよ我なんぢに感謝すべし汝さきに我をいかりたまひしかどその怒はやみ
て我をなぐさめたまへり 二 視よ神はわが救なり、われ依頼ておそるゝところなし主エホバはわが力わが歌な

三 此故になんぢら欣喜をもて救の井より水をくむべし 四 その日なんぢらいはんヱホバに感謝せよ、その名をよべ、その行爲をもろもろの民中につたへよ、その名のあがむべきことを語りつげよと 五 ヱホバを頌うたへ、そのみわざは高くすぐれたればなり、これを全地につたへよ 六 シオンに住るものよ聲をあげてよばはれ イスラエルの聖者はなんぢの中にて大なればなり

第十三章

一 アモツの子イザヤが示されたるバビロンにかかる重負の預言 二 なんぢらかぶろの山に旗をたて聲をあげ手をふり彼等をまねきて貴族の門にいらしめよ 三 われ既にきよめ別ちたるものに命じわが丈夫ほこりかにいさめる者をよびてわが怒をもらさしむ 四 山におほくの人の聲きこゆ大なる民あるがごとし、もろもろの國民のよりつどひて喧めく聲きこゆ、これ萬軍のヱホバたたかひの軍兵を召したまふなり 五 かれらはとほき國より天の極よりきたる これヱホバとその忿恚をもらす器とともに全國をほろぼさんとて來るなり 六 なんぢら泣號ぶべしヱホバの日ちかづき全能者よりいづる敗亡きたるべければなり 七 この故にすべての手はたれ凡の人のこころは消ゆかん 八 かれら慴きおそれ艱難と憂とにせまられ子をうまんとする婦のごとく苦しみ互におどろき相みあひてその面は燄のごとくならん 九 視よヱホバの日苛くして忿恚とはげしき怒とをもて來りこの國をあらしその中よりつみびとを絶滅さん 十 天のもろもろの星とほしの宿は光をはなたず日はいでてくらく月はその光をかがやかさざるべし 十一 われ惡ことのために世をつみし、不義のために惡きものをばつし驕れるものの誇をとどめ暴ぶるものの傲慢をひくくせん 十二 われ人をして精金よりもすくなくオフルの黄金よりも少なからしめん 十三 かくて亦われ萬軍のヱホバの忿恚のとき烈しき怒りの日に天をふるはせ地をうごかしてその處をうしなはしむべし 十四 かれらは逐るる鹿のごとく集むるもののなき羊のごとくなりて各自おのれの民にかへりおのれの國にのがれゆかん 十五 すべて其處にあるもの見出さるれば刺れ拘留らる

るものは劍にたふされ　十六　かれらの嬰兒はその目前にてなげくだかれ、その家財はかすめうばゝれ、その妻はけ
がさるべし　十七　視よわれ白銀をもかへりみず黄金をもよろこばざるメデア人をおこして之にむかはしめん　十八　か
れらは弓をもて若きものを射くだき腹の實をあはれむことなく小子をみておしむことなし　十九　すべての國の
中にてうるはしくカルデヤ人がほこり飾となせるバビロンはむかし神にほろぼされたるソドムゴモラのご
とくならんこゝに住むもの永くたえ世々にいたるまで居ものなくアラビヤ人もかしこに幕屋をはらず牧人
もまたかしこにはその群をふさすることなく　二一　たゞ猛獸かしこにふし吼るものその家にみち鴕鳥かしこ
にすみ牡山羊かしこに躍らん　二二　豺狼その城のなかになき野犬えいぐわの宮にさけばんその時のいたるは近
きにありその日は延ることなかるべし

第十四章

一　エホバはヤコブを憐みイスラエルをふたゝび撰びて之をおのれの地におきたまはん、異邦人これに加
りてヤコブの家にむすびつらなるべし　二　もろ〱の民はかれらをその處にたづさへいたらん、而してイスラ
エルの家はエホバの地にてこれを奴婢となし、曩におのれを虜にしたるものを虜にし、おのれを虐げたるも
のを治めん○　三　エホバなんぢの憂と艱難とをのぞき亦なんぢが勤むるからき役をのぞきて安息をたまふの
日　四　なんぢこの歌をとなへバビロン王をせめていはん虐ぐる者いかにして息みしや金をはたる者いかにし
て息みしやと　五　エホバあしきものゝ笞ともろ〱の有司の杖とををりたまへり　六　かれらは怒をもてもろも
ろの有司の杖とををりたまへり　六　かれらは怒をもてもろ〱の民をたえず撃てはうち恚恚をもてもろ〱
の國ををさむれどその暴虐をとゞむる者なかりき　七　今は全地やすみを得おだやかを得こと〲く聲をあげ
てうたふ　八　實にまつの樹およびレバノンの香栢さへもなんぢの故により歡びていふ、汝すでに仆たれば樵夫
のぼりきたりてわれらを攻ることなしと　九　下の陰府はあんぢの故により動きて汝のきたるをむかへ、世のも

ろ〳〵の英雄の亡靈をおこし國々のもろ〳〵の王をその位より起あがらしむ 十 かれらは皆なんぢに告てい
はん、汝もわれらのごとく弱くなりしや、汝もわれらと同じくなりしやと 十一 なんぢの榮華となんぢの琴の音は
すでに陰府におちたり、蛆なんぢの下にしかれ蚯蚓なんぢをおほふ 十二 あしたの子明星よいかにして天より隕
しや、もろ〳〵の國をたふしゝ者よいかにして斫れて地にたふれしや 十三 汝さきに心の中におもへらく、われ天
にのぼり我くらゐを神の星のうへにあげ北の極なる集會の山にざし 十四 たかき雲漢にのぼり至上者のごとく
なるべしと 十五 然どなんぢは陰府におとされ坑の最下にいれられん 十六 なんぢを見るものは熟々なんぢを視な
んぢに目をとめていはん、この人ぞ地をふるはせ列國をうごかし 十七 世を荒野のごとくし、もろ〳〵の邑をこぼ
ち、擄へたるものをその家にときかへさゞりしものなるかと 十八 もろ〳〵の國の王たちはことごとく皆たふと
き狀にておの〳〵その家にねぶる 十九 然どなんぢは忌きらふべき枝のごとく、おのが墓のそとにすてられ、その
周圍には劍にて刺ころされ坑におろされ石におほはれたる者ありて踐つけらるゝ屍のごとくあらず 二十 汝おの
れの國をほろぼし、おのれの民をころしゝが故にかれらとおなじく葬らるゝことあたはず それ惡をおこなふ
ものゝ裔はとこしへに名をよばるゝことなかるべし 二一 先祖のよこしまの故をもて、その子孫のために戮場を
そなへ彼等をしてたちて地をとり世界のおもてに邑をみたすことなからしめよ 二二 萬軍のヱホバのたまはく
我立てかれらを攻めバビロンよりその名と遺りたるものとを絶滅しその子その孫をたちほろぼさんと、これ
ヱホバの聖言なり 二三 われバビロンを刺蝟のすみかとし沼とし且ほろびの帚をもて、これを掃除かんと、これ萬
軍のヱホバのみことばなり○ 二四 萬軍のヱホバ誓をたてゝ言給くわがおもひし事かならず成わがさだめし
事はかならず立ん 二五 われアッスリヤ人をわが地にてうちやぶり、わが山々にてふみにじらん、こゝにおいて彼
がおきし軛はイスラエル人よりはなれ彼がおはせし重負はイスラエル人の肩よりはなるべし 二六 これは全地

のまとにつきて定めたる謀略あり是はもろ〳〵の國のうへに伸したる手なり 二七 萬軍のエホバさだめたまへり誰かこれを破ることを得んや、その手をのばしたまへり誰かこれを押返すことを得んや○ 二八 アハズ王の死たる年おもにの預言ありき 二九 曰くペリシテの全地よなんぢをうちし杖をれたればとて喜ぶなかれ蛇の根より蝮いでその果はとびかける巨蛇となるべければなり 三十 いと貧しきものはものくひ乏しきものは安然にふさん、われ飢饉をもてなんぢの根をしなせ汝がのこれる者をころすべし 三一 門よなげけ邑よさけべ、ペリシテよなんぢの全地きえうせたり、そはけぶり北よりいできたり、その軍兵の列におくるゝものなし 三二 その國の使者たちに何とこたふべきや答へていはん、エホバシオンの基をおきたまへり、その民のなかの苦しむものは避所をこの中にえん

第十五章

一 モアブにかゝる重負のよげん 曰くモアブのアルは一夜の間にあらされて亡びうせモアブのキルは一夜のまに荒されてほろびうせん 二 かれバイテおよびデボンの高所にのぼりて哭きモアブはネボおよびメデバの上にてなげきさけぶ、おの〳〵その頭を禿にしその鬚をこと〴〵く剃たり 三 かれら麁服をきてその衢にあり屋蓋または廣きところにて皆なきさけび悲しむこと甚だし 四 ヘシボンとエレアレと叫びてその聲ヤハズにまで聞ゆ、この故にモアブの軍兵こゑをあげ、その靈魂うちに在てをのゝけり 五 わが心モアブのために叫びよばゝれり、その貴族はゾアルおよびエグラテシリシヤにのがれ哭つゝルヒテの坂をのぼりホロナイムの途にて敗亡の聲をあぐ 六 ニムリムの水はかわき草はかれ苗はつきて綠蔬あらず 七 このゆゑに彼等はその獲たる富とその藏めたる物をたづさへて柳の河をわたらん 八 その泣號のこゑはモアブの境をめぐり悲歎のこゑはエグライムにいたり、なげきの聲はベエルエリムにいたる 九 デモンの水は血にて充、われデモンの上にひとしほ禍害をくはへモアブの遁れたる者とこの地の遺りたるものとに獅をおくらん

第十六章
一 なんぢら荒野のセラより羔羊をシオンの女の山におくりて國の首にをさむべし 二 モアブの女輩は
アルノンの津にありてさまよふ鳥のごとく巣をおはれたる雛のごとくあるべし 三 相謀りて審判をおこなひ
亭午にもなんぢの蔭を夜のごとくならしめ驅逐人をかくし遁れきたるものを顯はすなかれ 四 わが驅逐人を
なんぢとともに居しめ汝モアブの避所となりて之をそこなふ者のまへより脱れしめよ 勒索者はうせ害なふ
ものはたえ暴虐者は地より絶れん 五 ひとつの位あはれみをもて堅くたち眞實をおこなふ者そのうへに坐せ
ん、彼ダビデの幕屋にをりて審判をなし公平をもとめて義をおこなふに速し○ 六 われらモアブの傲慢をきけり、
その高ぶること甚はだし、われらその誇とたかぶりと忿恚とをきけり、その大言はむなし 七 この故にモアブは
モアブの爲にあきさけび民みな哭さけぶべし、なんぢら必らず甚だしく心をいためてキルハレステの乾葡萄の
ためになげくべし 八 そはヘシボンの畑とシブマのぶだうの樹とは凋みおとろへたり、その枝さきにはヤゼル
にまでいたりて荒野にはびこりのびて海をわたりしが國々のもろもろの主その美はしき枝ををりたり 九 こ
の故にわれヤゼルの哭とひとしくシブマの葡萄の樹のためになかん、ヘシボンよエレアレよわが涙なんぢを
ひたさん、そは鬨聲なんぢが果物なんぢが收穫の實のうへにおちたればなり 十 欣喜とたのしみとは土肥たる
畑より取さられ葡萄園には謳ふことなく歡呼なふことなく酒醡にもふみて酒をしぼるものなし我そのよろ
こびたつる聲をやめしめたり 十一 このゆゑにわが心腸はモアブの故をもて琴のごとく鳴ひびきキルハレスの
故をもてわが衷もまた然り 十二 モアブは高處にいでて倦つかれ、その聖所にきたりて祈るべけれど驗あらじ 十三
これはエホバが曩にモアブに就てかたりたまへる聖言なり 十四 されど今エホバかたりて言たまはくモアブの榮
はその大なる群衆とともに傭人の期にひとしく三年のうちに恥かしめをうけ遺れる者はなはだ少なくして
力なからん

第十七章 一 ダマスコにかゝはる重負の預言いはく、視よダマスコは邑のすがたをうしなひて荒墟となるべし 二
アロエルの諸邑はすてられん、獸畜のむれうこにふすみてその伏やすめるをおびやかす者もなからん 三 エフラ
イムの城はすたりダマスコの政治はやみスリアの遺れる者はイスラエルの子輩のさかえのごとく消うせん
是は萬軍のヱホバの聖言なり○ 四 その日ヤコブの榮はおとろへその肥たる肉はやせて 五 あだかも收穫人の
麥をかりあつめ腕をもて穗をかりとる後のごとくレパイムの谷に穗をひろひたるあとの如くならん 六 され
ど橄欖樹をうつとき二つ三つの核を杪にのこしあるひは四つ五つをみのりおほき樹の外面のえだに遺せるがご
とく採のこさるゝものあるべし是イスラエルの神ヱホバの聖言なり 七 その日人おのれを造れるものを仰ぎ
のぞみイスラエルの聖者に目をとめん 八 斯ておのれの手の工なる祭壇をあふぎ望まず、おのれの指のつくり
たるアシラの像と日の像とに目をとめじ 九 その日かれが堅固なるまち〱は昔しイスラエルの子輩をさけ
てすてさりたる森のなか嶺のうへに今のこれる荒跡のごとく荒地となるべし 十 そは汝おのがすくひの神を
わすれ己がちからとなるべき磐を心にとめざりしによる、このゆゑになんぢ美くしき植物をうゑ異やうの枝
をさし 十一 かつ植たる日に籬をまはし朝に芽をいださしむれども患難の日といたましき憂の日ときたりて收
穫の果はとびさらん○ 十二 あゝおほくの民はなりどよめけり海のなりどよめく如くかれらも鳴動めけり、もろ〱
の國はなりひゞけり、大水のなりひゞくが如くかれらも鳴響けり 十三 もろ〱の國はおほくの水のなりひゞく
がごとく鳴響かん、されど神かれらを攻たまふべし、かれら遠くのがれて風にふきさらるゝ山のうへの糠粃の
ごとく、また旋風にふきさらるゝ塵のごとくならん 十四 視よゆふぐれに恐怖あり、いまだ黎明にいたらずして彼
等は亡たり、これ我儕をかすむる者のうくべき報われらを掠ふもののうくべき鬮なり

第十八章 一 あゝ唉エテオピアの河の彼方なるさやさやと羽音のきこゆる地 二 この地は葦のふねを水にうかべ海路

より使者をつかはさんとてその使者にいへらく、疾走る使よなんぢら河々の流のわかるる國にゆけ、丈たかく肌なめらかなる、始めより今にいたるまで懼るべく、繩もてはかり人を踐にじる民にゆけ　三　すべて世にをるもの地にすむものよ山のうへに旗のたつとき汝等これを見ラッパの鳴響くときなんぢら之をきけ　四　そはエホバわれに如此いひたまへり、いはく空はれわたり日てり收穫の熱むしてつゆけき雲のたる間われわが居所にしづかに居てながめん　五　收穫のまへにその芽またく生その花ぶだうとなりて熟せんとするとき、かれ鎌をもて蔓をかり枝をきり去ん　六　斯てみな山のたけきとりと地の獸とになげあたへらるべし、猛鳥そのうへにて夏をすごし地のけものその上にて冬をわたらん　七　そのとき河々の流のわかるる國の丈たかく肌なめらかなる始めより今にいたるまで懼るべく繩もてはかり人をふみにじる民より萬軍のエホバにささぐる禮物をたづさへて萬軍のエホバの聖名のところシオンの山にきたるべし

第十九章　一　エジプトにかかはる重負のよげん、いはくエホバははやき雲にのりてエジプトに來りたまふ、エジプトのもろもろの偶像はその前にふるひをののきエジプト人のこころはその衷にて消ゆかん　二　われエジプト人をたけび勇ましめてエジプト人を攻しめん、斯てかれら各自その兄弟をせめおのおのその鄰をせめ邑は邑をせめ國はくにを攻べし　三　エジプト人の靈魂うせてその中むなしくならん、われその謀略をほろぼすべし、かれら偶像および呪文をとなふるもの、巫女、魔術者にもとむることを爲ん　四　われエジプト人を苛酷ある主人の手にわたさん、あらあらしき王かれらを治むべし是主萬軍のエホバの聖言なり　五　海の水はつき河もまた涸てかわかん　六　また河々はくさき臭をはなちエジプトの堀はみな漸次にへりてかわき葦と蘆とかれはてん　七　ナイルのほとりの草原ナイルの岸にほどちかき所すべてナイルの最寄にまきたる者はことごとく枯てちりうせん　八　漁者もまた歎き、すべてナイルに釣をたるる者はかなしみ網を水のうへに施すものはおとろふべし　九　綿た

る麻にて物つくるもの白布を織ものは恥あわて 十 その柱はくだけ一切のやとはれたる者のこゝろ憂ひかなしまん 十一 誠やゾアンの諸侯は愚なりパロの最もかしこき議官のはかりごとは擬鈍べし、然ばなんぢら何でパロにむかひて我はかしこきものゝ子われは古への王の子なりといふを得んや 十二 なんぢの智者いづくにありや彼らもし萬軍のエホバの定めたまひしエジプトに係ることを曉得ばこれをなんぢに告ることそよけれ 十三 ゾアンのもろ〳〵の諸侯は愚かなりノフの諸侯は惑ひたり、かれらはエジプトのもろ〳〵の支派の隅石なるに抑てエジプトをあやまらせたり 十四 エホバ曲れる心をその中にまじへ給ひしにより彼等はエジプトのすべて作ところを謬らせ恰かも、酔る人の哇吐ときによろめくが如くならしめたり 十五 エジプトにて或は首あるひは尾あるひは棕櫚のえだまたは葦すべてその作ところの工なかるべし○ 十六 その日エジプトは婦女のごとくならん萬軍のエホバの動かしたまふ手のその上にうごくが故におそれをのゝくべし 十七 ユダの地はエジプトに懼れらる、この事をかたりつぐれば聽くもの皆おそる、これ萬軍のエホバエジプトに對ひて定めたまへる謀の故によるなり○ 十八 その日エジプトの地に五の邑ありカナンの方言をかたりまた萬軍のエホバに誓ひをたてん、その中のひとつは日邑とゝなへらるべし○ 十九 その日エジプトの地の中にエホバをまつる一つの祭壇ありその境にエホバをまつる一柱あらん 二十 これエジプトの地にて萬軍のエホバの徵となり證となるなり、かれら暴虐者の故によりてエホバに號求むべければエホバは救ふもの護るものを遣はしてこれを助けたまはん 二十一 エホバおのれをエジプトに知せたまはん、その日エジプト人はエホバをしり犧牲と祭物とをもて之につかへん誓願をエホバにたてゝ成とぐべし 二十二 エホバエジプトを擊たまはん、エホバこれを擊これを醫したまふ、この故にかれらはエホバに歸らんエホバその懇求をいれて之をいやし給はん○ 二十三 その日エジプトよりアッスリヤにかよふ大路ありてアッスリヤ人はエジプトにきたりエジプト人はアッスリヤにゆきエジプトびと

とアッスリヤびとゝ相共につかふることをせん 二四 その日イスラエルはエジプトとアッスリヤとを共にし三
あひならび地のうへにて福祉をうくる者となるべし 二五 萬軍のエホバこれを祝して言たまはく、わが民なるエ
ジプトわが手の工なるアッスリヤわが產業なるイスラエルは福ひなるかな

第二十章

一 アッスリヤのサルゴン王タルタンを遣はしてアシドドにゆかしむ、彼がアシドドを攻てとりし年に
あたり 二 この時エホバアモツの子イザヤに托てかたりたまはく、往なんぢの腰よりあらたへの衣をとき、汝の
足より履をぬげ、かれ然してかれそのごとくなし赤裸跣足にて步めり 三 エホバ言給く、わが僕イザヤは三年の間
はだかはだしにてあゆみエジプトとエテオピアとの豫兆となり奇しき標となりたり 四 斯のごとくエジプト
の虜とエテオピアの俘囚とはアッスリアの王にひきゆかれその若きも老たるもみな赤裸跣足にて臀ま
でもあらはしエジプトの恥をしめすべし 五 かれらはその恃とせるエテオピアその誇とせるエジプトのゆゑ
をもて懼れはぢん 六 その日この濱邊の民いはん、見よわれらの恃とせる國われらが遁れゆきて助をもとめア
ッスリヤ王の手より救出されんとせし國すでに斯のごとし、我儕はいかにして脱かるゝを得んやと

第二十一章

一 うみべの荒野にかゝる重負のよげん、いはく荒野よりおそるべき地より南のかたの暴風のふきす
ぐるが如くきたれり 二 われ苛き默示をしめされたり欺騙者はあざむき荒すものはあらすべし、エラムよ上れ
メデアよかこめ我すでにすべての歎息をやめしめたり 三 この故にわが腰はいたく痛み產にのぞめる婦人
のごとき苦しみ我にせまれり、われ悶へくるしみて聞ことあたはず我をのゝきて見ことあたはず 四 わが心み
だれまどひて慴き怖ることはなはだし、わが樂しめる夕はかはりて懼れとなりぬ 五 かれらは席をまうけ筵を
しきてくひのみす、もろもろの君よたちて盾にあぶらぬれ 六 エホバかく我にいひたまへり汝ゆきて斥候をお
きその見るところを告しめよ 七 かれ馬にのりて二列にならびきたるものを見また驢馬にのりたると駱駝に

のりたるとをみせ耳をかたぶけて詳細にきくことをせしめよと　八かれ獅のごとくよばゝりて曰けるはわが
主よわれ終日やぐらに立よもすがら斥候の地にたつ　九馬にのりて二列にならびたる者きたれり彼こたへて
いへくバビロンハ倒れたり倒れたり、そのもろ〳〵の神の像ハくだけて地にふしたり　十蹂躙らるゝわが民よ
わが打塲のたなつものよ我イスラエルの神萬軍のエホバに聞るところのものを汝につげたり○　十一ドマに係
るおもにの預言いはく、人ありセイルより我をよびていふ、斥候よ夜ハなにのときぞ斥候よ夜ハなにの時ぞ　十二
ものみ答へていふ朝きたり夜またきたる汝もしとハんとおもはゞ問なんぢら歸りきたるべし○　十三アラビヤ
にかゝる重負のよげん曰くデダンの客商よなんぢらハアラビヤの林にやどらん　十四テマの地のたみよ水をた
づさへて渇ける者をむかへ糧をもて逃遁れたるものを迎へよ　十五かれらハ刃をさけ既にぬきたる劍すでに
張たる弓およびたゝかひの艱難をさけて逃きたれり　十六そハ主われにいひたまへらく傭人の期にひとしく一年
のうちにケダルのすべての榮華ハつきはてん　十七そのゝこれる弓士のかずとケダルの子孫のますらをどハ少
なかるべし此ハイスラエルの神エホバのかたり給へるなり

第二十二章

一異象の谷にかゝる重負のよげん曰くなんぢら何故にみな屋蓋にのぼれるか　二汝ハさわがしく喧す
しき邑ほこりたのしむ邑なんぢのうちの殺されたるものハ劍をもて殺されしにあらず亦たゝかひにて死し
にもあらず　三なんぢの有司ハみな共にのがれゆきしかど弓士にいましめられ汝の民ハとほくにげゆきしか
ど見出されて皆ともに縛められたり　四この故にわれいふ回顧てわれを見るなかれ我いたく哭かなしまん、わ
が民のむすめの害ハれたるによりて我をなぐさめんと勉むるなかれ　五そハ主萬軍のエホバ異象のたにゝ騷
亂ふみにじり惶惑の日をきたらせたまふ、垣ハくずれ號呼のこゑハ山々にきこゆ　六エラムハ箙をおひたり歩
兵と騎兵とありキルハ盾をあらはせり　七かくて戦車ハなんぢの美しき谷にみち騎兵ハその門にむかひて

つらなれり 八 ユダの庇護はのぞかる、その日なんぢらは林のいへの武具をあふぎのぞめり 九 なんぢらダビデの
まちの壞おほきを見る、なんぢら下のいけの水をあつめ 十 またエルサレムの家をかぞへ且その家をこぼちて
垣をかたくし 十一 一つの水坑をかきとかきとの間につくりて古池の水をひけり、されどこの事をなしたまへる
ものを仰望まず、この事をむかしより營みたまへる者をかへりみざりき 十二 その日主萬軍のヱホバ命じて哭か
なしみ首をかぶろにし麁服をまとへと仰せたまひしかど 十三 なんぢらは喜びたのしみ牛をほふり羊をころし
肉をくらひ酒をのみていふ、我儕くらひ且のむべし明日はしぬべければなりと 十四 萬軍のヱホバ默示をわが耳
にきかしめたまはく、まことに此邪曲はなんぢらが死にいたるまで除き清めらるゝを得ずと、これ主萬軍の
ヱホバのみことばなり○ 十五 主ばんぐんのヱホバ如此のたまふ、ゆけ宮をさめ庫をつかさどるセブナにゆき
ていへ 十六 なんぢここに何のかゝはりありや、また茲にいかなる人のありとして己がために墓をほりしや、彼は
たかきところに墓をほり磐をうがちて己がためにすみかをつくれり 十七 視よヱホバはつよき人のなげうつごと
くに汝をなげうちたまはん 十八 なんぢを包みかためふりまはして闊かなる地に毬のごとくなげいだしたまは
ん、主人のいへの恥となるものよ汝そこにて死そのはいぐわの車もそこにあらん 十九 我なんぢをその職よりお
ひその位よりひきおとさん 二十 その日われわが僕ヒルキヤの子エリアキムを召て 二一 なんぢの衣をきせ、なんぢ
の帶をもて固め、なんぢの政權をその手にゆだぬべし、斯てかれエルサレムの民とユダの家とに父とならん 二二
我またダビデのいへの鑰をその肩におかん、彼あくればとづるものなく彼とづればあくるものなし 二三 我かれ
をたてゝ堅處にうちし釘のごとくすべし、而してかれはその父の家のさかえの位とならん 二四 その父の家のも
ろ〳〵の榮はかれがうへに懸る、その子その孫およびすべての器のちひさきもの皿より瓶子にいたるまでも
然らざるなし 二五 萬軍のヱホバのたまはく、その日かたきところにうちたる釘はぬけいで斫れておちん、そのう

へにかゝれる負もまた絶るべし、これヱホバ語りたまへるなり

第二十三章

一 ツロに係るおもにの預言いはく、タルシシのもろ〳〵の舟よなきさけべ、ツロは荒廢れて屋なく入べきところなければなり、かれら此事をキツテムの地にて告しらせらる 二 うみべの民よもだせ曩には海をゆきかふシドンの商賈くさ〴〵の物をかしこに充せたり 三 ツロは大なる水をわたりくるシホルの種物とナイルかはの穀物とによりて收納をえたり、ツロはもろもろの國のつどふ市なりき 四 シドンよはづべし、そは海すなはち海城かくいへり曰く、われ苦しまずうまず壯男をやしなはず處女をそだてざりきと 五 この音信のエジプトにいたるとき彼等ツロのおとづれによりて甚くうれふべし 六 なんぢらタルシシにわたれ海邊のたみよ汝等なきさけぶべし 七 これは上れる世いにしへよりありし邑おのが足にてうつり遠くたびずまひせる邑なんぢらの樂みの邑なりしや 八 斯のごとくツロに對ひてはかりしは唯なるかツロは冕をさづけし邑その中のあきうどは君ゝのなかの貿易するものは地のたふとき者なりき 九 これ萬軍のヱホバの定めたまふところにしてすべて華美にかざれる驕奢をけがし地のもろ〳〵の貴者をひくゝしたまはんが爲なり 十 タルシシの女よナイルのごとく己が地にあふれよ、なんぢを結びかたむる帶ふたゝびなかるべし 十一 ヱホバその手を海の上にのべて國々をふるひうごかしたまへり、ヱホバカナンにつきて詔命をいだしその保砦をこぼたしめたまふ 十二 彼いひたまはく虐げられたる處女シドンのむすめよ汝ふたゝびよろこぶことなかるべし起てキツテムにわたれ彼處にてなんぢまた安息をえじ 十三 カルデア人のくにを觀よこの民はふたゝびあることなしアツスリヤ人この國を野のけものゝ居所にさだめさり、かれら櫓をたてもろ〳〵の殿をこぼちて荒墟となせり 十四 タルシシのもろ〳〵の舟よなきさけべ、なんぢの保砦はくだかれたり 十五 その日ツロは七十年のあひだ忘れらるべし、ひとりの王のながらふる日のかずなり、七十年終てのちツロは妓女のうたのごとくならん 十六 さきに忘、

れられざるうかれめよ琴をとりて城市をへめぐり巧みに彈じておほくの歌をうたひ人にふたゝび記念らる
べし 十七 七十年をはりてヱホバまたツロを顧みたまはんツロはふたゝびその利潤をえて地のおもてにあるも
ろ〳〵の國と淫をおこなふべし 十八 その貿易とその獲たる利潤とはきよめてヱホバに獻ぐべければ之をたく
はへず積ことをせざるなり、その貿易はヱホバの前にをるものゝ用となり飽くらふ料となり華美なるころも
の料とならん

第二十四章

一 視よヱホバこの地をむなしからしめ荒廢れしめ、これを覆へしてその民をちらしたまふ 二 かくて
民も祭司もひとしく、僕も主もひとしく、下婢も主婦もひとしく、買ものも賣ものもひとしく、貸ものも借ものも
ひとしく、利をはたるものも利をいだす者もひとしくこの事にあふべし 三 地はことごとく空しくことごとく
掠められん、これはヱホバの言たまへるなり 四 地はうれへおとろへ世は萎おとろへ地のたふときものも萎は
てたり 五 民おきてにうちむき法をかし、とこしへの契約をやぶりさるがゆゑに地はその下にけがされたり 六
このゆゑに呪詛は地をのみつくしそこに住るものは罪をうけまた地の民はやかれて僅かばかり遺れり 七 あ
たらしき酒はうれへ葡萄はなえ心たのしめるものはみな歎息せざるはなし 八 鼓のおとは寂まり歡ぶものゝ
聲はやみ琴の音もまたしづまれり 九 彼等はふたゝび歌うたひ酒のまず濃酒はこれをのむものに苦くなるべ
し 十 騷ぎみだれたる邑はすでにやぶられ毎家はことごとく閉て人のいるなし 十一 衢頭には酒の故によりて叫
ぶこゑあり、すべての歡喜はくらくなり地のたのしみは去ゆけり 十二 邑はあれすたれたる所のみのこり、その門
もこぼたれて破れぬ 十三 地のうちにてもろ〳〵の民のなかに遺るものは橄欖の樹のうたれしのちの果のご
とく葡萄の收穫はてしのちの實のごとし 十四 これらのものは聲をあげてよばはんヱホバの稜威のゆゑをもて海
より歡びよばゝん 十五 この故になんぢら東にてヱホバをあがめ海のしまじまにてイスラエルの神ヱホバの名

をあがむべし○ 十六 われら地の極より歌をきけり、いはく榮光はたゞしきものに歸すと、われ云らく我やせおとろへたり我やせおとろへたり、我はわざはひなるかな欺騙者はあざむき欺騙者はいつはりをもて欺むけり 十七 地にすむものよ恐怖と陷阱と罟とはなんぢに臨めり 十八 おそれの聲をのがるゝ者はおとしあなに陷り、おとしあなの中よりいづるものは罟にかゝるべし、そは高處の窓ひらけ地の基ふるひうごけばなり 十九 地は碎けにくだけ地はやぶれにやぶれ地は搖にゆれ 二十 地はゑへる者のごとく蹌きによろめき假廬のごとくふりうごく、その罪はそのうへにおもく遂にたふれて再びおくることなし○ 二一 その日ヱホバはたかき處にて高きところの軍兵をさだめ地にて地のもろ〳〵の王を征めたまはん 二二 かれらは囚人が阱にあつめらるゝごとく集められて獄中にとざゝれ多くの日をへてのち刑せらるべし 二三 かくて萬軍のヱホバシオンの山およびエルサレムにて統治めかつその長老たちのまへに榮光あるべければ月は面あからみ日ははぢて色かはるべし

第二十五章

一 ヱホバよ汝はわが神なり我なんぢを崇めなんぢの名をほめたゝへん、汝さきに妙なる事をおこなひ古時より定めたることを眞實をもて成たまひたればなり 二 なんぢ邑をかへて石堆となし堅固なる城を荒墟となし外人の京都を邑とならしめず永遠にたつることを得ざらしめたまへり 三 この故につよき民はなんぢをあがめ暴びたる國々の城はなんぢをおそるべし 四 そはなんぢ弱きものゝ保砦となり乏しきものゝ難のときの保砦となり雨風のふきゝたりて垣をうつごとく暴ぶるものゝ荒きたるときの避所となり熱をさくる蔭となりたまへり 五 なんぢ外人の喧譁をおさへて旱ける地より熱をとりのぞく如くならしめ暴ぶるものゝ凱歌をとゞめて雲の陰をもて熱をとゞむる如くならしめたまはん 六 萬軍のヱホバこの山にてもろ〳〵の民のために肥たるものをもて宴をまうけ久しくたくはへたる葡萄酒をもて宴をまうく、髓おほき肥たるもの久しくたくはへたる淸るぶだう酒の宴あり 七 又この山にてもろ〳〵の民のかぶれる面帕ともろ〳〵の國のお

ほへる外帔をとりのぞき　八　とこしへまで死を呑たまはん主エホバはすべての面より涙をぬぐひ全地のうへよりその民の凌辱をのぞきさりたまはん、これエホバの語りたまへるなり　九　その日此如いはん、これはわれらの神なり、われら俟望めり彼われらを救ひたまはん是エホバなり、われらまちのぞめり我儕そのすくひを歡びたのしむべしと　十　エホバの手はこの山にとゞまりモアブはその處にてあくたの水のなかにふまるゝ藁のごとく蹂躙られん　十一　彼そのなかにて游者のおよがんとして手をのばすがごとく己が手をのばさん然どエホバはその手の詭計とともにその傲慢を伏たまはん　十二　なんぢの垣たかき堅固なる城はエホバかたぶけたふし地におとして塵にまじへたまはん

第二十六章

一　その日ユダの國にてこの歌をうたはん、われらに堅固なる邑あり神すくひをもてその垣その藩となしたまふべし　二　なんぢら門をひらきて忠信を守るたゞしき國民をいれよ　三　なんぢは平康にやすきをもて心志かたき者をまもりたまふ、彼はなんぢに依賴めばなり　四　なんぢら常磐にエホバによりたのめ、主エホバはとこしへの巖なり　五　たかきに居るものを仆し、そびえたる城をふせしめ地にふせしめて塵にまじへ給へり　六　かくて足これをふまん苦しむものは足にて之をふみ貧しき者はその上をあゆまん　七　義きものゝ道は直からざるなし、なんぢ義きものゝ途を直く平らかにし給ふ　八　エホバよ鞫判をおこなひたまふ道にてわれら汝をまちのぞめり、われらの心はなんぢの名となんぢの記念の名とをしたふなり　九　わがこゝろ夜なんぢを慕ひたり、わがうちなる靈あしたに汝をもとめん、そは汝のさばき地におこなはるゝとき世にすめるもの正義をまなぶべし　十　惡者はめぐまるれども公義をまなばず直き地にありてなほ不義をおこなひエホバの稜威を見ることをせず　十一　エホバよなんぢの手たかく擧れどもかれら顧みず然どなんぢが民をすくひたまふ熱心を見ばはぢをいだかん火なんぢの敵をやきつくすべし　十二　エホバよ汝はわれらのために平和をまうけたまはん、我儕

のおこなひしことハ皆なんぢの成たまへるなり 十三 エホバわれらの神よなんぢにあらぬ他の主ども嘗にわれ
らを治めたり、然どわれらハたゞ汝によりてなんぢの名をかたりつげん 十四 かれら死たれバまたいきず、亡靈と
なりたれバまた復らず、なんぢかれらを糺してこれを滅ぼしその記念の名をさへ悉くうせしめたまへり 十五 エ
ホバよなんぢこの國民をましたまへり此くにびとを増たまへり、なんぢは尊ばれたまふ、なんぢ地の界をこと
〴〵く擴めたまへり○ 十六 エホバよかれら苦難のときに汝をあふぎのぞめり彼等なんぢの懲罰にあへるとき
切になんぢに禱告せり 十七 エホバよわれらハ孕める婦のうむとき近づきてくるしみ、その痛みによりて叫ぶが
ごとく汝のまへに然ありき 十八 われらハ孕みまた苦しみたれどその產るところハ風にゝたりわれら救を地に
ほどこさず世にすむ者うまれいでざりき 十九 なんぢの死者ハいき、わが民の屍ハおきん、塵にふすものよ醒てう
たうたふべし、なんぢの露ハ草木をうるほす露のごとく地ハなきたまをいださん○ 二十 わが民よゆけ、なんぢの
室にいり汝のうしろの戶をとぢて忿恚のすぎゆくまで暫時かくるべし 二一 視よエホバハその處をいでゝ地に
すむものゝ不義をたゞしたまハん、地ハその上なる血をあらはにして殺されたるものをまた掩はざるべし

第二十七章

一 その日エホバは硬く大いなるつよき劍をもて疾走るへびレビヤタン、曲りうねる蛇レビヤタンを
罰しまた海にある鰐をころし給ふべし○ 二 その日如此うたハん、うるはしき葡萄園あり之をうたへよ 三 われ
エホバこれを護りをり〳〵水そゝぎ夜も晝もまもりて害ふものあらざらしめん 四 我にいきどほりなし願は
くハ荊棘のわれと戰はんことを然ばわれすゝみ迎へて皆もろともに焚盡さん 五 寧ろわが力にたよりて我と
やはらぎを結べわれと和をむすぶべし 六 後にいたらバヤコブハ根をはりイスラエルハ芽をいだして花さ
きその實せかいの面にみちん○ 七 ヤコブ主にうたるゝといへども彼をうちしものゝ主にうたるゝが如きこ
とあらんや、ヤコブの殺さるゝハ彼をころしゝものゝ殺さるゝがごときことあらんや 八 汝がヤコブを逐たま

へる懲罰は度にかなひぬ東風のふきし日なんぢあらき風をもてこれをうつしたまへり 九 斯るがゆゑにヤコ
ブの不義はあれによりて潔められんこれに因てむすぶ果は罪をのぞくことをせん、彼は祭壇のもろもろの石
を砕ける石灰のごとくにあらしアシラの像と日の像とをふたゝび建ることなからしめん 十 堅固なる邑はあ
れてすさまじく棄去れたる家のごとく、また荒野のごとし、犢このところにて草をはみ此所にてふし且そこな
る樹のえだをくらはん 十一 その枝かるゝとき折とらる、婦人きたりてこれを焼ん、これは無知の民なるが故に之
をつくれる者あはれまず、これを形づくれるもの恵まざるべし○ 十二 その日なんぢらイスラエルの子輩よヱホ
バは打落したる果をあつむるごとく大河の流よりエジプトの川にいたるまでなんぢらを一つ一つにあつめ
たまふべし○ 十三 その日大なるラッパ鳴ひゞきアッスリヤの地にさすらひたる者エジプトの地におひやられたる
者きたりてエルサレムの聖山にてヱホバを拝むべし

第二十八章

一 酔るものなるエフライム人よなんぢらの誇の冠はわざはひなるかな、酒におぼるゝものよ肥たる谷
の首にある凋んとする花のうるはしき飾はわざはひなるかな 二 みよ主はひとりの力ある強剛者をもちたま
へり、かれは雹をまじへたる暴風のごとく壊りそこなふ狂風のごとく大水のあふれ漲るごとく烈しくかれを
地になげうつべし 三 酔るものなるエフライム人のほこりの冠は足にて践にじられん 四 肥たる谷のかしらに
ある凋んとする花のうるはしきかざりは夏こぬに熟したる初結の無花果のごとし見るものこれをみて取る
手おそしと呑いるゝなり 五 その日萬軍のヱホバはその民ののこれる者のために栄のかんむりとなり美しき冠
となりたまはん 六 さばきの席にざするものには審判の霊をあたへ軍を門よりおひかへす者には力をあたへ
給ふべし 七 然どかれらも酒によりてよろめき濃酒によりてよろぼひたり祭司と預言者とは濃酒によりてよ
ろめき酒にのまれ濃酒によりてよろぼひ而して默示をみるときにもよろめき審判をおこなふときにも躓け

り八すべて膳にも吐たるものと穢とみちて潔きところなし○九かれハ誰にをしへて知識をあたへんとする
か、誰にしめして音信を曉らせんとするか、乳をたち懷をはなれたる者にするならんか十そハ誡命にいましめ
をくはへ誡命にいましめをくはへ度にのりをくはへ度にのりをくはへ此にもすこしく彼にもすこしく敎ふ
十一このゆゑに神あだし唇と異なる舌とをもてこの民にかたりたまはん十二曩にかれらに言たまひけるハ此ハ
安息なり疲困者にやすみをあたへよ此ハ安慰なりと、されどかれらハ聞ことをせざりき十三斯るがゆゑにヱホ
バの言かれらにくだりて誡命にいましめをくはへ誡命にいましめをくはへ度にのりをくはへ度にのりをく
はへ此にもすこしく彼にも少しくをしへん、之によりて彼等すゝみてうしろに仆れそこなハれ罟にかゝりて
捕へらるべし○十四なんぢら此ヱルサレムにある民ををさむるところの輕慢者よヱホバの言をきけ十五なんぢら
ハ云り、われら死と契約をたて陰府とちぎりをむすべり漲りあふるゝ禍害のすぐるときわれらに來らじ、そハ
われら虛僞をもて避所となし欺詐をもて身をかくしたればなりと十六このゆゑに神ヱホバかくいひたまふ視
よわれシオンに一つの石をすゑてその基となせり、これハ試をへたる石たふとき隅石かたくすゑたる石なり、
これに依賴むものハあわつることなし十七われ公平を準繩とし正義を錘とす、斯て雹ハいつはりにてつくれる
避所をのぞきさり水ハその匿れたるところに漲りあふれん十八なんぢらが死とたてし契約ハきえうせ陰府と
むすべるちぎりハ成ことあらじ、されば漲り溢るゝわざはひのすぐるとき汝等もこれに踐たふさるべし十九その
過るごとになんぢらを捕へん朝々にすぎ晝も夜もすぐ、この音信をきゝわきまふるのみにても惱きをるなり
二十その狀ハ床みじかくして身をのぶることあたハず衾せまくして身をおほふこと能はざるがごとし二一そハ
ヱホバ往昔ペラヂムの山にて起たまひしがごとくにたち、ギベオンの谷にて恚恚をはなちたまひしが如くに
いきどほり、而してその所爲をおこなひたまはん、奇しき所爲なり、その工を成たまはん異なる工なり二二この故

になんぢら侮るなかれ恐くはなんぢらの縲絏きびしくならん我すでに全地のうへにさだまれる敗亡あるよしを主萬軍のヱホバより聞たればなり○ 二三 なんぢら耳をかたぶけてわが聲をきけ懇ろにわが言をきくべし 二四 農夫たねをまかんに何で日々さかへし日々その地をすき、その土塊をくだくことのみを爲んや 二五 もし地の面をたひらかにせばいかで罌粟をまき馬芹の種をおろし小麥をうねにうゑ大麥をさだめたる處にうゑ粗麥を畔にうゑざらんや 二六 斯のごときそかれの神これに智慧をあたへて敎へたまへるなり 二七 けしは連枷にてうたず馬芹はそのうへに車輪をきしらせず罌粟をうつには杖をもちひ馬芹をうつには棒をもちふ 二八 麥をくだくか否くるまにきしらせ馬にふませて落すことはすれども斷ずなかするにあらず、これを碎くことをせざるべし 二九 此もまた萬軍のヱホバよりいづ、その謀略はくすしくその智慧はすぐれたり

第二十九章

一 あゝアリエルよアリエルよあゝダビデの營をかまへたる邑よとしに年をくはへ節會まはりきたらば 二 われアリエルをなやまし之をかなしみと歎息とあらしめん彼をアリエルのごとき者となすべし 三 われ汝のまはりに營をかまへ保砦をきづきて汝をかこみ櫓をたてゝなんぢを攻べし 四 かくてなんぢは卑くせられ地にふして ものいひ塵のなかより低聲をいだしてかたらん、汝のこゑは巫女のこゑのごとく地よりいで汝のことばは塵のなかより囀づるがごとし 五 然どなんぢのあだの群衆はほそやかなる塵のごとくあらぶるものゝ群衆はふきさらるゝ粃糠のごとくならん俄にまたゝく間にこの事あるべし 六 萬軍のヱホバはいかづち地震おほいなる暴風つむじかぜ及びやきつくす火の燄をもて臨みたまふべし 七 斯てアリエルを攻てたゝかふ國々のもろもろアリエルとその城とをせめたゝかひて難ますものはみな夢のごとく夜のまぼろしの如くならん 八 飢たるものゝ食ふことを夢みて醒きたればその心なほ空しきがごとく渇けるものゝ飮ことを夢みて醒きされど疲れかつ頻にのまんことを欲するがごとくシオンの山をせめて戰ふくにぐにの群衆もまた然

あらん○ 九 なんぢらためらへ而しておどろかん、なんぢら放肆にせよ而して目くらまん、かれらは酔り、されど
酒のゆゑにあらず、かれらはよろめけり、されど濃酒のゆゑにあらず 十 そはエホバ酣睡の靈をなんぢらの上に
そゝぎ而してなんぢらの目をとぢ、なんぢらの面をおほひたまへり、その目は預言者そのかしらは先知者なり 十一
かゝるが故にすべての默示はなんぢらには封じたる書のことばのごとくなり文字しれる人にわたして請こ
れを讀といはんに答へて封じさるがゆゑによむこと能はずといはん 十二 また文字しらぬ人にわたして請これ
をよめといはんにこたへて文字しらざるなりといはん 十三 主いひたまはく、この民は口をもて我にちかづき口
唇をもてわれを敬へどもその心はわれに遠かれり、そのわれを畏みおそるゝは人の誡命によりてをしへられ
ものみ 十四 この故にわれこの民のなかにて再びくすしき事をおこなはん、そのわざは奇しくしていとあやし、か
れらの中なる智者のちゑはうせ聰明者のさときはかくれん○ 十五 己がはかりごとをエホバに深くかくさんと
する者ぞ、わざはひなるかな暗中にありて事をおこなひていふ、誰かわれを見んや、たれか我をしらんやと 十六 な
んぢらは曲れり、いかで陶工をみて土塊のごとくおもふ可んや、造られし者おのれを作れるものをさして我
をつくれるにあらずといふをえんや、形づくられたる器はかたちづくりし者をさして智慧なしといふを得ん
や 十七 暫くしてレバノンはかはりて良田となり良田は林のごとく見ゆるときゝたるあらずや 十八 その日聾者は
この書のことばをきゝ盲者の目はくらきより闇よりみることを得べし 十九 謙だるものはエホバによりてその
歡喜をまし人のなかの貧きものはイスラエルの聖者によりて快樂をうべし 二十 暴るものはたえ侮慢者はうせ
邪曲の機をうかゞふ者はことごとく斷滅さるべければなり 二十一 かれらは訟をきく時まげて人をつみし邑門に
ていさむるものを謀略におとしいれ虚しき語をかまへて義人をしりぞく 二十二 この故にむかしアブラハムを
贖ひたまひしエホバはヤコブの家につきて如此いひたまふ、ヤコブは今より恥をかうむらず、その面はいまよ

り色をうしなはず 二三 かれの子孫はその中にわがおこなふ手のわざをみん、その時わが名を聖としヤコブの聖
者を聖としてイスラエルの神をおそるべし 二四 心あやまれるものも知識をえ、つぶやけるものも教誨をまなば
ん

第三十章

一 エホバのたまはく、悖れる子輩はわざはひなるかな、かれら謀略をすれども我によりてせず盟をむ
すべどもわが靈にしたがはずますます罪につみをくはへん 二 かれらわが口にとはずしてエジプトに下りゆ
きパロの力をかりておのれを強くしエジプトの蔭によらん 三 パロのちからは反てなんぢらの恥となりエジ
プトの蔭によるは反てなんぢらの辱かしめとなるべし 四 かれの君たちはゾアンにあり、かれの使者たちはハ
ネスにきたれり 五 かれらは皆おのれを益することあたはざる民によりて恥をいだく、かの民はたすけとなら
ず益とならず、かへりて恥となり謗となれり ○ 六 南のかたの牲畜にかゝる重負のよげん曰く、かれらその財貨
を若き驢馬のかたにおはせその寳物を駱駝の背におはせて牝獅牡獅まむし及びとびかける蛇のいづる苦し
みと艱難との國をすぎて己をえきすることを能はざる民にゆかん 七 そのエジプトの助はいたづらにして虚し、
このゆゑに我はこれを休みをるラハブとよべり 八 いま往てこれをその前にて牌にしるし書にのせ後の世に
傳へてとこしへの證とすべし 九 これは悖れる民いつはりをいふ子輩エホバの律法をきくことをせざる子輩
なり 十 かれら見るものに對ひていふ見るなかれと、默示をうる者にむかひていふ直きことを示すなかれ滑か
なることをかたれ虚偽をしめせ 十一 なんぢら大道をさり逕をはなれ、われらが前にイスラエルの聖者をあらし
むるなかれと 十二 此ゆゑにイスラエルの聖者かくいひたまふ、なんぢらこの言をあなどり暴虐と邪曲とをた
のみて之にたよれり 十三 斯るがゆゑにこの不義なんぢらには凸出ておちんとするたかき垣のさけたるところ
のごとく、その破壞にはかに暫しが間にきたらんと 十四 主これを破りあだかも陶工の瓶をくだきやぶるがご

とくして惜みたまはず、その碎のなかに爐より火をとり池より水をくむほどの一片だに見出すことなからん
十五 主エホバ イスラエルの聖者かくいひたまへり、なんぢら立かへりて靜かにせば救をえ平穩にして依頼までば
力をうべしと、然どなんぢらこの事をこのまざりき 十六 なんぢら反ていへり否われら馬にのりて逃走らんと、こ
の故になんぢら逃走らん、又いへり、われら疾きものに乘んと、この故になんぢらを追ものの疾かるべし 十七 ひとり
叱咤すれば千人にげはしり五人しつたすればなんぢら逃走りてその遺るものは僅かに山嶺にある杆ので
とく岡のうへにある旗のごとくならん 十八 エホバこれにより俟てのち恩惠を汝等にほどこし、これによりて上り
てのちなんぢらを憐れみたまはん、エホバは公平の神にましませり凡てこれを俟望むものは福ひなり 十九 シオ
ンにをりエルサレムにをる民よ、なんぢは再びなくことあらじ、そのよばはる聲に應じて必ずなんぢに惠をほ
どこしたまはん、主きゝたまふとき直にこたへたまふべし 二十 主はなんぢらになやみの糧とくるしみの水とをあ
たへ給はん、なんぢを教るものは再びかくれじ、なんぢの目はその教るものを恒にみるべし 二一 なんぢ右にゆく
も左にゆくもその耳にこれは道なりこれを歩むべしと後邊にてかたるをきかん 二二 又なんぢら白銀をおほひ
し刻める像とこがねをはりし鑄たる像をけがれとし穢物のごとく打棄ていはん、去れと 二三 なんぢが地にまく
種に主は雨をあたへ、また地のなりいづる糧をたまふ、その土產こえて豐かならん、その日なんぢの家畜はひ
ろき牧場に草をはむべし 二四 地をたがへす牛と驢馬とは團扇にてあふぎ箕にてさはし鹽をくはへたる飼料を
くらはん 二五 大なる殺戮の日やぐらのたふるゝ時もろ〳〵のたかき山もろ〳〵のそびえたる嶺に河とみづの
流とあるべし 二六 かくてエホバその民のきずをつゝみ、そのうたれたる創痍をいやしたまふ日には月のひかり
は日の光のごとく日のひかりは七倍をくはへて七の日のひかりの如くあらん○ 二七 視よエホバの名はとほき
所よりきたり、そのはげしき怒をもえあがる焰のごとく、その唇はいきどほりにてみち、その舌はやきつくす火

のごとく 二八 その氣息はみなぎりて頂にまでいたる流のごとし、且ほろびの篩にてもろ〳〵の國をふるひ又ま
どはす轡をもろ〳〵の民の口におきたまはん 二九 なんぢらは歌うたはん節會をまもる夜のごとし、なんぢら
心によろこびて笛をならしヱホバの山にきたりイスラエルの磐につくときのごとし 三十 ヱホバはその稜威の
こゑをきかしめ烈しき怒をもておちて燒つくす火のほのほと暴風と大雨と雹とをもてその臂のくだることを
示したまはん 三一 ヱホバのこゑによりてアッスリヤ人はくじけん主はこれを笞にてうちたまふべし 三二 ヱホバの
豫じめさだめたまへる杖をアッスリヤのうへにくはへたまふごとに鼓をならし琴をひかん、主はうごきふるふ
戰鬪をもてかれらとたゝかひたまふべし 三三 トペテは往古よりまうけられ、また王のために備へられたり、これ
を深くしこれを廣くしこゝに火とおほくの薪とをつみおきたりヱホバの氣息これを硫黄のながれのごとく
に燃さん

第三十一章

一 助をえんとてエジプトにくだり馬によりたのむものは禍ひなるかな戰車おほきが故にこれにた
のみ騎兵はなはだ強きがゆゑに之にたのむ、されどイスラエルの聖者をあふがずヱホバを求ることをせざる
なり 二 然はあれどもヱホバもまた智慧あるべし、かならず禍害をくだしてその言をひるがへしたまはず起て
あしきものゝ家をせめ、また不義を行ふ者の助をせめ給はん 三 かのエジプト人も人にして神にあらず、その馬
は肉にして靈にあらずヱホバその手をのべしたまはゞ助くるものも蹟づき、たすけらるゝ者もたふれてみな
ひとしく亡びん 四 ヱホバ如此われにいひたまふ獅のほえ壯獅の獲物をつかみてほえたけれるとき許多のひ
つじかひ相呼つどひてむかひゆくともその聲によりて控けずその喧譁しきによりて臆せざるごとく萬軍の
ヱホバくだりてシオンの山およびその岡にて戰ひたまふべし 五 鳥の雛をまもるがごとく萬軍のヱホバはヱ
ルサレムをまもりたまはん、これを護りてこれをすくひ踰越てこれを援けたまはん 六 イスラエルの子輩よな

んぢらさきには甚だしく主にそむけり、今たちかへるべし 七 なんぢらおのが手につくりて罪ををかしゝ白銀のぐうざう黄金の偶像をその日おの〱なげすてん 八 爰にアッスリヤびとは劍にてたふれん、されど人のつるぎにあらず劍かれらをほろぼさん、されど世の人のつるぎにあらず、かれら劍のまへより逃はしりその壯きものは役丁とならん 九 かれらの磐はおそれによりて逝去りその君たちも旗をみてくじけん、これはエホバの御言なりエホバの火はシオンにありエホバの爐はエルサレムにあり

第三十二章

一 茲にひとりの王あり正義をもて統治めその君たちは公平をもて宰さどらん 二 また人ありて風のさけどころ暴雨ののがれどころとなり旱ける地にある水のながれのごとく倦つかれたる地にある大なる岩陰のごとくならん 三 見るものゝ目はくらまず聞ものゝ耳はかたぶけきくをうべし 四 躁がしきものゝ心はさとりて知識をえ吃者の舌はすみやけくあざやかに語るをうべし 五 愚かなる者はふたゝび尊貴とよばるゝことなく狡猾なる者はふたゝび大人とよばるゝことなかるべし 六 そは愚なるものは愚なることをかたり、その心に不義をかもし邪曲をおこなひエホバにむかひて妄なることをかたり飢たる者のこゝろを空しくし渴けるものゝ飲料をつきはてしむ 七 狡猾なるものゝ用ゐる器はあしゝ、彼あしき企圖をまうけ虛僞のことばをもて苦しむ者をそこなひ乏しき者のかたることと正理あるも尙これを害へり 八 たふとき人はたふとき謀略をまうけ恒にたふとき事をおこなふ○ 九 安逸にをる婦等よおきて我が聲をきけ思煩ひなき女等よわが言に耳を傾けよ 十 思煩ひなきをんなたちよ一年あまりの日をすぎて慴きあわてん、そは葡萄の收穫むなしく果ををさむる期きたるまじければなり 十一 やすらかにをる婦等よふるひおそれよ、おもひわづらひなき者よをのゝきあわてよ衣をぬぎ裸躰になりて腰に麁服をまとへ 十二 かれら良田のため實りゆたかなる葡萄の樹のために胸をうたん 十三 棘と荊わが民の地にはえ樂みの邑なるよろこびの家々にもはえん 十四 そは殿はすてられ、にぎはひた

る邑はあれすたれオペルと櫓とはとこしへに洞穴となり野の驢馬のたのしむところ羊のむれの草はむところとなるべし 十五 されど遂には靈うへより我儕にそゝぎて荒野はよき田となり良田は林のごとく見ゆるときたらん 十六 そのとき公平はあれのにすみ正儀はよき田にをらん 十七 かくて正義のいさをは平和せいぎのむすぶ果はとこしへの平穩とやすきなり 十八 わが民はへいわの家にをり思ひわづらひなき住所にをり安らかなる休息所にをらん 十九 されどまづ雹ふりて林くだけ邑もこと〴〵くたふるべし 二十 なんぢらもろ〳〵の水のほとりに種をおろし牛および驢馬の足をはなちおく者はさいはひあり

第三十三章

一 禍ひなるかな、なんぢ害はれざるに人をそこなひ、欺かれざるに人をあざむけり、なんぢが害ふこと終らば汝そこなはれ、なんぢが欺くことはてなば汝あざむかるべし 二 エホバよわれらを恵みたまへ、われらなんぢを俟望めり、なんぢ朝ごとにわれらの臂となり、また患難のときにわれらの救となりたまへ 三 なりとゞろく聲によりてもろ〳〵の民にげはしり、なんぢの起たまふによりてもろ〳〵の國はちりうせぬ 四 蟊賊のものをはみつくすがごとく人なんぢらの財をとり盡さん、また蝗のとびつどふがごとく人なんぢらの財にとびつどふべし 五 エホバは最たかし高處にすみたまふなりエホバはシオンに公正と正義とを充せたまひたり 六 なんぢの代はかたくたち救と智慧と知識とはゆたかにあらん、エホバをおそるるは國の寶なり○ 七 視よかれらの勇士は外にありてさけび和をもとむる使者はいたく哭く 八 大路あれすたれて旅客たえ敵は契約をやぶり諸邑をなみし人をものゝかずとせず 九 地はうれへおとろへ、レバノンは耻らひて枯れ、シャロンはアラバのごとくなり、バシャンとカルメルとはその葉をおとす 十 エホバ言給くわれ今おきん今たゝん今みづからを高くせん 十一 なんぢらの孕むところは粃糠のごとく、なんぢらの生ところは藁のごとし、なんぢらの氣息は火となりてなんぢらを食ひつくさん 十二 もろ〳〵の民はやかれて灰のごとくなり荊のきられて火にもやされたるが如

くならん○ 十三 なんぢら遠にあるものよわが行ひしことをきけ、なんぢら近にあるものよ、わが能力をしれ 十四 シ
オンの罪人はおそる、戰慄はよこしまなる者をのぞめり、われらの中たれか燒つくす火にとゞまることを得ん
や、我儕のうち誰かとこしへに燒るなかに止るをえんや 十五 義をおこなふもの直をかたるもの虐げてえたる利
をいとひすつるもの手をふりて賄賂をとらざるもの耳をふさぎて血をながす謀略をきかざるもの目をとぢ
て惡をみざる者 十六 かゝる人はたかき處にすみ、かたき磐はその櫓となりその糧はあたへられ、その水はともし
きこともなからん 十七 なんぢの目はうるはしき狀なる王を見とほくひろき國をみるべし 十八 なんぢの心はかの懼
しかりしことゞもを思ひいでん會計せし者はいづくにありや貢をはかりし者はいづくにありや櫓をかぞへ
し者はいづくにありや 十九 汝ふたゝび暴民をみざるべし、かの民の言語はふかくして悟りがたくその舌も異に
して解がたし 二十 われらの節會の邑シオンを見よ、なんぢの目はやすらかなる居所となれるエルサレムを見ん、
エルサレムはうつさるゝことなき幕屋にしてその杙はとこしへにぬかれず、その繩は一すぢだに斷れざるな
り 二十一 エホバはわれらとゝもに彼處にいまして稜威をあらはし給はん、斯てそのところはひろき川ひろき流ある
ところとなりてその中には漕舟もいらず巨艦もすぐることなかるべし 二十二 エホバはわれらを鞫きたまふもの、
エホバはわれらに律法をたてたまひし者、エホバはわれらの王にまし〳〵て我儕をすくひたまふべければな
り 二十三 なんぢの船繩はとけたり、その桅杆のもとを結びかたむることあたはず帆をあぐることあたはず、その時
おほくの財をわかち跛者までも掠物あらん 二十四 かしこに住るものゝ中われ病りといふ者なし彼處にをる民の
咎はゆるされん

第三十四章

一 もろ〳〵の國よ、ちかづききてきけ、もろ〳〵の民よ耳をかたぶけよ地と地にみつるもの世界とせか
いより出るすべての者きけ、 二 エホバはよろづの國にむかひて怒り、そのよろづの軍にむかひて忿恚かれらを

ことごとく滅ぼし、かれらを屠らしめたまふ 三 かれらは殺されて拋棄られ、その屍の臭氣たちのぼり山はその
血にて融されん 四 天の萬象はきえうせ、もろもろの天は書卷のごとくにまかれん、その萬象のおつるは葡萄の
葉のおつるがごとく無花果のかれたる葉のおつるが如くならん 五 わが劍は天にてうるほひたり、視よエドム
の上にくだり滅亡に定めたる民のうへにくだりて之をさばかん 六 ヱホバの劍は血にてみち脂にてこえ小羊
と山羊との血牡羊の腎のあぶらにて肥ゆ、ヱホバはボズラにて牲のけものをほろぼしエドムの地にて大にほふ
ることをなし給へり 七 その屠場には野牛こうし牡牛もともに下る、そのくには血にてうるほされ、その塵はあ
ぶらにて肥さるべし 八 これヱホバの仇をかへしたまふ日にしてシオンの訟のためみ報をなしたまふ年なり
九 エドムのもろもろの河はかはりて樹脂となり、その塵はかはりて硫磺となり、その土はかはりてもゆる樹脂
となり 十 晝も夜もきえずその烟つくる期なく上騰らん、かくて世々あれすたれ永遠までもその所をすぐる者
なかるべし 十一 鸇と刺蝟とここを己がものとなし鷺と鴉とここにすまん、ヱホバそのうへに亂をおこす繩をはり
空虚をきたらする錘をさげたまふべし 十二 國をつぐべき者をたてんとて貴者ふたたび呼集ることをせじ、もろ
もろの諸侯はみな失てなくなるべし 十三 その殿にはことごとく荊はえ城にはことごとく刺草と薊とはえ野犬
のすみか駝鳥の場とならん 十四 野のけものと豺狼とここにあひ牡山羊その友をよび鵂鶹もまた宿りてここを
安所とせん 十五 蛇ここに穴をつくり卵をうみてこれを孚しおのれの影の下に子をあつむ、鳶もまたその偶とと
もに此處にあつまらん 十六 なんぢらヱホバの書をつまびらかにたづねて讀べし、これらのもの一つも缺ることと
なく又ひとつもその偶をかくものあらじ、そはヱホバの口このことを命じ、その靈これらを集めたまふべければ
なり 十七 ヱホバこれらのものに鬮をひかせ手づから繩をもて量り、この地をわけあたへて永くかれらに保た
しめ世々にいたるまでここに住しめたまはん

第三十五章

一 荒野とうるほひなき地とはたのしみ沙漠はよろこびて番紅の花のごとくに咲かゞやかん 二 盛に咲かゞやきてよろこび且よろこび且うたひレバノンの榮をえカルメルおよびシャロンの美しきを得ん、かれらはヱホバのさかえを見われらの神のうるはしきを見るべし○ 三 なんぢら萎たる手をつよくし弱りたる膝をすこやかにせよ 四 心さわがしきものに對ていへ、なんぢら雄々しかれ懼るゝなかれ、なんぢらの神をみよ刑罰きたり神の報きたらん、神きたりてなんぢらを救ひたまふべし 五 そのとき瞽者の目はひらけ聾者の耳はあくことを得べし 六 そのとき跛者は鹿のごとくにとびはしり唖者の舌はうたうたはん、そは荒野に水わきいで沙漠に川ながるべければなり 七 やけたる沙は池となり、うるほひなき地はみづの源となり、野犬のふしたるすみかは蘆葦のしげりあふ所となるべし 八 かしこに大路あり、そのみちは聖道ととなへられん、穢れたるものはこれを過ることあたはず、たゞ主の民のために備へらる、これを歩むものはおろかなりとも迷ふことなし 九 かしこに獅をらず、あらき獸もその路にのぼることなし、然ればそこにて之にあふ事なかるべし、たゞ贖はれたる者のみそこを歩まん 十 ヱホバに贖ひすくはれし者うたうたひつゝ歸てシオンにきたり、その首にとこしへの歡喜をいたゞき樂とよろこびとをえん、而して悲哀となげきとは逃さるべし

第三十六章

一 ヒゼキヤ王の十四年にアッスリヤの王セナケリブ上りきたりてユダのもろ〳〵の堅固なる邑をせめとれり 二 アッスリヤ王ラキシよりラブシャケをヱルサレムに遣はし大軍をひきゐてヒゼキヤ王のもとに往しむ、ラブシャケ漂工の野のおほぢの傍なる上の池の樋にそひてたてり 三 この時ヒルキヤの子なる家司エリアキム、書記セブナ、アサフの子なる史官ヨア出てこれを迎ふ 四 ラブシャケかれらにいひけるは、なんぢら今ヒゼキヤにいへ大王アッスリヤの王かくいへり、なんぢの恃とするその恃むところは何なるか 五 我いふ、なんぢが說ところの軍のはかりごととその能力とはたゞ口唇のことばのみ、今なんぢ誰によりたのみて我にさ

かふことをなすや 六 視よなんぢエジプトに依賴めり、あれ傷める葦の杖によりたのめるがごとし、もし人これ
に倚もたれなばその手をつきさされん、エジプト王パロがすべて己によりたのむものに對するは斯のごとし
七 汝われらはわれらの神エホバに依賴めりと我にいはんか、そも曩にヒゼキヤが髙きところと祭壇とをみな
取去てユダとエルサレムとにむかひ、汝等はこの一つの祭壇のまへにて拜すべしといへる夫ならずや 八 い
ま請わが君アッスリヤ王に賭をせよ、われ汝に二千の馬を與ふべけれど汝よりこれに乘ものをいだせ果して
出しうべしや 九 然ばいかでわが君のいとちひさき僕の長一人をだに退くることを得んや、なんぞエジプトに
よりたのみて戰車と騎兵とをえんとするや 十 いま我のぼりきたりてこの國をせめほろぼすはエホバの旨
にあらざるべけんや、エホバわれにいひたまはく、のぼりゆきてあの國をせめほろぼせと 十一 爰にエリヤキムと
セブナとヨアと共にラブシヤケにいひけるは請スリヤの方言にて僕輩にかたれ我儕これをさとりうるなり、わ
石垣のうへなる民のきくところにてはユダヤの方言をもてわれらに語るなかれ 十二 ラブシヤケいひけるは、わ
が君はこれらのことをなんぢの君となんぢとにのみかたらんために我をつかはしゝならんや、なんぢらと共
におのが糞をくらひおのが溺をのまんとする石垣のうへに坐する人々にも我をつかはしゝならずや 十三 斯て
ラブシヤケたちてユダヤの方言もて大聲によばゝりいひけるはなんぢら大王アッスリヤ王のことばをきく
べし 十四 王かくのたまへり、なんぢらヒゼキヤに惑はさるゝなかれ彼なんぢらを救ふことあたはず 十五 ヒゼキヤ
がなんぢらをエホバに賴しめんとする言にしたがふなかれ、彼いへらくエホバかならず我儕をすくひこの邑
はアッスリヤ王の手にわたさるゝことなしと 十六 ヒゼキヤに聽從ふなかれアッスリヤ王かくのたまへり、な
んぢらわれと親和をなし出できたりて我にくだれ、おのおのその葡萄とその無花果とをくらひ、おのおのその井
の水をのむことを得べし 十七 遂にはわれきたりて汝等をほかの國にたづさへゆかん、その國はなんぢの國のごと

き國にして穀物、ぶだう酒、パンおよび葡萄園あり 十八 おそらくはヒゼキヤなんぢらに說てエホバわれらを救ふべしといはん、然どももろ〳〵の國の神等のなかにその國をアツスリヤ王の手より救へる者ありしや 十九 ハマテアルパデの神等いづこにありやセパルワイムの神等いづこにありや、又わが手よりサマリヤを救出しゝ神ありや 二十 これらの國のもろ〳〵の神のなかに誰かその國をわが手よりすくひいだしゝ者ありや、さればエホバも何でわが手よりエルサレムを救ひいだし得んと 二一 如此ありければ民は默して一言をもこたへざりき、そは之にこたふるなかれとの王のおほせありつればなり 二二 そのときヒルキヤの子なる家司エリヤキム書記セブナおよびアサフの子なる史官ヨアころもを裂てヒゼキヤにゆき之ふラブシヤケの言をつげたり

第三十七章

一 ヒゼキヤ王これをきゝてその衣をさき麁衣をまとひてエホバの家にゆき 二 家司エリヤキン書記セブナおよび祭司のなかの長老等をして皆あらたへをまとはせてアモスの子預言者イザヤのもとにゆかしむ 三 かれらイザヤにいひけるはヒゼキヤ如此いへり、けふは患難と責と辱かしめの日なり、そは子うまれんとして之をうみいだすの力なし 四 なんぢの神エホバあるひはラブシヤケがもろ〳〵の言をきゝたまはん、彼はその君アツスリヤ王につかはされて活る神をそしれり、なんぢの神エホバその言をきゝて或はせめさまふならん、されば請なんぢこの遺れるもののために祈禱をさゝげよと 五 かくてヒゼキヤ王の諸僕イザヤにいたる 六 イザヤかれらに言けるは、なんぢらの君につげよエホバ斯いひたまへり曰く、アツスリヤ王のしもべら我をのゝしりけがせり、なんぢらその聞しことばによりて懼るゝなかれ 七 視よわれかれが意をうごかすべければ一つの風聲をきゝておのが國にかへらん、かれをその國にて劍にたふれしむべし○ 八 茲にラブシヤケはアツスリヤ王がラキシを離れさりしときゝて歸りけるとき際しも王はリブナを攻をれり 九 このときエテオピアの王テルハカの事についてきけり云く、かれいでゝ汝とたゝかふべしと、このことをきゝて使者をヒゼキヤ

に遣していふ　十 なんぢらユダの王ヒゼキヤにつげて如此いへ、なんぢが頼める神なんぢを欺きてエルサレム
はアッスリヤ王の手にわたされじといふを聽ことなかれ　十一 視よアッスリヤの王等もろ〳〵の國にいかなる
ことをおこなひ如何にしてこれを悉くほろぼししかを汝きゝしならん、されど汝すくはるゝことを得んや　十二 わ
が先祖たちの滅ぼししゴザンハランレゼフおよびテラサルなるエデンの族など此等のくに〴〵の神はその
國をすくひたりしや　十三 ハマテの王アルパデの王セパルワイムの都の王ヘナの王およびイワの王はいづこに
ありやと　十四 ヒゼキヤつかひの手より書をうけて之を讀り、しかしてヒゼキヤエホバの宮にのぼりゆきエホバ
の前にこのふみを展ぶ　十五 ヒゼキヤエホバに祈ていひけるは　十六 ケルビムの上に坐したまふ萬軍のエホバイス
ラエルの神よ、たゞ汝のみ地のうへなるよろづの國の神なり、なんぢは天地をつくりたまへり　十七 エホバよ耳を
かたむけて聽たまへ、エホバよ目をひらきて視たまへ、セナケリブ使者して活る神をそしらせし言をことごとく
きゝたまへ　十八 エホバよ實にアッスリヤの王等はもろ〳〵の國民とその地とをあらし毀ち　十九 かれらの神た
ちを火になげいれたり、これらのものは神にあらず人の手の工にしてあるひは木、あるひは石なり、斯るがゆゑ
に滅されたり　二十 さればわれらの神エホバよ今われらをアッスリヤ王の手より救ひいだして地のもろ〳〵
の國にたゞ汝のみエホバなることを知しめたまへ　◎ 二十一 こゝにアモツの子イザヤ人をつかはしてヒゼキヤに
いはせけるはイスラエルの神エホバかくいひたまふ、汝はアッスリヤ王セナケリブのことにつきて我にいの
れり　二十二 エホバが彼のことにつきて語りたまへるみことばは是なりいはくシオンの處女はなんぢを侮りなん
ぢをあざけりエルサレムの女子はなんぢの背後より頭をふれり　二十三 汝がそしりかつ瀆れるものは誰ぞ、なんぢ
が聲をあげ目をたかく向てさからひたるものはたれぞイスラエルの聖者ならずや　二十四 なんぢの使者により
て主をそしりていふ、我もおほくの戰車をひきゐて山々のいたゞきに登りレバノンの奥ふまでいりぬ、我は

たけたかき香柏とうるはしき松樹とをきり、またその境なるたかき處にゆき腴たる地の林にゆかん 二五 我ハ井
をほりて水をのみたり、われハ足跡をもてエジプトの河々をからさんと 二六 なんぢ聞ずや、これらのことハわが
昔しよりなす所いにしへの日よりさだめし所なり今なんぢがこの堅城をてぼちあらして石塚となすも亦わ
がきたらしむる所なり 二七 そのなかの民ハちから弱くをのゝきて恥をいだき野草のごとく青き菜のごとく屋蓋
の草のごとく未だそだゝざる苗のごとし 二八 我なんぢが居るなと出入することと又われにむかひて怒りさけべ
ることをしる 二九 なんぢが我にむかひて怒りさけべると汝がほこれる言とわが耳にいりたれば我なんぢの鼻
に環をはめ汝のくちびるに轡をつけて汝がきたれる路よりかへらしめん 三十 ヒゼキヤよ我がなんぢにさまふ
徴ハこれなり、なんぢら今年は落穂より生たるものをくらひ明年ハ穭生より出たるものを食ハん三年にあた
りてハ種ことをなし收ることをなし葡萄ぞのを作りてその果をくらふべし 三一 ユダの家ののがれて遺れる者ハ
ふたゝび下ハ根をはり上ハ果を結ぶべし 三二 そハ遺るものハエルサレムよりいで脱るゝものハシオンの山よ
りいづるなり萬軍のエホバの熱心これを成たまふべし 三三 この故にエホバアッスリヤの王についてハ如此い
ひたまふ、彼ハこの城にいらず、こゝに箭をはなさず盾を城のまへにならべず壘をきづきて攻ることをなし 三四 か
れそのきたりし道よりかへりてこの城にいらず 三五 我おのれの故によりて僕ダビデの故によりてこの城を
まもりてこの城をすくはん、これエホバ宣給るなり 三六 エホバの使者いできたりアッスリヤの陣營のなかにて十
八万五千人をうちころせり早晨におきいでゝ見れバみな死てかばねとなれり 三七 アッスリヤ王セナケリブ起
てかへりゆきニネベにとゞまる 三八 一日おのが神ニスロクのみやにて禮拜をなし居しにその子アデランメレ
クとシャレゼルと劍をもて彼をころし而してアラヽテの地ににげゆけり、かれが子エサルハドンつぎて王と
なりぬ

第三十八章

一 そのころヒゼキヤやみて死んとせしにアモツの子預言者イザヤきたりて彼にいふ、ヱホバ如此い
ひたまはく、なんぢ家に遺言をとゞめよ、汝志にて活ることあたはざればなり 二 爰にヒゼキヤ面を壁にむけて
ヱホバに祈りいひけるは 三 あゝヱホバよ願くはわがなんぢの前に眞實をもて一心をもてあゆみ、なんぢの目
によきことを行ひたるをおもひいでたまへ、斯てヒゼキヤ甚くなきぬ 四 ヱホバの言イザヤにのぞみて曰く 五
なんぢ往てヒゼキヤにいへ、なんぢの祖ダビデの神ヱホバかくいひたまはく我なんぢの禱告をきゝなんぢの
涙をみたり、我なんぢの齢を十五年ましくはへ 六 且なんぢとこの城とを救ひてアッスリヤわうの手をのがれ
しめん又われこの城をまもるべし 七 ヱホバ語りたまひたる此事を成たまふ證にこの徵をなんぢに賜ふ 八 視
よわれアハズの日晷にすゝみたる日影を十度しりぞかしめんといひければ乃ちひばかりにすゝみさる日影
十度しりぞきぬ○ 九 ユダの王ヒゼキヤ病にかゝりてその病のいえしのち記しゝ書は左のごとし 十 我いへり、
わが齢ひの全盛のとき陰府の門にいりわが餘年をうしなはんと 十一 我いへり、われ再びヱホバを見奉ることあ
らじ再びいけるものゝ地にてヱホバを見奉ることあらじ、これは無ものゝ中にいりてふたゝび人を見ること
あらじ 十二 わが住所はうつされて牧人の幕屋をとりさるごとくに我をはなる、わがいのちは織工の布をまきを
はりて機より剪はなすごとくならん、なんぢ朝夕のあひだに我をたえしめたまはん 十三 われは天明におよぶま
で己をおさへてしづめたり主は獅のごとくに我もろ〳〵の骨を碎きたまふ、なんぢ朝夕の間にわれを絶しめ
たまはん 十四 われは燕のごとく鶴のごとくに哀みなき鳩のごとくにうめき、わが眼はうへを視ておとろふ、ヱホバ
よわれは迫りくるしめらる、願くはわが中保となりたまへ 十五 主はわれとものいひ且そのごとくみづから成た
まへり、われ何をいふべきか、わが世にある間わが靈魂の苦しめる故によりて愼みてゆかん 十六 主よこれらの事
によりて人は活るなり、わが靈魂のいのちも全くこれらの事によるなり、願くはわれを醫しわれを活したまへ

十七 視よわれに甚しき艱苦をあたへたまへるは我に平安をえしめんがためなり汝わがたましひを愛して滅亡
の穴をまぬかれしめ給へり、そはわが罪をことごとく背後にすてたまへり 十八 陰府はなんぢに感謝せず死はな
んぢを讃美せず墓にくだる者はなんぢの誠實をのぞまず 十九 唯いけるもの活るもののみ汝にかんしやす
るなれ、我が今日かんしやするがごとし父はなんぢの誠實をその子にしらしめん 二十 エホバわれを救ひたまは
ん、われら世にあらんかぎりエホバのいへにて琴をひきわが歌をうたはん○ 二一 イザヤいへらく無花果の一團
をとりきたりて腫物のうへにつけよ王かならずいえん 二二 ヒゼキヤも亦いへらく、わがエホバの家にのぼるこ
とにつきては何の兆あらんか

第三十九章

一 そのころバラダンの子バビロン王メロダク、バラダン ヒゼキヤが病をうれへて愈しことをきゝけ
れば書と禮物とをおくれり 二 ヒゼキヤその使者のきたるによりて喜びこれに財物、金銀、香料、たふとき油を
をさめたる家およびすべての軍器をさめたる家また庫のなかなる物をことごとく見す、おほよそヒゼキヤ
のいへの裏にあるものと全國のうちにあるものと見せざるものは一もあらざりき 三 ここに預言者イザヤ ヒ
ゼキヤ王のもとに來りていひけるはこの人々はなにをいひしや何處よりなんぢのもとに來りしや、ヒゼキヤ
曰けるはかれらはとほき國よりバビロンより我にきたれり 四 イザヤいふ、彼等はなんぢの家にてなにを見た
りしや、ヒゼキヤ答ふ、かれらはわが家にあるものを皆みたり又わが庫のなかにあるものは一つをもかれらに
見せざるものなかりき 五 イザヤ ヒゼキヤにいふ、なんぢ萬軍のエホバの言をきけ 六 みよ日きたらん、なんぢの
家のものなんぢの列祖がけふまで蓄へたるものは皆バビロンにたづさへゆかれて遺るもの一もなかるべし
是はエホバのみことばなり 七 なんぢの身より生れいでん者もとらはれ寺人とせられてバビロン王の宮のう
ちにあらん 八 ヒゼキヤ イザヤにいひけるは汝がかたるエホバのみことばは善し、また云わが世にあるほどは

太平と眞實とあるべしと

第四十章

一 なんぢらの神いひたまはく、なぐさめよ汝等わが民をなぐさめよ 二 懇ろにヱルサレムに語り之によばはり告よ、その服役の期すでに終り、その咎すでに赦されたり、そのもろもろの罪によりてエホバの手よりうけしところは倍したりと○ 三 よばはるものの聲きこゆ云く、なんぢら野にてエホバの途をそなへ沙漠にわれらの神の大路をなほくせよと 四 もろもろの谷はたかくもろもろの山と岡とはひくくせられ曲りたるはなほく崎嶇はたひらかにせらるべし 五 斯てエホバの榮光あらはれ人みな共にこれを見ん、こはエホバの口より語りたまへるなり 六 聲きこゆ云く、よばはれ、答へていふ何とよばはるべきか、いはく人はみな草なり、その榮華はすべて野の花のごとし 七 草はかれ花はしぼむ、エホバの息そのうへに吹ければなり、實に民はくさなり 八 草はかれ花はしぼむ然どわれらの神のことばは永遠にたたん○ 九 よき音信をシオンにつたふる者よ、なんぢ高山にのぼれ嘉おとづれをヱルサレムにつたふる者よなんぢ強く聲をあげよ、こゑを揚ておそるるなかれ、ユダのもろもろの邑につげよ、なんぢらの神きたり給へりと 十 みよ主エホバ能力をもちて來りたまはん、その臂は統治めたまはん、賞賜はその手にあり、はたらきの値はその前にあり 十一 主は牧者のごとくその群をやしなひ、その臂にて小羊をいだき之をその懷中にいれてたづさへ乳をふくまする者をやすらかに導きたまはん○ 十二 たれか掌心をもてもろもろの水をはかり指をのばして天をはかり、また地の塵を量器にもり天秤をもてもろもろの山をはかり權衡をもてもろもろの岡をはかりしや 十三 誰かエホバの靈をみちびきその議士となりて教しや 十四 エホバは誰とともに議りたまひしや、たれかエホバを聰くしこれに公平の道をまなばせ智識をあたへ明通のみちを示したりしや 十五 視よもろもろの國民は桶のひとしづくのごとく、權衡のちりのごとくに思ひたまふ、島々はたちのぼる塵埃のごとし 十六 レバノンは柴にたらず、そのなかの獸は燔祭にたらず 十七 エホバの前

にはもろ〳〵の國民みななきにひとし、エホバはかれらを無もののごとく空きもののごとく思ひたまふ 十八 然ばなんぢら誰をもて神にくらべ、いかなる肖像をもて神にたぐふか 十九 偶像はさくみ鑄てつくり、金工こがねをもて之をおほひ白銀をもて之がために鏈をつくれり 二十 かゝる資物をそなへえざる貧しきものは朽まじき木をえらみ良匠をもとめてうごくことなき像をたゝしむ 二一 なんぢら知ざるか、なんぢら聞ざるか始よりなんぢらに傳へざりしか、なんぢらは地の基をおきしときより悟らざりしか 二二 エホバは地球のはるか上にすわり地にすむものを蝗のごとく視たまふ、おほぞらを薄絹のごとく布き、これを住ふべき幕屋のごとくはりたまふ 二三 又もろ〳〵の君をなくならしめ地の審士をむなしくせしむ 二四 かれらは僅かに植られ僅かに播れ、その幹わづかに地に根ざしゝに神そのうへを吹たまへば即ちかれて藁のごとく暴風にまきさらるべし 二五 聖者いひたまふ、さらばなんぢら誰をもて我にくらべ我にたぐふか 二六 なんぢら眼をあげて高をみよ、たれか此等のものを創造せしやをおもへ、主は數をしらべてその萬象をひきいだしおの〳〵の名をよびたまふ、主のいきほひ大なり、その力のつよきがゆゑに一も缺ることなし 二七 ヤコブよなんぢ何故にわが途はエホバにかくれたりといふや、イスラエルよ汝なにゆゑにわが訟はわが神の前をすぎされりとかたるや 二八 汝しらざるか聞ざるかエホバはとこしへの神地のはての創造者にして倦たまふことなく、また疲れたまふことなく、その聰明こと測りがたし 二九 疲れたるものには力をあたへ勢力なきものには強をまし加へたまふ 三十 年少きものもつかれてうみ壯んなるものも衰へおとろふ 三一 然はあれどエホバを俟望むものは新なる力をえん、また鷲のごとく翼をはりてのぼらん、走れどもつかれず歩めども倦ざるべし

第四十一章

一 もろ〳〵の島よ、わがまへに黙せ、もろ〳〵の民よ、あらたなる力をえて近づきたれ而して語れ、われら寄集ひて論らはん 二 たれか東より人をおこしゝや、われは公義をもて之をわが足下に召しその前にもろ

〳〵の國を服せしめ、また之にもろ〳〵の王ををさめしめ、かれらの劍をちりのごとく、かれらの弓をふきさら
るゝ藁のごとくならしむ　三 斯て彼はこれらのものを追その足いまだ行ざる道をやすらかに過ゆけり　四 この
ことを誰がおこなひしや、たが成しや、たが太初より世々の人をよびいだしゝや、われエホバなり我ははじめな
り終なり　五 もろ〳〵の島はこれを見ておそれ地の極はをのゝきて寄集ひきたれり　六 かれら互にその隣をた
すけ、その兄弟にいひけるはなんぢ雄々しかれ　七 木匠は鐵工をはげまし鎚をもて平らぐるものは鐵砧をうつ
ものを勵ましていふ接合せいとよしと、また釘をもて堅うして搖ことなからしむ　八 然ど我が僕イスラエル
よわが選めるヤコブわが友アブラハムの裔よ　九 われ地のはてより汝をたづさへきたり地のはしよりなんぢ
を召かくて汝にいへり、汝はわが僕われ汝をえらみて棄ざりきと　十 おそるゝそなかれ我なんぢとともにあり驚
くなかれ我なんぢの神なり、われなんぢを強くせん誠になんぢを助けん誠にわがさぶしき右手なんぢを支へ
ん　十一 視よなんぢにむかひて怒るものはみな恥をえて惶てふためかん、なんぢと爭ふものは無もののごとくな
りて滅亡せん　十二 なんぢ尋るとも汝とたゝかふ人々にあはざるべし、汝といくさする者はなきものゝ如くなり
て虚しくなるべし　十三 そは我エホバなんぢの神はなんぢの右手をとりて汝にいふ、懼るゝそなかれ我なんぢを助
けんと　十四 またエホバ宣給ふ、なんぢ虫にひとしきヤコブよイスラエルの人よ、おそるゝそなかれ我なんぢをたす
けん汝をあがなふものはイスラエルの聖者なり　十五 視よわれ汝をおほくの鋭齒ある新しき打麥の器となさん、
なんぢ山をうちて細微にし岡を粃糠のごとくにすべし　十六 なんぢ簸げば風これを卷さり狂風これを吹ちらさ
ん、汝はエホバによりて喜びイスラエルの聖者によりて誇らん　十七 貧しきものと乏しきものと水をもとめて水
なくその舌かわきて衰ふるときわれエホバ聽てこたへん、我イスラエルの神かれらを棄ざるなり　十八 われ河を
かぶろの山にひらき泉を谷のなかにいだし、また荒野を池となし涸ける地を水のみなもとゝ變ん　十九 我あれの

に香柏、合歡樹、もちの樹、および油の樹をうゑ沙漠に松杉および黄楊をともに置ん 二十 かくて彼等これを見てヱ
ホバの手の作たまふところイスラエルの聖者の造りたまふ所なるをしり且こゝろをとめ且ともぐ〳〵にさと
らん○ 二一 ヱホバ言給くなんぢらの道理をとり出せ、ヤコブの王いひたまはく汝等のかたき證をもちきたれ 二二
これを持來りてわれらに後ならんとする事をしめせ、そのいやさきに成るべきことを示せ、われら心をとめて
その終をしらん、或はきたらんとする事をわれらに聞すべし 二三 なんぢら後ならんとすることをしめせ、我儕な
んぢらが神なることを知ん、なんぢら或はさいはひし或はわざはひせよ我儕ともに見ておどろかん 二四 視よな
んぢらは無ものゝごとし、なんぢらの事はむなし、なんぢらを撰ぶものは惡むべきものなり 二五 われ一人を起し
て北よりきたらせ我が名をよぶものを東よりきたらしむ、彼きたりもろ〳〵の長をふみて泥のごとくにし陶
工のつちくれを蹴がごとくにせん 二六 たれか初よりこれらの事をわれらに告てしらしめたりや、たれか上古よ
りわれらに告て、これ是なりといはしめたりや、一人だに告るものなし一人だに聞するものなし一人だになんぢ
らの言をきくものなし 二七 われ豫じめシオンにいはん、なんぢ視よかれらを見よと、われ又よきおとづれを告る
ものをヱルサレムに予へん 二八 われ見るに一人だになし、かれらのなかに謀略をまうくるもの一人だになし我
かれらに問どこたふるもの一人だになし 二九 かれらの爲はみな徒然にして無ものゝごとし、その偶像は風なり、
また空しきなり

第四十二章

一 わが扶くるわが僕わが心よろこぶわが撰人をみよ我わが靈をかれにあたへたり、かれ異邦人に道
をしめすべし 二 かれは叫ぶことなく聲をあぐることなくその聲を街頭にきこえしめず 三 また傷める蘆をを
るることなく、ほのくらき燈火をけすことなく眞理をもて道をしめさん 四 かれは衰へず喪膽せずして道を地に
たてをはらん、もろ〳〵の島はその法言をまちのぞむべし 五 天をつくりてこれをのべ、地とそのうへの產物

とをひらき、そのうへの民に息をあたへ、その中をあゆむものに靈をあたへたまふ神ヱホバかく言給ふ云く、六われヱホバ義をもてなんぢを召たりわれなんぢの手をとり汝をまもり、なんぢを民の契約とし異邦人のひかりとなし　七而して瞽の目を開き俘囚を獄よりいだし暗にすめるものを檻のうちより出さしめん　八われはヱホバなり是わが名なり我はわが榮光をほかの者にあたへず、わがほまれを偶像にあたへざるなり　九さきに預言せるところはや成れり、我また新しきことをつげん事いまだ兆さざるさきに我まづなんぢらに聞せんと

十海にうかぶもの海のなかに充るもの諸々の島およびその民よヱホバにむかひて新しき歌をうたひ地の極よりその頌美をうたへまつれ　十一荒野とその中のもろもろの邑とケダル人のすめるもろもろの村里はこゑをあげよ、セラの民はうたひて山のいたゞきよりよばゝれ　十二榮光をヱホバにかうぶらせ、その頌美をもろもろの島にて語りつげよ　十三ヱホバ勇士のごとく出たまふまた戰士のごとく熱心をおこし聲をあげてよばゝり大能をあらはして仇をせめ給はん　十四われ久しく聲をいださず默して己をおさへたり今われ子をうまんとする婦人のごとく叫ばん、我いきづかしくかつ喘がん　十五われ山と岡とをあらし且すべてその上の木草をからしもろもろの河を島とし、もろもろの池を涸さん　十六われ瞽者をその未だしらざる大路にゆかしめ、その未だしらざる徑をふましめ、暗をその前に光となし曲れるをその前になほくすべし我これらの事をおこなひて彼らをすてじ　十七刻みたる偶像にたのみ鑄たる偶像にむかひて汝等はわれらの神なりといふものは退けられて大に恥をうけん○十八聾者よきけ瞽者よ眼をそゝぎてみよ　十九瞽者はたれぞ、わが僕にあらずや、誰かわがつかはせる使者のごとき聾者あらんや、誰かわが友のごときめしひあらんや、誰かヱホバの僕のごときめしひあらんや　二十汝おほくのことを見れども顧みず耳をひらけども聞ざるなり　二十一ヱホバおのれの義なるがゆゑに大にしてたふとき律法をたまふをよろこび給へり　二十二然るにこの民はかすめられ奪はれてみな穴中にとらへられ獄のなか

に閉こめらる、斯てうの掠めらるゝを助くる者なく、うの奪れたるを償へといふ者なし　二三 なんぢらのうち誰
かこのことに耳をかたぶけん、たれか心をもちゐて後のために之をきかん　二四 ヤコブを奪せしものは誰か、かす
むる者にイスラエルをわたしゝ者はたれぞ、是エホバにあらずや、われらエホバに罪ををかし、うの道をあゆま
ず、うの律法にしたがふことを好まざりき　二五 この故にエホバ烈しき怒をかたぶけ猛きいくさをきたらせ、うの
烈しきことを火のごとく四圍にもゆれども彼しらず、うの身に焚せまれども心におかざりき

第四十三章

一 ヤコブよなんぢを創造せるエホバいま如此いひたまふ、イスラエルよ汝をつくれるもの今かく言
給ふ、おそるゝなかれ我なんぢを贖へり我なんぢの名をよべり汝はわが有なり　二 なんぢ水中をすぐるときは
我ともにあらん河のなかを過るときは水なんぢの上にあふれじ、なんぢ火中をゆくとき焚るゝことなく火焔
もまた燃つかじ　三 我はエホバなんぢの神イスラエルの聖者なんぢの救主なり、われエジプトを予へてなんぢ
の贖代となしエテオピアとセバとをなんぢに代ふ　四 われ看てなんぢを寶とし尊きものとし亦なんぢを愛す、
この故にわれ人をもて汝にかへ民をなんぢの命にかへん　五 懼るゝなかれ我なんぢとゝもにあり我なんぢの
裔を東よりきたらせ西より汝をあつむべし　六 われ北にむかひて釋せといひ南にむかひて留るなかれといは
ん、わが子輩を遠きよりきたらせ、わが女らを地の極よりきたらせよ　七 すべてわが名をもて稱へらるゝ者をき
たらせよ、我かれらをわが榮光のために創造せり、われ曩にこれを造りかつ成をそれり　八 目あれども瞽者のご
とく耳あれども聾者のごとき民をたづさへ出よ　九 國々はみな相集ひもろもろの民はあつまるべし、彼等のう
ち誰かいやさきに成るべきことをつげ之をわれらに聞することを得んや、うの證人をいだして己の是なるを
あらはすべし、彼等きゝて此はまことなりといはん　十 エホバ宣給く、なんぢらはわが證人わがえらみし僕なり
然ぞなんぢら知てわれを信じわが主なるをさとりうべし、我よりまへにつくられし神なく我よりのちにもあ

ることなからん 十一 たゞ我のみ我はエホバなり、われの外にすくふ者あることなし 十二 われ前につげ、また救をほ
どこし、また此事をきかせたり汝等のうちには他神なかりき、なんぢらはわが證人なり、われは神なり、これエホ
バ宣給るなり 十三 今よりわれは主なり、わが手より救ひいだし得るものなし、われ行はゞ誰かとゞむることを得
んや○ 十四 なんぢらを贖ふものイスラエルの聖者エホバかく言たまふ、なんぢらの爲にわれ人をバビロンにつ
かはし彼處にあるカルデヤ人をことごとく下らせ、その宴樂の船にのりてのがれしむ 十五 われはエホバなんぢ
らの聖者イスラエルを創造せしもの又なんぢらの王なり 十六 エホバは海のなかに大路をまうけ大なる水のな
かに徑をつくり 十七 戰車および馬、軍兵、武士をいできたらせ、ことごとく仆れて起ることあたはず皆ほろびて燈
火のきえうするが如くならしめ給へり 十八 エホバ言給くなんぢら往昔のことを思ひいづるなかれ、また上古の
ことをかんがふるなかれ 十九 視よわれ新しき事をなさん頓ておこるべし、なんぢら知ざるべけんや、われ荒野に
道をまうけ沙漠に河をつくらん 二十 野の獸われを崇むべし野犬および駝鳥もまた然り、われ水を荒野にいだし
河を沙漠にまうけてわが民わがえらびたる者にのましむべければなり 二一 この民はわが頌美をのべしめんと
て我おのれのために造れるなり 二二 然るにヤコブよ汝われを呼たのまざりき、イスラエルよ汝われを厭ひたり
二三 なんぢ燔祭のひつじを我にもちきたらず犧牲をもて我をあがめざりき、われ汝にそなへものゝ荷をおはせ
ざりき、また乳香をもて汝をわづらはせざりき 二四 なんぢは銀貨をもて我がために菖蒲をかはず、犧牲のあぶら
をもて我をあかしめず反てなんぢの罪の荷をわれに負せ、なんぢの邪曲にて我をわづらはせたり 二五 われこそ
我みづからの故によりてなんぢの咎をけし汝のつみを心にとめざるなれ 二六 なんぢらの是あるをあらはさん
がために己が事をのべて我に紀念せしめよ、われら相共にあげつらふべし 二七 なんぢの遠祖つみををかし汝の
をしへの師われにそむけり 二八 この故にわれ聖所の長たちを汚さしめヤコブを詛はしめイスラエルをのゝし

らしめん

第四十四章

一 されどわが僕ヤコブよわが撰みたるイスラエルよ今きけ 二 なんぢを創造しなんぢを胎内につく
り又なんぢを助くるエホバ如此いひたまふ、わがしもべヤコブよわが撰みたるヱシュルンよおそるるなかれ 三
われ渇けるものに水をそそぎ乾きたる地に流をそそぎ、わが靈をなんぢの子輩にそそぎ、わが恩惠をなんぢの裔
にあたふべければなり 四 斯てかれらは草のなかにて川のほとりの柳のごとく生たつべし 五 ある人はい
ふ我はエホバのものなりと、ある人はヤコブの名をとなへん、ある人はエホバの有なりと手にしるしてイスラ
エルの名をなのらん 六 エホバイスラエルの王イスラエルをあがなふもの萬軍のエホバ如此いひたまふわれ
は始なり、われは終なり、われの外に神あることなし 七 我いにしへの民をまうけしより以來たれかわれのごと
く後事をしめし又つげ又わが前にいひつらねんや試みに成んとすることと來らんとすることを告よ 八 なんぢ
ら懼るるなかれ慴くなかれ我いにしへより聞せたるにあらずや告しにあらずや、なんぢらはわが證人なり、わ
れのほか神あらんや、我のほかには磐あらず、われはその一つだに知ことなし 九 偶像をつくる者はみな空しく、か
れらが慕ふところのものは益なし、その證をするものは見ことなく知ことなし斯るがゆゑに恥をうくべし 十
たれか神をつくり又えきなき偶像を鑄たりしや 十一 視よその作侶はみなはぢん、その匠工らは人なりかれら皆
あつまりて立ときはおそれてもろともに恥るなるべし 十二 鐵匠は斧をつくるに炭の火をもてこれをやき鎚も
てこれを鍛へつよき腕をもてこれをうちかたむ、飢れば力おとろへ水をのまざればつかれはつべし 十三 木匠は
すみなはをひきえり朱にてゑがき鉋にてけづり文回をもて畫き、これを人の形にかたどり人の美しき容にし
たがひて造り而して家のうちに安置す 十四 あるひは香柏をきり、あるひは槲をとり、あるひは橿をとり或はや
しの樹のなかにて一をえらび、あるひは杉をうゑ雨をえて長ぜしむ 十五 而して人これを薪となし之をもておの

が身をあたゝめ又これを燃してパンをやき又これを神につくりてをがみ偶像につくりてその前にひれふす
十六 その半は火にもやし、その半は肉をにて食ひ、あるひは肉をあぶりてくひあき、また身をあたゝめていふ、あゝ
我あたゝまれり、われ熱きをおぼゆ
十七 斯てその餘をもて神につくり偶像につくりてその前にひれふし之をを
がみ之にいのりていふ、なんぢは吾神なり我をすくへと
十八 これらの人は知ことなく悟ることなし、その眼ふさ
がりて見えず、その心とぢてあきらかならず
十九 心のうちに思ふことをせず知識なく明悟なきがゆゑに我その
なかばを火にもやしその炭火のうへにパンをやき肉をあぶりてくらひ、その木のあまりをもて我いかで憎む
べきものを作るべけんや我いかで木のはしくれに俯伏することをせんやといふ者もなし
二十 かゝる人は灰をく
らひ迷へる心にまどはされて己がたましひを救ふあたはず、またわが右手にいつはりあるにあらずやとおも
はざるなり○
二一 ヤコブよイスラエルよ此等のことを心にとめよ汝はわが僕なり我なんぢを造れりなんぢはわ
が僕なりイスラエルよ我はなんぢを忘れじ
二二 我なんぢの愆を霧のごとくに消し、なんぢの罪を雲のごとくに
ちらせり、なんぢ我にかへれ我なんぢを贖ひたればなり
二三 天ようたうたへ、ヱホバこのことを成したまへり下な
る地よよばはれ、もろ〳〵の山よ林およびその中のもろ〳〵の木よ、聲を發ちてうたふべし、ヱホバはヤコブ
を贖へり、イスラエルのうちに榮光をあらはし給はん
二四 なんぢを贖ひなんぢを胎内につくれるヱホバかく言
たまふ、われはヱホバなり、よろづのものを創造したゞ我のみ天をのべみづから地をひらき
二五 いつはるものゝ
豫兆をむなしくし卜者をくるはせ智者をうしろに退けてその知識をおろかならしむ
二六 われわが僕のこ
とばを遂しめ、わが使者のはかりごとを成しめ、ヱルサレムについては民また住はんといひ、ユダのもろ〳〵の
邑については重ねて建らるべし我その荒廢たるところを舊にかへさんといふ
二七 また淵に命ず、かわけ我なん
ぢのもろ〳〵の川をほさんと
二八 又クロスについては彼はわが牧者すべてわが好むところを成しむる者なり

といひエルサレムについてはかさねて建られその宮の基すゑられんといふ

第四十五章

一 われエホバわが受膏者クロスの右手をとりてもろ〳〵の國をそのまへに降らしめ、もろ〳〵の王
の腰おびときし扉をその前にひらかせて門をとづるものなからしめん 二 われ汝のまへにゆきて崎嶇をたひらか
にし銅の門をこぼち、くろがねの關木をたちきるべし 三 われなんぢに暗きところの財寶とひそかなるところに
藏せるたからとを予へ、なんぢに我はエホバなんぢの名をよべるイスラエルの神なるを知しめん 四 わが僕ヤ
コブわが撰みたるイスラエルのために我なんぢの名をよべり汝われを知ずといへどわれ名をなんぢに賜ひ
たり、五 われはエホバなり我のほかに神なし一人もなし汝われをしらずといへども我なんぢを固うせん 六 而
して日のいづるところより西のかたまで我のほかに神なしとしるべし我はエホバなり他にひとりもなし
七 我はひかりをつくり又くらきを創造す、われは平和をつくりまた禍害をさうざうす我はエホバなり我すべ
てこれらの事をなすなり○ 八 天よ上より滴らすべし、雲よ義をふらすべし地はひらけて救を生じ義をも
ともに燃いだすべし、われエホバ之を創造せり○ 九 世人はすゑものゝ中のひとつの陶器なるに己をつくれる
者とあらそふはわざはひなるかな、泥塊はすゑものつくりにむかひて汝なにを作るかといふべけんや、又なん
ぢの造りたる者なんぢを手なしといふべけんや 十 父にむかひて汝なにゆゑに生むことをせしやといひ婦に
むかひて汝なにゆゑに産のくるしみをなしゝやといふ者はわざはひなるかな 十一 エホバ、イスラエルの聖者イ
スラエルを造れるもの如此いひたまふ後きたらんとすることを我にとへ、またわが子女とわが手の工とにつ
きて汝等われに言せよ 十二 われ地をつくりてそのうへに人を創造せり、われ自らの手をもて天をのべ、その萬象
をさだめたり 十三 われ義をもて彼のクロスを起せり、われそのすべての道をなほくせん、彼はわが邑をたてわが
俘囚を價のためならず報のためならずして釋すべし、これ萬軍のエホバの聖言なり○ 十四 エホバ如此いひたま

ふ、エジプトがはたらきて得しものとエテオピアがあきなひて得しものとはなんぢの有とならん、また身のた
け高きセバ人きたりくだりて汝にしたがひ縲につながれて降り、なんぢのまへに伏し、なんぢに祈りていはん、
まことに神はなんぢの中にいませり、このほかに神なし一人もなしと 十五 救をほどこし給ふイスラエルの神よ、
まことに汝はかくれていますの神なり 十六 偶像をつくる者もみな恥をいだき辱かしめをうけ諸共にはぢあわて
ゝ退かん 十七 されどイスラエルはエホバにすくはれて永遠の救をえん、なんぢらは世々かぎりなく恥をいだ
かず辱かしめをうけじ○ 十八 エホバは天を創造したまへる者にしてすなはち神なり、また地をもつくり成てこ
れを堅くし徒然にこれを創造し給はず、これを人の住所につくりたまへり、エホバかく宣給ふ、われはエホバな
り我のほかに神あることなしと 十九 われは隠れたるところ地のくらき所にてかたらず我はヤコブの裔になん
ぢらが我をたづぬるは徒然なりといはず我エホバはたゞしき事をかたり直きことを告ぐ 二十 汝等もろ〳〵の
國より脱れきたれる者よ、つどひあつまり共にすゝみきたれ木の像をになひ救ふことあたはざる神にいのり
するものは無智なるなり 二一 なんぢらの道理をもちきたりて述よ、また共にはかれ此事をたれか上古より示
したりしや、誰かむかしより告たりしや、此はわれエホバあらずや我のほかに神あることなし、われは義をおこな
ひ救をほどこす神にして我のほかに神あることなし 二二 地の極なるもろ〳〵の人よ、なんぢら我をあふぎのぞ
め然ばすくはれん、われは神にして他に神なければなり 二三 われは己をさして誓ひたり、この言はたゞしき口よ
りいでたれば反ることなし、すべての膝はわがまへに屈み、すべての舌はわれに誓をたてん 二四 人われに就てい
はん正義と力とはエホバにのみありと、人々エホバにきたらん、すべてエホバにむかひて怒るものは恥をいた
やくべし 二五 イスラエルの裔はエホバによりて義とせられ且ほこらん

第四十六章

一 ベルは伏しネボは屈む、かれらの像はけものと家畜とのうへにあり、なんぢらが擡げあるきしもの

ハ荷となりて疲れおとろへたるけものゝ負ところとなりぬ 二 かれらハ屈みかれらハ共にふし、その荷となれ
る者をすくふこと能ハずして己とらはれゆく○ 三 ヤコブの家よイスラエルのいへの遺れるものよ、腹をいで
しより我におはれ胎をいでしより我にもたげられしものよ皆われにきくべし 四 なんぢらの年老るまで我ハ
かはらず白髪となるまで我なんぢらを負ん、我つくりたれば擡ぐべし我また負ひかつ救はん 五 なんぢら我を
たれに比へ、たれに配ひ、たれに擬らへかつ相くらぶべきか 六 人々ふくろより黄金をかたぶけいだし權衡をも
て白銀をはかり金工をやといてこれを神につくらせ之にひれふして拜む 七 彼等ハこれをもたげて肩にのせ
負ひゆきてその處に安置す、すなはち立てその處をはなれず人これにむかひて呼ハれども答ふること能はず
又これをすくひて苦難のうちより出すことあたはず 八 なんぢら此事をおもひいでゝ堅くたつべし悖逆者よ、
このことを心にとめよ 九 汝等いにしへより以來のことをおもひいでよ、われハ神なり我のほかに神なし、われ
ハ神なり我のごとき者なし 十 われハ終のことを始よりつげ、いまだ成ざることを昔よりつげ、わが謀略ハかな
らず立といひ、すべて我がよろこぶことを成んといへり 十一 われ東より鷙をまねき遠國よりわが定めおける人
をまねかん、我このことを語りたれば必らず來らすべし、我このことを謀りたればかならず成すべし 十二 なんぢ
ら心かたくなにして義にとほざかるものよ、我にきけ 十三 われわが義をちかづかしむ可ればその來ること遠か
らず、わが救おそからず我すくひをシオンにあたへ、わが榮光をイスラエルにあたへん

第四十七章

一 バビロンの處女よ、くだりて塵のなかにすわれカルデヤ人のむすめよ座にすわらずして地にすわ
れ汝ふたゝび婀娜にして嬌なりととなへらるゝことなからん 二 磨をとりて粉をひけ面帕をとりさり裾をぬ
ぎ脛をあらはして河をわたれ 三 なんぢの肌ハあらはれ、なんぢの恥ハみゆべし、われ仇をむくいて人をかへり
みず 四 われらを贖ひたまふ者ハその名を萬軍のヱホバ、イスラエルの聖者といふ 五 カルデア人のむすめよ、も

んぢ口をつぐみてすわれ、又くらき所にいりてをれ汝ふたゝびもろ〳〵の國の主母ととなへらるゝことなか
らん 六 われわが民をいきどほりわが產業をけがして之をなんぢの手にあたへたり、汝これに憐憫をほどこさ
ず年老たるもののうへに甚だおもき軛をおきたり 七 汝いへらく我とこしへに主母たらんと、斯てこれらのこ
とを心にとめず亦その終をおもはざりき 八 なんぢ歡樂にふけり安らかにをり心のうちにたゞ我のみにして
我のほかに誰もなく我はやもめとなりてをらず、また子をうしなふことを知まじとおもへる者よ、なんぢ今き
け 九 子うしなひ寡婦となるこの二つのこと一日のうちに俄になんぢに來らん、汝おほく魔術をおこなひ、ひろ
く呪詛をほどこすと雖もみち〳〵て汝にきたるべし 十 汝おのれの惡によりたのみていふ、我をみるものなし
と、なんぢの智慧となんぢの聰明とはなんぢを惑せたり、なんぢ心のうちにおもへらく、たゞ我のみにして我の
ほかに誰もなしと 十一 この故にわざはひ汝にきたらん、なんぢ呪ひてこれを除くことをしらず艱難なんぢに落
きたらん汝これをはらふこと能はず、なんぢの思ひよらざる荒廢にはかに汝にきたるべし 十二 今なんぢわかき
ときより勤めおこなひたる呪詛とおほくの魔術とをもて立むかふべし、あるひは益をうることあらん、あるひ
は敵をおそれしむることあらん 十三 なんぢは謀略おほきによりて倦つかれたり、かの天をうらなふもの星をみ
るもの新月をうらなふ者もし能はゞいざたちて汝をきたらんとする事よりまぬかれしむることをせよ 十四 か
れらは藁のごとくなりて火にやかれん、おのれの身をほのほの勢力よりすくひいだすこと能はず、その火は身
をあたゝむべき炭火にあらず、又その前にすわるべき火にもあらず 十五 汝がつとめて行ひたる事は終にかくの
ごとくならん、汝のわかきときより汝とうりかひしたる者おの〳〵その所にさすらひゆきて一人だになんぢ
を救ふものなかるべし

第四十八章

一 ヤコブの家よなんぢら之をきけ、なんぢらはイスラエルの名をもて稱へられユダの根源よりいで

エホバの名によりて誓ひイスラエルの神をかたりつぐれども眞實をもてせず正義をもてせざるなり 二 かれ
らはみづから聖京のものととなへイスラエルの神によりたのめり、その名は萬軍のエホバといふ 三 われ今よ
りさきに成しことを既にいにしへより告たり、われ口よりいだして既にのべつたへたり、我にはかにこの事を
おこなひ而して成ぬ 四 われ汝がかたくなにして項の筋はくろがね、その額はあかがねなるを知れり 五 このゆ
ゑに我はやくよりかの事をなんぢにつげその成ざるさきに之をなんぢに聞しめたり恐くはなんぢ云ん、わが
偶像これを成せり刻みたるざう鑄たる像これを命じたりと 六 なんぢ既にきけり、凡てこれを視よ、なんぢら之
をのべつたへざるか、われ今より新たなる事なんぢが未だしらざりし秘事をなんぢに示さん 七 これらの事は
いま創造せられしにて上古よりありしにあらず、この日よりさきに汝これを聞ざりき然らずば汝いはん視よ
われこれを知れりと 八 汝これを聞ことなく知ことなくなんぢの耳はいにしへより開けざりき、我なんぢ
が欺きあざむきて生れながら悖逆者ととなへられしを知ればなり 九 わが名のゆゑによりて我いかりを遲く
せん、わが頌美のゆゑにより我しのびてなんぢを絶滅することをせじ 十 視よわれなんぢを煉たり、されど白銀の
ごとくせずして患難の爐をもてこころみたり 十一 われ己のため我おのれの爲にこれを成ん、われ何でわが名を
けがさしむべき、我わが榮光をほかの者にあたふることをせじ○ 十二 ヤコブよわが召たるイスラエルよ、われに
きけ、われは是なりわれは始また終なり 十三 わが手は地のもとゐを置わが右の手は天をのべたり、我よべば彼等
はもろともに立なり 十四 なんぢら皆あつまりてきけエホバの愛するものエホバの好みたまふ所をバビロンに
成しその臂はカルデヤ人のうへにのぞまん、彼等のうち誰かこれらの事をのべつげしや 十五 たゞ我のみ我かた
れり我かれをめし我かれをきたらせたり、その道さかゆべし 十六 なんぢら我にちかよりて之をきけ我はじめよ
り之をひそかに語りしにあらず、その成しときより我はかしこに在り、いま主エホバわれとその靈とをつかは

したまへり　十七なんぢの贖主イスラエルの聖者エホバかく言給く、われはなんぢの神エホバなり我なんぢに
益することを教へ、なんぢを導きてそのゆくべき道にゆかしむ　十八願くはなんぢわが命令にきゝしたがはんこ
とを、もし然らばなんぢの平安は河のごとく、なんぢの義はうみの波のごとく　十九なんぢの裔はすなのごとく、な
んぢの體よりいづる者は細沙のごとくになりてその名はわがまへより絶るゝことなく亡さるゝことなから
ん○　二十なんぢらバビロンより出てカルデア人よりのがれよ、なんぢら歡の聲をもてのべきかせ地のはてにい
たるまで語りつたへ、エホバはその僕ヤコブをあがなひ給へりといへ　二十一エホバかれらをして沙漠をゆかしめ
給へるとき彼等はかわきたることなかりき、エホバ彼等のために磐より水をながれしめ、また磐をさきたまへ
ば水はとばしりいでたり　二十二エホバいひたまはく惡きものには平安あることなし

第四十九章　一もろもろの島よ、われにきけ遠きところのもろもろの民よ耳をかたむけよ、我うまれいづるより
エホバ我を召し、われ母の胎をいづるよりエホバわが名をかたりつげたまへり　二エホバわが口を利劍となし
我をその手のかげにかくし我をとぎすましたる矢となして箙にをさめ給へり　三また我にいひたまはく汝は
わが僕なり、わが榮光のあらはるべきイスラエルなりと　四されど我いへり、われは徒然にはたらき益なくむな
しく力をつひやしぬと、然はあれど誠にわが審判はエホバにあり、わが報はわが神にあり　五ヤコブをふたゝび
己にかへらしめイスラエルを己のもとにあつまらせんとて我をうまれいでしより立ておのれの僕となした
まへるエホバいひたまふ（我はエホバの前にたふとくせらる又わが神はわが力となりたまへり）　六その聖言に
いはく、なんぢわが僕となりてヤコブのもろもろの支派をおこしイスラエルのうちののこりて全うせしもの
を歸らしむることはいと輕し我また汝をたてゝ異邦人の光となし我がすくひを地のはてにまで到らしむ　七
エホバイスラエルの贖主イスラエルの聖者は人にあなどらるゝもの民にいみきらはるゝもの長たちに役

せらるゝ者にむかひて如此いひたまふ、もろ〳〵の王は見てたち、もろ〳〵の君はみて拜すべし、これ信實ある
エホバイスラエルの聖者なんぢを選びたまへるが故なり 八 エホバ如此いひたまふ、われ惠のときに汝にこた
へ救の日になんぢを助けたり、われ汝をまもりて民の契約とし國をおこし荒すたれたる地をまた產業として
かれらにつがしめん 九 われ縛しめられたる者にいでよといひ暗にをるものに顯れよといはん、かれら途すがら
食ふことをなし、もろ〳〵の禿なる山にも牧草をうべし 十 かれらは飢ずかわかず又やけたる砂もあつき日も
うつことなし、彼等をあはれむもの之をみちびきて泉のほとりに和かにみちびき給ふべければなり 十一 我わ
がもろ〳〵の山を路となし、わが大路をたかくせん 十二 視よ人々あるひは遠きよりきたり、あるひは北また西より
きたらん或はまたシニムの地よりきたるべし 十三 天ようたへ地よよろこべ、もろ〳〵の山よ聲をはなちてうた
へ、エホバはその民をなぐさめその苦むものを憐みたまへばなり○ 十四 然どシオンはいへり、エホバ我をすて
主われをわすれたまへりと 十五 婦その乳兒をわすれて己がはらの子をあはれまざることあらんや、縱ひかれら
忘るゝことありとも我はなんぢを忘るゝことなし 十六 われ掌になんぢを彫刻めり、なんぢの石垣はつねにわ
が前にあり 十七 なんぢの子輩はいそぎ來り、なんぢを毀つもの汝をあらす者はなんぢより出去ん 十八 なんぢ目を
あげて環視せよ、これらのもの皆あひあつまりて汝がもとに來るべし、エホバ宣給く、われは活なんぢ此等をみ
な身によそほひて飾となし新婦の帶のごとくに之をまとふべし 十九 なんぢの荒かつ壓れたるところ毀たれた
る地はこのゝち住ふもの多くして狹きをおぼえん、なんぢを呑つくしゝもの遙にはなれ去るべし 二十 むかし別
れたりしなんぢの子輩はのちの日なんぢの耳のあたりにて語りあはん云く、こゝは我がために狹しなんぢ外
にゆきて我がすむべき所をえしめよと 二一 その時なんぢ心の裏にいはん、誰かわがためにこれ等のものを生しや、
われ子をうしなひて獨居かつ俘はれ且さすらひたり誰かこれを育しや、視よわれ一人のこされたり此等はい

づゑみ居しや○ 二二 主エホバいひたまはく、視よわれ手をもろ〳〵の國にむかひてあげ旗をもろ〳〵の民にたかひてたてん斯てかれらはその懷中になんぢの子輩をたづさへ、その肩になんぢの女輩をのせきたらん 二三 もろ〳〵の王はなんぢの養父となり、その后妃はなんぢの乳母となり、かれらはその面を地につけて汝にひれふし、なんぢの足の塵をなめん而して汝わがエホバなるをしり、われを俟望むものゝ恥をかうぶることなきを知るならん 二四 勇士がうばひたる掠物をいかでとりかへし、暴者がかすめたる虜をいかで救いだすことを得んや 二五 されどエホバ如此いひたまふ云く、ますらをが掠めたる虜もとりかへされ强暴者がうばひたる掠物もすくひいださるべし、そは我なんぢを攻るものをせめてなんぢの子輩をすくふべければなり 二六 我なんぢを虐ぐるものにその肉をくらはせまたその血をあたらしき酒のごとくにのませて酔しめん、而して萬民はわがエホバにして汝をすくふ者なんぢを贖ふものヤコブの全能者なることを知るべし

第五十章

一 エホバかくいひたまふ、わがなんぢらの母をさりたる離書はいづこにありや、我いづれの債主になんぢらを賣わたしゝや、視よなんぢらはその不義のために賣れなんぢらの母はなんぢらの咎戻のためにさられたり 二 わがきたりし時なにゆゑ一人もをらざりしや、我よびしとき何故ひとりも答ふるものなかりしや、わが手みぢかくして贖ひえざるか、われ救ふべき力なからんや、視よわれ叱咤すれば海はかれ河はあれのとなり、そのなかの魚は水なきがゆゑにかわき死て臭氣をいだすなり 三 われ黒きころもを天にきせ麁布をもて蔽となす○ 四 主エホバは教をうけしものゝ舌をわれにあたへ言をもて疲れたるものを扶支ふることを知得しめたまふ、また朝ごとに醒しわが耳をさまして教をうけし者のごとく聞ことを得しめたまふ 五 主エホバわが耳をひらきたまへり、われは逆ふことをせず退くことをせざりき 六 われ撻つものにわが背をまかせ、わが鬚をぬくものにわが頰をまかせ恥と唾とをさくるために面をおほふことをせざりき 七 主エホバわれを助けたまはん、この故

にわれ恥ることなかるべし我わが面を石のごとくにして恥しめらるゝことなきを知る　八　われを義とするも
の近きにありたれか我とあらそはんや、われら相共にたつべし、わが仇はたれぞや近きたれ　九　主ヱホバわれ
を助けたまはん誰かわれを罪せんや、視よかれらはみな衣のごとくふるび蠹のためにくひつくされん○　十　汝
等のうちヱホバをおそれその僕の聲をきくものは誰ぞや暗をあゆみて光をえざるともヱホバの名をたのみ、
おのれの神にたよれ　十一　火をおこし火把を帶るものよ汝等みなその火のほのほのなかをあゆめ又なんぢらの
燃したる火把のなかをあゆめ、なんぢら斯のごとき事をわが手よりうけて悲みのうちに臥べし

第五十一章

一　義をおひ求めヱホバを尋ねもとむるものよ我にきけ、なんぢらが斫出されたる磐となんぢらの堀
出されたる穴とをおもひ見よ　二　なんぢらの父アブラハム及びなんぢらを生たるサラをおもひ見よ、われ彼を
その唯一人なりしときに召しこれを祝してその子孫をまし加へたり　三　そはヱホバシオンを慰め、またその凡
てあれたる所をなぐさめてその荒野をエデンのごとく、その沙漠をヱホバの園のごとくなしたまへり、斯て、そ
の中によろこびと歡樂とあり感謝とうたふ聲とありてきこゆ○　四　わが民よわが言にこゝろをとめよ、わ
が國人よわれに耳をかたぶけよ律法はわれより出、われわが途をかたく定めてもろ／＼の民の光となさん　五
わが義はちかづきわが救はすでに出たり、わが臂はもろもろの民をさばかん、もろ／＼の島はわれを俟望みわ
がかひなに依頼ん　六　なんぢら目をあげて天を觀また下なる地をみよ天は烟のごとくきえ地は衣のごとくふ
るびその中にすむ者これとひとしく死ん、されどわが救はとこしへにながらへ、わが義はくだくることなし　七
義をしるものよ心のうちにわが律法をたもつ民よ、われにきけ人のそしりをおそるゝなかれ人ののゝしりに
悸くなかれ　八　そはかれら衣のごとく蠹にはまれ羊の毛のごとく蟲にはまれん、されどわが義はとこしへに存
らへ、わがすくひは萬代におよぶべし○　九　さめよ醒よヱホバの臂よちからを着よ、さめて古への時むかしの代に

ありしごとくなれ、ラハブをきりころし鱷をさしつらぬきたるは汝にあらずや　十 海をかわかし大なる淵の水
をかわかし、また海のふかきところを贖はれたる人のすぐべき路となししは汝にあらずや　十一 ヱホバに贖ひす
くはれしもの歌うたひつゝ歸りてシオンにきたり、その首にとこしへの歡喜をいたゞきて快樂とよろこびと
をえん、而してかなしみと歎息とはにげさるべし　十二 我こそ我なんぢらを慰むれ、汝いかなる者なれば死べき人
をおそれ草のごとくなるべき人の子をおそるゝか　十三 いかなれば天をのべ地の基をすゑ汝をつくりたまへる
ヱホバを忘れしや、何なれば汝をほろぼさんとて豫備する虐ぐるものゝ憤恚をみて常にひねもす懼るゝ
か虐ぐるものゝ憤恚はいづこにありや　十四 身をかゞめぬる俘囚はすみやかに解れて死ることなく穴にくだ
ることなくその食はつくることなかるべし　十五 われは海をふるはせ波をなりどよめかする汝の神ヱホバなり、そ
の御名を萬軍のヱホバといふ　十六 われわが言をなんぢの口におき、わが手のかげにて汝をおほへり、かくてわれ
天をうゑ地の基をすゑシオンにむかひて汝はわが民なりといはん○　十七 ヱルサレムよさめよ、さめよ起よなん
ぢ前にヱホバの手よりその憤恚のさかづきをうけて飲み、よろめかす大杯をのみ且すひほしたり　十八 なんぢ
の生るもろ〳〵の子のなかに汝をみちびく者なく汝のそだてたるもろ〳〵の子の中にてなんぢの手をたづ
さふる者なし　十九 この二のこと汝にのぞめり、誰かなんぢのために歎んや、荒廢の饑饉ほろびの劍なんぢに及べ
り、我いかにして汝をなぐさめんや　二十 なんぢの子らは息たえ〴〵にして網にかゝれる羚羊のごとくして街衢
の口にふす、ヱホバの憤恚となんぢの神のせめとそかれらに滿たり　二十一 このゆゑに苦しめるもの酒ならで醉
たるものよ之をきけ　二十二 なんぢの主ヱホバおのが民の訟をあげつらひ給ふ、なんぢの神かくいひたまふ、我よろ
めかす酒杯をなんぢの手より取除きわがいきどほりの大杯をとりのぞきたり汝ふたゝびこれを飲ことあ
らじ　二十三 我これを汝をなやますものゝ手にわたさん、かれらは嘗てなんぢの靈魂にむかひて云らく、なんぢ伏せ

よわれら越ゆかんと而してなんぢその背を地のごとくし衢のごとくし彼等のこえゆくに任せたり

第五十二章

一 シオンよ醒よさめよ汝の力を衣よ聖都エルサレムよなんぢの美しき衣をつけよ、今より割禮を
うけざる者および潔からざるものふたゝび汝にいること無るべければなり　二 なんぢ身の塵をふりおとせエ
ルサレムよ起よすわれ俘れたるシオンのむすめよ汝がうなじの繩をときすてよ、三 そはエホバかく言給ふ、な
んぢらは價なくして賣れたり金なくして贖はるべし　四 主エホバ如此いひたまふ、わが民エジプトにくだ
りゆきて彼處にとゞまれり、アッスリヤ人ゆゑなくして彼等をしへたげたり　五 エホバ宣給くわが民はゆゑな
くして俘れたり、されば我こゝに何をなさん、エホバのたまはく彼等をつかさどる者さけびよばゝりわが名そ
つねに終日けがさるゝなり　六 この故にわが民はわが名をしらん、このゆゑにその日にはかれらこの言をかた
るものゝ我なるをしらん我こゝに在り○　七 よろこびの音信をつたへ平和をつげ善おとづれをつたへ救をつ
げシオンに向ひてなんぢの神はすべ治めたまふといふものゝ足は山上にありていかに美しきかな　八 なんぢ
が斥候の聲をきこゆ、かれらはエホバのシオンに歸りたまふを目と目とあひあはせて觀るが故にみな聲をあげ
てもろともにうたへり　九 エルサレムの荒廢れたるところよ聲をはなちて共にうたふべし、エホバその民をな
ぐさめエルサレムを贖ひたまひたればなり　十 エホバそのきよき手をもろ〳〵の國人の目のまへにあらはした
まへり、地のもろ〳〵の極までもわれらの神のすくひを見ん　十一 なんぢら去よされよ、彼處をいでゝ汚れたるも
のに觸るなかれその中をいでよ、エホバの器をになふ者よ、なんぢら潔くあれ　十二 なんぢら急ぎいづるにあらず
趨りゆくにあらず、エホバはなんぢらの前にゆきイスラエルの神はなんぢらの殿後となり給ふべければなり
○　十三 視よわがしもべ智慧をもておこなはん、上りのぼりて甚だたかくならん　十四 曩にはおほくの人かれを見て
おどろきたり（その面貌はそこなはれて人と異なり、その形容はおとろへて人の子とことなれり）　十五 後には彼お

ほくの國民にそゝがん王たち彼によりて口を緘まん、そハかれら未だつたへられざることを見いまだ聞ざることを悟るべけバなり

第五十三章

一 われらが宣るところを信ぜしものハ誰ぞや　エホバの手ハたれにあらはれしや　二 かれハ主のまへに芽のごとく燥きたる土よりいづる樹株のごとくそだちたり、われらが見るべきうるはしき容なく、うつくしき貌ハなく、われらがしたふべき艶色なし　三 かれハ侮られて人にすてられ悲哀の人にして病患をしれり、また面をおほひて避ることをせらるゝ者のごとく侮られたり、われらも彼をたふとまざりき○四 まことに彼ハわれらの病患をおひ我儕のかなしみを擔へり、然るにわれら思へらく彼ハせめられ神にうたれ苦しめらるゝなりと　五 彼ハわれらの愆のために傷けられ、われらの不義のために砕かれ、みづから懲罰をうけてわれらに平安をあたふ、そのうたれし痍によりてわれらハ癒されたり　六 われらハみな羊のごとく迷ひておのおの己が道にむかひゆけり然るにエホバハわれら凡てのものゝ不義をかれのうへに置たまへり○七 彼ハくるしめらるれどもみづから謙だりて口をひらかず屠場にひかるゝ羔羊のごとく毛をきる者のまへにもだす羊のごとくしてその口をひらかざりき　八 かれハ虐待と審判とによりて取去れたり、その代の人のうち誰かかれが活るものゝ地より絶れしことを思ひたりしや彼ハわが民のとがの爲にうたれしなり　九 その墓ハあしき者とゝもに設けられたれど死るときハ富るものとゝもになれり、かれハ暴をおこなハず、その口にハ虚偽なかりき　十 されどエホバハかれを砕くことをよろこびて之をなやましたまへり斯てかれの靈魂とがの獻物をなすにいたらば彼その裔をみるを得その日ハ永からん、かつエホバの悦びたまふことハかれの手によりて榮ゆべし　十一 かれハ己がたましひの煩勞をみて心たらひなん、わが義しき僕ハその知識によりておほくの人を義とし又かれらの不義をおはん　十二 このゆゑに我かれをして大なるものとゝもに物をわかち取しめん、かれハ强きものとゝもに

掠物をわかちとるべし、彼はおのが靈魂をかたぶけて死にいたらしめ愆あるものとゝもに數へられたれどな
り、彼はおほくの人の罪をおひ愆あるものゝ爲にとりなしをなせり

第五十四章

一 なんぢ孕まず子をうまざるものよ歌うたふべし、産のくるしみなきものよ聲をはなちて謳ひよば
ゝれ夫なきものゝ子はとつげるものゝ子よりおほしと、こはエホバの聖言なり 二 なんぢが幕屋のうちを廣く
し、なんぢが住居のまくをはりひろげて吝むなかれ、なんぢの綱をながくし、なんぢの杙をかたくせよ 三 そはなん
ぢが右に左にひろごり、なんぢの裔はもろもろの國をえ荒廢れたる邑をもすむべき所となさしむべし 四 懼る
ゝなかれ、なんぢ恥ることなからん、惶てふためくことなかれ、汝はぢしめらるゝことなからん、若きときの恥を
わすれ寡婦たりしときの恥辱をふたゝび覺ることなからん 五 なんぢを造りたまへる者はなんぢの夫なり、そ
の名は萬軍のエホバなんぢを贖ひたまふものはイスラエルの聖者なり全世界の神ととなへられ給ふべし 六
エホバ汝をまねきたまふ、棄られて心うれふる妻また若きとき嫁てさられたる妻をまねくがごとし、此はな
んぢの神のみことばなり 七 我しばし汝をすてたれど大いなる憐憫をもて汝をあつめん 八 わが忿恚あふれて
暫くわが面をなんぢに隱したれど永遠のめぐみをもて汝をあはれまんと、こはなんぢをあがなひたまふエホ
バの聖言なり 九 このこと我にはノアの洪水のときのごとし我むかしノアの洪水をふたゝび地にあふれ流るゝ
ことなからしめんと誓ひしがそのごとく我ふたゝび汝をいきどほらず再びなんぢを責じとちかひたり 十 山
はうつり岡はうごくともわが仁慈はなんぢよりうつらず平安をあたふるわが契約はうごくことなからんと、
此はなんぢを憐みたまふエホバのみことばなり○ 十一 なんぢ苦しみをうけ暴風にひるがへされ安慰をえざる
ものよ、我うるはしき彩色をなしてなんぢの石をすゑ靑き玉をもてなんぢの基をおき 十二 くれなゐの玉をもて
なんぢの櫓をつくり、むらさきの玉をもてなんぢの門をつくりなんぢの境内はあまねく寶石にてつくるべ

し　十三 又なんぢの子輩はみなヱホバに教をうけなんぢの子輩のやすきは大ならん　十四 なんぢ義をもて堅くたち
虐待よりとほざかりて懼ることなくまた恐懼よりとほざかるべし、そは恐懼なんぢに近くことなければなり
十五 縦ひかれら群集ふとも我によるにあらず凡てむれつどひて汝をせむる者はなんぢの故にたふるべし　十六 み
よ炭火をふきおこして用ゐべき器をいだす鍛工はわが創造するところ又あらし滅ぼす者もわが創造すると
ころなり　十七 すべてなんぢを攻んとてつくられしうつはものは利あることなし、興起てなんぢとあらそひ訴ふ
る舌はなんぢに罪せらるべし、これヱホバの僕等のうくる産業なり、是かれらが我よりうくる義なりとヱホバ
のたまへり

第五十五章

一 噫なんぢら渇ける者ことごとく水にきたれ、金なき者もきたるべし汝等きたりてかひ求てくらへ、
きたれ金なく價なくして葡萄酒と乳とをかへ　二 なにゆゑ糧にもあらぬ者のために金をいだし飽ことを得ざ
るもののために勞するや、われに聽從がへ、さらばなんぢら美物をくらふをえ脂をもてその靈魂をたのします
るを得ん　三 耳をかたぶけ我にきたりてきけ汝等のたましひは活べし、われ亦なんぢらととこしへの契約をな
してダビデに約せし變らざる惠をあたへん　四 視よわれ彼をたててもろもろの民の證とし又もろもろの民の
君となし命令する者となせり　五 なんぢは知ざる國民をまねかん、汝をしらざる國民はなんぢのもとに走りき
たらん此はなんぢの神ヱホバイスラエルの聖者のゆゑによりてなり、ヱホバなんぢを榮しくしたまへり○　六 な
んぢら遇ことをうる間にヱホバを尋ねよ近くゐたまふ間によびもとめよ　七 惡きものはその途をすて、よこし
まなる人はその思念をすててヱホバに反れ、さらば憐憫をほどこしたまはん、我等の神にかへれ豐に赦をあた
へたまはん　八 ヱホバ宣給くわが思はなんぢらの思とことなり、わが道はなんぢらのみちと異なれり　九 天の地
よりたかきがごとくわが道はなんぢらの道よりも高く、わが思はなんぢらの思よりもたかし　十 天より雨くだ

り雪おちて復かへらず地をうるほして物をはえしめ萠をいださしめて播ものに種をあたへ食ふものに糧を
あたふ 十一 如此わが口よりいづる言もむなしくは我にかへらず、わが喜ぶところを成し、わが命じ遣りし事をは
たさん 十二 なんぢらは喜びて出きたり平穏にみちびかれゆくべし山と岡とは聲をはなちて前にうたひ野にあ
る樹はみな手をうたん 十三 松樹はいばらにかはりてはえ岡指樹は棘にかはりてはゆべし、此はヱホバの顯美と
なり並とこしへの徴となりて絶ることなからん

第五十六章

一 ヱホバ如此いひたまふ、なんぢら公平をまもり正義をおこなふべし、わが救のきたるはちかく、わが義
のあらはるゝは近ければなり 二 安息日をまもりて汚さず、その手をおさへて惡きことをなさず、斯おこなふ人
かく堅くまもる人の子はさいはひなり 三 ヱホバにつらなれる異邦人はいふなかれ、ヱホバ必らず我をその民
より分ちたまはんと、寺人もまたいふなかれ、われは枯たる樹なりと 四 ヱホバ如此いひたまふ、わが安息日をま
もり、わが悦ぶことをえらみて我が契約を堅くまもる寺人には 五 我わが家のうちにてわが垣のうちにて子に
も女にもまさる記念のしるしと名とをあたへ並とこしへの名をたまふて絶ることなからしめん 六 またヱホ
バにつらなり、これに事へヱホバの名を愛し、その僕となり安息日をまもりて汚すことなく凡てわが契約をか
たくまもる異邦人は 七 我これをわが聖山にきたらせ、わが祈の家のうちにて樂しましめん、かれらの燔祭と犧牲
とはわが祭壇のうへに納めらるべし、わが家はすべての民のいのりの家ととなへらるべければなり 八 イスラ
ヱルの放逐れたるものを集めたまふ主ヱホバのたまはく我さらに人をあつめて既にあつめられたる者にく
はへん○ 九 野獸よ、みなきたりてくらへ林にをるけものよ皆きたりてくらへ 十 斥候はみな瞽者にしてしるこ
となし、みな唖なる犬にして吠ることあたはず、みな夢みるもの臥ねるもの眠ることをこのむ者なり 十一 この犬
はむさぼること甚だしくして飽ことをしらず、かれらは悟ることを得ざる牧者にして皆おのが道にむかひゆ

き何れにをる者もおの〳〵己の利をおもふ　十二 かれら互にいふ請われ酒をたづさへきたらん、われら濃酒にの
みあかん、かくて明日もなほ今日のごとく大にみち足はせんと

第五十七章

一 義者はほろぶれども心にとむる人なく愛しみ深き人々はとりさらるれども義きものは禍害のまへ
より取去るゝなるを悟るものなし　二 かれは平安にいり直きをおこなふ者はその牀床にやすめり○　三 なんぢ
ら巫女の子淫人また妓女の裔よ近きよれ　四 なんぢら誰にむかひて戯れをなすや誰にむかひて口をひらき
舌をのばすや、なんぢらは悖逆の子輩いつはりの黨類にあらずや　五 なんぢらは橿樹のあひだ緑りある木々の
したに心をこがし谷のなか岩の狹間に子をころせり　六 なんぢは谷のなかの滑かなる石をうくべき嗣業とし、
これをなんぢが所有とす、なんぢ亦これに灌祭をなし之にそなへものを献けたり、われ之によりていかで心を
なだむべしや　七 なんぢは高くそびえたる山の上になんぢの床をまうけ、かつ其處にのぼりゆきて犠牲をさゝ
げたり　八 また戸および柱のうしろに汝の紀念をおけり、なんぢ我をはなれて他人に身をあらはし登りゆきて
その床をひろくし、かれらと誓をなし又かれらの床を愛しこれがためその所をえらびたり　九 なんぢ香膏
とおほくの薫物とをたづさへて王にゆき又なんぢの使者をとほきにつかはし陰府にまで己をひくゝせり　十
なんぢ途のながきに疲れたれどなほ望なしといはず、なんぢ力をいきかへされしによりて衰弱ざりき　十一 なん
ぢ誰をおそれ誰のゆゑに懼きていつはりをいひ我をおもはず亦そのことを心におかざりしや、われ久しく黙
したれど汝かへりて我をおそれざりしにあらずや　十二 我なんぢの義をつげしめさん、なんぢの作はなんぢに益
せじ　十三 なんぢ呼るときその集めおきたるもの汝をすくへ風はかれらを悉くあげさり息はかれらを吹さらん、
然どわれに依頼むものは地をつぎわが聖山をうべし　十四 また人いはん、土をもり土をもりて途をそなへよわが
民のみちより躓礙をとりされと○　十五 至高く至上なる永遠にすめるもの聖者となづくるもの如此いひたま

ふ、我はたかき所をよき所にすみ亦こゝろ砕けてへりくだる者とともにすみ謙だるものゝ靈をいかし砕けた
るものゝ心をいかす 十六 われ限なくは爭はじ我たえずは怒らじ、然らずば人のこゝろ我がまへにおとろへん、わ
が造りたる靈はみな然らん 十七 彼のむさぼりの罪により我いかりて之をうち、また面をおほひて怒りたり、然る
になほ悖りて己がこゝろの途にゆけり 十八 されど我その途をみたり我かれを愈すべし、又かれを導きてふたゝ
び安慰をかれとその中のかなしめる者とにかへすべし 十九 我くちびるの果をつくれり遠きものにも近きもの
にも平安あれ平安あれ我かれをいやさん、此はヱホバのみことばなり 二十 然はあれど惡者はなみだつ海のごと
し靜かなること能はずしてその水つねに濁と泥とをいだせり 二十一 わが神いひたまはく惡きものには平安ある
ことなしと

第五十八章

一 大によばはりて聲ををしむなかれ汝のこゑをラッパのごとくあげ、わが民にその愆をつげヤコブの
家にその罪をつげしめせ 二 かれらは日々われを尋求めわが途をしらんことをこのむ、義をおこなひ神の法を
すてざる國のごとく義き法をわれにもとめ神と相近くことをこのめり 三 かれらはいふ、われら斷食するにな
んぢ見たまはず、われら心をくるしむるになんぢ知たまはざるは何ぞやと、視よなんぢらの斷食の日にはおの
がこのむ作をなし、その工人をことごとく惱めつかふ 四 視よなんぢら斷食するときは相あらそひ相きそひ
惡の拳をもて人をうつ、なんぢらの今のだんじきはその聲をうへに聞えしめんとにあらざるなり 五 斯のごと
き斷食はわが悦ぶところのものならんや、斯のごときは人その靈魂をなやますの日ならんや、その首を葦のご
とくにふし麁服と灰とをその下にしくをもて斷食の日またヱホバに納らるゝ日となふべけんや 六 わが悦
ぶところの斷食はあくの繩をほどき軛のつなをとき虐げらるゝものを放ちさらしめ、すべての軛ををるなど
の事にあらずや 七 また飢たる者になんぢのパンを分ちあたへ、さすらへる貧民をなんぢの家にいれ、裸かな

るものを見てこれに衣せ、おのが骨肉に身をかくさゞるなどの事にあらずや　八　しかる時はなんぢのひかり曉のごとくにあらはれいで汝すみやかに愈さるゝことを得なんぢの義はなんぢの前にゆきヱホバの榮光はなんぢの軍後となるべし　九　また汝よぶときはヱホバ答へたまはん、なんぢ叫ぶときは我こゝに在りといひ給はん、もし汝のなかより軛をのぞき指點をのぞき惡きことをかたるを除き　十　なんぢの靈魂の欲するものを飢たる者にほどこし苦しむものゝ心を滿足しめばなんぢの光くらきにてりいで、なんぢの闇は晝のごとくならん　十一　ヱホバは常になんぢをみちびき乾けるところにても汝のこゝろを滿足しめ、なんぢの骨をかたうし給はん、なんぢは潤ひたる園のごとく水のたえざる泉のごとくなるべし　十二　汝よりいづる者はひさしく荒廢れたる所をおこし、なんぢは累代やぶれたる基をたてん、人なんぢをよびて破隙をおぎなふ者といひ市街をつくろひてすむべき所となす者といふべし　十三　もし安息日になんぢの歩行をとゞめ、わが聖日になんぢの好むわざをおこなはず安息日をとなへて樂しき日となしヱホバの聖日をとなへて尊むべき日となし、之をたふとみて己が道をおこなはず、おのが好むわざをなさず、おのが言をかたらずば　十四　その時なんぢヱホバを樂しむべし、ヱホバはなんぢを地のたかき處にのらしめ、なんぢが先祖ヤコブの產業をもて汝をやしなひ給はん、これヱホバ口より語りたまへるなり

第五十九章　一　ヱホバの手はみぢかくして救ひえざるにあらず、その耳はにぶくして聞えざるにあらず　二　惟なんぢらの邪曲なる業なんぢらとなんぢらの神との間をへだてたり、又なんぢらの罪その面をおほひて聞えざらしめたり　三　そはなんぢらの手は血にてけがれ、なんぢらの指はよこしまにて汚れ、なんぢらのくちびるは虚僞をかたり、なんぢらの舌は惡をさゝやき　四　その一人だに正義をもてうつたへ眞實をもて論らふものなし、かれらは虚浮をたのみ虚僞をかたり惡くはだてをはらみ不義をうむ　五　かれらは蝮の卵をかへし蜘蛛網をおる、その

卵をくらふものは死るなり、卵もし蹂るればやぶれて蝮蛇をいだす 六 その織るところは衣になすあたはず、その工をもて身をおほふこと能はず、かれらの工はよこしまの工なり、かれらの手には暴虐のおこなひあり 七 かれらの足はあくにはしり罪なき血をながすに速し、かれらの思念はよこしまの思念なり、残害と滅亡とその路径にのこれり 八 かれらは平穏なる道をしらず、その過るところに公平なく又まがれる小径をつくる、凡てこれを蹈ものは平穏をしらず 九 このゆゑに公平はとほくわれらをはなれ正義はわれらに逮及ず、われら光をのぞめど暗をみ光輝をのぞめど闇をゆく 十 われらは瞽者のごとく牆をさぐりゆき目なき者のごとく摸りゆき正午にても日暮のごとくにつまづき強壮なる者のなかにありても死るもののごとし 十一 我儕はみな熊のごとくにほえ鴿のごとくに甚くうめき審判をのぞめどもあることなく救をのぞめども遠くわれらを離る 十二 われらの愆はなんぢの前におほく、われらのつみは證してわれらを訟へ、われらのとがはわれらとともに在り、われらの邪曲なる業はわれら自らしれり 十三 われら罪ををかしてエホバを棄われらの神にはなれてしたがはず暴虐と悖逆とをかたり虚偽のことばを心にはらみて說出すなり 十四 公平はうしろに退けられ正義ははるかに立り、そは眞實は衢閭にたふれ正直はいることを得ざればなり 十五 眞實はかけてなく惡をはなるゝものは掠めうばはるるエホバこれを見てその公平のなかりしを悅びたまはざりき 十六 エホバは人なきをみ中保なきを奇しみさまへり、斯てその臂をもてみづから助け、その義をもてみづから支たまへり 十七 エホバ義をまとひて護胸とし救をその頭にいただきて兜となし仇をまとひて衣となし熱心をきて外服となしたまへり 十八 かれらの作にしたがひて報をなし敵にむかひていかり仇にむかひて報をなし、また島々にむくいをなし給はん 十九 西方にてエホバの名をおそれ日のいづる所にてその榮光をおそるべし、エホバは堰きとめたる河のその氣息にふき潰えたるがごとくに來りたまふ可ればなり 二十 エホバのたまはく贖者シオンにきたりヤコブのなかの愆をはなるる

者につかんと 二一 ヱホバいひ給く、なんぢの上にあるわが靈なんぢの口におきたるわがことばは今よりのち永遠
になんぢの口よりなんぢの裔の口より汝のすゑの裔の口よりはなれざるべし、わがかれらにたつる契約はこ
れなりと此はヱホバのみことばなり

第六十章
一 起よひかりを發て、なんぢの光きたりヱホバの榮光なんぢのうへに照出たればなり 二 視よくらき
は地をおほひ闇はもろ／＼の民をおほはん、されどなんぢの上にはヱホバ照出たまひてその榮光なんぢのう
へに顯はるべし 三 もろ／＼の國はなんぢの光にゆき、もろ／＼の王はてり出るなんぢが光輝にゆかん 四 なん
ぢの目をあげて環視せ、かれらは皆つどひて汝にきたり、なんぢの子輩はとほきより來り、なんぢの女輩はいだ
かれて來らん 五 そのときなんぢ視てよろこびの光をあらはし、なんぢの心おどろきあやしみ且ひろらかにな
るべし、そは海の富はうつりて汝につきもろ／＼の國の貨財はなんぢに來るべければなり 六 おほくの駱駝ミ
デアンおよびエパのわかき駱駝なんぢの中にあまねくみちシバのもろ／＼の人こがね乳香をたづさへきた
りてヱホバの譽をのべつたへん 七 ケダルのひつじの群はみな汝にあつまりきたり、ネバヨテの牡羊はなんぢ
に事へ、わが祭壇のうへにのぼりて受納られん、斯てわれわが榮光の家をかゞやかすべし 八 雲のごとくにとび
鴿のその巢にとびかへるが如くしてきたる者はたれぞ 九 もろ／＼の島はわれを俟望みタルシシのふねは首
先になんぢの子輩をとほきより載きたり彼らの金銀をともにのせきたりてなんぢの神ヱホバの名にさ
さげイスラエルの聖者にさゝげん、ヱホバなんぢを輝かせたまひたればなり 十 異邦人はなんぢの石垣をきづ
き、かれらの王等はなんぢに事へん、そは我いかりて汝をうちしかど、また惠をもて汝を憐みたればなり 十一 なん
ぢの門はつねに開きて夜も晝もとざすことなし、こは人もろ／＼の國の貨財をなんぢに携へきたり、その王等
をひきゐ來らんがためなり 十二 なんぢに事へざる國と民とはほろび、そのくに／＼は全くあれすたるべし 十三 レ

バノンの榮はなんぢにきたり松、杉、黄楊はみな供にきたりて我が聖所をかゞやかさん、われ亦わが足をおく所をたふとくすべし 十四 なんぢを苦しめたるものゝ子輩はかゞみて汝にきたり汝をさげしめたる者はこと〴〵くなんぢの足下にふし斯てなんぢをヱホバの都イスラエルの聖者のシオンととなへん 十五 なんぢ前にはすてられ憎まれてその中をすぐる者もなかりしが今はわれ汝をとこしへの華美よゝの歡喜となさん 十六 なんぢ亦もろ〳〵の國の乳をすひ王たちの乳房をすひ而して我ヱホバなんぢの救主なんぢの贖主ヤコブの全能者なるを知るべし 十七 われ黄金をたづさへきたりて赤銅にかへ白銀をたづさへきたりて鐵にかへ赤銅を木にかへ鐵を石にかへなんぢの施政者をおだやかにし、なんぢを役するものを義うせん 十八 強暴のこと再びなんぢの地にきこえず殘害と敗壞とはふたゝびなんぢの境にきこえず汝その石垣をすくひととなへ、その門を譽ととなへん 十九 晝は日ふたゝびなんぢの光とならず月もまた輝きてなんぢを照さず、ヱホバ永遠になんぢの光となり、なんぢの神はなんぢの榮となりたまはん 二十 なんぢの日はふたゝび落ず、なんぢの月はかくることなかるべし、そはヱホバ永遠になんぢの光となり汝のかなしみの日畢るべければなり 二一 なんぢの民はこと〴〵く義者となりてとこしへに地を嗣ん、かれはわが植たる樹株わが手の工わが榮光をあらはす者となるべし 二二 その小きものは千となり、その弱きものは強國となるべし、われヱホバその時いたらば速かにこの事をなさん

第六十一章

一 主ヱホバの靈われに臨めり、こはヱホバわれに膏をそゝぎて貧きものに福音をのべ傳ふることをゆだね我をつかはして心の傷める者をいやし俘囚にゆるしをつげ縛められたるものに解放をつげ 二 ヱホバのめぐみの年とわれらの神の刑罰の日とを告しめ又すべて哀むものをなぐさめ 三 灰にかへ冠をたまひてシオンの中のかなしむ者にあたへ、悲哀にかへて歡喜のあぶらを予へ、うれひの心にかへて讃美の衣をあたへしめたまふなり、かれらは義の樹ヱホバの植たまふ者その榮光をあらはす者ととなへられん 四 彼等はひさしく荒

たる處をつくろひ上古より廢れたる處をおこし荒たる邑々をかさねて新にし世々すたれたる處をふたゝび建べし　五 外人はたちてなんぢらの群をかひ異邦人はなんぢらの畑をたがへす者となり葡萄をつくる者とならん　六 然どなんぢらはヱホバの祭司ととなへられ、われらの神の役者とよばれ、もろ〳〵の國の富をくらひ、かれらの榮をえて自らほこるべし　七 曩にうけし恥にかへ倍して賞賜をうけ、凌辱にかへ嗣業をえて樂むべし、而してその地にありて倍したる賞賜をたもち永遠によろこびを得ん　八 われヱホバは公平をこのみ邪曲なるかすめとりをにくみ眞實をもて彼等にむくいをあたへ彼等ととこしへの契約をたつべければなり　九 かれらの裔はもろ〳〵の國のなかに知れ、かれらの子輩はもろ〳〵の民のなかに知れん、すべてこれを見るものはそのヱホバの祝したまへる裔なるを辨ふべし○　十 われヱホバを大によろこびわが靈魂はわが神をたのしまん、そは我にすくひの衣をきせ義の外服をまとはせて新郎が冠をいたゞき新婦が玉こがねの飾をつくるが如くなしたまへばなり　十一 地は芽をいだし畑はまけるものを生ずるがごとく主ヱホバは義と譽とをもろ〳〵の國のまへに生ぜしめ給ふべし

第六十二章

一 われシオンの義あさ日の光輝のごとくにいでヱルサレムの救もゆる松火のごとくになるまではシオンのために默さずヱルサレムのために休まざるべし　二 もろ〳〵の國はなんぢの義を見もろ〳〵の王はみななんぢの榮をみん、斯てなんぢはヱホバの口にて定めたまふ新しき名をもて稱へらるべし　三 また汝はうるはしき冠のごとくヱホバの手にあり王の冕のごとくなんぢの神のたなごゝろにあらん　四 人ふたゝび汝をすてられたる者といはず再びなんぢの地をあれたる者といはじ、却てなんぢをヘフジバ(わが悅ぶところ)ととなへなんぢの地をベウラ(配偶)ととなふべし、そはヱホバなんぢをよろこびたまふ、なんぢの地は配偶をえん　五 わかきものゝ處女をめとる如くなんぢの子輩はなんぢを娶らん新郎の新婦をよろこぶごとく、なんぢの神な

んぢを喜びたまふべし○ 六 エルサレムよ我なんぢの石垣のうへに斥候をおきて終日終夜たえず黙すことな
からしむ、なんぢらエホバに紀念したまはんことを求るものよ、自らやすむなかれ 七 エホバ、エルサレムをたて
ゝ全地に誉をはしめ給ふまでは息め奉るなかれ 八 エホバその右手をさし、その大能の臂をさし誓ひて宣給く、
われ再びなんぢの五穀をなんぢの敵にあたへて食はせず異邦人はなんぢが労したる酒をのまざるべし 九 収
穫せしものは之をくらひてエホバを讃たゝへ葡萄をあつめし者はわが聖所の庭にて之をのむべし 十 門より
すゝみゆけ進みゆけ民の途をそなへ土をもり土をもりて大路をまうけよ、石をとりのぞけ、もろ〱の民に旗
をあげて示せ 十一 エホバ地の極にまで告てのたまはく汝等シオンの女にいへ視よなんぢの救きたる視よ主の
手にその恩賜あり、はたらきの償はその前にあり 十二 而してかれらはきよき民またエホバにあがなはれたる者
ととなへられん、なんぢは人にもとめ尋らるゝもの棄られざる邑ととなへらるべし

第六十三章 一 このエドムよりきたり緋衣をきてボヅラよりきたる者はたれぞ、その服飾はなやかに大なる能力
をもて厳しく歩みきたる者はたれぞ、これは義をもてかたり大にすくひをほどこす我なり 二 なんぢの服飾は
なにゆゑに赤くなんぢの衣はなにゆゑに酒榨をふむ者とひとしきや 三 我はひとりにて酒榨をふめり、もろ
〱の民のなかに我とともにする者なし、われ怒によりて彼等をふみ忿恚によりてかれらを踏にじりたれば
かれらの血わが衣にそゝぎわが服飾をこと〴〵く汚したり 四 そは刑罰の日わが心の中にあり救贖の歳すで
にきたれり 五 われ見てたすくる者なく扶る者なきを奇しめり、この故にわが臂われをすくひ我がいきどほり
我をさゝへたり 六 われ怒によりてもろ〱の民をふみおさへ忿恚によりてかれらを酔しめかれらの血を地
に流れしめたり○ 七 われはエホバのわれらに施したまへる各種のめぐみとその誉とをかたりつげ又その憐
憫にしたがひ其おほくの恩恵にしたがひてイスラエルの家にほどこし給ひたる大なる恩寵をかたり告ん 八

ヱホバいひたまへり、誠にかれらはわが民なり、虚僞をせざる子輩なりと、斯てヱホバはかれらのために救主となりたまへり 九 かれらの艱難のときはヱホバもなやみ給ひてその面前の使をもて彼等をすくひ、その愛とその憐憫とによりて彼等をあがなひ彼等をもたげ昔時の日つねに彼等をいだきたまへり 十 然るにかれらは悖りてその聖靈をうれへしめたる故にヱホバ飜然かれらの仇となりて自らこれを攻たまへり 十一 爰にその民いにしへのモーセの日をおもひいでゝ曰けるは、かれらとその群の牧者とを海より携へあげし者はいづこにありや、彼等のなかに聖靈をおきしものは何處にありや 十二 榮光のかひなをモーセの右にゆかしめ彼等のまへに水をさきて自らとこしへの名をつくり 十三 彼等をみちびきて馬の野をはしるがごとく躓かで淵をすぎしめたりし者はいづこに在りや 十四 谷にくだる家畜のごとくにヱホバの靈かれらをいこはせ給へり、主よなんぢは斯おのれの民をみちびきて榮光の名をつくり給へり 十五 ねがはくは天より俯視なはし、その榮光あるきよき居所より見たまへ、なんぢの熱心となんぢの大能あるみわざとは今いづこにありや、なんぢの切なる仁慈と憐憫とはおさへられて我にあらはれず 十六 汝はわれらの父なり、アブラハムわれらを知ず、イラスエルわれらを認めず、されどヱホバよ汝はわれらの父なり、いにしへよりなんぢの名をわれらの贖主といへり 十七 ヱホバよ何故にわれらをなんぢの道より離れまどはしめ我儕のこゝろを頑固にして汝を畏れざらしめたまふや、願くはなんぢの僕等のためになんぢの產業なる支派のために歸りたまへ 十八 汝のきよきたみ地をえて久しからざるにわれらの敵なんぢの聖所をふみにじれり 十九 我儕はなんぢに上古より治められざる者のごとくなんぢの名をもて稱られざる者のごとくなりぬ

第六十四章

一 願くはなんぢ天を裂てくだり給へ、なんぢのみまへに山々ふるひ動かんことを 二 火の柴をもやし火の水を沸すがごとくして降りたまへ、かくて名をなんぢの敵にあらはし、もろもろの國をなんぢのみまへに

戰慄かしめたまへ 三 汝われらが逆料あたはざる懼るべき事をおこなひ給ひしときに降りたまへり山々はその前にふるひうごけり 四 上古よりこのかた汝のほかに何なる神ありて俟望みたる者にかゝる事をおこなひしや、いまだ聴ずいまだ耳にいらず、いまだ目にみしことなし 五 汝はよろこびて義をおこなひ、なんぢの途にありてなんぢを紀念するものを迎へたまふ、視よなんぢ怒たまへり、われらは罪ををかせり、かゝる状なること既にひさし我儕いかで救はるゝを得んや 六 我儕はみな潔からざる物のごとくなり、われらの義はことごとく汚れたる衣のごとし、我儕はみな木葉のごとく枯れ、われらのよこしまは暴風のごとくわれらを吹去れり 七 なんぢの名をよぶ者なく、みづから勵みて汝によりすがる者なし、なんぢ面をおほひてわられを顧みたまはず、われらが邪曲をもてわれらを消失せしめたまへり 八 されどエホバよ汝はわれらの父なり、われらは泥塊にしてなんぢは陶工なりわれらは皆なんぢの御手のわざなり 九 エホバよいたく怒たまふなかれ永くよこしまを紀念したまふなかれ願くは顧みたまへ我儕はみななんぢの民なり 十 汝のきよき諸邑は野となりシオンは野となりエルサレムは荒廢れたり 十一 われらの先祖がなんぢを讃たゝへたる榮光ある我儕のきよき宮は火にやかれ我儕のしたひたる處はことごとく荒はてたり 十二 エホバよこれらの事あれども汝なほみづから制へたまふや、なんぢなほ默してわれらに深くくるしみを受しめたまふや

第六十五章

一 我はわれを求めざりしものに問もとめられ我をたづねざりしものに見出され、わが名をよばざりし國にわれ曰らくわれは此にあり我はこゝに在と 二 善らぬ途をあゆみおのが思念にしたがふ悖れる民をひねもす手をのべて招けり 三 この民はまのあたり恒にわが怒をひき園のうちにて犠牲をさゝげ瓦の壇にて香をたき 四 墓のあひだにすわり隱密なる處にやどり豬の肉をくらひ憎むべきものゝ羹をその器皿にもりて 五 人にいふ、なんぢ其處にたちて我にちかづくなかれ、そは我なんぢよりも聖しと、かれらはわが鼻のけぶり終日

もゆる火あり 六 視よこの事わが前にしるされたり、われ默さずして報いかへすべし必ずかれらの懷中に報いかへすべし 七 ヱホバいひ給く、なんぢらの邪曲となんぢらが列祖のよこしまとはともに報いかへすべし、かれらは山上にて香をだき岡のうへにて我を汚ししがゆゑに我まづその作をはかりてその懷中にかへすべし○ 八 ヱホバ如此いひたまふ人ぶだうのなかに汁あるを見ばいはん、これを壞るなかれ福祉その中にあればなりと、我わが僕等のために如此おこなひてことごとくは壞らじ 九 ヤコブより一裔をいだしユダよりわれ山々をうけつぐべき者をいださん、わが撰みたる者はこれをうけつぎ我がしもべら彼處にすむべし 十 シャロンは羊のむれの牧場となり、アコルの谷はうしの群のふす所となりて我をたづねもとめたるわが民の有とならん 十一 然どなんぢらヱホバを棄わがきよき山をわすれ机をガド(祝福の神)にそなへ雜合せたる酒をもりてメニ(運命の神)にさゝぐる者よ 十二 我なんぢらを劍にわたすべく定めたり、なんぢらは皆かゞみて屠らるべし、汝等はわが呼しとき答へず、わが語りしときゝかず、わが目にあしき事をおこなひわが好まざりし事をえらみたればなり 十三 このゆゑに主ヱホバかく言給ふ、わが僕等はくらへども汝等はうゑ、わが僕等はのめども汝等はかわき、我がしもべらは喜べどもなんぢらははぢ 十四 わが僕等はこゝろ樂きによりて歌うたへども汝等はこゝろ哀きによりて叫び、また靈魂うれふるによりて泣號ぶべし 十五 なんぢらが遺名はわが撰みたるものゝ呪詛の料とならん、主ヱホバなんぢらを殺したまはん、然どおのれの僕等をはかの名をもて呼たまふべし 十六 斯るがゆゑに地にありて己のために福祉をねがふものも眞實の神にむかひて福祉をもとめ地にありて誓ふものは眞實の神をさして誓ふべし、さきの困難は忘れられてわが目よりかくれ失たるに因る 十七 視よわれ新しき天とあたらしき地とを創造す、人さきのものを紀念することなく之をその心におもひ出ることなし 十八 然どなんぢらわが創造する者によりて永遠にたのしみよろこべ、視よわれはヱルサレムを造りてよろこびとしその民を快樂とす 十九 わ

れエルサレムを喜びわが民をたのしまん、而して泣聲とさけぶ聲とはふたゝびその中にきこえざるべし 二十 日
数わづかにして死る嬰兒といのちの日をみたさゞる老人とはその中にまたあることなかるべし、百歳にて死
るものも尚わかしとせられ、百歳にて死るものを詛れたる罪人とすべし 二一 かれら家をたてゝ之にすみ葡萄園
をつくりてその果をくらふべし 二二 かれらが建るところにはかの人すまず、かれらが造るところの果はかの
人くらはず、そはわが民のいのちは樹の命のごとく我がえらみたる者はその手の工ふるびうするとも存ふべ
ければなり 二三 かれらの勤勞はむなしからず、その生ところの者はわざはひにかゝらず、彼等はヱホバの福祉を
たまひしものゝ裔にしてその子輩もあひ共にをる可ればなり 二四 かれらが呼ざるさきにわれこたへ、かれらが
語りをへざるに我きかん 二五 豺狼とこひつじと食物をともにし獅は牛のごとく藁をくらひ蛇はちりを糧とす
べし、斯てわが聖山のいづこにても害ふことなく傷ることなからん、これヱホバの聖言なり

第六十六章

一 ヱホバ如此いひたまふ、天はわが位地はわが足凳なり、なんぢら我がために如何なる家をたてんと
するか又いかなる處かわが休憩の場とならん 二 ヱホバ宣給くわが手はあらゆる此等のものを造りてこれら
の物ことごとく成れり我はたゞ苦しみまた心をいため我がことばを畏れをのゝくものを顧みるなりと 三 牛
をほふるものは人をころす者のごとく羔を犠牲とするものは狗をくびりころす者のごとく祭物をさゝぐる
ものは豕の血をさゝぐる者のごとく香をたくものは偶像をはむる者のごとし彼等はおのが途をえらみ、その
心ににくむべき者をたのしみとせり 四 我もまた災禍をえらびて彼等にあたへ、その懼るゝところの事をかれ
らに臨ましめん、そは我よびしとき應ふるものなく我かたりしとき聽ことをせざりき、わが目にあしき事をお
こなひ、わが好まざる事をえらみたればなり○ 五 なんぢらヱホバの言をおそれをのゝく者よ、ヱホバの言をきけ、
なんぢらの兄弟なんぢらを憎みなんぢらをわが名のために逐出していふ願くはヱホバその榮光をあらはし

て我儕になんぢらの歡喜を見せしめよと、然どかれらは恥をうけん 六 騒亂る聲邑よりきこえ宮よりきこゆ此はエホバのその仇にむくいをなしたまふ聲なり 七 シオンは產のなやみを知ざるさきに生その劬勞きたらざるさきに男子をうみいだせり 八 誰がかかる事をききしや、誰がかかる類をみしや、一の國はたゞ一日のくるしみにて成べけんや、一つの國民は一時にうまるべけんや、然どシオンはくるしむ間もなく直にその子等をうめり 九 エホバ言給く、われ產にのぞましめしに何でうまざらしめんや、なんぢの神いひたまはく、我はうましむる者なるにいかで胎をとざさんや○ 十 エルサレムを愛するものよ皆かれとともに喜べ、かれの故をもてたのしめ、彼のために悲めるものよ皆かれとともに喜びたのしめ 十一 そはなんぢら乳をすふごとくエルサレムの安慰をうけて飽ことを得ん、また乳をしぼるごとくその豐なる榮をうけておのづから心さわやかならん 十二 エホバ如此いひたまふ視よわれ河のごとくかれに平康をあたへ溢ざる流のごとく彼にもろ〳〵の國の榮をあたへん、而して汝等これをすひ背におはれ膝におかれて樂しむべし 十三 母のその子をなぐさむるごとく我もなんぢらを慰めん、なんぢらはエルサレムにて安慰をうべし 十四 なんぢら見て心よろこばん、なんぢらの骨は若草のさかゆるごとくなるべしエホバの手はその僕等にあらはれ又その仇をはげしく怒たまはん 十五 視よエホバは火中にあらはれて來りたまふ、その車輦ははやちのごとし烈しき威勢をもてその怒をもらし火のはのほをもてその譴をほどこし給はん 十六 エホバは火をもて劒をもてよろづの人を刑ひたまはん、エホバに刺殺さるるもの多かるべし 十七 エホバ宣給く、みづからを潔くし、みづからを別ちて園にゆき、その中にある木の像にしたがひ豕の肉けがれたる物および鼠をくらふ者はみな共にたえうせん 十八 我かれらの作爲とかれらの思念とをしれり、時きたらばもろ〳〵の國民ともろ〳〵の族とをあつめん、彼等きたりてわが榮光をみるべし 十九 我かれらのなかに一つの休徴をたてゝ逃れたる者をもろ〳〵の國すなはちタルシ、よく弓をひくプル、ルデ、およ

びトバル、ヤワン又わが聲名をきかず、わが榮光をみざる遙かなる諸島につかはさん、彼等はわが榮光をもろ〳〵
の國にのべつたふべし 二十 エホバいひたまふ、かれらはイスラエルの子輩がきよき器にそなへものをもりてエ
ホバの家にたづさへきたるがごとく、なんぢらの兄弟をもろ〳〵の國の中よりたづさへて馬、車、轎、騾、駱駝に
のらしめ、わが聖山エルサレムにきたらせてエホバの祭物とすべし 二一 エホバいひたまふ、我また彼等のうちよ
り人をえらびて祭司としレビ人とせんと 二二 エホバ宣給くわが造らんとする新しき天とあたらしき地とわが
前にながくとゞまる如くなんぢの裔となんぢの名はながくとゞまらん 二三 エホバいひたまふ新月ごとに安
息日ごとによろづの人わが前にきたりて崇拜をなさん 二四 かれら出てわれに逆きたる人の屍をみん、その蛆し
なず、その火きえずよろづの人にいみきらはるべし

以賽亞書 終

耶利米亞記

第一章

一 これはベニヤミンの地アナトテの祭司の一人なるヒルキヤの子エレミヤの言なり 二 アモンの子ユダの王ヨシヤの時すなはちその治世の十三年にエホバの言エレミヤに臨めり 三 その言またヨシヤの子ユダの王エホヤキムの時にものぞみてヨシヤの子ユダの王ゼデキヤの十一年のをはり即ちその年の五月エルサレムの民の移されたる時までにいたれり 四 エホバの言我にのぞみて云ふ 五 われ汝を腹につくらざりし先に汝をしり汝が胎をいでざりし先に汝を聖め汝をたてゝ萬國の預言者となせりと 六 我こたへけるは噫主エホバよ視よわれは幼少ゆゑに語ることを知らず 七 エホバわれにいひたまひけるは汝われは幼少といふ勿れすべて我汝を遣すところにゆき我汝に命ずるすべてのことを語るべし 八 なんぢ彼等の面を畏るゝ勿れ蓋われ汝と偕にありて汝をすくふべければなりとエホバいひたまへり 九 エホバ遂にその手をのべて我口につけエホバ我にいひたまひけるは視よわれ我言を汝の口にいれたり 十 みよ我けふ汝を萬民のうへと萬國のうへにたて汝をして或は抜き或は毀ち或は滅し或は覆し或は建て或は植しめん 十一 エホバの言また我に臨みていふエレミヤよ汝何をみるや我こたへけるは巴旦杏の枝をみる 十二 エホバ我にいひたまひけるは汝善く見たりそはわれ速に我言をなさんとすればなり 十三 エホバの言ふたゝび我に臨みていふ汝何をみるや我こたへけるは沸騰たる鑊をみるその面は北より此方に向ふ 十四 エホバ我にいひたまひけるは災北よりおこりてこの地に住るすべての者にきたらん 十五 エホバいひたまひけるはわれ北の國々のすべての族をよばん彼等きたりてエルサレムの門の入口とその周圍のすべての石垣およびユダのすべての邑々に向ひておのおのその座を設けん 十六 われかれらの凡の惡事のために我鞫をかれらにつげん是はかれら我をすてゝ別の神に香を焚きおのれの手にて作りし物を拜するによる 十七 汝腰に帶して起ちわが汝に命ずるすべての事を彼等につげよその面を畏る

ゝ勿れ否らざれバ我かれらの前に汝を辱かしめん 十八 視よわれ今日この全國とユダの王とその牧伯とその祭
司とその地の民の前に汝を堅き城 鐵の柱 銅の牆となせり 十九 彼等なんぢと戰はんとするも汝に勝ざるべ
しそハわれ汝とともにありて汝をすくふべければなりとヱホバいひたまへり
第二章 一 ヱホバの言我にのぞみていふ 二 ゆきてヱルサレムに住る者の耳につげよヱホバ斯くいふ我汝につ
きて汝の若き時の慇切なんぢが契をなせしときの愛曠野なる種播ぬ地にて我に從ひしことを憶ゆと 三 イス
ラエルはヱホバの聖物にしてその初に結べる實なりすべて之を食ふものハ罰せられ災にあふべしとヱホバ
云ひたまへり 四 ヤコブの家とイスラエルの家の諸の族よヱホバの言をきけ 五 ヱホバかくいひたまふ汝等の
先祖ハ我に何の惡事ありしを見て我に遠かり虚き物にしたがひて虚しくなりしや 六 かれらハ我儕をヱジプ
トの地より導きいだし曠野なる岩穴ある荒たる地旱きたる死の蔭の地人の過ぎざる地人の住ハざる地を通
らしめしヱホバハいづこにあるといはざりき 七 われ汝等を導きて園のごとき地にいれ其實と佳物をくらハ
しめたり然ど汝等此處にいり我地を汚し我產業を憎むべきものとなせり 八 祭司ハヱホバハ何處にいますと
いはず律法をあつかふ者ハ我を知らず牧者ハ我に背き預言者ハバアルによりて預言し益なきものに從へり
九 故にわれ尚汝等とあらそはん且なんぢの子孫とあらそふべしとヱホバいひたまふ 十 汝等キッテムの諸島
にわたりて觀よまた使者をケダルにつかはし斯のごとき事あるや否を詳細に察せしめよ 十一 その神を神にあ
らざる者に易たる國ありや然るに我民ハその榮を益なき物にかへたり 十二 天よこの事を駭け懼けいたく悚れ
よとヱホバいひたまふ 十三 そハわが民ハふたつの惡事をなせり即ち活る水の源なる我をすて自己水溜を掘れり
すなはち壞れたる水溜にして水を有たざる者なり ○ 十四 イスラエルハ僕なるか家にうまれし僕なるかい
かにして擄掠となれるや 十五 わかき獅子かれにむかひて咆えその聲をあげてその地を荒せりその諸邑ハ焚

れて住む人なし 十六 ノフとタパネスの諸子も汝の頭首の髪をくらへん 十七 汝の神エホバの汝を途にみちびきた
まへる時に汝これを棄たるによりて此事汝におよぶにあらずや 十八 汝ナイルの水を飲んとてエジプトの路に
あるは何ゆゑぞまた河の水を飲んとてアッスリヤの路にあるは何故ぞ 十九 汝の惡は汝をこらしめ汝の背は汝
をせめん斯く汝が汝の神エホバをすてたると我を畏るゝことの汝の衷にあらざるとは惡く且つ苦きことな
るを汝見てしるべしと主なる萬軍のエホバいひ給ふ 二十 汝昔より汝の軛ををり汝の縛を截ちていひけるは
我つかふることをせじと即ち汝すべての高山のうへと諸の青木の下に妓女のごとく身をかゞめたり 二一 われ
汝を植て佳き葡萄の樹となし全き眞の種となせしにいかなれば汝われに向ひて異なる葡萄の樹の惡き枝に
かはりしや 二二 たとひ嚥啝をもて自ら濯ひまたおほくの灰汁を加ふるも汝の惡はわが前に汚れありと主エホ
バいひ給ふ 二三 汝いかで我は汚れずバアルに從はざりしといふことを得んや汝谷の中のおこなひを視よ汝の
なせしことを知れ汝は疾走るわかき牝の駱駝にしてその途にさまよへり 二四 汝は曠野になれたる野の牝驢馬
なり其欲のために風にあへぐその欲のうごくときは誰かこれをとゞめえん凡てこれを尋る者は自ら勞する
におよばずその月の中に之にあふべし 二五 汝足をつゝしみて跣足にならざるやうにし喉をつゝしみて渇かぬ
やうにせよしかるに汝いふ是は徒然なり然りわれ異なる國の者を愛してこれに從ふなりと 二六 盜人の執へら
れて恥辱をうくるがごとくイスラエルの家恥辱をうく彼等その王その牧伯その祭司その預言者みな然り 二七
彼等木にむかひて汝は我父なりといひまた石にむかひて汝は我を生たりといふ彼等は脊を我にむけて其面
をわれに向けずされど彼等災にあふときは起てわれらを救ひ給へといふ 二八 汝がおのれの爲に造りし神はい
づこにあるやもし汝が災にあふときかれら汝を救ふを得ば起つべきなりユダよ汝の神は汝の邑の數に
同じければなり 二九 汝等なんぞ我とあらそふやなんぢらは皆我に背けりとエホバいひ給ふ 三十 我がなんぢらの

衆子を打しハ益なかりき彼等ハ懲治をうけず汝等の劍ハ猛き獅子のごとく汝等の預言者を滅せり　三一 なんぢ
らこの世の人よヱホバの言をきけ我ハイスラエルのために曠野となりしや暗き地となりしや何故にわが民
ハわれら徘徊りて復汝に來らじといふや　三二 處女ハその飾物を忘れんや新婦ハその帶をわすれんや然ど
我民の我を忘れたる日ハ數へがたし　三三 汝愛を得んとて如何に汝の途を美くするかよされバなんぢの行ハあ
しき事を爲すに慣たり　三四 また汝の裾に辜なき貧者の生命の血ありわれ盜人の穿たる所にて之を見ずして
すべて此等の上にこれを見る　三五 されど汝いふわれハ辜なし故にその怒ハかならず我に臨まじとみよ汝われ
罪を犯さゞりしといふにより我汝とあらそふべし　三六 なんぢ何故にその途を易んとて迅くはしるや汝アッス
リヤに恥辱をうけしごとくエジプトにも亦恥辱をうけん　三七 汝兩手を頭に置てかしこよりも出去らんそハヱ
ホバ汝のたのむところの者を棄れバ汝彼等によりて望を遂ること無るべければなり

第三章

一 世にいへるあり人もしその妻をいださんに去りゆきてほかの人の妻とならバ其夫ふたゝび彼に歸
るべけんやさすれバ其地ハおほいに汚れざらんや汝ハおほくの者と姦淫を行へりされど汝われに歸れよと
ヱホバいひ給ふ　二 汝目をあげてもろ〳〵の童山をみよ姦淫を行ハざる所ハいづこにあるや汝ハ曠野にをる
アラビヤ人の爲すがごとく路に坐して人をまてり汝ハ姦淫と惡をもて此地を汚せり　三 この故に雨ハとゞめ
られ春の雨ハふらざりし然れど汝娼妓の額あれど肯て恥ず　四 汝いまより我を呼ていハざらんや我父よ汝ハ
わが少時の交友なり　五 窮なくその怒を含まんや恒に之を存たんやと視よ汝ハかくいへど力をきハめて惡を
爲すなり○　六 ヨシヤ王のときヱホバまた我にいひ給ひけるハ汝そむけるイスラエルのなせしことを見しや
彼ハすべての高山にのぼりすべての青木の下にゆきて其處に姦淫を行へり　七 彼このすべての事を爲せしの
ち我かれに汝われに歸れと言しかども我に歸らざりき其悖れる姉妹なるユダ之を見たり　八 我に背ける

イスラエル姦淫をなせしにより我これを出して離縁狀をあたへたれどその悖れる姉妹なるユダは懼れずし
て往て姦淫を行なふ我これを見る 九 また其姦淫の喧をもてこの地を汚し且つ石と木とに姦淫を行へり 十 此
諸の事あるも仍其悖れる姉妹なるユダは真心をもて我にかへらず僞はれるのみとエホバいひたまふ 十一 エホ
バまた我にいひたまひけるは背けるイスラエルは悖れるユダよりも自己を義とす 十二 汝ゆきて北にむかひ此
言を宣ていふべしエホバいひたまふ背けるイスラエルよ歸れわれ怒の面を汝らにむけじわれは矜恤ある者
なり怒を限なく含みをることあらじとエホバいひたまふ 十三 汝たゞ汝の罪を認はせよ汝は汝の神エホバにそむ
き經めぐりてすべての靑木の下にて異邦人にゆき汝等わが聲をきかざればなりとエホバいひ給ふ 十四 エホバ
いひたまふ背ける衆子よ我にかへれわれは汝等を娶ればなりわれ邑より一人支派より二人を取りて汝等
をシオンにつれゆかん 十五 われ我心に合ふ牧者を汝等にあたへん彼等は知識と明哲をもて汝等を養ふべし 十六
エホバいひたまふ汝等地に增して多くならんときは人々復エホバの契約の櫃といはず之を想ひいでず之を
憶えずこれを尋ねずこれを作らざるべし 十七 その時エルサレムはエホバの座位と稱へられ萬國の民ここに集
るべし即ちエホバの名によりてエルサレムに集り重て其惡き心の剛愎なるにしたがひて行まざるべし 十八 その
時ユダの家はイスラエルの家とともに行みて北の地よりいで我なんぢらの先祖たちに與へて嗣とせし地
に偕にきたるべし 十九 我いへり嗚呼われいかにして汝を諸子の中に置き萬國の中にて最も美き產業なる此美
地を汝にあたへんと我またいへり汝われを我父とよび亦我を離れざるべしと 二十 然にイスラエルの家よ妻の
誓に違てその夫を棄るがごとく汝等われに背けりとエホバいひたまふ 二一 聲山のうへに聞ゆ是はイスラエル
の民の悲み祈るなり蓋彼等はまがれる途にあゆみ其神エホバを忘ればなり 二二 背ける諸子よ我に歸れわれ汝の
退違をいやさん視よ我儕なんぢに到る汝はわれらの神エホバなればなり 二三 信ふ諸の岡とおほくの山に救を

望はいたづらなり誠にイスラエルの救はわれらの神エホバにあり 二四 羞恥はわれらの幼時より我儕の先祖の
産業すなはち其多の羊とそのおほくの牛および其子その女を呑盡せり 二五 われらは羞恥に臥し我らは恥辱に
覆はるべしそは我儕とわれらの列祖は我らの幼時より今日にいたるまで罪をわれらの神エホバに犯し我儕
の神エホバの聲に遵はざればなり

第四章

一 エホバいひたまふイスラエルよ汝もし歸らば我に歸れ汝もし惡むべき者を我前より除かば流蕩は
じ 二 かつ汝は眞實と正直と公義とをもてエホバは活くと誓はんさらば萬國の民は彼によりて福祉をうけ彼
によりて誇るべし 三 エホバユダとエルサレムの人々にかくいひたまふ汝等の新田を耕せ荊棘の中に種くな
かれ 四 ユダの人々とエルサレムに住める者よ汝等みづから割禮をおこなひてエホバに屬きおのれの心の前
の皮を去れ然らざれば汝等の惡行のためわが怒火の如くに發して燃えんこれを滅すものなかるべし○ 五
汝等ユダに告げエルサレムに示していへ國の中に吹けとまた大聲に呼はりていへ汝等あつまれ我儕堅
き邑にゆくべしと 六 シオンに指示す合圖の旗をたてよ逃よ留る勿れそは我北より災とおほいなる敗壞をき
たらすればなり 七 獅子は其森よりいでゝ上り國々を滅すものは進みきたる彼汝の國を荒さんとて既にその處
よりいでたり汝の諸邑は滅されて住む者なきに至らん 八 この故に汝等麻の衣を身にまとひて悲み哭けそは
エホバの烈き怒いまだ我儕を離れざればなり 九 エホバいひたまひけるはその日王と牧伯等はその心をうし
なひ祭司は驚き預言者は異むべし 十 我いひけるは嗚呼主エホバよ汝はまことに此民とエルサレムを大いに
あざむきたまふすなはち汝等は安かるべしと云給ひしに劍命にまでおよべり 十一 その時この民とエ
ルサレムにいふものあらん熱き風曠野の童山よりわが民の女にふきそたると此は簸るためにあらず潔むる
爲にもあらざるなり 十二 これよりも猶はげしき風われより來らん今我かれらに鞫を示さん 十三 みよ彼は雲のご

ごとく上りきたらん其車は颶風のごとくにしてその馬は鷲よりも疾し嗚呼われらは禍なるかな我儕滅さるべ
し 十四 エルサレムよ汝の心の惡をあらひ潔めよ然ばすくはれん汝の惡き念いつまで汝のうちにあるや 十五 ダン
より告ぐる聲ありエフライムの山より災を知するなり 十六 なんぢら國々の民に告げまたエルサレムに知らせ
よ攻めかこむ者遠き國より來りユダの諸邑にむかひて其聲を揚ぐと 十七 彼らは田圃をまもる者のごとくにこ
れを圍むこは我に從はざりしに由るとヱホバいひ給ふ 十八 汝の途と汝の行これを汝に招けりこれは汝の惡な
り誠に苦くして汝の心におよぶ○ 十九 嗚呼わが腸よ我腸よ痛苦心の底におよびわが心胸とゞろくわれ默し
がたし我靈魂よ汝號の聲と軍の鬨をきくなり 二十 敗滅に敗滅のしらせありこの地は皆荒されわが幕屋は頃刻
にやぶられ我幕は忽ち破られたり 二一 我が旌をみ號の聲をきくは何時までぞや 二二 それ我民は愚にして我を識
らず拙き子等にして曉ることなし彼らは惡を行ふに智けれども善を行ふことを知らず 二三 われ地を見るに形
なくして空くあり天を仰ぐに其處に光なし 二四 我山を見るに皆震へまた諸の丘も動けり 二五 我みるに人あるこ
となし天空の鳥も皆飛されり 二六 我みるに肥美なる地は沙漠となり且その諸の邑はヱホバの前にその烈しき
怒の前に毀たれたり 二七 それヱホバかくいひたまへりすべて此地は荒地とならんされど我ことごとくは之を
滅さじ 二八 故に地は皆哀しみ上なる天は暗くならん我すでに之をいひ且これを定めて悔いずまた之をなす事
を止ざればなり 二九 邑の人みな騎兵と射者の鬨聲のために逃て叢林にいたり又岩の上に升れり邑はみな棄ら
れて其處に住む人なし 三十 滅されたる者よ汝何をなさんとするや設令汝くれなゐの衣をき金の飾物をもて身
を粧ひ目をぬりて大くするとも汝が身を粧ふは徒なり汝の戀人らは汝をいやしめ汝のいのちを索る
なり 三一 われ子をうむ婦のごとき聲首子をうむ者の苦むがごとき聲を聞く是れシオンの女の聲なりかれ自ら
歎き手をのべていふ嗚呼われは禍なるかな我靈魂殺す者のために疲れはてぬ

第五章

一 汝等エルサレムの邑をめぐりて觀且つ察りその街を尋よ汝等もし一人の公義を行ひ眞理を求る者に逢はゞわれ之(エルサレム)を赦すべし 二 彼らエホバは活くといふとも實は僞りて誓ふなり 三 エホバよ汝の目は誠實を顧みるにあらずや汝彼らを撻ども彼ら苦痛をおぼえず彼等を滅せどもかれら懲治をうけず其面を磐よりも硬くして歸ることを拒めり 四 故に我いひけるは此輩は惟いやしき愚なる者なればエホバの途と其神の律を知ざるなり 五 われ貴人にゆきて之に語らんかれらはエホバの途とその神の律を知るなり然に彼らも皆軛を折り綉を斷り 六 故に林よりいづる獅子は彼らを殺しアラバの狼はかれらを滅し豹はその邑をねらふ此處よりいづる者は皆裂るべしそは其罪おほくその背違はなはだしければなり 七 我なに故に汝をゆるすべきや汝の諸子われを棄て神にあらざる神を指して誓ふ我すでに彼らを誓はせたれど彼ら姦淫して娼妓の家に群集る 八 彼らは肥たる牡馬のごとくに行めぐりおのおの嘶きて隣の妻を慕ふ 九 エホバいひたまふ我これらの事のために彼らを罰せざらんや我心はかくの如き民に仇を復さゞらんや 十 汝等その石垣にのぼりて滅せされど悉くはこれを滅す勿れその枝を薙除けエホバの者に非ざればなり 十一 イスラエルの家とユダの家は大に我に悖るなりとエホバいひたまふ 十二 彼等はエホバを認ずしていふエホバはある者にあらず災われらに來らじ我儕劍と饑饉をも見ざるべし 十三 預言者は風となり言はかれらの衷にあらず斯彼らにあるべしと 十四 故に萬軍の神エホバかくいひたまふ汝等この言を語により視よわれ汝の口にある我言を火となし此民を薪となさんその火彼らを焚盡すべし 十五 エホバいひ給ふイスラエルの家よみよ我遠き國人をなんぢらに來らしめん其國は強くまた古き國なり汝等その言をしらず其語ることをも曉らざるなり 十六 その箙は啓きたる墓のごとし彼らはみな勇士なり 十七 彼らは汝の穡れたる物と汝の糧食を食ひ汝の子女を食ひ汝の羊と牛を食ひ汝の葡萄の樹と無花果の樹を食ひまた劍をもて汝の賴むところの堅き邑を滅さん 十八 されど其時わ

れてことごとくは汝を滅さじとヱホバいひたまふ○十九 汝等何ゆゑにわれらの神ヱホバ此等の諸のことを我儕になしたまふやといはゞ汝かれらに答ふべし汝ら我をすてなんぢらの地に於て異なる神に奉へしごとく汝らのものみあらざる地に於て異邦人につかふべしと二十 汝これをヤコブの家にのべまたこれをユダに示していへ二一 愚にして了知なく目あれども見えず耳あれども聞えざる民よ爾これをきけ二二 ヱホバいひたまふ汝等われを畏れざるか我前に戦慄かざるか我は沙を置て海の界となしこれを永遠の限界となし踰ることをえざらしむ其浪さかまきいたるも勝ことあたはず澎湃もこれを踰るあたはざるなり二三 然るにこの民は背き且悖れる心あり既に背きて去れり二四 彼らはまた我儕に雨をあたへて秋の雨と春の雨を時にしたがひて下し我儕のために収穫の時節を定めたまへる我神ヱホバを畏るべしと其心にいはざるなり○二五 汝等の愆はこれらの事を退け汝等の罪は嘉物を汝らに來らしめざりき二六 我民のうちに悪者あり網を張る者のごとくに身をかゞめてうかゞひ罟を置て人をとらふ二七 樊籠に鳥の盈るがごとく不義の財彼らの家に充つこの故に彼らは大なる者となり富る者となる二八 彼らは肥て光澤あり其悪き行は甚しく彼らは訟をたゞさず孤の訟を糺さずして利達をえ亦貧者の訴を鞫かず二九 ヱホバいひ給ふわれかくのごときことを罰せざらんや我心は是のごとき民に仇を復さゞらんや○三十 この地に驚くべき事と惜むべきこと行はる三一 預言者は偽りて預言をなし祭司は彼らの手によりて治め我民は斯る事を愛すされど汝等その終に何をなさんとするや

第六章

一 ベニヤミンの子等よヱルサレムの中より逃れテコアに箛をふきベテハケレムに合圖の火をあげよそは北より災と大なる敗壊のぞめばなり二 われ美き窈窕なるシオンの女を滅さん三 牧者はその群を率て此處にきたりその周圍に天幕をはらん群はおのおのその處にて草を食はん四 汝ら戦端を開きて之を攻べし起よわれら日午にのぼらん嗚呼惜かな日はすでに昃き夕日の影長くなれり五 起よわれら夜の間にのぼりてその諸

の殿舍を毀たん 六 萬軍のヱホバかくいひたまへり汝ら樹をきりヱルサレムに向ひて壘を築けこれは罰すべ
き邑なりその中には唯暴逆のみあり 七 源の水をいだすがごとく彼その惡を流すその中に暴逆と威虐きこゆ
我前に憂と傷たえず 八 ヱルサレムよ汝訓戒をうけよ然らざれば我心汝をはなれ汝を荒蕪となし住む人なき
地となさん○ 九 萬軍のヱホバかくいひたまふ彼らは葡萄の遺餘を摘みとるごとくイスラエルの遺れる者を
摘とらん汝葡萄を摘取者のごとく屢手を籃に入るべし 十 我たれに語り誰を警めてきかしめんや視よその耳
は割禮をうけざるによりて聽えず彼らはヱホバの言を嘲けりこれを悅ばず 十一 ヱホバの怒わが身に充つわれ
忍ぶに倦むこれを衢街にある童子と集れる年少者とに泄すべし夫も婦も老たる者も年邁し者も執へらるゝ
にいたらん 十二 その家と田地と妻はともに他人にわたらん其はわれ手を擧てこの地に住る者を擊ばなりとヱ
ホバいひたまふ 十三 夫彼らは少さき者より大なる者にいたるまで皆貪婪者なり又預言者より祭司にいたるま
で皆詭詐をなす者なればなり 十四 かれら淺く我民の女の傷を醫し平康からざる時に平康平康といへり 十五 彼ら
は憎むべき事を爲て恥辱をうくれども毫も恥ずまた愧を知らずこの故に彼らは傾仆るゝ者と偕にたふれん
我來るとき彼ら躓かんとヱホバいひたまふ○ 十六 ヱホバかくいひたまふ汝ら途に立て見古き徑に就て何か善
道なるを尋ねて其途に行めさらば汝らの靈魂安を得ん然ど彼らこたへて我儕はそれに行まじといふ 十七 我ま
た汝らの上に守望者をたて喇叭の聲をきけといへり然ど彼等こたへて我等は聞じといふ 十八 故に萬國の民よき
け會衆よかれらの遇ところを知れ 十九 地よきけわれ災をこの民にくださんこは彼らの思の結ぶ果なりかれら
我言とわが律法をきかずして之を棄るによる 二十 シバより我許に乳香きたり遠き國より菖蒲きたるは何のた
めぞやわれは汝らの燔祭をよろこばず汝らの犧牲を甘しとせず 二十一 故にヱホバかくいひたまふみよ我この民
の前に躓礙をおく父と子とはこれに躓き隣人とその友偕に滅ぶべし 二十二 ヱホバかくいひたまふみよ民北の國よ

りきたる大なる民地の極より起る 二三 彼らは弓と槍をとる殘忍にして憐なしその聲は海の如く鳴るシオンの女よかれらは馬に乘り軍人のごとく身をよろひて汝を攻めん 二四 我儕その風聲をきゝたれば我等の手弱り子をうむ婦のごとき苦痛と劬勞われらに迫る 二五 なんぢら田地に出る勿れまた路に行むなかれ敵の劍と畏怖四方にあればなり 二六 我民の女よ麻衣を身にまとひ灰のうちにまろび獨子を喪ひしごとくに哀みていたく哭けそは毀滅者突然に我らに來るべければなり○ 二七 われ汝を民のうちに立て金を験る者のごとくなし又城のごとくなす汝をしてその途を知しめまた試みためんためなり 二八 彼らは皆いたく悖れる者なり歩行て人を謗る者なり彼らは銅のごとく鐵のごとし皆邪なる者なり 二九 韛は火に焚け鉛はつきぬ鎔匠はいたづらに鎔す惡者いまだ除かれざればなり 三十 エホバ彼らを棄たまふによりて彼等は棄られたる銀と呼れん

第七章

一 エホバよりエレミヤにのぞめる言云ふ 二 汝エホバの室の門にたち其處にてこの言を宣て言へエホバを拜まんとてこの門にいりしユダのすべての人よエホバの言をきけ 三 萬軍のエホバイスラエルの神かくいひたまふ汝らの途と汝らの行を改めよさらばわれ汝等をこの地に住しめん 四 汝ら是はエホバの殿なりエホバの殿なりエホバの殿なりと云ふ僞の言をたのむ勿れ 五 汝らもし全くその途と行を改め人と人との間を正く鞫き 六 異邦人と孤兒と寡を虐げず無辜者の血をこの處に流さず他の神に從ひて害をまねかずば 七 我なんぢらを我汝等の先祖にあたへしこの地に永遠より永遠にいたるまで住しむべし○ 八 みよ汝らは益なき僞の言を賴む 九 汝等は盜み殺し姦淫し妄りて誓ひバアルに香を焚き汝らがしらざる他の神にしたがふなれど 十 我名をもて稱へらるゝこの室にきたりて我前にたち我らはこれらの憎むべきことを行ふとも救はるゝなりといふは何にぞや 十一 わが名をもて稱へらるゝ此室は汝らの目には盜賊の巢と見ゆるや我も之をみたりとエホバいひたまふ 十二 汝等わが初めシロにおいて我名を置し處にゆき我がイスラエルの民の惡のために其處に

なせしところのことをみよ　十三 エホバいひたまふ今汝ら此等のすべての事をなす又われ汝らに語り頻にかた
りたれども聽ず汝らを呼びたれども答へざりき　十四 この故に我シロになせしごとく我名をもて稱へらるゝ此
室になさんすなはち汝等が賴むところ我なんぢらと汝らの先祖にあたへし此處になすべし　十五 またわれ汝等
のすべての兄弟すなはちエフライムのすべての裔を棄しごとく我前より汝らをも棄つべし　十六 故に汝この民
のために祈る勿れ彼らの爲に歎くなかれ求むるなかれ又我にとりなしをなす勿れわれ汝にきかじ○　十七 汝か
れらがユダの邑とエルサレムの街になすところを見ざるか　十八 諸子は薪を拾め父は火を燃き婦は麪を搏ねパ
ンをつくりて之を天后にそなふ又かれら他の神の前に酒をそゝぎて我を怒らす　十九 エホバいひたまふ彼ら我
を怒らするか是れおのが面を辱むるにあらずや　二十 この故に主エホバかくいひたまふ視よわが震怒とわが憤怒
はこの處と人と獸と野の樹および地の果にそゝがん且燃て滅ざるべし○　二一 萬軍のエホバイスラエルの神か
くいひたまふ汝らの犧牲に燔祭の物をあはせて肉をくらへ　二二 そはわれ汝等の先祖をエジプトより導きいだ
せし日に燔祭と犧牲とに就てかたりしこともなく又命せしこともなし　二三 惟われこの事を彼等に命じ汝ら我聲を
聽ばわれ汝らの神となり汝ら我民とならん且我汝らに命ぜしすべての道を行みて福祉をうべしといへり　二四
されど彼らはきかず其耳を傾けずおのれの惡き心の謀と剛愎なるとにしたがひて行みまた後を我にむけて
其面を向けざりき　二五 汝らの先祖がエジプトの地をいでし日より今日にいたるまでわれ我僕なる預言者を汝
らにつかはし日々晨より之をつかはせり　二六 されど彼らは我にきかず耳を傾けずして其項を強くしその列祖
よりも愈りて惡をなすなり　二七 汝彼らに此等のすべてのことばを語るとも汝にきかず汝かれらを呼ぶとも汝に
こたへざるべし　二八 汝かく彼らに語れされば其神エホバの聲を聽ずその訓を受ざる民なり眞實はうせてその
口に絕たり○　二九 (シオンの女よ)汝の髮を剃りてこれを棄て山のうへに哀哭の聲をあげよエホバその怒るとて

ろの世の人をすてゝこれを離れたまへばなり 三十 エホバいひたまふユダの民は我前に惡を行へり即ちその憎むべき者を我名をもて稱へらるゝ室に置てこれを汚せり 三一 又ベンヒンノムの谷に於てトペテの崇邱を築きてその子女を火に焚んとせり我これを命ぜずまた斯ることを思はざりし 三二 エホバいひたまふ然ば視よ此處をトペテまたはベンヒンノムの谷と稱へずして殺戮の谷と稱ふる日きたらん其は葬るべき地所なきまでにトペテに葬るべければなり 三三 この民の屍は天空の鳥と地の獸の食物とならんこれを逐ふものなかるべし 三四 その時われユダの邑とエルサレムの街に欣喜の聲歡樂の聲新娶の聲新婦の聲なからしむべしこの地荒蕪ればなり

第八章

一 エホバいひたまふその時人ユダの王等の骨とその牧伯等の骨と祭司の骨と預言者の骨とエルサレムの民の骨をその墓よりほりいだし 二 彼等の愛し奉へ從ひ求め且祭れるところの日と月と天の衆軍の前にこれを曝すべし其骨はあつむる者なく葬る者なくして糞土のごとくに地の面にあらん 三 この惡き民の中のこれる餘遺の者すべてわが逐やりしところに餘れる者皆生るよりも死ぬるを願んと萬軍のエホバ云たまふ○ 四 汝また彼らにエホバかくいふと語るべし人もし仆るれば起きかへるにあらずやもし離るれば歸り來るにあらずや 五 何故にエルサレムにをる此民は恒にわれを離れて歸へらざるや彼らは詐偽をかたく執て歸ることを否めり 六 われ耳を側てゝ聽に彼らは善ことをいはず一人もその惡を悔いてわがなせし事は何ぞやといふ者なし彼らは皆戰場に馳入る馬のごとくにその途に歸へるなり 七 天空の鶴はその定期を知り斑鳩と燕と鴈はそのきたる時を守るされど我民はエホバの法律をしらざるなり 八 汝いかで我ら智慧ありわれらにはエホバの律法ありといふことをえんや視よまことに書記の僞の筆之を僞とせり 九 智慧ある者は辱しめられまたあはてゝ執へらる視よ彼等エホバの言を棄たり彼ら何の智慧あらんや 十 故にわれその妻を他人にあ

たへ其田圃を他人に嗣しめん彼らは小さき者より大なる者にいたるまで皆貪婪者また預言者より祭司にい
たるまで皆詭詐をなす者なればなり 十一 彼ら我民の女の傷を淺く醫し平康からざる時に平康平康といへり 十二
彼ら憎むべき事をなして恥辱らるる然れど毫も恥ずまた恥を知らずこの故に彼らは仆るる者と偕に仆れんわ
が彼らを罰するときかれら蹟くべしとヱホバいひたまふ○ 十三 ヱホバいひたまふ我彼らをことごとく滅さん
葡萄の樹に葡萄なく無花果の樹に無花果なしその葉も槁れたり故にわれ殲滅者を彼らにつかはす 十四 我ら何
ぞ此にとゞまるやあつまれよ我ら堅き城邑にゆきて其處に滅ん我儕ヱホバに罪を犯せしによりて我らの神
ヱホバ我らを滅し毒なる水を飮せたまへばなり 十五 われら平康を望めども善ことは來らず愈めらるる時を望む
にかへつて恐懼きたる 十六 その馬の嘶はダンよりきこえこの地みなその强き馬の聲によりて震ふ彼らきたり
て此地とその上にある者および邑とその中に住る者を食ふ 十七 視よわれ呪詛のきかざる蛇蝮を汝らのうちに
遣さん是汝らを嚙べしとヱホバいひたまふ○ 十八 嗚呼われ憂ふいかにして慰藉をえんや我衷の心惱む 十九 みよ
遠き國より我民の女の聲ありていふヱホバはシオンに在さゞるか其王はその中に在ざるかと(ヱホバいひた
まふ)彼らは何故にその偶像と異邦の虚き物をもて我を怒らせしやと 二十 收穫の時は過ぎ夏もはや畢りぬされ
ど我らはいまだ救はれず 二十一 我民の女の傷によりて我も傷み且悲しむ恐懼我に迫れり 二十二 ギレアデに乳香ある
にあらずや彼處に醫者あるにあらずやいかにして我民の女はいやされざるや

第九章
一 あゝ我わが首を水となし我目を涙の泉となすことをえんものを我民の女の殺されたる者の爲に晝
夜哭ん 二 嗚呼われ曠野に旅人の寓所をえんものを我民を離れてさりゆかん彼らはみな姦淫するもの悖
れる者の族なればなり 三 彼らは弓を援くがごとく其舌をもて僞をいだす彼らは此地において眞實のために
强からず惡より惡にすゝみまた我を知ざるなりとヱホバいひたまふ 四 汝らおのおの其隣に心せよ何の兄弟

をも信ずる勿れ兄弟はみな欺きをなし隣はみな讒りまはればなり 五 彼らはおの〳〵其隣を欺きかつ眞實を
いはず其舌に謊をかたることを敎へ惡をなすに勞る 六 汝の住居は詭譎の中にあり彼らは詭譎のために我を
識ことをいなめりとヱホバいひたまふ 七 故に萬軍のヱホバかくいひたまへり視よ我かれらを鎔し試むべし
われ我民の女の事を如何になすべきや 八 彼らの舌は殺す矢のごとしかれら謊をいふまた其口をもて隣にお
だやかにかたれども其心の中には害をはかるなり 九 ヱホバいひたまふ我これらの事のために彼らを罰せざ
らんや我心はかくのごとき民に仇を復さざらんや○ 十 われ山のために泣き晄び野の牧場のために悲むこれ
らは焚れて過る人なしまたこゝに牛羊の聲をきかず天空の鳥も獸も皆逃てさりぬ 十一 われヱルサレムを邱墟
となし山犬の巣となさんまたユダの諸の邑々を荒して住む人なからしめん 十二 智慧ありてこの事を曉る人は誰
ぞやヱホバの口の言を受てこれを示さん者は誰ぞやこの地滅されまた野のごとく焚れて過る者なきにいた
りしは何故ぞ 十三 ヱホバいひたまふ是彼ら我その前に立しところの律法をすて我聲をきかず之に從はざるに
よりてなり 十四 彼らはその心の剛愎なるとその列祖たちがおのれに敎へしバアルとに從へり 十五 この故に萬軍
のヱホバイスラエルの神かくいひたまふ視よわれ彼等すなはち斯民に茵蔯を食せ毒なる水を飲せ 十六 彼らも
その先祖たちもしらざりし國人のうちに彼らを散しまた彼らを滅し盡すまで其後に劍をつかはさん○ 十七 萬
軍のヱホバかくいひたまふ汝らよく考へ哭婦をよびきたれ又人を遣して智き婦をまねけよ 十八 彼らは速にき
たりて我儕のために哭哀しみ我儕の目に淚をこぼさせ我儕の目蓋より水を溢れしめん 十九 シオンより哀の聲
きこゆ云く嗚呼われら滅され我ら痛く辱めらる我らは其地を去り彼らはわが住家を毀ちたり 二十 婦たちよヱ
ホバの言をきけ汝らの耳に其口の言をいれよ汝らの女に哭ことを敎へおの〳〵その隣に哀の歌を敎ふべし
二一 そは死のぼりてわれらの窓よりいり我らの殿舍に入り外にある諸子を絕し街にある壯年を殺さんとすれ

ハなり 二二 エホバかくいへりと汝云ふべし人の屍ハ糞土のごとく田野に墜ちんまた收穫者のうしろに殘りて飲めずにある把のごとくならんと○ 二三 エホバかくいひたまふ智慧ある者ハその智慧に誇る勿れ力ある者ハ其力を誇るなかれ富者ハその富に誇ること勿れ 二四 誇る者ハこれをもて誇るべし即ち明哲して我を識る事とわがエホバにして地に仁恵と公道と公義とを行ふ者なるを知る事是なり我これらを悦ぶなりとエホバいひたまふ 二五二六 エホバいひたまひけるハ視よわれすべて陽の皮に割禮をうけたる者すなはちエジプトとユダとエドムとアンモンの子孫とモアブと野にをりてその鬚を剃る者とを罰する日きたらんそハすべて異邦人ハ割禮をうけずまたイスラエルの家も心に割禮をうけざればなり

第十章

一 イスラエルの家よエホバの汝らに語りたまふ言をきけ 二 エホバかくいひたまふ汝ら異邦人の途に效ふ勿れ異邦人ハ天にあらはるゝ徴を懼るゝとも汝らハこれを懼るゝ勿れ 三 異邦人の風俗ハむなしその崇むる者ハ林より斫たる木にして木匠の手に斧をもて作りし者なり 四 彼らハ銀と金をもてこれを飾り釘と鎚をもて之を堅めて搖動かざらしむ 五 これハ圓き柱のごとくにして言ハずまた歩むこと能ハざるによりて人にたづさへらる是ハ災害をくだし亦は福祉をくだすの權なきによりて汝らこれを畏るゝ勿れ○ 六 エホバよ汝に比ふべき者なし汝ハ大なり汝の名はその權威のために大なり 七 汝萬國の王たる者よ誰か汝を畏れざるべきや汝を畏るゝことハ當然なりそハ萬國のすべての博士たちのうちにもその諸國のうちにも汝に比ふべき者なければなり 八 彼らはみな獸のごとくまた痴愚なり虛き者の教も惟木のみ 九 タルシシより携へ來し銀箔ウパズより携へ來し金ハ鍛冶と鑄匠の作りし物あり靑と紫をその衣となす是ハすべて巧なる細工人の工作なり 十 エホバハ眞の神なり彼ぞ活る神なり永遠の王なり其怒によりて地は震ふ萬國はその憤怒にあたること能ハず 十一 汝等かく彼らにいふべし天地を造らざりし諸神は地の上よりこの天の下より失さらんと 十二 エホバはそ

の能をもて地をつくり其智慧をもて世界を建て其明哲をもて天を舒へたまへり 十三 かれ聲をいだせバ天に
衆の水ありかれ雲を地の極よりいだし電と雨をおこし風を其府庫よりいだす 十四 すべての人は獸の如く
にして智なしすべての鑄匠は其作りし像のために辱をとる其鑄るところの像は僞物にして其中に靈
魂なければなり 十五 是らは虚き者にして迷妄の工作なり其罰せらるゝときに滅ぶべし 十六 ヤコブの分は是の
ごとくならず彼は萬物の造化主なりイスラエルは其の産業の杖なり其名は萬軍のエホバといふなり○ 十七
國の中に坐する者よ汝の包を地より取りあげよ 十八 エホバかくいひたまふみよ我この地にすめる者を此度擲
たん且かれらをせめなやまして擄へられしむべし 十九 これ毀傷をうく嗚呼われは禍なるかな我傷は重し我い
ふこれまことにわが患難なりわれ之を忍ぶべし 二十 わが幕屋はやぶれわが繩索は悉く斷れ我衆子は我をすてゆ
きて居ずなりぬ幕屋を張る者なくわが幃をかくる者なし 二一 牧者は愚にしてエホバを求めず故に利達ず其
群はみな散り 二二 きけよ風聲あり北の國より大なる騷きたる是ユダの諸邑を荒して山犬の巣となさん○ 二三 エ
ホバよわれ知る人の途は自己によらず且歩行む人は自ら其歩履を定むること能はざるなり 二四 エホバよ我
を懲したまへ但道にしたがひ怒らずして懲したまへおそらくは我無に歸せん 二五 汝を知ざる國人と汝の名を
龥ざる族に汝の怒を斟ぎたまへ彼らはヤコブを噬ひ之をくらふて滅し其牧場を荒したればなり

第十一章

一 エホバよりエレミヤにのぞめる言いふ 二 汝らこの契約の言をきゝユダの人とエルサレムにすめる
者に告よ 三 汝かれらに語れイスラエルの神エホバかくいひたまふこの契約の言に遵はざる人は詛はる 四 こ
の契約はわが汝らの先祖をエジプトの地鐵の爐の中より導き出せし日にかれらに命ぜしものなり即ち我い
ひけらくなんぢら我聲をきゝ我汝らに命ぜし諸の事に從ひて行はゞ汝らは我民となり我は汝らの神となら
ん 五 われ汝らの先祖に乳と蜜の流るゝ地を與へんと誓ひしことを成就んと即ち今日のごとし其時我こた

へてアーメンヱホバといへり 六 またヱホバ我にいひたまひけるハ汝すべて此等の言をユダの諸邑とヱルサ
レムの衢によめし汝ら此契約の言をきゝてこれを行へといふべし 七 われ汝らの列祖をエジプトの地より導
出せし日より今日にいたるまで切に彼らを戒め頻に戒めて汝ら我聲に遵へといへり 八 然ど彼らハ遵ハずそ
の耳を傾けずおの〳〵其惡き心の剛愎なるにしたがひて步めり故にわれ此契約の言を彼等にきたらす是ハ
わがかれらに之を行へと命ぜしかども彼等がおこなハざりし者なり 九 またヱホバ我にいひたまひけるハユ
ダの人々とヱルサレムに住る者の中に叛逆の事あり 十 彼らハ我言をきくことを好まざりしところのその先
祖の罪にかへり亦他の神に從ひて之に奉へたりイスラエルの家とユダの家ハわがその列祖たちと締たる契
約をやぶれり 十一 この故にヱホバかくいひたまふみよわれ災禍をかれらにくださん彼らこれを免かるゝことを
えざるべし彼ら我をよぶとも我聽じ 十二 ユダの邑とヱルサレムに住る者ハゆきてその香を焚し神を龥んさ
れど是等ハその災禍の時に絶てかれらを救ふことあらじ 十三 ユダよ汝の神の數ハ汝の邑の數のごとし且汝ら
ヱルサレムの衢の數にしたがひて恥べきものに壇をたてたり即ちバアルに香を焚んとて壇をたつ 十四 故に汝
この民の爲に祈る勿れ又その爲に泣きあるひハ求る勿れ彼らがその災禍のために我を呼ときわれ彼らに聽か
ざるべし 十五 わが愛する者ハ我室にて何をなすや惡き謀をなすや願と聖き肉汝に災を脫れしむるやもし然
らバ汝よろこぶべし 十六 ヱホバ汝の名を嘉果ある美しき靑橄欖の樹と稱たまひしがおほいなる喧譟の聲をも
て之に火をかけ且その枝を折りたまふ 十七 汝を植し萬軍のヱホバ汝の災をさだめたまへりこれイスラエルの家
とユダの家みづから害ふの惡をなしたるによるなり即ちバアルに香を焚きてわれを怒らせたり 十八 ヱホバ我
に知せたまひければ我これを知るその時なんぢ彼らの作爲を我にしめしたまへり 十九 我は牽れて宰られにゆ
く羔のごとく彼らが我をそこなハんとて謀をなすを知ず彼らいふいざ我ら樹とその果とを共に滅さんか

れを生る者の地より絕てその名を人に忘れしむべしと 二十 義き鞫をなし人の心腸を察りたまふ萬軍のヱホバよ我わが訴を汝にのべたれバわれをして汝が彼らに仇を報すを見せしめたまへ 二一 是をもてヱホバアナトテの人々につきてかくいひたまふ彼等汝の生命を取んと索めて言ふ汝ヱホバの名をもて預言する勿れ恐らくハ汝我らの手に死んと 二二 故に萬軍のヱホバかくいひたまふみよ我かれらを罰すべし壯丁ハ劍に死にその子女ハ饑饉にて死なん 二三 餘る者なかるべし我炎をアナトテの人にきたらしめわが彼らを罰するの年をきたらしめん

第十二章

一 ヱホバよわが汝と爭ふ時に汝ハ義し惟われ鞫の事につきて汝と言ん惡人の途のさかえ悖れる者のみな福なるハ何故ぞや 二 汝かれらを植たり彼らハ根づき成長て實を結べりその口ハ汝に近けどもその心ハ汝に遠ざかる 三 ヱホバ汝われを知り我を見またわが心の汝にむかひて何なるかを試みたまふ羊を宰りに牽いだすがごとく彼らを牽いだし殺す日の爲にかれらをそなへたまへ 四 いつまでこの地は哭きすべての畑の蔬菜ハ枯をるべけんやこの地に住る者の惡によりて畜獸と鳥ハ滅さる彼らいふ彼ハ我らの終をみざるべしと 五 汝もし步行者とともに趨てつかれなばいかで騎馬者と競ハんや汝平安なる地を恃まばいかでヨルダンの傍の叢に居ることをねんや 六 汝の兄弟さなんぢの父の家も汝を欺きまた大聲をあげて汝を追ふかれらしたしく汝に語るともこれを信ずる勿れ○ 七 われ我室を離れわが產業をすて我靈魂の愛する所の者を其敵の手にわたせり 八 わが產業ハ林の獅子のごとし我にむかひて其聲を揚ぐ故にわれ之を惡めり 九 我產業ハ我における斑駁ある鳥のごとくならずや鳥之を圍むにあらずや野のすべての獸きたりあつまれ來てこれを食へ 十 衆の牧者わが葡萄園をほろぼしわが地を踐踏しわがうるはしき地を荒野となせり 十一 彼らこれを荒地となせりその荒地我にむかひて哭くなり一人もかへりみる者なければこの全地ハ荒たり 十二 毀滅者ハ

野のすべての童山のうへに來れりヱホバの劍地のこの極よりかの極までを滅ぼすすべて血氣ある者は安を
えず 十三 彼らは麥を播て荊棘をかる勞れども得るところなし汝らはその作物のために恥るにいたらん是ヱホ
バの烈き怒によりてなり○ 十四 わがイスラエルの民に嗣しむる產業をせむるところのすべてのわが惡き隣に
むかひてヱホバかくいふみよわれ彼等をその地より拔出しまたユダの家を彼らの中より拔出すべし 十五 われ
彼らを拔出せしのちまた彼らを憫みておのおのを其產業にかへし各人をその地に歸らしめん 十六 彼等もし我
民の道をまなび我名をさしてヱホバは活くと誓ふことを嘗て我民を敎へてバアルを指て誓はさせし如くせば
彼らはわが民の中に建らるべし 十七 されど彼らもし聽ざれば我かならずその民を全く拔出して滅すべし
とヱホバいひたまふ

第十三章 一 ヱホバかくいひたまへり汝ゆきて麻の帶をかひ汝の腰にむすべ水に入る勿れ 二 われすなはちヱホ
バの言に遵ひ帶をかひてわが腰にむすべり 三 ヱホバの言ふたゝび我にのぞみて云ふ 四 汝が買て腰にむすべ
る帶を取り起てユフラテにゆき彼處にてこれを磐の穴にかくせと 五 こゝに於てわれヱホバの命じたまひし
如く往てこれをユフラテの涯にかくせり 六 おほくの日を經しのちヱホバ我にいひたまひけるは起てユフラ
テにゆきわが汝に命じて彼處にかくさしめし帶を取れと 七 われすなはちユフラテにゆき帶を我隱せしとこ
ろより堀取しにその帶は朽て用ふるにたへず 八 またヱホバの言われにのぞみて云ふ 九 ヱホバかくいふ我か
くの如くユダの驕傲とエルサレムの大なる驕傲をやぶらん 十 この惡き民はわが言を聽ことをこばみ己の心
の剛愎なるにしたがひて行み且他の神に從ひてこれにつかへ之を拜す彼等は此帶の用ふるにたへざるが如
くなるべし 十一 ヱホバいふ帶の人の腰に附がごとくわれイスラエルのすべての家とユダのすべての家を我に
附しめ之を我民となし名となし譽となし榮となさんとせり然るに彼等はきかざりき○ 十二 故に汝この言を彼

らに語るべしイスラエルの神ヱホバかくいふ酒壺にハ皆酒盈つと彼汝にこたへていはん我儕豈酒壺に酒の
盈ることを知ざらんやと 十三 其時汝かれらにいふべしヱホバかくいふみよわれ此地に住るすべての者とダビ
デの位に坐する王等と祭司と預言者およびヱルサレムに住るすべての者に醉を盈せ 十四 彼らを此と彼と打あ
ハせて碎かん父と子をも然すべしわれ彼らを憫まず惜まず憐まずして滅さん 十五 汝らきけ耳を傾けよ驕る勿
れヱホバかたりたまふなり 十六 汝らの神ヱホバに其いまだ暗を起したまハざる先汝らの足のくらき山に蹈か
ざる先に榮光を皈すべし汝ら光明を望まんにヱホバ之を死の蔭に變へ之を昏黑となしたまふにいたらん 十七
汝ら若これを聽ずバ我靈魂ハ汝らの驕を隱なるところに悲まん又ヱホバの群の掠めらるゝによりて我目
いたく泣て淚をながすべし○ 十八 なんぢ王と太后につげよ汝ら自ら謙りて坐せよそハ汝らの美き冕なん
ぢらの首より落べければなり 十九 南の諸邑ハ閉てこれを啓く人なしユダハ皆擄移され盡くとらへ移さる 二十
汝ら目を擧て北より來る者をみよ汝らが賜はりし群汝のうるはしき群ハいづこにあるや 二一 かれ汝の親み馴
さる者を汝の上にたてゝ首領となさんとき汝何のいふべきことあらんや汝の痛ハ子をうむ婦のごとくなら
ざらんや 二二 汝心のうちに何故にこの事我にきたるやといふゝ汝の罪の重によりて汝の裾ハ搴げられなんぢ
の踵はあらはさるゝなり 二三 エテオピア人その膚をかへうるか豹その斑駁をかへうるか若これを爲しえバ惡
に慣たる汝らも善をなし得べし 二四 故にわれ彼らを散して野の風に吹散さるゝ皮殼のごとくせん 二五 ヱホバい
ひたまふこハ汝の得べき分わが量て汝にあたふる產業なり汝我をわすれて虛假を依賴バなり 二六 故にわれ汝
の前の裳を剝ぎて汝の羞恥をあらはさん 二七 われ汝の姦淫と汝の嘶と汝が岡のうへと野になせし汝の亂淫
の罪と汝の憎むべき行をみたりヱルサレムよ汝ハ禍なるかな汝の潔くせらるゝには尙いくそくの時を
經べきや

第十四章 一 乾旱の事につきてエレミヤにのぞみしエホバの言は左のごとし 二 ユダは悲むその門は傾むき地に
たふれて哭くエルサレムの號は上る 三 その侯伯等は僕をつかはして水を汲しむ彼ら井にいたれども水を見
ず空き器をもちて歸り恥かつ憂へてその首をおほふ 四 地に雨ふらずして土燥裂たるにより農夫は恥て首を
掩ふ 五 また野にある麀は子をうみて之を棄つ草なければなり 六 野の驢馬は童山のうへにたちて山犬のごと
く喘ぎ草なきにより目眩む○ 七 エホバよ我等の罪われらを訟へて證をなすとも願くは汝の名の爲に事を
なし給へ我儕の違背はおほいなり我等汝に罪を犯したり 八 イスラエルの企望なる者その艱るときに救ひた
まふ者よ汝いかなれば此地に於て他邦人のごとくし一夜寄宿の旅客のごとくしたまふや 九 汝いかなれば呆
てをる人のごとくし救をなすこと能はざる勇士のごとくしたまふやエホバよ汝は我らの間にいます我儕は
汝の名をもて稱へらるゝ者なり我らを棄たまふ勿れ○ 十 エホバこの民にかくいひたまへり彼らかく好んで
さまよひ其足を禁めざればエホバ彼らを悅ばずいまその愆をおぼえ其罪を罰すべし 十一 エホバまた我にいひ
たまひけるは汝この民のために恩をいのる勿れ 十二 彼ら斷食するとも我その呼籲をきかず燔祭と素祭を獻る
とも我これをうけず却てわれ劍と饑饉と疫病をもて彼らを滅すべし 十三 われいひけるは嗚呼主エホバよみよ
預言者たちは汝の民にむかひ汝ら劍を見ざるべし饑饉は汝らにきたらじわれ此處に鞏固なる平安を汝らに
あたへんといへり 十四 エホバ我にいひたまひけるは預言者等は我名をもて誑を預言せりわれ之を遣さず之
に命ぜずまた之にいはず彼らは虛謊の默示と卜筮と虛きことゝ己の心の詐を汝らに預言せり 十五 この故に
かの吾が遣さゞるに我名をもて預言して劍と饑饉はこの地にきたらじといへる預言者等につきてエホバか
くいふこの預言者等は劍と饑饉に滅さるべし 十六 また彼等の預言をうけし民は饑饉と劍によりてエルサレム
の街に擲棄られんこれを葬る者なかるべし彼等とその妻および其子その女みな然りそはわれ彼らの惡をそ

の上に斟げばなり　十七　汝この言を彼らに語るべしわが目は夜も晝もたえず涙を流さんわが民の童女大なる
滅と重き傷によりて亡さるればなり　十八　われ出て畑にゆくに劍に死る者あり我邑にいるに饑饉に難むものあ
り預言者も祭司もみなその地にさまよひて知ところなし○　十九　汝はユダを悉くすてたまふや汝の心はシオ
ンをきらふや汝いかなれば我儕を撃て愈しめざるか我ら平安を望めども善ことあらず又醫さるゝ時を望む
に却て驚惶あり　二十　エホバよ我らはおのれの惡と先祖の愆を知るわれら汝に罪を犯したり　二一　汝の名のために
我らを棄たまふ勿れ汝の榮の位を辱めたまふ勿れ汝のわれらに立し契約をおぼえて毀りたまふなかれ　二二
異邦の虚き物の中に雨を降せうるものあるや天みづから白雨をくだすをえんや我らの神エホバ汝これを爲
したまふにあらずや我ら汝を望むそは汝すべて此等を悉く作りたまひたればなり

第十五章

一　エホバ我にいひたまひけるはたとひモーセとサムエルわが前にたつとも我こゝろは斯民を顧ざる
べしかれらを我前より逐ひていでさらしめよ　二　彼らもし汝にわれら何處にいでさらんやといはゞ汝彼らに
エホバかくいへりといへ死に定められたる者は死にいたり劍に定められたる者は劍にいたり饑饉に定めら
れたる者は饑饉にいたり虜に定められたる者は虜にいたるべしと　三　エホバいひたまひけるはわれ四の物を
もて彼らを罰せんすなはち劍をもて殺し犬をもて噬せ天空の鳥および地の獸をもて食ひ滅さしめん　四　また
ユダの王ヒゼキヤの子マナセがエルサレムになせし事によりわれ彼らをして地のすべての國に艱難をうけ
しめん○　五　エルサレムよ誰かなんぢを憐まんたれか汝のために歎かん誰かちかづきて汝の安否を問はん　六
エホバいひたまふ汝われをすてたり汝退けり故にわれ手を汝のうへに伸て汝を滅さんわれ憫に倦り　七　われ
風扇をもて我民をこの地の門に煽がんかれらは其途を離れざるによりて我その子を絶ち彼らを滅すべし　八
彼らの寡婦はわが前に海濱の沙よりも多し晝われはほろぼす者を携へきたりて彼らと壯者の母とをせめ驚駭

と恐懼を突然にかれの上におこさん　九七人の子をうみし婦は衰へて氣たえ尙晝なるにその日は早く沒る彼
は辱められて面をあからめん其餘れる者はわれ之をその敵の劍に付さんとエホバいひたまふ○　十嗚呼われ
は禍なるかな我母よ汝なに故に我を生しや全國の人我と爭ひ我を攻むわれ人に貸さず人また我に貸さず皆
我を詛ふなり　十一エホバいひたまひけるは我實に汝に益をえせしめんために汝を惱す我まことに敵をしてそ
の艱のときと災の時に汝に求むることをなさしめん　十二鐵いかで北の鐵と銅を碎かんや　十三われ汝の資産
と汝の資財を擄掠物とならしめ價をうることなからしめん是汝のすべての罪によるなりすべて汝の境のう
ちにかくなさん　十四われ汝の敵をして汝を汝の識ざる地にとらへ移さしめん夫我怒によりて火燃えなんぢを
焚んとするなり　十五エホバよ汝これを知りたまふ我を憶え我をかへりみたまへ我を迫害るものに仇を復した
まへ汝の容忍によりて我をとらへられしむる勿れわが汝の爲に辱を受るを知りたまへ　十六われ汝の言を得
て之を食へり汝の言はわが心の欣喜快樂なり萬軍の神エホバよわれは汝の名をもて稱へらるゝなり　十七われ
嬉笑者の會に坐せずまた喜ばずわれ汝の手によりて獨り坐す汝憤怒をもて我に充したまへり　十八何故にわが
痛は息ずわが傷は重くして愈ざるか汝はわれにおけること水をたもたずして人を欺く溪河のごとくなるや
○　十九是をもてエホバかくいひたまへり汝もし歸らば我また汝をかへらしめて我前に立しめん汝もし賤をす
てゝ貴をいださば我口のごとくならん彼らは汝に歸らんされど汝は彼らにかへる勿れ　二十われ汝をこの民の
前に堅き銅の牆となさんかれら汝を攻るとも汝にかたざるべしそはわれ汝と偕にありて汝をたすけ汝を救
へばなりとエホバいひたまへり　二十一我汝を惡人の手より救ひとり汝を怖るべき者の手より放つべし

第十六章

一エホバの言また我にのぞみていふ　二汝この處にて妻を娶るなかれ子女を得るなかれ　三此處に生
るゝ子女とこの地に之を生む母と之を生む父とに就てエホバかくいひたまふ　四彼らは慘しき病に死し哀

まれず葬られずして糞土のごとくに田地の面にあらんまた劍と饑饉に滅されて其屍は天空の鳥と地の獸
の食物とならん 五 ヱホバかくいひたまへり喪ある家にいる勿れまた往て之を哀み嗟く勿れそはわれ我平安
と恩寵と矜恤をこの民より取ればなりとヱホバいひたまへり 六 大なる者も小さき者もこの地に死べし彼らは
葬られずまた彼らのために哀む者なく自ら傷くる者なく髪をそる者なかるべし 七 またその哀むときパンを
さきて其死者のために之を慰むるものなく又父あるひは母のために慰藉の杯を彼らに飮しむる者なかるべ
し 八 汝また筵宴の家にいりて偕に坐して食飮する勿れ 九 萬軍のヱホバイスラエルの神かくいひたまふ視よ
汝の目の前汝の世に在るときにわれ欣喜の聲と歡樂の聲と新娶者の聲と新婦の聲とを此處に絕しめん 十 汝
このすべての言を斯民に告るとき彼ら汝に問ふてヱホバわれらを責てこの大なる災を示したまふは何故か
やまたわれらに何の惡事あるやわが神ヱホバに背きてわれらのなせし罪は何ぞやといはゞ 十一 汝かれらに答
ふべしヱホバいひたまふ是汝らの先祖われを棄て他の神に從ひこれに事へこれを拜しまた我をすてわが律
法を守らざりしによる 十二 汝らは汝らの先祖よりも多く惡をなせりみよ汝らはおの〳〵自己の惡き心の剛愎
なるにしたがひて我にきかず 十三 故にわれ汝らをこの地より逐ひて汝らと汝らの先祖の識ざる地にいたらし
めん汝らかしこにて晝夜ほかの神に事へん是わが汝らを憐まざるによるなりと 十四 ヱホバいひたまふ然ばみ
よ此後イスラエルの民をヱジプトの地より導きいだせしヱホバは活くといふことなくして 十五 イスラエルの
民を北の地とそのすべて逐やられし地より導出せしヱホバは活くといふ日きたらん我かれらを我その先
祖に與へしかれらの地に導きかへるべし〇 十六 ヱホバいひたまふみよ我おほくの漁者をよび來りて彼らを
漁らせまたその後おほくの獵者を呼來りて彼らを諸の山もろ〳〵の岡および岩の穴より獵いださしめん 十七
我目はかれらの諸の途を鑒る皆我にかくるゝところなし又その惡は我目に匿れざるなり 十八 われまづ倍して

其惡とその罪に報いんそハ彼らその汚れたる者の屍をもて我地を汚しその悪むべきものをもて我產業に充せばなり○ 十九 エホバ我の力我の城難の時の逃場よ萬國の民ハ地の極より汝にきたりわれらの先祖の嗣るところの者ハ惟謊と虚浮事と益なき物のみなりといはん 二十 人豈神にあらざる者をおのれの神となすべけんや 二一 故にみよわれ此度かれらに知らしむるところあらん即ち我手と我能をかれらに知らしめん彼らハ我名のエホバなるを知るべし

第十七章

一 ユダの罪ハ鐵の筆金剛石の尖をもてしるされその心の碑と汝らの祭壇の角に鐫らるゝなり 二 彼らハその子女をおもふが如くに靑木の下と高岡のうへなるその祭壇とアシラをおもふ 三 われ野に在るわが山と汝の資產と汝のもろ〳〵の財產および汝の四方の境の內なる汝の罪を犯せる崇邱を擄掠物とならしめん 四 わが汝にあたへし產業より汝手をはなさん又われ汝をして汝の識ざる地に於て汝の敵につかへしめんそハ汝ら我をいからせて限なく燃る火を發したればなり○ 五 エホバかくいひたまふおほよそ人を恃み肉をその臂とし心にエホバを離るる人ハ詛るべし 六 彼ハ荒野に棄られたる者のごとくならん彼ハ善事のきたるをみず荒野の燥きたる處鹽あるところ人の住ざる地に居らん 七 おほよそエホバをたのみエホバを其恃とする人ハ福なり 八 彼ハ水の旁に植たる樹のごとくならん其根を河にのべ炎熱きたるも恐るゝところなくその葉ハ靑く亢旱の年にも憂へずして絕ず果を結ぶべし 九 心ハ萬物よりも僞る者にして甚だ惡し誰かこれを知るをえんや 十 われエホバハ心腹を察り腎腸を試みおのおのに其途に順ひその行爲の果によりて報ゆべし 十一 鷓鴣のおのれの生ざる卵をいだくが如く不義をもて財を獲る者あり其人ハ命の半にてこれに離れその終に愚なる者とならん 十二 榮の位よ原始より高き者わが聖所たる者 十三 イスラエルの望なるエホバよすべて汝を離るゝ者ハ辱められん我を棄る者ハ土に錄されん此ハいける水の源なるエホバを離るゝによる○ 十四 エホバ

よ我を癒したまへ然らばわれ愈んわれを救ひたまへされば我救はれん汝はわが頌るものなり
十五
彼ら我にい
ふヱホバの言は何にあるやいま之をのぞましめよと
十六
われ牧者の職を退かずして汝にしたがひ又禍の日を
願はざりき汝これを知りたまふ我唇よりいづる者は汝の面の前にあり
十七
汝我を懼れしむる者となりたま
ふ勿れ禍の時に汝はわが避所なり
十八
我を攻る者を辱めたまへ我を辱しむるなかれ彼らを怖れしめよ我を怖
れしめたまふなかれ禍の日を彼らに來らしめ滅亡を倍してこれを滅したまへ○
十九
ヱホバ我にかくいひたま
へり汝ゆきてユダの王等の出入する民の門およびヱルサレムの諸の門に立て
二十
彼らにいへ此門より入ると
ころのユダの王等とユダのすべての民とヱルサレムに住るすべての者よ汝らヱホバの言をきけ
二一
ヱホバか
くいひたまふ汝ら自ら愼め安息日に荷をたづさへてヱルサレムの門にいる勿れ
二二
また安息日に汝らの家よ
り荷を出す勿れ諸の工作をなす勿れ我汝らの先祖に命ぜしごとく安息日を聖くせよ
二三
されど彼らは遵はず
耳を傾けずまたその項を強くして聽ず訓をうけざるなり
二四
ヱホバいひたまふ汝らもし謹愼て我にきゝ安息
日に荷をたづさへてこの邑の門にいらず安息日を聖くなして諸の工作をなさずば
二五
ダビデの位に坐する王
等牧伯たちユダの民ヱルサレムに住る者車と馬に乘てこの邑の門よりいることをえんまた此邑には限なく
人すまはん
二六
また人々ユダの邑とヱルサレムの四周およびベニヤミンの地と平地と山と南の方よりきたり
燔祭、犧牲、素祭、馨香、謝祭を携へてヱホバの室にいらん
二七
されど汝らもし我に聽ずして安息日を聖くせず安息
日に荷をたづさへてヱルサレムの門にいらばわれ火をその門の內に燃してヱルサレムの殿舍を燬んその火
は滅ざるべし

第十八章

一
ヱホバよりヱレミヤにのぞめる言いふ
二
汝起て陶人の屋にくだれ我かしこに於てわが言を汝に聞
しめんと
三
われすなはち陶人の屋にくだり視るに轆轤をもて物をつくりをりしが
四
その泥をもて造れると

ころの器陶人の手のうちに傷ねたれバ彼その心のまゝに之をもて別の器をつくれり 五 時にヱホバの言我に
のぞみていふ 六 ヱホバいふイスラヱルの家よこの陶人のなすが如くわれ汝になすことをえざるかイスラヱ
ルの家よ陶人の手に泥のあるごとく汝らバわが手にあり 七 われ急に民あるひハ國を拔べし敗るべし滅すべ
しといふことあらんに 八 もし我いひしところの國その惡を離れなバわれ之に災を降さんとおもひしことを
悔ん 九 我また急に民あるひハ國を立べし植べしといふことあらんに 十 もし其國わが目に惡く見ゆるところ
の事を行ひわが聲に遵ずバ我これに福祉を賜へんといひしことを悔ん〇 十一 汝いまユダの人々とヱルサレ
ムに住る者にいへヱホバかくいへり視よわれ汝らに災をくださんと思ひめぐらし汝らをはかる計策を設く
故に汝らおの〱其惡き途を離れその途と行をあらためよと 十二 しかるに彼らいふ是ハ徒然なりわれらハ自
己の圖維ところにしたがひ各自その惡き心の剛愎なるを行はんと 十三 この故にヱホバかくいひたまふ汝ら異
國のうちに問へ斯の如きことを聞し者ありやイスラヱルの處女ハいと驚くべきことをなせり 十四 レバノンの
雪豈野の磐を離れんや遠方より流れくる冷なる水豈涸かんや 十五 しかるに我民ハ我をわすれて虚き物に香を
焚り是等の物彼らをその途すなはち古き途に蹶かせまた徑すなはち備なき道に行しめ 十六 その地を荒して恒
に人の笑どならしめん凡て其處を過る者ハ驚てその首を搖らん 十七 われ東風のごとくに彼らをその敵の前に
散さん其滅亡の日にハわれ脊を彼らに向て面をむけじ〇 十八 彼らいふ去來われら計策を設けてヱレミヤをも
からんそれ祭司にハ律法あり智慧ある者にハ謀略あり預言者にハ言ありて失ざるべし去來われら舌をもて
彼を擊ちその諸の言を聽ことをせざらんと 十九 ヱホバよ我にきゝたまへ又我と爭ふ者の聲をきゝたまへ 二十 惡
をもて善に報ゆべきものならんや彼らはわが生命をとらん爲に坑を掘れりわが汝の前に立て彼らを善く言
ひ汝の憤怒を止めんとせしを憶えたまへ 二十一 されバかれらの子女を饑饉にあたへ彼らを劍の刃にわたしたま

へ其妻ハ子を失ひ且寡となり其男ハ死をもて亡されその少者ハ劍をもて戰に殺されよかし 二二 汝突然に敵を
かれらに臨ませたまふ時號呼をその家の內より聞しめよそハ彼ら坑を掘て我を執へんとしまた機檻を置
てわが足を執へんとすれバなり 二三 ヱホバよ汝ハかれらが我を殺さんとするすべての謀略を知りたまふ其惡
を赦すことなく其罪を汝の前より抹去りたまふなかれ彼らを汝の前に仆れしめよ汝の怒たまふ時にかく彼
らになしたまへ

第十九章

一 ヱホバかくいひたまふ往て陶人の瓦罇をかひ民の長老と祭司の長老の中より數人をともなひて 二
陶人の門の前にあるベンヒンノムの谷にゆき彼處に於てわが汝に告んところの言を宣よ 三 云くユダの王等
とエルサレムに住る者よヱホバの言をきけ萬軍のヱホバイスラエルの神かくいひたまふ視よわれ災を此處
にくだすべし凡そ之をきく者の耳ハかならず鳴らん 四 これ彼ら我を棄てこの處を瀆し此にて自己とその先
祖およびユダの王等の知ざる他の神に香を焚き且辜なきものゝ血をこの處に盈せバなり 五 又彼らハバアル
のために崇邱を築き火をもて己の兒子を焚き燔祭となしてバアルにさゝげたり此わが命ぜしことにあらず
我いひしことにあらず又我心に意ハざりし事なり○ 六 ヱホバいひたまふされバみよ此處をトペテまたハベ
ンヒンノムの谷と稱ずして屠戮の谷と稱ふる日きたらん 七 また我この處に於てユダとエルサレムの謀をむ
なしうし劍をもて彼らを其敵の前とその生命を索る者の手に仆しまたその屍を天空の鳥と地の獸の食物と
なし 八 かつ此邑を荒して人の胡盧とならしめん凡そこゝを過る者ハその諸の災に驚きて笑ふべし 九 また彼
らがその敵とその生命を索る者とに圍みくるしめらるゝ時我彼らをして己の子の肉女の肉を食はせん又彼
らハ互にその友の肉を食ふべし○ 十 汝ともに行く人の目の前にてその瓦罇を毀て彼らにいふべし 十一 萬軍の
ヱホバかくいひたまふ一回毀てバ復全うすること能ざる陶人の器を毀が如くわれ此民とこの邑を毀たんま

た彼らは葬るべき地なきによりてトペテに葬られん 十二 ヱホバいひたまふ我この處とこの中に住る者とに斯
なし此邑をトペテの如くなすべし 十三 且ヱルサレムの室とユダの王等の室ハトペテの處のごとく汚れん其ハ
彼らすべての室の屋蓋のうへにて天の衆群に香をたき他の神に酒をそゝげバなり◯ 十四 ヱレミヤヱホバの己
を遣して預言せしめたまひしトペテより歸りきたりヱホバの室の庭に立ちすべての民に語りていひけるハ
十五 萬軍のヱホバイスラエルの神かくいひたまふ視よわれ我いひし諸の災をこの邑とその諸の郷村にくださ
ん彼らその項を强くして我言を聽ざればなり

第二十章

一 祭司インメルの子ヱホバの室の宰の長なるパシユルヱレミヤがこの言を預言するをきけり 二 是に
於てパシユル預言者ヱレミヤを打ちヱホバの室にある上のベニヤミンの門の桎梏に繫げり 三 翌日パシユル
ヱレミヤを桎梏より釋ハなちしにヱレミヤ彼にいひけるハヱホバ汝の名をパシユルと稱ずしてマゴルミツ
サビブ(驚懼周圍にあり)と稱び給ふ 四 即ちヱホバかくいひたまふ視よわれ汝をして汝と汝のすべての友に恐
怖をおこさしむる者となさん彼らハその敵の劍に仆れん汝の目ハこれを見べし我またユダのすべての民を
バビロン王の手に付さん彼ハ彼らをバビロンに移し劍をもて殺すべし 五 我またこの邑のすべての貨財とそ
の得たる諸の物とその諸の珍寶とユダの王等のすべての儲蓄を其敵の手に付さん彼らハこれを掠めまた
民を擄へてバビロンに移すべし 六 パシユルよ汝と汝の家にすめる者ハ悉く擄へ移されん汝ハバビロンにい
たりて彼處に死にかしこに葬られん汝も汝が僞て預言せし言を聽し友もみな然らん◯ 七 ヱホバよ汝われを
勸めたまひてわれ其勸に從へり汝我をとらへて我に勝給へりわれ日々に人の笑となり人皆我を嘲りぬ 八 わ
れ語り呼はるごとに暴逆殘虐の事をいふヱホバの言日々にわが身の恥辱となり嘲弄となるなり 九 是をもて
我かさねてヱホバの事を宣ず又その名をもてかたらじといへり然どヱホバのことバ我心にありて火のわが

骨の中に閉こもりて燃るがごとくなれば忍耐につかれて堪難し　十　そは我おほくの人の譏をきく驚懼まはり
にあり訴へよ彼を訴へん我親しき者はみな我蹶くことあらんかと窺ひて互にいふ彼誘はるゝことあらん然
からば我儕彼に勝て仇を報ゆることをえんと　十一　然どヱホバは強き勇士のごとくにして我と偕にいます故に
我を攻る者は蹶て勝ことをえずそのなし遂ざるがために大なる恥辱を取ん其羞恥は何時までも忘らざるべし
十二　義人を試み人の心腸を見たまふ萬軍のヱホバよ我汝に訴を申たれば我をして汝が彼らに仇を報すを見
せしめよ　十三　ヱホバに歌を謠へよヱホバを頌めよそは貧き者の生命を惡者の手より救ひたまへばなり○　十四　あ
そ我生れし日は詛はれよ我母のわれを生し日は祝せられざれ　十五　わが父に男子汝に生れしと告て父を大いに
喜ばせし人は詛はれよ　十六　其人はヱホバの憫まずして滅したまひし邑のごとくなれよ彼をして朝に號呼をき
かしめ午間に閧聲をきかしめよ　十七　彼我を胎のうちに殺さず我母を我の墓となさず常にその胎を大ならし
めざりしが故なり　十八　我何なれば胎をいでゝ艱難と憂患をかうむり恥辱をもて日を送るや

第二十一章

一　ゼデキヤ王マルキヤの子パシユルと祭司マアセヤの子ゼパニヤをヱレミヤに遣はし　二　バビロン
の王ネブカデネザル我らを攻むれば汝われらの爲にヱホバに求よヱホバ恒のごとくそのもろもろの奇なる
跡をもて我らを助けバビロンの王を我らより退かしめたまふことあらんと曰しむ其時ヱホバの言ヱレミヤ
に臨めり　三　ヱレミヤ彼らにこたへけるは汝らゼデキヤにかく語ふべし　四　イスラエルの神ヱホバかくいひた
まふ視よわれ汝らがこの邑の外にありて汝らを攻め圍むところのバビロン王およびカルデア人とたゝかひ
て手に持ところの武器をかへし之を邑のうちに聚めん　五　われ手を伸べ臂をつよくし震怒と憤恨と烈き
怒をもて汝らをせむべし　六　我また此邑にすめる人と畜を撃ん皆重き疫病によりて死べし　七　ヱホバいひたま
ふ此後われユダの王ゼデキヤとその諸臣および民此邑に疫病と劍と饑饉をまぬかれて遺れる者をバビロン

の王子ブカデ子ザルの手と其敵の手および凡その生命を索る者の手に付さんバビロンの王ハ劍の刃をもて彼らを撃ちかれらを惜まず顧みず憐れまざるべし○　八　汝また此民にヱホバかくいふと語るべし視よわれ生命の道と死の道を汝らの前に置く　九　この邑にとゞまる者ハ劍と饑饉と疫病に死べしされど汝らを攻め圍むところのカルデヤ人に出降る者ハいきん其命ハおのれの掠取物となるべし　十　ヱホバいひたまふ我この邑に面を向しハ福をあたふる爲にあらず禍をあたへんが爲なりこの邑ハバビロンの王の手に付されん彼火をもて之を焚くべし○　十一　またユダの王の家に告べし汝らヱホバの言をきけ　十二　ダビデの家よヱホバかくいふ汝朝ごとに義く鞫をなし物を奪ハるゝ人をその暴逆者の手より救へ否ざれバ汝らの行の惡によりて我怒火のごとくに發で燃て滅ざるべし　十三　ヱホバいひたまふ谷と平原の磐とにすめる者よみよ我汝に敵す汝らハ誰か降て我儕を攻んや誰かわれらの居處にいらんやといふ　十四　我汝らをその行の果によりて罰せん又其林に火を起し其四周をことごとく焚つくすべしとヱホバいひたまふ

第二十二章

一　ヱホバかくいひたまへり汝ユダの王の室にくだり彼處にこの言をのべていへ　二　ダビデの位に坐するユダの王よ汝と汝の臣および此門よりいる汝の民ヱホバの言をきけ　三　ヱホバかくいふ汝ら公道と公義を行ひ物を奪はるゝ人をその暴虐者の手より救ひ異邦人と孤子と寡婦をなやまし虐ぐる勿れまた此處に無辜の血を流す勿れ　四　汝らもし此言を眞に行ハゞダビデの位に坐する王とその臣および其民ハ車と馬に乗てこの室の門にいることをえん　五　然ど汝らもし此言を聽ずバわれ自己を指して誓ふ此室ハ荒地となるべしとヱホバいひたまふ　六　ヱホバユダの王の家につきてかく曰たまふ汝は我におけることギレアデのごとくレバノンの巓のごとし然どわれかならず汝を荒野となし人の住はざる邑となさん　七　われ破壞者をまうけて汝を攻めしめん彼ら各人その武器を執り汝の美しき檜を斫てこれを火に投いれん　八　多の國の人此邑をすぎ互に

語てヱホバ何なればば此大なる邑にかく爲せしやといはんに 九 人こたへて是ハ彼等其神ヱホバの契約をすて
ゝ他の神を拜し之に奉へしに由なりといはん○ 十 死者の爲に泣くことなくまた之が爲に嗟くこと勿れ寧擄
へ移されし者の爲にいたく嗟くべし彼ハ再び歸てその故園を見ざるべければなり 十一 ユダの王ヨシヤの子シ
ヤルム即ちその父に繼で王となりて遂に此處をいでたる者につきてヱホバかくいひたまへり彼は再び此處
に歸らじ 十二 彼ハその移されし處に死んふたゝび此地を見ざるべし○ 十三 不義をもて其室をつくり不法をもて
其樓を造り其隣人を傭て何をも與へずその價を拂ハざる者ハ禍なるかな 十四 彼いふ我己のために廣廈と凉
しき樓をつくり又己の爲に窓を造り檜をもて之を蔽ひ赤く之を塗んと 十五 汝檜を爭ひもちふるによりて王
たるを得るか汝の父ハ食飲せざりしや公義と公道を行ひて福を得ざりしや 十六 彼ハ貧者と患難者の訟を理
して祥をえたりかく爲すハ我を識ことに非やとヱホバいひたまふ 十七 然ど汝の目と心ハ惟貪をなさんとし
無辜の血を流さんとし虐遇と暴逆をなさんとするのみ 十八 故にヱホバユダの王ヨシヤの子ヱホヤキムにつ
きてかく曰たまふ衆人ハ哀かな我兄かなしいかな我姉といひて嗟かず又哀かな主よ哀かな其榮といひて嗟
かじ 十九 彼ハ驢馬を埋るがごとく埋られん即ち曳れてヱルサレムの門の外に投棄らるべし○ 二十 汝レバノンに
登りて呼ばゝりバシヤンに汝の聲を揚げアバリムより呼ハれ其ハ汝の愛する者悉く滅されたればなり 二一
汝の平康なる時我なんぢに語しかども汝ハ我にきかじといへり汝いとけなき時よりわが聲を聽ずこれ汝の
故習なり 二二 汝の牧者ハみな風に呑つくされ汝の愛する者ハとらへ移されん其時汝ハおのれの諸の惡のため
に痛く恥べし 二三 汝レバノンにすみ巣を檜につくる者よ汝の劬勞子を產む婦の痛苦のごとくにきたらんとき
汝の哀慘はいかにぞや○ 二四 ヱホバいひたまふ我ハ活くユダの王ヱホヤキムの子ヱコニヤは我右の手の指環
なれども我これを拔ん 二五 われ汝の生命を索る者の手および汝が其面を畏るゝ者の手すなハちバビロンの王

子ブカデネザルの手とカルデヤ人の手に汝を付さん 二六 われ汝と汝を生し母を汝等がうまれざりし他の地に逐やらん汝ら彼處に死べし 二七 彼らの靈魂のいたく歸らんことを願ふところの地に彼らは歸ることをえず○
二八 この人ヱコニヤは賤むべき壞れたる器ならんや好ましからざる器具ならんや如何なれば彼と其子孫は逐出されてその識ざる地に投やらるゝや 二九 地よ地よ地よヱホバの言をきけ 三十 ヱホバかくいひたまふこの人を子なくして其生命の中に榮えざる人と錄せよそはその子孫のうちに榮てダビデの位に坐しユダを治る人かさねてなかるべければなり

第二十三章

一 ヱホバいひたまひけるは嗚呼わが養ふ群を滅し散す牧者は禍なるかな 二 故にイスラエルの神ヱホバ我民を養ふ牧者ふつきて斯いふ汝らはわが群を散してこれを逐はなちて顧ざりき視よわれ汝らの惡き行によりて汝等に報ゆべしとヱホバいふ 三 われ我群の遺餘たる者をその逐はなちたる諸の地より集め再びこれを其牢に歸さん彼らは子を産て多くなるべし 四 我これを養ふ牧者をその上に立ん彼等はふたゝび懼かず懼ずまた失じとヱホバいひたまふ 五 ヱホバいひたまひけるは視よわがダビデに一の義き枝を起す日來らん彼王となりて世を治め榮え公道と公義を世に行ふべし 六 其日ユダは救をえイスラエルは安に居らん其名はヱホバ我儕の義と稱らるべし 七 この故にヱホバいひたまふ視よイスラエルの民をエジプトの地より導出せしヱホバは活くと衆人復いはずして 八 イスラエルの家の裔を北の地と其諸て逐やりし地より導出せしヱホバは活くといふ日來らん彼らは自己の地に居るべし○ 九 預言者輩のために我心はわが衷に壞れわが骨は皆震ふ且ヱホバとその聖言のためにわれは醉るゝ人のごとく酒に語るゝ人のごとし 十 この地は姦淫をなすもの盈ち地は呪詛によりて哀ひ曠野の艸は枯る彼らの途はあしく其力は正しからず 十一 預言者も祭司も偕に邪惡なりわれ我家に於てすら彼等の惡を見たりとヱホバいひたまふ 十二 故にかれらの途は暗に在る滑なる途

のごとくならん彼等推れて其途に仆るべし我災をその上にのぞましめん是彼らが刑罰らるゝ年なりとエ
ホバいひたまふ 十三 われサマリヤの預言者の中に愚昧なる事あるをみたり彼等はバアルに託りて預言し我民
イスラエルを惑はせり 十四 我エルサレムの預言者の中にも悪むべき事あるを見たり彼等は姦淫をなし詐偽を
おこなひ悪人の手を堅くして人をその悪に離れざらしむ彼等みな我にはソドムのごとく其民はゴモラのご
とし 十五 この故に萬軍のエホバ預言者につきてかくいひたまふ視よわれ茵蔯を之に食はせ毒水をこれに飲せ
んそは邪悪エルサレムの預言者よりいでゝ此全地に及べばなり○ 十六 萬軍のエホバかくいひたまふ汝等に預
言する預言者の言を聴く勿れ彼等はなんぢらを欺きエホバの口よりいでざるおのが心の黙示を語るなり 十七
常に彼らは我を藐忽ずる者にむかひて汝等平安をえんとエホバいひたまへりといひ又己が心の剛愎なるに
循ひて行むところのすべての者に向ひて災汝らに來らじといへり 十八 誰かエホバの議會に立てその言を見聞
せし者あらんや誰か其耳を傾て我言を聴し者あらんや 十九 みよエホバの暴風あり怒と旋風いでゝ惡人の首
をうたん 二十 エホバの怒はかれがその心の思を行ひてこれを遂げたまふまでは息じ末の日に汝ら明にこれを
曉らん 二一 預言者等はわが遣さゞるに趨り我告ざるに預言せり 二二 彼らもし我議會に立ちしならば我民にわが
言をきかしめて之をその惡き途とその惡き行に離れしめしならん○ 二三 エホバいひたまふ我はたゞ近くにお
いてのみ神たらんや遠くに於ても神たるにあらずや 二四 エホバいひたまふ人我に見られざる樣に密なる處に
身を匿し得るかエホバいひたまふ我は天地に充るにあらずや 二五 われ我名をもて謊を預言する預言者等がわ
れ夢を見たりわれ夢を見たりと曰ふをきけり 二六 謊を預言する預言者等はいつまで此心をいだくや彼らは其
心の詐偽を預言するなり 二七 彼らは其先祖がバアルによりて我名を忘れしごとく互に夢をかたりて我民にわ
が名を忘れしめんと思ふや 二八 夢をみし預言者は夢を語るべし我言を受し者は誠實をもて我言を語るべし糠

いかで麥に比儗ことをえんやとヱホバいひたまふ　二九ヱホバ言たまはく我言は火のごとくならずや又磐を打碎く槌の如くならずや　三十故に視よわれ我言を相互に竊める預言者の敵となるとヱホバいひたまふ　三一視よわれは彼いひたまへりと舌をもて語るところの預言者の敵となるとヱホバいひたまふ　三二ヱホバいひたまひけるは視よわれ僞の夢を預言する者の敵となる彼らは之を語りまたその謊と其誇をもて我民を惑はす我かれらを遣さずかれらに命ぜざるなり故に彼らは斯民に益なしとヱホバいひたまふ○　三三この民或は預言者又は祭司汝に問てヱホバの重負は何ぞやといはゞ汝彼等にこたへてヱホバの重負は我汝等を棄んとヱホバの云たまひし事是なりといふべし　三四ヱホバの重負といふところの預言者と祭司と民には我その人と其家にこれを降さん　三五汝らはおの〳〵斯互に言ひその兄弟にいふべしヱホバは何と應へたまひしやヱホバは何と云たまひしやと　三六汝ら復びヱホバの重負といふべからず人の重負となる者は其人の言なるべし汝らは活る神萬軍のヱホバなる我らの神の言を枉るなり　三七汝かく預言者にいふべしヱホバは汝に何と答へたまひしやヱホバは何といひたまひしやと　三八汝らもしヱホバの重負といはゞヱホバかれにつきてかくいひたまふ我人を汝らに遣して汝等ヱホバの重負といふべからずといはしむるも汝らはヱホバの重負といふ此言をいふによりて
三九われ必ず汝らを忘れ汝らと汝らの先祖にあたへし此邑と汝らとを我前より棄ん　四十且われ永遠の辱と永遠なる忘らるゝことなき恥を汝らにかうむらしめん

第二十四章

一バビロンの王ネブカデネザルユダの王ヱホヤキムの子ヱコニヤおよびユダの牧伯等と木匠と鍛冶をヱルサレムよりバビロンに移せしのちヱホバ我にヱホバの殿の前に置れたる二筐の無花果を示したまへり　二その一の筐には始に熟せしがごとき至佳き無花果ありその一の筐にはいと惡くして食ひ得ざるほどなる惡き無花果あり　三ヱホバ我にいひたまひけるはヱレミヤよ汝何を見しや我答へけるは無花果なりその

佳き無花果はいと佳しその惡きものは至惡くして食ひ得ざるほどに惡し 四 ヱホバの言また我にのぞみてい
ふ 五 イスラエルの神ヱホバかくいふ我わが此處よりカルデヤ人の地に逐やりしユダの虜人を此佳き無花
果のごとくに顧みて惠まん 六 我彼等に目をかけて之をめぐみ彼らを此地にかへし彼等を建て仆さず植て拔
じ 七 我彼らに我のヱホバなるを識るの心をあたへん彼等我民となり我彼らの神とならん彼等は一心をもて
我に歸るべし 八 ヱホバかくいひたまへり我ユダの王ゼデキヤとその牧伯等およびヱルサレムの人の遺りて
此地にをる者ならびにヱジプトの地に住る者どもを甚惡くして食はれざる惡き無花菓のごとくになさん 九 我
かれらをして地のもろもろの國にて虐遇と災害にあはしめん又彼らをしてわが逐やらん諸の處にて辱に
あへせ諺となり嘲と詛に遭しめん 十 われ劍と饑饉と疫病をかれらの間におくりて彼らをしてわが彼ら
とその先祖にあたへし地に絶るにいたらしめん

第二十五章

一 ユダの王ヨシヤの子ヱホヤキムの四年バビロンの王ネブカデネザルの元年にユダのすべての民
にかゝはる言エレミヤにのぞめり 二 預言者エレミヤこの言をユダのすべての民とヱルサレムにすめるすべ
ての者に告ていひけるは 三 ユダの王アモンの子ヨシヤの十三年より今日にいたるまで二十三年のあひだヱ
ホバの言我にのぞめり我これを汝等に告げ頻にこれを語りしかども汝らきかざりし 四 ヱホバその僕なる預
言者を汝らに遣し頻に遣したまひけれども汝らはきかず又きかんとて耳を傾けざりき 五 彼らいへり汝等お
のおのいま其惡き途とその惡き行を棄よ然ばヱホバが汝らと汝らの先祖に與へたまひし地に永遠より永
遠にいたるまで住ことをえん 六 汝ら他の神に從ひこれに事へこれを拜み汝らの手にて作りし物をもて我を
怒らする勿れ然ば我汝らを害はじ 七 然ど汝らは我にきかず汝等の手にて作りし物をもて我を怒らせて自ら
害へりとヱホバいひたまふ 八 この故に萬軍のヱホバかく云たまふ汝ら我言を聽ざれば 九 視よ我北の諸の族

と我僕なるバビロンの王ネブカデネザルを招きよせ此地とその民と其四圍の諸國を攻滅さしめて之を詫異
物となし人の嗤笑となし永遠の荒地となさんとエホバいひたまふ 十 またわれ欣喜の聲歡樂の聲新
婦の聲磨磨の音および燈の光を彼らの中にたえしめん 十一 この地はみな空曠となり詫異物とならん又そ
の諸國は七十年の間バビロンの王につかふべし○ 十二 エホバいひたまふ七十年のをはりし後我バビロンの王
と其民とカルデヤの地をその罪のために罰し永遠の空曠となさん 十三 我かの地につきて我かたりし諸の言を
その上に臨しめん是エレミヤが萬國の事につきて預言したる者にて皆この書に錄さるゝなり 十四 多の國々と
大なる王等は彼らをして己につかへしめん我かれらの行爲とその手の所作に循てこれに報いん○ 十五 イスラ
エルの神エホバかく我に云たまへり我手より此怒の杯をうけて我汝を遣すところの國々の民に飮しめよ
十六 彼らは飮てよろめき狂はんこは我かれらの中に劍をつかはすによりてなり 十七 是に於てわれエホバの手よ
り杯をうけエホバのわれを遣したまふところの國々の民に飮しめたり 十八 即ちエルサレムとユダの諸の邑
とその王等およびその牧伯等に飮せてこれをほろぼし詫異物となし人の嗤笑となし詛るゝ者となせり今
日のごとし 十九 またエジプトの王パロとその臣僕とその牧伯等とその諸の民と 二十 諸の雜種の民およびウズの諸
の王等およびペリシテ人の地の諸の王等アシケロンガザエクロンアシドドの遺餘の者 二十一 エドムモアブアッ
モンの子孫 二十二 ツロのすべての王等シドンのすべての王等海のかなたの島々の王等 二十三 デダンテマブスおよび
すべて鬚をそる者○ 二十四 アラビヤのすべての王等曠野の雜種の民の諸の王等 二十五 ジムリの諸の王等エラムの諸の
王等メデアのすべての王等 二十六 北のすべての王等その彼と此とにおいて或は遠者或は近きもの凡地の面にあ
る世の國々の王等もこの杯を飮んセシヤク王はこれらの後に飮べし 二十七 故に汝かれらに語ていへ萬軍のエ
ホバイスラエルの神かくいひたまふ我汝等の中に劍を遣すによりて汝らは飮みまた醉ひまた吐き又仆て再

び起ざれど 二八 彼等もし汝の手より此杯を受て飮ずば汝かれらにいへ萬軍のヱホバかくいひたまふ汝ら必ず飮べし 二九 視よわれ我名をもて稱へらるゝこの邑にすら災を降すなり汝らいかで罰を免かるゝことをゑんや汝らは罰を免れじ蓋われ劍をよびて地に住るすべての者を攻べければなりと萬軍のヱホバいひたまふ

○三十 汝彼等にこの諸の言を預言していふべしヱホバ高き所より呼號り其聖宮より聲を出し己の住家に向てよばはり地に住る諸の者にむかひて葡萄を踐む者のごとく吼たまはん 三一 號咷地の極まで聞ゆ蓋ヱホバ列國と爭ひ萬民を審き惡人を劍に付せば也とヱホバ曰たまへり 三二 萬軍のヱホバかく曰たまふ視よ災いでゝ國より國にいたらん大なる暴風地の極よりおこるべし 三三 其日ヱホバの戮したまふ者は地の此極より地の彼の極に及ばん彼等は哀まれず殮められず葬られずして地の面に糞土とならん 三四 牧者よ哭き叫べ群の長等よ汝ら灰の中に輾ぶべし蓋汝らの屠らるゝ日滿れば也我汝らを散すべければ汝らは貴き器のごとく墜べし 三五 牧者は遁避場なく群の長等は逃る處なし 三六 牧者の呼號の聲と群の長等の哀哭きこゆ蓋ヱホバ其牧場を滅したまへば也 三七 ヱホバの烈き怒によりて平安なる牧場は滅さる 三八 彼は獅子の如く其巢を出たり滅す者の怒と其烈き怒によりて彼らの地は荒されたり

第二十六章

一 ユダの王ヨシヤの子ヱホヤキムが位に即し初のころヱホバより此言いでゝいふ 二 ヱホバかくいふ汝ヱホバの室の庭に立我汝に命じていはしむる諸の言をユダの邑々より來りてヱホバの室に拜をする人々に告よ一言をも減す勿れ 三 彼等聞ておの〳〵其惡き途を離るゝことあらん然ば我かれらの行の惡がために災を彼らに降さんとせることを悔べし 四 汝彼等にヱホバかくいふといへ汝等もし我に聽ずわが汝らの前に置し律法を行はず 五 我汝らに遣し切に遣せし我僕なる預言者の言を聽ずば(汝らは之をきかざりき) 六 我この室をシロの如くになし又この邑を地の萬國に詛はるゝ者となすべし 七 祭司と預言者および民みなヱレミ

ヤがエホバの室に立てこの言をのぶるをきけり○ 八 エレミヤエホバに命せられし諸の言を民に告畢りしと
き祭司と預言者および諸の民彼を執へいひけるハ汝ハ必ず死べし 九 汝何故にエホバの名をもて預言し此室
ハシロの如くになりこの邑ハ荒蕪となりて住む者なきにいたらんと云しやと民みなエホバの室にあつまり
てエレミヤを攻む 十 ユダの牧伯等この事をきゝて王の家をいでエホバの室にのぼりてエホバの家の新き門
の入口に坐せり 十一 祭司と預言者等牧伯等とすべての民に訴ていふ此人ハ死にあたる者なり是ハ汝らが耳に
聽しごとくこの邑にむかひて惡き預言をなしたるなり 十二 是に於てエレミヤ牧伯等とすべての民にいひける
ハエホバ我を遣し汝らが聽る諸の言をもて此室とこの邑にむかひて預言せしめたまふ 十三 故に汝らいま汝ら
の途と行爲をあらためて汝らの神エホバの聲にしたがへ然ばエホバ汝らに災を降さんとせしことを悔たま
ふべし 十四 みよ我ハ汝らの手にあり汝らの目に善とみゆるところ義とみゆることを我に行へ 十五 然ど汝ら善く
これを知れ汝らもし我を殺さば必ず無辜ものゝ血なんぢらの身とこの邑と其中に住る者に歸せんエホバ我
を遣してこの諸の言を汝らの耳につげしめたまひしなればなり 十六 牧伯等とすべての民すなはち祭司と預言
者にいひけるハ此人ハ死にあたる者にあらず是ハ我らの神エホバの名によりて我儕に語りしなりと 十七 時に
この地の長老數人立て民のすべての集れる者につげていひけるハ 十八 ユダの王ヘゼキヤの代にモレシテ人ミ
カユダの民に預言して云けらく萬軍のエホバかくいひたまふシオンハ田地のごとく耕されエルサレムハ邱
墟となり此室の山ハ樹深き崇邱とならんと 十九 ユダの王ヘゼキヤとすべてのユダ人ハ彼を殺さんとせしこ
とありしやヘゼキヤエホバを畏れエホバに求ければエホバ彼らに降さんと告給ひし災を悔給ひしにあらず
や我儕かく爲すハ自己の靈魂をそこなふ大なる惡をなすなり 二十 又前にエホバの名をもて預言せし人あり即
ちキリヤテヤリムのシマヤの子ウリヤなり彼エレミヤの凡ていへるごとく此邑とこの地にむかひて預言せ

り 二一 エホヤキム王と其すべての勇士とすべての牧伯等の言を聽り是において王彼を殺さんと欲ひしがウリヤこれをきゝ懼てエジプトに逃ゆきぬかぞ 二二 エホヤキム王人をエジプトに遣はせり即ちアクボルの子エルナタンに數人をそへてエジプトにつかはしければ 二三 彼らウリヤをエジプトより引出しエホヤキム王の許に携きたりしに王劍をもて之を殺し其屍骸を賤き者の墓に棄させたりと 二四 時にシヤパンの子アヒカムエレミヤをたすけこれを民の手にわたして殺さゞらしめぬ

第二十七章

一 ユダの王ヨシヤの子エホヤキムが位に即し初のころエホバより此言エレミヤに臨みていふ 二 すなはちエホバかく我に云たまへり汝索と軛をつくりて汝の項に置き 三 之をエルサレムにきたりてゼデキヤ王にいたるところの使臣等の手によりてエドムの王モアブの王アンモニ人の王ツロの王シドンの王に送るべし 四 汝彼らに命じて其主にいはしめよ萬軍のエホバイスラエルの神かくいひたまふ汝ら其主にかく告べし 五 われ我大なる能力と伸たる臂をもて地と地の上にをる人と獸とをつくり我心のまゝに地を人にあたへたり 六 いま我この諸の地を我僕なるバビロンの王ネブカデネザルの手にあたへ又野の獸を彼にあたへてかれにつかへしむ 七 かれの地の時期いたるまで萬國民は彼と其子と其孫につかへん其時いたらばおほくの國と大なる王は彼を己に事へしむべし 八 バビロンの王ネブカデネザルに事へずバビロンの王の軛をその項に負ざる國と民は我彼の手をもて悉くこれを滅すまで劍と饑饉と疫病をもてこれを罰せんとエホバいひたまふ 九 故に汝らの預言者なんぢらの占筮師汝らの夢みる者汝らの法術士汝らの魔法士汝らに告て汝らはバビロンの王に事ふることあらじといふとも聽なかれ 十 彼らは謊を汝らに預言して汝らをその國より遠く離れしめ且我をして汝らを逐しめ汝らを滅さしむるなり 十一 然どバビロンの王の軛をその項に負ふて彼に事ふる國々の人は我これをその故土に存し其處に耕し住しむべしとエホバいひたまふ○ 十二 我この諸の言のごと

くユダの王ゼデキヤに告ていひけるは汝らバビロンの王の軛を汝らの項に負ふて彼と其民につかへよ然ば
生べし 十三 汝と汝の民なんぞヱホバがバビロンの王につかへざる國につきていひたまひし如く劍と饑饉と疫
病に死ぬべけんや 十四 故に汝らはバビロンの王に事ふることあらじと汝等に告る預言者の言を聽なかれ彼ら
は謊を汝らに預言するなり 十五 ヱホバいひたまひけるは我彼らを遣さゞるに彼らは我名をもて謊を預言す是
をもて我汝らを逐はなち汝らと汝らに預言する預言者等を滅すにいたらん 十六 我また祭司とこのすべての民
に語りていひけるはヱホバかくいひたまふ視よヱホバの室の器皿いま速にバビロンより持歸さるべしと汝
らに預言する預言者の言をきく勿れ是は彼ら謊を汝らに預言すればなり 十七 汝ら彼らに聽なかれバビロンの
王に事へよ然ば生べしこの邑を何ぞ荒蕪となすべけんや 十八 もし彼ら預言者にしてヱホバの言かれらの裏に
あらばヱホバの室とユダの王の家とヱルサレムとに餘れるところの器皿のバビロンに移されざることを萬
軍のヱホバに求むべきなり○ 十九 萬軍のヱホバ柱と海と臺およびこの邑に餘れる器皿につきてかくいひたま
ふ 二十 是はバビロンの王子ブカデ子ザルがユダの王ヱホヤキムの子ヱコニヤおよびユダとヱルサレムのすべ
ての牧伯等をヱルサレムよりバビロンにとらへ移せしときに掠ざりし器皿なり 二十一 すなはち萬軍のヱホバイ
スラエルの神ヱホバの室とユダの王の室とヱルサレムとに餘れる器皿につきてかくいひたまふ 二十二 これらは
バビロンに携へゆかれ我これを顧る日まで彼處にあらん其後我これを此處にたづさへ歸らしめんとヱホバ
いひたまふ

第二十八章

一 この年すなはちユダの王ゼデキヤが位に即し初りの四年の五月ギベオンのアズルの子なる預言
者ハナニヤヱホバの室にて祭司と凡の民の前にて我に語りいひけるは 二 萬軍のヱホバイスラエルの神かく
いひたまふ我バビロンの王の軛を摧けり 三 二年の内にバビロンの王子ブカデ子ザルがこの處より取てバビ

ロンに携へゆきしヱホバの室の器皿を再び悉くこの處に歸らしめん 四我またユダの王ヱホヤキムの子ヱコ
ニヤおよびバビロンに往しユダのすべての擄人をこの處に歸らしめんそは我バビロンの王の軛を摧くべ
ければなりとヱホバいひたまふ○ 五是に於て預言者ヱレミヤ、ヱホバの家に立る祭司の前とすべての民の前
にて預言者ハナニヤと語ふ 六預言者ヱレミヤすなはちいひけるはアーメン願はヱホバかくなし給へ願くは
バビロンに携へゆかれしヱホバの室の器皿およびすべて擄へうつされし者をヱホバ、バビロンより復びこの
處に歸らしめたまはんと汝の預言せし言の成んことを 七然ど汝いま我なんぢの耳と諸の民の耳に語らんと
する此言をきけ 八我と汝の先にいでし預言者は古昔より多の地と大なる國につきて戰鬪と災難と疫病の事
を預言せり 九太平を預言する所の預言者は若しその預言者の言とげなばその誠にヱホバの遣したまへる者
なること知るべし○ 十ここに於て預言者ハナニヤ預言者ヱレミヤの項より軛を取てこれを摧けり 十一ハナニ
ヤ諸の民の前にて語りヱホバかくいひたまふわれ二年のうちに是の如く萬國民の項よりバビロン王ネブカ
デネザルの軛を摧きはなさんといふ預言者ヱレミヤ遂に去りぬ 十二預言者ハナニヤ預言者ヱレミヤの項より
軛を摧きはなせし後ヱホバの言ヱレミヤに臨みていふ 十三汝ゆきてハナニヤにヱホバかくいふと告よ汝木の
軛を摧きたれども之に代て鐵の軛を作れり 十四萬軍のヱホバ、イスラエルの神かくいふ我鐵の軛をこの萬國民
の項に置きてバビロンの王ネブカデネザルに事へしむ彼ら之につかへんわれ野の獸をもこれに與へたり○
十五また預言者ヱレミヤ預言者ハナニヤにいひけるはハナニヤよ請ふ聽けヱホバ汝を遣はしたまはず汝はこ
の民に謊を信ぜしむるなり 十六是故にヱホバいひたまふ我汝を地の面よりのぞかん汝ヱホバに叛くことを敎
ふるによりて今年死べしと 十七預言者ハナニヤはこの年の七月死り

第二十九章

一預言者ヱレミヤ、ヱルサレムより書をかの擄へうつされて餘れるところの長老および祭司と預言

者ならびにネブカデネザルがエルサレムよりバビロンに移したるすべての民に送れり 二 是より先エコニヤ
王と王后と寺人およびユダとエルサレムの牧伯等および木匠と鐵匠はエルサレムをされり 三 エレミヤその
書をシヤパンの子エラサおよびヒルキヤの子ゲマリヤ即ちユダの王ゼデキヤがバビロンにつかはしてバビ
ロンの王ネブカデネザルにいたらしむる者の手によりて送れり其書にいはく 四 萬軍のエホバイスラエルの
神すべて擄うつされし者即ち我エルサレムよりバビロンに移さしめし者にかくいふ 五 汝ら屋を建ててこれに
住ひ圃をつくりてその果をくらへ 六 妻を娶て子女をうみ又汝らの子に媳を娶り汝らの女を嫁がしめ彼ら
に子女を生しめよ此は汝等かしこに減ずして增んがためなり 七 我汝らを擄移さしめしところの邑の安を
求めこれが爲にエホバにいのれその邑の安によりて汝らもまた安をうればなり〇 八 萬軍のエホバイスラエ
ルの神かくいひたまふ汝らの中の預言者と卜筮士に惑はさるる勿れまた汝ら自ら作りしところの夢に聽し
たがふ勿れ 九 そは彼ら我名をもて謊を汝らに預言すればなり我彼らを遣さずとエホバいひたまふ 十 エホバ
かくいひたまふバビロンに於て七十年滿なばわれ汝らを眷み我善言を汝らになして汝らをこの處に歸らし
めん 十一 エホバいひたまふ我が汝らにむかひて懷くところの念は我これを知るすなはち災をあたへんとにあ
らず平安を與へんとおもひ又汝らに後と望をあたへんとおもふなり 十二 汝らわれに龥はり往て我にいのらん
我汝らに聽べし 十三 汝らもし一心をもて我を索めなば我に尋ね遇へん 十四 エホバいひたまふ我汝らの遇ところ
とならんわれ汝らの俘擄を解き汝らを萬國よりすべて我汝らを逐やりし處より集め且我汝らをして擄らは
れて離れしめしその處に汝らをひき歸らんとエホバいひたまふ〇 十五 エホバわれらの爲にバビロンに於て預
言者を立たまひしと汝らはいふ 十六 ダビデの位に坐する王とこの邑に住るすべての民汝らと偕にとらへ移さ
れざりし兄弟につきてエホバかくいふ 十七 萬軍のエホバかくいふ視よわれ劍と饑饉と疫病を彼らふれ

くり彼らを惡くして食はれざる惡き無花果のごとくになさん 十八 われ劍と饑饉と疫病をもて彼らを逐ひまた
彼らを地の萬國にわたして虐にあはしめ我彼らを逐やる諸國に於て哭詛となり詫異となり人の嘲笑となり
恥辱とならしめん 十九 是彼ら我言を聽ざればなりとエホバいひたまふ我この言を我僕なる預言者によりて遣
り頻におくれども汝ら聽ざるなりとエホバいひたまふ○ 二十 わがエルサレムよりバビロンにおくりし諸の俘
擄人よ汝らエホバの言をきけ 二一 我名をもて謊を汝らに預言するコラヤの子アハブとマアジヤの子ゼデキヤ
につきて萬軍のエホバイスラエルの神かくいふ視よわれ彼らをバビロンの王ネブカデネザルの手に付さん
彼これを汝らの目の前に殺すべし 二二 バビロンにあるユダの俘擄人は皆かれらをもて詛となし願はエホバ汝
をバビロンの王が火にて焚しゼデキヤとアハブのごとき者となしたまはん事をといふ 二三 こは彼らイスラエ
ルの中に惡をなし鄰の妻を犯し且我彼らに命ぜざる謊の言をわが名をもて語りしによる我これを知りまた
證すとエホバいひたまふ○ 二四 汝ネヘラミ人シマヤにかく語りいふべし 二五 萬軍のエホバイスラエルの神かく
いふ汝おのれの名をもて書をエルサレムにある諸の民と祭司マシヤの子ゼパニヤおよび諸の祭司に遣りて
いふ 二六 エホバ汝を祭司エホヤダに代て祭司となし汝らをエホバの室の監督となしたまふ此すべて狂妄ひ且
みづから預言者なりといふ者を獄と桎梏につながしめんためなり 二七 然るに汝いま何故に汝らにむかひてみ
づから預言者なりといふところのアナトテのエレミヤを斥責めざるや 二八 彼はバビロンにをる我儕に書を
送り時尙長ければ汝ら家を建て之に住ひ圃をつくりてその實をくらへといへり 二九 祭司ゼパニヤこの書を預
言者エレミヤに讀きかせたり 三十 時にエホバの言エレミヤにのぞみていふ 三一 諸の俘擄人に書をおくりて云へ
しネヘラミ人シマヤの事につきてエホバかくいふ我シマヤを遣さゞるに彼汝らに預言し汝らに謊を信ぜし
めしによりて 三二 エホバかくいふ視よ我ネヘラミ人シマヤと其子孫を罰すべし彼エホバに逆くことを敎へし

によりて此民のうちに彼に屬する者一人も住ふことなからん且我民に吾がなさんとする善事をみざるべしと
エホバいひたまふ

第三十章　一　エホバよりエレミヤにのぞめる言いふ　二　イスラエルの神エホバかく告ていふ我汝に言し言をこと
ごとく書に錄せ　三　エホバいふわれ我民イスラエルとユダの俘囚人を返す日きたらんエホバこれをいふ我彼
らをその先祖にあたへし地にかへらしめん彼らは之をたもたん○　四　エホバのイスラエルとユダにつきてい
ひたまひし言は是なり　五　エホバかくいふ我ら戰慄の聲をきく驚懼あり平安あらず　六　汝ら子を產む男あるや
を尋ね見よ我男が皆子を產む婦のごとく手をその腰におき且その面色皆青く變るをみるこは何故ぞや　七　哀
ひかな其日は大にして之に擬ふべき日なし此はヤコブの患難の時なり然ど彼はこれより救出されん　八　萬軍
のエホバいふ其日我なんぢの項よりその軛をくだきはなし汝の縲目をとゝん異邦人は復彼を使役はざるべ
し　九　彼らは其神エホバと我彼らの爲に立んところの其王ダビデにつかふべし　十　エホバいふ我僕ヤコブよ懼
るゝ勿れイスラエルよ驚く勿れ我汝を遠方より救ひかへし汝の子孫を其とらへ移されし地より救ひかへさ
んヤコブは歸りて平穩と寧靜をえん彼を畏れしむる者なかるべし　十一　エホバいふ我汝と偕にありて汝を救は
ん設令われ汝を散せし國々を悉く滅しつくすとも汝をば滅しつくさじされど我道をもて汝を懲さん汝を全
たく罰せずにはおかざるべし○　十二　エホバかくいふ汝の創は愈ず汝の傷は重し　十三　汝の訟を理す者なく汝の創
を裹む膏藥あらず　十四　汝の愛する者は皆汝を忘れて汝を求めず是汝の愆の多きと罰の數多なるによりて我仇
敵の撃がごとく汝を撃ち嚴く汝を懲せばなり　十五　何ぞ汝の創のために叫ぶや汝の患は愈ることなし汝の愆の
多きと罪の數多なるによりて我これを汝になすなり　十六　然どすべて汝を食ふ者は食はれすべて汝を虐ぐる者
は皆とらへられ汝を掠る者は掠られん凡て汝の物を奪ふ者は我これをして奪はるゝ事にあはしむべし　十七　エホ

バいふ我汝に膏藥を貼り汝の傷を醫さんそハ人汝を棄られし者とよび尋る者なきシオンといへばなり○ 十八
エホバかくいふ視よわれかの擄移されたるヤコブの天幕をかへし其住居をあハれまん斯邑ハその故の丘垤
に建られん城にハ宜き樣に人住ハん 十九 感謝と歡樂者の聲とそのうちよりいでん我これらを增ん彼ら少からじ
我彼らを崇せん彼ら藐められじ 二十 其子ハ曩昔のごとくあらん其集會ハ我前に固く立ん凡かれを虐ぐる者ハ
我これを罰せん 二一 其首領ハ本族よりいで其督者ハその中よりいでん我彼をちかづけ彼に近かん誰かその生
命を繫て我に近くものあらんやとエホバいふ 二二 汝等ハ我民となり我ハ汝らの神とならん 二三 みよエホバの暴
風あり怒と旋轉風いでゝ惡人の首をうたん 二四 エホバの烈き怒ハかれがその心の思を行ひてこれを遂るまで
ハ息じ末の日に汝ら明にこれを曉らん

第三十一章

一 エホバいひたまふ其時われハイスラエルの諸の族の神となり彼らハ我民とならん 二 エホバかく
いひたまふ劍をのがれて遺りし民ハ曠野の中に恩を獲たりわれ往て彼イスラエルに安息をあたへん 三 遠方
よりエホバ我に顯れていひたまふ我窮なき愛をもて汝を愛せり故にわれたえず汝をめぐむなり 四 イスラエ
ルの童女よわれ復び汝を建ん汝ハ建らるべし汝ふたゝび鼗をもて身を飾り歡樂者の舞にいでん 五 汝また葡
萄の樹をサマリヤの山に植ん植る者ハ植てその果を食ふことをえん 六 エフライムの山の上に守望者の立て
呼はる日きたらん、いハく汝ら起よ我らシオンにのぼりて我儕の神エホバにまうでんと 七 エホバかくいひた
まふ汝らヤコブの爲に歡て呼はり萬國の首なる者のために叫べ汝ら示し且歌ひて言へエホバよ願くハイス
ラエルの遺れる者汝の民を救ひたまへと 八 みよ我彼らを北の地よりひきかへり彼らを地の極より集めん彼
らの中にハ瞽者跛者孕める婦子を產し婦ともに居る彼らハ大なる群をなして此處にかへらん 九 彼ら悲泣來
らん我かれらをして祈禱をもて來らしめ直くして蹶かざる途より水の流に步みいたらしめん我ハイスラエ

ルの父にしてエフライムは我長子なればなり○ 十 萬國の民よ汝らヱホバの言をきゝ之を遠き諸島に示して
いへイスラエルを散せしものこれを聚め牧者のその群を守るが如く之を守らん 十一 すなはちヱホバヤコブを
贖ひ彼等よりも强き者の手よりこれを救出したまへり 十二 彼等は來てシオンの頂によばゝりヱホバの賜ひし
福なる麥と酒と油および若き羊と牛の爲に寄集はんその靈魂は灌ふ園のごとくならん彼等は重て愁ふること
と無るべし 十三 その時童女は舞てたのしみ壯者と老者もろともに樂しまん我かれらの悲をかへて喜となしか
れらの愁をさりてこれを慰さめん 十四 われ膏をもて祭司の心を飫しめ我恩をもて我民に滿しめんとヱホバ言
たまふ○ 十五 ヱホバかくいひたまふ歎き悲みいたく憂ふる聲ラマに聞ゆラケルその兒子のために歎きその兒
子のあらずなりしによりて慰をえず 十六 ヱホバかくいひたまふ汝の聲を禁て哭こと勿れ汝の目を禁て淚を流
すこと勿れ汝の工に報あるべし彼等は其敵の地より歸らんとヱホバいひたまふ 十七 汝の後の日に望あり兒子
等その境に歸らんとヱホバいひたまふ○ 十八 われ固にエフライムのみづから歎くをきけり云く汝は我を懲し
めたまふ我は軛に馴ざる犢のごとくに懲治を受たりヱホバよ汝はわが神なれば我を率轉したまへ然ば我轉
るべし 十九 われ轉りし後に悔い教を承しのちに我髀を擊つ我幼時の羞を身にもてば耻ぢかつ辱しめらるゝな
りと 二十 ヱホバいひたまふエフライムは我愛するところの子悅ぶところの子ならずや我彼にむかひてかたる
ひごとに彼を念はざるを得ず是をもて我膓かれの爲に痛む我必ず彼を恤むべし 二一 汝のために指路號を置き汝
のために柱をたてよ汝のゆける道なる大路に心をとめよイスラエルの童女よ歸れこの汝の邑々にかへれよ
二二 遊ける女よ汝いつまで流蕩ふやヱホバ新き事を地に創造らん女は男を抱くべし○ 二十三 萬軍のヱホバイスラ
エルの神かくいひたまふ我かの俘囚し者を返さん時人々復ユダの地とその邑々に於て此言をいはん義き居
所よ聖き山よ願くはヱホバ汝を惠みたまへと 二四 ユダとその諸の邑々に農夫と群を牧ふものの偕に住はん 二五 わ

れ疲れたる靈魂を飫しめすべての憂ふる靈魂をなぐさむるなり
二六 茲にわれ目を醒しみるに我眠は甘かりし
○二七 エホバいひたまふ視よ我が人の種と畜の種とをイスラエルの家とユダの家とに播く日いたらん
二八 我彼らを拔き毀ち覆し滅し難さんとうかゞひし如くまた彼らを建植んとうかゞふべしとエホバいひたまふ
二九 その時彼らは父が酸き葡萄を食ひしによりて兒子の齒齼くと再びいはざるべし
三十 人はおのおの自己の惡によりて死なん凡て酸き葡萄をくらふ人はその齒齼く
○三一 エホバいひたまふみよ我イスラエルの家とユダの家とに新しき契約を立る日きたらん
三二 この契約はわが彼らの先祖の手をとりてエジプトの地よりこれを導きいだせし日に立し所の如きにあらず我かれらを娶りたれども彼らはその我契約を破れりとエホバいひたまふ
三三 然ど彼の日の後にわがイスラエルの家に立んところの契約は此なり即ちわれ我律法をかれらの衷におきその心の上に錄さん我は彼らの神となり彼らは我民となるべしとエホバいひたまふ
三四 人おのおの其隣とその兄弟に敎へて汝エホバを識れと復いはざらん其は少より大にいたるまで悉く我をしるべければなりとエホバいひたまふ我彼らの不義を赦しその罪をまた思はざるべし
三五 エホバかく言すなはち是日をあたへて晝の光となし月と星をさだめて夜の光となし海を激してその濤を鳴しむる者その名は萬軍のエホバと言なり
三六 エホバいひたまふもし此等の規律我前に廢らばイスラエルの子孫も我前に廢りて永遠も民たることを得ざるべし
三七 エホバかくいひたまふ若し上の天量ることを得下の地の基探ることをえば我またイスラエルのすべての子孫を其もろもろの行のために棄べしエホバこれをいふ
三八 エホバいひたまふ視よ此邑ハナニエルの塔より隅の門までエホバの爲に建つ日きたらん
三九 量繩ふたゝび直ちにガレブの岡をこえゴアテの方に轉るべし
四十 屍と灰の谷またケデロンの溪にいたるまでと東の方の馬の門の隅にいたるまでの諸の田地皆エホバの聖き處となり永遠におよぶまで再び拔れまた覆さるゝ事なかるべし

第三十二章 一 ユダの王ゼデキヤの十年即ち子ブカデ子ザルの十八年の頃エホバの言エレミヤにのぞめり 二
の時バビロンの軍勢エルサレムを攻環み居て預言者エレミヤはユダの王の室にある獄の庭の内に禁錮られ
たり 三 ユダの王ゼデキヤ彼を禁錮ていひけるは汝何故に預言してエホバかく云たまふといふや云く視よ我
この邑をバビロン王の手に付さん彼之を取るべし 四 またユダの王ゼデキヤはカルデヤ人の手より脱れず必
ずバビロン王の手に付され口と口とあひ語り目と目あひ觀るべし 五 彼ゼデキヤをバビロンに携きゆかんゼ
デキヤはわが彼を顧る時まで彼處に居んとエホバいひたまふ汝らカルデヤ人と戰ふとも勝ことを得じと○
六 エレミヤいふエホバの言我に臨みていはく 七 みよ汝の叔父シャルムの子ハナメル汝にきたりていはん汝
アナトテに在るわが田地を買へそは之を贖ふ事は汝の分なればなりと 八 かくてエホバの言のごとく我叔父
の子ハナメル獄の庭にて我に來り云けるは願くは汝ベニヤミンの地のアナトテに在るわが田地を買へそは
之を嗣ことこれを贖ふことは汝の分なれば汝みづからこれを買ひとれとところに於てわれ此はエホバの言なり
と知りたれば 九 我叔父の子ハナメルがアナトテにもてる田地をかひて彼に銀十七シケルを稱てあたふ 十 す
なはち我その契券を書てこれに封印し証人をたて權衡をもて銀を稱て與ふ 十一 而してわれその約定をのする
ところの封印せし買券とその開きたるものを取り 十二 わが叔父の子ハナメルと買券に印せし証人の前および
獄の庭に坐するユダ人の前にてその買契をマアセヤの子なる子リヤの子バルクに與へ 十三 彼らの前にてわれ
バルクに命じていひけるは 十四 萬軍のエホバイスラエルの神かく云たまふ汝これらの契券すなはち此買券の
封印せし者と開きたるものを取り之を瓦器の中に貯へて多の日の間保たしめよ 十五 萬軍のエホバイスラエル
の神かくいひたまふそは此地に於て人復屋と田地と葡萄園を買ふにいたらんと○ 十六 われ買契を子リヤの子
バルクに付せしのちエホバに祈りて云けるは 十七 嗚呼主エホバよ汝はその大なる能力と伸たる腕をもて天と

地とを造り賜へり汝に爲す能はざるところなし 十八 汝は恩惠を千萬人に施し又父の罪をその後の子孫の懷に報
いたまふ汝は大なる全能の神にいまして其名は萬軍のヱホバとまうすなり 十九 汝の謀略は大なり汝は事をな
すに能あり汝の目は人のこどもらの諸の途を鑒そなはしおの〳〵の行に循ひその行爲の果によりて之に報いた
まふ 二十 汝休徴と奇跡をエジプトの地に行ひたまひて今日にいたるまたイスラエルと他の民の中にも
然りかくして今日のごとくに汝の名を揚たまへり 二一 汝は休徴と奇跡と强き手と伸たる腕と大なる怖しき
事をもて汝の民イスラエルをエジプトの地より導きいだし 二二 この地を彼らにたまへり是即ち汝がかれらの
先祖等に與へんと誓ひたまひし乳と蜜の流るゝ地なり 二三 彼等すなはち入てこれを獲たりしかども汝の聲に
遵はず汝の例典を行はず凡て汝がなせと命じたまひし事を爲ざりしによりて汝この災を其上にくだらしむ
二四 みよ壘成り是この邑を取んとて來れるなり劍と饑饉と疫病のためにこの邑は之を攻るカルデヤ人の手に
付さる汝のいひたまひしことは既に成れり汝之を見たまふなり 二五 主ヱホバよ汝われに銀をもて田地を買へ
證人を立よといひたまへり然るにこの邑はカルデヤ人の手に付さる○ 二六 時にヱホバの言ヱレミヤに臨みて
いふ 二七 みよ我はヱホバなりすべて血氣ある者の神なり我に爲す能はざるところあらんや 二八 故にヱホバかく
いふ視よわれ此邑をカルデヤ人の手とバビロンの王ネブカデネザルの手に付さん彼これを取るべし 二九 この
邑を攻るところのカルデヤ人きたり火をこの邑に放て之を焚ん屋蓋のうへにて人がバアルに香を焚き他の
神に酒をそゝぎて我を怒らせしその屋をも彼ら亦焚ん 三十 そはイスラエルの子孫とユダの子孫はその幼少時
よりわが前に惡き事のみをなしまたイスラエルの民はその手の作爲をもて我をいからする事のみをなした
ればなりヱホバ之をいふ 三一 此邑はその建し日より今日にいたるまで我震怒を惹き我憤恨をおこすところの
者なれば我前よりわれ之を除かんとするなり 三二 こはイスラエルの民とユダの民諸の惡を行て我を怒らせ

こによりてなり彼らその王等その牧伯等その祭司その預言者およびユダの人々とエルサレムに住る者皆然
なせり 三三 彼ら背を我にむけて面を我にむけずわれ彼らををしへ頻に教ふれどもかれらハ教をきかずしてう
けざるなり 三四 彼らハ憎むべき物をわが名をもて稱へらるゝ室にたてゝ之を汚し 三五 又ベンヒンノムの谷にあ
るバアルの崇邱を築きその子女をモロクに獻げたりわれハ彼らにこの憎むべきことを行ひてユダに罪
を犯さしむることを命ぜず斯る事ハ我心におもはざりしなり○ 三六 いまイスラエルの神エホバこの邑すなハ
ち汝らが劍と饑饉と疫病のためにバビロン王の手に付されんといひし所の邑につきて斯いひたまふ 三七 みよ
われ我震怒と憤恨と大なる怒をもて彼らを逐やりし諸の國より彼らを集め此處に導きかへりて安然に居ら
しめん 三八 彼らハ我民となり我ハ彼らの神とならん 三九 われ彼らに一の心と一の途をあたへて常に我を畏しめ
んこハ彼らと其子孫とに福をえせしめん爲なり 四十 われ彼らを棄ずして恩を施すべしといふ永遠の契約をか
れらにたて我を畏るゝの畏をかれらの心におきて我を離れざらしめん 四一 われ悦びて彼らに恩を施し心を盡
し精神をつくして誠に彼らを此地に植べし 四二 エホバかくいひたまふわれ此諸の大なる災をこの民に降せ
しごとくわがかれらに言し諸の福をかれらに降さん 四三 人衆この地に田野を買ハん是汝等が荒て人も畜も
なきにいたりカルデヤ人の手に付されしといへる地なり 四四 人衆ベニヤミンの地とエルサレムの四周とユダ
の邑々と山の邑々と平地の邑々と南の方の邑々において銀をもて田野をかひ契券を書てこれに封印し又
證人をたてんそハ我かの俘囚者を歸らしむればなりとエホバいひたまふ

第三十三章

一 エレミヤ尚獄の庭に禁錮られてをる時エホバの言ふたゝび彼に臨みていふ 二 事をおこなふエホ
バ事をなしてこれを成就るエホバその名をエホバと名る者かく言ふ 三 汝われに籲求めよわれ汝に應へんま
た汝が知ざる大なる事と秘密たることとを汝に示さん○ 四 イスラエルの神エホバ壘と劍によりて毀たれた

るこの邑の室とユダの王の室につきてかくいひたまふ 五 彼らカルデヤ人と戰はんとて來る是は我震怒と憤恨をもて殺すところの人々の屍体充るにいたらん我かれらの諸の惡のためにわが面をこの邑に蔽ひかくせり 六 視よわれ卷布と良藥をこれに持きたりて人々を醫し平康と眞實の豐厚なるをこれに示さん 七 われユダの俘囚人とイスラエルの俘囚人を歸らしめ彼らを建て從前のごとくになすべし 八 われ彼らが我にむかひて犯せし一切の罪を潔め彼らが我にむかひて犯し且行ひし一切の罪を赦さん 九 此邑は地のもろもろの民の中において我がために欣喜の名となり讚美となり榮輝となるべし彼等はわが此民にほどこすところの諸の恩惠を聞ん而してわがこの邑にほどこすところの諸の恩惠と諸の福祿のために發振へ且身を動搖さん○ 十 エホバかくいひたまへり汝らが荒て人もなく畜もなしといひしこの處 即ち荒れて人もなく住む者もなく畜もなきユダの邑とエルサレムの衢に 十一 再び欣喜の聲歡樂の聲新娶者の聲新婦の聲および萬軍のエホバをあがめよエホバは善にしてその矜恤は窮なしといひて其感謝の祭物をエホバの室に携ふる者の聲聞ゆべし蓋われこの地の俘囚人を返らしめて初のごとくになすべければなりエホバ之をいひたまふ○ 十二 萬軍のエホバかくいひたまふ荒て人もなく畜もなきこの處と其すべての邑々に再び牧者のその群を伏しむる牧場あるにいたらん 十三 山の邑と平地の邑と南の方の邑とベニヤミンの地とエルサレムの四周とユダの邑において群ふたゝびその之を核ふる者の手の下を過らんとエホバいひたまふ○ 十四 エホバ言たまはく視よ我イスラエルの家とユダの家に語りし善言を成就る日きたらん 十五 その日その時にいたらばわれダビデの爲に一の義き枝を生せしめん彼は公道と公義を地に行ふべし 十六 その日ユダは救をえエルサレムは安らかに居らんその名をエホバ我儕の義と稱へらるべし 十七 エホバかくいひたまふイスラエルの家の位に坐する人ダビデに缺ることとなかるべし 十八 また我前に燔祭をさゝげ素祭を燃し恒に犧牲を獻る人レビ人なる祭司に絕ざるべし○ 十九 エホ

バのことばエレミヤに臨みていふ 二十 エホバかくいふ汝らもし我晝につきての契約と我夜につきての契約を
破りてうの時々に晝も夜もなからしむることをえば 二一 僕ダビデに吾が立し契約もまた破れうの子はかれの
位に坐して王とあることをえざらんまたわが我に事ふるレビ人なる祭司に立し契約も破れん 二二 天の星は數へ
られず濱の沙は量られずわれうの如く我僕ダビデの裔と我に事ふるレビ人を増ん 二三 エホバの言またエレミ
ヤに臨みていふ 二四 汝この民の語りてエホバはうの選し二の族を棄たりといふを聞ざるか彼らはかく我民を
藐しててうの眼にこれを國と見なさゞるなり 二五 エホバかくいひたまふもしわれ晝と夜とについての契約を立
ずまた天地の律法を定めずば 二六 われヤコブと我僕ダビデとの裔をすてゝ再びかれの裔の中よりアブラハム
イサクヤコブの裔を治むる者を取ざるべし我うの俘囚し者を返らしめこれを憐れむべし

第三十四章

一 バビロンの王ネブカデネザルうの全軍および己の手の下に屬するところの地の列國の人および
諸の民を率てエルサレムとうの諸邑を攻めて戰ふ時エホバの言エレミヤに臨みていふ 二 イスラエルの神エ
ホバかくいふ汝ゆきてユダの王ゼデキヤに告ていふべしエホバかくいひたまふ視よわれ此邑をバビロン王
の手に付さん彼火をもて之を焚べし 三 汝はうの手を脱れず必ず擒へられてこれが手に付されん汝の目はバ
ビロン王の目をみ又かれの口は汝の口と語ふべし汝はバビロンにゆくにいたらん 四 然どユダの王ゼデキヤ
よエホバの言をきけエホバ汝の事につきてかくいひたまふ汝は劍に死じ 五 汝は安らかに死なん民は汝の先
祖たる汝の先の王等の爲に香を焚しごとく汝のためにも香を焚き且汝のために嘆て嗚呼主よといはん我こ
の言をいふとエホバいひたまふ 六 預言者エレミヤすなはち此言をことごとくエルサレムにてユダの王ゼデ
キヤにつげたり 七 時にバビロン王の軍勢はエルサレムおよび存れるユダの諸の邑を攻めラキシとアゼカを
攻て戰ひせる其はユダの諸邑のうちに是等の城堅の邑尙存りゐたればなり ○ 八 ゼデキヤ王エルサレムに居る

諸の民と契約を立て彼らに釋放の事を宣示せし後ヱホバの言ヱレミヤに臨めり 九 その契約はすなはち人を
しておのおの其僕婢なるヘブルの男女を釋たしめその兄弟なるユダヤ人を奴隷となさゞらしむる者な
りき 十 この契約をなせし牧伯等とすべての民は人おのおのその僕婢を釋ちて再び之を奴隷となすべから
ずといふをきゝて遂にこれに聽したがひてこれを釋ちしが 十一 後に心をひるがへしてその釋ちし僕婢をひ
きかへりて再び之を伏從はしめて僕婢となせり 十二 是故にヱホバの言ヱホバよりヱレミヤにのぞみて云ふ 十三
イスラエルの神ヱホバかくいふ我汝らの先祖をエジプトの地より奴隷たりし宅より導きいだせし時彼らと
契約を立ていひけらく 十四 汝らの兄弟なるヘブル人の身を汝らに賣たる者をば七年の終に汝らおのおのこれ
を釋つべし彼六年汝につかへたらば之を釋つべしと然るに汝らの先祖等は我に聽ず亦その耳を傾けざりし
十五 されど汝らは今日心をあらためておのおの其鄰人に釋放の事を示してわが目に正とみゆる事を行ひ且我名
をもて稱へらるゝ室に於て我前に契約を立たり 十六 然るに汝ら再び心をひるがへして我名を汚し各自釋ちて
其心に任せしめたる僕婢をひき歸り再び之を伏從しめて汝らの僕婢となせり 十七 この故にヱホバかくい
ひたまふ汝ら我に聽ておのおの其兄弟とその鄰に釋放の事を示さゞりしによりて視よわれ汝らの爲に釋放
を示して汝らを劍と饑饉と疫病にわたさん我汝らをして地の諸の國にて艱難をうけしむべし 十八 ヱホバこれ
を云ふ犢を兩にさきて其二個の間を過り我前に契約をたてゝ却つて其言に從へずわが契約をやぶる人々 十九
即ち兩ツ分ちし犢の間を過りしユダの牧伯等ヱルサレムの牧伯等と寺人と祭司とこの地のすべての民を 二十
われ其敵の手とその生命を索る者の手に付さんその屍体は天空の鳥と野の獸の食物となるべし 二十一 且われユ
ダの王ゼデキヤとその牧伯等をその敵の手と其生命を索むる者の手汝らを離れて去しバビロン王の軍勢の手
に付さん 二十二 ヱホバいひたまふ視よ我彼らに命じて此邑に歸らしめん彼らこの邑を攻て戰ひ之を取り火をも

て焚くべしわれユダの諸邑を住人なき荒地となさん

第三十五章 一 ユダの王ヨシヤの子エホヤキムの時エレミヤにのぞみしエホバの言いふ 二 汝レカブ人の家に往
て彼らとかたり彼らをエホバの室の一房に携きたりて酒をのませよと 三 是に於てわれハバジニヤの子なる
エレミヤの子ヤザニヤとその兄弟とその諸子およびレカブ人の全家を取り 四 これをエホバの室にあるハナ
ンの諸子の房につれきたれりハナンはイグダリヤの子にして神の人なりその房は牧伯等の房の次にして門
を守るシヤレムの子マアシヤの房のうへに在り 五 われすなはちレカブ人の家の諸子の前に酒を満したる壺
と杯を置き彼らに告て汝ら酒を飲めといひければ 六 彼らこたへけるは我儕は酒をのまず蓋レカブの子なる
われらの先祖ヨナダブ我らに命じて汝等と汝らの子孫はいつまでも酒をのむべからず 七 また汝ら屋を建ず
種をまかず葡萄園を植ざれ亦これを有べからず汝らの生存ふるあひだ幕屋に居れ然ば汝らが寄寓ところの
地に於て汝らの生命長からんと云たればなり 八 斯我らはレカブの子なるわれらの先祖ヨナダブの凡て命せ
し言に遵ひて我儕とわれらの妻と子女は生存ふるあひだ酒を飲ず 九 我らは住べき屋を建ず葡萄園も田野
も種も有ずして 十 幕屋にをりすべて我儕の先祖ヨナダブが我らに命ぜしごとく行へり 十一 然どバビロンの王
子ブカデ子ザルがこの地に上り来りしとき我ら云けるは我らカルデヤ人の軍勢とスリヤ人の軍勢を畏るれ
ば去来エルサレムにゆかんとすなはち我らはエルサレムに住へり○ 十二 時にエホバの言エレミヤにのぞみて
いふ 十三 萬軍のエホバイスラエルの神かくいふ汝ゆきてユダの人々とエルサレムに住る者とに告よエホバい
ひたまふ汝らは我言を聴て教を受ざるか 十四 レカブの子ヨナダブがその子孫に酒を飲むべからずと命ぜし言
は行はる彼らは今日に至まで酒をのまず其先祖の命令に遵なり然るに汝らは吾汝らに語り頻に語れども我
にきかざるなり 十五 我また我僕なる預言者たちを汝らに遣し頻にこれを遣していはせけるは汝らいまおのお

の其惡き道を離れて歸り汝らの行をあらためよ他の神に從ひて之に奉ふる勿れ然ば汝らはわが汝らと汝ら
の先祖に與へたるこの地に住ことをえんと然ど汝らは耳を傾ず我にきゝざりき 十六 レカブの子ヨナダブの子
孫はその先祖が彼らに命ぜしところの命令に遵ふなり然ど此民は我に聽ず 十七 この故に萬軍の神ヱホバイス
ラエルの神かくいふ視よわれユダとヱルサレムに住る者とに我彼らにつきていひし所の災を降さん我かれ
らに語れども聽ずかれらを召ども應へざればなり 十八 玆にヱレミヤ、レカブ人の家にいひけるは萬軍のヱホバ
イスラエルの神かくいひたまふ汝らはその先祖ヨナダブの命に遵ひその凡の誡を守り彼が汝らに命ぜしこ
とを行ふ 十九 是によりて萬軍のヱホバ、イスラエルの神かくいひたまふレカブの子ヨナダブには我前に立つ人
いつまでも缺ることあらじ

第三十六章

一 ユダの王ヨシヤの子ヱホヤキムの四年にこの言ヱホバよりヱレミヤに臨みていふ 二 汝卷物をと
り我汝に語りし日即ちヨシヤの日より今日に至るまでイスラエルとユダと萬國とにつきてわが汝に語りし
すべての言を之に錄せ 三 ユダの家わが降さんと擬るところの災をきゝて各自その惡き途をはなれて轉るこ
ともあらん然ばわれその愆とその罪を赦すべし 四 是に於てヱレミヤ、ネリヤの子バルクを召べりバルクすな
はちヱレミヤの口にしたがひヱホバの彼に告たまひし言をことごとく卷物に錄せり 五 ヱレミヤ、バルクに云
けるはわれは禁錮られたればヱホバの室に往くことを得ず 六 故に汝ゆきて汝が我の口にしたがひて卷物に
錄したるヱホバの言をよみ斷食の日にヱホバの室に於て民の耳にこれを聽しめよまた之を讀みてユダの人
々のその邑々より來れる者の耳に聽しむべし 七 彼らヱホバの前にその祈禱を獻り各自その惡き途をはなれ
て轉ることもあらんヱホバの此民につきてのべたまひし怒と憤は大なり 八 斯てネリヤの子バルクは凡て
預言者ヱレミヤが己に命ぜしごとくヱホバの室にてその卷物よりヱホバの言を讀り○ 九 ユダの王ヨシヤの

子エホヤキムの五年九月エルサレムの諸の民およびユダの諸邑よりエルサレムに來れる諸の民にエホバの前に斷食を行ふべきことを宣示さる 十 バルクエホバの室の上庭に於てエホバの室の新しき門の入口の旁にあるシヤパンの子なる書記ゲマリヤの房にてその書よりエレミヤの言を民に讀きかせたり 十一 シヤパンの子なるゲマリヤの子ミカヤその書のエホバの言を盡くきゝて 十二 王の室にある書記の房にくだりいたるに諸の牧伯等即ち書記エリシヤマシマヤの子デラヤアカボルの子エルナタンシヤバンの子ゲマリヤハナニヤの子ゼデキヤおよび諸の牧伯等そこに坐せり 十三 ミカヤバルクが書を讀て民の耳に聽せしときに己が聽し所のすべての言を彼らに告ければ 十四 牧伯等クシの子シレミヤの子なるネタニヤの子エホデをバルクに遣していはせけるは汝が民に讀きかせしその卷物を手に取て來れとネリヤの子バルクすなはち手に卷物を取りて彼らの許にきたりたれば 十五 彼らバルクにいひけるは請ふ坐して之を我らに讀きかせよとバルクすなはち彼らに讀聞せたり 十六 彼らその諸の言をきゝて俱に懼れバルクにいひけるは我ら必ずこの諸の言を王に告んと 十七 またバルクに問ていひけるは請ふ汝いかにこの諸の言をかれの口にしたがひて錄せしや我らに告よ 十八 バルク答へけるは彼その口をもてこの諸の言を我に述べたれば我れ墨をもて之を書に錄せり 十九 牧伯等バルクにいひけるは汝ゆきてエレミヤとゝもに身を匿し在所を人に知るべからずと 二十 すなはち卷物を書記エリシヤマの房に置きて庭にいり王に詣てこの諸の言を王につげふれば 二十一 王その卷物を持來らせんとてエホデを遣はせりエホデすなはち書記エリシヤマの房より卷物を取來りて之を王と王の側に立るすべての牧伯等に讀みきかせたり 二十二 時は九月にして王冬の室に坐せり其前に火の燃る爐あり 二十三 エホデ三枚か四枚を讀ける時王小刀をもてその卷物を切割き爐の火に投いれて之を盡く爐の火に焚り 二十四 王とその臣僕等はこの諸の言をきけども懼れず亦その衣を裂ざりき 二十五 エルナタンデラヤゲマリヤ等王にその卷物を焚たまふ勿れと求めたれど

も聽ざりき 二六 王ハンメレタの子エラメルとアヅリエルの子セラヤとアブデルの子セレメヤに書記バルクと
預言者エレミヤを執へよと命ぜしがエホバかれらを匿したまへり○ 二七 王卷物およびバルクがエレミヤの口
にしたがひて記せし言を焚しのちエホバの言エレミヤに臨ていふ 二八 汝また他の卷物をとりユダの王エホヤ
キムが焚しところの前の卷物の中の言をことごとく其に錄せ 二九 汝またユダの王エホヤキムに告よエホバか
くいふ汝かの卷物を焚ていへり汝何なれば此卷物に錄してバビロンの王必ず來てこの地を滅し此に人と畜
を絕さんと云しやと 三十 この故にエホバユダの王エホヤキムにつきてかくいひたまふ彼にはダビデの位に坐
する者無にいたらん且かれの屍は棄られて晝は熱氣にあひ夜は寒氣にあれん 三一 我また彼とその子孫とその
臣僕等をその惡のために罰せんまた彼らとエルサレムの民とユダの人々には我わがかれらにつきて語りし
かども彼らが聽ことをせざりし所の禍を降すべし○ 三二 是に於てエレミヤ他の卷物を取てネリヤの子書記バ
ルクにあたふバルクすなはちユダの王エホヤキムが火に焚たるところの書の諸の言をエレミヤの口にした
がひて之に錄し外にまた斯る言を多く之に加へたり

第三十七章

一 ヨシヤの子ゼデキヤエホヤキムの子コニヤに代りて王となる、バビロンの王ネブカデネザル彼を
ユダの地に王となせしなり 二 彼もその臣僕等もその地の人々もエホバが預言者エレミヤによりて示したま
ひし言を聽ざりき 三 ゼデキヤ王セレミヤの子ユカルとマアセヤの子祭司ゼパネヤを預言者エレミヤに遣し
て請ふ汝我らの爲に我らの神エホバに祈れといはしめむ 四 エレミヤは民の中に出入せりそはいまだ獄に入ら
れざればなり 五 パロの軍勢のエジプトより來りしかばエルサレムを攻圍みたるカルデヤ人は其音信をきゝ
てエルサレムを退けり○ 六 時にエホバの言預言者エレミヤにのぞみていふ 七 イスラエルの神エホバかくい
ふ汝らを遣して我に求めしユダの王にかくいへ汝らを救はんとて出きたりしパロの軍勢はおのれの地エジ

ブトへ歸らん 八 カルデヤ人再び來りてこの邑を攻て戰ひこれを取り火をもて焚べし エホバかくいふ汝ら
カルデヤ人は必ず我らをはなれて去んといひて自ら欺く勿れ彼らは去ざるべし 十 設令汝らおのれを攻て戰
ふところのカルデヤ人の軍勢を悉く撃ちやぶりてその中に負傷人のみを遺すとも彼らはおの〳〵其幕屋に
起ちあがり火をもて此邑を焚かん○ 十一 茲にカルデヤ人の軍勢パロの軍勢を懼れてエルサレムを退きければ
十二 エレミヤベニヤミンの地にゆき彼處にて其分を民の中に分ち取んとてエルサレムをいでんとせしが 十三 ベ
ニヤミンの門にいりし時そこにハナニヤの子シレミヤの子なるイリヤと名くる門守をり預言者エレミヤを
執へて汝はカルデヤ人に降るなりといふ 十四 エレミヤいひけるは詐なり我はカルデヤ人に降るにあらずと然
どイリヤこれを聽ずエレミヤを執へて侯伯等の許に引ゆけり 十五 侯伯すなはち怒りてエレミヤを撻ちこれを
書記ヨナタンの室の獄にいれたり蓋この室を獄となしたればなり 十六 エレミヤ獄にいり土牢に入てそこに多
の日を送りしのち 十七 ゼデキヤ王人を遣して彼をひきいださしむ而して王室にて竊にこれにいひけるはエホ
バより臨める言あるやとエレミヤ答へていひけるは有り汝はバビロン王の手に付されん 十八 エレミヤまたゼ
デキヤ王にいひけるは我汝あるひは汝の臣僕或はこの民に何なる罪を犯したれば汝ら我を獄にいれしや 十九
汝らに預言してバビロンの王は汝らにも此地にも攻來らじといひし汝らの預言者はいま何處にあるや 二十 さ
れば王わが君よ願くはいま我に聽たまへ請ふわが願望を受納れたまへ我を書記ヨナタンの家に歸らしめた
まふなかれ恐くは我彼處に死なんと 二十一 是においてゼデキヤ王命じてエレミヤを獄の庭にいれしめ且邑のパ
ンの悉く盡るまでパンを製る者の街より日々に一片のパンを彼に與へしむ即ちエレミヤは獄の庭にをる

第三十八章

一 マッタンの子シパテヤパシユルの子ゲダリアシレミヤの子ユカルマルキヤの子パシユルエレミ
ヤがすべての民に告たるその言を聞り 二 云くエホバかくいひたまふこの邑に留るものは劍と饑饉と疫病に

死べし然どいでゝカルデヤ人に降る者は生んすなはちその生命をおのれの掠取物となして生べし 三 ヱホバ
かくいひたまふこの邑は必ずバビロン王の軍勢の手に付されん彼之を取べしと 四 是をもてかの牧伯等王に
いひけるは請ふこの人を殺したまへ彼はかくの如き言をのべて此邑に遺れる兵卒の手と民の手を弱くす夫
人は民の安を求めずしてその害を求るなりと 五 ゼデキヤ王いひけるは視よ彼は汝らの手にあり王は汝らに
逆ふこと能はざるなりと 六 彼らすなはちヱレミヤを取て獄の庭にあるハンメレクの子マルキヤの阱に投い
る即ち索をもてヱレミヤを縋下せしがその阱は水なくして汚泥のみなりければヱレミヤは汚泥のなかに沈
めり 七 王の室の寺人エテオピヤ人エベデメレク彼らがヱレミヤを阱になげいれしを聞り時に王ベニヤミン
の門に坐しゐたれば 八 エベデメレク王の室よりいでゆきて王にいひけるは 九 王わが君よかの人々が預言者
ヱレミヤに行ひし事は皆好らず彼らこれを阱になげ入たり邑の中に食物なければ彼はその居るところに餓
死せん 十 王エテオピヤ人エベデメレクに命じていひけるは汝こゝより三十人を携へゆきて預言者ヱレミヤ
をその死ざる先に阱より曳あげよと 十一 エベデメレクすなはちその人々を携へて王の室の庫の下にいり其處
より破れたる舊き衣の布片をとり索をもてこれを阱にをるヱレミヤの所に縋下せり 十二 而してエテオピヤ人
エベデメレクヱレミヤに告て汝この破れたる舊き衣の布片を汝の腋の下にはさみて索に當よと云ければヱ
レミヤ然なせり 十三 彼らすなはち索をもてヱレミヤを阱より曳あげたりヱレミヤは獄の庭にをる○ 十四 かくて
ゼデキヤ王人を遣して預言者ヱレミヤをヱホバの室の第三の門につれきたらしめ王ヱレミヤにいひけるは
我汝に問ことあり毫もわれに隱す勿れ 十五 ヱレミヤゼデキヤにいひけるは我もし汝に示さば汝必ならず我を
殺さゞらんや假令我汝を勸るとも汝われに聽じ 十六 ゼデキヤ王密にヱレミヤに誓ひていひけるは我らにこの
靈魂を造りあたへしヱホバは活く我汝を殺さず汝の生命を索むる者の手に汝を付さじ 十七 ヱレミヤゼデキヤ

にいひけるハ萬軍の神イスラエルの神エホバかくいひたまふ汝もしまことにバビロン王の牧伯等に降らバ
汝の生命活んまた此邑ハ火にて焚れず汝と汝の家の者はいくべし 十八 然ど汝もし出てバビロンの王の牧伯等
に降らずバ此邑はカルデヤ人の手に付されん彼らは火をもて之を焚ん汝はその手を脱れざるべし 十九 ゼデキ
ヤ王エレミヤに云けるは我カルデヤ人に降りしところのユダ人を恐る恐くはカルデヤ人我をかれらの手に
付さん彼ら我を辱めん 二十 エレミヤいひけるは彼らは汝を付さじ願くハわが汝に告しエホバの聲に聽たが
ひたまへさらバ汝祥をえん汝の生命いきん 二一 然ど汝もし降ることを否までエホバこの言を我に示したまふ
二二 すなはちユダの王の室に遺れる婦は皆バビロンの王の牧伯等の所に曳いだされん其婦等いはん汝の朋友
等は汝を誘ひて汝に勝り汝の足は泥に沈む彼らは退き去る 二三 汝の妻たちと汝の子女等はカルデヤ人の所に
曳出されん汝は其手を脱れじバビロンの王の手に執へられん汝此邑をして火に焚しめん 二四 ゼデキヤエレミ
ヤにいひけるは汝この事を人に知する勿れさらバ汝殺されじ 二五 もし牧伯等わが汝と語りしことを我儕に告
げよ我らに隱す勿れ然ば我ら汝を殺さじ又王の汝に語りしことを告よといはゞ 二六 汝彼らに答へて我王に求
めて我をヨナタンの家に歸して彼處に死しむるまき勿れといへりといふべし○ 二七 かくて牧伯等エレミヤに
きたりて問けるに彼王の命ぜし言のごとく彼らに告たれバその事露はれざりき是をもて彼ら彼とものいふ
ことを罷たり 二八 エレミヤハエルサレムの取るゝ日まで獄の庭に居りしがエルサレムの取れし時にも彼處に
をれり

第三十九章 一 ユダの王ゼデキヤの九年十月バビロンの王子ブカデ子ザルその全軍をひきゐエルサレムにきた
りて之を攻圍みけるが 二 ゼデキヤの十一年四月九日にいたりて城邑破れたれバ 三 バビロンの王の牧伯等即
ち子ルガルシャレゼルサムガル子ボ寺人の長サルセキム博士の長子ルガルシャレゼルおよびバビロンの王

のその外の牧伯等皆ともに入て中の門に坐せり○四ユダの王ゼデキヤおよび兵卒ども之を見て逃げ夜の中
に王の園の途より兩の石垣の間の門より邑をいでゝアラバの途にゆきしが五カルデヤ人の軍勢これを追ひ
エリコの平地にてゼデキヤにおひつき之を執へてハマテの地リブラにをるバビロンの王子ブカデ子ザルの
許に曳ゆきければ王かしこにて彼の罪をさだめたり六すなはちバビロンの王リブラにてゼデキヤの諸子を
かれの目の前に殺せりバビロンの王またユダのすべての牧伯等を殺せり七王またゼデキヤの目を抉さしめ
彼をバビロンに曳ゆかんとて銅索に縛げり八またカルデヤ人火をもて王の室と民の家をやき且エルサレム
の石垣を毀てり○九かくて侍衛の長子ブザラダンは邑の中に餘れる民とおのれに降りし者およびその外の
遺れる民をバビロンに移せり十されど侍衛の長子ブザラダンはその時民の貧くして所有なき者等をユダの
地に遺し葡萄園と田地とをこれにあたへたり○十一爰にバビロンの王子ブカデ子ザルエレミヤの事につきて
侍衛の長子ブザラダンに命じていひけるは十二彼を取りて善く待へよ害をくはふる勿れ彼が汝に云ふごとく
なすべしと十三是をもて侍衛の長子ブザラダン寺人の長子ブシヤスバン博士の長子ルガルシヤレゼルおよび
バビロンの王の牧伯等十四人を遣してエレミヤを獄の庭よりたづさへ來らしめシヤパンの子アヒカムの子な
るゲダリヤに付して之を家につれゆかしむ斯彼民の中に居る○十五エレミヤ獄の庭に禁錮られをる時エホバ
の言彼にのぞみていふ十六汝ゆきてエテオピヤ人エベデメレクに告よ萬軍のエホバイスラエルの神かくいふ
われ我語しところの禍を此邑に降さん福はこれに降さじその日この事なんぢの目前にならん十七エホバいひ
たまふその日にはわれ汝を救はん汝はその畏るゝところの人衆の手に付されじ十八われ必ず汝を救はん汝は
劍をもて殺されじ汝の生命は汝の掠取物とならん汝われに依頼むなりとエホバいひたまふ

第四十章

一侍衛の長子ブザラダンかのバビロンにとらへ移さるゝエルサレムとユダの人々の中にエレミヤを

鏈につなぎおきてこれを執へゆきけるが遂にこれを放ちてラマを去しめたり其の後エホバの言エレミヤに
のぞめり　二　茲に侍衛の長エレミヤを召てこれにいひけるは汝の神エホバ此處にこの災あらんことを言り　三
エホバこれを降し其の云し如く行へり汝らエホバに罪を犯し其の聲に聽したがはざりしによりてこの事汝
らに來りしなり　四　視よ我今日汝の手の鏈を解て汝を放つ汝もし我とゝもにバビロンにゆくことを善とせば
來れわれ汝を善くあしらはん汝もし我と偕にバビロンにゆくを惡とせば留れ視よこの地は皆汝の前に在り
汝の善とする所なんぢの心に合ふところに往べし　五　エレミヤいまだ答へざるに彼またいひけるは汝バビロ
ンの王がユダの諸邑の上にたてゝ有司となせしシヤパンの子アヒカムの子なるゲダリヤの許に歸り彼とゝ
もに民の中に居れ或は汝の善とおもふところにゆくべしと侍衛の長彼に食糧と禮物をとらせて去しめたり
六　エレミヤすなはちミヅパに往てアヒカムの子ゲダリヤに詣り其の地に遺れる民のうちに彼と偕にをる
○　七　茲に田舍にある軍勢の長等および彼らに屬する人々バビロンの王がアヒカムの子ゲダリヤを立てこの
地の有司となし男　女嬰孩および國の中のバビロンに移されざる貧　者を彼にあづけたることをきゝしか
ば　八　即ちネタニヤの子イシマエルとカレヤの子ヨハナンとヨナタンおよびタンホメテの子セラヤとネトパ
人なるエパイの諸子と或マアカ人の子ヤザニヤおよび彼らに屬する人々ミヅパにゆきてゲダリヤの許にい
たる　九　シヤパンの子アヒカムの子なるゲダリア彼らと彼らに屬する人々に誓ひていひけるは汝らカルデヤ
人に事ることを怖るゝ勿れこの地に住てバビロンの王に事へなば汝ら幸福ならん　十　我はミヅパに居り我ら
に來らん所のカルデヤ人に事へん汝らは葡萄酒と菓物と油とをあつめて之を器に蓄へ汝らが獲る所の諸邑
に住めと　十一　又モアブとアンモン人の中およびエドムと諸の邦にをる所のユダヤ人はバビロンの王がユダに
人を遺したるとシヤパンの子アヒカムの子なるゲダリヤを立てこれが有司となしたることを聞り　十二　是にお

いてそのユダヤ人皆その追やられし諸の處よりかへりてユダの地のミヅパに來りゲダリヤに詣れり而して多の葡萄酒と菓物をあつむ○十三 又カレヤの子ヨハナンおよび田舍にをりし軍勢の長たちミヅパにきたりてゲダリヤの許にいたり 十四 彼にいひけるハ汝アンモニ人の王バアリスが汝を殺さんとて子タニヤの子イシマエルを遣せしを知るやと然どアヒカムの子ゲダリヤこれを信ぜざりしかバ 十五 カレヤの子ヨハナンミヅパにて密にゲダリヤに語りて言けるハ請ふわれゆきて人知ずに子タニヤの子イシマエルを殺さんいかで彼汝を殺し汝に集れるユダ人を散しユダの遺れる者を滅すべけんやと 十六 然るにアヒカムの子ゲダリヤカレヤの子ヨハナンにいひけるハ汝この事をなすべからず汝イシマエルにつきて僞をいふなり

第四十一章

一 七月ごろ王の血統なるエリシヤマの子子タニヤの子イシマエル王の十人の牧伯等とゝもにミヅパにゆきてアヒカムの子ゲダリヤにいたりミヅパにて偕に食をなせしが 二 子タニヤの子イシマエルをよび偕にをりし十人の者起上りバビロンの王がこの地の有司となせしシヤパンの子アヒカムの子なるゲダリヤの刀にて殺せり 三 イシマエルまたミヅパにゲダリヤと偕にをりし諸のユダヤ人と彼處にをりしカルデヤ人の兵卒を殺したり 四 彼がゲダリヤを殺してより二日の後いまだ誰も之を知ざりし時 五 ある人八十人その鬚を薙り衣を裂き身に傷つけ手に素祭の物と香を携へてシケムシロサマリヤよりきたりてエホバの室にいたらんとせしかバ 六 子タニヤの子イシマエルミヅパよりいでゝ哭きつゝ行て彼らを迎へ彼等に逢てアヒカムの子ゲダリヤの許に來といへり 七 而して彼ら邑の中に入しとき子タニヤの子イシマエル己と偕にある人々とゝもに彼らを殺してその屍を阱に投いれたり 八 但しその中の十人イシマエルにむかひ我らハ田地に小麥麰麥油および蜜を藏し有り我らをころすなかれと言たれバ彼らをその兄弟と偕に殺さずして已ぬ 九 イシマエルがゲダリヤの名をもて殺せし人々の屍を投入れし阱ハアサ王がイスラエルの王バアシヤを怖れて鑿し

阱なりネタニヤの子イシマエルその殺せし人々を之に充せり○ 十 イシマエルはミツパに遺りをる諸の民即
ち王の諸女と侍衛の長ネブサラダンがアヒカムの子ゲダリヤに交付しところのミツパに遺れる諸の民とを
擄にせりネタニヤの子イシマエルすなはち彼らを擄にしアンモニ人に往んとて去れり○ 十一 カレヤの子ヨハ
ナンおよび彼と偕に在る軍勢の長たち、ネタニヤの子イシマエルの爲し諸の惡事を聞ければ 十二 その衆卒を率
てネタニヤの子イシマエルと戰はんとて出でギベオンの池の傍にて彼に遇ふ 十三 イシマエルと偕に在る人々
はカレヤの子ヨハナンおよび彼とゝもに在る軍勢の長たちを見て欣べり 十四 是をもてイシマエルがミツパよ
り擄へきたりし所の人々身をめぐらしてカレヤの子ヨハナンの許にゆけり 十五 ネタニヤの子イシマエルは八
人の者と偕にヨハナンを避け逃てアンモニ人に往り 十六 カレヤの子ヨハナンおよび彼とゝもにある軍勢の長
等はネタニヤの子イシマエルがアヒカムの子ゲダリヤを殺してミツパより擄へゆけるところの彼遺れる民
すなはち兵卒婦人兒女寺人等を其手より取りかへして之をギベオンより携かへりしが 十七 進てエジプトにい
たらんとてベツレヘムの近傍にあるキトハムの住處に往て留れり 十八 これはネタニヤの子イシマエルがバビロ
ンの王の此地の有司となしたるアヒカムの子ゲダリヤを殺せしによりカルデヤ人を懼たればなり

第四十二章

一 茲に軍勢の長たちおよびカレヤの子ヨハナンとホシヤゝの子エザニヤ並に民の至微者より至
大者にいたるまで 二 皆預言者エレミヤの許に來りて言けるは汝の前に我らの求の受納られんことを願ふ
請ふ我ら遺れる者の爲に汝の神エホバに祈れ(今汝の目に見がごとく我らは衆多の中の遺れる者にして寡な
り) 三 さらば汝の神エホバ我らの行むべき途となすべき事を示したまはん○ 四 預言者エレミヤ彼らに云ける
は我汝らに聽り汝らの言に從ひて汝らの神エホバに祈らん凡てエホバが汝らに應へたまふことはわれ隱す
所なく汝らに告べし 五 彼らエレミヤにいひけるは願くはエホバ我儕の間にありて眞實なる信ずべき證者と

なりたまへ我らは汝の神ヱホバの汝を遣して我らに告しめたまふ諸の事に遵ひて行ふべし 六 我等は善にま
れ惡にまれ我らが汝を遣すところの我らの神ヱホバの聲に遵はん斯我らの神ヱホバの聲に遵ひてわれら福
をうけん○ 七 十日の後ヱホバの言ヱレミヤにのぞみしかば 八 ヱレミヤカレヤの子ヨハナンおよび彼と偕に在
る軍勢の長たち並に民の至微者より至大者までを悉く招きて 九 これにいひけるは汝らが我を遣して汝
らの祈を獻げしめしところのイスラエルの神ヱホバかくいひたまふ 十 汝らもし信に此地に留らばわれ汝ら
を建て倒さず汝らを植て拔じ我汝らに災を降せしを悔ればなり 十一 ヱホバいひたまふ汝らが畏るる所の
バビロンの王を畏るる勿れ彼をおそるる勿れ我汝らとともにありて汝らを救ひ彼の手より汝らを拯ふべし
十二 われ汝らを憫みまた彼をして汝らを憫れませ汝らを故土に歸らしめん 十三 然ど汝らもし我らはこの地に留
らじ汝らの神ヱホバの聲に遵はじと言ひ 十四 また然りわれらはかの戰爭を見ず角の聲をきかず食物に乏しか
らざるエジプトの地にいたりて彼處に住んといはゞ 十五 汝らユダの遺れる者よヱホバの言をきけ萬軍のヱ
ホバイスラエルの神かくいひたまふ汝らもし强てエジプトにゆきて彼處に住はゞ 十六 汝らが懼るるところの
劍エジプトの地にて汝らに臨み汝らが恐るるところの饑饉エジプトにて汝らにおよばん而して汝らは彼處
に死べし 十七 凡そエジプトにおもむき至りて彼處に住んとする人々は劍と饑饉と疫病に死べしその中には
我彼らに降さんところの災を脱れて遁る者無るべし 十八 萬軍のヱホバイスラエルの神かくいひたまふ我震怒
と憤恨のヱルサレムに住る者に注ぎし如くわが憤恨汝らがエジプトにいらん時に汝らに注がん汝らは呪詛
となり詫異となり罵詈となり侮辱とならん汝らは再びこの處を見ざるべしと 十九 ユダの遺れる者よヱホバ汝
らにつきていひたまへり汝らエジプトにゆく勿れと汝ら今日わが汝らを警しことを確に知れ 二十 汝ら我を汝
らの神ヱホバに遣して言へり我らの爲に我らの神ヱホバに祈り我らの神ヱホバの汝に示したまふ事をことご

とく我らに告よ我ら之を行んと斯なんぢら自ら欺けり　二一　われ今日汝らに告たれど汝らは汝らの神ヱホバ
の聲に遵はず汝らはヱホバが我を遣して命ぜしめたまひし事には都て遵はざりき　二二　然ば汝らはその往て住
んとねがふ處にて劍と饑饉と疫病に死ることを今確に知るべし

第四十三章

一　ヱレミヤ諸の民にむかひて其神ヱホバの言を盡く宣べその神ヱホバが己を遣して言しめたま
る其諸の言を宣をはりし時　二　ホシヤヽの子アザリヤカレヤの子ヨハナンおよび驕る人皆ヱレミヤに語り
ていひけるは汝は謊をいふ我らの神ヱホバはヱジプトにゆきて彼處に住む勿れと汝をつかはして云せたま
はざるなり　三　ネリヤの子バルク汝を唆して我らに逆はしむ是我らをカルデヤ人の手に付して殺さしめバビ
ロンに移さしめん爲なり　四　斯カレヤの子ヨハナンと軍勢の長等および民皆ヱホバの聲に遵はずしてユダの
地に住ことをせざりき　五　斯てカレヤの子ヨハナンと軍勢の長等はユダに還れる者即ちその逐やられし國々
よりユダの地に住んとて歸りし者　六　男女嬰孩王の女たちおよび凡て侍衛の長ネブザラダンがシヤパンの
子なるアヒカムの子ゲダリヤに付し置し者竝に預言者ヱレミヤとネリヤの子バルクを取て　七　ヱジプトの地
に至れり彼ら斯ヱホバの聲に遵はざりき而して遂にタパネスに至れり○　八　ヱホバの言タパネスにてヱレミ
ヤに臨みていふ　九　汝大なる石を手に取りユダの人々の目の前にてこれをタパネスに在るパロの室の入口の
旁なる磚窰の泥土の中に藏して　十　彼らにいへ萬軍のヱホバイスラエルの神かくいひたまふ視よわれ使者を
遣してわが僕なるバビロンの王ネブカデネザルを召きその位をこの藏したる石の上に置しめん彼錦繍をそ
の上に敷べし　十一　かれ來りてヱジプトの地を撃ち死に定まれる者を死しめ虜に定まれる者を虜にし劍に定ま
れる者を劍にかけん　十二　われヱジプトの諸神の室に火を燃さんネブカデネザル之を焚きかれらを虜にせん而
して羊を牧ふ者のその身に衣を纏ふがごとくヱジプトの地をその身に纏はん彼安然に其處をさるべし　十三　彼

ヘエジプトの地のベテシメシの偶像を毀ち火をもてエジプト人の諸神の室を焚べし

第四十四章

一 エジプトの地に住るところのユダの人衆すなはちミグドルタパ子スノフパテロスの地に住る者
の事につきてエレミヤに臨みし言ふ曰く 二 萬軍のエホバイスラエルの神かくいふ汝らは我エルサレムとユ
ダの諸邑に降せしところの災をみたり視よこれらは今日すでに空曠となりて住む人なし 三 これ彼ら惡を
なして我を怒らせしによる即ちかれらは己も汝らも汝らの先祖等も識ざるところの他の神にゆきて香を焚
き且これに奉へたり 四 われ我僕なる預言者たちを汝らに遣し頻にこれを遣して請ふ汝らわが嫌ふところの
此憎むべき事を行ふ勿れといはせけるに 五 彼ら聽かず耳を傾けず他の神に香を焚きてその惡を離ざりし 六
是によりて我震怒とわが憤恨ユダの諸邑とエルサレムの街にそゝぎて之を焚たれば其等は今日のごとく荒
れかつ傾圮たり 七 萬軍の神イスラエルの神エホバいまかくいふ汝ら何なれば大なる惡をなして己の靈魂を
害しユダの中より汝らの男と女と孩童と乳哺子を絕て一人も遺らざらしめんとするや 八 何なれば汝らその
手の行爲をもて我を怒らせ汝らが往て住ふところのエジプトの地に於て他の神に香を焚きて己の身を滅し
地の萬國の中に呪詛となり凌辱とならんとするや 九 ユダの地とエルサレムの街にて行ひし汝らの先祖等の
惡ユダの王等の惡其妻等の惡および汝らの身の惡汝らの妻等の惡を汝ら忘れしや 十 彼らは今日にいたるま
で悔ずまた畏れず汝らと汝らの先祖等の前に立たる我律法とわが典例に循て行まざるなり 十一 是故に萬軍
のエホバイスラエルの神かくいふ視よわれ面を汝らにむけて災を降しユダの人衆を悉く絕ん 十二 又われ
エジプトの地にすまんとてその面をこれにむけて往しところの彼ユダの遺れる者を取らん彼らは皆滅され
てエジプトの地に仆れん彼らは劍と饑饉に滅され微者も大者も劍と饑饉によりて死べし而して呪詛と
なり詫異となり罵詈となり凌辱とならん 十三 われエルサレムを罰せし如く劍と饑饉と疫病をもてエジプトに

住る者を罰すべし 十四 是をもてエジプトの地に往て彼處に住るところのユダの遺れる者の中に一人も逃れま
たは遺りてその心にしたひて歸り住んとねがふところのユダの地に歸るもの無るべし逃るゝ者の外には
歸る者無るべし○ 十五 是においてその妻が香を他の神に焚しことを知れる人々および其處に立る婦人等の大い
なる群衆並にエジプトの地のパテロスに住るところの民エレミヤに答へて云けるは 十六 汝がエホバの名をも
てわれらに述し言は我ら聽じ 十七 我らは必ず我らの口より出る言を行ひ我らが素なせし如く香を天后に焚き
また酒をその前に灌ぐべし即ちユダの諸邑とエルサレムの街にて我らと我らの先祖等および我らの王等と
我らの牧伯等の行ひし如くせん當時われらは糧に飽き福をえて災に遇ざりし 十八 我ら天后に香を焚くこ
とを止め酒をその前に灌がずなりし時より諸の物に乏しくなり劍と饑饉に滅されたり 十九 我らが天后に香を
焚き酒をその前に灌ぐに方りて之に象てパンを製り酒を灌しは我らの夫等の許せし事にあらずや○ 二十 エ
レミヤ即ち男女の諸の人衆および此言をもて答へたる諸の民にいひけるは 二十一 ユダの諸邑とエルサレムの
街にて汝らと汝らの先祖等および汝等の王等と汝らの牧伯等および其地の民の香を焚しことはエホバ之を
憶えまた心に思ひたまふにあらずや 二二 エホバは汝らの惡き爲のため汝らの惡むべき行ひのために再び忍ぶ
ことをえせざりきこの故に汝らの地は今日のごとく荒地となり詫異となり呪詛となり住む人なき地となれ
り 二三 汝ら香を焚きエホバに罪を犯しエホバの聲に聽したがはずその律法と憲法と證詞に循ひて行まざりし
に由て今日のごとく此災汝らにおよべり○ 二四 エレミヤまたすべての民と女等にいひけるはエジプトの地
に居るユダの子孫よエホバの言をきけ 二五 萬軍のエホバイスラエルの神かくいひたまふ汝らと汝らの妻等は
口をもていひ手をもて成し我ら香を天后に焚き酒を灌て立しところの誓を必ず成就んといふ汝ら必ず誓を
たてかならず其誓を成就んとす 二六 この故にエジプトの地に住るユダの人々よエホバの言をきけエホバいひ

たまふわれ我大なる名を指て誓ふエジプトの全地にユダの人々一人もその口に主エホバは活るといひて再び我名を偁ふることなきにいたらん 二七 視よわれ彼らをうかゞはん是福をあたふる爲にあらず禍をくださん爲なりエジプトの地に居るユダの人々は劍と饑饉に滅びて終るにいたらん 二八 然ど劍を逃るゝ僅少の者はエジプトの地を出でユダの地に歸らん又エジプトの地にゆきて彼處に寄寓れるユダの遺れる者は我の立ところの言は我のなるか彼らのなるかを知るにいたるべし 二九 エホバいひたまふわがこの處にて汝らを罰する兆は是なり我かくして我汝らに禍をくださんといひし言の必ず立ことを知しめん 三十 すなはちエホバかくいひたまふ視よわれユダの王ゼデキヤを其生命を索むる敵なるバビロンの王ネブカデネザルの手に付せしが如くエジプトの王パロホフラを其敵の手その生命を索むる者の手に付さん

第四十五章

一 ユダの王ヨシヤの子エホヤキムの四年ネリヤの子バルクが此等の言をエレミヤの口にしたがひて書に錄せしとき預言者エレミヤこれに語りていひけるは 二 バルクよイスラエルの神エホバ汝にかくいひたまふ 三 汝曾ていへり嗚呼われは禍なるかなエホバ我憂に悲を加へたまへり我は歎て疲れ安きをえずと 四 汝かく彼に語れエホバかくいひたまふ視よわれ我建しところの者を毀ち我植しところの者を拔ん是この全地なり 五 汝己れの爲に大なる事を求るかこれを求る勿れ視よわれ災をすべての民に降さん然ど汝の生命は我汝のゆかん諸の處にて汝の掠物とならしめんとエホバいひたまふ

第四十六章

一 茲にエホバの言預言者エレミヤに臨みて諸國の事を論ふ 二 先エジプトの事すなはちユフラテ河の邊なるカルケミシの近傍にをるところのエジプト王パロネコの軍勢の事を論ふ是はユダの王ヨシヤの子エホヤキムの四年にバビロンの王ネブカデネザルが擊やぶりし者なり其言にいはく 三 汝ら大楯小干を備へて進み戰へ 四 馬を車に繫ぎ馬に乘り盔を被りて立て戈を磨き甲を着よ 五 われ見るに彼らは懼て退きその勇

士は打敗られ狼狽遁て後をかへりみず是何故ぞや畏懼これらのまはりにありとエホバいひたまふ 六 快足なる者も逃えず强者も遁れえず皆北の方にてユフラテ河の旁に蹶き仆れん 七 かのナイルのごとくに湧あがり河のごとくに其水さかまく者は誰ぞや 八 エジプトはナイルの如くに湧あがりその水は河のごとくに逆まくなり而していふ我上りて地を蔽ひ邑とその中に住る者とを滅さん 九 汝等馬に乗り車を驅馳らせよ勇士よ盾を執るエテオピヤ人プテ人および弓を張り挽くルデ人よ進みいづべし 十 此は主なる萬軍のエホバの復仇の日即ちその敵に仇を復したまふ日なり劍は食ひて飽きその血に醉はん主なる萬軍のエホバ北の地にてユフラテ河の旁に宰ることをなしたまへばなり 十一 處女よエジプトの女よギレアデに上りて乳香を取れ汝多の藥を用ふるも益なし汝は愈ざるべし 十二 汝の恥辱は國々にきこえん汝の號泣は地に滿り勇士は勇士にうち觸てともに仆る○ 十三 バビロンの王ネブカデネザルが來りてエジプトの地を撃んとする事につきてエホバの預言者エレミヤに告たまひし言 十四 汝らエジプトに宣べミグドルに示しノフとタバネスに示しいふべし汝ら堅く立て自ら備よ劍なんぢの四周を食ひたればなり 十五 汝の力ある者いかにして掃ひ除れしやその立ざるはエホバこれを仆したまふに由るなり 十六 彼多の者を蹶かせたまふ人其友の上に仆れかさなり而していふ起よ我ら滅ぼすところの劍を避てわが國にかへり故土にいたらんと 十七 人彼處に叫びてエジプトの王パロは滅されたり彼は機會を失へりといふ 十八 萬軍のエホバと名りたまふところの王いひたまふ我は活く彼は山々の中のタボルのごとく海の旁のカルメルのごとくに來らん 十九 エジプトに住る女よ汝移轉の器皿を備へよノフは荒蕪となり燬れて住む人なきにいたるべければなり 二十 エジプトは至美き牝の犢のごとし滅亡きたり北の方より來る 二十一 また其中の傭人は肥たる犢のごとし彼ら轉向てともに逃げ立ことをせず是その滅さるる日いたり其罰せらるる時來りたればなり 二十二 彼は蛇のごとく聲をいだす彼ら軍勢を率ゐて來り樵夫の如く斧をもて

之にのがゆり 二三 エホバいひたまふ彼らは探りえざるに由りて彼の林を砍仆せり彼等は蝗蟲よりも多くして數
へがたし 二四 エジプトの女は辱められ北の民の手に付されん 二五 萬軍のエホバイスラエルの神いひたまふ視よ
われノフのアモンとパロとエジプトとその諸神とその王等すなはちパロとかれを賴むものとを罰せん 二六 わ
れ彼らを其生命を索る者の手とバビロンの王ネブカデネザルの手とその臣僕の手に付すべしその後この地
は昔のごとく人の住むところとならんとエホバいひたまふ○ 二七 我僕ヤコブよ怖るゝ勿れイスラエルよ驚く
勿れ視よわれ汝を遠方より救ひきたり汝の子孫をその擄移されたる地より救ひとるべしヤコブは歸りて平
安と寧靜をえん彼を畏れしむる者なかるべし 二八 エホバいひたまふ我僕ヤコブよ汝怖るゝ勿れ我汝と偕にあ
ればなりわれ汝を逐やりし國々を悉く滅すべけれど汝をば悉くは滅さじわれ道をもて汝を懲し汝を全く
は罪なき者とはせざるべし

第四十七章 一 パロがガザを撃ざりし先にペリシテ人の事につきて預言者エレミヤに臨みしエホバの言 二 エホ
バかくいひたまふ視よ水北より起り溢れながれて此地と其中の諸の物とその邑と其中に住る者とに溢れか
ゝるべしその時人衆は叫びこの地に住る者は皆哭くべし 三 その逞しき馬の蹄の蹴たつる音のため其車の響
のため其輪の轟のために父は手弱りて己の子女を顧ざるなり 四 是ペリシテ人を滅しつくしツロとシドンに
のこりて助力をなす者を悉く絕す日來ればなりエホバカフトルの地に遺れるペリシテ人を滅したまふべし
五 ガザは髮を剃るの事はじまるアシケロンと其剩餘の平地は滅ぼさる汝いつまで身に傷くるや 六 エホバ
の劍よ汝いつまで息ざるや汝の鞘に歸りて息み靜れ 七 エホバこれに命じたるなればいかで息むことをえん
やアシケロンと海邊を攻ることを定めたり

第四十八章 一 萬軍のエホバイスラエルの神モアブの事につきてかくいひたまふ嗚呼ネボは禍なるかな是滅さ

れたりキリアタイムは辱められて取れミスガンは辱められて毀たる 二 モアブの榮譽は失さりぬヘシボンにて人衆モアブの害を謀り去來之を絶て國をなさゞらしめんといふマデメンよ汝は滅されん劍汝を追はん 三 ホロナイムより號咷の聲きこゆ毀敗と大なる滅亡あり 四 モアブ滅されてその嬰孩等の號咷聞ゆ 五 彼らは哭き哭てルヒテの坂を登る敵はホロナイムの下り路にて滅亡の號咷をきけり 六 逃て汝らの生命を救へ曠野に棄られたる者の如くなれ 七 汝は汝の工作と財寶を賴むによりて汝も執へられん又ケモシは其祭司およびその牧伯等と偕に擄へうつさるべし 八 殘害者諸の邑に來らん一の邑も免れざるべし谷は滅され平地は荒されんヱホバのいひたまひしが如し 九 翼をモアブに予へて飛さらしむ其諸邑は荒て住者なからん 十 ヱホバの事を行ふて怠る者は詛はれ又その劍をおさへて血を流さゞる者は詛る○ 十一 モアブはその幼時より安然にして酒の其滓のうへにとゞまりて此器よりかの器にうつされざるが如くなりき彼擄うつされざりしに由て其味尚存ちその香氣變らざるなり 十二 ヱホバいひたまふ日將にわがこれを傾くる者を遣す日來らん彼らすなはち之を傾け其器をあけ其罎を碎くべし 十三 モアブはケモシのために羞をとらん是イスラエルの家がその恃めるところのベテルのために羞をとりしが如くなるべし○ 十四 汝ら何ぞ我らは勇士なり强き軍人なりといふや 十五 モアブはほろぼされその諸邑は騰りその選擇の壯者は下て殺さる萬軍のヱホバと名る王これをいひたまふ 十六 モアブの滅亡近けりその禍災速に來る 十七 凡そ其四周にある者よ彼のために歎けその名を知る者よ强き竿美き杖いかにして折しやといへ○ 十八 デボンに住る女よ榮をはなれて下り燥ける地に坐せよモアブを毀る者汝にきたりて汝の城を滅さん 十九 アロエルに住る婦よ道の側にたちて瞻ひ逃きたる者と遁れいたる者に事いかんと問へ 二十 モアブは毀れて羞をとる汝ら呼はり號びモアブは滅されたりとアルノンに告よ 二一 鞫災平地に臨みホロンヤハズメバアテ 二二 デボンネボベテデブラタイム 二三 キリヤタイムベテガムルベ

デメオン二四ケリオテボヅラモアブの地の諸邑の遠き者にも近き者にも臨めり二五モアブの角は砕け其臂は折
たりとヱホバいひたまふ○二六汝らモアブを酔はしめよ彼ヱホバにむかひて驕傲ればなりモアブは其吐た
る物に輾びて笑柄とならん二七イスラエルは汝の笑柄にあらざりし彼盗人の中にありしや汝彼の事を語るご
とに首を搖たり二八モアブに住る者よ汝ら邑を離れて磐の間にすめ穴の口の側に巣を作る斑鳩のごとくせよ
二九われらモアブの驕傲をきけり其驕傲も甚し即ち其驕傲誇驕慢および其心の自ら高くするを聞り三十ヱ
ホバいひたまふ我モアブの驕傲とその言の虚きとを知る彼らは偽を行ふなり○三一この故にわれモアブの為
に號びモアブの全地の為に呼はるキルハレスの人々の為に嘆息あり三二シブマの葡萄の樹よわれヤゼルの哭
泣にこえて汝の為になげくべし汝の蔓は海を踰え延てヤゼルの海にまでいたる毀滅者來りて汝の果と葡萄
をとらん三三欣喜と快樂園とモアブの地をはなれ去るわれ酒醡に酒無ら令ん呼はりて葡萄を蹊ものなかるべし
其呼喚は葡萄をふむ呼喚にあらざらん三四ヘシボンよりエレアレとヤハヅにいたりゾアルよりホロナイムと
エグラテシリシヤにいたるまで人聲を揚ぐるはニムリムの水までも絶たればなり三五ヱホバいひたまふ我祭
物を崇邱に献げ香をその諸神に焚くところの者をモアブの中に滅さんと三六この故に我心はモアブの為に
笛のごとく歎き我心はキルハレスの人衆のために笛のごとく歎く是其獲たるところの財うせたればなり三七
人みなその髪を剃り皆その鬚をそり皆その手に傷け腰に麻布をまとはん三八モアブにては家蓋の上と街のう
ちに遍く悲哀ありそはわれ心に適ざる器のごとくにモアブを砕きたればなりとヱホバいひたまふ○三九嗚呼
モアブはほろびたり彼らは號ぶ嗚呼モアブは羞て面を背けたりモアブはその四周の者の笑柄となり恐懼と
なれり四十ヱホバかくいひたまふ視よ敵は鷲のごとくに飛來りて翼をモアブのうへに舒ん四一ケリオテは取られ
城はみな奪はるその日にはモアブの勇士の心は子を產む婦のごとくになるべし四二モアブはヱホバにむかひて

傲りしゆゑに滅ぼされて再び國を成ざるべし　四三　エホバいひたまふモアブにすめる者よ恐怖と陥穽と罟なん
ぢに臨めり　四四　恐怖をさけて逃るものは陥穽におちいり陥穽より出るものは罟にとらへられん其はわれモア
ブにその罰をうくべき年をのぞましむればなりエホバこれをいふ　四五　遁逃者は力なくしてヘシボンの蔭に立
つ是は火ヘシボンより出で火焔シホンのうちより出てモアブの地および喧閙をなす者の首の頂を燒ばなり
四六　嗚呼禍なるかなモアブよケモシの民は亡びたり即ち汝の諸子は擄へうつされ汝の女等は擄へゆかれた
り　四七　然ど末の日に我モアブの擄移されたる者を返さんとエホバいひたまふ此まではモアブの鞫をいへる言
なり

第四十九章

一　アンモニ人の事につきてエホバかくいひたまふイスラエルに子なからんや嗣子なからんや何な
れば彼らの王ガドを受嗣ぎ彼の民その邑々に住や　二　エホバいひたまふ是故に視よわが戰鬪の號呼をアンモ
ニ人のラバに聞えしむる日いたらんラバは荒垤となりその女等は火に焚れんその時イスラエルはおのれの
嗣者となりし者等の嗣者となるべしエホバこれをいひたまふ　三　ヘシボンよ號べアイは滅びたりラバの女た
ちよ呼はれ麻布を身にまとひ嗟て籬のうちに走れマルカムとその祭司およびその牧伯等は偕に擄へ移され
たり　四　汝何なれば谷の事を誇るや背ける女よ汝の谷は流るゝなり汝財貨に倚頼ていふ誰か我に來らんやと
五　主なる萬軍のエホバいひたまふ視よ我畏懼を汝の四周の者より汝に來らしめん汝らおの〳〵逐れて直に
すゝまん逃る者を集る人無るべし　六　然ど後にいたりてわれアンモニ人の擄移されたる者を返さんとエホバ
いひたまふ○　七　エドムの事につきて萬軍のエホバかくいひたまふテマンの中には智慧あることなきにいた
りしや明哲者には謀略あらずなりしやその智慧は盡はてしや　八　デダンに住る者よ逃よ遁れよ深く竄れよ我
エサウの滅亡をかれの上にのぞませ彼を罰する時をきたらしむべし　九　葡萄を斂むる者もし汝に來らば少許

の果をも餘さゞらんもし夜間盜人きたらばその飽まで滅さん 十 われエサウを裸にし又その隱處を露にせん彼は身を匿すことをえざるべしその裔も兄弟も隣舍も滅されん而して彼は在ずなるべし 十一 汝の孤子を遺せわれ之を生存へしめん汝の嫠は我に倚賴むべし 十二 エホバかくいひたまふ視よ杯を飮べきにあらざる者もこれを飮ざるをえざるなれば汝まつたく罰を免るゝことをえんや汝は罰を免れじ汝これを飮ざるべからず 十三 エホバいひたまふ我おのれを指して誓ふボズラは詫異となり羞辱となり荒地となり呪詛とならんその諸邑は永く荒地となるべし○ 十四 われエホバより音信をきけり使者つかはされて萬國にいたり汝ら集りて彼に攻めきたり起て戰へよといへり 十五 視よわれ汝を萬國の中に小き者となし人々の中に藐めらるゝ者となせり 十六 磐の隱場にすみ山の高處を占る者よ汝の恐ろしき事と汝の心の驕傲汝を欺けり汝鷹のごとくに巣を高き處に作りたれどもわれ其處より汝を取り下さんとエホバいひたまふ 十七 エドムは詫異とならん凡そ其處を過る者は驚きその災害のために笑ふべし 十八 エホバいひたまふソドムとゴモラとその隣の邑々の滅しがごとく其處に住む人なく其處に宿る人の子なかるべし○ 十九 視よ敵獅子のヨルダンの叢より上るがごとく堅き宅に攻めきたらんわれ直ふ彼を其處より逐奔らせわが選みたる者をその上に立ん誰か我のごとき者あらん誰か我爲に時期を定めんや孰の牧者か我前にたつことをえん 二十 されば エドムにつきてエホバの謀りたまひし御謀とテマンに住る者につきて思ひたまひし思をきけ群の弱者はかならず曳ゆかれん彼かならずかれらの住居を滅すべし 二一 その傾圮の響によりて地は震ふ號咷ありその聲紅海にきこゆ 二二 みよ彼鷹のごとくに上り飛びその翼をボズラの上に舒べんその日エドムの勇士の心は子を產む婦の心の如くならん○ 二三 ダマスコの事 ハマテとアルパデは羞づその凶き音信をきけばなり彼らは心を喪へり海の上に恐懼あり安き者なし 二四 ダマスコは弱り身をめぐらして逃んとす恐懼これに及び憂愁と痛苦子を產む婦にあるごとくこれにおよぶ 二五 頌

美ある邑我欣ぶところの邑を何あれバ棄さらざるや 二六 されバその日に壯者ハ街に仆れ兵卒ハ悉く滅されん
と萬軍のエホバいひたまふ 二七 われ火をダマスコの石垣の上に燃しベネハダデの殿舍をことごとく燃くべし
○ 二八 バビロンの王ネブカデネザルが攻め撃たるケダルとハゾルの諸國の事につきてエホバかくいひたまふ
汝ら起てケダルに上り東の人々を滅せ 二九 その幕屋とその羊の群ハ彼等これを取りその幕とその諸の器と駱
駝とハ彼等これを奪ひとらん人これに向ひ惶懼四方にありと叫ぶべし 三十 エホバいひたまふハゾルに住る者
よ迯よ急に走りゆき深き處に居れバビロンの王ネブカデネザル汝らをせむる謀略を運らし汝らをせむる術
計を設けたればなり 三一 エホバいひたまふ汝ら起て穩なる安かに住る民の所に攻め上れ彼らハ門もなく關も
なくして獨り居るなり 三二 その駱駝ハ擄掠とせられその多の畜ハ奪ハれん我かの毛の角を剪る者を四方に散
しその滅亡を八方より來らせんとエホバいひたまふ 三三 ハゾルハ山犬の窟となり何までも荒蕪となりをらん
彼處に住む人なく彼處に宿る人の子なかるべし○ 三四 ユダの王ゼデキヤが位に即し初のころエホバの言預言
者エレミヤに臨て、エラムの事をいふ 三五 萬軍のエホバかくいひたまふ視よわれエラムが權能として賴むとこ
ろの弓を折らん 三六 われ天の四方より四方の風をエラムに來らせ彼らを四方の風に散らさんエラムより追出
さるゝ者のいたらざる國ハなかるべし 三七 エホバいひたまふわれエラムをしてその敵の前とその生命を索む
るものゝ前に懼れしめんわれ災をくだし我烈しき怒をその上にいたらせんまたわれ劍をその後につかはし
てこれを滅し盡すべし 三八 われ我位をエラムに居ゑ王と牧伯等を其處より滅したゝんとエホバいひたまふ 三九
然ど末の日にいたりてわれエラムの擄移されたる者を返すべしとエホバいひたまふ

第五十章 一 エホバが預言者エレミヤによりてバビロンとカルデヤ人の地のことを語りたまひし言　汝ら國々の
中に告げまた宣示せ旗を樹よ隱すことなく宣示して言へバビロンハ取れベルハ辱められメロダクハ碎かれ

その像は辱められその木像は碎かると 三 そは北の方より一の國人きたりて之を攻めその地を荒して其處に
住む者無らしむればなり人も畜も皆逃去れり 四 ヱホバいひたまふその日その時イスラエルの子孫かへり來
らん彼らとユダの子孫かへり來るべし彼らは哭きつゝ行てその神ヱホバに請求むべし 五 彼ら面をシオ
ンに向てその路を問ひ來れ我らは永遠わするゝことなき契約をもてヱホバにつらならんといふべし○ 六 我
民は迷へる羊の群なりその牧者之をいざなひて山にふみ迷はしめたれば山より岡とゆきめぐりて其休息所
を忘れたり 七 之に遇ふもの皆之を食ふその敵いへり我らは罪なし彼らはヱホバすなはち義きの在所その先祖
の望しところなるヱホバに罪を犯したるなり 八 汝らバビロンのうちより逃よカルデヤ人の地より出よ群の
前にゆくところの牡山羊のごとくせよ 九 視よわれ大なる國々より人を起しあつめて北の地よりバビロンに
攻め來らしめん彼ら之にむかひて備をたてん是すなはち取るべし彼らの矢は空く返らざる狡き勇士の矢の
ごとくなるべし 十 カルデヤは人に掠められん之を掠むる者は皆飽ことをえんとヱホバ曰たまふ 十一 我產業を
掠る者よ汝らは喜び樂み穀物を碾す犢のごとくに躍り牡馬のごとく嘶けども 十二 汝らの母は痛く辱められん
汝らを生しものも恥べし視よ國々の中の終末の者荒野となり燥ける地となり沙漠とならん 十三 ヱホバの怒り
のために之に住む者なくして悉く荒地となるべしバビロンを過る者は皆その禍に驚き且嘲はん○ 十四 凡そ弓
を張る者よバビロンの四周に備をなして攻め矢を惜ずして之を射よそは彼ヱホバに罪を犯したればなり 十五
その四周に喊き叫びて攻めかゝれ是手を伸ぶその城堞は倒れその石垣は崩る是ヱホバ仇を復したまふなり
汝らこれに仇を復せ是の行ひしごとく是に行へ 十六 播種者および播收時に鎌を執る者をバビロンに絕せその
滅すところの劍を怖て人おの〳〵其民に歸り各その故土に逃べし○ 十七 イスラエルは散されたる羊にして獅
子之を追ふ初にアッスリヤの王之を食ひ後にこのバビロンの王ネブカデネザルその骨を碎けり 十八 この故に

萬軍のヱホバイスラエルの神かくいひたまふ視よわれアッスリヤの王を罰せしごとくバビロンの王とその
地を罰せん 十九 われイスラエルを再びその牧場に歸さん彼カルメルとバシヤンの上に草をくらはんまたエフ
ライムとギレアデの山にてその心を飽すべし 二十 ヱホバいひたまふ其日その時にはイスラエルの愆を尋るも
有らず又ユダの罪を尋るも遇じそはわれ我存せしところの者を赦すべければなり○ 二一 ヱホバいひたまふ汝
ら上りて悖れる國罰を受べき民を攻めその後より之を荒し全くこれを滅せ我汝らに命ぜしごとく行ふべし
二二 その地に戰鬪の喊と大なる敗壞あり 二三 嗚呼全地を摧きし鎚折れ碎くるかな嗚呼バビロン國々の中に荒地
となるかな○ 二四 バビロンよわれ汝をとるために罟を置けり汝は擒へらるれども知ず汝ヱホバに敵せしによ
り尋られて獲へらるゝなり 二五 ヱホバ庫を啓きてその怒りの武器をいだしたまふ是主なる萬軍のヱホバカル
デヤ人の地に事をなさんとしたまへばなり 二六 汝ら終の者にいたるまで來りてこれを攻めその庫を啓き之を
積て塵垤のごとくせよ盡くこれを滅して其處に遺る者なからしめよ 二七 その牡牛を悉く殺せこれを屠塲にく
だらしめよ其等は禍なるかな其日その罰を受べき時來れり 二八 バビロンの地より逃げて遁れ來し者の聲あり
て我らの神ヱホバの仇復その殿の仇復をシオンに宣ぶ○ 二九 射者をバビロンに召集めよ凡そ弓を張る者よその
四周に陣どりて之を攻め何人をも逃す勿れその作爲に循て之に報いそのすべて行ひしごとくこれに行へ
そは彼イスラエルの聖者なるヱホバにむかひて驕りたればなり 三十 是故にその日壯者は衢に踣れその兵卒は
悉く絕されんとヱホバいひたまふ 三一 主なる萬軍のヱホバいひたまふ驕傲者よ視よわれ汝の敵となる汝の日
わが汝を罰する時きたれり 三二 驕傲者は蹶きて仆れん之を扶け起す者なかるべしわれ火をその諸邑に燃しそ
の四周の者を燒盡さん○ 三三 萬軍のヱホバかくいひたまふイスラエルの民とユダの民は偕に虐げらる彼らを
擄ふせし者は皆固くこれを守て釋たざるなり 三四 彼らを贖ふ者は强しその名は萬軍のヱホバなり彼必ずその

訴を理してこの地に安を與へバビロンに住る者を戰慄しめたまはん 三五 ヱホバいひたまふカルデヤ人の上バビロンに住る者の上およびその牧伯等とその智者等の上に劍あり 三六 劍偽る者の上にあり彼ら愚なる者とあらん劍その勇士の上にあり彼ら懼れん 三七 劍その馬の上にあり其車の上にあり又その中にあるすべての援兵の上にあり彼ら婦女のごとくにならん劍その寳の上にあり是掠めらるべし 三八 旱その水の上にあり是涸かん斯は偶像の地にして人々偶像に迷へばなり 三九 是故に野の獸彼處に山犬と偕に居り鴕鳥も彼處に棲べし何時までも其地に住む人なく世々ここに住む人なかるべし 四十 ヱホバいひたまふ神のソドムゴモラとその近隣の邑々を滅せしごとく彼處に住む人なく彼處に宿る人の子なかるべし○ 四一 視よ北の方より民きたるあらん大なる國の人とおほくの王たち地の極より起らん 四二 彼らは弓と槍をとる情なく矜恤なしその聲は海のごとくに鳴るバビロンの女よ彼らは馬に乗り戰士のごとくに備へて汝を攻ん 四三 バビロンの王その風聲をきゝしかば其手弱り苦痛と子を產む婦の如き劬勞彼に迫る 四四 視よ敵獅子のヨルダンの叢より上るが如く堅き宅に攻めきたらんわれ直に彼等を其處より逐奔らせわが選たる者をその上に立ん誰か我のごとき者あらんや誰かわが爲に時期を定めんや何の牧者か我前に立ことをえん 四五 されぱバビロンにつきてヱホバの謀りたまひし御謀とカルデヤ人の地につきて思ひたまひし思想をきけ群の弱者必ず曳ゆかれん彼必ずかれらの住居を滅すべし 四六 バビロンは取れたりとの聲によりて地震へその號咷國々の中に聞ゆ

第五十一章

一 ヱホバかくいひたまふ視よわれ滅すところの風を起してバビロンを攻め我に悖る者の中に住む者を攻べし 二 われ簸者をバビロンに遣さん彼らこれを簸てその地を空くせん彼らすなはちその禍の日にてれを四方より攻むべし 三 弓を張る者に向ひまた鎧を被て立あがる者に向ひて射者の者其弓を張ん汝らその壯者を憫まず其軍勢を悉く滅すべし 四 然ば殺さるゝ者カルデヤ人の地に踣れ刺るゝ者その街に踣れん 五 イ

スラエルとユダハその神萬軍のヱホバに棄られず彼らの地にハイスラエルの至聖者にむかひて犯せるとこ
ろの罪充つ 六 汝らバビロンのうちより逃げいでゝおのく其生命をすくへ其の罪のために滅さるゝ勿れ今
ハヱホバの仇をかへしたまふ時なれバ報をこれになしたまふなり○ 七 バビロンハ金の杯にしてヱホバの手
にあり諸の地を酔せたり國々その酒を飲めり是をもて國々狂へり 八 バビロンハ忽ち踣れて壊る之がために
哭けその傷のために乳香をとれ是或ハ愈ん 九 われらバビロンを醫さんとすれども愈ず我らこれをすてゝ各
その國に歸るべしその罰天におよび雲にいたれバなり 十 ヱホバわれらの義をあらはしたまふ來れシオ
ンに於て我らの神ヱホバの作為をのべん○ 十一 矢を磨ぎ楯を取れヱホバメデヤ人の王等の心を激發したまふ
ヱホババビロンをせめんと謀り之を滅さんとしたまふ是ヱホバの復仇その殿の復仇たるなり 十二 バビロンの
石垣に向ひて旗を樹て固を堅くし番兵を設け伏兵をそなへよ蓋ヱホババビロンに住る者をせめんとて謀り
その言しごとく行ひたまへバなり 十三 おほくの水の傍に住み多の財寶をもてる者よ汝の終汝の貪婪の限來れ
り 十四 萬軍のヱホバおのれを指して誓ひいひたもふ我まことに人を蝗のごとくに汝の中に充ん彼ら汝に向ひ
て鯨波の聲を揚ぐべし 十五 ヱホバその能力をもて地をつくり其智慧をもて世界を建てその明哲をもて天を舒
たまへり 十六 彼聲を發したまふ時ハ天に衆の水いづかれ雲を地の極より起らしめ電光と雨をおこし風をその
庫よりいだしたまふ 十七 すべての人は獣のごとくにして智慧なし諸の鑄物師ハその作りし像のために辱を取
る其鑄るところの像は僞の者にしてその中に霊なし 十八 其等は空しき者にして迷妄の工作なりわが臨むとき
其等は滅ぶべし 十九 ヤコブの分ハ此の如くならず彼は萬物およびその産業の族の造作主なりその名ハ萬軍の
ヱホバといふ 二十 汝はわが鎚にして戰の器具なりわれ汝をもて諸の邦を碎き汝をもて萬國を滅さん 二一 われ汝
をもて馬とその騎る者を碎き汝をもて車とその御する者を碎かん 二二 われ汝をもて男と女をくだき汝をもて

老たる者と幼き者をくだき汝をもて壯者と童女をくだくべし 二三 われ汝をもて牧者とその群をくだき汝をもて農夫とその軛を負ふ牛をくだき汝をもて方伯等と督宰等をくだかん 二四 汝らの目の前にて我バビロンとカルデヤに住るすべての者がシオンになせし諸の惡きことに報いんとヱホバいひたまふ 二五 ヱホバ言たまふく全地を滅したる滅す山よ視よわれ汝の敵となるわれ手を汝の上に伸て汝を磐より轉ばし汝を焚山となすべし 二六 ヱホバいひたまふ人汝より石を取て隅石となすことあらじ亦汝より石を取りて基礎となすことあらじ汝はいつまでも荒地となりをらん○ 二七 旂を地に樹て箛を國々の中に吹き國々の民をあつめて之を攻めアララテミンニアシケナズの諸國をまねきて之を攻め軍長をたてゝ之を攻め恐ろしき蝗のごとくに馬をすゝめよ 二八 國々の民をあつめて之を攻めメデヤ人の王等とその方伯等とその督宰等およびその凡ての領地の人をあつめて之を攻めよ 二九 地は震へ搖がんそはヱホバその意旨をバビロンになしバビロンの地をして住む人なき荒地とならしめたまふべければなり 三十 バビロンの勇者は戰をやめて其城にこもりその力失て婦のごとくにならん其宅も燒けその門閂も折れん 三一 驛も趨て驛にあひ使者は趨て使者にあひバビロンの王につげて邑は盡く取られ 三二 渡口は取られ沼は焚れ兵卒は怖るといはん 三三 萬軍のヱホバイスラエルの神かくいひたまふバビロンの女は禾場のごとしその踏るゝ時きたれり暫くありてその苅るゝ時いたらん○ 三四 バビロンの王子ブカデ子ザル我を食ひ滅し我を空き器のごとくなし龍のごとくに我を呑みわが珍饈をもて其腹を充し我を逐出せり 三五 シオンに住る者いはんわがうけし虐遇と我肉はバビロンにかゝるべしエルサレムいはん我血はカルデヤに住る者にかゝるべしと 三六 さればヱホバかくいひたまふ視よわれ汝の訟を理し汝の爲に仇を復さん我その海を涸かし其泉を乾すべし 三七 バビロンは頽堆となり山犬の巣窟となり詫異となり嘲笑となり人なき所とならん 三八 彼らは獅子のごとく共に吼え小獅のごとくに吼ゆ 三九 彼らの欲の燃る時にわれ筵を設てか

れらを醉せ彼らをして喜ばしめながき寢にいりて目を醒すことなからしめんとエホバいひたまふ 四〇 われ屠る羔羊のごとく又牡羊と牡山羊のごとくにかれらをくだらしめん○ 四一 セシヤクいかにして取られしや全地の人の頌美者いかにして執へられしや國々の中にバビロンいかにして詫異となりしや 四二 海バビロンに溢れかかりその多の波濤これを覆ふ 四三 その諸邑は荒て燥ける地となり沙漠となり住む人なき地とならん人の子そこを過ることあらじ 四四 われベルをバビロンに罰しその呑たる者を口より取出さん國々はまた川の如くに彼に來らじバビロンの石垣踣れん 四五 我民よ汝らその中よりいで各エホバの烈しき怒をまぬかれてその命を救へ 四六 汝ら心を弱くする勿れ此地にてきく所の浮言によりて畏るゝ勿れ浮言は此年も來り次の年も亦きたらん此地に強暴あり宰者と宰者とあひ攻ることあらん 四七 故に視よわれバビロンの偶像を罰する日來らんその全地は辱められ其殺さるゝ者は悉くその中に踣れん 四八 然して天と地とその中にあるところのすべての者はバビロンの事の爲に歡び歌はんそは敗壞者北の方より此處に來ればなりとエホバこれをいひたまふ 四九 バビロンがイスラエルの殺さるゝ者を踣せし如く全地の殺さるゝ者バビロンに踣るべし 五〇 劍を逃るゝ者よ往け止る勿れ遠方よりエホバを憶えエルサレムを汝らの心に置くべし 五一 罵詈をきくによりて我ら羞づ異邦人エホバの室の聖處にいるによりて我らの面には羞恥盈つ 五二 この故にエホバいひたまふ視よわがその偶像を罰する日いたらん傷けられたる者はその全國に呻吟べし○ 五三 たとひバビロン天に昇るとも其城を高くして堅むるとも敗壞者我よりいでゝ彼らにいたらんとエホバいひたまふ 五四 バビロンに號咷の聲ありカルデヤ人の地に大なる敗壞あり 五五 エホバ、バビロンをほろぼし其中に大なる聲を絶したまふ其波濤は巨水のごとくに鳴りその聲は響わたる 五六 破滅者これに臨みバビロンにいたる其勇士は執へられ其弓は折らるエホバは施報をなす神なればかならず報いたまふなり 五七 われその牧伯等と博士等と督宰等と勇士とを醉せん彼らは永き寢にい

りて目を醒すことあらじ萬軍のヱホバと名くる王これをいひたまふ

五八 萬軍のヱホバかくいひたまふバビロンの闊き石垣は悉く毀たれその高き門は火に焚れん斯民の勞苦は徒となるべし民は火のために憊れん○

五九 これマアセヤの子なるネリヤの子セラヤがユダの王ゼデキヤとともに其治世の四年にバビロンに往くときにあたりて預言者ヱレミヤがこれに命せし言なりこのセラヤは侍從の長なり

六十 ヱレミヤバビロンにのぞまんとする諸の災ひを書に著せり是即ちバビロンの事につきて錄せる此すべての言なり

六一 ヱレミヤセラヤにいひけるは汝バビロンに往しとき愼てこの諸の言を讀め

六二 而して汝いふべしヱホバよ汝はこの處を滅し人と畜をいれず凡て此處に住む者なからしめて窮なくこれを荒地となさんと此處にむかひていひたまへり

六三 汝この書を讀畢りしとき之に石をむすびつけてユフラテの中に投いれよ

六四 而していふべしバビロンは我これに災害をくだすによりて是しづみて復おこらざるべし彼らは絶はてんと此まではヱレミヤの言なり

第五十二章

一 ゼデキヤは位に即しとき二十一歳なりしがヱルサレムに於て十一年世をおさめたりその母の名はハムタルといひてリブナのヱレミヤの女なり

二 ゼデキヤはヱホヤキムが凡てなしたる如くヱホバの目の前に惡をなせり

三 すなはちヱホバヱルサレムとユダとを怒りて之をその前より棄てはなちたまふ是に於てゼデキヤバビロンの王に叛けり

四 ゼデキヤの世の九年十月十日にバビロンの王ネブカデネザルその軍勢をひきゐてヱルサレムに攻めきたり之に向ひて陣をはり四周に戍樓を建て之を攻めたり

五 かくこの邑攻圍まれてゼデキヤ王の十一年にまでおよびしが

六 その四月九日にいたりて城邑のうち饑ること甚だしくなり其地の民食物をえざりき

七 是をもて城邑つひに打破られたれば兵卒は皆逃て夜の中に王の園の邊なる二箇の石垣の間の門より城邑をぬけいで平地の途に循ひておちゆけり時にカルデヤ人は城邑を圍みをる

八 茲にカルデヤ人の軍勢王を追ひゆきヱリコの平地にてゼデキヤに追付けるにその軍勢みな彼を離れて散りしかば

九 カルデヤ人王を執へて之をハマテの地のリブラにをるバビロンの王の所に曳きゆきければ王彼の罪をさ
だめたり 十 バビロンの王すなはちゼデキヤの子等をその目の前に殺さしめユダの牧伯等を悉くリブラに殺
さしめ 十一 またゼデキヤの目を抉さしめたり斯てバビロンの王かれを銅索に繋ぎてバビロンに携へゆきその
死る日まで獄に置り 十二 バビロンの王子ブカデ子ザルの世の十九年の五月十日バビロンの王の前につかふる
侍衛の長子ブザラダンヱルサレムにきたり 十三 ヱホバの室と王の室を燒き火をもてヱルサレムのすべての室
と大なる諸の室を燒り 十四 また侍衛の長と偕にありしカルデヤ人の軍勢ヱルサレムの四周の石垣を悉く毀て
り 十五 侍衛の長子ブザラダンすなはち民のうちの貧乏者城邑の中に餘れる者およびバビロンの王に降りし人
と民の餘れる者を擄移せり 十六 但し侍衛の長子ブザラダンその地のある貧者を遺して葡萄を耕る者となし農
夫となせり 十七 カルデヤ人またヱホバの室の銅の柱と洗盥の臺と銅の海を碎きてその銅を悉くバビロンに運
び 十八 また鍋と火鏟と燭剪と鉢と匙およびすべて用ふるところの銅器を取り 十九 侍衛の長もまた洗盥と火盤と
鉢と鍋と燭臺と匙と爵など凡て金銀にて作れる者を取り 二十 またソロモン王がヱホバの室に造りし所の二の
柱と一の海と臺の下なる十二の銅の牛を取れりこのもろもろの銅の重は稱る可らず 二一 この柱は高さ十八キ
ユビトなり又紐をもてその周圍を測るに十二キユビトあり指四本の厚にして空なり 二二 その上に銅の頂あり
その頂の高さは五キユビトその周圍は銅の網子と石榴にて飾れり他の柱とその石榴も之におなじ 二三 その四
方に九十六の石榴あり網子の上なるすべての石榴の數は百なり 二四 侍衛の長は祭司の長セラヤと第二の祭司
ゼパニヤと三人の門守を執へ 二五 また兵卒を督る一人の寺人と王の前にはべるもののうち城邑にて遇しとこ
ろの者七人とその地の民を募る軍勢の長なる書記と城邑の中にて遇しところの六十人の者を邑よりとらへ
されり 二六 侍衛の長子ブザラダンこれらを執へてリブラに居るバビロンの王の許にいたれり 二七 バビロンの王

ハマテの地のリブラにてこれを撃ち殺せりかくユダはおのれの地よりとらへ移されたり 二八 ネブカデネザルがとらへ移せし民は左のごとし第七年にユダ人三千二十三人 二九 またネブカデネザルの十八年にエルサレムより八百三十二人をとらへ移せり 三十 ネブカデネザルの二十三年に侍衛の長ネブザラダンユダ人七百四十五人をとらへ移したり其總ての數は四千六百人なりき 三一 ユダの王エホヤキムがとらへ移されたる後三十七年の十二月二十五日バビロンの王エビルメルダクその治世の一年にユダの王エホヤキムを獄よりいだしてその首をあげしめ 三二 善言をもて彼を慰めその位をバビロンに偕に居るところの王等の位よりもたかくし 三三 其獄の衣服を易へしむエホヤキムは一生の間つねに王の前に食せり 三四 かれ其死る日まで一生の間たえず日々の分をバビロンの王よりたまはりて其食物となせり

耶利米亞記　終

耶利米亞哀歌

第一章　一 あゝ哀しいかな古昔は人のみちみちたりし此都邑いまは淒しき樣にて坐し、寡婦のごとくになれり、嗟もろ〱の民の中にて大いなりし者もろ〱の州の中にて女王たりし者いまはかへつて貢をいるゝ者となりぬ
二 彼よもすがら痛く泣きかなしみて涙面にながる、その戀人の中にはこれを慰むる者ひとりだに無く、その朋はこれに背きてその仇となれり
三 ユダは艱難の故によりまた大いなる苦役のゆゑによりて擄はれゆき、もろ〱の國に住ひて安息を得ず、これを追ふものみな狹隘にてこれに追しきぬ
四 シオンの道路は節會に上り來る者なきがために哀しみ、その門はことごとく荒れ、その祭司は歎き、その處女は憂へ、シオンもまた自から苦しむ
五 その仇は首となり、その敵は享ゆ、その愆の多きによりてエホバこれをなやませたまへるなり、そのわかき子等は擄はれて仇の前にゆけり
六 シオンの女よりはその榮華ことごとく離れされり、またその牧伯等は草を得ざる鹿のごとくに成り、おのれを追ふものゝ前に力つかれて歩みゆけり
七 ヱルサレムはその艱難と窘迫の時むかしの代にありしもろ〱の樂しき物を思ひ出づ、その民仇の手におちいり、誰もこれを助くるものなき時仇人これを見てその荒はてたるを笑ふ
八 ヱルサレムははなはだしく罪ををかしたれば汚穢たる者のごとくなれり、前にこれを尊とびたる者もその裸體を見しによりて皆これをいやしむ、是もまたみづから嗟き、身をそむけて退ぞけり
九 その汚穢これが裾にあり、彼らその終局をおもはざりき、此故に驚ろくまでに零落たり、一人の慰さむる者だに無し、エホバよわが艱難をかへりみたまへ、敵は勝ほこれり
十 敵すでに手を伸てその財寶をことごとく奪ひたり、汝さきに異邦人等はなんぢの公會にいるべからずと命じおきたまひしに彼らが聖所に侵しいるをシオンは見たり
十一 その民はみな歎きて食物をもとめ、その生命を支へんがために財寶を出して食にかへたり、エホバよ見そなはして我のいやしめらるゝを顧りみたまへ
十二 すべて行路人よ、なんぢら何とも

おもはざるか、エホバその烈しき震怒の日に我をなやましてわれに降したまへるこの憂苦にひとしき憂苦ま
た世にあるべきや汝ら見よ 十三 エホバ上より火をくだしわが骨にいれて之を克服せしめ網を張りわが足を
とらへて我を後にむかはしめ我をして終日心さびしくかつ疾わづらはしめたまふ 十四 わが愆尤の軛は主の御手
にて結ばれ諸の愆あひ纏はりてわが項にのれり是はわが力をしておとろへしむ主われを敵たりがたき者の
手にわたしたまへり 十五 主われの中なる勇士をことごとく除き節會をもよほして我を攻め、わが少き人を打ほ
ろぼしたまへり主酒榨をふむがごとくにユダの處女をふみたまへり 十六 これがために我なげく、わが目やわが
目には水ながる、わがたましひを活すべき慰さむるもののわれに遠ければなり、わが子等は敵の勝るによりて滅
びうせにき 十七 シオンは手をのぶれども誰もこれを慰さむる者なし、ヤコブにつきてはエホバ命をくだしてそ
の周圍の民をこれが敵とならしめたまふ、エルサレムは彼らの中にありて汚れたる者のごとくなりぬ 十八 エホ
バは正し我その命令にそむきたるなり、一切の民よわれに聽け、わが憂苦をかへりみよ、わが處女もわかき男も
俘囚て往り 十九 われわが戀人を呼たれども彼らはわれを欺むけり、わが祭司およびわが長老は生命を繋がんと
て食物を求むる間に都邑の中にて氣息たえたり 二十 エホバよかへりみたまへ、われはなやみてをり、わが腸わき
かへり、わが心わが衷に顛倒す、われ甚だしく悖りたればなり、外には劍ありてわが子を殺し、内には死のごと
きものあり 二一 かれらはわが嗟歎をきけり、我をなぐさむるもの一人だに無し、わが敵みなわが艱難をきゝおよ
び、汝のこれを爲たまひしを喜こべり、汝はさきに告しらせしその日を來らせたまはん、而して彼らもつひに我
ごとくに成るべし 二二 ねがはくは彼等が與へし艱難をことごとくなんぢの御前にあらはし、前にわがもろもろ
の罪愆のために我におこなひし如く彼らにも行なひたまへ、わが嗟歎は多く、わが心はうれひかなしむなり

第二章
一 あゝエホバ震怒をおこし、黒雲をもてシオンの女を蔽ひたまひ、イスラエルの榮光を天より地におと

し、その震怒の日におのれの發足を心にとめたまはざりき　二 主ヤコブのすべての住居を呑つくして憫れまず、震怒によりてユダの女の保砦を毀ち、これを地にたふし、その國とその牧伯等を辱かしめ　三 烈しき震怒をもてイスラエルのすべての角を絶ち、敵の前にて己の右の手をひきちゞめ、四圍を焚きつくす燃る火のごとくヤコブを焚き　四 敵のごとく弓を張り、仇のごとく右の手を挺て立ち、凡て目に喜こばしきものを滅ぼし、シオンの女の幕屋に火のごとくその怒をそゝぎたまへり　五 主敵のごとくに成たまひてイスラエルを呑ほろぼし、その諸の殿を呑ほろぼし、そのもろもろの保砦をこぼち、ユダの女の上に憂愁と悲哀を増くはへ　六 その園のごとく己の幕屋を荒し、その集會の所をほろぼしたまへり、ヱホバ節會と安息日とをシオンに忘れしめ、烈しき怒によりて王と祭司とをいやしめ棄たまへり　七 主その祭壇を忌棄て、その聖所を嫌ひ惜みて、その諸の殿の石垣を敵の手にわたしたまへり、彼らは節會の日のごとくヱホバの室にて聲をたつ　八 ヱホバシオンの女の石垣を毀たんと思ひさため、繩を張り、こぼち進みてその手をひかず、壕と石垣とをして哀しましめたまふ、是らは共に衰ふ　九 その門は地に埋もれ、ヱホバその關木をこぼちくだき、その王ともろもろの牧伯は律法なき國人の中にあり、その預言者はヱホバより異象を蒙らず　十 シオンの女の長老等は地に坐りて默し、首に灰をかむり、身に麻をまとふ、ヱルサレムの處女は首を地に低る　十一 わが目は涙のために潰れんとし、わが腸は沸かへり、わが肝は地に塗る、わが民の女はほろぼされ、幼少ものや哺乳兒は疲れはてて邑の街衢に氣息たへなんとすればなり　十二 かれらは疵を負る者のごとく邑のちまたにて氣息たへなんとし、母の懷にその靈魂をそゝがんとし、母にむかひて言ふ、穀物と酒とはいづくにあるやと　十三 ヱルサレムの女よ、我なにをもて汝にあかしゝ、何をもて汝にならべんや、シオンの處女よ、われ何をもて汝になぞらへて汝をなぐさめんや、汝のやぶれは海のごとく大なり、噫たれか能くなんぢを醫さんや　十四 なんぢの預言者は虛しき事と愚なることとをなんぢに預言し、かつて汝の不義をあらはしてその俘

囚をまぬかれしめんとはせざりき、その預言するところは惟むなしき重荷および追放たるゝ根本となるべき
事のみ 十五 すべて往來の人なんぢにむかひて手を拍ち、エルサレムの女にむかひて、嘲りわらひ、かつ頭をふりて
言ふ、美麗の極、全地の欣喜ととなへたりし邑は是なるかと 十六 なんぢのもろ〳〵の敵はなんぢに對ひて口を啓
け、あざけり笑ひて切歯をなす、斯て言ふわれら之を呑つくしたり、是われらが望みたりし日なり、われら已に之
にあへり我らすでに之を見たりと 十七 エホバはその定め給へることを成し、いにしへより其命じたまひし言を
果したまへり、エホバはほろぼして憐れまず、敵をして汝にかちほこらしめ、汝の仇の角をたかくしたまへり 十八
かれらの心は主にむかひて呼もとめり、シオンの女の墻垣よ、なんぢ夜も晝も河のごとく涙をながせ、みづから安
んずることをせず、汝の瞳子を休むることなかれ 十九 なんぢ夜の初更に起いでゝ呼さけべ、主の御前に汝の心を
水のごとく灌げ、街衢のほとりに饑たふるゝなんぢの幼兒の生命のために主にむかひて兩手をあげよ 二十 エホ
バよ視たまへ、汝これを誰におこなひしか願はくは顧みたまへ、婦人おのが實なるその懷き育てし孩兒を食ふ
べけんや、祭司預言者等主の聖所において殺さるべけんや 二一 をさなきも老たるも街衢にて地に臥し、わが處女
も若き男も刃にかゝりて斃れたり、なんぢはその震怒の日にこれを殺し、これを屠りて恤れみたまはざりき 二二
なんぢ節會の日のごとくわが懼るゝところの者を四方より呼あつめたまへり、エホバの震怒の日には遁れた
る者なく又のこりたる者なかりき、わが懷き育てし者はみなわが敵のためにほろぼされたり

第三章

一 我はかれの震怒の笞によりて艱難に遭たる人なり 二 かれは我をひきて黑暗をあゆませ、光明にゆか
しめたまはず 三 まことに屢々その手をむけて終日われを攻なやまし 四 わが肉と肌膚をおとろへしめ、わが骨
を摧き 五 われにむかひて患苦と艱難を築きこれをもて我を圍み 六 われをして長久に死し者のごとく暗き處
に住しめ 七 我をかこみて出ることを能はざらしめ、わが鏈索を重くしたまへり 八 我さけびて助をもとめしとき

彼わが祈禱をふせぎ 九 砍石をもてわが道を塞ぎ、わが途をまげたまへり 十 その我に對することは伏て伺
がふ熊のごとく潛みかくるゝ獅子のごとし 十一 われに路を離れしめ我をひきさきて獨くるしましめ 十二 弓を張
てわれを矢先の的となし 十三 矢筒の矢をもてわが腰を射ぬきたまへり 十四 われはわがすべての民のあざけりと
なり、終日うたひうたはる 十五 かれ我をして苦き物に飽しめ茵蔯を飮しめ 十六 小石をもてわが齒を摧き、灰をもて
我を蒙ひたまへり 十七 なんぢわが靈魂をして平和を遠くはなれしめたまへば我は福祉をわすれたり 十八 是にお
いて我みづから言り、わが氣力うせゆきぬ、ヱホバより何をも望むべきところ無しと 十九 ねがはくは我が艱難と
苦楚茵蔯と膽汁とを心に記たまへ 二十 わがたましひは今なほ是らの事を想ひてわが衷に塞ぐ 二一 われこの事を
心におもひ起せり、この故に望をいだくなり 二二 われらの尙ほろびざるはヱホバの仁愛によりその憐憫の盡ざ
るに因る 二三 これは朝ごとに新なり、なんぢの誠實はおほいなるかな 二四 わが靈魂は言ふ、ヱホバはわが分なり、ゆゑ
のゆゑに我彼を待ち望まん 二五 ヱホバはおのれを待ち望む者とおのれを尋ねもとむる人に恩惠をほどこした
まふ 二六 ヱホバの救拯をのぞみて靜にこれを待つは善し 二七 人わかき時に軛を負は善し 二八 ヱホバこれを負せたま
ふなれば獨坐して默すべし 二九 口を塵につけよ、あるひは望あらん 三十 おのれを擊つ者に頰をむけ、充足るまでに
恥辱をうけよ 三一 そは主は永久に棄ることを爲たまはざるべければなり 三二 かれは患難を與へたまふといへど
もその慈悲おほいなればまた憐憫を加へたまふなり 三三 心より世の人をなやまし、かつ苦しめたまふにはあら
ざるなり 三四 世のもろもろの俘囚人を脚の下にふみにじり 三五 至高者の面の前にて人の理を枉げ 三六 人の詞訟を
屈むることは主のよろこびたまはざるところなり 三七 主の命じたまふにあらずば誰か事を述んにその事すな
はち成んや 三八 禍も福もともに至高者の口より出るにあらずや 三九 活る人なんぞ怨言べけんや、人はおのれの罪の
罰せらるゝをつぶやくべけんや 四十 我等みづからの行をしらべ、かつ省みてヱホバに歸るべし 四一 われら手にい

ます神にむかひて手とともに心をも擧べし 四二 われらは罪ををかし我らは叛きたりなんぢこれを赦したまはざりき 四三 なんぢ震怒をもてみづから蔽ひ我らを追攻め殺してあはれまず 四四 雲をもてみづから蔽ひ祈禱をして通ぜざらしめ 四五 もろ〳〵の民の中にわれらを塵埃となしたまへり 四六 敵は皆われらにむかひて口を張り 四七 恐懼と陥阱また暴行と滅亡我らに來れり 四八 わが民の女の滅亡によりてわが眼には涙の河ながる 四九 わが目は斷ず涙をそゝぎて止ず 五十 天よりエホバの臨み見て顧みたまふ時にまで至らん 五一 わが邑の一切の女等の故によりてわが眼はわが心をいたましむ 五二 故なくして我に敵する者ども鳥を追ふごとくにいたく我をおひ 五三 わが生命を坑の中にほろぼし、わが上に石を投かけ 五四 また水わが頭の上に溢る、我みづから言り滅びうせぬと 五五 エホバよ、われ深き坑の底より汝の名を呼り 五六 なんぢ我が聲を聽たまへり、わが哀歎と祈求に耳をおほひたまふなかれ 五七 わが汝を龥たりし時なんぢ近よりたまひて、恐るゝなかれと宣へり 五八 主よ、なんぢはわが靈魂の訴へを助け伸へ、わが生命を贖ひたまへり 五九 エホバよ、なんぢは我がかうむりたる不義を見たまへり、願くは我に正しき審判を與へたまへ 六十 なんぢは彼らが我を怨み、われを害せんとはかるを凡て見たまへり 六一 エホバよなんぢは彼らが我を詈しり、我を害せんとせむかるを凡て聞たまへり 六二 かの立て我に逆らふ者等の言語およびその終日われを攻んとて運らす謀計もまた汝これを聞たまへり 六三 ねがはくは彼らの起居をかんがみたまへ我はかれらに歌ひうしらる 六四 エホバよ、なんぢは彼らが手に爲すところに循がひて報をなし 六五 かれらをして心くらからしめたまはん、なんぢの呪詛かれらに歸せよ 六六 なんぢは震怒をもてかれらを追ひ、エホバの天の下よりかれらをほろぼし絶たまはん

第四章

一 あゝ黄金は光をうしなひ純金は色を變じ聖所の石はもろ〳〵の街衢の口に投すてられたり 二 あゝ精金にも比ぶべきシオンの愛子等は陶器師の手の作なる土の器のごとくに見做る 三 山犬さへも乳房をたれ

てその子に乳を哺す、然るにわが民の女は殘忍荒野の駝鳥のごとくなれり 四 乳哺兒の舌は渇きて上腭にひたと貼き、幼兒はパンをもとむるも擘てあたふる者なし 五 肥甘物をくらひ居し者はおちぶれて街衢にあり、紅の衣服にて育てられし者も今は塵堆を抱く 六 いま我民の女のうくる愆の罰はソドムの罪の罰よりもおほいなり、ソドムは古昔人に手を加へらるゝことなくして瞬く間にほろぼされしなり 七 わが民の中なる貴き人は從前には雪よりも皎潔に、乳よりも白く、珊瑚よりも躰紅色にしてその形貌のうるはしきこと藍玉のごとくなりしが 八 いまはその面くろきが上に黒く街衢にあるとも人にしられず、その皮は骨にひたと貼き、乾きて枯木のごとくなれり 九 劍にて死る者は饑て死る者よりもさいはひなり、そは斯る者は田圃の產物の罄るによりて漸々におとろへゆき刺れし者のごとくに成ばなり 十 わが民の女のほろぶる時には情愛ふかき婦女等さへも手づから己の子等を煑て食となせり 十一 エホバその憤恨をことごとく洩し、烈しき怒をそゝぎたまひ、シオンに火をもやしてその基礎までも燒しめたまへり 十二 地の諸王も世のもろもろの民もすべてエルサレムの門に仇や敵の打いたらんとは信せざりき 十三 斯なりしはその預言者の罪によりその祭司の愆によれり、彼らは即ち正しき者の血をその邑の中にながしたりき 十四 今これらは盲人のごとく街衢にさまよひ、身は血にて汚れをれば人その衣服にふるゝあたはず 十五 人かれらにむかひて呼り言ふ、去よ穢らはし、去れ去れ觸るなかれと、彼らもし去て流離ば異邦人の中間にても人々また言ふ彼らは此に寓るべからずと 十六 エホバ怒れる面をもてこれを散したまへり、再びこれを顧りみたまはじ、人々祭司の面をも尊とばず、長老をもあはれまざりき 十七 われらは頼まれぬ救援を望みて目つかれおとろふ、我らは俟ゐたりしが救拯をなすこと能はざる國人を待をりぬ 十八 敵われらの脚をうかゞへば我らはおのれの街衢をも步くことあたはず、我らの終ちかづけり、我らの日つきたり即ち我らの終きたりぬ 十九 われらを追ふものは天空ゆく鷲よりも迅し、山にて我らを追ひ、野に伏てわれら

を伺がふ 二十 かの我らが鼻の氣息たる者エホバに膏そゝがれたるものは陷阱にて執へられにき是はわれら
が異邦にありてもこの蔭に住んとおもひたりし者なり 二十一 ウズの地に住むエドムの女よ悦び樂しめ汝にもま
たつひに杯めぐりゆかん、なんぢも醉て裸になるべし 二十二 シオンの女よ、なんぢが愆の罰はをはれり、重ねてあん
ちを擄へゆきたまはじ、エドムの女よ、なんぢの愆を罰したまはん、汝の罪を露はしたまはん

第五章

一 エホバよ我らにありし所の事をおもひたまへ、我らの恥辱をかへりみ觀たまへ 二 われらの産業は外
國人に歸し、われらの家屋は他國人の有となれり 三 われらは孤子となりて父あらずわれらの母は寡婦にひと
し 四 われらは金を出して自己の水を飲み、おのれの薪を得るにも價をはらふ 五 われらを追ふ者われらの頸に
迫る我らは疲れて休むことを得ず 六 食物を得て饑を凌がんとてエジプト人およびアッスリア人に手を與へた
り 七 われらの父は罪ををかして已に世にあらず、我らその罪を負ふなり 八 奴僕等われらを制するに誰ありて
我らを之が手よりすくひ出すものなし 九 荒野の刀兵の故によりて我ら死を冒して食物を得 十 饑饉の烈しき
熱氣によりてわれらの皮膚は爐のごとく熱し 十一 シオンにて婦女等をかされ、ユダの邑々にて處女等けがさる
十二 侯伯たる者も敵の手にて弔され、老たる者の面も尊とばれず 十三 少き者も石磨を擔せられ、童子は薪を負て
よろめき 十四 長老は門にあつまることを止め、少き者はその音樂を廢せり 十五 われらが心の快樂はすでに熄み、わ
れらの跳舞はかはりて悲哀となり 十六 われらの冠冕は首より落たり、われら罪ををかしたれば禍なるかな 十七 こ
れがために我らの心うれへ、これらのために我らが目くらくなれり 十八 シオンの山は荒はてゝ、山犬その上を步く
なり 十九 エホバよ、なんぢは永遠に在す、なんぢの御位は世々かぎりなし 二十 何とて我らを永く忘れ、われらを斯ひ
さしく棄おきたまふや 二十一 エホバよ、ねがはくは我らをして汝に歸らしめたまへ、われら歸るべし、我らの日を新
にして昔日の日のごとくならしめたまへ 二十二 さりとも汝まつたく我らを棄たまひしや痛くわれらを怒りゐた

まふや

耶利米亞哀歌 終

以西結書

第一章

一 第三十年四月の五日に我ケバル河の邊にてかの擄うつされたる者の中にをりしに天ひらけて我神の異象を見たり 二 是エコニヤ王の擄ゆかれしより第五年の其月の五日なりき 三 時にカルデヤ人の地に於てケバル河の邊にてエホバの言祭司ブシの子エゼキエルに臨めりエホバの手かしこにて彼の上にあり 四 我見しに觀よ烈き風大なる雲および燃る火の團塊北より出きたる又雲の周圍に輝光ありその中よりして火の中より熱たる金族のごときもの出づ 五 其火の中に四箇の生物にて成る一箇の形あり其狀は是のごとし即ち人の象あり 六 各四の面あり各四の翼あり 七 其足は直なる足その足の蹠は犢の足の蹠のごとくにして磨ける銅のごとくに光れり 八 其の生物の四方に翼の下に人の手ありて其四箇の物皆面と翼あり 九 その翼はたがひに相つらなれり其往ときに回轉ずして各其面の向ふところに行く 十 其面の形は人の面のごとし四箇の者右には獅子の面あり四箇の者左には牛の面あり又四箇の者鷲の面あり 十一 其面と其の翼は上にて分る其の各箇の翼二箇は彼と此と相つらなり二箇をもて身を覆ふ 十二 各箇その面の向ふところへ行き靈のゆかんとする方に行く又行にまはることなし 十三 その生物の形は燃る炭の火のごとく松明のごとし火生物の中に此彼に行き火輝きてその火の中より電光いづ 十四 その生物奔りて電光の如くに往來す 十五 我生物を觀しに生物の近邊にあたりてその四箇の面の前に地の上に輪あり 十六 其輪の形と作は黄金色の玉のごとしその四箇の形は皆同じその形と作は輪の中に輪のあるがごとくなり 十七 その行く時は四方に行く行にまはることなし 十八 その輪輞は高くして畏懼しく輪輞は四箇ともに皆遍く目あり 十九 生物の行く時は輪その傍に行き生物地をはなれて上る時は輪もまた上る 二十 凡て靈のゆかんとする所には生物その靈のゆかんとする方に往く輪またその傍に上る是生物の靈輪の中にあればなり 二一 此の行く時は彼もゆき此の止る時は彼も止り此地をは

なれて上る時は輪も共にあがる是生物の靈輪の中にあればなり 二二 生物の首の上に畏しき水晶のごとき穹蒼
ありてその首の上に展開る 二三 穹蒼の下に其翼直く開きて此と彼とあひ連る又各 二箇の翼ありてその各の二
箇の翼此方彼方にありて身をおほふ 二四 我その行く時の羽聲を聞に大水の聲のごとく全能者の聲のごとし其
聲音の響は軍勢の聲のごとしその立どまる時は翼を垂る 二五 その首の上なる穹蒼の上より聲ありその立どま
る時は翼を垂る 二六 首の上なる穹蒼の上に青玉のごとき寳位の狀式ありその寳位の狀式の上に人のごとき者
在す 二七 又われその中と周圍に磨きたる銅のごとく火のごとくなる者を見る其人の腰より上も腰より下も火
のごとくに見ゆ其周圍に輝光あり 二八 その周圍の輝光は雨の日に雲にあらはるゝ虹のごとしヱホバの榮光か
くのごとく見ゆ我これを見て俯伏したるに語る者の聲あるを聞く

第二章

一 彼われに言たまひけるは人の子よ起あがれ我なんぢに語んと 二 斯われに言たまひし時靈われにき
たりて我を立あがらしむ爰に我その我に語りたまふを聞くに 三 われに言たまひけるは人の子よ我なんぢを
イスラエルの子孫に遣すすなはち我に叛ける叛逆の民につかはさん彼等とその先祖我に悖て今日にいたる
四 その子女等は厚顏ふして心の剛愎なる者なり我汝をかれらに遣はす汝かれらに主ヱホバかくいふと告べ
し 五 彼等は悖逆る族なり彼等は之を聽も之を拒むも預言者の己等の中にありしを知ん 六 汝人の子よたとひ
莿と棘汝の周圍にあるとも亦汝蠍の中に住ともこれを懼るゝなかれその言をおそるゝなかれ夫かれらは悖
逆る族なり汝その言をおそるゝなかれ其面に慄くなかれ 七 彼等は悖逆る族なり彼らこれを聽もこれを拒む
も汝吾言をかれらに告よ 八 人の子よわが汝に言ところを聽け汝かの悖逆る族のごとく悖るなかれ汝の口
を開きてわが汝にあたふる者をくらふべし 九 時に我見に吾方に伸たる手ありて其中に卷物あり 十 彼これを
わが前に開けり卷物は裏と表に文字ありて上に嗟嘆と悲哀と憂患とを錄す

第三章 一 彼また我に言たまひけるハ人の子よ汝獲るところの者を食へ此巻物を食ひ往てイスラエルの家に
告よ 二 是に於て我口をひらけバ彼その巻物を我に食しめて 三 我にいひたまひけるハ人の子よわが汝にあたふ
る此巻物をもて腹をやしなへ膓にみたせよと我すなハち之をくらふに其わが口に甘きこと蜜のごとくな
りき 四 彼また我にいひたまひけるハ人の子よイスラエルの家にゆきて吾言を之につげよ 五 我なんぢを唇の
深き舌の重き民につかハすにあらずイスラエルの家につかハすなり 六 汝がその言語をしらざる唇の深き
舌の重き多くの國人に汝をつかハすにあらず我若なんぢを彼らに遣さバ彼等なんぢに聽べし 七 然どイス
ラエルの家ハ我に聽ことを好ざれバ汝に聽ことをせざるべしイスラエルの全家ハ厚顔にして心の剛愎なる
者なれバなり 八 視よ我かれらの面のごとく汝の面をかたくしかれらの額のごとく汝の額を堅くせり 九 我な
んぢの額を金剛石のごとくし磐よりも堅くせり彼らハ背逆る族なり汝かれらを懼るゝなかれ彼らの面に戰
慄くなかれ 十 又われに言たまひけるハ人の子よわが汝にいふところの凡の言をなんぢの心にをさめ汝の耳
にきけよ 十一 往てかの擄へ移されたる汝の民の子孫にいたりこれに語りて主エホバかく言たまふと言へ彼ら
聽も拒むも汝然すべし 十二 時に靈われを上に舉しが我わが後に大なる響の音ありてエホバの榮光の其處よ
り出る者を讚べきかなと云ふを聞り 十三 また生物の互にあひ連なる翼の聲とその傍にある輪の聲および大
なる響の音を聞く 十四 靈われを上にあげて攜へゆけば我苦々しく思ひ心を熱して往くエホバの手強くわが上
にあり 十五 爰に我ケバル河の邊にてテラアビンに居るかの擄へ移されたる者に至り驚きあきれてその坐する所
に七日俱に坐せり 十六 七日すぎし後エホバの言われにのぞみて言ふ 十七 人の子よ我なんぢを立てイスラエルの
家のために守望者となす汝わが口より言を聽き我にかはりてこれを警べし 十八 我惡人に汝かならず死べし
と言んに汝かれを警めず彼をいましめ語りその惡き道を離れしめて之が生命を救ずバその惡人もおのが

惡のために死んなれど其血をば我なんぢの手に要むべし 十九 然ど汝惡人を警めんに彼その惡とその惡き道を離ずば彼はその惡の爲に死ん汝はおのれの靈魂を救ふなり 二十 又義人その義事をすてゝ惡を行はんに我躓礙をその前におかば彼は死べし汝かれを警めざれば彼はその罪のために死てそのおこなひし義き事を記ゆる者なきにいたらん然ば我その血を汝の手に要むべし 二一 然ど汝もし義き人をいましめ義き人に罪ををかさしめずして彼罪を犯すことをせずば彼は警戒をうけさるがためにかならずその生命をたもたん汝はおのれの靈魂を救ふなり 二二 茲にヱホバの手かしこにてわが上にあり彼われに言たまひけるは起て平原にいでよ我そこにて汝にかたらん 二三 我すなはち起て平原に往にヱホバの榮光わがケバル河の邊にて見し榮光のごとく其處に立ければ我俯伏たり 二四 時に靈われの中にいりて我を立あがらせ我にかたりていふ往て汝の家にこもれ 二五 人の子よ彼等汝に繩をうちかけ其をもて汝を縛らん汝はかれらの中に出ゆくことを得ざるべし 二六 我なんぢの舌を上腭に堅く密しめて汝を唖となし彼等を警めざらしむべし彼等は悖逆る族なればなり 二七 然ど我汝に語る時は汝の口をひらかん汝彼らにいふべし主ヱホバかく言たまふ聽者は聽べし拒む者は拒むべし彼等は悖逆る族なり

第四章

一 人の子よ汝磚瓦をとりて汝の前に置きその上にヱルサレムの邑を畫け 二 而して之を取圍み之にむかひて雲梯を建て壘を築き陣營を張り邑の周圍に破城槌を備へて之を攻よ 三 汝また鐵の鍋を取り汝と邑の間に置て鐵の石垣となし汝の面を之に向よ斯て邑圍る汝之を圍むべし是すなはちイスラエルの家にあたふる徴なり 四 又汝左側を下にして臥しイスラエルの家の罪を其上に置よ汝が斯臥ところの日の數は是なんぢがその罪を負ふ者なり 五 我かれらが罪を犯せる年を數へて汝のために日の數となす即ち三百九十日の間汝イスラエルの家の罪を負ふべし 六 汝これを終なば復右側を下にして臥し四十日の間ユダの家の罪を負ふ

べし我汝のために一日を一年と算ふ 七 汝エルサレムの圍に面を向け腕を袒して其の事を預言すべし 八 視よ
我索を汝にかけて汝の圍の日の終まで右左に動くことを得ざらしめん 九 汝小麥大麥豆扁豆粟および裸麥を
取て之を一箇の器にいれ汝が横はる日の數にしたがひてこれを食とせよ即ち三百九十日の間これを食ふべ
し 十 汝食を權りて一日に二十シケルを食へ時々これを食ふべし 十一 又汝水を量りて一ヒンの六分一を飮め時
々これを飮べし 十二 汝大麥のパンの如くにして之を食へ即ち彼等の目のまへにて人の糞をもて之を烘べし 十三
エホバいひたまふ是のごとくイスラエルの民はわが逐やらんところの國々においてその汚穢たるパンを食
ふべし 十四 是において我いふ嗚呼主エホバよわが魂は絶て汚れし事なし我は幼少時より今にいたるまで自
ら死し者や裂殺れし者を食ひし事なし又絶て汚れたる肉わが口にいりしことなし 十五 エホバ我にいひたまふ
我牛の糞をもて人の糞にかふることを汝にゆるす其をもて汝のパンを調ふべし 十六 又われに言たまふ人の子
よ視よ我エルサレムに於て人の杖とするパンを打碎かん彼等は食をはかりて惜みて食ひ水をはかりて驚き
て飮ん 十七 かく食と水と乏しくなりて彼ら互に面を見あはせて驚きその罪に亡びん

第五章

一 人の子よ汝利き刀を執り之を剃刀となして汝の頭と顎をそりて權衡をとりてその毛を分てよ 二 而し
て圍城の日の終る時邑の中にて火をもて其三分の一を燒き又三分の一を取り刀をもて邑の周圍を擊ち三分
の一を風に散すべし我刀をぬきて其後を逐ん 三 汝その毛を少く取りて裾に包み 四 又その中を取りてこれを
火の中になげいれ火をもて之をやくべし火その中より出てイスラエルの全家におよばん 五 主エホバかくい
ひたまふ我このエルサレムを國々の中におき列邦をその四圍に置り 六 エルサレムは異邦よりも惡くわが法
律に悖り其四周の國々よりもわが法憲に悖る即ち彼等はわが法律を蔑如にしわが法憲に歩行まざるなり 七
故に主エホバかくいひたまふ汝等はその周圍の異邦人よりも甚しく噪ぎたち吾憲にあゆまず吾法をおこな

はず又汝らの周圍なる異邦人の法のごとくに行ふこともせざるなり 八是故に主エホバかくいひたまふ視よ我我は汝を攻め異邦人の目の前にて汝の中に鞫をおこなはん 九なんぢの爲せし諸の惡むべき事のために我わが未だ爲ざりしところの事此後ふたゝび其ごとく爲ざるべきところの事を汝になさん 十是がために汝の中にて父たる者はその子を食ひ子たる者はその父を食はん我汝の中に鞫をおこなひ汝の中の餘れる者を悉く四方の風に散さん 十一是故に主エホバいひたまふ我は活く汝その忌べき物とその惡むべきところの事とをもてわが聖所を穢したれば我かならず汝を減さん我目汝を惜み見ず我汝を憐まざるべし 十二汝の三分の一は汝の中において疫病にて死に饑饉にて滅びん又三分の一は汝の四周にて刀に仆れん又三分の一を我四方の風に散し刀を拔きて其後をおはん 十三斯我怒を洩し盡しわが憤恨をかれらの上にかうむらせて心を安んぜん我わが憤恨をかれらの上に洩し盡す時は彼ら我エホバの熱心をもてかたりたる事をしるに至らん 十四我汝を荒地となし汝の周圍の國々の中に汝を笑柄となし凡て往來の人の目に斯あらしむべし 十五我怒と憤恨と重き責をもて鞫を汝に行ふ時は汝はその周圍の邦々の笑柄となり嘲となり警戒となり驚懼とならん我エホバこれを言ふ 十六即ち我饑饉の惡き矢を彼等に放たん是は滅亡すための者なり我汝らを滅さんために之を放つべし我なんぢらの上に饑饉を增くはへ汝らが杖とするところのパンを打碎かん 十七我饑饉と惡き獸を汝等におくらん是汝をして子なき者とならしめん又疫病と血なんぢの間に行わたらん我刀を汝にのぞましむべし我エホバこれを言ふ

第六章

一エホバの言われに臨みて言ふ 二人の子よ汝の面をイスラエルの山々にむけて預言して言ふべし 三イスラエルの山よ主エホバの言を聽け主エホバ山と岡と谷と平原にむかひて斯いひたまふ視よ我劍を汝等に遣り汝らの崇邱を滅す 四汝等の壇は荒され日の像は毀たれん我汝らの中の殺さるゝ者をして汝らの偶像

の前に仆れしむべし 五 我イスラエルの子孫の尸體をその偶像の前に置ん汝らの骨をその壇の周圍に散さん 六 凡て汝らの住ところにて邑々は滅され崇邱は荒されん斯して汝らの壇は壞て荒れ汝らの偶像は毀たれて滅び汝等の日の像は斫たふされ汝等の作りし者は絶されん 七 又殺さるゝ者なんぢらの中に仆れん汝等これに由て吾エホバなるを知るにいたらん 八 我或者を汝らにのこす即ち劍をのがれて異邦の中にをる者國々の中にちらさるゝ者是なり 九 汝等の中の逃れたる者はその擄ゆかれし國々において我を記念ふに至らん是は我かれらの我をはなれたるその姦淫をなすの心を挫き且かれらの姦淫を好みてその偶像を慕ふところの目を挫くに由てなり而して彼等はその諸の憎むべき者をもて爲たるところの惡のために自ら恨むべし 十 斯我等はわがエホバなるを知るにいたらん吾がこの災害をかれらになさんと語しことは徒然にならざるなり 十一 主エホバかく言たまふ汝手をもて撃ち足を踏ならして言へ嗚呼凡てイスラエルの家の惡き憎むべき者は禍なるかな劍刀と饑饉と疫病に仆るべし 十二 遠方にある者は疫病にて死に近方にある者は刀に仆れん又生存りて身を全うする者は饑饉に死べし斯我わが憤怒を彼等に洩しつくすべし 十三 彼等の殺さるゝ者その偶像の中にありその壇の周圍にあり諸の高岡にあり諸の山の頂にあり諸の靑樹の下にあり諸の茂れる橡樹の下にあり彼等が馨き香をその諸の偶像にさゝげたる處にあらん其時汝等はわがエホバなるを知るべし 十四 我手をかれらの上に伸べ凡てかれらの住居ところにて其地を荒してデブラの野にもまさる荒地となすべし是によりてかれらはわがエホバなるを知るにいたらん

第七章

一 エホバの言また我にのぞみて言ふ 二 汝人の子よ主エホバかくいふイスラエルの地の末期いたる此國の四方の境の末期來れり 三 今汝の末期いたる我わが忿怒を汝に洩し汝の行にしたがひて汝を鞫き汝の諸の憎むべき物のために汝を罰せん 四 わが目は汝を惜み見ず我なんぢを憫まず汝の行のために汝を罪せん汝

のなせし憎むべき事の穢汝の中にあるべし是によりて汝等はわがヱホバなるを知らん　五　主ヱホバかくいひたまふ視よ災禍あり非常災禍きたる　六　末期きたる其末期きたる是起りて汝に臨む視よ來る　七　此地の人よ汝の命數いたる時いたる日ちかし山々には擾亂のみありて喜樂の聲なし　八　今我すみやかに吾憤恨を汝に洩らしわが怒氣を汝に洩しつくし汝の行爲にしたがひて汝を鞫き汝の諸の憎むべきところの事のために汝を罰せん　九　わが目は汝を惜み見ず我汝をあはれまず汝の行のために汝を罪せん汝の爲し憎むべき事の果報汝の中にあるべし是によりて汝等は我ヱホバの汝を擊なるを知らん　十　視よ日きたる視よ來れり命數いたりのぞむ杖花咲き驕傲茁す　十一　暴逆おこりて惡の杖と成る彼等もその群衆もその驕奢も皆失んかれらの中には何も殘る者なきにいたるべし　十二　時きたる日ちかづけり買者は喜ぶなかれ賣者は思ひわづらふなかれ怒その群衆におよぶべければなり　十三　賣者は假令その生命ながらふるともその賣たる者に歸ることあたはじ此地の全の群衆をさすところの預言は廢らざるべければなり其惡の中にありて生命を全うする者なかるべし　十四　人衆ラッパを吹て凡て預備をなせども戰にいづる者なし其はわが怒その全の群衆におよべばなり　十五　外には劍あり内には疫病と饑饉あり田野にをる者は劍に死なん邑の中にをる者は饑饉と疫病これをほろぼすべし　十六　その中の逃るゝ者は逃れて谷の鴿のごとくに山の上にをりて皆その罪のために悲しまん　十七　手みな弱くなり膝みな水となるべし　十八　彼等は麻の衣を身にまとはん恐懼かれらを蒙まん諸の面には羞あらはれ諸の首は髮をそりおとされん　十九　彼等その銀を衢にすてん其金はかれらに塵芥のごとくなるべしヱホバの怒の日にはその金銀もかれらを救ふことあたはざるなり是等はその心魂を滿足せしめず其腹を充さず唯彼等をつまづかせて惡におとしいるゝ者なり　二十　彼の美しき飾物を彼等驕傲のために用ひ又これをもてその憎べき偶像その憎むべき物をつくれり是をもて我これを彼らに芥とならしむ　二一　我これを外國人にわたして奪はしめ地の惡人にわ

たして掠めしめん彼等すなはちこれを汚すべし　二二我かれらにわが面を背くべければ彼等わが秘る所を汚さん強暴人其處に入りてこれを汚すべし　二三汝鏈索を作れよ死にあたる罪國に滿ち暴逆邑に充たり　二四我國々の中の惡き者等を招きて彼らの家を有たしめん我強者の驕傲を止めんその聖所は汚さるべし　二五滅亡きたれり彼等平安を求れども得ざるなり　二六災害に災害くはゝり風説に風説くはゝる彼等預言者に默示を求めん法律は祭司の中に絕え謀略は長老の中に絕べし　二七王は哀き牧伯は驚愕を身に纏ひ國の民の手は慄へん我その行爲に循ひて彼らを處置ひその審判に循ひて彼らを罰せん彼等は我エホバなるを知にいたるべし

第八章

一 六年の六月五日に我わが家に坐しをりユダの長老等わが前に坐りゐし時主エホバの手われの上に降れり　二我すなはち觀しに火のごとくに見ゆる形象あり腰より下は火のごとく見ゆ腰より上は光輝て見え燒たる金屬の色のごとし　三彼手のごとき者を伸て吾が頭髮を執りしが靈われを地と天の間に曳あげ神の異象の中に我をエルサレムに携へゆき北にむかへる內の門の口にいたらしむ其處に嫉妬をおこすところの嫉妬の像たてり　四彼處にイスラエルの神の榮光あらはる吾が平原にて見たる異象のごとし　五彼われに言たまふ人の子よ目をあげて北の方をのぞめと我すなはち目をあげて北の方を望むに視よ壇の門の北にあたりてその入口に此嫉妬の像あり　六彼また我にいひたまふ人の子よ汝かれらが爲ところ即ちイスラエルの家が此にてなすところの大なる憎むべき事を見るや我これがために吾が聖所をはなれて遠くさるべし汝身を轉らせ復大いなる憎むべき事等を見ん　七斯て彼われを領て庭の門にいたりたまふ我見しに其壁に一の穴あり　八彼われに言たまふ人の子よ壁を穿てよと我すなはち壁を穿つに一箇の戶あるを觀る　九茲に彼われにいひたまひけるは入て彼等が此になすところの惡き憎むべき事等を見よと　十すなはち入りて見るに諸の匍物と憎むべき獸畜の形およびイスラエルの家の諸の偶像その周圍の壁に畫きてあり　十一イスラエルの家の長

老七十人その前に立てりシヤパンの子ヤザニヤもかれらの中に立ちてあり各々手に香爐を執るその香の煙雲のごとくにのぼれり 十二 彼われに言たまひけるハ人の子よ汝イスラエルの家の長老等が暗におこなふ事即ちかれらが各々その偶像の間におこなふ事を見るや彼等いふエホバハ我等を見ずエホバハ此の地を棄たりと 十三 また我に言たまはく汝身を轉らせ復かれらが為すところの大いなる憎むべき事等を見ん 十四 斯て彼我を携てエホバの家の北の門の入口にいたるに其處に婦女等坐してタンムズのために哭をる 十五 彼われに言たまふ人の子よ汝これを見るや又身を轉らせよ汝これよりも大いなる憎むべき事等を見ん 十六 彼また我を携てエホバの家の內庭にいたるにエホバの宮の入口にて廊と壇の間に二十五人ばかりの人その後をエホバの宮にむけ面を東にむけ東にむかひて日の前に身を鞠めをる 十七 彼われに言たまふ人の子よ汝これを見るやユダの家ハその此におこなふところの憎むべき事等をもて瑣細き事となすにや亦暴逆を國に充して大いに我を怒らす彼等ハ枝をその鼻につくるなり 十八 然バ我また怒をもて事をなさん吾目ハかれらを惜み見ず我かれらを憫まじ彼等大聲にわが耳に呼はるとも我かれらに聽じ

第九章

一 斯て彼大聲に吾耳に呼はりて言たまふ邑をつかさどる者等各々その滅の器具を手にとりて前み來れと 二 即ち北にむかへる上の門の路より六人の者おのおの打壞る器具を手にとりて來る其中に一人布の衣を着筆記人の墨盂を腰におぶる者あり彼等來りて銅の壇の傍に立り 三 爰にイスラエルの神の榮光その居るところのケルビムの上より起あがりて家の閾にいたり彼の布の衣を着て腰に筆記人の墨盂をおぶる者を呼ぶ 四 時にエホバかれに言たまひけるハ邑の中エルサレムの中を巡れ而して邑の中に行はるるところの諸々の憎むべき事のために歎き哀しむ人々の額に記號をつけよと 五 我聞に彼またその他の者等にいひたまふ彼にしたがひて邑を巡りて撃てよ汝等の目人を惜み見るべからず憐れむべからず 六 老人も少者も童女も孩子も婦人も

悉く殺すべし然ど身に記號ある者には觸べからず先わが聖所より始めよと彼等すなはち家の前にをりし
老人より始む　七　彼またかれらに言たまふ家を汚し死人をもて庭に充せよ汝等往よと彼等すなはち出ゆきて
邑の中に人を撃つ　八　彼等人を撃ちける時我遺されたれば俯伏て叫び言ふ嗚呼主エホバよ汝怒をエルサレム
にもらしてイスラエルの殘餘者を悉くほろぼしたまふや　九　彼われに言たまひけるはイスラエルとユダの家
の罪甚だ大いなり國には血盈ち邑には邪曲充つ即ち彼等いふエホバは此地を棄てたりエホバは見ざるなり
と　十　然ば亦わが目かれらを惜み見ず我かれらを憐まじ彼らの行なふところを彼等の首に報いん　十一　時にかの
布の衣を着て腰に筆記者の墨盂をおぶる人復命をなして言ふ汝が我に命じたまひしごとく爲たりと

第十章

一　茲に我見しにケルビムの首の上なる穹蒼に青玉のごとき者ありて寶位の形に見ゆ彼そのケルビム
の上にあらはれたまひて　二　かの布の衣を着たる人に告て言たまひけるはケルビムの下なる輪の間に入りて
汝の手にケルビムの間の炭火を盈し之を邑に散すべしとすなはち吾目の前にて其處に入しが　三　其人の入る時
ケルビムは家の右に立をり雲その內庭に盈り　四　茲にエホバの榮光ケルビムの上より昇りて家の閾にいたる
又家にも雲滿ちその庭にはエホバの榮光の輝光盈り　五　時にケルビムの羽音外庭に聞ゆ全能の神の言語たま
ふ聲のごとし　六　彼布の衣を着たる人に命じて輪の間ケルビムの間より火を取れと言たまひければ即ち入て
輪の傍に立ちけるに　七　一のケルビムその手をケルビムの間より伸てケルビムの間の火を取り之をかの布の
衣を着たる人の手に置れたれば彼これを取りて出づ　八　ケルビムに人の手の形の者ありて其翼の下に見ゆ　九
我見しにケルビムの側に四箇の輪あり此ケルビムにも一箇の輪あり彼ケルビムにも一箇の輪あり輪の式は
黃金色の玉のごとくに見ゆ　十　その式は四箇みな同じ形にして輪の中に輪のあるがごとし　十一　その行ときは四
方に行く行にまはることなし首の向ふところに從がひ行く行にまはることなし　十二　その全身その背その手その

の翼および輪にハ四周に徧く目ありその四箇みな輪あり 十三 我聞に旋回れと輪にむかひてよばゝるあり 十四 其
は各々四の面あり第一の面はケルビムの面第二の面は人の面第三のハ獅子の面第四のハ鷲の面なり 十五 ケル
ビムすなハち昇れり是わがケバル河の濱にて見たるところの生物なり 十六 ケルビムの行く時ハ輪もその傍に
行をケルビム翼をあげて地より飛上る時ハ輪またその傍を離れず 十七 その立つときハ立ちその上る時は倶に
上れりその生物の靈ハ其等の中にあり 十八 時にヱホバの榮光家の閾より出ゆきてケルビムの上に立ちけれバ
十九 ケルビムすなハちその翼をあげ出ゆきてわが目の前にて地より飛のぼれり輪はその傍にあり而して遂に
ヱホバの家の東の門の入口にいたりて止まるイスラエルの神の榮光その上にあり 二十 是すなはち吾がケバル
河の濱にてイスラエルの神の下に見たるところの生物なり吾そのケルビムなるを知れり 二一 是等ハ各々四
箇の面あり各箇四の翼あり又人の手のごとき物その翼の下にあり 二二 その面の形は吾がケバル河の濱にて見
たるところの面なりその姿も身も然り各箇その面にしたがひて行けり

第十一章

一 茲に靈我を擧げてヱホバの室の東の門に我を携へゆけり門は東に向ふ視るにその門の入口に二十
五人の人あり我其中にアズルの子ヤザニアおよびベナヤの子ペラテア即ハち民の牧伯等を見る 二 彼われに
言たまひけるは人の子よ此邑において惡き事を考へ惡き計謀をめぐらす者は此人々なり 三 彼等いふ家を建
ることも近からず此邑は鍋にして我等は肉なりと 四 是故にかれらに預言せよ人の子よ預言すべし 五 時にヱ
ホバの靈わが上に降りて我にいひたまひけるはヱホバかく言ふと言べしイスラエルの家よ汝等は斯いへり
汝等の心におこる所の事は我これを知るなり 六 汝等は此邑に殺さるゝ者を増し死人をもて街衢に充せり 七
是故に主ヱホバ斯いふ汝等が邑の中に置くところのその殺されし者はすなはち肉にして邑は鍋なり然ど人
邑の中より汝等を曳いだすべし 八 汝等は刀劍を懼る我劍を汝等にのぞましめんと主ヱホバいひたまふ 九 我

なんぢらを其中よりひき出し外國人の手に付して汝等に罰をかうむらすべし 十 汝等は劍に仆れん我イスラ
エルの境にて汝等を罰すべし汝等も是によりてわがヱホバなるを知るにいたらん 十一 此邑は汝らの鍋とならず
汝らもその中の肉たることを得ざるなりイスラエルの境にて我汝らに罰をかうむらすべし 十二 汝ら即ちわが
ヱホバなるを知にいたらん汝らはわが憲法に遵へずわが法律を行はずしてその周圍の外國人の慣例のごと
くに事をなせり 十三 斯てわが預言しをる時にベナヤの子ペラテア死たれば我俯向に伏て大聲に叫び嗚呼主ヱ
ホバよイスラエルの遺餘者を盡く滅ぼさんとしたまふやといふに 十四 ヱホバの言われに臨みていふ 十五 人の子
よ汝の兄弟汝の兄弟たる者は汝の親族の人々にして即ちイスラエルの全家全體ありヱルサレムに居る人々
も是にむかひて汝等は遠くヱホバをはなれて居れ此地はわれらの所有としてあたへらると言ふ 十六 是故に汝
言ふべしヱホバかく言ひたまふ我かれらを遠く逐やりて國々に散したればその往る國々に於て暫時の間か
れらの聖所となると 十七 是故に言べし主ヱホバかく言たまふ我なんぢらを諸の民の中より集へ汝等をその散
されたる國々より聚めてイスラエルの地を汝らに與へん 十八 彼等は彼處に到りその諸の汚たる者とその諸の
憎むべき者を彼處より取除かん 十九 我かれらに唯一の心を與へ新しき靈を汝らの衷に賦けん我かれらの身の
中より石の心を取さりて肉の心を與へ 二十 彼らをしてわが憲法に遵はしめ吾法律を守りて之を行はしむべし
彼らはわが民となり我はかれらの神とならん 二一 然どその汚れたる者とその憎むべき者の心をもておのれの
心となす者等は我これが行ふところをその首に報ゆべし主ヱホバこれを言ふ 二二 茲にケルビムその翼をあぐ
輪その傍にありイスラエルの神の榮光その上に在す 二三 ヱホバの榮光つひに邑の中より昇りて邑の東の山に
立り 二四 時に靈われを擧げ神の靈に由りて異象の中に我をカルデアに携さへゆきて俘囚者の所にいたらしむ
吾見たる異象すなはちわれを離れて昇れり 二五 かくて我ヱホバの我にしめしたまひし言を盡く俘囚者に告た

り
第十二章 一 ヱホバの言また我にのぞみて云ふ 二 人の子よ汝は背戻る家の中に居る彼等は見る目あれども見ず
聞く耳あれども聞ず背戻る家なり 三 然ば人の子よ移住の器具を備へかれらの目の前にて晝の中に移れ彼ら
の目の前にて汝の處より他の處に移るべし彼等は背戻る家なれども或は見て考ふることあらん 四 汝移住の
器具のごとき器具を彼等の目の前にて晝の中に持いだせ而して移住者の出ゆくがごとく彼等の目の前にて
宵の中に出ゆくべし 五 即ちかれらの目の前にて壁をやぶりて之を其處より持いだせ 六 彼らの目の前にてこ
れを肩に負ひ黒暗の中にこれを持いだすべし汝の面を掩へ地を見るなかれ我汝を豫兆となしてイスラエル
の家に示すなり 七 我すなはち命ぜられしごとく爲し移住の器具のごとき器具を晝の中に持いだし又宵に手
をもて壁をやぶり黒暗の中にこれを持いだし彼らの目の前にてこれを肩に負り 八 明旦におよびてヱホバの
言われに臨みて言ふ 九 人の子よ背戻る家なるイスラエルの家汝にむかひて汝なにを爲やと言ひしにあらずや
十 汝かれらに言ふべし主ヱホバかく言たまふこの負荷はヱルサレムの君主および彼等の中なるイスラエル
の全家に當るなり 十一 汝また言ふべし我は汝等の預兆なりわが爲るごとく彼等然なるべし彼等は擄へうつさ
れん 十二 彼らの中の君主たる者黒暗のうちに物を肩に載て出ゆかん彼等壁をやぶりて其處より物を持いだす
べし彼はその面を覆ひて土地を目に見ざらん 十三 我わが網を彼の上に打かけん彼はわが羅にかゝるべし我か
れをカルデヤ人の地に曳ゆきてバビロンにいたらしめん然ども彼は之を見ずして其處に死べし 十四 凡てかれ
の四周にありて彼を助くる者およびその軍兵は皆我これを四方に散し刀刃をぬきて其後をおふべし 十五 吾が
かれらを諸の民の中に散し國々に撒布さん時にいたりて彼らは我のヱホバなるを知るべし 十六 但し我かれら
の中に僅少の人を遺して劍と饑饉と疫病を免かれしめ彼らをしてそのおこなひし諸の憎むべき事をその到

るところの民の中に逃しめん彼等はわがエホバなるを知にいたらん 十七 エホバの言また我にのぞみて言ふ 十八
人の子よ汝發顫て食物を食ひ戰慄と恐懼をもて水を飲め 十九 而してこの地の民に言べし主エホバエルサレム
の民のイスラエルにをる者に就いひたまふ彼等は慴れて食物を食ひ駭きて水を飲にいたるべし是はその地
凡てその中に住る者の暴逆のために富饒をうしなひて荒地となるが故なり 二十 人の住る邑々は荒はて國は滅
ろ亡ぶべし汝等すなはち我がエホバなるを知ん 二一 エホバの言われに臨みて言ふ 二二 人の子よイスラエルの國の
中に汝等いふ日は延び默示はみな空くなれりと是何の言ぞや 二三 是故に汝彼等に言べし主エホバかくいひた
まふ我この言を止め彼等をして再びこれをイスラエルの中に言ことなからしめん即ち汝かれらに言へ其日
とその諸の默示の言は近づけりと 二四 イスラエルの家には此後重て空浮き默示と虛偽の占卜あらざるべし 二五
夫我はエホバなり我わが言をいださん吾いふところは必ず成んかさねて延ることあらじ背戻る家よ汝等が
世にある日に我言を發して之を成すべし主エホバこれを言ふ 二六 エホバの言また我にのぞみて言ふ 二七 人の子よ
視よイスラエルの家言ふ彼が見たる默示は許多の日の後の事にして彼は遥後の事を預言するのみと 二八 是故
にかれらに言ふべし主エホバかくいひたまふ吾言はみな重て延ず吾がいへる言は成べしと主エホバこれを
言ふなり

第十三章

一 エホバの言われに臨みて言ふ 二 人の子よ預言を事とするイスラエルの預言者にむかひて預言せよ
彼おのれの心のまゝに預言する者等に言ふべし汝らエホバの言を聽け 三 主エホバかくいひたまふ彼の何を
も見ずして己の心のまゝに行なふところの愚なる預言者は禍なるかな 四 イスラエルよ汝の預言者は荒墟に
をる狐のごとくなり 五 汝等は破壞口を守らずまたイスラエルの家の四周に石垣を築きてエホバの日に防ぎ
戰はんともせざるなり 六 彼らは虛浮物および虛妄の占卜を見る彼等はエホバいひたまふと言ふといへども

エホバはかれらを遣はさゞるなり然るに彼等はその言の成ことを望む 七 汝らは空しき異象を見虚妄の占卜を宣べ吾が言ふとあらざるにエホバいひたまふと言ふにあらずや 八 是故に主エホバかくいひたまふ汝等空虚き事を言ひ虚偽の物を見るによりて我なんぢらを罰せん主エホバこれをいふ 九 我手はかの虚浮き事を見虚偽の事を卜ひいふところの預言者等に加はるべし彼等はわが民の會にをらずなりイスラエルの家の籍に志るされずイスラエルの地にいることをえざるべし汝等すなはち吾のエホバなるを志るにいたらん 十 かれらは吾民を惑はし平安あらざるに平安といふ又わが民の屏を築くにあたりて彼等灰砂をもて之を圬る 十一 是故に其灰砂を圬る者に是は圮べしと言へ大雨くだらん雹よ降れ大風よ吹べし 十二 視よ屏は圮る然ば人々汝等が用ひて圬たる灰砂の何處にあるやと汝等に言ざらんや 十三 即ち主エホバかく言たまふ我憤恨をもて大風を吹せ忿怒をもて大雨を注がせ憤恨をもて雹を降せてこれを毀つべし 十四 我なんぢらが灰砂をもて圬たる屏を毀ちてこれを地に倒しその基礎を露にすべし是すなはち圮れん汝等はその中にほろびて吾のエホバなるを知にいたらん 十五 斯われその屏とこれを灰砂にてぬれる者とにむかひてわが憤恨を洩しつくして汝等にいふべし屏はあらずなり又灰砂にてこれを圬る者もあらずなれりと 十六 是すなはちイスラエルの預言者等なり彼等はエルサレムにむかひて預言をなし其處に平安のあらざるに平安の默示を見たりといへり主エホバこれをいふ 十七 人の子よ汝の民の女等の其心のまゝに預言する者に汝の面をむけ之にむかひて預言し 十八 言べし主エホバかくいひたまふ吾手の節々の上に小枕を縫つけ諸の大さの頭に帕子を造り冡せて靈魂を獵んとする者は禍なるかな汝等はわが民の靈魂を獵て己の靈魂を生しめんとするなり 十九 汝等小許の麥のため小許のパンのために吾民の前にて我を汚しかの僞言を聽いる吾民に僞言を陳て死べからざる者を死しめ生べからざる者を生しむ 二十 是故に主エホバかくいひたまふ我汝等が用ひて靈魂を獵ところの小枕を辟ひ靈魂を飛さら

しめん我なんぢらの臂より小枕を裂とりて汝らが獵ところの霊魂を釋ち其霊魂を飛さらしむべし 二一我なんぢらの帕子を裂き吾民を汝らの手より救ひいださん彼等はふたゝび汝等の手に陷りて獵れざるべし汝らは吾ヱホバなるを知にいたらん 二二汝等虚偽をもて義者の心を憂へしむ我はこれを憂へしめざるなり又汝等惡者の手を強くし之をしてその惡き道を離れかへりて生命を保つことをなさしめず 二三是故に汝等は重ねて虚浮き物を見ることを得ず占卜をなすことを得ざるに至るべし我わが民を汝らの手より救ひいださん汝等すなはちわがヱホバなるを知にいたるべし

第十四章

一爰にイスラエルの長老の中の人々我にきたりて吾前に坐しけるに 二ヱホバの言われに臨みて言ふ 三人の子よこの人々はその偶像を心の中に立しめ罪に陷いるゝところの障礙をその面の前に置なり我あに是等の者の求を容べけんや 四然ば汝かれらに告て言べし主ヱホバかくいひたまふ凡そイスラエルの家の人のその心の中に偶像を立しめその面のまへに罪に陷いるゝところの障礙を置きて預言者に來る者には我ヱホバその偶像の多衆にしたがひて應をなすべし 五斯して我イスラエルの家の人の心を執へん是かれら皆その偶像のために我を離れたればなり 六是故にイスラエルの家に言ふべし主ヱホバかくいひたまふ汝等悔い汝らの偶像を棄てしなるべし汝等面を回らしてその諸の憎むべき物を離れよ 七凡てイスラエルの家およびイスラエルに寓るところの外國人若われを離れてその偶像を心の中に立しめ其面の前に罪に陷いるゝところの障礙をおきて預言者に來りその心のまゝに我に求むる時は我ヱホバわが心のまゝにこれに應ふべし 八即ち我面をその人にむけてこれを滅して兆象となし諺語となし之をわが民の中より絶さるべし汝等これによりて我がヱホバなるを知るにいたらん 九若預言者欺むかれて言を出すことあらば我ヱホバその預言者を欺むけるなり我彼の上にわが手を伸べ吾民イスラエルの中より彼を絶さらん 十彼等その罪を負ふべしその

預言者の罪はかの問求むる者の罪のごとくなるべし　十一是イスラエルの民をして重ねて我を離れて迷はざら
しめ重ねてそのもろもろの愆に汚れざらしめんため又かれらの吾民となり我の彼らの神とならんためなり主エ
ホバこれをいふ　十二エホバの言また我にのぞみて言ふ　十三人の子よ國もし悖れる事をおこなひて我に罪を犯す
ことあり我手をその上に伸て其杖とたのむところのパンを打碎き饑饉を之におくりて人と畜とをその中よ
り絶ことある時には　十四其處にかのノアダニエルヨブの三人あるも只其義によりて己の生命を救ふことを
うるのみなり主エホバこれをいふ　十五我もし惡き獸を國に行めぐらしめて之を子なき處となし荒野となして
其獸のために其處を通る者なきに至らん時には　十六主エホバ言ふ我は活く此三人そこにをるもその子女を
救ふことをえず只その身を救ふことを得るのみ國は荒野となるべし　十七又は我劍を國に臨ませて劍よ國を行
めぐるべしと言ひ人と畜をそこより絶さらん時には　十八主エホバいふ我は活く此三人そこにをるもその子女
をすくふことをえず只その身をすくふことを得るのみ　十九又はわれ疫病を國におくり血をもてわが怒をその
上にそゝぎ人と畜をそこより絶さらん時には　二十主エホバいふ我は活くノアダニエルヨブそこにをるもその
子女を救ふことをえず只その義によりて己の生命を救ふことを得るのみ　二一主エホバかくいひたまふ然
ばわが四箇の嚴き罰すなはち劍と饑饉と惡き獸と疫病をエルサレムにおくりて人と畜をそこより絶さらん
とする時は何如にぞや　二二其中に逃れて遺るところの男子女子あり彼等携さへ去るべし彼ら出ゆきて汝等の
所にいたらん汝らかれらの行爲と擧動を見ば吾がエルサレムに災をくだせし事につきて心をやすむるに
いたるべし　二三汝ら彼らの行爲と擧動を見ばこれがためにその心をやすむるにいたりわがこれに爲たる事は
皆故なくして爲たるにあらざるをさとるにいたらん主エホバこれを言ふ

第十五章

一エホバの言われに臨みて言ふ　二人の子よ葡萄の樹森の中にあるところの葡萄の枝なんぞ他の樹に

勝るところあらんや 三 其木もて物をつくるに用ふべけんや又人これを用て器をかくる木釘を造らんや 四 視よ是は
火に投いれられて燃ゆ火もしその兩の端を燒くあり又その中間焦たらば爭か物をつくるに勝べけん 五 是は
その全かる時すらも物を造るに用ふべからざれば况て火のこれを焚焦したる時には爭で物をつくるに用ふ
べけんや 六 是故に主エホバかく言たまふ我森の樹の中なる葡萄の樹を火になげいれて焚くごとくにエルサ
レムの民をも然するなり 七 我面をかれらに向て攻む彼らは火の中より出たれども火なほこれを燒つくすべ
し我面をかれらにむけて攻る時に汝らは我のエホバなるをしらん 八 彼等悖逆る事をおこなひしに由て我か
の地を荒地となすべし主エホバこれを言ふ

第十六章

一 エホバの言また我にのぞみて言ふ 二 人の子よエルサレムに其惱むべき事等を示して 三 言ふべし主
エホバエルサレムに斯いひたまふ汝の起本汝の誕生はカナンの地なり汝の父はアモリ人汝の母はヘテ人な
り 四 汝の誕生を言ん汝の生れし日に汝の臍帶を斷ことなく又水にて汝を洗ひ潔むることなく鹽をもて汝
を擦ることなく又布に裹むこともあらざりき 五 一人も汝を憐み見憫をもて是等の事の一をも汝になせし者なし
汝の生れたる日に人汝の生命を惡て汝を野原に棄たり 六 我汝のかたはらを通りし時汝が血の中にをりて踐
るゝを見汝が血の中にある時汝に生よと言り即ち我なんぢが血の中にある時に汝に生よといへり 七 我野の
百卉のごとくになんぢを増して千萬となせり汝は生長て大きくなり美しき姿となるにいたり乳は堅くなり
髮は長たりしが衣なくして裸なりき 八 茲に我汝の傍を通りて汝を見るに今は汝の時汝の愛せらるべき時な
りければ我衣服の裾をもて汝を覆ひ汝の恥るところを蔽し而して汝に誓ひ汝に契約をたてたり汝すなはち
吾所屬となれり主エホバこれを言ふ 九 斯て我水をもてなんぢを洗ひ汝の血を滌ぎおとして膏を汝にぬり 十
文繡あるものを着せ皮の鞋を穿たしめ細布を蒙らせ絹をもて汝の身を裹めり 十一 而して飾物をもて汝をかざ

り腕環をなんぢの手にはめ金索を汝の項にかけしめ 十二 鼻には鼻環耳には耳環首には華美なる冠冕をほどこせり 十三 汝すなはち金銀をもて身を飾り細布と絹および文繍をその衣服となし麥粉と蜜と油とを食へり汝は甚だ美しくして遂に榮えて王の權勢に進みいたる 十四 汝の美貌のために汝の名は國々にひろまれり是わが汝にほどこせしわれの飾物によりて汝の美麗全りたればなり主エホバこれを言ふ 十五 然るに汝その美麗を恃み汝の名によりて姦淫をおこなひ凡て其傍を過る者と縱恣に姦淫をなしたり是その人の所屬となる 十六 汝おのれの衣服をとりて崇邱を彩り作りその上に姦淫をおこなへり是爲べからず有べからざる事なり 十七 汝はわが汝にあたへし金銀の飾の品を取り男の像を造りて之と姦淫をおこなひ 十八 汝の繍衣を取りて之に纒ひ吾の膏と香をその前に陳へ 十九 亦わが汝にあたへし我の食物我が用ひて汝をやしなふところの麥粉油および蜜を其前に陳へて馨しき香氣となせり是事ありしと主エホバいひたまふ 二十 汝またおのれの我に生たる男子女子をとりてこれをその像にそなへて食らしむ汝が姦淫なほ小き事なるや 二一 汝わが子等を殺し亦火の中を通らしめてこれに獻ぐ 二二 汝その諸の憎むべき事とその姦淫とをおこなふに當りて汝が若かりし日に衣なくして裸なりしことおよび汝が血のうちにをりて踏れしことを想はざるなり 二三 主エホバまた言たまふ汝は禍なるかな禍なるかな 二四 汝その諸の惡をおこなひし後街衢街衢に樓をしつらひ臺を造り 二五 また路の辻々に臺をつくりて汝の美麗を汚辱むることを爲し凡て傍を過るところの者に足をひらきて大いに姦淫をおこなふ 二六 汝かの肉の大なる汝の隣人エジプトの人々と姦淫をおこなひ大いに姦淫をなして我を怒らせたれば 二七 我手を汝の上にのべて汝のたまはる分を減し彼の汝を惡み汝の淫なる行爲を羞るところのペリシテ人の女等の心に汝をまかせたり 二八 然るに汝は厭ことなければ亦アッスリヤの人々と姦淫をおこなひしが之と姦淫をおこなひたるも尚厭ことなかりき 二九 汝また大に姦淫をおこなひてカナンの國カルデアに迄およびしが是に

ても尚厭ことなし　三十 主エホバいひたまふ汝の心如何に戀煩ふにや汝この諸の事を爲り是氣隨なる遊女の行
爲なり　三一 汝道の辻々に樓をしつらひ衢々に臺を造りしが金錢を輕んじたれば娼妓のごとくならざりき　三二 夫
淫婦はその夫のほかに他人と通ずるなり　三三 人は凡て娼妓に物を贈るなるに汝はその諸の戀人に物をおくり
且汝と姦淫せんとて四方より汝に來る者に報金を與ふ　三四 汝は姦淫をおこなふに當りて他の婦と反す即ち人
汝を戀求むるにあらざるなり汝金錢を人にあたへて人金錢を汝にあたへざるは是その相反する所なり　三五 然
ば娼婦よヱホバの言を聽け　三六 主エホバかく言たまふ汝金銀を撒散し且汝の戀人と姦淫して汝の恥處を露
はしたるに由り又汝の憎むべき諸の偶像と汝が之にさゝげたる汝の子等の血の故により　三七 視よ我汝が交は
れる諸の戀人および凡て汝が戀たる者並に凡て汝が惡みたる者を集め四方よりかれらを汝の所に集め汝の
恥處を彼らに現さん彼ら汝の恥處を悉く見るべし　三八 我姦淫を爲る婦および血をながせる婦を鞫くがご
とくに汝を鞫き汝をして忿怒と嫉妬の血とならしむべし　三九 我汝を彼等の手に付せば彼等汝の樓を毀ち汝の
臺を倒しなんぢの衣服を褫取り汝の美しき飾を奪ひ汝をして衣服なからしめ裸にならしむべし　四十 彼等群衆
をひきゐて汝の所にのぼり石をもて汝を擊ち劍をもて汝を切さき　四一 火をもて汝の家を焚き多くの婦女の目
の前にて汝を鞫かん斯われ汝をして姦淫を止しむべし汝も亦ふたゝび金錢をあたふることなからん　四二 我こ
ゝに於て汝に對するわが怒を息め汝にかゝはるわが嫉妬を去り心をやすんじて復怒らざらん　四三 主エホバい
ひたまふ汝その若かりし日の事を記憶えずしてこの諸の事をもて我を怒らせたれば視よ我も汝の行ふとこ
ろを汝の首に報ゆべし汝又の諸の憎むべき事の上に此惡事をなしたるにあらざるなり　四四 視よ諺語をもちふ
る者皆汝を指てこの諺を用ひ言ん母のごとくに女も然りと　四五 汝の母はその夫と子女を棄たり汝はその女な
り汝の姉妹はその夫と子女を棄たり汝はその姉妹なり汝の母はヘテ人汝の父もアモリ人なり　四六 汝の姉はサ

マリアなり彼らの女子等とゝもに汝の左に住む汝の妹はソドムなり彼らの女子等とゝもに汝の右に住む 四七 汝は只少しく彼らの道に歩み彼らの憎むべきところの事等を行ひしのみにあらず汝の爲る事も皆かれらのよりも惡かりき 四八 主ヱホバ言たまふ我は活く汝の妹ソドムと其女子らが爲しところは汝と汝の女子らが爲しところの如くはあらざりき 四九 汝の妹ソドムの罪は是なり彼は傲り食物に飽きその女子らとゝもに安泰にをり而して難める者と貧き者を助けざりき 五十 かれらは傲りわが前に憎むべき事をなしたれば我見てこれらを掃ひ除けり 五一 サマリアは汝の罪の半分ほども罪を犯さゞりき汝は憎むべき事等を彼らよりも多く行ひ増し汝の爲たる諸の憎むべき事のために汝の姉妹等をして義きが如くならしめたり 五二 然ば汝が嘗てその姉妹等の蒙るべき者と定めたるところの恥辱を汝もまた蒙むれよ汝が彼等よりも多くの憎むべき事をなしたるその罪のために彼等は汝よりも義くなれり然ば汝も辱を受け恥を蒙むれ是は汝らの姉妹等を義き者となしたればなり 五三 我ソドムとその女等の俘囚をかへしサマリアとその女等の俘囚をかへさん時に其と同じく擄へれたる汝の俘囚人を歸し 五四 汝をして恥を蒙むらしめ汝が凡て爲たるところの事を羞しむべし汝かく彼らの慰とならん 五五 汝の姉妹ソドムとその女子等は舊の樣に歸りサマリアとその女子等は舊の樣に歸らん又汝と汝の女子等も舊の樣にかへるべし 五六 汝はその驕り傲れる日には汝の姉妹ソドムの事を口に述ざりき 五七 汝の惡の露はれし時まで卽ちスリアの女子等と凡汝の周圍の者ペリシテ人の女等が四方より汝を嬲りて辱しめし時まで汝は是のごとくなりき 五八 ヱホバいひたまふ汝の淫なる行爲と汝のもろ〳〵の憎むべき事とは汝みづからこれを身に負ふなり 五九 主ヱホバかく言たまふ誓言を輕んじて契約をやぶりたるところの汝には我汝の爲る所にしたがひて爲べし 六十 我汝の若かりし日に汝になせし契約を記憶ゑ汝と限りなき契約をたてん 六一 汝らの姉妹の汝より大なる者と小き者とを得る時にはおのれの行爲をおぼゑて羞ん彼等は汝の契約に屬

する者にあらざれども我かれらを汝にあたへて女となさしむべし　六二我汝と契約をたてん汝すなはち吾のエ
ホバなるを知にいたらん　六三我なんぢの凡て行ひし所の事を赦す時には汝憶えて羞ぢその恥辱のために再び
口を開くことなかるべし主エホバこれを言ふ

第十七章

一茲にエホバの言我にのぞみて言ふ　二人の子よ汝イスラエルの家に謎をかけ譬言を語りて　三言べし
主エホバかく言たまふ大いなる翼長き羽ありて種々の色の毛の滿たる大鷲レバノンに來りて檜の梢を採り
四其芽の巓を摘みカナンの地にこれを持きたりて商人の邑に置きけるが　五又その地の種をとりて之を種田
に播りすなはち之を水の多き處にもちゆきて柳のごとくにこれを樹ゑに　六成長ちて丈昇き垂さがりたる葡
萄樹となり其枝は鷲にむかひてその根は鷲の下にあり遂に葡萄樹となりて芽をふき葉を出す　七此に又大い
なる翼多くの羽ある一箇の大鷲ありしがその葡萄樹根をこれにむかひて張り枝をこれにむかひて伸べ之を
してその植りたる地の外より水を灌がしめんとす　八抑是を善き圃に多の水の旁に植たるは根を張り實を
むすびて盛なる葡萄樹とならしめんためなりき　九汝主エホバかく言ふといふべし是旺盛になるや鷲その根
を拔きその果を絕ちて之を枯しめざらんや其芽の若葉は皆枯ん之を根より擧るには强き腕と多の人を用ふ
るにおよばざるなり　十是は樹られたれども旺盛にならんや東風これに當らば枯果ざらんや是その生たると
ころの地に枯べし　十一エホバの言また我にのぞみて言ふ　十二背ける家に言ふべし汝等此の何たるを知ざるかと
又言へ視よバビロンの王エルサレムに來りその王とその牧伯等を執へてこれをバビロンに曳ゆけり　十三彼ま
た王の族の一人を取てこれと契約を立て誓言をなさしめ又國の强き者等を執へゆけり　十四是その國を卑くし
て自ら立つことを得ざらしめその人をして契約を守りてこれを堅うせしめんがためなりき　十五然るに彼これ
に背きて使者をエジプトに遣し馬と多くの人を己におくらしめんとせり彼旺盛にならんや是を爲る者逃る

なことをはんや彼らの契約をやぶりたり爭で逃るゝことを得んや 十六 主エホバいひたまふ我は活く必ず彼は己を王となしたる彼王の處に偕にをりてバビロンに死べし彼らの王の誓言を輕んじ其契約を破りたるなり 十七 夫壘を築き雲梯を建て衆多の人を殺さんとする時にはパロ大なる軍勢と衆多の人をもて彼のために戰爭をなさじ 十八 彼は誓言を輕んじて契約を破る彼手を與へて却て此等の事をなしたれば逃るゝことを得ざるべし 十九 故に主エホバかく言たまふ我は活く彼が我の誓言を輕んじ我の契約をやぶりたる事を必ずかれの首にむくいん 二十 我わが網をかれの上にうちかけ彼をわが羅にとらへてバビロンに曳ゆき彼が我にむかひて爲しところの叛逆につきて彼を鞫くべし 二十一 彼の諸の軍隊の逃脱者は皆刀に仆れ生殘れる者は八方に散さるべし汝等は我エホバがこれを言しなるを知にいたらん 二十二 主エホバかく言たまふ我高き檜の梢の一を取てこれを樹ゑその芽の巓より若芽を摘みとりて之を高き勝れたる山に樹べし 二十三 イスラエルの高山に我これを植ん是は枝を生じ果をむすびて榮華なる檜となり諸の類の鳥皆その下に棲ひその枝の蔭に住ん 二十四 是に於て野の樹皆我エホバが高き樹を卑くし卑き樹を高くし緑なる樹を枯しめ枯木を緑ならしめしことを知ん我エホバこれを言ひ之を爲なり

第十八章

一 エホバの言また我にのぞみて言ふ 二 汝等なんぞイスラエルの地に於て此諺語を用ひ父等酸き葡萄を食ひたれば子等の齒齼くと言ふや 三 主エホバいふ我は生く汝等ふたゝびイスラエルに於てこの諺語をもちふることなかるべし 四 夫凡の靈魂は我に屬す父の靈魂も子の靈魂も我に屬するなり罪を犯せる靈魂は死べし 五 若人正義しくして公道と公義を行ひ 六 山の上に食をなさず目をあげてイスラエルの家の偶像を仰がず人の妻を犯さず穢れたる婦女に近づかず 七 何人をも虐げず質物を還し物を奪はずその食物を飢る者に與へ裸なる者に衣を着せ 八 利を取て貸ず息を取ず手をひきて惡を行はず眞實の判斷を人と人の間になし 九 わが法

度にあゆみ又吾が律例を守りて眞實をおこなへば是義者なり彼は生べし主エホバこれを言ふ 十 然ど彼子
を生んにその子暴き者にして人の血をながし是の如き事の一箇を行ひ 十一 是をば凡て行はずして山の上に食
をなし人の妻を犯し 十二 惱める者と貧き者を虐げ物を奪ひ質物を還さず目をあげて偶像を仰ぎ憎むべき事を
おこなひ 十三 利をとりて貸し息を取ば彼は生べきや彼は生べからず彼この諸の憎むべき事をなしたれば必ず
死べしその血はかれに歸せん 十四 又子生れんに其子父のなせる諸の罪を視かども視て斯有ことを行はず 十五
山の上に食をなさず目をあげてイスラエルの家の偶像を仰がず人の妻を犯さず 十六 何人をも虐げず質物を存
留ず物を奪ず飢る者にその食物を與へ裸なる者に衣を着せ 十七 その手をひきて惱める者を苦めず利と息を取
ずわが法律を行ひわが法度に歩まば彼はその父の惡のために死ことあらじ必ず生べし 十八 その父は甚だしく
人を掠めその兄弟を痛く虐げその民の中に善らぬ事をなしたるに由てその惡のために死べし 十九 然るに汝
等は子なんぞ父の惡を負ざるやと言ふ夫子は律法と公義を行ひわが凡ての法度を守てこれを行ひたれば必
ず生べし 二十 罪を犯せる靈魂は死べし子は父の惡を負ず父は子の惡を負ざるなり義人の義はその人に歸し惡
人の惡はその人に歸すべし 二一 然ど惡人もしその凡て行ひしところの惡を離れわが諸の法度を守り法律と公
義を行ひなばかならず生ん死ざるべし 二二 その爲しところの咎は皆記念られざるべしその爲し義き事のため
に彼は生べし 二三 主エホバ言たまふ我寧で惡人の死を好まんや寧彼がその道を離れて生んことを好まざらん
や 二四 若義人その義をはなれて惡を行ひ惡人の爲る諸の憎むべき事をなさば生べきや其なせし義き事は皆記
念られざるべし彼はその爲る咎とその犯せる罪とのために死べし 二五 然るに汝等主の道は正からずと言ふ然
ばイスラエルの家よ聽け吾道正からざるやその正からざる者は汝らの道にあらずや 二六 若義人その義をはな
れて惡を爲し其がために死ることあらば是その爲る惡のために死るなり 二七 若惡人その爲る惡をはなれて法

律と公義を行へばその霊魂を生しむることをえん 二八彼もし視てその行ひし諸の咎を離れなば必ず生ん死ざるべし 二九然るにイスラエルの家は主の道は正からずといふイスラエルの家よわが道正からざるやその正からざる者は汝らの道にあらずや 三十主ヱホバいひたまふ是故に我汝らをば各々その道に循がひて審くべし汝らその諸の咎を悔改めよ然ば悪汝らを躓かせて滅ぼすことなかるべし 三一汝等その行ひし諸の罪を棄去り新しき心と新しき霊魂を起すべしイスラエルの家よ汝らなんぞ死べけんや 三二我は死者の死を好ざるなり然ば汝ら悔て生よ主ヱホバこれを言ふ

第十九章

一汝イスラエルの君等のために哀の詞をのべて 二言べし汝の母なる牝獅は何故に牝獅の中に伏し小獅の中にその子を養ふや 三彼その一の子を育てたれば小獅となりて食を攫ことを學び遂に人を食へり 四國々の人これの事を聞きてこれを陥穽にて執へ鼻環をほどこしてこれをエジプトの地にひきいたれり 五母獅姑く待しがその望を失ひしを見たれば又一個の子を取てこれを小獅とならしむ 六是すなはち牝獅の中に歩みて小獅となり食を攫ことを學びしが亦人を食ひ 七其寡婦をしりその邑々を滅ぼせりその咆哮聲によりてその地とその中に盈る者荒たり 八是をもて四方の國人その國々より攻來り網をこれにうちかけ陥穽にてこれを執へ 九鼻環をほどこして籠にいれ之をバビロンの王の許に曳いたりて城の中に携へ入れ其聲を再びイスラエルの山々に聞ざらしむ 十汝の母は汝の血にして水の側に植たる葡萄樹のごとし水の多きがために結實多く蔓はびこれり 十一是に強き枝ありて君王等の杖となすべし是の長は雲に至りその衆多の枝のために高く聳えて見へたり 十二然るに是怒をもて拔れて地に擲たる東風その實を吹乾しその強き枝は折れて枯れ火に焚る 十三今これは荒野にて乾ける水なき地に植りてあり 十四その枝の芽より火いでてその果を燒ければ復強き枝の君王等の杖となるべき者其になし是哀の詞なり哀の詞となるべし

第二十章 一 七年の五月十日にイスラエルの長老の中の人々エホバに問んとて來りてわが前に坐しけるに 二 エ
ホバの言我にのぞみて云ふ 三 人の子よイスラエルの長老等に告て之にいふべし主エホバかく言ふ汝等我に
問んとて來れるや主エホバいふ我は活く我汝らの問を容じと 四 汝かれらを鞫かんとするや人の子よ汝かれ
らを鞫かんとするや彼等の先祖等のなしたる憎むべき事等をかれらに知しめて 五 言べし主エホバかくいふ
我イスラエルを選みヤコブの家の裔にむかひてわが手をあげエジプトの地にて我をかれらに知せかれらに
むかひて吾手をあげて我は汝らの神エホバなりと言し日 六 その日に我かれらにむかひて吾手をあげエジプ
トの地よりかれらをいだし吾がかれらのために求め得たるその乳と蜜の流るゝ地に導かんとせり是諸の地
の中の美しき者なり 七 而して我かれらに言けらく各人その目にあるところの憎むべき事等を棄よエジプト
の偶像をもてその身を汚すなかれ我は汝らの神エホバなりと 八 然るに彼らは我に背きて我に聽したがふこ
とを好まざりき彼等一人もその目にあるところの憎むべき者を棄ずエジプトの偶像を棄ざりしかば我エジ
プトの地の中において吾憤恨をかれらに注ぎわが忿怒をかれらに洩さんと言り 九 然れども我わが名のため
に事をなして彼らをエジプトの地より導きいだせり是吾名の異邦人等の前に汚されざらんためなりその異
邦人等の中に彼等居り又その前にて我おのれを彼等に知せたり 十 すなはち我エジプトの地より彼等を導き
出して曠野に攜ゆき 十一 わが法憲をこれに授けわが法律をこれに示せり是は人の行ひて之に由て生べき者な
り 十二 我また彼らに安息日を與へて我と彼らの間の徵となしかれらをして吾エホバが彼らを聖別しを知しめ
んとせり 十三 然るにイスラエルの家は曠野にて我に背き人の行ひて之によりて生べき者なるわが法度にあゆ
まず吾が法律を輕んじ大に吾が安息日を汚したれば曠野にてわが憤恨をかれらに注ぎてこれを滅ぼさんと
言ひたりしが 十四 我わが名のために事をなせり是わが彼らを導きいだして見せしところの異邦人等の目のま

へにわが名を汚されざらしめんためなりき
十五 但し我曠野にて彼らにむかひて吾手をあげ彼らをわが與へし
その乳と蜜の流るゝ地に導かじと誓へり是は諸の地の中の美しき者なり
十六 是かれら心にその偶像を慕ひて
わが法律を輕んじ棄てわが憲法にあゆまずわが安息日を汚したればなり
十七 然りといへども吾かれらを惜み
見てかれらを滅さず曠野にて彼らを絶さゞりき
十八 我曠野にてかれらの子等に言り汝らの父の法度にあゆむ
なかれ汝らの法律を守るなかれ汝らの偶像をもて汝らの身を汚すなかれ
十九 我は汝らの神ヱホバなり吾法度
にあゆみ吾法律を守りてこれを行なひ
二十 わが安息日を聖くせよ是は我と汝らの間の徴となりて汝らをして
我が汝らの神ヱホバなるを知しめんと
二一 然るにその子等我にそむき人の行ひてこれによりて活べき者なる
わが法度にあゆまず吾法律をまもりて之をおこなはずわが安息日を汚したれば我わが憤恨を彼らにそゝぎ
曠野にてわが恐怒をかれらに洩さんと言たりしが
二二 吾手を翻してわが名のために事をなせり是わが彼らを
導き出して見せしところの異邦人等の目のまへにわが名を汚されざらしめんためなりき
二三 但し我汝らを國
々に散し處々に撒んと曠野にてかれらにむかひて我手を擧たり
二四 是かれらわが法律を行はずわが法度を輕
しめわが安息日をけがしその父の偶像を目に慕ひたればなり
二五 我かれらに善らぬ法度を與へかれらが由て活
べからざる律法を與へ
二六 彼らをしてその禮物によりて己の身を汚さしむ即ちかれらその長子をして火の中
を通過しめたり是は我彼らを滅ぼし彼らをして我のヱホバなるを知しめんためなり
二七 然ば人の子よイスラ
エルの家につげて之にいふべし主ヱホバかくいひたまふ彼らの父等は更にまた不忠の罪ををかし我を瀆せ
り
二八 我わが彼らに與へんと手をあげし此地にかれらを導きいれしに彼ら諸の高丘と諸の茂樹を尋ね得てそ
の犠牲を其處に供へその憤らしき禮物をそこに獻げその馨き佳氣をそこに奉りその酔酒をそこに灌げり
二九 我かれらに言り汝らが往ところの崇き處は何なるやと其名は今日にいたるまでバマと言ふなり
三十 この故

ふイスラエルの家に言ふべし主エホバかくいひたまふ汝らの先祖の途をもて汝らはその身を汚し彼等の憎
むべき物をしたひてこれと姦淫を行ふにあらずや 三一 汝等はその禮物を獻げその子女に火の中を通らしめて
今日にいたるまで汝らの諸の偶像をもてその身を汚すなり然ばイスラエルの家よ我なんぢらの問を容べけ
んや主エホバいふ我は活く我は汝らの問を容ざるなり 三二 汝ら我等は木と石に事へて異邦人の如くなり國々
の宗族のごとくならんと言ば汝らの心に起るところの事は必ず成ざるべし 三三 主エホバいふ我は生く我かな
らず強き手と伸たる腕をもて怒を注ぎて汝らを治めん 三四 我強き手と伸たる腕をもて怒を注ぎて汝らを國々
より曳いだし汝らが散されたる處々より汝らを集め 三五 國々の曠野に汝らを導き其處にて面をあはせて汝ら
を鞫かん 三六 主エホバいふ我エジプトの曠野にて汝らの先祖等を鞫きしごとくに汝らを鞫くべし 三七 我なんぢ
らをして杖の下を通らしめ契約の索に汝らを入しめ 三八 汝らの中より背ける者および我に悖れる者を別たん
その寓れる地より我かれらをいだすべし彼らはイスラエルの地に來らざるべし汝らすなはち我のエホバな
るを知ん 三九 然ばイスラエルの家よ主エホバかくいふ汝等おの〳〵往てその偶像に事へよ然ど後には汝らか
ならず我に聽て重てその禮物と偶像をもてわが名を汚さゞるべし 四十 主エホバいふ吾が聖山の上イスラエル
の高山の上にてイスラエルの全家その地の者皆我に事ん其處にて我かれらを悅びて受納ん其處にて我なん
ぢらの獻物および初成の禮物凡て汝らが聖別さる者を求むべし 四一 我汝らを國々より導き出し汝らが散され
たる處々より汝らを集むる時馨しき香氣のごとくに汝らを悅びて受納れ汝らによりて異邦人等の目のまへ
に我の聖ことをあらはすべし 四二 我が汝らをイスラエルの地すなはちわが汝らの先祖等にあたへんと手をあ
げしところの地にいたらしめん時に汝等は我のエホバなるを知るにいたらん 四三 汝らは其身を汚したるとこ
ろの汝らの途と汝らのもろ〳〵の行爲を彼處にて憶え其なしさる諸の惡き作爲のために自ら恨み視ん 四四 イ

スラエルの家よ我汝らの惡き途によらず汝らの邪なる作爲によらずして吾名のために汝等を待へん時に汝
らは我のエホバなるを知るにいたらん主エホバこれを言ふあり 四五エホバの言また我にのぞみて言ふ 四六人の
子よ汝の面を南方に向け南にむかひて言を垂れ南の野の森の事を預言せよ 四七すなはち南の森に言ふべしエ
ホバの言を聽け主エホバかく言ふ視よ我なんぢの中に火を燃さん是なんぢの中の諸の青樹と諸の枯木を焚
べしその烈しき火焔消ることなし南より北まで諸の面これがために燒ん 四八肉ある者みな我エホバのこれを
燒しなるを見ん是は消ざるべし 四九我是において言り嗚呼主エホバよ人われを指て言ふ彼は譬言をもて語る
にあらずやと

第二十一章 一エホバの言われにのぞみて言ふ 二人の子よ汝の面をエルサレムに向け聖き處々にむかひて言を
垂れイスラエルの地にむかひて預言し 三イスラエルの地に言ふべしエホバかく言ふ視よ我汝を責め吾刀を
鞘より拔きなし義者と惡者とを汝の中より絕ん 四我義者と惡者とを汝の中より絕んとすればわが刀鞘より
脫出て南より北までの凡て肉ある者を責ん 五肉ある者みな我エホバのその刀を鞘より拔はなちしを知らん
是は歸りをさまらざるべし 六人の子よ腰の碎くるまでに歎き彼らの目のまへにて痛く歎け 七人汝に何て歎
くやと言ば汝言べし來るところの風聞のためなり心みな鎔け手みな萎へ魂みな弱り膝みな水とならん視よ事
いたれりかならず成ん主エホバこれを言ふ 八エホバの言我にのぞみて言ふ 九人の子よ預言して言ふべしエ
ホバかく言ふ劍あり研ぎ且磨きたる劍あり 十是は大いに殺す事をなさんがために研てあり光り閃かんがた
めに磨きてあり我子の杖は萬の樹を藐視すとて我等喜こぶべけんや 十一是を手に執んために與へて磨かしむ
是劍は殺す者の手に付さんために之を研かつ磨かしむるなり 十二人の子よ叫び哭け其は是わが民の上に臨み
イスラエルの諸の牧伯等の上に臨めるなり彼らはわが民とともに劍に付る故に汝腿を擊べし 十三その試すで

に成る若かの藐視るところの杖きたらずバ如何ぞや主エホバこれを言ふ 十四 人の子よ汝預言し手を拍べし劍
人を刺透すところの劍三倍に働かん是ハ人を刺透し大なる者を殺すところの劍にして彼らを責る者なり 十五
彼らの心を鎔し躓く物を増んがために我拔身の劍をその諸の門に立つ嗚呼是ハ光ひらめき脱いでゝ人を殺
さんとす 十六 汝合して右に向へ進んで左に向へ汝の刃の向ふ處に隨がへ 十七 我また吾手を拍ちわが怒を靜めん
我エホバこれを言ふなり 十八 エホバの言また我にのぞみて言ふ 十九 人の子よバビロンの王の劍の由て來るべき
二の途を設けよ其二の途を一の國より出しめて道標の記號を畫き邑の途の首處にこれを畫くべし 二十 汝また
アンモンの子孫のラバとユダの堅き城の邑エルサレムとに劍のきたるべき途を設けよ 二一 バビロンの王その
途の首處その途の岐處に止りて占卜をなし箭を搖りテラピムに問ひ肝を察るなり 二二 彼の右にエルサレ
ムといふ占卜いづ云く破城槌を備へ口をひらきて喊き殺し聲をあげて吶喊を作り門にむかひて破城槌を備
へ壘をきづき雲梯を建べしと 二三 是ハかれらの目にハ虚僞の占考と見ゆ聖き誓言かれらに在バなり然れども
彼罪を憶ひおこさしむ即ハち彼等ハ取るべし 二四 是故に主エホバかく言ふ汝ら既にその罪を憶おこさしめて
汝らの愆著明になりたれバ汝らの罪その諸の行爲に顯はる汝ら既に憶いださるれバ必ず手に執らるべし 二五
汝刺透さるゝ者罪人イスラエルの君主よ汝の罪その終を來らしめて汝の罰せらるゝ日至る 二六 主エホバかく
言ふ冕旒を去り冠冕を除り離せ是ハ是ならざるべし卑き者ハ高せられ高き者ハ卑せられん 二七 我顚覆をな
し顚覆をなし顚覆を爲ん權威を持べき者の來る時まで是ハ有ことなし彼に我之を與ふ 二八 人の子よ汝預言し
て言べし主エホバアンモンの子孫とその嘲笑につきて斯言ふと即ち汝言べし劍あり劍あり是殺すことのた
めに拔てあり滅ぼすことのために磨きありて光ひらめくなり 二九 人なんぢに虚浮を預言し汝に假僞の占考を
示して汝をその殺さるゝ惡人の頸の上に置んとす彼らの罪その終を來らしめて彼らの罰せらるゝ日いたる

三十 これをその鞘にかへし納めよ汝の造られし處汝の生れし地にて我汝を鞫き 三一 わが怒を汝に斟ぎ吾憤恨の
火を汝にむかひて燃し狂暴人滅ぼすことに巧なる者の手に汝を付すべし 三二 汝は火の薪となり汝の血は國の
中にあらん汝は重ねて憶えらるることなかるべし我エホバこれを言へばなり

第二十二章

一 エホバの言われに臨みて言ふ 二 人の子よ汝鞫かんとするや此血を流すところの邑を鞫かんとす
るや汝これにその諸の憎むべき事を示して 三 言へ主エホバかく言ふ己の中に血を流してその罰せらるる時
を來らせ己の中に偶像を作りてその身を汚すところの邑よ 四 汝その流せる血によりて罪を得その作れる
偶像をもて身を汚し汝の日を近づかせすでに汝の年にいたれり是故に我汝を國々の嘲となし萬國の笑
とならしむべし 五 汝に近き者も遠き者も汝が名の汚れたると混亂の多きとを笑はん 六 視よイスラエルの君
等各々その力にしたがひて血を流さんと汝の中にをる 七 彼ら汝の中にて父母を賤め汝の中にて他國の人を
虐げ汝の中にて孤兒と寡婦を惱ますなり 八 汝わが聖き物を賤めわが安息日を汚す 九 人を讒づる者血を流さ
んと汝の中にあり人汝の中にて山の上に食をなし汝の中にて邪淫をおこなひ 十 汝の中にてその父の妻に交
はり汝の中にて月經のさはりに穢れたる婦女を犯す 十一 又汝の中にその隣の妻と憎むべき事をおこなふもの
あり邪淫をおこなひてその嫁を犯すものありその父の女なる己の姊妹を犯すものあり 十二 人汝の中にて賄賂
をうけて血を流すことをなすなり汝は利と息を取り汝の隣の物を掠め取り又我を忘る主エホバこれを言ふ
十三 見よ我汝が掠めとる事をなし且血を汝の中に流すによりて我手を拍つ 十四 我が汝を攻る日には汝の心堅く
立ち汝の手強くあることを得んや我エホバこれを言ひこれをなすなり 十五 我汝を異邦の中に散し國々の中に
播き全く汝の汚穢を取のぞくべし 十六 汝は己の故によりて異邦人の目に汚れたる者と見られん而して汝我のエ
ホバなるを知べし 十七 エホバの言また我にのぞみて言ふ 十八 人の子よイスラエルの家は我に渣滓のごとくなれり

彼等は凡て爐の中の銅錫鐵鉛のごとし彼らは銀の渣滓のごとく成り 十九 此故に主エホバかく言ふ汝らは皆渣滓となりたれば視よ我なんぢらをエルサレムの中に集む 二十 人の銀銅鐵鉛錫を爐の中に集め火を吹かけて鎔がごとく我怒と憤をもて汝らを集め入て鎔すべし 二一 即ち我汝らを集め我が憤恨の火を汝らに吹かけん汝らはその中に鎔ん 二二 銀の爐の中に鎔るがごとくに汝らはその中に鎔け我エホバが怒を汝らに斟ぎしを知にいたらん 二三 エホバの言われに臨みて言ふ 二四 人の子よ是に言ふべし汝は怒の日に日も照ず雨もふらざる地なり 二五 預言者等の徒黨その中にありその食を撕くところの吼る獅子のごとくに彼らは靈魂を呑み財寶と貴き物を取り寡婦をその中に多くす 二六 その祭司等はわが法を犯しわが聖き物を汚し聖きと聖からざるとの區別をなさず潔きと穢たるとの差別を教へずその目を掩ひてわが安息日を顧みず我はかれらの中に汚さる 二七 その中にある公伯等は食を撕くところの豺狼のごとくにして血をながし靈魂を滅ぼし物を掠めとらんとす 二八 その預言者等は灰砂をもて是等を塗り虚浮物を見僞の占卜を人になしエホバの告あらざるに主エホバかく言たまふと言ふなり 二九 國の民は暴虐をおこなひ奪ふ事をなし難める者と貧き者を掠め道に反きて他國の人を虐ぐ 三十 我一箇の人の國のために石垣を築き我前にあたりてその破壞處に立ち我をして之を滅さしめざるべき者を彼等の中に尋れども得ざるなり 三一 主エホバいふ是故に我わが怒を彼らに斟ぎわが憤の火をもて彼らを滅ぼし彼らの行爲をその首に報ゆ

第二十三章

一 エホバの言われに臨みて言ふ 二 人の子よ爰に二人の婦女あり一人の母の女子なり 三 彼等エジプトにおいて淫を行ひその少き時に淫き行へり即ち彼處においてその乳を拈り彼處にてその處女の乳房を觸る 四 その名は姉はアホラ妹はアホリバと云ふ彼ら我に歸して男子女子を生り彼らの本名はアホラはサマリアと言ひアホリバはエルサレムと云ふなり 五 アホラは我有たる間に淫を行ひてその戀人等に焦

れたり是すなはちその隣なるアッスリヤ人にして 六紫の衣を着る者牧伯たる者督宰たる者なり是等は皆美麗き秀たる人馬に乗る者なり 七彼凡てアッスリアの秀たる者と淫を行ひ且その焦れたる諸の者すなはちその諸の偶像をもてその身を汚せり 八彼またエジプトよりの淫行を捨ざりき即ち彼の少き時に彼ら彼と寝ねその處女の乳房をさはりその淫慾を彼の身の上に洩せり 九是故に我彼をその戀人の手に付しその焦れたるアッスリアの子孫の手に付せり 十是に於て彼等かれの陰所を露しその子女を奪ひ劍をもて彼を殺して婦人の中にその名を聞えしめその身の上に鞫を行へり 十一彼の妹アホリバこれを見彼よりも甚だしくその慾を縱恣にしその姉の淫行よりもましたる淫行をなし 十二その隣なるアッスリアの人々に戀焦れたり彼らはすなはち牧伯たる者督宰たる者華美に粧ひたる者馬に騎る者にして皆美しき秀たる者なり 十三我かれがその身を汚せしを見たり彼らは共に一の途をあゆめり 十四彼その淫行を增り彼壁に彫つけたる人々を見たり是すなはち朱をもて壁に彫つけたるカルデア人の像にして 十五腰には帶を結び首には垂さがれる鉢巾を戴けり是等は皆君王たる者の形ありてその生れたる國なるカルデアのバビロン人に似たり 十六彼その目に是等を見てこれに戀焦れ使者をカルデアにおくりて之にいたらしむ 十七是に於てバビロンの人々彼の許に來たりて戀の床に就きその淫行をもて彼を汚したりしが彼らにその身を汚さるるにおよびて彼その心にかれらを疎んず 十八彼その淫行を露しその陰所を顯したればわが心彼を疎んず吾心かれの妹を疎んじたるがごとし 十九彼の淫行を增しその少き日にエジプトに於て淫をおこなひし事を憶え 二十彼らの戀人に焦るその人の肉は驢馬の肉のごとく其精は馬の精のごとし 二一汝は己の少き時にエジプト人が汝の處女の乳房のために汝の乳にさはりたる時の淫行を顧みるなり 二二この故に主エホバかく言ふアホリバよ我汝が心に疎んずるに至りしところの戀人等を激して汝を攻させ彼らをして四方より汝に攻きたらしむべし 二三即ちバビロンの人々およびカ

ルデアの諸の人々ペコデショワコア並にアッスリアの諸の人々美しき秀たる人々牧伯等および督宰等大君
および名高き人凡て馬に騎る者 二四 彼ら箱車および輪を持ち衆多の民をひきゐて汝に攻め來り大楯小楯および兜
をそなへて四方より汝に攻かゝらん我審判をかれらに委ぬべし彼らすなはちその法律によりて汝を鞫かん
二五 我汝にむかひてわが嫉妬を發すれば彼ら怒をもて汝を待ひ汝の鼻と耳を切とるべし汝のうちの存れる者
は劍に仆れん彼ら汝の子女を奪ふべし汝の中の遺れる者は火に燒ん 二六 彼ら汝の衣を剝脱り汝の美しき妝
飾を取べし 二七 我汝の淫行を除き汝がエジプトの地より行ひ來れるところの邪淫を除き汝を去て重て彼らに
目をつけざらしめ再びエジプトの事を憶えざらしめん 二八 主エホバかく言ふ觀よ我汝が惡む者の手汝が心に
疎ずる者の手に汝を付せば 二九 彼ら怨憎をもて汝を待ひ汝の得たる物を悉く取り汝を赤裸に成おくべし是を
もて汝が淫をおこなへる陰所露にならん汝の淫行と邪淫もしかり 三十 汝異邦人を慕ひて淫をおこなひ彼ら
の偶像をもて身を汚したるに由て是等の事汝におよぶなり 三一 汝その姉の途に歩みたれば我かれの杯を汝の
手に交す 三二 主エホバかく言ふ汝その姉の深き大なる杯を飮べし是は笑と嘲を充す者なり 三三 汝醉と憂に滿ん
汝の姉サマリアの杯は駭異と滅亡の杯なり 三四 汝これを飮み乾しこれを吸つくしその碎片を咬み汝の乳房を
摘去ん我これを言ふと主エホバ言ふ 三五 然ば主エホバかく言ふ汝我を忘れ我を後に棄たれば汝またその淫行
と邪淫の罪を負べし 三六 斯てエホバ我にいひたまふ人の子よ汝アホラとアホリバを鞫かんとするや然らば彼
らにその憎むべき事等を示せ 三七 夫彼らは姦淫をおこなへり又血その手にあり彼らその偶像と姦淫をおこな
ひ又その我に生たる男子等に火の中をとほらしめてこれを燒り 三八 加之また是をなせり即ち彼ら同日にわ
が聖處を汚しわが安息日を犯せり 三九 彼らその偶像のために男子等を宰りしその日にわが聖處に來りて
これを汚し斯わが家の中に事をなせり 四十 且又彼らは使者をやりて遠方より人を招きて至らしむ其人々のた

めに汝身を洗ひ目を畫き粧飾を着け 四一華美なる牀に坐し臺盤をその前に備へその上にわが香とわが膏を置り 四二斯て群衆の噪ぎの中に靜りしがその多衆の人々の上にまた曠野よりサバ人を招き寄たり彼らは手に腕環をはめ首に美しき冠を戴けり 四三我彼姦淫のために衰弱たる女の事を云り今は早彼の姦淫その姦淫をなしをはらんかと 四四彼らは遊女の所にいるごとくに彼の所に入たり斯かれらすなはち淫婦アホラとアホリバの所に入り 四五但し義人等姦婦の法律に照し故殺の法律に照して彼らを鞫かん彼らは姦婦にしてまたその手に血あればなり 四六主エホバかく言ふ我群衆を彼等に攻きたらしめ彼らを是に付して虐と掠にあはしめん 四七群衆かれらを石にて撃ち劍をもて斬りその子女を殺し火をもてその家を燒べし 四八斯我この地に邪淫を絶さん婦女みな自ら警めて汝らのごとくに邪淫をおこなはざるべし 四九彼ら汝らの邪淫の罪を汝らに報いん汝らはその偶像の罪を負ひ而して我の主エホバなるを知にいたるべし

第二十四章

一九年の十月十日にエホバの言我にのぞみて言ふ 二人の子よ汝此日すなはち今日の名を書せバビロンの王今日エルサレムを攻るなり 三汝背ける家に譬喩をかたりて之に言へ主エホバかく言たまふ釜をすゑ居てこれに水を斟いれ 四其肉の凡て佳き所を集めて股と肩とを之に入れ佳き骨をこれに充し 五羊の選擇者を取れ亦薪一束を取り下に入れて骨を煮釜を善く沸たて亦その中の骨を煮よ 六是故に主エホバかく言ふ禍なるかな血の流るゝ邑鍍のつきたる釜その鍍これを離れざるなり肉を一箇一箇に取いだせ之がために籤を掣べからず 七彼の血はその中にあり彼乾ける磐の上にこれを置りこれを土にうちすてゝ塵に覆はれしめず 八我怒を來らせ仇を復さんがためにその血を乾ける磐の上に置て塵に覆はれざらしめたり 九是故に主エホバかく言ふ禍なるかな血の流るゝ邑我またその薪の束を大いにすべし 十薪を積かさね火を燃し肉を善く煮てこれを煮つくしその骨をも燒しむべし 十一而して釜を空にして炭火の上に置きその銅をして熱く

なりて焼しめ其汚穢をして中に鎔しめその銹を去しむべし 十二 既に手を勞したれどもその大いなる銹さらず
ればその銹を火に投棄べし 十三 汝の汚穢の中に淫行あり我汝を潔めんとしたれども汝潔まらざりしに因てわ
が怒を汝に洩しつくすまでは汝その汚穢をはなれて潔まることあらじ 十四 我ヱホバこれを言り是至る我これ
を爲べし止ず惜まず悔ざるなり汝の道にしたがひ汝の行爲にしたがひて彼ら汝を鞫かん主ヱホバこれを言
ふ 十五 ヱホバの言われに臨みて言ふ 十六 人の子よ我頓死をもて汝の目の喜ぶ者を取去ん汝哀かず泣ず涙をなが
すべからず 十七 聲をたてずして哀け死人のために哀哭をなすなかれ冠物を戴き足に鞋を穿べし鬚を掩ふなか
れ人のおくれる食物を食ふべからず 十八 朝に我人々に語りしが夕にわが妻死り明朝におよびて我命ぜられし
ごとくなせり 十九 玆に人々我に言けるは此汝がなすところの事は何の意なるや我らに告ざるや 二十 我かれらに
言けるはヱホバの言我にのぞみて言ふ 二一 イスラエルの家にいふべし主ヱホバかく言ふ視よ我汝らの勢力の
榮汝らの目の喜愛汝らの心の望なるわが聖所を汚さん汝らが遺すところの子女等は劍に仆れん 二二 汝ら
もわが爲るごとくなし鬚を掩はず人のおくれる食物を食はず 二三 首に冠物を戴き足に履を穿き哀かず泣ずその
の罪の中に瘦衰へて互に呻かん 二四 斯ヱゼキエル汝らに兆とならん彼がなしたるごとく汝ら爲ん是事の至ら
ん時に汝ら我の主ヱホバなるを知べし 二五 人の子よわが彼らの力かれらの樂むところの榮その目の喜愛その
心の望その子女を取去る日 二六 その日に逃亡者汝の許に來り汝の耳に告ることあらん 二七 その日に汝逃亡者
にむかひて口を啓き語りて再び默せざらん斯汝かれらに兆となるべし彼らは遂に我のヱホバなるを知ん

第二十五章

一 ヱホバの言我に臨みて言ふ 二 人の子よ汝の面をアンモンの人々に向けこれに向ひて預言し 三 ア
ンモンの人々に言べし汝ら主ヱホバの言を聽け主ヱホバかく言ひたまふ汝わが聖處の汚さるゝ事につき
イスラエルの地の荒さるゝ事につき又ユダの家の擄へ移さるゝことにつきて嗚呼心地善しと言り 四 是故に

視よ我汝を東方の人々に付して所有と爲さしめん彼等汝の中に畜圏を設け汝の中にその住宅を建て汝の作物を食ひ汝の乳を飲ん
五 ラバをば我駱駝を豢ふ地となしアンモンの人々の地をば羊の臥す所となすべし汝ら我のエホバなるを知にいたらん
六 主エホバかく言たまふ汝イスラエルの地の事を見て手を拍ち足を踏み傲慢を極めて心に喜べり
七 是故に視よ我わが手を汝に伸べ汝を國々に付して掠奪に遭しめ汝を國民の中より絶ち諸國に斷し滅すべし汝我のエホバなるを知るにいたらん
八 主エホバかく言たまふモアブとセイル言ふユダの家は他の諸の國と同じと
九 是故に我モアブの肩を闢くべし即ちその邑々その最遠の邑にして國の莊嚴なるベテエシモテバアルメオンおよびキリアタイムよりこれを闢き
十 之をアンモンの人々に添て東方の人々に與へその所有となさしめアンモンの人々をして國々の中に記憶らるゝこと无しめん
十一 我モアブに鞫を行ふべし彼ら我のエホバなるを知にいたらん
十二 主エホバかく言たまふエドムは怨恨をふくんでユダの家に事をなし且これに怨を復して大に罪を得たり
十三 是故に主エホバかく言たまふ我エドムの上にわが手を伸して其中より人と畜を絶去り之をテマンより荒地となすべしテダンの者は劍に仆れん
十四 我わが民イスラエルの手をもてエドムにわが仇を報いん彼らわが怒にしたがひわが憤にしたがひてエドムに行ふべしエドム人すなはち我が仇を復すなるを知ん主エホバこれを言ふ
十五 主エホバかく言たまふペリシテ人は怨を含みて事をなし心に傲りて仇を復し舊き恨を懷きて滅ぼすことをなせり
十六 是故に主エホバかく言たまふ視よ我ペリシテ人の上に手を伸べケレテ人を絶ち海邊に遺れる者を滅ぼすべし
十七 我怒の罰をもて大なる復仇を彼らに爲ん我仇を彼らに復す時に彼らは我のエホバなるを知べし

第二十六章

一 十一年の月の首の日にエホバの言我にのぞみて言ふ
二 人の子よツロはエルサレムの事につきて言り嗚呼心地よし諸の國民の門破る是我に移るならん我は豐滿になるべし彼は荒はてたりと
三 是故に主エ

ホバかく言たまふツロよ我汝を攻め海のその波濤を起すが如く多の國人を汝に攻きたらしむべし 四 彼らツロの石墻を毀ちその櫓を倒さん我その塵を拂ひ去りて是を乾ける磐と爲べし 五 是は海の中の網を張る處とならん我これを言ばなりと主エホバいひたまふ是は諸の國人に掠めらるべし 六 その野にをる女子等は劍に殺されん彼らすなはち我のエホバなるを知べし 七 主エホバかく言たまふ視よ我王の王なるバビロンの王ネブカデネザルをして馬車騎兵群衆および多くの民を率て北よりツロに攻きたらしむべし 八 野にをる汝の女子等をば彼劍にかけて殺し又汝にむかひて雲梯を建て汝にむかひて壘を築き汝にむかひて干を備へ 九 破城槌を汝の石垣に向けその斧をもて汝の櫓を打碎かん 十 その衆多の馬の煙塵汝を覆はん彼等破れたる城に入るごとくに汝の門々に入來らん時その騎兵と輪と車の聲のために汝の石垣震動べし 十一 彼その馬の蹄をもて汝の諸の衢を踏あらし劍をもて汝の民を殺さん汝の榮光の柱地に仆るべし 十二 彼ら汝の財寶を奪ひ汝の商貨を掠め汝の石垣を打崩し汝の樂き館を毀ち汝の石と木と土を水に沈めん 十三 我汝の歌の聲を止めん汝の琴の音は復聞えざるべし 十四 我汝を乾ける磐となさん汝は網を張る處となり再び建ことなかるべし我エホバこれを言ふと主エホバ言たまふ 十五 主エホバツロにかく言たまふ島々汝の仆るゝ聲手負の呻吟および汝の中の殺戮によりて震動ざらんや 十六 海の君主等皆その座を下り朝服を脱ぎ繡ある衣を去り恐懼を身に纏ひ地に坐し時となく怖れ汝の事を驚かん 十七 彼ら汝のために哀の詞を擧て汝に言ふべし汝海より出たる住處名の高き邑自己もその居民も共に海に於て勢力ある者その凡の居民に己を恐れしむる者よ汝如何にして亡びたるや 十八 それ島々は汝の仆るゝ日に戰ひ海の島々は汝の亡るに驚くなり 十九 主エホバかく言たまふ我汝を荒たる邑となし人の住ざる邑々のごとく爲し洋海を涌あがらしめて大水に汝を掩沒しめん時 二十 汝を墓に往る者等の所昔時の民の所に下し汝をして下の國に住しめ古昔よりの墟址において彼の墓に下れる者等とともに居しめ

汝の中に復人の住こと无らしむべし而して我活る人の地に榮を創造いださん 二一 我汝をもて人の戒懼となすべし汝は復有ことなし人汝を尋るも終に汝を看ざるべし主ヱホバこれを言ふなり

第二十七章

一 ヱホバの言また我に臨みて言ふ 二 人の子よ汝ツロのために哀の詞を宣べ 三 ツロに言べし汝海の口に居りて諸の國人の商人となり多衆の島々に通ふ者よ主ヱホバかく言たまふツロよ汝言ふ我の美は極れりと 四 汝の國は海の中にあり汝を建る者汝の美を盡せり 五 人セニルの樅をもて船板を作りレバノンより柏を取て汝のために檣を作り 六 バシヤンの樫をもて汝の櫂を作りキツテムの島より至れる黄楊に象牙を嵌て汝の坐板を作れり 七 汝の帆はエジプトより至れる文布にして旗に用ふべし汝の天遮はエリシヤの島より至れる藍と紫の布なり 八 汝の水手はシドンとアルワデの人なりツロよ汝の中にある賢き者汝の船師となる 九 ゲバルの老人等およびその賢き者汝の中にをりて汝の漏を繕ひ海の諸の船およびその舟子汝の中にありて汝の貨物を交易す 十 ペルシヤ人ルテ人フテ人汝の軍にありて汝の戰士となる彼等汝の中に干と兜を懸け汝に光輝を與ふ 十一 アルワデの人々および汝の軍勢汝の四周の石垣の上にあり勇士等汝の櫓にあり彼等汝の四周の石垣にその楯をかけ汝の美を盡せり 十二 その諸の貨物に富るがためにタルシシ、汝と商をなし銀鐵錫および鉛をもて汝と交易を爲り 十三 ヤワントバルおよびメセクは汝の商賈にして人の身と銅の器をもて汝と貿易を行なふ 十四 トガルマの族は馬と騎馬および騾をもて汝と交易し 十五 デダンの人々汝と商をなせり衆の島々汝の手にありて交易し象牙と黒檀をもて汝と貿易せり 十六 汝の製造品の多がためにスリア汝と商をなし赤玉紫貨繡貨細布珊瑚および瑪瑙をもて汝と交易す 十七 ユダとイスラエルの地汝に商をなしミンニテの麥と菓子と蜜と油と乳香をもて汝と交易す 十八 汝の製造品の多がため諸の貨物の多きがためにダマスコ、ヘルボンの酒と曝毛をもて汝と交易せり 十九 ウザルのベダンとヤワン熟鐵をもて汝と交易す肉桂と菖蒲汝の市にあり 二十 デダン

車の毛氈を汝に商へり 二一 アラビアとケダルの君等とハ汝の手に在て商をなし羔羊と牡羊と牡山羊をもて汝と交易す 二二 シバとラアマの商人汝と商をなし諸の貴き香料と諸の寶石と金をもて汝と交易せり 二三 ハランとカンネとエデンとシバの商買とアッスリアとキルマデ汝と商をなし 二四 華美なる物と紫色なる繍の衣服と綾の箱の緞を盛て紐にて結たる者とをもて汝の市にあり 二五 タルシシの船汝のために往來して商賣を爲す汝ハ海の中にありて豐滿にして榮あり 二六 水手汝を濫て大水の中にいたるに海の中にて東風汝を打破る 二七 汝の財寶汝の商貨物汝の交易の物汝の舟子汝の舵師汝の漏を繕ふ者汝の貨物を商ふ者汝の中にあるところの凡の軍人並に汝の中の乘者皆汝の壞るゝ日に海の中に陷るべし 二八 汝の舵師等の呼號の聲にその處々震ふ 二九 凡て棹を執る者舟子および凡て海の舵師その船より下りて陸に立ち 三〇 汝のために聲を擧て痛く哭き塵を首に蒙り灰の中に輾轉び 三一 汝のために髮を剃り麻布を纏ひ汝のために心を痛めて泣き甚く哭くべし 三二 彼等悲みて汝のために哀の詞を宣べ汝を吊ひて言ふ孰かツロの如くなる海の中に滅たる者の如くなると 三三 汝の商貨の海より出し時ハ汝衆多の國民を厭しめ汝の衆多の財寶と貨物をもて世の王等を富しめたりしが 三四 汝海に壞れて深き水にあらん時ハ汝の貨物汝の乘人皆陷らん 三五 島々に住る者皆汝に駭かんその君等大に懼てその面を振へすべし 三六 國々の商買汝のために嘲かん汝ハ人の戒懼となり限りなく失果ん

第二十八章

一 エホバの言われに臨みて言ふ 二 人の子よツロの君に言ふべし主エホバかく言たまふ汝心に高ぶりて言ふ我ハ神なり神の座に坐りて海の中にありと汝ハ人にして神にあらず而して神の心のごとき心を懷くなり 三 夫汝ハダニエルよりも賢かり隱れたる事として汝に明ならざるハ無し 四 汝の智慧と明哲によりて汝富を獲金銀を汝の庫に收め 五 汝の大なる智慧と汝の貿易をもて汝の富有を増しその富有のためにその心に高ぶれり 六 是故に主エホバかく言ふ汝神の心のごとき心を懷くに因り 七 視よ我異國人を汝に攻きたらしめ

ん是國々の暴き人々なり彼ら劍を拔て汝が智慧をもて得たるところの美しき者に向ひ汝の美を汚し 八 汝を
穴に投いれん汝は海の中にて殺さるゝ者のごとき死を遂べし 九 汝は人にして神にあらず汝を殺す者の手に
あるも尙ほ己を殺す者の前に我は神なりと言んとするや 十 汝は割禮をうけざる者の死を異國人の手に遂
べし我これを言ばなりと主ヱホバ言たまふ 十一 ヱホバの言我にのぞみて言ふ 十二 人の子よツロの王のために哀
の詞を述べこれに言べし主ヱホバかく言たまふ汝は全く整へたる者の印、智慧の充ち美の極れる者なり 十三 汝
神の園エデンに在き諸の寶石、赤玉、黃玉、金剛石、黃綠玉、葱珩、碧玉、靑玉、紅玉、瑪瑙および金汝を覆へ
り汝の立らるゝ日に手鼓と笛汝のために備らる 十四 汝は膏そゝがれしケルビムにして掩ふことを爲り我汝を
斯なせしなり汝神の聖山に在り又火の石の間に歩めり 十五 汝はその立られし日より終に汝の中に惡の見ゆる
にいたるまでは其行全かりき 十六 汝の交易の多がために汝の中には暴逆滿ちて汝罪を犯せり是故に掩ふこ
とを爲ところのケルビムよ我神の山より汝を汚し出し火の石の間より汝を滅し去べし 十七 汝その美麗のため
に心に高ぶり其榮耀のために汝の智慧を汚したれば我汝を地に擲ち汝を王等の前に置て觀物とならしむべ
し 十八 汝正からざる交易をなして犯したる多の罪を以て汝の聖所を汚したれば我汝の中より火を出して汝
を燒き凡て汝を見る者の目の前にて汝を地に灰となさん 十九 國々の中にて汝を知る者は皆汝に驚かん汝は人
の戒懼となり限なく失果ん 二十 ヱホバの言我にのぞみて言ふ 二一 汝の子よ汝の面をシドンに向けこれに向ひて
預言し 二二 言べし主ヱホバかく言たまふシドンよ視よ我汝の敵となる我汝の中において榮耀を得ん我彼らを
鞫き我の聖き事を彼らに顯はす時彼ら我のヱホバなるを知ん 二三 我疫病を是におくりその衢に血あらしめん
その四方より是に來るところの劍に殺さるゝ者その中に仆るべし彼らすなはち我のヱホバなるを知ん 二四 イス
ラエルの家にはその周圍にありて之を賤むる者の所より重て惡き荊棘苦き薊來ることなし彼らは我の主

エホバなるを知にいたらん　二五 主エホバかく言ふ我イスラエルの家をその散されたる國々より集めん時彼らに由りて我の聖き事を異國人の目の前にあらはさん彼らはわが僕ヤコブに與へたるその地に住ん　二六 彼ら彼處に安然に住み家を建て葡萄園を作らん彼らの周圍にありて彼らを藐視る者を悉く我が鞫かん時彼らは安然に住み我エホバの己の神なるを知ん

第二十九章

一 十年の十月の十二日にエホバの言我にのぞみて言ふ　二 人の子よ汝の面をエジプトの王パロにむけ彼とエジプト全國にむかひて預言し　三 語りて言べし主エホバかく言たまふエジプトの王パロよ視よ我汝の敵となる汝その河に臥すところの鰐よ汝いふ河は我の所有なり我自己のためにこれを造れりと　四 我鉤を汝の腮に鉤け汝の河の魚をして汝の鱗に附しめ汝および汝の鱗に附る諸の魚を汝の河より曳いだし　五 汝と汝の河の諸の魚を曠野に投すてん汝は野の面に仆れん汝を取あぐる者なく集る者なかるべし我汝を地の獣と天の鳥の餌に與へん　六 エジプトの人々皆我のエホバなるを知ん彼等のイスラエルの家における葦の杖のごとくなりき　七 イスラエル汝の手を執れば汝折てその肩を盡く裂き又汝に倚れば汝破てその腰を盡く振ゑむ　八 是故に主エホバかく言ふ視よ我劍を汝に持きたり人と畜を汝の中より絶ん　九 エジプトの地は荒て空曠なるべし彼らすなはち我のエホバなるを知ん彼河は我の有なり我これを作れりと言ふ　十 是故に我汝と汝の河々を罰しエジプトの地をミグドルよりスエネに至りエテオピヤの境に至るまで盡く荒して空曠くせん　十一 人の足此を渉らず獣の足此を渉らじ四十年の間此に人の住ことなかるべし　十二 我エジプトの地を荒して荒たる國々の中にあらしめんその邑々は荒て四十年の間荒たる邑々の中にあるべし我エジプト人を諸の民の中に散し諸の國に散さん　十三 但し主エホバかく言たまふ四十年の後我エジプト人をその散されたる諸の民の中より集めん　十四 即ちエジプトの俘囚人を歸しその生れし國なるパテロスの地にかへらしむべし彼らは其處に卑

き國を成ん 十五 是は諸の國よりも卑くして再び國々の上にいづることなかるべし我かれらを小くすれば彼ら
は重て國々を治むることなし 十六 彼らは再びイスラエルの家の恃とならじイスラエルはこれに心をよせてそ
の罪をおもひ出さしむることなかるべし彼らすなはち我の主エホバなるを知ん 十七 茲に二十七年の一月の一
日にエホバの言我にのぞみて言ふ 十八 人の子よバビロンの王子ブカデ子ザルその軍勢をもてツロにむかひて
大に働かしむ皆首禿げ皆肩傷る然に彼もその軍勢もその爲るところの事業のためにツロよりその報を得ず
十九 是故に主エホバかくいふ視よ我バビロンの王子ブカデ子ザルにエジプトの地を與へん彼その衆多の財寶
を取り物を掠め物を奪はん是その軍勢の報たらん 二十 彼の勞動る値として我エジプトの地をかれに與ふ彼わ
がために之をなしたればなり主エホバこれを言ふ 二一 當日に我イスラエルの家に一の角を生せしめ汝をして
彼らの中に口を啓くことを得せしめん彼等すなはち我がエホバなるを知べし

第三十章

一 エホバの言我にのぞみて言ふ 二 人の子よ預言して言へ主エホバかく言たまふ汝ら叫べ其日は禍な
るかな 三 その日近し是雲の日是異邦人の時なり 四 劍エジプトに臨まん殺るゝ者のエジプトに仆るゝ時エテ
オピアに痛苦あるべし敵その財寶を奪はんその基址は毀たるべし 五 エテオピア人フテ人ルデ人凡て加勢の
兵およびクブ人ならびに同盟の國の人々彼らとゝもに劍にたふれん 六 エホバかく言ふエジプトを扶くる者
は仆れ其驕るところの勢力は失んミグドルよりスエネにいたるまで人劍によりて己の中に仆るべし主エホ
バこれを言なり 七 其は荒て荒地の中にあり其邑々は荒たる邑の中にあるべし 八 我火をエジプトに降さん時
又是を助くる者の皆ほろびん時は彼等我のエホバなるを知ん 九 その日には使者船にて我より出てかの心强
きエテオピア人を懼れしめんエジプトの日にありしごとく彼等の中に痛苦あるべし視よ是は至る 十 主エホ
バかく言たまふ我バビロンの王子ブカデ子ザルをもてエジプトの喧噪を止むべし 十一 彼および彼にしたがふ

民即ち國民の中の暴き者を召來りてその國を滅さん彼ら劍をぬきてエジプトを攻めその殺せる者を國に滿すべし 十二 我その河々を涸し國を惡き人の手に賣り外國人の手をもて國とその中の物を荒すべし我エホバこれを言り 十三 主エホバかく言たまふ我偶像を毀ち神々をノフに絶さんエジプトの國よりは再び君のいづることなかるべし我エジプトの國に畏怖を蒙らしめん 十四 我パテロスを荒しゾアンに火を發ちノに鞫を行ひ 十五 わが怒をエジプトの要害なるシンに洩しノの群衆を絶べし 十六 我火をエジプトに降さんシンは苦痛に悶えノは打破られノフは日中敵をうけん 十七 アベンとピベセテの少者は劍に仆れ其中の人々は擄ゆかれん 十八 テパネスに於ては吾がエジプトの軛を其處に摧く時に日暗くならんその誇るところの勢力は失ん雲これを覆はんその女子等は擄へゆかれん 十九 かく我エジプトに鞫をおこなはん彼等すなはち我のエホバなるを知べし

二十 十一年の一月の七日にエホバの言われに臨みて言ふ 二一 人の子よ我エジプトの王パロの腕を折り是は再び束へて藥を施こし繃布を卷て之を裹み強く爲て劍を執にたへしむること能はざるなり 二二 是故に主エホバかく言たまふ視よ我エジプトの王パロを罰し其強き腕と折たる腕とを倶に折り劍をその手より落しむべし 二三 我エジプト人を諸の民の中に散し諸の國に散さん 二四 而してバビロンの王の腕を強くしてわが劍をこれに授けん然ど我パロの腕を折ば彼は刺透されたる者の呻くがごとくにその前に呻かん 二五 我バビロンの王の腕を強てせんパロの腕は弱くならん我わが劍をバビロンの王の手に授けて彼をしてエジプトにむかひて之を伸しむる時は人衆我のエホバなるを知ん 二六 我エジプト人を諸の民の中に散し諸の國に散さん彼らすなはち我のエホバなるを知るべし

第三十一章

一 十一年の三月の一日にエホバの言我に臨みて云ふ 二 人の子よエジプトの王パロとその群衆に言へ汝はその大なることを誰に似たるや 三 アッスリアはレバノンの檜のごとし其枝美しくして生茂りその丈高

くして其巓雲に至る　四水これを大ならしめ大水これを高からしむ其川々その植れる處を環りその流を野
の諸の樹に及ぼせり　五是によりてその長野の諸の樹よりも高くなりその生長にあたりて多の水のために枝
葉茂りその枝長く伸たり　六その枝葉に空の諸の鳥巣をくひ其枝の下に野の諸の獸子を生みその蔭に諸の國
民住ふ　七是はその大なるとその枝の長きとに由り美しかりき其根多の水の傍にありたればなり　八神の園の
檜樹これを蔽ふことあたはず樅もその枝葉に及ばず欅もその枝に如ず神の園の樹の中その美き事これに如
ものあらざりき　九我これが枝を多くしてこれを美しくなせりエデンの樹の神の園にある者皆これを羨めり　十
是故に主エホバかく言ふ汝その長高くなれり是は其巓雲に至りその心高く驕れり　十一我これを萬國の君た
る者の手に付さん彼これを處置せん其惡のために我これを打棄たり　十二他國人國々の暴き者これを截倒して
棄つ其枝は山々に谷々に墮ち其枝は碎けて地の諸の谷川にあり地の萬民その蔭を離れてこれを遺つ　十三
その倒れたる上に空の諸の鳥止まり其枝の上に野の諸の獸居る　十四是水の邊の樹その高のために誇ることなく
その巓を雲に至らしむることなからんためにまた水に濕ふ者の高らかに自ら立ことなからんためなり夫是
等は皆死に付されて下の國に入り他の人々の中にあり墓に下る者等と偕なるべし　十五主エホバかく言たまふ
彼が下の國に下れる日に我哀哭あらしめ之がために大水を蓋ひその川々をせきとめたれば大水止まれり我
レバノンをして彼のために哭かしめ野の諸の樹をして彼のために痩衰へしむ　十六我かれを陰府に投くだして
墓に下る者と共ならしむる時に國々をしてその墮る響に震動しめたり又エデンの諸の樹レバノンの勝たる
最美しき者凡て水に濕ふ者皆下の國に於て慰を得たり　十七彼等も彼とともに陰府に下り劍に刺れたる者の處
にいたる是すなはちその助者となりてその蔭に坐し萬國民の中にをりし者なり　十八エデンの樹の中にありて
汝は其榮とその大なることと孰に似たるや汝は斯エデンの樹とともに下の國に投下され劍に刺透されたる者

とゝもに割禮を受ざる者の中にあるべしパロとその群衆ハ是のごとし主エホバこれを言ふ

第三十二章

一 茲にまた十二年の十二月の一日にエホバの言我にのぞみて言ふ 二 人の子よエジプトの王パロのために哀の詞を述て彼に言ふべし汝ハ自ら萬國の中の獅子に擬へたるが汝ハ海の鰐の如くなり汝河の中に跳起き足をもて水を濁しその河々を蹈みたす 三 主エホバかく言たまふ我衆多の國民の中にてわが網を汝に打掛け彼らをしてわが網にて汝を引あげしめん 四 而して我汝を地上に投すて汝を野の面に擲ち空の諸の鳥をして汝の上に止まらしめ全地の獸をして汝に飽しむべし 五 我汝の肉を山々に遺て汝の屍を堆くして谷々ふ埋むべし 六 我汝の流る血をもて地を濕し山にまで及ぼさん谷川にハ汝盈べし 七 我汝を滅する時ハ空を蔽ひその星を暗くし雲をもて日を掩はん月ハその光を發ざるべし 八 我空の照る光を悉く汝の上に暗くし汝の地を黑暗となすべし主エホバこれを言ふ 九 我なんぢの滅亡を諸の民汝の知ざる國々の中に知しめて衆多の民を志て心を傷ましめん 十 我衆多の民をして汝に驚かしめんその王等ハわが其前にわれの劍を振ふ時に戰慄かん汝の仆るゝ日にハ彼ら各人その生命のために絕ず發振ん 十一 即ち主エホバかく言たまふバビロンの王の劍汝に臨まん 十二 我汝の群衆をして勇士の劍に仆れしめん彼等ハ皆國々の暴き者なり彼らエジプトの驕傲を絕さん其の群衆ハ皆ほろぼさるべし 十三 我その家畜を悉く多の水の傍より絕去ん人の足再び之を濁すことなく家畜の蹄これを濁すこともなかるべし 十四 我すなはちその水を清しめ其河々をして油のごとく流れしめん主エホバこれを云ふ 十五 我エジプトの國を荒地となしてその國荒てこれが富を失ふ時また我その中に住る者を悉く撃つ時人々我のエホバなるを知ん 十六 是哀の詞なり人悲みてこれを唱へん國々の女等悲みて之を唱ふべし即ち彼等エジプトとその諸の群衆のために悲みて之を唱へん主エホバこれを言ふ 十七 十二年の月の十五日にエホバの言また我に臨みて言ふ 十八 人の子よエジプトの群衆のために哀き是と大なる國々の女等と

を下の國に投くだし墓にくだる者と共ならしめよ 十九 汝美しき事誰に勝るや下りて割禮なき者とともに臥せ
よ 二十 彼らは劍に殺さるゝ者の中に仆るべし劍已に付してあり是とその諸の群衆を曳下すべし 二一 勇士の强き
者陰府の中より彼にその助者と共に言ふ割禮を受ざる者劍に殺されたる者彼等下りて臥す 二二 彼處にアッス
リアとその凡の群衆をりその周圍に之が墓あり彼らは皆殺され劍に仆れたる者なり 二三 かれの墓は穴の奥に
設けてありその群衆墓の四周にあり是皆殺されて劍に仆れし者生者の地に畏怖をおこさせし者なり 二四 彼處
にエラムありその凡の群衆その墓の周圍にあり是皆ころされて劍に仆れ割禮を受ずして下の國に下りし者
生者の地に畏怖をおこせし者にて彼穴に下れる者等とともに恥辱を蒙るなり 二五 殺されたる者の中にその床
を置きてその凡の群衆と共にすその墓周圍にあり彼等は皆割禮を受ざる者にして劍に殺さる彼ら生者の地
に畏怖をおこしたれば穴に下れる者とともに恥辱を蒙るなり彼は殺されし者の中に置る 二六 彼處にメセクせ
トバルおよびその凡の群衆ありその墓周圍にあり彼らは皆割禮を受ずして仆れたる勇士とともに臥さず是等はその武器を持て陰府

ろもに臥す主ヱホバこれを言ふ

第三十三章

一 爰にヱホバの言われに臨みて言ふ 二 人の子よ汝の民の人々に告て之に言へ我劍を一の國に臨ましめん時其國の民おのれの國人の中より一人を撰みて之を守望人となさんに 三 彼國に劍の臨むを見ラッパを吹て其民を警むることあらん 四 然るに人ラッパの音を聞て自ら警めず劍つひに臨みて其人を失ふにいたらバ其の血ハ其の人の首に歸すべし 五 彼ラッパの音を聞て自ら警むることを爲ざればその血ハ己に歸すべし然ども其自ら警むることを爲バ其の生命を保つことを得ん 六 然ども守望者劍の臨むを見てラッパを吹ず民警戒をうけざるあらんに劍のぞみて其中の一人を失ハヾ其人ハ己の罪に死るなれど我其の血を守望者の手に討問ん 七 然バ人の子よ我汝を立てイスラエルの家の守望者となす汝わが口より言を聞き我にかハりて彼等を警むべし 八 我惡人に向ひて惡人よ汝死ざるべからずと言んに汝其の惡人を警めて其の途を離るるやうに語ずバ惡人ハ其の罪に死んなれど其の血をバ我汝の手に討問むべし 九 然ど汝もし惡人を警めて翻へりて其の途を離れしめんとしたるに彼其の途を離れずバ彼ハ其の罪に死ん而して汝ハおのれの生命を保つことを得ん 十 然バ人の子よイスラエルの家に言へ汝らハ斯語りて言ふ我らの愆と罪ハ我らの身の上にあり我等は其の中にありて消失ん爭か生ることを得んと 十一 汝これらに言べし主ヱホバ言たまふ我ハ活く我惡人の死るを悦バず惡人の其の途を離れて生るを悦ぶなり汝ら翻へり翻りて其の惡き道を離れよイスラエルの家よ汝等なんぞ死べけんや 十二 人の子よ汝の民の人々に言べし義人の義は其の人の罪を犯せる日にはその人を救ふことあたハず惡人ハ其の惡を離れたる日にハ其の惡のために仆るゝことあらじ義人ハ其の罪を犯せる日にはその義のために生ることを得じ 十三 我義人に汝かならず生べしと言んに彼その義を恃みて罪ををかさバその義ハ悉く忘らるべし其をかせる罪のために彼ハ死べし 十四 我惡人に汝かならず死べしと

言んに彼その惡を離れ公道と公義を行ふことあらん　十五即ち惡人質物を歸しその奪ひし者を還し惡をなさずして生命の憲法にあゆみなば必ず生ん死ざるべし　十六その犯したる各種の罪は記憶らるゝことなかるべし彼すでに公道と公義を行ひたれば必ず生べし　十七汝の民の人々は主の道正しからずと言ふ然ど實は彼等の道の正からざるなり　十八義人もしその義を離れて罪ををかさば是がために死べし　十九惡人もしその惡を離れて公道と公義をおこなひなば是がために生べし　二十然るに汝らは主の道正しからずと言ふイスラエルの家よ我各人の行爲にしたがひて汝等を鞫くべし　二一我らが擄へうつされし後すなはち十二年の十月の五日にエルサレムより脱逃者きたりて邑は擊敗られたりと言ふ　二二その逃亡者の來る前の夜ヱホバの手我に臨み彼が朝におよびて我に來るまでに我口を開けり斯わが口開けたれば我また默せざりき　二三即ちヱホバの言われに臨みて言ふ　二四人の子よイスラエルの地の彼の墟址に住る者語りて云ふアブラハムは一人にして此地を有てり我等は衆多し此地はわれらの所有に授かると　二五是故に汝かれらに言ふべし主ヱホバかく言ふ汝らは血のまゝに食ひ汝らの偶像を仰ぎ且血を流すなれば尙此地を有つべけんや　二六汝等は劍を恃み憎むべき事を行ひ各々人の妻を汚すなれば此地を有つべけんや　二七汝かれらに斯言べし主ヱホバかく言ふ我は活くかの荒場に居る者は劍に仆れん野の表にをる者をば我獸にあたへて噬はしめん要害と洞穴とにをる者は疫病に死ん　二八我この國を全く荒さん其誇るところの權勢は終に至らんイスラエルの山々は荒て通る者なかるべし　二九彼らが行ひたる諸の憎むべき事のために我その國を全く荒さん時に彼ら我のヱホバなるを知ん　三十人の子よ汝の民の人々垣の下家の門にて汝の事を論じ互に語りあひ各々その兄弟に言ふ去來われら如何なる言のヱホバより出るかを聽んと　三一彼ら民の集會のごとくに汝に來り吾民のごとくに汝の前に坐して汝の言を聞ん然ども之を行はじ彼らは口に悅ばしきところの事をなし其心は利にしたがふなり　三二彼等には汝悅ばしき歌美しき聲美

く奏る者のごとし彼ら汝の言を聞ん然ど之をおこなはじ 三三 視よその事至る其事のいたる時には彼らおのれ
の中に預言者あるを知べし

第三十四章

一 ヱホバの言われに臨みて言ふ 二 人の子よ汝イスラエルの牧者の事を預言せよ預言して彼ら牧者
に言ふべし主ヱホバかく言ふ己を牧ふところのイスラエルの牧者は禍なるかな牧者は群を牧ふべき者なら
ずや 三 汝らは脂を食ひ毛を纒ひ肥たる物を屠りその群をば牧はざるなり 四 汝ら其弱き者を強くせずその病
る者を醫さずその傷ける者を褁まず散されたる者をひきかへらず失たる者を尋ねず手荒に嚴刻く之を治む
五 是は牧者なきに因て散り失せ野の諸の獸の餌となりて散失するなり 六 我羊は諸の山々に諸の高丘に迷ふ
我羊全地の表に散りをれど之を索す者なく尋ぬる者なし 七 是故に牧者よ汝らヱホバの言を聞け 八 主ヱホ
バ言たまふ我は活く我羊掠められわが羊野の諸の獸の餌となる又牧者あらず我牧者わが羊を尋ねず牧者己
を牧ふてわが羊を牧はず 九 是故に牧者よ彼等ヱホバの言を聞け 十 主ヱホバ斯言たまふ視よ我牧者等を罰し
吾羊を彼らの手に討問め彼等をしてわが群を牧なふことを止しめて再び己を牧ふことなからしめ又わが羊
をかれらの口より救とりてかれらの食とならざらしむべし 十一 主ヱホバかく言たまふ我みづからわが群を索
して之を守らん 十二 牧者がその散たる羊の中にある日にその群を守るごとく我わが群を守り之がその雲深き
暗き日に散たる諸の處よりこれを救ひとるべし 十三 我かれらを諸の民の中より導き出し諸の國より集めてそ
の國に携へいりイスラエルの山の上と谷の中および國の凡の住居處にて彼らを養はん 十四 善き牧場にて我か
れらを牧なはんその休息處はイスラエルの高山にあるべし彼處にて彼らは善き休息所に臥しイスラエルの
山々の上にて肥たる牧場に草を食はん 十五 主ヱホバいひたまふ我みづから我群を牧ひ之を偃しむべし 十六 亡た
る者は我これを尋ね逐はなたれたる者はこれを引返り傷けられたる者はこれを褁み羸る者はこれを強くせ

ん然ど肥たる者と強き者は我これを滅さん我公道をもて之を牧ふべし　十七 主エホバかく言たまふ汝等わが群よ我羊と羊の間および牡羊と牡山羊の間の審判をなさん　十八 汝等は善き牧場に草食ひ足をもてその殘る草を踏あらし又清たる水を飲み足をもてその殘餘を濁す是汝等にとりて小き事ならんや　十九 わが群汝等が足にて踏あらしたる者を食ひ汝等が足にて濁したる者を飲べけんや　二十 是をもて主エホバ斯かれらに言たまふ視よ我肥たる羊と痩たる羊の間を審判くべし　二一 汝等は脅と肩とをもて擠し角をもて弱き者を盡く衝て遂に之を外に逐散せり　二二 是によりて我わが群を助けて再び掠められざらしめ又羊と羊の間をさばくべし　二三 我かれらの上に一人の牧者をたてん其人かれらを牧なふべし是わが僕ダビデなり彼はかれらを牧ひ彼らの牧者となるべし　二四 我エホバかれらの神とならん吾僕ダビデかれらの中に君たるべし我エホバこれを言ふ　二五 我かれらと平和の契約を結び國の中より惡き獸を滅ぼし絕つべし彼らすなはち安かに野に住み森に眠らん　二六 我彼らおよび吾山の周圍の處々に福祉を下し時に隨ひて雨を降しめん是すなはち福祉の雨なるべし　二七 野の樹はその實を結び地はその產物を出さん彼等は安然にその國にあるべし我がかれらの軛を碎き彼らをその僕となせる人の手より救ひいだす時に彼等は我のエホバなるを知べし　二八 彼等は重て國々の民に掠めらるる事なく野の獸かれらを食ふことなかるべし彼等は安然に住せん彼等を懼れしむる者なかるべし　二九 我かれらのために一の栽植處を起してその名を聞えしめん彼等は重ねて國の饑饉に滅ぶることなく再び外邦人の凌辱を蒙むることなかるべし　三十 彼らはその神なる我エホバが己と共にあるを知り自己イスラエルの家はわが民なることを知るべしと主エホバこれを言ふ　三一 汝等はわが羊わが牧場の群なり汝等も人なり我も汝らの神なりと主エホバ言たまふ

第三十五章

一 爰にエホバの言われに臨みて言ふ　二 人の子よ汝の面をセイル山にむけ之にむかひて預言し　三 之

にいふべし主ヱホバかく言ふセイル山よ視よ我汝を罰し汝にむかひてわが手を伸べ汝を全たく荒し 四 汝の邑々を滅ぼすべし汝ハ荒はてん而して我のヱホバなるを知にいたらん 五 汝果しなき恨を懐きてイスラエルの人々をその艱難の時その終の罪の時に劍の手に付せり 六 是故に主ヱホバ言ふ我ハ活く我汝を血になさん血汝を追べし汝血を嫌はざれバ血汝を追ん 七 我セイル山を全く荒し其處に往來する者を絶ち 八 殺されし者をその山々に滿すべし劍に殺されし者汝の岡々谷々および窪地窪地に仆れん 九 我汝を長に荒地となさん汝の邑々には人の住むことあらじ汝等すなハち我のヱホバなるを知にいたらん 十 汝言ふこの二箇の民二箇の國は我が所有なり我等これを獲んとヱホバ其處に居しなり 十一 是故に主ヱホバいふ我は活く汝が恨をもて彼等に示したる忿怒と嫉惡に循ひて我汝に事をなさん我汝を鞫くことを以て我を彼等に示すべし 十二 汝は我ヱホバの汝がイスラエルの山々にむかひて是は荒はて我等の食に授かるといひて吐たるところの諸の誹謗を聞たることを知にいたらん 十三 汝等口をもて我にむかひて誇り我にむかひて汝等の言を多せり我これを聞く 十四 主ヱホバ斯いひたまふ全地の歡ぶ時に我汝を荒地となさん 十五 汝イスラエルの家の産業の荒るを喜びたれば我汝をも然なすべしセイル山よ汝荒地とならんエドムも都て然るべし人衆すなハち我のヱホバなるを知にいたらん

第三十六章

一 人の子よ汝イスラエルの山々に預言して言ふべしイスラエルの山々よヱホバの言を聽け 二 主ヱホバかく言たまふ敵汝等の事につきて言ふ嗚呼是等の舊き高處我等の所有となると 三 是故に汝預言して言へ主ヱホバかく言ふ彼等汝らを荒し四方より汝らを呑り是をもて汝等ハ國民の中の殘餘者の所有となり亦人の口齒にかゝりて噂せらる 四 然バイスラエルの山々よ主ヱホバの言を聞け主ヱホバ山と岡と窪地と谷と滅びたる荒跡と人の棄たる邑々即ハち其周圍に殘れる國民に掠められ嘲けらるゝ者に斯言たまふ 五 即ハち主

エホバかく言たまふ我まことに吾が嫉妬の火焔をもやして國民の殘餘者とエドム全國の事を言り是等は心
に歡樂を極め心に誇りて吾地をおのれの所有となし之を奪ひ掠めし者なり 六 然ばイスラエルの國の事を預
言し山と岡と窪地と谷とに言ふべし主エホバかく言たまふ汝等諸々の國民の羞辱を蒙りしに因て我わが嫉
妬と忿怒を發して語れり 七 是をもて主エホバかく言たまふ我わが手を擧ぐ汝の周圍の諸の國民は必ず自身
羞辱を蒙むるべし 八 然どイスラエルの山々よ汝等は枝を生じわが民イスラエルのために實を結ばん此事遠
らず成ん視よ我汝らに臨み汝らを眷みん汝らは耕されて種をまかるべし 十 我汝等の上に人を殖さん是皆悉
くイスラエルの家の者なるべし邑々には人住み墟址は建直さるべし 十一 我なんぢらの上に人と牲畜を殖さん
是等は殖て多く子を生ん我汝らの上に昔時のごとくに人を住しめ汝らの初の時よりもまされる恩惠を汝等
に施すべし汝等は我がエホバなるを知にいたらん 十二 我わが民イスラエルの人を汝らの上に歩ましめん彼等
汝を有つべし汝はかれらの產業となり重て彼等に子なからしむることあらじ 十三 主エホバかく言ひたまふ彼
ら汝らに向ひ汝は人を食ひなんぢの民をして子なからしめたりと言ふ 十四 是故に主エホバ言たまふ汝ふたゝ
び人を食ふべからず再び汝の民を躓かしむべからず 十五 我汝をして重て國々の民の嘲笑を聞しめじ汝は重て
國々の民の羞辱を蒙むることあらず汝の民を躓かしむることあらじ主エホバこれを言ふ 十六 エホバの言また
我にのぞみて言ふ 十七 人の子よ昔イスラエルの家その國に住み己の途と行爲とをもて之を汚せりその途は月
穢ある婦の穢のごとくに我に見えたり 十八 彼等國に血を流し且その偶像をもて國を汚したるに因て我わが怒
を彼等に斟ぎ 十九 彼らを諸の國の民の中に散したれば即ち諸の國に散ぬ我かれらの途と行爲とにしたがひて
彼等を鞫けり 二十 彼等その往ところの國々に至りしが遂にわが聖き名を汚せり即ち人かれらを見て是はエ
ホバの民にしてかれの國より出來れる者なりと言り 二十一 是をもて我イスラエルの家がその至れる國々にて瀆

せしわが聖き名を惜めり 二二此故に汝イスラエルの家に言べし主エホバかく言たまふイスラエルの家よ我汝
らのために之をなすにあらず汝らがその至れる國々にて汚せしわが聖き名のためになすなり 二三我國々の民
の中に汚されたるわが大なる名即ち汝らがかれらの中にありて汚したるところの者を聖くせん國々の民は
わが汝らに由て我の聖き事をその目の前にあらはさん時我がエホバなるを知ん 二四我汝等を諸の民の中より
導き出し諸の國より集めて汝らの國に携いたり 二五清き水を汝等に灑ぎて汝等を清くならしめ汝等の諸の汚
穢と諸の偶像を除きて汝らを潔むべし 二六我新しき心を汝等に賜ひ新しき靈魂を汝らの衷に賦け汝等の肉よ
り石の心を除きて肉の心を汝らに與へ 二七吾靈を汝らの衷に置き汝らをして我が法度に歩ませ我律を守り
て之を行はしむべし 二八汝等はわが汝らの先祖等に與へし地に住て吾民とならん我は汝らの神となるべし 二九
我汝らを救ひてその諸の汚穢を離れしめ穀物を召て之を增し饑饉を汝らに臨ませず 三十樹の果と田野の作物
を多くせん是をもて汝らは重て饑饉の羞を國々の民の中に蒙ることあらじ 三一汝らはその惡き途とその善ら
ぬ行爲を憶ひてその罪とその憎むべき事のために自ら恨みん 三二主エホバ言たまふ我が之を爲は汝らのため
にあらず汝らこれを知れよイスラエルの家よ汝らの途を愧て悔べし 三三主エホバかく言たまふ我汝らの諸の
罪を潔むる日に邑々に人を住しめ墟址を再興しめん 三四荒たる地は前に往來の人々の目に荒地と見たるに引
かへて耕さるゝに至るべし 三五人すなはち言ん此荒たりし地はエデンの園のごとくに成り荒滅び圮れたりし
邑々は堅固なりて人の住に至れりと 三六汝らの周圍に殘れる國々の民はすなはち我エホバが圮れし者を再興
し荒たるところに栽植することを知にいたらん我エホバこれを言ふ之を爲ん 三七主エホバかく言たまふイス
ラエルの家我が是を彼らのために爲んことをまた我に求むべきなり我群のごとくに彼ら人々を殖さん 三八荒
たる邑々には聖き群のごとくエルサレムの節日の群のごとくに人の群滿ん人々すなはち我がエホバなるを

第三十七章 一 茲にエホバの手我に臨みエホバ我をして靈にて出行しめ谷の中に我を放賜ふ其處には骨充り 二
彼その周圍に我をひきめぐりたまふ谷の表には骨はなはだ多くなり皆はなはだ枯たり 三 彼われに言たま
ひけるは人の子よ是等の骨は生るやわれ言ふ主エホバよ汝知たまふ 四 彼我に言たまふ是等の骨に預言し之
に言へし枯たる骨よエホバの言を聞け 五 主エホバ是らの骨に斯言たまふ視よ我汝らの中に氣息を入しめて
汝等を生しめん 六 我筋を汝らの上に作り肉を汝らの上に生ぜしめ皮をもて汝らを蔽ひ氣息を汝らの中に與
へて汝らを生しめん汝ら我がエホバなるを知ん 七 我命ぜられしごとく預言しけるが我が預言する時に音あ
り骨うごきて骨と骨あひ聯る 八 我見しに筋その上に出きたり肉生じ皮上よりこれを蔽ひしが氣息その中に
あらず 九 彼また我に言たまひけるは人の子よ氣息に預言せよ人の子よ預言して氣息に言へ主エホバかく言
たまふ氣息よ汝四方の風より來り此殺されし者等の上に呼吸きて是を生しめよ 十 我命ぜられしごとく預言
せしかば氣息これに入て皆生きその足に立ち甚だ多の群衆となれり 十一 斯て彼われに言たまふ人の子よ是等
の骨はイスラエルの全家なり彼ら言ふ我らの骨は枯れ我らの望は竭く我等絕はつるなりと 十二 是故に預言し
て彼らに言へ主エホバかく言たまふ吾民よ我汝等の墓を啓き汝らをその墓より出きたらしめてイスラエル
の地に至らしむべし 十三 わが民よ我汝らの墓を開きて汝らを其墓より出きたらしむる時汝らは我のエホバな
るを知ん 十四 我わが靈を汝らの中におきて汝らを生しめ汝らをその地に安んぜしめん汝等すなはち我エホバ
がこれを言ひこれを爲たることを知にいたるべし 十五 エホバの言我にのぞみて言ふ 十六 人の子よ汝一片の木を
取てその上にユダおよびその侶なるイスラエルの子孫と書き又一片の木をとりてその上にヨセフおよびそ
の侶なるイスラエルの全家と書べし是はエフライムの木なり 十七 而して汝これを倶にあはせて一の木となせ
知べし

是汝の手の中にて相聯らん 十八 汝の民の人々汝に是は何の意なるか我等に示さゞるやと言ふ時は 十九 これに言
ふべし主ヱホバかく言たまふ我エフライムの手にあるヨセフとその侶なるイスラエルの支派の木を取り之
をユダの木に合せて一の木となしわが手にて一とならしめん 二十 汝が書つけたるところの木を彼らの目のま
へにて汝の手にあらしめ 二一 かれらに言べし主ヱホバかく言たまふ我イスラエルの子孫をその往るところの
國々より出し四方よりかれを集めてその地に導き 二二 その地に於て汝らを一の民となしてイスラエルの山々
にをらしめん一人の王彼等全体の王たるべし彼等は重て二の民となることあらず再び二の國に分れざるべ
し 二三 彼等またその偶像とその憎むべき事等およびその諸の愆をもて身を汚すことあらじ我かれらをその罪
を犯せし諸の住處より救ひ出してこれを清むべし而して彼らは我が民となり我は彼らの神とならん 二四 わ
が僕ダビデかれらの王とならん彼ら全体の者の牧者は一人なるべし彼らはわが法律にあゆみ吾が法度をま
もりてこれを行はん 二五 彼らは我僕ヤコブに我が賜し地に住ん是其先祖等が住ひし所なり彼處に彼らとその
子およびその子の子長へに住はん我僕ダビデ長久にかれらの君たるべし 二六 我かれらと和平の契約を立ん是
は彼らに永遠の契約となるべし我かれらを堅うし彼らを殖しわが聖所を長久にかれらの中におかん 二七 我
が住所は彼らの上にあるべし我かれらの神となり彼らわが民とならん 二八 わが聖所長久にかれらの中にあ
るにいたらば國々の民は我のヱホバにしてイスラエルを清むる者なるを知ん

第三十八章

一 ヱホバの言我にのぞみて言ふ 二 人の子よロシ、メセクおよびトバルの君たるマゴグの地の王ゴグ
に汝の面をむけ之にむかひて預言し 三 言べし主ヱホバかく言たまふロシ、メセク、トバルの君ゴグよ視よ我な
んぢを罰せん 四 我汝をひきもどし汝の腮に鉤をほどこして汝および汝の諸の軍勢と馬とその騎者を曳いだ
すべし是みな其服粧に美を極め大楯小楯をもち凡て劍を執る者にして大軍なり 五 ペルシヤエテオピアおよ

びフテこれとゝもにあり皆楯と盔をもつ　六ゴメルとその諸の軍隊北の極のトガルマの族とその諸の軍隊な
ど衆生の民汝とゝもにあり　七汝準備をなせ汝と汝にあつまれるところの軍隊皆備をせよ而して汝かれらの
保護となれ　八衆多の日の後汝罰せられん末の年に汝かの劍をのがれてかへり衆多の民の中より集りきたれ
る者の地にいたり久しく荒ぬたるイスラエルの山々にいたらん是は國々より導きいだされて皆安然に住ふ
なり　九汝およびその諸の軍隊および衆多の民をひきゐて上り暴風のごとく至り雲のごとく地を覆はん　十主エホバ
かくいひたまふ其日に汝の心に思想おこり惡き謀計をくはだてゝ　十一言ん我平原の邑々にのぼり穩にして安
然に住る者等にいたらん是みな石垣なくして居り關も門もあらざる者なりと　十二斯して汝物を奪ひ物を掠め
汝の手をかへして彼の人の住むにいたれる墟址を攻め又かの國々より集りきたりて地の墺區にすみて群と
財寶をもつところの民をせめんとす　十三シバ デダン タルシシの商買およびその諸の小獅子汝に言ん汝物を奪
はんとて來れるや汝物を掠めんために軍隊をあつめしや金銀をもちさり群と財寶を取り多くの物を奪はん
とするやと　十四是故に人の子よ汝預言してゴグに言へ主エホバかくいひたまふ其日に汝わが民イスラエルの
安然に住むを知ざらんや　十五汝すなはち北の極なる汝の處より來らん衆多の民汝とゝもにあり皆馬に乗る其
軍隊は大にしてその軍勢は夥多し　十六而して汝わが民イスラエルに攻きたり雲のごとくに地を覆はんゴグよ
末の日にこの事あらんすなはち我汝をわが地に攻きたらしめ汝をもて我の聖き事を國々の民の目のまへに
あらはして彼らに我をしらしむべし　十七主エホバかく言たまふ我の昔日わが僕なるイスラエルの預言者等を
もて語りし者は汝ならずや即ち彼ら其頃年ひさしく預言して我汝を彼らに攻きたらしめんと言り。　十八主エホ
バいひたまふ其日すなはちゴグがイスラエルの地に攻來らん日にわが怒面にあらはるべし　十九我嫉妬と燃た
つ怒をもて言ふ其日には必ずイスラエルの地に大なる震動あらん　二十すなはち海の魚空の鳥野の獸凡て地に匍ふとこ

ろの昆蟲凡て地にある人わが前に震へん又山々崩れ嶮崖たふれ石垣みな地に仆れん　二一主エホバいひたまふ
我劍をわが諸の山に召きたりて彼をせめしめん人々の劍その兄弟を擊べし　二二我疫病と血をもて彼の罪をた
ゞさん我漲ぎる雨と雹と火と硫礦を彼とその軍勢および彼とともなる多の民の上に降すべし　二三而して我わ
が大なることゝ聖きことを明かにし衆多の國民の目のまへに我を示さん彼らすなはち我のエホバなるこ
とをしるべし

第三十九章

一人の子よゴグにむかひ預言して言へ主エホバかく言たまふロシメセクトバルの君ゴグよ視よ我
汝を罰せん　二我汝をひきもどし汝をみちびき汝をして北の極より上りてイスラエルの山々にいたらしめ　三
汝の左の手より弓をうち落し右の手より矢を落しむべし　四汝と汝の諸の軍勢および汝とともなる民はイス
ラエルの山々に仆れん我汝を諸の類の鷙鳥と野の獸にあたへて食しむべし　五汝は野の表面に仆れん我これ
を言なりと主エホバ言たまふ　六我マゴグと島々に安然に住る者とに火をおくり彼らをして我のエホバな
るを知しめん　七我わが聖き名をわが民イスラエルの中に知しめ重てわが聖き名を汚さしめじ國々の民すな
はち我がエホバにしてイスラエルにありて聖者なることを知るにいたらん　八主エホバいひたまふ視よ是は
來れり成り是わが言る日なり　九玆にイスラエルの邑々に住る者出きたり甲冑大楯小楯弓矢手鎗手矛および
槍を燃し焚き之をもて七年のあひだ火を燃さん　十彼の野より木をとりきたること無く林より木をきりとら
ずして甲冑をもて火を燃しまた己を掠めし者をかすめ己の物を奪ひし者の物を奪はん主エホバこれを言ふ
十一その日に我イスラエルにおいて墓地をゴグに與へん是往來の人の谷にして海の東にあり是往來の人を礙げ
ん其處に人ゴグとその群衆を埋めこれをゴグの群衆の谷となづけん　十二イスラエルの家之を埋めて地を淸む
るに七月を費さん　十三國の民みなこれを埋め之によりて名をえん是我が榮光をあらはす日なり　十四彼等定れる

人を選む其人國の中をゆきめぐりて往來の人とゝもにかの地の面に遺れる者を埋めてこれを清む七月の終
る後かれら尋ぬることをなさん 十五 國を行巡る者往來し人の骨あるを見ときはその傍に標をたつれバ死人を
埋むる者これをゴグの群衆の谷に埋む 十六 邑の名もまた群衆とよばれん斯かれら國を清めん 十七 人の子よ
主エホバかく言ふ汝諸の類の鳥と野の諸の獸に言へし汝等集ひ來り我が汝らのために殺せるところの犧牲
に四方より聚れ即ちイスラエルの山々の上なる大なる犧牲に臨み肉を食ひ血を飲め 十八 汝ら勇士の肉を食ひ
地の君等の血を飲め牡羊羔羊牡山羊牡牛など凡てバシヤンの肥たる畜を食へ 十九 汝らわが汝らのために殺せ
るところの犧牲につきて飽まで脂を食ひ醉まで血を飲べし 二十 汝らわが席につきて馬と騎者と勇士と諸の軍
人に饜べしと主エホバいひたまふ 二一 我わが榮光を國々の民にあらはさん國々の民みな我がおこなふ審判を見
我がかれらの上に加ふる手を見るべし 二二 是日より後イスラエルの家我エホバの己の神なることを知ん 二三 又
國々の民イスラエルの家の擄へうつされしハ其惡によりしなるを知べし彼等われに背きたるに因て我わが
面を彼らに隱し彼らをその敵の手に付したれバ皆劍に仆れたり 二四 我かれらの汚穢と愆惡とにしたがひて彼
らを待ひわが面を彼等に隱せり 二五 然バ主エホバかく言たまふ我今ヤコブの俘擄人を歸しイスラエルの全家
を憐み吾聖き名のために熱中せん 二六 彼らその地に安然に住ひて誰も之を怖れしむる者なきに至る時ハその
我にむかひて爲たるところの諸の悖れる行爲のために愧べし 二七 我かれらを國々より導きかへりその敵の國
々より集め彼らをもて我の聖き事を衆多の國民にあらはす時 二八 彼等すなハち我エホバの己の神なるを知ん是
ハ我かれらを國々に移し又その地にひき歸りて一人をも其處にのこさゞれバなり 二九 我わが靈をイスラエル
の家にそゝぎたれバ重て吾面を彼らに隱さじ主エホバこれを言ふ

第四十章

一 我らの擄へ移されてより二十五年邑の擊破られて後十四年その年の初の月の十日其日にエホバの手

われに臨み我を彼處に携へ往く 二 即ち神異象の中に我をイスラエルの地にたづさへゆきて甚だ高き山の上
におろしたまふ其處に南の方にあたりて邑のごとき者建り 三 彼我をひきて彼處にいたりたまふに一箇の人
あるを見るその面容は銅のごとくにして手に麻の繩と間竿を執り門に立り 四 其人われに言けるは人の子よ
汝目をもて觀耳をもて聞き我が汝に示す諸の事に心をとめよ汝を此にたづさへしはこれを汝に示さん
ためなり汝が見る所の事を盡くイスラエルの家に告よと 五 斯ありて視るに家の外の四周に牆垣ありその人
の手に六キユビトの間竿ありそのキユビトは各一キユビトと一手潤なり彼その牆の厚を量るに一竿ありその
高もまた一竿あり 六 彼東向の門にいたりその階をのぼりて門の閾を量るに其潤一竿あり即ち第一の閾の
潤一竿なり 七 守房は長一竿廣一竿 守房と守房の間は五キユビトあり內の門の廊の傍なる門の閾も一竿
あり 八 內の門の廊を量るに一竿あり 九 又門の廊を量るに八キユビトありその柱は二キユビトなりその門の
廊は內にあり 十 東向の門の守房は此旁に三箇彼旁に三箇あり此三みな其寸尺おなじ柱もまた此處彼處とも
にその寸尺おなじ 十一 門の入口の廣をはかるに十キユビトあり門の長は十三キユビトなり 十二 守房の前に一キ
ユビトの界あり彼旁の界も一キユビトなり守房は此旁彼旁ともに六キユビトなり 十三 彼また此守房の屋背よ
り彼屋背まで門をはかるに入口より入口まで二十五キユビトあり 十四 柱は六十キユビトに作れる者なり門の
まはりに庭ありて柱にまでおよぶ 十五 入口の門の前より內の門の廊の前にいたるまで五十キユビトあり 十六 守
房と門の內面の周圍の柱とに閉窓あり牆垣の差出たる處にもしかり內面の周圍には窓あり柱には棕櫚あり
十七 彼また我を外庭に携ゆくに庭の周圍に設たる室と鋪石あり鋪石の上に三十の室あり 十八 鋪石は門の側にあ
りて門の長におなじ是下鋪石なり 十九 彼下の門の前より內庭の外の前までの廣を量るに東と北とに百キユビ
トあり 二十 又外庭なる北向の門の長と寬をはかれり 二十一 守房は此旁に參箇彼旁に三箇あり柱および差出たる

處もあり是は前の門の寸尺のごとく長五十キユビト濶二十五キユビトなり 二二 その窓と差出たる處と棕櫚は東向の門にある者の寸尺とおなじ七段の階級を經て上るに差出たる處その前にあり 二三 內庭の門は北と東の門に向ふ彼門より門までを量るに百キユビトあり 二四 彼また我を南に携ゆくに南向の門ありその柱と差出たる處をはかるに前の寸尺の如し 二五 是とその差出たる處の周圍に窓あり彼窓のごとしその門は長五十キユビト濶二十五キユビトなり 二六 七段の階級をへて登るべし差出たる處その前にありその柱の上には此旁に一箇彼旁に一箇の棕櫚あり 二七 內庭に南向の門あり門より門まで南の方をはかるに百キユビトあり 二八 彼我を携へて南の門より內庭に至る彼南の門をはかるにその寸尺前のごとし 二九 その守房と柱と差出たる處は前の寸尺のごとしその門と差出たる處の周圍に窓あり門の長五十キユビト濶二十五キユビトなり 三十 差出たる處周圍ふありその長二十五キユビト濶五キユビト 三一 其差出たる處は外庭に出づその柱の上ふ棕櫚あり八段の階級をへて升るべし 三二 彼また內庭の東の方に我をたづさへゆきて門をはかるに前の寸尺の如し 三三 その守房と柱および差出たる處は寸尺前のごとしその門と差出たる處の周圍とに窓あり門の長五十キユビト濶二十五キユビト 三四 その差出たる處は外庭にいづ柱の上には此旁彼旁に棕櫚あり八段の階級をへて升るべし 三五 彼われを北の門にたづさへゆきてこれを量るに寸尺おなじ 三六 その守房と柱と差出たる處ありその周圍に窓あり門の長五十キユビト濶二十五キユビト 三七 その柱は外庭に出づ柱の上に此旁彼旁に棕櫚あり八段の階をへて升るべし 三八 門の柱の傍に戶のある室あり其處は燔祭の牲を洗ふところなり 三九 門の廊に此旁に二の臺彼旁に二の臺あり其上に燔祭罪祭愆祭の牲畜を屠るべし 四十 北の門の入口に升るに外面に於て門の廊の傍に二の臺あり亦他の旁にも二の臺あり 四一 門の側に此旁に四の臺彼旁に四の臺ありて八なり其上に屠ることを爲す 四二 升口に琢石の四の臺あり長一キユビト半廣一キユビト半高一キユビトなり燔祭および犧牲を宰るところの

器具をその上に置く 四三 内の周圍に一手寛の曲釘釘てあり犠牲の肉は臺の上におかる 四四 内の門の外において内庭に謳歌人の室あり一は北の門の側にありて南にむかひ一は南の門の側にありて北にむかふ 四五 彼われに言ふ此南にむかへる室は殿をまもる祭司のための者 四六 北にむかへる室は壇をまもる祭司のための者なり後等はレビの子孫の中なるザドクの後裔にしてヱホバに近よりて之に事ふるなり 四七 而して彼庭をはかるに長百キュビト寛百キュビトにして四角なり殿の前に壇あり 四八 彼殿の廊に我をひきゆきて廊の柱を量るに此旁も五キュビト彼旁も五キュビトあり門の廣は此旁三キュビト彼旁三キュビトなり 四九 廊の長は二十キュビト寛は十一キュビト階級によりて升るべし柱にそふて柱あり此旁に一箇彼旁に一箇

第四十一章

一 彼殿に我をひきゆきて柱を量るに此旁の寛六キュビト彼旁の寛六キュビト幕屋の寛なり 二 戸の側柱は此旁も六キュビト幕屋の寛なり 二 戸の寛は十キュビト戸の側柱は此旁も五キュビト彼旁も五キュビト彼量るにその長四十キュビト廣二十キュビトあり 三 内にいりて戸の柱をはかるに二キュビトあり戸は六キュビト戸の濶は七キュビト 四 彼量るにその長二十キュビト廣二十キュビトにして殿に向ふ彼われにいひけるは是至聖所なり 五 彼室の壁を量るに六キュビトあり室の周圍の連接屋の寛は四キュビトなり 六 連接屋は三階にして各三十の間あり室の壁周圍の連接屋の側にありて連接屋は之に連りて堅く立つ然れども室の壁に插入て堅く立るにあらず 七 連接屋は上にいたるに隨ひて廣くなり行く即ち家の圍繞家の四周に高くのぼれば家は上廣くして下のより上のにのぼる梯は中のそ割合にしたがふなり 八 我室に高き處あるを見る連接屋の基は一竿に足てその連接る處まで六キュビトなり 九 接連屋にある外の壁の厚は五キュビト室の連接屋の傍の隙もまた然り 十 室の間にあたりて家の四周に廣二十キュビトの處あり 十一 接連屋の戸は皆かの隙にむかふ一の戸は北にむかひ一の戸は南にむかふ其隙たる處は四周にありて廣五キュビトなり 十二 西の方にあ

たる離處の前の建物は廣七十キユビトかの建物の周圍の壁は厚五キユビト長九十キユビト 十三 彼殿をはかるにかの長百キユビトあり離處とかの建物とかの壁は長百キユビト 十四 殿の面および離處の東面は廣百キユビトなり 十五 彼後なる離處の前の建物の長を量れり其此旁彼旁の廊下は百キユビトありまた內殿と庭の廊を量り 十六 彼の三にある所の閾と閉窓と周圍の廊下を量れり閾の對面に當りて周圍に嵌板あり窓まで地を量りそが窓は皆蔽ふてあり 十七 戸の上なる處內室と外の處および內外の周圍の諸の壁まで量ることをなせり 十八 ケルビムと棕櫚と造りてあり二のケルビムの間毎に一本の棕櫚ありケルビムには二の面あり 十九 此旁には人の面ありて棕櫚にむかひ彼旁には獅子の面ありて棕櫚にむかふ家の周圍に凡て是のごとく造りてあり 二十 地より戸の上までケルビムと棕櫚の設あり殿の壁も然り 二一 殿には四角の戸柱あり聖所の前にも同形の者あり 二二 壇は木にして高三キユビト長二キユビトなり是に隅木ありかの臺と其周圍も木なり彼われに言けるは是はエホバの前の壇なり 二三 殿と聖所とには二の戸あり 二四 かの戸に二の扉あり是二の開扉なり此戸に二箇彼戸に二箇の扉あり 二五 殿の戸にケルビムと棕櫚つくりてあり壁におけるがごとし外の廊の前に木の段あり 二六 廊の横壁と家の連接屋と段には此旁彼旁に閉窓と棕櫚あり

第四十二章

一 彼われを携へ出して北におもむく路よりして外庭にいたり我を室に導く是は北の方にありて離處に對ひ建物に對ひをる 二 かの百キユビトの長ある所の前に至るに戸は北の方にあり寬は五十キユビト 三 內庭の二十キユビトなる處に對ひ外庭の鋪石に對ふ廊下の上に廊下ありて三なり 四 室の前に寬十キユビトの路あり又內庭にいたるところの百キユビトの路あり室の戸は北にむかふ 五 かの建物の上の室は下のと中のとに比れば狹し是は廊下のためにかの場を削らるればなり 六 是等は三階にして庭の柱の如くは柱あらず是をもて上のは下のと中のよりもかの場狹し 七 室の前にあたりて外に垣あり室にそひて外庭にいたる其長

五十キユビト 八外庭の室の長は五十キユビトにして殿に對ふ所は百キユビトあり 九この下の方より是等の室いづ外庭よりこれに往ときは其入口東にあり 十南の庭垣の廣き方にあたり離處とこの建物にむかひて室あり 十一北の方なる室のごとく其前に路ありこの長寛およびこの出口この建築みな同じ 十二この入口のごとく南の方なる室の入口も然り路の頭に入口あり是は垣に連るところの路にて東より來る路なり 十三彼われに言けるは離處の前なる北の室と南の室は聖き室にしてエホバに近くところの祭司の至聖き物を食ふべき所あり其處にかれら最聖き物素祭罪祭愆祭の物を置べし其處は聖ければなり 十四祭司は入る時は聖所より外庭に出べからず彼等職掌を行ふところの衣服を其處に置べし是聖ければなり而して他の衣を着て民に屬するの處に近くべし 十五彼内室を量ることを終て東向の門の路より我を携へ出して四方を量れり 十六彼間竿をもて東面を量るにその周圍間竿五百竿あり 十七又北面をはかるにその周圍間竿五百竿あり 十八また南面をはかるに間竿五百竿あり 十九また西面にまはりて量るに間竿五百竿あり斯四方を量れり周圍に牆ありその長五百竿寛五百竿 聖所と俗所とを區別つなり

第四十三章

一彼われを携へて門にいたる其門は東に向ふ 二時にイスラエルの神の榮光東よりきたりしがその聲大水の音のごとくにして地その榮光に照さる 三其狀を見るに我がさの邑を滅しに來りし時に見たるところの狀の如くに見ゆ又ケバル河の邊にて我が見しところの形のごとき形の者あり我すなはち俯伏す 四エホバの榮光東向の門よりきたりて室に入る 五靈われを引あげて内庭にたづさへいるにエホバの榮光室に充をる 六我聽に室より我に語ふ者あり又人ありてわが傍に立つ 七彼われに言たまひけるは人の子よ吾位のある所我脚の跖のふむ所此にて我長久にイスラエルの子孫の中に居んイスラエルの家とその王等再びの姦淫とその王等の屍骸およびその崇邱をもてわが聖き名を汚すことなかるべし 八彼らその閾をわが閾

の側に設け其門柱をわが門柱の傍に設たれバ我と其等との間にハ只壁一重ありしのみ而して彼ら憎むべ
き事等をおこなひて吾が聖名を汚したるが故に我怒てこれらを滅したり 九 彼ら今ハその姦淫とその王等
の屍骸をわが前より除き去ん我また彼らの中に長久に居べし 十 人の子よ汝この室をイスラエルの家に示せ
彼らその悪を愧ちまたこの式様を量らん 十一 彼らもしその為たる諸の事を愧なバ彼らに此室の製法とその式様そ
の出口入口その一切の製法その一切の則その一切の製法その一切の法をしらしめよ是をかれらの目の前に
書て彼らにその諸の製法とその一切の則を守りてこれを為しむべし 十二 室の法ハ是なり山の頂の上なるその
地ハ四方みな最聖し是室の法なり 十三 壇の寸尺ハキユビトをもて言バ左のごとしそのキユビトハ一キユビト
と手寛あり壇の底ハ一キユビト寛一キユビトその周圍の邊ハ半キユビト是壇の臺なり 十四 土に坐れる底座よ
り下の層まで二キユビト寛一キユビト又小き層より大なる層まで四キユビト寛一キユビトなり 十五 正壇ハ四
キユビト壇の上の面に四の角あり 十六 壇の上の面ハ長十二キユビト寛十二キユビトにしてその四面角なり 十七
その層ハ四方とも長十四キユビト寛十四キユビトその四周の縁ハ半キユビトその底ハ四方一キユビトその
階ハ東に向ふ 十八 彼われに言けるハ人の子よ主エホバかく言たまふ壇を建て其上に燔祭を献げ血を灑ぐ日に
ハ是をその則とすべし 十九 主エホバかく言ふ汝レビの支派サドクの裔にして我にちかづき事ふる所の祭司等
に犢なる牡牛を罪祭として與ふべし 二十 又その血を取てこれをその四の角と層の四隅と四周の邊に抹り斯し
て之を清め潔よふすべし 二一 汝罪祭の牛を取てこれを聖所の外にて殿の中の定まれる處に焚べし 二二 第二日
に汝全き牡山羊を罪祭に獻ぐべし即ちかれら牡牛をもて潔めしごとく之をもて壇を潔むべし 二三 汝潔禮を終
たる時ハ犢なる牡牛の全たき者および羣の全き牡羊を獻ぐべし 二四 汝これをエホバの前に持きたるべし祭司
等これに鹽を撒かけ燔祭としてエホバに獻ぐべし 二五 七日の間汝日々に牡山羊を罪祭に供ふべしまた彼ら犢

なる牡牛と群の牡羊との全たき者を供ふべし 二六七日の間かれら壇を潔ようしこれを清めその手を滿すべし 二七是等の日滿て八日にいたりて後ハ祭司等汝らの燔祭と酬恩祭をその壇の上に奉へん我悦びて汝らを受納えし主エホバこれを言たまふ

第四十四章

一斯て彼我を引て聖所の東向なる外の門の路にかへるに門ハ閉てあり 二エホバすなハち我に言たまひけるハ此門ハ閉おくべし開くべからず此より誰も入るべからずイスラエルの神エホバ此より入たれバ是ハ閉おくべきなり 三その君ハ君たるが故にその内に坐してエホバの前に食をなさん彼ハ門の廊の路より入りまたその路より出ん 四彼また我をひきて北の門の路より家の前に至るが視るにエホバの榮光エホバの家に滿ちたれバ我俯伏けるに 五エホバわれに言たまふ人の子よエホバの家の諸の則とその諸の法につきて我が汝に告るところの諸の事に心を用ひ目を注ぎ耳を傾け又殿の入口と聖所の諸の出口に心を用ひよ 六而して悖れる者なるイスラエルの家に言べし主エホバ斯いふイスラエルの家よ汝らその行ひし諸の憎むべき事等をもて足りとせよ 七即ち汝等ハ心にも割禮をうけず肉にも割禮をうけざる外國人をひききたりて吾聖所にあらしめてわが家を汚し又わが食なる脂と血を獻ぐることを爲り斯汝らの諸の憎むべき事の上に彼等また吾契約を破れり 八汝ら我が聖物を守る職守を怠り彼らをして我が聖所において汝らにかハりて我の職守を守らしめたり 九主エホバかく言たまふイスラエルの子孫の中に居るところの諸の異邦人の中凡て心に割禮をうけず肉に割禮をうけざる異邦人ハわが聖所に入るべからず 十亦レビ人も迷へるイスラエルがその憎むべき偶像をしたひて我を棄て迷ひし時に我を棄ゆきたる者ハその罪を蒙るべし 十一即ち彼らハ吾が聖所にありて下僕となり家の門を守る者となり家にて下僕の業をなさん又彼ら民のために燔祭および犧牲の牲畜を殺し民のまへに立てこれに事へん 十二彼等その偶像の前にて民に事へイスラエルの家

を躓かせて罪におちいらしめたるが故に主ヱホバ言ふ我手をあげて彼らを罰し彼らをしてその罪を蒙むらし
めたり　十三彼らは我に近づきて祭司の職をなすべからず至聖所にきたりわが諸の聖き物に近よるべからず
その恥とその行ひし諸の憎むべき事等の報を蒙るべし　十四我かれらをして宮守の職務をおこなはしめ宮の諸
の業および其中に行なふべき諸の事を為さしむべし　十五然どザドクの裔なるレビの祭司等すなはちイスラエル
の子孫が我を棄て迷謬し時にわが聖所の職守を守りたる者等は我に近づきて事へ我まへに立ち脂と血を
われに献げん主ヱホバこれを言ふなり　十六即ち彼等わが聖所にいり吾が臺にちかづきて我に事へわが職守
を守るべし　十七彼等内庭の門にいる時は麻の衣を衣べし内庭の門および家において職をなす時は毛服を身に
つくべからず　十八首には麻の冠をいただき腰には麻の袴を穿つべし汗のいづるごとくに身をよそほふべから
ず　十九彼ら外庭にいづる時すなはち外庭にいでゝ民に就く時はその職をなせる所の衣服を脫てこれを聖き室
に置き他の衣服をつくべし是その服をもて民を聖くすることを無らんためなり　二十彼ら頭を剃べからず又髮を
長く長すべからずその頭髮を剪るべし　二一祭司たる者は内庭に入ときに酒をのむべからず　二二又寡婦および去
れたる婦を妻にめとるべからず唯イスラエルの家の出なる處女を娶るべし又は祭司の妻の寡となりし者を
娶るべし　二三彼らわが民を敎へ聖き物と俗の物の區別および汚たる物と潔き物の區別を之に知しむべし　二四爭
論ある時は彼ら起て判決を吾定例にしたがひて斷決をなさん我が諸の節期において彼らわが法と憲を守る
べく又わが安息日を聖くすべし　二五死人の許にいたりて身を汚すべからず只父のため母のため息子のため息
女のため兄弟のため夫なき姉妹のためには身を汚すも宜し　二六斯る人にはその潔齋の後尙七日を數へ加ふべ
し　二七彼聖所にいたり内庭にいり聖所にて職を執行なふ日にはその罪祭を獻ぐべし主ヱホバこれを言ふ　二八彼ら
の產業は是なり即ち我これが產業たり汝らイスラエルの中にて彼らに所有を與ふべからず我すなはちこれ

が所有たるなり　二九 祭物および罪祭愆祭の物是等を彼等食ふべし凡てイスラエルの中の奉納物は彼らに歸す
三十 凡ての物の初實の初および凡て汝らが獻ぐる諸の獻物皆祭司に歸すべし汝らその諸の麥粉の初を祭司に與
ふべし是汝の家に幸福あらしめんためなり　三一 鳥にもあれ獸にもあれ凡て自ら死たる者又は裂ころされし者
をば祭司たる者食ふべからず

第四十五章

一 汝ら籤をひき地をわかちて産業となす時は地の一分を取り聖き者となしてエホバに獻ぐべし其
長は二萬五千寛は一萬なるべし是は其四方周圍凡て聖し　二 此中聖所に屬する者は長五百寛五百にして周
圍四角なり又五十キユビトの隙地その周圍にあり　三 汝この量たる處より長二萬五千寛一萬の場を度り取る
べし此うちに聖所至聖所を設くべし　四 是は地の聖場なりエホバに近づき事ふる聖所の役者なる祭司
等に屬すべし是かれらの家を建てまた聖所を設くる聖地なり　五 又長二萬五千寛一萬の處家に事ふるレビ
人に屬し其所有に二十の室あるべし　六 汝ら聖所を設くる聖地に並びて汝ら寛五千長二萬五千の處を分ち邑の所有
となすべし是はイスラエルの全家に屬す　七 又君たる者の分はかの獻たる聖地と邑の所有の此處彼處にあ
り獻たる聖地に沿ひ邑の所有に沿ひ西は西にわたり東は東に渉るべし西の極より東の極までの其長は支派
の分の一と等し　八 イスラエルの中に彼が有ところの者は地にあり吾君等は重てわが民を虐ぐることなくイ
スラエルの家にその支派にしたがひて地を與へれかん　九 主エホバかく言たまふイスラエルの君等よ汝ら足
ことを知れ虐ぐることと掠むる事を止め公道と公義を行へ我民を逐放することを止よ主エホバこれを言ふ　十
汝ら公平き權衡公平きエパ公平きバテを用ふべし　十一 エパとバテとはその量を同うすべし即ちバテもホメル
の十分一を容れエパもホメルの十分一を容るべしホメルに準じてその度量を定むべし　十二 シケルは二十ゲラ
に當る二十シケル二十五シケル十五シケルを汝等のマ子となすべし　十三 汝らが獻ぐべき獻物は左のごとし一ホ

メルの小麦の中よりエパの六分一を獻げ一ホメルの大麥の中よりエパの六分一を獻ぐべし 十四 油の例油のバテハ是のごとし一コルの中よりバテの十分一を獻ぐべしコルハ十バテを容る者にて即ちホメルなり十バテ一ホメルとなればなり 十五 又イスラエルの腴なる地より群二百ごとに一箇の羊を出して素祭および燔祭酬恩祭の物に供へ民の罪を贖ふことに用ひしむべし主エホバこれを言ふ 十六 國の民みなこの獻物をイスラエルの君にもちきたるべし 十七 又君たる者ハ祭日朔日安息日およびイスラエルの家の諸の節期に燔祭素祭灌祭を奉ぐべし即ち彼イスラエルの家の贖罪をなすために罪祭素祭燔祭酬恩祭を執行なふべし 十八 主エホバかく言たまふ正月の元日に汝犢なる全き牡牛を取り聖所を潔むべし 十九 又祭司ハ罪祭の牲の血を取りて殿の門柱に塗り壇の層の四隅と内庭の門の柱に塗べし 二十 月の七日に汝等また迷ふ人および拙き者のために斯なして殿のために贖をなすべし 二一 正月の十四日に汝ら踰越節を守り七日の間筵をなし無酵パンを食ふべし 二二 その日に君ハ己のため又國の諸の民のために牡牛を備へて罪祭となし 二三 七日の節筵の間七箇の牡牛と七箇の牡羊の全き者を日々に七日の間備へてエホバに燔祭となし又牡山羊を日々に備へて罪祭となすべし 二四 彼また素祭として一エパを牡牛のために一エパを牡山羊のために備へ油一ヒンを一エパに加ふべし 二五 七月の十五日の節筵に彼また罪祭燔祭素祭および油を是のごとく七日の間備ふべし

第四十六章

一 主エホバかく言たまふ内庭の東向の門ハ事務をなすところの六日の間ハ閉ぢ置き安息日にこれを開き又月朔にこれを開くべし 二 君たる者ハ外より門の廊の路をとほりて入り門の柱の傍に立つべし祭司等その時かれの爲に燔祭と酬恩祭を備ふべし彼ハ門の閾において禮拜をなして出べし但し門ハ暮まで閉べからず 三 國の民ハ安息日と月朔とにその門の入口においてエホバの前に禮拜をなすべし 四 君が安息日にエホバに獻ぐる燔祭ハ六の全き羔羊と一の全き牡羊を用ふべし 五 又素祭ハ牡羊のためハ一エパを用ふべし

羔羊のために用ふる素祭はその手の出しうる程を以し一エパに油一ヒンを加ふべし 六 月朔には犢なる一頭
の全き牡牛および六の羔羊と一の牡羊の全き者を用ふべし 七 素祭は牛のために一エパ牡羊のために一エパ
羔羊のために其手のおよぶ程を備へ一エパに油一ヒンを加ふべし 八 君は來る時に門の廊の路より入りまた
その路より出べし 九 國の民祭日にエホバの前に來る時は北の門よりいりて禮拜をなせる者は南の門より出
で南の門より入る者は北の門より出べし其入たる門より歸るべからず眞直に進みて出べし 十 君彼らの中に
ありてその入る時に入りその出る時に出べし 十一 祭日と祝日には素祭として牛のために一エパ牡羊のために
一エパ羔羊のためにはその手の出し得る程を備へ一エパに油一ヒンを加ふべし 十二 君もし自ら好んでエホバに
燔祭を備へんとし又は自ら好んで酬恩祭を備へんとせば彼のために東向の門を開くべし彼は安息日に爲ご
とくその燔祭と酬恩祭を備ふべし又彼が出たる時はその出たる後に門を閉べし 十三 汝日々に一歳の全き羔羊
一箇を燔祭としてエホバに備ふべし即ち朝ごとにこれを備ふべし 十四 汝朝ごとに素祭をこれに加ふべし即
ち一エパの六分一と麥粉を濕す油一ヒンの三分一とを素祭としてエホバに獻ぐべし是は長久に續くところ
の例典なり 十五 即ち朝ごとに羔羊と素祭と油とを燔祭にそなへて止ことなかるべし 十六 主エホバかく言たまふ
君もし其子の一人に讓物をなす時は是その人は産業となりその子孫に傳はりて之が所有となるべし 十七 然ど
若その産業の中をその僕の一人に與ふる時は是の解放の年までその人に屬し居て遂に君にかへるべし彼の
産業は只その子孫にのみ傳はるべきなり 十八 君たる者は民の産業を取て民をその所有より逐放すべからず只
己の所有の中をその子等に傳ふべし是わが民のその所有をはなれて散ことなからんためなり 十九 斯て彼門の
傍の入口より我をさづさへいりて北向なる祭司の聖き室にいたるに西の奥に一箇の處あり 二十 彼われに言け
るは是は祭司が愆祭および罪祭の物を烹素祭の物を燔ところなり斯するはこれを外庭に携へいでゝ民を聖

くすることとなからんためなり 二一彼また我を外庭に携へいだして庭の四隅をとほらしむるに庭の隅々にまた庭あり 二二即ち庭の四隅に庭の設ありてその長二十キユビト廣三十キユビトなり四隅の處の寸尺みな同じ 二三凡てその四の周圍なるその建物の下に烹飪の處造りてあり 二四彼われに云けるは是等は家の役者等が民の犧牲の品を烹る厨房なり

第四十七章

一斯て彼れ我を室の門に携へかへりしが室の閾の下より水の東の方に流れ出るあり室の面は東にむかひをりその水下より出で室の右の方よりして壇の南より流れ下る 二彼北の門の路より我を携へいだして外面をまはらしめ東にむかふ外の門にいたらしむるに水門の右の方より流れ出づ 三その人東に進み手に度繩を持て一千キユビトを度り我に水をわたらしむるに水踝骨にまでおよぶ 四彼また一千を度り我を渉らしむるに水膝にまでおよぶ而してまた一千を度り我を渉らしむるに水腰にまで及ぶ 五彼また一千を度るに早わが渉るあたはざる河となり水高くして泅ぐほどの水となり徒渉すべからざる河とはなりぬ 六彼われに言けるは人の子よ汝これを見とめたるやと乃ち河の岸に沿て我を將かへれり 七我歸るに河の岸の此方彼方に甚だ衆多の樹々生ひ立るあり 八彼われに言ふこの水東の境に流れゆきアラバにおち下りて海に入る是海に入ばその水すなはち醫ゆ 九凡そ此河の往ところには諸の動くところの生物みな生ん又甚だ衆多の魚あるべし此水到るところにて醫すことをなせばなり此河のいたる處にては物みな生べきなり 十漁者その傍に立んエンゲデよりエネグライムまでは網を張る處となるべしその魚はその類にしたがひて大海の魚のごとく甚だ多からん 十一但しその澤地と濕地とは愈ることあらずして鹽地となりをるべし 十二河の傍その岸の此旁彼旁に食はるる果を結ぶ諸の樹生ひたたんその葉は枯ずその果は絶ず月々新しき果をむすぶべし是その水のその聖所より流れいづればなりその果は食となりその葉は藥とならん 十三主エホバかく言たまふ汝らイスラ

エルの十二の支派の中に地を分ちてその產業となさしむるにはその界を斯さだむべしヨセフは二分を得べきなり 十四 汝ら各々均しく之を獲て產業とすべし是は我が手をあげて汝らの先祖等に與へし者なり斯この地汝らに歸して產業とならん 十五 地の界は左のごとし北は大海よりヘテロンの路をへてゼダデの方にいたり 十六 ハマテ、ベロクにいたりダマスコの界とハマテの界の間なるシブライムにいたりハウランの界なるハザルハテコンにいたる 十七 海よりの界はダマスコの界のハザルエノンにいたる北の方においてはハマテその界たり北の方は是のごとし 十八 東の方はハウランダマスコギレアデとイスラエルの地との間にヨルダンあり汝らかの界より東の海までを量るべし東の方は斯のごとし 十九 南の方はタマルよりメリボテカデシにおよび河に沿て大海にいたる南の方は是のごとし 二十 西の方は大海にしてこの界よりハマテにおよぶ西の方は是のごとし 二一 汝らイスラエルの支派にしたがひて此地を汝らの中にわかつべし 二二 汝ら籤をもて之を汝らの中に分ち又汝らの中にをりて汝らの中に子等を擧けたる異他人の中に分ちて產業となすべし斯る人は汝らにおけることイスラエルの子孫の中に生れたる本國人のごとし彼らも汝らと共に籤をひきてイスラエルの支派の中に產業を得べし 二三 異邦人にはその住ところの支派の中にて汝ら之に產業を與ふべし主エホバこれを言たまふ

第四十八章

一 支派の名は是のごとしダンの一分は北の極よりヘテロンの路の傍にいたりハマテにいたり北におもむきてダマスコの界なるハザルエノンにいたりハマテの傍におよぶ是その東の方と西の方なり 二 アセルの一分はダンの界にそひて東の方より西の方にわたる 三 ナフタリの一分はアセルの界にそひて東の方より西の方にわたる 四 マナセの一分はナフタリの界にそひて東の方より西の方にわたる 五 エフライムの一分はマナセの界にそひて東の方より西の方にわたる 六 ルベンの一分はエフライムの界にそひて東の方より西の方にわたる 七 ユダの一分はルベンの界にそひて東の方より西の方にわたる 八 ユダの界にそひて東の方よ

り西の方にわたる處をもて汝らが献るところの献納地となすべし其廣二萬五千其東の方より西の方にわた
る長は他の一の分のごとし聖所はその中にあるべし　即ち汝らがヱホバに献ぐるところの献納地は長二
萬五千廣一萬なるべし　十　この聖き献納地は祭司に屬し北は二萬五千西は廣一萬東は廣一萬南は長二萬五千
ヱホバの聖所はその中にあるべし　十一　ザドクの子孫たる者すなはち我が職守をまもりイスラエルの子孫が迷
謬し時にレビ人の迷ひしごとく迷はざりし者の中聖別られて祭司となれる者に是は屬すべし　十二　その献げた
る地の中より一分の至聖き献納地かれらに屬してレビの境界に沿ふ　十三　レビ人の地は祭司の地にならびて其
長二萬五千廣一萬なり即ちその都の長二萬五千その廣一萬あり　十四　彼らこれを賣べからず換べからず又その
地の初實は人にわたすべからず是ヱホバに屬する聖物なればなり　十五　彼二萬五千の處に沿て殘れる廣五千の
處は俗地にして邑を建て住家を設くべし又郊地となすべし邑はその中にあるべし　十六　その廣狹は左のごとし北
の方四千五百南の方四千五百東の方四千五百西の方四千五百　十七　邑の郊地は北二百五十南二百五十東二百五
十西二百五十　十八　聖き献納地にならびて餘れる處の長は東へ一萬西へ一萬なり是は聖き献納地に並びその產
物は邑の役人の食物となるべし　十九　邑の役人はイスラエルの諸の支派より出てその職をなすべし　二十　その献納
地の惣体は竪二萬五千横二萬五千なりこの聖き献納地の四分の一にあたる處を取て邑の所有となすべし　二一
聖き献納地と邑の所有との此旁彼旁に餘れる處は君に屬すべし是はすなはち献納地の二萬五千なる所に沿
て東の界にいたり西もかの二萬五千なる所にそひて西の界に至りて支派の分と相並ぶ是君に屬すべし聖き
献納地と室の聖所とはその中間にあるべし　二二　君に屬する所の中間にあるレビ人の所有と邑の所有の兩傍
ユダの境とベニヤミンの境の間にある所は君の所有たり　二三　その餘の支派もベニヤミンの一分東の方より西
の方にわたる　二四　シメオンの一分はベニヤミンの境にそひて東の方より西の方にわたる　二五　イツサカルの一分

ハシメオンの境にそひて東の方より西の方にわたる 二六ゼブルンの一分はイッサカルの境にそひて東の方よ
り西の方にわたる 二七ガドの一分ハゼブルンの境にそひて東の方より西の方にわたる 二八南の方ハその界ガド
の境界にそひてタマルよりメリボテカデシにおよび河に沿て大海にいたる 二九是ハ汝らが鬮をもてイスラエ
ルの支派の中にわかちて産業となすべき地なりその分ハ斯のごとし主エホバこれを言たまふ 三十邑の出口ハ
斯のごとしすなはち北の方の廣四千五百あり 三一邑の門ハイスラエルの支派の名にしたがひ北に三あり即ち
ルベンの門一ユダの門一レビの門一 三二東の方も四千五百にして三の門あり即ちヨセフの門一ベニヤミンの
門一ダンの門一 三三南の方も四千五百にして三の門ありすなはちシメオンの門一イッサカルの門一ゼブルン
の門一 三四西の方も四千五百にしてその門三あり即ちガドの門一アセルの門一ナフタリの門一 三五四周ハ一萬
八千あり邑の名ハ此日よりエホバ此に在すと云ふ

以西結書 終

但以理書

第一章

一 ユダの王エホヤキムの治世の第三年にバビロンの王ネブカデネザル、エルサレムにきたりて之を攻圍みしに 二 主ユダの王エホヤキムと神の家の器具幾何とをかれの手にわたしたまひければ則ちこれをシナルの地に携へゆきて己の神の家にいたりその器具を己の神の庫に藏めたり 三 茲に王寺人の長アシペナズに命じてイスラエルの子孫の中より王の血統の者と貴族たる者幾何を召寄しむ 四 即ち身に疵なく容貌美しくして一切の智慧の道に頴く知識ありて思慮深く王の宮に侍るに足る能幹ある少き者を召寄しめてこれにカルデア人の文學と言語とを學ばせんとす 五 是をもて王は命を下して日々に王の用ゐる饌と王の飲む酒とを彼らに與へしめ三年の間かく彼らを養ひ育てしめんとす是その後に彼らをして王の前に立ことを得せしめんとなり 六 是等の中にユダの人ダニエル、ハナニヤ、ミシヤエル、アザリヤありしが 七 寺人の長かれらに名をあたへてダニエルをベルテシヤザルと名けハナニヤをシヤデラクと名けミシヤエルをメシヤクと名けアザリヤをアベデネゴと名く 八 然るにダニエルは王の用ゐる饌と王の飲む酒とをもて己の身を汚すまじと心に思ひさだめたれば己の身を汚さざらしめんことを寺人の長に求む 九 以前よりヱホバ、ダニエルをして寺人の長の慈悲と寵愛とを蒙らしめたまふ 十 是において寺人の長ダニエルに言けるは吾主なる王すでに命をくだして汝らの食物と汝らの飲物とを定めたまへば我かれを畏る恐くは彼なんぢらの面の其同儕の少者等と異にして憂色あるを見ん然る時は汝らのために我首王の前に危からん 十一 寺人の長はメルザル官をしてダニエル、ハナニヤ、ミシヤエル及びアザリヤを監督せ置たればダニエルこれに言けるは 十二 請ふ十日の間僕等を驗したまへ即ち我らには菜蔬を與へて食せ水を與へて飲せよ 十三 而して我らの面と王の饌を食ふ少者等の面とを較べ見汝の視るところにしたがひて僕等を待ひたまへと 十四 是において彼この事を聽いれ十日のあひだ彼らを

驗しけるが 十五 十日の後にいたりて見るに王の饌を食へる諸の少者よりも彼らの面は美しくまた肥太りてありければ 十六 メルザル官すなはち彼らの分なる饌と彼らの飲べき酒とを撤きさりて蔬をこれに與へたり 十七 この四人の少者には神知識を得させ諸の文學と智慧に穎からしめたまへりダニエルはまた能く各種の異象と夢兆を曉る 十八 王かねて命をくだし少者等を召いるる迄に經べき日を定めおきしがその日數も過たるに因て寺人の長かれらを引てネブカデネザルの前にいたりければ 十九 王かれらと言談り彼ら一切の中にはダニエル ハナニヤ ミシヤエル アザリヤに比ぶ者あらざりければこの四人は王の前に侍れり 二十 王かれらに諸の事を詢たづね見に彼らは智慧の學においてその全國の博士と法術士に愈ること十倍なり 二一 ダニエルはクロス王の元年までありき

第二章

一 ネブカデネザルの治世の二年にネブカデネザル夢を見それがために心に思ひなやみて復睡ること能はざりき 二 是をもて王命を下し王のためにその夢を解せんとて博士と法術士と魔術士とカルデア人とを召しめたれば彼ら來りて王の前に立つ 三 王すなはち彼らにむかひ我夢を見その夢の義を知んと心に思ひなやむと言ければ 四 カルデア人等スリア語をもて王に申しけるは願くは王長壽かれ請ふ僕等にその夢を語りたまへ我らその解明を進めたてまつらんと 五 王こたへてカルデア人に言けるは我すでに命を出せり汝等もしその夢とこれが解明とを我に示さずば汝らの身は切裂れ汝らの家は厠にせられん 六 又汝らもしその夢とこれが解明を示さば贈物と賞賜と大なる尊榮とを我より獲ん然ばその夢と之が解明を我に示せ 七 彼らまた對へて言けるは願くは王僕等にその夢を語りたまへ然ば我らその解明を奏すべしと 八 王こたへて言けるは我あきらかに知る汝らは吾命の下りしを見るが故に時を延さんことを望むなり 九 汝らもしその夢を我に示さずば汝らを處置するの法は只一のみ汝らは相語らひて虛言と妄誕なる詞を吾前にのべて時

の變るを待んとするなり汝ら今先の夢を我に示せ然すれバ汝らがその解明をも我にしめし得ることを我
しらんと 十 カルデア人等こたへて王の前に申しけるハ世の中にハ王のその事を示し得る人一箇もなし是
をもて王たる者主たる者君たる者等の中に斯る事を博士または法術士またハカルデア人に問たづねし者絶
てあらざるなり 十一 王の問たまふその事ハ甚だ難し肉身なる者と共に居ざる神々を除きてハ王の前にこれを
示すことを得る者無るべしと 十二 斯りしかバ王怒を發し大に憤りバビロンの智者をことごとく殺せと命じた
り 十三 即ち此命くだりければ智者等ハ殺されんとせり又ダニエルとその同僚をも殺さんともとめたり 十四 茲に
王の侍衛の長アリオクバビロンの智者等を殺さんとて出きたりければダニエル遠慮と智慧とをもて之に應
答せり 十五 すなハち王の高官アリオクに對へて言けるハ王なにとて斯すみやかに此の命を下したまひしやと
アリオクその事をダニエルに告しらせたれバ 十六 ダニエルいりて王に乞求めて言ふ暫くの時日を賜へ然ば
その解明を王に奏せんと 十七 斯てダニエルその家にかへりその同僚ハナニヤミシヤエルおよびアザリヤにこ
の事を告しらせ 十八 共にこの秘密につきて天の神の憐憫を乞ひダニエルとその同僚等をしてその他のバビロ
ンの智者とともに滅びざらしめんことを求めたりしが 十九 ダニエルつひに夜の異象の中にこの秘密を示され
ければダニエル天の神を稱讃ふ 二十 即ちダニエル應へて言けるは永遠より永遠にいたるまでこの神の御名を
讃まつるべきなり智慧と權能ハこれが有なればなり 二一 彼ハ時と期とを變じ王を廢し王を立て智者に智慧を
與へ賢者に知識を賜ふ 二二 彼ハ深妙秘密の事を顯ハし幽暗にあるところの者を知たまふまた光明彼の裏にあ
り 二三 わが先祖等の神よ汝は我に智慧と權能を賜ひ今われらが汝に乞求めたるところの事を我にしめしたま
へバ我感謝して汝を稱讃ふ即ち汝ハ王のかの事を我らに示したまへり 二四 是においてダニエルハ王がバビロ
ンの智者等を殺すことを命じおけるアリオクの許にいたり即ちいりてこれに言けるハバビロンの智者等を

殺す勿れ我を王の前に引いたれよ我その解明を王に奏上べしと 二五 アリオクすなはちダニエルを引て急ぎ王
の前にいたり王にまうしけるは我ユダの俘囚人の中に一箇の人を得たり是者その解明を王にまうしあげん
二六 王こたへてベルテシヤザルと名くるダニエルに言けるは汝は我が見たる夢とその解明とを我に知するこ
とを得るやと 二七 ダニエル王の前に言けるは王の問たまふ秘密は智者、法術士、博士、卜筮師など
之を王に奏上ることを得ず 二八 然ど天に一の神ありて秘密をあらはしたまふ彼後の日に起らんとするの事の
如何なるかをネブカデネザル王にしらせたまふなり汝の夢汝が牀にありて想見たまひし汝の腦中の異象は
是なり 二九 王よ汝牀にいりし時將來の事の如何を想ひまはしたまひしが秘密を顯す者將來の事の如何を汝に
しめしたまへり 三十 我がこの示現を蒙れるは凡の生る者にまさりて我に智慧あるに由にあらず唯その解明を
王に知しむる事ありて王のつかひにその心に想ひたまひし事を知にいたりたまへんがためなり 三一 王よ汝は一
箇の巨なる像の汝の前に立るを見たまへり其像も大くしてその光輝も常ならずその形は畏ろしくあり 三二
其像は頭も純金、胸と兩腕とは銀、腹と腿とは銅 三三 脛は鐵、脚は一分は鐵一分は泥土なり 三四 汝見て居たまひしに
遂に一箇の石人手によらずして鑿れて出でその像の鐵と泥土との脚を撃てこれを碎けり 三五 斯りしかばその
鐵と泥土と銅と銀と金とは皆ともに碎けて夏の禾場の糠のごとくに成り風に吹はらはれて止まるところ無
りき而してその像を撃たる石は大なる山となりて全地に充り 三六 是その夢なり我らその解明を王の前に陳ん
三七 王よ汝は諸王の王にいませり即ち天の神汝に國と權威と能力と尊貴とを賜へり 三八 また人の子等野の獸畜
および天空の鳥は何處にをる者にもあれ皆これを汝の手に與へて汝にこれをことごとく治めしめたまふ汝
はすなはち此金の頭なり 三九 汝の後に汝に劣る一の國おこらんまた第三に銅の國おこりて全世界を治めん 四十
第四の國は堅きこと鐵のごとくならん鐵は能く萬の物を毀ち碎くなり鐵の是等をことごとく打碎くがごと

く其國ハ毀ちかつ碎くことをせん 四一 汝らの足と足の趾を見たまひしに一分ハ陶人の泥土一分ハ鐵なりけれ 四二 ばその國ハ分裂たる者ならん又汝鐵と粘土との混和たるを見たまひたればその國ハ鐵のごとく強からん その足の趾の一分ハ鐵一分ハ泥土なりし如くその國ハ強ところもあり脆きところも有ん 四三 汝が鐵と粘土との混りたるを見たまひしごとく其等は人草の種子と混らん然ど鐵と泥土との相合せざるごとく彼と此と相合することと有じ 四四 この王等の日に天の神一の國を建たまはん是ハ何時までも滅ぶること無らん此國ハ他の民に歸せず却てこの諸の國を打破りてこれを滅せん是ハ立て永遠にいたらん 四五 かの石の人手によらずして山より鑿れて出で鉄と銅と泥土と銀と金とを打碎きしを汝が見たまひしハ即ちこの事なり大御神この後に起らんところの事を王にしらせたまへるなりその夢ハ眞にしてこの解明ハ確なり 四六 是において子ブカデ子ザル王ハ俯伏てダニエルを拜し禮物と香をこれに獻ることを命じたり 四七 而して王こたへてダニエルに言けるハ汝がこの秘密を明かに示すことを得たるを見れば誠に汝らの神ハ神等の神王等の主にして能く秘密を示す者なりと 四八 かくて王ハダニエルに高位を授け種々の大なる賜物を與へてこれをバビロン全州の總督となしまたバビロンの智者等を統る者の首長となせり 四九 王またダニエルの願によりてシヤデラクとメシヤクとアベデ子ゴを擧てバビロン州の事務をつかさどらしめたりダニエルは王の宮にをる

第三章

一 茲に子ブカデ子ザル王一箇の金の像を造れりその高は六十キユビトその横の廣ハ六キユビトなり乃ちこれをバビロン州のドラの平野に立たり 二 而して子ブカデ子ザル王そ州牧、將軍、方伯、刑官、庫官、法官、士師、および州郡の諸有司を召集めその子ブカデ子ザル王の立たる像の告成禮に臨ましめんとせり 三 是においてその州牧、將軍、方伯、刑官、庫官、法官、士師、および州郡の諸有司等ハ子ブカデ子ザル王の立たる像の告成禮に臨みその子ブカデ子ザル王の立たる像の前に立り 四 時に傳令者大聲に呼はりて言ふ諸民諸族諸音

よ汝ら斯命ぜらる 五 汝ら喇叭、簫、琵琶、琴、瑟、篳篥などの諸の樂器の音を聞く時は俯伏し子ブカデ子ザル王の立たまへる金像を拜すべし 六 凡て俯伏て拜せざる者は即時に火の燃る爐の中に投こまるべしと 七 是をもて諸民等喇叭、簫、琵琶、琴、瑟、篳篥などの諸の樂器の音を聞や直に諸民諸族諸音みな俯伏し子ブカデ子ザル王の立たる金像を拜したり 八 その時或カルデア人等進みきたりてユダヤ人を讒奏せり 九 即ち彼ら子ブカデ子ザル王に奏聞して言ふ願くは王長壽かれ 十 王よ汝は命を出して宣へり凡て喇叭、簫、琵琶、琴、瑟、篳篥などの諸の樂器の音を聞く者はみな俯伏してこの金像を拜すべし 十一 凡て俯伏し拜せざる者はみな火の燃る爐の中に投こまるべしと 十二 此に汝が立てバビロン州の事務を司どらせたまへるユダヤ人シヤデラクメシヤクおよびアベデ子ゴあり王よ此人々は汝を尊ばず汝の神々にも事へず汝の立たまへる金像をも拜せざるなりと 十三 是において子ブカデ子ザル怒りかつ憤りてシヤデラクメシヤクおよびアベデ子ゴを召寄よと命じければ即ちこの人々を王の前に引きたりしに 十四 子ブカデ子ザルかれらに問て言けるはシヤデラクメシヤクアベデ子ゴよ汝ら我神に事へずまた我が立たる金像を拜せざるは是故意にするなるか 十五 汝らもし何の時にもあれ喇叭、簫、琵琶、琴、瑟、篳篥などの諸の樂器の音を聞く時に俯伏し我が造れる像を拜することを爲さば可し然ど汝らもし拜することをせずば即時に火の燃る爐の中に投こまるべし何の神か能く汝らをわが手より救ひいだすことをせん 十六 シヤデラクメシヤクおよびアベデ子ゴ對へて王に言けるは子ブカデ子ザルよこの事においては我ら汝に答ふるに及ばず 十七 もし善らんには我らの事ふる我らの神我らを救ふの能あり彼らの火の燃る爐の中と汝の手の中より我らを救ひ出さん 十八 假令しからざるも王よ知たまへ我らは汝の神々に事へずまた汝の立たる金像を拜せじ 十九 是において子ブカデ子ザル怒氣を充しシヤデラクメシヤク及びアベデ子ゴにむかひてその面の容を變へ即ち爐を常に熱くするよりも七倍熱くせよと命じ 二十 またその軍勢の中の力强き人々を喚てシヤ

デラクメシヤクおよびアベデ子ゴを縛りてこれを火の燃る爐の中に投こめと命じたり 二一 是をもて此人々はその褌子羽織外套およびその他の服裝を着たるまゝにて縛られて火の燃る爐の中に投こまれたりしが 二二 王の命はなはだ急にして爐はなはだしく熱しぬたれば彼のシヤデラクメシヤクおよびアベデ子ゴを引抱へゆける者等はその火焔に燒ころされたり 二三 また此シヤデラクメシヤクアベデ子ゴの三人は縛られたるまゝにて燃る爐の中に落いりぬ 二四 時に子ブカデ子ザル王驚ろきて急忙たちあがり大臣等に言ふ我らは三人を縛りて火の中に投いれざりしや 彼ら王にこたへて言ふ王よ然りと 二五 王また應へて言ふ今我見るに四人の者繩索解て火の中に歩みをり凡て何の害をも受ずまたその第四の者の容は神の子のごとしと 二六 子ブカデ子ザルすなはちその火の燃る爐の口に進みよりて呼て言ふ至高神の僕シヤデラクメシヤクアベデ子ゴよ汝ら出きたれと是においてシヤデラクメシヤクおよびアベデ子ゴその火の中より出きたりしかば 二七 州牧、將軍、方伯、および王の大臣等集りて此人々を見たり此人々の身は火もこれを害する力なかりきまたその頭の髮は燒ずその衣裳は傷ねず火の臭氣もこれに付ざりき 二八 子ブカデ子ザルすなはち宣て曰くシヤデラクメシヤクアベデ子ゴの神は讚べき哉彼らの使者を遣りて己を頼む僕を救へりまた彼らは自己の神の外には何の神にも事へずまた拜せざらんとて王の命をも用ひず自己の身をも捨んとせり 二九 然ば我今命を下す諸民諸族諸音の中凡てシヤデラクメシヤクおよびアベデ子ゴの神を謗る者あらばその身は切裂れその家は厠にせられん其は是のごとくに救を施す神他にあらざればなりと 三十 かくて王またシヤテラクメシヤクおよびアベデ子ゴの位をすゝめてバビロン州にをらしむ

第四章

一 子ブカデ子ザル王全世界に住る諸民諸族諸音に諭す願くは大なる平安汝らにあれ 二 至高神我にむかひて徵證と奇蹟を行へり我これを知しむることを善と思ふ 三 嗚呼大なるかなその徵證嗚呼盛なるかなその

の奇蹟その國は永遠の國その權は世々限なし　四我ネブカデネザルわが家に安然に居りわが宮に榮え居り　五
我一の夢を見てこれがために懼れ即ち床にありてその事を想ひめぐらしその我腦中の異象のためにわが心をな
やませり　六是において我命を下しバビロンの智者をことごとく我前に召よせしめてその夢の解明を我にし
めさせんと爲されば　七すなはち博士法術士カルデア人卜筮師等きたり之に因て我その夢を彼らに語りける
に彼らはその解明を我にしめすことを得ざりき　八かくて後ダニエルわが前に來れり彼の名は吾神の名にし
たがひてベルテシヤザルと稱へられその裏には聖神の靈やどれり我その夢を彼の前に語りて曰けらく　九博
士の長ベルテシヤザルよ我しる汝の裏には聖神の靈やどれば如何なる秘密も汝には難き事なし我が夢に見
たるところの事等を聞きその解明を我に告よ　十我が床にありて見たる吾腦中の異象は是のごとし我觀しに
地の當中に一の樹ありてその丈高かりしが　十一その樹長じて強固なり天に達するほどの高となりて地の極ま
でも見えわたり　十二その葉は美しくその菓は饒にして一切の者の中より食を得また野の獸その蔭に臥し空
の鳥その枝に棲み凡て血氣ある者みな是によりて身を養ふ　十三我床にありて得たる腦中の異象の中に一箇の
警寤者一箇の聖者の天よりくだるを見たりしが　十四彼聲高く呼はりて斯いへり此樹を伐たふしその枝を斫は
なしその葉を搖おとしその果を打散し獸をしてその下より逃はしらせ鳥をしてその枝を飛さらしめよ　十五但
しその根の上の斬株を地に遺しおき鐵と銅の索をかけて之を野の草の中にあらしめよ是は天よりくだる露
に濡れまた地の草の中にて獸とその分を同じうせん　十六又その心は變りて人間の心のごとくならず獸の心を
稟て七の時を經ん　十七この事は警寤者等の命によりこの事は聖者等の言による是至高者人間の國を治めて自
己の意のまゝにこれを人に與へまた人の中の最も賤き者をその上に立たまふといふ事を一切の者に知しめ
んがためなり　十八我ネブカデネザル王この夢を見たりベルテシヤザルよ汝その解明を我に述よ我國の智者は

孰も皆その解明を我に示すことを得ざりしが汝ハ之を能せん其は汝の裏にハ聖神の靈やどればなりと 十九 その時ダニエル又の名ハベルテシヤザルといふ者暫時の間驚き居り心に深く懼れたれば王これに告て言りベルテシヤザルよ汝この夢とその解明のために懼るゝにおよばずとベルテシヤザルすなはち答へて言けらく我主よ願くはこの夢汝を惡む者の上にかゝらん事を願くは此解明汝の敵にのぞまんことを 二十 汝が見たまひし樹すなはちその長じて強くなり天に達するほどの高となりて地の極までも見えわたり 二一 その葉は美しくその果ハ饒にして一切の者その中より食は得またその下に野の獸臥しその枝に空の鳥棲たる者 二二 王よ是はすなはち汝なり汝は長じて強くなり汝の勢は盛にして天におよび汝の權は地の極にまでおよべり 二三 王また一箇の警衛者一箇の聖者の天より下りて斯言ふを見たまへり云くこの樹を伐たふして之をそこなへ但しその根の上の斷株を地に遺しおき鐵と銅の索をかけて之を野の草の中にあらしめよ是ハ天よりくだる露に濡れ野の獸とその分を同うして七の時を經ん 二四 王よその解明は是のごとし是すなハち至高者の命にして王我主に臨まんとする者なり 二五 即ち汝ハ逐れて世の人と離れ野の獸とともに居り牛のごとくに草を食ひ天よりくだる露に濡ん是のごとくにして七の時を經て汝つひに知ん至高者人間の國を治めて自己の意のまゝに之を人に與へたまふと 二六 又彼らその樹の根の上の斷株を遺しおけと言たれば汝の國は汝が天は主たりと知にいたる時まで汝を離ん 二七 然ば王よ吾諫を容れ義をおこなひて罪を離れ貧者を憐れみて惡を離れよ然らバ汝の平安あるひは長く續かんと 二八 この事みなネブカデネザル王に臨めり 二九 十二箇月を經て後王バビロンの王宮の上に歩みをり〇 三十 王すなはち語りて言ふ此大なるバビロンは我が大なる力をもて建て京城となし之をもてわが威光を耀かす者ならずや 三一 その言なほ王の口にある中に天より聲降りて言ふネブカデネザル王よ汝に告ぐ汝は國の位を失はん 三二 汝ハ逐れて世の人と離れ野の獸と共に居り牛のごとくに草を食ハん斯のごと

くにして七の時を經て汝つひに知ん至高者人間の國を治めて己れの意のまゝにこれを人に與へたまふと 三三 その時直にこの事ネブカデネザルに臨み彼は逐れて世の人を離れ牛のごとくに草を食ひてその身は天よりくだる露に濡れ終にその髪毛は鷲の羽のごとくになりその爪は鳥の爪のごとくになりぬ 三四 斯てその日の滿たる後我ネブカデネザル目をあげて天を望みしにわが分別性我に歸りたれば我至高者に感謝しその永遠に生る者を讃かつ崇めたり彼の御宇は永遠の御宇彼の國は世々かぎり無し 三五 地上の居民は凡て無き者のごとし天の衆群にも地の居民にも彼はその意のまゝに事をなしたまふ誰も彼の手をおさへて汝なんぞ然するやと言ことを得る者なし 三六 この時わが分別性かく我に歸りたりしがわが國の榮光につきてはまた我の尊嚴と光耀我にかへれり且また大臣牧伯等我に請求めて我ふたゝび國の祚を踐み前よりも著しく威光を增たり 三七 是において我ネブカデネザル今は天の王を讃頌へかつ崇む彼の作爲は凡て眞實彼の道は正義自ら高ぶる者は彼能くこれを卑くしたまふ

第五章

一 ベルシヤザル王その大臣一千人のために酒宴を設けその一千人の者の前に酒を飲たりしが 二 酒の進むにいたりてベルシヤザルはその父ネブカデネザルがヱルサレムの宮より取きたりし金銀の器を携へいたれと命ぜり是王とその大臣および王の妻妾等みな之をもて酒を飲んとてなりき 三 是をもてそのヱルサレムなる神の宮の内院より取たりし金の器を携へいたりければ王とその大臣および王の妻妾等これをもて飲り 四 すなはち彼らは酒をのみて金銀銅鐵木石などの神を讃たゝへたりしが 五 その時に人の手の指あらはれて燭臺と相對する王の宮の粉壁に物書りその物書る手の末を見たり 六 是において王の愉快なる顔色は變りその心に思ひなやみて安からず腰の關節はゆるみ膝はあひ撃り 七 王すなはち大聲に呼はりて法術士カルデア人卜筮師等を召きたらしめ而して王バビロンの智者等に告て言ふこの文字を讀みその解明を我に示

す者には紫の衣を衣せ頸に金の鏈をかけさせて之を國の第三の牧伯となさんと 八 王の智者等は皆きたりしかどもその文字を讀こと能はずまたその解明を王にしめすこと能はざりければ 九 ベルシヤザル王おほいに思ひなやみてその顔色を失へりその大臣等もまた驚き惶れたり 十 時に大后王と大臣等の言を聞てその酒宴の室にいりきたり大后すなはち陳て言ふ願くは王長壽かれ汝心に思ひなやむ勿れまた顔色を失ふにおよばず 十一 汝の國に聖神の靈のやどれる一箇の人あり汝の父の代に彼聰明了知および神の智慧のごとき智慧あることを顯はせり汝の父ネブカデネザル王すなはち汝の父の王彼を立て博士法術士カルデア人卜筮師等の長となせり 十二 彼はダニエルといへる者なるが王これにベルテシヤザルといふ名を與へたり彼は心の殊勝たる者にて了知あり知識ありて能く夢を解き隱語を解き難問を解くなり然ばダニエルを召れよ彼その解明をしめさんと 十三 是においてダニエル召れて王の前に至りければ王ダニエルに語りて言ふ汝は吾父の王がユダより曳きたりしユダの俘囚人なるそのダニエルなるか 十四 我聞になんぢの裏には神の靈やどりをりて汝は聰明了知および非凡の智慧ありと云ふ 十五 我智者法術士等を吾前に召よせてこの文字を讀しめその解明を我にしめさせんと爲たれども彼らはこの事の解明を我にしめすことを得ず 十六 我聞に汝は能く事物の解明をなしかつ難問を解くと云ふ然ば汝もし能くこの文字を讀みその解明を我に示さば汝に紫の衣を衣せ金の鏈を汝の頸にかけさせて汝をこの國の第三の牧伯となさんと 十七 ダニエルこたへて王に言けるは汝の賜物は汝みづからこれを取り汝の餽物はこれを他の人に與へたまへ然ながら我は王のためにその文字を讀みその解明をこれに知せたてまつらん 十八 王よ至高神汝の父ネブカデネザルに國と權勢と榮光と尊貴を賜へり 十九 彼に權勢を賜ひしによりて諸民諸族諸音みな彼の前に慄のき畏れたり彼はその欲する者を殺しその欲する者を活しその欲する者を上げその欲する者を下ししなり 二十 而して彼心に高ぶり氣を剛愎にして驕りしかばその國の

位をすべりてその尊貴を失ひ 二一 逐れて世の人と離れその心は獸のごとくに成りその住所は野馬の中にあり牛のごとくに草を食ひてその身は天よりの露に濡たり是のごとくにして終に彼は至高神の人間の國を治めてその意のままに人を立たまふといふことを知るにいたれり 二二 ベルシヤザルよ汝は彼の子にして此事を盡く知るといへども猶その心を卑くせず 二三 却て天の主にむかひて自ら高ぶりその家の器皿を汝の前に持きたらしめて汝と汝の大臣と汝の妻妾等これをもて酒を飲み而して汝は見ことも聞ことも知こともあらぬ金銀銅鐵木石の神を讚頌ることを爲し汝の生命をその手に握り汝の一切の道を主どりたまふ神を崇むることをせず 二四 是をもて彼の前よりこの手の末いできたりてこの文字を書るなり 二五 その書る文字は是のごとしメネ、メネ、テケル、ウパルシン 二六 その言の解明は是のごとしメネ(數へたり)は神汝の治世を數へてこれをその終に至らせしを謂なり 二七 テケル(秤れり)は汝が權衡にて秤られて汝の重の足ざることの顯れたるを謂なり 二八 ペレス(分たれたり)は汝の國の分たれてメデアとペルシアに與へらるるを謂なり 二九 是においてベルシヤザル命を降してダニエルに紫の衣を着せしめ金の鏈をこれが頸にかけさせて彼は國の第三の牧伯なりと布告せり 三十 カルデア人の王ベルシヤザルはその夜の中に殺され 三一 メデア人ダリヨスその國を獲たり此時ダリヨスは六十二歳なりき

第六章 一 ダリヨスはその國に百二十人の牧伯を立ることを善とし即ちこれを立て全國を治理しめ 二 また彼らの上に監督三人を立たりダニエルはその一人なりき是その州牧をして此三人の前にその職を述しめて王に損失の及ぶことと無らしめんためなりき 三 ダニエルは心の殊勝たる者にしてその他の監督および州牧等に勝りたれば王かれを立て全國を治めしめんとせり 四 是においてその監督と州牧等國事につきてダニエルを訟ふる隙を得んとしたりしが何の隙をも何の咎をも見いだすことを得ざりき其は彼は忠義なる者にてその

身に何の咎もなく何の過失もなかりければなり 五 是においてその人々言けるはこのダニエルはその神の例典について之が隙を獲にあらざればつひにこれを訟ふるに由なしと 六 すなはちその監督と州牧等王の許に集り來りて斯王に言りダリヨス王よ願くは長壽かれ 七 國の監督、將軍、州牧、牧伯、方伯等みな相議りて王に一の律法を立て一の禁令を定めたまはんことを求めんとす王よその事は是のごとし即ち今より三十日の內は唯汝にのみ願事をなさしめ若汝をおきて神または人にこれをなす者あらば凡て獅子の穴に投いれんといふ是なり 八 然ば王よねがはくはその禁令を立てその詔書を認ためメデアとペルシヤの廢ることなき律法のごとくに之をして變らざらしめたまへと 九 王すなはち詔書をしたゝめてその禁令を出せり 十 玆にダニエルはその詔書を認ためたることを知て家にかへりけるがその二階の窓のエルサレムにむかひて開ける處にて一日に三度づゝ膝をかゞめて禱りその神にむかひて感謝せり是その時の前よりして斯なし居ければなり 十一 斯りしかばその人々馳よりてダニエルがその神にむかひて禱りかつ求めをるを見あらはせり 十二 而して彼ら進みきたり王の禁令の事につきて王に奏上して言けるは王よ汝は禁令をしたゝめ出し今より三十日の內には只なんぢにのみ願事をなさしめ若し汝をおきて神または人にこれをなす者あらば凡てその者を獅子の穴に投いれんと定めたまへるならずやと王こたへて言ふ其事は眞實にしてメデアとペルシヤの律法のごとく廢べからざる者なり 十三 彼らまた對へて王の前に言けるは王よユダの俘擄人なるダニエルは汝をも汝の認ため出したまひし禁令をも顧みずして一日に三度づゝ祈禱をなすなりと 十四 王この事を聞てこれがために大に愁へダニエルを救はんと心を用ひ即ちこれを拯けんと力をつくして日の入る頃におよびければ 十五 その人々また王の許に集ひきたりて王に言けるは王よ知たまへメデアとペルシヤの律法によれば王の立たる禁令また法度は變べからざる者なりと 十六 是において王命を下しければダニエルを曳きたりて獅子の穴に投いれたり王

ダニエルに語りて言ふ願くは汝が恒に事ふる神汝を救ゑんことをと　十七　時に石を持きたりてその穴の口を塞
ぎければ王おのれの印と大臣等の印をもてこれに封印をなせり是ダニエルの處置をかへて變ることなからし
めんためなりき　十八　斯て後王はその宮にかへりけるがその夜は食をなさずまた嬪等を召よせずして全く寢る
ことをせざりき　十九　而して王朝まだきに起いでてその獅子の穴に急ぎいたりしが　二十　穴にいたりける時哀げ
なる聲をあげてダニエルを呼りすなはち王ダニエルに言けるは活神の僕ダニエルよ汝が恒に事ふる神汝を救
ふて獅子の害を免かれしむることを得しや　二一　ダニエル王にいひけるは願くは王長壽かれ　二二　吾神その使をお
くりて獅子の口を閉させたまひたれば獅子は我を害せざりき其は我の罪なき事かれの前に明かなればなり
王よ我は汝にも惡き事をなさざりしなりと　二三　是において王おほいに喜びダニエルを穴の中より出せと命じ
ければダニエルは穴の中より出されけるがその身に何の害をも受ざりき是は彼おのれの神を賴みたる
によりてなり　二四　かくて王また命を下しかのダニエルを讒奏せし者等を曳きたらせて之をその妻子とともに
獅子の穴に投いれしめたるにその穴の底につかざる内に獅子はやくも彼らを攫みてその骨までもことごと
く碎咬けり　二五　是においてダリヨス王全世界に住る諸民諸族諸音に詔書を頒てり云く願くは大なる平安なん
ぢらにあれ　二六　今我詔命を出す我國の各州の人みなダニエルの神を畏れ敬ふべし是は活神にして永遠に立つ
者またその國は亡びずその權は終極まで續くなり　二七　是は救を施こし拯をなし天においても地においても休
徵をほどこし奇蹟をおこなふ者にてすなはちダニエルを救ひて獅子の力を免かれしめたりと　二八　このダニエ
ルはダリヨスの世とペルシヤ人クロスの世においてその身榮えたり

第七章　一　バビロンの王ベルシヤザルの元年にダニエルその床にありて夢を見腦中に異象を得たりしが即ち
その夢を記してその事の大意を述ぶ　二　ダニエル述て曰く我夜の異象の中に見てありしに四方の天風大海に

むかひて烈しく吹きたり 三 四箇の大なる獸海より上りきたれりその形はおのおの異なり 四 第一のは獅子の如くにして鷲の翼ありけるが我見てをりしに是はその翼を拔とられまた地より起され人のごとく足にて立せられ且人の心を賜もれり 五 第二の獸は熊のごとくなりき是はその體の一方を擧げその口の齒の間に三の脇骨を啣へ居けるが之にむかひて言る者あり曰く起あがりて許多の肉を食へと 六 その後に我見しに豹のごとき獸いできたりしがその背には鳥の翼四ありこの獸はまた四の頭ありて統轄權をたまへれり 七 我夜の異象の中に見しにその後第四の獸いでたりしが是は畏しく猛く大に強くして大なる鐵の齒あり食ひかつ咬碎きてその殘餘をは足にて踏つけたり是はその前に出たる諸の獸とは異なりてまた十の角ありき 八 我その角を考へ觀つゝありけるにその中にまた一箇の小き角出きたりしがこの小き角のために先の角三箇その根より拔おちたりこの小き角には人の目のごとき目ありまた大なる事を言ふ口あり 九 我觀つゝありしに遂に寶座を置列ぶるありて日の老たる者座を占めたりしがその衣は雪のごとくに白くその髮毛は漂潔めたる羊の毛のごとし又その寶座は火の焰にしてその車輪は燃る火なり 十 而して彼の前より一道の火の流湧いづ彼に仕ふる者は千千彼の前に侍る者は萬萬審判すなはち始りて書を開けり 十一 その角の大なる事を言ふ聲によりて我觀つゝありけるが我が見る間にその獸は終に殺され體を壞なはれて燃る火に投いれられたり 十二 またその餘の獸はその權威を奪はれたりしがその生命は時と期の至るまで延されたり 十三 我また夜の異象の中に觀てありけるに人の子のごとき者雲に乘て來り日の老たる者の許に到りたればすなはちその前に導きけるに 十四 之に權と榮と國とを賜ひて諸民諸族諸音をしてこれに事へしむその權は永遠の權にして移りさらず又その國は亡ぶることなし 十五 是において我ダニエルその體の內の魂を憂へしめ我が腦中の異象のために思ひなやみたれば 十六 すなはち其處にたてる者の一箇に就てこの一切の事の眞意を問けるに其者われにこの事の解

明を告しらせて云く 十七 この四の大なる獸は地に興らんとする四人の王なり 十八 然ど終には至高者の聖徒國を受け長久にその國を保ちて世々限りなからんと 十九 是において我またその第四の獸の眞意を知んと欲せり此獸は他の獸と異なりて至畏ろしくその齒は鐵その爪は銅にして食ひかつ咬碎きてその殘餘を足にて踏つけたり 二十 此獸の頭には十の角ありしがその他にまた一の角いできたりしかば之がために三の角拔おちたり此角には目ありまた大なる事を言ふ口ありてその狀はその同類よりも強く見えたり我またこの事を知んと欲せり 二一 我觀つゝありけるに此角聖徒と戰ひてこれに勝たりしが 二二 終に日の老たる者來りて至高者の聖徒のために公義をおこなへり而してその時いたりて聖徒國を獲たり 二三 彼かく言り第四の獸は地上の第四の國なり是は一切の國と異なり全世界を幷呑しこれを踏つけかつ打破らん 二四 その十の角はこの國に興らんところの十人の王なり之が後にまた一人興るべし是は先の者と異なり且その王三人を倒すべし 二五 彼至高者に敵して言を出しかつ至高者の聖徒を惱まさん彼また時と法とを變んことを望まん聖徒は一時と二時と半時を經まで彼の手に付されてあらん 二六 斯て後審判はじまり彼はその權を奪はれて終極まで滅び亡ん 二七 而して國と權と天下の國々の勢力とはみな至高者の聖徒たる民に歸せん至高者の國は永遠の國なり諸國の者みな彼に事へかつ順がはんと 二八 その事此にて終れり我ダニエルこれを思ひまはして大に憂へ顏色も變りぬ我この事を心に藏む

第八章

一 我ダニエル前に異象を得たりしが後またベルシヤザルの第三年にいたりて異象を得たり 二 我異象を見たり我これを見たる時に吾身はエラム州なるシユシヤンの城にあり我が異象を見たるはウライ河の邊においてなりき 三 我目を擧て觀しに河の上に一匹の牡羊立をり之に二の角ありてその角共に長かりしが一の角はその他の角よりも長かりきその長き者は後に長たるなり 四 我觀しにその牡羊西北南にむかひて抵觸

りけるが之に敵ることを得る獸一匹も無くまたその手より救ひいだすことを得る者絶てあらざりき是はそ
の意にまかせて事をなしその勢威ははなはだ盛なりき 五 我これを考へ見つゝありけるに一匹の牡山羊全地の
上を飛わたりて西より來りしがその足は土を履ざりきこの牡山羊は目の間に著明しき一の角ありき 六 此
者さきに我が河の上に立るを見たる彼の二の角ある牡羊に向ひ來り燄盛なる力をもて之の所に跑いたりけ
るが 七 我觀てあるに牡羊に近づくに至りて之にむかひて怒りを發し牡羊を擊てその二の角を碎きたるに牡
羊には之に敵る力なかりければこれを地に打倒して踏つけたり然るにその牡羊をこれが手より救ひ得る者
あらざりき 八 而してその牡山羊甚だ大きくありけるがその盛なる時にあたりてかの大なる角折れその代に
四の著明しき角生じて天の四方に對へり 九 またその角の一よりして一の小き角いできたり南にむかひ東に
むかひ美地にむかひて甚だ大きくなり 十 天軍におよぶまでに高くなりその軍と星數箇を地に投くだしてこ
れを踏つけ 十一 また自ら高ぶりてその軍の主に敵しその常供の物を取のぞきかつその聖所を毀てり 十二 一軍罪
の故によりて常供の物とともに棄られをり彼者はまた眞理を地に擲ち事をなしてその意志を得たり 十三 かく
て我聞に一箇の聖者語ひをりしが又一箇の聖者ありてその語ひをる聖者にむかひて言ふ常供の物と荒廢を
來らする罪とにつきて異象にあらはれたるところの事聖所とその軍との棄られて踏つけらるゝ事は何時ま
で斯てあるべきかと 十四 彼すなはち我に言けるは二千三百の朝夕をかさぬるまで斯てあらん而して聖所は潔
めらるべし 十五 我ダニエルこの異象を見てその意義を知んと求めをりける時人のごとく見る者我が前に立り
十六 時に我聞にウライ河の兩岸の間より人の聲出て呼はりて言ふガブリエルよこの異象をその人に曉らしめ
よと 十七 彼すなはち我の立る所にきたりしがその到れる時に我おそれて仆れ伏たるに彼われに言けるは人の
子よ曉れ此異象は終の時にかゝはる者也と 十八 彼の我に語ひける時我は氣を喪へる狀にて地に俯伏をりしが

彼我に手をつけて我を立せ言けるは 十九 視よ我忿怒の終に起らんところの事を汝に知せん此事は終末の期に
およびてあらん 二十 汝が見たるかの二の角ある牡羊はメデアとペルシヤの王なり 二一 またかの牡山羊はギリシ
ヤの王なりその目の間の大なる角はその第一の王なり 二二 またその角をれてその代に四の角生じたれどその民よ
りして四の國おこらん然ど第一の者の權勢には及ばざるなり 二三 彼らの國の末にいたり罪人の罪貫盈におよ
びて一人の王おこらんその顔は猛惡にして巧に詭譎を言ひ 二四 その權勢は熾盛ならん但し自己の能力をもて
之を致すに非ずその毀滅ことを爲は常ならず意志を得て事を爲し權能ある者等と聖民とを滅ぼさん 二五 彼は
機巧をもて詭譎をその手に行なひ遂げ心にみづから高ぶり平和の時に衆多の人を打滅ぼしまた君の君たる
者に敵せん然ど終には人手によらずして滅されん 二六 前に告たる朝夕の異象は眞實なり汝その異象の事を秘
しおけ是は衆多の日の後に有べき事なり 二七 是において我ダニエル疲れはてて數日の間病わづらひて後興い
でて王の事務をおこなへり我はこの異象の事を案ひて駭けり人もまたこれを曉ることを得ざりき

第九章

一 メデア人アハシユエロスの子ダリヨスがカルデア人の王とせられしその元年 二 すなはちその世の
元年に我ダニエル、エホバの言の預言者ヱレミヤにのぞみて告たるその年の數を書によりて曉れり即ちその
言にエルサレムは荒て七十年を經んとあり 三 是において我面を主エホバに向け斷食をなし麻の衣を着灰を
蒙り祈りかつ願ひて求むることをせり 四 即ち我わが神エホバに禱り懺悔して言り嗚呼大にして畏るべき神
なる主自己を愛し自己の誡命を守る者のために契約を保ち之に恩惠を施したまふ者よ 五 我等は罪を犯し悖
れる事を爲し惡を行ひ叛逆を爲して汝の誡命と律法を離れたり 六 我等はまた汝の僕なる預言者等が汝の名
をもて我らの王等君等先祖等および全國の民に告たる所に聽したがはざりしなり 七 主よ公義は汝に歸し羞
辱も我らに歸せりその狀今日のごとし即ちユダの人々エルサレムの居民およびイスラエルの全家の者は近

き者も遠き者も皆汝の逐やりたまひし諸の國々にて恥辱を蒙れり是は彼らが汝に背きて獲たる罪によりて然るなり 八主よ恥辱は我等に歸し我らの王等君等および先祖等に歸す是は我等なんぢに向ひて罪を犯したればなり 九憐憫と赦宥は主たる我らの神の裏にあり其は我らこれに叛きたればなり 十我らはまた我らの神エホバの言に遵はずエホバがその僕なる預言者等によりて我らの前に設けたまひし律法を行はざりしなり 十一抑イスラエルの人は皆汝の律法を犯し離れさりて汝の言に遵はざりき是をもて神の僕モーセの律法に記したる呪詛と誓詞我らの上に斟ぎかゝれり是は我らこれに罪を獲たればなり 十二即ち神は大なる災害を我らに蒙らせさきに我らと我らを鞫ける士師とにむかひて宣ひし言を行ひとげたまへりかのエルサレムに臨みたる事の如きは普天の下に未だ曾て有ざりしなり 十三モーセの律法に記したる如くに此の災害すべて我らに臨みしかども我らはその神エホバの面を和めんとも爲ずその惡を離れて汝の眞理を曉らんとも爲ざりき 十四是をもてエホバ心にかけて災害を我らに降したまへり我らの神エホバは何事をなしたまふも凡て公義いますなり然るに我らはその言に遵はざりき 十五主たる我らの神よ汝は強き手をもて汝の民をエジプトの地より導き出して今日のごとく汝の名を揚たまふ我らは罪を犯し惡き事を行へり 十六主よ願くは汝が是まで公義き御行爲を爲たまひし如く汝の邑エルサレム汝の聖山より汝の忿怒と憤恨を取離したまへ其は我らの罪と我らの先祖の惡のためにエルサレムと汝の民は我らの周圍の者の笑柄となりたればなり 十七然ば我らの神よ僕の禱と願を聽たまへ汝は主にいませばかの荒をる汝の聖所に汝の面を耀かせたまへ 十八我神よ耳を傾けて聽たまへ目を啓きて我らの荒蕪たる狀を觀汝の名をもて稱へらるゝ邑を觀たまへ我らが汝の前に祈禱をたてまつるは自己の公義によるに非ず唯なんぢの大なる憐憫によるなり 十九主よ聽いれたまへ主よ赦したまへ主よ聽いれて行ひたまへこの事を遲くしたまふなかれわが神よ汝みづからのために之をなした

まへ其ハ汝の邑と汝の民ハ汝の名をもて稱へらるればなり 二十我かく言て祈りかつわが罪とわが民イスラエルの罪を懺悔し我神の聖山の事につきてわが神エホバのまへに願をたてまつりをる時 二一即ち我祈禱の言をのべをる時我が初に異象の中に見たるかの人ガブリエル迅速に飛て晩の祭物を献る頃我許に達し 二二我に告げ我に語りて言けるはダニエルよ今我なんぢを教へて了解を得せしめんとて出きたれり 二三汝が祈禱を始むるに方りて我言を受たれバ之を汝に示さんとて來れり汝ハ大に愛せらるゝ者なり此言を了りその現れたる事の義を曉れ 二四汝の民と汝の聖邑のために七十週を定めおかる而して惡を抑へ罪を封じ愆を贖ひ永遠の義を携へ入り異象と預言を封じ至聖者に膏を灌がん 二五汝曉り知べしエルサレムを建なほせといふ命令の出るよりメッシヤたる君の起るまでに七週と六十二週ありその街と石垣とハ擾亂の間に建なほされん 二六その六十二週の後にメッシヤ絕れん但し是ハ自己のために非ざるなりまた一人の君の民きたりて邑と聖所とを毀たんその終ハ洪水に由るごとくなるべし戰爭の終るまでに荒蕪すでに極まる 二七彼一週の間衆多の者と固く契約を結ばん而して彼その週の半に犧牲と供物を廢せんまた殘暴可惡者羽翼の上に立ん斯てつひにその定まれる災害殘暴る者の上に斟ぎくだらん

第十章

一ペルシヤの王クロスの三年にベルテシヤザルといふダニエル一の事の默旨を得たるがその事は眞實にしてその戰爭ハ大なり彼その事を曉りその示現の義を曉れり 二當時我ダニエル三七日の間哀めり 三即ち三七日の全く滿るまでハ旨き物を食ず肉と酒とを口にいれずまた身に膏油を抹ざりき 四正月の二十四日に我ヒデケルといふ大河の邊に在り 五目を擧て望觀しに一箇の人ありて布の衣を衣ウパズの金の帶を腰にしめをり 六その體ハ黃金色の玉のごとくその面ハ電光の如くその目ハ火の焰のごとくその手とその足の色ハ磨ける銅のごとくその言ふ聲ハ群衆の聲の如し 七この示現ハ唯我ダニエル一人これを觀たり我と偕な

る人々はこの示現を見ざりしが何となく身の大に慄きて逃かくれたり 八 故に我ひとり遺りたるがこの大なる示現を觀るにおよびて力ぬけさり顔色まつたく變りて毫も力なかりき 九 我その語ふ聲を聞けるがその語ふ聲を聞る時我は氣を喪へる狀にて俯伏し面を土につけゐたりし 十 一の手ありて我に捫りければ我戰ひながら跪づきて手をつきたるに 十一 彼われに言けるは愛せらるゝ人ダニエルよ我が汝に告る言を曉れよ汝まづ起あがれ我は今汝の許に遣はされたるなりと彼がこの言を我に告る時に我は戰て立り 十二 彼すなはち我に言けるはダニエルよ懼るゝ勿れ汝が心をこめて悟らんとし汝の神の前に身をなやませるその初の日よりして汝の言はすでに聽れされば我汝の言によりて來れり 十三 然るにペルシヤの國の君二十一日の間わが前に立塞がりけるが長さる君の一なるミカエル來りて我を助けたれば我勝留りてペルシヤの王等の傍にをる 十四 我は末の日に汝の民に臨まんとするところの事を汝に曉らせんとて來れりまた後の日に關はる所の異象ありと 十五 彼是等の言を我に宣たる時に我は面を土につけて居り辭を措ところ無りしが 十六 人の子のごとき者わが脣に捫りければ我すなはち口を開きわが前に立る者に陳て言り我主よこの示現によりて我は畏怖にたへず全く力を失なへり 十七 此わが主の僕いかでか此わが主と語ふことを得んその時は我まつたく力を失ひて氣息も止らんばかりなりしが 十八 人の形のごとき者ふたゝび我に捫り我に力をつけて 十九 言けるは愛せらるゝ人よ懼るゝ勿れ安んぜよ心强かれ心强かれと斯われに言ければ我力づきて曰り我主よ語り給へ汝われに力をつけたまへりと 二十 彼われに言けるは汝は我が何のために汝に臨めるかを知や我今また歸りゆきてペルシヤの君と戰はんとす我が出行ん後にギリシヤの君きたらん 二十一 但し我まづ眞實の書に記されたる所を汝に示すべし我を助けて彼らに敵る者は汝らの君ミカエルのみ

第十一章

一 我はまたメデヤ人ダリヨスの元年にかれを助け彼に力をそへたる事ありしなり 二 我いま眞實を汝

に示さん視よ此後ペルシヤに三人の王興らんその第四の者ハ富ること一切の者に勝りその富強の大なるを恃みて一切を激發してギリシヤの國を攻ん 三 また一箇の強き王おこり大なる威權を振ふて世を治めその意のまゝに事を爲ん 四 但し彼の正に旺盛なる時にその國ハ破裂して天の四方に分れん其ハ彼の兒孫に歸せず又かれの振ひしほどの威權あらず即ち彼の國ハ拔とられて是等の外なる者等に歸せん 五 南の王ハ強からん然どその大臣の一人これに逾て強くなり威權を振ハんその威權ハ大なる威權なるべし 六 年を經て後彼等相結ばん即ち南の王の女子北の王に適て和好を圖らん然どその腕にハ力なしまたその王およびその腕ハ立ことを得じこの女とこれを導ける者とこれを生せる者とこれに力をつけたる者ハみな時におよびて付されん 七 斯て彼この女の根より出たる芽興りて之に代り北の王の軍勢にむかひて來りこれが城に打いりて之を攻て勝を得 八 之が神々の鑄像および金銀の貴き器具をエジプトに携へさらん彼ハ北の王の上に立て年を重ねん 九 彼南の王の國に打入ことあらん然ど自己の國に退ぞくべし 十 その子等また憤激して許多の大軍を聚め進み來り溢れて往來しその城まで攻寄ん 十一 是において南の王大に怒り出きたりて北の王と戰ふべし彼大軍を興してこれに當らん然れどもその軍兵ハこれが手に付されん 十二 大軍すなハち興りて彼心に高ぶり數萬人を仆さん然れどもその勢力ハこれがために増じ 十三 また北の王ハ退きて初よりも大なる軍兵を興し或時すなはち或年數を經て後かならず大兵を率ゐ莫大の輜重を備へて攻來らん 十四 是時にあたりて衆多の者興りて南の王に敵せん又汝の民の中の奸惡人等みづから高ぶりて事を爲しつひに豫言をして應せしめん即ち彼らハ自ら仆るべし 十五 茲に北の王襲ひきたり壘を築きて堅城を攻おとさん南の王の腕ハこれに當ることを得じ又その選拔の民もこれに當る力なかるべし 十六 之に攻きたる者ハその意に任せて事をなさんその前に立ことを得る者なかるべし彼も美しき地に到らんその地ハこれがために荒さるべし 十七 彼その全國の力を盡して打入

んとその面をこれに向へけれどまたこれと和好をなして婦人の女子を之に與へん然るにその婦人の女子ハ之がために身を滅ぼすに至り何事をも成あたハず毫も彼のために益する所なかるべし 十八彼またその面を島々にむけて之を多く取ん茲に一人の大將ありて彼が與へたる恥辱を雪ぎその恥辱をかれの身に與へかへさん 十九かくて彼その面を自己の國の城々に向ん而して終に躓き仆れて亡ん 二十彼に代りて興る者ハ榮光の國に人を出して租税を征斂めん但し彼ハ忿怒ふも戰鬥にもよらずして數日の内に滅亡ん 二一またこれにかハりて起る者ハ賤まるゝ者にして國の尊榮これに歸せざらん然ども彼不意に來り巧言をもて國を獲ん 二二洪水のごとき軍勢かれのために押流されて敗れん契約の君さる者も然らん 二三彼ハ之に契約をむすびて後詭詐を行ひ上りきたりて僅少の民をもて勢を得ん 二四彼すなハち不意にきたりてその國の膏腴なる處に攻いりその父もその父の父も爲ざりしところの事を行ハん彼ハその奪ひたる物擄めたる物および財寶を衆人の中ふ散すべし彼ハ詭略をめぐらして堅固なる城々を攻取べし時の至るまで斯のごとくならん 二五彼ハその勢力を奮ひ心を勵まし大軍を率ゐて南の王に攻よせん南の王もまた自ら奮ひ甚だ大なる強き軍勢をもて迎へ戰かハん然ど謀略をめぐらして攻るが故にこれに當ることを得ざるべし 二六すなはち彼の珍膳に與り食ふ者彼を倒さんその軍兵溢れん打死する者衆かるべし 二七此二人の王ハ害をなさんと心にそかり同席に共ふ食して詭詐を言ん然どもその志ならざるべし定まれる時のいたるまでハ其事終らじ 二八彼ハ莫大の財寶をもちて自己の國に歸らん彼ハ聖約に敵する心を懷きて事をなし而してその國にかへらん 二九定まれる時にいたりて彼また進みて南に到らん然ど後の模樣ハ先の模樣のごとくならざらん 三十即ちキツテムの船かれに到るべければ彼力をおとして還り聖約にむかひて忿怒をもらして事をなさん而して彼歸りゆき聖約を棄る者と相謀らん 三一彼よりて腕おこりて聖所すなはち堅城を汚し常供の物を撤除かせかつ殘暴可惡物を立ん 三二彼ハまた契約に關て罪

を獲る者等を巧言をもて引誘して背かせん然どその神を知る人々ハ力ありて事をなさん 三三 民の中の穎悟者等衆多の人を教ふるあらん然ながら彼らハ暫時の間刃にかゝり火にやかれ擄れ掠められ等して仆れん 三四 その仆るゝ時にあたりて彼らハ少く扶助を獲ん又衆多の人詐りて彼らに合せん 三五 また穎悟者等の中にも仆るゝ者あらん斯のごとく彼らの中に試むる事淨むる事潔よくする事おこなハれて終の時にいたらん即ち定まれる時まで然るべし 三六 此王その意のまゝに事をおこなひ萬の神に逾て自己を高くし自己を大いにし神々の神たる者にむかひて大言を吐き等して忿怒の息む時までその志を得ん其ハその定まれるところの事成ざるべからざればなり 三七 彼ハその先祖の神々を顧みず婦女の愉快を思ハずまた何の神をも顧みざらん其ハ彼一切に逾て自己を大いにすればなり 三八 彼ハ之の代に軍神を崇め金銀珠玉および寶物をもてその先祖等の識ざりし神を崇めん 三九 彼ハこの異邦の神に由り要害の城々にむかひて事を爲ん凡て彼を尊ぶ者にハ彼加ふるに榮を以し之をして衆多の人を治めしめ土地をこれに分ち與へて賞賜とせん 四〇 終の時にいたりて南の王彼と戰ハん北の王ハ車と馬と衆多の舩をもて大風のごとく之に攻寄せ國に打いりて潮のごとく溢れ渉らん 四一 彼ハまた美しき國に進み入ん彼のために亡ぶる者多かるべし然どエドムモアブアンモニ人の中の第一なる者などハ彼の手を免かれん 四二 彼國々にその手を伸さんエジプトの地も免かれがたし 四三 彼ハ遂にエジプトの金銀財寶を手にいれんリブエ人とエテオピヤ人は彼の後に從ハん 四四 彼東と北より報知を得て周章ふためき許多の人を滅ぼし絶んと大に怒りて出ゆかん 四五 彼ハ海の間において美しき聖山に天幕の宮殿をしつらハん然ど彼つひにその終にいたらん之を助くる者なかるべし

第十二章

一 その時汝の民の人々のために立ところの大なる君ミカエル起あがらん是艱難の時なり國ありてより以來その時にいたるまで斯る艱難ありし事なかるべしその時汝の民ハ救ハれん即ち書にしるされたる

者はみな救はれん　二　また地の下に睡りたる者の中衆多の者目を醒さんその中永生を得る者ありまた恥辱を蒙りて限なく羞る者あるべし　三　頴悟者は空の光輝のごとくに耀かんまた衆多の人を義に導ける者は星のごとくなりて永遠にいたらん　四　ダニエルよ終末の時まで此言を秘し此書を封じおけ衆多の者跋渉らん而して知識増べしと　五　茲に我ダニエル觀に別にまた二個の者ありて一個は河の此旁の岸にあり一個は河の彼旁の岸にありけるが　六　その一個の者かの布の衣を衣て河の水の上に立る人にむかひて言り此奇跡は何の時にいたりて終るべきやと　七　我聞にかの布の衣を衣て河の水の上に立る人天にむかひてその右の手と左の手を擧け永久に生る者を指て誓ひて言りその間は一時と二時と半時なり聖民の手の碎くること終らん時に是等の事みな終るべしと　八　我聞たれども曉ることを得ざりき我また言りわが主よ是等の事の終は何ぞやと　九　彼いひけるはダニエルよ往け此言は終極の時まで秘しかつ封じ置るべし　十　衆多の者淨められ潔よくせられ試みられん然ど惡き者は惡き事を行なはん惡き者は一人も曉ること無るべし然ど頴悟者は曉るべし　十一　常供の物を除き殘暴可惡者を立ん時よりして一千二百九十日あらん　十二　待をりて一千三百三十五日に至る者は幸福なり　十三　汝終りに進み行け汝は安息に入り日の終りに至り起て汝の分を享ん

但以理書　終

何西阿書

第一章 一 これユダの王ウジヤ、ヨタム、アハズ、ヒゼキヤの世イスラエルの王ヨアシの子ヤラベアムの世にベ
エリの子ホセアに臨めるエホバの言なり 二 エホバはじめホセアによりて語りたまへる時エホバ、ホセアに宣
はく汝ゆきて淫行の婦人を娶り淫行の子等を取れこの國エホバに遠ざかりてはなはだしき淫行をなせばな
り 三 是において彼ゆきてヂブライムの女子ゴメルを妻に娶りけるがその婦はらみて男子を產り 四 エホバま
た彼にいひたまひけるは汝その名をエズレルと名くべし暫時ありて我エズレルの血をエヒウの家に報いイ
スラエルの家の國をほろぼすべければなり 五 その日われエズレルの谷にてイスラエルの弓を折べしと 六 ゴ
メルまた妊みて女子を產ければエホバ、ホセアに言たまひけるは汝その名をロルハマ(憐まれぬ者)と名くべし
そは我もはやイスラエルの家をあはれみて赦すがごときことを爲ざるべければなり 七 然れどわれユダの家
をあはれまんその神エホバによりて之をすくはん我は弓劍、戰爭、馬、騎兵などによりてすくふことをせじ 八 ロ
ルハマ乳をやめゴメルまた妊みて男子を產けるに 九 エホバ言たまひけるはその子の名をロアンミ(吾民に非
ざる者)と名くべし其は汝らは吾民にあらず我は汝らの神に非ざればなり 十 然どイスラエルの子孫の數は濱
の沙石のごとくに成ゆきて量ることも數ふる事も爲がたく前になんぢらわが民にあらずと言れしその處に
て汝らは活神の子なりと言れんとす 十一 斯てユダの子孫とイスラエルの子孫は共に集まり一人の首をたてそ
の地より上り來らんエズレルの日は大なるべし

第二章 一 汝らの兄弟に向ひてはアンミ(わが民)と言ひ汝らの姉妹にむかひてはルハマ(憐まるる者)と言へ 二 なん
ぢらの母とあげつらへ論辯ふことをせよ彼はわが妻にあらず我はかれの夫にあらざるなりなんぢら斯して
かれにその面より淫行を除かせその乳房の間より姦淫をのぞかしめよ 三 然らざれば我かれを剝て赤體にし

その生れいでたる日のごとくにしまた曠野のごとくならしめ潤ひなき地のごとくならしめ渇によりて死し
めん 四 我その子等を憐まじ淫行の子等なればなり 五 かれらの母は淫行をなせりかれらを生る者は恥べき事
をおこなへり蓋かれいへる言あり我はわが戀人等につきしたがはん彼らはわがパン、わが水、わが羊毛、わが麻、
わが油、わが飲物などを我に與ふるなりと 六 この故にわれ荊棘をもてなんぢの路をふさぎ垣をたてゝ彼にそ
の徑をえざらしむべし 七 彼はその戀人たちの後をしたひゆけども追及ことなく之をたづぬれども遇ことな
し是において彼いはん我ゆきてわが前の夫にかへるべしかのときのわが状態は今にまさりて善りきと 八 彼
が得る穀物と酒と油はわが與ふるところ彼がバアルのために用ゐたる金銀はわが彼に増あたへたるところ
なるを彼はしらざるなり 九 これによりて我わが穀物をその時におよびて奪ひわが酒をその季にいたりて奪
ひ又かれの裸體をおほふに用ゐべきわが羊毛およびわが麻をとらん 十 今われかれの恥るところをその戀
人等の目のまへに露はすべし彼をわが手より救ふものあらじ 十一 我かれがすべての喜樂すなはち祝筵新月の
いはひ安息日および一切の節會をして息しめん 十二 また彼の葡萄の樹と無花果樹をそこなはん彼さきに此等
をさしてわが戀人の我にあたへし賞賜なりと言しがわれこれを林となし野の獸をしてくらはしめん 十三 われ
かれが耳環璧玉などを掛てその戀人らをしたひゆき我をわすれ香をたきて事へしもろ〳〵のバアルの日の
ゆゑをもてその罪を罰せんヱホバかく言たまふ 十四 斯るがゆゑに我かれを誘ひて曠野にみちびきいり終に
かれの心をなぐさめ 十五 かしこを出るや直ちにわれかれにその葡萄園を與へアコル(患難)の谷を望の門となし
てあたへん彼はわかかりし時のごとくエジプトの國より上りきたりし時のごとくかしこにて歌うたはん 十六
ヱホバ言たまふその日にはなんぢ我をふたゝびバアルとよばずしてイシ(吾夫)とよばん 十七 我もろ〳〵のバア
ルの名をかれが口よりとりのぞき重ねてその名を世に記憶せらるゝことを無らしめん 十八 その日には我かれら

(吾民のために野の獸そらの鳥および地の昆蟲と誓約をむすびまた弓箭ををり戰爭を全世界よりのぞき彼ら
をして安らかに居しむべし 十九 われ汝をめとりて永遠にいたらん公義と公平と寵愛と憐憫とをもてなんぢを
娶り 二十 かはることなき眞實をもて汝をめとるべし汝エホバを知らん 二一 エホバいひ給ふその日われ應へんわ
れは天にこたへ天は地にこたへ 二二 地は穀物と酒と油とに應へまた是等のものはヱズレルに應へん 二三 我わが
ためにかれを地にまき憐まれざりし者をあはれみわが民ならざりし者にむかひて汝はわが民なりといはん
かれらは我にむかひて汝はわが神なりといはん

第三章

一 エホバわれに言給ひけるは汝ふたゝび往てエホバに愛せらるれども轉てほかのもろもろの神にむ
かひ葡萄の菓子を愛するイスラエルの子孫のごとくそのつれそふものに愛せらるれども姦淫をおこなふ婦人を
あいせよ 二 われ銀十五枚おほむぎ一ホメル半をもてわが爲にその婦人をえたり 三 我これにいひけるは汝お
ほくの日わがためにとゞまりて淫行をなすことなく他の人にゆくことなかれ我もまた汝にむかひて然せん
四 イスラエルの子輩は多くの日王なく君なく犧牲なく表柱なくエポデなくテラピムなくして居ん 五 その
後イスラエルの子輩はかへりてその神エホバとその王ダビデをたづねもとめ末日にをのゝきてエホバとそ
の恩惠とにむかひてゆかん。

第四章

一 イスラエルの子輩よエホバの言を聽けエホバこの地に住る者と爭辨たまふ其は此地には誠實なく
愛情なく神を知る事なければなり 二 たゞ詛ひ僞り凶殺盜み姦淫のみにして互ひ相襲ひ血血につゞき流る 三
このゆゑにその地うれひにしづみ之にすむものはみな野のけもの空のとりとともにおとろへ海の魚もまた
絶はてん 四 されど何人もあらそふべからずいましむ可らず汝の民は祭司と爭ふ者の如くなれり 五 汝は晝つ
まづき汝と偕なる預言者は夜つまづかん我なんぢの母を亡ぼすべし 六 わが民は知識なきによりて亡ぼさる

なんぢ知識を棄るによりて我もまた汝を棄てわが祭司たらしめじ汝なんぢが神の律法を忘るゝによりて我も
なんぢの子等をわすれん　七 彼らは大なるにしたがひてます〳〵我に罪を犯せば我かれらの榮を辱に變ん　八
彼らはわが民の罪をくらひ心をかたむけてその罪ををかすを願へり　九 このゆゑに民の遇ふところは祭司も
また同じわれその途をかれらにきさらせその行爲をもて之にむくゆべし　十 かれらは食へども飽ず淫行をな
せどもその數まさずその心をヱホバにとむる事を止ればなり　十一 淫行と酒と新しき酒はその人の心をうば
ふ　十二 わが民木にむかひて事をとふその杖かれらに事をしめす是かれら淫行の靈にまよはされその神の下を
離れて淫行を爲すなり　十三 彼らは山々の嶺にて犧牲を獻げ岡の上にて香を焚き橡樹楊樹栗樹の下にてこの
事をおこなふ此はその樹蔭の美しきによりてなりこゝをもてなんぢらの女子は淫行をなしなんぢらの兒婦
は姦淫をおこなふ　十四 我なんぢらのむすめ淫行をなせども罰せずなんぢらの兒婦かんいんをおこなへども刑
せじ其はなんぢらもみづから離れゆきて妓女とともに居り淫婦とともに獸物をそなふればなり悟らざる民
はほろぶべし　十五 イスラエルよ汝淫行をなすともユダに罪を犯さする勿れギルガルに往なかれベテアベンに
上るなかれヱホバは活くと曰て誓ふなかれ　十六 イスラエルは頑強なる牛のごとくに頑強なり今ヱホバ羔羊を
ひろき野にそだてるが如くして之を牧はん　十七 エフライムは偶像にむすびつらなれりその爲にまかせよ　十八 か
れらの酒はくされかれらの淫行はやまずかれらの楯となるべき者等は恥を愛しいたく之を愛せり　十九 かれは
風の翼につゝまれかれらはその禮物によりて恥辱をかうむらん

第五章

一 祭司等よこれを聽けイスラエルの家よ耳をかたむけよ王のいへよ之にこゝろを注よさばきは汝等
にのぞまんそはなんぢらはミズパに設る羅タボルに張る網のごとくなればなり　二 悖逆者はふかく罪にしづ
みたり我かれらをことごとく懲しめん　三 我はエフライムを知るイスラエルはわれに隱るゝところ無しエフ

ライムよなんぢ今すでに淫行をなせりイスラエルはすでに汚れたり　四　かれらの行爲かれらをしてその神に歸ること能はざらしむその淫行の靈その衷にありてヱホバを知ることなければなり　五　イスラエルの驕傲はその面にむかひて證をなしその罪によりてイスラエルとエフライムは仆れユダもまた之とともにたふれん　六　かれらは羊のむれ牛の群をたづさへ往てヱホバを尋求めん然どあふことあらじヱホバ既にかれらより離れ給ひたればなり　七　かれらはヱホバにむかひ貞操を守らずして他人の子を產り新月かれらとその產業とをともに滅ぼさん　八　なんぢらギベアにて角をふきラマにてラッパを吹ならしベテアベンにて呼はりて言へベニヤミンよなんぢの後にありと　九　罪せらるゝの日にエフライムは荒廢れん我イスラエルの支派の中にかならず有るべきことを示せり　十　ユダの牧伯等は境界をうつすもののごとくなれり我わが震怒を水のごとくに彼らのうへに斟がん　十一　エフライムは甘んじて人のさだめたるところに從ひあゆむがゆゑに鞫をうけて虐げられ壓られん　十二　われエフライムには蠹のごとくユダの家には腐朽のごとし　十三　エフライムはおのれに病あるを見ユダはおのれに傷あるをみたり斯てエフライムはアッスリヤに往てヤレブ王に人をつかはしたれど彼はなんぢらを醫すことを得ず又なんぢらの傷をのぞきさることを得ざるべし　十四　われエフライムには獅子のごとくユダの家にはわかき獅子のごとし我しも我は抓劈てさり掠めゆけども救ふ者なかるべし　十五　我ふたゝびわが處にかへりゆき彼らがその罪をくいてひたすらわが面をたづね求むるまで其處にをらん彼らは艱難によりて我をさがしもとむることをせん

第六章

一　來われらヱホバにかへるべしヱホバわれらを抓劈きたまひたれどもまた醫すことをなし我儕をうち給ひたれどもまたその傷をつゝむことを爲したまふ可ればなり　二　ヱホバは二日ののちわれらを活かへし三日にわれらを起せたまはん我らその前にて生ん　三　この故にわれらヱホバをしるべし切にヱホバを知るこ

とを求むべしヱホバは晨光のごとく必ずあらはれいで雨のごとくわれらにのぞみ後の雨のごとく地をう
るほし給ふ 四 エフライムよ我なんぢに何をなさんやユダよ我なんぢに何をなさんやなんぢの愛情はあした
の雲のごとくまたたちまちに消ゆる露のごとし 五 このゆゑにわれ預言者等をもてかれらを撃ちわが口の言を
もてかれらを殺せりわが審判はあらはれいづる光明のごとし 六 われは愛情をよろこびて犠牲をよろこばず
神をしるを悦ぶこと燔祭にまされり 七 然るに彼らはアダムのごとく誓をやぶりかしこにて不義をわれにおこ
なへり 八 ギレアデは悪をおこなふものゝ邑にして血の足跡そのなかに徧し 九 祭司のともがらは山賊の群の
ごとくしたまちして人をそこなひシケムに往く大路にて人をころす彼等はかくのごとき悪きことをおこな
へり 十 われイスラエルのいへに憎むべきことあるを見たりかの処にてエフライムは淫をおこなふイスラエ
ルは汚たり 十一 ユダよ我わが民の俘囚をかへさんときまた汝のためにも穫刈をそなへん

第七章

一 われイスラエルを医さんときエフライムの愆とサマリアのあしきわざと露はるかれらは詐譎をお
こなひ内には偸盗いるあり外には山賊のむれ掠めさるあり 二 かれら心にわがその一切の悪をしたためたる
ことを思はず今その行為はかれらを囲みふさぎて皆わが目前にあり 三 かれらはその悪をもて王を悦ばせその
詐譎をもてもろもろの牧伯を悦ばせり 四 かれらはみな姦淫をおこなふ者にしてパンを作るものに焼る
ゝ爐のごとし捏粉をこねてその発酵るまでしばらく火をおこすことをせざるのみなり 五 われらの王の日
にもろもろの牧伯は酒の熱によりて疾し王は嘲けるものとゝもに手を伸ぶ 六 かれら伏伺するほどに心を爐
のごとくして備をなすそのパンを焼くものは終夜ねむりにつき朝におよべばまた焔のごとく燃ゆ 七 かれら
はみな爐のごとくに熱してその審士をやくそのもろもろの王はみな仆るかれらの中には我をよぶもの一人
だになし 八 エフライムは異邦人にいりまじるエフライムはかへさざる餡餅となれり 九 かれは他邦人らにそ

の力をのまるれども之をしらず白髪その身に雜り生れどもこれをさとらず 十 イスラエルの驕傲はその面に
むかひて證をなすかれらは此もろもろの事あれどもその神ヱホバに歸ることをせず又もとむることをせざ
るなり 十一 エフライムは智慧なくして愚ある鴿のごとし彼等はエジプトにむかひて呼求めまたアッスリアに
往く 十二 我かれらの往ときはわが網をその上にはりて天空の鳥のごとくに引墜し前にその公會に告しごとくか
れらを懲しめん 十三 禍あるかなかれらは我をはなれて迷ひいでたり敗壞かれらにきたらんかれらは我にむか
ひて罪ををかしたり我かれらを贖はんとおもへどもかれら我にさからひて誑言をいへり 十四 かれら誠心をも
て我をよばず唯牀にありて哀號べりかれらは穀物とあたらしき酒のゆゑをもて相集りかつわれに逆らふ 十五
我かれらを教へその腕をつよくせしかども彼らはわれにもとりて惡きことを謀る 十六 かれらは歸るされども
至高者にかへらず彼らはたのみがたき弓のごとし彼らのもろもろの牧伯はその舌のあらき言によりて劍に
たふれん彼らは之がためにエジプトの國にて嘲笑をうくべし

第八章

一 ラッパをなんぢの口にあてよ敵は鷲のごとくヱホバの家にのぞめりこの民わが契約をやぶりわが
律法を犯しゝによる 二 かれら我にむかひてわが神よわれらイスラエルはなんぢを知れりと叫ばん 三 イスラ
エルは善をいみきらへり敵これを追ん 四 かれら王をたてたり然れども我によりて立しにあらずかれら牧伯
をたてたり然れども我がしらざるところなり彼らまたその金銀をもて己がために偶像をつくれりその造れ
るは毀ちすてられんが爲にせしにことならず 五 サマリアよなんぢの犢は忌きらふべきものなりわが怒かれ
らにむかひて燃ゆかれら何れの時にか罪なきにいたらん 六 この犢はイスラエルより出づ匠人のつくれる者
にして神にあらずサマリアの犢はくだけて粉とならん 七 かれらは風をまきて狂風をかりとらん種とするは
生長る穀物なくその穗はみのらざるべしたとひ實るとも他邦人これを呑ん 八 イスラエルは既に呑れたり彼

等いま列國の中において悦ばれざる器のごとく視做るゝなり　九 彼らは獨ぬし野の驢馬のごとくアッスリ
アにゆけりエフライムは物を餽りて戀人を得たり　十 かれら列國の民に物を餽りたりと雖も今われ彼等をつ
どへ集む彼らは諸侯伯の王に負せらるゝ重擔のために衰へ始めん　十一 エフライムは多くの祭壇を造りて罪を
犯すこの祭壇はかれらが罪に陷る楷となれり　十二 我かれらのために律法をゑるして數件の箇條を示したれ
ど彼らは反て之を異物とおもへり　十三 かれらは我に獻ふべき物を獻ふれども只肉をそな[illegible]て己みづから之を
食ふヱホバは之を納たまはず今かれらの愆を記彼らの罪を罰したまはん彼らはエジプトに歸るべし　十四 イス
ラエルは己が造主を忘れてもろもろの社廟を建てユダは堠をとりまはせる邑を多く增し加へたり然どわれ
火をその邑々におくりて諸の城を燒亡さん

第九章

一 イスラエルよ異邦人のごとく喜びすさむ勿れなんぢ淫行をなして汝の神を離る汝すべての麥の打
場にて賜はる淫行の賞賜を愛せり　二 打場と酒醡とはかれらを養はじ亦あたらしき酒もむなしくならん　三 か
れらはヱホバの地にとゞまらずエフライムはエジプトに歸りアッスリアにて汚穢たる物を食はん　四 彼等は
ヱホバにむかひて酒を灌ぐべき者にあらずその祭物はヱホバの悅びたまふ所にあらずかれらの犧牲は喪に
居ものゝパンのごとし凡てこれを食ふものは汚るべし彼等のパンは只おのが食ふためにのみ用ゐべくして
ヱホバの家に入るべきにあらず　五 なんぢら集會の日とヱホバの節會の日に何をなさんとするや　六 視よかれ
ら滅亡の故によりて去ゆきぬエジプトかれらをあつめメンピスかれらを葬らん蒺藜かれらが銀の寶物を獲
いばら彼らの天幕に蔓らん　七 刑罰の日きたり應報の日きたれりイスラエルこれを知ん預言者は愚なるもの
靈に感じたるものは狂るものなり是なんぢの惡おほく汝の怨恨おほいなるに因る　八 エフライムは我が神に
ならべて他の神をも佇望めり預言者の一切の途に鳥を捕ふる者の網のごとく且その神の室の中にて怨恨を

惶けり かれらはギベアの日のごとく甚だしく惡き事を行なへりヱホバはかれらの惡をこゝろに記てその罪を罰したまはん 十 在昔われイスラエルを見ること曠野の葡萄のごとく汝らの先祖等を看ること無花果樹の始にむすべる最先の果のごとくなしゝに彼等はバアルペオルにゆきて身を恥辱にゆだねその愛する物とゝもに憎むべき者とはなれり 十一 エフライムの榮光は鳥のごとく飛さらん即ち産こともなく孕むこともなく姙娠こともなかるべし 十二 假令かれら子等を育るとも我その子を喪ひて遺る人なきにいたらしめん我が離るゝ時かれらの禍大いなる哉 十三 われエフライムを美地に植てツロの如くなしゝかどもエフライムはその子等を携へいだして人を殺す者に付さんとす 十四 ヱホバよ彼らに與へたまへ何なにを與へんとしたまふや孕まざる胎と乳なき乳房とを與へたまへ 十五 かれらが凡の惡はギルガルにあり此故に我かしこにて之を惡めりその行爲あしければ我が家より逐いだし重て愛することをせじその牧伯等はみな悖れる者なり 十六 エフライムは撃れその根はかれて果を結ぶまじ若し産ことあらば我その胎なる愛しむ實を殺さん 十七 かれら聽從はざるによりて我が神これを棄たまふべしかれらは列國民のうちに流離人とならん

第十章

一 イスラエルは果をむすびて茂り榮る葡萄の樹その果の多くなるがまゝに祭壇をましその地の饒かなるがまゝに偶像を美しくせり 二 かれらは二心をいだけり今かれら罪せらるべし神はその祭壇を打毀ちその偶像を折棄たまはん 三 かれら今いふべし我儕神を畏れざりしに因て我らに王なしこの王はわれらのために何をかなさんと 四 かれらは虚しき言をいだし偽りの誓をなして約をたつ審判は畑の畝にいづる茵蔯のごとし 五 サマリアの居民はベテアベンの犢の故によりて戰慄かんその民とこれを悅ぶ祭司等はその榮のうせたるが爲になげかん 六 犢はアッスリアに携へられ禮物としてヤレブ王に獻げらるべしエフライムは羞をかうむりイスラエルはおのが計議を恥ん 七 サマリアはほろびその王は水のうへの木片のごとし 八 イスラエル

の罪なるアベンの崇邱は荒はてゝ荊棘と蒺藜その壇のうへにはえ茂らんその時かれら山にむかひて我等をおほへ陵にむかひて我儕のうへに倒れよといはん 九 イスラエルよ汝はギベアの日より罪ををかせり彼等はかしこに立り邪惡のひとびとを攻たりし戰爭はギベアにてかれらに及ばざりき 十 我思ふまゝに彼等をいましめん彼等その二の罪につながれん時もろもろの民あつまりて之をせめん 十一 エフライムは馴されたる牝牛のごとくにして穀をふむことを好むされど我その美しき頸に物を負しむべし我エフライムに軛をかけんユダは耕しヤコブは土塊をくだかん 十二 なんぢら義を生ずるために種をまき憐憫にしたがひて刈とり又新地をひらけ今はエホバを求むべき時なり終にはエホバきたりて義を雨のごとく汝等のうへに降せたまはん 十三 なんぢらは惡をたがへし不義を穫をさめ虚偽の果をくらへりこれ汝おのれの途をたのみ己が勇士の數衆をたのめるに縁る 十四 この故になんぢらの民のなかに擾亂おこりて汝らの城はことごとく打破られんシャルマンが戰鬪の日にベテアルベルを打破りしにことならず母はその子とゝもに碎かれたり 十五 なんぢらの大なる惡のゆゑによりてベテル如此なんぢらに行なへるなりイスラエルの王はあしたに滅ん

第十一章

一 イスラエルの幼かりしとき我これを愛し我わが子をエジプトより呼いだしたり 二 かれらは呼るゝに隨ひていよいよその呼者に遠ざかり且もろもろのバアルに犧牲をさゝげ雕たる偶像に香を焚り 三 われエフライムに步むことををしへ彼等をわが腕にのせて抱けり然どかれらは我にいやされたるを知ず 四 われ人にもちゐる索すなはち愛のつなをもて彼等をひけり我がかれらを待ふは軛をその腮より擧のくるもののごとくにして彼等に食物をあたへたり 五 かれらはエジプトの地にかへらじ然どかれらがエホバに歸らざるによりてアッスリア人その王とならん 六 劍かれらの諸邑にまはりゆきてその關門をほろぼし彼らをその謀計の故によりて滅ぼさん 七 わが民はともすれば我にはなれんとする心あり人これを招きて上に在るもの

に屬しめんとすれども身をおこすもの一人だになし　八　エフライムよ我いかで汝をすてんやイスラエルよ我
いかで汝をわたさんや我いかで汝をアデマのごとくせんや爭でなんぢをゼボイムのごとく爲んやわが心わ
が衷にかはりて我の愛憐ことごとく燃おこれり　九　我わが烈しき震怒をほどこすことをせじ我かさねてエフ
ライムを滅すことをせじ我は人にあらず神なればなり我は汝のうちにいます聖者なりいかりをもて臨まじ
十　かれらは獅子の吼るごとくに聲を出したまふヱホバに隨ひて歩まんヱホバ聲を出したまへば子等は西よ
り急ぎ來らん　十一　かれらはエジプトより鳥のごとくアッスリアより鴿のごとくに急ぎ來らん我かれらをその家々
に住しむべし是ヱホバの聖言なり　十二　エフライムは謊言をもてイスラエルの家は詐僞をもて我を圍めりユ
ダは神と信ある聖者とに屬みつかずみ漂蕩をれり

第十二章

一　エフライムは風をくらひ東風をおひ日日に詐僞と暴逆とを增くはへアッスリアと契約を結び油を
エジプトに餽れり　二　ヱホバはユダと爭辯をなしたまふヤコブをその途にしたがひて罰しその行爲にしたが
ひて報いたまふ　三　ヤコブは胎にゐし時その兄弟の踵をとらへまた己が力をもて神と角力あらそへり　四　かれ
は天の使と角力あらそひて勝をえて之に恩をもとめたり彼はベテルにて神にあへり其處にて神われらに語
ひたまへり　五　これは萬軍の神ヱホバなりヱホバは其記念の名なり　六　然ばなんぢの神にかへり矜恤と公義と
をまもり恒になんぢの神を仰ぐべし　七　彼はカナン人(商賈)なりその手に詭詐の權衡をもち好であざむき取て
とをなす　八　エフライムはいふ誠にわれは富る者となれり我は身に財寶をえたり凡てわが勞しさることの中
に罪をうべき不義を見いだす者なかるべし　九　我ヱホバはエジプトの國をいでしより以來なんぢらの神なり我
いまも尚なんぢを幕屋にすまはせて節會の日のごとくならしめん　十　我もろ〳〵の預言者にかたり又これに
益々おほく異象をしめしたり我もろ〳〵の預言者に托して譬喩をまうく　十一　ギレアデは不義なる者ならずや

彼らハ全く虚しかれらハギルガルにて牛を犠牲に獻ぐかれらの祭壇ハ圃の畝につみたる石の如し 十二 ヤコブ
ハアラムの野ににげゆけりイスラエルは妻を得んために人に事へ妻を得んために羊を牧り 十三 ヱホバ一人の
預言者をもてイスラエルをエジプトより導きいだし一人の預言者をもて之を護りたまへり 十四 エフライムハ
怒を激ふること極てはなハだしその主かれが流しゝ血をかれが上にとゞめその恥辱をかれに歸らせたまは
ん

第十三章

一 エフライム言を出せば人をのゝけり彼ハイスラエルのなかに己をたかうしバアルにより罪を犯し
て死たりしが 二 今も尚ます〳〵罪を犯しその銀をもて己のために像を鑄りその機巧にしたがひて偶像を作る
是みな工人の作なるなり彼らハ之につきていふ犠牲を獻ぐる者ハこの犢に吻を接べしと 三 是によりて彼ら
ハ朝の雲のごとく速にきえうする露のごとく打塲より大風に吹散さるゝ糠粃のごとく窓より出ゆく煙のご
とくあらん 四 されど我ハエジプトの國をいでゝより以來なんぢの神ヱホバなり爾われの外に神を知ことな
し我のほかに救者なし 五 我さきに荒野にて水なき地にて爾を顧みたり 六 かれらハ秣塲によりて食に飽き飽
によりてその心たかぶり是によりて我を忘れたり 七 斯るがゆゑに我かれらに對ひて獅子のごとくなり途の
傍にひそみうかがふ豹のごとくならん 八 われ子をうしなへる熊のごとく彼らに向ひてその心膜を裂き獅子
のごとくこれを食ハん野の獸これを攫斷るべし 九 イスラエルよ汝の滅ぶるハ我に背き汝を助くる者に背が
故なり 十 汝のもろ〳〵の邑に汝を助くべき汝の王ハ今いづくにかあるなんぢらがその王と牧伯等とを我に
與へよと言たりし士師等ハ今いづくにかある 十一 われ忿怒をもて汝に王を與へ憤恨をもて之をうばひたり 十二
エフライムの不義ハ包まれてありその罪ハをさめたくハへられたり 十三 劬勞にかゝれる婦のかなしみ之に
臨まん彼ハ愚なる子なり時に臨みてもなほ產門に入ず 十四 我かれらを陰府の手より贖ハん我かれらを死より

贖はん死よなんぢの疫は何處にあるか陰府よなんぢの災は何處にあるか悔改はかくれて我が目にみえず 十五
彼は兄弟のなかにて果を結ぶこと多けれども東風吹きたりエホバの息荒野より吹おこらん之がためにその
泉は乾その源は涸んその積蓄へたるもろ〳〵の寶貨器皿は掠め奪はるべし 十六 サマリアはその神にそむき
たれば刑せられ剣に斃れんその嬰兒はなげくだかれその孕たる婦は剖れん

第十四章

一 イスラエルよ汝の神エホバに歸れよ汝は不義のために仆れたり 二 汝ら言詞をたづさへ來りエホ
バに歸りていへ諸の不義は赦して善ところを受納たまへ斯て我らは唇をもて牛のごとくに汝に獻げん 三 ア
ツスリアはわれらを援じ我らも馬に騎じまたふたゝび我等みづからの手にて作れる者にむかひわが神なり
と言じ孤兒は爾によりて憐憫を得べければなりと 四 我かれらの反逆を醫し悦びて之を愛せん我が怒はかれ
を離れ去たり 五 我イスラエルに對しては露のごとくならん彼は百合花のごとく花さきレバノンのごとく根
をはらん 六 その枝は茂りひろがり其美麗は橄欖の樹のごとくその芬芳はレバノンのごとくならん 七 その蔭
に住む者かへり來らんかれらは穀物の如く活かへり葡萄樹のごとく花さきその馨香はレバノンの酒のごと
くなるべし 八 エフライムもいふ我また偶像と何のあづかる所あらんやと我これに應へたり我かれを顧みん
我は蒼翠の松のごとし汝われより果を得ん 九 誰か智慧ある者ぞその人はこの事を曉らん誰か頴悟ある者ぞ
その人は之を知んエホバの道は凡て直し義者は之を歩む然ど罪人は之に躓かん

何西阿書終

約耳書

第一章 一 ペトエルの子ヨエルに臨めるエホバの言 二 老たる人よ汝ら是を聽けすべて此地に住む者汝ら耳を
傾けよ汝らの世あるは汝らの先祖の世にも是のごとき事ありしや 三 汝ら之を子に語り子はまた之をその子
に語りその子之を後の代に語りつたへよ 四 噬くらふ蝗虫の遺せる者は群ゐる蝗虫のくらふ所となりその遺
せる者はなめつくすおほねむしのくらふ所となりその遺せる者は噬ほろぼす蝗虫の食ふ所となれり 五 酔る
者よ汝ら目を醒して泣けすべて酒をのむ者よ哭きさけべあたらしき酒なんぢらの口に絶えたればなり 六 そ
はことなる民わが國に攻よすればなりその勢ひ強くその數はかられず、その齒は獅子の齒のごとくその牙は
牝獅子の牙のごとし 七 彼等わが葡萄の樹を荒しわが無花果の樹を折りその皮をはぎはだかにして之を棄つ
その枝白くなれり 八 汝ら哀哭かなしめ貞女その若かりしときの夫のゆゑに麻布を腰にまとひて哀哭かなし
むがごとくせよ 九 素祭灌祭ともにエホバの家に絶えエホバに事ふる祭司等哀傷をなす 十 田は荒れ地も哀傷
む、是穀物荒はて新しき酒つき油たえんとすればなり 十一 こむぎ大むぎの故をもて農夫羞よ葡萄つくり哭よ田
の稔うせはてたればなり 十二 葡萄樹は枯れ無花果樹は萎れ石榴椰子林檎および野の諸の樹は凋みさり是を
もて世の人の喜樂かれうせぬ 十三 祭司よ汝ら麻布を腰にまとひてなきかなしめ祭壇に事ふる者よ汝らなきさ
けべ神に事ふる者よなんぢら來り麻布をまとひて夜をすごせ、其は素祭も灌祭も汝らの神の家に入ことあら
ざればなり 十四 汝ら斷食を定め集會を設け長老等を集め國の居民をことごとく汝らの神エホバの家に集めエ
ホバにむかひて號呼れよ 十五 あゝその日は禍なるかなエホバの日近く暴風のごとくに全能者より來らん 十六 我
らがまのあたりに食物絶しにあらずや我らの神の家に歡喜と快樂絶しにあらずや 十七 種は土の下に朽ち倉は
壞れ廩は圮るそは穀物ほろぼされたればなり 十八 いかに畜獸も哀み鳴や牛の群は亂れ迷ふ草なければなり、羊

の群もまた死喪ん 十九 ヱホバよ我なんぢに向ひて呼はらん荒野の諸の草は火にて焼け野の諸の樹も火焔にてやけつくればなり 二十 野の獣もまた汝にむかひて呼はらん、其は水の流涸れてあれのゝ草火にてやけつくればなり

第二章

一 汝らシオンにて喇叭を吹け我聖山にて音たかく之を吹鳴せ國の民みな慄ひわなゝかんそはヱホバの日きたらんとすればなりすでに近づけり 二 この日は黒くをぐらき日雲むらがるまぐらき日にしてしのゝめの山々にたなびくが如し數おほく勢さかんなる民むれいたらんかゝる者はいにしへよりありしことなくのちの代々の年にもあることなかるべし 三 火彼らの前を焚き火焔かれらの後にもゆその過ざる前は地エデンのごとくその過しのちも荒はてたる野の如し此をのがれうるもの一としてあることなし 四 彼らの狀は馬のかたちのごとく其馳ありくことは軍馬のごとし 五 その山の嶺にとびをどる音は車の轟聲がごとしまた火の稈蕪をやくれどのごとくしてその様強き民の行伍をたてゝ戰陣にのぞむに似たり 六 そのむかふところ諸民戰慄その面みな色を失ふ 七 彼らは勇士のごとくに趨あるき軍人のごとくに石垣に攀のぼる彼ら各々おのが道を進みゆきてその列を亂さず 八 彼ら互に推あはず各々その道にしたがひて進み行く彼らは刃に觸るとも身を害はず 九 彼らは邑をかけめぐり石垣の上に奔り家に攀登り盜賊のごとくに窓より入る 十 そのむかふところ地ゆるぎ天震ひ日も月も暗くなり星その光明を失ふ 十一 ヱホバその軍勢の前にて聲をあげたまふ其軍旅はなはだ大なればなり其言を爲とぐる者は強しヱホバの日は大にして甚だ畏るべきが故に誰かこれに耐ることを得んや 十二 然どヱホバ言たまふ今にても汝ら斷食と哭泣と悲哀とをなし心をつくして我に歸れ 十三 汝ら衣を裂ずして心を裂き汝等の神ヱホバに歸るべし彼は恩恵あり憐憫ありかつ怒ることゆるく愛憐大にして災害をなすを悔たまふなり 十四 誰か彼のあるひは立歸り悔て祝福をその後にとめのこし汝らをして素祭

と灌祭とをなんぢらの神エホバにささげしめたまはじと知んや　十五　汝らシオンにて喇叭を吹きならし斷食を
定め公會をよびつどへ　十六　民を集めその會を潔くし老たる人をあつめ孩童と乳哺子を集め新郎をその室より
呼いだし新婦をその密室より呼いだせ　十七　而してエホバに事ふる祭司等は廊と祭壇の間にて泣て言へ　エホバ
よ汝の民を赦したまへ汝の產業を恥辱しめらるゝに任せ之を異邦人に治めさする勿れ何ぞ異邦人をして彼
らの神は何處にあると言しむべけんや　十八　然せばエホバ己の地のために嫉妬を起しその民を憐みたまはん
十九　エホバ應へてその民に言たまはん視よ我穀物とあたらしき酒と油を汝らにおくる汝ら之に飽ん、我なんぢらを
して重ねて異邦人の中に恥辱を蒙らしめじ　二十　我北よりきたる軍を遠く汝らより離れさしめうるほひなき荒地
に逐やらん其前軍を東の海にその後軍を西の海に入んその臭味立ちその惡臭騰らん是大なる事を爲たるに
因る　二一　地よ懼るゝ勿れ喜び樂しめエホバ大なる事を行なひたまふなり　二二　野の獸よ懼るゝ勿れあれ野の牧草
はもえいで樹は果を結び無花果樹葡萄樹はその力をめざすなり　二三　シオンの子等よ汝らの神エホバによりて
樂め喜べエホバは秋の雨を適當なんぢらに賜ひまた前のごとく秋の雨と春の雨とを汝らの上に降せたまふ
二四　打塲には穀物盈ち甕にはあたらしき酒と油溢れん　二五　我が汝らに遣はせし大軍すなはち群ぬる蝗なめつく
す蝗喫ほろぼす蝗噬くらふ蝗の蝕あらせる年を我汝らに賠のはん　二六　汝らは食ひ、食ひて飽きよのつねならず
なんぢらを待ひたまひし汝らの神エホバの名をほめ頌へん我民はとこしへに辱しめらるゝことなかるべし
二七　かくて汝らはイスラエルの中に我が居るを知り汝らの神エホバは我のみにて外に無きことを知ん我民は
永遠に辱かしめらるゝことなかるべし　二八　その後われ吾靈を一切の人に注がん汝らの男子女子は預言せん汝
らの老たる人は夢を見汝らの少き人は異象を見ん　二九　その日我またわが靈を僕婢に注がん　三十　また天と地に
徵證を顯はさん即ち血あり火あり煙の柱あるべし　三一　エホバの大なる畏るべき日の來らん前に日は暗く月は

血に變らん　三二凡てエホバの名を頌ぶ者は救はるべしそはエホバの宣ひし如くシオンの山とエルサレムとに
救はれし者あるべければなり其遺れる者の中にエホバの召し給へるものあらん

第三章

一視よ我ユダとエルサレムの俘囚人を歸さんその日その時　二萬國の民を集め之を携へてヨシヤパテ
の谷にくだりかしこにて我民我ゆづりの產なるイスラエルのために彼らをさばかん彼らこれを國々に散し
その地を分ち取りたればなり　三彼らは籤をひきて我民を取り童子を娼妓に換へ童女を賣り酒に換て飲り
四ツロシドンよペリシテのすべての國よ汝ら我と何のかゝはりあらんや汝ら我がなしゝことに返をなさん
とするや若し我に返報をなさんとならば我忍ち迅速に汝らがなしゝことをもてその首に歸らしめん　五是は
汝らも我の金銀を取り我のしたふべき寶を汝らの宮にたづさへゆき　六またユダの人とエルサレムの人をギ
リシア人に賣りてその本國より遠く離らせたればなり　七視よ我かれらを起して汝らが賣たる處より出し汝
らがなしゝことをもてその首にかへらしめん　八我はなんぢらの男子女子をユダの人の手に賣り彼らは之を
遠き民なるシバ人に賣らんエホバこれを言ふ　九もろ〳〵の國に宣つたへよ戰爭の準備を爲し勇士をはげま
し軍人をこと〴〵くちかより來らしめよ　十汝等の鋤を劍に打かへ汝らの鎌を鎗に打かへよ弱き者も我は強
しと言へ　十一四周の國々の民よ汝ら急ぎ上りて集れエホバよ汝の勇士をかしこに降したまへ　十二國々の民よ起
て上りヨシヤパテの谷に至れ彼處に我座をしめて四周の國々の民をこと〴〵く鞫かん　十三鎌をいれよ穀物は
熟せり來り踏よ酒搾は盈ち甕は溢る彼らの惡大なればなりと　十四かまびすしきかな無數の民審判の谷にあり
てかまびすしエホバの日審判の谷に近づくが故なり　十五日も月も暗くなり星その光明を失ふ　十六エホバシオン
よりよびとゞろかしエルサレムより聲をはなち天地を震ひうごかしたまふ然れどエホバはその民の避所イ
スラエルの子孫の城となりたまはん　十七かくて汝ら我はエホバ汝等の神にして我聖山シオンに住むことをしる

べしエルサレムは聖き所となり他國の人は重ねてその中をかよふまじ　十八 その日山にあたらしき酒滴り岡に
乳流れユダのもろ〳〵の河に水流れエホバの家より泉水流れいでゝシッテムの谷に灌がん　十九 エジプトは荒
すたれエドムは荒野とならん是はかれらユダの子孫を害け罪なき者の血をその國に流したればなり　二十 され
どユダは永久にすまひエルサレムは世々に保たん　二一 我さきにはかれらが流しゝ血の罪を報いざりしが今は
これをむくいんエホバシオンに住みたまはん

約耳書　終

第一章　一 テコアの牧者の中なるアモスの言、是はユダの王ウジヤの世、イスラエルの王ヨアシの子ヤラベアム
の世地震の二年前に彼が見されたる者にてイスラエルの事を論るなり其言に云く　二 エホバシオンより呼號
りエルサレムより聲を出したまふ、牧者の牧場は哀き、カルメルの巓は枯る　三 エホバかく言たまふダマスコは
三の罪あり四の罪あれば我かならず之を罰して赦さじ即ち彼らは鐵の打禾車をもてギレアデを打り　四 我ハ
ザエルの家に火を遣りベネハダデの宮殿を焚ん　五 我ダマスコの關を碎きアベンの谷の中よりその居民を絶
のぞきベテエデンの中より王の杖を執る者を絶のぞかんスリアの民は擄へられてキルにゆかん、エホバこれ
を言ふ○　六 エホバかく言たまふガザは三の罪あり四の罪あれば我かならず之を罰して赦さじ即ち彼らは俘
囚をことごとく曳ゆきてこれをエドムに付せり　七 我ガザの石垣の内に火を遣り一切の殿を焚ん　八 我アシド
ドの中よりその居民を絶のぞきアシケロンの中より王の杖を執る者を絶除かん我また手を反してエクロン
を擊んペリシテ人の遺れる者亡ぶべし主エホバこれを言ふ○　九 エホバかく言たまふツロは三の罪あり四の
罪あれば我かならず之を罰して赦さじ即ち彼らは俘囚をことごとくエドムに付しまた兄弟の契約を忘れた
り　十 我ツロの石垣の内に火を遣り一切の殿を焚ん○　十一 エホバかく言たまふ、エドムは三の罪あり四の罪あれ
ば我かならず之を罰して赦さじ即ち彼は劍をもてその兄弟を追ひ全く憐憫の情を斷ち恒に怒りて人を害し
永くその憤恨をたくはへたり　十二 我テマンに火を遣りボヅラの一切の殿を焚ん○　十三 エホバかく言たまふ、アン
モンの人々は三の罪あり四の罪あれば我かならず之を罰して赦さじ即ち彼らはその國境を廣めんとてギレ
アデの孕める婦を剖たり　十四 我ラバの石垣の内に火を放ちその一切の殿を焚ん是は戰鬪の日に吶喊の聲をも
て爲れ暴風の日に旋風をもて爲れん　十五 彼らの王はその牧伯等と諸共に擄へられて往んエホバこれを言ふ、

第二章 一 エホバかく言たまふ、モアブは三の罪あり四の罪あれば我かならず之を罰して赦さじ即ち彼はエドムの王の骨を焼て灰となせり 二 我モアブに火を遣りケリオテの一切の殿を焼ん、モアブは噪擾と吶喊の聲と喇叭の音の中に死ん 三 我その中より審判長を絶除きその諸の牧伯を之とともに殺さんエホバこれを言ふ○

四 エホバかく言たまふユダは三の罪あり四の罪あれば我かならず之を罰して赦さじ即ち彼らはエホバの律法を輕んじその法度を守らずその先祖等が從がひし僞の物に惑はさる 五 我ユダに火を遣りエルサレムの諸の殿を焚ん○ 六 エホバかく言たまふイスラエルは三の罪あり四の罪あれば我かならず之を罰して赦さじ即ち彼らは義者を金のために賣り貧者を鞋一足のために賣る 七 彼らは弱き者の頭に地の塵のあらんことを喘ぎて求め柔かき者の道を曲げまた父子ともに一人の女子に行て我聖名を汚す 八 彼らは質に取る衣服を一切の壇の傍に敷てその上に偃し罰金をもて得たる酒をその神の家に飲む 九 我はアモリ人を彼らの前に絶たりアモリ人はその高きこと香柏樹のごとくその強きこと橡の樹のごとくなりしが我その上の果と下の根とをほろぼしたり 十 我は汝らをエジプトの地より携さへのぼり四十年のあひだ曠野において汝らを導びき終にアモリ人の地を汝らに獲させたり 十一 我は汝らの子等の中より預言者を興し汝らの少者の中よりナザレ人を興したりイスラエルの子孫よ然るにあらずやエホバこれを言ふ 十二 然るに汝らはナザレ人に酒を飲せ預言者に命じて預言するなかれと言り 十三 見よ我麥束を積滿せる車の物を壓するがごとく汝らを壓せん 十四 その時は疾走者も逃るに暇あらず強き者もその力を施こすを得ず勇士も己の生命を救ふこと能はず 十五 弓を執る者も立ことを得ず足駛の者も自ら救ふあたはず馬に騎る者も己の生命を救ふこと能はず 十六 勇士の中の心剛き者もその日には裸にて逃んエホバこれを言ふ

第三章 一 イスラエルの子孫よエホバが汝らふむかひて言ところ我がエジプトの地より導き上りし全家にむ

かひて言ところの此言を聴け　二 地の諸の族の中にて我たゞ汝ら而已を知りこの故に我なんぢらの諸の罪のために汝らを罰せん　三 二人もし相會せずば爭で共に歩かんや　四 獅子もし獲物あらずば豈林の中に吼んや猛獅子もし物を擭まずば豈その穴より聲を出さんや　五 もし羂の設なくば鳥あに地に張る網にかゝらんや網もし何の得るところも無ば豈地よりあがらんや　六 邑にて喇叭を吹ば民おどろかざらんや邑に災禍のおこるはエホバのこれを降したまふならずや　七 夫主エホバはその隱たる事をその僕なる預言者に傳へずしては何事をも爲たまはざるなり　八 獅子吼ゆ、誰か懼れざらんや、主エホバ言語たまふ、誰か預言せざらんや　九 アシドドの一切の殿に傳へエジプトの地の一切の殿に宣て言へ汝等サマリアの山々に集りその中にある大なる紛亂を觀その中間におこなはるゝ虐遇を觀よ　十 エホバいひたまふ、彼らは正義をおこなふことを知ず虐たげ取し物と奪ひたる物とをその宮殿に積蓄はふ　十一 是故に主エホバかく言たまふ敵ありて此國を攻かこみ汝の權力を汝より取下さん汝の一切の殿は掠めらるべし　十二 エホバかく言たまふ牧羊者は獅子の口より羊の兩足あるひは片耳を取かへし得るのみサマリアに於て床の隅またはダマスコ錦の榻に坐するイスラエルの子孫もその救はるゝことは是のごとくならん　十三 萬軍の神主エホバかく言たまふ汝ら聴てヤコブの家に證せよ　十四 我イスラエルの諸の罪を罰する日にはベテルの壇を罰せん其壇の角は折て地に落べし　十五 我また冬の家および夏の家をうたん象牙の家ほろび大なる家失んエホバこれを言ふ

第四章

一 バシャンの牝牛等よ汝ら此言を聴け汝らはサマリアの山に居り弱者を虐げ貧者を壓し又その主にむかひて此に持きたりて我らに飲せよと云ふ　二 主エホバ己の聖を指し誓ひて云ふ視よ日汝らの上に臨む、その日には人汝らを鈎にかけ汝等の遺餘者を釣魚鈎にかけて曳いださん　三 汝らは各々その前なる石垣の破れ壞たる處より奔出てハルモンに逃往んエホバこれを言ふ　四 汝らベテルに往て罪を犯しギルガルに往て益々

おほく罪を犯せ、朝ごとに汝らの犠牲を携へゆけ三日ごとに汝らの什一を携へゆけ 五 酵いれたる者を感謝祭
に献げ願意よりする禮物を召てこれを告示せイスラエルの子孫よ汝らハ斯するを好むなりと主エホバ言た
まふ 六 また我汝らの一切の邑に於て汝らの齒を清からしめ汝らの一切の處において汝らの食を乏しからし
めたり然るに汝らは我に歸らずとエホバ言たまふ 七 また我收獲までになほ三月あるに雨をとどめて汝らに
下さずかの邑には雨を降しこの邑にハ雨をふらさざりき、此田圃は雨を得彼田圃ハ雨を得ずして枯れたり 八
二三の邑、別の一の邑に踉めきゆきて水を飮ども飽ことあたハず然るに汝らは我に歸らずとエホバ言たまふ
九 我枯死殼と朽腐穗とをもて汝等を擊なやませりまた汝らの衆多の園と葡萄園と無花果樹と橄欖樹とは蝗
これを食へり然るに汝らハ我に歸らずとエホバ言たまふ 十 我なんぢらの中にエジプトに爲し如く疫病をお
こし劍をもて汝らの少き人を殺し又汝らの馬を奪さり汝らの營の臭氣をして騰りて汝らの鼻を撲しめたり
然るも汝らハ我に歸らずとエホバいひたまふ 十一 我なんぢらの中の邑を滅ぼすことソドム、ゴモラを神の滅ぼ
したまひし如くしたれば汝らハ火熖の中より取いだしたる燃柴のごとくなれり然るも汝らは我に歸らずと
エホバ言たまふ 十二 イスラエルよ然ば我かく汝に行はん我是を汝に行ふべければイスラエルよ汝の神に會ふ
準備をせよ 十三 彼ハ即ち山を作りなし風を造り出し人の思想の如何なるをその人に示しまた晨光をかへて黑
暗となし地の高處を踏む者なりその名を萬軍の神エホバといふ

第五章

一 イスラエルの家よ我が汝らに對ひて宣る此言を聽け是ハ哀歎の歌なり 二 處女イスラエルは仆れて
復起あがらず、彼は己の地に扑倒さる、之を扶け起す者なし 三 主エホバかく言たまふイスラエルの家において
は前に千人出たる邑ハ只百人のみのこり前に百人出たる邑ハ只十人のみのこらん 四 エホバかくイスラエル
の家に言たまふ、汝ら我を求めよさらば生べし 五 ベテルを求むるなかれ、ギルガルに往なかれベエルシバに赴

く勿れ、ギルガルは必ず擄へられゆきベテルは無に歸せん　六汝らヱホバを求めよ然ば生べし恐らくはヱホバ
火のごとくにヨセフの家に落くだりたまひてその火これを燒んベテルのためにこれを熄す者一人もあらじ
七汝ら公道を茵蔯に變じ正義を地に擲つる者よ　八昴宿および參宿を造り死の蔭を變じて朝となし晝を暗く
して夜となし海の水を呼て地の面に溢れさする者を求めよその名はヱホバといふ　九彼は滅亡を忽然强者に
臨ましむ、滅亡つひに城に臨む　十彼らは門にありて勸戒る者を惡み正直を言ふ者を忌嫌ふ　十一汝らは貧き者を
踐つけ麥の贈物を之より取る、是故に汝らは鑿石の家を建しと雖もその中に住ことあらじ美しき葡萄園を作
りしと雖どもその酒を飮ことあらじ　十二我知る汝らの愆は多く汝らの罪は大なり汝らは義き者を虐げ賄賂を
取り門において貧き者を推枉ぐ　十三是故に今の時は賢き者默す是惡き時なればなり　十四汝ら善を求めよ惡を求
めざれ然らば汝ら生べしまた汝らが言ごとく萬軍の神ヱホバ汝らと偕に在さん　十五汝ら惡を惡み善を愛し門
にて公義を立よ萬軍の神ヱホバあるひはヨセフの遺る者を憐れみたまはん　十六是故に主なる萬軍の神ヱホバ
かく言たまふ諸の街衢にて啼ことあらん諸の大路にて人哀哉哀哉と呼ん又農夫を呼きたりて哀哭しめ
啼女を招きて啼しめん　十七また諸の葡萄園にも啼こと有べし其は我汝らの中を通るべければなりとヱホバこれ
を言たまふ　十八ヱホバの日を望む者は禍なるかな汝ら何とてヱホバの日を望むや是は昏くして光りなし　十九人
獅子の前を逃れて熊に遇ひ又家にいりてその手を壁に附て蛇に咬るるに似たり　二十ヱホバの日は昏くし
て光なく暗にして輝なきに非ずや　二一我は汝らの節筵を惡みかつ藐視む、また汝らの集會を悅ばじ　二二汝ら我
に燔祭または素祭を獻るとも我これを受納じ汝らの肥たる犢の感謝祭は我これを顧みじ　二三汝らの歌の聲を
我前に絕て、汝らの琴の音は我これを聽じ　二四公道を水のごとくに正義をつきざる河のごとくに流れしめよ　二五
イスラエルの家よ汝らは四十年曠野に居し間犧牲と供物を我に獻げたりしや　二六かへつて汝らは汝らの王シ

クテを負ひ汝らの偶像キウンを負へり是即ち汝らの神とする星にして汝らの自ら造り設けし者なり
二七 然ば我汝らをダマスコの外に移さん萬軍の神ととなふるヱホバこれを言たまふ

第六章

一 身を安くしてシオンに居る者思ひわづらはずしてサマリヤの山に居る者諸の國にて勝れたる國の中なる聞え高くしてイスラエルの家が就きしたがふ者は禍なるかな
二 カルネに渉りゆき彼處より大ハマテに至りまたペリシテ人のガテに下りて視よ其等は此二國に愈るや彼らの土地は汝らの土地よりも大なるや
三 汝等は災禍の日をもて尚遠しと爲し強暴の座を近づけ
四 自ら象牙の牀に臥し寢臺の上に身を伸し群の中より羔羊を取り圈の中より犢牛を取て食ひ
五 琴の音にあはせて唱ひ噪ぎダビデのごとくに樂器を製り出し
六 大斝をもて酒を飲み最も貴とき膏を身に抹りヨセフの艱難を憂へざるなり
七 是故に今彼等は擄はれて俘囚人の真先に立て往ん、かの身を伸したる者等の嘈の聲止べし
八 萬軍の神ヱホバ言たまふ主ヱホバ己を指て誓へり我ヤコブが誇る所の物を忌嫌ひその宮殿を惡む、我この邑とその中に充る者とを付すべし
九 一の家に十人遺りをるとも皆死ん
十 而してその親戚すなはち之を焚く者その死骸を家より運びいださんとて之を取あげまたその家の奥に潜み居る者に向ひて他になほ汝とともに居る者あるやと言ふとき對へて一人も無しと言ん此時かの人また言べし默せよヱホバの名を口に擧ることを有べからずと
十一 視よヱホバ命を下し大なる家を撃て墟址とならしめ小き家を撃て微塵とならしめたまふ
十二 馬あに能く岩の上を走らんや人あに牛をもて岩を耕へすことを得んや然るに汝らは公道を毒に變じ正義の果を茵蔯に變じたり
十三 汝らは無物を喜こび我等は自分の力をもて角を得しにあらずやと言ふ
十四 是をもて萬軍の神ヱホバ言たまふイスラエルの家よ我一の國を起して汝らに敵せしめん是そハマテの入口よりアラバの川までも汝らをなやまさん

第七章

一 主ヱホバの我に示したまへるところ是のごとし即はち草の再び生ずる時にあたりて彼蝗を造りた

まふその草は王の刈たる後に生じたるものなり 二 その蝗地の青物を食盡しゝ後我言り主ヱホバよ願くは赦
したまへヤコブは小し爭か立ことを得んと 三 ヱホバその事につきて悔をなし我これを爲じと言たま
ふ 四 主ヱホバの我に示したまへる所是のごとし即ち主ヱホバ火をもて罰せんとて火を呼たまひければ火大
淵を焚きまた產業の地を焚んとす 五 時に我言り主ヱホバよ願くは止たまへヤコブは小し爭か立ことを得ん
と 六 ヱホバその行へる事につきて悔をなし我これをなさじと主ヱホバ言たまふ 七 また我に示したまへると
ころ是のごとし即ち準繩をもて築ける石垣の上にヱホバ立ちその手に準繩を執たまふ 八 而してヱホバ我に
むかひアモス汝何を見るやと言たまひければ準繩を見ると我答へしに主また言たまはく我準繩を我民イス
ラエルの中に設く、我再び彼らを見過しにせじ 九 イサクの崇邱は荒されイスラエルの聖所も毀たれん我劍
をもちてヤラベアムの家に起むかはん○ 十 時にベテルの祭司アマジヤ、イスラエルの王ヤラベアムに言遣は
しけるはイスラエルの家の眞中にてアモス汝に叛けり彼の諸の言には此地も堪るあたはざるなり 十一 即ちア
モスかく言りヤラベアムは劍によりて死んイスラエルは必ず擄へられてゆきてその國を離れんと 十二 而して
アマジヤ、アモスに言けるは先見者よ汝往てユダの地に逃れ彼處にて預言して汝の食物を得よ 十三 然どベテル
にては重ねて預言すべからず是は王の聖所王の宮なればなり 十四 アモス對へてアマジヤに言けるは我は預言
者にあらずまた預言者の子にも非ず我は牧者なり桑の樹を作る者なりと 十五 然るにヱホバ羊に從ふ所より我
を取り往て我民イスラエルに預言せよとヱホバわれに宣へり 十六 今ヱホバの言を聽け汝は言ふイスラエルに
むかひて預言する勿れイサクの家にむかひて言を出すなかれと 十七 是故にヱホバかく言たまふ、汝の妻は邑の
中にて妓婦となり汝の男子女子は劍に斃れ汝の地は繩をもて分たれん而して汝は穢たる地に死イスラエル
は擄られゆきてその國を離れん

第八章

一 主エホバの我に示したまへるところ是のごとし即ち熟したる果物一籃あり 二 ヱホバわれにむかひてアモス汝何を見るやと言たまひければ熟したる果物一籃を見るとこたへしにヱホバ我に言たまひて我民イスラエルの終いたれり我ふたゝび彼らを見過しにせじ 三 主ヱホバ言たまふ其日には宮殿の歌は哀哭に變らん死屍おびたゞしくあり人これを遍き處に投棄ん黙せよ 四 汝ら喘ぎて貧き者に迫り且地の困難者を滅ぼす者よ之を聽け 五 汝ら言ふ月朔は何時過去んか我等穀物を賣んとす安息日は何時過去んか我ら麥倉を開かんとす我らエパを小くしシケルを大くし僞の權衡をもて欺むく事をなし 六 銀をもて賤しき者を買ひ鞋一足をもて貧き者を買ひかつ屑麥を賣いださんと 七 ヱホバヤコブの榮光を指て誓ひて言たまふ我かならず彼等の一切の行爲を何時までも忘れじ 八 之がためには地震はざらんや地に住る者みな哭かざらんや地みな河のごとく瀰あがらんエジプトの河のごとく湧あがり又沈まん 九 主ヱホバ言たまふ其日には我日をして眞晝に沒せしめ地をして白晝に暗くならしめ 十 汝らの節筵を悲傷に變らせ汝らの歌を盡く哀哭に變らせ一切の人に麻布を腰に纏はしめ一切の人に頂を剃しめ其日をして獨子を喪へる哀傷のごとくならしめ其終をして苦き日のごとくならしめん 十一 主ヱホバ言たまふ視よ日至らんとすその時我饑饉を此國におくらん是はパンに乏しきに非ず水に渇くに非ずヱホバの言を聽ことの饑饉なり 十二 彼らは海より海とさまよひ歩き北より東と奔まはりてヱホバの言を求めん然ど之を得ざるべし 十三 その日には美しき處女も少き男もともに渇のために絶いらん 十四 かのサマリアの罪を指て誓ひダンよ汝の神は活くと言ひまたベエルシバの路は活くと言る者等は必ず仆れん復興ることあらじ

第九章

一 我觀るに主壇の上に立て言たまはく柱の頭を擊て閾を震はせ之を打碎きて一切の人の首に落かゝらしめよ其遺れる者をば我劍をもて殺さん彼らの逃る者も逃おほすることを得ず彼らの遁るゝ者もたすか

ちじ。二 假令かれら陰府に掘くだるとも我手をもて之を其處より曳いださん假令かれら天に攀のぼるとも我これを其處より曳おろさん 三 假令かれらカルメルの嶺に匿るゝとも我これを搜して其處より曳いださん、假令かれら海の底に匿れて我目を逃るゝとも我蛇に命じて其處にて之を咬しめん 四 假令かれらその敵に擄へれゆくとも我劍に命じて其處にて之を殺さしめん我かれらの上に我目を注ぎて災禍を降さん福祉を降さじ 五 主たる萬軍のヱホバ地に捫れば地鎔けその中に住む者みな哀む即ち全地は河のごとくに噴あがりエジプトの河のごとくにまた沈むなり 六 彼は樓閣を天に作り穹蒼の基を地の上に置ゑまた海の水を呼て地の面にこれを斟ぐなり其名をヱホバといふ 七 ヱホバ言たまふイスラエルの子孫よ我は汝らを視ことエテオピア人を視がごとくするにあらずや我はイスラエルをエジプトの國よりペリシテ人をカフトルよりスリア人をキルより導き來りしにあらずや 八 視よ我主ヱホバの目を此罪を犯すところの國に注ぎ之を地の面より滅ぼし絕ん但し我はヤコブの家を盡くは滅ぼさじヱホバこれを言ふ 九 我すなはち命を下し篩にて物を篩ふがごとくイスラエルの家を萬國の中にて篩はん一粒も地に落ざるべし 十 我民の罪人即ち災禍われらに及ばず我らに降らじと言をる者等は皆劍によりて死ん 十一 その日には我ダビデの倒れたる幕屋を興しその破壞を修繕ひその傾圮たるを興し古代の日のごとくに之を建なほすべし 十二 而して彼らはエドムの遺餘者および我名をもて稱へらるる一切の民を獲ん此事を行なふヱホバかく言なり 十三 ヱホバ言ふ視よ日いたらんとす、その時には耕へす者は刈者に相繼ぎ葡萄を踐む者は播種者に相繼んまた山々には酒滴り岡は皆鎔て流れん 十四 我わが民イスラエルの俘囚を返さん彼らは荒たる邑々を建なほして其處に住み葡萄園を作りてその酒を飲み園囿を作りてその果を食はん 十五 我かれらをその地に植つけん彼らは我がこれに與ふる地より重ねて拔とらるゝことあらじ汝の神ヱホバこれを言ふ

亞歷士書　終

阿巴底亞書

一 オバデヤの預言、主ヱホバ、エドムにつきて斯いひたまふ、我らヱホバより出たる音信を聞り一人の使者國々の民の中に遣はされて云ふ起よ我等起てエドムを攻撃んと 二 我汝をして國々の中において小き者たらしむ、汝は大に藐視らるゝなり 三 山崖の巖屋に居り高き處に住む者よ汝が心の傲慢なんぢを欺むけり汝心の中に謂ふ誰か我を地に曳くだすことを得んと 四 汝たとひ鷲のごとくに高く擧り星の間に巣を造るとも我そこより汝を曳くださんヱホバこれを言たまふ 五 盜賊汝に來り强盜夜なんぢに來り竊むともその心に滿るときは止ざらんや、嗚呼なんぢは滅ぼされて絶ゆ、葡萄を摘む者汝にいたるも尙幾何を遺さゞらんや 六 嗚呼エサウは捜されその隱しおける物は探りいださる 七 汝と盟約を結べる人々はみな汝を國境に逐やり、汝と和好をなせる人々はみな汝を欺きて汝に勝ち、汝の食物を食ふ者等は汝の下に羂を設く、彼の中には頴悟あらず 八 ヱホバ言たまふ當日には我智慧ある者をエドムより絶除き頴悟をエサウの山より絶除かざらんや 九 テマンよ汝の勇士は驚き懼れん而して人みな終に殺されてエサウの山より絶除かるべし 十 汝はその兄弟ヤコブに暴虐を加へたるに因て恥辱なんぢを蒙はん汝は永遠に至るまで絶るべし 十一 汝が遠く離れて立をりし日即ち異邦人これが財寶を奪ひ他國人これが門に進み入りヱルサレムのために籤を掣たる日には汝も彼らの一人のごとくなりき 十二 汝は汝の兄弟の日すなはちその災禍の日を観るべからず又ユダの子孫の滅亡の日を喜こぶべからず其苦難の日には汝口を大きく開くべからざるなり 十三 我民の滅ぶる日には汝その門に入べからず其滅ぶる日には汝その患難を見べからず又その滅ぶる日には汝その財寶に手をかくべからず 十四 汝路の辻々に立てその逃亡者を斬べからず其患難の日にこれが遺る者を付すべからず 十五 ヱホバの日萬國に臨むこと邇し汝の爲せるごとく汝も爲られ汝の應報なんぢの首に歸すべし 十六 汝等のわが聖山にて飮しごとく萬國の民も恒に飮

ん即ちみな飲かつ啜りて從前より有ざりし者のごとく成ん
十七 シオン山には救はるゝ者等をりてその山聖所
とならんまたヤコブの家はその產業を獲ん
十八 ヤコブの家は火となりヨセフの家は火燄となりエサウの家は
藁とならん即ち彼等これが上に燃てこれを焚んエサウの家には遺る者一人も無にいたるべしエホバこれを
言なり
十九 南の人はエサウの山を獲、平地の人はペリシテを獲ん、又彼らはエフライムの地およびサマリアの地
を獲べしベニヤミンはギレアデを獲ん
二十 かの擄はれゆきしイスラエルの軍旅はカナン人に屬する地をザレパテ
まで取んセパラデにあるエルサレムの俘擄人は南の邑々を獲ん
二一 然る時に救者シオンの山に上りてエサウ
の山を鞫かん而して國はエホバに歸すべし

阿巴底亞書　終

第一章

一 エホバの言アミタイの子ヨナに臨り、いはく 二 起てかの大なる邑ニネベに往きこれを呼はり責よ其は其惡わが前に上り來ればなりと 三 しかるにヨナはエホバの面をさけてタルシシへ逃れんと起てヨツパに下り行けるが機しもタルシシへ往く舟に遇ければその價値を給へエホバの面をさけて偕にタルシシへ行んとてその舟に乘り 四 時にエホバ大風を海の上に起したまひて烈しき颶風海にありければ舟は幾ど破んとせり 五 かゝりしかば舩夫恐れて各おのれの神を呼び又舟を輕くせんとてその中なる載荷を海に投すてたり然るにヨナは舟の奧に下りゐて臥て酣睡せり 六 舩長來りて彼に云けるは汝なんぞかく酣睡するや起て汝の神を呼へ、あるひは彼われらを眷顧て淪亡ざらしめんと 七 かくて人衆互に云けるは此災の我儕にのぞめるは誰の故なるかを知んがため去來鬮を掣んとやがて鬮をひきしに鬮ヨナに當りければ 八 みな彼に云けるはこの災厲なにゆゑに我らにのぞめるか請ふ告よ汝の業は何なるや何處より來れるや汝の國は何處ぞや何處の民なるや 九 ヨナ彼等にいひけるは我はヘブル人にして海と陸とを造りたまひし天の神エホバを畏るゝ者なり 十 是に於て舩夫甚しく懼れて彼に云けるは汝なんぞその事をなせしやと其の人々はかれがエホバの面をさけて逃れしなるを知り其はさきにヨナ彼等に告たればなり 十一 遂に舩夫彼にいひけるは我儕のために海を靜かにせんには汝に如何がなすべきや其は海いよ／＼甚だしく狂蕩たればなり 十二 ヨナ彼等に曰けるはわれを取りて海に投いれよさらば海は汝等の爲に靜にならん我はこの大なる颶風の汝等にのぞめるはわが故なるを知がなり 十三 されど舩夫は陸に漕もどさんとつとめたりしが終にあたはざりき其は海かれらにむかひていよゝよ猛しく蕩たればなり 十四 こゝにおいて彼等エホバに呼はりて曰けるはエホバよ我儕ねがはくは此人の命の爲に我儕を滅亡したまふ勿れ又罪なきの血をわれらに歸したまふなかれ其はエホバよ汝聖意にかなふと

ころを爲したまへるなればなりと 十五 すなはちヨナを取りて海に投入たり、しかして海のあるゝことやみぬ 十六
かゝりしかばその人々おほいにヱホバを畏れヱホバに犧牲を獻げ誓願を立たり 十七 さてヱホバすでに大なる
魚を備へおきてヨナを呑しめたまへり、ヨナは三日三夜魚の腹の中にありき

第二章

一 ヨナ魚の腹の中よりその神ヱホバに祈禱て 二 曰けるはわれ患難の中よりヱホバを呼びしに彼われ
にこたへたまへり、われ陰府の腹の中より呼はりしに汝わが聲を聽たまへり 三 汝われを淵のうち海の中心に
投いれたまひて海の水我を環り、汝の波濤と巨浪すべて我上にながる 四 われ曰けるは我なんぢの目の前より
逐れたれども復汝の聖殿を望まん 五 水われを環りて魂にも及ばんとし、淵我をとりかこみ、海草わが頭に纏へ
り 六 われ山の根基にまで下れり、地の關木いつも我うしろにありき、しかるに我神ヱホバよ汝はわが命を深き
穴より救ひあげたまへり 七 わが靈魂裏に弱し時我ヱホバをおもへり、しかしてわが祈なんぢに至り、なんぢの
聖殿におよべり 八 いつはりなる虚き者につかふるものは自己の恩たる者を棄つ 九 されど我は感謝の聲をも
て汝に獻祭をなし、又わが誓願をなんぢに償さん、救はヱホバより出るなりと 十 ヱホバ其魚に命じたまひければ
ばヨナを陸に吐出せり

第三章

一 ヱホバの言ふたゝびヨナに臨めり曰く 二 起てかの大なる府ニネベに往き、わが汝に命ずるところを
宣よ 三 ヨナすなはちヱホバの言に循ひて起てニネベに往り、ニネベは甚だ大なる邑にしてこれをめぐるに三
日を歷る程なり 四 ヨナその邑に入はじめ一日路を行つゝ呼はり曰けるは四十日を歷ばニネベは滅亡さるべ
し 五 かゝりしかばニネベの人々神を信じ斷食を宣れ、大なる者より小き者に至るまでみな麻布を衣たり 六 こ
の言ニネベの王に聞えければ彼位より起ち朝服を脱ぎ麻布を身に纏ふて灰の中に坐せり 七 また王大臣とと
もにみ命をくだしてニネベ中に宣しめて曰く人も畜も牛も羊もともに何をも味ふべからず、又物をくらひ水を

飮べからず 八 人も畜も麻布をまとひ只管神に呼もとめ且おの〳〵其惡き途および其手に作す邪惡を離るべし
九 或は神その聖旨をかへて悔い其烈しき怒を息てわれらを滅亡さゞらん誰かその然らざるを知んや 十 神か
れらの爲すところをかんがみ其あしき途を離るゝを見そなはし彼等になさんと言し所の災禍を悔てこれを
なしたまはざりき

第四章

一 ヨナこの事を甚だ惡しとして烈く怒り 二 ヱホバに祈て曰けるはヱホバよ我なほ本國にありし時斯
あらんと曰しに非ずや されば こそ前にタルシシへ逃たるなれ其は我汝は矜恤ある神 憐憫あり怒ること遲く
慈悲深くして災禍を悔たまふものなりと知ばなり 三 ヱホバよ願くは今わが命を取たまへ其は生ることより
も死るかた我に善ればなり 四 ヱホバ曰たまひけるは汝の怒る事いかで宜しからんや 五 ヨナは邑より出てそ
の東の方に居り己が爲に其處に一の小屋をしつらひその蔭の下に坐して府の如何に成行くかを見る 六 ヱホ
バ神瓢を備へこれをして發生てヨナの上を覆はしめたりこれはヨナの首の爲に庇蔭をまうけてその憂を慰め
んが爲なりき ヨナはこの瓢の木によりて甚だ喜べり 七 されど神あくる日の夜明に虫をそなへて其ひさごを
嚙せたまひければ瓢は枯たり 八 かくて日の出し時神 暑き東風を備へたまひ又日ヨナの首を照しければ彼よ
わりて心の中に死ることを願ひて言ふ生ることよりも死るかた我に善し 九 神またヨナに曰ひたまひけるは
瓢の爲に汝のいかる事いかで宜しからんや彼曰けるはわれ怒りて死るともよろし 十 ヱホバ曰たまひけるは
汝は勞をくはへず生育ざる此の一夜に生じて一夜に亡びし瓢を惜めり 十一 まして十二萬餘の右左を辨へざる
者と許多の家畜とあるこの大なる府ニネベをわれ惜まざらんや

約拿書 終

米迦書

第一章

一 ユダの王ヨタム、アハズおよびヒゼキヤの代にモレシテ人ミカに臨めるエホバの言是すなはちサマ
リアとエルサレムの事につきて彼が示されたる者なり 二 萬民よ聽け地とその中の者よ耳を傾けよ主エホバ
汝らに對ひて證を立たまはん即ち主その聖殿より之を立たまふべし 三 視よエホバその處より出てくだり地
の高處を踏たまはん 四 山は彼の下に融け谷は裂けたり火の前なる蠟のごとく坂に流るる水のごとし 五 是
みなヤコブの愆の故イスラエルの家の罪のゆゑなり、ヤコブの愆とは何かサマリアにあらずや、ユダの崇邱
とは何か、エルサレムにあらずや 六 是故に我サマリアを野の石堆となし葡萄を植る處と爲し又その石を谷に
投おとしその基を露さん 七 その石像はみな碎かれ、その獲たる價金はみな火にて焚れん、我その偶像をことご
とく毀たん彼妓女の價金よりこれを積たれば是もまた歸りて妓女の價金となるべし、八 我これがために哭き
號ばん衣を脫ぎ裸體にて歩行ん山犬のごとくに哭き駝鳥のごとくに啼ん 九 サマリアの傷は醫すべからざる
者にてすでにユダに至り我民の門エルサレムにまでおよべり 十 ガテに傳ふるなかれ泣さけぶ勿れ、ベテレア
フラにて我塵の中に輾びたり 十一 サピルに住る者よ汝ら裸になり辱を蒙りて進みゆけ、ザアナンに住る者は敢
て出ず、ベテエゼルの哀哭によりて汝らは立處を得ず 十二 マロテに住る者は己の幸福につきて思ひなやむ、其は
災禍エホバより出てエルサレムの門に臨めばなり 十三 ラキシに住る者よ馬に車をつなげ、ラキシはシオンの女
の罪の根本なりイスラエルの愆は汝の中に見ゆ 十四 是の故に汝モレセテガテに離別の饋物を與へよ、アクシブ
の家々はイスラエルの王等におけることを人を欺く河川のごとくなるべし 十五 マレシヤにすめる者よ我また汝
の地を獲べき者を汝に携へ往べしイスラエルの榮光アドラムに往ん 十六 汝その娛ぶところの子等の故により
て汝の髮を剃おろせ、汝の首の剃し處を大くして鷲のごとくにせよ其は彼等擄へられて汝を離るればなり

第二章

一 その牀にありて不義を圖り惡事を工夫る者等には禍あるべし彼らはその手に力あるが故に天亮に
およべばこれを行ふ 二 彼らは田圃を貪りてこれを奪ひ家を貪りて是を取りまた人を虐げてその家を掠め人
を虐げてその產業をかすむ 三 是故にヱホバかく言たまふ視よ我此族にむかひて災禍を降さんと謀る、汝ら
はその頸を是より脫することを能はじまた首をあげて步くことを能はざるべし其時は災禍の時なればなり 四 そ
の日には人汝らにつきて詩を作り悲哀の歌をもて悲哀て言ん事既にいたれり我等は盡く滅ぼさる、彼わが民
の產業を人に與ふ、如何なれば我よりこれを離すや我等の田圃を違逆者に分ち與ふ 五 然ば汝らヱホバの會衆
の中には籤によりて繩をうつ者一人も有じ 六 預言する勿れ、彼らは預言す、彼らは是等の者等にむかひて預言
せじ、恥辱彼らを離れざるべし 七 汝ヤコブの家と稱へらるゝ者よヱホバの氣短からんやヱホバの行爲是の
ごとくならんや我言は品行正直者の益とならざらんや 八 然るに我民は近頃起りて敵となれり汝らは夫の
戰爭を避て心配なく過るところの者等に就てその衣服の外衣を奪ひ 九 我民の婦女をその悅こぶところの家
より逐いだしその子等より我の妝飾を永く奪ふ 十 起て去是は汝らの安息の地にあらず是は已に汚れたれば
必ず汝らを滅ぼさん其滅亡は劇かるべし 十一 人もし風に步み謊言を宣べ我葡萄酒と濃酒の事につきて汝に預
言せんと言ことあらばその人はこの民の預言者とならん 十二 ヤコブよ我かならず汝をことごとく集へ必ずイ
スラエルの遺餘者を聚めん而して我之を同一に置てボヅラの羊のごとく成しめん彼らは人數衆きによりて
牧場の中なる群のごとくにその聲をたてん 十三 打破者かれらに先だちて登り彼ら遂ふ門を打破り之を通り
て出ゆかん彼らの王その前にさちて進みヱホバその首に立たまふべし

第三章

一 我言ふヤコブの首領よイスラエルの家の侯伯よ汝ら聽け公義は汝らの知べきことに非ずや 二 汝ら
は善を惡み惡を好み民の身より皮を剝ぎ骨より肉を剔り 三 我民の肉を食ひその皮を剝ぎその骨を碎きされ

を切きざみて鍋に入る物のごとくし鼎の中にいるる肉のごとくす　四然ば彼時に彼らヱホバに呼はるともヱホバかれらに應へたまはじ却てその時ハ面を彼らに隱したまハん彼らの行惡ければなり　五我民を惑はす預言者は齒にて噛べき物を受る時ハ平安あらんと呼はれども何をもその口に與へざる者にむかひては戰鬪の準備をなす、ヱホバ彼らにつきて斯いひたまふ　六然ば汝らは夜に遭べし復異象を得じ黑暗に遭べし復卜兆を得じ日その預言者の上をはなれて沒りその上ハ晝も暗かるべし　七見者ハ愧を抱き卜者ハ面を赧らめ皆共に其脣を掩はん神の應答あらざればなり　八然れども我ハヱホバの御靈によりて能力身に滿ち公義および勇氣衷に溢ればヤコブにその愆を示しイスラエルにその罪を示すことを得　九ヤコブの家の首領等およびイスラエルの家の牧伯等公義を惡み一切の正直事を曲る者よ汝ら之を聽け　十彼らハ血をもてシオンを建て不義をもてヱルサレムを建つ　十一その首領等ハ賄賂をとりて審判をなしその祭司等ハ値錢を取て敎誨をなす又その預言者等ハ銀子を取て占卜を爲しヱホバに倚賴みて云ふヱホバわれらと偕に在すにあらずや然ば災禍われらに降らじと　十二是によりてシオンハ汝のゆゑに田圃となりて耕へされヱルサレムハ石堆となり宮の山ハ樹の生しげる高處とならん

第四章

一末の日にいたりてヱホバの家の山、諸の山の巓に立ち諸の嶺にこえて高く聳へ萬民河のごとく之に流れ歸せん　二即ち衆多の民來りて言ん去來我等ヱホバの山に登りヤコブの神の家にゆかんヱホバその道を我らに敎へて我らにその路を歩ましめたまはんと律法ハシオンより出でヱホバの言ハヱルサレムより出べければなり　三彼衆多の民の間を鞫き强き國を規戒め遠き處にまでも然したまふべし彼らはその劍を鋤に打かへその鎗を鎌に打かへん國と國とハ劍を擧て相攻ずまた重て戰爭を習はじ　四皆その葡萄の樹の下に坐しその無花果樹の下に居ん之を懼れしむる者なかるべし萬軍のヱホバの口これを言ふ　五一切の民ハみな各々

その神の名によりて歩む然ども我らハわれらの神ヱホバの名によりて永遠に歩まん　六ヱホバ言たまふ其日
には我かの足蹇たる者を集へかの散されし者および我が苦めし者を聚め　七その足蹇たる者をもて遺餘民
となし遠く逐やられたりし者をもて強き民となさん而してヱホバシオンの山において今より永遠にこれが
王とならん　八羊樓シオンの女の山よ最初の權汝に歸らん即ちヱルサレムの女の國祚なんぢに歸るべし　九
汝なにとて喚叫ぶや汝の中に王なきや汝の議者絶果しや汝ハ産婦のごとく痛苦を懷くなり　十シオンの女
よ産婦のごとく劬勞て産め汝ハ今邑を出て野に宿りバビロンに往ざるを得ず彼處にて汝救ハれんヱホバ汝
をかしこにて汝の敵の手より贖ひ取りたまふべし　十一今許多の國民あつまりて汝におしよせて言ふ願くハシ
オンの汚されんことを我ら目にシオンを觀てなぐさまんと　十二然ながら彼らはヱホバの思念を知ずまたその
御謀議を曉らずヱホバ麥束を打場にあつむるごとくに彼らを聚めたまへり　十三シオンの女よ起てこなせ我な
んぢの角を鐵にし汝の蹄を銅にせん汝許多の國民を打碎くべし汝かれらの掠取物をヱホバに獻げ彼らの財
産を全地の主に奉納べし

第五章

一　軍隊の女よ今なんぢ集りて隊をつくれ敵われらを攻圍み杖をもてイスラエルの士師の頰を撃つ○
二ベテレヘム、エフラタ汝ハユダの郡中にて小き者なり然れどもイスラエルの君となる者汝の中より我ため
に出べしその出る事も古昔より永遠の日よりなり　三是故に産婦の産おとすまで彼等を付しおきたまはん然
る後その遺れる兄弟イスラエルの子孫とともに歸るべし　四彼ハヱホバの力に由りその神ヱホバの名の威光
によりて立てその群を牧ひ之をして安然に居しめん今彼ハ大なる者となりて地の極にまでおよばん　五彼ハ
平和なりアツスリア人われらの國に入り我らの宮殿を踏あらさんとする時ハ我等七人の牧者八人の人君を
立てこれに當らん　六彼ら劍をもてアツスリアの地をほろぼしニムロデの地の邑々をほろぼさんアツスリア

の人我らの地に攻いり我らの境を踏あらす時には彼らの手より我らを救はん　七 ヤコブの遺餘者は衆多の民
の中に在ること人に頼ず世の人を俟ずしてエホバより降る露の如く青草の上にふりしく雨の如くならん　八 ヤ
コブの遺餘者の國々にをり衆多の民の中にをる樣は林の獸の中に獅子の居るごとく羊の群の中に猛き獅子
の居るごとくならん彼の過るときは踏みかつ裂ことをなす、救ふ者なし　九 望らくは汝の手汝が諸の敵の上に
あげられ汝がもろ〳〵の仇ことごとく絶れんことを　十 エホバ言たまふ其日には我なんぢの馬を汝の中より
絶ち汝の車を毀ち　十一 汝の國の邑々を絶し汝の一切の城をことごとく圮さん　十二 我また汝の手より魔術を絶ん
汝の中にト筮師無にいたるべし　十三 我なんぢの彫像および柱像を汝の中より絶ん汝の手にて作れる者を汝重
て拜むこと無るべし　十四 我また汝のアシラ像を汝の中より拔たふし汝の邑々を滅ぼさん　十五 而して我忿怒と憤
恨をもてかの聽從はざる國民に仇を報いん

第六章

一 請ふ汝らエホバの宣まふところを聽け汝起あがりて山の前に辯爭へ嶺に汝の聲を聽しめよ　二 山々
よ地の易ることなき基よ汝らエホバの辯爭を聽けエホバその民と辯爭を爲しイスラエルと論ぜん　三 我民よ
我何を汝になししや何において汝を疲勞たるや我にむかひて證せよ　四 我はエジプトの國より汝を導きのぼ
り奴隷の家より汝を贖ひいだしモーセアロンおよびミリアムを遣はして汝に先だゝしめたり　五 我民よ請ふ
モアブの王バラクが謀りし事およびベオルの子バラムがこれに應へし事を念ひシツテムよりギルガルにい
たるまでの事等を念へ然らば汝エホバの正義を知ん　六 我エホバの前に何をもちゆきて高き神を拜せん、燔祭
の物および當歳の犢をもてその御前にいたるべきか　七 エホバ數千の牡羊、萬流の油を悦びたまはんか我愆の
ためにわが長子を獻げんか、我靈魂の罪のために我身の產を獻げんか　八 人よ彼さきに善事の何なるを汝に告
たりエホバの汝に要めたまふ事は唯正義を行ひ憐憫を愛し謙遜りて汝の神とともに步む事ならずや　九 エホ

ハの聲邑にむかひて呼はる、智慧ある者はなんぢの名を仰がん汝ら笞杖および之をおくらんと定めし者に聽
け　十　惡人の家に猶惡財ありや詛ふべき縮小たる升ありや　十一　我もし正からざる權衡を用ひ袋に僞の碼子をい
れおかば爭で潔からんや　十二　その富る人は強暴にて充ち其居民は謊言を言ひその舌は口の中にて欺むくこと
を爲す　十三　是をもて我も汝を撃て重傷を負せ汝の罪のために汝を滅ぼす　十四　汝は食ふとも飽ず腹はつねに空な
らん汝は移すともつひに拯ふことを得じ汝が拯ひし者は我これを劍に付すべし　十五　汝は種播とも刈ることあ
らず橄欖を踐ともその油を身に抹ることあらず葡萄を踐ともその酒を飲ことあらじ　十六　汝らはオムリの法度
を守りアハブの家の一切の行爲を行ひて彼等の謀計に遵ふ、是は我をして汝を荒さしめ且その居民を胡盧と
なさしめんが爲なり汝らはわが民の恥辱を任べし

第七章

一　我は禍なるかな我の景況は夏の菓物を採る時のごとく遺れる葡萄を斂むる時に似たり食ふべき葡
萄あること無く我が心に嗜む初結の無花菓あること無し　二　善人地に絶ゆ、人の中に直き者なし、皆血を流さん
と伏て伺ひ各々網をもてその兄弟を獵る　三　兩手は惡を善なすに急がし牧伯は要求め審判人は賄賂を取り力
ある人はその心の惡き望を言あらはし斯共にその惡をあざなひ合す　四　彼らの最も善き者も荊棘のごとく最
も直き者も刺ある樹の垣より惡し汝の觀望人の日すなはち汝の刑罰の日いたる、彼らの中に今混亂あらん　五
汝ら伴侶を信ずる勿れ朋友を恃むなかれ、汝の懷に寢る者にむかひても汝の口の戸を守れ　六　男子は父を藐視
め女子は母に背き娘は姑に背かん、人の敵はその家の者なるべし　七　我はエホバを仰ぎ望み我を救ふ神を望み
俟つ、我神われに聽たまふべし　八　わが敵人よ我につきて喜ぶなかれ、我仆るれば興あがる、幽暗に居ばエホバ我
の光となりたまふ　九　エホバわが訴訟を理し我ために審判をおこなひたまふまで我は忍びてその忿怒をかう
むらん其は我これに罪を得たればなりエホバつひに我を光明に携へいだしたまはん而して我エホバの正義

を見ん 十 わが敵これを見ん、汝の神ヱホバは何處にをるやと我に言る者恥辱をかうむらん我かれを目に見る
べし彼は街衢の泥のごとくに踏つけらるべし 十一 汝の垣を築く日いたらん其日には法度遠く徙るべし 十二 その
日にはアツスリアよりエジプトの邑々より人々汝に來りエジプトより河まで海より海まで山より山までの
人々汝に來り就ん 十三 その日地はその居民の故によりて荒むべし是その行爲の果報なり 十四 汝の杖をもて汝
の民即ち獨離れてカルメルの中の林にをる汝の產業の羊を牧養ひ之をして古昔の日のごとくバシヤンおよ
びギレアデにおいて草を食はしめたまへ 十五 汝がエジプトの國より出來し日のごとく我ふしぎなる事等を汝
にしめさん 十六 國々の民見てその一切の能力を恥ぢその手を口にあてん、その耳は聾となるべし 十七 彼らは蛇の
ごとくに塵を舐め地に匍ふ者のごとくにその城より振て出で戰慄て我らの神ヱホバに詣り汝のために懼れ
ん 十八 何の神か汝に如ん汝は罪を赦しその產業の遺餘者の愆を見過したまふなり、神は憐憫を悅ぶが故にその
震怒を永く保ちたまはず 十九 ふたゝび顧みて我らを憐れみ我らの愆を踏つけ我らの諸の罪を海の底に投すて
めたまはん 二十 汝古昔の日われらの先祖に誓ひたりしその眞實をヤコブに賜ひ憐憫をアブラハムに賜はん

米迦書終

第一章 一 ニネベに關る重き預言、エルコシ人ナホムの異象の書 二 エホバは妬みかつ仇を報ゆる神エホバは仇
を報ゆる者また忿怒の主、エホバは己に逆らふ者に仇を報い己に敵する者にむかひて憤恨を含む者なり 三 エ
ホバは怒ることの遲く能力の大なる者また罰すべき者をば必ず赦すことを爲ざる者、エホバの道は旋風に在
り大風に在り雲はその足の塵なり 四 彼海を指斥て之を乾かし河々をしてこと〴〵く涸しむ、バシヤンおよび
カルメルの艸木は枯れレバノンの花は凋む 五 彼の前には山々ゆるぎ嶺々溶く、彼の前には地墳上り世界およ
びその中に住む者皆ふきあげらる 六 誰かその憤恨に當ることを得ん誰かその燃る忿怒に堪ることを得ん其
震怒のそゝぐこと火のごとし巖も之がために裂く 七 エホバは善なる者にして患難の時の要害なり彼は己に
倚頼む者を善知たまふ 八 彼漲ぎる洪水をもてその處を全く滅ぼし己に敵する者を幽暗處に逐やりたまはん
九 汝らエホバに對ひて何を謀るや彼全く滅ぼしたまふべし、患難かさねて起らじ 十 彼等むすぼれからまれる荊
棘のごとくなるとも酒に浸りをるとも乾ける藁のごとくに焚つくさるべし 十一 エホバに對ひて惡事を謀る者
一人汝の中より出て邪曲なる事を勸む 十二 エホバかく言たまふ彼等全くしてその數夥多しかるとも必ず芟た
ふされて皆絕ん、我前にはなんぢを苦めたれども重て汝を苦めじ 十三 いま我かれが汝に負せし軛を摧き汝の縛
を切はなすべし 十四 エホバ汝の事につきて命令を下す汝の名を負ふ者再び播ることを有じ汝の神々の室より
我雕像および鑄像を除き絕べし我汝の墓を備へん、汝輕ければなり 十五 嘉音信を傳ふる者の脚、山の上に見ゆ、彼
平安を宣ぶ、ユダよ汝の節筵を行ひ汝の誓願を果せ、邪曲なる者重て汝の中を通らざるべし彼は全く絕る
第二章 一 擊破者攻のぼりて汝の前に至る、汝城を守り路を窺ひ腰を强くし汝の力を大に强くせよ 二 エホバ
はヤコブの榮を舊に復してイスラエルの榮のごとくしたまふ、其は掠奪者これを掠めその葡萄蔓を壞ひたれ

ばなり　三 その勇士は楯を紅にしその軍兵は紅に身を甲ふ其行伍を立る時には戰車の鐵灼爍て火のごとし鎗また閃めきふるふ　四 戰車衢に狂ひ奔り大路に推あふ其形狀火炬のごとく其疾く馳ること電光の如し　五 彼その將士を憶ひいだす彼らはその途にて蹟き仆れその石垣に奔ゆき大楯を備ふ　六 河々の門啓け宮消うせん　七 この事定まれり彼は裸にせられて擄はれゆきその宮女胸を打て鴿のごとくに鳴くべし　八 ニネベはその建し日より以來水の滿る池に似たりしがその民今は逃奔る止れ止れと呼ども後を顧る者なし　白銀を奪へよ黄金を奪へよその寶物限なく諸の貴とき器用夥多し　十 滅亡たり空虛なれり荒果たり心は消え膝は慄ひ腰には凡て劇しき痛あり面はみな色を失ふ　十一 獅子の穴は何處ぞや少き獅子の物を食ふ處は何處ぞや雄獅子雌獅子その小獅子とゝもに彼處に歩むに之を懼れしむる者なし　十二 雄獅子は小獅子のために物を嚙ころしその掠獲たる物をもて穴に充しその裂殺しゝ物をもて住所に滿す　十三 萬軍のヱホバ言たまふ視よ我なんぢに臨む我なんぢの戰車を焚て煙となすべし汝の少き獅子はみな劍の殺す所とならん我また汝の獲物を地より絕べし汝の使者の聲かさねて聞ゆること無らん

第三章

一 禍なるかな血を流す邑その中には全く詭譎および暴行充ち掠め取ること息ず　二 鞭の音あり輪の轟く音あり馬は躍り跳ね車は輾り行く　三 騎兵馳のぼり劍きらめき鎗ひらめく殺さるゝ者夥多しくして死屍山を爲し死骸限なし皆死屍に蹟きて倒る　四 是はかの魔術の主なる美しき妓女多く淫行を行ひその淫行をもて諸國を奪ひその魔術をもて諸族を惑はしたるに因てあり　五 萬軍のヱホバ言たまふ視よ我なんぢに臨む我なんぢの裳裾を掲げて面の上にまで及ぼし汝の陰所を諸民に見し汝の羞る所を諸國に見すべし　六 我また穢はしき物を汝の上に投かけて汝を辱しめ汝をして褻物とならしめん　七 凡て汝を見る者はみな汝を避て奔り去り ニネベは亡びたりと言ん誰か汝のために哀かんや何處よりして我なんぢを弔らふ者を尋ね得んや　八 汝

あにノアモンに愈らんやノアモンは河々の間に立ち水をその周圍に環らし海をもて濠となし海をもて垣となせり 九 かつその勢力たる者はエテオピア人およびエジプト人などにして限あらずフテ人ルビ人等汝を助けたりき 十 然るに是も俘囚となりて擄はれてゆきその子女は一切の街の隅々にて投付られて碎け又その尊貴者は籤ふて分たれ其大なる者はみな鏈に繋がれたり 十一 汝もまた醉せられて終ふ隱匿ん汝もまた敵を避て逃るゝ處を尋ね求めん 十二 汝の城々はみな初に結びし果のなれる無花果樹のごとし之を撼がせばその果落て食はんとする者の口にいる 十三 汝の中にある民の婦人のごとし汝の地の門はみな汝の敵の前に廣く開きてあり火なんぢの關を焚ん 十四 汝水を汲て圍まるゝ時の用に備へ汝の城々を堅くし泥の中ふ入て蹂て石灰を作りかつ瓦燒窰を修理へよ 十五 其處にて火汝を焚き劍なんぢを斬ん其なんぢを滅ぼすこと吸蝗のごとくなるべし汝吸蝗のごとく數多からむも多かれ汝群蝗のごとく數多からば多かれ 十六 汝はおのれの商賈を空の星よりも多くせり吸蝗掠めて飛さる 十七 汝の重臣は群蝗のごとく汝の軍長は蝗の群のごとし寒き日ふは垣に巣窟を構へ日出きたれば飛て去るその在る處を知る者なし 十八 アッスリアの王よ汝の牧者は睡り汝の貴族は臥す、汝なんぢの民は山々に散さる、之を聚むる者なし 十九 汝の傷は愈ることなし汝の創は重し汝の事を聞およぶ者はみな汝の故によりて手を拍ん誰か汝の惡行を恒に身ふ受ざる者やある

拿翁書 終

哈巴谷書

第一章
一 預言者ハバクが示を蒙りし預言の重負 二 ヱホバよ我呼はるに汝の我に聽たまはざること何時ま
でぞや我なんぢにむかひて強暴を訴たふれども汝は助けたまはざるなり 三 汝何とて我に害惡を見せたまふ
や何とて艱難を瞻望居たまふや奪掠および強暴わが前に行はる且爭論あり鬪諍おこる 四 是によりて律法弛
み公義正しく行はれず惡き者義き者を圍むが故に公義曲りて行なはる 五 汝ら國々の民の中を望み觀駭ろけ
駭ろけ汝らの日に我一の事を爲ん之を告る者あるとも汝ら信ぜざらん 六 視よ我カルデア人を興さんとす是
すなはち猛くまた荒き國人にして地を縱横に行めぐり己の有ならざる住處を奪ふ者なり 七 是は懼るべく
又驚くべし其是非威光は己より出づ 八 その馬は豹よりも迅く夜求食する狼豺よりも疾し其騎兵は跑まはる
即ちその騎兵は遠き處より來る其飛ことは物を食はんと急ぐ鷲のごとし 九 是は全く強暴のために來り其面
を前にむけて頻に進む其の俘擄を寄集むることは砂のごとし 十 是は王等を侮り君等を笑ひ諸の城々を笑ひ
土を積あげてこれを取ん 十一 斯て風のごとくに行めぐり進みわたりて罪を獲ん是は己の力を神とす 十二 ヱホバ
わが神わが聖者よ汝は永遠より在すに非ずや我らは死じ、ヱホバよ汝は是を審判のために設けたまへり磐よ
汝は是を懲戒のために立たまへり 十三 汝は目清くして肯て惡を觀たまはざる者肯て不義を視たまはざる者な
るに何ゆゑ邪曲の者を觀すて置たまふや惡き者の己にまさりて義き者を呑噬ふに何ゆゑ汝默し居たまふや
十四 汝は人をして海の魚のごとくならしめ君あらぬ昆蟲のごとくならしめたまふ 十五 彼鈎をもて之を盡く釣あ
げ網をもて之を寄せ集め引網をもて之を捕ふるなり是に因て彼歡び樂しむ 十六 是故に彼その網に犧牲を獻げ
その引網に香を焚く其は之がためにその分肥まさりその食饒になりたればなり 十七 然ど彼はその網を傾け
つゝなほたえず國々の人を惜みなく殺すことをするならんか

第二章

一 我わが觀望所に立ち戍樓に身を置ん而して我候ひ望みて其われに何と宣まふかを見わが訴言に我みづから何と答ふべきかを見ん　二 エホバわれに答へて言たまわく此默示を書しるして之を板の上に明白に鐫つけ、奔りながらも之を讀べからしめよ　三 此默示はなほ定まれる時を俟てその終を急ぐなり僞ならず若し遲くあらば待べし必ず臨むべし濡滯りはせじ　四 視よ彼の心は高ぶりその中にありて直からず然ど義き者はその信仰によりて活べし　五 かの酒に耽る者は邪曲なる者なり驕傲者にして安んぜず彼はその情慾を陰府のごとくに濶くすまた彼は死のごとし又足ことを知ず萬國を集へて己に歸せしめ萬民を聚めて己に就しむ　六 其等の民みな諺語をもて彼を評し嘲弄の詩歌をもて彼を諷せざらんや即ち言ん己に屬せざる物を積累ぬる者は禍なるかな斯て何の時にまでおよばんや嗟かの質物の重荷を身に負ふ者よ　七 汝を噬む者にはかに興らざらんや汝を惱ます者醒出ざらんや、汝は之に掠めらるべし　八 汝衆多の國民を掠めしに因てその諸の民の遺れる者なんぢを掠めん、是人の血を流しゝに因るまた強暴を地上に行ひて邑とその內に住る一切の者とに及ぼせしに因るなり　九 災禍の手を免れんがために高き處に巢を構へんとして己の家に不義の利を取る者は禍なるかな　十 汝は事を圖りて己の家に恥辱を來らせ衆多の民を滅して自ら罪を取り　十一 石垣の石叫び建物の梁これに應へん　十二 血をもて邑を建て惡をもて城を築く者は禍なるかな　十三 諸の民は火のために勞し諸の國人は虛空事のために疲る、是は萬軍のエホバより出る者ならずや　十四 エホバの榮光を認むるの知識地上に充て宛然海を水の掩ふが如くならん　十五 人に酒を飮せ己の忿怒を酌和へて之を醉せ而して之が陰所を見んとする者は禍なるかな　十六 汝は榮譽に飽ずして羞辱に飽り汝もまた飮て汝の不割禮を露はせ、エホバの右の手の杯汝に巡り來るべし汝は汚なき物を吐て榮耀を掩はん　十七 汝がレバノンに爲たる強暴と獸を懼れしめしその殲滅は汝の上に報いきたるべし、是人の血を流しゝに因りまた強暴を地上に行ひて邑とその內に住る一切の者

とに及ばせしに因るなり　十八　雕像はその作者これを刻みたりとて何の益あらんや又鑄像および僞師は語はぬ偶像なればその像の作者これを作りて頼むとも何の益あらんや　十九　木にむかひて興ませと言ひ語はぬ石にむかひて起たまへと言ふ者は禍なるかな、是あに教誨を爲んや視よ是は金銀を着せたる者にてその中には全く氣息なし　二十　然りといへどもヱホバはその聖殿に在ますがかし、全地その御前に默すべし

第三章

一　シギヨノテに合せて歌へる預言者ハバククの祈禱、　二　ヱホバよ我なんぢの宣ふ所を聞て懼るヱホバよこの諸の年の中間に汝の運動を活發かせたまへ、此諸の年の間に之を顯現したまへ、怒る時にも憐憫を忘れたまはざれ　三　神テマンより來り聖者パラン山より臨みたまふ、セラ、其榮光諸天を蔽ひ、其讃美世界に徧ねし　四　その朗耀は日のごとく光線その手より出づ、彼處はその權能の隱るゝ所なり　五　疫病その前に先だち行き熱病その足下より出づ　六　彼立て地を震はせ、觀まはして萬國を戰慄かしめたまふ、永久の山は崩れ、常磐の岡は陷いる。彼の行ひたまふ道は永久なり　七　我觀るにクシヤンの天幕は艱難に罹りミデアンの地の幃幕は震ふ　八　ヱホバよ汝は馬を驅り、汝の拯救の車に乘たまふ、是河にむかひて怒りたまふなるか、河にむかひて汝の忿怒を發したまふなるか、海にむかひて汝の憤恨を洩したまふなるか、　九　汝の弓は全く嚢を出で杖ぞ言をもて言かためらる、セラ、汝は地を裂て河となしたまふ　十　山々汝を見て震ひ洪水溢れわたり淵聲を出してその手を高く擧ぐ　十一　汝の奔る矢の光のため汝の鎗の電光のごとき閃爍のために日月その住處に立とゞまる　十二　汝は憤はりて地を行めぐり、怒りて國民を踏つけたまふ　十三　汝は汝の民を救んとて出きたり汝の膏沃げる者を救はんとて臨みたまふ汝は惡き者の家の頭を碎きその石礎を露はして頸におよぼしたまへり　十四　汝は彼の鎗をもてその將帥の首を刺とほしたまふ、彼らは我を散さんとて大風のごとくに進みきたる、彼らは貧き者を密に呑ほろぼす事をもてその樂とす　十五　汝は汝の馬をもて海を乘とほり大水の逆卷ところを渉りたまふ　十六　我聞て腸を斷つ、我唇その

聲によりて震ふ、腐朽わが骨に入り我下體わななく、其は我患難の日の來るを待ばなり、其時には即ち此民に攻寄る者ありて之を押遏らん
十七 その時には無花果の樹は花咲ず、葡萄の樹には果ならず、橄欖の樹の產は空くなり田圃は食糧を出さず圈には羊絕ゑ小屋には牛なかるべし
十八 然ながら我はヱホバによりて樂みわが拯救の神によりて喜ばん
十九 主ヱホバは我力にして我足を鹿のごとくならしめ我をしてわが高き處を步ましめたまふ○伶長これを我琴にあはすべし

哈巴谷書　終

西番雅書

第一章

一 アモンの子ユダの王ヨシヤの世にゼパニヤに臨めるヱホバの言ゼパニヤはクシの子クシはゲダリヤの子ゲダリヤはアマリヤの子アマリヤはヒゼキヤの子なり
二 ヱホバ言たまふわれ地の面よりすべての物をそらひのぞかん
三 われ人と獸畜をほろぼし空の鳥海の魚をよび躓礙になる者と惡人とを滅さん我かならず地の面より人をほろぼし絕んヱホバこれを言ふ
四 われユダとヱルサレムの一切の居民との上に手を伸ん我此處よりかの遺のこれるバアルを絕ちケマリムの名を祭司と與に絕ち
五 また屋上にて天の衆軍を拜む者ヱホバに誓を立て拜みながらも亦おのれの王を指て誓ふことをする者
六 ヱホバに悖り離るゝ者ヱホバを求めず尋ねざる者を絕ん
七 汝主ヱホバの前に默せよそはヱホバの日近づきヱホバすでに犧牲を備へその招くべき者をさだめたまひたればなり
八 ヱホバの犧牲の日に我もろもろの牧伯と王の子等および凡て異邦の衣服を着る者を罰すべし
九 その日には我また凡て閾をとびこえ強暴と詭譎をもて獲たる物をおのが主の家に滿す者等を罰せん
十 ヱホバ曰たまはくその日には魚の門より號呼の聲おこり下邑より喚く聲おこり山々より大なる敗壞おこらん
十一 マクテシの民よ汝ら叫べ其は商賈する民悉くほろび銀を擔ふ者悉く絕たればなり
十二 その時はわれ燈をもちてヱルサレムの中を尋ね而して滓の上に居着て心の中にヱホバは福をもなさず災をもなさずといふものを罰すべし
十三 かれらの財寶は掠められ彼らの家は荒果んかれら家を造るともその中に住ことを得ず葡萄を植るともその葡萄酒を飲ことを得ざるべし
十四 ヱホバの大なる日近づけり近づきて速かに來る聽よ是ヱホバの日なるぞ彼處に勇士のいたく叫ぶあり
十五 その日は忿怒の日患難および痛苦の日、荒かつ亡るの日、黑暗またをぐらき日、濃き雲および黑雲の日
十六 箛をふき鯨聲をつくり堅き城を攻め高き櫓を攻るの日なり
十七 われ人々に患難を蒙むらせて盲者のごとくに惑ひあるかしめん彼らヱホバにむかひて罪を犯

したればなり彼らの血は流されて塵のごとくになり彼らの肉は捨られて糞土のごとくになるべし 十八 かれらの銀も金もヱホバの烈き怒の日にはかれらを救ふことあたはず全地その嫉妬の火に呑るべし即ちヱホバ地の民をことごとく滅したまはん其事まことに速なるべし

第二章

一 汝等羞恥を知ぬ民早く自ら内に省みよ 二 夫日は糠粃のごとく過ぎさる然ば詔言のいまだ行はれざる先ヱホバの烈き怒のいまだ汝等に臨まざる先ヱホバの忿怒の日のいまだ汝等にきたらざるさきに自ら省みるべし 三 すべてヱホバの律法を行ふ斯地の遜るものよ汝等ヱホバを求め公義を求め謙遜を求めよ然すれば汝等ヱホバの忿怒の日に或は匿さるることあらん 四 夫ガザは棄られアシケロンは荒はてアシドドは白晝に逐はらはれエクロンは抜さらるべし 五 海濱に住る者およびケレテの國民は禍なるかな、ペリシテ人の國カナンよヱホバの言なんぢらを攻む我なんぢを滅して住者なきに至らしむべし 六 海邊は必らず牧場となり牧者の洞および羊の牢ここに在ん 七 此地はユダの家の殘餘れる者に歸せん彼ら其處にて草飼ひ暮に至ればアシケロンの家に臥んそは彼らの神ヱホバかれらを顧みその俘囚を歸したまふべければなり 八 我すでにモアブの嘲弄とアンモンの子孫の罵詈を聞り彼らはわが民を嘲けり自ら誇りて之が境界を侵せしなり 是故に萬軍のヱホバイスラエルの神言たまふ我は活く必ずモアブはソドムのごとくになりアンモンの子孫はゴモラのごとくにならん是は共に蕁麻の蔓延る處となり鹽坑の地となりて長久に荒はつべし我民の遺れる者かれらを掠めわが國民の餘されたる者かれらを獲ん 十 この事の彼らに臨むはその傲慢による即ち彼ら萬軍のヱホバの民を嘲り自から誇りたればなり 十一 ヱホバは彼等に對ひては畏ろしくましまし地の諸の神を饑し滅したまふなり諸の國の民おの〳〵その處より出てヱホバを拜まん 十二 エテオピア人よ汝等もまたわが劍にかゝりて殺さる 十三 ヱホバ北に手を伸てアッスリアを滅したまはん亦ニネベを荒して荒野のごとき旱地とな

したまはん 十四 而して畜の群もろ〳〵の類の生物その中に伏し鸅鸆および蝟猪其柱の頂に住み嘯る者の聲窓の内にきこえ荒落たる物閾の上に積り檜木の板の細工露顯になるべし 十五 是邑は驕り傲ぶりて安泰に立をり惟我あり我の外には誰もなしと心の中に言つゝありし者なるが斯も荒はてゝ畜獣の臥す處となる者かな此を過る者はみな嘶きて手をふるはん

第三章

一 此暴虐を行なふ悖りかつ汚れたる邑は禍なるかな 二 是は聲を聽いれず教訓を承ずエホバに依頼ずおのれの神に近よらず 三 その中にをる牧伯等は吼る獅子のごとくその審士は明旦までに何をも遺さゞる夜求食する狼のごとし 四 その預言者は傲りかつ詐はる人なりその祭司は聖物を汚し律法を破ることをなせり

五 その中にいますエホバは義くして不義を行なひたまはず朝な朝な己の公義を顯はして缺ることなし然るに不義なる者は恥を知ず 六 我國々の民を滅ぼしたればその櫓は凡て荒はり我これが街を荒涼れしめたれば往來する者なしその邑々は滅びて人なく住む者なきに至れり 七 われ前に言り汝たゞ我を畏れまた警戒を受べし然らばその住家は我が凡て之につきて定めたる所の如くに滅ぼされざるべしと然るに彼等は夙に起て己の一切の行狀を壞れり 八 エホバ曰たまふ是ゆゑに汝らわが起て獲物をする日いたるまで我を俟て我もろ〳〵の民を集へ諸の國を聚めてわが憤恨とわが烈き忿怒を盡くその上にそゝがんと思ひ定む全地はわが嫉妬の火に燒ほろぼさるべし 九 その時われ國々の民に淸き脣をあたへ彼らをして凡てエホバの名を呼しめ心をあわせて之につかへしめん 十 わが散せし者等の女即ち我を拜む者エテオピアの河々の彼旁よりもさゝりてわれに禮ものをさゝぐべし 十一 その日には汝われに對てをかしきたりし諸の行爲をもて羞を得ざるなかるべしその時には我なんぢの中より高ぶり誇む者等を除けば汝かさねてわが聖山にて傲り高ぶることなければなり 十二 われ柔和にして貧き民をなんぢの中にのこさん彼らはエホバの名に依賴むべし 十三 イスラエルの

遺れる者ハ惡を行ハず謊をいハずその口のうちには詐僞の舌なし彼らは草食ひ臥やすまん之を懼れしむる
者なかるべし
十四 シオンの女よ歡喜の聲を擧よイスラエルよ樂み呼ハれエルサレムの女よ心のかぎり喜び樂
め
十五 エホバすでに汝の鞫を止め汝の敵を逐ちらひたまへりイスラエルの王エホバ汝の中にいます○汝ハかさ
ねて災禍にあふことあらじ
十六 その日にはエルサレムに向ひて言あらん懼るるなかれシオンよ汝の手を弱な
へ垂るるなかれと
十七 なんぢの神エホバなんぢの中にいます○彼ハ拯救を施す勇士なり彼なんぢのために喜び
樂しみ愛の餘りに默し汝のために喜びて呼はりたまふ
十八 われ節會のことをふつきて憂ふるものを集めん彼等
ハ汝より出し者なり恥辱かれらに蒙むること重負のごとし
十九 視よその時われ汝を虐遇る者を盡く處置し足
蹇たるものを救ひ逐ハなたれたる者を集め彼らをして其羞辱を蒙りし一切の國にて稱譽を得させ名を得さ
すべし
二十 その時われ汝らを携へその時われ汝らを集むべし我なんぢらの目の前において汝らの俘囚をかへ
し汝らをして地上の萬國に名を得させ稱譽を得さすべしエホバこれを言ふ

西番雅書　終

第一章

1 ダリヨス王の二年六月其月の一日にエホバの言預言者ハガイによりてシヤルテルの子ユダの方伯ゼルバベルおよびヨザダクの子祭司の長ヨシユアに臨めり曰く 2 萬軍のエホバかく曰たまふ是民ハエホバの殿を建べき時期未だ來らずといへり 3 エホバの言また預言者ハガイによりて臨めり曰く 4 此殿かく毀壞をれバ汝等板をもてはれる家に居るべき時ならんや 5 されバ今萬軍のエホバかく曰たまふ汝等おのれの行爲を省察べし 6 汝らハ多く播ども收入るところハ少なく食へども飽ことを得ず飲ども滿足ことを得ず衣れども暖きことを得ず又工價を得るものハこれを破れたる袋に入る 7 萬軍のエホバかく曰たまふ汝等おのれの行爲を省察べし 8 山に上り木を携へ來て殿を建よさすれバ我これを悦び又榮光を受んエホバこれを言ふ 9 なんぢら多く得んと望みたりしに反て少なかりき又汝等これを家に携へ歸りし時我これを吹はらへり萬軍のエホバいひたまふ是何故ぞや是ハ我が殿毀壞をるに汝等おの〳〵己の室に走り至ればなり 10 この故になんぢらの上の天ハ雨露を止め地ハその產物を止めたり 11 且われ地にも山にも穀物にも新酒にも油にも地の生ずる物にも人にも家畜にも手のもろ〳〵の工にもすべて毀壞を召きかうむらしめたり 12 シヤルテルの子ゼルバベルとヨザダクの子祭司の長ヨシユアおよびその殘れるすべての民ともに其神エホバの聲と預言者ハガイの言に聽したがへり是ハ其神エホバかれを遣したまひしに因る民みなエホバの前に敬畏たり 13 時にエホバの使者ハガイエホバの命により民に告て曰けるハ我なんぢらと偕に在りとエホバ曰たまふと 14 エホバシヤルテルの子ユダの方伯ゼルバベルの心とヨザダクの子祭司の長ヨシユアの心およびその殘れるすべての民の心をふりおこしたまひければ彼等來りて其神萬軍のエホバの殿にて工作を爲り 15 これダリヨス王の二年六月二十四日なりき

第二章

一 七月其月の二十一日エホバの言預言者ハガイによりて臨めり曰く 二 シヤルテルの子ユダの方伯ゼルバベルとヨザダクの子祭司の長ヨシユアおよびその遺れる一切の民に告よ 三 なんぢら遺れる者の中にこの殿の從前の榮光を見しものは誰ぞや、今これを如何に見るや、かの殿にくらぶれば是は汝らの目に何もなきが如く見ゆるにあらずや 四 エホバ曰たまふゼルバベルよ自ら强くせよ、ヨザダクの子祭司の長ヨシユアよ自ら强くせよエホバ言たまふこの地の民よ自らつよくしてはたらけ我なんぢらとともに在り萬軍のエホバこれを言ふ 五 汝らがエジプトより出し時わがなんぢらに約せし言およびわが靈はなんぢらの中に留れり懼る勿れ 六 萬軍のエホバかくいひたまふいま一度しばらくありてわれ天と地と海と陸とを震動さん 七 又われ萬國を震動さん、また萬國の願ふところのもの來らん又われ榮光をもてこの殿に充滿さん萬軍のエホバこれを言ふ 八 銀も我ものなり金もわが物なりと萬軍のエホバいひたまふ 九 この殿の後の榮光は從前の榮光より大ならんと萬軍のエホバいひたまふこの處においてわれ平康をあたへんと萬軍のエホバいひたまふ○ 十 ダリヨスの二年九月二十四日エホバのことば預言者ハガイによりて臨めり曰く 十一 萬軍のエホバかく曰たまふ律法につきて祭司に問ふて曰ふべし 十二 人衣の裾にて聖肉を携へたらんにその裾もしパン或は羮あるひは酒あるひは油あるひは其他の食物に捫らばこれらは聖ものとなるや、祭司たち答て曰けるはしからず 十三 ハガイまたいひけるは屍體に捫りて汚れし者もしこれらの物にさはらば其ものはけがるべきや祭司等こたへて曰けるは汚れん 十四 こゝに於てハガイ答て曰けるはエホバ曰たまふ我前此民もかくの如くまた此國もかくの如し又其手の一切のわざもかくのごとく、彼等がその處に獻るものもけがれたるものなり 十五 また今われ汝らに乞ふこの日より以前すなはちエホバの殿にて石の上に石の置れざりし時を憶念べし 十六 かの時には二十舛もあるべき麥束につきてわづかに十をえ、また酒醡につきて五十桶汲んとせしにたゞ二十を得たるのみ 十七 なんぢが

手をもて爲せる一切の事に於てわれ不實穗と朽腐穗と雹を以てなんぢらを擊りされど汝らわれにかへらざりき、ヱホバこれを言ふ　十八 なんぢらこの日より以前を憶念みよ、即ち九月二十四日よりヱホバの殿の基を置し日までをおもひ見よ　十九 種子なほ倉にあるや、葡萄の樹、無花果の樹、石榴の樹、橄欖の樹もいまだ實を結ばざりき、此日よりのちわれ汝らを惠まん○　二十 此月の二十四日にヱホバのことば再びハガイに臨めり曰く　二一 ユダの方伯ゼルバベルに告よ、われ天地を震動ん　二二 列國の位を倒さん、また異邦の諸國の權勢を滅さん、又車および之に駕る者を倒さん、馬および之に騎る者もおの〳〵其伴侶の劍によりてたふれん　二三 萬軍のヱホバ曰たまふシヤルテルの子わが僕ゼルバベルよヱホバいふその日に我なんぢを取りなんぢを印の如くにせん、そはわれ汝をえらびたればなり、萬軍のヱホバこれを言ふ

哈基書終

撒加利亞書

第一章 一 ダリヨスの二年八月エホバの言イドの子ベレキヤの子なる預言者ゼカリヤに臨めり云く 二 エホバ
いたく汝らの父等を怒りたまへり 三 萬軍のエホバかく言ふと汝かれらに告よ萬軍のエホバ言ふ、汝ら我に歸
れ萬軍のエホバいふ我も汝らに歸らん 四 汝らの父等のごとくあらざれ、前の預言者等かれらに向ひて呼はり
て言り萬軍のエホバかく言たまふ請ふ汝らその惡き道を離れその惡を行を棄て歸れと然るに彼等は聽ず耳
を我に傾けざりきエホバこれを言ふ 五 汝らの父等も何處にありや預言者等永遠に生んや 六 然ながら我僕
なる預言者等に我が命じたる吾言とわが法度とは汝らの父等に追及ざるや然ゆゑに彼らかへりて言
り萬軍のエホバ我らの道に循がひ我らの行に循がひて我らに爲んと思ひたまひし事を我らに爲たまへりと
○七 ダリヨスの二年十一月すなはちセバテといふ月の二十四日にエホバの言イドの子ベレキヤの子なる預
言者ゼカリヤに臨めり云く 八 我夜觀しに一箇の人赤馬に乘て谷の塞なる烏拈樹の中に立ちその後に赤馬、駁
馬、白馬をる 九 我我主よ是等は何ぞやと問けるに我と語ふ天の使われにむかひて是等の何なるをわれ汝に示
さんと言り 十 烏拈樹の中に立る人答へて言けるは是等は地上を遍ねく歩かしめんとてエホバの遣しさま
ひし者なりと 十一 彼ら答て烏拈樹の中に立るエホバの使に言けるは我ら地上を行めぐり觀しに全地は穩にし
て安し 十二 エホバの使こたへて言ふ萬軍のエホバよ汝いつまでエルサレムとユダの邑々を憐みたまはざるか
汝そこれを怒りたまひてすでに七十年みなりぬと 十三 エホバ我と語ふ天の使に嘉言慰言をもて答へたまへり
十四 かくて我と語ふ天の使我に言けるは汝呼はりて言へ萬軍のエホバかく言たまふ我エルサレムのためシオン
のために甚だしく心を熱して嫉妬おもひ 十五 安居せる國々の民を太く怒る其は我すこしく怒りしに彼ら力
を出して之に害を加へたればなり 十六 エホバかく言ふ是故に我憐憫をもてエルサレムに歸る、萬軍のエホバの

たまふ我室その中に建られ量繩エルサレムに張れん　十七　汝また呼はりて言へ萬軍のエホバかく宣まふ我邑々には再び善物あふれんエホバふたゝびシオンを慰め再びエルサレムを選びたまふべしと○

十八　かくて我目を擧て觀しに四の角ありければ　十九　我に語ふ天の使に是等は何なるやと問しに彼われに答へけるは是等はユダイスラエルおよびエルサレムを散したる角なりと　二十　時にエホバ四箇の鍛冶を我に見したまへり　二十一　我是等は何を爲んとて來れるやと問しに斯てたへたまへり是等の角はユダを散して人にその頭を擧しめざりし者なるが今この四箇の者來りて之を威しかのユダの地にむかひて角を擧て之を散せし諸國の角を擲さんとす

第二章

一　茲に我目を擧て觀しに一箇の人量繩を手に執居ければ　二　汝は何處へ往くやと問ひしにエルサレムを量りてその廣と長の幾何なるを觀んとすと我に答ふ　三　時に我に語ふ天の使出行きしが又一箇の天の使出きたりて之に會ひ　四　之に言けるは走ゆきてこの少き人に告て言へエルサレムはその中に人と畜と饒なるによりて野原のごとくに廣く亘るべし　五　エホバ言たまふ我その四周にて火の垣となりその中にて榮光とならん　六　エホバいひたまふ來れ來れ北の地より逃きたれ我なんぢらを四方の天風のごとくに行わたらしむればなりエホバこれを言ふ　七　來れバビロンの女子とともに居るシオンよ遁れ來れ　八　萬軍のエホバかく言たまふエホバ汝等を擄ゆきし國々へ榮光のために我等を遣はしたまふ汝らを打つ者は彼の目の珠を打なればなり　九　即ち我手をかれらの上に揺ん彼らは己に事へし者の俘虜となるべし汝らは萬軍のエホバの我を遣へしをたまへるなるを知ん　十　エホバ言たまふシオンの女子よ喜び樂め我きたりて汝の中に住ばなり　十一　その日には許多の民エホバに附て我民とならん我なんぢの中に住べし汝は萬軍のエホバの我を遣したまへるなるを知ん　十二　エホバ聖地の中にてユダを取て己の分となし再びエルサレムを選びたまふべし　十三　エホバ興てその聖住所よりいでたまへば凡そ血肉ある者エホバの前に黙然たれ

第三章

一 彼祭司の長ヨシユアがヱホバの使の前に立ちサタンのその右に立てこれに敵しをるを我に見す 二 ヱホバ サタンに言たまひけるはサタンよヱホバ汝をせむべし即ちヱルサレムを簡びしヱホバ汝をいましむ是は火の中より取いだしたる燃柴ならずや 三 ヨシユア汚なき衣服を衣て使の前に立をりしが 四 ヱホバ己の前に立る者等に告て汚なき衣服を之に脱せよと宣ひまたヨシユアに向ひて視よ我なんぢの罪を汝の身より取のぞけり汝に美服を衣すべしと宣へり 五 我また潔き冠冕をその首ふ冠らせよと言り是において潔き冠冕をその首に冠らせ衣服をこれに衣すヱホバの使は立をる 六 ヱホバの使證してヨシユアに言ふ 七 萬軍のヱホバかく言たまふ汝もし我道を歩みわが職守を守らば我家を司どり我庭を守ることを得ん我また此に立る者等の中に往來する路を汝に與ふべし 八 祭司の長ヨシユアよ請ふ汝と汝の前に坐する汝の同僚とともに聽べし彼らは即ち前表となるべき人なり我かならず我僕たる枝を來らすべし 九 ヨシユアの前に我が立るところの石を視よ此一箇の石の上に七箇の目あり我自らその彫刻をなす萬軍のヱホバこれを言ふなり我この地の罪を一日の内に除くべし 十 萬軍のヱホバ言たまふ其日には汝等おの〳〵互に相招きて葡萄の樹の下無花果の樹の下にあらん

第四章

一 我ふ語へる天の使また來りて我を呼醒せり我は睡れる人の呼醒されしごとくなりき 二 彼我にむかひて汝何を見るやと言ければ我いへり我視に惣金の燈臺一箇ありてその頂に油を容る器ありまた燈臺の上ふ七箇の燈盞ありその燈盞と燈臺の頂にありて之に各々七本づゝの管あり 三 また燈臺の側に橄欖の樹二本ありて一はその右にあり一はその左にあり 四 我答へて我と語ふ天の使に問言けるは我主よ是等は何ぞやと 五 我と語ふ天の使我に答へて汝是等の何なるを知ざるかと言しより我主よ知ずとわれ言り 六 彼また答へて我に言けるはゼルバベルにヱホバの告たまふ言は是のごとし萬軍のヱホバのたまふ是は權勢

に由ず能力に由ず我靈に由なり 七 ゼルバベルの前にあたれる大山よ汝は何者ぞ汝は平地とならん彼は恩惠あれ之に恩惠あれと呼はる聲をたてゝ頭石を曳いださん 八 エホバの言われに臨り云く 九 ゼルバベルの手この室の石礎を置たり彼の手これを成終ん汝ゑらん萬軍のエホバ我を汝等に遣したまひしと 十 誰か小き事の日を藐視むる者ぞ。夫の七の者は遍ねく全地に往來するエホバの目なり準繩のゼルバベルの手にあるを見て喜こばん 十一 我また彼に問て燈臺の右左にある此二本の橄欖の樹は何なるやと言ひ 十二 重ねてまた彼に問て此二本の金の管によりて金の油をその中より斟ぎ出す二枝の橄欖は何ぞやと言しに 十三 彼われに答へて汝是等の何なるを知ざるかと言ければ我主よ知ずと言けるに 十四 彼言らく是等は油の二箇の子にして全地の主の前に立つ者なり

第五章

一 我また目を擧て觀しに卷物の飛あり 二 彼われに汝何を見るやと言ければ我言ふ我卷物の飛ぶを見る。其長は二十キユビト、その寬は十キユビト 三 彼またわれに言けるは是は全地の表面を往めぐる呪詛の言なり凡て竊む者は卷物のこの面に照して除かれ凡て誓ふ者は卷物の彼の面に照して除かるべし 四 萬軍のエホバのたまふ我これを出せり是は竊盜者の家に入りまた我名を指て僞り誓ふ者の家に入てその家の中に宿りその木と石とを並せて盡く之を燒くべしと○ 五 我に語へる天の使進み來りて我に言けるは請ふ目を擧てこの出きたれる物の何なるを見よ 六 これは何なるやと我言ければ彼言ふ此出來れる者はエパ枡なり又言ふ全地において彼等の形狀は是のごとしと 七 かくて鉛の圓き蓋を取あぐれば一人の婦人エパ枡の中に坐し居る 八 彼是は罪惡なりと言てその婦人をエパ枡の中に投いれ鉛の錘をその枡の口に投かぶらせたり 九 我また目を擧て觀しに婦人二人出きたれり之に鶴の翼のごとき翼ありてその翼風を含む彼等そのエパ枡を天地の間に持擧ぐ。十 我すなはち我に語ふ天の使にむかひて彼等エパ枡を何處へ携へゆくなるやと言けるに 十一 彼我に言

にシナルの地にて之がために家を建んとてなり是は彼處に置られてその臺の上に立ん

第六章

一 我また目を擧て觀しに四輛の車二の山の間より出きたれりその山は銅の山なり 二 第一の車には赤馬を着け第二の車には黑馬を着け 三 第三の車には白馬を着け第四の車には白黜なる強馬を着く 四 我すなはち我に語いふ天の使に問て我主よ是等は何なるやと言けるに 五 天の使こたへて我に言ふ是は四の天風にして全地の主の前より罷り出たる者なり 六 黑馬は北の地をさして進み行き白馬はその後に從がふ又白黜馬は南の地をさして進みゆき 七 強馬は進み出て地を偏ねく行めぐらんとす彼汝ら往き地を偏ねくめぐれと言たまひければ則はち地を行めぐれり 八 彼われを呼て我に告て言ふ此北の地に往る者等は北の地にて我靈を安んず○ 九 エホバの言われに臨めり曰く 十 汝かの囚虜人の中の者ヘルダイ、トビヤおよびエダヤより取ことをせよ即ちその日に汝彼らがバビロンより歸りて宿りをるゼパニヤの子ヨシヤの家に到り 十一 金銀を取て冠冕を造りヨザダクの子なる祭司の長ヨシユアの首にこれを冠らせ 十二 彼に語りて言べし萬軍のエホバ斷言たまふ視よ人ありその名を枝といふ○彼おのれの處より生いでゝエホバの宮を建ん 十三 即ち彼者エホバの宮を建て尊榮を帶びその位に坐して政事を施しその位にありて祭司とならん此二の者の間に平和の計議あるべし 十四 偖まさりの冠冕はヘレム、トビヤ、エダヤおよびゼパニヤの子ヘンの記念のためにエホバの殿に納むべし 十五 遠き處の者等來りてエホバの殿を建ん而して汝らは萬軍のエホバの我を遣そしたまひしなるを知にいたらん汝らもし汝らの神エホバの聲に聽したがはゞ是のごとくなるべし

第七章

一 ダリヨス王の四年の九月すなはちキスリウといふ月の四日にエホバの言ゼカリヤに臨めり 二 ベテルかの時シヤレゼル、レゲンメレクおよびその從者を遣はしてエホバを和めさせ 三 かつ萬軍のエホバの室にをる祭司に問しめ且預言者に問しめて言けらく我今まで年久しく爲きたりしごとく尚五月をもて哭きかつ

齋戒すべきやと　四　こゝにおいて萬軍のヱホバの言我に臨めり云く　五　國の諸民および祭司に告て言へ汝らが
七十年のあひだ五月と七月とに斷食しかつ哀哭せしおりの斷食せし時果して我にむかひて斷食せしや　六　汝
ら食かつ飲は全く己のために食ひ己のために飲ならずや　七　在昔ヱルサレムおよび周圍の邑々人の住ふあり
て平安なりし時南の地および平野にも人の住ひをりし時に巳往の預言者によりてヱホバの宣ひたりし言を
汝ら知ざるや○　八　ヱホバの言ゼカリヤに臨めり云く　九　萬軍のヱホバかく宣まへり云く正義審判を行ひ互に
相愛しみ相憐れめ　十　寡婦孤兒旅客および貧者を虐たぐる勿れ人を害せんと心に圖る勿れと　十一　然るに彼等は
背て耳を傾けず脊を向け耳を鈍くして聽ず　十二　且その心を金剛石のごとくし萬軍のヱホバがその御靈をもて
巳往の預言者に由て傳へたまひし律法と言詞に聽したがはざりき是をもて大なる怒萬軍のヱホバより出て
臨めり　十三　彼かく呼はりたれども彼等聽ざりき其ごとく彼ら呼はるとも我聽じと萬軍のヱホバこれを言ふ　十四　我
かれらをその識ざる諸の國に吹散すべし其後にてこの地は荒て往來する者なきに至らん彼等かく美しき國
を荒地となす

第八章

一　萬軍のヱホバの言われに臨めり曰く　二　萬軍のヱホバかく言たまふ我シオンのために甚はだしく心
を熱して妬く思ひ大なる忿怒を起して之がために妬く思ふ　三　ヱホバかく言たまふ今我シオンに歸れり我ヱ
ルサレムの中に住んヱルサレムは誠實ある邑と稱へられ萬軍のヱホバの山は聖山と稱へらるべし　四　萬軍の
ヱホバかく言たまふヱルサレムの街衢には再び老たる男老たる女坐せん皆年高くして各々杖を手に持べし
五　またその邑の街衢には男の兒女の兒滿て街衢に遊び戯むれん　六　萬軍のヱホバかく言たまふこの事その日
には此民の遺餘者の目に奇といふとも我目に何の奇きことか有んや萬軍のヱホバこれを言ふ　七　萬軍のヱホバ

かく言たまふ視よ我わが民を日の出る國より日の入る國より救ひ出し 八 かれらを携へ來りてエルサレムの中に住しめん彼らは我民となり我は彼らの神となりて共に誠實と正義に居ん 九 萬軍のヱホバかく言たまふ汝ら萬軍のヱホバの室なる殿を建んとて其基礎を置たる日に起りし預言者等の口の言詞を今日聞く者よ汝らの腕を強くせよ 十 此日の先には人も工の價を得ず獸畜も工の價を得ず出者も入者も仇の故をもて安然ならざりき即ち我人々をして互に相攻めたり 十一 然れども今は我此民の遺餘者に對すること曩の日のごとくならずと萬軍のヱホバ言たまふ 十二 即ち平安の種子あるべし葡萄の樹は果を結び地は產物を出し天は露を與へん我この民の遺餘者にこれを盡く獲さすべし 十三 ユダの家およびイスラエルの家よ汝らが國々の中に呪詛となりしごとく此度は我なんぢらを救ふて祝言とならしめん懼るる勿れ汝らの腕を強くせよ 十四 萬軍のヱホバかく言たまふ在昔汝らの先祖我を怒らせし時に我これに災禍を降さんと思ひて之を悔ざりきと萬軍のヱホバこれを言ふ 十五 是のごとく我また今日エルサレムとユダの家に福祉を降さんと思ふ汝ら懼るる勿れ 十六 汝らの爲べき事は是なり汝ら各々たがひに眞實を言へし又汝等の門にて審判する時は眞實を執て平和の審判を爲べし 十七 汝等すべて人の災害を心に圖る勿れ僞の誓を好む勿れ是等はみな我が惡む者なりとヱホバ言たまふ○ 十八 萬軍のヱホバの言われに臨めり云く 十九 萬軍のヱホバかく言たまふ四月の斷食、五月の斷食、七月の斷食、十月の斷食かへつてユダの家の宴樂となり欣喜となり佳節となるべし惟なんぢら眞實と平和を愛すべし 二十 萬軍のヱホバかく言たまふ、國々の民および衆多の邑の居民來り就ん 二一 即ちこの邑の居民往てかの邑の者に向ひ我等すみやかに往てヱホバを和め萬軍のヱホバを求めんと言んに我も往べしと答へん 二二 衆多の民強き國民エルサレムに來りて萬軍のヱホバを求めヱホバを和めん 二三 萬軍のヱホバかく言たまふ其日には諸の國語の民十人にてユダヤ人一箇の裾を拉へん即ち之を拉へて言ん我ら汝らと與に往べし其は我ら神の汝ら

と偕にいますを聞たれバなり

第九章

一 エホバの言詞の重負ハデラクの地に臨む。ダマスコはその止まる所なりエホバ世の人を眷みイスラ
エルの一切の支派を眷みたまへバなり 二 之に界するハマテも然りツロ、シドンも亦はなハだ恰悧けれど同じ
く然るべし 三 ツロハ自己のために城廓を構へ、銀を塵のごとくに積み、金を街衢の土のごとくに積り 四 視よ主
これを攻取り海にて之が力を打ほろぼしたまふべし是は火にて焚うせん 五 アシケロンこれを見て懼れガザ
もこれを見て太く慄ふ、エクロンもその望む所の者辱しめらるゝに因て亦然りガザにハ王絶エアシケロンに
は住者なきに至らん 六 アシドドにハまた雜種の民すまん我ペリシテ人が誇る所の者を絶べし 七 我これが口
より血を取除き之が齒の間より憎むべき物を取除かん是も遺りて我等の神に歸しユダの牧伯のごとくに成
べしまたエクロンハエブス人のごとくになるべし 八 我わが家のために陣を張て敵軍に當り之をして往來す
ることを無らしめん虐遇者かさねて過ることを無るべし我いま我目をもて親ら見れバなり○ 九 シオンの女よ大
に喜まへ、エルサレムの女よ呼ハれ、視よ汝の王汝に來る。彼ハ正義して拯救を賜はり柔和にして驢馬に乘る即
ち牝驢馬の子なる駒に乘るなり 十 我エフライムより車を絶ちエルサレムより馬を絶ん戰爭弓も絶るべし彼
國々の民に平和を諭さん其政治ハ海より海に及び河より地の極におよぶべし 十一 汝についてハまた汝の契約
の血のために我かの水なき坑より汝の被俘人を放ち出さん 十二 望を懷く被俘人よ汝等城に歸れ、我今日もなほ
告て言ふ我かならず倍して汝等に賚ふべし 十三 我ユダを張て弓となしエフライムを矢となして之につがへん○
シオンよ我汝の人々を振起してギリシヤの人々を攻しめ汝をして大丈夫の劍のごとくならしむべし 十四 エホ
バこれが上に顯れてその箭を電光のごとくに射いだしたまハん主エホバ喇叭を吹ならし南の暴風に乘て
出來まさん 十五 萬軍のエホバ彼らを護りたまハん彼等ハ食ふことを爲し投石器の石を踏つけん彼等ハ飲ことを

を鳴し酒に酔るごとくに聲を擧ん其これに盈さることハ血を盛る鉢のごとく祭壇の隅のごとくなるべし 十六 彼らの神エホバ當日に彼らを救ひその民を羊のごとくに救ひたまハん○彼等は冠冕の玉のごとくにありて其地に輝くべし 十七 その福祉ハ如何計ぞや其美麗ハ如何計ぞや穀物は童男を長ぜしめ新酒ハ童女を長ぜしむ

第十章

一 汝ら春の雨の時に雨をエホバに乞へエホバ電光を造り大雨を人々に賜ひ田野において草蔬を各々に賜ふべし 二 夫テラピムハ空虚き事を言ひト筮師ハその見る所眞實ならずして虚僞の夢を語る其慰むる所は徒然なり是をもて民は羊のごとくに迷ひ牧者なきに因て惱む 三 我牧者にむかひて怒を發す我牡山羊を罰せん○萬軍のエホバその群なるユダの家を顧み之をしてその美しき軍馬のごとくならしめたまふ 四 隅石彼より出で釘かれより出で軍弓かれより出で宰たる者みな齊く彼より出ん 五 彼等戰かふ時ハ勇士のごとくにして街衢の泥の中に敵を蹂躙らんエホバかれらとともに在せば彼ら戰かハん○馬に騎る者等すなハち媿を抱くべし 六 我ユダの家を強くしヨセフの家を救ハん我かれらを恤むが故に彼らをして歸り住しめん彼らハ我に棄られし事なきが如くなるべし我は彼らの神エホバなり我かれらに聽べし 七 エフライム人ハ勇士に等しくして酒を飮たるごとく心に歡ばん其子等は見て喜びエホバに因て心に樂まん 八 我かれらに向ひて嘯きて之を集めん其ハ我これを贖ひたればなり彼等ハ昔殖増たるごとくに殖増ん 九 我かれらを國々の民の中に播ん彼等ハ遠き國において我をおぼえん彼らハ其子等とともに生ながらへて歸り來るべし 十 我かれらをエジプトの國より携へかへりアッスリアより彼等を集めギレアデの地およびレバノンに彼らを携へゆかんその居所も無きほどなるべし 十一 彼艱難の海を通り海の浪を撃破りたまふ、ナイルの淵々盡く涸るアッスリアの傲慢も卑くせられエジプトの杖ハ移り去ん 十二 我彼らをしてエホバに由て強くならしめん、彼等はエホバの名をもて歩まんエホバこれを言たまふ

第十一章 一 レバノンよ汝の門を啓き火をして汝の香柏樹を焚しめよ 二 松よ叫べ香柏樹は倒れ威榮樹はそこなはれ
たり、バシャンの橡よ叫べ高らかなる林は倒れたり 三 牧者の叫ぶ聲あり其榮そこなはれたればなり 猛き獅子
の吼る聲ありヨルダンの叢りあらされたればなり 四 我神ヱホバかく言たまふ宰らるべき羊を牧へ 五 之を買
ふ者は之を宰るとも罪なし之を賣る者は言ふ我富を得ればヱホバを祝すべしと其牧者もこれを惜まざるな
り 六 ヱホバ言たまふ我かさねて地の居民を惜まじ視よ我人を各々その鄰人の手に付しその王の手に付さん
彼ら地を荒すべし我これを彼らの手より救ひ出さじ 七 我すなはち其宰らるべき羊を牧り是は最も憫然なる
羊なり我みづから二本の杖を取り一を恩と名け一を結と名けてその羊を牧り 八 我一月に牧者三人を絶り我
心に彼らを厭ひしが彼等も心に我を惡めり 九 我言り我は汝らを飼はじ死る者は死に絶るる者は絶れ遺る者
は互にその肉を食ひあふべし 十 我恩といふ杖を取て之を折り是諸の民に立し我契約を廢せんとてなりき 十一
是はその日に廢せられたり是においてかの我に聽したがふ憫然なる羊は之をヱホバの言なりしと知り 十二
我かれらに向ひて汝等もし善と視なば我價を我に授けよ若しからずば止めよと言ければ彼等すなはち銀三
十を權りて我價とせり 十三 ヱホバ我に言たまひけるは彼等に我が估價せられしその善價を陶人に投あたへよ
と我すなはち銀三十を取てヱホバの室に投いれて陶人に歸せしむ 十四 我また結といふ杖を折り是ユダとイス
ラエルの間の和好を絶んとてなりき○ 十五 ヱホバ我に言たまはく汝また愚なる牧者の器を取れ 十六 視よ我地に
一人の牧者を興さん彼は亡ぶる者を顧みず迷へる者を尋ねず傷つける者を醫さず健剛なる者を飼はず肥た
る者の肉を食ひ且その蹄を裂ん 十七 其羊の群を棄る惡き牧者は禍なるかな劍その腕に臨みその右の目に臨ま
ん其腕は全く枯へその右の目は全く盲れん

第十二章 一 イスラエルにかかはるヱホバの言詞の重負、ヱホバ即ち天を舒べ地の基を置ゑ人の内の靈魂を造

る者言たまふ　二　視よ我エルサレムをしてその周圍の國民を眼暈はする杯とならしむべしエルサレムの攻圍まるゝ時是もユダにも及ばん　三　其日には我エルサレムをして諸の國民に對ひて重石とならしむべし之を持擧る者は大傷を受ん地上の諸國みな集まりて之に攻寄べし　四　エホバ言たまふ當日には我一切の馬を撃て驚かせその騎手を撃て狂はせん而して我ユダの家の上に我目を開き諸の國民の馬を撃て盲になすべし　五　ユダの牧伯等その心の中に謂んエルサレムの居民はその神萬軍のエホバに由て我力となるべしと　六　當日には我ユダの牧伯等をして薪の下にある火盤のごとく麥束の下にある炬火のごとくならしむべし彼等は右左にむかひその周圍の國民を盡く焚ん、エルサレム人はなほエルサレムにてその本の處に居ことを得べし　七　エホバまづユダの幕屋を救ひたまはん是ダビデの家の榮およびエルサレムの居民の榮のユダに驕ることを無らんためたり　八　當日エホバエルサレムの居民を護りたまはん彼らの中の弱き者もその日にはダビデのごとくなるべしまたダビデの家は神のごとく彼らに先だつエホバの使のごとくなるべし　九　その日には我エルサレムに攻きたる國民をことごとく滅ぼすことを務むべし　十　我ダビデの家およびエルサレムの居民に恩惠と祈禱の靈をそゝがん、彼等はその刺たりし我を仰ぎ觀、獨子のために哭くがごとく之がために哭き長子のために悲しむがごとく之がために痛く悲しまん　十一　その日にはエルサレムに大なる哀哭あらん是メギドンの谷なるハダデリンモンに在し哀哭のごとくなるべし　十二　國中の族おの〱別れ居て哀哭べし即ちダビデの家の族別れ居て哀哭きその妻等別れ居て哀き、ナタンの家の族別れ居て哀哭きその妻等別れ居て哀哭かん　十三　レビの家の族別れ居て哀哭きその妻等別れ居て哀哭きシメイの族別れ居て哀哭きその妻等わかれ居て哀哭かん　十四　その他の族も凡て然りすなはち族れの〱別れ居て哀哭きその妻等別れ居て哀哭くべし

第十三章

一　その日罪と汚穢を淸むる一の泉ダビデの家とエルサレムの居民のために開くべし　二　萬軍のエホバ

言たまふ、其日にハ我地より偶像の名を絕のぞき重ねて人に記憶らるゝこと無らしむべし我また預言者およ
び汚穢の靈を地より去しむべし 三 人もしなほ預言することあらバ其生の父母これに言ん汝も生べからず汝
ハエホバの名をもて虚僞を語るなりと而してその生の父母これが預言しをるを刺ん 四 その日にも預言者等
預言するに方りてその異象を羞ん重て人を欺むかんために毛衣を纏ハじ 五 彼言ん我ハ預言者にあらず地を
耕へす者なり即ち我ハ若き時より人に買れたりと 六 若これに向ひて然らバ汝の兩手の間の傷ハ何ぞやと言
あらば是は我が愛する者の家にて受たる傷なりと答へん○ 萬軍のエホバ言たまふ劍よ起て我牧者我伴侶
なる人を攻よ、牧者を擊て然らバその羊散ん我また我手を小き者等の上に伸べし 八 エホバ言たまふ全地の人
二分ハ絕れて死に、三分の一ハその中に遺らん 九 我その三分の一を携さへて火にいれ銀を熬分るごとくに之
を熬分け金を試むるごとくに之を試むべし彼らわが名を呼ん、我これにこたへん、我これハ我民なりと言ん彼
等またエホバハ我神なりと言ん

第十四章 一 視よエホバの日來る、汝の貨財奪ハれて汝の中にて分たるべし 二 我萬國の民を集めてエルサレムを
攻擊しめん、邑ハ取れ、家ハ掠められ、婦女ハ犯され、邑の人の半ハ擄へられてゆかん、然どその餘の民も邑より絕
れじ 三 その時エホバ出きたりて其等の國人を攻擊たまハん在昔その軍陣の日に戰たまひしごとくなるべし
四 其日にハエルサレムの前に當りて東にあるところの橄欖山の上に彼の足立ん而して橄欖山その眞中より
西東に裂て甚だ大なる谷を成しその山の半ハ北に半も南に移るべし 五 汝らも我山の谷に逃いらん、其山の谷
はアザルにまで及ぶべし汝らハユダの王ウジヤの世に地震を避て逃しごとくに逃ん、我神エホバ來りたまハ
ん、諸の聖者なんぢとともなるべし 六 その日にハ光明なかるべく輝く者消うすべし 七 玆に只一の日あるべし
エホバこれを知たまふ是ハ晝にもあらず夜にもあらず夕暮の頃に明くなるべし 八 その日に活る水エルサレ

ムより出その半ハ東の海にその半ハ西の海に流れん夏も冬も然あるべし
九 エホバ全地の王となりたまはん其日にハ只エホバのみ只その御名のみにならん
十 全地ハアラバのごとくなりてゲバよりエルサレムの南のリンモンまでの間のごとくなるべし而してエルサレムは高くありてその故の處に立ちベニヤミンの門より第一の門の處に及び隅の門にいたりハナニエルの戌樓より王の酒榨倉までに渉るべし
十一 その中にハ人住ん重ねて呪詛あらじエルサレムハ安然に立べし
十二 エルサレムを攻撃し諸の民にエホバ災禍を降してこれを撃なやましたまふこと是のごとくなるべし即ち彼らその足にて立をる中に肉腐れ目その孔の中にて腐れ舌その口の中にて腐れん
十三 その日にハエホバかれらをして大に狼狽えしめたまはん彼らハ各々人の手を執へん此手と彼手撃あふべし
十四 ユダもまたエルサレムに於て戰かふべしその四周の一切の國人の財寶金銀衣服など甚だ多く聚められん
十五 また馬、騾、駱駝、驢馬およびその諸營の一切の家畜の蒙むる災禍もこの災禍のごとくなるべし
十六 エルサレムに攻きたりし諸の國人の遺れる者ハみな歳々に上りきてその王なる萬軍のエホバを拜み結茅の節を守るにいたるべし
十七 地上の諸族の中その王なる萬軍のエホバを拜みにエルサレムに上らざる者の上にぞ凡て雨ふらざるべし
十八 例バエジプトの族もし上り來らざる時ハその上に雨ふらじエホバその結茅の節を守りに上らざる一切の國人を撃なやます災禍を之に降したまふべし
十九 エジプトの罪凡て結茅の節を守りに上り來らざる國人の罪是のごとくなるべし
二十 その日にハ馬の鈴にまでエホバに聖としるさん又エホバの室の鍋ハ壇の前の鉢と等かるべし
二一 エルサレムおよびユダの鍋ハ都て萬軍のエホバの聖物となるべし凡そ犧牲を獻ぐる者ハ來りてこれを取り其中にて祭肉を煮ん其日にハ萬軍のエホバの室に最早カナン人あらざるべし

撒加利亞書畢

馬拉基書

第一章

一 これマラキに托てイスラエルに臨めるエホバの言の重負なり
二 エホバ曰たまふ我汝らを愛したり、然るに汝ら云ふ汝何に我儕を愛せしやとエホバいふエサウはヤコブの兄に非ずやされど我はヤコブを愛し
三 エサウを惡めり、且つわれ彼の山を荒し其嗣業を山犬にあたへたり
四 エドムは我儕はほろぼされたれども再び荒たる所を建んといふによりて萬軍のエホバかく曰たまふ彼等は建ん、されど我これを倒さん、人は彼等を惡境とよび又エホバの恒に怒りたまふ人民と稱へん
五 汝らこれを目に見て云んエホバはイスラエルの地に大なりと
六 子は其父を敬ひ僕はその主を敬ふされば我もし父たらば我を敬ふこと安にあるや我もし主たらば我をおそるること安にあるやなんぢら我が名を藐視る祭司よと萬軍のエホバいひたまふ然るに汝曹はいふ我儕何に汝の名を藐視りしやと
七 汝ら汚たるパンをわが壇の上に獻げしかして言ふ我儕何に爾を汚せしやと、汝曹エホバの臺は卑しきなりと云しがゆゑなり
八 汝ら盲目なる者を犧牲に獻ぐるは惡に非ずや、又跛足なるものと病者を獻るは惡に非ずや、今これを汝の方伯に獻よ、されば彼なんぢを悦ぶや、汝を受納るや萬軍のエホバこれをいふ
九 請ふ汝ら神にわれらをあはれみたまはんことをもとめよ、これらは凡て汝らの手になれり彼なんぢらを納んや、萬軍のエホバこれを言ふ
十 汝らがわが壇の上にいたづらに火をたくことを無らんために汝らの中一人扉を閉る者あらまほしわれ汝らを悦ばず又なんぢらの手より獻物を受じと萬軍のエホバいひたまふ
十一 日の出る處より沒る處までの列國の中に我名は大ならん、又何處にても香と潔き獻物を我名に獻げんそはわが名列國の中に大なるべければなりと萬軍のエホバいひたまふ
十二 然るになんぢらこれを褻したり、そは汝曹はエホバの臺は汚れたり、また其果すなはちその食物は卑しと云ばなり
十三 なんぢらは又如何に煩勞しきことにあらずやといひ且これを藐視たり、萬軍のエホバこれをいふ、又なんぢらは奪し物足跛たる者病

る者を携へ來れり汝らかく獸物を携へ來れバわれ之をなんぢらの手より受べけんやヱホバこれをいひ玉へ
り 十四 群の中に牡あるに誓を立て疵あるものをヱホバに獻る詐偽者は詛はるべし、そハ我ハ大なる王また我名
ハ列國に畏れらるべきなれバなり萬軍のヱホバこれをいふ

第二章 一 祭司等よ今この命令なんぢらにあたへらる 二 萬軍のヱホバいひたまふ汝等もし聽きたがはず又
これを心にとめず我名に榮光を歸せずバわれ汝らの上に詛を來らせん又なんぢらの祝福を詛はん、われすで
に此等を詛へり、汝らこれを心にとめざりしに因てなり 三 觀よ我なんぢらのために種をいましめん、また糞す
なはち汝らの犧牲の糞を汝らの面の上に撒さん、汝らこれとともに携へさられん 四 わが此命令をなんぢらに
下し與ふるは我契約をしてレビに保たしめんためなるを汝ら知るべし、萬軍のヱホバこれをいふ 五 わが彼と
結びし契約ハ生命と平安とにあり、我これを彼に與へしハ彼にわれを畏しめんが爲なり、彼われを懼れわが
名の前にをのゝけり 六 眞理の法彼の口に在て不義その口唇にあらず、彼平安と公義をとりて我とともにあゆ
み、又多の人を不義より立歸らせたりき 七 夫れ祭司の口唇に知識を持べく又人彼の口より法を諮詢べしそハ
祭司は萬軍のヱホバの使者なれバなり 八 しかるに汝らハ道を離れ、衆多の人を法に蹟躓せ、レビの契約を壞り
たり萬軍のヱホバこれをいふ 九 汝らハ我道を守らず法をおこなふに當りて人に偏りし故にわれも汝らを一す
切の民の前に輕められまた賤められしむ○ 十 我儕の父ハ皆同一なるにあらずや、われらを造りし神ハ同一な
るにあらずや、我儕先祖等の契約を瀆りて各々おのれの兄弟にいつはりを行ふハ何か 十一 ユダハ誓約にそむけ
りイスラエル及びエルサレムの中にハ憎むべき事行ハる、すなハちユダハヱホバの愛したまふ聖所を褻して
他神の女をめとれり 十二 ヱホバこれをおこなふ人をバ主なるものをも事ふる者をもヤコブの幕屋よりのぞき
たまはん萬軍のヱホバに獻物をさゝぐるものにてもまた然り 十三 つぎに又なんぢらハこれをなせり即ち涙と

泣と歎とをもてエホバの壇をおほはしめたり、故に彼もはや獻物を顧みずまたこれを汝らの手より悅び納た
まはざるなり　十四　汝らはなほ何故ぞやと言ふ、是はエホバ汝となんぢの若き時の妻の間にいりて證をなし
たまへばなり、彼はなんぢの伴侶汝が契約をなせし妻なるに汝誓約に背きてこれを棄つ　十五　エホバは只一を造
りたまひしにあらずや、されども彼にはなほ靈の餘ありき、何故にひとつのみなりしや、是は神を敬虔の裔を得
んが爲なりき、故になんぢら心に謹みその若き時の妻を誓約にそむきて棄るなかれ　十六　イスラエルの神エホバ
いひたまふわれは離縁を惡みまた虐遇をもて其衣を蔽ふ人を惡む故に汝ら誓約にそむきて妻を待遇はざる
やう心につゝしむべし萬軍のエホバこれをいふ○十七　なんぢらは言をもてエホバを煩勞はせり、されど汝ら言
ふ何にわづらはせしやと、如何となればなんぢら凡て惡をなすものはエホバの目に善と見えかつ彼に悅ばる
と言ひ、また審判の神は安にあるやといへばなり

第三章

一　視よ我わが使者を遣さん、かれ我面の前に道を備ん、また汝らが求むるところの主すなはち汝らの悅
樂ぶ契約の使者忽然その殿に來らん、視よ彼來らんと萬軍のエホバ云たまふ　二　されど其來る日には誰か堪え
んや、その顯著る時には誰か立えんや、彼は金をふきわくるものゝ火の如く布晒の灰汁のごとくならん　三　かれ
は銀をふきわけてこれを潔むる者のごとく坐せん、彼はレビの裔を潔め金銀の如くかれらをきよめん、而して
彼等は義をもて獻物をエホバにさゝげん　四　その時ユダとエルサレムの獻物はむかしの日の如く又先の年の
ごとくエホバに悅れん　五　われ汝らにちかづきて審判をなし巫術者にむかひ姦淫を行ふ者にむかひ僞の誓を
なせる者にむかひ傭人の價金をかすめ寡婦と孤子をしへたげ異邦人を推枉げ我を畏ざるものどもにむかひ
て速に證をなさんと萬軍のエホバ云たまふ　六　それわれエホバは易らざる者なり、故にヤコブの子等よ汝らは
亡されず　七　なんぢら其先祖等の日よりこのかたわが律例をはなれてこれを守らざりき、我にかへれ、われ亦な

んぢらに歸らん、萬軍のヱホバこれを言ふ然るに汝らはわれら何においてかへるべきやと言り　八　ひと神の物
をぬすむことをせんやされど汝らはわがものを盜めり汝らは又何において汝の物をぬすみしやといへり、十
分の一および獻物に於てなり　九　汝らは呪詛をもて詛はる、またなんぢら一切の國人はわが物をぬすめり　十　わ
が殿に食物あらしめんために汝ら什一をすべて我倉にたづさへきたれ、而して是をもて我を試みわが天の窓
をひらきて容べきところなきまでに恩澤を汝らにそゝぐや否やを見るべし萬軍のヱホバこれを言ふ　十一　我ま
た啗食ふ者をなんぢらの爲に抑へてなんぢらの地の產物をやぶらざらしめん又なんぢらの葡萄の樹をして
時のいたらざる前にその實を圃におとさゞらしめん萬軍のヱホバこれをいふ　十二　又萬國の人なんぢらを幸福
なる者ととなへん、そは汝ら樂しき地となるべければなり萬軍のヱホバこれをいふ　十三　ヱホバ云たまふ汝らは
言詞をはげしくして我に逆らへり、しかるも汝らは我儕なんぢらにさからひて何をいひしやといへり　十四　汝ら
は言らく神の服事ることは徒然なり、われらその命令をまもりかつ萬軍のヱホバの前に悲みて步みたりとて
何の益あらんや　十五　今われらは驕傲ものを幸福なりと稱ふ、また惡をおこなふものも盛になり、神を試むるもの
すらも救はると　十六　その時ヱホバをおそるゝ者互に相かたりヱホバ耳をかたむけてこれを聽たまへり、またヱ
ホバを畏るゝ者およびその名を記憶る者のためにヱホバの前に記念の書をかきしるせり　十七　萬軍のヱホバい
ひたまふ我わが設くる日にかれらをもて我寶となすべし、また人の己につかふる子をあはれむがごとく我彼
等をあはれまん　十八　その時汝らは更にまた義者と惡きものと神に服事るものと事へざる者との區別をしらん

第四章

一　萬軍のヱホバいひたまふ視よ爐のごとくに燒の日來らん、すべて驕傲者と惡をおこなふ者は藁ので
とくにならん其きたらんとする日彼等を燒つくして根も枝ものこらざらしめん　二　されど我名をおそるゝ汝
らには義の日いでゝ昇らんその翼には醫す能をそなへん、汝らは牢よりいでし犢の如く躍跳ん　三　又なんぢら

ハ惡人を蹈つけん、即ちわが設くる日にかれらハ汝らの脚の掌の下にありて灰のごとくならん萬軍のヱホバこれを言ふ 四 なんぢらわが僕モーセの律法をおぼえよ、すなハち我がホレブにてイスラエル全體のために彼に命ぜし法度と誡命をおぼゆべし 五 視よヱホバの大なる畏るべき日の來るまへにわれ預言者エリヤを汝らにつかハさん、かれ父の心にその子女を慈ハせ、子女の心にその父をおもハしめん、是ハ我が來りて詛をもて地を撃ことなからんためなり

馬拉基書　終

耶穌降生千八百八十八年　米國聖書會社

NEW TESTAMENT.

新約全書

明治二十一年

日本横濱印行

新約全書目錄


ユダヤノ圖
四里
八里
十二里
五三
六三
三三
三二
地中海
死海
レバノン山
シドン
サレパタ
ツロ
カナン
ピニシヤ
ヘルモン山
ダマスコ
テラコニテ
カイザリヤピリピ
イツリヤ
イマレト
ガリラヤ
コラシン
カペナウン
ベツサイダ
ガリラヤノ海
テベリヤ
デルゲセ
カナ
ナザレ
キシオン川
カルメル山
タボル山
シユネム
デカポリス
ペリヤ
ヤリサイカ
サマリヤ
ゲリシム山
エバル山
スカル
シロ
サマリヤ
ヨルダン川
ギレアデ
ギレアデ山
ヤボク川
サロン
ヨツパ
ルツダ
エマヲ
ベセル
エリコ
カンラン山
エルサレム
ベタニヤ
ベツパゲ
ベツレヘム
アゾトス
ユダヤ
ガテ
ヘブロン
ユダヤノ野
ベルシバ
アラビヤ
アモン
モアブ
アルノン川
アロエル
ピスガ山

新約全書　馬太傳福音書

第一章

アブラハムの裔なるダビデの裔イエスキリストの系圖
二 アブラハム イサクを生イサク ヤコブを生ヤコブ ユダと其の兄弟を生り 三 ユダ タマルに由てパレスとザラ
を生パレス エスロンを生エスロン アラムを生 四 アラム アミナダブを生アミナダブ ナアソンを生ナアソン サ
ルモンを生 五 サルモン ラハブに由てボアズを生ボアズ ルツに由てオベデを生オベデ エッサイを生 六 エッサ
イ ダビデ王を生ダビデ王 ウリヤの妻に由てソロモンを生 七 ソロモン レハベアムを生レハベアム アビアを生ア
ビア アサを生 八 アサ ヨサパテを生ヨサパテ ヨラムを生ヨラム ウッズヤを生 九 ウッズヤ ヨタムを生ヨタム ア
カズを生アカズ ヘゼキヤを生 十 ヘゼキヤ マナセを生マナセ アモンを生アモン ヨシアを生 十一 バビロンに徙
さるゝ時ヨシア エホヤキンと其兄弟を生 十二 バビロンに徙されたる後エホヤキン シアテルを生シアテル ゼル
バベルを生 十三 ゼルバベル アビウデを生アビウデ エリアキンを生エリアキン アゾルを生 十四 アゾル ザドクを生
ザドク アキムを生アキム エリウデを生 十五 エリウデ エリアザルを生エリアザル マッタンを生マッタン ヤコブ
を生 十六 ヤコブ マリアの夫ヨセフを生り此マリアよりキリストと稱るイエス生れ給ひき 十七 其世系を數れば ア
ブラハムよりダビデに至るまで十四代ダビデよりバビロンに徙さるゝ時まで十四代バビロンに徙されしよ
りキリストまで十四代なり ○ 十八 それイエスキリストの生れ給ることは左の如し其母マリアはヨセフと聘定を
爲るのみにて未だ偕にならざりしとき聖靈に感じて孕しが其孕たること顯れければ 十九 夫ヨセフ義人なる
故に之を辱しむることを願ず密に離縁せんと思へり 二十 斯て此事を思念せる時に主の使者かれが夢に現れ
て曰けるはダビデの裔ヨセフよ爾妻マリアを娶ことを懼るゝ勿れ其の孕る所の者は聖靈に由なり 二一 かれ子を
生ん其名をイエスと名くべし蓋其の民を罪より救んとすれば也 二二 凡て此事は預言者に託て主の曰たまひ

し言ふ 二三 處女はらみて子を生ん其名をインマヌエルと稱べしと有に應せん爲なり其名を譯ば神われらと偕
に在との義なり 二四 ヨセフ寢より起て主の使者の命ぜし言に遵ひ其妻を娶たれど 二五 冢子の生るゝまで牀を同
にせざりき其生れし子をイエスと名けたり

第二章 一 夫イエスはヘロデ王のときユダヤのベツレヘムに生れ給しが其とき博士たち東の方よりエルサレム
に來り 二 曰けるはユダヤ人の王とて生れ給る者は何處に在す乎われら東の方にて其星を見たれば彼を拜せ
ん爲に來れり 三 ヘロデ王これを聞て痛む又エルサレムの民もみな然り 四 凡の祭司の長と民の學者とを集て
ヘロデ問けるはキリストの生るべき處は何所なる乎 五 答けるはユダヤのベツレヘムなり蓋預言者の錄され
たる言に 六 ユダヤの地ベツレヘムよ爾はユダヤの郡中にて小至きものに非ず我イスラエルの民を牧ふべき
君爾の中より出んと云ばなり 七 是に於てヘロデ密に博士等を召星の現れし時を詳に問て 八 彼等をベツレヘ
ムに遣さんとして曰けるは往て嬰兒の事を細に尋これに遇ば我に告よ我も亦ゆきて拜すべし 九 かれら王の
命を聞て往り前に東の方にて見たりし星かれらに先ちて嬰兒の居所にいたり其上に止りぬ 十 彼等この星を
見て甚く喜び 十一 既に室に入ければ嬰兒の其母マリヤと偕に居を見ひれふして嬰兒を拜し寶の盒を開て黃金
乳香沒藥など禮物を獻たり 十二 博士夢にヘロデへ返る勿との默示を蒙りて他の途より其國に歸れり○ 十三 彼等
が去るのち主の使者ヨセフの夢に現れて曰けるはヘロデ嬰兒を索て殺んとする故に起て嬰兒と其母とを挈
へエジプトに逃て復わが爾に示さん時まで彼處に止れ 十四 ヨセフ起て夜嬰兒と其母とを挈へエジプトに往 十五
ヘロデの死るまで其所に止れり是主預言者に託て我わが子をエジプトより召出せりと云給ひしに應せん爲
なり 十六 是に於てヘロデ博士に欺かれたるを悉りて大にいかり人を遣して博士に詳く問たる時を度りベツレヘ
ムと其境の內なる二歲以下の嬰兒を盡く殺せり 十七 即ち預言者エレミヤの言に 十八 歎き悲み甚く憂る聲ラマに

聞ゆラケルその兒子を歎き其兒子の無ふよりて慰を得ずと云しに應へり 十九斯てヘロデ死しかば主の使者ヨ
セフの夢にエジプトにて現れ曰けるは 二十起て嬰兒とその母とを挈へイスラエルの地にゆけ嬰兒の生命を索
る者は已に死り 二一彼おきて嬰兒と其母とを挈へてイスラエルの地に至しが 二二アケラヲ父ヘロデに代てユダヤ
の王たりと聞ければ彼處に往ことを懼る又夢に告を蒙りてガリラヤの内に避 二三ナザレと云る邑に至りて居
り彼はナザレ人と稱れんと預言者に託て云れたる言に應せん爲なり

第三章

當時バプテスマのヨハ子來りてユダヤの野に宣傳へて 二曰けるは天國は近けり悔改めよ 三是は主の
道を備その路線を直せよと野に呼る人の聲ありと預言者イザヤが言し人なり 四此ヨハ子は身に駱駝の毛衣
をき腰に皮の帶をつかね蝗蟲と野蜜を食物とせり 五斯時エルサレム及びユダヤを擧またヨルダンの四方よ
り人々出てヨハ子に就 六己が罪を悔あらはしヨルダンにて彼よりバプテスマを授られたり 七バプテスマを
受んとてパリサイ及サドカイの人々の多く來れるを見て彼等に曰けるは蝮の裔よ誰なんぢらに來んとする
怒を避べきことを告しや 八然ば悔改に符ふ果を結べよ 九爾曹われらが先祖にアブラハム有と云ことを意ふ
勿れ我爾曹に告ん神も能この石をもアブラハムの子と爲しめ給ふなり 十今や斧を樹の根に置る故に凡て善
果を結ざる樹を斫れて火に投入らるべし 十一我は爾曹を悔改させんとて水を以て爾曹にバプテスマを授く
我より後に來者は我に勝て能力あり我は其履を提にも足ず彼は聖靈と火をもて爾曹にバプテスマを授ん 十二
手には箕を持て其禾場を滌め麥を斂て其倉にいれ糠は熄ざる火にて燬べし○ 十三斯時イエスヨハ子にバプテ
スマを受んとてガリラヤよりヨルダンに來り給ふ 十四ヨハ子辭て曰けるは我は爾よりバプテスマを受べき者
なるに爾反て我に來る乎 十五イエス答けるは暫く許せ如此すべての義き事は我儕盡す可なり是に於てヨハ子
彼に許せり 十六イエスバプテスマを受て水より上れるとき天忽ち之が爲にひらけ神の靈の鴿の如く降て其上

に來るを見る 十七 又天より聲ありて此は我心に適わが愛子なりと云り

第四章 一 爰にイエス聖靈に導かれ惡魔に試られん爲に野に往り 二 四十日四十夜食ふ事をせず後うゑたり 三 試む
る者かれに來りて曰けるは爾もし神の子ならば命じて此石をパンと爲よ 四 イエス答けるは人はパンのみに
て生るものに非ず唯神の口より出る凡の言に因と錄されたり 五 是に於て惡魔これを聖京に携へゆき殿の頂
上に立せて曰けるは 六 爾もし神の子ならば己が身を下へ投よ蓋なんぢが爲に神その使等に命ぜん彼等手に
て支へ爾が足の石に觸ざるやうすべしと錄されたり 七 イエス彼に曰けるは主たる爾の神を試むべからずと
亦錄せり 八 惡魔また彼を最高き山に携へゆき世界の諸國とその榮華とを見せて 九 爾もし俯伏て我を拜せば
此等を悉なんぢに與ふべしと曰 十 イエス彼に曰けるはサタンよ退け主たる爾の神を拜し惟之にのみ事ふべ
しと錄されたり 十一 終に惡魔かれを離れ天使たち來り事ふ○ 十二 イエスヨハ子の囚れし事を聞てガリラヤに往
十三 ナザレを去ゼブルンとナフタリとの界なる海邊のカペナウンに至て此に居り 十四 これ預言者イザヤの言に
十五 ゼブルンの地ナフタリの地海に沿たる地ヨルダンの外の地異邦人のガリラヤ 十六 此等の幽暗にをる民は大
なる光をみ死地と死蔭に坐する者の上に光いでたりと云しに應せん爲なり○ 十七 斯時よりイエス始て道を宣
傳へ天國は近けり悔改めよと曰たまへり 十八 イエスガリラヤの海邊を歩てペテロと云シモンその兄弟アンデ
レと二人みて海に網うてるを見たり彼等は漁者なり 十九 之に曰けるは我に從へ我なんぢらを人を漁る者と爲
ん 二十 彼等やがて網を棄てイエスに從ふ 二十一 此より進けるに又ほかの兄弟二人即ちゼベダイの子ヤコブと其兄
弟ヨハ子父ゼベダイと偕に舟にて網を補へるを見て之を召しに 二十二 彼等も頓て舟と父とを置てイエスに從へ
り○ 二十三 イエスガリラヤを徧く巡り其會堂にて教をなし天國の福音を宣傳かつ民の中なる諸の病もろ〳〵の
疾を醫しぬ 二十四 その聲名あまねくスリヤに播りしかば人々すべての患へる者萬殊の病また痛惱る者あるひは

鬼に憑たるもの癲癇癱瘓の病に罹れる者を彼に携來ければ之を醫せり 二五 ガリラヤとデカポリスエルサレム
ユダヤヨルダンの外より多の人々きたり從ふ

第五章 イエス許多の人を見て山に登り坐し給ければ弟子等も其下に來れり 二 イエス口を啓て彼等に教へ曰
けるは 三 心の貧き者は福なり天國は即ち其人の有なれば也 哀む者は福なり其人は安慰を得べければ也 五
柔和なる者は福なり其人は地を嗣ことを得べければ也 六 饑渴ごとく義を慕者は福なり其人は飽ことを得べ
ければ也 七 矜恤ある者は福なり其人は矜恤を得べければ也 八 心の淸き者は福なり其人は神を見ことを得べ
ければ也 九 和平を求る者は福なり其人は神の子と稱らる可ればなり 十 義ことの爲に責らるゝ者は福なり天
國は即ち其人の有なれば也 十一 我ために人なんぢらを詬誶また迫害いつはりて各樣の惡言をいはん其時は爾
曹福なり 十二 喜び樂め天に於て爾曹の報賞おほければ也そは爾曹より前の預言者をも如此せめたりき○ 十三 爾
曹は地の鹽なり鹽もし其味を失ば何を以か故の味に復さん後は用なし外に棄られて人に蹊るゝ而已 十四 爾
曹は世の光なり山の上に建られたる城は隱ることを得ず 十五 燈を燃えて斗の下におく者なし燭臺に置て家
に在すべての物を照さん 十六 此の如く人々の前に爾曹の光を耀かせ然れば人々なんぢらの善行を見て天に
在す爾曹の父を榮べし○ 十七 われ律法と預言者を廢る爲に來れりと意ふ勿われ來て之を廢るに非ず成就せん
爲なり 十八 われ誠に爾曹に告ん天地の盡ざる中に律法の一點一畫も遂つくさずして廢ることなし 十九 是故に人
もし誠の至微き一を壞り又その如く人に敎なば天國に於て至微き者と謂れん凡そ之を行ひ且人に敎る者は
天國に於て大なる者と謂るべし 二十 我なんぢらに告ん學者とパリサイの人の義よりも爾曹の義こと勝ずば必
ず天國に入こと能じ○ 二一 古の人に告て殺こと勿れ殺す者は審判に干らんと言ることを有ば爾曹が聞し所な
り 二二 然ど我なんぢらに告ん凡て故なくして其兄弟を怒る者は審判に干らん又その兄弟を愚者よといふ者は

集議に干らん又狂妄よといふ者ハ地獄の火に干るべし 二三 是の故に爾曹もし禮物を携へて壇に往たる時かし
こにて兄弟に恨るゝことあるを憶起さバ 二四 その禮物を壇の前に留まづ往て爾の兄弟と和ぎ後きたりて爾の
禮物を獻よ 二五 爾を訟ふる者と偕に途間にある時はやく和げよ恐くハ訟る者なんぢを審官に付し審官また爾
を下吏に付し遂に爾ハ獄に入られん 二六 我まことに爾に告ん分釐までも償ざれバ必ず其所を出ること能ざ
る也○ 二七 古の人に告て姦淫すること勿と言ることあるハ爾曹が聞し所なり 二八 然ど我なんぢらに告ん凡そ
婦を見て色情を起す者ハ中心すでに姦淫したる也 二九 もし右の眼なんぢを罪に陷さバ抉出して之を棄よ蓋
五體の一を失ふハ全身を地獄に投入らるゝよりハ勝れり 三十 もし右の手なんぢを罪に陷さバ之を斷て棄よ蓋
五體の一を失ふハ全身を地獄に投入らるゝよりハ勝れり○ 三一 また曰ることあり凡そ人その妻を出さんとせ
バ之に離縁狀を與ふべしと 三二 然ど我爾曹に告ん姦淫の故ならで其妻を出す者ハ之に姦淫をさしむるなり又
出されたる婦を娶る者も姦淫を行ふなり○ 三三 また古の人に告て僞の誓を立ること勿なんぢら誓ふ所を必ず
主に遂べしと言ること有ハ爾曹が聞し所なり 三四 然ど我なんぢらに告ん更に誓こと勿れ天を指て誓ふ勿れ是
神の座位なればなり 三五 地を指て誓ふこと勿かれ神の足凳なればなり エルサレムを指て誓ふこと勿かれ大王の京
城なればなり 三六 爾の首を指て誓ふ勿そハ一すぢの髮だも白し黑すること能ざればなり 三七 爾曹たゞ是々否々とい
へ此より過るハ惡より出るなり○ 三八 目にて目を償ひ齒にて齒を償へと言ること有ハ爾曹が聞し所なり 三九 然
ど我なんぢらに告ん惡に敵すること勿れ人なんぢの右の頰を批ば亦ほかの頰をも轉らして之に向よ 四十 爾を
訟て裏衣を取んとする者にハ外服をも亦とらせよ 四一 人なんぢに一里の公役を强なば之と偕に二里ゆけ 四二 爾
に求る者にハ予へ借んとする者を卻くる勿れ○ 四三 爾の隣を愛みて其敵を憾べしと言ること有ハ爾曹が聞し
所なり 四四 然も我なんぢらに告ん爾曹の敵を愛み爾曹を詛ふ者を祝し爾曹を憎む者を善視し虐遇迫害ものゝ

爲に祈禱せよ 四五 如此するハ天に在す爾曹の父の子とならん爲なり夫天の父ハ其日を善者にも惡者にも照し
雨を義き者にも義からざる者にも降せ給へり 四六 爾曹おのれを愛する者を愛するハ何の報賞かあらん稅吏も
然せざらん乎 四七 安否を兄弟にのみ問ハ人より何の過たる事かあらん稅吏も然せざらん乎 四八 是故に天に在す
爾曹の父の完全が如く爾曹も完全すべし

第六章

一 なんぢら人に見せん爲に其義を人の前に行ことを愼しめ然ずバ天に在す爾曹の父より報賞を得じ 二
是故に施濟を行とき人の榮を得ん爲に會堂や街衢にて僞善者の如く箛を己が前に吹しむる勿れ我まことに
爾曹に告ん彼等ハ既に其の報賞を得たり 三 なんぢら施濟をするとき右の手の爲ことを左の手に知する勿れ
四 如此するハ其施濟の隱れんが爲なり然ば隱たるに鑒たまふ爾の父ハ明顯に報たまふべし○ 五 なんぢ祈る
時に僞善者の如する勿れ彼等ハ人に見られんが爲に會堂や街衢の隅に立て祈ことを好われ誠に爾曹に告ん
彼等ハ既に其の報賞を得たり 六 なんぢ祈る時ハ嚴密なる室にいり戸を閉て隱微たるに在す爾の父に祈れ然
バ隱微たるに鑒たまふ爾の父ハ明顯に報たまふべし 七 爾曹祈る時ハ異邦人の如く重複語を言なかれ彼等
ハ言おほきを以て聽れんと意へり 八 是故に彼等に效こと勿れ爾曹の父ハ求ざる先に其需用物を知たまへ
ば也 九 然バ爾曹かく祈るべし天に在ます我儕の父よ願くハ爾名を崇させ給へ 十 爾國を臨らせ給へ爾旨の
天に成ごとく地にも成せ給ひ 十一 我儕の日用の糧を今日も與たまへ 十二 我儕に罪を犯す者を我ゆるす如く我儕
の罪をも免たまへ 十三 我儕を試探に遇せず惡より拯出し給へ國と權と榮ハ爾の窮なく有たまふ所なりアーメ
ン 十四 爾曹もし人の罪を免さバ天に在ます爾曹の父も亦なんぢらを免し給はん 十五 然どもし人の罪を免さずバ
爾曹の父も爾曹の罪を免し給はざるべし○ 十六 なんぢら斷食するとき僞善者の如き憂容をする勿れ彼等ハ斷
食を人に見ん爲に顏色を損ふ我まことに爾曹に告ん彼等ハ既に其報賞を得たり 十七 なんぢ斷食する時ハ首に

膏をぬり面を洗へ 十八 如此するハ爾の斷食人に見ずして隱微たるに在す爾の父ニ現れんが爲なり然バ隱微さ
るに鑒たまふ爾の父ハ明顯に報たまふべし○ 十九 蠹くひ銹くさり盜うがちて竊む所の地に財を蓄ふること勿
れ 二十 蠹くひ銹くさり盜穿て竊ざる所の天に財を蓄ふべし 二一 蓋なんぢらの財の在ところに心も亦ある可れバ
也○ 二二 身の光ハ目なり若なんぢの目瞭かならバ全身も亦明なるべし 二三 若なんぢの目眊らバ全身暗かるべし
是故に爾の中の光もし暗からバ其暗こと如何に大ならず乎 二四 人ハ二人の主に事ること能ず蓋これを惡ゥれ
を愛み此を親み彼を疎べけれバ也なんぢら神と財に兼事ること能ず 二五 是故に我なんぢらに告ん生命の爲
に何を食ひ何を飮また身體の爲に何を衣んと憂慮ふと勿れ生命ハ糧より優り身體ハ衣よりも優れる者な
らず乎 二六 なんぢら天空の鳥を見よ稼ことなく穡ことを爲ず倉に蓄ふることなし然るに爾曹の天の父ハ之を
養ひ給へり爾曹之よりも大に勝るゝ者ならず乎 二七 爾曹のうち誰か能おもひ煩ひて其生命を寸陰も延得んや
二八 また何故に衣のことを思わづらふや野の百合花ハ如何して長かを思へ勞ず紡がざる也 二九 われ爾曹に告ん
ソロモンの榮華の極の時だにも其裝この花の一に及ざりき 三十 神ハ今日野に在て明日爐に投入らるゝ草をも
如此よそハせ給へバ況て爾曹をや嗚呼信仰うすき者よ 三一 然バ何を食ひ何を飮なにを衣んとて思わづらふ勿
れ 三二 此みな異邦人の求る者なり爾曹の天の父ハ凡て此等のものゝ必需ことを知たまへり 三三 爾曹まづ神の國
と其義とを求よ然ば此等のものハ皆なんぢらに加らるべし 三四 是故に明日の事を憂慮なかれ明日ハ明日の
事を思わづらへ一日の苦勞ハ一日にて足り

第七章 人の罪を定ること勿れ恐くハ爾曹も亦罪に定られん 二 爾曹が人の罪を定る如く己が罪をも定らるべ
し爾曹が人を量ごとく己も量らるべし 三 なんぢ兄弟の目にある物屑を視て己が目にある梁木を知ざるハ何
ぞや 四 己の目に梁木のあるに如何で兄弟に對て爾が目にある物屑を我に取せよと曰ことを得んや 五 僞善者

よ先おのれの目より梁木をとれ然ば兄弟の目より物屑を取得るやう明かに見べし　六　犬に聖物を與ふる勿ま
た豕の前に爾曹の眞珠を投與る勿れ恐くハ足にて之を踐ふりかへりて爾曹を嚙やぶらん　七　求よ然ば與られ
尋よ然ば遇ひ門を叩よ然ば開かるゝことを得ん　八　蓋すべて求る者ハえ尋る者ハあひ門を叩く者ハ開かる可
ればなり　九　爾曹のうち誰か其子パンを求んに石を予んや　十　また魚を求んに蛇を予んや　十一　然ば爾曹惡き者な
がら善賜を其子に與ふるを知まして天に在す爾曹の父ハ求る者に善物を予ざらん乎　十二　是故に凡て人に爲ら
れんと欲ことハ爾また人にも其ごとく爲よ是律法と預言者なる也○　十三　窄き門より入よ沈淪に至る路ハ濶そ
の門ハ大なり此より入もの多し　十四　生に至る路ハ窄その門ハ小し其路を得もの少なり○　十五　僞の預言者を愼め
よ彼等ハ綿羊の姿にて爾曹に來れども内ハ殘狼なり　十六　是その果に由て知べし誰か荊棘より葡萄をとり蒺藜
より無花果を採ことをせん　十七　凡て善樹ハ善果を結び惡樹ハ惡果を結べり　十八　善樹ハ惡果を結ばず惡樹ハ善果
を結ぶこと能ざる也　十九　凡そ善果を結ざる樹ハ斫れて火に投入らる　二十　是故に其果に由て之を知べし○　二一　我を
召て主よ主よと曰もの盡く天國に入に非ず唯これに入者ハ我天に在す父の旨に遵ふ者のみ也　二二　其日われに
語て主よ主よ主の名に託てをしへ主の名に託て鬼をおひ主の名に託て多く異能を行ふに非ずやと云もの多
からん　二三　其時かれらに告われ甞て爾曹を知ず惡をなす者よ我を離去と曰ん　二四　是故に凡て我この言を聽て行
ふ者を磐の上に家を建たる智人に譬ん　二五　雨ふり大水いで風ふきて其家を撞ども倒ることなし是磐を基礎と
爲たれば也　二六　凡て我この言を聽て行ざる者を沙の上に家を建たる愚なる人に譬ん　二七　雨ふり大水いで風ふ
きて其家を撞ば終に倒てその傾覆おほいなり　二八　イエス此等の言を語竟たまへるとき集りたる人々その敎
を駭きあへり　二九　そハ學者の如ならず權威を有る者の如く敎たまへバ也

第八章

一　イエス山を下しとき多の人々これに從へり　二　癩病の者きたり拜して曰けるハ主もし旨に適ときハ我

を潔なし得べし　三　イエス手を伸かれに按て我旨に適へり潔なれと曰ければ癩病たゞちに潔れり　四　イエス彼
に曰けるハ愼て人に告る勿れ唯ゆきて己を祭司に見せ且モーセが命ぜし禮物を献て彼等に證據をせよ○　五
イエスカペナウンに入しとき百夫の長きたり願て曰けるハ　六　主よ我僕癱瘋をやみ家に臥ゐて甚だ惱めり　七
イエス曰けるハ我ゆきて之を醫すべし　八　百夫の長こたへけるハ主よ我なんぢを我が屋下に入奉るハ恐れ多
し唯一言を出し給ハバ我僕ハ愈ん　九　蓋われ人の權威の下にある者なるに我下に亦兵卒ありて此に往と曰バ
ゆき彼に來れと曰バ來る我僕に此を行と曰バ則ち行が故なり　十　イエスこれを聞て奇み從へる人々に曰ける
ハ我まことに爾曹に告んイスラエルの中にだに未だ斯る篤信に遇ざる也　十一　われ爾曹に告ん多の人々東より
西より來てアブラハムイサクヤコブと偕に天國に坐し　十二　國の諸子ハ外の幽暗に逐出され其處にて哀哭切齒
すること有ん　十三　イエス百夫の長に往なんぢが信仰の如く爾に成べしと曰たまへる其時に僕ハ愈たり○　十四　イ
エスペテロの家に入りの岳母の熱を煩ひ臥ゐたるを見て　十五　その手に捫ければ即ち熱され婦おきて彼等に
事ふ　十六　日暮たるとき人々鬼に憑れたる者を多く携來ければイエス言にて鬼を逐出し病ある者を悉く醫せり
十七　預言者イザヤに托て自ら我儕の恙を受われらの病を負と曰たまひしに應せんが爲なり○　十八　偖イエス多の
人々の己を環るを見て弟子に命じ向の岸に往んとし給しに　十九　ある學者きたりて曰けるハ師よ何處へ往給ふ
とも我從ん　二十　イエス之に曰けるハ狐ハ穴あり天空の鳥ハ巣あり然ど人の子ハ枕する所なし　二一　また弟子の
一人いひけるハ主よ先ゆきて父を葬ることを我に容せ　二二　イエス曰けるハ我に從へ死たる者に其死し者を葬
らせよ○　二三　イエス舟に登ければ弟子等も之に從ふ　二四　此とき大なる颶風おこりて舟を蔽ばかりなる浪たちしに
イエスハ寢たり　二五　弟子等これに近きて醒し曰けるハ主よ救たまへ我儕亡んとす　二六　イエス彼等に曰けるハ信
仰うすき者よ何ぞ懼るや遂に起て風と海とを斥ければ大に平息になりぬ　二七　人々奇みて曰けるハ此ハ如何な

る人が風も海も之に從ひたり○ 二八 イエス向の岸なるガダラ人の地に至れるとき鬼に憑れたる二人のもの墓
より出て彼を迎ふ猛こと甚しくして其途を人の過ること能ざりしほど也 二九 かれら呼叫て曰けるは神の子
イエスよ我儕なんぢと何の與あらん乎いまだ時いたらざるに我儕を責んとて此處に來るか 三十 遥になれて豕
の多のむれ食し居けれど 三一 鬼イエスに求て曰けるは若われらを逐出さんとならば豕の羣に入ことを容せ 三二
彼等に往と曰ければ鬼いでゝ豕の羣に入しかば總のむれ山坡より逸て海にいり水に死たり 三三 牧者ども邑に逃
走て此事と鬼に憑れたりし者の事を告ければ 三四 イエスに逢んとて邑の者擧て出きたり彼を見て此境を出ん
ことを願へり

第九章 イエス舟に登わたりて故邑に至ければ 二 癩瘋にて床に臥たる者を人々舁來れりイエス彼等が信ずる
を見て癩瘋の者に曰けるは子よ心安かれ爾の罪赦れたり 三 ある學者たち心の中に謂けるは此人は褻瀆を言
り 四 イエスその意を知て曰けるは爾曹いかなれば心に惡を懷ふや 五 爾の罪赦されたりと言と起て歩めと言
と孰か易き 六 それ人の子地にて罪を赦すの權あることを爾曹に知せんとて遂に癩瘋の者に起て床をとり家
に歸れと曰ければ 七 起て其家に歸りぬ 八 人々これを見て奇み此の如き權を人に賜し神を崇たり○ 九 イエス
此より進往マタイと名くる人の稅關に坐し居けるを見て我に從へと曰ければ起て從へり 十 イエス彼が家に
食するとき稅吏罪ある人おほく來てイエス及その弟子と偕に坐しければ 十一 パリサイの人これを見て其弟子
に曰けるは爾曹の師も何故稅吏や罪ある人と偕に食する乎 十二 イエス聞て彼等に曰けるは康强なる者は醫者
の助を需ず唯病ある者これを需む 十三 われ矜恤を欲て祭祀を欲ずといふ此は如何なる意か往て學ぶべし夫わが
來るは義人を招ために非ず罪ある人を招きて悔改させんが爲なり○ 十四 其時ヨハ子の弟子イエスに來て
曰けるは我儕とパリサイの人もしば〳〵斷食するに師の弟子の斷食せざるは何故か 十五 イエス彼等に曰ける

は新郎の友は新郎と偕に居うちは哀むことを得んや將來新郎をひきとらるゝ日きたらん其時には斷食す
べき也　十六新き布を以て舊き衣を補ふ者はあらじ蓋つくろふ所のもの反て之を壞りの綻び尤も甚だしから
ん　十七また新き酒を舊き革嚢に盛る者はあらじ若しかせば嚢もりさけ酒もれいでゝ其嚢も亦壞らん新
に新き酒を盛なば兩ながら存べし○　十八イエス彼等に此事を言る時ある宰きたり拜して曰けるは我女いま既
に死り來て彼に手を按たまはゞ生べし　十九イエス起て彼に從ひ其弟子と偕に往　二十十二年血漏を患へる婦うし
ろに來て其衣の裾に捫れり　二一そは蓋もし衣にだにも捫らば愈んと意へばなり　二二イエスふりかへり婦を見て曰け
るは女よ心安かれ爾の信仰なんぢを愈せり即ち婦この時より愈　二三イエス宰の家に入しに笛ふく者および多
の人の泣咷を見て　二四之に曰けるは退け女は死るに非ずたゞ寢たるのみ人々イエスを哂笑ふ　二五彼等を出しゝ
後いりて其手を執しに女起たり　二六この聲名あまねく其地に播りぬ　二七イエス此を去とき二人の瞽者したがひ
て呼いひけるはダビデの裔よ我儕を憐み給へ　二八イエス家に入しに瞽者きたりければ彼等に曰たまひけるは
我この事を行得ると信ずるや答けるは主よ然り　二九イエス彼等の目に手を按て爾曹の信ずる如く爾曹に成べ
しと曰ければ　三十其目ひらけたりイエス嚴く戒て之に曰けるは愼て人に知する勿れ　三一然ども彼等いでゝ遍く
其地にイエスの名を播めたり○　三二瞽者の出るとき人々鬼に憑れたる暗啞をイエスに攜來りしに　三三鬼おひい
だされて暗啞ものいへり衆人あやしみ曰けるはイスラエルの中にも未だ斯る事を見ざりき　三四パリサイの人
いひけるは彼鬼の王に藉て鬼を逐出せる也○　三五イエス遍く郷邑を廻りの會堂にて教をなし天國の福音を宣
傳へ民の中なる諸の病すべての疾を愈せり　三六牧者なき羊の如く衆人なやみ又流離になりし故に之を見て憫
みたまふ　三七其とき弟子等に曰給けるは收穫は多く工人は少し　三八故に其穫主に工人を收穫場に送んこ
とを願ふべし

第十章 偕イエスその十二弟子を召彼等に汚さる鬼を逐出し又すべての病すべての疾を醫す權を賜へり 二 そ
の十二使徒の名は左の如し首にはペテロと名け給ひしシモンその兄弟アンデレ ゼベダイの子ヤコブその兄
弟ヨハネ 三 ピリポ バルトロマイ トマス 稅吏マタイ アルパイの子なるヤコブ タツダイと名くるレツバイ 四
カナンのシモン イスカリオテのユダ 是すなはちイエスを賣しゝ者なり○ 五 イエスこの十二を遣さんとして命
じ曰けるは異邦の途に往なかれ又サマリア人の邑にも入なかれ 六 惟イスラエルの家の迷へる羊に往 七 往て
天國近に在と宣傳よ 八 病の者を醫し癩病を潔し死たる者を甦らせ鬼を逐出すことをせよ爾曹價なしに受た
れば亦價なしに施すべし 九 爾曹金または銀または錢を貯へ帶る勿れ 十 行囊二の裏衣履杖も亦然り工人
の其食物を得は宜なり 十一 凡の郷邑に至らば其中の好人を訪て出るまでは其處に留れ 十二 人の家にいらば其平
安を問 十三 その家もし平安を得べき者ならば爾曹の願ふ平安は其家に至らん若し平安を受べからざる者なら
ば爾曹の願ふ平安は爾曹に歸るべし 十四 もし爾曹を接ず爾曹の言を聽ざる者あらば其家または其邑を去とき
足の塵を拂へ 十五 われ誠に爾曹に告ん審判の日倒らばソドムとゴモラの地は此邑よりも抑て易からん○ 十六 わ
れ爾曹を遣すは羊を狼の中に入るが如し故に蛇の如く智く鴿の如く馴良かれ 十七 愼て人に戒心せよ蓋人な
んぢらを集議所に解し又その會堂にて鞭つべければ也 十八 又わが緣故に因て侯伯および王の前に曳るべし是
かれらと異邦人に證をなさんが爲なり 十九 人なんぢらを解さば如何なにを言んと思ひ煩らふ勿れ其とき言べ
き事は爾曹に賜るべし 二十 是なんぢら自ら言に非ず爾曹の父の靈その裏に在て言なり 二一 兄弟は兄弟を死に付
し父は子を付し子は兩親を訴へ且これを殺さしむべし 二二 又なんぢら我名の爲に凡の人に憾れん然ど終まで
忍ぶ者は救はるべし 二三 この邑にて人なんぢらを責なば他の邑に逃よ我まことに爾曹に告ん爾曹イスラエル
の諸邑を廻盡さゞる間に人の子は來るべし 二四 弟子は師より優らず僕は主より優らざるなり 二五 弟子は其師の

如く僕は其主の如ならば足ぬべし若し人主を呼てベルゼブルと云ば況て其家の者をや
二六 是故に彼等を懼るゝこと勿そは掩れて露れざる者なく隠て知れざる者なければ也
二七 われ幽暗に於て爾曹に告しことを光明に述よ耳をつけて聴しことを屋上に宣播めよ
二八 身を殺して魂を殺すこと能はざる者を懼るゝ勿れ唯なんぢら魂と身とを地獄に滅し得る者を懼れよ
二九 二羽の雀は一銭にて售に非ずや然るに爾曹の父の許なくば其一羽も地に隕ること有じ
三十 爾曹の頭の髪また皆かぞへらる
三一 故に懼るゝ勿れ爾曹は多の雀よりも優れり
三二 然ば凡そ人の前に我を識と言ん者を我も亦天に在す吾父の前に之を識と言ん
三三 人の前に我を識ずと言ん者を我も亦天に在す吾父の前に之を識ずと言べし〇
三四 地に泰平を出さん為に我來れりと意なかれ泰平を出さんとに非ず刃を出さん為に來れり
三五 夫わが來るは人を其父に背かせ女を其母に背かせ媳を其姑に背かせんが為なり
三六 人の敵は其家の者なるべし
三七 我よりも父母を愛む者は我に協ざる者なり我よりも子女を愛む者は我に協ざる者なり
三八 その十字架を任て我に從はざる者も我に協ざる者なり
三九 その生命を得る者は之を失ひ我ために生命を失ふ者は之を得べし
四十 爾曹を接る者は我を接る也また我を接る者は我を遣しゝ者を接るなり
四一 預言者なるを以その預言者を接る者は預言者の報賞をうけ義を以その義人を接る者は義人の報賞を受
四二 わが弟子なるをもて小き一人の者に冷なる水一杯にても飲する者は誠に爾曹に告ん必ず其報賞を失はじ

第十一章

一 イエスその十二弟子に示畢しとき此處をさり道を教へ廣んが為に彼等の諸邑に往り〇
二 偖ヨハネ獄にてキリストの行し業を聞その弟子二人を彼に遣して
三 曰せけるは來べき者は爾なるか又われら他に待べき乎
四 イエス彼等に答て曰けるは爾曹が聞ところ見ところの事をヨハネに往て告よ
五 瞽者は見跛者はあゆみ癩病人は潔まり聾者はきゝ死たる者は復活され貧者は福音を聞せらる
六 凡そ我ために躓かざる者

ハ福なり○七彼等の歸れる後イエスヨハ子の事を人々に曰けるハ爾曹何を見んとて野に出しや風に動さる
ゝ葦なる乎八然バ爾曹何を見んとて出しや美服を着たる人なるか美服を着たる者ハ王宮に在然バ何
を見んとて出しや預言者なるか然われ爾曹に告ん彼ハ預言者よりも卓越たる者なり十夫なんぢに先ちて道
を備る我が使者を我なんぢの前に遣んと錄されさるハ即ち是なり十一誠に爾曹に告ん婦の生たる者の中いま
だバプテスマのヨハ子より大なる者ハ起らざりき然ど天國の最小き者も彼よりハ大なる也十二バプテスマの
ヨハ子の時より今に至るまで人々勵て天國を取んとす勵たる者ハ之を取り十三それ凡の預言者と律法の預言
したるハヨハ子の時までなれば也十四若なんぢら我言を承ることを好まば來べきエリヤハ是なり十五耳ありて
聽ゆる者ハ聽べし○十六我この世を何に譬んや童子街ふ坐し其侶を呼て十七われら笛ふけども爾曹おどらず哀
をすれども爾曹胸うたずと云に似たり十八蓋ヨハ子來て食ふことも飲こともせざれバ鬼に憑れたる者なりと人
々言り十九人の子きたりて食ふことをし飲ことを爲れバ又食を嗜み酒を好む人稅使罪ある者の友なりといふ
然ども智慧ハ智慧の子に義と爲らるゝ也○二十厥時イエス多の異能を行たまひたる諸邑の悔改めざるに由
て責いひけるハ二一あゝ禍なる哉コラジンよ噫禍なる哉ベツサイダよ爾曹の中に行し異能を若ツロとシド
ンに行しならば彼等ハ早く麻をき灰を蒙りて悔改しなるべし二二われ爾曹ふ告ん審判の日にハツロとシド
ンの刑罰ハ爾曹よりも却て易からん二三既に天にまで擧られしカペナウンよ又陰府に落さるべし蓋なんぢら
に行し異能を若ソドムに行しならバ今日までも尚保存しならん二四我なんぢらに告ん審判の日にソドムの
地ハ爾曹よりも却て易かるべし○二五其ときイエス答て曰けるハ天地の主なる父よ此事を智者達者に隱
して赤子に顯したまふを謝す二六父よ然それ此の如ハ聖旨に適るなり二七父ハ我に萬物を予たまへり父の外に
子を識もの無また子および子の顯す所の者の外に父を識者なし○二八凡て勞たる者また重を負る者ハ我に來

れ我なんぢらを息ません 二九 我は心柔和にして謙遜者なれば我軛を負て我に學なんぢら心に平安を獲べし 三十
蓋わが軛は易わが荷は輕ければ也

第十二章

當時イエス安息日に麥の畑を過しが其弟子たち飢て穗を摘て食めたり 二 パリサイの人これを見て
イエスに曰けるは爾の弟子は安息日に爲まじき事を行り 三 之に答けるはダビデおよび從に在し者の餓しと
き行し事を未ざ讀ざる乎 四 即ち神の殿に入て祭司の他は己および從にをる者も食ふまじき供のパンを食へ
り 五 また安息日に祭司は殿の內にて安息日を犯せども罪なき事を律法に於て讀ざる乎 六 われ爾曹に告ん殿
より大なるもの玆に在 七 われ矜恤を欲て祭祀を欲ずとは如何なることか之を知ば罪なき者を罪せざるべし
八 それ人の子は安息日の主たるなり○ 九 此を去て彼等の會堂に入しに 十 一手なへたる人ありければ彼等イ
エスを訴へんとて之に問けるは安息日に醫すことを行べき乎 十一 彼等に曰けるは爾曹の中に一の羊を有る
者あらんに若その羊安息日に坑に陷らば之を挈上ざる乎 十二 人は羊より優ること幾何ぞや然ば安息日に善を
行へ宜 十三 遂にその人に爾が手を伸よと曰ければ伸せり即ち他の手の如く愈 十四 パリサイの人いでゝイエスを
殺さんと謀れり 十五 イエス之を知て此を去しに多の人々これに從ふ凡て疾病ある者をみな愈し 十六 我を人に露
すこと勿れと戒たり 十七 これ預言者イザヤの云し言に 十八 視よ我が選し我僕すなはち我心に適たる我が愛む者
われ之に我靈を賦へん彼異邦人に道を示すべし 十九 彼は競ことなく喧ことなし人街に於て其聲を聞ことなし
二十 眞道をして勝とげしむるまでは傷る葦を折ことなく煙れる麻を熄ことなし 二一 異邦人も亦その名に頼べし
と有に應せん爲なり○ 二二 爰に鬼に憑たる瞽の瘖なる者をイエスの所に携來りければ此瞽の瘖を醫して言ひ
見るやうに爲り 二三 衆人みな奇みて曰けるは此はダビデの裔に非ざる乎 二四 パリサイの人きゝて曰けるは此
人は鬼の王ベルゼブルを役ふに非ざれば鬼を逐出ことなし 二五 イエスその意を知て彼等に曰けるは凡て相爭

ふ國ハ亡び凡て相爭ふ邑や家ハ立べからず　二六 サタン若サタンを逐出さば自ら相爭ふなり然ば其國いかで立
んや　二七 若われベルゼブルに由て惡鬼を逐出さば爾曹の子弟ハ誰に由て之を逐出すや夫かれらハ爾曹の審判
人となるべし　二八 若われ神の靈に由て鬼を逐出すならバ神の國ハもはや爾曹に至れり　二九 また勇士をまづ縛
らざれバ如何で其家に入りの家具を奪ふことを得んや縛て後に其家を奪ふべし　三十 われと偕ならざる者ハ我に
背き我と偕ふ斂ざる者ハ散すなり　三一 是故ふ爾曹に告ん人々の凡て犯す所の罪と神を瀆ことハ赦れん然ど人
々の聖靈を瀆ことハ赦るべからず　三二 言を以て人の子に背く者ハ赦るべし然ど言をもて聖靈に背く者ハ今世
に於ても亦來世に於ても赦るべからず　三三 或ハ樹をも善とし其果をも善とせよ或ハ樹をも惡とし其果をも惡
とせよ夫樹ハ其果に由て知るゝ也　三四 あゝ蝮の裔よ爾曹惡にして何で善を言ことを得んや夫心に充るより口
に言るゝ者なれバ也　三五 善人ハ心の善庫より善ものを出し惡人ハその惡庫より惡ものを出せり　三六 われ爾曹に
告ん凡て人のいふ所の虚言ハ審判の日に之を訴へざるを得じ　三七 それ爾その曰ところの言に由て義とせられ
又其いふ言に由て罪ありとせらるゝ也○　三八 此時ある學者とパリサイの人答て曰けるハ師よ休徵をなして我
儕ふ見せんことを爾に請ふ　三九 答て彼等ふ曰けるハ奸惡なる世ハ休徵を求されど預言者ヨナの休徵の外ハ之
に休徵を與られじ　四十 夫ヨナが三日三夜魚の腹の中に在し如く人の子も三日三夜地の中に在べし　四一 ニ子べの
人審判の日に共に起て今の世の罪を定めん彼等ハヨナの誨に由て悔改たり夫ヨナより大なる者こゝに在り　四二
南の女王さばきの日に共に起て今の世の罪を定めん彼ハ地の極よりソロモンの智慧を聽んとて來れり夫ソ
ロモンより大なるもの此にあり　四三 惡鬼人より出て旱たる地を巡り安息を求れども得ずして曰けるハ　四四 我が
出し家に歸らん既に來しに空虛にして掃淨り飾れるを見　四五 遂に往て己よりも惡き七の惡鬼を攜へ偕に入て
此に居ばその人の後の患狀ハ前よりも更に惡かるべし此あしき世もまた此の如ならん　四六 イエス人々に語を

る時その母と兄弟かれに言はんとて外に立けれバ 四七 或人イエスに曰けるハ爾の母と兄弟なんぢに言はんと
して外に立り 四八 イエス告し者に答て曰けるハ我母ハ誰ぞ我兄弟ハ誰ぞや 四九 手を伸その弟子を指て曰けるハ
是わが母わが兄弟なり 五十 蓋すべて我が天に在す父の旨を行ふ者ハ是わが兄弟わが姉妹わが母なれバ也

第十三章

一 この日イエス家を出て海邊に坐せしに 二 多の人々彼に集り來けれバイエスハ舟に登て坐し凡の人々
ハ岸に立り 三 イエス譬を以て多端の言を人々に語ぬ種まく者播に出しが 四 播るとき路の旁に遺し種あり空
の鳥きたりて啄み盡せり 五 また土うすき磽地に遺し種あり直に萌出たれど 六 日の出しとき灼れしかバ根な
きが故に槁たり 七 また棘の中に遺し種あり棘そだちて之を蔽げり 八 また沃壤に遺し種あり實を結べること
或ハ百倍あるひハ六十倍あるひハ三十倍せり 九 耳ありて聽ゆる者ハ聽べし 十 弟子等きたりて彼に曰けるハ
何故に譬をもて彼等に語り給ふや 十一 答て曰けるハ爾曹にハ天國の奧義を知ことを予たまへど彼等にハ予へ
給ざれバ也 十二 それ有る者ハ予られてなほ餘あり無有者ハその有る物をも奪るゝ也 十三 彼等ハ視ても見ず聽て
も聞ず悟ざるが故に我譬を以て彼等に語れり 十四 イザヤの預言に爾ハ聽ども悟らず視ども見ず 十五 蓋この民目
にて見耳にてきゝ心にて悟り改めて我に醫されんことを恐その心を頑し耳を蔽ひ目を閉たりと云しに應へ
り 十六 然ど爾曹の目ハ見爾曹の耳ハ聞が故に福なり 十七 われ誠に爾曹に告ん多の預言者と義人ハ爾曹が見と
ころを見んと欲たりしが見ことを得ず爾曹が聞ところを聞んと欲たりしが聞ことを得ざりき 十八 故に爾曹播
種の譬を聽 十九 天國の教を聞て悟らざれバ惡鬼きたりて其心に播れたる種を奪ふ是路の旁に播たる種なり 二十
磽地に播れたる種ハ是教を聽て速に喜び受れども 二一 己に根なけれバ暫時のみ教の爲に患難あるひハ迫ら
るゝ事の起る時ハ忽ち道に礙く者なり 二二 また棘の中に播れたる種ハ是教を聽ども此世の思慮と貨財の惑に
教を蔽れて實らざる者なり 二三 沃壤に播れたる種ハ是教を聽て悟り實を結て或ハ百倍あるひハ六十倍ある

ひは三十倍する者なり○ 二四 また譬を彼等に示して曰けるは天國は人畑に美種を播に似たり 二五 人々の寢たる
間に其敵きたり麥の中に稗子を播て去り 二六 苗はえ出て實たるとき稗子も現れたり 二七 主人の僕きたりて曰け
るは主よ畑には美種を播ざりしか如何して稗子ある乎 二八 僕に曰けるは敵人これを行り僕主人に曰けるは然
らば我儕ゆきて之を拔あつむるは宜か 二九 否おそらくは爾曹稗子を拔あつめんとて麥をも共に拔べし 三十 收穫
まで二ながら長おけ我かりいれの時まづ稗子を拔あつめて焚ん爲に之を束ね麥をば我が倉に收よと言ん○
三一 また譬を彼等に示し曰けるは天國は芥種の如し人これを取て畑に播む 三二 萬の種よりは小けれども長ては
他の草より大にして天空の鳥きたり其枝に宿ほどの樹となる也○ 三三 また譬を彼等に語けるは天國は麪酵の
如し婦これをとり三斗の粉の中に藏せば悉く脹發すなり 三四 イエス譬をもて凡て此等の事を衆人に語たまへ
り譬にあらざれば語り給はず 三五 これ預言者に託て我譬を設て口を啓き世の始より隱たる事を言出さんと云
れたるに應せん爲なり○ 三六 遂にイエス衆人を歸して室に入り其弟子きたりて曰けるは畑の稗子の譬を我儕
に解たまへ 三七 之に答て曰けるは美種を播者は人の子なり 三八 畑はこの世界なり美種は是天國の諸子なり稗子
は惡魔の子類なり 三九 之をまく敵は惡魔なり收穫は世の末なり刈者は天の使等なり 四十 稗子の斂て火に焚る如
く此世の末に於ても此の如くなるべし 四一 人の子その使者たちを遣して其國の中より凡て躓礙となる者また
惡をなす者を斂て 四二 之を爐の火に投入べし其處にて哀哭切齒することあらん 四三 此とき義人は其父の國に於
て日の如く輝かん耳ありて聽ゆる者は聽べし○ 四四 また天國は畑に藏たる寶の如し人みいださば之を秘し喜
び歸り其所有を盡く賣てその畑を買なり○ 四五 また天國は好眞珠を求んとする商人の如し 四六 一の値たかき眞
珠を見出さばその所有を盡く賣て之を買なり○ 四七 また天國は海に投て各樣の魚をとる網の如し 四八 既に盈れ
ば岸に曳あげ坐てその嘉ものを器にいれ惡ものを棄るなり 四九 世の末に於ても此の如ならん天の使等いでゝ

義者の中より惡者を取わけ 五十 之を爐の火に投入べし其處にて哀哭切齒することあらん○ 五一 イエス彼等に曰
けるは此事をみな悟しや彼に曰けるは主よ然 五二 イエス彼等に曰けるは然ば天國について教られたる學者は
新しき物と舊き物とを其庫より出す家の主の如し○ 五三 イエスこの譬を言畢て此を去ぬ 五四 その故土にいたり
會堂にて教しに人々奇み曰けるは此人の智慧と異なる能は何處より來るや 五五 これ木匠の子にあらずや其母
はマリアその兄弟はヤコブ ヨセ シモン ユダに非ずや 五六 その妹等はみな我儕と偕に在に非ずや然るに此人
の凡て此等の事は何處より來しや 五七 遂に厭て之を棄つイエス彼等に曰けるは預言者は其故土その家の外に於
て尊まれざることなし 五八 彼等が信ずることなきに由て多の異なる能を此に行給はざりき

第十四章

其ころ分封の君ヘロデイエスの聲名を聞て 二 その僕に曰けるは是バプテスマのヨハ子なり彼死よ
り甦りたり故に異なる能を行ふなり 三 前にヘロデその兄弟ピリポの妻ヘロデヤの事に由てヨハ子を捕へ縛
て獄に入たり 四 此はヨハ子ヘロデに此婦を娶るは宜しからずと云しに因 五 彼ヨハ子を殺さんと欲ど民これ
を預言者とするにより彼等を懼たりしが 六 ヘロデ誕生の日を祝へる時ヘロデヤの女その座上にて舞をなし
ヘロデを悦ばせければ 七 何なる物にても求に任て予んとヘロデ之に誓たり 八 女その母の勸ありしに因バプ
テスマのヨハ子の首を盤に載て此に賜れと曰 九 王憂けれども既に誓たると席に列れる者の爲に予ることを
命じ 十 即ち人を遣し獄に於てヨハ子の首を斬せ 十一 その首を盤に載て女に予ければ女は之をその母に攜たり
十二 ヨハ子の弟子等きたりて屍を取これを葬り往てイエスに告 十三 イエスこれを聞て人をさけ舟に登て其處を
去さびしき處に往給ひしが衆人きゝて歩行にて彼に從へり○ 十四 イエス出て多の人を見て之を憫み其病る者
を醫せり 十五 日くるゝ時その弟子きたりて曰けるは此は寂寞ところにて時もはや遲し諸邑に往て自ら食を
求させん爲に人々を去しめよ 十六 イエス彼等に曰けるは人々往ずとも可なんぢら之に食を予よ 十七 答けるは我

儕此にたゞ五のパンと二の魚あるのみ 十八 イエス曰けるハ其を此に携來れ 十九 遂に衆人に命じて坐しめ五のパ
ンと二の魚をとり天を仰て謝しパンを擘て弟子にあたふ弟子これを衆人に予ぬ 二十 みな食て飽その餘たる屑
を拾しに十二の筐に盈たり 二一 食し者ハ婦と幼童の外おほよそ五千人なりき○ 二二 頓てイエス衆人を歸さんと
して其弟子を强て舟にのせ向の岸へ先に渡しむ 二三 斯て衆人を歸しければ祈禱せんとて窃に山に上り日くれ
て獨そこに在せり 二四 舟ハ海中に在て逆風の爲に浪に漂さる 二五 夜の四時ころイエス海の上を步て之に至し
に 二六 弟子その海の上を步るを見て驚き此ハ變化の物ならんと曰て懼れ叫たり 二七 イエス頓て彼等に曰けるハ
心安かれ我なり懼るゝ勿れ 二八 ペテロ答て曰けるハ主よ若し爾ならバ我に命じ水を履て爾の所に至しめよ 二九
來と曰給ひければペテロ舟より下てイエスの所に至んとて浪の上を步たれど 三十 風の烈きを見て懼れ沈かゝ
りければ主よ我を救たまへと曰 三一 イエス頓て手を伸これを執て曰けるハ信仰うすき者よ何か疑ふや 三二 偕に
舟に登ければ風しづまりぬ 三三 舟に居し者ちかよりて彼を拜し曰けるハ誠に爾ハ神の子なり○ 三四 遂に渡てゲ
子サレの地に到しかバ 三五 其處の人々イエスを識て遍く四方に人を遣し凡て病の者を携へ來らしむ 三六 只その
衣の裾に摑らんことをイエスに願へり摑し者ハ則ちみな愈されたり

第十五章 時にエルサレムの學者とパリサイの人イエスに來て曰けるハ 二 爾の弟子古の人の遺傳を犯ハ何故
か蓋食する時に其手を洗ざれバ也 三 答て彼等に曰けるハ爾曹ハ亦なんぢらの遺傳によりて神の誡を犯ハ何
故か 四 それ神いましめて爾の父母を敬へ又父母を詈る者ハ殺さるべしと宣給へり 五 然るに爾曹ハ曰て凡て
人父母に對なんぢを養ふ可ものハ禮物なりと云バ 六 その父母を敬ハずとも可とす斯て爾曹遺傳により神の
誡を廢くせり 七 僞善者よイザヤハ能なんぢらに就て預言し 八 此民ハ口にて我に近き唇にて我を敬へども其
心ハ我に遠かり 九 人の誡を敎となして徒らに我を拜すと云り 十 イエス人々を召て彼等に曰けるハ聽て悟れ

十一 口に入るものは人を汚さず口より出るものは是人を汚すなり 十二 弟子きたりてイエスに曰けるはパリサイ
の人この言を聞て厭棄るを爾知か 十三 答て曰けるは我が天の父の植ざる者はみな拔るべし 十四 彼等を棄おけ瞽
者の相する瞽者なり若めしひのもの瞽者の相せば二人とも溝に落べし 十五 ペテロイエスに答て曰けるは此譬
を我儕に解たまへ 十六 イエス曰けるは爾曹も未だ悟ざる乎 十七 凡て口に入ものは腹を運て厠に落るを未だ知ざ
るか 十八 口より出るものは心より出これ人を汚すもの也 十九 蓋心より出る所の惡念、凶殺、姦淫、苟合、盜竊、妄
證、誹譏 二十 此等は人を汚ものなり然ども手を洗ずして食ふは人を汚さず 二一 イエス此を去てツロとシドンの地
に往けるに 二二 其地に住るカナンの婦いでゝ呼はり曰けるは主よダビデの裔よ我を憫み給へ我むすめ鬼に憑
れて甚く苦めり 二三 イエス一言も彼に答ざりしかば其弟子きたり請て曰けるは我儕の後より呼はるが故に彼
を去せ給へ 二四 答て曰けるはイスラエルの家の迷へる羊の外に我は遣されず 二五 婦きたり拜して曰けるは主よ
我を助たまへ 二六 答けるは兒女のパンを取て犬に投與ふるは宜からず 二七 婦いひけるは主よ然れども犬もそ
の主人の膳より落る屑を食なり 二八 遂にイエス答て曰けるは婦よ爾の信仰は大なり願の如く爾に成べし此時
より其女いえたり○ 二九 イエス此を去ガリラヤの海邊にゆき山に登りて坐せり 三十 多の人々跛者瞽者瘖者殘缺
者および各樣の疾病ある者を伴ひきたりイエスの足下に置ければ即ち之を醫しぬ 三一 是に於て瘖者はものい
ひ殘疾はいえ跛者はあゆみ瞽者は見たるを人々見て奇みイスラエルの神を榮たり○ 三二 イエスその弟子を呼
て曰けるは我この人衆を憫む彼等われと偕に居こと三日にして食ふものなし飢させて去しむることを欲ず
恐くは途間にて悩ん 三三 その弟子かれに曰けるは野にて此おほくの人に飽するほどのパンを何處より得んや
三四 イエス彼等に曰けるはパン幾何あるや答けるは七と些少の魚あり 三五 イエス人々に命じて地に坐しめ 三六 七
のパンと魚を取て謝し之を擘て其弟子に予しかば弟子これを人々に予ふ 三七 食てみな飽たり餘の屑を拾しに

七の籃に盈り 三八 之を食るもの婦と孩子の外に四千人ありき 三九 イエス人々を去しめ舟に登てマグダラの境に
至れり

第十六章 パリサイとサドカイの人きたりてイエスを試んとて天の休徵を我儕に見せよと曰けれバ 二 彼等に
答けるハ爾曹暮にハ夕紅に由て晴ならんと言 三 晨にハ朝紅また曇に由て今日ハ雨ならんといふ僞善者よ空
の景色を別ことを知て時の休徵を別ち能ハざる乎 四 姦惡なる世ハ休徵を求るとも預言者ヨナの休徵のほか
休徵を予られじ遂に彼等を離れて去ぬ○ 五 その弟子むかふの岸に到しにパンを携ふることを忘たり 六 イエ
ス彼等に曰けるハ戒心してパリサイとサドカイの人の麪酵を愼めよ 七 弟子たがひに論じて曰けるハ是パン
を携へざりし故ならん 八 イエスこれを知て曰けるハ信仰うすき者よ何ぞ互にパンを携へざりしことを論ず
る乎 九 未だ悟らざるか五千人に五のパンを予しとき幾筐ひろひし乎 十 また四千人に七のパンを予しとき幾
筐ひろひしや爾曹これを記ざるか 十一 パリサイとサドカイの人の麪酵を愼めとハパンにつきて言るに非ざる
を何ぞ悟らざる 十二 是に於て弟子その麪酵にハあらでパリサイとサドカイの人の教を謹めと言るなるを悟れ
り○ 十三 イエスカイザリヤピリピの方に到しとき其弟子に問て曰けるハ人々ハ人の子を誰と言や 十四 彼等いひ
けるハ或人ハバプテスマのヨハネ或人ハエリヤ或人ハエレミヤまた預言者の一人なりと言り 十五 彼等に曰け
るハ爾曹ハ我を言て誰とする乎 十六 シモンペテロ答けるハ爾ハキリスト活神の子なり 十七 イエス答て彼に曰け
るハヨナの子シモン爾ハ福なり蓋血肉なんぢに示せるに非ず天に在す我父なり 十八 我また爾に告ん爾ハペテ
ロなり我が教會をこの磐の上に建べし陰府の門ハ之に勝べからず 十九 又われ天國の鑰を爾に予へん爾が地に
於て繋ことハ天に於ても繋なんぢが地に於て釋ことハ天に於ても釋べし 二十 遂に其弟子を戒めけるハ我をキ
リストと人に告ること勿れ○ 二一 此時よりイエスその弟子に己のエルサレムに往て長老祭司の長學者等より

多の苦みを受かつ殺され第三日に甦る等なすべき事を示し始む 二二 ペテロイエスを援とめて主よ宜らず此事
なんぢに來るまじと曰ければ 二三 イエス反顧てペテロに曰たまひけるはサタンよ我後に退け爾は我に礙く者
なり夫なんぢは神の事を思はず人の事を思へり 二四 此時イエス其弟子に曰けるは若われに從んと欲ふ者は
己を棄其十字架を負て我に從へ 二五 蓋生命を保全せんとする者は之を失ひ我ために其生命を失ふ者は之を得
べければ也 二六 若人全世界を得とも其生命を失はゞ何の益あらん乎また人何を以て其生命に易んや 二七 それ人
の子は父の榮光を以てその使等と偕に來らん其時各の行に由て報ゆべし 二八 誠に爾曹に告ん人の子その國
を以て來るを見までは此に立ものゝ中に死ざる者あるべし

第十七章

一 六日の後イエスペテロヤコブ及の兄弟ヨハ子を伴ひ人を避て高山に登り給しが 二 彼等の前にて其
容貌かはり其面日の如く耀き其衣は白く光れり 三 モーセとエリヤ現れてイエスと偕に語ぬ 四 ペテロ答てイ
エスに曰けるは主よ我儕こゝに居は善も し爾旨に適ば我儕に三の廬を建せたまへ一は主のため一はモー
セのため一はエリヤの爲にせん 五 如此いへる時かゞやける雲かれらを蔽ふ聲雲より出て言けるは此は我旨
に適ふわが愛子あり爾曹これに聽べし 六 弟子これを聞て大におそれ倒れ伏たり 七 イエス來りて彼等に手を
按おきよ懼る勿れと曰ければ 八 其目を擧しに惟イエスのほか一人をも見ざりき○ 九 山を下る時にイエス
彼等に命じて人の子の死より甦るまでは爾曹の見し事を人に告べからずと言り 十 その弟子とふて曰けるは
然ばエリヤは先に來べしと學者の云るは何ぞや 十一 イエス答て曰けるは實にエリヤは來て萬事を改むべし 十二
然ど我なんぢらに告んエリヤは既に來しに人これを知ずたゞ意の任に彼を待へり此の如く人の子もまた彼
等より苦難を受べし 十三 是に於て弟子バプテスマのヨハ子を指て曰たまへるを悟れり○ 十四 彼等おほくの人の
居ところに來しに或人イエスの所にきたり跪き 十五 曰けるは主よ我子を憐みたまへ癲癇にて屢々火に倒れ水

に倒れ甚だ苦めり 十六 之を爾の弟子に携往たれど醫すことを得ざりき 十七 イエス答て曰けるは噫信なき曲れる
世なる哉われ何時まで爾曹と偕に居んや我いつまで爾曹を忍んや彼を我もとに携來れ 十八 遂にイエス鬼を斥
め給へば鬼いでゝ其子この時より愈たり 十九 其とき弟子ひそかにイエスに來り曰けるは我儕これを逐出すこ
と能はざりしは何故か 二十 イエス彼等に曰けるは爾曹信なきが故なり我まことに爾曹に告ん若し芥種の如き
信あらば此山に此處より彼處に移れと命とも必ず移らん又なんぢらに能ざること無るべし 二一 然ど此類は祈
禱と斷食に非ざれば出ることなし○ 二二 ガリラヤを周流ときイエス彼等に曰けるは人の子人の手に解され 二三
かつ殺されて第三日に甦るべし弟子これを聞て甚だ哀めり○ 二四 彼等カペナウンに來れるとき納金を集る者
どもペテロに來て曰けるは爾曹の師は納金を出さゞる乎 二五 然ずと曰てペテロ家に入しときイエスまづ彼に
曰けるはシモン爾は如何おもふや世界の王たちは税および貢を誰より徵るか己の子よりか他の者よりか 二六 ペ
テロ彼に曰けるは他の人より徵なりイエス彼に曰けるは然ば子は與ることなし 二七 然ど彼等を躓かせざる爲
に爾海に往て釣を垂よ初につる魚を取てその口を啓かば金一を得べし其を取て我と爾の爲に彼等に納よ

第十八章

其とき弟子イエスに來て曰けるは天國に於て大なる者は誰ぞや 二 イエス嬰兒を召かれらの中に立
て 三 曰けるは我まことに爾曹に告ん若し改まりて嬰兒の若くならずば天國に入ことを得じ 四 然ば凡そこの
嬰兒の若く自ら謙る者はこれ天國に於て大なる者なり 五 又わが名の爲に此の如き一人の嬰兒を接る者は我
を接るなり 六 然ど我を信ずる此小子の一人を躓かする者は磨石をその頸に懸られて海の深に沈られん方な
は益なるべし 七 此世は禍なる哉躓かする事あればなり躓く事は必ず來らん然ど躓を來らす者は禍な
る哉 八 若し爾の手なんぢの足おのれを躓かさば斷て之を棄よ兩手兩足ありて盡ざる火に投入られんよりは
跛または殘缺にて生に入は善なり 九 もし爾の眼おのれを躓かさば拔出して之を棄よ兩眼ありて地獄の火に

投入られんよりは一眼にて生に入は善なり○ 十 爾曹この小子の一人をも愼みて輕視なかれ我なんぢらに告
ん彼等が天の使者は天にありて天に在す我父の面を常に視ばなり 十一 それ人の子は亡たる者を救はん爲に來
れり 十二 爾曹いかに意ふや人もし百匹の羊あらんに其一匹まよはゞ九十九を山に置ゆきて迷し一を尋ざる乎 十三
若たづねて之に遇ば我まことに爾曹に告ん迷ざる九十九の者よりも猶その一を喜ばん 十四 是の如くこの小子
の一人の亡るは天に在す爾曹が父の尊旨に非ず 十五 もし兄弟なんぢに罪を犯ばその獨ある時に往て諫よもし
爾の言を聽ばその兄弟を獲べし 十六 もし聽ずば兩三人の口に由て證をなし凡の言を定んが爲に一人二人を伴
ひ往 十七 もし彼等にも聽ずば教會に告よもし教會に聽ずば之を異邦人かつ稅吏のごとき者とすべし 十八 我まこと
に爾曹に告ん凡そ爾曹が地に於て繫ことは天に於もつなぎ爾曹が地に於て釋ことは天に於も釋べし 十九 我
また爾曹に告んもし爾曹のうち二人のもの地に於て心を合せ何事にても求ば天に在す我父は彼等の爲に之
を成たまふべし 二十 蓋わが名の爲に二三人の集れる處には我も其中に在ばなり○ 二一 厥時ペテロイエスに來り
て曰けるは主よ幾次まで我兄弟の我に罪を犯すを赦べきか七次まで乎 二二 イエス彼に曰けるは爾に七次とは
言ず七次を七十倍せよ 二三 是故に天國は王その臣と會計を調んとするが如し 二四 調べ始しとき千萬金の負債ゑ
たる者を王に曳來りしに 二五 償ひ方なかりければ之に命じて其身その妻孥とあらゆる所有をみな鬻て償へと
曰り 二六 その臣俯伏て拜し曰けるは請われを寛し給はゞ皆償ふべし 二七 是に於てその臣の主憐みて之を釋その
負債を免したり 二八 其臣いでゝ己より銀一百の負債ゑたる友に遇ければ之を執へ喉をとり負債を返せと曰 二九
その友足下に俯伏て求ひけるは我を寛し給はゞ皆償ふべし 三十 然るに之を肯はずして往その負債を償ふま
で彼を獄に入ぬ 三一 外の友その爲る事を見て甚だ哀み往て此事を皆その主に告しかば 三二 主かれを召て曰ける
は惡き臣よ爾われに求しに因て我その負債を悉く免したり 三三 我なんぢを憐みし如く爾も亦友を憐むべきに

非ずや 三四 その主いかりて負債をみな償ふまで彼を獄吏に付せり 三五 若おの／＼其心より兄弟を赦ずバ我が天
の父も亦なんぢらに此の如く行給ふべし

第十九章 一 イエス此等の事を言畢りしときガリラヤを去てヨルダンの外ユダヤの境に至りけるに 二 多の人々
從ひしかバ此處にて彼等を醫し給へり 三 パリサイの人きたりてイエスを試み曰けるハ人なにの故に係らず
其妻を出すハ宜か 四 答て彼等に曰けるハ元始に人を造り給ひし者ハ之を男女に造れり 五 是故に人父母を離
れて其妻に合二人のもの一體と爲なりと云るを未だ讀ざるか 六 然バもや二にハ非ず一體なり神の合せ給へ
る者ハ人これを離すべからず 七 イエスに曰けるハ然バ離縁狀を予て妻を出せとモーセが命ぜしハ何ぞや 八
彼等に曰けるハモーセハ爾曹の心の不情に因て妻を出すことを容したる也されど元始ハ如此あらざりき 九
我なんぢらに告んもし姦淫の故ならで其妻を出し他の婦を娶る者ハ姦淫を行ふなり又いだされたる婦を娶
る者も姦淫を行ふなり 十 弟子等イエスに曰けるハ若し人妻に於て此の如くば娶ざるに若ず 十一 彼等に曰ける
ハ此言ハ人みな受納ること能ハず唯賦られたる者のみ之を爲うべし 十二 それ母の腹より生來たる寺人あり又
人にせられたる寺人あり又天國の爲に自らなれる寺人あり之を受納ることを得るものハ受納べし○ 十三 其とき
人々イエスの手を按て祈らんことを求ひ嬰兒を彼に携來りけれど弟子是を阻たり 十四 イエス曰けるハ嬰兒を
容せ我に來ることを禁しむる勿れ天國にをる者ハ此の如き者なり 十五 即ち彼等に手を按て此を去ぬ○ 十六 或人
きたりて彼に曰けるハ善師よ我かぎりなき生を得んが爲にハ何の善事を行べきか 十七 彼に曰けるハ何故われを
善と稱や一人の外に善者ハなし即ち神なり若し生命に入んと欲むぶ誡を守るべし 十八 彼こたへけるハ何かイ
エス曰けるハ殺す勿れ姦淫する勿れ盗む勿れ妄りの證を立る勿れ 十九 爾の父と母を敬へ又己の如く爾の隣を
愛すべし 二十 少者かれに曰けるハ是みな我いとけなきより守れるものなり何の缺たるところ我にある乎 二一 イ

イエス彼に曰けるハ全からん事を欲ハゞ往て爾が所有を售て貧者に施せ然れバ天に於て財あらん而して來り
我に從へ　二二少者この言を聞て憂へ去ぬ彼の産業おほいなりければ也○　二三イエスその弟子に曰けるは誠に爾
曹に告ん富者ハ天國に入こと難し　二四また爾曹に告ん富者の神の國に入よりハ駱駝の針の孔を穿るハ却て易
し　二五弟子之を聞て甚く驚き曰けるハ然バ誰か救を受べき乎　二六イエス彼等を見て曰けるハ是人にハ能ハざる
所なり然ど神にハ能ハざる所なし○　二七この時ペテロ答てイエスに曰けるハ我儕一切を棄て爾に從へり然ば
何を得べき乎　二八イエス彼等に曰けるハ我まことに爾曹に告ん我に從へる爾曹ハ世あらたまり人の子榮光の
位に坐する時なんぢらも十二の位に坐してイスラエルの十二の支派を鞫くべし　二九凡て我名の爲に家宅あるひ
ハ兄弟あるひハ姊妹あるひハ父あるひハ母あるひハ妻あるひハ子あるひハ田疇を棄る者ハ百倍を受かつ窮
なき生を嗣ん　三十多の先なる者ハ後になり後なる者ハ先になるべし

第二十章

それ天國ハ朝はやく出て葡萄園に工人を雇ふ主人の如し　二工人にハ一日に銀一枚を予んと約
束をなし彼等を葡萄園に遣せり　三また九時ごろ出て街に徒く立る者を見て　四爾曹も葡萄園にゆけ相當の價
を予んと彼等に曰ければ則ち往り　五また十二時と三時ごろ出て前の如く行り　六五時ごろ出て又ほかの立る
者に遇て曰けるハ何ゆゑ終日こゝに徒く立や　七之に答て曰けるハ我儕を雇ふ者なきに因てなり彼等に曰け
るハ爾曹も葡萄園にゆけ相當の價を得べし　八日暮るとき葡萄園の主人その家宰に曰けるハ勞力たる者等を
呼て後に雇へる者を始とし先の者にまで價を給へよ　九五時ごろに雇れし者ども來りて銀一枚づゝを受た
り　十先の者ども來りて我儕ハ多く受るならんと意ひしに亦銀一枚づゝを受　十一これを受て主人を怨つぶやき
けるハ　十二この後至者の勞力たるハ一時ばかりなるに終日くるしみを任あつさに當る我儕と均しく之をなせ
り　十三主人その一人に答て曰けるハ友よ我なんぢに不義をせず爾と銀一枚の約束をなしたるに非ずや　十四爾の

ものを取て往われ亦この後至者にも爾の如く予ふべし 十五 我物を以て我おもふ如く行ハ宜らず乎わが善に因
て爾の目あしき乎 十六 此の如く後の者ハ先に先の者ハ後になるべし夫よばるゝ者ハ多しと雖も選るゝ者ハ少
なし○ 十七 イエスヱルサレムに上るとき途間にて人を離れ十二弟子を伴ひて彼等に曰けるハ 十八 我等ヱルサレ
ムに上り人の子ハ祭司の長と學者等に賣されん彼等これを死罪に定め 十九 また凌辱鞭ち十字架に釘ん爲に異
邦人に解すべし又第三日に甦へるべし○ 二十 其時ゼベダイの子等の母その子と偕にイエスに來り拜して彼に
求ること有ければ 二一 之に曰けるハ何を欲ふかイエスに曰けるハ此二人の我子を爾の國に於て一人ハ爾の右
一人ハ爾の左に坐ることを命ぜよ 二二 イエス答て曰けるハ爾曹ハ求ところを知ず爾曹ハ我が飲んとする杯を
のみ又わが受んとするバプテスマを受得るや彼等いひけるハ能すべし 二三 イエス彼等に曰けるハ誠に爾曹ハ
我が杯を飲また我うくるバプテスマを受べし然ど我が右左に坐ることハ我が賜べきに非ず只わが父に備ら
れたる者ハ賜らるべし 二四 十人の弟子これを聞て二人の兄弟を憤れり 二五 イエス彼等を召て曰けるハ異邦の領
主ハ其の民を主ぎり大人どもハ彼等の上に權を操これ爾曹が知ところ也 二六 然ど爾曹の中にてハ然すべか
らず爾曹のうち大ならんと欲ふ者ハ爾曹に役るゝ者となるべし 二七 また爾曹のうち首たらんと欲ふ者ハ爾曹
の僕となるべし 二八 此の如く人の子の來るも人を役ふ爲にハ非ず反て人に役はれ又おほくの人に代て生命を
予すの贖とならん爲なり○ 二九 彼等エリコを出し時おほくの人々イエスに從へり 三十 二人の瞽者路の旁に坐を
りしがイエスの過ると聞て呼叫いひけるハダビデの裔主よ我儕を憫み給へ 三一 衆人これに默れと戒むれども
愈さけび曰けるハダビデの裔主よ我儕を憫みたまへ 三二 イエス立止て之を呼いひけるハ爾曹われに何を爲ら
れんと願ふや 三三 イエスに曰けるハ主よ我儕目の啓んことを願ふ 三四 イエス憫みて其目に手を按ければ直に見
ことを得イエスに從へり

第二十一章
一 かれら橄欖山のベツバゲに至りエルサレムに近ける時イエス二人の弟子を遣さんとして 二 彼等に曰けるハ爾曹むかふの村に往やがて繫たる驢馬の其子と偕にあるに遇ん夫を解て我に牽きたれ 三 若なんぢらに何とか言ものあらバ主の用なりと曰さらバ直に之を還すべし 四 預言者の言に視よ爾の王ハ柔和にして驢馬すなはち驢馬の子に乘なんぢに來るとシヲンの女に告よと 五 云るに應せん爲に如此なせる也 六 弟子ゆきてイエスの命ぜし如くなし 七 驢馬と其子を牽きたりて己の衣をその上に置ければイエスこれに乘り 八 衆人おほくハ其衣を途に布あるひハ樹枝を伐て途に布ぬ 九 かつ前にゆき後に從ふ人々呼いひけるハダビデの裔ホザナよ主の名に託て來る者は福なり至上處にホザナよ○ 十 イエスエルサレムに至れるとき都城こぞりて騒動いひけるハ是誰ぞや 十一 衆人いひけるハ此ハガリラヤのナザレより出たる預言者イエスなり○ 十二 イエス神の殿に入て其中ある凡の賣買する者を逐出し兌銀者の案鴿をうる者の椅子を倒し 十三 彼等に曰けるハ我家ハ祈禱の家と稱らるべしと錄さる然るに爾曹これを盜賊の巢となせり 十四 瞽者跛者の人々殿に入てイエスに來りければ之を醫しぬ 十五 祭司の長と學者たち其行たまへる奇事を見また兒童輩の殿にて呼ハりダビデの裔ホザナよと云を聞て怒を含 十六 イエスに曰けるハ彼等が言ことを聞やイエス答て曰けるハ然り嬰兒乳哺者の口に讚美を備たりと錄されしを未だ讀ざる乎 十七 遂に彼等を離れ都城を出てベタニヤに往てこゝに宿れり○ 十八 翌あさ都城に返るとき飢ければ 十九 路の旁にある一の無花果の樹を見て其處に來りしに葉の他に何も見ざりしかバ今よりのち永久も果を結ぶことを得ざれと之に曰たまひければ無花果立刻に枯ぬ 二十 弟子これを見て奇み曰けるハ無花果の枯ること何に速や 二十一 イエス答て彼等に曰けるハ我まことに爾曹に告んもし信仰ありて疑ハずむ此無花果に於るが如耳ならず此山に命じ此より移されて海に入よと云とも亦成ん 二十二 且なんぢら信じて祈らを求ふ所ことごとく得べし 二十三 イエス殿に入て教たるとき祭司の長および民の老長

たち來り曰けるハ何の權威を以て此事をなすや誰この權威を爾に予しや　二四 イエス答て彼等に曰けるハ我も
一言なんぢらに問ん我にその事を告なバ我も何の權威をもて之を行といふことを爾曹に曰べし　二五 ヨハ子の
バプテスマハ何處よりぞ天よりか人よりか彼等たがひに論じ曰けるハ若し天よりと云バ然バ何ゆゑ信ぜざ
るかと云ん　二六 もし人よりと云ば我儕民を畏る蓋みなヨハ子を預言者と爲バなり　二七 遂に答て知ずと曰イエス
彼等に曰けるハ我も何の權威を以て之を行か爾曹に語らじ　二八 爾曹いかに意ふや或人二人の子ありしが長子
に來りて曰けるハ子よ今日わが葡萄園に往て働け　二九 答て否と曰しがのち悔て往たり　三十 また次子にも前の如
く曰けるに答て君よ我往べしと曰しが遂に往ざりき　三一 此二人のもの孰か父の旨に遵ひし彼等いひけるハ長
子なりイエス彼等に曰けるハ誠に爾曹に告ん稅吏および娼妓ハ爾曹より先に神の國に入べし　三二 夫ヨハ子義
道をもて來りしに爾曹これを信ぜず稅吏娼妓ハ之を信じたり爾曹これを見てなほ悔改めず彼を信ぜざりき
○三三 また一の譬を聞ある家の主人葡萄園を樹り籬を環らし其中に酒榨をほり塔をたて農夫に貸て他の國へ
往しが　三四 果期ちかづきければ其果を收ん爲に僕を農夫の許に遣せり　三五 農夫ども其僕等を執へ一人を鞭ち
一人を殺し一人を石にて擊り　三六 また他の僕を前よりも多く遣しけるに之にも前の如くなせり　三七 我子ハ敬ふ
ならんと謂て終に其子を遣しゝに　三八 農夫等その子を見て互に曰けるハ此ハ嗣子なり率これを殺して其產業
をも奪べしと　三九 即ち之を執へ葡萄園より逐出して殺せり　四十 然バ葡萄園の主人きたらん時にこの農夫に何を
爲べき乎　四一 彼等イエスに曰けるハ此等の惡人を甚く討滅し期に及てその果を納る他の農夫に葡萄園を貸予
ふべし　四二 イエス彼等に曰けるハ聖書に工匠の棄たる石ハ家の隅の首石となれり是主の行給ることにして我
儕の目に奇とする所なりと錄されしを未だ讀ざる乎　四三 是故に我なんぢらに告ん神の國を爾曹より奪その果
を結ぶ民に予らるべし　四四 この石の上に墜るものハ壞この石上に墜れば其ものを碎かるべし　四五 祭司の長等およ

びパリサイの人かれの譬を聞おのれらを指て言るを識
四六 イエスを執へんと欲ひ謀しかど唯民を畏たり蓋人
々かれを預言者とすれば也

第二十二章

一 イエス彼等に答てまた譬を語りけるは
二 天國は或王その子の爲に婚筵を設るが如し
三 婚筵に請
おける者を迎ん爲に僕たちを遣しゝかど彼等きたることを好まず
四 又ほかの僕を遣さんとして曰けるは我
が筵すでに備れり我が牛また肥畜をも宰りて盡く備りたれば婚筵に來れと請たる者に言
五 然ども彼等か
へりみずして去ぬ其一人は己の田にゆき一人は己の貿易に往り
六 他の者等はその僕を執へ辱しめて殺せり
七 王これを聞て怒り軍勢を遣して其殺せる者を亡し又その邑を燒たり
八 是に於てその僕等に曰けるは婚筵
すでに備れども請たる者は客となるに堪ざる者なれば
九 衢に往て遇ほどの者を婚筵に請け
十 その僕途に出
て善者をも惡者をも遇ほどの者を悉く集ければ婚筵の客充滿す
十一 王客を見んとて來りけるに玆に一人の禮
服を着ざる者あるを見て
十二 之に曰けるは友よ如何なれば禮服を着ずして此處に來る乎かれ默然たり
十三 遂に
主僕に曰けるは彼の手足を縛りて外の幽暗に投いだせ其處にて哀哭また切歯することと有ん
十四 それ召るゝ者
は多しと雖も選る者は少なし〇
十五 此時パリサイの人いでゝ如何にして彼を言誤らせんと相謀り
十六 その弟
子とヘロデの黨を遣して云せけるは師よ爾は眞なる者なり眞をもて神の道を教また誰をも偏らざることを
我儕は知その貌に由て人を取ざれば也
十七 然ば貢をカイザルに納るは善や惡や爾いかに意ふか我儕に告よ
十八
イエスその惡を知て曰けるは僞善者よ何ぞ我を試むるや
十九 貢の銀錢を我に見せよ彼等デナリ一をイエスに
携來りしに
二十 之に曰けるは此像と號は誰か
二一 答てカイザル也といふ是に於てイエス彼等に曰けるは然ばカ
イザルの物はカイザルに歸しまた神の物は神に歸すべし
二二 彼等之をきゝ奇としてイエスを去ゆけり〇
二三 復
生なしと言なせるサドカイの人この日イエスにきたり問て
二四 曰けるは師よモーセの云るに人もし子なくし

て死ば兄弟の妻を娶りて子をうみ兄弟の後を嗣すべしと 二五 茲に我儕の中に兄弟七人ありしが兄めとりて
死子なきが故に其妻を次子に遺れり 二六 その二その三その七まで皆然す 二七 後つひに婦もまた死たり 二八 甦ると
きは此婦七人のうち誰の妻と爲べきか是みな彼を娶し者なればなり 二九 イエス答て彼等に曰けるは爾曹聖書を
も神の能力をも知ざるに由て謬れり 三〇 それ甦るときは娶らず嫁ず天にある神の使等の如し 三一 死し者の甦る
ことに就ては爾曹に神の告たまひし言に 三二 我はアブラハムの神イサクの神ヤコブの神なりとあるを未だ讀
ざる乎そも〳〵神は死し者の神に非ず生る者の神なり 三三 人々これを聞て其訓を驚けり○ 三四 イエスサドカイ
の人をして口を塞がしめたりと聞てパリサイの人一處に集りけるが 三五 その中なる一人の教法師イエスを
試みん爲に問て曰けるは 三六 師よ律法のうち何の誡か大なる 三七 イエス答けるは爾心を盡し精神を盡し意を盡
し主なる爾の神を愛すべし 三八 これ第一にして大なる誡なり 三九 第二も亦これに同じ己の如く爾の隣を愛すべ
し 四〇 凡の律法と預言者は此二の誡に因り○ 四一 パリサイの人の集れる時イエス彼等に問て曰けるは 四二 爾曹キ
リストについて如何おもふ乎これ誰の子なるか彼等イエスに曰けるはダビデの裔なり 四三 彼等に曰けるは然
ばダビデ靈に感じて何故これを主と稱へし乎ダビデ言 四四 主わが主に曰けるは我なんぢの敵を爾の足凳とな
すまで我みぎに坐すべしと 四五 然ばダビデ既に之を主と稱たれば如何その子ならん乎 四六 誰一言これに答るこ
と能はず此日より敢て又とふ者なかりき

第二十三章 厥時イエス人々と弟子とに告て曰けるは 二 學者とパリサイの人はモーセの位に坐す 三 故に凡て
彼等が爾曹に言ところを守て行ふべし然ど彼等が行ふ所を爲こと勿れ蓋かれらは言のみにして行はざれば
也 四 また彼等は重かつ負がたき荷を括て人の肩に負せ己は一の指をもて之を動すことすら好ず 五 彼等の行
は凡て人に見れんが爲にする也その佩經を幅濶し其衣の襚を大にし 六 また筵席の上座會堂の高座 七 市上の

問安人々よりラビラビと稱られんことを好む　八 爾曹はラビの稱を受ることを勿れ蓋なんぢらの師は一人すな
はちキリストなり爾曹はみな兄弟なり　九 また地にある者を父と稱ることを勿れ爾曹の父は一人すなはち天に
在す者なり　十 また導師の稱を受ることを勿れ蓋なんぢらの導師は一人すなはちキリストなり　十一 爾曹のうち大
なる者は爾曹の僕と爲べし　十二 凡そ自己を高する者は卑せられ自己を卑する者は高せられん○　十三 噫なんぢら
禍なるかな僞善なる學者とパリサイの人よ蓋なんぢら天國を人の前に閉て自ら入ず且いらんとする者の入
をも許さゞれば也　十四 噫なんぢら禍なるかな僞善なる學者とパリサイの人よ蓋なんぢら嫠婦の家を呑いつそ
りて長き祈をなす之に由て爾曹最も重刑を受べければ也　十五 あゝ禍なるかな僞善なる學者とパリサイの人よ
蓋なんぢら偏く水陸を歷巡り一人をも己が宗旨に引入んとす既に引入れば之を爾曹よりも倍したる地獄の
子と爲り　十六 噫なんぢら禍なるかな瞽者なる相よ爾曹はいふ人もし殿を指て誓はゞ事なし殿の金を指て誓も
ば背べからずと　十七 愚にして瞽なる者よ金と金を聖からしむる殿とは孰か尊き　十八 又いふ人もし祭の壇を指て
誓はゞ事なし其上の禮物を指て誓はゞ背べからずと　十九 愚にして瞽なる者よ禮物と禮物を聖からしむる祭の
壇とは孰か尊き　二十 されば祭の壇を指て誓ふ者は祭の壇および其上の凡の物を指て誓ふなり　二一 また殿を指て誓
ふ者は殿および其內に在す者を指て誓ふなり　二二 また天を指て誓ふ者は神の寶座および其上に坐する者を指
て誓ふなり○　二三 噫なんぢら禍なるかな僞善なる學者とパリサイの人よ蓋なんぢら薄荷茴香馬芹の十分の一
を取納て律法の最も重き義と仁と信とを爾曹は廢これ行ふ可きもの也かれも亦廢べからざる者なり　二四 瞽者な
る相者よ爾曹は蠓を漉出して駱駝を呑もの也　二五 あゝ禍なるかな僞善なる學者とパリサイの人よ爾曹杯と盤
の外を潔して內には貪欲と淫欲とを充せり　二六 瞽者なるパリサイの人よ爾曹まづ杯と盤の內を潔せよ然ばそ
の外も亦きよまるべし○　二七 噫なんぢら禍なる哉僞善なる學者とパリサイの人よ爾曹は白く塗たる墓に似た

り外ハ美しく見れども內ハ骸骨と諸の汚穢にて充 二八 此の如く爾曹もまた外ハ義く人に見れども內ハ僞善と
不法にて充 二九 噫なんぢら禍なるかな僞善なる學者とパリサイの人よ爾曹預言者の墓をたて義人の碑を飾れ
り 三十 又いふ我儕もし先祖の時にあらバ預言者の血を流すことに與せざりしをと 三一 然バ爾曹ハ預言者を殺し
者の裔なることを自ら證す 三二 なんぢら先祖の量を充せ 三三 蛇蝮の類よ爾曹いかで地獄の刑罰を免れんや 三四 是
故に我爾曹ふ預言者と智者と學者を遣さんに或ハ之を殺し又十字架に釘或ハ其會堂にて之を鞭ち或ハ邑よ
り邑へ逐苦めん 三五 そハ義なるアベルの血より殿と祭の壇の間にて爾曹が殺しバラキアの子ザカリアの血に
至るまで地に流したる義人の血ハ凡て爾曹に報來らんが爲なり 三六 われ誠に爾曹に告ん此事みな此代ふ報來
るべし 三七 噫エルサレムよエルサレムよ預言者を殺し爾に遣さるゝ者を石にて撃ものよ母鷄の雛を翼の下に
集る如く我なんぢの赤子を集んとせしこと幾次ぞや然ど爾曹ハ好ざりき 三八 視よ爾曹の家ハ荒地となりて遺さ
れん 三九 われ爾曹に告ん主の名ふ託て來る者ハ福なりと爾曹の云んとき至るまでハ今より我を見ざるべし

第二十四章

一 イエス殿より出ければ其弟子すゝみて殿の構造を彼に觀せんとしたりしに 二 イエス彼等に曰ける
ハ爾曹すべて此等を見ざるか我まことに爾曹に告ん此處に一の石も石の上に圯れずしてハ遺らじ 三 イエス
橄欖山に坐し給へるとき弟子ひそかに來りて曰けるハ何の時このこと有や又爾の來る兆と世の末の兆ハ如
何なるぞや我儕に告たまへ 四 イエス答て彼等に曰けるハ爾曹人に欺かれざるやう愼よ 五 蓋おほくの人わが
名を冐きたり我ハキリストなりと云て多の人を欺くべし 六 又なんぢら戰と戰の風聲をきかん然ど愼て懼る
ゝ勿れ此等の事ハ皆ある可なり然ども末期ハ未だ至らず 七 民おこりて民をせめ國ハ國をせめ饑饉疫病地震
ところ／＼に有ならん 八 是みな禍の始なり 九 其とき人なんぢらを患難ふ付し爾曹を殺すべし又なんぢら我
名の爲に萬民ふ憎れん 十 此とき許多のもの礙かつ互に付し互に憾むべし 十一 また僞預言者おほく起て多の人

を欺かん 十二 また不法みつるに因て多の人の愛情ひやゝかに爲べし 十三 然ど終まで忍ぶ者ハ救るゝことを得ん
十四 また天國の此福音を萬民に證せん爲に普く天下に宣傳られん然るのち末期いたるべし 十五 是故に預言者ダ
ニエルに託て言れたる所の殘暴にくむべきもの聖處に立を見バ(讀者よく思ふべし) 十六 厥時ユダヤにをる者は
山に遁れよ 十七 屋上に在ものハ其家の物を取んとて下る勿れ 十八 田にをる者は其衣を取んとて歸る勿れ 十九 其日
に孕める者と乳を飲する婦ハ禍なる哉 二十 爾曹冬または安息日に逃ることを免れん爲に祈れ 二一 其とき大な
る患難あり此の如き患難ハ世の始より今に至るまで有ざりき又後にも有じ 二二 若その日を少くせられずバ一
人だに救るゝ者なからん然ど選れし者の爲に其日ハ少くせらるべし 二三 其時もしキリスト此處にあり彼處に
ありと爾曹にいふ者あるとも信ずる勿れ 二四 そハ僞キリスト僞預言者たち起て大なる休徵と異能を行ひ選
れたる者をも欺くことを得バ之を欺く可れバ也 二五 われ預じめ爾曹に之を告 二六 若キリスト野に在といふ者あ
るとも出る勿れ室に在と云もの有とも信ずる勿れ 二七 そハ電の東より出て西にまで閃くが如く人の子も來る
べけれバ也 二八 それ屍のある處にハ鷲あつまらん 二九 此等の日の患難の後たゞちに日ハ晦く月ハ光を失ひ星ハ
空よりおち天の勢ひ震ふべし 三十 其とき人の子の兆天に現るまた地上にある諸族ハ哭哀み且人の子の權威と
大なる榮光をもて天の雲に乘來るを見ん 三一 又その使等を遣し簫の大なる聲を出しめて天の此極より彼極ま
で四方より其選れし者を集むべし○ 三二 夫なんぢら無花果樹に由て譬を學べ其枝すでに柔かにして葉萌めバ
夏の近きを知 三三 此の如く爾曹も凡て此等の事を見バ時ちかく門口に至ると知 三四 われ誠に爾曹に告ん此等の
事こと〴〵く成まで此民ハ廢ざるべし 三五 天地は廢ん然ど我言は廢じ 三六 その日その時を知ものハ唯わが父の
み天の使者も誰もしる者なし 三七 ノアの時の如く人の子の來るも亦然らん 三八 それ洪水の前ノア方舟にいる日
までは人々飲食嫁娶などして 三九 洪水の來り悉く之を滅すまで知ざりき此の如く人の子も亦きたらん 四十 其

とき二人田に在んに一人ハ取れ一人ハ遺さるべし 四一 二人の婦磨ひき居んに一人ハとられ一人ハ遺さるべし
四二 是故に爾曹の主いづれの時きたるかを知ざれバ怠らずして守れ 四三 爾曹これを知もし家の主人ぬすびと何
の時きたるかを知バ其家を守て破らすまじ 四四 然バ爾曹もまた預備せよ意ざる時に人の子きたらんと爲バな
り 四五 時に及て糧を彼等に予さする爲に主人がその僕等の上に立たる忠義にして智僕ハ誰なる乎 四六 その主人
の來らん時かくの如く勤るを見るゝ僕ハ福なり 四七 我まことに爾曹に告ん其所有をみな彼に督らすべし 四八 若
その惡僕おのが心に我が主人の來るハ遲らんと意ひ 四九 その朋輩を打擲きて酒に醉たる者どもと共に飲食し
始なバ 五十 その僕の主人おもハざるの日志らざるの時に來りて 五一 之を斬殺し其報を僞善者と同うすべし其處
にて哀哭切齒すること有ん

第二十五章

一 其とき天國ハ燈を執て新郎を迎に出る十人の童女に比ふべし 二 その中の五人ハ智く五人ハ愚な
り 三 愚なる者ハ其燈をとるに油を携へざりしが 四 智き者ハ其燈と雜に油を器に携へたり 五 新郎おそかりけ
れバ皆假寢して眠れり 六 夜半に叫びて新郎きたりぬ出て迎よと呼聲ありければ 七 この童女ども皆おきて
其燈を整へたるに 八 愚なるもの智き者に曰けるハ我儕の燈熄んとす願くハ爾曹の油を我儕に分予よ 九 智き
もの答て曰けるハ我儕と爾曹とに恐くハ足まじ爾曹賣者に往て己が爲に買 十 かれら買んとて往しとき新郎
きたりければ既に備たる者ハ之と偕に婚筵に入しかバ門ハ閉られたり 十一 斯て後その餘の童女きたりて曰け
るハ主よ主よ我儕の爲に開たまへ 十二 答て我まことに爾曹に告ん我ハ爾曹を知ずと曰り 十三 然バ怠らずして守
れ爾曹その日その時を知ざれバ也○ 十四 また天國ハ或人の旅行せんとして其僕および所有を彼等に預るが如
し 十五 各人の智慧に從ひて或者にハ銀五千或者にハ二千或者にハ一千を予おき直に旅行せり 十六 五千の銀を受
し者ハ往て之を貿易し他に五千を得たり 十七 二千を受し者もまた他に二千を得たり 十八 然るに一千を受し者ハ

往て地を堀りその主の金を蔵せり　十九　歴久て後その僕等の主かへりて彼等と會計せしに　二十　五千の銀を受し者そ
の他に五千の銀を携來りて主よ我に五千の銀を預しが他に五千の銀を儲たりと曰ければ　二一　主かれに曰ける
ハあゝ善かつ忠なる僕よ爾寡なる事に忠なり我なんぢに多ものを督らせん爾の主人の歡樂に入よ　二二　二千の
銀を受し者きたりて主よ我に二千の銀を預しが他に二千の銀を儲たりと曰ければ　二三　主かれに曰けるハあゝ
善且忠ある僕よなんぢ寡なる事に忠なり我なんぢに多ものを督らせん爾の主人の歡樂に入よ　二四　また一千の
銀を受し者きたりて曰けるハ主よ爾ハ嚴人にて播ざる處より穫ちらさゞる處より斂ることを我ハ知　二五　故に
我懼てゆき主の一千の銀を地に藏し置り今なんぢ爾の物を得たり　二六　その主こたへて曰けるハ惡かつ惰れる
僕よ爾わが播ざる處よりかり散さゞる處より斂ることを知か　二七　然らバ我が金を兌換舖に預置べきなり然バ
我が歸たるとき本と利とを受べし　二八　是故に彼の一千の銀を取て十千の銀ある者に予よ　二九　それ有る者ハ予ら
れて裕あまりあり無有者ハその有る物をも奪るゝ也　三十　無益なる僕を外の幽暗に逐やれ其處にて哀哭切歯す
ること有ん〇　三一　人の子おのれの榮光をもて諸の聖使を率來る時ハその榮光の位に坐し　三二　萬國の民をその
前に集め羊を牧者の綿羊と山羊とを別が如く彼等を別ち　三三　綿羊をその右に山羊をその左に置べし　三四　斯て王
その右にをる者に云ん我父に惠るゝ者よ來りて創世より以來なんぢらの爲に備られたる國を嗣　三五　蓋なんぢ
ら我が飢し時われに食せ渴し時我に飲せ旅せし時われを宿らせ　三六　裸なりし時われに衣せ病しとき我をみ
まひ獄に在しとき我に就ればなり　三七　是に於て義者かれに答て云ん主よ何時なんぢの飢たるを見て食せまた
渴たるに飲しゝ乎　三八　何時主の旅したるを見て宿らせ又裸なるに衣しや　三九　何時主の病また獄に在を見て爾に
至りし乎　四十　王こたへて彼等に曰ん我まことに爾曹に告ん既に爾曹わが此兄弟の最微者の一人に行へるハ即
ち我に行しなり　四一　遂にまた左におる者に曰ん罰せらるべき者よ我を離れて惡魔と其使者の爲に備たる熄ざ

る火に入よ 四二 蓋なんぢら我が飢し時われに食せず渇しとき我に飲せず 四三 旅せし時われを宿らせず裸なりし
時われに衣ず病また獄に在し時われを顧ざれば也 四四 是に於て彼等また荅て曰ん主よ何時なんぢの飢また渇
また旅し又裸また病また獄に在を見て主に事ざりし乎 四五 其とき王こたへて彼等にいはん我まことに爾曹に
告ん此最微者の一人に行はざるは即ち我に行はざりし也 四六 此等の者は窮なき刑罰にいり義者は窮なき生命
に入べし

第二十六章 偖イエスこの諸の言を言竟りて其弟子に曰けるは 二 二日ののち逾越節なるは爾曹が知ところ也
されば人の子は十字架に釘られん爲に付さるべし 三 此とき祭司の長および民の長老等カヤパと云る祭司の長
の邸の庭に集り 四 詭計をもてイエスを執へ殺さんと共々に謀いひけるは 五 祭の日には行べからず恐くは民
の中に亂おこらん○ 六 イエスベタニヤの癩病シモンの家に居たまへる時 七 ある婦蠟石の器物に價たかき香
膏を盛てイエスの食する所に携來り其首に斟しかば 八 弟子等これを見て怒を含いひけるは此糜費のことを
爲は何故ぞや 九 若これを賣ば多の金を得て貧者に施すことを得ん 十 イエス知て彼等に曰けるは何ぞ此婦を
惱すや彼は我に善事を行へる也 十一 貧者は常に爾曹と偕にあれど我は常に爾曹と偕に在ず 十二 彼がこの香膏を
我體に斟しは我の葬の爲に行る也 十三 われ誠に爾曹に告ん天の下いづくにても此福音の宣傳らるゝ處には此
婦の行し事もその記念の爲に言傳らるべし○ 十四 其とき十二弟子の一人なるイスカリオテのユダと云るもの
祭司の長等の所に往て曰けるは 十五 我なんぢらに彼を賣さば幾何を予るか遂に銀三十にて約したり 十六 此時よ
りイエスを賣さんと機を窺ひぬ○ 十七 除酵節の首の日弟子イエスに來り曰けるは我儕すぎこしの食を
爾の爲に何處に備ふべき乎 十八 イエス曰けるは京城にいり某に至ていへ師いふ我が時近きければ我弟子と偕
に逾越の節筵を爾が家に行べしと 十九 弟子イエスに命ぜられし如して逾越の食を備ふ 二十 日くるゝ時イエス十

二弟子と偕に席に就 二一 食する時いひけるハ我まことに爾曹に告ん爾曹のうち一人われを賣なり 二二 彼等いた
く憂て各イエスに曰出けるハ主よ我なる乎 二三 答て曰けるハ我と偕に手を盂に着る者ハ即ち我を賣す者なり
二四 人の子ハ己について錄されたる如く逝ん然ど人の子を賣す者ハ禍なる哉その人生れざりしならバ反て幸
なりしならん 二五 彼を賣すユダ答て曰けるハラビ我なるや之に曰けるハ爾の言る如し 二六 かれら食する時イエ
スパンを取て祝し之をさき弟子に予て曰けるハ取て食これハ我身なり 二七 また杯を取て謝し彼等に予て曰け
るハ爾曹みな此杯より飲 二八 これ新約の我血にして罪を赦さんとて衆の人の爲に流所のもの也 二九 われ爾曹に
告ん今より後なんぢらと偕に新しき物を我父の國に飲ん日までハ再びこの葡萄にて造れる物を飲じ○ 三十 か
れら歌を謳てのち橄欖山に往り 三一 其時イエス彼等に曰けるハ今夜なんぢら皆われに就て礙かん蓋われ牧者
を撃バ群の綿羊ならんと錄されたれば也 三二 然ど我甦りて後なんぢらに先ちガリラヤに往べし 三三 ペテロ答て
イエスに曰けるハ皆なんぢに就て礙くとも我ハ終に礙かじ 三四 イエス彼に曰けるハ我まことに爾に告ん今夜
鷄なかざる前に爾三次われを知ずと言ん 三五 ペテロ彼に曰けるハ我ハ主と偕に死るとも爾を知ずと言じ弟子
みな如此いへり○ 三六 厥時イエス彼等と偕にゲツセマ子といふ處に至て弟子等に曰けるハ爾曹こゝに坐われ
彼處に往て祈らん 三七 ペテロ及ゼベダイの二人の子を携へ憂へ哀みを催し 三八 彼等に曰けるハ我心いたく憂て
死るばかり也こゝに待て我と偕に目を醒しをれ 三九 少し進往てひれふし祈いひけるハ我父よ若かなはゞ此杯
を我より離ち給へ然ど我心の從を成んとするに非ず聖旨に任せ給へ 四十 而して弟子に來り其寢たるを見てペ
テロに曰けるハ如此一時も我と偕に目を醒ること能ハざる乎 四一 惑に入ぬやう目を醒かつ祈り靈にハ願
ふなれど肉體よわきなり 四二 二次ゆきて復いのり曰けるハ我父よ若われに此杯を飲さで離つこと能ずバ聖旨
に任せ給へ 四三 來りて又かれらの寢たるを見これ彼等の目疲たる也 四四 彼等を離れて又ゆき第三次も同言をも

て祈れり 四五 遂に其弟子に來りて曰けるハ今ハ寐て休め時ハ近し人の子罪人の手に付されん 四六 起よ我儕往べ
し我を賣す者近きたり○ 四七 如此いへるとき十二の一人なるユダ劍と棒とを持たる多の人々と偕に祭司の長
と民の長老の所より來る 四八 イエスを賣す者かれらに號をなして曰けるハ我が接吻する者ぞ夫なり之を執へ
よ 四九 直にイエスに來りラビ安かと曰て彼に接吻す 五十 イエス彼に曰けるハ友よ何の爲に來るや遂に彼等す
み來り手をイエスに措て執へぬ 五一 イエスと偕ふ在し者の一人手をのべ劍を拔て祭司の長の僕を擊ち其耳を
削おとせり 五二 イエス彼に曰けるハ爾の劍を故處に收よ凡て劍をとる者も劍にて亡ぶべし 五三 我いま十二軍餘
の天使を我父に請て受ること能ずと爾曹おもふ乎 五四 もし然せバ如此あるべき事を錄し聖書に如何で應ハ
ん乎○ 五五 此時イエス人々に曰けるハ劍と棒とを持て盜賊を執ふる如して我を執にきたる乎われ日々爾曹と
偕に殿に坐して誨しに爾曹われを執ざりし 五六 然ど此の如なるも皆預言者の錄たる所に應成せん爲なり遂に
弟子等みなイエスを離れて逃去ぬ○ 五七 イエスを執たる者これを曳て學者と長老の集れる所の祭司の長カヤ
パに携ゆく 五八 ペテロ遠く離れてイエスに從ひ祭司の長の庭にまで至りの結局を見んとて內にいり僕と偕に
坐せり 五九 祭司の長等および長老すべての議員ともにイエスを殺さんとして妄證を求れども得ず 六十 多の妄
りの證者きたれども亦にず後また妄りの證者二人きたりて曰けるハ 六一 この人嘗に言ることあり我よく神の
殿を毀ちて三日の內に之を建うべしと 六二 祭司の長たちてイエスに曰けるハ爾こたふる言なき乎この人々の
爾に立る證據ハ如何 六三 イエス默然たり祭司の長こたへて彼に曰けるハ爾キリスト神の子なるか我なんぢを
活神に誓せて之を告しめん 六四 イエス彼に曰けるハ爾が言る如し且われ爾曹に告ん此のち人の子大權の右に
坐し天の雲に乘て來るを爾曹みるべし 六五 是ふ於て祭司の長その衣を裂て曰けるハ此人ハ褻瀆ことを言り何
ぞ外に證據を求んや爾曹も今その褻瀆たることを聞 六六 なんぢら如何おもふ乎かれら答て曰けるハ彼ハ死に

當れり 六七 是に於て彼等その面に唾し且拳にて擊りまた或人かれを批いひけるハ 六八 キリストよ爾を擊者ハ誰
か我儕に預言せよ○ 六九 ペテロ庭に坐ゐけるに或婢きたりて爾もガリラヤのイエスと偕なりと曰けれバ 七十 ペ
テロ凡の人の前に此言を肯はずして我なんぢが言ところを知ずと曰り 七一 出て門口に至れる時また他の婢こ
れを見て其處にをる者に曰けるハ此人もナザレのイエスと偕に在し 七二 ペテロまた肯ハずして誓ふ我この人
を知ずと 七三 暫くありて旁らに立たる者すゝみ近てペテロに曰けるハ誠に爾もその黨の一人なり蓋なんぢの
方言なんぢを顯せり 七四 是に於てペテロ詛り且誓て我その人を知ずと曰しが頓て雞鳴ぬ 七五 ペテロイエスの雞
なかざる前なんぢ三次われを知ずといはんと云たまへる言を憶起し外に出て悲み哭り
第二十七章 一 平旦になりて凡の祭司の長と民の長老ともに謀てイエスを殺さんとし 二 既に彼を縛ひきゆきて
方伯のポンテオピラトに解せり○ 三 是に於てイエスを賣しユダ彼の死に定られしを見て悔その銀三十を
祭司の長長老等に返して 四 曰けるハ無辜の血を付し我ハ罪を犯しぬ彼等いひけるハ我儕に於て何か與らん
や爾みづから當べし 五 ユダその銀を殿に投棄て其處を去ゆきて自ら縊たり 六 祭司の長等この銀を取て曰け
るハ此ハ血の價なれバ賽錢の箱に入べからずとて 七 共に謀その銀をもて旅客を葬る爲に陶工の田を買り 八
故に其田ハ今に至るまで血田と稱らる 九 是に於て預言者エレミヤに託いはれたる言にイスラエルの民に估
られ估られし者の價の銀三十を取 十 主の我に命ぜし如く陶工の田を買ぬと有に應へり○ 十一 偖イエス方伯の
前にたつ方伯イエスに問て曰けるハ爾ハユダヤ人の王なるかイエス之を曰けるハ爾が言る如し 十二 祭司の長
長老たち彼を訟ふれども何の答もせず 十三 是に於てピラト彼に曰けるハ此人々なんぢに立る證のかく大なる
を爾きかざる乎 十四 方伯の甚奇とするまでにイエス一言も答せざりき 十五 この祭の日にハ方伯より民の願に任
せて一人の囚人を釋の例あり 十六 時にバラバと云る一人の名高き囚人ありければ 十七 ピラト民の集りしとき彼

等に曰けるハバラバか又ハキリストと稱ふるイエスなる乎なんぢら誰を釋さんと欲ふや 十八 これ媢嫉に由て
イエスを解したりと知バなり○ 十九 方伯審判の座に坐りたる時その妻いひ遣しけるハ此義人に關干ること
勿れ蓋われ今日夢の中に彼につきて多く憂たり 二十 祭司の長長老たちバラバを釋しイエスを殺さんことを求
と民に唆む 二一 方伯こたへて彼等に曰けるハ二人のうち孰を我なんぢらに釋さんことを望むや彼等バラバと
答ふ 二二 ピラト曰けるハ然ばキリストと稱ふるイエスに我なにを處べきか衆いふ十字架に釘よと 二三 方伯いひ
けるハ彼なにの惡事を行しや彼等ますく喊叫て十字架に釘よと曰 二四 ピラトその言の益なくして唯亂の起
んとするを見り水を取て人々の前に手をあらひ曰けるハ此義者の血に我ハ罪なし爾曹みづから之に當れ
二五 民みな答て曰けるハ其血ハ我儕と我儕の子孫に係るべし 二六 是に於てバラバを彼等に釋しイエスを鞭ちて
之を十字架に釘ん爲に付したり 二七 方伯の兵卒イエスを携へ公廳に至り全營を其もとに集め 二八 彼の衣を褫て
絳色の袍を着せ 二九 棘にて冕を編その首に冠しめ又葦を右手に持せ且その前に跪づき嘲弄して曰けるハユダ
ヤ人の王安かれ 三十 また彼に唾し其葦を取て其首を撃り 三一 嘲弄し畢りて其袍をはぎ故の衣をきせ十字架に釘
んとて彼を曳ゆく 三二 その出し時クレ子人のシモンといふ者に遇ければ強て之に其十字架を負せたり○ 三三 彼
等ゴルゴタ譯バ即ち髑髏と云る處に來り 三四 醋に膽を和せてイエスに飲せんと爲たりしに嘗て飲ことをせざ
りき 三五 斯てイエスを十字架に釘しのち鬮を拈て其衣を分これ預言者の言に彼等互に我が衣を分わが裏衣を
鬮にすと云しに應へり 三六 兵卒こゝに坐してイエスを守れり 三七 また罪標に此ハユダヤ人の王イエスなりと書
して其首の上に置り 三八 其とき二人の盜賊イエスと偕に一人ハ其右一人ハ其左に十字架に釘らる○ 三九 往來の
者イエスを詈り首を搖て曰けるハ 四十 殿を毀ちて三日に之を建る者よ自己を救へ爾もし神の子ならば十字架
より下よ 四一 祭司の長學者長老等も亦おなじく嘲弄して曰けるハ 四二 人を救て己が身を救あたはず若イスラエ

ルの王たらバ今十字架より下るべし然バ我儕かれを信ぜん 四三 彼ハ神に依頼めり神もし彼を愛しまさバ今救ふ
べし蓋かれ我ハ神の子なりと云し也 四四 同に十字架に釘られたる盗賊も同くイエスを詈れり○ 四五 晝の十二時
より三時に至るまで其地あまねく黒暗となる 四六 三時ごろイエス大聲にエリエリラマサバクタニと呼りぬ之
を譯バ吾神わが神なんぞ我を遺たまふ乎と云る也 四七 旁らに立たる者のうち或人これを聞て彼ハエリヤを呼
るなりと曰 四八 その中の一人直に走り往て海絨をとり醋を含せ之を葦につけてイエスに飲しむ 四九 餘人曰ける
ハ俟エリヤ來りて彼を救ふや否試べし○ 五十 イエスまた大聲に呼りて氣絶たり 五一 殿の幔上より下まで裂て二
となり又地ふるひ磐さけ 五二 墓ひらけて既に寢たる聖徒の身おほく甦へりイエスの甦れる後 五三 墓を出て聖城
に入おほくの人に現れたり○ 五四 百夫の長と偕にイエスを守たるもの地震および其有し事を見て甚く懼れ此
ハ誠に神の子なりと曰り○ 五五 此處に遥に望ゐたる多の婦ありし彼等ハガリラヤよりイエスに從ひ事し者等
なり 五六 其中に居し者ハマグダラのマリアとヤコブヨセの母なるマリアとゼベダイの子等の母となり○ 五七 日
くれてイエスの弟子あるヨセフと云るアリマタヤの富人きたりてピラトに往イエスの屍を請しかバ 五八 ピラ
トその屍を付せと命ず 五九 ヨセフ屍を取て潔き枲布に裹み 六十 之を磐ふ鑿たる己が新しき墓におき大なる石を
墓の門に轉して去 六一 マグダラのマリアと他のマリアと墓に對て坐し其處に居り○ 六二 預備日の翌日祭司の長
とパリサイの人等ピラトの所に兵來り曰けるハ 六三 主よ我儕憶起せり彼の僞者いきて在しとき三日ののち
甦らんと言し 六四 是故に命じて三日ふ至まで墓を固守しめよ恐くハ其弟子夜きたりて之を竊み死より甦りた
りと民に言ん然バ後の惑ハ先よりも愈勝るべし 六五 ピラト彼等に曰けるハ守兵ハ爾曹にあり往て意のまゝに
固守しめよ 六六 是に於て彼等ゆきて石に封印し守兵をして墓を固守ためたり

第二十八章

安息日終てのち七日の首の日黎明にマグダラのマリア及び他のマリアその墓を觀んとて來りし

に大なる地震ありて主の使者天より降り墓の門より石を轉し其上に坐す 三 その容貌は閃電のごとく其衣
服ハ雪のごとく白し 四 守兵かれを懼れ戰き死たる者の如くなりぬ 五 天使こたへて婦に曰けるハ爾曹おそる
ゝ勿れ我なんぢらが十字架に釘られしイエスを尋ることを知 六 彼ハ此に在ず其言る如く甦りたり爾曹きた
りて主の置れし處を見よ 七 且ゆきて其弟子に告よ彼ハ死より甦り爾曹に先ちてガリラヤに往り彼處に於て
爾曹かれを見べし我これを爾曹に告 八 婦懼ながらも甚く喜びて急ぎ墓をさり其弟子に告んと走り往り 九 弟子
に告んとて往ときイエス彼等に遇て安かれと曰給ひければ婦すゝみ其足を抱て拜しぬ 十 イエス彼等に曰け
るハ懼るゝ勿れ去て我が兄弟にガリラヤに往と告よ彼處にて我を見べし〇 十一 婦の去しのち守兵のうち或者
ども城に至り凡て有し事を祭司の長等に告しかバ 十二 彼等と長老あつまりて共に議おほくの銀子を兵卒に給
て曰けるは 十三 爾曹いへ我儕が寢たる時その弟子夜きたりて彼を竊りと 十四 此事もし方伯に聞るとも我儕かれ
に勸て爾曹に憂慮なからしめん 十五 かれら銀子を取て囑められたる如したりし是に於て此の如き話今日に至
るまでユダヤ人の中に傳播られたり〇 十六 十一の弟子ガリラヤに往てイエスの彼等に命じ給ふ所の山に至り
十七 イエスを見て拜せり然ど疑へる者もありき 十八 イエス進て彼等に語いひけるハ天のうち地の上の凡の權を
我に賜れり 十九 是故に爾曹ゆきて萬國の民にバプテスマを施し之を父と子と聖靈の名に入て弟子とし 二十 且わ
が凡て爾曹に命ぜし言を守れと彼等に教よ夫われハ世の末まで常に爾曹と偕に在なりアーメン

新約全書馬太傳福音書終

新約全書馬可傳福音書

第一章 これ神の子イエスキリストの福音の始なり 二 預言者の錄して視よ我なんぢの面前に我使を遣さん彼
なんぢの前に其道を設くべし 三 野に呼る人の聲あり云く主の道を備へ其徑すぢを直せよと有が如く 四 ヨハ
子野に於てバプテスマを施し罪の赦を得させんが爲に悔改のバプテスマを宣傳たり 五 ユダヤの全國およ
びエルサレムの人々かれに來りて各々その罪を認めしヨルダンといふ河にてバプテスマを受 六 ヨハ子ハ駱
駝の毛衣を着腰に皮帶をつかね蝗蟲と野蜜を食へり 七 かれ宣傳けるハ我より勝れる者わが後に來らん我ハ
屈て其履の紐を解にも足ず 八 我ハ水をもて爾曹にバプテスマを施しゝが彼ハ聖靈をもて爾曹にバプテスマ
を施すべし 九 當時イエスガリラヤのナザレより來りヨルダンにてヨハ子よりバプテスマを受 十 頓て水より
上れるとき天開れ靈鴿の如く其上に降るを見たり 十一 又天より聲ありて云なんぢハ我が愛子わが悅ぶ所の者
なりと〇 十二 斯て靈たゞちにイエスを野に往しむ 十三 かれ四十日野に在てサタンに試られ獸と共にをれり天の
使等これに事ぬ〇 十四 ヨハ子の囚れし後イエスガリラヤに至り神の國の福音を傳いひけるハ 十五 期ハ滿り神の
國ハ近けり爾曹悔改めて福音を信ぜよ〇 十六 イエスガリラヤの湖の邊を歩る時シモンと其兄弟アンデレの湖
に網うてるを見る彼等ハ漁者なり 十七 イエス彼等に曰けるハ我に從へ我爾曹を人を漁る者とせん 十八 彼等た
ゞちに其網を棄て之に從へり 十九 此より少し進行ゼベダイの子ヤコブとその兄弟ヨハ子の舟に在て網つくろ
ふを見て 二十 直に彼等を召給ひしかバ其父ゼベダイを傭人と共に舟に遺て彼に從へり〇 二一 彼等カペナウンに
至るイエス即ち安息日に會堂に入て教を爲しに 二二 人々その教を駭き合り蓋學者の如ならず權威を有る者の
如く教たまへバ也 二三 其會堂に汚たる鬼に憑たる人ありて 二四 喊叫いひけるハ唉ナザレのイエスよ我儕ハ爾と
何の與り有んや爾きたりて我を滅すか我なんぢハ誰なる乎を知すなハち神の聖なる者なり 二五 イエス之を責

て曰けるハ聲を發すると勿れ其處を出よ 二六汚たる鬼その人を拘攣させ大聲に叫びて彼を出たり 二七衆人みな
驚き相問て曰けるハ是何事ぞや是いかなる新しき敎ぞや汚たる鬼さへ權威をもて命じければ從へり 二八是に
於てイエスの聲名徧くガリラヤの四方に播りぬ〇 二九彼等やがて會堂を出ヤコブ及ヨハネと共にシモンアン
デレの家に至しに 三十シモンの岳母熱を病て臥ゐければ或人ただちに之をイエスに告 三一イエス往て其手をと
り彼を起しければ熱たちまち去ぬ斯て其婦かれらに供事たり 三二夕かた日の落とき人々すべての病を患へる
もの鬼に憑たる者をイエスに携へ來る 三三その邑こぞりて門に集れり 三四イエス各樣の病を患へる多の人々を
醫し又多の鬼を逐出し鬼の言ふ事を許さざりき蓋鬼かれを識たるに因てなり〇 三五昧爽にイエス早く起人な
き所にゆき其處にて祈禱せり 三六シモンおよび彼と共に在し者等その跡を慕ゆき 三七彼に遇て曰けるハ衆人み
な爾を尋ぬ 三八イエス彼等に曰けるハ我ハ敎を宣傳る爲に爾曹と偕に附近の鄉村へ往ん我これが爲に來れバ
也 三九イエス遍くガリラヤの國を經めぐり其會堂にて敎を宣且鬼を逐出せり〇 四十癩病のもの一人かれに來り
て跪き求ひ曰けるハ爾もし聖意に適ときハ我を潔く爲得べし 四一イエス憫みて手をのべ彼に按て我意に適へ
り潔あれと 四二言やいな直に癩病はなれ其人きよまれり 四三イエス嚴く之を戒め愼みて何をも人に告る勿れ但
ゆきて己が身を祭司に見せ其潔られし爲にモーセが命ぜし所の物を獻て彼等に證據をなせと言て去しめた
り 四五然ども彼いでゝ先この事を大に言つたへ語り廣めければイエス此後あらはに城に入がたく獨人なき所
に居給ひしが人々四方より彼に來れり

第二章 數日の後イエス復カペナウンに來しに 二彼の室に居ると聞ければ直に多の人々集きたり門に立ゝ
き塲處さへもなき程なりきイエス彼等に敎を宣 三此に癱瘓を病たる者を四人に舁せイエスに來れる者あり
しが 四群集によりて近づき難かりければ彼の居ところに屋蓋を取除き癱瘓の人を床のまゝ縋下せり 五イエ

ス其信仰を見て癱瘋の人に曰けるハ子よ爾の罪赦されたり 六 數人の學者そこに坐し居しが心中に謂ける
は 七 斯人ハ何故かく惡口を言か神にあらずして誰か罪を赦すことを得ん 八 イエス直に彼等が心中に斯の
如き事を論ずるを自ら其心に知て彼等に曰けるハ爾曹なんぞ心中に斯る事を論ずる乎 九 癱瘋の人に爾の罪
ハ赦されたりと言と起て爾の床を取て行と言と孰れ易や 十 それ人の子地にて罪を赦すの權威あることを爾
ら曹に知せんとて遂に癱瘋の人に 十一 我なんぢに告おきて床を取なんぢの家に歸れと曰ければ 十二 その人たゞち
に起て床をとり衆人の前にいづ衆人みな駭き神を崇めて曰けるハ我儕いまだ斯の如ことを見しことなし○
十三 イエスまた海邊に往しに人々みな彼に來ければ是等を教ふ 十四 此より進てアルパヨの子レビといふ者の稅
吏の役所に坐し居けるを見て我に從へと曰ければ彼たちて從へり○ 十五 斯てイエスその家にて食する時おほ
くの稅吏罪ある人々イエス及び弟子と共に坐せり是等の者許多ありてイエスに從ひぬ 十六 學者とパリサイの
人かれが稅吏および罪ある人と共に食するを見て其弟子に曰けるハ何ゆゑ稅吏罪ある人と共に飲食する乎
十七 イエス聞て彼等に曰けるハ康強なる者ハ醫者の助を需ず唯病ある者これを需わが來しハ義人を召ため
に非ず罪ある人を召て悔改させんが爲なり○ 十八 ヨハ子の弟子およびパリサイの人つねに斷食する事あり
けれバ彼等イエスに來いひけるハヨハ子の弟子とパリサイの弟子ハ斷食するに爾の弟子ハ何ゆゑ斷食せざ
る乎 十九 イエス彼等に曰けるハ新郎の朋友その新郎と共にをる間に斷食することを得べき乎かれら新郎と共
にをる間ハ斷食することを得じ 二十 將來かれら新郎をとらるゝ日きたらん其日にハ斷食すべき也 二一 新しき布
を舊衣に縫つくる者あらじ若し然せバ其新に補へるもの舊を綻ばして其破かへつて惡なるべし 二二 亦あた
らしき酒を舊き革囊にいるゝ者あらじ若し然せバ新酒ハ其囊を破裂て酒もれいで革囊も亦壞るべし 新
酒ハ新しき革囊に盛べきもの也○ 二三 偖イエス安息日に麥の畠を過りしに其弟子あゆみつゝ麥の穗を摘はじ

めければ 二四 パリサイの人彼に曰けるハ彼等安息日に爲まじき事をするハ何故か 二五 イエス答けるもダビデ及
び從に在し者の乏くして飢しとき行たる事を未だ讀ざる乎 二六 即ち祭司の長アビアタルのとき神殿に入て唯
祭司の外は食まじき供物のパンを食かつ從に在し者にも與たり 二七 また彼等に曰けるハ安息日ハ人の爲に設
られたる者にして人は安息日の爲に設られたる者に非ず 二八 然ば人の子ハ安息日にも主たる也

第三章 イエスまた會堂に入しに一手枯たる人ありけるが 二 衆人イエスを訟んとして彼ハ此人を安息日に醫
すや否と窺へり 三 イエス手枯たる人に曰けるハ中に立よ 四 また衆人に曰けるハ安息日にハ善を行と惡を行
と生るを救ると殺すと孰をか爲べき彼等默然たり 五 イエス怒を含て環視し彼等が心の頑硬なるを憂へ手枯
たる人に爾の手を伸よと曰ければ彼その手を伸しゝに即ち他の手のごとく愈たり 六 パリサイの人いでゝ如
何してかイエスを殺さんと直にヘロデの黨に相謀りぬ○ 七 イエス彼の弟子と共に海邊に退しに多の人々ガ
リラヤより彼に從へり又ユダヤ 八 エルサレムイドマヤヨルダンの外またツロとシドンの邊より多の人々イ
エスの行し事を聞て彼に群り來る 九 イエス人々の群集に因て擠なやまさるゝ事なからん爲に小舟を我に備
おけと其弟子に曰り 十 是イエス數多の人々を愈しゝに因で凡て疾ある人々手にて彼に捫んとて擁逼しが故
なり 十一 また汚たる鬼かれを見て其前に俯伏さけびて爾ハ神の子なりと曰しを 十二 イエス彼等に我を揚すこと
勿れと嚴く戒めたり○ 十三 イエス山に登て其意に適ふ所の者を召しかば來りて彼に就り 十四 是に於て十二人を
立て己と偕に置また教を宣傳る爲に遣し 十五 かつ病を醫し鬼を逐出すの權威を授く 十六 乃ちシモンをペテロと
名け 十七 ゼベダイの子ヤコブと其兄弟ヨハネこの二人をボアネルゲと名く之を譯バ雷の子なり 十八 又アンデレ
ピリポバルトロマイマタイトマスアルパヨの子ヤコブタツダイカナンのシモン 十九 又イスカリオテのユダ此
そイエスを賣しゝ者なり 二十 此等の者家に入しに多の人々また來り集りければ食する暇もなかりき 二一 彼の親

屬きゝて彼は狂氣せりと言て之を拏んとて來る 二二 又エルサレムより下れる學者も彼はベルゼブルに憑れ
たり且鬼の王に藉て鬼を逐出すなりと曰り 二三 イエス彼等を召び譬を以て曰けるはサタンは何でサタンを逐
出し得んや 二四 もし國おのれに悖て分爭そば其國立べからず 二五 また家おのれに悖て分爭ふ其家立べか
らず 二六 若サタン己に悖り起て分爭そば彼たつ可からず反て終るあるべし 二七 誰にても勇士の家に入て其家具
を奪んとせば先勇士を縛らざれば奪ふこと能ず縛て後その家を奪ふべし 二八 われ誠に爾曹に告ん人の凡の
罪と瀆す所の褻瀆は赦るべけれど 二九 聖靈を瀆す者は限なく赦さる可らず限なき刑罰に干らん 三十 斯いへる
は人々イエスを惡鬼に憑たりと言しが故なり○ 三一 その兄弟と母と來りて戸外にたち人を遣してイエスを呼
しむ 三二 多の人々イエスを環て坐したりしが彼に曰けるは視よ爾の母と兄弟戸外に在て爾を尋ぬ 三三 イエス答
て曰けるは我母わが兄弟は誰ぞや 三四 斯て側に坐する人々を環視して曰けるは我母わが兄弟を見よ 三五 それ神
の旨に從ふ者は是わが兄弟わが姉妹わが母なり

第四章

イエスまた海濱にて教訓を始しに多の人々かれに集りければ彼舟に乘て坐し凡の人々は海に沿て岸
に立り 二 かれ譬をもて多の事を彼等に教ふ教て曰けるは 三 聽よ種播もの播んとて出 四 播るとき或種は路の
傍に遺しが空の鳥きたりて之を食へり 五 或種は土うすき磽地に遺しが土深からねば直に萌出たれど 六 日出
しかば蹶れ根なきが故に枯たり 七 或種は棘の中に遺しが棘そだちて之を蔽ければ實を結ざりき 八 また或
種は沃壤に遺しが其苗もえいでゝ蕃り實を結ること或は三十倍或は六十倍あるひは百倍せり 九 また彼等に
曰けるは耳ありて聽ゆる者は聽べし○ 十 衆人の居ざりし時イエスの側に在し者と十二弟子と此譬を問しか
ば 十一 イエス彼等に曰けるは神の國の奥義を爾曹には知ことを賜へど他の者には凡て譬を以てす 十二 是かれら
視とき視ても見ず聽とき聽ても聰らず心を改めて其罪の赦を得ざらん爲なり 十三 また彼等に曰けるは爾曹こ

の譬を知ざるか然バ如何して凡の譬を識ことを得んや 十四 それ播等ハ教を播なり 十五 道の播れて路の傍に遺し
ものハ人道を聽しとき直にサタン來て其心に播れたる道を奪取なり 十六 また磽地に播れたるものハ人道を聽
とき直に喜びて之を受 十七 然ども己に根なきが故たゞ暫時のみ後道の爲に患難あるひハ迫害に遇ときハ忽ち
躓く者なり 十八 又棘の中に播れたるものハ人ことばを聽ども 十九 此世の思慮と貨財の惑また各樣の情欲いり
來りて道を蔽により終に實を結ざる者なり 二十 沃壤に播れたるものハ人道を聽て之をうけ或ハ三十倍あるひ
ハ六十倍あるひハ百倍の實を結ぶ者なり〇 二一 また彼等に曰けるハ燈を持來りて斗の下あるひハ牀の下に置
もの有んや之を燭臺の上に置ならず乎 二二 隱て明際にならざるハなく蔵て露れざる者ハなし 二三 耳ありて聽ゆ
る者ハ聽べし 二四 また彼等に曰けるハ聽ところを愼めよ爾曹が度る所の量をもて爾曹も度らるべし聽たる爾
曹にハなほ加られん 二五 それ有る者ハなほ與られ無有者ハ有る物をも取るゝ也〇 二六 また曰けるハ神の國ハ人
種を地に播が如し 二七 日夜起臥する間に種もえいでゝ成長ども其然る故を知ず 二八 それ地ハ自から實を結ぶも
のにして初にハ苗つぎに穗いで穗の中に熟したる穀を結ぶ 二九 既に熟バ穫時いたるに因て直に鎌を入さする
也〇 三十 また曰けるハ神の國ハ何に比へ何の譬を以て之を喩ん 三一 一粒の芥種のごとし之を地に播ときハ百樣
の種より微けれど 三二 既に播て萌出れバ百樣の野菜よりハ大くかつ巨なる枝を出して空の鳥その陰に棲ほど
に及なり〇 三三 イエス彼等の聽得ところに循ひ多かる譬をもて教を彼等に語れり 三四 譬に非ざれバ彼等に語
らずイエスその弟子と共に居るとき彼等に悉く之を解聽せり〇 三五 偖その日の夕暮イエス彼等に向の岸に濟
れと曰ければ 三六 弟子たち衆人を歸らせイエスの舟に在しを其まゝ之と偕に濟れり又他の小舟もともに往り
三七 時に颶風おこり浪うちこみて殆ど舟に滿 三八 イエス艄のかたに枕して寢たりしが弟子かれの目を醒して曰
けるハ師よ我儕が溺るゝをも顧み給ざる乎 三九 イエス起て風を斥め且海に靜りて穏かに爲と曰ければ風や

みて大に和たり 四十 斯て彼等に曰けるハ何故かく懼るゝや爾曹なんぞ信なき乎 四一 彼等甚しく懼れ互に曰ける
ハ風と海さへも順ふ是誰なるぞ耶

第五章

かれら海を濟てガダラ人の地に着 二 舟よりイエスの上れるとき惡鬼に憑れたる人たゞちに墓間より
出て彼に遇 三 この人ハ墓間を居處とせり 四 屢次桎梏と鏈をもて繋ども鏈をうちきり桎梏を打碎により之を繋
うる者なく亦誰も之を制し得もの無りき 五 夜も晝も恒に山と墓間に於て喊叫また石をもて己が身に傷つけ
ぬ 六 彼はるかにイエスを見て趨より之を拜し 七 大聲に呼りけるハ至上神の子イエスよ我なんぢと何の與り
有んや我神に託て求ふ我を苦むる事勿れ 八 是イエス惡鬼ふ人より出よと曰しに因てなり 九 イエス彼に爾の
名ハ何と問しに答けるハ我儕おほきが故に我名をレギヨンと云 十 切に此土地より我儕を逐出す勿れとイエ
スに求たり 十一 茲に多の豕の群山に草を食ゐたりしが 十二 凡の惡鬼かれに求て我儕を遣て豕に入せよと曰けれ
バ 十三 イエス直に彼等に許せり汚たる鬼ゞの人より出て豕に入しかバ約そ二千匹ほどの群はげしく馳くだり
山坂より海に落て海に溺ぬ 十四 牧者ども逃ゆきて此事を邑また郷村に告ければ衆人其ありし事を觀んとて出
十五 イエスに來りて惡鬼に憑れたる者すなはちレギヨンを持たりし人の衣服をつけ慥なる心にて坐し居ける
を見て懼あへり 十六 此事を見し者ども惡鬼に憑れたりし者の事と豕の事を彼等ふ告ければ 十七 頻てイエスに其
境を出んことを求ぬ 十八 イエス舟に登んとせしとき惡鬼に憑たりし者ともに居んことを求けれども 十九 イエス
許ずして彼に曰けるハ爾の家に歸り親屬に往て主の爾に行し大なる事と爾を恤みし事を告よ 二十 彼ゆきてイ
エスの己に行たまへる大なる事をデカポリスに言揚しければ衆人みな駭きあへり○ 二一 イエス舟に乘て復海
の彼岸に濟しに大勢の人々彼に集るイエスハ海に近をれり 二二 會堂の宰ヤイロといふ人きたりイエスを見て
其足下に伏 二三 切ゝに求いひけるハ我いとけなき女死る瀕になりぬ之を救ん爲ふ來りて手を彼ふ按たまへ然

ば女は生べし　二四　イエス彼と共に往とき衆多の人々彼に從ひて擁あへり　二五　爰に十二年血漏を患たる婦あり　二六
此婦おほくの醫者の爲に甚だ苦められ其所有をも盡く費しけれども何の益もなく轉て惡かりしが　二七　イエス
の事を聞て群集の中より彼の後に來りその衣に捫れり　二八　是その衣にだに捫らば愈るべしと曰ばなり　二九　斯て血
の漏ること直にとまり既に疾いえしと其身に覺たり　三十　イエス自ら能力の己より出たるを知おほぜいの人々
を顧みて曰けるは我衣に捫りし者は誰なる乎　三一　弟子かれに曰けるは群集の人々の爾に擁あふを見て我に捫
りし者は誰ぞと曰たまふ乎　三二　イエスこの事を行る婦を見んと環視しければ　三三　婦おそれ戰慄おのが身にせら
れし事をしり來て彼の前に俯伏ことごとく實情を告　三四　イエス彼に曰けるは女よ爾の信なんぢを救り安然に
して往なんぢの疾いゆべし〇　三五　イエスこの事を言をるうちに會堂の宰の家より人々來りて曰けるは爾の女
すでに死たり何ぞ師を煩はす乎　三六　イエス直に其告る所の言をきゝ會堂の宰に曰けるは懼る勿たゞ信ぜよ
三七　イエスペテロとヤコブ及その兄弟ヨハネの外は誰にも共に往ことを許さゞりき　三八　既に會堂の宰の家に來
りて人々の忙亂いたく哭泣を見る　三九　入て彼等に曰けるは何ぞ亂忙かつ哭や女は死るに非ず寢たる耳　四十　彼
等イエスを哂笑ふイエス凡の人々を出し女の父母とその從へる者等を率つれ女の臥たる所に入　四一　女の手を
執て之に曰けるはタリタクミ之を譯ば女よ我なんぢに命ず起よといふ義なり　四二　直に女おきて行めり彼は年
十二歲なり彼等はなはだ駭きぬ　四三　イエスこの事を人に知する勿れと嚴く戒め又女に食物を與よと命じたり

第六章　イエス此を去て故郷に到しに其弟子も彼に從ひぬ　二　安息日に及ければ會堂にて教をはじむ衆人これ
を聞て奇み曰けるは如何して此人に斯のごとき事あるや誰より此智慧を援られて如此ふしぎなる事をも其
手より行ふや　三　彼は木匠に非ずやマリアの子ヤコブヨセユダとシモンの兄弟にして其姉妹も此に我儕と共に
在に非ずや遂に人々かれに礙けり　四　イエス彼等に曰けるは預言者はその故郷その親戚その家の外に於ては

尊ばれざることなし　五　イエス彼處にて患者に手を按たゞ數人を醫しゝ外ふしぎなる事を行ふこと能ざりき
六　また彼等の信ざるを奇み遂に諸郷を經巡て教をなせり○　七　イエス十二の弟子を召て彼等を二人づゝ遣
さんとして之に惡鬼を逐出す權威を授け　八　且かれらに命じけれバ一の杖の外ハ旅の用意に何をも携なかれ
旅袋糧食また金をも携ず　九　たゞ履をはき二の衣をきる勿れ　十　また彼等に曰けるハ何處にても人の家に入ば
その所を去までハ其處に居　十一　凡て爾曹を接ずなんぢらに聽ざる者にハ其處を去とき證のため足下の塵を拂
へ我まことに爾曹に告ん審判の日いたらバソドムとゴモラハ此邑よりも却て易かるべし　十二　弟子たち出て人
々に悔改む可ことを宣傳へ　十三　また多の惡鬼を逐出し又多の病る者に膏を沃て醫しぬ○　十四　イエスの名播りけ
れバヘロデ王これを聞て曰けるハバプテスマを施しゝヨハ子死より甦れる故に奇異なる能をなす也　十五　或人
ハ之をエリアなりといひ或ハ往昔の預言者の如き預言者なりと曰　十六　ヘロデ之を聞て曰けるハ是わが首斬し
所のヨハ子也かれ死より甦りたる也　十七　曩にヘロデ己の兄弟ピリポの妻ヘロデヤの事に因て人を遣しヨハ子
を捕て獄に繫げり蓋ヘロデが彼の婦を娶しを　十八　ヨハ子諫て爾兄弟の妻を納に宜からずと曰るに因てなり　十九
ヘロデヤ彼を怨て殺さんと欲しかども能ざりき　二十　ヘロデハヨハ子を義かつ善なる人と知て彼を敬ひ彼を保護
かれに聞て多の事を行ひ且喜びて彼に聽ことをせり　二十一　斯てヘロデの誕生の日もろ〳〵の大臣千人の長お
よびガリラヤの尊き人々に享宴をなせる機會の日いたりければ　二十二　ヘロデヤの女きたりて舞をなしヘロデと
其席に列れる人々を樂ましむ王その女に曰けるハ何にても我に求へ爾が望ところの者ハ我なんぢに與ふべ
し　二十三　又彼に凡そ爾が求るものハ我が領分の半に至るとも爾に與んと誓ふ　二十四　女いでゝ其母に何を求べき乎と
曰ければ母乃ちバプテスマのヨハ子が首と曰り　二十五　女たゞちに急ぎ王にきたり求てバプテスマのヨハ子が首
を盆に載て即時に我に賜へと曰　二十六　王甚だ憂けれども既に誓たると同席の者の故とをもて之を拒むことを欲

ず　二七 王たゞちにヨハ子の首を携來れと命じて兵卒を遣しければ彼ゆきて獄に於て之を斬　二八 其首を盆にのせ
携來りて女に與ふ女ハ之を其母に與たり　二九 ヨハ子の弟子等この事を聞て來り其屍を取て墓に葬りぬ○　三十 使
徒等イエスに集りて行へる事と教し事とを悉く彼に告　三一 イエス彼等に曰けるハ爾曹衆を避て我と偕に暫く
寂寞ところに往て休むべし是往來のもの多して食する暇も無りしが故なり　三二 かれら人を避舟にて寂寞とこ
ろに往り　三三 其往を見て衆人おほくイエスをしり諸邑より歩行にて趨り彼等が往んとする所へ先ち往てイエ
スに集れり○　三四 イエス出て多の人を見に彼等ハ牧者なき羊の如き者なるを因て之を憫み許多の事を教はじ
めぬ　三五 時すでに甚晩になりければ其弟子かれに來いひけるハ此ハ寂寞ところにして時も既晩し　三六 衆人の食
ふべき物なきが故に其自ち四周の郷村に往てパンを市んが爲に彼等を去しめ給へ　三七 イエス答けるハ爾曹こ
れに食を與よ弟子かれに曰けるハ我儕ゆきて銀二百のパンを市かれらに與て食しむ可か　三八 イエス彼等に曰
けるハパンハ幾何ある往て視よ彼等みて其數をしり五のパンと二の魚ありと答ふ　三九 イエス衆の人を組々に
して靑草の上に坐しめよと命じければ　四十 或ハ百人或ハ五十人づゝ列坐せり　四一 イエスその五のパンと二の魚
をとり天を仰ぎ謝してパンをわり弟子に與て人々の前に陳しむ又二の魚を毎人に分與ぬ　四二 衆人みな食て飽
四三 そのパンと魚の餘屑を拾しに十二の筐に盈たり　四四 パンを食たる男およそ五千人なりき○　四五 直にイエスそ
の弟子を强て舟に乘むかふの岸なるベツサイダへ先わたらしめ己ハ衆人を歸しむ　四六 衆人を歸してのち祈禱
の爲に山に往り　四七 日暮て舟ハ海の中に在イエスハ獨り陸に居り　四八 風逆ふに因て弟子等の舟を棹に勞たるを
見て曉の四時ごろイエス海の上を履きたり彼等を過んとせしに　四九 弟子その海を履るを見て變化の物ならん
と意ひ叫びたり　五十 蓋弟子みな之を見て懼しが故なりイエス直に彼等に語りて曰けるハ心安かれ我なり懼る
ことを勿れ　五一 遂に舟に登しかバ風やみぬ彼等心の中に駭き異めることぞ甚し　五二 是その心の愚頑に因てパンの

奇跡をも覺ざりし也○ 五十三既に濟ゲ子サレといふ地に到て舟泊せり 五十四彼等舟より出しに頓て人々イエスを知
て 五十五遍く其四方の地へ馳ゆき病る者を床の儘にて舁ひイエスの在す處々を聞出して之に就り、五十六凡そイエス
の至るところ或ハ鄉あるひハ邑あるひハ村その街市に病る者を置て彼に其衣の裾にだに捫らせ給へと求り
乃ち捫るほどの者ハみな愈たり

第七章

パリサイの人と或學者たちエルサレムより來りてイエスの前に集り 二彼の弟子の中に潔らざる手即
ち盥ざる手にてパンを食する者ありしを見て之を責めたり 三蓋パリサイの人とユダヤの人々ハみな古の人
の遺傳を守りて其手を潔あらハざれバ食せず 四市より歸きたりて盥ざれバ亦食せず此ほか杯椀鍋および
牀を洗など多端の遺傳を受守れり 五是に於てパリサイの人と學者等イエスに問けるハ爾の弟子ハ何ゆゑ古
の人の遺傳に遵ずして盥ざる手を以てパンを食する乎 六イエス答て彼等に曰けるハイザヤハ僞善者なる
爾曹を指てよく預言せり其錄しゝ言に此民ハ唇にて我を敬へども其心ハ我に遠かり 七人の誡を教と爲て徒
らに我を拜すと曰り 八夫なんぢらハ神の誡を棄て人の遺傳を守れり即ち鍋杯を洗おほく此の如き事を行ふ
九また彼等に曰けるハ爾曹ハ實に己の遺傳を守んとて能も神の誡を棄る者なり 十モーセ曰けるハ爾の父母
を敬へ又父あるひハ母を詈る者ハ殺るべしと 十一然ど爾曹ハ曰もし人父あるひは母に對て爾を養ふべき物ハ
コルバン即ち禮物なりと曰バ事ずとも可と 十二而して人の其父あるひハ母の爲に何をも行事を爾曹許ず 十三斯
なんぢらは其教る所の遺傳をもて神の道を廢らす又おほく此類の事を行ふ○ 十四イエスまた衆庶を召て彼等
に曰けるは爾曹みな我言を聽て悟れ 十五外より人に入ものハ人を汚すこと能ハず然ど人より出るものハ人を
汚す也 十六聽ゆる耳ある者ハ聽べし○ 十七イエス衆庶を離れて室に入しに其弟子たとへの意を問ければ 十八彼等
に曰けるハ爾曹もなほ悟ざるか凡そ外より人に入ものゝ人を汚し能はざる事を知ざる乎 十九蓋その心に入ず

腹に入て厠に遺すなれば食ふ所のもの潔れり　二十又曰けるは人より出るものは是人を汚す　二一人の心より出る
ものは惡念、姦淫、苟合、兇殺、盜竊、貪婪、惡慝、詭譎、好色、嫉妒、謗讟、驕傲、狂妄、なり　二三是等の惡行はみな内より
出て人を汚すもの也○　二四イエス此を去てツロとシドンの境にゆき家に入て人に知れざらん事を欲しが隱れ
得ざりき　二五ある惡鬼に憑たる幼き女を有る婦イエスの事を聞て來り其足下に伏たるに因てなり　二六この婦は
サイロピニシヤに生れしギリシヤの者なりしが惡鬼を其女より逐出し給はん事をイエスに求り　二七イエス彼
に曰けるは先兒女に飽しむべし兒女のパンを取て犬に投るは善らず　二八婦こたへて曰けるは主よ然されど犬
も案の下に在て兒女の遺屑を食ふ也　二九イエス婦に曰けるは此言に因て歸れ惡鬼は爾の女より出たり　三十婦そ
の家に歸しに惡鬼既に出て女の牀に臥たるを見る○　三一イエスツロとシドンの地を去てデカポリスの地を過
ガリラヤの海に至れり　三二人々聾の訥る者をイエスに携來りて手を按給はん事を求ければ　三三イエス衆人を離
れ之を外へ携ゆき指を其耳にさしいれ又唾して其舌に捫り　三四且天を仰て嘆じ其人に對てエッパタと曰これ
を譯ば啓よとの義なり　三五直に其耳ひらけ舌の絡ゆるみて正く言へり　三六イエス之を人に告る勿れと彼等を戒
むれど戒むるほど益言揚しぬ　三七人々甚だしく駭きて曰けるは此人の行し所ことごとく善あるひは聾
を聽えさせ或は唖者を言もしめたり

第八章

一當時あつまれる人々甚だ多りしが何の食物も有ざりければイエス其弟子を召て曰けるは　二我この多
の人々を憫む既に三日われと共に居るゆゑ今なにも食物なし　三もし飢しまゝ其家に歸さば途間にて憊ん其
中に遠處より來れる者あれば也　四その弟子かれに答けるは此野にて何處よりパンを得この人々を飽しめん
乎　五イエス彼等に問けるはパン幾何あるや七と答ふ　六イエス人々に命じて地に坐せしめ七のパンを取て謝
し之をわり人々の前に陳しめんが爲その弟子に與ければ即ち人々の前に陳り　七また小き魚を些須もてり

之をも祝して人々の前に陳と曰 八 人々これを食て飽その餘屑を七の籃に拾り 九 之を食る者およそ四千人
なり乃ちイエス之を歸しぬ○ 十 イエス直に其弟子と共に舟ふ乘てダルマヌタの方に往に 十一 パリサイの人
いでゝ彼を試んがため天よりの休徴を求めて詰はじむ 十二 イエス心の中に深く歎息して曰けるハ此世の人な
んぞ休徴を求るや誠に我なんぢらに告ん休徴ハ此世の人に必ず與られじ 十三 イエス彼等を離れて復舟に乘む
かふの岸に濟れり○ 十四 さて弟子パンを携ふることを忘さや一のパンのみ舟に有き 十五 イエス彼等を戒めて曰
けるハ戒心してパリサイの人の麪酵とヘロデの麪酵を愼めよ 十六 弟子たがひに論じて曰けるハ是パンを携へ
ざりし故ならん 十七 イエス之を知て彼等に曰けるハ何ぞ互ふパンを携へざりし事を論ずるや未だ悟ざるか爾
曹の心なほ頑か 十八 目ありて觀ざるか耳ありて聽へざる乎また覺ざる乎 十九 我五千人に五のパンを擘あたへし
時その餘屑を幾筐ひろひしや答けるハ十二なり 二十 又四千人に七のパンを擘あたへし時その餘屑を幾筐ひろ
ひしや答けるハ七なり 二一 イエス彼等に曰けるハ何ぞ悟ざる乎○ 二二 イエスベツサイダふ至ければ人々瞽者を
携來りて之に手を按たまハん事を求り 二三 イエス瞽者の手を執て村の外へ携出その目に唾して手を彼に按と
ひけるハ何か觀るや 二四 瞽者目を擧て曰けるハ我この人々の歩行を見に樹の如し 二五 遂にイエスまた兩手を彼
の目に按その目を擧させければ乃ち愈て庶物あきらかに視たり 二六 イエス彼を其家に歸らせ曰けるハ此村
に入なかれ且この村人にも告る勿れ○ 二七 イエスその弟子と共にカイザリヤピリピの諸村へゆく途間にて其
弟子に問て曰けるハ衆人ハ我を曰て誰とする乎 二八 答けるハ或人ハバプテスマのヨハネ或人ハエリヤ或人ハ
預言者の一人なりと曰り 二九 イエス彼等に曰けるハ爾曹ハ我を曰て誰とする乎ペテロ答けるハ爾ハキリスト
なり 三十 イエス彼等を戒めて我事を誰にも告る勿れと命じたり○ 三一 また人の子の必ず多の苦難をうけ長老祭
司の長學者どもに棄られ且殺されて三日の後に甦ることを彼等に示し始たまへり 三二 明に之を示し給しかバ

ペテロイエスを援て諫んとせしに 三三 イエス回顧りの弟子を見てペテロを戒め曰けるはサタンよ我後に退け
爾は神の情を思ず反て人の情を思ふ○ 三四 衆人と其弟子を共に召て彼等に曰けるは若し我に從はんと欲ふ者
は己を棄その十字架を負て我に從へ 三五 そは生命を全うせんとする者は之を喪ひ我ため且福音の爲に生命を
喪ふ者は之を得べければ也 三六 もし人全世界を得とも其生命を喪はゞ何の益あらん乎 三七 また人何をもて其生
命に易んや 三八 姦惡なる此世に於て我と我道を恥る者をば人の子も亦聖使と共に父の榮光をもて來る時之
を恥べし

第九章 イエスまた彼等に曰けるは我まことに爾曹に告ん此に立ものゝ中に神の國の權威をもて來るを見ま
では死ざる者あり○ 二 さて六日の後イエスペテロヤコブヨハネを伴ひ人を避て高山に登り給ひしが彼等の
前にて其容貌かはり 三 其衣かゞやき白こと甚だしくして雪のごとく世上の布漂も斯しろくは爲能はざるべ
し 四 エリヤとモーセと共に彼等に現れてイエスと語をれり 五 ペテロ答てイエスに曰けるはラビ我儕こゝに
居は善われらに三の廬を建せ給へ一は主のため一はモーセのため一はエリヤの爲にせん 六 此は其謂ところ
を知ざりしなり彼等いたく懼しに因 七 斯て雲彼等を蔽ひ聲雲より出て曰けるは此は我が愛子なり之に聽べ
し 八 頓て弟子環視ければイエスと己の外は一人をも見ざりき○ 九 山を下る時にイエス彼等に命じて人の子
の死より甦る迄は爾曹の見し事を人に告る勿れと曰り 十 弟子等この言を守かつ互に論じ曰けるは死より甦
るを云は何の事か 十一 彼等イエスに問て曰けるはエリヤは前に來るべしと學者の曰るは何ぞや 十二 イエス答て
曰けるは實にエリヤは前に來りて萬事を復振また人の子に就ては其各樣の苦難を受かつ輕慢らるゝ事を書
しるされたり 十三 然ど我なんぢらに告んエリヤ既に來しに彼に就て錄されたりし如く人が意の任に之を待へ
り○ 十四 イエス弟子等の所にきたり多の人々の彼等を環り圍ると學者たちの彼等と論じをりしを見たり 十五 衆

人々たゞちに彼を見て駭き趨よりて禮をなせり 十六 イエス學者に問けるは弟子と何事を論ずる乎 十七 衆人のうち
一人こたへけるは師よ我ものいはぬ惡鬼に憑れたる我子を爾に携來れり 十八 惡鬼の憑時は彼傾跌され沫をふ
き齒を切て疲勞はつる也これを逐出さんことを我なんぢの弟子に請しかど彼等能ざりき 十九 イエス彼等に答
て曰けるは噫信なき世なる哉いつまで我なんぢらと共に在んや何時まで我なんぢらを忍んや彼を我に携來
れ 二十 彼等その子を携來りしに惡鬼イエスを見て忽ち彼を拘攣しむ彼地に仆れ輾轉て沫を出ぬ 二一 イエスその
父に問けるは幾何時より如此なりしや父いひけるは少時より也 二二 惡鬼しばしば之を火の中あるひは水の
中に投入て殺んとせり爾もし爲ことを得ば我儕を憫みて助よ 二三 イエス彼に曰けるは爾もし信ずる事を得ば
信ずる者に於て爲あたはざる事なし 二四 其子の父たゞちに聲をあげ涙を流して曰けるは主よ我信ず我が信な
きを助たまへ 二五 イエス衆人の趨集るを見て惡鬼を叱いひけるは唖にして聾なる惡鬼よ我なんぢに命ず出
て再び之に入なかれ 二六 惡鬼さけびて大に彼を拘攣しめて出しかば彼死たる者の如なりぬ人々これを已に死
りと云 二七 イエスその手を執て扶ければ彼たてり○ 二八 イエス家に入しに其弟子ひそかに問けるは我儕これを
逐出すこと能ざりしは何故ぞ 二九 イエス彼等に曰けるは此族も祈禱と斷食に非れば逐出すこと能ざる也○ 三十
彼等こゝを去てガリラヤを過この事をイエス人の知を欲ざりき 三一 蓋その弟子に教て人の子は人の手に付さ
れ彼等に殺され殺されてのち第三日に甦るべしと曰たまふが故なり 三二 其とき弟子等この言を曉らず亦問ま
とを恐たり○ 三三 さてイエスカペナウンに至り室に居て弟子に問けるは爾曹途間にて何を互に論ぜし乎 三四 弟子
默然たり是途間にて互に論じ誰か大ならんとの爭ありければ也 三五 イエス坐して其十二を召かれらに曰ける
は若し首たらんと欲ふ者は凡の人の後となり且すべての人の使役とならん 三六 また孩提を取て彼等の中に
立て之を抱き彼等に曰けるは 三七 凡そ我名の爲に斯のごとき孩提の一人を接る者は即ち我を接るなり又われ

を接る者は即ち我を接るに非ず我を遣しゝ者を接るなり○ 三八 ヨハ子彼に答て曰けるは師よ我儕に從ざる
者の爾の名に托て惡鬼を逐出せるを見しが我儕に從はざる故これを禁たり 三九 イエス曰けるは其人を禁る勿
れ蓋我名により異ある能を行ひて輕易しく我を誹得る者はあらじ 四十 我儕に敵たざる者は我儕に屬者なり
四一 爾曹をキリストに屬者として我名の爲に一杯の水にても爾曹に飲する者は我まことに爾曹に告ん其人は
賞を失ざる也 四二 また凡そ我を信ずる小子の一人を躓する者はその首に磨を懸られて海に投入られん方
その人の爲になほ善るべし 四三 若し爾の一手なんぢを躓かさば之を斬され兩手ありて地獄すなはち滅さる火
に往んよりは殘缺にて永生ふ入は爾の爲に善こと也 四四 彼處に入ものゝ蟲つきず火きへず 四五 若なんぢの一足
なんぢを躓かさば之を斷され兩足ありて地獄すなはち滅ざる火に投入られんよりは跛にて永生ふ入は爾の
爲に善なり 四六 彼處に入ものゝ蟲つきず火きえず 四七 もし爾の一眼なんぢを躓かさば之を抉いだせ兩眼ありて
地獄の火に投入られんよりは一眼にて神の國に入は爾の爲に善なり 四八 彼處に入ものゝ蟲つきず火きえず 四九
蓋すべての人は鹽をつくる如く火を以せられ凡の祭物は鹽をもて鹽つけらる 五十 鹽は善ものなり然ど鹽もし
其味を失はゞ何をもて之に味を加んや爾曹心の中に鹽を有て又たがひに睦み和ぐべし

第十章 イエス此を去ヨルダンの外を經てユダヤの境の内に來しに多の人々また彼に集りければ恒の如く彼
等に教誨を爲たまへり 二 パリサイの人來て彼を試み問けるは人その妻を出すは可か 三 答て曰けるはモーセ
は爾曹に何と命ぜし乎 四 彼等曰けるはモーセは離縁狀を書與へて之を出ことを許せり 五 イエス答て彼等に
曰けるはモーセ爾曹の心つれなきに因て此命を爲たる也 六 然ど開闢のはじめ神人を男女に造り給へり 七 是
故に人はその父母を離その妻に合て 八 二人のもの一體と成べし然ば二には非ず一體なり 九 是故ふ神の耦せ
給へる者は人これを離すべからず○ 十 室に在て弟子等また此事を問ければ 十一 イエス彼等に曰けるは凡そ其

妻を出して他の婦を娶る者は其妻に對して姦淫を行ふなり 十二 また婦もし其夫を出して他に嫁がば此婦も姦
淫を行ふなり〇 十三 イエスに撫れんがため人々孩提を携來ければ弟子等その携來れる者を責めたり 十四 イエス
之を見て怒を含かれらに曰けるは孩提を我に來せよ彼等を禁る勿れ神の國に居ものは斯の如き者なり 十五 誠
に我なんぢらに告ん凡そ孩提の如くに神の國を承ざる者は之に入ことを得ざる也 十六 即ち彼等を抱て手をそ
の上に按てこれを祝せり〇 十七 イエス途に出けるに一人はしり來りて跪き問けるは善師よ我かぎりなき生命を
嗣ために何を行べき乎 十八 イエス彼に曰けるは何ぞ我を善と稱や一人の外に善者はなし即ち神なり 十九 誡は
爾が識ところなり姦淫する勿れ殺なかれ盜なかれ妄の證を立る勿れ拐騙なかれ爾の父と母を敬へ 二十 答て曰
けるは師よ是みな我が幼きより守れるもの也 二一 イエス彼を見て愛み曰けるは爾なほ一を缺ゆきて其所有を
うり貧者に施せ然ば天において財あらん而して來り十字架を操て我に從へ 二二 彼この言に因て哀み憂て去ぬ
彼は大なる產業を有る者なればなり 二三 イエス環視てその弟子に曰けるは財を有る者の神の國に入は如何に
難かな 二四 弟子この言を駭けりイエス復こたへて彼等に曰けるは小子よ財を恃む者の神の國に入は如何に難
かな 二五 富者の神の國に入よりは駱駝の針の孔を穿るは却て易し 二六 弟子たち甚く駭き互に曰けるは然ば誰か
救を受べき乎 二七 イエス彼等を見て曰けるは是人には能ざる所なれど神に於ては然らず神は能ざる所なければ
也 二八 是に於てペテロ彼に曰けるは我儕一切を舍て爾に從へり 二九 イエス答て曰けるは誠に爾曹に告ん我と福
音の爲に家宅あるひは兄弟あるひは姉妹あるひは父あるひは母あるひは妻あるひは兒女あるひは田疇を舍
る者は 三十 この世にて百倍を受ざる者なし即ち家宅兄弟姉妹母兒女田疇を迫害と共に受また後の世には窮な
き生を受ん 三一 然ど多の先なる者は後になり後なる者は先になるべし〇 三二 さて彼等エルサレムに上る途間イ
エス弟子に先ち行ければ彼等おどろき且おそれて從へりイエス十二を伴ひて將に己に及んとする事を彼等

に告給ひけるハ 三三 我儕エルサレムに上り人の子ハ祭司の長と學者等に付されん彼等これを死罪に定め異邦人
に付さん 三四 又これを嘲弄し鞭ち唾し且これを殺ん斯て第三日に甦るべし○ 三五 ゼベダイの子ヤコブとヨハネイ
エスに來りて曰けるハ師よ我儕が求る事を願くハ我儕に成たまへ 三六 彼等に曰けるハ爾曹に我が何を成ん事
を欲ふや 三七 彼等いひけるハ爾榮を得んとき我儕の一人を其右に一人を其左に坐せしめよ 三八 イエス彼等に曰
けるハ爾曹ハ求ふ所を知ず爾曹わが飲ところの杯を飲わが受る所のバプテスマを受得るや 三九 彼等いひける
ハ能すべしイエス彼等に曰けるハ爾曹ハ實に我が飲ところの杯を飲また我が受る所のバプテスマを受べし
四十 然ど我が右左に坐する事ハ我が予ふべきに非たゞ備られたる者ハ予らるべし 四一 十人の弟子これを聞てヤ
コブとヨハネを憤れり 四二 イエス彼等を召て曰けるハ異邦人の君と見る者ハ其民を治また大なる者どもハ彼
等の上に權を執これ爾曹が知ところ也 四三 然ど爾曹の中にてハ然す可らず爾曹のうち大ならんと欲ふ者ハ爾
曹に役るゝ者とならん 四四 また爾曹のうち首たらんと欲ふ者ハ凡の人の僕とならん 四五 蓋人の子の來るも人を
役ふ爲に非ず反て人に役はれ且おほくの人に代その命を予て贖とならん爲なり○ 四六 斯て彼等エリコに至り
イエスその弟子と大なる群集の人々と共にエリコを出る時テマイの子なるバルテマイといふ瞽者路の旁に
坐して乞ゐけるが 四七 ナザレのイエスなりと聞て呼り曰けるハダビデの裔イエスよ我を恤み給へ 四八 多の人々
これを緘黙と戒めけれども愈よばゝりてダビデの裔よ我を恤み給へと曰ければ 四九 イエス立止りて彼を召と
命じければ人々瞽者を召て彼に曰けるハ心を安んぜよ起イエス爾を召 五十 瞽者その表衣を棄たちてイエスに
來れり 五一 イエス答て彼に曰けるハ爾われに何を爲れんと欲ふや瞽者いひけるハ主よ見なん事を欲ふ 五二 イエ
ス彼に曰けるハ往なんぢの信仰なんぢを救へり直に彼みゆることを得イエスに從ひて路を行り

第十一章 かれら橄欖山のベツパゲとベタニヤに至りエルサレムに近ける時イエス二人の弟子を遣さんとし

て　二 彼等に曰けるハ爾曹對面の村に往かしこに入バ頓て人の未だ乘ざる所の繋げる驢馬の子を見べし其を解て牽來れ　三 もし誰か爾曹に何ゆゑ然する乎といふ者あらバ主の用なりと曰さらバ直に其を此に遣るべし　四 彼等ゆきて門の外の岐路に繋げる驢馬の子を見て之を解ければ　五 其處に立る人々のうち或人かれらに曰けるハ此驢馬の子を解て如何する乎　六 弟子イエスの命ぜし如く曰しかバ遂に許たり　七 弟子驢馬の子をイエスに牽きたりて己が衣を其上に置ければイエスこれに乘り　八 人々おほくハ其衣を路上に布あるひハ樹の枝き伐て路上に布　九 かつ前にゆき後に從ふ人々呼り曰けるハホザナよ主の名に託て來る者ハ福なり　十 主の名に託て來る我儕の父なるダビデの國ハ福なり至上處にホザナよ○　十一 イエスエルサレムに至り聖殿に入て盡くみまもし時すでに暮に及ければ十二と偕にベタニヤに出往り○　十二 明日かれらベタニヤより出し時イエス饑たり　十三 遥に葉ある無花果の樹を見てその樹に何か有んとて來しに葉の他なにも見ざりき是無花果樹の時に非れば也　十四 イエスこの樹に對て今よりのち永久も爾の果を食ふ人あらざれといふ弟子これを聞り○　十五 彼等エルサレムに至りイエス殿に入てその中にをる賣買する者を殿より逐出し兌銀者の案鴿を鬻者の椅子を倒し　十六 かつ器具を以て殿を過ることを許さず　十七 また彼等に諭て曰けるハ我室ハ萬國の人の祈禱の室と稱らるべしと錄されたるに非や然るに爾曹ハ之を賊盜の巣となせり　十八 學者と祭司の長これを聞て如何してかイエスを喪さんと謀しが彼を懼たり蓋人々みな其教に駭きたれバ也○　十九 日くれてイエス城邑を出行り　二十 翌朝かれら無花果の樹を過る時その根より盡く枯たるを見る　二十一 ペテロ憶出てイエスに曰けるハラビ見よ詛し所の無花果樹ハ枯たり　二十二 イエス答て彼等に曰けるハ神を信ぜよ　二十三 誠に我なんぢらに告ん誰にても其心に疑ふ事なく其いふ所の言ハ必ず成べしと信じ此山に移て海に入といはゞ其言の如く成べし　二十四 是故に我なんぢらに告ん凡そ祈禱の時その求ふ所のものハ必ず得べしと信ぜバ必ず得べし　二十五 又なんぢら立て祈禱する時

なし人を恨ること有ば之を免せ蓋天に在す爾曹の父も爾曹の過を免されん爲なり 二六 もし爾曹免さずば天に在す爾曹の父も亦なんぢらの過を免し給はじ○ 二七 彼等またエルサレムに至りイエス殿を行るとき祭司の長學者および長老等きたりて 二八 彼に曰けるは何の權威を以て此事を行や誰が此事を行べき爲に爾に此權威を與しや 二九 イエス答て彼等に曰けるは我も一言なんぢらに問ん我に答よ然ば我なんぢらに何の權威を以て之を行といふ事を告べし 三十 ヨハ子のバプテスマは天よりか人よりか我に答よ 三一 彼等たがひに論じ曰けるは若し天よりと云ば然ば何故かれを信ぜざるかと曰ん 三二 もし人よりと云ば彼等民を懼たる也そは民みなヨハ子を預言者と爲しに因 三三 遂に答て知ずと曰イエス答て曰けるは我も何の權威を以て之を行か爾曹に語らじ

第十二章

一 イエス譬をもて彼等に語れり或人葡萄園を樹り籬を環し酒榨をほり塔をたて農夫に租與て他の國へ往しが 二 期いたりければ葡萄園の果を收取ん爲に僕を農夫の所に遣しけるに 三 農夫等これを執へ打擲き徒く返しめたり 四 また他の僕を彼等に遣しゝに農夫等これを石にてうち首に傷つけ辱しめて返しむ 五 又ほかの者を遣しゝに之をも殺せり又ほかに多く遣しゝに或は撲あるひは殺しぬ 六 爰に一人の愛子ありけるが此わが子は敬ふならんと曰て遂に其子を遣しゝに 七 農夫等たがひに曰けるは此は嗣子なり率これを殺さん然ば産業は我儕の者とならん 八 乃ち執へて之を殺し葡萄園の外に棄たり 九 然ば葡萄園の主人なにを爲べきか彼きたりて農夫等を打滅し葡萄園を他の人に託ふべし 十 工匠の棄たる石は屋の隅の首石と成り 十一 これ主の成たまへる事にして我儕の目に奇とする所なりと錄されしを未だ讀ざる乎 十二 彼等この譬は己等を指て語れりと知イエスを執んとせしかども衆人を懼てイエスを去ゆけり○ 十三 彼等イエスを其言に由て陷いれんとしてパリサイの人とヘロデの黨の中より數人を遣せり 十四 遣されし者等イエスの所に來り曰けるは師よ爾

ハ真なる者なり又誰にも偏らざる事を我儕ハ知るハ貌に依て人を取ず誠を以て神の道を教ればなり貢をカ
イザルに納るハ宜や否われら納べきか納ざる可か 十五 イエスその實ならざるを知て彼等に曰けるハ何ぞ我を
試るやデナリを携來りて我に觀よ 十六 かれら携來りければイエス彼等に曰けるハ此像と號ハ誰か答てカイザ
ルなりと曰 十七 イエス曰けるハカイザルの物ハカイザルに歸し又神の物ハ神に歸すべし彼等これを奇とせり
○ 十八 復生なしと曰なせるサドカイの人きたりてイエスに問けるハ 十九 師よ我儕にモーセが書遺るにハ人の兄
弟もし子なくして妻を留し死バその兄弟この妻を娶て兄弟の裔を立べしと 二十 玆に七人の兄弟ありしが長子
妻をめとり子なくして死 二一 第二の者これを娶また子なくして死 二二 第三もまた然す七人みな之を娶たれど子
なく終にハ此婦も死り 二三 復生の時かれら甦らバ此婦ハ誰の妻と爲べきか蓋七人おなじく之を娶たれバ也 二四
イエス答て彼等に曰けるハ爾曹ハ聖書をも神の能をも知ざるに因て謬れるならず乎 二五 それ死より甦る時ハ
娶ず嫁がず天にある使者等の如し 二六 死し者の甦る事ふ就てハモーセの書蕀中の篇に神かれに語て我ハアブ
ラハムの神イサクの神ヤコブの神なりと曰たまひしを爾曹讀ざる乎 二七 神ハ死し者の神に非ず生る者の神な
り爾曹大に謬れり○ 二八 學者の一人かれらの議論を聞てイエスの善これに應しを知きたり彼に問けるハ諸
誡のうち何れ首なる乎 二九 イエス彼に答けるハ諸の誡の首ハイスラエルよ聽け主なる我儕の神ハ即ち一の主
なり 三十 なんぢ心を盡し精神を盡し意を盡し力を盡し主なる爾の神を愛すべし是誡の首なり 三一 第二も亦こ
れに同じ己の如く爾の隣を愛すべし斯より大なる誡なし 三二 學者イエスに曰けるハ善かな師よ爾神ハ即ち一
にして他に神なしと曰しハ誠なり 三三 また心を盡し智慧を盡し精神を盡し力を盡して之を愛し又おのれの如
く隣を愛するハ諸の燔祭と禮物よりも愈るなり 三四 イエス彼が道理を知る答を見て之に曰けるハ爾神の國よ
り遠からず此のち敢てイエスに問者なかりき○ 三五 イエス殿に在て教誨を爲る時かれらに答て曰けるハ何ぞ

學者はキリストをダビデの裔といふ乎　三六 夫ダビデ聖靈に感じて自いふ主わが主に曰けるは我なんぢのてき
を爾の足凳となすまで我右に坐せよと　三七 如此ダビデ自ら彼を主と稱たり然ば如何で其裔ならんや多の人々
喜びてイエスに聞ことを爲り○　三八 イエス教をなせる時かれらに曰けるは長き衣服を衣てあるき市上にて人
の問安　三九 會堂の高座筵席の上座を好　四十 また寡婦の家を呑いつはりて長き祈をする學者を謹防よ彼等の罪せ
らるゝこと尤も重し○　四一 イエス賽錢の箱に對て坐し人々の錢を箱に入るを見たまひしに多の富者は多く投
入たり　四二 一人の貧き寡婦きたりてレプタ二を投入る此は四厘ほどに直れり　四三 イエスその弟子を召て彼等に
曰けるは誠に我なんぢらに告ん箱に投入し凡の人々よりも此貧き寡婦は多く投入たり　四四 そは彼等は皆その
餘れる所を以て入この婦はその不足ところより其すべての所有すなはち全業を盡く入たればなり

第十三章

イエス聖殿より出ければ一人の弟子かれに曰けるは師よ觀たまへ此石この殿宇いかに盛んならずや
二 イエス答て曰けるは爾曹この大なる殿宇を見か一の石も石の上に圯れずしては遺じ　三 イエス橄欖山にて
殿に對ひ坐し給しにペテロヤコブヨハネアンデレ竊に問けるは　四 何の時この事あるや又すべて此事の成ん
時は如何なる兆あるや我儕に告たまへ　五 イエス答て彼等に曰けるは人に欺かれざるやう愼めよ　六 蓋おほく
の人わが名を冒來り我はキリストなりと曰て多の人を欺くべし　七 爾曹戰と戰の風聲を聞とき懼るゝ勿れ是
等の事はみな有べきなり然ども末期は未だ至らず　八 民は起て民をせめ國は國を攻また隨在に地震あり饑饉
變亂あり是等は苦難の始なり　九 爾曹みづから愼めよ蓋なんぢら集議所に付され又會堂にて撻たれ且證を爲
んため我事に因て侯および王の前に曳立らるべし　十 而して福音はまづ萬民に宣傳ざるを得ず　十一 人なんぢら
を曳解さば以前より何を言んと慮また思煩ふ勿れ惟なんぢら其とき賜ふ所の言を曰べし蓋ものいふ者は爾
曹に非ず聖靈なり　十二 兄弟は兄弟を死に付し父は子を付し亦子はその父母に逆ひて之を死しめ　十三 又なんぢら

は我名に縁て凡の人に憎るべし然ど終まで忍ぶ者は救るゝことを得ん　十四預言者ダニエルが言し所の殘暴に
くむべきものゝ立べからざる所に立を見ば(讀者よく思べし)其時ユダヤに在る者は山に避れよ　十五屋上に在る
者は室に下る勿れ又物を取んとて其家に入なかれ　十六田に在る者は其衣服を取んとて歸る勿れ　十七其日には孕
る者と乳を哺する婦は禍なる哉　十八なんぢら冬にぐることを免れん爲に祈れ　十九其日に患難あらん此の如き患
難は神の物を創造たまひし開闢より今に至るまで有ざりき亦後にも有じ　二十もし主その日を減少し給ずば
一人だに救るゝ者なし然ど主の選たまへる所の選れし者の爲に其日を減少し給ふべし　二一其時もしキリスト
此にあり彼に在と爾曹にいふ者あるとも信ずる勿れ　二二そは僞キリスト僞預言者おこりて休徵と奇能を行
ひ選れたる者をも欺くことを得ば欺くべければ也　二三なんぢら愼よ我預じめ爾曹に盡く之を告　二四その時この患
難のゝち日は暗く月は光を少ひ　二五天の星はおち天の勢ひ震ふべし　二六其とき人々は人の子の大なる權威と榮
光を以て雲の中に現れ來るを見ん　二七また其とき人の子その使者等を遣して地の極より天の極まで四方より
其選れし者を集むべし　二八夫なんぢら無花果樹に由て譬を學その枝すでに柔かにして葉めぐめば夏の近を知
二九此の如く爾曹も凡て是等の事を見ば時ちかく門口に至ると知　三十われ誠に爾曹に告ん是等の事ことごとく
成までは此民は逝ざるべし　三一天地は廢ん然ど我言は廢じ　三二其日その時を知者は惟わが父のみなり天にある
使者も子も誰も知者なし○　三三此日いづれの時きたる乎を知ざれば爾曹つゝしみて目を醒し祈禱せよ　三四それ
人の子は遠行せんとして其權を僕等に委ね各に爲べき事を任け又閽者に怠らず守れと命じて家をさる人の
如し　三五是故に爾曹も怠らずして守れ蓋家の主人あるひは夕あるひは夜半あるひは鷄鳴時あるひは早晨に
歸るかを知ざれば也　三六恐くば不意の時きたりて爾曹が眠るを見ん　三七われ怠らずして守れと爾曹に告るは即
ち凡の人に告るなり

第十四章 さて逾越即ち除酵節の二日前に祭司の長と學者たち詭計を以てイエスを執へ殺さんとし 二
曰けるハ祭の日にハ爲べからず恐くハ民の中に亂おこらん○ 三 イエスベタニヤの癩病シモンの家にて食し
居たまへる時ある婦蠟石の盒に價貴きナルドの香膏を盛て携來り其盒を裂りイエスの頭に膏を沃たり 四 或
人々互に怒を含いひけるハ此膏を糜すハ何故ぞや 五 之を賣バ三百有奇のデナリを得て貧者に施すことを得
んと此婦を言咎む 六 イエス曰けるハ彼に係る勿れ何ぞ此婦を擾すや我に善事を行へる也 七 貧者ハ常に爾曹
と偕に在バ爾曹意に隨せて彼等を濟ることを得べし我ハ常に爾曹と偕に在ず 八 此の婦ハ力を盡して作り蓋
あらかじめ我を葬る爲わが身に膏を沃しなり 九 我まことに爾曹に告ん天の下いづくにても此福音を宣傳ら
るゝ處にハ此婦の行し事も亦その記念の爲に言傳らるべし 十 さて十二の一人なるイスカリオテのユダイエ
スを付さんとて祭司の長に往しに 十一 彼等これを聞て悅び銀子を予んと約せしかバユダハイエスを付さんと
機を窺へり○ 十二 除酵節の首の日すなハち逾越の羔を殺すべき日弟子イエスに曰けるハ逾越の食を何
處へ往て我儕備ふべき乎 十三 イエス二人の弟子を遣さんとして之に曰けるハ京城に往らバ水を盛たる瓶を
挈る人に遇べし之に從へ 十四 その入ところの家の主人に師いふ我弟子と偕に逾越を食すべき客房ハ安に在
やと曰 十五 然れバ彼陳設たる大なる樓房を爾曹に示べし我儕の爲に其處に備よ 十六 弟子ゆきて京城に入しにイ
エスの曰たまへる如く遇しかバ逾越の備をなせり○ 十七 日暮てイエス十二の弟子と偕に來れり 十八 かれら席に
就て食する時イエス曰けるハ誠に我なんぢらに告ん我と偕に食する爾曹のうち一人われを賣すべし 十九 彼等
憂て各々イエスに言出けるハ我なる乎また他の一人も曰けるハ我なる乎 二十 イエス荅て曰けるハ十二の中の
一人われと共に手を盂に着る者是なり 二一 人の子ハ已に就て錄されたる如く逝ん然ど人の子を賣す者ハ禍な
る哉その人ハ生ざりしならバ幸なりし爲ん 二二 かれら食する時イエスパンを取て祝し之を擘かれらに予て曰

けるハ取て食へ此ハ我身なり 二三 また杯を取て謝し彼等に予ければ皆この杯より飲り 二四 イエス曰けるハ此ハ
新約の我血にして衆の人の爲に流す所のもの也 二五 我まことに爾曹に告ん今よりのち新しきものを神の國に
て飲ん日までハ葡萄にて製るものを飮じ○ 二六 かれら歌を詠て橄欖山に往り 二七 イエス彼等に曰けるハ今夜な
んぢら皆われに就て躓かん蓋われ牧者を擊ん其とき綿羊散べしと錄されたれバ也 二八 然ど我よみがへりて後
なんぢらに先ちガリラヤに往べし 二九 ペテロイエスに曰けるハ假令みな躓くとも我ハ然らず 三十 イエス彼に曰
けるハ我まことに爾に告ん今日この夜鷄二次鳴まへに爾三次われを知ずと曰ん 三一 彼また力言いひけるハ我
ハ爾と偕に死るとも爾を知ずと曰じ弟子みな如此いへり 三二 斯て彼等ゲツセマネといふ所に至りイエスその
弟子に曰けるハ祈る間こゝに坐せよ 三三 遂にペテロヤコブヨハネを伴ひゆき甚しく憂へ哀を催し 三四 彼等に
曰けるハ我心いたく憂て死るばかりなり爾曹こゝに待て目を醒し居 三五 イエス少し進行て地にふし祈り曰け
るハ若かなはゞ此時を去しめ給へ 三六 また曰けるハアバ父よ爾に於てハ凡の事能ざるなし此杯を我より取た
まへ然ど我が欲ふ所を成んとするに非ず爾が欲ふ所に任せ給へ 三七 イエス來りて彼等の寢たるを見ペテロに
曰けるハシモンなんぢ寢たるか一時も目を醒し居こと能ざる乎 三八 誘惑に入ぬやう目を醒かつ祈れ心神ハ
願なれど肉體よわき也 三九 また復ゆきて同言を曰て祈れり 四十 返りて復かれらの寢たるを見る此ハ彼等その目倦
たるなりイエスに何と對ふ可やを知ざりき 四一 三次きたりて彼等に曰けるハ今ハ寢て安め充分なり時いたれ
り人の子ハ罪人の手に賣さるゝ也 四二 起よ我儕ゆくべし我を賣す者近けり○ 四三 斯いへる時たゞちに十二の一
人なるユダ刃と棒とを携たる多の人々と共に祭司の長學者および長老の所より來る 四四 イエスを賣者かれら
に號をなして曰けるハ我が接吻する者ハ其なり之を執て愼で曳去よ 四五 すなハち來りてイエスに近よりラビ
ラビと曰て接吻せり 四六 人々手をイエスに措て執ふ 四七 傍に立る者の一人刃を拔て祭司の長の僕を擊その耳

を削り 四八 イエス答て彼等に曰けるハ刃と棒とをもち盜賊を執る如くして我を執に來る乎 四九 われ日々なんぢ
らと共に殿にて教しに爾曹われを執ざりき然ど此ハ聖書に應せんが爲なり 五十 弟子みなイエスを離て奔去ぬ
五一 一少者その身にたゞ麻の夜具を蔽てイエスに從ひだりしが逮捕の者等これを執ければ 五二 かれ麻の夜具を
すて裸にて逃去り〇 五三 衆人イエスを祭司の長に携往けるに祭司の長長老および學者等こと〴〵く彼の所に
集れり 五四 ペテロ遠く離れてイエスに從ひ祭司の長の庭の內まで入僕と共に坐して火に煖り居り 五五 祭司の
長および議員みなイエスを殺んとして證を求れども得ず 五六 多の人々イエスに妄の證を言出せども其證あハ
ず 五七 或人々たちて妄の證を言出しけるハ 五八 われ手を以て作たる此聖殿を毀ち三日の間に手を以て作ざる別
の殿を建んと言しを我儕ハ聞り 五九 如此いひしが其證また符ず 六十 祭司の長中に立てイエスに問いひけるハ爾
答る言なき乎この人々の爾に立る證據ハ如何に 六一 イエス默然として何も答ざりければ祭司の長また彼に問て
曰けるハ爾ハ頌べき者の子キリストなる乎 六二 イエス曰けるハ然り人の子大權の右に坐し天の雲の中に現れ
來るを爾曹みるべし 六三 是に於て祭司の長その衣を裂て曰けるハ我儕なんぞ復ほかに證據を求んや 六四 その褻
瀆たる言ハ爾曹も聞る所なり爾曹如何に意ふや彼等擧てイエスを死に當るべき者と擬たり 六五 或者ハ彼に唾
し又その面を掩ひ拳にて擊いひけるハ預言せよ亦僕等も手の掌にて彼を批り 六六 ペテロ下庭に在しに祭司の
長のある婢きたりて 六七 其火に煖まり居を見つら〳〵彼を視て曰けるハ爾もナザレのイエスと偕に在し 六八 ペ
テロ肯ハずして曰けるハ我これを知ず亦なんぢが言ところの事を識得ざるなり斯て庭門に出ければ鷄鳴ぬ
六九 その婢かれを見て傍に立る者に又いひけるハ此人もかの黨の一人なり 七十 ペテロまた肯ハず少頃して傍に
立る者またペテロに曰けるハ爾誠に彼の黨の一人なり蓋爾ハガリラヤの人なり其方言これに合り 七一 是に於
てペテロ詛て我神の崇を愛るとも爾曹が言りの人を我ハ識ざる也と曰しが 七二 此とき鷄二次鳴ければペテロ

イエスの鷄二次なく前に三次我を識すと曰んと言たまひし事を憶起し且これを思反して哭泣めり

第十五章 平旦に及び直に祭司の長長老學者たち凡の議員と共に議てイエスを繋り曳携てピラトに解せり 二
ピラト彼に問けるは爾はユダヤ人の王なるやイエス答けるは爾が言る如し 三 祭司の長多端をもて彼を訟
ふ 四 ピラト復イエスに問て曰けるは何も答ざるか彼等が爾について證を立しこと幾何かりか乎 五 ピラトの
奇と爲までにイエス何をも答ざりき 六 偖この節筵には彼等が求に任せて一人の囚人を赦すの例なり 七 時に
バラバと云る者あり己と共に謀叛せし黨と同く繋れ居たりしが彼等はその謀叛のとき人を殺しゝ者等なり
八 人々聲を揚て呼り恒例の如せん事を求り 九 ピラト彼等に答て曰けるはユダヤ人の王を爾曹に我が釋さん
事を欲むや 十 是ピラト祭司の長等の嫉に因てイエスを解したりと知ばなり 十一 祭司の長民どもにバラバを釋
さん事を求と唆む 十二 ピラトまた答て彼等に曰けるは然ばユダヤ人の王と爾曹が稱る者には何を我が處ん事
をなんぢら欲むや 十三 彼等また叫びて之を十字架に釘よと曰 十四 ピラト彼等に曰けるは彼なんの悪事を行しや
彼等ます〳〵叫びて之を十字架に釘よと曰 十五 ピラト民の懽びを取んとしてバラバを彼等に釋しイエスを鞭
ちて之を十字架に釘ん爲に付せり 十六 兵卒等これを公廳に携ゆき全營を呼集め 十七 彼に紫の袍をきせ棘にて冕
を編て冠しめたり 十八 斯て曰けるはユダヤ人の王安かれ 十九 また葦を以て其首を撃かつ唾し跪きて拜しぬ 二十 嘲
弄し畢て紫の衣をぬぎ故の衣をきせて十字架に釘んとて曳往しが 二一 アレキサンデルとルフの父なるクレ子
のシモンと云るもの田間より來りて其處を經過りければ强て之にイエスの十字架を負せたり 二二 イエスをゴ
ルゴタ譯ば即ち髑髏と云る所に携來り 二三 沒藥を酒に和て飲せんと爲りしに之を受ざりき 二四 イエスを十字架
に釘しのち誰が何を取んと鬮を拈てその衣服を分てり 二五 朝の第九時にイエスを十字架に釘 二六 その罪標をユ
ダヤ人の王と書つく 二七 二人の盜賊かれと共に一人は其右一人は其左に十字架に釘らる 二八 これ聖書に彼は罪

人と共に算られたりと云しに應り 二九 往來の者イエスを詬り首を搖て曰けるは噫聖殿を毀て之を三日に建る
者よ 三〇 自己を救て十字架を下よ 三一 祭司の長學者等も同く嘲弄して互に曰けるは人を救て自己を救ひ能ず 三二
イスラエルの王キリストは今十字架より下るべし然ば我儕見て之を信ぜん又ともに十字架に釘られたる者
等も彼を詬れり 三三 第十二時より三時に至るまで徧く地のうへ暗なりぬ 三四 第三時にイエス大聲に呼りエリエ
リラマサバクタニと曰これを譯ば吾神わが神なんぞ我を遺たまふ乎と云るあり 三五 傍らに立たる者のうち或
人これを聞て彼はエリヤを呼なりと曰 三六 一人はしり往て海絨をとり酷を漬せ之を葦に束て彼に飮しめ曰け
るは俟エリヤ來りて彼を救ふや否こゝろむべし○ 三七 イエス大なる聲を發て氣絕 三八 殿の幔上より下まで裂て
二と爲り 三九 イエスに對て立たる百夫の長かく呼り氣絕しを見て曰けるは誠に此人は神の子なり○ 四十 また遙
に望ゐたる婦ありし其中に在し者はマグダラのマリアおよび年少ヤコブとヨセの母なるマリア又サロメな
り 四一 彼等はイエスのガリラヤに居たまひし時これに從ひ事し者等なり亦この他にも彼と共にエルサレムに
上りし多の婦ゐたりき○ 四二 是日は備節日にて安息日の前の日ありし故 四三 日暮るとき尊き議員なるアリマタ
ヤのヨセフと云る者きたれり此人は神の國を慕る者なり彼はゞからずピラトに往てイエスの屍を求たり 四四
ピラトイエスの已に死るを奇み百人の長を呼て彼は死てより時を經たるや否やを問 四五 百夫の長より聞て之
をしり屍をヨセフに予ふ 四六 ヨセフ枲布を買求め而してイエスを取下し之を彼の枲布にて褁み磐に鑿たる墓
におき石を墓の門に轉し置り 四七 マグダラのマリア及ヨセの母なるマリア其屍を葬し處を見たり

第十六章

安息日過てマグダラのマリアとヤコブの母なるマリア及サロメ香料を買とゝのへイエスに抹んと
て來れり 二 七日の首の日いと早く日の出る時かれら墓に來り 三 互に曰けるは誰か我儕の爲に石を墓の門よ
り轉し取もの有んか是りの石ははなはだ巨大なればなり 四 斯て彼等目を擧れば石の已に轉あるを見る 五 墓に入

しに白衣をきたる少者の右の方に坐せるを見て駭き異めり 六 少者かれらに曰けるハ駭き異む勿れ爾曹ハ十
字架に釘られしナザレのイエスを尋ぬ彼ハ甦りて此に居ず彼を葬し處を視よ 七 且ゆきて其弟子とペテロに
告よ彼ハ爾曹に先ちてガリラヤに往り爾曹かしこにて彼を見べし即ち其なんぢらに言しが如し 八 彼等いで
て墓より奔れり且戰慄つゝ駭き亦一言をも人に語ざりき是懼しが故なり○ 九 イエス七日の首の日よあけて
甦りて先マグダラのマリアに現る曩にイエス彼より七の惡鬼を逐出せり 十 イエスと共に在し者の哭哀め
る時に此婦きたりて是等の事を告 十一 彼等イエスの活て此の婦に見れ給ひしことを聞しが信ぜざりき 十二 此後
かれらの中二人の者郷村へ往けるが路を行ときイエス變たる貌にて彼等に現る 十三 この二人の者ゆきて他の
弟子等に告けれども亦これをも信ぜざりき○ 十四 又その後十一の弟子の食しをる時に現れて彼等が信なきと
其心の頑とを責め給へり是かれらイエスの甦り給るのち其を見し者の言ところを信ぜざりし故なり 十五 イエ
ス彼等に曰けるハ徧く世界を巡て凡の人に福音を宣傳よ 十六 信じてバプテスマを受る者ハ救れ信ぜざる者ハ
罪に定らるゝ也 十七 信ずる者にハ左の如き奇跡あるべし我名に託て惡鬼を逐出し異邦の方言をいひ 十八 ま
た蛇を操へ毒を飲とも害なく又手を病の者に按なば即ち愈ん○ 十九 斯て主ハ彼等に語しのち天に擧られ神の
右に坐しぬ 二十 弟子たち徧く福音を宣傳ふ主も亦かれらに力を協せ其從ふ所の奇跡をもて道の徵と爲たまへ
りアーメン

新約全書馬可傳福音書　終

新約全書路加傳福音書

第一章 我儕の中に篤く信ぜられたる事を始より親く見て道に役たる者の 二 我儕に傳し如く記載んと多の人
々これを手に執る故に貴きテヨピロよ 三 我も原より諸の事を詳細に考究たれば次第を爲て爾に書おくり 四
爾が教られし所の確實を曉せんと欲り○ 五 ユダヤの王ヘロデの時にアビアの班なる祭司ザカリアと云る者
あり其妻はアロンの裔にて名をエリサベツと云 六 共に神の前にて義人なり凡て主の誡命と禮儀を缺なく
行へり 七 エリサベツ姙なきが故に彼等に子なし又二人とも年も老ぬ 八 ザカリアその班の次に値て神の前に
祭司の職を行ふ時 九 祭司の例に從ひ籤を抽て主の殿にいり香を燒ことを得 十 香を燒ける時に衆の人々はみ
な外に居て祈れり 十一 主の使者香壇の右に立てザカリアに現れしかば 十二 ザカリア之を見て驚懼る 十三 天使かれ
に曰けるはザカリアよ懼るゝ勿れ爾の祈禱すでに聞たまへり爾の妻エリサベツ男子を生ん其名をヨハネと
名くべし 十四 爾に喜と樂あらん多の人も亦その生るゝに因て悅び有ん 十五 それ此子主の前に大ならん又葡萄
酒と濃酒とを飮じ母の胎より生出て聖靈に充さる 十六 又イスラエルの民の多の人を主なる其神に歸す可れば
也 十七 彼エリヤの心と才能を以て主の先に行ん是父の心に子を慈はせ逆れる者を義人の智に歸せ主の爲に
新なる民を備んとあり 十八 ザカリア天使に曰けるは我すでに年老妻もまた年邁たれば何に因てか此事あるを
知ん 十九 天使こたへて曰けるは我はガブリエルとて神の前に立者なり爾に語てこの喜の音を告ん爲に遣され
たれば 二十 其時いたりて必ず成べき我が言を信ぜざるに因なんぢ瘖となりて此事の成日まで言ふこと能はじ 二一
民ザカリアを俟ゐて其殿の内に久を異む 二二 ザカリア出て言ふこと能はざりしかば彼等その殿の内にて異象
を見たる事を曉たりザカリア衆人に首を以て示し竟に瘖となれり 二三 その職事の日滿ければ家に歸りぬ 二四 此
後その妻エリサベツ孕て隱をりしこと五ケ月にして 二五 曰けるは主わが耻を人の中に雪せん爲に眷顧たまふ

時ハ此の如く我に爲り○二六この六ケ月に當ガリラヤのナザレと名たる邑の二七ダビデの家のヨセフと云る人
の聘定せし所の處女に神よりガブリエルといふ天使を遣されたり其處女の名ハマリアと云り二八天使この處
女に來いひけるハ慶たし惠るゝ者よ主なんぢと偕に在す爾ハ女の中にて福なる者なり二九處女その言を訝て
の問安ハ如何なる事かと思へり三十天使いひけるハマリアよ懼るゝ勿れ爾ハ神より惠を得たり三一爾孕て男子
を生ん其名をイエスと名べし三二かれ大なる者と爲て至上者の子と稱られん又主たる神その先祖ダビデ王の
位を彼に予れバ三三ヤコブの家を窮なく支配すべく且その國終ること有ざるべし三四マリア天使に曰けるハ我
いまだ夫に適ざるに何にして此事ある可や三五天使こたへて曰けるハ聖靈なんぢに臨る至上者の大能なんぢ
を庇ん是故に爾が生ところの聖なる者ハ神の子と稱らるべし三六それ爾の親戚エリサベツ彼も年老て男子を
孕り素姙なき者と稱れたりしが今すでに孕て六ケ月になりぬ三七そは蓋神に於ハ能ざる事なければ也三八マリア曰
けるハ我ハ是主の使女なり爾の言る如く我に應かし天使つひに彼を去り○三九そのころマリア起て亟かに山地な
るユダの邑に往四十ザカリアの家に入てエリサベツに問安したりしに四一エリサベツマリアの問安を聞しかバ
其胎孕腹の內にて跳動たりエリサベツ聖靈に感され四二大聲に呼いひけるハ女の中にて爾ハ福なる者なり亦
孕る所の者も福なり四三わが主の母われに來われ何に由てか此事を得し四四夫なんぢの問安の聲わが耳に入し
とき胎孕よろこびて我腹の內に跳れり四五主の言を信ぜし者ハ福なり蓋主の語たまひし如く必ず成べければ
也四六マリア曰けるハ我心主を崇め四七我靈ハわが救主なる神を喜ぶ四八是その使女の卑微をも眷顧たまふが
故なり今よりのち萬世までも我を福なる者と稱べし四九それ權能を有たまへる者われに大なる事を成り其名
ハ聖五十その矜恤ハ世々これを畏るゝ者に及ばん五一その臂の力を發して心の驕る者を散し五二權柄ある者を位
より下し卑賤者を擧五三飢たる者を美食に飽せ富る者を徒く返らせ給ふ五四アブラハムと其子孫を窮なく憐む

ことを忘ずして 五五 其僕イスラエルを扶持給へり是われらの先祖に言たまひしが如なり 五六 マリアエリサベツ
と居しこと三ケ月ばかりにて己が家に歸たりき○ 五七 偖エリサベツ産期みちて男子を生り 五八 その隣里の者ま
た親戚のもの主がエリサベツに大なる慈悲を垂たまひし事を聞て偕に喜べり 五九 第八日に及ければ彼等子を
割禮せんとて來り其父の名に因ザカリアと名んとせしに 六十 其母こたへて然す可らずヨハ子と名べしと曰け
れば 六一 彼等エリサベツに對て曰けるは爾が親戚の中には此名を名し者なし 六二 かれら遂に其父に頭にて示い
かに名んと欲か問たるに 六三 ザカリア寫字板を請て其名はヨハ子と書るしゝかば皆奇めり 六四 ザカリアの口
たゞちに啓て舌とけ言ひて神を頌たり 六五 その隣里に住たる人々みな懼ぬ又すべて此事を徧くユダヤの山地
に傳播されしかば 六六 聞もの皆これを心に藏て此子は如何なる者にか成んと曰り偕主の手かれと共に在き 六七
父ザカリア聖靈に感され預言して曰けるは 六八 主なるイスラエルの神は讚美べき哉これ其民を眷顧て贖を爲
し 六九 我儕の爲に拯救の角を其僕ダビデの家に挺たまへば也 七十 古より聖なる預言者の口を以て言たまひし
が如し 七一 即ち我儕を敵また凡て我儕を惡む者の手より脫す救なり 七二 此は仁惠を我儕の先祖に施し又その聖
約を忘じと也 七三 是我儕の先祖アブラハムに立し所の誓にして 七四 我儕を敵の手より救ひ我儕の生涯を 七五 聖と
義に於て懼なく主に事しめんと也 七六 嬰兒よ爾は至上者の預言者と稱られん蓋なんぢ主に先ちて行その路を
備んと爲ばなり 七七 神の深き矜恤に頼その罪を赦されて救れん事を其民に示さんため也 七八 その矜恤に頼て旭
の光上より 七九 幽暗と死蔭に住る者を照し我儕の足を導きて平康なる路に至せんとて臨めり○ 八十 斯て嬰兒は
漸々成長し神精ますます強健にしてイスラエルに顯るゝの日まで野に居り

第二章 當時天下の戸籍を査る詔命カイザルアウグストより出たり 二 この戸籍調査はクレニオスリヤを管理
し時の初次に行はれたりし也 三 人みな戸籍に登んとて各々その故邑に歸たり 四 ヨセフもダビデの宗族また血

統なれバ戸籍に登んとて　五已に孕る其聘定の妻マリアと共にガリラヤの邑ナザレより出てユダヤに上りダ
ビデの邑ベツレヘムといふ所に至れり　六此に居て產期滿ければ　七冢子を生それを布に裹て槽に臥せたり此
ハ客舍に彼等の居處なかりしが故なり○　八近傍に羊を牧ものゝ有けるが野に居て夜間その群を守たりしに　九
主の天使きたりて主の榮光かれらを環照ければ牧者おほいに懼たり　十天使これに曰けるハ懼ること勿れ
われ萬民に關りたる大なる喜の音を爾曹に告べし　十一それ今日ダビデの邑に於て爾曹の爲に救主うまれ給
へり是主たるキリストなり　十二爾曹布にて裹し嬰兒の槽に臥たるを見ん是その徵なり　十三倏ち衆の天軍あらは
れ天使と共に神を讃美て曰けるハ　十四天上ところにハ榮光神にあれ地にハ平安人にハ恩澤あれ　十五天使等かれ
らを離て天に行ければ羊を牧ものゝ互に曰けるハ率ベツレヘムにゆき主の示し給へる其有し事を見んとて　十六
急ぎ至りマリアとヨセフまた槽に臥たる嬰兒に尋遇り　十七既に見て此子につき天使の語し事を傳播ければ　十八
聞者みな羊を牧者の語る事を奇みたり　十九マリアハ凡て是等の言を心に記て思想しぬ　二十羊を牧者その見聞
せる所みな己に語し所の如なるにより神を崇かつ讃美て返れり○　二一子に割禮を行ふべき八日の日いたりけ
れバ其いまだ胎に寓ざる先に天の使者の稱し如く名をイエスと稱たり○　二二モーセの律法に循ひて潔の日滿
けれバ嬰兒を携て主に獻んが爲エルサレムに上れり　二三是主の例に初に生るゝ男子ハ主の聖者と稱べしと錄
されたるが如し　二四また主の律法に斑鳩一雙あるひハ雛鴿二を獻ふべしと言るに循ひて祭を行ん爲なり○
二五偖エルサレムにシメオンと云る人あり斯人ハ義かつ敬ありてイスラエルの民の慰められん事を俟る者な
り聖靈その上に臨り　二六また主のキリストを見ざる間ハ死じと聖靈にて示さる　二七かれ聖靈に感じて神殿に入
り兩親その子イエスを律法の例に循ひて行もんと携來りしに　二八シメオン嬰兒を抱き神を讃美いひけるハ
二九主よ今その言に從ひて僕を安然に世をバ逝せ給ふ　三十我目すでに萬民の前に設たまひし救を見たり　三一これ

異邦人を照さん光なり 三二 また爾の民イスラエルの榮なり 三三 その父母ハ嬰兒に就て語る事を奇とせり 三四 又シ
メオン彼等を祝て其母マリアに曰けるハ此嬰兒ハイスラエルの多の人の殞て且興らん事と誹駁を受ん其
號に立らる 三五 これ衆の心の念の露れんが爲なり又劍なんぢが心をも刺透べし○ 三六 アセルの支派パヌエルの
女にアンナと云る預言者あり彼ハ甚老邁なり其處女なりしとき夫に適て七年ともに居たり 三七 この老女ハ齡
およそ八十四歳の嫠なりしが殿を離ず夜も晝も斷食と祈禱を爲て神に事ふ 三八 此時この老女も側に立て主
を讃美し亦エルサレムにて贖を望る凡の人に此子の事を語れり○ 三九 主の律法に循ひて悉く覚ければガリラ
ヤの己が邑ナザレに歸たり 四十 其子やゝ成長して精神強健に知慧みち神の恩寵その上に臨り○ 四一 偖その兩親
毎年ふ逾越の節筵にエルサレムに往しが 四二 彼の十二歳の時また節筵の例に循ひエルサレムふ上れり 四三 節筵
の日卒て返往けるに其子イエスエルサレムに留りぬ然るにヨセフと母これを知ず 四四 同行人の中に在ならん
と意ひ一日程を行て親戚知音の者に尋しが 四五 遇ざりければ彼を尋てエルサレムに返り 四六 三日のゝち殿にて
遇かれ教師の中に坐し且聽かつ問ぬたり 四七 聞者みな其智慧と其應對とを奇とせり 四八 兩親これを見て駭き母
かれに曰けるハ子よ何ぞ我儕に如此行たるや爾の父と我と憂て爾を尋たり 四九 イエス答けるハ何故われを尋
るや我ハ我父の事を務べきを知ざる乎 五十 然ど兩親ハ其語る事を曉ず 五一 イエスこれと共に下りナザレに歸て
彼等に順ひ居りその母これらの凡ての事を心に藏ぬ 五二 イエス智慧も齡も彌增り神と人とに益々愛せられた
り

第三章 テベリオカイザル在位の十五年ポンテオピラトハユダヤの方伯となりヘロデハガリラヤの分封の君
と爲り其兄弟ピリポハイツリア及テラコニテの地の分封の君となりルサニアハアビレ子の分封の君と爲り
二 アンナスとカヤパ祭司の長と爲たりし時ザカリアの子ヨハ子野に居て神の命令を受 三 ヨルダンの湛なる

四方の地に來り罪の救を得させせんが爲に悔改のバプテスマを宣傳たり　四 預言者イザヤの言を載たる書に
野に呼る人の聲あり云く主の道を備その徑を直せよ　五 諸の谷ハ埋られ諸の山崗ハ夷られ屈曲たるは直く崎
嶇ハ易せられ　六 人々みな神の救を見ことを得んと有が如し　七 茲にバプテスマを受んとて來れる衆人にヨハ
子曰けるハ嗚呼蝮蛇の裔よ誰が爾曹に來らんとする怒を避べき事を告しや　八 然バ悔改に符る果を結べし
爾曹心に我儕が先祖にアブラハム有と意こと勿われ爾曹に告ん神ハ能この石をアブラハムの子と爲しむべ
し　九 今や斧を樹の根に置る故に凡て善果を結ざる樹ハ伐れて火に投入らるゝ也　十 衆人ヨハ子に問て曰ける
ハ然バ我儕何を爲べき乎　十一 答て曰けるハ二の衣服を有る者ハ有ぬ者に分與よ食物を有る者も亦然すべし　十二
稅吏もバプテスマを受んとて來り曰けるハ師よ我儕ハ何を爲べきか　十三 答て曰けるハ定例の稅銀の外に多く
取こと勿れ　十四 兵卒も亦問て曰けるハ我儕ハ何を爲べきや答て曰けるハ人を强暴し或ハ誣訴ることを爲なか
れ得ところの給料を以て足りと爲べし〇　十五 民懷望し時なれバ衆人みな心にヨハ子をキリストなるや否と忖
度たりしに　十六 ヨハ子之に答いひけるハ我ハ水を以てバプテスマを爾曹に施へり我より能力ある者きたらん
我ハ其履帶を解にも足ず彼ハ聖靈と火を以てバプテスマを爾曹に施へん　十七 手に箕を持て其禾塲を潔め麥
ハ斂て其藏にいれ穀ハ滅ざる火にて燒べし　十八 ヨハ子また多端を以て勸をなし福音を民に宣傳たり　十九 さて
分封の君なるヘロデその兄弟ピリポの妻ヘロデヤの事および行ふ所の凡の惡事をヨハ子に責られければ　二十
猶も惡事を加へヨハ子を獄ふ因たり　二一 民みなバプテスマを受けるにイエスも亦バプテスマを受て祈るとき
天ひらけ　二二 聖靈鴿の如き狀にて其上に降ぬ又天より聲あり云なんぢハ我愛子わが喜ぶ所の者なり〇　二三 時に
イエス年おほよそ三十にして福音を宣始む人々にヨセフの子と意れ給へりヨセフの父はヘリ　二四 其父ハマッ
タテ其父ハレビ其父ハメルキ其父ハヤンナ其父ハヨセフ　二五 其父ハマタテヤ其父ハアモス其父ハナオム其父

ハエスリ其父ハナユカイ 二六 其父ハマアツ其父ハマタテヤ其父ハセメイ其父ハヨセフ其父ハコダ 二七 其父ハヨ
ハンナ其父ハレサ其父ハゼルバベル其父ハシアテル其父ハ子リ 二八 其父ハメルキ其父ハアツデ其父ハコサム
其父ハエルモダム其父ハエル 二九 其父ハヨセ其父ハエリエセル其父ハヨオレム其父ハマツタテ其父ハレビ 三十
其父ハシメオン其父ハユダ其父ハヨセフ其父ハヨナン其父ハエリアキム 三一 其父ハメレア其父ハマイナン其
父ハマタツタ其父ハナタン其父ハダビデ 三二 其父ハエツサイ其父ハオベデ其父ハボアズ其父ハサルモン其父
ハナアソン 三三 其父ハアミナダブ其父ハアラム其父ハエスロン其父ハパレス其父ハユダ 三四 其父ハヤコブ其父
ハイサク其父ハアブラハム其父ハテラ其父ハナコル 三五 其父ハサルク其父ハラガヲ其父ハパレク其父ハヘベ
ル其父ハサラ 三六 其父ハカイナン其父ハアバザデ其父ハセム其父ハノア其父ハラメク 三七 其父ハマトサラ其父
ハエノク其父ハヤレド其父ハマレレエル其父ハカイナン其父ハエノス其父ハセツ其父ハアダムアダムハ即
ち神の子なり

第四章

偖イエス聖靈に感されてヨルダンより歸り靈に導かれ野に適て 二 四十日惡魔に試らる此諸日なにを
も食ず四十日畢てのち餓たり 三 惡魔かれに曰けるハ爾もし神の子ならば此石に命じてパンと爲せよ 四 イエ
ス荅けるハ人ハパンのみにて生る者に非ず唯神の凡の言に由ると錄されたり 五 惡魔また彼を高山に携ゆき一
瞬間に天下の萬國を示して 六 曰けるハ此すべての權威と榮華を爾に予ん我これを委任たれバ我が欲む者に
之を予ふべし 七 故に若わが前に拜跪ば悉く爾の屬とならん 八 イエス荅けるハサタンよ我後に退け獨主たる
爾の神に拜跪これにのみ事へしと錄されたり 九 惡魔またイエスをエルサレムに携ゆき聖殿の頂に立て曰け
るハ爾もし神の子ならバ此より己が身を投よ 十 そハ神その使者等に命じて爾を護せん 十一 爾が足の石に觸ざ
るやう彼等手にて扶べしと錄さる 十二 イエス荅けるハ主たる爾の神を試む可らずと云おけり 十三 惡魔この誘試

みな畢て暫く彼を離たり 十四 イエス聖靈の能を以てガリラヤに歸しに其聲名あまねく四方の地に廣がりぬ 十五
斯て彼等が會堂にて敎を爲すべての人々に榮を得たり○ 十六 其長育し所なるナザレに來り常例の如く安息
日に會堂に入て聖書を讀んとて立ければ 十七 預言者イザヤの書を予しにイエス其書を展て斯錄れたる所を見
出せり 十八 主の靈われに在す故に貧き者に福音を宣傳ん事を我に膏を沃て任じ心の傷る者を醫し又囚人に釋
ん事と瞽者に見させん事を示し又壓制らるゝ者を縱ち 十九 主の禧年を宣濟んが爲に我を遣せり 二十 イエス
書を捲りて役者に予へて坐しければ會堂に在者みな目を注て視なせり 二一 イエス彼等に曰けるは此錄れた
る事は今日なんぢらの前に應り 二二 みな衆かれを稱讃其口より出る所の恩惠の言を奇み曰けるは此はヨセフの
子に非や 二三 イエス彼等に曰けるは爾曹かならず我に諺を引て醫者みづからを醫せ我儕が聞し所のカペナウ
ンにて行し事を自己の家鄕なる此土にも行べしと云ん 二四 また曰けるは我まことに爾曹に告ん預言者其家
鄕にては敬重るゝ者に非ず 二五 われ誠を以て爾曹に告んエリヤの時三年と六ケ月天とぢて偏地おほいなる饑
饉なりし其時イスラエルの中に多の嫠ありしかど 二六 エリヤは其一人へだに遣されず只シドンなるサレパタ
の一人の嫠に遣されたり 二七 また預言者エリシヤの時にイスラエルの中に多の癩病者ありしかど其一人だ
に潔られず惟スリヤのナーマンのみ潔られたり 二八 會堂に在し者これを聞て大に憤ほり 二九 起てイエスを邑の
外に出し投下さんとて其邑の建たる山の崖にまで曳往り 三十 然にイエス彼等の中を徑行て去ぬ 三一 ガリラヤの
カペナウンと云る邑に至りて安息日ごとに衆人を敎しに 三二 其言權威有ければ衆人其敎に駭けり○ 三三 會
堂に汚たる鬼の靈に憑れたる人あり大聲に喊叫いひけるは 三四 嗚ナザレのイエスよ我儕なんぢと何の與あら
んや爾きたりて我儕を喪すか我なんぢは誰なる乎を知すなはち神の聖なる者なり 三五 イエス之を責て曰ける
は聲を出こと勿れ其人を出よ惡鬼つひに其人を衆の中に仆し傷ずして出 三六 衆人みな駭き互に語いひけるは

權威と能力を有て汚たる鬼に命せしかバ出去り是いかなる道ぞや 三七 是に於てイエスの聲名あまねく此四方
の地に揚りぬ○ 三八 イエス會堂を出てシモンの家に入しにシモンの妻母おもき熱病を患ひ居たりき 三九 衆人こ
れが爲にイエスに求ければ其傍に立て熱を斥しに熱退けり婦たゞちに起て彼等に事たり 四十 日の入とき各樣
の病を患たる者をもてる人々みな其をイエスに携來ければ一々その上に手を按て醫せり 四一 惡鬼も亦多の人
々を出さり喊叫て爾ハ神の子キリストなりと云り然に之を斥て言ふことを容ざりき惡鬼そのキリストなる
を識バなり 四二 明旦イエス出て人なき處に往ければ衆人尋來て其離去ことを止む 四三 イエス曰けるハ我ま
た他の郷村にも神の國の福音を宣傳ざるを得ず蓋われ之が爲に遣さるれバ也 四四 斯てガリラヤの諸會堂にて
道を宣傳たり

第五章 衆人神の道を聽んとて擠排ける時イエスゲ子サレの湖の濱に立て 二 磯に二艘の舟あるを見る漁の者
ハ舟を離て網を洗をれり 三 其一艘ハシモンの舟なりしがイエス之にのり請て岸より少許はなれ坐して舟
中より衆人を敎ふ 四 敎竟てシモンに曰けるハ澳へいで網を下して漁れ 五 シモン答けるハ師よわれら終夜
はたらきしかど所得なかりき然ど爾の言に從ひて網を下さん 六 既に下して魚を圍ること甚だ多く網さけか
ゝりければ 七 いま一艘なる舟の侶を招きて來り助しめしに彼等が來し時その魚二艘の舟に盈て沈んばかり
なりし 八 シモンペテロ之を見てイエスの足下に俯て主よ我を離たまへ我ハ罪人なりと曰り 九 是シモンおよ
び偕に在し者みな漁し所の魚の夥しきに駭ける也 十 シモンの侶なるゼベダイの子ヤコブとヨハ子も亦然り
イエスシモンに曰けるハ懼るゝ勿れなんぢ今より人を獲べし 十一 彼等舟を岸に寄おき一切を捨てイエスに
從へり○ 十二 イエスある邑に居しとき身こと〴〵く癩病を患る者ありイエスを見て俯伏ねがひ曰けるハ主も
し聖旨に肯ときハ我を潔なし得べし 十三 イエス手を伸かれに按て我心に肯り潔なれと曰ければ直に癩病いへ

たり十四イエス彼を戒めて曰けるハ人に告ること勿れたゞ往て己を祭司に示かつ潔られし爲にモーセが命せ
し如く獻物をなし證據を彼等に爲よ十五然どもイエスの聲名ます〱揚りて許多の人々或ハ教を聽んとし或
ハ病を醫れんとて集り來れり十六イエス常に人なき處に退きて祈り給ひき○十七一日イエス教を爲せる時パリ
サイの人と教法師ガリラヤの諸郷ユダヤエルサレムより來て此に坐しぬ彼等の病を醫すべき主の能顯され
たり十八或人癱瘓を患たる者を牀に載て舁來り之を家に入イエスの前に置んと欲ども十九群集にて舁入べき方
なかりければ屋上に升り瓦を取除て其人を牀のまゝ衆人の中へ縋下しイエスの前に置り二十イエスその信あ
るを見て患者に人よ爾の罪赦さると曰ければ二十一學者とパリサイの人々心に思出けるハ此褻瀆ことを言者
ハ誰ぞ神より外に誰か罪を赦すことを得ん二十二イエスその意を知て答いひけるハ何を爾曹心の中に論ずるや
二十三爾の罪赦さるといふと起て行と言と孰か易き二十四われ人の子地にて罪をゆるすの權威あることを爾曹に知
せんとて遂に癱瘓の人に我なんぢに告おきて牀をとり家に歸れと曰ければ二十五その人衆の前にて直に起て臥
居たる牀をとり神を崇て己が家に歸ぬ二十六衆人みな駭きて神を崇かつ大に畏懼て曰けるハ我儕今日奇異なる
事を見たり○二十七此後イエス出てレビと云る税吏の税關に坐し居けるを見て我に從へと曰ければ二十八レビ一切
を捨おき起て從へり二十九レビ己の家にてイエスの爲に豐盛なる筵を設しに税吏また他の人々も共に筵に坐ゐ
たる者多かりければ三十其所の學者とパリサイの人イエスの弟子に怨言いひけるハ爾曹税吏また罪ある人々
と共に飲食するハ何故ぞ三十一イエス答て曰けるハ康强なる者ハ醫者の助を需ず惟病ある者これを需む三十二わが
來るハ義人を召く爲に非ず罪ある人を召て悔改させんが爲なり三十三彼等イエスに曰けるハヨハネの弟子
ハ屢斷食また祈禱をなすパリサイの弟子もまた然り然るに爾の弟子飲こと食ことを爲すハ何故ぞ三十四イエス
曰けるハ新郎の朋友の新郎と一處に居間ハ之に斷食なさしむる事を得んや三十五將來新郎を別るゝ日いたら

ん其日には斷食すべきなり 三十六 譬を以て曰けるは新衣を裁取て舊衣を補ふ者あらじ若然せば新衣をも
壞ひ且新より取たる布は舊ものと合ず 三十七 また新酒を舊革袋に盛る者あらじ若さもせば新酒は其袋
をはりさき漏出かつ革袋も壞るべし 三十八 新酒は新革袋に盛べき者かく斯てこそ兩ながら存なれ 三十九 舊酒を
飮て立刻に新酒を欲者は有じ是舊は尤も好と云ばなり

第六章 逾越節の二日ののち首の安息日イエス麥の畑を徑行しに其弟子麥の穗を摘これを手にて揉くらひし
が 二 或パリサイの人かれらに曰けるは爾曹安息日に行まじき事を行は何故ぞ 三 イエス荅て曰けるはダビ
デおよび從に在し者の饑しとき行たる事を未だ讀ざる乎 四 即ち神の殿に入たり祭司の外は食まじき供物のパン
を取て食かつ從に在し者にも予たり 五 又曰けるは人の子は安息日にも主たる也○ 六 また一の安息日にイエ
ス會堂に入て教ふ此に右の手枯たる人ありければ 七 學者とパリサイの人イエスこれを安息日に醫ならんか
窺ひぬ蓋かれを訴んと欲ぞなり 八 イエスその意を知て手なへたる人に起て中に立よと曰ければ其人おきて
立り 九 イエス曰けるは我なんぢらに問ん安息日に善を行と惡を行と又生を救ると殺と孰をか行べき 十 遂に
衆人を環視て其人に手を伸よと曰ければ彼その如せしに手すなはち愈て他の手の如くなれり 十一 彼等大に怒
て如何にイエスを處んと互に議あへり○ 十二 當時イエス祈禱の爲に山に往て終夜神に祈れり 十三 夜明てイエス
弟子を呼その中より十二人を選て之を使徒と稱く 十四 即ちペテロと名たまひしシモンその兄弟アンデレ及ヤ
コブとヨハ子ピリポとバルトロマイ 十五 マタイとトマスアルパイの子なるヤコブとゼロテと云るシモン 十六 ヤ
コブの兄弟のユダとイスカリオテのユダなり此ユダはイエスを賣たる者なり 十七 イエス是等と共に下て平
かなる地に立しに許多の弟子と夥しき人々ユダヤの四方またエルサレム及ツロシドンの海邊より來集り
て或は其教を聽んとし或は病を醫されん事を冀へり 十八 また惡鬼に難されたる者あり咸く醫されたり 十九 衆

みなイエスに捫らんとせり是能力の其身より出て彼等を咸く醫せバ也〇 二十 イエス目を擧弟子を見て曰ける
ハ爾曹貧者ハ福なり神の國ハ即ち爾曹の所有なれバ也 二一 爾曹いま餓たる者ハ福なり飽ことを得べけれバ
なり爾曹いま哭者ハ福なり笑ことを得べけれバ也 二二 人の子の爲に人なんぢらを憎また絕け詈り爾曹の名を
惡しとして棄なバ爾曹福なり 二三 其日にハ欣び躍れ爾曹天に於て賞賜大なれバ也その先祖が預言者に行たり
しも是の如し 二四 爾曹富者ハ禍なる哉すでに安樂を受しなり 二五 爾曹飽者ハ禍なるかな餓んとすれバなり爾曹
いま笑者ハ禍なるかな哀み哭んと爲バなり 二六 凡の人なんぢらを譽なバ爾曹禍なる哉その先祖が僞の預言者
に行たりしも是の如し 二七 我に聽ところの爾曹に告ん其仇を愛し爾曹を憎者を善し 二八 詛者を祝し虐遇者の爲
に祈禱せよ 二九 人なんぢの頰の右方を撃バ亦左方の頰を向よ爾の外服を奪バ裏衣をも禁ざれ 三十 凡て爾に求バ
之に與へ爾の物を奪バ其をまた索る勿れ 三一 己人に施れんとする事ハ亦人にも其如く施よ 三二 己を愛する者を
愛するハ何の賞賜あらんや惡人にても己を愛する者ハ愛する也 三三 己に善を行者に善を行ハ何の賞賜あらん
や惡人もまた是の如く行なり 三四 爾曹償るゝ事を得んとおもふ人に借ハ何の賞賜あらんや惡人も其ごとく償
を得んとて亦惡人に借なり 三五 爾曹仇を愛し又善をなし何をも望ずして借與よ然バ其賞賜ハ大なり且至上者
の子と爲ん夫上者ハ恩を忘るゝ者および不善者にまで慈愛を施せバ也 三六 是故に爾曹の父の憐憫の如く亦憐
憫を爲べし 三七 人を議こと勿れ然バ爾曹も議れず人を罪すること勿れ然バ爾曹も罪せられず人を恕せ然バ爾
曹も恕さるべし 三八 人に與よ然バ爾曹も予らるべし彼等量を嘉して搖いれ撼いれ溢るゝ迄にして爾曹の懷に
納ん爾曹量る所の其量にて亦人に量るべし〇 三九 また譬を彼等に曰けるハ瞽ハ瞽の相者をなし得るや相共に
溝壑に陷らざらん乎 四十 弟子ハその師に踰ず凡そ全備なる者ハ其師の如なるべし 四一 なんぢ兄弟の目にある物
屑を見て己の目にある梁木を知ざるハ何ぞや 四二 如何で己の目にある梁木を見ずして兄弟に對ひ兄弟よ爾の

目にある物屑を我に取せよと云ことを得んや僞善者よ先おのれの目より梁木をとれ然ば兄弟の目にある物
屑を取ことを明かに見べし 四三 それ惡果を結ハ善樹に非ず又善果を結ハ惡樹に非ず 四四 凡の樹ハその果に因て識
る荊棘より無花果を採ず亦蒺藜より葡萄を採じ 四五 善人ハ心の善庫より善を出し惡人ハその惡庫より惡を出
す蓋心に充るより口に言ふ也 四六 爾曹わが言ことを行はずして何ぞ我を主よ主よと稱るや 四七 凡て我に就り
我言を聞て行者を譬て爾曹に示さん 四八 其人ハ家を建るに土を深く堀て基礎を磐上に置るが如し洪水のと
き横流その家を衝とも動すこと能ず是基礎を磐上に置ばなり 四九 聽て行ハざる者ハ基礎なく家を土の上に建
たる人の如し横流これを衝ときハ其家たゞちに傾れ其頽壞また甚だし

第七章

一 イエス此すべての言を民に教畢てカペナウンに入しに 二 ある百夫の長その愛する僕やみて死ばか
りなりけれバ 三 イエスの事を聞ユダヤの長老等を遣して來り僕を助け給んことを求り 四 彼等イエスに就り
切に勸いひけるハ此事を求る人ハ善人なり 五 我民を愛し我儕の爲に會堂を建たり 六 イエス彼等と共に往て
旣や其家に近けるとき百夫の長朋友を遣して曰せけるハ主よ自己を勞動すと勿れ我が家裏に入奉るハ憚多
し 七 故に我なんぢの前に出も亦憚あり啻一言を發たまはゞ我僕ハ愈ん 八 蓋われ人の權威の下に屬る者なる
に我下に亦兵卒ありて此に往と命バ往これに來と命バ來る我僕に之を行と命バ即ち行が故なり 九 イエス聞
て之を奇み從へる人々を顧て曰けるハ我なんぢらに告んイスラエルの中にても未だ斯る篤信に遇ざりき 十
遣されたる者家に歸て病たりし僕を見バ已に全快をなせり〇 十一 翌日イエスナインと云る邑に往けるに許多
の弟子および許多の人々も共に往り 十二 邑の門に近づきしとき舁出さるゝ死人あり其母ハ嫠にて此ハ獨の子
なり邑の人々多これに伴ふ 十三 主嫠を見て憫み哭なかれと曰て 十四 近より其櫬に手を按ければ舁る者ども止れ
りイエス曰けるハ少者よ我なんぢに命おきよ 十五 死たる者起て且言ひ始むイエス之を其母に予せり 十六 衆人み

な懼て神を崇いひけるハ大なる預言者われらの中に興る神ハの民を眷顧たまへり　十七　イエスの此聲名ユダヤ
の全國また遍く四方に揚りぬ○　十八　ヨハ子の弟子すべて是等の事を彼に告ければ　十九　ヨハ子二人の弟子を召て
言遣しけるハ來るべき者ハ爾なるか亦われら他に俟べき乎　二十　かの二人イエスに來り曰けるハバプテスマの
ヨハ子我儕を爾に遣して言しむ來るべき者ハ爾なるか亦われら他に俟べきか　二一　此時イエス多の疾あるひハ
病および惡鬼に憑たる者を醫し且おほくの瞽に見ることを賜たり　二二　イエス彼等に答曰けるハ爾曹が見とこ
ろ聞ところをヨハ子に往て告よ夫瞽者ハ見跛者ハ行み癩者ハ潔り聾者ハきゝ死し者ハ復活され貧者ハ福
音を聞せらる　二三　おほよそ我爲に蹟かざる者ハ福なり　二四　ヨハ子の使者さりし後イエスヨハ子の事を衆人に曰ける
ハ何を見んとて野に出しや風に動さるゝ葦なる乎　二五　然バ爾曹なにを見んとて出しや美服を衣たる人あ
るか夫綺を衣て奢る者ハ王の宮に在　二六　然バ何を見んとて出しや預言者なるか然われ爾曹に告ん是預言
者よりも卓越たる者なり　二七　これ爾に先ちて道を備る我使者を爾の前に遣んと錄されたるハ即ち此なり　二八　我
なんぢらに告ん婦の生る者のうち未だバプテスマのヨハ子より大なる預言者ハ無されど神の國の至微者も
彼よりハ大なる也　二九　ヨハ子に聞る庶民また稅吏ハ其バプテスマを受て神を義とせり　三十　パリサイの人また
教法師ハ其バプテスマを受ず自ら暴ひて神の旨に背たり　三一　然バ此代の人々を何に比へ又何に譬んや　三二　童子
市に坐し互に呼て我儕笛ふけども爾曹踊ず悲歌をすれども爾曹哭ずと云に似たり　三三　蓋バプテスマのヨハ子
來りてパンをも食ず酒をも飮ざれバ惡鬼に憑たる者なりと爾曹いへり　三四　人の子きたりて食ふ事をし飮こと
を爲バまた食を嗜み酒を好の人稅吏罪ある人の友なりと爾曹いへり　三五　然ど智慧ハ智慧の子に義と爲らる○
三六　或パリサイの人イエスを請て共に食せん事を願ければイエスパリサイの人の家に入て食に就り　三七　其邑の中
に惡行を爲る婦ありけるがイエスがパリサイの人の家に坐せるを知て蠟石の盒に香膏を携來り　三八　イエス

の後にたち足下に哭き涙にて其足を濡し首の髪をもて之を拭かつ其足に口を接また香膏を之に抹り 三九 イ
エスを請たるパリサイの人これを見て心の中に謂けるは此人もし預言者ならば捫し者は誰なる乎また如何
なる婦なる乎を知ん此婦は惡行を爲る者なり 四十 イエス之に答て曰けるはシモン我なんぢに言事あり答ける
は師よ言たまへ 四一 イエス曰けるは或債主に二人の負債人ありて一人は金五百一人は五十を負しに 四二 償方
なかりければ債主この二人を免たり然ば二人の者うの債主を愛すること孰か多き我に聞せよ 四三 シモン答け
るは我おもふに免るゝ事の多き者ならん イエス曰けるは爾が意ところ違ざる也 四四 遂に婦を顧みてシモンに
曰けるは此婦を見か我なんぢの家に入に爾は我足に水を給ず此婦は涙にて我足を濡し首の髪をもて拭り 四五
爾は我に口を接ず此婦は我こゝに入し時より我足に口を接て已ず 四六 爾は我首に膏を抹ず此婦は我足に香膏
を抹り 四七 是故に我なんぢに言ん此婦の多の罪は赦れたり之に因て其愛も亦多なり赦るゝこと少き者は其愛
も亦少し 四八 是に於て其婦に曰けるは爾の罪赦さる 四九 同に坐せる者ども心の中に謂けるは此人は是何人なれ
ば罪をも赦す乎 五十 イエス婦に曰けるは爾の信なんぢを救り安然にして往

第八章 此後イエス郷邑を周遊て神の國の福音を宣傳ふ十二の弟子も偕に從ひぬ 二 また前に惡鬼を患たりし
者病を痊れたる婦等も從ひたり即ち七の惡鬼を逐出れたるマグダラと稱マリア 三 又ヘロデの家令クーザの
妻ヨハンナ又スザンナ此ほか多の婦ありて皆うの所有を以てイエスに供事たりき○ 四 衆の人々諸邑より出
てイエスの所に集りければ譬をもて曰り 五 種まく者種を播んとて出ぬ播るとき路旁に遺し種あり踐踏ら
れ且天空の鳥これを食へり 六 また石上に遺し種あり萌出て槁たり是潤なきが故なり 七 また棘の中に遺し種
あり棘も同に生長て之を蔽り 八 また沃壤に遺る種あり生出て實を結ぶること百倍せり是を言畢て呼りける
は耳ありて聽ゆる者は聽べし 九 其弟子とふて曰けるは是いかなる譬ぞ 十 答けるは神の國の奥義を爾曹には

知ことを賜ど他の者にハ譬を以てす此ハ觀ても見ず聽ても悟ざる爲なり 十一 夫この譬の釋ハ種ハ神の道なり 十二
路の旁に遺しハ聽し後惡魔の爲に其心より道を奪るゝ者なり彼ハ人の信じて救れんことを恐る 十三 石上に遺
しハ聽とき喜びて道を受れども根なければ信ずること暫のみ患難に遇時ハ道に背く者なり 十四 棘の中に遺し
ハ聽て往この世の諸慮と貨財と宴樂とに蔽れて實ざる者なり 十五 沃壤に遺しハ正かつ善心にて道を聽てれ
を守り忍て實を結ぶ者なり○ 十六 燈を燃し器にて之を覆ひ或ハ床下におく者なし入來る者の其光を見ん爲
に臺の上に置べし 十七 隱て現れざる者なく藏て知れず露出ざる者なし 十八 是故に爾曹聽ことを愼め有る者ハな
ほ予られ無有者ハ有りと意ふ所の物をも奪るべし○ 十九 此時イエスの母と兄弟きたりけれど羣集に因て近く
こと能ざりしかバ 二十 或人これをイエスに告て曰けるハ爾が母と兄弟なんぢに遇んとて外に立り 二一 イエス答
て曰けるハ神の道を聽て之を行ふ者ハ乃ち我母わが兄弟なり○ 二二 一日イエス弟子と共に舟に登て彼等に湖
の前岸へ渡べしと曰ければ即ち漕出せり 二三 舟の走る時イエス寢たり颶風湖に吹下し舟に水滿んとして危か
りしかバ 二四 弟子來りてイエスを醒し曰けるハ師よ師よ我儕亡なんとすイエス起て風と浪とを斥めければ止て
平穩になりぬ 二五 イエス曰けるハ爾曹の信いづこに在や彼等懼き且奇みて互に曰けるハ此ハ何人なるぞや風
と水とに命ぜしかバ亦順へり 二六 斯てガリラヤに對るガダラ人の地に着て 二七 岸に登し時ある一人邑より出て
イエスに遇しの者は久く惡鬼に憑れ衣をきず家に住ず惟塚にのみ居たりき 二八 イエスを見て喊叫り前に俯
伏し大聲に呼りけるハ至上神の子イエスよ我なんぢと何の與あらんや爾に求われを苦むること勿れ 二九 この
惡鬼に人より出よとイエスが命じたるに因てなり彼の憑れたる事すでに久し鏈また桎梏にて繫守ども其
を打碎き惡鬼の爲に野ふ逐ぬ 三十 イエス之ふ問て曰けるハ爾が名ハ何と稱や答けるハレギヨン是おほくの惡
鬼の入たるが故なり 三一 惡鬼イエスに求けるハ命じて底なき所に往しむる勿れ 三二 此に多の豕の羣山に草を食

ゐたりしが彼等その豕に入んことを許せと求けれバ之を許せり 三三 惡鬼その人より出て豕に入ぬかバ其群はげしく馳下り山坡より湖に落て溺る 三四 牧者ども其有し事を見て逃ゆき之を邑また諸村に告たり 三五 衆人その有し事を見んとて出てイエスの所に來れバ惡鬼の離れし人衣を着たしかなる心にてイエスの足下に坐せるを見て懼あへり 三六 惡鬼に憑れたりし人の救れし狀を見たる者この事を彼等に告けれバ 三七 ガダラ四方の多の衆庶イエスに此を去んことを求り是大に懼しが故なりイエス舟に登て返ぬ 三八 惡鬼の離たる人イエスと共に居んことを求けるにイエス之を去しめて 三九 家にかへり神の爾に行し大なる事を人に告よと曰けれバ遂に去てイエスの己に行たまひし大なる事を徧邑に傳たり○ 四十 イエス返たるとき衆人みな佇望て之を喜び接ふ 四一 ヤイロと云る人あり此ハ會堂の宰なり年およそ十二歲なる一人の女ありて瀕死なりけれバ來イエスの足下に伏て我家に來り給んことを求りイエスの往とき衆人これに擁あへり 四三 婦あり十二年血漏を患ひ醫者の爲に其業を盡く耗しけれど誰にも痊れ得ざりしが 四四 イエスの後に來て其衣の裾に捫けれバ直に血の漏こと止ぬ 四五 イエス曰けるハ我に捫る者ハ誰ぞや衆人ハみな特に捫れる者なしと曰りペテロおよび偕ふ在者ども曰けるハ師よ衆人なんぢに擁擠せまるに我に捫る者ハ誰ぞと曰たまふ乎 四六 イエス曰けるハ我に捫る者あり能力の我身より出るを覺れバ也 四七 その婦みづから隱せぬを知おのゝき來て前に伏さはりし故と其たゞちに愈たることを衆人の前に告 四八 イエス曰けるハ女よ心安かれ爾の信なんぢを救へり安然にして往 四九 かく言る時に會堂の宰の家より人きたりて宰に曰けるハ爾が女はや死たり師を勞はす勿れ 五十 イエス之をきゝ答て宰に曰けるハ懼るゝ勿たゞ信ぜよ女ハ痊べし 五一 イエス家に入にペテロヤコブヨハ子および女の父母の外たれにも偕に入ことを許さゞりき 五二 衆人みな女の爲に哭 哀しかバイエス曰けるハ哭なかれ死たるに非ず寢たる耳 五三 彼等その死たるを知バ之を笑へり 五四 イエス人々を皆いだして女の手をとり女起よと呼曰ければ 五五 其

魂かへりて忽ち起たりイエス命じて食を予しかバ　五十六父母ハ駭異ぬイエスこの行しことを人に告るを戒め給
へり

第九章　イエス十二の弟子を召集め凡の惡鬼を出し病を醫す能力と權威を賜たり　二また神の國を宣傳へ病者
を醫せん爲に　三彼等を遣さんとして曰けるハ路の資に何をも携ざれ杖また旅嚢糧金二の衣をも帶こと
勿れ　四いづれの家ふ入とも其處に居りて亦其處より去　五凡て爾曹を不接者あらバ其邑を出る時かれらふ證のため足よ
り塵を拂へ　六弟子いでゝ徧く諸郷にゆき福音を宣傳かつ病を醫せり○　七分封の君ヘロデイエスの行し諸の
事を聞て惑り或人ハ之をヨハ子の甦れるなりと言　八ある人ハエリヤの現れたる也といひ又ある人ハ古の預
言者の一人甦れる也と言バなり　九ヘロデ曰けるハ我ヨハ子の首を斬り斯る事の聞ゆる者ハ誰なるかヘロデ
之を見んと欲ふ○　十使徒たち歸來りて其行しことをイエスに告イエス彼等を攜ひて潛にベツサイダと云る
邑の邊なる野に退きしに　十一衆人しりて隨ければ之を接て神の國の事を語かつ醫を求る者を醫せり○　十二日昃
くとき十二の弟子きたりてイエスに曰けるハ此ハ野なれバ衆人を去せ四圍の郷村へゆきて宿をとり食を覓
る事を爲たまへ　十三イエス曰けるハ爾曹これに食を予へよ答けるハ我儕ハ五のパンと二の魚ある耳この許
多の人の爲に往て買に非ざれバ別に食物ハなし　十四此に居し男おほよそ五千人なりきイエス弟子に曰けるハ
衆人を五十人づゝ列へ坐せしめよ　十五弟子その如く行て彼等をみな坐せしめたり　十六イエス五のパンと二の魚
をとり天を仰ぎ祝して之をわり弟子に予て衆の前に陳しむ　十七みな食飽て餘の屑を十二の筐に拾たり○　十八イ
エス衆の在ざりしとき祈禱したりしが弟子も偕に居りイエス之に問て曰けるハ衆人ハ我を言て誰と爲か
十九答て曰けるハバプテスマのヨハ子或ハエリヤ或ハ古の預言者の一人の甦れる也と　二十イエス曰けるハ爾曹
ハ我を言て誰と爲かペテロ答けるハ神のキリストなり　二十一イエス彼等を戒めて此事を何人にも告る勿れと命

じたり　二二又曰けるは人の子かならず多の苦を受て長老祭司の長學者どもに棄られ且殺され第三日め蘇るべ
し　二三又イエス衆人に曰けるは若われに從はんと欲ふ者は己に克て日々その十字架を負て我に從へ　二四その生
命を全保せんと欲者は之を喪ひ我ために生命を喪ふ者は之を保全すべし　二五人もし全世界を利するとも自己
を喪ひ自ら亡なば何の益あらん乎　二六われと我道を恥る者をば人の子も亦おのが榮光と父と聖使の榮光をも
て來る時これを恥べし　二七われ誠に爾曹に告ん此に立者の中に神の國を見までは死ざる者あり○　二八この言を言
けるのち八日ばかり過てイエスペテロヨハ子ヤコブを携ひ祈禱せんとて山に登れり　二九祈れる時に其顏の貌
つねと異り其衣服しろく輝きぬ　三十二人の人ありて之と言へり即ちモーセとエリヤなり榮光の中に現れて　三一
イエスのエルサレムにて既や世を逝んとする事を語る　三二ペテロおよび偕に在し者等いたく寢さりしが已に
醒てイエスの榮光また偕に立る二人を見たり　三三この二人のイエスと別るゝ時ペテロイエスに曰けるは師よ
此に居は善われらに三の廬を建せ給へ一は爾のため一はモーセのため一はエリヤの爲にせん此は其言ところ
ろを知ざりし也　三四かく言るとき雲きたりて彼等を蓋へり其雲に入しとき弟子たち懼ぬ　三五聲雲より出て曰け
るは此は我愛子なり之に聽べし　三六聲寂たれば惟イエス一人を見たり弟子たち口を緘て見さりし事を當時は
誰にも告ざりき○　三七翌日山より下りければ許多の人々イエスを迎ふ　三八其中の或一人よばゝりて曰けるは師
よ願くは我子を眷顧たまへ此は我獨子なるに　三九惡鬼の爲に憑れては忽然さけび泡をふき拘攣られて傷み離
るゝこと實に難し　四十我これを逐出す事を爾の弟子に求しかど能ざりき　四一イエス答て曰けるは噫信なき悖逆
世なる哉われ爾曹の中に爾曹を忍て幾何時あらんや爾が子を此に携來れ　四二來ば惡鬼かれを傾跌て拘攣ぬイ
エス汚たる鬼を斥て其子を醫し父に予へたり　四三衆人みな神の大なる能を駭きイエスの行し事を異める時に
イエス弟子に曰けるは　四四此言を爾曹耳に藏めよ夫人の子は人の手に付されん　四五彼等この言を悟ざりし悟ざ

るやう隱されたる也彼等もまた懼て此事を問ざりき○
四六 弟子等のうち互に誰か大ならんとの爭論ありけれ
バ 四七 イエス其心の念を知て孩子をとり側にたてゝ
四八 彼等に曰けるハ我名の爲に此孩子を接る者ハ即ち我を
接るなり我を接る者ハ我を遣しゝ者を接るなり凡て爾曹がうち最も小き者ぞ是大ならん
四九 ヨハネ答て曰け
るハ師よ爾の名に托て鬼を逐出せる者を見たりしが我儕と共に從はざる故これを禁たり
五十 イエス曰けるハ
禁ること勿れ我儕に敵抗ざる者ハ我儕に屬者なり○
五一 イエス天に升るの期いたりければエルサレムに往こ
とを確定めたり
五二 使者等を先に遣しければ彼等ゆきてイエスに備んが爲サマリヤ人の郷に入しに
五三 郷人そ
のエルサレムに向行さまなるが故にイエスを納ざりき
五四 弟子のヤコブヨハネ此事を見て曰けるハ主よ我儕
エリヤの行し如く天より火を召降し彼等を滅さんとす可か
五五 イエス顧みて之を責め曰けるハ爾曹の心如何
なる乎を自ら知ざるなり
五六 人の子ハ人の命を滅す爲に來ず惟これを救ふ爲なり遂に他の郷に往り○
五七 路を
行とき或人イエスに曰けるハ主よ何處に往たまふとも我從せん
五八 イエス彼に曰けるハ狐ハ穴あり天空の鳥
ハ巣あり然ども人の子ハ枕する所なし
五九 又ある一人に曰けるハ我に從へ彼いひけるハ主よ先ゆきて父を葬
る事を我に容せ
六十 イエス曰けるハ死たる者に其死し者を葬らせ爾ハ往て神の國を宣よ
六一 又ある一人いひけ
るハ主よ爾に從はん先ゆきて家人に別を告ることを容せ
六二 イエス曰けるハ手を犂に着て後を顧る者ハ神の
國に當ざる者なり

第十章
一 此後主また七十人を立て之を兩個づゝに分ち自ら至んとする諸邑諸地へ前に遣さんとて
二 彼等に曰
けるハ收穫ハ多く工人ハ少し故にその穫主に工人を收穫所に遣んことを求べし
三 往れ我爾曹を遣す
ハ羔を狼のなかに入るが如し
四 囊また旅袋履をも携こと勿れ途にて人に問候をもする勿れ
五 人の家に入バ先
その家の安全ならん事を求へ
六 若こゝに安全の子あらバ爾曹が祈る安全ハ其家に留らん若しからずば其祈

る安全なんぢらに歸べし　其家に居りて供る所のものハ之を飲食せよ蓋工人の其工錢を獲ハ宜なれバなり
家より家に移ることを爲ざれ　八 邑に入んに接る者あらバ其なんぢらの前に供る者を食せよ　九 邑の中なる病
の者を醫せ亦衆人に神の國ハ爾曹に近けりと曰　十 もし邑に入んに接る者なくバ衢に出て曰　十一 我儕に沾たる
爾が邑の塵ハ爾曹に對て拂ん然ども神の國の近けるを知　十二 われ爾曹に告ん其日いたらバソドムの刑罰ハ此
邑よりも却て易かるべし　十三 あゝ禍なる哉コラジンよ噫禍なる哉ベッサイダよ爾曹の中に行し異能を若ツ
ロとシドンに行しならバ彼等ハ早く麻をき灰を蒙り坐して悔改しなるべし　十四 審判にハツロとシドンの刑
罰ハ爾曹よりも却て易からん　十五 已に天にまで擧られたるカペナウンよ又陰府に落さるべし　十六 爾曹に聽者ハ
我に聽なり爾曹を棄る者ハ我を棄るなり我を棄る者ハ我を遣しゝ者を棄るなり○　十七 七十人喜び返りて曰け
るハ主よ惡鬼さへも爾の名に因て我儕に服せり　十八 イエス曰けるハわれ電の如くサタンの天より隕るを見し
十九 我なんぢらに蛇蠍を踐また敵の諸の權を制ふる權威を賜たり必ず爾曹を害ふ者なし　二十 然ども惡鬼の爾曹
に服しゝ事ハ喜とする勿れ爾曹が名の天に錄されしを喜とすべし　二十一 此時イエス心に喜びて曰けるハ天地の
主なる父よ此事を智者と達者とに隱して赤子に顯し給ふを謝す父よ然りれ是の如きハ意旨に適るなり　二十二
父ハ萬物を我に賜ふ父の外に子ハ誰なるを識者なく亦子および子の顯す所の者の外に父ハ誰なるを識者な
し　二十三 イエス弟子を顧て竊に曰けるハ爾曹が見ところの事を見るゝの目ハ福なり　二十四 我なんぢらに告ん多の預
言者および王も爾曹が見ところの事を見んとせしかども見ず爾曹が聞ところの事を聞んとせしかども聞ざ
りき○　二十五 爰に一個の敎法師あり起て彼を試み曰けるハ師よ我なにを爲バ永生を受べき乎　二十六 イエス曰け
るハ律法に錄されしハ何ぞ爾いかに讀か　二十七 答て曰けるハ爾心を盡し精神を盡し力を盡し意を盡して主なる
爾の神を愛すべし亦己の如く隣を愛すべし　二十八 イエス曰けるハ爾の答へ然り之を行はゞ生べし　二十九 彼みづから

を罪なき者に爲とてイエスに曰けるハ我隣とハ誰なる乎 三十 イエス答て曰けるハある人エルサレムよりエリ
コに下るとき强盜に遇り强盜りの衣服を剝取て之を打擲き半死になして去ぬ 三一 斯る時ふ或祭司この路より
下しが之を見遁にして行り 三二 又レビの人も此に至り進み見て同く遁行り 三三 或サマリアの人旅して此に來る
之を見て憫み 三四 近よりて油と酒を其傷に沃これを裹て己が驢馬にのせ旅邸に携來て介抱せり 三五 次日いづる
とき銀二枚を出し館主に予て此人を介抱せよ費もし增ば我かへりの時なんぢに償ふべしと曰り 三六 然ば此三
人のうち誰か强盜に遇し者の隣なると爾意ふや 三七 彼いひけるハ其人を矜恤たる者なりイエス曰けるハ爾も
往て其ごとく爲よ○ 三八 かれら路を行る時イエス一鄕に入けれバマルタと云る婦これを迎て自己の家に入ぬ
三九 その姉妹にマリアと云る者ありイエスの足下に坐りて其道を聽り 四十 マルタ供給のこと多して心いりみだ
れイエスに近よりて曰けるハ主よ我が姉妹われを一人遺て勞動しむるを何とも意ざるか彼に命じて我を助
しめよ 四一 イエス答て曰けるハマルタよマルタよ爾多端により思慮ひて心勞せり 四二 然ど無て叶ふまじ
き者ハ一なりマリアハ既に善業を撰たり此ハ彼より奪ふからざる者なり

第十一章

一 イエス某所にて祈禱しけるに畢しとき一人の弟子いひけるハ主よヨハネ其弟子に敎し如く我儕に
も祈ることを敎たまへ 二 イエス曰けるハ祈る時ハ斯いふべし天に在す我儕の父よ願くハ聖名を尊崇させ給
へ爾國を臨らせ給へ爾旨の天に成ごとく地にも成せ給へ 三 我儕の日用の糧を每日に與たまへ 四 我儕に罪を
犯す者を凡て免せバ我儕の罪をも免し給へ我儕を試探に遇せず惡より拯出し給へ 六五 また彼等に曰けるハ爾
曹の中もし或人夜半に其友へ往て友よ我が朋友旅より來しに供べき物なきゆゑ三のパンを借よと曰んに 七
內に居もの答て我を煩はす勿れ既や門ハ閉われと共に兒曹も牀に在ば起て予ることと能ずといふ者あらん乎
八 我なんぢらに告ん其友なるにより起て予ざれ雖ひたすら請が故に其需に從ひ起て予べし 九 我なんぢらに

告ん求よ然ば予られ尋よ然ばあひ門を叩よ然ば啓るゝことを得ん 十 蓋すべて求る者は得たづぬる者はあひ
門を叩者は啓るれば也 十一 爾曹のうち父たる者誰か其子のパンを求んに石を予んや魚を求んに其に代て蛇を
予んや 十二 卵を求んに蠍を予んや 十三 然ば爾曹悪者ながら善賜をその兒曹に予るを知まして天に在す爾曹の
父は求る者に聖靈を予ざらん乎○ 十四 イエス瘖啞なる悪鬼を逐出しけるに悪鬼いでゝ瘖者ものいひしかば人
々駭けり 十五 其中なる者の曰けるは彼は悪鬼の王ベルゼブルに藉て悪鬼を逐出せる也 十六 又ある人々イエスを
試んとて天よりの休徵を求たり 十七 イエス其の意を知て曰けるは互に分争ふ國は亡び互に分争ふ家は傾る
る也 十八 若サタンも自ら分争そふ其國いかで立んや夫なんぢら我を言てベルゼブルに藉て悪鬼を逐出すと
せり 十九 若われベルゼブルに藉て悪鬼を逐出さば爾曹の子弟は誰に藉て悪鬼を逐出すや夫かれらは爾曹の審
判人と爲べし 二十 若われ神の指をもて悪鬼を逐出たるならば神の國は既や爾曹に來れり 二一 勇者鎧を擐て邸を
守るときは其所有安全なり 二二 もし之より勇者きたりて其に勝ときは其恃とせる鎧を奪ひ且贓物を分べし
二三 我と偕ならざる者は我に叛き我と偕に斂ざる者は散すなり○ 二四 悪鬼人より出て旱たる所をめぐり安を求
れども得ずして曰けるは我出し家に歸らん 二五 已に來しに掃淨り飾れるを見 二六 遂に往て己よりも悪き七の悪
鬼を携へ入て此に居ば其人の後の患狀は前より更に悪かるべし 二七 この話を言るとき群集の中より一婦聲を
揚て曰けるは爾を孕し腹と爾の吮し乳は福なり 二八 イエス答けるは然されど神の道を聽て其を守る者の福に
は若ず○ 二九 人々擁集れる時イエス曰けるは今の世は悪し奇跡を求るとも預言者ヨナの奇跡の外に奇跡は予
られじ 三十 蓋ヨナがニネべの人に奇跡と爲し如く人の子は今の世に奇跡と爲べし 三一 南方の女王審判の日に共
に起て今の世の人の罪を斷めん彼は地の極よりソロモンの智慧を聽んとて來れり夫ソロモンより大なる者
こゝに在 三二 ニネべの人審判の日に共に起て今の世の人の罪を斷めん彼等はヨナの勸言に因て悔改めたり夫

ヨナより大なる者こゝに在 三三 燈を燃て隱たる處あるひハ升の下におく者なし入來る者の其光を見ん爲に燭臺の上に置なり 三四 身の燈ハ目なり爾の目瞭かならバ全身あかるく其目眊ければ爾の身も暗し 三五 故に爾にある光の暗らぬやう愼めよ 三六 もし爾の全身光明にして暗所なくバ燈の輝きて爾を照す如く全く光明なるべし〇 三七 イエス語れるとき或パリサイの人共に食せん事を請ければ入て食に就り 三八 その食する前に洗ことを爲ざりしを見てパリサイの人異めり 三九 主これに曰けるハ爾曹パリサイの人ハ捥と盤の外を潔す然ど爾曹內ハ貪慾と惡にて充り 四十 無知なる者よ外を造し者ハまた內をも造ざりし乎 四一 なんぢら所有物を以て施せ然バ爾曹の爲に凡の物ハ潔れる也 四二 禍なる哉なんぢらパリサイの人よ薄荷茴香および凡の野菜十分の一を取納て義と神を愛することを廢これ行ふべき事なり彼も亦廢べからざる者なり 四三 禍なる哉なんぢらパリサイの人よ會堂の高座市上の問安を好めり 四四 禍なる哉りれ爾曹ハ隱沒たる墓の如し其上を行く人々これを知ざる也 四五 ある教法師こたへて曰けるハ師よ此言ハ我儕をも辱しむ 四六 イエス曰けるハ爾曹も禍なるかな教法師よ任がたき荷を人に負せ自ら指一をも其荷に按ず 四七 禍なる哉なんぢらハ預言者の墓を建なんぢらの先祖ハ之を殺せり 四八 實に爾曹先祖の爲る事をこのむ證明を爲り夫かれらハ之を殺し爾曹ハ其墓を建 四九 是故に神の智慧いへる言あり我預言者および使徒を彼等に遣さんに其中の或者を殺し或者をも窘むべしと 五十 創世より以來ながしゝ凡の預言者の血ハ此代に於て討さんと爲あり 五一 即ちアベルの血より殿と祭壇の間に殺されたるザカリアの血にまで至われ誠に爾曹に告ん之を此代に討すべし 五二 なんぢら禍なるかな教法師よ知識の鑰を奪て自ら入ず且入んとする者をも阻り 五三 この言を語るとき學者とパリサイの人々深く憤恨を含て多端の事を詰かけ 五四 その口より出る言を何事か取へ訴んとして伺ひたり

第十二章

一 そのとき數萬の人々相蹊あふ程に集れりイエス先弟子に曰けるハ爾曹パリサイの人の麪酵を謹め

よ是僞善なり　二 それ掩れて顯れざる者はなく隱て知れざる者はなし　三 是故に爾曹幽暗に語しことは光明に
聞ゆべし密なる室にて耳に附言しことは屋上に播るべし　四 我友よ爾曹に告ん身體を殺して後に何をも爲能
ざる者を懼るゝ勿れ　五 われ懼べき者を爾曹に示さん殺したる後に地獄に投入る權威を有る者を懼よ我まこ
とに爾曹に告ん之を懼べし　六 五の雀は二錢にて售に非ずや然るに神に於は其一をも忘れ給はず　七 爾曹の首
の髮また皆かぞへらる故に懼るゝ勿れ爾曹は多の雀よりも貴れり　八 又われ爾曹に告ん我を人の前に識と言
ん者をば人の子も亦神の使者の前に之を識と言ん　九 我を人の前に識ずと言ん者は神の使者の前に彼も識ず
と言るべし　十 凡そ人の子を誹る者は赦さる可れど聖靈を褻す者は赦さる可らず　十一 人なんぢらを會堂また鞫
政および權ある者の前に曳携ならば如何こたへ何を言んと思ひ煩ふ勿れ　十二 其時に謂べき言は聖靈なんぢらに
示すべし◯　十三 衆人の中より一人イエスに曰けるは師よ我が兄弟に遺業を我に分よと命たまへ　十四 イエス曰け
るは人よ誰われを立て爾曹の裁判人また物を分つ者と爲しぞ　十五 イエス衆人に曰けるは戒心して貪心を愼め
よ夫人の生命は所蓄の饒なるには因ざる也　十六 また譬を彼等に語て曰けるは或富人その田畑よく豐ければ　十七
自ら忖ひけるは我が作物を藏る所なきを如何せん　十八 又曰けるは我かく爲ん我倉を毀ち更に大なるを建す
べて我が作物と貨を其所に藏べし　十九 斯て靈魂に謂ひ靈魂よ多年を過ほどの許多の貨物を有たれば安心して
食飲樂めよと言んとす　二十 然るに神これに曰けるは無知なる者よ今夜なんぢが靈魂とらるゝことを有べし然ば
爾の備し物は誰が有になる乎　二一 凡そ己の爲に財を積へ神に就て富ざる者は此の如なり　二二 イエスその弟子に
曰けるは故に我なんぢらに告ん爾曹生命の爲に何を食ひ身體の爲に何を着んとて思ひ煩ふ勿れ　二三 生命は糧
より優り身體は衣よりも優れり　二四 鴉を思見よ稼ず穡ず倉をも納屋をも有ず然ども神はなほ此等を養ふ况て
爾曹は鳥よりも貴きこと幾何ぞや　二五 爾曹のうち誰かよく思ひ煩ひて其生命を寸陰も延得んや　二六 然ば最小事

すら能ざるに何ぞ其他を思ひ煩ふや 二七 百合花は如何して生長かを思へ勞ず紡がざる也我爾曹に告んソロモ
ーンの榮華の極の時だにも其裝この花の一に及ざりき 二八 神は今日野に在て明日爐に投入らるゝ草をも如此よ
そほへせ給へば況て爾曹をや吁信仰うすき者よ 二九 爾曹何を食ひ何を飲んと求むる勿また思ひ惑ふこと勿れ 三十
凡て是等の物は世界の邦人の求るもの也なんぢらの父は是等の物の爾曹に無て叶ぬ事を知る 三一 たゞ神の國を
求めよ然ば是等の物は爾曹に加らるべし 三二 小き羣よ懼るゝ勿れ爾曹の父は喜びて國を爾曹に予へ給はん 三三
爾曹の所有を售て施し己が爲に常に舊ざる財布すなはち盡ざる財寶を天に備よ其處は盜賊も近よらず蠹も
壞はざる也 三四 爾曹の財寶の在ところには爾曹の心も亦在べし 三五 爾曹腰に帶し火燈を燃して居 三六 主人
婚筵より歸來り門を叩ば速かに啓ん爲に彼を待人の如せよ 三七 主人きたりて其目を醒し居を見ば此僕は福
なり誠に我なんぢらに告ん主人みづから腰に帶し僕を食に就せ前て之に供事すべし 三八 或は二更あるひは三
更に主人きたりて然なせるを見ば此僕は福なり 三九 爾曹これを知べし若し家の主人盜賊いづれの時に來か
を知ば其家を守て破せまじ 四十 されば爾曹も預じめ備せよ不意ときに人の子きたらんと爲ばなり 四一 ペテロ曰け
るは主よ此譬は我儕に言か又は凡の人に言か 四二 主いひけるは時に及で食物を給與しめん爲に主人がその僕
等の上に立たる忠義にして智き家宰は誰ある乎 四三 其主人きたる時に是の如く勤るを見らるゝ僕は福なり 四四
我まことに爾曹に告ん其所曹を皆かれに督らすべし 四五 若その僕心の中に我が主人の來るは遲らんと思ふの
僕婢を扑たゝき食飲して且酒に醉はじめば 四六 其僕の主人おもはざるの日しらざるの時に來りて之を斬殺
し其報を不信者と同うすべし 四七 僕主人の心を知ながら預備せず亦その心に從ざる者は扑るゝこと多らん 四八
知ずして扑べき事を作し事は扑るゝ事も少からん多く予らるゝ者は多く求らるべし多く托れば之より多く
求べし〇 四九 われ火を地に投入ん爲に來れり我なにをか欲む已に此火の燃たらん事なり 五十 われ受べきのバプ

テスマあり其成遂らるゝ迄ハ我痛いかばかりぞ乎 五一 我ハ安全を地に施んとて來ると意ふや我なんぢらに告
ん然ず反て分爭しむ 五二 今よりのち一家に五人あらバ三人ハ二人に敵對し二人ハ三人に敵對して分るべし 五三
父ハ子に子ハ父に母ハ女に女ハ母に姑ハ其婦に婦ハ其姑に敵對して分るべし 五四 イエスまた衆人に曰けるハ
雲の西より起るを見バ直に雨ふらんと爾曹いふ果て然り 五五 南より風ふけバ暑からんと爾曹いふ果て然り 五六
僞善者よ天地の色象を別ことを知て此時を別ち能ざるハ何ぞや 五七 また何ぞ自ら公義を審ざる乎 五八 なんぢ訟
る者と共に有司に往とき途中にて心を盡して彼より釋されんことを求めよ恐くハ訟る者なんぢを裁判人に
ひき裁判人なんぢを下吏に付し下吏なんぢを獄に入ん 五九 我なんぢに告ん一錢も殘ず償ふまでハ爾そこを出
ことを得ざる也

第十三章

當時あつまりたる者の中にピラトがガリラヤ人の血を其供物に雜し事をイエスに告る者あり 二 イ
エス答て彼等に曰けるハ爾曹このガリラヤ人ハ是の如く害されし故に凡のガリラヤ人よりも罪ある
者と意ふや 三 我なんぢらに告ん然ず爾曹悔改めずバ皆おなじく亡さるべし 四 シロアムの塔たふれて壓死さ
れし十八人ハエルサレムに住る凡の人々よりも罪ある者と意ふや 五 われ爾曹に告ん然ず爾曹悔改め
ずバ皆おなじく亡さるべし 六 又この譬を云り或人その葡萄園に植おきたる無花果樹ありしが來て之に果を
求れども得ざりければ 七 其園丁に曰けるハ我三年きたりて此無花果樹に果を求れども得ず之を斫され何
か徒らに地を塞や 八 園丁こたへけるハ主よ我その周圍を掘て之に糞するまで今年も容せ 九 もし果を結ば
ゞ善もし結ずバ後に之を斫べし○ 十 イエス安息日に或會堂にて教しに 十一 十八年鬼に患されたる婦あり傴僂
て少も伸ること能ざりき 十二 イエス之を見てよび婦よ爾ハ其病より釋さるゝと曰て 十三 手を婦に按ければ直に
伸て神を讃美たり 十四 會堂の宰イエスの安息日に醫したる事を怒てこたへて衆人に曰けるハ事を爲すべきの日

六日あれバ其中に來りて醫さるべし安息日に爲ざれ 十五 主かれに答て曰けるハ僞善者よ爾曹おの〳〵安息日
にハ其牛や驢をとき槽より牽出して水を飮さゞる乎 十六 況て其婦ハアブラハムの裔なり十八年サタンに縛ら
れたる其結を安息日に解べからざらん乎 十七 イエス如此いひけれバ敵對し者みな慚ぬ又衆人みな其行し慈
惠ことを喜べり 十八 イエスまた曰けるハ神の國ハ何に比へ又なにゝ譬んや 十九 一粒の芥種の如し人これを取て
其園に播バ長生て大なる樹となり天空の鳥その枝に棲なり 二十 又いひけるハ我神の國を何に譬んや 二一 麪酵の
如し婦これを取て三斗の粉の中に納せバ盡く發出すなり○ 二二 イエス教つゝ各城各鄕を過エルサレムに向て
旅行り 二三 或人いひけるハ主よ救るゝ者ハ少き乎 二四 イエス彼等に曰けるハ窄門に入ために力を盡せ我なんぢ
らに告ん入ん事を求て能ざる者おほし 二五 家の主人おきて門を閉し後に爾曹外にたち門を叩て主よ主よ我に
啓と曰んに主人こたへて我なんぢらハ何處より來しか知ずと曰ん 二六 然る時に我儕ハ爾の前に食飮し爾また
我儕の衢に敎たりしと言出さんに 二七 主人こたへて我なんぢらに告ん何處より來しか知ず皆惡を爲す者よ我
を去と曰ん 二八 爾曹アブラハムイサクヤコブ及び凡の預言者ハ神の國に在て爾曹ハ外に投出さるゝを見ん時
に哀哭切齒すること有べし 二九 また人々西や東北や南より來りて神の國に坐するならん 三十 それ後の者ハ先に
先の者ハ後に爲べし○ 三一 當日あるパリサイの人々來りてイエスに曰けるハヘロデ爾を殺さんとする故に此
を離往 三二 答て曰けるハ爾曹ゆきて其狐に告よ我今日明日惡鬼を逐出し病を醫し第三日に此事をもらん 三三 然
ども今日明日また次日ハ我かならず行べし蓋預言者ハエルサレムの外に殺るゝこと有ねバ也 三四 噫エルサレ
ムよエルサレムよ預言者を殺し爾に遣されし者を石にて擊る者よ母鷄の雛を翼の下に集むる如く我なんぢ
の赤子を集んと爲しこと幾回ぞや爾曹ハ欲ず 三五 視よ爾曹の家ハ墟と爲て遺さるべし誠に我なんぢらに告ん
主の名に託て來る者ハ福なりと爾曹いはん時いたる迄ハ我を見ざるべし

第十四章 イエス安息日に食事の爲ある宰なるパリサイの人の家に入しに人々かれを窺たり 二 其前に腹脹を
患ひたる人ありしかば 三 イエス應て教法師とパリサイの人々に曰けるは安息日に醫す事は宜や否 四 かれら
黙然たりイエスかの人を執へ醫して之を去しめ 五 彼等に答て曰けるは爾曹のうち誰か驢あるひは牛などの
阱に陷たらんに安息日には速かに曳出さゞる乎 六 彼等この言に就て對ること能ざりき○ 七 斯て其席に請れ
たる人々の首座を擇を見てイエス譬を以て彼等に曰けるは 八 なんぢ婚筵に請れんとき首座に坐すること勿
れ恐くは爾より尊き人まねかれなば 九 彼と爾を請し者きたりて此人に座を讓れと曰ん然ば爾羞て末座に往
べし 十 是故に爾まねかれん時は往て末座に坐せよ請し者來りて友よ首座に進と爾に言ば同席の者の前に爾
尊まるべし 十一 凡そ自ら高ぶる者は卑され自ら卑だる者は高くせらるべし 十二 又かれを請る者に曰けるは爾午
餐あるひは晩餐を設るとき曹友兄弟親戚また富る隣の人を請なかれ恐くは彼等また爾を請て其報答を爲ん
十三 爾筵を爲ば貧乏、廢疾、跛者、瞽者などを請け 十四 然ば爾福なるべし蓋かれらは爾に報ること能ず義き人々の
甦らん其時なんぢに報答あれば也 十五 共に食せる者の一人これを聞てイエスに曰けるは神の國に食する者は
福なり 十六 イエス彼に曰けるは或人おほいなる筵を設て多賓を請けり 十七 筵のとき僕を其請たる者に遣して
百物もや備たれば來るべしと言せけるに 十八 彼等みな同く辭ぬ其始の者かれに曰けるは我田地を買たれば
往て視ざるを得ず願くは我を允し給へ 十九 又一人の者いひけるは我五耦の牛を買たれば之を試むる爲に往ん
願くは我を允し給へ 二十 又一人の者いひけるは我妻を娶たり是故に往ことを得ざる也 二一 其僕かへりて其事を
主人に告ければ主人怒て其僕に曰けるは速かに邑の衢巷に往て貧者、廢疾、跛者、瞽者などを此に引來れ 二二 僕
いひけるは主よ命の如く行り然も尚あまりの座あり 二三 主人僕に曰けるは道路や籬落の邊にゆき強て人々を
引來り我家に盈しめよ 二四 我なんぢらに告ん彼まねきたる人々は一人だに我筵を嘗ふ者なし○ 二五 多の人々

イエスと偕に行しがイエス顧みて彼等に曰けるハ 二六 凡そ我に來てその父母妻子兄弟姉妹また己の生命をも
憎む者に非ざれバ我弟子と爲ことを得ず 二七 又その十字架を任ずして我に從ふ者ハ我弟子と爲ことを得ず 二八
なんぢら誰か城を築かんに先坐して其費この事の竣までに足や否を計ざらん乎 二九 恐くハ基を置て之を成能
ずバ見者みな嘲笑て 三十 此人ハ築始て成遂ざりしと曰ん 三一 また王いでゝ他の王と戰はんに先坐して此一萬人
をもて彼が二萬人に敵すべきや否を籌ざらん乎 三二 もし及ずバ敵なほ遠れる時に使を遣して和睦を求べし 三三
然バ此の如く爾曹の所有を盡く捨ざる者ハ我弟子と爲ことを得ず 三四 鹽ハ善物なり然ども鹽その味を失ハ
ゞ何をもて之に味を和んや 三五 田にも糞にも益なく外に棄らるゝなり耳ありて聽る者ハ聽べし

第十五章 一 さて稅吏と罪ある者どもイエスに聽んとて近よりけれバ 二 パリサイの人と學者たち譏誚て曰ける
ハ此人ハ罪ある人に接りて共に食せり 三 イエス此譬を彼等に語て曰けるハ 四 爾曹のうち誰か一百の羊あら
んに若その一を失ハゞ九十九を野におき往て其失し羊を獲までハ尋ざらん乎 五 尋得バ喜て之を己の肩に負
六 家に歸て其友と其鄰の人々を召集て曰ん我と共に喜べ我うしなへる羊を獲たれバ也 七 われ爾曹に告ん此
の如く一人の罪ある人悔改なバ悔改むるに及ざる九十九の義人よりハ尚天に於て喜あらん 八 また婦のう
ち誰か金錢十枚をもち其一枚を失ハんに燈火を燃て家を掃除し之を獲までハ切に尋ざらん乎 九 尋得バ其友
と其鄰の人々を召集て曰ん我と共に喜べ我うしなへる金錢を獲たれバ也 十 われ爾曹に告ん此の如く一人の
罪ある人悔改なバ神の使の前に喜あるべし○ 十一 また曰けるハ或人子二人あり 十二 その季子父に曰けるハ父
よ我得べき業を我に分予よ父その產を彼等に分されバ 十三 幾日も過ざるに季子その產を盡く集て遠國へ旅行
せしが放蕩にして其分資を皆そこにて耗せり 十四 盡く耗しゝとき大なる饑饉その地に有て彼ともしく爲て
しめけれバ 十五 往て其地の一民に身を投たり其人豕を牧ために彼を野に遣せり 十六 かれ豕の食する所の豆莢を

もて己が腹を果さんと欲ふほどなれど何をも彼に予る人なし　十七自ら省悟て曰けるハ我父の所にハ食物あま
れる傭人の許多か有に我ハ飢て死んとす　十八起て我父に往て曰ん父よ我天と爾の前に罪を犯たれバ　十九爾の子
と稱るに足ざる者なり爾の傭人の一人の如く我を爲たまへと　二十即ち起て其父に往り尚ほ遠く在しに其父か
れを見て憫み還往き其頸を抱て接吻しぬ　二一子父に曰けるハ父よ我天と爾の前に罪を犯たれバ爾の子と稱る
に足ざる也　二二父その僕等に曰けるハ至も美服を携來りて之に衣せ其指に環をはめ其足に履を穿せよ　二三また
肥たる犢を牽來りて宰れ我儕食して樂まん　二四是わが子死て復生うしなひて復得たれバ也とて彼等と共に樂
み始む　二五その兄田に在しが歸て家に近き樂と舞の音を聞　二六その僕の一人を召て是何事ぞやと問るに　二七僕
曰けるハ爾の弟歸りたり恙なく彼を得たりしに因て爾が父肥たる犢を宰たるなり　二八兄いかりて入ず是故に
其父いでゝ彼に勸しかバ　二九父に答て曰けるハ我多年なんぢに事て未だ爾の命に背ず然ども我友と樂む
爲に羔をも予し事なし　三十然に妓の爲に爾の業を耗したる此なんぢが子かへれバ之が爲に肥たる犢を宰れり
三一父かれに曰けるハ子よ爾ハ常に我と共に在また我所有ハ皆なんぢの屬なり　三二爾の弟死て復生うしなひて
復得たるが故に我儕喜て樂むハ當然の事なり

第十六章

一イエス又その弟子に曰けるハ或富る人に操會者ありけるが主の所有を耗しぞと主人へ訴らる　二主
人操會者を呼て曰けるハ爾に就て我きゝたる事ハ何ぞや今後なんぢを操會者と爲えざれバ其會計たる條件
を我に辨よ　三操會者みづから意るハ主人わが操會を褫なバ何を爲ん我鋤を執にハ力なく施を乞ハ耻かしゝ
四われ操會を褫れん時ハ是等の家に迎らるべき所爲を知りとて　五遂に主人の負債人を悉く召て其首の者に
曰けるハ爾わが主に負債なにほどある乎　六答ていふ油百斗なり彼に曰けるハ爾の券書を取いそぎ坐して五
十と書よ　七又一人に曰けるハ爾の負債何幾あるや答ていふ小麥百斛なり彼に曰けるハ爾の券書を取て八十

と書よ 八 主人その所爲の巧なるに因て此不義なる操會者を譽たり夫この世の子輩ハ此世に於ハ光の子輩よ
りも尤も巧なり 九 我なんぢらに告ん不義の財を以て己が友を得よ此ハ乏からん時かれら爾を永遠宅に接ん
が爲なり 十 小事に忠き者ハ大事にも忠く小事に忠からざる者ハ大事にも忠からず 十一 故に若なんぢら不義の
財に忠からずバ誰か眞の財を爾曹に託んや 十二 爾曹もし人の所有に不義あらバ誰か爾の所有を爾に與んや 十三
一人の僕ハ二人の主人に事ること能ず蓋これを惡かれを愛し或ハ此を重んじ彼を輕んずればなりなんぢら神
と財に兼事ること能ず 十四 慾ふかきパリサイの人々此事を聞てイエスを嘲哂たり 十五 イエス彼等に曰けるハ爾
曹ハ人々の前に自己を義とする者なり然ども神ハ爾曹の心を知り夫人の崇ぶ所の者ハ神の前に惡る〻者な
り 十六 律法と預言者ハヨハネまでなり其のち神の國ハ宣傳らる皆用力て之に入んと爲なり 十七 天地の廢るハ律
法の一畫の廢るよりも易し 十八 凡そ其妻を出して他の者を娶バ姦淫を行ふ也また夫に出されたる婦を娶る者
ハ姦淫を行ふなり○ 十九 爰に富る人あり紫袍と細布を衣て日々奢樂めり 二十 亦ラザロと云る貧者あり甚く
腫物を患て富る人の門に置れ 二一 其案より落る餘屑にて養はれんと欲へり又犬きたりて其腫物を舐 二二 貧者死
たれバ天の使者たちに依てアブラハムの懷に送れたり富る人も死て葬られしが 二三 陰府にて痛苦をうけ其目
をあげ遙にアブラハムと其懷に在ラザロを見て 二四 喊叫いひけるハ父アブラハムよ我を憐みラザロを遣して
其指の尖を水に蘸わが舌を凉しめ給へ我この火燄の中に苦めバなり 二五 アブラハム曰けるハ子よ爾ハ生たり
し時に爾の福を受またラザロハ其苦を受しを憶へ今かれハ慰られ爾ハ苦めらる〻なり 二六 斯耳ならず此より
爾曹に渉んとするとも得ず彼より我儕に渉んとするとも亦えざる爲に我儕と爾曹との間に限おかれたる巨
なる淵あり 二七 答けるハ然バ父よ願くハ我父の家へラザロを遣たまへ 二八 蓋われに五人の兄弟あり亦かれらが
此苦の所に來ざる爲にラザロを證據に爲しめよ 二九 アブラハム曰けるハ彼等にハモーセと預言者あれバ之に

聽べし 三十 答けるハ然ず父アブラハムよもし死より彼等に往者あらバ悔改べし 三一 アブラハム曰けるハ若モ
ーセと預言者に聽ずバ縦ひ死より甦る者ありとも其勸を受ざるべし

第十七章

イエス弟子に曰けるハ躓さるゝ事かならず來らん其を來らす者ハ禍なる哉 二 この小子の一人を躓
するよりハ磨石を頸に懸られて海に投入られんこと其人の爲に宜るべし 三 自らを謹愼よ若兄弟なんぢに罪
を犯さバ之を諫よ彼もし悔なバ免せ 四 もし一日に七次罪を爾に犯して一日に七次なんぢに對われ悔と曰バ
免すべし○ 五 使徒主に曰けるハ我儕に信を益せよ 六 主いひけるハ爾曹もし芥種一粒ほどの信あらバ此桑樹
に拔て海に植れと曰とも爾曹に從ふべし 七 誰か爾曹の中に或ハ耕し或ハ畜を牧僕あらんに彼田より歸たる
時亟かに往て食に就といふ者あらん乎 八 反て曰ずや我食を備わが食飮をはるまで帶を束われに事て後なん
ぢ食飮すべしと 九 僕主人の命ぜし事に從へバとて主人かれに謝すべきか然じと我ハ意り 十 斯バ亦なんぢら
命ぜられし事をみな行たる時も我儕ハ無益の僕なすべき事を行たるなりと謂○ 十一 イエスエルサレムに往と
きサマリアとガリラヤの中を經 十二 ある村に入しとき十人の癩病者ありて彼にあひ遥に立て聲を揚いひける
ハ 十三 師イエスよ我儕を矜恤たまへ 十四 イエス之を見て曰けるハ往て己を祭司に見せよ彼等ゆく間に潔られた
り 十五 その一人己が醫されたるを見て返來り大聲に神を榮め 十六 イエスの足下に俯伏て謝せり彼ハサマリア人
なり 十七 イエス答て曰けるハ潔られし者ハ十人に非や其九人ハ何處に在か 十八 この異邦人の外に神に榮を歸せ
んとて返たる者あらざる乎 十九 また彼に曰けるハ起て往なんぢの信仰なんぢを救り 二十 神の國ハ何の時きたる
乎とパリサイの人に問れければイエス答て曰けるハ神の國ハ顯れて來ものに非ず 二一 此に視よ彼に視よと人
の言べき者にも非ず夫神の國ハ爾曹の衷に在 二二 また弟子に曰けるハ爾曹人の子の一日を見たく欲ふ日きた
らん然ども見ざるべし 二三 人々なんぢらに此に見よ彼に見よと曰ん然ども往なかれ從ふ勿れ 二四 それ電光の天

の彼處より閃き天の此處に光が如く人の子も其日に如此あるべし 二五 然ど人の子かならず先おほくの苦を受
また此世の人に棄られん 二六 ノアの時に有し如く人の子の時にも然あるべし 二七 即ちノア方舟に入し日まで衆
人食飲、嫁、娶など爲たりしが洪水きたりて彼等を滅せり 二八 又ロトの時にも如此ありき衆人食飲貿易、樹藝、構
造など爲たりしに 二九 ロトソドムより出し日天より火と硫磺を雨せて彼等をみな滅せり 三十 人の子の顯る日
にも亦かく有べし 三一 其日には人家上に在ば其器具室に在とも之を取んとて下なかれ亦田畑にある者も同く
歸なかれ 三二 ロトの妻を憶へ 三三 凡そ其生命を救んとする者は之を失ひ若その生命を失はん者は之を存べし 三四
我なんぢらに告ん其夜ふたり同床に在んに一人は執れ一人は遺さるべし 三五 二人の婦ともに磨ひき居んに一
人は執れ一人は遺さるべし 三六 かれら答て曰けるは主よ此事何處に有や彼等に曰けるは屍の在ところには鷲
あつまらん

第十八章 イエスまた人の恒に祈禱して沮喪すまじき爲に譬を彼等に語けるは 二 或邑に神を畏ず人を敬はざ
る裁判人ありけるが 三 其邑に嫠婦ありて我を我仇より救たまへと曰て彼に至しに 四 かれ久く肯はざりし
かど其のち心の中に思けるは我神を畏ず人をも敬はざれど 五 此嫠われを煩せば彼が絶ず來て我を惱さぶる
爲に之を救むん 六 主いひけるは不義なる裁判人の言し事を聽 七 況て神は晝夜祈る所の選たる者を久く忍と
も終に救ざらんや 八 我なんぢらに告ん神は速に彼等を救はん然ど人の子きたらんとき信を世に見んや○ 九
又みづから義と意ひ人を輕むる或人にイエス此譬を語れり 十 二人祈んとて殿に登りしが其一人はパリサイ
の人一人は稅吏なりき 十一 パリサイの人たちて自ら如此いのれり神よ我は他の人の如く强索不義姦淫せず亦
この稅吏の如くにも有ざるを謝す 十二 われ七日間に二次斷食し又すべて獲ものゝ十分の一を獻たり 十三 稅吏は
遠に立て天をも仰ぎ見ず其胸を拊て神よ罪人なる我を憐み給へと曰り 十四 我なんぢらに告ん此人は彼人よりは

義と爲れて家に歸たり夫すべて自己を高る者は卑られ自己を卑す者は高らるべし○十五イエスに按られんが
ため人々嬰孩を携來りしに弟子たち見て之を責たり十六イエス嬰孩をよび弟子に曰けるは嬰孩を我に來せよ
彼等を禁る勿れ神の國に居者は是の如き者なり十七誠に爾曹に告ん凡そ嬰孩の如に神の國を承ざる者は之に
入ことを得ざる也○十八或宰とふて曰けるは善師よ永生を嗣ために我なにを行べき乎十九イエス彼に曰け
るは何ぞ我を善と稱や一の外に善者はなし即ち神なり二十誡は爾が知ところなり姦淫する勿れ殺なかれ竊
なかれ妄證を立る勿れ爾の父と母とを敬へ二一答けるは是みな我幼より守れる者なり二二イエス之を聞
て曰けるは爾なほ一を缺り爾の所有を悉く售て貧者に施せ然ば天に於て財あらん而して來り我に從へ二三か
れ大に富る者なりしかば之を聞て甚く憂たり二四イエスその甚く憂しを見て曰けるは富る者の神の國に入は
如何に難かな二五富る者の神の國に入より駱駝の針の孔を穿は却て易し二六之を聞る者ども曰けるは然ば誰か
救を受べき乎二七イエス曰けるは人の爲得ざる所は神の爲得ところ也二八ペテロ曰けるは我儕一切を捨て爾に
從へり二九イエス彼等に曰けるは誠に爾曹に告ん凡そ神の國の爲に家あるひは父母あるひは兄弟あるひは妻
あるひは兒女を捨る者は三十今世にて幾倍をうけ來世には永生を受ざる者なし○三一イエス十二の弟子を
携ひて之に曰けるは我儕エルサレムに上る人の子に就て預言者の錄されし事はみな應らるべし三二夫人の子
は異邦人に解され戲弄凌辱られ唾せらるべし三三且かれら鞭撲て之を殺さん又第三日に甦るべし三四弟子この
語を少も達ず亦この言る事かれらに隱され亦その語れる言を知ざりき○三五イエスエリコに近よれる時ある
瞽者道の旁に坐して乞たりしが三六大衆の過を聞て此は何事ぞと曰ければ三七人々ナザレのイエスの過なりと
告三八瞽者呼はり曰けるはダビデの裔イエスよ我等を矜恤たまへ三九前だち行者ども默止と之を斥れども愈ダ
ビデの裔よ我を矜恤たまへと呼れり四十イエス立止り彼を携來と命ず瞽者ちかよりければ四一イエス彼に問け

るハ爾われに何を爲れんと欲ふや答けるハ主よ見なん事を欲ふ　四二イエス彼に曰けるハ見ことを受よ爾の信
なんぢを救へり　四三彼やがて見え神を榮てイエスに從ひぬ民みな之を見て神を讃美たり
第十九章　一イエスエリコに入て經行とき　二ザアカイと云る人あり稅吏の長にて富る者なり　三イエスハ如何な
る人なるか見んと欲ども身量ひくけれバ大衆なるに因て見ことを得ず　四彼を見んとて趨ゆき桑樹に升れり
イエスの道を過んとする故なり　五イエス此に來り仰て彼を見いひけるハザアカイよ速ぎ下れ我今日かな
らず爾の家に宿らん　六彼いそぎ下り喜てイエスを迎たり　七衆人これを見てみな怨言いひけるハ彼ハ往て罪
ある人の客と爲れり　八ザアカイ起て主よ我所有の半を貧者に施さん若われ誣訟て人より收る所あら
バ四倍にして之を償のふべし　九イエス彼に曰けるハ今日この家すくはるゝことを得たり蓋この人もアブラ
ハムの裔なれバ也　十それ人の子ハ喪ひし者を尋て救ん爲に來れり　十一衆人この言を聞る時また譬を設て曰り
此ハエルサレムに近かつ衆人神の國たゞちに顯明るべしと意が故なり　十二ある貴者みづから領地を受て歸
んとて遠國へ往とき　十三十人の僕を召て彼等に金十斤を予て曰けるハ我來まで商賣せよ　十四その國民かれを憾
て後より使を遣し曰けるハ我儕この人を王とする事を欲ず　十五領地を受て歸し時おのおの商賣して幾何の利
を得たるかを知んとて金を予おきたる僕等を召と命じぬ　十六初の一人きたりて曰けるハ主よ爾の一斤ハ十斤
の利を得たり　十七主人いひけるハ爾善僕よ爾ハ小者に忠なれバ十の邑を宰どるべし　十八また次の一人きたり
て曰けるハ主よ爾の一斤ハ五斤の利を得たり　十九主人いひけるハ爾も五の邑を宰どるべし　二十また一人きたり
て曰けるハ主よ爾の一斤ハ此に在われ手巾に裹て藏置たりき　二一そハ蓋なんぢ嚴人なるが故に我おそれたり爾
置ざる者をとり播ざる者をかる人なれバなり　二二主人いひけるハ惡僕よ我なんぢの口に因て爾を鞫べし爾
われハ嚴者にて置ざる者を取まかざる者を獲と知　二三然に何ぞ我來るとき本と利を得んが爲に我金を兌錢

肆に預ざりしや 二四 遂に傍に立る者に曰けるハ此人の一斤を取て十斤有る者に予よ 二五 衆人主人に曰けるハ主
よ其人すでに十斤を有り 二六 主人いひけるハ我なんぢらに告ん夫有者ハ予られ不有者ハ其所有ものまでも取
るべし 二七 且わが敵すなハち我支配を欲ざる者を此に曳來りて我前に誅せ 二八 イエス此事を言しのち衆人に先
だちてエルサレムに上れり 二九 橄欖と名る山に集るベツパケとベタニヤに近づける時その弟子二人を遣さん
とて曰けるハ 三十 對面の村にゆけ彼處に入ば人の未だ乘ざる所の繋たる驢駒に遇べし其を解て牽來れ 三一 もし
誰か爾曹に何ゆゑ解やと問者あらバ如此こたふべし主の用なり 三二 遣されたる者往ければ果て其語たまへる
如く遇ぬ 三三 かれら驢駒を解とき其主等かれらに何ゆゑ驢駒を解やと曰しかバ 三四 答て主の用なりと曰て 三五 之を
イエスに牽來り己が衣を驢駒に置イエスを其上に乘 三六 イエス往けるとき衆人その衣を路上に布り 三七 イエス
エルサレムに近づき橄欖山を下らんとする時大衆の弟子みな喜び其見し所の奇跡なる凡の能に因て大聲に
神を讃て曰けるハ 三八 主の名に託て來る王ハ福なり天に於てハ和平に至上所にハ榮光あるべし 三九 大衆の中
より或パリサイの人イエスに曰けるハ師よ爾の弟子を責めよ 四十 彼等に答けるハ我なんぢらに告ん此輩もし
默止なバ石號呼べし 四一 既に近づけるとき城中を見て之が爲に哭いひけるハ 四二 もし爾だにも今この爾の日
に於て爾の平安に關れる事を知バ福なるに今なんぢの目に隱たり 四三 爾の敵なんぢの周邊に壘を築き四方よ
り圍攻 四四 爾と其中なる兒女を擊滅し石をも石の上に遺ざる日きたらん是なんぢ其眷顧たまふの時を知ざ
れバ也 四五 イエス殿に入りその中にて貿易せる者を逐出し 四六 彼等に曰けるハ我室ハ祈禱の殿なりと錄されたる
に爾曹これを盜の巢と爲り 四七 イエス日々に殿にて教ふ祭司の長學者民の尊き者ども彼を殺んと謀ども民み
な心を傾けて其教を聽るが故に 四八 爲べき方を知ざりき

第二十章
一日イエス殿にて民を教へ福音を宣しに祭司の長學者長老共に近よりイエスに語て曰けるハ 二 何

の權威を以て此事を行か誰この權威を予たるか我儕に告よ 三答て曰けるハ我も一言なんぢらに問ん且われに告よ 四ヨハ子のバプテスマハ天よりか人よりか 五彼等たがひに曰けるハ若天よりと云バ然バ何故かれを信ぜざる乎と曰ん 六もし人よりと云バ民みなヨハ子を預言者と信ずれバ我儕を石にて擊んとて 七遂に答て奚よりなるか知ずと曰り 八イエス彼等に曰けるハ我も亦なにの權威を以て之を行ふを爾曹に告じ○ 九即ち此譬を民に語れり或人葡萄園をつくり農夫に租與て久しく他國へ往しが 十期いたりければ葡萄園の果を受收ん爲に僕を農夫の所に遣しけるに農夫等これを撲たゝきて徒く返せたり 十一また他の僕を遣しゝに之をも撲たゝき辱しめて徒く返せたり 十二又三次僕を遣しゝに之をも傷けて逐出しければ 十三葡萄園の主曰けるハ我いかに爲ん我愛子を遣すへし之を見バ恭敬ならん 十四農夫ども之を見て互に議いひけるハ此ハ嗣子なり率かれを殺さん業ハ我儕の所有になる可とて 十五彼を葡萄園の外に出して殺せり然バ葡萄園の主いかに彼等を處へき乎 十六かれ來て此農夫等を滅し葡萄園を他人に託へし人々これを聞て曰けるハ然ハ有ざれ 十七イエス彼等を見て曰けるハ匠人の棄たる石是こそ尾隅の首石となれと錄されしハ何ぞや 十八此石の上に墮るものハ壞この石上に墮れバ其もの碎るへし 十九祭司の長學者等その己を指て此譬を語たるを知この時イエスを執へんと爲しかども民を畏たり 二十即ち之を窺ひその言を取て方伯の政事の權威に解さんとして自ら義人と偽れる間者を遣せり 二一就てイエスに問けるハ師よ我儕なんぢの言ところ教るところ正くかつ偏らず誠を以て神の道を教るを知 二二われら稅をカイザルに納るハ宜や否や 二三イエスその詭譎なるを知て曰けるハ何ぞ我を試るや 二四デナリを我に見せよ此像と號ハ誰なるか答てカイザルなりと曰 二五イエス曰けるハ然バカイザルの物ハカイザルに納め神の物ハ神に納よ 二六かれら民の前に其言を執得ず且その答を奇と意て默然たり○ 二七甦る事なしと言サドカイの人きたりてイエスに問けるハ 二八師よモーセ我儕に書遺ハ若人の兄弟妻あり子なくして

死ハ兄弟その妻を娶り子を生て其后を繼すべしと　然バ七人の兄弟あらんに長子妻を娶り子なくして死 三十
第二の者この婦を娶り子なくして死 三一 第三も之を娶り七人同く之を娶り子なくして死 三二 終に婦も死たり 三三
然バ七人ともに此婦を妻とせし故に甦りたる時ハ誰の妻と爲べき乎 三四 イエス答て曰けるハ此世の子ハ娶嫁
ことあり 三五 彼世に入り死より復生に足ものハ娶嫁ことなし 三六 是また死ること能ざるが故なり蓋天の使と
侔く復生の子にて神の子なれバ也 三七 さて死し者の甦ることに就てハモーセ棘中の篇に主をアブラハムの神
イサクの神ヤコブの神と稱て之を明白せり 三八 その神ハ死たる者の神に非ず生る者の神なり蓋神の前にハ皆
生る者なれバ也 三九 その學者等こたへ曰けるハ師よ善いへり 四十 此のち敢てイエスに問者なかりき○ 四一 イエス
彼等に曰けるハ人々如何なれバキリストをダビデの裔と言や 四二 ダビデ自ら詩の篇に主わが主に曰けるハ我
なんぢの敵を爾の足凳と爲まで我が右に坐すべしと言り 四四 然バダビデ之を主と稱たれバ如何で其裔あらん
乎 四五 民みな之を聽る時その弟子にいひけるハ 四六 長服を衣て遊行ことを好み市上にて人の問安會堂の高坐
筵間の上座を喜ぶ學者を愼めよ 四七 彼等ハ嫠婦の家を呑いつはりて長祈をなす罪せらるゝこと尤も重し

第二十一章

イエス目をあげ富る人々の捐輪を賽銭箱に投るを見る 二 又ある貧き嫠婦のレプタ二を投たる
を見て曰けるハ 三 われ誠に爾曹に告ん此貧き嫠ハ衆の者よりも多く投たり 四 蓋かれらハ皆その羨餘ある所
より捐輪を神にさゝげ此婦ハ不足ところより其所有を盡く獻たれバ也○ 五 また或人殿の美石と奉納物を以
て修飾ることを語しに 六 イエス曰けるハ爾曹の見る所のもの石を石の上にも遺ず圮さるゝ日いたらん 七 彼
等とふて曰けるハ師よ何の時この事あらん正に此の事の來らん時ハ如何なる兆ある乎 八 イエス曰けるハ爾
曹つゝしみて惑さるゝ事なかれ蓋おほくの者わが名を冐きたり我ハキリストなり時ハ近よれりと云ん然ど
爾曹從ふ勿れ 九 戰亂を聞とき懼るゝ勿れ此等の事の先に有ハ止を得ざること也然ど末期ハ未だ速ならず

十 又いひけるハ民ハ民をせめ國ハ國を攻 十一 各處に大なる地震饑饉疫病おこり且おそるべき事と大なる休徵
天より現るべし 十二 此事より先に人々爾曹を執へ苦め會堂および獄に解し我名の爲に王および侯の前に曳往
べし 十三 然ども爾曹が此事に遭ハ證と爲なり 十四 故に爾曹まづ何を對んと思慮まじき事を心に定よ 十五 蓋すべ
て爾曹に仇する者の辯駁また欲對ことを爲えざるべき口と智とを我なんぢらに賜へん 十六 又なんぢら父母兄
弟、親戚、朋友等より解され且なんぢらの中ある者ハ殺さるべし 十七 爾曹わが名の爲に人々に憾れん 十八 然ども爾
曹の首髮一縷も喪ハじ 十九 なんぢら忍耐て其生命を全うせよ 二十 なんぢら軍勢にエルサレムの圍るゝを見なバ
其亡ちかきに在と知 二一 その時ユダヤに在者ハ山に逃よエルサレムに在者ハ出よ郷下に在者ハエル・サレムに
入なかれ 二二 これ刑罰の日にして錄されたる事のみな應らるゝ日なり 二三 其日にハ孕たる者と哺乳兒ある者ハ
禍なる哉これ地に大なる災ありて怒この民に及べければ也 二四 人々刀刃に斃れ且とらハれて諸國に曳れエル
サレムハ異邦人の時滿るまでハ異邦人に蹂躙さるべし 二五 また日月星に異象あるべし地にてハ諸國の人哀み
海と波との澎湃に因て顚沛 二六 人々危懼つゝ世界に來んとする事を俟惱むべし是天の勢ひ震動すべけれバ
也 二七 その時人々ハ人の子の權威と大なる榮光を以て雲に乘來るを見るべし 二八 此等の事の成初ん時にハ起て
爾曹の首を翹よ蓋なんぢらの贖ちかづけば也 二九 イエス譬を彼等に語けるハ無花果と凡の樹を見よ 三十 既に萌
バ爾曹これを見て自ら夏ハはや近と知 三一 此の如く爾曹も此等の事成を見バ神の國の近を知 三二 誠に我なんぢ
らに告ん此事みな成までハ此世ハ逝ざるべし 三三 天地ハ廢るべし然ども我言ハ廢る可らず 三四 爾曹みづからを
愼よ恐くハ飮食に耽り此事に累れ爾曹の心昏迷なりて慮よらざる時に此日なんぢらに臨ん 三五 それ機檻の如
● く遍く地の上に居者に臨むべし 三六 是故に爾曹儆醒て此臨んとする凡の事を避まだ人の子の前に立得やうに
常に祈れ 三七 イエス晝ハ殿にて敎へ夜ハ出て橄欖と云る山に宿ぬ 三八 民みな彼に聽んとて朝とく殿に來れり

第二十二章 逾越と云る除酵節ちかづけり 二祭司の長學者たち如何してかイエスを殺さんと窺ふ但民を
畏たり 三さて偕サタン十二の中のイスカリオテと稱るユダに入ぬ 四かれ祭司の長たちと殿司等に往如何してか
イエスを付さんと語ければ 五彼等喜びて銀子を予んと約す 六ユダ諾ひて人々の居ざる時にイエスを付さん
と機を窺へり○ 七さて除酵節なる逾越の羔を殺べき日になりければ 八イエスペテロとヨハ子を遣さん
とて曰けるハ往て我儕が食せん爲に逾越を備よ 九かれら答けるハ何處に之を備んと爲か 十イエス曰けるハ
城下に入バ水を盛たる瓶を挈る人なんぢらに遇べし其入ところの家に隨ひ往て 十一家の主に師なんぢに云わ
れ弟子と共に逾越を食すべき客房ハ何處に在やと曰 十二然すれバ彼ろなへたる大なる樓房を示すべし其
處に備よ 十三彼等ゆきてイエスの曰給ひたる如く遇しかバ逾越の備を爲り 十四時至ければイエス食に就ぬ又使
徒も共に就たり 十五イエス彼等に曰けるハ我苦難を受る先に爾曹と共に此逾越を食することを大ふ願へり 十六わ
れ爾曹に告ん之を神の國に成までハ復これを食せじ 十七イエス杯をとり謝して曰けるハ之を取て互に分よ
十八我なんぢらに告ん神の國の來るまでハ葡萄より造しものを飲じ 十九またパンをとり謝して擘かれらに予て
曰けるハ此ハ爾曹の爲に予るわが身體なり我を記ん爲に此を行 二十また食してのち杯をとり曰けるハ此杯ハ
爾曹の爲に流す我血にして立る所の新約なり 二一夫われを賣す者の手ハ我と共に案にあり 二二人の子ハ果て定
られたる如く逝ん然ども人の子を賣す人ハ禍なる哉 二三かれら此事を爲ん者ハ誰なる乎と互に問ぬ 二四また彼
等の中にて長たる者ハ誰なるかと互の爭ありき 二五イエス彼等に曰けるハ異邦人の王ハ其民を支配す又ろの
上に權を秉者ハ恩を施す者と稱らる 二六然ども爾曹ハ如是すべからず爾曹のうち大なる者ハ幼が如く首たる
者ハ役る者の如なるべし 二七食に就る者と事る者と孰か大なる食に就る者ならずや然ども我ハ爾曹の中事る
者の如し 二八わが患難ふ於て我と偕ふ居し者ハ爾曹なり 二九我父の我ふ任せし如く我も爾曹に國を任ずべし 三十

これ爾曹わが國に於て我案に食飲し且位に坐てイスラエルの十二の支派を鞫んが爲なり 三一 主また曰ける
ハシモンよシモンよサタン爾曹を索て麥の如く簸んとす 三二 然ども爾の信仰絶ざるやう爾の爲に祈れり爾歸
ん時その兄弟を堅せよ 三三 シモン曰けるハ主よ我獄にまでも死にまでも爾と共に往んと心を定たり 三四 イエス
曰けるハペテロ我爾曹に告ん今日鷄なかざる前に爾三次われを識ずと言ん○ 三五 又かれらに曰けるハ我財
布旅袋履をも帶せで爾曹を遣ししとき事の缺たること有しや答けるハ無りき 三六 イエス彼等に曰けるハ今ハ
財布ある者ハ之をとれ旅袋ある者も亦然り此等を有ぬ者ハ衣服を賣て刀を買べし 三七 我なんぢらに告ん彼ハ
罪人の中に算られて有しと錄されたる此言ハ我に於て應らるべし蓋われを指たる事ハ必ず成らる可れバ也
三八 かれら曰けるハ主見よ此に二の刀ありイエス彼等に曰けるハ足り 三九 イエス出て例の如く橄欖の山に往け
るに其弟子も從へり 四十 其處に至て彼等に曰けるハ誘惑に入ざるやう祈れ 四一 イエス彼等を離て石の投らるゝ
ほど隔り曲膝いのり曰けるハ 四二 父よ若し聖旨に肯バ此杯を我より離ち給へ然ども我意に非ず聖旨のまゝ
に成たまへ 四三 使者天より彼に現れて健壯を添ぬ 四四 イエス痛く哀み切に祈れり其汗ハ血の滴りの如く地に下
たり 四五 祈禱より起て弟子に來り彼等が憂て寢れるを見 四六 曰けるハ何ぞ寢るや起て誘惑に入ざるやう祈れ 四七
如此いへるとき許多の人々きたる又十二の一人なるユダと云る者其に先ちてイエスに接吻せんと近よれり
四八 イエス曰けるハユダ爾ハ接吻をもて人の子を賣す乎 四九 その側に居たる者ども事の及んとするを見て曰け
るハ主よ我儕刀をもて擊べき乎 五十 其中の一人祭司の長の僕を擊て其右の耳を削落せり 五一 イエス答て之を釋
せと曰其耳に捫て醫したり 五二 イエス此に來し祭司の長殿司および長老等に曰けるハ爾曹刀と棒とを持來り强
盜に當が如する乎 五三 われ日々に爾曹と偕に殿に在し時ハ我に手を措こと無りき然るに今ハ爾曹の時かつ黑
暗の權なり 五四 彼等イエスを執へ曳て祭司の長の家に携往りペテロ遙に從ひぬ 五五 人々中庭のうちに火を燒て

同に坐しけれバペテロも其中に坐したり 五六 或婢かれが火の傍に坐せるを見これを熟視て曰けるハ此人も
彼と偕ふ在し 五七 ペテロ承ずして女よ我これを識ずと云り 五八 頃刻して他の人も亦見て曰けるハ爾も彼等の
一人なりペテロ曰けるハ人よ我ハ然ず 五九 約そ一時ほど過て復ほかの人力言けるハ誠に此人も彼と偕に在し
是ガリラヤの人なれバ也 六十 ペテロ曰けるハ人よ我なんぢの言ところを識ずと言も果ず忽ち鷄鳴ぬ 六一 主身
を回してペテロを見たまへり今日鷄なく前に三次われを識ずと言んと主の曰たまひし言をペテロ憶起し 六二
外へ出て痛く哭り○ 六三 イエスを護れる者ども嘲弄して彼を撲 六四 その目を掩ひ問て曰けるハ爾を撲者ハ誰な
る乎預言せよ 六五 また多端の事を言て之を譏れり 六六 平旦に民の長老祭司の長學者ども集りてイエスを集議所
に曳往て 六七 曰けるハ爾もしキリストならバ我儕に告よイエス曰けるハ假令われ爾曹に言とも信ざるべし
六八 又たとひ我なんぢらに詰とも答ざるべし 六九 今より後人の子ハ大權ある神の右に坐せん 七十 皆いひけるハ然
バ爾ハ神の子なるかイエス曰けるハ爾曹が言る如く我ハ是なり 七一 彼等いひけるハ猶證據を須んや我儕みづ
から其口より聞り

第二十三章 衆人みな起てイエスをピラトに携ゆき 二 之を訟いひけるハ我儕この人が民を惑し税をカイザル
に納ることを禁み自ら王なるキリストと稱るを見たり 三 ピラトイエスに問て曰けるハ爾ハユダヤ人の王な
る乎答けるハ爾が言る如し 四 ピラト祭司の長等と衆人に曰けるハ我この人に於て罪あるを見ず 五 彼等ます
〱極力いひけるハ彼ハガリラヤより始て遍くユダヤを教へ此處まで來て民を亂せり 六 ピラトガリラヤと
聞て此人ハガリラヤ人なる乎を問 七 其ヘロデの所管なるを知て之をヘロデに遣る此時ヘロデもエルサレム
に在しが 八 イエスを見て甚だ喜べり蓋各樣なる彼が風聲を聞て久く之を見んことを欲ひ且その奇異なる事
を見んと望ゐたれバ也 九 是故に多言を以て問けれどもイエス何をも答ざりき 十 祭司の長學者たち側に立

て切に彼を訟ぬ 十一ヘロデその士卒と共に彼を藐視嘲弄して華服を衣せ復ピラトに還れり 十二ピラトとヘロ
デ先には仇なりしが當日たがひに親く成り○ 十三ピラト祭司の長有司および民等を呼あつめて 十四曰けるは爾
曹この人を我に携來りて民を亂したる者なりと爲せり我なんぢらが訟る所を以て爾曹の前に鞫ども其罪あ
るを見ず 十五ヘロデも亦然り爾曹をヘロデに遣せど彼もイエスが行事の死罪に當を見ざりき 十六故にわれ笞ち
て之を釋さん 十七蓋この節期に必ず一人を釋すと有ばなり 十八彼等みな一齊よばはりて此人を除きバラバを我
儕に釋せと曰 十九かれは城下に一揆を起し人を殺して獄に入し者なり 二十故にピラトはイエスを釋さんと欲ひ復
かれらに曰しかど 二一かれら呼りて之を十字架に釘よ十字架に釘よと曰 二二ピラト三次いひけるは彼は何の惡
事を行しや我いまだ彼の死罪あるを見ざれば笞ちて釋さん 二三彼等厲く聲をたてゝ彼を十字架に釘んと言募
れり遂に彼等と祭司の長の聲勝たり 二四ピラトその求の如く定て 二五彼等が求る一揆を起し人を殺して獄に入
たる者を釋し其意に任せてイエスを付せり 二六彼等イエスを曳往とき田間より出來れるクレ子のシモンと云
る者を執へ其に十字架を負せてイエスに從せたり 二七夥の民および婦等も從ふ婦等は彼を哭哀めり 二八イエ
ス彼等を顧いひけるはエルサレムの女子よ我爲に哭なかれ惟おのれと己が子の爲に哭 二九産ざる者いまだ孕
ざるの胎いまだ哺せざるの乳を福なりと曰ん日きたらん 三十その時人々山に對て我儕の上に壓よ陵に對て我儕
を掩へと曰ん 三一もし青木にさへ如此なさば枯木は如何せられん○ 三二また他に二人の罪人をイエスと偕に死
罪に處せんとて曳往り 三三彼等クラニオンと云る所に至りて此にイエス及び罪人を十字架に釘ぬ一人をイエ
スの右一人を左に置 三四イエス曰けるは父よ彼等を赦し給へ其爲ところを知ざるが故なり彼等鬮をして イエ
スの衣服を分つ 三五人々立てイエスを見たり有司も亦嘲哂ふて曰けるは彼は他人を救へり若キリスト神の選
たる者ならば自己を救べし 三六兵卒も亦かれを嘲弄し來り酢を予て 三七爾もしユダヤ人の王ならば自己を救へ

と曰り 三八 又ギリシヤ ロマ ヘブルの文字にて此ハユダヤ人の王なりと書る罪標を其上に建たり○ 三九 懸られた
る罪人の一人イエスを譏て曰けるハ爾もしキリストならバ己と我儕を救へ 四十 他の一人こたへて彼を責め曰
けるハ爾おなじく罪を受ながら神を畏ざる乎 四一 我儕ハ當然なり行しことの報を受るなれど此人ハ何も不是事ハ
行ざりし也 四二 是てイエスに曰けるハ爾の國に來ん時我を憶たまへ 四三 イエス答けるハ誠に我なんぢに告ん
今日なんぢハ我と偕に樂園に在べし○ 四四 時約十二時ごろより三時に至まで遍く地のうへ黑暗と爲れり 四五
日光くらみ殿の內の幔眞中より裂たり 四六 イエス太聲に呼り曰けるハ父よ我靈を爾の手に託く如此いひて
氣絕ゆ 四七 百夫の長この成し事を見て神を崇め曰けるハ誠に此人ハ義人なりき 四八 之を觀んとて聚れる衆人み
な此ありし事等を見て胸を拊て返れり 四九 イエスの相識の人々およびガリラヤより隨ひし婦ども遠く立て此
等の事を見たり○ 五十 議員なるヨセフと云る善かつ義なる人あり 五一 彼等の評議と行爲を肯ざりき是ハユダ
ヤのアリマタヤの邑の人にて神の國を慕る者なり 五二 此人ピラトに往イエスの屍を乞て 五三 之を取下し布にて
裹いまだ人を葬し事なき石の鑿たる墓に置り 五四 此日ハ備節日なり且安息日近きぬ 五五 ガリラヤよりイエスと
偕に來りし婦たち後に隨ひて其墓と屍の置れたる狀を見たり 五六 彼等かへりて香物と香膏を備へ置て誠に
從ひ安息日を休めり

第二十四章

七日の首日の昧爽に此婦たち備置たる香物を携て墓に來しに他の婦等も偕に來れり 二 彼等石
の墓より轉たりしを見て 三 入ければ主イエスの屍を見ず 四 之が爲に躊躇をりしに輝る衣服を着たる二人そ
の旁に立り 五 かれら懼て面を地に伏ければ其人いひけるハ爾曹何ぞ死たる者の中に生たる者を尋るや 六 彼
ハ此に在ず甦りたり彼ガリラヤに居しとき爾曹に語て人の子ハ必ず罪ある人の手に付され十字架に釘られ
第三日に甦る可と云たりしを憶起よ 八 彼等その言を憶いで 九 墓より歸て此等の事をみな十一の弟子と他の

弟子等に告 十此等の事を使徒に告たる者はマグダラのマリアヨハンナヤコブの母なるマリアまた他に偕に
在し婦等なり 十一使徒其の語れるを虛誕と意ひて信ぜず 十二ペテロ起て趨り墓に往かゞまりて臬布のかたよせ
在を見て其遇ところの事を奇みつゝ歸れり○ 十三當日二人の弟子エルサレムより三里ばかり隔りたるエマヲ
と云る村に往けるに 十四互に此等の所遇どもを語あへり 十五語り論ずる時にイエス自ら近きて偕に往り 十六然ど
彼等の目迷されて知ことを得ざりき 十七イエス曰けるは爾曹行つゝ互に哀み談論まとは何ぞ乎 十八其の一人の
クレオパと云る者答けるは爾はエルサレムの旅人にして獨このごろ有し事を知ざる乎 十九答けるは何事ぞや
之に曰けるはナザレのイエスの事なり此人は神と萬民の前に於て行と言に大なる能ある預言者なりしが 二十
祭司の長と有司等かれを死罪に解して十字架に釘たり 二一我儕イスラエルを贖へん者は此人なりと望たりし
又其れ而已ならず此等の事の成しより今日は第三日なるに 二二我儕の中なる或婦たち我儕を驚駭せり彼等朝
はやく墓に往 二三其の屍を見ずして來り天使あらはれて彼は甦れりと云るを見たりと告 二四また我儕と偕に
在し者も墓に往たるに婦の言る如にて且かれを見ざりき 二五イエス曰けるは預言者の凡て言たる事を信ずる
心の遲き愚なる者よ 二六キリストは此等の難を受て其榮光に入べきに非や 二七故にモーセより凡の預言者を始
すべての聖書に於て己に就ての事は解明されたり 二八彼等ゆく所の村に近きけるに彼ゆき過んと爲る狀をな
せば 二九彼等すゝめ曰けるは日昃きて暮に及ぬ我儕と偕に止れ彼いりて止る 三十共に食に就る時パンをとり謝
して擘かれらに予ければ 三一二人の者の目瞭かに爲て彼を識り又忽ち其目に見ず爲り 三二彼等たがひに曰ける
は途間にて我儕と語かつ聖書を解開ける時われらが心熱しに非ずや 三三此時かれら起てエルサレムに歸り十
一の弟子および同なる人の集り居に遇 三四其の人等の曰けるは主實に甦りシモンに現れたり 三五二人の者も途
間にて所遇とパンを擘たまへるに因て識たる事を語れり 三六此事を語れる時イエス自ら其中に立て曰けるは

爾曹安かれ 三七 かれら駭き懼れて見ところの者を靈ならんと意り 三八 イエス曰けるハ爾曹何ぞ駭くや何ぞ心に
疑ひ起るや 三九 我手わが足を見て我なるを知われを撫て視よ靈ハ我が在を爾曹が見ごとく肉と骨ハ有ざる也
四十 如此いひて其手足を示せしに 四一 彼等喜べども猶信せず異める時にイエス此に食物ある乎と曰ければ 四二 炙
たる魚と蜜房を予ふ 四三 之を取て其前に食せり 四四 また彼等に曰けるハモーセの例預言者の書また詩の篇に錄
されたる我事につく凡の言の必らず應べきハ我もと爾曹と偕に在しとき語れる所なり 四五 是に於て聖書を悟
せんとて其聰を啓き 四六 曰けるハ已に斯錄されたり如此キリストハ苦難をうけ第三日に死より甦るべし 四七 又
その名に託て悔改と赦罪ハエルサレムより始まり萬國の民に宣傳られん 四八 爾曹ハ此等の事の證人なり
四九 我わが父の誓のものを爾曹に遣らん爾曹上より權を授らる迄ハエルサレムに留れ 五十 イエス彼等を導き
ベタニヤに至り手を擧て彼等を祝す 五一 祝する時かれらを離れ天に擧られたり 五二 彼等これを拜して甚く喜び
エルサレムに歸り 五三 恒に殿に入て神を頌美また祝謝せりアーメン

新約全書路加傳福音書　終

新約全書約翰傳福音書

第一章 太初に道あり道は神と偕にあり道は即ち神なり 二 この道は太初に神と偕に在き 三 萬物これに由て
造らる造れたる者に一として之に由らで造られしは無し 四 之に生あり此生は人の光あり 五 光は暗に照り暗は
之を曉らざりき○ 六 爰に神の遣し給へるヨハネと云る者あり 七 その來りしは證の爲なり即ち光に就て
證を作す凡ての人をして己に因て信ぜしめんが爲なり 八 彼は光に非ず光に就て證を作ん爲に來れり 九 夫す
べての人を照す眞の光は世に來れり 十 かれ世にあり世は彼に造れたるに世これを識ず 十一 かれ己の國に來し
に其民これを接ざりき 十二 彼を接その名を信ぜし者には權を賜ひて此を神の子と爲り 十三 斯る人は血脈に由に
非ず情慾に由に非ず人の意に由に非ず唯神に由て生れし也 十四 それ道肉體と成て我儕の間に寓れり我儕その
榮を見に實に父の生たまへる獨子の榮にして恩寵と眞理にて充り○ 十五 ヨハネ之が證を作て呼いひけるは我
さきに我に後れ來らん者は我より優れる者なり蓋我より先に在し者なればなりと言しは此人なり 十六 我儕みな
彼に充滿たる其中より受て恩寵に恩寵を加らる 十七 律法はモーセに由て傳り恩寵と眞理はイエスキリストに
由て來れり 十八 未だ神を見し人あらず惟うみ給へる獨子すなはち父の懐に在者のみ之を彰せり○ 十九 ユダヤ人
祭司とレビの人をエルサレムよりヨハネの所に遣し爾は誰かと問しめけるとき證せることを左の如し 二十 かれ
諱す所なく言顯して我はキリストに非ずと明かに曰り 二一 また問けるは然ば爾は誰かエリヤなるか否と答ふ
又あんちは彼の預言者なる乎と問しに然らずと答たり 二二 是に於て彼等また問けるは爾は誰なるか我儕を遣
し者に我儕が答を爲得るやう我儕に告よ爾みづから如何に謂や 二三 ヨハネ曰けるは我は即ち主の道を直せ
よと野に呼る人の聲なり預言者イザヤの言るが如し 二四 その遣されたる人々はパリサイの人なりき 二五 彼等ま
たヨハネに問て曰けるは然ば爾はキリストに非ずエリヤに非ず彼の預言者にも非ずして何ぞバプテスマを

施すや 二六 ヨハネ答いひけるは我は水を以てバプテスマを授く然ど爾曹が知ざる所のもの一人なんぢらの中
に立り 二七 我に後れ來りて我に優れる者是なり我は其履の紐を解にも足ざる者なり 二八 此事はヨハネのバ
プテスマを施しゝヨルダンの外なるベタニヤにて有し也○ 二九 明日ヨハネイエスの己に來るを見て曰けるは
世の罪を任ふ神の羔を觀よ 三十 我に後れ來らん者は我より優れる者なり蓋我より以前に在し者なればなりと我
言るは此人なり 三一 われ素より此人を識ず然ど我來て水にてバプテスマを施すは彼をイスラエルの民に顯さ
んが爲なり 三二 ヨハネまた證して曰けるはわれ靈の鴿の如く天より降りて其上に止れるを見たり 三三 我は彼を
識ざれど我を遣し水にてバプテスマを施さしめし者われに曰けるは爾靈くだりて其上に止るを見ん彼そ聖
靈を以てバプテスマをなす者なり 三四 彼これを見て其神の子たるを證せり 三五 明日またヨハネ二人の弟子と偕
に立 三六 イエスの行を見て神の羔を觀よと曰 三七 如此いへるを弟子聞てイエスに從ひ往り 三八 イエス彼等の從へる
を回顧て爾曹なにを求るやと彼等に問こたへてラビ何處に住るやと曰ラビを譯ば師と云の義なり 三九 イエス
彼等に來り觀よと曰たまひければ遂に往て其住り給ふ處を見て是日ともに住れり時は晝の四時ころなりき
四十 ヨハネの曰し言を聞てイエスに從へる二人の者の其一人はシモンペテロの兄弟アンデレなり 四一 かれ先己
の兄弟シモンに遇て曰けるは我儕メッシヤに遇りメッシヤを譯ばキリストなり 四二 即ち彼をイエスに携往し
にイエス視て之に曰けるは爾はヨナの子シモンなり爾はケパと稱らるべしケパを譯ばペテロなり○ 四三 明日
イエスガリラヤに往んとしてピリポにあひ我に從へと曰り 四四 ピリポはアンデレとペテロの住るベッサイダ
と云る邑の人なり 四五 ピリポナタナエルに遇て曰けるは我儕律法の中にモーセが載たるところ預言者等の記
しゝ所の者に遇り即ちヨセフの子ナザレのイエスなり 四六 ナタナエル曰けるはナザレより何の善者いでん乎
ピリポ彼に曰けるは來て觀よ 四七 イエスナタナエルの己が所に來るを見かれを指て曰けるは視よ眞のイスラ

エルの人にして其心詭譎なき者ぞ 四八 ナタナエル イエスに曰けるは如何にして我を知たまふ乎 イエス之に答
て曰けるはピリポが爾を召ざる先に無花果樹の下に爾の居るを見たり 四九 ナタナエル答て曰けるはラビ爾は
神の子なり爾はイスラエルの王なり 五十 イエス答て曰けるは爾が無花果樹の下に居るを我見しと言るに因て
爾信ずるか此よりも大なる事を爾みるべし 五一 又いひけるは我まことに實に爾曹に告ん天ひらけて神の使等
人の子の上に陟降するを見ん

第二章

第三日にガリラヤのカナにて婚筵ありしがイエスの母も此に居り 二 イエスと其弟子も婚筵に請る 三
葡萄酒罄ければ母イエスに曰けるは彼等に葡萄酒なし 四 イエス彼に曰けるは婦よ爾と我と何の與あらんや
我時は未だ至ず 五 その母僕等に向て彼が爾曹に命ずる所の事を行よと曰おけり 六 ユダヤ人の潔の例に從ひ
て四五斗盛の石甕六かしこに備ありしが 七 イエス僕等に水を甕に滿せよと曰ければ彼等口まで滿せたり 八
又これを今挹取て持ゆき筵を司る者に與せよと曰ければ彼等わたせり 九 筵を司る者酒に變し水を嘗て其何處
より來しを知ず然ど水を挹し僕は知り 十 筵を司る者新郎を呼て彼に曰けるは凡そ人はまづ旨酒を進し酒酣
なるに及て魯酒を進に爾は旨酒を今まで留おけり 十一 此事をイエスがガリラヤのカナにて行るは休徵の始に
して其榮を顯せり弟子かれを信ず○ 十二 此後イエスその母兄弟および弟子等カペナウンに下り其處に居こと
久からずして 十三 ユダヤ人の逾越節ちかづきければイエスエルサレムに上り 十四 殿にて牛羊鴿を賣者と兌銀す
る者の坐せるを見 十五 縄をもて鞭をつくり彼等および羊牛を殿より逐出し兌銀する者の金を散し其案を倒
し 十六 鴿を賣者に曰けるは此物を取て往わが父の室を貿易の家とする勿れ 十七 弟子等なんぢの室の爲に熱心わ
れを蝕んと錄されたるを憶起せり 十八 此にユダヤ人こたへてイエスに曰けるは爾これらの事を爲からには我
儕に何の休徵を示るや 十九 イエス答て爾曹この殿を毀て我三日にて之を建んと曰ければ 二十 ユダヤ人いひける

ハ此殿を建るにハ四十六年を經しに爾三日にて之を建るか　二一 イエスの如此いへるハ其身の殿を指るなり　二二
死より甦り給へる後弟子たちイエスの此事を語しを憶起し聖書と彼の曰し言を信ぜり　二三 踰越節
にエルサレムに在しに多の人かれの行し休徴を見て其名を信ぜり　二四 イエス自己を彼等に托ず蓋すべての人
を知　二五 また人の心の中を知が故に人につきて證を立る者を求ざれバ也

第三章 ユダヤ人の宰にてパリサイのニコデモと云る人あり　二 かれ夜イエスに來て曰けるハラビ我儕なんぢ
ハ神より來し師なりと知りハ神もし人と偕ならずバ爾が行るこの休徴ハ人これを行こと能ざれバ也　三 イエ
ス答て曰けるハ誠に實に爾に告ん人もし新に生ずバ神の國を見こと能ハず　四 ニコデモ彼に曰けるハ人もや
老ぬれバ如何で復生ることを得んや再び母の腹に入て生る可んや　五 イエス答けるハ誠に實に爾に告ん人ハ
水と靈とに由て生ざれバ神の國に入こと能ざる也　六 肉に由て生るゝ者ハ肉なり靈に由て生るゝ者ハ靈なり
七 我なんぢに新に生るべき事を言しを奇と爲なかれ　八 風ハ己が任に吹なんぢ其聲を聞ども何處より來り何
處へ往を知ず凡て靈に由て生るゝ者も此の如し　九 ニコデモ答て如何で此事あらん乎と曰　十 イエス答て曰け
るハ爾ハイスラエルの師なるに猶この事を知ざる乎　十一 誠に實に爾に告ん我儕知し事をいひ見し事を證する
に爾ハ我儕の證を受ず　十二 若われ地の事を言に爾信ぜずバ況て天の事を言んにハ何で信ずることを爲んや　十三
天より降り天にをる人の子の外に天に升し者なし　十四 モーセ野に蛇を擧し如く人の子も擧らるべし　十五 凡て之
を信ずる者に亡ること無して永生を受しめんが爲なり　十六 それ神ハその生たまへる獨子を賜ほどに世の
人を愛し給へり此ハ凡て彼を信ずる者に亡ること無して永生を受しめんが爲なり　十七 神その子を世に遣
し給へるハ世の罪を定んとに非ず彼に由て世を救んが爲なり　十八 彼を信ずる者ハ罪に定られず信ぜざる者ハ
既に其罪さだまれり蓋神の生たまへる獨子の名を信ぜざるに因　十九 罪の定る所以ハ光世に臨しに人その行の

惡に因て光を愛せず反て暗を愛すれバ也 二十 凡て惡をなす者ハ光を惡み其行を責られざらんが爲に光に就ら
ず 二一 眞理を行ふ者ハ其行の顯れんが爲に光に就る蓋神に遵て行へば也○ 二二 此後イエス弟子とユダヤの地に
至り偕に彼處に留りてバプテスマを施す 二三 ヨハ子も亦サリムに近きアイノンに在てバプテスマを施す彼處
ハ水おほきが故なり人々來りてバプテスマを受たり 二四 此時ヨハ子ハ未だ獄に入られざりき 二五 ヨハ子の弟子
とユダヤ人と潔事に就て爭辯ありけるが 二六 彼等ヨハ子に來りて曰けるハラビ觀よ爾と偕にヨルダンの外に
在て爾が證せし者バプテスマを施すに皆かれに來れり 二七 ヨハ子答て曰けるハ人ハ天より賜ふに非ざれバ受
ること能ざる也 二八 我ハキリストに非ず惟其先に遣されし者なりと言し事を證する者ハ爾曹なり 二九 新婦を
もてる者ハ新郎なり新郎の友たちて其聲を聞ば之に緣て喜び多し我いま此喜び滿ることを得たり 三十 彼ハ必
ず盛んになり我ハ必ず衰ふべし 三一 天上より來る者ハ萬物の上にあり地より出る者ハ地に屬り其言ところも
地の事なり天より來る者ハ萬物の上に在 三二 彼ハ自ら其見しところ聞し所の事を證と爲に其證を受る者なし
三三 其證を受し者ハ印をもて神の眞なる事を證す 三四 神の遣しゝ者ハ神の言を語る蓋神これに靈を賜ひて限
り量なければ也 三五 父ハ子を愛して萬物を其手に授たり 三六 子を信ずる者ハ窮なき生命を有ち子に從ハざる者ハ生
命を見ことを得ず且神の怒りの上に留らん

第四章

一 主おのれの弟子を收ること且又バプテスマを施せることヨハ子よりも多しとパリサイの人の聞しを知
二 然ど其實ハイエス自らバプテスマを施せるに非ず弟子これを行るなり 三 其時ユダヤを去て復ガリラヤに
往 四 サマリアを經ずして行こと能ず 五 遂にサマリアのスカルと云る邑に至れり此邑ハヤコブ其子ヨセフ
に予し地に近し 六 此にヤコブの井ありイエス行途の疲倦にて其井の傍に坐せり時ハ晝の十二時ごろなり
七 一人のサマリアの婦水を汲んとて來りけれバイエス其婦に向て我に飮せよと曰 八 蓋弟子たち食物を

買んために邑へ往て在ざりし故なり　九 サマリアの婦いひけるハ爾ハユダヤ人にして何かサマリアの婦なる
我に飲ことを求るや此ハユダヤ人とサマリアの人とハ交際を爲ざれバ也　十 イエス答て曰けるハ爾もし神の
賜と我に飲せよといふ者の誰なるを知バ爾われに求めん然バ活水を爾に予ふべし　十一 婦イエスに曰けるハ
主よ汲器なく井も亦深し爾何處より汲て其活水を有るか　十二 これ井ハ我儕の先祖ヤコブの予し所なり彼も其
子も亦畜までも皆これを飲たり爾ハ彼よりも勝れし者ならん乎　十三 イエス答て曰けるハ凡て此水を飲者ハま
た渇ん　十四 然ど我あたふる水を飲者ハ永遠かわく事なし且わが予ふる水ハ其中にて泉となり湧出て永生に至
るべし　十五 婦いひけるハ主よ我が渇ことなく亦この處に水を汲に來らぬ爲その水を我に予へよ　十六 イエス曰け
るハ爾ゆきて夫を呼來れ　十七 婦こたへて曰けるハ我に夫なしイエス曰けるハ夫なしと言るハ理なり　十八 蓋なん
ぢ曩に五人の夫ありて今ある者ハ爾の夫に非ず爾の言しハ眞なり　十九 婦いひけるハ主よ我なんぢを預言者と
知り　二十 我儕の列祖ハ此山にて拜しゝに爾曹ハ拜すべき所ハエルサレムなりと曰ふ　二一 イエス曰けるハ婦よ我を
信ぜよ唯に此山のみに非ず亦エルサレム而已にも非ずして爾曹父を拜すべき時きたらん　二二 爾曹の拜する者
を爾曹ハ知ず我儕の拜する者を我儕ハ知そハ救ハユダヤ人より出るが故なり　二三 眞の拜する者靈と眞を以て
父を拜する時きたらん今その時になれり夫父ハ是の如く拜する者を要め給ふ　二四 神ハ靈なれバ拜する者もま
た靈と眞をもて之を拜すべき也　二五 婦いひけるハキリストと稱るメツシヤの來らん事を知かれ來らん時凡の
事を我儕に告ん　二六 イエス曰けるハ爾と語る所の我ハ其なり　二七 時に弟子きたりて彼の婦と語れるを奇みけれ
ど其何を求るや又なに故これと語れるか問る者も無りき　二八 婦その水瓶を遺して邑にゆき人々に曰けるハ　二九
我すべて行し事を我に告し人を來りて觀よ此ハキリストならずや　三十 是に於て人々邑を出てイエスの所に來
る　三一 その間に弟子かれに請てラビ食し給へと曰ければ　三二 イエス彼等に曰けるハ我に爾曹の知ざる食物あり

三三弟子たがひに曰けるは食物を彼に饋し者も誰なる乎 三四イエス彼等に曰けるは我を遣しゝ者の旨に遵ひ其
工を成畢る是わが糧なり 三五なんぢら穫時になるには猶四ヶ月ありと云ずや我なんぢらに告ん目を擧て觀よ
もや田は熟て穫時になれり 三六穫者は其工錢を受て永生に至るべき實を積む斯て播者と穫者と同に喜ば
ん 三七彼は播これは穫と云るは之に就て眞なり 三八我なんぢらの勞せざりし所を穫せんとして爾曹を遣せり他
の人々勞せしにより爾曹は其勞したる果を受たり 三九かの婦わが行し凡の事を彼われに告しと證せし言に因
て其邑のサマリア人おほくイエスを信ぜり 四十是に於てサマリアの人イエスの所に來りて偕に留り給はん事
を求しかばイエス此に二日留れり 四一彼の言に因て信せし者前よりも多かりき 四二かれら婦に曰けるは今あん
ちの言し事に因て信ずるに非ず我儕みづから聞て此は誠に世の救主と知たれば也○四三二日すぎてイエス此
を去ガリラヤに往り 四四蓋かれ自ら預言者は本土にて尊ばるゝ事なしと言しに因 四五ガリラヤに至りし時ガリ
ラヤの人々彼を接たり蓋さきに節筵の時イエスのエルサレムにて行ひし凡の事を彼等もその節筵に往て之
を見たれば也 四六イエス復ガリラヤのカナに至る此は曩に水を酒に爲し處なり時に王の大臣その子病に罹て
カペナウンに在ければ 四七イエスのユダヤよりガリラヤに來れる事をきゝ即ちイエスの所に往てカペナウン
に下り其子を醫し給はんことを請りそは瀕死なりければ也 四八イエス彼に曰けるは爾曹休徵と異能を見ずば
信ぜじ 四九彼曰けるは主よ我子の死ざる先に下り給へ 五十イエス曰けるは往なんぢの子は生るなり其人イエス
の曰し言を信じて去ぬ 五一下る時その僕等かれに遇て告けるは爾の子は生るあり 五二彼その愈はじめし時を彼
等に問ければ答て昨日の晝の一時に熱さめたりと曰 五三父はイエスの爾が子は生る也と言たまひし時と其時
の同きことを知て己と其全家ことごとく皆信ぜり 五四この第二の奇跡もイエスユダヤよりガリラヤに至て
行るなり

第五章 厥後ユダヤ人の節筵ありければイエスエルサレムに上れり 二 エルサレムの羊門の邊にヘブルの方言
にてベテスダといふ池あり此池に五の廊あり 三 その中に病者瞽者跛者また衰たる者など多く臥ゐて水の動
を待り 四 そは天の使時々池に下て水を動すことあり水の動るのち先ちて池に入し者は何の病によらず愈た
り 五 三十八年病たる者一人かしこに在 六 イエス彼が臥をるを見て其病の久を知これに曰けるは愈んことを
欲ふや 七 病る者こたへけるは主よ水の動るとき我を扶て池に入る人なし我いらんとする時は他の人くだり
て我より先に入 八 イエス彼に曰けるは起よ床を取收て行め 九 その人立刻に愈すなはち床を取收て行めり此
日は安息日なりき 十 ユダヤ人いえし者に曰けるは今日は安息日なれば爾床を取收は宜からず 十一 彼等に答け
るは我を愈しゝ者われにとこを取收て行めと言り 十二 かれら問けるは爾に牀を取收て行めと言し人は誰なる
か乎 十三 愈し者その誰なるを知ざりき蓋かしこに多の人をりし故イエス避たれば也 十四 厥後イエス殿にて其人
に遇いひけるは視よ爾すでに愈たり復罪を犯こと勿れ恐くは前に勝る災禍なんぢに罹ん 十五 其人ゆきてユダ
ヤ人に己を愈しゝ者はイエスなりと告 十六 是に於てユダヤ人イエスを窘迫て殺さんと謀る蓋かれが此事を行せ
しは安息日なりければ也 十七 イエス彼等に答けるは我父は今に至るまで働き給ふ我もまた働くなり 十八 此に因
てユダヤ人いよ〳〵イエスを殺さんと謀るそは安息日を犯すのみならず神を己が父といひ己を神と齊すれ
ばなり 十九 是故にイエス彼等に答て曰けるは誠に實に爾曹に告ん子も父の行ふ事を見て行ふの外は何事をも
行ふこと能ず蓋すべて父の行ふ事を子も亦行へばなり 二十 父は子を愛し凡て己の行ふ所の事を彼に示す爾曹
をして奇ましめん爲にかの事等より更に大なる事を彼に示さん 二一 そは父の死し者を甦らせて生しむるが如
く子も己の意に從ひて人を生しむべし 二二 それ父は誰をも鞫ず審判は凡て子に委たり 二三 是すべての人をして
父を敬ふ如く子をも敬はしめんが爲なり子を敬はざる者は之を遣しゝ父を敬はず 二四 誠に實に爾曹に告ん我

言をきゝ我を遣しゝ者を信ずる者ハ永生を有かつ審判に至らず死より生に遷れり　二五誠に實に爾曹に告
ん死し者神の子の聲を聞とき來らん今その時になれり之を聞者ハ生べし　二六それ父ハ自ら生を有り其如く子
にも賜て自ら生を有たせたり　二七また人の子たるに因て之に審判するの權威を賜へり　二八之を奇と爲こと勿れ
ハ墓に在者みな其聲を聞て出るとき來んとすれバ也　二九善事を行し者ハ生を得に甦り惡事を行し者ハ罪を
得に甦るべし　三十われ何事をも自ら行ふこと能ず聞ところに遵ひて審判す我審判ハ公平なり我わが意を行ふ
ことを求ず我を遣しゝ父の意を行ふことを求れバ也　三一もし我事を我みづから證せバ我證ハ眞ならず　三二別に
我事を證する者あり我その我事を證する證の眞なるを知　三三なんぢら曩に人をヨハ子に遣しゝに彼眞理の爲
に證を作り　三四然どわれ人の證を受ず此事を言ハ爾曹の救れんが爲なり　三五ヨハ子は燃て光れる燈なり爾曹こ
のみて暫く其光を喜べり　三六我ハヨハ子より大なる證あり蓋父の我に賜て成遂しむる事すなはち我行ふ所の
事ハ是父の我を遣しゝことを證すれバなり　三七且われを遣しゝ父も我ことを證せり爾曹いまだ其聲を聞ず未
だ其形を見ず　三八その道は爾曹の心に存ざりき蓋なんぢら其遣しゝ者を信ざるに因て知るゝ也　三九なんぢら
聖書に永生ありと意て之を探索この聖書ハ我について證する者なり　四十爾曹わが所に生を得んがため來
るを欲ず　四一われ人の榮を受ず　四二われ爾曹を知なんぢらハ其心に神を愛するの愛あらざる也　四三我ハ吾父の名
に託て來しに爾曹われを接ずもし他の人おのが名に託て來バ爾曹かれを接ん　四四爾曹ハ互に人の榮を受て神
より出る榮を求ざる者なるに何で能信ずることを得んや　四五爾曹を父に訴る者と我を意ふ勿れ爾曹を訴るも
の一人あり即ち爾曹が恃ところのモーセなり　四六若モーセを信ぜバ我を信ずべし蓋モーセ我事を書たれバな
り　四七若モーセの書しゝ言を信ぜずバ何で我言しことを信ぜんや

第六章

此後イエスガリラヤの湖すなはちテベリアの湖の前岸へ濟しに　二許多の人々これに隨ふ蓋かれが病

し者に行し休徵を見しが故なり 三 イエス山に上り弟子と偕に其處に坐せり 四 時ユダヤ人の踰越の節に邇し
五 イエス目を擧て多の人の來れるを見てピリポに曰けるは何處よりパンを市て彼等に食しむ可か 六 自ら其
爲んとする事を知ど彼を試んが爲に如此いへる也 七 ピリポ答けるは銀二百のパンも人ごとに少づゝ予てな
は足ざるべし 八 弟子の一人即ちシモンペテロの兄弟アンデレイエスに曰けるは 九 此に一人の童子あり麰麥
のパン五と小き魚二を有り然どこの許多の人に如何すべきか 十 イエス曰けるは人々を坐せよ其處に多の草
あり約そ五千人ほど坐ぬ 十一 イエスパンをとり祝謝て弟子に予へ弟子これを坐し人に予ふ又此の如にして小
き魚をも人々の欲に隨ひて彼等に與たり 十二 みな飽たる後イエス弟子に曰けるは少も廢はざるやうに其餘の
屑を拾集めよ 十三 彼等が食せし彼五の麰麥のパンの餘遺の屑を拾集ければ十二の筐に盈り 十四 人々イエスの行
し奇跡を見て此は誠に世に臨るべき預言者なりと曰 十五 是に於てイエス彼等が來り己を執て王に爲んとする
を知たゞ獨にて之を避ふたゝび山に入たり 十六 日の暮るころ弟子海に下て 十七 舟に登カペナウンに向て海を濟
る既に暮ければもイエス彼等に就ず 十八 狂風ふくに因て漸に海あれいだせり 十九 一里十町ばかり漕出せる時イ
エスの海を行み舟に近くを見て弟子たち懼たり 二十 イエス曰けるは我なり懼るゝ勿れ 二一 是に於て弟子喜びて
彼をうけ舟に登ければ直に其往んとする所の地に着ぬ○ 二二 明日かなたの海岸に立し人々昨日弟子の登し舟
の外には舟なく且イエスは弟子と偕に舟に登ず弟子のみ往るを知 二三 此時テベリアより外の舟きたり主の祈
りて人々にパンを食しゝ所の近に着り 二四 人々イエスの此に在ず弟子も亦在ざるを見て彼等も舟に登イエス
を尋ん爲にカペナウンに至れり 二五 湖の前岸にて彼に遇いひけるはラビ何時こゝに來り給ひし乎 二六 イエス
答て曰けるは誠に實に爾曹に告ん爾曹の我を尋るは休徵を見し故に非たゞパンを食して飽たるが故なり 二七
なんぢら壞る糧の爲に勞かずして永生に至る糧すなはち人の子の予る糧の爲に勞くべし蓋父の神かれに

印して證すれバ也 二八 是に因て人々イエスに曰けるも我儕如何なる事を行バ神の工に爲べき乎 二九 イエス答て
彼等に曰けるハ神の遣しゝ者を信ずるハ即ち其工なり 三十 彼等いひけるハ我儕をして爾を信せしむる爲に何
の休徵を爲して我儕に示るや何の工を行ふや 三一 我儕の先祖野にてマナを食へり錄して天よりパンを彼等に
賜へて食しむと有が如し 三二 イエス曰けるハ誠に實に爾曹に告ん天よりパンを爾曹に賜し者はモーセに非ず
今わが父ハ天より眞のパンをもて爾曹に賜ふ 三三 神のパンハ天より降りて生命を世に賜るもの也 三四 彼等いひ
けるハ主よ恒に其パンを我儕に予よ 三五 イエス曰けるハ我ハ生命のパンなり我に就る者ハ餓ず我を信ずる者
ハ恒に渴ことなし 三六 然ど我なんぢらが我を見ても信ぜざる事を爾曹に告たりき 三七 凡て父の我に賜し者ハ我
に就らん我に就る者ハ我かならず之を棄ず 三八 わが天より降しハ己の意の任を行ハん爲に非ず我を遣しゝ者
の意のまゝを行ハん爲なり 三九 凡て父の我に賜し者をわれ一をも失ずして末日に之を甦らすハ即ち我を遣しゝ
父の意なり 四十 凡そ子を見て之を信ずる者ハ永生を得われ復これを末の日に甦らすべし是われを遣しゝ者
の意なればなり 四一 是に於てユダヤ人等イエスの我ハ天より降しパンなりと言しことにつき 四二 譏いひけるハ
彼が父母ハ我儕の識ところならずや即ち彼ハヨセフの子イエスに非ずや然るに何ぞ我ハ天より降しと言や
四三 イエス答て曰けるハ爾曹たがひに譏ことを勿れ 四四 我を遣しゝ父もし引ざれバ人よく我に就るなし我に就る
人ハ末日に我これを甦らすべし 四五 預言者の書に人みな敎を神に受んと錄されたり是故に凡て父より聽て學
し者ハ我に就る 四六 然ど父を見し者ハなし惟神より來る者のみ之を見たり 四七 誠に實に我なんぢらに告ん我を
信ずる者ハ永生あり 四八 我ハ生命のパンなり 四九 爾曹の先祖ハ野にてマナを食しかど死り 五十 凡て食者をして
死ざらしむる者ハ天より降れるパンなり 五一 我ハ天より降し生るパンなり若人このパンを食ハゞ窮なく生べ
し我あたふるパンハ我肉なり世の生命の爲に我これを賜へん 五二 爰にユダヤ人たがひに爭ひ曰けるハ此人い

うで其肉を我儕に賜て食しむる事を得んや 五三 イエス曰けるは誠に實に爾曹に告ん若し人の子の肉を食ず
其血を飲ざれば爾曹に生命なし 五四 わが肉を食わが血を飲者は永生あり我末の日に之を甦らすべし 五五 夫わ
が肉は誠の食物また我血は誠の飲物なり 五六 わが肉を食ひ我血を飲者は我にをり我も亦かれに居 五七 生る父わ
れを遣す父に由て我生る如く我を食ふ者も我に由て生べし 五八 これ天より降れるパンなり爾曹の先祖が食た
れど尙死しマナの如きものに非ず此パンを食ふ者は窮なく生べし 五九 此等の事はイエスカペナウンの會堂に
て敎を爲るとき言し所なり 六十 弟子等のうち多の人これを聞て曰けるは此は甚しき言なり誰か能これを聽ん
や 六一 弟子の此言について譏をイエス自ら知て彼等に曰けるは此言に因て躓く乎 六二 もし人の子の故の處に升
を見ば如何 六三 生命を賜る者は靈なり肉は益なし我なんぢらに曰し言は靈なり生命なり 六四 然ど爾曹の中に信
ぜざる者あり夫イエスの如此いへるは信ぜざる者は誰おのれを賣す者は誰といふ事を元始より知ばなり 六五
イエスまた曰けるは是故に我さきに我父あたへざれば人よく我に就るなしと言しなり 六六 此後ろの弟子おほ
く返往てイエスと偕に行かざりき 六七 之に因てイエス十二の弟子に曰けるは爾曹も亦去んと意ふや 六八 シモン
ペテロ答けるは主よ我儕は誰に往んや永生の言を有る者は爾あり 六九 又われら信じて知なんぢは活る神の子
キリストなり 七十 イエス彼等に答けるは我なんぢら十二人を簡しに非ずや然ど其中の一人は惡魔なり 七一 此は
シモンの子イスカリオテのユダを指て言るなり彼は十二の一人にしてイエスを賣さんとする者なり

第七章

斯事の後イエスガリラヤを經行りユダヤの中を巡ることを欲ざりき蓋ユダヤ人かれを殺さんと謀れ
ば也 二 偖ユダヤ人の構廬の節ちかづけり 三 是に於てイエスの兄弟かれに曰けるは爾の行ふ所の事を弟子
等に見せんが爲こゝを去てユダヤに往け 四 人は己を顯さんとして隱に事をなす者あらず爾これらの事を行む
ら己の世に顯せよ 五 是その兄弟もなほ彼を信ぜざるが故なり 六 イエス彼等に曰けるは我時いまだ至ず爾曹

の時ハ恒に備れり 七 世ハ爾曹を惡こと能す我を惡りハ彼等が行ふ所ハ惡しと我證すれバなり 八 爾曹この節
に上れ我時いまだ至らざれバ我いま此節に上らじ 九 如此いひてガリラヤに留れり 十 その兄弟の往し後イエ
スも昭然ならずして隱に節に上る 十一 節の時ユダヤ人イエスを尋て曰けるハ彼ハ何處に在や 十二 衆多の中にて
彼につき各様のことを言爭へり或人ハ彼を善人なりといひ或人ハ否民を惑す者なりと曰 十三 然どもユダヤ人
を懼るに因て明に彼が事をいふ人なし 十四 節筵の半ごろイエス殿に上りて教誨けれバ 十五 ユダヤ人これを奇
み曰けるハ此人ハ未だ學ばず如何して書を識や 十六 イエス彼等に答て曰けるハ我教る所ハ我教に非ず我を遣
しゝ者の教なり 十七 人もし我を遣しゝ者の旨に從ハゞ此教の神より出るか又己に由て言なるかを知べし 十八 己
に由て言者ハ己の榮を求るなり己を遣しゝ者の榮を求る者ハ眞なり其裏に不義なし 十九 モーセ爾曹に律法を
與しに非ずや然ど爾曹の中にハ之を守る者なし爾曹なにゆゑ我を殺んと謀るや 二十 衆人こたへて曰けるハ爾
鬼に憑たり誰か爾を殺すことを謀らん乎 二一 イエス答て彼等に曰けるハ我さきに一事を行しに爾曹みな奇
とせり 二二 モーセ爾曹に割禮を授しハ其己より出しに非して先祖より出し者なるが故なり之に因て爾曹割禮
を安息日に行ふ 二三 人もしモーセの律法を破らんがため安息日に割禮を受る時ハ何ぞ我安息日に人の全身
を愈しゝ事を怒るや 二四 外貌によりて是非を定ること勿れ義をもて定よ 二五 此時エルサレムの或人いひけるハ
此ハ人々の殺んと謀る者に非ずや 二六 今かれ明にいふ而して之を尤る者なし有司等ハ彼を誠にキリストなり
と知ならん乎 二七 然ど我儕ハ此人の何處より來しを知もしキリストの來らん時ハ誰も其何處より來るを知者
なからん 二八 此時イエス殿にて教をりしが大聲に呼いひけるハ爾曹われを知また我いづこより來るを知され
ど我ハ己に由て來しに非ず我を遣しゝ者ハ眞なる者にて爾曹の知ざる所なり 二九 我ハ彼を知るハ我ハ彼より
出かれハ我を遣しゝ者なれバ也 三十 是に於て彼等イエスを執へんと謀れり然ど其時いまだ至ざるが故に措手

する者なかりき 三一 民の中おほくの人かれを信じ曰けるはキリストの來らん時その行ところの休徵この人よ
り多らん乎 三二 パリサイの人民等のイエスに就て如此ひそかに語あふを聞すなはち祭司の長等とパリサイの
人ど彼を執んとて下吏を遣せり 三三 是に於てイエス曰けるは我なほ片時なんぢらと偕にをり而して後われを
遣しゝ者に往ん 三四 なんぢら我を尋るとも遇ふべからず我をる所へ爾曹きたること能ざるべし 三五 ユダヤ人相互
に曰けるは我儕の遇ざらん爲に彼は何處へ往んとする乎ギリシャに散し者に往てギリシヤの人を敎んとす
る乎 三六 彼が語て爾曹われを尋るとも遇べからず又わが在所へ爾曹來ること能ざる可と言し言は何ぞや○ 三七
節筵の末の大いなる日にイエス立て呼り曰けるは人もし渴ば我に來て飮 三八 我を信ずる者は聖書に錄しゝ如く其
腹より活る水川の如に流出べし 三九 如此いへるは彼を信ずる者の受んとする靈を指るなり蓋イエス未だ榮を
受ざるに因て靈いまだ降ざればなり 四十 民の中にて多の人この言を聞て此は誠に彼預言者なりと曰 四一 或は斯
へキリストなりと曰あるひはキリストはガリラヤより出べけんや 四二 聖書にキリストはダビデの裔にてダビ
デの住し鄕ベツレヘムより出んと錄しゝに非ずやと曰 四三 是に於て民ども彼に緣て爭ひ別たり 四四 その中に彼
を執んとする者も有けれど措手せし者なかりき 四五 下吏ども祭司の長とパリサイの人等の所に返ければ彼等
下吏に曰けるは何ぞ彼を曳來らざる乎 四六 下吏こたへて曰けるは未だ斯人の如く言し人あらず 四七 パリサイの
人いひけるは爾曹も亦惑されし乎 四八 有司またパリサイの人の中に彼を信ずる者あらんや 四九 律法を識ざる此
衆の人は罰すべき者なり 五十 その中の一人にて夜イエスに就しニコデモと云る者かれらに曰けるは 五一 其人に
聽ず其行を識ざる先に其罪を定るは我儕の律法ならん乎 五二 彼等こたへて曰けるは爾も亦ガリラヤより出し
者なるか考見よ預言者はガリラヤより出ることなし 五三 是に於て各人家に歸れり

第八章 イエス橄欖山に往り 二 昧爽また聖殿に入けるが民みな彼に來ければ坐て彼等を敎ふ 三 爰に奸淫を

為るとき執られし婦ありけるが學者とパリサイの人これをイエスの所に曳來り群集の中に置云けるは 四 師
よ此婦は姦淫を為る時そのまゝ執られし者なり 五 此の如き者を石にて撃殺すべしとモーセ律法の中に命
じたり爾は如何に言や 六 如此いへるはイエスを試て訟の由を引出さんと欲るなりイエス身を屈め指にて地
に畫り 七 彼等が切に問によりイエス起て之に曰けるは爾曹のうち罪なき者まづ彼を石にて撃べしと曰 八 ま
た身を屈て地に畫り 九 彼等これを聞て其良心に責られ老者をはじめ少者まで一々に出往きイエス一人の
こる婦は集の中に立り 十 イエス起て婦に曰けるは婦よ爾を訟し者は何處へ往しや爾の罪を定る者なき乎 十一
婦いひけるは主よ誰もなしイエス彼に曰けるは我も爾の罪を定ず往て再び罪を犯す勿れ○ 十二 イエスまた人
々に語て曰けるは我は世の光なり我に從ふ者は暗中を行ず生の光を得なり 十三 是に於てパリサイの人いひけ
るは爾は自ら己の證をなせり爾の證は真ならず 十四 イエス答て曰けるは我みづから己の證するとも我證は真
なり蓋われ何處より來り何處へ往を知ばなり爾曹わが何處より來り何處へ往を知ざるなり 十五 爾曹は肉に循
て人の罪を定む我は人の罪を定ず 十六 我もし定ば我定る所は真なり蓋われ獨あるに非ず我を遣しゝ父と同に
在ばなり 十七 二人の證は真なりと爾曹の律法に録されたり 十八 わが證をする者は我なり我を遣しゝ父も亦わが
證を為なり 十九 彼等いひけるは爾の父は何處に在やイエス答けるは爾曹は我を識ず亦わが父をも識ざるなり
若われを識たるならば我父をも識たるならん 二十 イエス此等のことを殿のうち賽錢の箱を置る處にて語けれ
ど彼の時いまだ至ざれば誰も手を出す者なかりき 二一 イエス復いひけるは我ゆかん爾曹は我を尋べし爾曹お
のれの罪に死ん我ゆく所へは爾曹きたること能ざるなり 二二 之に由てユダヤ人いひけるは我ゆく所へ爾曹き
たること能ずと言り彼は自殺せんとする乎 二三 イエス彼等に曰けるは爾曹は下より出われは上より出なんぢ
らは此世より出われは此世より出ず 二四 是故に爾曹は己の罪に死んと我いひしなり爾曹もし我の彼なるを信

せずバ己の罪に死ん 二五 彼等いひけるハ爾ハ誰なるやイエス曰けるハ我ハ實に我なんぢらに告る所の者なり
二六 我なんぢらに就て語る可ことゝ罪を定む可ことゝ多端あり我を遣しゝ者ハ真なり彼に聞し事を我世に告。二七
此ハ父を指て言るなれど彼等ハ知ざりき 二八 是故にイエス彼等に曰けるハ爾曹人の子を擧しのち我の彼なる
を知また我みづから何事をも行ず惟わが父の教に從ひて此等の事を言るを知べし 二九 我を遣しゝ者我と同に
あり父も我を獨遺たまハず蓋われ恒に彼の心に適ふ事を行へバなり 三十 イエス此事を言るとき多の人かれを
信ぜり 三一 イエス己を信ぜしユダヤ人に曰けるハ爾曹もし我道に居バ誠に我弟子なり 三二 かつ真理を識ん真理
ハ爾曹に自由を得さすべし 三三 彼等こたへけるハ我儕ハアブラハムの裔なり未た人の奴隷と爲しことなし爾
曹に自由を得さすべしと爾の言しハ如何なる事ぞ 三四 イエス彼等に曰けるハ誠に實に爾曹に告ん凡て惡を行
ふ者ハ惡の奴隷なり 三五 奴隷ハ恒に家に居ず子ハ恒に居 三六 是故に子もし爾曹に自由を賜バ爾曹誠に自由を
得べし 三七 我なんぢらがアブラハムの裔なるを知されども我を殺さんと謀る蓋わが道なんぢらの衷に在ざれ
バ也 三八 我ハ吾父と偕に在て見しことを言なんぢらハ爾曹の父と偕に在て見しことを行ふ 三九 彼等こたへてイ
エスに曰けるハ我儕の父ハアブラハムなりイエス曰けるハ爾曹もしアブラハムの子ならばアブラハムの行
をおこなふべし 四十 然るに今なんぢらハ神に聞し真理を告る我を殺さんと謀る是アブラハムの行にあらず 四一 爾
曹ハ爾曹の父の行をおこなふ也かれら曰けるハ我儕ハ姦淫に由て生れず只一人の父あり即ち神なり 四二 イエ
ス彼等に曰けるハ神もし爾曹の父ならバ爾曹われを愛すべし我ハ神より出て來ればなり夫われハ己に由て
來るに非ず神われを遣し給へるなり 四三 爾曹なんぞ我いふ言を知ざるや蓋わが道を聽ことを得ざれバ也 四四 爾
曹ハ己が父なる惡魔より出また其父の慾を行ふことを好む彼ハ始より人を殺す者なり又眞理に居ず蓋かれの
衷に真理なけれバ也かれが謊を言ときハ己より出して言なり蓋かれハ謊者また謊者の父なれバ也 四五 わ

れ眞理を言に因て爾曹われを信ぜず 四六 爾曹のうち誰か我を罪に定る者ある乎われ爾曹に眞理を語るに何故
われを信せざる乎 四七 神より出し者は神の言を聽なんぢらの聽ざるは神より出ざるに因てなり 四八 ユダヤ人こ
たへて曰けるは爾はサマリアの人にて鬼に憑たる者なりと我儕が言るは宜ならずや 四九 イエス答て曰けるは
我は鬼に憑たる者に非ず我は吾父を尊び爾曹は我を輕んずる也 五十 我は自己の榮を求めず之を求かつ罪を定
る所の者あり 五一 われ誠に實に爾曹に告ん人もし我道を守らば窮なく死を見ざるべし 五二 ユダヤ人かれに曰け
るは今われらも爾が鬼に憑たる者なるを知アブラハム旣に死また預言者も死り然るに爾いふ人もし我道を
守らば窮なく死じと 五三 爾は我儕の先祖アブラハムよりも優れる者ならん乎アブラハム旣に死預言者たちも
死り爾みづからを誰と爲か 五四 イエス答けるは我もし自ら榮をなさば我榮は虛し我を榮る者は我父すなはち
爾曹の我神と稱る所の者なり 五五 爾曹も彼を識ず我は彼をしる我もし彼を識ずと言ば爾曹の如き謊者と爲
ん然ど我は彼を識また其言を守るなり 五六 爾曹の先祖アブラハムは我日を見んことを喜び且これを見て樂め
り 五七 ユダヤ人かれに曰けるは爾いまだ五十にも及ざるにアブラハムを見しや 五八 イエス彼等に曰けるは誠に
實に爾曹に告ん我はアブラハムの有ざりし先より在者なり 五九 是に於て衆人かれを擊んとて石を取りイエス
隱て其中を過り殿を出行り

第九章 イエス行とき生來なる瞽を見しが 二 その弟子かれに問て曰けるはラビ此人の瞽に生しは誰の罪なる
や己に由か又二親に由か 三 イエス答けるは此人の罪に非ず亦その二親の罪にも非ず彼に由て神の作爲の顯
れんため也 四 晝の間は我かならず我を遣しゝ者の行をなす可なり夜きたらん其とき誰も行をなすこと能は
ず 五 われ世に在時は世の光なり 六 此事を言て地に唾し唾にて土を和その泥を瞽者の目に塗 彼に曰けるは
シロアムの池に往て洗へ彼すなはち往て洗ひ目見ことを得て歸れりシロアム之を譯ば遣されし者との義な

り八隣の人々および素より彼の乞食なりしを見し者等いひけるハ此ハ坐て物を乞し人ならず乎九或人ハ彼
なりと曰ある人ハ似たる也といふ彼いひけるハ我ハ彼なり十彼等いひけるハ爾の目ハ如何して啓たるや十一
答て曰けるハイエスといふ人土を和わが目に塗て云シロアムの池に往て洗ぎ我ゆきて洗けれバ目見ことを
得たり十二人々かれに曰けるハ彼ハ何處に在や答て知ずと曰十三彼等この瞽なりし者をパリサイの人の所に携
詣れり十四土を和てイエス彼が目を啓し日ハ安息日なりき十五パリサイの人も彼に問けるハ爾の目ハ如何して
啓たるや答けるハ彼泥を我目に置われ其を洗て見ことを得たり十六或パリサイの人いひけるハ此人安息日を
守ざるが故に神より出しに非ず或人いひけるハ罪人いかで斯る奇跡を行ふことを得んや是に於て彼等あら
そひ別たり十七また瞽者に曰けるハ爾の目を啓しにより爾かれの事を何と言や答けるハ彼ハ預言者なり十八ユ
ダヤ人かれの瞽者なりしに見得やう爲しことを其二親を呼來るまでハ信ぜず即ち二親を來呼りて十九之に問
けるハ此人ハ瞽者にて生しと言ところの爾曹の子なるか今いかにして見ことを得たる乎二十二親かれらに答
けるハ此ハ我子なると生來の瞽あるとを知二十一然ど今如何して目明に爲しか我儕これを知ず亦その目を啓し
ハ誰なる乎を知ず彼ハ年長なり彼に問よ彼みづから言べし二十二二親の如此いひしハユダヤ人を懼しに因そハ
イエスをキリストと言明す者あらバ會堂より出すべしとユダヤ人たがひに議定たれバ也二十三二親の彼ハ年長
なり彼に問よと言しハ此故なり二十四瞽ありし者を復よびて曰けるハ榮を神に歸せよ我儕ハ彼人の罪人なるを
知二十五かれ答けるハ罪人なるや否われ之を知ず我ハ瞽者なりしが今目明になれる此一事を知二十六彼等また曰
けるハ彼は爾に何を行しや如何して爾の目を啓しや二十七答けるハ我すでに爾曹に言しに爾曹きかず何故ふた
ゝび聞んとするか爾曹も其弟子に爲んと欲ふや二十八かれら詬り曰けるハ爾ハ其人の弟子われらハモーセの弟
子なり二十九神のモーセに語し言ハ我儕しれり然ど此人の何處より來れる乎を我儕しらず三十其人こたへけるハ

此は奇き事なり彼すでに我目を啓しに其何處より來れるを爾曹しらずと曰 三一 神は罪人に聽ず然ど神を敬ひ
て其旨に遵ふ者には聽きたまふと我儕は知 三二 世の元始より以來うまれつきなる瞽者の目を啓し人あるを聞ず
三三 もし此人神より出ずば何事をも行得ざるべし 三四 彼等こたへて曰けるは爾は盡く罪孽に生し者なるに反て
我儕を教るか遂に彼を逐出せり 三五 彼等が逐出しゝことを聞イエス尋て之に遇いひけるは爾神の子を信ずる
か 三六 答て曰けるは主よ彼とは我信ずべき者は誰なるや 三七 イエス曰けるは爾すでに彼をみる今なんぢと言
者はそれなり 三八 主よ我信ずと曰て彼を拜せり 三九 イエス曰けるは我審判せん爲に世に臨る即ち見ざる者をし
てみえ見る者を反て瞽と爲しむ 四十 イエスと偕に居しパリサイの人この言を聞て彼に曰けるは我儕も瞽なる
か 四一 イエス彼等に曰けるは爾曹もし瞽ならば罪なかるべし然ど今われら見ゆと言しに因て爾曹の罪は存れり

第十章

誠に實に爾曹に告ん羊の牢に入に門よりせずして他より踰る者は竊賊なり強盜なり 二 門より入者は
其羊の牧者なり 三 門守は彼の爲に啓き羊はその聲を聽かれ己の羊の名を呼て之を引出す 四 彼その羊を引出
すとき先に行なり羊かれの聲を識て之に從ふ 五 羊は別人に從はず反て避る是別人の聲を識ざれば也 六 イエ
ス彼等に此譬を言ど彼等はその語れる所いかなる意かを知ざりき 七 是故にイエス復かれらに曰けるは誠に
實に爾曹に告ん我は即ち羊の門なり 八 凡て我より先に來し者は竊賊なり強盜なり羊その聲を聽ざりき 九 我
は門なり若人われより入ば救れ且出入をなして草を得べし 十 竊賊の來るは盜んとし殺さんとし滅さんとす
るの他なし我きたるは羊をして生を得つゝ豐ならしめん爲なり 十一 我は善牧者なり善牧者は羊の爲に命を捐
十二 牧者にあらず己が羊を有ず只やとはれて羊を守る者は狼の來るを見れば羊を棄てにぐ狼羊を奪て之を散
す 十三 雇工の逃るは傭れし者なれば其羊を顧ざるに因てなり 十四 我は善牧者にて己の羊を識また己の羊に識る
十五 父われを識ごとく我も父を識われ羊の爲に命を捐ん 十六 我は此牢にあらざる別の羊を有り彼等をも引來ら

ん彼等わが聲を聽ん遂に一の群一の牧者となるべし 十七 わが父われを愛す蓋われ再び命を得んが爲に命を捐
るが故なり 十八 我より之を奪ふ者なし我みづから之を捐るなり我これを捐るの機能あり亦よく之を得の機能
あり吾父より我この命令を受たり 十九 是この言に因て復ユダヤ人あらそひ別たり 二十 其中なる多の人いひける
は鬼に憑て狂ふ者あるに何か彼に聽や 二一 又或人いひけるは是鬼に憑れし者の言に非ず鬼は瞽者の目を啓る
ことを能せん乎〇 二二 冬のころ修殿節の時 二三 イエス殿のソロモンの廊を行きけるに 二四 ユダヤ人かれを環
圍みて曰けるは我儕を幾時まで疑はするや爾もしキリストならば明かに我儕に告よ 二五 イエス答けるは我な
んぢらに告しかども爾曹信ぜず父の名に託て我が行ふ事われに就て證するなり 二六 然ど爾曹信ぜず此は爾曹
に言し如く我羊に非ざればなり 二七 我羊は我聲を聽われは彼等を識かれら我に從ひ 二八 われ彼等に永生を賜
ふ彼等いつまでも亡びず亦これを我手より奪ふ者なし 二九 我に彼等を賜し吾父は萬有よりも大なり又わが
父の手より之を奪うる者なし 三十 我と父とは一なり 三一 是に於てユダヤ人石をとりて復かれを擊んとせり 三二 イ
エス彼等に答けるは吾父より受て我おほくの善事を爾曹に示しに其うち何の事によりて我を石にて擊んと
する乎 三三 ユダヤ人こたへて曰けるは石にて擊んとするは善事の爲に非ず爾たゞ褻瀆ことをいひ且なんぢ人
なるに己を神となすに因てなり 三四 イエス答けるは爾曹の律法に我いふ爾曹は神なりと錄されしに非ずや 三五
聖書は毀る可らず若神の命を奉し者を神と稱んにも 三六 父の聖別ちて世に遣しゝ者われは神の子なりと言ば
とて何か之を褻瀆ことをいふと曰べけん乎 三七 もし我わが父の事を行ずば我を信ずること勿れ 三八 若これを行
ば我を信ぜずとも其事を信ぜよ蓋父の我にあり我の父に在ことを爾曹しりて信ぜんが爲なり 三九 彼等また執
んとしたりしがイエスうの手を脫て去り 四十 斯て復ヨルダンの外なるヨハ子のバプテスマを施こし所に往て
彼處に居けるに 四一 多の人かれに至り曰けるはヨハ子は休徵を行ず然ども此人につきてヨハ子のいひし言は

みな眞なり　是に於て許多の人かしこにて彼を信ぜり

第十一章

一 兹に病者ありラザロと云てベタニヤの人なりベタニヤはマリアと其姉マルタの住る村なり　二 マリ
アは嘗に主に香膏をぬり己の頭の髪をもて主の足を拭し人にて此病るラザロは彼が兄弟なり　三 是故にその
姉妹イエスの所に主の愛する者病りと言遣せり　四 イエスこれを聞て曰けるは此は死る病に非ず神の榮の爲
なり神の子をして之に因て榮を得しめんが爲なり　五 夫マルタと其妹およびラザロはイエスの愛する所の者
なり　六 是故にイエスその病るを聞て此處に二日とゞまり　七 其のち弟子に曰けるは我儕またユダヤに往べし
八 弟子いひけるはラビユダヤ人は近來も石をもて爾を擊んとせしに復かしこに往たまふ乎　九 イエス答ける
は一日の中に十二時あるに非ずや人もし日間あるかば躓くことなし蓋この世の光を見に因てなり　十 また人
もし夜あるかば躓くべし蓋光その人に無が故なり　十一 イエス如此いひて後弟子に曰けるは我儕の友ラザロ寢
たり我かれを醒さん爲に往べし　十二 弟子いひけるは主よ彼もし寢しならば愈ん　十三 イエスは彼の死しを言るな
れど弟子等は寢て臥る事を言るならんと意り　十四 是故にイエス明かに彼等に告て曰けるはラザロは死り　十五 爾
曹をして信せしむる爲に我かしこに在ざりしを喜ぶ然ど今彼處に往べし　十六 デドモと稱るトマス他の弟子
等に曰けるは我儕も亦ゆきて彼と偕に死べし　十七 イエス至てラザロが既に墓に葬れて四日なるを知り　十八 ベタ
ニヤはエルサレムに近し其距ること約そ廿七丁なり　十九 多のユダヤ人マルタとマリアを其兄弟の事に因て慰
めんとて既に彼等の所に來りをれり　二十 マルタはイエス來給へりと聞て之を出迎へマリアはなほ室に坐せり
二一 マルタイエスに曰けるは主よ此に在せしならば我兄弟は死ざりしものを　二二 然ながら假令今にても爾が神
に求る所のものは神なんぢに賜ふと知　二三 イエス曰けるは爾の兄弟は甦るべし　二四 マルタイエスに曰けるは
彼が末日の甦るべき時に甦らん事を知なり　二五 イエス彼に曰けるは我は復生なり生命なり我を信ずる者は

死るとも生べし 二六凡て生て我を信ずる者ハ永遠も死ることなし爾これを信ずるや 二七彼イエスに曰けるハ主
よ然り我なんぢハ世に臨るべきキリスト神の子なりと信ず 二八如此いひ竟て潜に其妹マリアをよび師きた
りて爾を呼たまへりと曰 二九マリア之をきゝ急ぎ起てイエスの所に往り 三十イエス未だ村に入ず仍マルタの迎
し所に在れり 三一マリアを慰めて偕に室に在しユダヤ人マリアが急ぎ起出るを見て彼ハ墓に往て哭ならんと
曰つゝ彼に隨へり 三二マリアイエスの所に來り彼を見て其足下に伏いひけるハ主よ若こゝに在せしならバ我
兄弟ハ死ざりしものを 三三イエスマリアの哭と彼と偕に來しユダヤ人の泣を見て心を傷しめ身ふるひて 三四曰
けるハ爾曹何處に彼を置しや彼等いひけるハ主よ來て觀たまへ 三五イエス淚を流たまへり 三六是に於てユダヤ
人いひけるハ見よ如何ばかり彼を愛する者ぞ 三七その中なる人曰けるハ瞽者の目を啓たる此人にして彼を死ざ
らしむることと能ざりし乎 三八イエスまた心を傷しめて墓に至る墓ハ洞にて其口の所に石を置り 三九イエス曰け
るハ石を去よ死し者の兄弟マルタ曰けるハ主よ彼ハはや臭し死てより已に四日を經たり 四十イエス彼に曰け
るハ爾もし信ぜバ神の榮を見べしと我なんぢに言しに非ずや 四一遂に其石を死し者を置たる所より移去たり
イエス天を仰ぎて曰けるハ父よ已に我に聽り我これを爾に謝す 四二我なんぢが恒に我に聽ことを知しかるに
我かく言ハ傍に立る人をして爾の我を遣しゝことを信ぜしめんとて也 四三如此いひて大聲に呼いひけるハラ
ザロよ出よ 四四死者布にて手足を縛れ面ハ手布にて裹れて出イエス彼等に曰けるハ彼を釋て行しめよ 四五マリ
アと偕に來しユダヤ人イエスの行し事を見て多く彼を信ぜり 四六然ども其中にパリサイの人に往てイエスの
行し事を告し者あり 四七是に於て祭司の長等とパリサイの人と議員を召集めて曰けるハ我儕如何すべき乎こ
の人多の奇跡を行なり 四八もし彼を此まゝに棄置ぞ人みな彼を信ぜん然バロマの人きたりて我儕の地をも民
をも奪べし 四九其中の一人にて此歲の祭司の長なるカヤパと云る者彼等に曰けるハ爾曹何をも知ず 五十又民の

爲に一人死て舉國ほろびざるハ我儕の益たる事をも思ざる也 五一 此言ハ己より出しに非ず此歳の祭司の長なるによりイエスの斯民の爲に死ることを預言せるなり 五二 特に斯民の爲のみならず散たる神の子民等をも一に集んが爲なり 五三 偖この日よりして彼等イエスを殺さんと共に議る 五四 是故にイエス此より顯にユダヤ人の中を行ずして其處を去て野に近き所なるエフライムといふ邑に往て弟子と偕に留れり 五五 ユダヤ人の逾越の節ちかづきければ人々己を潔んが爲に逾越の節の前に郷間よりエルサレムに上り 五六 イエスを尋ね殿に立て相互に曰けるハ如何に意や彼は節筵に來ざる乎 五七 祭司の長等とパリサイの人と已に命を出して若イエスの所在を知る人あらバ告べしと云こハ彼を執んとする也

第十二章

逾越の節の六日前イエスベタニヤに至る此處ハ即ち死て甦りしラザロの在所なり 二 是に於て或人々この處にてイエスに筵席を設くマルタ給仕を爲りラザロもイエスと偕に坐せる者のうちの一人なり 三 マリアハ眞正のナルダなる價たかき香膏一斤を携來てイエスの足に塗また己が頭髪にて其足を拭へり膏のにほひ徧く室内に滿り 四 弟子の一人なるイスカリオテのユダ即ちイエスを賣さんとする者いひけるは 五 此香膏を何ぞ銀三百に售て貧者に施さゞる乎 六 彼が如此いへるハ貧者を顧に非ず竊者にて且金嚢を帶るの中に入たる物を竊ふ者なれバ也 七 イエス曰けるハ彼に與る勿れ我が葬の日の爲に之を貯へたり 八 貧者ハ常に爾曹と偕に在ど我ハ常に爾曹と偕に在ず 九 多のユダヤ人イエスが此に在を知て來る特にイエスの爲のみに非ず亦彼の死より甦らしゝ所のラザロをも見んと欲るなり 十 祭司の長等ラザロをも殺さんと謀る 十一 蓋ラザロの故に因て多のユダヤ人ゆきてイエスを信ずるがゆゑ也○ 十二 明日おほくの人々節筵に來りイエスのエルサレムに來らんとするを聞 十三 棕櫚の葉を取ゆきて彼を迎ホザナよ主の名に託て來るイスラエルの王は福なりと呼れり 十四 イエス驢馬の子を得て之に乘 十五 錄してシオンの女よ懼るゝ勿れ視よ爾の王ハ驢馬の子に乘て

來るとあるが如し　十六弟子たち初ハ此事を曉ざりしがイエス榮を受し後に彼等此事の彼について錄され且う
の事を人々彼に行ひたりしを憶起せり　十七イエスのラザロを墓より呼出して甦らしゝ時かれと偕に居し者ど
も證を爲り　十八この休徵を行しことを聞しに因て人々彼を迎たるなり　十九是に於てパリサイの人たち互ひに曰け
るは爾曹が謀る所の益なきを知ずや見よ世は皆かれに從へり○　二十禮拜のため節筵に上れる者の中にギリシ
ヤの人あり　二一彼等ガリラヤのベツサイダの人なるピリポに來り求て曰けるは君よ我儕イエスに見えんことを
欲ふ　二二ピリポ來てアンデレに告アンデレ亦ピリポと偕にイエスに告　二三イエス彼等に答て曰けるは人の子
榮を受べき時いたれり　二四誠に實に爾曹に告ん一粒の麥もし地に落て死ずば惟一にて存んもし死ば多の實を
結ぶべし　二五己の生命を惜む者は之を喪ひ其生命を惜ざる者は之を存て永生に至るべし　二六人もし我に事ん
とせば我に從ふべし我に事る者は我をる所に在ん人もし我に事れば吾父は之を貴ぶべし　二七今わが心憂悼め
り何を言んや父よ此時より我を救たまへと言んか否これが爲に我この時に至れるなり　二八願くハ父よ爾の名
の榮を顯せ此とき天より聲ありて云われ其榮を既に顯す再これを顯すべし　二九傍に立る人々これを聞て雷な
れりと曰ある人は天の使者かれに語れる也と曰り　三十イエス答て曰けるは此聲ハ我ために非ず爾曹の爲なり
三一斯世ハいま罪に定らる斯世の主ハいま逐出さるべし　三二我もし地より擧れなば萬民を引て我に就せん　三三如
此イエスの言るハ其如何なる狀にて死んとするを示せる也　三四人々かれに答て曰けるは我儕律法にてキリス
トは窮なく存者なりと聞しに爾人の子かならず擧れんと言へ何ぞや此人の子とハ誰なる乎　三五イエス彼等に
曰けるハなほ片時のあひだ光なんぢらと偕にあり光ある間に行て暗に追及れざるやう爲よ暗に行く者ハ其
行べき方を知ず　三六なんぢら光の子と爲べきために光のある間に光を信ぜよイエス此を言畢り彼等を避て隱
たり○　三七イエス彼等の前に如此おほくの休徵を行たれども尚かれを信ぜざりき　三八此ハ預言者イザヤがいひ

し言に我儕の告し言を信せし者ハ誰ぞや主の手ハ誰に顯れしやと有に應へり 三九 四十 イザヤ復いふ彼等目にて見
心にて悟り悔改めて醫さるゝことを得ざらんが爲に彼等の目を瞽し其心を頑梗せりと此故に彼等信ずること能
ず 四一 イザヤハ彼の榮を見しにより彼に就て如此ハ語れるなり 四二 然ど有司等の中に多く彼を信ぜし者も有し
がパリサイの人を畏て明に信ずると言ざりき其會堂より黜られんことを恐たるに因 四三 これ彼等ハ神の榮よ
り人の榮を喜るなり○ 四四 イエス呼り曰けるハ我を信ずる者ハ我を信ずるに非ず我を遣しゝ者を信ずるなり
四五 又われを見者ハ我を遣しゝ者を見なり 四六 我ハ光にして世に臨れり凡て我を信ずる者をして暗に居ざらし
めん爲なり 四七 人もし我が言を聞て守らざるとも其罪を定ず我來しハ世の罪を定んために非ず世を救んため
也 四八 我を棄わが言を納ざる者の罪を定る者あり即ち我いひし言をそりの日これが罪を定べし 四九 蓋われ己よ
り言に非ず我を遣しゝ父わが言べきことゝ我が語る可ことを命じ給へる也 五十 その命じ給ふ所ハ即ち永生な
るを我しる是故に我いふ所ハ父の告給ふまゝに言るなり

第十三章

踰越の節の前にイエス此世を去て父に歸るべき時いたれるをしり世に在し己の民を既に愛し終に
至るまで之を愛せり 二 時に彼等晩飯の席につく惡魔ハかねてイエスを賣んとする事をシモンの子イスカリ
ヲテのユダといふ者の心に發さしめたり 三 イエス己の手に父の萬物を賜しことゝ神より來り神に歸ること
とを知 四 晩飯の席を起て上衣をぬぎ手巾を取て腰に束 五 而して盥に水をいれ弟子の足を濯ひ其束たる手
巾にて拭はじめ 六 遂にシモンペテロに及ぶペテロ彼に曰けるハ主よ爾わが足を濯ふか 七 イエス答て曰ける
ハ我爲ことを爾いま知ず後これを知べし 八 ペテロ彼に曰けるハ爾斷て我足を濯へからずイエス答けるハ若
われ爾を濯ずバ爾ハ我と干渉なし 九 シモンペテロ彼に曰けるハ主よ止に我足のみならず手と首をも濯たま
へ 十 イエス曰けるハ濯たる者ハ足のほか濯ふに及ず然して全く潔し爾曹ハ潔し然ども盡くハ潔者に非ず 十一

此はイエス己を賣んとする者の誰なるを知ゆゑに盡くは潔者に非ずと曰るなり 十二 彼等の足を濯し後其の上
衣を取また坐て彼等に曰けるは我なんぢらに行し事を知か 十三 爾曹われを師と呼また主と呼なんぢらの言と
ころは宜われは誠に是なり 十四 我は爾曹の師また主なるに尚なんぢらの足を濯ふ爾曹も亦たがひに足を濯ふ
べし 十五 我なんぢらに例を示せり此は我なんぢらに行し如く爾曹にも行しめんが爲なり 十六 われ誠に實に爾曹
に告ん僕は其主より大ならず又使者は之を遣す者より大ならず 十七 爾曹もし之を知て此の如く行ば福なり 十八
我いひし所は爾曹を凡て指るに非ず我は我選し者をしる然れども聖書に我と偕に食する者われに背て踵を
擧しと錄されしに應せん爲なり 十九 其の事の至らん時なんぢら我を信じてキリストとせん爲に其事の至ざる
今より之を爾曹に告 二十 誠に實に爾曹に告ん我遣す者を接るは我を接るなり我を接るは我を遣えし者を接る
なり 二一 イエス此事を言て心に憂へ證して曰けるは誠に實に爾曹に告ん一人なんぢらの中に我を賣者あり 二二
弟子たち互に面を覰あはせ誰を指て言るなる乎と疑ふ 二三 イエスの愛する一人の弟子イエスの懷に倚てあり
しが 二四 シモンペテロ此は誰を指て言るなる乎を問しめんと首をもて示せり 二五 イエスの懷に倚て在し者イエ
スに曰けるは主よ誰なるか 二六 イエス答けるは我一撮の食物に物を濡て予る人は其なりとて遂に一撮の食物
に物を濡てシモンの子イスカリヲテのユダに予ふ 二七 彼が一撮の物を受し其時サタン彼に入り是に於てイエ
ス彼に曰けるは爾が爲んとする事は速かに爲せ 二八 彼に何故に如此いひしかを同に席に在者どもの中しる者
あらざりき 二九 或人ユダは金嚢を職れる故イエス彼をして節筵について用べき物を市しむるならんか亦は貧
者に施さしむるならんと意り 三十 さて彼は一撮の食物を受て直に出たり時は既に夜なりき 三一 彼の出し後イエ
ス曰けるは今人の子榮をうく神また彼に因て榮を受るなり 三二 神もし彼に因て榮を受る時は神も亦みづから
の榮の中に彼を榮しむ直に彼を榮しめん 三三 小子よ我なほ片時なんぢらと偕にあり爾曹われを尋ん我ゆく所

に爾曹ハ至ること能を前に之をユダヤ人にいふ今また之を爾曹に告 三四 われ新しき誡を爾曹に予ふ即ち爾曹
相愛すべしとの是なり我なんぢらを愛する如く爾曹も相愛すべし 三五 爾曹もし相愛せバ之に因て人々爾曹の
我弟子なることを知べし 三六 シモンペテロ彼に曰けるハ主いづこへ往給ふやイエス彼に答へけるハ我往とこ
ろへハ爾いま從ふこと能ず後われに從へん 三七 ペテロ彼に曰けるハ主よ何故に今なんぢに從ふこと能ざるか
我ハ爾の爲に我命を捐ん 三八 イエス彼に答けるハ爾命を我ために捐るや誠に實に爾に告ん鷄なかざる前に爾
三次われを識ずと言ん

第十四章 なんぢら心に憂ること勿れ神を信じ亦われを信ずべし 二 わが父の家にハ第宅おほし然ずバ我預て
爾曹に之を告べきなり我なんぢらの爲に所を備に往 三 もし往て我なんぢらの爲に所を備ば又きたりて爾曹
を我に納べし我をる所に爾曹をも居しめんとて也 四 爾曹わが往所を知また其途を知る 五 トマス曰けるハ主よ
我儕なんぢの往所を知ず何にして其途を知んや 六 イエス彼に曰けるハ我ハ途なり眞なり生命なり人もし我
に由ざれバ父の所に往こと能ず 七 若なんぢら我を識バ吾父をも識べし今より爾曹かれを識なり已に爾曹彼
を見たり 八 ピリポ彼に曰けるハ主よ我儕に父を示し給へ然ば足り 九 イエス彼に曰けるハピリポ我かく久く
爾曹と偕に在しに未だ我を識ざるか我を見し者ハ父を見しなり何ぞ父を我儕に示せと言や 十 われ父にをり
父の我に在ことを信ぜざる乎われ爾曹に語し言ハ自ら語しに非ず我にをる父乃の行をなせる也 十一 我ハ父に
をり父われに在と我つげし言を信ぜよ若信ぜずも我事に因て之を信ずべし 十二 誠に實に爾曹に告ん我を信ず
る者ハ我行ところの事を行ん且此より大なる事を行べし蓋われ吾父へ往バなり 十三 爾曹すべて我名に託て求
ふ所のことハ我すべて之を行ん父の榮の子に因て顯れんが爲なり 十四 若なんぢら何事にても我名に託て求ハ
バ我これを行ん 十五 若なんぢら我を愛するならバ我誡を守れ 十六 われ父に求ん父かならず別に慰る者を爾曹

に賜て爾曹と偕に在しむべし 十七此は即ち眞理の靈なり世これを接ること能ず蓋これを見ず且しらざ
るに因されど爾曹は之を識り彼なんぢらと偕に在かつ爾曹の衷に在ばなり 十八我なんぢらを捨て孤子とせ
ず再なんぢらに就ん 十九暫せば世われを見ことなし然ど爾曹は我を見われ生れば爾曹も生ん 二十その日に爾
曹われ吾父に在なんぢら我に在われ爾曹に在ことを知べし 二一我誡を有ちて之を守る者は即ち我を愛する
なり我を愛する者は吾父に愛せらる我も亦これを愛して彼に自己を示すべし 二二イスカリオテならざるユダ
彼に曰けるは主よ如何して自己を我儕に示し世には示さゞる乎 二三イエス答て彼に曰けるは若人われを愛せ
ば我言を守ん且わが父は之を愛せん我儕きたりて彼と偕に住べし 二四我を愛せざる者は我言を守らず爾曹の
聞ところの言は我言に非ず我を遣しゝ父の言なり 二五われ爾曹と偕に在て此等のことを爾曹に語ぬ 二六わが名
に託て父の遣さんとする訓慰師すなはち聖靈は衆理を爾曹に敎へ亦わが凡て爾曹に言しことを爾曹に憶
起さしむべし 二七われ平安を爾曹に遺す我平安を爾曹に予ふ我あたふる所は世の予る所の如きに非ず爾曹心
に憂る勿れ又懼るゝ勿れ 二八我ゆきて復なんぢらに來らんと我曰し言を爾曹きけり若われを愛せば父に往と
我いへる言を爾曹喜ぶ可なり蓋わが父は我より大なれば也 二九事いまだ成ず我まづ爾曹につぐ事成んときに
爾曹これを信ずべき爲なり 三十この後われ多の言をもて爾曹に語じ蓋この世の主きたる故なり彼われに與ること
となし 三一然ど我これを爲は我の父を愛し且その命せしごとに遵ひて行ふことを世に知しめんが爲なり起よ
我儕ここを去べし

第十五章
我は眞の葡萄樹わが父は農夫なり 二我に在て凡て實を結ざる枝は父これを剪除すべて實をむすぶ
枝は之を潔む蓋ますます繁く實を結ばしめん爲なり 三今なんぢら我曰し言によりて潔なれり 四爾曹われに
居らば我また爾曹に居ん枝もし葡萄樹に連らざれば自ら實を結ぶこと能ず爾曹も我に連らざれば亦此の

如ならん　五 我ハ葡萄樹なんぢらハ其枝なり人もし我に居われ亦かれに居バ多の實を結ぶべし蓋もし爾曹わ
れを離るゝ時ハ何事をも行能ざれバ也　六 人もし我に居ざれバ離たる枝の如く外に棄られて枯るあり人これ
を集め火に投入て焚べし　七 爾曹もし我に居また我いひし言なんぢらに居バ凡て欲ふところ求に從ひて予ら
るべし　八 爾曹おほくの實を結バゞ吾父これに由て榮をうく然バ爾曹わが弟子なり　九 父の我を愛し給ふ如く
我なんぢらを愛す爾曹わが愛にをれ　十 若なんぢら我誡を守バ我愛に居ん我わが父の誡を守て其愛に居が
如し　十一 我この事を爾曹に語るハ我が喜なんぢらに在て爾曹の喜を盈しめんが爲なり　十二 我なんぢらを愛する
如く爾曹も亦たがひに愛すべし是わが誡なり　十三 人その友の爲に己の命を捐るハ此より大なる愛ハなし　十四 凡
て我なんぢらに命ずる所の事を行ハゞ則ち我友なり　十五 今より後われ爾曹を僕と稱ず蓋僕ハ其主の行ことを
知ざれバなり我さきに爾曹を友と呼り我なんぢらに吾父より聞し所のことを盡く告しに緣る　十六 なんぢら我を
選ず我なんぢらを選べり且爾曹をして往て實を結せ其實を存しめんが爲また爾曹の凡て我名に託て父に求
ふ所の者を彼をして爾曹に賜らせんが爲に我なんぢらを立たり　十七 なんぢら互に愛せんがため我これを命ず
十八 世もし爾曹を惡ときハ爾曹よりも先に我を惡と知　十九 爾曹もし世の屬ならバ世ハ己の屬を愛すべし然ど爾
曹ハ世の屬ならず我なんぢらを世より選たり之に因て世なんぢらを惡む　二十 僕ハ其主より大ならずと我なん
ぢらに日し言を心に記よ人もし我を窘迫バ爾曹をも窘迫べし我言を守バ爾曹の言をも守るべし　二一 然ど彼等
ハ我を遣し者を識ざるに因わが名の故をもて此等の事を爾曹に加べし　二二 我もし來て語ざりしならバ彼等
罪なからん然ど今ハ其罪いひひらく可やうなし　二三 我を惡む者ハ亦わが父をも惡なり　二四 我もし他の人の行ざ
りし事を彼等の中に行ハざりしならバ彼等罪なからん然ど我と吾父とを已に見つゝ之を惡めり　二五 此の如き
彼等の律法に故なくして我を惡めりと錄し言に應せん爲なり　二六 われ訓慰師を父より遣らん即ち父より出る

眞理の靈なり其きたる時わが爲に證をなすべし 二七 爾曹も亦われと偕に始より在しに因て證を作すべし

第十六章

われ此等の言を爾曹に語れるハ爾曹の躓かざらん爲なり 二 衆人なんぢらを會堂より黜くべし且すべて爾曹を殺す者みづから神に事ると意ふ時至らん 三 此等の事を爾曹に行ハ父と我とを識ざるが故なり 四 我これを爾曹に語れるハ時いたりて我これを言し事を爾曹の憶起ん爲なり曩に之を爾曹に語ざりしハ我なんぢらと偕に在たれバ也 五 我いま我を遣しゝ者に往んとす然ど爾曹の中われに何處へ往と問る者なく 六 反て我この事を言しに因て憂なんぢらの心に盈り 七 われ眞を爾曹に告ん我往ハ爾曹の益なり若ゆかずバ訓慰師なんぢらに來じ若ゆかバ彼を爾曹に遣らん 八 かれ來らんとき罪につき義につき審判につき世をして罪ありと曉しめん 九 罪に就てと云るハ我を信ぜざるに因てなり 十 義に就てと云るは我わが父へ往により爾曹また我を見ざれバ也 十一 審判に就てと云るハ此世の主審判を受ればなり 十二 我なほ爾曹に多く語る可ことあれども今なんぢら曉ことを得ず 十三 然ど彼すなはち眞理の靈の來らんとき爾曹を導きて凡の眞理を知しむべし蓋かれ己に由て語に非ず其聞し所の事を爾曹に言また來らんとする事を爾曹に示すべければ也 十四 彼わが榮を顯さん蓋わが屬を受て爾曹に示せバ也 十五 凡て父の有給ふものハ我屬なり是故に彼わが屬を受て爾曹に示すと曰り 十六 暫せバ爾曹われを見じ復しばらくして我を見るべし是われ父へ往なり 十七 是に於て弟子の中にて或人たがひに曰けるハ暫せバ爾曹われを見じ復しばらくして我を見べしと言かつ是われハ父へ往なりと我儕に言しハ何の事ぞや 十八 彼等また曰けるハ此しばらくと言しハ何の事ぞや其言る所を我儕知ず 十九 イエス彼等が問んとするを知て曰けるハ暫せバ我を見じ復しばらくして我を見べしと言し此事に因て爾曹たがひに詰あふ乎 二十 誠に實に我なんぢらに告ん爾曹ハ哭き哀み世ハ喜ぶべし爾曹憂るならん然ど其憂ハ變て喜びとなるべし 二一 婦子を產んとする時ハ憂ふ其期いたるに因てなり然ど已に生バ前の苦をわする世に人の生

たる喜樂に因てなり　此の如く爾曹も今憂ふ然ど我また爾曹を見ん其時なんぢらの心喜ぶべし其喜樂を奪
ふ者あらじ　二三　其日なんぢら我に問ところ無るべし誠に實に爾曹に告ん凡ろ我名に託て父に求る所のもの父
これを爾曹に授たまふべし　二四　なんぢら今まで我名に託て求たることなし求よ然ば受ん而して爾曹の喜び滿
べし　二五　譬喩をもて此事を爾曹に語しが譬喩を用ずして爾曹に語り父に就て明かに示す時いたらん　二六　其日な
んぢら我名に託て求ん我なんぢらの爲に父に求ふと曰ず　二七　蓋父みづから爾曹を愛すれば也これ爾曹われを
愛し且父より我來しことを信ずるに因　二八　われ父より出て世に臨れり復世を離て父に往ん　二九　弟子かれに曰け
るは爾いま明かに言て譬喩をいはず　三十　我儕いま爾の知ざる所なく且人の爾に問は用なきことを知これに因
て我儕神より爾の出來しことを信ず　三一　イエス彼等に答けるは今なんぢら信ずる乎　三二　時まさに至ん今いたり
ぬ爾曹散て各人その屬する所に往たゞ我を一人のこさん然ど我獨をるに非ず父われと偕に在なり　三三　われ此
事を爾曹に語しは爾曹をして我に在て平安を得させんが爲なり爾曹世に在ては患難を受ん然ど懼るゝ勿れ
我すでに世に勝り

第十七章　イエス此言を語畢て天を仰ぎ曰けるは父よ時いたりぬ爾の子なんぢの榮を顯さんが爲に爾の子
の榮を顯し給へ　二　これ爾われに賜し所の者に我永生を予んがため凡の者を制る權威を我に賜たれば也
三　永生とは唯獨の眞神なる爾と其遣しゝイエスキリストをしる是なり　四　我なんぢの榮を世に顯し爾
の我に委し所の行は我これを成り　五　父よ今我をして爾と偕に榮を得させ給へ即ち創世より先に爾と偕に有
し所の榮を得させ給へ　六　なんぢ世より選て我に賜し人々に我なんぢの名を顯せり彼等は爾の屬にして爾こ
れを已に我に賜ふ彼等また爾の道を守れり　七　彼等いま爾の我に賜し者は皆爾より出しと知　八　蓋われ爾が我
に賜し言を彼等に予たれば也彼等これを受また我爾より出し事を誠に知かつ爾の我を遣しゝことを信じ

たり我かれらの爲に祈る我祈るハ世の爲に非ず爾の我に賜し者の爲なる耳かれ彼等ハ爾の屬なれバ也十
凡て我屬ハ爾の屬なんぢの屬ハ我屬なり且われ彼等に由て榮を受く十一われ今より世に在ず彼等ハ世にをり我
ハ爾に就る聖父よ爾の我に賜し者を爾の名に在しめ之を守て我儕の如く彼等をも一になし給へ十二我かれらと
偕に在し時かれらを爾の名に在しめて之を守たり爾の我に賜し者を我守りしが其中一人だに亡たる者な
し唯沈淪の子ほろびたり是聖書に應せん爲なり十三我いま爾に就る我世に在て此事を語るハ我喜樂を彼等
に充しめん爲なり十四われ爾の道を彼等に授たり世ハ彼等を惡む蓋わが世の屬に非ざる如く彼等も世の屬に
非ざれバ也十五われ爾に彼等を世より取たまへと祈らず惟かれらを守て惡に陷らす勿れと祈る十六われ世の屬
に非ざる如く彼等も世の屬に非ず十七なんぢ爾の眞理をもて彼等を潔め給へ爾の言ハ眞理なり十八なんぢ我を世に遣
しゝ如く我も彼等を世に遣せり十九我かれらの爲に自己を潔これ眞理に因て彼等の聖られん爲なり二十我たゞ
彼等の爲にのみ祈らず彼等の敎に因て我を信ずる者の爲にも祈なり二一此ハみな一にならん爲なり父よ爾わ
れに在われ亦なんぢに在かくの如く彼等も我儕にをりて一にならん爲かつ世をして爾の我を遣しゝ事を信
ぜしめん爲なり二二爾の我に賜し榮を我かれらに授たり此ハ我儕の一なるが如く彼等も互に一にならん爲な
り二三われ彼等に在なんぢ我にをる蓋彼等をして一に全ならしめ且世をして爾の我を遣しゝまた又なんぢ我
を愛する如く彼等をも愛することを知しめんと也二四父よ爾の我に賜し者の我をる所に我と偕に在て我榮す
なはち爾が我に賜し者を見んことを願ふ世基を置ざりし先に爾われを愛したれバ也二五義き父よ世ハ爾を
識ず我ハ爾を識かれらも爾の我を遣しゝ事を知り二六我なんぢの名を彼等に示せり復これを示さん蓋なんぢ
の我を愛するの愛かれらに在また我かれらに在ん爲なり

第十八章　イエス此事を言て彼の弟子を偕に出てケデロンの河を涉り其處にある園の中に弟子と偕に入ぬ

イエスを賣たるユダ此處を識りイエス屢々その弟子と偕に此に集りたれバ也　此時ユダ一隊の兵卒と下吏
どもを祭司の長等およびパリサイの人よりうけ炬と挑灯と兵器を携て此に來れり 四 イエス事の己に及んと
するを悉く知いでゝ彼等に曰けるハ誰を尋るか 五 彼等こたへけるハナザレのイエスなりイエス彼等に曰け
るハ我ハ其なりイエスを賣しゝユダ彼等と偕に立り 六 イエス彼等に對て我なりと曰たまへる時かれら退き
て地に仆たり 七 イエス復彼らに誰を尋る乎と問たまひしかバ彼等ナザレのイエス也と曰 八 イエス答けるハ
我すでに爾曹に我ハ其なりと曰り若われを尋るならバ此輩を容て去しめよ 九 是イエス我に賜し者の中一人
だに亡る者なしと云し言に應せん爲なり 十 時にシモンペテロ劍を佩たりしが之を拔て祭司の長の僕を擊て
其右の耳を削おとせり僕の名ハマルコスと云 十一 イエスペテロに曰けるハ劍を鞘に藏よ父の我に賜し杯を我
飮ざらん乎 十二 斯て隊の兵卒および其長とユダヤ人の下吏イエスを執へ繋て 十三 先これをアンナスの所に曳往
かれハ此歳の祭司の長カヤパの外舅なるに因てなり 十四 ユダヤ人に議て一人民の爲に死るハ益なりと言しハ
此カヤパなりき 十五 シモンペテロと外に一人の弟子イエスに從へり此一人の弟子ハ祭司の長の識ところの者
にてイエスと偕に祭司の長の庭に入 十六 ペテロの門外に立り祭司の長の識ところの弟子出て門を守る婢に告
てペテロをともなひ入 十七 是に於て門を守る婢ペテロに曰けるハ爾も此人の弟子の一人ならずや　ペテロ然ず
と曰 十八 僕等と下吏たち寒に因て炭を燒その處に立て煖まるペテロも彼等と偕に立て煖れり 十九 祭司の長イエ
スに其弟子と其教のことを問ぬ 二十 イエス彼に答けるハ我あらはに世に語れり我つねにユダヤ人の平生あつ
まる所なる會堂および殿にて教誨をなし隱に語れる事なし 二十一 何ぞ我に問る乎われ如何かたりしか聽る者に
問よ彼等わが言し所を知り 二十二 イエス如此いひしに旁に立る一人の下吏掌にて彼を打いひけるハ爾祭司の長
に答るに此の如か 二十三 イエス彼に答けるハ若わが語しこと善らずバ其善らざるを證せよ若し善バ何ぞ我を打

や　二四偖アンナスイエスを縛て祭司の長カヤパの所に遣れり　二五シモンペテロ立て煖り居しが或人々いひける
は爾も彼の弟子の一人ならず乎ペテロ承ずして然ずと曰り　二六祭司の長の僕の中の一人すなはちペテロに
耳を削れし者の親戚いひけるは我なんぢが彼と偕に園に在しを見しに非ずや　二七ペテロまた承はず頓て鶏な
きぬ○　二八人々イエスを曳てカヤパより公廳に往り時すでに平旦なりき彼等汚穢を受んことを恐て公廳に入
ず蓋踰越の節筵を食せんとすれば也　二九ピラト出て彼等に曰けるは如何なる訟をもて斯人を訟るや　三十人々こ
たへけるは彼もし惡を行る者に非ずば爾に解さじ　三一ピラト彼等に曰けるは爾曹これを取なんぢらの律法に
從ひて審判せよユダヤの人々かれに曰けるは我儕に人を殺の權なし　三二是イエスの其死んとする狀を指て語
れることに應へり　三三ピラトまた公廳に入イエスを召て曰けるは爾はユダヤ人の王なるや　三四イエス彼に答け
るは爾この事を言るは自己に由か我に就て人の告しに由か　三五ピラト答けるは我はユダヤ人ならんや爾の國
の民と祭司の長と爾を我に解せり爾なにを爲しや　三六イエス答けるは我國はこの世の國に非ず若わが國この
世の國ならば我僕われをユダヤ人に付さゞる爲に戰ふべし然ど我國は此世の國ならざる也　三七ピラト彼に曰
けるは然ば爾は王なるかイエス答けるは爾の言ところの如く我は王なり我これが爲に生れこれが爲に世に臨
れり蓋眞理について證を爲んため也すべて眞理に屬者は我聲を聽　三八ピラト彼に曰けるは眞理は如何なる者
ず此事を言る後また出てユダヤ人に曰けるは我も斯人に罪あるを見ず　三九爾曹に一の例あり我踰越の節
に一人の囚人を爾曹に釋す爾曹ユダヤ人の王を釋さん事を欲ふや　四十衆人また喊叫いひけるは斯人に非ずバ
ラパを釋せバラバは盜賊なる也
第十九章　其時ピラトイエスを取て鞭つ　二兵卒ども棘にて冕を編かれの首に冠しめ又紫の袍を衣せて　三曰け
るはユダヤ人の王やすかれ斯て掌にて之を打り　四ピラトまた外に出て彼等に曰けるは我かれに就て罪ある

を見ざるを知せんとて爾曹に曳出せり　イエス棘の冕をかぶり紫の袍を衣て外に出ピラト彼等に曰けるハ
視よ此の人なり　六 祭司の長等と下吏これを見て十字架に釘よ十字架に釘よと喊叫いふピラト彼等に曰け
るハ爾曹かれを取て十字架に釘よ我かれに就て罪あるを見ざる也　七 ユダヤ人かれに答けるハ我儕に律法あ
り其律法に從へバ彼ハ死べき者なり蓋かれ自己を神の子と爲ばなり　八 ピラト此言を聞て益懼る　九 また公
廳に入てイエスに曰けるハ爾何處の者ぞイエス答せざりき　十 ピラト彼に曰けるハ我に答ざるか我なんぢを
十字架に釘る權威あり亦なんぢを釋す權威あり此事を知ざる乎　十一 イエス答けるハ爾上より權威を賜らずバ
我に對て權威ある事なし是故に我を爾に解しゝ者の罪尤も大なり　十二 此後ピラト彼を釋さんと謀る然どもユ
ダヤ人さけび曰けるハ若これを釋さバカイザルに忠臣ならず凡て自己を王となす者ハカイザルに叛く者な
り　十三 ピラト此言を聞てイエスを曳出し鋪石と云る所ヘブル言にてガバタと云ところの審判の座に自ら
坐れり　十四 其日ハ踰越節の備日にて時ハ約そ十二時ごろなりきピラトユダヤ人に曰けるハ爾曹の王を見よ
十五 かれら喊叫て之を除け之を除け十字架に釘よと曰ピラト彼等に曰けるハ我なんぢらの王を十字架に釘べ
けんや祭司の長等こたへけるハカイザルの他われらに王なし　十六 遂にピラト彼を十字架に釘しめんとて彼等
に付せり是に於て彼等イエスを取て曳往り　十七 イエス十字架を負て髑髏と云る所ヘブルの言にて曰バゴルゴ
タといふ所に往り　十八 此所にて彼を十字架に釘たり別に二人の者かれと偕に十字架に釘らる一人ハ右一人ハ
左イエス中に居り　十九 ピラト罪標を十字架につけ此ハユダヤ人の王なるナザレのイエスなりと書とり　二十 許多
のユダヤ人この罪標を讀り蓋イエスを十字架に釘し所ハ京城に近ければ也その標ハヘブル ギリシヤ ロマの
言にて書たり　二一 ユダヤ人の祭司の長等ピラトに曰けるハユダヤ人の王と書す勿れ自らユダヤ人の王なりと
言しと書すべし　二二 ピラト答けるハ我書しゝ所すでに書たり　二三 兵卒どもイエスを十字架に釘し後その上衣を

とり四に分て各々の一を取また裏衣を取り此裏衣ハ縫なく上より渾く織るもの也ければ 二四互に曰けるハ之
を裂ずして誰の屬にならんか鬮にすべし此ハ聖書に彼等たがひに我衣を分わが裏衣を鬮にすと云しに應せ
ん爲なり兵卒ども已に此事を行り 二五偖イエスの母と母の姊妹およびクロパの妻のマリア並マグダラのマリ
アその十字架の旁に立り 二六イエス母と愛する所の弟子と旁に立るを見て母に曰けるハ婦よ此なんぢの子な
り 二七また弟子に曰けるハ此なんぢの母なり是時その弟子かれを己の家に携往り 二八斯てイエス諸の事の已に
竟るをしり聖書に應せん爲に我渇といへり 二九此處に醋の滿たる器皿ありしかバ兵卒ども海絨を醋に漬し
牛膝草に束て其口に予ふ 三十イエス醋を受し後いひけるハ事竟ぬ首を俯て靈を付せり○ 三一是日ハ節筵の備日
なり此安息日ハ大なる安息日なれバ屍を十字架の上に置ことを欲ざるが故にユダヤ人ピラトに請かれらの
脛を折て其屍を取除ことを求へり 三二是に於て兵卒等イエスと偕に十字架に釘られし者の一人の脛を先にを
り次に亦一人の脛を折り 三三後にイエスに來しに已に死たるを見て其脛を折ざりき 三四一人の兵卒戈にて其脅を
刺ければ直に血と水を流出たり 三五之を見し者證を立その證ハ眞なり彼また自ら言ところの眞なるをしる爾
曹をして信せしめんが爲なり 三六この事成り錄して其骨の一をも摧ざるべしと有に應せん爲なり 三七また他の
書に彼等の刺し者を彼等觀べしと云り○ 三八是後アリマタヤのヨセフと云る者にて前にユダヤ人を懼て隱に
イエスの弟子となれる者イエスの屍を取んとてピラトに求ピラト之を許しゝに因きたりて其屍を取り 三九ま
た曩に夜間イエスに就しニコデモといふ人沒藥と蘆薈を和るもの百斤ばかり携來る 四十彼等イエスの屍を取
てユダヤ人の葬の例に循ひ之を布と香にて裹り 四一さて十字架に釘し其近傍に園あり園の中に未だ人を葬
りし事なき新き墓あり 四二是日ハユダヤ人の節筵の備日なり又墓近かりければ其處にイエスを置り

第二十章 一週の首の日の朝いまだ暗うちにマグダラのマリア墓に來て石の墓より取去ありしを見 二遂にシ

モンペテロまたイエスの愛せし所の弟子に趨往て曰けるは墓より主を取し者あり我儕何處に置しや其處を
知ず 三 ペテロと彼一人の弟子いでゝ墓に往 四 二人ともに趨る他の弟子ペテロより疾趨て先に墓に至ぬ 五 俯
て屍を裹し布を置るを見たれども入ず 六 シモンペテロ彼に從て來り墓にいり裹し布を置るを見たり 七 その
首を裹し手巾は屍を裹し布と同に置ず離て別の處に疊て置り 八 是に於て先に墓に來れる他の弟子も入て之
を見て信ぜり 九 錄して イエスの死より甦るべき事あるを彼等いまだ知ざる也 十 斯て弟子は己の宿に歸れり
十一 マリアは墓の外に立て哭つゝ墓にむかひ俯て 十二 二人の天使しろき衣を着イエスの屍を置たりし所の首の
方に一人足の方に一人坐し居を見たり 十三 天使かれに曰けるは婦よ何ゆゑ哭くや彼こたへけるは我主を取し
者あり何處に置しかを知ざれば也 十四 如此いひて反顧イエスの立しを見る然どもイエスなることを知ず 十五 イ
エス彼に曰けるは婦よ何ゆゑ哭や誰を尋るかマリア園を守る人ならんと意ひ彼に曰けるは君よ爾もし彼を輔
移しゝならば何處に置しか我に告よ我これを取べし 十六 イエス彼にマリアよといふ婦かへりみて彼にラボニ
と曰り之を譯ば夫子なり 十七 イエス彼に曰けるは我に捫こと勿れ我いまだ吾父に升ざれば也わが兄弟に往て
いへ我は吾父すなはち爾曹が父わが神すなはち爾曹が神に升ると 十八 マグダラのマリア主を見しことゝ主の
如此おのれに言給へるといふ事を弟子等に往て告◯ 十九 此日の暮時すなはち一週の首の日弟子等ユダヤ人を
懼るゝに因て集れる所の門を閉おきしがイエス來て其中に立かれらに曰けるは爾曹安かれ 二十 如此いひし後
その手と脅を彼等に見す弟子たち主を見て喜べり 二一 イエスまた彼等に曰けるは爾曹安かれ父の我を遣しゝ
如く我も爾曹を遣さん 二二 如此いひしのち氣を噓て彼等に曰けるは聖靈を受よ 二三 なんぢら誰の罪を赦すとも
其罪ゆるされ誰の罪を定るとも其罪さだめらるべし 二四 イエス來しとき十二の弟子の一人なるデドモと稱る
トマス彼等と偕に在ざりき 二五 是故に他の弟子かれに曰けるは我儕主を見たりトマス彼等に曰けるは我もし

其手に釘の迹を見わが指を釘の迹に探わが手を其脅に探に非ずバ信ぜじ 二六 八日を越し後また弟子たち室の
内に在けるがトマスも彼等と偕に在り門を閉たるにイエス來て其中に立て曰けるハ爾曹安かれ 二七 遂にトマ
スに曰けるハ爾の指を此に伸て我手を見なんぢの手を伸て我脅にさせ信ぜざる勿れ信ぜよ 二八 トマス答て彼
に曰けるハ我主よ我神よ 二九 イエス彼に曰けるハ爾われを見しに因て信ず見ずして信ずる者ハ福なり 三十 此書
に錄さゞる外なほ許多の奇跡をイエス弟子の前にて行り 三一 此書を錄せるハ爾曹をしてイエスの神の子キリ
ストなる事を信ぜしめ之を信じ其名に因て生命を得させんが爲なり

第二十一章

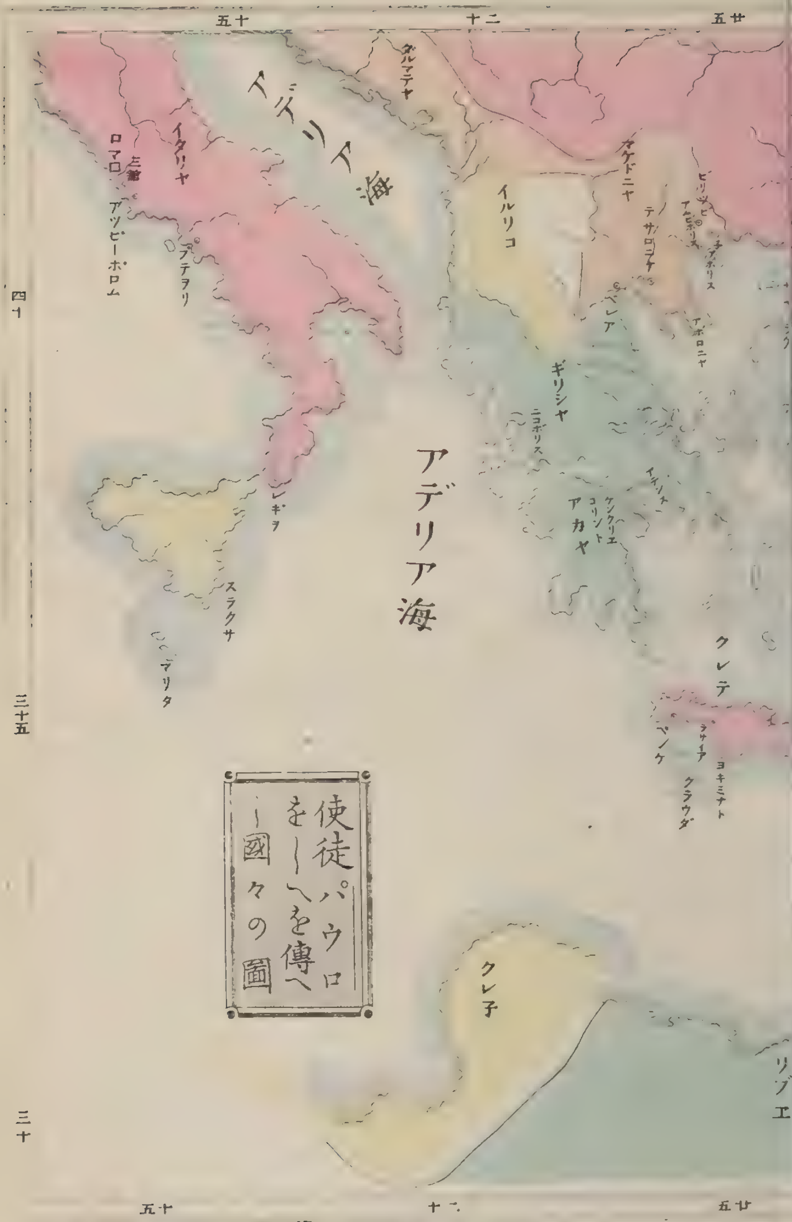
此後イエス復テベリアの湖にて弟子等に己を現せり其現せること左の如し 二 シモンペテロとデ
ドモと云るトマス及ガリラヤのカナのナタナエルとゼベダイの子等また他の二人の弟子ともに在 三 シモン
ペテロ彼等に曰けるハ我漁に往ん彼等いひけるハ我儕も偕に往ん彼等いでゝ舟に登しが此夜ハ何の所獲も
無りき 四 巳に夜も明たるにイエス岸に立り然ど弟子等ハそのイエスなる事を知ず 五 イエス彼等に曰けるハ小
子どもよ食物あるや彼等こたへけるハ無し 六 イエス彼等に曰けるハ網を舟の右に撒バ所獲あらん遂に網をう
つ魚おほきに因て曳擧ること能ハず 七 是に於てイエスの愛せし所の彼弟子ペテロに曰けるハ是主なりシモ
ンペテロ主なりと聞て裸なりしが衣をつけ帶して湖に投入ぬ 八 他の弟子等ハ小舟にて魚の入たる網を曳て
至れり蓋岸を距こと遠からず五十間許なりけれバ也 九 岸に着しに炭火と其上に載たる魚およびパンあるを
見たり 十 イエス彼等に曰けるハ今獲し所の魚を少し携來れ 十一 シモンペテロ舟にゆき網を岸に曳來しに其網
の中に大なる魚百五十三尾いりたり如此おほかりけれど網ハ裂ざりき 十二 イエス彼等に曰けるハ來て食せよ
弟子たち敢て彼に爾ハ誰なると問ることをせず此ハ主なりと知ばなり 十三 イエス來てパンを取かれらに予ふ
魚をも亦乃の如せり 十四 イエス死より甦りしのち己を弟子等に現せること是三次なり 十五 偕かれら食して後イ

エスシモンペテロに曰けるはヨナの子シモンよ爾これらの者に逾て我を愛するや彼いひけるは主よ然わが
爾を愛することは爾知りイエス彼に曰けるは我羔を牧へ 十六 また二次かれに曰けるはヨナの子シモンよ我を
愛する乎かれ曰けるは主よ然わが爾を愛することは爾知りイエス彼に曰けるは我羊を牧へ 十七 三次かれに曰け
るはヨナの子シモンよ我を愛する乎ペテロ三次われを愛する乎と言れしに因て憂ふ斯て答けるは主よ知らざ
る所なし我なんぢを愛することは爾知りイエス彼に曰けるは我羊を牧へ 十八 誠に實に爾に告ん爾いとけなき時
みづから帶し意に任せて遊行ぬ老ては手を伸て人爾を束り意に欲ざる所に曳至らん 十九 如此いへるは其如何
ある死にて神を榮んといふ事を示したるなり此を言て後また彼に曰けるは我に從へ 二十 ペテロ反顧イエスの
愛せし弟子の從へるを見この弟子は食する時イエスの懷に倚て主を賣す者は誰ぞやと問し弟子なり 二一 ペテ
ロ之を見てイエスに曰けるは主よ斯人いかに 二二 イエス彼に曰けるは我もし彼が存て我來るを待を欲ば爾に
何の與あらんや爾は我に從へ 二三 是に於て此言兄弟の中に傳りて此弟子死ずと言り然どもイエスペテロに彼
は死ずと言しに非ず我もし彼が存へて我來るを待を欲ば爾に何の與あらん乎と言しなり 二四 此等の事につい
て證をなし且これを書しゝ者は其弟子なり我儕ろの證の眞なる事を知り 二五 イエスの爲し事は此等の外にお
は許多あり若これを一々しるさば其書この世に載盡すこと能じと意ふ也アーメン

新約全書約翰傳福音書　終



三十
三十五
四十
黒海
地中海
ポント
ビテニア
ガラテヤ
カパドキア
フルギヤ
ムシア
ペルガム
アソス
アンテヲケ
ルカヲニア
イコニヲム
ルステラ
デルベ
タルソ
キリキヤ
パムフリア
アテリア
ペルゲ
ラオデキア
コロサイ
サルデス
エペソ
サモス
ムラ
パタラ
セルキア
アンテヲケ
クプロ
サラミス
パホス
メソポタミア
スリヤ
ダマスコ
ツロ
ナザレ
サマリヤ
ヨルダン河
死海
エルサレム
ガザ
アラビヤ
アレキサンデリオ
エジプト



使徒パウロをしへを傳へし國々の圖

第一章 テヨピロよ我すでに前書を作て凡そイエスの始て行へるところ教し所を録し 二 其選たる使徒等に聖
靈に託て命ぜしのち擧られし時にまで至れり 三 夫イエスは苦難を受し後おほくの確據なる證を以て己の活
たる事を現し四十日の間かれらに見え神の國の事に就て語り 四 また彼等と偕に集り居て命じけるは爾曹エ
ルサレムを離ずして我に聞る所の父の約束し給ひし事を待べし 五 蓋ヨハ子は水を以てバプテスマを施たれ
ども爾曹は久からずして聖靈によりバプテスマを受べければ也 六 集れる者かれに問けるは主よ爾いま國を
イスラエルに還さんと爲か 七 彼等に曰けるは父の其權にて定たまへる時また期は爾等が知べき所に非ず 八
然ども聖靈なんぢらに臨に因て後爾曹能力を受エルサレムユダヤ全國サマリアおよび地の極にまで我が證
人と爲べし 九 此事を言畢しのち彼等の見が間に擧らる雲これを接て見ざらしめたり 十 イエスの昇れる時か
れら天を仰ぎ視たりしに白衣を着たる二人の人ありて旁に立 十一 曰けるはガリラヤ人よ何故に天を仰て立る
や爾曹を離て天に擧られし此イエスは爾曹が彼の天に昇るを見たる其如く亦きたらん○ 十二 其時かれら橄欖
と名る山よりエルサレムに歸る此山はエルサレムに近く約そ安息日に行うる程なり 十三 已に入て樓に登れり
此に留れる者はペテロヤコブヨハ子アンデレピリポトマスバルトロマイマタイアルパイの子ヤコブゼロテ
と云るシモンヤコブの兄弟なるユダなり 十四 凡この人々は婦等およびイエスの母マリア並イエスの兄弟と偕
に心を合せて恒に祈禱を務たり○ 十五 當時ペテロ弟子等(その集れる者おほよそ百二十人なり)の中に立て曰け
るは 十六 人々兄弟よ聖靈ダビデの口によりてイエスを捕る者を導けるユダに就て預じめ語たる此聖書は必ず
應ずべかりし也 十七 蓋かれも我儕と共に列りて此職を任たれば也 十八 斯人は不義の價をもて地所を買まさ倒に
墜て眞中より裂れ其腸ことごとく流出たり 十九 此事エルサレムに住る凡の人に知しかば其地所を方言にてア

ケルダマと呼これを譯ば血の地所なり 二十 詩の篇に錄して彼の家ハ墟くなれ其中に人を住居する勿れ彼の職
ハ他人に得させよと云り 二一 是故に主イエスの我儕が中に往來し給たる間 二二 即ちヨハ子のバプテスマより始
われらを離て擧られし日に至るまで常に我儕と偕に在し者の中一人われらと共に其甦りし事の證人と爲べ
き也 二三 是に於てバルサバと稱るヨセフ又の名ハユストと云る者とマッテアとの二人を擧て 二四 祈いひけるハ
衆人の心を識たまふ主よ願くハ奉事ことゝ使徒の職を得させんが爲に此二人のうち孰を選たまひしか示し
給へ 二五 既にユダハ此職を離て其往べき所に往たり 二六 斯て鬮を取しにマッテアに當ければ彼十一人の使徒等
と共に列れり

第二章 ペンテコステの日に至て弟子等みな心を合せて一處に在しに 二 俄に天より迅風の如き響ありて彼等
が坐する所の室に充り 三 舌の如もの現れ歧て彼等各人の上に止る 四 是に於て彼等ハみな聖靈に滿され其聖
靈の言しむるに隨ひて異なる諸國の方言を言はじめたり 五 時に敬虔あるユダヤ人天下の諸國より來てエル
サレムに留れる者ありき 六 此音おこりしに因おほくの人々集りけるが各人おのが方言を彼等の語れるを聞
て躁あへり 七 みな駭き異みつゝ互に曰けるハ視よ此語る者ハ凡てガリラヤ人ならず乎 八 如何して我儕おの
〳〵生れし所の方言を彼等より聞か 九 我儕ハパルテア人メデア人エラム人およびメソポタミアユダヤカパ
ドキアポントアジア 十 フルギアパムフリアエジプト又クレ子に近きリブエの地などに住る者またロマより
來て居もの或ハユダヤ人および其教に入し人 十一 又クレテ人アラビヤ人なるに彼等が我儕の方言をもて神の
大なる用を語るを聞かと 十二 皆おどろき訝て互に曰けるハ此ハ何なる故ぞや 十三 或ハ嘲りて此人々ハ甘き葡萄
酒に滿されたる者なりといふ人あり 十四 是に於てペテロ十一人と偕にたち聲を揚て彼等に對いひけるハユダ
ヤ人および凡てエルサレムに住る者よ爾曹よく我言を聞て之を知 十五 今ハ晝の九時なれバ爾曹の逆料ごとく

此人々は醉る者に非ず 十六 これ即ち預言者ヨエルに因て語れる所なり 十七 神いひ給く末の世に至て我わが靈を
もて凡の人に注ん爾曹の子女も預言すべし又なんぢらの幼者は異象をみ老者は夢を見べし 十八 其ときに我わが
靈を我僕なる男女に注ん彼等も亦預言すべし 十九 われ上なる天に奇跡を現し下なる地に休徵を示さん即ち血
あり火あり烟あるべし 二十 主の大なる顯赫日の來ん前に日は暗く月は血に變ん 二一 凡て主の名を呼賴む者は救
るべし 二二 イスラエルの人々よ此等の言を聽それナザレのイエスは爾曹の知ごとく神これに託て爾曹の中に
行し妙なる能力と奇跡と休徵とを以て爾曹に證し給る所の人なり 二三 此人は即ち神の定し旨と預め知たまふ
所に應て解さる爾曹は無法の手をもて之を捕へ十字架に釘て殺せり 二四 神は其死の苦を釋て之を甦らせ給へ
り彼は死に繫れ在べき者ならざれば也 二五 蓋ダビデ彼に就て曰けるは我わが前に主の常に在を見るの我右
に在は我動さゞる爲なり 二六 是故に我心は樂み我舌は喜べり且わが肉體は望に居ん 二七 これ爾は我魂を陰府
に遺おかず又なんぢの聖者を朽果しめざるが故なり 二八 爾すでに我に生命の路を示す我を爾の前に置て喜に
盈しめんと 二九 人々兄弟よ我始祖ダビデに就て憚る所なく爾曹に語る是當然ことなり彼は既に死て葬られ其
墓は今日に至るまで我儕の中にあり 三十 彼は預言者にして神これに誓を立て其血統の中より一人を擧て位に
即しめんと矢たまへるを知 三一 預め此事を曉るが故にキリストの甦る事につき語て彼は陰府に遺おかれず亦
その肉體も朽果ずと曰るなり 三二 既に神はイエスを甦らせ給へり我儕は皆その證人なり 三三 是故に彼は既に神
の右に擧られ約束の聖靈を父より受て今なんぢらが見且きくところの者を注り 三四 夫ダビデは天に登しこ
となし然るに彼みづから言主わが主に曰けるは我なんぢの敵を爾の足凳と爲まで我右に坐すべしと 三六 然ば
凡てイスラエルの全家よ爾曹が十字架に釘し此イエスを立て神これを主となしキリストとなし給しことを
確に知れ 三七 彼等これを聞て其心刺るゝが如し是に於てペテロと他の使徒等に問けるは人々兄弟よ我儕は何を

爲べき乎 三八 ペテロ彼等に曰けるは爾曹おの〳〵悔改めて罪の赦を得んが爲にイエスキリストの名に託てバ
プテスマを受よ然ば爾曹も聖靈の賜を受べし 三九 この約束は爾曹および爾曹の子孫また凡の遠人すなはち主
たる我儕の神に召るゝ人々に屬なり 四十 また多の言をもて證して勸けるは爾曹この邪なる世より救出されよ
四一 其時この言を聞納し者はバプテスマを受たり是日弟子に加れる者およそ三千人 四二 彼等は常に使徒等の
教訓をうけ交接をなしパンを擘ことゝ祈禱とを務む 四三 是に於て敬畏人々の心に生ず又使徒等に託て許多の
奇跡と休徴おこなはれたり 四四 信者はみな一處に會て諸物を共にし 四五 產業と其所有を鬻て各人の用に
從ひ之を分與へぬ 四六 日々心を合せて殿に在また家に於てパンをさき歡喜と誠心をもて食を同にし 四七 神を讃
美すべての民に悅ばるゝ主すくはるゝ者を日々教會に加たまへり

第三章 第三時祈禱の時に當てペテロとヨハ子共に殿に上しに 二 一人の生來なる跛あり殿にいる人に施濟を
求ん爲に日ごと負れて殿の美と名る門に置る 三 彼ペテロとヨハ子の殿に入んとするを見て施濟を求り 四 ペ
テロヨハ子と共に熟〳〵之を視て曰けるは我儕を觀よ 五 かれ得ことを有んと意ひて彼等を見つめたり 六 ペテロ
曰けるは金銀は我になし惟われに有ものを爾に予ふナザレのイエスキリストの名により起て行め 七 遂に其
右の手を執てこれを起ければ其足と踝たゞちに健勁なりて 八 躍立かつ行めり躍あゆみ神を讚美つゝ彼等と偕
に殿に入ぬ 九 衆民かれの行み神を讚るを見て 十 素その殿の美門に坐し施濟を求たりし者なるを識て此
人に所遇ことを大に駭き奇めり 十一 その跛者ペテロとヨハ子にすがり居し間に民みな駭きて甚しくソロモン
の廊と名る所に趨集れり 十二 ペテロ之を見て民に答けるはイスラエルの人々よ何故に此事を奇とするや我儕
が自己の能と德をもて此人を行しゝが如く何ぞ我儕に目を注るや 十三 夫アブラハムイサクヤコブの神わが先
祖たちの神は其僕イエス即ち爾曹が解しゝ者ピラトが釋すことを擬たる時その前に爾曹が拒し所の者を榮

たまへり　爾曹ハ聖者義者を拒み人を殺しゝ者を己に予られん事を求　十五　かつ生命の主を殺せり神ハ之
を死より甦らせ我儕ハ其證人なる也　十六　イエスの名ハ其名を信ずるに由て爾曹が見ところ識ところの此人を
健勁せり如此イエスに由る信仰ハ爾曹すべての人の前に於て此人を全く愈たり　十七　兄弟よ我ハ知なんぢらが
行し事ハ知ざるに由てなり爾曹の有司等も亦然り　十八　然ども神ハ凡の預言者の口に託てキリストの苦を受る
ことを預め示し其言を如此ゝなハせ給へり　十九　是故に爾曹罪をくい心を改て其罪を抹るゝことを爲よ蓋主の
前より安舒日の來り　二十　且あらかじめ擬たまひしイエスキリストを遣れんが爲なり　二一　神の古より聖預言者の
口に託て言たまひし萬物の復興ん時まで天ハ必ず彼を受おくべし　二二　モーセ我儕の先祖たちに告て曰けるハ
主なる爾曹の神ハ爾曹の兄弟の中より我に似たる一人の預言者を起さん其爾曹に告る凡の言を聽べし　二三　凡
て此預言者に聽從ハざる者ハ民の中より取滅さる　二四　又サムエルより以來かたりし所の預言者も皆あらかじ
め此日を指て言り　二五　夫なんぢらハ預言者の子孫なり且神の我儕が先祖たちに立たまひし契約を承繼ものな
り即ちアブラハムに告て地の諸族ハ爾の裔に由て福を獲んと曰たまへり　二六　神すでに其僕イエスを立なんぢ
ら各人を其惡より引反し福を獲させんが爲に先なんぢらに彼を遣せり

第四章

彼等が民を敎へ且イエスの事をひき死より復生の事を宣るにより　二　祭司殿司およびサドカイの人
たち心を惱し其民に語れるとき突然きたりて　三　親手これを執ふ時すでに暮ければ明日まで獄に囚おけり　四
然ど其道を聽し者ハ多これを信ず其數おほよそ五千人なり　五　明日有司たち長老學者　六　及び祭司の長アンナ
並カヤパヨハ子アレキサンデルと祭司の長の凡の族エルサレムに集り　七　使徒等を其中に立せて問けるハ爾
曹何の權また何の名に由て之を行ひしや　八　其時ペテロ聖靈に滿され彼等に曰けるハ民の有司およびイスラ
エルの長老よ　九　我儕もし病たる人に行ひし善事につき之を如何して愈しゝと今日訊れなバ　十　爾曹とイスラ

エルの民もみな知べし其なんぢらが十字架に釘しところ神の甦らせ給し所のナザレのイエスキリストの名
に由て此人健勁なることを得なんぢらの前に立たりと 十一 これ即ち爾曹工匠の棄し所の石屋の隅の首石とな
れる者なり 十二 此ほか別に救ある事なし蓋天下の人の中に我儕の依賴て救るべき他の名を賜ざれバ也 十三 彼等
ペテロとヨハネの忌憚る所なきを見て其無學の小民なるを識バ之を奇みたり又彼のイエスと偕に在しを
知 十四 かつ愈されたる人の彼等と偕に立るを見により駁すべき言なかりき 十五 斯て彼等に命じて集議所を去し
め後に相議て曰けるハ 十六 この二人に何を爲べきや彼等が既に著き休徵を行へる事ハ凡てエルサレムに居者
の明かに知ところ也われら之を言滅こと能ず 十七 然ども此事の猶ひろく民に傳らざる爲に彼等を恐喝し此後
彼の名に就て人に語ること勿しめん 十八 遂に彼等を召て更にイエスの名に就て語ることと教ることを爲なかれ
と戒む 十九 ペテロヨハネ彼等に答て曰けるハ神に聽よりも愈て爾曹に聽バ神の前に在て義たらんか爾曹みづ
から之を判よ 二十 われら見しところ聞し所のものハ言ざるを得ざる也 二一 人々彼の所爲に因て神を榮されバ
彼等民を畏れ此二人を罪するに由なく更に之を恐喝して釋せり 二二 彼の奇なる跡に由て癒されたる人ハ四十
歳餘なりき○ 二三 かれら釋されて其友の所にゆき祭司の長と長老の言しことを悉く告 二四 彼の友これを聞て心
を合せ神に對ひ聲を揚て曰けるハ主よ爾ハ天と地と海と其中の萬物を造たまひし神なり 二五 なんぢ曾て其
僕ダビデの口に託て何故に異邦人ハ喧嘩もろ〳〵の民ハ徒事を謀る乎 二六 地の王等ハ起て群伯と共に集り
主および其キリストに逆ふと云り 二七 誠にヘロデとポンテヲピラト異邦人およびイスラエルの民相共ふ
此城に集り爾が膏を沃たる聖僕イエスに逆へり 二八 これ爾の手なんぢの旨にて預じめ定め給ひし事を彼等
ハ成るなり 二九 三十 主よ今かれらの恐喝を見たまへ願くハ爾が手を伸て醫を施し爾の聖僕イエスの名に託て休
徵と奇跡を行ハしめ爾の僕等に憚することなく爾の道を宣ることを得させよ 三一 かれら祈禱を畢し時彼の

集れるところ震動みな聖靈に滿されて臆する所なく神の道を宣○ 三二 信者ハみな心を一にし意を一にして
誰一人その所有を己が物と云ことなく凡て之を共に有り 三三 使徒たち大なる能をもて主イエスの甦りし事を
證し彼等みな大なる恩を蒙れり 三四 其中に一人も窮乏者なかりき蓋地所あるひハ家を有る者ハ其を售て其售
し所の價を挈來り 三五 使徒等の足下に置これを各々の用に從ひて分予しが故なり 三六 レビの族にてクプロに生
しヨセフハ使徒等に呼れてバルナバと稱る之を譯ば勸慰の子 三七 この人田疇ありけるが其を售てその金を挈
來り使徒等の足下に置り

第五章 然るにアナニアといふ人その妻サッピラと同に產業を鬻 二 その價の幾分を藏し餘の幾分を挈來りて
使徒等の足下に置ぬ其妻も之を知り 三 ペテロ曰けるハアナニアよ何故に爾の心サタンに滿され聖靈に對ひ
僞て地所の價の幾分を藏す事をせし乎 四 地所いまだ售ざる時ハ爾の有ならずや已に售たりとも亦なんぢの
權に屬るならずや何故に爾の心この事を發念しや爾人に對て僞るに非ず神に對て僞れる也 五 アナニア此言
をきゝ仆て氣絶之を聞者みな大に懼る 六 少者ども起て彼を殮み舁出して葬れり 七 約そ三時ばかり過その妻
いまだ此所過を知ずして入來れり 八 ペテロ彼に曰けるハ爾曹この價に地所を售しや我に告よ答て曰けるハ
然り其價なり 九 ペテロ彼に曰けるハ爾曹心を合せて主の靈を試るハ何ぞや視よ爾の夫を葬りし者の足門外
に在また爾をも舁出さん 十 婦直に其足下に仆て氣たゆ少者ども入來て其死たるを見これをも舁出して其夫
の側に葬れり 十一 全會の者とこれを聞る者ども皆大に懼る 十二 多の休徵と奇なる跡ハ使徒等の手に由て民の間
に行ハれたり又かれら皆心を合せてソロモンの廊に在 十三 餘の者ハ敢て之に近づかざりき然れども民ハ彼等
を尊み 十四 男女とも信ずる者ます〳〵多く主に屬ぬ 十五 斯て人々病る者を携て衢にいで寢牀また榻の上に置り
蓋ペテロの來らん時その影に蔭もるゝ者あらんかと意ばなり 十六 また許多の人々四方の諸邑より病る者およ

び惡鬼に難されたる者を携てエルサレムに來り悉く愈されたり 十七然るに祭司の長および彼と同にある者卽
ちサドカイ宗の徒みな起て大に憤り 十八使徒等を執て獄に置り 十九然ども主の使者夜獄の門を啓き彼等を携へ
出して曰けるは 二十往て殿に立この生命の言を悉く民に語れ 二一かれら之をきゝ昧爽より殿に入て敎ふ祭司の
長および同人ども來て議員およびイスラエルの子孫の長老等を悉く召集て彼等を曳來せんが爲に下吏を
獄に遣せり 二二その人等きたりしに獄の內に彼等を見ず反て告いひけるは 二三獄は固とぢ守者も門の外に立る
を我儕は見しに啓けば內に一人をも見ざりき 二四祭司殿司および祭司の長たち此言を聞て此は如何に成行べ
きかと彼等に就て心惑へり 二五或人來り彼等に告けるは視よ爾曹が獄に置し者は今殿に立て民を敎ふ 二六是に
於て殿司は下吏等と共に往かれらを曳來れり然ど强暴ことを爲ざりき蓋石にて民に擊れん事を懼しが故な
り 二七既に曳來りて彼等を議員の前に立せ祭司の長これに問て曰けるは 二八我儕この名に由て敎る勿れと爾曹
に嚴く禁ぜしに非や然るに爾曹は其敎をエルサレムに滿せ又この人の血を我儕に負めんとす 二九ペテロと使
徒たち答て曰けるは人に從ふより神に從ふは爲べきの事なり 三十我儕の先祖の神は爾曹が木に懸て殺しゝ所
のイエスを甦らせ給へり 三一神は之を君とし救主として其右の方に擧これイスラエルに悔改と罪の赦を予
んが爲なり 三二我儕は此事の證を爲者なり神おのれに從ふ者に賜ふ所の聖靈も亦證す○ 三三かの人々これを聞
て甚しく怒を含み彼等を殺さんと謀る 三四パリサイの人にて衆民の中に尊ぜるゝ敎法師ガマリエルと云る者
議員の中にたち命じて使徒等を暫く外に出さしめ 三五曰けるはイスラエルの人々よ爾曹この人等につきて爲
んとする事を自ら愼むべし 三六そは曩にチウダ起て自ら誇れり之に從へる者おほよそ四百人ありしが彼は殺
され從ひし者は皆ちらされて跡なきに至る 三七この後また戶籍調査の時ガリラヤのユダ起て民を誘ひ從へ
しゝが彼も亡び其に從ひし者も悉く散されたれば也 三八今われ爾曹に語らん此人々を容て之に係る勿れ若そ

の謀ところ行ふところ人より出ば必ず亡べし もし神より出ば爾曹かれらを亡すこと能ず恐くは爾曹神に
逆らふ者とならん 四十 彼等これに從ひ使徒等を召て鞭ちイエスの名に由て語ることを爲なかれと命じて之を
釋せり 四一 使徒等はイエスの名の爲に辱を受るに足者とせられし事を喜びて議員の前を去 四二 日々に殿および
人の家に於て敎をなしイエスキリストの福音を傳て止ざりき

第六章

當時弟子たちの數おほく加りギリシヤ方言のユダヤ人その嫠等が日々の施濟に遺漏されしを以てヘ
ブル方言のユダヤ人にむかひ怨言し事ありければ 二 十二人の者弟子等を召集て曰けるは我儕神の道を棄て
飮食の事に仕るは意に適ず 三 是故に兄弟よ爾曹の中より聖靈と智慧の滿たる善證ある者七人を撰べし我儕
それを立て此事を司らせん 四 而して我儕は常に祈ことゝ道を傳ることを務べし 五 此言すべての人の心に合
ければ信仰と聖靈の滿たるステパノ及ピリポプロコロニカノルテモンパルメナ又ユダヤ敎に入しアンテオ
ケのニコラを撰び 六 この人々を使徒等の前に立しむ使徒たち祈て其上に手を按り○ 七 神の道いよ〳〵傳播
て弟子等の數エルサレムに甚しく增り祭司も多く信仰の道に從へり○ 八 ステパノ恩と能力に滿て奇なる跡
と大なる休徵を民の中に行へり 九 時にリベルテンと稱る會堂およびクレネ人アレキサンデリア人ギリキヤ
人アジア人の諸會堂より人々起てステパノと言爭ふ 十 彼等ステパノの智慧と之に由て言ところの靈に敵す
ること能ず 十一 遂に人をして誣告しめけるは我儕かれが言を聞しにモーセと神を謗讟たり 十二 かれら民と長
老學者たちの心を動され突然きたりて彼を執へ集議所に曳來り 十三 妄の證人を立て曰せけるは此人は聖所
と律法を謗讟ことを語て止ず 十四 蓋かれ語て此ナザレのイエスの此所を毀ち且モーセの我儕に授し所の例を
易べしと曰るを我儕聞たれば也 十五 是に於て集議所に坐せる者みな目を注て彼を見しに其面天使の面の如
なりき

第七章 さて祭司の長いひけるハ此事かくの如なる乎 二 ステパノ曰けるハ衆兄弟および父等よ聽われらの先
祖アブラハム未だカランに住ざる前メソポタミヤに在しとき榮光の神あらはれて 三 彼に曰たまひけるハ爾
の國を出なんぢの親族を離て我なんぢに示さん所の地に至れ 四 斯てアブラハムカルダヤ人の地を出てカラ
ンに住り其父の死しのち神ハ彼を彼處より今なんぢらが住ところの此地に移し給へり 五 此地に於て足を踏
立るほどの地をも賜ず且かれハ未だ子あらざりしに此地を產業として彼と其子孫に賜んと約束し給へり 六
神如此いひ給へり彼の裔ハ他の國に旅らん他の國の人々これを奴隷と爲て四百年の間なやまさん 七 神また
云かれらを奴隷とする國民を我鞫くし厥後かれら其國を出この處に於て我に事んと 八 また彼に割禮の契約
を予へ給へり斯てアブラハムイサクをうみ第八日に割禮を之に行ふイサクヤコブを生ヤコブ十二の始祖を
生 九 始祖たちヨセフを妬これをエジプトに賣り然ど神ハ彼と偕に在て 十 諸の患難の中より之を救出しエジ
プト王パロの前に於て恩寵と智慧とを賜てエジプト及パロの全家を宰らせ給ふ 十一 玆にエジプトカナンの遍
の地に饑饉と大なる難あり我儕の先祖たちも食物を獲ことを得ざりき 十二 然るにヤコブエジプトに穀物ある
事を聞て先われらの先祖たちを遣す 十三 再び遣しゝ時ヨセフその兄弟に識れ且ヨセフの親族パロに明にあれ
り 十四 ヨセフ人を遣して其父および凡の家族七十五人を召來しむ 十五 是に於てヤコブエジプトに下れり彼も我
儕の先祖たちも死たる後 十六 スケムに送れアブラハムが金をもてスケムの父なるエンモルの子孫より買おき
し墓に葬られたり 十七 神のアブラハムに示し給へる約束の期ちかづくに從ひて民蕃衍りてエジプトに多なれ
り 十八 ヨセフの事を知ざる他の王起るに至りて 十九 彼あしき謀計をもて我儕の親族を待ひ我儕の先祖たちを困
苦し其嬰孩の活殘ざるやう之を棄させんとせり 二十 其時モーセ生て甚美しく三ケ月のあひだ父の家に育られ
二一 棄られし後パロの女これを拾あげ己の子として育たり 二二 モーセ盡くエジプト人の學術を教られ言と行

四十歳に及て其兄弟なるイスラエルの子孫を顧るの心起れり 一人の冤抑らるゝ者を見て
之を保護エジプト人を撃て其仇を報たり 二五 モーセは我手をもて神の彼等を救んとし給ふ事を其兄弟悟なら
んと意しかど彼等は悟ざりき 二六 次日かれら相鬪ふことを有ければ之に現れて和げ曰けるは人々よ爾曹兄弟な
るに何故相害ふや 二七 其友を害ふ者かれを拒却て曰けるは誰が爾を立て我儕の有司また刑官と爲しや 二八 なん
ぢ昨日エジプト人を殺しゝ如また我をも殺さんと爲か 二九 モーセ此言により逃てミデアンの地に旅人となり
彼處に於て二人の子を生り 三十 既に四十年を過し時シナイ山の野に於て主の使者棘の中の火焔の間にてモー
セに現る 三一 モーセ之を見て奇み諦視んとして近れるとき主の聲あり云く 三二 我は爾の列祖の神すなはちアブ
ラハムの神イサクの神ヤコブの神なりモーセ畏怖き敢て諦視ざりき 三三 主また彼に曰給ひけるは爾の足の
履を解なんぢが立る處は聖地なり 三四 我すでにエジプトに在わが民の苦難を見かつ其嘆息を聞これを救んが
爲に降れり來れ我なんぢをエジプトへ遣さんと 三五 夫かれらが拒て誰か爾を立て有司また刑官と爲しやと云
し此モーセを神は棘中に現れし使者の手に托て有司また救者として遣し給へり 三六 この人エジプトおよび紅
海また四十年の間野に於て奇跡と休徵を行ひて彼等を導き出せり 三七 イスラエルの子孫に語て神は爾曹の
兄弟の中より我ごとき一人の預言者を爾曹の爲に起し給ふ可と言しは即ち此モーセなり 三八 彼は野の會に在
シナイ山にて己に語れる所の天使また我儕の先祖等と偕に在て我儕に授んがため生る道を受し者なり 三九 此
人に我儕の先祖たちは順ふことを欲ず反て之を郤け其心すでにエジプトに返り 四十 アロンに曰けるは我儕に
先だつべき神を我儕の爲に造れ蓋われらをエジプトの地より導き出しゝ彼モーセは如何なりしか知ざれば也
四一 其時かれら犢を造りの像に犧牲を獻げ己の手の所作を喜べり 四二 是に於て神は彼等を顧みずして其天の軍
勢を祭るに任せ給へり即ち預言者の書にイスラエルの族よ爾曹は四十年のあひだ野に於て犧牲と祭物を我

に獻しや　四三 また爾曹ハモロクの幕屋およびレバンといふ神に象れる星すなハち爾曹が拜する爲に造れる所の像を携へたり我なんぢらをバビロンの外へ徙んと錄されたる如し　四四 我儕の先祖たちハ野にて證の幕屋を有り此ハモーセに語れる者かれに對て已に見し所の式に遵ひて造れと命ぜし如く造れる者なり　四五 我儕の先祖たち此幕屋を承てヨシユアと偕に異邦人の地を攻取し時これを携へ入り此異邦人ハダビデの時までに我儕の先祖たちの前より神の逐攘ひ給ひし所の者なり　四六 ダビデ神の前に恩を蒙てヤコブの神の爲に居所を設んと欲たれど　四七 ソロモン神の爲に殿を建たり　四八 然ども至上き神ハ手にて造れる所に居たまハず蓋預言者の云る如し　四九 即ち主いひ給く天ハ我座位なり地ハ我足凳なり爾曹我ために如何なる屋を建んと爲か又わが息む所ハ何處なる乎　五十 我が手ハ此凡の物を造らざりし乎　五一 強項にして心と耳に割禮を受ざる者よ爾曹常に聖靈に逆ひ其先祖たちの如く爾曹も行なり　五二 爾曹の先祖等ハ孰の預言者をか窘迫ざりし彼等ハ義者の來んことを預め語し者を殺し爾曹ハ今その義者を解し且これを殺す者となれり　五三 爾曹ハ天の使者に由て律法を受なほ之を守ざる也○　五四 衆人これらの言を聞て大に憤り切齒しつゝステパノに向へり　五五 然るにステパノハ聖靈に滿され天を仰て神の榮光と其右にイエスの立るを見て曰けるハ　五六 視よ我天ひらけて神の右に人の子の立るを見る　五七 是に於て彼等大に呼り耳を掩ひ心を合せてステパノの所に驅より　五八 彼を邑より逐出し石をもて之をうつ證人等おの〳〵其衣服をサウロと云る少年の足下に置り　五九 彼等が石を以てステパノを撃る時かれ祈て曰けるハ主イエスよ我靈魂を納たまへ　六十 また跪き大聲に呼いひけるハ主よ此罪を彼等に負しむる勿れ此言をいひ畢て寢に就サウロ彼の殺されしを好とせり

第八章

一 此日エルサレムに在ところの教會を大に窘迫こと起り使徒等の外ハ皆ユダヤとサマリアの地に散されたり　二 敬虔ある人々ステパノを葬り之が爲に大なる哭泣をなせり　三 サウロハ教會を殘害し

家にいり男女を曳出して之を獄に付せり 四 是に於て散されたる者ども徧く往て福音を宣傳たり 五 ピリポ
ハサマリアの邑に下てキリストの事を彼等に示す 六 多の人々ピリポが行へる奇なる跡を見聞して心を同う
し謹て其語れる言を聽り 七 そハ汚たる鬼大に喊叫て其憑る所の多の人より出また癱瘋および跛者の人も多
く愈されたれバ也 八 之に因て此邑に大なる喜ありき 九 爰にシモンと云る素魔術を行ひサマリアの民を駭か
しゝ者あり 十 小より大に至るまで皆謹て彼に聽この人ハ神の大なる能なりと曰り 十一 彼等の謹て之に聽るハ
久く其魔術に駭かされたるが故なり 十二 然ども彼等神の國およびイエスキリストの名につきて福音を宣るピ
リポを信ぜしかバ男女ともバプテスマを受 十三 シモンも亦信じてバプテスマをうけ常にピリポと偕に在て
彼が行ふ所の奇なる跡と休徵を見て駭けり 十四 エルサレムにをる使徒等サマリア已に神の道を受たりと聞て
ペテロとヨハ子を彼處に遣す 十五 この二人の者くだりて彼等が聖靈を受ん爲に祈れり 十六 蓋かれら唯主イエス
の名に入られバプテスマを受し耳にて未た其一人にも聖靈下ざりしに因 十七 この時二人の者手を彼等の上に
按けれバ彼等聖靈を受たり 十八 使者たちの手を按るに因て聖靈を予られしを見てシモン金を携來り彼等に曰
けるハ 十九 我手を按ところの者も凡て聖靈を受ん爲に此權を我にも予よ 二十 ペテロ彼に曰けるハ爾の金ハ爾と
偕に亡よ爾ハ神の賜を金にて得んと意り 二一 爾この事に於て分なく又與なし蓋なんぢの心神の前に正からず
二二 故に爾この惡を悔改めて神に祈れ爾の心の念或ハ赦れん 二三 我爾が膽の苦にをり不義の繫に在を見れバ也
二四 シモン答て曰けるハ爾曹が語れるところ一も我に及ざるやう我爲に主に祈れ 二五 かれら主の道を證し且こ
れを語し後エルサレムへ返往ときサマリア人の諸邑に福音を傳たり○ 二六 主の使者ピリポに語て曰けるハ起
て南の方に向ひエルサレムよりガザに下る所の路に往その路ハ野にあり 二七 かれ起て往りエテヲピア人すなへ
ちエテヲピア人の女王カンダケの大臣なる寺人にて凡て其女王の財寶を司る者禮拜の爲エルサレムに來し

二八 りの返なるが車の中に坐し預言者イザヤの書を讀をれり 二九 靈ピリポに曰けるハ往て此車に就 三十 ピリポ趨
よりて彼が預言者イザヤの書を讀を聞これふ曰けるハ爾うの讀ところの事を曉るや 三一 彼いひけるハ若われ
を啓く者なくバ如何で曉ることを得んや遂ふ請てピリポを己と同に坐せしむ 三二 其讀をりし聖書の文ハ左の
如し彼ハ羊の屠場に牽るゝ如く牽れ又羔の其毛を剪者の前にて聲を出さぬが如く其口を開ず 三三 かれ卑賤に
居しとき義判を奪れたり誰が能うの世の狀を述得んや蓋かれの生命地より滅れたれバ也 三四 寺人ピリポに
對いひけるハ請われに示せ預言者ハ誰を指て之を語しや自己を指しか他人を指しか 三五 ピリポ口をひらき此
錄されたる所に基きてイエスの福音を彼に宣傳ふ 三六 斯て二人の者路をゆき水ある所に至ければ寺人いひけ
るハ水を見よ我バプテスマを受んとす何の礙か有や 三七 ピリポ曰けるハ爾もし全心をもて信ぜバ可らん彼こ
たへて曰けるハ我イエスキリストハ神の子なりと信ず 三八 遂に命じて車を止しめピリポと寺人の二人水に下
りピリポバプテスマを彼に施せり 三九 かれら水より上れるとき主の靈ピリポを引去る寺人また彼を見ことを
得ざりき寺人喜びて其路を往り 四十 偖アシドヾにてピリポに遇る者あり彼すべての邑鄉を經て福音を宣傳へ
カイザリヤに至れり

第九章 サウロハ猶も兇言と殺氣を吐て主の弟子等をせめ祭司の長に往て 二 ダマスコの諸會堂ふ寄る書を求
む彼ハ此道に從へる者を見バ男女にかゝハらず捕て之をエルサレムに曳んと意り 三 彼ゆきてダマスコに近
けるとき忽ち天より光ありて彼を環照せり 四 かれ地に仆る其時サウロサウロ何ゆゑ我を窘迫やといふ聲を
聞り 五 サウロ曰けるハ主よ爾ハ誰ぞ主いひ給けるハ我なんぢが窘迫ところのイエスなり爾荊ある鞭を蹴ハ
難し 六 かれ戰き駭きて曰けるハ主よ我に何を行しめんと爲給ふや主かれに曰けるハ起て邑に入さらバ爾行
べき事を示さるべし 七 彼と偕に往る人々言ふことを能ずして立止り其聲を聞ども誰をも見ざりき 八 サウロ地

より起て眼を啓たるに何も見ざりけれど伴へる人等その手を援てダマスコに入ぬ 九 かれ三日の間みえず又
飲食をも爲ざりき 十 斯てダマスコにアナニアと云る一人の弟子あり主幻のごとく彼に曰給ひけるはアナニ
アよ答けるは主われ此に在 十一 主いひ給ひけるは起て直と云る街に往ユダの家に至てタルソの人サウロとい
ふ者を尋よ彼は祈て居 十二 且アナニアといふ人きたりて見ことを得させんがため手を其上に按しと幻に見た
れば也 十三 アナニア答けるは主よ我この人につきて多の人の語るをきゝしに彼がエルサレムにて爾の聖徒を
苦しこと如何ばかりか乎 十四 且この處にても彼は凡て爾の名を籲者を捕んとて祭司の長より受たる權威を有
り 十五 主いひ給ひけるは往よ彼は異邦人および王とイスラエルの子孫の前に我名を擔しめん爲に我選し器な
り 十六 彼は我名の爲に如何ばかりの苦難を受るか我これを彼に示さん 十七 是に於てアナニア往て其家にいり手
を彼の上に按て曰けるは兄弟サウロよ爾の來れる路にて現れし所の主イエス爾が再び見ことを得かつ聖靈
に滿されん爲に我を遣せり 十八 忽ち彼の眼より鱗の如もの脱て再び見ことを得すなはち起てバプテスマを受
十九 彼すでに食して强健たり斯てサウロは數日の間ダマスコにある弟子等と交り 二十 直に會堂に於てイエスの
事を宣て即ち此は神の子なりと言 二一 聞者みな駭異て曰けるは此人はエルサレムに於て此名を籲者を殘害し
且こゝに來しも之を捕て祭司の長に曳んとするに非ずや 二二 然どもサウロは益々堅固して此イエスはキリス
トなりと證をなしダマスコにをる所のユダヤ人を辯折たり 二三 既に多の日を歷て後ユダヤ人サウロを殺さん
と謀しが 二四 その計謀つひにサウロに知る彼等は夜も晝も邑の門を守てこれを殺さんとせしに 二五 夜弟子たち
崖をもてサウロを石牆より縋下せり 二六 サウロはエルサレムに至て弟子たちに列らんと爲たりしに皆かれが
弟子たることを信ぜずして之を懼る 二七 バルナバ彼を援て使徒たちの所に至り其途中にて主を見しこと又主
の彼に語り給ひしこと及ダマスコに在て憚らずイエスの名に由て語しことを告たり 二八 彼エルサレムに在て

弟子たちと偕に往來し
二九 主イエスの名に由て憚らず語かつギリシヤ方言のユダヤ人と辯論へり彼等サウロを殺さんと圖る
三十 然ど兄弟たち之を曉り彼をカイザリヤまで送てタルソに往しめたり
三一 是に於てユダヤガリラヤ及サマリア中の教會ハ平安に且成立て主を畏れ事を行ひ聖靈の勸に因て其數いや增れり○
三二 偕ペテロ遍く諸方の地を經てルツダに住る聖徒の所に至り
三三 乃の處にて一人の癱瘓を患ひ八年のあひだ床に臥るアイ子アと名る者に遇
三四 ペテロ彼に曰けるハアイ子アよイエスキリスト爾を愈す起て爾みづから床を斂よ彼たゞちに起
三五 ルツダ及サロンに住る凡の人これを見て主に歸せり○
三六 ヨツパに女の弟子ありタビタと名く譯むドルカス彼ハ多の善事と施濟を行へる者なりしが
三七 乃のころ病て死たるにより其屍を洗て樓に置り
三八 ヨツパハルツダに近き故に弟子たちペテロの彼處に在ことをきゝ二人の者を遣して我儕に來ことを遲する勿れと請しむ
三九 ペテロ起て彼等と偕にゆき既に至けれバ人々これを引て樓に登る凡の寡婦たちペテロの側に立て哭泣つゝドルカスが偕に在しとき常に作れる所の上衣下衣を彼に示す
四十 ペテロ彼等を悉く外に出し跪きて祈り又屍に向てタビタ起よと曰ければ彼の婦眼を啓きペテロを見おきて坐しぬ
四一 ペテロ手を伸て之を起し聖徒および寡婦等を召て此活たるタビタを其前に立しめたり
四二 此事ヨツパ中に知れ多の人々主を信ず
四三 斯てペテロ久くヨツパに留りて皮工シモンの家に居り

第十章

カイザリヤにイタリヤ隊と稱る組の百夫の長にてコルネリヲと云る人あり
二 彼ハ信心の深き者にて其家の家族と偕に神を敬ひ民に多の施濟をなし恒に神に祈禱せり
三 晝の三時ごろ幻の如く神の使者の來りてコルネリヲよと曰るを明かに見
四 かれ目を注これを見て懼日けるハ主よ何事なるや天使かれに曰けるハ爾の祈禱なんぢの施濟すでに上て神の前に記置れたり
五 いま人をヨツパへ遣はペテロと云シモンを召
六 彼ハ皮工シモンの所に寓れり其家ハ海濱に在
七 コルネリヲに語れる天使さりし後かれ其僕二人と恒に己に事

る信心の深き兵卒を召 八此事を詳く告てヨッパへ遣はす○ 九彼等ゆきて次日その邑に近ける時ペテロ祈禱
のため屋上に升れり時は約そ十二時なりし 十甚く饑て食せんと欲しが人の食物を具る間に彼氣を喪へる心
地して 十一天ひらけ器物の降れるを見る大なる布の如く四角を繫て地に縋下されたり 十二其中に凡て地の四足
の獸昆蟲および空の鳥あり 十三かつ聲ありて彼に曰けるはペテロよ起て之を殺し食せよ 十四ペテロ答けるは主
よ可らじ我いまだ穢たる物と潔からざる物を食せしことなし 十五聲ふたゝび有て彼に曰けるは神の潔たる物
を爾潔からずと爲なかれ 十六此の如こと三次たゞちに其器物天に上られたり○ 十七斯てペテロ其見し所の異象
は如何なる意ならんと疑ひ在し時コル子リヲより遣されたる人等すでにシモンの家を訪て門の前に立 十八呼
てペテロと稱シモンは此に寓れるや否と問 十九ペテロ猶その異象の事を思をりしに靈かれに曰けるは視よ三
人の者なんぢを尋ぬ 二十起て下り疑はずして彼等と偕にゆけ我これを遣しゝ也 二一ペテロ下て其人たちに曰け
るは我は爾曹が尋る所の者なり爾曹如何なる故ありて來るや 二二彼等いひけるは百夫の長なるコル子リヲと
云る義かつ神を敬ひ凡のユダヤ人の中に稱むるゝ者なんぢを其家に召て爾の言を聽と聖使に示されたり
二三是に於てペテロ彼等を召入て館しめ次日ペテロ彼等と偕に出立けるがヨッパの弟兄たちも亦かれに伴へ
り 二四次日かれらカイザリヤに入るコル子リヲは既に其親族および親き友等を召集て之を待居たり 二五ペテロ
の入來れる時コル子リヲ彼を迎へ其足下に伏て拜り 二六ペテロ之を扶起し曰けるは起よ我も人なり 二七斯て偕
に語つゝ内に入て多の人の集れるを見 二八彼等に曰けるはユダヤ人の異邦人と交り又近く事の律に合ざるは
爾曹の知ところ也されど神は何の人をも穢たる者あるひは潔からざる者といふ勿と我に示し給へり 二九是故
に我請らるゝや直に猶豫ずして來る我なんぢらに問われを請しは何の爲なる乎 三十コル子リヲ曰けるは四日
前に我斷食して此時刻に至れり三時ごろ家に在て祈禱をりしに輝ける衣を着たる者我が前に立 三一曰けるは

コル子リヲよ爾の祈禱は聞れ爾の施濟は神の前に記置れたり 三二 然ば人をヨッパへ遣しペテロと稱シモンを
召かれは海邊にある皮工シモンの家に寓れり彼きたりて爾に語るべしと 三三 是故に我たゞちに人を爾に遣せ
り爾の來れるは善ヨれら神の爾に命じ給へる一切の言を聽んとて今神の前に在なり○ 三四 ペテロ口を啓て曰
けるは我まことに神は偏らざる者にして 三五 何の國民にても神を敬ひ義を行ふ者は其聖旨に適と云ことを悟
る 三六 その道は即ち神のイエスキリストに由て平和を宣イスラエルの子孫に予たまひし所なり此イエスは萬
物の主たる也 三七 夫ヨハ子の宣しバプテスマの後ガリラヤより始りユダヤ中に有し事は爾曹が知ところ 三八 即
ち此ナザレより出たるイエスは神より聖靈と才能を以て膏を沃がれ周遊て善事を行ひ凡て惡魔に憑たる
者を愈せり蓋神かれと偕なりしに因 三九 我儕は彼がユダヤ人の地およびエルサレムに於て行ひし凡の事を證
する者なりユダヤ人は此人を木に懸て殺せり 四十 神之を第三日に甦らせ衆の民には顯さで 四一 惟その預め選
たまへる證人すなはち彼が甦りし後これと同に飮食せし我儕にのみ顯し給へり 四二 かつ彼は其生者と死者の
審判人に神より定られし事を我儕に證して民に宣よと命じたり 四三 凡の預言者も凡そ彼を信ずる者は其名に
由て罪の赦を受べしと彼につきて證せり 四四 ペテロこの事を語れる間に道を聽ところの凡の者に聖靈降れり
四五 ペテロと偕に來りし割禮ある信者等は聖靈の賜の異邦人にまで注げる事を駭きぬ 四六 そは異なる邦々の方
言にて彼等が語れると神を讚るとを聞たれば也 四七 此時ペテロ答けるは我儕の如く旣に聖靈を受たる此人々
に孰か水を禁じてバプテスマを受ざらしむる者あらん乎 四八 遂に主の名に由てバプテスマを受べき事を彼等
に命ず是に於て彼等ペテロに數日留らんことを請へり

第十一章 使徒等およびユダヤ中に在ところの兄弟すでに異邦人も神の道を受たりと聞 二 ペテロエルサレム
に上しとき割禮ある者ども彼と爭ひ 三 曰けるは爾は割禮なき人の家に入て彼等と同に食せり 四 ペテロその

有し始より次第に語て彼等に顯し曰けるハ 五 我ヨッパの邑に在て祈れるとき氣を喪へる心地して天より四
角を繋たる大なる布の如き器の下るを見たるに其器わが前に著り 六 われ目を注て熟々之を視バ中に地の四
足のものと野獸昆蟲および空の鳥ありき 七 且われにペテロよ起て之を殺し食すべしと曰る聲を聞り 八 我
いひけるハ主よ可らじ穢さる物と潔からざる物ハ未だ我口に入しことなし 九 聲また天より我に荅て神の潔
たる物を爾潔からずと爲なかれと曰 十 此の如きこと三次つひに各物ふたゝび天ふ引上られたり 十一 其時に
當てカイザリアより我に遣せる三人の者わが居ところの家の前に立り 十二 また靈われに疑ハずして彼等と偕
に往べしと曰り且この六人の兄弟も我と伴ひ往て其人の家に入ぬ 十三 かれ我儕につぐ天の使者の我家に立わ
れに向て人をヨッパへ遣しペテロと稱シモンを迎よ 十四 其人なんぢ及び爾の家族の救ハるべき言を告んと曰へ
るを見たりと 十五 斯て我かたり始しとき聖靈はじめに我儕に降し如く彼等にも降れり 十六 其時わが主の曰たま
へるヨハネハ水を以てバプテスマを施されども爾曹ハ聖靈に由てバプテスマを受んとの言を憶起せり 十七 既
に神ハ主イエスキリストを信ずる所の我儕に賜し如おなじ賜物を彼等に予たまへバ我いかで神に逆ふことを
得んや 十八 彼等この事を聞て荅ふる所なく惟神を崇いひけるハ實に然らん異邦人の生を得ん爲に彼等にも
悔改を予給へる事○ 十九 偖ステパノに就て起し苦難に因て散されたる人々旅してペニケクプロ及アンテオ
ケに至しが惟ユダヤ人にのみ道を語る 二十 彼等の中にクプロクレネの人々ありてアンテオケに來り主イエス
の福音を宣てギリシヤ人にも語れり 二一 主の手これと偕にあり多の人信じて主に歸せり 二二 彼等に就て其聞へ
エルサレムに在ところの教會の耳に入しかバ遂にバルナバを遣してアンテオケに至しむ 二三 彼すでに至り神
の恩を見て喜び彼等に心を堅し主に屬んことを勸たり 二四 蓋かれハ善人にて聖靈と信仰の滿る者なれバなり
是に於て數多の人主に加りぬ 二五 偖バルナバハサウロを尋んためにタルソに赴き 二六 彼ふ遇て之をアンテオケ

に携來れり斯て彼等一年の間とも〻に教會に集りて衆の民を教ふ弟子たちのキリステアンと稱られしはアン
テオケより始れり 二七 このころ數人の預言者エルサレムよりアンテオケに來る 二八 その中の一人アガボと名る
もの起て靈により示しけるは徧く世界に大なる饑饉あらんと其ことは果してクラウデヲカイザルの時に起た
り 二九 是に於て弟子たち各人その力量に從ひてユダヤに住る所の兄弟を濟ん爲に彼等に物を饋んことを定め
三十 遂に斯事を行ふ即ちバルナバとサウロの手に托して之を長老に送れり

第十二章

一 當時ヘロデ王教會の中の數人を困苦さんとて彼等を執ふ 二 かつ刃をもてヨハ子の兄弟ヤコブを殺
せり 三 此事のユダヤ人の意に適るを見て彼またペテロをも執ふ此時は除酵節の日なりき 四 既に彼を
執て獄にいれ逾越節ののち民の前に曳出さんと欲ひ十六人の兵卒に之を守しめたり 五 ペテロは如此獄に
守られ教會は之が爲に懇切神に祈る 六 ヘロデ彼を曳出さんとする前夜ペテロは二の鏈に繋れて二人の兵卒
の間に寢り守者は門の前に在て其獄を守れり 七 時に主の使者來りければ光獄の中に照輝りその使者ペテロの
脇を擊て之を醒し速かに起よと曰しに鏈その手より脫たり 八 使者かれに曰けるは爾帶をしめ履を納よペテ
ロその如せり天使また曰けるは爾の袍を身に纏て我に從へ 九 ペテロ出て之に從ひしが其使者の爲ことの眞
實なるを知ず異象ならんと意ふ 十 斯て第一第二の警衛を過て城邑に入ところの鐵門に至しに其門おのづか
ら彼等の爲に啓く即ち出て一の衢を徑行ときに其使者忽ち彼より離たり 十一 ペテロ悟て曰けるは我いま誠に知
る主その使者を遣してヘロデの手および凡てユダヤ人の願望より我を拯出し給し事を 十二 それ悟て後ヨハ子
名をマコといふ人の母なるマリアの家に至しに多の人こゝに集りて祈ゐたり 十三 ペテロが門の戸を叩ける時
ローダと名る下婢きたりて之を窺ひしが 十四 ペテロの聲なるを知ければ喜に堪ず門をも啓ずして趨入ペテロ
の門の前に立てとを告 十五 彼等ローダに曰けるは爾狂り然ども女力言て我言は違ずと曰かれら又いひけるは

蓋ペテロを守る天の使者なり　十六ペテロなほ門を叩て止ざりしかバ彼等門を啓きペテロを見て駭けり　十七ペテ
ロ手を搖して彼等の聲を鎭しめ主の己を獄より引出し給し事の狀を告また此事をヤコブ及び兄弟たちに示
せといひ遂に出て他の處へ往り　十八天明に及し時ペテロハ如何なりし乎と兵卒どもの中にて其騷擾容易なら
ざりき　十九ヘロデペテロを索れども見出さず遂に守卒を審問て彼等に死罪を命ず斯てヘロデハユダヤよりカ
イザリヤに下て止れり○　二十ヘロデツロとシドンの者に對て甚しく怒を懷ければ彼等心を合せて其所に來り
內侍の臣ブラストに親睦をなし之に託て平和を求む蓋かれらの國ハ王の國に賴て糧食を獲バなり　二一ヘロデ
りの定たる日に於て王服を著り位に坐し彼等に對て語れり　二二民聲を揚いひけるハ此ハ神の聲なり人の
聲に非ず　二三ヘロデ榮を神に歸せざるにより主の使者たゞちに彼を擊しかバ彼ハ蟲の爲に噬れて氣絕ゆ　二四さ
て神の道ハ益々廣りバルナバ及びサウロハ其職を成畢りてマコと名るヨハ子を携ひてエルサレムより返れ
り

第十三章　アンテオケの教會に數人の預言者と教師あり即ちバルナバ及ニゲルと稱るシメオン又クレ子の
ルキヨ及び分封の王ヘロデの乳兄弟マナエン及サウロなり　二かれら主に事て斷食なせるとき聖靈いひける
ハ我ためにバルナバとサウロを甄別ちて我かれらに命ぜし所の事を行ハしめよ　三是に於て斷食し祈禱をな
し手を二人の上に按て之を往しむ　四如此かの二人ハ聖靈に遣されてセルキアに下り彼處より舟出してクプ
ロに赴けり　五彼等サラミスにつきユダヤ人の諸會堂において神の道を宣またヨハ子を用ゐて其帮助となせ
り　六斯て彼等島の中を經てパポスに至しとき僞の預言者バリエスと名るト筮をなすユダヤ人に遇　七この人
ハ國の方伯セルギヨパウロといふ智人と偕にあり時に方伯バルナバとサウロを召て神の道を聽んことを
求む　八然るに彼のト者エルマス(此名を譯バト者)二人の者に敵ひ方伯をして信ずることを勿しめんとせり　九

サウロ一名ハパウロ聖靈に滿され目を注て彼を視 十 曰けるハ噫すべての詭譎と奸惡にて盈るもの惡鬼の子
すべての善ことの敵よ爾主の直なる道を枉て止ざる乎 十一 視よ主の手いま爾の上に在なんぢ瞽となり暫く日
を見ざるべし即ち彼の目朦瞪みて己を相せん者を求さまよへり 十二 是に於て方伯この所爲を見て主の敎を駭
き之を信ぜり○ 十三 パウロ及その從人パポスより舟出してパムフリアのペルゲに至り此處にてヨハネハ
彼等に別てエルサレムに歸り 十四 彼等ハ此より旅してピシデアのアンテオケに至り安息日に會堂に入て坐し
ぬ 十五 律法と預言者の書を讀畢りしのち會堂の宰なる人を以て彼等に曰せけるハ人々兄弟よ若民に勸ること
有ば言 十六 パウロ起て手を搖し曰けるハイスラエルの人々および神を敬ふ者よ爾曹聽べし 十七 此イスラエルの
民の神ハ我儕の先祖たちを選び其民のエジプトの地に旅おりし時これを育かつ勁手を以て彼等を彼處より
導き出し 十八 約そ四十年のあひだ野にて之を撫養ひ 十九 又カナンの地の七族の民を滅し其地を彼等に嗣しめ 二十
後およそ四百五十年のあひだ即ち預言者サムエルの時まで之に審士を與たまへり 二一 厥後かれら王を求けれ
バ四十年の間ベニヤミンの支派キスの子サウロを賜ふ 二二 後また彼を徙しダビデを立て彼等の王となし且こ
れが爲に證して曰たまひけるハ我エッサイの子ダビデと云る我心に合ふ人を得たり彼ハ凡て我旨を行遂べ
し 二三 神ハ其約束に從ひて斯人の裔より救主イエスをイスラエルに與し給り 二四 その來る前にヨハネ先イスラ
エルの凡の民に悔改のバプテスマを宣傳たり 二五 ヨハネその職を行ひし時いひけるハ爾曹われを誰と意ふや
我ハ其人に非ず我より後に來者あり我ハ其履を解にも足ざる者なり 二六 人々兄弟アブラハムの子孫およ
び爾曹のうち神を敬ふ者よ此救の道を爾曹に遣たまへり 二七 夫エルサレムに住る者および其有司たちハキリ
ストを知ず彼を罪に定て安息日ごとに讀ところの預言者の言を成しめたり 二八 かつ殺すべき故を得ざれども
ピラトに之を殺さんことを求め 二九 已に彼に就て錄されたる凡の言を成しめければ之を木より下して墓に置

り　三十然ども神ハ之を死より甦らせ給り　三一多日の間かれハガリラヤより己と偕にエルサレムに上し者に現れ
たり今かれの爲に證を民にする者ハ其人々なり　三二我儕も喜の音を爾曹につぐ神ハイエスを甦らせて先祖
等に立たまひし約束を其子孫たる我儕に成たまへり　三三即ち詩の第二篇に爾ハ我子なり我今日なんぢを生り
と錄されたるが如し　三四また朽壞に歸せざる樣に彼を死より甦らする事に就てハ左の如く言り云われダビデ
に約束せし所の頼むべき惠を爾曹に予ふ可と　三五是故に又ほかの篇に爾ハ其聖者を朽果しめずと云り　三六夫ダ
ビデハ神の旨に遵ひ其世の爲に勞苦しのち寢て先祖たちと偕に置れ遂に朽果たり　三七然ども神の甦らせ給し
者ハ朽果ざりき　三八然バ人々兄弟よ此人に由て罪の赦の爾曹に傳れるを知　三九爾曹モーセの律法に依て義と爲
るゝこと能ざる凡の罪も信ずる者ハ皆かれに由て赦され義とせらるゝ也　四十然バ爾曹愼よ恐くハ預言者の書
に言れたる事なんぢらに臨ん　四一曰く藐忽者よ視て駭き且亡よ蓋われ爾曹の日に一の事を行ハん人これを爾
曹に告るとも爾曹信ぜざる可れバ也〇　四二かれら會堂を出んとせしとき次の安息日に復この事を宣よと請れ
たり　四三會すでに散じて多のユダヤ人および其敎に入し神を敬ふ人々パウロとバルナバに從へりパウロバ
ルナバ彼等に語て恒に神の恩に居ん事を勸む　四四次の安息日に至り邑の人々神の道を聽んとて幾ど皆集まれ
り　四五其の多く集れるを見てユダヤ人嫉妒を心に滿せて爭辯かつ詬りパウロが言ところを拒めり　四六パウロと
バルナバ毅然して曰けるハ夫神の道ハ必ず先爾曹に告べきなり然ども爾曹ハ之を棄かつ己ハ永生を受
べき者に非ずと自ら定たれバ我儕轉て異邦人に向ふべし　四七蓋主かく我儕に命じ給へり曰く爾救となりて地
の極にまで及ばん爲に我なんぢを立て異邦人の光となせり　四八異邦人ハ之をきゝ喜びて主の道を讚美すべて
永生に定られたる者ハ信ぜり　四九是に於て主の道あまねく此地に廣りぬ　五十然るにユダヤ人神を敬ふ貴
婦等および邑の尊長たる人々の心を動させてパウロとバルナバを窘迫其の境より逐出せり　五一二人ハ彼等に

向ひ足の塵を打拂ひてイコニオムに至れり 五十二 斯て弟子等ハ大に喜樂を懷かつ聖靈に盈されたり

第十四章

二人の者イコニオムに於て共にユダヤ人の會堂に入て道を傳へユダヤ人およびギリシヤ人を多く信ぜしめたり 二 然るに信ぜざるユダヤ人異邦人を唆て其心に兄弟を惡しむ 三 彼等ハ久しく彼處に留り主に賴て懼らず道を傳ふ主また彼等の手に休徵と奇なる跡を行ハしめて其恩の道を證せり 四 邑の人々二に分れ或ハユダヤ人に與し或ハ使徒等に與せり 五 斯て異邦人ユダヤ人および其有司たち共に擁上かれらを辱しめ石にて擊んとす 六 二人のもの之を知てルカオニヤの邑なるルステラデルベ及その四周の地に逃れ 七 彼處に於て福音を傳ふ〇 八 ルステラに一人の足弱もの坐しぬたり彼ハ生來の跛者にて未だ歩行しことなし 九 此人パウロの語るを聽をりしがパウロ目を注て其愈さるべき信仰あるを視 十 大聲に曰けるハ爾の足にて正く立よ彼踊上りて行めり 十一 人々パウロの爲し事を見て聲を揚ルカオニヤの方言にて曰けるハ諸神人の形になりて我儕に降れり 十二 彼等バルナバをゼウスと稱びパウロハ専ら說話ことをする人なるが故にヘルメスと之を稱 十三 時に其邑の前にある所のゼウスの祭司牲と花綵を門に携來りて衆の人と共に犧牲を獻げ彼等を祭んとせり 十四 使徒等バルナバパウロ之を聞て己が衣を裂はしり出て大衆の中に入り 十五 喊叫いひけるハ人々よ何故に此事を行や我儕も亦なんぢらと同情をもつ所の人なり爾曹に福音を傳るハ爾曹をして此虛妄をすて天と地と海および其中の萬物を造り給へる活神に歸しめんが爲なり 十六 往にし世にハ神すべての異邦人に其己が道を行むことを容し給しかど 十七 亦なんぢらを惠て天より雨を降せ豐穰なる時候をあたへ糧食と喜樂をもて爾曹の心を滿しめ己みづから證せざりし事なし 十八 此言を以て苦辛じて衆の人の己等に犧牲を獻んとするを止たり〇 十九 時にユダヤ人等アンテオケイコニオムより來りて多の人を唆め石をもてパウロを擊しめ既に死たりと意ひ邑の外に曳出せり 二十 弟子等その周圍に立るとき彼おきて邑にいり次の日バルナバと偕にデルベに往け

り 二一斯てその邑に福音を傳へ多の人を弟子となし又ルステライコニオムアンテオケに返り 二二弟子等の心を
堅し其常に信仰に居んことを勸め又おほくの艱難を歷て我儕が神の國に至る可ことを教ふ 二三斯て二人のも
の教會ごとに長老をえらび斷食と祈禱をなし前より信じをる所の主に之を託たり 二四かれら遍くピシデアを
經てパムフリアに至り 二五又ペルゲに道を傳てアッタリアに下り 二六彼處より舟にてアンテオケに航る此は彼
等さきに神の恩に託られ今とげし職を行はんとて出し所なり 二七既に至りて教會の人を集め己を助けて神の
行たまへる凡の事と異邦人のために信仰の門を開き給ひし事を告 二八斯て久く弟子等と偕に彼處に止れり

第十五章

ユダヤより下し人々兄弟たちに教けるは若なんぢらモーセの例に從ひて割禮を受ずば救るゝことを
得じ 二之に由てパウロとバルナバ大に彼等と爭ひ且論ぜしかば兄弟等この事に就てパウロバルナバ及そ
の中の數人をエルサレムに上せ使徒と長老等に遇しめん事を定む 三是に於て彼等教會の人々に送られ出ピ
ニケおよびサマリアを經て異邦人の神に歸せし事を具に述すべての兄弟を大に喜ばしめたり 四彼等エルサ
レムに至り教會と使徒および長老たちに接られ己を助けて神の行たまひし凡の事を告しに 五パリサイ宗の
中なる信者數人たちて曰けるは彼等に必ず割禮を施し且命じてモーセの例を守しむべし 六使徒等および長
老たち此事を議ん爲に集れり 七玆に多の論ありしがペテロ起て彼等に曰けるは人々兄弟よ久き先に神われ
を爾曹の中より選び福音の道を我口より異邦人に聞せ彼等をして之を信ぜしめ給しことは爾曹の知ところ
也 八かつ人の心を知たまふ神は我儕に聖靈を賜し如く彼等にも賜て其證をなし 九又信仰をもて其心を潔め
我儕と彼等の間に分を爲ざりき 十然るに今何故われらの先祖たちも我儕も負あたえざる軛を弟子等の頸に
置て神を試むる乎 十一彼等の救るゝ如く我儕も主イエスキリストの恩に由て救るゝことを信ずる也 十二是に於
て人々みな默してバルナバとパウロが神の己をもて異邦人の中に行ひ給へる休徵と奇跡とを述るを聞り

十三 彼等が言畢りし後ヤコブ答て曰けるハ人々兄弟よ我に聞 十四 神初て異邦人を眷顧その中より己が名を崇る
民を取給ひし事ハシモン既に之を述 十五 預言者の言これと符り其書に 十六 此後われ反て已に傾圮たるダビデの
幕屋を復び起し其破壞の跡を復び造て之を建べし 十七 是その餘の民および凡て我名をもて稱らるゝ異邦人に
主を尋させん爲なり此すべての事を行ふ神これを言と錄されたるが如し 十八 神ハ世の始より其すべての所作
を知たまへり 十九 是故に我れもふ異邦人の中より神に歸する者を擾すハ宜からずと 二十 然ども書を彼等に遺て
偶像に汚れたる物と姦淫と勒殺たる物と血とを戒むべし 二一 そハ古より安息日ごとに會堂にてモーセの書
を讀が故に其を宣るもの各邑にあればなり○ 二二 是に於て使徒および長老たち全會と偕に其中より人を選び之
をパウロバルナバと共にアンテオケに遣さん事を定その選れたる人ハ兄弟の中の尊者すなはちバルサバと
稱るゝユダ及シラスなり 二三 彼等の手に託て遣し書に云く使徒長老および兄弟アンテオケスリヤキリキヤに
をる異邦人の兄弟に安を問 二四 我儕が命ぜざるもの我儕の中よりいで言をもて爾曹を擾し爾曹の心を亂たり
と聞 二五 二六 之に由て我儕心を同し人を選て我儕の愛するバルナバパウロと偕に遣さんと定ゑの二人ハ我儕の主
イエスキリストの名の爲に其命をも愛ざりし者なり 二七 我儕ユダとシラスを遣し彼等の口より此事を述ゑめ
んとす 二八 そハ聖靈と我儕と左の肝要なるもの そ外ハ何をも爾曹に任せじと定たり 二九 即ち偶像に獻し物と血
と勒殺たる物と姦淫とを戒むべし若これらの事を爾曹みづから愼まば善ねがふくハ爾曹健剛なれ 三十 かれら
遣されてアンテオケに至り衆人を集て此書を付す 三一 衆人是を讀その勸を受て喜べり 三二 ユダとシラスも亦預
言者なれバ多の言を以て兄弟を勸め彼等を堅せり 三三 斯て二人の者暫く彼處に止り後兄弟たちに安然を祝さ
れ其己を遣ゑる者の所に送れたり 三四 パウロとバルナバハアンテオケに止り其餘の多の人と共に教をなし主
の道を宣傳ふ○ 三五 數日の後パウロバルナバに曰けるハ我儕さきに主の道を宣し所の各邑に

光景を率とふべし 三六 偕バルナバはマコと名るヨハ子を伴はんと欲へり 三七 然どもパウロは曩にパムフリアに
て己より離れ役事のため共に往ざりし此マコを伴ふは宜らじと意しに因 三八 遂に二人の中に激論おこり相
別てバルナバはマコを伴ひクプロに航れり 三九 パウロはシラスを選び兄弟より己を主の恩に托られて出立 四十
スリヤ及びキリキヤを經て諸教會を堅せり

第十六章

斯てパウロもデルベ及ルステラに至れり此にテモテと云る弟子あり其母はユダヤの婦にて信者な
り其父はギリシヤ人なり 二 彼はルステライコニオムの兄弟より稱を得たり 三 パウロ之を携て偕に往んこと
を欲その處にをるユダヤ人の爲に彼に割禮を行へり蓋人々皆かれが父のギリシヤ人なるを知ばなり 四 斯て
諸邑をすぎエルサレムにある使徒および長老等の定たる條規を守せんとて之を其人々に授く 五 之に由て諸
教會の信仰堅なり其數も日々に增ぬ○ 六 彼等フルギヤとガラテヤの地を過し時アジアに道を傳ることを聖
靈に禁られ 七 遂にムシアに近きビテニヤに往んとせしがイエスの靈これを許さゞりければ 八 彼等ムシアを
經てトロアスに下れり 九 斯てパウロ夜に於て一人のマケドニヤ人たちて己に請マケドニヤに渉て我儕を助
よと曰を幻に見たり 十 彼が幻に之を見し後われら誠に主の我儕をしてマケドニヤ人に福音を宣しめんと我
儕を召給ふことを推量て直にマケドニヤに往んとす 十一 是に於てトロアスより航海をし眞直にはせてサモト
ラケに至り其次日子アポリスに往 十二 彼處よりピリピに至るピリピはマケドニヤの一の分の中ある名ある邑
にして即ち殖民地なり我儕數日この邑に止れり 十三 安息日に我儕邑をいで河の濱なる常に祈禱をする處にゆ
き坐して集れる婦女等に語しに 十四 紫布を售ふテアテラの邑の商人にて神を敬ふルデヤと名くる婦きゝゐ
たり主その心を啓てパウロの語ることに心を用しめ給ふ 十五 かの婦その家族と偕にバプテスマをうけ求て曰
けるは爾曹もし主を信ずる者と我を爲ば我家に來り留れと强て我儕を入しめたり 十六 われら祈禱所に往ると

き卜筮をする靈に憑れたる一人の婦の奴隸われらに遇かれへ卜占に因て其主たちに多の利を得させし者な
り 十七 パウロと我儕に從ひて叫ひけるハ此人々ハ至高き神の僕にて救の道を我儕に宣る者なり 十八 この婦
かく爲こと久かりけれバ パウロ之を憂へふりみて靈に曰けるハ我イエスキリストの名に由て爾に命ず此婦
より出よ靈立刻に出 十九 是に於て其主たち利の望すでに去るを見てパウロとシラスを執へ市場に曳て有司等
に至れり 二十 既に上官の所に曳來りて曰けるハ此人々ハユダヤ人にして我儕の邑を擾し 二一 ロマ人たる我儕の
受べからず行ふ可らざる所の習俗を傳る者なり 二二 大勢のもの齊く起て彼等をせめ上官ろの衣をはぎ命じて
之を杖しむ 二三 多く杖てのち獄に入これを固守れる獄吏に命ず 二四 獄吏かくの如き命を受しにより彼等を奥の
獄に入て桎をかけたり 二五 夜半ごろパウロとシラス祈禱をなし且神を讚美す囚者ら耳を傾けて之を聞ゐ
たりしが 二六 俄に大なる地震ありて獄の基礎ふるひ動き門ことごとく直に啓け衆の囚者の械繫とけたり 二七 獄
吏目を醒し獄門の啓けたるを見て囚者すでに逃しと意ひ刀を拔て自殺せんとしけれバ 二八 パウロ大聲に呼り
曰けるハ自ら戕ふ勿れ我儕みな此に在 二九 此時かれ火を索て躍いり戰慄てパウロとシラスの前に俯伏 三十 彼等
を外に攜出して曰けるハ君よ我すくハれん爲に何を爲べき乎 三一 彼等いひけるハ主イエスキリストを信ぜよ
然らバ爾および爾の家族も救るべし 三二 遂に彼および其家の凡の者に主の道を語れり 三三 この夜の即時かれ二
人を誘ひ其杖傷を濯て直に其家族と偕に皆バプテスマを受 三四 且かれらを己が家に引來り食物を其前に備す
べての家族と偕に神を信じて喜べり 三五 天明に至て上官たち下吏を遣し曰せけるハ其人々を釋べし 三六 獄吏こ
の言をパウロに告て曰けるハ上官なんぢらを釋せと言遣せり然バ今いでゝ安然に去 三七 パウロ彼等に曰ける
ハ我儕ロマ人なるに罪を定ずして公然に我儕を杖ち且獄に入たり而して今ひそかに出さんと爲か宜からず
彼等みづから來て我儕を引出すべし 三八 下吏ろの言を上官たちに告ければ彼等ろのロマ人なるを聞て懼れ 三九

來て彼等に此より出んことを求つひに引出して又その邑を去んことを請たり 四十 二人のもの獄を出ルデアの
家にいり兄弟等に遇これに勸をなして出去ぬ

第十七章 一 斯て彼等はアムピポリス及アポロニヤを過てテサロニケに至る此にユダヤ人の會堂あり 二 パウロ
常の如く彼等の中にいり三回安息日ごとに聖書に本きて彼等と論じ 三 キリストの必ず苦難をうけ死より甦
るべき事を説また我なんぢらに傳る所の此イエスは即ちキリストなる事を説明せり 四 是に於て其中の人々
信じてパウロとシラスに從り又神を敬ふギリシヤ人の之に從るも多く貴女も少からざりき 五 然るにユダ
ヤ人これを妬み市井にをる匪類をかたらひ群を成て邑を擾せばパウロとシラスを執へ民の前に曳出さん
とてヤソンの家に來しが 六 彼等を見出さゞりければヤソン及び數人の兄弟を邑宰の前に曳來て大聲に曰け
るは天下を亂す斯者ども此にまで來れり 七 ヤソンは之を迎納たり此人々は皆イエスといふ他の王ありと言
てカイザルの命に背く者なり 八 大衆と邑の宰等これを聞て心を傷しむ 九 上官はヤソン及その餘の人々より
保状を取て之を釋せり 十 兄弟たち夜間に急ぎパウロとシラスをベレアに去しむ彼等かしこに至てユダヤ人
の會堂に往り 十一 此處の人々はテサロニケの者よりは性情よきが故に好て道をきゝ此の如こと果して有か無
かを知んとて日々に聖書を究れり 十二 是故に其中の人々おほく之を信ず又ギリシヤの貴女および男子の信
じたる者も少からざりき 十三 テサロニケのユダヤ人は神の言のパウロに因てベレアにも傳りしを知また彼處
に至て人々を擾しめたり 十四 是に於て兄弟たち直にパウロを海に適しむ然どもシラスとテモテは尚この處に
留りぬ 十五 パウロを伴ひし者かれを携てアテンスに至る其人々パウロよりシラスとテモテを速に來しめよと
の命を受て出立り○ 十六 パウロアテンスに在て彼等を待る時その邑こぞりて偶像に事るを見て甚く心を傷め
たり 十七 是故に會堂に於てユダヤ人および神を敬ふ人々と論じ又日々市に於て其遇ところの者と論ず 十八 時に

エピクリアン及ストイクの理學者數人これと相語り或人いひけるは此嚽唎者なにを言んとする乎また或人
いふ彼ハ異なる鬼神を傳る者の如しと蓋パウロ彼等にイエス及び復生の事を宣しが故なり 十九 斯て彼を引つ
れアレヲ山に往て曰けるハ爾が語る所の此新しき教を我儕知せらるゝことを得るや 二十 爾の異聞を我儕の
耳に入しが故に我儕ハその何事なるを知んとすれバ也 二一 凡て此アテンス人および其地に留れる人ハ惟新しき
事をつげ或ハ聽事にのみ其日を送れり 二二 パウロアレオ山の中に立て曰けるハアテンスの人よ我なんぢらが
毎事に鬼神を敬ふの甚しきを觀 二三 われ途を行とき爾曹が敬拜ところの者を見しに識ざる神にと刻書し一の
祭壇を見出せり故に爾曹が識ずして敬ふ此者を我なんぢらに示さん 二四 夫れ宇宙と其中の萬物を造り給る
神ハ是天地の主なれバ手にて造れる殿に住たまはず 二五 かつ衆人に生命と氣息と萬物を予たまへバ物に
乏きことなし人の手ふて事らるゝものに非ず 二六 また一の血脉より出し凡の民を悉く地の全面に住せ預じめ
其時と住ところの界とを定め給へり 二七 此ハ人をして神を求しめ彼等が或ハ揣摩うる事あらん爲なり然ども
神ハ我儕各人を離るゝこと遠からざる也 二八 夫れ我儕ハ彼に賴て生また動また存ことを得なり爾曹の詩人た
ちも我儕ハ其裔なりと云しが如し 二九 如此われらハ神の裔なれバ其神を金銀または石など人の工と巧を以て
造れる者と均く意ふ可らず 三十 往者に蒙昧し時ハ神これを不問に爲給しが今ハ何處の人にも皆悔改むること
を命じ給ふなり 三一 蓋神すでに其立し所の人ふより義をもて世を鞫べき日を定め此事に就てハ彼を死より甦
らせて其證を衆の人に予たまへバ也 三二 かれら死たる者の復生の言を聞て或人ハ戯笑ある人ハ我儕この言を
再び爾に聽んと曰 三三 是に於てパウロ彼等の中より出去る 三四 然ど數人彼に從て信ぜり其中にハアレオ山の裁
判人デオヌシオ及ダマリスと名くる女また其他の人も之と偕に在き

第十八章 此後パウロハアテンスを離てコリントに至る 二 新近イタリヤより來れる者にてポントに生しアク

ラと名るユダヤ人および其妻プリスキラに遇て其所に至れり彼等がイタリヤより來しハクラウデヲユダヤ
人に盡くロマを離と命ぜしに因てなり 三 彼等の業を同くするに由て之と偕ふ止りて工を作ぬ其業ハ幕屋を
製る者なり 四 斯てパウロハ安息日ごとに會堂に於て論じユダヤ人とギリシヤ人を勸たり 五 シラスとテモテ
マケドニヤより下たる時パウロユダヤ人に向てイエスのキリストなる事を證え道を傳ふることに心を深し
居り 六 然るにユダヤ人ハ之に敵ひ且謗しに因パウロ衣を拂て彼等に曰けるハ爾曹の血ハ爾曹の首に歸すべ
し我ハ咎なし今より異邦人に適ん 七 遂ふ此を離てユストと云る人の家にいる彼ハ神を敬ふ者にて其家ハ會
堂に隣れり 八 會堂の宰クリスポ及ゝの家族みな主を信ず又コリンド人ふて道をきゝ信じてバプテスマを受
し者も多りき 九 主或夜まぼろしにパウロに語給ひけるハ懼るゝ勿れ默せずして語べし 十 蓋われ爾と偕にあ
れバ爾を害せんとて責る者なし且この邑に我おほくの民あり 十一 是ふ於てパウロ一年と六ヶ月の間かれらの
中に居て神の道を敎へたり○ 十二 ガリヨアカヤの代官たりし時ユダヤ人心を合せてパウロを攻かれを裁判所
ふ曳來り 十三 曰けるハ此徒は律法ふ背て神を拜ことを人に勸る者なり 十四 パウロ口を啓んとせし時ガリヨユダ
ヤ人に曰けるハユダヤ人よ若し不義奸惡の事ならバ我が爾曹よ聽ハ理なり 十五 然ども若し言語あるひハ名
字および爾曹の律法の論ならバ爾曹みづから之を理べし我かゝる事の審士たるを欲ず 十六 斯て彼等を裁判所
より逐出せり 十七 是に於て凡のギリシヤ人會堂の宰なるソステ子を執へ裁判所の前にて杖扑りガリヨハ更に
此事を意とせざりき○ 十八 パウロ此處になほ久く留り後兄弟に暇を告てプリスキラ及アクラと偕に舟にてス
リヤに濟る彼ケンクレアに在しとき誓願に因て髮を剪り 十九 彼エペソに至て二人を其處に留おき自ら會堂に
入てユダヤ人と論ぜり 二十 衆人かれが久く偕に居んことを請たれど肯ハずして 二一 暇を告て曰けるハ我この來
んとする節を必ずエルサレムに於て守ざるを得ず然ども神許し給はゞ復び爾曹に返べしと遂に舟出して

エペソを去 二二 カイザリヤにつき而してエルサレムに上り教會の安否を問て後アンテオケに下り 二三 暫く此處
に住てまた出立ガラテヤ及びフルギヤの地を逐次に經て凡の弟子等を堅せり○ 二四 爰にアレキサンデリアに
生しユダヤ人にて辯才あり且聖書に達したるアポロと名る人エペソに來れり 二五 この人夙より主の道の教を
受かつ心を熱してイエスの事を詳細に誨ふ然ど惟ヨハネのバプテスマを知るのみ 二六 かれ始て此會堂に於て
憚らず語りければプリスキラとアクラ之を聞て彼を己が家に招き神の道を尚も詳細に說明せり 二七 アポロア
カヤに往んとせしかば兄弟たち書を遣て弟子等に彼を接容んことを勸かれ至て既に恩により信せし者を大
に助たり 二八 蓋ゝれ聖書を引てイエスのキリストなる事を示し人々の前にてユダヤ人を甚く辯折たれば也

第十九章

アポロのコリントに居る時パウロ東の方の地を經てエペソに來り或弟子たちに遇て 二 之に曰ける
ハ爾曹信者と爲しとき聖靈を受しや答けるハ我儕ハ聖靈の有ことだに聞ざりき 三 パウロ曰けるハ然バ爾曹
バプテスマを受て何に入られしや答けるハヨハネのバプテスマに入られたり 四 パウロ曰けるハヨハネハ誠
に悔改のバプテスマをほどこし民に向て我の後に來る者すなはちイエスキリストを信ぜよと曰り 五 彼等これ
を聞バプテスマを受て主イエスの名に入られたり 六 パウロ手をその上に按ければ聖靈彼等に臨みな異なる
諸國の方言にて語りつ預言せり 七 其人はおよそ十二人なりき 八 パウロ會堂にいり憚らずして神の國の事を
論じ且勸て三ケ月を歷たり 九 然るに剛愎にして之を信ぜざる人々あり衆の人の前に其道を誹謗ければパウ
ロ彼等を離れ弟子等をも別させて日々テラノスと云る人の講堂に於て論ぜり 十 二年のあひだ如此ありしか
ばユダヤ人もギリシヤ人も凡てアジアに住る者ことごとく主の道を聞ぬ 十一 神ハパウロの手によりて希有ふ
しぎの事を行ひ給へり 十二 即ちパウロの身に着たる汗布あるひハ襜布を取て病者に加ければ病ハさり惡鬼ハ
出たり 十三 玆に諸所を遊行て呪をなせるユダヤ人あり惡鬼に憑れたる者に向ひ試に主イエスの名を呼て曰け

るハ我儕ハパウロが宣る所のイエスに藉て爾に出んことを誓しむ 十四 如此なせる者ハユダヤ人なるスケワと云る祭司の長の七人の子なり 十五 惡鬼こたへて曰けるハ我イエスを知またパウロを識り然ど爾曹ハ誰なるや 十六 惡鬼に憑れたる人彼等の上に躍上り之に勝て壓伏ければ彼等傷つけられ裸にて其家を逃去り 十七 此事エペソに住る凡のユダヤ人ギリシヤ人に聞えしかバ彼等みな懼を懐ぬ又主イエスの名崇られたり 十八 また信せし者のうち多來りて自ら言あらハし其行し事を訴へたり 十九 また甞に邪術を行へる多の者等も其書籍を集人々の前にて焚り其價を計て銀五萬なることを知り 二十 主の道廣まりて勝を得こと此の如し〇 二一 此事の竟し後パウロハマケドニヤ及アカヤを過エルサレムに往んと意を定め曰けるハ我かしこに往て後かならずロマをも見べし 二二 即ち己の事る者の中テモテとエラストの二人をマケドニヤに遣し己ハ暫くアジアに留りぬ 二三 この時ろの道について容易ならぬ騒擾おこれり 二四 蓋一人の銀工あり名をデメテリヲと云かれアルテミスの銀龕を作り工人等に利を得さしめしこと僅少からざりき 二五 ろの工人および己が類の業の者を集て曰けるハ人々よ我儕の富るハ此業に藉ることハ爾曹の知ところ也 二六 此パウロ手にて作れる者ハ神に非ずと曰て衆の人を誘惑し啻にエペソ耳ならず幾どアジア中に及せり是また爾曹が見ところ聞ところ也 二七 此ハ唯われらの業の輕めらるゝ危ある耳ならずアジア及び天下擧て奉る所の大なる女神アルテミスの宮も藐せられ其威光も亦滅べし 二八 彼等これを聞て甚しく怒さけび曰けるハ大なるかなエペソ人のアルテミスよ 二九 是に於て擧邑大に擾れパウロの同行なるマケドニヤ人のガイヲスとアリスタルコを執へ彼等心を合せて戯園に擁入り 三十 パウロの人々の中に入んとせしに弟子たち之を許さゞりき 三一 またアジアの祭を司どる者の中に彼と親き者等ありて人を彼に遣し其自ら戯園に入ざらんことを求たり 三二 其時ある人ハ彼事をいひ或人ハ此事を言さけべり蓋會衆みだれて大半ハ何の爲に集れるかを知ざれバ也 三三 是に於てユダヤ人アレキサンデルに出んこと

を勸けれバ或人群集の中より之を推出しぬアレキサンデル手を搖し民に向て事實を告んとせしが　三四彼等ハ
のユダヤ人たるを知が故に皆おなじく聲を揚て大なる哉エペソ人のアルテミスよと二時ばかりの間さけび
あへり　三五書記官人々を撫て曰けるハエペソの人々よ此エペソハ天より落し大なるアルテミスの殿に事る邑
なるを知ざる者あらん乎　三六この事ハ駁すこと能ざれバ爾曹靖息にして猥に事を作べからず　三七夫この人々ハ
殿の盜賊にも非ず爾曹の女神を謗す者にも非ず然るに爾曹これを曳來れり　三八デメテリヲ及び偕にある所の
工人もし人を訴ふる事あらバ聽訟の日あり且方伯あれバ互に之に訟ふべし　三九もし他の事由について求る事
あらバ律法に合ふ會に於て定むべし　四十われら今日の騷擾に就てハ訴られんことを恐る蓋この會について辭
解べき言なければ也　四一如此かたりて會を散せり

第二十章

騷擾の定し後パウロハ弟子等をよび別を告マケドニヤに往んとて出立ぬ　二その地を經れはくの言
を以て人々を勸めギリシヤに至り　三此に三ケ月留りて後スリヤに航らんとせし時ユダヤ人かれを害せんと
謀ければマケドニヤを過て返んと意を定たり　四彼と偕にアジアまで至し者ハプロスの子ベレアのソパテル
及テサロニケ人のアリスタルコとセクンドデルベのガヨスとテモテ並アジアのテキコとトロピモなり　五此
徒ハ先ち往てトロアスに於て我儕を俟り　六除酵節の後われらピリピより舟出して第五日にトロアス
に至り彼等に遇て其處に七日留れり○　七一週の首の日われらパンを擘ために集りしがパウロ次の日出立ん
事を意ひ彼等に道をかたり講つゞけて夜半に至り　八彼等が集まる樓に多の燈あり　九ユテコと名る一人の
少年窓に倚て坐し熟睡り居しがパウロの道を講ること久かりければ彼睡に因て三階より墜しを扶起し
に既に死り　十パウロ下て其上に伏之を抱て曰けるハ爾曹憂戚ぐ勿れ此人の生命ハ中にあり　十一斯てパウ
ロ復のぼりパンを擘て食ひ久しく彼等と語り天明に及て出立り　十二人々かの少年を携へ其活るを見て甚だ慰

めり 十三さて偕われら舟にのり先ちてアソスに濟りの處にてパウロを登んとせり蓋かれ陸より往んと自ら如此ハ
定しなり 十四かれアソスに於て我儕に遇けれバ彼を登てミテレネに至り 十五彼處より舟出して次日キヨスの對に
至り又次日サモスに着トログリヨムに泊り次日ミレトスに至れり 十六蓋パウロアジアに時を費さゞる爲に舟
にてエペソを過んと意を定しがゆゑ也かく定しハ彼なるべくハペンテコステの日エルサレムに在ことを得
んと急たるに因 ○ 十七斯て彼ハミレトスよりエペソに使を遣して教會の長老たちを召り 十八彼等が來し時パウ
ロ之に曰けるハ我アジアに來りし初の日より常に爾曹の中に在て行ひし事ハ爾曹が知ところ也 十九即ち我す
べての事に謙遜また涙を流しユダヤ人の詭謀により艱難に遇て主に事へ 二十益ある事ハ殘す所なく之を宣て
或ハ人々の前或ハ家々に於て爾曹に教へ 二一神に對てハ悔改め主イエスキリストに對てハ信仰すべき事をユ
ダヤ人またギリシヤ人に示せり 二二今ハ我心切りてエルサレムに往かしこにて遇ところ如何を知ず 二三たゞ聖
靈毎邑に我に示していふ縲絏と患難われを俟りと 二四然ども我ハわが往べき路程と主イエスより受し職すな
むち神の恩の福音を證する事を遂ん爲にハ我生命をも重ぜざる也 二五今われ知なんぢらの中を遊行て神の國
を傳へし我面を此後なんぢら復び見ざるべし 二六是故に我今日なんぢらに證す凡の人の血に於て我ハ潔くし
て與ることなし 二七蓋われ神の旨を殘す所なく悉く爾曹に宣たれバ也 二八故に爾曹みづから慎み且なんぢらが
聖靈に立られて監督となれる其全群を愼み主の己が血をもて買給ひし所の教會を牧ふべし 二九蓋われが去ん後
かの群を惜ざる暴き狼なんぢらの中に入んことを知るなり 三十亦なんぢらの中よりも弟子等を已に從へせん
とて悖理なる言を言出す者おこらん 三一是故に爾曹儆醒せよ我三年のあひだ夜も晝も斷ず涙を流して各人を
勸しことを憶ふべし 三二兄弟よ爾曹の德を建かつ凡の聖られし者の中に於て業を爾曹に予る能ある神および
其恩惠の道に今われ爾曹を委ぬ 三三われ人の金銀衣服を貪りしことなし 三四我この手ハ我および我と偕に在し

者の需用に供し事は爾曹が知ところ也　三五　われ爾曹も如此勤労て柔弱者を扶け且主イエスの曰給へる受るよ
りも與るぞ福なりとの言を心に記べきを凡の事に於て示せる也　三六　パウロかく語て跪づき衆人と共に祈き
り　三七　彼等みな大に哭きパウロの頸を抱て之と接吻し其再び我面を見まじといひし言に因て別ても憂をなし
彼を舟まで伴へり

第二十一章　われら強て彼等に離き舟にて真直にコスに至り次日ロドスにゆき彼處よりパタラに至り　二　ピニ
ケに濟る舟に遇これに登て出　三　クフロを望んで其を左に過スリヤに濟りツロに着り蓋この處にて舟の積荷
を卸さんと爲ばなり　四　斯て我儕弟子たちを訪こゝに七日とゞまり彼等靈に感じてパウロにエルサレムに
往なかれと言　五　然ど既に七日を過しければ我儕出立て途につく彼等その妻孥と共に我儕を送て邑の外にま
で至しが共に岸に跪きて祈り　六　互に別を告畢りて後われらは舟に登かれらも其家に歸きり　七　我儕ツロより
トレマイに濟り既に舟路をはりぬ斯て兄弟等の安否を問かれらと偕に一日留り　八　次日いでたちてカイザリ
ヤに至り傳道者ピリポの家に入て共に留る此ピリポも七人の一人なり　九　彼に預言する四人の女あり皆處女
なり　十　われら數日こゝに留れるときアガボスと名る一人の預言者ユダヤより下り　十一　我儕が所に來りてパウ
ロの帶をとり己の手足を縛て曰けるは此の如くエルサレムにあるユダヤ人は此帶の主を縛て異邦人の手に
付さんと聖靈いひ給へり　十二　此事を聞て我儕と此地の者どもゞ彼にエルサレムに上る勿れと勸しに　十三　パ
ウロ答けるは爾曹なんぞ哭て我心を摧くや我主イエスの名の爲には啻に縛るゝ耳ならずエルサレムに死る
も亦甘ずる所なり　十四　かれ勸を納ざりければ我儕主の旨の如く成と曰て止　十五　既に數日を經て我儕行裝をな
しエルサレムに上れり　十六　カイザリヤの弟子等も數人われらと偕に行て我儕をクプロのナソンと云る老弟子
の所に宿らせんとて其家に携ひ入ぬ○　十七　我儕エルサレムに至ければ兄弟たち欣て我儕を迎ふ　十八　次日パウロ

我儕と偕にヤコブの家に入しに長老等みな集居れり　十九　パウロ彼等の安否を問つゝ神の己を用て異邦人の中に行ひ給し事を一々告ければ　二十　かれら之をきゝ主を崇かつ彼に曰けるは兄弟よ爾ユダヤ人の信ぜしもの幾萬なるを知やかれらは皆律法に熱心なる者なり　二一　なんぢ異邦人の中にあるユダヤ人に教てモーセを棄しめ且兒子に割禮を行ふ勿れ例に從ふ勿れと言りと告る者あり彼等これを聞たり　二二　今いかに爲べきぞ多の人々爾の來れるを聞て必ず集らん　二三　是故に爾わがらが言ところに從へ我儕に誓願のもの四人あり　二四　爾この人々を携へ之と偕に潔事をなし代て其費を贖ひ彼等に髮を薙ことを得しめよ然ば人々なんぢに就て聞し所みな虚にして爾が律法を守て行へる事を知べし　二五　信じたる異邦人には我儕すでに書をかき還て斯る類の事は守るに及ずたゞ偶像に獻し物と血と勒殺せる者および姦淫とを愼む可と定たり　二六　斯てパウロは次日この人々を携へて之と偕に潔事をなし且かれら各々の爲に供物を獻べき事と其期までに潔事の日を盡さん事を殿に入て告　二七　七日をはらんと爲ときアジアより來しユダヤ人パウロの殿に居を見て凡の民を聳動しめ彼を執へ　二八　喊叫けるはイスラエルの人々我儕を助よ此人は遍く教を傳ふの民と律法と此處に逆ふ者なり又ギリシヤ人をも引て殿に入この聖所を汚たり　二九　蓋かれら嚮にエペソ人トロピモと云る者のパウロと共に城下に在しを見てパウロ之を殿に引入しと意へる也　三十　是に於て擧邑さわぎたち人々趨集りてパウロを執へ之を殿より曳出しければ直に其門を閉たり　三一　彼等すでにパウロを殺さんとせし時あまねくエルサレム紛亂たりとの風聲千夫の隊の長に聞えければ　三二　彼たゞちに兵卒と百夫の長等を率ゐ彼等の所に趨下きり彼等千夫の長と兵卒を見てパウロを扑ことを止　三三　其とき千夫の長近りてパウロを執へ命じて二の鏈にて之を繋せ其の誰たる又何事を行しやを問たり　三四　衆の人々のうち或は彼事をいひ或は此事を言さけび亂に因て千夫の長その實情を知ことを能はず是故に命じて彼を陣營に曳往しめたり　三五　衆の人々後に從ひて彼を殺せと呼さけび擁迫るに

因て階に及るとき兵卒パウロを負り 三七 パウロ曳れて陣營に入んとせし時千夫の長に曰けるハ我なんぢに語
て可や否ハれ答けるは爾ギリシヤの方言を識や 三八 なんぢ曩に亂を起し四千人の凶徒を率て野に出しエジプト
人ならず乎 三九 パウロ曰けるハ我ハキリキヤのタルソに生しユダヤ人にて鄙邑の民に非ず願くハ民に語る
ことを我に許せ 四十 千夫の長之を許ければパウロ階の上にたち民に向て手を搖し其大に靜るときヘブ
ルの方言をもて彼等に語けり

第二十二章 人々兄弟および父等よ請いま我が陳んとする事實を爾曹きけ 二 彼等ろのヘブルの方言にて語る
を聞ていよ〳〵靜れり 三 パウロ曰けるハ我ハユダヤ人にてキリキヤのタルソに生れ而して此邑のガマリエ
ルの足下にて長られ先祖の嚴なる律法に由て敎られ神に熱心なりし事ハ今日の爾曹すべての者の如なりき
四 われ曩に斯道の人を男女とも縛かつ獄に解し死に至るまでに之を窘たり 五 即ち祭司の長と長老會の
人の我に就てみな證をなすが如し我彼等より兄弟等に遣る書を受ダマスコにをる者を縛てエルサレムに曳
來り刑を受しめんとて彼處に赴けり 六 然ど我ゆきてダマスコに近けるに時おほよそ日中たちまち天より大
なる光ありて我を環照せり 七 われ地に仆る其時サウロサウロ何故われを窘るやといふ聲を聞 八 われ答ける
ハ主よ爾ハ誰ぞや我に曰けるハ我ハ爾が窘る所のナザレのイエスなり 九 我と偕に在しもの光を見て懼たり
然ど我に語し者の聲を聞ざりき 十 我いひけるハ主よ我なにを爲べきか主われに曰給ひけるハ起てダマスコ
に往すでに定りし爾が爲べき事ハ彼處に於て爾に告べし 十一 ろの光の耀に緣て我みることを得ず成ければ我
と偕に在し者の手に援られてダマスコに至れり 十二 この邑に住る凡のユダヤ人の中に譽あるアナニアといふ
律法に循へる神を敬ふ人 十三 我もとに來り側に立て曰けるハ兄弟サウロ復び見ことを得よ我たゞちに目を擧
て彼を見たり 十四 彼また曰われらの列祖の神ハ爾に神の旨を知しめ彼の義者を見させ其口より出る聲を聞

しめん事を定め給へり　十五 蓋なんぢ彼が爲に其見聞せし事を以て凡の人に向ひ證人と爲べければ也　十六 今なん
ぢ如何で緩ふ可んや起て主の名を呼バプテスマを受て其罪を滌去べしと　十七 我エルサレムに返り聖殿に於て
祈れる時まぼろしにて　十八 見ける主われに向て急げ彼等ハ爾が我について立る證を納ざるが故に速にエル
サレムを出よと曰たまへり　十九 我いひけるハ主よ我もと爾を信ずる者を執へ或ハ諸會堂にて之を鞭ちしこと
を彼等ハ知　二十 また爾の證人ステパノの其血を流さるゝ時われ傍に立て其殺さるゝを好とし彼を殺す者の衣
を守れり　二一 主われに曰けるハ往われ爾を遠く異邦人に遣すべし　二二 彼等きゝて此言に至みな聲を揚て曰ける
ハ此の如き者を地より去かれハ先に生命の有べき者ならざりき　二三 かれら喧呼で其衣をぬぎ塵を空中に揚げ
れバ　二四 千夫の長命じてパウロを陣營に引入しめ何故かく彼等がパウロに向て喧呼かを知んがため鞭ちて彼
に訊べしと言り　二五 かれら革鞭を纏んとてパウロを引張しとき彼その側に立る百夫の長に曰けるハ罪を定ず
してロマ人たる者を鞭づハ律法に當ふや　二六 百夫の長これを聞ゆきて千夫の長に告て曰けるハ爾なすことを
愼めよ此人ハロマ人なり　二七 千夫の長ゆきてパウロに曰けるハ爾ハロマ人なるや我に告よパウロ曰けるハ然
り　二八 千夫の長こたへけるハ我ハ多の金を以て此民籍を得たりパウロ曰けるハ我ハ生來なり　二九 是に於てパ
ウロを拷問せんとせし者等たゞちに退けり千夫の長そのロマ人なるを知かれを縛しことを懼る〇　三十 斯て明
日ユダヤ人の彼を訟たる故を確に知んと欲ひパウロの縛をとき祭司の長等および全議會に命じて集らしめ
パウロを携ゆき其前に立せたり

第二十三章

一 パウロ議會に目を注かれらを見て曰けるハ人々兄弟よ我今日に至るまで凡のこと良心に由て神
に事たり　二 祭司の長アナニア側に立る者に命じて彼の口を撃しむ　三 是に於てパウロ彼に曰けるハ粉壁たる
壁よ神ハ爾を撃ん爾が坐せるハ律法に循ひて我を審ん爲なるに律法に違ひ命じて我を撃しむる乎　四 側に立

る者ども曰けるハ爾神の祭司の長を詬るや 五 パウロ曰けるハ兄弟よ我その祭司の長あるを識ざりき識バ然
ハ言ざりし也そハ爾の民の有司を誹る勿れと錄されたり 六 パウロ彼等の其半ハサドカイの人半ハパリサイ
の人なるを知て議會の中に呼り曰けるハ人々兄弟よ我ハパリサイの人またパリサイ人の子なり死たる者の
甦ることを望に因て我いま審る 七 パウロ如此いひしかバパリサイの人とサドカイの人の間に爭論おこりて
集りたる多の人々相分れたり 八 蓋サドカイ人ハ復生また天使および靈を無と言パリサイ人ハ之をみな有
と言バなり 九 遂に大なる喧嘩となりぬパリサイ人の學者たち立て爭ひ曰けるハ我儕この人の惡きを見ず
もし靈あるひハ天使の彼に語し事あらんにハ我儕神に敵そ可らざる也 十 斯て大なる爭ひ起ければ千夫の
長パウロが彼等に引裂れん事を恐て兵隊に命じ彼等の中に下らせ之を奪とり陣營に引入しめたり〇 十一 主そ
の夜パウロの側に立て曰給ひけるハパウロよ勇めハ爾われに就てエルサレムに證せし如く必ずロマにも證
すべければ也 十二 明日に及てユダヤ人黨を結び共に誓て曰けるハパウロを殺すまでハ食飲をも爲まじ 十三 この
誓を爲る者ハ四十人餘なり 十四 かれら祭司の長および長老たちの所に來て曰けるハ我儕パウロを殺すまでハ
何をも食じと誓を立たり 十五 是故に請なんぢら議會と偕にパウロの事をなほ詳く訊る狀を作て千夫の長に告
かれを爾曹に曳下らしめよ彼が近かざる前に之を殺さんと我儕すでに備を爲り 十六 然るにパウロの姊妹の子
この謀をきゝ即ち往て陣營に入パウロに告 十七 パウロ請て百夫の長一人をまねき曰けるハ此少者を千夫の長
に携往この者かれに告べき事あれバ也 十八 是に於て百夫の長かれを千夫の長に携往て曰けるハ因者パウロ我
を請て此少者なんぢに言べき事あれバ之を爾に携往んことを求へり 十九 千夫の長その手をひき僻靜なる處に
退きて問けるハ爾我に告んとする事ハ何ぞや 二十 彼いひけるハユダヤ人パウロの事をなほ詳く問る狀を作て
爾にこひ明日かれを議會に曳下さんことを約せり 二一 然ど爾かれらが言に從ふ勿れ蓋そのうち四十人餘り誓

パウロを殺までハ食ず又飲じと共に誓て埋伏し今すでに其預備をなして爾の許を俟り　二二　千夫の長少者に
爾我に此事を告しと人に語る勿れと囑付て之を去しめ　二三　又百夫の長の二人を召て兵卒二百人騎兵七十人矛
を持もの二百人を備へ今夜第九時にカイザリヤに往　二四　かつ畜を備てパウロを乗しめ之を護て方伯ペリクス
の所に送るべしと曰　二五　また左の如き書をかき添たり　二六　云クラウデヲルシアス最も尊き方伯ペリクスの安を
問　二七　この人ユダヤ人に執はれ將に殺されんとせしを我そのロマ人なるを聞しにより兵隊を率ゐ往て之を拯
け　二八　彼等が訟る故を知んと欲ひ之を其議會に引下しが　二九　彼が訟られしハ惟かれらの律法の論に由るのみに
て其死に當るべく亦繋るべきの故を見ざる也　三十　然るにユダヤ人これを害せんと計よし其事われに現れしに
より直に之を爾の所に遣れり又かれを訟し者等に命じて其訟る所を爾に告しめんとす○　三一　是に於て兵卒ハ
命に遵てパウロを携へ世の中にアンテパトリスに至り　三二　明日騎兵をしてパウロと共に往しめ其餘の者ハ陣
營に歸れり　三三　騎兵もカイザリヤに至り書を方伯に呈しパウロを其前に立しむ　三四　方伯書を讀畢りて彼に其國
を問キリキヤの者なるを知て　三五　曰けるハ爾を訟る者の此に來らん時われ爾に聽べし遂に命じて之をヘロデ
の公廨に於て守らしめたり

第二十四章

五日を經てのち祭司の長アナニアハ長老等および一人の辯士テルトルスと共に下てパウロを方
伯に訟ふ　二　パウロ召出されし時テルトルス訟の端を發て曰けるハ　三　最も尊きペリクスよ我儕なんぢに由て
太平を得かつ此國も爾の先見に藉て良に改まりされバ時に隨ひ地に隨ひて感謝せざるなし　四　今われ敢て爾
を碍ぐる事をせじ請しばらく忍て我が片言を聽たまへ　五　蓋われら此人を見に疫病の如し天下のユダヤ人
を擾せり且かれハナザレ宗の首にて　六　また殿をも犯んとせり我儕これを執わが律法に循ひて審を爲んと欲
ひしに　七　千夫の長ルシアス來て我儕の手より強て之を奪とり　八　彼を訟る者をして命じて爾の所に來しめき

り爾これを訊ば我儕が訟る所を悉く知べし 九 ユダヤ人も共に訟へ曰けるは此等のこと誠に然り○ 十 方伯首
をもて示しパウロに言しめければ彼こたへけるは爾が多の年この民の審官たるを我しるが故に自己の事情
を訟ることを喜べり 十一 爾しらん我崇拜の爲にエルサレムに上しより僅に十二日のみ 十二 彼等は我が殿に於て
人と爭論をなし又會堂あるひは城下に於て人々を擾しゝ事を未だ見ざるべし 十三 且かれらが今われを訟る所
の事は憑據を立て之を確することを能せじ 十四 然ど我この事を爾に認さん夫われは彼等が異端と稱る道に循ひ
我が列祖の神に事へ悉く律法と預言者の書に錄されし言を信じ 十五 かつ義も不義も死し者の甦らんことを
神に賴て我は望り即ち彼等が望む所と異なるなし 十六 此に因て我つねに自ら勵み神に對ひ人に對て良心の責
なからんことを務るなり 十七 われ數年を歴たりしのち施濟を我民になし又獻祭をせんが爲に歸たり 十八 我すで
に潔淨て此等の事を行る時アジアより來しユダヤ人等は殿に於て我が人を集ることをせず亂をも爲ざるを
見たり 十九 もし我を訴べき事あらば彼等なんぢの前に訟ふべし 二十 或は又わが議會の前に立るとき呼りて死た
る者の復生の事に就われ今日爾曹に審るといへる此一言の外に此人々も我が不義ありしを見ば言べし○
二二 是に於てペリクス詳細に其道を知ければ彼等を遲延めんとして曰けるは千夫の長ルシアスの下らん其時
われ悉く爾曹の事を究べんと 二三 百夫の長に命じてパウロを守しめ且これを寬容にして其友の彼を供給ことを
有を禁せざらしむ○ 二四 數日の後ペリクス其妻ユダヤ人なるデルシラと共に來りパウロを召て其キリストを
信ずる道を語るを聽 二五 パウロ公義と撙節と來んとする審判とを論せしかばペリクス懼て答けるは爾姑く退
け我便時を得ば再なんぢを召んと 二六 ペリクスパウロより金を得んことを望が故に屢次かれを召て偕に語れり
二七 斯て二年を經て後ポルキスペストスと云る者ペリクスの職に代りペリクス悅をユダヤ人に取んと欲ひ
てパウロを獄に繫おけり

第二十五章 偖ペストスは任國に至て三日の後カイザリヤよりエルサレムに上れり 二 時に祭司の長等とユダ
ヤの尊重たる者等パウロを彼に訴へ且これを途にて謀殺さんと欲ひ彼に勸りの恩を我儕に賜てパウロをエ
ルサレムに召給むことを請 四 ペストス答て曰けるはパウロは守られてカイザリヤにあり我も遠からず彼
處に赴くべし 五 是故に爾曹のうち權威ある者ども我と共に下り彼について訟べきことを有ば訟へよ 六 ペスト
ス彼等の中に十日餘とゞまりてカイザリヤに下り明日審判の座に坐り命じてパウロを曳出しむ 七 パウロの
來れる時エルサレムより下しユダヤ人等かれを立圍み證據を立ること能はざる多端の重罪をもて訟をなせ
り 八 パウロ辨訴けるは我いまだユダヤ人の律法および殿またカイザルにも皆犯せる所なし 九 ペストス悦を
ユダヤ人に取んとしてパウロに答て曰けるは爾エルサレムに上り彼處に於て此事につき審判を我前に受ん
ことを望むや否 十 パウロ曰けるは我今カイザルの審判の場に立この處に於て審を受るは當然なり我は爾が
明かに知る如くユダヤ人に不義を爲しことなし 十一 もし不義を行ひて死に當るべき罪を犯さば我は死を免る
ることを欲むと若われを訟る所のこと虛きときは其望に任せて我を彼等にわたし得る者なし我はカイザル
に上告せん 十二 是に於てペストス議事官と相議てこたへて曰けるは爾カイザルに上告せんと欲へりカイザルに
往べし○ 十三 數日を經て後アグリッパ王およびベルニケペストスの安否を問ん爲にカイザリヤに來り 十四 彼處
に留れること久かりしかばペストスパウロの事を王に告て曰けるは此に一人の囚者あり即ちペリクスの遺
置し所なり 十五 我エルサレムに居しとき祭司の長とユダヤ人の長老たち之を訟へて罪に擬んことを求へり 十六
われ彼等に答けるは訟られし者の己を訟し者に對て其訟る所を分理べき機を未だ得ざる先に之を死に付る
はロマ人の例に非ず 十七 是に於て彼等この處に來集れり我も日を延ことをせず次日審判の座に坐り命じて
其人を曳出さしめたるに 十八 訟者ども立て之を訟しが其事わが逆料りし所に違へり 十九 惟かれらは鬼神を

敬ふ己が道とパウロが生りといふ既に死し一人のイエスとに就て爭論をなし彼を訟しのみ　二十 我これらの質
訊に惑ければパウロに對ひ爾エルサレムに往この事につきて彼處に於て審判を受ることを欲ふや否と問し
に　二一 彼アウグストの質訊を受んとして護れんことを求しに因われ命じて之をカイザルに送るまで守らせ置
り　二二 アグリッパペストスに曰けるハ我も亦その人に聽んことを欲なり彼いひけるハ明日なんぢ之に聽べし
二三 是に於て明日アグリッパとベルニケ大に威儀を備きたりて千夫の長等および邑の尊き人々と偕に公堂に
入ぬパウロハペストスの命に由て曳出さる　二四 ペストス曰けるハアグリッパ王および凡て我儕と偕にある人
々よ爾曹この人を覩なるべしユダヤの多の人々エルサレムに於ても亦この所に於ても彼について我に訟か
れハ此のち生べき者に非ずと呼叫べり　二五 然ど我これを査看て其死べき事を爲ざりしを知り且かれ自らアウ
グストに上告せんと爲により我これを解らんことを定たり　二六 我これに就て我が主上に奏すべき實情を得ず
故に我これを質訊て奏すべき事を得んがため爾曹の前また殊更にアグリッパ王なんぢの前に曳出せり　二七 そ
ハ囚者を解るに其罪案を書さゞるハ理に合ずと意へバ也

第二十六章

アグリッパパウロに曰けるハ爾が自己の爲に陳る事を許さり是に於てパウロ手を伸かれらが訟
き禦んとして曰けるハ　二 アグリッパ王よ我ユダヤ人に訟られし事につき今日なんぢの前にて悉く辯訴こと
を得が故に我を幸なる者とす　三 殊に幸なるハ爾ユダヤ人の例と彼等が論ずる所の端緒を悉く知さまふ事な
り是故に願くハ耐心て我に聽たまへ　四 夫わが始よりエルサレムに在て我民の中にをり幼穉ときより如何に
世を過しかをユダヤ人ハみな知なるべし　五 もし證を爲んとせバ彼等ハ素より我が曩に我儕の敎の中にて最
も嚴き所に遵ひたるパリサイ人なりし事を知り　六 今われ立て我儕の先祖等に神の約束し給し其望につきて
鞫かるゝ也　七 この望ハ即ち我儕の十二の支派の夜も晝も專ら神に事て得んとする者なりアグリッパ王よ此

望の爲に我ハユダヤ人に訟られたり 八 神すでに死し者を甦らせ給ふと云とも爾曹なんぞ信じ難しとする乎
九 我も亦曩にハナザレのイエスの名に逆へんがため多の事を行べき宜ことゝ自ら意ひ 十 エルサレムにて此事
を行り即ち祭司の長等より權威を受て多の聖徒を獄に入また彼等の殺さるゝ時ハ其を宜とし 十一 諸會堂に於
て屢次これを罰し強て之に褻瀆を言しめ且狂ること甚しく之に由て外國の邑にまで攻及べり 十二 此とき祭司
の長等より權威と命令を受てダマスコへ往しに 十三 王よ其途にて正午われ天より光あるを見たり日よりも耀
きて我および同に行る者を環照せり 十四 我儕みな地に仆る其時ヘブルの方言にてサウロサウロ何ぞ我を窘る
乎なんぢ莿ある鞭を蹴こと難しと我に語れる聲を我きけり 十五 我いひけるハ主よ爾ハ誰ぞや彼こたへけるハ
我ハ爾が窘る所のイエスなり 十六 爾起て立よ我なんぢに現るゝハ爾を立て役者とし又なんぢが既に見し事と
我が爾に現れて示さん其事の證人と爲んがため也 十七 我なんぢを守て此民および異邦人の手より拯ふべし今
なんぢを彼等に遣すハ 十八 彼等の目を啓き暗を離れて光に就サタンの權を離れて神に歸せしめ又彼等をして
我を信ずるに因て罪の赦と聖られし者の中に於て業を受ることを得させんが爲なり 十九 是故にアグリッパ王
よ我この天の現示に背ずして 二十 先ダマスコエルサレムの人々次にユダヤの全地および異邦人にまで恒に悔
改に符ふ行をなして罪を悔べき事と神に歸すべき事とを宣傳へたり 二一 此等の事に由てユダヤ人われを殿に
て執かつ我を殺さんとせり 二二 然して我ハ神の佑をえ今日に至るまで斃るゝことなく小き者にも大なる者に
も證をなせり我言ところハ預言者およびモーセが將來かならず成んと言しことに非ざるハなし 二三 即ちキリ
ストの苦難をうけ死し者の復生の始となり光を此民と異邦人に傳ふること也 二四 パウロが知此うたへける時
ペストス大聲に曰けるハパウロよ爾ハ狂氣せり博學爾をして狂氣せしめたり 二五 パウロ曰けるハ最も尊きペ
ストスよ我ハ狂氣せるに非ず我言ところハ眞實にして慥なる心より出るなり 二六 それ此等の事情ハ王よく知

たまへバ我はゞからずして王の前に語れり蓋これらの事ハ方隅に行ハれたるに非ざれバ王に隱るゝ所なしと信ずれバ也 二七 アグリッパ王よ爾預言者の書を信ずる乎われ爾の信ずるを知 二八 アグリッパパウロに曰けるハ爾われを勸て容易キリステアンと爲んとす 二九 パウロ曰けるハ容易にもせよ容易からざるにもせよ我ハ惟なんぢ耳ならず今日われに聽ところの者みな此縲絏なくして我ごとき者とならんことを神に願ふなり 三十 如此かたり畢しとき王の方伯およびベルニケ又ともに坐せし人々起て退き 三一 相語て曰けるハ此人ハ死べき事と縲絏にかゝる可ことを爲ざる也 三二 アグリッパペストスに對ひ曰けるハ此人もしカイザルに上告せんと言ざりしならバ旣釋すべき者なり

第二十七章 われら已にイタリアへ航ることに定りければ彼等パウロ及び他の囚者等をアウグスト隊の百夫の長なるユウリアスと名る者に付せり 二 是に於て我儕アジアに沿て駛んとするアドラミテオムの舟に登て出マケドニヤのテサロニケ人アリスタルコ我儕と偕に在き 三 次日シドンに着りユウリアス慇懃にパウロを待ひ彼に朋友の所へ往て其供應を受ることを許せり 四 我儕また彼處より舟出せしが風の逆ふに因てクプロの風下の方に走り 五 キリキヤとパムフリアの海を過てルキヤのムラと云る港に至れり 六 此處にて百夫の長イタリヤへ濟るアレキサンデリアの舟に遇て我儕を之に登たり 七 多日のあひだ舟の行こと遲く僅くにしてクニドスに對へる處に至り風の順ならざるに因てサルモネを過クレテの風下の方を走り 八 僅くにして其岸に沿ラサイアの邑に近き美港と名る處に至れり 九 時を歷こと旣に久く斷食の期も過ぬれバ船路の危險によりパウロ諫て 十 曰けるハ人々よ我意ふに此舟路ハ損害多かるべし啻に積荷と舟のみならず我儕の生命にも及バん 十一 然ども百夫の長ハパウロの言ところよりも船長と船主の言を信じたり 十二 且この港ハ冬を過すに便宜らず是故に若ピニクスに至り彼處にて冬を過すことを得んかとて此處を出んと定たる者おほしピニクス

はクレテの港にて西南の風と西北の風と其岸に沿て吹ところ也 十三 時に南風徐に吹ければ彼等志を得たりと意ひ錨を起クレテに沿て走しに 十四 未幾ユーロクルドンと稱る狂風島より卸來り 十五 舩を擊去ければ之に敵ふことを得ず我等その風に任て 十六 遂にクラウダと云る小島の風下の方へ駛ゆき僅くにして小艇を收む 十七 既に援上し後かれら備をける物をもて大舩の胴を縛かつ洲に乘掛んことを恐れ帆を下して流れたり 十八 風疾きによりて次の日水夫ら貨物を擲つ 十九 第三日に至ては我儕てづから舩具を擲つ 二十 斯て多日のあひだ日も星も見ずして疾風ふきあてければ我儕つひに救るべき望たえ果たり 二一 人々久く食せずパウロ彼等の中に立て曰けるは人々よ爾曹嚮に我諫を聽クレテより離るゝことを爲ずして此損害を受ずある可はずなりし 二二 今われ爾曹に勸む勇め爾曹の中一人だに生命を失ふ者なし惟舩を失ふことを有んのみ 二三 蓋わが屬する所わが事る所の神の使者この夜わが側に立て 二四 パウロよ懼るゝ勿れ爾必ずカイザルの前に立べし且神は爾と偕に舩にある者を悉く爾に賜と曰り 二五 是故に人々勇めや如此われに語り給へる如く必ず成んと我神を信ずれば也 二六 われら必ず一島に推上られん 二七 斯て第十四日の夜に至り我儕アデリアの海に飄ふ夜半ごろ水夫ら岸に近けりと意ひて 二八 水を測しに二十尋を得たり少し進て又測しに十五尋を得たり 二九 石に乘掛んことを恐れ艫より四の錨を投て天明を待わびぬ 三十 水夫ら舩より逃んとして舳より錨を投す狀をなし小艇を海に下ければ 三一 パウロ百夫の長と兵卒に曰けるは此人々もし舩に留らずば爾曹救るゝことを得じ 三二 是に於て兵卒ら小艇の索を斷きり其流るゝに任たり 三三 夜の明んとする時パウロ凡の人々に食せんことを勸て曰けるは爾曹待わびて食せざりしこと今日にて已に十四日なり 三四 故に我なんぢらに食せんことを勸るは救を得べき助となる可れば也爾曹の頭髮一縷だに爾曹の首より隕ざるべし 三五 如此かたりてパンを取すべての人の前にて神に謝し之を擘て先食しければ 三六 彼等も亦勇んで食せり 三七 舩に登る所の我儕合て二百七十六人なりき 三八 既に食して飽

けれバ穀物を海に棄て舩を輕せり 三九 夜あけて其地を識ざれど一の海灣を見たり此に洲崎あり或ハ至ことを得バ彼處に舩を進んと謀り 四十 綱を斷て錨を海にすて舵纜を鬆め舳の帆をあげ風に順ひ洲崎を望て走しに 四一 潮の流交ふ處に至て舩を洲に乘あげ舳ハ膠定て動ず艫ハ浪の勁が爲に破られたり 四二 是に於て平卒ら囚人の泅逃れんことを恐れ之を殺さんと勸む 四三 然ども百夫の長パウロを救んと欲ひ其勸を阻かつ泅得る者ハ先水に跳いり 四四 その他ハ或ハ板あるひハ舩の碎木に乘て岸に至んことを命じたり此の如く皆すくハるゝ事を得て岸に登れり

第二十八章

我儕すでに救を得て後その島の名をマリタと稱る事を知れり 二 夷人ら尋常ならぬ情分をかく降雨と寒とにより火を爇て我儕衆人を待遇せり 三 パウロ多の柴を集て火に放しに火熱により蝮いで來て其手に繞り 四 夷人ら蝮の其手に懸たるを見て互に曰けるハ此人ハ正く人を殺しゝ者ならん彼海より逃たりと雖も天理その生ることを容さゞる也 五 パウロ蝮を火の中に拂落して害を受ることなし 六 彼等パウロを候ひて其腫るか或ハ忽ち仆て死ることあらんと意しに久く候へども彼に害の及ざるを見て其意を轉しハ神なりと謂り 七 島の長をプブリヲと名く此邊に己が有る田地あり彼われらを接て懇懃に三日宿らせたり 八 時にプブリヲの父熱と痢病を患ひて臥居しがパウロその所に至り祈て手を其上に按これを醫せり 九 此事ありしかバ島にある所の他の病者等も來て醫さるゝことを得たり 十 かれら禮を厚して我儕を敬ひ又舩出の時に臨て我儕が無てかなハぬ物を贈れり 十一 我儕三ヶ月を經てのち此島にて冬を過しゝデヲスクリの號あるアレキサンデリアの舩に登いでゝ 十二 スラクサに着三日とゞまれり 十三 彼處より回てレギヲに至り一日を經て南風起けれバ次日プテヲリに至て 十四 兄弟等に迎かれらが請に任て七日とゞまり而してロマに往〇 十五 ロマの兄弟たち我儕の事を聞アッピーポロムおよび三舘と云る處に來て我儕を迎ふパウロ之を見て神に謝し其心に力を得た

り〇 十六 既に我儕ロマに至しに百夫の長囚を王を守る兵隊の長に交せり然どパウロは一人の守兵と共に別
に自ら居ことを許されたり 十七 三日を經て後パウロユダヤ人の尊重さる者等を召集む彼等の集れる時これに
曰けるは人々兄弟よ我いまだ我民また先祖の例に違て何事をも爲しことなし然にエルサレムより囚人とな
りてロマ人の手に付されたり 十八 ロマ人すでに我を審たれど死べき罪なきが故に我を釋さんと欲へり 十九 ユダ
ヤ人これを拒しにより我已ことを得ずしてカイザルに上告す然ども我が國の民を訟ん爲には非ず 二十 斯に因
て我なんぢらに會ともに語んことを請るなり蓋われイスラエルの望の爲に此鏈に繋るれば也 二一 彼等いひけ
るは我儕ユダヤより爾について書信を受ず亦兄弟たちの來し者も爾に就て何の惡事あるを我儕に報また語
し者なし 二二 然ど我儕なんぢの意ふ所を聞んとす蓋これら何處にても此宗旨の誹らるゝを知ばなり 二三 既に定
たる日に及て多の人パウロの館に來れりパウロ朝早より暮に至までモーセの律法と預言者の書をひき神の
國の事を說かつ之を證しイエスの事を語て彼等を勸たり 二四 其言に感じて之を然とする者あり亦信ぜざる者
もありて 二五 互に相合ざるにより遂に退けり其退かんとせし時パウロ一言を語けるは誠なるかな聖靈預言者
イザヤに託て我儕の先祖等に語し言ゝの言に云 二六 なんぢ此民に往て告よ爾曹は聽ども聽らず視ども見ず 二七
蓋この民目にて見耳にて聽心にて悟り悔改て我に醫されん事を恐れ其心を頑し耳を蔽ひ目を閉たりと 二八 是
故に爾曹知べし神の救は異邦人に遣られ彼等は之を聽ん 二九 パウロが此言を言畢し時ユダヤ人退きて互に大
なる爭論をなせり〇 三十 斯てパウロゝの借受し家に居しこと全く二年すべて來り見んとする者を接て 三一 憚ら
ず神の國をのべ主イエスキリストの事を敎て禁げらるゝこと無りき

新約全書使徒行傳終

新約全書使徒パウロロマ人に贈れる書
第一章 イエスキリストの僕パウロ召れて使徒となり神の福音の爲に選る 二 この福音は從前より其預言者た
ちに託て聖書に誓ひ給へるものにて 三 其子われらの主イエスキリストを指て示せり彼は肉體に由ばダビデ
の裔より生れ 四 聖善の靈性に由ば甦りし事によりて明かに神の子たること顯れたり 五 われら彼より恩惠と
使徒の職を受これ其名の爲に萬國の人々をして信じ從はせんと也 六 爾曹も其人々の中に在てイエスキリス
トの召を受し者なり 七 我すべてロマに在ところの神に愛しまれ召を蒙り聖徒と爲る者にまで書を贈る爾曹
願くは我儕の父なる神および主イエスキリストより恩惠と平康を受よ○ 八 先なんぢらの信仰を世こぞりて
傳揚たるが故にイエスキリストに頼て爾曹衆人に就わが神に感謝す 九 我その子の福音に於て心を以て事る
所の神は我が不斷なんぢらを懷ふ其證なり 十 われ祈禱ごとに終には神の旨意に適ひて平坦なる途をえ速か
に爾曹に到んことを求む 十一 われ爾曹を見んことを深く願は爾曹を堅固せん爲に靈の賜を予へんと欲へば也
十二 即ち我なんぢらの中に在ば互の信仰によりて相共に安慰を得べし 十三 兄弟よ我しば〲志を立なんぢら
に到り他の邦人の中に在ごとく爾曹の中よりも果を得んとせしかども今に至りて尚阻げらる此を爾曹が知
ざるを欲まず 十四 我はギリシヤ人及び異邦人また智人および愚人にも負る所あり 十五 是故に我力を盡して福
音を爾曹ロマにある人々にも傳んことを願ふ 十六 我は福音を恥とせず此福音はユダヤ人を始ギリシヤ人すべ
て信ずる者を救んとの神の大能たれば也 十七 神の義は此に顯れて信仰より信仰に至れり錄して義人は信仰に
由て生べしと有が如し○ 十八 それ神の怒は不義をもて眞理を抑る人々の凡の不虔不義に向て天より顯る 十九 蓋
人の知べき所の神の事情も人に顯明にして既に神これを人に顯し給へば也 二十 それ人の見ことを得ざる神の
永能と其神性とは造られたる物により創世より以來さとり得て明かに見べし是故に人々推諉べきや

うなし 二一 既に神を知て尙これを神と崇めず亦謝することをせず反て其思念を亂し其愚なる心蒙昧なれり 二二
自ら智と稱へて愚魯なる者となり 二三 朽壞ざる神の榮光を變て朽壞べき人および禽獸昆蟲の像に似す 二四 是故
に神は彼等を其心の慾を縱肆にするに任せて互に其身を辱しむる汚穢に付せり 二五 彼等は神の眞を易て僞と
なし造物主よりも受造物を崇奉りて之に事ふ神は永遠頌美べきもの也アーメン 二六 此に縁て神は彼等が
恥べき慾をなすに任せ給へり其婦女さへも順性の用を變て逆性の用となす 二七 此の如く男子は亦婦女の順性
の用を棄て互に嗜慾の心を燒し男と男と恥ることをなして其悖戻に當るべき報を己が身に受たり 二八 かれら
心に神を存ることを願ざれば神も彼等が邪僻なる心を懷て行まじきことを行に任せ給へり 二九 諸の不義、惡慝、
貪婪、暴很を充す者また妬忌、凶殺、爭鬪、詭譎、刻薄を盈す者 三十 また讒害、毀謗をなし神を怨む者狎侮、傲慢、矜夸、識
詐、父母に不孝 三一 頑梗、背約、不情、不慈なる者 三二 凡て此等を行ふ者は死罪に當るべき神の判定を知てなほ自ら
行ふのみならず亦これを行ふ者をも喜べり

第二章 是故に凡そ人を議る所の人よ爾推諉べきなし爾他人を議るは正く己の罪を定る也そは議る所の爾も
同く之を行へば也 二 此の如く行ふ者を罪する神の審判は眞理に合へりと我儕は知 三 此等の事を行ふ者を議
て同く之を行ふ人よ爾神の審判を免れんと意ふ乎 四 なんぢ神の豐厚なる仁慈と寛容なると恒忍たまふとを
藐視する乎その仁慈も爾を悔改に導くなるを知ず 五 剛愎にして悔なきの心に循ひ己の爲に神の怒を積て
其義鞫の顯れん震怒の日に及ぶなり 六 神は人の行に循ひて各々に其報を爲べし 七 耐忍て善を行ひ榮光と
尊貴と不朽壞とを求る者には永生をもて報ん 八 九 然ども爭鬪をなし眞理に順ずして不義につく者には報る
に怒と患難辛苦とを以てす 此はユダヤ人を始ギリシヤ人凡て惡を行ふ人に及ぶなり 十 ユダヤ人を始
ギリシヤ人すべて善を行ふ人には榮光と尊貴と平康とを以て報ゆべし 十一 これ神には偏視なければ也 十二 凡そ

律法なくして罪を犯せる人ハ律法なくして亡び律法ありて罪を犯せる人ハ律法に照て審判を受べし 十三 神の
前に義と爲るゝハ律法をきく者に非ず義と爲るゝハ律法を守る者なり 十四 それ律法なきの異邦人もし本性の
まゝ律法に載たる所を守らバ律法なしと雖も己の律法たる也 十五 彼等その心に銘されたる律法の工を表彰し
其良心これが證をなして其思念たがひに或ハ訴あるひハ褒ることを爲り 十六 それ審判ハ我が福音に云る如く
神イエスキリストをもて人の隱微たる事を鞫かん日に成べし○ 十七 爾もしユダヤ人と稱へ律法を恃み神ある
を誇り 十八 その旨をしり律法に習て是非を辨へ 十九 自ら瞽者の相黒暗にをる者の光 二十 愚なる者の師童蒙の傅と
意ひ又律法に於て眞理と知べき事との式を得たりとせバ 二一 何ゆゑ人を教て自己を教ざる乎なんぢ人に竊む
勿れと勸て自ら竊する乎 二二 なんぢ人に姦淫する勿れと諭して自ら姦淫する乎なんぢ偶像を惡て自ら殿の物
を干す乎 二三 なんぢ律法に誇て自ら律法を犯し神を輕しむる乎 二四 神の名ハ爾に緣て異邦人の中に謗瀆れたり
と錄されしが如し 二五 爾もし律法を行ハゞ割禮ハ益あり若し律法を犯さバ爾が割禮ハ割禮なきが如なるべし
二六 この故に割禮なき者も若し律法の義を守らバ其割禮なきも割禮せりと謂ざるを得ん乎 二七 それ本性のまゝ割
禮なくして律法を守る者ハ儀文と割禮をもて尚律法を犯す爾が罪を定めん 二八 明にユダヤ人たるも實のユダ
ヤ人に非ず明に身に割禮あるも實の割禮に非ず 二九 反て隱にユダヤ人たる者ハ實のユダヤ人たり又割禮ハ靈
に在て儀文に在ず心の割禮ハ眞なり其譽ハ人に由ず神に由り

第三章
一 然らバユダヤ人の長處ハ何ぞ耶また割禮の益する所ハ何ぞ耶 二 それ凡の事に於て益おほし先第一
ハ神の諭をもて彼等に託ね給へることと也 三 爰に信ぜざる者あれど其を如何その不信ハ神の信を廢べき乎 四
非ず凡の人を僞とするも神を眞とすべし爾の告る言ハ義とせられ爾が鞫るゝとき勝を得んと錄されたる如
し 五 我儕が不義もし神の義を彰すとせバ我何を言べきか怒を加ふる神ハ不義なるや此ハそれ人に由て言の

み　六然こと有し若し然こと有バ神如何して世を鞫かん耶　七もし神の眞わが僞に因て顯れ其榮光いや增バ我
何でなほ罪人と爲れん乎　八如此あらバ我儕が誣らるゝ如く善を來らせんとて惡を作ハ宜らずや此を我儕が
言と云る者あり斯る人の罪せらるゝ可ハ宜なり　九然らバ如何ぞ耶われら勝れるか決てなし蓋われら既にユダ
ヤ人もギリシヤ人も皆罪の下に在ことを證せり　十或錄して義人なし一人も有なしとあるが如し　十一明達者なく
神を求る者なし　十二みな曲て全く邪となれり善を作ものなし一人も有なし　十三其喉ハ破れし墓其舌ハ詭詐
をなし其唇にハ蝮の毒を藏り　十四其口ハ詛と苦とにて滿　十五其足ハ血を流さんが爲に疾し　十六殘害と苦難ハ
其途に遺れり　十七彼等ハ平康なる道を知ず　十八其目前に神を畏るの懼あることなし　十九其律法の言ところハ
其下にある者に示すと我儕ハ知これハ各人の口塞り又世の人こぞりて神の前に罪ある者と定らん爲なり　二十是
故に律法の行に由て神の前に義と爲るゝもの一人だに有ことなし蓋律法に由て罪ハ知るゝ也○　二一今律法の
外に神の人を義とし給ふことハ顯れて律法と預言者ハ其證をなせり　二二即ちイエスキリストを信ずるに由て
其義を神ハ凡の信者に給ふて區別なし　二三其ハ人みな既に罪を犯せバ神より榮を受るに足ず　二四只キリストイ
エスの贖に賴て神の恩をうけ功なくて義とせらるゝ也　二五神ハ忍て已往の罪を寬容に爲給ひしかど其義を
彰さんとてイエスを立て挽回の祭物となせり即ち其血を信ずる者の挽回の祭物たる也　二六神ハイエスを信ず
る者を義とするとも尙みづから義たらん爲に今其義を彰さんとす　二七然バ誇ところ安に在や有ことなし何
の法をもて無とするか行の法か非ず信仰の法なり　二八故に我おもふに人に義とせらるゝハ信仰に由て律法の
行に由ず　二九神ハ獨ユダヤ人のみの神なる乎また異邦人の神ならずや然また異邦人の神なり　三十それ割禮せし者
をも信仰に由て義とし亦割禮なき者をも信仰に由て義とする神ハ一位なれバ實に然り　三一されバ我儕信仰を
もて律法を廢るや然らず返て律法を堅固する也

第四章 一 然ば我儕が先祖アブラハムハ肉體について何の得し所ありと言ん 二 若アブラハム行に由て義と爲れ
たらんにハ誇るべき所あり然ど神の前にハ有ことなし 三 そハ聖書に何と云るかアブラハム神を信ずその信
仰を義と爲れたり 四 工を作ものゝ償を恩と稱ず受べきもの也 五 然ど工なき者も不義なる者を義とする神
を信じて其信仰を義と爲れたり 六 工なく神に義とせらるゝ者の福なることハ正にダビデが言る如し 七 云く
の不法を免され其罪を蔽るゝ者ハ福なり 八 主の罪を負せざる人ハ福なりと 九 この福ハ割禮の者にあるや
割禮なき者にあるや抑われらアブラハムハ其信仰を義と爲れたりと言り 十 然ば如何に義と爲れしや割禮を
受し後なる乎また割禮を受ざる前なるか割禮を受し後ならず割禮を受ざる前にあり 十一 かつ割禮の號を受し
ハ未だ割禮を受ざる前に信仰に由て義と爲れたる印證なり此ハ割禮を受ざる凡の信者の父にして彼等の義
とせられん爲なり 十二 また割禮を受る者の父となれり唯割禮にのみ由ず我儕が父アブラハムの割禮を受ざり
し時の信仰の跡を履ものゝ爲なり 十三 蓋アブラハムと其子孫とに世界の嗣子たることを得させんとの神の約
束ハ律法に由に非ず信仰の義に由り 十四 若それ律法に從ものゝ嗣子たることを得バ信仰も虚く約束も亦廢るべ
し 十五 そハ怒を來するものハ律法なり律法なくバ犯すことも有なし 十六 是故に信仰に由て得させ給ふハ恩に由
せて其約束をアブラハムの諸の子孫に堅固せんがため也たゞ律法を有る者のみならず亦アブラハムの信仰
に效ふ者に及べり 十七 我なんぢを立て多の國民の父と爲りと錄されたる如くアブラハムハ其信ずる所の神す
なはち死し者を生し無ものを有し如く稱ふる神の前に於て我儕衆人の父たる也 十八 彼ハ望べくもあらぬ時
になほ望て多の國民の父と爲んことを信ず蓋なんぢの子孫かくの如ならんと言たまひしに因てなり 十九 彼そ
の信仰淺からざれバ齡およそ百歳にして己が身の既に死るが如きとサラの胎の死るが如きをも顧みず 二十
不信をもて神の約束を疑ふことなく反て其信仰を篤くして神を榮め 二一 神ハ其約束し給ふ所を必ず成得べし

と心に決む 二二 是故に其信仰義と爲れたり 二三 われ信仰に由て義とせられたりと錄されしハ特かれの爲のみな
らず亦われらの爲に錄されし也 二四 我儕もし我主イエスを死より甦らしゝ神を信ぜバ同く義とせらるゝ事を
得べし 二五 イエスハ我儕が罪の爲に解され又われらが義と爲られん爲に甦らされたり

第五章 是故に我儕信仰に由て義とせられたれバ神と和ぐことを得たり此ハ我主イエスキリストに頼てなり
二 亦われら彼により信仰によりて今居ところの恩に入ことを得かつ神の榮を望て欣喜をなす 三 第これ耳な
らず患難にも欣喜をなせり蓋患難ハ忍耐を生じ 四 忍耐ハ練達を生じ練達ハ希望を生じ 五 希望ハ羞を來らせ
ざるを知こハ我儕に賜ふ所の聖靈に由て神の愛われらの心に灌漑バなり 六 我儕なほ弱かりし時キリスト定
りたる日に及て罪人のために死たまへり 七 それ義人の爲に死るもの殆ど少なり仁者の爲にハ死ることを厭
ざる者もや有ん 八 然どもキリストハ我儕のなほ罪人たる時われらの爲に死たまへり神ハ之によりて其愛を彰
し給ふ 九 今その血に頼て我儕義とせられたれバ況て彼に由て怒より救るゝ事なからん乎 十 若われら敵たり
し時に其子の死によりて神に和ぐことを得たらんにハ況て和を得たる今その生るに頼て救るゝことを得ざ
らん乎 十一 たゞ此耳ならず我儕に和を得させ給ひし我主イエスキリストに頼て亦神を喜べり 十二 然ば是一人よ
り罪の世にいり罪より死の來り人みな罪を犯せば死の凡の人に及たるが如し 十三 律法を立られし時より前に
罪ハ世に有き律法なくバ罪ハ人に歸することなし 十四 然どもアダムよりモーセに至るまでアダムの罪と等き
罪を犯さゞりし者にも死ハ之に王たりアダムハ即ち來らんとする者の模なり 十五 然ど罪のことハ恩賜のこと
の如きに非ず若し一人の罪に由て死るもの多からバ況て神の恩と一人のイエスキリストに由る恩の賜とハ
多の人に溢ざらん乎 十六 賜ハ一人より來る罪の如きに非ず蓋審判ハ一の罪より罪せられ賜ハ多の罪より義と
せらるゝ也 十七 もし一人罪を犯しゝにより死この一人に由て王たらんにハ況て溢るゝの恩と義の賜を受る者

ハ一人のイエスキリストにより生に在て王たらざらん乎 十八 是故に一の罪より罪せらるゝことの凡の人に及
し如く一の義より義とせられ生命を獲ことも凡の人に及べり 十九 それ一人の逆に由て多く罪人とせられし如
く一人の順に由て多く義とせらるべし 二十 律法を立るハ罪を増ん爲なり然ども罪の増ところにハ恩も愈増り
二一 これ罪の死をもて宰れる如く恩も我儕が主イエスキリストに頼て永生に至らんが爲に義をもて宰れ
り

第六章 然らバ我儕何を言んや恩の増ん爲に罪に居べき乎 二 非ず我儕罪に於て死し者なるに何でなほ其中に
於て生んや 三 イエスキリストに合んとてバプテスマを受し者ハ即ち其死に合んとて之を受しなるを爾曹知
ざる乎 四 故に我儕その死に合バプテスマに由て彼と同に葬るゝハキリスト父の榮に由て死より甦されし如
く我儕も新き生命に行べき爲なり 五 若われら彼の死の狀に等からバ亦かれの復生にも等かるべし 六 我儕の
舊人かれと同に十字架に釘らるゝハ罪の身滅て今より罪に役ざるが爲なるを我儕ハ知る 七 それ死し者ハ罪よ
り釋さるれバ也 八 我儕もしキリストと偕に死バまた彼と偕に生んことを信ず 九 キリスト死より甦りて復し
なず死もまた彼に主とならざるを知り 十 是その死るハ罪について一次死その生しハ神について生しなり 十一
如此なんぢらも我儕の主イエスキリストにより罪に就てハ自ら死る者また神に就てハ生る者なりと意ふべ
し 十二 是故に爾曹罪を死べき肉體に王たらしめて其慾に徇ふ勿れ 十三 また爾曹の肢體を不義の器となして罪に
獻ること勿れ死より甦りし者の如く己を神に獻げ肢體を義の器となして神に事ふべし 十四 そは蓋なんぢら恩の
下に在て律法の下に在ざればなり罪ハ爾曹に主となること無れバ也 十五 然らバ如何われら恩の下に在て律法の下
に在ざるが故に罪を犯すべきか非ず 十六 なんぢら身を獻げ僕となり誰に從ふとも其從ふ所の僕たるを知ざる
か或ハ罪の僕とならバ死に及び或ハ順の僕とならバ義に及ばん 十七 然ども我神に感謝す爾曹ハ素罪の僕たり

しかど今ハ既に授られし所の教の範に心より服ひて 十八罪より釋され義の僕となれバ也 十九我いま人の言を藉
て言るハ爾曹が肉體よわき故なり爾曹その肢體を獻て汚穢と惡の僕となり惡に至りし如く今また其肢體を
さゝげ義の僕となりて聖潔に至るべし 二十蓋なんぢら罪の僕なりし時にハ義に事ざれバ也 二一爾曹いま耻る所
のことを行ひし其とき何の果を得たりしや此等のことの終ハ死なり 二二然ど今罪より釋されて神の僕となり
たれバ聖潔に至るの果を得たり且その終ハ永生なり 二三罪の價ハ死なり神の賜ハ我儕の主イエスキリス
トに於て賜ハる永生なり

第七章 兄弟よ我いま律法を知る者に言ん律法ハ人の畢生その主たるを知ざる乎 二夫ある婦ハ律法の爲に
夫の生る間ハそきに繫るれど夫しなバ其律法より釋さる 三然バ夫の生る間に他の人に適バ淫婦と稱ふべし
若し夫しなバ其律法より釋さるゝが故に人に適とも淫婦にハ非ず 四然れバ我兄弟よ爾曹もキリストの身に
より律法に就て殺されしもの也これ別人すなはち死より甦され給ひし者に適て神の爲に果を結バんとなり
五われら肉に在し時ハ律法に因る罪の慾われらの肢體に動きて死の爲に果を結べり 六然ども今われらを繫
る者に於て死たれバ律法より釋され儀文の舊樣に由ず靈の新樣に由て事ふ○ 七然らバ我儕何を言べきか律
法ハ罪なるや非ず律法に由ざれバ我罪の罪たるを識ことなし夫律法に貪る勿れと言ざれバ我貪慾の罪たる
を識ざる也 八而して罪ハ誡の機に乘て我中に各樣の貪慾を起せり律法なければ罪ハ死るもの也 九われ昔し
律法なくして生たれど誡命きたりて罪ハ活かへり我ハ死り 十斯て人を生さん爲の誡ハ反て是われを死しむ
る者となれり 十一何となれバ罪ハ誡の機に乘て我を誘し其誡をもて我を殺せり 十二それ律法ハ聖し誡も聖く公
義かつ善なり○ 十三然バ善なる者われを死しむるか非ず死しむる者ハ罪なり罪ハ善なる者をもて我を死しむ
れバ其罪たること現はれ亦誡に由て罪の甚しきことハ現るゝ也 十四それ律法ハ靈なる者と我儕ハ知されど我

は肉なる者にして罪の下に賣れたり 十五 蓋わが行ふ所の者は我も之を是とせず我が願ふ所のもの我これを行
ず我が惡む所のもの我これを行へばなり 十六 若われ願ざる所の者を行ふ時は律法を善とす 十七 然ば今より之を
行ふ者は我に非ず我に居ところの罪なり 十八 善なる者は我すなはち我肉に居ざるを知るは願ふ所われに在ど
も善を行ふことを得ざれば也 十九 われ願ふ所の善は之を行はず反て願ざる所の惡は之を行へり 二十 若われ願ざ
る所を行ふときは之を行ふ者は我に非ず我に居ところの罪なり 二一 是故に我善を行はんと欲ふときに惡の我
にをる此一の法あるを覺ゆ 二二 蓋われ内なる人に就ては神の律法を樂めども 二三 わが肢體に他の法ありて我心
の法と戰ひ我を擄にして我が肢體の中にをる罪の法に從はするを悟れり 二四 噫われ困苦人なる哉この死の體
より我を救はん者は誰ぞや 二五 是われらの主イエスキリストなるが故に神に感謝す然ば我みづから心にては神
の法に服ひ肉にては罪の法に服ふなり

第八章 是故にイエスキリストに在ものは罪せらるゝ事なし 二 そは活す靈の法はイエスキリストに由て罪と
死の法より我を釋せば也 三 それ律法は肉に由て荏弱るの能ざる所を神は爲たまへり即ち己の子を罪の肉の
狀となして罪のために遣し其肉に於て罪を罰しぬ 四 これ律法の義は肉に從はで靈に從ひて行ふ我儕に成就
せんが爲なり 五 肉に從ふ者は肉の事を念ひ靈に從ふ者は靈の事を念ふ 六 肉の事を念ふは死なり靈の事を念
ふは生なり安なり 七 そは肉の事を念ふは神に乖るが故なり是神の律法に服はず又服ふこと能ざるに因 八 而
して肉にをる者は神の心に適ふこと能はず 九 もし神の靈なんぢらに住ば爾曹は肉に在で靈に在ん凡そキリ
ストの靈なき者はキリストに屬ざる者なり 十 若キリスト爾曹に在ば體は罪に緣て死靈魂は義に緣て生ん 十一
若イエスを死より甦らしゝ者の靈爾曹に住ばキリストを死より甦らしゝ者は其なんぢらに住ところの靈を
以て爾曹が死べき身體をも生すべし 十二 是故に兄弟よ我儕肉の爲に負ところ有て肉に從ひ役る者に非ず 十三 も

し肉に從ひ役なば死べし若し聖靈に由て身體の行爲を滅さば生べし　十四凡そ神の靈に導かるゝ者は是すな
はち神の子なり　十五爾曹が受し靈は奴たる者の如く復び懼を懷く靈に非ずアバ父とよぶ子たる者の靈なり　十六
聖靈みづから我儕の靈と偕に我儕が神の子たるを證す　十七我儕もし子たらば又後嗣たらん即ち神の後嗣にし
てキリストと偕に後嗣たる者なり我儕もし彼と偕に苦を受なば彼と偕に榮をも受べし　十八われ意ふに今時の
苦は我儕に顯れん榮に比ぶべきに非ず　十九それ受造者の切望は神の諸子の顯れんことを俟るなり　二十それ受造
者の虛空に歸せらるゝは其願ふ所に非ず即ち之を歸する者に因り　二一また受造者みづから敗壞の奴たることと
を脫れ神の諸子の榮なる自由に入んことを許れんとの望を有されたり　二二萬の受造者は今に至るまで共に歎
き共に勞苦ことあるを我儕は知　二三たゞ此等のもの耳ならず聖靈の初て結べる實を有る我儕も自ら心の中に
歎て子と成んことを即ち我儕の身體の救れんことを俟　二四我儕が救を得は望によれり然ど望を見ば亦望なし既
に見ところの者は何で尚これを望まんや　二五若われら未だ見ざる者を望まば忍て之を待べし　二六聖靈も亦われ
らの荏弱を助く我儕は祈るべき所を知ざれども聖靈みづから言がたきの慨歎を以て我儕の爲に祈ぬ　二七人の
心を察たまふ者は聖靈の意をも知り蓋神の心に遵ひて聖徒の爲に祈れば也　二八また凡の事は神の旨に依て召
れたる神を愛する者の爲に悉く動きて益をなすを我儕は知り　二九それ神は預じめ知たまふ所の者を其子の狀
に傚せんと預じめ之を定む此は其子を多の兄弟の中に嫡子たらせんが爲なり　三十又あらかじめ定たる所の者
は之を召き召たる者は之を義とし義としたる者は之に榮を賜へり　三一然ば此等の事に於て何をか言ん若し神
われらを守らば誰か我儕に敵せん乎　三二己の子を惜ずして我儕衆の爲に之を付せる者は豈かれに併て萬物を
も我儕に賜ざらん乎　三三神の選たる者を訟ん者は誰ぞや義とする神なる乎　三四罪を定る者は誰ぞや死て復よみ
がへり神の右に在て我儕の爲に禱告し給ふキリストなる乎　三五キリストの愛より我儕を絕らせん者は誰ぞ

や患難なるか或ハ困苦か迫害か飢餓か裸裎か危險か刀劍なる乎 三六 是われら終日なんぢの爲に死に付され屠
られんとする羊の如くせらるゝ也と錄されたるが如し 三七 然ども我儕を愛める者に賴すべて此等の事に勝得
て餘あり 三八 そハ或ハ死あるひハ生あるひハ天使あるひハ執政あるひハ有能あるひハ今ある者あるひハ
後あらん者 三九 或ハ高き或ハ深きまた他の受造者ハ我儕を我主イエスキリストに賴る神の愛より絕らすること
能ざる者なるを我ハ信ぜり

第九章 我キリストに屬る者なれバ我が言ハ眞にして僞なし且わが良心聖靈に感じて 二 我に大なる憂ある事
と心に耐ざるの痛ある事とを證す 三 若わが兄弟わが骨肉の爲にならんにハ或ハキリストより絕れ沈淪に至
らんも亦わが願なり 四 彼等ハイスラエルの人なり神の子なる事また榮光また盟約また律法を立られし事ま
た祭儀また約束ハ皆かれらに屬り 五 列祖ハ是かれらが先祖なり肉體に因て言バキリストも亦彼等より出か
れハ萬物の上に在て世々讚美を得べき神なりアーメン 六 今いへる所ハ神の言の廢れりと謂にも非ず蓋イス
ラエルより出る者ことごとくイスラエルに非ず 七 亦アブラハムの苗裔なればとて悉く其子たるに非ず惟イ
サクより出る者なんぢの苗裔と稱らるべしと錄されたり 八 即ち肉に由て子たる者これらハ神の子たるに非
ず惟約束に由て子たる者ハ其苗裔とせらるゝ也 九 斯いたらバ我來らんサラに男子あるべしと是約束の言な
り 十 此耳ならず亦リベカ我儕の先祖イサク一人に從ひて二子を孕しとき 十一 其子いまだ生れず亦善惡を行ざ
れど神の選たまひし聖旨ハ變ることなく行に由ず召に由を彰さんとて 十二 長子ハ幼子に服んとリベカに言た
まへり 十三 錄して我ハヤコブを愛しエサウを惡めりと有が如し 十四 然らバ我儕なにを言んや神に不義なる所あ
るや有ことなし 十五 神モーセに曰われ矜恤んと欲ふ者を矜恤われ憐憫んと欲ふ者を憐憫と 十六 然バ願ふ者にも
趨る者にも由ず惟めぐむ所の神に由り 十七 聖書の中に神パロに我なんぢを立るハ特に爾をもて我が權能を顯

し又わが名を徧く世界に傳んが爲なりと示し給へり 十八 然バ神ハ憐憫んと欲ふ者をあはれみ剛愎にせんと欲
ふ者を剛愎にせり 十九 然バ爾われに言ん神何ぞなほ人を責るや誰か其旨に逆ふことを爲んと 二十 嗟人よ爾何人
なれバ神に言逆ふや造れし物ハ造し者に向て爾何故に我を如此つくりしと云べけん乎 二一 陶人ハ同じ塊をも
て一の器を貴く一の器を賤く造るの權あるに非ずや 二二 もし神怒を彰し其能力を示さん爲に滅亡に備れる器
を永く耐忍ことをなし 二三 また榮光に預じめ備し矜恤の器に其榮の豐盛なるを示さんとせバ我儕何の言こと
有んや 二四 この矜恤の器即ち我儕召れし所の者ハ第ユダヤ人のみならず亦異邦人の中よりも召れたり 二五 神ホ
セヤの書に我ハ我民ならざりし者を我民と稱へ愛せざりし者を愛する者と稱ん 二六 又なんぢら我民ならずと
言れたりし其處の彼等も活神の子と稱らるべしと言るが如し 二七 イザヤもイスラエルに就て呼り曰けるハイ
スラエルの子の數ハ海の沙の如なれども救るゝ者ハたゞ僅僅ならん 二八 神ハ義をもて其言を斷之を成竟るべ
し蓋さため給ふ所の事ハ主速かに此地に行ふべければ也 二九 また前にイザヤ言て若萬群の主われらに裔を遺
ざりしならば我儕も已にソドムの如ならん又ゴモラに同からんと有が如し 三十 然バ我儕何とか言ん義を追求
めざる異邦人ハ義を得たり是すなはち信仰に由ところの義なり 三一 然ど義の律法を追求めしイスラエルハ義
の律法に追及ざりき 三二 此ハ如何なる故ぞ彼等ハ信仰に由ず行に由て追求めんとせしほどに蹶石に蹶たれ
バ也 三三 視よわれ蹶石また礙磐をシヲンに置ん凡て之を信ずる者ハ辱しめられじと錄されたるが如し

第十章 兄弟よ我心に願ふ所と神に祈る所ハイスラエルの救れんこと也 二 彼等が神に熱心なることハ我證す
然ども其熱心ハ智識に由に非ず 三 彼等ハ神の義を識ず己の義を立んことを求て神の義に服ハざる也 四 凡て
信ずる者の義とせられん爲にキリストハ律法の終となれり 五 モーセ律法に由る義を指てハ之を行ふ者これ
に由て生を得べしと錄したり 六 然ど信仰に由る義ハ如此いへり爾心にキリストを誘ひ下らん爲に誰か天に

昇らんと言こと勿れ 七 又キリストを死し者の中より誘ひ還らん爲に誰か陰府に降らんと言こと勿れ 八 然ば
何と言るか道は爾に近く爾の口にあり爾の心にありと是すなはち我儕が宣る所の信仰の道なり 九 蓋もし爾
口にて主イエスを認はし又なんぢ心にて神の彼を死より甦らしゝを信ぜば救るべし 十 それ人は心に信じて
義とせられ口に認はして救るゝなり 十一 聖書に凡て彼を信ずる者は辱められじと云り 十二 ユダヤ人とギリシヤ
人の別なし蓋すべての者の主は惟一なればなり凡て之を龥求る者には恩を豐盛にし 十三 凡て主の名を龥求る
者は救るべし 十四 然ば未だ信ぜざる者を何で龥求ることを得んや未だ聞ざる者を何で信ずることを得んや未
だ宣る者あらずば何で聞ことを得んや 十五 もし遣されずば何で宣ることを得んや録して和平なる言を宣また
善事を宣る者の其足は美しき哉とあるが如し 十六 然ど悉く福音を聽從しに非ずイザヤ曾て主よ我儕が宣る所
を信ぜし者は誰か乎と云り 十七 然れば信仰も聞よりいで聞ところは神の道に由るなり 十八 われ問ん彼等は未だ
聞ざりしか聞り其聲は徧く世界に出その言は地の極にまで及べり 十九 我また問んイスラエルは知ざりしか知
り曩にモーセ云われ民に非ざる者をもて爾曹を嫉妬せん又愚なる民をもて爾曹を怒らせんと 二十 イザヤ憚る
ことなく言けるは我を尋ざりし者に我あへり問ざりし者に我あらはれぬ 二十一 又イスラエルに就ては我終日手
を擧て悖り順はざる民に向へりと云し也

第十一章 然ば我いはん神は其民を棄しや決て然らず何となれば我も亦イスラエルの人アブラハムの裔ベ
ニヤミンの支派なり 二 神は其預じめ知給ふところの民を棄ざりき爾曹エリヤについて聖書に載たる事を知ざ
るか彼イスラエルを神に訴いひけるは 三 主よ彼等は爾の預言者を殺し爾の祭壇を毀てり只われ遺れしに又
わが命をも求んとする也 四 然るに何と神は答給ひし乎われ自己の爲にバアルに跪づかざる者七千人を存せ
りと 五 是の如く今もなほ恩の選に由て遺れる者あり 六 もし恩に由ば功には由ざるなり否ざれば恩は恩たら

ず若し功に由バ恩に非ず否ざれバ功ハ功たらざる也 七 然バ何を言んイスラエルハ其求る所を得ず選れし者
ハ之を得て遺れし者ハ頑せられたり 八 神ハ今日に至るまで彼等に頑き心見ざる目聞ざる耳を予ふと錄さ
れしが如し 九 亦ダビデ曰けるハ彼等が筵席かはりて機檻となれ網羅となれ礙物となれ其報となれ 十 彼等
の目を矇して見しめず其背を常に屈しめよ 十一 然バ我いはん彼等が躓ハ倒に及しや然らず反て彼等が錯失に
より救ハ異邦人に及べり是イスラエルを激させんが爲なり 十二 若かれらの錯失世の富となり其衰異邦人の富
とならんにハ況て彼等の盛なるに於てをや 十三 我なんぢら異邦人に言ん我ハ異邦人の使徒なるが故に我職を
敬重せり 十四 是わが骨肉の者を如何にしてか激し其中より數人を救んが爲なり 十五 若かれらの棄らるゝこと世の
復和とならバ其収納さるゝハ死たる者の中より生るに同からず乎 十六 もし薦新のパンきよからバ凡のパンも
亦潔もし根きよからバ枝も亦潔かるべし 十七 もし幾數の枝を折れたるに爾野の橄欖なるりれを其中に接れ共
に其根により共に其汁漿を受るならバ 十八 原の枝に向ひて誇る勿れ假令ほこるとも爾ハ根を保ず根ハ爾を保
てり 十九 然バ爾枝の折れたるハ我が接れん爲なりと言ん 二十 然ど彼等の折れたるハ不信仰により爾が立るハ信
仰に因なれバ誇ること勿たゞ戒懼よ 二一 蓋神もし原樹の枝をさへ惜まずバ恐くハ爾をも惜まじ 二二 然バ神の慈
と嚴なるとを觀よ其嚴なることハ躓者に顯れぬ爾慈に居バ其慈ハ爾に在ん然ざれバ亦なんぢも斫離さるべ
し 二三 もし不信仰に居ずバ彼等も亦接れん神ハ能これを接得れバ也 二四 爾もし本うまれつきたる野の橄欖より
斫れ其生眞に反て嘉橄欖に接れたらんにハ況て原樹の枝ハ己が其橄欖に接れざらん乎 二五 兄弟よ我爾曹が自
己を智とする事無らん爲に此奥義を知ざるを欲まず即ち幾分のイスラエルの頑梗ハ異邦人の數盈るに至ら
ん時まで也 二六 然てイスラエルの人悉く救るを得ん錄して救者ハシヲンより出てヤコブの不虔を取除かん 二七
且りの罪を赦す時に我かれらに立ん所の誓ハ此也と有が如し 二八 福音に就てハ爾曹の益の爲に彼等ハ惡まれ

選擇に就てハ先祖の故によりて彼等ハ愛せらるゝ也 二九 そハ神の賜と召ハ易ることなきに因 三十 昔なんぢらハ
神に背しが今彼等が背るに由て爾曹矜恤を受たるが如く 三一 今かれらの背るハ爾曹の矜恤を蒙るに因て亦矜
恤を受んため也 三二 それ神ハ衆人を憐まんが爲に咸これを不服の中に入かこめり 三三 あゝ神の智と識の富ハ
深かな其法度ハ測り難く其踪跡ハ索ね難し 三四 孰か主の心を知し孰か彼と共に議ることを爲しや 三五 孰か先か
れに施て其報を受んや 三六 そハ萬物ハ彼より出かれに倚かれに歸れバなり願くハ世々榮神にあれアーメン

第十二章

然バ兄弟よ我神の諸の慈悲をもて爾曹に勸む其身を神の意に適ふ聖き活る祭物となして神に獻よ
是當然の祭なり 二 又この世に效ふ勿れ爾曹神の全かつ善にして悅ぶべき旨を知んが爲に心を化て新にせよ
三 我うくる所の恩に藉て爾曹各人に告ん心を高り思を過すこと勿れ神の各人に賜りたる信仰の量に從ひて
公平に思念べし 四 即ち我儕一體に多の肢あれども皆その用を同うせざるが如く 五 各人キリストに於て一體
たれば亦たがひに其肢たる也 六 然ど賜る所の恩に藉て各々賜を異にせり或ハ預言あらバ信仰の量に循ひて
預言をなし 七 或ハ役事あらバ其役事をなし或ハ教誨をなす者ハ其教誨をなし 八 勸慰をなす者ハ其勸慰をな
し賙濟をなす者ハ吝なく施こし理治をなす者ハ懈らず治め矜恤をなす者ハ歡びて憫むべし 九 愛ハ僞ること
勿れ惡ハ惡み善ハ親み 十 兄弟の愛をもて互に愛し禮義を以て相讓り 十一 勤て惰らず心を熱して主に事へ 十二 望
て喜び患難に耐へ祈禱を恒にし 十三 聖徒の匱乏を賑恤し遠人を欵懃にせよ 十四 爾曹を害ふ者を祝し之を祝して
詛ふべからず 十五 喜ぶ者と共に喜び哀む者と共に哀むべし 十六 相互に意を同うし尊大志をなさず反て卑微に附
よ又自己を智とする勿れ 十七 惡をもて惡に報る勿れ衆人の善とする所を心に記て之をなし 十八 行得べき所ハ力
を竭して人々と睦親むべし 十九 わが愛する者よ其仇を報るなかれ退きて主の怒を待そハ錄して主の日給ひけ
るハ仇を復すハ我に在われ必ず之を報んとあれバ也 二十 是故に爾の仇もし飢なバ之に食ハせ若し渴かバ之に

飲せよ爾如此するハ熱炭を彼の首に積なり　二一　なんぢ惡に勝るゝ勿れ善をもて惡に勝べし

第十三章　上に在て權を掌る者に凡て人々服ふべし蓋神より出ざる權なく凡そ有ところの權ハ神の立たまふ所なれバ也　二　是故に權に悖ふ者ハ神の定に逆くなり逆者ハ自ら其罪の定を受べし　三　有司ハ善行の畏に非ず惡行の畏なり爾權を畏ざることを欲ふ乎たゞ善を行へ然バ彼より褒を獲ん　四　彼ハ爾に益せん爲の神の僕なり若し惡を行バ畏れよ彼ハ徒らに刃を操ず神の僕たれば惡を行ふ者に怒をもて報ゆる者なり　五　故に之に服へ惟怒に緣てのみ服ハず良心に緣て服ふべし　六　是故に爾曹貢を納よ彼等ハ神の用人にして常に此職を司どれり　七　なんぢら受べき所の人にハ之に予よ貢を受べき者にハ之に貢し稅を受べき者にハ之に稅し畏るべき者にハ畏れ敬ぶべき者ハ之を敬へ　八　なんぢら互に愛を負のほか凡の事を人に負こと勿れ蓋人を愛する者ハ律法を完全すれバ也　九　それ奸淫する勿れ殺す勿れ竊む勿れ妄の證を立る勿れ貪る勿れと曰る此餘なほ誡あるとも己の如く爾の隣を愛すべしと曰る言の中に包たり　十　愛ハ隣を害ハず是故に愛ハ律法を完全す　十一　此の如く行べし我儕ハ時を知り今ハ寐より寤べきの時なり蓋信仰の初より更に我儕の救ハ近し　十二　夜すでに央て日近けり故に我儕暗昧の行を去て光明の甲を衣べし　十三　行を端正して晝あゆむ如くすべし饕餮酔酒また奸淫好色また爭鬪嫉妬に歩むこと勿れ　十四　惟なんぢら主イエスキリストを衣よ肉體の欲を行ハんが爲に其備をなすこと勿れ

第十四章　信仰の弱き者を納よ然ど其意ふ所を詰る勿れ　二　或人ハ凡の物を食ふべしと信じ或人ハ弱して只野菜を食へり　三　食ふ者ハ食ざる者を藐視ること勿れ食ざる者ハ食ふ者を罪ありとする勿れ神これを納れバ也
四　なんぢ何人なれバ他人の僕を罪するか彼の或ハ立あるひハ倒ることハ其主に由り彼また必ず立られん神ハ能これを立得れバ也　五　或人ハ此日を彼日に愈れりとし或人ハ諸日もみな同とす各人みづから定て其心を

堅すべし 六 日を守る者も主の爲に守り日を守らざる者も主の爲に守らず食ふ者も主の爲に食へり蓋神に謝
する事をすればなり食はざる者も主の爲に食はず此また神に謝する事をせり 七 我儕のうち己の爲に生おの
れの爲に死る者なし 八 蓋われら生るも主の爲にいき死るも主の爲に死この故に或は生あるひは死るも我儕
はみな主のもの也 九 夫キリストの死て復生しは即ち生者と死者の主とならん爲なり 十 爾なんぞ兄弟を罪す
るや何ぞ其兄弟を藐視るや我儕は皆キリストの臺前に立べき者なり 十一 錄して主の曰たまへるは我は活る神
すべての膝は我が前に屈り凡の舌は我を讃美すべしと有が如し 十二 是故に我儕おの〳〵己の事を神に訟ふべ
し 十三 然ば我儕たがひに罪を擬ること勿れ寧ろ兄弟の前に絆跌あるひは妨礙を置ざらんことを定むべし 十四
我は主イエスに由て凡の物潔からざるなきを知かつ之を信ず然ど人もし不潔と意ふ其人に於ては即ち潔
からざる也 十五 爾もし食物の爲に兄弟を憂しめば其行ふところ愛の道に合ず爾食物に因てキリストの死て
代り給へる彼を滅すこと勿れ 十六 爾曹の善を以て人に謗ること爲なかれ 十七 夫神の國は飮食に非ず惟義
と和と聖靈に由る歡樂にあり 十八 此の如してキリストに事る者は神の心に適また人に善とせらる也 十九 是故
に我儕人と和睦せんことゝ相互に德を建んことゝを追求べし 二十 食物に因て神の成る所を毀こと勿れ凡の物
みな潔し然ども之を食ふて人を礙かする者には惡とならん 二十一 肉を食ふ酒をのむ何事に由ず爾の兄弟を倒し
或は礙かせ或は懦弱するは宜らざる也 二十二 なんぢ信あるか己これを神の前に守り自ら許とする所を內責する
事なき者は福なり 二十三 疑者もし食はゞ罪に定めらる是信仰に由て食はざれば也すべて信仰に由てせざる者
は罪なり

第十五章 一 然ば我儕强者は强からざる者の懦弱を負て己の心に悅ばざるをも爲べきこと也 二 我儕おの〳〵鄰
の德を建んために善をもて之を悅ばすべし 三 キリストすら尙おのれを悅ばすことをせざりき蓋なんぢを謗る

者の毀謗ハ我に及べりと錄されし如し
四 從前より錄されたる所ハ皆われらに訓て聖書の忍耐と安慰との言
に藉て望を得させせん爲に錄せる也
五 忍耐と安慰を予ふる神の爾曹にイエスキリストを效がひに心を同う
する事を予て
六 爾曹をして心を一にし口を一にし神すなハち我儕の主イエスキリストの父を讚美し崇しめ
給ハんことを願へり
七 是故にキリスト神を崇ん爲に我儕を納るが如く爾曹も互に納べし
八 我いハん神の眞
理の爲にイエスキリストハ割禮の役となり先祖に約束し給ひしことを堅固せり
九 また異邦人も其矜恤に由
て神を崇む餘して是故に我異邦人の中に在て爾を崇また爾の名を讚美すべしと有が如し
十 また異邦人よ主
の民と同に喜ぶことを爲よと云り
十一 萬國よ主を讚ふべし萬民よ主を切に頌ふべしと云り
十二 又イザヤ云ら
くエッサイの根めざし異邦人を治めんと爲もの興らんとす異邦人みな之に頼んと
十三 望を予ふる神の爾曹を
して聖靈の能に由るの望を大にせんが爲に爾曹の信仰より起る諸の喜樂と平康を充しめ給ハんことを願へ
り
十四 わが兄弟よ我なんぢらが仁慈に滿すべての智に充て互に勸得ることを信ず
十五 然ども兄弟よ我なほ爾曹
に憶起させんがため憚らずして略なんぢらに書おくれり是神の我に賜ふ所の恩に因なり
十六 即ち異邦人の爲
にイエスキリストの僕となりて神の福音の祭をなし獻る所の異邦人を聖靈に由て潔まらしめ神の意旨に適
せん爲なり
十七 是故に我神の事に就てハイエスキリストに由て誇る所あり
十八 何となればキリスト我を助て異
邦人を順從しめん爲に休徵と奇跡の能と神の靈の能を顯し言と行とを以てエルサレムより偏くイルリコ
に至るまで其福音を傳させ給ひしことの他ハ一の言をも我敢て曰ざるなり
二十 且われ愼みて他人の置し土基
に建じとイエスの名の未だ稱られざる所に福音を宣傳たり
二一 未だ彼に就て傳を得ざる者ハ見べく未だ聞こ
とを得ざる者ハ悟るべしと錄されたるが如し
二二 是故に屢々阻られて我なんぢらに詣ことを得ざりき
二三 今こ
の地に傳べき處なし我年來なんぢらに往んことを願る故に
二四 ヒスパニヤに赴かん時に爾曹に就るべし蓋經

る遇ときに爾曹に遇はゞ意に滿足ことを得て又なんぢらに送られんことを望ベ也 二五 然ど今われ聖徒を助ん爲
にエルサレムに往んとす 二六 マケドニヤとアカヤの人々エルサレムの貧き聖徒の爲に供給をすることを喜悅
とせり 二七 彼等悅びて之をなすハ其負ところ有るが故なり蓋異邦人もし靈に屬ものを享たらんにハ身に屬も
のを以てまた彼等に事ふべき也 二八 是故に我この事をへり此果を付しゝ後なんぢらに由てヒスパニヤに往ん
二九 われ爾曹に往時ハキリストの福音の滿たる恩を以て爾曹に至らんことを知り 三十 兄弟よ我儕の主イエスキ
リストにより聖靈の愛に緣て爾曹に勸む願くハ我と共に力を竭して我ために神に祈ることを爲よ 三一 蓋わが
ユダヤにある不信者より拯かり且エルサレムに赴く供事を聖徒の心に適せ 三二 また神の旨に循ひ歡びて爾曹
に詣り偕に安慰を得んがため也 三三 平安の神なんぢら衆人と偕に在さんことを願ふアーメン

第十六章

我ケンクレアにある教會の執事なる我儕の姊妹フイベを爾曹に薦む 二 なんぢら聖徒の行べき如く
主に緣て彼を納け其需る所ハ之を助よ彼ハ素おほくの人を助また我をも助く 三 請プリスキラとアクラに安
を問かれらハイエスキリストに屬て我と共に勸る者なり 四 又わが命の爲に己の頸を劍の下に置り惟われ而
已ならず異邦人の凡の教會もまた彼等に感謝せり 五 又其の家にある教會にも安を問また我が愛する所のエ
パイ子トに安を問かれハアジアに於てキリストの初に結べる實なり 六 我儕の爲に多の苦勞をせしマリアに
安を問 七 また我と同に囚人となりし我が親戚なるアンデロニコとジユニヤに安を問かれら使徒等の中に名
聲ある者なり我に先ちてキリストに居し者なり 八 キリストに在て我が愛するアンピリアトに安を問 九 キリ
ストに屬て我儕と供に勸るウルバノ又わが愛するスタクに安を問 十 キリストに於て鍛鍊なるアペレに安を
問アリストブロの家の者に安を問 十一 わが親戚なるヘロデオナに安を問ナルキソの家なる主にをる者等に安
をとへ 十二 テルパイナとテルポサに安をとへ彼等ハ主に於て苦勞せし女なり又愛せらるゝペルシーに安を問か

れハ主に居て多く苦勞せし女なり　十三 主に選れしルポと其母とに安を問かれが母ハ即ち我母たり　十四 アスキ、
リトピリゴンヘレマパトロパヘレメまた彼等と偕にある兄弟に安を問　十五 ピロ、コジユリヤ子リオと其姉妹
またオルンパ及び彼等と偕なる諸の聖徒に安を問　十六 爾曹きよき接吻をもて互に安を問キリストの諸の教會
なんぢらに安を問り　十七 兄弟よ我なんぢらに勸む凡そ爾曹が學る所の教に反きて爭ひ分たせ又躓かする者を
視とめて之を避よ　十八 かく此の如き者ハ我儕の主イエスキリストに服ず己の腹につかふる者なり又言を巧にし媚
諂ひて質朴なる者の心を欺くなり　十九 されど爾曹の順從ることと衆人に傳揚たれバ我なんぢらの爲に喜べり我な
んぢらが善に智く惡に愚ならんことを願ふ　二十 平安の神なんぢらの足の下に於てサタンを速かに碎くべし我
儕の主イエスキリストの恩なんぢらと偕に在んことを願ふ　二一 我と共に勤るテモテと我が親戚ルキヤソンソ
シパテロより爾曹に安を問り　二二 此書を筆るテリテオ我キリストに於て爾曹に安を問　二三 我と全會の寓主ガヨ
ス爾曹に安を問り邑の庫司エラストまた兄弟クワルト爾曹に安を問り　二四 我儕の主イエスキリストの恩なん
ぢらと偕に在んことを願ふアーメン　二五 二六 世の成ざりし前より隱藏たりしかど萬國の民をして信じ服へしめん
が爲いま窮なき神の命に遵ひ預言者の書に因て顯れし其奧義に循ひて我つたふる福音および我が說ところ
のイエスキリストの教訓を照し爾曹を堅固することを得もの　二七 即ち獨一睿智神に榮光窮なくイエスキリス
トに由て在んことを願ふアーメン

新約全書羅馬書　終

新約全書使徒パウロコリント人に贈れる前書

第一章 神の旨によりて召てイエスキリストの使徒となし給へるパウロ及び兄弟ソステ子 二 書をコリントに
ある神の教會即ちキリストイエスに在て潔られ召れて聖徒となれる者および彼等の處にも我儕の處にも諸
處に於て我儕の主イエスキリストの名を籲者にまで贈る 三 ねがはくは我儕の父なる神および主イエス
キリストより恩寵と平康を受よ○ 四 イエスキリストに在て爾曹が賜りし神の恩寵について我恒に爾曹の爲
に我神に感謝す 五 蓋なんぢら彼に在て諸事すなはち凡の教訓と凡の知識に富ことを得たれば也 六 是キリ
ストの證なんぢらの中に堅せられしに因 七 斯て爾曹は賜れる所の恩寵かくることなく我儕の主イエスキリ
ストの顯れんことを俟り 八 神は終まで爾曹を堅し我儕の主イエスキリストの日に於て爾曹に責なからしむ
九 それ神は誠信なり彼なんぢらを召て其子われらの主イエスキリストの交際に入しめ給へり○ 十 兄弟よ我
儕の主イエスキリストの名に託て我なんぢらに勸む爾曹みな言ことを同し且分爭なく心を同し意を同し
て聯合べし 十一 蓋わが兄弟よクロエの家人なんぢらの事を我に告て爾曹の中に爭ひありと言たれば也 十二 爾
曹おの〳〵我はパウロ我はアポロ我はケパ我はキリストに屬すと言われ之を言なり 十三 キリストは數多に分
るゝ者ならんや パウロは爾曹の爲に十字架に釘られし乎また爾曹はバプテスマを受てパウロの名に入しや
十四 われ神に謝す我はクリスポとガヨスの外なんぢらの中一人にもバプテスマを施しことなし 十五 此は我名
に托てバプテスマを施すと人に言れんことを懼たれば也 十六 我またステパナの家族にバプテスマを施せり此
外には我人にバプテスマを施しゝや否を知ず 十七 キリストの我を遣しゝはバプテスマを施させん爲に
非ず福音を宣傳しめん爲なり又われに言の智慧を用しめ給はず是キリストの十字架の虚くならざらん爲な
り 十八 それ十字架の教は沈淪者には愚なるものゝ我儕救るゝ者には神の能たるなり 十九 即ち錄して我智者の智を

滅し慧者の慧を廢くせんと有が如し　二十 智者安にある學者安に在この世の論者いづくにある神ハ此世の智慧
をして愚ならしむるに非ずや　二一 世人ハ己の智慧を恃て神を知ず是神の智慧に適へるなり是故に神ハ傳道の
愚なるを以て信ずる者を救を善となし　二二 ユダヤ人ハ休徵を乞ギリシヤ人ハ智慧を覓む　二三 我儕ハ十字架に釘
られしキリストを宣傳ふ即ち此ハユダヤ人にハ躓く者ギリシヤ人にハ愚なる者なり　二四 然ど召れたる者にハ
ユダヤ人にもギリシヤ人にもキリストハ神の大能また神の智慧なり　二五 その神の愚ハ人よりも慧く神の弱ハ
人よりも强し　二六 兄弟よ召を蒙れる爾曹を觀よ肉に循る智慧あるもの多らず能ある者おほからず貴き者多ら
ざる也　二七 神ハ智慧を愧えめんとて世の愚なる者を選び强者を愧しめんとて世の弱者を選ぶ　二八 また神ハ有者
を滅さんとて世の賤者藐視らるゝもの即ち無が如き者を選び給へり　二九 これ凡の人神の前に誇ことなから
ん爲なり　三十 爾曹ハ神に由てキリストイエスに在イエスハ神に立られて爾曹の智慧また義また聖また贖と爲
たまへり　三一 録して誇者ハ主に因て誇るべしと在が如し
第二章 兄弟よ我曩に爾曹に到りし時も言と智慧の美たるを以なんぢらに神の證を傳ざりき　二 蓋われイエス
キリストと彼の十字架に釘られし事の外ハ爾曹の中に在て何をも知まじと意を定めたれバ也　三 我なんぢら
と偕に居し時ハ弱かつ懼また多く戰慄り　四 我言し所また我宣し所ハ人の智慧の婉言を用ゐず唯靈と能
の證を用ゐたり　五 蓋なんぢらの信仰をして人の智慧に由ず神の能に由しめんと欲バなり　六 然ども我儕全き
者の中に智慧を語る是この世の智慧に非ず亦この世の有司廢らんとする者の智慧に非ず　七 我儕の語る所ハ
秘密たりし神の奥義の智慧あり此ハ創世の先より神の預じめ我儕をして榮を得しめんが爲に定め給ひしも
の也　八 此世の有司に之を識もの一人もなし若し識バ榮の主を十字架に釘ざりしならん　九 録して神の己を愛
する者の爲に備へ給ひしものハ目いまだ見ず耳いまだ聞ず人の心いまだ念ざる者なりと有が如し　十 然ど神

ハ其靈をもて之を我儕に顯せり靈ハ萬事を究知また神の深事をも究知るなり　十一　それ人の情は其中にある
靈の外に誰か之を知んや此の如く神の情ハ神の靈の外に知ものなし　十二　我儕の受しも此世の靈に非ず神より
出る靈なり是神の我儕に賜し所のものを知べき爲なり　十三　且われら此事を語るに人の智慧の教る所の言を用
ゐず聖靈の教る所の言を用るなり即ち靈の言を以て靈の情に當るなり　十四　性來のまゝなる人ハ神の靈の情を
受ず是かれにハ愚なる者と見ればなり又これを知こと能ハず蓋靈の情ハ靈に由て辨ふべき者なるが故なり
十五　然ど靈に屬るものハ萬事を辨へ知しかして己ハ人に辨へ知るゝことなし　十六　誰か主の心を知て主を敎る
者有んや然ど我儕ハキリストの心を有り

第三章　兄弟よ我さきに爾曹に語れるとき靈に屬る者に語るが如くする能ハず惟肉に屬る者の如く亦キリス
トにをる赤子に語る如くせり　二　われ爾曹に乳を哺しめて堅き物を予ざりき爾曹食ふこと能ハざればなり今
も尚あたハず　三　蓋なんぢら尚肉に屬る者なれば也なんぢらの中に嫉妒と紛爭あり此なんぢら肉に屬て人の
如く行ふに非ずや　四　我ハパウロに屬われはアポロに屬といふ者のあるハ此なんぢら肉に屬るならず乎　五　パ
ウロハ誰アポロハ誰われらハ惟おの〳〵に賜れる恩に隨ひ爾曹をして信ぜしめんとて勤る者なるの外なし
六　然バ我ハ種アポロハ灌ぐ長る者ハ惟神なり　七　種るもの灌ぐ者も數るに足ず惟貴きハ長る所の神なり　八　そ
れ種者も灌ぐ者も異なることなし各々功力に循ひて其賞を得べし　九　我儕ハ神と同に勵く者なり爾曹も神
の田神の室なり　十　神の我に賜し恩に循ひて我賢き工師の如く既に基礎を置たり今はかの人その上に建いか
に其上に建べき乎おの〳〵愼て爲べし　十一　そハ置給ひし基礎の外に誰も基礎を置ること能ざれバ也この基礎
ハ即ちイエスキリストなり　十二　もし人この基礎の上に金銀寶石木艸禾稿を以て建なバ　十三　各人の工ハ明かなら
ん夫日これを顯す可ればなり此ハ火にて顯れん其火おの〳〵の工の如何を試むべし　十四　若その建る所の工た

もたゞ賞を得 十五若その工やかれなば損を受されど己は火より脱出る如く終には救れん 十六爾曹は神の殿にして神の靈なんぢらの中に在すことを知ざる乎 十七もし人神の殿を毀たば神かれを毀たん蓋神の殿は聖ものなれば也この殿は即ち爾曹なり 十八誰も自ら欺く勿れ若なんぢらの中に此世に於て智慧ありと意ふ者あらば智者とならん爲に愚になるべし 十九蓋この世の智慧は神の前には愚なればなり錄して云く神は智者を其みづからの詭計に因て拘ふ 二十また云く主は智者の思念を虛きものと知たまふ 二一然ば誰も人に誇る勿れ萬物は爾曹の物なり 二二或はパウロ或はアポロ或はケパ或は世界あるひは生あるひは死あるひは今のもの或は後のもの是みな爾曹の屬なり 二三爾曹はキリストの屬キリストは神の屬なり

第四章 人宜く我儕をキリストの役者の如く神の奧義を司どる家宰の如く意ふべし 二又この世に在て家宰に求る所は其忠信ならんこと也 三われ爾曹に訐られ或は人に訐らるゝことを尤も細事となす我も自己を訐ず 四我みづから省るに過あるを覺ず然ども此に因て義とせられず我を訐る者は主なり 五然ば主の來らんときまで時いまだ至らざる間は審判する勿れ主は幽暗にある隱たる情を照し心の計謀を顯さん其時おの〳〵神より譽を得べし 六兄弟よ我なんぢらの爲に此等の事を我とアポロに比へたり此は我儕の事により爾曹をして錄されし所に過て人を思議べからざる事を學ばせ彼に從はんとて之に逆ひ各誇ことなからしめん爲なり 七爾をして人に異ならしむる者は誰ぞ爾は何の受領ざる物を有か若これを受領ば何ぞ受領ざる如く誇や 八爾曹すでに飽なんぢら旣に富り爾曹われと偕ならずして王たり我實に爾曹が王たらんことを願ふ蓋われも爾曹と偕に王たらんが爲なり 九われ意ふに神は我儕使徒を死に定られし者の如く末の者として顯し給へり蓋そは宇宙のもの即ち天の使および人々に觀玩にせられたれば也 十我儕はキリストの爲に愚なる者となり爾曹はキリストに在て智き者となれり我儕は弱く爾曹は強し爾曹は貴く我儕は賤し 十一今の時に至る

まで我儕は飢また渴また裸また撻れ斯て定れる住處なく 十二労りて手づから工をなし詈らるゝときは祝し窘らる
ゝときは忍 十三謗らるゝときは勸をなせり我儕今に至るまで世の汚穢また萬の物の塵垢の如し 十四我なんぢらを
愧しめん爲に之を書に非ず反て我が愛する兒女の如く爾曹を儆めんとて也 十五爾曹キリストに在て縱ひ師は
一萬ありとも父は多くあることなし蓋われキリストイエスに在て福音を以て爾曹を生ばなり 十六是故に我な
んぢらが我に倣んことを勸るなり 十七此に緣て我が愛子主に在て忠なるテモテを我なんぢらに遣せり彼は我
キリストに在て教るところ即ち遍く教會ごとに教る模範を爾曹に記憶さすべし 十八爾曹の中或は爾曹に至
らずとして自ら誇る者あり 十九然ど主の心に適はゞ我速かに爾曹に至り誇る者の其言に非ず其能を知んとす
二十蓋神國は言に在に非ず能に在ばなり 二一爾曹なにを願ふや笞を以て我なんぢらに至ることを願ふ乎はた
愛と柔和の心を以て至ることを願ふ乎

第五章 爾曹の中に姦淫ありと常に聞ゆ其姦淫は異邦人の中にも非ざるほどの事にて人その父の妻を有と聞
ゆ 二なんぢら誇るか斯る事を行ひし者の爾曹の中より黜けられんことを願て痛哭ざる乎 三われ身は爾曹の
中に居ずと雖も靈は居り我をるが如く既に之を行ひし者の罪を定たり 四即ち我儕の主イエスキリストの名
に賴て爾曹の集らんとき我靈も偕に在て我儕の主イエスキリストの能に託かくの如き者をサタンに交し其
肉體を滅し其靈をして主イエスの日に救を得しめんと定たるなり 六爾曹の誇るは宜ろしからず少許の麪酵
その全團をみな發すを知ざる乎 七爾曹は麪酵なきが如き者なれば舊き麪酵を除きて新しき團塊となるべし
夫われらの逾越すなはちキリストは既に宰れ給へり 八然ば我儕舊き麪酵を用ずまた惡毒と暴佷の麪酵を用
ず眞實と至誠なる無酵麪を用ゐて節を守るべし○ 九われ爾曹に姦淫を行ふ者と偕に交る勿れと既に書遺れ
り 十然ど此世の淫を行ふ者または貪婪者または勒索者また偶像を拜む者と交ることを全く禁ずるには非ず

若しからば爾曹ハ世を離れざる可らず　十一 我なんぢらに書遺しハ兄弟と稱ふる者もし淫を行ひ又ハ貪婪また
ハ偶像を拜またハ誹謗またハ沈湎またハ勒索をせバ之と共に交ることなく斯る者と共に食することだに爲
ざらしめんとて也　十二 外にある者を鞫ことハ何ぞ我に與らん爾曹が鞫く所ハ內の者に非ずや　十三 外にある者ハ
神これを鞫く斯る惡人ハ之を爾曹の中より黜くべし

第六章　爾曹のうち互に事あるとき聖徒の前に訟ることをせず敢て義からざる者の前に訟ることをする者ある
乎　二 なんぢら聖徒の世を鞫んとするを知ざらんや世もし爾曹に鞫るゝならバ爾曹至小き事を鞫に足ざる者
ならん乎　三 爾曹われらが天の使を鞫んとするを知ざらんや況や此世の事をや　四 是故に爾曹もし此世の事を
鞫んとせバ教會の中にて卑微者を審判の座に坐しめよ　五 我なんぢらを愧しめんとて如此いへり爾曹の中に
其兄弟の間の事を鞫き得る智者一人もなからん乎　六 然ど兄弟と兄弟相訟へ且この事を不信者の前にて爲り
七 爾曹たがひに相訟るにより爾曹のうち誠に過あり爾曹何ぞ此よりも寧ろ不義を受ざるや何ぞ此よりも寧
ろ欺を受ざる乎　八 噫なんぢら不義をなし欺をなす兄弟にも亦これを行り　九 なんぢら義からざる者の神の國
を嗣ことを得ざるを知らざるか爾曹みづから欺く勿れ凡て淫を行ひ又ハ偶像を拜またハ姦淫をなし又ハ男娼
となり又ハ男色を行ひ　十 又ハ盜竊またハ貪婪またハ沈湎またハ辱駡またハ勒索者などハ皆神の國を嗣こと
を得ざる也　十一 爾曹のうち前にハ此の如き者ありしかども主イエスの名に賴かつ我儕の神の靈に因て洗滌ま
た潔り又義と爲ことを得たり○　十二 凡の物われに可らざるなし然ど凡の益あるに非ず凡の物われに可らざる
なし然ど我その一をも我が主となさず　十三 食ハ腹のため腹ハ食の爲なり然ど神ハ此も彼も滅すべし身ハ淫を
行ふ爲に非ず主の爲也主ハ又身の爲なり　十四 神すでに主を甦らせ給ふ又その能力を以て我儕をも甦らすべし
十五 爾曹の身ハキリストの肢なるを知ざるか我キリストの肢を娼妓の肢となして可らんや可らざる也　十六 娼妓に

合ものハ彼と一の體となるを知ざるか蓋二人のもの一躰となるべしと云給ひたれバ也 十七主に合ものハ一靈
となるなり 十八なんぢら淫を避よ人の凡て行ふ罪ハ身の外にあり然ど淫を行ふ者ハ己が身を犯すなり 十九なんぢら爾曹
の身ハ爾曹が神より受たる爾曹の衷にある聖靈の殿にして爾曹ハ爾曹の屬に非ざることを知ざる乎 二十そハ
爾曹ハ價をもて買れたる者なれバなり是故に神のものなる爾曹身に於ても靈魂に於ても神の榮を顯すべし

第七章

一なんぢら我に書遺し事についてハ男の女に近ざるを善とす 二然ども淫行を免るゝ爲に人おの〱其
妻をもち女も各々その夫を有べし 三夫ハ其分を妻になすべし妻ハまた夫に然すべし 四妻ハ自ら其身を主ど
ることを得ず夫これを主どる此の如く夫も自ら其身を主どることを得ず妻これを主どる 五相共ふ拒なかれ
然ど互ふ意を合せて暫く祈禱の爲に別るゝハよし後また共に合べし是サタン爾曹の情の禁ざるに乘じて爾
曹を誘ハざらん爲也 六然ど我これを言ハ命ずるに非ず許也 七我ハ衆人の我ごとく爲んことを願ふ然ど各々
神より己の賜を受たり此ハ此の如く彼ハ彼の如し 八我いまだ婚姻せざる者および寡婦に云ん若我が如くし
て居バ彼等に善なり 九若みづから制ることを能ハずバ婚姻するも可そハ婚姻するハ胸の燃るよりも愈れバ也
十それ婚姻せし者に命ず妻ハ夫に別るゝ勿れ如此命ずるハ我に非ず即ち主なり 十一若わかるゝ事あらバ嫁ず
居か或ハ夫と和ぐことをすべし夫もまた妻を去べからず 十二その外の人に我これをいふ主の言に非ず若し兄
弟不信なる妻を有るべき妻ともに居んことを願ハゞ之を去なかれ 十三また婦不信なる夫を有ると夫ともに
居んことを願ハゞ之を去なかれ 十四それ不信なる夫ハ妻に由て潔なり不信なる妻ハ夫に由て潔なれバなり然
ずバ爾曹の子女も潔らず然ど今ハ潔き者なり 十五不信者みづから離去バ其離るゝに任せよ此の如き事あらバ
兄弟あるひハ姊妹つながるゝ所なし神の我儕を召給へるハ我儕を睦じく居しめん爲なり 十六妻よ爾いかで夫
を救ふことを得や否を知ん夫よ爾いかで妻を救ふことを得や否やを知ん 十七然ど神の各人に頒予ふる所また

主の各人を召ところに循ひて此の如く行ふべし我すべての教會に定たるも此の如し 十八割禮ありて召れたる
者は割禮を廢る勿れ割禮なくして召れたる者も割禮を受る勿れ 十九割禮を受るも何の得ことなく割禮を受ざ
るも何の得ことなし得ところは惟神の誡を守るにあり 二十各人その召れし時に在し所の分に止るべし 二一なん
ぢ奴隷にて召れなば思煩ふ勿れ然ど若し釋さるゝことを得ば寧ろ之を受べし 二二召れて主にをる奴隷も主
につける自主なる者なり此の如く召れし自主の者はキリストの奴隷なり 二三爾曹は價をもて買れたる者なり
人の奴隷となる勿れ 二四兄弟よ各々召れし時に在し所の分に止りて神と偕に居べし○ 二五處女の事については
我いまだ主の命を受ず然ど我主の矜恤を蒙りて忠義なる者と爲たれば我が意を述べし 二六今の災ひ因て我婚
姻せざるを善とす此の如くなるは人に善 二七なんぢ妻に繋るゝ者なるか然らば釋ことを求る勿れ爾妻の繋な
き者なるか然らば妻を求る勿れ 二八爾もし娶るとも罪を犯すに非ず處女もし嫁するとも罪を犯すに非ず然ど
此の如き者もその身難に遭ん我爾曹をして煩はしむるに忍ず 二九兄弟よ我これを言ん今より後の時は遍れり
蓋妻を有る者は有ざるが如く 三十哭ものは哭ざるが如く喜ぶ者も喜ばざるが如く買ものは有ざるが如く 三一こ
の世を用る者は用ざるが如くすべき爲なり夫この世の形狀も過逝なり 三二我なんぢらが思煩はざらんこと
を願ふ婚姻せざる者は如何して主を喜ばせんと主の事を思煩ひ 三三婚姻せし者は如何して妻を悅ばせんと
世の事を思煩ふなり 三四妻となれる者と處女たる者との別あり嫁せざる者は身も靈も潔からんため主の事
を思煩ひ嫁せし者も如何に夫を悅ばせんと世の事を思煩ふなり 三五我これを言は爾曹を益せん爲なり爾
曹に絆を置んとするに非ず惟爾曹をして理に合せ紛擾なく慇懃に主に事しめんとて也 三六人もし其童女に
對して己が行ふこと理に合ずと意ふとき童女期逝かつ已ことを得ざる事あらば其意に任すべし此も罪を犯
すに非ず彼等に婚姻せさすべし 三七然ど人もし其心を剛毅し已を得ざることもなく又おのが隨意に爲こと

を得て其の童女を留置んと心の中に定なバ然するハ善ことなり 三八 此の如なれバ嫁せさする者の行ハ善され
ど嫁せさせざる者の行ハ更ふ善 三九 夫生る間ハ妻法に緊るゝなり然ど夫もし死バ隨意に嫁する事を許さる
惟主にある者にのみ適べし 四十 然ど我もふに婦りのまゝ止りなバ殊に福なり我また神の靈に感じたりと意
ふ

第八章 偶像に獻し物に就てハ我儕みな知識あることをしる知識ハ人を驕しむ然ど愛ハ徳を建るもの也 二 若
みづから能ものを知と意ふ者ハ未だ其知べきほどをも知ざる者なり 三 人もし神を愛せバ是神に知れたる也
四 偶像に獻し物を食するに就てハ我儕偶像の世に無ものなるを知また獨の神の外に神なきを知 五 神と稱る
もの或ハ天に在あるひハ地に在て多の神おほくの主あるが如しと雖も 六 我儕に於てハ惟一の神すなハち父
あるのみ萬物これより生われら之に歸す又ひとりの主即ちイエスキリストあり萬物これに由われらも
之に由り 七 然どみな斯る事を知ず今に至りて尚心に偶像を顧み之を偶像に獻し物と意て食する者あり是故
に其の心弱して汚るゝなり 八 神と我儕の關係ハ食物に由に非ず食するも益ることなく食せざるも損ること
なし 九 然ど爾曹愼みて其自由を柔弱者の躓となす勿れ 十 人もし知識ある所の爾偶像の廟に座して食するを
見ば柔弱者の心これに勸られて偶像に獻し物を食せざらん乎 十一 又キリストの代て死たまひし弱き兄弟爾の
知識に因て淪亡ざらん乎 十二 此の如く爾曹兄弟に罪を犯し其弱き心を傷めしむるハキリストに罪を犯すなり
十三 是故に若し食物わが兄弟を礙かせバ我ハ兄弟を礙かせざる爲に永久も肉を食はじ

第九章 我ハ使徒に非ずや我ハ自主に非ずや我ハ我儕の主イエスキリストを見しに非ずや爾曹が主に在ハ我
が工に非ず乎 二 われ他人にハ使徒に非ずとも爾曹にハ使徒なり蓋なんぢらの主に在ハ我が使徒の職の印な
れバ也 三 我ことを詰す者に答ふるハ此なり 四 われら飲食を受る權なき乎 五 われら他の使徒等および主の兄

弟とケパとの如く姊妹なる妻を携ふる權なき乎 六 惟われとバルナバのみ工を止ることを得ざらん乎 七 誰か
軍に出て己の財を費す者あらんや誰か葡萄園を樹て其果を食ざる者あらんや誰か羊を牧て其乳を飮ざる者
あらん乎 八 われ人の事にのみ循て之を言んや律法も亦かく言に非ずや 九 モーセの律法に穀物を碾す牛に口
籠を繫べからずと錄されたり神牛の爲に慮かり給へる乎 十 又ハ我儕の爲にのみ之を言たまひし乎これハ我儕
の爲に錄し給へる也けり蓋ハ耕す者ハ望ありて耕し穀物を碾す者ハ其穀物を得の望ありて碾ハ宜なれバ也 十一 我
儕もし爾曹の爲に靈の物を播たらバ爾曹の肉の物を穫取ハ大事ならん乎 十二 他の人もし此權威を爾曹の上に
有バ況て我儕をや然ど我儕この權威を用ずキリストの福音に阻隔なきやうに我儕すべての事を忍ぶ 十三 なん
ぢら知ざるか聖事を務る者ハ殿の物を食し祭壇に事る者も祭壇と共に其頒を取ことを 十四 此の如く主福音を
宣傳る者ハ福音に由て生活んことを定め給へり 十五 然ど我此等の事ハ一をも用ず亦かくの如くせられん爲に
之を書遣るに非ず蓋わが誇る所を人に虛くせられんよりハ寧ろ死るハ我に善事なれバ也 十六 われ福音を宣傳
ると雖も誇るべき所なし已を得ざるなり若われ福音を宣傳ずバ實に禍なり 十七 若われ好て之を行バ賞を得
ん若われ好ざるも其責任ハ我に與れり 十八 然らバ我が賞ハ何なる耶われ福音を宣傳るに人をして費なくキリ
ストの福音を得しめ又福音に在て我有る權を妄に用ざる即ち是なり 十九 われ衆の人に向て自主の者なれど更
に多の人を得ん爲に自ら己を衆の人の奴隷となせり 二十 ユダヤ人にハ我ユダヤ人の如くなれり此ユダヤ人を
得ん爲なり又律法の下にある者にハ我律法の下に在ざれども律法の下にある者の如くなれり是律法の下に
ある者を得ん爲なり 二一 律法なき者にハ我律法なき者の如くなれり是律法なき者を得ん爲なり然ど我神に向
て律法なきに非ず即ちキリストの律法の下に在なり 二二 柔弱者にハ我柔弱者の如くなれり是柔弱者を得ん爲
なり又すべての人にハ我りの衆の人の狀に循へり是いかにもして彼等數人を救ん爲なり 二三 われ福音の爲に

如此おこなふハ人と共に福音に與らん爲なり 二四 なんぢら知ずや馳場に趨る者ハ皆はしれども褒美を得者ハ
唯一人あるを爾曹も得ん爲に趨るべし 二五 凡て勝を競ふ者ハ何事をも節へ謹むなり彼等ハ壞れ易き冕を得ん
が爲に之を行ひ我儕ハ壞ざる冕を得んが爲に之を行ふなり 二六 然バ我が趨るハ定向なきが如きに非ず我が戰
ハ空を擊が如きに非ず 二七 己の體を擊て之を服せしむ蓋ほかの人を教て自ら棄られんことを恐れバ也

第十章 兄弟よ我なんぢらが左の事を知ざるを欲まず夫われらの先祖ハみな雲の下に在みな海を過 二 みな雲
と海にてバプテスマを受てモーセに屬り 三 皆おなじく靈の食物を食し 四 みな同く靈の飲物を飲り此ハかれら
に從へる靈の磐より飲たる也その磐ハ即ちキリストなり 五 然ど彼等の中おほくハ神の心に適ざるが故に野
にて滅されたり 六 此等の事ハ我儕をして彼等が嗜し如く惡を嗜ざらしむる我儕の鑒なり 七 民ハ坐して飲食
し起て舞りと錄されたる如く彼等のうち或者の行しに傚て爾曹偶像を拜者となる勿れ 八 また彼等のうち或
者奸淫を行ひ一日に二萬三千人死たり彼等に傚て我儕姦淫すべからず 九 又かれらの中あるものキリストを
試みて蛇に滅されたり彼等に傚て我儕も試むべからず 十 また彼等の中あるもの怨言て滅す者に滅されたり
彼等に傚て爾等も怨言なかれ 十一 彼等が遇る此すべての事ハ鑒となれり且これらの事を錄されたるハ末世に
遇る我儕を警むる爲なり 十二 然バ自ら立りと意ふ者ハ傾ざるやうに愼むべし 十三 爾曹が遇し試惑ハ人の常なら
ざるハなし神ハ信なる者なり爾曹を耐忍ぶことを能ざる試惑に遇せじ爾曹が其試惑を耐忍ことを得ん爲に
其にそへて逃るべき途を備へ給ふべし 十四 然バ我が愛する者よ偶像を拜する事を避べし 十五 われ智者に言ごと
く言ん爾曹わが言ところを審べし 十六 我儕が祝ふ所の祝杯ハ同にキリストの血を享るに非ずや我儕が擘
ところのパンハ同にキリストの體を享るに非ず乎 十七 パンハ惟一なり多の我儕もまた一體なり蓋みな一の
パンを同に享ればなり 十八 肉に屬するイスラエルの人を觀よ祭物を食者は祭壇に與る者に非ずや 十九 然バ我い

へる事ハ何ぞや偶像ハ有ものと言るか然らず偶像に獻し物も有ものと言るか然らず 二十 我いへん異邦人の獻
る物ハ神に獻るに非ず惡鬼に獻るなり我なんぢらが惡鬼と交るを欲まず 二一 なんぢら主の杯と惡鬼の杯とを
兼飮こと能ハず主の筵と惡鬼の筵とに兼伴る能ハず 二二 われら主の嫉妬を激さんとする乎われら主よりも强
き者ならん乎 二三 凡の物われに可らざるなし然ど凡のもの益あるに非ず凡の物われに可らざるなし然ど凡の
もの德を建るに非ず 二四 人みな己の益を求るなく各人の益を求べし 二五 凡て市に鬻ものハ良心の爲に問ことを
せずして食すべし 二六 そハ地と之に盈る物ハ主の屬なれバ也 二七 爾曹もし不信者に請かれて往んとせバ凡て爾
曹の前に陳る物を良心の爲に問ことをせずして食すべし 二八 もし人なんぢらに此ハ偶像に獻し物なりと云バ
告し者の爲また良心の爲に之を食する勿れ蓋地と之に盈る物みな主の屬なれバ也 二九 良心とハ爾曹の良心に
非ず他の人の良心を言なり如何んぞ他の人の良心に我自由を罪に擬らるゝことを爲んや 三十 若われ感謝して
食することを爲バ何ぞ其感謝する所のものに緣て譏らるゝことを爲んや 三一 然バ爾曹食ふにも飮にも何事を
行ふにも凡て神の榮を顯すやうに行ふべし 三二 ユダヤ人をもギリシヤ人をも亦神の教會をも礙っする勿れ 三三
即ち我すべての事に於て衆の人の心に適ふやうにし彼等が救れん爲に己の益を求ず許多の人の益を求るが
如くすべし

第十一章 我キリストに效ふ如く爾曹われに效ふべし〇 二 兄弟よ爾曹すべての事に於て我を記念かつ我なん
ちらに傳へし如く其傳を守るに因て我なんぢらを嘉 三 凡の人の首ハキリストなり女の首ハ男なりキリスト
の首ハ神なりと爾曹が知んことを願ふ 四 凡て男ハ首に物を蒙りて祈禱をなし或ハ預言する時ハ其首を辱し
むる也 五 凡て女ハ首に物を蒙ずして祈禱をなし或ハ預言する時ハ其首を辱しむるなり此ハ薙髮と一にして
異ことなし 六 女もし物を蒙ずバ髮を剪べし然ど髮を剪また薙ます若し女の恥べきことならバ物を蒙るべし

七男は神の像と榮なれば其首に物を蒙るべからず女は男の榮なり　八そは男は女より出しに非ず女は男より
出たれば也　九また男は女の爲に造られしに非ず女は男の爲に造られし也　十是故に女は天使の故に緣て首に
權を有べき者なり　十一然ど主に在ては男は女に由ざることなく女は男に由ざることなし　十二女の男より出し如
く男は女に由て出ゑかくして萬物みな神より出るなり　十三爾曹みづから辨ふべし女物を蒙らずして神に祈るは
宜きことなる乎　十四男もし長髮あらば恥べきことゝ也と爾曹自然に知に非ずや　十五然ど女もし長髮あらば其
榮なり蓋かむりもの代に髮を賜ひたれば也　十六縱ひ爭ひ論ずる者ありとも此の如き例は我儕にも亦神の教
會にも有ことなし○　十七我これらの事を命じて爾曹を嘉ざるは爾曹の聚會益を受ずして反て損を招けば也　十八
先なんぢら教會に集るとき其うち互に爭ひ分るゝこと有と聞り我略これを信ず　十九そは正き者の爾曹の中に
顯れんため異端おこらざるを得ざれば也　二十なんぢら一處に集るは主の晩餐を食するに非ず　二一そは食する
とき各人まづ己の晩餐を食するに因あるひは飢る者あり或は醉飽る者あれば也　二二なんぢら飮食すべき室な
きか神の教會を慢じ又乏き者を辱しめんとする乎われ何をか言ん此に因て爾曹を嘉べきや我は嘉ざるなり
二三我なんぢらに傳し事は主より授られたるなり即主イエス賣るゝ夜パンを取　二四祝して之を擘いひけるは取
て食せよ此は爾曹の爲に擘るゝ我體なり爾曹も如此おこなひて我を憶よ　二五食して後また杯をとり前の如く
して曰けるは此杯は我が血にして立る所の新約なり爾曹も如此おこなひて飮ごとに我を憶よ　二六爾曹このパ
ンを食し此杯を飮ごとに主の死を表して其來る時までに及ぶなり　二七然ば宜に合ずして此パンを食し主の杯
を飮者は主の體と血を干なり　二八人みづから省みて後そのパンを食し其杯を飮べし　二九宜に合ずして食飮す
る者は其食飮に由て自ら罰を招くなり蓋主の體を辨へざるに因　三十是故に爾曹の中に弱き者病の者また寢た
る者多し　三一我儕もし自ら己を審しあらば罰を蒙ることと無りしならん　三二然ど今罰せらるゝは主の我儕を懲し

め給ふなり是我儕をして世の人と同に罰を蒙ること無らしめん爲なり 三三 是故に我が兄弟よ集りて食せんとき互に相待べし 三四 もし飢なば其家にて食すべし是あんじらの聚會罰を蒙るに至らざらん爲なり其ほかの事は我いたらん時これを定ん

第十二章 兄弟よ靈の賜について我なんぢらが知ざるを欲ず 二 なんぢら異邦人なりしとき引誘に隨ひて言はざる偶像の下に誘れ往しは爾曹の知ところ也 三 是故に我なんぢらに示さん神の靈に感じて語る者はイエスを詛ふべき者と謂ものなし又人聖靈に感ぜざればイエスを主と謂あたはず 四 賜は殊なれども靈は同じ 五 職は殊なれども主は同じ 六 また行爲は殊なれども一切の事を衆の人の中に行ふ神は同じ 七 靈の顯を各人に賜しは益を得しめん爲なり 八 或は靈によりて智慧の言を賜り或は同じ靈に由て智識の言を賜り 九 或は同じ靈に由て信仰を賜り或は同じ靈に由て病を醫す能を賜り 十 或は異能を行ひ或は預言し或は靈を辨へ或は方言をいひ或は方言を譯するの能を賜れり 十一 然ど凡て此等の事を行ふ者は同く一靈なり彼その心のまゝに各人に頒與るなり 十二 夫體は一にして多の肢あり一體の凡の肢は多けれども一の體なりキリストも亦かくの如し 十三 或はユダヤ人あるひはギリシヤ人あるひは奴隷あるひは自主に拘らず我等みな一靈に在てバプテスマをうけ一の體となり又みな一の靈を飲り 十四 そは體は一肢のみに非ず多あれば也 十五 足もし我手に非ざるが故に體に屬せずと云ば夫に因て體に屬せざる乎 十六 また耳もし我目に非ざるが故に體に屬せずと云ば夫によりて體に屬せざる乎 十七 もし全身目ならば聞ところは安にや若し全身耳ならば嗅ところは安にや 十八 それ神は心のまゝに肢をおのおの體に置たまへり 十九 若みな一の肢ならば体は安にや 二十 夫肢は多あれども體は一なり 二一 目は手に我なんぢに用なしと謂を得ず又頭も足に我なんぢに用なしと謂を得ず 二二 體のうち尤も柔しと見る肢は却て無るべからざる者なり 二三 體のうち尊からずと意ふ所に物を纒て我儕殊に之を尊ぶ之に因て

我儕の不美ところハ愈て美しく爲なり 二四 我儕の美しき所ハ心を用るに及バず神ハ其劣れる所に殊に尊貴を
加て体を調和たまへり 二五 これ体のうち分る事なく諸の肢たがひに相顧み扶けん爲なり 二六 もし一の肢くるし
まバ諸の肢ともに苦み一の肢たふとまれなバ諸の肢ともに喜ぶなり 二七 爾曹ハキリストの体にして亦おのお
の其肢なり 二八 神ハ第一に使徒第二に預言者第三に教師その次に異能を行ふ者次に病を醫す能を受し者救
濟する者治理者方言をいふ者を教會に置たまへり 二九 是みな使徒ならん乎 みな預言者ならん乎 みな教師なら
ん乎 みな異能を行ふ者ならん乎 三十 みな病を醫す能を有る者ならん乎 みな方言をいふ者ならん乎 みな譯す
る者ならん乎 三一 なんぢら至美たる賜を慕ふべし尤も善道を爾曹に示さん

第十三章 假令われ諸の人の言および天使の言を語るとも若し愛なくバ鳴銅や響鈸の如し 二 假令われ預
言する能あり又すべての奥義と諸の學術に達し又山を移すほどなる諸の信仰ありと雖も若し愛なくバ數
るに足ぬものなり 三 假令われ我すべての所有を施し又焚るゝ爲に我が身を予るとも若し愛なくバ我に益な
し 四 愛ハ寛忍をなし又人の益を圖るなり愛ハ妬まず誇らず驕傲らず非禮を行ハず 五 己の利を求めず輕々し
く怒らず人の惡を念ハず 六 不義を喜ばず眞理を喜び 七 凡そ事包容おほよそ事信じ凡そ事望み凡そ事忍なり
八 愛ハ永久も墜ることなし然ど預言ハ廢り方言ハ息知識も亦廢らん 九 我儕の智識全からず預言も全からず
十 全き者きたるときハ全からざる者廢るべし 十一 われ童子の時ハ語るところ童子の如く識るところ童手の如
く慮るところ童子の如くなりしが成人て童子の事を棄たり 十二 われら今鏡をもて見ごとく見ところ昏然なり
然ど彼の時にハ面を對せて相見ん我いま知ことを全からず然ど彼の時にハ我が知るゝ如く我しらん 十三 それ信
仰と望と愛と此三の者ハ常に在なり此うち尤も大なる者ハ愛なり

第十四章 なんぢら愛を追求かつ靈の各様の賜を慕ふべし殊に慕ふべきハ預言する事なり 二 方言を語る者ハ

人に語るに非ず神に語る也そハ靈に出て奥義を語ると雖も曉る者なけれバ也　三 然ど預言する者ハ人に語り
て其徳をたて勸勉をなし安慰を予るなり　四 方言を語る者ハ己の徳をたて預言する者ハ教會の徳を建るなり
五 われ爾曹がみな方言を語る事をも願へど最も願ふ所ハ爾曹が預言せん事なり方言を語る者ハ若し譯して
教會の德を建るに非ずバ預言する者これより優るなり　六 然バ兄弟よ我もし爾曹に就り只方言を語りて默示
あるひハ智識あるひハ預言あるひハ教誨を語らずバ爾曹に何の益あらん乎　七 それ靈なくして聲を出すもの
或ハ笛あるひハ琴もし其音別なくバ吹ところ彈ところを如何で知得んや　八 もし箛さだまりなき聲を出さバ
誰か戰の備をなさん乎　九 此の如く爾曹も舌を以て明かならざる言を出さバ何で語る所の事を知得んや此な
んぢら空氣に語るなり　十 世間の口音の類おほしと雖も一として其義あらざるなし　十一 是故に若われ其聲の義
を知ざれバ語る者に對して我ゑびすとなり語る者また我に對して夷となる也　十二 然バ爾曹も靈の賜を慕ふ者
なるにより教會の德を建る爲に其賜の豐盛ならんことを願ふべし　十三 是故に方言を語る者ハ自ら之を譯せん
ことを祈るべし　十四 もし方言を以て祈らバ我が靈ハ祈るなれど我が心ハ人の爲に果を結バず　十五 然らバ如何せ
ん我靈を以て祈らん又心を以て祈らん我靈を以て頌ハん我心を以て頌ハん　十六 然ずバ爾靈を以て祝するとき
愚なる者ハ爾の語ることを知ざれバ爾が感謝するとき如何してアーメンと言んや　十七 爾の感謝するハ善されど
も他の人ハ德を建ず　十八 われ爾曹よりも多く方言を語るを以て神に感謝す　十九 教會の中に在て我方言をもて一
萬の言を語らんより寧ろ人を教ん爲に我が心を以て五言を語るを善とす　二十 兄弟よ知慧に於てハ嬰兒となる
勿れ惡に於てハ嬰兒となれ知慧に於てハ成人となるべし　二一 律法に錄して主いひ給ハく異る言ことなる唇
をもて此民に語らん然ども彼等ハ我に聽じとあり　二二 是故に方言ハ信ずる者の爲に非ず信ぜざる者の徵
なり然ど預言ハ信ぜざる者の爲に非ず信ずる者の爲なり　二三 もし全會一處に集るとき皆方言を以て語らバ

愚なる者あるひハ信ぜざる者入來らんとき爾曹を狂る者と謂ざらん乎 二四 然ど若みな預言せバ信ぜざる者あ
るひハ愚なる者入來らんとき此すべての人に由て自己を責め衆の人に由て己の罪を認むべし 二五 此の如く
其心に隱たることを露るヿが故に伏て神を拜また神ハ誠に爾曹の中に在すと言ん○ 二六 然らバ如何兄弟よ爾曹
あつまれる時おの／＼に或ハ頌詩あり或ハ教誨あり或ハ方言あり或ハ默示あり或ハ繙譯あり悉く德を建ん
ために之を爲べし 二七 もし方言を語る者あらバ二人また多とも三人に過ず次序に循て語り之を譯する者一人
あるべし 二八 もし譯する者なきときハ教會の中に默して己と神に語るべし 二九 預言する者ハ二人あるひハ三人
かたり其餘の者ハ之を辨ふべし 三十 もし旁邊に坐するもの默示を得バ先に語るもの緘默べし 三一 そハ爾曹みな
衆の人に學バせ又勸勉を受しめん爲に一々預言することを得バなり 三二 預言者の靈ハ預言者に制せらる 三三 そ
れ神ハ亂の神に非ず和平の神なり○ 三四 聖徒の諸教會の如く爾曹の婦女等も教會の中に默すべし彼等の語る
を許さず彼等ハ律法に云る如く順ふべき者なり 三五 もし學んとする所あらバ室に在て其夫に問べし蓋をんな
教會に於て語るハ耻べきことなれバ也 三六 神の道ハ爾曹より出し乎また爾曹にのみ來りし乎 三七 人もし自己を
預言者とし或ハ靈に感ぜし者とせバ我なんぢらに書遺ることハ主の命なりと知べし 三八 もし知ざる者あらば
其知ざるに任すべし 三九 然バ兄弟よ預言することを慕ひ又方言を語ることを禁ずる勿れ 四十 凡のこと端正かつ
次序に循ひて行ふべし

第十五章

兄弟よ前に我なんぢらに傳へし福音を今また爾曹に告こは爾曹が受しところ之に因て立し所なり
二 爾曹もし我が傳へし言を固く守り徒に信ずることなくば之に由て救れん 三 わが爾曹に傳へしハ我が受し
所の事にて其第一ハ即ち聖書に應てキリスト我儕の罪のために死 四 また聖書に應て葬られ第三日に甦へり
五 ケパに現れ後十二の弟子に現れ給へることと也 六 如此あらはれ給るのち五百の兄弟の共に在とき亦これに

現れ給へり其兄弟のうち多は今なほ世にあり然ども既に寢たる者もあり　七 此後ヤコブに現れ又すべての使
徒に現れ　八 最後に月たらぬ者の如き我にも現れ給へり　九 蓋われ神の教會を迫害せし故に使徒と稱ふるに
足ざる者にして使徒の中に至微者なれば也　十 然ど我かくの如なるを得しは神の恩に由てなり我に賜し神の
恩は徒然からず我は衆の使徒よりも多く勞たり此は我に非ず我と偕にある神の恩なり　十一 是故に我も彼等も
此の如く宣傳へ爾曹も亦かくの如く信ぜり○　十二 キリストは死より甦りしと宣傳るに爾曹のうち死より甦る
こと無といふ者あるは何ぞや　十三 もし死より甦ることなくばキリストも亦甦らざりしならん　十四 キリストもし
甦らざりしならば我儕の宣るところ徒然また爾曹の信仰も徒然からん　十五 且われら神の爲に妄の證をする者
とならん我儕神はキリストを甦らしゝと證すれば也もし死し者よみがへる事なくば神キリストを甦らしむ
る事なかるべし　十六 もし死し者よみがへる事なくばキリストも甦ることと無りしならん　十七 若キリスト甦らざり
しならば爾曹の信仰は徒然なんぢらは尚罪に居ん　十八 又キリストに在て寢たる者も沈淪しならん　十九 若キリス
トに由る我儕の望たゞ此世のみならば衆の人の中にて尤も憐むべき者なり　二十 然ど今キリスト死より甦りて
寢たる者の復生の首となれり　二一 それ人に因て死ることいで人に因て甦ること出たり　二二 アダムに屬る衆の人
の死る如くキリストに屬る衆の人は生べし　二三 然ど各人その次序に循ふ初はキリスト次はキリストの來らん
とき彼に屬する者なり　二四 後かれ諸の政および諸の權威と能を滅して國を父の神に付さん是終なり　二五 蓋
かれ諸の敵を其足の下に置ときまでは王たらざるを得ざれば也　二六 最後に滅さるゝ敵は死なり　二七 それ神すべ
ての物をキリストの足下に置給へばなり萬物を其下に置りと云給るときは萬物を其下に置ところの者は其
內にあらざること明かなり　二八 萬物かれに服ふときは子も亦みづから萬物を己に服はしゝ者に服ふべし是
神すべての物の上に主たらん爲なり　二九 もし死し者全く甦らずば死し者の爲にバプテスマを受て何の爲にせ

んとする乎かれら死し者の爲にバプテスマを受るハ何故ぞや 三十 また何の爲に我儕つねに危險に居や 三一 我儕
の主キリストイエスに在て爾曹につき我が有る喜をさし誓て我日々に死ると言 三二 若われ人の如くエペソに
於て獸と共に鬪ひしならバ何の益あらん乎もし死し者甦らずバ飲食するに若ず我儕明日死ぬべき者なれバ
也 三三 爾曹みづから欺く勿れ惡き交ハ善行を害ふなり 三四 なんぢら醒て義を行ふべし罪を犯す勿れ爾曹のう
ち神を知ざる者あり我かく言て爾曹を愧しむる也○ 三五 人あるひハ問ん死し者いかに甦るや如何なる身體に
て來る乎と 三六 愚ある者よ爾が播ところの種まづ死ざれバ生ず 三七 又なんぢが播ところのもの將來はゆる所の
體を播に非ず麥にても他の穀にても只粒のみ 三八 然るを神ハ己の意に隨ひて之に體を予へ種ごとに其おのお
のの形體を予へ給ふ 三九 凡の肉おなじ肉に非ず人の肉あり獸の肉あり鳥の肉あり魚の肉あり 四十 天に屬る物の
形體あり地に屬る物の形體あり天に屬る物の榮ハ地に屬る物の榮に異なり 四一 日の榮あり月の榮あり星の榮
あり此星と彼星と其榮また各々異なり 四二 死し人の甦るも亦かくの如し壞る者にて播れ壞ざる者に甦され 四三
尊からざる者にて播れ榮ある者に甦され弱き者にて播れ強き者に甦され 四四 血氣の體にて播れ靈の體に甦さる
ゝなり血氣の體あり靈の體あり 四五 錄して始の人アダムハ生命ある魂となり終のアダムハ生命を予ふる靈と
なると有ごとし 四六 靈の者ハ先に在ず反て血氣の者さきに在て靈の者のちに在なり 四七 第一の人ハ地より出て
土につき第二の人ハ天より出たる主なり 四八 かの土に屬る者に凡て土に屬る者ハ似あり彼の天に屬る者に凡
て天に屬る者ハ似なり 四九 われら土に屬る者の狀を有かくの如く後また天に屬る者の狀を有ん 五十 兄弟よ我こ
れを言ん血肉ハ神の國を嗣ことを能ハず亦壞る者ハ壞ざる者を嗣ことを能ハず 五一 五二 視よ我なんぢらに奧義を告ん
我儕ことごとく寢るに非ず我儕みな末の猻の鳴んとき忽ち瞬息間に化せん蓋猻ならんとき死し人よみが
へりて壞ず我儕もまた化すべければ也 五三 この壞る者ハ必ず壞ざる者を衣死ぬる者ハ必ず死ざる者を衣べし

五四 此くつる者くちざる者を衣この死る者死なざる者を衣んとき聖書に錄して死ハ勝に吞れんと有に應べし
五五 死よ爾の刺ハ安に在や陰府よ爾の勝ハ安に在や 五六 死の刺ハ罪なり罪の能ハ律法なり 五七 我儕をして我主イ
エスキリストに由て勝を得しむる神に謝す 五八 是故に我が愛する兄弟よ爾曹貞固して搖ず恒に勵て主の工を
務よ蓋なんぢら主に在て其行ところの勞の徒然からざるを知バなり

第十六章

一 聖徒の爲に金を捐すことに就てハガラテヤの教會に我が命ぜし如く爾曹も行ふべし 二 一週の首の
日ごとに爾曹おの〳〵其得ところの利に循ひて之を家に蓄へ置これ我が到るとき始て捐すこと莫らん爲な
り 三 我いたらバ書を爾曹が撰ぶ所の人に予へ爾曹の惠をエルサレムに携へしむべし 四 もし我も往べくバ彼
ら等われと偕に往べし 五 我マケドニヤを經んとすれバマケドニヤを經とき爾曹に就り 六 爾曹と偕に留らん或
ハ爾曹と冬を過こともあるべし斯て爾曹が我を我ゆく處に送んことを望む 七 いま途間なんぢらを見んことを
欲ハず主もし我に許さバ暫く爾曹と偕に居んことを望む 八 我ペンテコステまでエペソに居ん 九 そハ廣かつ
功效を成の門ひらけて我前に在また敵る者多けれバ也 十 テモテ若いたらバ爾曹愼て彼をして懼る〻所な
く爾曹の中に居しめよ蓋かれも我ごとく主の事を務る者なれバ也 十一 是故に爾曹かれを藐視ことなく平安に
送て我が所に來らしめよ我かれが他の兄弟等と偕に來るを待バなり 十二 兄弟アポロに就てハ兄弟等と偕に彼
が爾曹に到らんことを我大に勸れど彼さらに今往ことを欲ハず然ど便時あらバ往べし 十三 なんぢら目を醒し
堅く信仰に立て丈夫の如く剛かれ 十四 爾曹の行ふ所みな愛を以て行ふべし 十五 兄弟よステパナの家ハ即ちアカ
ヤの初の果なり又かれらが聖徒のことに身を委て事るハ爾曹が知ところ也 十六 われ勸む爾曹も此の如き者お
よび之と偕に勞る者に服せよ 十七 我ステパナとポルトナトとアカイコの來るを喜ぶ是なんぢらの缺る所を補
へバなり 十八 彼等わが心と爾曹の心を慰めたり是故に爾曹かくの如き者を重んずべし 十九 アジアの諸教會なん

ぢらに安を問アクラとプリスキラ及び其家の教會主に在て爾曹に切々に安を問 二十 諸の兄弟なんぢらに安を
問なんぢら潔き接吻を以て互に安を問 二一 我パウロ親手なんぢらに安を問 二二 もし人主イエスキリストを愛せ
ざれば詛るべし主臨らん 二三 願くは主イエスキリストの恩なんぢらと偕にあれ 二四 わが愛すべてイエスキリ
ストにをる爾曹と偕に在なりアーメン

新約全書哥林多前書 終

新約全書使徒パウロコリント人におくれる後書
第一章 神の旨に由てイエスキリストの使徒となれるパウロ及び兄弟テモテコリントにある神の教會と偏く
アカヤにある凡の聖徒に書を達る 二 願くは爾曹我儕の父なる神および主イエスキリストより恩寵と平康を
受よ○ 三 頌美べきかな神即ち我儕の主イエスキリストの父慈悲の父すべての安慰を賜ふの神 四 神は我儕が
諸般の患難の中に我儕を慰めたまふ是我儕をして神の我儕を慰めたまふ安慰を以て又もろ〳〵の患難にを
る者を慰むることを得しめん爲なり 五 蓋キリストの苦われらに多くあるが如く我儕の安慰もキリストに由
て多くあれば也 六 われら或は患難を受るも爾曹が安慰と救の爲なり此安慰と救は爾曹の中に動きて我儕が
受る如き苦を爾曹にも同く忍しむるなり我儕あるひは安慰を受るも亦なんぢらが安慰と救の爲なり 七 爾曹
が苦を偕に受る如くまた安慰をも偕に受ることを我儕は知この故に爾曹につき我儕が望むところは堅し 八
兄弟よ我儕がアジアに於て遇し所の苦難を爾曹が知ざるを欲まず即ち責らるゝこと甚しくして勢ひ當りがた
く生命を保ん望をも失ふに至れり 九 且われら心の中に必死を定む是故に己を恃ずして死し者を甦らする神
を恃めり○ 十 神すでに我儕を此の如きの死より救ひ今また救へり後も尚われらを救ひ給はんことを望む 十一
爾曹も我儕の爲に祈りて相助く斯て許多の人により我儕に賜りし恩寵を許多の人も我儕が爲に感謝するに
至らん○ 十二 我儕の良心われら神の賜ふ所の丹心と信實に由また肉の智慧に由ず神の恩寵により世に在て行
をなし特に爾曹に向ひて此の如き行を爲りと證す是われらが誇る所なり 十三 我儕なんぢらに書遺る所は爾曹
が讀ところ曉る所の外に非ざる也 十四 われ爾曹が終に至るまで左の事を爾曹の中に識者あるが如く識んこと
を望む即ち主イエスの日に爾曹が我儕に由て誇る如く我儕も爾曹に由て誇る是なり 十五 我是を信ずるに因て
再び爾曹に益を得させんため前には先なんぢらに至り 十六 また爾曹を過てマケドニヤにゆき復マケドニヤよ

り爾曹にかへり爾曹をしてわれをユダヤの方へ送しめんことを欲へり　十七我かく定めしとき虚浮心あらん乎
また我が定しところ肉に由てさだめ是なり是なりと言また非なり非なりと言んや　十八眞實の神われらが爾曹
に向ひて曰る言に是と言また非と言しことなしと證す　十九蓋われら即ち我とシルワノ及びテモテ爾曹の中に
傳たる神の子イエスキリストは是と言また非と言が如き事なし彼には唯是と言ことあるのみ　二十凡て神の約束
は彼の中に是となり又かれの中にアーメンとなり我儕に由て神の榮の顯るゝに及ぶ　二一我儕を爾曹と偕にキ
リストに堅固し且われらに膏を沃し者は神なり　二二彼また我儕に印し且質として靈を我儕の心に賜へり○　二三
我いまだコリントに至らざるは爾曹を寛容にせんが爲なり我神を龥わが靈の爲に證を求む　二四我儕なんちら
の信仰を主どらんとするに非ず唯なんぢらの喜樂を助んとするなり蓋なんぢら信仰に由て立ばなり

第二章

われ憂を以て再び爾曹に至らじと自ら決たり　二若われ爾曹をして憂しめば我憂しむる所の者の外に誰
か我を喜ばせん乎　三われ前に爾曹に書遺しは我いたらんとき我を喜ばす可もの反て我を憂しめんことを恐
れて也なんぢら皆わが喜樂を已が喜樂とすることを信ずる也　四われ大なる患難と心の哀痛あるにより多の
涙を以て爾曹に書遺れり此は爾曹をして憂しめんとするに非ず我なんぢらを愛する事の深を知しめん爲な
り○　五もし憂しむる者あらば我を憂しむるに非ず略なんぢら衆を憂しむるなり如此いふは我これを甚しく
責ることを欲ざる也　六斯る人は多の人の責を受ると已に足り　七然ば爾曹は反て彼を赦し慰むべし恐くは
彼はなはだしく憂に沈まん　八是故は我なんぢらの愛を彼に顯さんことを爾曹に勸む　九われ前に書を爾曹に遺
りしは爾曹が凡の事に順ふや否こゝろみて之を知ん爲なり　十なんぢら何事によらず人を赦事あらば我また
之を赦さん我もし赦しゝ事あらば爾曹の爲キリストの前に赦しゝなり　十一是われらサタンに勝ざらん爲なり
我儕かれの詭計を知ざるに非ず○　十二我キリストの福音の爲にトロアスに至り主わが爲に門を闢き給ひしに

十三 わが兄弟テトスに遇ざるが故わが心安からず彼等に別を告てマケドニヤに往り 十四 常に我儕をしてキリス
トに在て勝を得しめ且かれを知の香を我儕をもて遍く示す神に感謝す 十五 救る々者に就ても沈淪者に就ても
我儕神の爲にはキリストの馨香なり 十六 沈淪者の爲には死の香にて彼等を死に至しむ救る々者の爲には
生の香にて彼等を生に至らしむ誰か之に堪んや 十七 我儕はおほくの人の如く神の道を混亂せず即ち誠により神
に由て神の前にキリストに在て言なり

第三章

我儕また自ら己を薦めん乎われら或人の如く人より薦書を受て爾曹に與し或は爾曹より薦書を受て
人に與すべき者ならん乎 二 爾曹は我儕の書なり即ち我儕心に書せり衆の人の知ところ讀ところ也 三 爾曹は
明かに我儕が役事に由て筆るキリストの書なり是墨に非ず活神の靈にて記し又石碑に非ず心の肉碑に記し
たり 四 我儕キリストにより神に向ひて此の如き信仰あり 五 然ど我儕己に由て自ら何事をも思得るに非ず我
儕の思得るは神に因り 六 かれ我儕をして新約の役者となるに足しむ儀文に事るに非ず靈に事ふる也そは儀
文は死し靈は生せばなり 七 終に廢るべきモーセの面の榮に因てすらイスラエルの人々かれの面を注目こと
能ざりき斯く石に鐫し儀文の死法なほ榮あるときは 八 況て靈の法は榮あらざらん乎 九 罪を定むる法もし榮
あらば況て義とする法は其榮さらに愈らざらん乎 十 昔榮ありと爲しものも後の榮に比れば榮なき者となれ
り蓋のちの榮の更に愈れるに縁てなり 十一 もし廢らん者に榮ありしならば況て長存る者に榮あらざらん乎 十二
われら此の如きことを望むが故に侃々して言なり 十三 是モーセがイスラエルの人々に其廢らんとする者の結局
を視ざらん爲に帕子にて其面を蒙し如きに非ず 十四 然ど彼等心を頑にせり今日に至るまで彼等舊約を讀と
き其帕子なほ存れり其存て廢らざるは此キリストに由て廢るべき者なれば也 十五 今日に至るまでモーセを讀
とき其帕子なほ其心を蒙へり 十六 然ど其心主に歸するに及ぶ其かほおほひ除かるべし 十七 主は即ち彼の靈な

り主の靈ある所には自由あり　十八　凡て我儕帕子なくして鏡に照すが如く主の榮を見榮に榮いや增りて其おな
じ像に化る也これ主すなはち靈に由てなり

第四章　われら恩慈を蒙りて此職を受たれば敢て臆せず　二　耻べき隱匿たる事を棄て詭譎を行ず神の道を混
さず眞理を顯して神の前に己を衆の人の良心に質なり　三　我儕の福音もし隱あらば沈淪者に隱るゝ也　四　此の
如き人は此世の神その心を盲したる不信者なり此神の像なるキリストの榮の福音の光をして彼等を照さゞ
らしめんが爲なり　五　われら自己の事を宣るに非ず唯キリストイエスの主たることと又われらイエスに由て爾
曹の僕たる事を宣るなり　六　光に命じて暗より照出しめたる神我儕をしてイエスキリストの面にある神の榮
光を知の光を顯さしめん爲に我儕の心を照し給へり　七　我儕この寶を瓦器に藏り是おほいに優たる能は我
より出るに非ず神の能なる事の顯れん爲なり　八　われら四方より患難を受れども窮せず詮かた盡れども望を
失はず　九　迫害るれども棄られず跌倒るれども亡ず　十　われら何處へ往にも常にイエスの死を身に負り此はイ
エスの生ることを我儕の身に顯れしむる也　十一　夫われら生者の常にイエスの爲に死に付さるゝはイエスの生
ることを我儕が死べき肉體に顯れしむる也　十二　斯て死は我儕に動き生は爾曹に動くなり　十三　録して我信ずるに
因て言りと有ごとく我儕も此のごとき信仰の靈あれば信ずるに因て言なり　十四　我儕は主イエスを甦らしゝ者
のイエスと偕に我儕をも甦らせ亦我儕をして爾曹と偕に立しむる事を知り　十五　萬事は皆なんぢらの益とな
れり此はその鴻恩おほくの人の感謝に由て神の榮を顯さん爲なり　十六　是故に我儕臆せず我儕が外なる人
は壞るとも內なる人は日々に新なり　十七　夫我儕が受る片刻の輕き苦は極て大なる窮なき重き榮を我儕に得
しむる也　十八　我儕が顧る所は見る所の者に非ず見ざる所のもの也そは見る所の者は暫時にして見ざる所の者
は永遠ければ也

第五章 我儕これを知われらが地にある幕屋もし壞なば神の賜ふ所の屋天にあり手にて造ざる窮なく有とこ
ろの屋なり 二 我儕この幕屋に居て歎き天より賜ふ我儕が屋を衣の如く着ん事を深く欲へり 三 誠に着ことを
得ば裸になること無らん 四 我儕この幕屋にをり重を負て歎くなり之を衣の如く脱んことを欲はず彼を衣の
如く着んことを欲ふ是生に死べき者の呑れんが爲なり 五 それ此事に應ふ者と我儕を爲し給ふ者は神なり彼
靈を其質となして我儕に賜へり 六 是故に我儕の心つねに剛毅また身に居うちは主より離居ことを知り 七 蓋
われら見る所に憑ず信仰に憑て歩めば也 八 我儕の心剛毅もつとも欲ふ所は身を離れて主と偕に居んこと也
九 是故に我儕身に居ても身を離れても彼の心に適んことを勉む 十 蓋われら必ず皆キリストの臺前に出て善
にもあれ惡にもあれ各々身に居て爲し所のことに循ひ其報を受べき者なれば也○ 十一 如此われら主の畏べき
を知が故に人に勸む我儕すでに神に明かに知れたり亦なんぢらの良心にも明かに知れたるならんとおもふ
十二 我儕また自ら己を爾曹に勸ず我儕の爲に誇るべき原を爾曹に予ふ是なんぢらが之を以て彼の外貌により
心に由ずして誇る者に答ん爲なり 十三 我儕もし心狂るならば是神の爲なり心慥ならば是なんぢらの爲なり 十四
キリストの愛われらを勉せり我儕思に一人衆の人に代て死たれば衆の人すでに死たる也 十五 その衆の人に代
て死しは生者をして以後おのが爲ならで己に代り死て甦りし者のために世を過しめんとて也 十六 是故に今よ
り後われら肉體に依て人を識まじ我儕肉體に依てキリストを識しかども今より後は此の如く之を識まじ 十七
是故に人キリストに在ときは新に造れたる者なり舊は去てみな新しく作なり 十八 一切のもの神より出かれキ
リストにより我儕をして己と和がしめ且その和がしむる職を我儕に授く 十九 即ち神キリストに在て世を己と
和がしめ其罪を之に負せず且和がしむる言を我儕に委たまへり 二十 是故に我儕召れてキリストの使者となれ
り即ち神われらに託なんぢらを勸給ふが如し我儕キリストに代て爾曹が神に和がんことを爾曹に求ふ 二十一 神

罪を識ざる者を我儕の代に罪人となせり是我儕をして彼に在て神の義となることを得しめん爲なり
第六章 神と偕に勞く所の我儕なんぢらに勸む爾曹神の恩を徒らに受ること勿れ 二 かれ曰われ慈惠の時に爾
に聽また救の日に爾を助たりと今ハ恩惠の時なり今ハ救の日なり 三 我儕この職を謗ること無らん爲に何
事にも人を躓かせず 四 且われら凡の事に於て己神の役者の如く行ひて己の義を人に顯せり即ち多の忍耐に
も患難にも窮乏にも困苦にも 五 責打にも獄に入にも擾亂の時にも勤勞にも睡ざるにも食ざるにも 六 貞潔こ
とゝ知識と恒忍と仁慈と聖靈と僞なきの愛と 七 眞の道と神の能と左右に在ところの義の武具を用ゐ 八 また
榮耀羞辱惡名令聞に由て己の義を人に顯せり 九 人を惑す者に似たれども眞實人に知れざるに似たれど
も人に知れ死たる者に似たれども生るもの責を受るに似たれども殺されず 十 憂るに似たれども常に喜び貧
きに似たれども多の人を富し何も有ざるに似たれども凡の物を有り○ 十一 コリント人よ我儕の口なんぢらに
啓け我儕の心廣なれり 十二 爾曹われらに狹らるゝに非ず反て己が心に狹らるゝ也 十三 われ爾曹に語ること我子
に語るが如し爾曹も自ら心を廣して我に報をなすべし 十四 あんぢら不信者と耦なかれ善義と不義と何の侶な
る事か有ん光と暗と何の交ることか有ん 十五 キリストとベリアルと何の合ことか有ん信者と不信者と何の干
ることか有ん 十六 神の殿と偶像と何の同きことか有ん夫なんぢらハ活神の殿なり神嘗て我かれらの中に住り
且あゆまん我かれらの神となり彼等わが民とならんと曰給ひしが如く 十七 又なんぢら彼等の中より出て之を
離れ汚穢に押ること勿れ我なんぢらを納ん 十八 われ爾曹の父となり爾曹わが子女と爲べしと曰る是全能の
主の言なり
第七章 然バ愛する者よ我儕この約束を得たれバ肉と靈の凡の汚を去て自己を潔くし神を畏れて聖潔ことを
成就すべし 二 爾曹われらを容納よ我儕誰にも不義をなさず誰をも損ハず誰をも掠めし事なし 三 われ如此い

ふハ爾曹を責んとに非ず蓋われ既に言る如く爾曹恒に我儕の心に在て共に死ともに生んと欲ばなり　四　われ
爾曹を信ずること大なり又なんぢらに緣て誇おほし我儕が受る凡の患難の中にも我に慰め滿ち悅び餘あり
五　蓋われらマケドニヤに至れる時我儕の肉すこしも安ことなく各樣の患難にあひ外にハ爭ひ內にハ懼あり
汜　六　然ど心憂る者を慰め給ふ神テトスの至るに因て我儕を慰め給へり　七　第に其至るに因て耳ならず爾曹の
思慕ところ又憂愁ところ又われに向ふ爾曹の熱心を我に告るを汜彼が自ら安慰を得たる其安慰を以て我儕
を慰め給へり是故に我ます〱喜べり　八　われ書を以て爾曹を憂えめしを曩にハ悔されども今ハ悔ず蓋われ
其書に因て爾曹を憂えめしハ暫時の間なりしを知たれバ也　九　今わが喜ぶハ爾曹を憂えめしに因に非ず爾曹
ハ憂て悔改むることを爲しに因て也なんぢら神に循ひて憂るにより我儕に少も損へるそ事なし　十　それ神に
循ふ憂ハ悔なきの救を得の悔改に至らしむ然ど世の憂ハ死に至らしむる也　十一　爾曹が神に循ひて憂し所の
事を視よ爾曹に如何なる勉勵また自訴また忿恚また畏懼また戀慕また熱心また罪を責る心を生ぜしや一切
なんぢら彼事に於て自ら潔ことを表せり　十二　われ書を爾曹に達りしハ不義を爲たる者のために非ず又不義を
受たる者のためにも非ず只われらが爾曹の爲に有ところの熱心を神の前にて爾曹に示さんことを欲てなり
十三　是故に我儕安慰を得たり我儕が安慰を得たる上にテトスの喜に緣て益々喜べり蓋テトスの心なんぢら衆
に緣て平安を得たれバなり　十四　われ爾曹の事を彼に誇しかど之を愧とせず我儕が爾曹に語し言のみな眞實な
りし如くテトスの前に誇し言も亦眞實なり　十五　彼ハ爾曹衆人の恐懼戰慄おのれを接て從ひしことを憶いだし
益々その心に爾曹を愛せり　十六　われ凡の事を爾曹に託べきを信ず是故に喜べり

第八章　兄弟よ我マケドニヤの諸教會に賜りし神の恩を爾曹に告　二　即ち大なる難の中に試を受るとき彼等の
喜び甚だしく亦大ある其貧かれらの惜なく施す所の富厚を彰せり　三四　我これを證す彼等聖徒の爲に施濟を共

にせんことを切に我儕に求め自ら願て其力量に從ひ且りの力量に過て施すことをせり　五如此おこなひて我
儕が望を成しのみならず神の意旨に從ひ先己を主に饋へ次に我儕に饋たり　六是故に我儕テトスが曩に爾曹
をして此恩を行はしむる事を倡たれば今これを成就せんことを彼に勸む　七なんぢら諸事すなはち信仰と言
と知識と凡の勉勵および我儕に向ふ愛心に富る如く此恩にも富べし　八我かく言は爾曹に命ずるに非ず然ど他
の人勵むに緣てなり且なんぢらの愛の實を試みんが爲なり　九爾曹われらの主イエスキリストの恩を知かれ
は富る者なりしが爾曹の爲に貧き者となれり是なんぢらが彼の窮乏に由て富る者とならん爲なり　十われ施
濟の事について我が意を示せり是なんぢらの益なり蓋爾曹は他の人に先ち此事を一年前に行ひ始しのみな
らず以前より之を行はんことを願へる者なれば也　十一然ば今なんぢら其作ところを成遂よ爾曹が篤く願しご
とく其所有に循て之を成遂べし　十二もし人ねがふ志あらば其無ところに循ず其有ところに循て納給ふべし　十三
われ他の人を安逸して爾曹を困苦めんとするに非ず平均せんことを欲ふ爾曹の餘あるを以て彼等の足ざる
を補ひ　十四亦かれらの餘あるを以て爾曹の不足を補ひて平均せんが爲なり　十五錄して多く斂る者も餘あらず少
く斂る者も足ざる事なしと有が如し○　十六爾曹に向ふ熱心を我と同くテトスの心に賜ひし神に謝す　十七蓋かれ
我が勸を納かつ熱心なる者にして自ら願て爾曹に往り　十八亦われら彼と偕に一人の兄弟を遣せり此人は福音
をもて諸教會の中に頌美を得たる者なり　十九然のみならず我儕が主の榮と爾曹の熱心を彰さんとて掌理ところ
の此餽物を携ふる爲に諸教會に選れて我儕と偕に往もの也　二十我儕の彼を遣しは許多の餽物を掌理ことによ
り謹て人に誹を受ることなからん爲なり　二一我儕が如此するは主の前のみならず人の前にも善らんことを慮る
なり　二二我儕また一人の兄弟を彼等と偕に遣せり我儕しばしば彼を多事に用ゐて其熱心なるを知かれ深く爾
曹を信ずるに緣て今殊に熱心になれり　二三テトスの事を言ば彼は我儕の伴侶なり又われと偕に爾曹の爲に勤

る者なり二人の兄弟等のことを言バ彼等ハ諸教會の使者ありキリストの榮なり是故に彼等と亦諸教會の前
に爾曹その愛と我儕が爾曹について誇しことの證とを顯すべし
第九章 聖徒に施す事について我なんぢらに書遺るに及ず 二 蓋われ爾曹の熱心を知バなり即ち爾曹の事をマ
ケドニヤ人に誇りてアカヤハ去年より既に備をなせりと言り且なんぢらの熱心おほくの人を激せたり 三 然
ど我儕が爾曹に就て誇りしことの虚ならんことを恐れ我が言し如く爾曹をして備をなさしめん爲に兄弟等
を遣せり 四 恐くハマケドニヤ人われと偕に來り爾曹が備せざるを見んとき爾曹ハいふに及ず我儕まで此疑
ハず誇しに因て愧を受ん 五 是故に我兄弟を勸て先なんぢらに往しめ彼等をして曩に爾曹が告し所の惠のこ
とを預じめ備しむるハ必ず爲べきことゝ意るゝなり蓋この施濟を惜む心よりなさず惠む心より爲しめんと
すれバ也 六 それ少く播者ハ少く穫おほく播者ハ多く穫べし 七 各人その心の中に欲ふ所に隨ひて施すべし憂
て爲べからず亦强て爲べからず蓋神ハ喜びて施をするものを愛し給へバなり 八 神ハ爾曹をして常に凡の物
に足ざることなく凡の善事を多く行ハしめん爲に諸恩を多く爾曹に賜へ得なり 九 錄して彼ハ偏く施し
亦貧者に予たり其義ハ窮なく存んとあるが如し 十 播者に種を予へ食の爲にパンを備たまふ者ハ爾曹の種
を繁衍し亦なんぢらの義の實を增給ふべし 十一 なんぢら每事に富たれバ吝なく施を行ふことを得なり是人を
して我儕に由て神に感謝せしむ 十二 蓋この施濟のことと第に聖徒の乏を補ふのみならず推擴め夥の人をして神
に感謝せしむるに至れバ也 十三 彼等ハ此施の證據により爾曹が言現してキリストの福音に從ふことゝ吝なく
彼等および衆の人に施することを知 十四 また神の爾曹に賜し厚恩に緣て爾曹を慕ひ爾曹の爲に祈て榮を神
に歸す 十五 その言盡されぬ神の賜物に因て我神に感謝する也
第十章 我パウロ即ち爾曹の中に在て爾曹と面を觀するときハ謙卑なんぢらを離るゝときハ勇敢者いまキリ

ストの柔和と寛容を以て爾曹に勸む　二我儕を肉に循ひて行と意ふ者あり我かくの如き人を待ふには勇敢せ
んと意へり只ねがふ所は爾曹に會とき此の如く勇敢せざらんことなり　三我儕は肉に在て行けども肉に循ひ
て戰はず　四夫われらが戰の器は肉に属する者に非ず營壘を破るほど神に由て能あり　五我儕は神の教に逆ひ
て建たる所の諸の櫓と論を毀し諸の意思を擒にしてキリストに服はしむ　六我なんぢらが全く服はんとき諸
の違逆者を罰せんと旣に其備をなせり○　七爾曹は貌のみを觀か若し人みづからキリストに属するものと信ぜ
ば復自ら之を思ふべし己がキリストに属る如く我等もキリストに属る者なりと　八主の我儕に賜ひし所の權
威すなはち爾曹を敗る爲にあらず建ん爲に賜ひし者について愈々誇るとも我愧と爲ず　九我これを言は書を
以て爾曹を懼しむる如く見ざらん爲なり　十蓋かれらの言に其書は重かつ嚴く其會るときの容は懦く其言は
鄙と云ばなり　十一此の如き人これを思ふべし我儕が睽違ときの書の言の嚴きが如く會ときに行ふ事も亦かく
の如くならん　十二自ら譽る者あり我儕敢て之と匹これと較ることをせず然ど彼等みづから互に度みづから互
に較れば智なき者なり　十三我儕は量を踰て誇らず惟神われらに頒給ひし所の法の量に循ふ我儕この量に循ひ
て爾曹にまで至れり　十四我儕は爾曹に至るべからざる者の如く自ら量を踰て爾曹に及るに非ず蓋キリストの
福音を傳て旣に爾曹にまで至れば也　十五我儕は量を踰て他の人の功勞を誇らず惟なんぢらが信仰いよ〱篤
なり我儕の量なんぢらの中に在て更に大ならん事を望む　十六是われら他の人の量に由て旣に備れるものを誇
らず爾曹を越て外の邊に福音を傳んが爲なり　十七誇る者は主を誇るべし　十八蓋みづから譽るに非ずして主の譽
るもの可と爲るれば也

第十一章　一願くは爾曹少しく我が愚を容よ爾曹は原より我を容る者なり　二われ神の熱心の如き熱心をもて爾
曹を念ふ我なんぢらを一人の夫に聘定せり是なんぢらを潔き女としてキリストに獻んとする也　三へびの詭計

にエバの惑されし如く爾曹の心壞れてキリストに向ふの誠實を離ん事を我儕懼る　四　もし人きたりて我儕
が未だ宣ざる外のイエスを宣んに爾曹あるひハ未だ受ざる外の靈をうけ或ハ未だ受ざる外の福音を受ると
きハ爾曹能これを容ん　五　我ハ何事にも尤も大なる使徒等に亞ずと意ふなり　六　我ハ言に拙けれども智識ハ然
らず我儕の事ハ凡の事について爾曹に顯明なり　七　われ爾曹を高せんが爲に自ら卑りて價なしに神の福音を
爾曹に傳しハ罪を犯したる乎　八　われ他の教會より奪ひて給料を取なんぢらの爲に役たり　九　又われ爾曹の中
に在て乏かりしとき誰をも累せざりき蓋マケドニヤより來りし兄弟わが乏き所を補ひたれバ也すべての事
に於て我みづから守て爾曹を累せざりき尙みづから守らんとす　十　我に在キリストの眞に從ひて我いふ我こ
の誇る所のことをアカヤの地にて阻る者あらじ　十一　これ何故ぞや爾曹を愛せざるに因ヵ神知たまへり　十二　われ
機を求る者の機を絕んために我が行ふ所をなほ行ハんとす是彼等をして其誇るところ我儕と同からしめん
爲なり　十三　かの輩ハ僞の使徒また詭譎を行ふ者にしてキリストの使徒の貌に變じたる者なり　十四　これ奇しき事
に非ずサタンも自ら光明の使の貌に變ずるなり　十五　是故に彼の役者たとひ義の役者の貌に變ずるとも大なる
事に非ず彼等の終ハ必ずその爲ところに應べし　十六　又いふ人われを愚と意ふ勿れ然らずバ爾曹われを愚なる
者として受納よ是われも少しく誇らん爲なり　十七　わが言ところハ主に循ひて言に非ず愚なる者の如く憚らず
誇て言なり　十八　多くの人肉に因て誇れバ我も亦誇るべし　十九　そハ爾曹ハ智ある者にして喜びて愚なる者を容れ
バなり　二十　人もし爾曹を奴隸とし人もし爾曹を啖ひ人もし爾曹を劫め人もし爾曹に驕り人もし爾曹の面を批
とも爾曹これを容るなり　二一　われ辱て言われらハ懦弱者の如なりき然ど人の强き所にハ我も亦强し(わが如此
いふハ愚なるが如し)　二二　彼等ヘブル人なるか我も然り彼等イスラエルの人なるか我も然り彼等アブラハムの
裔なる乎われも然り　二三　彼等キリストの役者なるか我ハ之に愈れり(わが如此いふハ狂る者の如し)われ勞苦し

こと彼等より多く鞭たれしこと彼等より夥しく獄に入れらるゝこと多く死に遭こと屢々なり　二四　又われハ五
次ユダヤ人に四十に一を減じたる鞭を受　二五　三たび條にて撲れ一次石にて擊れ三たび破船にあひ一晝夜海に
あり　二六　又しばしば旅路を經かつ河の難盜賊の難同族の難異邦人の難城裏の難野の中の難海中の難僞の兄弟
の中に難に遭り　二七　また彼等に愈て勞苦つかれ屢々寢ず飢渇しばしば食を絶ち凍裸なりし也。　二八　此に言ざる
外の事ありて日々我に迫る即ち諸の教會の憂慮なり　二九　誰か弱て我弱ざらんや誰か躓て我が心熱せざらん
や　三十　もし我かならず誇るべくバ我が弱きことを誇るべし　三一　永遠頌べき神主イエスキリストの父わが誑らざる
を知たまふ　三二　ダマスコに於てアレタ王に屬る邑宰われを執へんとしてダマスコ人の邑を守れり　三三　われ筐を
以て牖より石垣にそひ縋下されて彼の手を脱れたり

第十二章

わが誇ハ固より益なし今ハ主の顯現と默示に及ばん　二　我キリストにある一人のものを知り此人十
四年前に挈へられて第三の天に至る(或ハ肉體に在しか我しらず或ハ肉體の外に在しか我しらず神知たまふ)
三　我この人を知る(かれ或ハ肉體に在しか或ハ肉體の外に在しか知ず神しり給ふ)　四　かれ挈へられて樂園に至
り言べからざる言即ち人の語るまじき言を聞り　五　我かくの如き人の爲に誇るべし我が弱ことの外ハ自ら誇
らず　六　我もし自ら誇らんとするとも愚なる者とならず蓋眞を言バなり然ども人の我に見ところ或ハ我に聞
ところに過て我を擬んことを恐るゝに因て誇ることを止べし　七　また賜りし多の默示に因て我が傲ることを無
らん爲に一の刺を我が肉體に予ふ即ち我が傲ること無らん爲に我を擊サタンの使者なり　八　我これが爲に三
次主に之を我より離んことを求たり　九　我に言給ひけるハ我が恩なんぢに足り蓋わが能ハ弱に於て全なれバ
也この故に寧ろ欣びて自己の弱に誇らん是キリストの能われに寓らん爲なり　十　之に因て我キリストの爲に
懦弱と凌辱と空乏と迫害と患難に遭を樂みとせり蓋われ弱き時に强けれバ也　十一　われ誇るに因て愚なる者と

なれり爾曹われを強て如此なせり蓋われ取に足ざる者なれども凡の事もつとも大なる使徒に亞らず原より爾曹に譽らるべき者なれば也 十二 われ休徵と奇跡と妙用をもて爾曹の中に多く忍びて使徒の證をなせり 十三 我が爾曹を累へせざる事の外ハ爾曹他の教會に何の亞る所かある願くハ我が此の不義を恕せ 十四 われ今第三次なんぢらに至らんとて備せり又なんぢらを累はせざらんとす蓋われ爾曹の所有を求めず唯なんぢらを求れバ也それ子ハ親の爲に積ふべき者に非ず親ハ子の爲に積ふべき者なり 十五 我いよ〳〵爾曹を愛すれバ愈爾曹に愛せられず然ど欣びて爾曹の靈魂の爲に財を費し身を盡すべし 十六 然ど或人言ん我なんぢらを累せざるハ巧なる者なるにより詭計を以て爾曹を牢籠るなりと 十七 われ爾曹に遣しゝ者の中の誰に由て爾曹より利を得しや 十八 われ請てテトスを爾曹に遣し又かれと偕に我儕の兄弟をも遣せりテトス爾曹より利を得し乎われら同心にて行ざりしや同跡を行ざりし乎○ 十九 爾曹また我儕みづから爾曹に恕すると意ふや我キリストに在て神の前にいふ愛する者よ我儕の行ふ所ハ皆爾曹の德を建ん爲なり 二十 我いたらん時われ爾曹を見に我が欲し如ならず爾曹が我を見にも爾曹の欲し如くならざらんことを恐また爭鬪媢嫉忿怒爭ひ分るゝこと毀謗讒言驕矜混亂などの有んことを恐る 二十一 又わが再び至らん時わが神我をして爾曹の中に愧しめ給へんことを恐また我おほくの人の罪を犯て其行ひし所の汚穢姦淫放肆などの事を悔改めざるを見て憂んことを恐る

第十三章

我いま第三次なんぢらに至らん二人あるひハ三人の證人の口に憑て凡の事定るべし 二 我さきに爾曹に告たり我第二次なんぢらに覿しとき語りし如く罪を犯しゝ者と其餘の人々に今また預じめ喚遣て告われ復いたらバ必ず恕さじ 三 是なんぢらキリストの我に在て語る徵を求るに因てなり彼ハ爾曹に向て弱からず爾曹の中に强なり 四 かれ弱に由て十字架に釘られたれど神の能に由て生たり我儕も彼に在て弱者なれど爾曹に向ふ神の能に由て彼と偕に生ん 五 なんぢら信仰に居や否や自ら省み自ら試むべし爾曹もし棄らるゝ

者ならずバイエスキリスト爾曹の中にあり之を自ら知ざらん乎　六　われら棄らるゝ者に非ざるを爾曹知んこ
とを我のぞむ　七　我儕なんぢらが少も惡を行ざらんことを神に願ふ此われらの是なることを彰すに非ず我
儕棄らるゝ者の如く見るも爾曹が善を行はんことを願ふなり　八　蓋われら眞理に逆ひて能なし眞理に順ひて
能あれバ也　九　われら弱して爾曹強ときハ我喜ぶ我儕願ふ所ハ爾曹の全ならん事なり　十　是故に我暌違てある
とき此を書置る是なんぢらに親んとき主の我に賜ひし權威すなはち敗る爲に非ず建る爲に賜ひし者に循ひ
て嚴く爾曹を待ふことを無らん爲なり　十一　此外また言ん兄弟よ爾曹喜び且全なり且慰め且心を同うし且和睦こ
とをせよ然らバ愛と平安の神なんぢらと偕に在ん　十二　なんぢら潔き接吻をもて互に相問べし　十三　諸の聖徒なん
ぢらに安を問り　十四　願くハ主イエスキリストの恩と神の愛と聖靈の交際なんぢら衆と偕に在んことをアーメ
ン

新約全書哥林多後書　終

新約全書使徒パウロガラテヤ人に贈れる書

第一章 一 人よりに非ず又人に由ずイエスキリストと彼を死より甦らしゝ父なる神に由て立られたる使徒パウ
ロ 二 及び我と偕に在すべての兄弟ガラテヤの諸教會に書を達る 三 なんぢら願くハ父なる神および我儕の主
イエスキリストより恩寵と平康を受よ 四 キリストハ我儕の父なる神の旨に循ひ今の惡世より我儕を救出さ
んとて我儕の罪の爲に己が身を捨たまへり 五 願くハ榮彼に歸して世々に至れアーメン○ 六 キリストの恩を
もて爾曹を召たる者を爾曹が如此すみやかに離れて異なる福音に遷し事を我怪しむ 七 此ハ福音に非ず或人
たゞ爾曹を擾しキリストの福音を更んとする也 八 我儕にもせよ天よりの使者にもせよ若われらが曾て爾曹
に傳し所に逆ふ福音を爾曹に傳る者ハ詛るべし 九 我儕既に言しが今また我りの如く言ん若なんぢらが受し
所に逆ふ福音を爾曹に傳る者ハ詛るべし 十 今われ人の親を得んことを要るや神の親を得んことを要るや或
ハ人の心を得んことを求ふや若われ人の心を得んことを求ハゞキリストの僕に非ざるべし○ 十一 兄弟よ我な
んぢらに示す我曾て爾曹に傳し所の福音ハ人より出るに非ず 十二 蓋われ之を人より受ず亦敎られず惟イエス
キリストの默示に由て受たれバ也 十三 わが曩にユダヤ教に在しとき行ひたる事を爾曹聞り即ち甚しく神の教
會を窘かつ之を殘賊せり 十四 我また心を人よりも先祖等の遺傳に熱しユダヤ教に在てハ我が國人のうち年相
若おほくの人に超りたり 十五 然ども我が母の胎を出し時より我を簡びおき恩をもて我を召給ひし神 十六 その子
を異邦人の中に宣しめんがため心に善として彼を我が心に示し給へる其時われ直に血肉と謀ることをせず
十七 また我より先に使徒と作てエルサレムに在ところの者にも往ずアラビヤに往またダマスコに返れり 十八 三
年を經て後ペテロを尋ん爲にエルサレムに上り十五日彼と偕に居しが 十九 他の使徒等にハ主の兄弟ヤコブを
除てハ誰にも遇ざりき 二十 今わが爾曹に書遺る所ハ神の前に謊れる言なし 二一 その後われスリヤキリキヤの地に

至れり　二二 然どもユダヤに在キリストの諸教會ハ我が面を識ざりき　二三 只かれらハ前に己等を窘しもの今ハ其
前に滅さんとしたる信仰の道を宣傳ふと聞　二四 我事に因て神を崇ることを爲り

第二章　十四年の後われバルナバと偕にテトスを伴ひて亦エルサレムに上る　二 わが上りしハ黙示に循へるな
り異邦人の中に於て我が宣し所の福音を彼等に告また私に名ある人等に之を告たり蓋いま勤る所また既に
勤めし所の事の徒然ならざらんが爲なり　三 我と偕に在しテトスハギリシヤ人なるになほ强てハ之に割禮を
受させざりき　四 そハ私に入られし僞の兄弟あるに因てなり彼等の私に入しハ我儕がイエスキリストに在て
有ところの自由を窺ひ我儕を奴隷とせんが爲なり　五 われら一時も之に服することをせず此ハ福音の眞つね
に爾曹と偕に在んことを望めバ也　六 かの名ある者より我ハ受しことなし彼等ハ何なる人なるにもせよ我に
於て與る所なし神ハ偏る者に非ず彼の名ある者われに誨を加しこと無なり　七 反て彼等ハペテロが割禮を受
たる者に福音を傳ることを託られし如く我が割禮を受ざる者に福音を傳ることを託られしを見　八 (ペテロに
能力を予て割禮を受たる人の使徒と爲し者また我にも能力を予て異邦人の使徒と爲り)　九 また我に賜し所の
恩を知しにより柱と意るヤコブケパヨハ子も其右手を予て我とバルナバに交を結べり是われらハ異邦人
に至り彼等ハ割禮を受たる者に至らん爲なり　十 彼等の惟ねがふ所ハ我儕が貧民を眷顧んことなり我儕も亦
この事ハ素より進んで爲んとする所なり　十一 ペテロアンテオケに至りしとき彼に責べき所ありしに因われ當
面これを詰めたり　十二 蓋ヤコブより來る者の未だ至らざる前にハペテロ異邦人と同に食したれども彼等が至
るに及て割禮を受たる者を懼れ退きて異邦人と別たれバ也　十三 その餘のユダヤ人も彼と偕に僞の行をなしバ
ルナバも遂に其僞の行に誘れたり　十四 我かれらが福音の眞に遵ひ正く行ハざるを見すべての人の前に於てペ
テロに曰けるハ爾ユダヤ人にして若し異邦人の如く行ひユダヤ人の如く行はざるときハ何ぞ異邦人を强て

ユダヤ人の例に遵へせんと爲や 十五 夫われらは生來のユダヤ人にして異邦より出たる罪人に非ず 十六 然ど人の義とせらるゝは律法の行に由に非ず惟イエスキリストを信ずるに由なるを知この故に我儕も律法の行に由ずキリストを信ずるに由て義とせられんが爲にイエスキリストを信ず蓋律法の行に由て義とせらるゝ者なければ也 十七 もしわれらキリストに由て義とせられん事を欲ひなば罪人ならばキリストは罪の役なるか決て然らず 十八 我が先に毀し此ものを今もし復び建なば自ら其罪人なるを曝すなり 十九 われ律法に由て律法に死り是神に由て生ん爲なり 二十 我キリストと偕に十字架に釘られたり既われ生るに非ずキリスト我に在て生るなり今われ肉體に在て生るは我を愛して我が爲に己を捨し者すなはち神の子を信ずるに由て生るなり 二一 我は神の恩を徒然せず若し義とせらるゝことを律法に由ばキリストの死は徒然なる業なり

第三章 愚なる哉すでにイエスキリストの十字架に釘られし事を明かに其目前に著されたるガラテヤ人よ誰が爾曹を誑かしゝ乎 二 我たゞ此事を爾曹より聞んとす爾曹が靈を受しは律法を行ふに由か將きゝて信せしに由か 三 爾曹かく愚なる乎なんぢら靈に因て始り今肉に因て全うせらるゝ乎 四 なんぢら如此おほくの苦を徒然に受しや實に徒然にはあらじ 五 それ爾曹に靈を予へかつ奇跡を行はしめ給ふ者の如此なすは爾曹が律法を行ふに由てなる乎また聞て信ぜしに由てなる乎 即ちアブラハム神を信じ其信仰を義と爲れたるが如し 七 是故に信仰による者はアブラハムの子なりと爾曹知べし 八 かつ聖書すでに信仰に由て神の異邦人を義と爲給ふことを豫じめ睹まづ福音をアブラハムに傳て諸國の民は爾に由て福を獲んと云り 是故に信仰に由ものは信仰ありしアブラハムと偕に福を受 十 凡て律法の行に由ものは詛るべし蓋律法の書に載たる凡の事を恒に行はざる者は詛ると錄されたれば也 十一 かつ義人は信仰に由て生べしと有ば律法に由て神の前に義とせらるゝ者なきことは明かなり 十二 それ律法は信仰に由ず即ち曰これを行ふ者は之に由て生べし

十三 キリスト既に我儕の爲に詛るゝ者となりて我儕を贖ひ律法の詛より脱しめ給へり蓋すべて木に懸る
者は詛れし者なりと録されたれば也 十四 是アブラハムに約束し給ひし恩惠イエスキリストに由て異邦人にま
で及び我儕にも信仰に由て約束の靈を受しめん爲なり 十五 兄弟よ我いま人の事に由て曰ん人の契約だに既に
定れば之を廢またかふることなし 十六 それ約束はアブラハムと其裔とに立給ひし者にして多の人を指て裔と
言るに非ず唯一人を指て爾の裔と言る也これ即ちキリストなり 十七 我これを言ん神の預じめ定給ひし契約は
四百三十年のちの律法これを棄その約束の言を徒然することをせざる也 十八 嗣業と爲こと若し律法に由ば約
束には由ざるべし然ど神は約束に由て之をアブラハムに賜へり○ 十九 然らば律法の用は何ぞや此は約束を受
べき裔の來るまで罪の爲に加へし者にて天使等により中保の手に備へ給ひし也 二十 それ中保は一人に屬る者
に非ず神は即ち一人なり 二十一 然らば律法は神の約束に反るや決て非ず若し人を生しうる律法を賜りしならば
義とせらるゝは必ず律法に由べし 二十二 然ど聖書は反て萬人を罪の下に拘幽たり此はイエスキリストを信
ずるに由る約束のものを諸の信者に賜らんが爲なり 二十三 信仰の來らざる先には我儕律法の下に拘幽られ且守
れて其顯れんとする信仰を俟り 二十四 かく律法は我儕をして信仰に由て義とせらるゝ事を得しめんが爲に我儕
をキリストに導く師傅となれり 二十五 然ども今信仰すでに來たれば我儕もはや師傅の下にあらず 二十六 爾曹は皆キ
リストイエスを信ずるに由て神の子となれり 二十七 それ凡そバプテスマを受てキリストに入る爾曹はキリスト
を衣たる者なれば也○ 二十八 斯る者の中にはユダヤ人またギリシヤ人あるひは奴隷あるひは自主あるひは男ある
ひは女の分なし蓋なんぢら皆キリストイエスに在て一なれば也 二十九 若なんぢらキリストに屬する者なれば爾
曹はアブラハムの裔すなはち約束に循ひて嗣子たる也

第四章

我いふ嗣子たる者は全業の主なれども其童蒙の時は僕に異なることなし 二 父の定し期いたるまで

受託者および家宰の下に在 三此の如く我儕も童蒙の時ハ此世の小學の下に在て僕たる也 四然ども期すでに
至るに及びて神ハその子を遣し給へり彼ハ女より生れ且律法の下ゐ服したり 五これ律法の下ゐある者を贖ひ
我儕をして子たることを得しめんが爲なり 六且なんぢら既に子たることを得しが故ゐ神ハその子の靈を爾曹
の心に遣りアバ父と呼しむ 七是故に爾ハもはや僕に非ず子なり既に子ならバ亦神に由て嗣子たる也 八然ど
も爾曹神を識ざりし時ハ其實神に非ざる者に事て僕たりき 九然ども爾曹いま神を識り反て神に識れたりと
云べし何ぞ弱く賤き小學に返りて復び之が僕たらんことを欲ふや 十なんぢら愼て月と日と節と歳とを守る
十一われ爾曹に就て危む恐くハ爾曹の爲に我が勤めし事の徒然ならんことを○ 十二兄弟よ願くハ爾曹わが如く
なれ蓋われ爾曹の如なりたれバ也なんぢらハ我を害せしことなし 十三曩に我よわき身にして爾曹に福音を傳へ
しことハ爾曹の知ところ也 十四爾曹を試る者の我が身に在しを爾曹ハ卑めず亦厭ず反て天の使の如くキリス
トイエスの如くに我を待ひたり 十五爾曹その時の福ハ何如ありし乎われ爾曹に證す若し爲得べくバ爾曹みづ
からの目を抉て我に予んとまで願たり 十六然るに我なんぢらに眞理を語りしに緣て我なんぢらの仇となりし
乎 十七彼等が爾曹に熱心なるハ善意に非ず爾曹を己に熱心ならしめんとて爾曹を離しめんとする也 十八然ど唯
わが爾曹と偕なる時のみならず善事の爲に常に熱心なるハ宜きなり 十九我が小子よ我なんぢらの心にキリス
トの狀成までハ復び爾曹の爲に生の劬勞をなす 二十我いま爾曹と偕に在て口氣を改めんことを欲ふ蓋われ爾
曹に就て惑へバなり○ 二一なんぢら律法の下に在んことを欲ふ者よ我に語れ爾曹律法を聞ざる乎 二二録してアブ
ラハムに二人の子あり一人ハ婢より一人ハ自主の婦より生たりと有 二三その婢より生れし者ハ肉に循ひ自主
の婦より生れし者ハ約束に因て生れたる也 二四この言ハ譬喩にして即ち此婦ハ二の契約に比ふべし一ハシナ
イ山より出て子を奴隷に生これ即ちハガルなり 二五此ハガルハアラビヤのシナイ山今のエルサレムに當るな

り蓋かれ其諸子と偕に奴隷たれバ也　二六 然ど上に在ところのエルサレムハ自主にして是われらの母なり　二七 そ
ハ録して孕ず産ざる者よ喜べ産の劬勞せざる者よ聲を揚て呼れ寡居る者の子ハ夫ある者の子よりも多が故
なりと有バなり　二八 兄弟よ我儕ハイサクの如く約束の子なり　二九 然ども當時の肉に循ひて生しもの靈に循ひて
生れし者を窘し如く今も亦然り　三十 然ど聖書ハ何と言るや婢をよび其子を逐うハ婢の子ハ自主の婦の子と共
に嗣子となる可らざれバ也と言り　三一 兄弟よ此の如なれバ我儕ハ婢の子に非ず此自主の婦の子なり

第五章

イエスキリスト我儕を釋て自由を得させたり是故に留曹堅立て復び奴隷の軛に繋るゝ勿れ　二 我パウ
ロ爾曹にいふ爾曹もし割禮を受なバキリスト更に爾曹に益なし　三 我また割禮を受たる各々の人に就て證す
其人ハ全き律法を行ふべき者なり　四 なんぢら律法に由て義とせらるゝ者ハキリストと與りなく恩より墜た
る者なり　五 われら望む所のもの即ち信仰を以て義とせらるゝことを靈に由て俟なり　六 夫キリストイエスに
在てハ割禮を受るも受ざるも益なく惟愛に由て行く所の信仰のみ益あり　七 なんぢら前にハ善走りたり誰が
爾曹の眞理に循ハざるやう阻ることを爲しや　八 その勸ハ爾曹を召者より出るに非ず　九 少許の麪酵ハ全團を
みな發しむ　十 爾曹に就てハ我なんぢらが少しも異念を懷ざることを主に由て信ず誰にても爾曹を煩へす
者ハ其審判を受べし　十一 兄弟よ我もし今も尚割禮を宣バ何ぞ窘らるゝ事あらん乎もし然せバ既や十字架に礙
くことを止べし　十二 爾曹を亂す者の自ら爾曹より離んことを願ふ　十三 そハ兄弟よ爾曹ハ召を蒙りて自由を得たる
者なれバ也されど其自由を行を機會として肉に循ふ勿れ惟愛を以て互に事ることを爲よ　十四 それ己の如く爾
の隣を愛すべしと曰る此一言すべての律法を全うする也　十五 なんぢら愼よ若たがひに呑噬へバ恐くハ互に
滅されん○　十六 われ謂なんぢら靈に由て行むべし然バ肉の慾を成こと莫らん　十七 そハ肉の慾ハ靈に逆ひ靈の慾
ハ肉に逆ひ此二のもの互に相敵る是故に爾曹好む所の事をなすを得ず　十八 然ど爾曹もし靈に導かるゝときハ

律法の下に在ざるべし 十九 夫れ肉の行は顯著なり即ち苟合、汚穢、好色、二十 偶像に事ること、巫術、仇恨、爭鬪、妬忌、忿
怒、分爭、結黨、異端、二一 媢嫉、兇殺、醉酒、放蕩などの如し此等の事につき我嘗て爾曹に斷る事をなす者は神國を嗣
べからずと告しその如く今また豫じめ之を告 二二 靈の結ぶ所の果は仁愛、喜樂、平和、忍耐、慈悲、良善、忠信 二三 溫柔、
撙節かくの如き類を禁ずる律法はある事なし 二四 夫キリストに屬する者は肉と其情および慾とを十字架に釘
たり 二五 若われら靈に由て生なば亦靈に由て行むべし 二六 互に怒たがひに妬むことを爲て虛しき榮を求る勿れ

第六章

兄弟よ若人はからずも過に陷る者あらば爾曹のうち靈に感じたる者柔和なる心をもて之を規正べし亦
自己をも顧みよ恐くは爾試るゝことも有ん 二 なんぢら彼此の勞を任へ斯してキリストの律法を全すべし 三 人
もし有ことなくして自ら有とせば是みづから欺くなり 四 各人その行ところを勘へ視よ如此せば誇る基はた
ゞ己に在て人に在ず 五 そは人おのおの其荷を負べければ也 六 然ど道を教らるゝ者は道を教る者に凡て有益
なる物を分予ふべし 七 自ら欺く勿れ神は慢るべき者に非ず蓋人の種ところの者は亦その穫ところと爲なり
八 己が肉のために種ものは肉より敗壞ものを穫とり靈のために種ものは靈より永生を穫とるべし 九 善を
行ふに倦する勿れ蓋もし倦ことなくば我儕時に至りて穫取べければ也 十 是故に若し機會あらば衆の人に善
を行べし信仰の徒には別て之を行べし○ 十一 爾曹わが親手なんぢらに書遺る字の何に大なるかを見よ 十二 凡そ
肉につきて美しからんことを欲ふ者は爾曹に割禮を强ふ是たゞ己キリストの十字架の爲に窘らるゝことを
免れんが爲なり 十三 それ割禮をうけたる彼等なほ自ら律法を守ることをせず彼等が爾曹に割禮を受させんと
するは爾曹の肉に於て誇らんと欲ふなり 十四 然ど我には惟われらの主イエスキリストの十字架の外に誇る所
なからんことを願ふ此キリストに由て我世に向へば世は十字架に釘られ世の我に向ふも亦然り 十五 夫イエス
キリストに於ては割禮を受るも受ざるも益なく唯新に作れし者のみ益あり 十六 凡そ此規矩に循ひて行む者に

願くハ平康と恩恵とあれ神のイスラエルにも亦然れ　十七今よりのち誰も我を擾ハす勿れ蓋われ身にイエスの
印記を佩たれバ也　十八兄弟よ願くハ我儕の主イエスキリストの恩なんぢらの靈と偕ならんことをアーメン

新約全書加拉太書終

新約全書使徒パウロエペソ人に贈れる書

第一章 神の旨に由てイエスキリストの使徒と爲るパウロエペソにある聖徒およびイエスキリストに在て信
ずる者に書を贈る 二 ねがはくは我儕の父なる神および主イエスキリストより恩惠と平康を受よ○ 三 神即ち我儕
の主イエスキリストの父は頌べきかな彼キリストに由て諸の靈の恩を以て天の處にて我儕を已に恵みたり
四 それ神我儕をして其前に聖く疵なからしめん爲に世基を置ざりし先より我儕をキリストの中に簡び 五 そ
の意のまゝにイエスキリストに由て我儕を己の子と爲んことを愛を以て預じめ定たり 六 その恩の榮を讃し
めんため也すなはち愛する者に在われらに賜ふ所の恩なり 七 その恩の豐なるに由て彼にある我儕その血に
より贖すなはち罪の赦を得なり 八 神さま〴〵の智慧と聰明を予へて此恩を我儕に充しめ 九 我儕に其旨の奧
義を意のまゝに示せり 十 これ自ら定め給ひし所なり即ち期の滿るときに至りて或は天に在あるひは地にあ
る萬物をキリストに歸せしめんが爲に定め給ひし所なり 十一 萬事を其意のまゝに行ふ者おのれの旨に循
ひて預じめ我儕を定めキリストに在て嗣子と爲ことを得しむ 十二 これ前にキリストを賴める我儕をして彼の
榮の讃美らるゝ事を爲しめんため也 十三 爾曹も眞の道すなはち爾曹を救ふ福音を聞し後キリストを信じ我儕
が業を嗣の質なる約束の聖靈を以て印せらる 十四 神聖靈をもて印したまふは其買贖し者を救ひ且おのれの榮
を顯さんため也 十五 是故に我爾曹が主イエスを信ずることゝ諸の聖徒を愛することを聞て 十六 爾曹の爲に感
謝して已ず常に我が祈禱のとき爾曹を懷ふ 十七 我儕の主イエスキリストの神榮の父智慧と默示の靈を爾曹に
賜ひ爾曹をして神を識しめ 十八 また爾曹の心の目を明かにし其召を蒙りて有つ所の望と聖徒に賜ふ所の業の
榮の富と 十九 また信ずる爾曹に對して行ひ給ふ神の能の極て大なることを知しめ給はんことを願ふ爾曹の信
ずるは神の大なる能の感動に由なり 二十 即ちキリストに行ひし所にして彼を死より甦らせ諸の政と權威と能

力を宰治また此世のみならず來らんとする世にも凡て稱ふる所の名の上に置き天の處にて己の右に坐せし
めし能なり　二十二 また一切の物を彼の足下に置また彼を一切の物の上に首となし此を教會に賜ひて其首と爲り
二十三 教會ハ彼の身體なり萬物を以て萬物に滿しむる者の滿る所なり

第二章 一 神ハ愆と罪に死し所の爾曹をも生し給へり　二 爾曹曾て斯世の風俗に從ひ彼の惡と罪を行ひて日を送
り亦空中にある諸權を總宰どる者すなハち信じ從へざる者の中に今はたらく所の靈に從へり　三 我儕もみな
曾て其中にをり肉の慾に從ひて日を送り肉と心の慾ふ任をなし他人の如く本性にして怒の子なりき　四 然
るに憐憫に富る神われらを愛する所の大なる愛に縁　五 罪に死し時にすら我儕をキリストと偕に生し（なんぢ
らが恩に由て救れし也）六 又イエスキリストが在われらを彼と偕に甦らせ共に天の處に坐せしめ給へり　七 これ
今より後の世々キリストイエスの中にて我儕に施す所の仁慈をもて其恩の勝て豐なることを顯さん爲なり
八 なんぢら恩に由て救を得これ信仰ふ由てなり己に由に非ず神の賜なり　九 行に由に非ず此の如くなるハ誇る
者なからん爲なり　十 我儕ハ神の造り給へる者なり即ち我儕をして善事を行はしめん爲にキリストイエスの
中に造り給へり此事ハ神われらに行ハせんとて預じめ備へ給へし所なり○十一 是故に爾曹心に留よ肉に由て
異邦人なる爾曹手を以て肉に行へる割禮の者に不割禮と稱られし者なれバ　十二 其時ハ爾曹キリスト無くイスラ
エルの國に籍ざる異邦人にして其約束について結び給ひし契約に與りなく望なく又世ふ在て神なき者な
りき　十三 然ど爾曹今ハキリストイエスに在て曩に遠かりし爾曹イエスの血に由て近けり　十四 かれハ我儕の和なり二
者を一となし冤仇をなる隔の籬を毀ち　十五 律法の中に命ずる所の法を其肉體にて廢せり蓋二者を己ふ聯ね之を
一の新しき人に造りて和がしめ　十六 また十字架を以て冤仇を滅し又これを以て二者を一體となして神と和
がしめん爲なり　十七 又かれ來りて福音を傳へ爾曹遠かりし者および近き者にも和平を宣たり　十八 これ彼に由て

我儕二者一の靈に在て父に近く事を得なり 十九 是故に爾曹今より客旅に非ず亦寄寓者に非ず聖徒と同じ邦ま
た神の家に屬する者なり 二十 爾曹は使徒と預言者の基の上に建らるイエスキリスト自ら其隅の首石とな
れり 二十一 全屋みな搆合て彼の中に在やゝに增て聖殿主の中に成なり 二十二 爾曹も彼に依て彼の中に建られたり是靈に
由て神の居給ふ處となるべき者なり

第三章

一 是故に爾曹異邦人の爲にキリストイエスの囚人と爲れる我パウロ 二 爾曹の爲に神の
我に賜ひし恩ハ爾曹すでに聞しならん 三 即ち默示をもて奧義を我に示せるなり我はやゝ前に錄せる如し 四 爾
曹これを讀ば之に由て我がキリストの奧義を暁れることを知べし 五 前代に之を人に知しめし〃今靈を以て聖
使徒と預言者に示すが如ならざりき 六 その奧義ハ即ち異邦人福音に由キリストイエスに在て同に嗣子とな
り同に一の體となり共に約束に與る事を得こと也 七 われ神の恩賜すなはち其能の感動を以て我に賜ひし恩
によりて此福音の役者となれり 八 諸の聖徒の中に最微者よりも微き我に此恩を賜ひて測ること能ハざる
キリストの富を異邦人に傳へ 九 且イエスキリストを以て萬物を造りし神の中に世の始より以來かくれた
る奧義如何を衆の人に悟らしむ 十 これ教會を以て天の處にある政を宰る者と權威を有る者に神の萬殊の智
慧を知しめん爲なり 十一 此ハ神世々の先より定め給ひし旨に循へる也この旨ハ我儕の主キリストイエスに由
て成就せり 十二 我儕キリストイエスに在て之を信ずるによれ臆せざることを得また懼ることなくして神に近
くことを得たり 十三 是故に我なんぢらに求わが爾曹の爲に受る患難により怯ることを勿れ此なんぢらの榮なり 十四 此
に緣て我儕の主イエスキリストの父即ち天と地にある諸族の彼に由て名を得し者の父に跪きて 十六 願ふハ其
榮の富に循ひ其靈をもて爾曹の衷の人を剛健にし 十七 又キリストをして信仰に由て爾曹の心に居しめ 十八 ま
た爾曹をして愛に根し愛を基として諸の聖徒と偕に測る可らざるキリストの愛を知 十九 その濶さ長さ深さ高

さを識らしめ又すべて神に滿るものを爾曹に滿しめ給はんこと也 二十願くは我儕の中に行ふ能力に循ひて我
儕の求るところ思ふ所よりも甚く過れる事を行得る者に 二一キリストイエスにより教會の中にて世々窮なく
榮を歸せんことをアーメン

第四章 然れば主に在て囚人となれる我なんぢらに勸む なんぢら召れし召に符て行はんことを 二こと〴〵く謙遜と柔
和と寛容なる心を以て行ひ愛を以て互に忍び 三平和といふ繋の中に務て靈の賜ふ所の一なるを守るべし 四
體は一靈は一なり爾曹の召れて有つ所の望の一なるが如し 五主一信仰一バプテスマ一 六神すなはち萬人
の父一なり彼は萬人の上にあり萬人に貫き萬人の中に在り 七われら各人にキリストの賜ふ所の量に循
ひて恩を賜ふなり 八是故に云ることと有かれ上に昇しとき擄にする者を擄にし賜を人に給へりと 九已に上に
昇れりと謂ば先地の下に降りしに非ずや 十降りし者は即ち諸の天の上に昇りし者なり彼よろづの物に滿ん
とす 十一その賜ひし所は使徒あり預言者あり傳道者あり牧師あり教師あり 十二これ聖徒を全うし服役の事を行
ひキリストの體の德を建 十三我儕をして皆おなじく神の子を信じ之を知り全き人すなはちキリストの滿足る
ほどと成までに至り 十四今よりのち嬰兒ならず人の詭譎の術と誘惑の巧に蕩流さるゝことなく各樣の教の風
に搖動されず 十五愛をもて眞理を行ひ長て凡のこと首なるキリストに效しめん爲なり 十六彼を本とし全體すべ
ての百節の助によりて聯絡鞏固りの肢體おの〳〵分量に循ひ方行て其体を育みづから愛に由て德を建るな
り〇 十七是故に我これを言ひ主に在て爾曹を戒む爾曹今よりのち異邦人の如く其心の邪曲なるに任せて行ふ
べからず 十八かれら心昏き者なり又知ところ無により頑なるに因て神の生に遠かれり 十九彼等は恥を知ず好で
凡の汚を行はん爲に己を放蕩に付せり 二十然ど爾曹は此の如く行はん爲にキリストを學べるに非ず 二一爾曹か
れに聞かれの教を受てイエスにある眞理を知しならん 二二なんぢら夙に習る舊人すなはち人を惑はす慾の爲

に堕るゝものを脱ぎ 二三 また爾曹の心の霊を新にし 二四 神に象りて眞理の義と潔にて造れる新人を衣るべし
二五 斯て詐言を去おの〳〵其隣に眞を言べし蓋われら互ひ肢なれバ也 二六 怒て罪を犯すこと勿れ怒て日の入ま
でに至ること勿れ 二七 惡魔に處を得さすること勿れ 二八 竊をする者復ぬすみを爲なかれ寧ろ貧き者に施さんた
めに勵て手づから善工を作べし 二九 凡て汚たる言を爾曹の口より出すこと勿れ惟時に從ひて人の徳を建べき
善事をいひ聴者をして益あらしむべし 三十 神の聖靈をして憂しむること勿れ爾曹救を得る日の爲に彼の印を
受し者なり 三一 爾曹すべての很毒、恚憾、忿怒、喧嘩、誹謗また諸の惡を己より去べし 三二 互に仁慈と憐憫あるべし
キリストに在て神なんぢらを赦し給へる如く爾曹も互に赦すべし

第五章 なんぢら愛せらるゝ兒女の如く神に效ふべし 二 また愛を以て行ひキリストの我儕を愛し我儕に代て
己を禮物となし犠牲となして神の前に馨香あらしめんとて獻給ひしが如すべし 三 聖徒たるに符ふごとく
奸淫および凡の汚穢たる事また貪婪ことを互に言ことだに爲勿れ 四 淫辭と浮言と戯謔を言なかれ是宜か
らざる事なり寧ろ謝することをすべし 五 蓋すべて姦淫するもの汚穢たる者および貪婪者すなはち偶像を拜
む者のキリストと神との國を嗣を得ざることハ爾曹知バなり 六 なんぢら人の虚言に欺かるゝこと勿れ神の
怒これらの事に因て背逆者ふ至るなり 七 是故に彼等に與すること勿れ 八 爾曹もさき暗かりしが今主に在て光
れり光の子輩の如く行ふべし 九 蓋光の結ぶ所の果ハ諸の仁ことゝ義ことゝ誠實の中にあれバなり 十 主の悦
ぶ所を辨へて之を行ふべし 十一 なんぢら果を結バざる暗行に與することなく反て之を責べし 十二 彼等が隱にて
行ふ所の事ハ之を言だにも醜べき事なり 十三 凡て責を受べきことハ光に由て顯るゝなり蓋すべてを顯す者ハ
光なれバ也 十四 是故ふ云る言あり寐たる者よ目を醒し死より起よキリスト爾を照さん 十五 然バ爾曹つゝしみて
行を堅くすべし智らざる者の如くせず智者の如くし 十六 機を窺ふべし是時惡ければ也 十七 是故に愚なる者と爲

ことなく主の旨は如何に識るべし 十八 また酒に醉ことを勿れ之をなすは放蕩なり宜しく靈に滿さるべし 十九 互に
詩と歌と靈に感じて作れる賦とを以て語りあひ又うたひて爾曹の心に主を讚美すべし 二十 凡の事につきて恒
に我儕の主イエスキリストの名に託て神即ち父に謝すべし 二一 キリストを畏るゝ心を以て互に服ふべし○ 二二
婦なる者よ主に服ふが如く己の夫に服ふべし 二三 蓋キリスト教會の首なる如く夫は婦の首なれば也キリスト
は身の救主なり 二四 然ば教會のキリストに服ふ如く婦も凡のこと夫に服ふべし 二五 夫なる者よキリストの教會
を愛し其爲に己を捨給ひし如く爾曹も婦を愛すべし 二六 かれ己を捨しは水の洗を以て道に因て教會を潔め之
を聖なる者とせんが爲なり 二七 また點汚なく皺なく凡て此の如き類なく聖にして瑕なき榮なる教會を自ら己
の前に建ん爲なり 二八 此の如く夫その婦を己の身となして愛すべし婦を愛する者は己を愛する也 二九 己の身を
惡む者は曾て有ことなし之を保養ふことキリストの教會を保養ふが如し 三十 我儕は彼が身の肢なり彼が肉
より出かれが骨より出たり 三一 是故に人は父と母を離れ其婦に配ひ二のもの一体になるべし 三二 この奥義は大
なり我いふ所はキリストと教會を指なり 三三 爾曹も各々その婦を己の身ごとくして愛すべし婦も其夫を敬ふべ
し

第六章 子なる者よ爾曹主に在て兩親にしたがふべし是合宜なれば也 二 爾の父母を敬ふべし約束を加へた
る誡は之を首とす 三 是れ爾が福を得また地上に壽長からん爲なり 四 父なる者よ爾曹の子を怒すること勿れ
主の警戒と教訓を以て養育べし 五 僕なる者よキリストに服ふが如く畏懼戰慄まことの心をもて肉體に屬る
主人に服ふべし 六 人を悦ばする者の如く只眼前の事を務ること勿れキリストの僕の如く心より神の旨を行
ふべし 七 人に事るが如せず主に事るが如く甘心つかふべし 八 そは僕なる者にもあれ自主なる者にもあれ各
行ふ所の善に循て主より報を受んことを爾曹知ばなり 九 主人なる者よ爾曹も亦かくの如く彼等に行ひて威

言を止よ蓋かれらと爾曹の主天に在かれハ偏る所なしと爾曹知バなり○　十此他なほ言ん我兄弟よ主および
其大なる能に頼て剛壯なるべし　十一なんぢら悪魔の奸計を禦ん爲に神の武具を以て裝ふべし　十二我儕ハ血肉と
戰ふに非ず政また權威また斯世の幽暗を宰る者また天の處にある惡の靈と戰ふなり　十三是故に神の武具を
取べし是あしき日に遇て敵を禦ぎ凡の事を成就して立ん爲なり　十四なんぢら立て誠を帶として腰に結び義を
護胸として胸に當　十五和平なる福音の備を鞋として足に穿　十六此ほか信仰の盾を用べし此盾をもて悉く惡者
の火箭を滅ことを得ん　十七また救の冑および聖靈の劍すなはち神の道を取　十八常に各様の祈禱と祈求を以て靈
に由て求かつ諸の聖徒の爲にも恆みて此事をなし祈りて倦ざるべし　十九且わが口を啓とき言を賜へり憚らずし
て福音の奥義を示し　二十又わが言べき所の如く之を憚らずして言得やう我ためにも祈るべし我この福音の爲に
使者となりて鏈に繋れたり○　二十一愛する兄弟主に忠心にて事るテキコわが如何して在か我事を爾曹に告知せ
ん　二十二我かれを特に爾曹に遣すハ爾曹に我事を知せ又彼をして爾曹の心を慰しめん爲なり　二十三願くハ兄弟父な
る神と主イエスキリストより信仰に加て平康と愛を得んことを　二十四願くハ我儕の主イエスキリストを變らず
して愛する凡の者に恩あらんことをアーメン

新約全書以弗所書　終

新約全書使徒パウロピリピ人に贈れる書

第一章
一 キリストイエスの僕パウロとテモテピリピに居ところのキリストイエスに在すべての聖徒および監
督執事に書を達る 二 願くハ爾曹われらの父なる神および主イエスキリストより恵寵と平康を受よ○三 なん
ぢら始の日より今に至るまで偕に福音に與るに縁 四 われ爾曹を思ごとに我神に謝す 五 また恒に爾曹衆の爲
に祈求ごとに欣びて求ふ 六 爾曹の心の中に善工を始し者これを主イエスキリストの日までに全うすべしと
我ふかく信ず 七 此の如く我が思ふハ宜なり爾曹つねに我心に在に縁りハ我が縲絏に在とき及び福音を辨明
し之を堅固する時も爾曹ハ皆われと偕に我が愛る恩に與れバ也 八 我キリストイエスの心を以て爾曹衆を慕
ふことに就てハ其證をなす者ハ神なり 九 また爾曹の愛智識と諸の智慧の中に益大に爲て最も勝たる所
十 を辨へ知り 十一 イエスキリストに由る義の果を満せて神の栄光と讃美を顯はしキリストの日の爲に潔して過
なからんことを祈る○十二 兄弟よ願くハ爾曹わが身に在し所のことと反て福音の進行く助となりしを知れ 十三 斯
て我が縲絏に罹しハキリストの爲なること既に王を護る所の陣営および他の人々にも凡て明に知れたり 十四
わが縲絏に因て兄弟等おほくハ主を信ずるの心を篤くし益勇て懼ることなく道を傳ふ 十五 また猜忌と分
爭に因てキリストを宣る者あり又善意しに因て之をなす者あり 十六 彼ハ我が縲絏の苦を増加んことを欲ひ
誠の心なく黨を結ぶ心よりキリストを宣 十七 此ハ我が福音を辨明する爲に立られしことを知り愛心よりキリ
ストを宣 十八 然らバ如何致にもあれ或ハ偽あるひハ誠ともに宣る所ハキリストなれバ我これを喜ぶ且つねに
喜ばん 十九 蓋この事の爾曹の祈禱とイエスキリストの靈の助とに因て終に我が救となる可を知バなり 二十 是わ
が切に願ふところ望ところ即ち我が凡の事に愧ることなく今も常の如く臆せず生るにも死るにもキリスト
をして我が身に因て崇められしめんと意ふに應へり 二十一 わが生るハキリストの爲また死るも我が益なり 二十二 然れ

ど肉体に在て生ること若わが工の果を結ぶ根本となるべくば何を撰ぶべきか我これを知ず 二三 我この二の間
に介れたり我が願は世を逝てキリストと共に在んこと也これ最も美事なり 二四 然ど我が肉躰に居るは爾曹の
爲更に必要なり 二五 われ深く此事を信ずるが故に存へて爾曹衆の人と共に世に居爾曹をして信仰を益しめ信
仰より出る喜びを得しむるに至らんことを知る 二六 われ再び爾曹と共に居ば爾曹の喜びわれに因てイエスキリ
ストの中に益々大ならん 二七 我たゞ爾曹にキリストの福音に符ふ行をせんことを勸む是わが往て爾曹を見と
きも離て爾曹の事を聞ときも爾曹が靈を一にして堅く立福音の道の爲に心を同うして力を協せ 二八 凡の事に
つき敵に驚かされざらんことを知ん爲なり凡て敵に驚かざるは敵には亡の徵なんぢらには救の徵なり是神
より來るなり 二九 そは爾曹に賜ふ所の恩はキリストの爲に第これを信ずること而已ならず亦これが爲に苦を
受ることをも賜たれば也 三十 今なんぢらに患難あり即ち曩に爾曹が聞ところの我にある患難と同じ

第二章 若キリストにある勸と愛による慰と靈の交際と慈悲と矜恤とあらば 二 なんぢら念を同うし愛心を同
うし意を合せて念ふことを一にし我が喜を滿しめよ 三 何事を思ふにも黨を結び或は虛く榮を求る心を懷べ
からず各々謙りたる心を以て互に人を己に愈りと爲よ 四 又おのおの己が事のみを顧みず人の事をも顧みよ
五 爾曹キリストイエスの意を以て意とすべし 六 彼は神の體にて居しかども自ら其神と匹く在ところの事を
棄難きことゝ意はず 七 反て己を虛うし僕の貌をとりて人の如なれり 八 既に人の如き形狀にて現れ己を卑し
死に至るまで順ひ十字架の死をさへ受るに至れり 九 是故に神は甚しく彼を崇て諸の名に超る名を之に予へ
給へり 十 此は天に在もの地に在もの及び地の下にある者をして悉くイエスの名に由て膝を屈しめ 十一 且もろ
もろの舌をして悉くイエスキリストは主なりと稱揚して父なる神に榮を歸せしめん爲なり 十二 然ば我が愛す
る所の者よ爾曹常に服へる如く畏懼戰慄て己が救を全うせよ我ともに居りし時のみならず我をらざる今は

特に然すべき也 十三 そハ神その善旨を行へんとて爾曹の衷にはたらき爾曹をして志をたて事を行へしむれバ
也 十四 凡のことと怨言ことなく又爭辯ことと無して行ふべし 十五 これ爾曹が玷なく雜なく神の子となり曲れる邪な
る時代に在て責べき所なからん爲なり爾曹ハ此時代に在て光の如く世に顯ハれ 十六 生命の道を保てりキ
リストの日の爲に我をして我が行ひしところ勞苦し所のことの徒然ならざるを喜ばしめよ 十七 爾曹の信仰を
供物として獻んにハ假ひ我が血を流して灌とも我これを喜ばん爾曹衆の人と共に喜ばん 十八 爾曹も之が爲に
喜べ我と共に喜べ 十九 我なんぢらが事情をしり心を慰めんがため速かにテモテを爾曹に遣さんことを主イエ
スに賴て望む 二十 蓋かれの外に我と同じ心を以て爾曹の事を眞實に慮る者なければ也 二一 多の人ハ皆おのが事
のみを求めてイエスキリストの事を求めず 二二 然どテモテの鍛錬なることハ爾曹の知ところなり彼ハ子の父
に於る如く我と共に福音の爲に勤たり 二三 是故に我おのが事の終に如何なるかを知バ直に彼を遣さんと望む
二四 亦われも自ら速かに往んことを主に賴て堅く信ず 二五 然ども我かならず先なんぢらの使にて我が乏を補ひ
我と同に勞き我と同に戰をなせる我が兄弟エパフロデトを爾曹に遣さゞる可らずと意へり 二六 蓋かれ己が曩
に病たる事の爾曹に聞えしを以て深く爾曹衆の人を戀慕かつ憂悶をれバ也 二七 實に彼ハ病に遇て殆んど死に
近けり然ど神これを憐み給へり惟かれを憐むのみならず我をも憐み我をして我が憂に憂を重ざらしむ 二八 是
故に我いよ〳〵速かに彼を遣さん是爾曹をして再び彼を見て喜ばしめ且わが憂を減さんが爲なり 二九 然バ爾
曹主により喜びて彼を迎かつ此の如き人を尊ぶべし 三十 蓋かれハ己が命を顧ず死んとするばかりキリストの
爲に働き爾曹が我を助る所の缺を補ひたれバ也

第三章

終に我これを言ん我が兄弟よ爾曹主に在て喜べ我この事を爾曹に書おくるハ我に煩勞なく爾曹に益
あり 二 爾曹犬を愼め惡を行ふ者を愼め割を行ふ者を愼め 三 そハ神の靈に由て役事をなしキリストイエスに

由て誇り肉躰に恃ざる我儕ハ眞の割禮を受たる者なれバ也 四 然ど我また肉躰ニ恃ことを得なり若し人肉躰
に恃ことを得と意ハゞ我ハ更に恃ことを得なり 五 我ハ第八日に割禮を受たる者ニしてイスラエルの族ベニ
ヤミンの支派ヘブル人より生れたるヘブル人なり律法に由バパリサイの人 六 熱心に由バ敎會を窘迫もの律
法に在ところの義に由バ玷なき者なり 七 然ど我さきに我が益となりし所の事ハキリストに由て損ありと意
へり 八 然のみならず我わが主キリストイエスを識を以て最も益れる事とするが故に凡のものを損となす我
かれの爲に旣に此等の凡のものを損せしかど之を糞土の如く意へり 九 是キリストを獲かつ信仰に基きて神
より出る義すなはち律法に由る己が義に非ずキリストを信ずるに由る所の義を有てキリストの中に居 十 ま
さ彼と其復生の能力を知りの死の狀に循ひて彼の苦に與り 十一 兎にも角にも死たる者の甦ことを得んが爲な
り 十二 我これらの望を旣に得たりと言に非ず亦すでに全せられたりと言に非ず或ハ取ことあらんとて我さゞ
之を追求むキリスト之を得させんと我を執へ給へる也 十三 兄弟よ我みづから之を取りと意はず惟この一事
を務む即ち後に在ものを忘れ前に在ものを望み 十四 神キリストイエスに由て上へ召て賜ふ所の褒美を得んと
標準に向ひて進なり 十五 是故に我儕の中すべて全き者ハ此の如き意を懷べし爾曹もし何事に由ず異なる意を
懷かバ之をも神なんぢらに示し給ハん 十六 然ど我儕すでに到れる所にありて同法に遵ひて行ふべし 十七 兄弟よ
爾曹みな我に效ふ者となれ且なんぢらの模楷となる我儕に循ひて行をなす者を視よ 十八 蓋われ屢々なんぢら
に告げ今また淚を流して爾曹に告る如くキリストの十字架に敵して行ふ者多けれバ也 十九 彼等の終ハ滅亡な
り己が腹を其神となし己が羞辱を其榮となす彼等ハ惟世の事をのみ念へり 二十 我儕の國ハ天に在われらハ救
主即ちイエスキリストの其處より來るを待 二十一 彼ハ萬物を己に服ハせうる能ふ由て我儕が卑き體を化て其榮
光の體に象らしむべし

第四章 是故に我が愛するところ慕ふ所の兄弟われの喜われの冕たる我が愛する者よ今わが勸る所に從ひて
爾曹堅く主に立べし 二 我ユウオデヤに勸めスントケに勸む彼等が主にありて心を同うせんことを 三 わが眞
の侶よ請なんぢ此二人の婦等を助けよ彼等クレメンス及び他の我が勞苦の侶なる人々と力を協せ我儕と共
に勤て福音を傳播たり彼等の名ハ生命の書に錄されある也 四 なんぢら常に主に在て喜べ我また言なんぢら
喜ぶべし 五 なんぢら衆の人をして其寛容なることを知しめよ主ハ近し 六 何事をも思ひ煩ふ勿れ唯毎事に祈
禱をし懇求をし且感謝して己が求る所を神に告よ 七 神より出て人の凡て思ふ所に過る平安ハ爾曹の心と意
をキリストイエスに因て守らん〇 八 兄弟よ終に我これを言ん凡そ眞實なること凡そ敬ふべき事および公義
こと凡そ愛すべき事および善稱ある事すべて何なる德いかなる譽にても爾曹これを念ふべし 九 なんぢら我
より學しところ受しところ聞しところ見し所を皆おこなへ然バ平安の神爾曹と偕ならん〇 十 われ爾曹が我
を思ふ心の今また漸く萌しゝを主に因て甚だ喜べり爾曹ハ素より我を念ゐたれども機を得ざりし也 十一 われ
乏に因て之を言に非ず蓋われ何なる狀に居もそれを以て足りとする事を學べバ也 十二 われ貧賤に居の道を知
また富厚に居の道を知り飽ことも飢ことも豐ことも歉ことも諸の事に於て我これを熟練せり 十三 我ハ我に力
を予るキリストに因て諸の事を爲得るなり 十四 然ども我が艱難の際に我が助を爲しハ誠に善 十五 ピリピ人よ爾
曹もまた知わが福音を傳る始めマケドニヤを離れざるとき授受をなして我を助けし者ハ唯爾曹のみにして
他の教會ハ此事なかりき 十六 爾曹ハ我テサロニケに在しとき一度ならず二度までも人を遣ハし我が乏を助け
たり 十七 われ餽贈を求るに非ず唯なんぢらが益になる果の繁からんことを求るなり 十八 我にハ諸物そなハりて
餘あり我すでにエパフロデトの手より馨香にして神の享給ふところ悅給ふ所の祭物なる爾曹の餽贈を受
て足り 十九 夫わが神ハ己の富に從ひてキリストイエスにより榮光を以て爾曹の乏ところを補ひ給ハん 二十 願く

ハ我儕の父なるに神世々榮あらんことをアーメン○ 二一 爾曹キリストにある聖徒おの〳〵に安を問われと偕
にある兄弟等なんぢらに安を問り 二二 諸の聖徒等なんぢらに安を問カイザルの眷屬のもの別て爾曹に安を問
り 二三 願くハ我儕の主イエスキリストの恩なんぢら衆人と偕に在んことをアーメン

新約全書腓立比書　終

新約全書使徒パウロコロサイ人に贈れる書

第一章 神の旨に由てイエスキリストの使徒となれるパウロ及び兄弟テモテ 二 書をキリストに在コロサイに
をる所の聖徒と忠信の兄弟等に贈る願くハ爾曹われらの父なる神および主イエスキリストより恩寵と平康
を受よ○三四 われら爾曹がキリストイエスを信ずる事と諸の聖徒を愛する事とを聞て爾曹の爲に祈るとき恒
に我儕の主イエスキリストの父なる神に感謝す 五 爾曹が如此聖徒を愛するハ爾曹の爲に天に蓄へある所の
もの即ち曩に福音の眞理の道の中にて聞し所のものを望むが故なり 六 この福音ハ世界に徧が如く爾曹にも
來れり且なんぢらが之を聞て神の恩を眞實に曉し日より爾曹の中に果を結び益大になれる如く世界にも
果を結びて大になれり 七 かく福音ハ我儕を愛する同じ役者エパフラスより爾曹が學る所のもの也エパフラ
スハ爾曹の爲にキリストの忠信なる僕なり 八 彼さきに爾曹が靈に感じて懷る愛を我儕に告 九 是故に我儕さ
の事を聞し日より爾曹の爲に斷ず祈禱をし且求む願くハ爾曹靈の予ふる諸の智慧と頴悟とを以て悉く神の
旨を知 十 凡の事主を悅ばせんが爲その意に循ひて日を送り凡の善事に因て果を結び且神を知に因て漸に德
を增 十一 また神の榮の權威に循ひて賜ふ諸の能力を得て強なり凡の事よろこびて恒忍かつ久耐 十二 また我儕を
して光にある聖徒の業の分を受るに堪る者とならしめ給ふ父の恩を感謝せんことを 十三 彼ハ暗の權威より我
儕を救出して其愛子の國に遷し給へり 十四 我儕その子に由て贖すなハち罪の赦を得なり 十五 彼ハ人の見ことを
得ざる神の狀にして萬の造れし物の先に生れし者なり 十六 そハ彼に由て萬物ハ造れたり天に在もの地上に
在もの人の見ことを得もの見ことを得ざるもの或ハ位ある者あるひハ主たる者あるひハ政を執もの或ハ權
威あるもの萬物かれに由て造れたり且その造れたるハ彼が爲なり 十七 彼ハ萬物より先にあり萬物かれ
に由て存ことを得なり 十八 教會ハ彼の身體にして彼ハ其首なり彼ハ元始にして凡の事につき長とならん爲に

死の中より首に生れしものなり 十九二十 そハ父すべての德を以て彼に滿しめ其十字架の血に由て平和をなし萬物
すなハち地上に在もの天に在る者をして彼に由て己と和がしむる事ハ是その聖旨に適ふことなれバ也 二一 夫
爾曹ハもと惡行を行ふに因て神に遠かり心にて其敵となれる者なりしが 二二 神今キリストの肉の身體をもて
其死により爾曹をして己と和がせ潔く玷なく咎なくして己の前に立しめんとす 二三 若なんぢら信仰に止り其
基を定めかつ堅して福音の望より移ずバ如此せらるゝことを得べし此福音ハ即ち爾曹の聞し所なり且すで
に天下の萬人に傳れり我パウロその役者と作たり〇 二四 今われ爾曹の爲に受る苦を喜び又わが肉體をもて
キリストの體すなハち教會のために其患難の缺たる所を補ふ 二五 われ爾曹の爲に神の賜ふ所の職に循ひ此教
會の役者となりて偏く神の道を傳んとす 二六 この道ハ歷世歷代隱れたる奧義なりしが今その聖徒に顯れたり
二七 神聖徒をして異邦人の中に顯れし奧義の榮のいかに豐なるを知しめんとし給へり此奧義ハ爾曹の中に傳
へしキリストなり彼ハ爾曹の望む所の榮の望なり 二八 我儕かれを傳へ諸人を勸め諸般の智慧をもて諸人を教
へ諸人をしてキリストの中に完全を得て神の前に立しめんとす 二九 我これが爲に大能をもて我が衷に働く者
の運用に循ひ力を竭して勞する也

第二章 我なんぢら及びラヲデキヤにをる人々また我が肉體にある面を未だ見ざる人の爲に我心を勞するこ
と何等なるを爾曹が知んことを望む 二 わが心を勞するハ彼等が心愛に因て一になり疑を懷ざる全き顯悟の富
を得かつ父なる神とキリストの奧義を知て安慰を得んことを欲する也 三 智慧と知識の蓄積ハ一切キリスト
に藏れある也 四 誰にても巧言を以て爾曹を欺くことを無らん爲に我これらの事を言り 五 夫われ肉體ハ爾曹
と離をると雖ども靈ハ爾曹と偕に居て喜び爾曹が次序あるとキリストを信ずる信の堅固を見なり 六 爾曹す
でに主キリストイエスを承たれバ彼に在て行むべし 七 なんぢら根を彼におき彼に在て德を建また教を受た

る所に從ひて信仰を堅くし此を益大にして感謝せよ○ 八 なんぢら愼むべし恐くはキリストに循はず人の遺傳と世の小學に循ひ空言なる理學をもて爾曹の心を奪ん 九 それ神の充足る德は悉く形體をなしてキリストに住り 十 彼は諸の政と權威の首なり爾曹かれに在て全備する事を得なり 十一 なんぢら彼に在て手をもて爲せざる割禮をうく即ち肉の體を脱去ところのキリストの割禮なり 十二 爾曹バプテスマを受て彼と偕に葬られ亦死より彼を甦らしゝ神の大能を信ずるに因て彼と偕に甦らされたり 十三 なんぢら前には諸の罪と身に割禮なきとに因て死たる者なり然ど神爾曹をして凡の罪を赦し彼と偕に生しめ 十四 かつ手にて錄しゝ所の我儕を攻る規條の書すなはち我儕に逆ふものを塗抹これを中間より取去り釘を以て其十字架に釘たまへり 十五 また政事を執者と權威ある者を滅し彼等を衆人に示しキリストに由て勝誇れり○ 十六 是故に或は飮ことと或は食こと或は節期あるひは月朔あるひは安息日の事により人をして爾曹を議せしむること勿れ 十七 此等は皆來らんとする者の影にして其眞の形はキリストに屬り 十八 謙界ることゝ天使の拜するをとに因て爾曹の褒美を論奪んとする人に其褒美を奪るゝ勿れ斯の如き人は未だ見ざる者を窺ひ己の心に從ひて妄に誇り首に屬ことを爲ざる也 十九 全體この首により諸の節と維をもて相助け相聯なり神に育られて長なり 二十 二一 二二 もし爾曹キリストと偕に死て世の小學より離たらんには何か世に在て日を送る者の如く人の命と教に循ひ拘る勿れ嘗ふ勿れ觸る勿れといふ律法の下になるや此等の禁じたる者は凡て人これを用れば滅るなり 二三 此等の規條は自ら縱肆にして拜することを爲かつ謙界かつ身を惜ざるに由て智慧ある者の如く見れども實に尊き者に非ずたゞ肉體の慾を充足する也

第三章

既に爾曹キリストと偕に甦りたれば天に在ものを求むべしキリスト彼處に在て神の右に坐し給へり 二 爾曹天に在ものを念ひ地に在ものを念ふ勿れ 三 夫なんぢらは死し者にて其命はキリストと偕に神の中に

藏れ在なり 四 我儕の命なるキリストの顯れんとき我儕も之と偕に榮の中に顯るゝ也○ 五 是故に爾曹の地に
ある肢體すなはち奸淫、汚穢、邪情、惡欲および貪婪を殺すべし貪婪は即ち偶像を拜することゝ也 六 此等の事に
由て神の怒は從はざる者に臨るなり 七 爾曹も曩に斯のごとき人の中に日を迭りし時は此等の惡事を常に行
へり 八 然ど爾曹今は凡て此等の惡事および恚怒、忿怒、暴戻をさり誹謗、醜言を爾曹の口より去べし 九 なんぢら
已に舊人と其行を脱て 十 新人を衣たれば互に謊を言なかれ この新人は愈新になり人を造りし者の像に
循ひて知識に至るなり 十一 此の如きに至りてはギリシヤ人とユダヤ人あるひは割禮ある者と割禮なき者ある
ひは夷狄あるひはスクテヤ人あるひは奴隷あるひは自主の別なし夫キリストは萬物の上に在また萬物
の中にあり○ 十二 是故に爾曹神に選れて聖潔かつ愛せらるゝ者と爲たれば慈悲、矜恤、謙遜、柔和、忍耐を衣よ 十三 な
んぢら互に容忍をなし若人に責べき事あらば之を恕せキリスト爾曹を恕し給へる如く爾曹も然すべし 十四
この諸の事の外に愛を加へよ愛は衆德の帶なり 十五 爾曹キリストの賜ふ平安をして其心を主らしめよ爾曹
一體に在て此平安に至るべき召を蒙れり爾曹恩に感ずべし 十六 キリストの道をして爾曹の心を存て充足しめ
諸の智慧により詩と歌と靈に感じて作れる賦とを以て互に相敎へ相勸め恩に感じて心の中に神を讚美すべ
し 十七 爾曹の爲所の諸事あるひは言あるひは行みな主イエスの名の爲に之をなし彼に由て父なる神に感謝
すべし○ 十八 妻なる者よ其夫に從ふべし此は主にある者の爲べき事なり 十九 夫なる者よ其妻を愛すべし苦を以
て之を待ふ勿れ 二十 子たる者よ爾曹すべての事二親に從ふべし其主の悅び給ふ所なり 二一 父なる者よ爾曹の子
を怒らする勿れ恐くは其氣餒ん 二二 僕なる者よ凡のこと肉體に屬る主人に從ふべし人を悅ばする者の如くた
ゞ眼前の事を務ることなく誠心を以て神を畏れて從へ 二三 なんぢら何事も人に事るが如せず主に事る如く
心より之を行ふべし 二四 そは爾曹は主より報賞なる嗣業を受ることをしる者なれば也なんぢら主なるキリス

トに事ふべし 二五不義を行ふ者は亦その不義の報をうく主は偏視たまふ事なし
第四章 主人なる者よ爾曹も亦天に主ある事を知れば義に從ひ公平を以て其僕を待ふべし○ 二恒に祈禱をなし
怠らずして感謝と共に之を爲べし 三また神われらに道を傳ふるの門を開き我儕をしてキリストの奥義を語
らしめ 四わが言べき所の如く此奥義を顯さしめ給はんことを我儕の爲に祈るべし我此奥義の爲に繫れた
り 五なんぢら機を窺ひ知慧をもて外人に交るべし 六爾曹の言つねに恩を用ゐ且鹽を以て調和べし然ば如
何して各人に答ふべき乎を知ん○ 七わが愛する兄弟忠なる役者われと偕に主に事る僕テキコわが事を悉く
爾曹に告知せん 八我かれを殊に爾曹に遣すは彼をして爾曹の事を知なんぢらの心を慰めしめん爲なり 九ま
た忠なる我が愛する兄弟爾曹の中の一人なるオネシモを彼と偕に遣せり彼等この處の事を以て悉く爾曹に
告知せん 十我と偕に繫るゝアリスタルコ及バルナバの甥マコ爾曹に安を問ことマコの事に就ては爾曹すで
に命を受たり彼もし爾曹に至らば之を接べし 十一ユストと名るイエス爾曹に安をとふ割禮を受し者のうち惟
この三人のみ我と偕に神の國の爲に勞けり其かれらに由て安慰を得しなり 十二爾曹の中の一人にてキリスト
イエスの僕なるエパフラス爾曹に安を問彼は恒に爾曹の爲に力を盡て祈禱をなし爾曹が完全をえ心を堅し
て立すべての事神の旨に遵はんことを願へり 十三われ彼が爾曹およびラオデキヤとヒエラポリにある者のため
に甚く心を勞することを證す 十四我儕が愛する醫者ルカ及びデマス爾曹に安を問 十五請なんぢらラオデキヤの
兄弟等とヌンパス及び其家にある敎會に安を問 十六爾曹すでに此書を讀ば之を亦ラオデキヤ人の敎會に讀
せ爾曹も亦ラオデキヤより來る書をよめ 十七アルキボに曰なんぢ主に在て受し所の職を愼みて盡すべしと 十八
我パウロ親手なんぢらに安を問なんぢら我の縲絏を念へ願くは恩寵爾曹と偕に在んことをアーメン

新約全書哥羅西書　終

新約全書使徒パウロテサロニケ人に贈れる前書

第一章 パウロとシルワノとテモテ書を父なる神および主イエスキリストに在テサロニケ人の教會に贈る願く
ハ我儕の父なる神および主イエスキリストより爾曹恩寵と平康を受よ 二 われら祈禱の中に爾曹の事を陳て
常に爾曹衆人の爲に神に感謝す 三 これ爾曹が信仰に由て行ひ愛に由て勞し我儕の主イエスキリストを望む
に因て忍ことを我儕の父なる神の前にて斷ず念ふが故なり 四 神に愛せらるゝ兄弟よ又これ爾曹の撰れたる
事を知に縁てなり 五 我儕の福音なんぢらに來りしハ只言に由てのみならず能により聖靈に由また篤き信仰
に由てなり即ち我儕なんぢらの中に在て爾曹の爲に如何におこなひし乎を爾曹の知ごとし 六 且なんぢら大
なる難の中に聖靈の喜樂をもて道を受われら及び主に效ひ 七 マケドニヤとアカヤに在すべての信者の楷
となれり 八 主の道爾曹より響しハ啻にマケドニヤアカヤのみならず而して亦なんぢらが神に向る信仰すべ
ての處に廣れり是故に我儕何事も言に及ばず 九 蓋かれら我儕の事を語りて我儕いかなる狀にて爾曹の中に
いり且なんぢら偶像をすて神に歸して活る眞の神に事へ 十 その子の天より臨るを待と言ハ也その子ハ即ち
神の死より甦らしゝ所のイエスにして我儕を來らんとする怒より拯ふ者なり

第二章 兄弟よ我儕が爾曹の中に入しことの徒然ならざるを爾曹みづから知る 二 なんぢら知る如く我儕さきに
ピリピにて苦を受また辱を受たり然ど尙なんぢらに至り我儕が神に賴て憚る所なく神の福音を大なる紛爭
の中にて爾曹に語れり 三 我儕の勸ハ惑より出るに非ず汚より出るに非ず亦詐を以てせず 四 われら神の撰を
え福音を傳ることを託られたるに因て語るなり此ハ人を悅バするに非ず我が心を察し給ふ神を悅バする也
五 なんぢら知が如く我儕いつも諂ふ言を用ずまた事に籍て貪ることをせず神これが證をなす 六 我儕キリス
トの使徒にて人を重ぜらるべしと雖も或ハ爾曹にも或ハ他人にも人に榮耀を求ず 七 乳母の赤子を育ふ如

く我儕なんぢらの中に在て柔和にせり 八 如此なんぢらを慕ひて啻に神の福音のみならず己の生命をも爾曹
に予んことを喜べり是なんぢらは我が愛する者なれば也 兄弟よ爾曹われらの勞と苦をえる爾曹のうち一
人をも累はせざる爲に夜晝工を作て神の福音を爾曹に宣傳へたり 十 我儕なんぢら信ずる者に對て何等かり
潔く義く缺ること無して行へるを爾曹も神も證をなす 十一 十二 なんぢら知われら父が其子を待ふ如して爾曹おの
おのに對ひ其國と其榮に召き給ふ神に合ひて行ことを勸また慰め亦教たり 十三 是故に我儕神に向ひ爾曹が我
儕より神の道を聞しとき之を人の道とせず神の道として受たるを斷ず感謝す此道は誠に神の道にして爾曹
信ずる者の中に働くなり 十四 兄弟よ爾曹ユダヤの中なるキリストイエスにある神の教會に效る者となれり蓋
かれらユダヤ人に苦められし如く爾曹も己が國の人々に苦められたれば也 十五 ユダヤ人は主イエスと己が預
言者たちを殺しまた我儕を窘て逐出せり彼等は神の心に合はず且すべての人に逆へり 十六 また我儕が異邦人
に救を得させんとて語るを阻り此の如く彼等は常に己が罪を盈しむ神の極て大なる怒かれらに臨れり○ 十七
兄弟よ我儕暫時なんぢらに離れ居あれ面のみなり心に非ず切に願ひて急き爾曹の面を見んとせり 十八 是故に
我儕なんぢらに至らんと欲へり殊に我パウロ之を願ふこと一次のみならず兩次なりしかどサタン我儕を妨
げたり 十九 我儕の望また喜また誇の冕は誰ぞや我儕の主イエスキリストの臨らん時その前にて爾曹も此もの
と爲にあらず乎 二十 それ我儕の榮と喜は爾曹なり

第三章 是を以て我儕忍ぶことを能はず故に獨アテンスに留ることを意に定め 二 キリストの福音を傳へ神と偕に
働く我儕の兄弟テモテを爾曹に遣しゝ也これ爾曹を固し又爾曹の信仰の爲に爾曹を慰め 三 一人もこの患難
に搖されざらしめんため也それ患難は我儕に定[illegible]るしことなるは爾曹自ら知り 四 われら爾曹と偕に在し時わ
れら患難に遭んとすることを預じめ爾曹に告たり今果て其如く成り爾曹知ところの如し 五 是故に我忍ぶて

を能はず爾曹の信仰を知ん爲に人を遣しゝありし試る者の爾曹を試みて我儕の勞の徒然ならんことを恐れた
る也 六 今テモテ爾曹より我儕に來りて爾曹の信仰と愛との嘉音を聞せ又なんぢら常に我儕を切々に念わ
れらに遇ことを欲ひ我儕が爾曹に遇ことを欲ふが如しと告たり 七 是故に兄弟よ我儕さまゞゝの禍害と患難
との中に爾曹の信仰に因て安慰を得たり 八 そは爾曹もし堅く主に屬ば我儕これに由て生べければ也 九 われ
ら爾曹の事に就て我儕の神の前に歡ぶ所の大なる喜により爾曹の爲に如何なる感謝を以て神に報んや 十 晝
夜切に願ふは爾曹の面を見んことと爾曹の信仰の足ざる所を補んこと也 十一 願くは神すなはち我儕の父み
づから我儕の主イエス・キリストと偕に我儕を導きて爾曹に至らしめ給はんことを 十二 また願ふ主爾曹の愛を
増かつ滿しめ爾曹をして互に愛し衆の人を愛すること我儕が爾曹を愛する如ならしめて 十三 爾曹の心を堅く
し我儕の主イエスの諸の聖徒と偕に來らんときを爾曹をして我儕の神なる父の前に潔して責べき所なから
しめん事を

第四章 兄弟よ我儕かく神に願へば主イエスに頼て亦なんぢらに求め且勸む爾曹すでに我儕の教を受いかに
行ひて神を悅ばすべきを知たれば益之に進むべし 二 蓋われら主イエスに由て如何なる誡を爾曹に授けしか
を爾曹知ばなり 三 神の旨は爾曹の潔こと即ち姦淫をせず 四 各々己の器を得て之を潔く貴くあして用ることを
を知 五 神を知ざる異邦人の如く情慾を放縱にせず 六 又この事について兄弟を欺きかつ害せざらんことを要
め給ふ凡て斯る惡事を行ふ者に主報をなし給ふなりわれら曩に爾曹に告かつ證せしが如し 七 それ神の我儕
を召きたるは我儕の汚たる事を行ふを要るに非ず潔からん事を要め給ふなり 八 是故に慢る者は人を慢るに
非ず其聖靈を爾曹に賜ひし神を慢るなり○ 九 兄弟を愛する事に就ては我なんぢらに書贈るに及ばず蓋なん
ぢら互に愛することを親く神より敎られたれば也 十 爾曹マケドニヤの全地なる諸の兄弟に此の如く行へり

兄弟よ我儕勸るハ爾曹ますく此の如く行ひ 十一 かつ安靜ならんことを務め己の事を行ひ手づから工をなし業
に爾曹に我儕が命ぜし如せんこと也 十二 此ハ爾曹外人に向て正く行ひ亦自ら乏こと無らん爲なり○ 十三 兄弟よ
爾曹の憂戚ハ望なき他人の如ならざらんことを欲ふが故に我儕すでに寢れる者に就てハ爾曹の知ざるを好
まず 十四 我儕もしイエスの死て甦りし事を信ずるならバイエスに由る所の既に寢れる者を神かれと偕に携へ
來らんことをも信ずべき也 十五 われら主の言に託て爾曹に告ん主の臨らん時に至り活て存れる我儕ハ直に寢
れる者よりも先だゝじ 十六 それ主號令と使長の聲と神の喇叭を以て自ら天より降らん其時キリストに在て死
し者先に甦へり 十七 後に活て存る我儕かれらと偕に雲に携へられ空中に於て主に遇べし斯て我儕いつまでも
主と偕に居ん 十八 是故に此等の言を以て互に慰むべし

第五章 兄弟よ時と期についてハ我なんぢらに書贈るに及バず 二 それハ主の日の來ること盜人の夜きたるが如
なることを爾曹詳細に知バなり 三 人々平和無事なりと言んとき亡滅忽ちに來らん姙る婦にその劬勞の來る
如なるべし人々絶て避ることを得じ 四 然ど兄弟よ爾曹幽暗に居ざれバ其日盜賊の來る如く爾曹ふ來ること
なし 五 爾曹みな光の子ども晝の子ども也われら夜に屬るもの暗に屬る者に非ず 六 然バ我儕他人の寢るが如
く寢ることをせず醒て愼むべし 七 寢る者ハ夜ねふり酒に醉ものハ夜ゑふ也 八 晝に屬る我儕ハ信と愛の護胸
をき救の望を冑として愼むべし 九 それ神われらを怒に遭せんと定たるに非ず我儕の主イエスキリストに由
て救を得しめんと定め給ひたれバ也 十 かれ我儕の爲ふ死たり是我儕をして醒たるも寢れるも彼と偕ふ生し
めんとて也 十一 是故に爾曹常ふ行る如く互に慰め又おのくの德を相建べし○ 十二 兄弟よ我儕なんぢらに請な
んぢらの中に勤勞かつ主に在て爾曹を治め爾曹を敎る者を識み 十三 彼等の工に緣て厚く之を愛すべし爾曹た
がひふ親睦すべし 十四 兄弟よ我儕なんぢらに勸む妄行者を儆め氣餒者を慰め懦弱者を扶け衆の人ふ向て忍

ぶべし
十五 なんぢら愼みて惡を以て惡に報ることなく常に互に善を追また衆の人にも善を及すべし
十六 常に喜ぶべし
十七 斷ず祈るべし
十八 凡の事感謝すべし是イエスキリストに由て爾曹に要め給ふ神の旨なり
十九 靈を熄こと勿れ
二十 預言を藐視こと勿れ
二一 凡のこと察へて其善ものを守り
二二 諸の惡事の類に遠かるべし
二三 願くハ平安の神なんぢらを全く潔し又なんぢらの全靈全生全身を守りて我儕の主イエスキリストの臨らん時に咎なからしめ給んことを
二四 爾曹を召く者ハ誠信なる者なり彼この事を成たまへん
二五 兄弟よ我儕の爲に祈るべし
二六 なんぢら潔き接吻を以て諸の兄弟の安を問べし
二七 われら主に由て願ふ爾曹この書を諸の兄弟に讀聞せんことを
二八 我儕の主イエスキリストの恩爾曹と偕に在んことをアーメン

新約全書帖撒羅尼迦前書　終

新約全書使徒パウロテサロニケ人に贈れる後書

第一章

パウロシルワノテモテ我儕の父なる神および主イエスキリストに在テサロニケ人の教會に書を贈る
二願くハ我儕の父なる神および主イエスキリストより爾曹恩寵と平康を受よ○三兄弟よ我儕なんぢらに就
て恒に神に感謝すべき也これ理に合ふこと也そハ爾曹の信仰彌增かつ爾曹おの〳〵互に愛すること篤く成
たれバ也 四是故に我儕なんぢらの爲に神の教會の中に誇る蓋なんぢら窘迫と患難の中に在て忍耐と信仰を
存なり 五これ神の義き鞫の表なり爾曹をして神の國に入べき者とならしめん爲なり爾曹いま神の國の爲
に患難を受 六蓋なんぢらに患難を加る者にハ患難を以て報 七患難を受る爾曹にハ我儕と偕に平安を得こと
を以て報るハ神の公義なれバなり此事ハ主イエス火燄の中にて其能力の諸使と偕に天より顯れん時にあ
り○八即ち神を識ざる者および我儕の主イエスキリストの福音に服ハざる者に報を予ふ 九かれら主の面と
其勢の榮光より離れて窮なく亡る罰を受ん 十其時ハ即ち主の臨りて其聖徒に由て榮光をうけ諸の信者に由
て讚を得ん其日なり爾曹も我儕の證を信ずる者なり 十一此に就て我儕つねに爾曹の爲に祈るハ我儕の神爾曹
をして召を受べき者となし又力能を以て爾曹の諸の善願と信仰の行を成就せしめん事なり 十二是われらの神
と主イエスキリストの恩に由て我儕の主イエスの名なんぢらの中に榮られ亦なんぢら彼に在て榮られん爲
なり

第二章

兄弟よ我儕の主イエスキリストの臨り給ふこと及び我儕が彼の所に集ることに就てハ我儕願ふ 二爾
曹あるひハ靈により或ハ言に由あるひハ我が贈れるに似たる書に由て主の日いま旣に來るとて心を動かし
且擾こと莫らんことを 三誰なにの法を以てするとも爾曹欺かるゝこと勿れ蓋さきに道を離るゝ事なく且罪
の人即ち淪亡の子現るゝ事なくば其日きたらじ 四かれ凡て神と稱る者また人の拜む所の者に敵し之より超

て己を尊くし神の殿に坐して自ら神なりと為に至る 五 わが爾曹の中に在しとき此事を語しを爾曹記憶せざ
る乎 六 彼をして其時に至りて現れしめん為に今かれを抑る者を爾曹知る 七 それ不法の隠たる者すでに働け
り今これを抑るもの除るゝまで隠をり 八 其時に至りて不法の者あらはるべし主イエス其口の氣を以て彼を
滅さん其臨るとき發す所の榮光を以て彼を廢せん 九 彼サタンの行為に循ひて各様の偽なる能と徴と奇跡
十 かつ不義の諸の詭譎を以て顯れかの淪亡者の中に在なり蓋かれら眞理を愛するの愛を受ずして救を得ざ
る者なればなり 十一 是故に神かれらが誑を信ぜん為に迷惑をして彼等の中に働かしむ 十二 これ凡て眞理を信ぜず
不義を好む者の罪を定んとて也○ 十三 主よ愛せらるゝ兄弟よ爾曹の為に我儕常に神に謝すべき也そは神始よ
り爾曹を簡び眞理を信ずることゝ靈の聖を蒙ることに因て救を得しめ給へばなり 十四 神われらの福音を以て爾
曹を此福に召き給へり爾曹をして我儕の主イエスキリストの榮光を得しめん為なり 十五 是故に兄弟よ爾曹堅
く立かつ或は我儕の言あるひは我儕の書に因て教を受たる傳を堅く守るべし 十六 願くは我儕の主イエスキリ
スト及び我儕の父の神すなはち我儕を愛し且恩に因て永遠の安慰と善望を予る者 十七 爾曹の心を慰め凡の善
行と善言に爾曹を堅固せんことを

第三章

終に我これを言兄弟よ爾曹われらの為に祈り主の道をして疾ひろまり榮を受ること爾曹の中の如くな
らしめ 二 又我儕をして邪なる悪人より救るゝことを得しめよそは人みな信ずる者といふに非ざればなり 三 然
ど主は信實なる者なり彼なんぢらを堅くし爾曹を護てかの悪人より救ん 四 爾曹われらの命ずる事を今すで
に行ふ後また之を行はんことを主に頼て信ずる也 五 願くは主なんぢらの心を神の愛とキリストの忍耐に導
き給んことを○ 六 兄弟よ我儕主イエスキリストの名に託て爾曹に命ず我儕より受たる傳に循はずして妄に
行む諸の兄弟に遠かるべし 爾曹みづから如何して我儕に效ふべきを知りれ我儕なんぢらの中に在て妄な

る事を行ず 八 また人のパンを價なしに食することなく唯人を累せざらん爲に勞と苦をして晝夜工を作り
九 是われら權威なきが故に非ずたゞ自己を模楷とし爾曹をして倣しめん爲なり 十 われら爾曹の中に在しと
き人もし工を作ことを欲ずば食すべからずと爾曹に命じたり 十一 乃れ爾曹の中に工を作ずして專ら餘事を務
め妄なる事を行ふ者ありと我儕聞たり 十二 われら此の如き者に靜に工を作て己のパンを食せんことを我儕の
主イエスキリストに託て命じ且勸む 十三 兄弟よ善を行ひて倦こと勿れ 十四 若この書に云る我儕の言に從はざる
者あらば之を愧しめん爲に其人を誌して相交ること勿れ 十五 然ど彼を敵とせず兄弟の如く之を諫むべし 十六 願
くは平安の主つねに何事に拘ず爾曹に平安を賜んことを願くは主爾曹と偕に在んことを 十七 我パウロ手づか
ら筆を執て安をとふ書ごとに之を以て誌とす我が書るは此の如し 十八 願くは我儕の主イエスキリストの恩す
べて爾曹と偕に在んことをアーメン

新約全書帖撒羅尼迦後書　終

新約全書使徒パウロテモテに贈れる前書
第一章 我儕の救主なる神および我儕の望なるイエスキリストの命に遵ひてイエスキリストの使徒となれる
パウロ 二 信仰に由て我が眞子なるテモテに書を贈る願くは父なる神および我儕の主キリストイエスより恩
寵と矜恤と平康を受よ○ 三 我マケドニヤに往しとき爾に仍エペソに留り人に命じて彼處に異教を傳ること
となく 四 また信仰にある神の道を立ずして辯論を生ずる奇談と極りなき系圖に心を寄ることを勿らしめよ
と勸たり今も此の如く行はんことを願ふ 五 誡命の主意は愛なり即ち潔き心と善良心と僞なき信仰より出 六
或人これを棄て虚き論に轉り 七 律法の教師と爲んとして卻て其語る所ろの定論ところの事を自ら知ず 八 夫
われら律法は善もの也と知る但し理に從ひて律法を用べし 九 律法は義人の爲に設たるに非ず不法なるも
の不服なるもの不敬なるもの罪惡なるもの不潔なるもの邪僻なるもの父を殺せるもの母を殺せるもの人を
殺せる者 十 奸淫を行ふもの男色を好むもの人を擄むもの誑を言もの僞 誓ふ者また此ほか正 理に悖るこ
と有が爲に設たり 十一 これ我に託し給ふ所の福なる神の榮の福音に循へる也○ 十二 我に能力を賜へる我儕の主
キリストイエスに謝す蓋われを職に任じて忠信なる者となし給へば也 十三 われ昔は謗讟たるもの窘迫たるも
の狎侮たる者なりしが我信ぜざるとき知ずして之を行へる故になほ矜恤を受たり 十四 我儕の主の恩および
キリストイエスに在て存つ所の我儕の信仰と愛は極て大になれり 十五 キリストイエス罪人を救んために世に
臨れり信ずべく亦疑はずして納べき話なり罪人のうち我は首なり 十六 然ども我が矜恤を受しはキリストイエ
ス首先に我に寛容を悉く顯し後かれを信じて永生を受る者の我を模楷となし給へる也 十七 願くは萬世の
王すなはち朽ず見ざる一の神に窮なく尊貴と榮光あらんことをアーメン○ 十八 我子テモテよ先に爾を指る所
の預言に由て爾に命ず此預言により信仰と善良心をもて善 戰を戰ふべし 十九 或人よき良心を棄て信仰を亡

へり 二十此の如き人の中ヒメナヨとアレキサンデルあり我かれらをサタンに付せり是彼等をして誘讟を言ざ
らしめん爲に懲なり

第二章 われ殊に勸む萬人の爲に願告祈禱懇求感謝せよ王および凡て權威を有ものゝ爲にハ別て之を行へ
二是われら敬虔と端荘を以て靜に安らかに日を度らん爲なり 三此ハ美事なり我儕の救主なる神の意旨
に適ふこと也 四萬人救をうけ眞理を曉るに至るハ神の望み給ふ所なり 五それ神ハ一位なり又神と人との
間に一位の中保あり即ち人なるキリストイエスなり 六かれ萬人に代り己を棄て贖となせり時いたらば證
すべし 七我これが爲に立られて宣傳る者となり使徒と作また信仰と眞理を異邦人に教る者となれり我キリ
ストに在て眞をいひ謊を言ず 八是故に我ねがふ人潔き手を擧て怒なく疑なく何の處にても祈んことを 九ま
た婦女ハ恥を知よく愼みて宜に合ふ衣にて自ら飾り髮を編ことゝ金と眞珠と價貴き衣を以て妝飾とせず
十善行を以て妝飾とせんことを願ふ神を敬ふ女ハ如此すべき事なり 十一婦女ハ凡のことに順ひて靜に道を學ぶ
べし 十二われ婦女教を施すことゝ男の上に權を執ことを許さず婦女ハ只安靜にすべし 十三蓋アダムハ前に造ら
れエバハ後に造られたれば也 十四アダムハ惑されざりしなり婦ハ惑されて罪に陷れり 十五然ども彼もし信仰と
愛と潔と謹に居ならば子を生ことに因て救を得べし

第三章 人もし監督の職を欲はゞ是善務を欲ふ也といふ話ハ誠なり 二それ監督たる者ハ責べき所なく一個の
婦の夫なるべく謹愼自ら制し品行正く旅客を慇懃に待ひ教訓をなし 三酒を嗜まず人を擊ず柔和にして爭はず
財を貪らず 四自己の家を善理め端荘を以て其子女を服はしむ可なり 五人もし自己の家を理ることを知ず
ば如何して神の教會を管ることを得んや 六かつ新に教に入し者を監督と爲べからず恐くハ驕りて惡魔と同
じ罪に陷らん 七また監督ハ外人にも令聞あるべし恐くハ誹謗と惡魔の罟に陷らん○ 八執事たる者も亦端荘

くし兩舌せず酒を嗜まず利を貪らず 九 信仰の奥義を潔き良心の中に存べし 十 此を先試みて責べき所なくば
執事の職に當べし 十一 女執事も亦端莊くし人を謗らず謹みて凡のこと忠信なるべし 十二 執事たる者は一個の婦
の夫なるべし子女と己の家を善理むべし 十三 善執事の職を務る者は己に嘉級を得キリストイエスに基せし信
仰に勇氣を得べし○ 十四 われ速く爾に至らんことを望む然ど如此かき贈るは 十五 我もし遲らんとき爾如何にして
神の家の中に行ふべきかを知ん爲なり神の家は活神の教會なり眞理の柱と基なり教の奥義の大なることは
更に疑ふ所なし 十六 神肉體となりて顯れ靈に因て義とせられ天使に見れ異邦人の中に宣傳へられ世の人に
信ぜられ榮光の中に擧られ給へり

第四章 然ども靈明かにいふ後に至らば或人信仰の道より離れて人を惑す靈と惡鬼の教に心を寄ん 二 善を假
て誑をいひ良心を烙れ 三 娶ることを禁じ食を斷ことを命ずる者に誘るゝに因てなり食は即ち神これを造り
信じて眞理を知る人に感謝して受しむるもの也 四 それ神の造りし物はみな美なり感謝して受るときは棄べ
き物なし 五 それ神の言と祈禱に由て潔なれば也 六 爾もし之を兄弟等に教るときはキリストイエスの良役者
にして信仰の道と爾が從ひし所の善教の道に育はれたる者なり 七 妄なる談と老たる婦の奇き談をすて神を
敬ふことを自ら修行すべし 八 肉體の修行は益すくなし惟神を敬ふことは凡の事に益あり今生および來生
に係る約束を得なり 九 これ信ずべく又疑はずして納べき話なり 十 之が爲に我儕勞苦をし且詬譁をうく蓋わ
れら活る神を望ばなり彼は萬人の救主にして殊に信ずる者の救主なり 十一 なんぢ此等の事を命じ且教ふべ
し○ 十二 なんぢ年幼を以て人に輕んぜらるゝ勿れ言と行と愛と信と潔を以て信者の模楷となるべし 十三 なんぢ
誦讀と勸勉と教訓を務めて我が至るを待 十四 預言と長老會の按手禮とに由て爾に賜ひし所の賜を忽略にする
こと勿れ 十五 心を之に寄て專ら之を務むべし蓋なんぢの上達すべての人に明かならん爲なり 十六 なんぢ己を愼

み亦敎ることを愼むべし恒に此等の事を務めよ如此おこなふ時は己を救ひ亦なんぢに聽者を救はん

第五章 老人を責ること勿れ之を父の如くし幼者を兄弟の如くし 二老たる婦を母の如くして勸また少き女を姊
妹の如くし之を勸るに貞潔を盡すべし 三寡婦なる眞の寡を敬ふべし 四然ど寡婦に子あるひは孫あらば彼等
まづ己の家に孝を行ひ其親に恩を報ることを學ぶべし是神の意旨に適ふこと也 五眞の寡婦にて獨居ものは
惟神に倚賴み夜も晝も願求と祈禱を恒にする也 六縱樂をなす寡婦は生ると雖も死る者なり 七なんぢ此事を
命じ彼等をして責べき所なからしむべし 八人もし己に屬する者を顧みず殊に己の家族を顧みざるならば信
仰の道に背き不信者よりも劣れる者なり 九寡婦を其籍に錄すことは六十歲より少かる可らず素より一個の
夫の妻なりし者にて 十善行の稱ある者もしくは子女を育しもの若くは旅客を舘したる者もしくは聖徒の
足を濯たる者もしくは艱難人を助しもの若くは務て諸の善事に從ひし者なるべし 十一少き寡婦は之を辭るべ
し蓋かれらキリストに背て心を亂すときは再び嫁せんとすれば也 十二彼等は初に立たる約束を棄るに因て罪
に定らるべし 十三彼等また懶惰に習ひ人の家を周遊たゞ懶惰なる耳ならず妄に人の風評をいひ好て人の事
に關り言べからざる事をいふ也 十四是故に我ねがふ少き寡婦は嫁をなし子女をうみ家を理て敵する者に僅に
ても譏るべき機を得しめざらんことを 十五そは彼等のうち既に道を棄てサタンに從へる者あり 十六信ずる男あ
るひは信ずる女その家に若し寡婦あらば之を助べし敎會を煩はす可らず蓋敎會をして眞の寡者を助しめん
爲なり 十七善治る長老をば倍して之を尊み言を傳へ敎をなして勞する長老を殊に尊むべし 十八それ聖書に錄し
て穀物を碾す牛に口籠を掛べからず又勞者は其値を受べき也と云ばなり 十九長老を訴る者あらんに二人三
人の證人なくば納べからず 二十罪を犯せる者は衆人の前にて之を警むべし是餘の人をして懼しめん爲なり 二一
われ神とキリストイエスまた選れたる天使の前にて爾に求む預見の定をなすことなく少にても偏りて行

ふこと無して此等の事を守るべし 二二 輕易く人に按手する勿れ人の罪に干ること勿れ自ら守て潔すべし 二三
爾の胃のため及び爾しば〳〵疾ふに因て恒に水を飲こと勿れ少しく葡萄酒を用ゐべし 二四 或人の罪ハ明かに
して其人に先ちて審判の場にゆき或人の罪ハ後に從ふ 二五 此の如く善行も明かなるなり然ざるも亦終に隱る
ゝこと能ハず

第六章 凡そ軛の下にある僕ハ己の主を毎事に敬ぶべき者となすべし是神の名と敎を謗れざらん爲なり 二 信
者なる主を有る者ハ其兄弟たるに因て之を輕んず可らず別て之に事ふべし蓋益を受もの信者にて愛せらる
ゝ者なればなりなんぢ此事を敎また勸むべし 三 もし異なる敎を傳て我儕の主イエスキリストの善言と神を敬
ふことに合ふ敎を肯ハざる者あらバ 四 此人みづから驕り無知にして議論と言辭の爭辯を好む此に由て媢嫉、
爭鬪、毀謗、妄疑 五 また邪にして眞理を離れ神を敬ひて利を得んと欲ふ人の爭論おこる也なんぢら此の如き人
に遠かるべし 六 神を敬ひて足ことを知ハ大なる利なり 七 われら何をも携へて世に來らず亦何をも携へて往
こと能ざるハ明かなり 八 われ衣食あらバ之をもて足とすべし 九 富んことを欲する者ハ患難と罟また人を滅
亡と沈淪に溺らす所の愚にして害ある萬殊の慾に陷るなり 十 財を慕ふハ諸の惡事の根なり或人これを慕ひ
迷て信仰の道を離れ多の苦害をもて自ら己を刺り 十一 神の人よ之を避て義事と神を敬ふことゝ信仰と愛と
堪忍と柔和とを慕ふべし 十二 信仰の善戰をたゝかひ永生を取べし爾これが爲に召を蒙りたり又多の人
の前にて善證を作たり 十三 われ萬物をして生を存しむる神およびポンテオピラトに向て善證を作給へるキ
リストイエスの前にて爾に命ず 十四 なんぢ我儕の主イエスキリストの現る時まで玷なく責べき所なくして
誠を守るべし 十五 神ハその定め給へる期いたらバ彼を顯さん神ハ即ち福ある所の獨一の權威ある者諸の王の王
もろ〳〵の主の主 十六 獨一死ざるもの近くことを得ざる光に在して人未だ見しことなく又見こと能ざる者

なり願くハ尊貴と窮なき權力かれに有アーメン○ 十七 爾この世の富る者に命ぜよ驕ることなく定なき財を恃
ことなく唯われらを樂ませんとて諸の物を豐に賜ふ神を恃み 十八 また善を行ひ善事に富をしみなく施濟をな
して人と共にし 十九 斯て己の爲に善基を蓄へ未來の備をなすべし是眞の生を得ん爲なりと 二十 テモテよ爾託せ
られし事を守り妄なる益なき談および智識と僞り稱ふる辨論とを避べし 二一 或人この僞の智識に從ひて信仰
を謬れり願くハ恩寵なんぢに在んことをアーメン

新約全書提摩太前書　終

新約全書使徒パウロテモテに贈れる後書

第一章 一 神の旨に由てキリストイエスに在る命の約束を傳ん爲にキリストイエスの使徒となれるパウロ 二 我
が愛する子テモテに書を贈る願くハ父なる神および我儕の主キリストイエスより恩寵と矜恤と平康を受
よ 三 われ夜も晝も禱禮に斷ず爾を懷ふに因て我が先祖に效ひ潔き良心をもて事る神に謝す 四 我なんぢの涕
を憶て爾を見んことを願ふ是歡喜を我に充しめん爲なり 五 我なんぢの僞なき信仰を念ふ此の如き信仰前に
爾の祖母ロイスまた爾の母ユニケにあり今爾にも在ことを信ずる也 六 是故に我爾をして我が按手に由て爾
が受し神の賜を復び熾にせんことを欲しむ 七 そハ神の我儕に賜へる靈ハ臆する靈に非ず能と愛と謹の靈な
れば也 八 是故に爾われらの主の證を作ことゝ其囚人なる我とを恥となす勿れ惟神の能に循ひて福音の爲に
我と共に苦を忍ぶべし 九 かれ我儕を救ひ聖召を以て召給へり是われらの行に由に非ず惟神おのが旨と世の
成ざりし先よりキリストイエスの中に我儕に賜ひし恩惠に由なり 十 この恩惠ハ今われらの救主イエスキリ
ストの顯れ給ひしに由て顯れたりキリスト死を廢ぼし福音を以て生命と壞ざる事とを明著にせり 十一 我この
福音の爲に立られて宣傳る者となり使徒となり異邦人の師となれり 十二 是故に我これらの苦に遇たり然ど之
を恥とせず蓋われ我が信ずる者を知かつ我彼に託したる者を彼かの日に至るまで守ることを爲得るを信
ずれば也 十三 爾キリストイエスにある信と愛とを以て先に我に聞し所の眞の言の楷模を保つべし 十四 爾に託し
たる善ものを我儕の中にをる聖靈を以て守るべし 十五 アジアにをる者すべて我に背く是なんぢが知ところ也
フゲロとヘルモゲ子も其中に在 十六 願くは主矜恤をオ子シポロの家に賜へ蓋かれ屢われを慰め且わが鏈を恥
とせず 十七 其ロマに在しとき急ぎ尋て我に遇たり 十八 願くハ主彼をして夫の日に至り主の矜恤を得しめよ彼エ
ペソに在て如何ばかり我に事しか爾の善知る所なり

第二章 わが子よ爾キリストイエスにある恩に堅固なるべし 二 又なんぢ多の證人の前にて我より聞し所の事
を忠信にして能人を教るに足る人に託すべし 三 爾キリストイエスの精兵卒の如く我と共に苦を忍ぶべし 四
兵卒を務る者ハ世事を以て自己を累ハせず是募れる者の心を悅バせんと爲バなり ○ 五 もし力を角ふもの法に
遵ひて角ハずバ冕を得ず 六 勤勞たる百姓まづ實を得べき也 七 爾わが言し所を思ふべし主爾に萬事を曉
しめん 八 ダビデの裔より出たるイエスキリスト我が傳る所の福音の如く死より甦りたるを爾心に記べし 九
この福音の爲に我苦を受て罪人の如く繫るに至れり然ど神の道ハ繫れず 十 是故に我選れし者の爲に凡の事
を忍てれ彼等にもキリストイエスにある救および永遠の榮を得しめんため也 十一 爰に信ずべき話あり我儕も
し彼と共に苦を受バ彼と共に生べし 十二 我儕もし忍ばゞ彼と共に王と爲べし我儕もし彼を知ずと言バ彼も我
儕を知ずと言ん 十三 われら信ぜずと雖も彼ハ誠なり彼ハ己に違ふこと能ざる也と ○ 十四 なんぢ彼等をして此事
を憶しめ且主の前にて彼等を戒め言に因て爭ふことを勿らしむべし是益する所なく聽人をして沈淪に至らし
む 十五 なんぢ神に悅バるゝ者と爲んことを務また恥る所なき工人となりて眞道を正く頒ち教んことを務
むべし 十六 妄なる益なき談を避べし蓋之をなす者ますゝゝ不信に進バなり 十七 彼等の言ハ脫疽の如く腐爛る
べしヒメナヨとピレトハ此の如き者の中に在 十八 かれら眞を謬りて復生ハ既に過たりといひ斯て數人の信仰
を滅すなり 十九 然ども神の置給ひし堅基たてり其上に印あり誌していふ主己に屬る者を知とまた云すべて
主の名を稱ものハ不義を離るべしと 二十 大なる家の中にハ金と銀の器あるのみならず木と土の器もあり彼ハ
貴きに用ゐ此ハ賤きに用るなり 二十一 人もし此等を離れて己を潔せバ貴きに用る器となり潔して主の用に合ひ
諸の善事を作ことを得なり 二十二 なんぢ幼少ときの慾を避て義と信と愛を追求め又淸心にて主を籲者と和ぐ
事を追求むべし 二十三 愚なると無學なる辨論を避べし蓋之より爭競の起るを知バなり 二十四 主の僕ハ爭ふべからず

和平に凡の人を待ひ教を善し忍ことをなし 二五 逆ふ者をバ柔和を以て戒むべし神あるひハ彼等に悔改むる心
を賜て之に真理を識しめ給ハん 二六 また彼等ゝの酔さめて惡魔の罟を脱出ん蓋惡鬼彼等をして己が旨を行ハ
しめん爲に之を擒にすれバ也

第三章 一 末世に艱の日きたらん爾この事を知 二 ゝの日至らバ人たゞ己を愛し貪婪、矜誇、驕傲、詬誶、不孝、恩を忘
れ不潔 三 不情、怨を解ず讒謗、慾を縱まゝにし殘刻、善を好まず 四 友を賣、放肆、自負神よりも佚樂を愛することを
せん 五 彼等ハ敬虔の貌あれど實ハ敬虔の德を棄なんぢ此の如き者を避べし 六 人の家に入て愚なる女を擄に
するハ此の如き者なり彼の女ハ罪を重ね各樣の慾に誘はれ 七 常に學ども真理を識に至ること能ハず 八 かの
人ハヤンネとヤンブレがモーセに敵ひし如く亦真理に敵ふなり彼等ハ心の壞たるもの信仰の道に就てハ棄
られたる者なり 九 然ど猶この上に進ことあらじ蓋かの二人の如く彼等の愚なることも衆の人に露るべけれ
ば也 十 爾ハ我が教誨、品行、志、慈、信仰、寛容、愛、忍耐、 十一 及び我アンテオケイコニオムルステラにて遇し窘と
困苦また我が受し窘の如何なるかを知主悉く其中より我を救給へり 十二 凡てキリストイエスに在て神を敬ひ
つゝ世を渡らんと志す者ハ窘を受べし 十三 惡人と人を欺く人ハ益々惡に進み人を惑し亦人に惑さる 十四 なんぢ
學て信ずる所の事を守るべし蓋なんぢ誰に由て之を學び 十五 かつ幼少ときより聖書を識ことを知バなり聖書
ハ爾をしてキリストイエスを信ずるに因て救を得しめん爲に智慧を予ふるもの也 十六 聖書ハみな神の默示に
して教誨と督責また人をして道に歸せしめ又義を學しむるに益あり 十七 これ神の人の完全を得て諸の善事を
行ふに缺なからん爲なり

第四章 一 われ神の前および顯るゝ時ゝの國に於て生る者死る者を審判するキリストイエスの前にて爾に求む
二 なんぢ道を宣傳ふべし時を得も時を得ざるも勵みて之を務め各樣の忍耐と教誨を以て人を督し戒め勸む

へし 三 うれ人眞の教を容ず耳を悦ばしむる言を好み其私慾に循ひて己が爲に師を增加る時來らん 四 かれら
耳を眞理より背け奇き談に向ふべし 五 然ど爾すべての事に愼み苦難を忍びて傳道者の工をなし爾の職を盡
せ 六 われ今祭物とならんとす我が世をさる期ちかづけり 七 われ既に善戰をたゝかひ既に馳るべき途程を
盡し既に信仰の道を守れり 八 今より後義の冕わが爲に備あり主すなハち正き審判をなす者その日に至りて
之を我に予ふ獨われに予るのみならず凡て彼の顯著を慕ふ者にも予ふべし○ 九 なんぢ務て速かに我に來れ
十 デマスこの世を愛し我を棄てテサロニケに往りクレスケンスガラテヤにテトスダルマテヤに往り惟ルカ
のみ我と偕にあり 十一 爾マコを伴て偕に來れ蓋かれの職われに益あれバ也 十二 我テキコをエペソに遣せり 十三 爾
きたる時わがトロアスにてカルポの所に遺しゝ外衣を携へ來れまた書籍を携へ來れ其皮なるもの尤とも肝
要なり 十四 銅匠なるアレキサンデル多く我を害せり主かれが行ひし所に循ひて報を爲ん 十五 爾も亦かれを防ぐ
べし彼甚しく我儕の言に敵ひたり 十六 我が始て審官に事由を陳しとき誰も我と偕にせず皆われを離たり願く
ハ彼等に罪の歸せざらんことを 十七 然ど主我と偕に在て我に力量を予へ給へり是われに由て道こと〴〵く傳
り異邦人をして皆これを聽しめん爲なり我救れて獅子の口より出たり 十八 主また我を救ひて諸の惡事より離
しめ且われを救ひて其天の國に入ん願くハ榮世々窮なく彼に歸せんことをアーメン 十九 請なんぢプリスキラ
とアクラとヲネシボロの家に安を問 二十 エラストコリントに留れりトロピモ病あれバ我これをミレトスに留
たり 二一 なんぢ冬より前に急ぎ我に來れユブルとプデスとリノスとクラウデアと兄弟みな爾に安を問 二二 願く
ハ主イエスキリスト爾の靈と偕にあれ願くハ恩寵爾曹に在んことをアーメン

新約全書提摩太後書　終

新約全書使徒パウロテトスに贈れる書

〔第一章〕神の僕またイエスキリストの使徒パウロ同じ信仰に由て我が眞子なるテトスに書を贈る我神の選び給へる人をして信仰を起さしめ且神を敬ふ眞道を知しめん爲に使徒の職をなし 二 謊なき神の創世の前に約束し給ひし永生を望めり 三 神己の定おき給へる期に及びて宣教に由てこの永生の道を顯せり宣教は即ち我儕の救主なる神の命を以て我に託ね給へる所のもの也 四 願くは爾テトス父なる神および我儕の救主キリストイエスより恩寵と平康を受よ○ 五 われ爾をクレテに留たる故は爾をして缺たる所を正くし且わが爾に命ぜし如く各邑に長老を立しめんとて也 六 人もし咎むべき所なく一個の婦の夫にして其子女も放蕩をもて訴らるゝことなく服はざることなき信者ならば長老に立べき者なり 七 それ監督は神の家宰なれば必ず咎むべき所なく己が任をなさず輕易しく怒らず酒を嗜まず人を擊ず利を貪らず 八 遠人を懇切に待び善を好み謹愼公義聖潔自ら制し 九 學びし所の眞道を守るべし是正き敎を以て人を勸め且辯駁する者を折かん爲なり 十 それ服はずして虛き論をいふ者また欺く事を行もの多し割禮に屬する者の中には殊に此の如き者あれば也 十一 かれら汚利を得ん爲に敎ふべからざる事を敎へて全家の信仰を亡すが故に必ず彼等の口を箝がしむべし 十二 クレテ人の中なる一預言者いひけるはクレテ人は恆に謊を言もの惡獸また懶惰にして食を貪る者なりと 十三 この證は眞なり是故に爾嚴く彼等を責め彼等をして信仰を堅うし 十四 ユダヤ人の奇き談と眞理を棄る人の立し律法に心を寄ることを莫らしむべし 十五 潔人には凡の物をよく汚たる人と不信者には一として潔き物なし既に彼等の心と良心ともに汚れたり 十六 彼等自ら神を識と語れども其行は之に逆る彼等は惡むべき者なり服はざる者なり諸の善事に就ては棄べき者なり

〔第二章〕然ど爾は正き敎に合ふ事を語るべし 二 老人には謹愼と端莊と自ら制する事とを勸かつ信仰と愛と

忍耐とに堅うならんことを勧むべし　三老婦にも聖潔に合ふ行をなさん事と人を誘らず酒を多く嗜まず善事
を人に教ることゝを勧べし　四また彼等をして幼婦に夫を愛し子を愛し　五自ら制し貞潔にし家務をなし慈
悲を懐き其夫に服ふ事を教しむべし是神の道の瀆れざらん爲なり　六また幼男に自ら制する事を勧むべし
七なんぢ何事を作にもおのれ善行の模楷とならん事を務め教を傳るに信實を以し端莊しくし　八責べき所な
き正言を表すべし此は敵する者をして我儕の惡を言に縁なく自ら愧ることを爲しめんため也　九僕には
己の主人に服ひ何事を爲にも之を悦ばせん事を務め之に言咈はず　十物を竊取ず之に忠信を盡すべき事を勧
べし此は何事を爲にも我儕の救主なる神の教を飾る事をせんため也　十一夫すべての人に救を賜ふ神の恩あら
はれ　十二我儕を誡め我儕をして神を敬はざる事と世の中の慾を棄て自ら制し正く且虔みて今世に存へ　十三望所
の福と大なる神すなはち我儕の救主イエスキリストの榮の顯れん事を望待しむ　十四キリスト我儕の爲に己の
身を舍給へり是われらを諸の罪より贖ひ出し且己の爲に一の民を潔め之をして熱心に善事を行はしめん爲
なり　十五なんぢ此等の事を以て語りまた勧め爾の諸の權威を以て戒むることをすべし爾人に輕せらるゝ勿れ
第三章　なんぢ彼等をして秉政の權威ある者とに服し且順ひ凡の善事を行ふ備をなし　二人を誘らず爭はず和
平にし衆の人を待ふに柔和を以せんことを憶起さしむべし　三我儕も前には愚なる者順はざる者迷るもの諸
般の慾と樂の奴隸と爲るもの恨み猜みて日を度しもの惡べき者また互に惡あへる者なりし也　四然ど我儕の
救主なる神の慈と人を愛し給ふ愛の顯れし時　五かれ我儕が行ひし所の義き功に由ず唯己の矜恤に循ひ重生
の洗と聖靈に由て新にする事とを以て我儕を救へり　六聖靈は即ち神我儕をして其恩により義とせられ嗣子
たるを得て窮なき生命を望み待しめん爲に　七我儕の救主イエスキリストに由て豐に我儕の上に注たまへる
所のもの也　八此は信ずべき言なり我なんぢが此等の事を切に語り神を信ずる者をして愼みて善功を務しめ

んことを欲す此等の事ハ美また人に益あり　九　なんぢ愚なる辨論と系圖と爭鬪と律法の紛爭を去べし此等ハ
益なく亦虚妄なれバ也　十　異端を稱へ分を起す人ハ爾これを一たび再び警めてのち遠くべし　十一　夫かくの如
き人ハ邪僻にして自ら罪なるを知て尚これを犯すことを爾知バなり○　十二　アルテマス或ハテキコを我なんぢ
に遣さんとき爾急ぎてニコポリスに來り我に就べし我彼處にて冬を過さんと定めたり　十三　法律家なるゼナス
及アポロを懇切に送り彼等をして乏き事なからしめよ　十四　又われらに屬る者をして善功を務め人の所需用
を資んことを學びて果を結ざる事なからしめよ　十五　我と偕に在もの皆なんぢの安を問なんぢに請ふ信仰に在
て我を愛する者の安をとへ願くハ恩寵なんぢら衆人にあらんことをアーメン

新約全書提多書終

新約全書使徒パウロピレモンに贈れる書

イエスキリストの爲に囚人となれるパウロ及び兄弟テモテ我儕が愛する者われらが勤勞の侶なるピレモン
二 及び我儕が姉妹アピア我儕と共に戰爭をなせるアルキポ並に爾の家内の教會に書を贈る 三 願くハ爾曹わ
れらの父なる神および主イエスキリストより恩寵と平康を受よ○ 四 われ祈る時に常に爾の事を陳て我神に
謝す 五 蓋われ爾が愛と信仰をもて主イエスに向また諸の聖徒に向ふことを聞バなり 六 我が祈る所ハ爾と偕
に信仰を有てる人なんぢらの中なる凡の善事を知に因ての信仰功效をなしキリストの榮光を顯ハすに至ら
んこと也 七 兄弟よ我なんぢの愛に由て大なる喜樂と安慰を得たり蓋聖徒等の心なんぢに由て安せられたれ
バ也 八 是に由て我キリストに在て憚る所なく爾に其作べき事を命ずることを得と雖も 九 愛の故に因て寧ろ
爾に求む我すでに年老いまキリストイエスの爲に囚人となれるパウロ此の如き狀にて 十 わが縲絏の中にて
生し子なるオネシモの事を爾に求む 十一 かれ先にハ爾に益なき者なりしが今ハ爾にも我にも益ある者となれり
十二 我かれを爾の所へ歸す 爾これを納よ彼ハ我が心なり 十三 われ彼をして我所に留め我が福音の爲に受たる縲
絏の中に爾に代て我に事しめんと欲へり 十四 然ども我なんぢの肯ハざる事ハ何をも行を好まず是なんぢが供
給止を得ざるに出ずして心より出んことを望めバ也 十五 彼が暫く爾を離しハ爾をして永遠かれを留おき 十六 此
後かれを僕の如くせず僕に超るもの愛する兄弟と作しむる爲に非ざりしを知んや我かれを殊に愛す況んや
爾肉に由ても主に由ても之を愛せざる可んや 十七 爾もし我を侶となさバ請われを納る如く彼を納よ 十八 彼もし
爾に不義をなし又なんぢに負債あらバ爾これを我に歸せよ 十九 我パウロ親手これを書り我かならず償ハん爾
ハ身をもて償ふべき負債われに有されど我これを言ず 二十 兄弟よ我爾より益を主に由て得んことを望む爾わ
が心をキリストに由て息しめよ 二十一 われ爾が服ふことを深く信じて之を爾に書贈る爾の行ふ所ハ必ず我いふ

所よりも勝らんことを知り　二二 又なんぢ我ために寓所を備へよ蓋われ爾曹の祈禱に由て終に我身ハ爾曹に予
られんと意へバ也　二三 イエスキリストに在て我と偕に囚人となれるエパフラス爾の安を問　二四 わが勤勞の侶な
るマコ　アリスタルコ　デマス　ルカも同く安を爾に問　二五 願くハ吾主イエスキリストの恩惠つねに爾曹の靈と偕
に在んことをアーメン

新約全書腓利門書　終

新約全書使徒パウロヘブル人に贈れる書

第一章 神昔ハ多の區別をなし多の方をもて預言者により列祖に告給ひしが 二 この末日にハ其子に託て我儕
に告たまへり神ハ彼を立て萬物の嗣とし且かれを以て諸の世界を造りたり 三 彼ハ神の榮の光輝その質の
眞像にて己が權能の言をもて萬物を扶持われらの罪の滌をなして上天に在す威光の右に坐しぬ 四 彼が
受し名の天の使者の名よりも愈れる如く彼等よりハ愈れり 五 そハ天の使等の中なる誰に曾て如此いへる乎
なんぢハ我子也われ今日なんぢを生りと又われ彼の爲に父とならん彼ハ我ために子と作べしと 六 また冢子
を世に入しむる時に曰給へるハ神の諸の使者ハ皆これに跪くべし 七 また使者等に就てハ彼その使者等を風
となし其役るゝ者を火燄となすと曰り 八 その子に曰るハ神よ爾の位ハ世々に及び爾の國の杖ハ正き杖なり
九 なんぢ義を愛し惡を惡む是故に神すなはち爾の神ハ喜樂の膏を以て爾の侶よりも愈りて爾に沃り 十 また
曰く主よ爾元始に地の基を奠く天も爾が手の工なり 十一 此等ハ亡ん然ど爾ハ恒に存ん此等ハ凡て衣の如く舊
びん 十二 爾これらを袍の如く捲む、また彼等ハ變らん然ど爾ハ變ることなし爾の壽ハ終ざる也 十三 使者等の中な
る誰に爾の敵を爾の足凳となすまで我右に坐すべしと曾て云給へることと有しや 十四 凡て天の使者ハ救を嗣ん
とする者に事んため遣さるゝ靈に非ずや

第二章 是故に我儕聞し所を流逦ること莫らん爲にいよ〳〵篤く愼むべし 二 それ天使等に託て告給ひし言堅
立して凡の違逆と不順とみな正き報を受たらんには 三 此の如き大なる救を我儕等閑にして何で逭るゝこ
とを得んや斯ハ始め主に託て示されたるを聞し者ども我儕に言證たり 四 神も亦その聖旨に循ひて休徵と奇
跡および萬殊の異能と分予ふる所の聖靈を以て彼等と偕に證せり 五 そハ神ハ我儕が言ところの來らんと
する世を天の使等にハ服ハせざりき 六 或篇に人證して曰けるハ人を誰として爾これを心に記るや人の子を

誰として爾これを眷顧るや 七爾かれを天の使等より少しく遜しむ彼に榮と尊貴を冠らせ又なんぢの手にて造りし者の上に之を立たり 八なんぢ萬物を其足下に服せしむ既に萬物を之に服せしむれバ必ず服せずして遺る物なし然ど今に至るまで我儕萬物の未だこれに服せしを見ず 九惟われら天の使等より少く遜されし者即ち死の苦を受しに因て榮と尊貴を冠せられたるイエスを見たり其死たるハ神の恩に因て衆の人に代り死を嘗へんが爲なり 十是おほくの子を榮に導かんとて其を救ふ君をして苦難を以て成しむるハ萬物の歸するところ萬物を造れる者に應ることゝ也 十一それ潔る者と潔らるゝ者と凡て一より出るの故に彼等を兄弟と稱るを恥とし給ハずして 十二曰らく我なんぢの名を我が兄弟に示さん爾を教會の中に讃ん 十三また曰く我それに依頼ん又いふ我と神の我に予へし諸子を覩よ 十四それ諸子ハ偕に肉と血とを具れバ彼も同く之を具ふ是死をもて死の權威を有るもの即ち惡魔を滅ぼし 十五かつ死を畏て生涯つながるゝ者を放たん爲なり 十六實に天の使等を助ずアブラハムの子孫を助く 十七是故に神に屬る事について矜恤と忠義なる祭司の長となりて民の罪を贖ハん爲に諸事に於て兄弟の如なるハ宜あり 十八蓋かれ自ら誘ハれて艱難を受たれバ誘ハるゝ者を助得るなり

第三章

一是故に同く天の召を蒙りし潔き兄弟よ 二モーセが神の全家に忠義をせし如く己を立し者に忠義なる我儕が信ずる所の使者たる祭司の長たるイエスを深く思ふべし 三それ家を建りし者の家より過て榮あるが如く彼もモーセよりハ過て榮を受べき者とせられたり 四凡そ家ハ之を建れる者あり萬物を造れる者ハ神なり 五夫モーセハ將來に言傳へられんとする事の證をせんが爲に僕の如く神の全家に於て忠義をなし 六キリストハ子たる者の如く神の家を宰れり我儕もし信仰と望の喜とを終まで堅く保ば我儕ハ其家なり 七是故に聖靈の云る如くせよ爾曹もし今日其聲を聽バ野ふ在て主を試みたる日その怒を惹し時の如く 八爾曹心

を剛愎にする勿れ　其處に於て爾曹の列祖われを試み我をためし又四十年の間わが作爲を觀たり　十是故に
我この代の人を怒て彼等ハ常に心惑りと曰り然ど我道を知ざりき　十一故に我憤りて彼等ハ我が安息に入べか
らずと誓たり　十二兄弟よ爾曹が中に不信仰なる惡き心を懷て活神の前より離れ墮ることを莫らんやう愼べし
十三爾曹のうち誰一人罪の誘惑に由て剛愎にならざるやう今日と稱るうちに日々互に相勸めよ　十四我儕も
し始の信仰を終まで堅く持バキリストに與る者となるらん　十五夫いへることあり若し今日其聲を聽バ怒を惹し
時のごとく爾曹の心を剛愎にする勿れ　十六聞てなほ怒を惹し者ハ誰ぞやモーセに從ひてエジプトより出たる
衆の者に非ずや　十七神も四十年のあひだ誰に向て怒しや罪を犯して其屍を野に仆しゝ者どもに怒れるならず
乎　十八又その安息に入べからずと誰に向て誓しや信仰せざりし者等に誓るならず乎　十九是に由て觀ば彼等が入
ことを得ざりしハ不信に由てなり

第四章　一是故に我等畏るべし其安息にいる約束ハ今も尚のこれども恐くハ亦爾曹のうち之に及ざる者あらん
二蓋われらも彼等が如く福音を宣傳られたり惟かれらが聞し所の言ハその信仰劑ざりしが故に聞る者に益
なかりき　三信ずる所の我儕ハ安息に入ことを得なり即ち言給ひたるが如し我怒れるとき誓て彼ハ我が安息
に入べからずと云り然ども地基を創し時より其工ハみな成り　四その或篇に七日について左の如く云り神ハ
第七日に凡て其工を息めりと　五又この篇に彼等ハ我が安息に入べからずと云り　六然バ之に入べき者あり先
に福音を傳られたる者ハ信せざるに由て入ざりし也　七是故に多年を經て後またダビデの書に於て日を定て
今日と云り前に云し如く今日もし其聲を聽バ爾曹心を剛愎にする勿れ　八若ヨシュア彼等を息せしならバ其のち
神ハ他の日を言ざるべし　九然バ安息ハ神の民に遺れり　十既に安息に入し者ハ神おのれの工を安息し如く彼
も其工を息めり　十一是故に彼等の如き不信仰に傚ひて陷ざるやう我儕この安息に入んことを勵勉べし　十二夫

神の言は活てかつ能あり兩刃の劍よりも利く氣と魂また節骨髓まで刺し剖ち心の念と志意を鑒察ものな
り 十三 また物として神の前に顯れざるはなし我儕が係れる者の眼の前に凡のもの裸にて露る○ 十四 然ば我儕に
雲霄を通りて昇りし大なる祭司の長すなはち神の子イエスあり故に我儕信ずる所の教を固く持つべし 十五 蓋
われらが荏弱を體恤こと能ざる祭司の長は我儕に非ず彼は凡の事に我儕の如く誘れたれど罪を犯さゞり
き 十六 是故に我儕憐をうけ機に合ふ助となる恩惠を受ん爲に憚らずして恩寵の座に來るべし

第五章 人の中より選るゝ諸の祭司の長は人のために神に屬ことを任せられて罪の供物と犧牲を獻ることを
する者なり 二 己みづから荏弱に周るれば亦愚昧なる迷へる者を憐むことを得なり 三 是に因て民の爲になす
如く己が爲にも罪の禮物を獻ざるを得ず 四 この尊貴はアロンの如く神の召を受たる者に非れば自ら之を取
者なし 五 此の如くキリストも自ら尊びて祭司の長と爲ざりき爾は我子なり我今日爾を生りと言し者彼を
尊びて然なせり 六 また別の篇に爾は窮なくメルキセデクの班の如き祭司たりと云給へるが如し 七 かれ肉體
に在しとき哀哭び涙を流して死より己を救得る者に祈りまた懇求をなし其敬虔により聽るゝことを
得たり 八 かれ子たれども受る所の苦難に由て順ふことを效ひ 九 既に完全ければ凡て彼に順ふ者の永救
の原となれり 十 彼はメルキセデクの班の如き祭司の長なりと神に稱られき○ 十一 此に就て我儕多の語るべき
言あれど爾曹が耳にぶきに因て講明がたし 十二 既に爾曹は時を經こと久しければ人の師となるべき者なるに
今又神の示したまへる教の端を敎られざるを得ず爾曹は堅き食物ならで乳を用べき者となれり 十三 凡乳を
用る者は赤子なれば義に屬る教に熟せず 十四 夫かたき食物は心を勞かせ練て善惡を辨へうる成人の用るもの
也

第六章 是故に我儕キリストの教の始を離れ死行の悔改め神に歸る信仰 二 萬殊の洗の禮また手を按ことと死し

人の復生かぎりなき刑罰これらの教の基は再び置ことをせずして完全に進むべし 三 もし神許し給はゞ我儕
これを行ん 四 それ一び光照をえ天の賜をうけ聖靈を蒙り 五 神の善言と來世の權能とを嘗ひて後 六 墮落する
者は神の子を再び十字架に釘て凌辱とするが故に復これを悔改に立返らすること能はざる也 七 それ地しば
〳〵其上に降る雨を吸入て耕す者の爲になるべき菜蔬を生ぜば神より恩を受 八 然ど荊棘と蒺藜を生ぜば
棄られ且詛に近く其終は焚るべし 九 愛する者よ我儕如此いへど爾曹が此に愈れること即ち救に近ことを深
く信ぜり 十 神は爾曹が先に聖徒に事へ今も尚これに事ることの功勞と聖名の爲に顯しゝ其愛を忘ること不義な
る者に非ず 十一 爾曹おの〳〵終に至るまで疑を懷かざる望を保んが爲に以前と同じ慇懃を表し怠らずして 十二
かの信仰と忍耐を以て約束を嗣る者に倣んことを我儕欲へり 十三 それ神はアブラハムに約束し給しとき己よ
り大なる者の指て誓ふべきなきが故に己を指て誓 十四 曰給けるは我なんぢを大に惠まん又なんぢの子孫を大
に益ん 十五 かれ忍て此の如く約束のものを得たり 十六 凡そ人は己より優たる者を指て誓ふまた事を定る誓は凡
て彼等の爭辨を止るなり 十七 然ば神は約束を嗣者に其旨の易らざることを愈表さんとして約束の上にまた誓
を立給へり 十八 神の誣ること能ざる此二件の易なきことは前に立ところの望を執んとて怒を避たる我儕を慰
めんが爲なり 十九 我儕が此望を靈魂の錨の如し堅固して動かず幔の內に入 二十 我儕の爲にイエス前驅して其處
に入メルキセデクの班の如く窮なく祭司の長となれり

第七章

一 此メルキセデクはサレムの王にて至高き神の祭司なりしがアブラハム王等を殺して旋しとき彼アブ
ラハムを迎て祝せり 二 アブラハム之に凡て所獲の十分の一を分たり先その名を譯ば義の王次にサレムの
王と云れ即ち平康の王なり 三 彼は父なく母なく族譜なく生の始なく亦終もなし神の子に象られて恒に祭
司たりき 四 先祖アブラハム所獲の最も善物の十分の一を以て彼に予れば其人の如何に尊かを思ふべし 五 レ

ビの子孫のうち祭司の職を受る者は律法に循ひて民即ち其兄弟より十分の一を取ことを命ぜらる彼等はア
ブラハムの腰より出たる者と雖もなほ然なせり 六 されど此血脈に非ずして彼はアブラハムより十分の一を
取て其約束を有てる者を祝せり 七 劣れる者の優れる者に祝さるゝは論なきこと也 八 此なる十分の一を受る
者は死べき者彼なるは活る者なりと證せられたり 九 また十分の一を受る所のレビもアブラハムによりて十
分の一を輸たりと言べし 十 蓋メルキセデクが彼に遇るときレビも其父の腰に在ばなり 十一 民はレビの裔なる
祭司の職に本きて律法を受たり若この職に頼て完全ことあらば何ぞ別にアロンの班と稱ざるメルキセデク
の班の如き祭司の起ることを求めん乎 十二 既に祭司の統かはる時は律法も亦必ず易るべし 十三 此等の事は祭壇
に役たる者なき支派ふ屬る者を指て言り 十四 我儕が主のユダより出し事は明かなりモーセこの支派に就て祭
司の職のことは何をも言ざりき 十五 既にメルキセデクの如き他の祭司起たれば律法の易ることも愈明らけし
十六 彼は肉體に係る律法の例に循ひて立ず朽ざる生命の能に循ひて立り 十七 蓋メルキセデクの班の如く爾は窮
なく祭司たりと證せられたれば也 十八 それ律法は何事をも全うせし所なし 十九 是故に前の法度はその荏弱と益
なきを以て廢せられ更に愈れる善望を立られたり我儕この望に因て神に近くことを得なり 二十 二一 二二 かの人々は誓
なくして祭司となれど彼は誓を以て祭司となれり是主かはりなき誓を立て爾はメルキセデクの班の如く窮
なく祭司たりと語れる者による是の如くイエスは誓に非ざれば祭司とならざるほど尤も善契約の保証人と
なれり 二三 彼等は死あるに因て永く存こと能はず故に祭司となりたる者多りき 二四 然どイエスは窮なく存が故
に易ことなき祭司の職を有り 二五 是故に彼は己に頼て神に就る者の爲に懇求んとて恒に生れば彼等を全く救
ひ得なり 二六 是の如き祭司の長は我儕に當れる者なり彼は聖潔して不善ことなく穢垢なくして罪人ふ遠かれ
り且天よりも高し 二七 又かの祭司の長等の如く先おのれの罪のち民の罪の爲に日ごと犧牲を獻べき由なし蓋

すでに一次おのれを獻て之を成ければなり 二八 それ律法は弱き人を立て祭司の長となせり然ど律法の後の誓の言
は窮なく全き子を立たり

第八章 我いへる所の肝要は是の如き祭司の長の我儕に在ことなり彼は天に於て大なる威光ある者の位の右
に坐して 二 聖所に役ふ即ち人の建る所に非ず主の建たまへる所の眞の幕屋なり 三 諸の祭司の長の立られた
るは禮物と犧牲を獻る爲なるが故に彼も亦かならず獻る所の物あるべし 四 彼もし地に居ば祭司と爲べから
ず蓋すでに律法に循ひて禮物を獻る祭司あれば也 五 彼等が事る所は天にある者の狀と影なりモーセ幕屋を
造らんとせし時に愼て凡の事をなすには山に於て我なんぢに示しゝ所の式に遵ふべしと示されたりし如
し 六 然ど今かれは愈れる約束に基きて立られたる契約の中保となる是の如く彼は勝れたる職を得たり 七 そ
は初の契約もし闕ることなくば後の契約を立ることを索めじ 八 その闕る所を彼等に示して曰く主いひ給ひ
けるは我イスラエルの家とユダの家に新約を立て全備するの日來らん 九 この約は我手を執て彼等の先祖を
エジプトの地より導き出せる日に立し所の如きに非ず蓋かれら我が契約に居ず我また彼等を顧ざりしが故
なりと主いひ給ひたり 十 また主いひ給ひけるは其日の後われイスラエルの家に立んとする契約は此なりわ
れは我が律法をその念に置また其心に銘さん我かれらの神となり彼等我が民と爲べし 十一 各人その邦人と其
兄弟に敎て爾主を識と復いはじ蓋小より大に至るまで悉く我を識ん 十二 われ彼等の不義を憐み其罪と惡をま
た意に記ざれば也 十三 かれ既に新と謂しは初の物を舊とする也それ舊て衰る物は殆んど消磨んとす

第九章 初の契約には祭の禮儀と世に屬る聖殿とあり 二 設たる前の幕屋を聖所と稱く內に燈臺と案と供の
パンあり 三 また第二の幔の後の幕屋を至聖所と稱く 四 こゝに金の香鑪と徧く金を蔽ひし契約の櫃あり此
中にマナを藏めたる金の壺とアロンの芽しゝ杖と二の契約の碑あり 五 上には贖罪所を覆へる榮耀のケルビ

ンあり今これらに就て詳かに言ず 六 此の如く此等のもの既に備はり祭司等は常に前の幕屋に入て祭を行り
七 奧なる幕屋は祭司の長のみ年に一次いれど血を携ずしては入ことなし是おのれと民の愆の爲に獻るなり
八 聖靈これを以て前の幕屋のなほ在りし時は至聖所に入べき路の顯れざりし事を示す 九 この幕屋は當時
のために設られたる表式なり之に循ひて獻たる禮物と犧牲はその奉事る者の良心を全うすること能はざり
き 十 此等はたゞ肉體に屬る儀文にして食もの飮もの及さまざまの洗滌と共に振興らん時まで負せられたる
耳 十一 今キリスト既に至れり彼は來らんとする嘉事の祭司の長にして手にて造れる幕屋すなはち此世に屬る
所の者ならぬ愈りたる大なる全き幕屋により 十二 羊 犢の血を用ず己が血をもて一たび聖所に入て永遠
贖をなすことを得たり 十三 もし汚穢に灑て牛および羊の血また焚る牝犢の灰など肉體を潔ることを得ば 十四
況て永遠靈により瑕なくして己を神に獻しキリストの血は爾曹に活神を奉事せんがため死の行を去しめて
其心を潔ることを爲ざらん乎 十五 是故に彼は新約の中保となれり是はじめの契約の時に犯せる罪を贖ふべき
死あるに由て召れたる者の窮なき世嗣の約束を得んが爲なり 十六 凡そ遺書あるときは必ず之を錄しゝ者の死
たることを顯さゞるを得ず 十七 それ遺書は之を錄せる者の活る時は少の力あること無その人死てのち堅うな
る也 十八 是故に初の契約も血なくしては立ざりき 十九 モーセ律法に遵ひて諸の誡を衆の民につげ犢と羊の血お
よび水を取て絳の毛と牛膝草をもて書と衆の民に灑て云 二十 これ神の爾曹に命じ給へる契約の血なり 二一 また
此の如く血をもて幕屋と凡の祭器に灑り 二二 凡そ律法に循に諸の物は血を以て潔らる血を流すこと有ざれ
ば赦さるゝ事なし 二三 是故に天に在ものに象りたる物は必ず此等をもて潔られしかど天に在ものは此等より
も愈りたる犧牲を以て潔らるべき也 二四 キリストは眞の物の模なる手にて造る聖所に入ず今より永く我儕
の爲に神の前に顯れんとて眞實の天に入ぬ 二五 また彼は祭司の長の年ごとに他の物の血をもて聖所に入で

とく屢おのれを獻ることをせず　二六もし然ずば彼世創より以來しば〳〵苦難を受べきなり然ど己を犠牲とな
して罪を除かんが爲に今世の季にひとたび顯現たり　二七一たび死ることろ死て審判を受ることろは人に定れ
る事也　二八如此キリストも多の人の罪を負んが爲に一たび犠牲とせらる彼は復罪を負ことなく己を望む者に
再び顯現て救を施すべし

第十章 律法は來らんとする美事の影にして實の形に非ざれば年ごとに斷ず獻る所の祭物を以て神に來る者
を恒に成全すること能はず　二もし成全することを得ば獻祭者一たび潔られ復罪を覺えざるが故に獻ること
を止ざらん乎　三然ど年ごとに此祭をなすに因て罪を憶ることろ現はるろ也　四これ牛と羊の血は罪を除くこと
能ざるに因　五是故に彼世に臨るとき曰けるは爾犠牲と禮物を欲まず唯わが爲に肉體を備ふ　六なんぢ燔祭と
罪祭を悦ばず　七厥時われ曰けるは神よ我なんぢの旨を行はんとて來る即ち我について書に錄されたり　八先
には犠牲と禮物と燔祭と罪祭すなはち律法に循ひて獻るものを欲まず又悦ばずと言　九後には神よ我なんぢ
の旨を行はんとて來れりと言ろの後なる者を立ん爲に其先なる者を除けり　十この旨に適て我儕は潔らる此
はイエスキリストの一次おのが肉體を獻しに因てなり　十一諸の祭司は日ごとに立て奉事をなし少か罪を除こ
と能はざる同じ犠牲を屢々獻ぐ　十二然ど此人は一次罪の爲に一の犠牲を獻て窮なく神の右に坐し　十三ろの敵を
足凳となさん時を俟り　十四蓋かれ一の獻物を以て潔る者を永遠全成すれば也　十五聖靈また我儕に之を證す蓋
この日の後われ彼等と立んとする契約は此ありと云る後に　十六主いひ給はく我が律法を其心に置ろの衷に銘
し　十七復ろの罪と惡とを我が意に記じと有がゆゑ也　十八既に此等の赦あらんには復罪のために獻ることを無るべ
し　十九是故に兄弟よ我儕イエスの血に由て其我儕の爲に開たる新しき生路より幔なる其肉體を過り憚らずし
て至聖所に入事を得　二十かつ神の家を理る　二一大なる祭司あれば　二二我儕誠實の心と疑を懷かざる信仰を保ち

心の惡念を灑れ清水をもて身を洗れて近くべく 二三 又認はす所の望を動さずして固く守るべし蓋約束せし者ハ誠信なれバ也 二四 われら互に顧みて愛心と善行を激勵し 二五 會集を輟る或人に效ふことなく共に相勸め其日いよ／＼近るを見て益 此の如くなすべし 二六 若われら真理を曉得せられし後なほ放縱に罪を犯さバ罪を贖ふ犧牲また有ことなく 二七 惟おそれて審判を待ことゝ仇敵を焚滅さんとする烈火のみ遺るなり 二八 モーセの律法を廢る者もし二三人の證あらバ恤まるゝことも無して死べし 二九 況て神の子を蹂躙みづから潔られし契約の血を尋常のものとなし又恩を施す靈を侮る者の受べき其罰の重こと幾何と意ふや 三十 主いはく仇を報るハ我にあり我報べし又いハく主その民を鞫かん如此いへる者を我儕ハ知 三一 活神の手に陷るハ畏るべき事なり

三二 なんぢら昔し光照を受しのち大なる苦の戰爭を忍たりし日を憶起べし 三三 或ハ詬誶と艱辛をうけ人に觀玩の如くせられ或ハ斯る事にあふ者に與ることを爲り 三四 さハ爾曹わが縲絏に在を體恤また己がために天に於て愈美たる常に存つべき業あるを知り人の爾曹が業を奪んとするをも喜びて受たり 三五 是故に爾曹の大なる報を受べき信仰を投棄ること勿れ 三六 なんぢら必ず用べきものハ忍耐なり是神の旨を行ひて約束のものを受んが爲なり 三七 今片時ありて來る者きたらん必ず遲らじ 三八 義人ハ信仰に由て生べし若し退かバ我が靈魂これを喜とせじ 三九 然ど我儕退きて沈淪に及ぶべき者に非ず信じて靈魂の救を得べき者なり

第十一章

それ信仰ハ望む所を疑ハず未だ見ざる所を憑據とするもの也 二 古の人これに由て美稱を得たり 三 われら信仰に由て諸の世界ハ神の言にて造れ如此みゆる所のものハ見べき物に由て造れざることを知 四 信仰に由てアベルハカインより愈れる祭物を神に獻て義者と證せられたり蓋神その禮物について證し給へバ也かれ死れども信仰に由て今なほ言へり 五 信仰に由てエノクハ死ざるやうに移されたり神これを移しゝに由て人見出すことを得ざりき彼いまだ移されざる先に神に悅バるゝ者と證せられし也 六 信仰なくバ神を

悦ばすこと能ハず蓋神に來る者ハ神あるを信じ且神ハ必ず己を求る者に報賞を賜ふ者なるを信ずべければ
也 七 信仰に由てノアハ未だ見ざる事の示を蒙り敬みて其家族を救ん爲に舟を設けたり之に由て世の人の罪
を定めまた信仰に由る義を受べき嗣子となれり 八 信仰に由てアブラハムハその承繼べき地に往との命を蒙
り之に遵ひその往ところを知ずして出たり 九 彼また信仰に由て異邦に在が如く約束の地に寓り同じ約束を
相嗣るイサクヤコブと共に幕屋に居り 十 そハ神の造り營める所の基ある京城を望めバ也 十一 信仰に由てサラ
も孕を寓さる力をうけ年過しかども子を生り是約束せし者ハ誠信なりとしつれバ也 十二 是故に死たる者の
如き一人より天の星の多と海邊の砂の數へ難きが如く生出たり 十三 此等ハ皆信仰を懷きて死り未だ約束の者
を受ざりしが遙かに之を望て喜び地に在てハ自ら賓旅なり寄寓者なりと言り 十四 如此いふ者ハ家郷を尋る事
を表す也 十五 彼等もしその出し地を念ハゞ歸るべきの機ありしなるべし 十六 然ど彼等ハ更に愈れる所すなはち
天に在ところを慕へり是故に神ハ其神と稱ることを恥とせざりき蓋かれらの爲に京城を備へ給へれバ也 十七
信仰に由てアブラハムハ試られし時イサクを獻たり彼ハ約束を受し者なるが其獨子を獻たり 十八 此子に就て
ハ爾の子孫イサクに由て稱らるべしと云れたりき 十九 彼おもへらく神ハ死より之を復活し得ると即ち死より
彼を受しが如なりき 二十 信仰に由てイサクハ來らんとする事に就てヤコブとエサウを祝せり 二一 信仰に由てヤ
コブハ死んとする時にヨセフの二人の子を祝し又その杖の頭に扶て崇拜をなせり 二二 信仰に由てヨセフハ死
んとする時にイスラエルの子孫のエジプトより出る事について語り又おのが骸骨の事に就て命じたり 二三 信
仰に由て父母ハモーセの生れたる時その美都き子なるを見て三月の間これを匿し又王の命をも畏ざりき 二四
信仰に由てモーセハ成長し時パロの女の子と稱るゝを辭たり 二五 暫く罪の樂を享んよりハ寧ろ神の民と共に
苦難を受んことを善とし 二六 キリストの爲に受る詬辱ハエジプトの貨財よりも寶貴と意へり蓋報賞を認て

望ばなり 二七 信仰に由て彼はエジプトを離れ王の怒を畏れざりき是見ざる者を見が如く耐忍べば也 二八 信仰に
由て彼は逾越節と血を灑ぐ禮を守れり蓋長子を滅す者の彼等に抵ざらんが爲なり 二九 信仰に由て彼等は紅
海を陸の如く渉しがエジプトの人は之を渉らんとして溺れ死たり 三十 信仰に由て七日の間エリコの城を環巡
たるに遂にその石垣くづれたり 三一 信仰に由て妓婦のラハブは信ぜざる者と共に亡ざりき蓋偵者を接て之を
平安ならしめたれば也 三二 われ更に何を言んや若ギデオンバラク並サムソンイピタダビデ並サムエル及び預
言者等の事を言んには時足ざる也 三三 かれら信仰に由て諸國を服し義を行ひ約束の者をえ獅の口を箝み 三四 火
勢を滅し劍の刃を避れ荏弱よりして剛強せられ戰爭に於て勇しく異邦人の陣を退かせたり 三五 婦も亦死たる
者の復活を受しことあり亦ある人は最も愈れる復生を得べき爲に酷刑られて免ることを欲まざりき 三六 ま
た或人は嬉笑をうけ鞭扑れ縲絏と囹圄の苦を受 三七 石にて撃れ鋸にてひかれ火にて焚れ刀にて殺され綿羊と
山羊の皮を衣て經あるき窮乏して艱苦めり 三八 世は彼等を居に堪ず彼等は曠野と山と地の洞と穴とに周流
たり 三九 彼等は皆信仰に由て美名を得たれども約束の所を得ざりき 四十 そは彼等も我儕と偕ならざれば成全す
ること能はざる爲に更に愈れる者を神預じめ我儕に備へ給へり

第十二章

一 是故に我儕かく許多の見證人に雲の如く圍れたれば諸の重負と纏る罪を除き耐忍びて我儕の前に
置れたる馳場を趨り 二 イエス即ち信仰の先導となりて之を成全する者を望むべし彼は其前に置ところの喜
樂に因てその恥をも厭はず十字架を忍びて神の寶座の右に坐しぬ 三 なんぢら倦疲れて心を喪ふことを莫らん
爲に惡人の如此おのれに逆ひしをも忍たる者を思ふべし 四 なんぢら惡を爭ひ拒て未だ血を流に至らず 五 ま
た子に告るが如く告給ひし言を爾曹忘れたり曰く我子よ爾主の懲治を輕ずる勿れ其譴責を受るとき心を喪
ふ勿れ 六 そは主その愛する者を懲め又すべて其納る所の子を鞭てり 七 なんぢら若この懲治を忍ばゞ神は子

の如く爾曹を待ひ給ふなり誰ゝ父の懲めざる子あらん乎 八 すべて衆の人の受る懲治もし爾曹に無ばそハ私子にし
て實子に非ず 九 また我儕の肉體の父ハ我儕を懲めし者なるに尙これを敬へり況て靈魂の父に服ひて生を得
ざるべけん乎 十 肉體の父ハその心に任せて暫く我儕を懲む然ど靈の父ハ我儕に益を得しめて其聖潔に與ら
せんがため懲むることを爲 十一 凡の懲治今ハ悦ばしからず反て悲と意へる然ど後これに由て鍛錬する者にハ
義の平康なる果を結ばせり 十二 是故に爾曹疲たる手弱たる膝を健ゝにせよ 十三 足蹇たる者の迷ふことなく痊さ
れんが爲なんぢらの足に平直なる徑を備ふべし 十四 なんぢら衆の人と和睦ことをなし自ら潔らんことを務め
よ人もし潔らずば主に見ゆることを得ざる也 十五 なんぢら愼めよ恐くハ苦根生いでゝ爾曹を擾さん且おほく
の人これに因て汚るべし 十六 恐くハエサウの如く淫を行ひ妄なる事をなす者あらん彼ハ一飯のために長子の
業を鬻り 十七 其のち祝ふ所の福を嗣んことを求たれども終に棄られ涙を流して志を挽回さんとせしが得ことを
能ハざりしハ爾曹の知ところ也○ 十八 爾曹の近ける所ハ捫るべき山に非ず或ハ燃たる火あるひハ密雲あるひ
ハ黑暗あるひハ暴風 十九 あるひハ箛の音あるひハ言語の聲にも非ず此聲を聞し者ハ再び言をもて語給ハざる
ことを求へり 二十 そハ獸さへ若し山に觸なば石にて擊るべしと命ぜられしを彼等忍ぶこと能ハざりし故なり
二一 その見しところ極て畏しかりければモーセも我甚く恐懼戰慄りと曰り 二二 然ど爾曹の近ける所ハシオンの
山また活神の城なる天のエルサレムまた千萬の衆すなはち天使の聚集 二三 天に錄されたる長子どもの教會
また衆の人を鞫く神および成全せられたる義人の靈魂 二四 新約の中保なるイエス及び灑ぐ所の血なり此血の
言ところハアベルの血のいふ所よりハ尤も愈れり 二五 愼みて告る所の者を拒む勿れ若し地にて示せる者を拒
し彼等免かるゝ事なかりしならば況て我儕天より示せる者を拒て免るゝことを得んや 二六 昔ハ其聲地を震へ
り今ハ彼つげて曰く我また一次地のみならず天をも震はん 二七 この再一次と言るハ震るべき者の棄られんこ

とを示す此等の造られたるは震れざる者の存んため也 二八 是故に我儕震れざる國を得たれば恩に感じて虔
み敬ひ神の意旨に合ふ所をもて之に事ふべし 二九 夫われらの神は燬盡す火なり

第十三章

なんぢら恒に兄弟の相愛する心を存べし 二 遠人を接待事を忘るゝ勿れ或人かく行たれば知ずして
天使を接待せり 三 己ともに囚るゝが如く囚者を念へ爾曹も亦身に在が故に苦む者を念ふべし 四 なんぢ
ら婚姻の事を凡て貴め又牀をも汚すこと勿れ神は苟合また奸淫する者の罪を定むべし 五 なんぢら世を過る
に貪ることをせず有ところを以て足りとせよ蓋われ爾を去ず更に爾を棄じと云給ひたれば也 六 然ば我儕敢
然して曰べし主われを助る者なれば畏なし人われに何をか行んと 七 神の道を爾曹に教へ爾曹を導く者を念
へ其行の果を視てその信仰に效ふべし 八 イエスキリストは昨日も今日も永遠變らざる也 九 萬殊なる教と異
なる教に搖蕩さるゝ事勿れ恩に由て心を堅固せられ飲食に由ざるは善し飲食に由て行ひたる者は益する所
なかりき 十 我儕に祭壇あり此上の物を幕屋に事る人は食ふことを得ざる也 十一 祭司の長罪を贖はんが爲に獸
の血を携へて聖所に入りの獸の體を營外にて焚り 十二 是故にイエスも己の血をもて民を潔んが爲に門の
外に苦を受しなり 十三 然ば我儕も彼の詬辱を負て營外に出かれに往べし 十四 我儕こゝに在て恒に存つべき城
邑なし惟きたらんとする城邑を求む 十五 是故に我儕かれに由て恒に讚美の祭を神に獻べし即ち其名を頌る脣
の果なり 十六 然ども善を行と施捨を行ことを忘るゝ勿れ此の如き祭は神これを悦べばなり 十七 爾曹を導く者に
循ひて服すべし彼等は己が事を神の前に訴ふべき者なるが故に爾曹の靈魂のために守ることを爲ばなり彼
ら歎せず歡びて守ることを爲しむべし然ざれば爾曹に益なし 十八 なんぢら我儕のために祈禱せよ我儕よき
心ありて凡の事に善行をなさんと爲ることを信ずれば也 十九 われ尙も速に爾曹に歸ることを得んが爲に爾曹
の祈んことを更に求む 二十 願くは究なき契約の血に由て羊の大牧者なる我儕の主イエスキリストを死より甦

らしゝ平安の神 二一 イエスキリストに由て其悦ぶ所を爾曹の心の中に起し又爾曹をして其旨を行はせんが為
に凡の善事に於て爾曹を全うせしむべし榮光かれに歸して世々窮なからんアーメン○ 二二 兄弟よ今われ爾曹
に略かき贈りたれば我が勸の言を容んことを請 二三 我儕が兄弟テモテの釋されし事を爾曹知べし彼もし速か
に來らば我かれと偕に爾曹を見ん 二四 請すべて爾曹を導く者および諸の聖徒に安を問イタリヤより來りし者
も安を爾曹に問り 二五 願くは恩寵なんぢら衆の人と偕に在んことをアーメン

新約全書希伯來書　終

新約全書使徒ヤコブの書

第一章

一 神および主イエスキリストの僕ヤコブ各處に散をる十二の支派に安を問 二 わが兄弟よ若なんぢら各
様の試誘に遇ば之を喜ぶべき事とすべし 三 蓋なんぢらの受る信仰の試みハ爾曹をして忍耐を生ぜしむると
知ばなり 四 なんぢら全く且備りて缺る所なからん爲に忍耐をして全く働かしめよ 五 爾曹の中もし智慧足ざ
る者あらバ夫の咎ることなく惜ことなくして衆人に予る神に求めよ然バ予られん 六 然ど疑ふことなく信
じて之を求むべし疑ふ者ハ風に撼されて飜へる海浪の如し 七 斯の如き人ハ主より何物をも受ると想ふ勿れ
八 斯の如き人ハ貳心にして其行ふ所の事すべて定準なし 九 卑き兄弟ハ其高せらるゝ事を喜樂とせよ 十 富る
者ハ其卑せらるゝ事を喜樂とせよ蓋草の花の如く逝べければ也 十一 それ日出て熱し草を枯せバ其花おち其美
しき容きゆ富る者も亦かくの如く其爲ところ半にして己まづ亡ん 十二 忍て試誘を受る者ハ福なり蓋こゝろみ
を經て善とせらるゝ時ハ生命の冕を受べければ也この冕ハ主己を愛する者に約束し給ひし所のもの也 十三 誘
るゝ者ハ神われを惡に誘ふと言なかれ神ハ惡に誘れず亦人をも惡に誘ひ給ハず 十四 人惡に誘るゝハ己の慾に
引れて誘ハるゝ也 十五 慾すでに孕て罪をうみ罪すでに成て死を生 十六 わが愛する兄弟よ自ら欺く勿れ 十七 凡の善
賜と全き賜ハみな上より諸の光明の父より降るなり父ハ變ること無また轉動て顯るゝ影もなき者なり 十八
かれ己の旨に循ひ眞の道を以て我儕を生り是我儕をして其造る所の物の中にて初に結べる果の如き者とな
らしめん爲なり○ 十九 是故に我が愛する兄弟よ人おの〳〵聽ことを速かにし語ることを徐し怒ことを徐すべ
し 二十 それ人の怒ハ神の義を行ふ事をせざれバ也 二一 然バ諸の汚穢と多の邪惡をすて柔和を以て爾曹の心に
殖たる所の靈魂を救得る道を受べし 二二 なんぢら道を行ふ者となるべし徒これを聞のみにして自己を欺く者
となる勿れ 二三 それ道を聞のみにして之を行ハざる者ハ鏡に向て本來の面をみる人に似たり 二四 かれ己を照し

觀て去のち直に其如何なる相貌なりしかを忘る 二五 然ど自由なる全き律法を切々に鑒て離れざる者は是功を行ふ者にして聞て忘るゝ者に非ず斯人その行ふところ福あらん 二六 爾曹のうち誰か若みづから神に事る者と意ひて其舌に轡をつけず自ら其心を欺かば其事ることは徒然なり 二七 神なる父の前に潔して穢なく事ることは孤子と寡婦を其患難の中に眷顧また自ら守て世に汚れざる是なり

第二章 わが兄弟よ爾曹榮の主なる我儕の主イエスキリストの信仰の道を守らんには人を偏視ること勿れ 二 もし人金環をそめ美しき衣服を着て爾曹の會堂に來り又貧き人汚たる衣服を着て來らんに 三 なんぢら美しき衣服を着たる人を顧みて爾ゝの榮位に坐れと曰また貧き者に爾彼處に立といひ或は我が足中に坐れと曰ば 四 爾曹は各人のうち區別を立また惡念を以て人を分ものに非ずや 五 我が愛する兄弟よ聽け神は斯世の貧者を選て信仰に富せ己を愛する者に約束し給ひし所の國を嗣べき者とならしめ給ふに非ずや 六 然るに爾曹貧者を藐視たり爾曹を凌虐また裁判所に曳ものは富者に非ずや 七 彼等は爾曹が稱らるゝ所の美名を謗す者に非ずや 八 爾曹もし聖書に載る所の己の如く爾の隣を愛すべしと云る貴き法を守らば其行ふところ善 九 然ど若し人を偏視ることをせば是罪を行ふなり法律爾曹を定めて罪人とせん 十 人律法を悉く守るとも若うちの一に蹉かば此全を犯すなり 十一 それ姦淫する勿れと言る者また殺すこと勿れと言ば爾曹姦淫せずとも若し殺すことをせば律法を犯す者となる也 十二 なんぢら言ること行ふことと自由の律法に循て鞫を受んとする者の如くすべし 十三 憐むことをせざる者は鞫かるゝ時また憐まるゝことと無らん矜恤は鞫に勝なり○ 十四 わが兄弟よ人自ら信仰ありと言て若し行なくば何の益あらん乎その信仰いかで彼を救ひ得んや 十五 もし兄弟あるひは姉妹裸體にて日用の糧に乏からんに 十六 爾曹のうち或人これに曰て安然にして往け願くは爾曹温かにして飽ことを得よと而して其身體に無てならぬ物を之に予ずば何の益あらん乎 十七 此の如く信仰もし行を無ざ

るときハ乃ち死るなり　十八或人いハん爾信仰あり我行あり請なんぢが行を兼ざる信仰を我に示せ我ハ我が行
に由て我が信仰を爾に示さんと　十九なんぢ神ハ唯一なりと信ず如此信ずるハ善し惡鬼も亦信じて戰慄り　二十あ
ゝ愚なる人よ行を兼ざる信仰の死ることを爾知んと欲ふや　二一我儕の先祖アブラハムその子イサクを壇の上
に獻て義とせられたるハ行に由に非ずや　二二その信仰行と共に働き且行に由て信仰全備を得たるを爾見べし
二三これ聖書に錄してアブラハム神を信ず其信仰を義とせられたりと有に應へり彼また神の友と稱れたり　二四
なんぢら人の義とせらるゝハ信仰にのみ由に非ず行に由ことを知るべし　二五また妓婦ラハブ使者を受これ
を他の途より去しめて義とせられたるハ行に由に非ずや　二六身もし靈魂はなるれバ死るごとく信仰も行ひ離
れバ死るなり

第三章　わが兄弟よ爾曹多く師となる可らず蓋われら師たる者の罰を受ること尤も重と知バなり　二われらハ
皆しばしば愆を爲る者なり人もし言に愆なくバ是全人にして全體に轡を置得るなり　三夫われら馬を己に
馴せんとして其口に轡を置ときハ其全體を馭すべし　四舟も亦その形ハ大く且狂風に追るゝとも小舵
を以て舵子の意の隨に之を運すなり　五此の如く舌も亦小ものにして誇ること大なり視よ微火いかに大なる
林を燃すを　六舌ハ即ち火すなハち惡の世界なり舌ハ百體の中に備りありて全體を汚し又全世界を燃すなり
舌の火ハ地獄より燃出　七その各類の獸禽昆蟲海に在もの皆制を受また既に人に制せられたり　八然ど人たれ
も舌を制し能ハず乃ち抑がたき惡にして死毒の充るもの也　九我儕これを以て主なる父を祝また之をもて神
の形に像りて造られたる人を詛ふ　十祝と詛一の口より出わが兄弟よ此の如きことハ有べきに非ず　十一泉の源ハ
一穴より甘水と苦水を並に出さん乎　十二わが兄弟よ無花果の樹橄欖の果を結び或ハ葡萄の樹無花果の果を結
ぶことを得んや斯の如く泉の源鹹水と淡水を並に出すこと能ハず　十三爾曹のうち智くして聰明ものは誰なる

や柔和なる智慧を以て善行を彰すべし 十四 然ど若なんぢら心の中に苦嫉と忿爭を懐かば是眞理に背なり
眞理に背て誇る勿れ又詭る勿れ 十五 斯る智慧は上より下るに非ず地に屬るもの情慾に屬るもの惡魔に屬るも
の也 十六 夫れ媢嫉と忿爭ある所には亂と諸般の惡事とあれば也 十七 然ど上よりの智慧は第一に潔く次に平和寛
容柔順かつ矜恤と善果みち人を偏視ずまた僞なきもの也 十八 義の果は平和を行ふ者の平和を以て種に出で
結ぶなり

第四章 一 爾曹の中の戰鬪と爭競は何より來しや爾曹の百體の中に戰ふ所の慾より來しに非ずや 二 爾曹貪れど
も得ず殺ことをし嫉ことを爲ども得こと能はず爾曹爭競と戰鬪せり爾曹は求ざるに因て得ざる也 三 なんぢ
ら求てなほ得ざるは爾曹慾のために費さんとして妄に求るが故なり 四 姦淫を行ふ男女よ爾曹世を友とする
は神に敵するなるを知ざらんや世の友とならんことを欲ふ者は神の敵なり 五 聖書に神の我儕の衷に住しめ
給ふ靈は熱心を以て我儕を愛むと言るを爾曹虛きことゝ意ふや 六 神更に大なる恩惠を予ふ此に由ていふ神は
驕傲者を拒ぎ謙卑者に惠を予ふと 七 是故に爾曹神に服へ惡魔を拒げ然ばかれ爾曹を迯去ん 八 なんぢら神
に近け然ば神なんぢらに近き給はん罪人よ爾曹の手を滌せよ二心の者よ爾曹の心を潔くせよ 九 なんぢら苦
め哀め哭なんぢらの笑を哀哭に易よ爾曹の歡樂を憂に易よ 十 自己を主の前に卑せよ然ば主なんぢらを高せ
ん 十一 兄弟よ互に謗る勿れ兄弟を謗あるひは兄弟を議する者は律法を謗り律法を議するなり爾もし律法を議
せば律法を行ふ者に非ず律法を議する者なり 十二 律法をたて人を議する者は惟一あり彼は救ふことゝ滅すこと
を爲得る也なんぢ誰なれば隣を議する乎 十三 われら今日明日某の邑にゆき彼處に一年とゞまり賣買して利を
得んといふ者よ 十四 なんぢら明日の事を知ず爾曹の生命は何か皆く現れて遂に消る霧なり 十五 爾曹の言ことに
易て如此いへ主もし許し給はゞ我儕活て或は此事あるひは彼事を行んと 十六 然ど今なんぢら誇りて誇ることを

を爲凡て此の如き誇は惡なり 十七 人善を行ふ事を知て之を行はざるは罪なり

第五章 一 富者よ爾曹既に來らんとする禍害を思て哭叫ぶべし 二 爾曹の財は朽なんぢらの衣服は蠧ひ 三 爾曹の
金銀は銹腐れり此銹證を爲て爾曹を攻かつ火の如く爾曹の肉を蝕ん爾曹この末の日に在てなほ財を蓄ふる
ことをせり 四 視よ爾曹が其田を穫せし雇人に予ざる値は叫び其刈し者の呼聲は既に萬軍の主の耳に入り 五
なんぢら地に在て奢り樂み屠らるゝ日に在て尙己の心を悅ばせり 六 なんぢら義者を罪に定め且これを殺
せり彼なんぢらを拒ざりき ○ 七 兄弟よ忍て主の臨るを待べし視よ農夫地の貴き產を得を望みて前と後との
雨を得まで久く忍て之を待り 八 爾曹も忍べ爾曹の心を堅せよ蓋主の臨り給ふこと近けば也 九 兄弟よ爾曹互
に怨ること勿れ恐くは罪に定られん視よ鞫する者の門の前に立り 十 兄弟よ爾曹主の名に託て語りし預言者
を苦と忍との式とすべし 十一 われら忍ぶ者は福なりと意ふ也なんぢら嘗てヨブの忍を聞り主いかに彼に行給
ひし乎その結局を見よ即ち主は慈悲深く且矜恤ある者なり 十二 兄弟よ一切誓ふ勿れ或は天あるひは地あるひ
は他物を指て誓ふ勿れ爾曹是を是とし否を否とすべし恐くは爾曹罪に定られん 十三 爾曹のうち誰か苦む者あ
る乎あらば祈禱せよ誰か喜ぶ者あるか有ばその人讃美せよ 十四 爾曹のうち誰か病る者ある乎あらば敎會の長
老等を招くべし彼等主の名に託て其人に膏を沃ぎ之が爲に祈ん 十五 それ信仰より出る祈禱は病者を救ふべし
主これを起さん若し罪を犯しゝことを有ば赦れん 十六 なんぢら互に過ちを認らはし且病を癒ることを得ん爲
に互に祈るべし義者の篤き祈禱は力ある者なり 十七 エリヤは我儕と同情の人なり彼雨降ざることを切に
祈りければ三年六ケ月の間地に雨降ざりき 十八 また祈りければ天より雨ふりて地その產を萌出せり 十九 わが兄
弟よ爾曹のうち或は眞の道より迷る者あらんに誰か之を引反さば 二十 此人知べし罪人を其迷る道より引反す
は乃ち其靈魂を死より救かつ多の罪を掩ふことを

新約全書雅各書　終

新約全書使徒ペテロ前書

第一章 イエスキリストの使徒ペテロ書をポントガラテヤカパドキアアジアビテニアに散て處れる者 二 即ち
父なる神福音に順はしめイエスキリストの血に灑れしめんとして其預じめ知たまふ所に循ひ靈の聖潔をも
て選び給ひし人々に賜る願くは爾曹に恩寵と平康の増んことを○ 三 讚べきかな神われらの主イエスキリス
トの父かれ其大なる矜恤を以て我儕を再び生我儕をしてイエスキリストの甦り給ひしことに由て活る望を
得させ 四 亦われらの爲に天に藏ある朽ず汚れず衰へざる嗣業を得しめ給ふなり 五 なんぢら信仰に由て神の
能に護られ巳に備ある所の末時に顯れんとする救を得るなり 六 之に由て爾曹喜へり今暫く各樣の艱難に遇て
憂ざるを得ずと雖も却て喜をなせり 七 爾曹の信仰を試みらるゝは壞る金の火に試みらるゝよりも寳くして
爾曹イエスキリストの顯れ給はん時に稱讚と尊貴と榮光を得に至らん 八 爾曹イエスを見ざれども之を愛し
今見ずといへども信じて喜ぶ其快樂は言がたく且榮光あり 九 蓋なんぢら信仰の教すなはち靈魂の救を得る
に因 十 爾曹が受る所の恩を預言せし預言者等は此救に係る事を探索かつ推究ねたり 十一 即ち彼等その衷に
居キリストの靈キリストの受んとする苦難と其のち得んとする榮を預じめ證たる此は何の日いかなる時
を示せると推究ねたり 十二 彼等は默示を蒙りて其傳る所の事おのれの爲に非ず爾曹の爲なることを知り其傳
へし事は今天より遣り給ふ聖靈に由て福音を傳る者の爾曹に告る所の事なり斯事は天の使等も知んことを
欲へり 十三 然ば爾曹心の腰に帶して慎みイエスキリストの顯れ給ふ時なんぢらに來らんとする恩惠を疑はず
して望むべし 十四 なんぢら孝子なるに因て從前の蒙昧時の慾に效ふことなく 十五 爾曹を召給ふ聖者に效て凡の
行を潔すべし 十六 そは録して我潔ければ爾曹も潔すべしと有ばなり 十七 人を偏視ず各人の行に由て鞫く者を
爾曹もし父と呼ば世に寄れる日を懼れて過すべし 十八 蓋なんぢら贖はれて先祖より傳りたる徒き行より離れ

しは銀や金の如き壞る物に由に非ず 十九 疵なく汚なき羔の如きキリストの寶血に由ることを知ばなり 二十 キリ
スト世基を置ざりし先に定られ此末時に爾曹の爲に顯れ給へり 二一 爾曹はキリストを甦らせ且これに榮を予
へ給ひし神をキリストに由て信ずる者なり是故に爾曹の信仰と望は神に由り 二二 爾曹すでに靈により眞理に
循ひて靈魂を潔め僞なく兄弟を愛するに至たれば潔心をもて互に篤く相愛すべし 二三 爾曹が再び生るゝは
壞べき種に由に非ず壞べからざる種すなはち窮なく存つ神の活る道に由なり 二四 それ人は既に草の如く其榮
は凡の草の花の如し草は枯その花は落 二五 然ど主の道は窮なく存なり爾曹に宣傳る福音は乃ちこの道なり

第二章

是故に爾曹すべての怨恨すべての詭譎また僞善媢嫉および諸の謗言を棄て 二 今生れし嬰兒の乳を慕
ふ如く爾曹心を養ふ眞乳を慕ふべし此に由て爾曹長て救に至らん 三 なんぢら嘗ひて主を仁ある者と知た
らんには斯の如すべし 四 主は人に棄られ給へど神に選れたる貴き活石なり 五 爾曹かれに來り活石の如く建
られて靈の室となり亦潔き祭司となりイエスキリストに由て神に悅ばるゝ靈の禮物を獻べし 六 そは聖書に
錄して我選し所の貴き隅の首石をシヲンに置これを信ずる者は辱しめられじと有ばなり 七 この石信ずる爾
曹には貴き物となり信ぜざる者には工師に棄られて隅の首石となれる石となり 八 また蹪く石礙ぐる岩と爲
なり彼等は道を信ぜざるに因て之に蹪く此は彼等かく定られたる也 九 爾曹は選れたる族王なる祭司聖民神
に屬る者なり此は爾曹をして召て幽暗より出し其異光に入給ひし者己の德を顯さしめん爲に爾曹を此の
如き者となし給へる也 十 爾曹は素民に非ず然ど今神の民となる素矜恤を受ず然ど今矜恤を受たり○ 十一 愛す
る者よ我なんぢらに勸む爾曹は賓旅また寄寓者なれば靈魂に逆ひて戰ふ肉の慾を去べし 十二 又なんぢら異邦
人の中に在て善行を作べし是爾曹を譏りて惡を行ふ者と言る異邦人をして爾曹の善行を見て眷顧たま
ふ日に神を崇しめん爲なり 十三 なんぢら主の爲に凡て人の立る所の者に服へ或は上にある王 十四 或は惡を行ふ

者を罰し善を行ふ者を賞る爲に王より遣されたる方伯に服ふべし　十五 蓋なんぢら善を行ふを以て愚なる人の
無知の言を止るは神の旨なれば也　十六 なんぢら自由なる者の如くせよ然ど其自由を以て惡を掩ふことなく神
の僕の如すべし　十七 衆の人を敬ひ兄弟を愛し神を畏れ王を尊ぶべし○　十八 僕なる者よ畏懼を以て主人に服ふべ
し只善良者柔和なる者にのみあらず苛刻者にも服ふべし　十九 人もし受べからざる苦難をうけ神を敬ひて之を
忍ばゞ嘉べき事なり　二十 爾曹もし過をなし撻れて之を忍ども何の嘉べき事ならん乎されど若し善をなし苦め
られて此を忍ばゞ神に嘉稱を得べし　二一 爾曹の召れたるは之が爲なり蓋キリスト爾曹の爲に苦をうけ爾曹を
して己の跡に随はしめんとて式を爾曹に遺し給へば也　二二 かれ罪を犯さず又その口に詭譎なかりき　二三 かれ詬
られて詬らず苦られて厲しき言を出さず只義を以て鞫く者に之を託たり　二四 かれ木の上に懸て我儕の罪を自ら
己が身に任給へり是我儕をして罪に死て義に生しめん爲なり彼の鞭扑れしに因て爾曹醫れたり　二五 それ爾曹
はもと羊の如く迷たりしが今なんぢらの靈魂の牧者監督に歸れり

第三章　妻なる者よ爾曹の夫に服ふべし若し教に循はざる夫あらば教に由ず妻の行に由て服はれん　二 そは爾
曹の敬懼を以て潔き行をなすを見に因てなり　三 爾曹の妝飾は髪を辮金を掛また衣を着るが如き外面の妝飾
に非ず　四 たゞ心の內の隱たる人すなはち壞ることなき柔和恬靜なる靈を以て妝飾とすべし此靈の妝飾は神
の前にて價貴もの也　五 昔神に依賴みし聖女も其夫に服ひて此の如く己を飾たり　六 サラアブラハムに服
ひて之を主と稱しが如し若なんぢら善を行ひ何事をも懼ずば即ちサラの子たる也　七 夫たる者よ爾曹も妻を
遇ふこと弱き器の如くし理に循ひて之と同に居これを敬ふこと生命の恩を嗣者の如くすべし是なんぢらの
祈禱に阻礙なからん爲なり○　八 終に我これを言ん爾曹みな心を同うし互に體恤兄弟を愛し憐み謙遜　九 惡を
以て惡に報る勿れ詬を以て詬に報る勿れ却て此の如き人の爲に福を求むべし蓋なんぢらの召れたるも福を

嗣ん爲なれバ也 十 それ生命を愛して佳日を送らんと欲ふ者ハ舌を禁て惡を言ず唇を緘て詭譎を言ざらんこ
とをせよ 十一 惡を避て善を行ひ和睦を求て之を追べし 十二 そハ主の目ハ義人の上に止り其耳を義人の祈禱
に傾き主の面ハ惡を行ふ者に向て怒れバ也 十三 爾曹もし熱心に善を行ハゞ誰か爾曹を害はん乎 十四 縱ひ義き事
の爲に苦めらるゝとも爾曹福なる者なり人の爾曹を威嚇を畏るゝ勿れ亦憂る勿れ 十五 なんぢら心の中に主な
るキリストを崇むべし亦爾曹の衷にある望の緣由を問人にハ柔和と畏懼を以て答をなさんことを恒に備よ
十六 かつ答るときハ善良心に從ふべし是なんぢらを惡を行ふ者と誣なんぢらがキリストに在て行ふ善行を
謗る者の自ら愧ん爲なり 十七 若し爾曹が善を行ふに因て苦を受ること神の意旨ならバ惡を行ふに因て苦を受
るに愈れり 十八 キリストも一次罪の爲に苦を受く義者不義者に代れり是われらを引て神に至らん爲な
り彼その肉體ハ殺れ其靈ハ生されたり 十九 彼その靈を以て獄にある靈に宣傳へたり 二十 古の獄にある靈ハ昔ノ
ア方舟を備る間神の忍て待給へるとき從ハざりし靈なり此方舟にいり水に由て救れし者ハ僅にして惟八人
なりき 二一 其水に由て表したるバプテスマイエスキリストの復生に由て今我儕をも救ふ此バプテスマハ肉體
の汚穢を除く表に非ず善良心神を求る表なり 二二 イエスキリストハ天に往て今神の右に在せり諸の天使權
威ある者能ある者みな彼に服ふなり

第四章 キリスト既に我儕の爲に肉體に苦難を受給ひたれバ爾曹も亦その心を以て自ら鎧ふべしそハ肉體に
苦を受し者ハ罪を斷たれバ也 二 これ今より後人の慾に循ハず神の旨に循ひて肉體に寓れる餘の時を過ん
爲なり 三 夫われら既に往にし日ハ異邦人の心に從ひて好色、私慾、沈湎醉興、酒宴、偶像を祭る憎べき事を行
ひて既や足り 四 なんぢら彼等と偕に放蕩の極に趨ざるに因て彼等これを怪みて爾曹を謗るなり 五 かれら生
者死者を鞫んと備を爲せる者に己の事を陳ん 六 福音ハ死し者に宣傳へたり蓋彼等をして其肉体ハ人に由

て審判を受るとも其靈ハ神に由て生命を得しめん爲也 七萬物の末期邇けり是故に愼みて自ら制すること
を爲て祈禱すべし 八何事よりも先だがひに篤く相愛することをすべし蓋愛ハ多の罪を掩バなり 九なんぢら
互に吝ことなく接待すべし 十神の各樣の恩を司どる善家宰の如く各人その受し所の賜を以て互に施すべし
十一人もし道を語らバ神の言と意ひて語るべし人もし服役を作バ神の賜ふ能と意ひて服役を作べし是イエス
キリストに由て毎事に神に榮の歸せん爲なり夫榮と權ハ神に歸して世々に至る也アーメン○ 十二愛する者よ
爾曹を試むる火の如き苦を非常事の如くして爾曹異とする勿れ 十三却てキリストの苦に與るを以て歡樂とす
べし然バ其榮の顯れん時また爾曹喜び躍らん 十四若なんぢらキリストの名の爲に謗れなバ福なり蓋榮の靈す
なハち神の靈なんぢらの上に止れバ也 キリストハ彼等に瀆され爾曹に崇らるゝ也 十五爾曹の中あるひハ人を
殺し或ハ盜をなし或ハ惡を行ひ或ハ猥に人の事に干涉などして苦に遇もの有ざれ 十六若キリステアンたるに
因て苦に遇バ羞ること勿れ却て之に緣て神を崇むべし 十七そハ神の家を首として世を審判するとき已に至バ
なり若し我儕なほ首に審判せらるゝ時ハ神の福音に從ハざる者の其結局ハ如何ぞや 十八もし義者僅して救
るゝを得バ神を敬ハざる者と罪人ハ何處に立んや 十九是故に神の旨に循ひて苦に遇ものハ善を行ひて其靈魂
を信ずべき造物者に託すべし

第五章 キリストの苦を親く見て證をなし且顯れんとする榮に與ることを得る者ある長老たる我なんぢらの
中にて我と同く長老たる者に勸む 二爾曹の中にある神の羊の群を牧これを牧司どるに止を得ずして爲ず好
てなし利を貪るために爲ず樂みて爲べし 三又なんぢら託せられたる者に主と爲べからず羊の群の式と爲べ
し 四なんぢら牧者の長の顯れん時に壞ることなき榮の冠冕を得ん 五また幼者に勸む爾曹長老に服へ且互に
みな相服ひて謙遜を衣よ夫神ハ驕傲者を拒ぎて謙遜者に恩を與給ふなり 六是故に爾曹神の大能の手下に己

を昇すべし期至らバ彼なんぢらを高せん　七 爾曹の憂慮ところを悉神に託ぬべし蓋かれ爾曹を顧み給へ
バなり○　八 謹慎儆醒なんぢらの敵なる惡魔吼る獅子の如く徧行て呑べき者を尋ぬ　九 なんぢら信仰を堅して
之を禦げ蓋なんぢら世にある兄弟の同く此苦を受るを知バなり　十 諸の恩恵を予ふる神すなハち爾曹をして
暫く苦を受る後キリストイエスにある窮なき榮に入しめんとて爾曹を招きし神爾曹を全うし堅くし强して
基の上に置給ふべし　十一 願くハ榮光と權力世々神に在アーメン○　十二 われ意ふにシルワノハ忠信なる兄弟なり
我片の言の書を彼に託ね爾曹に贈て勸をなし且なんぢらが立ところの恩ハ乃ち神の眞の恩なることを證せ
り　十三 バビロンに在所の爾曹と共に選れたる敎會なんぢらに安を問また吾子マコも爾曹に安を問り　十四 なんぢ
ら愛の接吻を以て互に安をとへ願くハキリストイエスに在なんぢら衆に平康あらん事をアーメン

新約全書使徒彼得前書 終

第一章 イエスキリストの僕また使徒なるシモンペテロ我儕の神と救主イエスキリストの義に由て我儕が受
し所と同じ貴き信仰の道を受し者に書を贈る 二 願くハ神と我儕の主イエスを識に因て爾曹に恩寵と平康の
増んことを 三 神の能力に循ひて生命と敬虔に係る凡のものを我儕に賜へり是われら榮と德を以て我儕を
召き給し者を識に由てなり 四 また神の榮と德に因て至大なる貴き約束を我儕に予へ給へり此ハ爾曹をし
て此約束に由て世にある所の慾の敗壞を脫かれ神の性質を有しめん爲なり 五 是故に爾曹勤て信仰に德を加
へ德に智識を加へ 六 智識に撙節を加へ撙節に忍耐を加へ忍耐に敬虔を加へ 七 敬虔に兄弟の睦を加へ兄弟の
睦に愛を加ふべし 八 此等のもの若なんぢらの衷に在て彌増ときハ爾曹われらの主イエスキリストを識ことに
怠ることなく又實を結ざることも無に至らん 九 此等のものゝなき者ハ盲なり遠く見ことを能ハず且その舊き
罪を潔られし事を忘るゝ也 十 是故に兄弟よ勤て爾曹の召れし事と選れし事とを堅固せよ若前に告たる事ど
もを行ハゞ爾曹いつまでも蹟くことを莫らん 十一 此の如ば神なんぢらに我儕の主なる救主イエスキリストの永
遠國に入の恩を豐に予へ給ふべし○ 十二 是故に恒に我なんぢら此等の事を知かつ既に受たる眞の道に堅けれ
ど尙なんぢらに此事を憶起させんとして怠らざる也 十三 我この幕屋に居あひだ爾曹に此事を憶起させて爾曹
を勵すハ當然のことゝ意へり 十四 蓋われらの主イエスキリストの我に示し給へる如く我わが幕屋を離るゝこ
との近を知ばなり 十五 我また爾曹をして我が世を去ん後にも常に此等の事を憶起さしめんことを勵む 十六 われら
前に爾曹に我儕の主イエスキリストの能力と其顯れ給ふことを告るに巧なる奇き談を用ざりき我儕ハ親く
其大なる威光を見し者なり 十七 夫至大なる榮光の中より聲ありて彼を呼てハ我心に適ふ我が愛子なりと曰る此
時かれハ神なる父より尊と榮を受たり 十八 われら彼と偕に聖山に在し時この天より出し聲を聞り 十九 殊に預言

者の確言われらに在この言ハ暗處に輝る燈の如きものなり夜の明るまで明星の爾曹の心の中に出る
まで之を顧みバ善し 二十 まづ首に知べき事ハ聖書の諸の預言ハ預言者おのれの意を以て示せるに非ざるを知ん
こと也 二十一 そハ預言ハ素より人意に由て出しに非ず神に屬する聖人聖靈に感じて語りし者なれバ也
第二章 昔し民の中に僞の預言者ありき其ごとく爾曹の中にも僞の師いでん彼等ハ論亡に至る異端を傳へ且
おのれを贖ふ主を主とせずして速かなる論亡を自ら取べし 二 また多の人かれらの好色に效そん眞の道これ
に由て誹謗を受ん 三 かれら貪婪心に由て造言を設け爾曹より利を取んとす彼等の刑罰ハ昔より定あれば
遲からじ彼等の論亡ハ寐ず 四 神さきに罪を犯しゝ天の使を容さず之を地獄に投いれ之を幽穴に置これを禁
錮彼等をして審判の時を待しめ給へり 五 また古世を容さず洪水を以て神を敬ハざる世を滅ぼし只義の道を
傳ふるノアの一家八人を救へり 六 又ソドムとゴモラの邑を滅さんと定め之を焚て灰となし後の神を敬ハざ
る者の鑑となし 七 たゞ義きロト即ち惡者の淫亂の行を恒に憂へし者を救へり 八 この義き人かれらの中にを
り日々その不法の行を見聞して己の義き心を傷たり 九 此の如く神ハ敬ふ者を患難より救ひ不義なる者を審
判の日まで守りて之を罰し 十 別て汚たる情慾に循ひ肉の慾を行ひ主たる者を藐視する者を罰する事を知給
ふなり此輩ハ膽太く自放なる者にして尊者を謗ることを畏ざるなり 十一 天の使ハ彼等に愈し大なる權威
と能力を有ど主の前に此尊者を譏て訴ることを爲ず 十二 彼等ハ執れて殺さるゝ爲に生れたる無知獸の
如も知ざる所の事を謗り其邪曲により滅されて不義の報を受ん 十三 彼等ハ白晝も酒食を樂とす汚なり瑕なり
爾曹と同に筵席に與るとき其詭譎を樂とせり 十四 かれら目に淫婦を充し罪を犯して止ず心の堅らざる者を惑
ハし其心貪婪に慣これ詛るべき子輩なり 十五 かれら正道を離れて迷に入ボソロの子バラムの道に從へりバ
ラムハ不義の利を貪りし者なり 十六 彼ハその不法の爲に責らるゝ語ること能ハざる驢馬人の聲をなして預言者の

狂[illegible]禁たり 十七 此輩は水なき井なり狂風に逐るゝ雲なり黒暗かれらの爲に窮なく存れり 十八 そは彼等は誇た
る虚誕を語り肉慾と淫亂を以て夫の迷へる者の中より辛じて脱たる者を誘へバ也 十九 また彼等は之に自由
を予ると稱れども自ら淪亡の奴僕たり蓋かたるゝ者は勝者の奴僕たれバ也 二十 彼等もし我儕の主なる救主イ
エスキリストを識に因て世の汚を脱れ復これに累れて勝るゝ時は其後の狀態は前に愈りて更に惡かるべし
二一 かれら義の道を識て尙その傳られし所の聖命を棄んよりは寧ろ義の道を識ざるを美とすべし 二二 犬かへ
り來りて其吐たる物を食ひ豕あらひ潔られて復泥の中に臥と云る諺は眞にして彼等に應へり

第三章

愛する者よ我今この第二の書を爾曹に筆贈る此兩書を以て爾曹の眞實なる心を勵し 二 先に聖預言
者の語りし言と爾曹の使徒等が傳へし主なる救主の命令を記憶させんとす 三 まづ首に此事を知べし末日至
らバ戲譃者いで來り己の慾に從ひて行み 四 主の約束し給ひし其臨る何處に在や列祖の寢しより以來すべて
の物開闢の始と變ること無と云ん 五 彼等は神の言に由て上古天あり地の水より出かつ水に由て立 六 之に由
て古の世水に淹れて滅たる事を知を欲まず 七 それ神は其言を以て今の天と地を蓄へ之を火にて焚ん爲に神
を敬はざる人を審判する淪亡の日まで存せり 八 愛する者よ爾曹この一事を知ざる可らず主に於ては一日は
千年の如く千年は一日の如し 九 主その約束し給ひし所を成に遲きは或人の運しと意ふが如くに非ず一人の
亡ぶるをも欲み給はず衆人の悔改に至らんことを欲みて我儕を永く忍び給ふなり 十 然ど主の日の來る
こと盜の夜きたるが如ならん其日には天大なる響ありてさり體質ことごとく焚毀れ地と其中にある物みな
焚盡ん 十一 斯の如く諸のもの鎔されん然バ爾曹神の日の來るを待これを速やかにせんことを務いかに潔行
をなし神を敬ふことを爲べき乎 十二 神の日には天燬毀れ體質焚鎔ん 十三 然ど我儕は其約束に因て新しき天と新
しき地を望み待り義その中に在り 十四 愛する者よ爾曹すでに之を望み待バ汚なく疵なく主の前に安然に在んこ

とを務よ　十五且われらの主の我儕を永く忍び給ふハ我儕の救とあるを知べし我儕の愛する兄弟パウロも其賦
られし智慧に循ひ曾て此事を爾曹に書贈れり　十六彼ろの凡の書にも此事に就て語たり彼の書の中にハ雖明
ところあり無學なる者心の堅らざる者他の聖書を强解が如く之をも强解て自ら敗亡に至るなり　十七愛する者
よ爾曹預じめ之を知バ愼めよ惡者の迷謬に誘れて其堅き心を失ふこと勿れ　十八なんぢら益我儕の主なる救主
イエスキリストを知んことゝ益りの恩惠を知ことを務むべし願くハ榮光今も後も彼に歸して窮なからんこ
とをアーメン

新約全書使徒彼得後書　終

新約全書使徒ヨハ子第一書

第一章 それ我儕が聞また目に見懇切に觀わが捫りし所の者即ち元始より在し生命の道を爾曹に傳ふ 二 この
生命すでに顯れたれバ我儕これを見て證をなす即ち原父と偕に在し者にて我儕に顯れたる限なき所の此生
命を爾曹に傳ふ 三 われら見しところ聞し所を爾曹に傳るハ爾曹を我儕と同心ならしめん爲なり我儕ハ父お
よび其子イエスキリストと同心たり 四 我儕この書をかき贈て爾曹の喜樂を充しめんとす 五 神ハ光なり少の
暗處なし此ハ我儕彼より聞て亦なんぢらに傳る告なり 六 若われら神と同心なりと言て暗を行かバ我儕が言
ところハ謊にして眞理を行ふに非ず 七 若神の光に在が如く光の中を行かバ我儕互に同心となるを得かつ其
子イエスキリストの血すべて罪より我儕を潔む 八 もし罪なしと言バ是みづから欺けるにて眞理われらに在
なし 九 もし己の罪を認ハさバ神ハ信實なる公義者なるが故に必ず我儕の罪を赦し諸の不義より我儕を潔む
べし 十 もし罪を犯たることなしと言バ神を謊者とする也その道われらに在なし

第二章 わが小子よ我これらの事を爾曹に書贈るハ爾曹をして罪を犯すこと莫らしめん爲なり若し人罪を犯
せバ我儕の爲に父の前に保惠師あり即ち義なるイエスキリスト 二 彼ハ我儕の罪の挽回の祭物なり第に我儕
の爲のみならず偏く世の爲の挽回の祭物なり 三 われら若その誡を守らバ是に由て彼を識りと自ら曉るべし
四 われ彼を識りと言て其誡を守らざる者ハ謊人なり眞理その裏に在なし 五 凡て其道を守る者ハ神を愛する
の愛誠に其裏に於て完全す是に由て我儕が彼に在ことを自ら曉る 六 彼に居といふ者ハ彼の行し如く行むべ
き也〇 七 兄弟よ我なんぢらに新しき誡を書贈るに非ず即ち始より爾曹の有る舊誡なり此舊誡ハ始より爾曹
が聞し所の道なり 八 然ど我が爾曹に書贈る所ハまた新しき誡なり此言ハ彼に於ても爾曹に於ても眞實なり
蓋いま暗昧ハやゝ過て眞の光耀バなり 九 光に居と言て其兄弟を憎む者ハ今なほ暗に居なり 十 兄弟を愛する

者ハ光に居て己を蹶かするもの其衷になし 十一 兄弟を惱む者ハ暗にをり暗に行て其往ところを知ず是その目
を暗に昧さるれバ也 十二 小子よ我この書を爾曹に書おくるハ爾曹主の名に緣て罪を赦されたるに因 十三 父老よ
我この書を爾曹にかき贈るハ爾曹元始よりの者を識るによる壯者よ我この書を爾曹に書おくるハ爾曹惡者
に勝るによる孺子よ我この書を爾曹に筆おくるハ爾曹父を識るに因 十四 父老よ我この書を爾曹に贈りしハ爾
曹始よりの者を知るに因てなり壯者よ我この書を爾曹に贈りしハ爾曹剛健かつ神の道なんぢらの心に有て惡
者に勝るに因てなり 十五 この世あるひハ此世にある物を愛する勿れ人もし此世を愛せバ父を愛するの愛その
衷に在なし 十六 凡そ世に在ものハ即ち肉體の慾眼目の慾また勢より起る驕傲これらハ皆父より出るに非ず世よ
り出るもの也 十七 この世と其慾とハ逝るものにて神の旨を行ふ者ハ永遠存るなり○ 十八 孺子よ今ハ乃ち季世キ
リストに敵する者來らんと爾曹が聞し所の如く今すでにキリストに敵する者多し是に由て今ハ乃ち季の世
なるを我儕ハ知り 十九 我儕を離れて彼等出たりと雖も素より我儕の屬ならざる也もし我儕の屬ならんにハ恒
に我儕と偕あるべし彼等いで去るハ衆の者の悉くハ我儕の屬ならざることを顯さんが爲なり 二十 爾曹ハ既に
聖主より膏を沃れて一切の事を知 二一 われ爾曹が眞理を識ざるに因て此書を筆おくるに非ず爾曹眞理を識か
つ凡の謊ハ眞理より出ざることを識るを以てなり 二二 誰か是謊者イエスを言てキリストとせざる者ならずや
父と子とを拒む者ハ即ちキリストに敵する者なり 二三 凡そ子を拒む者ハ父をも有ず子を受る者ハ父をも有り
二四 なんぢら始より聞る者を爾曹の衷に居しむべし若し始より聞る者なんぢらの衷に居バ爾曹ハ子と父とに
居ん 二五 これ主の我儕に約束し給へる約束すなハち窮なき生命なり 二六 われ爾曹を惑す者に就て此等の事を爾
曹に書贈れり 二七 爾曹ハ主より沃れたる膏その衷に存れるが故に教を人より受るに及ず其膏すべての事を
爾曹に敎ふ且眞實にして虛假なし爾曹膏の敎る如く恒に主に居べし 二八 小子よ恒に主に居べし其顯現時に我

儕懼ることなく其降臨時に其前に耻ることを莫らん爲なり　二九爾曹ハ主の公義を知に由て公義を行ふ者の皆主
の生ところあるを亦しる也

第三章　なんぢら視よ我儕稱られて神の子たることを得これ父の我儕に賜ふ何等の愛ぞ世ハ父を識ず是に由
て我儕をも識ざる也　二愛する者よ我儕いま神の子たり後いかん未だ露れず其現れん時にハ必ず神に肖んこ
とを知そハ我儕その眞の狀を見べければ也　三凡そ神に由る此望を懷く者ハ其潔が如く自己を潔す　四罪を犯
す者ハ律法を犯す罪とハ即ち律法を犯すこと也　五我儕の罪を除かんが爲に主の現れ給ひしことハ爾曹の知
ところなり彼また自ら罪なし　六凡そ彼に居者ハ罪を犯さず凡そ罪を犯す者ハ未だ彼を見ず未だ彼を識ざる
也　七小子よ人に惑さるゝことを勿れ義を行ふ者ハ義人なり即ち主の義なるが如し　八罪を犯す者ハ惡魔より出
そハ惡魔ハ始より罪を犯せばなり神の子の顯るゝハ惡魔の工を毀たんが爲なり　九凡そ神に由て生るゝ者ハ
罪を犯さず蓋神の種その衷に存に因かれ亦罪を犯すこと能ハず蓋神に由て生るれば也○　十是に由て神の子
と惡魔の子とハ明かに著る凡そ義を行ハず其兄弟を愛せざる者ハ皆神より出しに非ず　十一我儕の互に相愛す
べきハ爾曹の始より聞し所の命令なり　十二カインに效ふことを勿れ彼ハかの惡者より出し者にて其弟を殺せり
何故これを殺しゝか己の行し所ハ惡く弟の行し所ハ義かりしに因　十三わが兄弟よ世なんぢらを憎むとも駭く
こと勿れ　十四われら兄弟を愛するに因すでに死を出て生に入しことを自らしる兄弟を愛せざる者ハ死の中に
居　十五凡そ兄弟を憎む者ハ即ち人を殺す者なり凡そ人を殺す者ハ窮なき生命その衷に存ことなし此ハ爾曹の
知ところ也　十六主ハ我儕の爲に生を捐たまへり是に由て愛といふ事を知たり我儕また兄弟の爲に生を捐べし
十七世の資財をもち兄弟の窮乏を見て反て惠施の心を閉る者ハ何で神を愛するの愛その衷に有んや　十八小子よ
我儕愛するに言と舌とを以てする事なく行と實とを以てすべし　十九是に由て我儕眞理より出しを知かつ

我儕心を主の前に安んずべし 二十 我儕が心もし我儕を責バ神ハ我儕が心よりも大なるにより凡の事を知給は
ざるなし 二一 愛する者よ我儕が心みづから責ること無ば神に向て憚る所なかるべし 二二 且われらが凡て求る所
ハ彼より受るハ其誡を守りて其悦び給ふ所を行へバ也 二三 この誡ハ即ち我儕神の子イエスキリストの名を信
じ彼の我儕に命ぜし如く互に相愛すること也 二四 神の誡を守る者ハ神にをり神も亦かれに居われら其賜ふ所
の靈に由て即ち其われらに居給ふことを知り
第四章 一 愛する者よ凡の靈を信ずる勿れその靈神より出るや否を試むべし多の偽預言者いでゝ世に入り 二 凡
そイエスキリストの肉體となりて臨り給ることを認ふる靈ハ神より出これに由て神の靈を知べし 三 凡そイ
エスキリストを認ハざる靈ハ神より出るに非ず即ちキリストに敵する者の靈なり此者の將に來らんとす
る事ハ爾曹が聞る所なり今すでに世に居り 四 小子よ爾曹ハ神より出また彼等に勝ことを得たり蓋なんぢら
の衷に居ものハ世の衷にをる者より大なるに因てなり 五 彼等ハ世より出し者なれバ其いふ所も世より出し
者の言べき事にして世人ハ之に聽り 六 我儕ハ神より出たり神を識ものハ我儕にきゝ神より出ざる者ハ我儕
に聽ず是に由て眞理の靈と迷謬の靈とを知なり○ 七 愛する者よ我儕互に相愛すべし愛ハ神より出れバ也お
ほよそ愛する者ハ神に由て生れ且神を識るなり 八 愛なき者ハ神を識ず神ハ即ち愛なれバ也 九 神ハその生給
へる獨子を世に遣はし我儕をして彼に由て生を得しむ是に於て神の愛われらに顯れたり 十 われら神を愛す
るに非ず神われらを愛し我儕の罪の爲に其子を遣して挽回の祭物とせり是すなハち愛なり 十一 愛する者よ此
の如く神われらを愛し給へバ我儕も亦たがひに相愛すべし 十二 未だ神を見し者なし我儕もし互に相愛せバ神
われらの衷に居て彼を愛する愛を我儕の衷に完全す 十三 かれ已に其靈をもて我儕に賜ふ是に由て我儕の彼に
居かれの我儕に居ことを知 十四 父曩に其子を遣して世の救主と爲り我儕すでに之を見たり今その證を作なり

十五 凡そイエスを神の子なりと認はす者は神かれに居かれ神に居る 十六 我儕の為に神の有る愛を我儕すでに知て
信ず神は即ち愛なり凡そ愛にをる者は神にをり神また彼に居る 十七 此の如く我儕の愛全備を得て鞫日に懼なか
らしむ蓋主の如く我儕世に在ばなり 十八 愛の中に懼あることなし全き愛は懼を除る懼は苦を有り凡そ懼る
ゝ者は愛を全備せざる也 十九 われら神を愛するは彼まづ我儕を愛するに因り 二十 もし我は神を愛すと言て其兄
弟を憎む者は是誑者なり既に見ところの兄弟を愛せずして未だ見ざる神を何で愛せん乎 二十一 神を愛する者
は亦その兄弟をも愛すへし此誡は我儕彼より授られたり

第五章

凡そイエスをキリストと信ずる者は神に由て生れたる也およそ之を生者を愛する者は亦その生る
ゝ所の者をも愛する也 二 我儕もし神を愛して其誡を守らば此に由て我儕神の兒女を愛すると知 三 神の誡を
守るは是すなはち神を愛する也その誡は難からず 四 凡そ神に由て生るゝ者は世に勝我儕をして世に勝しむ
る者は我儕が信なり 五 誰か能世に勝んイエスを神の子と信ずる者に非ずや○ 六 神の子は水と血をもて臨る
即ちイエスキリストなり惟水のみならず水にまた血を兼 七 證を為す者は靈なり靈は眞實なれば也 八 證を作
ものは三すなはち靈と水と血この三の者の歸する所は一あり 九 我儕もし人の證を受る時は神の證は更に大
なるへし神の證は此なり即ち其子の為に作る證なり 十 神の子を信ずる者は其衷に此證あり神を信ぜざる者
は神を誑者とす蓋神のその子の為に證せる證を信ぜざれば也 十一 神は窮なき生をもて我儕に賜ふ此生は乃
ちその子に在これ其證なり 十二 神の子をもつ者は生を有その子を有ざる者は生を有ず 十三 われ神の子の名を信
ずる爾曹に此等の事を書贈るは爾曹に窮なき生ある事を知しめんが為なり 十四 凡て我儕神の旨に合へる事を
求ば彼かならず聽ん是われら彼に向て篤く信ずる所なり 十五 凡て我が求る所を彼の聽ことを知ば我が求る所
を彼に得ることを亦しる也 十六 もし人その兄弟の死に至らざる罪を犯すを見ば祈りて死に至らざる罪を犯す

者に生を予ふべし死に至る罪あり我これが爲に祈れと言ず 十七 凡ての不義ハ罪なり然ど死に至らざる罪あり
十八 凡て神に由て生れたる者の罪を犯さゞる事を我儕ハ知る神に由て生れたる者ハ自ら守かの惡者これに觸
ことを爲ざる也 十九 我儕ハ神につき擧世ハ惡者に服するを我儕ハ知 二十 また神の子すでに來り我儕が眞理者を
識の智慧を我儕に賜るを知われら眞理者にあり即ち其子イエスキリストに在かれハ乃ち眞神また永生
なり 二一 小子よ爾曹みづから愼みて偶像に遠かれアーメン

新約全書使徒約翰第一書　終

新約全書使徒ヨハ子第二書

一 長老選を蒙れるクリアと其子等に書を贈る我誠に爾曹を愛す第我のみならず凡そ眞理を識る者ハ亦みな爾
曹を愛せり 二 爾曹を愛するハ是われらの衷に在て恒に離れざる眞理に緣てなり 三 爾曹ハ實と愛とに居て神
すなハち父および父の子イエスキリストより恩寵と慈悲と平康とを受べし○ 四 われ爾の子等の中わが受し
所の父の命の如く眞理に遵ひて行む者の有を見て甚だ喜べり 五 クリアよ我いま爾に勸む互に相愛すべし此
ハ新しき誡を書贈るに非ず即ち始より我儕が有る所の者なり 六 われら彼の誡に遵ひて行むハ是すなハち愛
なり爾曹が始より聞し如く愛に行むハ是乃ち誡なり 七 そハ惑に誘ふ者おほく世に出イエスキリストの肉體
と爲て臨り給へることを認ハさず此惑に誘ふ者ハ乃ちキリストの敵なればなり 八 なんぢら我儕が勤勞し所の
事を虛くせず全き賞を得んが爲に自ら愼むべし 九 凡そキリストの教に居ずして人を導く者ハ神を有ずキリ
ストの教にをる者ハ父および子を有り 十 人もし此教を有ずして爾曹に來らば之を家に納ること勿れ彼に安
かれと言なかれ 十一 彼に安かれといふ者ハ共に其惡行に與する也○ 十二 我なほ多端あれども紙と墨とを以て爾
曹に書おくるを欲ず我儕の喜樂の充滿せん爲に爾曹に至り口を對て語らんことを望む 十三 爾の姉妹すなハち
選を蒙れる者の兒女なんぢに安を問りアーメン

新約全書使徒約翰第二書　終

新約全書使徒ヨハ子第三書

長老愛するガヨス即ち我が誠に愛する所の者に書を贈る 二 愛する者よ爾が靈魂の隆んなる如く爾すべての
事につきて隆んに又康强ならんことを我ねがふ 三 兄弟來りて爾が眞理を有ることと即ち爾が眞理に行むこと
を證したれバ我甚だ喜べり 四 わが子等の眞理を行むを聞に愈れる大ある喜樂ハ我になし 五 愛する者よ爾ハ
賓旅なる兄弟にまで凡て行ふに忠信をもて行へり 六 かれら教會の前に在て爾の愛を證せり爾もし神に合ふ
べく彼等の行路を助ば其行ふところ善あり 七 彼等ハ主の名の爲に出て異邦人より何をも受ざれバ也 八 是故
に我儕かくの如き人を助くべし蓋われらも彼等と偕に眞理に働く者とならん爲なり 九 われ嘗に書を教會に
贈りしが彼等の中に於て長たらんことを欲むデヲテレベス我を納ざりき 十 我もし往バ其行る所を心に記置
ん彼ハ惡言をもて妄に我儕を論じ且これを以て足りとせず自ら兄弟を接ず其を接んとする者をも妨げて教
會より黜けたり 十一 愛する者よ惡に效ふ勿れ即ち善に效へ善を行ふ者ハ神より出惡を行ふ者ハ未だ神を見ざ
る也 十二 デメテリヲハ衆人と眞理とに證をせらる我儕も證をす我儕の證の眞實なるを爾知り 十三 我なほ多の事
を爾に書贈らんと爲ども筆と墨とを以て書おくるを欲ず 十四 速かに爾を見て口を對へ語らんことを望む願く
ハ爾安かれ多の友なんぢの安を問り請なんぢ我に代て諸友おの〳〵に安を問

新約全書使徒約翰第三書　終

新約全書使徒ユダの書

イエスキリストの僕ユダ即ちヤコブの兄弟書を召れたる者すなはち父なる神に愛せられ且イエスキリスト
の爲に守らるゝ衆人に贈る　二願くハ爾曹に慈悲と平康と仁愛の増んことを○三愛する者よ我心を熱して共
に與る所の救の事を爾曹に書おくらんと思ぬたりしが今なんぢらに書を贈りて聖徒が一たび傳られし信仰
の道の爲に力を盡して戰ハん事を爾曹に勸ざるを得ず　四そハ神を敬ハず我儕の神の恩を易て色慾を放縱に
するの縁となし惟一の主なる神と我儕の主イエスキリストを棄るもの數人潜に教會に入たれバなり彼等が
此刑を受ることハ昔より預じめ錄されたり　五なんぢら素より知る事なれど我なほ爾曹に憶
起させんとする事ハ主の民をエジプトの地より救出しゝのち信ぜざる者を滅ぼし給ひし事と　六己が本位
を守らずして其住る所を離れたる天使を限なく繫て大なる日の審判まで幽暗の中に守り置たまひし事と
七ソドムゴモラ及び其比隣の邑かれらと同く姦淫をなし且男色を行ふにより限なく火の罰を受て鑒戒に立
られし事となり　八この夢みる者も亦肉體を汚し主たる者を藐忽じ尊者を誹れり　九それ天使の長ミカエ
ル惡魔とモーセの屍を爭ひ論せしとき彼なほ之を誹りて訴へざりき惟主なんぢを責べしと曰り　十然るに彼
等ハ知ざる所の事を誹れり其本性なる所ハ無知獸の知ところと同じ彼等ハ之を以て己を亡せり　十一禍な
るかな彼等ハカインの途にゆき利の爲にバラムの迷謬に馳またコラの逆ひし如して亡びたり　十二彼等ハ爾曹
の愛の筵席の瑕なり懼る所なく同に其筵席に與りて自己を養へり彼等ハ風に逐るゝ雨なき雲枯て再かれ根
を拔るゝ果のなき秋の樹　十三その穢を湧出す海の猛浪道をはなれたる星なり之が爲に黑暗を限なく留置れた
り　十四アダムより七世に當れるエノク此輩の事を預言して曰けるハ視よ主その聖萬軍と偕に來りて　十五衆
人を鞫き凡て神を敬ハざる者の神を敬ハずして行ひし惡行と神を敬ハざる罪人の主に逆ひて語れる諸の惡

言を責たまふべしと 十六 此輩は怨言もの足ことを知ざる者おのれの慾に從ひて行き其口は誇ることを語り利
の爲に人に諂ふ者なり 十七 愛する者よ爾曹わが主イエスキリストの使徒等の豫に語りし言を憶起すべし 十八 即
ち爾曹に語ていふ末期に戯謔者おこり己が横逆なる慾に從ひて行んと 十九 彼等は自ら區別をなす者また肉に
屬る者にして靈のなき者なり 二十 愛する者よ爾曹の德を至潔き信仰の上に建て聖靈に感じて祈り 二一 自己を
守りて神の愛の中に居われらの主イエスキリストの永生を賜ふ其矜恤を待べし 二二 彼等のうち或者をば論
じて口を禁しめ 二三 或者をば火より取出して救ひ或者をば畏懼を以て憐むべし其惡は肉の慾に染たる衣まで
も惡むことをせよ○二四 我儕の救主なる獨一の神すなはち爾曹を蹶かせじと保り爾曹をして汚なく歡びて其
二五 榮光の前に立ことを得しむる者は世の始の前より今また後も世々永遠われらの主イエスキリストに由て榮
と威光と大能と權を有ち給ふなりアーメン

新約全書猶太書終

新約全書ヨハネ黙示録

第一章 此イエスキリストの黙示すなはち神彼をして迅速に起るべき事を彼の僕等に示さしめんとて彼に賜
ひし所なりイエスキリスト其使を以て僕ヨハネに之を贈り示し給へり 二 ヨハネ神の道とイエスキリストの
證と其凡て見し所のものとを證す 三 この預言の書を讀者と之を聞て其中に記しある所を守る人々は福なり
蓋時近ければ也○ 四 ヨハネ書をアジアにある七の教會に贈る願くは今在し昔し在し後在す者および其寶座
の前の七の靈 五 及び忠信なる證者死の中より首に生れし者天下の諸王の君たるイエスキリストより爾曹恩
寵と平安を受よ願くは我儕を愛し其血を以て我儕の罪を洗潔め 六 我儕をして王となし祭司と爲てその父の
神に屬しむる者に榮光と權力世々窮なく有んことをアーメン○ 七 視よ彼は雲に乘て來る衆の目かれを見ん
彼を刺たる者も亦これを見べし且地の諸族これが爲に哀哭んアーメン 八 主たる神いひ給へり我はアルパ也
オメガなり始なり終なり今あり昔あり後ある全能の者なり○ 九 我ヨハネ即ち爾曹の兄弟なんぢらと患難を
共にしイエスキリストの國および其忍耐を共にする者曩に神の道とイエスの證の爲にパトモスといふ島に
居て 十 主の日に我靈に感じて喇叭の如き大なる聲の我後に在を聞り 十一 云く爾の見ところを書に錄して之をア
ジアに在エペソスユルナペルガモテアテラサルデスヒラデルヒアラオデキヤの七の教會に贈るべし 十二 われ
身を轉して我に語れる聲を觀んとし既に身を轉せば金の七の燈臺 十三 又其七の燈臺の間に人の子の如き者あ
るを見たり其身には足まで垂る衣をき胸には金の帶を束ね 十四 首と髮とは白こと羊の毛の如く雪の如く目は
火焔の如し 十五 足は爐に燒る眞鍮の如く聲は大水の聲の如し 十六 右の手には七の星をもち兩刃の利劍その口よ
りいで面は甚しく輝く日の如し 十七 我これを見しとき死る者の如く其足下に仆れたり彼右の手を我に按て曰
けるは懼るゝ勿れ我は首先なり末後なり 十八 我は生者なり前に死しことあり視よ我は世々窮なく生んアーメ

ン我は陰府と死との鑰を持り 十九 なんぢ見し所および今ある所のこと後ある所の事を錄すべし 二十 其は爾が見
し所の我が右の手の七の星また七の金の燈臺の奥義なり七の星は七の教會の使者七の燈臺は七の教會なり
第二章 爾エペソの教會の使者に書おくるべし右の手に七の星を執また七の金の燈臺の間を行む者かくの如
く言と 二 曰われ爾の行爲と勞苦と忍耐と爾が惡人を容る能ざると爾が曩に夫の自ら使徒なりと稱て實は使
徒に非ざる者を試みて其妄言を見あらはしゝ事と 三 爾が忍耐する事と我名のために患難を忍びて倦ざりし
事とを知 四 然ど我なんぢに責べき事あり爾初時の愛を離れたり 五 なんぢ何處より墜しかを憶ひ悔改めて初
の工を行へ然ずして爾もし悔改めずば我なんぢに到り爾の燈臺を其處より取除かん 六 然ども爾に一の取べ
き事ありニコライ宗の人の行爲を惡むことなり我も之を惡めり 七 耳ある者は靈の諸教會にいふ所を聽べし
勝をうる者には我神の樂園にある生命の樹の實を食ふ事を許さん○ 八 なんぢ又スムルナの教會の使者に書
おくるべし首先末後のもの死てまた生たる者かくの如く言と 九 曰われ爾の行爲と患難と貧乏とをしる貧乏
とへ雖ど爾は富り我また夫の自らユダヤ人なりと稱て實は非ざるサタンの會の者の褻瀆の言を知り 十 なん
ぢ將に受んとする苦を懼るゝ勿れ惡魔まさに爾曹の中の者を獄に入て爾曹を試みんとす爾曹十日のあひだ
患難を受べし爾死に至るまで忠信なれ然ば我生命の冕を爾に賜へん 十一 耳ある者は靈の諸教會にいふ所を聽
べし勝を得ものは第二の死の禍害を受ず○ 十二 爾ペルガモの教會の使者に書おくるべし兩刃の利劍をもつ者
かくの如く言と 十三 曰われ知なんぢが住處は即ちサタンの座位のある所なり爾は固く我名を保つ嘗て我が忠
信の證人アンテパス爾曹の中サタンの住ところにて殺されし時にも爾わが道を棄ざりき 十四 然ども我なんぢ
に數件の責べき事あり爾曹の中バラムの教を保つ者あり先にバラムバラクに敎て躓物をイスラエルの民の
前に置しむ即ちバラクをして彼等に偶像に獻し物を食はせ姦淫を行はしめたり 十五 また爾曹の中にニコライ

宗の敎を保つ者あり此敎は我が惡む所なり 十六 なんぢ悔改めよ然ざれば我迅速に爾に到り我が口の劍をもて
彼等と戰はん 十七 耳ある者は靈の諸敎會にいふ所を聽べし勝をうる者には我藏しあるマナを予へん亦白石の
上に新しき名を記して之に予へん之を受る者の外に此名を知ものなし〇 十八 なんぢテアテラの敎會の使者に書贈
るべし神の子その目は火燄の如く其足は眞鍮の如なる者かくの如く言と 十九 曰われ爾の行爲と愛と信仰と服
役と忍耐とを知また爾が後に爲し工は初の工よりも多ことを知 二十 然ども我なんぢに責べき事あり爾はかの
自ら預言者なりと稱て我が僕を敎これを惑し姦淫を行はせ偶像に獻し物を食しむる婦イエザベルを容おけ
り 二一 われ曾て此女に悔改むべき機を予たれど其姦淫を悔改ることを爲ざりき 二二 我かれを牀に投入ん又かれ
と淫する者も若その行を悔改めずば我これを大なる苦難の中に投入ん 二三 また死をもて彼の婦の兒女を殺さ
ん之に因て諸敎會は我が人の心腸を察り爾曹各々の行に循ひて報を爲ことを知ん 二四 我この餘のテアテラの
人いまだ此敎を受ず所謂サタンの奧義を未だ識ざる爾曹に言われ他の任を爾曹に負せじ 二五 只なんぢら有と
ころの者を我いたる時まで固く保つべし 二六 勝を得て終に至るまで我が命せし事を守る者には我諸邦の民を
治むる權威を賜へん 二七 彼は鉄の杖をもて諸邦の民を牧り彼等を陶瓦の器の如く碎かん我わが父より受たる
權威の如し 二八 我また彼に曙の明星を賜へん 二九 耳ある者は靈の諸敎會にいふ所を聽べし

第三章

爾サルデスの敎會の使者に書贈るべし神の七の靈を持また七の星を持もの此の如く言と曰われ爾の
行爲をしる又なんぢに生る名ありて其實は死ることを知 二 なんぢ目を醒し幾ど死んとする殘の情を堅せよ
我なんぢの行爲の我神の前に全きを見ざる也 三 是故に爾が受たるところ聞たる所を憶起これを守りて悔改
めよ若し目を醒し居ずば我盗賊の如く爾に到らん爾わが何の時なんぢに到るかを知ざる也 四 然どもサルデ
スにはなほ數人いまだ其衣を汚さゞる者あり彼等は白衣をきて我と同に行まん彼等は然するに足もの也 五

勝を得ものハ白衣を着られん我その名を生命の書より塗抹さず又わが父と其使等の前に彼が名を言陳ん
六 耳ある者ハ靈の諸教會にいふ所を聽べし〇 七 爾ヒラデルヒアの教會の使者に書贈るべし聖もの誠なる者
ダビデの鑰をもつ者かれ闢バ誰も闔ること能ハず彼闔れバ誰も闢こと能ハず此者かくの如く言と 八 曰われ
爾の行爲を知る視よわれ門を爾の前に闢けり之を闔ることを得る者なし蓋なんぢ少く力ありて我言を守り
我名を棄ざれバ也 九 夫の自らユダヤ人と稱て實ハ非ず唯謊言をいふサタンの會の或者をして我これを爾の
所に來らしめ爾の足の前に伏しめ我なんぢを愛せしことを知しめん 十 爾わが忍耐の言を守しにより我も亦
なんぢを守りて地に住人を試みんが爲に全世界に臨んとする試煉の時に之を免れしむべし 十一 われ迅速に來
らん爾が有ところの者を堅く保ちて爾の冕を人に奪るゝこと勿れ 十二 勝をうる者をバ我神の殿の内の柱とな
さん此より再び出ることなし我また我神の名と吾神の京城すなハち天より我神の所より降る新しきエルサ
レムの名および我が新しき名を之に書さん 十三 耳ある者ハ靈の諸教會に言ところを聽べし 十四 爾ラオデキヤ
の教會の使者に書贈るべしアーメンたる者忠信なる眞實の證者神の造化の始なる者かくの如く言と 十五 曰わ
れ爾が冷かにも有ず熱も有ざることを爾の行爲に由て知り我なんぢが冷かなるか或ハ熱からん事を願ふ 十六
爾すでに温然して冷かにも有ず熱くも有ず是故に我なんぢを我が口より吐出さんとす 十七 なんぢ自ら我ハ富
かつ豐になり乏き所なしと稱て實ハ惱るもの憐むべき者また貧く瞽ひ裸體なるを知ざれバ 十八 われ爾に勸な
んぢ富をなさんために我より火に煉たる金を買また己が裸體の恥の露れざらん爲に白衣を買て纏へ又見
ことを得ん爲に目藥を買て目にぬれ 十九 凡て我が愛する者ハ我これを責め之を懲す是故に爾勵て悔改めよ 二十
視よ我戸の外に立て叩もし我聲を聞て戸を開く者あらバ我その人の所に就ん而して我ハその人と偕に其人
ハ我と偕に食せん 二十一 勝をうる者にハ我さきに勝を得て我父と偕に其寶座に坐するが如く我と偕に我が寶座

に坐することを許さん 二二 耳ある者ハ靈の諸教會に言ところを聽べし

第四章 此後われ見しに天に門開けありき我が初に聞る所の我に語れる號の如き聲また我に語て曰こゝに上れ我このゝち起るべき事を爾に示さん 二 われ直に靈に感じ天に一の寶座設ありて其寶座の上に坐する者あるを見たり 三 其の坐する者の貌ハ金剛石赤瑪瑙の如く且其の寶座の四圍に綠の玉の如き虹あり 四 其の寶座の四圍に又二十四の寶座あり二十四人の長老白衣をき首に金の冕を戴きて其寶座に坐するを見たり 五 其の中央の寶座の中より閃電迅雷および許多の聲いづ又其の寶座の前に燃れる七の火燈あり是神の七の靈なり 六 寶座の前に水晶に似たる玻璃の海の如きものあり寶座の正面と其の四圍に四の活物あり前後ことごとく目なり 七 第一の活物ハ獅子の如く第二の活物ハ牛の如く第三の活物ハ面の貌人の如く第四の活物ハ飛鷲の如し 八 この四の活物おの〳〵六の翼あり其內外こと〴〵く目なり此もの夜る晝る息ずしていふ聖ゝな聖かな聖かな昔在し今在し後います主たる全能の神と 九 この活物寶座に坐する所の世々窮なく生る者に榮を歸し之を尊び之に感謝せし時 十 二十四人の長老寶座に坐する者の前に伏この世々窮なく生る者を拜し己の冕を其寶座の前に投出し曰けるハ 十一 主よ爾ハ榮と尊貴と權威を受べき者なり爾ハ万物を造り万物ハ意旨に由て有ち且造れたり

第五章 我また寶座に坐する者七の印にて封印せる內外に文字ある卷を其右の手に持るを見たり 二 我また一人の强き天の使大なる聲を發して誰か此卷を開き封印を解に堪る乎と宣傳るを見たり 三 然るに天にも地にも地の下にも此卷を開き又これを見ことを得る者なし 四 一人として此卷を開き又これを見に堪る者なきが故に我甚だしく哭り 五 彼の長老の一人われに曰けるハ哭なかれユダの支派より出る獅子ダビデの根すでに勝を得たれバ此卷を開き又この七の封印を解ことを得なり 六 われ寶座および四の活物のあひだ長老等の

間に羔立せるを見たり此羔さきに殺されし事あるが如し之に七の角と七の目あり此目ハ全世界に遣さす神
の七の靈なり 七 この羔すゝみて寳座に坐する者の右の手より卷を取り 八 卷を取るとき四の活物および二十
四人の長老おの〳〵琴を執また香を盛たる金の香爐を執て羔の前に俯伏したり此香ハ聖徒等の祈禱なり 九
此の長老たち新しき歌を唱ひけるハ爾ハ此卷を取るの封印を解に堪る者なり蓋なんぢ曾て殺され其血を
もて諸族、諸音、諸民、諸國の中より我儕を贖ひて神に歸せしめ 十 かつ我儕の神の爲に我儕を王となし祭司と作
給へバ也われら地に王たるべし 十一 我また見しに寳座と活物および長老等の四圍に衆の天の使の聲あるを聞
り其數千々万々 十二 かれら大聲に曰けるハ殺れたりし羔ハ權威、富、智慧、能力、尊敬、榮光、讚美を受べき者
なり 十三 我また天および地および地の下および海の上にある所の凡て造れたるもの又その中に在ものの皆いへ
るを聞り曰く願くハ讚美、尊敬、榮光、權力、寳座に坐する者と羔とに歸して世々窮なからんことを 十四 是に於
て四の活物アーメンと曰り二十四人の長老伏て拜せり

第六章 羔その一の封印を開しとき我觀しに活物の一つ雷の如き聲にて來れと曰を聞り 二 われ觀しに一匹の
白馬を見たり之に乘るものの弓を携ふ且冕を與られたり彼常に勝り又勝を得んとて出行り○ 三 また第二の封
印を開し時われ第二の活物の來れと曰を聞り 四 また一匹の赤馬いで來れり之に乘るもの地の平和を奪ひ且
人々をして彼此に相殺しむる權を予られたり彼また巨なる刀を授けらる○ 五 また第三の封印を開しとき第
三の活物の來れと曰を聞り我觀しに一匹の黑馬を見たり之に乘るもの手に權衡を持り 六 我かの四の活物の
中に聲あるを聞り曰く銀十五錢に小麥五合銀十五錢に大麥一升五合なり油と葡萄酒を傷ふ可らず○ 七 また
第四の封印を開しとき第四の活物の來れと曰を聞り 八 われ觀しに一匹の灰色たる馬を見たり之に乘る者の
名ハ死といふ陰府その後に隨へり彼等刀劍、饑饉、死亡および地の猛獸をもて世の人の四分の一を殺すの權を

予られたり○九また第五の封印を開しとき祭壇の下に曾て神の道のため及びその立し證の爲に殺されたる者
等の靈魂あるを見たり十かれら大聲に呼り曰けるハ聖誠の主よ何時まで地にすむ者等を審判せず且これ
に我儕の血の報をなし給ざる乎十一爰に彼等各人に白衣を賜へて之に曰給ひけるハ彼等の如く殺されんと
する其同に勞ける兄弟等の數の滿るまで安んじて暫く待べし○十二また第六の封印を開し時われ觀しに大な
る地震あり日ハ毛布の如く黑なり月ハ血の如くなれり十三天の星ハ無花果の樹の大風に搖て未だ熟せざる其
果の落るが如く地に隕十四天ハ卷物を捲が如く去ゆき諸山諸島みな移てその處を離れたり十五地の諸王また貴
人、富者、將軍、勇士すべての奴隸すべての自主ことごとく洞に匿れ山の巖の中に匿れ十六山と巖とに曰ける
ハ願くハ我儕の上に墜われらを掩ふて寶座に坐する者の面と羔の怒を避しめよ十七この羔の怒の大なる日す
でに至れるなり誰か之に抵ることを得んや

第七章

此後われ四人の天使地の四隅に立て地の四方の風を援とめ地の上にも海の上にも樹の上にも風を吹
せざるを見たり二又この他に一人の天使活神の印を持て東より登り來るを見たり此使者かの地と海を傷ふ
ことを許されたる四人の使者に向て大聲に呼り三我儕の神の僕の額に我儕が印するまでハ地をも海をも樹
をも傷ふ可らずと曰り四われ印せられたる者の數を聞しにイスラエルの諸の支派のうち印せられたる者合
せて十四万四千あり五ユダの支派にて一万二千ルベンの支派にて一万二千ガドの支派にて一万二千六アセ
ルの支派にて一万二千ナフタリの支派にて一万二千マナセの支派にて一萬二千七シメオンの支派にて一萬
二千レビの支派にて一萬二千イサカルの支派にて一萬二千八ゼブルンの支派にて一萬二千ヨセフの支派に
て一萬二千ベニヤミンの支派にて一萬二千人あり○九此後われ觀しに諸國、諸族、諸民、諸音の中より誰も數へ
盡すこと能ざるほどの許多の人白衣をきて手に棕櫚の葉をもち寶位と羔の前に來りて立り十かれら大聲に呼

り曰けるは救は寶座に坐せる我儕の神と羔より出るなり　十一 天使みな寶座および長老等と四の活物との四圍
に立て寶座に向ひ伏俯して神を拜し　十二 曰けるはアーメン願くは讚美、榮光、智慧、感謝、尊敬、權威、能力、世々窮なく
我儕の神に歸せよアーメン　十三 長老の一人われに曰けるは此白衣を着たる者は誰か且何處より來りし乎　十四 わ
れ荅けるは君よ爾これを知べしと彼われに曰けるは彼等は大なる艱難を經て來れり曾て羔の血にて其衣を滌
これを白なせる者なり　十五 是故に彼等は神の寶座の前に在かつ神の殿にて晝夜神に事ふ寶座に坐する者は彼
等の中に居給ふべし　十六 彼等は重て飢ず重て渴ずまた日も熱氣も彼等を害はざる也　十七 そは寶座の前にある羔
かれらを養ひ彼等を活る水の源に導き又神かれらの涙を其目より拭ひ給ふ可れば也

第八章 また第七の封印を開しとき天靜謐なりしこと凡そ半時　二 われ神の前に立る七人の天使をみる彼等七
の瓠を予られたり　三 また一人の天の使金の香爐を持來て祭壇の側に立かれ多の香を予られたり此は寶座の
前にある金の祭壇の上に之を獻て諸の聖徒の祈禱に添しめん爲なり　四 香の煙聖徒の祈禱に添て天使の手よ
り神の前に升れり　五 この天使香爐を執これに祭壇の火を盛て地に傾ければ許多の聲迅雷と閃電および地
震起れり〇　六 七の瓠を執る七人の天使瓠をふく備を爲り　七 第一の天の使瓠を吹ければ血の雜たる雹と火と
地に雨降り地の三分の一焚亡また樹の三分の一焚亡すべての青草も焚亡たり〇　八 第二の天使瓠を吹ければ
火に焚る大なる山の如きもの海に投入られ海の三分の一血に變たり　九 海の中にある造られたる活物三分の
一死舟三分の一破壞たり〇　十 第三の天使瓠を吹ければ一の大なる星明燈の如くに燃て天より隕すなはち河
の三分の一および水の源に隕たり　十一 この星の名は茵蔯といふ水の三分の一は茵蔯の如く苦く變り如此水の
苦く變るに因て多の人死り　十二 第四の天の使瓠を吹ければ日の三分の一月の三分の一星の三分の一みな擊れ
て其三分の一すべて暗なり晝三分の一光なく夜も亦光なし　十三 われ見しに一の鷲天の中央を飛大なる聲に

て呼をきく曰く後また三人の天使箛を吹んと為により地に住者ハ禍なるかな禍なるかな禍なる哉

第九章 第五の天使箛を吹ける時我天より地に隕たる一の星を見たり此星底なき坑の鑰を與られたり 二 彼底なき坑を啓ければ大なる爐の煙の如き煙坑より上り日と穹蒼とハ此坑の煙の為に暗なれり 三 多の蝗煙の中より地に出て此蝗地の蠍の権の如き権を與らる 四 また地の草もろ〳〵の青緑および諸の樹を傷ふことを勿たゞ額に神の印なき人々を傷ふべしと命ぜられたり 五 且これに人を殺ことを許さず惟五ヶ月の間これらを苦むる事を許れたり其痛苦ハ人蠍に刺れたる時の痛苦の如し 六 この時に人々死を求んと為ども能ハず死んことを願ども死ハ遁去べし 七 此蝗の狀ハ戰のために備たる馬の如し頭にハ金の冕の如ものを戴き其面ハ人の面の如し 八 此に女の髮の如き髮あり其齒ハ獅子の齒の如し 九 また鐵の胸當の如き胸當あり其翼の音ハ數多の馬の戰車を引て戰場に馳るが如し 十 且これに蠍の尾の如き尾と螫とあり此蝗五ヶ月のあひだ人を傷ふ権を有り 十一 この蝗に王あり底なき坑の使者なりヘブルの音にて其名をアバドンと云ギリシヤの音にてアポリオンと云 十二 一の禍すぎ去てなほ二の禍至らんとす◯ 十三 第六の天の使箛を吹し時われ神の前なる金の祭壇の四角より出る聲ありて 十四 この箛を持る第六の天の使に語をきく曰ゝの繋れて大河ユフラテの邊にある四人の使者を釋せ 十五 乃ち四人の使者釋れたり年月日時に至りて人の三分の一を殺さん為に之を備しもの也 十六 騎兵の數に萬々あり我その數を聞り 十七 われ異象に此馬と之に乘る者を見しが其形狀かくの如し彼等ハ火色、紫色、硫磺色の胸當を着馬の首ハ獅子の首の如く其口よりハ火と煙と硫磺いづ 十八 此馬の口より出る火と煙と硫磺と三のものゝ為に人の三分の一殺れたり 十九 この馬の力量ハ口と尾にあり其尾ハ蛇の如にして首あり之を以て人を傷ふ也 二十 この禍にて殺れざる餘の人々ハ己の手なす所を悔改めず惡鬼を拜し見ことも聞こと行ことをも得ざる金銀銅石木の偶像を拜し 二一 又その兇殺、魔術、姦淫、盜竊を悔改めず

第十章 我また一人の强き天使の雲を衣て天より降るを見たり虹その首にあり其面は日の如く其足は火の
柱の如し　二 其手には展たる小き卷をとり其右の足を海の上にふみ左の足を地に履　三 獅子の吼る如く大聲に
呼れり呼れるとき七の雷ありて聲を出せり　四 七の雷聲を發しゝ時われ之を書記さんとせしに天より出る聲
ありて此七の雷の言ることは爾これを封じて書記す可らずと曰るを聞り　五 我が見る所の海と地に跨り立る
天の使右の手を擧て天に向ひ　六 世々窮なく生る者即ち天および其中のもの地および其中のもの海および其
中の物を造たる者を指て誓ひ曰けるは此のち時を延す可らず　七 第七の天使の聲を出すとき即ち箛を吹と
きに至りて神その僕なる預言者等に示し給ひし如く其奥義成就すべし　八 我が聞し所の天より出し聲また我
に曰けるは行て夫海と地に跨り立る天使の手に持ところの展たる小き卷を取れ　九 我その天使の所に往て之
に曰けるは請小き卷を我に予よ彼いひけるは此卷を取て食盡せ爾の腹苦く爲べし其口に入るときは蜜の如
く甜らん　十 われ天使の手より小き卷を取て之を食しに口に在し時は其甜こと蜜の如なりしが食盡しゝ時
わが腹苦く爲たり　十一 かれ我に曰けるは爾再び諸民、諸國、諸音、諸王の事を預言すべし

第十一章 われ杖の如き葦を予られたり天使われに曰けるは起て神の殿と香壇並に其處にて拜する者を度
れ　二 殿の外の庭は遺して度る可らず蓋これを異邦人に予へ給ひたればなり彼ら四十二ケ月のあひだ聖城を
蹂躙さん　三 我わが二人の證者に能を予ん彼等麻の衣を着て千二百六十日の間預言すべし　四 彼等は地を宰ぎ
る主の前に立る二の橄欖の樹二の燈臺なり　五 もし彼等を害はんとする者あれば火その口より出て其敵を滅
すなり若し彼等を害はんとする者あれば其者は此の如く殺るべし　六 かれら預言する間天を閉て雨を降ざら
しむるの權を有り亦水を血に變らせ且その心の任に幾回にても各樣の災殃を以て地を撃權を有り　七 彼等が
其證をなし畢んとき底なき坑より上る獸ありて之と戰をなし勝て之を殺さん　八 その屍は大なる邑の衢あに

り此邑を譬てソドムと名け亦エジプトと名く即ち主の十字架に懸られ給ひし所なり 九 諸民諸族諸音諸國の
者三日半の間かれらの屍を見かつ其屍を墓に葬ることを許さず 十 地にすむ者等かれらの死しに因て喜び樂
み互に禮物を贈答せん蓋この二人の預言者地に住ものを苦めたれバ也 十一 三日半ののち生の靈神より出て彼
等の中に入かれら起て其足を立しかバ之を見もの大に懼たり 十二 われ天より大なる聲ありて此に升れと彼等
に言を聞り彼等雲に乘て天に升れり其敵これを見たり 十三 この時に大なる地震ありて邑の十分の一ハ傾れ此
地震の爲に死し者七千人遺れる者等ハ大に懼れ榮を天の神に歸せり 十四 第二の禍すぎ去り第三の禍速かに來
らんとす○ 十五 第七の天使箛を吹しとき天に大なる聲ありて曰この世の諸の國ハ我儕の主および主のキリス
トの属と爲りキリスト世々窮なく之を治め給ハん 十六 神の前に在て位に坐し居たる二十四人の長老俯伏して
神を拜し 十七 曰けるハ今在し昔し在す全能の主たる神よ我儕感謝す爾すでに大なる權を執て政事を施し給ふ
に因 十八 諸の國の民怒を懷けり爾の怒も亦至れり且死し者を審判して爾の僕なる預言者及び聖徒ならびに
大と小との別なく其名を懼るゝ者に賞を予へ地を亡す者を亡し給ふ時既に至れり 十九 時に神の殿天に開け殿
の中に神の約束の櫃みゆ又閃電と聲と迅雷および地震と大なる雹と有き

第十二章

爰に大なる異象天に現ハる一人の婦あり日を着月を足の下にふみ首に十二の星の冕を戴けり 二 彼
すでに孕み居しが子を產んとして甚く苦み泣叫べり 三 また一の異象天に現ハる一條の大なる赤龍あり之に
七の首と十の角あり其七の首に七の冕を戴けり 四 その尾にて天の星三分の一を曳これを地に墜せり此龍子
を產んとする婦の前にたち產を待て其子を食んとす 五 婦男子を生り其子鐵の杖をもて萬國の民を主理らん
とす彼神と其寶座の下に擧られたり 六 婦のがれて野に往り神ここにて彼を千二百六十日のあひだ食ハしめ
ん爲に備給へる一の所あり 七 斯て天に戰起れりミカエルその使者を率て龍と戰ふ龍も亦その使者を率て之

と戰ひしが 八 勝ことを能ず且再び天に居ことを得ず 九 是に於て此大なる龍すなはち惡魔と呼れサタンと呼る
ゝ者全世界の人を惑す老蛇地に逐下さる其使者も亦ともに逐下されたり 十 天に大なる聲あるを聞り曰く我
儕の神の救と能力と其國と神のキリストの權威今すでに至れり蓋われらの神の前に晝夜われらの兄弟を訴
ふる者既に逐下されたれば也 十一 我儕の兄弟は羔の血および己が證せし所の道に因て之に勝り彼等は死に至
るまで其生命を惜ざりき 十二 是故に天と天に居者は喜べ地と海は禍なる哉そは惡魔おのが時の幾時も無をしり
大なる怒を懷て爾曹の所に下れば也○ 十三 龍おのが既に地に逐下されしを見て彼の男子を生る婦を窘せり
十四 この婦大なる鷲の二の翼を予られ野に飛て己が所に至り其處にて蛇を避一年と二年と半年のあひだ養は
れたり 十五 蛇その口より水を河の如く婦の後に吐て之を漂さんとせり 十六 地婦を助け口を啓て龍の口より吐た
る水を吞盡せり 十七 龍婦を怒りてその餘の兒女すなはち神の誡を守りイエスの證を有つものと戰はんとて往
り

第十三章 われ海の砂の上に立て一匹の獸の海より出るを見たり之に七の首と十の角あり其角の上に十の冕
を戴き其首に僭妄の名を書せり 二 我が見し所の獸その形は豹の如く其足は熊の足の如く其口は獅子の口の
如し龍おのれの能力と座位と大なる權威を之に予たり 三 我この獸の一の首傷を受て幾ど死んとする狀なる
を見たり其死んとする狀なりし傷愈ければ全世の人これを奇として從へり 四 龍その權威を獸に予しに因て
人々龍を拜し又この獸を拜し曰けるは誰か此獸の如き者あらんや誰か之と交戰をなし得ものの有ん乎 五 この
獸夸大なる言と瀆す言とをいふ口を予られ又四十二ケ月のあひだ働をなすべき權を予らる 六 かれ口を啓て
神を瀆し其名と其幕屋および天にすむ者等を瀆せり 七 かれ聖徒等と戰ひ之に勝ことを許され又諸族諸民諸
音諸國を宰どる權威を予られたり 八 地に居る凡の人即ち世の始より殺され給ひし羔の生命の册に其名を錄

されざる者等ハ此獸を拜せん　九耳ある者ハ之を聽べし　十凡そ人を虜にする者ハ己また虜にせられ刀にて人
を殺す者ハ己また刀にて殺さるべし聖徒の忍耐と信仰茲に在〇　十一我また一匹の獸の地より出るを見たり之
に二の角ありて羔の角の如し且その言ふこと龍の如し　十二この獸先の獸の前にて先の獸の凡の權威をとり地
と其上に住る者をして先に死んとする狀なりし傷の愈たる獸を拜せしめたり　十三また大なる奇徵をなし人々
の前にて火を天より地に降し　十四且その權を得て獸の前に行ふ所の奇徵を以て地にすむ者を欺き彼等に語り
て彼の刀傷を受てなほ活る獸の像を作らしむ　十五彼この獸の像に生命を予へ之をして言ふことを得しめ又そ
の像を拜せざる者を悉く之に殺しむるの權を予られたり　十六かれ衆人をして大小貧富自主奴隷の別なく或ハ
右の手或ハ額に印誌を受しむ　十七印誌すなはち獸の名あらざる者あるひハ其名の數あらざる者ハ凡て貿易す
る事を得ざらしめたり　十八此獸の數目の義を知ものハ智慧あり才智ある者ハ此獸の數を算よ獸の數ハ人の數
なり其數ハ六百六十六なり

第十四章　われ觀しに羔シオンの山に立り十四万四千の人これと偕にあり皆その額に羔の名および羔の父
の名を書せり　二われ天より聲あるを聞り衆の水の聲の如く大なる雷の聲の如し我が聞し此聲ハ琴を彈者の
琴をひく琴の音なり　三かれら新しき歌を寶座の前および四の生物と長老等の前に歌ふ此歌ハ贖れる〻こと
を得て地より來れる十四萬四千人の外ハ學得ことなし　四彼等ハ婦女と交りて其身を玷ざる潔者なり且羔の
往ところ何處にても之に從ふ彼等ハ人の中より贖出されたる者にて神と羔に獻し初の果なり　五その口に謊
言なし彼等ハ疵なき者也〇　六我また一人の天使の穹蒼の中央を飛を見たり彼地にすむ者即ち諸國諸族諸音
諸民に宣傳へん爲に永遠ある所の福音を携へ　七大なる聲にて曰けるハ神を畏れ榮を之に歸せよ蓋神の審判
し給ふとき既に至れバなり天地海及び水の源を造り給ひし者を拜せよ　八また一人の天使その後に從ひ往

て曰けるハ大なるバビロンハ傾たり傾たり彼その姦淫に因て干る怒の酒を萬國の民にも飲しめたり　第三
の天使かれらの後に従ひ往て大聲に曰けるハ若し獸と其像を拜し其印誌を額あるひハ手に受る者あらバ
十必ず神の怒の酒を飲ん即ち神の怒の杯に物を雜ずして斟るもの也また聖天使たち及び羔の前にて火
と硫磺を以て苦めらるべし　十一その苦めらるゝ煙上に騰て盡る時なし獸と其像を拜する者また其名の印誌を
受る者ハ夜晝安からざる也　十二神の誡とイエスを信ずる信仰を保つ聖徒の忍耐こゝに在り　十三われ天より聲あり
て我に言ふを聞り曰なんぢ此言を書せ今より後主に在て死る死人ハ福なり靈も亦いふ然かれらハ其勞苦を
止て息ん其功これに随ハんと○　十四われ視しに白雲あり其雲の上に人の子の如きもの首に金の冕を戴き手に
利鎌を持て坐せり　十五また一人の天使殿より出大なる聲にて雲の上に坐する者に曰けるハ刈時すでに至れり
地の穀物すでに熟したり爾の鎌を入て刈　十六雲の上に坐する者その鎌を地に入ければ地の穀物刈取れたり　十七
また一人の天使天にある殿より出かれも亦利鎌を持り　十八また一人の火を掌る權威を有る天使祭壇より出
大なる聲にて利鎌を持る者に曰けるハ地の葡萄すでに熟したり爾の利鎌を入て葡萄の球を刈斂めよ　十九天の
使その鎌を地に入地の葡萄を刈斂めて神の怒の大なる醡に投入たり　二十城の外にて此醡を踐しに血醡より出
て馬の轡に達ほどに至り廣れること七十五里に及へり

第十五章　我また大にして且奇なる異象の天に現れしを見たり七人の天使末後の七の災殃を持り神の怒ハ此
にて盡る也　二我また火の雜たる玻璃の海の如ものを見たり且獸と其像および其名の數に勝たるもの神の琴
を執て此玻璃の海の上に立るを見たり　三かれら神の僕モーセの歌と羔の歌を謳て曰けるハ主全能の神なん
ぢの行爲ハ大なるかな妙なるかな萬民の王よ爾の道ハ義なるかな誠なる哉　四主よ誰か爾を畏ざらんや誰か
爾の名を崇ざらんや唯なんぢ聖し萬國の民なんぢの前に來りて拜せん爾の義き行爲すでに顯れたり○　五此

後われ視しに天にて證の幕屋の殿開たり 六 七の災殃を持る七の天使潔して光ある布をき胸に金の帶を束ね
て此殿より出 七 四の活物の一この七人の天使ㇵ世々窮なく在す神の怒を盛る金の金椀を予ふ 八 神の榮光
と權力より出る煙殿に滿たり七の天使の持る七の災殃の畢まで殿に入ことを得者なし

第十六章

我また殿より大なる聲いでゝ七の天使に語るを聞り曰く往て神の怒を盛る七の金椀を地に傾けよ
二 第一の使者ゆきてその金椀を地に傾けゝれバ獸の印誌ある人と其像を拜する人とに惡かつ苦痛の腫物生
たり 三 第二の使者その金椀を海に傾けゝれバ海ハ死し者の血の如くなりて海にある活物みな死たり 四 第三
の使者その金椀を河および水の源に傾けゝれバ其水みな變て血と爲り 五 われ水を掌る天使の云る言を聞
り曰くいま在し昔し在す聖主よ爾かくの如く審判をなし給ふに因て義なり 六 なんぢ聖徒と預言者の血を流
しゝ彼等に血を予て飲しむ彼等ハ之を受べき者なり 七 我また聲ありて祭壇より出るを聞り曰く然り主たる
全能の神よ爾の審判ハ正かつ義なり 八 第四の使者その金椀を太陽の上に傾けゝれバ太陽火を以て人を烤の
權を予られたり 九 人々大熱に烤れて此等の災殃を掌どり給ふ神の名を詬り且悔改めず神に榮を歸せざりき
十 第五の使者その金椀を獸の座の上に傾けゝれバ其國暗なり人みな痛苦に因て其舌を嚙たり 十一 又その痛苦
と腫物との故に因て天の神を詬り己が行を悔改めざりき 十二 第六の使者その金椀を大河ユフラテに傾けゝ
れバ其水涸盡たり是東方の諸王の路を備ん爲なり 十三 我また龍の口と獸の口および僞の預言者の口より蛙に
似る三の汚たる靈の出るを見たり 十四 此ハ惡魔の靈なり異なる跡を行ひて全地の諸王に就り彼等をして全能
の神の大なる日の戰に集らしむ 十五 視よ我盜賊の如して來らん裸裎にて行き羞處を見るゝことを無らん爲に目
を醒し衣を着をる者ハ福なり 十六 かの三の靈諸王たちをヘブルの音にてハルマゲドンとよぶ所に集たり 十七 第
七の使者その金椀を空中に傾けゝれバ大なる聲天の殿の中なる寶座より出て曰けるハ既に成り 十八 此とき許

多の霹靂迅雷閃電また大なる地震ありき人の地に出しより以來かくの如き大なる地震ありし事なし 十九 大なる
邑三になり異邦人の諸の城傾たり神大なるバビロンを憶起して之に己の劇き怒の酒を盛たる杯を予へ給へ
り 二十 諸の島は遁去もろ／＼の山は見えなく爲り 二一 また大なる雹天より人々の上に降り雹ごとに重さ約ね一
タラントあり人々雹の災に因て神を詬れり蓋この災甚しく大なれば也

第十七章

七の金椀を持る七人の天使の其一人きたりて我に語て曰けるは來れ我なんぢに多の水の上に坐す
る大淫婦の刑罰を示さん 二 地の王等これと淫を行ひ地に住る者らの淫亂の酒に醉たり 三 われ靈に感て攜へ
られて野にゆき緋色の獸に乘る婦を見たり此獸あまねく體に僭妄の名あり又七の首と十の角あり 四 この婦
紫と緋の衣を纏ひ金と寶石と眞珠を以て身を飾り手に憎べきもの及び己が奸淫の穢を盛る金の杯を持り 五
の額に名を書せり云く奧義大なるバビロン地の淫婦と憎むべき者との母 六 我この婦の聖徒の血に醉イエス
の證を作し者等の血に醉たるを見たり我この婦を見て大に駭き異めり 七 天使われに曰けるは爾なにゆゑ駭
くや我なんぢに此婦および之を乘する七の首十の角ある獸の奧義を語ん 八 爾が見し獸は昔には有しが今は
無のち無底坑より上りて沈淪に往ん世の始より生命の册に其名を錄されざる地に住るもの昔にあり今あら
ず後また出る獸を見て駭かん 九 爰に智慧の心あるべし此七の首は婦の坐する七の山なり 十 七の王あり其五
つ既に傾て一は尙あり餘の一は未だ來らず來らば暫く止らん 十一 昔に有て今あらざる獸は第八なり即ち七の
王より出し者にて終に沈淪に往ん 十二 爾が見し十の角は十の王なり彼等は未だ國を得ざれども此獸と偕に一
時のあひだ王の如き權威を受べし 十三 彼等はみな同心にて己が能力と權威を彼の獸に予ふ 十四 かれら羔と戰は
ん而して羔これに勝なり蓋羔は諸の主の主王の王これと偕にある者もみな召れ選れたる忠信の者なるに因
十五 天使また我にいふ淫婦の坐する所の爾が見し水は庶民、群衆、諸國、諸音なり 十六 爾が見し十の角と獸は夫の淫

婦を憾み之をして荒墟かつ裸裎に爲しむ又其の肉を食ひ火を以て之を焚べし 十七 蓋かれらに神おのが旨に循
ふの心を予へ彼等をして心を同うせしめ且神の言の悉く成まで其國を獸に予しめ給へバ也 十八 爾が見し婦ハ
地の諸王に王たる大なる城邑なり

第十八章

此後われ又一人の天使の大なる權威を有て天より降るを見り其の榮地を照し輝けり 二 かれ大なる聲
にて呼り曰けるハ大なるバビロン傾たり傾たり今惡魔の住處また各樣の汚たる靈および穢たる憎べき鳥の
巢と爲り 三 其ハ萬國の民かれが奸淫に因て干る怒の酒をのみ地の諸王かれと淫を行ひ地の商賈かれが甚し
き奢華に由て富を致バ也○ 四 我また天より聲あるを聞り曰わが民よ爾曹かれの罪に共に與り又彼の災に共
に遇ことを免れんが爲其の中を出べし 五 其れ彼が罪ハ積りて天に至り神其の不義を心に記給へり 六 彼が爾
曹に爲し如く彼に爲り其の行を照し倍して之に報い彼が斟予し杯に爾曹また倍して之に斟予へよ 七 彼が自ら
高ぶり自ら奢れる如く亦痛苦悲哀を彼に予へよ彼心の中に謂われハ女王の位に坐す我ハ寡婦に非ず我かな
らず悲哀に遇じと 八 是故に諸の災殃一日の間に彼の身に來らん即ち死悲哀饑饉なり彼又火にて焚盡されん
蓋かれを鞫給ふ主たる神ハ能力ある者なれバ也 九 彼と婬を行ひ彼と共に奢華くらしゝ地の諸王彼が焚る
烟を見て之が爲に哭き哀まん 十 此諸王彼が受る痛苦を畏れ遙に離れ立て曰ん哀き哉哀き哉大なる邑バビロ
ン堅固なる邑爾が受る刑罰一時の間に至れりと 十一 地の商賈これが爲に哭哀めり蓋彼等の貨物を買人なけれ
バ也 十二 其の貨物ハ金銀、寶石眞珠、細麻布、紫にて染し物、絹、緋に染し物各樣の香木、象牙各樣の器皿價貴き木
あるひハ眞鍮あるひハ鐵あるひハ磁石にて作れる各樣の器皿 十三 また肉桂、香料、香膏、沒藥、乳香、葡萄酒、油、麥
粉、麥、牛、羊、馬、車、奴隷および人の魂なり 十四 バビロン爾が心嗜る果穀の熟期すでに過去すべての奢れる華美の
もの既に亡ぶ復これを見ざるべし 十五 此等の物を販ひバビロンの爲に富を致しゝ者等バビロンの受る苦を畏

れ遥に離れ立て哭哀み曰けるハ 十六 哀き哉哀き哉細麻布と紫にて染し物と緋に染し物とを纒ひ金、寶石、眞珠にて飾たる大なる城邑よ此の如き大なる富一時の間に消滅んされハ 十七 十八 凡の舟長海を航る人々及び舟子と海に由て生業を作もの‖バビロン‖の燃る烟を見るかに離れ立て號叫いひけるハ何の邑か此大なる邑に比ぶ可んや 十九 また塵を首の上に散布し哭哀つゝ叫び曰けるも哀き哉哀き哉この大なる邑その奢侈に由て凡て海に舟を有る者の富を得たる此邑一時の間に滅しこと 二十 天よ聖徒、使徒、預言者よ爾曹これを喜ぶべし神なんぢらの爲に之に報をなし給へる也 二一 一人の强き天の使磨の如き巨なる石を取これを海に投て曰けるハ大なる城‖バビロン‖此の如く烈しく打仆されて再び顯るゝ事なからん 二二 ‖バビロン‖よ爾の中に琴をひき樂を奏し笛をふき喇叭を吹す聲重ねて聞ねず各様の工人重ねて見えず磨の音重ねて聞えず 二三 火燈の光かさねて輝ず新郎新婦の聲かさねて聞えざるべし蓋なんぢの中の商人ハ地の尊貴者なれバ也また萬國の民なんぢの魔術に惑されたれバ也 二四 預言者聖徒および凡て地に在て殺されたる者の血ハ此邑に見へたり

第十九章

此後われ許多の人の呼が如き大なる聲の天に在を聞り曰ハレルヤ救と榮と權力ハ我儕の神の有ち給ふ所なり 二 その審判ハ直かつ義なり蓋神かの淫亂に因て世界を汚したる大淫婦を鞫き己が僕等の血の報を求て之を罰し給へバ也 三 かれら再ハレルヤと言り淫婦を焚火の烟のぼりて世々熄時なし 四 二十四人の長老および四の活物寶座に坐し給ふ所の神を伏拜てアーメン、ハレルヤと言り 五 聲寶座より出ていふ神の僕よ神を畏るゝ者よ大と小との別なく皆われらの神を讚美すべし 六 我おほくの人の聲の如く多の水の音の如く大なる雷の聲の如き聲を聞り曰ハレルヤ夫主たる全能の神ハ王なり 七 われら喜び樂みて神を崇めん蓋羔の婚姻の期すでに至り其婦すでに自ら備をなし畢たれバ也 八 婦ハ潔して光ある細布を衣ことを許さる此細布ハ聖徒の義なり　天使われに曰けるハ羔の婚姻の筵に招れたる者ハ福なりと書記せ又われに曰これ神の眞

の言なり　十 我その足下に俯伏して拜せんと爲ければ彼我にいふ然すべからず愼めよ我も爾と同く僕なり亦イエスの證を有つ爾の兄弟と同く僕なり爾たゞ神を拜せよイエスの證を立る靈は預言の靈と殊なる事なし

○十一 我また天の闢を觀しに一匹の白馬あり之に乘るもの忠信また誠實と稱る彼は義を以て審判と戰爭を爲せり　十二 その目は火焔の如く其首は多の冕を冠れり又録せる名あり彼の外に之を識者なし　十三 かれ血に染たる衣を纏へり彼の名は神の言と云　十四 天にある諸軍皎く輝ける細布をき白馬に乘て之に從へり　十五 彼の口より利劍いづ之を以て列國の民を擊かつ鐵の杖を以て列國の民を牧らん彼また全能の神の甚しき怒の酢を踐む　十六 彼が衣と股に録せる名あり曰く諸王の王諸主の主　十七 我また一人の天使の日の中に立るを見たり彼空中に飛鳥に大なる聲にて呼曰けるは爾曹神の大なる筵に集り來り　十八 諸王の肉將軍の肉勇士の肉馬と之に乘る者の肉および自主、奴隸、大と小との別なく凡の人の肉を食へ　十九 我かの獸地の諸王および其軍隊の既に集りて白馬に乘る者および其軍隊と戰はんと爲を見たり　二十 獸と僞の預言者と共に擒にせらる此僞の預言者は前に獸の前にて異なる跡を行ひ獸の印誌を受たる者および其像を拜する者を惑しゝ者なり此二のもの生ながら硫磺にて燃る火の池に投入られ　二十一 その餘の者は白馬に乘る者の口より出る所の劍にて殺れたり諸の鳥かれらの肉を食ひて飽り

第二十章

一 われ一人の天使底なき坑の鑰と大なる鏈を手に携へて天より降るを見たり　二 かれ惡魔と稱へサタンと稱る龍すなはち老蛇を執て之を千年のあひだ繫置んとす　三 之を底なき坑に投入れ閉こめて其上に封をなし千年過るまで諸國の民を惑すことを莫らしむ其後かならず暫時のあひだ釋放さるべし　四 我おほくの座位を見しに其上に坐する者あり彼等審判の權を予らる又イエスの證および神の道の爲に首斬れたる者の靈魂を見たり此は獸と其像を拜せず其印誌を額あるひは手に受ざりし者の靈魂なり皆生てキリストと共に千年

の閻王と作り 五 其他の死人ハ千年終まで甦らざる也これ第一の復生なり 六 この第一の復生に與る者ハ福な
り是聖者なり此輩の上に第二の死ハ權を執ことを能ず彼等ハ神とキリストの祭司と作キリストと共に千年の
間王たるべし○ 七 千年終てサタン其囚より釋放さるべし 八 かれ出て地の四方の列邦ゴクとマゴクを惑し之
を集て戰しめんとす彼等の數ハ海の沙の如し 九 かれら地に遍く滿て聖徒の陣營と愛せらるゝ城とを圍む此
時に火天より降りて彼等を焚盡せり 十 彼等を惑しゝ惡鬼火と硫黄の池に投入られたり即ち獸および僞の預
言者の居ところ也こゝハ夜も晝も患難痛苦ありて世々熄時なし○ 十一 われ白き大なる寶座と之に坐する者と
を見る地と天と其前を遁て再び留るべき處を得ず 十二 我また死し者の大と小との別なく皆神の前に立を見た
り其處に書ありて展く別に又一の書ありて展られ生命の書なり死し者ハ皆書に錄せる所の事に由その行に
循ひて審判を受る也 十三 海ハその中の死人を出し死と陰府と其中の死人を出せり彼等おのおの其行に循ひて審
判を受たり 十四 死と陰府と火の池に投入られたり是第二の死なり 十五 凡て生命の書に錄されざる者も亦火の池
に投入られたり

第二十一章

われ新しき天と新しき地を見たり先の天と先の地ハ既に逝去り海も亦有ことなし 二 われ聖城な
る新しきエルサレム備ひ神の所を出て天より降るを見るの狀ハ新婦の新郎を迎ん爲に修飾たるが如
し 三 われ大なる聲の天より出るを聞り云く神の幕屋人の間にあり神人と共に住人神の民となり神また人と
共に在して其神と爲給ふなり 四 神かれらの目の涙を悉く拭とり復死あらず哀み哭き痛み有ことなし蓋前事
すでに逝去ばなり 五 寶座に坐する者われに曰けるハ見よ我萬物を新にせん又我に曰けるハ爾これを書記せ
蓋この言ハ信ず可して確實なれバ也 六 かれ我に曰けるハ既に成り我ハアルパ也オメガなり始なり終なり渴
者にハ價なしに生命の水の源にて飲事を許さん 七 勝をうる者ハ此等の物を得て其業と爲ん我かれの神とな

り彼わが子と爲べし 八 然ど臆する者信ぜざる者憎む可もの人を殺すもの姦淫を行ふもの魔術をなす者偶像
を拜する者および凡て謊を言ものは火と硫磺の燃る池にて其報を受べし是第二の死なり○ 九 末後の七の災
殃の盛る七の金椀を執る七人の天使の一人來りて我に語り曰けるは來れ我なんぢに羔の妻なる新婦を見
せん 十 われ靈に感じ天使に携へられて大なる高山に至れり此にて我に大なる城聖エルサレム神の榮を以て
神の所を出て天より降るを示す 十一 其城の光輝くこと至寶き玉の如く澄徹る金剛石の如し 十二 此に大なる高
き石垣ありて十二門あり其門に十二の天使をれり門の上に名を書せりイスラエルの十二の支派の名なり
十三 東に三の門あり北に三の門あり南に三の門あり西に三の門あり 十四 城の石垣に十二の基址あり其上に羔の
十二使徒の名あり 十五 我に語れる者城と門と石垣とを測ん爲に金の竿を持ぬたり 十六 城は四方にして長と闊と
同じ天使竿を以て城を測しに六百里あり長さ闊高さ共に相等し 十七 又その石垣を測しに人の度に從へば百四
十四キユビトあり人の度は天使の度と同じ 十八 石垣は金剛石にて築き城は清潔なる玻璃の如き純金にて造
れり 十九 城の石垣の基址は各樣の玉にて飾れり第一の基址は金剛石第二は青玉第三は赤玉第四は綠の玉 二十 第
五は紅の瑪瑙第六は黃色の玉第七は薄き黃色なる玉第八は水色の玉第九も紅の玉第十は翡翠第十一は深
紅の玉第十二は紫の玉なり 二一 十二の門は十二の眞珠なり一の眞珠にて一の門を造れり城の衢は澄徹る玻
璃の如き純金なり 二二 われ城の中に殿あるを見ず蓋主たる全能の神および羔その殿なれば也 二三 また城に日月
の照ことを需ず蓋神の榮光これを照し且羔城の月燈なれば也 二四 萬の國の民この光に藉て行まん地の諸王お
のれの榮と尊貴とを以て此城に來らん 二五 その門は終日とぢず此に夜ある事なし 二六 萬の民己の榮と尊貴とを
以て此城に來らん 二七 凡て潔らざる者と憎べき行を爲もの或は謊をいふ者は必ず此に入ことを得ず唯羔の生
命の書に錄されたる者のみ入なり

第二十二章 天使生命の水の河を我に示せり其水澄徹りて水晶の如し神と羔の寶座より出 二 城の衢の中およ
び河の左右に生命の樹あり十二種の果を結び一種を月ごとに結ぶ也その樹の葉ハ萬國の民を醫すべし 三 重
て呪詛あることなし神と羔の寶座そこに在その僕これに事ん 四 僕ども神の面をみ神の名かれらの額に在べ
し 五 彼處にハ夜あることなく燈の光と日の光とを用ることなし蓋主なる神かれらを照し給へバ也かれらハ
世々窮なく王たらん 六 天使また我に曰けるハ此言ハ信ず可して誠實なり預言者の靈魂の神ある主速かに成
んと爲ことを其衆僕に示すために其使者を遣せり 七 われ速かに至らん此書の預言の言を守る者ハ福なり○
八 我ヨハネ此等の事を見聞せり之を見聞せしとき我に此等の事を示せる天使の足下に俯伏して拜せんと爲
ければ 九 かれ我にいふ然すべからず愼めよ我ハ爾と同く僕なり亦なんぢの兄弟ある預言者及び此書の言を
守る者と同く僕なり爾たゞ神を拜せよ 十 彼また我に曰けるハ此書の預言の言を封ずること勿れ蓋時近けれ
バ也 十一 不義なる者ハ不義なる任にし汚穢者ハ穢き任にし義者ハ義なる任にし聖者ハ聖き任にせよ 十二 われ速かに
至らん必ず報應あり各人の行ふ所に循ひて之に報べし 十三 我ハアルパ也オメガなり首先なり末後なり始なり
終なり 十四 その衣を洗ひし者ハ福なり彼等ハ生命の樹の果を受ることを得また門より城に入ことを得べし 十五
犬および魔術を爲もの奸淫を行ふもの人を殺すもの偶像を拜する者また凡て謊言を好て虛妄を行ふ者ハ城
の外に居なり 十六 我イエスわが使者を遣して此事を爾曹諸教會に證す我ハダビデの根また其苗裔なり我ハ耀
く晨の明星なり 十七 靈と新婦といふ來れと之を聞者も來れといへ渴者ハ來るべし願ふ者ハ價なしに生命の水
を飮べし 十八 我この書の預言の言を聞者に證をなす若この書の預言の言に加る者あれバ神この書に錄す所の
災を以て之に加へん 十九 若この書の預言の言を削る者あれバ神之をして此書に錄す所の生命の樹の果と聖城
とに與ることを莫らしむ 二十 此事を證する者いひけるハ我必ず速かに至らんアーメン主イエスよ來り給へ 二十一

願くハ主イエスの恩寵すべての聖徒と共に在んことを

新約全書約翰黙示録 終